

一九四五年

渴望の平和愈々到来!! / 日

本条件を受理す

〔ウ新 1945・8・15〕

八月十五日 ワシントン発

今朝八時ツルーマン大統領は

「日本政府が連合国の再回答を受理した」旨と同時に

「手続き完了後日本の軍事管理はマツカーサー元帥によって行はれる」と発表した

モスコイ放送は今朝早く

「日本の天皇は各地に駐屯する全日本軍に一切の軍事行動を中止し、聯合國最高司令官の命令に服せよとのみことのりを発せられた」と発表

東京放送によれば

「天皇陛下には本日正午ラジオを通じてアジアに駐屯する全日本軍にみことのりを賜ることになってゐる」と、

八月十五日 ワシントン発

一、聯合國の降服勧告に対する日本政府の回答は昨日遅く米国防務長官ゼームス、ビルネスに通達された

一、ワシントンは「降服条件に公式の署名を出来るだけ早く行ふ」と報じて

ゐる。其の際、英支の高級指揮官も列席す

一、聯合國軍は当分の間軍事行動を停止せよとの命令に接した

日本政府の報道

一、天皇は日本がポツダム宣言の条件を受理せる旨みことのりを発せられた

一、天皇は、大本営と政府がポツダム宣言の条件を行ふに必要な権限を与へ、其の署名を保證する

一、天皇は日本の陸海空軍の最高指揮官及其の部隊に、「軍事行動を中止して、聯合國指揮官の命令に服せよ」と発令せられた。

平和か戦争か!! / 全世界の視聽日

本に集る

米英支三国政府首腦者の日本に対する降服勧告の全文は次の通り

〔一〕米英支三首腦は数億の民を代表して協議の結果、日本に今次戦争を終焉する機会を与へることに同意した。

〔二〕米英支の巨大な陸海空軍は、日本が降伏する迄、打撃を加へんとしてゐる。

〔三〕現在、日本に集中されてゐる武力は、抗戦ナチスに発動され、全ドイツを荒廢化した武力よりも絶大なものである。我が武力の全面的発動は日本軍の不可避にして、完全なる粉碎と、日本本土の完全な荒廢を意味する。

〔四〕今や日本は軍閥首腦に支配されるか、道理に従ふか、何れかに決すべき秋が来た

〔五〕我々の約定は次の通りで変更の余地なく遷延を許さないものである

〔六〕日本国民を欺き、世界征服の暴挙に導いた連中の権力は、永遠に抹殺されるべきである。

〔七〕日本の戦争遂行力壊滅の確証が示される迄は聯合國に依つて指定される日本領土の或部分は占領下に置かれる。

〔八〕日本陸海空軍の全武装解除

〔九〕日本の統治権は北海道、本州、四国、九州に制限し、他の諸島嶼は後日定める所による

〔十〕全軍事産業の壊滅

〔十一〕今次戦争の製造人を犯罪人として聯合國裁判に附すること

〔十二〕日本政府は、日本国民の間に於ける民主的にして自由意志に基く平和的性質の責任ある政府が確立されるために障害となる一切の障害物を除去するものとす

〔十三〕我々は日本政府が無条件降服を宣言し、誠意適當なる行動を要求す。

日本の申入れ

右勧告に対し日本政府は之を拒絶せしもソ聯邦の参戦、原子爆弾の使用等諸

情勢の変化に基き

天皇の地位に変化なき限り勧告に従ふ旨の回答を為せり、

それに対する聯合國の回答左の如し / 聯合國の回答

八月十一日午後十一時ワシントン発

結局日本政府（天皇の政府）の形体はポツダム勧告に従つて日本国民の自由意志に因つて決定される。さはれ聯合國軍隊はポツダム勧告に提示した目的が達成する迄日本に駐屯する

速報

八月十一日 グワム発

昨日北九州の長崎市を空襲第二回目の原子爆弾を投下し、同市の三〇%を廢墟と化せしめた

八月十二日 モスコイ発

赤軍は満州に百哩侵入し朝鮮にも広範圍に亘つて進撃しつつあり樺太南部に上陸を開始せり

日本も婦人参政権の実現 /

婦人大臣も出現せむ

〔ウ新 1945・9・19〕

九月十九日東京発

マツカーサー元帥は東久邇宮首相に日本国民の最大多数に選挙権を附与する計画の立案を命じた。之に依つて初めて女子が参政権を得るやうになつ

た。
 ジャパンタイムスは次の如く叙べた
 「若し女子が参政権を得れば今迄に曾
 てない清らかさと美しさとけだかさを
 日本政界に注入することになるであら
 う」と重光外相は昨日辞任して吉田茂
 が入閣したが伝ふるところによれば重
 光氏はマツカーサーの戦争犯罪の嫌疑
 者名簿に載つてゐるので首相が彼に辞
 職を勧告したとの事であるマツカーサ
 ー元帥は昨日「日本の占領は円滑に進
 行し占領軍は六ヶ月以内に二〇万人に
 縮小するも常備陸軍のみにて支障を来
 たさず召集兵は全部除隊し得るであら
 う」と語つた。マツカーサーの声明は
 米國務省に驚愕と心配を与へ米國務長
 官代理アチソンはマツカーサーの除隊
 計画について何も知らぬと短い声明を
 出した

各地区市会議員当選者

〔ウ新 1945・9・26〕

石川市	松田 昌	崎山松太郎	兼次 佐一	上村 正宜	島袋文次郎	高里 良眞	宜野座市	喜世川可榮
伊波 久一	比嘉 毅	仲宗根宗助	大山 朝常	宮城 貞助	島袋賢榮	比嘉 永俊	高江洲 昇	田端 景俊
伊波 眞志	大城 保光	官保 吉仲	山里 景春	大城 清英	崎山 嗣實	新垣 加那	安慶名篤信	天願泰次郎
長嶺 安心	大城 曾孝	宮里 東助	上地 一史	新里 正	安里 徳重	新垣 碧也	比嘉 盛榮	天願泰次郎
名嘉山英樽	仲地 修	宮里 長順	兼次 佐一	照屋 知廣	前原市	喜納 力	喜納 力	金城 直安
金城 利安	金城 披俊	宮城 政敬	兼次 佐一	牧志朝三郎	村濱 興昌	志良堂清八	志良堂清八	又吉 功一
		屋嘉 宗勝	兼次 佐一	宮城 長順	島袋 愿	新里 善助	新里 善助	安座間儀盛
		上地 清嗣	兼次 佐一	宮城 長順	仲村 喜諄	久田 三郎	久田 三郎	安里 源秀
			兼次 佐一	宮城 長順	幸喜 令義	天願 朝順	天願 朝順	仲里 重俊
			兼次 佐一	宮城 長順	吉里 達雄	高嶺 朝光	高嶺 朝光	儀間 常龜
			兼次 佐一	宮城 長順		上原 健明	上原 健明	高宮城篤榮

喜納 昌盛	田中 康保
宮城 條義	比嘉 章
浦崎 康英	
漢那市	
當山 眞志	久保田盛春
金城 忠光	池原 長流
眞榮城喜一	照喜名重光
金城 清純	長嶺 寛昌
上原 繁義	西平 守有
山城 義重	仲本孝太郎
玉城 進一	大嶺 經達
伊禮 正幸	奥間 清盛
仲本 稔	比嘉 江時
山城 柳八	城間 盛龜
瀬高市	
比嘉 敬浩	宮城 徳清
玉城 定喜	吉野 幸一
石橋 好眞	瀬長 清
比嘉 秀盛	安仁屋宗一
大浦崎市	
仲原 英通	東江万太郎
具志堅源清	山城清之助
饒平名知永	湖城 其章
仲宗根源英	金城 弘
比嘉 爲一	城間 龜助
仲本 吉正	上里 良熙
渡口善太郎	山川 宗道
宮里 梅行	友寄 隆源
玉城幸五郎	仲宗根安章

喜屋武保撰 仲里 徳正

マツカーサーは単なる管理者ノ政策決定の権限なしノアチソン氏の声明

〔ウ新 1945・9・26〕
九月二十五日発

米國務長官代理アチソン氏は昨日「日本の占領と管理に關して政策を樹てつゝあるのはマツカーサー元帥でなく米國政府である」と語り、直接マツカーサーの名前を使はなかつたが占領軍は単に政策を実現する為の機關であつて日本を管理する政策を決定するものではないと言及した

アチソン氏の声明は日本を占領するに於て二十萬の軍隊で充分であるとのマツカーサー元帥の発表に対する回答だともなされてゐる

更にアチソン氏は「降伏条件は実行に移され、日本は二度と侵略戦争を行ふことの出来ない位置におかれるであらうし且戦争意志昂揚を目標として立てられた現在の日本の經濟機構及社會制度は改変されるであらう」と語つた

市長当選者

〔ウ新 1945・9・26〕

石川市長 横田 英

辺土名市長	山城 東榮
田井等市長	
知念市長	
古謝市長	中地 庸之
前原市長	當銘 由伸
古知屋市長	金城増太郎
宜野座市長	安里 源秀
漢那市長	新垣 實
瀬高市長	瀬長 清
大浦崎市長	仲里 松吉

移動計劃案ノ指示要綱

〔ウ新 1945・11・7〕

軍政本部八可及的速ニ沖繩住民ヲ前住所ニ移スベク計劃案ヲ樹テ去ル十月二十三日、各地区隊長ニ是ヲ指示シタ

一、移動目的

沖繩島ノ住民ヲ従前ノ居住地区ニ移入事デアリ出来ル丈皆ヲ従前ノ屋敷ト土地ニ歸シ能フ限リ仮小屋ヲ与ヘルガ出来ル丈永久的ナ家屋（自分テ建テタモノノ団体作業テ建テタモノ）ニ住マワセ軍政府ニ於テ得ラレル耕作適格地ヲ耕作サセルコト

二、家族及ビ各個人移動ハ此ノ目的完成ノ次ニ行フモノトス。家族ノ住居並ニ耕作地割當ノ為ニ住民委員會ヲ設ケルコトガ必要ナル此ノ割當ヲ為スニ當ツテ其ノ地区ニ以前住居ヲ

有シテ其ノ移リ来ル事ヲ予想シ置クコトスノ様ニシテ割當ハ将来ノ法律上ノ所有權ニ影響ヲ与ヘナイ、以前ニ所有シテ其ノ土地ニ或ル個人ヲ割當更ニ他ノ人々ヲ其ノ土地ニ住マワセ、或ハ仕事ニ協力サセテ差支ヘナイ、又其ノ地区内ニ於テ利用シ得ル地域全部ニ住民ヲ分散サセナケレバイケナイ

又或ル協同作業（公益事業、社會事業）住民ヲ使用スルコトハ過去ニ於ケルト同様ヨイコトデアル。尚住宅、土地ノ割當及ビ作業ノ割當ハ出来ル丈公平ヲ期スコト

三、米軍移動後ノキャンプ及ビ使用ニ可能ノ家屋ノアル村ハ受ケ入レキャンプトシテ使ツテヨイ。若シスルモノガ利用出来ザル時ハテントヲ本部ヨリ支給スルモノトス。当本部ハ住民ノ永久的家屋建設計劃ニ基ク不足資材用ニ所有資材ヲ提供シ輸送力ノ範圍内ニテ運送ス

四、軍本部ヨリ別命ナキ限リ隣接セザル地区間ノ移動ハトラックニ依ツテ為サルモノトス。住民ハ其ノ有スル凡ク入用ナ道具ヲ持參スルコトヲ得

五、隣接地区間ハ徒歩移動モ地区隊長相互ノ申シ合セニ依リ行フコトガ出

来ル。重イ道具ヤ老人、薄弱者、病人八トラツクデ運ブコト
六、南部地区ニ於テ八未夕弾薬、地雷、擬装シタ手りう弾等ガアルカラヨク住民ニ之ヲ警戒セシメ且之ヲ発見報告ニ協力サセルコト

市域と人口

〔ウ新 1945・11・7〕

計劃案ニ基ク区劃ト人口

- 知念市 三七〇六〇
- 知念 佐敷 玉城 具志頭 大里
- 南風原 東風平
- 糸満市 七〇七三〇
- 真和志 那覇 首里 小禄 豊見城
- 高嶺 真壁 摩文仁 喜屋武
- 前原市 二七二三八
- 具志川 与那城 勝連
- 古謝市 六九二八九
- 読谷山 北谷 越來 中城 宜野湾
- 浦添 西原
- 石川市 一九九九六
- 恩納 美里
- 宜野座市 八一四六
- 金武
- 久志市 五二八九
- 久志
- 田井等市 五一八〇六
- 今帰仁 本部 羽地 名護

- 辺土名市 二四八六九
- 国頭 大宜味 東
- 慶良間 久米島 粟国
- 伊平屋 伊是名

牛島軍司令官／長参謀長の最後

〔ウ新 1945・12・12〕

日本南西諸島最高指揮官陸軍中将牛島満、同参謀長長勇の死体は島尻の南端摩文仁の一角に浅く埋められた墓から発見された（彼等は悠々と宴を張りしかる後陸軍々装で身を飾り、それから伝説的な腹切をして死んだ）事が一捕虜の言に依り判明した

二人は六月二十一日に自殺する事を決意、牛島は炊事係に壕の中で行ふ念入りの午餐を用意するやう命令し二人は静かに午餐を済ました。十一時三十分壕の入口の歩哨は、二將軍の副官より「お前達にも最早用がなくなつた」と聞かされた
翌朝三時、炊事係が朝食を準備してゐるとき將軍の当番兵は司令官と参謀長が腹切をしようとしてゐる事を聞かされた
二將軍が死出の盛装をなし、壕を去つたのは四時近くであつた、二人は低い声で話し乍ら厚い蒲団の上に白い布で

覆はれた用意の座に歩を進め、牛島閣下は右側、長参謀長は左側海に向いて坐した。それから司令官副官が半身を白布で巻いた二振の小刀を持つて来て各々に渡した

司令官の介錯は司令官の後に抜身の日本刀をかざして立つた、二將軍は卸を外しはらを現はし、最初司令官がはらを掻切つた瞬間介錯人は司令官の脊髄に達する迄、軍刀で彼の首を切落した、続いて参謀長も同じやうにして最後を遂げた

二スターフアー大佐は後で「彼等の死体は本物である」と語つた（八月四日 ニューヨーク、タイムス紙より転載）

行政機構改革

〔ウ新 1945・12・19〕

軍政府管轄下住民地区の地方行政機構は市町村制を以て構成してゐた戦前沖繩行政機構に似せて修正されることにならう此の新制度は旧村制度に基礎を置き軍政府の目的に合致する為変更されるのである
村組織再建の為左の措置が取られる
一、元住民が帰還した村の臨時組織は、前村役場吏員を再任命し或は新に任命し、之等の村吏員は新選挙が施行される迄其の職務を取る

二、村の住民が少くて独立の組織を認めることが出来ない場合は元住民が帰る迄隣接村に合体する
三、併し軍政府地区は其儘に止める、数個の村を含む現在の地方全地域は村長を協同させ住民組織は其儘残される

新制度の下では地方住民指導者を「地方長」とし村住民指導者は「村長」「助役」「主任」「書記」から成り出来る丈前の境界を基準にして字に分割する、各字は区長を有し其下に地方情況に依り書記を置く

糸満市建設／着々進捗

〔ウ新 1945・12・19〕

糸満支局発

人口七万七百を目標とする糸満地区の建設は、各地よりの移動家族が続々と集結、十二月八日現在で既に糸満五六二二名、兼城三五〇名、豊見城二三〇名、壺屋一三〇名を算し、住民は米海兵団所屬エムピーデイ両百名の駐屯により治安が維持され楽しい平和な生活を営んでゐる
作業状況も温情溢る謹厳実直なプランネル隊長の指揮下に各職員が機構の整備を急ぎつゝ、軍民協力で寧日なく展開、着々と進捗、荒廢した町は活気を

取戻し清掃美化されてゐる

今や奮ひ起つた住民は感激と郷土愛に燃え、地区建設に向つて勇躍邁進して居る、中にも水産業の本場として知られ戦前世界各国の漁場に雄飛活躍してゐた糸満漁民の眞価は認められ軍政府の限りなき援助は本市を漁業の重要基地として指定する事になつた

デーゼル発動機船を六隻払下げられた市では新計劃と組織に基き人的資源と資材の獲得を急ぎ遠洋漁業に重点を置き発動機船を母船式にして漁撈の最も大量収獲の見込れる追込漁業スビ縄船に力を注ぐ事になつてゐる、新陣容の下活動を開始する市の水産部も張切り発展を期待されてゐる

日本革新／選挙法案可決

〔ウ新 1945・12・26〕

十二月二十一日東京発協同

日本憲政史上の革命立法ともいふべき婦人参政権、選挙権、被選挙権の拡張を含む改正選挙法は今議会の協賛を経て十八日公布施行された

議会の審議経過を顧ると大選挙区制採用に伴ふ制限連記投票制に付き一波瀾を惹起したのみで、政府が狙つた選挙権の拡張と選挙方法の簡素化に就いては、何等日本的な変更を招いてゐない、

然しながら政府は今回の改正は臨時的心算のものであつてやがて総選挙後に構成さるべき審議会陣を中心として改めて選挙制度審議会の如き機関を設置し同法の全面的再検討を行ふ事を予定してゐるので同法の根本的整備はむしろ今後に残されてゐるといはねばならぬ、今次総選挙は新地盤で新しき選挙人により新人を新方式で産み出さんとするものであるが此の新事態に即応する新選挙法の自由闊達なる選挙運動の展開に就ては政府の意図を大半抹殺し特に衆議院に於て原案の全面的修正を加へられ、旧法に逆転したかの感がある

一九四六年

大島群島はノ選挙地域外

〔ウ新 1946・1・16〕
一月九日東京発協同

米軍総司令部は旧臘三十日。日本政府に対し選挙文書の発送は北緯三〇度鹿兒島県大島郡下の小島嶼迄限定さるべき旨の通達を行ったが此の結果大島は今回の総選挙から除外される事となつた（種子島及屋久島は北緯三〇度以北に在りトカラ群島より三〇度以南に属す）

期待さる壺屋の復興

〔ウ新 1946・1・16〕
糸満支局発

本島唯一の陶器の産地たる壺屋再興の為、城間邊野喜両氏は工員を伴ひ先発隊として建設工作に従事してゐるが、昨今相当量の資材を入手、第一各種陶器製作を試みた処予期以上の好成绩を収め地区隊長も優秀の折紙をつけ賞讃した
今後元住民の移動完了次第民需品製作に当るべく張切つてゐる

兼島前那覇市長は自決

〔新民報 1946・2・15〕

開戦直前那覇市兼島助役は市長に昇格、就任したが、戦ひ不利となるに及び自決した、同氏は歴代市長の下に永年助役をつとめ、市政に多大な功績があつた

土地を元の所有者へ

〔ウ新 1946・3・13〕

沖縄の土地所有権の決定に備へ諮詢会総務部は其資料蒐集を命ぜられた諮詢会総務部の下に各村長は住民五名を以て村土地委員会を構成し、各字に住民十名よりなる字土地委員会を組織する

土地所有申告は説明書を添付して字の土地委員会に提出する、其申告には以前に其隣接の土地所有者たりし二名の證人の署名が必要である

猶土地所有者は自己の土地所有申告に證人となつた如何なる人の土地申告にも證人となる事が出来ない、字土地委員会は凡ゆる申告を調査し、村長に之を報告する、其土地申告の調停に於て若し必要とあれば他字の委員会に諮ることが出来る

村土地委員会は調停及公有地及申告によつて処理する事の出来ない土地の記

録に携はり、之を村長に報告する
必要に応じて他村の委員会に諮る事も出来る

村長は村及字の土地委員会を運営する
猶村長は五名より成る調停委員会を村及各字に設立し権利の紛争が生じた際に提出する

所有者が死亡又は行衛不明の土地は相続者が以前の所有者の名を以て申告し、申告該当者なき場合は村土地委員会は之を村長宛調査報告する

沖繩諮詢会総務部によつて十名よりなる中央調停委員会が設立され、職務上の委員長として総務部長が之に當る
以前県及日本政府に属する土地に関する紛争或は二、三村の委員会で協議しても解決出来ない件を此の中央調停委員会に提出し、同委員会は之を諮詢会総務部に報告する

村長は土地委員会によつて決定された土地所有権の所在を示す地図を作成し諮詢会総務部に提出する事になつてゐる

あちらでも帰還運動ノ首里は一部解除

〔新民報 1946・3・25〕

那覇、首里両市及び小禄、豊見城両村は米國沖繩軍政府から堅く立入り禁止

となつてゐるので両市民、両村民は、國頭地方で、帰心矢の如く機会ある毎に帰還運動を展開してゐたが山田義徳氏の報告によれば本年初頭、首里市民中國頭地方にあるものは旧市議眞榮城玄明氏等を中心に帰還促進期成会を結成し要路に運動を展開し、側面から仲吉前首里市長等も活動した結果、首里市の赤平、平良、汀良町の一部は解禁され戦前同地区に永住した市民は帰還を許されたやうである、これに動かされて他の市町民もそれノ運動を開始し銘々の民村で農耕が出来るやうにと請願して居り、近く許される模様である。

待望の貨幣経済ノ五月より

愈々復活ノ軍票、新円、

旧紙幣共に有効

〔ウ新 1946・4・10〕

沖繩全住民の関心を集め話題の中心となつてゐた賃金制 問題を繞る貨幣経済の復活は愈々五月一日より実現することとなり軍政府では左の如き特別布告を以て其の全貌を明らかにした

米國海軍軍政府特別布告第七号ノ紙幣 兩替 外國貿易及金錢取引
北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及ビ其ノ近海居住民ニ告グ

本官 北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及ビ其ノ近海軍政府長官米國海軍少將エリヨツト、バクマスタ一八茲に左ノ如ク布告ス

第一条 紙幣

第一項

(イ) 一九四六年四月十五日ヨリ有効トシ左ノ紙幣八北緯三十度以南ニ在ル南西諸島及ビ其ノ近海ニ於テ法定貨幣トス。

(1) ビー印軍票紙幣

(2) 新発行日本銀行紙幣

(3) 日本銀行ニ於テ適當ナル検印ヲ以テソレ以上ノ各種ノ日本銀行

發行旧紙幣

(ロ) 第一項ノ(イ)ニ特定セル紙幣及ビ五円以下ノ各種ノ日本銀行旧紙幣並ニ硬貨ニ限リ北緯三十度以南ニ在ル南西諸島及ビ其ノ近海ニ於テ之ヲ法定貨幣トシテ一九四六年四月二十九日ヨリ有効トス。

(ハ) 如何ナル者ト雖モ支払高ノ如何ヲ問ハズ該法定貨幣ノ承認ヲ拒否スベカラズ。

第二項 一九四六年四月十五日乃至一九四六年四月二十八日ノ期間内ニ五円及ビ其レ以上ノ各種ノ凡テノ日本銀行紙幣並ニソノ種類ノ如何ヲ問ハス凡テノ朝鮮銀行 台湾銀行紙幣八

本条第一項ノ(イ)及ビ(ロ)ニ特定セラレタル法定貨幣ト兩替シ其ノ交換ハ対等ノ兩替等ニ依ルベシ。

第三項 特別ノ事情ニ基ツキ軍政府ニ依リ認可セラレタル場合ヲ除ク外一九四六年四月二十八日以後ハ紙幣ノ兩替ヲ禁ズ。南西諸島ヘノ帰還者ハ夫々別個ニ軍政府ノ特定ノ認可ニ依リ一九四六年四月二十八日以後モ紙幣ノ兩替ヲ許可ス。但シソノ場合ニハ該紙幣力適法ニ取得セラレ且ツ一九四六年四月二十九日以前ニ兩替ヲ行フ機会ナカリシコトヲ明白ニ證明セラレ得ザルベカラズ。

第四項 闇相場ノ取引又ハ他ノ違法ノ方法ニ依リ取得セラレタル紙幣ハ兩替ヲ行フコトヲ得ズ。

第五項 如何ナル性質ノ取引ニ於テモ對等ノ兩替率以外ノ率ニ依ルベカラズ。

第六項 凡テノ本条第二項ニ於テ規定セラレタル紙幣ノ兩替ニハ手数料ヲ要セズ。

第二条 日本軍票円紙へい

日本帝國政府又ハ日本陸軍ヨリ北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及ビ其ノ近海ニオイテ發行サレタル軍票又ハ軍用円紙ヘイハ茲ニ不法貨ヘイトシテ拒否ス、如何ナル者ト雖モ支払

高ノ如何ヲ問ハズ承認スベカラズ、

第三条 金錢及貨幣ノ輸出入禁止

米國軍政府ノ許可ナクシテ如何ナル紙ヘイ及貨ヘイト雖モ之ヲ米國軍セ

ン領下ノ北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及其近海ヨリ輸出シ又ハ之ヲ該区域に輸入スル事又ハ外國資金ノ取引及外國貿易を為ス事ヲ禁ズ

第四条 米國紙ヘイに關スル規定

第一項 北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及其近海にオイテユーナイトス

テイトオプアメリカローマ字ノ印ヲ有スル如何ナル紙ヘイノ所有及授受ト雖モ之ヲ禁ズ

第二項 ジ今、米國軍ノセン領下ノ北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及其近海にオケル個人、会社、商會、財団法人、組合其他ノ凡テ紙ヘイノ

所ユウ資格ヲユウスル者に依ツテ所持サレタル凡テノ米國紙ヘイハ直チ

に相當ノ請取證ト引換ノ上之ヲ米國軍政府に預金トシテ引渡スベシ

第三項 第一条第一項及第二項にオイテ規定セラレタル紙ヘイヲ以テ法定

貨ヘイトスル地区ニ出発スル場合ヲ除ク外該紙ヘイヲ米國軍セン領下ノ

北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及其近海ヨリ持参スベカラズ如何ナル

將兵又ハ權能ヲユウスル者ト雖モ米

國軍セン領下ノ北廿三十度以南ニ在ル南西諸島及其近海ヨリ米國紙ヘイヲ持参セントスル者ハ軍政府にトドケ出テ軍政府ノ兩替率ノ規定に従

ツテ第一条第一項及第二項にオイテ規定セラレタル紙ヘイヲ米國紙ヘイト

兩替スベシ

第四項 軍政府ハ軍事遂行上必要ト認メタル場合第四条第一項に對シ適

當ナル除外例ヲ設ケル事ヲ得ル

第五項 刑罰

如何ナル者ト雖モ本布告ニ違犯シタル者ハ特定軍事法廷ニ於テ定罪ノ上其ノ判決ニ從ヒ罰金、禁錮其ノ兩刑又ハ他ノ刑罰ニ処セラル可シ

第六条 命令權

軍政副長官ハ本布告ノ目的ノ為ニ必要ト認ムル命令又ハ規則ヲ發シ又時

ニ應ジ之ヲ改訂スルコトヲ得

第七条 以前ノ布告 規定規則ノ廢止 従來紙幣 兩替、外國貿易及ビ金錢取引ヲ規定セル米國海軍軍政府布告 第四号ハ茲ニ之ヲ廢止シ、且ツ本布告ニ抵触スル他ノ凡テノ規定規則モ之ヲ廢止ス

有効期日

本布告ハ其ノ發布サレタル日ヨリユウ効トス

一九四六年三月二十五日

軍政府長官 米国海軍少将

い バクマスタ

軍政ふく長官米国海兵大佐

シ アイ ムレ

市町村長任命

〔ウ新 1946・4・10〕

糸満地区総務玉城瑩 那覇市當間重

剛 首里市小灣喜長 真和志村金城和

信 小祿村上原義弘 豊見城村瀬長清

兼城村金城弘 糸満町玉城瑩 高嶺

村高嶺朝守 喜屋武摩文仁真壁村金城

増太郎 知念地区総務親川榮藏 具志

頭村仲宗根朝武 玉城村安次富信雄

知念村系數東吉郎 佐敷村嶺井稔 大

里村上里堅蒲 南風原村與座章三郎

東風平村金城誠繁 コザ地区総務仲地

庸三 西原村玉那覇良信 中城村比嘉

優之 浦添村安和良盛 宜野湾村久保

田盛春 北谷村新垣實 読谷山村知花

英康 越来村島袋眞榮 前原地区総務

當銘由伸 勝連村玉井清康 与那城村

伊計芳夫 具志川村天願朝徳 美里村

仲宗根巖 宜野座地区総務比嘉敬浩

金武村伊藝豊徳 宜野座森山徳吉 久

志村富銘由金 恩納村津嘉山朝信 田

井等地区総務平良辰雄 名護町宜保吉

伸 本部町金城正幸 今帰仁村松本吉

英 羽地村新城保助 東村儀保庫平

大宜味村宮里金次郎 国頭村平良吉盛

伊江村眞榮田幸助 伊是名村伊禮徹

伊平屋村根路銘増徳 粟国村末吉達

幸 特別地区石川市横田英

祝沖縄民政府発足ノ再建め

ざして沖縄民政府誕生

ノ初代知事に志喜屋孝信

氏

〔ウ新 1946・4・24〕

全住民待望の沖縄民政府は沖縄史上輝

かしい一頁となつて逞しく発足した想

へば一年前誤まれる日本軍閥の犠牲と

なつて郷土沖縄は完膚なき迄に破壊し

尽され、ひとときは暗たんたる沖縄人

の前途であつたが、沖縄戦終了と同時

に沖縄再建と住民の保護に献身的努力

を惜しまなかつた米軍政府は平和的道

義の下今茲に吾等の郷土沖縄を解放し

て呉れたのである

沖縄人より知事の選任、行政機関の飛

躍、此の二大事実を何とみるか。今こ

そ荒廃沖縄の再建を吾等の手でなし遂

げねばならぬ秋である

全島に漲るこの感激は新沖縄建設の鎚

となつて快く響く

知事紹介式盛儀

新任知事公式紹介式八二十五日午前

十時諮詢会食堂ヲ盛大ニ挙行サレタ

此ノ日定刻式場ニ米軍政府副長官代理

ワツキンス少佐以下係將校多数臨席、

栄アル志喜屋知事、又吉副知事始メ各

部長、會議員、地区総務、市町村長、

判検事、弁護士、警察署長等全島ノ名

士二百五十余名参列シテ開式、先ツ又

吉副知事ノ開会ノ辞ニツイテワツキン

ス少佐ハ

本時ハ私ノ光栄トシ誇リトスル瞬間

デアリ私ハ軍政府副長官ノ代理トシ

テ語ルノデアリ依テ本時ハ沖縄歴史

上最重要ノ瞬間デアリ即チ本時ハ軍

政府カラ民政府ニ移ル尊イ瞬間デア

リ次ノ三ツノ理由ニヨリ軍政府ノ人

モ住民モ共ニ誇ルベキデアリ

第一ニ沖縄ニ政治機構ノ復興シタ日

デアリ第二ニ米軍ノ今日マデノ計劃

及組織ヲ発表スル日デアリ第三ニ本

機構ガ出来ル迄ニハ沖縄ノ凡ユル

人々ノ知識ト援助ヲ得タコトデアリ

ト述べ米軍ガ上陸以來執リ来ツタ班

長、区長、役職員ノ任命及諮詢会、市

町村長ノ任命カラ中央執行機関ノ組織

二運ンダ経過等精シク語り志喜屋新知

事ガ孔子ノ説イタ大政治家トシテノ九

法則ニ合致シタ有能高潔ナ士デアリコ

トヲ挙ゲ全員ノ協力ヲ求メテ初代知事

ヲ紹介是レニ対シ志喜屋知事ハ包ミ切

レ又喜ビノウチニ米軍政府ノ沖縄再建

ニ寄セラレタ努力ニ感謝シ私ハ米軍政

府ノ政策ヲ基準トシ全住民ノ協力ヲ得

テ沖縄再建ノ難事業ヲ達成シタイ

ト挨拶、全住民ノ力強イ支援ヲ要請ス

ル中ニ堅イ決意ヲ表明。次イデフアー

バー宮古島軍司令官以下係將校多数ノ

祝辞ガアリソノ何レモ志喜屋知事ノ人

格ト手腕ヲ讃ヘ更ニ来實ヲ代表シテ當

間那覇市長、新垣會議長、山城文教部

長、西平宜野座警察署長ヨリソレゾレ

祝辞ヲ述べ、沖縄再建ヘ新知事ニ対シ

テ絶対協力スル旨ヲ誓ヒ同十一時半意

義アル式ヲ閉ヂタ

血涙もて叫ぶノ援護の徹底

と充実を計れ

富山徳潤

〔百沖 1946・5・5〕

最近熊本 宮崎、大分、鹿児島各県

にて居住する沖縄引揚民等約二万七千

人に就いてその衣食住職業調査をした

処、衣食住共普通地方人より甚だ劣る

のみならず、職業に於ても殆んど助成

の見るべきものがなく、その儘に放置

しておけば遂に多数の餓死者と浮浪人

を出す事必定である、孤児になつた三

千余の学童には引率教師と共に死に瀕

して居り、引揚者は各地共家主から過

酷な明渡しを要求され、厩や牛小屋、

鶏小屋等に雨露を凌いでゐる。多数の子女を連れ夫と別れて疎開して来た婦人の生活は言語に絶し、老母と子女を残して絶命した可憐な婦人もある。而も尚救援の手が延べられていない。是等に対し即刻住居と衣食を与へなければ結果は云はずとも明かである。

東奔西走

〔自沖 1946・5・5〕
富山徳潤氏 那覇市長富山徳潤氏は四月中旬九州の沖繩人の実情陳情の為上京し、連日政府其他関係方面を訪問し、下旬離京、帰途大阪に立寄つた。

海軍より陸軍へ／軍政府移

管さる／七月一日莊嚴裡に挙式

〔上新 1946・7・4〕
南西諸島米軍政府は七月一日を期し海軍より陸軍へ移管することとなり、同日午前九時具志川村栄野比の軍政本部劇場に於て移管式を挙行したが、ヘイドウン代将クレイグ大佐以下米軍將兵多数並びに住民側より志喜屋、又吉正副知事民政府議員市町村長等約百名参列莊嚴裡に取り行はれた。新旧軍政府幹部の挨拶の後志喜屋知事起つて祝

辞を述べ同九時四〇分式を閉じた。なほ新任の南西諸島行政長官は米国西部太平洋空軍司令官ウイヘルム・デ

イ・スタイヤール中将でマツカーサー元帥の命によつて北緯三〇度以南の南西諸島及近海の指揮官に就任したがスタイヤール中将はアーレン海軍大佐の後任として南西諸島指揮官フレデリック・エルヘイドウン代将を軍政府長官に指名し更にヘイドウン代将はクレイグ大佐を軍政府副長官として勤務を命じた
スタイヤール中将／初の布告
新長官スタイヤール中将は新任に際し次の通り布告した

特別布告第一号
北緯三十度以南の南西諸島及其近海居住民に告ぐ
本官、米国西太平洋方面軍司令官陸軍中将ウイヘルム・デイ・スタイヤールは米国太平洋方面軍総司令官陸軍元帥ダグラスエイ・マツクアーサーヨリ北緯三十度以南の南西諸島及其近海の行政長官に任命され茲に左の如く布告す

第一条 以前米国海軍の管理下に有りし北緯三十度以南の南西諸島及其近海の軍政府は今後米国陸軍管理とす
第二条 琉球管区司令官は茲に行政官長に任命されたるに依り総ての行政事項に関し余を代表する者である

司令官は自己意向にて副行政官長に自己の権限及職責を附与し代表せしむることを得

第三条 北緯三十度以南の南西諸島及其近海の軍政府に發布されたる総ての布告、命令、律令、規則及指令等の条規は此所にある条規とむ盾しない限り効力を有し余又は委任せし部下が改める迄有効である
第四条 本布告は一九四六年七月一日午前零時一分より有効とす
米国西太平洋方面軍司令官兼北緯三十度以南の南西諸島及其近海の行政長官
米国陸軍中将

ダブリュ・デイ・スタイヤール
既発布告は／完全に有効
新軍政長官ヘイドウン准少将は既発の布告に関し次の通り布告した
米国軍政府布告第一〇号
北緯三十度以南の南西諸島及其近海に居住する住民に告ぐ
米国西太平洋方面軍司令官兼北緯三〇度以南の南西諸島行政長官陸軍中将ウイヘルム・デイ・スタイヤールに与へられた特別布告第一号の条規に従ひ、本官、米国陸軍准少将フレデリック・アイ、ヘイドウンは琉球管区司令官の資格を以て、茲に北緯三〇度以南南西諸

島軍政府長官の職務と義務を引受け、総ての行政事項に関し、米国西太平洋方面軍司令官の代表者となるものである
米国陸軍歩兵大佐ウイヘルム・エイチ、クレイグは茲に軍政府副長官に任命された
軍政府により既に發布されたる総ての布告、命令、法令、及指令等の条規は此所にある条規と矛盾せざる限り、完全に効力が続き且つ有効である
本布告の効力は一九四六年七月一日より発生す
米国陸軍琉球管区司令官兼軍政府長官
エフ・アイ、ヘイドウン
再建を推進／新任クレイグ大佐談
ボルチヤール海軍中将、ティンバーレイク陸軍准少将、ヘイドウン陸軍准少将、ムーレー大佐、アーレン大佐、志喜屋知事、米国陸海軍、海兵隊將校兵士並に琉球列島の貴顕紳士各位
私は軍政府の副長官として琉球列島に於ける最も多難なる時にあたり米軍政府の使命を果すべく、前任者米海兵隊大佐シー、アイ、ムーレー氏が払はれた熱心且つ忠実なる努力に対し賞讃を致すものであります

過去の数ヶ月間は正に、政治、経済住居及び最低限度の生活の急速な再建期間でありました

彼及び彼の幕僚は熱心に働きそして立派にやりとげました此の再建の時期は始まつたばかりであるが、既に実際上の成果を上げてゐる、此の上は更に一層の進歩を期し着々やつて行かねばならぬ事を吾々陸軍の者は実感するものであります。

吾々は沖繩や大島や先島の人々が、働きに働き抜いて其の生活を樂しむ道を切り開くために、凡ゆる困難なる仕事をやり遂げるまでにはより以上に立派な物や時間を樂しまつとする希望を暫らく延ばさねばならぬと信ずるものであります

志喜屋孝信氏の如き有能なる指導者の下で、軍政府の専門的援助を得て働く沖繩の各位は必ずや其の公正なる報を得るであります

新司令官幕下の將校並に兵に対し、私は此の事を申したい「吾々の才能智力には限りがある、只吾々の勤勉だけが此等の制限を克服し吾々の努力に成功をもたらせるであらう」と

市長村長更迭

〔新 1946・7・19〕

那覇市長は當間重剛氏が兼任していたが今回東恩納寛仁氏に更迭去る七月一日付で辞令交付され 新垣北谷村長が辞任したので宜野座初等学校長稻嶺盛昌氏が同村長に任命された

辞令

元八重山支庁長

東恩納寛仁

那覇市長ヲ命ズ

兼那覇市長 當間 重剛

依願解兼那覇市長

宜野座初等学校

稻嶺 盛昌

北谷村長ヲ命ズ

北谷村長 新垣 實

依願解北谷村長

移動／小祿、恩納、真和志

〔新 1946・7・26〕

立入禁止地区の一部が解かれ七月十九日軍政府より民政府へ左記村に対する朗報が齎された、

小ろく村

其他は農耕のみ

真和志村

識名、国場は家屋建築可

其他の指定地区内は農耕のみ
恩納村

真采田の前道路より海岸側は家屋建築可

那覇首里／両市長の異動／市勢拡張はこれから

〔新民報 1946・8・5〕

那覇市と首里市の行政はどうなつてゐるかにつき最近帰還した植田前土木技師は次の如く語つてゐる

旧那覇市民は那覇市再建に狂奔し、初代市長當間重剛氏を中心に、民政府と軍政府の協力支援を求めてゐた現在は壺屋、牧志町方面を唯一の足場として他日への構想を練つてゐたが當間重剛氏は司法畑に転じたので市長の椅子を退き二代目市長には東恩納寛仁氏が就任した

首里市の破れた姿は筆舌ではとても表現が出来ない。ここでは仲吉初代市長が躍起となり旧、鳥堀、赤田、崎山、汀良町に復興住宅が建設され優秀な復興振りを見せてゐた。今回仲吉氏は勇退し後任市長には小灣喜長氏が就任したが両市の重なる役員は次の通りであつた。

那覇市、助役照屋知廣 収入役高良龜五郎 庶務課長賀數世隆 産業課長川

條常顯 商務課長岡村哲秀 社会事業課長具志堅政治 首里市助役花城清用 収入役名城嗣頼 庶務課長與儀清三 産業課長西平守機 庶務課長助役兼任 社会事業課長與那覇政牛

黒潮

〔自沖 1946・8・25〕

北内務部長と富山那覇市長の反目は最近激化し結局監督権を掌握する内務部長の工作通り富山氏の解職となつた。

公選市長を罷免させるのだからそれ相當の理由根拠があるはずだ。内務省は内務部長の進言を容れたまでの話であるが巷間伝へられる如く北、富山両氏の感情のもつれからかういふ結果を招いたとすれば洵に遺憾千万の話である

富山氏退陣後内務部長が市長の職務を管掌すればいくらかこの泥試合も見直す余地がないでもない時期を弁へず今更後任市長が罷り出る幕でもあるまい 一体崎山氏はどういふ心境で実体もない名ばかりの那覇市長に就任するか知らないが法理的にも随分変テコな市長が生れたものだ 某有力は北、富山の反目を察知しこゝは一つ白紙の人物を那覇市長に据ゑ県市両々相俟つて疎開者のために働いて貰はうと神山政良氏を意中の人物として運動したら

いが時既に遅く今度の人事発令となつた。県事務所の諸般の事務が果して厳正適切に運営されてゐるか富山氏に言ひ分はあるこれを機会に県首脳部は疎開者の声をじっくり考へ反省する必要があらう。

市長に罷り出たシテウ崎山さん／北・富山両氏のもつれ

〔自沖 1946・8・25〕
北から南から沖繩同胞は懐しい故郷を臉に描きつゝ歸つて行く折も折こゝ福岡沖繩県事務所北内務部長と沖繩県町村長代理那覇市長富山徳潤氏の久しきに亘る悪感情は遂に爆発し監督権を握る内務部長の裏面工作奏効富山市長退陣、其後任に内務部長の腹心元那覇市長、元代議士崎山嗣朝氏を据えるといふ時節柄不明朗な人事が行はれ疎開者帰還が行はれない時節ならいざ知らず十二月一杯で殆んど全部が歸らうといふ時に今更那覇市長後任を置く必要もあるまいとの声は極めて高い、この人事のお膳立は約一月前から工作が進められ北内務部長は富山市長を不適任者となし後任として崎山氏を推薦、内務省に諒解運動を試み崎山氏の履歴書など関係書類を同省に申達、ひそかに時

期の到来を待つてゐた、当時は帰還問題など未だ具体化せず富山市長も内務部長の排斥運動に抗し頑張つてゐたが去る十五、六日頃突然内務省から那覇市長解職の飛電が福岡事務所に舞ひ込んだ、数日後崎山氏は福岡に乗り込んで来たが那覇市会で公選された市長が一片の電報で解職され実体もない変テコな那覇市々長として今更後任を据えることは適正妥当な人事でなく、むしろこの際後任をおかず監督権を握る内務部長が市長事務を管掌すべきであるとの声が各方面に高い

富山氏は一昨年二月初旬要務を帯びて上京、郷土が戦場化した為め帰郷出来ずそのまゝ九州に滞在し町村長代理那覇市長として疎開者の戸籍事務並に援護事務に勤めてきたが北内務部長と事務的に或は感情的に相容れず久しく反目をつゞけてきた、結局内務部長の監督権が権力を発揮し富山氏退陣となつたが帰還最中の時期を誤つたこの人事問題は沖繩まで延長され種々話題の種類となるであらう

主張／市長罷免問題発展

〔自沖 1946・9・15〕
富山那覇市長の罷免問題は各方面で種々取沙汰されてゐるが問題は中央ま

で飛火、内務首脳部はその善後措置を考慮中と伝へられる

仄聞するに北内務部長はかねて某氏を介し富山氏の円満辞職を依頼したものの、如く富山氏も遂に辞意を表明、いよゝゝ辞表提出の段どりまで漕ぎつけてゐたが突如罷免の憂目をみるに至つた。折角某氏に依頼しておきながら故意にこれを無視し辞意を表明せる者を罷免させた内務部長のお手並は仲々のもので、如何に富山氏の解職を焦つてゐたかを暴露してゐる内務省が一方的に北部長の要請を容れこの措置に出たことは苟も中央官庁たるものゝ執るべき手段に非ず軽卒の誹を免れない。

今回の事件は市町村制施行以来初めての事例として注目され府県制並に市町村制が民主化されようとしてゐる今日全くこれと逆にゆく官僚独善的、非民主的なやりくちである。一官僚の言で直ちに市長を罷免したことは自治機関を軽視したものである。内務省が慎重を期すものなら北部長富山氏の言ひ分を訊きなほよく真相調査した上、断乎たる措置を執るべきであつた。

内務省では富山氏の辞意表明の経緯は全然報告されてゐなかつたと釈明してゐる模様だが、いつれにしても軽卒な一方的独断をもつてかゝる措置をと

つた同省首脳部は勿論その責を負はねばならぬし北内務部長の官僚独善主義も非難されなければならぬ。内務省はその善後策を折角考慮中と言はれるからいづれ何らかの形で表明されることと思はれるがそれによつてこの不明朗人事も浄化されることにならう。

琉球貿易庁／軍政府直轄下に設置

〔つ新 1946・10・4〕
大島、沖繩、宮古、八重山を一プロックとする外国貿易が近く開始されることは既報の通りであるが軍政府では琉球列島貿易庁を設置して其の促進を図るべく沖繩、大島及び先島より各一名宛沖繩の生産物並びに必需物資に曉通し而かも信頼し得る代表委員を選出するやう九月十八日クレイク副長官より知事宛左の指令があつた

琉球列島内の貿易を促進し且同貿易経営の適切なる施策を確立するため茲に琉球列島貿易庁を設置するべし右貿易庁に沖繩、北部琉球列島及南部琉球列島を夫々代表する各一人宛の同委員計三名と本官の任命する軍政府将校を以て組織せらるべし右委員会は之を琉球列島貿易庁と称すべし

右貿易庁は琉球列島内貿易の外、外国貿易の計画を準備すべし
本官は貴官に於て右貿易庁沖縄代表委員一名を任命せんことを茲に要請す、但し同委員は信頼するに足る人物にして沖縄の生産物並びに必要物資に通曉せる人物たるを要す

東洋一の海港都／那覇の新構想！／軍政府が設計図を提示

〔新 1946・11・15〕

”故里は遠きにありて想ふもの”と曾てある詩人は歌つたが生れ土地への愛着は山間僻地の一寒村であれ 生涯忘れ得ない牽引力をもつものだが、沖縄の各村民も漸くおらが村に帰へりつき移動完了の祝賀会が逐次催され今では新風景の一ツとなりつゝ読谷、北谷も一区域乍ら既に住民の居住を許され、伊江島も来春は帰還が叶ふやうであり、残るは首都としての那覇復興の問題となるが、さて、沖縄の中枢部に於て繁栄を誇つた那覇はどうなるか？何日その生れ町に帰れるか？那覇の都市復興は那覇人に限らず全住民に取つての関心事であるが、先に軍政府副長官グレイグ大佐は

那覇は沖縄の首都して近代的な凡ゆ

る装備を施し、官庁街、商店街、住宅街などに区劃し大きさはさておき衛生等文化施設に於ては東洋一の近代都市として面目を一新せしむべしと語つた。更に十一月一日政治部長レイトン大佐は知念地区に引越したばかりの民政府に志喜屋知事を訪問、この日思ひがけずも持参した那覇復興の設計図を親しく示し”右計劃に関する民政府側の意見を聴取することゝなつたが、民政府当局は直に軍政府案をコツパイに取り目下慎重に研究を進めてゐるが、さて待望の海港都市・東洋一の美しい那覇”はいかなる構想のもとに建設が進められるか、読者と共に該設計図を披きチープを馳つて紙上の新都を一巡して見よう

街路樹美しノメイン・ストリート
首都那覇の心臓部はやはり昔なつかしいナハ港に抱かれた那覇四町に建設されるもので、メイン、ストリートは元県庁跡に新装される民政府庁舎の正面からまつすぐに久茂地、松山町に整然たるビジネス街を貫いて、西の海岸を迂廻する海岸遊歩道に結びつくが、その前にこの縦のメイン、ストリートと直角に交る横の本通りがあり、この界限

いつたいが繁華街になり市内道路はすべてこの二条のメイン、ストリートが経緯として碁盤目に四、し本道路は真中の街路樹によつて行き帰りの車道に二分され、更に人道にあたる両側のサイド・ウエイも街路樹により車道と仕切られるから三列の美しい緑樹が街から街へつづくわけだ、さてまつ先に敬意を表すべく読者と共に民政府新庁舎を美栄橋町に訪へばなん、庁舎の裏手から二中前にかけての山手は芝生と樹木よりなる田、画風の公園に緑化してをり更にチープを市内に乗り入れると各所の公共建物は適宜に小公園を控へマアケツトが元東町市場附近及び牧志町の両所に小公園を前に清潔に開設されてをり、市公会堂はユーワグシク前の元沖縄新報社附近にやはり小公園の緑を照り返へして白聖の建物等の目じるしとなつてゐる。車は大門前に返へし徐行しつゝ目星しい建物をひろへば、劇場、ホテルはやゝ元の位置に郵便局、消防署等は櫛比し、工場地帯は住民の生活必需に應へて牧志町の瓦工場附近から那覇駅方面にかけて発展し軽工業が素晴らしい活気を見せてゐるのだ、奥武山公園を望みつゝ漫湖の畔にいて、今は昔の御物城の石垣を偲びながら渡地から快適な海岸遊歩道を一気

に飛ばせば西のは瞬く間に花崎、辻原、三もつ子一体の丘陵地帯に来るがここは跡形なく整地されて、那覇港から慶良間沖合ひを一望に収める絶好の高台に、博物館と動植物園の豪華な建物だ、ゆつくりのぞきたいところだがもうすぐ住宅街だ、若狭町、兼久あたりへかけての住宅街を一瞥しつゝ泊上ノ屋へ急がう、そこに那覇市民を賄う上水道の浄水池があり、発電所があるのだ

住宅街は郊外に

ごく大ざっぱに吾々は新都那覇を巡つたが、さあ全市をふ瞰する上ノ屋の青芝生だ、こゝらでチープをすてゝ一服しつゝ、松岡工務部長の意見を敲いて見よう

図面は米陸軍技術隊の設計になり第一次の試案と云ふべきものであらうが、那覇の海岸を囲廻する遊歩道路や本道路等はあちらでも珍しいほどの近代的な美化をもつてなされ都市の最も大事な施設たる下水道も汚水が科学的に処理される設備をもち建物は当然コンクリートの幾層建とならう、ハイスクールが天妃校附近になつてゐるが、学校等は郊外に設けるのがよくはないかと意見を申したところだ。この立派な街は勿論

沖繩の首都であり、那覇市民のため
の街ではある。これでは狭隘にすぎ
ないかと問へば尤もだ。これはさし
あたり二万五千の人口を対象にした
もので漸次山の手に拡張される筈だ
しかし、垣花、住吉は那覇港の岸壁
に附随する施設となつておりその南
部の丘陵地域とともに住民の居住は
とうてい見込みなからう。市街の建
設にあつては米軍の全面的な支援
に依り工作隊等が編成され工事に着
手されるであらう

気の早い那覇ツ子よ 慌てゝ荷こしら
へするの未だ早い

〔那覇の市街が実現するのはいつか？〕
と志喜屋さんが思はず急ぎ込み尋ねた
ところ 政治部長レイトン大佐の曰く
曾て大震災で灰燼に帰した桑港は完
全に復興するのに二十年を要した
まアその半分の歳月は要しよう
と云ふわけである

しかし那覇と桑港は比較にならぬ 那
覇ツ子よ 気を落すな今や那覇人の那
覇と云ふより沖繩の首都 那覇の首途
だ そこいらの標準力バ屋とは自らは
なしが違ふ 全沖繩の自給をめざす水
田開発の五ヶ年計画と並行させ 腰を
据えて百年の計成るを待つべきであら
う

真和志村の土地調査

〔つ新 1946・11・22〕

土地所有権は申請により戦前の所有者
に返すことになり各町村では民政府の
指示により其の調査に當つてゐるが那
覇に隣接した真和志村ではその三割近
くが村外出身者の所有になつてゐた関
係上調査に随分支障を来してゐる旨同
村長金城和信氏は左の如く語つた

真和志村は那覇市の自然ほう脹によ
り半都半農に発展した其の三割近く
の土地が村外出身者の所有になつて
ゐた関係上土地所有権の調査整理に
随分困難を感じてゐるので此の際真
和志村に土地を所有してゐる他市町
村出身者は早く所有地所在の字委員
会に申請して貰いたい 若し申請が
ないときは不在地主として処理され
ると思ふ

なほ各調査は六ヶ月間に完了すること
になつてゐるが真和志村では八月二十
三日着手した

「こどものくに」／那覇市 が託児所開設

〔つ新 1946・11・22〕

女子の過剰は戦後人口動態の常であり
従つて生産復興は女子労務者に期待さ
れるところも大である 陶器業の復興

を理由に昨年十一月先遣隊の移動をみ
た那覇市では其の後の順調な発展と疎
開者帰還等により十月五日現在で人口

二千六百四十九人を数え其の五割五分
が女子となつてゐるが可働者の比率は
遙かに女子が多く女子労務者なしには
到底労務調整が成り立たず一方女子労
務員の障害となつてゐた乳幼児の心配
を除くため沖繩で最初の試みである常
設託児所の設立が認可され敷地五百坪
コンセツト二棟に内容を充実し職員も
所長以下十四人 全市民の待望を担つ
て十 日早々開設する運びとなつた
なお収容児は五才以下二百名でお八つ
のミルクや菓子まで給与する楽しい計
画であり凡ての経費は民政府総務部社
会課に属し市で管理することになつて
ゐる

復興資材八十万石／五万戸 分続々入荷／マ司令部の 指令愈々実現

〔つ新 1946・11・29〕

沖繩の復興事業も漸く軌道に乗り着々
進捗してゐるといふものの 一も資
材、二も資材で各方面その資材難をか
こつてゐる現状であるが 十一月十九
日莫大なる建築資材が日本々土より那
覇港に着荷 目下陸揚げを了へ各地区

の集積所へ輸送を急ぎつゝあり 日本
材八十万石 釘七百五十噸 セメント

二万袋でこの次に資材は直ちに民需用
に向けられるもので優に標準家屋五万
戸を建造するに足る数量でこれは予定
の半数が到着したもので後続々入荷を
見る筈である、かくて復興の隘路とな
つてゐる資材難もこれで緩和されるで
あらう尚右資材はマ司令部の指令に依
り日本々土より輸送されたもので沖繩
復興に対する日本政府の積極的援助と
云ふより 完膚ないまでに戦禍を蒙ら
しめた沖繩に対し当然果さねばならぬ
償ひの幾分かであり これがマ司令部
の督励によつて実現の運びとなつたも
のである十一月二十四日 志喜屋知事
は右に關し次の如く語つた

先にクレイグ副長官は”日本より君
にお土産だよ”と皮肉たつぷり云は
れたが 昨日レイトン中佐が見え復
興資材に就きはなしがあつた通りこ
の建築資材はマ司令部が日本政府に
命じて送らせたものであり 当然当
地の米軍政府本部の尽力に依るもの
で レイトン中佐のはなしに依れば
最近 日本政府 沖繩地方復興費と
して一億円を計上してゐるとの神な
ども伝つてゐるがこれは日本の自発
的な好意と云ふよりも 当地米軍政

府の積極的な意志であることを察知し吾々住民は軍に協力以て沖縄復興に全力を注がねばなるまい

芽生える那覇／民需品管理 を民政委任

〔う新 1946・11・29〕

十一月一日軍政府が那覇復興の設計図を民政府に提出したことは既報の通りであるが更に那覇港湾の埠頭作業隊も近々に出動の様子であり復興資材も続々入荷しつつあり、那覇方面は頓に活気を呈して再建の気運熟しつゝあるが同港が将来沖縄最大の貿易港に発展するのは最早つたがうべくもない事実で近く沖縄に入荷する輸入品は一元的に那覇港がその場となり現在沖縄に入荷する全物資は凡て米軍が管理してゐるが民需品に関しては今後民間一任の方針で軍政府政治部長レイトン中佐は十一月二十二日民政府に志喜屋知事を訪問し次の如く重要な報告をなした

即ち沖縄に入荷する民需用の物資の集散に就き之を統轄して管理に当る総監督を置き、その監督下に埠頭労務隊長を置くか、前者に三人後者に一人の助手を置くものとしさしあたり（総監督）の候補者を推薦せよと

云ふのであるが民政府では直ちに二十三日午前十時右候補者を軍政府に推薦した、かくして米軍より引渡される民需品は現在土木建築資材は工務、食糧品衣服品は商務、医療品は公衆衛生部でこれが管理にあつてゐるが更にこの上之らの全物資を一元的に総覧する（総監督）を置きこれは更に波止場作業隊の指揮にあたり将来は那覇建設にも采配を揮ひ当然那覇市長たり得る手腕力量ある人物と云ふのである尚この仕事は十二月十五日より開始する予定で準備が進められてゐる

一九四七年

居住地許可

〔新〕 1947・1・17

一月八日左の各村一部禁止区域は夫々住民の居住を許可された

真和志村旧真和志校附近即ち国場より元役場に通ずる道路と識名 与儀間道路が交叉する裏側一部

中城 宜野湾の西村を含む五号線道路(元宜野湾街道)の裏側一部

北谷村 字北谷桑江間の東側山手の一部

安謝居住許可

〔新〕 1947・1・31

真和志村元安謝部落は現在工務部の材木置場になつてゐるが同字一体は一月二十三日住民の居住を許可された

奥武山公園にペルリ村の出

現/作業隊はりきる

〔新〕 1947・3・25

那覇港作業隊は支配人國場幸太郎氏副支配人眞榮城守行氏、呉我春信氏の三氏が、スクラムを組み、軍政府と民政府の下で活動してゐる。作業隊は総

勢三千人近くに達し昼夜三交代制で事務所は奥武山公園内に置いてゐる。作業隊員は那覇出身者を優先に採用し賃金は一時間八十銭程度であるが重労働者として三千カロリーの食糧が与へられてゐる。作業隊家族の住宅は奥武山公園運動場を初めとして壺川垣花、

落平の上や真和志村刑務所附近に設けられ近く、この新住宅を一元とする村政がしかれ初代村長には國場幸太郎氏が就任する筈である。奥武山住宅に

は水道、電気等の便もあり近く学校、病院その他の設備も完備する筈であるが、この新しい村には、今から約九

十年前の五月二十六日ミシツピー号に座乗したペルリ提督が、サスクエン

ナ号やサブライ号を引併して要港那覇に上陸した、ゆかりをもつて「ペルリ

村」と命名される筈である。奥武山の松樹は戦火をのがれ、こんもりと茂つ

てゐるが護国神社は僅に社務所のみを残し本殿は吹きとんであとかたもない。

〔新〕 1947・5・9

民政府では去る五月一日付告示で当分の間左記区域を以てみなと村を置くこ

とに決定 同村長に國場幸太郎氏が任命された

区域 真和志村字楚辺原の一部 美武田原 長作原 一部 阿手川原 赤畑原 那覇市通堂町の一部 山下町

各種選挙への適用期し/先ず市町村選挙法を制定/マ司令部から係官来島民政府成案急ぐ

〔新〕 1947・5・16

民主主義は人民の政治で人民の政治は一般選挙から始まる その意味で選挙の実施は全沖縄住民等しく待望するところであるが 去る九日軍政府では沖縄に於ける市町村選挙法の制定に関する対策及び指示事項を知事宛指令したがこの指令には(沖縄の各種選挙をなすに当つて小範囲の改訂で広く適用し得るよう)留意すべしとされているが、

先ず各種選挙に対する基準を示しこれに準じ代表者をあげて選挙法規や取締規則を制定するようになつてゐるその整備のためには軍政府の援助は勿論 わざわざマツカーサー司令部からキルトン氏が先遣派遣されて来た

日本の公職追放や資格審査などに関連しわ題の種となつてゐる候補者の資格

では軍国主義的学歴を有する者や政策樹立の地位にある官公吏及び前科ある者は禁止されており選挙運動の禁止行為は従前と大差なくその他選挙委員会や選挙人登録選挙人資格など選挙に関する一切の事項を網羅しているが最後に地方自治体構成の項では市町村長の権限 任期や議会の権限 会期 招集及び地方自治体の組織などの項目も掲げられてゐる特にこの指令には この選挙法及取締規則は自治に関し沖縄住民を十分ひ益するよう制定し(且つ軍布告指令等に抵触せざるよう)留意すべき旨指摘されている

要求事項の主なるもの次の通り

要求事項

選挙委員会 三名乃至五名

一名は民政府 一名は民間教育者一名は市町村長により一般より夫々選出 五名の場合は三名を一般より選出職務責任は下記の各項 選挙の管理選挙人名簿 選挙被選挙人資格 投票選挙に関する告訴等

選挙人登録 有資格選挙人の居住年齢其の他の一覽簿に関する事項

選挙人資格 年齢 住居其他の規程候補者 資格年齢 居住 軍国主義的経歴者 政策樹立の地位にある官公吏の禁止 前科ある者の調査 立

立

立

立

立

立

候補者の選挙事務其他

選挙運動 期間 禁止行為（選挙費

過剩 公職濫用 贈賄買収 饗応）

選挙費の公表 用紙制限

選挙事項 市町村長及議員選挙は直

接選挙のみを用う 投票方式開票其

他に関する事項

地方自治体構成 市町村長の権限

任期 議会の権限 会期 招集 官

公吏任命と議会の権限 其他人事に

関する事項

幕舎以下全建物に／愈々家

屋税を賦課／税金は無償

居住者が負担す

〔新 1947・6・6〕

税制復活により売上税 興業税 所得

税等は既報の通り実施されることな

つたが今回更に家屋税が賦課されるこ

ととなり四月一日に遡り全般的に賦課

徴収されることゝなつた

即ち軍政府では去月二十二日付指令

第二十二号を以てこの旨知事宛通牒を

発したが この指令に基き民政府財政

部主税課では 家屋台帳を調製の上

家屋を九段階に分類しその家賃評価を

なし これを基準として賦課すること

になつているが 税率は近く民政府に

於て決定の上軍政府の認可を得た後四

月一日に遡り徴収することになつてい
る 指令要旨は次の通り

家屋は新旧 及び今後の新築を問わ

ず凡て各地区税務署の家屋台帳に登

録すること これにより課税の基礎

となる家賃を決定する

家屋台帳には次の事項を記入する

法律上の所有者所在地 登録番号

延坪 建物形態 年数と建物の状況

種別 税額

各家屋の法律上の所有者は右の事項

を確認する義務を有し且つ市町村長

は所管内家屋に関し右の事項の正確

を期す責任を有す これを故意に歪

曲する場合は茲に所定の処罰を受く

今期課税年度は一九四七年四月一日

より一九四八年三月三十一日迄とす

贈与家屋 住宅 店舗 工場 倉庫

其他 こゝに家屋と称するものは戦

災住宅地に建てられたすべての仮小

舎 地主の所有にかゝると否とを問

わす 其他如何なる場所たるを問わ

ずすべての建物を含む

法律上の所有者とは現に家賃を他人

に支払つていない場合はその占有者

家賃を支払つている場合はその取得

者とする者には法人を含む

税率 課税の基礎は各家屋に定めら

れた家賃による 家賃は九種類に分

ち 延坪数形態其他の条件によつて

決められるが 一坪一ケ年十二円を

越ゆることを得ず この家賃は民政

府主税課をして至急定めしむること

徴収 法律上の家屋所有者は年二回

六月及び十一月中に半期の税を前納

する

申告 家屋の状態其他に変更ある際

は三十日以内に税務署に報告訂正さ

すこと また税賦課に関し不服ある

場合は台帳記入後三十日以内に再調

査を申請すること これに対し市町

村査定委員会が最終決定をなす

免税家屋 民政府並に市町村の有す

る家屋 公共団体により公共の目的

に使用される家屋学校建築 教会

神社 寺院其他法律の定むる建物

但し右の中居住に使用さるゝ部分に

対しては課税す

罰則 税法違反者は五千円以下の罰

金二年以下の禁錮又は両方に処せら

れること

那覇市が土地調査

〔新 1947・8・8〕

かねてより土地調査開始準備中であつ

た那覇市では愈々本月よりその事務を

開始することになつたが那覇市に土地

を有する者は来る十月三十一日までに

那覇市役所内土地所有権委員会宛に申

請書を提出するよう要求している調査

料は一筆につき七円 詳細は最寄の市

町村役場で承知のこと

選挙名簿確定す

〔新 1947・9・12〕

各種選挙を前に各市町村では民政府の

指示により八月一日現在で選挙人名簿

を作製したが本月一日より十日間の閲

覧期間もすぎ名簿は確定した

なお今回の選挙法による選挙権並に被

選挙権およびその欠格条項等は次のよ

うになつている

選挙権 八月一日の名簿作製期に於

て当該市町村に居住一ヶ月以上で満

二十才以上の男女

欠格条項

一 一ヶ月以上の刑に処せられたる

者

二 罰金五百円以上の刑に処せられ

たる者

三 刑の執行中たる者

四 刑の執行猶予中たる者

五 法令に依り強制入院中たる者

被選挙権 選挙権を有するものゝ中

で選挙施行の日に於て満二十五才以

上の男女

欠格条項

一 検事 警察官及収税官吏

二 選挙管理委員 同委員会書記

投票分会長

三 配給事務に従事する職員

復興の促進を期し/土地収

用法を発動/公共事業と

私企業にも適用

〔一新 1947・10・17〕

土地の使用権は経済内令により軍政府より知事に委任され知事は便宜上これを市町村長に委嘱しているものゝ最近土地所有権の調査を所有権の認定と間違え旧地主が平気で立退きや耕地返還等の不法要求を行い各地に面白からぬ問題を惹起しつつあり特に沖縄復興の重大使命を担つて活躍する公共団体或は私企業の使用する土地に關しても旧地主や部落民の反対等で難関に達着しその前途は憂慮されていたが軍政府では去る十月七日付で公共の目的のための土地収用に關し特別布告二十二号及び指令四十四号を發布した

即ち学校 公園 道路 運動場 埋立 治水及び灌漑工事 鉄道 電わ がス 電気其の他一般の福祉を増進する公共事業の建築物及び工事の構築維持運営のため正当に認許された公共団体又は私企業団体は琉球列島内の如何なる土

地に対しても優先的に使用権を与えられるものでその土地の所有又は使用に際し購買若しくは適当な方法で権利を獲得し得ないときは公共団体の場合は団体自体か或は民政府が同権限獲得の手続きをなし私企業団体の場合は直接自身で該土地管轄の民裁判所に手続きを行い手続きと同時に所有若しくは使用権が認められることになつてゐる 但しその際正当な補償を行はねばならぬ

この布告によつて従来復興促進のブレーキとなつていたのが廢除されることとなつたわけである

琉球に於ける政治活動の限

界明確化/言論の自由と

政党

〔一新 1947・10・24〕

復興の歩みとともに漸次沖縄に於ける政治的な動きも甦生の途をたどり沖縄人民党を初め民主同盟 沖縄社会党 琉球社会党 青年民主連盟の五結社が既に届出をしているが近く実施になる市町村各級選挙を目前に控え 政治活動並びに言論の自由に關しては紛々たる個々の言説からいろいろ流説が巷間に伝えられ一般を迷わせていたところ今回軍政府ではこれを明らかに規定することとなり十月十五日付特別布告第

二十三号により政党活動を公開ならしめることとし全住民へ之を指示する事となつた これによれば軍政府の施策並びにこれに因る民政府の方策に対しては批判を加えることを明白に禁じられてゐるが 第五節に於て軍政府の施策に対し平和的にその廢止 修正を請願したり また民政府其他市町村官公吏の適否を論議することは決して禁じていないことが明白にされ軍政府が出来る限りの政治的自由を沖縄住民に附与せんとしていることが認められる

なお非紳士的な個人的中傷や選挙における買収行為などに対してはこれを予想し明記されている要項は次の通りである

政党 とは候補者の選挙に影響を与えまたは与えんとする目的で寄附を受けまた出費をなすすべての委員会団体並に組織体を含む

政党の義務 琉球に於ける政とうは次の義務を有す

政とうの受けたあらゆる資金及び政治とうの支払つたあらゆる出費を詳細正確に記録し且つその写しを各民政府及軍政府へ毎月十五日に前月分を提出すること

各軍民両政府に完全且つ現任の役員及び執行委員名簿を出す事

は書類を以て政党の目的及びその政策綱領を軍民両政府へ届け出ること

に 政党の支持するすべての候補者の氏名を公表し且つ軍民両政府に文書を以て報告すること

ほ 寄附金 出費の会計役員及び執行委員名簿 目的 政策綱領 候補者の目録は届出の日より二ケ年間民政府の公文書とし且つ一般の閲覧に供す

政党に対する制限 役員又は黨員を通じ如何なる政党も次の事をしてはならぬ

い 政治的目的のために琉球に対する連合國中何れかの国の政策 及び琉球諸島或は琉球人に対する軍政府の政策に対し敵意ある又は有害なる或はこれを批判する発言若しくは印刷物文書の配布

る 適用される選挙法の罰則違反を謀議 企図 教唆助言或は違反すること

は 候補者其他の者を誹毀し 中傷すること

に 軍政府の法律 布告 指令 命令及び規則の侵犯を示そつとすること

ほ 候補者の選挙に關して銀行や組合団体から寄附をつけること

へ 投票を得又はそれを阻止するため

又は候補者に賛成或は反対投票をするよう 人にわいるをなし或はわいるを申し出ること

政治的集会 政党は彼等の政治運動を助長するため屋内 屋外を問わず集会 集合其他の会合を行うことを得

通則 本布告は法律 法規 軍政府の布告 指令 命令 規則の実施

廃止 修正のための平和的な請願を禁じ或は琉球官公吏の適否と公正に論議する事を防げるものではない

刑罰 第一条 軍政府はこの布告条項に違反した政党の活動を廃止し又はそれを解散する権限を保留する

第二条 本布告を故意に犯した者は一万円以下の罰金或は二年以下の懲役又は両刑を課す

那覇市の土地測量

〔う新 1947・10・24〕

那覇市では土地所有権調査のため十月二十五日より禁止区域内の实地測量を開始するが測量立会を希望する向は予め市役所に連絡するよう指示しているなお所有権未申告の者は十月末日までに書類提出あり度しと

那覇市が薪の伐出し

〔う新 1947・10・31〕

那覇市、首里市、糸満町を初め南部地区では薪炭不足に悩まされ芋一斤と薪一斤の値段が殆ど同じという現象さえ呈しその解決に悲鳴をあげているが那覇市では市民協力により各区共同で薪炭伐採に当るべく一人当月四束配給を目標にその計画を進めている、即ち那覇市では薪を初め林産物生産のため先に久志村南明治山を払い下げてもらい農業組合の依托経営で薪炭の補給を受けていたが地元町の労力不足と輸送難で一向出廻らぬため今後市当局世わの下に市民で伐採隊を編成し直接生産に当り一万二千の市民に一人当月四束配給を目標に月四万八千束を生産しようとするもので輸送の責任は農連が引き受ける、伐採隊の督励方法として隊員に月十六束を増配しその家族二人までは四束を増配するこれで五人家族なら月二十束の配給を受けその一人が伐採隊員なら増配分二十四束を加え四十五束の配給となるので本計画が順調に行けば近く民の電は賑うことである

市町村長並議員選挙は副長官に一任

〔う新 1947・12・12〕

復興の促進は選挙による人心の一新以外に道はないとは一般の観測で 本紙でも選挙については屢々報道して来たが、去る二日付で公布された軍政府特別布告第二十五号により沖繩の選挙の施行について最終的な決定がなされた即ち右布告によれば市町村長並びに同議会議員の選挙はさきに民政府の提出して認可を受けた選挙法に従って行われるのであるが 但し選挙の期日は軍政府副長官が之を決定することになりその時期は全く予断を許さない 爾他の選挙についても軍政府副長官は時宜に応じて選挙を命ずることを得るが本紙既報の通り 沖繩議会の選挙は講和会議まで預けられた形になつて居るから当分の間は市町村関係以外の選挙は望まれないものと思われる

一九四八年

市町村選挙法要項

〔新〕 1948・1・16

さきに軍政府で起案し軍政府より認可された市町村議員及び市町村長選挙法の要項左の通り

第一章 通則

第一条 市町村の議会の議員及び市町村長はその被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する

第二条 沖繩人たる年令二十年以上の者で一箇月以来市町村の区域内に住所を有する者はその属する市町村の議会の議員及び市町村長選挙権を有する

但し左の各号の一に該当するものはこの限りでない

一 一ヶ月以上の刑に処せられたる者

二 罰金五百円以上の刑に処せられたる者

三 刑の執行中たる者

四 刑の執行猶予中たる者

五 市町村は市町村に対し特別なる関係のある者の申請により前項の規定による住所の要件にかゝらずに議会の議決を経てこれに議会の議員及び市町村長の選挙権を与えることができる

三 前項の規定により住所を有する市町村以外の市町村に於て選挙権を与えられた者はその住所を有する市町村において第一項の規定にかかわらず市町村の議会の議員及び市町村長の選挙権を有しない

第三条 市町村の議会の議員の選挙権を有する者で年令二十五年以上の者はその属する市町村の議会の議員の被選挙権を有する

二 沖繩人で年令二十五年以上の者は市町村長の被選挙権を有する但し第二条第一項但書の各号の一に該当するものはこの限りでない

三 第一項及第二項の被選挙権を有する者で左の各号の一に該当する者は被選挙権を有しない

一 在職の検事 警察官吏及収税官吏

二 選挙管理委員選挙管理委員会の書記及投票分会長 配給事務に従事する職員並に選挙事務に関係ある官吏及職員はその関係区域内においては被選挙権を有しない

四 第一項第二項の年令は選挙の期日よりこれを算定する

第四条 市町村の選挙に関する事務及これに係る事務は選挙管理委員会がこれを管理する

第二章 選挙管理委員会

第六条 市町村に選挙管理委員会を置く

第七条 選挙管理委員は市町村の議会において選挙権を有する者の中からこれを選挙する

第三章 選挙人名簿

第十七条 市町村の議会の議員及び市町村長の選挙は市町村議会議員選挙人名簿及補充選挙人名簿又はその抄本によりこれを行う

二 選挙管理委員会は毎年八月一日現在によりこれを調製し九月一日から十日間その属する市町村役所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならぬ

第四章 選挙

第十九条 選挙長は選挙管理委員会の委員長これに当る投票分会長は選挙長に於て選挙権を有する者の中からこれを選任する

第二十条 候補者は選挙人名簿に記載された者の中から本人の承たくを得て選挙立会人となるべき者一人を定め選挙の期日前三日までに選挙長に届出ることが出来る但し同一人を届出ることが出来ない

第二十四条 投票に関する文字は漢字片仮名 平仮名 ローマ字とする

第二十五条 選挙人名簿に登録せられない者は投票をなすことは出来ない

二 自ら議員候補者の氏名を書くことが出来ない者は投票をなすことは出来ない

第二十七条 選挙会場を閉すべき時刻に到つたときは選挙長はその旨を告げて選挙会場の入口をとざし選挙会場にある選挙人の投票結了するを待つて投票箱を閉さす

第三十六条 選挙長は予め開票の日時を告示せなければならぬ

第三十八条 投票は候補者の何人たるかを確認し得れば有効である但し左に掲げる投票はこれを無効とする

一 正規の用紙を用いないもの

二 候補者氏名の外他事を記載したもの

三 但し職業身分住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない

四 候補者でない者の氏名を記載したもの

五 二人以上の候補者の氏名を記載したもの

六 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

第五章 候補者及当選人

第四十二条 候補者とならうとする者は選挙の告示があつた日から選挙の期日前三日までにその旨選挙長に届出な

ければならない

二 市町村長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は選挙人三十人の連署を以てこれをしなければならぬ

三 選挙人名簿に記載された者が他人を候補者としようとするとときは本人の承だくを得て第一項の期間内にその推薦の届出をすることが出来る

第四十三条 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする但し市町村の議会の議員の選挙にあつてはその議員の定数を以て有効投票総数を除して得た数の四分の一市町村長の選挙にあつては有効投票の総数の八分の三以上の得票がなければならぬ

二 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは選挙会において選挙長があくじでこれを定める

第四十八条 当選人は当選を辞しようとするときは当選の告知を受けた日から十日以内その旨を選挙長に届出なければならぬ

者に対し請負をする者及び其の支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員取締役の職を辞した旨の届出をしなければならぬ

第六章 特別選挙

第五十条 市町村議会議員の選挙に於て当選人が不足した場合又は議員に欠員を生じた場合に不足の数と欠員の数を通じて議員定数の六分の一を超えるときおよび市町村長の選挙において選挙人がないとき又は市町村長が欠けたときは選挙管理委員会は選きよの日を定めて之を告示し特別選きよを行はせなければならぬ

第七章 争訟

第五十四条 選きよ人又は候補者は選きよ又は当選の効力に関し異議があるときは選きよに關しては選きよの日当選に關しては第四十七条第一項又は第二項の告示の日から十四日以内に選きよ管理委員会に対しこれを申し立てることが出来る

二 前項の規定による選きよ管理委員会の決定に不服がある者は決定書を受けた日から二十日以内に地方裁判所に訴えることが出来る

第八章 選きよ運動

第五十七条 候補者又は推薦届出者でなければ選きよ事務所は設置出来ない

第五十八条 選きよ事務所は候補者一人について三箇所迄設置することが出来る

第六十二条 選きよ運動は第四十二条第一項乃至第三項の届出をなした後でなければならずとは出来ない

第六十三条 何人と雖も投票を得若し得しめ又は得しめない目的を以て戸別訪問を為すことは出来ない

第六十四条 二十年未満の学校児童と特別に關係ある地位を利用して選きよ運動をなすことは出来ない

第九章 選きよ運動の費用

第六十六条 候補者は選きよ運動の費用の支出に關する責任者一人を選任しなければならぬ

第七十四条 選きよ運動の費用は候補者一人に付て左の各号の額を超えることは出来ない

の罰金に処せられることになつてゐる
旬日に迫るノ選挙戦漸く高潮

潮

〔つ新 1948・1・23〕

愈々二十二日を以て各市町村では選挙告示を済まし 昨秋来噂に引摺り廻されていた自薦他薦の候補者連中もそれぞれ表からまた裏から投票かり集めに馬力をかけているが 首里市の如きは一つしかない市長の席に六名もの人が立候補を囁かれその他各地に於て激しい逐鹿戦が展開されるものとみられている

なお今度選挙に關する軍布告は次の通りである

北緯三十度以南南西諸島並に近海住民に告ぐ

北緯三十度以南南西諸島並に近海の公務員を民主的選挙に基き大衆により選出することは望ましいことであり又琉球住民より成る委員会は市町村議員及び市町村長選挙法を起草し且つ軍政副長官は之を民主的且つ実施可能な法律であると認可したから茲に余北緯三十度以南南西諸島並に近海軍政府長官米國陸軍准将フレデリック エル ハイデンは左の如く布告する

第一条 地方選挙 琉球列島市町村

長及び市町村議員の選挙を行わなければならぬ軍政副長官は選挙の日を定め且つ本布告前文にいう認可済の選挙法を施行しなければならない

第二条 その他の公務員の選挙 軍政府副長官に対し茲に琉球列島におけるその他の公務員選挙を随時に行う権限を附与するその選挙に当つては夫々の選挙法を施行しなければならない該選挙法は上文にいう法律と大体同様で多少之に必要な修正を加えるか又は前記の法律と同一の方法で之を起草しなければならぬ

第三条 命令作成権 軍政府副長官は本布告の目的達成のため必要な命令規則を追加作成することができる

断然女が優勢/有権者二十四万
新選挙法によれば婦人参政権も認められ選挙当日までに二十才に達した者は男女を問わず自村民主化への尊い一票を投ずることが出来 二十五才以上であれば堂々と立候補して革新政治への直接参与も可能であるがまだ、沖繩では女性を代表して敢然と政界にデビューし男性を相手に敢然立候補する者は噂に上らないが去る八月一日現在による有権者調べでは各市町村とも男子より女子が多く沖繩全体では二十四万九千六百四十八名の有権者中十四万五

千三百三十四名が女子で残り十万四千余が男子となつてゐる

市町村議員の定数

いよ、市町村並びに村議会議員選挙は旬日に迫り村々里々に活潑な逐鹿戦が展開されんとしているが去る十二日付で軍政府よりその定数に関し指令があつた
各市町村長は勿論一人宛であるが議員定数は当該市町村の人口を基として左の如く決定されたが同比率は昨年改訂された日本の町村選挙と同様の比率である

人口二千人以上 十二名
二千人以上五千人未満 十六名
五千人以上一万人未満 二十二名
一万人以上二万人未満 二十六名
二万人以上 三十名
なお右によると人口二万を越え議員三十名の市町村では中頭の具志川村と石川市及び本部町があり 二十六名のところが二十箇町村 二十二名のところが二十箇町村 十六名のところが六箇町村で人口二千人未満には渡名喜村と渡嘉敷村がある
各市町村別有権者数並びに議員定数左の通り

市町村	有権者数	議員定数
那覇	五四五五	二六

首里	九一〇四	二六	名護	六一六八	二六
みなと	二八九七	二二	屋部	二七八二	二二
糸満	六二七一	二六	恩納	三八九八	二二
小碌く	五三五六	二六	金武	三六〇四	二二
豊見城	四二三九	二二	久志	三二二五	二二
兼城	二四七五	二二	宜野座	四八四九	二二
東風平	三七七三	二二	東	一六四八	一六
高嶺	一五八一	一六	国頭	六四八〇	一六
三和	三六七二	二二	大宜味	五七〇五	二六
具志頭	二七〇七	二二	羽地	六三二九	二六
玉城	五〇八八	二六	屋我地	一五八五	一六
知念	三一一七	二二	今帰仁	七六六三	二六
佐敷	三五七九	二二	上本部	三〇六四	二二
大里	六三三一	二六	本部	一〇二〇五	三〇
南風原	三三三四	二二	伊江	三〇八八	二二
真和志	五八八六	二六	渡嘉敷	八二六	二二
浦添	四六四四	二六	座間味	一〇五四	一六
宜野湾	六二七五	二六	仲里	四八七六	二六
勝連	五一五七	二六	具志川	三八三一	二二
読谷	五六一四	二六	粟国	一八五七	一六
北谷	二三五五	二六	渡名喜	七八二	二二
越来	八二八五	二六	伊是名	二八七六	二二
美里	六八四九	二六	伊平屋	一九五六	一六
石川	一〇六〇七	三〇	計	二四九六四八	
具志川	一六〇〇九	三〇	新首長議員は三月就任		
与那城	七七五八	二六	選挙により選任される市町村長並びに		
中城	四七七七	二二	村議会議員は指令により三月一日に一		
北中城	四一三七	二二	斉に就任することになつてゐる		
西原	三七八九	二二	両先島の選挙は三月		

両先島の町村選挙実施は夫々左の通り決定された旨十六日軍政府当局より志喜屋知事宛通知があつた

宮古 村長及村議とも三月七日

八重山 同上三月十四日

大島は六月末日の予定

北谷村は選挙延期

移動未完了 北谷村の選挙は後日改めて実施することに決定した なお大東島も後日行われることになつてゐる

選挙は如何にして/軍政府

でも選挙人へ示唆

〔新 1948・1・30〕

いよいよあと二日で二月一日 五十二箇市町村の首長選挙が行われることゝなつた 候補者は夫々口を開けば自分に都合のよいことを言うものである しかし市町村民は候補者の弁巧につられたり 私利私情を以て市町村長並に議員を選挙するようでは沖繩の民主化はもとより郷土の再建は絶対に困難となる われわれは利権屋と私腹を肥すことにうの目たかの目の人を排し市町村の人人のためにつゝましい公僕として働く人を選ばなければならぬ 今度の選挙を控えて軍政府でもデモクラシーについて民政府へ資料を提供したが選挙について次のように示唆を与

えている

選挙は社会の状況を分つた選挙人の自由な個性と良心から発する場合でなければ自由な選挙とはいえない選挙人が恐怖や ひいきや 賄賂や 脅かしや 個人的な損得の約束によつて動かされるならば それは本当の選挙ではなくて それは単にいゝ加減な気まぐれと一杯気嫌のやりとり過ぎなくなる 我我は忘れてはならぬ 選挙というものは政とだけに関心を持つべき事柄でもなく ケチ臭い嫉視反目をもつて行ふべき事柄でもないということを選挙は実に 生きるか死ぬか 理性と文明か 暗殺と野ばんか 善意と正義による内部結合と忠誠か 権力による統一支配の前に空しく瓦解するか を決める大事である 策略と死による政治にあらずして 理性による政治を欠くがためにひきさかれ 悩み 苦しむ世界の真只中で今や人民が名誉ある歴史をもつデモクラシーの原理を教えらるべきときは来たのである

市町村長選挙終る/俄然新人に有利/新三〇旧現一 三無投票一九

〔新 1948・2・6〕

初の民主的選挙として全沖繩人の希望

と熱意とを以て去る一日施行された市

町村首長選挙は民意の向つところを明確にするものとして一般有権者はもとより軍民両政府方面でも深甚の注視を払つていたが 本紙締切までに判明した本島四十三箇市町村の中旧域は現職の村長は僅かに十三名で残る三十名は新顔の市町村長が登場することゝなつた 一般的に新人の進出が目立ち 本部町では若冠三十八才の兼次佐一君が前町長山川宗道並に水連理事である仲宗根源英の両先輩を悠々制して当選した外 名護町の岸本清 糸満町の上原秀雄、中頭具志川村の安座間じゅん 小ろく村の長嶺秋男 金武村の松岡政幸の各氏とも四十前後の壮年である 激戦地の首里と石川は首里の一位高嶺氏が七七票石川一位瀬良垣氏が七六票夫々法定数に足らず結局前者が高嶺兼島の両氏石川は瀬良垣 高良両氏の一位二位間で夫々決戦投票を行うことゝなつた 両地では八日議員選挙とからんで 混戦状態を呈するものと見られ興味を持たれている

なお首里の四位與儀清榮氏は三十三票を見事獲得街の話題を賑わしている 判明した選挙の結果は次の通り

二一八六	東恩納寛仁
首里市	
二六九七	高嶺 朝光
二五四五	兼島 由明
二二二〇	與儀 清三
三三	與儀 清榮
糸満町	
二二三九	上原 秀雄
二〇一一	城田 徳明
八六七	與世里盛忠
小ろく村	
二七四八	長嶺 秋男
二三一	上原 良源
高嶺村	
六九二	奥村 幸福
六二〇	嘉數 直
具志頭村	
一五三七	仲宗根朝武
八一六	安里 武雄
知念村	
一五六七	宮城 久榮
一一〇七	糸數東吉
佐敷村	
一七一九	嶺井 稔
一五〇二	山城 靜徳
南風原村	
一五四〇	照屋 善清
七七九	吉村 登一
五二七	與那嶺盛雄

真和志村	翁長 助静	新	一六五六	玉城幸次郎	現	宜野湾村	桃原 龜郎	現	その他に対し好感を持たれたようであるが、更に先週志喜屋知事宛文書をもつて一般有権者の投票状況、婦人議員の登場、選挙管理等につき批評を書き送つて来た。各市町村よりの詳細な報告が未だ不調なため選挙戦開始以後の市町村自治の動向は明白にされないが、棄権率の低い点で簡単に一般有権者の政治的自覚を云々することは極めて皮相なりと言わねばならぬものが多分にある。即ち一部分の市町村政治グループの煽動に乗せられ、真の政治的自覚というよりも、むしろ一般有権者の政治的無自覚につけ込み真の市町村自治の将来を危殆に陥らせている向きもあるようである。今后に於ける市町村指導者の自治に対する公明正大な紳士的態度と封建的権謀術数によらず、あくまで正々堂堂たる言論の戦いによつて郷土建設に進むべきことが要請される。従来選挙の結果として見られたいわゆる白黒争いは一部政治グループの無自覚な大衆を利用したところに生じたものであつて、民主主義の美名にかくれて再びかかる事態を生ずる如きことになれば自治能力を自ら否定する結果となる故に警戒せねばならぬところである。更に沖繩復興を考えると市町村指導者層の深く反省せねばならぬと
二八〇六	宮里 榮輝	新	一三九九	比嘉 幸安	新	越来村	城間 盛善	新	
二六五一	美里村	現	一〇六三	宜保 吉仲	新	中城村	渡嘉敷眞睦	新	
四八四九	仲宗根 巖	現	恩納村	伊波 得成	新	西原村	平良 幸市	現	
四五九	小渡 良忠	現	一七四七	津嘉山朝信	新	金武村	松岡 政幸	新	
読谷村	松田 平昌	新	一六五一	津嘉山朝信	新	久志村	安谷屋首房	現	
当選	當山 眞志	新	国頭村	新里 藝福	現	宜野座村	新里 銀三	新	
石川市	瀨良垣宗十	新	当選	新里 前光	現	東村	比嘉 鎌三	現	
二四四八	多嘉良 悟	新	羽地村	新里 前光	現	大宜味村	平良 仁一	新	
二三八四	山城 善榮	新	二八二五	喜納 豊昌	新	今帰仁村	松本 吉英	現	
一九一一	安座間じゅん	新	二二六〇	新城 徳助	新	上本部村	嘉数 宜有	現	
具志川村	吉里 虔治	新	屋我地村	松田 重助	新	雨にめげず/棄権少し			
六〇〇二	宇根加那吉	新	当選	泉 正重	新	今回の市町村長選挙当票は雨天のため棄権者が多数出るものとみられていたが、意外にも各地とも好成績で、詳細な数字は未だ不明だが大体二割乃至三割程度のもつとみられている			
五〇七九	田中 武助	新	本部町	兼次 佐一	新	首里、石川は十二日決戦			
勝連村	根神 輝夫	新	三七九八	山川 宗道	新	石川市と首里市は法定得票数なる有効投票の八分の三に足らず決戦投票は両市とも来る十二日に施行されることに決定即日告示した			
一八三七	新垣 金造	元	三三五一	仲宗根源榮	現				
一六二八	森根 剛	元	一三四八	國場幸太郎	現				
一〇四〇	比嘉 秀盛	新	以下無投票当選町村	赤嶺 好輝	新				
与那城村	安里 榮繁	新	みなと村	島袋 勝介	新				
四〇二三	北中城村	新	兼見城村	山城 興起	新				
三一四〇	一五一一	新	東風平村	金城増太郎	現				
一五一一	名護町	新	三和村	安次富信雄	現				
一二五六	二二二三	新	玉城村	上里 堅浦	現				
二二二三	一九〇六	新	大里村	島袋 盛文	新				
比嘉宇太郎			浦添村						

ころである

武富女史が全島最高点

女子選挙権が認められた沖繩最初の民主選挙で女子を代表して立候補したのは市町村長では一人もなく沖繩の女性未だしの淋しさを与えたが市町村議員選挙ではさすがに女性代表の叫びも力強く名乗りを上げ男性を相手に見事な逐鹿戦を展開ついに首里市武富せつ子（旧ツル）女史 糸満町牧志静女史

長田フミ女史 名護町新垣輝女史の四婦人が栄冠を獲得した なお四十余年を教育界に尽瘁した沖繩教育界の大先輩である首里市の武富女史は五百四十九点 二位の佐久本氏の二百八十四点

に比べて圧倒的な勝利を占め同女史の得票数はおそらく今期議員選挙における 全島最高点 と見られている

教育界出身十九名
去る一日施行の市町村長選挙に於ける教育界出身の選出状況は四十三町村の中教育者の当選数は十九町村となつて

いるその中元教員の当選町村は糸満真和志 読谷 勝連 豊見城 三和 大里 越来 西原 金武 久志 大宜

味の十二町村現教員の当選市町村は首里 小ろく 高嶺 知念 国頭 東風

平 浦添 中城の八市村である

首里石川の決戦

去る十二日行われた石川 首里両市長の決戦投票は両者入り乱れあの手この手息づまる熱戦を展開した結果ついに左の如き成績で終了した

石川市
当選 三九二六 瀬良垣宗十
三七五九 高良 悟

首里市
当選 四一三三 兼島 由明
三五二一 高嶺 朝光

離島の選挙
去る村長選挙における左記各村の当選者左の通り

久米島具志川村
当選 一九八八 祖根 榮春
一一八二 上江洲知允

伊江村無投票
眞榮里豊太郎
吉田 英治
松本 忠徳

渡嘉敷村同
座間味村同
訂正 名護町長選挙に於ける各候補者の得点数を左の通り訂正す

岸本 清 二、一一三三
玉城幸次郎 一、九〇六
比嘉宇太郎 一、五二九

新任助役収入役
〔新 1948・4・30〕

去る二月の市町村長選挙に伴い大体各

市町村とも助役収入役を更迭することとし その詮衡に相当の時日を要したが 民政府総務部へ報告された氏名は次の通りである

なお 浦添 北谷 越来 美里 恩納 久志 東 国頭 伊江 渡嘉敷 座間 味 仲里 久米島具志川の各村は報告未着のため不明である

市町村名 助役 収入役

那覇 又吉 嘉榮 高良龜五郎

首里 稻嶺 盛珍 桑江 良芳

糸満 吉里 眞豫 漢那 朝和

小ろく 長嶺 良松 長嶺 盛良

豊見城 金城 盛兼 大城 龜助

東風平 知念 善榮 金城 忠盛

高嶺 金城 龜善 野崎 眞英

兼城 大城 勇一 大城榮太郎

三和 大城 正一 山城 良行

具志頭 宇座 徳龜 名嘉眞知長

玉城 石嶺 眞誠 嶺井 藤正

知念 大城 盛春 具志堅順榮

宜野湾 伊佐 良英 國吉 眞光
読谷 喜友名正謹 新垣 増郎
具志川 翁長 永昌 伊集 朝吉
与那城 上地 安隆 竹田 實

勝連 藏増 正義 大里 嘉眞
中城 喜屋武盛喜 新垣 善鍋

北中城 比嘉 昌和 崎原 永雄
西原 玉那覇 馨 屋良 智

名護 中村 三男 比嘉 太八
本部 上原嘉四郎 平良 常正

上本部 石川 清榮 よ 名知永
屋部 未 定 具志 幸一

金武 山城 昌英 安次富正英
宜野座 新里福次郎 仲里 徳吉

大宜味 高良 一雄 鳥袋 幸喜
羽地 宮城 源太 喜納 眞英

今帰仁 石嶺 幸享 松田 健一
屋我地 玉城作四郎 城間 盛松

伊是名 銘苅 朝英 比嘉 隆一
伊平屋 城間 喜平 儀間 増次

村振興会 / 眞和志に生る
〔新 1948・5・14〕

那覇に隣接する眞和志村は自然ぼつ脹の一途をたどり特に戦後各種機関の村

内への割込みは急速に眞和志村をして都市移行の感さえ与えているほどである

が同村では将来の発展振興にそなえ全村を打つて一丸とする眞和志村振興

会を結成し村振興に関する各種調査研究 学校教育並社会教育に関する研究 文化運動並びに文化施設経営 奨学資金の提供 生活困窮者の救援等に政治運動を除く一切の活動を展開しようと張り切っている会長には村長がなり文化 教育 事業 庶務委員を設けて全村小学校長を評議員として各種研究に關わり一箇年最低運営費二十四万円の計画である 会員三千人が毎月会費一円をきよ出する外定額篤志寄附希望者が約五百名ほどあり会費収入だけで僅に月約二万円による見込みで従来の学校後援会などもすべて之に合流せしめて全村一致で後援し生活保護の叫ばれていた学校職員を初め必要によつては其他公職者の生活保護も行つことになつており その運営如何は全沖縄に大きな示唆を与えるものと期待されている

膨れ過ぎた那覇／禁止区の 建築を撤去／軍政府から 知事へ警告発す

〔新 1948・5・14〕

世の中が次第に落付いて来て夢に恋つた平和の色彩が濃くなり沖縄の経済活動は再び那覇を中心として展開しようとし昔の那覇人は勿論新しい野心家達

も続々と那覇に集まり猫の額程の土地を争つて家を建て始め土地の割当は戦前の所有権中止のためすべて市町村長の権限となつてに拘らず 那覇市では前地主の承だくを求めさせたため軍布告を無視して宅地難につけ込んで権利書の徴収が内密に行われ今や宅地問題は那覇市の大きな頭痛の種であるが逼迫した宅地難に最近では軍政府規則を無視して軍用地までも潰そうとする状況に立ち到つたようである

軍政府ではこの傾向に対し去る四月末警告するところがあつた アーニーパイル劇場の隣接地は軍用地であるがそこに無断で住宅を建築し始めたことに對し本警告は発せられたもので既に建つた瓦ぶき本建築を含む五六軒は本月初旬中に撤去を命ぜられている 土地開放の申請は現地部隊の外市町村長を通じて軍民両政府に正式に提出すべきもので 之に反する場合は撤去を命ぜられることになる 潮の如き移動熱をさて如何にして処置するかは然し殊に那覇市の悩みであろう

待望の通貨切換え愈々実現 ／七月十六日から五日間 交換、比率は一对一

〔新 1948・7・2〕

戦後の生産減退から生ずるインフレは必然的な現象で終戦後漸次復興した琉球の経済は一昨年八月に於ける新円切換えで 急激に悪化する日本のインフレ経済と結び付けられ十六万に及ぶ帰還者が日本でかき集め行李に詰めて密輸入したばく大な通貨は島内のいんふれに拍車をかけて 米軍の援助と地理的位置のお蔭で此所でのいんふれは日本程の無茶な進行振りは見せなかつたものの 新円交換時の八千万円余の通貨が二年後の現在二億乃至三億と推定されるまでにばう脹し 種々の事情で遅々として進まぬ生産と相俟つて

特別布告の全文は次に記す通りで交換される通貨は日本の通貨および軍票 期間は本七月十六日(金)より二十日(火)の五日間 場所は郵便局および最寄指定交換所になつて居るが交換される新通貨の性格 封さの有無又は補助貨幣其の他の財 的処置については目下の所一切不明であり 軍政府副長官の制定する細則により明らかにされるものと思われるが軍特別布告の内容は次の通りである

第一条 通貨

一 項 一九四八年七月十六日より七月二十日(当日を含む)の期間に於て全日本通貨および軍票の所持者は琉球列島内の郵便局および最寄りの指定交換所に於て同通貨を交換しなければならぬ 同交換期間の終了後は現在流通している通貨は凡て琉球列島の流通手段たるの効力をそつ失する

第二条 米國通貨に関する規程

一 項 琉球列島内に於て アメリカ合衆國 という語のある通貨を所持し又は譲渡することは之を茲に禁ずる

二 項 商会 組合 会社 協会又はその他あらゆる種類の団体にして現在又は今後流通する米國通貨 軍用支払證票を含む 又は通貨の所持を許可する書類を所持するものは 直ちに之を軍

政府に提出しなければならぬ 正当なる理由なくして其提出をなさない者の通貨は没収される

第三条 賞罰

一 個人 会社 法人 又は社会にして 前記の交換期間の終了後 日本通貨および型軍票を交換せずに所持することは不法所持たる事を宣し 所持者は一万円以下の罰金又は一年以下の懲役又はその両刑に処し通貨は没収される

二 項 本布告の規定に反し日本通貨又は型軍票を故意に交換しない事に関する情報を提供し之を逮捕又は特別軍事法廷による定罪を可能ならしめる者は隠とく額の五%にして百円を下らざる報償を与えられる

第四条 規則制定権

軍政府副長官は本布告の規定実施に必要な規則を制定する権利を有する

第五条 旧諸布告および規則の廃止

米国海陸軍政府特別布告 経済内令 軍政府特別布告および経済内令にして本布告の規程に抵触するものはすべて之を廃止する

第六条 所定の期間内に通貨の交換をなすことを妨げられたる者又は止むを得ざる事由の為に又は過失又は怠慢に非ずして交換をなし得ない者は

その事実と事由を明記したる届け書を添え出来るだけ速かにその通貨を提出しなければならぬ 同届け書は適宜の処置を受けるために 軍政府副長官に提出される

交換の手続はこうして
新通貨切換えの手順は次の通りである
沖縄群島では日本円並びに型軍票を市町村長に提出すること
旧通貨を提出したらその預たく證書を受け取ること
交換期間満期後数日の後 預托證書を預托先に提出して 正当所持と認定された金額に対し一対一の比率で新通貨を受領する

さあ、切換えは斯うして、金は世帯別に区、字事務所へ提出し市町村長に軍から明示

〔う新 1948・7・16〕
通貨切換えに伴う臨時所得税の徴収は本紙既報の通り軍政府の承認する所とならず、正当な所持金額はすべて一対一の比率を以て交換される所が明示されたが 愈々十六日から開始される切換の事務に關し軍では去る十日午後一時知念軍政府に沖縄群島の全市町村長を召集して交換開始より完了に到るまで

の市町村長の職務について軍政府財政部アクトン少佐より説明があつたがその要旨は次の如きものである
交換されるのは現在流通している硬貨 少額紙幣など一切の貨幣でその収集並びに新通貨の配布は市町村長が各字毎に之を行う
この際市町村長は区長を含むすべての役場吏員にその責任を代行させる
交換のための現流通通貨は七月二十四時まで受理され原則として世帯毎に行われる
団体の資金は公金たるか否かを問はず 琉球銀行に預金しそれが不可能な場合は市町村長が特別に取扱う
琉球銀行に預金してある資金は交換期日終了後何等の制限も受けずに引出すことが出来る
新通貨は出来るだけ早く市町村長に交付するが 今のところはつきりした月日は分らない
法的に正当な手段で金を獲得した者はその金と同額の新通貨を受領する
最後に沖縄民政府に納付すべき税は必ず支払うよう心得て貰い度い
アクトン少佐の説明に引き継いで行われた質問は二十数項におよんだが一般に關係あるものは要旨次の通りである
正当なる所持金は誰が認定するか

軍政府が認定する
村財源として交換手数料を徴収してよいか 交換手数料は許可しない
台湾帰還者の所持する旧日本銀行券をこの際交換して貰いたい 今度は出来ぬが同様の問題は日本でもあるので マ司令部では委員会を設けて研究している 交換後訓令が出る筈だ
那覇市の交換を速かにやつて貰いたい 出来ない 他市町村と同様である
日本への帰還者の所持金はどうするか 兎も角全額を交換した後 軍財政部に改めて再交換を申請する
交換受領證を紛失した場合はどうするか 市町村長に申請し 市町村長は他の交換を完了した後 残金があれば交付する
銀行で受理せられなかつた破損券は交換出来るか 交換出来る

市町村制十五日実施し市町村長に議会解散権を民間人登用、自治委員会も組織

〔沖夕 1948・7・31〕
待望の市町村制はいよいよ八月十五日をもつて効力発生することに決定、民政府では公布の準備を急いでいる、新制度は九章一六三条に亘り民主的に制

定され、民政府の干渉と強制力を縮小、地方自治体の権能を強化拡充し自主自立の態勢を確立善果悪果を問はず市町村自体の責任が加重されているが主なる改革点は知事の管掌市町村長任命権が廃止され職務管掌が市町村にまかされたこと、予算不成立の場合市町村長がこれを定めること、議会が市町村長の不信任案を提出した場合市町村長は議会を解散して民意に問ふことが出来ること、農業組合、水産組合等の公共団体の活動の総合調整即ち実際の指揮監督が市町村に移つたこと、議員単独の発案権が与へられたこと等である

市町村長、議員の任期は四年とし（現在の首長、議員は一九五〇年九月まで留任）議会は定例年四回召集、臨時議会は議会の申請により或は市町村長単独で召集することが出来る、人民の参政権については今のところ従来と大差ないが将来自治能力を見て市町村長解職、議会解散の請求権利を与へるべきであると規定されている、新制度においては市制、町村制の区別が無くなつたことも相違点の一つである、更に民政府と協力して行政運営の円滑を期するため地方自治委員会（知事の諮問機関）が民間人を登用して組織されるが志喜屋知事は新制度実施にあたり市

市町村長会で軍政府が説明

／港湾労務は絶対必要

〔新 1948・8・6〕

第三回全沖縄市町村長会は七月三十日午前九時よりみなと村に於て開催されたが軍政府より労務係将校オーカー大尉外労務関係者が列席し協議事項中の港湾作業労務供出に於て殆ど全日程を費して軍関係者と市町村長側との間に一問一答が続けられた 即ち現在市町村割当となつてゐる港湾作業の労務供出は重労働であるだけに希望者少くどの町村でもその供出に四苦八苦し部落によつては供出労務者一人に対し一箇月千円宛を与えて応たくさせているとはなしもあるほどであり その供出を円滑に進めるにはいきおい港湾労務者に対し賃金値上げを食糧衣料日用雑貨の特配を即ち実施して貰いたいとの各市町村長一致しての意見開陳に対しオーカー大尉より大要左の如き答弁があつた

一千名の港湾労務者は是非必要である沖縄の労務者が得られぬときは結局各地区倉庫を閉ざして住民の食糧を減らし沢山のフリーツピン労務者

をもつてくる外はない 軍作業員に對しては褒賞として食糧 衣料 日用雑貨等の配給も憂慮されてゐる賃金値上げを計画中であり物価が上れば昇給せしめ円と物との均衡のとれた支払いをするが上げすぎると物価はなお上昇しインフレになるので現在は困難である 現在一箇月百ドルの食糧 衣料が配給品として入荷してゐる

なお日程の都合で市町村長会として意見は八月六日金曜も再び民政府に於て市町村長会を開催して纏めて軍政府に提出することに決め 貨幣交換事務費として各字一日五人の五日乃至八日分の日当が五円 食費一食二十円の実費請求することに決め沖縄自治会館 仮称 建設 本年度予算割当 市町村制公布祝賀式に於て考究することを申し合せて閉会した

那覇の建築／旧鉄路以西廠

禁

〔新 1948・8・6〕

那覇 真和志其の他の地域に於ける住宅及び官公衛建物の建造につき七月三十日夫々左の通り軍政府から指示があつた

那覇市並に真和志村に於ける民住宅

の建築は九号線道路 真和し村安里国場經由玉城村みなと四十四号線道路 那覇 与那原の交叉点即ち南の農れんから北は安謝製材所に近接する一号線道路 那覇 名護 まで旧鉄道線路に併行する線の東側に於てのみ許可

商業建物 官公衛事務所の建築は地域即ち旧那覇市内に於て許可す 即ち那覇、真和志における新築を鉄道線路の東側以内に於ては官公衛事務所建物のみが許可され それ以外に一般民住宅の新築は鉄道線路側東の地域においてのみ認められることになる

西原村の西原飛行場跡は 所から四フイート以外の地域につき農耕を許可するが現地の細目に就いては軍移動係主任スミス氏の指示に依る

北谷村字嘉手納は民住宅の新築を認めない 但し修理はこれを含まない

新市町村制摘要(一)

〔新 1948・8・20〕

第一章 総則

第一節 市町村及びその区域

第一条 市町村の区域は 従来区域による

第二条 市町村は 法人とする 市町村は その公共事務及び法令により 市町村に属する事務を処理する

第三条 市町村の廃置分合又は境界変更は 閣係市町村議会の意見を徴して 知事がこれを定める 所屬未定地を市町村の区域に編入しようとするときも また同様とする（以下略）

第四条 市町村の境界に関する争論は 閣係市町村議会の意見を徴して知事がこれを裁定する（以下略）

第五節 市町村住民及びその権利義務

第六条 市町村の区域内に住所を有する者は その市町村の住民とする 市町村住民は その市町村の財産及び営造物を共用する権利を有し 市町村の負担を分任する義務を負ふ

第七条 市町村住民は その市町村の選挙に参与する権利を有する

第八条 選挙権を有する市町村住民は 其の市町村の条例の制定又は改廃を申請する権利を有する

第九条 選挙権を有する市町村住民は 其の市町村議会の解散を申請する権利を有する

町村議会議員又は市町村長の解職を

申請する権利を有する

第十条 前三条の選挙及び申請に関する事項は 別に法律でこれを定める

第二章 組織

第一節 市町村議会

第十四条 市町村に議会を置く

第十五条 市町村議会議員の定数は次の通りとする

一 人口二千未満十二人 二 人口二千以上五千未満十六人 三 人口五千以上一万未満二十二人 四 人口一万以上二万未満二十六人 五 人口二万以上三十人

前項の人口は 知事の行つた最近の人口調査による

議員の定数は 総選挙を行う場合でなければ これを増減しない 但し著るしく人口の増加があつた場合に 知事の認可を得たときは この限りでない

第十六条 市町村議会議員の任期は 本人の選挙後十五日に始まり 後任者の選挙後十五日に終る

市町村議会議員及び市町村長選挙法による最初の議員の後任者の選挙は 解散の場合を除く外 一千九百五十年九月の第二日曜日に行う

本法特定の場合を除く外 議員の任

期は四年とし 後任者の選挙は 議員在任第四年の九月の第二日曜日に行つ（以下略）

第十七条 市町村議会議員は 市町村の有給吏員と兼ねることができない

第十八条 市町村議会は 左に掲げる事件を議決しなければならない

一 条例を設け又は改廃すること

二 歳入歳出予算を定めること 三 決算報告を認定すること 四 法令の範囲内において 使用料 手数料 市町村税 分担金 加入金又は夫役現品の賦課徴収に関すること 五 基本財産及び積立金等の設置処分に関すること 六 歳入歳出予算を以つて定めるものを除く外 あらたに義務の負担をなし 及び権利を放棄すること 七 異議の申立 訴訟 訴訟及び和解に関すること 八 市町村内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること 九 其の他法令により市町村議会の権限に属する事項

第二節 権限

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 市町村議会は 市町村の

事務に関する調査を行い 関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる

市町村議会が前項の規定により調査を行うため市町村の区域内の公共的団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは 当該団体等は その求めに応じなければならない

第三節 召集及び会期

第二十四条 市町村議会の臨時会は 市町村長がこれを召集する 定例会も 市町村長が其の集會を告示しなければならない 議員定数の四分の一以上の者から會議に付議すべき事件を示して臨時会の召集の請求があるときは 市町村長は速かにこれを召集しなければならない

集會は 開會の前日三日までこれを告示しなければならない 但し 急務を要する場合は この限りでない

第二十五条 市町村議会は 定例会及び臨時会とする

定例会を条例の定める处により隔両月三か月毎にこれを開く 其の集會の日は あらたに成立せる議会毎に 其の最初の会においてこれを定める 但し、其の後の会において変更することを妨げない

臨時会は必要がある場合において其の事件に限りこれを召集する
臨時会に付議すべき事件は 市町村長が予めこれを告示しなければならぬ

臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは 前二項の規定にかかわらず 直ちにこれを会議に付議することができる

市町村議会の会期及び其の延長並びにその開閉に関する事件は 市町村議会がこれを定める

第四節 議長 副議長及び書記

(省略)
(つづく)

新市町村制摘要(一)

〔新 1948・8・27〕

第五節 会議

第三十一条 市町村議会議員は才入歳出予算を除く外 議会の議決すべき事件につき 市町村議会に議案を提出することができる 但し 原案歳入総額の範囲内において 費目又はその額を変更する修正案の提出を妨げない

前項の規定による議案の提出は 文書を以てしなければならない

第三十二条 市町村議会は 議員定数

の過半数が出席しなければ 議事を開き議決することができない 但し第三十六条の規定により半数以上が除斥されたとき、同一の事件につき再度召集してもなほ過半数に達しないとき 又は召集に応じても出席議員が定数を欠き 議長が出席を催告してもなお定数に達しないときは この限りでない

第三十三条 議長が所定の時処において会議を開かない場合に市町村議会議員の定数の過半数の者から請求があるときは 議長は その日の会議を開かなければならない この場合において議長がなお会議を開かないときは第二十八条第一項又は第二項の例による前項の規定により会議を開いたとき 又は議員中に異議があるときは 議長は 会議の議決によらない限り その日の会議を閉じ又は中止することができない

第三十四条 市町村議会の会議は これを公開する 但し 議長又は議員三人以上の発議により 出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる 前項但書の議長又は議員の発議は 討論を行わないでその可否を決しなければならない

第三十五条 本法に特別の定めがある場合を除く外 市町村議会の議事は出席議員の過半数でこれを決し 可否同数のときは 議長の決する処による

可否同数のとき裁決する外 議長は表決に加わる権利を有しない

第三十六条 市町村議会の議長及び議員は 自己又は父母 祖父母 配偶

者 子孫 若しくは兄弟姉妹の一身 上に関する事件については その議

事に参与することができない 但し 議会の同意を得て 会議に出席し

発言することができる

第三十七条 法令により市町村議会の 行つ選挙については 市町村議会議

員及び市町村長選挙法第二十三条 第三十八条及び第四十三条(市町村

長の選挙に関する部分を除く)の規 定を準用する その投票の効力に関

し異議があるときは 市町村議会が これを決する

市町村議会は 議員中に異議がない ときは 前項の選挙につき指名推選

の方法を用ひることができる 指名推選の方法を用ひる場合におい

ては 被指名人を以つて当選人と定 めるべきかどうかを会議に諮り、議

員全員の同意を得た者を当選人とす

る
一の選挙を以つて二人以上を選挙する 場合においては 被指名人を区分 して前項の規定を適用してはならぬ

第三十八条 会期中に議決に至らなかつた事件は後会に継続しない

第三十九条 略

第四十条 略

第四十一条 略

第四十二条 略

軍労務問題ノ労務完全供出 を誓つノ那覇・首里両市 の市民大会

〔沖タ 1948・9・3〕

”販売店閉鎖の衝撃”は何といつても消費地側に大きかつた 閉鎖たつた一日で直ぐ売店の窓口がひらかれ、やつと安堵したといつものゝ今回の”断”に直接原因となつた軍労務者問題は依然住民の實際経済生活と連関して根本的に解決すべき多くの重要問題を残しておりその対策樹立は各方面から大きな関心を向けられているが応急措置として、まず軍労務の完全供出が先決問題なりと各地に軍に対する協力態勢強化の叫びが昂まり那覇・首里両市では市民大会をひらいて市民のさかんな熱

意が吐露された

那覇市 二十六・七日二日間に亘り元
二中校跡広場と國際劇場で開催、青年
会 婦人会側から弁士十余名が交々軍
労務の に対する誠意を
の一層の協力を誓つた

首里市 二十九日公民館で開催、兼島
市長ほか市議数名、青年会代表、軍労
務者代表が夫々軍作業の成績向上を強
調、労務完全供出を誓つた

新市町村制摘要(三)

〔新 1948・9・10〕

第六節 請願

第四十三条 市町村議会に請願しよう
とする者は 議員の紹介により又は
議長若しくは議会の書記を経て請願
書を提出しなければならない

第四十四条 略

第七節 議員の辞職及び資格の決定

第四十五条 市町村議会議員は議会の
許可を得て辞職することができる
但し閉会中においては 議長の許可
を得て辞職することができる

第四十六条 略

第四十七条 略

第八節 紀律

第四十八条 市町村議会の会議中 本

法又は会議規則に違反しその他議場
の秩序を乱す議員があるときは 議
長は これを制止し又は発言を取消
させ その命令に従はないときはそ
の日の会議が終るまで発言を禁止し
又は議場の外に退出させることがで
きる
議長は 議場が騒然として整理する
ことが困難であると認めるときは
その日の会議を閉じ又は中止するこ
とができる

第四十九条 傍聴人が公然と可否を表
明し又は騒ぎ立てる等会議を妨害す
るときは議長はこれを制止し その
命令に従はないときは これを退場
させ 必要があれば警察官に引渡す
ことができる

傍聴席が騒がしいときは議長は総て
の傍聴人を退場させることができる
前二項に定めるものを除く外 市町
村議会は 傍聴人の取締に關し必要
なる規則を設けなければならない

第五十条 略

第五十一条 市町村議会においては
議員は無礼の言葉を使用し又は他人
の私生活に亘る言論をしてはならな
い

第五十二条 略

第九節 懲罰

第五十三条 市町村議会は本法及び会
議規則に違反した議員に対し議決に
より懲罰を科することができる

懲罰に關し必要な事項は 會議規則
中にこれを定めなければならない
第五十四条 第五十五条 第五十六条
略

第三章 執行機關

第一節 市町村長

第一款 地位及び権限

第五十七条 市町村に市町村長を置く

第五十八条 市町村長の任期は本人の
選挙後十五日に始まり後任者の選挙
後十五日に終る 市町村議會議員及
び市町村長選挙法による最初の市町
村長の後任者の選挙は 不信任議決
の場合の外 一千九百五十年九月の
第一日曜日に行う 前項の場合を除
く外 市町村長の任期は四年とし
その後任者の選挙は 在任第四年の
九月の第一日曜日に行う

第五十九条 市町村長は 市町村議
會議員を兼ねることができない

第六十条 市町村長は 市町村に対し
請負をなし又は市町村において経費
を負担する事業につき その市町村
長若しくは市町村長の委嘱を受けた
者に対し請負をなす者及びその支配
人又は主として同一の行為をなす法

人の役員となることができない

第六十一条 市町村長は その被選挙
権を有しなくなつたときその職を失
う 以下略

第六十二条 第六十三条 略

第六十四条 知事は 市町村長が著し
く不適任であると認めるときは 第
百六十条の規定により地方自治委員
会の承認を得てこれを罷免するこ
とができる

市町村長の兼任不可

〔新 1948・9・17〕

新市町村制の公布に伴い市町村内の農
業組合 水産組合等の公共的団体は第
七十条に當該市町村長の指揮監督の
下に置かれることになつたが 本条の趣
旨に鑑み民政府では去る十一日総務経
済部長の連名で市町村長及び吏員は上
記の団体の職員を兼職することは不当
である旨各市町村宛に通知した
但し議会については第十八条八により
市町村と同様 公共的団体の綜合調整
にあたるのであるが議員の上記団体の
職員を兼職出来るか否かは 未だ明瞭
ではない

市町村議会議長選挙

〔新 1948・9・17〕

新市町村制により各市町村ではそれ／＼議長 副議長の選挙を実施しているが判明せる糸満外四市町村の分左の通り（上欄は議長 下欄は副議長）

糸満町

赤嶺 恒春

首里市

儀武 息睦

真和志村

大城 三郎

那覇市

具志頭徳助

大里村

上原 範

大城亀太郎

渡嘉敷宗賀

宮里 榮輝

仲井間元かい

親泊 元長

新市町村制摘要(四)

〔新 1948・9・17〕

第六十五条 第六十六条 第六十七条 略

第六十八条 軍政府の政策又は軍政府の政策に基づく民政府の政策による事務については市町村長は 知事の指揮監督を受ける

前項の場合において市町村長の処分が成規に違反し又は権限を超えると認るときは 知事は 市町村長の処分を取消し 又は停止することができ

きる

第六十九条 (略)

第七十条 第七十一条 (略)

第七十二条 市町村長は 当該市町村の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため これを指揮監督することができる

前項の場合において必要があるときは 市町村長は 該公共団体等をして事務の報告をさせ 書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる

市町村長は 第一項の監督上必要な処分をし又は知事の措置を申請することができる

知事は 市町村長の処分を取消すことができる

第七十三条 第七十四条 第七十五条 略

第二款 補助機関

第七十六条 市町村に助役一人を置く 但し市町村は条例でこれを置かないことができる

第七十七条 助役は 市町村長が市町村議会の同意を得てこれを選任する

第七十八条 助役の任期は 四年とする 但し 市町村長は任期中においてもこれを解職することができる

第七十九条 市町村議会議員及び市町

村長選挙法第二条第一項の各号の一に該当する者は助役になることができ ない

助役は 市町村議会議員及び市町村長選挙法第二条第一項の各号の一に該当するに至つたときは その職を失ふ

第八十条 第八十一条 第八十二条 (略)

第八十三条 市町村に収入役一人を置く 但し 市町村は 条例で収入役を置かず 市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる (以下略)

第八十四条 市町村長 助役又は監査委員と親子 夫婦 兄弟姉妹の關係にある者は 収入役となることができない (以下略)

第八十五条 (略)

第八十六条 市町村は 処務便宜のため条例で区を劃し区長を置くことができる

第八十三条第二項の規定は 区長にこれを準用する 但し区長の任期は二年とし 市町村長は 任期中でもこれを解職することができる

第八十七条 (略)

第八十八条 (略)

新市町村制摘要(五)

〔新 1948・9・24〕

第三款 議会との關係

第八十九条 市町村議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは 市町村長は 理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わしめなければならない

前項の規定による市町村議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは市町村長は知事の裁決を請ふことができる

第九十条 市町村議会の議決が収入又は支出に關し執行することができないものがあると認めるときは 市町村長は 理由を示してこれを再議に付さなければならない

議会において左に掲ぐる経費を削除し又は減額する議決をしたときはその経費及びこれに伴ふ収入についても亦同様とする

一 法令により負担する経費及びその他の市町村の義務に属する経費
二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のため必要な経費
前項第一号の場合において市町村議

会の議決がな同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは 市町村長は その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる

第二項第二号の場合において市町村議会の議決がな同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは 市町村長はその議決を不信任の議決とみなすことができる

第九十一条 市町村議会において市町村長の不信任の議決をしたときは 市町村長は 十日以内に市町村議会を解散することができる

市町村議会において市町村長の不信任の議決をした場合において本条により市町村議会を解散しないとき又はその解散後始めて召集された議会において再び不信任の議決をしたときは 市町村長は 退職しなければならぬ

本条の不信任の議決については 議員数の三分の二以上の者が出席しその四分の三以上の者の同意がなければならぬ

第九十二条 市町村議会が成立しないとき 第三十二条但書の場合においてなお会議を開くことができなるとき 緊急な事件で議会を召集する暇

がないとき 又は市町村議会がその義務に属する事件を議決又は決定しないときは市町村長はその議決すべき事件又は決定すべき事件を処置することができる

前項の規定による処置については 市町村長は 次の会議においてこれを議会に報告しその承認を求めなければならぬ

第九十三条 市町村議会の権限に属する軽易な事項で条例で指定したものは 市町村長において専決処分することができる

本条により専決処分をしたときは 市町村長は これを市町村議会に報告しなければならぬ

新市町村制摘要(六)

〔新 1948・10・1〕

第二節 監査委員

第九十四条 市町村は 条例で監査委員を置くことができる 監査委員の定数は二人とする

第九十五条 監査委員は 市町村長が議会の同意を得て 議員及び行政財務の学識経験を有する者の中から各一人を選任しなければならない

第九十六条 監査委員の任期は二年とする(以下略)

第九十七条 監査委員は 市町村の有給吏員を兼ねることができない

第九十八条 監査委員は 市町村の経営に係る事業の管理及び市町村の出纳その他の事務の執行を監査する

監査委員は 毎会計年度少くとも一回以上 期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない

監査委員は 知事又は市町村議会の要求があるときは 臨時にその要求に係る事項について監査をしなければならない

監査委員は 前二項に定める場合を除く外 必要と認めるときは 何時でも監査をすることができる

監査委員は 監査の結果を知事 市町村議会及び市町村長に報告し 且つこれを公表しなければならない

第九十九条 略

第四章 給与

第一百一条 市町村は 市町村議会議員 選挙管理委員 議員から選任された監査委員 専門委員 選挙長 投票

分会長選挙立会人及び投票立会人に対し報酬を支給しなければならない(以下略)

第一百一条 略
第五章 財務

第一節 財産及び营造物
第一百三条 市町村は 収益のためにする財産を基本財産として維持することができる

市町村は 特別の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀等を積み立てることができる

第一百四条 旧来の慣行により市町村の住民中特に財産又は营造物を使用する権利を有する者があるときは その旧慣による その旧慣を変更し又は廃止しようとするときは 市町村

議会の議決を経なければならない 前項の財産又は营造物をあらたに使用しようとする者があるときは 市町村は 市町村議会の議決を経てこれを許可することができる

第一百五条 市町村は その区域外においても亦関係市町村との協議により营造物を設けることができる

前項の協議については 関係市町村議会の議決を経なければならない

第一百六条 市町村は 他の市町村との協議により 他の市町村の財産又は营造物を自己の住民の使用に供させることができる

前項の協議については 関係市町村の議会の議決を経なければならない

第一百七条 略

第八八条 市町村は 財産又は營造物の使用に關し 条例で二千円未満の過料を科する規定を設けることができる

過料に不服の者は 六十日以内にその市町村を管轄する巡回裁判所に訴えることができる 巡回裁判所は 過料を減じ又は取消すことができる

第九九条 財産又は營造物を使用する権利に關し異議がある者は これを市町村長に申立てることができ(以下略)

真和志村/台風被害復旧委員会

員会

〔新 1948・10・15〕
去る台風で真和志村では倒壊家屋四二三戸 半壊家屋六二〇戸 農作物被害は野菜が滅、甘藷五割で安謝方面では護岸の潰滅により潮害ひどく食糧難の家族が全村で約五百戸 二千名に上つており同村では七日午前九時より翁長村長以下村役所吏員 全区長 議長 学校長を網らして台風雨被害復旧委員会を組織し応急対策として各区本位に共同作業による復旧態勢を整え被災村民を援助することになつたが殆ど全滅した公共建物復旧案としては
村の計画による努力奉仕で速急に診

療所を復旧する

全滅した五か所の各売店は当該区域民の責任に於て復旧する
各学校の復旧は学区域民の作業による
その他郵便局 派出所等の復旧は村の計画に村民が協力することを決定した

市町村会の正副議長

〔新 1948・10・15〕
その後判明せる市町村会の正副議長氏名左の通 正副の順
小ろく村 上原良源 平良雄一 東風平村 神里長友 神谷徳藏 高嶺村上原善光 比嘉喜一 三和村 喜友名英俊 大城一郎 玉城村 大城理秀 垣花輝庭 南風原村 大城森 與座章三郎 渡嘉敷村 宮平榮一 田村正功 渡名喜村 桃原健藏 比嘉松榮 中頭具志川村 伊禮武志 高江洲義光 中城村 屋良一 多和田眞榮 名護町玉城幸次郎 比嘉景一 本部町 仲原英通 仲井間盛榮 上本部村 安里眞安里武夫 屋部村 岸本憲次 岸本賀正 屋我地村 山田完正 城間盛輝

新市町村制摘要(七)

〔新 1948・10・15〕
第二節 収入

第一百条 市町村は 法律の定める処により市町村税を賦課徴収することができる

第一百一十條 市町村は 分担金を徴収することができる 以下略

第十二條 市町村は 非常災害の復旧のため必要があるとき その他特別の必要があるときは 夫役現品を賦課 徴収することができる
夫役又は現品は これを金額に算出して賦課しなければならない 但し市町村民税を準率としなければならない
ない
學術 美術及び手工に關する勞務については 夫役を賦課することはいきない
夫役を賦課された者は 本人自らこれに當り又は適当な代人を出すことができる
夫役又は現品は 金錢を以つてこれに代へることができる

第二項及び前項の規定は 急迫の場合 その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品についてはこれを適用しない

第十三條 第一百四條 第一百五條 第十六條 第十七條 略
第十八條 分担金 夫役 現品 使用料 加入金及び手数料の賦課又は

徴収を受けた者がその賦課又は徴収につき違法又は錯誤があると認めるときは その告知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができる 以下略

第十九條 第二十條 略
第三節 支出
第二十一條より第二十五條迄略

第四節 予算内
第二十六條 市町村長は、毎會計年度、歳入歳出予算を調整し 年度開始前に市町村議会の議決を経なければならない
市町村の會計年度は 民政府の會計年度による
予算を市町村議会に提出するときは 市町村長は 併せて財産表 予算説明書 その他財政状態の説明資料を提出しなければならない

第二十七條 市町村長は 市町村議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる
市町村長は 必要に応じて一會計年度の中の一定期間内にかかる暫定予算を調製し これを議会に提出することができる

前項の暫定予算は 当該會計年度の予算が成立したときはその効力を失うものとし その暫定予算に基く支

出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基く支出又は債務の負担とみなす

第二百二十八条 市町村の経費を以つて支べんすべき事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、市町村議会の議決を経て、その年期间内各年度の支出額を定め継続費とする事ができる

第二百二十九条 市町村は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設けなければならない
予備費は、市町村議会の否決した費途に充てることができない

第二百三十条 予算は、市町村議会の議決を得た後、直ちにこれを知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならぬ

第二百三十一条 市町村は市町村議会の議決を経て、特別会計を設けることができる

新市町村制摘要(八)

〔新〕 1948・10・22

第五節 出納及び決算

第二百三十二条 市町村の出納は、毎月例日を定めて市町村長がこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回、臨時検査をしなければならない

臨時検査をしなければならない。臨時検査には、市町村議会議員において互選した二人以上の議員の立会を必要とする

市町村長は、検査の結果を市町村の議会に報告しなければならない。監査委員を置いた市町村においては、監査委員が検査して、これを市町村議会及び市町村長に報告する

第二百三十三条 市町村の出納は、翌年度の五月三十一日を以つて閉さす

第二百三十四条 決算は、證書類と併せて収入役からこれを市町村長に提出しなければならない。この場合において収入役は、出納閉さ後一ヶ月以内にこれをしなければならない

市町村長は、決算及び證書類を審査し、その意見を附けて次の通常予算を議する会議までに市町村議会の認定に付さなければならない

決算は、その認定に関する市町村議会の議決とともに知事に報告し、且つその要領を告示しなければならない

監査委員を置いた市町村においては、市町村長は、決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を附けて市町村議会に提出しなければならない

第六節 雑則

第二百三十五条 市町村長は、議会の指

定した事業につき、その経営状況を明かにするため定期に貸借対照表その他必要な書類を作成し、その意見を附け、監査委員を置いた市町村においては、監査委員の審査に付し、その意見を附けて、次の議会に提出しなければならない

第六章 市町村組合及び財産区

第一節 市町村組合

第二百三十七条 市町村は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、知事の許可を得て、法人たる市町村組合を設けることができる。この組合において組合内の市町村につき、その市町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は組合の成立と同時に消滅し、組合がその任にあたる

市町村は組合から任意に脱退することができ、但し、規約に脱退期限を定めた場合に、その期限前に脱退するときは、市町村は、規約の定める処に従い脱退により生じた損害及び生ずべき損害をばい償し、なければ

ならない

第二百三十八条 市町村組合は、これを組織する市町村の数を増加し若しくは共同処理する事務を変更し又は組合の規約を変更せんとするときは、関係市町村の協議により、知事の許可を受けなければならない

第二百三十九条 市町村組合の規約には、左に掲ぐる事項及び特にその組合に必要な事項につき規約を設けなければならない

- 一 組合の名称
- 二 組合を組織する市町村
- 三 組合の共同処理する事務及びその処理の方法
- 四 組合の事務所的位置
- 五 組合会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 組合の経費の支べんの方法
- 八 脱退の方法 条件

那覇その他解禁地域

〔新〕 1948・10・22

軍政府は十一日及び十二日左の地区に対し夫々農耕並びに住民の居住を許可した

南風原村津嘉山 今般軍需品の撤回

とゞもに住民の居住 農耕を許可
東風平村富森並びに世名城一居住農
耕許可

但し 許可あるまで高良に移住せず
又隣接する弾薬集積所に立入らないこ
と

勝連村平敷屋附近一農耕のみ許可
那覇牧志アーニーパイル附近の未許
可地一那覇公会堂

図書館 診療所及び商業用地として
開放す

新市町村制摘要(九)

〔新 1948・10・29〕

第四百十条 市町村組合に組合会を置

く 組合会は 組合の管理者を選挙
する

管理者は 組合会の議長となる

組合は 管理者の外に職員をおくこ
とができる

組合の経費は 市町村がこれを分担
する

第四百十一条 市町村組合を解散せんと
するときは 知事に届出をしなけ
ればならない

第四百十二条 省略

第四百十三条 省略

第四百十四条 市町村組合の経費と分
賦に関し 違法又は錯誤ありと認め

るときは 市町村は その告知を受
けた日から三十日以内に組合の管理
者に異議の申立をすることができ
る

前項の異議の申立があつたときは
組合の管理者は 組合に諮つてこれ
を決定しなければならない

組合は 前項の規定による諮問があ
つた日から二十日以内にその意見を
述べなければならない

第四百十五条 市町村組合については
法令に特別の定めのある場合を除く
外 市町村に関する規定を準用する

第二節 財産区

第四百十六条 法令に特別の定めがあ
るものを除く外 市町村の一部で財
産を有し又は営造物を設けているも
の(これを財産区といふ)があるとき
は その財産又は営造物の管理及
び処分については 本法中市町村の
財産及び営造物の管理及び処分に関
する規定による

前項の財産又は営造物に関し特に要
する経費は 財産区の負担とする

前二項の場合においては 市町村は
財産区の収入及び支出に関しては会
計を分別しなければならない

第四百十七条 財産区の財産又は営造
物に関し必要があると認めるときは
知事は 市町村の条例を設定し財産

区の議会又は総会を設けて 財産区
に関し市町村議会の議決すべき事件
を議決させることができる

第四百十八条 財産区の議会の議員の
定数 任期 選挙権 被選挙権及び
選挙人名簿に関する事項は 前条の
条例中にこれを規定しなければならない
も亦同様とする

前項に規定するものを除く外 財産
区の議会又は総会については 市町
村議会に関する規定を準用する 但
し 被選挙権の有無は 市町村議会
がこれを決定する

第四百十九条 本法に規定するものを
除く外 財産区の事務に関しては
民政府令でこれを定める

第七章 市町村長の協議会

第五十条 市町村長は 市町村の事
務又は軍政府の政策若しくは軍政府
の政策に基く民政府の政策による事
務の連絡調整を図るため その協議
会を設けなければならない

第五十一条 市町村長の協議会に会
長及び副会長 一人を置き 市町村
長がこれを互選する

会長は 協議会に関する事務を総理
し 協議会を代表する副会長は 会

長を補佐し 会長に故障があるとき
はその職務を代理する

第五十二条 市町村長の協議会は
必要があると認めるときは その会
議に民政府の部長の参加を求めら
ることができる

第五十三条 市町村長の協議会に関
する費用は、市町村がこれを負担し
なければならない

自由企業十一月一日より実
施される/島内生産品の公
定価格撤廃/琉球列島間
の民間貿易許可される

〔沖タ・号外 1948・11・2〕

琉球列島内の民間取引は従来統制下
に行はれることを建前としていたが
実際的にはすでに自由経済の形態に
置かれておりこの際自然発生的な自由
経済を法的に認め統制を撤廃して民
経済の活性化を図り経済復興を推
進するを妥当とし軍政府では先般
来自由経済移行への準備をすすめて
いたが十一月一日よりいよいよ/実
施に決定、特別布告第三十三号を
以て公布した

官公吏軍労務者の俸給はそのま
ゝ / "特設売店"で生活を保障

同布告によつてすべての島内生産
品の公定価格は撤廃され集荷配給
の統制も

なく市価で自由に取り引出来、闇取引という事業が消えるわけである、賃金も軍政府民政府の雇傭者その他の官公吏と軍労務者は現行のまゝ公定賃金であるが一般に対しては枠を外している、指定された区域では外国人との取引もゆるされ島内生産品を外人に売ることが出来るがドルの使用は禁じられB軍票で取引する、列島間の貿易は許可の範囲内で自由に行はれ貿易商の免許を得れば政府の告示する重要物資以外は自由である 許可なしに例へば漁船が貿易行為をなす場合は不法として処罰される 床屋、時計修理、洋服屋等技術を売るサービス業の客から受ける報酬の額も物品価格と同様自由となつた、あらゆる企業は知事の認可を得て行はれ小売商や飲食店も店頭に免許証をかゝげて公然と営むことが出来る、

補給品の価格は同じ島内生産品の価格を基準にして設定されるが公定賃金取りに対しては一般より安く売ろうと二重価格制がとられることになり特設売店を設ける計画であるがその具体的実施方法は軍民両政府関係部で考慮中である、各民政府に又列島を一円とする経済委員会が常置され住民の経済、生産、賃金、物価、生活状態等について軍政府の命ずる事項を調査報告する任

務をもち自由経済実施後の経済調整に万全を期することになつている

軍特別布告33号の概要

定義 自由企業とは価格の統制なくして製造、売買及サービス業を営むこと 列島間貿易とは北部琉球、宮古、八重山、沖縄の間に営まれる交易をいう 市場とは物品交換及サービスを為すべく認可された場所 島内生産品とは列島内の天然資源及びこれに加工したもの 重要物資とは基礎的経済復興に必要なもので軍政府が認可する サービス業とは特別技術を要する仕事、即ち時計修理、仕立屋等という

自由企業 個人或は団体で列島内交易或は事業に従事せんとする者は民政府に届出免許を得ること

島内生産食糧及他の重要物資は価格統制なしで琉球人にのみ売られる 重要島内生産品の供出配給は中止されるが貿易品として圏外に持出してはならない 仕立屋、時計修理等の営業は価格の統制なしで経営出来る 軍補給物資 補給食糧は各自の配給率即ち現行のカロリー基準で配給されるその価格は同様の島内生産品の価格を基準として設定する、但し軍政府、民政府の雇傭員に対しては公定賃金を

考慮して値段を決める

軍政府輸出入案 貿易庁は軍政府貿易資金で輸入した物資以外の物資配分処理の権限を持つ、但しその価格は土地生産品の価格を基準として設定する 琉球経済委員 各知事によつてその職員中から任命された代表者で常置経済委員会を組織する、委員は企業の趨勢、生産、賃金、物価及生活状態について調査し統計資料を提出する

罰則 無免許の企業及交易は一千円以下の罰金、三ヶ月以下の懲役又は両

刑 重要物資の輸出又は非琉球人に對し指定場所以外で販売した場合罰金五千円以下、懲役一年以下又は両刑 政府独占事業の商品をその代行機関以外のものが生産、分配、販売したら罰金五千円以下、懲役一年以下又は両刑 軍政府の認めた市場以外で米軍人及其の家庭のために輸入された食糧、衣服、備品、又はPX品物の売買、バター及其の契約をなしたものの罰金五千円以下、懲役六ヶ月以下又は両刑 この布告違反者は上記罰則に加え各民政府で企業免許を取消すことが出来る 如何なる人も占領軍の軍用物資を占領軍の個人から受取つた場合はその性質、取引の手段の如何に拘はらず二万五千以下の罰金、一年以下の懲役

又は両刑但し左の場合はのぞく (イ)軍政府の公認の販路及市場の取引により得た物、公認の救済団体より支給の物、軍係官のサイン、証明書で得た物、(ロ)米軍個人から価値の少い品物の少量を貰受人の直接の使用のために与へられた物

民政府に「法制審議会」設置するノ立法機関発足への前提措置

〔沖夕 1948・11・10〕

新時代に即応する民主的諸法律を生む立法機関の実現は戦後全住民の齊しく待望するところであり民政府ではかねてこれに代るべき前提措置として法令を制定改廃に関する重要事項を審議併せて知事の諮問に答える「法制審議会」を民政府内に設定すべく準備をすゝめていたが十三名の全委員の顔触れも決定去る一日民政府訓令として公布施行された、同審議会は法令作成、法令に関する軍政府への進言案の作成、法令の解釈疑義に関する事項、その法制審査に關し知事の諮問に答へたまわ進言を行ふ機関で専門委員一名(嘉陽安春氏に内定)が置かれる、近く初回の委員会を開き正副会長の選挙、会長指名で常任委員を任命する、

【法制審議会委員】当間重剛(経済部長) 前上門昇(司法部長) 鳥袋全發(官房長) 仲村兼信(警察部長) 仲宗根秀俊(総務課長) 嘉陽安春(行政課事務官) 以上知事任命 知念朝功(軍司法部長) 宮里辰彦(貿易庁長) 山田有幹(軍公衆衛生社会事業部長) 東恩納寛仁(民労務委員) 平良辰雄(農連会長) 山田政功(弁護士) 富山徳潤(同) 以上知事依嘱

配給問題めぐる”住民不平の声”素る

〔沖タ 1948・11・24〕
”配給食糧”をめぐつて醸し出されるいろ／＼の不平不満の声はそれが住民生活と切実につながる問題であるだけにたといさ／＼やかなものでも堆積して大きな社会不安の因をつくる、それはどこまでも正しい方法で訴えられ、且つ公明に解決さるべきであり、こゝに最近首里市に起つた問題を一例にとりあげて”不平の声”の真相を訊き、公営売店にからむいろ／＼の問題を抉つてみる

首里市／配給米の量目不足に抗議
／当局に臨時市会や公聴会要求
去る九日首里市内第一売店区域の一部赤平、赤田両区の婦人会側が配給米の

手取量目に大分の”減り”があることをつきとめ、売店に対する正式抗議となり、警察、市当局、区民側立会の協議会で売店当局者もこれを認め不足量の追加配給をした事実があり、一応問題は収つたが、さて、この”量目不足”はどこからきたか、

儀間赤平区婦人会長の話”従前から定められた量より何時も少いように感じたので配給の前日販売店に注意したが、今度はますます／＼ひどく一世帯で四五升も不足する始末です、とくに売子のうちの一人が悪いようです、

兼島市長の話”一売店従業員の過誤で市民に迷惑をかけたのは遺憾、今後一層注意したい、

第一売店主任の話”三ポンドの風袋を二ポンドとして秤量するよう云いつけたのは事実、今回は入荷の際六分の荷くづれがあつたので全体から相当量の斤減りを予想し、そのためにとつた止むを得ぬ措置である、

問題の売子 さんの話”量目を減らしたのは上司の云いつけを守つたにすぎず、私一人を悪者扱いにするのは心外

座波首里署長談”横領の疑はないよ
うだ、今後は双方協議、残量を適当に追加配給してケリがついた

なお事件直後従業員 は解雇され売店主任は辞表を提出したが市会ではこの問題を重視して当局に対し臨時市会の招集を要求、同市青年連合会では公聴会の開催を市長に要求している

那覇に公営市場

〔沖タ 1948・12・15〕
七日の那覇市議会では現在の市場を市の公営市場として経営するよう市当局に要求、来年四月より移管することに決定し市場使用料を市の財源に繰入れることになつた、現在の市場使用料は一カ月九万円に上るものと見られている

一市三村に跨がる／沖繩首都案を採択／真和志大道を行政の中心に

〔つ新 1948・12・27〕
先に発足した復興企画委員会の一部をなす都市計画専門委員会では去る二十日第二回目の委員会を開催し沖繩の首都について協議したが、地域を首里那覇 真和志 小禄の二市二村に豊見城の一部を含めて沖繩市とし、行政の中心たる官庁を真和志村大道に置き安謝橋附近及び国場川沿岸を工業他帯とし沖繩大学以下専門高校等の教育機関

を首里に設けきゆう那覇市内を商店街に割当て市場を旭町 駅を古波蔵とし旧市内を取巻く上の屋 泊 小禄等を住宅区いきにあてることに意見を致した

なお同委員会は経済部長を委員長とし委員は官房 総務 公衆衛生 工務 各部長 法審事務局長 企画局長の外屋部健 仲座久雄 南風原朝保 瀬長龜次郎各氏である

復興企画委員会

第一回同本委員会は去る二十二日開催 土建復興四か年計画案作成方針と各部復興計画方針概要を発表した(詳細後報)

一九四九年

首里市復興期成会 / 旧都の

本格的再建へ

〔沖夕 1949・1・12〕

首里市復興期成会の発起人会は五日首里中校で開催、沖繩復興四カ年計画に呼応して都市計画促進運動を始めあらゆる復興事業を綜合連繫せしめ本格的再建に力強くスタートすることとなった、会長には儀武市会議長、副会長には渡嘉敷副議長及稲嶺助役が夫々決定

五人家族ならば / 配給丈に

一三二五円 / 非農家は一

人当二六五円

〔う新 1949・2・7〕

主なる軍補給食糧の大巾値上げは遂に一月三十一日付指令で新卸価格を発表二月一日実施となり目下各地区宛輸送中の本月分食糧の販売から適用されることになった民政府ではこれに対し今明日中に小売価格を決定することになっている

二月分配給は主食はシヤム米とメリケン粉合わせて非農家は二一ポンド一〇パーセント補給農家は一五ポンド一

から二〇%補給農家は九ポンド二一から三五パーセント補給農が三ポンドとなつており副食には粉ミルク砂糖塩イースト等がある二月から俸給値上げで膨脹する市町村行政費を賄 関係上小売値は一割五分から二割高と予想されこれに一割の売上税を加算すれば二月分の配給を受取るには先ず一人当り非農家が二六五円一から一〇パーセント補給農家が二〇五円一から二〇

パーセント補給農家が一四五円二一から三五パーセント補給農家が八五円三六パーセント以上補きゆうの農家が二五円内外と概算され結局非農家五人家族なら配給だけで千五百円いるわけである

買い得ぬ者には / 掛売で当

座凌ぎ / 那覇市会議員達

が対策協議

〔う新 1949・2・14〕

補給物資の大巾引上げによる買い得ぬ市民は苦境を如何に切り抜けるか那覇市では十日市議懇談会を開き対策を考究したが配給を目近かに控え差し当り急場を乗り切る応急策としては各自割当てのはい給量は支払能力に応じて買い取らせ足りない分は掛け売りを認めることとし配給日に於ける実際の状況

を数字に依つて訴えると同時に市会婦人会 青年会が一体となり市民大会を開催 実情に即する食糧並にはい給対策を討議することになった

真和志村 / 無い者には掛売もやむなし

真和志村でも今度の配給物資値上げによる村民の生活安定対策を協議のため村議懇談会を開いた結果 現状ではたとえ三四回に分けて配給しても無いものは無しで 結局あり金全部はたき出して後はかけ売もやむなしという所に落着き「かけ売も辞せず」と村当局も態度を決定した

配給取れぬ者は / すべて救

済する / 那覇市民代表が

軍政府と折衝

〔う新 1949・2・21〕

那覇市議會議員 婦人会代表は十四日軍政府にアクーン財政部長を訪問 去る十三日開催の市民大会で決議された補給物資値下げ猶予方の歎願書を提出市民の苦境を開陳 善処方を懇請三時間にわたつて執拗に論議結局「救済」で当座を凌ぐことになったが問答要旨は次の通り

質 デフレ方針にはさん成であるがその方策として補給物資を急激に値上げ

されては消費都市の市民は苦境に陥るア その苦しみを一日も早く除去したためだ 一、二か月の苦痛だから我慢せよ

質 その一か月が問題である 配給を取れない者が多数だ

ア 酒や煙草を止めたら取れる 質 従前の値段でも五人家族で千五百円もの生活費が要る

ア それだけあれば充分配給は取れる 魚一尾百円もするのを買っているではないか

質 それは市民の極く一部の者が農村の持てる階級である

ア だからこそ通貨を早く吸収して皆にも魚を食わしてやろうというのが今度の措置だ 米本土では沖繩へ余分に物資を注ぎ込んでいるという声さえある

私は嘗つてケンタツキー州を巡つたことがあるが極貧者も居た アメリカでさえ然り沖繩はぜい沢は云えない

軍払下げの衣服類が台湾や日本へ流れ絶対生活必需品とは云えない化粧品やその他と交換され市場で売られている

質 それは食えないからの手段である 市場に物が出るのは金がないため配給

のメリケン粉や米を売つて芋などを買い食いつなぎしているためである 余裕があるためではない

ア どうもふに落ちない 戦前と現在の生活はどうか
答 戦前は現在の生活と比較にならぬ程良かった

ア 兎に角市場から買えなくなるようになれば物価は下落し二週間でも解決はつく 全然食つていけない者は救済する

質 補給物資値上げで通貨を吸収するということは良策とはいえない税金や通貨切換えでも出来る筈だ

ア 税金はみん政府の仕事 切換は既に最近実施したばかりである

質 我々は問題解決まで何回でも陳情する

ア 是非来て実情を聴かせて欲しい
陳情の一行は善処方を乞い引上げたが今後更に実際のはい給状況を明確にした上で再陳情の対策を練ることになった

市町村議員連盟近く結成

〔つ新 1949・2・28〕

消費市民の生活確保を図るため那覇首里 石川市議らが二十三日那は市役所で懇談会を開催補給物資値上げについて対策を考究 値下げ陳情を継続することにうなづいたが今後重要問題については各市町村議員の連携を強化する必要がある

要ありとして全地区市町村議会議員連盟を結成することを申合せ三月十日午後一時から那覇國際劇場で結成並に総会を開催することになった なお三市議代表二十名は翌二十四日軍政府にマーチン経済部長を訪問 補給物資値下げ方を陳情した

今後生産資材の輸入に努力 ／来る七月より補給食糧を半減

〔沖夕 1949・3・2〕

去る財政部長会議に於て軍は次年度(来る七月)より現補給食糧を半減し沖繩の自給体制を整えるべく生産増強に力を入れる旨 発表したが之につきマーチン経済部長は次の如く語つた、次年度からの補給食糧半減はマ司令部の指令による沖繩自給体制の政策に出たもので配給は都市の非農家を重点とし農家には肥料その他を多量に配給、生産増強を計る、

三市の市議が陳情

七月以降補給物資が半減するときは消費都市が一番困る考慮して貰いたいと、二十四日那覇、首里、石川三市市議代表が軍政府を訪問陳情の結果善処すると回答

政策の変更ではないノアクトン少

佐談

補給物資値上げの目的は通貨吸収による低物価政策にあったと云われるが今回の補給食糧価格の五〇%引下は該政策の変更を意味するものであるかとの問に対しアクトン財政部長は次の如く云つてゐる。

インフレ政策もデフレ政策も軍としてはとらない。均衡が取れ安定した財政を維持するのが最善の方策だと思つてゐる。即ち今回の値下げはこれで財政の均衡がとれる見通しから行われたものである。

市町村議員連盟ノ沖繩復興

へ民意結集

〔つ新 1949・3・14〕

沖繩住民の意欲を結集し強力な沖繩復興を目指して奮起した全地区市町村議員連盟結成式は十日那覇市國際劇場で開催 参集の議員三百余名 会則を審議可決し名称を沖繩市町村議会議員連盟とし南部 中部 北部に支部を置き

全住民の衣食住問題の解決 生産意欲の拡充行政運営の調査 移民問題の解決 文化並に教育の振興等沖繩民族の進路打開に強固な連携を申合せ 次いで各議員から提案の左記事項を万場一致可決 各市町村から代議員五名宛を

選出し近く軍民両政府を訪問 議決事項を提示 これが実現促進方を陳情することになった

決定事項

知事 民政議員公選の促進 日本々土との貿易促進 売店利潤の市町村への還付 補給物資の配給量並に配給値は一月以前に復帰一月以降の救済費全額軍政府負たん 移みん促進 結成後意見発表が行われたが登だんの議員何れもみん主沖繩の確立を叫び熱意を吐露した

那覇市に監査委員

〔つ新 1949・3・21〕

那覇市では去る一日市会招集 吏員三倍増俸による二十八万円追加予算並に四月一日から市営に移る公設市場使用条例を可決したがさらに新市町村制により市監査委員に森山昌宜 城間康信 両氏を選任設置した

那覇市役所移転

〔つ新 1949・4・11〕

那覇市役所は牧志町の通称クローンボ屋敷跡にコンセツトの新庁舎を建設 この程開南地区から移転 十二日落成祝賀会を開催する

首里市がLCM/貸下げ申

請

〔新 1949・4・11〕

首里市の復興は地理的不便と財政難から遅々として進まず 戦後四か年を経た今日一万九千の人口に完成住宅が三、四七一戸 要建設住宅が一、四〇一戸という極めて淋しい状態であるが市当局ではこれが打開策として民政府からエルシエム 隻を借り受け国頭八重山より木材 薪 木炭 石炭等の輸送と漁ろうに利用して急速な復興をはかるうと去月知事宛エルシエムの貸下げ方を申請したが知事は近く軍へこれを請願することになった

那覇市が商都計画

〔沖タ 1949・4・24〕

商都那覇を明るく建設しようと同市では現市場東側から与儀農試場に至る俗称神里原一帯に商業中心地を計画、近く浮島ホテルから市場に通ずる道路を真和志村役場前に至るまで延長、その沿線に商店街約一万坪、市場街、劇場街等を配し将来那覇のメイン・ストリートに発展させることになり道路は三カ月の予定で近く着手する

規格家屋建築に/約二万円を補助/軍政府復興予算

第一期分を承認

〔新 1949・5・30〕

軍財政部長より軍工務部長宛の十二日付通牒によれば本年度復興予算の中第一半期分として一億六千七百二万五千七百九十円七十四銭を割りあて土地生さん品購入支出費としてのみ使用される旨令達された右金額は工務部総予算七億五千四百七十七万円余の中心二%を予備費にとり残りを四分したもので近く各種工事に着手する
右予算費目の主なるもの左の通り(單位千円)

建築資材 五六、二四八

同労務 四八、五〇八

道路維持 三三、九八一

港湾 二、六四三

なお右予算の執行により四月以降の規格住宅建築に対しては左記の如く一棟に対し二万円余の補助が行われることになつており規格住宅さえ建て得ぬ人々に明るい希望を与えている

規格住宅一棟当資材費

土地産材で建築の場合

一六、九六〇円

輸入材の場合 三、七六〇円

建築労務費

茅葺の場合 七、〇五三円

鉄板 天幕 ルーフィング葺の場合 三、四七二円二〇銭

「十八人は十八に」/石川の旧市民訴える

の旧市民訴える

〔沖タ 1949・6・5〕

在石川旧十八市民約六千人の移動陳情のため一日仲本十八市長に面会した石川し議宮城無々、久場長文、中井眞一氏はつぎのように語る

石川しにおける非農家の旧十八人は商工業や家庭工芸で生計をいとなんできたが、昨今近在農その購買力が減退し非農としては存立しない様になつた、このまゝでは被救済者が激増する一方で一日も早く都市に集結して元の仕事にかゝりオキナワの復興に協力し度い、しかし市内には敷地がないので真和志そんに接衝し適地が見つければ市当局も全面的に協力して頂くことになつてい

建築制限を強化/軍指令内容

容

〔沖タ 1949・6・26〕

今後住民が軍施設、家族宿舍周辺の地域、並に爆発物集積地域に移動して来ることを防止する必要があるので軍政

府では十七にち指令十七号をもつて住民建造物に関するつぎの指令を発した

第一条 制限区域

第一節 占領軍人家族宿舍、百名以上収容する兵舎のある地域から一哩以内

では住民用の建物は如何なる性質、目的のものでも建設し又は拡張、変更改造をしてはならない

第二節 弾薬或は爆発物集積所から五百ヤード、石油パイプ線から十五フ

イート又は石油貯蔵所周辺の防護柵から三十フイート以内には原住民の建物を建設し又は維持することは出来ない

第三節 本条規定の違反者は何人と雖も一万円以下の罰金、一年以下の懲役

若くはその両刑を併科される

第四節 裁判所は上記刑罰のほか、建築物の所有者又は使用者に対する定ざ

いの上建築物資材の全部を没収する

第二条 廃止並保留事項

第一節 一九四九年一月十八にち附軍政府指令第三号による「建築許可證」

規定は廃止する、但し各村長は本令の規定する制限区域ぐわいのもの又他に

法律で禁止されていない建物の「建築許可證」を発行する権限は従来通り与

えられる

第二節 本指令の効力発生期にち前に犯した犯ざいによる刑罰、没収、罰金、

債務は本指令公布前の指令によつて求刑、処刑される

那覇市当局

〔新〕 1949・6・27

行政の徹底を期するため那覇市では近く吏員が各区事務所を巡廻、ぐん民両政府の施策の伝達徹底状況を調査する

受入れを村議会／真和志村

〔新〕 1949・6・27

昨年来毎月五、六百人から千人近くも人口増加しつつある真和志村ではぐん民両政府の那覇移転を目しように控え愈々急膨脹が予想され現在一万七千の人口は本年末までには二万を突破して那覇市を凌がするものと見られており同村では将来の都市計画や農耕地の宅地転換による農民の生活対策等に悩んでおり村議会側でもこれと協力一体となつて対策を講ずるため六月の村議会で受入は村長の権限ではあるが毎月の受入数を議会に提出、審議することに決定した

港村も禁止区域

〔沖夕〕 1949・7・3

港村は従来特殊地域として建築禁止令より除がいされていたがこんどの指令

によると十八市同様同日以降如何なる目的でも建築の新設、追加、変更、増設は出来ないことになっている

改築修理／軍が許可

〔新〕 1949・7・11

六月十七日付のぐん指令第十七号の建築制限令はぐん施設の多い中南部の市町村民への影響極めて大いのでその修正緩和の方が要望されていたが去る六日ぐんでは情報課を通じて左記「修正」を発表し同時にタル情報課長は「指令十七号は暫定的なものでぐんでは沖繩人二名を含む委員会を作つて検討し近くみぎ指令を改正する筈である」と語つた、一九四九年六月十七日付ぐん指令第十七号の修正

ぐん施設の最端より一哩以内にあるじゆう民建造物で台風により破壊又は損傷せるものは市町村長の許可證を得て復旧し或は修理することが出来る

役所、病院、診療所、学校等の建物はぐん民両政府総務部及び関係市町村長の認可を得てぐん施設より一哩以内

に立てることが出来る
三、現在のぐん施設より一哩以内にある市町村では正当な認可と市町村長の発行せる許可證があれば現建造物を増築、改修及び修理をすることが許され

る

一寸待て／那覇が申入

〔新〕 1949・7・11

真和志村議会ではさきに那覇市との境界に關し行政区確定の意見書を提出平良原、前田原、宮城原、西原、船増原、与儀農試場用地の村行政編入方を陳情したが那覇市議会側では首都建設の見地から問題を解決すべく民総務部への意見書提出のゆうと与方を陳情近く全体委員会を開いて態度を決定する

集成刑法布告さる

〔新〕 1949・7・11

現在琉球に施行されている刑罰法規は布告、指令、命令を中心としているがぐん政府では平和と秩序回復等の社会的情勢の変化に応じて大巾に改廃し且即座に引照出来るため従来個々に發布されたこれ等規定を単一法典化し”刑法並に訴せう手続法典”として六月二十八日付特別布告第三十二号を發布した、みぎは七月五日正午を発動日としているが発動日以前に犯された凡ゆる事件に対してはそ及しないことになつている、要項次号参照

那覇の建築制限／少しく緩和さる／旧鉄路線以東の日本人所有土地は可

〔新〕 1949・7・11

さきにぐん民両政府の那覇移転の正式発表により民政府では直ちに職員住宅四七九軒分を請求する一方住宅地として元県庁裏、元松山町一帯、城岳西側フチサ一帯及び崇元寺附近の開放方を申請していたが去る一日ミラーぐん政官より次の回答があつた

申請住宅地はぐん施設より一哩以内の所と貿易庁倉庫、エンヂニアデポー、港湾労働者ちう宅用地となつてゐるまた民政府職員が約一七五名も那覇附近から知念へ通勤している、四七九世帯もの民政府職員が那覇に移動するとすれば現在石川、北谷、浦添その他にすんでゐる前那覇人は民政府に対し深く憤慨するであらう

たゞし民政府職員で那覇所在米ぐんの非占領地の所有権を證明し得る者は移動を許しその他は通動するようにせよ真和志、浦添の那覇から数哩の所で使えそうな土地が若干あるにはあるがこの土地は琉球人所有地であるから現在の所有者から反対が起るかも知れないので移動は旧鉄路線東側は日本人所有地に限定する

首里城正殿復原／首里市が のり出す／文化地帯の造 成へ

〔沖夕 1949・7・17〕

首里市では文化都市の建設をめざし十二日市議代表、美術協会その他文化団体代表十余名の委員をあげて文化地帯造成期成会を結成、当面の事業として博物館にあてる首里城正殿、守礼門の復原模型建設を決議し近く関係方面に陳情することゝなつた、なお評議員会を設け文化地帯造成の具体案を決定して首里城一帯の古文化財の保存及び近代文化施設に全力を注ぐことゝなつた

市町村予算／税制が出来る まで／歳入源を負担金で

〔沖夕 1949・7・24〕

みん行政課では市町村の五〇年度予算編成案を調整し之に基いて市町村議会の議決を経て八月より施行せしめる事になつた方市町村税法並附属法規の制定は幾多の隘路があり同法の公布実施までには相当の日時を要するのデ差当り歳入財源は手数料、使用料、附加税並土地割、家屋割当、市町村みん割当負担金デ賄つことになつている、土地割は田畑、宅地の生産収益、利用価値、家屋割は床面積及構造を考察して

等級を決定 市町村みん割当は個人の所得及資産力課税の対象になつている、なお本予算案は税制実施期には追加更正することになつている

民政府那覇へ

〔つ新 1949・8・1〕

民政府庁舎は今回のたい風で全壊、執務不能に陥つたので宿望の那覇移転をグリーン副長官に具陳再三接衝の結果実現、二十五日新装の上山校舎へ移転した。翌二十六日グリーン副長官から移転は恒久的でなくぐん政府が移転するまで使用を許可する旨の覚書が発せられた期限は来年三月までと予想されるがぐん政府移転の場合、民政府は天妃校舎へ移動する

石川の那覇人復帰陳情

〔つ新 1949・8・19〕

石川市に居住する旧那覇人一、二〇〇戸は元来小売業、手工業等で生計を維持してきたが、近來同市におけるぐん作業員減退、農村購買力の不振等に悩み急速に那覇復帰を切望、十一日から代表を挙げて那覇農事試験場敷地の一部、又はうるま新報社西方一帯に分散移動させてくれと、民政府並に那覇市当局に尽力方を陳情した

みなと村移動／条件付で当 分保留

〔つ新 1949・8・26〕

みなと村の移動問題に付いてぐん総務部長アンドリウス中佐は二十四日知事と会見、港湾作業の能率増進を中心に見解をこう換したが知事の請負制の実施要望に対しアンドリウス中佐は道路工事等の請負は出来るが港湾作業には困難であり、当分現状のまゝとしてみなと村移動は次の条件付で保留する旨述べた

港湾作業労務者の出勤率が悪いので能率増進を図るため日本から仲仕を連れてくるか、それとも沖縄じんがもつと協力してやるか何つかを研究すること

みなと村の家屋は港湾作業に参加するために建てられたものであり今後理由なく作業を怠る者は立退を命ずる今後みなと村内の家屋建築を申請する者に対しては港湾作業の労務不足の場合はその家族中一人は必ず出勤するという条件付きで許可證を付与すること

港・那覇・真和志の建築は ／今後凡て軍許可

〔沖夕 1949・8・28〕

八月十八日附軍命令第一号によれば今後、真和志村、ナ八市、港村に於ける軍施設より一哩以内の地域での建築は軍の許可を得なければならぬ、即ち一、真和志村、ナ八市、港村に於ける建築は各々の場合軍政官府の特別承認がなければならない

一、今日まで又今後、許可證を入手する人は凡てその許可證を建築物敷地の見易い所に掲げること、これを拒否し或いは怠れば不法建築となり責任者は公の許可の証拠があげられるまでCPにより逮捕される

許可申請の手續
グリーン大佐よりの建築に関する命令第一号に附随し真和志村、ナ八市に於ける商店及び住宅建築手續に關し軍政官代理スケアリー中佐より知事宛次の通報があつた
一、真和志村及びナ八市における住宅及び営業用建物の建築は次の手續きにより許可される
(イ) 既に解放せられた地域に営業用建物及び住宅を建てよつとする者は各市町村長に申請書を提出する
(ロ) 申請が許可になれば市町村長

は建築許可証を添えた申請書と図面を軍政官府に提出する

(八) 軍がその申請をゆるせば建築許可証は再び同じ経路を通じ市町村長に返還される

(二) 軍よりのきよ可証を得たら建築を始める前に日英両語で書かれた建築許可証を建築現場に掲げること

二、軍に申請を提出する時は氏名、住所、申請者が前土地所有者であるか否か、もし前土地所有者でないならば前所有者の氏名、建物の使用目的番地、坪数を記入する

三、現在建築を許可され未だ建築を完成していない者は直に各市町村長の建築許可証を掲げる

四、上記手続をふまない場合には同地域内には建築は許されない

建築緩和をノ委員会方具申

建築禁止に関する十七号指令の緩和策を講ずる委員会が知事の下に置かれたが該委員会は軍施設から一哩以内でもきよ可してよいと思はれる場所を具体的に示して軍に献策した、例へば真和志村安里はすでにみんな家があり部落内には古屋敷が多い、部落方いは勿論不可だが古屋敷の利用はゆるして貰い度い西原、泡瀬、美里等は部隊に近接していても山でしや断され部隊に何らの

悪影響を与えない箇所はゆるして貰い度い等である

那覇、真和志境界決る

〔つ新 1949・9・2〕

那覇市と真和志村の境界に付いては民総務部行政課を中心に市、村当局が再度に亘り現地調査を行い協議の結果左の通り円満解決した

那覇市場前から真和志村役場前に入る新設工事の中の道路と寄宮宮城原の試験場用地の西限を新境界とする外はすべて戦前境界線に復帰即ち前記宮城原の農試場用地及び与儀の船増原が真和志に帰るな安里は安里川を境に真和志村に復帰した、これで両役所から建築許可証を出す如き安里平良原に於ける珍現象もなくなるわけである

首里市議会ノ流会騒ぎ再現

〔つ新 1949・9・6〕

首里市議会では予ねて五十年年度予算案審議で難航を続けていたが九月に入ると市会を牛耳るうとする儀武息睦議長率いる旧勢力一派と明朗市会をめざして突進する若手革新派議員との間に正面衝突を来し遂に流会騒ぎを演ずるに到つた 即ち市吏員の待遇を他町村並に引上げるため計上された吏員優

遇案が革新派によつて可決される形勢にあるを察知した議長派議員は議長の勧めにより九月一日の本議事を欠席審議不能となし 翌二日には審議中議長

の渡嘉敷副議長及び山城議員が夫々革新派の二議員を議場外に呼出したり離席者を出したりして定足数に足りないとして議長は流会を宣し同志と共に議場を引揚げたので翌日革新派議員を含む過半数の議員は議長に「審議中につき議事を招集して欲しい」との依頼状を發したが 議長は之を拒否 よつて革新派は市町村制により四日仮議長を選挙して審議再開 結局歳費の半減

その他で四万円余を原案から削減して優遇案も認め且つ議長派の主張する市民負担の軽減をも狙つて一〇三万八千余円の修正案を可決するにいたつた今度の事件に関し某議員は

甲論乙駁の後まとめ上げるのは民しゆ議会のあり方として当然で 一致点を見出し得ないときそれを收拾するのが議長のとめであるに拘らず策を弄し我執にとらわれる議長派の謀略的行為は民しゆ政治を阻むものとして断ききゆう弾 議長不信任案を提出する予定である

と述べたが 一方議長儀武氏は市町村制第四十八条第二項によつて

散会を宣した 議長招集によらぬ四日の議会は違法で確定議も無効であり取消しを要求するつもりだと語っている

吏員の現待遇

なお問題となつた首里市役所吏員の現待遇は左の通りである「内は他町村平均額

市長二千「二千」助役千五百「千八百」収入役千一百「千七百」課長千「千五百」書記長八百「千二百」書記五百四十「千」

首里市会の対立ノ近く催告

市会か

〔沖夕 1949・9・8〕

首里市議会は五〇年度予算市会をめぐつて両派に分れ流会騒ぎの後十四名の議員が四か会議を続行、一部修正で可決したが、それに対し反対派は議長副議長及び当じつ欠席者や退場者に通知なき会議の議決は無効として近く催告市会を開く模様であるが民政府行政課当局の談、市当局と賛成側から流会当じつの顛末書やその後の処置について疑義照会がきいてるが今のところしん議中デ何とも云えない

那覇市会でも検討

〔沖夕 1949・9・10〕
十八市会配給委員は三にち市役所でよく種別配給に関する研究会を行い配給実施後の実情を調査資料を蒐集市みんの声をまとめて十二にち補給庁へ陳じようすることになった

伸びゆく商都の建設／真和

志村が実行に着手

〔つ新 1949・9・13〕

女師一高女跡及其の附近の開放により真和志村では早速都市計画を実行に移すことになった、この計画によると元一高女の講堂跡附近をロータリーとなし之より十字に歩道を備えた五間道路を四方に走らせ更に三間道路を縦横にしつらえ、此ら道路をはさんで大小二百余に区画した地所を商店 工場 事務所ホテル等に割当て大道校運動場際迄を商店街に予定している 現公営八又敷地に並んで北は劇場や市場となつてゐるが冷蔵庫二を備えた水連の魚卸市や肉売場及び露天市場の外一坪板敷の屋内売場一七〇室を設ける等衛生的な市場も計画、商店街に割りこんだ団体事務所には教連、沖体協、沖婦連、姫百合会、八重山民政府出張所、工務所、農業会等があり、名実とも大沖繩

市の都心として面目を一新すべく目論んでいる

首里市会／行政課が流会紛争に断／多数派の議決は

適法

〔沖夕 1949・9・15〕

既報—人件費問題で両派對立し流会騒ぎとなつた首里市五〇年度予算市会に対し民行政課では次の如く決裁を下している

一、流会 出席議員が定員の過半数に足りない場合に宣言し得るものであつて、議場には定員議員二六名の中十四名が居り、たといその中の一人が着席しなかつたとしても出席議員の過半数に達しており、議長の流会宣言は違法である、従来行政実例によれば応召した議員が議場ガイにあり過半数に達せざる理由でなされた流会が違法となつており、これに徴して今回の首里市会流会は明らかに違法と認めざるを得ない 議場が騒然として整理がつかなかつたとすれば休会を宣言し、その整理を図るのガ穩当の処置と思われれる 二、以上の理由により議長副議長が所定の場所で開催を聞かざるを以て翌三日議員十五名建言 開議請求を議長、副議長に手交したるも、その内容力誤

るとし、これを受領せざるは当を得た処置でない、また、右開議請求書により議長、副議長は即時議会を再開すべきに拘わらず、之の処置を講じなかつたのは違法である、よつて 市議会が市町村制三十三条により仮議長を選挙し議会を開催し予算を議決したのは違法ではない

催告市会で議案修正

一方議ちようわ十四にち後六時から催告市会を招集 行政課の処置八一方的だとして議員五名出席のもとに才 原案一〇八三、二四二円を九六八、一六二円に修正議決した。これに対し行政課デ八首里市議会の場合既に過半数の議員により可決され効力を発生しているのデ市町村制第三十二条及第三十六条により催告市会を招集すること八デきないと言つてゐる

日本への旅行は／公用に限

り許可／一般の引揚帰還は当分停止

〔つ新 1949・9・20〕

連合国総司令部は覚書を以つて最高司令官に代つてアール、エム、レブイー氏の名で八月十二日付”琉球より日本への旅行に関する件”を発表したがこれによると一九四九年八月十五日以後

琉球より日本への旅行は同情すべき理由に対し又はその旅行が琉球及び日本の占領ぐんにひ益する場合には許可され自費で商業輸送船により旅行するか又は総司令部によつて規定された賃率を支払つて日本商船管理中央事務局の適当な配船で旅行することが認められている、なお一般の引揚帰還は次の通知あるまで一時停止された（八月十五日新民報）

紛争の首里市議会／正、副

議長を除名／市政の明朗化を期し断こ決議

〔つ新 1949・9・20〕

首里市議会は”流会事件”以来紛争を続け十五日の同市定例議会は市政の明朗化を期して積極的に活動している革新派十五議員の連署で儀武議長、渡嘉敷副議長に対し背任行為を理由に不信任案を提出、両氏に辞職を勧告したが儀武議長は勧告に心じかねる旨を言明翌十六日追求のほこ先をゆるめない多数派議員は臨時議会の招集を市長に要求、十八日（日曜）午前開かれた臨時議会では冒頭に於て議長、副議長アツサリ辞職の意を表明して自宅に引揚げたため再び玉那覇議員を仮議長に選出して議事を進めたが 両氏のみぎ辞

職表明は議員の辞任を意味しない旨を確かめ得た喜納議員から緊急動議として両氏の除名案を提出、十九対四の圧倒的多数でこれを可決、ついに両氏は議席を追放されるに至った、喜納氏の除名動議の要旨は

議長副議長辞職の勧告にも何ら反省の色なく、加うるに仮議長下の予算議会を「闇の市会云々」とけなす如き儀武、渡嘉敷両氏と同席して市政を論ずることは政治的良心が許さない

というにある、なお市町村制第五四条によれば議員三分の二以上出席し、その四分の三以上の同意があれば議員除名は成立することになつてゐる

予算153万円／膨れる真和志 ／受入れ条例も撤廃

〔新 1949・9・27〕

十一月迄に人口二万突破を見越している真和志村では十月二十四日予算議会を開いたが、吏員の全面的増俸、社会教育、税務二課の新設と之に伴う人員の増加等を認めて一五三万八千余円の予算案を原案通り承認した。これは同村の発展的情勢を予算面に具体化したものとして注目されている。なおこれまで問題とされていた真和志村独特の

受入条例(受入れは議会の承認を要す)は同議会で撤廃されたが翁長村長は語る

情勢の変化に伴い又事務的困難さを排し大乗的きん度を以て受入条例を撤廃した議会の態度には深い喜びを持つと同時に真しな審議振りに敬意を表したい

石川の那覇人／移動陳情

〔沖夕 1949・10・1〕

那覇人を早く受入れてくれと石川市議員代表は去る二十六日仲本市長を訪れ促進方を陳情したが同市当局としては建築中止、開放地漸減のため真和志村にその受入方を交渉中である

那覇・真和志合併／近く民

政府が諮問

〔沖夕 1949・10・6〕

戦前より懸案の沖縄市建設問題は復興四力年計画の進ちよくと共に最近各方面に実現促進の気運がたい頭し那覇、真和志の合併問題が巷の話題にのぼり、民政課でも行政区の現地調査の上合併するか否かの諮問案を発送する模様であり両者の合併への歩みよりも相違んでいるようであるが両者の意見をきいて見よう

那覇又吉助役の話〓商工業や官庁は那覇に集中してくるが住宅地が少く土地問題の解決にもなるから合併問題には大多数が賛成だ

真和志金城助役の話〓時の勢でもあろうが今の所住民生活が不安定で担税力も分らないし合併すれば一時負担は軽くなるだろうが現在どし／＼受入れているので将来の発展が予想され、慎重に検討すべきで時期尚早だ

膨れる人口／現在両地域で

四万

〔沖夕 1949・10・6〕

なお那覇市の人口動態は昨年度は月平均五二五にんで年六千八百にんの増本年度は建築中止や新な開放土地もななく受入制限をしたにも拘はず月平均四七三にんの増で四月から八月迄に二二六九にんも転入しており無籍者を入れると有に三千にんを突破している模様で住宅地は依然悩みの種、両方に散在する旧那覇じんの受入については真和志村が出来るだけの援助をすることになつた模様で一方真和志村でも今年初一万四千七百にんが八月末には一万八千に増え、安里、大道、三原等に目立つて多くなつた

市町村予算にみる／一戸当り負担／渡嘉敷村は四六七円

〔沖夕 1949・10・6〕

各市町村では目下一九五〇年度歳入歳出予算を作成しつゝあるが現在まで民政府により認可された市町村歳入予算の中独立税とも云うべき土地割、家屋割、市町村民割の一戸当り総平均次の通りで渡嘉敷村の四六七円八三銭が最も多い。

- 首里一三四、四二銭小禄二〇六、八八
 - 豊見城一八七、五〇東風平二七〇、〇
 - 一高嶺二六六、七六具志頭三〇〇、八
 - 二玉城二九、二九知念三三三、〇〇
 - 佐敷二四七、七八南風原二九三、七三
 - 港二四九、七九渡嘉敷四六七、八三具
 - 志川一五〇、七二与那原一九一、四九
 - 勝連三三〇、〇〇西原二四二、七六宜
 - 野湾八三、〇〇読谷一〇〇、三五北谷
 - 一二九、六四嘉手納一七一、一〇越来
 - 一〇〇、〇〇美里一四七、三二中城九
 - 三、五一北中城五三、七〇金武二六五、
 - 六三宜野座三〇五、三五国頭一六五、
 - 〇二大宜味七〇、六三
- 市場でかせぐ那覇市／半年に使用料七〇万円

那覇市では五〇年度予算の編成を急いでいるが、同市の歳入でもつとも大き

な財源とされている市場使用料を見る
と、四月は臨時使用者一三四七人と
月極一三八三九人でその使用料合計八
二二九五円で毎月ぐんぐん増加し八月
には臨時二〇二八六八八八七
人使用料収入一三五七五〇円九月は臨
時一四八四七人月極一五四二一人とな
り四月より九月までに約七十万円に達
している

公金23万円横領／那覇市収

入役の汚職

〔新 1949・10・7〕

那覇署では五日那覇市収入役高良龜五郎氏を召喚 公金横領の廉で取り調べたところ 主として生活費 自宅建築費 食堂営業資金 貸出しなどに公金二十三万円を横領費消した事実が自供によつて判明した 事件が明るみに出た発端は八月二十二日にさかのぼる 当時那覇市収入役が二十数万円の公金を横領姿をくらましたとの風評を探知した民政府行政課では八月二十二日早速係員を派遣 帳簿を調査したが何ら横領の事実を発見出来ず 同時に那覇署でも同氏の任意出頭を求め取り調べたが犯罪事実をつきとめることは出来なかつた、然し当時の同氏失そのの情況などからその背後に疑惑の眼

を向け爾来ひそかに内ていを続けていたところたまたま某氏が同氏から金策を頼まれたという聞込みにより某氏について取調べの結果高良氏に二十三万円融通してやつた事実をつきとめたので再度召喚取調べとなつたわけで高良氏も遂に横領事実をつきとめられず自供するに至つたもの、那覇署では目下傍證固めを進めているが横領費消した公金は埋め合はされている

那覇市予算／一人当負担金

たつた二十円／歳入の六割は市場から

〔沖夕 1949・10・13〕

十一日の那覇市会の議事は終戦後初の自治独立予算及び収入役代理選任の件であつたが予算審議は仲本、仲井間議員の動議により二日間休会して慎重に研究した後、十四日再開する市会の同意により収入役代理に島袋完榮氏が就任した、提出された予算案は総額一、六六八、八三五円、歳出の筆頭は現給の二倍半引上となつた人件費を含む、市役所費一、四〇六、七〇五円、新設のもの消防団費 六、五〇〇円、社会事業費五、七〇〇円、労務諸費三、五〇〇円、その他議会費八三、四〇〇円、区事務所費三三二、八〇〇円、土木費

二〇〇、〇〇〇円、勸業費一〇、五〇〇円、選挙費五五、七八〇円、幼稚園費八四、五〇〇円、市場経営費一五五、九〇〇円、社会教育費一六、五五〇円、体育奨励費一九、〇〇〇円、市場建設費二四、〇〇〇円となり、土木費には電気水道建設小路整備があり、社会事業費は行路病人取扱費があり都市的色彩が伺える これにたいする歳入は市民割当負担（地方税に準ずる）五二九、二〇〇円、附加税（船舶のみ）一、二三三元、使用手数料一、八〇一、五九三元、民政府交付金一〇、〇〇〇円、雑収入四七、六二二円、繰越金五〇、〇〇〇円となり、六七八、七一円

清潔な市場に／公営市場改善を促進

〔沖夕 1949・10・20〕

の市場収入を含む使用手数料が筆頭でこれにより市民負担は一戸当九一円二五銭、一人当二〇円となつている、因みに前年度那覇市の販売店売上歳入額は一六、二四九、一八四であつた

問次いで収入役の汚職事件に市長は責任を感じているかと詰め寄つたが、これに対し仲本市長は施政方針は次回に提出する、収入役の問題は目下司直の取調中であるが監督の不行届きについては申訳なしとあつさり陳謝、議案研究のため二日間休会、十四日再開することになつた

なお収入役代理に書記長島ぶくろ完榮氏選任を承認した

那覇、首里、糸満、石川市の市営公設市場は何れも衛生設備不完全な仮設市場であるので公衆衛生部では各地元の計画案に基づき設備改善を急がすことになり、軍公衆衛生部に対しセメント、木材、金網等の資材放出の交渉をすめている

雲行き危し那覇市議会／収入役汚職に市長あつさり

陳謝

〔新 1949・10・14〕

戦後初の自治市政を賄う五十年年度予算案審議那覇市議会は十一日開会、又吉助役から提出議案に付いて説明、眞榮田議員から市政の方針を提示せよと質

那覇市場は総坪数八二五坪の木造平家瓦葺、雑貨部三棟、衣服部二棟、食糧部四とう、魚肉部二とう、便所三とう、首里市場は総坪数二二〇坪日用雑貨、鮮魚、野菜、豚牛肉、衣服部、飲食店などが計画され 糸満の南北市場は総坪数二一六坪で日用雑貨、呉服、鮮魚、食肉、工業工艺品、手芸品、家

具、玩具、装身具等に別けられる
なお石川市でもこれに準じ実施する
が、各市場とも排水溝、井戸を設け、
とくに食品売場は金網で防蠅装置を完
備させる

どこへ行く50戸／みなと村

水産組合立退き

〔新 1949・10・21〕
八月三十日付知事覚書一六七号によつて
みなと村水産組合員の立退き取止め
陳情に対し十月十五日付書翰でミラー
くん政官は

同組合が当初の条件に反して労務の
供出も鮮魚の供出も不成績との理由
で那覇地区以外、出来れば北部地区
に適当な地域を選んで移住させよ
と回答した、なおみなと村にはみなと
水産組合と楚邊水産組合があり四七年
五月みなと村誕生と同時に港灣作業隊
家族のたん白食糧供給のため設立を許
可されたものでその戸数はペリー区三
七戸、楚辺区十二戸、奥武山一戸で計
五〇戸である

電燈異変／再びランプ生活

／那覇市が点燈を陳情

〔新 1949・10・21〕
灯の悩みから漸く浮び上つたばかりの

那覇市内が十八日夜から突然送電が停
りもとのランプ生活に入つた、これは
最近二、三の工場が係官から送電を禁
じられたため他の工場も自肅を申合せ
送電を停めたもので一般家庭は勿論芝
居、映画関係も興行不能に陥り困惑し
ている、那覇市では市内の暗黒は治安
維持の点から見ても放任出来ずと早速
仲本市長、具志頭市会議長が知事面会
発電所の実現をみるまで工業関係工場
(市内九か所)が燃料の配給を受けて
点燈用に余剰電力が使用出来るようぐ
んへの陳情方を懇請した、なお劇場関
係でも目下対策考案中である

教育費の一部を／市町村予

算に計上

〔新 1949・10・25〕
従来市町村予算には教育費が計上され
なかつた為、各校共学校教育に幾多の
支障を来していた所民総務部行政課で
は十月二十一日付で収入財源の許す範
囲内に於て

学校世話人給料 薪炭費 学事奨
励費 社会教育費 其他

等の費用を予算に計上する様市町村長
に通牒を發した、之により世話人の居
ない学校に於ける校長の時鐘番 貴重
な教じゆ時間を割いての女教員 女兒

等の来客接待の如き異じよう現象や後
援会の世話人給料負担等の悩みも解消
するものとして学校側に喜ばれている

那覇市の電燈問題／市民の

配給油一括受取り／合法的 配電を陳情

〔沖夕 1949・10・25〕

『復興はまずあかりから』と那覇市内
九工場が組織する余剰電力組合では全
市の約六二% (三、六四二戸) に点燈
配電していたが最近軍より一部工場に
対し操業してない夜間の工場外送電
は許可されないと注意があつたので一
心全工場が一般民家への配電を中止、
合法的な点燈対策について関係当局と
協議をすゝめた結果従来市民へ配給さ
れる微量の燃料油を組合工場が一括受
けとり夜間送電してはという話にな
り、近日中に市民代表の名で軍当局へ
その旨陳情することゝなつた、点燈は
単に防犯、防火上に影響を与えるばか
りでなく市民の気持ちを明るくする重
大な問題であるのでその解決は急を希
まれている

那覇真和志境界線決定／楚 辺原他数カ所を那覇市に 編入

〔沖夕 1949・10・29〕

民政府総務部では二十七日那覇、真和
志村の境界線を決定し民政府告示第十
二号ノ一を發表したが真和志村の西
原、ミヤギ原、神里原、船増原、ひ川
原、マーチ原、楚辺原、石川後原、松
島原の一部を那覇市に編入、二十七日
より実施する

地方自治委員会を召集／仲

本那覇市長罷免さる／軍 財産管理権侵害その他不 正判明

〔新 1949・11・2〕

ぐん財産管理権侵害に端を發し遂に十
月二十九日那覇署に拘留され取調べ中
であつた那覇市長問題は調査の進行と
共にその他の刑事事件や内部的不正事
件まで明るみにさらけ出されていたが
知事は地方自治委員会を十一月一日民
政府に召集、仲本市長の罷免議案を提
出、那覇署長からの調査経過報告や行
政課長からの行政報告等を聴取の後、
全員の賛成署名を得て遂に知事は罷免
と決定した

現行市町村制法第六五条によれば知事

は市町村長が著るしく不適任であると認めるときは地方自治委員会の承認を得て罷免することが出来ることになつていたので同法により左記理由で罷免されたものである

出納事務を調査する責務を怠りなお収入役の公金横領事件発生後も反省の色なく指揮監督の不行き届きなごと

ぐん財産管理権侵害
管理財産の不当使用

発電機の不当所持と不当使用

なお現在の自治委員会は委員長志喜屋孝信、委員宮城久榮、當間重民、眞榮城守行、桃原茂太、知花高直の六氏である

助役、収入役も罷免

那覇市では市長罷免に関連し市長代理賀数庶務課長から又吉助役、高良収入役を罷免した

借地権を無視してノ工場立

退きを強要ノ那覇署で留

置目下取調べ中

〔う新 1949・11・2〕

収入役汚職事件で腐敗をさらけ出し市民の憤激を買っている折那覇市役所に又々大嵐が吹きすさび去る二十九日市長仲本爲美氏、助役又吉嘉榮氏が治裁

判事の拘引状により那覇署に拘引され身柄を拘束取調べを受けているが地方自治体の三役が事件を異にしながらも同時に司直の手にかかりほの暗い留置場に拘留される事は稀有な出来事で取調べの進展と共にどう展開するか

両氏が取調べを受けるに至つたいきさつに關し那覇市一区十一組那覇線香工場主仲井間憲正氏の二十九日係官への陳述によると、那覇市当局は公設市場建設のため仲井間氏使用の同工場の立退きを命じたことに端を発している、仲井間氏は台湾帰還後学校教員を勤めていたが前市長東恩納寛仁氏から土地使用許可を得て線香製造業を始めたもので立退きに対して極力反対市当局と再三再四こう涉したが市は耳を藉さず、立退きに當つて提示した敷地選定の約束を履行せず立退きを強要、五月頃無断で乾燥場内七、八坪に十三けん店舗を作らせた同敷地は地ぬし不在のため仲井間氏は去る七月十一日ぐん政府財産管理課と契約を結び一坪一円で二九七坪を借り受け、一九四七年四月から一九四九年十二月までの地代としてすでに九七九一円の払込みを済まし正式にぐんの許可を得たものである、この間那覇市からも財産管理課に使用許可申請がなされていたがまた許可にな

つていないに拘らずぐん管理財産権を侵害し無断で市場使用料を徴収していたことが問題となり取り調べを受けるに至つたものである

市長代理に庶務課長

〔う新 1949・11・2〕

市長助役の召喚不意打ちを喰つた那覇市では市町村制六十九条の規定により予ねて市長から指定されていた庶務課長賀數世隆氏が市長代理となつた

市会解散ノ議員間に賛否両論

論

〔沖夕 1949・11・3〕

那覇市長罷免をめくり那覇市会議員間では市長に市場公営を勧告したのは市会であるから当然責任を負うべきで市長再選と同時に市会も散会すべきだと云つ見解もありこれに対し市会は勧告はしたが管掌はあくまで市長がやる可きで事務的手続の落度は市長の責任であり市会が勧告したことに罪はなく解散する必要はないと反駁している

市長選挙ノ無投票を狙いノ

那覇市議会が適任者物色

〔う新 1949・11・5〕

市長選挙を目せつに控えて那覇市議会

では三日市役所で懇談会を開催したが一議員から今度の市役所三役の刑事事件は市議会議員も責任を感じて総辞職すべきだとの意見が述べられたが、この説は議決機関と執行機関とを混同するものであると一蹴し議員総辞職はとりやめ次いで市長候補者に付いて意見こう換の結果出来るだけ無投票でいこうと申合せ人物は那覇人であるなしに抱泥せずに広く全島からぐん民政府に協力出来る誠実な人を条件に七日再度懇談会を開いて人物を決定することになつた

首里市議会ノ新正副議長

〔う新 1949・11・6〕

首里市臨時議会は去る三十一日除名以来空席になつていた正副議長の選挙を行い議長に松本完可、副議長に玉那覇有喜氏を選出した

声ノ無投票説を駁す

〔う新 1949・11・6〕

後任那覇市長を、市民の選挙によらず、市会議員諸君の推薦で選ぼうという無投票説に、自分はまず次の三つの理由で、真向つから反対する

一、今の市会議員諸君には余り信用の出来ない者が多すぎる、かつて市長派

であつた諸君は、市民衆知の通り、多かれ少かれ利権の分ヶ前に与つていた面々だし、一方、野党であつた筈の諸君も、最近では利権屋に懐柔されて内通する者が続出し今度のとく職事件発覚直前まで野党で通した者は、わづかに四、五名でしかなかつたこと

二、有力な市長候補者で、而も今の市議員諸君からたやすく推薦されそつな者の中には市民多数が賛意を表し得ない人も推されるおそれがある

三、金力、権力による選挙ではなしに眞の民しゆしゆ義的、自律的な選挙をなし得る能力を市民にかん養させる為には、機会ある毎に一般の選挙を実施するのが効果的であること 市民諸君、那覇市政の爲めに、沖繩の民しゆ化の爲に、吾々は今こそ自分自身の意見を、堂々と発表すべき時ではなからうか(那覇市四区憂國士)

那覇市長選挙懇談会/無投票百八十度の転換/又吉、當間、石原三氏に先ず白羽の矢

〔つ新 1949・11・8〕

市長選挙の無投票を狙う那覇市議会人懇談会は七日具志頭議長宅で開かれたが席上仲里誠吉氏(人民党候補)の出

馬が確定的なる旨明かにされたため無投票は百八十度の転換をなして議会推薦候補者を選定することとなり

ぐん民政府に信頼のある者 政治的識見力量のある者 公平無私な者 健康な人の四条件を基に各人から意中の人物を記名させ集めたところ 沖繩無

盡社長平尾喜一 弁護士山田政功 控訴裁判所判事許田普正 民政課長當間重民 琉銀相談役崎濱秀主 那覇署長石原昌直 市議会議長具志頭得助

ぐん社会事業部山田有幹 副知事又吉康和 眞和志村長翁長助静 官房長島ぶくる全發の十一氏が挙げられたが結局又吉康和 當間重民 石原昌直の三氏に白羽の矢が立ち 議会を代表して具志頭議長、仲井副議長が三氏にこつ上その結果に基いて再びきよう三時から具志頭議長宅で協議を重ねることとなつた

那覇市の有権者

〔つ新 1949・11・8〕

那覇市では市長選挙の告示と共に選挙人名簿の整理に手を着け本年七月一日から十月十日までに各区で受け入れた有権者を調査補充人名簿に登録を急いでいるが確定は十日である、なお八月一日現在で調査確定した人名簿登録員

数は一一、六三九名でその内眞和志村との境界設定により五区二十組の一部二十九世帯七十五名が眞和志村に編入されたので結局有権者数は一一、五六四名に十日確定の補充を加えた員数である

一社説一 投票の行使

〔つ新 1949・11・10〕

那覇市三役の罷免で沖繩の首都の首長選挙が行われることになつた。市会は市政浄化を目指して満場一致の推薦態勢を示し、あやぶまれた「満場一致」

も実現したようである。新聞紙上に反映する市民の声にも見られるように政治的関心の深い層の人たちは、投票による市長選挙を希望しているが今回の市会の満場一致はそれはそれとして、別個に人民党が候補を推した、これで投票希望者の意に添ふことになるわけである。今後更に立候補者が三名となるか、四名となるかは予想出来ないが選挙が活潑になることは民衆の政治教育の点から、また如何にしてデモクラシーへ向つて進むべきかを実地に訓練する意味から、極めて望ましいことである。選挙が無投票で決まるといふことには、いろいろと理由も挙げられるが、

おもに民衆の政治的無関心による場合が多いようだ われわれは候補者に対する批評は当然避ける、如何なる候補者に投票するか、これだけを一日でも一時間でも考えさせるといふことは良いことである、むしろ吾々は適当な候補が二、三あることを市民のために悦ぶものである、市民は権利の行使である投票をおこたれば、義務だけを負わねばならぬ、義務だけで権利のない市民は自由な市民とはいひ難い、自由へのがれを持つ者は投票を必ず行使するであらう。

那覇市長選挙/はやくも二氏立候補/當間氏・推薦受諾/仲里氏・九日届出

〔沖夕 1949・11・10〕

那覇市会では既報の通り市長候補として三氏を推したが又吉、石原両氏は辞退、民政課長當間重民氏が受諾したので市会では八日の懇談会で全会一致、當間氏を推薦することに決定した、一方じん民党仲里誠吉氏は九日立候補届出をした

當間氏は立候補届出にさきだち現職を辞任する模様である

有権者/一万一千余名

九日現在那覇市の有権しやは一万一千

五百七十七人で十二日最後の決定をするまでに多少の異動がある筈

七、三六四票／那覇市長選

拳／圧倒的得票で／當間

重民氏当選／仲里氏一三

八六、小嶺氏七〇九

〔新 1949・11・22〕

三つ巴に激戦を繰り広げた那覇市長選挙戦は二十日の投票により当落の運命をひめて選挙会場に持ち運ばれた投票箱は翌二十一日午前九時から開票、結果如何と気遣、候補者側の連絡員や市民が場外で待機するなど場内外は緊張、斯くて投票用紙の点検はまず候補者別の選り分けから始められたが得票のひらきが大きいため優劣は容易に推測され當間重民氏断然優勢、当選確実の快報が飛んで當間選挙事務所は早くも当選御礼の貼紙を準備するなど大勢は既に圧倒的に仲里、小嶺両候補をリードし、午後五時開票事務は終了、左の通り得票数が確定當間重民氏悠々当選した

得票数

當間重民

仲里誠吉

小嶺幸慶

棄権率一割七分五厘

七三六四票

一三八六票

七〇九票

有権者 一一、六六一

投票数 九、六二四

男子 四、〇一九

女子 五、六〇五

棄権率 一割七分五厘

有効投票 九、四五九

無効 一六五

昨晩から”明るい那覇”／

点燈許可、近く各地にも

ひろげる

〔新 1949・11・22〕

民工業課では昨日ぐん政府との折衝の結果即日那覇市内の点燈が許可された旨発表し直ちに各業者に伝達したお蔭で数句に亘つて無気味な暗黒の町となつていた那覇市は忽ち明るい町と化し首都の面影をとりもどした。なお従来那覇市で余剰電力の名義で点燈に供していた発電工場は九か所燃料は工業用から振替えて発電して良いことになつており然かも余剰でなく正式に点燈用としての発電が認可されている。

ぐんでは燃料問題を検討した上で近く各地に及ぼすとのことであり明るい沖繩の実現も近いというわけだ。今回の許可は口頭であるが近く正式指令が発せられる。なお那覇市の点燈問題解決に就て大見謝工業課ちょうは語る由

点燈は正式に許可されることになり、これで市民の心も明るくなることと思つ。今回は那覇市内だけのものでは那覇以外の各地区のものは調査の上順次に許可になることと思つ

燃料の正式配給は今手続中で少し時間がかかるのでぐんの厚意によりさしあたり工業用のを立替させてもらい本晩から点燈出来るやうになつている。尚一般に注意したいことは今回の許可は九カ所の工場に限られたもので、それ以外の自家発電などによる点燈はむろん許されない。又夜間使用の分だけで昼間の点燈は許されていない

當間新市長／就任は来月五日

日／当日市政演説会も開

く

〔新 1949・11・23〕

那覇市長に当選した當間重民氏は十二月五日正式に就任する予定で当日は市吏員への初訓辞に次いで市議会議員とも協議のうえ演説会を開いて更めて市民にお目見得挨拶を兼ね市長としての市政に対する抱負を発表することにした

新市長の任期四年

新市長の任期は前任者の残余期間では

なく民政府では法制審議会を中心に新市町村制を検討の結果四か年と見解を決定したが十二月五日就任すれば一九五三年十二月四日が任期満了となる

一社説一

電気事業の公認

〔沖夕 1949・11・24〕

那覇市の電燈事業が許可された。漸次各地にも許可を与える軍の意向のようであるから、電気事業が企業として正式に許可されることになつた訳だ。電燈問題が論議的になつたのは米国製発電機の不当所持と燃料との二つが問題となつて送電中止となり、夜間の照明に市民を困惑せしめたためであるが、発電機の方は登録貸付の方法で解決をみて居るし、燃料は従来生産方面に重点を置いて嚴重に制限されていたのを新に点燈用としての消費を認めることによつて解決をみたので今後は必要量の油が円滑に配給されたら、問題は一部を除いては殆ど解決されたことになる。従来工業用生産に使用した電力の余剰を点燈に利用していたものが今回電燈事業という独立の企業を認めたることは飛躍的前進であつて民衆の生活水準の向上を促す大きな力となる。今後は発電機さえ手に入れて正式の手

続を踏めば電気事業の経営が認められるので都市のみでなく農村も電化の恩恵に浴することになるが、茲に電気事業の経営者又はこれから企業を計画する人達に勧告したいのは発電用の燃料が必要とだけ配給されることになれば、その価格は間値よりも格安であり、それだけ経費の節減をみるので電燈料金の再検討を行つて出来得る限り低廉なる電気を供給する方針をもつて貰いたいことだ。電気事業は兎角独占的或は独占に近い企業になり易いものであるから不当なる利潤の獲得に誘惑され勝であつて民衆の反感を買つ場合が多いし、又将来監督取締に関する行政的措置も必然考慮されてくるはずである。従つて経営に関しては電力コストの引下げに努め、廉くして明るい電燈を供給するという公共的企業のもつ精神で経営に当らなければならぬ。軍から正式に承認をうけたというので直に特権を獲得したかのような考え方はもつて貰いたくないのである。

元那覇人の移動促進ノ那覇市会乗出す

〔沖夕 1949・11・27〕

石川市在住那覇人移動期成会では二十六日志喜屋知事を訪問、その促進方を

陳情したが被救済者の移動については那覇市の建築可能な土地に受入れるべく目下民政府社かい事業部と協議中なることが明らかにされたが一般は真和志村への移動計画を折衝中である、一方那覇市かいでは富間市長就任後来月六日の初議かいにこの問題を提出全面的にその促進に努力したいと具志頭議長は語つている

政党調査

〔つ新 1949・11・29〕

二十三日付セぐん政官から知事宛宛書で沖繩の政党につき左記事項を報告するよう指示して来た、党名、政党組織期日及び場所、組織者及初代党首、党組織者援助者氏名、党の綱領、現党首及責任者、党役員又は中央委員、党本部支部の所在地、登録又は公表せる党資金、党費入党費、党員数、なお政党月報について特別布告第二十三号にもつき規定の報告を各政党とも履行していない旨指摘し、報告書の提出を指示してある

首里市役所尚家跡へ

〔つ新 1949・12・2〕

首里市ではかねて許可申請中の旧尚家邸跡西南隅六百坪の使用が正式に許可

されたので懸案の市役所移転を実現すべく近日中に整地に取りかゝることになつた、なお旧尚家跡には市役所の外博物館美術館、図書館等も予定されており首里城跡の琉球大学も含めて教育文化都市建設すべく計画中である

助役に高原氏ノ収入役に大

灣氏

〔つ新 1949・12・7〕

那覇市定例議会は昨六日午後三時から市役所会議室で開会、富間新市長提出の助役 収入役同意の件について審議した結果、全員賛成で一しや千里に之を可決 助役に現民政府情報課長高原久光氏、収入役に現沖繩無盡会社大灣政順氏が夫々就任したが、両氏ともこも立つて市長推薦と議員同意によつて就任した以上三役一体となり明るい那覇市の建設へまい進する旨挨拶した

略歴

- 高原久光氏 (三九才)
 - 二中卒 東京で苦学 中等教員英語検定合格 東京欧文社へ入社 県立三中 二中教員 ヒリツピン日本語学校教員 戦後マ司令部翻訳官を経て現在に至る
- 大灣政順氏 (六二才)
 - 一中を経て中央大学経済科卒 那覇

市役所会計庶務課長、戦後衛生課長を経て現在に至る

那覇市の都市計画ノ戦前以上の繁華街にするノ土地は出来るだけ旧地主へ今年中に軍民協議会

〔沖夕 1949・12・9〕

既報一シーツ軍政長官は民政府初巡視の際、志喜屋知事に対し民政府周辺を商業の中心地とし那覇市を商都とした旨述べたが、那覇地区を出来得る限り旧所有者に返還し戦前の那覇市以上の都市を建設するのはシーツ少将の大きな希望であると云われており十二月中旬ごろ、民側より知事、関係職員、那覇市長が出席、軍側委員との間に那覇の都市計画について打合わせが行われる模様である

シーツ長官第二次・重大政
策発表ノ復興にいよいよ
拍車ノ那覇を中心に港湾
道路改修

〔沖夕 1949・12・15〕

十二月十三日富間那覇市長たけ原助役は軍政官セーフラー大佐に伴われ軍司令官シーツ少将に新任の挨拶をしたが席上シーツ長官は沖繩全般の問題に関

し約一時間半に亘り前途に大きな光明を投げる軍の計画抱負を詳細に語り、烈しい情熱と固い信念を吐露した、長官はまづ去る十日、十一日の婦連展覧会に言及、帽子手籠その他手芸品の優秀さを賞し今後どしどし生産P X等を通じ在沖米婦人に売り弗を獲得すべく具体案を立てることを奨めたが、更に土地解放、建築禁止令改正につき次の如き重大な政策が発表された

那覇港／大船舶を入れる／改修工事・測量開始

那覇港は将来太平洋航路の如何なる大船舶も収容できるよう改修する、同港の曲折した部分を真直ぐにし入口附近の沈没船は全部取片附け現在の水深十二フイートを築港三十二フイートにする計画で既に測量を開始している、港の南側棧橋を延長し夜間は光力強大な電燈をつけ昼間同様に明るくする、港北側は全面棧橋にしその後方に主として軍政府用倉庫二十四を建て是ら倉庫は軍にとつて不要の曉は民側商組、工組、会社等の使用に移す

泊港／漁港に改修

那覇港は大船舶の出入が多く混雑を予想されるので泊港を築港水深十二フイートにし小船舶の出入する漁港にする（築港計画は泊高橋以西）現在川の

北側にあるエンチニア部隊及び南側にある集積所は牧港に移し土地は所有主に返す予定で完了までには十八カ月乃至一カ年を要する見込

土地解放／久茂地川以東／速に旧地主へ返す

旧市内地区の中久茂地川以東の地区で現在空地になつてゐる部分はなるべく速に所有主に返す、此地域に現在建つてゐる軍施設は逐次他へ移動させる、久茂地川以西の地域中現在軍政府官

民政府、消防署、銀行等のある地区は永久建築街にする計画で市街美を保つため仮建築物は禁止商店、会社等の立派な永久建築物の立並ぶ見事な市街地

にしたい、旧市内の土地を返すについては旧所有主に関して十分明確な調査をして欲しい、立入禁止地区については将来測量調査をできるようにするから

取敢ず立入禁止以外の土地測量にかゝつてほしい、土地返還後は立派な永久建築物が立つことをのぞむ

以上の計画は今直ぐ実現できるといふわけではないが自分が沖繩を去つた後でも完成できるよつ現在その基礎を着々固めてゐるわけで約二カ月後にこれら問題に関し情報指令を発表する予定

現指令を履行せよ／建築制限緩和

／目下立案中

軍施設から一哩以内の地域における建築禁止令はこれを改正すべく現在軍政府で案を作製中近い中に新指令として発布される、不必要な制限は好む処でない、沖繩復興を如何にして促進するか大きな狙い、とにかく新指令が出るまでは住民として現行指令を厳重履行してほしい

市町村制改正の要望骨子

〔新 1949・12・22〕

市町村制改正は更に慎重を期すため上里堅蒲、新垣金造、なが嶺秋夫、桃原龜郎、喜納豊昌、新里銀三「委員ちよ」の六氏を委員に挙げて再検討の後ぐん民両政府 改正方を陳情する事になつたが改正案骨子次の通り

市町村の廃置分合「第三条」は重要な問題である故「市町村議会の意見を徴して知事が決める」とあるを「地方自治委員会の議決を経て知事が定む」に

議員並村ちよの後任者の選挙「第十六条三項及五十八条二項」の件では四年の任期満了後の議員後任者の選挙は「議員在任第四年九月の第二日曜」に行つたとあるを選挙人の権利行使を万全にするため「十月の第四日曜日に行

う」に改め又最初の市町村長の後任者の選挙「第五十八条二項」は「一九五〇年九月の第一日曜日に行う」を同様の理由で「十月の第一日曜日に行う」に

村長代理（第六十九条第二項）村長や助役に故障ある時は「市町村ちよ」の指定する吏員が代理する」を「議員の同意を得て——」にそれぞれ改正

那覇市民大会／シ長官の心に

〔沖夕 1949・12・24〕

二十二日午後六時から那覇市では市内那覇劇場でシートツ声明に心えて軍政協力と軍布告指令遵奉の恭順を誓う市民大会を開催、具志頭、仲井間市会正副議長、眞榮田世勳、あ波根直英、仲村喜忠三議員及び石原那覇署長の挨拶があり、直ちにシートツ長官への感謝決議文を決議した

（感謝決議文）十一月十日シートツ長官の声明は那覇市民に永い間の熱烈なる願望であり前途に光明と希望と勇氣とを与えました、市民は長官の心ここにたえるため、なお一層軍政府へ積極的に協力をなし自重して那覇市復興にまい進することを決意しここに感謝の意

を表明します

映画は相談済み／文化施設の向上

期す／感謝文を手にシーツさん

那覇市民を代表して具志頭市会議長他四議員と市たけ原助役は感謝決議文を携えて二三日正午シーツ長官を訪問約二十分間会談したが長官は市民感謝文に対し感激の面持で従来より一層、沖縄及び那覇の復興に尽力すると次の様に語つた

日本から今後自動車や船舶もくることになつており映画は相談済みで文化施設も相当にしていくつもりだ、我々は沖縄が軍政を離れて速に民自体で復興出来るようにするから住民もよく協力して貰いたい

一社説

地方財政をかく立せよ

〔沖へ 1949・12・26〕

十四日附文書で地方財政の監督権が総務部から財政部に移管されついで二十二日附文書で住民が負担過重にならない様な税制のかく立と市町村財政のじつ態が分るよう十一がつ分から財政げつ報を提出する様指示して居る 地方自治が自治体の財政を母体とする限り自治体として地方財政のかく立に務めることは当然のこととして最もかん心

なことは今度の文書に依つて先づ第一

に市町村ざい政のじつ態を綿密に調査検討してうそかくしのないありのままのすがたを報告してもらい度いことである その為には各町村における各戸の生活のじつ態を正かくにちよう査してそれに応ずる担税力を設定することである決して人のうわさや表面丈を見聞してあて推量に各戸の負担力を類推してはならないことである 課税が資本主義社かいにおける強制かく得経済であり各人の経済力に応じて公平に負担されることを原則とする限りここに情じつがはさまれては迷わくするのは大衆である。あくまで厳正な立場でちよう査してもらい度い 地ほつ農村の経済は全くみじめなもので三度米の飯を食つて居る農家はほとんどないいつていい位である 従つて農家に対する従来の課税は極めて少額なものであつたにしても農家に取つては極めて大きい負担であつたここにちほつざいせいがかんきうした原因がある沖なわの就げう人口の七割が農家でありしかもその農家が平均五反歩の耕作面積しか持たないレイ細農であることを思えばそれに対する課税は極めてしん重であり かつ正かくなものでなければ農家のじゆ立はおるか農村の復興は期待

出来ないそこで中央せい府としてもこの様なちほつ農村のみじめな経済力に余り大きい期待出来まい早急に法人税等の税制をかく立して市町村民税に代るべき大きいざい源をつくるべきであるそれと同時にちほつ自治体も早急に各市町村の経済力を建直し更にこれを強化する様画策すべきであるちほつ自治体がいつまでもそのざい源を中おうせい府に仰いで居る限り眞の自治行せいは行われぬ何故ならばざいせい面を通じて中おうせい府から干しようされるからである折角のちほつ分権のデモクラシイもちほつざいせいがかく立しない限り空白空文になつてしまつおそれがある

眞和志村予算村会

〔沖タ 1949・12・30〕

二十三、六両日の眞和志村議かいは追加予算二十五万円を議決したが、そのうち学校建築費、(モデル校舎)として十六万円を計上、収入の部に家屋負担金十五万円を新しく計上して最高千八百円から最低一元、規格家程度のもので約三十万円を徴収するが、生活困窮者は免除する

一九五〇年

軍政機関の移管逐次実現ノ

裁判権すべて民へノ司法 権確立の第一歩

〔沖夕 1950・1・26〕

軍政官庁行政法務部では刑事事件に関する裁判権を民に移管、民裁判所の強化拡大を図るべく計画を進めていたが一月十八日にこれが認可され、凡ての刑事裁判が民に移管されることになった旨二十五日軍政官庁情報課より発表された。これは将来、逐次軍政機関を民に移すという軍方針の線に沿って行われたもので、これまで軍民両方で併有していた裁判権が民に移管されることは民法法権が確立される第一歩であり極めて注目されている、同計画は法務課長コツクス氏、その他係職員がちゆう心になり立案されたが同課では民事的司法運営の立場から二月一、二、三、四日の三日間、民法安裁判の判事、書記に対し法廷に於ける手続方法被告再審権その他について軍政官庁がい議室に於て講習をおこなうことになつてゐる、この講習が終り次第、刑事事件に関する裁判は民法安裁判所に移管される

るが、巡迴裁判にも漸次及ぼされることとなる、今後軍政府は諮詢的立場におかれ、民裁判所は独立した司法機関として運営されることになるが、同裁判権の移管はこれまでの軍民裁判のムラがならされ住民に非常な利益をもたらすものであると関係筋では語つてゐる

一社説一

土地開放と住民の責任

〔新 1950・2・9〕

軍では一哩制限令を撤廃して、新しく一部の地域を指定し、その地域に現在居しゆうするのは将来ぐんの必要によつて移動せねばならぬという条件で居しゆうを許されるが、新たな建築はぐん当局の許可を要することになつた。これは正にじゆう民への朗報であるが、この新しい処置に対し民側、即ち関係市町村当局は充分に責任ある処置を講ぜねばならないであらう

と言つのはぐんではこの指定地域において許可なしに新築する不正な沖なわじんはいないとして、この指令以外に別に処置を講じないことを表明してゐるが、若し従来しほノ見られたよくな、ひそかに新築する者でも出て来ると、既往の居しゆう者全体が移動し

なければならぬ状態が起きることも充分に予想されるのである

関係市町村ではかゝる状態の生じないように慎重な方途を講じなければならぬであらう

一方旧市域を開放されることになつた那覇市は、早急に都市計画を樹立しないと、乱雑な街を再現し、切角の復興も台無しになる点を充分警戒せねばならぬ。そのためには、市として適当な建築規定を制定し、それに基いて建築させるようにすべきであらう、理じ者の善処を切に要望したい

那覇旧市内その他開放ノ一

哩制限令撤廃さるノシー

ツ長官談話発表

〔新 1950・2・9〕

ぐん政府では八日午後二時半より北谷ライカムにおいて志喜屋、又吉正副知事、比嘉官房長、富名腰情報課長並に各新聞社代表を招致しシャーマン准将から一哩制限令の撤廃とそれに伴うぐん使用地指定を別項の通り発表したが臨席したシーツ長官はこれについて次のように語つた

これは陸ぐんの計画であつて、空ぐんの方は嘉手納、那覇飛行場において別個の処置を取るはずでそれについては

不明である。今度のぐん使用地の指定は将来これ以上拡大することはないと思つ、この指令はマ司令部とも協議の上決定されたもので、仕事は二、三か月の中に着手する仕事には勿論沖なわじんを働かせ技術家も出来るだけ沖なわじんを使いたいと考えてゐる。工事には鉄を使うよりもセメントを使つて成るべく多くの金をおきなわに落としたいと思つが、既に発注済みの鉄材は已むを得ないから使わねばならぬ

将来は北・南にノ住民用発電所を、牧港にはぐん用発電所を建設するが将来は南ぶに二つのじゆう民用発電所を建設する計画である

天願、泊部隊は逐次牧港のデポーに移動するが、二、三年の中には完了すると思つ、那覇港修築の資材は既に米ぐんから輸送中である。今度指定された地区に全米ぐん施設を集中するので現在の知念バクナービル、泡瀬、登川その他の地区も段々と開放されることになるわけである

コンセツトはいずれ住民に

この計画の実現には時間を要するので今年の台風期までに吹き飛ばされぬようにぐんのコンセツトの補強工事をするが、それについては民政府と協力して沖なわの労務を利用し工費はぐ

んが負担する このコンセツトは本建築が出来るまでの臨時的じゆう宅だからこの計画の定了後は全部沖なわじゆう民に使わせることになる この修理方法が決定したらいづれはつ表する現在のところこれは計画であつて近く 案を練ることになろう

ぐんとしてはこの計画によつて使用土地を出来るだけ減らし最大限の土地をじゆう民に返したい意向である

禁止地域

〔新 1950・2・9〕

地図により新築を禁止されている地域は左の通りである

那覇市の旭橋より新天地に至りそれから西方海岸にのびた那覇港側地域及び北明治橋より小祿街道を真直ぐ境に港湾及び飛行場一帯

真和志村与儀の油貯蔵所

真和志村旧天久部落から安里校に近接し高工校一帯を含み安謝から銘苅に通ずる道路を境に天久から安謝に通ずる一号道路線が禁止されぐんのじゆう宅地となり海岸側は開放される

浦添村でが謝橋を越え海岸側デボの使用している全地域が禁止され泊天願などの施設がこゝに集中する

浦添村牧港の発電所

宜野湾村現在のぐん病院地を開放し病院は道を越え山の手に変更する

宜野湾村大山から普天間―喜舎場―島ぶくろ部落西側山田部落から西の海岸側に真直ぐ延びた線に囲まれた一帯なお空ぐん関係用地は別に定むことになつてゐる

待たるゝ旧那覇市内への移動

土地所有者を優先／遠大な計画よりも拙速主義で

〔新 1950・2・12〕

きのう那覇市臨時市会開会へき頭翁長議員から土地開放に対する市長の方針如何との質問に対し當間市長は左の通り説明した

せん日當間行政法務部長 松岡工務こゝ通部長との談合の際都市計画を強力にするためには関係法規の整備が急務で都計に関する準備打合せを十三日民政府で開催する 都市計画には莫大な予算を必要とするがこれは復興予算で賄つてもよろうことに松岡議長の内意を得技術面は工務こゝ通部長 法令制定は行法部長が担当することになろう

市としては専門委員会を設け基礎資料のしゆう集 法規の整備などに慎重を期している建築許可に当つては防火衛

生的見地から原則的にカヤ テント葺きを認めない方針であるが これは現在の市の街地に適用されるもので道路に面したところはトタン 瓦葺に奥に引込んだ所はカヤ テント葺も許可する方針である 旧市内は新たに制定される市街地建築法によつて制限を受けることになろう

なお閉会後協ぎ会が行われ種々意見こゝ換がなされ土地所有権侵害を顧慮せず大局から見て理想的都市計画をやつてもらいたいとの希望に対し”四圍の状勢から遠大な計画よりも拙速主義で臨み 原則的には土地所有者をいれるようにし計画倒れのないよう慎重を期したい”と述べられたが民政府都計委員とは別個に那覇市都計委員の設置を考慮することゝなつた なお旧市内への移動は三か月後には開始出来る見とうしがついてゐる模様である

電燈は市営／那覇市議会で可決

那覇市臨時市会はきのう十時半から市役所で開催 一九五〇年度才人出追加予算、營造物使用料徴収条例設定手数料徴収条例改正三議案を可決 那覇市電燈問題について審議に入り 當間市長から”電燈事業は公益事業の性質からして市営にすべきであるとの建前から松岡工務こゝ通部長及び数回に

巨る業者代表との懇談に當つても極力市営をしゆ張し市財政復興委員会を開いて市営か否かを検討して貰ひ市営方針を決定した”旨の経過報告の後 危険の防止 設備の充実 税外収入の増加などの点からは是非とも市営にすべきであると全会一致市営を支持すること可決した

なお手数料徴収条例については建築許可證明手数料は一件につき二十円を五十円に改訂

印鑑證明の必要から印鑑届出一件につき十円印鑑證明一件につき十円が追加された

なお土地開放に関し市会からシ長官へ感謝状をおくることになつた

伸びゆく真和志野

〔新 1950・2・12〕

真和志大道並に安里両区に亘つて旧女師一高女跡に櫛比する商店街!

同村の中央部にくだらいうる該地区の都市化は地理的に必至の状況にあり同村二力年来の計画と各方面の要望とによつて現段階に到達したもので既に地元側から「栄町」なる床しい名も冠せられ 本十二日盛大に市場祭りを行うことになつた

その名も床しい”栄町” / 目覚しい

都市化への躍進/きよ市場祭展く

五間及三間の道路 東西七条 南北九条が一万五千坪の地域を区画している栄町には唯一のこう通機関たる公営ハスの発着点あり 無二の有蓋劇場沖劇はじめ料理店街「十三軒」食堂街（十九軒）雑貨店街 卸商街の外新聞社 教連 舞踊研究所事務所 工場等々三百棟近くが軒を列ねており 周辺の既設建物を含めると実に五百戸に垂んとするいん賑さだ 今日開設される旧一高女正門附近千坪の市場には一坪宛に仕切られた七二室の雑品売場を備えたトタン葺の本格的施設があり之と並んで水連の魚卸市場や村内食肉販売組合の肉売場 農産物集積販売所及び野菜市場等を予定しているこの市場の特色は自然発生的に出来たものでなくあらゆる困難を排して人為的に計画的に築き上げた点でありそれだけに村民も当局者の努力を多としているようである

殖える人口

戦禍のために流浪の旅にもた分の悪いまわりくどい復興コースを与えられた真和志村は真に和する志ある村民八千が漸く帰村の喜びに浸つたのが四八年一月！

あれからおよそ二年

時間的ギャップを「拳村一致の努力」でカバー 今日躍進真和志の面目を施し得たものでじん口二万二千 戸数五千戸を擁する真和志村の現状は

人口増加

四七年二月 一一一九四
四八年同 一一八四六
四九年同 一一五〇八七
今月初旬 一一二七三四

月々六百余人が地方から流れ込む等

じん口の集中する所は中央部に当る大道 三原 安里 松川方面で去年二月

に比べ二倍から三倍半ぐらいの増加

農家一六八五戸 非農家三三四三戸

このうち商業四六〇 官公吏七六四

ぐん労務一〇〇 半都市的な性格を

帯びた人口構成を示している

沸る復興熱

復興工事

復興費三八七万余円により大原大道間

の幹線はじめ村内道路網は整備 役場

学校等の永久性ある公共建物も工事を

急いでいる外 規格以上のじゆう宅は

八割弱

産業

鉄工所二八 木工所二五 瓦工場

食品加工所各一五 製材所八 その他

酒造 造船 製帽 織物 製靴等一九

に及び 商業関係は二八〇を数える小売商を筆頭に飲食店五〇 理髪二五旅館 料亭が各七と一九 外に湯屋や貿易会社等なか／＼活況をていしている

農業 戸数一六八五の農家が各一

五反の土地を開いて四〇三五反を耕作

しているがなお一三三二反の可耕余ゆ

う地を持つている

漁業 動力船四隻くり舟四二隻は安

謝港を根ぎよに漁に出ている こうし

て戦前農業一本建の産業が今では多方

面に進展「原山勝負差分式」の農村行

事も本年から「農業振興会」に名称が

えを予定 こゝにも新興真和志の性格

の一端が窺えよう

教育

四初校一中校の五校 百名の教職員が

四千の村童の薫陶に努めているが青年

教育に資すること大なる成じん学校の

未設置は玉にきず

翁長村長の抱負

村長就任後二か年翁長村長は抱負を

語る

私に二つの方針がある 一は中央部の

都市化と云うことと他は周辺の農村の

多角的発展だ 之を中心として更に案

を練つて名実共に沖なわの真和志とし

ての性格を確立強化するための行政力

を發揮したい 戸数じん口の増加 家屋の完備が直ちに村の発展だと錯覚してはいけない 要は各戸各人の物心両面の生活の充実発展にあるとの信念のもとに村民の為の努力を積みみたい ぐん民両政府はじめ各界各層の御助勢御鞭撻を期待している

いよ／＼乗り出す『首都建設』

市三村ノ民政府に主管課を設置/きのう大綱方針決る

〔沖タ 1950・2・14〕

民政府では旧那覇市内の解放に伴う首都建設計画に關し昨十三日午後打合せ会を開催、當間行法松岡工務部長、當間那覇兼島首里市長、翁長真和志長嶺小禄村長、渡口みなと助役、高嶺本社々長ら出席し種々協議の結果つぎの大綱方針を決定した

民政府に都市計画を主管する課を設置する

計画委員を官民から任命、依頼する

員がいかに幹事を置く（工務部、那覇市から）

都市計画の区域を指定する

同計画の事きよう項目は道路、河川、

港湾、上下水道、電燈、公園、墓地等

の施設設定

費用は国家じぎょうとして軍の支弁による

計画施行令、市街地建築物法等関係法規は現行日本法規を活用する

なお、都市計画の指定地区は那覇市を中心し真和志、みなと、小祿の各村一ぶ或は全ぶであるが那覇漫湖に沿つた豊み城村の一ぶも含めることが考慮されており、現在行政上特別区域になつてゐるみなと村を至急那覇市に合休せしめることが望まれている、那覇市内随しよに散在し相当の面積を占めてゐる墓地は計画実施の邪魔になるのでこの際適地を指定し、すべてこれに移すべきだと強調された

一社説一

那覇市の都市計画

〔沖夕 1950・2・15〕

那覇市の都市計画が多額の関心を集めて居るのは沖縄の首都として政治、経済の中心たるべき地位が再現されたからである。都市計画には技術的に種々の方式があると思うが、那覇市としてはヒンターランドたる島尻、中頭、国頭との連絡、那覇港を拠点とする海外との連絡を基礎的構想にもち、商工業地としての発展と市民の生活を快適に

することを主眼とする計画を必要とする。道路、河川、橋りよつ、上下水道、電気、公園等の根幹的施設は経費のぼう大なる関係で軍の援助にまつ外はないが、これに附帯する諸施設は受益者負担或はその他の方法で支弁すること

も考えられる。理想的に考えると大規模な構想のもとに計画を樹てるべきであるが、現実的には実行の可能性のある範囲に止める外はあるまい。唯茲に考慮しておかなければならないことは将来の発展を構想の中にとり入れておくことであり、現市民、旧市民だけを対象にして計画をたてると再び戦前の那覇市のように行き詰りを来たすことは明らかである。学校、公園、図書館、博物館その他公共建物の敷地の選定、工場地帯、商店街、住宅地の指定等は土地所有権と関連して相当面倒な点もあると思うが、計画の当初に於てはつきりしておかないと後になつてから手のつけようがないことになる。更に厄介なものには市内に散在する墓地であるが、これは土地の利用効率や市街美の点からみても又墓地の尊厳性から考えても是非郊外に移転すべきものであつて、これには相当の経費が要るし、所有主との折衝もやゝこしいものがあると思われれるが此の際断行しなければなら

ないものである。戦前の那覇市は人口七万に近く、沖縄の総人口との均衡を失し、都市集中の弊を露呈して居たのであるが、今後この傾向は必ず現われてくるものと予想されるので、これを或る程度抑制することを今から考慮に入れておかないと職業難から社会不安を招来し、都市として半身不随の状態に陥る虞れがあると思う。旧市内の再建には拙速主義の声を聞くが、都市計画の根幹を決定した上での拙速ならいゝが、そうでないと悔を後にのこすことになる。家屋の建築も長期金融の道が開かれて居ないので本格的建築を強制するのは無理であるし、そうかといつて無条件で許すと都市の体裁を害つので、その間に序列をつけるのもやむを得ないことであろう。が、根本とするとこれは本格的計画を樹て、逐次実行に移して行くことである。

兼久浜一帯を埋立/元垣花

住民に開放/先ず護岸工事

事から着手/那覇市の構

想

〔つ新 1950・2・16〕

旧那覇市内の開放に伴い那覇市に管理課を設けて那覇を中心に真和志、みなと、小祿の各村の一部或は全部を含む

首都建設の大綱方針も決まりその線に沿つて那覇市は種々構想を練つてゐるが元すみ吉、垣花、山下町などの区域は港湾施設の關係で殆んど半永久的に復帰は困難とみられ、また各地に散在してゐる元那覇市民の全部の受入れも

悩みの種とされてゐるがこのあい路の打開策として當問市長は台の瀬向い泊港入口から夫婦岩、雪の崎(ユーチヌサチ)の一線を画し兼久浜を久茂地川、漫湖の土砂を以つて埋立て住宅開放地にしようといふ計画をすゝめており工費は工務こう通部ともこう渉して復興費で予算化しまず護岸工事に取り掛かろうと案を練つてゐる。この埋立が完成すれば元垣花一帯じゆう民を優先的に割当てることこれによつて市内の敷地難も大いに緩和される訳で那覇市民にとつてはまさに朗報である

窮民救済機関の設立/那覇

市が委員会開催

〔沖へ 1950・2・22〕

民政府の救済事業は予算削減に伴い救済じん員は漸次制限縮少せられその結果、救済すべくして救済せられざる困窮世帯し民が現に路頭に迷つてゐるあり様であるが、こつした気の毒な困窮し民を温い救護に浴せしめる為窮民救

済機関として生活困窮者の救護 薄資英才学徒の救護育英その他必要な厚生事業等を事業目的とする再建那覇市の慈善事業団体として設立したいという趣意のもとに去る二十日午後二時よりし役しよ会議室で那覇し社会事業援護会設立委員会を開催 同援護会を設立し十一ヶ条にわたる規約審議決定並びに役員を選出した なお同援護会会長には現し長を副会長には現社会事業課々長が夫々選任された

悩む宇栄原区／他区民の汚名も背負う

〔つ新 1950・2・23〕
小祿村字宇栄原は現在旧大嶺 境地その他移動不能のぶ落民が入り込み 元宇栄原区民約千二百名に対し現在の宇栄原居住民は他字民を合せ約九千に及び狭い宇栄原区内に多数の字行政区が雑居している状態である

このため小祿飛行部隊をひかえて起る各種犯罪人の現住所が宇栄原に多いところから元来の宇栄原部落民の就職にも差しつかえているという破目におちこれが対策協議のため去る二十一日字じよう会を開催した
この日のじよう会では字青年団が中心となり防犯運動を展開することになり

今後字民の犯罪行為に対しては部落外立退き その儘の処置を講ずることを申合せ その実行方法については更に研究することになった

開放に備え泊復興期成会

〔つ新 1950・2・28〕
泊復興期成会そう立総会は二十六日午後二時より那覇市役所会議室で開催 函政府 市当局に協力して泊地区の復興を促進する会則を決定し将来泊地区の開放に備えて土地建物 産業 文化計画の研究をなし泊の復興に資することになった会長に親泊康善氏 副会長に仲本興正 仲里睦賢 屋良朝慈の三氏が推挙された

那覇都計構想発表／ビル街は四階建／商店街と住宅地を区劃し／緑化で全市を美化

〔沖夕 1950・3・5〕
四日の那覇都市計画委員会は民政府会議室で開催、従来の予備工作から脱しはじめてはつきりした構想を持ち、松岡工通部長から軍の意嚮として(1)当分、泊、首里間と若狭町は白紙のまま、にしておきたい(2)既設鉄筋建物は残したい(3)鉄道路線は市街の後方裏、

即ち豊見城附近から通し発電所の位置は軍が考究中だがこの両施設は軍で制定、後日指示する(4)旧泊初等学校は目下四百万ドル予算で軍が補修中でしゆん工後一ケ年に民に渡す(5)泊高橋、旭橋間十二間道路を直通する等の基本事項を説明した後次の事項を決定した

都市区劃

(第 次)

商業専用地区(住居せず娯楽を含む) 旭橋以東下泉、上泉、美栄橋久茂地一帯
一般商業地域、現那覇市十区の久茂地川寄一帯、旧十貫寺前、前島、久茂地の一帯

倉庫地区、松田橋より東南与那原線の漫湖海岸を埋立てる
官庁街、松山一帯
オフィス(ビル街) 久米、天妃、上之蔵一帯

住宅専用地区、泊、開南、楚辺、若狭一帯
その他泊港入口の兼久浜は埋立て安謝港附近を重工業地帯に、元県庁跡は綜合病院と保健所(約五千坪)に充て早急に建設する等を決定、更に都市計画の推進方途に関し委員会は企画立案に

当り工通部に都市計画課を設け事業の

促進を図ることになった、なおビル街は四階建、都市を美化するためピンロー樹クバ、センダン等を植えつけ小公園を多く持つ等打合せたがこれ等ばう大な都市建設費の問題が関心事となつており松岡工通部長は約九億エンを要するといつてゐる

白紙から出発／土地所有権問題など

那覇都市計画と共に土地所有、使用権問題が重要課題となつて来るが當間行政法務部長は次の如く説明している
これは都市計画市街地建築物法等に準拠して個じんの使用権より都市計画の執行が優先となる、所有権の問題は都市計画の最終決定ではつきりされるが今のところ都市計画と所有地の立地条件で適宜な一区域を設け一群の地主で都市区画整理組合(一例)を造り公共用のつづれ地は共同負担し残り使用地を旧所有高に案分して所有権を確保する之が経費等は低利資金融資の方策もあり軍に折衝しなければならぬ、つづれ地の弁償などに就いてはこれから審議されよう、未曾有の都市計画であるからこれ以外に良策はなく又組合は任意組合であるが組合内では半強制も効用できるわけだ、とにかくこの計画は凡ての立場で白紙から出発しなければ

ば実現は不可能で近く地主に対し意見交換会の必要もあり、お互いが土地収用法などといういやな思いをしないでする方法を講じたい、その他可燃物建物、商店、住宅の建坪の制限等も今後研究されよう

代りの土地を／旧垣花住民が陳情

[沖夕 1950・3・7]

垣花復興期成会発会式は五日那覇劇場で開催、各地区から垣花出身者約三千名が集り旧垣花が軍使用地になつてゐるため代るべき土地を与えて貰うよう運動を始め、申し合せ引続き演芸会や敬老会等で盛況であつた、なお会長に上原仁慶氏、副会長に金城 範、宮里雄喜両氏が選任された

雪ヶ崎一帯を埋立／墓地は

会 郊外へ／那覇市都計委員

[沖夕 1950・3・11]

那覇市の都市計画委員会は十日七名の議員と市内各校長、診療所長に市長助役を交えて協議をなし次のとおり意見をまとめ民政府委員かいへ提出することになつた

官庁商店街等の地域は大体さきの民

政府案通り 公園は奥武山の他に各区に小公園を設ける 市内にある墓地は郊外の適当な場所に転移整理 道路網については幹線は現在のものを活かし支線は一定の幅員以上にする 泊港は崇元寺あたりまでも漁船の避難場所として施設 雪ヶ崎から泊港入口まで埋立して軍使用地になる、旧垣花、通堂、西新町の住民を収容すること

港村の『住家』／軍が民へ

移譲

[沖夕 1950・3・11]

更に港村港湾作業隊の家屋が来る十五日附で全部解放となり軍から民に移譲されるが土地所有権が認定された場合地主からの立退要求が考慮されるので港湾作業に支障を来さないよう現在の労務者の居住権を当分留保する模様である

何処へ行く解消する港村／

代表が民政府に交渉／真和志

[沖夕 1950・3・21]

真和志村では二十日一、一九五〇年度歳にゆう歳出追加更正予算審き、一、港村解消に伴う行政復帰に関する件等

に關し村ぎ会を開催、一号案は原案通り可決、二号案の審きに移つたが、戦前の真和志そん区域は真和志そんへ、那覇市区域は那覇市へ復帰させるのが当然である意見一決、二十一日正副ぎ会ぎ長、前村長金城和信及び眞榮城守行の四氏が代表しやとして民政府と交渉することになつた

全地域那覇市へ／都計の

都合もある／那覇市

[沖夕 1950・3・21]

二十日昼那覇市長と港真和志両そん長ほか民政府関係各長は港村で同村解消に伴う行政区域に關して意けんを交換、國場そん長より解消後の作業隊員の宅地確保について那覇、真和志側もこれを諒としたがこれにつき當那覇市長は次の如く語る、”解消になるとすれば旧地域通りに那覇、真和志両方へ返る場合と全ぶ那覇へつく場合が考えられるが都市計画との関連や住民の利便からいつても全ぶ那覇へ合併された方が良いと思う

港村の帰趨／那覇と真和志が協力

[つ新 1950・3・22]

この二、三カ月内に解散する港村の帰

すうについては相と論議されてきたが二十一日真和志村代表村議会議長大城三郎氏 副議長宮里栄輝氏は又吉副知しを訪問みなと村の帰すうについて意見こう換したが 那覇市真和志村双方共都市計画の立まへもあり時節柄 大乘の見地から自主的歩み寄りて協力することを申合せた

港村問題／元の姿に返せ／

真和志村議会の見解

[つ新 1950・3・24]

既報—二十三日の真和志村議会で近く解散する港村の帰趨問題につき協議したが 一部に那覇市と妥協して円満に解決しようとの穩健論も出たが 結局港村の元真和志村行政地域は一応返還させて貰い一対一の立場で都市計画について那覇市と協議することに意見一致し近く代表が那覇市と折衝することになつた

那覇の受入れ／当分は制限する

[つ新 1950・3・25]

那覇市では都市計画中の受入れは当分左の制限を付すこととなつた 那覇人は優せんに認める 他市町村民の受入れについては家屋

所有しや 公吏又は公共団体会社工場等に在職しているものでその就職さきの責任しやの證明書のあるものに限る

扶養すべき義務がある近親しや

当日正午民政府会議室に参集するよう注意している なお第二次合格しやはきよう発表される

一社説一

諮じゅん委員の使命

〔沖夕 1950・3・26〕

民政府では軍政府の承認を得て沖繩側、琉球諮じゅん委員六名の顔触れを発表した。諮じゅん委員会の職責に就いては未だ軍政府当局から詳しい指示がなく、追つてシート長官から発表される筈であるが、馳て実現される全琉政府に就いて、それから政治、経済、文化その他各分野に亘る重点的な諸問題について諮じゅんされる極めて重大な使命を負わされることは容易に想像される。志喜屋知事は沖繩の政治に一大進歩を与えるものだといふ談話を発表した。各方面の期待も大きい。シート長官のアドヴァイザーとして諮じゅん委員がその優れた識見を傾け、誠実に意見を具陳して、沖繩建設を阻む各般の隘路をどしどし打開すること

に努めて貰いたい。選ばれた六名の顔ぶれは流石に粒選りであり、高まいな人士である。殊に心強く思われることは何れの委員も政治ボス的な過去の経歴がないことだ。嘗つて政治的なかげ引きに耽溺したところのある政界の知名士は腹に一物を蔵し、私心や権勢欲が強く、建設的な態度に欠けていた。その弊を認め、大多数の期待に副う可く政治的に無色な人物が選ばれたことは極めて意義深く、さらに女性が交つたことも劃期的な人事と謂いたい。釋迦に説法ではあるが、諮問に應える根本的なものは云うまでもなく、沖繩の現況を厳しく直視して、全琉住民の幸福を希求し、これに伴う責任を自覚することである。その自覚から個々の或は全般的な重大問題に就いての具体的な然かも建設的な意見が纏まる。同時に各委員に望みたいことは予想される重点的な諸問題について、絶えず世論に耳を傾け、絶えず想を持つておいて貰いたいことだ。世論を吸収して諮じゅん会に臨むこと、即ち世論を巧みには握し、之に基いて各委員が行動すること、に依つて全住民の沖繩建設に寄せる正しい意欲を軍政に反映させることが出来る。それが軍政への協力であり、住民の希求と遊離せない沖繩建設への

途であろう。世論の正否を判断するのは各委員の良識で、その良識が沖繩の繁栄と住民の幸福を約束する。

那覇市監査委員選任

〔つ新 1950・3・28〕

那覇市昨二十七日の臨時総会で監査委員森山昌宜 城間康信両氏の辞任に伴い議員 仲本齋政 一般より中山興忠 両氏を選任した

都計/現実に第三案!/

きのう臨時議会で大綱決定

〔つ新 1950・3・28〕

那覇市では昨二十七日臨時市議会を召集 諮問案は那覇市都市計画大綱を上げ富間市長より都市計画のしゆ体が那覇市自体であること これまでのぐん政府との折衝経緯について報告があり今回の第三案は現実に即し可成しゆく少されぐん道路を基礎として那覇市域における計画であること 予算はガリオア並びに復興資金より支出されること 本都計大綱は三十一日の金曜日までぐんへ提出し細部の具体案については三か月後にぐんに提出する旨を述べ 市嘱託民政府工務花城技官より画図について説明し各議員より質疑があ

つて原案通り決定した なお予算については工費の外に土地買収に要する費用も全部計上することになつており市でも都市計画委員の拡大 じ務委員の増加をなし 計画具体案の作成と工じの実施に万遺憾なきを期することになつた

商店街はいずこ/周辺に配す住宅地

〔つ新 1950・3・28〕

設定地域の概略は次のとおり
ぐん用地域「西新町 西本町 東町 公園の一ふと垣花町 即ち那覇港沿岸 官公衙「オフィス地域 上之倉 若狭町松山と久茂地町の一部」
商店街「久茂地町の一部美栄橋 前島 牧志町 下泉の一部」
商業地帯「高橋、崇元寺町と安里 牧志の一部」
じゆう宅地域「高橋、崇元寺町後方 若狭町 泉崎 壺川 泊兼久 辻町方面」
倉庫地帯「旭町南岸西方」
停車場用地「旭町南岸東ぶ」
工業地域「壺川南岸」
緑地帯「奥武山公園一部」

大都市建設の構想 / 港村の 解消問題機に / 都市農村 合併の気運動く

〔沖夕 1950・3・29〕

戦後、唯一の特殊村として生れた『ミナト村』は港作業の民請負が去る一月から実施されたのと同じく軍指令で同地域が軍用地から解放されたので、特殊行政地区としての性格が全く無くなり、その解消は早晩来るべき問題として関係方面の間で論議されているが戦前、那覇市（當間重剛氏市長時代）が主唱した大都市形成への構想が、この港村の帰属問題を機として再び十年振りに動き出すとして、それは首都建設とも関連、現在すゝめられている那覇の都市計画とも将来結びつく問題であり、今のところ具体的な動きは未だみられないが、こゝに關係筋の意けんを聞いてみる

民行法部（當間部長談）「最初港村は那覇に合併、四月一日から実施する予定であったが真和志村では返還方を希望していたし、真和志は最近商工業地としての発展策を講じているので那覇の都市計画をこの二村に及ぼし新たに大都市をつくることは種々の点からどちらも有利ではないかと思う、結局これは知事の権限にあり、知事は各

關係市村に対して諮詢の上多方面から研究の上解決されよう、出来れば九月の市町村長選挙を機会にやりたい

那覇（當間市長談）「都市計画との関連もあるので港村解消の場合は那覇に併合せねばならぬと思う、都計は計画倒れにならぬよう迅速に行わねばならぬので真和志村を含めた首都という問題もあぶ蜂とらずにならぬよう趨勢によつて現実的に無理のないように処理していきたい

港（渡口助役談）大都市への合併は住民の負担軽減と、公共福祉施設から受ける恩恵の増加を意味する、大都市実現の際は現在の港村住民は恐らく重要商工業への労務提供根源地となるう、この際、大乗的な歩み寄りが必要だ、たゞ都市計画に当り併合農村が場末に置去り的な存在にならぬよう中心偏重を廃すべきであると思う

真和志（翁長村長談）なか／＼微妙な問題で村民の意こつも賛否い／＼あると思うが、市部を主、村を従とする併合でなく、九月の改選期を期して双方一対一の立場からの合併首都建設なら村民も大方賛成すると思う

真和志議会流会 / きよつ更 に再開協議

〔つ新 1950・3・30〕

二十九日より開催の真和志村議会は定刻十時に議員定数に達したが村当局の議案が提出出来なため流会したが引続いて協議会に移し栄町独立問題の陳情に対し意見のこつ換を行つた結果しゆ旨は諒とされたが村内の行政区画の廃置分合を考えない限り住民負担が過重になるおそれがあるので一応留保に決定した 次いで村民より議会に対し

- 一 公金費消し件に対する責任を明らかにせられたい
 - 二 港村解散の問題
 - 三 村民税の公平なる賦課
- の要望に対しては今後のぎ会に取上げべき会の態度を決することになつたなお本三十日午後二時よりぎ会は開会されるが日程は五日間である

一社説一 一市三村の合併

〔沖夕 1950・4・5〕

那覇市の都市計画は地域と幹線道路の設立を中心とする大綱案を決定したので先般軍政当局に提出したが、軍の承認を得れば直に実地測量と具体案の作

成に着手することになつている。経費は復興費から支弁されるので、市民の直接負担はないが、土地の整理区劃等で地主側にも或る程度の犠牲を求めるとも出て来るはずであるし、殊に所有地が潰地又は自己使用不可能となる地主に対する処置など相当難問題も簇出するであろう。従つて都市計画といふ大事業を遂行するといえ其の間、不平不満を生ずる虞れも十分予想されるのであるから、市当局としては最善の方策を講じて市民の納得のいくよう処置することが望ましい。今回の計画は那覇市に限定して考究されているが、此の際構想を大きくして那覇港、真和志、小祿の一市三村を行政的にも経済的にも包含する都市計画にまで発展せしめてはどうだろうか。勿論これは那覇中心主義の即ち那覇市に三村を吸収合併するものではなく、一市三村が平等の立場に於て合併し福利を均等に享受するという建前でなければならぬ。これらの市村には歴史的にも地政的にも幾くらか事情を異にしては居るが各村のもつ経済的性格から考えて将来も那覇市を中心とする経済圏内に生きて行かなければならないものがあり、且つその半都市的性格は必然村費の膨脹を余儀なくされてくることは予

想に難くない。そこで一市三村が合併して市民の生活を融合せしめるならば経済的にも文化的にも同一の歩調をもつて進展せしめて行くことが出来るのである。都市計画を一市三村に及ぼすならば市村民は多大の利益を同時に受けるのは言をまたない。

これを将来自力でやろうとしても村民の負担では到底出来るものではないと思う。復興費という大きな財源が存続する間に都市計画を実施することが賢明であり、この機会を逸すると臍をかむことになる。一市三村の合併は前にも述べた通り平等の立場に於て行政の単一を計るにあつて、合併後の名称も沖繩市とでもいつた新しい市を誕生せしめるものでありたい。那覇港が修築され、近き将来沖繩の貿易港として復活するのであるから、沖繩経済が那覇港を中心動く時代が来るのは間違いないことであり、将来の経済発展に対応する意味に於ても那覇市都計の構想を拡大し、隣接三村も積極的にこれに参加協力して理想的都市の建設に乗り出すべきであると考える。時期はまだ遅くはない。一市三村当局者が積極的熱意をもつて当れば実現は困難ではない。考慮を促したい

那覇市／区長は市吏員／午前中は役所勤務／区費も均衡はかる

〔新 1950・4・7〕

戦後各市町村に設置された区長制は市町村制に基くものでなく末端行政運営の便宜上置かれたもので区長は市町村の吏員であり選挙すべきものでなく選挙による区長制は区民の意向を或る程度尊重するというよき反面ともすれば区長の権限が過大視される嫌いがあり那覇市では議会からの要望もあつて区長の性格を明確にし市長任命で市吏員として午前中は市役所に勤務させることとなつた従来各区では区経費を賄うため各家庭から区費を徴収していたが各区の世帯数はまち／＼で之をそのまゝ区費に廻していたため各区間に不均衡を来していたのを是正するため新年度以降区自体の徴収を撤廃し之を市民負担の中に織り込んで区費の公正を期すこととなり五一年度予算に計上目下開会中の市議会に上程きたる十日再開ぎ会で審議することゝなつてゐる

首里図書館／尚家跡に着工

〔新 1950・4・7〕

首里図書館は尚家邸内に建築許可申請中の所此の程正式認可を得たので近く

着工設計は市庁舎を正面にコの字型で北側の映写室（ステージ付五〇坪）と南側の閲覧室六〇坪を書庫と事務所に沿う廊下で結ばれ 旧尚家日本式庭園を再現させる由

港村の帰属／物の順序として／一応元の姿へ／真和志議会在意見書提出

〔新 1950・4・8〕

既報—真和志村き会では旧那覇市内の開放と近く解散する港村の帰趨について松尾 二中前 ひ川 楚辺 壺川の地域は戦後那覇市と港村に割譲されたとは云えこれは暫定的措置であつて首都建設の大乗の見地から云つと一村の区々たる利害にのみ拘泥したくないが物の順序として還さるべきは一応還へし村の行政権を確立したうえで勢に即応する方策を樹て度いと理由を挙げ港村の旧真和志地域の行せいは真和志村に復帰さるべきものであると知事宛に意見書を提出した

声／村議会に望む

〔新 1950・4・8〕

三月三十一日の真和志村き会で七十五万円近い村民割当負担金を短時間で原案可決されたのは恥かしい話だ特に土

地割の如き等級段階もせず一率にしたのは以ての外だき案の内容も充分検討せず その是非も判断出来ない議員なら潔く辞めて欲しい 又じゆう民の利害關係に充分な責任も果せ得ないぎ会なら意味がない 深夜まで御苦労とは思つたがその効を挙げ得ず多数決にされたのはじゆう民として迷惑だ 村政を行詰りにさせた責任を判つきりさせて貰い度い

ぎ会は一人の理事者を救つて多くの村民を殺してはいけない筈だ 種々重大な問題に当面して居るが現在の村当局では心細い 自己の行動を反省せず恥を知らぬ者はボスとしか言えない 村き会は村民の輿論を充分反省して村政の明朗化を考えて欲しい 真和志村 農業 金城太郎

解消から建設へ

みなと村議員 宇久眞成

〔新 1950・4・9〕

那覇市内の開放とみなと村の解消問題は關係じゆう民に殊に大きな明朗の氣を与え光明を見せたが昨今みなと村の帰属について那覇と真和志が争奪戦を始めよつとしてゐる

みなと村の解消問題と関連して關係市村民に大都市建設希望が胎動しつゝあ

り早期計画を唱えるのが多い。そして真和志村は一对一で推進しようとしている。即ち那覇への合流でなく融合して新大都市を構想。じゆう民の感情融和。公共福利施設の平等享受を望んでいるがこれはみなと村小禄村でも同様と思われる。那覇市は已に計画し着手しようとし復興を期しているが此の際全琉球九〇万の首都としこく際都市として発展的計画を進めたらどうだろうか。此の大都市計画は戦前に於ては當間那覇市長の積極的意見に対し真和志村が気乗薄であつた。崎山市長となるや声が小さくなつたが戦時体制になつて夢となつた。勿論戦前と今日とは趣が異なるが機を逸すると復興費が貰えなくなる。関係市村が協力して計画を樹てぐん民政府の助言を待つてじゆう民に示すならじゆう民は積極的に参加協力するであらう。

謂場未ならしめないような処置を講じ娯楽機関の設置、道路の開通。田園都市としての設備を図る事が必要だ。例えば真和志村の上。識名から大石森にかけて公園化すれば水利地形からして養鯉金魚養鶏園芸等が起り山羊乳牛乳業が盛になるであらうし。識名園の復興も出来るであらう。仏寺も再建し球場。国際ホテル等も適地と考えられる。小禄村に於ては民専用の橋梁が出来ればもつと活気が出るし青物集荷会社の設立も欲しい。大都市の計画をすることによつてみなと村の帰属が難なく解決されるであらう。

現在吾々としては旧那覇市内の都計による整備と発展は予想されるが墓地問題や市の為の附属施設の如き非施設は市外へとなると考えざるを得ない。即ち塵芥捨場。屠獸場。火葬場。糞尿捨所。発電所。特殊教育機関等を小禄那覇に持込み那覇市内だけに役所街。商店街。倉庫等が壮麗をつくしたつて国際都市としての印象は少からう。所

那覇新計画/神里原に橋と道路/美化される新市街/防火用池十一カ所も建設

〔新 1950・4・11〕

那覇市予算ぎ会は昨日より開会されたが仲村議員より土木費に関する質問があり當市長。高原助役より答弁があつたが土木費は四五万一千円が計上され前年度二〇万円に比して二五万余円増加している市側の説明によれば十三万九千余円で那覇劇場附近ガープール上流橋を架設し更に一万円でガープールをしゆんせつ。四万余円で神ざ

と原琉球映画劇場附近の道路を開設することに於ては。また新市街が土地の關係で狭い土地に住宅。商店、会社が密集し何時火災を起して一大事になることも予想されるのでこれが応急策として防火池を建設することになつたが。この費用が一四万四千余円で市町十一カ所使用出来る既設の池の修理と新開鑿を計画している。更に現在の市役所構内が雑然としているので道路際に土堤を築き木や芝生を植えて美化するに。万一千余円が計上されている。なお露地。小路の修理は橋梁費道路費が復興予算となつた場合全部これらに振向けたいと述べた。

那覇市暫定予算/四四八万円可決

〔新 1950・4・12〕

十八市予算ぎ会はきのう再開、六月までの暫定歳入歳出予算案に対し活潑な論議が続けられたが土木工事は市長に直接影響を及ぼし且消火活動の建前から土木計画は絶対的必要性を十分に調査の上市内悪道路や狭あいな路次は速かに改修してもらいたいとの要望に対し道路改修は出来るだけ復興費に仰ぐ旨努力しているがさし当り中央劇場裏通り及び壺屋裏から。初校に通ずる通

学道路を改修するため三万六千円を計上近く着工する旨回答。各議員から市民負担金軽減の要因となる市営電気水道事業の早急実現が強調され市役所吏員待遇改善を財政の許す範囲内に極力考慮するよう要望もあつた。種々審ぎの結果五一年度才入才出四、四八二、五四〇円は全員異ぎなくぎ決成立した。主なる予算額左の通り

〔単一千円〕

歳入	一
市税	一
使用料及び手数料	二、六四〇
市費負担金	一、八二二
その他省略	
才出	
役所費	一、七〇一
区費	六六一
土木費	四五二
市場経営費	一八九
教育費	二六七
都計委員会費	一八〇
衛生費	二〇〇
その他省略	

『那覇都計』大綱案ノきの 二軍当局が認可ノ復興の 線を作戦と一致ノ三カ月 以内に具体案を決定

〔沖夕 1950・4・14〕

那覇市の都市計画について當間市長は十三日正副知己、官房長、工通部長とともに軍政官府セイフア大佐の案内でライカム軍政本部でシートン長官始めその他係官と会談さきに軍政官府の承認を得た幹線道路と地域設定の都計大綱案を中心に見解交換の結果、同案は正式認可された

席上シートン長官は「軍の意向に大体一致、優秀と認める、軍使用地は最小限度に止め、建物も軍が引揚げ直ちに民が利用出来るように造つていく、軍の作戦上の要求と那覇の復興と一致するように実施していきたい」と語り、更に軍より現在及び将来の軍の計画につき大要左の説明があつた

こゝに都計大綱案はシ長官の最期的認可を得たので那覇市では直に各部門の權威しやを網羅して新に都計委員会を設置、三カ月以内に更に具体案をまとめることになつた

支出予算はノ軍の委員会で研究中都市計画の予算に就て當間市長からガリオア、イロアから支出して貰うよう

期待してよいかとの問に対し、シートン長官から、これはハインズ副長官が長となつて那覇の復興に関する予算委員会と研究中で近く解決すると答があつた

都計に即応するノ軍工事計画の内
容

通堂、西新町附近に軍倉庫を作るが既に九棟分の資材が到着、二棟は七カ月後に完成（間口二二〇フィート奥行き二〇〇フィート）

グワムや朝鮮から四百万ドル分の軍需資材（うち一部到着）がくるのに備え泊は荷揚げ出来るように浚せつ、泊、前島一帯は集積所にするため地均し中、（民に渡した場合工業地域にするよう考える）

旧若狭町、前島、久茂地、泉崎の現軍使用地は三年後早く二年后に全部撤去、上之蔵一帯の丘陵地帯を平面に均らす

水道、電気施設は軍の幹線道路に沿つて施設するが水源は比謝川上流のムレチを拡張、東海岸の宜野湾、安謝等の水を那覇へ送るべく計画、既にパイプの埋設工じを始めているが軍の施設がすんでから那覇の道路網に直結させて市民に及ぼす電気は牧港ユクイ岳にある軍発電所を使うが二年後完成

軍が実施する工じ計画はつぎの通り
港湾は五百万ドルの予算で現在一五〇呎の入口を四〇〇フィートに内部は九〇〇フィートにし、しゅんせつ泥で山下町附近を埋め軍のモータープールをおく、北側（元西本町）の設備は全部撤去、南側（元住吉と燈台の間）にもつていき、北側は軍民の貨物、南は専ら軍物資の荷役をする
元北明治橋は東（公園側）へよせて元風月樓の先へ船を横付けレールで運べるように工事来月から使用出来る

一社説一

復興金融金庫の発足

〔沖新 1950・4・15〕

久しく待望されていた復興金融金庫のそつ設をみたのは、琉球復興に大きい拍車をかけるものとして各方面から歓迎されているが、これはさきに琉銀総裁からぐん政府へ申請していた産業資金融通が実現したものともみられる

この一億円の復興金庫は各種産業界の他に広く一般の住宅建設、上下水道の敷設などにも貸付けられるので、これがこつそく状態にあつた琉球金融界を非じように明るくすることを何人も疑われない、この金庫の運営は琉銀に附託されているような形になつているが

貸付けについては何ういう形をとるか分らないが、一定の金額を定めてそれ以上の貸付けは委員会とか或はその他の機関の承認を要するといった形になるのではなからうか

運営の詳細については不明だが、貸出期間が最高二十年まで可能ということとは琉球の復興が軌道に乗り、琉球経済がようやく安定に向つていくことの證左と考えてよからう、しかしながら最高二十年とは言え、自分の貸出期間は恐らく五年、じ業によつて十年が最も長期のものになりやしないかと予想される

とも角も現在の一年という貸付期間は金融というよりもむしろ立替えといつた方が適当で、一年後に切替えが可能であるにしても極めてはんさであるそれが五年ともなれば事業界でも金策に奔ろつされることなく腰をすえて仕事が出来るといふことになることは何とも結構なことである

なお琉銀当局の積極的金融対策は琉球経済に大きいこ入れをなすもので今後とも一層の努力を切に要望するものである

一社説

那覇都計画と地域問題

〔冲新 1950・4・16〕

那覇市の都市計画がぐんの援助によつて滑り出そうとしている時、港村の解消が那覇市と真和志村のいずれへ行かかは当然問題となることであつて、港村の住民が那覇編入を希望するものも無理のないことであらう。

しかしこの問題はかかる局所的な考え方を離れて、更に大局から処理されなければならぬ問題であらう。都市計画の案がいよ／＼具体化して来たら、那覇市では政治的掛け引きの附随するに相違ない合併問題にわずらわされるのを避けたくなるだろうし、一方真和志村は都市計画のらち外に放り出されるのを心配し出している風に見られる。現実の得失には人間は本能的に敏感なのだから、これもまた当然であらう。いずれにしても、那覇市の将来が現在の行政地域では都市として片ちゃんばなものであることは周知のことであり、それは従来の沖なわ首都計画に見られた如く少くとも那覇、真和志、首里の合併が必要となつて来るのである。

切角、莫大な資金を使つてする都市計画であつてみれば、成る可く計画を立派なものにするため、行政的、経済

的な見地からまた住民の利便の上から、行政地域の統合整理は必要であらう。何といつても政治経済的に客観的な指導力は那覇市が握つていることを卒直に認め、面子的な気持を清算し、隣接市村の大乗的处理が望ましい。那覇と真和志とどちらがどちらに合併される、という如きことは余りに子供らしい名称は何うでもよい。問題は当面住民生活と密接不可分の都計画に關連していることを關係当局並に議会は考慮して欲しい。

首里市会の勉強振り／民政

府に好感与つ

〔沖夕 1950・4・22〕

首里市会は二十日の議かい開かい後、民政府当局にものをきくため志喜屋知じ、又吉副知じ、比嘉官房長、當間行法部長、護得久財政部長らを招き懇談をとげたが、席上ギ員側から塩の価格、大豆輸にゆう、セメント工場設置、婦女の売淫行為防止等について質問、志喜屋知じは一タメモにとつて善処を約したが翌日の部長かいで早速關係部長にこれらの問題を諮つた、首里市会が積極的の當局と懇談した結果は當局の勉強にもなり好果をもたらし、護得久部長は首里市会にの今回

の催しは同市の進歩を示すもので、単なる抽象的な政策批判でなく、具体的問題を捉えて當局側と膝を交えて懇談、この空気から住民と民政府との協力態勢が生れる、各市町村もこつこつという態度がのぞましいと語つた。

港村問題と大都市建設の動き／那覇へ即時合併／昨日港村議会在が決議

日港村議会在が決議

〔沖夕 1950・4・29〕

港村では二十八日午前十時から臨時議かいを開催、港村の解消に伴う那覇市との合併問題を議題に取上げ、渡口助役が当局側の港村は土地の大半が元真和志に属している、真和志当局議かいの意向を考慮の上、一応一市三村（小禄も含む）の同時合併を提唱し、若し真和志村が肯じなければ即時単独で那覇市への合併運動を起すべきであるとの見解を発表したが、議会側は真和志、小禄は第二義的な問題で、港村は全村民の要望に依り即時単独合併をすべきであると主張、全会一致で決議した、五月一日議長友寄隆榮、副議長宇久眞成外三議員が決議文を提げ民政府、那覇市、真和志村へ即時合併運動を展開する。

那覇市／差し当り旧市の都計へ全

當間那覇市長談し、さし当り計画倒れにならぬよう現実に即した旧那覇市の都市計画に全力を尽してやつていきたい、港村も都計に關連すると、もに住民の大多数の意見からいつても那覇市への合併が当然の成行だと思つた。

小禄／第一次都計入れば賛成

小禄村は港村当局から一市三村合併の交渉をうけたが、村会の意見は那覇市との合併に際し対等条件で都市第一次計画に織り込み實現されるなら賛成だが、第二次計画に流されるなら同意しかねる、ということに大体一致している。

真和志／臨時議会で対策

真和志村では五月六日村議会在を招集し、那覇市への合併、港村解消等につき議会の意見を聞くことになつた。

条件次第で那覇に合併／真和志村議会在協議

和志村議会在協議

〔沖夕 1950・5・2〕

那覇都市計画が具体化するにつれ、港村の動きが活潑となり既に村ぎ会も即時那覇市合併をぎ決したので、真和志村ではその対策を協ぎするため、四月三十日、職員協ぎ会を開き次の如く、意けんを纏め、全村民連署になる陳情書を大城ぎ長、翁長村長等が六日軍民兩政府に提出することになつた。

港村の旧真和志ぶ落は経済的、歴史的けん地から真和志村に返すのが妥当で、若し返還されなければ真和志村も那覇市に合併すべきである。但し其の場合首都建設と云う大乗の見地から那覇市復興の予算は現在の真和志村地域にも及びべきで、単に旧那覇市だけに当てられるものなら真和志村はあくまで港村の返還を迫り独立して都市計画を進める、なお都計委員会を設置することに委員十三名を左の如く決定した

一般側 神村盛英、新里 篤、金城和信、町田宗永、池宮城秀意、議会側 議長大城三郎、副議長宮里榮輝、嘉数昇、高良正文、平良良松、村当局側 村長翁長助静、土地課長玉城徳せい、外一名

大都市計画論

嘉数昇

〔沖夕 1950・5・10〕

昨今港村の行政区域の異動を予想して元の真和志村の行政区域になるか那覇市に編入されるか関係当局は勿論一般の関心事になりつゝある、那覇市、真和志村、港村現地域が過去に於ても沖縄の政治経済の中心地であつたし今後尚以上の国際都市を予想せられ琉球の

政治経済文化の中心都市となることは大体予想される、那覇市港村は市として村として言分もあるう真和志村も元の行政区域に返して戴きたいとは村民間の要望である、茲で私は強調したい、此の地域が将来琉球の政治経済の中心都市であり国際都市を目指すならば那覇じんや真和志じん港村住民が自己本位で考えるべきものではなく小我を捨て、大我につくと云う理の通り早く大同団結して大都市計画に賛同すべきものと私は思う、先程の真和志村の集会で現在港村行政区域の元真和志村行政区域は一応真和志村に返し其の後中央都市建設に歩調を合わせるが大義名分が立つという議論があつたのは中央都市計画に賛成で初めから感情をぬぎにした議論だと思われ、戦前那覇市人口約六万五千人、真和志村約一万八千人に合計八万三千人当時の沖繩本島現住じん口約四〇万にんと推定せる場合沖繩本島に住んでいるじん口の二割七厘に当るじん口が那覇、真和志周辺に住んでいた形である、現在沖繩群島のじん口は五四万余にんと公称せらる、此の二割七厘の比率でゆくと十一万二千五十にんに該当するから現在那覇市じん口二六、三二一にん、真和志村二二、三四四にん、港村約九、六〇一に

ん、計五八、二六六にんのじん口に更に転入希望者は五三、七〇〇余にん近いと云うことになる、従来那覇市が狭い地域に沢山のじん口を収容したこと思い浮べて考えた場合政治経済の中心都市であり国際都市を計画するなら旧那覇市を限定せず一―二万のじん口を広大な地域に収容することを考え那覇市、真和志村、港村を合併した大都市の計画が必要であると思う、那覇の都市計画も軍政府の御認可があつたよつでこの計画を魁とし那覇市、真和志村、港村を含んだ大都市計画の実現でありたいことを願うものである

”地方税法”に軍は関知せず / 市町村の責任で制定せよ

〔つ新 1950・5・19〕

市町村税法は独立税中心を主張した市長村長側と附加税しゆ義を唱えた民政府財政が当局との見解相違により三月余もほつむられた拳句ぐんからの注意で一ぶ改訂の上、ぐんに許可方提出されたことは既報の通りであるがぐん政府では地方自治を認め税の賦課徴収も指令により認められているのでその許可云々についても関知すべきでなく市町村の責任において実施せよと回答

した 返却理由左の通り
一九四八年七月二十一日付第二十六号ぐん指令の第十八条(四)及び百十条は市町村が税を賦課徴収することを許可している、一九四七年三月三十一日付ぐん指令七号の第三節第三項は市町村経費支出のため不当な負担を住民に課すことのないよう充分知事が監督するよつ指示している

前述の通り市町村は税を賦課徴収する権限を附与されているし、更にぐん政府は地方自治制を振興させる意味からこの税法の許可不許可については関知しない、自治体の予算を賄うため税法制定は市町村の責任においてなしでよい

提出された税法案について次のじ項を指摘しておく

イ 民政府税に対する市町村附加税は最少限度にとどめ且つ他に財源のない時に限るべきである

ロ 土地改良じ業によつて地価が昂騰した場合税を加重する必要はなからうしかし現在の地代を上げ必要な追加収入は耕地税から徴収すること

公共施設を利用する個人に対する使用料は税賦課よりも適切な方法である

第七十四条はぐん指定に抵触するも

ので、これはぐん政府の権限に属するもので当然除かれねばならぬ

那覇都計委員決る

〔新 1950・6・1〕

那覇市では都市計画を強力にするため各階層から委員を選出左記の通り委嘱した

- 那覇市長 當間重民 行政総務部長
- 當間重剛 工務ことう通部長 松岡政保
- 公衆衛生部長 大宜見朝計 警察部長
- 仲村兼信 情報課長 富名腰尚武 農
- 林省総裁 平良辰雄 郵政庁庁長 平
- 川先次郎 タイム入社社長 高嶺朝光
- うるま新報社長 池宮城秀意 労務委
- 員 山田有幹 仲座久雄 屋部憲
- 那覇市助役 高原久光 富山徳潤 友
- 寄隆保 宇久眞成
- 那覇市議々長 具志頭得助 副議長
- 仲井眞元楷
- 議員 眞榮田世勳 同城間康昌 同翁
- 長博徳 同新垣松助 同佐久川長吉
- 臨時委員 工ことう部土木課長 仲田
- 辰雄 建築課長 前田朝 同耕地
- 復興課長 神村孝太郎 ナ八市税務課
- 長 嘉手納並水 同土木技師 上原直
- 次郎 同社会教育しゆ事 上間必澤
- 同土地調査しゆ任 嘉手納へよう章
- 体育協会幹事 照屋實太郎 開南初校

長 阿波根直英 那中校長 渡久地 功 平良守雄

まさに住宅難/那覇真和志の現状

〔新 1950・6・2〕

なお同調査による那覇市 真和志村における住の現状左の通り

- 那覇市 人口二六四八二 世帯六五〇〇戸
 - 住家なき世帯三八〇世帯 住むに堪えざるもの 一六二世帯
 - 一時的寄寓者 三二世帯
 - 真和志村 人口二三九一五 世帯五四二六戸
 - 住家なきもの一七一世帯
 - ナ八市三月末真和志村二月末現在家屋区分
- | | | |
|-------|------|------|
| 残存家屋 | ナ八 | 真和志 |
| 本 建 築 | 一六七 | 四五〇 |
| 半恒久建築 | 二二六三 | 一三七〇 |
| 一 時 的 | 一〇九三 | 二七〇九 |
- なおナ八市における二月より五月までの平均建造は百六十四棟 真和志村は八十棟から九十棟を数えている

當間市長答弁/港村合併は促進/真和志村含む都計考慮せず

〔新 1950・6・7〕

真和志村、港村合併並びに両村を含む都市計画について昨六日の那覇市議会で大城裕章議員の質問に対し當間那覇市長は両村を含む都市計画については考えていないと次の通り答えた

第一次都市計画案を軍に提出したとき軍では旧那覇市内の復興と都市計画案を作成せよと却下されたので私としてはその線にそつて都市計画を進めてい、港村は大部分が旧那覇市だったので都市計画にも考慮されている真和志村は那覇市とほぼ同数の人口を有してあるが都計についても何等これに拘束を受けないとの保証がなければ合併なども賛成する理にいかない幹線道路の接続については考慮している、また具志頭議長は眞榮田世勳議員の希望に答え那覇市議会でも港村の合併決議にんてて民政府へ市村の合併促進について努力する旨言明した

ソバ一杯で24円!/那覇市が十日から付加税/入場、建築、サービスの三つ

〔新 1950・6・9〕

去月末から本税が施行されて急に住民の頭に税の字がこびりついているが那覇市でも愈よ来る十日から税賦課徴収条例を施行しサービス税、建築税、入場税、付加税を次により徴収する事になつた

サービス税附加税(理髪業を除く)は本税の百分の百で本税の同額が加算される即ちサービス業は第一級と第二級に分れ本税々率は第一級では二〇%第二級では一〇%となつていたので此の付加税が施行された場合にはサービスにより受ける料金に一級ではその二〇%二級では一〇%が加算されるわけで即ち二十円のソバ一杯を食べると二級であるから本税二円、付加税で計二十四円となるサービスの主なるものは次の通り

- 一級一美容、易判断、写真、料亭、刻印、時計修理
- 二級バス、旅館、洗濯、電灯、食堂、洋裁、縫物、靴修理

建築税付加税 も右附加税と同じく百分の百で本税は建築費の五%になつていたのでそれと同額の五%になつて

本税及び附加税で一〇%になる、但し建築費四万円以下は本税も控除されるので付加税もない

入場税付加税 は本税（入場料の五割）の百分の七〇で現在の入場料は六円六六銭で本税が三円三四銭で計十円のところ付加税が二円三四銭加えられて十二円二四銭になり二十円（本税共）の場合は入場料十三円三三銭、本税六円六七銭でその本税の百分の七〇の四円六七銭となり計一四円六七銭になる

港村開放

〔つ新 1950・6・10〕
これまで軍港湾輸送部隊の管理にあつた港村は旧奥武山運動場の低地一帯を除く全村区域が六日付文書で軍より解放、知事の管下に移された

港村の合併／那覇市が陳情

〔つ新 1950・6・11〕
港村の那覇市合併問題についてきのう那覇市議会議員長志頭得助氏外四名の同市議員志喜屋知事を訪れ合併方を陳情したがこれに対し知事はこの件に対して民政府から強要する事は出来ない、なるべく双方和をもつて歩み寄つてもらいたい民政府としても研究をする心算だと回答した

那覇市／附加税は既定通り徴収

〔沖夕 1950・6・14〕
昨一三日の那覇市定例議会は五一年度追加更正予算他四議案を原案通り可決したが歳入面に於ける追加更正予算高四、七五七、八九二円（既決予算は四、四八二、五四〇円）のうち民政府税附加税が四、一三六、六二二円も占めており『軍係官の意向は市町村税は独立税を基本とすべきで附加税は認めない』という民財政部当局談が発表された矢先のこととてこれをめぐつて議員、当局間に活潑な意見交換が行われ當間市長から左の通り答弁があつて議員も了解、原案通過するに至りこれによつて同市では十日からサービス税、入場税、建築税等の附加税が徴集されることになつた

當間市長談「市町村制二〇条は指令七号によるものであるから七号を打消すといふことは考えられない、今朝（十三日）軍財政部長ラーポイント氏と会つたが同氏は『適当な財源があつて足りない場合は最低の率で附加税を課しても良い』といつており要は市民が負担過重にならぬようにという意味で最低の率も各市町村によつて異なるわけだから既定方針通りやつて差し支えない

いと思つ

那覇市／首都建設に備え／三部十課に改む

〔つ新 1950・6・20〕
那覇市では首都建設を積極的に推進する建前から課の改廃を行い総務社会建設の三部の下に十課を置き都市計画課土地課戸籍課を新設、建設部長に民政府工交部耕地復興課長神村孝太郎氏都市計画課長に工交部技官花城直政氏が就任する、部長課長の顔触次の通り総務部長事務取扱嘉手納並水庶務課長事務取扱東江誠忠、税務課長嘉手納並水、会計課長屋我兼金、戸籍課長饒平名知謙、勸業課長龜島入徳、社会部長高原助役兼務、労務字務課長伊波實秀、厚生課長山田有昂、建設部長神村孝太郎、土建課長上原直次郎、都市計画課長花城直政、土地課長事務取扱嘉手納へう章

天久、上之屋一帯／軍用地で立退き

〔沖夕 1950・6・23〕
二十日翁長真和志村長は沖繩軍政官府フライマス行法部長に呼ばれ泊高橋から安謝に到る一号線路の東側、旧沖鉄嘉手納線西側の天久上之屋、松原、安

里二区の大半は軍用ち候補となつていたので一次、二次に分け指令の日より六十日以内に立退きになると予告せられたが第一次として天久上之屋平野三五二戸一、四一八名が移動する、尚立退の判然した境界、条件等具体的なことは近日中に判明する模様

那覇の都計案／三日の委員会で検討

〔沖夕 1950・7・1〕
那覇市では初の都市計画委員会を三日午後二時市会議室で開催するが都市計画条例、市街地建築物制限条例、建築物取締規則設定都市計画告示案

官有地下附方申請願

墓地の整理方法に関する四議案について審議する 議案によれば都計は現那覇市の百一八万坪と港村の二九万二千坪を含めた百四七万二千坪（軍指定地域を除く）の地域に及んでおり、地域設定は既報の通りであるが、住居地域が八三万二千坪、商業地域四九万坪、官公衛地区四万三千坪、工業地域十萬五千坪である
ほかに並木道四線、公園四力所緑地帯五カ所が予定されている
なお旧那覇市の土地状況をみると総面

積百七万坪のうち軍指定地域が二五万八千坪、不在地主が二三万五千、市有地が一七万七千、県有地が四万八千、国有が二万七千その他となつてゐる

立退対策／真和志村議会

〔沖夕 1950・7・1〕

真和志村では三十日臨時議会を招集、天久 上之屋 平野区一帯 約五〇〇戸（二千名）が立退を命ぜられることに關し協議の結果、議会は委員五名を挙げ村当局と協力し移動先地の選定、資金、資材等其の他移動に關しこれら住民が生計の途を失わぬよう具体的に各面より研究し軍民政府に強力な陳情を行うことになつた

那覇都計案／委員会原案を支持

支持

〔沖夕 1950・7・4〕

那覇市都市計画委員会は昨日市役所で開催、議案（既報）について審議、当局側より五年後に六万二千の人口になる推定で国際都市、政治、経済、交通の中心地として立案したが軍からの要請により軍作戦要求に副つとも経費は軍が賄つという建前から拙速主義で二九年以内には完成させたいと説明があり、議案は各委員とも原案を支

持、当局では近く市会に函つて告示することにになつた

那覇都計案が実現したら／

電話線は地下に／縦横に走る十間道路

〔沖夕 1950・7・5〕

三日の那覇市都計委員会を通過した道路網の案によれば左の十四本が計画されている、これは幹線で電信電話設備も都市の美化と耐風を考へて地下埋設しその他の細部道路及び裏街路は区劃整理の際に決められるなお安里から那覇署前を経て大門前に至る道路は既に軍の手で入札も終り、十間の舗装道路として近く着工される模様、道路網は幅員百呎道路、旧山下町 高橋 六〇呎道路下泉 牧志、下泉—古波蔵 下泉—崇元寺 上泉 神里原、松山 古波蔵 久茂地 古波蔵、若狭 久米、上之蔵 天妃 崇元寺—古波蔵、四二呎道路美栄橋 崇元寺、

天久、上之屋、平野／立退

期限八月十日

〔沖新 1950・7・11〕

沖繩軍政官府は七日付文書で真和志村天久 上之屋及び平野の三区を含む第一号路線東方の元泊浄水場北方一帯の

地域に八月十日或はそれ以前に立退くよう知事宛きのう正式に通達した

救済方を陳情

真和志村天久、上之屋、平野の三区では二千住民の代表として三区長を昨日軍政官府に送り立退並びにその後の住民生活への救済方を陳情した、今度の指令で立退を余儀なくされる住民は五二三戸二一〇六人「家屋三〇六〇坪」であり、失う農耕地五六八〇八坪「内立毛三九七六五坪」飲料水施設は平野全戸の水道、天久、上之屋の井戸四六個がある

一社説一

婦人と参政権

〔沖へ 1950・7・15〕

民主主義は基本的人権を尊重する建前から、男女の本質的平等を規定し婦人に参政権を与へた。然し、これは婦人が法律的に解放されたことを意味するものであつて、決して婦人が社会的に解放されたことを意味するものではない。従つて、婦人の参政権は、婦人が社会的に全く解放されるのでなければ、法律として生きてこないものである。然らば婦人の社会的解放とは何であるかといへば、先づ婦人が家庭生活から解放されることである。そのために

は、婦人が完全に独立して、経済生活を営み得るのでなければならぬ。

これまで、婦人は家族制度の中にあつて、忠実に家を守り、子供の訓育に當ることが、その主たる任務であつて、政治活動などは、思ひも寄らぬ事であり、又それだけの時間的余裕もなかつた。現在も亦そうである。従つて婦人の政治に對する関心は極めて薄いものである。これは婦人が好んでそうなたものではなく、社会制度の生んだ悲喜劇である。

イブセンの書いた「人形の家」ではノラといふ女が、夫の人形たる地位にあき足らず、子供を捨て、家出してしまつたが、当時非常な反響をよび、非難ごうごうたるものがあつた。沖繩でも婦人解放運動が一部で叫ばれてゐるが、主婦連中が家庭に閉ぢこもつて、なかなか応じようとしぬ。正確にいへば応じられないのである。解放運動の指導者達も熟慮すれば、社会制度の壁にぶつかつてしまつた。無理をすればノラが飛び出して来ないとも限らないが、真実のためには、如何なる試験にも堪えてゆくという勇敢な女性も極めて稀である。然し眞実に生きる勇敢な女性達が身を以て実せんしてみせない限り、沖繩の婦人運動は掛声だ

けに終つてしまつたらう。女性解放運動の本質は決して男性からの解放ではなく、社会からの解放であるといふことを銘記すべきである、法律的には男女は平等であつても、最も本質的な性的不平等が、社会生活における、男女の優劣を決定し、これが男女の社会的地位を不平等にしていることも知るべきである。それと同時に、今日の社会制度の基礎構造たる資本主義的生産機構は、婦人を社会から遮断して家庭に閉ぢこめていたのである。

婦人に参政権が与えられて男女の法的な不平等は取り除かれた、従つて婦人が全くの女性解放を望むならば、その政治活動の目標は社会からの解放に向けらるべきである。いたづらに、知事や議員におすべき条件はしかじかであると説いて廻るのが啓蒙運動であると思つたら大間違である。

それは啓蒙運動といふよりは政治運動である。政治意識の低い婦人連中はこつした指導者の言をウ呑みにする危険が多分にある。婦人各自をして自ら思さくし、自ら判断する方向に、運動をおくべきである。

首里市復興祭／文化都の偉容を備え／昨日多彩なプログラムで賑わう

〔沖へ 1950・7・16〕

建設五年、漸く文化都市の形態を備えて来た首里市では昨十五日盛沢山のプログラムを以て全市民くわん喜の裡に復興祭が意義深く繰り展げられた

復興祭は午前九時市民総出の旗行列に初まり祝賀式典はシーツ長官代理、官民、各市町村長多数参列し午後三時から、市役所広場で挙行されたが、当日は展覧会、演芸会、角力大会、映画会など多彩な行事に全市が賑つた、人口二万一千、戸数五千、ちく次増加の線を辿る首里市は復興費による土木工事が着手されて以来、橋りよつ、道路、護岸の復興振りも著しく現在では橋りよつ五ヶ所、がが設され鳥堀には暗渠が作られている、道路は儀保、赤平、平良を貫く五号線が補修され五〇年度に於ては八、一五五フイートにも及び中央道路、赤田線、城下線、龍たん池はんの歩道も完成し首里市の面目を一新させているが、公共建築の面に於ても市役所三棟、学校関係五〇棟、病院四棟、警察署一棟、郵便局一棟、裁判所一棟、計六十一棟が完成して偉容を整えているが特に学校建築の完成は過

去の文化都市の再出現として期待され、バス事業の運営は二万市民の熱望であつたが去る四月から実現、現在五台のイースバスを運行市の財源となりつゝある。

企業調査／筆頭は雑貨商

〔沖へ 1950・7・16〕

自由企業になつてから、企業免許事務所の窓口は連日企業熱に浮かれた人々によつて大賑わいを呈しているが、受付開始当初から六月末現在の累計企業数は一七一種で、一五三二〇件に達している。之を地区別に見ると、糸満地区が七千三百件、田井等地区が一千六百件、前原地区が一千三百件、石川地区が一千件、辺土名地区が四百件、金武地区が二百件となり、都市面では那覇市が三千二百件、首里市が七件、糸満町は九百九十三件に上るが、業種別を件数本位で示すと、

雑貨商五、六三九件 飲食店七五四件 理髪業六八〇件 洋裁業六四五件 食料品業六〇二件 食肉販売業四三九件の順位になる、新企業として注目されるものには越来北谷方面の自動車洗じよつ業、洗濯業、那覇方面では放送宣伝業、レコード、コンサート業等であろう

村議に婦人を／真和志村婦人会／代議員会で協議

〔つ新 1950・7・17〕

真和志村婦人会は去る十五日村役場で代議員会を開催 有給会長の選任 村議候補に女子から五、六名送るなどを協議したが 特に九月の選挙期に臨み婦人の政治啓蒙に資するため婦連や婦人課と提携して村内各部落を巡回して講演会を開き投票への心構えを吹き込む事等を申し合せた

「照屋ツル副会長談」夫の意思通りに動いた嫌いのあつた過去の投票態度を改め政見発表演説等にも注意し良心的に公の事に尽し得る人を選ぶように呼びかけるつもりです

上之屋など49戸／与儀農指所に敷地決定

〔つ新 1950・7・17〕

真和し村の上之屋、平野、天久三部落の移動先に就ては同村長、議員、地元代表からフライマス軍行法部長に猛運動中であつたがブラウン軍資源部長との間に与儀農業指導研究所敷地から一万三千坪を分割することに諒解成立しコーラー農務課長も農林省に対し分割させると語つている場所は同所東開放牧場で入戸数は四一九戸、真和し村で

は近く移動開始に着手する由であるなお民公衆衛生部では綜合中央病院の敷地を同じく与儀指導研究所敷地内に交渉若し真和し村からの移動入戸がなければ病院敷地として提供するとの内諾を農林省から得ていたが右の事情で駄目となる模様である

みなと村ノ那覇市への併合 ノ八月月上旬までに実現か

〔沖新 1950・7・18〕
市町村議会議員の選挙を控え みなと村の那覇市への併合は注目されているが、きのうみなと村議長友寄隆保氏ほか儀間、宇久両議員、那覇市議会議員具志頭得助氏らが正副知事並に行法部長と会見、市町村議選挙前遅くとも八月上旬までには是非実現させるよう要請、民政府でも早急実現を期している

一社説 全琉政府を望む

〔沖入 1950・7・18〕
民主主義政治は従来の中央集権的な地方自治制度を廃してち方分権的な自治制度をとつたが、之は国民主権の原そくを徹底させる意味に於いて大きい進歩であるが、地方分権の制度そのものが中央集権の制度に比して遙かに優

れているといふことを意味するものでは決してない。現実論としての政治形態はその国の歴史や 其の他国の経済力等の諸々の条件によつて決定されるのでなければ、理想論としての民主主義政治も實際その成果をあげることは出来ない、従つてち方分権制度の典型的な形態をそのまま後進諸国の自治形態とすることは決して賢明なる政策ではない。

四知事の公選は従来の官選知事制度を廃して人民をして直接ち方自治に参加せよという意味に於いて、琉球政治史の劃期的な現しようであり、その歴史的意義は極めて大きい。勿論、琉球統治の現実的主体はアメリカであつて、吾々琉球人ではない、然し乍ら琉球自治の形態が従来の大島を除いて沖縄県としての単一自治体であつた、歴史的な事実と、その自治最大の基盤たる産業経済が宮古、八重山、沖縄を一体として辛じて調和されていたことは、統一的全琉政府の必要を示唆するものである。八重山、宮古、沖縄大島の物資と資源が、一々各知事の認可を得て交流される様では、琉球全体の経済復興はちよとして進まず、産業経済の合理的な再建は決して望めない。
国際收支のバランスによる所の琉球

経済の自然的自立は今日極めて困難な条件にあり、そこを以つてきて、大島、沖縄、宮古、八重山と経済単位が各ち方の自治権確立の名に於いて分割されるならば、やがてその基本的な自治すら失われるであらう。何故ならば、ち方自治の基本的条件はち方財政の確立にあるからである。

今日、日本のち方自治せい度はち方財政の貧困からその存立が危ぶまれて居り、国庫による所の補助政策によつて辛うじて支えられている状態である。従つて、財政面を通じて国家のち方自治体への干渉を余儀なくされるに至つて居る。

マツカーサー元帥は曾て課税による所の貧困と犠牲は国民平等に負担されるのでなければならぬといつて居る。
宮古、八重山、大島、沖縄を一体とする所の租税体系を確立し、課税負担の均衡を図る意味に於いても、全琉政府は是非なくてはならぬものである。之が又貧困なる大島や宮古の同胞を救済し、彼等をして琉球経済の復興に参加させる途でもある。
経済財政に裏付けられない自治は全く無意味であることを、深く認識すべきである。

四民政府知事の選挙は民主主義政治への前進として祝福されて然るべきである。然し、それはあく迄全琉政府への前提でなければならぬ。

同時に公布ノ改正市町村長 議員選挙法

〔沖夕 1950・7・21〕
改正市町村長及び議員選挙法は二十日公布された 従来と相異した点は大体次の通り
一、選挙人名簿は七月十五日現在で作成し八月三十一日確定する
一、告示は選挙期日より四十五日前に行ふ

一、資格条件が緩和され禁治産者、準禁治産者、受刑中及び執行猶予中の者に限られている
一、住居の要件が六ヶ月となつて居る
一、病氣その他で選きよ場に行けない者には不在投票が認められる
一、立候補届出は選きよ期日三日前までに於て行ふ

那覇市の都計ノ十間道路近 く着工ノ潰れる家の移転 対策

〔沖夕 1950・7・21〕
那覇市都市計画による第一次道路計画

の安里旧県道入口から那覇署前までの線は幅員十間に拡張、全長約五千二百呎の測量がこの程完了して軍の着工を待つばかりとなつてゐるがこの道路計画によつて現在建つてゐる家屋や土地が相当潰れるので都計法規専門委員会では来る二七日軍布告の土地収用法の實際運用に伴う種々の問題を検討する、なお市ではこれら土地や家屋を失う人達を暫定的措置として先に軍から立退を指令された那覇駅附近（現在モータープールや運輸会社で県有地）に移す案と同計画による廃道となつた土地に移す二案をもつてゐるようで旧辻、若狭町も早急に宅地整理組合を作らせる意向である

一社説 政党再編成の機熟す

〔沖へ 1950・7・23〕

従来沖縄の政党が活潑に動けなかつた最大の理由は何といつても党財政が極めて貧困であつたことである。それと同時に大衆が積極的に政党を支持しなかつた理由の大半も政党そのものが殆んど一人一党であり、党としての色彩よりは個人的な色彩が極めて濃厚であつたので、党首その他の幹部に対する好悪の感情に支配された点にあつ

た。

知事選挙をめぐつて、社会、民主両党が松岡氏を推したこと、五氏が合同して平良氏を推したことは、沖縄の政治勢力を二分したことであり、政党の再編成を示唆するものとして極めて興味の深いものがある。平良氏も亦五氏合同を契機として政党編成の意こうをもらしてをり、このさい社会民主両党が発展的な解消をとげて一つの政党をつくり、二大政党による所の政治の運営を試みたらどうか。これが政局を安定させる道でもある。

社会党、民主同盟としても、これまでの行きがかり上、おいそれと合同しまいが、平良氏が五氏連合を契機として政党を樹立すれば、社会、民主両党が相呼応して松岡氏を支持した以上、すう勢としては両党の合同は必然的となつてくる。又両党とも松岡氏を支持したところをみれば政策的な妥協があつた筈であるから、このさい平良氏の勢力に対抗する措置として合同した方が賢明であらう。大衆としても小さい政党がいくつもあつて、似たり、よつたりの政策と綱領を掲げて貰うよりも保守、進歩の二大政党によつて政権が更てつされることを喜ぶのである。

平良氏が五氏合同を契機として政党編成の意こうを表明したことは、それ自体、氏の従来の政党に対する批判を意味するものであつて、氏が如何なる政策と綱領を掲げるか大衆の期待は極めて大きいのである。唯今度の五氏合同は単なる反松岡の線で維持されてゐるに過ぎない所に、大きい弱点がある。

松岡氏以外の傑物が将来知事選挙に出馬するとすれば、五氏合同を如何にして維持していくか、氏の最も苦勞する所である。そこを見透してか氏が政党樹立の意をもらしたことは全く賢明であるといわざるを得ない。それに対して松岡氏が如何なる意表に出るか見物である。いずれが保守であり、いずれが進歩であるかは将来のことにぞくするが、平良氏の進歩主義が五氏合同のわく内で完全に生かされるか否か平良氏の政治力の一大試金石として残された問題である。

那覇市ノ"独立税案"議会上程ノ指令七号改訂に備ふ

〔沖新 1950・7・24〕

指令七号の税規定が改訂になれば附加税の賦課徴収は実質的に不可能となるものとみられているが、財源の約六

〇%、すなわち全収入予算額九六〇万円のうち六〇〇万円を付加税に求めサービス税付加税、入場税付加税を六月分から徴収開始してゐる那覇市にとつて付加税廃止はいさゝかこたえるものと見られているが、市当局では付加税は改訂指令発効の前月まで徴収するといつてゐる

なお今月末の市議会に独立税制案を上程審議、財源確保に臨機応変の処置を講ずることゝなつてゐるが、独立税設定に当つては市民の負担加重にならぬよう考慮の模様である

配給九月から切符制へノ八月分は米とメリケン粉

〔沖へ 1950・7・24〕

食糧遅配の音が昂まり家庭経済を脅かしている様であるが之に関し、食糧会社では先に軍政官府宛食糧配給指令の回答として小売業者の推選状況並市町村長売店の設置状況に就て書類を提出中の処二十一日配給実施許可を受け、早速売店向け出荷に乘出しているが、一般配給は今明日中より実施される筈である、今月のち配の原因は切換実施の為によるが売店推選に就ては政治的問題等もあり選挙を控えての時期でもあるので同会社では之が慎重を期し

た為と言つてゐる

配給方法等に関し伊集局長は次の通り語つた「会社としての準備も整い四棟の食糧倉庫には今後の食糧は充分確保されているので、七月分の配給が終ると早速八月分の配きゆうにとりかゝることになつてゐる八月分の配きゆうも十五日迄に完了する予定であるが、主食は盆もあるので米とメリケン半々に配きゆうしたい

売店も一般の利便を図る為相当数増加した、九月以降は個人別に切符制にして行き家族一かつの配きゆう通帳制ははい止したいと思つ之は旅行、移転等にも便宜である為である、配きゆうは何処の売店で受けてもよい事になつてゐるから手近かな便りのよい売店を選ぶがよい、売店業務に不親切並適正を欠く行為があると、業者を他に移す積りだ、その点一般の声を聞き明朗なる配きゆう機構の完備を期し度い

壺川、古波蔵、楚辺ノ嫁ぎ

先いずこノ那覇と真和志

が談合か

〔沖新 1950・7・25〕

みなと村の解消を前に現みなと村の一部をなす壺川、古波蔵、楚辺(旧真和志村)の帰属が種々論議されており港

村当局が解消を急いでゐるにかゝらず未だ結論を見出せず行き悩みの状態にあるのかんがみ真和志村では昨日翁長村長が宮里栄輝、嘉数昇両氏とともに志喜屋知事を訪れ善処方を訴えた所知事も「真和志、那覇、みなとの言分を十分検討の上内示をして軍に伺いを立て最終的決定に運びたい」と言つてゐるので同村では近く那覇市と談合することゝなつた、なお軍としてはこの問題の解決は市町村制に従つて知事に一任してある模様

那覇市ノ議員選挙告示ノ定

員・会場・選挙長等

〔沖へ 1950・7・28〕

那覇市選挙管理委員会では昨二十七日午後一時告示第二号より第六号を左の通り発表した

告示第二号 那覇市議会の議員選挙は左の通り施行される

一、選挙会場那覇市役所

二、投票の日時一九五〇年九月十日午前七時より午後六時まで

三、選挙すべき議員数三十名

四、開票の日時、一九五〇年九月十一日午前八時より

告示第三号 市町村議会の議員及市

町村長選挙法第五条第三項に依り左の

通りの投票分会を設ける

一、選挙会場及投票分会区くわく

選挙会場は那覇市役所投票区くわく

は一区から五区まで

第一投票分会場はい南初等学校区く

わくは六区から八区まで

に投票分会場は那覇高等学校(元

二中学校跡)で区くわくは九区から十

一区まで

告示第四号 一九五〇年九月十日執

行の本市議会の議員選挙の選挙長は左

の通り

一、選挙長、那覇市選挙管理委員会

員長 原國政倍

告示第五号 議員は選挙に於ける投

票分会長は左の通り選任する

第一投票分会長那覇市六区十三組

金城順方

第二投票分会長那覇市九区八組 仲

村完爾

告示第六号 選挙に用いる投票用紙

及び投票函に就いて

牧志街道計画案ノ幅十間で

車道は軍負担ノ剪除移動

移動は二百軒

〔沖へ 1950・7・28〕

昨二十七日午後二時よりかい会された都計委員会でナ八市幹線道路である牧

志街道計くわくの内容が明細なつ面と

共に発表された、この計くわくによる

と予算は復興費から百万弗が見積られ

てゐる、新牧志街道は安里三叉路ノナ

八署前ノ大門前に至り、道路巾は十間、

車道六間、左右二間歩道、車道ほ装は

軍工事で歩道は市負担となつてゐる、

この牧志街道に該当する建物のせん

除、移動、移転は全て土ち収用法に従

つて実施される。幹線道路のロータ

リーセンターは料亭花咲附近である

牧志新街道に該当する建築物は次の

通り(単位戸)

一、那覇市

せんじよ七五 移動十一 移転九八

計一八四

二、真和志村

せんじよ一六 移動ナシ 移転ナシ

計一六総計二〇〇

註、新牧志街道は現道路を五〇%利用

してゐるが、これは交通上の関係から

街道を直線にしたためである

尚、該当建築物の保證については、そ

の坪数、建築様式により定める

建築物査定保証委員会を設置する 新

牧志街道づ面によるせんじよ該当建築

物の主なもの(括弧内該当坪数) 沖縄

製帽(六) 協同バス事務所(六、七)

琉球火災保険(四) 鳥袋書店(三) 久

高木材（四）以上大城組（九）は移動組、國さいげき場、世界館は新街道ギリギリ一杯

首都建設へ／真和志みなと

両村の那覇合併／知事が三当局へ諮問

〔沖夕 1950・7・29〕

民政府は二七日、久しく懸案となつていた真和志、みなと両村の那覇市への合併に關し当がい市村ぎ会に意見を求めた、答申は七月三十一日まで行つたことになつてゐるが、合併の理由としてつぎの諸点をあげてゐる

一、みなと村設置の特殊な使命は港湾作業が請負になつたため存置の意義を失つたものと思考する

一、那覇、真和志、みなと村の禁止区域が全面的に開放された結果、従来の當がい市村の区域 地域及びぎよう政が種々変動を來し、ために市村行政に困難を生じ、更にみなと村の村制廃止になつた場合は一層の困難が発生すると考えられる

一、現在の那覇 真和志村の人口、経済交流状態から両村を行政上二分することは住民の福利上不当と思われる

一、合併により沖繩の首都を建設するのは政府の重大政策でなければならぬ

い

民政府／選挙前に合体の意向

民政府としては市村長せんきよ後となれば當ぶんは困難な問題とし、せんきよ前に合体し、市長せんきよを行わしめたい意向のよう、港村や那覇市も合併については好意を以て迎へてゐるようであり、真和志村としても その条件が入れられたら不可能ではないと翁長村長は語つてゐる、なお現行法によれば合併後も市かいぎ員の定数は三十名であり、問題として残されるのは那覇 真和志別々になつてゐる群島職員せんきよよくをどう処理するかである

那覇／賛意答申か

民政府からの諮問に対し那覇市会では二十八日の協ぎ会で全員賛意を表し更に本二十九日の市ぎ会にはかつて答申することになつた

合併問題緊急会議／人口経済面から是非必要／那覇市

〔沖へ 1950・7・29〕

那覇市では既報志喜屋知事指示の真和志、港両村を那覇市に合併する諮問に對して昨二十八日午後三時市會議室で市職員等二十一名出席の上、緊急協ぎ会をかいさいした、緊急協ぎ会席上、

當間那覇市長は次の通り合併問題に對して見解を述べた「志喜屋知事の諮問の合へい問題は真和志、港両村を那覇市に編入することと解釈する、法的に云つと吸収合へいである、この合へい問題は今まで難航を續けて來たものであるが、都市計くわく遂行の必要上から云つても人口問題、経済問題、交通面から云つても真に百尺竿頭に進める大英断と云わねばならぬ協ぎ会は長時問にわたつて、三市村の人口、経済、交通或いは都市計くわくの諸問題について協ぎした結果、合へいに伴う選挙移變、市政問題は後にまかせて、真和志、みなと両村をナハ市に合へいすることを全面的賛成の意向を示したこの合へい問題については本日午前十時よりかい会される市臨時会々期中七月三一日までに可決して、志喜屋知事の諮問に對する答申を決定する

なつたが、港、真和志はいづれも長時問に互つて協議した結果合へい後全住民による新市長並びに新議員の選挙を行うことを条件としてゐる、一市、二村の諮問に對する見解の相違を志喜屋知事がいかに裁くか、ナ覇首都建設の力強い第一歩は踏み出されてゐる

真和志村／単なる合同は反対／条件付きなら賛成

真和志村では昨二十九日午前十時より志喜屋知事の合へい諮問に對する答申案を可決する臨時ぎ会をかいさい、午後一時二〇分一旦休憩に入り、知事の

一市二村の合へい問題に對する意向を確かめるために宮里副ぎ長以下六名の職員が知事官舎を訪問、午後四時二五分真和志村役場に帰場して再びぎ会かいさい午後六時十分左の答申案を可決した

答申書

一、な覇、真和志、港一市二村は民政府の指示する時機に於いて、その行政体を解消し、合へい後の全住民によつて新首長並びに新ぎ会職員選挙を行うものとする

二、新首長、新ぎ会職員は就任するまでは現在の市村の行政事務を繼續する、但し解消の時期は當該一市二村と十分連絡の上決定相成り度い、若しそ

合併問題はどうか落ち着く？

〔沖へ 1950・7・30〕

既報志喜屋知事の合へいの諮問に對して昨二九日一市二村はそれ／臨時議事をかい催した、ナ覇市は真和志村、みなと村をナ覇市に吸収合へいすると云う見解の下に、知事の諮問に賛成し答申書を三十一日迄に可決することに

の時機が八月十日までに決定しない時は一市二村の首長並びに議会議員の選挙は特べつ処置をもつて適当時期延長相成り度し

三、前記に反する単なる港村とナ覇市のみの場合に対しては該村の占むる区域が大戦前の真和志村の行政区域であつて港湾作業隊の一次的軍使用となることを認めるが故に港村の解消と同時に同村の旧真和志村区域に返還せられ度い

註、真和志村現在人口約二万二千名、ナ覇市現在人口約二万八千名、港村現在人口約一万名

港村／新市長を選べ／答申案を決定

港村では昨日午前ぎ会を招集、合べい問題について討ぎしたが全員一致で左の通り決定した

真和志村と港村をナ覇に合べいた場合、全市民総意による新市長を選挙すること

二村の合べいが不のうな場合は一九五〇年四月二八日の港村ぎ会で全会一致で可決したぎ案第十七号（港村をナ覇へ合べいする件）を尊重して貰いたい

一社説

那覇の隣村併合問題

〔沖へ 1950・7・31〕

志喜屋知事の合併の諮問に対して、真和志、港両村はそれ／＼議会を招集して答申案を決定した。真和志村では合併後新首長並びに議員の選挙を行うことと、新首長、新議員の就任するまでは、現在の市村の行政事務を継続する等の条件を附しており、港村も合べい後全市民の総意による市長選挙を実施してもらいたいと条件を附して答申している。那覇市でも全員一致でもつて可決している。真和志村としては、単なる港村と那覇のみの合べい問題に対しては、港村の占むる区域が大戦前の真和志村の行政区域であつて、港村作業隊の一次的軍使用なりと認めるが故に、港村の解消と同時に、旧真和志村区域に編入してもらいたいという意向が極めて強い。両村としてはあくまで対等の条件で合べいに望みたい意向であるが、この問題を紛糾させる最大の要素は選挙法が発表されて、選挙区が劃定され、それ／＼各市区から立候補しようとした人達のちばんが変更された点にある。それに加えて合べい後の議員定数が依然として三十名では旧ナ覇市にちばんを有する人達にとつ

ては極めて不りになつた点も大いに考慮される点である。

それにも拘らず、両村が歩みよつて、合べい後、新市長、新議員を住民の総意によつて、選挙すべしという条件で合べいに賛成したことは、首都建設を一步前進させた意味で喜ぶべきことである。後に残されたものは、両村の答申案を知事が如何に処理するかである。勿論この裁定は知事の権限内にある。如何様にも処理出来るが、知事としては民意を尊重して、事を民主的に処理すべきであらう。唯これを取りあげて、選挙に結びつけることは誤つ

首都は国家形成の最大要素であつて首都の表情がそのまゝ国家の表情を表象するに想ひを致すべきである、そのためには、那覇市当局も大乗的見地に立つて、両村の要求を入れて事を円満に解決すべきであらう、又この期を逸しては那覇と両村の合べい問題は永久に実現しないかも知れない事を想へばお互に私心を捨てて全住民の利益につな

市長選挙でもむ”首都問題”

／真和志きよつ再答申

〔沖夕 1950・8・1〕

真和志、港両村の那覇市への合併問題については三十一日午後一時半より民政府より行法部長 行政課長、那覇市側市長 助役、正副議会議長 真和志側村長、正副議長、港側助役、正副議長が出席、協議が行われたが市長選挙の問題で那覇と真和志が意見の一致を見ず、真和志からの再答申をまつて再審議することになつた、民政府から提出された諮問は那覇市への二村の合併であり、その限り法的には現那覇市長があつた三年何力月市長の職をつとめることになるが、真和志村としては人口その他の点から対等の立場を主張、合併には賛成であるとしても合併後六万

余の市民の意志を代表せしめる意味で市長選挙を絶対条件としてゆずらなかつた。これに対して那覇側より合併するのは現在が好機であり、一応二村を那覇市に合併して、然る後、適うな時期に於て現那覇市長が辞することにし、その解職の時期については知事に一にんしようではないかと提案したが、その解職の時期はいつかと真和志村ではその説明を求めた、この問題についても相とつ議論が行われ、那覇市としては都計の関係もあり、解職時期については新しく選ばれる議員にまかせたらどうかとの意見もあつたが結局意見がまとまらず真和志村としては再度協議の上きよつ民政府に再答申することになつた。なお市会議員選挙については九月十日に選挙を行うことに大体の意見がまとまつた。

大那覇市の建設へ／議員定数も増加か／合併賛成きのつ知事へ答申

〔つ新 1950・8・1〕

真和志、みなとの那覇市への合併問題は民政府が各当事者に合併の可否について諮問したのに対し市並に両村では臨時議会や議員村民の合同協議会など開いて態度を決定那覇市はみなと、真

和志両村の市への合併大賛成、みなとは新市長選挙を希望条件として合併賛成、真和志村は新市長選挙を行うことを前提条件としてなら賛成という態度を表明、夫々知事に答申した、きのうは右各答申を中心に午後一時から三市村長、助役、正副議長が民政府会議室で當間行政部長、仲宗根行政課長と膝を交えて協議懇談

原則として那覇市へ両村を合併する
出来れば新議員を九月十日に選挙する

議員定数の増加方を軍へ折衝する
現那覇市長の退職時期は知事に一任する

の三点で意見一致を見ようとしたが、第三項の那覇市長の退職時期については未だ納得し難しとして真和志村から退職時期のせん明方を當間市長に要求、これに対し當間市長は「これは知事が決める」と言明を避け合併が実現すれば現那覇市長が新市長選挙までの市長をつとめるものと見られている、なお今のところ合併の時期は判然としないがもし之が実現すれば那覇市〇、三方里、真和志〇一九七方里、計一、二七方里の地域に六万四千（那覇二万八千、真和志二万七千、みなと九千）

の人口を擁し名実ともに沖縄の首都としての面目を一新するわけである

一社説

那覇市合併問題の結末

〔つ新 1950・8・2〕

那覇、港、真和志三市村の合併問題は在住市村民のひとしく願望するところであつた。しかし最後の知事裁決は真和志村の条件に民政府当局の難色あつて結局那覇と港との合併が告示されることになつた。甚だ残念なことである。

これで真和志村は当分首里那覇の都市計画からは一応除外されることになる。

ことここに至つた原因をせんさくしてみたつて今更死兎の齡をかぞえるのとひとしく、無駄ではあるうが、後々のためにわれわれは反省してみたい。真和志村も港村も合併後の市長選挙を明かにして貰いたいとの条件を附したが、その条件の裏づけとなる理由が一般には明らかにされていない。もしもそれが政治的な駆引きであつたとしたら、それは大いにまずかつた。

三市村の合併については現在軍の指導によつて進められている都市計画の実施とも関連しているし、問題の主体

は目標たる都市計画にあつて、市長選挙にはないと言ひ得よう。真和志村の場合はそれが逆になつてゐる。

かりに、合併後の市長の地位が都市計画に大きい作用を持つと考へても、それは新しく選挙される議会に任せばよい、という理くつもたつのである。もつと具体的に言えば市長の改選を望むならば、一応は現那覇市長の下で合併直後の諸手続きを済ませ、新議会において市長改選を議決すればよかつたわけである。市会の見解がそうならば現市長もそれを拒否は出来もしない。だがこうなつては次の好機を待つ外はない。

港村・那覇に合併／きのつ知事が告示す

〔沖夕 1950・8・2〕

昨報 合併による首都建設の焦点だつた市長選挙に關し、真和志村は協議を行い、一日民政府に対し合併告示後直ちに市長選挙告示を行うべきであると再答申を行つたので民政府では正副知事 官房長、行法部長が合議の結果、真和志村は那覇市への合併吸収に反対であるものとみなし、真和志村の意志を尊重する意味で真和志村をのぞき、港村（旧真和志村区域を含む）のみを

八月一日付で那覇市に併合する旨の告示を行つた

選挙期控え/やむを得ぬ措置

民政府としては港湾作業の請負制への移行、那覇都計の問題等もあり、選挙を期として二村の那覇市への併合を企図していたが突如、選挙法が公布され四十五日以前の選挙告示、議員選挙区等が決定されたので幾分遅れの感じはあるとしてもなんとか実現しようとする選挙区改正等を軍に折衝を続けていたようである、しかし軍としては一旦公布した法律を早急に変更するのは困難であるようでもあり、また全面的意見の一致によるものなら別として一方の反対を押しつけてまで法律を変える必要もないとの意向に見受けられたので、その意図も汲み各市村の意見も尊重して止むを得ず港村のみの併合を決定したと云つている

首都建設に渦まく波紋/真

和志村合併除外に憤激/

”陰謀”なりとばく論/

村民代表が民政府に大挙

陳情

〔新〕 1950・8・3

昨報—みなと村の那覇への合併告示により首都建設から除外された真和志村

では村を挙げての重大問題なりとして、きのう各議員、区長、字有志等約七〇名を招集午前十時より村役所で緊急協議会を開き民意を反映した意見の交換を行い大要左の如き声明書を作成、トラツク二台に便乗民政府に押しかけ知事と会見声明書を読み上げた

声明書

真和志村は数百年の伝統への回顧と将来の繁栄への向上を大乗的に一擲して名実共に琉球の首都建設へ積極的に貢献せんとする村民の総意に依り七月二十二日付知事諮問案に対する答申書を提出せしに民政府は故意に答申書をわい曲し諮問案の主旨を無視して抜き打ち的に港村単独編入の知事告示を發表するに至つた

我々は今回の民政府の措置が首都建設の美名の下に単なる港村を那覇市への合法的につばいさらわんとする陰謀であり同時に首都建設の規模を小区域に止めた責任を真和志村に転嫁せんとする企図なりとせざるを得ない

一、民政府の諮問案の骨子は那覇市真和志村の人口経済商業交通の交流状態からみて両市村を行政上二分することは住民の福利上不当なり

二、軍の支持する那覇市の都計は真和志村港村を包含して始めて意義が重大

であり：

三、那覇市真和志村一体としての…とあるに拘らず今回の知事の決定は自らの主張を放棄して那覇市真和志村を二分するの放れ業を演じたこの事實は真和志村議会の意志をじゆうりんすると共に真和志村民否全琉球人民の真なる要望を阻止したるものと云わざるを得ない我々は合併後六万五千の新市民により選出される新市長及び新議会議員の下に首都建設を促進しようとする真和志村民の民主的輿望が絶対に正当であるという事を確信するが故に真和志村内の凡ゆる力を結集して今回の民政府の措置に断乎として抗争すると共に之を江湖の批判に訴えて初志を貫徹せんとするものである

右声明す

真和志村民代表合同協議会

選挙法の改正が難点/軍も

同意見である/知事、行

法部長が経緯を説明

〔新〕 1950・8・3

民政府におしかけた村民代表者翁長村長 宮里議会副議長 嘉數 森田 平良各村議等約七十名に対し志喜屋知事 當間行法部長が見 先ず宮里副議長より同村の声明書が読み上げられたの

に対し知事並に當間行法部長は諮問より告示に至る迄の経過及び真和志村の答申は条件付きの合併である観点から合併反対の解釈がなされた事 民政府議員選挙区を変更しなければならず若しこれを押し切つて合併する場合には同選挙法の訂正が必要とされるが法律の改正は短期日には出来ない事「これは軍も同じ見解である」と合併から除外された理由を明らかにし 絶対何らの陰謀なしと言明会場は急迫した空気がみなぎり 更にみなと村内の旧真和志村地域の返還要求等もあつたがこれも民政議員選挙区の問題からんで解決されず最後に知事に対し「真和志村民は合併を希望しており 又知事の置き御土産ともなるべきものだから尚一層真和志村の合併に対して努力して貰いたい」と希望をのべ當間部長には「那覇市長に辞職を勧告して貰いたい」と要求して引揚げた

村民代表知事室へ/民主的

首都の建設を要望

〔沖夕〕 1950・8・3

此の日午後四時真和志村民代表約七十名は声明書を携行トラツク二台に分乗して民政府に知事 行法部長を訪問、宮里榮輝氏の声明書朗読終るや村民代

表は割れるばかりの拍手 當間行法部長より合併問題は戦前からの懸案で、時期は選挙前が適當と思つた。真和志村の答申書は字句の裏から云えば『市長が辞任しなければ合併に反対である』との意味を持つていたので合併に反対であると解釈し港村だけやむを得ず合併にした 尚軍の方では選挙区の問題で真和志は那覇市に合併させない方がよいとの意見をもつていたと説明 知事も同様の説明をしたが、村民代表は譲らず 飽まで真和志村民の意向を無視した非民主的な告示だと云い、新に合併問題をおこし民主的に首都を建設することは出来ないかと、善処方を要望したのに対し知事は『皆さんの意こつはよく解りました 首都建設が実現するよう努力することを誓います』と所信を披瀝した

みなと村ノ旧役場に那覇市

の出張所

〔沖夕 1950・8・3〕

那覇市の港村吸収合併に伴い二日港村役場で両当局者の事務引継の予備打合せを行ったが当分旧港村役場内に那覇市役所出張所をおく

港村の旧真和志区ノ返還し

てくれノ村民代表が強硬

談判

〔つ新 1950・8・4〕

那覇市との合併からおき去りを喰い除外された真和志では きのう翁長村長正副議長ほか議員 区長代表らがフライマス入法部長を訪問 真和志村除外の経緯について具申ししたところフライマス入法部長は

「この問題がせめて告示を出す三週間前に自分にわかつていたら何んとか解決が出来たらう 真和志村の条件たる新市長の選挙の件は個人の意見としては当然そうであるべきと思う 今度の問題は選挙法が公布されてから起つた問題であるので今更選挙区を改正出来ないのでは真和志村は今都市計画に入らない方がよい みなと村全部を那覇に合併したということは今聞いてびっくりした 知事ともよく談合して解決せよ」との意見を聴き代表一同は更に知事 當間行法部長と会見 みなと村の旧真和志村区域を真和志村に返還して貰いたいと事情を述べ 問題解決までは飽くまで抗争する旨強硬な態度を堅持する決意を伝えて引上げた

附加税は認めずノ市町村新

に独立税を設定か

〔沖へ 1950・8・4〕

市町村の附加税徴収に關しては是とするもの非とするものがあつて種々論議されて来たが税徴収に關する軍指令第七号の一部改正指令が公布となり附加税は特べつの事情がない限り認めない事になつたこれにより市町村当局は新に独立税の設定を余儀なくされたわけ改正指令左の通り

一九四七年三月三十一日付軍政府指令第七号「沖繩群島に於ける課税手続きの設定及び実施」の第三章三節の最上の語句は次のやうに改正する一九五〇年十月一日以後市町村は沖繩群島知事の特べつな許可に従つて以外沖繩民政府により課税された税と同一の課税対しようから附加税或は附加税を賦課徴収することは許されない

一社 説一

真和志問題と青年

〔沖へ 1950・8・5〕

真和志青年会では、那覇の両村合へい問題に關して、民政府の執つた処置に対し、各字代表を招集して、意見を求めた所、知事のとつた港村のみの合へい告示に対して撤回対策を樹立した

が大要は次の通りである。

即ち民政府の或一部政治家に依つて港村の那覇市へのへい合が一まとめにされ、而も真和志村が置き去られたという事は恰も真和志村民の意志を没却したものであると述べ、又村民並に沖繩全住民と共に政治ボスや不正義者に対しあくまで斗争を続けていく覚悟であると述べている。これは青年層の正義と情熱のこもつた切実な叫びである。この青年層の叫びは真和志村民の意志が全然没却された点にあるが、青年層の正義感が唯那覇の合へい問題に關する当局の処置に対してのみ向けられ、これが選挙運動にり用される可能性が多分にあることを恐れるのである。即ち青年層が真和志の合へいを成就するためには如何なるボス勢力と結んででも事を解決しようとするならば彼等自身唯真和志村のためにといつ名にかかれて、自らボスに転落することになる。確かに今度の合へい問題は当局の主張が如何なるものにせよ、客觀的にはすつきりしないものがある。殊に選挙が近づいて住民の政治意識が高まつているだけに合へい問題が政治化するのには當然である。これに対して青年層が奮起して、これをボスの策略だと解するの亦当然であろう。然し青

年層としては、誰がボスであるかを先づ見極めることである。唯何等の識見もなく、手腕もない旧い経験ずみのボス達がこの選挙を有りに導くため、阿ゆ追従するから味方だと思つたら間違いである。これから一つ一つの動きが選挙と結びつけられて考えられる時に政界の裏とボスの掛引を知らない純情な青年層が唯純理と正義だけに立脚して行動することは、それが対立する政治家の政治的籠絡の道具となつてしよ期の目的たる正義の実現がまんまとボスにり用され終には踏みにじられる危険が多分にある。

青年諸君に敢て訴えたいことがある。それは野にをる人が英雄でもなければ官にをる人必ずしもボスではないということである。青年諸君にとつて大切な事は、いずれが進歩であり、いずれが保守であるかということである。

一社 説一

真和志村住民の希望

〔新 1950・8・6〕

真和志村では那覇市、港村との合併問題に取り残されて、一般村民は協議会を開き合併の実現を期している。これと方策を講じている。これに対し同

村青年会でも昨日那覇、港の青年会幹部を招き合併実現について懇談会を催した。

青年会幹部の方では狭い政治的な立場から離れ、大乗的な見地から合併の実現されるよう努力をちかつかつていゝまことに当然のことである。

われわれはしばしばこの合併問題を促進すべきことを主張し、各関係者の努力を要望して来たが、港村が合併を抜打的に決議した以外に、那覇と真和志の両者は形勢傍観といった態度でいずれも積極的でなかつたのは事実である。

このよつな事情のところへ突然知事から発せられた諮問案は真和志村側では正に唐突で、事態を充分に検討することが出来なかつたのであろう。それにして真和志村としては、この重大問題に対し第二第三の打つべき手は当然考えていねばならなかつたはずである。それを民政府が打診することをせず、早急に告示を決定発表したとすれば、両者の意志の疎通を欠いたまま事がきめられたことになり、甚だ遺憾である。

従つて民政府としては真和志村民の希望に沿ひ得るよつに、真和志を那覇市に合併する方法を見出すため更に軍

政府とも折衝の上努力するとともに、この問題の実態を一般にせん明する責務がある。法規的理由であるが、ものは単なる行政的理由であるが、ものは明らかにしておいた方が後々のためにもよい。

何故真和志を除外したか／

二青年会代表真相を追究

〔沖へ 1950・8・7〕

首都建設問題で政府の措置に憤激した真和志村青年会では先にナ八市、港村の両青年会に呼びかけその動きは注目されているが真和志青年会代表多数は五日午後四時半より真和志しよ校でナ覇代表二名、港代表二名と種々意見の交換を行い、青年会として当問題の解決を見るために明八日、ナ覇三、港三、マ和志四の委員を選出みん政府に対しマ和志村置き去りのしん相を左の質疑事項によつて徹底的に追求することになつた。

質疑事項

諮問案第三項、四項、五項に対するみん政府の解釈を求む

マ和志村の答申書がみん意でなかつたと言つた理由

諮問案を發する場合に於て選挙区の問題に抵触すると言つ事が考慮に入れ

られて居たかどつか

諮問案発行日付と市村に於て受領された日迄の期日の停滞した理由

知事が合併の告示をなす前にマ和志村交渉委員に対し予告をなし抜き打ちにはしないと公約したがそれを履行しなかつた理由

諮問案第五項中の沖繩の首都の建設は政府の最も重大な政策であると明示してあるがこの案に対しみん政ぎ会に諮問したか

これに関しナ覇及び港代表者の見解は次の通り

ナ覇代表 マ和志村当局のみん政府の諮問案に対する答申書には、へい合に関する反対の意志は無い、私達はみん政府に対しその理由を詳しく明示して貰い且つ沖繩最大の首都建設に邁進する覚悟である。

港村代表 港村は軍の暫定措置で出来た村であつて、人口、政治、経済面から見ても非常に貧弱である。故に吾々は前からへい合を望んで居たが、今回の告示でほつとしたが然しみん政府当局の取つた措置は非民主的であるだから吾々はあく迄も一市二村の合へいを実現させる様努力したい

旧法で選ばれた／市長村長の退職／改正法の意図する所に非ず

〔沖新 1950・8・11〕

民法法部では今回の市町村長及び市町村議員選挙法改正によると旧法による選挙で選ばれた市町村長が居住関係で職を止めなければならぬことがおこつてくるのでその疑義につき軍に問合せ中であつたが 七日付文書で旧法で選ばれた市町村長の退職は改正法の意図するところにあらずと要旨次のように回答した

旧法により市町村長に選出され改正法の条件に通つてゐる人は改正法による基本的改正のため現職を止める必要はない 旧法の六一条には「もし市町村長が選挙される資格がなければ本人は職を止めなければならない」と規定してあるが 在職者を辞めさせることは改正法案の意図するところではない 旧法により選出された市町村長は同法の下に於いて資格があるので改正法の公布後失格となるような違法行為を行うのでなければ任期の終了迄資格を有する 市町村長がその任地以外の他の市町村に居住することが不法ならしめるものであるとは考えられぬ しかしある人が現在の任期終了後公職に立

候補を決議する場合かれは改正法に述べられた有資格条件に従わねばならぬ

四年に一回行つ／市町村長及び議員総選挙

員総選挙

軍政府はさきに公布された市町村長及び市町村議会議員選挙改正法の第一章第一節第二項は八月七日付で次のように改正した 括弧は追加されたもの 市町村長総選挙は四年に一回九月の第一日曜日に行つ 市町村議員の総選挙は四年に一回九月の第二日曜日に行つ（上記のことは八重山群島竹富町を除く全市町村に適用される 竹富町では両選挙を九月の第二日曜日に行つ）必要な場合は本布令四二二号により特別選挙を行う

港村／三年の歴史に終止符／那覇へ嫁入る新市民八千余人

〔沖夕 1950・8・12〕

港村は愈々本十二日那覇市への編入事務を終え、八千余名の人々が新しい「那覇市民」として今回の市議選挙にも投票権を与えられることになつたが、さて、四七年五月軍の指示により特殊行政地区として生れた『港村』は過去三年の間にどのよう

な変遷を辿つてきたらうか―”解消する日”を迎えてその短かつた『歴史』をのぞいてみる―

港村は一九四七年五月一日付沖縄民政府告示第十八号により『当分の間』という条件で那覇港作業の労務管理を円滑にしライカムの企図する作業能率を増進する目的で誕生した

地域

最初旧真和志村の楚辺原の一部、美武田原、長作原の一部、阿手川原、赤畑原と旧那覇通堂町の一部、山下町だつたのが更に一九四八年四月軍指示により旧真和志字二中前一区、松尾、県庁前旧那覇上泉町を編入総面積約二万三千二百八十四坪現在は奥武山、ペリー、壺川、美田、楚辺二区、同二区、松尾区の七行政区になつてゐる

ペリー区は元山下町で、旧名復帰の話が出たとき、時の係将校が「山下奉文」の名を連想させるのでイヤだと、米人として最初に沖繩を訪ねたペリーの名を記念するため区名に採用した挿話もある

執行機関

特殊使命をもつ村で港作業隊支配人国場幸太郎氏が知事任命で村長兼務、四八年三月一日の民主地方選挙で同氏無投票で当選、職員も作業隊員から殆ん

ど採用している 施設

港村誕生以前特殊軍作業団体として一九四六年十二月十五日軍政府が那覇港作業隊を設置、軍民需物資の積卸を米軍人軍属、日本PWと交代、四七年三月作業漸く順調になり所管が軍政府から六十一部隊に移り、約四千従業員が緊要部門を担当するようになった、四七年三月港初中校（計約千六百名）幼稚園（約百五十名）同年五月水組、同八月 農組、奥武山、楚辺両診療所、港体協、村衛生課、婦人会、青年会等がそれ／＼設立された

人口
四九年末現在で八八九四人、一八七七戸、各市町村出身別にすると四十八ヶ村と南北琉球を含む最大は那覇の五、三七六人、最少は渡名喜村一人、隣接の真和志四八〇人、小禄四三人

百万大衆の生活権確保を期し／新政党の結成準備成る／若き力を結集

〔沖へ 1950・8・16〕

新政党の結成の気運については既報の通りであるが、昨十五日一時半より農連会議室で、稻峯一郎、富名腰尚武、平良幸市、宮城寛雄、新里 篤、久場

川敬、崎間敏勝、久場政彦、森山紹榮、安座間磨志、大城立裕、金城寛、大田徳正、長浜宗安、瑞慶覧長仁、下門律善、知花英夫、尚詮、喜納兼雄、の各氏等二十八名参集、新党結成について忌憚ない意見の交換を行った結果万場一致、新政党を結成する事に決定

稻峯一郎、平良幸市、崎間敏勝、久場川敬、大城立裕、東江東榮、森山紹榮、富名腰尚武の各氏を結成基礎委員とし党の綱領、党名を近く発起人総会で決定する事になった、結成主旨の大意は左の通り

先づ我々は一〇〇万大衆の生活向上を期し、大衆を基盤とする新政党を結成しなければならぬ、現在の琉球に解決せねばならぬ幾多の問題が山積し、戦後五個年を経過しても復興は思う様に進んでいない、之は何故か、吾々は先づ自らを批判し現実の姿をきよう視し、そして現実に対応した対策の下に一〇〇万大衆の生活を確保しなければならぬ。其の為には、大衆を包含する政党を結成し、政治に参与しなければならぬ

現在の政党にあきたらず
現在の沖繩の既成政党の行動は沖繩の現実を離れた主義主張をかゝげ、此れを現実にあてはめ様としている、此の

政策は沖繩の現実よりじみでた政策綱領ではない様に思はれる、従つて沖繩の現実と遊離しているかに見受けられる。我々は住民の生活権の確保と云う目標をかゝげて、沖繩の現状かいに対処しなければならぬ

同志的結合より大衆政党結成へ
輿論が政治力になるためには輿論を支持する人を多数集めねばならぬ、今や住民の物心両面の進歩は戦後かなり進んでいる、多くの人々は沖繩の現状を良く知つて居るが、たゞ此れを大きな輿論に迄持つていく様な組織がなかつた訳だ、我々はかゝる人々の同志的結合によつて政党結成を促進させ得る絶好の機会を今持つているのである

尚新党として如何なるイデオロギーを掲げるべきやの問題に関して大いに論ぜられたが琉球に顕著なる階級的差べつは認められないとし結局イデオロギーを掲げるのは次の問題として先づいかにすれば強力に団結し得る組織を結成するか第一目標を置くことになる様である

”貿易庁旋風”市場に吹きまくる / 相場忽ち切崩れ / 那覇市場小売業者悲鳴 / きのう50名総裁室に押しかく

〔沖へ 1950・8・17〕

貿易庁では軍命により軍放物資の自由販売を十四日より開始しているが、連日買手が殺到、十六日の買手の大半は十五日からの徹夜組という正に狂気じみた人気で、買庁構内は品物を積出すためのトラック、三輪車、荷車、荷馬車が、那覇及び近郊はもろろん、糸満や遠く全島各地からの集り、早くもこれら黒だかりの買手を相手に貿易庁前には、アイスキャンデー、もち、煙草を売る市をなす俄景気である

十四日以来那覇市場は、この放物資でハンラン、相場は敏感な動きを見せ、市場の雑貨は眼に見えて急落、この飛切の安値のために、遂に悲鳴をあげた那覇市場の小売業者（アンマーさん）約五十名は、昨十六日午前十一時十五分頃、買庁総裁室になだれこむ様に押しかけ、室内は立すいの余地もなく室外にはみ出ながら、その代表者は熱心に吾々小売業者にも放出物資を販売してくれと、陳情した

打撃を受けた小売業者 / アンマー

さん達の云い分

軍放物資のお蔭で市場の衣料、せつけんの相場は朝から晩までに四五回も変更する殊にシャツ、タオル類の安値販売のために、私達小売業者は大打撃を受けている

私達は市場内の単なる小売業者だから、一部のしよう人の様に放出物資を買おうとしても買えない
私達小売業者にも放出物資が買える様にしてくれ
”卸免許をとれ” / 買庁は区別なく売っている / 宮里総裁の言い分

こちらとしては、自由販売はいつも新聞に広告してあるので事前にわかると思う。そしてこの放出物資も数量が多数と云うこともわかつていると思う品物のある間は、誰彼の区べつなく順序に売っている、市場側としては組合でもこしらえて卸業者の免許をとり貿易庁で買つ様にして貰いたい
二日間の売上何と千六百万円
尚買庁販売課では十四日、十五日、の二日間の売上総額を次の通り発表した

(単位円)
十四日 軍放物資
(現金) 一、二七八、〇〇〇 輸入雑貨
(現金) 一、〇七三、〇〇〇 (約手)

六〇、〇〇〇計六五〇万円

十五日軍放出物資

（現金）八、九九五、〇〇〇、輸入雜貨（現金）四六三、〇〇〇（約手）四四、〇〇〇、売店売上高二六、〇〇〇計九五三万、総計売上高千六百三万円昨十六日は十五日受付番号の中、販売が間に合はなかつた百番以上の番号保持者並に卸業者協会に販売されたが、その販売品目と数量は左の通り

ローソク二四〇八コ、洗濯セツケン三三〇八コ・六〇八コ 化粧セツケン三、二〇〇八コ アンダーシャツ（白）三六八コ フトン綿二二〇袋

貿易庁販売値と市場価格

軍放出物資の販売価格と同物資の市場価格の比かくは次の通り

（括弧内市場価格、単位円）

タオル一枚三（十一） フランネル・シャツA五三（一〇〇） B七八（二二〇） アンダーシャツ（白）三〇（六〇） セツケン十三（十八） ローソク三（五）

一社説

那覇真和志議員立候補者に

望む

〔つ新 1950・8・18〕

那覇市と真和志の合併問題は両市村

住民一般の熱望にもかかわらず、民政府が問題提起の時機を誤つたのと、現行選挙法に基く選挙区の論点その他の事情から選挙前の実現は不可能となつたことは周知の通りである。

ところが問題がこれでケリついたのではないことは誰しも認めるところであり、また選挙後にこの問題がウヤムヤにされることを住民一般は好まない。

選挙後において両市村議員が四力年の任期があることは法によつて定められているところから、両市村議員の多くが自分の任期の終える四力年は合併問題を棚上げしたい気持ちになるのは人情ではあろう。だが議員各位は市村政に参与し、住民の私益のためにその職につくはずであつて、自己の都合のために市村政の第一義を置き去りにすることはゆるされない。これはまた両市

村長においても同様である。次期の知事が何人であろうと、かれは那覇、真和志の合併を早急に実現するであらうと予想されるが、いずれにしても最大の問題は両市村の新議会の態度である。

そこでわれわれ一市民として望むところは今年度議員に立候補する人たちは今年中にも或は来春早々には那覇、真和志両市村の合併を促進し、これが実

現の暁はいさぎよく総辞職（当然の帰結ではあるが）する決意を持つて欲しいことである。でない人は今年度の選挙には立候補を遠慮して貰いたいものである。これは両市村住民の公正な希望である。

しかして新那覇市或は沖繩市、その名はいずれにしても 新市長は当然選挙法の規則に従つて六万の新市民の一般投票によつて選出さるべきことは論をまたぬ。

かくて今年度の選挙において両市村民は立候補者がその線にそつているか否かによつて選択すべきであらう。

婦人の議員進出/意外に振
わず/何が彼女らをそつ
させる

〔つ新 1950・8・23〕

婦連、婦人課の活潑な政治啓蒙運動によつて婦人の議会進出はかなり注目されていゝが、議員立候補者は意外に少く、民政議員には本部の嘉数ヨシ女史一人立候補が確定しているのみである。市、村、町議員は今の所判然としていないが、各村とも婦人候補者は出す模様、那覇市では有銘静女史が立候補することに確定した

マ長官が敵達/選挙にノウ
タツチ!/全軍政関係員
に指示

〔つ新 1950・8・27〕

マクルーア軍政長官は今回の選挙に際し全占領軍所属軍人軍属は中立的立場を堅持し、選挙に介入するが如き誤解を生ぜしめないよう八月二十三日書簡をもつて警告を發したが、その要旨次の通り

選挙を成功裡に終らせるために次の事項を特に避けること一、贈品の授受、候補者や政党、政治団体又はそれと関係ある人物及び選挙管理官と飲食を共にすること

二、候補者或は政党などを是非する意見の發表

三、如何なる方法によるにかかわらず選挙への介入

四、政治的集会で演説をしたり、舞台に現れたり、候補者やその関係と不必要に同行したりすること

五、軍用或は家用自動車などで候補者やその関係者を同乗させること

六、候補者やその関係者又は選挙管理官などの社交訪問

七、選挙法や選挙行政の非難

正しい投票/正しい政治

軍政府では九月の四つの選挙が沖繩の

政治に如何なる意味をもつものであるか、また如何にすれば民主主義を育成出来るかを徹底するため、選挙ポスターを配布した

独立税12種目可決 / 最後を飾る那覇市議会

〔新 1950・9・1〕

現議員による最後の那覇市議会はきのう午前十時から市会議室に於て全議員出席の下に開会 那覇市税賦課徴収条例改正 一九五一年度歳入歳出追加更正予算など五議案を可決、午後四時閉会一同打揃つて記念撮影の後、料亭南海で分散会を行つた、市税賦課徴収条例によれば従来の民政府税附加税を廃して土地税、家屋税、市民税、自転車税、船舶税、屠畜税、酒消費税、興行税、不動産取得税、営業税、電柱税等十二種目の新税が賦課されるもので、これによる今年度税収入額として七九六万二九〇円が見積られている主なる税額次の通り

自転車税年税で一台につき一〇〇円
屠畜税 屠殺される牛一頭につき一〇〇円、馬一五〇円、豚一〇〇円、山羊二〇円
酒消費税消費者に対し小売価格の百分の十二

営業税 月税としその月の総収入又は総売上高を課税標準とし各業態別に十五%、十%、五%、一%、五%の五段階に分れている

なおこの市税賦課徴収条例は九月一日から施行されるが旧港村民民に対しては一九五一年度分に限り本条例に依らず一九五〇年度の例により賦課

米国の議員構成法により / 市町村議定員大巾に削減 / 人口五千以下は6名那覇12名

〔沖へ 1950・9・2〕

市町村長及議員の選挙も終盤戦に入り虚々実々の選挙対策が展開され泥試合さえも所々に起り民衆の嫌悪する所となり選挙粛清の声まで高まつてきた折柄軍では八月三十一日附内報で市町村制第十五条の改正を断行し議員構成を縮小したがその結果旧法に依つて立候補して大半の運動費を費消しながら定員縮小に影響して余儀なく立候補を撤回する者が相当に出るのではないかと思はれる、しかしながら今度の改正は選挙粛清を目標にしたものではなく米国の議員構成法の観点よりその定数を縮小して議員の実態を充実強化しこれに依て地方行政の進展をはからんと

するものであろう

一九四八年七月二十一日附指令第二十六号に基ずく市町村制第十五条では人口二千人未満は十二名人口二千人以上五千人未満は十六名の議員定数であつたが今回の改正では人口五千人未満は六人に人口五千人以上一万人未満は十二名のところを八名に、一万人以上二万人未満は二十六名を十名に人口二万人以上は三十名の定員だつたのが改正法D項では人口二万人以上の市に於ては四分の三以上の議員の賛成投票があれば人口七千人を増す毎に議員一名の割合で議席数を増すことが出来ることになつたこと、四分の三の議員とは旧法に依る議員定数の四分の三を意味しこれによると人口二万人までは十名の議員定数であるが二万七千名になれば議員の定員は十一名に増え人口三万四千人であれば議員定数は十二名と云うことになる改正法D項に抵触する市は人口三万八千七百九十二人を擁する那覇市だけである

各市町村 / 新議員定数

〔沖へ 1950・9・2〕

各市町村新議員定数は左の通り括弧内は旧議員定数

那覇 人口二三八、七九二(三〇) 十名

具志川三一、八四二(三〇) 首里

二〇、四六二(〃) 真和志二五、八

五七(〃) 本部二三、六二三(〃)

玉城一〇、一四二(二六) 小禄一

二、六七三(〃) 糸満一六、一六四

(〃) 美里一五、〇七九(〃) 石

川一七、七三二(〃) 与那城一六、

八五六(〃) 勝連一一、二〇八(〃)

越来一六、二五〇(〃) 読谷一六、

三七四(〃) 宜野湾一四、六〇四

(二六) 中城一〇、一九〇(〃)

浦添一〇、八一五(〃) 国頭一三、

〇〇二(〃) 大宜味一一、五二三

(〃) 羽子一一、二〇二(〃) 今

帰仁一七、〇四二(〃) 名護一四、

七二四(〃)

八名

南風原七、五三〇(二二) 大里七、

〇九〇(〃) 与那原七、〇三二(〃)

佐敷八、一一一(〃) 知念六、四

三七(〃) 具志頭六、一九七(〃)

東風平八、八四三(〃) 豊見城九、

一八九(〃) 兼城五、三六九(〃)

三和八、一六三(〃) 北谷八、五

一三(〃) 嘉手納六、二二五(〃)

北中城七、八六〇(〃) 西原八、

二八二(〃) 久志六、〇五九(〃)

屋部六、一八一（〃） 恩納八、一五九（〃） 宜野座六、三四九（〃） 金武七、七八二（〃） 上本部八、〇二一（〃） 伊江七、三一四（〃） 仲里九、六八九（〃） 具志川七、九四五（〃） 伊是名六、〇六四（〃） 六名

高嶺三、五二三（一六） 東三、七二〇（〃） 屋我ち四、三二八（〃） 座間味二、〇八四（〃） 伊平屋四、二二〇（一六） 粟国三、二八二（〃） 渡名喜一、六一一（二二） 渡嘉敷一、五九六（〃） 南大東一、六二四（〃） 北大東一、二二六（〃）

那覇市臨時議会／新議員定数を可決

〔沖へ 1950・9・2〕

軍指令第二六号（市町村制）の一部改正に伴い那覇市では臨時議会を昨日午後五時、市会室でかいさい、出席議員十七名で直ちにぎ題”市町村せい改正に伴うぎ員定数について”に入り万場一致でぎ員定数十二名をぎ決したこれで従来の定員より十八名減となり、六十九名の現市ぎ立候補者はこの予想外の指令にてんやわんやの状態であるが、昨日までの市ぎ立候補者は依然六十九名で立候補届出の撤回は一

件もなかつた

”四百票もとらねば”／激戦に輪をかける／那覇市

〔沖タ 1950・9・2〕

既に約七十名が届出ている那覇市ではきのう昼頃から辻々の新聞社速報版を見てあわたとしく選挙管理委員会に入りし市長室には再出馬の現議員達が”やあ、大へんなことじゃないか””見込みないぞ”と意味あり気に苦笑しつつ一人、二人と集つて心配そうに話し合つておりこれまで二百五十票位とれば安心だといつていたのがどうしても四百票はとらねばといわれておるが、辞退や妥協等もこゝろ、三日の情勢をみてからという空気が強い

議会運営に新しい方法が必要

當間市長の話”それに伴う市町村制の改正が出るだろうが、こつなると議会運営の實質を保つには常任委員制でもとらねばならぬと思う

婦人の進出嫌う／議員割当制に怒り爆発

〔つ新 1950・9・2〕

今度の選挙に際し一部の村では部落割当制を行い、婦人議員が進出しようとするそと平和を乱すなどのキベンを弄

し手をかえ、品をかえ婦人議員の進出を押しよつとしてゐるかゝる事は公選の主旨に反してゐるので、その弊害を取り除いてくれるよう婦人課長、婦連会長は軍政官府法務部へ陳情することになつた

一社説

議員縮減と其の後

〔沖へ 1950・9・4〕

九月一日軍からの内報で突然市町村議員の大巾縮減が発表された。投票期日が差せまつて、各候補者とも票數獲得に大難になつていた矢先、出鼻をくち

ある。之に反して地方町村は那覇とは違つて、ぎ員になつても余り役得がなく、概してぎ員選挙は無風状態であつて、大方の町村長ぎ員數を區別に割当るか、又はわり当てた員數について選挙を行つていたので、ぎ員の大巾縮減が及ぼす影響はそれ程大きくはない。

然しながら選挙期日を間近かに控えての突然の事件だつたので、ぎ員さく減の理由について疑心をいだく向きもあつたが、それについては軍政長官は次の通り答えてゐる。

九月一日軍からの内報で突然市町村議員の大巾縮減が発表された。投票期日が差せまつて、各候補者とも票數獲得に大難になつていた矢先、出鼻をくちかれた様な恰好になつてしまつて、候補者諸氏の落胆や周章らうばい振りが察知される。殊に那覇市の場合には定員三十名の所へもつてきて、立候補者が七〇名もあり、激戦は大いに予想されるところであつたが、定員が十二名に激減したので二五〇票もとれば当選けん内に入るのが五〇〇票もとらないと当選しないとあつては立候補者諸氏もさぞ落胆が大きかつた事だらう。といつて今更引込みもつかず、次の選挙もある事として、益々血眼になつて票數獲得に余念ない有様であるが、益々選挙費は重むばかりで重む割に当選けんは遠くなつたのであるから気の毒千万で

即ち「十二名でも、三十名による政治が十二分に出来る、米国ワシントンのぎ員を例にとると三万人に対し一人となつてゐるし沢山のぎ員が居れば沢山の費用もかゝるからだ」と。その主旨は第一にぎ員のきゆう料、手当をぎ員數を減ずる事によつて、その總額をさく減し、これによつて苦しいち方財政をいくらかでも建直したい所にあるのである。現在のち方自治制度がち方財政の貧こんによつて、充分にそのきを發揮する事が出来ず従つて自治の効果も余り大きくないので、自治体の基礎が自治体財政にある事を看破して、今度の措置に出たとすれば、これは当然の措置である。所がち方町村の財政支出においてぎ員の手当、きゆう

料等の人件費の占める割合はがいして
少く、寧ろ町村吏員の数が不用に増大
して、その人件費が大きいのではない
だろうか。そうだとすれば、人件費の
面からち方財政を消極的に節約するに
は寧ろぎ員数よりは町村役場吏員を減
じて課税負担を軽減すべきであろう。

その主旨の第二は、ぎ員数を減ずる
事によつてぎ員の質的向上をねらつた
点にあるのであろう。軍が看破した通
り、従来の市町村ぎ員の中には法文の
解釈はおろか、字もろくに読み書き出
来ない非常識な人もいた。その点市町
村ぎ員も大いに反省して勉強すべきで
ある。そうでないと、村長にぎ員がひ
きずり廻はされて何んでも村長の言つ
通りになり、「異ぎなし、賛成」のイ
エスマンになり下つて、村長のための
村政になつてしまつ危険が多分にあ
る。然しながらぎ員数を減ずる事によ
つて必ずしもぎ員の質が向上するとは
考えられない。何故ならば現在の沖繩
では親分子分のボス的特質支配が金権
を基盤にして成り立つて以上、金
がないため有能の士が出馬出来なかつ
たり、落選したりする事が多い。その
点ぎ員数が多いだけ有能の士が出てく
る確率は大きいのである。それと同時
にボスの支配の強い事からぎ員のボス

化が案ぜられ、ぎ会での発言よりは裏
での四畳半会談の発言が重んぜられる
危険が多分にある。

真和志村村選に終止符／翁

長氏、"当選"確定／こ

れで一応手打ち／宮里氏

側は異議申立て声明

〔新 1950・9・6〕

持ち越しとなつた真和志村長選挙はき
のう午後三時から村役場に於いて仲宗
根行政課長、福原村委員長外委員三名
翁長派立会人平良良松みや里派高良正
文の諸氏が村民三百余の成行き如何に
と注視する中で協議を開始したが高良
氏起つて

「会場内で紛失したと思われる四びよ
うの誤差がある限り当落を決定する事
は出来ぬ、又この問題が解明されても
我々は第二、第三の問題を考えている」
と真向から斬込む態度に出て開会へき
頭から大波瀾となつて両派相互に応酬
し合つたが最後に仲宗根課長の提案で
もう一度全投ひようすうの計算と帳簿
の点検を実施する事になり延長約四時
間にわたつて慎重な再検査が行なわれ
た結果昨報の通り
翁 長 四、六二九
みや里 四、六二八

を再確認することにして福原委員長は
「翁長助静を村長に決定します」と宣
言した、問題の四びようについては受
付簿による投ひようすうと実際の投ひ
ようすうとの誤差はしば／＼あり得る
事であるから実際の投ひようすうによ
るのが正当であるとの見解によつて問
題としなかつたわけである、なお当選
決定の発表後みや里氏側立会人高良正
文氏は代理投ひようすうその他の違反事項
を確認しているから本日直に異議申立
をすると声明した

群島議員市町村議兼務不可

〔新 1950・9・7〕

四つの選挙のうち一つは済ましてあと
は市町村議員、知事、民政議員の三つ
の選挙に火花を散らす激戦が繰り展げ
られているが、立候補者の中には民政
議員と市町村議員にも名乗りをあげて
おり、従来は両方の兼職も差支えなか
つたが、今度の群島政府組織法ではは
つきり兼務不可の規定が設けられてい
る、即ち同法三十六条の二項には「群
島議会議員は他の如何なる公職もこれ
を兼ねてはならない」と規定されてお
り、従つて群島議会議員と市町村議会
議員とは兼ねられないわけ、この規定
により現在七区から民政議員に立候補

した具志頭得助氏は那覇市議会議員立
候補を辞退届出た

真和志村/"不正投票あり"

と/村長選挙に二つの異

議申立

〔沖夕 1950・9・9〕

真和志村長選挙を巡り立候補者宮里栄
輝氏側から高良正文氏(真和志村安里
一区二九歳)が選挙無効に関する異議
申立、大城正弘氏(二七歳、真和志村
与儀)が無効投票決定に関する異議申
立書を夫々八日真和志村選挙管理委員
長宛提出した、両異議申立の内容次の
通り

選挙無効

(一) 大原区長、 が大原区

班 (八十三) に対し不在投

票を行わしめるべく投票用紙の交付を

受けて阿波連宅を訪れた時 是不

在であつたが 是不在投票立会

人に何等連絡なく自ら 不在投

票を行使した、 は選挙当日選挙

場に来て投票しようとした際

が『あなたの投票はすました』旨云い

聞かせて帰宅なさしめた事実がある、

この投票は無効である

(二) 三原区四班の (二) は

村長候補翁長助静を当選させるため同

居人 に対し 街頭に帰省中の同
区同班 (三) の代理投票を行
わしめた事実があり該投票は無効であ
る、この事実に関し前記

その他那覇市 区

が証人となる

(三) 本会場開票の際投票総数四五二
七票と宣したが開票清算後四五二三票
で四票の不足がありその間三、四分間
停電もありこの四票で両候補得票数に
異動を生ぜしめる疑いがある

無効投票決定への異議

本会場開票で無効を決定された八十五
票中、次の七票は候補者を確認し得る
ものがあり再審査すべきである
工キ四票、ニイキ一票、宮里栄（不明）
一票、エイキ（草書体）一票

市町村議員当選者／新人の

躍進めざまし

〔つ新 1950・9・12〕

全島市町村議会議員選挙の開票はきの
う一斉に行われたが各地とも新人の躍
進には目覚ましいものがある、さあわ
れらの代表者は決つた戦塵をはらつて
みんな朗らかに明るい自治ヘスクラム
組んで突進しよう

首里市

久高友敏

現

四四五

大山盛幸 新 三八八

金城幸祥 現 三六四

石川逢祿 新 三六三

上間長和 現 三六〇

山城範英 現 三二一

友寄賢一 新 三一一

石川苗興 新 三〇二

城間富睦 新 二九八

玉那覇有義 新 二九七

次点 佐久本政敦 二七九

真和志村

高良正文 六三七 金城貞秀 六三四

平良良松 五八〇 大城三郎 五四〇

新垣正栄 五〇五 奥浜 吉 四八七

浦崎 太郎 四七一 我那覇宗徳 四

四六 山田英盛 四二五 比屋定理栄

四一五 次点 許田世輝 三九二

小祿村

赤嶺慎英 四一六 照屋正徳 四〇七

上原光男 三九七 赤嶺三郎 三八八

上原義弘 三八三 照屋林 三六〇

赤嶺一男 三三九 新垣善太郎 三三

〇 平良龜助 三二六 具志彦次 三

一五 新人九名、旧一名

東風平村

永山龜松 四九六 比屋根方 四四

八 知念義信 四三〇 神谷加真 三

八三 宮城栄徳 三七六 石原徳助

三四九 知念友福 三四一 照屋忠

三三七 石川市

山城善栄 旧 農業 平良哲雄 新

石川市農業組合長 長嶺朝昂 新 教

員 石川伸夫 新 屠殺業 伊波信光

新 教員 伊波久一 旧 代書業 瀨

良垣宗十 新 工業 嘉陽宗傳 新

炎師 添石良恒 旧 商業 神山一雄

新 写真業 次点 東毅

屋我地

比嘉精華四四六官吏三〇旧 金城福三

郎三五三商五二旧 上地完輝三三四農

五六新 古堅宗盛三三一農五〇旧 玉

城敏夫三〇六農二八新 峯井政晴二五

五農五四新 宜野座

金武銀一 三〇〇旧三三才官吏 浦崎

康裕一九五旧五五農 嘉手納良善三二

九 新五〇農 島袋源太郎三一七旧五

七農 森山徳吉三二九旧四八農 謝花

朝雄三三〇新四一農 仲間忠光三一七

旧四一精米所 玉寄百豊三〇〇新四三

区長

金武村 無投票

伊藝豊徳農五七 池原長流農組専務五

一 金城重幸農三五 吉田松吉農五四

安富 憲土建業四五 岡村顯農三八

池原新藏農六五 岡村洋一農三八

恩納村 無投票

仲嶺康輝 新 久場兼仁 新 大城保

光 新 當山松雄 新 津嘉山朝栄

新 島袋順助 新 松田建藏 新 棚

原栄吉 旧

上本部

みや里茂 三一 運輸業 新 四五二

備瀬甚明 四一 普天間工作隊 新

三六三 仲村覚 三九 初中教員 旧

三四六 金城嘉保 四一 食糧局監査

員 新 三三六 大村光荣 五九 農

組長 旧 二九六 豊里友照 五二

上本事務所員 新 三二三 仲村一夫

三三 初校職員 旧 一五六 渡久地

政根 四七 協同バス社員 旧 二五

三 次点 仲本政温 五一 農業 新

二三七

那覇市議当選確定／徹夜で

開票事務続行

〔つ新 1950・9・13〕

十一日午前九時から始まつた那覇市議
選の開票事務は知事及群島議会議員選挙の
投票用紙が飛び出したりして意外にこ
たつき加うるに候補者が六七名という
多すつものせいもあつて、より分けや計
算は遅々としてはかどらずシビレを切
らして待兼ている市民をヤキモキさせ
たが午後十二時頃にはどうやら本紙昨
報の通り当落のヤマは判明したものゝ

開票事務は遂に打ツ通して翌日まで続行され昨日午後五時頃に至つて漸く問題の一九一票（知事選挙用紙九七群島議員用紙九四）を除く全投票すの計算を終了した、午後七時頃からこの一九一票を如何に処理するか及び当落決定のため再び立会人の参集を求めて（立会人は徹夜の疲労のため一応帰宅した）協議する事になつた

一九一票は無効か

原国委員長は一九一票の問題について“これは管理委員の手違いから出たもので誠に申訳ないが選挙法にもある通り正規の用紙を用いないものとして無効にするより仕方がない”と語つており、五名の立会人も大体無効説に傾むく模様であるから次の得票通り当選決定するものと思はれる

新五九三 邊野喜英興
 新五一 親里 嘉英
 現四九三 新垣まつ助
 現四五五 大城 謙吉
 新四四七 金城 棟義
 現四二一 城間 康昌
 新三九七 浦崎 唯治
 元三八七 上原 仁慶
 前三八七 比嘉朝四郎
 現三八二 真栄田世勳
 現三六一 阿波根直英

新三五三 備瀬 知良
 次点 嘉ず 盛一
 三三三 (午後六時現在)

〔新 1950・9・13〕
 那覇市議会議員
 邊野喜英興
 新垣 松助
 金城 棟義
 浦崎 唯治
 眞榮田世勳
 比嘉朝四郎
 首里市議会議員
 久高 友敏
 金城 幸祥
 上間 長和
 友寄 賢一
 城間 富睦
 眞和志村議會議員
 高良 正文
 平良 良松
 新垣 正榮
 浦崎 太郎
 山田 英盛

親里 嘉英
 大城 謙吉
 城間 康昌
 上原 仁慶
 備瀬 知良
 阿波根直英
 大山 盛幸
 石川 逢祿
 山城 範英
 石川 苗興
 玉那覇有義
 金城 貞秀
 大城 三郎
 奥濱 吉
 我那覇宗徳
 比屋定理榮

選挙めぐる二つの異議申立
 /問題の用紙は/ 当局
 の落度無効は不当だ”
 [沖夕 1950・9・15]

那覇市議会議員選挙で本会場開票の際、知事選挙用紙九七枚、群島議會議員選挙用紙九四枚が使用されているのが発見され、一時物議をかもし十二日の選挙会でこの一九一票を無効として、当選者十二名を確定したが、これに対し五区高良 一、高良徳榮両氏から十四日選挙管理委員会へ異議申立書が提出された
 その理由は
 (一)一九一票は選挙民が各自準備して使つたものでなく投票場で当局から使用を許されたもので正規の用紙と解す
 (二)選挙民に対し不当なる選挙を当局が為さしめたものであるため、数の多少にかゝわらず改選さるべきか或は有効とすべきである
 などがあげられている
 問題の票有効した場合、落選した高良 二氏と当選した備瀬知良氏が同じく三五四点となり、成り行き注目されており、選挙法によると管理委員会は十四日以内にこれが決定をしなければならぬ

〔新 1950・9・17〕
 小禄村議會議員
 赤嶺 慎英
 上原 光男
 上原 義弘
 赤嶺 一男
 平良 龜助

照屋 正徳
 赤嶺 三郎
 照屋 林
 新垣善太郎
 具志 彦次

一社 説一
 民主化への前進

〔沖夕 1950・9・17〕
 知事公選という沖縄にとつて歴史的な事実がきよう実現する。軍政下に於て自治権を与えられ住民の責任で自治政府を樹立する第一歩である。その意義の重大さは今更言つまでもない。
 一月有余に亘つた選挙運動を通じて二十六万有余の有権者は何人に一票を投ずるかを十分考慮して態度を決定したに違いない。選挙は政治の始まりで又民主主義の実践である。
 有権者多数の意志の一致をかち得たものが選ばれて輝かしい自治の最高責任者となるのであるから、一票のもつ力を決して軽々しく考へてはならない。
 政治は現実を離れては成りたらない。沖縄の現在及将来の地位を考へる場合に自治政府をつくるというだけの考

え方では前途に横わる難関を切り抜けることは到底出来るものではない。外電は琉球列島の信託統治に関する米国内の意向を伝えて居る。沖縄の国際的地位を決定するのは米国である。対日講和に関する関係国間の予備交渉が開始されようとして居る現状と睨み合わず時沖繩の地位が如何に決定されるかは漸次明らかになつて行く。

その情勢に即応するためには近き将来実現をみるべき自治政府は沖繩復興に関する施策の上にも深甚なる考慮を払わなければならぬことは言を俟たないであろう。従つて新に選ばれる知事の手腕力量がこれに伴わなければ来るべき新情勢に対応して行くことは出来ないのである。米国の情勢を考慮する場合今日行われる知事選挙の意義はまず、重大性をもつことが痛感されるのである。

三年前の市町村選挙で見受けたことであるが選挙後半年たち一年たつてから「こんなことをする人を選ぶのではなかつた」と後悔する声を方々で聞いたのも選挙の意義の重大さを強く考えなかつた結果に外ならない。こういう後悔を吾々は再びくり返してはならないのだ。

新に選ばれる知事は非常に困難なる地

位にたゞされるであらう。既に民政府職員の数々が軍から指示されて居るの機構の改革に伴つて行政費の大整理を断行しなければならぬし、選挙で公約した政策は実行に移さなければならぬが、公約の数々はいずれも実行困難なるものばかりである。議会との緊密なる連繋と民衆の心からなる支持を得なければ万事意の如く進まないと思ふ。吾々は誰れを選ぶべきかを慎重に考慮しなければならぬが、一方選ばれる人も選ばれた時、為すべきことの如何に困難なるものが山積するかに思を致して誠意と勇気をもつて事に當るの決意を新にしなければならぬのである。

選挙運動の激化は民衆の注意を選挙の一点に集中せしめ無関心のものゝ存在を許さない情勢をつくつたのは大によかつたと思ふ。何のために選挙をするのか、又誰れを選べばよいか、をすべての有権者が考えるところに政治の向上進歩がある。

政治の低調腐敗は民衆が政治に無関心であることから生じてくる。
「自分らのための政治」であるという考え方から「自分らのやる政治」であるという考え方に進めば沖繩人の政治的意識は高く評価されてくるであらう

し、従つてそれが政治をよくする原動力とならずにはおかないのである。

今日行われる知事選挙は五十余万住民にとつて大きな政治的試練である。この試練は沖繩人を政治的に育成する上に於て大きな働きをする。吾々は今日の選挙を通じて民衆の政治的自覚の向上に期待して民主化への力強い前進を信じたのである。

真和志の異議申立/成立しない/選挙管理委が決定

〔沖夕 1950・9・23〕

真和志村長選挙に関して宮里氏側高良、大城両氏から選挙管理委員長宛提出された二つの異議申立に対して選挙管理委員会では二十一日委員会を開催、審議の結果次のような事実に基づき異議申立は成立しない旨決定通知書を異議申立人に発した、

無効投票を審査すると翁長と確にんできるのが二三票、宮里と確にんできるのが十七票で選挙会で決定した票数に計算すべきものとす
大原区長 宮里 同区
代理投票をした事実はない
三原区 同区 同区
代理投票をしたと言つた個人が行つた不在投票は選挙の効力異議申立にならない

い
本会場に於ける四票の不足は調査の結果投票総数四、五五七票で有効投票四、四二八票、無効投票二一九票で投票総数四、五二七票と言言したのは誤りである、開票中停電したため四票の不足が出たと言つた選挙の効力異議申立てにならない

中央巡裁に上訴/管理委の決定に不服

〔沖夕 1950・9・23〕

真和志村長選挙異議申立に対する委員会の決定に対して異議申立人高良正文、大城正弘両氏はこれに不服であるとし、選挙法第五〇条三項により委員長福岡原朝信氏を相手どり二十二日午後三時中央巡裁に選挙の一部無効と翁長氏当選無効の上訴を行つた、請求理由の要は次の通り
村長選挙本会場で無効投票と決定された八五票中次の七票は字劃明瞭にして候補者の何人たるかを充分確認される、エキ（四票）ニイキ（一票）宮里栄（一票）

投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙長これを決めるといふ市町村選挙法第三十七条の規定を無視して管理委員会に於て無効投票の審議をなした

るは不法である

文字の体をなさずして客観的に何の文字たるかをにん知し難き投票に対しその効力をにん定したることは不当である

大原区長 同区 に

代り不在投票をしたのは事実である

三原区 が代理投票をした事

実に対しその真否を判明させていない

那覇市議選／問題の投票用紙／巡裁へ持ち出す

〔沖夕 1950・9・28〕

さつた那覇市議選挙にまぎれこんだ民議、知事選挙投票用紙計一九四票をめぐつて既報の通り五区高良 一二氏らよりこれを有効にすべきだという異議申立に対し選挙管理委員会では二七日午後、五名の委員で審議の結果有効、無効説各々二名となつたので原國委員長が成規の用紙でないから無効だと裁定、異議申立は却下された、なお高良氏はこれに不服、巡回裁判所に出訴するといつている

首里臨時市会

〔沖夕 1950・9・29〕

首里市では改選後初の臨時市会をきのう招集、つぎの各項を決議した

議長久高友敏氏、副議長大山盛幸氏を満場一致推薦 監査委員に金城幸祥氏を承にん、定例会を三、六、九、十二、各月の十五日四回としてその他に毎月臨時市会を招集する
なお三十日再開、五十年年度決算承にん、公民館処分案などを審議する

公正にして無私／市の発展に尽力／那覇市議初顔合せ議会で誓つ

〔う新 1950・10・1〕

新議員による初の那覇市議会はきのう午後二時開会、議長に真栄田世勲、副議長に城間康昌の両氏を選任の後議題審議に入り次の通り原案を可決した
監査委員に上原仁慶氏選任
道路占用徴収条例の件―市場通りや神里原開南附近にたかる大道商人に交通を妨げぬ限度で即ち排水に溝の上とか排水溝から道路へ一尺までの間を使用区域として制限し四分の一坪につき一日三円ずつの料金を取つて道路施設用を許可、きょうから実施

安里給水所の譲渡申請書は近くポストエンジニア所属の同給水所を民に譲渡することになつていたので水キキンに悩む那覇市へ譲渡してもらうべく知事へ陳情することを決定した

なおこの日は緊急動議により議案審議に先立つて次の様な宣誓書を作成し全力をあげて市政に尽力すると誓つた
宣誓―われらは公正にして無私、且つ大乗的立場より市の復興発展と市民の福祉のため尽瘁する事を誓つ

真和志村議会／新議員顔合せ

〔う新 1950・10・3〕

改選後初の真和志村議会はきのう午前十時から開会、新垣正栄、山田英盛両氏を夫々正副議長に、浦崎 太郎氏を監査役に選出の後義永栄善氏の助役就任を全員一致、和氣あいあい裡に承認した、なお定例議案を三、五、八、十一の各月に開くべく決定

龍潭池畔の公園化／ブラウン部長の申入を断わる

〔う新 1950・10・6〕

既報―龍たん池畔公園化及びその周辺の史跡復旧に対する軍資源部長ブラウン氏の積極的協力を申入れたに対し首里市では三日史跡保存会が之を検討の結果同氏の好意に感謝するがその要求する軍のクラブ設置は市民立入禁止が必然的に予想されなお市の博物館、図書館、植物園等の設置計画にもさしざ

わりを生ずるので遠慮方を具申するに決定した、なお市議会もこれに同意した

那覇市議会／市政運営を勉強／三つの専門委員会設置

〔う新 1950・10・10〕

那覇市議会議員はきのう午後三時市会議室、専門委員会設置その他について協議会を開催、次のように三部門をそれぞれ決定したが当間市長は委員設置の趣旨について少数の議員で市政に参画するためには各部門毎に専門委員を置いて重点的に企画研究することが必要で現在の市町村制八八条にも規定されており日本の地方自治法では相当の権限が与えられている、私としては日本の地方自治法の線に近づくようにしていきたいと説明した

社会―教育、学芸、社会事業、保健衛生、労務―阿波連直英、親里嘉英
建設―建設 復興、都計 交通 土木、電気、水道―大城鎌吉、邊野喜英 興 浦崎唯治 金城棟義
総務―人事、財政、行政一般、經理、勸業、消防―金城松助、備瀬知良、比嘉朝四郎、上原仁慶
この委員は任期一年で交替制各部門毎に毎月一回集會協議さらに毎月十七日

には全体としての集會を持ちフランクな気持で意見の交換を行つて市政の運営を研究することとなつた

むかしなつかし繁華街！／

市内復帰の一番乗りは東町／建築許可の朗報舞い

一む

〔つ新 1950・10・17〕

沖繩軍政官府は十日付文書でさきにシーツ前長官により開放された旧那覇市一部並に旧東町一帯一万三千坪に軍の計画を妨げなければ新規建築及び残存建築物の改装を許可する旨十六日志喜屋知事に通達した、今回建築を許可された区域は別項の図面の通りで戦前那覇の二大百貨店山形屋 圓山号など多すこの商店が櫛比し夜となれば鈴らん燈のひかりもまばゆい大門前通りや日にすう十万の食糧其他日用雜貨を吞吐する那覇中央市場に添うた市場通り、沖繩金融の本場百四十七、日本銀支店の両銀行に沿う銀行通りなど著名な通りを含むかつての那覇一繁華街であつた旧東町の半分、上之倉、天妃町の一部を含む一帯である昭和十九年十、十空襲以来同地を追われた那覇つ子達は県外及び国頭疎開、米軍上陸、あの思ひ出すだに戦りつする三カ月余の戦争

移動、帰還そしてテント生活からやつと木造の家に住めるようになつた今日迄の難澁を重ねた六年間の後、今ぞ祖先伝来の地に遷れるの大朗報に復興期成会の動きは愈よ活潑になろう

なお今回の旧市内建築許可地域には次のコンクリート建物が残存している

旧沖繩書籍會社（移転前 旧百四十七銀行、旧勸業銀行支店、故山城高興氏倉庫、渡邊金物店倉庫、旧圓山號、旧南陽藥品會社倉庫、旧大城無盡會社倉庫

土地所有者に優先権／那覇都計すべり出し快調

旧市内建築許可の大朗報をもちこんだ記者に対し當間市長喜びをつゝみきれず次のように語つた

今度の建築許可地域は大那覇市都計では商店街となつており主に外人を相手とする各種のストアが建てられドル獲得のホープとなる予定である勿論土地所有者に優先権を与える
これで那覇都市も本格的におし進めることが出来る

旧那覇市内への進出／先ず恒久建築から／都計に沿つて秩序整然と……

〔つ新 1950・10・18〕

那覇市議会の建設部専門委員はきのう委員会を開催、當間市長の東町開放及び道路ならびに港湾拡張工事の経過報告を聴取した後當面の諸問題について協議をとげ 東町及び将来予想される開放地区の建設にあつては、無秩序で雜然たる現市内の二の舞をふまめよう既に計画されている図面に従つて最初から道路線や建築線を劃然とさせ恒久的な建築物に限つて許可する 軍では近く発電機その他の機械類を民に払下げる模様であるからこの際個人企業になつていての電気事業を経費の節減と財源捻出の点からも統合して市営にすべく強力に業者と交渉する 安里給水所は真和志村と共同の一部事務組合の形で経営して行く等の意見を開陳するところがあつた
開放された東町の建築について都計課では既に路線や建築区画の図面は出来ているがまだ地積図が出来ていないのでこれが完成次第地主と協議、土地の交換分合をしなければならぬから今年中には建築も許可出来るのではないかと云つてゐる

龍潭池畔をお化粧／首里市の計画成る

〔つ新 1950・11・2〕

龍たん周辺の公園化問題につき首里市ではきのう市当局、議員、史保会、仲里成人教育課長等が合議の結果全般的にはさておきさし当り次の通りに計画
植林は先ず清掃を実施林野庁の協力により降雨を追つてハンタン山を中心に木麻黄等を植苗、将来は特色豊かな植物園にする

龍たんのホテイ草を除きポートを浮け釣堀にし美化を保つ
沖繩博物館跡に計画必要資金一五〇万円は復興費に依存することは難故人教育課では巡回映画で基金積立をすでに実施しているが海外同胞に呼びかけ寄附を仰ぐ段取りをしている

なお公園化問題は沖繩美術文化にふさわしいように沖繩人自体で設計及び技術面を担当するには資材、資金面の協力がお願いすることに意見が一致した

本会場の選挙だけ無効／那覇市議選／紛争にきのう判決

判決

〔つ新 1950・11・4〕

九月の那覇市議選に於て管理委員側の不注意から本会場に混入されていた一

九一票の知事及群馬議員選挙投票用紙をめぐりこの一九一票を有効とすれば得票三五四票で当選した備瀬知良氏と同点になる候補者高良 二氏（那覇市五の二）はさきに那覇市選挙管理委員会を相手に中央巡迴裁判所で選挙無効訴しよう事件として係争中であつたがきのう午前係判事玉城栄助氏から「一九五〇年九月十日執行された那覇市議会議員選挙中、那覇市役所に設けられた選挙本会場における選挙は無効とする、原告その余の請求はこれを棄却する」旨の判決が云渡された、理由の大意は選挙人の大多数は投票用紙を正規かどうか確認せずに投票するのが普通で本選挙では過失からとはいえ不成規用紙一九一票を交附したのは明らかに規定違反であるたし一九一票が成規の用紙であつたとしたならば選挙人は本件と同じ候補者に投票したに違ひなく従つて選挙の結果には実際に異動を生じるのが当然であり右一九一票は本会場のみからあげられているのでこの点において本会場における選挙は無効と断定するの外のはない

再選挙可能か？

これについて那覇選挙管理委員会では果して選挙を一部無効として本会場のみの再選挙が実際に出来るものかどう

か疑問視しており金城委員は上訴するかどうかは判決正本が来ないとはいつきりした事は云えない、行政課ともよく相談してから態度を決定したいと語つており原告高良氏は今さら

をにかけて

おうなどゝは思つていない、当落は問題でなくたゞ二度とこんなことをおこさせないよゝに判例をつくつてもらいたいと思つていゝのみだと語つてゐるが、何れにする本会場に於ける選挙は無効となると如何にして本会場のみの再選挙を行うか或は総やりなおしになるか又は抽籤によつて高良、備瀬両氏のみを当落を決定して行くか注目されている

真和志村長選挙訴訟／翁長氏の当選無効を判決

〔沖タ 1950・11・8〕

真和志村与儀区大城正弘氏より提起された翁長助静氏の村長当選無効の訴訟は七日、沖繩巡裁中央地区玉城判事から「翁長助静の当選は之を無効とする、訴訟費用は被告の負担とする」旨判決があつた

判決文によると

原告が申立てた代理投票の二票は証人によつて事実明白で無効

管理委員会が九月三日決定した翁

長四六二九票、宮里四六二八票のほかの無効投票中から原告被告双方から提出された五九票のうち裁判所の審理で翁長へ八票、宮里へ二四票が決定され、結局、翁長四六三七、宮里四六五二票となつて翁長氏の当選は無効となる

当選者決定は／管理委の権限

この当選無効判決によつて宮里栄輝氏が繰り上げ当選になるかどうかが問題となるが民事訴訟法によつて裁判所としては原告の請求以外の判決はなされないことになつてゐるため選挙管理委員会の決定にまたねばならず、この訴訟のほか既に既報の通り宮里氏側の高良正文氏から提起された「選挙無効」の請求は十四日判決があるので今後の推移は注目される

上訴する／翁長氏

翁長助静氏談―巡裁の判決には不服であり上訴するつもりである、当選無効の判決があつても選挙管理委員会から正式の通告があるまでは村政に対して責任を持つてゐる

選挙委の態度

宇久原真和志村選挙管理委員長談―巡裁から文書が到着次第、これを検討し委員会を招集して態度きめたい

米人向けの店／那覇が市営で／元東町に

〔沖タ 1950・11・10〕

かねて旧東町市場あと（水連南側）に米人と取引する理想的な食品市場の設置を軍から要請され民務課と那覇市で計画中であつたが昨日沖繩軍政官府で軍民商務課、那覇市産業課が協議、那覇市の市営として市が約二百万円の経費で一次工事を行い之に要する資材は軍が斡旋し早急に着手することになつた、軍は市の設計に大体賛成であるが理想的に設備するためにきょう午後軍民商務課、那覇市産業課、食肉、鮮魚、蔬菜各市場代表一行が泡瀬の軍家族部隊市場を視察する、この市場建設には軍も乗気の模様で商務課の宮平氏の話によればライカムのカーボナー大佐から軍政官府に対し早急に完備するよう要請、なお軍の一括買上も考慮されている由である、この市場は沖繩中央市場と名づけられ将来は更に拡張する計画である

首里市助役／大宜味氏

〔つ新 1950・11・16〕

首里市臨時議会は十三日開会、助役は大宜味達氏収入役に上地安昭氏選任を承認した

那覇市議／選挙無効／選挙 委員長が上訴

〔沖夕 1950・11・23〕

問題の一九一票をめぐって訴訟沙汰にまで発展した那覇市議選は三日沖繩巡裁中央地区で既報の通り一部選挙無効の判決があつたが二三日原国選挙委員長は上訴した、請求趣旨は一次原判決を取消し被上訴人の請求は之を棄却す二次備瀬知良と高良 二を抽籤により当選を決定することがあげられているが、二次の原審に於ける主張外のことか請求されていることはどう処理されるか注目されている

市議落選組が奮起／立派な 都市へ／那覇市政研究会 を結成

〔う新 1950・11・24〕

那覇市議候補に出馬して惜しくも落ちた山田親徳外二十九名は市政に対する熱意は当落如何を超越しているといふので去る二十一日の市会議室で那覇市政研究会を結成した、会員は市民の青年男女何人も入会可能であり現に落選組の外に四名が参加している。会長山田親徳、副会長仲本齊政 三島英稔 事務所は十区沖繩林産協会内

学務課設置／首里市議会可 決

〔う新 1950・11・27〕

既報—首里市議会では学務課設置の件を原案通り可決した

那覇へ那覇へ／転入のトツ プ真和志村民

〔う新 1950・12・1〕

那覇へ那覇へと他市町村民が我れも我れもと集り日一日とぼう脹し総ての部に活気を呈し建設にピツチを上げている現状はたくましい限りで大那覇市の面目躍如たるものがあるさて市役所戸籍課の帳簿面に表われた九月—十月一ヶ月間の動態を解剖してみると現在人口、四一、八〇三、十月末日現在でうち他村からの転入は一〇、九二八人で真和志一、四二七名がトップ、続いて宮古「五七七」大島「五六〇」国頭「五五七」豊見城「五二二」で四〇〇名には久米島具志川、南風原、粟国、八重山、東風平、久米島仲里となつて最も少いのが南大東島「三」北中城「八」嘉手納、北大東両村は皆無

那覇市に水上店舗／ガープ 一川をしゅんせつ架橋

〔う新 1950・12・5〕

那覇市では雑貨、魚肉、青物市等市営市場の整備を急ぎ既に魚肉市場は完成、近く移転の運びにまで至つているが、全島商取引の中心地として日々物資、商人は増加して狭あいな市場は拡張の余地がなく物売商人は道路に溢れて通行さえ困難を極める状況でこの整理に頭を悩ましていた市当局は遂に唯一の場所としてガープ川（市場中央を流れる）に着目、川をしゅんせつ、架橋してその上に店舗を経営、溢れる商人を収容して雑踏の緩和と市民の福利を図ることになり近く軍に使用認可申請をすることになつた、なお施工に際しては流水時の最高水面や排水の停滞等を十分考慮し、毎週一回は清掃を実施して衛生や排水に万全を期することになつている、水上店舗の総面積は九九六坪、その中一二〇坪は今年度内に施工予定であるが全部完成の暁は現在の市営市場と匹敵する水上市場が出現、那覇の新名所と異彩を放つことにならう

安くて明るい電燈を／経営 を合理化し設備も改善／ 那覇市が電力局を設置か

〔う新 1950・12・7〕

那覇市営電力問題は一般市民から深い関心と期待を寄せられているがそれとついても現在の電気業者が余りに甘い考へで施設の改善や一般需要者へのサービスに意を用いず中には月に四、五回は決まつて停電するし、読書も出来兼ねる心細い光力でいて電燈料の五割以上の純益をせしめていと云つた悪徳業者がいるからではあるまいか さきに来島して電気事業界を視察去る三日帰日した九州配電會社の高良技師（牧志出身）も施設の不完全さや粗悪極まる資材は全く危く見ては居られぬ状態で火災の起らないのが目つけ物だと云つており一戸に一箇所の室内安全スイッチの設置を強調し、なお現在民間で使用されている発電機の殆どは寿命が来ていてこのまゝで行けば遠からずクラ闇生活に逆戻りするだろうから早急に何らかの手を打つべきだと警告した模様で市当局では市内一円と真和志の一部に送電する（仮称）那覇市電力局の設置について、慎重に検討を続けており近く業者とも協議が行なわれる筈であるが電力市営による経営

の合理化と設備の改善によつてのみ低廉で明るい電燈が期待出来るのではないか、因みに現在の市内電燈供給状況の通り

	八割送 電能力	点燈すう 六〇W	一月月税込 電燈料
沖繩陶器	七二K	一、一六九燈	八、八三〇円
沖繩木工場	一一二	一、二八三	八九、八一〇
同分工場	一〇八	一、〇三三	七、六一〇
上門木工場	七二	三六〇	二五、二〇〇
栄工業	九六	八五〇	五九、五〇〇
那覇イ物	一〇八	一、一〇〇	七七、〇〇〇
開南工業	七六	四五〇	三一、五〇〇
復興製氷	二四	三五〇	一四、五〇〇
古堅兄弟	一〇八	二二〇	一五、四〇〇
友寄下駄	七二	四〇〇	二八、〇〇〇
開南診療所	三四	四〇〇	三一、四〇〇
中央製作	六〇	四〇〇	二八、〇〇〇
安全機械	三六	二六〇	一八、二〇〇
計	九七八	八、二六五	五七二、九五〇

一社説一 崇元寺石門の修復

〔沖タ 1950・12・17〕

崇元寺石門修復期成會が結成され待望の石門修復が愈々具体化することになった。但し財源は内外人の寄附を仰ぐ外なく、寄附金募集の正式許可を当局から得て後のことである。著名な名勝史蹟並古文化財の復旧に就いては沖繩

史蹟保存會が多大の関心を抱き当局の援助を求めて来たが、未だその時機に到達していない。然し崇元寺石門の修復が先鞭を著け、史蹟保存に対する世論が漸次高まつて、緩急宜しきを得て、つぎつぎに文化財保存の途が講ぜられるとしたら甚だ結構、われわれはそれを待望したい。

古文化保存に就いては本欄で度々論じ尽したことで、こと新しく述べ立てる必要はさらさらないが、古文化に対するにん識が未だ普遍化されぬ憾みは確かにある。勿論人間の生活の営みは世界を通じてそれ程に大きい内容上並びに外形上の相違を有つてゐるものではない。殊に交通機關が高度に発達した今日、世界の近接感は深まる一方である。そして又人類が絶えずその理想へ向つて努力し続けていると考えるならば、人類が世界共通に同じものを、同じ文化的内容を有とうとする傾向が大いにあることは否定出来ない。世界の各部門相互間の接触が多くなるに連れて、異文化との接触やその受容の度合が強くなるに従つて、共通の文化の地盤が強固に作られていく傾向は増大しつつある。斯くして未来に於て全世界が文化や学問の点に於て一体となることは人類の理想であらう。

が然し、現代では未だかゝる時期に到達していない。否寧ろ一方では文化は世界的拡がりをもつ傾向と共に、他方では文化の伝統は保守的であり、その民族にとつては固執的である。血に繋がる伝統からは、我々がいかに逃れようとしても逃れることが出来ない。然しそれは拘束であると共にまた力でもある。即ち文化の新しい発展、飛躍のためには伝統はその飛び板となり、土台となる。新しい文化がたとい移入されてもそれを培うべき古い伝統の力強さが無ければ、移入文化は単なる形式として止まり、民族の精神に糧を与え、精氣を与えるものとはならない。

かゝる文化は模倣文化に過ぎない。前への一步毎に過ぎ去つた瞬間は取返しつかないものとして消失してつう。そこには内的な発展もなく自然的な進歩もない。人間というものは、彼に先行しそして彼の後に来るものと自己を結びつける手段を見出さなくなると、自らの支えを失つのが特色である。郷土の誇るべき文化財は是非とも保存せなければならぬ。崇元寺の石門は国宝指定とされた沖繩の代表的石造建築である。建築の芸術性はどこまでもその用と離すことは出来ない。崇元寺あつての石門で、寺と門との両者を含

めた存在が生ける完全な意義あるものとなり、吾々がかかる全体としての存在に、一層の共感を覚え、反対の場合には芸術的感銘も滅殺されざるを得ない。然しこれは致し方ないことで、この宗教的興味をもつた石門が、中央図書館の門に代るとしても、その周囲の自然との調和という配慮等も考慮に入れて、図書館という環境に即した内面的なつながりを有たせたら、この古文化財が新文化に直結されて愈々意義が深まる訳である。

ともかく沖繩の優れた石門建築の一つが、中央図書館の石門と代つて修復、再現されることは欣快に耐えない。この事業が史蹟保存會、各新聞社、中央図書館の共催で行われ、内外人の共感を求めて実現に到することは、それ自体有意義な古文化に対する一大啓蒙運動であらう。各方面の協力を望んで止まない。而して吾々は可能な範囲に於てその他の古文化財の復旧に対しても精到な努力を傾注したいものである。戦前、寺の背後には松林あり、昔は海水廟前に迫り、船楫直に坂下に達したといふことである。この辺り、梯梧の木多く四、五月頃は真紅の花が眺められ、境内のうつそつたる古木を背景に、国宝の石門がひらけ、その展望絶佳な

るを以て有名であつた。新装の中央図書館をして斯かるよき環境たらしめむことも石門修復に伴う着眼であつて欲しい。

埋立て可か否か／首里の蓮池ノきよう市議会で討議

〔新 1950・12・20〕

蓮池（りんぐむい）を埋めて中央市場を設置しようという首里市当局の提案は市民とりわけ地元民の関心をあつめ早くも賛否両論の意見を対立させているが市ではきのう市議会室で各区代表を集め意見を聴取したところ埋めずに修理して水をたゝえ蓮を植えて充分な観光施設をなすべきだという論と水源破壊だという論で埋立反対が過半すうを占めているようできよういよゝこの問題を議会で討議することになり成り行きは注目されている

首里市復興期成會設置

〔新 1950・12・20〕

首里市では臨時委員会が前議会展散と共に解消したのでこのほど市の総合的な発展のため首里市復興期成會を設置することになり準備中であるが同会の会長に市議会議長、副会長に副議長並びに助役が就き教育、文化、土建産

業 社会 財政、バス運営の七委員会
からなり各委員会は議員五名一般から
五名計十名で組織される模様である

一九五一年

那覇市／児童があふれる／

学校の増設を申請

〔新 1951・1・6〕

那覇市では今明日中に五二年度復興費による学校及び公民館の建築を次のように知事あて申請することになった、これによれば市の膨脹と共に増加する児童のため初等学校一校の新設と開南校の移転新築が計画されている

初等学校新設

五〇年十一月現在で開南初校一、八六七名、壺屋初校二、〇〇七名と児童すう多く、教育の徹底上遺憾の点があり、更に各学校毎月二〇名内外増加の傾向にあるので学校を新設してあふれる児童を吸収する必要がある

場所 農指所附近

建坪二百八十坪 「二十八学級」

開南校の移転と新築

開南校は現在刑務所敷地内にあつて刑務所と雑居同然であり、教育環境上悪影響が大きいので移転新築しなければならない

場所 旧久茂地校南 建坪四百坪 「二階建」敷地三千六百坪

公民館建築

新時代に即応する成人学校 市民図書館、各種社会教育の集会等に広く利用出来る六十四坪の公民館を市役所構内に建築する

なお市内各学校も仮教室を使用しているのが多いので壺屋、城岳、港の各初中校用として五十八教室の増築も申請した

美栄橋一部開放

〔新 1951・1・6〕

那覇警察署向いのMG倉庫跡旧美栄橋町の一部開放「約五百坪」については旧ろう十二月一日に口頭で許可されたことは本紙既報の通りであるが去る三日沖縄民政府から正式に開放の通知があつた、これによれば同地は住宅地に限り区画については那覇市長が責任を負つようになつてゐる

都計費18億／市の財政では

困難／那覇市が復興予算

編入具申

〔新 1951・1・9〕

当間那覇市長は一部昨報の通り都市計画、土木工事、電気事業等大那覇の復興建設は貧弱なる市財政では実施困難であるから復興予算に編入相成度しと

要旨次のように陳情書と共に仕訳書をきつ平良知事に提出した

陳情要旨

那覇市は沖繩の首都として政治経済文化の中心地となり国際都市として漸次形態を整えつゝあるとはいへ 未だ雑然、混然、文化都市としての面影は微塵もなく、かつ一朝火災の場合全焼の憂を見るのは必定でありますかゝる現状をみるに忍びずさきに那覇都計案をシーツ前長官に提出し、その許可を得たのでありますが財政の貧困さは如何ともする事が出来ず未だ実施に至らず、なお土木費、電気事業費等も莫大なる費用を要するものであり見るに堪えぬ市内各学校の建築及び成人教育のための公民館建設も進めていきますから別紙仕訳書の通り復興予算に編入していただくよう陳情します

仕訳書

都計費

「工事計画は昨報の通り」

- 一、街路工事費七五、九五〇、〇〇〇
- 二、河川改修工事費二七、八五〇、〇〇〇
- 三、埋立工事費一八、〇〇〇、〇〇〇
- 四、護岸工事費一、四五〇、〇〇〇
- 五、橋梁工事費三、六〇〇、〇〇〇
- 六、上水道工事費八七、九二〇、〇〇〇
- 七、下水道工事費一、五〇〇、〇〇〇

七五、〇〇〇、〇〇〇円 総計一、八〇〇、七七三、〇〇〇円

土木費

- 一、壺屋中通り「一、四〇〇呎、巾三間」
 - 二、開南教会前通り「一、二〇〇呎、巾四間」
 - 三、まつ尾五区線道路「二、二六〇フ イート巾四間」
 - 四、ソベ仲地組前通り「二、〇〇〇呎、巾五間」
 - 五、ソベ一区事務所前通り「二、五〇〇呎、巾二間」
 - 六、市役所前通り「一、五〇〇呎、巾二間」
 - 七、刑務所裏通り「一、五〇〇呎、巾二間」
 - 八、ペリー中央通り「三、一二〇呎、巾二、五間」
 - 九、六区川沿い道路「一、一七〇呎、巾二、五間」
 - 一〇、壺川区排水工事「一、三〇〇呎、巾四フイート、深四フイート」合計五、三七一、〇〇〇円
 - 電気事業費 九八、三二一、一一三円
- 学校並公民館建築費は計算中

真和志村上之屋移動

〔新〕 1951・1・19

真和志村上之屋部落は予ねて移動を命ぜられていたが村役所の世話により一八〇戸がいよ／＼同村与儀のみや城原に本格的移動を開始した

中央政府首里が最適地／市議会が要望

〔新〕 1951・1・24

中央政府設立に関し首里市では市内に設置を要望二十二日の議会で満場一致の可決を見たがその候補地として現市役所敷地とモータープール（大中区）をあげきよう兼島市長及び議員代表が平良知事に認可方を陳情する

つじ原、若狭一帯の墓地一

万坪／削り取つて住宅地に
に／因習打破・共同墓地
実現か

〔沖夕〕 1951・1・29

先に軍の指示により那覇市では若狭町、辻原一帯の墓地整理を断行することになつたが、整理の対象となる墓地は俗称上ノ毛 雪力崎、旭岡、辻原で若狭町約七、九〇〇坪、辻原約一一、九〇〇坪、併せて一万九千八百坪 墓地の筆数は約一千七百、土地所有者以

外の墓所有者も居ることが予想されるので墓の実数は遙かに右の数字を上回ることになる、しかも那覇市における墓地総面積四万六千坪のうちこの一帯の墓地はその約半分をしめており、今回の非常措置による整理は、従来叫ばれてきた沖繩の墓地をめぐる因習打破に大きなチャンスを与えるものとみられる

市議、各部課長を含めた墓地整理協議会は二八日午前十時より市会議室で開催 當間市長から 軍の意図は同一帯の土を上之屋附近の高級住宅建築に使用する模様である旨説明があり都市計画ともならみ合せて将来は真和志村合併後共同墓地敷地を物色することにとりあえず納骨堂安置場所の選定を協議したが、奥武山公園 真和志村上水道（上之屋）附近の市有地が候補地としてあげられている

墓地敷地内訳は三坪以下四〇八筆、三坪一〇坪まで六六七筆、一〇坪一三〇坪五〇九筆、三〇坪以上一一八筆、不在地主墓地一〇八筆 不明墓地六六七筆もある

納骨安置所の設計は三十日墓地所有者の参集を求め具体的に研究をすゝめる計画できよう午後三時より都市計画委員の意見を聴くことになつて

いる

なお整理後の同一帯は所有者に還えされ都計案による住宅地域として指定されている

旧那覇市内の官有地／市民への換地不可か

〔新〕 1951・2・4

那覇市は昨年八月都市計画を円滑に遂行するため一、官有地を官公衛、公共し設及び道路用地として使用したい一、軍指定地域及び都市計画のために土地を使用出来ない私有地の地主に官有地を換地したい等の理由をあげて市内の官有地一九万四千坪を都計財源地として無償下付されるよう沖繩民政部に申請中であつたが、一月二十四日付知事あて次のように換地は困難と見られる回答があつた

占領軍の権利を侵害しないことを条件として那覇市の発展のため市有地を開放する権限を琉球財産管理所に与える

財産管理所は占領軍人の権利が侵害されない事を条件として琉球人政府の使用地として日本国有地又は県有地を開放することが出来る

政府の使用とはその払下げ地を移住地として使用すると否とに拘わらず民

間の関係者へ那覇市がその土地を移譲することもふくむと見做すことは出来ない

なお市内官有地の面積は次の通りである

国有地 二七、四三七坪
県有地 四八、九三九坪
市有地 一一七、七四〇坪
計 一九四、一一七坪

那覇市への合併／栄町区民大会で促進決議

〔新〕 1951・2・5

昨年九月の総選挙で久しくウヤムヤにされた那覇 真和志の合併運動をはやく促進しようとする真和志村栄町区では、きのう午後三時から水産会館で区民大会を開催した 区民約五〇名、翁長真和志村長、同新垣議長、とくに那覇市側から當間市長 真栄田議長が出席したが、区民すう名の合併促進意見の発表の後山田政功外五名が決議文起草員となり

一、人口、経済 商業交通の現況からして行政上真和志 那覇に二分することとは住民の福利上不利である

二、全琉の主都たるべき大那覇市の建設は真和志を併合して始めて意義がある

二 村住民の大半は合併を希望している
との理由で早急に合併を要望するとの
栄町区民大会決議文を作成、朗読のう
え全員一致で可決された、引続き両市
村長並議長賛成である旨の見解発表
が行われ、山田政功外一四氏が運動実
行委員となり区民の署名を得たうえ早
急に政府並真和志村、那覇市両当局に
陳情し村民にも訴えて猛烈な運動を展
開することになった

那覇市への合併／真和志村

栄町区民が連署陳情

〔う新 1951・2・14〕

全琉球の首都たる大那覇市建設への一
環として真和志村の那覇市合併は村民
大会の希望するところであるが、栄町
区民はその実現方を期すため区内十二
班の殆ど全区民のサインを得、区長我
那覇生亨氏を代表者として昨十三日平
良知事、知花群島議会議長、當間那覇
市長、高良同議会議長、翁長真和志村
長、新垣同議会議長宛合併陳情書を決
議文と共に提出した

疎開生活よさらば／六年ぶ りに那覇へ／石川宜野座 から百余名移動

〔沖夕 1951・2・26〕

昨年九月二十三日當間那覇市長が石川
宜野座地区方面に残留している前那覇
市民を訪れた際涙を流して喜んだ人々
の上にも春がやつてきた、同市では三
区十五組に五間に九間のバラックを完
成受入れ態勢を整えていたが二十五日
平良社会事業部長はローボイ、ダン
ブカーおよびトラックと三台を駆つて
宜野座に向い同村在の十七所帯嘉手納
氏(75)外三十六名の老幼男女を
乗せて午後四時三十分懐しの那覇に到
着夫々あてがわれた部屋に落着いたが
疎開後既に六カ年余 その間一度も那
覇を訪れたことがないというのが大部
分で平敷 さん(76) 百名 さ
ん(74)は涙ながらに左の如く語つた
「生きている中に再び那覇に行くこと
もあるかと思うと隣り近所の人達が漸
次移動していくのを見て何とも言えぬ
気持であつたが行けるとなると二、三
日前から寝ることもできなかつた、
こゝが那覇だと云われたが何処に来て
いるのかさつぱり分りません」なお当
日は残留那覇人会の代表者石嶺榮一
氏、外間安眞氏、安里仁助氏等が同行

したがなお三百世帯四百九十名がいる
ことを告げた

那覇との合併”時期尚早”

／栄町の陳情に反対陳情

〔沖夕 1951・2・27〕

栄町区民大会の決議によつて再燃した
那覇真和志合併問題はその後隣接区に
呼びかけて署名運動を展開 関係方面
に陳情書が提出されたが、地元民一部
有志および宮里派議員からは「適当な
時期でない」と反対の氣勢を見せ二十
三日午後三時安里一區事務所議員五
名が村先輩有志を招き本問題に対する
意見を聴取二六日助役、村議、農組長、
区長らの連名で陳情書を知事に提出し
た

合併促進の反対理由としては

一、村内各階層に殊に農業部落側に異
論がある

二、村長選挙の紛争が未だ最後の決定
を見ないため村政運営の重心が安定せ
ず

三、沖縄経済自立の要請に鑑み商業都
市の膨脹を助長すべきでない

となつており政府が両市村を含む都市
計画を樹立する時機の到来を待つのが
大方の意向だと述べているが、一部議
員は翁長村長が今度積極的な動きを見

せているのは政治的な意図に基くもの
で翁長氏は上訴で時をかせいで合併に
よりうやむやにしようとしている、と
見ており、従つて上訴しても翁長氏は
無効となるから当然新しい理事者宮里
氏によつて事を選ぶべきであるとの見
解を持つている

”政治的意図はなし”／長氏の
話

これに対し翁長村長は「何等政治的意
図に基くものではない、たゞ村民大多
すうの輿論によつて動いているのみで
ある、選挙訴訟は別個の問題で支持者
によつて選挙された以上雌雄を決する
まで戦つのは当然である」と語つた

泊港の埋立て／政府が計画 書提出

〔う新 1951・3・11〕

去る九日軍民連絡会議において平良知
事はさきに金城カンパニーが申請して
却下された 泊港の埋立権問題につい
てロスゲブ大佐と折衝を行ない政府と
しても埋立計画書を提出することにな
つたなお那覇市ソベ区無線局附近の立
退き民家の移転料、移転先等について
考慮するよう陳情、口大佐は一応行政
法務課で研究させる旨回答した 泊
港の埋立について軍としては米國彙港

の例もあつて泊港の埋立ならびに波止場や倉庫の設置等も那覇市で行わせるべく計画書を提出させる意向のようであるが知事は埋立地からの収入を政府の財源に充てる考であるから埋立権は政府に与えるようにと要請、結局政府としても計画書を提出することになつた、埋立費は一千万円既に予算に計上されていると

真和志村／那覇市への合併 ／人口の七割占める外来 者が／積極的に運動推進

〔沖夕 1951・3・12〕

那覇、真和志の合併問題は栄町の区民大会を機に再燃し、その後反対運動も起つているがこれは地元村民の政治的対立感情が因をなしている模様である、しかし戦後どし／＼転入して来た外来者は村人口の六、七割を占めており、これら外来村民は地元村民の対立には割合冷静で合併問題に関しても地元民の態度とは別個のものがあり、外来者だけで占めている栄町が合併促進の火蓋を切つたのはその一例となつている、一面栄町住民としては合併によつて商業地域として発展しようといふ切実な要求もあつて積極的に他区にも呼びかけており、全村的な署名運動も

展開されている 促進運動の推進力は矢張り外来村民にあるようである、その動きと地元村民間の対立抗争がどう割り合つか注目される

泊南岸の埋立て／政府が直 営を申請

〔つ新 1951・3・16〕

群島政府では新財源を得ると共に又急速に膨脹しつつある那覇近傍の土地問題を解決するため泊港南側沿岸の一七六万平方呎の公有水面の埋立をすべく工事費として四千九百六万九千四百八五円のガリオア資金の貸与方を設計書を添えて沖縄民政部宛申請することになつたこの計画では四月一日から着工明年三月末迄に埋立を完了し道路下水を差引いた総貸貸面積一三三万二千余平方呎を一平方呎年十五円で個人又は団体等に貸付けて年一八、四八〇、三六〇円の賃貸料を得、これにより三年後に工事費を完納、その後は群島内道路の維持費に充当することになつている

那覇都計／辻原に特殊商業 地帯／市内に公園五つ／ 港町を安里川下流に

〔沖夕 1951・3・17〕

十六日開催の那覇市都市計画委員会です都計画変更案を次の通り説明したがその概要を示すと

無税制で料理屋が乱立する最近の傾向に鑑み教育上 住居の安寧秩序の見地から旧辻町一帯（四一、五〇〇坪）を遊戯場 娯楽場 劇場設置のため特殊商業地域に設定した

一号線道路ロータリーの廃止により公園および緑地の新設 追加廃止を余儀なくされ 既設公園が都市面積に対し余り少な過ぎるので衛生的見地から五つの公園の増設をした

未開放地が開放なつた場合学校敷地の確保がむづかしいので 元天妃校跡（三、七〇〇坪）元商校跡（四、〇〇〇坪）元久茂地校跡（三、四〇〇坪）現那覇中校（三、一九五坪）を設定した

泊港築港後を考慮して安里川下流約二、四〇〇呎に護岸を築いて埋立 住宅 又は商業地域にあてる

となつているが既に法規専門委員会建設部委員会の審議を経ており愈々軍のにん可あり次第市議会の決議を経て

施行の運びとなる

時機尚早論尻目に／那覇市 への合併／促進準備委の 動き活発

〔つ新 1951・3・18〕

真和志村の那覇市合併促進準備員委員会はきのう午後三時栄町水産会館で竹内和三郎、宮里勝、山田政功、大宜味朝計、伊集朝規、長峯彦昌、平田忠義、村議員 新垣正栄、比屋定理栄、平良良松、我那覇宗徳、奥濱清吉 並に真和志村三十一区のうち楚辺、三原、大原 住吉、銘苅、古島、天久、仲井真、栄町 繁多川、上之屋、真嘉比、平野、識名、安里二区の十五区長等三十余名が出席那覇市への真和志村合併促進について協議会が開催され、合併反対側の主張する時期早尚の理由について討議が行われたが結局反対側の主張する意義は理由なしとして合併促進の方策の審議を行うことになり、促進準備員三十名い員長に竹内和三郎氏を推薦し促進実施方法並に陳情書作製をなし極力、合併促進運動の展開に当ることになつた なお準備員委員会は来る二十一日午後四時水産会館で行われることになつた

泊南岸の水面埋立て／政府、那覇市が奪合い

〔新 1951・3・18〕

既報—泊港南側公有水面埋立にたいする政府の直営計画は、該事業が既に那覇市都計の一部としてシート前軍政長官から認可されたところであり、政府と那覇市当局の見解の相違で目下両方とも譲らず成行きは注目される、双方の見解と態度は次の様で、政府としてもみよつ日知事がロスゲブ首席沖繩民政官立法者（群島組織法）の意向をただすことになつてゐる、

「政府側の見解」—群島組織法第二条に依り公有水面の事業は知事の権限であり従来の公有水面埋立法にも地方長官の免きよで県自体若くは個人、団体等が条件付でうめ立てはしていたもので埋立地により全島道路維持費の捻出をはかるためにも是非政府としてやり度い、既に知事の決裁を得て民政官府宛工事認可申請中である

「那覇市側見解」—この問題は従来から行政法の極めて常識的な解釈で現行市町村制には一々何々事業とはうたつてなくとも市町村の存立の目的には広く一般の公共施設事業があり、埋立事業等も当然市町村に認められてゐる、前の電気、市営バスの問題でもそつた

が政府がいつも当市の後手を打つてとやかくいうのは面白くない、特に該地域の埋立は土地を失つた垣花、住吉山下三町民の為に是非必要である

なお工務部では斯種問題が今後続出するものと見て群島組織法第二条の政府権限をもつと詳細にき定するため四月の議会に上程すべく、「公有水面埋立条例」一案の制定を急いでおり沖繩民政部の解釈が注目される

宙に浮いた泊埋立て／政府直営に反対／那覇市議団が陳情

〔新 1951・3・20〕

既報—泊南岸埋立て事業の政府直営申請に対し那覇市会では土地を失つたきゆう垣花三町民の為に既に前シート長官から認可になつた該事業が政府直営になつたら計画狂いになるとの理由できのう午前十時眞栄田議長外議員一同が沖繩民政部にゼンキンス中佐を訪問して是非那覇市にさせて貰い度いと陳情したがゼンキンス中佐も善処方を約したと言われるがこの件につき今日平良知事はロスゲブ首席沖繩民政官と協議することになつてゐる

一社説

埋立奪合について

〔新 1951・3・21〕

泊南岸の公有水面うめ立について那覇市と群島政府が、見解を異にして泥試合に発展しそうな形勢にあるのは余りいい見物ではない。

那覇市としては那覇市と計の一部であり、然かも旧垣花住民の居住換地として予定を言明していたところだけに、是非にも確保したいところである

群島政府では群島組織法を盾に事業断行をほめめかし、全島道路維持費の捻出や、十九日の議会でも国土計劃の立場をきよう調してゐるが、一般が評してゐるごとく後手の感が深い。

群島政府の計劃書を見ると、一平方呎の賃貸料が年十五円としてあるが、これによつて概算すると一坪が五四〇円となり、那覇市内新開地の地代と同率となることや、工事費約五千万円を三ヶ年の短時日で完済せんとする考えは腑に落ちない、放任された地代家賃の高騰については、前に本欄で論評したが中央土地員会でも、地代借地料審査委員会を設置してこれが規制をなさんとしているほどで、市井の地代と同率の賃貸料は却つて、これの正当性を裏付けるよつなものである、

工事費償還も政府事業としては余りに利益追求の感があり、民間事業にしても三ヶ年で資金を回収することは考へられないことである

政府事業としては、もつと公共性のある全島のものが望ましい、例えば未だ着手されてない水源開発や鉄道や北部における道路網の拡充等に幾らでもあろつし、政府当事者が沖繩の前途に見とおしをもつてすれば、全住民の利益を代表する事業が自ら計劃されよう、

政府と自治体の抗争はそれが事業をめくつてのものであるだけに公の場に出せるものでない

部落間の学校争いなどについて、政府は民主的解決を要望して部落間の話合をしようようしているが、うめ立問題についても民政部などに持出す以前に、政府、市当局間に受結点を見出すべく努力すべきである。

奪い合いやめよ／泊港埋立は政府事業／口大佐・連絡会議で明示

〔沖夕 1951・3・21〕

群島政府の泊港埋立の計劃に対しては那覇市から物云いがあるなどごたつてゐるが二十日の軍民連絡会でロス

ゲブ大佐はつぎのように述べ公有水面の埋立は政府事業でやるべきことを明らかにした、泊港埋立計画はシーツ長官時代に持上つたものだがシ長官が正式に署名した文書がなくなつたが那覇市長官署名の地図を持つていた、たゞそれだけでは米みん政府に対して十分な拘束力がない、従つて知事は群島組合法第二条第項のF（埋立工事は二群島の事業である）に明きされているし市町村制には市町村に埋立の権限を与えらるる条項がないのと、更に一般の輿論として全島に關係する事業であるから那覇市だけの才人になるようにすべきでない、以上の事情で埋立は群島政府の当然の事業と解する、自分としては泊の埋立工事と港湾施設は一つの計画として提出しようキヤンプ桑江から指示されておるがその事業の遂行は誰と指定されてないので知事の主張に従つて埋立および港湾施設計画は政府が実施する、但しこれは那覇市の全般の都計に關係があるので市と十分協調し軍に対してはまとまつた案を出してもらい度い、また那覇市はその都計を立案するのは当然の権限であるがその中に泊港を含む場合は政府と協定し計画は必ず政府を通じて提出する

府、市が各個に主張することなく軍に対しては一本の明瞭な態度をとつてもらう度い

那覇市議会／職制、定員改正／新年度予算案審議

〔新 1951・3・21〕

那覇市議会はきのう午前十時開会左の議案についてそれ／＼可決した

那覇市税賦課徴収条例設定

那覇市税として市民土地 家屋、船舶 自転車、牛馬車、興行 電柱 電話、ミシン、ラジオ 不動産取得、接客人、事業などに賦課することになつた

油脂燃料消費税賦課

ガソリン、重油 石炭の消費に対して賦課し月税として賦課率はガソリン、重油は一ガロンにつき一元 石炭は一屯につき七五円 賦課する

広こく税賦課

祭祀 宗教、慈善 学校技芸その他公共の目的とする広こくをのぞくあらゆる広こくにそれ／＼賦課する

那覇市職制及び定員を改正

区長、市議会及び選挙管理委員会の書記を除き吏員の定数を左の通りに決定した

第一号職

主事六、技師四、

第一号職

書記長三〇、技手二〇

第二号職

書記一〇〇 技手補二〇

保婦二〇

電気事業特別会計設置

電気事業を市で経営するため電気事業特別会計を設置する事になつた、なお市議会議員の報酬は年九、六〇〇円以内を年三〇、〇〇〇円以内に改める事になつた

なお 一九五二年度那覇市才人出予算議決について 一九五二年度那覇市電気事業特別会計才人出予算議決については慎重に研究するため二日休会、二十三日午前十時から再開することになつた

ナハ市議会／予算原案可決／議員から要望四件

〔新 1951・3・24〕

那覇市議会は二日目はきのう十時から続開、泊埋立問題、水道問題、東町開放後の状況等質疑応答が交わされた

まず泊埋立は是非那覇市直営をと提唱、旧垣花住民一万三千人が陳情書を作成中で場合に依つては市民大会を行う、各復興期成会にも応援を求め

泊復興期成会も相呼応するとの議員側の主張に、當間市長は工務部が法き（市町村制）の解釈が不十分で平良知事は高原助役 真栄田議会議長との懇談で問題は円滑に解決する旨答弁

東町開ほうになつて四ヶ月も経過しているが其の後については都市計画による道路変更や区画整理後でないといふ来ない、水連にも移転方を要求している旨説明があり、五二年予算案については壺屋校のモデル校舎の建築を追加更正予算に編にゆうすることを条件として原案通り可決、歳にゆうが一九四四六、七九〇円、歳出が経常部歳出予算高、臨時部歳出予算高合わせて歳にゆうに同額となつておる、なお五二年電気事業の予算も審議されたが、先ず三五〇燈を計画、逐次発電機を購入して普及する事になつた、最後に議員側から左の様な要望があつた

税外収入として道路使用料の強化と現在群島政府庁舎や沖民政部その他旧那覇市のものを使用している所から使用料をとり税負担の軽減 吏員の増俸諸施設の充実に従つて貰いたい

（全議員から）

議員が議会で要望した議事は即事実行して貰いたい

（総務委員から）

各学校の世話人給料は政府の予算に編入されたら教員の宿直賄料にまわして貰いたい

社会教育面と児童の保育面から各学校にモデル校しやをたて、貰いたい

(社会部委員から)

真和志村議会決議 / 市長議員改選を条件に / 那覇市

へ合併促進 / 恩讐越えて 村民の福祉図る

〔う新 1951・3・28〕

昨年九月選挙以来現村長派、反村長派に分れて対立を続けた真和志村に最近村議会を中心に村民間でも漸く和合団結の気運が濃厚となり、きのうの臨時村議会では議案第一号五一年度村決算承認後緊急動議として那覇市との合併問題を採りあげ現在上訴中の村長問題が裁決され、たとえ誰が村長になろうとも村民福祉の為には大同団結して「新市民に依る市長、議員の改選を行う」との条件で首都建設に邁進することを全員一致で決議、次のような声めい書を発表して積極的に運動に乗り出すことになった

声めい書

吾等は村民の選良として従来の対立意識を払拭し村民大衆の福利増進を根

本理念として現下吾が村が直面する左記重要課題に対し大同団結して善処することを誓つ

一、目下係争中の理事者の問題は近く厳正な裁決が下されるであろう、吾等はこの問題に冷静に対処し、なん人がこれに当たるとも議会の運営をわい曲することは絶対でないことを宣言する

一、那覇真和志両市村の合併による首都建設の問題は絶対至上命題として再確認する、然し吾等は新理事者決定後凡そ六ヶ月を限度とする準備期間をおくを適当と認め、その間渋滞せる村政を整理革新し有機的合理的合併態勢を確立して首都建設の実現に邁進する

一、両市村の合併に伴い両方の執行並に議決機関を解散し新市民の総意によつて新たにこれを選出することは民主主義の原則であり又合併の常識としてあくまでこれを堅持する

泊埋立て / トビに油あげ奪

られたか / 遂に市民大会 へ発展 / 那覇市が政府直 営に反対気勢

〔う新 1951・3・30〕

既報：「政府営」か「那覇市営」か永

く紛争を続けた泊南側公有水面埋立事業は去る二十七日の群島議会でも一八対二で圧倒的に政府直営に軍配があがり早急に施工するよう議会から知事宛に意見書が提出されたが、一方「いかなる条件にも応ぜず那覇直営」の線を堅持してきた那覇市側では、土地を失つた市民の代償地として予定されていた該埋立地が財源捻出を第一目的とする政府直営になつては困るときのう市の緊急協議会を開催慎重協議の結果那覇市会並各町復興期成会共催の「市民大会」を四月一日午前十時国際劇場で開催政府営反対を全市民に訴えることに決議した、同日の大会決議請願書は早急に民政本部に提出することになつておるがなお市議会では「社大党脱党」の動きも濃厚と伝えられ成行きは注目される

真栄田市会議長談

「本埋立て計画は既にシートツ長官から認可になつたもので、民政府筋でもシートツ政策は依然として変更されてないことを言めいしてある、金城田助氏には許可の方針を採つたこの事業を那覇市営にしないことは未だに腑におちない、全市民に訴えて那覇市営を主張し土地を失つた人々の代償地を確保したい、なお非公式ではあつたが三週間

前沖縄民政部ゼンキンス中佐は泊港の管理経営を那覇市にさせるとの話もあつた

バス公営許さぬ / 軍が政府

へ回答

〔沖夕 1951・3・30〕

バス公営について政府はさきに申請書を軍に提出したが、軍としては、政府官えいは必要且つ利益があるとは何等保障がない、また政府公えいによりバスサービスが改善されるとは思われないう等、いゝの理由をあげ、今のところ、この申請を受け付けることは困難であると、きのう文書で知事宛回答してきた

若狭、辻町五万坪開放

〔う新 1951・3・31〕

那覇市では二十六日旧若狭町一丁目の一部並に辻町一、二、三丁目の開放認可申請中のところ、昨二十九日開放する旨の様な回答があつた

この地帯は軍用地でない将来もこの地を使用する意図もない

この地帯は地主が使用してよい、現在ピンネル会社のパイプ集積所を除く

この総坪すつは五万一千坪で那覇では

先に提出中の土地区画整理法案を早急に処理して貰うよう工務部に折衝したがこれが認可なり次第早急に土地整理にかゝることになった

「こぞつて祝つ世紀の式典／

臨時中央政府輝く進発／ きよ國劇で晴れの創立式

〔つ新 1951・4・1〕

歴史的な琉球臨時中央政府の創立式典はきよ午後一時那覇市國際劇場で挙行、ビートル少将はじめ在沖米軍将星ならびに四群島知事以下朝野の名士が参列 琉球住民自治への輝かしいスタートを祝福することになっているが特に同日 民政長官マツカサー元帥の祝辞が朗読されることは講和を前にして国際情勢が微妙に動きつゝあるとき重要な意義を有するものと思われる 式典は午後一時警察バンドの演奏に始まつて 布告第三号の朗読 行政主席 同副主席 立法院議長以下参議九氏 上訴裁首席判事以下五判事の任命が行われ、その間任命各氏の答辞およびピ少将の祝辞等があつてバンド演奏裡に一時半にわたる慶祝式典の幕を閉じることになっている、当日の入場開始は午後一時半、当局ではこの輝しい日

を全住民あげて祝福するため広く一ぱんの参加を希望している

ゆるぎなき陣容／重責荷う政府首脳
比嘉秀平氏を首班とする政府の陣容次の通り

行政ふく主席兼
参議院議長
泉 有平氏 48

大島実久村出身、九大農学部卒、朝鮮水原高農教授、公主嶺農専校農学部長、戦後大島産試場長を経て諮詢員

立法院参議
富名腰尚武氏 43

那覇市出身、台北帝大文政学部卒、旧沖繩民政府情報課長、諮詢い副い員長

嘉陽安春氏 31
那覇市出身、東大法学部卒、旧法制審議会委員長 諮詢委員

城間盛善氏 47
越来村出身、日大社会科卒、沖一中教諭、越来村長、諮詢委員

松田哲哲氏 51
那覇市出身、東京商大商業専門部卒、那覇商業教諭、旧沖民政府商務課長、諮詢委員

金城金保氏 40
南風原村出身、東京農大卒、南部高農長、諮詢委

田畑安雄氏 50
大島龍郷村出身、大島農学校卒、大島民政議員、諮詢委

袴 清一氏 52
大島天城村出身、明大商科卒、大島民政議員 諮詢委

大濱國浩氏 50
八重山石垣市出身、沖繩師範卒、八重山民政府副知事、諮詢委

高原重夫氏 50
宮古平良市出身、沖一中卒、宮古民政議員、平良市長、諮詢委

宮古重剛氏 56
那覇市出身 京大法科卒、那覇地裁判事、旧沖民政府行政法務部長、弁護士上訴裁首席判事

松島朝永氏 40
八重山出身、沖師卒、国家試験司法科合格、台湾総督府檢察官、八重山地裁判事

富山嘉本氏 51
真和志出身 めい大法学専門部卒、沖繩審裁判検事長

森 敬道氏 46
大島出身、東大法学部卒 大島控訴裁所長

仲松惠爽氏 45
宮古出身 日大法学部卒 宮古地裁判事

事

村政安定を念願／長真和志村長辞意を表明

〔つ新 1951・4・1〕

現在上訴中の真和志村の村長問題にからむ政治的感情の対立は村の行政面にも大きな支障を来し憂慮されているがさく今の重大課題となつている首都建設を目的とする那覇真和志合併促進問題が具体化されるにつれて、村長問題の解決が要望され、きのう真和志村議会では秘密会議を開催、この問題の最後の決定を審議したが、結局大乗的な見地から現村長翁長助静氏の引退を承認し翁長氏は退職決意声めい書を發表したしかしこの決意に対する反対する反対は大きいものと予想され、きのう午後四時半から開かれた区長協議会は早くも不穏な空気がみなぎつていた。翁長現村長の退職決意声めい書要旨次の通り
昨年九月の村長選挙以来真和志野一帯をおつているかの如き印象を与えた村長間並に議会に漂つていた政治的感情の対立は三万村民は勿論一ぱん識者の鋭い批判の的となり、民主的行政運営の一大障害なるを思い茲に村政の安定充実ひいては早急な首都建設の実現を

念願して辞意を決定するに至つた。コナガ、エイキの政治的対立を上訴裁判所の判決まで持ち越すことは其の判決の如何に拘らず現在の不安定性 不めい朗性を払拭することは困難な状況下にあり、従つて大同団結政治力を結集して真和志当面の重要問題の解決に当る為にこの際一身の立場に拘束されず大衆的に進退を決意した次第である幸にして議会も対立抗争の完全解消を宣言したし、宮里栄輝氏とも政府に關する根本方針の一致を見て居り光風霽月の心境を以つて三ヶ年半の役所生活に感激裡に終し符をうつことが出来ることを光榮とする者である、この気持は熱烈果敢に私を支持して戴いた各位も或は反対の陣営にあつた村民各位も充分諒とせられ度いと念願する、先輩宮里栄輝氏も多年村政並に一般社会事象に対して一見識を確把して居られるのであるから必らずや難問題山積の村政に明敏な手腕を發揮されることを待望し度い

那覇市の燃料消費税 / 全廃
方を陳情
〔沖夕 1951・4・4〕
那覇市議会は三月の本会議で燃料消費税としてガソリン、重油など一ガロンの一円の徴収条例を可決したが油脂類はあらゆる産業の動脈であり三月二八%の値下げが実現してもなお高値であり一般消費者に課税することは沖繩の基幹産業を萎縮させるものであるとし長嶺沖水連会長から平良知事宛政府の善処方を陳情してきた
要旨次の通り
那覇市に於ける燃料消費税の議決はさきに各市町村長の議決はさきに各市町村長の絶大なる値下げ運動と相反するもので基本産業を危殆に瀕せしめる、例をデイズルにとると消費税の加算により二五・九パーセントの高値となる
生産部面によつては生産コストの増した分を運賃又は製品の販売価格を以て補えるが鮮魚に於ては販売価格の加減では不可能である
那覇市に於て実現した場合他市町村にも波及し琉球自立経済の一環として大獲増産運動を展開している最中漁民の増産意欲を減退せしめ食糧面に悪影響をおよぼす

泊港埋立 / 浚せつ作業と併
行して / ガ資金で工事す
る / きのう・ルイス大佐
言明
〔沖夕 1951・4・6〕
平良知事、當那覇市長は、五日朝、ロスゲブ民政官とともに、桑江民政本部にルイス大佐を訪れ、泊港埋立問題について協議した、ルイス大佐の話に依れば現在ガリオア資金で泊港の築港作業を行つてゐるが、軍の計画では、その水深を約二十フイットにする積りで、この作業により、その周辺の埋立は殆んど完了される見込だと云う予想である、更に、この埋立に対する護岸もガリオアで完成することになり、残余の埋立はその後に協議すると保留され、泊港埋立問題もこゝに一段落がついた、軍では、泊港築港作業に伴い、これが管理施設として、税関その他の附随施設を設置する計画をもつてゐるが、平良知事、當那覇市長もこれに賛意を表した、なお、残余の埋立は個人としては出来ないことになるようである
那覇の水道 / 幹線は軍が”
泊港埋立問題の協議後、那覇市水道の問題について懇談したが、水道幹線は軍でガリオア資金により施設するが、各家庭への配水施設は那覇市でやつて

貰うよう話があつた、これに対し、知事、市長らは去年那覇市ではひどい水飢饉があつたし、早急に着工して貰うよう要望、軍もこれを充分考慮すると述べた
残余の分は：市で埋立たい / 那覇市長談
これについて那覇市長は次のように語つてゐる
軍がガ資金で埋立てる計画には賛成である、軍の計画による埋立は那覇市は計画していた半分位の地域であるから残余の部分は那覇市がやりたいと思つ、最後の決定はまだ決つていないが、軍が埋立てる地域には那覇の市有地もあるので埋立てた後も所有権は確保されると思つ
” 全会一致 ” を提唱 (上)
首里市議 大山盛幸
〔つ新 1951・4・23〕
琉大開校式に参列のためき省された神山政良さんや比嘉良篤さんが「首里市の市会議員は今も喧かしているか」とお尋ねになられたそだが、これは首里市だけの問題でなく、沖繩の各市町村議会議員に対する共通的な質問だと考えても敢えて過言ではなからう

市町村制第十五条の根本的改正により議員定すの減少になつた今日でさえ白黒の派別斗争で醜態を続演している所が実在している以上、自信をもつて之を否定し得る市町村は大いに覚醒して復興建設に邁進している証拠であるといえる

私は現在の首里市議会議員十名がスクラム組んで和やかに精進していることを自信をもつて公言すると共に私達の歩んで来た議会運営の一端を発表して先輩諸兄や他市町村議会議員の方々や首里市の青年諸子の御批判と御指導を御願ひする次第である

二

議会政治の普通の在り方は「多すう決」である、これは民主政治におけるお互の常識である、然し多すう決より一步飛躍した議会政治の理想的在り方は「全会一致」であると信ずる 群島議会は別として市町村議会の議決の仕方を努めて「全会一致」「万場一致」で進むことをきよつ調したい

勿論全会一致に至る過程においては問題中心の熱烈な意見討論が絶対必要で、政治的見解も所持せず、十分な意志表示もせず一部議員の弁に左右される賛成議員の集いによる全会一致なら無意味である

甲論乙駁、互に自己の意見を論述し合い相手の意見を冷静に聴取するふん囲気からは必ず一つの結論を見出し得るものである

或人曰く「議論討論の過程からき結論を得ることは困難であり、問題によつては無駄な時間を空費した上全会一致の結論が不可能に終ることもある」と、私は之を否定する、何故ならばお互は精選された議員であり、大局的見地から物事を判断出来ぬ程の馬鹿にあらず、尚吾々の目標が唯一つであるからだ

一つの目標たる頂上に登るコースの選択には各々異つた意見を持ち、或は二三の共通の考えがあるのは当然であるが、話合つて行く中には必ず最適当なコースが結論として選ばねければならない

況して与党野党という党派的感情を超越して「住民の福利増進」という一つのスローガンをもつて問題本位に思考し討議討論すれば全会一致の結論に到達するのはいと易きものではないでしょう

反対せんがための反対を唱える分子が存在したり白黒の醜い派別的感情で意地を張つて迄自己や自党の面子を保つとしたり、腕力や恐かつて相手を

屈伏させようとしたり、不可思議な系に操られて行動を左右する議員が居る所では恐らく縁遠い話ではある

幸、首里の議会議員にはかゝる徒輩は居ない、ために初議会より現在に至るまで十すう回にわたる議会が一度も多すう決で議けつをとつたことがなく、常に全会一致で処理されて来たことを誇りとしたい

三

私達十名の中には沈黙で押通す者は一人もなく全員が言つべき時に堂々と発言しているが、問題により仲々決のとれぬ場合、全会一致への促進剤として効力あるものの中に休憩時と研究会とをあげよう

熱中すると兎角感情的になり易い、感情的になると理性を失つて中心問題を脱線して議会の空気を乱し、チームワークにも悪影響を来す恐れがある、かゝる瀬戸際に最も効果のあるのが休憩時である

休憩は鎮静剤としての妙味があり、対立した意見を纏めるに千金の値ある寸時であり、一ぶくの煙草に今までの論議を総括する心のゆとりを持つ一時である

「全会一致」を提唱(下)

首里市議 大山盛幸

「つ新 1951・4・24」

形式ばらずに討議が出来るし、時には傍聴人にも発言させて其の意見を聞くことも出来る、わだかまりのない寸時である

次の開会へスムーズにスタートして全会一致の結論をとることが出来るのも、お互が冷静な思考と批判とをもつて文字通り和やかに話合つことが出来るのは勿論であるが、両者の間を産婆役として柔らかに接触する議長や一部議員の活躍の効も忘れてはならない

但し妥協点を見出すことのみにあくせくして安価な共同歩調や掛引じみた賛同があつてはならぬこと勿論、あくまでも是非々々主義、問題中心であることを更にきよつ調する

次に研究会についてのべる
散会后場所を変えて一席催すのは楽しみである、水入らずの膝を交えた話合は、お互の心の結合を一層強固にしてくれる、次の議会に臨むお互の態度や議案の内容等に関する研究或は会議室におけるお互の反省、時に個人的忠言等あり切さたく磨の尊い集いであり、議場での対立感情を払拭させるよき機会である

「酔気を帯びて政治を談ずる勿れ」とある議員はよく言つが、酒を飲んだら大体罪のない馬鹿話になるのが普通である、十名一緒に腹をかかえて爆笑する、人間味溢るゝかゝる集いこそお互の精神的結合を益々きよう固にし、ひいては議場において全会一致として表現される潜在力となるものだと思つてゐる

分町問題、併合問題 又は学校の所在地争い等で悩み続けている町村の議員やそれに関連する方々が形式的な集りでなくほんとはらを打ち割つて語り合う雰囲気を持つことが出来たら、大乗的見地から大同団結してこの難題を何れかに解決し得ると思つが如何？

四

首里市議会が初回より現在に至るまで一度も多数決で決をとつたことがない云々は先にも述べたが次に全会一致による議案及協議事項の決議の数を類別してみよう

原案通り賛成したものの十三件、一部修正して可決したものの十三件、保留にしたものの四件、撤回したものの一件、選挙及人事に関するもの六件、絶対多すうの世論が必ずしも真理でないことは百も承知であり、若年の十名で決める全会一致の事象が常に正しい方向をたよ

るとは断言出来ぬ

それ故真しな態度で自己完成への修練を積みよりよき良識を体得して公僕たるの資質を失わぬよう努力している次第である

五

なお吾々は議会の傍聴を歓迎する、問題により議場の空気が動的な時と静的な面のあるのはやむを得ないが一貫してめい朗であるとか、与野党の区別がぜん然なく面白い現象だとか、今までの傍聴人の批評であるが更に内容的な面にまで批評して共に政治に参与してくれる人が一人でも多くなり時には爆弾を投下する位の熱烈な愛郷心の所持者が出てほしいし、面と向つての注意や叱り激励を与えてくれることをき求してやまない以上纏りのない論ではあるが、熱意と叡智と団結と勇猛心とをもつて復興建設に邁進しつゝあるとき、敢えて拙文を顧みず御笑読を願望する次第である (終)

一路那覇との合併態勢へ！

／もみぬいた紛争解決／
真和志村長に宮里氏当選決定

〔つ新 1951・4・26〕
既報 昨年九月三日、四つの選挙の卜

ツブを切つて行われた市町村長選挙に際し真和志村の村長選挙は一票の差で翁長助静氏当選と同村選挙会で決定されたが宮里栄輝氏がわの当選無効の異議申立てにより、去る四月二十一日第一審中央巡裁は翁長氏当選無効の判決を下し、更に翁長氏側の上訴により事件は愈々紛糾を来たすかに憂慮されたが村政明朗のためと両氏漸く歩み寄り翁長氏の辞表提出 上訴取下げと話し

がすゝみ、昨日午前九時開会の同村選挙会（選挙会長、福原朝信、選挙立会人、平良良松 高良正文、下田享徳 選挙管理委員五氏）は三十分足らずで和気あいゝ裡に選挙法第四〇条により宮里栄輝氏を当選と決定、即日告知これで昨年九月以来七カ月にわたつてもみにもみぬいた選挙事件も急転直下解決した、同村と儀の宅に宮里氏を訪えはさすがに喜びに顔を輝かして次の如く語つた

過去七カ月にわたつた紛糾は本村のはげしい白黒対立の印象を一般に与え誠に申し訳ないと思つています、今後はまず第一に白黒対立の解消に努力すると共に、村財政のきよう化確立に努め、那覇市合併にいく着くまでの仕事、例えば道路補修、農村としての又消費地としての諸し設も

完成させ、一路那覇合併の態勢へと邁進したい

首里市営バス／民営準備進む／八日臨時市会開く

〔沖夕 1951・5・4〕

公えいからみんえいへと切換えを急いでいる首里市営バスではさきに新会社の発起人会を開催、具体的機構案について大体つぎのように意見の一致をみた模様で 来る八日臨時市会を招集同問題を提案することになつてゐる

現在の市営バスを百万円と評価（いすゞバス六台 修理工場その他新会社の資本金と五百万円 五百万株）とする

即ち市当局が総額の六〇パーセントの株を保有し 残り四〇パーセントは現在の従業員とほつき人（十三名）および少すうの希望者で引受ける模様 社長は市長が兼職する

ほつ起人は議員十名と市三役の十三名で組織されており 既にほつ起人として全議員が協議に参加していることになるので 市会では全会一致原案無修正のまゝ通過するものとみられるが市当局の保有株を除く四〇パーセントの株割当については同バスが戦前から市の市営事業として市みん全体の權益

に属するものであるという観点から 今後の成り行に一般市民は非常な関心を寄せている

首里バスの問題 / 市民に訴う！

稲嶺成珍

〔沖夕 1951・5・7〕

新聞の報ずるところによると首里市えいバスを私えいに移す準備がなされているというが これにつき市みんとして意見を述べ 広く首里市みん各位に訴えたいと思う 現行市町村制の第二条 市町村はその公共事務および法令により市町村に属する事務を処理するとあり 事務の例示こそないが 群馬組税法や日本の地方自治法等の公共団体の事務を考えた場合 住みんの福利増進のためには公えい事業ができると解される しかし米みん政府としては公えい事業は、なるべくみとめない方針で、一般の自由企業の伸長を考慮しているようであり 市えいバスについてもその公えいを研究されているようであるが、市が明確にバス事業の停止を命ぜられたとは聞いていない 首里市えいバスは終戦後 二万市みんの熱願と 血のにじむような運動によつて市みんのために獲得した事業であり

過去一カ年市みん生活の利便と財政に貢献した力は大きい その収入により市みんの負担軽減の域には至らなかつたにしろ 購入費の負債を全部償還しているから何百万円かの財産が残つた訳である この市みんの唯一の財産であり事業であるバスが公えいとして運えいできないとあれば 市当局はその理由を明確に市みんに公開し 財産の処分或は今後の運えいについて各々に公聴会を開き 市みん一般の意見を聴取し みん主的に解決すべきと思う如何なる理由により公えいを中止するか 如何なる組織によりそれが継続されるかは市みんの殆んど全部が知らないう状態である 市みんも亦市みん全体の權益であり 市の財源と将来の負担の問題にも影響するもの大であればもつと関心を持たなければならぬと思つ、自分はこの問題が 万止むを得ず公えいを停止するものであれば その後の運えい方法は あくまで住みんの福祉を重点として考慮され 然かも市みんの意志を良く取り入れ 明るくみん主的に解決されることを望み 茲に市みんの輿論を喚起するものである (首里市桃源区二ノ一五)

首里バス会社組織 / 世論聴いて採択 / 市議会意見まとまらず

〔沖新 1951・5・12〕

八日の市議会から持ちこされた首里市当局提案のとく別会計財産Ⅱ市営バスの処分問題は十日再開の議会で四時間に亘る五対五の論議対立でまとまらず遂に久高議長断により本十二日青年会主催の公聴会にかけ直接市民の声をちよう達することに決定し当局側の即決案は否決された、即ち将来の発展が見込まれないという市営を民営の株式会社に切り換え、その資本金五百万円株式五万株の中市の基本財産として市営バス全財産Ⅱ三百万円と評価Ⅱを投資六十%の十三万株を市当局が保有するという に異議はないが発起人(市三役と全議員)が一様の株を持つことを即決せんとするにたいして玉那覇、石川(苗圃)、山城 友寄、金城の五議員が反対市民の声を聴けとゆえずらまた玉那覇議員の六百万円で買手がいるというからこれ売つて三百万円を銀行預金し、あと三百万円をそれに投資したらとの意見もあり会議は微妙な表情を呈した 要するに市民の足であるバスを発展させ市の恒久的財産として保護育成するところに狙いはあるが

当局側はバス事業界の激しい競争の中にあつて早急を要するので早めに可決しその後公聴会で経過報告せよといひ、反対側は新会社の組織が判り市民の期待するところも判明した上で慎重に処理したいというのが見解の根本的相違である
なお十四日(月) 十時から再開最後の定会議に入る

株は公募せよ / 公聴会で市民の声湧く / 市当局 試案を撤回 / 首里バス

〔沖夕 1951・5・14〕

首里市えいバスのみん営切替えについて市当局がバスの早期購入を理由に二万市みんの声を聞くことなく既に株式会社の定款案まで作成、バスざい産処分の件を市会に提出して事を進めるといふ独断的な行為に対し沸騰してきた市みんの輿論に依じて十二日午後四時から同市青年会が首里劇場で公聴会を主催した、同公聴会は市みん最大の関心事のことゝて主催者側ではサウンドカーまで準備、四百余の市みんが詰めかけて盛況を呈し公聴会規定に基いて尚詮会長挨拶、兼島市長、久高市会議長からの経過報告、有志として稲嶺成珍氏 眞榮城玄明氏の意見はつ表があ

つた後、質疑応答に移つたが壇上に並んだ市長および議員十名に対して階上、階下から質問の声はあつたと絶たず常に四、五名の手がはつ言を求め場内は熱し入手した「定款案」をかゝげて市当局の肚を問いたゞす者、署名運動で軍に当れ 民間問題はその後だとか、議員が一人当り四〇〇株を所持するとはどういふわけか等々延々三時間余に亘つて質問が繰り返えされ特に蓮池埋立問題や 琉大開学式典の際には率先して公聴会を開いた市当局がこの重大問題について市みんの声を求めようとしなかつたことに対して非難が浴びせられたが、結局問題は

市えいか民えいか、民えいなら如何なる組織にするかと云ふことになり、予め配布された用紙によつて世論調査の集計をとつたところ
回答者二九九名のうち
みんえい 株の大半を市当局が持ち、残りを市みん一般から公募するが二一九名の四三パーセント
従前通り市えいにするが八三名の二七パーセント

民えいに移し大半を市当局が持ち、残りを市三役、議員および従業員が持つが五七名の一九% 民えいに移し全株を一般から公募するが三名の一八

パーセントとなつた

これに対して兼島市長は民えいに移し株の大半を市当局が持ち残りを市みんから公募するということは私の意志とも一致するものでありみん意に添つてこの方法をとつて行きたい なお株の募集については後日協議するとのべ、午後八時半閉会した

声ノ正しき世論を起せ

〔う新 1951・5・14〕

市民の最大関心事たるバス問題を円満解決して市を明るくしようと公聴会を開催した首里青年会に感謝の意を表すると共に新聞記事を見ただけで疑惑を抱いておられる方々の誤解を解消したい批判批評はどうでも出来るものである。然し真実を見極めての批判でなく少数の人の噂に対して批判が如何に危険なものであるかは世人のひとしく認めるところである。新聞の社説や投書に株の山分け云々を書き立てて議員を中傷した事実 並びに一部の人々のデマ放送は心外に耐えない。目的の何たるかを問題にせず手段方法たる株の分配にのみとらわれすぎた批評は批判者のはらが見えずいて寧ろ笑止の至り。議會を傍聴した方や公聴会に出席して冷静に批判した方ならこれが事実無

根なること百も御承知下されたことと思つ。世論とは何時の時代如何なる問題でも決して下から盛り上げるものでなく誰かが火をつけるから燃え上げるものだ。火をつける者は誰か、それは一部の指導者である。指導者をもつて任ずる者が建設的なよき点火をすれば社会は明るくなり、反対せんが為の反対唱える煽動的議論をまき起したら社会はごた／＼して暗くなるのは今までの数々の事実が之を證めいする。現実の社会現象をよく観察し、個人的感情を抜きにし 政治的対立を捨て、大乗的見地から直接に意見交換すれば当然大同団結して円満裡に解決するものではないでしようか。公聴会の世論調査の結果は確かに吾等の期たいを裏切らなかつた。吾等十名の議員が市民の御期たいに添うべく潔白な気持ちでバス問題を解決し全住民の福利のために最善の努力を捧げることが誓う(首里市議大山盛幸)

ぐずつく首里バスノ対立感

情くすぶる

〔う新 1951・5・15〕

三百万円を評価した首里市営バスの処分問題は十二日の公聴会の結果民営に移し株の大半を市当局が持ち残りを市

民一般から公募する事が妥当とされ市会でこれを採択しようやく落着くかに見えたが翌十三日中山バス(仮称)設立発起人代表西平守由氏が市当局並に議會に「六百万円で六台とそれに附随する一切を貰受けよう」と公聴会の結論に基く六十%は市当局持ちで現物出資 四十%は市民から公募しなお市営可能の際は市に譲渡するとの二条件をつけて買入申請書を提出したこれに対しきのう再開された市会では当初の議案を保留該申請について審議したが結局中山バスの発起人名簿 組織機構運営方針等書類を提出させこれを慎重に検討することになつた

議會は休憩時の話合いで原案を可決するか条件付で公入札に附すか公聴会を再開するか等と研究したが問題は相当微妙で潜在した政治的対立感情がこゝで遂に点火された模様でありそのなりゆきに注目されている、要は市民の利潤と便宜を図ることが狙いであるので事態を憂慮する市民は当事者が大乗的立場に立ち理性で徹底的検討をした上善処するようつよく要望している
なお市当局では今月末二車両が入る見込みであるがこれが獲得のためにもおそくとも二十日前後に民営移管を実現せねばならない立場にあり延引するこ

とを恐れている

首里バス／原案通り可決／ 中山バスの申請却下／株 募集は公約通り

〔う新 1951・5・19〕
微妙な空気をはらんだまゝ市民注視の首里市営バスの処分問題はようやく頂点に達した十七日議会は遂に中山バスの申請を却下市当局の原案を採択した即ち当日の議会は定刻二時に開会したが直ちに秘密会議に移り中山バスの提出した事業計画書 定款等を検討約二時間の後に再び本会議に入つてその是非を審議した結果 中山バスの計画するすう字が運行すうに対して燃料が不足し収支面が一致せずまた六百万円の財産評価が不当であり負債を背負つて創立する会社だからこれに現物投資は出来ない更に申請書の条けんについて市営可能の場合市に譲渡するところがあるがこの計画は机上の空論に過ぎ公聴会では市営を主張したのに急転して買入を申請したのは了解し得ないところであるとの理由でぜん会一致該申請却下をけつ議次いで持ち越しの市案Ⅱ資本金五百万円株式五万株の中其六〇％三百万円（バス六台分）を市当局が現物出資残り四十％の二十万円二万株を一ぱん

公募にするⅡを可決した

こゝで兼島市長は議員の質問に対し公聴会における公約を履行すると言明、市民の足を潤沢にし財源を確保する狙いから真に協力出来る者 株を与え自分はん督する立場に立ち議員諸君と共に財産を保護育成する権利と義務を果したいとかたり公募方法については特定の人にせず各区からの希望者に割当てそれを上は百株から二百株の間に限定したい発起人は各区からあげ十九名では多すぎるから適性なる人及び員数で當つて貰つと私見を陳べた

この結果について中山バスの発起人代表西平守由氏は申請却下に対して当方は異議申立する理由は持たない、評価や計画の批評また決議は議会の勝手だ但し唯一の市の財源であるバス故そのなりゆきが心配だ 新会社の組織機構が判明すればこちらの意見も出るが今は静観の立場をとつていと語つた
こゝ数日の間に新会社の形ははつきりするものと見られるがこの結果如何で問題ははげしい政治的圧轢を惹起するものと観られる、なお議会は当局の追加議案市有財産設置条例を可決した

軍使用土地の開放地決る／

旧那覇市内旭町以外は住 民へ

〔う新 1951・5・24〕
既報—旧那覇市の軍使用土地に關し一昨日行われた民政当局での会議の決定はきのう宮里貿易庁総裁を通じ次の通り発表された
決定した土地は安謝及び旭町で安謝は住宅公社、群島政府へ、旭町は民政府当局が夫々使用する旨決定、それ以外は全部住民に開放する
時期は出来るだけ早く実施する

発起人11氏決る／首里バス

近く株主總會

〔う新 1951・5・29〕
株式会社首里バスの発起人は二十四日の選衡委員会で市当局代表として市長を加え十一氏が確定近く株主總會を開催会社陣容を整えることになつた、なお公募中の一般株は目標額の二百万円をかなり突破しているのでこれを調整するため既定の株券五十株以上二百株を改正百株で制げん優先株を設けないことになつた、次は発起人の顔ぶれだが中當真氏が専務に推されている
（市長）兼島由めい、（鳥堀）久高友敏
（あか田）上江洲安健 （あか平）眞

栄城朝潤、（汀良）石川逢祿、（大名）友寄賢一、（當蔵）高宮弘陽、（山川）大山盛幸、（池端）伊地柴保、（真和志）當間嗣松、（崎山）山城範英

首里／那覇への給水を承認

〔沖夕 1951・5・30〕
首里市では那覇市への飲料水供給の件について二十五日臨時市会招集 隣接市民の窮状を救うためにつきの二つの条件を附し 赤平 桃原、崎山、金城の四力所の水源地进行することに決定した
私有地に属する水源地に対しては 同地域住民の使用する飲料水供給を便宜にするよう処置して貰う事
一 水源地域で水量こ濁し住みんの生活を脅す場合又は市で必要とみとめたる場合は送水を停止する

那覇・真和志に悲鳴／『学

校増やして』／転入月二
百名、一部制でギョウノ、

〔沖夕 1951・5・31〕
日々の足音が都市へ都市へと集り日ましにふくれる那覇や真和志の復興ぶりの一面に、学校では連日転入生を迎えるのに大童で二部授業にあえいでいる那覇では壺屋初校が昨年度中に五百五

十五名の転入生があり、今年四月になつてからも二百余名きて現在の生徒すうは二千四百をこえやむなく二部授業をしている状態である。また高校はさつた四月に志願者が殺到、初校とともに高校も増設がさげばれながら、財政敷地、建築問題等がからんで実現するに到つていないが、今度は同じ状況にある真和志村の側から高校、初校増設の声が起り、眞榮田教育長のもとへ実情を訴えている。

とくに大道初校の場合は昨年四月八百名の在籍だつたのが、今年四月から現在迄二百名の転入生があり十一日にどつと七十三名もきた日もあつて二部授業でなお教室不足のため、大道、三原クラブを借りて授業をするという。また高校は首里那覇が収容力がなく、やむを得ない事情の者もなかなか転入出来ない状況であるので近く同村の学校関係者があるが、これに対し、屋良文教部長はつぎの通り語つている。

那覇、真和志は来年度になつたらどうしても表面化すると言われてきたが、財政面と切り離して考えようと論増設したい。ところが現実はいまの学校敷地でさえおちつかず工業の移転、旧上之山、天妃がどうなるか

など将来の見透しもつけて、文教審議委員会や中央教育委員会に相談してきめる。初校は市村管理だから設立にん可を申請すればよいわけだ

公共施設課を新設 / 那覇市

〔沖夕 1951・6・3〕

那覇市では従来水道、でん気の事務は都計課で扱つていたが、今後これらの事業の本格的な開始に供い、このほど公共施設課を新設

課でこれらの事務を処理することになり人事もそれ／＼次の通り五月三十一日付で発令された

公共施設課長 龜島入徳、勸業課長 久手堅 憲榮

松山、久米の一部開放 / 住民移動は都計に沿つて

〔つ新 1951・6・28〕

一昨二十五日沖縄民政部から群馬政府宛元松山校跡、同裁判所を含む松山町一部及び元久米大通りに面する久米町側敷地を開放、各地主に返還する旨通達された

開放地は前記松山校跡の現テニスコート、元裁判所附近から以南の若狭大通りに面した敷地、並に元琉球新報社から、現木材集積所、同軍診療所までの

元久米大通りに面した敷地で北側境界線は現教会の傍から元図書館に通る道路以南となつてゐる、従つて松山校跡と久米大通りに面した敷地が開放されその中間の現在軍家屋所在地として使用されている元孔子廟、図書館、うち兼久山、キリスト教会の一角は除かれてゐる。那覇市では、軍から提示された図面についてきゆう地番を照会中であるが、都市計画によれば、松山校跡は商業学校敷地として予定

久米町一帯は商業地域とされているもので実際の住民移住は、市で計画される区画整理後に、その線に沿つて建築が許可されるもので、市でも早急受入準備の成案を急ぐとたつてゐる。〔地図省略〕

安里初校安謝へ移転

〔つ新 1951・7・23〕

真和志村天久の軍使用指定地に在る安里初校ではこのほど九月十五日までに立ち退くようとの指令を受けたのでかねてからの移転先候補地たる安謝前原、四千坪に移転することを決定した。この地域は学区の中央部に在り安謝区第一の農耕地であるが、地主がわの学校教育に対する深い理解により快く提供したので近く移転開始をす

る、移転に対する莫大な費用や捻出については学校当局はじめ村当事者も後援会も共々に頭痛鉢巻の態である

首里バス会社認可

〔つ新 1951・7・29〕

従来の市営を会社組織に切換えるべく認可申請中の株式会社首里バスは二六日付正式認可された

那覇市議選 / 訴訟に終符 / 原判覆り原告敗る

〔つ新 1951・8・3〕

那覇市五区一組高良清二、同徳榮両氏が那覇市選挙委員長原國政倍氏を相手取り昨年九月十日執行の那覇市議員選挙の際知事選挙の投票用紙九七票、群島議会議員選挙投票用紙九四票合計一九一票の投票用紙を選挙民に交付使用させ開票の結果この投票は正式の用紙でないといふ候補者の得票に計算せず無効にしたとの理由から巡裁に選挙無効の訴しようを提起。玉城判事は該選挙中那覇市役所に設けられた選挙本会場に於ける選挙は無効であるとの判決を下し原告高良氏の勝そとなつて選挙本会場に於ける選挙やり直しか否か一時那覇市民の注目を浴びていたが原判決に不服した原國氏はさらに

上訴裁に上訴 二日午前十時から當面裁判長 富山 森 仲松各判事係りで再審の結果 情勢再転して遂に原判決は破毀され、高良氏らの訴しよは却下となつて軍配し選挙委員会がわに拳した異議申立と巡裁に提出した訴状によると 高良氏は那覇市選挙委員会が行つた選挙決定の取消しを求めたものでなく当選の無効に関するものであり選挙無効の異議申立とは解されない即ち委員会にたいして投票の効力に関する異議を申立てたが、それが却下されると今度は 替え選挙の効力に関する訴しよを提起したもので委員会決定を経ていない訴えを提起した処に違法があり 違 訴しよと当選訴しよとは判然と區別されているに拘らずい委員会には当選の効力に関する異議の申立と裁判所には選挙の効力に関する訴えを提訴したもの 手續上の向背のかはなく訴しよそのものに重大な欠陥があると 民事訴しよ法の第四〇八条で原判決は破毀され 高良氏の訴しよは却下となつて本訴しよはこゝに 力月振りに終止符がうたれたわけである

一社説一

議員定数の増加を望む

〔沖夕 1951・8・9〕

軍の要請により群馬政府では市町村制の全面的改正を企て、殊に議員定数の増加を望んで、目下関係方面の意見を打診しつつあるが、意外にも定員減の現状維持を主張する市町村長がおおく、成行注目されているが、問題が問題だけに慎重な討議を重ね、世論を尽してのちその是非を決定することが望ましい。勿論市町村長の全部が、現状維持を主張しているのではない。中には強力に定員増加を叫ぶのもいないではない。いずれにせよ、先ずわれわれは双方の意見を聴きたい。而して議員側の発言にも耳を傾けたいし、当事者外の一一般有権者の声を聴く公聴会も是非開いて貰いたいと思う。現状維持の主張者は云うであろう。「議員数が少くても結構やつてゆける。少数なるが故に、互に親近感もてるし 和氣あいあい裡に議會を運営している。そこから全会一致の議會が生れる。当局と議員の折合いも頗る上乘、おまけに歳費が省けるし、かかる好もしき傾向を排して、議員定数を元通りに直すことは惜しまれてならぬ」と 果してそつたろうか。政府の改正理由は既報

の如く「現定数は余りに少いので旧定数に増やす、これは議會政治が多数の者を政治に参加せしめるという本質を持つているが故である。民主主義を身につけたばかりの沖繩ではおおくの良識と良心的政治を必要とする」とうたつてはいるが、その通りである。何と言つても、人民総ての政治参加が理想ではある。例えば模範部落奥のごときは、新聞の伝える処に依ると部落行政は区民大会で決まるといわれる。このことは實質的に区民全体の政治参加を意味しており、この衆知を蒐めた政治のお蔭で、共存共栄の理想郷を打建て 他の農村が疲弊を辿るのを尻目に、全部落民が豊かな生活に明けくれている 本紙 勿論かかる恵まれた環境は異例に属すが、総員参加の政治は何といつて理想たるに違ひなく、可能なら これに優る政治形態はないのである。処が、実際は不可能に属し、これに代るものとして、代議制という民主主義の政治形態が採られた訳で、その代議制にしても政府の云うとおり多くの良識と良心的政治を必要とすることは言を俟たない。おおくの良識と良心は公聴会などを通じ 大衆と直結することに依つて求め得られし、さらにわれわれの代表たる議員が、選良の資質

を備え、その定数が少きに失せず 適當なる多数を占めることによつて、それだけおおくの良識と良心を政治に反映させ、民主政治が築かれるのである。殊に「デモクラシーの後進国沖繩」の場合はそのことが余計に痛感される。地方議會の運営にしても 群馬議會同様議會活動の中心を委員会におくといふ新しい議事方式が採られると思つた議員数が少く、それ故に委員の粒が揃わず、議會運営に支障を来たす虞れが果してないかどうか。殊に民主的選挙に慣れない有権者が、僅かの議員を適確に選挙できるかが疑わしい。それに地盤に物言わすボス政治家が、わずかな議員定数を占めるとしたら万事休すである。定員が増したら、それだけ有能者の進出が緩和されるし 選良に値する議員が選ばれもしよ 成程少数の議員だと 和氣あいあいたる全会一致の議會を形成することも容易である。従つて当局側としても御し易いに違ひない が然しそれでは民意と遊離した馴れ合い議會に墮してしまつて委員会中心の議會運営の如きは思ひも及ばぬことである。適當な定数に就いてはいろいろ意見もあるが、常識的に云つても 旧定員が妥当だと思われ。政治をよくする為に それ位の

歳費を惜しむべきでない。先進国の議員定数が少いからといって、それがそのまま沖縄に当てはまるとも云えまい何れにせよ、当事者委せにせず、世論に訴えてその是非を決して貰いたいのである。

真和志村／村民の声聴いて
／那覇市との合併促進

〔新 1951・8・10〕

真和志村会議長新垣正栄氏は八日総務部行政課を訪れ那覇、真和志村合併についての政府見解を質すところがあつたが同氏の語るところによると真和志村では宮里新村長就任以来合併態勢の強化をはかり九月以降いつでも合併出来る見通しがついているようで再び条件附の那覇、真和志村合併問題について真和志村では近く村民の世論に訴える準備を進めているといわれる真和志村の合併条件(市村長 議員の総改選)については総務部行政課では総改選が妥当であるとの見解をとつており成行きは注目される、なお新垣氏は目下真和志村では人口動態を調査中だが、四万を少し上回る予想で那覇市とは一万人の差しかなく人口増加率も畧々同一であると語つた

選管委改選

〔沖夕 1951・8・17〕

那覇 十六日の那覇市臨時議会で 八月十五日 二力年の任期が満了した選挙管理委員の選挙が行われ委員五名 補充委員五名が次の通り決つた (委員長は未定)

委員 當山清盛、比嘉廉 比嘉良功 山田有幹 親泊政睦

補充委員 仲村英賢 友寄英偉 島袋完榮 比嘉政謙 喜瀬慎太郎

首里 十四日の首里市会で次のように選挙管理委員 補助委員を選任した

委員 源河朝建 松久宗悦 譜久山朝直 諸見里朝輝 濱比嘉宗正

補助委員 新城長保 松本完可 郎 慶剛 長嶺將秀 末吉安久

旧東町全地域開放

〔新 1951・8・25〕

旭橋際軍消防署前から琉球民政官府に向つ一号路線以南のきゆう東町一、二、三丁目的一部並に琉銀から西方きゆう西本町五丁目の一部を軍指定区域から除外、開放される旨二十三日軍財産管

理課から那覇市当局への口頭通達があつた

開放地域は前記場所一号路線以南、きゆう通堂大通り以北、まためい治橋に向つ一号線から西がわ現在の菅原建設の使用地から琉銀まで(以上東町一、二、三丁目の未開放地域を含む)更に琉銀から西方二百フィート(きゆう西本町五丁目の一部までの約一万七千坪となつてゐる

これで受入準備がすゝめられていた既開放地を含みきゆう東町は全地域が開放実現となつたものである、市都計課では早急区劃整理など都計案に繰入れ準備をすゝめる

72・1%獲得／日本復帰署名運動終る／悲願は海へ

えオペラハウスへ

〔新 1951・8・27〕

五月二十日以来、沖縄全島にわたつて展開された「即時日本復帰」の署名運動は昨二十六日を以て終了、十九万九千余名に及ぶばう大な連署表は「一日も早く母国日本へ復帰したい我々の終戦以来の悲願をかなえて下さい」という歎願書と共に講和会議の日米全国全権、ダレス特使と吉田首相のもとえきよう空便で送られた

署名は満二〇才以上の該当者二七六、六七七人に対し七二、一パーセントである(但し離島は暴風のために未報告がある)最も高率は署名しないのがタツタ一人という渡嘉敷村の九九、九パーセント、最低はあ国村の二一、一パーセントである

署名運動の終了に當つて知念青年同志会長は「これで自分たちの気持がワシントンに行くのかと思えばシンミリする」といかにも重荷を下した感じで次のように語つた

実際は九〇パーセント以上は確実だつたと思う、方法と大衆に対する啓もうが足りなかつたのだ、署名運動はこれで打切つても復帰運動は他の方法で行する考えだ

	該当者数	署名者数	パーセント
那覇	一三、六一〇	二〇、一七五	八五、五
首里	九、八二〇	八、四八三	八六、四
糸満	七、九四六	四、六三三	五八、三
与那原	三、二九六	二、九五六	八九、七
豊見城	三、九八四	三、六〇六	九〇、五
兼城	二、三八七	二、一六九	九〇、八
高みね	一、四三六	一、三〇七	九一、一
小ろく	六、一〇六	五、二六三	八七、四
三和	三、七二七	二、九一九	七八、三
具志頭	二、九四九	二、四二一	八二、一
東風平	三、七五七	三、〇二一	八〇、二

玉城	四、二四〇	一、一三〇	二、六七
知念	二、九五一	二、五六一	八、六八
佐敷	三、六三七	三、四三一	九、四三
大里	三、一一五	二、五二三	八、〇七
南風原	三、四二七	三、一六五	九、二三
真和志	一、四七一	一、二七〇	七、九三
南部計	一〇、八六〇	八、〇二四	八、〇五
石川	八、〇〇五	七、三五三	九、一七
浦添	四、九三六	四、六四〇	九、四
西原	三、九六八	三、三〇五	八、三三
中城	四、九五九	四、〇七一	八、三七
宜野湾	七、三三六	五、九九一	八、一七
北中城	三、九三七	三、五九三	九、一
北谷	四、四四九	三、七五八	八、三五
嘉手納	三、一二六	二、二二二	七、〇八
読谷	七、九九一	六、二四九	七、八二
越来	八、〇六五	五、〇一六	六、二七
美里	七、五二一	六、五八五	八、七五
具志川	一、五〇七	八、四一八	五、五八
与那城	八、四四二	二、七〇二	三、一一
勝連	五、四三九	四、〇六八	七、四八
中部計	九、二八一	六、七、九二八	七、二八
名護	七、〇三〇	四、七、七六	六、七、二
本部	八、二二二	七、二、七三	八、八、五
恩納	三、六六一	二、二、六七	六、一、九
金武	三、八七五	一、〇、二二	二、八、四
宜野座	二、四四三	一、二、四五	五、一
久志	二、七二〇	一、九、六二	七、二、四
東	一、五四五	一、二、六六	八、二

国頭	五〇一一	四、九九四	九九七
大宜味	四、一八四	四、一一五	九、八、四
羽地	五、五六七	四、〇六三	七、三
今帰仁	八、〇七一	五、五八四	六、九、二
上本部	二、八六〇	二、二、八	七、七、七
屋部	二、五二八	一、八、四六	七、三
北部計	五、七、六四七	四、六、五一	七、三、九
渡嘉敷	六、四四	六、四三	九、九、九
座間味	一、〇六二	七、九、五	七、四、八
仲里	四、五四八	二	未着
具志川	三、九五九	四	未着
渡名喜	八、六二	五、四三	六、二、九
あ国	一、七五〇	四、八一	二、一、一
伊江	三、〇七三	一、二、六八	四、一、二
伊是名	二、八一九	五〇	未着
伊平屋	二、一〇七	一、一、七七	五、六、四
南大東	四、八二	三	未着
北大東	七、七八	二	未着
屋我地	一、八〇五	一、七、八五	九、八、七
離島計	二、三、八八九	六、七、五三	二、八、三
総計	二、七、六、六七七	一、九、九、三五六	七、二、一

朗報はつづく／久茂地、美栄橋開放

〔つ新 1951・9・6〕
 那覇市民に朗報はつづく……辻東町の軍使用地開放について久茂地町と元泉庁通り以西の元沖繩電気会社を含む美栄橋町が解放された旨五日沖繩民政官

府首席民政官ゼンキンス中佐から知事宛通達された
 今回の解放地は旧久茂地通りから久茂地橋迄の一带と美栄橋町は琉球中央倉庫敷地から元沖繩敷地を越えて旧松尾に至る二万三千八百坪の広大な面積である

一社説
 崇元寺復旧工事の意義

〔つ新 1951・9・7〕
 今次大戦で破壊されたままに顧りみられない古文化財の保護とこれが早き復旧については本欄でしばしば強調したことであり、またこれに就いては何人も異論があるかと思われ

る。今回沖繩史蹟保存会を中心とする各種団体が積極的にそう元寺石門の復旧に着眼し住民多数の多大なる協力によつてきのう復旧起工式をあげ得たことは住民が古文化財を愛護する熱意のほどの顕れであり戦後荒れるがままに放置された史蹟の本格的復旧工事であるだけに慶びに絶えないと同時にこれに刺激されて各地各所の名勝史蹟がつぎつぎと修復される動機を生み出したことに思い至ると誠に意義深いものと云わざるを得ない。
 そう元寺は今から四百五、六十年前

の尚敬王時代に建設され一見無雑作に似て重厚深刻なその構造は沖繩が世界に誇り得る優秀芸術品として自他共に許されていたもので、海外から訪れる人々にとつては驚異に価するほどの優雅な作品でもあつた、この歴史的高雅な史蹟が戦後七年の才月を経て在りし日の姿を再現することは吾々沖繩人の祖先が残した優秀な石造芸術品の復旧を意味し戦禍で荒れ果てた沖繩にさんとして輝く史蹟の再現といわなければならない。

しかしこれはそう元寺石門の復旧されることの喜びであるが、われわれはこれについて第二、第三の破かいされた古文化財の復旧に思いを至さねばならない。きのうの起工式に臨んだルイ入准将もその祝辞の中に「吾々はそう元寺石門の芸術的価値も充分認めるが、ここで最も重要なことは復旧の機会を作り得たことである」と強調していることである。これを機会に吾々の力により、吾々の手によつてつぎつぎと荒れた古文化財復旧の大きな動機となること何よりの収穫であると考える石造建築物として他に誇るものに浦添の「世衰」首里の「園比屋武御たけ」などがあるが、これも荒るままになつて一般から憂慮されている。

また辻原一帯の墓地には琉球随一の学者として知られた程順則の墓や石造建築物として優秀な墓が相当残されているが、これら優秀な石造建築物が那覇市の都市計画によつておし気もなく取除かれる運命におかれている。成程都市計画も戦後の那覇市に課された最も重要な大事業であり完璧な百年の計を建てることはもち論必要且つ緊要といわねばならないが、これと同時に吾々は祖先の残した優秀な石造建築物の保存、保護も同様の重要事といわなければならぬ、取壊して後日に悔を永く残すことのないよう細密な都市計画と併行して市民はこれら古文化財の愛護と保存に関心を払い同時に市当局の留意が望ましいことを強調する。

広告／那覇市真和志村民の皆さんへ

〔う新 1951・9・9〕
今年是非常に暑くひでりが続いて水も少い。伝染病もあちこちで発生している。みんな憂うつだ。それにサンフランシスコの講和会議の結果も、沖縄住民の希望通り即時日本復帰になるかあるいは信託統治になるのかまだはつきりわからない新聞紙上は毎日にぎやかであるがどうも吾々沖縄住民にはび

んとこないものがある。しかし吾々は、市民として、村民としてみなで作っている社会で住んでいるからには、生きるための、生活をよりよくするための要求があり、又それを主張する権利を与えられている。

今沖縄住民の一番大きな問題は税金の問題、土地の問題である。そして那覇市民、真和志村民にとつても、それぞれの住んでいる土地なりの疑問や要求がある筈である。これはこうしたらどうか、これはこうしてもらいたい。そういう市、村当局、或は群馬政府に対する希望や質問など。われわれはお互いの最低生活を確保するために、集つて相談し意見を発表し、そこから出てくる市民の、村民の要求をそれぞれの関係当局に実現してもらう必要にせまられている。税金の重あつ、土地問題の「住」に対する不安が、ますます那覇市民、真和志村民の生活を不安定なものにしていくからである。吾々那覇市民、真和志村民大会準備委員会は、こういう目的のもとに集り、本大会の開催を両市村民の皆さんに訴えるものである。

全那覇市民、真和志村民の御参加を請う。

日時 一九五一年九月九日(日)

午後一時
場所 那覇劇場

那覇市真和志村民大会準備委員会

一社説

講和条約調印さる

〔沖夕 1951・9・10〕

大波瀾を予想されて居た桑港講和会議はソ連側の反撃的態度が思つた程の反響もなく議事は予定のプログラムを追うて進行し、八日講和条約の調印が行われた。まさに世界史の転換である。過去六力年間敗戦国として連合国の管理下におかれ、その指導のもとに民主化への新しい道を歩いてきた日本は条約の発効と共に独立の主権国家としてアジアの一角に新生の輝かしい日を迎えるのである。が、日本の占めて居る政治的戦略的地位と強靱なる工業潜存力と八千三百余万の人的資源は敗戦から立ちあがつたばかりとは言え優にアジアの大国たるの資格を失わしめるものではない。日本と提携することによつてアジアに安定勢力を築くことが出来るという事実が日本に「和解と理解」の講和を与えたのである。講和後の日本が経済的に幾多の困難が予想され又過剰人口の処理には深刻なる苦悩を内包して居るに拘わらず、そ

の前途は光明に満たされて居るのも国際情勢の一大変化によつて齎らされたものであつて誠に幸運に恵ぐまれて居たと言えよう。

講和会議に於ても米ソの対立は鋭い様相を以て現われ、講和即ち平和とは言えない甚だ遺憾極まる印象を与えられたのであるが、開会式劈頭の演説に於てトルーマン大統領は「あらゆる国の国民は今何ものにもまして「たゞ一つのものを」を切望して居り、これをあくまで獲得する決意を固めて居る。かれらが望んで居るただ一つのもの、それは「平和な世界」である。すべての人すべての国にとつて正義と自由の通用する世界である。此処にこの会議に代表を送つた国々の国民はいずれも吾々がこの目標に到達するため出来る限りの手段をとることを要求して居るのである」と平和の実現を唯一の目標として居ることを指摘して居る。

これは日本との講和条約の成立によつて平和を回復するというだけのことを意味して居るのではない。日本との講和が成立することによつて世界の平和を築きあげて行く、即ち「ただ一つのもの」平和への一步前進を意味するものであることを強調したのである。

朝鮮事変は国連軍側も共産軍側も自説

那覇真和志村民大会で決議

〔琉新 1951・9・11〕

を固執して停戦交渉は難航し前途は予断を許さないものがあるが、しかし双方とも和平妥結の望みは捨て、居ないのであるから最悪の事態を予想することとは当を得たものではないであろう。

自由諸国間の利害関係にも錯綜があり、これが調整にも多くの困難がある上に米ソ両陣営の対立は容易に駆けそつもない世界の現状に於て平和を「ただ一つのもの」としてその実現に努力することの如何に困難なるものであるかは言を俟たないのであるが、そうかと言つてこれに対する努力が緩められるようなことがあつてはならない。世界人類の幸福は平和と自由の中に於てのみ与えられるものであり、平和と自由を確保するのが政治である。謙虚なる忍耐力と戦争を絶滅するの確信こそ平和を齎する要素であり、世界の政治家に期待するもの此の点である。

講和条約は日本に新しい道を開いてくれるのみでなく、世界人類の幸福を増進するために偉大なる貢献をなすものでなければならぬ。此の意味に於て吾々は桑港の歴史的会議が人類の進歩発展に大きな足跡を残してくれることを信じ、この会議を成功裡に終らしめた米国の努力に対し感謝せずには居れない。

「困苦も平ちやら」/市民は立上つた/當間市長福岡で語る

〔新民報 1951・9・15〕

（福岡）那覇市長当間重民氏は去月末日空路東京羽田着、約四十日間の旅程をもつて終戦後の日本に於ける戦災都市の都市計画、地方自治と地方財政の状況視察の任を帯び、東京、名古屋、広島、福岡、鹿児島諸市を訪問する事となり九日西下し十日十一時五分、博多駅着、次の如く語つた

那覇市は零になるまで戦火を蒙り市民の困苦は筆舌につくし難いものがあった。しかるに市民諸君は沖縄人独特の旺盛なる生活力を示し幾多の困難を克服して立ち上つている。沖縄の歴史が物語つているように、沖縄人は最大

の困難にあつたたび毎に亡び去らずかへつて禍を制して福を築くというねばりを見せている。それでわれわれは祖先の足跡を後世につなぎ、信託期間中と雖も一段とはげみ、米国文化を学びとり日本文化と交流させ、独自の文化を身につけるべく躍起となつている。那覇市の都市計画も、この意味でスケールを拡大し後日、悔を残さぬよう万全を期し沖縄の表玄関として内外に備える積りである。九州では福岡、鹿児島

の都計を初めとして地方財政のドル箱となつている競輪や中商工業の育成振興に関する視察をなしその長をとつて那覇市政の短を補い健全なる発展に資する積りである」となお氏は九月十三日三十三列車にて鹿児島市を訪問二泊し再度福岡に立寄り一泊し、十六日三十八列車筑紫号で広島に向け出発した

大絃小絃
〔沖夕 1951・9・16〕
数度の衛生テストに落第していた那覇市がこんどやつとのことでパス、一昨日よりオフ・リミッツが解かれた、真ッ先に嬉しがつたのは大小さま／＼な店の主人たちであるが、何んとしても一番最後までオン・リミッツのお預け喰つたものは恥しい限りである 個人

の場合なら、周囲の眼にそれこそ顔もあげられないほどであるのにそれが市全体の問題となると「不潔」のらく印を捺されても案外皆が平気でいる。これは一体どう説明したらよいだろう

蚊や蠅を無くし、街を清潔にすることは何も外人に出入りして貰いたいのが目的でなく、お互い住民の保健が第一であることは解り切つた話で、それが「オフ」だとか「オン」だとかのことでワイ／＼騒がれるのは聞こえぬ話である 終戦直後、私達はよく「衛生班長」という言葉を聞かされた、それほど彼らはそれを重んじ、罐詰の空罐の一つ一つを水の溜らぬよう蝨潰しにペツシヤンコにする周到さだつた、市民の一人一人が常日頃からこうした心構えに徹しているとすればもつと／＼きれいな街にすることが出来るだろう

衛生施設の改善に市当局へ更に多大の予算を出して貰いたいのには山々だが、自分の家の下水を隣の家の前へ垂れ流しにして平気でいる不心得者が無くない限り、決して清潔な街が生れる筈がない 自分さえよければ他はどうでもいゝという協同心の欠如が街を汚している原因の一つであるまいか

の困苦にあつたたび毎に亡び去らずかへつて禍を制して福を築くというねばりを見せている。それでわれわれは祖先の足跡を後世につなぎ、信託期間中と雖も一段とはげみ、米国文化を学びとり日本文化と交流させ、独自の文化を身につけるべく躍起となつている。那覇市の都市計画も、この意味でスケールを拡大し後日、悔を残さぬよう万全を期し沖縄の表玄関として内外に備える積りである。九州では福岡、鹿児島

の都計を初めとして地方財政のドル箱となつている競輪や中商工業の育成振興に関する視察をなしその長をとつて那覇市政の短を補い健全なる発展に資する積りである」となお氏は九月十三日三十三列車にて鹿児島市を訪問二泊し再度福岡に立寄り一泊し、十六日三十八列車筑紫号で広島に向け出発した

大絃小絃
〔沖夕 1951・9・16〕
数度の衛生テストに落第していた那覇市がこんどやつとのことでパス、一昨日よりオフ・リミッツが解かれた、真ッ先に嬉しがつたのは大小さま／＼な店の主人たちであるが、何んとしても一番最後までオン・リミッツのお預け喰つたものは恥しい限りである 個人

の場合なら、周囲の眼にそれこそ顔もあげられないほどであるのにそれが市全体の問題となると「不潔」のらく印を捺されても案外皆が平気でいる。これは一体どう説明したらよいだろう

蚊や蠅を無くし、街を清潔にすることは何も外人に出入りして貰いたいのが目的でなく、お互い住民の保健が第一であることは解り切つた話で、それが「オフ」だとか「オン」だとかのことでワイ／＼騒がれるのは聞こえぬ話である 終戦直後、私達はよく「衛生班長」という言葉を聞かされた、それほど彼らはそれを重んじ、罐詰の空罐の一つ一つを水の溜らぬよう蝨潰しにペツシヤンコにする周到さだつた、市民の一人一人が常日頃からこうした心構えに徹しているとすればもつと／＼きれいな街にすることが出来るだろう

衛生施設の改善に市当局へ更に多大の予算を出して貰いたいのには山々だが、自分の家の下水を隣の家の前へ垂れ流しにして平気でいる不心得者が無くない限り、決して清潔な街が生れる筈がない 自分さえよければ他はどうでもいゝという協同心の欠如が街を汚している原因の一つであるまいか

割当土地条例一日から施行

〔琉新 1951・10・2〕

重要法令として議会でも慎重にとつ議された沖縄群島割当土地にかんする臨時処理条例は二十八日特別布告第四号で公布され予定通り十月一日から施行された

一社説一

那覇の浸水予防対策を

〔琉新 1951・10・26〕

戦前は滅多に見られなかつたが、戦後の那覇市、特に市場から我部橋下手一帯の密集地区では浸水騒が年中行事となつてしまつた。四六年の那覇市の浸水は最もひどかつたが、その後我部川筋のしゅんせつと護岸施工によつて幾分改善はされたが、根本的な工事がなされていぬために、今年になつてからも床上までの浸水は何回かに及んでいる。

海岸地帯における住宅地域浸水は海水が洗い流すようなもので、衛生上それほど問題でなく、今回の与根や奥武部落の如き稀な場合でなければ大した被害も受けないですむ。しかし那覇市の場合は大いに趣を異する。

那覇市場附近の浸水の場合は溝の汚水も家々の汚物も一つになつて家内か

ら街路に何時間も漂つたということは実につ然たるものがある。数次にわたる浸水で悪性伝染病が流行しないのは、衛生当局の努力の贈物かも知れないが、不思議といわねばならぬ。或はそう観察するのは素人の誤りで、この浸水のためにどれだけ寄生虫の伝ばを助けているか、専門家の研究にまたねばならぬ問題かも知れぬ。

那覇市の都計はすでに立案の域を脱し、新しく開放された東町方面においては同計画の線にそつて区画整理も進められていて、漸次体をなしていくものとみられる。ただ問題はそれに要する資金の調達であるが、これがどの程度順調に行くかはもち論机上プランだけにき待出来るものではなく、主として財政の如何にかかつてくる。結局名案が成つても財政これに伴わなければ如何ともなし難いことである。したがつて当面はグラント・プランの実現が第一で上水道これに次ぎ下水道は最後になるであらう。特に下水道はばく大な資金を要する一方、これによる利益は美化という精神的なものと、衛生的な眼に見えない利益以外にはびた一文にもならぬ。当局者としても下水の必要を知らぬのでなく、金がないだけであらう。那覇市の下水完成には数おく

円もかゝるといわれてはいるようだが、これは現在望むべくもないことで、資金を先ず上水道と電燈設備に振り向けたいと欲しいとは全市民のひとしく考へてゐるところである。

そこで問題は那覇市の都計案の実施と現実の浸水防除とを何とかだき合わせる事が出来ないかということである。浸水の度に被害を受ける市民は何分の一か知らないが、これによる直接間接の損失はばく大なものである。伝染病の誘発などを考えることは多く人命にもかゝるることである。

那覇市都計では我部川一帯の浸水防除のために、農試場附近から古波蔵への排水路を設け識名台地からの降水を漫湖にはかせることになつてゐるようである。いろいろ調査研究による決定であれば、これについて何も言うべきことはない。ただ市民の望むところは、この予定の排水路を当面の必要から第一に施工し、浸水騒ぎを無くすことである。

那覇市場一帯が衛生化することは全市民の生活上必要なことであり、これに資金を注ぐことは無駄であらうはずはない。現在の那覇中心部がこゝ数年或は永久的に移動するといふことが考えられないとすればいよいよその意義

は大きくなつてくる。工事に關し必要とあれば真和志村も快く協力するであらう。市当局の賢明な処置を望む次第である。

区民の手で水道／水のない

栄町に／真和志

〔沖夕 1951・11・23〕

真和志村栄町では水の不自由を緩和しようとして昨年八月十日区民の要望により栄町簡易水道の設置方を村議会宛陳情したところが村議会ではこれは村民全体の益にならぬという理由で却下されたので、区民自らの力で設置しようとした。村当局にパイプ蒐集方を陳情する一方水源地を首里市山川ヒージャーに求め山川区民の余水を分けて貰つと話が纏まり、早速一〇〇石入貯水タンクを水源地に造り本年八月ごろ幹線四インチパイプを栄町旧ロータリーまで敷設することが出来た。その後支線パイプ（二インチ）、引込線パイプ（一インチ）を蒐集に努めたが思うように集まらず最近各戸にまで配給出来る量のパイプを入手

今月末日から各戸に配水出来る運びとなつており本年七月ごろ栄町水道組合を組織工事費として各戸から五〇〇円を徴収施工費六五万円のうち

復金から四〇万円の借入れにも成功、現在約三〇〇戸の申込があり栄町区民の希望者を満たしたのち付近住民の要望にも応えたいとのことで消費者はA、B、C、D、E、その他の六つに区分最高三〇〇円から最低八〇の水道料金を徴収することになつており大道初中校には無料で給水消火栓十七箇所を設置、大道初校両方高台に四〇〇石の貯水タンクを設置して調節するよつになつて区長我那覇生享氏は語る〓中止しようかとも考えていたが一年半ぶりに解決これも実行委員の努力のお蔭だと感謝している

真和志村も都計課新設ノ市
昇格への気運ノ棚上げの
合併問題よそに

〔沖夕 1951・11・25〕

那覇、真和志の合併問題は棚上げの形となつているが真和志村では最近一応市の形態をとつるえ市に昇格してのち合併した方がいいとの空気が濃厚になりつゝある

同村は総人口四万を突破労働人口動態をみると軍作業二、七四一、土建業一、九七八 農業一、五六〇、事務員（官吏会社員など）一、三二八、商業一、

一五一、工業一、〇三九、其他雑業を含めた可働総人口 一三、七四七人のうち農業は僅かに一、五六〇人となつており立派な都市的様相を呈しているといふのがその理由

既に村当局では都市計画課を新設その第一歩として道路網の整備を計画同時に水道 電気関係にも手を延ばし本年末までにこれを完成すべく急いでいる

義永助役の話〓この空気は既に議会の要望もあつて来年四月を期して実現さすべくその調査をすゝめている実現に都市形態を示している以上計画を立てねばどうにもならない

一社 説一

那覇真和志の住宅街と区画
整理

〔琉新 1951・12・14〕

那覇市では都市計画を先ず開放地区からとして着々区画計画の下に仕事をすすめているから、その方面に関する限り整然とした市街が建設されるはずである。この分については市当局者も

新築に対しては手振りなく計画に即した処置を取つている。かくて今後再建される新市街については問題は無い。ところが那覇市の真和志境住宅

地域と真和志村の新開地の住宅区域は甚だしい混乱状態にある。

那覇市が人口五万真和志村が四万を突破し、両市村で十方の都市になるのは後一年を待たない。しかも現在の両市村は事実においては一集団をなして行政的な分立自体が住民には全くのわずらわしさを感じさせている如き有様である。合併についての行政処置は別として、日常住居の利便の上から一つの重要な問題は道路計画すなわち区画整理である。

那覇と真和志の新しく住宅地域に転換しつゝあるところでは新築建物が芋を洗つよつにひしめき合い、通路らしい通路もなく、地主或は借地人は限られた地面を最大限に利用している。隣近所の利便はおろか、結局は自分の住居環境が悪くなることすら考えずに居を構えているのが多い。現状のまゝ後一、二年経過するならば、恐るべき迷路を現し、非常の際には危険極まるものとなる。

両市村当局においては全くの無計画で放任しているのではなく、役所にはそれぞれ道路計画図もちやんと出来ているようであるが、いつの間にか当局の計画は単なる机上プランにされてしまつてゐる。当局の計画が古紙にされ

ないためには、建築を許可条件に照合して実行させなければならぬわけであるが、それには事務的な多くの困難があるであらう。一方計画された区画の標識を明らかにすることによつて目的を達することも考えられるが、これもまた標識物の消滅或は破きによつて必ずしも当てにならぬ。

市村の当局者の嚴重な監督が可能であればこれに越したことはないが、それが困難であれば、建築主自体の良識と判断にまつ外はない。建築主の良識にだけ依存するといふことが実際には望めないとするれば、結局建築主を拘束する方法を嚴重に実行する以外にはないはずである。

那覇市では現在の市街中心地域における新築に対しては、都市計画の施行に際しては何時でも建物を撤去するといふ一札を入れさせているようである。したがつて市当局に落度がない限り新築家主は自己の責任において撤去せねばならぬ破目におちいる場合が生ずるから、自然用心に用心を重ね、出鱈目な建築はしないことになる。

市村当局が当初においてそのような手を打つていなければ、いざ区画整理となつた場合、建物撤去はそう簡単には出来なくなるし、出来るにしても大

きい市村財政の負担となつて計画実現は困難となる。

現在の那覇と真和志の新開地における新築家屋にこのような条件を嚴重に課さなければ収拾のつかない混乱状態を来たすであろう。立派な新市街が都心に出来上つても、一步周辺にふみ出せばこのような南京街の如き地区が方々に散らばつていては、あらゆる面から好もしくないこともち論である。那覇真和志の合併問題とは別個に現実に即した一体化した道路計画の大綱はあるようであるが、両市村の細部にわたる区画整理については今の中に何らかの対策をそれぞれ講じてもらわねば将来にわざわざ残すことになる。

立退きによる生活保護ノ

那覇市通団が陳情

〔沖夕 1951・12・25〕

那覇市内ガープー橋から蔡温橋までの十間舗道は来年早々着手され移転並に半壊家屋が七一棟にのぼるとの報道で、通り団では二十四日「本計画実施に当り移転者、借家人、賃屋人、地主のその後の生活に恐慌を与えぬよう細密な検討を要望する」旨市当局へ次の陳情を行ったが、市では善処すると回答している。

係者調印終了後実施すること

全移転の場合

一、借地者で自己建築者

移転先は現在通りの生活の保障可能なる場所を選定すること

二、地主で全土地がつぶれるもの

移転先は現在程度の貸地価格のある土地を選定交換して与えること

三、地主で且つ自己建築、営業をなす者

一項の場合の条件をみたすところの土地を交換して与えること

四、借地に建築し借家せる場合

各関係者と委員の合議により処理す半壊の場合

一、残余の土地で営業可能の場合

現在の営業者を以て権利者として地主からの立退要求せざること、営業者及び建物所有者及び地主の損失は十分補償すること

総括的弁償

一、地代及び家屋の弁償費用は市会の決定額では十分ではないので、その値上を考慮すること

二、諸事項の処理については市当局の土地委員会、関係者代表委員を以つて調停委員会を組織し、円満なる解決を努むること、し各個人の個人交渉は禁止する

三、工事着工は調停委員会に於て全開

一九五二年

那覇市が競輪事業を申請ノ

月四百万円の収入見込み

〔琉新 1952・1・24〕

那覇市では市の戦災復興及び公共事業費と中央政府財源の増収を目的として競輪事業に乗り出すことを計画、二十三日、臨時中央政府に援助方を陳情した、これは日本競輪と提携して事業を行なうもので一月の収益は四〇五万円を見込んでいる、事業計画の概要次の通り

沖縄競輪株式会社（仮称）を設立して日本から競輪輸入の受入体制をつくる

日本の国際競輪会社（仮称）と沖縄競輪会社が契約して総工費八千万円（日本円）の競輪場（コンクリート四百米コース）を那覇市内に建設する

収支概算

月六回の開催で車券総売上二、六二〇万円の見込、うち七十五パーセントを払戻金とし残り二十五パーセント（四〇五万円）が収入となる、収入のうち三パーセント（四八万円）は中央政府納付金、一〇パーセント（十六万円）

を那覇市と会社が等分し残金の一二パーセントは経費に当てる計画

一社説

牧志通改修の政争化を封ぜよ

〔琉新 1952・1・26〕

那覇市牧志通りは人車のおびただしい交通量と路面の甚だしい荒廃のため改修を急がれ、群島政府と那覇市との協力により計画はすでに成り、正月早々着工することになつていたのが、いまだに土地家屋の立退き問題が解決されずに残されている。市会においても旧ろう土地家屋に対する補償予算も可決されているが、これの金額或は立退先について関係者がまだりようとしていないためだとされている。

ところが最近になつてこの道路改修について妙な噂がこう間に聞かれる。立法院議員に立候補する或る人がこの道路改修について市当局の方策について非難したり、はなはだしいのには改修の必要もないではないか、と関係者をたきつけていると伝えられているが、選きよとなれば手段をえらばない人が決して少くない点からみると、これは単なるデマとばかりも言えないであらう。飛んでもない話である。

立退かねばならぬ商店その他は犠牲を払ふことになつて気の毒ではあるが、一般市民のために道路をかく張せねばならぬとあれば、立退きも致し方ない次第である。おそらく多くの関係者はそれ位の公共精神と理解は持つてゐるはずであるが、利益のためにはついあまい自分勝手な考え方に引きづられ勝ちなのは人情である。もしもそのような人情の弱味につけ込み問題の解決を引延させる者がいるとするならば、一般市民にとつては迷惑千万である。

犠牲を払わねばならぬ土地建物に対する補償は市会で定められたのであるが、その額は市会として妥当とみればこそ議決したのであらう。われわれ市民は市会の処置に信頼する外はないのである。もしも仮りに市会の議決が妥当でないとすればそれぞれ市当局を通して交渉も出来るわけで、問題解決の途が断たれているわけではない。

この道路改修について関係者の弱味につけ込んで、反対せんがために反対気運をかます政治屋がいるならば、市民はかような政治屋を葬るべきである。投票集めのために事の如何を問はず、これを政治的に利用することはボス政治家の常とう手段である。

この道路改修で土地建物関係者の利益を全く損わないようにするとすれば、結局これを放棄する外はないであらうが、それでは一般多数市民の利益は無視されることになる。したがつて関係者の損失を最小限度に止めるために市当局も考えねばならないが、市としては市民の負担を考慮しないで、これらの人たちだけの利益を考えるわけにはいかぬ。つまるところは関係者の良心的な妥協にまたなければならぬ。

一部利己的で無理解な人もいるかも知れないが、大多数の関係者が市民としての協力精神によつて早急にこれを解決し、一日も早く安全な道路が出来てくることを全市民は待望しているのである。一、二野心家や政治ボスに乗せられてはならないであらう。

校舎欲しい那覇市ノ解消する群府庁舎の返納陳情ノ

毎年千五百名が転入

〔琉新 1952・1・26〕

那覇市では二十四日校長会を開き協議の結果毎年千五百人の転入学児童があるため中初、幼ち園合わせて現在八教室の不足を来し二部教授で生徒の学力と校外訓練の立場上校舎の悩みが大きいと近く解消する群島政府庁舎

(旧天び校)を早急に校舎として返してもらい度いと陳情することに決議、二十五日真栄田市会議長、平良市社会部長、又吉後援会長、那中学校長港校長等が中央政府と群馬政府に市長名義の陳情書を提出した、市当局の計画では天び校を第二中学と独立せしめ城岳、港の中生全部と那霸中学校の一部約三百人合計千人の生徒を移す予定になっている

海岸に伸る那霸市／懸案の

泊港埋立工事、軍が着手

／三万八千坪が市有地に

〔琉新 1952・1・30〕

二十九日午前民政府工務部長ウエステンパーカー氏はたけ原那霸市助役、花城都計課長を招き那霸市懸案の「泊港埋立」について次のような朗報を伝えたこれにより埋立て地は軍に所有地を使用されている人々は今後都計による立退き民等の用地としてき待される軍では泊港のシユンセツ工事を五月から八月までの間に再開するこのシユンセツによる廃土三〇万立方ヤードを公有水面(三七、五〇〇坪)に埋てる

埋土防ぎの護岸は市負担とし市は早急に該護岸の位置について計画書を提

出すること

埋立て地約三万八千坪は市有地になる

拡張工事／きよう着工

十間道路着工準備中の那霸市では差し当り支障物件のない牧志ウガンの除土工事を国場組によりきようから始める

一社説

那霸市復興と市民の態度

〔琉新 1952・2・8〕

焼け野が原と化した那霸市の復興はひとり那霸市民だけの問題ではなく、沖繩の玄関としての地位から全沖繩住民の関心するところである。整然とした都市計画によつてこの那霸市を建設しようとして深く心に期し、日本に渡り視察研究して帰つた当間重市長は急逝した。彼の剛直と清廉さに期待した市民は驚き且つ失望落たんさせられている。彼としても緒についたばかりの仕事のこしていくのは残念至極であつたであるが、一般市民としても今後の那霸市復興に想いをいたせばいよいよ惜まれてならないのである。

われわれ市民は当間市長の逝去を悼む心の底から更に那霸市建設への決意を新しく盛りあがらせねばならぬ。これこそがなくなつた彼に対する最上の

はなむけであり、市民としての責務でもある。

那霸市の都市計画については米軍側でも援助を約し、在職中当間市長は軍と密接な連絡をたもち、彼に対する軍政府側の信頼は極めて深かつた。ために旧市内の土地解放も非常に促進されたものである。

現在着々と進められている計画は市会においても承認され、米軍側とも諒解すみのものである。今や計画はただ推しすすめるだけである。

しかしながら現在の諸環境はいずれの面においても次々に困難な問題が飛び出してくるものである。おそらく那霸市復興もその例にもれないであろう。その場合われわれ市民に良識が欠けるならば、市の復興は遅々としてはかどらないであろう。

愛情がないところに美しい社会は生れないものであるが、故当間市長の那霸市に対する清純な愛情は彼の計画となつて具体化している。われわれ市民は私心を去つた安住の地としての那霸市への愛情をもつて、彼の残した仕事をゆがめることなく立派に達成せねばならぬ。

いかに立派な計画でも市民の協力なしには実現出来ないのであるが、同時

に復興計画をゆがめることに対して市民は十分の監視をせねばならぬ。その責任は市会も負わねばならないが、立案者たる市長がなくなつた現在には特に市民の積極的な批判が加えられねばならぬ。

仕事なかばにしてたおれた当間市長の美しい那霸市への夢を利己のためにみにくくゆがめないよう市民は要請されねばならない。この心がけが市民になれば新那霸市の建設は望めないであろう。

一社説

那霸真和志の合併急げ

〔琉新 1952・2・11〕

那霸市と真和志村との合併は両市村民の要望するところであり、故当間那霸市長もこれに努力したが実現をみないうちに物故してしまつたのである。那霸真和志の現状はすでに境界をつけることすら困難で、住民の不便は日を追うて加わつている。更に首都建設の見地からしても郊外のグラントプランを抜きにしては考えられないはずである。

当間市長の後任問題も市政の上から重要ではあるが、この際懸案の両市村合併を促進するということは一層重要

でなければならぬ。これの実現は当間市長の遺志にそうことでもあり、彼の都市計画を拡大充実に、両市村十万人の利益となるのである。

これについては当然市長選挙もからんでくるのであるが、もし現在のままで後任市長を選出すれば、おそらく新市長は合併問題に対して表向きは反対しないであろうが何かと口実を設けて必ずや合併問題を延引させることを考へるとみななければならぬ。更に首都としての那覇市の首長選挙を立法院議員選挙のどさくさの中に行うことははなはだ不適當である。これは立法院議員選挙と交さくして不純な政治取引がより多く行われる危険を感している。

しかしながらこの問題は市町村制という歴とした法令によつて拘束を受けているのであるが、那覇真和志合併問題は戦前戦後を通じ十数年来解決に悩み抜いていることであつて、一般の市町村合併問題とはいささかおもむきを異にする。これは中央、群島政府ともに十分の関心を持つべき性質のもので、市町村の成り行きに委すべきものではないと考えられる。必要とあれば市町村制の一部改訂もやむを得ないであろう。この際中央或は群島政府において、両市村議会に対し合併について

諮問をなし、その答申があるまでは那覇市長選挙を延期するということは法的に認められないものかどうかが研究の要はないか。この場合法文の解釈はせまいところにとらわれず政治的考慮も加えらるべきであろう。

法文の解釈といつても出鱈目はゆるされないわけであるが、両市村議会の態度如何によつては別に打開の途も講ぜられないとは限らない。すなわち両市村議会が即時無条件合併を決議し、その必要やむを得ざるところを表明するならば、議会の意志は決して無駄にはならないはずである。

那覇真和志接続地域市街の混乱状態を考慮するならば、将来のために議員諸公は果敢にこの問題を処理すべきである。

後任那覇市長の選考 / 人格高潔で軍に信用ある人々 / 注目される議会側の動き

〔琉新 1952・2・12〕

立法院議員選に次いで三月二十七日行われる那覇市長特別選挙は琉球の首都たる首長を選ぶだけにその動きは内外各方面から多大の関心が寄せられ市民の良識による明朗選挙の垂範が要望さ

れ人格識見とも兼ね備えた故当間市長のよき後継者の選出が期待されているが、巷間の伝つるところによると告示前から早くも出馬準備に狂奔、芳しからぬ暗躍が続けられていたという一派の動静も最近とみに活気づいたといわれ早晩ひと波乱は免れぬものと予想されている

那覇市議会側の動きは近來にない全貴協調のふん困気の裡に後任市長の最適任者をあれこれ物色協議をこらしている模様で将来国際都市としての特別市を構想、市長も将来国際都市としての特別市を構想し首長もぜひ知事級の人でなければいけないその線に副つて知事級の人をというのが一致した意見らしい右について真栄田議会議長は左の通り語る

那覇市は全琉の門戸であり将来観光都市としてその果す役割は大きい故当間市長の残された都計を推進完成せんがためにも当間市長の遺志を継ぐべき人格者を市長に迎えねばならぬ我々の念願とするところは後任市長の資格として

- 一、人格高潔の人物
二、軍に信用ある人物
この二条件を兼備する人を市長に推したい、この二つの条件は恐らく那覇市

民も一人として異存あるまいと思つ。なお一部に私の立候補説も伝えられているようだが私は当間市長の遺志を貫徹するために議長として終始一貫邁進したい決意で市長選立候補の意思は毛頭ない

一社説一 那覇市会への要望

〔琉新 1952・2・16〕

当間市長を失つた那覇市はその後任者をめぐつて目下苦吟中である。琉球の面子をになう点では中央政府主席のポストにもおとらぬ重要さをもち、また単なる体面的の意義の外に、新生那覇市を建設するという仕事の面からも、文化的要素と行政力のある有識手腕の人をもつて来なければならぬわけ、人選に市会議員諸士も頭をひねらざるをえないわけである。

そこで問題はもつぱら市民を代表している市会の行動如何にあるので、市民一般の注目しているところでもあつて、市会がどのような人を持ち出してくるにしても、おそらくこれは全会一致によるであろうが、全会一致となればその人の当選はほとんど確定的となる。果して全会一致のすいせんに対しこれにきつこうして立候補する人が出

て来るかどうかは知るべくもないが、それは大して問題にはならぬ。

もしも市会の動きによつて全議員が一致して或る人を推し、そして後任市長に無事就任するならば、市会はこのことについては一〇〇パーセントの責任を持たなければならぬ。全会一致で推した新しき市長に対し、就任後はこれを忘れるようなことがあつては大変である。

市長は市会の議決によつて行政をとるのであるが、従来の現実をむしろ市町村理事者が市会を動かして来ている。これは自治についての能力が未熟のためであり、自治制の向上は市町村議会がそれぞれの理事者をバツクして行政を円滑に運ばせていくようにならねばならぬはずである。

特に那覇市の都市計画の実現においては市民の全市の支持がなくては、如何なる高まい有能の士がかつぎ出されてもその力量は發揮出来ないはずである。むしろ市会が市理事者をリードし計画その他においてインシアチーブをとりその実現に対しても強力に後押しするのでなければならぬ。

おそらく、那覇市会が現在心配しているのは、公正な立場をとり得ない人が後任市長とかりになつた場合、市当

局と市会とのあつれきが那覇市の建設を完全にそ止する事態を招きやしないかといふところにある。また事実市会が十分考慮の上で動かない時はかかることがおきないとは保證出来ぬ。

あくまでも市会としては那覇市建設の立場から個々の私見にとらわれず全員が納得のいくような方向へ努力しその実現の後は真に自治体の市会としての市当局の鞭たつに心を用うべきである。

一社説

市長選挙と市会の動き

〔沖夕 1952・2・18〕

立法院議員の選挙がおわると那覇市長選挙、次いで確実に予想される教育委員選挙が控えており、まさに此の春は選挙々々で明け暮れる慌しい春である。しかも何れの選挙も、軽重の差異が付け難く、従つて全琉住民の多大な関心が傾注されぬと、琉球の将来に禍根をのこす重大な意義をもつだけに、常の春と違つて春風たいとうたる春眠の愉悦に、浸つてばかりもおれないのである。那覇市長選挙は、勿論那覇市という小局部に限られたものではあるが、だからと言つて那覇市民以外の琉球住民が徒らにこれを傍観することは

禁物である。故当間重民市長が手を付けた都市計画を、単に那覇市のみのもとししないで、全琉球の首都建設に発展させる、卓越せる後任市長を迎えることが、全琉住民の切実なる念願だと察知するが故に、市長選挙問題に対する全琉住民の注視を望んでやまない。処が市長選挙問題に臨む那覇市会の活ぱつた動きが、われわれにはどうも腑に落ちかねる。われわれのさつ覚かも知れぬが、市会議員が市長選挙の一切を一手に引受けて、派手に立回つてい

民主主義選挙とはそんなものではあるまい。成程戦前の市長は市会による選挙であつた。だから市長選挙ともなれば、議員の芝居じみた離合集散が執演され、当局派、反当局派に分れて虚々実々の斗争が議会内外で決行されるし勢余つて血なまぐさい暴行沙汰もあれば、議員数が両派相半すると議員争奪の買収戦が展開され、強引ならつ致騒ぎやかん詰騒ぎ等もあつて、まるで狂気の沙汰といつても過言でない選挙冒とくの醜態を露呈したものである。それを見せつけられる市民は、市長選挙への参与が許されぬ傍観者であつたが為に、切齒やく腕して市会一任の非民主的選挙制度を恨み、泣寝入りしたこ

という二つの選挙条件に基いて秤量にかけ、その甲乙が論議されている。こ

しかし戦後は変わった、市長選挙は市民有権者の公選となり、市会ないし議員の選挙独占がおしみなく奪われたことは周知の通りである。然るに戦前の余勢をかりて、戦後の市長選挙と言えども、市会ないし議員の半独占的選挙が、旧態依然として温存されている。それは「市」に限らずすべての各町村にも及んでいる。従つてそれぞれの首長選挙が如上の通り、市会ないし議員の半独占的傾向を多分におび、だから当局派、反当局派の古めかしい政争が

性懲りなく伝承されたことを、われわれは決して見逃してはならない。

市会ないし議員達の選挙対策も程々にして貰わぬと、選挙の自由を侵害し、ボス政治のない頭に拍車をかける懸念なしとせない。市会と議員に渡りをつけて当落を打診し、全会一致（或は多数）なら当選確実として、市長候補の名乗りを挙げると言つた選挙の間取引は、選挙の自由公正を望む市民大衆をないがしろにする不法行為である。それは立候補の自由を市会ないし議員が強圧し、後任市長選挙の範囲を制約して、市民大衆の意思を天降り式に強制することになる。市民大衆としては、地盤、市会、議員に依存せない真に民主的な人物の立候補を待望し、那覇市都市計画というより琉球の首都建設を強力に推進する新市長の登場を期待すべきである。それが即ち全琉住民の念願だと思つ。

大絃小絃

〔沖夕 1952・2・19〕

三月二十七日行われる那覇市長選挙に当然立候補を予想されていた仲本為美氏はきのう届出た。これに対して市会側も候補者を決めて戦いをいどむ筈であるが、いまのところ又吉康和氏が最

有力者とみられ、一騎打ちの激戦が予想される。仲本氏は元市長で在任中残した仕事も相当ありそれをしとげんものとして議員選挙の立候補もとやめて馬を陣頭に進めた以上、この戦いを勝ち抜こうとの熱意にもえている。一方、市会側としても当間前市長が残した都市計画を強く推進しなければならぬ責任を感じているので市会一致の陣容をかためてこの一戦に臨む態勢を整えている。けだし面白い戦いがみられよう。

市会が一致して候補者を推薦することとは彼等の自由であつてもちろん邪道ではない。たゞ恐れるのは市会一致ということを市民に押しつけることがないかどうかである。しかし、政治的にやや自覚している那覇市民であるから両候補者をよく見くらべてその選択を誤らない筈なんだから今から誰が優勢だということとは云えない。

那覇市は都市計画や真和志村との合併問題など重要課題が山積しているから市と共に討死する熱意と鉄のような意志そして強い実行力の持主でなければとまらない。これから戦いも激化してくるが、選挙騒ぎで常軌を逸するよつなことなく、冷静にこの選挙に臨むことが首都那覇市を建設するゆえんであると思われる。

那覇市長選ノ又吉康和氏ノきよ届出る

〔沖夕 1952・2・21〕

那覇市長に又吉康和氏を推そうという市会議員側では十九日の夜会議員が集まつて協議を開き、二十一日に推薦届出を行うことに決定した。推薦までのいきさつにつき真栄田議長は次のように語つた

特定の人を推そうという議員各自の意向が期せずして一致したことは確かだ、その空気が醸し出されたゆゑに選挙条件を

- 一、人格高潔な人
- 二、都市計画を強力に推進する人
- 三、軍に信頼ある人

この三条件によつて六名の知名士をあげ、約十日間に亘つて審議したのであるが他の人は現職やその他の関係で適切でなく、又吉氏が最適ということに全員の意見が一致した

これに対して色々の批判もある様だが、市会として推薦するのでなく自由なそして個人的気持で又吉氏を推したのだ、最後は市民の良識と判断に待つ外なく、市民におしつけるなどは絶対に考えていない

若し推薦した人が希望通りにならぬ場合の議員の態度については今のところ

何ともいえない

一社説

再び市長選挙に就て

〔沖夕 1952・2・23〕

那覇市長選挙は仲本、又吉（届出順に依る）両候補一騎打の逐鹿戦は、立法院議員選挙とかち合つて複雑微妙である。懸念された市会の行過ぎは単なるき憂に過ぎず、真栄田議長は「市民の自由を尊重し、絶対に押しつけがましいことはせずに、又吉氏を市会全員が推す」と宣明している。両候補の善戦を祈つてやまない。処が此の決戦、悪くすると市長派、反市長派の溝を深かめる恐れなしとせない。故当間重民市長の政策を支持する市会並に又吉候補と、それに対抗する仲本候補並にその支持者の激突が、市民を二分する事があつては、市民の迷惑も甚しい。選挙の結果、仲本、又吉両候補のうち誰が当選しよう、そこに市長派もなければ、反市長派もあつてはいけない。市会並に市民は、挙つて新市長を支持し、市長の公僕的使命を遂行させる責任を持つべきである。かかる認識と理解を欠くから、市長を絶対視して随従する市長派が形成されたり、或は私党勢力の反市長派を呼号して、市民そつ

ちのけの泥試合が「市政」の名目で演ぜられもする。云わば市長も議員も市民大衆から市政を委託された公僕に過ぎない。その公僕同士の抗争は、犬も食わない夫婦喧嘩と同視されていい。愚かにも市民大衆がその渦中にまき込まれてはならない。市会にも、それから市会と対抗する私勢力にも、くみせない自由公正な選挙を、市民大衆の名誉にかけて誓つべきである。とにかく市民大衆の注目を専ら両候補に向け両候補の政治的識見と手腕の優劣を比較して、当落を決する理想選挙でなければならぬ。

つぎにわれわれは首都建設問題に多大な関心を寄せる。さいわい両候補とも首都問題を重大政策として掲げ、那覇、真和志の合併を主張し、住民の要望に沿つて促進する旨公約している。処が、那覇、真和志の合併問題は、いつも那覇市側が、対等の合併を排して那覇市への併呑を主張したためにその解決を至難たらしめたつらみがある。公正な立場の第三者に言わすと勿論併呑であつてはいけない。対等の合併なら、市長並に議員の再選挙は当然の理に属する。右の二題点を、果して両候補が如何に解し、如何に公約して呉れるか。それこそ全琉住民の期待する処

であろう。

市長選挙への全琉住民の関心は、首都建設問題あるがためである。琉球政府の発足に呼応して、首都建設の実現に着手することが、切実に待望されている。那覇、真和志と言わず、能う限り従来の極限された範囲を拡げて、例えば旧都百里市の合併を望む世論も起きている。率直に言えば、首都建設問題は単に那覇市のみに一任さるべきものではない。政府としても、もつと積極的に支援すべきである。寧ろ政府が首都建設促進の機関を設けて、軍当局とも諮り、那覇、真和志、その他合併候補の市、町の代表と、全琉から選出された学識経験者を網らして、首都建設の構想を練り、関係町村がこれを受けて実施する対処策を講ずべきである。

そうした公正な機関を政府がもつことに依つて、関係市、村が、それぞれの立場を固執する独善的主張が退けられ誰がみても妥当と認められる相互の歩み寄りが期待されるのである。首長並議員の総選挙が行われることは当然である。従来の難点は、那覇市側の選挙回避にあつたと言えよう。それは那覇市に限らず、他の関係市、町にしても懸念される頗るの難点である。選挙

回避の理由はいろいろあるが、主として政治勢力の崩壊を恐れるからである。だからわれわれは、仲本、又吉両候補に如上の二題難点を挙げて、全琉住民への公約を要望するものである。

一社説一

牧志通り改修と自治能力

〔琉新 1952・2・25〕

沖繩一の悪道路である牧志通りの改修は測量も終り所要予算も群島政府ならびに那覇市において決定をみていたが、建物の立退きで行き悩んでいたところへ、突然民政本部から「しばらく待たせよ」との声がかつてしまった。

これで失望したのはただに那覇市民ばかりでなしに、那覇に出て来る多くの地方民も同様である。那覇に出て牧志通りを歩くのは命がけだとはよく地方農村民のもらすところである。

ではこの結果を招いた責任は誰にあるか、ということになるが、それは那覇市民自体にあるという外はない。立退くべき建物および道路に提供せねばならぬ土地の賠償評価については市当局が市会の審議にかけるのであるが、それでもつて解決するに至らなかつたわけである。すなわち市会の見解は関

係者によつて無視された形となつた。これについてはためにせんとする一部政治屋のせん動も大いにあつた力があつたとつたえられている。

理由の如何は兎も角、この必要欠くべからざる牧志通りの改修は、群島政府と那覇市の協力によつて用意万端とのえられ、関係市民との話し合ひですべては解決されねばならなかつたはずのものである。

それが出来なくなつたということ、単に牧志通りの問題ではなしに、広く沖繩における自治にかん連して行くものでなければならぬ。おそらくこの問題はアメリカ側からすれば一つの沖繩人の自治におけるテスト・ケースとみているとも考えられる。軍用道路となればおとなしく立退いている人たちが、お互住民のための道路を改修するととなると、自分の胸算用だけではないかな動かないということは大いに考えさせられるものがある。

自治は強権によるものでなしに、諒解によつて成り立たねばならぬ。諒解がならない場合、自治の範囲外にある強権を發動せねばならぬということ事態は、明らかに自治の否定である。

おそらくアメリカ民政本部としてはこのようなことを好ましくないと考え

ていると推量してよい。自治によつて達しられぬものをそのままにしておくことによつて、苦しむ者はその自治体内に包含されているわれわれである。われわれ市民がそれを容認するならば、また何をか言わんや、と外つぽを向くのは必ずしも不当ではなからう。

牧志通り改修が予定通り行われるのが妨害されるならば、おそらく今後の首都那覇市の都市計画は画餅に帰すであらう。いずれは新市長の下に計画は実現に向つて押しすすめられるであらうが、何人が市長の椅子を占めるにしても、一部市民の犠牲はやむを得ないこととして、一般市民の住みよい市街をつくることを第一とせねばならぬ。また利害関係を持つ市民も利己心を制して、公共の利益を考えて市当局の方針に協力すべきである。一部の人たちの利己心のために全住民の自治能力まで否定させるような事態におち入るのは極力防がねばならぬ。

一社説一
首里の場合

〔琉新 1952・3・8〕

市民を指導すべき立場にある市長と助役が選挙違反の疑いで拘留されるということは残念至極である。彼ら個人

のためは勿論、市民の公的な見地からまことに汚名といわねばならぬ。

従来日本的な考え方では選挙法違反というものは不名誉とされず、むしろ政治犯の如く恥ずべきものではないという観念が支配的であつた。これは大衆を愚弄することが大した罪でなく、彼らの素朴さを利用するのは当然だといつゆるすべからざる考え方から出発しているであらう。

地方政治ボスの口ウ劣な手に乗るのは、それだけ民度、あるいは自主性の欠けていることを示すものであり、都会地においてそのような手が利かないのは、都会人がより批判的であるためである。その意味において、かりに首里市における市長、助役がその地位にものをいわせて市民の意志に圧力を加えたことがあつたとするならば、首里市はその民度において他の市町村よりも低位にあるとされてもやむを得ないであらう。

このようなことは必ずしも首里市に限つたことではなく、外でもあるに相違ないが、市長、助役が袖をつらねて拘留されるといふことはそう度々あるものではない。如何に首里においての立法院選挙戦が激しかったかがうかがえると同時に、首里市政幹部が口ウバ

イした姿が想像される。

市町村の場合、その首長や幹部が選挙運動に公然と参加し特定の候補者を支持することの是非については一概に黒白をつけるわけにはいかぬ。判然と政党政治になつていけば市町村長も所属する党の方針にしたがつて政治行動をとるのは常識であるし、政党の政策をもつて争つことは理の当然である。しかしそうでない場合には時々的情勢によつて自治体の理事者の立場が変つてくるのはやむをえない。時に中立となり傍観するか、あるいは市理事者の立場から特定候補を支持することにもなる。

今度の首里市の場合には市出身の候補者を市理事者が支持するということは十分に理解し得るが、それには指導的地位にある者としての制約がなければならぬ。市民に正当な判断を要望せねばならぬ人たちが、血道をあげて常軌を外れたのでは物笑いにしかならぬ。

一 昨年の一般選挙から今度の立法院選挙の経過において知られることは、かれこれ批判はあるにしても、一般選挙民の政治的感覚はいちじるしく向上したとされている。これは戦時中から戦後にかけて苦難の道をへて来た大衆の肌からしみ出たものであらう。

那覇市においても市長選挙をひかえて、市民の関心はたかまりつつあるが、いずれにしても大衆を手玉にとらうとする者は天にツバする者のたとえを自ら経験することになる。今度の首里市の場合が貴重な犠牲となつてほしいものである。

公聴／投票と公休日

〔沖夕 1952・3・11〕

街のうわさをかきあつてみると、今度の那覇市長選挙は上層部と中以下階級との争いになりそうだといわれている。或はそうかもしれない。しかしこんなことはどうでもよいが、問題は投票日の二十七日が休みでなくて木曜日にあつてゐることだ。那覇市は軍作業員やその他勤労階級すなわちアガチヤーターが多数いるのであるが、之らが一日の給料を棒にふつて果して投票するかどうかだ。さきの議員選挙では二、三時間も待たされ、なかには帰つた人も多かつたといふから投票するためにはぜひ一日を休まねばならぬ。一日休むとその月の生計費に狂いが生ずる。それで市当局へお願いしたいのは、かれらに投票させるため、投票日を公休日にするよう軍へ陳情して貰い、さらに一般雇主もこれに準ずるといふ

ことにきめて貰いたいことである。市政はわれわれの生活に直結しているから市当局にもこれ位の親心はあつてよい（那霸市二区・山城正愛・軍作業）

那霸市長選／投票日変更出

来ぬ

〔琉新 1952・3・13〕

那霸市長選を日曜日に行うか又は日曜と繰り換えて投票日（二十七日木曜日）当日を公休日にして貰いたいと市長候補仲本為美氏推薦人瑞慶山良長氏から十一日、市選管委に陳情があつたが、これについて当山委員長は次の通り語つた

「投票日については公告をなす前に軍や群島選管委とも打合せて日曜に行う様努力したが選挙法の改正がなされぬ限り不可能なので二十七日（木）に決つた

日曜と繰り換えての代休もやはり法の改正を必要とする、当委員会としては官庁会社の上司や雇傭主の理解によつて当日投票のための時間を与えて下さることを希望する

今旬の主張／那霸市長選挙の意義

〔新民報 1952・3・15〕

那霸市政は、当間市政の登場により漸く建設段階に入りその前途には市民の全幅的信頼と協力が約束されていた。当間市政は当間重民君の高邁なる識見近代的感覚に発し、彼の公私生活の清潔さで裏打ちされて市政の基礎が築き上げられた。いわば重民主義が成功した訳である。民主政治の進歩は社会正義を求める心に初まり、治める者と治められる者が一体となつて結実の最終段階に到達することを目標とする。最近の那霸市は市長、市会、市民が三位一体となり睦み合つて政治が倫理化されつゝあつた筈であり当間君を失つたのは、市議会や市民にとつても大きな損失であつたことは茲に記述するまでもない。即ち那霸市議会は当間市政に協力支援を与え琉球の首都那霸市建設に前進し市長はよくその負荷に耐えつゝあつたことは、こちらにいる旧那霸市民も等しく認めていた、このような訳で昨秋当間君を迎えた関東、関西、九州の旧市民達は激励多謝の意を表するに吝でなかつた。それは那霸市議会と市民の意気に応える市長の気魄充滿せる政治活動に多大なる望みをかけて

いたからであり、那霸市発展への期待から湧き出た、ほのぼのとした旧市民感情も手伝つてのことであつた。当間市政を育てた那霸市議会は気鋭な当間市長を失い後任市長選に際し

- 一、当間市政を全面的に踏襲すること
 - 二、後任市長は人格高潔なる人たる事
 - 三、米軍側に信用厚き人たること
- の三条件を附し、候補者を物色した揚句、現琉球新報社長、前副知事又吉康和氏を全会一致で推挙し同氏の出馬快諾を得た模様である。

一方前那霸市長、仲本為美氏も市民有志の推せんに応じ立候補したので茲に一騎打ちの政戦がくりひろげられるに至つた。仲本氏は永年那霸市議として市政に参加し終戦後市長の椅子につき混迷期の市政を担当した苦勞人である。

那霸市議会が仲本氏を避けて特に又吉氏に三顧の礼を捧げて、その出慮を求めたところを見ると、市議会の定めたテスト、ケースに又吉氏が公人としてびたりと当てはまつたことになる。その可否は那霸市民の審判によつて決せられるべきであり海をへだて、我らが、かれこれいふべきではない。しかし万一市議会の熱意と支援が足らずして又吉氏に不利な結果を与えたとした

ら、那霸市議会は選挙後に何等かの方法で候補者と市民に責任をとらねば大義名分が立たないことになる。こう考へて見ると今回の那霸市長選挙の持つ意義は極めて重大である。仲本氏も事ここに至れば庶民的な大衆政治家としての強烈なる抵抗を試みる筈であり頗る複雑な事態を招来するものと予想される。この甲合戦に那霸市議会勝つか敗けるかはかゝつて那霸市民の向背にある。従つて市民は仲本市政と当間市政の足跡を充分検討し、変革期と前進期に対処して新市長の人選に慎重を期さなければならぬ。那霸市は今や琉球の首都として国際都市の性格を持つつゝあり琉球全住民の自治能力を試す「場」に躍進している。市民の多数は他の何れの市町村よりも進歩的知識層が多い。彼等によつて運営される那霸市政こそは直に琉球全地方自治体のいわば、モデル、ケースともなる訳だから民主政治下の最良の条件を今後の市政に包含せしめなければならない。人格ある人、識見の高い人、軍に信用ある人という三つの条件が必要とされたことは那霸市政現下の情勢に照らし將來の発展に必要欠くべからざるものである。と市議会が断定しているが、これは額面通り受取つていゝと思つ。住

みよい近世都市を建設せんとする市議会や市民の希望あふるる声が海の彼方から聞えるような気がする。ここでは欧米のことは引合いに出し度くもないが、民主政治の発達した先進国ではその国内に於て首相と首都の市長とは殆ど同格同様に敬愛される。今後の那覇市長は独り那覇市民のみに止まらず、全琉住民から敬愛されるべきであり、市民諸君は此の点に思を致し感情を一掃し清純な気持ちで投票すべきである。

那覇市／いつ還る旧天妃校舎／雨もり教室で勉強／同居授業で声も混同

〔沖夕 1952・3・25〕

毎日のように生徒がふえる那覇市では各学校とも教室不足になやまされ三部制も余儀なく強行しているのだんとか銀行から金を借りて、も満足に子供たちが勉強出来るようにしたいと琉銀に借入れを申込んだが、規定に反するとあつて却下され、今はたゞ一つの望みをして現在群島政府が使用している旧天妃校の校舎が一日も早くかえつてくるよう市側では望んでおり、それまでは雨もり教室三部制も我慢しようと春をよそに校舎不足に悩み抜いてい

る、次は校舎不足に苦しむ那覇市の学校の表情である

壺屋初等学校、現在三六学級あるが軍の補助によつてできた恒久校舎が六教、PTAと市当局によつてできた教室が四で、他の二六教室は茅葺の窓なし教室、屋根は雨がもり青天井がのぞけるといつた状態全教室とも二部教授を行つている

城岳初校、二四教室のうち八教室は二部授業大半が仮教室である

港初校、十教室ともボロの天幕教室で雨もりもひどく、今夏の台風には倒壊はまぬかれないと不安にかられている

開南初校、三三教室の中、七教室は天幕、その他は仮教舎で窓なしのガラ洞、一教室を「ついたて」で区切つて二教室にしてあり、先生の声が混同するなど授業がほとんど出来ない状態にある

更に城岳、港、那覇の各中学もほとんどが仮教室と二部授業を行つている市当局ではこの様な教室不足から起る悪弊を次の様に指摘し、琉銀の融資も却下された今日、これを打開する対策は現群島政府庁舎、民政官庁舎、もと泊小学校などの返還が急務であるといつてい

二部授業を行つと、午前午後に分けて登校するので児童は急性がついて不良化し、いきおい常欠児童がふえるという事になる、常欠が依然変らぬのはこの影響で、劇場内や露路などで遊んでいる児童を調べて見ると、授業は午後からだから、という理由が多い。それに教育の立場から見ると時間数が約半分減るので学力が急激に低下していく、事実その傾向はつきりしており悩みの種である

一社 説一 良識亡びず

〔琉新 1952・3・29〕

那覇市長選挙は又吉氏の当選となつたが、これで誰よりも安心したのは那覇市会議員たちであらう。

那覇市会の全員一致で又吉氏を推したからには、万が一にも氏を落選させたとすると、これは市民投票による市会不信任の決議と同じ意味をもつものであるから、全市会議員は市民の意志を尊重し全員辞任せねばならなかつたのは理の当然である。

市会の全員一致推せんについては世間に批評もあるが、これは市会議員たちの自由な意志による話し合いであつ

てみれば、これをもつて市民に推せん候補を押しつけるとかいつことにはならぬ。現に仲本氏が全市議を向うに廻して九千票余りも獲得したことを見ても、市会一致というだけでは一般市民の意志を左右することは出来ないという点を明らかにしているのである。このこと自体はその理由に対する批判は別として大衆にはそれぞれの判断があることを物語つているのである。

今度の那覇市長選挙において仲本氏側では上と下との争いだと言伝につとめていたようだが、これは金持ちと貧乏者の上下でもなく、貴人とせん者の上下でもない。一般の世評を総合すれば大よそ貧富を問わぬ有識者層と情実によつて動く人たちの数の争いとなつたようである。その解釈が正しいとすれば、又吉氏の当選は市民の良識の勝利ということになる。

一般市民の良識が今や如何なる選挙戦術によつても揺がないといふことは知事選挙以来立法院選挙においても認められたことではあるが、今回の那覇市長選挙において三度び確認されたといつても決して不当ではなからう。

仲本氏側としても今少しで心惜しい限り、という気持ちもあるであらうが、全市会議員を相手にした大角力で、力

尽きて敗退したと考えれば思い残すことはないであろう。仲本氏も選挙において公約した通り那覇市を愛する一念からの立候補であつてみれば、落選しても今後市政についての希望の実現に一市民の立場から十分働けるわけであり、市民の声となつて市当局を鞭撻すべきである。

なお那覇市の都市計画は何人が市長になつても予定された事業であるが、又吉氏は当間前市長の計画を情況の変化がない限り大體踏襲すると言明して来ているが、市民はその実現が一日も早からんことを希つていたのである。今後市会の協力の下に計画を机上から実際に移すよう努力して欲しいものである。その際眞和志村との合併は直ちにぶつかる問題であるので、那覇市議会と眞和志村議会がスムーズに合併に同意するよう誘導するのは新市長としての大きい使命であろう。それがまた市民の良識にこたえることにもなる。

二千四百余票の差で／又吉 康和氏が当選／そば降る 雨中に混雑の開票場

〔沖夕 1952・3・29〕

那覇市長特別選挙の開票は二十八日午

前十時から十力所の投票箱を市会議室に一まとめにしていつせいに開始、投票率七割四分、さきの立法院議員選挙よりわずか一分の好調をみせているが、選挙の常道からおして余り香ばしくない成績だ、二名の候補者だけに開票は運びが早く、一時ごろは大勢はほと判明して午後二時すぎには又吉候補が二千四百十七票を引離して栄冠を獲得、こゝに新市長の決定を見た。

六万市民の首長を選び出そうというのだから、この日の開票場はそば降る雨の中を数千の市民がためかけてもの凄いい混雑、「白熱」と「高潮」の渦の中に本会場の投票箱から次ぎ次ぎ開かれたが、より分けされる事務員の手さばきもどかしく、めくられる票に集中される目、顔は何時もながらの息づまる開票風景を描いた。

こつした紙が山積する中にそわそわした運動員の推定票数が場内のアチコチで乱れ飛ぶ中で速報に全神経を注ぐ各社の記者の動きもあわたししいものだった。

午後一時ごろまでに全投票箱のふた開けがすみ、引つゞき寄りわけに移つたが最初から又吉氏に歩があり、次ぎ次ぎ行われる集計も依然同氏がリードして二時四十分には次の数字で当落が決

定した。

又吉氏 一一、九四六票
仲本氏 九、五二九票
無効票数 一八五票

当落に泣き笑い狂騒曲／当落の両氏に感想きく

特別選挙だけに苦勞と不安は一しほで、又吉候補側は市議員の結束といつた背水の陣、一方仲本候補側はこの際せひ会稽の恥をそゝごうという反動的な対立となつたゞけに成り行きは極めて重視されたが、六万市民の審判は下され、とうとう結論が出た。それだけに当選の栄をかち得た又吉候補や惜敗した仲本候補よりもその運動員の喜びや、悲しみがそれぞれ大きく両事務所ともこつた返えした。

市民、自覚の現れ／全琉的な支援に感謝

次は喜びの事務所に又吉氏当選の感想をきいてみた。

一騎打ちの激戦をしたゞめに混戦状態におちいつてふたを開けなければ判らないと思つた。然し日本在留の先輩の激励と全琉的に支援して貰つたゞめに感激にみちて頑張つて来た。善戦苦闘、立ち遅れになつたにも拘らずこの栄冠をかち得たのは市民の自覚を表わすもので、かえつて

それがうれしい。然し仲本氏もあれだけの票を得てよく頑張つた。

この上は市のために全力を注ぐつもりであり市民各位の協力を望んでやまない。

記者のインタビュートカメラにおさまつた又吉氏は市議たちにとり囲まれて早速市内市場通りを一巡し、当選挨拶を行つた。

何等不満なし／水に流して再出発
一方惜敗した仲本候補事務所では、そんな筈はなかつたと泣くもの、沈むものでうちしおれている中に仲本氏は「氣を落すな、当選が判然とすれば、すべてを一蹴して市のために力を尽すべきで、そのために懸命の運動をつづけて来たのだ……」と激励の言葉を放つて運動員の志気を盛りあげていた。

仲本氏談

不徳の致すところと思つている。凡てが決定すれば疑心暗鬼のいやらしいことを水に流して市民のために全力を傾けるべきである。仲本はまだ若くて健康なので何等の不満もない。又吉氏の善政には協力し、不備な点は指摘して行くつもりだ。神は仲本に休息を与えたと思つている。残念なこと多数の支持者の期待に沿い得なかつたことだけで、今後努

力すればこれに報いられると思つ。

一社説

琉球政府の発足を祝す

〔沖夕 1952・4・1〕

きよう四月一日、いよいよ待望の琉球政府が発足する。盛大な創立式典も琉球政治のめでたい誕生日を迎えて、われわれの感激はたえようもない。官民を挙げて、祝杯をあげ前途の幸を希うことにしたい。琉球政府誕生の意義については、既に周知の通りで、言つ迄もなく「琉球人将来の経済、政治及び福祉を考える上から、全琉球政府の設立が望ましい」旨述べた布告第十三号に明示されている。大島、沖繩、宮古、八重山の四つの孤島が柵を囲い廻したのでは、有無相通する共存の策を施すことも出来ぬし、だから総合的な立場から、四つの孤島を縦、横につないで、四群島のもつ政治、経済、文化の総合力の結集を不可能にした。すなわちバラバラの力を合体させて「琉球政府」という一丸の力に固め、四群島住民の福祉を一層効果あらしめるねらいで、われわれの琉球政府が誕生したと言えよう。

琉球憲法と言われる米民政府の布告

は、とりもなおさず琉球人将来の経済、政治及び福祉を考えての、米民政府がわれわれに与えた法的保証である。たとえ軍政下という枠内にせよ、民主主義諸国の近代政治形態がわれわれ琉球住民に与えられ、まるで独立国家を思わせる三権分立の機能が確立されたのである。即ち本紙六面の琉球政府機構図を見れば一目りよう然たるものがある。小規模乍らまさに一国的政治機構であり、先進国に比肩しても恥かしからぬ政治形態が整えられている。立法院、行政府、上訴裁判所の三権が巧みに抑制均衡して、新制度の妙味を顕現し、公共の福祉に反しない限り民主国家の基本的自由が保障されるのである。依つてわれわれ全琉球住民は、自由に物を考え、そして自由に行動し、自主的に、合理的にわれわれ住民自体の欲する福祉を求めて、われわれの社会に生起する諸問題を解決することが出来る。立法院、行政府、上訴裁判所の使命も亦同様である。

しかしそれだけに琉球住民の責任が加重されたと言える。一国的な政治機構の運営がいかに容易な業ではないかは、今更くどくどしく説明の要はなからう。為政者の新たな自覚が要請される所以である。殊に最大の警戒を必

要とすることは、せつかく一丸に纏つた四群島の融和である。政治、経済、文化の何れの問題にせよ、どつちかの群島にえこひいきの恩恵が一方的に注がれてはならぬ。悪平等は悪いが、政治的抗争やその他の感情に囚われて群島間の紛争を招くことがあつては、せつかくの全琉一丸が解けて了う。例えば待望の経済復興問題にしろ、それから教育問題にしろ、それは飽く迄、全琉一貫の統合的視野から対処されなくてはならぬ。群島間の交通が不便だけに中央集権の弊に陥る懸念が無いではない。そこで、地方分権という民主主義の原理が、実際に活用され、四群島の政治、経済、文化面にそれが遺憾なく具現されなくてはならない。各政党に対しても同様なことが言える。政党の全琉的再編成が必要であるし、教育界、経済界その他の民間団体にしても、群島別の組織とは別個に、全琉的組織への拡大発展が望ましい。

とにかく琉球政治の機構は、形だけは立派に出来上つた。その内容を成す政治の実際運用が、為政者と全琉住民の融和と協力に依つて、これから産み出されるのである。しかもそれは民主的方法によらなければならぬ。そこで政治に直接携わる比嘉主席以下の公吏及

議員が、われわれ全琉住民の公僕たることを自覚し、琉球の諸政党が政府とよく協力し、監視し、全琉住民の福祉を希つて、苦斗敢斗することである。一方住民側にしても、琉球復興の苦難な道を悟り、政府の施策に呼応して、各職場を通じて、或は家庭、社会を通じて、琉球政府発足の意義を空しくせぬ努力が払われなくてはならぬ。われわれ琉球住民の福祉は、結局われわれの流す勤勞の汗と、民主的な教養が、われわれの家庭、職場、社会に注がれるその強弱いかに依つて決まるのである。その使命たるやまことに重大と言つべきである。為政者と全琉住民がそうした決意を固めて、輝かしい琉球政府の発足を、祝福することにした。米・日両国の平和条約発効も、もはや時間の問題となつた。今月の中旬下旬には、日本は六年ぶりに独立国として、再出発するわけである。それに取残されたわれわれ琉球住民の気持は極めて複雑であるが、しかし物は考えよう一つだ。せめて気持だけでも、独立国琉球が、きよう誕生したと思ひ、明るい平和な琉球復興を目指して起き上がる意気がなくてはならない。

市町村選挙法ノ一部を改正

〔沖夕 1952・4・19〕

さきに政府総務局では大島の関係者からの陳情によつて、奄美群島の場合市町村長並に市町村議会議員の選挙は市町村制によれば六月に、選挙法によれば九月に施行しなければならず、ここに三月月のくい違いがあるためその処置について軍に照合していたが、十七日付軍布令が公布され、『八重山群島竹富村を除く他の全市町村における市町村長の選挙は四年に一回九月の第一日曜に議会議員は第二日曜に選挙を施行する』と改正された。これによつて奄美群島の選挙も九月に行われることになるわけである。なお市町村長並に市町村議会議員選挙の改正箇所は次の通り

第一章一条二項『市町村長の総選挙は四年に一回九月の第一日曜に、議会議員の総選挙は第二日曜に行つ、これは両総選挙とも九月の第二日曜に施行する八重山群島竹富村を除く外、全市町村に適用される。特別選挙は四十二条、四十七条の規定によつて行つ、本条の如何なる規定にも拘らず市町村長並に議員は後任者が当選、就任する日まで業務を行つ』

第五章四十一条三項『一条二項

一九五二年（昭和二十七年）四月

の規定に拘らず市町村長の欠員補充のための特別選挙が行われた場合、当選者の任期は満四力年とする、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつた場合でなければ議会の任期が終る前六力月以内は特別選挙は行わない』

「わが村」立退いた松原区民ノ五度目の移動にノ敢然！再出発のツチ揮う

〔沖夕 1952・4・23〕

真和志村松川から首里へ上りかける左手の松川後原に畠を均して、あわたくしく家を建てゝいる一群。これは戦後三回の部落移動を経て「わが村」におちついてきた同村松原区（泊エンジニア部隊北側）がまた軍用地となつて立退き、生活再出発をする槌音である。

戦争の翌年、四六年一月、散り散りになつていた真和志村民が摩文仁村米須部落へ集結、松原区民は更に翌年一月豊見城に、同年五月真和志村真嘉比部落に移動した。こうして一步一步生れ故郷に近づいた松原区民は今年七月待ちかねた松原区に移動が許され、喜び勇んで祖先伝来の地に生活の根をおろした。然しそれも束の間、五〇年七月また軍から立退きを指示され、村の幹

旋で松川後原に二千坪の移動地を得て、いま家を作つている。

松原区は八十戸、三百名だつたが、一部は村内各部落へ分散、大半の約五十戸は松川へきてゐる。今月初めから傾斜の畠を地均し、十五日までに家財道具をすつかりひき払つてきて、今月一杯におかたの家が一段落つく。いまのところ建築中の吹きさらしの家の中で寝起きしている状態である。

今度はない主食の無償配給ノ移動費は一戸平均一万円

区長の内間安秀氏の話 移動費として一戸平均一万円（四千元から一万八千円まで）運搬費が坪三百七十円支給され、何とか移動はしつゝあります。労力不足で皆知り合いを頼んで家を作り、道路は村から作るようで今月一杯には完成するでしょう、殆んどが農民です。こゝでは農耕もなく今後の生活が気になります。いまは家を作るのに精一杯です。四九年に上の屋大久が移動したときは三力月間主食の無償配給がありました。この措置をとつて欲しいものです。

兼島市長の選挙違反事件ノ判決、罰金二千元

〔沖夕 1952・4・24〕

立法院議員選挙の際首里市民の数名を戸別訪問したとの理由で選挙違反に与つた兼島首里市長の第二回公判は二十三日あさ十時から玉城判事係り、金城検事、伊江弁護士立会で開廷、次の判決が云渡された

一罰金二千元（求刑禁こ三力月執行猶予二年）罰金を完納することが出来ない場合は百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する
進退は後でノ兼島市長帰る

罰金刑を云渡された兼島市長は大要次の様な感想を語つた

不注意のために約五十日近くもこの問題で市民に迷惑をかけたことは残念で、一日も早く判決の下ることを待つていたが寛大な判決を受けて感謝している、これまでほとんど教育関係にたずさわり政治に関係がなかつたわけだが、政治は一人だけの考えで行かず、現在は支持者もあり、仕事も半ばだし、それに身をひいた場合その後の政争が起らんとも限らないので進退は後日考えたい
失格はしないノ行政課長の見解

罰金刑に処せられた場合市長の職を失

うかどうかについて稲嶺行政課長は市町村長選挙法並に市町村制に基いて個人的見解を次のようにのべている

…選挙法の第三条の三項

「…受刑中の者及び執行猶予中の者は選挙権も被選挙権も有しない」とあり、被選挙権を有しなくなつた時は失格するわけで、これが原則的なものだが、罰金刑の場合は

…市町村制の六十一条

「…選挙に関する犯罪によつて罰金の刑に処せられたる者被選挙権を有しない者である場合は職を失ふ」とある、この被選挙権は選挙法百一条「選挙期間（四五日）以前に選挙運動をした者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金若しくは両刑に処する。候補者でその挙に出た者は該選挙の被選挙権を失ふ」とあるので市町村制の被選挙権はこの条項に適合するものと思われ今回の立法院議員選挙とは関係を持たないものと見ていますので市長の職は失われないと考える

一社説

兼島市長の謹慎を望む

〔沖夕 1952・4・25〕

選挙に絡む傷害致死事件で起訴されたり、学歴詐称の疑いで悶着を起したり、

或は市長助役が選挙違反に問われたりする琉球政界の異常現象は、政治不信を住民に抱かせる恐れがある。黒・白が未だ定かでないから、とやかくの批判は控えるが、火のない処に煙は立たぬという諺もある。当選したい、当選させたいの政争意識の過剰が是非の弁えも無く過失を犯し、社会の疑惑を深めるのである。然かもそれが良識のありそうな政界の知名士だから余計始末が悪い。だから政界人の良識と言つ

ものは、われわれの健全な常識以下だと推論してよろしいとは申さぬ。それにしても、ピントはずれの言動が目立ち過ぎる琉球政界の現状は、何とかならぬものか。政治感覚の狂いが、政界の常道と化し、それが黙認されるとしたら、住民の被害は甚大である。従来琉球の社会風潮として、知名士を無暗矢たらに拜め奉る保守的な随従癖があることはおおい事実であろう。知名士がそれをいいことにして、世を巧みに欺き、いかにも識者らしく、それから人格者らしく偽装して、自らの欲得を充たしている向が無いかどうか。知名士の公、私生活が社会を毒することがあつても、それが不問に付され、いささかも社会的制裁が加わらぬから、知名士も心得たもので、どんな過失があ

つても、頼かむりで押切り、噂が消えるのを見計つて、指導者としての地位を依然として持続する芸当もやつてのけるのである。社会制裁を忘れた琉球社会の盲点を、茲に指摘する所以である。

成行注目された兼島首里市長の選挙違反事件は罰金二千元の軽い判決が下され、稲嶺行政課長の見解として「失格はしない」と発表された。罰金二千元が、果して公正な判決であるかどうか詳しくは知らぬが、いずれにせよ戸別訪問という選挙違反が、微罪であることが今度の判決で証左されたと言えよう。公務員の選挙違反はとにかく重罪

視され、それを犯したが最後、重職者であればある程、失格必定とされた戦前の社会通念が、破砕されたも同然である。失格しないことが解つたら、罰金刑を覚悟の上で、戸別訪問の微罪が、いよいよ公然と敢行され、選挙の自由をはばむ最悪の事態を招く恐れがないでもない。恐かつや買収が重罪で、戸別訪問による選挙の自由侵害を微罪とするこれも納得しかねる問題を含んでいる。殊にその地域社会において政治勢力の強い市長或は助役が、戸別訪問して有権者に威圧を加えることが、微罪とされ、罰金刑位で処置されて、失

格を免れるとしたら、法の権威が疑われよう。くわしくは社会の批判に訴えたい。

さらに判決後の兼島市長の態度に難点がある。市民に迷惑をかけたことをわびたのはいいが「現在は支持者もあり、仕事も半ばだし、それに身をひいた場合その後の政争が起らんとも限らないので進退は後日考えたい」という現職への未練は、市民へのわび口上を台無しにする。選挙の自由を侵害し、地方自治の育成にヒビを入れた市長があく面もなく地方自治団体の首長としておさまり、指導者としての地位を保つとあつては、善良な市民が承知すまい。

退いて謹慎し、名誉回復を努めて出直すが賢明である。法律と社会の道義は一致すべきものではあるが、たとえ法が許しても、社会の道義が許さぬ場合もある。そこに社会制裁の意義を見出さなくてはならぬ。この際市長の椅子を去るか、それとも頼かむりして押切るかは、要するに兼島市長の人格と識見によつて決定される。未練がましく現職にとどまるとしたら、市全体の体面にかかわる。仕事半ばという思い残りがあるなら、大義名分を明かにして一応退職し、直に市長選挙にかけ参

じて、市民の公正な批判を求め、再選

されて仕事の残りを片づけることである。それから支持者がいるとか「身を退いたら政争が起らんとも限らない」という兼島市長の思い上りには、啞然とならざるをえない。選挙違反で傷ついた市長を、支持する者がいたら、それは兼島市長のもつ政治勢力の余勢をかりて、私党派閥的に利用せんが為の、策謀に外ならぬと断しても過言でない。市長取巻きの政治ボスならいざ知らず常識的に言つて、兼島市長の退陣は全市民の要望するところである。殊に「身を引いたら政争が起らんとも限らない」という兼島市長の危ぐは、甚だしいさつ覚である。一体政争の火をたき付けた者は誰か。それは市長自身ではなかつたか。選挙に臨む首長の態度は飽く迄も公正無私でなければならぬ。然るに公僕の身を忘れて、特定候補者を支持し、あまつさえ市長の威力を市民に向けた選挙運動の行過ぎが、政争じやつ起の因と言えぬ訳はあるまい。端的に言つと兼島市長と大宜見助役の退職をわれわれは望んでいる。

那覇市／新市長迎え機構刷新／企画部新設部長に翁長氏内定

〔琉新 1952・4・25〕

又吉市長就任後初の那覇市臨時市会（二十二日）で議案第七号印鑑登録及び證明にかんする条例、同八号資金前渡及び前金払に関する条例、同九号那覇市部課設置条例改正外一件を原案通り可決選挙管理委員の選挙を行いつつに決定した

委員 高江洲康徳、照喜名良松、島袋和楽、我那覇生善

補充委員 山城宗敏、翁長良すけ、渡口政勝、喜瀬慎太郎、比嘉政謙

改正された部課設置条例によれば、従来の総務、社会、建設の三部に新しく企画部を加え同部に秘書、庶務課が含まれ企画部長には翁長助静氏が内定している、さらに建設部の土地課は廃止、土木、建築の二課に分けられる

日の丸掲揚差支なし／政治的意図持ため集会などに軍布令一号一部改正される

〔琉新 1952・4・30〕

二十九日民政府から「日本国旗の掲示につき主席宛の文書で、軍布令一号

（一九四七年六月二十八日付）の二、三、三三章が改正となり、今後政治的な意義を持たない個人の集会、個人の家庭の祝宴などで日本国旗を掲示することが許可されたと通報された内容左のとおり

先に講和条約の発効とともに琉球においても日本国旗掲示の如何について問題が提議され日本に祖国をもつすべての人々がこの目出度き日をことほぎたいという気持は軍当局においても充分に理解されている。しかしながらこれまで琉球列島が米民政府によつて統治される間は公式的又は政治的な目的で日本国旗をかかげることは禁じられていた。ここに軍布令一号を改正し、もし希望するならば、政治的な目的をもたない非公式の場合に個人の家庭、個人の集会などの祝宴で日本国旗を掲示することを許可する。但し政府の政策を鼓吹したり、これを促進したりする目的で開かれる集会は政治的な性質を持つものとみなされる。

なお軍布令一号の二、三、三三章は左の様に変更され四月二十八日より発効することになっている。

琉球内において米国々旗以外の各国々旗を、政府建物および構内又は公けの集会並に公式的、政治的性質を持つ集

会、行進などで掲示することは禁止される。ただし民政副長官の特別の許可ある場合はこれに含まれない。又この項目は政治的意義を持たない個人の集会又は家庭内での国旗の掲示を禁ずるものではない。

以上の項目を犯したるものは一万円以下の罰金、又は六月以下の懲役、若しくは両刑に処せられる。

旧群府跡の階下／那覇中学校に明渡し

〔琉新 1952・5・2〕

生徒増加で那覇中学校は三部授業を続け教室不足をかこつていたが懸案の旧群府庁舎が一日厚生局民政局の移転を最後に階下はすつかり空いたので来週月曜からこれを利用していくらかこれまでの不便が緩和されることになつた旧群府の建物は階上はまだ残務整理組が残つており階下の十教室を取りあえず使用するが同校は二十八教室も不足し、この十教室が増えても相変わらず二部授業をやらねばならず六月末の群府残務整理完了後の天妃中学校 設更に市予算によるブロック校舎の実現までは教室不足の悩みは続くというわけ

首都の整備建設へ／又吉那

霸市長・施政方針(上)／當

間前市長樹立の都計を／ 時局の変遷に順応推進

〔琉新 1952・5・6〕

…又吉那霸市長はきのう開かれた市議会で大要左の如き施政方針を発表した：

市民各位の御理解と御援助により那霸市長に選ばれ茲に一九五三年度を迎えるに当り施政の方針を述べる機会を得た事は私のきん幸とするところである、現在の那霸市は都市構成の上から見て土地の使用法建築物の在るべき状態および其の配置乃至公共施設等の合理化を計らなければならぬのであつて、この点については当間前市長の樹立した都市経営の計画方針に大体順応したいが時局の変遷によつては、これを変更して万全を期す積りである。この問題は那霸市百年の大計であり、市政全般に亘りその影響を受けるので必然的に財政面との関連を生じ衛生、土木、建築、水道、電気等の事業もその制約を受けなければならない。このような意味合で一九五三年度においては少い財源を有効に使用すべく経営を重点配置し復興のテムポを早めたい

財政面

昨年度においては、沖縄群島市町村税条例に依る事業税、市民税、不動産取得税、家屋税等を中核とする約二千一百万円の税収入と市場使用料その他による税外収入七百万円を以て予算（紙計のみ）を編成したが幾多の復興事業を控えて居る上に五三年度は十五カ月になつて居りこれ等の財源では到底市を賄つことは困難である

税負担の軽減は努めてこれを図る積りではあるが復興の為には暫くの犠牲は忍び市民税の制限を従来の二百円を引上げ納税義務者一人に付三百円迄制限課税を致すのも止むを得ない

市民税の増額は琉球教育基本法による教育を目的とする新税が課税できるならば直ちに法定制限内に下げ度い

教育費は琉球教育基本法によると教育区の負担となつて居るが、公選された教育委員が順調な活動を始めるまで市の財政で賄う事にした関係上、校舎建築等に多額の費用を必要とするので教育のために特に一時的な暫定期間市民税の増加をせねばならない苦境に立つている、今年度は税収入を二千七百万円、このうち市民税の制限外撤廃による二百万円の増額以外は全部人口の膨張、家屋の増築等による自然増収になつて居り、調定については、昨年度と

大して変化はないものと思料して居る使用料及手数料は七百六拾万円であり、市場使用料がその大宗をなし十五日分でその八割の六百万円を占めて居る。その他繰越金過年度収入が約五百万円で以上総計四千万円の収入と区画整理費と相殺になる替費地処分収入による三千八百万円、合計七千九百万円の予算をもつて明年六月迄の市の運営を維持したい

事業についてはその重要性を勘案して逐次計画を樹て、行く予定ではあるが現在の財政状態では長期に亘りその計画を実施しなければならぬので

一、中央税のうち自動車税、入場税の移譲に努めること

二、競輪 富クジ或は起債等も考慮致して従来の直接に市民の負担となる税目の税負担を軽減しながら復興事業を進めたい

不急の費用は努めて圧縮し、人件費の増額等は物価の変動による給与ベースの改訂の外は避け現在の陣容をなるべく維持し事業の進行に伴つて小規模に拡充して行く方針である

なお現在の税条例は目下琉球政府で検討中でこれが改廃は当然予想されなければならぬ。その際牛馬車税、自転車税等の廃止を考慮するつもりである。

ここにおいて現在の税目に変化が起つても財政に及ぼす影響を最小限度に喰いとめる必要から一応現在の税目を動かさず税制の改正は立法院による立法の後、市独自の立場からあらためて再編をせねばならぬものと考えて居る

教育

終戦後那霸市の人口は毎年膨張の一途をたどりそれに伴い生徒数の転入増加年一千三百名以上でそのため各小中学校とも教室不足を来し、その上市有の校舎も現在軍や琉球政府の使用する所となり、本建築校舎の割当も意の如く捗かどらぬと云つた状態を取り敢えず昨年度は百五拾万円の市費で仮校舎を建築したが現在尚校舎問題の解決は前途遠慮で小中学校幼稚園で八十九教室の不足を来して居り僅かの教室で各校とも二部教授を余儀なくされしかも尚収容困難な現状である

然るに校舎増築は諸種の都合で遅々として捗かどらず子女教育の将来に支障を来し憂慮に耐えぬものがある

そこで打開策として校舎建築に約四百二十万を投じ解決の曙光を与え、更に市有校舎の早期返還を促進すると共に施行中の現税目の認定額を増加することなく琉球基本法に基く新税目の設定によつて校舎建築計画の樹立を促進

して一日も早く校舎難で不遇にあえぐ市民の子弟教育の窮状を打開したい

社会事業

現在まで七棟の救済家屋に四十六世帯の扶助家庭を収容しているが他市町村で扶助を受けて居る那覇人が約四百人にもおよんでいるのでこれを逐次帰郷させたい、一方被扶助世帯困窮世帯でも機会と場所さえ与えられれば最低生活を維持するに足る収入を得るものがある生活困窮者と共に那覇の膨張発展に伴う精神病者浮浪児の増加も看過できない、これ等の社会の被扶助家庭および地方に居る被扶助那覇人の受入等、救済家屋増築、精神病者監置室を設置して市民生活の向上を計つていきたい

保健衛生

不規則に膨張発展した那覇市はガープ川のはん濫、交通網の不整備、公衆便所の不足更らに適当な塵芥処理場が市内にないため不便な塵芥処理作業を続け最近漸く過去の不面目を幾分取り戻した感はあるものゝ市内の衛生状態は極めて不良で一度伝染病でも流行せんかその惨状は目を覆つものがあると思われる、目下の所市民の衛生思想も残念ながら余り香ばしくない実情にあり自己の責任に於て清潔な市民生活

を営み他人に迷惑を及ぼさないように環境衛生の向上に努める心掛けが充分でないように見受けられるので市民の衛生思想の昂揚を図ると共に財源の許す限り伝染病予防対策の樹立、ガープ川周辺の美化、公衆便所の増築、性病防圧対策等を講ずるとともに従来よりも塵芥処理を迅速にして健康な市民生活が営めるようにする覚悟である

首都の整備建設へ／又吉那

那覇市長・施政方針(下)／新

市内の道路網を整備／区劃整理は旧市内より

〔琉新 1952・5・7〕

消防

終戦後の那覇市は防火思想が発達し比較的に火災による被害を受けていないが一度火災でも発生せんか想像するだけに肌粟を生ずる感を深くする

本年度は常備消防夫の増員、ホース、サイレンの購入、消防車庫の増築、防火用水池の増設等を行い火災の被害を最小限度に止めていきたい

産業経済

那覇公設市場が全琉球の経済活動の中心であり、且対外的性格を有している点に立脚して設備の改善と衛生方面に重点を置き市場の発展に努力する前市

長の努力により食肉、鮮魚、雑貨、衣料市場の新築、構内の整地等を行い、従来雑然と営業していたのが整然とした市場になり市民に多大な利便を与えているものゝ未だに非衛生的な部門もあり又市街美を損う建物もあるので今年度は主として構内の整備に重点を注ぎ衛生的な市場にすると共に食堂の改築等財源ともならみ合せて業者と相談し善処したい

市場使用料は市の税外収入の中でも市の財政に重要な位置を占めると共に市民に与える便益の点からもこれが経営には更に検討して遺憾のない様に行きたい

産業

自由貿易の開始に伴い、漸次資本の蓄積が行なわれ、その圧力も徐々に発生しつつあり中小工業の経営の合理化と経営面の知識の普及及助成に努めると共に商工業模範店舗の表彰、店頭装飾、競技会等も開催し商工業都市として発展を期している

都市計画(土木を含む)

狭あいなる上に戦後の人口の膨張と急速な発展の為、市街美は損はれ道路は泥ねいと紅塵に悩まされ、且つ臭気を感じる等衛生上遺憾の点が多く首都として誠に恥ずかしい、これが解決は都

市計画による区かく整理を行う以外にない、区かく整理を行うことにより宅地の利用価値を増進し自然発生的な雑然たる市内を整然たる市街を建設し琉球の首都として面目を保持したい新市内はこれに相当の入りこみがあり、これが、実施には幾多の時日と莫大な経費を要する上について加えて種々のトラブルも起るものと見なければならぬので先ず旧市内の開放地区より逐次区かく整理を行いつつ並行して新市内の道路網の整備をしたい

道路の良否は文化のバロメーターだと言われて居るが那覇市民の悩みの種である悪道路の補修に意を留め前市長時代牧志街道(ガープ橋と蔡温橋間)の補修工事を計画したが関係者側との円満な解決を見ることが出来ず、加うるに土地収用法にたいする軍の疑念もあり、遂に実施に至らなかつたのは遺憾である、目下琉球政府にも予算の計上方を懇請してあり、大体内諾も得るので、軍民政府の協力を得て是非実現したい

新市内の道路網の整備、ガープ川しゅんせつには財源の都合があり、業績は急速に上がらない憾みがあるが、これで遷延日を過す事は出来ないのでは何等の形で解決したい、道路については、

ある

公共施設

現在の片側通行を緩和する為、牧志中道の開通、外、四、五件の道路を改修を始め、浮島通り壺屋中通等を舗装し、立派な道路にしたい、又川については毎年、降雨期にはん濫するガープ川を暫定的な処置としてしゅんせつすると共に久茂地川のしゅんせつ方を琉球政府に要請してある、泊港付近埋立地は軍が埋立てた後、那覇市にその所有権を移譲するという軍の好意ある指示により近く軍によつて着工の予定となつているので本年度九十万円を投じ市の埋立計画地域の内側で軍が今回埋立てる地域に仮護岸をする計画であるこの埋立地は前市長の偉大な業績であり近い将来に市民は莫大の利益を受けることと思う、なお緑化を目指して苗ほ事業を企画している

以上大々都市計画全般について述べたが那覇市の都市計画は計画の段階から実施の段階に到つて居るが之が実施には何等の法的裏付もなく日本に於ける如く政府公共団体間の費用の分担区分もなく事業の至難さは予想以上である、そこで此の大事業を達成する為、速かに都市計画法、首都建設法、土地収用法、財政法、建築法等の立法化を琉球政府に要請し、軍民政府と一体となり琉球の首都建設に邁進する覚悟で

一九五一年六月市内の水不足を緩和すべく簡易水道の工事を始め十月に工事を終了して一、二、三、四、六区の一部に一日二九、〇〇〇ガロンの給水を開始したが暫定的な簡易水道であり市民の需要を充足するには不十分である、依て軍の余剰水を以て市全部に亘り、給水出来るよう軍に交渉して近く正式に許可があるものと期待して居る、而してその工事を四期に分けて今回は六百万円で新市内の簡易水道に連結出来るように幹線工事を行う予定である、これが完成の暁は市民に一日二十万ガロンの給水が出来るから相当緩和されると思う

なお、この工事と並行して本工事着手準備のため琉球政府より無償払下水道工事資材の不足分購入費と合せて予算に計上し準備を進めつつある

電気については軍の余剰電力が来る八月頃より民間に供給になる予定であるから近く好転して文化の恩恵に浴することと喜んで居る、市としてはこれに順応して市民の福祉目標として善処したい

以上、各部門について述べた通り那覇市の置かれている客観的な位置は極めて

て重要な所にあるに拘らず、その財源はまだまだ開拓の余地はあるというものの施策に併行する能わず計画文進捗し事業は停屯し、は行状態にあることは遺憾の次第である前述の如く道路排水の整備、水道の施設、電気施設の充実、教育の振興、衛生の向上、そのどれを取上げても極めて重要なことでどの一つも閉却する訳にはいかぬので競輪、埋立事業等、前市長時代企画されていたが研鑽を重ね、税外収入の確保を図ると共に日本に於ける都市計画と同様に政府と市で合同に負担し、財政の調節に心掛け大那覇市の建設に一意専念する覚悟である

一社説

講和発効と琉球の統治

〔琉新 1952・5・9〕

去月二十八日の対日講話条約の発効にともない、琉球の政治的地位というもののはきわめて複雑微妙なものとなつた。これはかねてから予想されたものであり、決して突然思いつかれたといつたような性質のものではない。

立法院では社大、人民両党からこれが指摘され、目下の統治形態に疑義があるとされている。占領が終結された以上占領期間中に公布されたすべての

軍布令布告が無効となるのではないかとすることは当然考えられることではある。しかし条約第三条は非常に融通の利くように出来ているのであつて、右の常識論で割切れない意義を含んでいるのである。琉球の政治的現実と琉球の地位を規定する条約文の抽象との間のギャップに今更一般の人々が気付かざるを得ないといつところである。

第三条の前段には琉球の信託に対し日本は無条件に同意することを明らかにしているが、アメリカ力は信託にはしないだろうとの憶測がこの頃有力になつている。この予想が正しいとすれば、信託提案をしない限り第三条の後段いわゆる第二項が生きるわけで、そこに明記されている通り、「行政立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」アメリカ政府は占領時の布告布令をそのまま継続しようが、新しい布令布告によつて統治しようが勝手である。

形式上の占領中と占領終了後の国際法上の相違がどうなるかと、それにはかかわりなく、この第三条はアメリカの琉球に対する統治権のすべてを確保していることは明白で、この場合国際法がどうのこうのといつことは意味

をなさぬ。したがつてこの第三条が有る限り国際的な空白状態が生ずるといふ考え方は余りに観念的にすぎる。この第三条の存在する限り 信託にならなければ占領状態が事実上継続されるのであつて 日本が残存主権とか何とか言つても琉球の政治について見れば余り意味をなさぬのである。

条約発効にもなつて占領中の布告は日本での話であつて 第三条の制約下にある琉球においてはそうではない。この当然のことが問題になるのは現実の理解に際しある先入観が支配しているためである。

人民党の主張するようにこの第三条を削除して貰えるならば、琉球が世界の無籍ものになるということも有り得ないから、自然日本へ帰るわけはあるが、それは極めて現実から遠いことである。

結局はこの第三条の後段によつて琉球の地位が将来つと規定されるならば、琉球統治における権力の全部及び重要な一部をアメリカは行使する権利を有つのである。このことが何を意味するかは現在のところ全然不明である。これを明らかにすることが琉球の政治を明るくするとわれわれはさきに

指摘したが、立法院議員諸士は法規的末梢にとらわれず、政治的根本を突いていくよう努力して欲しいのである。

新首都の胎動を打診

〔沖夕 1952・5・23〕

那覇、真和志、首里合併による大都市建設は戦前からの懸案であり、戦後は那覇、真和志の合併が実現への動きを見せたまま立ち消えになつたが、最近又吉那覇市長、宮里真和志村長の間にこの話し合いが交されている。更にこれを機会に、同地区から出た護得久立法院議長を中心にして、首里を含めた大都市建設への構想をすすめる向きもある。一方都市をめぐつて動く住民生活は、狭い行政区画からあふれ出て、那覇から真和志にふくれて、首里へ伸び、那覇から首里へ家並が続く気配を見せつつある折、関係市村を預る当事者は合併問題をどう考えているか、打診してみた。

(那覇) / 抽象的では駄目

市会議長真栄田世勲氏談

那覇、真和志の合併は当然のことで問題はその期日を決めて準備態勢をとることにある。個人的見解ではこゝ一年はむづかしいと思う、少くとも諸準備を整えるには二カ年は要しよう。

たゞ合併するという抽象的な考えでは駄目で、両市村の意志を尊重し、全体を見越しての綿密な計画が樹てられねばならない。現在那覇市は旧市の開放に伴う区画整理は真和志の人口も含くめた十五万を基準にして進めているようだし、更に旧市の全面的開放はあと三年で解決されると思われるので準備委員会等を組織してぶつからねばならないと思つている。

昭和十七年にも丸山芳樹工学士の設計に基いて都市計画が論議され二市二村合併(那覇、首里、真和志、小禄)問題もあつたがそのまゝお流れになつて了つた。当時那覇の人口密度は日本で二位、面積は二百四位、人口数は七五位という状態で、過大都市という実数を占めていた。

今度の合併も日本の帰属になつた場合も有利である。何故なら二十万の都市は有力市として信用度が高く理想的な都市形態を備えるからである。首里の合併を考えると世論の熟した真和志合併がおくられると思われるが、首里が積極的に動き出せば好転するだろう

都計の予算は少くとも二億五千万円はかゝると思う
具体的話し合いはまだ

助役嵩原久光氏談——昨年の夏当時の民政府から那覇、真和志、港村の合併の諮問案がもたらされ、両市村とも審議したわけだが真和志村の条件と食い違ひがあつて港村だけが同年八月に那覇市に吸収されたわけだ、真和志との合併問題について市長は選挙当時も『両市村と図り、機が熟すれば速やかに合併する』意味の公約もしていたようだが、これについて具体的話し合いをもつたこともない、然し合併問題が次第に熟しつゝあることはうなづけるが、今後の計画は市長の考えにあるわけだ

(真和志) / 村会も賛成の気運

宮里村長の話——最近那覇市長から話があつたが首里市を含めてのことは具体的に出来ない。これは一都市のことではなく琉球の首都建設だから、問題は琉球政府が立法、予算化し 呼びかければ促進されると思う。これまで那覇の都市計画が旧市内に偏しているのに難点があつたが、合併すれば自ら選挙ということも出てくるだろうし、それによつて住民の意志の反映した都市計画が生れるだろう。

吉永助役の話——四月末現在人口五万五千人を突破、月平均八百人の増加で、都市の様相を占している、二十九日の

議会にはかる五三年度予算に土木費（橋梁の改修、道路の新設、修理など）を重点におりこんでいる。我部橋から真和志中校前を経て、繁多川に通ずる五間の幹線道路や簡易水道、識名園の緑化などを考えているわけです。村議会でも那覇との合併に賛成のようであり、首里を含む大沖縄市の建設の構想は戦前にも話合いがすゝめていたとのことだ、貧弱財政に弱む首里をかゝえることは不可として実現しなかつたと聞いています。財源はないが、首里の文化財を生かし、教育地域として利用すれば理想的な都市形態になると思ふ。

機会さえあれば

兼島市長の話―首里も含めての大都市建設は、戦前仲吉市長時代にもその構想があつたし、機会さえあればぜひ提唱したい。最近観音堂附近に米人や実業家の住宅申し込みがあるし、那覇への勤人でぼつぼつ首里へ転入するのが増えている状態で、住民生活の上からは首都の一環としての姿を濃くしつつあるわけだ。首里は首里としての特徴がある。今琉大を中心として古文化財を保存する博物館があるし、淡水プールも近く完成する。また大々的な平和記念塔の設置計画も進められている。

これらのことを併せ考えた場合、戦前からそうだが、大都市になくはならぬ教育文化、住宅地区として恵まれており、この特色を活かしていくべきだ。これまで各方面の人たちと話し合つてきたことに基く私見ではあるが、この構想に多くの市民も賛成してくれると思つてゐる

大宜味助役ノ正式に辞任

〔琉新 1952・5・28〕

立法院議員選挙で違反にとわれ禁固三月執行猶予二年の判決を云渡された首里市助役大宜味達氏はさきに辞表を提出したが二十五日兼島市長は正式に受理した、後任は早急に人選のうえ議会の承認を得たいと兼島市長は語つてゐる

壺川区一部開放ノ「那覇農園」の附近

〔沖タ 1952・6・5〕

軍から政府へ宛てた三日付の文書によつて、那覇市壺川区四十四号線の北側と那覇農園を除き附近の土地が開放された、開放土地の北方の丘上にはハービーニューの軍用住宅地帯があり、民の土地使用に際しては軍による道路、電線、水道施設等の使用に差支えない

ようにし、那覇市による住民の移動に当つては保健衛生の規程を充分遵守するよう市でも要望している

松山町一部開放

〔琉新 1952・6・6〕

民政府より五日付の主席宛文書で、松山町（元商業高校向い、集積所跡）が一般に開放される旨通知になつた。なおこれについて、那覇市当係の衛生係官は移住に際して住民が衛生規定を厳重に守るよう附加している

那覇市ノ六万坪水びたしノ浸水家屋が一千六百戸

〔沖タ 1952・6・11〕

那覇市内は、ガープ川や安里川が氾濫して、被害をつけた浸水家屋は土木課の調査によると、市場通りの七百五十戸を始め、牧志の一部二八五戸、旧鉄道線路以東二四五戸、九区、十区一部二三〇戸、神里原一部、一六〇戸計一千六百七十戸。六万七千坪が水に覆われた、この一帯は、ひどい雨になると浸水をくり返し、つとに対策が叫ばれながら手をつけ得ない状態である。那覇市高原助役の話―ガープ川の浚渫に七十万円予算をもつているが、現在の幅員で浚渫しただけでは、豪雨に

なると浸水を防ぎ得ない、川べりまで家が建ちならんだいまとなつては、幅員を広げるとなると立ち退きや、また土地買収などがからんで六かしい、ガープ川をうける久茂地川をもつと浚渫すればある程度防げるか、と思つて政府予算から出して貰うよう交渉している。根本的な対策として、ガープ川の上流である与儀農研所から旧鉄道線路に沿つて国場川に流す排水溝を設計してある、水利地益税の目的税を徴収して、やる方法を研究するが、工事費だけでも二千数百万円かかるから、どうしても政府の支出が必要だ

浸水後の衛生ノ消毒徹底的に

九日の浸水では汚水をかぶつた飲食物も多いものと思われ消化器系伝染病の発生が憂慮されるので那覇保健所食品課では左記の事項をかゝけて市民の注意をうながしている
井戸をカルキ消毒すること
屋内外を清掃すること
食器及び使用器具は煮沸消毒すること
と
浸水に汚染され又はその恐れのある飲食物は棄てること
便所を消毒、蠅の発生をふせぐこと
汚物はすみやかに処理すること
生水をのまないこと

那覇市社福協議会生る

〔琉新 1952・6・14〕

那覇市社会福祉協議会設立総会は十一日午前九時から沖映本館で約百余名参加し開催、会長に山田有幹氏、副会長に平良仁一、富原初子両氏、常務理事に山田有昂氏ほか理事二十一名、評議員四五名を選任、十四日午後二時から初の役員会を開く同会の予算は百九十四万一千八百余円で歳入は主として共同募金で百七十九万六千円を予定している、事業の主なるものは共同作業場の建設に六十三万八千円、浮浪者世話室に十四万三千円、児童健康相談所に九万八千円、職業補導費に十一万円、困窮世帯家屋修理費十万円、生活援護費に二十二万円となつてゐる

真和志村の社福協会設立

〔琉新 1952・6・17〕

真和志村社会福祉協議会設立総会は十六日午後二時から村役所で開催定款審議、後役選考の結果、会長に安谷屋正量氏副会長に伊江朝輝氏が選任された。なお同会の予算は歳入が四十一万余円で、会費三万六千円、共同募金目標額三七万四千円からなり、才出面は事業費として四万二千円を計上してある

首里市助役に上地氏

〔沖夕 1952・6・18〕

十六日の首里市会で欠員中の助役に上地安昭氏（現収入役）をすいせん、全会一致で可決した。収入役の後任には勝運朝建氏（元群府財政部勤務）が任命された。

那覇市／泊の護岸工事／一

十日から着手

〔沖夕 1952・6・19〕

那覇市は泊の護岸工事を二十日着手するが、防波堤から、中校敷地まで千三百五十呎（護岸内から現在の海岸線までの間約三万坪）九十万円の工事費で八月一杯に竣工する予定である

泊港南岸の埋立て工事は総坪数六万八千坪のうち、五千坪（中校裏側ユーチ又サチー帯）は既に国場組の手によつて、近日中に完成、第二期として、小波津組、秋山組琉興会によつて護岸工事にとりかゝるわけだが、一方、来年一月一杯に完成するといわれている軍の泊港築港浚渫（那覇港は深さ三七七呎で泊は二〇呎の予定）とともに、護岸内約三万坪を軍が埋め立て、那覇市に無償で譲渡することになつてゐる

泊港は築港浚渫に続いて那覇港浚渫が仕上がる迄、船舶は暫定的に泊に廻航

する予定で、将来は漁港としての發展を約束され、都市計画では、埋立地帯は、将来倉庫、鮮魚卸場、製氷場その他の施設を中心とする住宅地とされ、これらができる市としては地料を筆頭に、固定資産税を始め、その他の税金が予想せられ、港湾使用料などの税外収入と相まつて、市の有力財源となるだろう

泊港の管理は那覇市に「譲渡」

渡

〔沖夕 1952・6・27〕

二十六日午後那覇市会終了後、議員との懇談会で又吉市長は、日本視察や、二十五日のビートル副長官との会見（帰任挨拶）の模様についてつぎのように語つた。

副長官は泊港の管理や埋め立て土地を那覇市に譲渡することを約し久茂地川の浚渫は那覇市だけでは難しいから政府からも援助して貰いたいという懇請に対して、「考慮しよう」と答えた。

更に副長官は牧志通りの拡張工事や、水道工事などについて尋ねた。都市計画は、日本から権威者を招いてみて貰わねばなるまい、との意向で日本視察の結果、これまで考えら

れていた競争は市直営は危険だから、請負制にしたい。

市としては当分都市計画は河川の浚渫や牧志通りの拡張、その他道路の補修など部分的に手をつけていくようにしたい

市有地の賃貸価格／那覇市

会可決

〔沖夕 1952・6・27〕

二十六日の那覇市会は、市有地の賃貸について、審議した。開放以前に軍財産管理課の認可で使用を許していたものは、国場組が使つてゐる奥武山の三、九五二坪（二円五十銭）を始め、十件、約六千坪だが、特に前島町の八件は、自力で埋め立てて使つてゐるしまた土地賃貸料をできるだけ安くしてゐたという意味で当局案の月坪二〇円乃至四〇回を一〇円乃至三〇回に修正した。

選管補充員に照屋氏

那覇市選挙管理委員会補充員に照屋林徳市が二十六日の市会で選任された。

着手急ぐ都計案提示し／軍 へ協力を要望／長期融資 や水道工事など

〔琉新 1952・7・3〕

又吉那覇市長は二日午前十時半から市

会議室で開かれた市議全体委員会で、都市計画について説明、ビートルー民政副長官の那覇市都計に寄せた深い關心にこたえ、早急に着手すべき工事について具体的計画を作製、近く副長官に提出、都計促進に軍の協力を要望すると語った、一方民政府ブラウン、モリス両大尉はビートルー副長官の命で一日午後市役所を訪れ副長官が那覇の都計に關心を寄せ、その促進に軍として協力するため早急に着手すべき工事計画を提出するよう要望、市では上水道工事 電気事業 安里、ガープ川の排水工事 牧志大通りの巾員拡張 旧市街整地を採り上げ、資材補助、機械類貸与等の援助と事業費に対する銀行の長期融資実現に協力して貰うよう近日中に副長官に提出することになった

人口16万を見越し／上水道九月に着手予定

同市が発表した上水道計画、安里ガープ川のはん濫対策、替費地処分その他は次の通りで市議の承認を得た、上水道計画は三期に分け簡易水道工事とは別個に進め将来簡易水道をこれに切換える、現在軍から給水許可を得ているのが一日二十万ガロンだが本工事が出来れば二百万ガロン給水を約束さ

れて居り、市では二十年先の那覇の推定人口十六万（真和志を含む）に一日三五ガロン、総量四百万ガロン給水出来得るよう計画を進めている、先ず第一期工事の着手は九月以後と予定しているが施行順序は美栄橋、辻、東の順に旧市内の開放地区を先に行い移住に便を与え、次いで牧志、壺屋、神里原、松尾等のうち簡易水道未施設の地区に施設、更に現在の簡易水道を切換える、第二期は近く開放を予想される若狭、松山、久米、天妃一帯および城岳、美田、壺川、第三期が上泉、下泉、泊港埋立地、泊崇元寺、前島

この計画によると那覇の中央を上之屋浄水池から小禄に至る軍の三五〇耗主管の八箇所から分岐が許されて居り、二本の幹線をとつて更に残り五箇所の分岐点から主要道路添いに幹線を連絡する支線網を張り、これら幹線、支線網から末端への配水管を配置する、一大幹線は南部環状幹線（軍主管の分岐点、泊高橋三叉路—崇元寺—安里—旧鉄道線路—神里原十字路—新栄橋—開南交番—那覇高校—与那原街道—一号線上軍主管に接続）中部幹線（分岐点、旧大典寺前—御成橋—那覇署前—牧志街道—安里三叉路で環状幹線と連絡）

排水工事

安里川、ガープ川のはん濫防止対策として久茂地川の流れんせつとも与儀の農研所から鉄道線路添いに壺川の漫湖に流す排水計画を樹て軍の機械力による援助を仰ぐ

替費地処分／美栄橋から旧市内の土地区域整理の終つた地域の替費地処分を行い区域整理費に充てる、東町は一号線軍道路の完成後、辻町は上水道工事が終つてから実施することとし美栄橋町の市有地二三〇坪を来週あたり新聞広告により入札を行う、入札方法は一般競争入札とし入札者の資格を琉球人に限り、入札額同額のとときは次の順位による 軍道路、都計道路により土地を失つた者 隣地地主 美栄橋地区の地主 一般人 なお資格条件も同じのときは抽選

合併問題進展す／那覇真和志両議会がちかく懇談会

〔沖タ 1952・7・5〕

那覇市、真和志村を合併して首都を建設する事は多年の懸案でこの問題が政治の表面に浮いたり消えたりしている間に両市村の家屋はぎつしりつながるし経済生活の上からも住民は一つに結ばれ、早く政治の上でも合併が実現す

るよう住民の強い希望となつて居るが両市村の議会も最近積極的に動き出したようで、五日那覇市役所を訪れた真和志村議会議長新垣正栄氏は翁長企画部長へ

『合併に関する那覇、真和志議会議員の全員懇談会を早く開催したい』と語った。

これについての下準備は翁長企画部長が世話するそうだが翁長氏は『双方の希望によつて来週中に開催し是非実現するようにしたい、又吉市長も早く合併になることを希んでいるので』と語り新垣真和志村議長は今度の合併問題については真栄田那覇市会議長と度々懇談しており議員全体が支持してくれると思つ旨語り、都市合併、首都建設問題が実現の前夜に迫つたことを思わせている。

なお合併になれば現在の那覇市六万一千人、真和志村四万八千人、それに無籍者など入れると約十三万の人口になるといつている

どうなる琉球の日本復帰 / 日本の旧領土回復問題 / ニューヨークタイムズ社説 / 沖繩のぞみ薄か / 解決には広範な諸要素

〔琉新 1952・7・8〕
 「ニューヨーク七日共同」 七日のニューヨーク、タイムズ紙社説は「日本の旧領土回復問題」と題してつぎのように論じている

東京からの報道によれば、日本では千島、琉球および小笠原諸島の返還を求める運動が現在激しくなつていといわれる、この日本側の希望が実現されるかどうかはある種の広範にしてしかも問題の多い要素に左右されるところが大い、対日平和条約が、これら諸島にたいする日本の請求権を否定してないことは事実だが、右に指摘した諸要素は今日のところ日本側の希望を満足させることを難かしくしているようである、この問題は明らかに朝鮮の休戦成立の可能性によつて表面化したものであるが、朝鮮の休戦そのものがすでに漠然とした仮定にすぎない、問題の諸島特に琉球諸島を、日本を信託統治国とする何らかの形の国連信託統治下におくことは日本の国連加盟を前提条件とする、日本の加盟問題が国連

に提出され、米国がこれを支持することとは間違いないが、日本の加盟を阻止するためソ連が拒否権を行使することも殆ど確実である同様にソ連が千島列島にたいする支配を放棄する事態を想像することも現在のところ困難である、ソ連の千島列島併合の可能性は極めて疑わしいが、ソ連は同諸島領有の根拠をあくまで主張しつづけるであろう

米国はこの問題にたいしてきわめて重大な関心をもつてゐるが、それは米国が強力な空軍基地を建設した沖繩の究極的処置に関係があるからである、西太平洋における外廓防衛線という米国の構想の中には、当然沖繩基地の保有ということが含まれてゐる、近い将来に日本が沖繩を回復することは、それが国連の委任という形にしる決してないであろう、しかしこれは必ずしも米国が沖繩問題について日本と激しく衝突するだらうということの意味するものではない、日米間の相互防衛協定はたえこれら諸島を日本に返還し、または日本の信託統治下におくとしても米国が基地の運営にあたりうるほど弾力性に富んだものである、もつとも米国としては、日本またはその他の国の反米分子が日米間の協定を日本の主権

を侵害するものであり、米帝国主義の現われであるとして最大限に利用することを予そくしなければならぬ、この問題の最も難かしい性格は大規模な構想力にとむ計画の必要性を再び強調したものである、この種の問題の解決方法を発見するには、それに先立つて広範にして奥行きのない意見一致がなければならぬ、これら諸島を回復しようとする日本国民の気持はわかるが、その反面日本国民はこの措置が太平洋防衛という広い視野に立つてのみ考えられることを理解しなければならぬであろう

真和志村が土地開放陳情

〔琉新 1952・7・11〕

真和志村では安謝、岡野、住吉、天久四部落の住民に大きな関係をもつ安謝区安謝原および東原、前東原、天久区後原の軍用地の一部の開放について、次の理由でルイス准将に請願する 同地域内の道路が安里小学校児童の通学上必要である 同地域付近は工業地帯のため車の運行上せひこの道路を使用しなければならぬ 同地域の児童と一般の交通のため新設道路を設置したい 土地狭く人家が密集した安謝一帯の住民のため幾分でも土地を開放して

もらいたい

配電会社に一石 / 那覇は独自でやる

〔沖タ 1952・7・15〕

牧港の発電所からの余剰電力購入による配電事業が沖繩電気株式会社設立発起人たちによつてすゝめられ、さきに第一次計画としての首里、那覇、真和志の配電は来春早々明るい電灯がつくだらうと発表されたが、最近同社発起人たちと那覇市電気委員会との間に見の対立があり、那覇は那覇で独自の計画を樹て新しい会社の設立認可申請をやると両者がゴタゴタを演じ、いつ、どこが明るい電灯を灯してくれるか、消費者にとつて関心の深いことが起つてゐる。事情は次の通りである。七十六名の発起人による沖繩電気会社に対し、那覇の方では、需要の対象は那覇が多い、資本の多くも那覇にまたねばならない、などの事情からかねて同社の発起人代表に那覇が少いことを不満に思つていたやうで七月四日、那覇市役所で同社の発起人代表と那覇の代表が集まり、那覇市側から現在十九名である発起人代表に新に那覇から十五名を追加して貰いたい旨要求した。同社側では他に同社が挙げる十一名の

人を発起人代表に入ることと条件にこれを認めただが、那覇の方では、市の電気委員会にはかつてから回答すると、七日市の電気委員会で協議の結果同社側が十一名を増やすことは不可、若し市の要求が入れられなければ独自の立場で事業計画をする事に意見一致、その旨渡嘉敷総代に回答、更にその後、市から民政府に問合せたところ那覇は独自の立場で計画書を出してよろしいと云われたとのことで目下準備をなし一週間以内にはビトラー副長官宛事業計画書を提出することである。

申請中であり、果してどちらに事業の認可がなされるか、或は両者とも認可され別々に事業をなすのか、興味ある問題をなげている。

『独自』の計画は当然

直栄田市会議長談『市当局では当間市長の時から電力事業は都市の経営でということをもツトにして計画を進めて来た。市としては地方の負担がこちらに転嫁されてこないように注意して来たわけである。計画案も我々のものがより実体性を持つていると思う。大きな資本をバックに持ち需要者の多くを持つ我々が事業を行うことは自然である。』

理解に苦しむ

渡嘉敷真睦氏談『全島的な福祉を目的としているので、この事業に那覇市当局が参加してくれることが望ましい。那覇市の有力な資本家も発起人代表に相当数加わっており、今更その数に市当局側が拘泥するという事は理解にくるしむ。』

一社説一
ガリオア資金の使途と校舎問題

〔琉新 1952・7・19〕

ルイス准将がワシントンから帰任以来、米民政府の方針が明瞭になり、流言飛語が少くなつたようである。昨年来不安に包まれていたガリオア資金問題も米民政府の親心とルイス准将の奮斗に依り九一十億九千三百二十万ドル、米議会に於て可決されたことを発表し、更にその使途も明らかにされた。元よりその裏面に於ては比嘉主席を始め立法院議員諸公の外交工作も見逃してはならない。

談話の内容は、米購入費六四六万七千ドル（七億七六〇四万円）肥料購入費七〇万ドル（八四〇〇万円）燃料油購入費四〇万ドル（四八〇〇万円）輸送運搬費一二四万三千ドル（一億四九

一六万ドル）小計八八一万ドル（一〇億五千七百二十万ドル）国民指導員、留學生費三十万ドル（三百六十万円）総計九一十万ドル（十億九千三百二十万ドル、琉球人口から計算すれば一人宛九ドル即ち千八十円）と云う勘定になる。而して其の目的は第一、琉球経済復興への援助、第二、琉球の人々の生活水準の向上と衛生健康状態の向上を図る為めである。復興は色々あるが先ず民心の安定が先決問題であり、民心の安定は経済復興が基礎となる、然し之れは文字通り援助であつて之れが誘い水となり天は自ら助る者を助くるてふ格言の通り琉球人自らの活動に依て経済復興を期す力強い歩みが必要である。更にわれ等住民が文化生活を営む為めには経済の裏付けと衛生問題が重大であらねばならない、現状の琉球の衛生状態は遺憾ながらこれを米国人から見たら野蠻の域を脱すること遠くはないと思つたろう。これは住民衛生思想の向上と共に全住民の生活化を期す実行力が必要である。而して衛生健康は経済復興とも緊密な関係を持ち互に相まつて向上するものである。然し、ガリオア資金のみでは全琉の需要を満たすことは困難であろう、茲に商業資金を消化する心構えと進んで実力を培はなく

てはならない。

百年の計事は人を植つるに如かず、で国民指導員並に日米留學制度は琉球の若人達に希望を与えるのみならず將來の発展を約束するものとして感謝に堪えない。なお茲に住民の切望して然も足りないものは教育上欠くべからざる校舎問題である。之れは戦争に依て焼失したから、戦争の責任者たる日本政府の責任であろう。そこで教育者は先ず校舎の復興の運動を起すことは極めて必要であると信ず、然して不日琉球が復興する準備として日本の教育と直通して置くことも亦準備運動の一つであらねばならない。若し茲に祖国日本として温い手を差伸べたら、必要だけの校舎を建て、やることは不可能なことではないだらう、と思つ。之れは米日琉親善の角度から見ても好題目であらねばならない。

ル准将も都計援助ノ泊港の
管理権文書で正式移譲ノ
又吉市長らと懇談

〔琉新 1952・7・19〕

那覇市では十八日午前十時から又吉市長、嵩原助役、嘉手納総務部長、花城都市計画課長、亀島公共施設課長、安次嶺秘書課長、東江庶務課長らが民政

府を訪ね、ルイス准将、フォスター大佐、エステンバーガー工務部長、小林中尉と都市計画にかんする種々の問題について一時間余にわたり意見の交換を行い、軍の物心両面の援助を求めた、席上、軍から泊港の港湾管理権を市に付与する、泊港北岸地区の都市計画を立案せよ等の発表があり、牧志大通りの改修工事については市の案に全面的な賛意を表した

ルイス准将は「那覇は琉球の首都でありその都計には能う限りの便宜と援助を与え、これを推進したい」と語つた

泊港湾管理権に既に口頭で通知のあつた泊港湾の管理権を市に付与する旨、十六日付で文書が出た、現在軍で工事施工中で今年一ぱいで完了の予定泊港北岸地区 旧高橋町の都市計画に泊港北岸は都市計画に包含されて無いので将来の開放を予想し計画に着手せよとの軍の意見があつた、市では兼ねてより同地区の計画を進めて居り完成を一段と促進する

牧志大通り拡張工事市では美栄橋町の区域整理が終つていて収用法適用の必要がない、立退家屋が少い、政府施行予定の御成橋通り（一号線—政府新庁舎）十六間道路との連絡等の理由で最初に警察署から税務署までの工事を計画、これに対し軍も全面的賛意を表した

を計画、これに対し軍も全面的賛意を表した

一社説一

議員定数増と補欠選挙

〔沖夕 1952・7・21〕

立法院では市町村議員の定数に関する条項を改正する立法を可決したといふ。大島の九月選挙に備えての臨時措置であるが、近く立法される統一市町村制にも適用されるものとして注目される。この改正案によると沖縄においては、現在一村平均八名の市町村議員が、その倍の議員定数となる。先年、議員の定員減が唐突として実施されたとき、われわれは議員の半減を時期尚早とみて、その成行を深慮したものがあるが、一応の体験を経て改正することも悪くはなからう。定数を減じたら、成程それだけの予算が節約される。さらに多人数だと徒党をくんで派閥的抗争に陥る懸念もあり、寧ろ少人数で議會を和やかに固めるのが市町村の運営に適する、という説も一応首肯されないてもない。民主主義の先進国では議員定数が意外な位少いといわれている。が然し、先進国と後進国の甚しい落差を見逃して、無批判に真似たらおかしなことになる。民主主義の先進国

では、たとえ議員定数が少くても、議員自体が、それから自治団体及びそれぞれ地区住民が、民主政治の訓練を充分にもち、全体の政治意識が強いから少人数の議會でも結構やつていけるのだから。処が、琉球の場合は、封建時代の寡頭政治に陥る恐れが抱かれる。市町村当局の政治勢力は周知の如く、その地域社会に於て絶対的な優位を占めている。封建時代の地頭代と比較することは妥当を欠くかも知れないが、制度や形の上からは民主化されたにしろ、實質的には、昔の地頭代に劣らぬ擬勢を張り、住民に暴君の如く君臨する事例がないでもない。市町村長の選挙そのものからして余り香しくはない。そうした絶対的な政治勢力をもつ市町村当局に影の如く寄り添う当局派と称せられる議員があり、而してその当局派に反発する反当局派がいて、両派の政争を激化したり、或は当局派に打ち負かされて、反当局派が鳴りを沈め、当局派の独断政治が布かれて、地域住民を泣寝入りさせるといふ地方政界の真相は、こわいから言わぬだけであつて誰でも知つている。それぞれ地域住民がおとなしすぎる。と言つよりか政治への不信感から、政治無關心をいふ。それをいいことにし

て、市町村当局や議會が『よらしむべし』の愚民政策をとつているとしたら、地方自治政治の民主化は到底望まれない。地方自治政治の振興なくしては琉球の復興もなからう。さて、議員の定員減がどう悪く響いたか詳しくは知らぬが、議員の少数は、当局としても容易に御しやすく、当局の非を正す是非々の議會活動をおろそかにして、ひたすら当局に随従する愚かな全会一致の翼賛型議會に墮した嫌いがなくかどうか。議會は当局委せ、住民は当局に随従する議會委せ、というのが、各地市町村に於ける政治の実態なら考えさせられる。とにかく如上の懸念から、従来の議員定数は過少である。矢たらに殖やす必要もないが、過不足のない適数に改めることは当然な措置と言えよう。現在の一村八名平均が約二倍となつて十六名になつたら、議會の討議が一層活発となり、市町村当局といえども議會を甘く見くびることはあるまい。そこから議會の自主性が生れる。議會の自主性は、地区住民の政治関心を高め、当局の独善に反発して民主的な善政への道をひらくに違いない。処が、現職の議員の任期はあと二力年余で、その間現在の定員数でいくか、それとも近く

立法される統一市町村制の施行後直に補欠選挙を行うべきかが問題となつてゐる。われわれは補欠選挙を望んでやまない。大島が来る九月選挙を、修正案によるとすれば、全琉的に一貫させて、補欠選挙を行うことが立法の趣旨に則する所以であろう。さらに補欠選挙を行い現議員の定すうを倍加することに依つて現議会の刷新にも役立つ筈だ。公明選挙を励行して、議員の選択に気をつけ、有為な人物を新たに議会に送ることができたら、それだけの効果も期待される。欲をいえば、補欠選挙に依つて構成された新しい議会を刷新するため、正副議長の改選も一考の要がある。

近時各方面から市町村の自治の強化が望まれている。立法院においても、市町村制改正の立法にあたり、市町村の自律確立が意図され、それを裏付ける財政の強化問題がとりあげられて市町村税法の立法を急いでいるが、市町村の自治強化は、結局地方市町村議会の強化にまつほかはない。立法院の如き中央議会は、強力な行政府と相まつて、衆目環視のうちに自治政治の前進を否応なしに強いられるが、地方議会は、殊に後進国であればある程、議会の怠慢が人目につかぬ憾みがある。さらに

人材の欠乏も議会沈滞を招いている。従つて地方自治政治の封建性は容易に払拭されない。そこでわれわれは、有能な議員が選ばれ、過不足のない定員で構成された新議会の誕生を、切に待望するのである。

那覇市に一千万円の財源／競輪事業を協議／奥武山に大グラウンド

〔琉新 1952・7・26〕

那覇市では二十五日午後三時から市会議室で市議全体委員会を開催、競輪事業について協議を行つた。高原助役から経過を説明、施設、運営等は一切を沖縄に新設の競輪会社と契約。同会社は日本の競輪会社と契約し資材輸入や選手招へいなどを行う等の根本方針を発表、次いで議員の質疑があつて、会社と契約の際の条件などを協議、終つて来島中の国際競輪振興委員会常務理事、アジア興産株式会社社長長海老沢氏一行と懇談に移つた、この計画実現の暁は奥武山グラウンド跡に約一万坪の敷地で四百米走路、車券売場、投票場などが設けられ、市に年約一千万円の新財源を与えることになる。日本の競技法による競輪収入の収益分配は

一、車券の総売上高の七五％は払戻金として車券購入者に帰る

二、残り二五％のうち中央政府納付金三％、開催諸経費が一％、残りを会社と市が二分して五％宛

これに基いて海老沢氏一行は那覇市の年間収益を二千八百万円と見込んでゐる、然し市では慎重を期し一回四千五百人の入場一人宛車券購入額六百円、月に六日平均開催の計算で月八十一万円、年間九百万円と見ている、この他に地代として年三十万円程度があり、競争場内に三百米トラック、フィールド等スポーツ用グラウンドの施設も予定され、契約満了の十年（又は五年）後にはその施設がソツクリ市に無償で移される、全体委ではこれら基本的問題について意見の一致を見、更に市や体協などの行事や入場料徴収を行わない興行に対しては会社で使用料を徴収しないとの了解を得ることになつた。競輪法立法化の促進とともに準備を進められている沖縄側競輪会社の設立によつて市議会の議決で正式契約が結ばれる

那覇の上水道に／二千余万円の資材援助

〔琉新 1952・7・27〕

那覇市上水道計画に対しこのほどカリオア資金による二千六百万円に上る資材の援助があつた、十八日付政府からの資材交付通知によれば十二、十、八、四吋パイプ六千八百本その他部分品多数が交付された、この資材は他人に譲渡したり市上水道工以外に使用してはいけない旨附記されている、この他に七千余本の三吋鑄鉄パイプの交付も約束されていて、合計一万三千余本のパイプや部分品の援助があつたわけ、この資材は多少の部分品を補えば市の上水道本工事計画中、第一期工事を完成するに充分で余分は二期に充てられる、これで十月ごろから着手を予定されている、美栄橋、辻、東等の解放地区および現在の居住地区牧志、壺屋、神里原、開南、松尾等を給水対象とする第一期工事は資材の心配がなくなつた

立退く230戸／競輪場になる『港村』／泊埋立地へ移動？

〔沖タ・タ 1952・8・2〕

奥武山に競輪場を設置しようという那

覇市の計画はその後市当局と来島した国際競輪委員達との間に具体的な話が進められ、事業計画案も完成、近く軍に提出される運びにいたつたが、この競輪事業の進ちよくと相まつて同公園内港村の二百三十家族(約一千五百人)が移転させられることになり、これまで終戦直後から港湾作業隊として五、六年の間特異な地位を保つて来たこの村もとうとうこゝを引越さなければならぬ立場に置かれそうである。同村の立ち退きに対し市当局は発表を避けているが、移転先は現在埋立て中の泊港附近になる模様であり移転はこゝ三カ月以内に開始するという話もあり既に市当局では旧奥武山公園グラウンドを含む同村一帯の測量を始めており移転にあつては移転費その他についてすべての便宜をみることになつており、予算にも計上して市会の承認を得るばかりとなつていようだが、これには国場組の方でも援助を与える模様、結局この両者の協力で完全な移転が行なわれる見込みである、これについて同村では移転先が事実泊港付近で、一切の費用も市が見てくれるならば喜んで移転に賛成すると語つてゐるが、この外元世持神社附近にあつて移転を免れた五十家族の人達も、いつそ

のこと移転組と一緒に移転させてくれるようにと希望を述べている

になつたほどでとにかく五〇年度から作業が請負制にvari、軍側との交渉がすくなくなつたので部落民の総意によつて那覇市に合併八月一日以来市の一部として現在に至つたものである

波乱に富む村の生い立

港村は、戦後四十六年に軍から命令を受けて国場幸太郎氏の率いる港湾労務者とその家族達が集つて村を構成したもので最初は旧日本人捕虜収容所として使用されたこともあり、その移動後大暮舎などの施設がそつくり乗込み第一陣の約二百名の作業隊に与えられた。当初は台風のため幕舎全部が吹飛ばされるという悲劇もあつたが、その後四七年から規格家屋が時の民政府工

作隊によつてどしどし建てられた。一般民の移住はもちろん厳禁。受入れは労務者とその家族だけ。おまけに部落内を作業用トラックが縦横に走り、設備も好かつたので労務者達は金武湾、官野座、羽地、久志あたりから相ついで流れ込み一時は文字通り軍作業の村として知られてゐた。当時の関係者達の話によると、その頃奥武山近郊では米兵の暴行事件など不安な空気もあり、また労務者の出勤については軍当局がとてつて厳重で一週間以上欠勤を

のが出来る、市の要望もあり、競輪コースの内側には三百メートルのトラックをつくり、陸上競技場にする計画で、体育行事に利用して貰うことにする。

つゞけたものは検査の上すぐ立退きを命ぜられるという始末。四九年の食糧配給の停止事件もこの部落にいた各地区からの供出労務員の勤務ぶりが原因

開始の予定

那覇の市営競輪は委託経営をする亜細亜興産株式会社との間に、だいたい契約整い、奥武山公園一帯一万坪に、早速競輪場を施設することになつてゐるが、同社長海老沢光宏氏、同常務取締役小島竜彦氏は準備のためこのほど来島、沖縄に於いて初めての試みである競輪について、つぎのように語る。

電燈の解消へ／那覇電気会社発起人会／二市一カ村へ配電計画

日本では地方財政の補強策として市営競輪が随分さかんであるが、私どもも企業を通じて、何かと援助できればという意図でやつてきた。那覇市は、敷地を提供するだけで、施設一切は全部会社側が引き取り、利益金の四割は市の財政に還元されることになる。企業開始の手続きもほゞ見透しついたので、まず第一期工事として、取敢えず競輪コースと簡単なスタンドを建て、(工費日本円約

五千万円)、出来たら今秋十一月から、はじめたいと思う。つぎつぎ施設を増強して二カ年位には、立派な

那覇電気株式会社設立発起人会は発起人六十数名出席、二日午後二時から那覇市役所で開催された、又吉市長の挨拶について亀島公共施設課長の経過報告があり、座長に中山興忠氏が押された、中山座長司会で定款、事業計画の作製を行い、設立準備委員に次の十五氏が選ばれた

又吉康和、国場幸太郎、城間康昌、又吉世沢、具志頭得助、大城鎌吉、当間嗣徳、仲本興正、中山興忠、高良嘉永、長嶺秋夫、佐久本政良、平田忠義、嘉数昇、竹内和三郎

発起人会終了後引き続き設立準備委員会を開催、委員長に国場幸太郎氏、常任準備委員に高良嘉永氏を選出、株募集

一九五二年(昭和二十七年)八月

一四三

方法や申請書その他手続きに關し協議を行つた、同委員会では申請書作製の、四日政府に提出する

那覇電気株式会社は電気供給、電気器具、機械電氣用品製造加工修理販売およびそれらの付帯事業の経営を目的とし資本総額五千万円、株式総数五万株とし一株の金額が一千円、株券は一株券、五株、十株、五十株、百株の五種、第一回払込金は半額となつてゐる

計画によれば購入電力総量が百三十二万三千二一四キロワット時で販売電力は那覇、真和志、首里、小禄に対し一般家庭用を中心とする定額電灯八万四千一六七灯、従量電灯一千二百戸を予定してゐる

松山町の一部開放ノ市の陳

情で大典寺一帯を

〔琉新 1952・8・10〕

八日比副長官から比嘉主席宛、那覇市松山町の一部を開放するとの通知がありこれについて情報局は次のように発表した

先に七月五日付那覇市から土地開放陳情書を民政府に提出してあつたが八月八日付でその一部が開放された同土地は松山町の大典寺周辺一帯である

一社説

全住民待望の首都建設

〔沖夕・朝 1952・8・11〕

兼島首里市長は那覇、真和志、首里を一丸とする大都市建設の構想を抱き『この都市合併は、今から取りかかれば来年中には実現を見ると思う。市長を二期つとめてゐる自分の最終の御奉公にしたい（琉球新報）』と語つてゐる。殊勝な心掛けである。さいわい同市議会も合併に賛意を表してゐると言ふし、何れ市民の意志を確めたうえ、来年中に実現させる意気込みでし烈な合併運動が展開されることであらう。首里市の現状が、斜陽の街呼わりされる惨状にあることは衆目の認めるところである。どうしたばた騒いでも首里市発展の活路が拓けそうにない。

赤田、崎山、鳥堀三力町は戦前まで造酒業で栄えていたが、その造酒業が全島各地に分散し濫造された今日、元通り首里の三力町に集約されて煙突を林立させるといふことは到底期待しがたのである。農産地帯の輸出野菜は努力如何によつては見込があるかも知れない。しかしそれはとても、同市繁栄の一大目標に掲げることは出来ない。商業はもろろん駄目だ。わずかに希望が抱かれるものとして、教育、文化の

街、或は住宅の街にふさわしい地の利があると認められてゐるが、それに活路を求めて、具体化させるだけの市財政の裏付がないから、何とも手の下しようがない。肝心の道も悪いし、市場も整わない、至る処に雑草が生い繁つて山蚊が飛びかい、白昼と雖も毒蛇がはい廻る始末である。従つて現状のままでは住宅街としての資格すら備わつていない。住宅地帯、或は文化教育地帯にふさわしい都市計画を無理にたてたにしても、財政の貧寒が、そのすべてを反古にするに決つてゐる。そうした諦めを、市民並に市理事者が抱いて、すつかり匙を投げ、拱手傍観して、斜陽の悲運を徒らに歎き悲しむといつた首里市のうらぶれ姿は、廢藩置県後の首里士族のちよう落を思わせ、当時流行つたといふ

『つがでなちかさや、しゆいがたのさむれ、みんたりぐあかんで、うまぐあそんち』の琉歌にあてはまる、と思われもする。

が然し、由緒ある旧都を、雑草に埋没させることが惜しまれてならない。都市合併によつて、旧都にふさわしい地の利を、文化の街、住宅の街として生かすことが出来たら、おおきく言えば琉球の首都に、誇るべき歴史の伝統と、

新時代に副つ新文化の創造をもたらす重大意義を加えることになるかも知れない。さまざまな生活の便を考慮し、文化、教育の施設を拡充することが出来たら、たとえ小規模にしろ、日本の奈良、京都に類似の、雅致する文化都市或は住宅都市になる可能性がありはすまいか。否、首都の一角にそのような地帯を附設することをわれわれは望んでやまない。即ち首里市回生の策は、首都建設問題と関連しない限り、絶対に望まれない。旧都を見殺しにすることなく、さらに琉球の首都建設に不可欠な文化、住宅地帯の設置を必要と認めて、那覇、真和志、首里を一丸とする都市建設の、新提唱の意義を改めて認識すべきである。

処が、那覇市を中心とする都市合併問題は戦前から持越しの懸案であるが、結局掛声のみにおわつて実を結ばなかつた苦々しい歴史をもつてゐる。戦後も、那覇真和志の合併問題が度々提唱されたが、いささかも進ちよくしない。その理由が奈辺にあるかは、誰もが感知してゐる。端的に申すと、政治家が邪魔してゐる。表面合併の動きをみせ乍ら、その内実は、政治勢力のかけひきがあつて、一向纏りがつかない。住民の希求がどうあるとつかない。

く、合併問題の複雑怪奇性を遺憾なく露呈して、われわれの気をもませるのである。関係市村の理事者並に議会議員のみに、委せていたら、恐らく迂遠なる道である。而して、合併する、せないの争いを交わしているうちに、那覇市のみちやちな首都が、いつの間にか完成し、真和志と首里の合併は永久的な宿題として取り残される懸念が充分抱かれる。

そこで、われわれは首都問題を全琉共通の関心事として重視し、政府自らの難題に対処することを望みたい。もちろん主体は関係市村の住民にあるが、いやしくも全琉の首都建設ともなれば、政府としても、確乎たる首都建設の政策をもつべきであり、那覇市のみを切離した都計を先行して、大都市建設の視野を阻むよりか、寧ろ当初から大都市建設の構想の下に、合併を急ぐのが賢明である。そうした気運の醸成が何より先決だ。那覇、首里、真和志の代表と政府代表を以て、首都建設の機関を設け、而して軍当局の積極的な援助を望む強力な態勢を整えることだ。さらに慎重を期して、立法院に諮り、名実ともにわれわれ全住民の待望する一大首都の建設を目指すべきである。全琉の首都なら、全琉住民の建設

的発言権を認むべきである。以上の努力が払われて、首都法や都計法が立法され、新生琉球のシンボルとなる大都市の出現を期待したい。

旧都首里の市勢調べ

〔琉新 1952・8・13〕

首里市では各區別に官公衛、学校、工場、商店の所在と職員数調を行ったが、それによると官公衛は七カ所職員百七十五名、学校八校職員三百二十九名、工場七十二カ所職員百九十七名、商店三百二十カ所職員二十七名で官公衛は殆んど当蔵に多く工場は平良区に多い、また大名区など商店は一カ所もなく末吉区は商店がたつた一カ所という有様、各區別にみると

金城区商店四 寒川区工場一、商店六 山川区工場一、商店九 真和志区学校二、工場三、商店二五 大中区官公衛一、工場一、商店四 桃源区工場一、商店九 当蔵区官公衛五、学校一、工場一〇、商店三二 汀良区学校一、工場七、商店四一 鳥堀区工場四、商店三五 赤田区工場五、商店二五 崎山区学校一、工場五、商店三 儀保区工場六、商店二六 赤平区工場三、商店二五 久場川区工場四、商店一三 平良区学校一、工場一五、商店二〇

胎動する大都市建設！／那覇市を中心／二市二村合併へ初の打合せ

〔琉新 1952・8・14〕

巷間に世論を沸きたせ、首都建設問題”が那覇市、真和志村の合併のみか、首里市を加え、更に飛躍して小禄村も欣然参加することとなり、ここに沖繩の首都建設は二市二村が大乘的自覚の下に合併し、将来の国際都市を建設しようという機運がじょう成され、その実現の一步手前の段階に達して意外に早く那覇市を中心とする首里、真和志、小禄村の合併問題が急速に実現をみようとしている。

すなわち、十二日兼島首里市長、宮里真和志村長から又吉那覇市長に対し合併問題について話し合いをしたいとの会見申込みがあり、十三日午前十時三十分から那覇市長室で二市一村の市長および議会議長が約二時間にわたり親しく膝を交えて懇談が行われた。当日出席の顔ぶれは兼島市長、久高友敏議長（首里）宮里栄輝村長、新垣正栄議長（真和志）又吉那覇市長、真栄田世勲議長（那覇）の市村長、議長その他高

原助役、翁長企画部長も加わりこの際大同合併で大都市を建設しようとの意見の一致を見たところ（大都市の建設の合併問題に際しては小禄村も協議に参加したい）との意向がかねて窺われたので十三日会議開会中、同村長に電話で意向をただしたところ小禄村民の世論も村会の意見も均しく合併に一致していると長嶺村長から解答がありここに小禄村も欣然参加の態度がせん明され、協議の結果は結局那覇、首里、真和志、小禄の二市二村で市村長を除いて二市二村から五人ずつ選出して合併研究委員会（仮称）というのを組織しその人的機構は各市村議会に一任することに決定今月中に那覇市の翁長企画部長の手許まで委員名簿を報告、委員会二十名の顔触れが決定次第議案を得れば二市二村の密接な提携の下に立法院、行政府と折衝し沖繩の首都建設はこゝに急速に実現を見ることとなった。

一社説

都市合併と当局の熱意

〔沖夕・朝 1952・8・16〕

都市合併による首都建設が久しく叫ばれ乍ら、なかなかその気運の熟するを見なかつたが、今回真和志村が首里市

と提携、合併促進について那覇市に懇談申入れをなし、那覇市当局またこれを歓迎して、十三日二市一村の首長、議長の話合いが行われ、小禄村の合併賛成の意向も得て、ここに二市二村の合併を以て首都を建設しようという根本方針を決定、今月中に各市村から五名宛を選出して『合併研究委員会』を組織、合併、首都建設を推進することになったのは、関係二市二村のみでなく、広く全琉球にとつて喜ばしいことである。

これらの市村合併は戦前に於ても、時の県当局が幹旋役になり、その実現が促されたし、関係市村民及び一般の輿論も合併賛同に形成されていたにもかかわらず、遂に陽の目を見ずじまいになつて持越されたものであつた。今まで幾度か具体的合併の動きが期待され乍ら一向に進行しなかつたかといつと、これら関係市村当局の熱意が足りなかつたのだと言えよう。勿論それぞれ市村には伝統性があり、それによる特殊事情があり、利害相反する面も幾らか見出せる。当局者にして見れば、これらの調整を思つと、何を好き好んでとなり、しかも政治的な問題、殊に選挙地盤の変動を恐れたり『鶏口となるも牛後となる勿れ』を信条とする小

粒政治家ともあれば、小虫を生かすに賢明になる位がおちであつたといふことである。幸い現在の各当局者は委員会をもつて具体的に研究する熱意を示した。これは大きな進歩であり、従つてこの問題に関する限りに於ては、今までの当局者たちより、粒の大きい当局者を迎えていると言えよう。

とにかく、委員会の設置は、今まで行なつてきた合併問題に画期的な段階をしるし、明るい期待を抱かせるもので、今度の問題は、四者が大乗的な見地に立つて、同委員会を中心に、如何に歩み寄つて、これをまとめあげていつてくれるかである。研究といつても合併の意義をこれから発見していくといふことではなからう、その点は従来論じ尽くされて来て、既に反対を唱える者もいまい、委員会の課題は、どんな形で合併を持つていくべきか、そこらの調整が主体になると思われるので、当事者間の誠意がより過大に評価されねばならぬのである。那覇市は現行の都計案が合併によつて障害されはせぬかと憂慮しているようだが、合併によつて人口十五万をよつする大首都となつても、現行都計への大巾の修正は必要ではなからう、それよりも、これを中心に合併地域の夫々の立地的条件に副

うた都市計画が樹てられるべきである、合併したからと言つて運動場をなすようなわけにもいくまい。

二市二村の合併が首都建設という命題をもつている限り、これは関係市村だけの問題ではない。従つてわれわれは琉球政府がこの問題について能う限りの援助を払うことを希望する。同時に委員会は絶えずその構想、研究の結果を広く全住民に発表し、輿論に問う態度で臨んで貰いたいことを要望する、首都建設は全住民の問題であつて、関係市村だけのものでもなく、ましてこれを推進する当局者だけのものでもない。

合併、先ず市自体で研究／

奥武山五十戸早急に立退きノきのつ、那覇市全体協議会

協議会

〔沖タ・タ 1952・8・18〕

十七日ひる四時から市会議室で開かれた那覇市会月例全体協議会で競輪場設置問題や、二市二村合併問題研究委員推薦など十一件の議題が討議された。

これら協議は主として九月初旬開催予定の市会に備えて予め協議されたもので、議題中主要なものについて協議会

が得た結論は次の通り

軍からの給水により近々新水道が通水の運びになり、これによつて首里市儀保の水源から補給されていた旧水道は姫百合橋近くで補給線を切断、これまで那覇市で消費した一日約二万トンの給水量をそのまま真和志村に譲渡する。譲渡の価格は次の市会で決定する。

競輪場設置のため旧奥武山グラウンドにある五十余戸の住家と港湾作業隊カンパンをできるだけ早く立退かせねばならぬが、立退き先は住家約五十余戸を若狭町ユーチの崎附近の埋立て地に、カンパンを世持神社裏、ペリー区手前の埋立て地に、それぞれ移転させる。

”合併問題研究委”の人選は慎重を期して月末までに行うが市としては、合同研究委とは別に、市自体の研究委員会を組織して合同委に協力せしめることとし、その組織については近く関係者を集め協議する。その他市役所側から五三年度から初められる泊港埋立三年計画などについて説明が行われた。

前期の協議事項中奥武山住家の移転については一戸当りの立退き料としてだいたい一万五千円ていどが見積られ

ており、これらの住家移転など競輪場設置までの費用はそのまま競輪会社に対する市の投資分として引きつがれることになり、世持神社裏の埋立てについては市と国場組の間に内々の話合いなり、近く市からこの分の公有水面埋立てについての許可申請がなされる筈である。

合併問題研究委の人選については具体的には何の話し合いも行われていないが、協議会の空気はこれよりも先に市自体の研究委を作り、合併についての市の立場を綿密に検討したいとのことであつた

一社説一

共産勢力の排除

〔沖タ・朝 1952・8・21〕

民政副長官ビートル少将の立法院に対するメツセージは世界の現状勢下に於て琉球が如何に在るべきかを端的に語つたものである。

世界は現在自由主義諸国と共産主義諸国とが“冷めたい戦争”という無気味な言葉で表現されている通りの対立をツツけ、局部的には朝鮮に於て又印度支那に於て既に二力年余に及んで鉄火をふいて居り、何時これが全面的な熱い戦争に発展するか知れないという誠

に憂慮すべき情勢におかれている。即ち民主主義か共産主義か。その中間を往く所謂中立なるものは有り得ないというのが冷めたい現実である。従つて民主陣営に属する国々に於て共産党の破壊活動に対し強権を発動して対処しているのも国内的の事情に因ると同時に或はより以上に国際的の事情に因つてゐることは明らかである。

共産党は国内に限定される政党ではない。常に国際的つながりをもつて活動し生長する。現在コミンフォルムを中軸として世界各国の共産党は緊密に連携して居り、その総本山ともいふべく、従つて絶対的支配力をもつのがソ連の共産党であつて、如何なる国の共産党もその政治的活動は常に国際的背景をもつのであるから、外国勢力の侵略という目に見えない脅威を伴なつてくることは言を俟たない。自由諸国が共産勢力の活動に対し敵びしい反応を示して居るのも国家的存在への脅威を強く感じて居るからである。米国は沖縄に軍事基地をおき、これが充実拡張に大規模の工事が行われているのは周知の如くであるが、これは言つてもなく、共産主義勢力の侵略に備える前線根拠地として米国の太平洋防衛作戦に於ける甚だ重要な拠点となつてゐる。此

の重要地点を護るために軍当局が住民の心からなる協力を求め、琉球諸島の秩序を維持し平和的社会を築くことを望むのは当然であらう。この希望に反する事態が起ればこれを防止するの手段をとるのも又敢て異とするに足りない。即ち軍当局は自由諸国の敵とする

共産主義が琉球の社会に浸潤し生長することを絶対に許さないという方針を明らかにしてきたのであるが、ビートル少将はそのメツセージに於て琉球人民党を以て“国際共産主義の原則及び目的と軌を一にして居り”このまゝ阻止されることなく継続せしむるならば“此の島を共産主義支配圏の確立を目指す”道程を辿るのであると指摘した。

琉球人民党が共産党であるかどうか。彼らは今まで自らを共産主義者であると語つたこともなく又その党も同じく共産主義をはずきり打ち出したことはないが、ビートル少将は共産党であるという疑うべからざる証拠”をもつて居ると断言して居ることから推察して人民党が共産党であると断定する明確なる証拠を握り、これによつてその存在の好ましくないことを指摘したものであると思う。沖縄が米軍の重要基地となつて居る以上、基地に対し脅

威を与えるものを極力排除せんとするのは自然であり、殊に米国が最大の敵とする共産主義勢力が沖縄に侵入するのを防止するに断乎たる決意を示したものは当然であらう。

大島の笠利村では立法院議員の補充選挙が行われて居るがビートル少将はこの選挙に於て人民党の後援する候補者に対し住民が投票すれば”それは事実上国際共産主義の生長のために投票し公然擁護し直接に支持”することを意味すると言明している。人民党が共産党であるならばその候補者を支持することはとりも直さず共産勢力の発展に協力することになる訳だ。

ビートル少将は立法院に対し恐怖すべき疫病—共産主義の伝播を防ぐために勇氣と決断を以て努力するよう要請している。即ち副長官のメツセージは琉球に共産主義勢力の存在を許さないこと、人民党は共産党であること、従つてその存在は許すべきでないことを明らかにしているのであるが、人民党が共産党であり、その自由活動は琉球の政治にとつて好ましくないとすれば如何なる処置をとればよいか。これを非合法化すべきか或はその活動を抑制するの措置をとるか。いずれにせよ、立法院は副長官の要請に対し、

如何に答えるかが注目される。

一社説

競輪は許すべきか

〔沖タ・朝 1952・8・24〕

那覇市の計画する競輪事業は内地から事業家を招致して代行せしめることになり、競技場には旧奥武山公園運動場を提供して施設一切は会社で行い、市は敷地の使用料と収益の何パーセントかを取得する建前であるという。

そのため運動場内に住宅をつくつていく数十世帯の市民は他に移転を余儀なくされる。が、この競輪には政府側から内諾を与えても居るのか、市側ではこれら住宅の移転計画を既に発表しているところから観て、支障なく実現するという自信のもとに計画は進められて居るように見つけられるのである。

競輪は車券を発行し、大穴を狙う賭はく心理を利用して利益をあげる戦後派的特色を大に發揮している企業であつて戦後の大インフレで財政難に苦しんだ内地の府県や市町村などが溺れるものは藁でもつかむように競輪事業を直営又は代行によつて収益を挙げて財政難を切り抜けてきた事実だけをみて、競輪が地方財政に貢献しているという

結論を出し、これを模倣せんとするものが出て来るのも敢て不思議とはしない。

内地の自治体は競輪によつて収入を増加し財政難を緩和していることのみを強調して競輪そのものから発生する弊害―世道人心を頹廢せしめる精神的損害に對しては殆ど関心を払わない。というよりも故意に沈黙を守り、人心への悪影響に關し問題が起ると、これを寡少評価することによつて誤魔化すのを常とする。これが内地に於ける実状であり、識者によつてその弊害の甚しさが痛烈に批判をされるに拘わらず、競輪が遅しい存在を示しているのは、目的のためには手段を選ばない地方自治体の公務員の民間企業家と結託する金儲け第一主義が行政権力と結びついて横行していること、射倖心理につけこまれて車券に―かく万金のはかない夢を托する庶民の群れがあることに因るのである。

競輪が賭博であり、濡れ手に粟式の金儲けとして入場者を血眼にさせるのはビンゴの店が賑い、街頭トバクが後をたたないことから推しても想像に難くないことであつて、那覇市が競輪から挙がる収益―即ちテラ銭に夢を托しているのも賭博心理に支配されて居ない

とは言えないであらう。

競輪からトバクの性質をなくすれば、誰も見向きはしなくなるであらう。パチンコも煙草その他の景品がつかなければ今日のような大繁昌はしなかつたに違いない。射倖心理の微妙さである。沖繩の現状を憂う人は口を揃えて言う。生産活動は振わないのに消費生活が旺盛であつて将来が思いやられると。又―戦後の道義頹廢からまだ十分立ち直つては居ない。戦果思想から脱けきらない。世道人心を正しくするには精神を作興しなければならぬと。復興はいばらの道を往く―精神の弱いものは横道にそれるか、或は落伍する。

生産の興らないのは多くの困難を伴い、しかも収益をみるまでには相当の時日を必要とするのでそれまで待つ気持になれないのが禍して居るのではないか。右から左に物を動かすだけで利益がころがりこんでくる商業や水商売の数々が繁昌し、更に賭博や賭博類似の行為が半ば公然と行われるのも手つとり早い金儲けが目的であり、その日その日を享樂すればよいといつてその主義的生活態勢から自然に滲み出したものである。

こつという生活態勢を革めて生産活動へ

の意欲を高めて行くには人心を引きしめて堅実なる生活を築くように仕向ける政治的施策がなければならぬのである。が、現実には遺憾ながらそういう方向には向わず、却て逆のコースをとり勝ちである。そしてこれを弁解する言葉が巧みに潤飾される。即ち“公共の利益のためである”と。公共の利益のためなら世道人心を荼毒しても構わないという考え方は目的のためには手段を選ばないファシヨ政治に通ずるものであることを忘れてはならない。

琉球政府はパチンコの許可を願ひ出たものに対し賭博行為に類似するものであつて、これを許可することは社会に悪影響を及ぼすという理由で不許可にした。その当時のパチンコを計画した人達は企業を無視するものであると非難していたが、世論は不許可を支持するに殆ど一致をみて居たのもパチンコの弊害を未然に防ぐという健全なる考え方を示したものであるといふであらう。

パチンコは禁止して競輪は許可することとは街頭トバクを禁じて有識者の麻雀トバクを黙認すると同じようなものであつて、これに矛盾を感じない公務員がもし居るとしたら、恐ろしいことになる。何となれば、こつという手合は相

手次第では何をしでかすか知れないからである。パチンコを禁止するならばパチンコ以上に賭博的熱情を煽りたてる競輪も当然禁止にすべきである。競輪を許すならばパチンコも又許すがよい。行政措置の対象になる同質のものに対して差別的取扱いがあるべきはずはないからである。が、もし競輪と共にパチンコも許す場合には琉球政府は一たん不許可にしたパチンコを何故許可するか、の理由を明らかに示すべき義務がある。そうでないと政治がデタラメに行われているという非難を肯定することになるからだ。

首都建設を促進／首里市合併に積極的

〔琉新 1952・8・24〕

首里市では二十三日午後三時から市会議室で二市二村合併問題について公聴会を開催した、都市合併は十五年の歴史を持ちながら未だに実現せず去る十三日那覇市役所における二市二村の市村長ならびに議会議長の懇談会以来合併問題は再び市民の大きな関心事となっているが、これが反映して当日の公聴会には八十余名の市民が参加する盛況さで合併に反対するのは一人もなくその早期実現を図る活発な意見が続出

一九五二年（昭和二十七年）八月

した。まず兼島市長から都市合併問題の経過報告があり「全琉の首都を建設すると言ふ大きな見地からこれが実を結ぶよう意見を述べて貰い度い」と要望「首里市、真和志村、那覇市の「良さ」は合併して始めてその真価を發揮する事が出来る」との結論に達し、これを促進するため先に那覇市役所における懇談会で決定された合併研究委員会（各五名）を賛助する賛助委員会（仮称）＝教育、文化、財政、行政、婦人、議員等を網羅した各界代表約三十名を組織して諸資料の蒐集、都市の構想、受入態勢の研究に当らせる事になった

なお首里市の合併研究委員（五名）は二十五日午後二時から議会協議会で選出される、合併研究委員賛助委員（約三十名）は同日午後二時から市長室で市長、西平、名渡山、阿波根、原田の五氏で選出、二十九日初の委員会を開く事になった

首里市の賛助委員決る

〔琉新 1952・8・26〕

首里市では都市合併研究委員選出のため二十五日午後三時半から市会協議会を開き十名の候補者を挙げたが慎重を期し決定を見るに至らなかつた、なお

これに併行して市長室では西平、名渡山、原田三氏が市長を囲んで賛助委員三十七名顧問十名を選出した、顧問と委員はつぎの諸氏

顧問 護得久朝章、高嶺朝光、胡屋朝賞、知念朝功、稲福成珍、山城篤男、平川先次郎、安里栄繁、松井義正、田場典正

委員文化関係 豊平良顕、名渡山愛順、原田貞吉、西平守模、与那覇政牛

教育関係 安里源秀、阿波根朝松、真栄城朝教、譜久山朝直、諸見里朝吉、浜比嘉宗正

経済関係 花城清用、真栄城喜福、具志堅宗精、佐久本政良、稲福盛武、花城清珍

青年、婦人関係 尚せん、儀間ヨシ、嘉数ツル

その他 兼島由明、松本完司、西平守由、奥武朝景、真境名兼弘、糸満朝昭、新城朝保、上江洲安健、議長を除く市会議員（九名）

合併研究委員／那覇、真和志、小禄決まる

〔琉新 1952・8・28〕

人口十五万余の大首都建設をめざす二市二村合併への動きは活発にすすむられ今月末までに各市村とも研究委員五

名を選出することになり小禄村では一足お先に二十五日の村会で決定したが、これに引きつづき

那覇市 でも二十六日午後五時から市議備瀬知良氏宅で全議員出席し選出協議会を開き打合せの結果同委員五名のうち議員側から次の三氏が選ばれた
議長真栄田世勳、副議長城間康昌、議員阿波根直英

なお残り二名は議員外から選出のため三十日午後一時から研究委員人選委員会を開く、また同委員会では合併問題について諮じゅん委員の出も行う予定
小禄村 では二十五日の村会で合併研究委員に次の五氏を選んだ

上原光男（議員商業）赤嶺三郎（議員農組専務）赤嶺慎英（議員沖漁連常務）長嶺良松（助役）平良雄一（劇場主）
真和志村 では二市二村合併は研究委員選出のため二十七日午後五時から村議会協議会を開き協議の結果、議員側から二名一般側から三名と人員を定め、人選は議長と村長に一任させることになった

一九四

大那覇市建設／専門諮詢委

置く／行政、経済、文化

工務交通、厚生

〔琉新 1952・8・31〕

二市二村合併問題について那覇市議会では大那覇市建設の構想のもとに着々その研究が進められているが三十日午後三時から協議を開きこの合併研究の諮詢機関として専門諮詢委員を次のとおり決定。また未決定二名の合併研究委員も決つた。

研究委員

真栄田世勳、城間康昌、阿波根直英、山田有幹、仲井真元楯

大那覇市建設諮詢委員行政

仲井間宗一、当間重剛、嘉陽安春、平田清ゆう、富山徳潤

経済

池畑嶺里、山田親徳、城間康雄、当間嗣徳、高良一、具志頭得助、松田賀哲、仲村清栄、又吉世沢、佐久川長吉、照屋知広、宮里辰彦、中山興忠

文化

山里永吉、真栄田義見、阿波根直成、渡ユキ、又吉嘉栄、金城栄淳、高良徳永、工務交通

石原昌直、大見謝恒宏、国場幸太郎、仲浜政平、高良嘉永、宇良宗樽、久保田盛春

厚生

長田紀秀、千原繁子、宮里浩司、当山堅一、長嶺将真、新嘉喜貴美子、大田吉甫

真和志村。では三十日合併研究委員はつぎの通り決つた

新垣正栄、高良正文、金城和信、西銘順治、久保田盛春

一 社説一

民主党の発足

〔沖夕・朝 1952・9・2〕

琉球民主党が生れた。社大党に同調し得ない人達或は人民党を白眼視する人達は予てから新しい政治結社を必要としていたのであるが、その要求を満たすために生れたのが琉球民主党である。その結成式が華々しく行われたのも行政主席を総裁に戴く政府与党としての誕生であればこそである。

これに関連して想起するのは一昨年の秋、結成式を挙げた社会大衆党のことである。あの時の華々しさ―猫もしやく子も先を争うて入党したことである。当時の社大党は党首に沖縄知事を戴き群島政府の与党を以て任じていたので政権に対する魅力―官尊民卑の思想が骨の髄までしみ込んでいる人達にとつては政権は即ち利権であり、これ

に離れるのは大きな損をするという考え方が決定的に支配して居たのである。民主党が結成される段になると社大党からぞくぞく脱党して、これに馳せ参するものが多い。甚しいのなる。と昨年競つて社大党に大挙入党した島の二つの政党が逸早く社大党を脱党し、先を争つて民主党に入党したという笑えない話もある。

それも民主党が政府の与党であるからだ。従つて民主党は多数の入党者を得て第一党の勢威を誇ることが出来るし、又立法院に於ける政治的活動も政府にとり有利に展開することである。が、こゝに誕生早々の政党にケチをつける訳ではないが、政党は政権を握つている間の利権的な集団であつて、一たん政権から離れて野党的地位になれば没落に瀕するようなことでは

真の政党とは言えない。与党の場合にはその政綱政策を政府に遺憾なく実行せしめて住民に対する公約を果たすべきであり、又野党の場合は政府の政策を徹底的に批判し住民の福祉に反するが如き行動は阻止するよう努め住民の支持によつて次の政権を担当するまで自重する。このようにして初めて政党たるの実を示すことが出来るものであつて野党になつたら萎靡沈滞し、その

存在価値を失つようだがあれば最早政党たるの名に値しない。

社大党は今まさに試験の秋に直面している。が、一方民主党も政権を握つて居る間は吾れもわれもと入党して大に勢力を誇示することが出来るであろうが、将来野党になつた場合のことを考えてみると、社大党の歩いて居る道と同じように歩まざるを得ないことになりはしないかどうか。政治的には甚だ醜態極まることであるが理窟の通らない離合集散が一向醜態ともされず、平然と行われて居ることは政党が生れてなお日が浅く政治的訓練も十分出来て居ない幼稚な存在であるだけ特に考えてみる必要があると思つた。

民主党の宣言綱領政策は誠に立派なものであるが、要はこれを実践し得るや否やにある。如何に美辞麗句を並べたてゝも実行し得なければ意味を為さない。政党には党利党略がある。住民の要望と合致し住民の利益を増進する党利党略であれば大に結構であつて何ら非議さるべきではない。が、世上よく言われる党利党略なるものは党の利益を優先的に考える、即ち住民の利益よりも先ず党の―従つて黨員の利益を主として考えるやり方を指して居るようであるが、こつて党利党略は所詮党

弊と称して嘗て日本の各政党が軍部フアツシヨによつて潰ぶされるの因をなしたものであり又中国大陸から国民党政府が追い出された大きな原因となつたのも此の党弊であつたことを忘れてはならぬ。

民主党は母国復歸の早期実現を熱望し宣言綱領にも高らかに謳つて居るが、祖国日本への復歸に就ては過去に於て社大党及び人民党が真剣なる努力をなして住民の願望をよく代弁してくれ、今後又努力を惜しまないと思うのであるから、民主党は此の民族の重大問題に関する限り、社大党、人民党とも提携し協力して早期実現をみるよう努力して貰いたいものである。

復興とは住民の生活安定を意味するが、その生活というのは言うまでもなく“人間らしい生活”——国際水準に余り遜色のない文化的生活を指すものであり、それは戦前の生活水準よりも高位を指すものでなければならぬ。これがためには政治的にも経済的にも住民が自主的に活動し得る範囲及び限界が一段と拡大されなければならぬ。所謂自治権の拡張であるが、民主党の宣言綱領政策をみると遺憾ながら、これに関する決意は愚か要望さえない。

現在の行政主席は軍の任命である。これを公選することは住民多数の要望であることは否定し得ない。主席を公選し自治の権限を拡張することによつて政治経済諸般の施策は自主的に行い得るものであつて、これに触れずして民主主義体制の確立を求めるのはおおよそ意味のないことである。

首都建設へ第一歩／那覇市 きのう諮詢委員会

〔琉新 1952・9・7〕

二市二村の合併による大那覇市建設の偉業計画に着手した那覇市では先に二市二村合併研究委員として眞栄田世勳、城間康昌、阿波根真央、山田有幹、仲井眞元楢五氏を任命、対外的な研究に乗り出した傍ら、首都としての色彩を持つ大那覇市の内容を充実させるため、行政、経済、文化、工務交通、厚生、の専門部面からなる建設諮詢委員会を設置、池畑琉銀総裁、当間重剛氏、仲井間宗一氏、松田賀哲氏、山里永吉氏等三十九名の諮詢委員を選定して首都建設の陣容をかためて来たが、昨日午後三時より市長、市会議員、合併研究委員、諮詢委員等五十名が市役所に立会、初の諮詢委員会を開催した、市当局では現在までの事業計画報告を行

い、今後議会で腹案を練つた後、各専門諮詢委員会に諮問するとともに公聴会にまで発展させたいとの意向を発表、委員会は大乘的な立場から当局に協力すると誓い首都建設への第一歩を踏み出した、現在那覇市は二五七万坪の行政地域を有しているが、那覇商港を除き行政区域を住居、商業、工業の三区画に別け、住居地五十六%、商業地三十六%、工業地九%の割合いで土地収用法の立法次第整理を始める事になつている。都市形態の充実化を図つて着手した市内の給水量を確保、市民生活の軽便化に一役買つているが、十一日までは天願上之屋の上水道を利用して一日二百万ガロンの給水が実現する模様で、首都建設のスタートは幸先よしといった傾向にある

那覇市議会／七議案原案通 り可決／公園埋立とグラ ウンド／都市完壁に石川 博士招聘等

〔琉新 1952・9・10〕

那覇市では九日午前十時から定例議会を開き五三年度追加更正予算、公有水面埋立、財政審議委員会設置条例など

議案七件を可決、諮問二件に対し答申を行い午後三時閉会した
奥武山の公有水面埋立は都市計画事業の一環として総合グラウンドと競輪場建設が計画されているため同地内に住んでいる住民を移す必要があり隣接公有水面三千七百坪余りを埋立てようとの案である、これは立退民家約五十戸は若狭町埋立地に移転先が予定されており主に港湾関係工事の従事者のカンパンを対象とするもので議員の質問により「埋立地は今のところ公園計画に含まれてない」「埋立地の貸与に当つては改めて議会にはかる」「競輪場設置が不許可になつたときでも財政が許せば総合グラウンドだけでも早急に建設したい」など市の意向が示されたので全員一致で可決した

財政審議委設置

市の経済財政に関する調査を行い、その調整を図るため市長の諮問機関として財政審議委員会を設けることになり同委員会設置条例を可決した

同委員会は会長は市長をあて市長の依頼する委員若干名を以つて組織する、会議は必要に応じ市長が招集し、委員の任期は一年となつている、市ではこの委員に次の八氏を内定、協議会の席上議員の承認を得た

山田有幹、宮里辰彦、又吉世沢、照屋知広、松田賀哲、国場幸太郎、真柴田正雄、比嘉良篤

可決された追加更正予算は追加高が九八万一千一六〇円で予算総額七千七八八万二千二百円、才出関係では自治会館、商工会議所補助としての市負担金一三万円、都市計画事業の完璧を期すべく前東京都建設局長、早大教授石川栄よつ博士を招いて実地につき指導を受けるための都市計画研究費一四万円、などを主に職員の職業手当、備品購入費、過年度支出、予備費などに追加されている

売店売却

才入関係では東、通堂、前島町の市有地の賃貸料を予算化したのと同日可決された市有財産 売店 の売却処分に伴う代金四一九千九百円が計上されている、売却処分は決定した売店は牧志、開南、壺屋、ペリー、奥武山、壺川の五つで各経営主に随意契約で売却される

このほか、琉球石油に対する貸与市有地の坪当単価月額六〇円を四五円に更正する件、松卜町一丁目の市有地二千二四坪余を商業高校用敷地として中央教育委員会に無償貸与する件、監査委員に市議から辺野喜英興氏、学識経

験者委員に中山興忠氏を選任同意を求める件、何れも審議なく可決した

首里市／無条件で合併／市民に意図を明示す

〔琉新 1952・9・10〕

首里市では昨九日午後三時半から市会議室で二市二村合併問題研究委員（五名）並びに同賛助委員（約二十名）が集り都市合併問題に対する初の懇談会を行った。話し合の内容は次の通り

首里市としては伝統を破壊することなくこの際合併した方が文化、産業、その他各面で一段と住民の福祉を増進するということに住民の一人一人が納得するよう合併の意図を明確にする

合併前に諸条件や名称に拘泥する事は軌道に乗りつつある二市二村合併を遅延させるおそれがあるので首里市としてはこの際無条件で合併を促進する今から予想される諸問題は合併が実現した暁、各区の選出議員に一任したらよい

この問題は那覇、首里、真和志、小祿の二市二村が琉球の首都建設と言う大乗的立場から協力して行けば早急に実現出来る

なお首里市ではこの問題について市長、議長研究委員等が近く副長官を訪

問し助言を求めると共に研究委員の運動費を来る十五日の定例会議に上程予算化する事になった

金口木舌

〔琉新 1952・9・11〕

那覇市では九日定例会議を開き七議案を原案どおり可決した、議案は都計とも関係のある重要なものを含んでおり首都としての那覇市の将来を予見しつつ慎重に審議、全員一致で可決したことは市議会の生長を物語るものである

従来市の議会は芝居に例えられたほど派閥抗争を繰り返してきたものである。親分のために忠勤をぬきこんでんとして反対と八つ当りを事としたことは、たしかに市会座として大向うの拍手を受けたに違いない、それだけ政治も低調であり世も泰平であつた

戦後の沖繩の事情は生やさしいものでなく住民の生活も建設と衣食のために懸命な努力を払わなければ社会人としての生活を維持し戦前並に復興することは困難である このために訴うべきは訴え意見を主張すべきは主張せられなければならないが、時に片意地な我儘の言動をなすものがあるのは時代への認識不足と人間の観念というものが戦争という大きな変革を経て仲々に改め難

いことを示すものである、かかる居士が立法院にも見受けられるのは一つの愛きようではあるが讚めた話ではない

首都建設は全住民の関心事であることに那覇市民に課せられた重大事業である、首都建設のために小異をすてて大同につくという常識の実践が強く要求されるとき、那覇市議会の生長は当然ではあるが一般に多くの示唆を与えるであろう。

首都建設研究委員会／委員

長に山田有幹氏／二市二村含む都市／石川博士の指導要望

〔琉新 1952・9・14〕

首都建設の促進をめざす那覇、首里、真和志、小祿による二市二村合併研究委員会はつのが会合が十三日午後三時半から那覇市役所で開かれた。久保田盛春氏（真和志）が欠席しただけで全委員出席、まず座長に山田有幹氏を押し委員長、副委員長の選出方法を審議、各市村から挙げた選考委員、真栄田世勳（那覇）久高友敏（首里）高良正文（真和志）長領良松（小祿）の四氏によつて次の通り決定した

委員長 山田有幹
副委員長 西銘順治

次いで委員会の運営規程については委員長、副委員長と翁長助静氏に一任、経費負担は各市村の人口割とし書記の任命は会長一任に決定、運営規程と予算案を次回に審議することになった。席上那覇市の招へいした石川栄よう博士来島の際二市二村を包含した都市計画も研究指導して貰いたいとの要望があり真栄田那覇市会議長からできるだけ努力する旨の回答がなされた。

二市二村合併／研究委員会規則決まる／経費は人口割で負担

〔沖タ・朝 1952・9・26〕

二市二村合併研究委員会の第二回目の会合が二十五日午後四時半から那覇市役所会議室で行われ、那覇市側の仲間、城間両委員を除く全委員が出席して

委員会規則ならびに

委員会の才才入予算案について暗くなるまで熱心に討議を続け、六時半に散会した、討議決定事項の要は左の通り

- 一 二市二村合併研究委員会規則
- (九月二十五日から実施)

首都建設の実現を期するため那覇市、首里市、真和志村、小禄村の合併

に関する構想、企画について調査審議する目的でこの委員会を設ける

委員会は二市二村の代表委員各五人計二十人をもつて組織し、委員長、ならびに副委員長一名ずつを置き、役員は委員の互選による

委員会の会議は毎月一回以上開かなければならない

委員会は各市町村の代表委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない

委員会に必要な経費の算出は各市町村の人口割の負担とする

二、委員会歳入歳出予算案(この予算案について、委員会が十分な研究を行う上から予算額は不足であるとの意見も出たが、これは向こう二、三カ月の暫定案とみて、委員会の活動が活なれば、新に組換えを行う予定であるとの那覇市翁長企画課長の説明があり、原案通り承認された)

歳入—九万八千五百円

(各市村の負担額は那覇市四万二千三百二十九円、首里市一万五千一百八十九円、真和志村三万一千七百七十七円、小禄村九千一百九十五円)
歳出—歳入金額と同じ、
書記一人の給料月額五〇〇〇円分の
九月分—四万五千円、

調査費二万円 需要費二万八千五百円 予備費五千元。

備考 各市村の人口は左の通り

- 那覇市 六一、九五〇
- 首里市 二二、二二四
- 真和志村 四六、四九五
- 小禄村 一三、四五四
- 計 一四四、一一三

真和志村の一部立退きに／部落民が陳情

〔沖タ・夕 1952・10・8〕

去る九月の三十日、真和志村に対して民政府当局から真和志村の平野区全区(工業高校敷地も含む)とこれに銘苅、安謝の各々一部を住宅公社の延長工事に使用するから同地域の住民は来る十一月の十日までに立退いて欲しいと口頭で指令があつたので、村当局では早速全地域の区長を集め、通知してあつたが、二、三日

前銘苅の住民達が「今回の指令で将来銘苅全地域が立退きになるのは一目瞭然であり、これは我々の生活権を脅かすものである」と代表大城実盛区長以下九十六名の連署で村当局を通じ軍への陳情方を願ひ出て来た。

この陳情書によると銘苅部落の隣部落

であつた松原部落が昨年軍からの命令により同部落の墓地調査を行い報告したところその後で直ちに立退きの指令があり、ために同部落は区民八十三家族が半分は松川区に半分は外の地域に移動したが、今回も銘苅部落の墓地調査が行われ、「それ立退きた。」と戦々キヨウキヨウとしている際にその一部に立退き指令があつてこれはとばかりに陳情騒ぎになつたものであり、移動後の松原部落は耕地面積二万六千坪を失い、農業従事者百名のうちその仕事を続け得たものがたった一名、日傭労働者は二七名から八〇名に増加、失業者四四を出すという実状らしく、「私たちもあの人たちのような悲惨な境遇に落ちるのですか。」と銘苅の地区民は村に訴えている。

真和志村／平野、岡野等二百戸立退き指令出る

〔沖タ・夕 1952・10・14〕

十日付の民政府から主席宛の文書で、来る十一月の十日迄に真和志村の平野、岡野、安謝それに銘苅の一部を含む(約十二万坪といわれる)約二百戸の民家の立退を行うよう正式に指令があつた。

泊港に明るい将来

〔琉新 1952・10・15〕

広ぼう六万八千坪におよぶ泊南岸の埋立工事は、アメリカ政府が那覇市に対する積極的な協力によつて戦前ならば想像も及ばなかつた膨大な構想のもとに近代科学の粋を動員して急速に進捗しつつあり、優秀なしゅんせつ船によつて泊港の築港しゅんせつは固定パイプで送出される土砂が其の儘埋立への土砂となつて、宛然島造り国造りが時々刻々眼前に現出する驚異的科学の偉観を展開しているが、最近同築港から生ずるしゅんせつ砂利が日本の土木請負業、清水組と間組の手に分割供与されているという市会議員諸氏の情報に接した又吉那覇市長は十四日午前九時半幸喜建設部長を帯同し、民政府工務部を訪問、係官ホームマン氏に会見し泊築港のしゅんせつ砂利は埋立てに使用されるもので、これを他の方面に使用された場合、それだけ那覇市の埋立工事が遅延されることになり、那覇市として埋立工事に至大な影響を蒙らざるを得ないことになるので再考を促したところ、係官との折衝によつて事實は次の通りで却つて、それによつて泊港が第二の国際港に飛躍し良津としての将来を約束づけられる事実が判明

した

深さ20フット以上にノ三千トン級も悠々出入

ひつ竟、那覇市としては沖繩住民としての代表的良港とするにはどうしても深度二十呎を予定し、その積りで予算も計上されたが、予算編成後単価の変動によつて、十六呎しか深度を掘り下げることが出来ずこれを目標として工事を進捗中のところ、最近軍は日本側建設会社請負いに拘る道路建設用として泊港しゅんせつから生ずる砂利を分与しているが、これは泊南岸埋立用の砂利を分与するのではなく新たに同築港土砂から道路設定用として更にしゅんせつしている実情が判然とし深い深度が掘り下げられる結果は二十呎以上に達する模様でその結果深度十六呎の場合には千トン級の汽船しか漸く出入港出来ないのを、二十呎以上に達するとなれば優に二千五百トン級から三千トン級の汽船が自由に出入り出来るわけに却つて一石二鳥の収穫を齎すことが判明、泊港の将来は更に飛躍的な優位を占めることとなつた

首都建設ノ合併時期を明確にノ二市二村議会に図り更に促進

〔沖夕・朝 1952・10・21〕

二十日ひる三時から真和志村役所で第三回目の二市二村合併研究委員会が開かれた。まず西銘委員より、この委員会が合併に関する資料ばかり研究していたのではなんにもならない”いつ合併するか”即ちその時期を決めて各市村議会の意見をきくことが最も主要なことであるが、会合のたび毎にその問題は課題から外れている、当委員会にとつて最初にして最後の重要課題であるので、真和志村委員会を代表し、来年七月の年度がわりを期して合併することが適当な時期であると思つたので、これを議決して二市二村議会に提案したい、との緊急動議が提出され、委員等は今までにない活 意意見を闘わした。これに対し最初那覇市の仲井真委員等は、提案の理由は一応うなずけるが、那覇市は市自体の都市計画事業を實施しつゝあるのでこゝで直ぐいつ合併するべきか、あることには反対だ。とむしる二市二村を同時に合併すべき、逐次的にすべき時期決定までに研究すべき問題が多いと難色を示したが二市二村を早く合併せよとは住民の希望であ

り、この委員会はむしる合併の時期を延引さすための緩衝地帯となつていないか、そうなれば住民の合併への意欲をふみにじるものであると、結局次のように決議、二市二村議会に提案して次回の委員会までにその意見をきくことになつた。

二市二村を同時に合併する。

合併の時期に関する二市二村の議会の意見。

なお那覇市ならびに各市村の持つてい

る都計案をこの委員会で説明してもら

うこと、二市二村長は新たに委員とし

て本会に参加するか、それが出来な

ればオプザーバーとして出席し、市村

長が出られなければ助役でも出席させ

る事等も議決した。次の委員会は十一

月中旬、首里市役所で開催されるが、

その間に二市二村の議会はそれぞれ合

併の時期について協議するのでその動

きが注目される。

首都建設へ第一歩ノ活発な質問戦展開ノきのう・那覇市会賑う

〔琉新 1952・10・24〕

那覇市の大都市計画の基盤を決すべき七千万円起債 那覇市臨時議会は二十三日午前十時半から市会議室に招集さ

れた 那覇市が国際都市として一大飛躍を遂げるために 琉銀の起債を仰ぐという重要審議は戦後初めてであり

都市計画の大事業遂行に当つて泊南岸の埋立、牧志大通の道路拡巾 水道問題等の重要事項を審議するために議場

はいつになく緊張感が漲つていたが、特に夏時の早ばつ時に当面して上程された簡易水道使用条例の改正の議事に

及んで、質疑は昂潮活発に展開され議員と当局側との間に真し熱烈な問答

が繰返され、城間康昌、浦崎唯治、比嘉朝四郎各議員から活発な質問が行われた、主なる質疑応答戦としては条例

改正の理由如何の質問に対し
【答】—改正の理由は軍から日に二十万ガロンの給水を受けるようにな

つているが軍から一千ガロンにつき四十四円の使用料・徴収するとの達

示があり、少い水の規制も必要で最近計量器も入手したのでメーター制

を実施するという現状に即応せしめるため
【問】—二十万ガロンというが現在

よく断水するのは如何なるわけか
【答】—実際は二十万ガロンは供給

して先に首里からひいたパイプとも連繫せしめ この水飢饉を切り抜ける方針である

【問】—軍の使用している水源池は元の那覇市の所有なのに当局はその

使用料をとつてはいるか
【答】—取つてはいない、戦争で破

壊されたのを軍がガリオアではなく直接軍予算を以て多くの費用をかけ

修復しており 又将来は日に百万ガロンも給水することです市の水道

設置には必要資材も援助して貰つて

いるので水源池の使用料の請求はま

ずい
【問】—那覇の水源池は軍が接收している

ので市民への給水量は撤廃さるべきだ
【答】—料金も一ガロン四銭ほどで

三カ月にもなるが正式な請求書も来ていない、時機をみて撤廃あるいは

と営業用の五〇〇円(三二〇〇ガロン)をとりかえその浮く分を共用せんの

料金値下げに充てることにして満場一致可決をみた

その他多年の懸案たる都市計画事業施行について莫大な経費を要するので、

このほど割当になつた復金の七千万円を起債 自己資金として土地処分、一

般税収からの三千万円計一億余円を予算追加の議案が提出されたが一億余万

円の予算追加や七千万円の起債は大きな問題であるとし充分研究したいとの

意見があり議案研究のため 十四日は休会で十五日午前十時から再開するこ

ととなり午後二時閉会した
当日可決となつた主なる議案は左の通り

職制及定員の増
従来 改正

書記長 三〇 三五
技手 一〇 二五
技手補 一〇 一五
株券購入について
沖縄配電会社の株券 株千円の三千

費と都計事業の一部に充当するため東町と松山(元市場)上ノ蔵(元市役所)の市有地計一、七六坪を売却する

那覇市議員団/立法院へ競輪法その他陳情

〔琉新 1952・10・24〕
那覇市会では二十三日の議会閉会後午後二時から泊港施設の視察に赴き、続いて”土地収用法”競輪法”の早急

可決を立法院へ陳情した。

一社 説一
那覇市の都計と土地収用法

〔琉新 1952・10・25〕
開会中の那覇市臨時議会は、都市計画の実施に第一歩を踏み出す諸事業の

審議をなすと云う意味において、全市民の関心を寄すべき会議であろう。目

下の水飢きに際し、簡易水道使用条例について熱心なる質問や適切なる意見が陳べられ、当局においても敢えて

原案を固執せずして修正が行われたのは好印象を与えたが、七千万円の起債をなし、三千万円を捻出し合計一億円の

予算で牧志大通りの拡張工事を始め、十余力線の幹線道路の舗装や久茂地川のしゅんせつ等の工事費に充てん

とする都市計画の実施については、更に慎重に審議せんことを希望するものである。

さきに復興金融金庫の規定を改正して市町村への融資の途が開かれたのも、那覇市の都計実施を支援せんとする民政府の意図の一端が表示されたものと解して謝意を表すべきであらう。

戦前地方自治体が大蔵省預金部から低利長期の融通を受けていたのに較べて、年六分の利率で五力年間返済という条件は甚だ窮屈なるが如きも、兎に角各市町村の如き自治体に対して閉鎖していた復金の窓口が開かれ、その第一号として那覇市が七千万円を起債することが出来たという事実からも意味深いものがあるのを感じず。この借入金元利弁済の財源として、市有地の払下げや貸付および中央市場の経営による売却金や貸地料使用料等より生ずる収入が挙げられているようであるが、泊港沿線の埋立地は市有財産として将来大に活用される可能性があり、あちらこちらに散在する比較的零細なる市有地はむしろこの際整理して管理の煩雑を免れるを可とすべく、都計実施に伴う市営事業即ち中央市場等より生ずる収入も、堅実適当なる経営によれば相当の財源となるであらうことを

疑わない。

市内道路の整備拡張は現在喫緊の公共事業たること、衆目のひとしく認むるところである。昨今のような早つつきには濠々たる砂じんに包まれ、雨天には泥ねい靴を没する有様では義理にも首都の大通りとはうたわれぬ、いわゆる「牧志大通り」とは名付けたものの、ラッシュ時にはまさに文字通り肩々相摩し、自動車も片側だけ通して見ても、なお人の肝をつぶさせるような危険な光景が刻々に展開されている。これが拡張の必要は数年前から認められ、当間前市長の時代から、所要地の地主との交渉が始められていたのは、周知の通りであつた。然るに地主諸氏の中には交渉の条件について不満を鳴らすものがあつて行悩みの状態にあつたが、その後歩み寄りの話し合いがあつて大多数は承諾することになつたので、すでに那覇署前の警察学校や紅房等の立退き取壊しなどが進められている。

所要地の買上げ条件については、市としても出来るだけ地主側の希望を容れて大多数の承諾を得たようであるが、なお二三の未承諾地主があるときくのは遺憾に堪えない。由来公共団体を相手とする売買賃借等の契約におい

て世間一般の条件よりも甘い条件をもつて有利に取り引きせんにおいてかかる態度に出るような場合においては不当のみならず極めて不快な感じを世間一般に与えるものである。そこで已むを得ず権力の発動となつて土地収用法の適用を見るに至るのである。

立法院は、目下山積せる法案の審議中であり、会期は余すところは幾ばくもないようであるが、懸案の土地収用法についても、万違算のないよう早期に制定せんことを希望する。そしてなるべくは近く制定される収用法の適用第一号とならぬうちに、牧志大通り十間道路拡張工事の所要地に関する売買契約が速かに成立せんことを併せて希望する。

とする心掛けは是正さるべきであり、公共団体においてもなお幾分この慣性を容認する如き嫌いがあるが、殊に不労価値の獲得をなした者

立退きに悩む銘苅区民/居

すわりたいと連署陳情/

”経費償い、生活の不安

も除いて下さい”

〔沖タ・朝 1952・10・26〕

民政府から十二月十日までに立退きを命ぜられている、真和志村銘苅区の真

栄城守公氏ら二十一名は二十四日、「なるべくなら立退きたくない」と立法院へ連署陳情した。要旨次の通り。

祖先伝来、命より二番目の愛惜する土地で農業に励んで来た我々にとつて立退き命令ほど無慈悲なものはない。副長官は共産主義の撲滅は貧乏をなくすることだ、と云つたが私たちは今、貧乏のドン底に落ちんとしている。民政府の方針に逆う気持はないが、なるべくは今在る地を永遠の安住の地とした。やむなく立退くなら生活の根拠たる耕作地を他に求める経費を償い、かつ生活に不安なからしめるよう温かい措置をとられんことを悲願する。

切捨御免は困る/合法的な解決を
/ 仲本、真栄城氏らからも陳情

真和志村平野、岡野、安謝、銘苅の四部落（約二十万坪、二百戸）は軍から十二月十日までに立退くように命ぜられているがこの問題について銘苅部落の代表、真栄城守行、仲本為美氏ら五名は二十五日立法院の行政法務委員会を訪ねて窮状を訴え、立法院の善処方を陳情した。真栄城氏は軍との折衝経過を説明、軍の係官は立退き先は農試場跡に一戸当り二十五坪から三十坪という文で耕作地や農作物の保証、借地料などは知らぬ、といつている。軍は

住宅を建設するものらしいが、基本的人権が認められ講和が発効した今日、このような切り捨御免のことが行われれば我々はみるみる死んで行くばかりだ。これは単なる一部落の問題でなく全住民にかゝる重大問題だから何処までも合法的な解決を望む、と語つた。安里委員長談—琉球統治の根本にふれる問題だ。法的にも疑問の点があるし、将来の軍民間のトラブルとならぬよう法的問題を明かにしたい。実情調査の上、善処する。

七千万円起債承認／都市計画・実践段階へ／那覇市会原案可決

〔琉新 1952・10・26〕

都市計画も愈々実践段階へ入つて、建設第一歩を踏み出すための那覇市の臨時議会は、二十四日を議案研究に費して二十五日午前十時から開かれた、この日那覇市の戦後の新しい建設の首途に敬意を表して石川市から那覇市の長老崎山秀主翁もはるばる馳せ参じ、又吉那覇市長に祝辞を述べて後議場の一角に傍聴している裡に十時開会、上原、新垣、比嘉、大城、城間各議員次々に立つて

都市計画の声をきいて久しくなるが

主として財政上の困難さから進展をみず今日に至つたのであるが、今度市当局が積極的に努力した結果七千万円の市債を起し、自己資金三千万円をねん出するため不要市有地を売却計一億余万円をもつて五三年度予算を追加し大那覇市建設への第一歩をスタートするに至つたことは喜んで堪えない、今後議会として市当局と表裏一体となつて、首都建設に協力邁進していききたい

と全幅の賛意を表明して後、なお議員としてかゝるばう大な起債を起すに當つて細心慎重を期する建前から市債に對する償還の方法としての市有地の売却、泊南岸埋立後の賃貸料の年次計画に勝算があるか、上水道の配管計画は道路拡幅工事と併行して進行しつゝありや、又上水道の配水は軍の分割供給によつて市民への配水量は将来充分均こつせしめ得る確信があるか等の質疑が活発に展開され其他泊埋立地の使用の暁に對処して垣花、住吉、山下町住民を優先的にされたい、牧志街道拡幅工事に付随する住民立退問題と土地収用法の問題について議会、行政双方とも熱烈真しな論議が交わされたが二時間フラットの質疑応答によつてこゝに提案事項の全部が原案可決となり、故

当間市長時代打ち樹てられた遠大な国際都市計画の構想は指針を裏付けする基礎がここに又吉市長の手によつて建設への第一歩を踏み出すことになつた、主なる応答は左の通り

【問】泊埋立地は軍から許可されるべき群府とも争つたが、埋立の目的は垣の花、山下町、住吉町の住民受入れにあり垣花住民一万二千は受入を期待している、売却に当り垣の花は優先されるか

【答】泊埋立申請に対し群府と市の紛争の時は、住吉、山下、垣花に限らず軍用地のため自己の土地を失い都市計画によつて立退きを余儀なくされた人々を優先的にするのであつて必ずしも垣花住民と限定しない何れ時期が熟すれば売却するか賃貸するか議事に凶り善処する

【問】泊港湾の使用料について

【答】泊港はきつ水二十呎、三千屯級の船舶が出入する筈で那覇港は将来軍の關係で使えなくなるものと予想し、同港の将来性を勘案して確實な資料によつて収入を見積つてある

【問】予算の關係で十六呎になつたときいているがその後の市の対策は

【市長】軍との折衝の結果ルイス准将から二十呎以上掘り下げるとの確

言を得たから安心して貰いたい

【問】辻原墓地整理に伴つた対策は

【答】若狭、辻町の墓地を整理、これからの土砂は埋立に供している

【問】一億余万円の工事着手の時期は

【答】市債の件が議会通過すれば直ちに起債申請にかゝる、然し銀行からの認可が出ても他の事業融資と同様工事の進捗度に応じて金を出すようで牧志街道は起債を待たず三カ月の予定で近々入札、施行する

【問】牧志大通り地主側との契約は打切つたのか、それとも土地収用法を適用するつもりか

【答】土地収用法を適用するということ事態がやむを得ない時の最後の権限発動でやむを得ぬ最後の手段として打つ手である、当局としてはあくまで妥協、円満解決を主眼において近く地主側と再交渉を開始する

【問】償還財源の水道につき

【答】五三年度六月までに軍の幹線工事が出来る筈で来年六月までに百ガロンの受入態勢を整える、従つて五年から利潤があがる

こゝで議案三二号から三五号までは一貫して関連をもつものであり当局も幾度となく審議を重ねて来たものとして

当局案を満場一致可決した、時に十二時

都計実現が急務／合併時期

尚早／那覇市会、意見一致

〔琉新 1952・10・26〕

重要審議を終えた二十五日の那覇市臨時議会では先に真和志村役場で行われた第一回二市二村合併委員会で決議した 合併の時期に関する二市二村の議会の意見 オブザーバーとして市長或は助役を出席させる 那覇市の都市計画の内容をきく、との合併委員長、山田有幹氏の日程外議事を諮った。

合併問題は二市二村の住民の意志に依るべきだが地域的に中軸をなす那覇市がその鍵を握っており、この歴史的大事業には慎重を期すべきだ。今や軍の協力で七千万円の起債も実現の運びとなり市民の利益をもたらす泊埋立、道路拡張、河川しゅんせつの工事は着手され、土地を失つてさまよう旧市の住民がその安住の地を得つゝある現在、当局並びに議会は旧那覇市民の受入に對する責任を完遂すべきで吾々は市民の代表である以上、市民の幸福、有利な立場を考え、都計の目鼻がつき開放予定地へ住民が入れるような態勢を整

えてから合併へ持つていくべきだ。また那覇市は琉球の首都でありその首都が都市計画の目鼻もつかず合併することは混沌たる合併であつて真の合併ではない。市民の世論や時期を考慮して五十四年七月以降を最適とすることに全会意見一致、時期尚早を回答することになり二時閉会した

那覇と真和志の区切どつす

る？／両者の意見食違つ

〔沖タ・朝 1952・11・5〕

「市町村の区域」に關し四日、行法委員会で宮里真和志村長と高原那覇市助役は対立した意見をのべて注目をひいたが両氏の意見次のとおり。

高原助役 那覇と真和志の行政区域は現在の状態によるのが妥当である。もし戦前の区域によるとなると現在の那覇市の大半は真和志にふくまれることになり大混乱を来す。真和志村が那覇の行政区域に編入されたのは五〇年旧民政府の指令によるもので、両市村長および行政課立会の上、編入された。その後、土地開放などがあつて境界が不明りようになつている

宮里村長 編入の指令は「自分の間」ということになつていた。それを根拠に地域を永久づけることは不合理であ

る。真和志としては合併問題を控えていたため境界問題は伏せていたが合併が駄目となると境界問題は持出ささんとならぬ。

なお合併問題について高原助役は「合併しないのではない。市としては第一次都計事業の目鼻がついてから（五三年七月以降）に合併したい考えである」と語つた。

「合併の時期」に異見／首都建設への道は嶮し／注目される委員会の調整

〔沖タ・夕 1952・11・6〕

十五日ごろ開催予定の二市二村合併研究会では「合併の時期」について話し合つことになつてゐるが、那覇市では議会で「五三年七月以降、現行の都計が目鼻ついてから」と合併時期を決議、すでに次の研究会への態度を決めてゐる。首里、真和志、小祿でも近くその態度を決める手筈になつてゐるようだ。

さきに開かれた研究会の空気では那覇市を除く一市二村の合併時期に對する意向は「おそくとも今年度末（来年六月末）までに」ということで来年度以降と云う那覇市の出方と喰い違つてゐる。これに對し新垣真和志村議長は

「合併を来年度以降に、と云う那覇市会の態度は市会自体の合併問題推進に對する誠意を疑いたくなる」とみており、次の研究会で一市二村側は「那覇市の都計について計画されている七千万円の起債について一市二村側は干涉しない」ことを条件に那覇市会の再考を勧告することになり、それでなお歩みより出来なければ研究委発足当時期待された合併の早急な実現は望めないものとして結局研究委も解散と云うことになる。との観測さえ行われ、真和志村あたりでは早くも研究委解散後のいき方について

真和志村単独の市昇格に全力を注ぎ、現在那覇市の行政区域に編入されている地域の返還を要求する――「次の手」が考えられているほどだ。これについては新垣真和志村議長は「合併を早急に」と云うことは村内の輿論でありこの際村議会次の研究会あたりで那覇市側の歩みよりがなければ研究委も解散して、真和志村単独で市昇格を考え、旧行政区域を復活して一日も早く自村の発展態勢をととのえることだ、といつてゐる。しかし宮里真和志村長あたりは「旧行政区域の返還を」と主張するのはどうせ合併するなら同じことだといつのでこれまで表沙汰になら

ずに来たことであるから早急な合併が出来ないとなると当然主張されるべきことだが、その主張の中にはなお「何とかして一日も早く合併を」と云う村民の熱望も含まれていることだ、と合併に対する希望をあくまでも捨てないようだが、那覇市に編入されている旧真和志区域は楚辺、壺川、開南、松尾など現在建築中の政府庁舎敷地も含んで人口四万と云われ殆んど戦後那覇の人口の三分の二を擁しているのだ、これの返還要求がもち出されるとすれば合併問題をこじらす危険をはらんでくる。

那覇／都計の目はなつげ／来年月七

月以降なら大いに賛成

高原那覇市助役談―那覇市は合併不賛成とは云っていない、議会の議決にも明らかのように、来年月七までは現在着手している都計事業も目はなつぐので、それ以後即ち五三年七月以降ならよいと大いに賛成しており、一部に議員の任期引延し策と誤り伝えられているが、決してそんなものでなく、当局及び市会の態度は五三年七月以降なら喜んで合併しようとしているのである。

いま合併しなければ旧真和志村の行政区劃の返還を迫るといふことについて

は、市長も、市会も反対するだろう、第一、現在の市民は牧志と壺屋を除けば殆ど真和志村区域に住んでいるが、これら那覇市の三分の二位の市民は、その区域を真和志村に返還すると云えば承知するだろうか、皆な反対する筈である。常識で考えても那覇市の主張が正しいと思つてゐる。

軍用地立退問題／安謝区

民陳情

〔琉新 1952・11・7〕

真和志村安謝区の軍用地による土地立退について安謝区六班知念清吉氏以下九十九名の連署で立法院に次のような陳情があつた

「今度、安謝区の農耕地並びに一部住家の立退指令が発せられたことは終戦来築き上げた生活の基盤を一拳に失うことであり住民は周章狼狽している、農民が耕地八万坪を失うのは生活の破壊であることは明らかであり立退指令は区民の死活問題である、既に占領状態も終り基本的人権、土地所有権も確認されていることでもあるし充分なる配慮を乞ふ」

軍用地／地主との契約締結 権／正式に主席に附与

〔琉新 1952・11・8〕

軍用地に關し、軍が琉球政府に地主との契約に當る法的根拠を与えるべく準備中のことは既報の通りであるがルイス准将は昨七日、布令第九十一号「契約権」を公布、琉球政府が民地主と土地貸借契約を締結する権限を行政主席に与え、これを実施させることになつた布令全文次の通り

一、米國政府がその必要とする土地及びその他の財産所有物を所有し占有することを効力あらしめることは米國政府、琉球列島及び米國々民並に琉球住民の保全上望ましいことであり且つ機宜の策である

二、米國政府は右の目的を以て一九五〇年七月一日以降占有してきた財産の民間所有者に対する補償金の支払いを考慮している

三、琉球政府および米國政府は琉球政府の任務とこれにたいする補償に關してここに契約書DA九二―三二〇―F E C―一四八の契約を締結する、その規定は米國民政府の取得すべき土地の法律上の所有者の決定、土地貸借に關しての地主との交渉、地主と琉球政府間の借地契約書の作成とその実施琉球

列島米國民政府から受領する金額の受領書の発行、琉球政府から米國政府へ転貸する契約とその実施および後の年間土地使用料の支払をなすことである

四、よつて琉球政府行政主席に対しつぎの事務を遂行し且つ責任を負う権限を付与してこれを行つことを命ずる

：琉球政府の名義を以て米國政府と契約書DA九二―三二〇―F E C―一四八号の契約を締結しその目的を達成するために次の各項を含む（但しそれのみに限らない）契約に基き必要なすべての行為の内容を実施すること

(一) 契約書DA九二―三二〇―F E C―一四八にある通りかつ別紙貸借書の書式の通り前記の主たる転貸契約を締結しこれを実施する上に必要な程度に個々の地主と琉球政府間の貸借契約に關し琉球政府で書類を作成し実施し交付し且つ締結すること

(二) 米國政府の代理をつとめる沖縄エンジニア地区の地区エンジニアから要請のある土地及び財産に關する琉球政府及び米國政府の主たる貸借契約書を英文及び和文を以て作成し交付し実施すること

(三) 契約書DA九二―三二〇―F E C―一四八号に基き支払うべき義務のある

且つ支払期限の到達した土地使用料の請求書又は明細書を作成し証明し且つこれを米国政府へ交付すること

五、琉球政府行政主席は適任の係官を指定しこれに本計画の実施に関する一切の事項について行政主席宛に対する責任を負わしめ且つその代理をつとめる権限を付与し且つ全勤務時間中その事務の遂行にあたらせることができる
六、琉球列島米国民政府から予算の前渡し交付があるまでは琉球政府は貸主に對し使用料の支払いをしてはならない

七、琉球政府はこの資金が本計画実施のために見返り資金から立替えいされるものであるため米国民政府から支払をうけたときはこれを琉球、米国民政府資金係將校へ払戻さなければならぬ
この計画の実行に要する諸経費については琉球政府は別個の会計を設けなければならぬ

”来年度中にはぜひ” / 合併問題に那覇市の意向

〔沖タ・夕 1952・11・11〕

二市二村合併問題は合併の時期をめぐつて、真和志村、首里市、小祿村議会は 来年七月 即ち年度がわりを適当といふ、那覇市議会は五二年七月から

五三年六月までの間にすべしと議決し、それぞれ見解が違つてきた、真和志村では、それでは時期があまりまだと、近く立法される地方自治法により、

真和志の市制を推進するため現在那覇市に編入されている旧真和志村の行政区域の返還を要求すべきだとの意見も出て、折角希望のつなげていた首都建設問題にひびが入つたかの感を与えている、那覇市が合併時期を五三年七月以降が適当だという根拠は、七千万円の借入で都計にのり出した、そのめはなをつけてからということ、これに對し、最近一市二村側では七千万円の借入とそれによる都計には一切容かれないとの条件を出したが、これによつて那覇市議会が合併時期を再考慮するかどうか、真栄田議長、城間副議長、新垣、比嘉議員等に意向をきいてみた、真栄田議長等の意向は次の通りで、他の一市二村の出方によつては合併は五四年度中に必ず実現するとの希望が見出される。

那覇市は七千万円の復金借入れと三千万円の一般才入追加で合計一億円の都計事業に乗り出したばかりである。その目はながつのは五三年七月ころであり、事業の遂行と七千万円の負債には責任がある、一市二村側が、七千万

円の借入れによる都計に容かしくないといつても、合併になれば、議会も当局も一応解散して新たな人々で組織される、その場合現在の議員がそのまま全部議員に出てくるとは限らない、そう

なれば、誰も容かれないといつたことに保証を与え、且確實にそれを守ることは出来ない筈だ、那覇市が来年七月以降というのは無意味でない、一市二村側の来年六月末合併説と那覇市の意向は場合によつてはたつた一日の差であり、長くて一年で、やれ土地の返還だとか後味の悪い、いやがらせをいつて合併問題をこじらすより、今少し慎重になつて、合併研究委員会も存続させ、那覇市の意向をきいてくれたら必ず来年七月以降には合併出来るのである。

一市二村合併検討/きのう

首里市会

〔琉新 1952・11・12〕

首里市では十日午後一時から市会議室で市会を開き二市二村合併の時期を検討したが、「合併の時期は五三年七月一日が適当である」との意見の一致をみたので都市合併問題研究委員会宛の旨を報告する

首都建設/真和志村は強腰に出る/注目される十五日の研究委

〔沖タ・朝 1952・11・13〕

【夕刊一部既報】那覇、首里、真和志、小祿の二市二村を合併して首都を建設する問題は、合併の時期をめぐつて那覇市側と他の一市二村側の見解に食い違ひが出て来て、同問題は前途に暗影を投げかけている。

即ち那覇市としては現行の都計に目鼻をつけてから来年七月以降なら差支えないとの市会の議決に對し、一市二村側では「おそくとも今年度末の年度がわりまでには」との意向を示していたが、真和志村側は次のように強腰に出て、十五日の合併研究委員会できりがつけられるか注目されている。

宮里真和志村長談「きよう（十二日）真和志村の合併研究委員四名が公式にはないが集つていたので合併の時期等について話合つたところ、真和志村としては従来の方針、つまり今年度末までとの意向に変わりがないことに意見が一致、それが容れられなければもはや研究委の存在も意味がないとの話合いに到達した。それで明十五日の第四回目の研究委ではこれを提議、一応

この問題にケリをつける事に話し合いがまとまった。真和志村としては従来の方針をあくまで維持し、もしこれが容れられなければ研究委を解散して独自の市昇格運動を推進して発展態勢を整えるわけだが、その場合当然旧真和志村の行政区域の返還についても要請されよう。一部の問では真和志村当局が合併が出来なければやれ土地の返還だなどという具合にかけひきをやつてい

ると見る向きもあるが、それは心外だ。大体この土地返還問題は合併問題と離れて考えられるべきである。何故なら旧行政区域の返還ということはこれまで真和志村としては宿題であつたもので村民の世論でもあり、いまに始まつたことではない。土地の登記にしたところで現在那覇市の行政区域内に入つてゐる旧真和志村の土地は全部真和志村が扱つており、土地の行政は真和志村になつてゐるのだ。たまたま合併問題が出てきたのでどうせ合併するならば返還も必要なかうとこれまでそのまゝになつてゐたのだ。

真和志市への胎動 / 「市町村の区域」 / 議員代表陳情

〔琉新 1952・11・14〕

真和志村、長、助役、議員代表らは十三日午後、立法院を訪れ護得久議長並に与儀行法委員長代理に対し、立法院で審議中の市町村自治案による「市町村の区域」について充分考慮してもらいたいとの申入れをなした。即ち、市町村自治法第一条には「市町村の区域は従来の区域による」とつたわれてゐるが、戦後臨時措置として那覇市にその一部の区域を分轄された真和志村ではこの条文中の「従来の区域」ということを重視、従来とは現在のままの区域をさすのであるか、戦前の区域をさすのか、該条文のみからみた場合疑問であるとのため「従来の区域」とは戦前のそれと解すべきであるとの申し入れを行った訳で、これに対し護得久議長は次のように答弁した。申し入れを充分考慮する、戦後那覇市に分轄された区域は暫定的なものだと解する、港村、その他臨時的に那覇市に貸地されている区域は真和志村とするのが正しいと思う、このことは合併とは切り離して考えるべきであり、合併前に明瞭しておくべきだと思つ

都市計画前進 / 復金融資起債認可

〔琉新 1952・11・15〕

那覇市議会では都市計画事業費に充当する七千万円の復金融資の起債を二十五日臨時議会で決議、市町村制第百五十六条の規定に基いて行政府宛復金融資の起債認可を申請中であつたが十四日行政府から十三日付文書で復金融資起債を認可する旨市当局宛に認可通達があつた、政府よりの認可通達文書によると七千万円の復金融資起債については工費または財政の都合によつて起債の一部を翌年度に繰越して借入れが出来、据置期間は借入れた日から一年、償還年限は一九五八年六月末日となつてゐる、七千万円の復金借入時期は起債認可通達書によると一九五三年とさされてゐるがその期日については借入先（復金局）と市当局の協定によつて決定されることになつており市当局では期日並に第一回借入金額について更に復金局と折衝するため目下融資計画案を作成してゐる、借入金利率は年六分で市一般才入および水道事業特別会計才入が償還の財源となつてゐる都市計画工費別の復金七千万円起債は次の通りとなつてゐる

工事別起債額（単位円）

道路工事

三九、八八四、二五六

河川しゅんせつ

二、六五〇、〇〇〇

護岸工事

一、八五〇、〇〇〇

埋立工事

一三、〇九〇、〇〇〇

上水道工事

一八、一七四、七四〇

合計七〇、〇〇〇、〇〇〇

市町村自治法案可決 / 首長

罷免は地方自治の意志に

委す

〔沖夕・朝 1952・11・16〕

本法案は読会省略で委員会修正案が可決された。この日、問題にされたのは八六条（政府機関としての長に対する職務執行命令）であつた。原案の「市町村長が政府事務の管理もしくは執行を怠る時は主席は期限を定めて執行を命令することができる。なお行わない時は裁判を請求した上で村長を罷免することが出来る」といつた主旨の規定を委員会案は主席の罷免権を削つて単に「期限を定めて執行を命令することが出来る」と改めてあるので、これでは政府事務を怠る市町村長が出て行政

運営の円滑を欠くおそれもあるというのである。結局、地方自治の建前から市町村長の罷免はその地方自体の意志に任せるべきであるという主旨で修正案が認められた。

三月までに補選行つ、期日は主席が決定

可決された地方自治法案の概要次の通り

市町村の区域は従来の区域による（委員会では“従来”とは“現在”を指すという解釈）

条例違反に対する罰則は「二千元以下の罰金、物資、料金を課することができ」とした。

市町村議会議員の定数は「人口二千未満（八人）二千五百未満（十二人）三万未満（一六人）四万未満（二〇人）五万以上は五千を増す毎に（一人）を増員とし、ただし（三〇人）をこえることはできない。

本法施行により議員定数を増加すべき市町村の補充選挙は五三年三月三十一日までに行つ、選挙期日は主席が定める。この補充選挙による議員の任期は一般選挙による議員の在任期間とする。

金口木舌

「琉新 1952・11・17」

那覇市、首里市、真和志村、小禄村の二市二村合併研究委員会はめずらしく激論をかわし波瀾をまきおこした、何しろ那覇市は一億円という膨大な予算で都計に着手したところで、これが目鼻のつくまでは直ちに合併に感じかねる、と議会が態度を発表して以来、時期の問題で他市村を刺戟したようである。真和志村側は研究の余地がないとして強硬に解散論を主張したようである、地域からいつても実人口からいつても現在の那覇市と比肩し得る地位にあるから、しびれを切らすのも無理はないが、那覇市と境を接し利害を同じうするし、都市としての形態からして今日では一体とならなければならぬ情勢にあるから、直ちに研究を打ちつて委員会解散を強調することは当を得たものでないと考える。合併については二市二村とも原則的には意見の一致を見たもので、残されたのは時期や方法の問題である、那覇市としては都計という大事業を控えているので一応は、これが見通をつけることは必要であり大都市の建設も一つ一つ基礎を固めて行くものでなければ、実現を期することは困難である。委員会の研究は性

急に時期だけを決めて足れりとせず総ゆる方面、総ゆる角度から検討して成案を得るようにすることが望ましく、また研究は最後の一点までも尽さるべきである、従来、合併に那覇市は熱が足りないといわれているが、都計については二市二村合併ということも考慮に入れて各種の計画を引かなければならぬであろう。委員会が休会して待機姿勢をとつたことは喜ぶべきことであるが委員は「全琉の首都」ということを忘れてはならない

”借りた土地を返せ” / 真和志、那覇につきつける

「沖タ・夕 1952・11・18」

真和志村では十七日の村議会で旧真和志村行政区域の返還要求についての緊急議案第二十三号が浦崎、比屋定、平良、高良の四議員から提出されこれを決議、直に那覇市当局に旧真和志村行政区域の返還を要求すると共に主席に對しこれについての善処方を要望することになった。

決議文は次の通り。

戦後暫定措置として那覇市民居住地域に指定された左記地域に対し一九五三年一月一日をもつて一際の際の真和志村行政を施行するにつきその返還

を要求する。

記 地域楚辺、松尾、樋川、二中前、壺川、与儀の一部、小波蔵の一部の地域

真和志村義永助役の話「これは都市合併とは全然別のもので当村の基定方針に基くものである。いままでの経緯をみると旧港村の地域とその他の二つに分けて考えられる。旧港村の地域は四六年三月頃真和志村民が豊見城村嘉数バンタと真玉橋に集団移動しているとき真和志村民のため最初に開放されたところで旧住民が道路の建設や整地を行ひ約半数移動していた。ところが移動完了後港湾作業隊のキャンプに設定されたためそれに協力できない住民は再び嘉数バンタに帰された。その後港村が開放されたとき、知事の権限（志喜屋知事時代）で那覇市に編入された。その際真和志村では村民大会等で考慮方を要望したものであるが同地は一旦真和志村に開放された土地であり、港村というのは暫定措置として生れたものであつた。

その他の地域については、真和志村が村役所と真和志校周辺の一部に集団居住していたとき、楚辺、樋川、松尾、二中前等が開放になつたわけであるが当時の村長金城和信氏が土地がなくて

困っている那覇市をみかね、東恩納那覇市長と口頭で同地を暫定的に那覇市に貸すことを決めたものでその後四九年九月二十七日付沖縄民政府告示第十二の二(志喜屋知事による)で当分の間那覇市真和志の境界を二十七日より左の通り変更する。

真和志村字西原の一部、神里原、船増原の一部、樋川原、真地原、楚辺原の一部、石川後原の一部、松尾原、右土地を那覇に編入し那覇真和志の境界とするとしたものである。

市町村制には市町村の区域は現状の通りとするがこれと真和志村の旧行政地問題とは別であると思う。これらはハッキリと文面で暫定措置となっており、現に土地台帳や登記に関するものなど全て真和志村でやっているものであり返還要求は当然のことである。

時期としても真和志村は軍用地に八十三万余坪も禁止地区になつたのに対し那覇市は逐次解放されている。その上真和志の都市計画に必要な時期にきたものである。要求が入れられなければ行政裁判に訴えて解決して貰うだけである。なお、返還要求地域は全体で三十八万一千三十七坪と現在の那覇市民の住んでいる地域の三分の二は旧真和

志となつている。

”まあ、自重して/不自然だよ、そんなこと”

那覇市 真栄田議長の話―それは不自然ですよ、旧真和志村というが、しいて”戦前”と解釈するのはどうかと思う。法的にいつても市町村制によつて自治体として発足してからのことだと解釈すべきだ。理くつを言つと、どつちもキリがないが、そんなことをするのはかえつて将来の合併問題にヒビが入ることになるし……、自重を望みますな。

小禄も返還要求/那覇ペリ

Ⅰ区の一部を

〔沖タ・タ 1952・11・21〕

真和志村では那覇市に対し旧真和志村行政区域の返還を要求することになつたがこれと同様な立場にある小禄村でも戦後那覇市に編入されている旧小禄村行政区域、ペリー区の一部について返還を要求する動きをみせている。

小禄村助役の話―真和志村の問題と共にこちらの問題も解決されると思つ。こちらの要求している地域はペリー区市場の一部を含む約一万坪、そこに五、六十世帯が住んでいるといった小さい

地域であるが、それにしても小禄村は軍用地に約三分の二をとられているので議会でも返還を希望しており、二十五日に村会があるがその際問題が提出されるだろうと思つている。なお同地については昨年那覇市に要求、那覇市でも此を許容したので小禄村に編入する段取りまでこぎつけたが、そこに住んでいる人々が元垣花町民で那覇市にそのまままけてくれと陳情があつたのでそのまゝうやむや状態になつているものである。

立退き問題/四六年に軍用

地に指定/要請認可出来ぬ/銘苅区民の陳情に軍

回答

〔琉新 1952・11・22〕

軍使用のために立退きを要求されていた真和志銘苅区の立退きについては民政府に対し区民や行政府からも陳情を行い、立法院でも十五日「強制立退反対に関する陳情」を可決したが、この問題について二十一日民政府ホール行政課長から主席宛で銘苅区は一九四六年来軍用地に指定されており永住の保証ができぬこともたびたび通告してあり既に一月に米政府による永久建築計画樹立後であるので同区民の陳情は認

可できないとの通知がもたらされた【銘苅区域の開放に関する大城実盛氏の陳情について】要旨

一九五二年十月三十日付に貴書簡及び銘苅住民の立退き中止に関する十月二十一日付銘苅区民代表者よりの陳情に次の通り回答する

同地域は一九四六年にその軍使用地たることを指定された、

住民はここに移動して来たが沖縄における軍の立場がハッキリするまでは永住を保証することはできないことは度々通告しておいた

五二年一月には合衆国政府は同地域における恒久的建設工事計画を樹てたこれらの事情にかんがみ陳情書に述べられた要請は認可できない

しかし当民政府は同区民がその旧部落に近い隣接地域に居住できるよう、あらゆる努力を続けるつもりである

更に折衝を継続
比嘉主席談「この問題については今まで住民の生活保護の立場から口頭で折衝を続けて来たが資料を収集してあるのでこれを文書にして提出して更に折衝を継続する

一社説 好機を逸す

〔沖夕・朝 1952・11・23〕

首都建設を目標とする二市二村の合併問題はどつやら暗礁に乗りあげた格好である。首里市、真和志村、小祿村が合併に積極的態度を示しているのに対し、中心となるべき肝心の那覇市の態度が消極的であることは著しく対せざるものがある。

那覇市側は合併問題に対しては賛成であるという印象を与えるかと思うと時に不賛成ではないかと思わせるようなところもあり、何かしら腹に一物を蔵するような、或は奥歯にもののはさまつたような印象を与えてきたのである。この態度は一昨年真和志村との合併問題が俎上にのぼつた時以来のことであり、更にさかのぼつて今から十年も前の市長当重剛君によつて企画された都市計画―那覇市を中核とする二市二村合併問題が挫折した根本の原因が、心理的に今日の那覇市当局及び市議会の態度と殆ど変るところがなかつたのである。即ち二市二村を合併して首都を建設するという構想まではよかつたが、これを実現するに當つて政治的抱容に欠けて居たのである。歴史はくり返さないうちにして、過去に

類似性を見出すことの出来るものならばはば現実に見われてくるのは事実であり、那覇市を中心とする合併問題が早くも頓挫の形になつて居るのもその一例であると言えよう。

合併問題に対し積極的態度をとつて居る首里市、真和志村、小祿村には夫々理由があると思う。首里市は都市経営に必要とする達識と企画力がなく、現状を維持するのがせい一杯で将来に自信をもち得ないといった形であり、合併によつて何とか生きる道を発見しようともがいて居るような状態である。真和志村はその増大する人口と都市的形態への変化が農村的存在を許さず、行政的にも新なる構想を必要とするところが、那覇市との合併が、然らずんば独自の市制施行かを選択せざるを得ない実状におかれて居る。小祿村も軍施設との関係で農村的性格に大きな変化を来たし、那覇市との合併を有利と感じて居るものと見てよいであろう。

一市二村がこのように積極的態度に出で居るのに対し那覇市は合併よりも先ず都市計画の方が大事であるという考え方のようである。那覇市の現状は都市としての形態をなして居るとはいえず、村落的都市に過ぎない。極端に言えば数万人の人間が寄り集つて思い思い

に住みついで居るといつた恰好である。これに対し都市計画を実施して自分達の住んで居るところを都市にふさわしい形態につくりあげて行こう。隣接市村との合併はその後でもよいといふのである。那覇市の立場としては―那覇市に関する限りに於てはこれは決して間違つて居ると思われぬ。が、しかし、これには条件を必要とする。それは那覇市は最初から隣接市村との合併を希望して居なかつたということ、合併問題は隣接市村から無理矢理におしつけられたものであること等である。即ち那覇市は合併を希望しなかつたのであるが、無理におしつけられてしむしむ相談に乗つただけに過ぎない、という立場に於てなら現在那覇市側がとつて居る態度は是認される。

が、事實は果してそつであらうか。去る四月の市長選挙では、真和志村との合併による首都建設が市民に公約されて居たはずであるし、市会も全員一致で当選候補を支持したのであるから、此の公約には当然共同の責任をもつことは言をまたないであらう。従つて隣接市村との合併を速かに実現すべきであることは説明を要しないはずである。何となれば那覇市民は馬鹿の寄り集りでない限り、一、三年先でなければ実

行しないような政策を公約として受けるとは思われぬからである。那覇市側は都計の目鼻がついてから合併するといつて居るが、都計費として復金から借入れる七千万円を市の計画通り使う。そして合併後これが償還には一市二村側も平等に負担するといふ訳である。意地悪く言つたらば借金の使い道は自分達だけできめる。が、その返済は君達も割勘で出してくれ、となるから甚だ虫のいい話である。

那覇市側に二市二村を合併して首都を建設しようという肚がほんとうにあるならば二市二村にまたがる都市計画の構想をもつて積極的に他の一市二村に呼びかけるべきである。それによつて始めて首都建設への一歩を踏み出し得るのであり、今がその絶好のチャンスである。にも拘わらず現在の市域内の都計以外は考慮せず、しかも都計の目鼻がついた後でなければ合併には応じられないという態度であるから、合併への誠意も熱意もないと見られても致方はないであらう。市村の合併は甚だむつかしいものである。市が隣接する村を吸収併合するでも紆余曲折は免ぬかれない。いわんや、対等の立場に於て合併しようといふのでは、そのむつかしさはけだし、

思なればすぎるものである。合併によつて現状は一先ず清算されるので大きな変化を来たす。権力の地位に居たもので脱落を余儀なくされるものも出て来よう。従つて現状維持に利益を感じるものが変化を好まないのも自然である。

こつこつ困難のつきまとうのを承知の上で市村の合併を実現するには中心となるべきものに全体を包容し推進し得る政治力がなければならぬ。が、現在的那覇市には遺憾ながら中核となつて政治力を発揮し得るような人物に欠けて居るし、更に合併に対しては消極的であることから考えて、その実現は困難であると思つ。

暗礁に乗上げた首都建設／ 真和志村近く那覇に地域 返還を要求

〔沖タ・朝 1952・11・25〕

多年の懸案である首都建設は、那覇市、真和志村、首里市、小禄村がこの八月に二市二村合併研究委員会をつくつて以来、明るい見通しがつけられたが、十一月十五日の委員会で、合併の時期問題に端を發して委員会自体が当分休会となり、つゞいて去る十七日の真和志村議会は現在那覇市に編入されてい

る旧真和志村の行政区区域（現在那覇市民の八割が居住している）を五三年一月一日をもつて真和志村に返還せよと議決、これら一連の動きは首都建設を暗礁に乗りあげさせている。真和志村では今明日中に決議文を、那覇市に提出、同時に政府にも善処方の要望を行うようであるが、これに対し政府並びに那覇市の態度は次の通りで、今後の成行が注目される。

政府の見解／境界問題両市村で解 決すべし

政府当局の見解―現行法即ち市町村制によると、「市町村の境界変更問題で」争論」が起つた場合、関係市町村議会の意見をきいて行政主席がこれを決定する」ということになつて居る。しかし争論とは市町村の境界がはつきりしていない場合に起つてくるもので、那覇市と真和志村の場合は志喜屋知事の沖縄民政府時代に民政府告示で「…地域は」当分の間」那覇市に編入する」という行政処分が行われその境界ははつきりしているので市町村制にある「争論」は成立しないと思われ。那覇市は逐次開放地が増えつつあるのに対し真和志村は立退きが増え行政地区がへらされつつある現状にあり、問題は「この」当分の間」に対する双方の見解

がどうなるかであり、更に先述のように争論ではなく行政主席の決定を必要としないわけで、那覇市、真和志村自体で解決すべきものと思つ。又今度の場合、那覇市に編入されている真和志村の地域に居住する人の意志がどういうものかも問題となる。

那覇市側、議会で態度決定

那覇市側、議会で態度決定
那覇市高原助役談：この問題について私から先はしつていろいろ見解をのべたくない。真和志村から返還要求の決議文がくれば、議会を招集して市の態度を決定する。今のところそれ以上のことを云いたくない。

那覇市翁長企画部長談：合併の時期の問題で、事がこじれたと思つ。上京中の市長が帰れば、この時期の点は再考の余地があると思われるので、合併に対する望みはまだまだ失われぬ。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1952・11・26〕

那覇市側の合併時期遅延策に利用されて何んらの意味もないといった見方も生じて、遂に那覇、首里、真和志、小禄の二市二村合併研究委員会も無期休会の状態になり「首都建設」の前途を暗くしているのに、今度は真和志と小禄から戦前の「行政地域返還」を那覇

市に迫るといふ事態になつて了つた両村の言分は、那覇は次々と旧市内の開放も見ており、自分達は軍用地にとられる一方である。合併が早急に出来ないなら自らを守る以外にない、と言つにある。これは一応のことわりで、政府としても市町村制による境界変更とは別の問題と見ており、双方で解決すべきものとの見解である。一市二村が出来ただけ早く合併しようというのに何故那覇市が渋つているか、その理由は、復金融資七千万円の都計事業完成後というだけで、すつきりした理由が明かにされていない。しかも既に計画されている都計事業は、その儘押し進めてよいとの意嚮を他の一市二村が示しているのだから時期尚早の理由としては薄弱である。この際、那覇市は早期合併を好まぬ事由を明かにすべきであり、また合併を期待している市民は、当局者のとつて居る態度について進んで説明を求むべきで、そうすることによつて、地域返還の問題も、合併問題も解決されるのである。東宝映画の「生きる」は市役所の一課長が死期の迫つた宣言を受けて、はじめ「為さざれば無事」の三十年の公吏生活を省み、翻然仕事に生きる姿を描いているが、戦前からの懸案である二市二村

合併問題に、関係当事者が、この主人公の真剣さを体して当つて貰いたいことを希望する。那覇市翁長企画部長は、合併時期について再考の余地があるつと語つている。これ以上こじらすことのないよう是非「再考」がありがたい。

かけ引すてて合併を／那覇・真和志の土地争いに住民の声

〔沖タ・夕 1952・11・26〕

真和志村は旧真和志村行政地区を返せと村議会で決議、那覇市当局に要求するとともに、政府当局に対してもその善処方を要望しているのに対して、政府当局では「市町村制に謳つてある境界の争いではない、従つて主席が決定すべきものではなく、那覇と真和志自体が解決すべきものであると思う。また今度の場合那覇市に編入されている旧真和志村の地域に居住する人の意志がどういふものかも問題とならう」と見解をのべているが次にこれら住民の意向をきいてみた。

居住者側
当間山形屋社長―どちらの行政区に入りたいかと言えばそれは勿論那覇市だ。その方が対外的にも分り易い。始

めから真和志村だつたならそれで良いが那覇市としていままでやつてきているから現状のままがこちらには良い。合併すればこんな問題はなくなる

二区当間商店当間嗣祥氏―この問題が現状のまゝということと解決されることを望んでいる。合併には賛成だ。

神里原通り会長平良真次郎氏―大那覇市という考え方からこんな問題は考えられない。昔はどうあろうといまさらとるといふこと自体がおかしい。かけ

ひきを捨てて大乗的な見地から合併にもつて行くべきだ。合併問題と云い、今度の問題と云い表面に立つている人々が小細工を使つて強いて問題をも

つれさせている感じがしてならない。そのため中間地帯が困つている。住民は殆ど大那覇市の建設を早急にやることを望んでいると思う。那覇市は都計

というところで合併をしづつているようにみうけられるがこれも考え直し、真和志村も今度の問題は考え直すべきで

ある。私は合併については首里や小祿は第二次であり、現那覇市と真和志村から直ぐにやるべきだと思う。満州や支那には新市街というのと旧市街とい

うのがあるがこゝもその通りだ。旧那覇市街がつまり新市街となる訳だが都計といつても現那覇市が移動するわけ

ではなく開放地に発展するというのが現実であるから現在の那覇市と真和志は直に合併し、新市街の都計はそれからやるべきだと思う。

地主側

真和志村二中前区我喜屋良昌氏―お互いの間で話し合いが出ているが合併がでないなら帰して貰いたいと思つている。自分の土地でありながら那覇市とは相談事などやりにくい。

同村二中前区長屋慶名政永氏―かえして貰いたい、理由は合併が促進できないことだ。那覇市は人の土地に入つておりながら勝手なことばかりのべてい

る。それに対して土地をもちながら帰れない吾々はむくれている。われわれはここに宿借りして土地代をせめられ

ながらいままでも我慢しているが、この住民の意向は那覇が合併をしづるなら強硬に土地の返還を要求すべきだといふことだ。いずれにせよはつきり解決して貰いたい。

きのう那覇へ要求書／”失地回復” 叫ぶ真和志村

〔沖タ・朝 1952・11・28〕

二十七日、宮里真和志村長、新垣同議長は又吉那覇市長宛現在那覇市に含まれている楚辺、松尾、神里原など、も

と同村区域を来年一月一日を期して真和志村の行政を施行したいので返還して貰いたいという文書とともに、同問題に関する同村議会の決議文を送つてきた。これらの地域は人口約三万五千人をよつし面積からいつても那覇市の大半に当る上、又吉那覇市長、大湾同収入役、嘉手納同総務部長、真栄田議長始め、辺野喜、備瀬、上原、新垣、阿波根の各議員など現那覇市当局、議会の有力者が居住しているので、問題のなり行が注目されている。

宮里村長並びに新垣議長の又吉那覇市長に対する文書は次の通り。

真和志村字松尾、二中前、樋川、壺川の全部並に字与儀、古波蔵、寄宮の一部は現在那覇市の行政下に包含されている形になつていますが、元来該地域は、

一終戦後土地未開放のため住民居住地の確保に困却していた那覇市の窮状に鑑み、時の那覇市長東恩納寛仁と真和志村長金城和信との紳士協定により住民居留地として那覇市に貸与した部分と二軍命によつて港湾作業隊の宿舎地域が設定せられ、それが後に港村に変わった部分とでありましてもとより占領行政という特殊条件下において発生した暫定措置に外なりません。その証拠

には港村の設置の場合並に前記那覇市民居留地の境界設定の場合の告示には何れも当分の間という一時的の意味が明示されています。更に該区域の土地に関する一切の事務は本村において取扱い土地所有権証明書はもとより土地の登記書類は厳として真和志村の地番名によつて表示せられ行政の一部が依然として本村に保有せられていることを実証しています。

一時軍の使用に供した土地は又当分の期間貸与した土地は制度の確立、社会の安定に伴い当然旧態に復すべきが道義的にも法規的にも正しいと思料せられます。那覇市は目下旧市内の土地が全面的に開放されるといふ好運に恵れています。それにひきかえ真和志村は広大なる面積の土地が軍用に割かれる状態であり、終戦直後の両市村の状況とは正に逆である。

なお本村では村勢の現状に鑑み近く公布されんとしている市町村新自治法の規定に則つて市制施行の意図もありますのでこの機会に旧真和志村区域を全面的に接収して本来の姿に復すべきことが強く要請されています。右要請に応え去る十一月十七日真和志村議会は次の通り議決をなし、本問題解決に対する堅い決意を表明しました。真和志

村民の己みがたき宿望と真和志村議会の不拔の意志が速かに達成せらるゝよう特別の御高配を願います。

追つて諸準備の都合がありますので何分の御回答至急に願います。

議会の決議文

真和志村議会の決議文は次の通り

戦後暫定措置として那覇市民居住地域に指定された次の地域に対し一九五三年一月一日以降一切の真和志村行政を施行せんとするにつきその返還を要求す。

一、真和志村楚辺、字一中前、字松尾、字樋川、字壺川、字与儀前原一部、船増原一部、西原の一部、字古波蔵行田谷原の一部、長作原の一部、字寄宮宮城原の一部、
右決議す。

真栄田那覇市会議長談

立法院で市町村自治法案審議のとき、従来の区域”は”現在の区域”と解釈された。われわれの区域に対する考えも同様である。合併を前にして土地の返還などといやがらせにとられるが、まあワイワイ騒いでいるうちに合併がやつてくるよ。二十九日十時から泊港の問題について当局と市の全体協議会がある、その時にこの問題を話合つたろう。

翁長那覇市企画部長談 真和志村の要求はすなおに受ける。合併問題をこじらさないように事を運びたい。市会によつて検討されるだろうが、そのうち上京中の市長も帰るので那覇市の態度もきまらう。市長には既に報告してあるが二十八日再び報告する。

一社説

首都建設の前途は多難

〔沖夕・朝 1952・11・29〕

真和志村が失地回復を叫んで又吉那覇市長に対し同村に属する旧区域を返還して貰いたいとの要求書を送つたと言う。この勝負、なかなかのものであるが、その法的是非は別として、感情的には真和志村頑張れ、との野次がおおくの見物衆から飛ぶだろうと思われ

る。都市合併研究委員会が結成された当初は、首都建設への一歩前進が期待され、その成行に対しわれわれは多大の関心をむけましたが、忽ちにして暗礁に乗り上げ、委員会解散を叫ぶ強硬派もいたが、まあまあとなだめる穏健派の仲裁で、辛うじて解散をくいどめた。そうした経緯のある委員会が有名無実にとしいことは、真和志村の失地回復問題がいみじくも証左する。前後三、四回にわたつて開かれた合併委

員会の経緯から、総括して感ぜられたことは、真和志、首里、小祿の一市二村の白紙的な合併意志と、その熱願が容易に首肯されたが、肝心の那覇市側が、何となくすつきりしない。端的に言つと、遠い将来ならともかく、可及的速かな早期合併の意志が全くないかに思われたし、さらに悪く言えば策略的な思わせ振りが、第三者に対して不快感を与えた、との巷間の不評も、当らないでもない。復金から借りる都計費を使い尽くす迄待つて呉れ、現議員の任期が切れる迄待つて呉れ、では虫がよすぎる。那覇市のわがままがとおれば、合併した途端に那覇市の借財をせおわされることになる。

戦前は「沖繩市建設」と呼称されて、波瀾曲折の都市合併問題を未解決のまま放たらし、戦後は、那覇、真和志の合併問題から飛躍して、二市二村の合併が提唱され、その概念は首都建設につながつていく。しかも注目すべきことは、関係市村の住民は、戦前戦後を通じて、終始一貫して合併を希望しているが、市村の首脳者並に議員が、これまた終始一貫して合併を遅らせ、邪魔した事実が否めまい。だとすれば、政治家の利害が、住民の希望を無視して、宿願の大都市建設を阻んでいくと

言われても抗弁の余地はあるまい。政治家が、そんなであつてよいだろうか。政治家特有の公僕性の喪失が、都市合併問題にいかんなく露呈されたと言えよう。よつてわれわれは、都市合併問題を、政治家のかけひきにもちいられ、私利されることを鋭く監視しなくてはならぬ。それにしても、政治にたずさわる公共団体の首長、並に議員等が、政治の倫理をわきまえ、政治家の公僕性を自覚して、地域住民の意志に従つ、新たな改心と自戒を望みたい。地域住民にしても、彼等の独善に反発する政治力の結集を意図し、積極的に自らの意志を政治に反映させる努力がなくてはならない。

を一心ご破算にして、早期に合併を実現し、改めて関係市村住民と、全琉住民の待望にこたえる理想的な首都建設を構想し、これを現実に即して、可能なものから、実施する着眼があつて然るべきであろう。それから政府の無關心に対して、われわれは不満を表明する。政党にしても、関心があるとは思われない。いやしくも首都建設と名称されるからには、首都法や都計法の立法は当然であり、直面せる重要問題の一つとして、これに対処する政策がもたれなくてはならぬ。殊に政府並にその与党たる民主党は、首都問題の推進者を以て自ら任ずべきであり、当事者まかせの拱手傍觀は、明かに政治の怠慢と言えよう。合併問題への政府並に政党の介入を望んでやまない。そうでもせぬと、真和志村の失地回復と絡んで、首都建設の前途は、暗たんたる憂色に閉ざされ、活路を永久に失う恐れなしとしない。

して、われわれは那覇市側に対し、手放しの樂觀は出来ぬ。むしろ市町村議員の定員増加に伴う明春の補充選挙に際し、首都建設に熱意ある新議員を登場させることによつて、合併問題の再出発の契機となるかも知れぬ、との期待を抱くものである。それと政府の積極的な協力を望んで、那覇対真和志のゴジレをなおし、和気あいあい裡に首都建設への前進コースがひらかれたら、望みなきに非ずと言えよう。

合併問題をめぐり／那覇市政研究会が両市村当局の意向たゞす

〔沖タ・タ 1952・12・2〕

那覇市々政研究会では宮城無々、宜保為かい、仲本斉政、大城佑章、三島英稔、真玉橋景洋、安里松蔵の七委員をあげ問題となつている全琉の首都建設（二市一村の合併）について、那覇市と真和志村がその鍵を握つているとみられていことからこれについての質問事項を作成両市村の回答を求め、その結果を次の様に発表した。

真和志村 回答は宮里村長
問：村の要求した条件を那覇市が受け入れるならば沖縄首都建設に邁進するか。

答：合併問題をするにしろ、しないにしろ、市への昇格運動はやりつつ合併は何時でもやる積りだ、所が最近は脈がないとみたものだから地域の返還を要求している、合併問題は硬化してちよつとむつかしくなつたと思う。

問：あなたの要求通り七月の合併期を那覇が諒としたときは協力して貰うか。

答：これはあなた方研究会の活動によつて那覇市が動きをみせてからの話だ。

全琉の首都建設に邁進する考えについては以前はそうであつたが現在は：（言葉を濁したがその責任はどこにあるかという表情）お互白紙の立場であればいつでもやる

那覇市 回答は高原助役
問：都計と合併はどこに重点をおくか。

答：合併は他市村からの提唱で研究会を結成、その後真和志村代表から来年七月にやりたいとの提案があつたがこれには異論があつて各市村議会に図ることになつた。ところが市としては七月ときめることは悪い、理由は都計があるからだ。まず第一に都計で、合併は都計に着手してからでも良いではないか。

問…世論はいまが好期だといふことになつており、真和志からの地域の返還要求は市民の頭痛の種だ。那覇是那覇で都計、真和志はまた市への昇格となるとトラブルがおきて合併は不可能となるのではないか。

答…市町村制によつて両市村の利害が一致した場合は可能である。

問…それは言葉のアヤだと思つが信念は。

答…市長が不在のため回答できない。

問…市長は市民に合併を口約した。ところが八カ月以上も経つていないのに一口も進んでこれに触れていないが。

答…不在で心境は分らない、多分合併はするであろう。

問…市長はあなたに合併について相談があつたか、またあなたから進言したことがあるか。

答…そういうことは一度もない(つまり市長は合併問題にはいままで全然ふれていないといふことだと研究委員はのべている)

問…公聴会を開きたいと思うがそのときは出席するか?

答(真和志)…前にやつて那覇市は出席しなかつた(代理が出席)那覇市長が出るならいつでも出る。

答(那覇)…市長がくるまで会を待つ

てくれ。

近く公聴会や市民大会

これに対し同市政研究会では市長の帰島を待つて公聴会を開催。それから市民大会にまで発展させ市民大会で市民の決議を行い合併を促進させることになつた。なお方法としては公聴会後、署名運動も展開、世論に訴える方針をとつている。

たゞは立退けぬ/銘苅区代

表強硬に要請

〔琉新 1952・12・3〕

真和志村銘苅区の立退問題について比嘉主席は一日副主席と共にルイス民政官と会見、軍の善処方を要望した。一方銘苅区民代表、真栄城守行、仲本為美氏は一日主席を訪問、提出した陳情に対する軍の回答や先月中旬両氏がルイス准将と会見の際の話にも拘らず立退の法的根拠が明示されてないし強硬すれば大きな社会問題を起す恐れがあり、地主の生活不安を除くやり方で住民をなつとくさせてから工事に着手してもらつよう軍との折衝を再要請した

ル准将が考慮約す/主席も極力軍に折衝

比嘉主席談「銘苅区の立退問題については数回にわたり折衝をして来たが一

日更に副主席同伴、ルイス准将と会見し軍として計画の変更ができないとすれば、土地の適正賃借料の設定と契約家屋移築の実費支払、移動による失業者の生活保障、農作物に対する賠償隣接地に適當な代地の斡旋等を強く要望した。これに対しルイス准将から能う限り考慮する旨の話があつた

生活不安が問題/正当防衛権行使も用意

真栄城、仲本氏談「銘苅区では真栄城弁護士を代理人として住宅、墓、農作物その他所有地内の一木でも損害を被つたら賠償請求をする、情勢によつては正当防衛権を行使することがあるかも知れない従業員に注意を与えて貰いたい旨、区内の工事を請負つている三幸土建に対して去る二十四日文書を送付しておいた、われわれの生活不安を除いてくれる措置を考えてくれるなら反対を続けるものではない

”都計の目鼻つく迄”とは

いかに?
〔沖タ・タ 1952・12・6〕

シーツ長官の代に那覇市の都市計画案が認可になつてからとうにまる二九年を過ぎてゐる。何しろ八年計画、総費八億五千万円という、そこの市町

村では夢にも考えられない大事業であるだけに「都計」がプランの域を脱して軌道に乗るまでにはまだまだ色々な難問が横たわつてゐるようである。都計の目鼻がつくまでは」と云う合併問題に対する那覇市の回答が近郊一市二村の間で「一体いつになつたら」と騒がれている状態だ。

手を焼く現市内の区画整理/第一
年次なんとかやりくり

まる二年、なお目鼻のつかない「都計」の現状は一体どんなものだろう。この「都計」の実施される地域は那覇市行政区域百八十五万六千坪のうち那覇商港区域として直接琉球政府の計画下に入る二十五万八千坪と現在那覇市の管下にはいつている旧真和志行政区域の一部を除く百四十七万三千坪で、計画ではこれを住居地域六十六万四千坪、甲種商業地域二十七万七千坪、乙種商業地域二十五万六千坪、工業地域十三万一千坪、特殊地域三万八千坪にふり当てることになり、

このような構想のもとに数力所公園計画、道路新設、拡張、舗装工事、水道工事、泊埋立工事などが着工されることになつてゐるが計画の第一年にあたる五三年度では警察前から蔡温橋に至る十間道路計画に二千五百万その

他現市内の道路舗装などに約一千五百万円、久茂地、泊高橋上流の浚渫二百六十万、泊の護岸、埋立に三千万、上水道二千六百万と総額一億に達する「都計」予算がたてられそのうち七千万円を市債で充てようと云うのがこの面での難問だが、これは去つた夏に軍

の貸出し認可を得てまず第一年度計画の資金は獲得出来たわけ。工事の面では年内に警察前から税務署までの十間道路と泊の埋立てがあらかた済む予定になり、市内道路の舗装は上水道工事と並行して行われねばならず、水道工事が資材の不足ではかどらないことが悩みの種でこれでは亀島施設課長が水道資材買付の下検分で渡日中、これと同時に五三年度予算には三千八百万円の区画整理費も組まれており、これは「区整」の適用される土地の三割を道路に提供するなど、殆ど地主負担になる分だが「区整」は年度内に旧市内を終える予定になり、現在までに辻町、若狭町、美栄橋町などが済んでいる。

蔡温橋までにひつかる軒数ざつと二百五、六十軒と云い目抜き場所であるだけに、市内の出入りによつては居住者が移転費や賠償費などで市側に問題を持ち込む気配にあるので、市でも土地収用法が出るまではと積極的な手段を控えている有様だ。

め先月十四日渡日した亀島市施設課長は八日早朝空路帰島した。これについて亀島氏は「いよいよ工事が始まると発注した資材が工事の進捗と並行して順調に入荷せねばならず今回はこの点について、メイカーと連絡をはかつた」と語つてゐる。

現市内の「区整」はそれが切迫すればする程、政治問題化する気配が濃厚であり、「目鼻がつくまでは」と云う市会が一番大きな悩みもここらにあるものと思われ目下立案中の都計法や土地収用法などのなりゆきも都計の進路と大きな関係を持ち今年度七千万円という市債や二年次、三年次でさらに予想されるぼう大な経費に対する政府の補助も残された課題であり、「目鼻つくまでに」を「予想される政治問題を解決するまで」と解釈しても「都計」はまだまだホンの動きだしたところではないようだ。

十二月末入札の那覇市上水道工事は総工費六千四百万円うち二千三百万円を政府補助であてられることになつていて、五三年度を第一年度とする三年計画が樹てられている。

市施設課の構想では二十年後の那覇市及び近郊の人口容量を十六万人と見てこれに対する給水計画一日一人当り十八ガロン、盛夏時二六ガロン一日平均給水力三、一三六、〇〇〇ガロン、最大給水力四千万ガロンとなつていながら当面の計画にはこの給水源計画は含まれず現在軍の使用している泊上水池から一号线を通つて小祿に至る軍上水道主管から八力所に分岐点を設けこれから市内に配水する手筈になり、分岐点から市内に走る幹線中主要なものは、

中部幹線—旧大典寺前で分岐し、御成橋、警察前、牧志街道を通つて安里三叉路で北部環状線に連結する。
南部幹線—鴻原十字路で分岐し若狭町、上之倉、東町を通り北部環状線と同じ点で主管に連結する。

「区整」はしかし終戦後七年の間に建てこんだ現市内に難題が控えていて、さしあたり今年度の計画になつてゐる牧志十間道路でも「区整」を終えたのは警察から税務署の間で、我部橋から

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

十二月末入札の那覇市上水道工事は総工費六千四百万円うち二千三百万円を政府補助であてられることになつていて、五三年度を第一年度とする三年計画が樹てられている。

第一年度—工費一千七百五十四万円、配管区域は牧志、壺屋、神里原、開南、松尾などの現市内と旧市内開放地の大部分。
第二年度—工費二千六百万円、若狭、久米、松山、天比などの旧市内と楚辺区、美田区、壺川区
第三年度—工費二千万円、上泉、下泉、泊、崇元寺、前島など開放予想地。

上水道工事の全貌／近郊十
六万人に給水

〔沖タ・タ 1952・12・8〕

北部環状幹線—泊高橋際の三叉路で軍主管から分岐して崇元寺、安里を通り旧鉄道を神里原十字路に出、新栄橋際で樋川通りを曲り高校前から与那原街道、一号线路に至つて軍主管に再び

琉球の首都を建設するため那覇、首里、真和志、小祿の二市二村を合併しよう」と話し合ひをすすめていた研究会は合併期日のでんで意見がまとまらず暗礁に乗りあげたかたちになつてゐるのである。これを打開するために那覇市議員はさき頃協議会を開いて打合せるところがあつたということだ。事実は、

「区整」はしかし終戦後七年の間に建てこんだ現市内に難題が控えていて、さしあたり今年度の計画になつてゐる牧志十間道路でも「区整」を終えたのは警察から税務署の間で、我部橋から

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

「区整」はしかし終戦後七年の間に建てこんだ現市内に難題が控えていて、さしあたり今年度の計画になつてゐる牧志十間道路でも「区整」を終えたのは警察から税務署の間で、我部橋から

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

十二月末入札の行われる那覇市上水道工事は必要資材としてさきに日本に発注され約三百四十万円のパイプ、つき手などのメイカーと連絡をとるた

首里市および真和志、小禄二村の意見が、いずれも合併期日を来年の七月一日とうちだしているのに対して那覇市は来年の七月一日までは現在の都市計画が進行中であるからそれ以後でなければ決定はできないという意見を持ちだしているがために期日をきめるわけには行かず目的の合併ということまで累を及ぼしてしまつて、このままでは決裂状態にまで持つて行かれそうになつてゐるのである。

かような意見の対立からきた合併問題の行きなやみをどういう方法で打開していくかは今後の那覇市会の考えかたに依ると思われるが、事をこれ程にむつかしくしたそのもとは研究会にあつたのではないかとみられるふしがある。すなわち合併研究会は一市二村の市、村議会から独立して合併促進の意見をうち出すべく調査研究を進めるといふ立場を、偶然か故意かは不明だが、放棄してしまつてそれぞれ市の、村議会の意見を固執してゆずらないところから問題がふんきゆうしていつたのではないかと疑われるてんがないとはいえないのである。例えば二市二村のじつさいをよく調べもせず、いきなり合併の期日をきめようとするとその如きたしかに研究会の無見識をあらわし

てゐると考えられるのだ。

常識の教えるところでは、二市二村はそれぞれ実状を異にしている。これを合併するためにはまずその異なる実状の調査から着手されなければならぬのであり、次にその異なる実状の調整が研究さるべきで、かような手続きを経ることなしに打出された期日は架空の想像に過ぎまい。既に架空の想像にすぎないがゆえに各人の好みにしたがつて意見がいくらでも出てくるわけである。そして架空の想像論をどんなに展開しても結論が出てくる筈もない。研究会が立往生してゐるのは要するに二市二村の合併という問題を事務的な操作で解くかわりに前近代的な手段をもつてたち向つたがためではないか。ついでに前近代的とは琉球の古風な直感的なまたは主観的な考えかたのことである、と一言つけ加えておく。

二市二村の実状はいずれも異なるといつたが、どう異つてゐるかを示すつたわれわれの調査したところでは那覇市民は一人につき四百二円の市民税を納めてゐるがその代償として四百四十三円を衛生、土木、教育、商業経済その他の事業費のかたちで還元される。真和志は一人につき二百三十一円の負担をして百五十四円を代償され、首里は

百五十六円の負担で八十円を代償、小禄は百四十一円のかわりに五十六円を還元されるということになつてゐる。これは二市二村における住民の権利、義務の状態の一端を数字であらわしたものだ、これだけでも住民の現実生活が如何に異なる権利義務関係のもとで送られてゐるかはわかるであらう。

二市二村の合併でも首都の建設でも住民の幸福を増進するのが目標なのであるから、住民がそれぞれ享有してゐる権利義務の関係をいかに改善するかに見通しをつけることが研究会の具体的な事業であつたと思われる。その見通しがつけば合併期日はおのずと出てきたであらう。かような確実な計算のうえに立つ首都でなければその名に値する都市とはいえないのである。非科学的な情緒的一致で漫然と二市二村の合併が成立したとすれば、その結果は住民の不満をよびおこし、いろいろの形態でその不満は爆発してくるに相違ない。これは二市二村合併研究会だけを批評していつてゐるのではない。われわれはひろく二市二村の住民に注意をつながしたいと思つ。

古都の賑い／栄ある歌声、 旗の波／首里市移動七周年祝賀

〔琉新 1952・12・15〕

鉄の嵐を浴びて山河改まるまでに破壊しつくされた古都首里市の一角で当時知念村から移動してきた元市長仲吉良光氏ほか三十名の先発隊が復興の意気高らかに「クワ入れ」を始めたのが終戦の年の四五年十二月十四日だつた：あれから七年、あらゆる辛酸をなめつつ復興へ、復興へと力強く立ち上つた首里市では十四日午前九時から移動七周年祝賀大会を催した

この日絶好の小春日和に恵まれて同市の街頭は早朝から移動祝賀の字を鮮かに染めぬいた小、中校生の賑かな旗行列はえんえんと街から街をねり歩き「栄えゆくおらが市」を讃える歌声は一段と大空高くこだましていやが上にも祝賀気分をあふりたてるとち午前十一時首里劇場で泉副主席、護得久立法院議長、比嘉市町村長協議会長ら来賓約五百名を迎えて盛大な記念式典が催された、まず感激にあふるる兼島市長が「我々は戦没者のめい福を祈るとともに本日为契机としてなお一層復興に邁進したい」と力強い挨拶にはじまり「仲吉初代市長を始め約三十名の先駆

者達が焼土と化した首里の一角鳥堀一区に「くわ入れ」を行つてから七年を経た。今では人口二万二千余を数え戦前をしのぐ隆盛をみるに至つてゐる」と各分野にわたる土地助役の市勢概況報告と久高市会議長の挨拶に移つた

市政、産業の功労者を表彰

かくて、小湾前市長や終戦以来引続き市民に時刻を報じて来た牧師仲里朝章氏に感謝状や市役所に永年勤続し市政に尽した石川昌英、識名朝隆、外間寛弘各氏および模範区の赤平、末吉両区と産業復興の功労者として宇座徳誠（崎山区）徳村政方（鳥堀区）伊佐盛善（末吉区）水稻耕作に優秀な腕前をみせた伊佐真英（石みね区）新垣三郎（大名区）伊佐真徳（石みね）惣慶清保（崎山区）諸氏に夫々金一封と賞状が贈られ泉副主席、護得久立法院議長、比嘉市町村長協議会長の祝辞があつて午後一時盛大な記念式典の幕を閉じ引続き演芸大会に移つたが午後一時からは首里中校々庭で角力大会も催され旧都首里市は久し振りに終日お祭り気分

で賑わつていた

漁船に便益を / 水産課那覇市に回答 / 泊漁港管理

〔琉新 1952・12・18〕

那覇市議会では泊港のしゅんせつ工事が早急に完成するのを見越して漁港管理法の審議を近日中に行うことになつてゐるが資源局水産課では那覇市議会の質問に対して次の如き回答を昨十七日送付した

一、泊港は軍では漁港として着工されたのであるから漁港としての優位性を認めて漁船の岸壁使用料は慎重を期していただき度い、泊港は当地元漁業者の漁港基地であり、これらの漁船以外の漁船（他港より寄港する）も那覇市およびその近辺の市町村の住民に水産物を供給するもので、泊港の性格および漁獲物取引の上から見てもまた、水産業助長の意味から言つても岸壁使用料（漁獲物運搬船を含む）には特例を認めていただき度い

二、漁船の出入港について（夜間も含む）漁業生産物は其の処理迅速を要求されるので他の船舶同様、沖待ち等をされたのでは漁業生産上重大なる支障を来す様になるから入港後（出港の場合）は出港前に港務所に提出する。港務所長に届けるだけで、処理出来る様にお願ひする

三、船舶使用岸壁に就いて右については那覇製氷北岸及び西岸壁を希望する、その理由は漁獲物の性質上鮮度保持上を考慮せねばならないので急速に保蔵を必要とし必然的にその施設周辺の迅速なる処理には適当であり効果的だからである

四、飲料水料金について漁船に限り四十立方呎につき二十五円とされたい。

泊港は小船舶専用 / 那覇市の商港陳情、軍が却下

〔沖タ・タ 1952・12・21〕

那覇市では去る十一月初旬、泊港の浚渫について軍に陳情を行い「泊港を沖繩随一の商港たらしめ、市財源を確保する」という見地から調査したところ、日本航路船のうち最大船白山丸（四、三五一トン、吃水二〇呎八〇）が干潮時においても自由に出入り出来るには二二呎以上の水深を確保すべきことがわかつたので、当初の計画の二〇呎の水深を更に変更増加して貰いたい」と述べていた

が、十八日付民政府ホール行政課長から次のように「泊港は当初から漁船及び群島内航行船舶用の港として設置されたものであり、この当初の

計画は変更されることはない」と回答して来た。回答文は左の通り

当初の計画は泊港が琉球人の船及び群島間の貿易港にとつて最適の港であるので同港の浚渫と拡張を行うということであつた。ガリオア資金で入手した大規模の諸施設は那覇商港が外国貿易に関する要望をいれるに適した港であるという見地から同商港の拡張に使用されており、泊港を外国航路用の港にするという考えは初めからなかつた。浚渫後の現在の泊港の水深は二二呎もある。

なお現在那覇商港では拡張工事や浚渫工事が行われているので当分の間外国船を一部泊港に向けるのもやむを得ないと考え、工事期間中一時的な対策として泊港を或る程度那覇商港の附属港として使用する。那覇商港の工事完成後に外国船舶は再び那覇港に出入することになり、泊港は那覇市の管理下に再び当初の通り漁船および群島内航行船舶用の港として使用される。

泊に港務所を新設 / 管理条例など審議 / 那覇市会

〔沖タ・タ 1952・12・22〕

二十二日の那覇市会は午前十時半開会、議案四〇号、泊港管理条例、四一

号、同港々湾施設管理条例、四二号、泊港事務所設置条例、四三号、那覇市職制及定員条例改正、四四号、五三年度歳入歳出追加更正、四五号、那覇市電気事業特別会計歳入歳出予算追加更正、四六号、泊港北岸公有水面埋立てについて等の日程中四〇号から四五号までは新年早々になるものと予想される。泊港管理引継ぎに備えての条例案やそれに関連して改正又は追加される議案であるためこの分は一括審議となり、午前中に四〇号から四四号まで議案の説明が行われた。午前中に説明のなされた各議案の要旨は、

四〇号、泊港管理条例案、泊港における船舶交通の安全と港内の視察独持を目的として制定されるもので、泊港に於ける船舶の出入港、碇泊、危険予防、罰則等が規定され泊港に於ける港湾行政には泊港務所長があたる。

四一号、泊港々湾施設管理使用条例。繫船岸壁、繫船浮標、荷揚場、野積場、護岸、上屋その他の港湾施設を使用するものは市長の許可を受け、市長は許可する場合条件を附することも出来る、使用者はその権利を転貸又は担保に供してはならない施設内では行商は禁止される。使用者がこの条例に基づく指示に従わない場合、使用料の遅脱を

図つた場合、施設を害するおそれのある場合其他、などのときは使用の許可を取消することができる。又、劇毒薬、爆発物等で取扱い上危険なものや他の貨物および港湾施設を損傷するおそれのあるもの、伝染、病毒、汚染のおそれのあるものなどについては使用は許可されない使用料は、繫船料。二四時間まで総トン数一トンに付一円、琉球列島内運航にのみ従事する船舶又は琉球漁船は五十銭、

岸壁通行料、一人につき五円。

岸壁通過料、重量貨物一トンにつき十五円、軽量貨物四十立方呎につき十五円、(但し米肥料等は二トン十円)列島内貨物は六十キロ及び二、六立方呎につき一円。給水料一トン五十円。

荷揚場使用料、荷役終了から二十四時間以内無料、二十四時間を超えるときは超過時間二十四時間までにつき一トン又は四十立方呎につき、二十円、四十八時間を超えるとき一トン又は四十立方呎、五十円。

野積場使用料、搬入から七日、一トン又は四十立方呎につき二円、七日を超えるとき一日につきそれぞれ十五円、などと規定されてある。

泊港務所設置条例、港務所には所長以下書記長、技手、書記、技手補の職

をおき所長は市建設部長の指揮監督を受ける。

市税などの自然増で追加予算に一千二百万円

那覇市職制及び定員条例を改正する条例。

泊港務所設置に伴い同所長以下十三名の職員が加わる外二名の増員が要求されている。

五三年度追加更正予算。

市税及び市場使用料による収入の自然増や、泊港使用料の徴収による収入増などを見越して一千二百六十八万八千二百五十四円を追加 この分で計画された新規事業には商工祭、陶業専門家船木氏招聘、那覇青連代表の日本派遣等があり臨時部にあたらに泊港務所費の款を新設した。

那覇市議会態度表明/納得

のいく合併/無方針な合併は禍根を貽す

〔琉新 1952・12・23〕

二十二日開かれた那覇市会に那覇市政問題研究所から首都建設促進に対する請願書が出たが議員側では同問題に関して午後再開の議会に先立つて協議会を開き同問題を附議したが那覇市から選出された合併問題研究委員及び議員

の意見としては結局、合併の時期よりもこの問題は細部に亘つて充分理論的にも科学的にも検討を遂げしかる後に時期を決めるべきで那覇市側では合併すべき市村が相互に納得がいき、喜んで合併しないことには将来百年の大計を樹てる上に禍根を残すことになるが無方針無計画に合併の時期のみに逸るのは逆コースだとする意見一致した研究委員会はあくまで合併を研究する機関であつて時期を決める機関ではないと那覇市議会の態度を明瞭にせん明にした、協議会の大要は次の通り

議員Ⅱ合併問題研究会の対象とするところは飽くまで二市二村の合併研究委であつて、単に那覇市真和志村のみに限定してはいない、一市一村にする为首里市、小祿村側の意見も徴さねばならぬ、これを緊急議題にするのは時期尚早である

議員(研究委)Ⅱ研究委はいろいろの角度から同問題を研究すると思つたが初つばなから合併の時期がとび出し、解散論も出る始末。だが研究委は議決機関のように物事をテキパキ処理できるものではない。現在は休会の形となつていますが早晩これを開会して研究会はもつと正しく運営すべきだ

議員Ⅱ那覇は合併に真しな態度でない

とされるが

議員（研究委） 〓他の三つの市村は七月一日を期してとあるため那覇市は退えいのであるとの誤解を受けているがそつではない期限に固執せず先ずやるべきことからやつていくべきだ

議員 〓市当局の意向は

市長 〓私は選挙のとき那覇、真和志の合併を公約した、時局の進展にのつて解決したい。私としては議会と研究委の意をきかねばならぬ、七千万円の起債など現在的那覇市の財産で返還しないと貸さないとのことでデリケートな事情があるので慎重審議百年の計を立てたい

議員 〓科学的、理論的な研究をやつて後に日限をきめるべきでその熱意さえあればあるいは期限の七月以前に合併をみるかも知れない、日限さえ決定すれば之以上研究しなくてもよいとする態度はどうかと思う

市長 〓今の気持よくとの言葉があつたが、何れかに不満があつては却つて将来に禍根を残す、合併は望むところであるが充分納得のいく合併が望ましい

合併問題にふれず／きのつ 那覇市会終る

〔沖夕・朝 1952・12・25〕

二十四日午後二時から開かれた那覇市会では「泊港管理条例」「泊港々湾施設管理使用条例」「泊港々務所設置条例」「那覇市職制及定員条例を改正する条例」「五三年度歳入歳出追加更正予算」「五三年度那覇市電気事業特別会計歳入歳出追加更正予算」「泊港北岸公有水面埋立てに就て」の七つの当局提案が使用した字句について修正がなされただけで可決された。

なお合併問題促進についての市政問題研究会の請願は、既に合併問題研究会も設置されて問題研究討議を進めている事であるからと却下され、真和志村側の申し入れになる「旧行政区還元」についても二十二日、二十四日の議会はふれなかつた。真和志村の申し入れは「一月一日付で返還を」と云うことで回答を急がせていたがこれについて市側から「しばらく延ばさせて貰いたい」旨口頭で申し入れたようである。

真和志市作るつ／村会”失 地回復”を再決議

〔沖夕・朝 1952・12・30〕

二十九日村議会を開いた真和志村では十一月十七日の村議会で決議、那覇市に返還を要求した旧同村行政地域の返還問題について那覇市からは何らの回答もないがどう処理するかとの緊急動議が提出されたがこの件は那覇市からの回答があるなしかゝわらず前に決議した通り一九五三年一月一日から真和志村の行政を施行することを再決議、三十日あさ村長はじめ全議員揃つて行政府に主席を訪れその旨申入れることになつた。

なおこの問題について同村議員たちの見解は法的には何等那覇市を相手としたものではなく、政府を相手としたものなので、もし受入れられなければ政府を相手どつて行政裁判に訴えるだけだといったものとなつている。

宮里村長の話 議会で決議しており、三十日にその旨政府に申入れる、受入れ態勢は既に整つている合併問題については那覇市があゝいう工合だ、それに那覇市都計の尻ぬぐいをさせられてはという声があつているので村としての方針も以前の合併第一主義からまず市への昇格だということに方向変換し

てきている。それでいまは来春早々に昇格することを目標にして進んでおり、合併はその次の問題となつている。 那覇市の言分”それは無茶だ／合併も見通しついている”

那覇市真栄田議長の話 そんなことはできないと思う。問題は合併だと思つているのでいまそのようなことをやられるとなるとトラブルがおこるだろう。それに立法院では市町村の行政区画は現在通りだとのべているが私もその通りだと思つている。

市村合併の理解と協力

眞栄田世勳

〔琉新 1952・12・31〕

昨年元旦年始会の挨拶に前市長当間重民氏が「都市計画には各都市とも夫々の地方的伝統を生かし且之にPOESY（詩）がなくてはならぬ」と

那覇市都計の抱負を語つた言葉は未だ感銘深く脳裡に残つている

あれから一年

時の力、環境の力、現又吉市長の政治力とによつて

泊港は商港、漁港として首都発展の原動力となり

南岸の埋立は都計の基盤を固め

水道は本格的な工事の資材を擁して
発足しつゝあり

電気は沖繩との円満解決により明る
い市民生活が確約され

懸案の牧志十間道路は第一期工事一
月未完了の契約がなり既に着工、市内
の主要道路のアスファルト計画が年度
内完了の意気込みで、総予算一億九千
万円のぼつ大予算の施行をいそぎつゝ
ある躍進振である。

あたかも二市二村による首都建設が
叫ばれこれまたいろいろの意味におい
て市民の関心を深めつゝあることは衷
心欣快に堪えないものがある

ところが巷間唯合併々々をつたい何
人もその理論的、具体的研究発表がな
い何のための合併かその目的例えば合
併することによつてどんな良いことが
あるのか如何な利便福祉が増進される
のかその反面如何な覚悟と負担が必要
とされるか等々に付いては余り語られ
て居らぬのは実に遺憾とするところで
我々の責任の重大さを覚える次第であ
る

これは恐らく正確な数字を挙げては
何人もよくし得ないことと思つのであ
るが合併すれば直ちによいことがある
と漠然と期待していたらそれこそ誤で
折角の合併も不平不満におち入るであ

るつことを恐れるものである

今二市二村の経営の一端をみると
(五三年度当初予算)

予算 財産(土地)

那覇 七七 八八〇、二七二円 一六 八二坪
首里 四 六八二、六七四円 七、四三八坪
真和志 一三、五〇三、三三四円 二五、三七四坪
小禄 二、二八四、五八七円 一〇、八六九坪
財産 財産

(建物) (有価証券)

那覇 八一棟 二四六三坪 三五万円
首里 六棟 一九二坪 三三三万円
真和志 七棟 一四二坪 一九万円
小禄 二五棟 一、一八坪 七万五千元
これだけに依つても各市村勢の一端と
経済力がうかがえ合併に対する那覇の
受持つ役割が如何に大きいか理解さ
れよう とにかく那覇市が首都に値す
る心強い数字ではある、市民の経済
力は負担力となつて表れ一人当りの負
担力は那覇市六三三円、首里二一〇円、
真和志二九二円、小禄一六八円の現状
では琉銀の市村一人当の預金高と歩
を一にしているのも面白い現象であ
る、即ち那覇市五二二円、首里六〇
九円、真和志三、三三〇円、小禄一七
円となつている

つぎに市村一人当りの税額はいくらで
それにたいしどれだけの代償が事業費

のかたちで還元されているか市の研究
委員会の資料によると

那覇市百十%
(四〇二円に対し四四三円)

首里市五十一%
(一五六円に対し八〇円)
真和志村六十六%
(三三二円に対し一五四円)
小禄村三十九%
(一四二円に対し五六円)

となつていて各市村事業施策のほどが
推察されると同時にこの異なつた住民
の現実生活をいかに調整さるべきか研
究を要する問題である、さらに人件費
を比べてみよう、那覇市が市税額の四
七%が人件費で、首里が八三%、真和
志六一%、小禄五八%で那覇市を除い
ていずれも税収の大半が人件費に充當
されている、人件費は必然的に取あげ
らるべき問題で、これも那覇市並に四
七%に整理さるべきか或は千人に約い
くらと人口割に減少すべきか一応の目
安は示されねばなるまい

欲をいえば人件費は三十乃至四十%
位にとどめたいものである
斯様に数理的に人員も整理されて始
めて力強い首都の発足が約束されると
思われる
尚税外収入を見ると一人当り那覇が二

百三十一円十五銭、首里が五十四円十
二銭、真和志が五十九円二十三銭、小
禄が二十七円八十八銭で各市村の活動
状況思い半に過ぐるものがあるが一市
二村の現状は仕事をしたいにも財源が
ない事は察しがつくのである、良く口
を開けば仕事はやれ負担を軽くすると
矛盾したことをいつているが、自治体
でも仕事をするには先立つものは金で
ある

以上現況の一端で一市一村の利は直
ちにつなずけるが我々は首都の建設に
当つては個々の利害や負担を論ずるの
ではない琉球憲章の那覇市だけの首都
は余りに狭溢である、我が那覇市は全
琉の為に決然起つてリーダーの役割
を果さねばならぬ、今は其の為の身辺
の整備を急ぎつゝあるといつて良い
然し漫然たる無計画の合併ではいけな
い。あくまでも論理的であり科学的に
処理されねばならない。いん鑑遠から
ず、泊、垣花を漫然と市に編入した為
中央に対する部分勢力の争いが行われ
市一円としての政策に相当苦難したと
いうにがい経験を忘れてはならない。

この意味において論議は充分尽され研
究は十二分になされて良いと思つ我が
那覇市議間においても最初合併の範囲
方法いろいろ意見も出たが大体におい

て今一致した見解に到達しているそれでも論理的裏付を必要とするので市に事務局を置き調査研究を急ぎつゝあるのである。苟も議会として合併をうたうからには「現市村の実体を知りそれによつて構想をたて事務的に結論を生みさせてこれを市民に提示し住民の福祉たるを知らせその理解と協力を求めねばならぬ」住民の協力なき合併は失敗に終るは当然であり、協力は知らしめることによつて求めるべきである

那覇市議会は市民各位にも刷物によつて調査研究を知らしめたいと追加予算にも費用を計上してあり又合併に関し虚心坦懐いつでも関係市村議会と語り合つ用事がある話せばわかると思つ仲井真元楷君の談だつたと記憶しているが「合併は結婚のようなもので先ず調査し次に理解し合い幸福な生活を確信し意気投合できて結婚の吉日を決めるべきで「日取」を先にするとは「ちやーるばーが」と面白い表現である合併期日の七月一日説の根本理由は年度変りだから都合がよいといつにあるようだが合併の期日は「住民の福祉」と関係があり即ち住民を中心に考える可きで住民の福祉と年度変りとは何等関係がない、年度変りに関係あるのは市村当局だけで、当局の都合で期日を

決定されては堪らない、お互に建設的に納得行く様に研究委員の話し合いが望ましい、願わくは次の小祿で復活の勞をとつて貰いたいと希望する次第である

初て二市二村の合併で宮崎市の人口面積に似た中都市が出来上るのであるが二市二村説は一昔前に丸山工学士の説で経営が充分可能である旨発表があつた事は最も意を強くする処である、行政区域が一つになるから総合的企画が可能でお互の持つよさが合理的に企画され又協力態勢の醸成によつて長短相補い有無相通ずる利便がある一例をいへば人件費の節減に依りそれを事業費に振向けられる事は当然予想され又地域的には那覇の商業地帯に真和志の工業地帯 首里が住宅地帯、小祿及び周辺は肉類や蔬菜類の供給地として或は首里は単独では都市経営のむつかしい処ではあるが大資本を投ずる事によつて水利や労賃を生かし製紙工場、製帽業等の生産面も考えられぬ事もあるまい 紙数の制限で之等は後日に譲る事にして我々は市民各位に確信を持つて合併の範囲方法時機を提示し得る事を誓つものである、願わくは御協力賜わらんことを（二十八日晚） 〓 那覇市議会議長

一九五三年

両方から課税？／真和志の

失地回復要求で

〔沖タ・夕 1953・1・3〕

真和志村の失地回復要求について”五三年一月一日から真和志村の行政を施行する”と同村議会が決議、行政府当局にその旨申入れたことは新春早々から那覇真和志のモツレをますます深くさせるのではないかとみられているがこれについて真和志宮里村長は次のようにのべている。

「戦後那覇市に編入された旧真和志村行政地域の返還理由として、志喜屋知事時代に行政処分の告示で現在のようになつてはいるがあの告示は市町村制が施行されたあとであるにもかゝらず議会の意向を聴取してない、しかも自分の間となつてはいるが市町村制には自分の間という行政処分の条項はない従つてあの告示は不当であり無効とすべきものである。また仮令効力があるとしても自分の間となつてはいるが自分の間というのは終戦直後の移動完了までとしか解釈できない、ところで移動は完了しており、自分の間というのは

過ぎてしまつてゐるとの二点をあげ行政府当局に失地の回復を申入れた。これに対し総務局では那覇市の意向もきいて研究しなければすぐには返事できないとのことであり、法務局では研究して数日中に見解を表明するとのべているのでそれを待つてゐる、何れにせよ行政府当局には早く解決しないと該地域に対しては那覇真和志の両方が課税するという事にならぬとも限らぬと警告を發してゐるので何とか解決の方法を講じると思つ。

合併は／那覇・真和志を先に／”時期”は慎重に検討／那覇市委員会意見

〔沖タ・夕 1953・1・6〕

五日午後三時から那覇市では行政経済諮詢委員会を開き、二市二村合併問題について討議した。

この会議には市会議員の外に一般からの委員も含め約二十数名出席、合併に対する結論は生み出されなかつたが、当日の意向の主なものは、

合併の時期は慎重に検討しないと悔を残すことになる。よく検討すること
二市二村の合併を同時に行うのは無理である。まず那覇と真和志の合併を先にすべきで首里、小禄は第二の問題

にして、その線で合併問題を研究していくべきであるということであつた。

地方自治法が布かれて／那覇・真和志に訊く／”合併”気になり／補充選挙の動きは未だし

〔沖タ・夕 1953・1・10〕

市町村自治法は主席によつて署名され近く公布の運びとなつた。これによると沖繩の市町村議員数はぐつと増えることになつてゐる、従つて補充選挙となるわけで、大体三月下旬にそれが行われるものとみられてゐる、そこで那覇真和志の反響をきいてみた。

那覇市 合併ということを前提にして合併すればどうせ選挙のやり直した、それよりか合併までは現状のままで行つても良いではないかといつた見方もあり、いろいろ噂されているが真栄田議長は「ある一部の人から現議員にはその様な考え方があるのではないかとその話があつたが私の考えとしては仮令合併がすぐに実現して補充された議員がすぐまたやめねばならなくなつたとしてもそれで良いと思つ、補充選挙はやるのが当り前だこれを合併があるからどうのこうのといふのはどうかと思つ」と語つてゐた。

なお補充選挙への動きについてはまだまだ表面に現れておらず、一部それに関心を示している人達の間では前述した補充選挙をやるのかやらないのかという動きに対してまず話合いが出てゐる様だ。

市昇格に力こぶ

真和志村内では村議の補充選挙よりも市昇格の計画が一層関心をもちたれてゐる。さらにも増して七月一日に合併を実現しようといふかねての方針から「補選は無駄だ、かえつてこれまでに打ち出した合併への線を混乱させるおそれがある」などと見方は極めて微妙だ。合併期日を七月一日と決めた真和志村会の意図も「補選などを避けて合併による改選にもつていこう」と云ふものだといふ。あと三ヶ月或はそのところで合併が実現するとなれば補選で選出される新議員の寿命もそれまでとなる。だから僕なら立候補は御免だネ」と新垣議長も語つてゐる。今のところそれらしい候補者の動きは全然なく、合併についてのハッキリした見透しがつかない限り、補選をするかしないかよりも候補者が居るか居ないかど問題だ」とグチる向もある。この辺の事情については「自今合併問題の交渉を打切り単独市昇格に力こぶをい

れる”との村会の決議もあつたが、候補者たちにとつてはやはり合併をめぐる客観情勢が気になるらしい

きのう泊の港開き／那覇市

へ年三百万円入る

〔沖タ・朝 1953・1・11〕

那覇市の泊港々湾施設管理使用条例は九日付で認可され、直に施行された。つまり泊港が港開きをやつたわけだ。これに対し那覇市では泊港々務所を開設、所長に大城実氏を発令したが大城氏は泊港の現状について次のように語つた。

「軍からの正式移管は未だだがそれは工事という事に関連しただけのものである。管理条例が認可されたのでこれからは泊港に入港しようという船舶は、全て港務所長の指示をつけねばならなくなるわけだ。浚渫したため水深も現那覇港の二〇呎より二呎深く、四、五〇〇屯級一隻、三、〇〇〇屯級一隻、一、五〇〇屯級一隻が接岸できる様になつてゐる。四、五〇〇屯級というと白山丸級だ。つまり現在那覇港に来る日本航路線は全て入港可能というわけだ。」

なお港湾使用料は次の通りとなつており、市当局ではこれからの収入を年三

百万円位と見積つてゐる

繫留料二四時間まで毎に一屯当り一円、但し琉球列島内運航船及び琉球漁船は五十銭。

岸壁通行料、船客及び送迎人一人一回につき五円。但し七歳未満は無料。

岸壁通過料、積卸貨物各一回につき重量貨物は一屯まで毎日十五円、軽量貨物四〇立方呎まで毎に十五円。但し米、肥料は一屯当り十円。琉球列島内貨物は六〇キログラム又は二・六立方呎当り一円

給水料一屯五十円。
荷揚場使用料、二四時間内無料、それ以上は二四時間まで重量貨物一屯、軽量貨物四〇立方呎当り二十円、四八時間を超えるときは五〇円。

野積使用料、七日以内まで一日（貨物の単位は前と同じ）二円、七日以上二日毎に五円。
上屋使用料、七日以内一日六円、それを超えるときは一日につき十五円（貨物の単位は前と同じ）

那覇・真和志合併は／三月一日期し／市民大会で決

議文
〔沖タ・朝 1953・1・11〕

那覇・真和志の合併を促進しよう

那覇市政研究会では十日午後一時から那覇劇場で社大、人民、民主三党代表らを招いて両市村合併促進演説会を開き、引き続き市民大会に移して合併促進につき、つぎのような決議を行い五百余に上る聴衆は合併を切望する叫びに一同、後五時半会は幕を閉じた。

まず市政研究会翁長博徳氏の司会で、合併問題についての経過報告、同会代表仲本斉政、真玉橋景洋、宮城無々三氏から合併促進を強調する演説があり、ついで各政党代表が起つて「早急なる実現をのぞむ」と大要つぎのよう

にのべ、市民大会では十六名の合併促進委員（各政党代表、市民代表）をあげ十二日決議文を那覇市当局および議会に手交する一方、真和志村、行政府立法院にも提出、今後この問題の推進に力強くあたることとなつた。

決議文
那覇・真和志即時合併は吾々七万市民の要求である。合併期日は五年三月一日を適当と認む。依つて那覇市長及び那覇市議会は万難を排し、右期日を以て真和志村との合併を実現されたし。

各政党、促進を強調
真玉橋—現在の那覇都計が真和志村

を含めず那覇だけのものなら子供の箱庭いじりとか云えず、立派な大都市を作るには是非合併しなくてはならない。合併は三十年來の問題だがいまその時機である。

「合併の合理性と政治責任」と題し安里社大書記長—結論から云つと社大党としては合併の急速な実現を望む、歴史的、伝統的に云つてもこの問題は三十年來のもので既に研究しつくされ機は熟しており、市長は合併を促進せねば公約違反問題だけだなしに重大な責任問題となる。何故ならこれは単に両市村だけの問題ではなく全琉の首都問題で、もし真和志の土地返還がなされたら那覇は人口たつた三万四千にしかならず、反対に真和志が大きくなり同村が市昇格した場合そこに吸収されるはめにならない。これは当時に任せず政府でも善処すべきだ。那覇市側はいつまでもこれを延ばさず民衆の世論に従つて速かに合併を実現すべきである。

平山源宝氏（民主党）—この問題は単に政治家だけに任せず専門家とも図つて早急に解決して行くべきだと思ふ。

「又吉市政の内幕」と題し瀬長亀次郎氏（人民党）—市町村自治法により

三月一日施行される議員の補欠選挙前に合併するのが適当な時機と思う。合併についての委員会などを設け市民大会を開き広く市民に訴えたら必ず実現出来ると思う。合併をばんでいるのは又吉市政と彼を囲む十二名の議員らの保守反動によつてブレーキをかけられているからである。

仲里誠吉氏（市民代表）―両市村の理解は既に出来ていると思う。まだにしても後一、二カ月では充分で、合併の時機である、那覇の都市計画を直接立案した市役所の当事者と話合つたが彼等も技術的ながら現在の那覇だけの都市計画を推し進める前にまず真和志との合併をしてから都計を進めるべきだという意見であつた。

一社説一

泊港を祝福する

〔琉新 1953・1・18〕

泊は古くて新しい港である。国語辞典を引けば「とまり」には港の意味があつて昔は琉球ではすべて港をトマリ（訛つてトウマイ）と呼んでいた。親泊・仲泊・内泊などがそれである。それが泊港は単にとまりと称し、那覇港はなはどまりと呼んだ。単にとまり（港）と呼んだのはそれがメーン・

ポート（主要港）であつたからである。

那覇はうきしまといふ島であつて王都首里との交通が不便であつたのみならず、昔の泊港は首里城下に深く湾入していたから、主要港たりしこと怪しむに足らない。十三世紀の末葉から一世紀の間、北部琉球や南部琉球と沖縄本島との交通貿易が開けたころは、これらの船舶はことごとく泊に入港した。しかるに中国の船はやはり那覇港に入れたらしい。十四世紀の末葉に中国の福建省よりの移住民は、うきしまの久米村に居住していた関係もあつたのであろう。十五世紀の半ば頃海中道路を築いて首里那覇の交通が画期的に進展して以来、那覇港は東洋貿易の要津たる観を呈し、唐（中国）南蛮の異国船の輻輳するところとなつたが、南北琉球の船舶はやはり泊を利用したらしく鬼界島を親せいして凱旋した青年王尚徳もそこから帰還上陸していた。

安里川のデルタなる前島が隆起拡張し、泊の水深が浅くなるにつれて完全に那覇港にリードされて後数隻の山原船のてい泊するものあり、泊高橋の異観と相待つてさすがに古い伝統はあらそわれず、沖縄本島の中北部との陸路の要衝でもあり、今日の一号線路に沿つて何かと民謡や俚たんのテーマと

なるものが多かつた。今年からちよつど百年前の一八五三年に米国水師提督ペリーが来航した時にその艦隊は那覇港外にてい泊したが、首里城を訪問すべく舟艇から提督が上陸したのは泊の台の瀬であつた。されば戦前沖縄郷土協会においてペリー提督上陸記念碑建設の議があつた時も、その建設候補地は泊港辺の丘上がえらばれていた。天久の寺（アミクヌテイラ）と呼ばれた聖現寺は外人とう留にあてがわれたので台の瀬に外人墓地があるのも無理がなかつた。

市ではこれに呼応して護岸工事に一千二百万円、埋立工事に一千八百万円を投じて雪の崎と南岸突堤を結ぶ直線護岸を完成すべく工事を進めつつある。港湾施設としては南北二力所に船舶管理所、船客待合室、上屋、港務所などを設置すると云うことであれば埋立地におけるふ頭の附帯施設（倉庫、旅館、店舗等）と相待つて新時代の港湾として間然するところなき完備せる偉容を誇り得ることにならう。

かかる由緒深き泊も港としては水深浅くして利用に堪えなくなり、まさに氣息えんえんたる有様であつたが、いまや築港成りて海面二十三万坪、那覇港のそれには及ばないが水深二十五フイート以上で那覇港より深く、目下作業中の入港水路長さ九百フイート中二百フイートにおよび、南北岸壁はアスファルトで固めていよいよ完成すれば四千五百トン一隻、二千五百トン一隻、一千トン一隻それに五十トンほどの小型船舶三十隻が一度に横着け出来るようになると云われる。

那覇港を主要港とし泊港を補助港として、那覇市の玄関口がまず整備されればこれから都計の大体は演えさされるであらう。那覇市が首都たる運命を負うようになったのは実にこの二港を擁していたからである。那覇どまりには唐なんばんの異国船が、泊には南北琉球の馬艦船（マールン）が、出船入船の賑わいを見せていた昔もしのばれて、泊港の前途を祝福するとともに那覇市の都計が理想的に実現せんことを希望するものである。

生れるか『真和志市』ノき

のつ村会で市昇格議決

〔沖タ・朝 1953・1・21〕

真和志市の市昇格問題はさきに同村都

市計画委員会で検討され「速やかにその実現を」と委員会の意見がまとめられたが、二十日には村議会にも「真和志を真和志市にすることに」
と題する議案が村当局から提出され満場一致で議決された。

この議案は「本村は市町村自治法第五条第一項による市の要件を具備して居りますから、一九五三年二月十五日より、真和志村を真和志市にしたいので議会の決議を求めます」となっており宮里村長は二十日の決議に基づいて近く行政府との手続を始める筈である。

市昇格の手続についてはさきに地方自治法で、具体的ことが示されていないので、色々論議もあり、宮里村長も「手続の明確な方法はいまだになされておらない」旨説明したが二十日の村議会は、議会終了後直ちに協議会に移り、真和志村としては差し当り「認可申請」の手続も方法をとらず「報告」の形で政府に届け出ることとなった
真和志村は人口四万八千九百九十三人、一万百十三世帯市街地区を形成する戸数七千九百五十戸都市的業態に従事するもの三万七千八百八十一名となつて居る

宮里村長「これでいよいよ市昇格の態

勢が出来たわけで、これからは市としての今後の発展を考え都市計画等に力をそそぎたいこれはしかし那覇市との合併問題とは直接何の関係もなく合併問題は合併問題として考える」
主席へ折衝

真和志村では二十日、政府主席宛に同村の市昇格について報告書と関係書類を提出し「同村は市町村自治法第五条第一項による市昇格要件を具備しているのて来る二月十五日より真和志市に改める。その告示方について宜敷くお取計いを乞つ」と通達して来た。理由書の内容は次の通り。
真和志村は首里、那覇の中間に位し、町方としての歴史と環境は古来住民の誇りであつた。廃藩置県以来、幾多の変遷はあつたが、村勢は常に発展の一途を辿り、その一部は既に都市の形態に変わりつゝあつた。

戦後沖縄の人口、経済、土地の諸条件は真和志村の都市的發展に拍車をかけ、今やその繁栄は那覇のそれにきつ抗する概がある。
真和志村の行政区は現在三十区に分れて居るが、農業を主体とする区は僅に九戸数（七三九、人口三五四七）で水産業を主体とする区が一区（戸数一一五、人口五九四）で之は全人口の九、

四％に過ぎず九〇、六％の住民は商業其他都市的業態に従事している。人口増加率は一月平均約六〇〇〇という数字を示している。人口の密集地帯は商社、店舗 比する安里一、二区、栄町を始め、大道、松川、三原、楚辺、二中前、大原、寄宮、上之屋、天久、平野、与儀等で、これはとりもなおさず真和志村の人口分布並に住民の業態が都市的形態を具現していることを示すもので、市町村自治法第五条第一項による市の要件に該当する。故に村と

いう呼称は最早真和志村の実態に即しないのみならず、住民生活の上にも幾多の不利不便を来している。商工業者が対外的商取引をなす場合、所在地が村であるため信用度がこれで過少評価されるが如きその顕著なる一例であるなお行政実施の面から見た場合、今後制定せらるべき都市計画法の適用において困難が予想せらるし、又現行消防条例、建築基準条例の運用に当つても種々の支障が痛感せられる。

新しい酒を古い革袋に盛つてはいけな
い。都市としての実を備えた新興真和志を市に改めることによつて行政の合理化を図り、住民が自治体の構成員として納税、衛生、教育その他の領域において協力すべききん持と自覚を高

め、ひいて民生安定の基盤を作ることが真和志村における当面の急務として強く要請せられる。

選挙要項成る / 地方議員の補充選挙 / 来る三月二十九日全琉一斉に

〔沖夕・朝 1953・1・23〕
総務局では来る三月二十九日に行なわれる市町村補充議員選挙について二十日つぎのような選挙要項を各市町村宛送附した。

議員定数は左の人口区分によるので、今回選挙すべき議員数は左の人口区分による定数より従前の議員定数を差引いた人員になる。

- 1、人口二千未満—八人。
- 2、二千以上五千未満—十二人
- 3、五千以上一万未満—十六人
- 4、人口一万以上二万未満—二十人
- 5、人口二万以上の市町村において人口五千を増すごとに各々議員一名を増員する。但し三十人を超えることは出来ない。

現在、従前の議員定数に欠員がある場合には今回の特別選挙においてその欠員補充の分を併せて選挙しても支障はない。

琉球公務員法第六十二条第二項の規

定により、公務員は公選による公職の候補者となることはできない。
 なお五二年四月一日以前から引つづき現在に至るまで政府職員でかつ市町村議会議員の職にある者については目下人事委員会、その措置を考慮中であるので、何分の指示あるまでは公務員法第六十二条第二項の規定にかかわらず、議員の職にあつてもよい。

補充選挙人名簿に登録すべきもの。

1、選挙期日告示の日現在で、引続き六カ月間市町村に住所を有する者即ち五二年八月十三日から引つづきその市町村の区域内に住所を有するもの。

2、名簿確定の日まで年令満二十才以上のもの（即ち一九三三年三月二十九日までに出生したもの）

3、市町村総選挙人名簿調整（七月十五日現在）当時、選挙法第三条、第三項に規定する受刑中の者及び執行猶予中のもので二月十二日現在において受刑又は執行猶予が終了した者。

4、選挙法第二条、第一項に該当する者。

5、市町村総選挙人名簿調整当時、当然選挙権を有し、同名簿に登録せらるべき選挙人で脱漏した者。

補充される議員数
 今回補充される議員数はつぎのようになつている。

東 6	宜野座 8	恩納 8	名護 10	与那城 10	美里 10	読谷 10	北谷 8	宜野湾 10	西原 8	石川 10	北大東 6	渡名喜 6	具志川(久) 8	座間味 6	真和志 10	大里 8	知念 8	東風平 8	三和 8	兼城 8	小禄 10	糸満 10	那覇 12	現在	沖繩	
六	八	八	〇	〇	〇	〇	二	〇	八	〇	二	二	八	二	一五	八	八	八	八	八	〇	〇	一六	補充	現在	
国 10	久志 8	金武 8	本部 10	勝連 10	具志川 11	越来 10	嘉手納 8	北中城 8	中城 10	浦添 10	南大東 6	栗国 6	栗国 6	仲里 8	渡嘉敷 6	南風原 8	佐敷 8	玉城 10	具志頭 8	高嶺 6	豊見城 8	与那原 22	首里 10	現在		
〇	八	八	〇	〇	一	〇	八	八	〇	〇	二	六	六	八	二	八	八	六	八	六	六	六	〇	補充		

大宜味 10 六羽地 10 一〇
 屋我地 6 六今帰仁 10 一〇
 上本部 8 八屋部 8 八
 伊江 8 八伊是名 8 八
 伊平屋 6 六
 奄美大島
 喜界町(四名減)、名瀬市(一名増)、
 実久村(四名減)を除いては従前と同じ。

宮古
 現在 補充
 平良 29 七減 上野 8 八
 城辺 10 一〇 伊良部 10 一〇
 下地 8 八 多良間 6 六
 八重山
 現在 補充
 石垣 10 一〇 竹富 8 八
 大浜 8 八 与那国 8 八

真和志/市昇格を再申請/行政課の見解に従う
 「沖夕・朝 1953・1・24」
 さきに真和志村では議会の決議にもとづき、二月十五日より市に昇格するというのでその告示方を行政に申請したところ、その手続について行政課と立法院安里行法委員長との間に意見の食い違いを生じたが、二十三日、行政課から真和志村の提出した申請書が返

却され、真和志村では行政課の見解に従い、市町村の廃置分合を規定した市町村自治法の第三条により二十四日再申請することになった。
 つまり「真和志村を廃し真和志市にする」との真和志村の申請にもとづき、行政主席が立法院の議決を経てこれを定めるようになるわけである。

那覇都市計画/縦横に検討/石川博士一行空路来島
 「琉新 1953・1・28」
 日本における首都建設の権威として那覇市の招聘を受け、かつて来島を伝えられた石川栄あき博士は二十七日午後十二時早大講師秀島氏を帯同して空路来島した。那覇市から又吉那覇市長はじめ、高原助役、城間市会副議長、その他関係部課長らの出迎えを受けた博士一行は長旅の疲れも見せず同夜直ちに沖繩ホテルに一先ず旅装を解いた、博士滞在中のスケジュールはきょう二十八日は午前中休養、午後から琉球政府、民政府、各新聞社訪問、晩は博士の疲労がい復をまつて歓迎会を催すことになつている

格段の飛躍期待/高原助役談
 高原助役はこの喜びを次のように語つた。

格段の飛躍期待/高原助役談
 高原助役はこの喜びを次のように語つた。

石川博士の来島は長い間の市の念願であつた。これは那覇市だけの問題でなく全琉的な喜びである。こんど先生を迎えて現地を實際に視察して戴き、現在の市の都計に具体的な検討を加え、琉球の首都”大那覇市建設”に遺憾のないよう先生から貴重な資料が得られるのは勿論、東京都の都計の父と云われる博士の視察の結果如何によつて、那覇市の都市計画が構想においても格段の飛躍を遂げるであろうし、実現を促進する上において千鈞の重味を加えるものと期待される

大那覇市の都計にみる道路網／交通地獄の解消へ／ 一号線は巾員24間に

〔琉新 1953・1・31〕

那覇の街は昔なら見向きもしない野原に建つがまゝに拡がつたのだからたまらない。お蔭で道路網もいよいよ加減。車道、歩道の区別なく、そのうえ排水溝もお粗末とあつて一雨降れば”那覇の道”は”泥んこ道”に早変わり。この悪道路は市民共通の悩みとなつて、いまが市当局でもこれが駆逐に大奮、いまのメイン・ストリート牧志大通りは建築の槌音高く昼夜兼行の突貫作業が行

われている。工事完成の暁は車道六間、両側の歩道がそれぞれ二間ということになるが……果してこれだけで交通地獄の悩みは解消されるか。月を逐つて増加の一途をたどる自動車は民車両だけでも最近の統計で三千二百十台、その殆どが都心を横断する牧志街道を走りまわつてゐることになる、従つて交通惨事もこの情勢を反映して増える一方。警察本部の五十二年度事故統計表は事故発生五百七十八件、そのうち死者七十七名、傷者四百三十七名となつており、毎日一人以上がワダチの犠牲になつてゐるわけだ。警察局交通課では那覇市の将来の都市計画にそなへ交通事故防止策を強化するため、現在の県令に軍布告など雑多な法令を一本化した新「道路交通取締法」を起案、次期通常議会に上程する運びだといつ、兎角これら道路の問題は戦後那覇市の大きな悩みとなつてゐるが……市都計課にその道路計画と解決策をのぞいてみた。

都計の道路計画はすでに決定された軍道路 一号線と四十四号線道路を根幹として、現在の道路をできるだけ利用し、また残存恒久建築物を活用することを主眼においてある。道路網は放射線と環状線とを組み合わせた蜘蛛の巣

型となつてゐる。幹線道路の規模は一級二十四間から三級七間まで、既成の軍道路（新一号線）約十一間には両側に一間ほどの植樹地帯と二間の緩車道、同じく三間の歩道を市の都計に予定されて巾員二十四間の堂々たる主要幹線が実現するようになつてゐる。次に久茂地町を起点として上泉町に通ずる御成通りは巾員十六間で中央に一間巾の緑地帯、その両側に車道各々五間、歩道二間半となつてゐる。更に前島町から与儀にかけてガープ川と久茂地川沿いの両岸には歩道、車道併せて七間半の十五間並木街路を計画。これなど沖繩では変り種だ。その他十間の幹線が十一本、総延長七千八百二十三間で、これは工事中の新牧志街道と同型のもの。準幹線として久茂地川の周囲に車道四間、緑地帯一間、それに二間の遊歩道に沿えた七間道路。車道四間、両側歩道一間半の七間通りもある。以上幹線はすべてアスファルト舗装。なお細部街路は土地区画整理の都度、各地区毎に住居、商業、工業の地域性を勘案して計画され、巾員は六間、五間、……二間になつてゐる。これら細部街路はすべて石粉で敷詰められる。以上が那覇市の都市計画からみた道路概要だが更にスムーズな交通対策とし

て軍の一号線にはパーキング（駐車場）を設置する方針で、久茂地町、東町、泊ミナト付近が予定地となつてゐるようだ。市としてはなお与儀や安里の交通頻繁な場所にも必要だと云つてゐるが、これらパーキングは未だはつきり指定されてない。なお新ビルや公共建物をつくれれば必ず前面にパーキングを設けさせてある。例えば慈善病院、保健所など……。一方牧志街道拡張工事を契機として市内バス協会では現在の各会社バラバラの駐車を一カ所にバスのターミナル（総合発着所）を設置する動きがあり都計課でも協力するもよう。市としては現在建築物の密集した現市内のパーキング設置は土地の買収など大きな金がかかるので必要は認めがまだまだ検討中。旧市内の場合には都計の中に織り込んであり、交通の激しい交叉点には信号灯などや横断歩道を指定するといつてゐる。特に危険なところには地下道や陸橋を理想とするが、そこまでは研究されてない。これぞ那覇市の交通地獄も解決されると思われるが……首都建設に一段の活を入れるため来島した石川栄あき博士も開口一番”自動車の多いことには全く驚いた。人口が少くても近代都市的な設備をする必要がある”と語つてお

り、この注目される氏の言葉が那覇市の都計にいかなる形で表われてくるか興味ある問題で、住民の一大関心事である。

市町村議特別選挙/行政課

見解発表/議員増減は不可

〔琉新 1953・2・3〕

三月二十九日に行われる市町村議会議員選挙について定数条例に設けることによつて選挙を行わないでおこうという一部市町村の意向が伝えられるのに対し総務局行政課では今度の特別選挙は必ず行わなければならないといふよつた見解を二日発表した

さきに行行政主席の告示によつて来る三月二十九日執行される市町村議会議員の特別選挙については個々の市町村において条例を制定し特に議員定数を減じたりすることができると解し定数減のための条例を制定しようとする向もあるよつたが市町村における議員定数の変更は市町村自治法第三十三条第四項の規定により一般選挙の場合でなければこれを行うことができず今回の選挙は補充のための特別選挙であるのかかる定数の変更はできない、よつて一応は第三十三条第一項の定数を充た

すための特別選挙を付則第五条の規定に基いて必ず行わなければならない、もし定数を減少したければ選挙後の議会において議員定数条例を制定しつぎの一般選挙から適用させるべきである

動き出した那覇真和志議員

補充選挙/"合併"ひか

えて?任期は気になる/

当選しそつな者から/二

政党が抱きこみ合戦

〔沖タ・タ 1953・2・8〕

新しい市町村自治法が公布されて以来都市地区での補充選挙への動きは漸く活発化、地下潜行の画策がつゞけられ、前しよう戦正に酣といつた感じを与えているが、那覇、真和志では早くも出馬を予想される顔触れが表面に浮び、下馬評と共にその動きも目立つてきた

それにして今度の選挙は当選しても任期は半端、その上那覇・真和志では七月合併説が頭にこびりついており、これを促進する如く、那覇市の招聘した石川博士の合併力説がある、これでもし七月合併が実現すれば補充議員の任期はたつた三カ月、何れにしても金をつぎ込むのはバカバカしいというのが一般の考え方となつていよう、そこに本選挙の

一つの特徴が現れてきている。

出馬を決意している那覇市の某氏は、仮令任期が一月月でも出るのには出る、そのかわり金はできるだけ使わぬ積りだとのべていたが、噂に上る殆んどの人も任期が任期だけにさてどうしようかと金と任期の駆引きに頭を悩まし、期日が迫るに従つて一度は決意した人でも断念するのが多くなるのではないかといつた見方が生れている。もう一つ見逃せぬのは各政党の動きだ立法院議員はき麗に色分けされたが地方はまだまだはつきりしていない、然も三党が確立してから始めての地方選挙である、党勢拡張の絶好のチャンスとばかり飛びつくのは理の当然、選挙の声と共にその方面への画策が活発化しているのは確実だが、各党とも狙いは当選の貼札をつけて押し出そうという傾向が見えており、これをめくつての抱込み戦が展開されているよつた。次は両市村の動き。

倍も揃つ の顔ぶれ
那覇 補充人員十六名のこゝでは少くとも二十五、六名、一般的には三十五、六名と約倍の顔が揃うというのが定評。あるグループでは再三会合、極めて慎重に人選をすすめ、そ

のグループのもつ地盤の確保に腐心している動きもあり、野党的立場の別なグループでは四、五名を押しして確実なところをいこうといつた話もある、次に噂に上る、人々を並べてみたが、若手の出馬は少いよつた、佐久川長吉、中山興忠、高良清次、大城祐章、城間康雄、久場長文、安里松蔵、宜保為かい、真玉橋景詳、喜久山朝重、友寄景換、宮里孝政、渡口麗秀、儀間真喜、浦崎康華、長嶺将真、仲本興正、嘉数盛一、高良 栄、具志清一、玉井、糸数、具志頭得助、仲井間宗吉、宮里雄喜、儀間真光、瀬名波栄、大嶺経達、大湾、その他宮古出身者一名が出馬する模様。

理想選挙を目ざす/張切つた若手

組も進出

真和志 どこかに未だ封建的な農村の匂いを残しているだけに部落推せん形の形をとるのも多いとみられ、その動きも隅から隅へと早くも伝えられているが、現村長選挙の際のように両派に分れて対立するという空気は一般的に薄れ、村全体からみると那覇市との合併を中心に拳村一致的な実状になつてきているとみられるがそれでも矢張り選挙は選挙、十四名の補充人員に対して二十余名が出

馬するといつのが一般的な見方となつており、その動きも活潑ここでは特に二十代、三十代の若手が数名くつわを揃えてはり切つたところを見せその中には理想選挙を標榜しているのも居つて新興真和志の面目を發揮するのではないかと興味深いところをみせている。

噂に上る人―若手組では安里賢勇(三五)玉城正次(二九)新垣正達(三四)島袋盛市(三三)屋慶名政永(三〇)大工廻盛山(三四)翁長良雄(二九)その他では真栄城守光、島袋盛文、高良盛幸、具志 裕、久場慶善、金城幸信、泉川寛蒲、浦崎純、金城和信、伊佐真福、他に与儀区、国場区、松川区から各一名出馬の下馬評がある。

さあ動くぞ那覇都計ノ六千七百万円ノ復金借入れ認可さる

〔沖タ・朝 1953・2・11〕
那覇市が渴望していた七千万円の復金融資は軍に対し認可申請中であつたが二月七日付で六千七百万円の融資が認可された。貸付期間は五九年、利率五分、半力年年賦償還となつて

いる。
これは昨年八月又吉市長が都計実施の

ためルイス准将に要請したところ復金の貸付規定を改めて、実を結び、同規定の改正によつて那覇市に七千万円程度の融資ができるようになったもの、六千七百万円の借入実現とは本年度市予算約一億円のうち三千万円は自己資金(市負担)、残りは起債となつていたその残りが整つたわけで、市当局ではこれで準備された都計が一気に着手できると最大の喜びとなつてゐる。

幸喜建設部長の話―いまでは準備期間であつたがこれでいよいよ本格的に乗り出すことができることになつたわけだ。即ち牧志大通りの拡張工事、主要幹線の舗装、泊の埋立、同第二次計画の護岸、水道の本格工事こういつたことが年度内の仕事となつており、那覇市の都計は急速に進捗することになるだろう

石川博士の示さをどう活す?ノ牧志通り、港へ直通

那覇市の都計について多くの助言と示唆を与えた石川博士は十日飛行機で帰京したが同博士のはつきりした都計案は帰京後作成、那覇市に送付されることになつた。なお同博士によつて指摘された重要ポイントについて花城都計課長は次のように語つた。

要旨次の通り

「最も大きな点は排水で、これは安里川、ガープ川上流、古波蔵から漫湖に流すのとガープ川を海に真直につつきり、久茂地川を極く小さくすることであつた。いままでの案と違つのはガープ川を真直することと久茂地川をせばめることだ。次に道路で牧志大通りを食糧会社のところから港に直通させること、泊と那覇港を結ぶ道路を開設すること、スポーツセンターを現中央農研所に設けること等だ。勿論こついつたことはそれが良いと決つたわけではなく、今後更に研究してから決められることになる。石川博士の来島によつて最大の収穫は何といつても市当局が自信をもつようになったことだ。これで安心して都計に取りかゝることができると思つてゐる」

石川栄あき博士の講演要旨

(上)ノ国際都市への構想ノひろびろとした街を

〔琉新 1953・2・11〕
那覇市主催石川博士、秀島講師の講演会は七日午後二時三十分から那覇高校二階講堂で開催されたが聴講者六百名を数え講演はむつかしい学術講演をわかりやすくユーモラスにかみ砕いて六百余名の聴衆をみ了した。博士の講演

石川博士は三年前に当間前市長の招聘を受け更に又吉現市長は再度の上京で招聘をうながした。花城都計課長は私の教え子であり、沖繩と私とは相当因縁浅からぬものがあつた。都市計画の必要は那覇を国際都市として作ることで市民の協力なくして都市計画は絶対により得ない。都市は唯単に人が集まつているものではなく市民のものであり、市民の精神、市民の性格を表現するものである。大那覇市の都市計画も那覇港が世界の海の銀座としてその価値が高められることを念頭に入れてあくまでも国際都市としての性格を帯びなければいけない。そこで都市というものを考えてみた場合、都市の面積は広くとるべし、広くつかうべしであつて、中に住んでいる人口の多少にかゝわりのないことで現在のナハ市は首都としては、まだまだ頭の部分、いまはナの方で二市二村が合併して始めて身体のがついて大ナハ市としての都市の形が整うワケである。その場合、那覇、真和志、首里、小祿を合併してもその面積は二十二キロ平方で標準の三十キロ平方には足らない。現在那覇市が計画している那覇都市計画をみると、都市計画としては申し分のない計

画で私の教え子である花城都計課長のお手柄である其計画を私と秀島講師と二人で実地に視察をして少々手を加えたものが今度の都市計画である。先ず、首都としての条件からいえば那覇は申し分のない条件を備えている。第一に那覇港をひかえている。那覇港から程遠からぬ所に琉球政府があり、先ずこの政府庁舎付近を政治センター（中心地帯）とし、那覇港の近くに ビジネス（業務）センターとして事務所、倉庫等が設けられ、消費センターとして現在の壺屋・牧志の商店街、泊港埋立地を生産センターとして農水産加工工業地帯、現農事試験場の農場一帯を厚生センターとして総合グラウンドをつくる。更に観光センターとしては旧波上神社を中心に臨海公園とすると大体こう云う様な計画である。これは旧鉄道線路跡を堺に都心と郊外に分ければ、真和志村の丘陵地帯から周辺が住宅地帯になる。都心は仕事をするところ、郊外は人の住む所と区別されることになる。建築についても、セメントブロックか石造の恒久建物として、不燃都市を目標にしたい。現在建てられている建物は作つた人の一生で終り次の人は又建て直さなければならぬ不経済なものであり火事を起しやすい、これ

を防ぐと共に都市美も考えて是非恒久建築としてブロック建か石造に家屋建築を改めて欲しい沖縄では木造とセメントブロックの建築費の差は三割位ですむから思い切つて恒久的な石造かブロック建をおすすめしたい。それは燃えない街をつくと同時に子孫への遺産でありまた自分の街をつくることである。都市計画は単に都市の設計をするばかりが仕事ではない、程よき密度で住みよい街にすることが第一条件である。人口ちゆう密の都市の子供と程よき密度を保つている子供の成長率は三倍も後者がよいことが立証されている位人間生活に影響を与えている、現在的那覇市の人口は六万人だが十年後には十万人になる大那覇市が実現したら二十万人になるであろう。那覇市の人口密度は一キロ平方に一万二千人、日本は七千人、標準は一キロ平方一千人である。大那覇市になつても密度の点からは問題にならない。港は那覇市のいや沖繩の或いは琉球の生命の綱である。商業も海産物も総べて港から入つてくる。港は商業や事業つまり食べることの出来る為の設備、文化は山手へ経済と政治は都心へと、これが模範的な都市の形態である。文化面ではどの国でもその国の首都県庁所在地に

は大学がある。少ないところで一ツ、多い所は官公立大学一に私立が二ツも三ツもある。更に都市には海の港と共に空の港飛行場も要る。交通機関を利用して三十分以内に行けるところは市内とみた場合二市二村は那覇市外にはならず距離、時間的にも那覇市にならない。

現在的那覇市を中心にした付近市村は災害に対する考慮がなされておらず都市の近くにまだ袋小路があつたりする、これは都心に人が集りすぎるためで人々は郊外に住み、各地毎に中心地を持ち、衛星的構造をもつて、各中心地の更に中心となるべきものが都心でなければいけない。そのために速に合併をすることが第一で、沖繩で都市合併でぐづついているが、私にいわすれば都市合併は古く、日本では既に町村合併を行っている位、合併をすること、合併以外に共通な文化生活を営むことは現今の社会状況からは覚束ない位である。那覇市の都心部をみるときその乱れているのに驚く、都心部の乱れは全琉の乱れである。壺屋市場付近が一坪一万五千円もすると云うのには驚いた。別にその地価の高いのには驚かないが不法に高いのに驚く、土地の値段はその土地の人々の六分の半分、と云

われているから一万五千円は人口十万人になつてからの値段である（つゞく）

石川栄あき博士の講演要旨 （下）／名都としての条件／那覇市は備えている

〔疏新 1953・2・12〕

道路は、現在の都心が港から二キロであり、その間に一号線が走っている那覇市民はどうもこの一号線を恐れているらしいが、一号線は活用しなければいけない那覇港が命の綱であり、那覇港を中心に発展する港湾都市として一号線があることは天の配剤と喜ぶべきであつて恐れてはいけない。那覇市はこの良港とこの良道で港湾都市として栄え一号線は都心と港を結ぶ生命線となる。

泊港を漁港として活用することによつて喰べることの出来る都市が生れる。その際、考えなければいけないことは公共性を帯びた土地を一部の人の独占することである。一万トン以上の船舶の出入する港付近の土地は公有地として公共の福祉になるようにすべきで地主も自分の土地であるからという考えは改めなければ本當のよい那覇市は生れない。

施設についてはまず第一に下水を完備

しなければいけない。那覇市の印象は市場付近のドブ川である。よくもまあ、ガープ川と名前をつけたと恐れ入る。しかもそのドブ川の側に市営公設市場があるに及んで吾、何をかいわんやである。那覇市は何よりもこのドブを整理することが先決問題だ、家あれば便所あり都市あれば下水処分場ありと云われているが、那覇市は厚化粧を施して下着のまつくろに汚れたのを着けた様なもので本当のおシヤレではなく、気味の悪いおシヤレである。

これは都市美からも衛生的見地からも速かにドブの解決を急がねばならない。

墓地は市内におくべからず、墓地が市内にあることは第一に死んだ人たちが安らかに眠れまい。更に墓地自体が汚される。既に東京では青山墓地その他の寺内の墓地が不浄の地と化しつゝあり、沖縄でも既にその徴候は顕著である。墓地は静かな所に移し、墓地公園或いは霊園として美化されなければいけない。墓地を散歩して花を眺め、木陰に憩い墓地もまた楽しからずやと云う様にならなければ死んだ人も安らかに眠ることは出来ない。墓は死せる人の姿であり、死せるその人である。都心に墓地を設けてねむれる者を起すな

かれ。

墓地問題に関連して火葬場（われわれは葬儀所といつていい）をつくり、これも大小の区別のない立派なものそして美しい場所にした。特に皆さんに申しあげたいことは昔から墓地について多大な関心を持つておられるので特にこの都市計画でも墓地の移動については大きな立場から考えていたきたことである。

生活と都計、都市計画は住むだけの便利だけが目的ではなく、住むことは先ず食べていくことである。そのためには都市を中心として漁船が起らなければならない。泊港は漁港として漁船が集るから、この漁獲物に対する水産加工場も必要であろう、首都郊外にはらく農経営によつて市民がバター、ミルクを日常用いることによつて体力をつくることも考えたいこれはらく農の夢であるかも知れないが沖縄のように疲弊したところの農村救済はらく農の外にはなくそのためには畜産農家が飼料の研究をすることも必要になつてくる。農家が乳山羊を育て、それから厩肥を得るとともにそのミルクは家族が飲み、その余りで豚を養い更に都市に売り出すと、そこまで考えてこそ都市計画が充実してくる。

商業も現在のまゝではみ力のないものになつてしまつ、商店街のみ力は他の用事を足しながら商品を見ることによつて購買欲をそゝられるところにあつたり、また人の集る所で旧知の人にあつたりする所でないといけない。その点を考えると那覇の商店街は乱雑である。個々の建物は都市の形態から考えれば場合決して全体の美にはならない。その為には合同店舗なども考えてよいものと思つ。商業をする上では先ず買つ人の便利も考えねばならない。その為には自動車置場（カー、パーキング）を設けることも考えられよう

都市は先ず食べられる都でなければいけない。市民は自分が住んでいる都市を墳墓とせよ、人住むならば、人死すならば美しき都市にせよ、その為にはよき土地に住むことを誇りとせよ。そこで大那覇市を在り来りの都市とせずこの大那覇市を名都としなければいけない。そのためには四ツの条件が要る。一ツ、山水を保護せよ、那覇市程名都としての立地条件に適つた都市はそうざらにあるものではない。那覇港をひかえた漫湖あり、奇岩奇石の続く海岸線は水の条件揃い、更にこの都会を抱くが如く、高からず低からず程よき丘陵が泊から首里、真和志、那覇に至つ

て囲まれている。これは山水なき所に名都なしと云われる名都の条件が完備していることに他ならない次に都市美である、道路の突当りは家に例えれば床の間であり、丘は床の置物である、水はその家の庭であるそのためには道路には街路樹を植えよ、花壇を設けて花を植えよ、舗道に街路樹を植え花壇を設けることは単に安全地帯になるばかりでなく人の心を和ませる。広場に彫刻を置く、ここは心の憩い場である。都市美は至る所に緑あり至る所に花があり至る所に彫刻ありということだ

三つに文化の都市として、図書館、郷土美術館、郷土博物館を皆が手軽に観賞できる場所につくる。スポーツセンターとしては水の設備は波ノ上の臨海公園を中心に、陸のスポーツセンターは現与儀試験場敷地に総合グラウンドを作ること
四つ、更にこれらの設備が施されても肝心なのは精神である。名都としての精神的なものをもちことが第一であるそのためには郷土博物館、郷土美術館が必要になつてくるし名都としての誇りが生れてくる。伝統は飛躍せずといわれるがまた伝統は過去のままでない伝統の中から精神が生れ新しい文化が

生れる。

名都の条件としては特に申しあげたいのは市民が仲好く暮すことである。過去の私達の歴史は余りにも主家中心主義であつたために都市の人、都市を知らず市民、市民を知らずに暮してきたが、これらの都市生活は公道以外の家の前の道路は一つの社交場でなければいけない。

更に市の催し物をするためには公会堂や公民館を作つて、絶えず市民が一堂に会する機会をつくることにある。

(おわり)

十月一日期して合併ノ那覇

市積極的に意志表示

〔沖夕・朝 1953・2・19〕

二市二村の合併問題を俎上にあげた大那覇市建設諮詢委員会は十八日午後一時半から市役所で開催、諮詢委員、市長始め市当局関係部課長、市議員、合併研究委員等五十余名のほか政府から嘉陽総務局長も出席、市議会及び市当局側から提出された二市二村の十月一日合併案について活発な討議が繰り返えされたが、これに就ては二、三の時期尚早論があつたほかは殆どが賛成の意向を示し、当日の議長城間市議会副議長か

ら「これは結論ではなく一案に過ぎない。本委員会の意見も十分に尊重、さらに研究してから決めることは勿論である」との話があつて午後四時閉会した。

然しいままではずりした態度を表明しなかつた那覇市が、時期を十月一日とするといつた具体案をひつさげて登場したことは那覇市が合併積極策に転換したことを示すものであり、その上民意を徴したこの委員会では強く当局案支持の声が叫ばれたことから、多年の宿望であるこの合併は十月一日を期して実現可能の段階に入つたものとみられるようになった。市当局および議会の合併十月一日案をとつた理由と当日の主な意見は次の通り。

合併十月一日案の理由

石川博士は都市の標準面積は三十平方キロである。その点那覇市は僅に五・〇三平方キロしかなく、二市二村合併しても二十二平方キロである。合併はどうしてもやるべきであり、やるなら二市二村を一気に合併、都計は年次計画でやるべきだとの意見であつた。このことから二市二村を一気にやる案にした。時期については七月一日案があるがそうすると年度末となるので事務上に支障をきたす恐れが多い、然も年度末とい

つても実際上の会計の締切りは八月三十一日であるからそれ以後が良いとの考え方だそれに八月三十一日から一カ月間の余裕を置いて十月一日とした。そつすると合併以後は四十五日間の選挙期間をすぎ、更に十五日間の市長就任期間と併せて六十日後に新しい市長が就任することになるがその間は議会もないから勢い四人の市村長から理事長を決めて暫定的に行政面をみることになるわけだ。十月一日とすれば各市

村でも次年度の予算が組まれているので理事者はこれを基礎に暫定予算をたてることができる。こういつた点から十月一日が良いと思う

主な賛成意見

那覇市が動かぬ限り合併は困難である。然もいまが時期であり、後でとなると困難だと思う。石川博士もいわれたが都計の要は人の和である。十月一日案を出しておきながら見送ると他市村は変に思うだろう。また宿命の一号線が那覇は二つに分離され旧市内の復興は期し難いから旧市内の都計を済ましてから合併にもつていけとの意見があるが、却つて旧市内は合併によつて生きてくると思う。早い方が良い、その点十月一日は妥当だと思う。

同反対意見 特に具志頭得助氏、山田

有幹氏は時期尚早を称え、具志頭氏は兎に角早すぎる、四、五年は待つてもらいたいとの意見をのべ、山田氏は旧市街を元のように人を入れ繁華街にする目途をつけてから合併にもつていつてはとの意見をみせていた。

なお又吉市長は最初の挨拶で合併は立候補の際の公約でもあるがいままでは常識的域を出していない。そこには専門的なものがあると思うので皆の意向をきいて参考にしたいとのべていたが、終了後は次のように語つた「別に十月一日と決めたわけではなく時期については全くの白紙だ。きようは皆の意見をきいただけで更に他市村や民意等をきかねばならぬ。従つていまは何もいえぬ。たゞ私としては早く合併を実現したいとは思つてゐる」

案に過ぎないノ決つてから動く

真和志村宮里村長の話 村議会の意向をきかずには何も言えない。那覇市が十月一日合併案をもつてゐるといつてもそれはまだ決つたものではない。従つてすぐに真和志の市昇格問題をどうするといふ事も考えていないし、いままでの方針通り市昇格手続きはすゝめる

一社説一

二市二村の合併

〔琉新 1953・2・20〕

去る十八日那覇市に於て開催された首都建設諮詢委員会で二市二村の合併に関する市当局の提案に対し六十名の会員中一、二名を除いて大多数が賛成したという。これで合併が決定したというわけではないと関係者は語っている様だが、大勢は既に定まったと見るべく、恐らくは二市二村の住民投票をしても絶対多数が賛成であると思つた。市会議員や村会議員中には住民の投票によつて選挙された議員であるからには自分達が住民の代表者であり如何なる問題でも自分達の意志によつて決定して差支えないとする思いあがつた考え方の者がいるかも知れないが、住民に選挙されてその意志を代表する者は常に住民の意向を察しその世論にしたがつて自治体の意思を決定する心掛けがあるべく、住民の意向よりも自分達の都合によつて勝手に行動してもいい理窟はないのである。この意味において那覇市が二市二村の合併と云ふような重要案件について議員外の委員と席を並べて協議したことはわれらに公正な印象を与えている。

云つまでもなく合併問題はほとんど

二十年前からの懸案であつて首都の建設のためには必至の前提をなすものである。それがたまたま戦災によつて絶好の機会を与えられたうえに今回の石川博士の来訪によつて、いよいよ都市計画を実施するために合併を必要とすることが明らかにせられて、いまや二市二村のみならず全沖縄、全琉球の要望となりつつあるのであれば、これに対して異議のあるべきはずはないのである。

真和志村が合併の時期を七月一日とし那覇市の議員がそれでは準備期間があまりに短かくして実行困難なりとしたのに対し、あたかも那覇市当局や市会が合併を好まないかの如き印象を世人に与えんとするように論じた者もいたがそれは無理と云うものでこれを奇貨として却つて合併問題をこじらせようとする者に機会を与える結果となつては大変であることに注意すべきである。

又吉那覇市長は市会議員の総員の推薦によつて市長候補に立つたのである、その立候補の政見にも真和志村との合併をつたつたので、それを実行に移さんとする際に首里市や小禄村からも進んで合併に参加を申入れたため市会議員はもちろん広く市民中からも学

識経験者を委員に囑託して住民の世論

をきいた結果、ほとんど反対がないのでここに多年の懸案たりし二市二村の合併が新しく取りあげられたのである。故にわれわれは時期の問題の如きは関係市村の話し合ひで決めるべしとしたのであるが、真和志村が七月一日案を持ち出したのに対し準備期間が足りないと言つたまでであつて合併と云う大方針は少しも動揺はしていないのである。

那覇市が今度の会議において十月一日を合併期として提案したについては予算の關係と選挙事務の準備の關係とを明にし、準備の出来る可及的早期であることがわかるが、おそらく真和志村においても異議のあるはずはないであらう。七月一日と十月一日と三九月の遅速でかかる重大問題の成否が決せらるべく何か絶対不動の理由があるとは思われなからである。二市二村の合併と云つが如き大事業が達成せらるべくむしるはなはだ迅速な感さえ与えられぬものが多いであらう。それにしても行政事務の運営の上から準備に遺漏なき限りは早期に解決するに越したことはない。大勢はすでに決したことは十分なる準備のうえに二市二村が足並みを揃えて首都建設に邁進する

のみである。

合併へ・合併へ／近く研究
委員会再開／那覇の十月
一日説に応じ／二市二村
が歩みよるか

〔沖タ・タ 1953・2・21〕

二市二村の合併問題は石川博士の構想に従つて那覇市側が積極的になり出し、十月一日合併案を出すに到つて俄然活潑化、一般からも十月一日を期しての合併実現に明るい希望をもたせているが、開店休業の状態にあつた二市二村合併研究委員会でもこの件を探り上げ委員会を再開することになつた。この委員会は今度が第四回目であり、開催地は小禄で期日については未定となつているが関係者の話によると合併問題も大詰めにきた。従つて研究委員会は恐らく今度が最後になるだらう、つまり結論に到達するだらうとのことであるがこれは即ち十月一日に合併するのが最良策であるとの研究結果に到達することだとみられており、この研究委員会が十月一日合併への地固めがなされるものとされている。

では那覇市の提出した十月一日合併案の反響はどうだろうか、関係市村にきいてみた。

七千万円の使途を納得させよ

真和志村会議長新垣正英氏の話 村では七月一日案を決議、そのための呼びかけをやつたがこちらが提案したのは昨年八月だつたので当時なら充分可能なことであつた。然し那覇市が乗り出して来ずそのままになつたので期日の差迫つたいま七月一日ということとは或は妥当ではないかも知れぬ。その点要は合併であり、合併には何の異議もないのだから期日は七月だろうが十月だろうがどちらでも良いと思つてゐる。従つて十月一日が良いということになればそれで良いだろう。たゞ私として考えるのは那覇市が本当に白紙的立場で合併しようというなら七千万円の借入前にやるべきだと思つてゐる。勿論その使途は現在通り那覇市にそゝがれるようにしても良いから、そついつたことが理解できない。更に七千万円の財源捻出だが、使つてしまつてからの合併なら、那覇市は合併後の市民課税によるのではないということとを具体的に皆に納得させるようにしないと合併にヒビを入れることになると思ふ。

まず合併することだ

首里市会議長久高友敏氏の話 市議会でさきに七月一日案を決議したがそれ

は首里市としてのものであり、それよりが十月一日が良いと四市村が言つたら何ら異見はない。合併することが第一義だ。

行がりを水に流せ

小禄村―二十七日には村議会が開かれ当然合併問題に就ても話し合いがなされる筈であり、ここでは那覇市都計諮詢委の意見に対する村自体の態度が決まるものと思われるが長嶺良松助役等の見方では、那覇都計諮詢委の十月一日合併の意見については別段な反対も出ないで済む。ものだと云われむしろ「期日を十月一日と決めても必要な準備がそれまでに完了するとは思えない」と期日より遅れる事さえ予想されている。近く再開する二市二村合併研究委は小禄村側の主催で開かれる事になりそれについても二、三日中に各委員に対して招請状が発せられるようだ。小禄村内の有力筋としてはさきの那覇都計諮詢委の申し合せによつて合併問題が大きく好転したと見ているがなお「問題は真和志村がどう出るかだ、この際従来ゆきがりをあつさり水に流して話し合いに加わつて欲しい」と長嶺助役は語つてゐる。これまでの動きから小禄村側の関心は合併期日よりむしろ合併の都市計画に向け

られている。

合併を推進したい／復帰問題や都市復興について／眞栄田議長の上産談

〔琉新 1953・2・26〕

都市計画面の資料収集のため上京した那覇市会議長、眞栄田世勲氏は約一月にわたる視察研究を終え、二十五日午前六時空路帰任。市長室で記者団会見を行つたが「首都の建設は大乗的な立場から推進したい」と次のとおり語つた

「日本では都市の復興振り目覚ましく、財政上の困難性から脱却するため合併で村が減つて市や町が増えつつある。最近一力年間でも四十五件のほぼ隣接町村の併合が行われている。帰京した石川博士を早大に訪れたが、博士は「那覇、真和志は単に行政区の線を画しただけですでに一体をなしている。大学や空港を持たない都市は考えられない。そのために首里、小禄を合併すべきだ。将来は名護を近接都市とする構想でいけ」と語つており、やはり首都は二市二村の合併でなければとの確信を得た。復帰問題は日本の各政党が関心を持ちつつあるが、吾々は表面の運動だけでなく実質的な面、

すなわち政府や政党との深い繋りが必要だと痛感した。日比谷公会堂の全国市会議長会議の市政調査事務局長と逢つて那覇市の加盟を申込んだが常任委員会の参加承認を得ており、四月九日同館で行われる全国市会議長会までには正式手続を経て招へいがあるものと思ふ。城間副議長を出席させたい。また日本では戦災都市に対して五十%から八十%の復興補助費を交付しており、吾々も加盟市の一員として助成金の要請をなす積りだ。衆議院議長大野伴睦氏にもこのことを折衝したが復帰にしろ合併問題にしろ単なるうわすべりではなく全琉を一丸とする大局的な根強さをもつて日本政府へ当るべきで、最早や兄弟力キにせめぐ時期ではない、大きな立場から琉球の首都建設の早急な実現を期したい」氏は二市二村の合併により十五万の都市となれば日本全市二百八十二市（沖縄を含む）のうち四十位ほどに値するとのべていた

首里もはつきり／十月一日

合併へ

〔沖夕・朝 1953・2・26〕

那覇市が提唱している、二市二村「十月合併」方針に対し、関係市町村では目下その態度決定を急いでいるよう

あるが、首里市では二十四日都市合併
研究委員会（委員は西平守由、原田貞
吉、阿波根朝松、真栄城喜福、久高友
敏の五氏久高氏欠）を招集して検討し
た。その結果、今まで唱えられてきた
七月一日合併説は予算、選挙人名簿の
調整その他の関係から無理だとし、十
月一日が大体適当だとの意見がまと
まった。同市では更に二十七日市議会議
員による協議会を催し更にこの提案を
研究することになっているが、十月一
日説を受入れる公算は強いようであ
る。

一市二村合体への道(上)／悠 久の一点に立つて

翁長助静

〔琉新 1953・2・28〕

1、一人の力

「歴史は民衆の力でつくらなければな
らない。過去数千年の歴史はある強力
な封建的な力によつてつくられたとい
う色彩が余りに濃厚であつた」

私はこの事実を把握するとともに、そ
れへの厳しい批判も持たなければなら
ないと確信するが、同時にある意味に
おいて歴史上における「一人の力」の
偉大さも率直に認めなければならな
い。古今東西の事例を常識的記憶をた

どるだけでも十数人又は数十人の各界
各層のエキスパートを挙げることが出
来ると思う。そういう人たちは夫々そ
の時代に或いは後代に永く太く影響を
及ぼしている事は著明な事実であり時
代の頂点に必らず偉大な一人の力をみ
つけることが出来る。この度、石川博
士が斯界の俊鋭学徒である秀島講師同
道してはるばる東京から全琉の首都那
覇市の都計指導のために飛来せられた
ことは正に画期的な快事であつた。

琉球は、——那覇は——勿論私たちが
ものである、ちよつど歴史は民衆の力
で作られるというように——。

ここで私たちは民衆の力、その凝集
された政治の歩み、を一時的に止めて
「偉大な一人の力」の足首に耳を傾け
るべきである。

「一人の力」がやがて波及するところ
に、また歴史の一駒が厳然として在る
事実を、適確に認識しなかつたら、進
歩は決して約束されないであらう。

「一人の力」が民主的に展開するところ、それを私たち住民は見通して進みたいものである、偉大な頭脳から湧出された総合的合理的なプランを如何に受け取り如何に実現するか。いよいよ仕事はこれからである

2、市村民の結集する力

石川博士の那覇都計に対する高級技術
的啓蒙指導重点は暫く措いて極く端的
に私たち市村民に提示せられた政治的
な点を考察して市村民の純一無雑な力
の展開を期待したい。まず首都の範囲
の問題である。

石川博士は現在の首都那覇の狭隘性を
突いている、現在の都心部を中心に四
囲伸びる街の形態を構想されて、首里
真和志小禄一市二村は必然的に首都の
範囲に包含せらるべきであると断定づ
けられた。

思うに、首里、小禄、真和志、特に緊
密に那覇との血の繋りをもつ真和志は
その広大な土地を首都に提供すること
によつて全琉的な重大役割を果すこと
が出来、商工業の中枢地帯をより合理
的でない賑にすると共に真和志の現地
域も亦商工業の第二中心地としての二
段三段の飛躍も大いに期待することが
出来るのではなからうか

都市合併持ち越し／首里、 小禄、那覇に同調

小禄、那覇に同調

〔琉新 1953・3・1〕

二市二村合併研究会は二十八日ひる二
時から小禄村役場で開催された。この
日は那覇市が「十月一日」合併と明確
な期日を掲げて登場しただけに合併へ

の動きも一段と飛躍されるのを予想し
てか二市二村とも全研究委員が出席、
関係当局側からも多数のオブザーバー
が詰めかけ、周囲をかこむ傍聴者の注
目のうちにひらかれた。まず山田委員
長の提案によつて、真栄田委員（那覇）
の日本における都計事情視察報告、花
城那覇市都計課長の都市計画概況、西
銘委員（真和志）から同村の市昇格運
動についての経過報告が研究会の参考
としてのべられた、ついで会は当日の
議題に移り、那覇市側から提出された
「十月一日合併」について、それを適当
な時期とする理由が東江庶務課長から
披瀝されたが、会の進行上各市村の十
月一日説にたいする見解を発表しては
との動議が成立、各委員から意向が発
表された、

首里、小禄各委員から「住民は那覇市
の積極的な動きに順応しており、住民
の盛りあがる与論と意欲は早期合併の
気運にある。十月では遅すぎるほどだ」
と拍手をあげての絶対的賛成論が唱え
られ拍手を浴びた、一方真和志側委員
の合併には賛成だが、合併によつて
行政区画が拡大されるが、これを運営
するだけの財力があるか、二市二村
合併も年次計画が必要で、その段階と
して那覇、真和志を先ず合併してい

たい。

那覇市の七千万円の市債が合併後の新市民にどう降りかゝつて来るか吾々が今合併を賛成しても三月二十九日補充選挙で議席を得る多数議員の反対を受ける可能性がある：など劈頭から合併範囲を縮小する一市一村論や那覇市の七千万円市債償還問題にからんで他市村の早期合併論を回避したため、議場は突然騒然となり、昂奮した首里、小祿の各委員が”ここまで進展した二市二村早期合併の態度をひるがえす理由は何か”と詰め寄つたが真和志側は言を左右にし”今ここで結論を出せとするなら吾々は同研究委をやめる他ない”と頑として譲らず雲行きは頗る悪化、今や決裂の線まで来たが、那覇側の”各委員とも議会という背景をもつているので事を急ぐと前回のようにつじれる恐れがある。もう一度慎重考慮の上、研究会を再開しては”とする建設的な意見によつて危く暗礁をさけ研究会を再開することにして午後五時閉会。那覇市の積極的動きで好転を予想された第四回二市二村合併研究会は真和志村の出席によつて住民の期待は裏切られ、すつたもんだの難航の果て、かろうじて、難破をさけ持越しとなつた

一市二村合体への道(中)／悠 久の一点に立つて

翁長助静

〔琉新 1953・3・2〕

飛行場帯と住宅地帯を併せもつ小祿村地域、文化教育センター、快適な住宅地としての首里地域も、計画的着意構想によつては、予想以上の充実発展を見込むことが出来るであらう。那覇地域が決定された都計で完備されていく、その周辺の一市二村がそれぞれ思い思いに計画を樹てて仕事をしていくその個々がたとい密接な連絡の上進められたとしてもそれはあくまでも単なる連絡であつて一体的なものではない。必ずず行き違い、連絡浅れによる誤謬が露呈されそのために粗悪な住民地区となり、生活的にも不利不便をかこつようになつていくそつなつてから思い出したように又合併論議が繰り返される。悔を千載に残してはならない。更に二市二村を一体にすることによつて財政的にも、現在の或る意味での行き詰り、窮屈さ、貧困さを打開して、よりよい経済生活、文化生活を企図することが可能であると思惟される。二市二村が一体となつて都計が全面的に施行されていく時には税があがるとか、比較的僻すつ地帯の農家部落が見

棄てられるとかいふ考え方は大局的政治見識の欠除したものであるか、単なる民衆の無知を利用する低級政治屋のせん動である。

四行政体が一本化されて緊縮される人件費は、強化するためのやむを得ず膨れる人件費その他を上廻ることは当然であり、又新しく選ばれる議会と理事者はそれを目指すことも亦当然である。農業部落も首都の範囲に包含されることによつて、同一理事者の生産行政の円滑な運営によつて、直接的に消費地帯と連繫されて今以上の利便を受けるようになることは明瞭であり、これ亦行政責任者に与えられた重大な課題でなければならぬ。要するに二市二村が合併して二市二村民がそれぞれ「よくなる」ということが第一条件である。どう「よくなる」か。

それを各種各面から考えを深めて、歴史的重大瞬間を誤りないように凝視めることは、二市二村民の大きな政治的責任である。「よくなる」分野が「わるくなる」分野より多いと認められた時、速時速刻に他の末梢的なものを超克して進むべきである。そして二市二村民の強い力を行政責任者に適確に反映させて歴史的な重大問題の処理に邁進せしめたい。

民衆は強い。然し家業精進の身辺処理に多忙のため社会におこる重大事象に不感症になり、そのために本質的な優秀性が消えて結果として無知になり、前述した一部せん動政治屋の好餌となる危険がある。

二市二村民は活眼を開いて問題の推移を監視し堅持する強い力を結集しなければならぬ。

一市二村合体への道(下)／悠 久の一点に立つて

翁長助静

〔琉新 1953・3・3〕

指導者の力

二市二村合体への道は近い。余曲折波瀾万丈といつた時期は戦前戦後を通ずる長期にわたる研究期間ですでに経過している。

今やたゞ合体実現への直線近距離道を進んで目標に達するだけが残されている。

そこで問題になるのは二市二村の理事者議会人の決定力である。各市各村の地域特徴に立脚しての究明を行いつゝ、合体後に現われて来る行政上の諸現象に検討を加えて後に決定力は発揮せられるであらう。

この究明と検討には各種各様の角度な

り方向なりが考えられるのではあるが、幸に昨年末の第三回委員会までで合体の必然性は各委員の明断で決定づけられたと云えよう。

惜しいことに合併時期の点で、その頃が石川博士来島以前であつたために那覇市と他の一市二村側との間に若干の喰い違いが出て円満な纏りには到達出来なかつた。しかし石川博士の二市二村を包含する地域に対しての都計構想が、期日に対してかねて行政事務処理と財政面から考究中の那覇市側に力強い示唆となつて、十月一日を期して首都の拡充強化を目指しての一市二村の合体が提論されたのである。重大難点であつた「区域と期日」は一応常識的には解決点に達したのではなからうか。

七月一日なら合併するが十月一日なら真つ平御免蒙りたいという議論は生まれないに違いない。こう大ざつぱに考えれば歴史的重要課題であつた二市二村を含んでの首都建設は解決に至つたようである。

すなわち市村民の動向、言論機関、四当局四議会の責任ある主張の大体が同一線に立ち並んだと概観される。

今や残された問題は正式議会でどう決められるか。という最後の一点だけ

ある。

四議会人の力が全民衆の代表としての責任ある機能を果敢に果すべきである。指導力の民主的顯現へ。

或る特定の人たちの面子のどうこう、個々人の政治感情の対立その他を、この厳肅な歴史的瞬間において払拭して文字通り百年の大計樹立という悠久の一点に立脚して解決したいと熱願してやまない。

地勢的だけでなく教育も（高校中心）経済生活も、社会生活もすべて二市二村は一本化されておりまたされつゝある。

進もう行政的一体へ

——二月二十八日——

小祿での合併研究委員会の日——

一社説一 真和志村の異議？

〔琉新 1953・3・4〕

一市二村の合併については石川博士の構想にもとづいて近く歩調をそろえて実現すべく残るところは手続き上の事務的折衝のみであると考えられていたところが、先月二十八日小祿村にお

ける合併研究会において真和志村委員の異見によつて、またもやコジれそうになつたのは遺憾である。

一市二村を合併して新しい首都を建設すべしとするのはすでに世論の一致する所であつて、今度の立法院議案に都市計画法の提案されたのも、これと関連する要請にもとづいたものと見るべく、おそらく議会においても適当に審議されて通過することは間違いない。真和志村の委員がさきに、いわゆる失地かい復のつえに独立市たらんとする意向を表明したが、それはおそらく内外の賛同するところとなり得ない無理な案であつた。今回はかかる無理な案には触れないで、合併に方向転換をしたかの如き印象を与えたのは賢明な措置と云つべく、この点に関する限り合併問題は大きな前進を遂げたとすべきであらう。

しかるにまず那覇市と真和志村とのみ合併して、首里市と小祿村の合併は研究を要する問題であるから後廻しにすべしという意外な提案をして、関係市村の委員のみならず、世人をおどろかすに至つた。さきに合併問題がはじめて提議されたときには真和志村が首里市や小祿村にも呼びかけたはずであり、首里市や小祿村も殆ど無条件に賛

意を表して参加したはずであるのに、今度のひょう変ぶりにあつて、その委員達が目をまわしたのも無理はなく、あるいは煮え湯をのまれた気持になつていられるかも知れない。真和志村委員のいうところによれば那覇市は都市計画のために七千万円（実は六千七百万円）の起債をした。これが償還をする為には那覇市と真和志村とのみその負担に堪え得るのであり、都計の実現は漸を遂げてなすべきであるから、あとの一市一村の合併は急ぐ必要がなく、また近く行われる補欠選挙によつて選任さるべき新議員の意向も考慮しなければならぬという意見であるものによつてである。しかしいわず七千万円の起債は合併問題とはほとんど関連して考えなくていいものである。その起債の目的はもちろん都計施行のためであるが、その用途の対象たる事業は指定されたつえに許可されたものであるのみならず、その償還の方法も決定された上に許可されたものである。そしてその償還の方法は他市村が合併することによつてその市村乃至住民の負担となるべき性質のものではないのである。真和志村の委員が真和志村こそは那覇市と並んでよく都計の負担に堪え得ると自負するのはいいが、市村民の

負担の問題のみで、首都建設の大事業を見るべきではない。よろしく全琉球の大局から観て決すべき問題であつて、二市二村を合併してもなお且つ全琉の首都の地域としては狭いということもすでに明らかにならされているのではないか。先ず一市一村が合併し次に他の一市一村を加えるというが如きやり方こそ、合併に要する手続事務はもとより、その執行・議決両機関を初めとする行政機構の改変からくるムダな負担を住民に負わすようになるのではないか。これらの事項の中にはすでに論じつくされたものもあり、また論ずるに値いしないほどの自明の理を含むものもあり、今さら正面から解説するのはヤボだと冷笑されるかも知れないが一応は言を費やしておかなければならない。

合併研究委員会はいまや研究の域を脱して各市村の意思表明の機関たるがごとき観を呈しているが、かりに研究委員が各市村の委任によつてかかる権限を与えられたものと見ることが出来るとしても果して各市村の住民の世論が、彼等の言動によつて代弁せられたものと見ることが出来るか如何か、疑問とされてきた。すくなくも真和志村においてそつである。

水道料金値下げ／那覇市議会事務局を設置

〔琉新 1953・3・4〕

那覇市定例議会は三日午前十時から市会議室でひらかれ、議会の適切な運営を期すため、那覇市議会事務局設置条例制定と軍への給水使用料支払い免除による使用料値下げのための、那覇市簡易水道使用条例の一部を改正する条例制定、そのほか次の諸議案を原案通り可決午後二時散会した

那覇市公告式条例制定について 那覇市役所出張所設置条例制定について 那覇市選挙管理委員会書記定数条例制定について 那覇市議会事務局職員給与支給条例制定について 那覇市職員退職金支給条例制定について 泊港々湾施設管理使用条例の一部を改正する条例制定について、なお議会は引き続き四日午前十時から再開されるが市町村議会に事務局を設置するのは那覇市がはじめてで市町村事務局第一号として注目される、今回の水道使用条例によつて市民の水道使用料は次のように値下げとなつている

【家事用】（一戸一カ月につき）

専用栓	
旧一、四〇〇ガロン迄	四百円
新一、六〇〇ガロン迄	三百円

共用栓

旧 八〇〇ガロン迄	百円
新 八〇〇ガロン迄	七十円
【営業用】（一戸一カ月につき）	
旧三、一〇〇ガロン迄	五百五十円
新三、三〇〇ガロン迄	四百五十円
【官公署】（一カ所一カ月につき）	
旧三、一〇〇ガロン迄	五百円
新三、一〇〇ガロン迄	四百円
【船舶用】	
旧 一トンにつき	五十円
新 一トンにつき	四十円

一社説一 首都建設への協力

〔琉新 1953・3・5〕

石川博士の实地視察による首都建設の構想は二市二村の合併を前提として博士のいわゆる自働財政により実現可能のものであつて、全琉の世論もこれを支持しているものと見て差支えないであろう。ただ真和志村の合併研究委員だけが、合併の時期について首里市と小禄村とを後廻しにすべしという意見を發表したようであるが、それとも博士の深い学識と豊富なる経験にもとづく責任ある構想なることを十分に認識しない結果慎重を期したためであつて、二市二村の合併と都市計画その

ものについての異議と見ないでもいいかも知れない。二市二村の住民のみならず、全琉の世論の一致するところと見ても差支えないのであるから、真和志村の委員といえども、強いて異をたてるはずでなく、来る九日に那覇市において開催されるべき会合においては、十分なる話し合いによつて結論に歩み寄る公算が強いと見てもいいであろう。また二市二村の住民のみならず全琉の世論の名においてかくならんことを期待するものである。

石川博士は都市計画は人によつて成就されるものなることを説いた。これはその関係地域の住民の協力がなければ出来ないことを意味するものであるが、それがあつて、又はある地方の首都である場合にはその国民またはその地方民の全体の協力がなければ出来ないものであると解していいであろう。那覇市のばあいはもとより国の首都ではないけれども、琉球全体の首都たることには間違いない。ゆえにこの問題は全琉民の協力が必要であり、したがつて全琉民の代表としての議員から構成される立法院においてもこれが円満なる進捗を見るべく、率先協力してもらいたいものである。さきに議決制定されて公布された土地収用法は必

ずしも那覇市のためのみの法律ではないけれども、那覇市の都計実施に当りて、公共事業の施行の上の裏づけと云う意味において大いに価値があつたことを否むことは出来ない。なお那覇市の目下施行しつつある牧志通りの拡張のための事業が、土地収用法における公共事業として認定されたのは当然の措置とはいふものの、都計実現への協力のあらわれとして、さきに六千七百万円の起債のために幹旋の労をとつた民政府当局や琉銀当局についてわれわれの謝意を表せざるを得ないところである。しかしながら収用法を適用して土地の収用をするが如きことは万止むを得ざる場合の措置であつて、出来るだけ契約による解決が望ましいことというまでもない。今度の那覇市の都計実施の一端としての那覇地区警察署前から那覇税務署前までの十間道路拡張工事はすでに竣工し、更に引つづき税務署前からガブー橋に至るいわゆる牧志通りの拡張をなさんとするに当たつても土地所有者並びに家主諸公の協力的態度によつて円満なる交渉が進められたつあり、おそらく伝家の宝刀に類する収用法の適用などを煩わさずして解決されるであらうと聞くのは頼もしい感を与える。これが完成を見た暁に

はいかにこれらの公共事業に協力することの意義深いものであるかを具体的に認識することとなり、今後の諸計画をスムーズに実現する上においての模範を示すこととなるであらう。交通、防火、衛生、美観等の上から都市の形態としての飛躍をなすに至るであろうことは今更説くを要しない。

これらの事業は石川博士来島以前に計画されたものであるが、博士の構想と一致するものであり、博士によつて設計当事者の力量が裏書きされたものであつた。そして都計のための起債六千七百万円によつて経費が支出されるものの一部をなすものであるが、その償還方法も決定していること繰返しこれらの説いた通りであつて、二市二村の合併によつてその住民に負担を加重するものでないことを付言する。

”都市合併”で会議は踊る
／補選までたな上げ／暗
礁手前に建設的な意見

〔琉新 1953・3・10〕

第五回目の二市二村合併研究会は九日ひる三時半から那覇市役所で開会。今回は特に委員会の要望で関係市村長も列席、稲峯行政課長はじめ那覇市政研究会員や、多数の傍聴で賑うなかに各

市村長から合併問題に対して意見が披れきされた。続いて真和志側の主張する那覇・真和志を先ず併合する段階論が議題にのぼり、首里市側から”那覇、真和志だけなら十月一日でも合併するか”との間に那覇市側が首都は二市二村でなければ不可能だと答えるや真和志村側は那覇・真和志のみなら何日でもこれに必ずと述べ、三月二十九日の議員補選後に構成する新議会で、その時期や範囲を決定 一応一切白紙に還元したいと強硬に出たため 会場は俄然、色めきだち、首里、小禄と真和志の間に研究会発足当時からいきさつと現議会の責任をめぐつて激しい応酬があつたが、真和志側の”真和志としては初め那覇・真和志だけで進める積りであつたが同問題を促進するため首里、小禄を入れた。このことについて議会は知らない。一市一村には必ずということ宮里村長も選挙のとき那覇市側との合併を公約、議会もこれが声明書を発表したからである”と今までの研究会における委員としての責任を回避したため、ついに小禄村側委員が爆発”新議会が構成されても、同問題の発展は不可能であり、吾々はも早や同じ委員として那覇・真和志だけの一市一村合併に参与する権利もな

い。吾々首里・小禄はここまで努力してきたものの財政的に貧弱だとして蹴落されようとしている。小禄村議会の名において退場する”と強烈な解散論が叫ばれたが、首里側は”真和志があくまで一市一村論を強要するならばア二小禄のみならんや首里も同調するが、全琉の首都を思うとき、千年の文化と文学（首里）飛行場（小禄）のない国際都市は考えられない”と双方の慎重な考慮を促し、一方、那覇市側からも研究会を暗礁に乗りあげさせぬ様との建設的な意見が述べられた。これには真和志側も”百歩譲つて補選後にして欲しい”と温和しく出たため小禄村側の”新議会によつて研究委員も人的構成も予想されるので一応解散、情勢をみて更に同会を組織してはとの論を押し切り、結局委員会をそのまま存続、補選による新議会の設立後、更に研究会をひらくことに落着き、最後に又吉那覇市長から石川構想による雄大な首都建設のため少々の意見のゆき違いを是正、住民の世論である二市二村早期合併に協力して欲しいとの希望のべられ午後五時無事散会した

牧志大通の拡張急ぐ／立退 家屋は市が保証

〔琉新 1953・3・10〕

拡張を急がれた牧志街道拡張工事の障害家屋立退きをスムーズに運ぶため、那覇市では九日あさ十時から関係部課長や市議員の全体協議会をひらき立退き家屋（税務署―ガープ橋間）六十三軒の処置方法を次のように決定した、先ず市としては先に泊埋立地への移転を陳情した二十九軒の同市有地への集団移動を認め、標準二十坪を借用させ、潰地に対しては場所柄を検討、一級から五級までを算定して買収、地主や建物主には埋立地や美栄橋の替費地を優先的に売却することになり、特に同工事によつて生ずる廢道四百七坪への移転希望者十四軒には財産管理課と折衝をすすめて善処することになつた、なお税務署ガープ橋間の拡張による潰地は一千八百五十坪で、市の工事予算総額は一千二百万円のうち、一軒あたり平均二万円の移転補償が組まれて

いる。同区間の立退きは泊埋立地移転の二十九軒を筆頭に廢道十四、後退二、自己所有一、せん除十二、その他四で合計六十三軒となつているが市では今週中に関係者を集めて交接を開始、四月

一社説

合併の世論に聴け

〔琉新 1953・3・11〕

首都建設のための二市二村の合併問題は九日那覇市における合併問題研究会において、真和志村の前進的意見の吐露によつて、展開を見るであろうと思われたが、飽くまでも足踏みをつづけている同村々長や委員の意見によつて、ついにまたまた停頓状態におちいつてしまつた。小禄村の委員が、これまで歩調を揃えて協議をすすめて来たのに、今になつて「お前らはあとまわしだ」といつた意味あい、おいとけぼりを食わしそうな仕打に憤激して、委員会解散論を唱えた気持はよくわかるが、首里市の委員が隠忍自重、ナンとかして、折角の世論の一致をたよつて円満な解決に漕ぎつけようとした努力は見上げたものである。

首都建設の問題について、われらが最も重点をおくものは全琉球の世論である。単に二市一村の住民のみならず、それが琉球全体の首都にかかる問題である以上は、琉球全住民の世論がどう動いているかは最も重要な条件でなけ

ればならない。その建設の費用のごときも、場合によつてはその幾分を全琉球の予算すなわち琉球政府の才出予算から支出すべきものであるが、政府予算はさらぬだに窮乏している現状であるし、また石川博士のいうところの自動財政によつて賄い得る見通しもついていないのであるから、これは問題にならぬだけの話である。だからと云つて、関係市村だけに任しいと云う性質のものではなくして、飽くまでも全琉球の立場から立派な首都を築きあげべく関心すべきことと云うを用いない。いま、全琉球の世論は二市二村を合併すべしということにほとんど一致していると言つてもいい位であるから、この問題に関して立法院としてもしかるべき意思表示をして住民の希望の達成を推進せしむべきである。

真和志村長ならびにその委員の意見も二市二村合併に反対ではない。のみならず那覇市と真和志村との合併ならば何時でも賛成であると云つ。その理由とする所は他の一市一村、つまり首里市と小禄村との住民の負担力を危ぶむにあるらしいが、あまり明瞭でなく、その明瞭な理由としては近く補充選挙によつて新議員と共に構成すべき村会の意志の決定によらなければならぬと

する様である。二市二村の合併について、新村議会の意見を重視しなければならぬものならば、一市一村の合併についても新議員の登場を待つて慎重に決定すべきではないか、とも思われるが、それは宮里村長候補の際に那覇市との合併を政見にうたつて出たのであるから、これが実現については責任を有すと云つのである。そこで九日の研究委員会では二市二村の補充選挙を終つて新議員を迎えた各市村の議会の意向を見て決しようと言つたことになつた。

二市二村の新議員の合併に関する意見は極めて比重の重いものになつた。世間には新しく当選するであろう議員は、議員になつて間もなく合併のため失格することを好まぬであろうから、本問題の前途は決して樂觀を許さないものとなつたとの見方もあるようであるが、それはあまりに穿ち過ぎた観測であろう。われらはむしろ折角世論のほとんど一致した首都建設という全琉球の重要問題を、われわれの手によつて解決せんと抱負をもつて立候補する者も多いであろうことを期待する。また選挙民たる住民は、この問題に関して果していかなる見解を有するか、選挙民たる住民の世論を代表して

他の市村と歩調を揃えて多数の見て適当とする時期に二市二村の合併を実現すべく努力する意向を有するか否かによつて候補者に対する向背を決するであろうことが予想される。この重要案件をそつちのけにして区々たる政見のごときは当落を決する鍵とはなり得ないであろう。時に選挙にのぞむ真和志村の住民の態度は極めて慎重なることが要求されよう。補充選挙の候補者たらんとする者はこの世論を無視しては馬を陣頭に進めることは出来ないであらう。

一社説一

二市二村の議員候補者に望む

〔琉新 1953・3・14〕

地方自治法の改正に伴う市町村の議会議員補充選挙は大島の一部を除いて全琉球に行われようとし、すでにそれぞれ立候補届出をなしていち早くポスター戦を開始したのも出ている。これに引続いて来月に入れば立法院議員の補充選挙も第三区第四区において行われるであろうし、このところ選挙風景は春風とともに南海の島々の到るところに展開することになる。麗らかな陽光のような明るく正しい公明選挙

が行われることが期待されるが、われわれはここに特に首都建設のための懸案となつてゐる二市二村の候補者に希望を述べたいと思つ

二市二村合併問題は今にはじまつたことではなくして戦前から、沖縄県の首都としては是非これを実現しなければならぬものと見られていたものであつて当時の内務省都市計画課の技師の实地調査まで行われていたのである。太平洋戦争の結果、那覇市の大部分が焼き払われて終戦後数年におよんで立入り禁止となつたために、僅かに壺屋牧志の方面に旧市民その他のものが帰還または移動した結果、今日のような奇形な市街地が出来たこと今更解説の要がないくらいに周知のことであるが、内外の情勢から達観して今日のようには理想的首都を建設すべく二市二村の合併を断行する絶好の機会はないのである。さればこの際、二市二村の議員たらんとする候補者にしてこの問題について異論を持つものがないであらうことは推察される。これは現在の二市二村当局も議員も意見の一致するところであるのみならず、その住民は勿論、ほとんど全琉民の世論の一致するところである。ただその方法と時期に關して真和志村に異論がある。正確

に云えば真和志村長及びその議会ならびに合併研究委員会に異論がある。すなわち先ず那覇市と真和志村のみ合併すべく首里市と小禄村とは後廻しにすべしと云うのである。もつとも七月一日ならば二市二村を合併すべしと云う意向であつたが、那覇市が十月一日説を出すに及んで変更したのである。その理由とする所は首里市と小禄村との財政の基礎が薄弱で住民負担の能力が乏しいと云うにあるようであるが、これはあまり明瞭でなくしてその最も力点を置くところは、今回の補充選挙によつて当選すべき新議員を加えた新しい議会の意向を持つて決定しようとするにあつて、他の二市一村もこれを容れたのである。ここにおいて二市二村ことに真和志村の議員候補者のこの問題に關する態度は極めて重要度を加えたものとなつたのである。

琉球の首都としては二市二村を併せた地域であつても決して広きに過ぎず、むしろ狭いくらいであると云うことは石川博士の意見を持たずとも明らかにされたことであり、また二市二村を合併して都市計画を実施するよつになつても、決してこれがために諸税その他の住民の公課を増す結果とならないことも、現在の那覇市の計画によつ

て明らかになつてゐる。教育文化地区としての首里市と海港と空港とを抱擁する小禄村とを除いた首都はいうまでもなく片チンバの首都でしかなく、これらを併合したうえでの大局から觀た計画をたてるべきであり、どうせ二市二村を合併すべきものならば一と息に合併しておいて漸を逐つて都計を実施すべきである。まず一市一村を合わせ次に残つた一市一村をも加えるといふごときは、先ず一市一村を併せた市役所を置き議員を選挙し市長以下の執行機關を決定し次にまた同じことを繰り返していたずらに労力と経費とを重複する結果となり、それこそ住民の負担を加重する結果となるであらう。かくの如きは二市二村の住民の欲する所ではあるまい。二市二村の住民中でひとり真和志村民のみこれを欲するとも考えられない。

議員候補者はこの際やもすれば痛くない腹をさぐられ勝ちであるが宜しくこの重大問題に關して明瞭にその意見を開陳して選挙戦にのぞまんことを希望する。

真和志村の市昇格／都市合併の世論に反す／政府発表

〔琉新 1953・3・14〕

政府では真和志村の市昇格申請問題について同村長からの撤回申出により十三日書類を返戻するとともに政府の態度を情報局から次のように発表した。真和志村から市町村自治法に基く市昇格手続の申請があり政府としては慎重研究中であつたが、一昨日同村長から申請撤回申出があつたので本日返戻した、政府としては本件が新自治法による最初の市昇格の取扱いであるためその重要性に鑑み調査研究に万全を期すと共に本件の処理が現に世論として要望されている首都建設ないし都市計画の今後の推移に関連又は影響すると判断したためその処理の慎重を期したのである、都市計画について現に関係市町村の間に合併が世論であると判断している、これは法律上の手続よりしても合併は関係市町村の申請により初めて政府としては処理出来るのであるから政府としてはこれを期待する外ない先般石川博士の来島で都計の合併はなるべく広範囲がよいとすることで市昇格問題の処理は慎重を欠くと判断し今次臨時議会にも出さず研究を続ける方針

を決定していた、いうまでもなく政府は日本法規の採用に努力しつつある立法院の立法方針に鑑み市昇格手続についても当然日本自治法に即し立法院の議決を経て行政主席がこれを決定するものと解釈しているので行政処理の責任上あらゆる角度から研究を進めていたのであるが今度真和志村が申請を撤回したので、この際関係市町村においては当面の合併問題に対し十分な話し合いを進め首都建設の推進に關し大所高所に立つて判断されることを期待する

一社説 合併と市村住民の態度

〔琉新 1953・3・17〕

旧法では市町村の廃置分合又は境界変更は関係市町村議会の意見を徴して知事が之を定めることになつていたのを、今回改正された布令によれば、行政主席が「立法院の議決を経て」之を定めることになつた。これは市村の合併などは重要な行政上の変更であるのでひろく住民の世論を代表する立法院の意見を「参考」するだけでなくてその「決定」によつて行政主席をして処分せしめんとするものであつて、軽々しく行政区画の変更をせしめない主旨に出ずるものである。されば首都の建

設のための市村の合併のごときは、なおさら立法院の意思を重んずべくその議決方針は決定的の比重を持つものである。われわれがこの問題のために、立法院としてナンらかの意思表示を要求したのもこの条文に照らして琉球全住民の意向を代表する「声」がききたかつたためである。臨時議会において審議すべき議案は制限されているので、その議決の形においての表明は出来ないとしても、議員一同の共同声明の形式によつても明らかにすることが出来れば、この問題も一挙に片づけしもうことが出来るであらう。首都建設という琉球全体の問題の前提をなす、市村の合併であるから、そうするほどの価値があり、そうすることが琉球住民全体のための政治的義務があるといつても過言ではないであらう。

しかしながら一方では関係「市町村議会の意見を徴し」という条件がある。いかに立法院の意思が決定したからとて、その市村の意見が反対ならば行政主席はこれを勝手にどうすることも出来ないであらう。そこで那覇、首里の二市と真和志、小祿の二村とが議会の意見を一致せしむべく、その各市村の議会の意見を代表したと解さるる合併研究委員会を開催して協議しつつあ

り、その最近の会合において今回市町村制の改正法による補充選挙を行った後の、それぞれの議会の意見によつて協議しようということになつたのである。そこで今回の補充選挙によつて選出さるべき議員候補者のこの問題に関する意見は極めて比重の大なるものとなつたのである。というよりは今回の議員候補者はこの問題に対する意見によつて当落の運命が決定するといつてもいいほどである。なぜならば、この根本問題において他の区々たる地方行政上の政策などを開陳したところで市政や村政などにさしたるプラスをなし得るとは思われず、この根本問題を解決したうえで道路交通であり区画整理であり教育施設であり生産増強であり市場問題であり水道施設でありその他であるからである。

首都建設の事業は実にわれらの時代に課された重要案件であり、われらの子孫に遺すべき至大なる遺産である。まことに百年の大計とはこのことをいふのである。のみならず、速やかにこれを実現することによつて、われわれの生活は便利となり明朗となり健康を増し近代文化人としての生活を享受する環境に近ずき得るのである。されば二市二村の現在の議決機関も執行機関

も悉くこれに賛同したのは当然の話である。ただ一市二村がほとんど意見の一致を見ているに拘らず、ひとり真和志村のみがその方法において異を唱えたために、ここに補充選挙後の新議会の意見をきくことになったのであるがその議員候補者の当落の運命をにぎるのは云うまでもなく市民であり、村民である。世間には新議員はひとたび当選した暁には出来るだけその任期いっぱい議員の席を失いたくないはずだから、合併遷延の策動をするだるうとの見方をする者もいるが、それは新時代を解せず、候補者を侮辱するものである。市村住民はだから、この問題に関する議員候補者の意見をききたいのは当然であるのみならず、その意見をきくことは住民として選挙民としての責務といつてもいいであろう。

那覇市臨時議会／全会一致

嘉手納助役承認

〔琉新 1953・3・19〕

那覇市臨時議会は十八日午前十一時か

ら開催、高原氏の辞任に伴う後任助役に嘉手納並水氏を全会一致で承認、続いて「水道資材購入に關し随意の契約をなすに就いて」審議され、当局へ「六千七百万円の使用については慎重考慮、那覇市民に早急に水を与えるよう希望する」との要望があつて満場一致可決。新垣松助議員の動議によつて上之山、天妃校の早急な市返還を民政府、琉球政府に要請することになり午後二時閉会した。なお辞任した前高原助役から席上、次のような挨拶があつた

一身上の都合で退くのは誠に申し訳ない。満三年三カ月、文字通り口バに鞭打ち、皆様の激励で今日まで愉快に過せたことは感謝にたえない。幸い後任には練達の嘉手納氏が選ばれたので市長のよき補佐役たることを信ずる。都市建設の重大なとき團結して大那覇市の建設に邁進してほしい。

ベストを尽す／嘉手納助役談

議会の承認で那覇市助役に決定した嘉手納並水氏は十八日、次のように抱負を語つた。

識見高邁な高原氏の後をうけ、二市二村合併問題をはじめ仕事の山積するとき、浅学ひ才よくその任を全うし得る

か危ぐしている。幸い議会ははじめ所内各部課長の協力を得れば、やつていけるとの自信を確かめた。私としては「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」との金言を座右の銘に誠意をもつて又吉市長の抱負や方針を体し最善の努力を尽したい。

婦人候補も初名乗り／首里の市議選に嘉数さん

の市議選に嘉数さん

〔沖夕・朝 1953・3・20〕

来る「三月二十九日に行われる地方議員補充選挙に対して立候補の名乗りをあげた顔触れの中には各地方を通じて婦人候補者の名は表われていなかったが、首里市赤平区の嘉数つるさん（五四）Ⅱ画家嘉数能愛氏夫人Ⅱが女性代表のトップを切つて十九日市議立候補の届出をした。嘉数さんは過去三力年に亘つて厚生局関係の社会福祉司として社会事業面に活躍してきた人で、今度福祉司を辞職して議会での活躍を目指しているが、推薦者儀間ヨシさん（首里市婦人会長）と届出の手續をすまして後、次のように立候補の抱負を語つた。

折角与えられた婦人参政権が少しも生かされていないことは残念です。戦後の大きな問題である戦争未亡人問題、

更に婦人の自覚を必要とする不良少年の問題その他いろいろの社会問題に対し、これまでの体験を生かして婦人の地位の向上、家庭生活の明朗化のために思い切つて立候補しました。

声／真和志の演説会

〔琉新 1953・3・21〕

真和志村青年団の主催による村議員補充選挙立候補者の立会演説会は今日午後一時から栄町の沖劇で開催されるとのことであるが、今回当選する議員は重大なる責任と任務を負わされる。即ち首都建設について一市二村であるか、那覇真和志だけの一市一村であるか、補充議員の態度如何によつて、真和志村としての最後の態度が決定されることになるので、各候補者は全村民は勿論、全琉住民にたいしてハツキリと二市二村が一市一村かを明言公約すべきであつて、少しでもあいまいな演説は許されないことは、ここに説明を要しないことである

真和志村当局並合併委員達が過般那覇市役所における二市二村の当局と全委員の前で、今回当選する補充議員を加えた新村議会において、二市二村が一市一村かを確定すると明答した以上、同村議員候補者は少しの駈引も少

しのあいまいもなく、その意見を開陳し、真和志村民に対し大きくは全琉住民に対し、断固たる態度を示すべきである。

那覇首里小祿の三者が何の危ぐ、何の不安もなく喜んで出来る限り好い首都、国際都市の建設に涙ぐましい努力を尽して居るこの際に、真和志一村が那覇真和志の線をどこまでも固執するならば、如何なる人が聞いても一致して首肯するだけの理由を挙げるべきは当然であつて、委員会の最終段階において、首里真和志の経済力を云々する事は、首都建設の意義を忘れ首里と小祿を蔑視するものにならない逃げ口上となる。今日の演説会は候補者が神仏の前に出た気持ちで意見を吐露すべきと思ふ。(小祿村小祿上原夫)

一社説一

合併問題について／真和志村民に問う

〔琉新 1953・3・24〕

真和志村青年会主催で去る二十一日首都建設のための市村合併を主題とする同村議会議員候補者の合同政見発表会が開かれた。二三の候補者の外は悉く一市一村論であつてわれわれの予想は完全に裏切られた結果になつてい

が、この問題に関する各候補者の意向を選挙民のみならず一般琉球住民の前に明らかにして貰つた点において、主催者側の労を多とするものである。

一市二村か、一市一村か、関係市村の合同研究会において、近く行われるべき各市町村議会議員の補充の終了した後における議会の意見によつて、更めて合議しようとする事になり、那覇首里両市と小祿村においては、恐らく二市二村に変更を及ぼすような結果にはなるまいと思われるが、一市一村説をとつた真和志村の新補充議員の意向如何によつては局面の展開を見るのではないかと思われた。従つてその議員候補者のこの問題に関する意見はこの問題の前途に対し極めて比重の大きいものとされたが、この通りの実状だとすれば、前途は極めて多難なりと思わざるを得ない。なぜならば那覇市の候補者にも一市一村論者がいるのことはあるが、補充選挙の結果がどうあろうと市会議員の多数を支配するよ

の身をもつて遠く南島にまで来訪し、その深い学理と広い経験とから成るうん蓄を傾けて二市二村を合併した地域のうへの都市計画の構想をたて、更に

帰京後そのデテイルについて調査研究中である。そしてその構想に対してはほとんど異論を唱えるものなく、すくなくとも表面上は何等の反対意見をきかなかつたのである。されば今更らながら那覇市当局もその住民も二市二村説をひるがえして一市一村説にひよ

う変することがごときことは考え得られないからである。選挙後の関係市村の動向がかくの如しと見て間違いないならば真和志村の新しい村会にして歩み寄らない限りこの問題の解決に進捗を見ないであろうこと察するに難くない。しかるにその議員候補者多数の意向が右の通りであるとすれば、首都問題の前途頗る多難であるといわなければならないわけである。

絶対反対はわずかに一人であつて他は時期を別つて合併すべしとするいわゆる段階論である。しかしその理由とするところは頗る明瞭を欠いて、なお研究を要すとか、財政的裏づけがないとか、今まで唱えられた一市一村論の根拠の外に出ずるものではない。これについてはわれわれもしばしば論じた通りであつて、理窟はすでにわかつてい

るといふ感じのするものである。二市二村を合併しても地域は決して広過ぎないとか、都計のため経費は住民負担に関係がないとか、いわゆる七千万円の起債償還の途は別に講じられてい

るとか、すでに論じ尽されているのである。のみならず教育地区を持たず大学を持たない首都は考えられないし、小祿における国際的空港の名もすでに「那覇飛行場」という名称になつてい

るのである。われわれは今や直接に真和志村民の意見如何をきき度い段階に達した。村民の意見を代表するのが村会議員の意見であるべく、従つてその候補者の意見が果して村民大衆の意見と一致するかどうかは極めて重大な問題である。一市一村説にかたまつたところで合併と云うからには相手あつての話である。その相手たる那覇市の意見がほと

んど全疏の意見を代表して二市二村説であると思はれる場合に真和志村のみひとり異を唱えたならば首都建設の前途をはばむものと云われてもいたしかたはあるまい。敢て真和志村民の意見を問うゆえんである。

一社説一

真和志村の反省を促がす

〔琉新 1953・3・26〕

市昇格を希望していた真和志村ではかねてこれに関する申請書を行政主席に提出してあつたが、当局が首都問題乃至都市計画を前に控えて世論の帰するところにかんがみ、軽々しく立法院の議に附することをせず研究しつつあつた際、さる十三日真和志村長はこの申請を撤回した。その後の真和志村の動静は世人の注目するところとなつていたが、昨日日本紙の報ずる通り行政府当局が二市二村合併の意向を持して動かない限り、慎重を期してここ当分は昇格問題を保留して専ら一市一村合併をめざして進むことにしたと云う。宮里村長は来る二十七日招集の村臨時議会において、本年度決算報告の後引き続き協議会を開いて市昇格申請ならびに撤回についての経過報告を行ない、議員側の意見を聞くことになつたと報

ぜられてゐる。議員側の意向によつてどう動くかわからないが、村当局がこの問題を取上げることが控えようとするのは賢明な措置だと思ふ。二市二村にせよ、一市一村にせよ兎に角、首都建設のために行政区画を併合せんとする意向を有する限り、市としてであるうが、村としてであるうが、その資格を表わす名称などはいずれ改まるのであるから、いたずらに簿籍類や印鑑等をしばしば更改する手数を増すに止まり、なんら益する所あるを見ないであらう。

この際われわれは進んで合併問題に關しても率直に真和志村の反省を促しておきたい。真和志村の理事者や議員や合併研究会委員も二市二村合併に反対でないことは今更ら云つまでもない。さきに合併問題について合同研究会を開始せんとするに當つては、首里市や小祿村をも誘つた位であり、また来る七月一日を期して二市二村合併を実現しようとの提案もした位であるが、その後変更して先ず一市一村を合併し首里小祿の合併は将来に待とうといつのであつた。しかしながら現行法規によれば市町村の廃置分合や境界変更は関係市町村の意見を徴し立法院の議決を経て行政主席がこれを定めるこ

となつてゐるのである。即ち併合の主体は行政主席であることに注意しなければならぬ。そしてその行政府の意向は、今回市昇格申請を撤回する機会に発表した声明によつて明白にされてゐて、やはり二市二村合併による首都建設をめざしてゐる事がわかつた以上、いかに真和志村のみが一市一村説であつても、それが実現の可能性はないと見なければならぬ。また行政主席が決定をするまえにかくのごとき重大問題は、立法院の議決を経なければならぬことは法の要求するところである。さればこの問題に關する立法院の意向も極めて重要な要件をなしている事を知らなければならぬ。われわれがしばしばこの問題に關する立法院の意思表示を要請したのはひとりこの条文の故だけではなく、苟しくも首都問題たる以上、全琉住民の関心するところである。故に全琉の意見を代表するものとしてその意向を発表する義務があるとしてあつたが、これに關して立法院は沈黙のままついに臨時議会の閉会となつたのは残念であつた。来るべき通常議会において都市計画法案が議せられる際には、是非立法院の意向をなんらかの形において表明せんことを序でながら希望するものである。

（かくのごとき重要問題に關して各政
党も冷淡なる態度を持てることく見え
るのはまことに遺憾な次第である。）
立法院の意向とても恐らく関係市村
の意見を尊重するに違ひないと思ふ
が、さてその関係市村の意見において
真和志村ひとり一市一村説を固持した
ところで、合併という以上は相手のい
ることである。どこから見ても結果に
おいては首都建設を阻止し不能に終ら
しむる結果にしかならないことを反省
すべきであらう。
真和志村の住民全体の意向は果して
かかる結果に終ることを望んでゐるの
であらうか。

寒波出足にぶらすノ市町村
議補選きよつ投票ノ早朝
からメガホンノさいごま
で躍起の運動

〔沖タ・夕 1953・3・29〕

市町村議員補充選挙の投票はけさ七時から一斉に開始された。都市地区では、あさ早くからメガホンの大声が乱れ飛び、名刺配りが「お願いします」と投票場へ急ぐ有権者に「一々呼びかける風景は何時もと変りはなかつたが、けさは押寄せた寒波が意外に寒く各会場前に列んだ人々の殆

どは冬恰好、この寒さが出足をにぶらし、選挙運動の低調さと共に棄権率を高くするのではないかと危ぶまれていた。次は那覇、首里、真和志の様。

那覇―定員十六名に立候補者十九名、有権者総数三五、九六三名、十会々場、本会場の役所では四区十一組の安仁屋宗真氏が正七時最初の札を投げ開場前に十余名が押しかけたが矢張り寒いせいか出足は鈍く、十二時現在で有権者五、七九五人のうち一、二〇〇人と二割強が投票を終了しただけ。それでも九時頃からは増え始め、常に二、三十名が列んでいたが、島袋選挙管理委員長は「寒いのでどうも出足がおそいようだ。棄権率も三割を上廻るのではないか」とのべていた。その他第一分会場では三、二二〇名のうち九七七名、第二分会場が三、九〇〇名のうち六五七名（十一時現在）、第三が一、八五九名のうち六六三（十一時二十分）、第四が四、九七〇名のうち一、〇一〇名（十一時十分）第五が三、七八〇名のうち一、一二〇名（十二時十分）、第六が一、四〇六名のうち五〇八名（十二時十分）、第七が四、二九三名のうち一、三三八名（十一時二十五分）、第八が一、〇四二名のうち三九九名

（十一時三十分）、第九が一、三六九名のうち六五五名（十一時四十分）で結局午前中に二割五分程度。

真和志―本会場、分会場あわせて七カ所の投票場で朝七時一斉に受付けが始まったが午前十一時現在で投票者数約六千名有権者数二万五千三百余名に対して二、四割弱といったところ。七時受付開始と同時に十名程の投票者が並びおひる前にはどの投票場でも二、三十名列をつくつていて、会場を一巡してきた宮里村長も「まずまず出足は普通並み」と安どしている。

各投票場ごとに見ると本会場（役場）有権者六、〇九八に対して十一時現在投票者数一、三三六、第一分会場（真小校）三、一一二に対して八七九、第二分会場（ソ小校）三、二七九に対して十二時現在一、一九八、第三分会場（真中校）三、六八五に対して十一時現在六二〇、第四分会場（大道小校）二、八四八に対して六〇四、第五分会場（琉大校外指導部）三、三九九に対して七一六、第六分会場（安謝小校）は有権者数二、九〇三で午前中の投票者数不明。会場では各候補者の運動員達が往來の人々をたねんにとらえて名刺を渡しているのが選挙気分をあふつていた。

首里―寒さにもかかわらず五カ所の投票場とも六時半ごろから有権者の顔がみえ順調にすすんでいる。有権者総数一、五六三名十一時半現在の投票者数は約三割の二、七七〇名に達しこの分だと悪くても棄権率は二割三分位でくいとめるものと選挙管理委員側ではのべていた。紅一点の嘉数ツルさんもあさ八時ごろ投票、その他の立候補者も午前中で大半がすませた。とくに各会場を通じ八十才近くの年寄連の出足の早いのが目につくがこれまでの経験でなれたせいか投票のつまずきがすくなく首里市の場合名簿の照合席には有権者がおしめせず順調と言つた所

一社説

二つの選挙戦

〔琉新 1953・3・31〕

市町村議員の補充選挙は終つて立法院議員の補充選挙は最後の逐次戦となり、明日を以て投票が行われようとしている。

市町村議員の選挙は極めて低調であり候補者も選挙民も気乗り薄で、中には立候補を勧誘して漸く定員数を充たした町村もあつたと云う十一ヶ所を除いては無投票と云う例のない選挙が行われたので、この分では投票によ

るところでも棄権者が極めて多いのではないかと氣遣われた。しかも俄かに襲来した寒波のために気象は冬型となり、選挙民の出足にぶくして那覇市首里市真和志村においては三割以上の棄権者を出したが、残りの町村においては案外に投票率高くして特に小禄村のごときは九割以上の投票数があつて総体としては予想を遙かに上廻つた成績となつてゐる。自治制に対する熱意が足りないように見られたのは遺憾であるが、この選挙を通じてわれらの意を強くせしめる面もないではなかつた。それは政党のあつれきが比較的市町村の政治に影響を及ぼしていないことである。中央の政治が政党に基礎をおく以上その影響が市町村にまで波及することは止むを得ない現象かも知れないが、地方自治体としてはおのずからそれだけの自主性を保持し市町村住民本位の政治が行われるべきであつて政党の抗争の余波が自治体の政治までも及んでその渦中に巻き込むことは決していいことではない。その余弊の及ぶところついにいわゆる白黒斗争を演じて地方政治を正しき軌道に乗せて住民の生活の安定をはかることをそつちのけにし、専ら感情上の争いに陥るがこときことは甚だ憂うべき現象であつたこ

とすでに経験済みである。今回の選挙においてもかくの如き醜い争が全然なかつたとは云えぬかも知れないけれども、比較的そうした面の報道がなかつたことは事実である。もつともこれは政党の成立日な浅いうえに各政党人は中部地区や北部地区の立法院補欠選挙にしのぎを削つて熱戦を演じ市町村の選挙にまで関与するいとまのないためであつたかも知れないけれども、地方自治体は政党政派の争いに熱中するよりもそれぞれの郷土の産業教育交通衛生等の諸方面の運営をいかにすれば、住民の幸福を増進せしめ生活を安定せしめるかに努力を払うべきである。

市町村議員補充選挙の平穩なりしに較べて立法院補欠選挙は極めて激甚なつばぜりあいを演じているようである。これは終戦後の選挙において初めての政党と政党との争いということになつていたので当然のなりゆきである。具体的綱領政策において判然とした差異は認められないといへ、それを實現する手段方法においておのづから違いのある点に注目される。現行の布令布告をもほとんど否定しようとする態度と布令布告にして民政に適しないものを漸を逐つて改正しようという態度と、つまり急進と漸進とおのず

から体臭の違ひのあるところを選挙民は漸次かきわけていようである。いわば現実を乗り越えて一気に理想を實現せんとする態度と現実に即して実行の可能性を重んずる態度との差異である。この分岐点を明瞭にすればおのずから選挙民の向背は決せらるべきはずである。この分岐点を塗りつぶして、いたずらに抽象的の題目を掲げて選挙民の眼をくらし感情のはしるままに欺まん中傷に陥いるる弁論を弄するごときことは戒しむべきことであつて選挙民は決して事実を掩いかくすことによつてその去就を誤られてはならない。

中部地区における補欠選挙はいまや最後の関頭に立つに至つた。鹿を逐うものいたずらに猪突して軌道はずれぬように注意すべく、いかに激烈な競争であつてもあくまでもフェアプレーに終始し、苟しくも法に触れるるときことのないよう警告する。

地方議員当選者きまる／眞
和志村またまた疑問票で
当落決す？

〔沖タ・朝 1953・3・31〕

蓋を開けた市町村議補選の結果は那覇市ではひる一時頃早くも当落の境界線

がはつきりしたのに対し、先の村長選挙で一票の差で猛烈な争いを演じた前例をもつ眞和志村では、またまた最後の一票争いとなり、疑問票が当落を左右するといった選挙劇を演じた。このため開票場はよるの九時を過ぎても見物衆が鈴なり、中ではローソクをつけ

（電燈が弱い）て血眼の検討がつけられるといった深刻な様相を呈していた。最後の当落を争つたのは島袋盛文、島福盛市、金城武一の三氏だが行方いか

にと見守る見物衆が計算する度にひつくり返つたりする。一票の差らしいですよ”の声に今度は観戦側に廻つた宮里村長も”どうもネ…”と小首をかしげていたが「選挙が名物の村になつたヨ」といつたよつな妙な表情だつた。

結局疑問票を含まぬ票数は金城武一氏七二一、島袋盛文氏七二四、島福盛市氏七二二といつたところが出たが疑問票を見当で加えると武一氏と盛市氏が一、一票の差で最後を争つのではない

かといつた雲行き（午後十一時現在）「島袋」にも「島福」にもどつちにもとれる三一票は事前の協定で折半となつていた為それぞれ十五票ずつ分けられたがそれほど接戦であるだけに同点のため票決ならず翌三十一日まで持ち

越されることになつたが、抽籤になる模様。

開票結果
【南部】

（那覇）	有権者三五、九六三
投票二〇、八五〇（五七・九％）	
渡口 政行	一、八四七
長嶺 将真	一、八二二
糸数 昌秀	一、七九六
佐久川長吉	一、七七七
渡口 麗秀	一、六五九
嘉数 盛一	一、三二二
嘉手納 武	一、一〇〇
喜久山朝重	一、〇七七
儀間 真喜	一、〇五八
宜保 為楷	一、〇五二
島袋 嘉順	九九七
泉 正重	九二八
金城 兼市	八一九
安里 松蔵	七八五
大湾喜三郎	七四〇
山城思太郎	六一五
（次点）	
慶留間 進	四九九
（眞和志村）	有権者三五、三三五
投票一五、九七三（六三・七％）	
大工廻盛山	一、三九六
幸地 政徳	一、二〇九
又吉 久正	一、一四五

久場 景善	一、一四五
城間吉次郎	一、一三八
屋慶名政永	一、〇三八
翁長 良雄	一、〇二三
高良 盛幸	九七九
潮平 寛智	九五〇
宮城 久光	八七〇
比嘉 憲昌	八五四
町田 宗永	八三一
具志 清裕	八〇七
島袋 盛文	七四六
〔当落不明午前〇時現在〕	
金城 武一	七四二
島福 盛市	七四二
〔首里市〕 有権者一一、五六四	
投票数七、八六一（六七・一一％）	
嘉数 ツル	佐久川寛貞
儀武 息睦	屋嘉比柴俊
城間 雄蔵	渡嘉敷宗賀
知花 包吉	真境名元仁
浜元 盛齊	野原 繁雄
〔小禄村〕 有権者六、四三五	
投票五、九八二（九一％）	
金城 亀栄	上原 政春
赤嶺保三郎	照屋 幸智
平良 善助	大峯 善吉
瀬底 清喜	当間 三郎
宮城清三郎	高良 惠三
上原 隆正	

〔後略〕

『都計』進捗に拍車／泊港、
土地埋立の布令公布

〔琉新 1953・4・2〕

民政府では土地埋立に関する布令百六号を三十日付で公布、軍埋立地の処分権が副長官にあり軍以外の埋立地は琉球政府がこれに関する立法あるまで首席民政官に処理権があることを明らかにしているが、泊港埋立地についてはすでに管轄権が軍により認められており、今回の布令は同市に対する埋立及び処分権の許可前提と見られ、同埋立地が都計起債の担保に予定されているので、都計進捗に拍車をかけるものとして期待されている。

第一章

一条 民政府の埋立にかゝる土地は総て民政副長官が任意に贈与し販売し又は公売に付して処分することが出来る

二条 民政府から不動産の所有権を譲り受けた法人又は行政機関はその公私の如何を問わずその受けた価格を以て売る場合を除きあらかじめ民政府の許可を得ることなしにこれを他に譲り渡し又は処分することは出来

ない

三条 当初の埋立が民政府の手になる土地の所有権を地主が前条に規定する民政府の許可を得ずに第三者に譲渡しまたは処分する場合はこれを無効とし、民政府は該土地の所有権を取上る

第二章

一条 民政府以外のものによる土地の埋立に関する立法が琉球政府によって公布されるまでは首席民政官はすべて前記埋立工事申請を取扱つ臨時機関として琉球政府に対する当該申請を処理する事務をとる権限を有する

二条 前記の場合を除き且つ琉球政府による立法の公布があるまでは一九四五年七月一日前に琉球列島内において有効であつた土地の埋立に関する法規は引続き効力を有するものとする

第三章

この布令は一九五三年三月三十日から施行する

真和志でも告訴沙汰

〔沖タ・朝 1953・4・4〕

四月三日朝真和志村松川区 班古堅氏から真和志選管委宛「さきの村議

補充選挙における島袋盛文、島福盛市両氏の当選は無効だ」と訴え出た。

これはさきの選挙会でシマフクは解し難いのであらかじめ両候補から提出された協定書により「シマフクロ」「シマフク」「シマフク」と仮名で書かれた三十二枚は島袋であるのか、島福であるのか判らないので両者に十六枚宛折半したが今度の当選無効申し立ては「この折半が直接当落に関係しないのであればそれでもよいが今度の場合には選挙法第三十五条により無効とすべきである。この三十二票が無効になれば両者のうち一名は落選し次点の金城武一氏が当選となる」というわけ、選挙会で確定した島袋氏の得票は七四六、島福氏は七四〇、金城氏七三九票である。

新議員の登場で、さて合併は／舞台が那覇へうつる

〔沖タ・夕 1953・4・5〕

市町村議補選後の新議会成立までお預けとなり、合併問題はこのところ鳴りをひそめているが、その選挙も済んだので近く再び採りあげられることは間違いない。では補充議員が出るまではどうにも責任はもてないというので結

論を出すことができなかつたこの問題、新議員が出ることによつてどう変化してくるかまとまるにしろ、分裂するにしろ、一市二村の合併研究委員会が再開されればよいよ終局の結論にくるものといわれているが、まずは主導権を握つている那覇、真和志その後の動きをのぞいてみよう。

いままでの経緯をみると那覇側は「一市一村」ということは考えていない、あくまで石川博士の構想になる「二市二村」が十月一日を期して一気に合併すべきである」となつており、真和志側は「二市二村の合併には賛成ではあるがそれは理想である、従つて現実的にはまず一市一村が十月一日に合併、首里小祿はその後時期がきたときにするといつた段階式にやるべきであり、二市二村となると新議員が出るまでは責任はもてないといつた。こついつたことから新しい議員がどうであるかが注目されている訳であるが、選挙を通じて現れた新議員の意向をみると那覇市では十六名の新議員のうち十一名までが真和志の主張している一市一村説に同調している、これは大きな変化で、一市一村説を唱える新議員の某氏は投票された票数からみても一市一村が市民の輿論であることがはつきりしてい

るとのべていたが、こついつたことから今後の那覇市会は二市二村説と一市一村説が相対、火花を散らす論争が繰り返されるのではないかとみられている。

一方真和志村では十五名のうち十四名までがいままで通りの一市一村説を標榜しているのですます自説を固めるものとされておき、その点真和志としての結論は既に出ているともいわれている。ところが同村では市への昇格問題というのが暗礁に乗りあげた恰好になつてゐる。この件は村当局では合併問題とは無関係だとはのべているが、暗礁に乗り上げたところ、これでは却つて合併をこじらすものであるとの見解を表明している点、合併問題と極めて深い関連性のあることを裏では示唆している。村当局では政府が市昇格をおさえている意味が分らない、さらに市に昇格させれば二市二村でもなく一市一村でもなくその折衷案として三市（那覇、真和志、首里）合併といつたゴロの良いのも出てくるのだがね、等といつた冗談話も出ている位である。こつみると合併問題はどつ落ち着くか油断を許さぬものがあるわけで、今度は真和志の動きと共に那覇の動きが注目されるようになるものとみられるよ

うになつてきたわけであるが、一方二市二村合併研究委員会からみると先に解散論まで出した小祿側委員の出方によつては何等結論に達せず一応解散白紙にかえしてから再出発ということになるのではないかと危ぶまれるようになつてゐる。

またも異議申立ノ「シマ」めぐり必死の三つ巴

〔沖タ・夕 1953・4・7〕

真和志村では、先月二十九日に行われた村議補選について落選した金城武一氏から異議申立てが提出されたが今度は一有権者安里 区大城 氏から更に異議申立てが提出され、成行きが注目されるようになつてゐる。

大城氏からの異議申立ては七四六票を獲得十四番目で当選となつてゐる島袋盛文氏の得票には「シマ」といふのがあるがこれは島福氏にもとれるあいまいなもので従つて無効にすべきであるといふものである。ちなみに島袋盛文氏はポスターや名刺にも「シマ」と書いたためその票数は三百票以上に上つてゐる。

これで最後の三名島袋盛文氏（七四六票）島福盛市氏（七四二票）金城武一氏が三つ巴で当選を争つようになつた

がこれからすると、まずいままでのところ同票抽籤によつて金城武一氏が落選となつてゐるが、もし同氏の異議申立て（島袋氏と島福氏がどつちにもとれるあいまいな三十二票を折半したがそれは無効とすべきである）が成立すれば島袋氏は七一四票、島福氏が七一〇票となつて金城武一氏は十四番目で当選、島福氏が落選となるし、もしまた大城氏の異議申立てが成立すれば島袋氏が三百票以上も削られて落選となるわけ。

何れにせよこの三名のうち誰か一人落ちることはこれ以上異議申立てがない限り確実であるが果して誰れが落ちるか、どう落着くか興味ある問題となつてゐる。

泊港埋立地の贈与ノ那覇市が民政府へ要請

〔琉新 1953・4・9〕

那覇市では泊港埋立地に関する布令第一〇六号に基き、同港南岸および北岸の公有水面埋立地を、港湾管理上有効に利用するという建前から那覇市に贈与してもらつよう軍へ申請すべく準備をすすめていたが、七日比嘉主席は那覇市からの申請書に要旨次のような副申を添え民政府に提出した

那覇市においては市の都市計画事業の一環として泊港埋立地の使用を計画しておりその実現により首都那覇市の発展に寄与すること多大なものがあるの
で是非那覇市に贈与してもらいたい

真和志村ノ異議申立て成立 しノ金城氏議席を獲得

〔沖タ・朝 1953・4・11〕

真和志村選挙管理委員会では村議補選の異議申立てについて十日あさ十時から委員会を開催、金城武一氏からの異議申立て、島袋盛文、島福盛市のどつちにもとれる「シマフク」「シマブクロ」「シマブク」の三十二票を折半両氏の得票としたことは不当で無効にすべきである。についてはその三十二票のうちシマブクの二十票は無効、「シマフク」の七票は島福氏の得票、「シマブクロ」の五票は島袋氏の得票と決定、大城氏からの異議申立て「島袋盛文氏の得票の中に「シマ」というのが多数加えられているがこれは無効とすべきである」については予め島袋氏からその旨の申入れがあり、選挙管理委員、立会等関係者全員の承諾を得ていたものであることからそのまゝ有効と決定した。

これで七百四十五票（無効となつた代

理投票の一票が誰に投ぜられたか不明のため全員から一票ずつ減じてあるの島袋盛文氏が十四番目、七百四十一票の島福盛市氏が十五番目で当選、同じく七百四十一票だが抽選で落選となつていた最初の決定は見事にくつがえされ、金城武一氏が十四番、島袋盛文氏が七百三十四票となつて十五番目でそれぞれ当選、七百三十二票の島福盛市氏が落選となつたわけ、なお大城氏からの異議申立て「シマ」を無効にすべきであるについては法的に「シマブク」が無効で「シマ」が有効だということは納得できないというところから裁判問題にまで発展するものとみられている。

立退け立退けブルトーザー 乗り込むノ今朝銘苅・ 安謝部落にひと騒ぎノ部 落民は右往左往あつとい う間に畑荒れる

〔沖タ・夕 1953・4・11〕

十一日朝七時ごろ安謝部落東側の畑地に集つていた数台のブルトーザーが一斉に動き出し、午前中には一帯の畑地約四、五千坪がすっかり削り取られてしまつた。

驚いたのは部落民で「せめて残つてい

る諸だけでも收穫しよう」と右往左往するブルトーザーの間でトコトンまで頑張るものやら部落はずれの小丘に集つて茫然と刻々変貌する畑地を眺めているやら：

一方比嘉俊栄区長等有志者が直接作業にあたつて三幸土建職員に事情をたずねたところ、居合わせた米人が「こちらでは何もわからぬ、D・Eにいつて聞いてくれ」と突つパネられ区長等はその足で村役場をおとすれ続いて琉球政府に比嘉主席をたずね主席から「善処方軍と交渉する」との返答を得た。

途方にくれてブルトーザーの作業にみいつている安謝部落天久仁さん(四五)の話「昨晚のうちにブルトーザーは集つて来て、今朝は起きぬけに作業を始めている、アツという間もない出来事だ、朝のうちはM・Pなども警戒にあたつていようだったが、こんな風に自分達の汗みずながした畑があつけなく削り取られるなど夢にも思わなかつた。」

銘苅部落への代償ノ軍は八百二十万円を琉銀に寄託

(朝刊既報) さきに出た軍用地収用法適用第一号が十日夕刻、ルイス准将から主席宛非公式に通達されたようだ、

この問題につき同夜は比嘉主席、泉副主席等が八時過ぎまで庁舎に居残つて問題の検討にあたり宮里真和志村長、嘉陽法務局長なども主席室に呼ばれたりしたが結局 銘苅部落などさきに軍用地として指定された真和志村内の土地が十日付で収用法適用第一号と決つた 適用される範囲はさきに指定された地域その俣かそれより縮少されるかまだはつきりしないとだけ発表され、十一日朝になつても正式の通告はおるかそれ以上の事は何も知らされていない、一方安謝部落、銘苅部落などの地元では地主達が動き出し、早朝から銘苅部落代表等が役所に押しかけ宮里村長に「一度交渉して中止され、安心していたのに今ごろになつて強権発動はひどい」と泣きつき村長同道で軍に「中止方」を陳情すべくでかけ、安謝部落でも代表を琉球政府に派遣した。この問題に関連して十一日朝新聞課は次のような発表をおこなつてい

「十日に米国陸軍に収用された銘苅部落の家屋、農作物、墓地の代償として総額八百二十万二千三十四円が琉銀に寄託された。それには五二年四月二十八日から同年七月一日まで二ヶ月分の借地料も含まれている、さらに同部落の地主には来る七月一

日最初の土地使用料総額二十五万二千円が支払われる、なおそれは五二年四月八日に軍に収用された土地のみの使用料である」
新聞課発表による「銘苅部落」は安謝、岡野などその他の部落を含むものかどうかはつきりしない。

土地明渡しを指令／銘苅地区安謝一部に土地収用法を適用

〔琉新 1953・4・12〕

オグデン副長官はさきに公布した土地収用法に基いて十日、主席を通じて土地所有者および使用者に対して「軍用地明渡し命令書」を送り真和志村の銘苅区、安謝の一部を十日中に明渡しよう指令した

【軍用地の明渡しについて】四月十日付、オグデン准将発、比嘉主席宛一、別紙軍用地明渡命令書の内容を地主及び土地使用者に通知すべく適宜の処置を講ずるよう指令する

所有主が軍に協力して、その希望する財産を早急に撤去すれば当初の建設期間中デイストリクト、エンヂニヤの方では該移動財産の損傷を未然に防ぐべく処置する、必要にして要求があれば多量の荷物の運搬には軍の方で便宜を

与える。

【軍用地明渡し命令書】

（土地所有主および使用者宛）

一九五三年四月三日付民政府布令第百九号に従い「デイストリクト・エンヂニヤ財産目録第三十一、一C号」に記載の真和志村在土地を米国が借地するとして土地収用宣告書を一九五三年四月八日付で那覇市在の地区登記所に提出し、その正当なる補償金を供託してあり、又該土地を直ちに使用かつ所有するのは緊急に必要であるとライカム司令官が決定した、ここに前記布令第百九号の第二項ホの規定に基づいて該土地の所有者および使用者は直ちに該地を明渡し一九五三年四月十日までに円満に軍の使用及び占有に移すよう指令する、

問題の布令第一〇九号／土地収用令全文／適用第一号は銘苅安謝地区

〔琉新 1953・4・13〕

四月三日付で布令第一〇九号「土地収用令」が公布されたことは既報の通りであるが、この布令によれば、米政府は琉球内の個人所有地を買い上げる事ができるようになっている、これが国際法上妥当な措置であるかどうか

疑問視され、一方銘苅地区、安謝一部は収用令適用第一号として強制立退きを命令され成り行きを注目されるに至っている、このように米政府が琉球の土地買上げを宣言した布令第一〇九号「土地収用令」の全文はつぎのとおりだ

米国は琉球列島の土地の使用および占有に關し、ある程度の必要を有するので、この必要に應ずべき琉球法規がないので米国が琉球列島においてその責任を遂行するために必要な権利の取得およびそれに対する正当な補償に關する手続を定めることは適切且つ必要であると思われる。依つて次の通り布令する

一、暫定的にまたは無期限に使用すべき土地に対する財産権の取得に關しては米国軍隊使用機関に代り沖繩工兵管区地区工兵隊が副長官の特定の認可を得てその処理にあたる

二、特定の土地またはその他の不動産に対する権利が取得さるべきことおよびその取得に關し所有者との協議で意見一致をみる事が出来ないことが確定したときは民政副長官は米国の名において次の通り処理せしめる

(イ)、当該土地または不動産の所有者に対し収用の告知をなすものとし、こ

れには当該財産の識別、取得さるべき権利およびそのための権限を明示する。所有者は告知の日から三十日以内に米国の申出を受諾するかまたは拒否しなければならぬ旨を記載する

拒否する場合には所有者は前記三十日以内に文書を以つてその旨副長官に訴願することが出来る。前記の訴願がなかつたときは当該財産権は所定の額で米国に譲渡されたものとみなす、訴願に際しては正当なる補償に關する争点のみを決定するものとし且つこの訴願により米国は収用宣言の権利を阻止されないものとする

(ロ)、必要な財産権を協議により移讓する場合には、当該土地又は不動産の管轄登記所に譲渡書類を提出して登記しなければならぬ

(ハ)、必要な土地又は不動産の所有者がその財産権を移讓しないで前記第二項の告知後三十日を経過したときは副長官は直ちに正式の収用宣言書を当該管轄登記所に提出して登録させ且つ該権利にたいする正当なる補償として沖繩工兵管区の地区工兵隊によつて決定された金額を琉球銀行に供託させる。

(ニ)、収用及び第二項イの規定により訴願がなされるときは副長官はこれを後記第三項の規定による琉球列島米國

土地収用委員会に付議して審理させる。訴願中土地所有者はその権利に対する供託金の七十五パーセントまでを引出すことができる。

(水)、ライカム司令官において米国が告知後財産権を取得するまでの間において土地または不動産を使用し占有する緊急の必要があると認めるときは副長官は該地域からの立退命令を発する。

三、ここに琉球列島米国土地収用委員会を設置しその委員は琉球列島民政長官により任命されるものとする、委員の過半数をもつて同委員会の定足数とする。委員会はその議事および処置の公的且つ恒久的な記録に必要な記録文書を保管し業務遂行にあつて適当な便宜を与えられるものとする

四、委員会は琉球列島副長官または上級当局から付議されたすべての事件に関する財産の価格及び正当なる補償を決定する権限を有し、猶審理を行い適当なる証人及び証拠を求め土地又は不動産収用の目的に關し準司法機關及び記録裁判所としての権限を行う。

五、委員会が審理決定を行ったときは文書により副長官に提出し副長官はその旨關係所有主及び沖縄工兵管区地区工兵隊に通知する、工兵隊は琉球銀行

への供託手続を行う。

六、前記第二項の供託金には収用土地内の農作物、墓、建造物乃至当該土地の他の改良に対する損害賠償を含むものとする。

七、この布令は一九五三年四月三日から施行する。

一社 説一

土地収用と民主政治

〔沖夕・朝 1953・4・14〕

琉球民政府は合衆国が琉球列島に於て必要とする土地を使用するための土地収用の手続きに關する法律を布令第九号で公布し更に収用する土地の所有者に對する地代の支払に關する法律を布令第一百十号で公布し、その適用の第一号に真和志村の安謝、天久、銘苅の三部落に跨がる土地を指定して接收を始めて居ることは各新聞の一斉に報道して居る通りである。

銘苅部落では昨年も立退きを命令され、部落民との話合いが纏まらないうちにブルトラーザで畑地の整地を始めたことから紛争をきたし、そのまま接收を中止して今日に至つて居たのが、四月三日布令百九号、四月十日布令百十号の公布、おなじ十日首席民政官から行政主席に對し土地収用に関する通

告十一日早朝、安謝部落の東方部落外れにある畑地をMP警戒のもとにブルトラーザで整地に着手し、土地の所有者達をして一時ぼつ然自失せしめたという。漸く落ちつきをとり戻した地主達は事態の容易ならぬのを知つてブルトラーザでしかれる前に粒々辛苦して育てた農作物の僅かでもとり入れようとあわてて畑に走つて行つたということである。

地主達の訴えに對し比嘉主席は首席民政官と種々折衝を行なつたようであるが、わざわざ土地収用法という法律まで公布して接收に着手して居ることから考えて、いかに哀訴嘆願してみても効果はないのがほとんどであろう。

予てから接收する計画であつた土地であるし又部落民が先年自分の所有地に帰還する時には軍の必要とする場合は立退くという条件がついて居たとかいう話もあるし、兎に角因縁のつきまつて居る土地であるが、今回の立退き命令に對し直接關係のない一般住民でさえ甚だ割り切れない感を与えられて居る。それは条件付で復帰を許されたとしても、既に五、六年を経過して農業経営の根をおろして居る現状である。その生業を捨てて立退きを命令するからには或る程度の時日の余裕を与

え且つ十分納得のいく方法をもつてしなければならぬはずである。現に布令百九号には「土地を収用する場合は予め地主に通告し、地主は通告をうけてから三十日以内に収用に應ずるか否かを決め拒絶する場合には副長官にその旨通知しなければならぬ」と明示されている。布令は四月三日に公布されて十日もたないうちに、即ち地主達が完全に意思の表示をしないのに拘わらず畑地の整理を始め事実上収用を開始している。

これでは地主の承諾も不承諾もあつたものではない。土地収用法という法律によつて収用したという名目はたつてあるが實質的には軍係官の口頭命令で立退かされた過去の幾多の事例と何ら変るところはないのである。立退きが職業には何の影響もなく只住居を移転するといふだけであればこれでも小額の移転料では多大の損害を蒙つて居る。一時の不快を忍べば事はすむであるが、農業によつて一家の生計をたてて居るものが大事の耕作地を失つことになれば新に職業を求めなければならぬが、現在、世間は軍工事の縮小によつて失業するものがぼつぼつ出てきて、就職難の声が高い上に多年農業に従事したものが他の筋肉労働に転ず

るのは簡単にはいかないのである。今回の立退き命令が寢耳に水であつたので立ち退きを余儀なくされる部落民達はどこに移住すればよいか、行く先ぎのあてさえない有様であり、更にその上にこれから先どうして生活していくかの不安におびやかされることになる。

民政副長官は収用法の適用に關し”地主の権利を侵害することは軍の本意ではないが当地に於ける軍事計画は自由諸国にとつて極めて重要であつて如何なることがあつても軍の建設が邪魔されてはならないのである”と語つて居るが、自由諸国の防衛のために土地を必要とするといふことはよく解かるし、これに反対するものではない。しかし”地主の権利”を侵害するのは本意としないといふ言葉の如く自由諸国のために必要とする処置は同時に住民の権利も尊重するものでなければならぬと思つのである。

軍では部落民の家屋、墓地、農作物の代償として八百二十万余円を琉銀に寄托したというが、住民個々に對し幾何の補償がなされるかは明らかでないし又職業を転換するまでの生活補償をしてくれるか否かも示されては居ない。それに地代を支払う準備もされて居る

というが、坪当りいくらの地代を払つてくれるかも地主は知らされて居ないではないか。これらに就いて軍側が予め地主達に具体的に知らしてその承諾を求め、それに應じない場合収用法を發動するというなら話はわかるが、今回のような措置は徒に”強権の發動”としての印象のみを強くしたのは否定しがたいものがある。現在琉球列島は講和条約第三条第二項に基いて合衆国によつて統治されて居るといふのが国際法に於ける正しい解釈であるが、現実にはなお軍事的占領行政がそのまま継続されて居るのではないかと疑問を抱かされることしばしばある。今回の土地収用法の公布から發動までの間にもそれを見出すのは甚だ残念なことである。

シカゴトリビューン紙のウォルター・モンズ記者は”沖繩に於て土地問題をきつかけに反米的な氣運が生れた”と報じているが、願わくば住民を反米に追いこまないよう、民主的政治をとつて貰いたいものである。そつでないといふ他共に損するだけであつて何の利益もないからである。

土地事務所立退部落と契約締結を懇談/天久部落は承諾/銘苅・安謝は蹴る/いきなりブルトラーはひどい/安い地代で二十年は困る

〔沖タ・朝 1953・4・14〕

土地事務所は十三日午後二時、軍命により係官を真和志村安謝、銘苅、天久の三部落に派遣し、いま一度、軍用地賃借契約を締結する意志はないかどうか、地主側の意向を打診した。これはこんど、契約を結ばなければ布令による土地収用の手段に出る外ないと云つた軍の最終的な通告を伝えたものと見られているが、各部落における話合の結果は銘苅、安謝の両部落が「賃料が余りに安い」といつた点から契約は全然、考えていないといふことを明らかにしたのに対し、天久部落は地主の殆ど約四十名が契約締結を承諾した様である。なお同日午後三時頃には軍側もDE係官セイファー氏、財産管理課高良二世らが現地を視察、地主と懇談していま一度、話合つように勧めたが銘苅代表は「収用の何らの通知もなくしてブルトラーを動かした事は明かに違法である。話合つ必要はない」と物別れになつた模様。土地事務所職

員と三部落地主側の話合ひの状況、次の通り。

まず生活保障を

銘苅Ⅱ大城区長外約三十名が集まり仲本為美氏から「契約は全然、考えていない。相場の二百分の一（畑坪年三十銭）ではどうにもならぬ。我々百姓は農業を捨て、他に転向は出来ない、外でも畑を借りる外ないが他では月三円もする。他の仕事で稼げと云つたつて軍作業や土建は後二年も続かない。まして二十年後までの契約は考えられぬ」と激しい口調でフンマンが述べられたが皆、これに同調し、一人の地主は「誰が考えたつてその通りだ。喰えないのにどうする？空気が喰えませぬよ」と云つていた。結局「我々は決して軍に非協調的態度をとるつといふんではないが、喰わずには協調も出来ない。適当な値段（畑なら五円）と補償がなければ」といふ強硬な態度であつた。

安い地代に訴願

安謝Ⅱこゝも地主約三十名集まつたが値が安すぎて契約は結べないといふ収用となつても三十日の余裕があるからその間に適当な機關を通じて訴願するというのが一致した意見であつた。

やむを得ません

天久Ⅱ約四十人集つた地主は係官の説明に対して「こうなつた以上仕方がないから協力しよう」と殆どが契約することになつた。然し二十年の契約期間は不安にたえないよう何とか短縮できないか?という人が多かつた。なおすでに土地収用の指令を発したと云われる軍が賃貸借契約を懲憑するのは矛盾ではないか、という人もいるがこの辺の事情について土地事務所太田主任は次のように語つてゐる。

我々もきよつ分つたのだがアメリカの土地収用の観念は違ふようだ。軍は所有権を永久に取得しようというのではなく借地権を収用する、つまり二十年間、借りるといふ考えのようだ。土地を取上げるのではなく強制的に借りるというのが今度の収用法らしい。

和やかな雰囲気/新旧議員

初顔合せ那覇市議会

〔琉新 1953・4・17〕

補選後、初的那覇市臨時議会は十六日あさ十時から開会。この日は新旧議員、初顔合せの議場とあつて全議員出席、傍聴者も多数押しかけ、又吉市長の挨拶ののち、喜びの初舞台を前に急逝した嘉手納議員へ黙祷が捧げられた。先

ず補充議員の議席を抽籤によつて決定。議員番号も十二から一躍二十八に殖え議案の研究に移つたが旧議員の城間康昌氏から「新議員を迎えた初議会であり十分研究の余裕を与えては」との発議で十六日は説明と質疑応答にとどめ、十七日は議案研究のため休会。十八日に議会を再開して表決することになつた。議案提出後、提案者との討論が行われたが新議員側から泉正重氏が質問の第一声を放つて新旧議員とも和気あいあい裡に散会した

なお、当日の議題は議会運営の完璧を期すための「那覇市議会規則を改正する規則」の制定を新市町村自治法による「那覇市議会委員会条例」の制定。その他諮問一となつてゐるが市議会に委員会制度を設ける委員会条例案によれば「常任委員会」として総務財政、文教厚生、建設、懲罰の四委員会。特に重要と認める事件には臨時に「特別委員会」を設けるようになっており、市町村議会のスムーズな運営をみるものとして期待される。

真和志の軍用地収用範囲/

七五五筆15万8千坪

〔沖夕・朝 1953・4・18〕

真和志村一部に対する強制立退き収用令の発動といつたことはいま時の問題として最大の関心が寄せられているが実際のところ収用令は発動されたと云つても天久、安謝部落の地主とは軍用地賃貸契約が進められつつあるし、収用の範囲も明らかにはされていない。こういつた点は政府の關係当局でもなお多くの疑点としてゐるようだが法務局筋からの情報によれば収用の対象と見なされている範囲はいわゆるD E R I ストの「三十一のC」区域と「三十一のD」区域(何れも安謝、銘苅、天久の合計七百五十五筆、十五万八千八百八坪であると見られている、その地名次の通り。

三十一のC	(筆)	(坪)
安謝	西原 四	一、三八〇
"	前原 五五	九、九六〇
"	前東原 六八	一一、一一四
天久	後原 八三	二〇、九四四
"	赤松尾原 五	一、九三六
"	水溜原 七九	一〇、八九二
"	壺川原 七	六六五
銘苅	直祿原 四四	五、七七七

計 三四五 六三、六八八

三十一のD

安謝	前東原 九八	二四、一一二
"	前原 二三	四、七七四
"	安謝原 九	一、三三五
"	兼久原 二	五、〇〇〇
"	東原一〇九	二五、〇三二
銘苅	メカル原 七	二、八四一
"	直祿原 一五	一、〇七七
"	港川原一四七	三〇、二四九
計	四一〇	九四、四二〇
総計	七五五	一五八、一〇八

天久安謝で45件契約
既報一軍用地収用に不安を感じて真和志、天久部落では軍用地賃貸借契約に調印する地主が出てゐるが十六日、現在、土地事務所が扱つた同契約は次の通り四十五件に上つており、安謝部落からも契約者が出てゐる。

天久一四十件、九十八筆
安謝一五件、六筆

質問討議活発/休会明け那

覇市議会

〔琉新 1953・4・19〕

那覇市臨時議会は十八日あさ十時から全議員出席のもとに再開、この日も多数傍聴者がみえるうち、上程議案の審議に移つた、議席が増えただけに討論

も多く、中には一言居士？もあるとみえて終始、日本各都市の規則や立法院などを引例、これまでにないスロー

モ一な議事進行ぶり結局二議案とも一部の修正で可決、最後に「那覇市議会の委員会制度」新制定に伴う各委員が選任され、補選後、初の議会は真しな

審議ぶりで和気あいあい裡に三時半閉会した、主なる審議事項はつぎの通り「那覇市議会会議規則を改正する規則制定」が上程、討論がないので議長原

案可決を宣言せんとしたが一部議員から異論あつて審議に逆もどり、この一歩後退の審議にたまりかねた金城（棟

議員）「これでは何時までたつても進行しない、昨日も議案研究のため休会しており、一章ごとに審議しては」の発

言で章毎の審議に移るといった具合、結局、条文の字句添削が行われて可決となり「那覇市議会委員会条例制定」

は島袋議員からの要望で、文教厚生委に労働問題を強調する意味で「文教厚生労務委」と修正しただけで可決、な

お諮問として提出された「公有水面の埋立申請」については泉議員、島袋議員から「公有水面の埋立許可権は布告百六号によつて軍政副長官にあるが、日本の領土権を軍が処理するのは大きな問題だ、との意見があつて、建設委

員会に付託された、常任委員会の顔ぶれ次の通り

【総務財政委】十名 泉正重（委員長）、佐久川長吉（副）、城間康昌、備瀬知良、喜久山朝重、渡口政行、安里松蔵、島袋嘉順、比嘉朝四郎、金城棟義

【文教厚生労務】六名 阿波根直英（委員長）、長嶺将真（副）、親里嘉英、糸数昌秀、大湾喜三郎、上原仁慶

【建設委】十名 山城思太郎（委員長）、新垣松助（副）、浦崎唯治、渡口麗秀、金城兼市、宜保為楳、大城鎌吉、儀間真喜、嘉数盛一、辺野喜英興

【懲罰委】六名 城間康昌（委員長）、大湾喜三郎（副）、泉正重、長嶺将真、上原仁慶、阿波根直英

真和志村議会／常任委員会等制定／地料引上げ問題は特別委で

【琉新 1953・4・21】真和志村議会は二十日午前十時から同村会議室で再開されたが、真和志村議会会議規則改正について、真和志村常任委員会および特別委員会条例制定について、真和志村監査委員条例改正に

ついて、監査委員の専任同意を得ることについて、各部常任委員選任につい

ての五議案を新旧議員の間で審理が進められたが結局字句の修正の程度にとどまりほとんど原案どおり可決された議長副議長は留任になつた各常任委員の顔ぶれはつぎのとおり（印は委員長）

第一（庶務社会委員）高良正文、城間吉次郎、潮平寛智、奥浜清吉、幸地改徳、屋慶名政永

第二（税務、会計）委員 翁長良雄、山田英盛、浦崎清太郎、宮城久光、町田宗永、高良盛幸

第三（産業、土地）委員 比屋定理英、金城武一、久場景善、比嘉憲昌、我那覇宗徳、大城三郎

第四（土木、建築）委員 又吉久正、具志清裕、金城貞秀、高良正文、平良良松、大工廻盛山

なお真和志村が当面する安謝、天久、銘苅の立退問題について二十一日午後三時から特別委員会を開き、賃貸料の引上げ移転料の引上げなどについて協議し軍に陳情するもよつである特別委員にはつぎの十名が選ばれた
委員長 島袋盛文 副委員長 奥浜清吉 委員 山田英盛、宮城久光、奥浜清吉、屋慶名政永、平良良松、大城三郎、浦

崎清太郎、町田宗永

土地収用対策特別委／土地取上やめてほしい／是非必要なら生活の保証を／立退地区関係者から実情聴取

【琉新 1953・4・21】立法院の土地収用令対策特別委員会は二十日午後一時半開かれ、参考人として招致した軍使用地指定地域、即ち真和志、小祿、読谷、中城の各村長、部落代表者らから強制立退きについての実情を聴取した、各参考人の説明を総合するに、立退きは部落民の死活問題である、出来るなら軍使用指示を取消してもらいたい、是非使用するなら、立退料の適正額支払、立退後の生活保証（立退先きの考慮を含む）、借地料の適正を期してもらいたいという点で一致しており、特別委ではこれを参考に、三党からそれぞれ提案されている決議案を検討することになり午後五時散会した
各村からの訴え
各村からの訴え
真和志村
真和志の問題になつて銘苅、安謝の立退きについては一九五二年十月十

六日、当時の総務局長から軍指示として明渡しを村長に要求してきた

十一月二十二日から平野部落命令通り移動を開始、二十五日まで完了した、その間、事の重大さを銘苅、安謝住民は察知、死活問題としてこの取消しを要請することになり十一月二十一日に最初の陳情書を提出した、その後更に二十九日銘苅区民は、隣接部落の移動後の生活苦に鑑み、是非移動せねばならぬ時は生活を保証してもらおうという二回目の陳情をなした

十一月二十一日付の第一回陳情に対しては要旨次の回答があつた

該地域は前から軍使用地として決定していたものであり、現在の部落民は勝手に入つてきたものである、該地域には永久建築をすることになつており、立退きの取消は出来ない

以上であるがその後立退きの時の生活を保証つけた回答はなく今日に至つており今回土地収用令を適用されたわけであるが、これについても事前に何らの通知も受けていない、四月十日からいきなりブルトーザーによる地均し工事が開始され、十一日の午後一時ごろ文書による正式通知があつた

われわれは布令の土地収用令は認め、認めるがゆえにこの法に基いて納

得のできる合法的な借地契約をしてもらいたいと思つていのである、土地収用令では使用地を指定してから地主との契約協議に一月月の余裕をもたせてある、それを実行してもらいたいのである、これをやらすしていきなり土地収用令を適用することは理由が通らぬはずだ地主側からのこれまでの陳情はわれわれの

土地を軍使用にしないでもらいたい、それができないときは完全に生活を保証してもらいたいという線でなされてい、地主が軍と歩みよつて円満に事が解決するよう立法院で方途を講じてもらいたい

小祿村

二月二十一日付で軍から、「那覇航空基地付近の立退きについて」と題し、飛行場付近は二月二十八日までにその他は四月三十日までに立退くようにと立退地域を指定して指示してきた、しかしわれわれは軍が強制立退きを命ずる法的根拠はないという信念のもとに立退かぬ決意をかため、土地立退協会を組織して対策を講じているまた高地区域では無断でガソリンタンクを設置しつつある、一方二月二十三日付で次のような陳情をした当村は総面積の七十五%を既に軍用地としてとられてお

り残り二十五%の狭い土地におしこめられ、一人当り耕地二十六坪の小さな農をしている、しかも道路の関係で村内に住宅地としての適地なく、現在立退きを命ぜられてい、地域は村内唯一の住宅地でありこれを取りあげられると村内に移転すべき土地がない、それ故該地域の使用を取消してもらいたい

〔後略〕

酔いどれ議員初市会を乱す

〔沖夕・朝 1953・4・22〕

議員補充後初の首里市議会が二十一日午後市役所会議室で開かれた。議題として当局が提案した蓮池（当蔵区、通称リングムイ）の埋立についての諮問第一号は審議の結果、当局の研究不充分として提案を無期延期させ当局の具体的計画が出来次第提案させることに決定した。

∴ 議席の抽籤（新旧両議員とも）兼島市長、久高議長から補選後初市会にのぞんで議員諸公に送る”市のため健斗されたい”との挨拶後、予定の正二時より一時間余りおくれ三時十五分開会、上地助役から蓮池の埋立について、”この池は周辺の風致を害するだけでなく、蚊の発生地でもあり衛生的

観点からも埋立てを行い市場やその他

適当な施設をし、税金を図りたい”と提案理由を説明、審議に移つたが、埋立財源、埋立後の収益、その他具体的研究がウスく、なお研究の余地があるとして提案を無期延期した。この問題の審議の最中新選の議員は酩酊しておくれ議場に入ったが、酒気の上での語気があらく、一人舞台のように振舞つたため議場は一時混乱、久高議長はそのため三回も休憩を宣言する等、つめかけた傍聴人をフンガイさせていた。

∴ その後儀武議員はさきに市営から民営に切りかえられた”首里バスの第四期株主総会が近づいており市民にとつても移管後の同社の業績には関心をもつている”と譲渡契約書、これまでの貸借対照表、損益計算書、財産目録等の記録を提示してもらいたいとの緊急動議を出し、多数の賛成で動議が成立したが、当局では二十四日までにこれを準備することを約し、午後五時初市会を散会した。

ここで初議会にのぞんだ紅一点嘉数ツルさんや傍聴人の感想をきいてみよう。
嘉数さんの話”当局からの通知書では開会正二時となつていました。私はそれを間に合わせるため午後一時

半から待つていましたが、定刻には議員の半数も集つていませんでした。市民の代表者たる議員らしくもつと時間を厳守してもらいたいと望みます。

傍聴人A夫人の話「市民の幸福をはかるための清浄な議場というのに議員がよつぱらつてくるなんてヒドイと思います。切角緊張してきている傍聴人としてつまらないと思いました。

揉め抜く真和志村会／立退

問題で意見書

〔琉新 1953・4・24〕

布令第百九号土地収用令最初の適用を受けた真和志村天久、安謝、銘かるの立退き問題は全住民注目のうちに立法院本会議でも活発に論議されているが地元真和志村議会でこの問題に關し特別委員会を設け二十一日二十三日の両日にわたり審議された結果「強制立退きに関する意見書」を民政府、琉球政府、立法院へ意見書を提出することになりこれを村議会で諮るため二十三日午前十一時から同意見書について村議會を開催したが満場一致で議決、二十五日午前中に「強制立退きに関する意見書」を民政副長官、行政主席、立法院議長あて提出することになった、

意見書の大要は次のとおり

強制立退きに関する意見書対日講和条約発効後すでに五ヶ月を経た一九五二年十月十六日真和志村安謝、銘苅、岡野、平野区一五八、一〇九坪に對し命令による強制立退が強行されようとして数度にわたる陳情と交渉が行われたがその解決をみない中に更に布令第百九号の適用第一号として安謝区民の畑、原野、墓地にブルドーザ数台を動員して耕地作業を開始、農耕地と作物を一朝にして失うということは死の宣告に等しく關係住民は戦々きようきようとしている。

各政党も四月十五日立法院本会議においてこれが全琉的な問題である關係住民の苦しい切実の叫びに應えて全琉住民は現在の琉球政治のあり方について活発に論議するようになつてきた、真和志村議会は混迷せる關係住民の窮状を打開し且つ平野松原区のごとくすでに立退かされてそれによつて生じた生活上の負債と失業やなれぬ職業への転換を余儀なくされた住民の困窮せるの現状に鑑み正に立退きを強行されんとしている銘苅区やその周辺区域の住民の意志を尊重しその生活保障の立場と民主主義政治の基本原則と世界人權宣言の趣旨に則り左の事項を決議して

全琉住民の死活にかんする重大問題を早急に解決されんことを希む

記

- (1) 布令第百九号を撤廃すること
- (2) 強制土地取上げによつて立退かれた住民の生活を保障すること
- (3) 財産権の民主的保護法を早急に制定すること

市昇格問題経過報告

なお村議會閉会後ひきつづき協議会にうつつたが宮里村長から市昇格問題について政府との折衝状況報告があつたがそれによると二十二日、同村長は比嘉主席と会見、市昇格問題について意見の交換を行い、善処方を要望したところ主席は、異存はないと回答同日市昇格認可申請書を提出、結局市町村自治法第三条の「廢置分合」に解釈され、立法院の議決を得て主席が認可するもようである

再燃する首里バスの公営／

市会が研究会つくつて検討

討

〔沖夕・朝 1953・4・25〕
二十一日に引続き二十四日午前十時から首里市議會が再開された。

出席議員十六名、久高議長欠席のため大山議員を仮議長に推し、さきに儀武

議員の緊急動議によつて議會が当局に要求した首里バスの決算書類を全体協議会の形で検討、首里バスはさきに稅務署の評価以上の税金を納めたこともあるといふし、今の役員にはまかせない」とか「そんなことは株主總會で云え」等一時は本物の株主總會(?)といつた感じもあつたが、市営から民営に切りかえられた同バスの業績は慎重に検討することにし、發議者の意向が市財政の確立のためといふ点にあり、又民営移管は当時車輛購入のためやむなくとられた処置だつたとして、この際可能であれば再び公営にしようとの意見がまとまつた。

このように議會の意向が一応まとまつたため午後にはこの問題に關して二つの委員会をつくり、一方は公営の可否について政府の意向を打診、他の委員会は市営にした際の市財政への影響を検討したが、その結果は今日(二十五日)開かれる本會議に報告される予定である。

再燃したバス事業の公営問題については市当局としては、現在市財産として三百万円があるが、現在の十五台の車輛や諸施設を完全に買収するにはその外にあと六百万円の資金を必要とし、その財源をどう捻出するか難点を置

いているようで、更にこの種官利事業の公営に対し琉球政府がどのような態度をとっているか等をにらみ合わせ、今日の市議会本会議は興味を湧かしている。

又もむ？首里市会／バス市

営を決議

〔沖夕・朝 1953・4・26〕

首里市議会本会議は二十五日午後三時開会、首里バス企業の市営移管問題について審議が行われたが、その結果城間議員から提案された議員十四名の連名による「首里市営バス企業に関する決議案」（首里市の財政現情は貧弱で市吏員に対する給料遅払問題も惹起した。市財政を確立するためには税外収入を考慮しなければならず、そのためにはさきの市営バス譲渡の際の公約もあり、又市民の要望でもあり首里バス企業を市に譲渡させることを請求する。二十六日同バス株主総会で市への譲渡提案を市長に委任、その議決の実現を要求する。）との内容を議決した。

―決議案採択前、全体協議会ではバス事業の公営に就て政府の意向をきいた委員から「政府当局では別に法文には事業の公営についての規定はない

が、自信を以てはつきりした答えは得られなかつた」と報告、「市町村の事業には琉銀融資は難しいが、市営移管に要する資金はどうする？」公営に對し軍はどうするか」等の慎重派に對し「市に移管し、財政を確立しておけば二市二村合併も促進できる」那覇市や名護町でも水道電気等公営事業を行っている」といつた市営促進の意見が出たが、結局議会の意向は市営賛成に落着いた。

…その後一時休憩後、四時半本会議に移り城間議員から前記の決議案を提案、市町村自治法五十七条と日本の判決例を出して首里バスに關係のある久高、大山正副議長、渡嘉敷議員の退場を迫り、一時議場はその可否兩論で感情的な昂奮状態に陥つたが、票決の結果八対七で退場を可決、その後最年長という理由で儀武議員が仮議長の席につき同決議案を残りの十二名の議員全員一致で可決した

…決議案採択後、城間議員が「次の本会議は二十七日午後二時に開きたいが」と動議を出し、仮議長のままこれをサツと採択、直ちに散会を宣言したため、席を外していた大山副議長らは「決議案審議のための仮議長でありこの問題と關係のない日程変更は当然

本議長によつて議事を運ぶべきだ仮議長の権限ではない、適法ではない」と叫んだが、受け入れられなかつたため、散会後も兼島市長、久高、大山正副議長らが、異常な興奮でこれを非難していた。

土地収用令の撤廃／真和志

村が陳情

〔沖夕・朝 1953・4・27〕

真和志村議会では、二十五日立法院宛次のように陳情書を提出した。

…布令第一〇九号（土地収用令）を撤廃してもらつよう軍に陳情する。

…強制土地取あげによつて立退きされた住民の生活を保障する。

…財産権の民主的保護法を早急に制定すること。

首里バス総会／穏やかに役員を選出

員を選出

〔琉新 1953・4・27〕

首里バス会社の第四期株主総会は二十六日午後三時から首里劇場に約百五十名の株主が集つて開かれた。議事が首里バス会社の重役である久高議長、同大山副議長、渡嘉敷議員（子供がバスの車掌）三氏を城間議員ほか十三名が「首里市営バス企業に関する決議案」

に關係あるものとして退場を決議しただけに開会前から会社側、市会で強硬に市営への切換えを主張した側と双方慎重に総会对策を練り、荒れもよつたが、貸借対照表、損益計算書の内容について、議長の正面に陣取つたグループから僅かの質問や要望があつただけで議事はスムーズに進行。最後の役員改選において各校区から五名の選考委員をだし役員を改選させるという会社側と、各区から一名の選考委員を選出する、この委員は各区株主の選挙による…との案を固持するグループ（議会側）との間に応酬が行われたが結局議長により各校区から五名の委員が指名され、これにより取締役九名、監査役三名の重役陣が選出され午後五時半懇談会に移つた。なお閉会前兼島市長は二十五日の議会で採択された「首里バスを民営から市営に切換えるように」との決議案を手交されたが三万株の特権を振り廻さず株主に迷惑をかけないで此の問題を善処したいと述べた。選出された役員次の通り

【社長】上江洲安健【取締役】大山盛幸、久高友敏、松堂厚章、金城幸祥、真栄城朝潤、島袋賀真、又吉盛弘、花城清用、【監査役】上地安昭、西平守模、野原繁雄

首里市会大荒れ

〔琉新 1953・4・28〕

二十七日午後一時から再開されることになつていた首里市会は大山副議長が、二十五日仮議長により採択された日程は無効と思われるので「適法か違法か」を質するため法務局に急行した久高議長、又吉総務課長の報告を待つて開会すると開会を渋つたため議場は劈頭から騒然となつた、この間「明らか違法である」とする上副議長は退場、大山副議長と議員の間に応酬が行われ、傍聴席につめかけた市民から「市民の代表者として子供らしい水掛論はよせ」等の野次が飛びだすなど議場は混乱したが紅一点、嘉数議員の「お互いに興奮せず今までのことは水に流して仲よくやりましょう」の提案でヤツト静まり議会の意向であればと午後三時二十分大山副議長が議長席について開会二十五日可決された「首里市営バス企業案」の検討に移つたが検討に入る前に城間議員から二十五日の議事録訂正の動議あつてこれを訂正、続いて佐久川議員から兼島市長に対し首里バス株主総会の模様報告せよの動議に市長が答弁、議題に入るとみられたが今度は儀武議員から市町村自治法一八三条により助役は首里バスの監査役

になることが出来ない、首里バスが第二、三期の総会で株主に配布した決算書は税務署に提出した書類と相当な違いがある

との質問があり、議会は議題ソツチのけで首里バス株主総会の様相を呈した市長はこの質問に対し首里バスの計算書に言及する必要はない

と答弁、あるとする議員で又も議場は混乱、直ちに休会、当局側の説明が行われ、四時五分再開、上地助役がこの問題は近く開かれる首里バス臨時株主総会で説明すると答弁、続いて兼島市長から「議員は二万市民の要望が和であることを肝に銘じ市発展のため協力して戴きたい」旨の挨拶があつて午後四時十五分大荒れ議会の幕を閉じた

なお二十七日の議会も法務局が二十五日の議会に仮議長がとつた処理が違法であるとの見解を下せば無効になるものとみられる。

問題の「旧真和志」に/挟

みうちの土地税/那覇、

真和志両方から令書

〔沖タ・タ 1953・4・28〕

現在那覇市の行政地域に編入されている旧真和志村行政地域で土地税の二重課税というのがでて問題を起している

が、これは単に土地税だけの問題ではなく、さきに真和志村が那覇市に要求した土地の返還問題を別な方向からさせたものであり、同地域は「那覇市だ」いや「真和志村だ」と互に主張して相譲らない両市村が遂に正面きつて相対立するに到つたものとみられるようになつている。

つまり土地税の二重課税とは那覇市と真和志村の両方が同一地域に対し徴税令を出していることでこのことはたゞ十数件ではなく前記地域全体に及んでいる。即ち同地域はいままで那覇市が土地税を課していたがこれに対し真和志村では去る十五日に同地域の土地所有者七百一人、総坪数二十四万七千六百坪に対し前期分として合計二十六万五千六百七十七円の土地税令書を一斉に発送四月末までに納入すべきことを通達したのである。（那覇市では十六日に全期分合計で約七十万円）。

このことは土地の返還問題が解決しない限り、互に自己を主張するだけで簡単に解決せず、悪くすれば裁判問題にまで発展するし、漸く合併へと気運が向いてきている昨今、この合併問題にも大きなヒビを入れるのではないかと危ぶまれ、さらに住民がこの二つの令書をどうつけとつてよいのか、今後が

注目されるがこれについての両市村の言分をきいてみた。

真和志宮里村長の話 市町村税法では土地の所在するところが土地税をとるようになつているがその所在ということが問題だ、こちらでは土地台帳が即ち土地の戸籍ともいふべきものであるからそのあるところが所在するところと思つている然も那覇では行政のすべては那覇に移つたといつては土地台帳はこちらにある以上依然としてその一部は真和志村にあるわけだ。那覇では潰地や土地の売買、名義変更などということは分らない、それはこちらでしかできないからだ。従つて那覇市の土地ではないわけが那覇が土地税を課すということがおかしい。いままでは課していないのに急に今ごろから税を課すのはどうしたかというがそれは同地域を那覇に貸している関係からどうすればよいかいまままで研究していたのだ。最近になつて漸く課税すべきであるという結論にきたのであらためて税を課すようにしたのだ。不動産所得税も課すつもりである。要するに税法にある「所在」というのが問題で一体同地域はどこに所在かということになるが土地台帳のあるところに所在していると解釈しているわけだ。

那覇市饒波税務課長の話 いまごろから然もこちらが賦課することを分けるのに何の連絡もなく税を課したのはどうにも腑におちない。前もつて一言いつてもらい、政治的に解決すべきだつたと思う。上司にはいつてあるし研究中のようであるが住民が迷惑していることはいなめない。こちらではちゃんと市町村税法に従つてやつており現在はこちらの土地であることは当然だ、向つは土地台帳云々しているが、こつちでは一筆 があるのでそれを基にしてやつている。

一社説一

真和志市となるか

〔琉新 1953・4・29〕

真和志村では市村合併の問題とは別途に、かねて市への昇格を希望し琉球政府に申請書を出してあつたが前の総務局においては慎重を期し、二市二村合併への世論の動きにかんがみこれを立法院の議に付する事を留保していた。村当局はそれにしびれを切らしてついに申請書を取下げ現行法にこれに関する別段の規定のないところから、村自体で昇格の手続きをとるべしと伝えられていた。しかるに市町村の廃置分合または境界変更については関係市

町村の意見を徴し、立法院の議決を経て行政主席がこれを決定することになつておりこれは日本本土の地方自治法に倣つたものであるが、市となるべき地方公共団体（即ち町村）の要件は規定してあるに拘らず、これまた日本母法には廃置分合や境界変更の手續とおなじく関係市町村の申請にもとづき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、内閣総理大臣に届け出なければならぬと規定してあるのに、これに類する手續規定がないために、真和志村においては市となるべき要件を具備している以上、自主的に昇格せんとしたものである。こゝにもわれわれは法の不備欠陥を見たのであるが、真和志村においては、琉球政府とのトラブルの起ることを避けんがため、日本母法に倣つて行政主席の諒解を得たうえで、申請書を提出し、それについての立法院の議決を経、主席の決定によつて市とならうとするの拳に出たようである。

すでに諒解すみのうえで立法院の意見を徴するならば、おそらく立法院においても市昇格に同意の議決をするであらう。これは現行法に照してならんら違法でないのみか、法の不備欠陥を実行のうえで補なうものであつて、問題

を法律的にみる限りにおいては別に議すべきものはないであらう。真和志村においても合併の問題とは別であるというよりも、これによつて合併を促進せしめ得ると称えるようである。

市に昇格するとともに二市二村の合併に向つて積極的に乗り出すことは最も望ましいことである。しかしながら、真和志村の従来の見解によれば、二市二村の合併に反対ではないが、先ず那覇真和志の合併を行つて後に時期を見て首里市小禄村を一体化すべしといふのであれば、恐らく新議員の立候補当時の声明など考え合はして、新議会の意見も変更を見ていないであらう。一方那覇市の意見としては首都建設のためには首里市と小禄村とを併合してもなお地域の狭きを嘆ずるのみならず、有機的計画を実行するためには、速やかに合併して百年の計をたてなければならぬといつていたので真和志が市になつたところでこの意見もまた変更を見ないであらう。

かく見るならば真和志市が実現するとして那覇港から首里の丘草地まで掌大の土地に那覇、真和志、首里の三都市が連なる結果となり、恐らく世界地図において例を見ない奇観を呈するであらう。寸尺の余地も残さずして連

せる地域に、それぞれの市長があり市会があり市役所があり、それぞれの予算をもつて都市計画を行つたというがごときは、世界の珍聞奇談の種とならなければ幸いであらう。

昔猫額大の沖繩本島に中山南山北山が併立しそれぞれ明国に向つて進貢船を派遣して王国を称していたが尚巴志の偉業によつてこれを統一して以来興隆の氣運すこぶるあがつたと云う。人口の稀薄な時代、流通経済の発達しなかつた時代ならばおとぎばなしのような三王国の併立の話も面白いが、今日のような人口の密度と交通の繁忙とを見ながら、地区的分業を合理化せず、それぞれの地方公共団体を擁して能率の増進や経費の節約を顧みないのは馬鹿げたことではあるまいか。

真和志市の市への昇格はよろしく二市二村合併を条件とすべく、かくしてこそはじめて意義があるであらう。

「こんな筈では」／流産した

首里市会

〔琉新 1953・4・29〕

補選後、初の議会で酔つぱらい議員を出し続いてバス市営問題で議長、副議長ほか一名の退場を求め仮議長が瞬く間に次回の日程まで決める等、時化続

きものか違法でないか注目されていたが二十七日、久高議長、又吉課長が法務局に見解を質したところ、明らかに違法”であることが判明、二十一日の開会から九日を経た今日まで議会は続行している形になつてゐる、法務局の見解では二十五日の議会で議長、副議長外一名が該決議案に一身上の関係（市町村自治法第五七条に抵触）があるとして退場させられてゐるが、当日出席議員中、前記三議員のほか金城、玉那覇、山城、上間、石川（描）、野原、浜元、儀武、城間の十議員は何れも首里バス会社の株主であり前記三議員同様、明らかに五七条に抵触するとみている。こうなると二十名の議員中十六名が株主である首里市会では城間議員提出の「首里市営バス企業案」は審議出来ないことになり緊急動議としてこれを採択したこと自体も違法であるとされている

なお市民の間では不明朗な市会に対する非難の声も昂まりつつあり青年有志の間では婦人会と相互連繫をとつて市政明朗化のため公聴会を開いて議員の反省を求め、それでも反省の色が現れない場合は有権者の三分の一以上の署名を得て議会の解散を請求（市町村自治法第十九条）三十才前後の若手議員

を送つて議会の刷新を図るつとの動きもあり注目されている

目をつけた借地料 / 財源難の首里・琉大へ請求

〔沖タ・タ 1953・4・29〕

首里市ではかねてから学校運営費その他一般市政収支の負担軽減をはかるうとその財源に腐心していたが、この程首里城跡、現在琉大が使用している市有地一万二千坪の賃貸料を支払つてもらいたいと学校当局に要請した。

今度の土地使用料請求の目的について市当局では”民有地をかりて首里中校、城南、城北小校敷地の地主への借地料支払いのため”といつてゐるが、条件としては坪当り単価は宅地の最下等一円とし、琉大予算が許せば四月から支払つてもよろうう望んでゐる。

若し琉大側が賃貸契約を承認すれば市の方に月一万二千円年額にして十四万四千円が新しく才入として入つてくることになり、幾分か市財政をうるおすことになるが、琉大側としては目下開会中の定例理事会にはかつて態度を決める模様。

兼島首里市長談―琉大創立当時、ミード氏とは別に契約はせず市有地をか

てあげたが学校運営費を作りたいため借地料の支払方を要請した。一万二千坪分全部支払つてもらえば結構だが、それが不可能ならせめて城南校の運営費が出る分だけでも希望してゐる。琉大当局の善処をお願いする。

”いつそ寄贈してくれ” / 首里の敷地料請求に琉大が回答

〔沖タ・タ 1953・5・1〕

首里市ではさきに学校新設の経費を捻出したと琉大に対して現在同大学が使用している一万二千坪の市有地の使用料を請求していたが、これに対し琉大当局では三十日の理事会にはかつた結果、学生の自然増加による予算の減少のため次のように態度を決定市当局に回答した。

首里市の文化都市としての構想の中における琉大等の地位と使命に鑑み現琉大用地である市有地を琉大に寄贈して頂きたい。

これにたいし兼島首里市長は次のように語つてゐる。

都計との関係もありこれまで琉大がハンタン山等に発電所等の施設を勝手に設置したことがあつたので、この際市会にもはかつた上使用条件等

をつけて正式に契約したいと思つ。

”六日まで引渡せ” / 安謝、銘効の軍用地に軍が正式命令

〔沖タ・タ 1953・5・2〕

真和志村安謝銘効一帯の立退きについて、昨日オグデン准将より次のような正式文書が琉球政府宛に届いた。同文書は「四月三十日附で合衆国軍用地明渡し立退命令」という主題になつてゐる。

五三年四月三日附民政府布令一〇九号にもとづき真和志村在の別紙「地区工兵隊財産表」記載の土地の借地権を合衆国が取得することについての五三年四月十五日附告知書を、琉球政府へ既に通知してあり、また琉球軍司令官は当該土地を直に使用並に所有することが緊急に必要であると考えるので、同布令一〇九号の第二項Eにもとづき当該土地の所有者並に使用者は直ちに土地および地所を立退き五三年五月六日までに、おだやかに合衆国に引渡すようこゝに命令する。

真和志村字安謝、前原安謝原、東原、前東原、同村字銘効、兼久原、銘効原直祿原、港川原。

泊埋立地に移してノ旧垣花

住民が陳情

〔沖タ・夕 1953・5・2〕

那覇市垣花復興期成会では一日あさ會長宮里雄喜氏ほか十数名で市役所に又吉市長を訪れ、当間前市長時代から認められている泊埋立地への移住について、早急に実現させてもらいたいことを元垣花住民一万二千名の名で陳情した。

これに対し又吉市長は善処方を約したとのことであるが同埋立地の使用区分については正式には未だ取りあげられておらず（但し牧志通り立退者の移住地は内定）、然も六万五千坪あるといつても港湾附帯地区や道路などを差引くと実際に一般へ使用させ得る地域はぐつと減少するわけで、さらに旧泊住民、奥武山住民なども同様に考えられるのでいまのところどう処置されるか不明のようである。

なお港湾附帯地区の使用許可申請者は倉庫会社、船会社など約四十件に上っているがこの埋立地問題は近く正式にとり上げられるようになるものとみられている。

一社説

土地収用令の対策

〔琉新 1953・5・3〕

琉球民政長官クラーク大將は琉球統治に關し四月三十日声明を発表するとともに、布告二十二号によつて民政府の権限を明らかにし、講和条約発行人の布令布告等すべて引続き有効であることを布告した。これは講和条約第三条後段の規定にもとづくものなることは当然であつて、ただ一年前の講和条約発効と同時に公布し宣明すべきものであつたのが、今回おくれればせながらなされたものに過ぎない。

講和条約第三条後段の規定により北緯二十九度線以南の南西諸島の領土及び領海において米國が行政、立法ならびに司法に關するあらゆる権利を行使する任務遂行に當る民政長官が、その代理機關として米國民政府にその権限を委託し、軍政施行時に公布した布告、布令並びに指令やその後（講和条約発効後）公布されたすべての合法的な立法、行政、司法上の法令は、これらが修正、改正または廃止されざる限り、有効であるとされた以上は、今回問題となつてゐる土地収用令についても、単にこれを世界人權宣言および國連憲章の主旨にもとるとの理由によつて、反対斗

争等の手段によつて対処すべきでなく、米國が南西諸島に對する前記權利を行使するにあたり、民主主義の線に沿うべしとの声明もあつたのであるから、琉球住民の基本的人權を侵害することなくしてその權利の行使がなされるよう折衝すべきであらう。

琉球が復歸を希望せる日本も米國および他の自由諸國とともに國際連合の企圖する目的に同調する以上は、琉球ひとりこの目的から逸脱した方向に進むべきものでもなく、また進み得べきものでない以上は、この目的のためには協力をこそすべきであつて、これがために払う犠牲が大きいためにこの目的にまで背こうとするような態度に出すべきではない。この目的のためには琉球としても相當の負担をすべきであるが、ただその負担が不当に過重であり、犠牲があまりに過大であり、しかもこの負担や犠牲が一部の土地所有者に個人的に課さるるにおいては琉球住民全体が同胞として見るに忍びないものであるから、これらの負担を軽くし犠牲を緩和し、なお今後といえども、かかる過重の負担は過大な犠牲を課されざるよう折衝して、民政府の善処を要請するのが立法院の任務である。

布令百九号土地収用令が公布されたときに立法院においては与党と野党と根本的に見解が違つていたので、われわれは到底二つの提案を一本化するとの難きをおもひ、現実に對する急急の措置と根本的解釈に關する調査とに別けて対処すべしとしたのであるが、幸にして、先月二十八日の委員会において与野党間の調整案が成立し、来る四日の本會議に上程することとなつたのは朗報として受取られた。

その内容について見るも前に述べたように復歸を希望せる日本本土の同調せる目的のために、琉球としても負担すべきは負担してきたのであり払うべき犠牲も払つてきたのであり、将来といえども南西諸島としては南西諸島相當の負担をなし犠牲を払うにしても、そのあまりに過當過大にして且つ機械的に一部住民のみに負荷せしむることを忍びずとしたる精神に出た点において、大体において正当な要求であらう。よろしくこの精神を基盤として民政府と折衝すべく、誠意をつくして積極的折衝したならば、民政府においても必ず善処する方向に動くことになるであらう。

かかる根本的の措置をとりながら、現実に土地を失なつてその補償が十分

でなく、直ちに生活の窮迫を訴える被収用土地所有者に対しては、さしあたっての応急措置として公正なる補償や生活保証などの金額を増額してやるような手もつつべきである。

土地税の奪い合い／那覇真和志・両手引張られる旧真和志／“こちらがトるのじゃ”／会談決裂・裁判へ持出すか

〔沖タ・夕 1953・5・8〕

那覇市に編入されている旧真和志村行政地域に対し那覇市並に真和志村の両方から土地税徴収の令書が届けられ、二重課税となつて住民を惑わしていることについて、那覇市では七日あさ嘉手納助役、安次富総務部長、の波税務課長の三氏が真和志村役所を訪れ村当局と懇談を行ったが、何等の妥協点も見い出せず、物分れとなつた。

問題となつている松尾、樋川、一中前、ソ辺、神里原など土地所有者七百一人、総坪数二十四万七百六坪（真和志調べによる）は那覇市では正式に編入されている以上明らかに那覇市であり、税法に照らしてどうみても那覇市が土地税を徴収するのが当然であるとしているのに対し真和志村では税法には土地

税はその土地の所在するところが徴収するとなつている。ところでその土地の所在するというのは何を根拠にするかというところそれは土地の戸籍ともいふべき土地台帳を意味すると解釈する。従つて前記の土地は土地台帳のある真和志村に所在しているということになるわけである。真和志村が土地税を徴収するのが当然であるとそれぞれ主張、何等の解決点も見出せなかつたわけである。

ところがこの問題はたゞ単に那覇真和志の対立抗争というだけでなく、住民が直接迷惑を蒙つていられるわけで、二つの徴税令書を手にした関係者達は両市村当局を訪れて一体どうなるかと訴えるなど特に早期解決が要望されているが、懇談決裂後両市村とも全然手を引かず既定方針通り徴税することを再確認している。問題はますます紛糾するものとして注目されるようになつてい

る。那覇市嘉手納助役の話は話し合ひはつかなかつたがこちらが徴税するのが当然だ従つて徴税はつゞける。迷惑するのは住民でその点早く解決しようと思つたようだ。あとは行政府が解決してくれるか、行政裁判ということになる

が、行政府には解決方を要望してある。宮里真和志村長の話、那覇市から話合ひにきたがどうするということ事にもならんかつた従つて那覇市の徴税は無視して既定方針通り徴税する。住民が迷惑しているのはわかるがそうかといつてこちらがとるべきであるのをとらぬというわけにもいかぬ、行政裁判以外に解決策はないのではないか。

市助役のバス会社監査役就任／“法に抵触しない”

行政課が回答

〔沖タ・朝 1953・5・12〕

首里バスの監査役に同市助役が就任していることについて市町村自治法八十二条及び百三条の規定により違法であるとの意見が出され市会でも問題となつていたが内政局行政課では首里市からの照会に対して助役の兼職は八十二条の適用を受けないと次のように回答することになつた。

市町村自治法八十二条の規定を説明すると本条は市町村長が当該市町村に対して請負関係にある業務者たることを定めたものである。公共団体の支出金を以て継続的に自己の業務上の所得としている者は公平な見解の下に公務を遂行することが困難であり、その地位

を利用して私利を図る危険がある。特に市町村長は執行機関であり、かつ契約の締結及び収支の命令の権限を有している。請負関係にある者の範囲は次の通り。

…当該市町村に対し請負をなす者又は支配人。

…当該市町村に於て経費を負担する事業につきその団体の長の委任を受けた者に対し請負をなす者又は支配人。

…当該市町村に対し請負をなすことを業とする法人の無限責任社員、取締役、監査役、又はこれに準ずべき者、支配人、清算人。

…当該市町村に於て経費を負担する事業につきその団体の長若しくは団体の長の委任を受けた者に対して請負をなすことを主たる業務とする法人の無限責任社員、取締役、監査役又はこれに準ずべき支配人、清算人。

前述の通り首里助役の監査役の兼職はこれを禁止する法の適用を受けないものと解釈する。

那覇、真和志ノ水道パイプ で連結ノいがみ合いも水 に流し

〔沖タ・夕 1953・5・15〕

水に悩んでいる真和志村でもこのほど水道施設を計画、軍に対し現在那覇市へ給水している二十万ガロンを三十万ガロンとして十萬ガロンを真和志村に供給してもらいたいと請願したほか、十四日には宮里村長自身那覇市を訪れ、神里原の線で真和志水道と連絡、給水してもらいたいことを申し出たが、話はスラスラまとまり、あとは技術的な面をどうするかということになった。何かにつけていがみ合っているような印象を与えている那覇と真和志もこの件ではどちらも協力的、暗礁に乗り上げた感の合併問題とは別に真和志の水道施設が整い次第見事に連結というわけ、尤もこの水道工事、最初から那覇、真和志全体を計算に入れた計画ではある。

那覇は八月ごろ給水ノ水道取付け の仮申込み受付中

水道の本格工事をすゝめている那覇市公共施設課では、十四日からこの工事に伴う水道取付けの仮申込みをうけているが、これは水道工事の終了次第道路を舗装することになっているの

で、その前に引込み線の配管計画をつくり舗装後は道路に触れないでもやっつけていけるようにするといった事前準備のためのもの、申し込みは本月一杯となつてゐる。なお給水の見通しは八月頃となつてゐるが亀島公共施設課長はそれについて次のように語つてゐる「近く軍側と軍の水道（旧那覇市側施設で現在は軍が管理しており今秋頃那覇に移管される事になつてゐる）にいつ連結できるかといつたことを折衝する積りである。要するにいつ給水できるかといふことはこちらの準備次第だ、その点工事は順調にすゝんでおり、日本に発注した約一千万円分の器材も近く着荷するのでおそくとも湯水期までは給水できるだろう。」

泊埋立地那覇市に移譲

〔沖タ・朝 1953・5・19〕

泊港の埋立土地及び改修物の所有権を那覇市へ譲渡方について先に同市では軍宛申請中であつたが、去る四日付で次の条件により承認する旨ルイス民政官から政府宛文書で正式移譲を通知して来た。

民政官は布令百六号の権限に基き更にまた那覇市が左に掲げる箇条に同意する条件のもとにこの土地の所有権を那

覇市に移譲する。

一、那覇市は当該土地の埋立若しくは港湾における港湾改修工事に付帯して生ずる不動産の使用又は占有から起るあらゆる苦情から米国を解放する。

二、那覇市は米国に対し泊港一帯の土地のうち改修港の建設に必要な欠くべからざるものに関してその権限を無償で与え、又かゝる建設を完了するために米国が必要とするすべての土地を無償で使用に供する。

三、那覇市は泊港北側土地に関しこれを造船所の建設並びに運営のため沖縄水産会社に使用させ且つその長期貸賃を前もつて承諾する

四、前記参照書簡に述べてある土地に関し那覇市がその所有権の移譲を受ける前に前項の移譲を条件の下にこれを受ける意志の有無を公式に表示する事を望む。

五、民政官はこれらの港湾改修が完了した時は米国並びに琉球政府の利益を保護し、且つ施設の適当な使用及び維持を保障するに足る諸条件の下に改修泊港の所有権を那覇市に移譲する。

埋立地売却に反論ノ議場久 し振りに荒れるノ那覇市 会

〔沖タ・朝 1953・5・21〕

市役所天妃へ移転

（夕刊一部既報）二十日あさ十時から開かれた那覇市第二十七回臨時市会は議員二十七名（欠員一名）の全員が出席、会期を四日間とし、「市役所の位置を変更する条例の制定について」ほか六議案が上程されたが、第一日目は市役所の位置変更の件を、出席議員三分の二以上の賛成者を要するとなつてゐる可決の一杯一杯の線、十八名の賛成で原案通り可決、市役所は天妃に移転することとなつた。

市会議規則一部（第五十九条）改正の件（島袋、喜久山、糸数議員提出）は泉議員からの修正案が採択され、議会議規則第五十九条を改正、牧志街道拡張工事に伴う立退き者の受入に要する市有地の売却処分については特別委員会を構成してもう一度立退者達と協議するという事で持越し、美栄橋地区々画整理に伴う立退者の受入に要する市有地の賃貸随意契約をなすことについては原案通り可決。

きよう二十一日の第二日目はあさ十

時から特別委員会、ひる一時から本会議を開くということで午後四時幕を閉じた。

本市会は新議員が出てから始めての重要議案上程であるのと牧志大通りの立退問題といった直接住民に係る問題などがあつたためか傍聴者も多数つめかけ、討論も活潑で華かなところを見せたが、特に注目されたのは島袋嘉順、糸数昌秀、泉正重議員等から数度に亘つて市当局の考え方は常に安易、杜撰であるときめつけたことで、島袋議員からは、「泊埋立地を売るということは予算編成当時から既に考慮に入れていたと考えられるがどうか、市有地を売るということは六万市民の利益に反することであるが、もしそうならば大な都計を実施することが果して市民の利益になるのか、土地を売らずには道路は出来なかつたのか」と矢継ぎ早やに質問、さらに「市当局は目の前のことをちよつと片付ければよいといった安易な杜撰な考え方である以上、この泊埋立地売却案には反対する」とのべるなど活潑な討論をみせていた。

なお市当局では市役所が天妃に移転しても社会事業課、衛生課、出納関係の窓口事務関係は現在地に出張所とし

て存置する旨のべていた。

那覇市会／泊の市有地売却 ／二重課税問題は互に研究

〔沖タ・タ 1953・5・22〕

二十一日の那覇市会は午前中の特別委員会に引続き、午後一時から本会議を開催、特別委員会付託となつていた牧志大通り立退き者の受入れに要する泊埋立市有地売却の件と主席諮問の公有水面埋立申請に対する答申案を原案通り可決、二重課税の件は総務委員会付託となり、これで上程六議案の審議を終了、閉会した。次は市会の模様。

…埋立地売却の件では既に売らねばならぬように献立てができており、いまさら売らねとなると大きな犠牲を払つて立退かねばならぬ三十八所帯の人々の気持ちを崩すのは勿論、都計にも支障をきたすといったところから、原則的に市有地の売却に反対である議員も本意ながら賛成を表していた。こついつたことから市会では売る売らぬという論議は別にして、議会に諮ることなく勝手に売るといふことを前提にして立退き者と折衝をすゝめもう売らねばどうにもならないといふところまでもつてきた市当局の行過ぎ行為に

非難の声が集中、議論も沸騰したがこれに対し市当局では行き過ぎ行為を認め今後はかゝる行為がないようにすると詫ひたのでケリとなつた。

…土地税の二重課税の件では市当局から法的にみても真和志村が過つており、那覇市が課税すべきである旨を明らかにしたが、提案者（島袋、喜久山、糸数）からはなお沖縄民政府布告第十二号の二の法的根拠と効力には疑義あり行政府主席と立法院議長にその見解表明を懇請する必要があると主張したので、一応委員会付託として改ためて行政主席と立法院議長にその見解表明を請う決議文を作成することになつたが、この問題で前記布告十二号公布に當つて境界取極めの委員（那覇市仲本市長他五氏、真和志金城村長他五名）であつた真栄田世勲氏、翁長助静氏、並に当時副知事兼総務部長であつた又吉康和氏が参考人となつたがそれぞれ次の様にのべた。
真栄田氏―那覇、真和志各六名ずつの委員で境界を廻り、談笑裡に境界を決めたもので布告十二号の公布の根拠はつきりある。
翁長氏―委員で巡視、意見をまとめて回答、両方の意見が一致しているからといつので布告十二号が発せられた。

又吉氏―私も旧鉄道線路を廻り軍の行政課長レイトン中佐も交えて決定したものである、布告十二号はオグデン少将以外にこれを打消す権利を与えられた者はいない。

なお牧志大通り立退き者に対する泊埋立地売却の原案は次のようなものである。
立退者三十八名に対し泊埋立地市有地を一人四十坪以内、坪最高千七百円、最低千五百円、二九年々賦、年二回払いで売却する。

強引な決議案／首里市会疑義質す

〔琉新 1953・5・23〕

さる二十五日首里市臨時議会で市町村自治法第五十七条で久高大山正副議長、渡嘉敷議員らを退場させ儀武議員が仮議長につき強引に「首里市営バス企業に関する決議案」を残りの議員で可決したがその後大山議長は市町村自治法第五十七条の疑義についての五項目をならべて内政局長あて照会した

移動促進の主動／那覇市役所旧天妃校へ移転

〔琉新 1953・5・29〕

市町村議員補選による議員数の倍加以

来、市会がひらかれるたびに社会部職員は外へ追つぱり出されるといつた不便をかこつていた那覇市役所は、いよいよ三十日お昼から一せいに天妃校へ移転開始（雨天の際は順延）六月一日から市政事務は天妃庁舎で行われることになった。

但し、市民の足の便を図らつて最も市民と深いつながりのある衛生課の全部、社会事業課の救済事務（四名）、会計課の出納窓口（二名）、公共施設課水道修理班の一部を残留させ、名称も那覇市牧志連絡所として発足する。なお、天妃庁舎のうち五教室は上山中学校の不足教室に割当、現市庁舎は深刻な校舍難にあえぐ壺屋小校が十教室を使用することになっており、現市役所の移転は、単に市庁舎狭隘の開拓だけでなく、校舍難の緩和ひいては旧市内への移動促進といった、まさに一石三鳥の役割を果たすわけだ。

【天妃校庁舎割当】
階上Ⅱ市長室、助役室、企画部、社会部、建設部
階下Ⅱ収入役を含む総務部、議会事務局、市会議室

立消えの”都市合併” / 十月説も遂にお流れか

〔沖タ・タ 1953・5・29〕

合併問題は二市二村研究委員会で結論は補充議員選挙後となつたまま、置き忘れられたかたちになつてゐるが、その補選も済んで二カ月にもなつてゐるのに未だに採り上げられぬことから二市二村が一市一村かを決めさえすれば十月一日にはキレイに実現できるという段階にまできておりながら、この十月一日案も再び葬られてしまふといつた気配になつてゐるようだ。

これについて最近の事情をのぞいてみた。

十月一日案を献立てした那覇市庶務課長東江氏にきくと合併しようと思えば何時でも出来るだろうが、たゞ事務的にスムーズに行くようにするには十月一日に合併するならば本年度末の六月末日までには少くとも合併するという結論を出し、それから十月一日までを準備期間とするのが適当だと思つてゐた。つまり六月末までに合併ということが決まらなると十月一日案も実現性が極めて薄くなるわけだ。

では六月末までに結論がでてくるかといつとその可能性は殆ど消えてし

まつたようだ。つまり研究委員会で委員会の再開は議長権限となつてゐるが議長の山田有幹氏はその再開について当分の間駄目だと次のように語つてゐる。

「各市村の態度が決まらない限り委員会を開いてもどうにもならない、真和志は一応一市一村と態度は決つてゐるようだがそれ以外にいろいろ問題があるようだし、那覇は新議員が出てから一市一村を唱えるのもあるが市議会で未だに検討していない、従つて市会の意志が不明だ。従つて那覇市会の意志が決まるまでは再開しても無駄なわけだ。」

うれしい四つの引越し / 腰を据える那覇市の役所や

学校 / 八年ぶりに”上之山校” / 壺屋校三部授業やつと解消

〔沖タ・タ 1953・5・30〕

上之山 かねて軍からの譲渡が伝えられていた上ノ山校旧校舎が、戦後八年ぶりにやつと懐しい那覇市民のふところへ歸つて来た。きのう二十九日、新に上之山中校として発足する同校の阿波根校長外職員五十三名、生徒二千二百三十三名は住みなれた那覇中校、

旧天妃校から目出度く引越す運びとなり、掃除もすませていよいよ今日から張切つて勉強にとりかゝつた。校舎は全部で三十七教室、必要教室四十六教室のうち不足の九教室分はしばらくの間旧天妃校を那覇市役所の小父さん方と仲よく分け合うが、それでも旧天妃校内の物産検査所、免許事務所、新校舎内の気象台、放送局などの引越しが未だ済まず、仕切りを設けねばならぬ教室も少しあるので、当分の間は二部授業になるとの事。学校側では設備もそのまゝ、民政府から貰つて大助りだが、運動場のないのが頭痛の種で今後旧那覇尋常高等小学校の敷地をそれに充てるよう教育委員会と交渉すると述べてゐる。

市役所 那覇市役所ではきょう朝から旧天妃校々舎への引越しを始め、まる一日で終了、六月一日から正式に新庁舎で執務を始めることになった。同市役所の引越しはこれで五回目、最初が一区一組のボロボロの民家、二回目が現市場敷地内にあつた天幕小屋、三回目が現開南校のコンセット、四回目に今までの場所という過程を経て来ている。

壺屋校 壺屋小学校では来る六月一日に市役所跡十一教室へ五年と二年の

ヨイ子達が引越し、これで三部授業解消、部授業も二年三年だけになる見込である。

教育長事務所

これまで那覇高校職員室の一室を借りつけていた地区教育長事務所ではかねてから国場組との契約で同校々舎と軒つゞきに工事中の新庁舎（四十八坪ブロック建）が完成したのできょう引越しを行つた

土地収用令、廃止の意図なし

〔沖タ・朝 1953・6・3〕

軍回答

立法院の軍用地問題特別委員会の上原委員長及び新里、石原、瀬長の各党代表ら四名は一日午前十時から約一時間にかけてオグデン副長官及びルイス准将をそれぞれ訪問、さきに立法院が決議した土地収用令廃止請願等に対する正式回答を求めたが会談結果については上原委員長から「軍は直ちに廃止する意志は見えなかつたが民間からも参加する土地委員会をスムーズに運営し双方の合意による円満解決をはかることによつて収用令は発動しないで済むという考方であつた」旨、次のような副長官及びルイス准将の回答内容が発

表された。

軍事防衛上、土地を提供せよ／土地委の運営円滑期す

オグデン副長官回答

一、軍用地問題は世界的な問題となつてゐるアメリカが一定の地域を所有することは世界の軍事防衛上、必要なことであるから住民も自分の土地を提供すべきである。いつまでもなくこの場合は出来るだけ適当な使用料が支払れる。

一、何処の国民でも土地取上げは好まぬものである。

従つてこの問題は土地委を円滑に運営して軍民双方が納得の行くように処理して行きたい。

一、外人の土地購入に関する布令も軍が必要と認めれば出さんとも限らない。個々のケースの場合は慎重に検討したい。

一、決議に対する正式回答は可及的速かに文書で送るが同決議には具体的なものが無い。布令百九号（土地収用令）が悪ければこれに代る具体案も考えてもらいたい。

収用令／法的根拠は平和条約三条
”なるべく発動せず納得で”
ルイス准将回答

一、土地収用令を公布した法的根拠は

行政権から自然に発生する権利からである。つまり平和条約三条後段に規定する統治権の「領水をふくむ」は領土もふくむものと解釈してゐる。たゞしこつていう事態は国際法上、前例のないことである。

一、土地収用令の適用は最悪の場合のみであつて現に民政府が任命しようとする土地委員会が発足して軍民双方の相談がまとまつたら布令はあつても使わんでいゝ。

一、条約発効前の地代支払いは恩惠的なもので国際法には占領中の土地取上げに対する賠償の法的根拠はない。発効後については土地委と協議の上、納得の行くような使用料を許可し紳士協約的なものとしたい。

一、土地収用令は住民に誤解されてゐるがこれを出すまでには予告をしてかなり待つたものである。やむを得ず公布したもので自分たちとしても土地収用は好もしくない。出来るだけこの発動はさけ、土地委で双方の協議をまとめて行きたい。

なお委員との質問応答においてルイス准将は昨年立法院が公布した土地収用法には軍用地は含まれていなかったのか？と反問し、適当な法律がなかつたから布令の収用法が出されたのだと

述べ、副長官は「目下、来日中のダイクセン、マグナソン両上院議員に軍用地使用料の問題を調査させてほしい」との質問に「善処しよう」と答えた。

帰れぬ国頭的那覇人／市が近く十世帯受入れる

〔沖タ・朝 1953・6・4〕

北部各地には八カ年前疎開したまま未だに帰れぬ多くの那覇人がいるが、これに対し那覇市社会事業課では今度の予算で三十六坪のトタン葺きバラックを建て、出来るだけの受入れを行うことになつた。

これは当間前市長時代から懸案された問題で同市長時代に第一回目の受入れを行い、今度が第二回目以下年次計画で出来る限りの受入れを行おうという事になつてゐるものであるが、このため同課では四日に課員を関係市町村に派遣、実態調査を行い、十五日には建物の入札を実施この被救済者家屋が出来次第受入れるということになつてゐる。これについて市当局に話をきくとこれらの中には故郷である戦後の那覇市を一度も見たことがないといった老人達もあり、全て被救済者で自力ではどうにも古巣に帰ることの出来ないといった忘れられた形の人々だとのべ

ていたが、関係市町村に問合せた資料によつてその数は次のようなものとなつてゐる。

金武村三世帯九人、本部町四世帯十三人、今帰仁村一世帯七人、久志村八世帯十九人（平均年令六十七才）、大宜味村一世帯三人、宜野座村十世帯三十六人、石川市三十六世帯百十四人、糸満町十六世帯五十一人、名護町四世帯十人、羽地村九世帯二十三人、合計九十二世帯二百八十五人。

なお今度三区に建てる被救済者家屋三十六坪のうち、六坪は現在那覇市内で特別に困つてゐる五世帯に提供、残り三十坪がこれらの人々に提供されることになつてゐるが、これでは十数世帯だけしか受入れできないので特に距離の遠いところ、残留者の少いところ、病人、老人、未亡人などの残留者の少いところ、病人、老人、未亡人世帯の多い市町村、並に市に移れば救済の要がない世帯を優先とし、残部は次年以降に持越すことになつてゐる。

軍民相互の連絡機関／土地

委員顔ぶれ決定

〔琉新 1953・6・7〕

比嘉主席が民政副長官に対して推薦中であつた沖縄土地委員会のメンバーが

決定になり六日、民政府から次のように発表された

委員長 伊礼肇、委員 比嘉秀盛、長嶺秋夫、知花弘治、仲本興正、この委員の選定は政府首脳部の推薦した人々の中から充分なる考慮を加えた上で行われたもので同委員会は民政副長官を補佐し沖縄住民の土地問題に対しより満足なる解決をもたらさんとするものである。任命期間は一年間で、初の会議は六月八日に行われる。なお、同委員は当分兼職とし将来専任も考慮される模様、各委員の職業は次の通り、

伊礼肇氏（弁護士） 比嘉秀盛氏（市町村長会長、北中城村長） 長嶺秋夫氏（小禄村長） 知花弘治氏（読谷村長） 仲本興正氏（浮島ホテル主、南洋引揚者会長）

沖縄土地委員会委員の発表に當つて比嘉主席は次の談話を発表した

「土地委員会を設置して土地問題を円満に解決しようとする軍の熱意と選ばれた五名の方々が、この重要な仕事を引きつけてもらつたことに対して感謝にたえない。土地委員の仕事は現段階においては沖縄における最も重大な、然も極めて困難な仕事であると思つのであるが、各委員が全力を打込んでこの土地問題の円満な解決に努力してい

たゞけることを期待するものであり、行政副長官および民政官も各委員の今後の活躍に多大の期待をもつてゐる。

各委員が土地を失つた方々の利益代表としてその現在および将来の生活保証についてありのままを率直に軍に対して進言することを切望してやまない、また各方面即ち行政府は勿論、立法院、各市町村長、議会その他民間の団体もこの同一目的を達成するよう全幅の協力を望むものである。なお月曜日（八日）午前九時から民政副長官会議室において民政副長官および比嘉主席も出席の上第一回委員会が開催される。

民意を充分に告げ／軍のカイライになるな／民主党

なお同委員会について各党の見解を聞いてみた
民主党上原副幹事長談 Ⅱ 今度軍の諮問機関として伊礼氏外四名の土地委員会が組織されたことは土地問題解決への一歩前進であり、同委員会の活躍は大いに期待される、およそ軍用地問題は同委員会を始め立法院特別委員会と地方における連合委員との三者が一体となつて解決すべきものである。これはあくまでも民意を最大限に結集して反映してもらつて組織であつて、決して軍のカイライになるような性格をもつて

はならない、又関係委員会は土地委員会と連携をとり今後これ以上の土地を取つて貰いたくないとの方針で自治性の確立を進め軍用地に関する立法化も必要とならう、これは任命主席が住民を代表して契約を結ぶということを変更するもので日本に習い土地条例なるものを作る必要がある、土地委員会は軍から報酬をうけるから何にもならないという声があるが、今度の委員は民意を告げて貰えないならその職をやめる決意をもつてゐる筈だ民主党としてはこの制度を将来独立せしめていく方針をとりたい。

軍の諮問機関であり／政治担当者
の責任回避だ／社大党

安里社大党書記長談 Ⅱ 軍用地問題は軍と民との利害関係であり、その調整のための委員会であるなら、軍の諮問機関として報酬を軍から支給されながらその機能を充分發揮することは恐らく困難であらうし、民に責任を負わない単なるカイライ乃至外部に対して不当を幾らかでも形において合理づける弁解に役立つ位のものとならう、政治行政上の責任はその職にあるものの手腕によつて解決すべきであり、琉球政府が存在する以上、主席並びに立法院にその責任がある。故に委員会を設ける

なら主席の諮問機関或は立法に基づく
機関として設置されるべきである、土
地問題に軍の諮問機関を設けてやるこ
とは政治担当者の責任回避であり、自
治の後退をすら承認するものである、
この基本線に立つて委員会は設けられ
運営されるべきである

不当行為の合法化がねらい／任命
土地委に反対／人民党

オグデン副長官が任命する土地委員は
文字通り諮問機関でその性格について
はアメリカ政府が明確にしている。民
政府の意図は布令一〇九号土地収用法
があまりに反人民的で琉球人民の不評
を買つて居り、又法的にも根拠がない
のでそれを人民の代表の意見を聞いて
解決するのだという印象をつけること
によつて自分達の不当行為を合法化し
ようとするところにある。その意味に
おいて人民党はこの土地委員会に断固
として反対する。土地問題の解決土台
は次の通りである。

(一) この問題の主人公は米国政府で
なく日本国民としての琉球人民である
という事実を忘れないことだ、従つて
根本的で正しい解決の道はこの島の主
人公の意志を尊重して米国政府が琉球
人民の土地買上げをやめて引き揚げる
ことだ

(二) どうしても土地が必要なら全琉
百万人が心から要求している対日平和
条約第三条を撤廃し即時に日本へ返還
し、日本政府対米国政府が新しい協定
の上に立つて土地の租借関係を決定す
ることである。

以上の二つの方法しかない、しかし今
度の土地委員会は人民の意志如何にか
かわらず土地を収用することだろつ。
任命土地委員会ははつきり云えば犠牲
を少くするという欺まんのマントを着
た存在である。この影響を防ぐため立
法院は布令一〇九号に替り得る外人士
地法をつくらなければならぬと思
う。

明日の都市建設へ(一)／悔を 百年に残すまじ／又吉那

那覇市長施政演説大要

〔琉新 1953・6・10〕

又吉那那覇市長は九日の那覇市定例予算
市会で要旨つぎのごとき五四年度の施
政方針演説を行った。

施政方針(一)

議員各位と一堂に会し、ここに一九五
四年度を迎えるに当り、施政方針の一
端を述べる機会を得ましたことは私の
欣幸とするところであります。

琉球政府章典の第一条によれば「琉球

の首都は沖縄島の那覇市で住民の投票
によるのでなければこれを変更するこ
とが出来ない。」となつておりまして
首都の建設は那覇市が主体となつて大
きな視野の下に後世に至るまで悔を残
さないようにしなければならぬもの
と思つています。(以下敬語略)

琉球の首都であるから、独り那覇市だ
けの責任ではないが、那覇市の占める
責任の度合はまことに重大であつてこ
の秋に当り、市長の職にあり、日夜そ
の責を完つすべく腐心し、首都建設の
一日も早からんことを念願し、これが
達成に邁進している次第である首都の
建設は言い換れば那覇市の都市計画の
早期実施と隣接市村を包含しての newly
い視野から拡大した計画の再編成であ
る。

明日の那覇市を目標とする

都市計画事業は六千七百万円の起債に
よつて市民に福音をもたらすべく今や
昼夜の別なく高々と建設の譜を奏でて
おりまして第一次計画の完成の見通し
がついたことは各位とともに御同慶に
堪えない

都市計画は土地の使用法、建築物の
配置、公共施設の合理化を図り、さら
に具体的に申せば道路、排水、水道、
公園、電気等をもつて住みよい都市を

建設するにあるが那覇市の現状では整
地も平行せねばならない難関があるの
である。

従つて、都市計画は

市政全般の一大バックボーンとも称す
べきである

都市計画事業の内容および理論につ
いては斯界の権威者、早大教授石川栄
あき博士および秀島乾講師に親しく現
地を調査していただき、その向うべき
方向と処すべき心構えなど、具さに御
意見を承つているので、石川構想の実
現に努力する覚悟である、

それには石川プランを市の現状に即
応させて将来に悔を残さないように研
究し、近く立法される「都市計画法」
と相まつて円滑に推進し次には人口ち
ゆう密な現市内の適切な人口配分計画
を樹てるとともに、都市計画面では、
人口配分とも関連して旧市内の土地区
画整理事業を早急に完成せねばならぬ
い

そつすることによつて商工業の
繁栄に備え、健全な都市復興に寄与で
きるよう取り図り、更に最近民政府か
ら那覇商港地区の「土地区画整理」事
業を那覇市において施行するようにと
の指令が来ているのでこれは都市計画
の面からしても当然市でやらねばなら

め事業であると思ひ目下その計画に着手している。

都市区画整理事業の実施については替費地制度を採つておるが、再検討を加えて替費地を担保にして琉銀融資をうけるとともに、都市計画法による政府補助その他の事業運営の方法によつてその完遂を期したいと思つ又現在那覇市および隣接市村の置かれている客観的な情勢は

(1) 都市の面積

政治地理的状态即ち

(2) 同一経済下における生活状態

(3) 公共施設の合理化

(4) 観光都市の創造

(5) 密集家屋の適正配分

(6) 学区の再編

等を勘案し、同一の計画の下に都市政策、都市計画事業を推進して行くべきものだと思つ。

従つて私は虚心坦懐に自己の意見を披れきして大所高所からの判断に従つて、従来の凡ゆる行き懸りを一掃して明日の都市の建設に一層努力せねばならぬと痛感している次第である。

(つゞく)

明日の都市建設へ(二)ノ悔を百年に残すまじノ又吉那覇市長施政演説大要

〔琉新 1953・6・11〕

(一) この目的の達成には市民各位は勿論隣接市村が

純一なる心と心が歩み寄られて御協力に俟たねばならぬものと思つが何より那覇市議会の御支援が根本であるから積極的御指導御援助を御願ひする。

しからば都市計画事業の裏付となるべき財政はどうかと申しますと、都市計画事業と市財政の均衡が取れず事業の進捗が阻まれていたのでこの隘路打開に一層の努力を払わなければならぬ。

即ち日本においては都市計画事業は国策としてその費用は五割乃至八割国庫の負担でなされているのであるが琉球では全く

自力によつて都市計画を行わなければならなかつたのが従来の実状である。

那覇市の都市計画は実に八億四千八百万円余の莫大な金額を要するので市の財政は、税収入二千八百万円税外収入二千三百万円、合計五千一百万円が純計収入であるのに対して、経常部二千万円、償還費一千万円、土木・都計事業費が一千万円であつて、これでは

現市内の道路改修が手一杯であり、事業の完成には驚くべき長年月を要するのである。

ここに市の行政運営の容易ならざる困難な点があるわけである。

このような点を勘案して一九五四年度におきましては復金よりの「起債繰越収入」を中心として一億四千万円の予算を編成してありますが、その内訳は

自己財源五千一百万円と繰越財源三千二百万円、替費地処分収入三千三百万円、自己資金一千七百万円、受益者負担金六百万円となつており、事業は繰越財源、自己資金受益者負担金の三者を以て繰越事業費に充当し替費地処分収入は区画整理費と相殺し自己財源五千一百万円の中から

償還金の一千万円、土木、衛生、社会事業、消防等の経常事業費および経常費に充ててある。

六千七百万円の起債事業の繰越は予算上同一であるが実質的には別箇の方法で経営して事業面の重点配置を行い純計才出は純計才入のみを以て充て相互の流用はなるべく避け健全な財政を維持しつゝ首都建設をしたいと思つ。

従つて一九五四年度は経常費は努めて圧縮しそれにより生ずる剰余金をもつ

て土木・衛生・消防の事業に充当するようになつてある。

一九五四年度の

財源の困難性は一九五三年度における起債計画に時間的なズレが生じたため、水道事業、泊港よりの収入が計上出来ない上に、一千万円の償還金を予算化せねばならぬところに大きな悩みがある訳である。

然しながら、水道は大体本年八月には市内給水の可能性があり、泊港も大型船舶の出入がいん賑となりその前途に光明を認めることが出来た。

一九五四年度はたとえ苦しくてもこれは前進のための雌伏であるのである。

さてこのような苦しい

現実を如何にして打開するかは市民各位の御援助によらなければ到底一理事者の手によつて解決し得る問題ではない。

打開策の第一は日本の都市計画と同様、戦災復興のため、該事業費の大半を政府が負担すべきであり、又このためには首都建設法、都市計画法の早期実現によつて政府にも首都建設の責任を持たすことでありましよう。

第二はさきに言及致しました替費地を担保にしての銀行借入によつて早期

に区画整理事業を実施した後替費地を処分することである。

第三は税外収入の確保である。その内の

競輪事業について申し述べると同法案は昨年末立法院で審議中でありまして成立次第競輪事業に着手、浮遊資本を吸収してこれを復興事業に充てることを期待している。

第四は中央税の内入場税・自動車税の移譲である。

以上の四点に特に留意致して今後一層の努力を払い市財政の均衡を保持して、市民負担に無理を生じない限度において都市計画の進行を図るべく心掛けていく。

(つづく)

明日の都市建設へ(三)／悔を百年に残すまじ／又吉那 霸王長施政演説大要

〔琉新 1953・6・12〕

以下各部門について概略申し述べると、社会事業については生活・住居・医療・出産・葬祭・教育の六点から扶助にたいして、重点的な努力を傾倒し、真に弱い者不幸な人のために社会保障の精神を織り込みたいと思う。旧

那覇人で生活困窮のため今なお遠く故郷を離れて淋しい暮しをしている方々のためには引続きその御世話をつづけさらに一層力を尽くすつもりである。保健衛生については直接市民の日常生活にひびく重要な事柄であるので特に留意して塵芥処理、伝染病予防対策、排水溝の施設改善等に着実な継続的努力を払って行きたい。

次に消防については

御承知の通り現市内の密集状態の中では火災の危険はまことに肌粟を生ぜしめる程のものがあるので、この充実には常に留意してきたが今回用水池施設を中心とした事業によつて、より一層の強化を図って行きたいと思う。産業経済面では商都那覇市の本質に即応して積極的施策が要望されているが都市計画の線にそつて種々実施したいと考えている。本年四月に大々的な商

工祭を催したが、これは戦後七力年の総決算のつもりであつた。所要経費は僅少であつたが一般商人に激励と反省を与えその生産意欲を刺激した効果に鑑み、今後も年中行事として挙行し、大きな成果を期待している次第である。

これに付帯して商工業の実態調査および商工奨励館の設置による保護育成、

生産振興につとめるとともに、商業において講習会、展示会等を催して店舗の装飾、経営の合理化、サービスの改善に進歩あらしめたい。

工業の面では現在不況に喘ぎつつあるが、市として積極的に復活改良を図つて施設助成、輸出促進に力を注ぐようにしたい。都市計画と不可分の関係にある土木工事については、現市内の主要道路は殆ど今年度の起債事業によつて、アスファルト舗装になるので、五

四年度では現市内の道路改修九線、橋梁補修をなすつゝ、旧市内への連繫に即応する様努力を傾けたい。

次に墓地の整理とその対策についても前市長の計画を踏襲、それぞれ計画立案して市民の祖先崇拜の精神を活かし、都市の合理的建設に当り度いと思

う。市場付近その他の露店の整理、排水施設については困難な問題であるが具体的に調査研究して居るので、皆さまのお力をかりて速かに解決をつけ度いと目下苦心して居る。

(続)

増える那覇の財産／泊埋立地晴れて譲渡

〔琉新 1953・6・12〕

ミナト泊の浚渫工事と併行し莫大なガリオア資金と近代科学の粋をあつめて埋立てられた泊埋立地は、軍の好意でかねてから那覇市へ移管を約束されていたが十一日午後二時半、首席民政官ルイス准将代理、民政府工務部長ウエステンバーガー氏は杉山係官とともに那覇市役所を訪問、又吉那覇市長に同埋立地の譲渡契約書を手交、署名捺印した。

これで軍の手で埋立てられた広大な泊埋立地(1) 棧橋から泊高橋に至る北岸一帯の五千五百四坪余(2) 泊港の東岸約三十坪(3) 現仮護岸内の南岸一帯三万二千五百五十七坪の広大な埋立地が晴れて那覇市の財産として移譲されたわけで、那覇市ではこの地域の工事のために米軍建設部の自由な通行を許可し同地区の工事が終るまで恒久建物を除き市の港務運営やDEによる軍建設工事に支障のない限りドックと一号線の間にかなる建物も建築しないことなどを契約している。

市都市計課では将来南岸一帯の三万二千余坪に港湾管理運営に必要な施設をするほか工場倉庫センター、商

業センター、住宅などの地域を計画しており、「明日の大那覇市」を築きつつある同市にとつて一大財源として、その役割も大きい。

真和志でも水道工事/軍の補助で那覇市が協力

〔沖タ・夕 1953・6・12〕

十一日朝十時から開かれた真和志村臨時議会は、追加更正予算、議会の議決又は住民の一般投票にすべき財産營造物に関する条例制定村有財産の取得管理及び、処分条例制定について、議会の議決に附すべき契約に関する条例制定の四議案を上程しているが、その中追加更正予算の件は那覇に呼応して真和志村でも、水道の本格工事に着手することになったためのもので議事に臨み、宮里村長は水道事情とその計画について次のように語る。

本年度の水道工事として、最初は簡易水道を計画、工事費二十万円を計上しているが、那覇市が本格工事に入っていることから、村でも簡易水道を取止め、すぐに本格工事に着手した方がいいという状況になった、その為軍に善処方をお願いした処、早速現金三百八十万円の補助を受けた、それで取敢ず最も困っている平

野、二中前、楚辺、松尾、壺川、大原、寄宮、上之屋、天久の九区（人口約一万人）へ給水の為の本格工事計画を樹てた。

即ち、軍補助の三百八十万円で資材を日本に発注神里原から役所前真和志小学校前与儀に到る幹線前記と、各区へ数椋ずつの引込共同線を取付けようというものだ。これに要する工事費が三十八万円見積つていいるが、予算化されているのは二十万円しかなく従つて残り十八万円の追加予算を作成したわけである。本年度はそれ位しかできず、その他は次年度施行になるが、これには莫大な金額を要するので、何れ起債をするか適当な方法で資金面を考え水道計画の完成を図りたいと思つていいるところである。現在三原区や、栄町一帯は簡易水道があるが前記各区の一万人の人々は水が無くて困つていいるので、この件についても軍に陳情、現在那覇市に流している一日二十三万ガロンの外、更に真和志村の分として十萬ガロンを追加して貰いたいと九日に折衝したところ、軍ではそれはいいが、水の配分については那覇市と話合つてくれとのことであつた。そこで那覇市と話合つたところ那覇市では福祉問題についてはすべて虚心坦懐でそれには全面的に賛

成し協力するとの返事であつたので、この件も早急に実現の可能性がある

明日の都市建設へ(完)/悔を百年に残すまじ/又吉那覇市長施政演説大要

〔琉新 1953・6・13〕

本年に於て開設された泊港は日を逐つて発展して来たが、高橋際の護岸工事並に浚渫を関係業者と協力して促進すると同時に港務所の新築、信号所等の完備を図つて港の真価を發揮して市民引いては全住民の利益を増進し、税外収入の確保によつて財政面に対して大きなプラスたらしめたいと着々計画を進めている。

公共施設水道について申し上げると、本年度画期的に飛躍したプランを施設面に具現させるのが、今後の大きな仕事である。巨額な費用を必要とする水道事業も米民政府の絶大なる援助と琉球政府の理解による資材（金額にすれば約二千七百万円）払下げと復金の融資によつて着工の運びに至り、給水体制も一層強化され、昔から水に悩む市民の悩みをも解消されると喜んでい

る。これで一応現在の密集住居地域一帯の市民には給水できる準備が出来る事

になるので次は旧市内に対して都計の線に沿つての給水計画を考慮して行く予定であり、早急に実現したい。以上各部門について概略申し述べたが、「やるべき仕事」が山積して財源これに伴わず」といつた嘆きを各位とともに持つことを遺憾とするところである。

どの面を取りあげても極めて重要なことであり、今後年次の財政計画と事業計画に再検討を加えて百年の大計ともいふべき首都建設の歴史的事業の達成に邁進する覚悟である。

幸に泊港の充実同地域埋立地の繁栄充実牧志十間道路その他市内主要道路の舗装完成等、明るい希望が市の前途を照らしつつある輝かしい機運に恵まれて来ましたので過去における幾多の不満、不備隘路をこく服すべく奮励一番、市民各位の御期待に副つべくこうこうたる、一片の赤心を披れき致しまして施政方針と致します (完)

市町村土地特別委連合会力強く発足/軍用地問題の解決を/超党派的に促進

〔沖タ・朝 1953・6・17〕

軍用地問題の円満解決を目標とする「市町村土地特別委員連合会」がいよいよ発足した。十六日ひる一時半から

立法院で小祿村など二十三の關係市町村代表及びオブザーバーとして立法院軍用地特別委、沖繩土地委員ら約五十名が集まつて協議した結果、経費の問題（窮乏の地方財政では連合会などの新たな経費の負担は無理とするもの）や土地問題に関する類似の機関を幾つも設置することは責任の所在をアイマ

イにすると云つた見地から二、三の反対意見もあつたが結局、賛成大多数をもつて連合会結成を決定。ついで連合会規約案を採択の後、桑江朝幸氏（越

来）の連合会長をはじめ各役員をそれぞれ選出。立法院、沖繩土地委、連合

会の三者が一体となり超党派的に軍用地問題の解決を促進することを誓ひあ

い、午後四時十分閉会した。

規約に住民の財産権保護遍つ／会

長に桑江朝幸氏

市町村土地特別委員会連合会規約

（要旨）

一、本会は市町村の強固な団結により

沖繩における軍用地問題の円満かつ適

正妥当な解決を図るためその筋に建言

し以て住民の財産権を保護することを

目的とする。

一、本会に總會と評議員会の二機関を

おく。總會は各町村土地委から選ばれた各二名の代議員を以て構成。定期総

会を毎年六月、十二月の二回とする。評議員会は總會において選出した評議員をもつて構成する。

一、本会役員は会長一、副会長一、評議員若干、監事三、とする。

一、事務所を那覇市の沖繩會館におく。連合会の役員、次の通り。

（会長）桑江朝幸―越来。

（副会長）池原新蔵―金武。津波玄八―佐敷。

（当日、決定した各村評議員）

小祿、上原盛春。豊見城、大城一男。高嶺、金城龜膏。恩納、伊波保成。玉

城、仲村一八。佐敷、津波玄八。石川、山城善栄。浦添、吉長盛助。西原、玉

那覇馨。中城、新垣盛繁。宜野湾、儀間順英。北谷、真栄城玄良。金武、池

原新蔵。北中城、伊佐常亀。嘉手納、儀保かま太郎。読谷、天久源吉。越来、

桑江朝幸。美里、高江州義永。与那城、下田精治。勝連、玉井清康。国頭、山

城松栄。上本部、よ平名知永。伊江、前田幸助。

（監事）山城善栄―石川。仲村一八―玉城。よ平名知永―上本部

明治以来初の最重大問題だ

桑江会長挨拶―重責なので誠心誠意をもつて当りたい。従来のごうした組織は名目だけに終つてはいるがこれは未

端組織との連携が不十分だつたからである。今後は市町村の単位委員会と手を取つて活潑に運営し軍用地問題を解決して行きたい。

伊礼委員長挨拶 今度の土地問題は琉球における明治以来の一番重大問題である、昭和の初期、沖繩振興計画で

は県民が党派をこえて中央に当り実現したが今日の問題は振興計画以上に困難な問題である。この際、一切の党派

感情を捨て全住民が総力を結集して円満解決に当らねばならぬ。ここに連合

会の結成は誠に喜ばしく土地委も皆さんの鞭達と忠告の下に使命を達成した

い。

立法院上原委員長挨拶 連合会の設置は軍用地問題解決の一步前進である。今後は三者一体となつて超党派的

に処理して行きたい。

市会で決定ノ牧志通りの借

家人にも泊埋立地を割

当

〔沖夕・朝 1953・6・19〕

予算案上程中の那覇市議會、建設委員会では十七日に委員会を開催したが次のようなことが採りあげられた。

牧志大通り拡張工事に伴う立退き者受

入れの件（さきの議會を通過したのに伴う実施面の諮問事項）

市当局案によると泊埋立地の割当該当者には原則として借家人は入れず、家主を対象としているにもかかわらず或

る借家人はその中に加えられていたり、或は他にもいくつかの家があり何等困つていないのに該当者としてある

など実際面にはいろいろの問題があると市当局案が追求されためてもう

一回議員も加わつて実態調査を行い、市当局案では対象として考えられていない借地人にも割当地を賃貸するか売却するようにする。また第一号工事

（ガープ橋―蔡温橋）に伴う立退き者

についても第二号工事（稅務署前―ガープ橋）と同様な処置、つまり泊埋

立地に受入れ、希望者には売却することになつた。

納骨堂（仮安置所）の件

このため予算には借家料十八万円、修繕費十七万円、増設費八万三千二百五十円、合計四十三万余円が計上

されてあるがこれは金を捨てるようなものでそれよりかすくに永久的な

納骨堂を新設すべきだとの意見があつたがこれに対し市当局では現在市内には適当な場所がない従つて当分

現在のようにし、そのうち良い場所

を確保するつもりである

と見做してゐる

を採して永久的なものをつくりたいと説明した

市内道路の舗装

土木

五四年度予算でキラクのフトン工場横通りほか八線の舗装工事をすることになっているが予算の範囲内で更に五区病院街の通り朝日新聞社前通りも同様舗装するよう努力することになった。

一 瀧千里に可決／那覇市会、無事閉幕

〔琉新 1953・6・20〕

予算審議の那覇市議会、合同委員会は十九日午前十時から開会それぞれ常任委員会所管の予算案ならびに諮問案に対する審査の経過報告のち、予算案総仕上げの再検討を加えたが、各常任委員で殆ど審議し尽されただけにさしての論議もみられず引続き午後から本会議に移り、「五四年度那覇市予算案」を一部修正で可決したほか、「五四年度那覇市水道と電気事業特別会計予算」の両議案を満場一致で原案可決。牧志街道拡幅工事（ガーブ橋―蔡温橋間）に伴う立退者四十名にたいする受入土地として前島の市有地（一、四一三坪）を譲渡する当局諮問を建設委

の答申案を字句の修正をみただけで可決、最後に臨時割当土地条例の期限（来月三月）が切れれば、地主対借地人の係争が予想されるので那覇市議会

として「借地法」「借家法」の立法要請を急ぐことになり、また政府税である自動車税と入場税を市町村に移譲し、目下立法要請中の市町村税法に廃止されるといわれる不動産取得税もそのまま存置してもらおうよう市会から意見書を提出することに決定、これらの文案と折衝を正副議長と総務財政委員長に一任し、かくて十余日にわたる予算議会も最終日のスムーズな議事をもつて午後三時すぎ和気アイアイ裡に閉会した

【五四年度那覇市予算】 〓総務財政委における会議費十九万八千円を六万円に削減、そのほか役所需要費から十万円を削り、これから浮く二十三万八千円を議会図書費二万円、社会事業費十万円、企業奨励費三万八千円、水産奨励費八万円に振り向けると云う修正案をそのまま認め、その他都計事業の樹苗園事業費のうち、二十七万七千二百六円を衛生費の塵芥処理費に増額。一億四千四百九十九万五千九百三十三円にのぼる五四年度予算は以上の一部修正をみて可決した

【牧志街道に対する議会答申】

立退者については実態調査も適格に行かない次の条件で措置せられたい

(1) 土地が道路用地に全部潰される所有者のうち市内で直ちに使用できる土地を有たない者には市有地を適正な価格で譲渡する

(2) 移転しなければならぬ建物によつて生活を維持している建物所有者で市内で直ちに該建物を移転すべき土地がない者には補償費も考慮に入れ、適正な価格で市有地を譲渡する

(3) 移転しなければならぬ建物を借りて商業を営んでいる借家人で他に商店を経営する適当な借家および自己所有の建物を持たない者には市有地を適正な価格で貸与する

市昇格を促進／真和志村会

〔沖夕・朝 1953・6・26〕

定例議会開催中の真和志村では二十五日の全体協議会で市昇格問題を探り上げたがその実現促進を期すこととなり、之に基いて宮里村長、新垣議長等は同日立法院を訪れ同議案の早急上程方を要請した

バス会計の疑点衝き／首里

市会・決算審議でもむ

〔沖夕・朝 1953・6・27〕

バスの特別会計決算でもんでいる首里市定例議会は二十六日午後二時半から再開、この日開会へき頭兼島市長から「二十四日の議会で問題のバス切符は前助役に托したと述べたのは思い違いであつた」と答弁の訂正があり、これに大宜見前助役が休会中全然関係がないと釈明するなど議場は始めから揺れ出した。ついで問題になつたバス特別会計の再監査結果について監査委員から

関係証券書類に決裁印がない

車輛賃借料が議決なしに支出されている。

引継当時の大山専務の給料が市会の協議に反して市特別会計から出されている。

部品代の支出に数字の食い違いがある。

移管のさい、封印の上、市が保管していた切符が市長の知らぬ間に大山専務が無断で使用している。

など五項目の報告があり、切符問題をめぐり当局の責任を追及されたのに対し、市長は「報告を聞いて初めて知つた。当時会社は切符の用意がなかつた

ので、急場をしのぐために止むを得ず使ったものだと思う。会社運営の面を考慮に入れてこの問題を考えてもらいたい」旨答弁、大山専務も、休会中の議場をかりて「この問題は全く自分個人の責任で申しわけない」と謝った。なお市営当時より民営移管後、収益が減つた理由について土地助役は競争社の出現を考慮に入れねばならぬと思つ旨説明した。

”住民投票でゞも” / 真和

志村会一市一村合併を強

調

〔沖夕・朝 1953・6・27〕

二十六日の真和志村議会では五四年度予算案の最終的検討が行われたが、一部修正のほか原案通り可決した。前年度の予算総額が二千百万円であつたのに対し新年度は千三百万円と七百八十万円も減額となつていゝという点について村当局の編成方針が追求されたが、これは新税法が施行されるのを見越しての編成で暫定的なものであり、

八月には追加更正を必要とするが特に臨時部関係は大巾な増額見通しがある旨説明があつて納得した
また市昇格の問題ならびに合併問題

が再び論議され非公式で訪れた稲嶺行政課長に対し市昇格の件と合併問題とはあくまで別であり市昇格によつて合併が阻害されるものでないことを強調、早期認可方を要望した。新垣議長の話「合併については、都計に関する政府の財政的な負担力がない以上徒らに地域だけを広くするのは考え問題で、当村では全議員とも一市一村が妥当であるということに変わりはない。

那覇市では二市二村を唱えているが何とか妥協点を見出し、一日も早く合併を実現させたいと思つて、まず那覇市議会議員に非公式で折衝をすゝめることになつた。もしこれに応ずるなら両市村の住民投票によつて解決してもよいというのが真和志村議会の意向だ。

一社説

首里市政と批判の必要

〔沖夕・朝 1953・6・28〕

アブレ・ゲールという言葉は戦前には見られなかつたことを平然とやつてのける、一特に青年層に多い、旧い道徳を蹴飛ばして傍若無人にふるまつて居るのを指していつて居るものであるが、これには多分に非難の意味が含んで居るのは言つてもない。が、しか

しこれが戦後の変貌した社会に適合する新しい倫理の”生れいする悩み”の一面を露呈するものであることが等閑にふされて居た嫌がないでもない。

更にこの戦後派の行動を批判し、非難しながら、巧みにこれに便乗した戦前派があつたことも忘れてはならない。戦後の社会が著しく道義が頹廢し、庶民の生活は利己心の奔馳するに任せて混迷を来たして居たことは漸く落ちつきをとり戻した今日から顧みると悪夢の連続であつたといえよう。そうしたふん困気の中で規律と廉潔を必要とする公共的生活がどのようにして行われて居たか、を回想してみるがよい。汚職という言葉だけでは到底形容しがたようなことが一時は平気で行われていたのではなかつたか。法網にかからなければよいという考え方が破れて、細鱗でさえめつたにかからないうような”法網”で社会の秩序は維持されて

いるという考え方が存在するところでは廉潔などは物笑の種にしかならぬ。従つて為すことがルーズであり、公共のためよりも自分のためが優先し、すべてに無責任、無思慮無反省となつてくる。所謂”テーゲードヤル”になつてしまふ。最近首里の市会が五

二年度の決算報告を検討した結果、支

出の証憑書類に市長、助役、収入役の捺印のないものがあり、市会の議決を経ないで支出したものもあり、わざわざ封印したキップを勝手に使つても、使つた本人以外は誰れも知らなかつたというし、その他間違つたことがいろいろ指摘されて決算不承認で波瀾を起しているが、これなども戦後の特長である無思慮、無責任を遺憾なく語つて

首里市会を觀てつくづく感ずることは批判のないところには真の政治はないということである。市会議員が十名に制限されていた時代は議員の批判が市政に反映しなかつたのである、一といふよりも市の平和とか、全会一致主義とかいつた一種のゴマカシによつて市会はその生命とする批判力を喪失して居たのである。それが議員の定数が倍

増されたため自然に批判力が盛りあがつてくると、市政のボロが明るみに出てきた。これは批判のない政治がどんな結果になるかの立派な見本でなくてはなからう。ボロの出るのは市当局と市会の一部勢力との結託によつて市政が無思慮無定見に行われてきたことが今まで何の批判もつけず、そのまま押し通すことが出来、彼らをして市政の運用に安易な考え方を抱かしたこ

とから生じたものではなかつたか。それが今、きびしく批判をつけるようになったのであるから、最早今までのように「テーグードヤル」ではすまされなくなつたのである。

民営に移したバスを再び市営に移すという意見が市会で支配的であるというが、バスを民営に移さなければならなかつた理由―即ち車輛購入の弗割当をうけるためには市営では都合が悪いので公営ではない、という形をとるために余儀なくされた民営への転換であつたことから考えると、首里バスの株主は民営の形を整えるに必要とするもの、即ち言つなければ刺身のツマ程度のものである。にも拘わらず今日では市の利益と株主の利益が均衡的に一部で強調するものがあるというのはバス民営が当初の眞の目的を逸脱して居ることを語るものであろう。

首里市政の萎靡沈滞は実に気の毒な位である。二市二村合併に迂り込む外に活路はないかの如く、無為無策であるのも安逸のさせる業であらう。

批判のない政治は安逸に陥り勝ちである。市長派議員を以つて固めて居た那覇市会もその通りである。折角二市二村合併の機運が高まり、これに拍車をかければ合併の実現は時日の問題にし

かない、という絶好の機会をつかみながら、肝腎の市当局の肚がきまらず、従つて市会もこれに順応し、逡巡している間に形勢は一変し、石川博士の勧告にあつて、二市二村合併を唱えてみたが眞和志村から一市一村合併の逆手をくつて足踏み状態に陥つて居るのも市会に批判力が欠けて居たからだ。最近の市会で予算案に修正を加えたというのも市当局に反対せんがためのものでなく、市政に対する批判の一つの現われであると思ふべきであらう。市当局の言つこと、為すことに何の批判検討も加えず、ただ賛成すること、能事終れりとするならば議会など必要とはしない。

戦後の沖繩に於て―殊に社会の民主化を促進する上に於て正しい批判が行われること、そして虚心坦懐にこれを受け入れる心を養つこと、が如何に必要であるか知れない。これによつて所謂アブレ・ゲールの風潮も一掃することが出来るのである。

遂に異例の決算否決／首里

市会バス会計で波乱

〔沖タ・朝 1953・6・30〕

市営バスの五二年度特別会計決算でもみ続けて来た首里市議会は二十九日午

後二時四十分再開、ついに決算承認否決という前例のない大波乱を生じた。この日傍聴人も多数押しかけ緊迫の空気の中にかたずをのんでいた開会と同時に議長から「特別会計決算の認定に

関し監査委員は市長に意見書を出してあるか」との質問あり同議案の認定をめぐつて鋭い論争があり、城間議員から「市町村自治法により監査委員は監査の結果意見があれば意見書を市長に提出することが出来る。その意見に基いて市長は執行せねばならないと思つが、五二年度は意見書の提出があつたか、あつたとすれば市長は五二年度のこのバス会計に種々の疑点があることからして責任を果してないと思つが如何？」との質問に対し市長は「五一年度までは意見書があつたが五二年度はない。だから監査委員は認定したものとみなす」と答弁。更に儀武決算委員長から「先の議会から判明しているように予算を超過して支出がなされているなど種々の疑点から認定出来ない」との発言で、採決に入り、ついに十対六（出席十八名議長除く）で否決になつた。

その間議場は、議員同志の渡り合いで騒然となり、一時は険悪な空気をはらんでいた。

なお会期は三十日までとなつて居るが、五四年度予算案は委員会の審議にかつたゞけで年度未までの成立が危まれるに至つた。本会議は三十日午後三時から続開する。

軍用地問題／小禄村議会在が 決議／立法院通じ善処要 請

〔琉新 1953・7・1〕

軍用地問題がいまだに解決されないの、小禄村民は不安と恐怖におののいて居るからこれの解決を早急に進めて貰いたいとの程小禄村議会から「立退指令に関する意見書」として立法院議長宛決議文を提出している

ここに小禄村議会は米琉親善を阻害し軍民対立の因を来さないために立退問題に対し不安に慄く村民を代表し早急にこれが解決されんことを要望し次の通り決議する

決議

布令一〇九号の撤廃をされたい
住宅立退は絶対させないこと
軍用地は最小限度に縮減すること
土地の使用はあくまで地主の権利と意志を尊重すること
現在の耕地は住民の耕作用として最大限に許容すること

10日/再び合併委開く/那覇は”ぜび二市二村で”

〔沖タ・朝 1953・7・3〕

那覇市の二市二村合併研究委員メンバー、山田有幹、真栄田世勲、城間康昌、阿波根直英、仲井真元楳の五氏は一日の晩真栄田氏宅に会合、合併問題について話合つたが、合併問題は二市二村が一市一村かで対立、次の研究委員会は議長（山田有幹）に一任となつたまゝ行詰りとなつてゐるところから、その打開策として十日午後三時から那覇市会議室で研究委員会を再開、合併の促進を期すこととなり、これについては山田議長から一、三日中に各市村委員へ通知状が發せられることとなつた。

この会合では問題の山となつてゐる二市二村が一市一村かということに対する那覇市側委員としての結論についても検討されたが、二市二村であるべきだということに全員が一致したとのことであり、真栄田世勲氏は次のように語つた。

「主として経営面と石川構想に基く都計の学問的な面から検討を加えたが全員二市二村とすべきであることを再確認した。

早い話が現在二市二村には九十八名

の議員がいる。ところが合併すれば三十名となるわけだ。仮に報酬月二千万とすると、これからでも年百万円の経費が軽減することになるし、人材の面からも優秀な人が集ることになる。それに都市としての力が加わり、起債面や日本に対する信用度も二プラス二は四ではなくして八といったほどに加わつてくる。

具体的な面から云つても一号线の緩和を期すためには石川構想にある通り旧鉄道線路を道路にすることであるがこゝういつたことは小禄も入れぬと解決困難である。一市一村を主張する側では二市二村には反対ではなくまず一市一村をやつてからということであり、理由としては、財政の貧困を唱へてゐるが、それは逆だと思ふ。合併すればすぐ金が必要と考えるのが間違いで二市二村合併したならまずそれに対する都計を確立、これに従つてあるだけの金で逐次計画を遂行、十年、二十年後に完成されるものである。従つて合併を段階式にやるとあと廻しとなつたところでは都計が及んでないから都計に逆行して家が建てられあとで多くの金をかけなければならなくなることを考えねばならぬ。石川博士は一市一村なら意味はない。二市二村なら小

ぢんまりした都市ができるだろうとへていたが全くその通りだと思ふ。」

なお合併について真和志村ではさきの定例議会の際全体協議会を開いて検討した結果、那覇市側と話し合い、住民投票によつても解決するようによつたところまで促進策が論じられてゐるが、同村議会では全員一致で一市一村を再確認していることから十日の委員会では二市二村が一市一村かが論点となり、まとまるにせよ決裂するにせよ委員会としての結論ができるものとみられてゐる。

立法院本会議/都市計画法

案可決/審議活澆/主席の責任追及は後廻し

〔琉新 1953・7・7〕

六日の立法院本会議（二欠）は午後二時五分開議議事日程第一の古物営業法案は新垣議員の修正案で可決、都市計画法案（肥後議員発議）は字句修正と都市計画にたいする政府の補助額は予算の範囲内という趣旨を条文で明文化することになつて読会省略で可決、公務員法の一部改正案（経済企画室を特別職に認める件）は関連する諸法の改正案を待つことになつて二読会終結で

三読会へ、婦女子に売淫させたものなどの処罰に関する立法案（新垣議員発議）は婦人の人権問題で再検討を要望されて二読会継続へ、市町村自治法の一部改正案ならびに軽犯罪法案は行政法務委員会へ付託、森林法案は経済委員会の修正案を石原議員が説明し、読会省略で可決、行政主席の章典違反に関する責任追及決議案は時間の都合で次会へ持越し、旅館業、移民金庫、清掃、計量の各法案並びに陳情六件はそれぞれ関係委員会へ付託されて午後五時二十分散会した。

この日は婦女子に売淫させた者などの処罰に関する立法案と市町村自治法の一部改正案について多少の質疑応答が見られたがその他の審議はスムーズに運ばれ、三件の法案が可決された、次は都計法案の骨子である。

都市計画法

第一条 この立法で都市計画とは交通、衛生、保安、防空、経済等に関して、永久に公共の安寧を維持しまたは福利を増進するための重要施設の計画であつて行政主席の指定する市町村の区域内においてまたはその区域外に亘り施行するものをいう。

第二条 都市計画区域は前条の市町村の区域により、当該市町村および都市

計画審議会の意見を聞いて行政主席が決定する。

第三条 都市計画、都市計画事業および毎年度執行する都市計画事業は都市計画審議会の意見をきいて行政主席がこれを認可する

第四条 都市計画審議会の組織権限および費用についての規定は規則で定める

第五条 行政主席は特別の必要があると認めるときは規則の定めるところにより都市計画事業を出願者にその一部を執行させることが出来る

第六条 都市計画並びに事業に要する費用は政府が行う場合は政府の負担とし市町村がこれを行う場合は市町村が負担する

第七条 政府は前条の規定に拘らず、市町村の行う重要な都市計画および事業によつる費用は予算の範囲内において規則の定めるところによりその費用の一部を補助する。

第九条 都市計画区域内にある政府管理河岸地で、公共の用に供さないものは、第六条の費用を負担する市町村にこれを移管することが出来る。

第十二条 行政主席の認可を受けた公園緑地もしくは広場の境域内、又は都市計画として行政主席の認可を受けた

土地区画整理の区域内における建築物に関する制限で、都市計画上必要なものは規則でこれを定める

第十三条 都市計画区域内の土地については、その宅地として利用を増進するため土地整理法を準用する。

第十五条 土地区画整理の設計に関する認可は行政主席が行う

第二十条 この規定による収用又は使用に関してはこの立法に別段の定めがある場合を除く外土地収用法を適用する。

付則
2、この立法施行の際現に那覇市が執行した都市計画事業はこの立法の規定によつてしたもののみならず、ただし那覇市は左にあげる事項についてはこの立法施行の日から五十日以内にこの立法の定めるところに従つて手続をしなければならぬ

一、牧志街道改築工事（那覇税務署から蔡温橋間）
二、東町、辻町および美栄橋町土地区画整理事業
三、辻町及び若狭町墓地整理事業

経済文化へ貢献担い／新明治橋オープン

〔琉新 1953・7・8〕

七日午後三時から那覇港の入江に架せられた明治橋の開通式は、オグデン少将、プラムリー准将、レンシヨウ大佐、民側から比嘉主席、又吉那覇市長、今城南方連絡事務所長ら多数出席し盛大に挙行された。まず三時四十分オグデン少将のテープカッティングに引き続き真和志村安謝の又吉三郎、同かまど、同真幸、同あと、同真栄、同とみ子の一家三代夫婦が和装姿で在りし日の明治橋をしのびつつ渡橋式を行つた。

同橋は一九五一年八月D Eとの契約で菅原建設が着工、総工費六千六百六十万円を要し完成したもので全長三三三二フィート全幅員七〇フィートという沖縄唯一の近代的鉄橋で架設については並々ならぬ技術と労力が注ぎ込まれて

いる、国場川に架せられたことから最初国場川橋と名付けられたが、軍は那覇市当局や住民の意志を尊重して即日「明治橋開通式」と改めとくにオグデン副長官は住民の風習を重んずる意味から「明治橋」と改めるも結構だ」と席上つぎのように挨拶を述べた。

「この橋の開通は文化経済の発展に多大の貢献をすることと思う。私はたえず現地の風俗習慣を重んずるよう努力している、聞くところによるとこの橋も元々は明治橋であつたし、国場川にかけられてはいても皆さんが明治橋が良いとの意見でしたらそれに改めることは結構なことだ」かくて一同は琉球ホテルで開かれた開通祝賀会場に臨み八年ぶりに盛装を整えた明治橋の晴れの開通を祝福しつつ和かに懇談のひときを過ぎた

大急ぎで「明治橋」へ／蔭に軍係官の理解と協力
七日開通式が行われた旧北明治橋はいつの間にか「国場川橋」と改称されていたが那覇市当局から比嘉主席ならびにフライマス氏を通じ旧名継称を申込みられたため七日あさ十時ウエステンバー民政府工務交通部長は比嘉主席を訪れ同問題について主席の意見を求めたところ主席も明治橋の由来について具さに説明文献などを示して「明治橋」と呼ぶのが穩当であることを強調したところ同部長もこれを了承し従来通り「明治橋」に改めることを約束した、また同部の杉山通訳も同日あさ那覇市を訪れ要望通り由緒ある「明治橋」に改めたことを通達するところがあつた、なおその裏面にはODE顧問小池卯一郎氏が昨日日本紙社説を示しノリー

又大尉を動かして両氏が活躍しオグデン少将の理解を得て「明治橋」とあつさり改めることになつたよつである

結論は出ずに足ぶみノ二市

一 村合併研究委員会ノ解散手前で踏止どまる

〔沖タ・夕 1953・7・11〕

〔朝刊既報〕十日ひる三時半から再開された問題の二市二村合併研究委員会は何等結論をみず解散一步手前で踏止どまるといつた冷汗ものであつた。次は当日の模様。

まず花城那覇市都計課長から石川博士が帰日後総まとめにし、送つてきた分厚い報告書の概要について説明があり、この報告書は近く日本で印刷が出るから送られてくることになつていくとの話があり、真栄田世勲委員（那）から石川博士の中間報告書概要の説明があつた。山田有幹委員長（那）―本日は市町村議補選後長らく顔を合せなかつたので集つてもらつたが、那覇市の都計課長から話のあつた石川報告書の印刷物が到着し、それについて検討を加えてから改めて合併問題を研究するということにしたいがどうか。

真栄城喜福氏（首）―二市二村が一市一村かが問題だと思つ。

仲井真元楳氏（那）―委員長のいうことは理解し難い。二市一村は意見が一致しているから真和志村がそれに賛成かどうかをききたい。二市二村の合併研究委員会だから二市二村がどうすれば早くスムーズに合併できるかを研究すべきだと思つ。

西平守由（首）―委員長のいう通り石川報告書がきてからにしては。

山田委員長―真和志が黙つて居てはどうにもならないが。

西銘順治氏（真）―那覇の二市二村論には何等異存はない、たゞ方法として同時か、段階式にか、というだけである。吾々が何故段階を主張するかという財政上の裏付けがないということ、然も那覇、真和志村では既に一つになつており、一市一村はどうみても必然的に一つにならねばならない現状となつてゐるからである。

仲井真氏（那）―一市一村ということになればこの研究委員会をつづけるのはどうかと思つ。

西銘氏（真）―別に二市二村合併研究委員会でも論ずることはできなくなるといふことにはならないと思つ。

平良雄一氏（小）―小禄は二市一村か、

一市一村か決まらなければ何も言えない。そこをはつきり決めてもらいたい、もし一市一村となればこの委員会はずよう限り解散することを主張する。

仲井真氏（那）―那覇も本意ではあるが解散も止むを得ないと思つ。

西平氏（首）―もう一回考え直すことはできないだろうか、もしこの希望がもてなければ解散も止むを得ない。然し、解散は何時でもできる、たゞ難局をなんとかもちこたえて実を結ばすように努力するのが吾々の義務だと思つ。

西銘氏（真）―非常に残念だがいままでの意見をまげることにはできない。従つて解散には真和志も同意する。山田委員長―では解散となるが結末をどうするか、どこかに報告するか。久保田盛春氏（真）―西平委員の意見のように石川構想のプリントがくるまで待ちたいと思つ。

仲井真氏（那）―他市村からの意見なら別だが真和志からなら望みがあると思つから採り上げたいと思つ。

赤嶺慎英氏（小）―お互の頭ではどうにもならない、人を代えたら。

高良盛文氏（真）―村議会の意向をきいてこゝに出席しているのでその意向をまげて論ずることはできない。たゞ

補選後、議員の数も倍近くなつており議会の推薦できてゐるので、人員も再考慮の必要があると思つ。

仲井真氏（那）―議会とは別で委員会は委員会として研究すべきものだ。

真栄城氏（首）―さきの委員会では新議会が成立したのちその意向をきいて委員会を再開するとなつていたのでないか。

高良氏（真）―このことが議題となるものと思つていたが採り上げられていない。

山田委員長―那覇はどうか。

真栄田氏（那）―正式に補選後の議会の意向はまだきいていない。然し委員会は議会とは別だと思つ。

阿波根朝松氏（首）―このつきまでに開くことにしたい。

真和志側委員―賛成する。これに引続き小禄、那覇側も賛成した。

山田委員長―ではこのつきまでは解散を保留、もつと研究を続けることにして散会したいと思います。

壺屋陶器に活ノ舟木氏囲み

きのう座談会

〔沖タ・朝 1953・7・23〕

那覇市が招聘した陶器の研究者舟木研児氏を囲んでの座談会は二十二日

ひる三時過ぎから那覇琉米文化会館で開催、舟木氏を中心に又吉市長始め山里永吉氏、原田貞吉氏、真喜屋経済局長など政府、市役所関係者、陶工、画家など三十余名が集つて、話合つた。

舟木氏からは「壺屋陶器には驚くほどの種類が多いがいく分使い方が乱雑になつていふと思う、もつと生活に溶け込むように研究してもらいたい、今度来日したりーチ氏は自分だけで造れるものでなく、ある程度のデザインさえ与えれば工場で誰にでもつくれるといふた量的生産面に力をそそいでいたがこついつたことを考えるべきだ、また新しい良い作品を出すためには感覚のある人がもつと工場に足を入れるべきだと思ふ、はけ口が大切だが何にも外国にだけ出すというのではなく島内でも親しまれるよつにしてもらいたい」などといふ話があり、一般からはまだまだ技術は昔に劣る、まず昔にかえれといふことと土の研究にもつと力をいれて欲しいなどが話合われた。

なお座談会中に山城鉦工課長から目下日本全国における陶土を調査中で近くデータがまとまること、現琉大校外部センター（旧工業試験場）をまた政府に戻してもらい、陶業やそ

の他琉球民芸品、工業面の研究所にしようと思つており、予算を計上してある旨の明るい計画が明らかにされ、

最近日本から帰つた原田博物館長からは戦後初めてのことにして本月初め東京の「たくみ工芸品店」に出荷した壺屋陶器は値が高いといふ話はあつたが非常に評判がよく、よく売れており、同工芸品店ではいくらでもはけるからつぎつぎ送るよつにとの話であつたと朗報をもたらしした。

泊の屋台に市が親心／三力月間の立退余裕

〔琉新 1953・8・2〕

DEの旧鉄橋取壊し工事に端を発し、残る屋台店も近く整理されることになり、長い間、無免許と不法建築のレッテルとともに伸びゆく「ミナト泊」の風致を著しく汚損していた泊港務所の「屋台問題」も遂に終止符が打たれるかに思われたが、一日朝つばらから人民党瀬長亀次郎、島義基、当間の諸氏を先頭に屋台主らが市当局を訪れ、「いま立退かされると明日の生活もできず路頭に迷うほかない」と泣落し戦法に出たため那覇市側もついに折れて月向う三力間の移転準備期間を与えること

になつた

屋台業者側では連名のうえ市当局に誓約書を入れることになつていふが、屋台主側の主張する四十六軒と当局の調査による三十六軒とに十軒もの相違があり、市では近く実態調査によつて居据わりを認めることになつた

幸喜建設部長談「かかる不法建築に対しては告発するか代執行によつて強権発動もできぬことはないが彼等も誤まつた行動であることは十分反省しているので当局としても同情して三力月間の立退猶予を与えた。都計進行上の今日、建設にブレーキをかけるよつな問題を二度と起さないよつ協力して欲しい

首里市長告発さる／特別会計決算めぐり

〔沖夕・朝 1953・8・11〕

さつた首里市定例議会でもみぬいたあげく十対六で否決された五二年度市営バス特別会計決算をめぐり、否決された不当な点に対し市長は責任をとるべきであるのに未だにその責任を明らかにしていないとの理由で、同市野党議員十一名は十日検察庁へ市長兼島由明、現首里バス社長上江洲安健の両氏を告発した。

問題の決算が否決になつた理由は次の七項目に亘る不当な点があるといふことからであつたが、その不当な点を再監査した結果もそれが認められた。

- 一、事務所建設費として特別会計から二万四千二百円支出済みになつていふが、その領収書は市宛ではなくバス会社宛になつており、然も市の三役の決裁なく支出されている。
- 二、市議会の議決を経ず車両賃貸料として十九万余円支出されているが、これは違法支出である。
- 三、議会の議決なく予算超過して部品の違法支出がある。
- 四、バス会社創立事務に従事した同社専務の給料は会社側が出すべきであるのに市の特別会計から七千六百円出されている。
- 五、市営バス当時の切符八万枚をまとめて当時の市監査委など五名が立会いの上封印して保管したのを無断でバス会社が使用したのは封印破棄である。
- 六、市議会の会議録は署名人の署名がないので正しい会議録とは認められない。
- 七、保管してあるべき切符が紛失していふのを市長は議員の要求で初めて発見したのは市長としての職責を十分果しているものとは思われない。

以上の理由中、バス切符を無断で使用したのは窃盗と封印破壊の罪になり車輛賃料の違法支出は使途不明であるのと事務所建設費として二万円出されているのに事務所は建設されていらないといった二項目は背任罪に該当するから調査してほしいと告発状にある。

今度のこの告発について野党議員の間では市長のこれまでの無責任を理由に行政訴訟も準備していると云つてゐる。また訴訟沙汰になつたことについて野党議員は、「要するに市長不信任ということになるわけだ」とも云つてゐる。この告発に対し兼島市長は十日、「自分にやましい点はない」と語つてゐる。

弁償請求ができる

政府行政課の話「決算そのものは認定されなくても過去において行われた行政処分であり、議会の否決によつて決算」そのものが効果を失つことにはならない。当局としては決算が議会において否決された旨をつけ加えて告示を行うと共に、行政主席にもその旨を報告しなければならぬ。ただ否決によつても決算は効力を失わないにしては納税者訴訟（市町村自治法百七十六條）によつて当局者に対する弁償請求

とか不信という責任追及問題は生じてくるわけである。このように納税義務者が当局に弁償請求ができるという例も住民に地方自治への心をもたせるといふ自治法の趣旨でもある。

膨れる真和志に校舎の悩み ／八十教室も不足／二部 授業でも追つかぬ

〔沖夕・朝 1953・8・12〕

四年前迄人口一万そこそこの真和志村は日ましにふくれ、今では人口五万を数えるに到り、それに伴い生徒児童数も五〇年に四千八人だつたのが今では二倍以上もふえ、八千四百余人に達している。

このため同村では去年から村で起償して十四教室、PTAで十六教室、その他に政府割当四教室をつくつたが、それでも仮校舎を入れて後四十二教室も不足し、仮校舎を除けば八十二教室も不足している。これは全琉の学校平均二十教室として四校分にも相当する。

現在、真和志中、大道小、楚辺小の三校では二部授業を行つてゐるが、大道などは在籍二千四百八十八名の全琉一大所帯で、四月から六月までの二カ月で二百名もふえてゐる。その他真和志中が二千四百四十七名、安謝中三百十

四名、真和志小千四十八名、ソベ小千四百三十七名、安謝小七百四十六名となつて、全村で在籍八千四百八十八名、学級百七十九、本建築九十七、仮校舎四十で、宮里村長、真栄城区教育委員長は十一日文教局を訪れて「早く教室数をふやしてもらいたい」と中教委と当局に陳情した。

真栄城区教育委員の話「二部授業が教育の効果をもくことは判つていても今のままでどうにもならない。それに来年入学する子供の数から推して新学期には五百名（十学級）の自然増と見ており、このままつづけば常欠児が多くなることも予想される。二部授業のところでは毎週交代で午前午後に分けて出校してゐるが、子供らは午後の組が早く来てみたり、朝の組がおそく来たりして出席状況も悪い。

お礼のコンセット／軍が渡久地氏へ贈る

沖繩戦もやつとすんだ四五年八月米軍飛行士を救助して去る米琉親善日に表彰された上本部出身の渡久地政功氏は「オグデン准将から「何でもほしいのやる」と言われて「校舎が欲しい」と言つたところ早速コンセット六棟（十二教室）をやることになり、来る二十

日ひる一時から同氏の母校豊川小校で引渡式が行われる。

首里市長告発事件取調べを 始む

〔琉新 1953・8・19〕

十八日午前十時、琉球検察庁池原検事は首里署でさきに首里バス問題で野党議員から告発された兼島首里市長、上江洲首里バス社長を招致し、告発状に対する全般的な取調べを行つた。

条件付して土地開放／若狭町、四千七百坪余

〔琉新 1953・8・20〕

那覇市では先に若狭町をはじめ波の上ポート・ホールクラブ、辻町、久茂地、壺川一帯軍用地の早期開放を民政府へ陳情していたが、十九日その前ぶれとして「那覇市若狭町の土地解放」と題する民政府書翰が同市へ齎らされた。これに依つて若狭町のライカム・モーターコマンド・アスレティック・フィールド（RTB広場）四千七百七十四坪余が次のような条件で八月一日をもつて開放されることが明らかになつた。開放地に対する軍の要求条件は
一、売淫を業となす家屋の建築をしてはならない。また建築を許可する

際には斯様な建築がなされないよう
精査すること

一、都市計画と地域法令は厳格に例
外なく守られねばならない

一、最初の建築を手伝う意味で衛生
団をこの地域に割当てねばならぬ。
従つて嚴重に衛生条件が維持される
よう定期検査を行うこと

競輪法きのう公布

〔沖タ・朝 1953・8・21〕

いろいろ物議をかもした「自転車競技
法」——所謂競輪法——はさきに立法院を
通過、行政府で検討されていたが、政
府は主席の署名を終えて二十日これを
立法四十一号として公布、公布の日か
ら施行される事になった。これは市町
村の人口、財政を勘案して主席指定の
市町村がその緊急な公共施設の経費を
得させるために制定されたもので、本
法の公布に伴つて目下内政同行政課で
は必要な施行規則の立案にとりかかつ
ている。ケイリン法の施行によつて目
下那覇市では奥武山公園に競技場・施
設の建設（巾六米、延長三百米のトラ
ック）や日本々土から約四十名の男女
選手、審判、執行委員の招聘等を計画、
クリスマスシーズンには競輪の実際競
技を公開したい方針だ、と伝えられ、

その後沖繩人選手の養成に手をつける
模様で、来年初めごろからは奥武山一
帯は自転車競争でにぎわいを呈してく
るものと予想される。

”退陣なんかしない”ノバ

又問題にからむ与野党の
対立ノ首里市

〔沖タ・夕 1953・8・22〕

首里バスの五二年度会計決算問題を
めぐる、首里市長告発事件は、検察
庁の取調べが開始され成行きが注目
されている。この告発事件をきつか
けに首里市の政治的対立が激化しよ
うとしており、野党議員は最初の告
発に更に追加告発も行い、洗いざら
い掘り出そうとしている。

これに對し市長は

”私に對して退陣要求のためのいやが
らせだ退陣を望んでいるなら面と向つ
て具体的に指摘すれば悪い所があれば
退陣するが、やましい点はないから退
陣しない。家族も辞めるよう勧めてい
るが、いま辞めたら市民に對してもす
まないしあと一力年の任期中は勤め
おとせるつもりだ”

と語つている。更に今度のこの告発に
對し市長は与党議員ともこれまで数次
に亘つて政策を協議したといわれてお

り、野党議員側のとつた今度の態度に
對し市長は勿論、関係者や一部市民は
激怒しているからたゞではすまされな
いとも市長は云つてゐる、この点から
市長側は反訴するのではないかとも見
られており、それについては市長はま
だいまのところ考えていないと云つた。
一方野党側は今度の告発でカタがつか
なければ次は行政訴訟をすと云つて
おり、また市長を告発したことは要す
るに市長への不信任の現われとも云え
るので場合によつては議会で市長不信
任案を出すかも知れないと洩らしてい
る。もし不信任案をつきつけたら市長
は最後の手として議会解散の肚もある
といわれ事態はますます紛糾して来る
よつた。

なお、今度の告発事件は、問題の会
計決算で市長は単なる行政上の落度
から単なる行政責任問題であつて何
ら刑事上の事件にはならないだろう
との見方も一部にはある。

都計の促進に拍車ノ泊港周 辺の見苦しい屋台店にノ

軍が工事支障で撤去命令

〔琉新 1953・8・28〕

”退け”退かぬ”で問題化したミ
ナト泊の屋台小屋は那覇当局の三方

月間猶予という温かい計らいにも拘
わらず難航を続けてきたが民政府で
は八月二十六日付「泊港における建
築物の撤去」と題する文書をもつて、
第一号線と泊港およびドック間にあ
る相当数（約四十軒）の不法仮建築
物は同港におけるDEの工事施工に
支障を来たすものであると、その早
急な撤去を那覇市側へ要求、長い間
市都計のガンといわれた屋台店も近
日中に立退きを命じられた

軍からの文書内容次の通り

泊港北岸ドックへの入口から水産会
社付近を除き現在沖繩エンジニア・デ
イストリクトによつて埋立施工中の地
域の南側の端に至る間の地域は「米國
が泊港湾施設建設のために必要と思わ
れる」この地域におけるあらゆる建物
は許可を得て建てられた永久建築物の
ほか地均し、排水工事、出入口舗装工
事を完成するため撤去さるべきである
那覇市長は必要とあれば琉球政府の
協力を得て契約書（同埋立地譲渡の際）
の規定に基き、またこの契約を持統的
に尊重するため仮建築物の即時撤去を
行うことを要求されている

関係地域が個人有地であり又米國を
してこの計画を遂行させるために障が
い物を除去する必要のあるこれらの地

域においては現在の領有者達を立退かせる法の施行権限を認める為関係地域に対する充分な法的権限を確保することは那覇市の責任である

以上のように軍では、この早期撤去を迫っているが、二十六日軍工務部長ウエステン・バーガー氏は又吉那覇市長に対し「近く布令をもつて軍一号線の両側七・五米以内は建築できない制限規定を設ける。また四十四号線（与那原―那覇）四十五号線（泊―首里）の両道路にも同様措置をとる」と語つたよつで、いずれにしても道路沿いに建てられたこれら屋台店は「立退かねばならぬ」といつところまで来ており、軍側では「若し市がその措置に出てトラブルでも惹起すれば、DEのブルトラーの強制立退をも辞さぬ」とかなり強行な態度を示しているよつだ。那覇市は二、三日うちに立退きを要求するよつで若し必要とあらば行政執行の強権を發動すると云つている
嘉手納助役談「市としては三月月の余猶を与えることになつていたが軍からの要求にも迫まれており、当局としても早急な立退きを実現させるほかはない。場合によつては代執行もやむを得ないだろう。」

市長強硬意見ノ七万那覇市民の福祉を目ざしノ屋台店の代表に回答

〔琉新 1953・9・2〕

即時撤去の軍命に端を發したミナト泊の「屋台店問答」は前日に引続き、一日午後四時半から人民党瀬長龜次郎、島義基の両氏と代表者三名が市役所を訪問、市長の意向を纏めた回答文書、（又吉市長、ブラムリー准将との会見呼出しのため不在）をめぐつて約一時間にわたり当局側の嘉手納助役、幸喜建設部長と再び「押問答」を繰り返した。市当局としては同問題の解決策を見出すため比嘉主席とも逢つたが「主席も軍はかなり強硬でとりつくまもないだろう」と語つたよつで、また那覇市の根本方針からも「七万市民の都計」を僅かな不法侵入者のために阻害することは出来ないことだと「軍命に共鳴」するとの線を堅持した。これに対し屋台主側は立退きの理由がハツキリしなければ「退かぬ」との強行態度を出し軍との契約（泊港譲渡の際）を結んだ市長の責任において軍命を撤回すべきだと迫つたよつめ再び騒然となつたが、結局もの分れとなり「政府に交渉を行うまで代執行はやめる」などと捨セリフを残し、また逢つとの意向

を述べ午後五時半退場した

市長回答

琉球経済の利益を目標として泊港の築港と埋立工事、詳言すればデイストリクト・エンジニアの手に依つてガリオア建設工事が行われているが、同工事を邪魔している泊港一号线路屋台店の撤去、さらに今後同種仮建築物の建築禁止に關し継続的に失敗していることを副長官オグデン少将および首席民政官ブラムリー准将から

「市は泊港埋立地の権利を与えられている譲渡契約書の条件違反である」と市長は忠告を受けたのである。

即ち契約書には軍の泊港建設工事に關し市が同地域を軍に使用させることを要求している。更にこれを一言にして尽せば軍から第一号線路と泊港の間に立並んだ屋台店や仮建築物のため港湾施設工事は継続的に邪魔されその完成に支障を来しているが、ついに一部の工事を断念せんとするに至つた状態にまで達している。

以上の理由で屋台店の撤去を琉球政府主席を経由し一徹命が来た市長としては四十名の希望を充たすために七万市民の福祉を犠牲にすることは出来ない、市長は軍の命に従いまたその方針に共鳴するものである。故に速に撤去を要

求するものである。

もし撤去後困る人が出来た時はまた他の面で救済する法があるから心配はないだろう。法治国民は法を遵守して貰いたい、而して民主主義は命令系の正しいのも特色の一つである。万一自治的にこれを遂行できない場合は遺憾ながら軍の力を藉りるのもやむを得ないと思う。その時は琉球人の自治能力を疑われ自治進展に支障を来す恐れがある。諸氏はよくこれを理解して撤去すればそれが都市計画に協力することでありませぬ。七万市民否全琉同胞の福祉のため撤去して貰いたい。

「復歸決議は違法？」ノ那覇市議会で論争

〔沖タ・タ 1953・9・3〕

奄美大島返還のダレス声明以来、日本復歸問題に対する全島の関心が極めて強くなつて折柄、那覇市議会ではいま、「市町村議会で日本復歸に関する決議を行うことは違法かどうか」という興味ある問題をめぐつて論争が行われている。

ことの起りは去る十三日の那覇市議会全体協議会で二日後に開かれる日本復歸総決起大会に市会代表を参加させ復歸メッセージを送つてはという動議が

一部議員から出されたことによる。當日はこれをめぐつて積極派と消極派に分れて結論がつかないまゝ休けいとなつたが結局、真栄田世勲議長は新垣事務局長（市議会）の「市議会における琉球の日本復帰に関する議決は違法と解する」旨の私見にもとづいてこの問題を処理そのまゝ閉会とした。

このため総決起大会には一部議員数名が市会有志として参力するに至つたがその席上でも時間切れを理由にこれら有志はメッセージ朗読を拒否される一幕もあつた様である。

新垣事務局長が私見として復帰議決を違法とする理由は大体、次の通りだがいわゆる市議会の一部はそもそも、

一事務局長の私見をもつて全体協議会の結論を出したことそのものが既に誤りだとし市民の正当な要求をとり上げまいとする悪意の妨害行為だと非難している。

市町村は現行自治法の範囲内においてしか行政事務を行えないものであり日本復帰は全琉的な問題である。章典の「市町村との関係」や市町村自治法の関係条項の主旨は明らかに市町村の事務はその市町村に関するものであり、市町村議会の議決すべき事件もまたその市町村に係る事件に限られてい

るものと解する。復帰問題は明らかに全琉の問題であつて那覇市のみの事件ではない。従つてこれは立法院で措置すべき筋合いのものである。個人的自由意志による復帰運動に参加することは何ら差支えないが、市町村の意志機関である市議会で日本復帰に関する意志決定をなすことは市町村自治法を逸脱した違法行為と解する。

積極的に決議しても効果はない
真栄田議長の話 自治法でそういったものは議決の範囲にうたわれていないから積極的に決議しても効果はない。個人的感情としては賛成だが

市会として取り上げて能動的に決議する必要はないと思う。私としては必要な範囲の仕事をするればいいからふれたくないという気持ちだ。現状では強いて取上げて決議すると逆効果のオソレもある。

違法云々は復帰反対の意志表示
島袋嘉順議員の話 大島では全町村が決議している。

天城村では自治法公布後でもやつていない。沖縄で出来ないというのはやりたくない、つまり復帰反対の意志表明だとしか思われぬ。

全人民の要求する民族の問題は全琉的な問題だからとか云つて決議出来ない

というのは悪意のある解釈だ。こうした考えは比嘉政権の復帰反対、現状維持という反人民的やり方に通ずるものだ。

ヤツサモツサ泊の屋台店ノ カナエの軽重問われる那覇市

那覇市

〔沖タ・夕 1953・9・3〕

：立退き問題でゴタついている泊の屋台店は現在四十五軒、その大半は大島、宮古、八重山の離島出身者であり、陳情によると未亡人経営が多い。屋台といつても殆どが雑貨商で、一般の一ぱい屋とは違つている。今春三月頃、軍の土地関係二世から「汚くて都市の風致を害するから立退かせろ」と指示されたのが立退き問題の始まり。当時は約十軒程度しかなかつたが市当局では折衝してもラチがあかず放任している間に次第に業者がふえたもの。

当局の話では夜の間にコソソリ建てたのが多いという話だ。

それから七月半ば再び軍命があつて市では本気で撤去に乗出し必要であれば消防ポンプも繰出す等の話まで出ていたがこの時初めて人民党が幹旋に乗出し、（業者側では）別に私

らが頼んだ訳ではない」と云つている。話合いの末、都計工事の始まる十月末までの三カ月間は余裕を認めその後は無条件で立退くことに落着いた。然しこの約束も誓約書に調印する段になつて業者側が一、十月までと云つても都計工事が着工されぬ間は営業する。一、移転先を市で考える等の条件をつけて来た、め実際はモノにならなかつた。そうしている中に八月末、三度目の即時、撤去せしむべしといつた軍指令が出て遂に市では八月三十一日までの期限つきで立退きを予告、応じない場合は行政代執行を強行するという最後の態度を明らかにした。こうして最終期限の三十一日、業者が人民党瀬長氏らと大挙陳情を行ない、又吉市長を缶詰にして談判、アワヤという競合い迄起すに至つたもの。

：双方の云い分を聞いて見ると市では「建築基準法違反、食品衛生法違反、不法土地使用、無免許営業、四ツも違反して全く不法だから立退きは当然。アレコレ云うのは全く身勝手である。」と云つている。その他、前島町復興期成会等の「速かに立退かせろ」と云つた反対陳情もあるし、第一軍からは泊埋立工事の支障になるからと再

三の注意もあつて市としてはむしろこれまで、問題を遷延させたのは自らの落度だという考えすらある。

…これに対し屋台店側は「一応、十月末までは約束しながら軍命が来たらすぐ立退かすのか。貧しい市民のため軍とも再折衝して善後策を講ずる親心はないのか」「軍工事の邪魔だと云うがウソだ。施工者の菅原組は自分、邪魔ではないと云つてゐる。現に我々は立退かせて他の永久建築は認めてゐるではないか」「貧しい者はダメして立退かせ資本家に建てさせるような不誠実な態度だから「コジれたのだ」「我々は明日の生活にも困る。こうなつたら立退きは絶対反対、約束通り十月末まで認めるか、移転先を考えてくれ」といつた云い分。一業者は「むしろだつて初めは云われた通りバラツクを壊して立退く考えでした。それが他の人には建てさせようとすゝる」他に土地を考えてやると云つたり、立売りは認めるとか認めないとか、とにかく市の云うことはハッキリしない。それがモメ事の原因です」と云つてゐた。

…今度の問題を通じて一般のうける印象は恐らく市当局の政治力の弱さと

いつか、生ヌルサという点ではないだろうか。また紛糾の原因は屋台業者の云う不誠実さは別としても当局に一貫した処理方針がなかつたことは一因であらう。それと当局の一部では撤去取締を行うだけの法的根拠がなかつた、或いは法の欠陥があつた為とも云つて

いるがそれは明らかに建築基準法、或いは食品衛生法違反であるが撤去を命じただけでは向うが聞かない。ムリヤリ破壊す訳にも行かないしといふのである。正に相手が悪いといふ訳だ。そこで最後に「行政代執行」ということになるが今のところこれの行使にも悩みがあるようである。同法二条によれば「…：行政庁より命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合…：かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる時は当該行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし…：とあり今度の屋台店の場合を著しく公益に反する」と認められていくかどうかといふのである。そもそもこういう了解をすることそのものが生ヌルイと云つた強硬説もあるようだが何れにしろ問題の解決如何によつては那覇市はカナエの軽重を問われるドタン場にある。市は今こそ強い行政力と真に温かい親心の二ツが同時に要

求されているわけだ。

真和志上之屋区ノ大道へ併合陳情

合陳情

〔沖タ・夕 1953・9・3〕

真和志村松川後方の上之屋区（与儀前上之屋区の分区）では隣区大道区への合併を目指して糸数区長代理外全区民が署名運動を行い、ここ一兩日内に村議会へ陳情することになつてゐる。

併合陳情の理由としては同区は人口わずか三百八十人の小区であり与儀前上之屋区の分区といふところから、

（イ）行政区画上不利である。

（ロ）現在の状態では自主的に選良を送ることは出来ない。

（ハ）また他区民と同じ村民として比肩出来ない。

ことなどが挙げられており、このまま弱小区として存在するよりこの際大道区への併合によつて強力な区制をしく方が区民の福祉のために最上の策であるときまつたものである。

西新町、軍使用地ノ二日付・一部開放さる

一部開放さる

〔琉新 1953・9・4〕

那覇市西新町の軍使用地が二日付で開放された、副長官室レサード行政課長

から主席あてに那覇市長への伝達、政府関係部長への通知、同地域が琉球政府の商港地区管理規程に従うべきかの決定を求める通知があつた

西新町の開放された土地は次のとおり
二丁目一五番地、一五の一から一五の七まで、一三、一三の一、一七、一七の一から一七の三まで、一八番地から二八番地まで、二八の一、二丁目二番地、三番地

軍棧橋入口に立退き令ノ15
日迄二千坪明渡し

〔沖タ・夕 1953・9・4〕

民政府は二日付の政府宛文書で軍使用那覇港南岸入口の向い側の土地二千坪余を九月十五日まで明け渡しよう指示してきたが、この中には屋台店六軒および民家数軒の立退きも含まれてゐる。

食糧社敷地の使用料支払い
現在沖繩食糧会社が使用してゐる敷地は下泉町上泉を含む一万四千坪で同社はこれらの地主から土地使用料の請求をうけたのでその支払いに関し民政府に照会中のところ八月二十八日附で民政府総務課長レサード中佐から次のような通知をうけた。

一九五三年七月一日から一九五三年十

一月一日迄の土地使用料を沖縄デストリック・エンジニア事務所を通じ支払う、尚一九五三年十一月一日以後の土地使用料に対する協定成就に関してはあとで連絡す。

訴えられた首里市長ノ事実

無根の声明書を発表

〔琉新 1953・9・6〕

さる臨時議会で一九五二年度首里市特別会計決算問題でついに野党側儀武息睦氏ほか十名の議員から七力条の理由で告発された兼島首里市長は目下琉球検察庁で取調べ中であるが、これに対し四日市長はつぎのとおり声明書を發表した

一、「事務所建設費二〇、四二〇円市あてでなくバス会社あてになつており三役の決裁なし」株式会社首里バスの企業免許の下付がおくれたため、この間における諸請求書や領収証などがバス会社あてとなつてゐるのは既に会社が發足したものと解し会社あてとなつたのでありまた三役の決裁もその当時諸準備に忙殺されたためである

二、「市会の議決なく車両賃借料十九万円余を支出しているがこれは違法である」バス会社は六月中旬ごろまでには株金の払込も完了し実質上会社は成

立していたわけでありただ企業免許の下付がないためこの間市が会社より車両その他設備一切を借受け運営したものであるから市と会社との関係で車両消却費などの支出が考究されねばならないことは当然であるこれが支出についてはバス委員、市当局、会社側重役の合同協議会を開催決定したものである

三、「市会の議決なく予算超過部分品の違法支出がある」この超過額は追加予算で支出すべきであるが可決となつて一週間目には企業免許が下付せられ七月二十六日より民営会社として發足したのであるからこの間諸準備に忙殺されていたため予算などかえりみるとまがなかつたのである

四、「大山専務の給料は会社が出すべきであるのに市の特別会計から支出している」首里バスの企業免許がおくれたため暫定的に市が手続き完了するまでこれを運営することとなり収入は全部市が受入れ運営費はこれを支出することとなつた

五、株式会社首里バスと市との間に取引したる部分品その他精算事務は次のとおり

【首里バスよりの受取勘定】計四五四、六六二円、七〇銭

「首里バスへ支払勘定」二〇三、七二九円三〇銭

六、「一九五一年六月十一日から同三十日まで五千九百十五円のガソリンをヤミで購入している、これはぞう物故買罪に該当する」

購入したガソリンは日本軍の埋没してあつたガソリンで然も水が混り或は錆が入つており燃料用として使用不可能であつた工場では洗滌用のみ使用するので水や錆の混入したガソリンでも使用可能であるし値段も安いので購入したのである

壕の中その他に日本軍のガソリンその他の油脂が埋められてあるのを掘り出して所持しているのを告発人もよく知つてゐる」

那覇市会スムースに進む

〔沖タ・タ 1953・9・8〕

那覇市の秋の定例議会は八日午前十時半開会（欠席四名）。まず「会期を定める件」を上程、一日か三日かで討論となつたが裁決の結果一日間と決定した。この日午前中の経過は、まず「市選管委並びに同補充員選挙の件」が現委員が事務になれてゐること、何ら欠点のないことなどからその俣再選することに意見の一致をみた。

ついで市条例の一部改正並びに廃止案など六件を審議したが、いずれも関係立法の改正に伴う改廃だけに異議なく可決された。続いて人民党提出にかかると「軍用地問題の処理に関する特別委員会設置の件」に移つたが、その趣旨は旧地域の大部分に軍用に供されてゐる那覇市としては、使用料問題や未開放地などの解決をはかり、市民の権利を確立するため市議会に特別委を設置すべきだといふもの。これに対し一部議員から案文がオンピンを欠く、もつと簡明にしてはなどの意見もあつたが結局、原案通り可決、特別委は十一名で構成、委員は議長指名でつぎの通り

【特別委々員氏名】

比嘉朝四郎、糸数昌秀、辺野喜英興、儀間真喜、佐久川長吉、島袋嘉順、新垣松助、大湾喜三郎、上原仁慶、浦崎唯治、長嶺将真

なおこれとは別個に軍用地の地主で構成される市町村軍用地特別委設置問題について島袋議員から「去る六月、立法院から市町村軍用地特別委設置の要請であつて二十三市町村ではすでに設置をみてゐるのにかゝらず市は今までこれをセン延しているのはなぜか」との質問があり、市当局は「目下各町復興期成会に連絡し委員の推薦方を依

頼中である」との答弁があつた。

”日本復帰決議案”否決／ 那覇市議会きのう6対17 で

〔沖タ・朝 1953・9・9〕

八日開会された那覇市定例議会は午後二時五十分、人民党提案の「平和条約三条撤廃による沖縄の即時完全日本復帰決議案」を賛成六対反対十七で否決した。この問題は予て市町村議会で復帰問題を決議することは違法かどうか、現行市町村自治法の解釈などもからんで意見の対立を生み、成行きを注目されていたもの。この日は否決は復帰に反対というわけではなく既に幾度か決議したものだし近く全島的な組織で強力な復帰運動も開始されるから、市議会ですらに取上げる必要はないというにあつた。然し何れにしても否決は否決。その影響の重大さから早くもこつした処理を行ったことに對し一部議員の間では「党派感情にとらわれすぎた」等の自己批判も出ているようだ。復帰決議案をめぐる論議要旨次の通り。

親善運動こそ力入れるべき時／不
必要な摩擦避けよ／否決側
阿波根直英氏 こうした決議は立法

院その他復帰大会で幾度かやつている。決議ばかりしても大したことはない。日本人であれば復帰を希望するのは当然である。近く全島的な組織も生れるし、市会が全市町村のトップを切つて意志を表明する必要はない。

長嶺将真氏 復帰問題は方法に意見が別れるのであつて誰一人、反対はない。那覇市はいま全力をあげて首都建設に邁進しているが、その殆どは軍の援助によつてゐる。大島の返還で沖縄が半分、アメリカの統治下におかれることがハッキリしたこの際、親善運動にこそ力を入れるべき時だ。他にも運動の方法があり、市会の任務は自治法で規定されているにも拘らずこつした決議を行うことは都計はどうでもいゝ失業者が出ていゝといふもので反対。

親里嘉英氏 復帰はし烈にして然も合法的な民族運動でなければならぬ。復帰の同一目標をもちながら相手をコキ下し、不必要な摩擦を生じているがこれはマイナスである。現段階では全島的な組織が発足し、運動方針も確定してから協力すべきである。各町村でポツリポツリ決議するより統一された大きな組織で一せいにやるのが効果的だ。

違法ではない日本府県議会でも復

帰決議している／賛成側

島袋嘉順氏 現行市町村自治法は日本の同法を準用したものだ。山梨の甲府市会ですら琉球の復帰決議をやつてゐる、何ら違法ではない。むしろ全市民の九〇％が復帰の悲願をもつてゐる現在、市民の意志を代表して表明することは我々の義務であり誇りである。首都なるが故に他町村に先んずべきだ。援助と復帰とは別である。アメリカから援助されているから意志表示が出来ないといふのは植民地根性であり、将来に汚点を残すものだ。

民主党／純正な日本復帰の否決で

はあるまい

与儀幹事長談 那覇市に於て否決された理由がはつきりしないので何とも云えないが、本質的な日本復帰運動や民族悲願としての純正な日本復帰を拒む意味での否決とは考えられない。何れ市会における論議を検討してから考えたい。

社大党／時期的に特に遺憾市民の

反撃受けん

安里書記長談 どんな理由で否決されたか知らないが、理由の如何を問わず、時期的にみても特に遺憾である。日本復帰は琉球政治の根本問題である

ので、那覇市会の態度が果して、正しく民意を反映しているか、市民の批判をつけて、その反撃をうけ、今後の運営にも支障を来すような結果にまで発展するかも知れない。考えさせられることは、指導者級の中に何らかの理由で、復帰を望まない輩がいることが窺われることで、この人々は琉球住民の将来への福祉を顧みず、単に一時的目前の自己の利益にとらわれて、民族の滅亡、大衆の犠牲を顧みないものである。これは今後の復帰運動の実践上留意を要する点であると思う。

人民党／否決は市民の意志をふみに

にじるもの

瀬長書記長談 日本復帰は那覇市民の熱願だと思ふ。市民の代表たる市会が如何なる理由にせよ、決議案を否決することは市民の意志をふみにじるものである。那覇市長が未だに信託統治を讚美しているとは思われないが、即時復帰を希望していない事は、しばしばの談話で明らかである。市長を支持する市会の与党が、仮に公私混同して、その個人的見解を支持した結果だとすれば、決議としては市民の意志の蹂躪だ。一市民としての立場から云えばかかる市会は有害で、従つて自から解散すべきであるし、しなければ、市民有

権者の権利たるリコール制をかけるべきだ。

問題の決議案要旨

奄美大島の復帰はより一層沖縄の即時完全日本復帰が一九五二年四月二十八日に発効した対日平和条約第三条を撤廃する以外に実現しないという事実を明確にした。那覇市会は七万市民の将来を決定する民族の独立と平和と自由をかちとるため祖国復帰を熱望している那覇全市民の意志を代表して対日平和条約第三条撤廃による沖縄諸島の即時完全日本復帰を決議し、沖縄諸島日本復帰期成会に加入して日本復帰運動をすすめる市民の先頭に立つと共に対内、対外を問わずにあらゆる政府、団体機関、議会に対日平和条約第三条撤廃による沖縄諸島の即時完全日本復帰を請願する。

泊、外人墓地／那覇市に移

管

〔琉新 1953・9・9〕

那覇市、泊港北岸天久にある外人墓地が八月三十一日から那覇市に移管された。副長官室レサード総務課長は、この移管について主席につきのような書簡を送ってきた

外人墓地を地方自治当局に解放することを那覇市長に知らせてほしい。公衆を墓地に立入らすことは適切に行つてもらいたい、この地域は歴史的な記念の地であるので那覇市で管理してもらいたい

軍用地料一八三〇万円委託

／筆頭は那覇市の一五〇〇万円

〔沖夕・朝 1953・9・10〕

九月二日と四日付で合計一千八百三十万円の軍用地使用料が内政局出納課に委託された。市町村別内訳は次の通りで原別の名簿は中央土地事務所に届けられている。

- 浦添三万四千三百五十六円、国頭奥間一七二万八千二百円、
- 具志川三十三万八千二百二十二円、
- 同二万一千四百二十二円、同一万九千二百七十二円、
- 越来九千九百九十九円、
- 読谷七十九万七千九百四十四円、同
- 一万五千七百四十四円、
- 北中城四千九百二十二円、
- 北谷五万三千七百五十四円、
- 越来八万三千七百五十四円、
- 宜野湾六万二千四百八十七円、
- 玉城五十一万五千六百六十六円、同

- 六万六千円、
- 浦添六万三千九百九十九円、
- 那覇一千四百七十三万六千余円、同
- 一百四十四万四千六百八十八円、
- 浦添四万一千一百十五円、
- 越来一万五千一百七十六円、
- 真和志二十七万八千八百八十八円、

軍用地特別委／那覇市初会議開く

〔琉新 1953・9・12〕

那覇市初つの軍用地特別委員会は十一日午後二時から市会議室で開会、さきに同委託となつた「軍用地代臨時処理法」に関する立法院からの照会について審議したが回答依頼の那覇市における現在一般の土地賃貸料および割当土地賃貸料決定当時の一般賃貸料については調査困難であり、その理由書を提出することに決定。地主（軍用地代料に関する）の要望事項、地代決定の基準（軍用地代の適正価格）は何によるべきかその算定方法および額、契約期間の三項については十四日午後一時から市会議室で地主側との協議会をひらくことにした。なお各委員、互選の結果委員長に新垣松助氏、副委員長に佐久川長吉氏を選出決定し、午後四時散会した

公聴／那覇市会に訴う

〔沖夕・朝 1953・9・13〕

祖国復帰の熱願は全住民の輿論であることは既に疑う余地がない。然るに那覇市会は祖国復帰決議案を十七対六でこれを否決しているが、どういふわけか？

那覇市が軍の援助を受けて居れば六十万住民の輿論は無視されてもよいのであるうか。特に那覇市のような都市がかかる態度にできることは軍に対して沖縄は復帰を要望していないのだという誤解を与え、全住民の方向を誤らしめるものである。

軍の感情を害しないためには熱願していることも引込め正しいことも主張しないでおとなしくすべきだろうか？

断じてそうであつてはならぬ。米琉親善と祖国復帰とは自ら別個のものであることを悟るべきである。他府県でさえ沖縄の日本復帰決議案を報じているに拘らず地元の沖縄が軍の感情をおそれ、或は一つの市だけの利益のために祖国復帰の問題について冷淡であつてよいでしょうか？ 深省すべきである。『一米人記者』が沖縄人は国家意識が低調である旨を述べているが沖縄の大都市が市会で祖国復帰決議案を否定することは此の一米人記者の考え方を

強調するよつなもので全住民にとつて有害無益である。那覇市会議員十七名に対して遺憾の意を表明するものであります。越来村センター区三班仲宗根義雄（嘉手納航空隊勤務）

泊屋台立退に断

〔沖タ・朝 1953・9・14〕

那覇市ではかねて泊屋台店の立退き問題で手を焼いていたが十二日既定方針通り、強制代執行を実施することに決定。来る十九日（土）までに立退くよう戒告を發した。

理由は泊屋台店四十五件は不法建築物であり、これまで再三、撤去方を要求したがこれに應ずる様子がなくこのまゝ放任しては都市計画事業に一大支障を来すオソレもありかつ又、軍から厳しい示達もあるので万止むを得ず行政代執行の手続をとるというもの。

行政代執行法によれば「義務者（屋台店側）が戒告をつけて指定期限迄に義務を履行しない時は令書をもつて代執行をなすべき時期、執行責任者の氏名、代執行経費の概算額を義務者に通知する」とある。従つて市が撤去の実力行使に出るまでにはなお幾つかの手続を要するわけだが当局では代執行の日時

を二十二日（火）に予定しているようだ。

嘉手納助役談 今度の立退き問題の成否は市の今後の發展上予想もつかぬ結果となることも考えられる。この際、是非、業者も協力してもらい自発的に撤去されるよう要望したい。もしこれに應じない方があれば市も本意ながら市自らの手で執行しても撤去することはやむを得ないと思う。

人民党島氏談 調停に入つた立場から云つたとたゞ立退けでは困る。貧困な人々だから生活保障の手段も考えてもらいたい。そうでなければ立退きを十月一ぱいまで延期するとの初めの約束を守つてもらいたい。

賃借の適正化／那覇市きの

つ軍用地特別委

〔琉新 1953・9・16〕

那覇市議会軍用地特別委員会による「地主側との協議会」は十四日午後二時から市会議室で開催、関係地主約五十余名が出席、先きに立法院から「軍用地代臨時処理法」に関する立法資料として照会のおつた地主（軍使用地々料に関する）の要望事項地代決定の基準（軍用地代適正価格）は何によるべきか其 算定方法および額 契約

の期間の二項をめぐつて約三時間余にわたつて協議されたが、殆どの要望が次の意見書（一地主提出）に纏まつた。なお同特別委では更らに二十五日午後一時から各町復興期成会代表者（各二名）を集めて、具体的な地価額などについて公聴会をひらくことになつた。

【地主側の要望】

一、賃貸借当事者の公私を問わずすべて対当者間に行われる原則に支配されなければならぬ
一、賃貸借の目的地の価値はすべて所有権確認を与えられた本来の権利を尊重すること
一、土地の価額もしくは賃貸料は時価によらねばならぬ。時価により難いときは最寄の時価ある土地を標準として算定する

一、評定委員会決定の割当土地賃貸料は一時的または救済的決定価額をみるべきものであるから軍使用地代には適用されるべきでない。地代決定の標準は土地の時価であるべきであるから一カ月の賃貸料は土地代の百分の一が適正である

一、契約期間は五カ年（三カ年が大多数）として更新の道を与えること
一、賃貸料の支払は借地人の義務であつて決して恩恵的なものでないことを

深く認識させること
一、地主は軍に協力する意味で軍の緊急の需要に即応すること。但しその場合は適切な方策を樹てて地主の保護に万全を期すようあらかじめ懇談すること

一、周囲が軍使用地に編入したため隣地が従前に較べ著しくその価値を損し又は損すると思われるときは適当な救済を行うよう懇談すること

一、地価の算定は戦後のみでなく戦前の状態も考慮すること（之は軍使用地にならなければ本来の価値を維持できたものもある）
一、賃貸借は契約であるから一切は談笑裡に決定すべきである

踏みしめる那覇の土／疎開
暮し八年やと故里へ”ヒ
ヤ、すつかり變つて……”

〔沖タ・朝 1953・9・16〕

戦争中、国頭に疎開して以来、山原の村々で世話になつていた旧那覇市民の三十名（十一世帯）が市当局の温かい出迎えをうけて十五日午後五時半、八年振りに懐しの那覇に歸つて来た。市では直に準備していた三区の新らしい救済家屋（三十五坪）に受け入れたが、トラックから降り立つたこ

の人々は一ように不安と歡喜が入りまじつた複雑な表情だつた。日一日と変貌する那覇。まして八年も離れて山原暮しをしていた身にとつては異郷のような感じしかなかつたであらう。

宜野座から歸つた比嘉 さん(七四)は「ヒヤ、全く變つてしまつた。何がだか分らんわい」と驚きの眼をみはり、生きて那覇の土を踏めた嬉しさを「山原にたゆていくさゆんはんち、嬉しさや那覇に縋つるち」と琉歌に托し天に上る心地だとニツコリしていた。

…金武から歸つた名嘉山 さん(四八)は四名の子供を抱えている。殆どあちら生れで那覇は全く知らないという。「向つては日用や山仕事でどうやら暮していました。こちらに仕事があればいいんですが？」と不安の面持ちだつた。

市社会事業課の話では確実な調査はしてないが、こつした生活力がないためまだ那覇に帰れぬ人々が羽地、屋部、本部などに約三十名は残つているといふ。

一社説 「新しい村」誕生の促進

〔沖タ・朝 1953・9・18〕

市町村自治法の一部改正が十四日公布された。改正の要点は町村の昇格或は市や町の格下げに関する処分手続きの明確化、市町村の規模の適正化をはかるため主席が市町村の廃置分合、境界変更の計画を定めて関係市町村に勧告できるようにしたこと、二点が主なるものである。この改正法の実施によつて予て村議会の決議を経ていた真和志村の市昇格問題の解決、那覇、真和志、首里、小禄、三市二村の合併乃至は那覇、真和志の一市一村の合併、さらに名護と屋部の合併気運など当面した課題の解決に政府としてこれを促進すること出来るようになったわけで、今後発生するこの種問題の解決も含め、地方自治の振興に一歩前進をもたらすものとして意義は大きい。

市町村の廃置分合、境界変更は、この改正が行われなくとも、これまで出来ないということではなかつたが、これで計画的になり法的に促進ができることになる、しかし市町村の適正規模確立という根本的自治振興を期待するためには、新しき村や町、市を誕生させるための各種の特典があたえられ

るといふ法的保証が伴わねばならぬ筈だが、その点どういふことになるか、たとえば、合併すれば悪くないということにはわかつていても、それが積極的にとどだけ利益になるのかということに明らかにならねば、政府が計画をもつて勧告するにしても力のないものとなりそうである。

市町村規模の適正化は、一方からいえば、完全自治化への前提である。市町村が自治体として教育、産業など各種の行政権をもちながら、財政上の理由で十分な行政事務能力を発揮し得ないのが現状であり、また逆に行政事務の多くなるにつれて、市町村財政が窮乏し、住民の財政負担が増大していると

もいえる。したがつて市町村の行政事務能力が貧弱であるため、地方分権を基調としながらいつまでも政府に依存し、また行政権の移譲が行われぬのである。それに、財政的にも平衡交付金や補助金から脱却できないのが現実であつて、これが完全自治化の障害となつてゐることは、改めて指摘するまでもなからう。

勿論、市町村の合併によつてこれらの隘が一挙に解決するわけではないが、合併は解決への一条件であることに疑いはない、何よりも市町村合併は狭い

部落を中心として固い殻に閉じこもりがちな地方民の生活の垣をはずし、開放することを意味する、だからこれらの部落や市町村単位に巢をつくつてゐるボス勢力は打撃をうける者となるうし、それ程でなくとも何らか新しい空気の導入に寄与するであろうという望みが持てる。といつて、それだけにまた、那覇を中心とした都市合併にみられる如く、議員とかボス勢力による阻止という問題が大きな課題とならう。政府が市町村の適正規模確立を促進するというなら、そついつた面の法的準備も考えていくべきかと思ふ。

合併といつても人口や面積はその地勢によつて必ずしも一致しないのであるから、一般的に現在の市町村規模は零細で、交通や通信の発達にも適応してないことも否定できないわけだから、そつした現状も勘案して、この際、全般的に市町村の今後の行き方を示す基本方針や産業、教育、衛生などの基本計画を樹て、いわゆる「新しい村、町、市」の設計図を一応政府で描いてみたらどんなものであるうか、それは村や町の近代化、民主化の実現という問題も加えて、より大きな意義があると信ずる。殊に地方農村は根本的な設計替えを必要としている筈である。

”復帰決議案の否決は遺憾”

／期成会が那覇市会に意見書送る

〔沖夕・朝 1953・9・18〕

沖縄諸島祖国復帰期成会では、十六日午後六時より約三時間に亘り、実行委員会を開催、先に問題となつた「那覇市会における祖国復帰決議案否決」について検討の結果、那覇市会に対し意見書を送付することにした。意見書の大要次の通り

沖縄の首都那覇市議会で「日本復帰決議案が否決」されたことは、那覇市民は勿論、沖縄住民の決定的意志に反するものであり、世論にほおかむりする処置であつて遺憾に堪えない。時あたかも、沖縄の立場について、米国要路の私見が発表されている矢先、これが全住民に及ぼす心理的影響は大きく外部に及ぼす反響は更に大きいものである。よつて茲に左記理由をあげて遺憾の意を表明し今後、この問題に対する善処方を強く要請するものである。

…祖国復帰については既に立法院において二回議決されており、決定的な世論であります。那覇市会における否決は、世論を無視し住民の意志に反するものであり、遺憾である。

…今や、祖国日本八千万同胞は沖縄

住民の真情に心えるべく、沖縄復帰実現のため膨はいたる世論を結集させ、国会に、県会に、市会に、又は民主諸団体の名において、これが決議せられつつある秋、那覇市会の否決は、祖国同胞に対しわれわれの真意を疑わせ、その促進をマイナスせしめることをおそれるものである。

…那覇市会が全市町村のトップを切つて意志表示する必要はないとの考えもあるようだが、市民の福祉と繁栄のため復帰に反対するものでないなら、市議会諸氏はよろしく、沖縄住民の世論を指導する意味において積極的に意志を堅持すべきである。

…「那覇市の建設は、殆ど軍の援助によつてゐる。大島の返還で沖縄が当分米国の統治下におかれるとの観点に立ち、対米親善運動こそ力を入れるべきである」との事であるが、それは、復帰運動が如何にも反米運動であるかの言辞で、とんでもないことである。われわれが民族本来の姿に戻りたいとの欲求が、何で反米であるのか。それ位、思慮のないアメリカの人々ではないと信ずる。なお、復帰運動と那覇市の建設とは別個の問題である。

…市会の任務は、自治法で規定されているというが、それこそ全住民の幸、

不幸を決定する復帰問題がどうして違法であり、らち外におかれてよいものだろうか、議会において、感謝決議することも違法であるといひ得るだろうか。

…発言をなされたどの議員も、復帰に反対するものではないと述べて居られるが、否決の結果は、明らかに反対の意志表示である。といわれても仕方がない。復帰に反対するのではなく、内容と方法に反対であつたとすれば、これに心ずる他の方法があつたと思つ。

真和志村会／上之屋は大道 へ／「復帰」に特別委

〔琉新 1953・9・19〕

真和志村会は十八日午前十時から村役場で開かれ市昇格運動は強力に展開すること又先の村会で上之屋は真嘉比に合併されるかに見える上之屋住民に不満の声があつたが本会議で大道に全面的に合併することに決定、日本復帰に關しては一部議員の時期と思想の面からの反対もあつたが来週水曜日午後一時に十名の特別委員（委員長平良良松議員）会を開きこの問題を解決することにした

都計の父忽然ゆく／又吉那覇市長逝去／生前のこした偉大な業績をたたえ／あす市役所で市葬行つ

〔琉新 1953・9・23〕

那覇市長又吉康和氏は数日来、病氣療養中のところ二十二日午前三時二十五分腸内出血のため急逝した。享年六十七。日ごろ職に忠実なあまり老くを駆使し、去る四日極東視察旅行で来島したノールランド米上院議員を迎えるゼネラル・オグデン主催の晩餐会に健康がすぐれぬのを押して出席。以来自宅で静養中であつたが経過が思わしくなく又吉市長の病状を深く憂慮した民政府首脳部の好意によつて十九日大山の陸軍病院に入院、完璧なアメリカ医学陣と不眠不休の看護にみまもられつつ安静をつづけたが二十二日病状急変し逝去した。

同氏の逝去は首都建設の途上にある那覇市にとつては大きな損失であり、新しい琉球を背負う”巨星の訃報”として米琉各面から痛く惜しまれている。この悲報に接した市当局では二十二日午後三時から緊急臨時市会を召集協議の結果、氏の”首都那覇”の建設に貢献した偉大な業績を讃えるため全会一

致で那覇市葬を行うことに決定、二十四日午後四時から市役所広場で仏式により執行し、大那覇市の基礎を確めた市民の親、故又吉市長をしのびつつ生前の功に酬い七万市民の悲しい弔意を霊前に捧げることになった

清廉潔白の人ノ又吉市長の略歴

又吉市長は一八八七年（明治二十年）九月二十一日那覇市崇元寺町二ノ二に生れ、明治四十一年沖繩県立中学校を卒業。次いで愛知医専に学び大正二年早稲田大学文科に転じ、同四年九月中退帰省とともに琉球新報社（社長渡久地政湖氏）へ入社、新聞界への第一歩を踏み出した、記者生活四年目の大正八年には主筆太田朝敷氏の下に編集局長、昭和四年主筆となり同十四年には太田社長逝去により社長に就任、社務の傍ら海外協会長として移民問題に当つたが、昭和十六年の一紙の戦時統合（各社）により沖繩新報社が創立され常任監査役となり、昭和十八年には沖繩水産業会々長として戦時食糧の補給に活躍、戦後はつの諮じゅん会委員総務部長として琉球の復興に貢献、翌四十六年には沖繩民政府副知事、総務部長として壊滅した沖繩の政治に新しい息吹を与え、新生琉球を指導する人として政界に大きな位置を示し

た、五二年四月迎えられて第二次琉球新報社長に就任、新聞界に復帰した、翌五二年当間市長逝去のあとをついで首都那覇市の市長に絶対多数の市民の支持を得て当選。氏の廉直果断てきばきした施策と実力の深さは一段と大那覇市の面目を一新、軍民両政府の信任あつく今後なお前進を続けるべき幾多の施策も今は亡き又吉市長の手腕に七万市民の期待がかけられていたが、その中途における氏の急逝は各方面から深く惜まれている。

悲しみの市長宅ノ早朝より弔問客で混雑

この日、故又吉市長宅は早朝からブルムリー首席民政官をはじめ民政府高官、比嘉行政主席、政府各局長、その他実業界、新聞界など総ゆる各層の人々や市民達の弔問客の絶え間もなく悲しみに閉ざされていたが、嘉手納市助役は次の弔辞を述べた

故又吉那覇市長は過去一力年五力月の間、市の都計に心血を注ぎ、その財源として六千七百万円の起債に成功。牧志街道をはじめ主要幹線の拡張、舗装工事、泊埋立地の護岸工事、永久校舎ブロック二階建の実現、水道本格工事の完成など那覇市繁栄の道を拓いた。ただ氏の深い関心を持つていた合併を

見送つたことは非常に残念に思われたことと思う。新しい市長が決定するまで全職員一致して故又吉市長の方針を少しでも前進させる決意である

在りし日の声ノ放送局も臨時プロ

編成

琉球放送局では二十二日、又吉那覇市長の逝去を悼むため、ただちに特別プロを編成午後七時十五分から三十分までの十五分間、録音トピックスとして”在りし日の又吉市長をしのぶ”意味で又吉市長が病床についてから臨床までの模様について金城医院金城清松医師の放送したのち市長就任当時の録音放送、さらに四十年間の新聞生活を通じての思いでの録音放送を行い、又吉市長に対し哀悼の意を表した

居直り屋台一掃さるノ明く

なつた那覇の玄関口

〔琉新 1953・9・23〕

那覇市当局の戒告に依らず「立退き絶対反対」をかかげて居直つた泊屋台店四十五軒に市当局も異例の強制代執行を適用、二十二日午前九時三十分那覇署員四十名も万一に備えて警備につき、市役所吏員によつて小屋の取壊しにかかつた、これより先氣勢を挙げる屋台店側の戦術で撤去人夫も何時の間

に姿を消し、群がる野次馬連の中で屋台店側の応援弁士の声と泊港湾事務所から流れるワルツが奇妙なコントラストをみせて居た。午後零時二十分警備の那覇高原警部補が特別布告三二、二、二、四〇によつて屋台店業者並びに市役所吏員以外の群衆の解散を命じ、警官の警備の下に市役所吏員約二十名が撤去作業に従事、各屋台店から物品明細表を取つて取りこわしにかり午後五時過ぎ注目の屋台店四十五軒はすっかり取りはらわれて那覇市の明るい玄関口が道行く人々に微笑みかけて居た。

上之屋区大道へ合流

〔沖タ・タ 1953・9・24〕

行政区画上の不利を理由に真和志村上之屋区分区（真嘉比区隣）では、先に隣区大道区への合併方を村議会へ陳情、十八日の定例村議会で合併が認められ、目出度く大道区十班へ変身することになつたが、今朝数区長等は各戸をめぐつてハウス・ナンバーの切り換えを始めた。雨に打たれた古いナンパー標を各戸ごとに剥ぎ取り「これで村当局の告示を待ち、戸籍を改めるともう大道区民です、今後は強力区の一単位として誠心誠意村政へ協力して行

くつもりです。」と嬉しそうな表情だった。

なお、上之屋区は戦前は泊淨水道一帯に位置を留めていたが、戦後四六年十月頃、この分区のところへ移り、その後約半分は旧部落跡に移ったが五一年年二月にまた追出されて与儀農研指所傍に寄留し、現在まで二つに分れて「やどかり」の生活を営んでいた。

二十八日限り停電か／那覇地区電気業組合が声明書発表／買取価格問題の波及

〔琉新 1953・9・26〕

去る四月沖縄配電会社発足以来、現電気業者と施設評価問題でもみ抜き五月工務交通局で行われた施設評価聴聞会で所謂「紳士協定」なるものができあがつて施設評価も順調に進捗しているものとみられていたが沖縄配電会社の評価が不当であると叫ぶ那覇地区電気業者組合では二十五日午後一時から組合長宅で約五十人の組合員が参集し臨時総会を開き、沖縄配電会社の出現による小企業既設電気業者の転廃業問題について法的補償がないとの理由で電気事業法一部改正案電気事業法第四項行政主席が電気事業の許可をなしたと

き、申請者は申請区域内の既設電気事業者の事業を譲受けた後でなければその営業を開始することはできない 第五項前項の規定による譲渡の価格は許可の当日の市価によるものとしその他の条件は当事者間の協議による譲渡価格の協議が整わないとき又は協議ができないときは行政主席が裁定する本法第五条、第四項、第五項は一九五二年九月二十九日にそ及してこれを適用するの促進方を請願してきたがさらにさる二十四日、同組合は工務交通新里副委員長を請願したが早急に立法院で立法化しなければ来る二十八日から那覇地区一斉に停電することを決議二十五日内外に声明書を発表した

電気業者組合側のいい分によると沖配電会社側との折衝はあくまでも紳士協定でなさなければならぬに拘らず現在までの評価額は市価の五分の一ないし六分の一でスクラップ同様の価格しかつけておらずこれは法的補償のないわれわれ小企業者を見殺しにするのも同然であくまでも不当であり早急に立法措置を講じてもらいたいと前記の改正案を去る五月に提出したようだが沖縄配電の操業が眼前にさしせまつて現在早急な立法化が望まれており、一応来る二十八日には廃業停電すること

に決議したようだ声明文の要旨つぎの通り

声明文要旨

今回沖縄配電会社の設立に当り小資本たる吾々現業者の買取問題について法的補償がないためにこれまで会社ならびに琉球政府当局、立法院に交渉或は請願陳情を致して参りましたが吾々の合法的手段は何等得るところなく今回の配電会社の評価となつたわけでありまず、これは余りにも無謀な価格でありまして、われわれ現業者はこれが発表にただ唾然となつた次第でありまず、最早やわれわれ現業者は良心的につくして参りましたが二百余名の従業員をかかえて今後の事業運営に希望を失いただ破産を待つのみとなり業者総会で廃業を決議しました

土地特別委発足／会長に仲本為美氏

〔沖夕・朝 1953・9・26〕

二十七日開かれた那覇市議会の軍用地問題公聴会の終了後、出席した各町の地主代表約十五名は那覇市土地特別委員会の結成について協議の結果全会一致で結成に決定、会則案などを承認して次のように役員を選任した。
会長 仲本為美、副会長 浦崎康華、同牧

志真喜、同金城順質、監事新里雅宣、嘉数世隆。

これは軍用地関係の各市町村ではすでに設置を見ていたもので「軍用地問題の円満かつ適正妥当な解決を図る為、その筋に建言し、地主相互の財産権を保護する」のを目的とした民間団体。今後、市会の特別委とタイアップ活発に動くことになった。

真和志市、十月から実現か

〔沖夕・夕 1953・9・26〕

真和志市の市昇格については今年四月同村からの申請があつたのに対し市町村自治法の不備のため一時保留されていたが、行政府は今回同法の一部改正によつて市町村配置分合、境界変更或は町村を市に処分する手続が明確化されたので、同法五条（市および町の要件市町村相互間の変更）三項の規定によつて二十四日主席の意見書を真和志村が市となるべき要件を備えていることを裏付ける参考資料と共に立法院へ議決を要請した。

同法によると市の条件は（一）人口三万以上（二）市街地の形成戸数が全人口の六割以上（三）商工業その他都市的業態に従事する者やそれと同一世帯の者の数が全人口の六割以上であるこ

とあり、参考資料もこれを基にして作成されている。今後の議決要請によつて今会期中に真和志市の市昇格に対し立法院の議決が行われるものと見られ、十月からは新真和志市が誕生するものと期待される、主席の意見書次の通り。

琉球政府章典六章に市町村自治の基本理念、機能、組織についての基本原則が規定され、これに基き本年一月市町村自治法が公布、市町村自治の目的が住民の創意と責任で自主的に事務を処理、財政を運営、自律的活動によりその団体の発展強化を期し、適切な行政の運営により市町村住民の福祉増進を図り、その本旨を顕彰するにあるに

おいてはそれぞれの市町村における政策等も諸般の状況に適應するよう施策させることが必要で、即ち政府としては市町村自治の理念を培い、自主性を強化し、行政運営の自律性を確立し、又変遷する社会状況により適応させる機会を与え、以て法の実効性に努めるべきと考える。

市と町村は現在同一法規の下に規制、権能、組織も同一性格とはいえず、社会的経済的に実質を異にして存在し、法令上も多少の差異があり、行政運営等市或は町村の間において相違の

ある事は当然であるので同様の申請或は議会での討論でも伺える通り市となつた場合社会的対外的地位も向上住民も自ら市としての矜持を以て自治行政の向上が予期されるので諸要件を与え市となつた場合、その事務処理に要する財政能力も十分だと認められ、都市形態を構成する自治団体としての機能を十分發揮できると思う。

目下世論である那覇、真和志或は那覇、真和志、首里、小禄区域を以てする都市建設のための合併問題も一応計画さるべきだがこの区域は都計法による都計区域も那覇市を中心になされる事が予想されるし、ここでは一応先ず合理的に市町村自治を育成しつつこの問題は市昇格とは別途に処理したい。

一社説

理由なき消燈は慎め

〔琉新 1953・9・27〕

泊港周辺の不法建築物が、那覇市の強制執行によつて取払われ、やつと明朗化したかと思つと今度は、那覇地区電気業者組合が「座して死を待つより進んで廃業の拳に出るの外無きかを考慮の上来る二十八日より消燈態勢を布く準備にかかっています」と声明して、

市民の心を暗くしている。声明書を読むと消燈態勢の理由は沖配電設立に伴い、「現業者の買収問題について法的な補償がないため会社並に政府、立法院に交渉、請願陳情したが何等得るところなく沖配電の評価」となつたためだといふ。そして評価があまりに「無謀な価額」だといふのである。要するに法的補償について、立法化しないから消燈するというのと、無謀な評価額となつたからという二つの理由をあげているが、この理由によつて果して那覇、真和志地区約二万戸十万余の需用者を、暗黒に投げ込んで迷惑をかけることが許されるものであろうか。

電気事業法の改正を要求した改正案なるものを見ると、既得業者の利益のみ擁護せんとするものに外ならない。この改正案によつて電気事業が運営されるとすれば住民は明るい電燈、安い電燈は永久に望まれないことになる。

買収評価の問題は沖配電と電業者の問題で、このため需用者に責任を転嫁、消燈することは許されるものでない。需用者が電燈料を支払つてないとか、災害や緊急事態が発生して送電する場合、危険を伴つとかでなければ、消燈の理由にならないであらう。評価額は

電業者側が二千五百万円を申出で、沖配電は八百七十三万余円と打出しているが、これに不満があれば両者間で折衝し、なおかつ纏まらなければ、第三者を交えて評価を妥当なものにする方法もあるはずである。電業者の側でこのことについて沖配電あるいは、主管当局を通じて万全の手段を講じたであらうか。

電気事業は公共事業である。電気事業法の第一条の目的には「公共の福祉を増進すること」が明示されているし、また第五条許可の基準について「電気事業の開始が公共の利益を増進するものであること」と述べられ、単なる営利事業とは異なるものである。電業者は二十八日から消燈態勢を布くと、言明しているが、事業の休止および廃止には電気事業法第十三条により主席の許可を受けることになつているので、その手続きはとるであらうが、法を無視するスト的行為のときは慎むべきであらう。

照明と生活は今日では、切離して考えることは出来ない。照明によつて、その国の文明の度を計るといわれているほどである。家庭において二、三十分でも故障消燈などがあつても、市民の迷惑は大きなものである。電力は今

日では工業、商業等総ゆる事業に関連をもち、一時間の停電が、事業におよぼす損害は莫大なものがある。日本において、渇水期の停電、従業員のス卜による停電など重大な社会問題として取扱われている。また家庭や事業ばかりでなく、最も注意せられなければならないのは、治安との関係であろう。電燈が、わりに普及せられている現在においてさえ十二時以後の暗夜を利用して強窃盗、暴行者が横行している。かかる犯罪の主因は、もちろん電燈がないために起こるものではないが、暗黒であることが犯罪心理に、大きな関係と影響を持つていることは事実である。

理由のない消燈は世論の反撃は受けても、支持をつけるものではない。電業者が事業の公共性に鑑み軽率盲動せず、自重して問題の妥結を期すべきである。政府や取締当局においても、業者の指導については充分意を払う一方、万一の場合に対処しても遺憾のないよう方策を講ずべきであろう。

那覇市／相互の立場尊重で
／軍用地特別委で地主側の
要望

〔琉新 1953・9・27〕

那覇市議会軍用地特別委員会は二十六日午前十時から市会議室で開会、前二回にわたる協議会での地主側の要望を纏めた回答書を作成、二十七日「軍用地代臨時処理法」の立法資料として立法院へ送付することになり午後二時五十分閉会した。回答文書の内容次の通り

【地主の要望事項】

- 一、軍使用地の賃貸借は当事者の公私を問わず、すべてお互いの意志を尊重して対等の地位で民主的に行うこと
- 一、軍使用地の賃貸借は所有権本来の権利を尊重する
- 一、借地人は適法に履行すること、賃貸料の支払いは借地人の義務であつて決して恩恵的なものではない

一、一九五二年四月二十八日対日平和条約発効以前の軍使用地々料の未払いの分は早急に支払つてもらふこと、例えば同町同番地にある土地が使用する部隊が違つたため一方は支払われておらないという矛盾がある

一、軍の使用料の算定は米国が日本やグアム等で取扱つているような各種資料も参考にして貰ふこと

一、一号線その他の軍事施設による潰地補償は軍が言つておるとおり適正な方法で早期実現すること

一、軍使用地のうち永久的に使用されるとみられる土地（例えば垣花、住吉、山下、通堂町）の地主に対しては優先的に換地して貰いたい

一、前二項の土地喪失者に換地する場合地主の要望する土地、例えば泊埋立地、奥武山漫湖ならびに旭町海岸埋立地に換地すること

一、現在軍が使用している全未開放地を銀行の担保物件として認めること

一、二十一日のオグデン少将発表の契約の強制、強制収用令の適用には反対する

【地代決定の基準（軍用地の適正価額）は何によるべきか、その算定方法および額】

地代決定の基準、算定方法

一、土地の価額、若しくは賃借料は時価によらなければならない。若し時価により難いときは最寄りの時価のある土地を標準にして比較対照して定めた時価で算定すること

一、地代は土地の等級によつて算定すること、土地の等級を制定するに当つては戦前の等級および現在の等級を勘案すること

一、地代は現在の自由契約に基く民間相互の地代および土地の将来性などを勘案すること

一、地代決定の基準は土地の時価であつて一月の地代は土地代の百分の六乃至七を適正とする。

地代の額（那覇市管内）

等級	地価	使用料（月坪当）
一	一万五千元	百円
二	一万二千元	八十円
三	八千元	五十円
四	五千元	三十円
五	三千元	二十円

【契約期間】

若し軍が継続して賃借するならば契約期間はなるべく短く一力年とし、最高三力年を超えないこと

一社 説一

真和志の市昇格と首都建設

〔琉新 1953・9・28〕

真和志の市昇格が議決された。自治法案では立法院の議決を経て行政主席が定めるとあるから行政府としての決定告示によつて、ここに正式に真和志

市が生れることになるわけである。

真和志の昇格問題は昨年からの懸案であつたが、行政府側では、都市計画との円線や合併問題の推移等を考慮して慎重を期していたようである。その点これまでの行政府の慎重な検討や立法院での議論等から察するに、結局、真和志の市昇格は首都としての都市計画の推進や首都建設のための合併目標の達成のために一歩を進めるといふ理解の下に議決がなされたものと解することができよう。真和志の都市的形態といつても実質的には首都としての那覇市の発展と表裏一体をなすものであり、那覇と真和志が兄弟分の円線に立つている事実は何人もこれを疑うことができない。これに百尺竿頭一歩を進めて、首里と小祿を加えた大都市計画が構想され、二市二村（これからは三市一村の）合併が那覇真和志を回る当面の政治問題となつたわけであるが、この際、今までのような停滞と混乱を脱し大所高所に立つた結論に向つて一大英断がなされることが期待される。

既に都市計画法は公布され、那覇市の都市計画は法的根拠を与えられたのであるから、次に残された問題は、那覇市の都市計画と関連する計画区域の

範囲であろう。都市計画という近代的都市建設の合理的計画の問題をまとめ、都市地区住民の福利増進の恒久的の方策を樹立するには関係者自体の頭脳が近代的合理性に裏付けられなければならない。琉球の生活が高度化し、生活需要が向上している事実に着眼して、真に内外ともに恥しからぬ都市計画を立てなければならぬ現段階において、低俗な意味での政治的利益にこだわることはこの際最も戒められなければならないことであろう。この意味においては関係者の責任は正に沖繩の文化そのものの問題であることを銘記すべきである。

市という名前と都市生活の実質とを名実調和させるための計画が都市計画であると考へてよいであろうか。真和志市の市昇格の場合、その都市生活の実態の向上のためには、結局那覇市と一体となつて首都建設の構想に立たなければならぬはずであり、一旦首都建設の構想に立つ限り都市計画の範囲や合併問題の推移についても首都建設の目標よりする大局的な判断が当然なされなければならないはずである。この意味において昨年来懸案の昇格問題の解決をみたものと理解し今後の推移を期待する。

従来、首都建設をまわる合併問題について那覇市側と真和志側に感情的隘路があると一般には觀察されているが、今度の真和志の昇格を機会に、従来の行きがかりを一切払拭し三市一村の当局者が真に平静公平な指導的見地に立つて努力することを全住民が期待し注目している事実を忘れてはならないであろう。

屋台店円満解決ノハンスト

団引きあげ

〔琉新 1953・9・29〕

那覇市泊の屋台店も二十八日やつと片付いたので那覇市役所当局では直ちに住居や職業を失つこれら二十六名の生計について種々対策を練つていたが二十八日午後一時市長室で業者側約二十名人民党瀬長、中村両議員らと協議の結果、

- (1) 二十六名には泊港内で漸定処置として立売りを許可
- (2) 波之上通りの道路に屋台店をつくるため市が斡旋の労をとる
- (3) 住居を失つた人々には波之上通りの個人有地に交渉斡旋の労をとることに決り、業者側もこれまでの行為をわび市の親心に感謝して円満に解決した。

市ではトラックで泊までこの人々を送つたが同時に屋台側もハンスト団を撤回した。

あすこゝの声をあげる真和志

市ノ農業は僅かに七%ノ三十二年の村政にさよなら

〔沖タ・夕 1953・9・30〕

真和志村の沿革

真和志の地は古く首里三平の一として畿内に属し曾ては那覇の大部分を含むべく大な地域を占めていたが、向象賢時代首里と那覇の境界が決定し、真和志間切としての行政区画が形付けられたと伝えられている。その後、西原間切、小祿間切、東風平間切と首里、那覇との間に行政区画の変更がしばしば行われてきたことを文献は伝えている。

終戦後那覇市開放がおくれたため暫定措置として真和志村の一部を那覇市に編入する行政処分がなされ今日に至つた。明治四十一年島嶼町村制が実施せられて以来ここに三十三年に亘り村政を施行現在に至る。

市昇格までのいきさつ

五三年一月二十日：「真和志村を真和志市にすることについて」第二六回臨

時議會を召集、提案した処満場一致で原案通り可決、同日政府宛申請書を提出した。

三月十日：同申請書が行政府で処理されていないので、返戻を要請、処分撤回を申し入れた。

四月二十九日：再請せよとの行政府の指示に基き、「真和志村を真和志市にする処分に就いて」認可申請、現在に至る。

人口、職業別、生産高

戦前の同村人口は約一万八千人、戦前の本部町とほぼ同じであった。一九四六年には人口二万二千人、四八年一万四千人、四九年には一万九千人と漸次増加を示し、五〇年を契機として、急激に増加三万一千人を突破、五一年一四万一千、本年八月末現在五万一千人を数え、那覇市との差は約一万五千である。

人口の数でも沖縄第二にのしあがり五月末現在の全戸数は一〇三七四戸、その二二・六％、二八五戸が商業を営み、所謂都市形態を具備する職業—工業、土建、運輸通信、官公吏、軍作業、医療衛生業、公務自由業などで七、八九四戸、全戸数の約八〇％を占めており、農業は八六一戸僅かに七・五％である。

職業別戸数 商業：二、二八五
工業：九八二 土建業：一〇八四
運輸通信業：八六二 官公吏：九三二
二 軍作業：九七五 医療衛生業：一五四
公務自由業：一五二 農業：八六一
水産業：二五 金融業：一四
日傭其の他：一、七八七：計一〇、一一三戸。

：五二年四月—五三年五月までの同村生産高は、総額一億三千二百万円、そのうち工業が一億五千九百万円、実に六八・九％の高率を示している。

水産業：一、〇六四万円四・六％
農業：五、〇四〇万円二・七％
畜産業：一、一七四万円九％

工業のうち、最高はセメントブロック業三、六八五万円で二三％ついで、鉄鋼鑄物業：二、六三三万円—一六・五％、酒造業一、三六〇万円、セメント瓦業、帽子、木工製品いずれも一千万円台である。以上のように職業、生産各方面から都市的形態をととのえて

いる。

農地、商工業の総面積区分

同村総面積三百七十五万八千坪のうち商工地帯（含む住宅街）が二百五十二万四千坪で総面積の六七・二％、農村地帯は百二十三万三千坪で三一・八％、軍用地となつたもの：八十万九

千坪で二一・五％、那覇市行政区域となつた地域は、三十九万三千坪一〇・四％となつている。

：市昇格の喜びに伴い、看板がぬり変えられるもの：先ず真和志村が市に変わり、村消防隊が市消防隊になるほか、学校、選挙管理委員会、村の名前のついたもの一切ガツサイ市に変わるわけ。

名称変更に伴い市役所では、ハンコの注文、帳面の書きなほし、既印刷物を市に訂正するなどいろいろな仕事が増えてくる。市役所の公印注文の数はザツト十四、五ある。之に要する費用だけで一万円は掛る見込みだところで

「真和志市」の名称に就て：当初議會では沖縄市としてはとの意見もあつたが、将来那覇市との合併問題を考慮、おとなしく真和志市とした方がいいとの意見と村の伝統を維持する上から又は村に対する愛着の点から真和志市とすることにし意見の一致をみ、現在のまゝとした。

喜びに満つ真和志市

〔沖タ・朝 1953・10・2〕

真和志市政始め式は一日あさ九時半、同市役所会議室で行われた。主席代理宮里内政局長より市昇格の告示を伝達、同局長の祝辞、職員代表

義永助役の挨拶があつて幕をとじた。

この朝、そば降る雨の中を池宮城瑞芳氏によつて墨書された「真和志市」の看板を掲げて、ここに新しい市としての歴史的第一歩を踏み出した。この喜びに際し、那覇市から大要次の祝辞がおくられた。

（祝辞）：隣村真和志が本月一日を期し、真和志市として輝かしい出発を始めたことは当那覇市にとつてまことに喜びに堪えませんが、真和志市の発展は、即ち那覇市の発展であり、両市の提携なくしては都市計画の進展もあり得ないのであります。この意味で宮里新市長の御声明は、当市にとつて無上の光栄であり、那覇市の前途によりよき光明を見出した感じが致します。ここに謹んで御市の誕生を御祝い申しあげるとともに御市の発展を祈つて祝辞と致します。

初の真和志市臨時議會在り

祖国復帰を決議

〔沖タ・夕 1953・10・3〕

市昇格初の真和志市の臨時議会は二日朝十時から開始、真和志市議会議務局設置条例制定の件（高良正文議員提出）

真和志市部課設置条例制定の件
(当局提出)

不動産処分件 (当局提出)

日本復帰決議の件 (屋慶名議員外
一名提出)

を審議した。
事務局設置条例を全会一致で可決し、
部課設置条例は新たに衛生、徴税、建
設 (現在の土木、建築合併) 三課を置
くことにした。

不動産処分の件：再び特別委員会に
附託、四、五名の代表者を交えて交渉
することにした。

祖国復帰決議：可とするもの。

今更その是非論を言うべきでない。既
に立法院で決議されたことではある
が、地方議会としても、独自の立場で
これを意志表示すべきである。それ
より、全住民の悲願が達成される。

否とするもの。祖国日本に復帰させて
もらうことは、当然のことであるが、
しかし最近来島した米高官の動きは、
「子々孫々に至るまで米軍は駐在する」
と表明しているの、この決議を保留、
吾々の進むべき市議会の在り方に努力
すべきである……などの発言があり、
採決の結果、十三対十で可決 (欠席二)
された。

(決議) ……対日平和条約第三条によ

り、同祖同族の住民が民族分断の悲
運にあることは、けだし民族最大の
不幸である。吾々は、全沖縄住民が
平和を愛好、更生日本国民の一員と
して待せられることに依り、その民
族的幸福が招来せられ亦斯かる在り
方が民族本然の姿であると確信す
る。よつて我が真和志市議会は市民
の先頭に立つて祖国運動に参加し、
対内外を問わずあらゆる政府、団体、
機関に対し平和条約第三条の廃棄又
は第二条の権利放棄による即時完全
祖国復帰を請願するものである。

首里市会 / 特別委員会設け、 バスの市営移管を研究

〔沖タ・朝 1953・10・11〕

九日の首里市臨時議会で首里バスの市
営移管問題を研究する特別委員会の設
置について協議した結果、全議員が委
員となつて研究を進めることになり、
十二日初会合を行うことになつた。こ
のバス市営移管問題に関する委員会は
さきにも市当局と議会から委員をあげ
て研究して来たが、あまり進展を見せ
なかつたもので、今度の特別委員会設
置により具体化するものとみられる。

全議員で市の一般会計を検査

八日召集された首里市臨時議会で城間

議員から納税してあるのに滞納者とし
て督促状が来ている事実があるなどを
理由にあげ市の一般会計検査の動議が
出され、即日全議員で監査が開始され
たが、まだ終了せず次の議会まで持越
されるよつである。

一社説

市長選挙と合併問題

〔琉新 1953・10・16〕

さきに那覇選挙管理委員会では那覇
市長の特別選挙について告示し、選挙
期日は十一月八日、選挙運動開始期日
は十月二十日となつたが、選挙に対す
る動きは市民の関心にもかかわらず甚
だ低調である。又吉市長の逝去直後は
某派はすでに対策を講じているとか、
某々氏らも出馬するとかと種々話題に
出たものであるが、選挙運動期日が近
づいた今日では、そうした噂も消えて
しまつてゐる。与野党の市議會議員や
政党内では何等かの対策を講じている
であろうが未だに表面的動きが見られ
ない。要するに那覇市が首都として建
設途上にあり目下都市計画の大事業を
実施中で、これを遂行するためには政
府や軍と折衝して行ける人物について
慎重を期しているためではなからう
か。今月初め那覇市嘉手納助役と真栄

田議會議長が故又吉市長の那覇市葬会
葬御礼のためオグデン副長官を訪問し
又吉市長を失つた那覇市はなお一層軍
の援助を必要としてゐると要望した
際、オグデン副長官は「那覇市の都計
には大きな関心を持つてゐる。皆も故
又吉市長の意志を継承して、那覇をモ
ダンな街にしてほしい」とのべている
ことは、後継市長に対しても「大きな
関心を持つてゐる」ことがうかがえる。

那覇市の都計は新都心部の建設に着
手したにすぎない。旧市内の開放や区
画、港湾施設の整備、いわゆる二市二
村合併による大那覇市としての首都建
設という、大事業が残されているので
ある。一部には合併までの市長に金を
つかつて出てもという話もあるよつで
あるが、こうした考え方は首都建設、
の大業は出来るものでなく市民として
も委されるものではない。合併問題は
市としては何うしても当面しなければ
ならない問題である。何人が市長にな
るにしても、これを回避しては市政を
掌握することは出来ないであろう。

市村合併問題は今日までの何等の進
展を見なかつたのは残念であるが、去
る一日、真和志村が市に昇格して以来、
漸次動き出して来る徴候が感ぜられ
る。宮里真和志市長は市昇格メッセー

ジの中で「宿望である那覇市との合併が一日も早く実現されることを願う」と述べ道路、衛生等の文化施設を急速に整備する事を約したし、行政主席も市昇格の告示後の発表で、市昇格の意義は那覇、真和志両市の都市計画と那覇市を中心とする付近市村の合併であることを明らかにし、合併が政府としても関心事であることを表明した。合併問題は両市合併論から、三市合併論などがあるようであるが、小禄を回避する理由が明らかでない、小禄は空港をもつており、海港と空港を持つことは近代都市の条件でもあり、これが首都としても除外すべきものではないはずである。更に空港施設の民移管など考えると財政的にも市民の受ける利益は大きなものがある。那覇、真和志、首里市と東西の小地域に三つの小行政区が連なっていることは行政的にも複雑であり、財政的にも市民の負担を加重する以外にない。有能な指導者たちは小我をすてて、市民と沖縄建設の上からも、合併問題に対処しなければならぬと考える。

数日後には立候補、選挙運動が開始され、これとともに立候補者の政策も明らかにされるであろうが、市としての当面している問題について市民や、

政府は多大の関心を寄せているのである。

奄美大島の日本復帰を契機として沖縄は政治、経済各方面に大きな転換が予想されている。那覇市の消長もまたこれと関連するところが大きい。この時にあたつて有能にして良識ある人士の出現を望むのは全市民の希望である。

機構を整備し職員常置ノきの のう那覇市軍用地特別委

〔琉新 1953・10・16〕

那覇市議会軍用地特別委員会は十四日午後一時から市会議室でひらかれ、同特別委と市民による那覇市土地特別委の關係や今後の運営方針を審議したが、結局軍用地問題は直接市民に繋がる問題であり市民だけの委員会とも表裏一体となつて協力、発足が遅れた同委員会に事務所を設置し担当職員を置くなど諸機構を整備し一日も早く軌道に乗せることになり、問題解決のための基礎資料を早急に作成するよう当局へ依頼、その資料をもつて十六日午後一時から同委員会と市土地委員会との協議会を再開。近く立法院でひらかれる市町村連合会による合同協議会には充分な資料をもつて那覇の現況を訴え

ることになつた。午後五時半閉会。なお当日事務局へ依頼された那覇市軍用地問題に関する調査事項について十五日までにまとまつた資料をのぞくと

一、那覇市における軍使用地の総面積一三四八、四五三、六三坪。漬地および失地の合計坪数一六、四九四坪となつており土地事務所では一号線による漬地の使用料は支払わないといつてはいるが補償については何ら言及していない、また住吉、垣花町の港湾については補償するが使用料は支払わぬといつてはいる

一、那覇市における軍使用地使用料の支払について

1、対日平和条約発効前の場合

支払うべき総額と筆数
筆数 三、三一九筆
総額 二六、四六三、六〇九円
支払済総額 一三、三四四、七七四円
土地地目別坪当平均額
宅地 二円六四銭
畑地 九四銭
墓地 四三銭
原野 四三銭
支払額と全軍用地とのパーセント、約半額が支払われている

2、対日平和条約発効後の場合
市内軍用地々主で契約したもの——無し。軍では賃貸料のリストも提示していない

一、地主は契約を拒否しているかどうか。その他の要望事項、地主は契約を拒否している。要望事項はさきに立法資料として提出された回答文のままとなつてはいる

なお今後の運動方針については立法院特別委員会と地方土地連合委員会との合同協議会で決定した方針に従つとの態度を決している

”収容能力が落ちる” / 泊港の修築に那覇市が陳情

〔沖夕・朝 1953・10・16〕

那覇市は十四日、民政副長官へ泊港岸壁の修築に関し、現在の軍の工事計画によれば港の船舶収容能力が著しく減少されることになるから港内の石張工事を中止、シート・パイルを新たに打直してもらいたいと陳情することになつた。

泊港岸壁はその一部が本年二月陥没したため軍では当初の計画を変更、現在、菅原組によつて修築工事を施工中のものだが同工事によると第四岸壁周辺の水深が浅くなるため次のような結果を

招来して港としての利用価値は著しく低下する。よつて善処してもらいたいというもの。

一、現在、第三岸壁は二千屯級の船が接岸可能だが修築によつて千屯未満の船舶しか接岸できなくなる。

一、三千屯級が接岸可能の第一、第二及びA岸壁も三千屯級は入港不能となり、二千屯級も港内におけるターン困難で出入港に多大の支障を来す。

一、民船による那覇商港の使用が何らかの事由で不可能となつた時は泊港はその補助港としての機能を發揮し得なくなる。

那覇市長選／島袋氏の出馬 決る／きのう議員の辞表 提出

〔琉新 1953・10・22〕

那覇市長選挙は仲本派の合流で日増しに強固な態勢を整えつつある中間陣営に対し、人民党ではその当落は別として選挙を機に「党勢拡張」をネラうとの観測通り、同党では現那覇市会議員島袋嘉順氏の担ぎ出しに傾き二十日夕刻、那覇地区党大会をひらいて党公認候補として島袋氏の出馬を正式に決定、引続き二十一日には市会議長宛「同議員の辞職願」を提出した。同氏

の立候補届出はきよう行ふようだが、この辞職の措置は改正市町村選挙法により議員の職を辞めない限り市町村長の候補者になれないとの規定に抵触するためとられたもの、何はともあれ少数の人民党議席をフイにして出馬する島袋氏が琉球政界に大きい地歩を占める当間氏にどこまで喰いさがれるかは興味ある一戦で、島袋氏の旗あげに対し消息通では次のようにみている。

一、沖労連などの主導権獲得に成功して自信を得た同党のイキオイもあり議の決定に対しては、たとえそれが全く勝目のないことでも党勢拡張に乗出さなければならなかつた

一、孤軍奮斗で全く党のチカラを發揮する余地のない議席よりも市民という自由な立場から市政批判の方がより効果的だとみたと

一、野党連合としての社大党からハツキリと一線を画して決別されたことから投票によつて同党を支持する市民の数を明らかにしなければ黨員の結束に支障を来す、これについて人民党本部では次のように発表している

「何故、軍や保守提携によつてまで当間氏を担ぎ出さなければならなかつたか」といふ今選挙の本質からも当然、党としての公認候補を出して斗わねば

ならず島袋氏を推すに至つたわけだ

那覇市長選／当間氏はつ名 乗り／都市合併の抱負語 る

〔琉新 1953・10・23〕

那覇市長選挙立候補を決意した当間重剛氏(五九)は二十一日午後零時四十分同市選挙管理委へ正式に立候補届を提出、つぎのように語つた

合併問題をひかえ極めて短時日の市長とならうが早期合併と計画事業の促進に努力したい。市町村合併は戦前私が市長時代に提唱したものであり、不幸にして両前市長が中途でたおれたため実現をみなかつたが議会の動きによつては来年二、三月ごろでもよい、僅か半年たらずの市長であろうとかまわな

いが、合併実現までの政策としてはまず都市計画と現在計画中の事業を促進するほか未開放地(旧市街)の開放促進などに力を注ぎ、特に合併による大那覇市の目標については石川構想の地域制のうえに内容を充実させて各センターの有機的つながりを密にし、現在の消費形態の在り方を生産形態へ移つすことによつて合併自体が直ちに首都の性格を打樹てることにしたい

【当間氏略歴】 大正九年京大法学部卒、

神戸、長崎の裁判所判事を経て大正十一年那覇市中央裁判所判事、昭和八年那覇市助役、同十四年那覇市長、四十六年戦後初代那覇市長、四十八年民政府経済部長、四十九年行政法務部長、五一年上訴裁首席判事

島袋氏、きのう届け出る／ 植民地化からの脱離” ねらう

〔沖夕・朝 1953・10・24〕

那覇市長特別選挙に出馬を噂されていた島袋嘉順氏(二八)は二十三日午前十時、人民党公認として、那覇市選管委に立候補を届出た。これに一日先きに名乗りをあげた市当局派が推す当間重剛氏と対決することに、早速言論戦が展開されよう。

島袋氏は届出と共に次のような立候補の抱負を述べた。

今や沖縄人民の全生活はくずれ、ますます苦しくなつており、これは直接那覇市の姿に現れている。この事は一日も早く現在のアメリカの占領行政から離れて日本に復帰しなければならぬといふきわめて明かな証拠であり、全市民がそれを望んでいる。ところが那覇の市政は復帰を好まず、公然と反対する過去二代の市長やその取巻き議員

達によつてろつ断され無視されて来た。しかも今また沖繩のあらゆる保守反動の輩が一たばになつて市民の存在を無視し、市民の生活の要求に目をつぶつて再び市政をひき継ごうとしている。この事は今次市長選挙の一番重要な意義である事を全市民はよく知つて戴きたい。人民党はこれ迄市民と提携してやつて来たあらゆる運動や市会での活動を通じて今後市民が現在の植民地化されて行く生活をくい止め安定した生活を求め繁栄のための政治方針として市政綱領を作つた。これには人民党の公認候補が市長になつたら全市民の協力を得て、こういう市政を行うという事をつたつたものである。全市民の理解と支持によつて我々の愛する那覇市を明るく暮しよくするために一生懸命働きたい。

どつと！水の饗宴／これからジヤブジヤブ使えるぞ／きのう軍が那覇市へ通水

〔琉新 1953・10・28〕
旧那覇市水道施設を移管するまで民政府では軍の敷設パイプと市水道幹線の連結点に量水器を取付け次第、那覇市への給水を開始することにな

つていたが、これが取付工事も終え二十七日午後二時半から泊高橋（交叉点）で初の通水式が行われた。軍DE係官をはじめ嘉手納市助役、幸喜建設部長、亀島公共施設課長らが立会い助役の手によつて軍民を結ぶバルブが緩められると軍専用水として一号線をつゝ走つていた水・水・水：の奔流がどつとセキを切つて押流され、市内をめぐる本格パイプも久しぶり水の饗宴に満腹した。

これで量の制限も解除し悩みの種となつていた時間節水や非常の際の水不足も解消されて市民へ充分な給水が実現したわけ。同課では全管線に水を一杯たたえて各家庭の台所とつながる給水栓に一層バリキをかけることになり、今までの申込受付をやめて直接課員が街へ進出、豊かな水をどうぞ……と勧誘に乗り出すと大はりきりだ。
亀島課長談「あとはキボの大きな軍水道移譲を待つばかりでホツとした。市の都計工事と並行して来月あたりから五十四年度水道工事に移り、牧志街道配管をはじめ取残された現市内支線旧市街地の幹線工事に乗り出すことになつている。

首里バス問題／市営バスへ／結局、落付く

〔琉新 1953・10・29〕
首里バスの市営移管促進について去る十二日以来、六日間にわたつて開かれた首里市議会特別委員会が慎重に審議した結果大たい次のように促進する方法を決めた

首里バスの市営移管について首里市長、首里市会議長名で「趣意書」二千枚を印刷しタイムス琉球新報紙に折込み市内購読者に配付、賛同を得る

市の財源に及ぶ利益と現在乱立するバス業者の経営難を数字に示した書類を作成すること
全委員市民株主を戸別に訪問承認を得、株金の買上げ折衝する

統一五大綱領いま何処？／那覇市長選挙繞り／人民党が社大党へ質問状

〔琉新 1953・11・2〕
那覇市長選挙を機に、社大・人民両野党連合は完全に崩潰する公算が大となつてきた。即ちさる中北部立法院議員補選に際し、両野党は統一五大綱領をかかげ両選挙ともに社大党公認候補を統一候補として推し出したてまえ、人

民党では今次那覇市長選挙における同党公認候補についての共同選挙運動の申入れを社大党に行つたが、これに対し、社大党は「断り状」を正式に人民党に送付、人民党の動きが注目されていたが、同党では一日社大党中央委員会に対する質問状を公開した。同質問状は統一五大綱領をたてに社大党の公約と実践の矛盾を強く指摘し、五大綱領を放棄していなければ那覇市長候補当重剛氏に反対すべきであると強調している。政界消息筋では人民党のこの質問状に対し、社大党は「人民党が日本共産党と提携」している事実が判明していることともからみ合せてこれを無視する態度に出るものとみているが、これを裏づけるとく平良社大党委員長も「わが党がこれにとりあつかどうかはなんともいえぬ」と語っている。なお同質問状には社大党への質問にかこつけて当問候補を非難攻撃している箇所があり、選挙戦最中であるだけに注目されている。

公約と実践に矛盾／社大党の態度を痛烈に批判

人民党から社大党に対する質問状概要は次のとおり
わが党は民族の独立と自由、平和の為に貴党と五大綱領を公約し中北部選挙

に於ては同様の五大綱領を全人民に訴え大衆の絶対的支持をもつて勝利した、其公約は決して口先だけの公約でなくまた選挙に勝つための道具でもなかつたはずである、公約した五大綱領即ち(一)即時完全日本復帰、(二)琉球植民地化反対、占領行政継続反対(三)労働法の即時制定、(四)土地取上強制立退絶対反対未解放地の解放(五)比嘉任命政府の打倒、主席公選の実現、この五大綱領こそ当面する琉球百万人民の民族的危機を打開する道であるという一致した意見に基き貴党と我が党は共同戦線をもつて民族危機打開のために献身することを全人民に訴え誓つたのである。

ところが貴党の那覇市長選挙に対する回答は、甚だあいまいで自己矛盾に充ちている、わが党は民族の危機を憂えるが故に五大綱領の意義を一層明確にし民族危機打開の斗いを更に強固ならしめるために貴党の回答のあいまいと自己矛盾を率直に指摘するものである、批判と大衆討論こそが運動を正しく導くただ一つの鍵であるが故にわが党は貴党に対する質問を大衆に公開し大衆と共に討論することを決定した、質問

(一) 当間重剛氏は戦前は野蛮な日本

帝国主義の手先となり、翼賛会沖縄県支部事務局長として国民をおそるべき戦争へ狩り立て戦後はアメリカ軍政府の任命により志喜屋知事時代の那覇市長となり続いて琉球最高裁判所の首席判事に任命された、任命なるものは大衆に責任を負わない、更に当間重剛氏は信託統治賛成論者の一味と直結している、このように今回の那覇市長選挙は植民地化賛成か、植民地化反対、日本復帰かの重大意義をもつており、わが党は人民大衆と五大綱領に反対し琉球のアメリカ統治に賛成する当間重剛氏と徹底的に闘うことを決定し党公認候補として同志島袋嘉順を立候補させた、かかる重大な意義をもつ市長選挙に対する貴党の「地方自治体選挙にはタッチしない」故に共同斗争は反対であるという傍観的態度は当間重剛氏の植民地政策を黙認し、大衆と公約した五大綱領を放棄したと断定せざるを得ないが、貴党の見解如何、

(二) もし貴党が五大綱領を放棄してないといふれば何故当間氏の政策粉砕のために闘わないか、

(三) 闘わないといふれば植民地政策に目をおおい救国スローガンである五大綱領を放棄したことを意味するものである、もし貴党が五大綱領を放棄しな

いというならば貴党の公約は紙上の空文であり、理論と実践の矛盾を生んでいるが貴党の見解如何、

(四)、貴党は当間重剛氏が五大綱領の貫徹のため全人民の先頭に立つて闘いうる人物と思うか、

(五)、もし闘い得る人物と思うならば具体的に保障出来る根拠を示してもらいたい、

(六)、大衆の台所と直結する地方自治体選挙にタッチしないという方針は大衆の生活に対する不認識と無視であると思つが貴党の見解如何、

(七)、去る十月十七日の新聞紙上で安里書記長は「人民党は三条撤廃を目標にしており、社大党は即時復帰で打切つており、この様に統一綱領をあげてはいても一線を画していると述べている貴党は中北部選挙における公約をもつて一度冷静に反省する必要はなからうか、安里書記長談は第一に即時完全日本復帰の内容を意識的にぼかしており、このことがやがて人民に対する欺瞞に転化することを憂え共同責務完徹のため率直に忠告したい、即ち安里書記長談は統一綱領の意義に対する不認識を示すものである、さかのぼると中部選挙では社大、人民両党は講和条約第三条撤廃運動の先頭に立つて民族の

大悲願実現のために相提携して闘うことを中部の全有権者並びに全琉同胞に「共同声明」を行つた、従つて安里書記長談は当時の五大綱領に逆行していると思つが貴党の見解如何、

移管で替否対立/首里バス

問題、難コース

〔琉新 1953・11・2〕

首里バス市営移管問題はその方法で行き詰りの状態をみせているようであるが三十一日開かれたバス株主総会后市営移管について株主側の懇談会を開いたがとくに城間委員長、佐久川副委員長を招き、同問題について意見の交換を行つたが先ず委員長から首里バスを市営移管にする事は法人税の免除、多額の人件費の削減などが首里市財政をうるほすので首里市のためにこれが移管に株主の協力を要望、その方法としてまず現在一般市民がもつている二万株を速に市に譲渡してもらいたいといふのに対し、株主側は市営移管には勿論賛成であるが三年前と現在のバス会社の資産の評価とくに株券の評価をどうするか、また市営移管後の確実な経営のみとおし、これの科学的な調査資料をもつているかとはげしく委員長らに詰めよつたが委員会側が資料がない

ため終始観念論に終りなかなか意見がまとまらず遂には皮肉や野次もとびだすなど感情的対立となり、場内は一時騒然となつたが結局市営移管問題は首里市の政治斗争ともみられているので移管問題の解決は頗る困難視されている

水道・道路起債で実現／宮

里真和志市長本土視察より帰る

〔沖タ・朝 1953・11・5〕
約一カ月の予定で東京、関西方面の主要都市を視察中の真和志市長宮里栄輝氏は三日晩空路帰島次のように語つた。

主として都市計画、市町村財政面を研究したが、日本政府の戦災都市の復興に大きい援助を与えてくれたのを見て感激した。戦災都市は、八割の国家負担で復興させている、起債にしても、水道施設、校舎建築、下水道など二十年間という、長期貸付をおこなっている現状だ。このように、沖縄においても貸付条件を緩和、長期貸付を行わない限り市町村の復興は希めないとシミジミ痛感した都市計画の立案並にその施行は一切県の復興事務所で行い市町村単独ではやっていない。その理

由は、施行に伴い、利害得失など政治的な雑音のないようにするためであるとのことだつた。目下沖縄で騒れている軍用地（基地）についても調査したが、軍用地の貸地料はその土地の年所得額の八割まで支払われており、沖縄と比較して、全く雲泥の差である軍用地を貸したおかげで、他に仕事をせずとも生活出来るといふ人もいる位、恵まれた条件にある。軍用地の法規関係一切もち帰つた。

なお同市長は、市昇格の記念事業として水道、市内主要幹線道路の完備のため、起債をおこし実現せしめたいと語つた。

一社説

那覇市長選挙を前に

〔琉新 1953・11・6〕

那覇市の特別市長選挙はいよいよ明日に迫つた。又吉市長が都市計画進行中途にしてたおれたために、この選挙は各方面から注目を集めているが選挙戦そのものは低調のようである。終盤戦に入つてから色めいたくらいである。前の選挙では又吉対仲本氏の対戦で、又吉氏としては選挙に打つて出るといふことは始めてであり、仲本氏は選挙巧者といわれているほどで、選

挙運動開始前から火花を散らす白熱戦の観があつた。最後には個人攻撃などの泥試合もとび出すほどで選挙民のひんしゆくを買う場面などもあつたが、これに比すれば今回の選挙は静粛なものである。

市民の関心が湧かないのは、今回の市長は市村合併までの短期間だからということも、かなり原因になつていようである。それにしても市政を委かすに長期も短期もあるものではない。

これまた選挙戦に臨んでいるようである。当間側では「王道の斗いは破邪の斗を好まず」と正々堂々と斗うと気概を示し九対一以下の圧倒的勝利を信じ、島袋側も党員が一丸となつて当り必勝を期しての活動で盛んに氣勢をあげ、まあ六対四で勝つのだと確信のほどをのべている。選挙戦にはそれぞれの皮算用というものがあがるが公称と実際がどんな開きで現われるかは、一つの興味である。

候補者にしても立候補して以来の緊張は、必勝を期して最善の努力を傾けているわけだ。当間候補は上訴裁首席判事という地位をなげ出し、かつて市長であつた父君や令弟の事業を完成しようとの決意であり、また戦前戦後を通じて自らも市長であつたし殊に那覇、真和志、豊見城、小禄を一円とする大那覇市計画の立案者でもあつたから今回の立候補は責任と自信をもつて、立向つていふものといえよう。島袋候補は市町村制改正による特別補充選挙で今春議会人となつた那覇市議会の新顔で、人民党公認候補である。議会の席を投げつて、占領行政から離れて日本に復帰し今後市民が植民地化されて行く生活を喰とめるといふことを目指して斗うという決意と自信をもつて、

選挙戦となれば鳴物入りの賑かさにげん惑されがちであるが候補者の掲げた政策と、その政策を公約どおり実現し得る人であるか何うかを選挙民は充分検討しなければならぬ。まず当間候補は、合併問題、旧市街の開放とその区画整理、上下水道の施設、総合グラウンドの設置など大まかな政綱をかかげ、那覇市経営の在り方は現在の消費都市形態から生産都市への転換でなければならず、そこに都市合併即ち首都建設の意義と必然性があるとして、これが実現と都市事業の遂行を誓つている。島袋候補は人民党としての市政綱領に立ち、対外問題として比嘉任命政府打倒、条約三条撤廃、軍用地、教育失業保険問題など十項と対内問題として市政の民主化、両市合併と都計、

埋立地の開放、教育の民主化、役所機構整備など十二項目で、全市民の理解と支持によつて那覇市を明るく暮らしよくするため一生懸命に働くこと誓つて

いる。
立派な那覇市、全琉の首都建設を如何なる人に委かすかは市民が何れの候補を選ぶかにかかつている。那覇市は戦災からやつと復興し、当間(重民)又吉の両市長によつて都市計画がなされ実施の緒についたとはいへ、その完成にはなお多くの時日と困難が横わり、市および議会、市民が一体となつて協力推進しなければならぬ。このためには誠意をもつて市政にあたる人、公約を実現し得る実力の人を必要とするのは当然である。市民がこの際、一票たりともおろそかにせず、棄権することなく良き市長、名市長を選らぶことが望ましい。

一社説

新都市建設と市長選挙

[沖タ・朝 1953・11・8]

那覇市長の選挙は今日行われる。選挙運動が甚だ低調であつたので、棄権率が高いのではないかと、という見方もあるが、さて有権者の出足はどうか。

棄権防止のピラもまかれたさうである

が、従来の例から考えると、各候補の運動が下部まで滲透して居れば棄権はそう多く出ないし、さうでないに相当棄権が多くなるという結果をみるであらう。

選挙の結果がどう出るか、当間か島袋か。蓋をあけて見なければ(その道の古強者達には或はわかかつて居るかも知れないが)、わからないが、実際のところ、余り興味をひく選挙ではない。強いて言うならば、新鋭シマに食い下がられた古豪トマが如何にも迷惑千万といつたよつなおももちに些かユーモアを感じるのである。

那覇市長に当選すれば市政は現状維持派の勝利となつて、先々代以来の軌道を辿るといつことになるし、島袋が当選すれば現状を打破することによつて、清新の気が市政に流れこむに違いないが、同時に波らんを起すことも免ぬかねないであらう。

しかし、誰れが当選するにせよ、現在那覇市が当面し、その解決をはからなければならぬ問題は、隣接市村との合併による新都市の建設、都市計画、それに付帯する道路の改修、上下水道の開設、庶民の住宅、その他社会政策的な施設など幾多のものが山積して居るが、これらの事業を為すには多額

の経費を必要とし、しかもその経費をすべて市民の負担に求めることは到底出来ないといつことを考えるならば、そのうちの一つでさえも、実現するにはなまやさしいものではないのであるから、非常な努力を必要とするのである。

都市計画にしても、目抜の大通りを拡張し舗装するのにさえ一カ年余もかかる始末である。終戦後、旧市地域に入ることが許されず、郊外に群居するの余儀なきに至り、それも一定の計画のもとに入つたのではなく、軍当局から許可をうけた分だけ(周辺にはなお軍の宿舎、物資集積所があつたのである)割りこむようにして、いれて貰うとい

う甚だ気の毒千万(実際当時の市民は自分で自分が気の毒になる思いがしたに違いない)な実状であつたのである。従つて其処には将来の都市計画を考慮にいれて、市街地をつくるというよつな心のゆとりなど殆どなかつたのは是非もない事であつたといつていい。それが今日都計を実施するに當つていろいろの障害となり、又多くの隘路をつくつてしまつた原因をなし、計画の実行を特にむつかしくしているとも言えよう。

都市にふさわしい、一走り回つて居る

自動車にもはずかしくないだけの道路をつくることも大きな仕事であるし、上下水道を整備するのも簡単にはいかない。更に大きな問題は例の隣接市村との合併問題である。

一市一市か、三市一村か。目標は同じであつても、それに行きつくまでの道程を選ぶのが異なるだけであるといつても、それが政治的には一致点を見出し難い程の開きとなつて現われてくる。那覇、真和志の両市間に於ける過去のいきさつがよく語つて居る通りである。

その開きを縮めるため、或はそれをなくするためにはどんな手がうたるべきであるか、それは合併後に於ても依然中核たるの地位を失わない那覇市側に二市一村を包容するだけの政治的度胸と度量があれば、顛末にとらわれることなく、うつべき手は自ら見出されるであらうが、さうではなくして、那覇市を中心に二市一村を吸収併合するといつて考え方で終始すると、出来るものも結局は出来ないことになるであらう。合併問題が話題にのぼつて以来、那覇市側が如何なる考え方で、如何に動いてきたか、を関係者はこの際ふり返つてみるのである。

市や村が合併して一つの行政区域に仲

よく溶けこもつということは、そう難つかしいことでもなく、簡単に行きそうなものであると考えることが、如何に間違つてゐるかは言つてもないが、更にいざとなれば、現在関係方面で考へて居るよりも遙かに困難なものであることを発見するに違ひない。何

しる夫々長い歴史と伝統をもつて生活してきた市であり村であるし、又合併によつて生ずる政治的な変化によつて、その社会的地位にも大きな影響をうける人達、（それは殆どその市村の有力者達である）の去就が情勢に強く影響することも無視する訳にもいかな

いからである。いづれにせよ、新に選ばれる市長は先代から引きついだ合併問題に直面することになるが、しかしそれは合併にも

ちこんで行くまでの努力が求められて居るのであつて、合併後の新都市の建設にも引きつづき責任を負うものでないことは言つてもないであらう。なぜならば合併が実現すれば（那覇市に隣接市村が吸収併合されるなら別であるが）市長も市議員も新に選挙されて、執行機関と議決機関が新都市にふさわしい姿を以て構成されなければならぬからである。いづれにせよ、新に選ばれる市長は合併までの、暫定的な

任務しかもたないということになる。勿論合併後の選挙にも立候補し、且つ当選するならば、更に新しい任務につく訳であるが、これは恐らく来年のことであつて、今から兎や角言つと鬼に笑われる。

しかし合併までの期間がよし短かいからといつて、市長たるの任務には何ら変わることはないはずであり、その双肩にかゝつてくる重い荷物を特に軽くして貰へるはずのものではない、ことは別にことわるまでもあるまい。

一社説 当間氏の那覇市長当選に寄す

〔琉新 1953・11・10〕

那覇市の市長選挙の結果は、昨九日開票の結果当間重剛氏が一万三千余票を獲得し七対三の圧倒的多数で当選した。当間氏の当選は最初から決定的なものであつたとはいへ、都市計画進行中の那覇市にとつて喜ばしいことである。那覇市の都市計画は一九四九年十一月当間重民氏が市長となつて以来進められたが重民氏が中途にして病に倒れ、次いで又吉前市長が都市計画を継承、泊港の築港完成と整備、上下水道、道路の拡張工事と着々進行中であつた

が、又吉氏も中途にして職に殉じたものであつた。重民氏は当間新市長の令弟であり、又吉氏は意見を同じうする先輩であるところから当間氏の当選は都計に対する市民の意志の変わらないことを示すものである、当間氏としても

前両市長の事業を継承することは本懐とするところであらう。当間新市長は明治二十八年（一八九五年）生れ京都帝大仏法科を出、判事弁護士を経て昭和十五年（一九四〇年）那覇市長となつた。戦後は戦争直後の那覇市長から沖縄民政府経済部長、琉球上訴裁判首席判事と重職を勤め、今春したしく米國を視察しており、学識経験ともに備つた人物で、ことに軍の信頼も厚く米國管理下にある琉球や那覇市にとつては得難い良市長といふべきである。又吉前市長は病臥中「当間氏が何とかなれば」と独語のよにのべていたというが、これは心中、当間氏に對し大きな期待と希望をかけていたことを物語るもので、当間新市長が市民への当選あいさつをすますと又吉当

間前市長の靈前に報告、焼香したことは当間氏の美しい人間的一面を示すものである。当間氏は戦前の市長時代すでに大那覇市の構想を有し真和志、小祿、豊見城を地域とする近代都市の

建設計画をすすめていたが、今次の戦争で実現に至らなかつた。戦後ふたたび都市計画や首都建設計画がすすめられたことは故なきことであり、戦後の事情はこれが実現を必至なものにして

いる。当間新市長が立候補にあつて市民に公約した政策は前両市長の都市計画を承継するとともに「合併問題を始め旧市街の開放とその区画整理上下水道の施設、総合グラウンドの設置」など大綱をかかげ、更に現在の消費都市から生産都市への転換を目指している。合併問題は又吉前市長時代停滞して進捗を見なかつたが、今回の選挙戦を機

会として真和志、首里市、小祿村の二市一村議会議員は人民党をのぞく殆んどすべてが当間氏支持の声明を發しているのが好転どころか一大転換をもたらすものと予想される。泊港がすでに開港して内外船舶が輻輳し、軍の基地工事の完成とともに旧那覇市街の開放も漸次迫りつつあるが、すでに出来上つている都計図によつて道路、上下水道計画に伴う区画整理も大事業といえる。これは現在の消費地区と相まつて、首都の中心部となるものであるから名実ともに近代都市として恥じない計画と施設が実現せられねばならぬ。

都市合併が実現すれば石川構想によつて行政、経済、消費、文教、体育等々の各中心が造成せられるわけであるが、この中で体育センターとしての総合グラウンドは空港とともに近代的施設となるものである。ことに戦後の趨勢としても、青少年指導の立場からスポーツのもつ意義は大きく総合グラウンドの施設ということは全琉住民にとつても大きな期待でもある。

当間新市長の公約は市民と全琉住民に關係するだけに大きい希望をかけるものであるが、これを実現するには莫大な予算を伴つものである。首都建設という歴史的事業を完遂するには新市長の尽力に待つが更に軍の理解と市民の絶えざる支援が必要である。

那覇市長選挙当間氏圧倒的

に勝つ／得票数一三、四

〇二ノ島袋氏との開き七、四二四

〔沖タ・朝 1953・11・10〕

那覇市長選挙は終つた。九日開票の結果は当間氏一万三千四百三票で島袋氏を七千四百余票、引離して悠々当選した。選管委ではきよう当選の告示と共に通知を発し、その後、当間氏の承諾を得て両三日中に当選証書を交付する

ことになる。

：九日の開票事務は事務馴れた職員の手さばきでスムーズに運び、十一時半、記録との照合を終えて得票の計算に入ると両者の開きは忽ち五千対一千、七千対三千とハッキリして来る、もはやどれだけ引離すかが問題であつた。

：かくて十二時二十分現在では当間一万七百対島袋五千二百で勝敗は決した形。：その頃、各社速報板に群がる市民の間では「さすがは当間さんだ。若い者では駄目ですよ」という声がかかる一方「ホホー五千も越したか、偉いものだ」と人民党勢力の伸長に感歎を送る労働者階級や知識人の群れも少なくなかつた。

まず合併問題に着手／やりたいのが多くてね。／当間氏語る

九日正午、当間選挙事務所では早くも当選御礼と張出したトラックが景気よくくり出される。家の子郎党に囲まれた当間さんは例のゆつたりとした態度で当選の弁を一クサリ。当間氏の話「私の任期はずい分短かい。やりたいことは沢山あるので一日も早く就任したい。合併問題は早速関係市町村と交渉を始めるつもりだ。区画整理工事も急がねばならないし、こ

うしたのは財政面とにらみ合せ隘路があればドシドシ打開策を講じたい。その他土地開放など民政府との交渉を待たれる問題もずい分ある。

今後の活躍に期待／当間氏の当選

喜ぶ／（比嘉主席談）

有権者の半数に近い棄権のあつたことは、その間に色々の事情があつたにしても、誠に遺憾にたえない。当間氏が圧倒的勝利を収めたのは、当然のことと思うが、これで又吉前市長の霊も最もよき後継者を得て喜んでいふことと思つ。当間新市長の今後の市政に関する御活躍に大いに期待すると共に主席の立場から能う限りの御協力をしたいと思つている。軍当局も大那覇市建設のために当間新市長に対して全福の援助を与えるものと信じている。幾多の困難な問題が山積している大那覇市の市政運営に当間氏の如く人格、手腕、力量、識見ともに兼ね備えた最適任者を得たことは全琉の首都たる那覇市のために誠に喜びにたえない。

市民の支持に感謝／今後も党政策

推進／島袋氏語る

勝敗決した午後四時すぎ島袋候補事務所を訪れる。流石に此処はシンンとした空気があつたが玄関には「御支持御礼、人民党島袋嘉順」と大書したピラ

がーばい。島袋氏の云つ、「斗かいはこれからだ」に踏み出した斗志の程もつかへた。

鳥袋氏の話「外国人による直接の威圧―運動員へコーラ瓶を投げつけたり、我が選挙事務所を数回となく写真撮影したり、投票場をハイヤーで往復したり―こうした選挙の中でこれだけの支持を得たのは党政策の正しさが市民に理解されつゝある証左として感謝にたえない。特にペリー、ソベ、壺川付近の労働者市民の絶対的支持に対しては感激している。我々は今後益々党政策を市民と共に推進することを誓う。今度の選挙では政策を持つ候補者と持たぬ候補との差異がハッキリしたと思つ。我々はたとえかれら従属政治家が市政をとるにしても全党員全市民の力で市民の手へ市政を移すべく斗かうつもりである。特に復帰運動の促進、那覇真和志の合併、都市計画事業費の市民負担反対など要するに今後とも市政綱領の実現にまい進したい。

市長選挙得票調べ（九日午後三時確定）

有権者数	三六、八八五
投票総数	一九、五〇五
投票率	五割二分九厘
投票総数のうち	

- 一、有効投票 一九、三八二
- 當 間 一三、四〇三
- 島 袋 五、九七九
- 一、無効投票 一一三
- 選挙違反者なし

那覇市長選挙も当間重剛氏の圧倒的開きで悠々当選、無事終幕したが、全般を通じて低調であつたために選挙違反者の摘発も予想されず、那覇署では今のところ実体犯、形式犯ともないという結論に達しているようで、引き続き調査を進めるもよう。

一社説一 都市合併の促進を計れ

〔琉新 1953・11・13〕

那覇市街は日一日と変貌し、新しい姿で建設されつつある。街区の隅々でも一、二カ月見ないと建物が増えてかえられ、道路が綺麗になつてゐる。御成橋通りは拡幅工事が完了し、両側にクバの街路樹が植えられ、真中にはソテツが植えられて漸次市街らしく美化されて来た。那覇署前から税務署前までの第一期工事に引つづいて、現在ガープ橋までの第二期工事が実施されつつあるが、すでに地ならし工事を終えて市街らしい風景が見透されるようになった。西側に二階三階の鉄筋ブ

ックや新築瓦ぶきが立ちならび、自動車の通行が頻繁になると十間という道路の幅員でも狭い感じがする。牧志街道は安里三叉路を経て首里、与那原、または宜野湾を経て中部を結ぶ幹線となつてゐるので、狭い感じがするもの無理ないことであらう。

こうしてどしどし都市計画が進行して行くにつれて、都市合併の早急促進が痛感される。那覇市の都市計画は首都建設の一部をなすもので、すでに政府庁舎が出来、経済活動が旺盛で海港、空港の動きも活発である。首都の条件を持ちながら、統一ある機能を發揮し得ない。首都建設のためには都市合併が急務であり、前提となるわけである。当間那覇新市長も就任第一声で、十四年前初回市長就任以来、大那覇市の基盤建設が目標であつた、今日他市村もわれわれと同じ考えを持つてゐるから都市合併は案外早く実現出来ようと言つており、比嘉主席は新市長を迎えた市民へのメッセージで「那覇市の発展には能う限りの努力を誓う」とのべ首都建設の決意を新たにすることを要望してゐる。

都市合併の動きは近代、非常に好転してゐるようだ。真和志も市昇格を契機として文化施設の拡充を目指し宮里

市長は先きに一月余にわたつて、日本を視察、道路、水道、都市行政などの調査をなし都市合併への準備を整えつつあるといわれている。真和志市の態度が都市合併の鍵を握つてゐるというほどであるから、宮里市長帰任後の動きや同市議会の動向から都市合併への主導的立場をとることが想像される。首里市は現在バスの市移管問題で忙殺されているが、合併研究委員会の危機にあたつても常に協調へのイニシアチーブをとつて来たので、合併に関する態度に変化はないものと考えられる。小禄村は終始合併に熱意を示して来たのであるから、何等態度の変化は考えられない。都市合併問題が今日ほど好転し機会の熟したことは、かつてないほどである。

三市一村には現在処理しなければならぬ、問題が相当あるにしても都市合併に支障となるものとは考えられない。那覇市としては旧市街の開放という大きい問題があるが、これとも区画整理や道路、上下水道の施設が主で、軍との開放折衝以外は事務的問題といつてよい。開放によつて人口のき形的ちよう密の緩和にはなつても、現在の都心部は三市一村の中心部を占めてゐるし、当間新市長が強調した消費都市

から生産都市への転換や総合グラウンドの設置、墓地地域の設定となると那覇市以外の二市一村の協力に待たなければならぬ。総合グラウンドとしては儀農研指所の敷地が最適だとされているし、生産面としても真和志、首里の両市と小禄村の地域が含まれなければ所期の目的を達することは出来ないのであらう。

都市合併は一般の予想では半年か一年後となるとの見方もあるが、半年一年後の合併実現にしても三市一村当局や議会が、直ちに実動をはじめないかぎり実現されるものではない。善意と良識をもつて、この歴史的事業を果すべきことが、市民としても全琉住民としても期待するところである。

当間声明の反響を訊く

〔沖タ・タ 1953・11・16〕

那覇市長選挙を通じて再び声明化した都市合併問題は当間新市長の就任でとくに合併促進への気運が濃厚となつてゐるが十四日、当間市長は「合併は三市一村、時期は九月が適当である」との基本線を一応切出した。これは合併問題の鍵を握る立場にある最高者の談話として注目されるものだが、では真和志、首里、小禄の各市村はどう受け

とつたか？当間談話に対する関係市村の反響である。

真和志市ノ二市合併必ずしも固執

せずノ話合で具体案を練りたい

真和志市長宮里栄輝氏談「真和志市と那覇市との合併問題は戦前からの懸案で、当時県庁からの要請に対し真和志議会合併に賛同の意志表示をなしており、現在なお全市民は合併の実現を熱望し議会もこれ迄全会一致で再度の議決を行い強力に合併態勢促進に努力してきたわけだが、両市の政法やその時期で足並が揃わず今日に及んでいるもので真和志としてはなるべく早い機会に合併を実現させ度いと念願している、幸い新市長になられた当間氏はかつて首都建設の指導者であり、私達の期待通りに事を運んで呉れるものと喜んでいる真和志も近來とみに発展を遂げ都市的形態を備えてきたので市制昇格を実施したもので何等都市合併に対する政治的な含みは持つていない、又私達が二市合併を基本線として主張しているのは合併後の都市計画を早急に実施するに当つて住民の負担力や政府の補助費などの面から二市合併を一段階として逐次首里、小禄の合併を押し進めていつた方が効果的だとの見地からである、これら合併構想や時期の問

題に就いては那覇市当局との話合いで具体案を練り一方的に最後の線を出して固執する態度は慎み度い、

欲を言えば来春七月一日を期して新発足出来るようにしたい、そのことは那覇市以外の市村長及び議員の任期が八月一杯にあり、これまでの行きがかり上、それらの任期中に事を運んだ方が何かと都合であり、それに予算編成技術の面からも割合に支障が少ないので時宜的に最も好いと考えている。何れ那覇市当局や議会と緊密な話合いで合併促進に努力していきたい。

小禄村：大いに賛成だノいつても
必ずる用意あり

小禄村議会議長赤嶺慎英氏談「合併問題は先に真和志側の一市一村説で障壁に出会つた形になつていたが、将来に悔を残さぬよう理想的な都市の建設をやつて貰いたいと我々はかねてから希望して来ている。こつこつ見地から我々は今回の当間那覇市長の声明を全面的に支持し、石川構想にのつた当間氏の構想に大きな期待を持つものである。時期にしても同氏のプランは政治に空白を生じぬよう四月合併、六月予算編成、九月発足という段階で行なわれると思うので大いに賛成だ。合併につづく都計についても村としては

既定方針通り臨むつもりである。現在の那覇の都計に対する要求とか条件づけは考へてない。合併に際しては当間氏がインシアティブを取るといつているが、我々は既にいつても必ずる態度を示して来ている。なおこの問題については従来主導権を持つべき那覇市会に確固とした態度がみられず、ひきずり回された状態にあつたことがゴタゴタを起した原因にもなつていふと思ふ。この際三市一村の合併委員全員がスムーズに解決を図るよう努力すべきだと思ふが、個人の意見としては当間市長を中心に議会勢力を結集した懇談会を持つこともこの問題を促進する一手段にならぬかと考へる。目的達成まではいろいろ困難もあるが、手腕力量に加ふるに大きな包容力を持ち、真珠貝が真珠を作るにも似た苦労に断乎として立向われることを当間市長に期待して止まない我々はあくまで協力を惜しまない。

都計生みの親に期待

小禄村助役長嶺良松氏談「議長のお話のように当間市長の声明をどこまでも支持する。もともと都計の生みの親は当間氏であり、現在の構想も戦前の豊見城の一部と与那原まで包含した氏の最初のプランには及ばぬ位のもの

だ。近頃三市合併とかいつ事も耳にするが、将来大規模の商空港と期待される小禄飛行場を持つた我が村が、除外されるということは飛んでもない話で、当間市長の構想にもその価値は充分にみとめられていると思ふ。むしろ実質的には首里市などよりも、我が村がいち早く都市としての形態をとり得ると考へている。合併後の都計への期待の中には農連前道路を漫湖を突切つて飛行場までの直線路にすることその他いろいろあるが、いずれ各市町村からの要望事項とも睨み合わせて政治的に手が打たれるだろう。

合併決議して真先に意思表示を”

那覇市議会議長真栄田世勲談「当間談話を全面的に支持する、今次選挙戦の際、関係市村の議員大多数「首里全員、小禄は人民党を除く全員、真和志十六名」が吾々との協力を申出た。こつこつに期せずして皆が協力一致と云ふことは首都建設に対しては小さな個々の問題にとらわれず大乗的立場に乗り出した証拠だ、したがつてこれでも三市一村の基礎は既に出来たと云つても良い、問題は合併の時期だが吾々としては以前に打出した五四年度以内の線で行きたい、つまり遅くとも明年度末

（六月）が適度と思う。いずれにしても那覇市議会としては実施はともかく合併決議だけは早く行い真先に意思表示をしたい。

都市合併は関係市村の首長が主席に申請することになるからこれを決議する議会と夫々の執行機関が積極的かつ緊密なる協力を切望したい。

なおこの際特に政府には市町村自治法施行規則の早急な交付を要望する施行規則が一年近くも出来ないようでは合併事務もスムーズにはいかないと思ふ。

首里市ノ既定方針通りでノ喜ん
で合併に参加したい

首里市助役上地安昭氏談「都市合併に對して当市としては出来るだけ早く喜んで参加致したいというのが既定の方針で、今後変更のところはないが、とくに三市一村にせよとか三市であるべきだなどの説には余り関心を持っていない。今回の当間那覇市長の声明に対しては心からの支持をおくるもので、合併実現への氏の手腕力量を大いに期待している。

那覇市会の日本復帰否決は遺憾ノ今少し運動に努力すべきノ衆院議員団北部で語る

〔沖タ・朝 1953・11・22〕

【名護支局】来島中の内閣委員平井義一（自）鈴木義男（右社）の両氏は二十日名護町を始め羽地、屋我地の各村を視察したが昼四時名護町では千名を超える児童生徒の歓迎を受けた。両議員は「沖縄全島をあまねく視察し実態をしつかりは握し帰京後は皆さんの要望に出来る様努力したい」と語つたが名護地区教育長との間に行われた「日本復帰」「校舎復旧」「教員待遇改善」の諸問題についての懇談では「那覇市会が沖縄の日本復帰を否決したことは誠に遺憾である。今少し復帰に努力すべきだ」と強調した。

那覇に市旗

〔琉新 1953・11・28〕

…那覇市では二十七日、戦前戦後を通じて最初の「市旗」がお目見え。金色にキラキラとゆらめくフサに囲まれて浮きのぼりの那覇のマークも鮮かに市長室も一段と明るく色添えた

…この八夕は那覇市十区十一組、寿屋の中山兼正さんが新市長の就任を記

念して寄贈したもので。「市民運動会に間に合つてよかつた」とどの顔もニコニコ、当間市長さんも優勝旗ならぬ市旗をひるがえしてお得意顔だつた。

喜び溢る真和志市

〔琉新 1953・11・29〕

真和志市の市昇格祝賀式典は二十八日午前十時大道小校々庭で軍官民代表約四百名の列席で盛大に行われた。式場正面舞台を飾る二十余の花輪群の中央に「那覇市」のドツカと据えられ、こゝにも都市合併の主導格那覇、真和志の仲良しぶりを發揮してほおえまじい感じを与えた。喜びに溢れる宮里市長を始め来賓六氏も純農村から都市形態に飛躍した真和志市の発展を祝し昇格を好期に首都建設に邁進する決意と激励のこゝばを交し早くも都市合併の幸先を思わせた。

合併への力強い契ノ終日お祭り気分

分で賑う

好天に恵まれたこの日朝十時、まず同市中小校生の日の丸行列がお祭り気分をあり、記念式典場には定刻前から付近市村から見物人がおしかけた。庁開式でモーニング姿の宮里市長が起ち純農村から都市形態に発展した今日までの喜びのうちに「真和志市の協力に

よる首都建設は今や全琉の大きな課題である。これを市政運営の最高目標に掲げて最善の努力を払うべく決意を新たにするものである」と満場の拍手をおくられた。また新垣議長も「市昇格で名実共に恥ずかしくないようその充実に努力するは勿論、都計も首都の環境でなくてはならず懸案の首都建設も財政的に大業であり政府でも最大の御指導鞭撻をしてもらいたい」と市当局の都市合併への関心の程をみせた。続いて戦前戦後を通じ市（村）政に功労のあつた真栄城守行（六四）〓琉糖取締役、金城和信（五五）〓前村長、現教育委、翁長助静（四六）〓前村長、現那覇市企画部長、玉城徳成（六二）〓現同市土地課長、比屋定理栄（五〇）〓市議の五氏に表彰状と記念品を贈呈、来賓祝辞に移つたが、プラムリー准将代理副民政官リツシユマン大佐（デー）フエンダー（ファー）民間情報教育部長は「今後とも市の発展に努力を惜しまない」と激励、比嘉主席、護得久立法院議長、当間那覇市長、比嘉市町村長協議会長四氏は市の発展を祝し「一日も早く首都建設に邁進、住みよい健康的な街にするよう」激励と努力の言葉を添えたかくて午前十一時四十分ごろ池畑商工会議所会頭の音頭で

「真和志市万才」が大道原頭をこだまさせて式典を終るころ、栄町一帯の三業者（料亭、旅館、飲食店）や商店街から繰り出した仮装山車約二〇余台が会場に勢揃いし、きり気勢をあげてから那覇糸満方面に出発。

会場の舞台では各区の競演大会運動場では相撲大会と晩九時ごろまでお祭り気分が賑わった。

比嘉主席祝辞（要旨）真和志市の市政施行記念式典に参列祝辞を述べること
を欣びとするものである。本年一月十二日立法一号市町村自治法が公布になったがこれは地方自治について自主的に住民の福祉増進を期すようにしたものである。今回真和志の市昇格についても全市民の多年の要望を申し受けそれを決めたものである。当市は立法上における市となるべき要件を完全に具え人的、財政的要素についても申し分なく都市形態の自治団体としての機能を充分發揮し得るものと期待しているのである。世論になつておる琉球の首都構想についても那覇真和志の両市が主導的役割を果すものと考えられますが現在の沖繩の状況を内外から深く考察するとこの都市計画の構想は誠に重要問題と考えられる。自然の発達のままにまかせられた都市が市民生活にと

つてどんなに不便なみじめなものであるかをよく考え健康で住みよい便利な国際都市として恥かしからぬ都市建設のため市民各位の絶大な御協力を御願ひして祝辞とする。

漁港か、商港か／泊港区域問題でもむ／那覇市会全

員協議会

〔沖タ・夕 1953・12・3〕

三日午前十時開会の那覇市会全員協議会
は行政主席からの諮問事項二件と泊埋立地域設定の件について協議を行ったが、泊埋立地の問題では当局案に対する異見が多く質問が集中されて結局、結論の出ぬままに来る八日の本会議に持ち越すことになった。

泊港地区内の（南岸）地区設定について当局案では市の将来を考慮して泊南岸の埋立地三万二千五百坪を、

- 一、港湾業務地区一万七千六百坪。
 - 一、倉庫地区四千一百三十坪。
 - 一、商業地区一万四千坪。
 - 一、工業地区八千三百八十三坪。
 - 一、住宅地域八千二百八十五坪。
- に区分しようという案だが、主に新垣、金城、大湾、儀間、上原などの各議員から「泊港は貿易界の実状から商港としてよりも漁港としての使命が大き

い、従つてこのようなぼう大な工業、倉庫地区は不用であるまた垣花通堂など土地を軍用に取られた市民を出来るだけ多数収容する意味からも当局案は受当でない。工業地域、倉庫地域などは縮小して住宅地域を拡大すべきである」との反対意見が述べられこれに対し、

花城都計課長は「那覇の発展を考へる場合、泊港は漁港だけにとどめるという意見には賛成出来ない。どうしても商港として併用さるべきである。従つてこれに必要な商工業地帯、倉庫地域を最低限度で設定したものであるまた都計法からいつても将来市内に散在する工業施設は一カ所にまとめなければならぬのでこの点も考慮した。商業地区の一萬坪は住宅兼用も可能である」と答弁を行った。

当間市長も将来の発展の上から泊港に期待するものは大きいと述べ慎重な考慮を希望したが、
なお反対的な質問が続き、結局、次回本会議で再び討議することに落ち着いた。
五万坪の埋立地にノワンサ四十万坪の借手
なお同埋立地への受入れ計画に関し、

東江庶務課長は総埋立坪数は五万八千坪だが、すでに借地申請が一萬二千坪数にして四十一万坪におよび、受入れ可能な五万坪の八倍に達している。従つてこれらの受入れには慎重、公平を要するので本会議で諮問することになつてゐる。

主席諮問のうち都市計画審議会委員の推薦は選考委で選考の結果、市議会からの四名は大城鎌吉、阿波根直英、城間康昌、泉正重の各氏を推薦することに決定した。

軍隊が出勤して解散ノ小禄の立退部落民騒ぐノ重機の前に居座り

〔沖タ・朝 1953・12・6〕

五日朝小禄村具志部落では同字波座間原で道路開サク工事を始めた軍のブルトローザーに具志部落民二百余名がかけつけてその作業を阻止し軍側は情勢の悪化に備えて一個中隊程の武装した兵隊を現場へおくり、警察本部でも西平隊長以下五十名程の警官を急派するなど騒動があつた。
午前中軍民の調査官等が現場で長嶺村長等から事情を聴取していたが十二時半、武装した兵隊の手でブルトローザーの側に座りこんだ部落民を解散せしめ

て一応着着をみた。しかし兵隊たちは午後も引続いて該地域を警戒して部落民の立入りをとめ、部落民は自字のクラブに集つて終日対策協議を続け依然として不安な空気を漂わしている。

同部落上原龜治区長等の話によると波座間原はかねて収容予定地に指定されていて、去る十月二十四日民政府後藤土地課長から村長に口頭で「波座間原の工事には是非協力して欲しい、賃貸料もすでに取つていことであるし、軍用地である以上工事はすゝめる」との通知があり十一月十八日付では軍から主席宛文書で「波座間原の工事ははじめるから該地域内にあるすべての農作物を出来るだけ早く取払うよう必要な手続きをとつて貰いたい。村吏員及び当方の係官の調査ではこの建設地域内には住民の建物や墓地等がない旨明かにされている。この地域は那覇飛行場総合計画地域に含まれているので農作物の損害賠償は支払われない」との通知をもたらした。

このままではやがて一坪の畑もなくなる不安もあるのでこの際強く反対してこれ以上部落の農地を失わないようにしよう、と申し合せその後部落常会を開いて「万一軍が同地域の工事を始めたら鐘をたたいて合図する、合図を聞いたら部落民はすぐ現場へかけつける」との申し合せ、一方では軍上層部へ陳情すべく部落民間で署名運動を行つた。

以上がこれまでの経緯で五日朝の事件について同部落の上原 さんの話はこのつだ。

「朝七時半頃波座間原の近くに住んでいる上原 さんが「今朝からブルトラーが作業を始めている」と私に伝えてきた。早速鐘を叩いて部落民を集めて現場にいつてみたときはすでに三百米ばかり道が出来ていた、作業をしているアメリカ人に「作業を中止して欲しい」と交渉したら「今日は一応引揚げよう」と軍用地の柵内に引下つた、間もなくMPやCIDが現われ、こちらからの連絡によつて長嶺村長もやつてきた、長嶺村長とCIDの交渉では「軍用地の問題は吾々にはわからない、オグデン少将がその代理官がくるまで待つように」との事だつた。

部落民はそのまゝすわり込んでオグデン少将の来るのを待つていたが十二時半頃突然武装した兵隊三百名位がやつてきて私共は追つばらわれ

た”
なおクラブに集つた部落民は対策を協議することだつたが具体的な対策はまだ決つていないようだ。

「事前に通告済み／赤の扇動」
准将が声明

今日我々は一〇四・六エーカーの軍用地を返還することになつたが、この時に瀨長氏を始めとする人民党員は無知の住民を集め、米国の計画に対して小禄村における僅か一エーカー半の土地について運動をおこそうとしている。今回の土地開放で小禄村では四六エーカー（五万六千三百四坪）の土地返還が行われることになつている。瀨長氏はいわゆる共産主義の方法をとつて、その同調者と共に我々の大きな計画を阻止してかかろうとしている。小禄村の一エーカー半の土地―即ち瀨長氏を通じて収用反対運動が行われようとしている土地―は軍の最も必要とするものであるにもかかわらず作付等が行われていて、この土地をかかる運動に利用している。この土地に対しては五二年四月二十八日までの借地料を

支払つてあり、我々がこの土地を使用するということは事前に通告してある。

【民政府布告二十六号は土地の返還について委細に説明してある。】

ブルームリー首席民政官声明「極東の人々に対する責任を負つたために又その安住のために我々は（米国の意）無知な民衆を利用して我々の計画遂行を阻む者に対しては譲歩することは決してない、かかる点から我々がかかる阻止運動者に対してはこれを排除く手段をとるであろう。我々は瀨長氏のような人やこれと同様な主義をもつ人達からの抗議に対してはこれを認めることはできず又かかる思想を掲げることをも断じて許さないであろう。」

那覇、小禄の軍用地ノ十二万余坪近く開放

【琉新 1953・12・6】
【民政府新聞課 琉球軍司令部が五日発表したところによると十二万八千坪（一〇四・六エーカー）に上る軍用地が近く、その所有主たちに返還されることになつている

この土地は軍の必要以上の土地であり今度の土地開放は軍事上せひ必要な最少限度の琉球の土地を確立するに止め

る米国の方針と合致するものである
開放される土地は次のとおり

- 1、那覇丁3、シービユー（松山町）九、一八〇坪
- 2、那覇C5、旧政府庁舎付近（上之蔵町）五、九九八坪
- 3、那覇クラブ近辺（若狭町）二、六九三坪
- 4、那覇第一号道路と第四十号道路交叉点（泊高橋）付近、一二、八五二坪
- 5、那覇第四十四号道路（与那原線）ポストエンジニア支部区域（壺川）二〇、九三〇坪
- 6、那覇港北側、一四、五六五坪
- 7、那覇商港、五、五〇八坪
- 8、那覇航空基地、小祿部落地域、五六、三〇四坪

泊埋立地に借地人ワンサノ

割当に頭痛の市当局／五
万坪の土地に四十万坪の
申込み

〔沖タ・夕 1953・12・6〕

泊埋立地の割当問題は去る三日の那覇市議会全員協議会でも港域設定をめぐつて論議が集中され注目の的となつて
いるが市の中心部を軍用に供され、然も日々発展してやまない那覇市民にとつては五万八千坪の新たな埋立地に深

い関心が集まるのは当然である。特に土地を失なつた人々や土地柄、事業家が、ウの目タカ目となるわけだ。すでに受入可能の五万坪に対し借入がワンサと一万二千坪も申込んで坪数にすれば四十一万坪。正に娘一人に婿八人の騒ぎである。こうなつてくると利権がつかまとい易い。そこで市当局も極めて慎重を期しているが、ではこれらの割当や受入れはどのように行れようとしているか。

割振を政府も練り直す

市では泊埋立地の受入れを急がねばならぬ事情におかれている。というのは埋立地の賃貸借収入や港収入を本年度予算に二百四十万円計上しており、これで同港の港湾施設を整備する計画となつていからである。そのため既に都計課の区画整理は去る八月に完成したのだが臨港地区の制定をめぐつてつまり港湾業務、倉庫、商工業住宅の各地域をどのように割振するかで幾度も計画が練り直された。これは要するに港の性格を漁港とするか、商港とするか、或いは泊の発展性に対する見通しの相違などから見解が分れるわけだが泊は那覇港があるからそれ程伸びない。従つて倉庫、工業地区よりも住宅地区に多くを割いて土地を失つ

た人々に与えよというのが当局案に対する反対意見の大半であつた。三日の協議会でもこの点がムシ返されたわけだが当局では八日の議会では今度こそ通さねばという考えのようだ。

受入案計画

まず受入計画案だが之は受入れの大綱を次の三ツに分けてい

- 一、港湾運営上の必要業務（官公署、船舶業、荷役業、油脂補給業、倉庫業、銀行、通関事務業）
- 二、港の繁栄に寄与する事業（水産、水産加工、機械工業、製造業、製氷、船舶修理、離島連絡所）
- 三、住宅（住宅では 1、都計のため移動を余儀なくされた者 2、軍用に土地を収用され返還の見込もなく移動を必要とする者 3、戦前長期に市有地を借用、現在、居住地を求めのに困難している者の順）となつてい

受入方法は

受入方法としては受入委員会（議会で五、市当局から五、民間五の委員で構成、市長の諮問機関）を設置し、受入大綱によつて申請の個々について一々検査、市長に具申するとなつてい

なおこの計画では泊及び垣花住民に対する処置として、

- 一、垣花住民の受入れは一定坪数を割当て、内部配置については自主的な復興期成会の原案にもとづき決定する。
- 一、泊一帯の住民の受入れは前島町市有地をなるべく割当てる。

一、割当は各項とも必要の最低限度に止め、住宅は三十坪以内とすると決める。

九割以上が住宅申込み

各地域の割当を、

- 一、港湾業務地区千七百六十坪、
 - 一、倉庫地区四千三百三十坪、
 - 一、商業地区一万四千坪、
 - 一、工業地区八千二百八十三坪、
 - 一、住宅地域八千二百八十五坪、
- 計三万二千五百坪としている。
（これは現在区画整理済みの分て埋立事業完成の暁は約五万八千坪と云われる）

最後に借用申込みの方を一度り見ると港湾業務二十七件。倉庫地区十三件。工業地区十四件。商業地区三十九件。住宅一万二千五百七十九件。流石に件数では住宅が九割以上を占めてい

る。然し住宅の方は今のところ個人的な申請はないよう、殆どが団体、前島、泊、垣花の各町復興期成会や那覇

地区従業員組合、元市有地借地人協会と
いつたもの。業態別では商業が最も多
く、海運、荷役、水産、貿易、陸運、
倉庫、軽工業など盛沢山だが、どれを
見ても一流業者がズラツと並んだとこ
ろは壯觀。割当に頭が痛くなるのは無
理もない話である。申込のvari種では
例のスバス商会有る。

”円満裡に解決したい”
主席が具志部落民に約束

〔沖タ・夕 1953・12・7〕
小禄村具志部落民約五百名は、けさ
十時「土地を守れ平和のために」と
のノボリを掲げながら行政に押し
かけ上原かま戸土地委員長、上原具
志区長、上原青年副会長、国吉土地
委員の四名が主席と会見、具志部落
の土地収用に対する善処方を要請し
た。

政府側は泉副主席、宮里内政、仲村警
察局長、中今官房次長、稲嶺行政課長
らが立合つたが、代表はまずこれまで
の経過を述べ、決議文を主席に手交し、
この問題に対する善処方を要請した。
その結果、主席は軍の土地必要とする
のは防衛のためであり、それに一心協
力すべきであるが、そのための生活保
障は充分考えてもらうべきだと説明、

部落民の気持も充分副長官に伝え円満
解決を図る旨確約した。

その後代表者の要請により十一時から
主席は庁舎つらに集つて部落民に
会い、次のように語つた。

代表からみなさんのお気持ちをきいて
実状はよく分つた、小禄村は多くの
土地を軍用地に取られ非常に苦んで
いることは充分承知している。また
この村民の協力に対しては軍もこれ
を認めている。そのため私も関係各
局長をつれて先に現地を視察したこ
とがあり、その際具志部落の実状も
よくみてきた、しかし現在の状況は
米國としては軍事基地を特に必要と
しており、これは吾々自身は勿論、
自由諸國の防衛のためであり、それ
に対する協力も必要と思う、だが勿
論一部の犠牲に対しては全部でその
責任を持たなければならぬと思
う。

軍の特に必要とする土地を軍事基地
に使用されても、その土地の使用者
が生活に苦しむ事のないよう、その
面の解決を図りたいと思う。
はるばるこちらまできてもらつた気
持は充分解る。この問題については
みなさんの代表、村当局、政府と緊
密な連絡をとり、軍に対して出来る

限りの生活を保障してもらつよう強
力に努力したい。

その具体的な方法については代表者
らと話合つて円満解決に尽力した
い。

六項目を要請
その後部落民は更に次のような要請事
項を主席に提出、十一時半立法院への
陳情に向つた。

- 一、現在までの経過報告につき主席
の意見をききたい。
- 二、この工事進行中の地域はなんら
の契約も結ばれていないから正式な
契約締結までこの工事の中止を考慮
してもらいたい。
- 三、この土地への適切な措置と賠償
支払いを考へてもらいたい。
- 四、現在の土地は現在のまま耕作を
保障してもらいたい。
- 五、支払はずみの金はいかなる性質
のものか、吾々は講和発効前の使用
料として受取つた。
- 六、住民の生きるための要求に対し
て武力による解決はしないでもらい
たい。

具志部落 政府立法院へ訴
る／きょう実情調査／立
法院が乗り出す

〔沖タ・朝 1953・12・8〕

立法院軍用地特別委では、具志部落民
代表からの説明を聴取、引続き委員会
を開き、きょう八日ひる一時から現地
具志部落の実情調査を行つたのち善処
することを決定、さらに布告二十六号
に対しては、従来の態度を堅持するこ
とになつた。つまり適正妥当地代が
決定するまでは仮払いとして、契約を
中止することを地方連合委にも連絡を
とり、さらに今後の土地特別委の進む
べき方向についても言及、明日中に
基本的な再検討を加えることになつ
た。

軍用地問題解決に／立法化の意見
も／特別委

特別委における討議の概要。
石原委員「具志部落の代表証言でもみ
られるように、使用料を払つたという
ことを理由に、占有される危険性があ
るので、七五%を受領することも、貸
すことを是認することになり、あくま
でも適正地代の決定までは、すべて仮
払いという態度でなければならぬ。
安里委員「布告二十六号の狙いは七
五%を受領させ、貸借の既成事実を根

抛にしようとするものだ。いわゆる不法占有のそりを免れようとするものだ。

新垣委員「布告内容を検討することも必要だが、何時までも後手を打つてはならない。布令一〇九号で収用されることはすでに明らかになつていたもので、示威運動をするよりは、土地に関する全般的問題を議題として、臨時議會を招集すべきだ。

瀬長委員「布告、布令の改正も必要であり、総合的な土地問題に関する立法化の為に招集すべきだ、

与儀委員「契約権を主席に義務づけるという方式が、軍直接のタッチという情勢に變つてきているので、軍用地として取上げられる人のみに損失を与えないで、琉球政府が国内的立法によつて、財政的保障をするということが考えられなければならない。

桃原委員「もう一つ大きな問題は大島返還で明らかにされた軍事基地設定を行政協定の中に追加するということ、沖繩の場合、復帰はしないが、潜在主権のある関係から日米の行政協定によつて根本的に解決されなければならない。

石原委員「根本的、合理的解決は日本復帰によつてしかできない。従つて復

帰しない現在でも、この面からの研究は必要だ。一方現実の問題として、自主的解決をも図るべきで、地代の直接解決でなく損失の補償、生活の保障を政府が財政的に保障する立法も必要である。

瀬長委員「現在の統治方式が従来の法理論からは割出せないが、アメリカに要求することを法制化すべきだ。与儀委員「もう一步踏み込んで、軍が作らなければ、われわれが立法化するという態度が必要だ。

新垣委員「とに角、主席や軍が拒否するということは別問題で、住民の意志はこうだという点を確たる立法で示すべきだ。

部落民大会の決議

小禄村具志部落民第二回大会における決議文要旨次の通り。

終戦来我々がつくしてきた米軍への協力も空しく、十二月五日朝八時我々部落民に残された唯一のそして最後の土地―ハザマ原一万五千坪―が突然強制的に工事を開始され、我々一千五百名の工事を開始され、我々一千五百名の工事現場にかけつけ工事中止を願ひ出たが、民政副長官代理(自称)コンド大佐は質問意見を全然拒否し、即時退却命令を申し渡した。我々字具志住

民は道徳と博愛を重んずる米軍に対しその説明を要求したにかゝらず、我々の要求は「質問を受けつけない」と一蹴され、武装兵士約三百五十名は銃剣を突きつけた。このような非人道的な仕打ちで我々は涙ながらに退却せざるを得なかつた十一月二十九日具志部落民大会の決議により該工事を反対、土地の強制取上げ反対の声を人間の正しい要求と信じ再び決意し、該工事を即時中止を要求する。

当間市長、就任初の那覇市

会ノ都市合併を推進ノ競

輪、早期実現など可決

〔沖タ・朝 1953・12・9〕

那覇市の定例議會は八日午前十時二十分開会。当間市長の「当面の重大目標である首都建設すなわち隣接市村の合併と都計事業の推進のため議會の全面的協力を望む」旨の挨拶があつて、ただちに上程案件の審議に入り、市有財産の取得管理及び処分条例案、競輪の早期実現に関する決議案など十一件を可決。那覇市部課設置条例改正案など七件を各關係委員会付託として注目の泊埋立地をめぐる受入対策や地域制定に関する諮問案は依然として反対意見があつてまとまらず結局、二件とも保留、

三度当局の検討を要請することになつた。

なお今議會の会期は十二日迄の五日間とし、九日は都計施行状況の視察、十、十一日は議案研究のため休会、十二日に本會議を再開することになつた。午後五時半散会。主なる議案の審議状況次の通り。

部課設置条例改正案―都計事業の推進と強力な財政政策の施行を主眼として四部十四課に改編するもの、これについて「機構強化には末端行政機構の強化即ち区長の設置が急務である」「総務建設の二本建てが良い」「企画部を存置せよ」「当局は職員に対し公僕として温い心で市民に接するよう民主的に指導せよ」などの意見があつたが結局、委員会付託となつた。

電気事業の廃止について及び那覇市電気使用料徴収条例廃止案の二件は沖繩配電の発足に伴い五一年から操業してきた市営壺川発電所を廃止するもの。何れも可決されたがこれに関連して大湾議員の「那覇市は都計事業実施のため市有財産をあれこれ処分するなど苦心しているがそれよりも市が持つている沖配電の株三百万円を売り払つて都計事業費に当てる考えはないか」との質問に対し当間市長は「いまのと

ころそんな考えはない。市有財産は出来るだけ確保すべきだが市がもつてい
るよりも処分した方がより効果的な場
合もある」と答弁した。

水道料次第に値下/泊埋立地問題

は保留

五四年度那覇市追加更正予算案

「本予算案は過年度予算に計上してあ
つた起債による牧志街道工事が予定の
期間に起工完成出来なかつたゆゑ是非
とも繰越計上により事業の早期完成を
計る必要のあつたこと。次に泊港東側
ふ頭の決壊により当初予算に計上され
た同地域の付帯施設が本会計年度内
には着手出来なくなつたので予算更正を
行い同港域の上屋、倉庫の実現を計画
した。また市営壺川発電所の廃止
に伴なう剰余金の処分或いは客観状勢
の変化に伴なうやむを得ざる経費の増
加などから追加更正した」との提案理
由証明があつて質疑に入つたが、質問
は主として都計事業関係に集中され都
計の財源としている替費地処分が思わ
しく行かぬ現状では予算倒れのオソレ
はないか、むしろ替費地を抵当に琉銀
融資を仰ぐべきである等の意見が行れ
た。これに対し、市長は政府補助の外、
琉銀融資も考慮していると述べ更に
「都計は云わば国の仕事であるから首

都建設法といつた立法の下、関係市町
村と政府が全面的に協力する方向へ持
つて行く必要がある」と答弁結局、委
員会付託となる。

五四年度那覇市水道事業追加更正

予算案は可決となつたが「水道料は高
いというのが一般の声だがこれを軽減
する考えはないか」との質問に当局は
「琉銀借款の事業資金を短期から長期
融資に切りかえることに努力したい。
加入者の増加で次第に引下げる方向へ
進めたい」と説明した。

泊埋立地受入れについての二諮問案は

再び論議的となつたが要するに泊港
を漁港とするか商港とするか或いは泊
の将来性に対する見通しなどの相違か
ら見解が分れた。反対意見は「地域制
は撤廃一人でも多く軍用のため土地を
失なつた人々を収容すべし」「泊は漁
港で充分。商工業地域を縮小して住宅
地域をふやせ」等、結局、保留となる。
その他可決および承認されたもの
は、一、大湾収入役の再任。一、児童
に遊び場を与えよとの決議案。一、競
輪事業を早急に実施せよ。の決議案等
があつた。また那覇区教育委の俸給支
給に関する件は委員長四千円副委員長三千
五百円に修正可決となつた。

競輪実施はいつ? / 立退き
迫られた区民が照会

〔沖タ・夕 1953・12・10〕

那覇市議会は八日、市営競輪を早急
に実現するようとの決議を行つた
が同競輪敷地に予定されている奥
武山区民は八日、

「なるべくなら湾港作業に便利な奥
武山区に永住したいが一体競輪場は
いつ設置するのか、現状では不安に
たえない」と

一、競輪場設置は実現するのかがどう
か。二、実施するとすれば区民の移
転先は? 三、その時期は? の三点に
ついて市当局へ照会した。

市当局では議会でも「競輪の実施は出
来るだけ早目に行う」と言明している
が、諸般の事情から大体実際に競輪が
始まるのは四月以降と見られている。
なお、同競輪の経営を依託されている
アジア興産からも九日、競輪場設計、
派遣選手の人選など各種の準備を進め
ており那覇市営競輪日本連絡所を神奈
川県自転車振興会内に設置したから
「沖繩でも奥武山敷地の立退き及び競
輪会社創立を早くしてもらいたい」と
の報告をかねた督促状が届いた。

機構改革等原案可決/論戦
活発・那覇市会閉す

〔琉新 1953・12・13〕

那覇市定例議会は十二日午前十時二十
分、再開。直ちに諸議案の審議に入り、
市長提出議案「部課設置条例の改正」
「市有財産の取得管理および処分条例
制定」の二件を原案可決。同じく市長
提案の「五四年度予算追加更正」をは
じめ牧志街道、美栄橋地区の都計工事
に伴つ立退者の受入に関する件など四
件を一部修正で可決。行政主席諮問の
「公有水面使用について」を委員会案
通り可決。四度び上程された泊港区内
（南岸）の地域制定と泊埋立地受入れ
については特別委員会を設けて審議を続
けることになり、最後に関係各委員長
から軍使用地代臨時処理法の立法資料
など四件の結果報告があつて午後二時
四十分閉会。

なお、この日復帰期成会から送られて
きた「各市町村自治体への要請決議」
「沖繩のあらゆる市町村が祖国復帰決
議を採択せよとする」をめぐつて協議
会に移つたが、大きな問題であるので
全議員が慎重に研究のうえ採択すべき
だとの意見が多く来るべき議会で取り
上げることになつた。

主なる議題の審議状況つぎの通り

部課設置条例の改正

泉総務財政委員長から「将来の発展には四部制は妥当であり、これに伴う人事問題も慎重を期して貰いたいとの要望があり、そのほか工事施工に際しての各課の有機的連絡、市民へのサービ

スが強調されて原案通り可決した。牧志街道、美栄橋地区の立退者の受

入― 牧志街道拡張により立退を余儀なくされる山田氏ほか十名の移転先として前島町の市有地を売却することについては、うち二名は借家人であるため該当者とみなされず賃貸契約を結ぶことに修正して可決。同じく区画整理に伴う美栄橋の仲本氏ほか二十名についても埋立地を四十坪以下、賃貸するという案を平均三十坪に修正可決した。

五十四年度予算追加

経常部の職員給、市長の給料を大那覇市の首長にふさわしく増額せよとの意見が出て、現在の一万二千円から一万五千円に増額したのみで当局案通り可決。

泊港の地域制定と受入

当局から議会の具体案をききたいとのことで上程、当間市長から「都計の進行上、急を要する」と要望されたが、倉庫地区、商工業地区の面積について

泊港の将来の見通を付けねばならず「将来、那覇港の補助港兼漁港として計画すべきだ。盆、正月など沖待ちによる被害は大きい。また本土アメリカ軍の沖繩駐屯も考えられるので那覇港を頼らずに当局の業務倉庫地域を認めるべきだ」とすると「軍は泊港の商

港申請も却下しているし工業地帯を北岸だけに限り、漁港としての計画を立てるべきだ」との意見が対立。花城都計課長から三市一村合併の立場からどうしても倉庫は那覇港の半分は必要であり、四分の一の四千坪は是非認めて貰いたいとの説明があつたがまとまらず、つぎの各議員で特別委員会を設け、閉会中も審議を続けることにした。

城間、比嘉、新垣、儀間、泉、上原、大湾、浦崎、長嶺、辺野喜の各氏。公有水面使用(行政主席諮問)―か飼池の設置は水産業の育成に時宜を得た措置としてつぎの条件をもつて許可するよう答申した。

泊港北岸に将来防波堤その他の施設を計画しているので市の都市計画に支障のある場合はいつでも無条件に撤去すること。

機構改革に伴う/那覇市部課長級異動

〔琉新 1953・12・17〕

那覇市では十六日の特別部長会議で機構改革に伴う部課長人事の異動をつぎのように決定、市長の決裁を経て即日発令した。なお、今回の人事異動は外部からの起用をさけ、すべて内部から登用しており、税務課長の野波棟次郎氏を財政部長、都計課主任安座間喜松氏を衛生課長、公共施設課主任島袋完栄氏を徴税課長にそれぞれ抜擢している。

嘉手納助役談「財政面の強化による都計事業の推進を主眼にして、あくまで適材適所をもつて当てた。事務引つぎは今年一ぱいに行い、来春から新しい機構で発足する

【機構改革による人事異動】―カツコ内は前職〓 総務部長幸喜克彰(建設部長)、総務課長安次領栄一(秘書課長)、戸籍課長饒平名知謙(留)、勸業課長久手堅憲栄(留)、財政部長野波棟次郎(税務課長)、財政課長東江誠忠(庶務課長)、税務課長、城田清才(社会課長)、徴税課長島袋完栄(公共施設課書記長)、出納課長屋我兼金(留) 社会部長助役兼務、社会課長平識善

徳(労務課長)、労務課長比嘉政謙(衛生課長)、衛生課長安座間喜松(都計課書記長) 建設部長安次富長昌(総務部長)、都市計画課長花城直政(留)、土木課長上原直次郎(留)、建築課長宮平くめ男(留)、水道課長亀島入徳(留)、楚辺出張所長国吉真偉(留)、泊港務所長大城実(留)

才准将” 思う存分使える”

ノ満々と水をたたえた二億円の施設/泊浄水場きのう那覇市に譲渡

〔琉新 1953・12・22〕

約二億円の巨費を投じ五十一年以来、DEと鉄道工業株式会社の手で工事を急いでいた泊浄水場が見事に完成、二十一日午後三時四十五分から同所でオグデン副長官、ブルムリー首席民政官代理ホームマン工務部長、当間那覇市長、井上鉄道工業株式会社沖繩出張所長、DEレンシヨ一工兵大佐など軍民約三百の知名士が参列して盛大な落成式ならびに譲渡式が行われ、DEレンシヨ一 大佐から菅原鉄道工業社長あての感謝状が井上所長に贈られ、午後四時四十五分、遠く天願から引かれた水はオグデン副長官、当間市長、井上所長

のハンドル操作（バルブ開け）で堰を切つて浄水池に流れこみ、市民の台所と直結した。

同浄水場は戦後軍が使用して来たもので、これが改修されてこのほど那覇市へ譲渡の運びとなつたもの、戦前は砂や木炭を利用、僅か百万ガロンそこそこのろ過能力しか持たなかつたが、改修後は砂利や木炭のかわりに無煙炭を利用する過能力も一日三百五十万ガロンと見違えるようになり、那覇市は勿論、三市一村合併後も余すほどの水量だという、席上オグデン副長官は「清涼な水を思う存分使えることは住民の幸福と繁栄に大きな貢献をなすものである、私はこの水が那覇市外の住民にもおくれるよう副長官として努力するが差当りこの施設をクリスマスプレゼントとして那覇市民に贈りたい」と挨拶、これに依つて当間市長は「那覇市民の水を求める姿は炎天の砂漠を旅行する旅人に似ていた、きょうこの近代施設が那覇市に譲渡されることになつたのは民政府当局の御厚情の賜であり、市民を代表して感謝の意を表したい、このプレゼントは市民にとつて地上最大のクリスマスプレゼントである」と述べた。

引続き琉球ホテルで祝宴がはられた。

泊埋立地の住宅街拡げる / 那覇市特別委で決まる

〔沖タ・朝 1953・12・23〕

（夕刊一部既報）那覇市議会の泊埋立地問題に関する特別委員会は二十二日午前十時半から開会。市長諮問の「泊港臨港地区内地域制定の件」について審議。まず地域別の割当を左右する港の性格を如何にするか、から論議。結局、泊は商港兼漁港としての行方を認め、ただし「土地を失つた人々を多数収容するため当局案の港湾業務、倉庫、工業、商業の各地域割当を更に縮小し住宅地域を拡張すべきである」という浦崎、新垣、儀間、上原各議員らの意見に大多数が賛成。その線に沿つて地域割当を検討したがこの日は港湾業務地区（三千七十七坪）を原案通りとし、倉庫地区（四千三百三十坪）も一おう原案通り認めるが実際割当の場合は一号线以北の千九百九十四坪として残余は保留。状況を見て、住宅か、倉庫に充てることに決定。他の地域割当と「泊埋立地について」の諮問案は二十三日に持越すことになつた。当局案の臨港地域割当は次の通り。

- 港湾業務地域 三千七十七坪。
- 倉庫地域 四千三百三十坪。
- 商業地域 一万十二坪。

工業地域 七千九百四坪。
住宅地域 八千二百一十一坪。
計 三万三千三百三十六坪。

一社 説一

奄美大島よ”おめでと”

〔沖タ・朝 1953・12・25〕

奄美大島返還に関する協定は二十四日、岡崎外相、アリソン米大使によつて調印され、二十五日午前零時を以て発効し、一九四五年八月以来アメリカの統治下におかれてきた奄美大島は、これで祖国に復帰することになつたのである。

奄美二十万住民が過去八九年の間、寝ても醒めても忘れなかつたのは、一日も早く祖国に帰りたいということであり、復帰運動がし烈化して遂に断食祈願という悲壮なる場面も現出したのは、なお、記憶に新しいことである。

去る八月アメリカ国務長官ダレス氏によつて返還が声明されて以来、住民は只管その日の来るのを待ち焦れるという有様であつた。それが十一月一日の期待が破られ、十二月一日の期待も空しく過ぎて、群島をおう焦燥の空気は、復帰を前にする経済金融取引の手控えから来る不如意によつてますます濃くなつて居たと言われる。

それが人心を動揺せしめるものになつたのは致方なかつたことであるが、幸にも十二月二十五日、間違いなく復帰出来ることになり、今まで待ちボケをくつた形で、すっかりシビレを切らして居たのが、雲散霧消して、明朗なる気分が復帰の朝を迎えることになつたのは、奄美大島の人達にとつて此の上もない幸である。吾々は祖国に帰る同胞達に対し、心から喜びの万歳を送る。

先に帰る者と、後に残る者との差はあつても同じ日本国民として、終戦以来十年に垂んとする間、政治的にも経済的にも苦勞を共にした仲である。帰るものゝ歡喜する心理も互によく解かるし、又後に残るものゝ憂うつなる心理も互によく理解し得るところであると思つ。

終戦後の大島が経済的に苦境に沈めんしてきたことは、よく知られた事実である。戦前には沖繩と同様（沖繩より幾分遅れては居たが）大島振興計画が実施されて居たのであるが、戦後はアメリカ軍の駐留もなく、軍事的施設もなかつたので、軍関係によるドル収入が殆どなかつたこと、従つて有りあまつて居る労働力の消化を沖繩に求め、人口の大量移動（それは全人口の

二〇%に近いかいとも言われる)を余儀なくされたし、又生産企業の回復も遅々として進まなかつたことと相俟つて、全奄美の生活水準を低位に釘付けしたのは否定し得ないものがある。戦後の生活の苦しさ、前途に光明を容易に見出し得ない心細さが、復帰運動に油をそゞいでし烈にしたとも言えるであらう。

生活を通じて、文明が何であるかを知り且つ自から文化を創造する力をもつて居る国民(又は民族)が政治的に他民族の支配をうけることが、如何に精神的に苦痛を感じるか。それが自由を愛好する精神をもてば、もつ程この苦痛は強烈となつてくる。これは世界に散在する先進強国の植民地が殆んどくびきを争う如く、独立し、或は独立を要求して居ることも明らかである。過去に於ける奄美大島の祖国復帰運動にしても、又現在に於ける沖縄の祖国復帰運動にしても、民族運動としての世界的動向と軌を同じくするものであることは、言つまでもない。それは理窟を越えた国民の(民族の)偽るところのない感情の赤裸々の表現でしかないのである。

大島の祖国に帰る日を期して、沖縄では各地に於て祖国復帰を念願する会合

がもたれるそうであるし、又二十五団体の代表者の署名になる早期復帰の実現を促進する陳情書が吉田首相、岡崎外相に送られるというが、大島の去り行く姿を眺めて安閑たり得ない、のが沖縄住民の心情であり、これを何らかの形を以て表明せずには居れない、というのが真実であらう。従つてこの陳情書に署名を求められた比嘉行政主席が「主席の立場を了解して欲しい」というて拒否したことに對し、住民の多くが、果たしてこれを了解し、支持を与えるかどうか、は甚だ疑問であると思ふ。

日本政府は復帰後の大島に對し、明年三月までの分として、十億円の予算を計上して居るが、更に明年四月以降の新年度に於ては本格的に大島の復興事業が実施されるといふから、大島の経済状態は一兩年のうちには見違える位によくなつて来るであらう。(それは先に復帰した十島村が語つてゐる通りである)、現在沖縄を羨ましがつてゐたのが、却つて各種の施設において沖縄を追い越す様な事実もやがて現われて来るに違いない。吾々は虚心を以て大島が復帰と共に目ざましい復興振りを見せてくれるのを望む。それは袂を分つ同胞の幸福を願うからばかりでは

なく、大島の向上発展は直に沖縄の復興によい刺戟を与えずにはおかないからである。

産業の開発には、その誘い水となるべき資金の援助が与えられなければならぬ。戦前の復興計画が大きな効果を現わして居たのは、政府や県による施設だけに止まらず、種々の形をもつてする資金的援助が行われたからである。自力ではいかならないから、或る期間、補助を必要とするのである。今後の沖縄に於てもそうであるし、又祖国に帰る大島も中央政府や鹿児島県の援助のもとに、将来への発展は約束されるのである。

第二次世界戦争は九年前に一応終つた形ではあるが、しかし、それは戦斗が終つたというだけであつて、戦争そのものは実質的には(講和条約は成立しても)終つたとは言えないのが世界の情勢である。沖縄がアメリカの支配下におかれて居るのも、朝鮮が二分されて南北の対立抗争をみて居るのも、国際会議の議題が戦争と平和の間を往きつ戻りつして居るのも、戦争が完全に終止符をうつて居ない(戦争が尾をひいて居るといつてもよい)からである。世界の人類にとつて、この上もない不幸なことと言わなければならないが、

しかし決して絶望することはない。平和をき求する人類の悲願は今に水爆や原爆などをもつてしても、到底消滅せしめることは出来ない程の偉力となつて現われて来るであらう。吾々は奄美大島の人達の新しい首途を祝つて遙かに「おめでとつ」を送る。アメリカの、此のクリスマス・プレゼントはやがて新しい年を迎える二十万人の人間の歓喜によつて文字通りよい年たらしめることが出来るよう、心から願わずには居れない。

一九五四年

合併に市民投票の動き／二

市か、三市一村か／真和志市近く議会へ提案

〔沖夕・朝 1954・1・6〕

当間那覇市長は、旧ろう非公式に宮里真和志市長を招いて、新春明けと共に、合併を促進すべくその具体的な方法を検討した模様であるが、当間那覇市長は、「御用始め式」の席上、三市一村合併を任期中に実現せしめたい旨、第一声をはなち、新春と共に合併問題もようやく活発化、真和志では同問題について、市民投票により決すべしとの動きが、たいとうしつつある。

那覇市長のこのような動きに対し真和志市議並びに一部有志では那覇、真和志二市の合併を主張、栄町有志会では四日その申合せをなし、市当局宛これが要請を行った。那覇市議会の動きは、所謂石川構想に基く三市一村が大体の空気のようで、市議会の決議にまで至っていない。ところで、真和志議会では市昇格以前に那覇、真和志の合併を決議、宮里真和志市長もその線に沿い、市昇格の構想をまとめてきた。

那覇、真和志、小禄、首里の三市一村合併と真和志の所謂二市の主張に対し、真和志市では、市議会の決議と別に合併について市民投票を行う準備をすゝめている。即ち普通選挙と同様に有権者に対し、那覇、真和志の二市合併か？ 那覇、真和志、首里の三市か？ 那覇、真和志、首里、小禄の三市一村か、何れかを決定しようとするもの。これについて関係者は次のように語っている。

宮里市長：市議会の決議だけで、三市一村あるいは、三市合併を結論付けることは、余りにも早計だと思ふ。合併以後は、税負担など、いろいろな点で得失があると思ふ。小禄、首里にしても、那覇、真和志と合併する事により、よりよき住民生活が出来るか、どうか。ハッキリしたことはいえないと思ふ。合併以後市政を明朗にさせるためにも市民投票が効果的だと思われる。日本においては、一部住民（区または町の三分ノ二以上）の反対があつた場合は合併できないようになって位だ。

新垣正栄市会議長：このことは旧ろうから市長と、よりより話し合つていたところだ。葉書投票か、それとも市長選挙と同様に行くか。具体

的にもつと研究しなければならぬが、二十日すぎの議会にでも提案せしめたい。

都市合併、本格化へ

〔沖夕・朝 1954・1・19〕

那覇、真和志などを中心としたいいわゆる都市合併問題は昨今とみに活発化して来た。真和志では十八日臨時議会での問題を取上げ、更に来る二十一日も議会を開くが一方、那覇の方でも同日、臨時議会でも合併問題を決議する。今のところ那覇、首里、小禄は三市一村を指向しているのに対し真和志側は二市或いは三市説があつてまとまりかねている状況だが何れにしても関係市村の議会が態度を明らかにし始めたことと合併問題が具体化の一步を踏出したことは事実で次は意見調整をはかるための合同会議といった段階が予想されているようだ。

真和志ノ大勢「二市」に傾くノきのこの臨時議員協議会

真和志市では「都市計画法に基いて那覇市の行政区域にかかわらず総合的計画を立案実施するため那覇、真和志、首里、小禄の三市一村を包含した区域を以つて那覇市都市計画区域として決定した方が適当と思われるかどうか」

という行政主席から真和志市長に対する諮問について十八日朝十時より臨時議会を開き審議した。同臨時議会は結論を出すことなくひる二時過ぎに一先ず散会。引続き全体協議会を開き、同諮問と深い関連のある合併問題について討議を行ったがこの問題について那覇市と折衝する場合に真和志市会の見を纏めておいた方がよいとの意見により、全議員一人一人起立のうえ各自の考を述べたところ 合併反対――二市（那覇、真和志）合併賛成――三市（首里、那覇、真和志）合併賛成――四 三市一村合併賛成――原則として二市合併に賛成だが合併促進上方止むを得ない場合には三市合併でも認める――九 原則としては二市合併止むを得ない場合には三市一村の合併を認める――二、という結果が出た。これからみると原則的な二市合併論者は十三名、合併反対が一名、三市合併が四名、三市一村合併四名、で従来通りの二市合併論が有力だが合併には反対――一を除いては二十一名が賛成しているので「止むを得ない場合は」という譲歩がみられ両市の間に歩み寄りが行われた場合は首里、那覇、真和志の三市合併も可能性があるわけだ

なお小禄村を含める事に対する反対理

由は同村の七五%が軍用地に接収されており何等見るべき生産がなく負担となるばかりだということにあり、将来必要とあればその時に合併してもよいと主張している。

飽まで三市一村/那覇

那覇市の臨時議会は来る二十一日午前十時から開会するが当日は問題の「三市一村合併決議案」が決議される八スである。その内容は首都建設の上から三市一村合併の必然性を強調すると共にこれは既に世論となつている点を指摘してその早期実現を期するというにある。これによつてかねて注目的になつていた合併問題に対する那覇の態度が明らかにされるわけだが既に全議員二十六名のうち二十一名が賛成しているので決議は確定的である。

なお今度の議会は市町村自治法四十一条にもとづいて議員側の請求によつて開かれるもの。上程案件は前記決議案の外、泊港港湾地区の地域制定並びに泊埋立地の受入れに関する二諮問案及び陳情案等である。

今晚の話題/議員の良識

〔沖タ・夕 1954・1・19〕

「都市合併」への動きを見ると、関係市それぞれの議会が活発な議論をたた

かわし、漸く新都市実現の鼓動といったものが微かではあるが感じられる。ことに、主導権を握っているワケではないにしても、従来から、いろいろ波紋を投げてばかりいる真和志市側の市会が、臨時に市会をひらき、席上で議員ひとりひとりに対して考えを述べさせたことは、問題がくるべきところまで来たという事を一般に強く印象づけたようである。

これは、たとえ議員が、おのおの個人の立場から述べた意見にしても、公的な立場から物を言つたということになる。だから見方によつては議員それぞれの頭脳や、物の考え方といったものをはつきり公衆の前で自分で示したということになる。

良識が欠けていたり、利権につながつたり、小さい枠でしか世の中を見ないなどということがワリにはつきりするからだ。それで、このメンタル・テストの結果、大勢は二市に傾くということになつた。こまかく別けると、合併反対一人、三市合併OK四名、三市一村合併も可なり四名、二市合流説十三名と出た。これを分析するとともに必要な要素も生れてくるだろうが、こうなると、選良だけに任せず市民はどう考へているだろうかということも気になる。

つてくる。この場合、問題になるのはカケヒキではなく良識であるからだ。

(机)

「大勢に従つ」首里市

〔沖タ・朝 1954・1・20〕

首里市臨時議会は十九日午後三時半から開会出席十九名に「副収入役設置について」等六件を上程そのうち「琉銀から六十万円借入れの件」を即日可決、午後五時十五分散会した。

都市合併について那覇、真和志両市議会は活発な動きを見せているがこの日の首里市議会は休憩中に話し合う程度で那覇市、真和志市の態度を慎重に見究めたうえで三市一村か三市かの態度表明をしたい意向。

久高議長談「都市合併の主導権は那覇、真和志の両市にあり、当市としては三市、三市一村何れの場合も合併可能である訳だが、三市と真和志に同調するのも、三市一村と那覇市を支持することも非常にデリケートな問題であり、両市の大勢に動いていくより外ないだろう。」

小禄村/三市一村の首都建設へ/全会一致でスピード可決

〔琉新 1954・1・20〕

小禄村今年初の臨時議会は十九日午後二時から同会議室で開かれた、主席の諮問、都市計画法第二条第二項の諮問「那覇、真和志、首里、小禄、の市村を包含した区域を以つて那覇市都市計画区域として決定した方が適當であると思つて貴村の意見を問う。」に対しては全面的に賛成を可決、答申することになりまた三市一村の合併も次の主旨で全会一致可決し午後五時すぎ閉会した主旨(1)三市一村早期合併は沖縄全住民の世論である(2)国際都市厚生上産業教育経済文化など実質の連携をよつする三市一村を早急に合併して首都建設をなし、沖縄全住民の福祉をはかるべきである(3)琉球政府における都市計画も三市一村を適當な区域と考慮されている。

三市一村合併、多数で可決/確乎邁進説と尚早説対峙/退場騒ぎを演じたきのこの那覇議会

〔琉新 1954・1・22〕

三市一村合併を決議する那覇市臨時議

会は二十一日午後二時、開会、親里嘉英氏ほか十六議員の提出した合併決議案をめぐって直ちに活発な意見交換に入つたが、この日の議場は三市一村合併反対者と、採択は保留すべしとする議員側の強硬な決議反対があつて当初から荒れもよつ。両者とも一歩も譲らぬ険悪な対峙となつて、採決前の議場は昂奮して議員の声で混乱、反対議員八名の退場騒ぎまで演じられたが結局、賛成議員十八名（議長を含む）の多数をもつて押切り、決議文を可決した（三時七分）。

開会劈頭、真和志市における合併協議会の結果報告があり、質問戦に入つたが、この日当局側にも屢々質問の矢が向けられ「真和志最近の動きをどうみる」との問いに対し当間市長は、三市一村合併は市長出馬の決心をさせたものであり、三市一村多数議員の推薦（当間氏）も早期合併にあると確信する。全会一致の決議をのぞむと注目される所信を披れきした、一方、反対議員は三市一村に拮つたときの大那覇市の財政問題や同時合併の可能性を取りあげ、泉議員は性急に決議することはない。真和志側の最後の態度が決定するまでにはまだまだ再調整の余地があると決議の保留を主張。

これに対し提案者側もすでに論議の段階でなく時日をかす余裕はない。那覇市議会の態度をハッキリ打出すことによつて多年の懸案である首都合併を早急に実行したいとして譲らず、票決を迫るや泉議員が退場（議場は騒然となる）。ついに激しい応酬ののち、反対議員の総退場となつたが結局、賛成議員多数をもつて拍手のうちに可決した。

三市一村賛成議員は次のとおり
親里、辺野喜、城間、大城、金城、浦崎、比嘉、阿波根、備瀬、新垣、上原、山城、嘉数、長嶺、渡口麗秀、渡口政行、佐久川の各議員
両者の見解に訊く／賛成、反対の理由

議事終了後、合併決議に対し城間、泉、大湾の各議員は、それぞれの主張した立場を次のように語つた
城間康昌氏（賛成） 合併の理論的裏付けは、すでに石川構想によつてハッキリしている吾々那覇市議会が決議することによつてイニシアティブをにぎれば、他市村は必ず歩みよつて来ると思う、そのためにも態度表明は必要だつた
泉正重氏（保留） 真和志の協議会における結果は今議会ではじめて公開

されたものであり、また議員各個の意見発表にしか過ぎない。従つて同市との再調整の余地があるかどうかの見通しもつけず、一方的に那覇市議会だけが「決議」をもつて答えるのは穩当ではない。真和志の最後の線をキヤツチするまで採決を保留すべきだつた

大湾喜三郎氏（反対） 合併問題は市民の利益と繁栄にクイを残すものであつてはいけない。僅か一時間そこそこで不合理に押切つた市議会の姿には全く不満だ。議会報告演説会で市民に真相を訴えたい

復帰決議案再び否決／那覇市議会・態度表明

〔琉新 1954・1・22〕

二十一日の那覇市臨時議会では先に復帰期成会から要請のあつた「復帰決議」が動議として再び取り上げられたが、今日の情勢から慎重を期すべき問題であり、市町村議会の扱つべき筋合のものではなく、その時期でもないとの意見に一致、復帰決議は採択しないことに決定した

三市までは譲歩か／主席の「諮問」に答申／真和志

〔沖夕・朝 1954・1・22〕

真和志市では二十一日あさ十一時より臨時議会を再開、「那覇市都市計画区域」についての主席からの諮問に対する答申案を審議したが、それに先だち工交局土木課和宇慶技師を参考人として招致、都市計画について質疑応答を行い、「琉球政府に於て本市を那覇都市計画区域として決定されることは都市計画に適當な措置と史料す」という答申案を可決した。

これは結局「那覇、真和志、首里、小祿の市村を包含した区域を以つて那覇市都市計画としては」という主席の諮問に対して、真和志市を計画区域とすることにについては異論はないが他の市村を区域に包含するかどうかについては「我関せず」の態度を示したものとみられる。

同市議会では十八日の臨時議会においても見られた如く原則的に「三市を標ぼう、万やむを得ない場合には三市合併まで譲歩してもよい」との意向であり、那覇市側の今後の出方が注目される。

記者のメモ／後味の悪い合併決議

併決議

〔沖夕・朝 1954・1・22〕

…那覇の臨時議会大に荒れる。この日は合併決議案が提案されるというので傍聴席も日頃にならぬ賑わい。首里の正副議長や真和志の議員数名も顔を見せていた。

…開会冒頭、会期を一日にするか二日にするかで先ずモめる、結局、一日間と決つたが反対派は大いに不服殊に泉氏はこの日昼三時半から全議員列席の上開かれる泊護岸落成式を引張り出して「落成式まで後一時間。かゝる重要問題を短時間で処理しようとは全くズサンだ」とフンガイしていた。反対派に見れば落成式を控えながらひる二時から開会、然も一日で片づけようとする当局派の底意が見えすいてシヤクのタネだという訳であるうか？

…そんなこんなで決議案が上程されると質問も答弁もシツクリ行かずおかしなもの。そのうちに面倒なりと思つたか？新垣議員が「論議無用。採決せよ」と云つたからたまらない。泉「一読会も終了せず、読会省略の動議も出さないで採決とは議事法違反だ、取消せ」新垣「取消さぬ。今のは要望だ」で一騒ぎ。すでにしてこの辺から発火

点に近づいていたわけだ。

…かくて質問も採決の上で打切り。討論に移つたがまず泉氏退場後、オール反対派連袂退場の巻となる。この場面は儀問氏が「真和志が反対したらこの決議もオジヤンだ」と云つたことが発端。どうしたことが、これに日頃おとなしい阿波根校長先生が真赤になつて「首都の我々こそ主導性をもつべきだ」とドなつたのでついに八千の巢を突いた騒ぎ。「多数横暴」「反対意見も聞け」というわけで一せい退場となつた。これが予定の行動であつたか、どうかは判らない。然し可決に後味の悪さを残させた点では確かに効果的だつた。

…傍聴の久高議長（首里）も「きよこの決議の状況からは合併問題もついに決裂の印象しかつけない。恐らくまとめるのは不可能だろう」と僅かに当問サンの政治的手腕に期待していた。「合併も結局は市と市。人と人との問題。まずは協調が第一ではないか。無理に一緒になつても家庭争議や離縁騒ぎとなるのがオチだ」これはまた一般傍聴人の感想であつた。

一社説

市村の合併に直進か漸進か

〔沖夕・朝 1954・1・23〕

那覇市議会は三市一村合併決議案を可決して、他の二市一村に合併の促進をよびかけることになつたというが、この決議案は「かゝる重要な問題を短時間に決議にもつていかんとするのは数の暴力である」として七名の議員が反対を唱えて連袂退場したのを、押しきつて議決したものであつて、これでは那覇市側の意志を明確にはしたが、これによつて合併の機運を促進するのにも有利となるものかどうか。それとも、市議会に存在する反対意見を表面化したことによつて合併の機運に暗影を投じて不利にはならないかどうか。これは観る人によつて見解は異なつてくるかも知れない。

既に真和志市は二市合併を主張し、三市合併までなら譲歩する肚である事が明らかにされて居るのであるから、「三市一村」を議決した那覇市も「二市（或は三市）」の肚を決めた真和志市もその面目にかけて自説を固執する事になればどうなるか。那覇、真和志両市議会を傍聴した首里市議長は「両市とも議会の権威をもつての表明であり、折合いがつくとは思われない。従つて

合併は不可能ではないかと思う」と語り、（二十二日、琉球新聞）又真和志市会議長は「那覇市が三市一村を可決したのは早まつたことだと思つ。那覇市は指導権をもつて居り、まとめ役にもなるのだから、他の市村に先がけて可決したのは早すぎたと思つ。真和志の意向―三市合併まで譲歩するということは十九日那覇市長および市会議長へ通達してある。それを無視して可決した那覇市の態度は遺憾である」（同上）と語つて居る。

両市議会の空気が首里市側に三市一村合併の前途を悲観せざるを得ない印象を与えて居るし、又真和志市側はその合併に対する態度を伝えてあるに拘わらず那覇市側が、これを無視した態度に出たことに、心おだやかならぬものがあるのを示して居るが、那覇市側が一部議員の反対をおし切つて強引に三市一村合併を議決したのはどういう理由によつてあるか、―これは那覇市側が態度を明確に表明するならば、真和志市側は直に追隨してくるものと考へたのであるか（小禄村は三市一村を決議し、首里市は大勢順心主義であるから問題はないが）或は真和志市は二市合併を主張しながら、三市合併まで譲歩するといふ出して居るから、今、

一押しすれば三市一村に折れてくるに違いない、とフンギリをつけたからであるか。—或は他に狙いでもあつたのか、その間の事情は知らないが、兎に角それが合併を促進するための決議であるとすれば甚だ拙劣なものであつたと言わなければならぬ。

三市一村を合併して首都を建設するという構想が世論の支持をつけて居ることとは事実であるが、その構想を実現する基盤が那覇、真和志、首里、小禄の三市一村の地域であるからというて、単に地理的に考えるということではない。いずれも独自の伝統と生活様式をもつて居る自治体—即ち生きて居る生活の複合体である。従つてこれを機械的にとり扱ふことは勿論不可能であるし、又市村民の生活感情の機微に考慮を払わない、素朴なる政治的かけ引では事が纏まるはずはないのである。

合併はいうまでもなく、対等の立場に於て行われるものと思うが、それであつても、結局は新都市の中核となるのは那覇市であるから、合併が成るか成らないかは、一に那覇市の態度、—やり方の如何に係つて居るといつてよいのである。—というのは、首都建設の構想は那覇市を中心として、始めて出来

るものであつて、他の二市一村は付随的な存在であるからである。従つて合併にもつて行くまでの那覇市は謙虚と、細心の忍耐強さをもつて、終始倦まず、たゆまず他市村を説得し、彼らが喜んで抱擁される心境になるまで、あせらず騒がず、努めるのが賢明なる策と思つのであるが、那覇市議会は遺憾ながら、謙虚さも、忍耐力もなく、一気か成に、ことを運ぼうというあせりを見せて居るのは、政治としては甚だ拙ずいやり方である。

首都建設の目標が「三市一村」にあることは何ら異論はないのであるが、しかし合併の方法に於て一部に異なつた主張がある以上、その主張が大勢に溶合し、同一歩調をとるまで（その可能性があれば）待機するか、或は異なつた主張を尊重していくか、のいずれかを選ぶ外はないのである。即ち真和志市が二市合併（或は三市合併）を固執して、ほん意を求めることが不可能であるとしたら、先ず二市の（或は三市の）合併を行い、その次に他の市村との合併を行うという漸進主義をとつても構わないはずである。要は三市一村を地域とする首都の建設を速かに実現するにはどうすればよいか、の方法論が討議さるべきであつて、原則論に固

執すると一歩も前進しない、のではないか。勿論、那覇市長の政治力が、形勢を打開して、直に「三市一村合併」にもつていくことが出来るならば、これに越したことはないが、現在のところでは壁に馬を乗りつけた感じしか与えられないのである。

完全なる意見一致／首里市

会三市一村決議

〔琉新 1954・1・23〕

首里市臨時議会第二日目は二十二日午後三時三十分開会、那覇、真和志の動きを静観すると先議会から持越されてきた主席の都市計画法第二条第二項による諮問（那覇、真和志、首里、小禄の市村を包含する区域を以つて那覇市都市計画区域として決定した方が適当と思われるが貴市の意見を問う）は二十二日の真和志議会の態度が明確になつたので審議したが主席の諮問のとおり同意すると全会一致で可決した、さらに十二番山城議員から三市一村合併を促進するため速かに決議してはどうかとの緊急動議が提出され審議にうつつたが二十二日の真和志市議会で主席の諮問に同意したことがその裏付となる三市一村合併を暗に是認したとみ、

更に那覇市議会が三市一村合併を決議したことから首里市会では大勢は動かしがたいと俄然三市一村合併の決議を早急にする事に完全なる意見の一致をみたので次期議会に三市一村合併を決議することになつた

どうなる？「三市一村」／

那覇の決議に真和志硬化

〔沖夕・夕 1954・1・26〕

さきに那覇市及び小禄村が三市一村合併を決議し、首里市議会の動きも大勢は三市一村合併の線であるといつたことから真和志側の態度が硬化、来る二月六日の同市定例議会の成行が注目されている。那覇、小禄の両市村に続いて首里市議会が三市一村合併を決議することになれば真和志市は孤立する結果となり、同市議員の間では「真和志が三市までならという譲歩の意向を明らかにしたにもかかわらず那覇市が原則的の線を維持して三市一村合併を決議したことは遺憾である」として、来る六日の定例議会には合併反対の決議案を提出しようという気運が出て来た。之は那覇市側に「三市一村合併にさきだち一応小禄村を吸収したうえ三市合併の線を打出そう」という動きのある

ところから真和志市側の意志を完全に無視するものとして醸成されて来た動きだといわれている。

又同市の有力者の話では議会で合併反対の決議が行われれば合併問題が暗礁に乗上げることが必然的だがひいては戦後那覇市に包含されているソ辺、松尾、樋川、一中前、壺川などの失地回復の問題も行政訴訟の問題としてとりあげられる可能性があるといわれ、この点でも六日の真和志市定例議会が注目される。

宮里市長談「那覇市が都市合併の主導性を持つている」という那覇市議会での発言は真和志側を刺激する言葉だ。那覇市が原則的に三市一村を決議したことはお互の間に譲歩の余地を狭めたこととして遺憾である。又小禄を吸収合併した後三市合併を行うという那覇市の動きに対しては真和志市の「二市」又は「三市」合併論とは相入れないので合併に大きな失脚を来たすかも知れないと心配している。

一社説 首都と合併と開放

〔琉新 1954・1・27〕

那覇市の人口動態を見ると一九四八年が二万六千三五一人で、四九年三月

三千、五〇年四万四千、五一年五万六千、五二年六万四千、と漸増し五三年十二月末で六万八千四二六人と戦前の人口六万八千の線に達している。那覇市が戦後、壺屋を中心とする凹地に発達し、狭隘な地域にひしめき合つて今日のごとく拡大されたものである。即ち一九四五年の十一月十日現市議副議長の間康昌氏が隊長となつて、陶器製造業者先遣隊一〇三名を引率して壺屋に移動したのが最初で、年末までに二次三次と移動して四百余名に達したが、八年間に今日の人口を擁する都市に発達したことは感慨が深い。この間真和志村（当時）から楚辺、壺川等の地区を統合して地域をひろげたが、土地関係事務や税金関係がまだ二重行政となつて、住民に煩雑な手続きを踏ましていることは残念である。

那覇市は旧市街地は未だ開放されていないが、軍から泊港の管理移譲を受けるとともに、泊理立地三万余坪を経営する一方、新市街地を中心に現在膨大な都市計画を推進しているが、緩慢ながらも日に月に美化されて行く市街は、市民の限りなき希望である。政庁前の御成橋通りは拡幅の上、舗装植樹が完成し周辺に立ちならぶビルとともに面目を一新したことは誰の眼にも美

観を感じしむるものである。現在の牧志街道が完成すれば、那覇市都計のモデル地区として実感を伴うものとなるであろう。

政府では旧ろう、都市計画法にもとづいて、都市地域として、真和志、首里二市と小禄村にこれが諮問を發したが、これは政府として首都建設に大きな関心を示したものである。二市一村いずれも都計地域として賛成し答申決議をしたが、当然なことである。首都としても都計地域としても三市一村が必然的な位置にあることは、行政的にも経済的にも証明されるところで、都計が実現すれば首都としての那覇市の面目を一新するものである。これらの三市一村の統合は世論となつていながら、実際問題としては甘く進展しないよつである。

首里市や小禄村は合併に賛成しているが、真和志市が依然として三市論を保持していることは遺憾である。真和志市としても先日の議会では、従来の持論に比してはるかに進展した見解を見せ、三市なら何時でも合併ということこそまで来ている。昨年の行詰つた空気に比すれば、現在の状態は希望が持てる雰囲気にある。今日では関係市村の首脳や議会議員が、膝をまじえて懇談

し善意をつくして合併問題に対処しなければならぬであろう。那覇真和志の両市は接続してすでに一体化の問題にならないほどであるが、文教地区を持つ首里市や空港を持つ小禄などは、近代都市としてまた首都として必須の条件で段階的合併ということも考えられるが、段階とする理由が明確にせられないかぎり意味をなさないことになる。市町村理事者は市民の声や考えをよく察知しなければならぬ。市民一人一人はひかえ目であるが、何れも合併の早からんことを望んでいるのである。

都市合併の外に旧市街地の開放問題がある。当間市長も旧市街地の開放促進を選挙の時に市民に公約したし十二月初めにオグデン副長官も近く那覇市内十二カ所、小禄村一カ所を開放するのであるとのべたので、市民は今日か明日かと待ちつづけている有様である。軍施設が建設されつつあるならともかく、市民としては八年間も目の前には入れない土地に対する愛着は大したもので、これが開放には一日千秋の思いであろう。以前シーツ長官時代「来年の春」を喜びを持って待ちつづけて来ただけに、今年の春こそ掌中の朗報であつて欲しいものである

大絃小絃

〔沖夕・朝 1954・1・27〕

「都計は人にあり」とは那覇市が招聘して都市計画案を検討して貰った石川博士の言葉である。この名文句は都計に対する市民の協力を強調したものであるが、同時に首都（？）建設の構想即ち三市一村合併は、それら関係市村当局者による成否の鍵があると指摘されていると理解したい。戦前、この都市合併は、いま一步というところで失敗に終った。失敗の理由はやはり一般市民の非協力ではなく、これを推進すべき当局者達の、個人的な利害関係、狭見、特に那覇市が主導権を持ち、那覇に合併するという高びしやな態度にあつた。行政主席の諮問に、三市一村とも議会の決議を添え答申しているが、幸い何れも合併賛成である、ただそこに一挙に行政区画を一つにしようというのと漸進主義をとるのがよいとする、方法に異論があるだけのようである。ところで、その異論が、もし我田引水、とりわけ市長とか議員とかの自身の地位確保に有利或いは不利になるとの計算が基底になつていたり、「強力推進」と我が意に従わすの謂であつたりでは、またまた戦前の失敗を繰返すことになる。「都計（合併）」は

人にあり——この言葉を今一度よくかみしめて両論協調への努力を市村政に携つていく人々に望みたいのが一般市民ではなからうか。漸進論の真和志も三市まではと、一挙論の那覇に申入れたとか、正に今一步である、那覇側では真和志がきかねば小禄をまず併合する手を打つべしとの画策も一部にあると聞くが、それは策を弄しすぎるということになりはしないか。大計を完遂するためには小さい虫を踏み潰す度量がいる。実質的には一体化している那覇、真和志が、合併気運醸成のみえた数年前に一つになつていたら、今頃は既に三市一村の合併も完了していた筈だ。合併は大勢である、とにかく論議をやめて実現へ一步でも早く踏出して貰いたいものだ。

依然もたつく三市一村合併問題

〔琉新 1954・1・28〕

まさに那覇市、小禄村が三市一村合併を決議し、首里市議会も去る二十五日の議会で三市一村合併を決議することに完全な一致をみて決議文の起草委員もあげ、近く合併決議することになつていたが小禄、那覇の三市一村合併決議でくさつていた真和志市議会は首里

市のこの態度に憤激、真和志市一部議員はその引止め工作に乗り出したと伝えられるが一方二十五日、久高、大山正副議長は宮里真和志市長、高良議員らと会い、真和志市が那覇市と歩み寄り早急な合併を要望したのに対し宮里真和志市長は「三市合併の方向に向けてもらいたい」と要望したようだが首里市議会としては真和志、那覇の二市の歩みよりのうちに合併しようとしている様であるが、那覇市が三市一村合併を決議した今日、那覇、真和志の歩みよりが困難をきわめ、首里市議会も窮地に立つている現状のようで同議会が決議文の起草委員まであげているので決議文作成することには疑いないが三市が三市一村が判然としないようだ。

権限は那覇市に／水道使用料政府も徴収

〔琉新 1954・1・28〕

那覇市から水道使用料の請求を受けた政府では、無料にして貰うよう民政府に要望していたが二十六日つぎのような回答があつた。
軍水道を直接使っている間は無料でよかつたが、那覇市に引継がれた現在行政ビル内の水道使用に対し、那覇市が

料金を徴収するのは妥当である。那覇市が運営の責任を引継いだのは五年十二月二十一日からだが予算及び会計手続きを簡潔にするため五四年一月一日から徴収開始したらよい、ビル内の水道使用については民政府の分も含めて琉球政府予算に計上されたい。

両市の歩寄りに期待／首里市会、希望決議文

〔琉新 1954・1・29〕

既報＝首都建設について三市一村が、三市が世人の注目を浴びていた首里市議会第五日目の二十八日は午後三時三十分開会、三市、三市一村を問わず、行政府や立法院の斡旋で那覇、真和志を歩みよらせて早急に首都建設をしてもらうようつぎのとおり促進決議をした。

決議

一九五三年十二月二十四日付行政主席の諮問第十一号には「那覇、真和志、首里、小禄、の三市一村を包含した区域を決定した方が適当と思われる」とあるが、首都建設の問題については那覇、真和志両議会の歩みよりによつて実現が可能になることは論をまたないことである、よつて本市議会は琉球の理想的首都が現実の姿に立脚して早急

に建設されることを願望し、行政主席および立法院の斡旋により一日も早く実現するよう全会一致をもつて促進することを決議する

一月二十八日

首里市議会

小禄村具志ノ軍使用地開放

〔琉新 1954・1・29〕

二十八日、民政府は小禄村字具志および宮城の軍使用地五十エーカーを開放した

軍用地二万四千坪を開放ノ

那覇の地主に直接返還

〔琉新 1954・1・31〕

昨年暮、民政府では那覇市内の軍用地を新春のプレゼントとして大巾に開放することを発表。市民の期待をあつめていたが、二十八日行政主席を経て那覇市へつぎの土地（約二万四千余坪）を直接、地主に返還したと朗報があつた。

これらの土地は戦後八年、晴れて地主の手に還つたワケで、那覇市では近く関係地主に通知状を發することになつた。

那覇地区B一八一番地（約一万六千八百坪）Ⅱ真和志市壺川国場組事務所

前のアテガワ原一八一番の土地で、工ンジニア部隊が使用していたもの。昨年十一月十八日にさかのぼつて開放
久茂地町（約五千五百九十坪）Ⅱ商
工会議所向い、お成橋通り西側の空地。
一丁目一番から四十八番までの五十九
筆で一月一日にさかのぼり発効
若狭町（約二千五百五十七坪）Ⅱ波の
上第三鳥居北側の角地一帯、十七筆分。
一月一日から発効する。

那覇市ノ産業奨励制度を实

施ノまず壺屋陶器へ四万

三千元

〔沖タ・朝 1954・2・9〕

那覇市ではこのほど壺屋陶器組合（代表小橋川永昌氏）へ陶土濾過装置設備の助成金として四万三千九百元を交付することに決定した。引続き那覇漁業協同組合（代表佐久川長吉氏）への助成金交付を同組合の申請にもとづいて検討中である。これらの措置は何れも那覇市における産業振興の目的から市内主要産業に対し指導奨励をしようというものだが市当局としてはこうした交付の基準を定めるため目下次の様な「那覇市産業奨励補助金交付規程」を立案中でもある。

（規程案大要）

市長は那覇市の産業の指導及び奨励を図る目的をもつて規程の定めるところにより毎年度、予算の範囲内で奨励補助金を交付する。

奨励補助金は産業振興のため次の各項のーに該当するもので市長が必要と認めるものに交付する。

一、有効適切な生産施設の設備費。二、商品の改良発達のための試作費。三、産業の指導及奨励のための派遣及技術指導費。四、経営を合理化し産業の振興を図つた個人又は団体に対する奨励費。

補助金の交付をうけようとするものは規程の必要書類を市長に提出しなればならない。

交付の決定をうけた者は市長の指定した検査員の検査をうけねばならない
なお五四年度市予算に計上された各種奨励費は次の通りで合計二十四万八千円である。

陶土濾過装置助成費—四万三千九百円
水産奨励費—十一万円
漆器試作研究費—三万八千七百円
製帽試作研究費—一万七千四百円
織物試作研究費—三万八千円。

泊港を活用せよノ安謝港浚

渫、却下さる

〔琉新 1954・2・10〕

真和志市では、小型船舶の寄港地として同市安謝港を浚渫埋立して貰いたいと軍に請願していたが、二月三日付の民政府書簡によると、泊港が築港され近接の安謝もその恩恵に浴して居り近く完成する那覇港もあるので安謝港の浚渫並びに埋立は良策とは考えられないと市長宛政府工交局を通じて回答された。

泊埋立地受人決るノ港湾業

務地区

〔沖タ・朝 1954・2・20〕

那覇市の泊埋立地受人委員会は十九日午前十時半、初の委員会を開き、市長諮問の港湾業務地区（千七百六十坪）の受人れ及び割当てについて協議を行つた。次の通り決定した。

借地申請の二十七坪（九千五百坪）から港湾運営上、必要欠くことのない業務を選定したもののだが委員会で特に少ない土地を出来るだけ立体的に活用することが強調された。

官公署Ⅱ百坪、これは水上署、税関、植物検査所、郵便局などからの申請だ

がまとめてターミナル式にする。

船舶業 申請十社のうち琉球海運、大島産業、共進組の三社に計五百坪を割当て他の小型船舶業者は泊北岸に持つて行く。

船荷秤量業、船客サービス業 臨時に琉球通関社、山城通関、琉球渡航サービス商社、極東産業 氏

など六社に計百五十坪を割当てる。

その他、琉球に百坪を割当て、琉石社は工業地区に移し、荷役業（申請六社）は倉庫地区受入れの際の振合いを見たと、割当てること等を決定した。

なお各業態のうち個々の業者に対する割振りは事業内容を検討の上、次回は協議する。

通堂町一筆の土地開放

〔琉新 1954・2・20〕

那覇市では通堂町の土地開放について八日付、民政府から通達があつた。開放される土地は同町二丁目五十番地で、一筆五百九十七坪 一月一日にさかのぼつて発効するが市が該地主に対し近く通知状を発する

当分軍が管理／那覇港の運営

〔沖タ・朝 1954・2・27〕

政府がさきに水先業務の移管、信号所の設置、あるいは錨地の指定等により那覇商港の運営の改善をはかつてもらいたい、と民政府に要請したが、二十六日「見通せる範囲内では同商港における船舶の出入は軍の管理下におかれる」と次の回答があつた。

五三年五月以降琉球人水先人によつて行われている水先業務は貴簡にのべられているように、その成果においては確かに満足を与えるものがあるが、しかし斯界においてはこれを広範な経験とすることはできないことを認めなければならない。

一般に貴簡が問題としてゐる点は那覇商港の管理についてであるが、将来見通しのできる範囲内では那覇港における船舶の出入は軍の管理下におかれるものとみられる。従つてこの水路を通じての船舶の移動はすべて軍（ライカム）のハーバーマスターによつて統制されることになる。これまで再三貴政府代表と討議した通り、信号所の設置、錨地の指定は今のところ考慮することはできない。

布令改正／教育法に織り込む／教育委の特別選挙法

〔琉新・朝 1954・3・3〕

ブルムリー首席民政官は二月二十六日付で民政府布令第六十六号改正五号を公布琉球教育法を次のとおり改正した。

一九五三年四月七日付民政府布令十六号改正二号 第三条六節に次の条項を加える。

A、教育委員の任期は四年とし、市町村議会議員と同じ方法で隔年毎に三月中に選挙されるものとす。選挙により選ばれた現在の委員は任期が満了するまで公務を続けるものとす。二年目毎の選挙においては、任期を満了した委員の後任を選出するほか、教育委員は、第四条に基いて臨時に後任として任命された仮委員の前任者の残任期間もその任期に含むよう選挙される。こつう仮委員のあるところでは、この特別の空席のため立候補することは出来ず、制限なく教育委員として立候補しなければならない。また教育委員は最高得票数を有するものが四年、次点はその次という風に選挙されるものとす。

B、本条の目的のために市町村議会議員並びに市町村長選挙法に「市町村」

または「市町村議員」とある箇所はこれを「学区」または「教育委員」と改める。

C、選挙において婦人の当選者がいなかった場合は第四条に規定せる方法によつて任命される委員は婦人とする。

D、婦人委員の任期が切れた場合、もしくは当選せる婦人がいないため任命をする必要がある場合、在任中の婦人委員は本条に規定された方法により任命もしくは選挙された婦人によつて後任される。

二、第四条第十五節に左記の条項を加える。

D、一九五二年三月十七日付軍政府布令「教育区教育委員および会計係特別選挙法」はここに廃止される。

泊の北岸八千余坪開放

〔沖タ・朝 1954・3・9〕

当間那覇市長は民政府ウエステンバーク工務部長からの申込みで昨八日昼一時半、同氏と泊港北岸外人墓地近くで会見、ウエステンバーク工務部長から口頭で「旧高橋町二丁目の約八千二百坪を即刻開放するから市では直に同地域都市計画を行うように」との指示を受けた。開放地は泊港務所から外人墓地までの範囲で、元軍輸送部隊が

使用中のものを同部隊が最近後退したので空地になつていた。市では早速九日から直に測量を始め、新市街の実現を期することになつてゐるが、当間市長は「これまで度々陳情したのが叶えられてこんなに嬉しい事はない、軍の配慮に対し感謝したい」と喜びの言葉を述べてゐる。

一社説

四市村の自重と都市合併の促進

〔琉新・朝 1954・3・24〕

選挙というものは何時でも感情化し何等かの形で尾をひくものである。もつそろそろ感情の混入を清算して勝つたものも負けたものも、相ともに協調して本来の目的にむかつて使命を果さなければならぬ時であろう。首都建設を目標とする都市合併が関係市村で漸く機が熟しつつあつたところへ、立法院議員総選挙となつて合併の熱意が中断されたのは残念である。関係市村でも政治問題化してはよき結果を得られないとして一時棚上げとなつたことはよいが、選挙の結果この問題を引こめたり回避したりすることは、不見識でもあり不誠意であり、関係市村民の不利益ともなるものである。巷間には当間

構想の敗退と真和志市における社大党の勝利から都市合併の前途は暗く那覇市としても旧市街の開放と整備や都計の推進だけで一杯だろうと見るむきもあるが、これなどは近視眼的な利己的見方という外はない。

当間構想で三名の議席が獲得出来、真和志市で翁長（静）氏などが当選したとすれば合併問題は時間的に進捗したであろうことは考えられるが、社大側が進出したからとて不可能ということにはならない。こう考えることがかえつて感情的で政治問題化せしめる怖れを多分にもつものといえる。当間市長は当分静観しなければならぬだろうといつてゐるようであるが、これはあくまでも当分でありたいものである。都市合併の提唱はすでに三年越しの問題になつてゐる。真和志側が積極的に動き出すと那覇市側が引込み、那覇市が積極的に動き出すと真和志側が引込んで来た。選挙後の気負いたつた感情がはずまれば、今度こそ関係市村が虚心になつてこの問題の解決に進むべきである。

都市計画法による都計地区とする主席の諮問に対しては三市一村とも答へてゐるし、三市一村地域が首都としても、近代都市としても適当であること

は市村民の希望でもあり、又専門家も証明しているところである。それに首都の建設は全琉民の要望でもある。当間那覇市長も市長就任にあつて「十四年前初回市長就任以来、大那覇市の基盤建設が目標であつた。都市合併は

「案外早く実現出来よう」と声明したほどであるから、合併にしゅん巡してはならないと考える。那覇市としては旧市街の開放がぞくぞく行われており泊埋立、区画整理、上下水道施設と諸事業を控えているが、那覇市が近代都市となるためには消費と生産の均衡をとり、文化、スポーツの各センターを形成しなければならぬであろう。旧市街が開放なつたとしてもちゆう密した人口の配置を緩和するだけで、市としては墓地さえ設定出来ない現状である。

都市合併の主動は那覇市とともに真和志市の協力が是非必要である。那覇と真和志の両市は今日では一体となつてほとんど境界が分らぬほどに接続発展して、両市が行政を別にしてゐることが不思議なほどである。都計の推進にしても市民の負担からいつても合併することは、大きな利益となるものであつてこれをばはむ条件となるものは見当らないのである。首里市や小禄村

は合併には最初から賛成であり、那覇真和志両市のかげひきについては両市村としびれを切らすほど待たしたものであつた。

都市合併を決して政治的かけひきに供してはならない事は選挙前とかわりはない。選挙の渦中に投ずることを避けて来た善意をもつて合併は促進さるべきものである。選挙の余じんが未だ去らないから関係市村当局が慎重を期している事は諒解されるが、選挙の余憤に乗じて合併を横道にそらしたり、遅延せしめることきがあつてはならないと考える。現市村議員の任期は九月で終るが、それまでに首都建設の歴史的事業を完全すれば、四市村民二十万の利益と幸福をもたらす感謝を表されるであろう。那覇と真和志の両市当局者や議員が三思し大乗の見地に立つて結合すべき秋である。

泊埋立費の市債可決/他の一件は委員会へ/那覇市会

〔沖夕・朝 1954・3・24〕

那覇市の定例議会は二十三日午前十時半開会。まず会期を五日間と決め、ついで市長提出議案の審議に入つたが初日は市債を起す件（泊B地区埋立同

付帯工事費二千五十一万円）の一件を討論打切りで可決。他の市債を起す件の二件及び那覇市水道給水条例案、五十四年度那覇市追加更正予算案、五十四年度那覇市水道事業特別会計追加更正予算案の五件は始ど当局の説明のみを聞いて総務財政委員会付託とした。ついで各委員会から付託された陳情案の審査経過ならびに結果報告があつて午後二時七分散会した。二十四、二十五の両日は総務財政委員会を開き二十六日午前十時、本会議を再開する。

可決された市債を起す件（泊B地区埋立及び同付帯工事費二千五十一万円）

これは六千七百万円の第一期起債事業にふくまれていたのだが資金の都合上、未着工となつていたので今度、第二期起債で自己資金の軽減（従来の一〇％が一〇％へ繰下げ）に就て銀行当局と折衝が成功したので一〇％分を追加借入れとし工事を実施するもの。償還は十年以内に半年毎の年賦償還、その財源は埋立で生ずる約四万坪の市有地賃貸収入及び港務所収入など。工事は埋立が二万九千坪。付帯工事として護岸やガープ川の排水を完全にして市場付近の氾濫を防ぐため料亭那覇付近から真直に泊埋立地中部を貫通する排

水路を新設。また護岸工事で夫婦岩付近を小公園化する計画。工事はDEの浚渫船により約二カ月間、年度内に完成の予定。

委員会付託となつた各議案の要旨

一、市債を起す件（区画整理事業費一千六百四十七万円）―旧市内の区画整理事業を早急に実施し敷地難に悩む市民の受入れを促進するため替費地の処分収入を償還財源として起債するというのが主旨。償還期間は三年。整理面積は辻、若狭、湯原、泊前島の四力町計十一万四千坪。そのうち地区内の全地主が共同で負担する工事費用の代りに提供してもらつた土地つまり替費地（所有の約五％）が計六千二百余坪。同じく地主が提供する公共用地（約二五％）が三万六千坪という計画。なお替費地の平均価格は坪当たり二千五百ないし三千六百元としている。

市債を起す件（水道事業拡張工事費一千五百万円）―琉大及び旧市内に対し区画整理事業と併行して配管工事などを行うもの。償還期間は十年。償還財源は水道収入。

なお今回の起債総額は三事業を併せて計四千七百三万円（二十日夕刊の五千七百三万円は誤まり）となるが市当局は議員の質問にこたえ、何れ

も事業自体から上る収益及び税外収で償還、税収面にはふれないという点を明らかにした。

区画整理費六千八百万円 / 那覇市が政府負担を申請

〔沖タ・朝 1954・3・26〕

那覇市は二十四日、政府に対し市町村財政法の規定にもとづいて五五年度区画整理事業費の八割（六千八百万円）を負担してもらいたいと申請した。

（申請要旨）

現在、那覇市では旧市内約六十八万坪の土地区画整理を計画、すでに美栄橋地区の整理事業を着手しており、なお本年度は銀行起債で辻、若狭、湯原、泊前島の区画整理を完成の予定であり、五五年度では商港建設地区、東、天妃、上泉、下泉、久米、松山、松下、久茂地各町の計三十五万七千坪の区画整理を実施の予定である。

区画整理事業は宅地の利用増進を図る為の事業であり、受益者となる地区内の地主は受益者負担の原則から事業費の一部を負担するのは当然であるが事業の重要性にかんがみ日本では国が同事業費の八割を補助して都市の復興を図つている現状である。一方、那覇市は首都建設のためぼつ大な事業費のね

んに悩んでいる実情にあつて、区画整理は地主の全額負担で事業を進めつつあるが地主の負担過重は民生の安定を欠くオソレがあるので事業の円かつな推進と市の早期復興のため政府は市町村財政法十条十項にもとづき事業費の八割（六千八百万円）を負担してもらいたい。

（註）―市町村財政法十条（政府と市町村とが負担する経費）には政府がその経費の一部又は全部を負担する経費とし、その十項に「立法又は規則で定める重要な都市計画及び都市計画事業に要する経費」と定めてある。

記者のメモ / 差押え覚悟の上の起債案

〔沖タ・朝 1954・3・27〕

…二十六日の那覇市議会。四千七百万円に上る三つの起債案を原案通りノミ込んでしまつたが、流石に償還問題や年度内につまぐ消化出来るかといったのが論点となつた。大湾氏「区画整理事業費は替費地売上げ代を償還財源としているが、替費地は余り売れないのが従来のだ。もし売れない場合、償還はどうするか？」この人は「基地経済の姿」とか「都市計画の姿」で盛んに「スガタ」を連発するのが得意。と

ころが受けて立つた東江課長が人を食つたような答弁「最悪の場合は整理地を琉銀に差押えてもらつ外ありません」これには傍聴席もドツと来た。ばん石の自信である。糸数氏はまた「これで那覇の借金は一億余。毎年二千万円を支払う勘定で市民も些か不安に思つている。起債は机上の空論でなしに實際的な基礎にもとづいて計画されんことを」とボソボソ。これでは一寸頼りない要望である。

…然しこれ等は「上」の部類でこんな珍問も続出した。「那覇の交付金は六十六市町村の四十二位になつるとんやないか。これでどうして首都建設がやれますかいナ」交付金で区画整理事業をやりたい口振り。一方ではまた「比嘉主席は当間市長就任に際し、大なる援助を約した。今こそ当間市長が強力なる政治力をハツキ。補助金を力クトクすべきである」等とハツパをかける。中にはまだ水道事業に関し「琉大にまで配管するのは余りに無法ではないか。都市合併後にやつてはどうか」というもの、何のつもりか「国際都市とはまた首都とは何の意味です」かと大マジメに聞く連中もいた。

…予算案では審議に先立ち、先月挙げられた徴税課員の横領事件につい

て、当局の釈明を求め、今後の出納事務に万全を期するようにお灸をすえたあたりは良かったが、カンジンの予算案は二件とも一瀉千里に可決。後は佐久川、大湾両新立法院議員の激励会だとはかりバタバタと片付けてしまつた。

再び動く三市合併/今度は

真和志が乗り気ノ”まあ
出方を見るよ”那覇

〔沖タ・朝 1954・4・1〕

那覇市会の三市一村合併決議によつて暗礁に乗り上げたかに見えた都市合併は総選挙後の現在真和志側に合併促進の気運抬頭により再び軌道に乗るうとされている。即ち三市までなら合併してもよいとの線を堅持していた真和志市議員側に任期中には是非合併を実現しようといった線が強く打出され二市を主張して来た議員の一部にも三市一村合併の全面的譲歩の意見があらわれて来たことと宮里真和志市長が近々のうちに当間那覇市長と会談しこの問題を早く解決したいという積極的な熱意を示す態度に出て来たことで、議会側も四月に入つてから協議会を開き合併問題を再検討するという。又真和志市から選出された平良良松、西銘順治両立

公聴/那覇市に御願い

〔沖タ・朝 1954・4・4〕

奥武山在住者は競輪場の設置のため昨年、家屋の修理もできず雨が降れば雨が漏れ風吹けば風に戦き、全く困つています。これから二期と台風期を控え、吾々公園在住者はどうすればよいか思案しています。昔から市民の公園である奥武山に終戦後の定着を理由に生活権を云々して吾々は横車を押すものではありません。立退きが噂されてから既に二年、市当局からも再三調査が終り、又吾々の方からも立退き時機について市に対し再三照会し陳情までした筈です。その都度、市からの返事は「早くする。近い内にする」の返事ばかりです、いろいろ法規の枠もありましよう。然し都市計画と之に伴う市の復興事業は、もつともつと速度と決断を要望されます。

吾々、奥武山在住者は立退きが決まれば自費でも移転します。又立退時機さへ示せば、自発的に移動するもの居りましよう。要は市の決断と行動であります。

これと共に明治橋を横断する一号道路は歩行者には危険であり不便でもありますので、壺川—奥武山—ペリーを直結する道路も開設して下さい。これに

より、小祿、那覇の周辺の発展も速度を増しましよ。那覇市当局の一層の努力を御願ひします。

那覇市奥武山区 慶田俊英（35）
（労務事務員）

那覇市ノ議員本土へ派遣

〔琉新・朝 1954・4・13〕

那覇市では十二日午後二時から議会全議員協議会をひらき、議員の管外出張や牧志街道拡張工事などにかんする三件をつぎのように審議決定した。午後五時閉会。

市議会議員の管外出張は日本における都市議会の運営状況。戦災復興都市計画、都市合併にかんする事務手続きなどを視察、調査するため那覇市議会から議員団を派遣しようというもの、議会建設委員会から金城兼市氏、総務財政委から泉正重氏、文教厚生委から阿波根直英氏かまたは長嶺将真氏、その他議会議務局長新垣良正氏の四氏を今月末出張させることに決定。約一カ月の期間で本土の東京、大阪、九州各都市を視察研究することになった。予算十二万円。

安里川仮浚渫工事費を牧志街道第一号工事費へ流用することについて

志街道拡張工事（第一号）は用地買収費、建物移転費など当初予算の一千二百九十九万円では足りないもので、安里川浚渫費（百五十万円）の全額を流用し、同拡張工事完成を急ごうというもの、当局では来年度において安里川の本格工事を行い、まず当面せる主要都計工事から完了させる意向のようだが研究のため建設委付託

牧志街道第一号工事立退者、障害家屋の移転措置について立退者の牧志うがんへの収容、ガープ川沿いでの店舗建築、泊埋立地の割当面積一千四百坪を一千八百坪に増加するなど当局から承認の要求があつたが、席上、牧志街道立退者側から「現行の用地買収費坪五千元を一万円に引上げること、移転補償金額の基礎を明確にして欲しい」などの陳情があり、結局これとも関連する問題であるので建設委へ付託された

立退き補償を陳情ノ拡張工事にかゝる牧志通り

〔沖タ・朝 1954・4・14〕

那覇市牧志大通り団の銘苅氏ら百二十余名は牧志通り拡張工事に伴なう土地買収や移転補償などについて次の七条件を提出、工事完成に協

力する上からこれが善処方をお願すると十三日、市当局へ陳情した。

一、用地買収の価格は時価或は銀行の査定見積などに準じ平均坪当り一万円とされたい。（市当局案は平均五千元）。
一、家屋の補償及び同移転補償は算定の基礎を明確にし、納得の行く価格にすること。
一、土地の大部分を買収される地主に対しても泊埋立地を譲渡し、家主への土地売却は支払を延長されたい。
一、ガープ川沿いの店舗設置については予定地に関する手続許可等を早く完了されたい。
一、同工事及び橋梁工事の施行で付近商店は大きな打撃をうけ、工事期間の四カ月をどう持たえるか問題である。従つて中央税、地方税の今年度免除及び不動産取得税の免除を考慮されたい。
一、残留組、移転組何れも工事の犠セイ者であるからその家屋建設費の琉銀融資をアツセンされたい。

移転先を協議 那覇市都計課では十三日、牧志通り拡張工事のため移転を

余儀なくされる関係者の一部、十九名と移転先、泊埋立地の割当について協議の結果一応希望を聞いた上、建物の状況や被害の程度に依り市当局で割当てることに決定した。坪数は三十二ないし四十坪まで、その売却価格案は二

期工事の際の割当同様、坪当り千五百ないし千七百円程度である。

牧志交番も立退 那覇市では近く那覇署へ牧志派出所を本月末までに移転させるよう要請する。これは市としては牧志通り拡張第三期工事を五月初めから着工の方針で関係者百十余軒と立退き問題を折衝中だがそのうちの二ツ交番の方は公共建物だから率先、立退きの範を垂れてもらいたいというも。なお移転先については市当局でも適当な候補地を斡旋中。

近代都市への粧いノ那覇市の復金起債きよう政府認可

可

〔琉新・夕 1954・4・16〕

那覇市では都市計画推進のため泊南岸B地区の埋立工事費と上水道事業拡張工事費の復金起債を初議会の議決を経て政府に申請していたが十六日政府から起債の許可があつた

起債金額は泊南岸埋立工事が二千五十一万円以内、水道が一千万円以内何れも復金からの借入で年五分、据置期間が借入の日から半年、償還は借入の日から据置期間を含めて十年以内に半年年賦元利均等額の償還で水道収入および市才入を償還財源に充てること

になつてゐる

【泊南岸B地区埋立工事費】

資金の都合で未着工のままとなつてゐる泊B地区公有水面（二万九千四百坪余）の埋立工事及び付帯工事を先きに融資すみの六千七百万円に対する自己資金軽減（二〇%引下げ）による一〇%の追加借入れを行い償還年限の延長（十年年賦）によつて年度内に工事完成を目標にしたものである

付帯工事として埋立地中央部を貫通する排水を設け、さらに自然石のミートジーを湾曲にして小公園化することになつてゐる

【上水道事業拡張工事費】

泊浄水場施設、青小堀屋水源地、旧市内（久米町、辻町、若狭町）および琉大の配管工事、給水装置に要する経費一千七百九十七万五百円のうち手持資金五百九十四万七千円、手持資金百九十七万三千五百円で不足額一千五百円を起債によつてというものである、償還財源は水道事業特別会計収入で充てることになつてゐる。

牧志通り工事に分担金/那

覇市地主側は徴収に反対

〔沖タ・朝 1954・4・18〕

那覇市では牧志通り拡張工事に初の分

担金徴収条例を適用するため十七日関係地主約三十名と協議を行ったが問題が工事施行に伴なう用地買収とからんで微妙な利害関係を生じてゐる、つまり地主側に云わせれば「土地を安値で買取られた上に分担金まで持たされたのではかなわない」と云つた気持ちが強し、何れも市当局案に反対、結局、折合いつかず市側でも更に案を練ることになつて散会した。

今回の措置はこのほど、公布された那覇市分担金条例施行規則にもとづいて行われるものだが適用範囲は税務署前からサイオン橋までの区間（税務署から那覇署間は除く）で延長五百間、職員百間（沿道の両側へ五十間ずつ）すなわち牧志通りを中心に五万坪以内の地主及び建物所有者に適用されるもの。この範囲の受益者がどの位かまだ不明だがこの人たちが全部で牧志通り二期、三期工事費総額二千四百万円の内分の一（六百十三万円）を分担させるというのが市の当初案であつた。

ところが前記のように地主たちは殆どが工事のため土地を潰されたり、安く買上げられた上、分担金まで課されては二重の重荷というわけで、土地を正當な相場（付近は坪一万五千ないし二万円ともいう）で買わぬ限り分担は出

来ないとの反対意見だつた。これに対し市側では分担金総額を六百十三万から予算の範囲内で四百二十三万円まで落とし、更に被害の大きい地主には泊埋立地は普通の価格よりも安く分譲するとの二案で譲歩したが結局、これも容れられなかつた。結局、市としては拡張工事に必要な用地の買収価格を上げるか？分担金をもつと切下げるか？の二ツしかないが何れにしても条例で定められた分担金は徴収するという基本線らしい。

解説/分担金徴収には公聴会が必要

分担金とは地方公共団体が数人もしくは団体の一部を利用する財産造営物又は団体の一部に対し利益のある事件に就して特に利益をつける者から徴収するもの。例えば区画整理とか道路の新設拡張等をすると付近の土地は価値が数倍に八ネ上る従つてこういう事業を税金で施行しては市民一般の負担で一部のみに利益を与える結果となるのでこの弊害を改めるために生れたのが即ち受益者分担金制度。那覇の場合は既に旧市内の区画整理で地主からそれぞれ所有地の三割を提供してもらつて事業を進めつつある実情でこの点からも当局としては関係地主の理解ある協力を望

んでいる。

然しここで問題なのは分担金徴収条例は特定の者や地域に対する不均一で特別の負担に関するものだから委員会や公聴会を開き利害関係者又は学識経験者の意見を聞かなければこれを設け又は改正出来ないというのが原則である。だが那覇市の同条例の場合は公聴会を開いていない、それは現行の条例は五二年三月に制定したもので当時、その根拠となつた市町村制には公聴会云々の規定がなかつたゆゑとされている。だが市町村制にとつて代り昨年公布された市町村自治法の百五十条（分担金）には明らかに公聴会の規定が織込まれてゐる。従つて母法の改正に伴なつて条例もその主旨にそつよう改められるのが当然であるがそついう措置はとられぬまゝ実施の段階へ入つたものゝようである。法に根拠をおきながら断乎として施行する行政力に欠けているのもそこら辺から来るのではなからうか。また地主側は当局を用地買収に分担金で力ケ引きしてゐるといふがむしろ逆のことも考えられる。この際、国際都市十八のメイン・ストリート完成のため或いは工事を速かに完成して火の消えた業者自体に活気づけるためにも勘定高さを捨て、大乗的立場

から協力するのが望まれるわけだ。
なお那覇市の分担金徴収は、

一、道路の新設及拡張。二、路面改良の二点のみに適用するもの受益者の分担割合は沿線から奥行きに従い第一地帯（分担額の七〇％）第二地帯（二〇％）第三地帯（一〇％）と別けまた土地所有者と権利者は質権又は地上権の契約期間が五年以上か以下かで異なる

辻町など開放

〔沖タ・夕 1954・4・18〕

さきに軍用地からの開放を予定されていたつぎの地域に対し、民政府では十七日付で、政府に正式な開放書簡（指令）を送り、当該市町村長への通知を要求してきた。

那覇市辻町（二・九エーカー）二月十五日付開放。

那覇市明治橋付近（二エーカー）二月十五日付開放。

那覇市若狭町（三・四エーカー）三月一日付開放。

那覇市辻町一帯、二月一日付開放。
真和志市上之屋一帯、二月一日付開放。

恩納村仲泊（砂取場）、三月一日開放。
浦添村牧港G地区、二月一日付開放。

軍使用・住民地の半分／那覇市の調査まとまる

〔琉新・朝 1954・4・20〕

那覇市軍用地特別委員会では軍用地料値上げその他の資料にするため、那覇市内の軍用地の坪数を調査中であつたが、この程これがまとまつた（五三年十二月三十一日調べ）これによると那覇市の総面積は百七万九千四百四十四坪（旧真和志村区域はふくまれない）このうち軍に使用されている土地は三十六万八千四百七十五坪、市民の使用地は七十一万九百三十九坪となつており、使用地は実に市民使用地の五十一％に達している。

那覇市の戦前の人口は七万八千人、戦後は六万八千八百人だが戦前の耕地面積一八万坪に対し戦後は耕地面積は〇、未耕作地が八百三十五坪となつている。その他軍道路面積は二万七千三百九十八坪、失地八千六百六十四坪、一般住宅地は二万七千三百四十七坪となつている。

泉氏らの出域拒否／那覇市会が軍へ善処方陳情

〔沖タ・夕 1954・4・21〕

那覇市議、泉、金城両氏の出域拒否に
関し市議会側では、直ちに真栄田議長

が、民政府のフライマス連絡官に善処方を陳情する一方、市の安次嶺秘書課長も、当間市長の命を受けてラーセンが軍側では「一両日中に、はつきりさせるから」という回答だつたもよつ。なお、同行予定だつた阿波根市議、新垣同議会事務局局長は出域許可になつていないが、二十三日の予定を前記二氏の問題が結着する迄しばらく延期する。

泉氏、出域許可さる

〔沖タ・朝 1954・4・23〕

出域拒否で話題をまいた那覇市議の泉・金城両氏はその後、出入国管理課を通じて運動中であつたが、泉正重氏は二十二日ひる二時出域許可の通知があつた。金城兼市氏については出域再申請中で今日頃判明する模様。

並里出入管理課長の話 泉氏が渡航できるようになつて嬉しい。理由のわからない出域不許可ができれば、こんごも軍への折衝はつづける。

泊埋立地／垣花町民を優先受入れ／倉庫や商社もギッシリ

〔琉新・朝 1954・4・25〕

那覇市では二十四日午前十時、市会議

室で第二回目の泊埋立地受入委員会を開催。港湾業務地区および倉庫地区の受入業者に対する敷地割当てをしたほか、住宅地域（三千七百二十四坪）に軍用地で土地のすべてを失つた垣花町民約百二十世帯を真先に受入れる方針を決定、同町復興期成会側の割当案がまつまり次第受入れを急ぐことになつた。

当日の決定事項つぎのとおり、業務地区に先の委員会で受入れを決定した各業者に対し、個々の受入れ坪数、敷地などをつぎのように取決めたほか、同地域の賃貸料を一カ月坪当り三十円―四十円に決定した。

パーク場二百坪、琉球銀行百八十八坪、琉球海運百五坪、那覇通運八十八坪、那覇港湾六十坪、沖繩港湾九十坪、琉球渡航サービス五十坪、那覇通関、琉球海外興発、琉球通関の三社で八十五坪

倉庫地区に受入可能の約千八百坪に対し、受入申請が十件（計九千坪）となつていたが、検討した結果、琉球中央倉庫と沖繩第一倉庫の二社を受入れることになつた

琉球中央倉庫一千坪、沖繩第一倉庫八百四十八坪 賃貸料月額（坪）二十五円

住宅地域に返還見通しのつかない那覇市軍用地の約六割を占めている垣花町民の現状を考慮、住宅地区への第一回受入れをまず同町民から優先的に行うおつというもの。敷地は一戸当り三十坪平均、約百二十世帯（総坪数三千七百二十四坪）賃貸料は月額坪十円から十五円まで。埋立地は何時でも受入れ可能な態勢にあり、垣花町復興期成会の割当原案の作成をまつて、市当局では直ちに受入れへの諸準備を開始する。

那覇市会の本土視察に嘉数氏補充

〔沖タ・朝 1954・4・27〕
那覇市議会の建設委員会は日本視察議員団の一人として出域を申請拒否された金城兼市氏の代りに誰を送るかについて二十六日、協議会を開いた結果、推薦で嘉数盛一氏に決つた。渡航希望者が多いため代りの選出方法も抽せん、投票指名或いは来年度回しなどの意見続出、表決で推薦に決めたもの。

小禄は長嶺氏ノ圧倒的に勝利

〔沖タ・朝 1954・5・3〕
二日行われた小禄村々長選挙は即日開票の結果十時五十分次の通り判明し

た。

有権者数 六、六一七
投票総数 五、七七〇
投票率 八〇・七二%
無効 五九票
長嶺良松（無所属）四、二八四
国吉辰雄（人 民）一、四二七

どうなる二重課税ノ那覇市が再び政府へ要請

〔沖タ・朝 1954・5・4〕
那覇市では昨年から未解決の那覇、真和志両市にかゝる二重課税問題（五三、五四年度の土地税）について今日中に政府へ「昨年適切な行政措置をとるよう要請したがそのまゝとなつてゐるから回答をお願いする」旨、再び照会を行う。

この二重課税問題は戦後の行政区区域変更からんだもので現在、那覇市となつてゐる旧真和志地域（牧志旧那覇を除く殆ど）に真和志市（当時村）が土地税を賦課したことから問題になつたもの。全部で約千件内外と見られるが真和志は市町村税条例や土地台帳副本が所在することから課税権ありと主張。那覇はこれを違法であるとし、台帳副本の保管権や行政権などから当然、那覇が課税すべきものだと言へて

昨年六月、政府へ

一、土地台帳関係書類を那覇へ引継ぐこと。二、重複課税を取消処分にする。こと等の行政措置を要請していた。那覇市としては「新年度の課税を控えて再び市民を迷惑させてはならないから」再度とり上げたと言つてゐる。

住みよい那覇市建設へノ都市計画区域決定内申

〔琉新・夕 1954・5・6〕
那覇市では六日政府に対して都市計画区域決定方の内申を行つた

交通、衛生、保安、防空、経済等に関して永久に公共の安寧を維持し住民の福利を増進するための重要施設の計画である都市計画については、その市町村および都市計画審議会の意見をきいて主席が都市計画区域を決定することになつてゐるので那覇市では軍および政府管理下の那覇港区域を除いた那覇市内の区域を都市計画区域として決定してもちつよう内申したものである。

内申の内容は次のとおり
那覇市の都市計画事業が民政府及び琉球政府の援助の下に着々進捗してゐますことは誠に感謝にたえない次第であります
今次の戦災から雄々しく立ちあがつた

那覇市民の旺盛なる復興意欲は那覇市を今日の様ないんしんなる市街として造りあげましたが一平方坪当り約二万という異状なる人口密度でそのまま放置するならば保安衛生面においてマヒ状態におちいることは火を見るより明らかであります、これが解決としては旧市内への適正なる人口の配分以外に途はないのであります

計画なき旧市内への住民の流入は戦前の如きスラム街を再現することは必定であり都市計画の趣旨に反しますので都市計画事業として土地区画整理による土地の整理、道路、公園、学校等の諸施設を整備することによつてのみ人口の適正な配分が可能となり住み良い美しい街たらしめ得るのであります
前述のような都市計画及び都市計画事業を実施するためには、まず都市計画区域の決定が必要でありますので別紙決定理由書により都市計画区域の決定方内申請します
【決定事項】
都市計画法第二条の規定により那覇市都市計画区域を当分の間次のとおり決定する

那覇市都市計画区域、百五十三万六千三百十八坪（現在の那覇市行政区域から軍使用の那覇港及び那覇商港区域

と除外した区域)

百二十三教室も不足／真和志市が復旧を陳情

〔琉新・朝 1954・5・9〕

真和志区教委では同区の人口増加は地元市民三〇％に対し、七〇％が転入者でこの率は隣接市町村には例をみないものであり、五四年度だけでも前年度に比して実に千八百八十六名の学童が増加、全区において百二十三教室不足となつていたので、五五年度校舍割当については特別に考慮して欲しいと八日文教局に陳情書を提出した。

なお同区の復興率（四月現在）は、真和志中校五〇％、安謝小中校四七％、大道小学校四一％、楚辺小学校五六％、真和志小学校五七％で全区としては四九％で沖繩で最下位にある

大掛りな都計を勉強／大阪視察の那覇市議一行

〔琉新・夕 1954・5・14〕

【関西支局】那覇市議会議員阿波根直成、泉正重、嘉数正一、事務局長新垣良正らの本土調査団は東京、京都の視察をおえ十二日晩七時大阪に着き十三日九時大阪市役所を訪問、奄美大島徳之島出身大阪市会議員の美延重忠氏の

紹介で大阪市会事務局長室で都市計画連絡係長小北技師、労務局人事係長三宅氏らから都市計画や労務局の事業、議会運営の説明を聞き大阪都市計画の東西幹線道路巾員八十米の地下に市電運輸計画や海岸地帯三百五十万坪の二米土地盛り上げの大工事をはじめ六百五十万坪の換地完了や工場、水道の施設など大規模な計画に驚き、土地の買上げ換地の悩みがどこも同じことだと語り、労働法規については大阪府、市における運営を明らかにして、沖繩における労働法規の運用の参考資料を得た。

美延氏は「沖繩の日本復帰の気持はよくわかるが現下の情勢では復帰運動よりアメリカと協力して復興に力を注ぐべきではないか」と所感をのべた。一同は大阪市会事務局の案内で国際ホテルで昼食を共にしながら懇談、午後二時美延氏や事務局員の見送りを受け大阪駅を出発した。一行は連日の調査の疲れも見せず元気で岡山、広島、九州各県の調査に赴き二十五日那覇帰着の予定である。

那覇市で法外な借地料完封に／百数十名の借地人が決議

〔琉新・朝 1954・5・15〕

割当土地臨時条例の期限が切迫し、早急な借地法制定が叫ばれている折から首都那覇の中心地である平和通り一帯では十四日、午後四時

氏関係借地人約百五十名が松尾区宝来館に集合。六月一ぱいに迫つた法の盲点と権利の主張をタテにぼう大な権利金と借地料を要求する悪質地主から借地人を擁護するとともに、地主対借地人の紛争や経済界混乱を未然に防ぐことを満場一致で決議。近く民政副長官、行政主席、立法院議長、各政党、那覇市長あて現状に即した借地法の早急制定を連署陳情することになった。平和通り一帯の市評定委員会で定められた借地料は、坪当り百円ないし六十円となつているが、氏の場合はこれを坪

三百円から三百五十円も要求、最近では差迫つた臨時条例の幕切れをネラつて各戸を訪問、要求に応ぜねば「立退け」とおどし文句の各個撃破を行い、権利金も坪六千円から一万円という法外な金額を請求しているという事実が会場で発表された。中には割当土地でない主張して裁判沙汰におよんだも

の、証拠書類不備などのため結局「明渡し」の決審を受けて不安な日々を送っている借地人もいる現状のよう、これが各所に紛争化したためついに借地人側の団結をみたもの。割当土地条例をめぐる政府の対策が注目される。

借地人代表A氏の話「条例の期限もあと一月に迫り、われわれとしては数度にわたつて円満解決のため地主側との交渉を重ねたが、その都度 氏との間に大きなミゾを生ずるばかりだ。法外な要求は商売不振の折から弱い立場にある借地人を困惑させている。この不当な地主には一致団結して対処していくつもりだ。

「陳情文の内容」

この事態をそのまま放置すると割当土地の期限終了と同時に地主対借地人間にどのような最悪な結果が惹起するかも知らない。何卒地主側を保護するとともに借地人側をも救い、平和裡に事を円満解決する意味で平和通りのみならず、地主対借地人の紛争を防止し、経済混乱をさけるため早急に現状にそくした借地法制定を要望する。

都市合併八月に実現か／問題の真和志「三市一村」を決議

〔沖タ・夕 1954・5・18〕

都市合併問題を旭上に開かれた真和志市臨時議会は十七日、二十一対一の多数をもつて三市一村合併の決議を行い、都市合併に対する声明書を発表した。

過去十数年来の懸案となつていた首都建設の問題も真和志市側の歩みよりで、今後は大那覇市建設の第一歩を踏出すことになつた。同議会では早速「三市一村合併促進折衝委員」五名を挙げ、合併促進について関係市村と折衝することになり、同委員五名は即日那覇市ならびに首里市を訪れ、真和志市の都市合併に対する決議を連絡すると同時に声明書を手交した。

真和志市会の今度の決議により那覇、小禄、真和志三市村が三市一村合併を決議したことになり、首里市は真和志市の態度決定を待つて合併に対する態度を決議することになつていたが、三市村と歩調を合せて三市一村合併を決議するものとみられる。

真和志市の考えでは早速関係市村と三市一村合併の折衝を行つたうえ合併委

員会を設け六月上旬に「同時合併の協議」を行い同月一杯には市町村自治法、第三条（市町村の廃置分合及び境界変更）の規定に従い合併申請を行う。立法院の会期は延長されるものと予想されるので、七月中には立法院で可決、八月十五日までに合併を行い、来る九月には新しく誕生する首都の市長並びに議員の選挙にのぞむ—といった予定で諸準備を進める計画である。

なお真和志側が挙げた合併促進折衝委員は新垣正栄（議長）、比屋定理栄、奥浜清吉、大工廻盛山、高良正文氏ら五議員となつている。

「謙虚によびかけ」

真和志市長談 懸案の都市合併問題が真和志市議会の議歩により実現の光明を見出したことは喜びにたえない。

私は就任以来この問題の解決に腐心し、特に自分の任期があと幾ばくもないので非常にあせつていた。さいわい議会がこの決議をしてくれて実にホツトした。

那覇を始め首里、小禄に対してはあくまで謙虚な気持で折衝を行い、合併準備の事務を進め関係市村当局及び議会とくに当間那覇市長の「英断を要望したい」。

声明書要旨

真和志市議会が那覇市との行政合併を重視し、且つその早期実現を期しているのは両市に於ける教育文化社会の各面をはじめ産業、経済、交通、運輸の現実が既に不離一体化している実情に照しこれを行政上の合併措置によつて名実共に首都としての面目を發揮せんが為であつて、若しその実現を遷延せんか新首都建設も市民の福祉増進もこれによつて阻まれる結果となるばかりでなく、両市政上の痼疾ともいふべき旧真和志地区の那覇市編入に絡まる地域復元の問題、同地域内土地に対する二重課税の問題を悪化せしめることとなり、その他幾多の重要問題の解決を困難にし両市友好関係に好ましくならざる事態を招くことを虞れ、従来の主張に一步を譲つて那覇、真和志、首里三市に小禄を加うる四市村の同時合併に同調することとし、茲に本年八月を期して合併実現の用意あることを宣明する。

一社説

真和志市議会の都市合併決議に讚す

〔琉新・朝 1954・5・19〕

真和志市では十七日臨時議会を開いて、那覇、真和志、首里、小禄の三市

一村の都市合併を決議したが、ここ数年來の懸案であつただけに関係市民の歡びも大きく、沖繩の政治、経済、文化の進展に寄与する契機となるものである。都市合併は古くは那覇市において昭和十五年当間（重剛）市長時代に計画され、立案中に第二次大戦に突入して中断され、戦後は真和志側の提唱により、那覇、首里、小禄の関係市村でも非常に關心がよせられ、那覇市では当間（重民）又吉両市長が熱心により出し、昨年夏には早大教授工学博士石川栄よう氏を招へいして「都市計画の考察」を依頼し関係市民はもとより、全住民の認識を深めたのであつた。首里、小禄両市村が全面的に協力の申合せたに對し那覇、真和志の両市は意志の疎通を欠き感情のソゴなどもあつて、二市、三市論などを指示して堂々めぐりの論争をくりかえし、かえつて市民がしびれをきらすほどであつた。もつとも強硬であつた真和志市が今回宮里市長の努力と市議会の積極的協力によつて四市村合べいを決議したことは首都建設の歴史的役割をすい進ずるものとして記憶されよう。

戦後、沖繩の人口は戦前に見ないほどぼう脹し基地関係で経済活動も旺盛である。それに本土との行政分離と米

軍の駐屯ですべてに国際的つながりを持つようになつて来た。その上戦災よりの復興といふこともあつて沖縄の首都計画が考えられ、これにもなつて

三市一村の合併が必然的になつたものである。首都の内容が政治、経済、教育、文化の中すう機能を有するので都市計画も総合的計画の上に立つわけである。石川博士も法定都計と法外都計によつて近代的な総合都市を造ることを強調している。三市一村の区域の総面積は二二平方キロで現在人口十五万人人口密度にして六千五百となり、最低限の状態を維持するもので、広ぼうからいえば本土に比較して中位である。三市一村それぞれ道路、下水計画を実施しているが、これは総合的のものでなく局部の改良にすぎない。那覇、真和志両市のごときは境界が判然としな

る。都市合併はすでに各市町村議会で決議されているので今後は手続問題をのこすのみとなつてはいるが、真和志市が

聲明しているように八月を期して発足することが望ましい。那覇市においては去る五月二日、長峯秋夫氏、立法院議員当選による村長選挙を行つて間もない事である。これらの主観的条件が幾らかの支障になるかも考えられるが都市合併は市民の要望でもあり、首都建設として全住民の関心でもあるからこのとうとうたる趨勢を局部的事情によつて遷延せしむべきでない。もしこれをばはむものがあつたとすれば、これは単なる利権屋が市民の敵として葬られるであらう。都市合併の大綱はすでに決定されたのであるから早急に合併を完了し、後に行政的、財政的問題は解決すべきものだと思ふ。沖縄の政治はも早い民族協力の上に立つてでなければ打開推進する事はできない。都市合併が下手なゴの長考のように思いつきつづ運ぶようなことは許されな

いが総力協和の精神をもつて機会を逸することのないよう希望する。

那覇市都計原案を可決ノ都市計画審議委員会

〔沖夕・朝 1954・5・19〕

政府では十八日朝十時から工交局で都市計画審議委員会を開催、先に那覇市から提出された土地区画整理事業認可申請に関する比嘉主席の諮問一、那覇都市計画区域について一、那覇市土地区画整理事業認可についての二事項を審議の結果、いずれも原案通り可決、その旨主席に答申することになった。なお都市計画地域についての審議中に出席者から「都市計画は那覇市だけに止めず、この際三市一村を対象にしたらどうか」という意見もあつたが、政府側では「理論的にはそうなると思つが、目下これを裏づける資料を検討中であり、また一応こゝで那覇市だけに決定をみて、必要となれば後日区域の追加決定は可能である。市の都計の決定は事業の進捗上早急に必要だから原案通りきめ、将来は三市一村を想定する」という方針を明かにした。二事項の主なる内容は次の通り。

一百六十三万三千二百四十六坪五合のうち軍使用中の那覇港地帯九万六千九百二十八坪を除く

一、土地区画整理事業地域は先に認可になつた東町、辻町、美栄橋各地区（計六万九千八百九十九坪）について旧那覇市牧志町の一部。壺屋、垣花、住吉、山下各町全部および通堂町の一部を除いた地区で総面積は六万六千六百十八坪七合七勺、これを四力年継続工事として実施完成する。区画整理事業費は原則として地主の負担であり、事業費の現金徴収と替費地制度の二つあり、那覇市においては替費地制度を採用する。替費地は工事完了後処分することが妥当であるので替費地を償還財源として琉銀復金から三力年償却で融資を受ける。整理施行総事業費は一億五千九百八十四万五千円、内訳は整地工事費五千九百九十四万二千円、道路工事費八千三百二十五万三千円、監督雑費六百六十六万六千円、事務費九百九十九万一千九百六十円。替費地坪数五万三千二百八十二坪（坪当り価格三千円）

い段階にきている。関係市村当局や議

六千三百十八坪五合（市行政区区域面積

行政全域を都計区域に／那

覇都計審議会

〔琉新・夕 1954・5・23〕

きのう午前十一時から那覇都市計画審議会が交務工通局で開かれた。審議案は那覇都市計画区域と那覇市土地区画整理事業の認可であつたが、都市計画区域については、将来の人口の増減が都計区域の決定基本となるため、都計区域を現行政区域よりも拡めることを前提として推進することに満場一致で決議した。これは旧市内の整備を計る意味においても少なくとも現那覇市の行政区域を都市計画区域としなければならぬので、米軍使用の那覇港湾地帯を除いた地域を都計区域とすることにした。

那覇土地区画整理事業の認可については、旧那覇市内、牧志の一部、壺屋、垣花、住吉町、山下町、通堂町の一部、東町地区、辻町地区、美栄橋地区等を除く他の地区、これは四力年継続事業として実施完成する事になつた。

鹿児島で／沖縄の教育振興

はこうして／泉市議ら囲

み座談会

〔琉新・朝 1954・5・24〕

都市議会研究のため渡日中の那覇市議

泉正重、阿波根直英、新垣良正の三氏

を囲む「沖縄の教育振興座談会」が二十日鹿児島在住、郷土出身教育者の間で行われた、この日友寄英彦氏の斡旋で鹿児島高等学校島袋盛範氏宅を会場に、鹿児島大学工学部呉屋良幸、県立大学短期大学部平敷安貞、鹿児島県立早南高校大城秀彦、同県立工業高校喜瀬兼義、市立名山小学校校長峯朝景、県立工業高校大城梅一郎の各教授ならびに教ゆをはじめ、市内PTA役員相良圭一、医博相良吉夫、前PTA会長友寄英彦（歯科医）の諸氏が出席、沖縄の学力低下を中心に種々の意見を交換、最近高まりつゝある沖縄学徒の留学や転校のための渡日熱はともかく、折角の留学も本土との学力差で追いつくことができず中退する者が多い、また小学校から高等学校までの転校も成績水準に達するまでには約六カ月を要する始末で、進学生の受験成績も著しく悪くとくに理数科に到つては全くダメだ……との沖縄教育の現況をめぐつて泉、阿波根両氏からつぶさに郷土教育界の実情を聴取、立遅れの教育界やこの学力低下をどうすればよいか、について深更まで語り合つたが、結局「教育の振興なくして郷土の再興は至難である」とつぎの要望を三氏に託し、

その実現に努力することになつた

要望―戦前の沖縄教育界は全国水準

に決して劣つていなかった、学童の素質においては寧ろ優つていた、然るに終戦後の教育低下は著しく、このまゝでは郷土の再興も難しいのでつぎの実現に力を注いで貰いたい

- 一、政府ならびに市町村において教職員的生活を安定させる程度の予算を計上して貰いたい
- 一、教職員の実力素質の向上を計つてもらいたい
- 一、PTAの絶大な協力で学校設備内容を完備させてもらいたい
- 一、米国の援助に感謝するとともに全校舎復旧になお一層の協力を進言し、早急に校舎完設を進めてもらいたい
- 一、本土より優良教育者を一時講師名義でも招聘し、生徒の実力向上を計つてもらいたい
- 一、島袋盛範氏（鹿児島県教育功労者）のごとき郷土出身教育家を招聘、学校ならびに一般への教育講演を行うことによつて教育にたいする一般住民の関心を深めてもらいたい

合併への舞台裏／那覇市の

巻／行くべきところは当

然／ゆつたりと宿願を見守る

〔琉新・朝 1954・5・24〕

真和志議会の「三市一村合併」決議はこれまでの氷炭相入れぬイキサツから全く寝耳に水。合併段階論に抗して同時合併を主張しつゞけた当の那覇市でも、この「態度ヒヨウ変」にはいさゝか面くらつたかたちだが先代市長から首都建設への積極的態度を示して来た那覇市だけに今さら「難色をみせる」ことは大義名分からもまず有り得ないといつた見方が正しいようだ。真和志の新しい出方に対する記者団の質問を「行くべきところへ行つたまでだ」と例の泰然たる笑いのうちに逃げきつた当間市長。決議文の中にある「枉げ難きを枉げ」の文句に「無理をすると折れるではないか」と明らかにフンマンをブチまけていた某議員の態度から一応、表向きには同決議を歓迎するものの、目出度く関係市村が結ばれるまでには尚両市のスツキリした「縁談」のとりなしが必要ではある。

巷間とやかくの合併への舞たい裏はなしをよそに那覇市では時あたかも新年度予算編成に取組んでいるが、このと

ばつちりて市職員のベースアップも棚あげ「合併後の他市村職員とのつり合い」…を早くも考慮中の那覇市の動きは当然といえば当然、リツパといえぱリツパといえよう。なぜならば真和志側の急転換について、住民の福祉増進のためという名台はともかく裏に何か…即ち合併後の新首長をめぐつての動きがあるとのうがった見方もあるからだ。ともあれ近く合併促進のための関係議会正副議長会もひらかれることだし、首都建設への動きはこれらの噂とは別個に否心なしの前進を続けるだろう。このことは真和志合併決議の報に接した安次峯那覇市総務課長Ⅱ又吉市長時代の秘書課長としてつねに側近にあつたⅡが今は亡き主の霊前に喜びの報告焼香をなしたということからも歴代市長の宿願に違ひなかつたがまず那覇市側としてはいまのところ「静観」といつた空気。

羨ましい復興振り… / 都計は参考になつた / 那覇市議員お土産談

〔沖夕・朝 1954・5・25〕

本土視察中の那覇市会議員泉正重、阿波根直英両氏および新垣良正同事務局長の三氏は二十三日若草丸で帰

任。一行は約四週間にわたり本土各都市の実施状況や地方議会の運営振りを勉強してきたもの。つぎはその視察談（一行の一人、嘉数盛一市議は二十五日帰任の予定）

都計だが福岡の区画整理は那覇と同様に三〇%の減歩率を採用していた。一般的にどの都市でも戦後の都計では道路と公園に非常に力を入れているが、このように都市の復興がスムーズに行つてゐるのは国庫から五割、府県から二・五割といつた大きな援助があるからで、その点羨ましかつた。

町村合併は合併促進法でドシドシ進んでいる。一般に合併後の財政はどうなるかとか、一人当りの税負担は等と具體的に計画したのは失敗して合併は抽象論でサツと持つて行くのが案外に成功しているようだ。どの都市でも普通の公園以外に子供の遊び場として二、三百坪程度の小公園を幾つも設けてある点や大い公設質屋を経営して庶民金融に一役買つてゐること、また水道料金の極めて低レンなこと等は関心を持つて良いことだと思ふ。京都では家庭専用が十立方メートル月九十円（日円）那覇の十分の一といふ安価である。

昭和三年から十七年にかけての貴重な沖縄県会議事録を当時の県会速記者山

田健児氏（現在、衆議速記第三課長）の厚意で寄贈していただいたのは大きなお土産だつた。

合併への舞台裏 / 小禄村の

巻 / “いまさら”と落着く / お互に懐の探り合い

〔琉新・朝 1954・5・26〕

村総面積の七十五パーセントを軍用地にとられ、戦前の純農村から戦後は消費地と化した小禄村が他市村との合併なくしては村民の福祉は有り得ないと三市に先んじて三市一村合併の決議を行つたが真和志側の三市合併説や首里市のにえきらない態度にいささか感情を刺激され機を熟するのを待つていた恰好だつた。真和志村議会が急転直下“三市一村合併”決議にはこれまで苦杯をなめさせられた小ろく側は疑心暗鬼で静観してゐるようだ。

すなわちこの真和志側の急速な決議に巷間では合併後の市長選挙に勝算があるのでは合併を急いでゐるのではないかと伝えられ社大党平良委員長の出馬説など合併の事務的問題よりも先に市長選挙云々…は住民福祉のための合併というよりも政治家連の“政治的かけ引き”にあるといわれている点で、小禄側は同調し難い態度で成行を注視し

ているようだが赤峯議長も”市長選挙のための合併ならわれわれは反対したいもつと純粋な住民の福祉の立場から合併を希望しているが、政治的かけひきがもし真実であるとすれば気のはしない。また以前にのけものにされているから…”といつてゐるし、全体的にいづても積極的には動かないというのが現状のようだ。

『港湾法』局長会で審議 / 那覇商港は政府の管理に

〔沖夕・朝 1954・5・27〕

政府では、このほど「港湾法」を成案、二十七日の局長会議にかけて直ちに立法要請することになつた。これが立法目的は港湾の開発、利用および管理の方法を定めるもので、那覇商港及び特定港湾の管理者を政府とするほか、他の港湾は該市町村を管理者としてゐる。なお漁業用の港湾として別に定める立法で指定された港湾には適用しないもので、その法案要旨つぎの通り。

港湾管理者は（1）港湾区域及び港湾施設を管理し、これを良好な状態に維持する（2）港湾の発展に必要な港湾施設の建設及び改良の計画を作成する（3）この計画を実施するため必要な港湾工事をする（4）港湾施設の使

用に関し必要な規則を行う。

港湾管理者は、その港湾施設の使用料及び賃貸料並びに管理者が提供する給水、その他の役務の料金を徴収することができる。

しかし料金は効力発生期日の六十日前までに主席に提出、認可をうけなければならぬ。

政府の管理する特定港湾において一般公衆の利用に供する目的で港湾施設の工事をする場合の工事費用は政府が負担する。

主要港湾（外国貿易船舶の出入を許された港湾）、地方港湾又は避難において一般交通の利便を増進するため必要がある場合は、政府と港湾管理者の協議で主席は予算の範囲内で港湾工事を自ら施行することができる。

政府に、公共の利益を確保し公平且つ合理的な決定をするために「運輸審議会」を設け、（一）避難港の決定（二）臨港地区を定める認可について（三）港湾工事費の補助率の決定（四）そのほか主席が必要と認める事項などを諮問する。

なお立法施行の際、港湾施設の使用料及び賃貸料並びに役務の料金を徴収している者は、施行の日から九十日以内に行政主席の認可をつけなければならぬことになつてゐる。

ればならぬことになつてゐる。

3市1村の議長団/"新首都"への胎動/きのうのやかな初懇談

〔琉新・朝 1954・5・28〕

昨年来、暗礁に乗り上げていた三市一村合併による首都建設は九月に行われる市町村長、市町村議会議員の改選を控え、再び頭をモタげてきた。既報のとおり真和志側は「じゆう民福祉の立場から三市一村の合併を宮里真和志市長、新かき議長ほか会議員の任期中に是が非でも行なわなければならない」と首里市側にも協力を求め、首都建設について三市一村正副議長会を開く計画を進めていたが：

…二十七日午後五時三十分から真和志市栄町公民館で那覇市側真栄田、城間正副議長、真和志市側新垣、山田正副議長、首里市側久高、大山正副議長、小禄側赤峯、照屋正副議長ら八氏が集り非公式な三市一村正副議長合併協議会が和やかなふんいきのうちに開催。

…この日、各正副議長は議会代表としてではなく終始こん談的に話は進められたが総括的に三市一村のはん栄とじゆう民福祉の面から九月の選挙以前に行つようほば話はまとまり、これが

らの問題はその促進する方法にあるので次の三つの会談を早急に開催することを決定午後六時半散会した。

1、三市一村の市町村長正式会談を開くこと

2、各市村議会の全体協議会を開き、その協賛を得て更に正副議長会を開く。
3、従来あつた三市一村合併研究委員会を再開する。

一社説

都市合併の促進を望む

〔琉新・朝 1954・5・29〕

真和志市議会が去る十七日三市一村の都市合併の口火を切つてから、久しく停頓としていた都市合併の動きが急速に高まつたことは喜ぶべきことといわねばならない。二十七日には那覇、真和志、首里、小禄の三市一村正副議長が参会し懇談の結果、三市一村のはん栄と住民福祉の面から九月の市町村関係選挙前に合併していきなると話がまとまつたという。これは議会代表としての話合いでないにしても正副議長たちによつて合併への大綱を決した点において意義は大きい。しかも合併促進のための三市一村市町村長の正式会談、各市村議会の全体協議会と正式正

副議長会、三市一村合併研究会再開という具体的協議をなしているので、これにしたがつて合併が急速に促進されるものと信ずる。

三つの会合は市町村長会にしても議会の全体会議にしても困難を予想されるものではなく、これは合併にむかつてのなさねばならぬ手続上の会合であるから、九月選挙以前に合併の運びに至るであろうという予想はなり立つわけだ。変質者がいて事態をかき廻さないかぎり三市一村十六万市民の要望は実現を見るものと考ええる。

真和志が合併決議をするまでには色々かけ引きがあつたとの噂もあるがこれは風聞にすぎないものといえる。幾人かの個人的な問題や選挙地盤など考えられることはあり得ることであるが、これが有利な見透がいつたから議事が決議にまでもつていつたとは思われない。真和志市の地理的關係や人口構成から見てもすでに那覇、首里と相接して判別のつかないほど都市化しており、単なる個人の政治的立場には左右されない状態である。首里市においては某氏の市長出馬を封ずるためともいわれるが、首里市が最初から四市村の合併意見をもつていたことからすれば思い半ばにすぎることがある。前の

立法院議員選挙ですでに新人でなければとの民意が溢れていることからも時代の变化が窺われるのではなからうか。那覇市は当間構想が敗れたといつても立法院選挙と市関係選挙とは性質を異にしており、当間市長としても都市合併の実現のためには市長の椅子についたほどこで、椅子にかぎりついた勢力扶植に汲々たる態の人物でないことは何人も知るとおりである。小禄村がつい最近村長選挙をやつたばかりで何うなるかと思われたものであるが、小禄が耕地の七五%を失つて消費地化しており、今日まで無条件合併の態度を持ち合併には積極的に乗出していたからこの機にのぞんで右顧左へんするとも考えられない。これからすれば都市合併はすでに四市村住民世論の大勢となつて来たものである。たとえ一部にかけ引の小細工をするものがあつても、この大勢に抗して策動するものがあればそれは自ら臺けつを掘に等しいことになる。

二十七日の正副議長会合では名称や市役所所在地の話を出して座を白けさせたともいわれているが、こうしたこととは本末をてん倒した考え方で軽卒な態度といふべきである。要は当事者が心を虚うし眞の住民の福祉のため合併

する信念に発するものであつて、名称その他は次の次といわねばならない、各市村において自市村の名称を冠したものは人情ではあるが、こうしたことに関わつて肝心の大綱を逸脱して合併をおくらすことがあつてはならない。江戸が東京となつたり、北京が北平になつたり、北平は今日再び北京にもどつてゐるが名称は時代とともに変転しているわけであり、このことは合併の取決めを終つて後、検討してもよい問題である。

来週早々関係市村長会議が開かれるというが、種々の雑音にわざわざいされずに合併を促進することが望ましいものである。那覇にしても首里、真和志、小禄にしても一市村としては解決できない問題にほづ着しているに違いない。市村長会議が甘くすべり出すならば、正副議長会議もこれをつけて順調に運ばれていくはずであるから自重して問題の解決に當つてもらいたいものである。石川構想がすでに示しているように、ここ一、二カ年の間に政治、経済、教育、文化の各センターが形造られつつあるし、スポーツセンターだけが計画の中にあるだけである。これらの中心が有機的に結ばれて機能を發揮するには四市村の合併以外にはない

わけである。首都建設の歴史的事業と機会を逸してはならぬ。

旧泊小学校六月一日に開放

〔沖タ・朝 1954・5・29〕

二十八日、沖繩エンジニア・デイストリクトから那覇市あて旧泊小学校々舎は六月一日をもつて開放する旨、つぎのように書簡があつた。

校舍難の折から、市当局としては区教育委と協議の上、学校として復活する考えである。

〔書簡要旨〕

この書簡は泊小学校すなわち「T-100」と銘つた建物を貴殿に五四一年六月一日をもつて開放する旨、通知するものである。なお「T-105」（コンセット）と名づけた建物の処置については三十日間以内に通知する。

「三市一村合併急げ」／首里市議会も促進決議

〔琉新・朝 1954・6・1〕

首里市臨時議会は三十一日午後四時から同会議しつて開催、先ず「財産処分について」可決したほか、これまで都市合併について従属的立場をとつてきた首里市議会は去る十七日の真和志市議会で突然「三市一村合併」決議した

のに再び首都建設問題が再びたい頭、同議会でも合併を促進させる見地から万場一致で「三市一村合併」を決議した

都市計画法罷り通る／大那覇市建設かくて完了

〔琉新・夕 1954・6・4〕

主席は四日、那覇市の都市計画について「那覇都市計画区域」の決定を告示した

決定をみた「那覇都市計画区域」は那覇市行せい区域百六十三万三千二百四十六坪五合のうち那覇港湾地帯の九万六千九百二十八坪を除く百五十三万六千三百十八坪五合である

那覇市では交通、衛生、保安、防空、経済等に関して永久に公共の安寧を維持し、また福利を増進するための重要施設計画として都市計画を立案、すでに区域整理、主要道路工事、上下水道工事、埋立工事など事業がすすめられつつあるが、今度都市計画法の規定によつて那覇市およびせい府の都市計画審議会の意見を聞いて主席が正式に都市計画法に基く「那覇都市計画区域」を決定したもので、これによつて那覇市の都市計画は都市計画法による都市計画として、その成果に一層の期待が

かけられることになつた
せい府としても既に都計法による那覇
都計事業助成費として来年度予算案に
五百万円計上している

都市合併／年内に「実現」 するか／三市一村の肚を のぞく

〔沖タ・朝

1954・6・5〕

懸案の三市一村合併は意表をついた真
和志の妥協、続く首里の同様決議など
でこゝに関係市村の議会がすべて歩調
を揃えて合併決議をしたことになり、
後は急速に実現へ向つて動くかに見え
たが、最近ではゴール間際になつて些
かモタモタした空気が漂よつかの如く
である。数十年の伝統的感情や利害に
からむかけ引もあるうが世論あげてこ
れを支持する現在、何故、合併はス
ムースに行かないか、以下これらの原
因について関係市村の動きをとらえて
みた。

那覇／態度まだ確定せず／「吸収」 の底意ちらほら

一般では「那覇は合併すると決議した。
そこへ他の市村も合併しようといつて
来たのだから後はOKではないか、そ
れがうまく行かぬとすれば那覇側に何
かあるのだらう」と云つてゐる。確か

に中心の那覇さえOKすればスラスラ
行くハズだ。ではこの期におよんでチ
ユウチヨするのは何か、それはまず旧
市内の区画整理とか、埋立事業などを
完成してからという意見が強くなつて
いることだ。合併すれば予算が分散さ
れるといった懸念からであるうが要す
るに那覇は自分だけで十分やつて行け
るのに何を今さら他を背負う必要があ
るかといった考え方があつた。ただしも
これは市民の福利といった面を考へて
のことだが、一方、反当局派では「合
併の決議当時と違い、立法院総選挙後
はいわゆる当間勢力の退潮から合併後
の市長選などで勝つ自信を失つた。そ
れが二ノ足を踏む有力な原因だ」と見
ているがこれはどんなものか、何しろ
本尊の当間市長は公約の手前もある
し、一部が反対でもこれを乗切つて合
併は実現すべきだし、必ず成功すると
云いきつてゐるからだ。然し何れにし
ても最近の那覇は云う所の「合併」に
は消極的態度で一部からは既に真和志
その他に「吸収合併」の線で下交渉を
してゐるとも伝えられる。つまり当間

氏をそのまゝおいて第一助役を誰にし
る等の人事或いは区画整理などの特別
事業はそのまゝ継続する等々の条件を
つけるのではないかと臆測が行われ

ている。結局、真和志などが無条件で
来るならというのが那覇の態度と云つ
てよい。これを関係者は「主体性の確
立？」と云つてゐる。

真和志市／時日の遷延許さない

都市合併に対する議会および市当局の
態度は五月十七日の三市一村合併決議
の際発表された声明の通りであるとい
つてゐる。即ち議会も市長もその任期
中に実現するといった市民への公約を
果そうということと那覇、真和志の間
に横たわる諸問題を解決して市民の福
祉を増進したいといった切実な要求か
ら従来の二市合併主張から三市一村合
併決議に變つてきたといつのである。
宮里市長は「議会も私も任期の問題が
なければ合併の時期は少しくらい延び
てもかまわなかつたのだが、市民との
約束もあり、白紙の立場で合併実現を
呼掛けるものである。当市の三市一村
決議の裏には何か政治的な駆引がある
のではないかと見る向もあるようだが
これは全然あたらない。たゞ合併後の
行政運営をスムーズに持つて行くよう
那覇市側に協調して行きたいというの
が私の考えだ」と述べてゐる。なお真
和志議会では来る七日の臨時議会で合
併に対する議会の態度を再確認するも
よう。

小禄村／「慎重を期したい」

小禄は今度村長改選を行つたばかりで
新村長の任期は四力年あるわけだ。村
長と共に助役、収入役も全部交代した
ので当局としては都市合併についての
具体的な構想も資料も持合せていな
い。一九五二年十一月の議会で三市一
村合併の決議をした後は議会で合併問
題は採り上げられたこともなく最近村
当局は戸籍整備、新予算の編成等の問
題に忙殺され検討する機会を持たず現
在のところ合併するかどうか決定的な
者は何もないうたが「観念的な立場
を排除し科学的に結論を劃出するため早
急に関係市村の財政、行政、教育、道
路計画等の資料を集めて研究したい」
と云つており、又「三市一村合併を村
議会が決議してからすでに一力年半の
歳月が経つており、状況も變つて来て
いるので慎重を期したい」とも云つて
ゐる。併し村長も就任したばかりだし
差当り村民の福祉増進が都市合併に優
先するといった考が小禄の態度のよう
である。

二十六日に行われた三市一村正副議長
会談の前日には那覇市から真栄田、城
間正副議長が村当局を訪れてゐるが小
禄側には真和志がこれまでの二市合併
主張を急に三市一村合併に変えた裏に

は何か政治的なかけ引があるのではないかといった疑心暗鬼なところもみられる。

首里市／発展の至上条件／那覇・

真和志の態度に注目

戦後になつて人口が少しばかり増えただけで、都市として発展する基盤が弱く、従つて、最近になつて畜産業や文化施設の拡充によつて新しい発展の方向を見出そうとしたところで、現在の首里市の財政規模では所詮は机上の計画に終つてしまふ。考えてみると、首里に残された発展の方向は、総合的な都市計画の一環としてその地理的環境を最大限に利用するところにあるようだ。

こつこつ首里にとつては都市合併といつても那覇や真和志に依存する恰好になりそこには「三市一村」や「二市一村」等と勝手な事を言つて折角の好機にケチをつけている余裕はないのである、合併問題の幹旋に老体を駆つて乗り出した兼島首里市長にとつて腹の底を見せぬ那覇市の態度に待ちぼうけを食つてしまつた恰好だが、そうかと言つてつつかりこの「危険物」に手をふれると元も子もなくなるので、那覇市側の一挙一動を注意深く観察している。

那覇市側では合併というよりむしろ首里や小禄を吸収しようと考えているとの話もあるが、首里にとつてはいまのところ無条件に合併することを望んでいる建前、こつこつ臆測でその態度を変えることはありえない。

一社説一

都市合併をもて遊ぶな

〔沖夕・朝 1954・6・7〕

戦前から持越してきた那覇・真和志・首里・小禄の市村合併問題は、出たり消えたり、その間、幾度か「今度こそ」の期待がもたれもしたが、一向に実現しない。一体その実現を困難にしているものは何んであろう。

一時遠のいていたこの合併問題が、最近また出てきた。三市一村を一挙に合併へ持つていこうとする那覇市側の意向に対し、漸進主義をとり、まず那覇・真和志の二市合併からとしていた真和志側が、三市一村合併OK、一気にその実現を期そうとひどく積極的に出てきたのである。そして既に関係市村議会議長の会合も開かれ、今秋までには実現させよう、その促進のため事務局も設置しよう、凡その意見一致を見せたものである。ところが、どうしたことか、今度は那覇市が出渋つて

きた、しかも、合併ではなく那覇市へ二市一村を編入するという態度を見せられているといわれる。

この都市合併問題は絶えずこのように一方がこつこつ出れば一方がああ出るというたシーソー・ゲームを繰り返していくものらしい。というのは既往をふり返つてみても、その実現を阻んでいるのは、いつも合併後の新しい市長の問題が自分達に有利か不利かにひつかかつて、それを中心に考えられていたということが指摘されるからである。即ち「実現を困難にしているものは何か」の設問は「時の当局者やそれをとりまくボス共の我利根性だ」というのが答えになりそうだ。

真和志当局が今までの態度を捨てて積極性を示してきたのは、去る立法院議員総選挙後の政治的情勢が、合併後の新しい市長選挙などに有利になつてきた故だとは巷間の噂さである。恐らく那覇当局の態度の変化も「当間株値下り」の観測に己れを守ろうとする下心かと思われる。小禄村が「再検討の上」という態度を持つているのは一応了解できるとして、那覇・真和志の場合、実際この外に原因を求めるとは困難である。もとより、それぞれ表面上の説明はあるようだが、結局今度も「我

利根性」が出てきたし、問題は解決すまいというのが早くも大方の観測となつている。

元来、この都市合併は、都市行政の合理化、その円滑な運営、それによる行政費の節約、さらに社会福祉、保健衛生、教育など所謂住みよい市民生活、あるいは産業の振興と、それらを総合した都市計画の遂行のためのものである。この三市一村は事実上相互に結びついて、一つの都市の形觀を持ち、因習や利害も殆ど一致したものである。なるほど、目先の利害からいえば、那覇市にとつて他市村と合併することは重荷を背負うようなものかも知れない。がしかし将来のことを考えると専門家の説く適正規模としての合併は一日も早いほど市民に利益をもたらすもので、その点については既に議論も出つくし、検討もすんでいた筈である。

小人口や小地域でそれぞれの行政機関や議会や消防やを持つていて、財政的に解決できぬ自治体の悩みもこれなくしては望むべくもなからう。この市村民のために都市合併が、一部の人の権勢慾や名譽慾によつて右し左するとは、まつたくけしからぬはなしである。まさに現状は自治そのものがボス化しているとの印象さえうけ

る。もともと自治体は国の縮図として政治をやるべき場ではなく、また企業体でもない。地方公共団体は、その住民のねぐらを平穩無事にするのが眼目である。したがって政党政派の争いを持ち込んで自治の崩壊を招くものだ。

合併への主導権を握る那覇の当間市長、真和志の宮里市長及び両市の議会は、この際、それぞれの大乗的な気持が合併実現への不可欠の要素であることを自覚し、その良識を発揮して貰わねばならぬ。関係市村民は、各々の当局者に対し、一部の利害より市村民全体の利益を優先にしてくれることを要求しているであろう。若し合併が将来ともに市村民の福祉にもどるといふことが新たに発見出来たとあれば、速かにそのことを理解させねばなるまい、現在の市長たちは何れも「合併」を公約した筈だ、そしてその公約は市民に支持されている。期待される首長会議も速かにこれを開いて意見の一致を見出すよう努力して貰いたいものだ。政府も首都建設という立場から積極的に合併を推進すべきである。政府はさきに関係市村にその意向を答申させた、それによつて強力に推進するものと期待されたが、そのままである。こ

のほど与儀副主席は、立法院でこの問題は関係市村の自主的な動きにまかすという方針を語つたそうだが、停滞している原因を究明し、これを打開して実現への梃取りをしてやることは決して政府の強制とはならぬ。都市を適正規模におき、無駄を省かし、都計を完成させて都市行政をよくしていくための助言、協力は政府の責務でこそあれ、自主的にという言葉のあやをもつて、ただ放任しておくべきものではない。なお、関係市村の青年会、婦人会、消防団、産業団体なども、夫々の立場から推進すべきではなからうか。この合併問題を単に市村理事者のものとせず、一般市村民ももつと関心を払うべきであろう。一部の人々の政治的取引にまかしておいては、この懸案の大事業は実現しないのである。

もつれる都市合併案／那覇市は吸収固持／昨夜の協議会で最終案を決定

〔琉新・夕 1954・6・7〕

昨報に全住民の注視的になつていゝ三市一村合併問題は最近三市合併を主張してきた真和志市が九月の改選と立法院議員選挙で「当間構想」のはい北に「われに有利に展開する」との見解

から急激に三市一村合併を八月までに強行しようとしているのに対し那覇市では最近急激に旧那覇市の区画整理が進展しつつある現状から、また合併後の市長選挙にもいささか不安を残している関係でちゆうちよする態度に出てすこぶる微妙な動きとして注目されていたが何れにしろ那覇市としては全住民に三市一村合併による「首都建設」を住民に公約した手前、是非行わなければならず「真和志市提案の三市一村合併」に対する那覇市の最後の態度を決めるため、六日午後八時から当間那覇市長宅で三市一村合併に関する議員協議会を開催した。

この日、協議会はまず阿波根、泉両議員の日本視察報告を行い、ただちに合併問題に論議は集中されたが昨年来合併問題となると強こうにゆづらなかつた真和志が今回急変した態度には割りきれぬものがあるとみて真和志が無条件でなければ那覇市は自分の間合併問題を見送るとの強こうな態度でのぞむよう、さらに那覇市は現在来年度に一億円にのぼるぼう大な予算で旧市内区かく整理事業を行うとしており、これに全力を集中してのち吸しゆうしては…との声もあり、また那覇真和志両市、財産税外収入、各種税を新聞紙上

に発表して、合併が吸収した方がいいかの世論もきこつとの意見もあつたが、結局那覇市としては今月末開かれる予算議会を終了都市計画事業費を来年度予算に計上させ、たとえ三市一村合併しても旧那覇市内の区画整理事業をそのまゝ来年度中に遂行しよう三市一村に条件を付すとの意見がまとまり、那覇市が絶対的指導権を握り、吸収の態度を示してきたわけで、現在までに提唱されてきた三市一村長会談、三市一村正副議長会談も那覇市の予算議会終了後に開くことに決定、一年近くモタモタしてきた都市合併問題の解決はいまのところ道遠しといつた格好だ。

真栄田議長談にわれわれとしては旧市内の都市計画というぼう大な事業を遂行しつつある中途であり、これを終えたのち首都建設はおそくないと思つ。幸に首都建設には軍も全面的に援助するといつている。きのうの協議会では真和志が無条件に吸収してくれとの態度にでてくれればよし、さもなければ旧那覇市を復興してからもおそくはないと議会の意見もまとまつた。合併問題の三市一村会談は市の予算議会終了後に開こうとの意見だ

一社説

都市合併を阻むな

〔琉新・朝 1954・6・8〕

首都建設をめざす那覇、首里、真和志、小禄、三市一村合併は、去月十七日真和志市議会が従来のゆきがりをして、三市一村合併を決議するに至つて好望されたのであるが今度は那覇市側が出しづつている事は遺憾である。真和志市側の積極的合併の動きに対し那覇市側が消極的態度に出て来たことは従来三市一村でなければと頑張つて来たことの理由を何う説明するつもりであろうか。那覇市側の消極態度について当間市長は本社記者との一問一答で時期尚早や合併反対を述べ込んで来る人があり旧市内の受入れや復旧がおくれるとの懸念からと説明している。これについて当間市長は他をいわずに自己の意見をのべてないで市長の意中は知る由もないが、都市合併の好機が今日ほど熟していることはかつてないといつていいほどである。

一村は行政、経済の現状や首都構想の上からも研究しつくされ、四市村の世論としても盛り上つて来たもので真和志の出方を待つばかりであつた。那覇市側は六日夜、市議会十八名が会合し最終的態度を協議したが、その結果が那覇市への三市村吸収ということに決定したといわれる。最初から条件を持ちだすことは合併を遷延せしめる種を蒔くようなもので感心出来ないものといわなければならぬ。三市一村合併が理論的にも世論としても出来上つている今日、一部時期尚早論者や反対者のために条件をつけて遷延せしめたり不能にせんとすることは危弁となりさく謀となるものである。また議員諸公としては当間市長の任期があと三年半も残つておるので、親方を大事にする意図からかかる決定をしたであろうがこつした狭い愛情は当間氏の政治的生命をせめばめることになるのではなからうか。

議員はたしかに市民の代表ではあるが、政治をとるにあつては常に市民の意図を察知し、世論を重んじて自己の意見を決定しなければとんでもない方向に市民生活を歪曲せしめるものである。選挙で当選すればは自己の意志のみで政治をとつていいということは一つの逆コースでこれでは民主主義をふみにじることになり、市民の利益や福祉を無視することになる。那覇市は決して地元民だけの街ではなく、全琉の首都であり、全琉住民の意向を汲んで運営され建設されねばならぬものである。当間氏を大事にするにしても旧来の狭い那覇人として成功させるのでなく全琉的な立場でその大成を期すべきである。

那覇市はすでに首都計画としての指針をうけているので、都市計画も合理的基礎の上に実施されなければならぬ。港と商店街のみでは国際都市としての条件をもつものでない。近代都市として空港をもち、政治、教育、文化、スポーツの総合的中心を持つてこそ、その将来の発展を期すことが出来るのである。一方里余りの旧地域では墓地さえも満足にとれず、奥武山公園の仮安置所は同胞市民の霊を侮辱するといつてもよいほどの見すばらしさではなからうか。

各市村とも九月には議員選挙が行われることになるが現在の行政区で当選することは幾分容易である。都市合併となれば現在の数の三分の一程度に限られるのであるから自信のないものには現状維持を歓迎する気持が多分にあるであろう。だからといつてこの個人的な利益によつて都市合併を遷延せしめたり、反対するとすれば公益を無視した行為といふべきである。当間市長が議員の意志を尊重することはよいことであるが、大同に立つて那覇市の将来と年来の抱負の前に謙きよな気持になつて行動することが要請されるであらう。

何はともあれ四市村長が私心を去つて早急に話合つことが必要である。そして何等の条件など持ち出さず三市一村合併の大綱を決定し、然る後に個々の問題を解決して行くというようになれば、事態を好転せしめ首都建設を市民とともに推進することが出来ると思ふ。

金口木舌

〔琉新・朝 1954・6・8〕

晴れたり降つたりこのごろの梅雨期にも、懸案の都市合併問題は那覇、真和志両市の微妙な力ケ引きから、まるでキツネとタヌキの化し合いみたいになつてしまつた。昨年は那覇市側が積極的に真和志側へ呼びかけても、先方は二市合併が先きだとタダをこね、こんどは逆に真和志側が八月までに三市一村をひつくるめて、一気に大都市

合併を実現しようと持ちかけたら、那覇市側が吸収でなければ嫌だとスネてみせた。六日夜、当間那覇市長宅で開かれた合併協議会後、真栄田議長は真和志市が無条件降伏でなければ応じかねると記者側にほめかせており、相当強硬な態度を表明していることは注目される。都市合併にさいし、あえて無条件降伏なる文句をふりかざしているところをみると、那覇市側は昨年来のうらみがいまだに根強く残っていることを示すもので、いまさら両市首脳部間の溝のひらきが、あまりに大きすぎるのも意外というものだ。首都建設は三市一村民に限らず、全沖縄の関心と期待をかけた大事業だけに、こうした犬猿の如き両市首脳部の態度は、なんとなく「われらの代表」と称するには、あまりに感情的に走りすぎるキライはなかるうか、との非難の叫びもないではないが、結局合併後にくるべき首長選挙をめぐって、政党的な動きが大きな原因をなしているとする向も多し。もしそうだとすれば三市一村民にとつて合併問題も政争の具に供される恐れなしとしなすの危ぐを抱くのも尤もな筋合だ、那覇市が他の二市一村を解体し市に吸収しようとの考え方は、いささか虫がよすぎる話というべ

きだろ。この際合併問題については四者首脳部が裸になつてかからぬ限りスムーズに運べる道理がなく、一つこんなところでも市民の声に耳を傾け、英智をもつてどこまでも明朗かつ、フライン・プレーでゆきたいと願うのは心ある市民の叫びでなければならぬ。

「早く三市一村合併を」／真和志が強腰の意見書

〔琉新・朝 1954・6・8〕

真和志市臨時議会は七日午前十時から同市会議室で開かれた。全議員出席のもとに先ず一九五三年度決算認定を原案どおり可決したのち、三市一村合併を促進するため七日付で比嘉主席あて次のように意見書を提出することを決議した。

【三市一村合併に関する意見書】

那覇、真和志、首里三市に小禄村を加える三市一村の合併は関係市村多年の宿望であり、且つほうはいたる世論として全沖縄住民の関心をあつめております。ことは今更説明を要しないと思ひます。

従来我真和志市議会は、那覇、真和志の現実の要請に基きまして二市合併を先行し、次いで首里、小禄に及ぼすこ

とを既定方針としてこれを主張して来たのでありますが、去る五月十七日の市議会における「都市合併に対する声明書」の議決によつて明らかにされましたように本年八月を期して四市村同時合併の用意ある事を宣明して関係市村共通の要請に應ずる態度を決定致しました。このように真和志市議会が従来の主張を譲つて、こゝに四市村同時合併への指向しましたのも、那覇、真和志における教育、文化、社会面をはじめ、産業、経済、金融、交通、運輸等の現じつが既に不離一体化しているにかゝらず依然として二つの行政区域に画されておりますことは何としても不自然であり当然なざるべき行政上の合併措置が人為的にはばまれているとの批判もなされてるのであります。あるべき姿にあらしめることこそ現じつ即応の行政措置であると確信するからであり、同時に農水産業をはじめ凡ゆる生産地帯をも圈内に包含することによつて、消費、生産の両性格を併有する近代都市としての要件を具備する必要から相接する首里、小禄の両市村を加えることを得策とするものであり、また新首都建設もこの地域を基盤となされることを常識とするからであります。さきに貴政府の諮問

に應えて関係市村議会から都市計画地域の答申がなされましたのも蓋し以上の要請に基くものでありまして、四市村同時合併への同調を議決致しました我真和志市議会と致しましては政府がその既定方針としておられる那覇、真和志、首里、小禄の四市村合併を強力に推進せられ速かに之が実現を期し以て国際都市たるに値する新首都の建設と十五万住民の福祉増進に寄与せられるようこゝに強く要望するものであります。

右市町村自治法第三十九条第二項の規定に基き議会の議決を以て意見書を提出致します。

都市合併の推進を／真和志市議長、主席訪問

〔琉新・夕 1954・6・8〕

真和志市議会は新垣議長ら代表五名が八日あさ行政府と立法院を訪問、七日の臨時市会で決議した「政府は那覇、真和志、首里、小禄の三市一村合併を強力に推進し速やかに実現させてもらいたい」との意見書をそれぞれ提出した。あさ十一時半、代表らと会見、意見書を受取つた比嘉主席は深い関心を持つて成り行きを注意しているとつぎのように答えた

「三市一村合併の問題については深い関心を払っている、決して冷淡なわけではない、メッセージで発表した通り新首都の建設は常に意図しているところだが、しかし私が乗り出してまとも役に回るわけには行かない、あくまで民主的に四市村の気持でひとつにまとまつた機会をとらえて政府が乗り出すべきだと思つている、関係市村の意見が早く調整されることを期待している」

布令133号8日付ノ那覇商港、民直轄にノ他の軍港除いては市町村が運営

〔沖タ・タ 1954・6・10〕

五一年七月三日付布令四十七号「臨時中央政府の海事権限」によつて臨時中央政府の海事に関する権限が定められ、那覇商港の規模及び管理権についても規定されたが軍では同布令を廃止し六月八日付、布令百三十三号を出して那覇商港及びその他の市町村港について規定した、これによると那覇商港は琉球政府の直轄下に置かれその他の軍用港を除く港はそれぞれ最寄りの市町村で管理運営すると定められた。又その後の那覇商港計画の発展に伴い商港の規模の規定も変更があるようだ。

長期金融資金部の設置ノ市町村議長会ノ那覇市議長が提案

〔沖タ・朝 1954・6・11〕

那覇市議会の真栄田世勲議長は十三日開催される全島市町村議長会への提案事項として「長期金融資金部の創設を政府へ要請する件」を提出する。これは財政窮迫と資金難から不振の状況にある地方自治体のため長期低利融資の途を開いてその育成強化に努めて貰いたいというのが主旨で理由はおうむね次の通り。

一、各市町村では戦災復興或いは産業開発、教育施設など幾多の基本施設を計画しても資金難から事業執行は不可能の状態にある。

一、現在、農水金庫など設置されているが直接、市町村に対する融資機能はない、

一、学校建築資金は復金から市町村に對し融資して貰えるが条件がむづかしいので借入は容易でない、よつて政府において長期融資金を積立て、市町村へ長期低利融資の途を講じてもらいたいというもの、

なお特に日本では戦災都市復興事業に對しては現在、事業費の五割を国庫が、二割五分を府県がそれぞれ補助している

実情にあると付加えてある。

那覇商港の区域

〔沖タ・タ 1954・6・12〕

布令一三三号「那覇商港」（六月八日付）では那覇商港区域を現在鉄骨によつて区切られている岸壁地帯（ターミナル・ビルを含む）だけとし、従来の港区から三重城倉庫地帯や琉海運社、税関、出入国管理課などの一帯が除かれている。

編入合併を堅持ノきのう那覇市与党議員が協議ノ反對なら小祿だけでも

〔沖タ・タ 1954・6・17〕

三市一村合併問題は成功が決裂か愈々最終的段階に近づいた感じたが那覇市では十六日よる当間市長等市当局と与党議員がこの問題について検討を加えた結果「合併は吸収編入の線を堅持する」との基本線を再確認した。これにもとづいて与党議員は十九日定例議会の初日に「十八日」に全議員へこの問題を図つて議会の態度を決することになつて一方当間市長も又近々のうちに四市村長会議を開き那覇側の編入の線で合併を協力するよう呼び掛ける方針である。

なお那覇としては編入の場合でも当初の一年間は各市村の現在予算をそのまま執行する。との条件をつけるようだが以上の線で折衝してもなおかつ真和志その他が反対ならひとまず小祿のみを編入して今期三市一村合併を見送る外はないとの態度である。

那覇が編入でなければならぬとする理由は大要次の通り。
これについては近く議会としても正式な声明を発表する。

一、四市村の予算を比較した場合、那覇の一億円に對し他三市村は合計約二千万円で四分の一に過ぎない。この五分の一のために大半を御破産することは不合理である。

一、日本ではいわゆる対等の合併は特異例で殆どが編入である。しかもこちららは首都であるから編入は不自然ではない。

一、合併は編入にしる対等にしる住民福祉には関係ない。専ら事務的な問題であるからむしる編入がスムーズに行く。

一、真和志の財産は那覇の十分の一程度、しかも合併目当の財産処分を伝えられる状況だからこれでは対等とは無理である。

初めからそのハラ／メンツをすて

協力／真栄田議長の談

これで真和志がOKなら九月までには大那覇市が実現しよう。この際はメンツを捨てて住民福祉の上から善処されたいと希望するのみだ。又これ以外に真和志の水道や学校問題も解決の道はないと思う。なお我々は合併決議の際も方法論には触れていなかったが最初から編入のハラであった。

一社説一

都市合併への態度

〔琉新・朝 1954・6・18〕

真和志市が五月十七日の臨時市会で那覇、真和志、首里、小祿の三市一村合べい決議をしてから丁度一月、昨年以來都市合べいは懸案となり真和志側がしぶつていたため合べいの必要に迫られながら実現することが出来なかつた。これが真和志市議会の決議となつたので、問題は急転直下解決するものと思つていたら今度は那覇市側が渋つて合併問題は停頓状態に入つたのであつた。この間市長候補者が何つもの、社会党進出のため議員選挙が何つものといろいろの噂がとび、雑音がいり乱れて放送されたために都市合べい問題の真相がゆがめられた形であつた。しかし

問題が停頓しながらも少しずつ進転しつつあることは慶ばしいことで、三市の市村長や市村議会が合べい問題を真剣に考えていることがわかる。

すなわち十五日に那覇、真和志両市の首脳会談が那覇市側の申入れによつて当間市長宅で開かれたことは、結果の如何にかかわらず両者の認識をふかめ都市合べいの実現に対して効果があつたことと信ずる。会談には那覇側は当間市長、真栄田、城間正副議長、真和志側は宮里市長、新垣議長が出席したが当間市長は実業家間には時期尚早の意見もあるが「私としては合併はぜひ実現したいと考えており、那覇では編入の方しんで合べいを進めることに決つた」と態度を明らかにしたようである。宮里真和志市長は「編入合べいは市会の声聞いてからにしたい」とし、かねて真和志市が行つた合べい決議は当面せる両市の現実を解決しようというもので、何ら政治的カケヒキのないものであることが強調されたといわれる。那覇市側が一部実業人側の時期尚早にわざわいされず、当間市長が合べいを実現したいという熱意が失われていないことが窺われ、また議員にしても時期尚早に藉口して選挙のカケヒキを度外にしては都計の促

進、首都建設に対する善意を示したものとすべきである。

真和志市側が従来那覇、真和志両市合べい主張から三市一村合べいを決議するに至つた理由については、さきに新垣真和志議長らが当間那覇市長を訪問して合べい促進を要請したときも政治的カケヒキがないことが明らかにされ、また水道問題で宮里真和志市長が当間那覇市長訪問の際にも合べいに協力を要望しており、十五日の会談でも政治的カケヒキのないことが強調されているので、真和志市側が合べい問題に純真な立場をとつて當つていることが分かる。今日において政治的カケヒキ以外に都市合べいに支障となるのは何も無いことになる。真和志市側は那覇市側の編入合べいについては市議会の声をきいて後に態度を明らかにしたいといつてはいるがもつともなことであろう。編入吸収という言葉はかなり刺激的なひびきをもつておるが、これは単なる方法の問題で、議員諸氏がこれに刺激されて軽率することがあつてはならない。形式よりも実質をとり首都の建設、市民の福祉という立場から都市合べいが明朗に推進されることを望ましい。

真和志市議会が三市一村合べいを決

議したのは「対等合べい」を欲してのことではなかつた。その声明書にもあるとおり大乗的立場に立つて「新首都建設に積極的協力の実を示し那覇真和志両市間に横たわるガン症を解決し更らに四市村民の繁栄に寄与」せんがためだとうたつていられる。この精神をもつてするならば政治的カケヒキを蔵さないかぎり編入か、対等かは問題とすに足りないものである。那覇、真和志両市はすでに境界を分明に出来ないほど両市民が入組んで一体化されており産業、交通、教育など行政の分立による市民の受ける不便は大きいものである。それに戸籍、土地租、水道問題などと分立しているが故に解決の繁雑と困難を来たしている問題も多い。那覇真和志両市の現実ほとんど不可分の状態であり、両市民の世論に対して合べいは看過すべき時機ではなくなつているのである。

一部では那覇市の態度に対して真和志市も条件を持ち出すのではないかと危ぶんでいる向きもあるが、真和志がすでに大乗的見地に立つて合べい促進に乗り出している以上、かかる小策を弄することはその精神にもどるともに所期の八月合べいを不能とすることになるので、自重すべきである。首都

建設の歴史的事業と機会を逸してはならない。

旧市街の復興に重点／当間 那覇市長施政方針演説／ 生産都市への転換／市民 を一号線内側に誘致

〔沖タ・夕 1954・6・18〕

十八日午前十時開会の那覇市議会が当間市長は次のような施政方針演説を行ったが、特に市長は旧市内の早期復興を強調、市民の協力を要望した。

（演説要旨）

那覇市民多年の希望である諸建設事業は軍民政府の絶大な理解と支援と那覇市議会の積極的な協力により着々その成果をあげつつある。ことに市政のバックボーンともいふべき都市計画事業については前後二回計八千七百五十一万円の復金融資により牧志街道、泊埋立および水道など広範囲の起債事業を行い、かつ政府の援助で美栄橋地区の区画整理を終えた。しかし現在の琉球経済の動向をつぶさに検討するとき五年度は才入面に大巾の増額をもとめることは極めて危険であり、税収、税外収とともに堅実な線にこれを抑制せねばならぬため区画整理、安里川改修等の基本的都市復興事業についてはこ

の際起債財源による特別会計を設けて一般予算とははつきり区別をつけ実施を容易ならしめたい。一般会計の面では不急の事業はできるだけ圧縮し基本産業の育成、衛生、社会福祉事業に對し意を用いた。

五四年度を通じて若狭町、前島その他旧市内の軍用地が関係当局の配慮により続々と開放の運びになつたが五五年度はこれら開放地の区画整理を早急に実施したい。那覇プロパー（那覇固有の）すなわち旧市内の復興を計り一日も早く市民を一号線のうち側に誘致したい。

次に五五年度戦災復興事業の一つとして安里川改修工事を新規に計画しているが、この工事は浚渫の土砂で河川の側面を埋立てるといふ一石二鳥の計画である。

五五年度には水道使用料の二割引下げ、市場使用料の一割値下げ、同時に各種産業団体に対する補助、基本産業の指導育成にも力を注ぐとともに、衛生、生活扶助など福利施設の面も留意市民所得の増加や消費都市より生産都市への転換をも講ずるかたわら、住みよい文化都市建設を図りたいと思つ。

都市合併／こゝ一週間が

”成否”のヤマ／当間氏
市長改選は嫌／編入には
応ぜられぬ真和志側

〔沖タ・朝 1954・6・19〕

来る九月に行われる市町村長並びに市町村議員選挙の告示は七月二十三日に行われる。これまでう余曲折を経て来た三市一村合併もいよいよ大詰に近づいた感じだが、告示までに余すところ三十五日、もし合併するにしても関係各市町村の合併申請準備と立法院への提案準備などにそれぞれ二週間を要するものとみて都市合併は成るも成らぬもこゝ一週間だといわれている。

十五日の当間、宮里会談では当間那覇市長は「首長改選はいやだから編入合併で行く」と言明したといわれ、真和志側を困惑させており那覇市議会には休会時をねらつて那覇市議員と話し合うため真和志議員が多数傍聴していた。

新垣真和志議長談

編入合併を受諾することは煮るなり焼くなり勝手に料理してくれということになるわけでこれをウ呑みにすることは出来ない。なんといつても人口十七万の都市ができるのだからその首長は全住民の投票によつて決

められるのが民主的な在り方だと思ふ。当間氏が大きな腹を示してくれたら住民は再び当間氏を選任するだろう。要するに今度の合併は当間氏個人の進退問題につながっているようだ。併し真和志は最後まで希望を捨てずに努力する考えである。

解説／対立する編入と対等 合併／合併の理想は「対 等」／編入少数が多数支 配の疑問

〔沖タ・朝 1954・6・20〕

首都の建設をひとつの目標として戦後再燃した都市合併問題は、ひとつは二市か、三市一村が区域の大小をめぐつて対立していたかのようにみえたが、最近那覇市側が編入吸収を強硬に主張したことによつて、にわかに争点は「合併の方法論」へ向きをかえてきたようである。一ではいろいろ複雑した政治的問題の伏在も考えられる事ではあるが、これを地方自治法の面からとりあげて、二つの相違点をみるとしよう。

…市町村自治法第三条には「市町村の配置分合又は境界変更は」関係市町村の申請に基き「行政主席が立法院の議決を経てこれを定める……」とあり、

市町村の合併はあくまで関係自治団体の自主的な意志表示を根本として始められるもので、対等的合併が理想的とされている。

市町村の配置分合とは市町村の区域の変更が市町村の人格の発生又は消滅を来すものをいい、それには普通次の四つの場合があげられる。

- 1、合併—即ち二以上の市町村を以て一市町村を新設する場合
- 2、編入—一市町村を他の一又は数市町村に編入する場合。
- 3、分割—一市町村を廃止し、その区域を分けて数市町村をおく場合。
- 4、分立—一市町村又は数市町村の廃止により新たに一市町村を設置する場合。

∴それでは対等合併と編入合併とはどういふ点で違うか、字句上の解釈からも大体の判断はできるが、まず行政面では対等合併の場合、関係市町村はその議決の後一様に首長、議會を解消して新たに設置される市町村の首長、議員を選挙するわけで、それまでの間、即ち新しい首長、議會および選挙管理委員会が選挙されるまでの暫定期間は関係市町村の協議により理事者を選任して行政執行に当ることになっている。この場合合併は勿論冒頭にあげた

よつに法的に処理される。

これに対して編入合併の場合は現にある市町村に他の市町村が吸収されるのであるから、規定により境界は自ら変更し、別に合併、分割および分立のような法律の手續を要しない。

更にこの場合、編入される市町村は解消して編入する市町村に吸収されるわけであるし、編入する方の市町村の首長はそのまゝ任期中留まることのでき、議會は吸収合併による人口の増加に伴う議員の増員分だけを選挙により補充されることになる。

∴合併の場合の財産処分は関係市町村の議会の議決を経て協議によつてこれを定めるが、協議がまとまらない場合は関係市町村の意見をきいて終局的には主席がこれを決める。

∴以上大体対等合併と編入合併の相違点であるが、現在の都市合併問題をめぐる方法論の良し悪しにふれることは別としても、一つだけ指摘できることがある。

即ち三市一村の人口は大体那覇六万、真和志五万、首里二万、小禄一万五千であり、もし那覇市の主張する編入合併が実現すると仮定した場合、那覇六

万の住民の意志が他の二市一村八万五千の意志を左右するという事になり、これは多数の意志が少数者により左右されるということ、地方自治或は民主政治のあり方からして本質的にどうかという疑問を生ずることになり、このよつな意見は相当あるようである。

本土の場合の実例

∴日本本土の場合の合併の実例からみるとこれを容易に実現させた方法として町村に一部事務組合、例えば学校組合、伝染病組合等を組織して隣接町村との意志の疎通、親密度を高めるといふ方法によりスムーズに合併を成らせた例が多い、又全部事務組合の設置による合併も実現を推進する方法の一つとしてあげられている。

合併問題に論議集中／眞栄

田・泉両議員渡り合つ／那覇市会

〔沖タ・夕 1954・6・21〕
那覇市議會は二十一日午前十時五分再開、直ちに当間市長の施政方針に対する質問に入つたが、その日の午前中はほとんど合併問題に論議が集中された。

まず質問のため城間副議長と議長を交代した眞栄田議員が「合併は都市経営

の面から検討すべきで、その根本となる財政力等からして那覇が他を編入するのは当然である。その点市当局が重要な資料を調査し公表しないのは怠慢である」と述べ、又「市長はもし眞和志が編入を蹴つたらどうするか」と質問したこれに対し市長は

「眞和志の出方がいいかゝならず編入を進め、異存のない関係市町村は編入したい」と暗に眞和志を除く二市町村の編入も考慮していることを明らかにした。

その間約四十分眞栄田議員が質問を独占したかた、野党議員はしばしば不満のヤジを飛ばしていたが、ようやく立ち上つた泉議員「合併問題は市民として出来るなら編入でも行きたい。しかし数字を並べ立ててかくの如く我々は金持ちだ、汝ら貧乏人ついてこい。では合併は成就しない(傍聴席から拍手) 合併とは地方自治百年の大計であり貧富も超越してこそ眞の合併が出来ると思つひびをつき合はして談合するのが解決の道であるのにそうもしないで相手は紳士的ではない、まして出来なければ他の二市町村を編入する等とは今日大いに慎むべきである」とやや昂奮した口調で論議しこのあたり議場

はやや緊迫した空気を呈した、かくてひる十二時昼食のため一旦休憩、ひる一時から再質問戦を行った。

真和志ノ“合併”足並乱れる？ / 議員が富岡市長らと会談

〔沖タ・朝 1954・6・22〕

原則二市の線から三市—それから遂に三市—村合併に変わるまで市民に対する公約を果すため都市合併をせむ実現しなければならぬという大きな共通の目標のもとに超党派的に歩んで来た真和志市議会も那覇市側の投じた編入合併の条件をめぐり遂に二つに割れた感がある。つまり、「編入合併に直ちに賛成することは出来ない」とする与党側と「編入合併でも良い」と主張する野党議員の二派に分れたわけだ。与党側は近く集りを持って検討するようだが野党側は二十一日夜六時から那覇市内某所に那覇市長当間重剛氏並に真栄田、城間正副議長を招き那覇の主張する「編入合併」について詳細な説明をきいた。現在のところ議会からみた「編入」と「対等」との勢力分野は編入反対十四名、編入賛成八名、その他一名となつているが、那覇市側ではいづれ真和志の動向には変化が来るかも

知れないとみているようだ。しかし、真和志議会と党議員の一部では編入合併は絶対に承服出来ないといった強硬論者もあり那覇の予想通りに状況が変わるかどうかが、数日間の動向が注目される。二十一日の定例議会では全体協議会を開いてこの問題を協議するかどうかということが出たが感情的にまづい空気をつくり出さないため延ばした方がよいという両派の意見一致により今週土曜頃にとり上げて協議することになった。

合併と三市一村の“力”くらべ / 財産では那覇が断然 / だが負債も筆頭を占める

〔沖タ・朝 1954・6・22〕

三市一村の合併問題は九月の議員改選を間近かに控えていること、合併実現にはその承認を必要とする立法院の会期が切迫していること等からもはや最後の段階に入っているがこの時、那覇側は「編入」の線をハッキリ打出し、問題は編入か、再び流産か、ということになつてきた。那覇は、
一、章典に首都は那覇と規定している。
一、政治、産業経済凡ゆる面から優位である。一、日本では都市合併とは編

入がほとんどである等から編入を主張しているのだが最も大きな理由は財政力の相違という点である。

しかし一方ではこういう考え方を「貧乏人はついて来い」といった金持ちの不遜な態度であるとし、それなら何故、さきに三市一村合併を決議したか、という意見もあれば真和志側のように「目前の財政力とか繁栄振りはそうだろう。しかし合併は都市の将来性といつたものを考えたとき必要ではないか。それに合併すれば那覇市民の負担過重を四市村民で分担することになり、むしろ得するのは那覇である」といった考え方もある。要するに今では関係市村の“力”が編入か、合併かを決定する要因となつた感じだ。では四市村の“力”はどんなものか、次に人口、面積、予算、財産など一覽表にまとめて見た。

これから見ると那覇は確かに三市村が束になつても三十倍以上の大金持ちだが借金もまた三市村の八十倍を背負っているのは流石である。

人口（カツコは世帯）

那覇—七〇、一五〇（一五、四四四）
真和志—五三、七七三（二三、三〇〇）
首里—二二、六五九（五、二五六）
小禄—一四、三九三（二、八四三）

計—一六〇、九七五（三六、八四三）
面積

那覇—六・七三平方キロ
真和志—二・四八
首里—五・七五
小禄—一〇・二四
計—三五・二〇

職員数

那覇—三二八。真和志—九三。首里—五八。小禄—二五。
計—五〇四。

議員数

那覇—二八。真和志—二五。首里—二一。小禄—一九。
計—九三。
五五年度予算（案）額

〔単位千円〕

那覇—一〇八、〇二八。
真和志—四〇、〇二五。
首里—四、一六八（ただし五四年度のもの）
小禄—四、六〇〇。
計—一五六、八二一。
五五年度予算市税総額

〔単位千円〕

那覇—三〇、七〇七。
真和志—一〇、二四九。
首里—二、六三一。
小禄—二、四一三。

計— 四六、〇〇〇。

同公益企業及び財産収入

(単位千円)

那 覇—二五、〇六八。

真和志— 五三八。

首 里— 六五九。

小 禄— 二。

計— 二六、二六七。

同市税の一人当り負担額

(単位円)

那 覇— 四五九。

真和志— 二〇四。

首 里— 一一八。

小 禄— 一〇二。

同才出予算額の一人当り負担額

(単位円)

那 覇—二、一〇〇。

真和志— 二六九。

首 里— 一八八。

小 禄— 二六一。

平均額— 七〇四。

五三年度徴税率

那 覇—七六・九%

真和志— 六五%

首 里— 七〇%

小 禄— 九〇%

市有財産

那覇—土地十六万八千坪。

建物四十七棟(延千七十九坪)

重機自動車十八台。有価証券七千二百十株。水道施設(評価三億)などで総計六億ないし七億円と推定。

真和志—土地二万五千二百坪。建物七棟(延百四十二坪)有価証券千二百五十二株。車輛三台などで総額二千二百四十万円。

首里—土地、建物、有価証券で総額六百五十九万円。

小禄—土地、建物その他で千三百二十万円。

負債

那覇—二次にわたる復金起債で計一億五百十二万円。

真和志—九十九万八千円

首里—二十八万円。

小禄—なし。

都市合併/市長並び議員の延命が真意/真和志の新提案に那覇は硬化

〔沖タ・朝 1954・6・26〕

昨報—三市一村合併問題に關し真和志側が「来る九月の市長並びに議員の改選を延長し一力年後に対等合併する」との新提案は那覇市側に極めて悪い印象を与えている。すなわちこれについて的那覇市議会筋の見解は大体、一、市長ならび議員の延命策としか取

れない。これが真和志の本当のハラではなかつたか。

一、そんなに都合よく立法措置がとれるものか、どうか、そんな無理をしてまで合併することはない、これによつて真和志は世論の支持を失なうであろう、等である。

要するに真和志の新提案は疑問視する向きも多いがこれで合併問題はいよいよこじれるのではないかとの見方が強い。

合併問題各首長に聴く/二次会談にどう臨む

〔琉新・朝 1954・6・28〕

三市一村合併を促進するため、去る二十日当間那覇市長宅で行われた三市一村第一次首長会談は那覇市側の「編入合併」を打ち出したのに対し真和志、首里、小禄の二市一村は「この問題については議会の意見もきかなければいかなないので第二次会談でまとめよう」と一応会談を閉じたが近く開かれる第二次会談を控え、三市一村の首長らほどのような提案をするのであるつか、卒直な意見を聞いてみた。

歩み寄ろう

当間那覇市長だんⅡ第一次会談でわれわれの編入合併方しんに対する三市

一村の意見は議会側との意見を調整してからとの事だつたが問題は真和志側がどうするかにかかつている。明日中に第二次会談を開きできるだけ歩みよつて早急に合併を行う考えである。

八月中に実現

兼島首里市長談Ⅱ第二次会談には今議会で可決した予算は五五年度一力年その市町村で消化すること。合併がいかなる方法をとろうか合併後の市長選挙は、これを行わずに議員の選挙は是非やつてもらい、合併の時期は八月中に是非行うよう呼びかけるつもりである。

判然言えない

長峯小禄村長だんⅡ赤峯議長が出張からかえらないし、また合併問題について全体協議会開いたこともないのでつきりしたことはないが大体合併には賛成のようだ。しかし対等合併か編入合併かということには私からはいえない。第二次会談は三十日の協議会後に開いてもらいたいと思う。

任期満了の者は改選/新市長選挙は一年後

宮里真和志市長だんⅡ那覇の編入方しんに対する真和志市会ならびに一般市民の声は「賛同できぬ」との空気が

う厚だ。真和志側の動き（編入反対）をそのまま首長会だんに持込んだ場合、問題が不調に終わることは明らかである。そのため、これをどうにか実現させるには、編入合併でなく合体合併の形式によつて、しかも那覇市側の意図を折込むことにあるとの方しんで新提案をねつてゐるが、最近市長室での茶呑み話が問題化して、那覇市側の批判を浴びていることはイカンに堪えない。

市長であるが、議員であるが任期まん了のものはすべてかい選されるべきことは民主主義の原則として動かし得ないものと思う。こう云つた原則から生れたものがつぎの内容のもので次期首長会だんに提案するハラだ。

合併の時期は八月一ぱい又は九月始めとする。九月の議員選挙は新しい合併後の議員として四市村を一つとした選挙を行い、執行機関は日本の町村合併法に準じて合併協議会をつくる。この場合、任期を満了した首里、真和志の両市長は改選されるのは当り前であり市長立候補者も一カ年間の任期を承知の上で出馬するわけだ。こういう方法を経て首長を罷めた関係四市村長によつて協議会は構成されるが、委員長は互選にしてこれを新市長選挙（一カ

年後）のときまで、行政執行の最高責任者とする。本土の場合、協議会の存置期間は普通三カ月となつてゐるが、これを一カ年間とすることによつて那覇市側のイトする所を汲み取るうといふものだ。即ち合併一カ年後に新しい市長を選ぶということは編入向う一カ年間は各市町村における当がい予算を執行するという那覇のいう条件に完全に一致するわけで、この提案なら那覇市、真和志の両議会や市民も受入れて呉れると思つ。

一社説 歩みよる都市合併

〔琉新・朝 1954・6・29〕

いつも感ずることであるが那覇の街が日々、綺麗になることはびつくりさせられる。目の前で見てゐるから異状なしと平気となつてゐるが、一年、半年前をふりかえつて見ると著るしい都計の前進がわかるのである。那覇署前から税務署前までの道路の拡巾工事が竣工し、ひきつづいてガーブ橋までまたたく間に出来上つて今では街路樹が芽をふいて都市としての風情をそえて来ている。それに十日前に蔡温橋とむつみ橋（旧名ガーブ橋）のか橋工事が完成し、両橋かんの家屋立退き問

題も市と所有者側で円満かい決を見てゐるので直ちに着手されることとなる。合併問題に比すれば都計はまことに順調な進捗ぶりである。先日來、与儀の中央農指東部の相思樹の森が切り開かれてゐるので、はじめは農指側の施設か、真和志市側の移動地かと人々を案じさせたが宮城森に造築される主席公館とわかつて何れも安どさせたいうである。中央農指敷地は大那覇市のスポーツセンターとして予定されてゐるので、ここにいろいろの構築物を許してはいざ工事になつては種々の物議をかもし計画どおりすすめることが困難となるからである。那覇市の幹線の一つである神里原通りや開南通りなどはバスやトラックがひん繁に往来するようになつてからは道路の狭あいを痛感する。しかし建物が立ちこめてからは簡単に拡張工事が出来るものではない。

都計の進行ぶりに比して都市合併は難航を來たしてゐる。真和志市が虚をつくように提唱した三市一村合併を、那覇市としては「受けて立つ」という表現をかりるほど試しみた感じを与えたものである。当間市長の、イスにはこだわらないという感想は率直なものであつたが側近や与党側としてはそ

うは卸さず、ついに編入合併という条件を持出して來た。条件を持ち出したらきりがなく困つたことであるが、三市一村とも合併の線は堅持してゐる。本社記者が関係市村長の意見を徴したところによると、当間那覇市長は「今明日中に第一次会談を開きできるだけ歩みよつて早急に合併」を行いたいといつており、兼島首里市長は「合併が如何なる方法をとるうが合併後の市長選挙はこれを行わず議員の選挙は是非やつてもらいたい」と実現性のある意見をのべ、長峯小塚村長は議会の全体協議会を開いてないとして意見をひかえてゐる。宮里真和志市長の意見は詳細にわたり「市長議員を通じて任期満了者は一切改選とし一カ年後に新市長選挙を行う」というもので相当譲歩し具体性を持たしてゐることは注目されよう。これが第二次会談で何んな反響をよぶか、また何う調和されるかは興味があるが、各自が私心を去つて自己の説にとらわれずに合併の実現を期す立場をとつて欲しいものである。

きくところによると編入論者は合併を遷延せしめて市村議会議員選挙を行い、しかる後に編入と来るのではないかとの疑念を、他市村に抱かしめてい

るとも伝えられている。もしこうした策謀に出るとすれば首都建設という歴史的事業を阻む輩といわねばならぬ。市長としてもかかる虫のよい要求まで代表すべきものではない。また合併せずして議会議員の選挙を行うならば他市村議員としても居座わることとは当然なこと、かくては合併が四年間あるいはそれ以上おくれることは火を見るよりも明らかだといえる。今が四市村の合併を決する上にもつとも好機というべきである。この機会を逸することなく四市村長および議会が自己の打算をはなれ善処すべき時だと考える。

近日中に開かれるであろう第二次会談は如上の意味において注目されるわけであるが、兼島首里市長という合併後市長選挙は行わず、議員選挙は必ず行うという線は最後の線として堅持されねばならないであろう。関係各市長の理解と善意と、そして勇気をもつて当ることを望んでやまない。

都市合併、首里が折れる

〔沖タ・朝 1954・6・30〕

三市一村の都市合併問題は那覇市側の二市一村を吸収する編入という態度に真和志市側が硬化、四首長会談などを

開催して事態の收拾に努めようと話合いが進められているが、主導権を握る那覇、真和志が折合いつかず、注目されている。この行悩み状態に対し、二十九日首里市兼島市長と大山市会副議長の両氏はひるすき、那覇市役所に当間市長を訪問「那覇市の方針に賛同、九月一日を期して合併したい」と首里市のこれまでの真和志市を憚かつた態度を打ち切つて編入合併大いに良しと申し入れて来た。丁度那覇市では市会開議中であり、開会後直ちにこの問題について全体協議を開き、全員一致（四名欠）で首里市の申し入れを受け入れ、今までの編入合併を「那覇市を二市一村に拡張する」と言葉に云い替えてあくまで編入を固持するという意志を固めた。これにより、真和志市の今後の出方が注目されるが、そのまゝ編入合併となれば九月一日を期し合併、三市一村の各市町村議会を解散して市会議員の総選挙が行われる。真栄田那覇市会議長談「今までのごたごたを御破算にして首里、小禄が那覇の意向に同調しており真和志にも努力を呼びかけたい。」

依然結論に至らず／注目される真和志側の態度

〔琉新・夕 1954・7・1〕

合併が編入かでもみぬいている三市一村統合問題の行詰りを打開する意図の下に開かれた四首長会談はきょう一日午前十一時から那覇市役所市長室で非公開のうちに約一時間にわたつて続けられたが、統合問題については依然として結論を得なかつたもようである。当間那覇市長は会談終了後首長会談を代表して記者会見を行い、次のような談話を発表した

「宮里市長から真和志市会 編入に反対する意見も多いことの説明があつたがこれは予想されたことであり宮里市長に真和志市会に対して編入の方しんの下に折衝を続けてもらつよう要請した」

宮里真和志市長は記者団の質問に対して言明をさけていたが二、三日中に編入に対する市会の意向を調整することになつているもようだが、当間那覇市長は「七月下旬には各市町村とも選挙告文があるのでその前に統合問題に関する最終結論をだしたい」とのべているので真和志市側の意向を確かめた上で一週間以内に再び四首長会談がもたれるもようである。

首都建設へ援助を／那覇市会、政府へ要請

〔沖タ・朝 1954・7・3〕

那覇市議会の真栄田、城間両正副議長は二日午前十一時、行政府に比嘉主席を、立法院に平良議長をそれぞれ訪問、都市計画事業に対する政府補助を要請した。これはさきの市議会で「都計事業に対し日本では国、県の負担（国は五割補助）をハツキリ謳つてあるが政府の都計法では”予算の範囲内で援助することが出来る”としか規定していない。この点、補助を明りように義務づけるよう関係筋へ要請する」と決議したことによるもの。なお両氏は那覇が首都である点を強調、政府の首都建設面に対する援助を特に依頼したようだ。

真和志市会／16対5で「編入」をける／都市合併、ついに破算？

〔沖タ・朝 1954・7・4〕

都市合併問題について編入か否かをめぐり真和志市会の最終意志を決める全体協議会は三日ひる一時半から市会議室で開かれ、百人を超えた傍聴人の中には首里市の久高・大山正副議長、那覇の安里・系数両市会議員はじめ市内

各区長の姿が見受けられた。約一時間半にわたつた各議員の意見開陳のあと三時半いよいよ採決が行われ、十六対五で編入合併は否決された
協議会は宮里市長の経緯説明（約三十分間）に始まり編入合併側とその反対側からそれぞれ次の意見発表が行われた。

町田 合体合併でも編入合併でも那覇に遠く及ばない。まげるべからざるをまげ、ゆずるべからざるを譲つたのだから更にゆずつて編入でも合併を実現したい。

高良 真和志は自治体として運営に支障のあることはないと確信する。又真和志は生産地域を持つており、人口も多く勤労大衆を以つて形成されており、財政上からも那覇より力強い。

「合併したくない」ということをえん曲にあらわしたものが那覇の編入合併提案である。

那覇市会は日本における合併はすべてが編入だといつているが昭和七年に尼ガ崎市（当時人口六万）と小田村（人口四万）が合併したのは合体合併だった。併しこれは名称だけは尼ガ崎としたものだ。このような事実があるにもかゝらず合併は編入が普通だというのは一体何のためだ。私は合体合併な

らいつても賛成だが編入には真向から反対する。

新垣議長 自治体成立の三大要素は地域、人口、財政力である。那覇市は本市に比較し財政力の優位をもつて編入絶対を看板としているがこれは一部をもつて全部を推論するものでありその考え方は力をもつておし切ろうとする独裁政治の理念である。私が編入合併に反対する理由は次の三つである。

現那覇市長が編入によつて合併後の新市長に納まることはよろしくない、六万市民から選挙された市長が十六万市民の上に乗つかるといふ事は民主政治の基本理念をゆがめるものである

那覇市は十一億二千八百万円にのぼる膨大な都計事業をすゝめつゝあるが那覇市の償還財源の確実性は科学的に立証されていない。編入は那覇市の膨大な都計事業費がそのまゝ吾々の頭上におおいかぶさり二市一村の住民の負担が増大する公算が大だ。

対等合併により得られた新市長、新議会によつてのみ吾々の生活に直結する適正な各種条例、人事行政機構の適正規模が打ちたてられるもの

と確信する。

久場 編入合併が合体合併かにより合併実現の岐路に立つている。住民は一日も早くと合併を望んでいる。復興には財政力の裏付が必要、真和志復興には四市村の財政力を結集すべきだ。那覇、首里、小禄の線に同調して編入を主張する。

宮里真和志市長談 当分合併問題を断念しなければならぬことになつたといふことは誠に残念だ。真和志は市の立場から市政を益々強化し合併によつて市が繁栄することを期待している。市民に対しては真和志市として実現して行く考えだ。

一切手を引く
当間那覇市長談 ことごとくに至つてはまことに止むを得ないと思う。反対議員達が人民党の瀬長、島袋氏と工作をしてこつという事態に持込んだといふ報告も受けているしこれではこちらが断るのが当然だろう。今後この問題から一切手を引くつもりである。

徴れぬ琉大の敷地料/首里市

当て外れて困惑

〔沖タ・朝 1954・7・4〕

琉大用地に接收されている首里城跡は首里市有地であるが、今日まで琉大側

から土地使用料の支払いが全然ないため市当局では何とか善処して欲しいと訴えている。

問題の土地は琉大校庭の敷地と女子寮敷地の二カ所、二万三千坪で一坪一円としても市財政のとほしい首里市にとつては大きな財源とみられているだけに関心も大きいようだ。

現在琉大側で使用している土地は同大設置に先立つて一九四八年十二月、極東軍司令部琉球局長ウヱツカリング准将が来島視察の際、琉球の政治と教育に縁の深い地として指定したものであるため土地使用は既成事実になつているが、一九五二年群馬条令で土地所有権が確認されてからは、首里市としてこの条令に基いて賃貸契約を結ぶべきだといふ見方に立つて今日まで琉大当局をはじめ民政府側とも再三折衝を繰り返してきたが、何等満足する回答がえられず、三月に開かれた琉大理事會でもこの問題は保留という形になり、とうとう五五年度予算にも計上されずにいる。

兼島首里市長の話「琉大側で支払う意思があつても、民政府の承認が必要になるので、情報教育部のデイフエンターファ氏とも話してみたが、民政府側では学校用地は市町村側が無償で提

供すべきだという考えをもっているよ
うだが、実際問題として首里市では小
学校の敷地も私有地を買収してやつて
いる位だから、これに当てる位の使用
料は払つても良さそうだ。

胡屋琉太学長の話「琉大側としては
土地使用料を払いたいと思つても、わ
れわれの一存ではどうにもならないの
で研究中である。

都市合併よ何処へ？／編入

と対等で折合いつかず

〔琉新・夕 1954・7・4〕

三市一村合併による首都建設について
話し合ひは那覇市の主張する編入合併案
に対して、首里市、小禄村がこれに同
調し、二次にわたる四力市村首長会談
で真和志市側のみ対等な立場で合体合
併を主張して譲らないため暗礁に乗り
あげたまま、三日午後一時四十分から
開かれた真和志市議員の全体協議会に
一るの望みが囁かれたが、当日の編入
合併か合体合併かについて議論沸騰、
ついに十六対五の大多数で編入合併を
一蹴、ここに四市村民待望の都市合併
がフイになり、真和志市は”ひとりわ
が道をゆく”態度を決すれば、那覇、
首里両市長は二市一村合併も辞せずと
の見解を表明し、当間那覇市長は”人

民党と協調する真和志市及び真和志市
議会ならこつちからご蒙る”と強硬
な態度に出るなどで、三市一村合併に
よる首都建設も当分お預けの形になつ
ている。本社では三市一村民に真和志
市及び同議会、那覇市および同議会の
態度をそれぞれの立場からその是非を
きいてみた。

識者の意見聴く

世論化が必要だつた／山田有幹氏

談

三市一村の合併問題が御破算になつた
のは合併に対する各市民の気持が自分
の市、他の市というように一致してい
ないところに原因がある。合併が必要
ならなぜ合併しなければならぬか当
局は市民によく説明し、合併の必要を
世論化しなければならぬかつたろう。
三市一村の市民がいわゆる市利市欲を
すてない限り合へいしてもうまくいか
ないだろう。

もつての外／編入が当然／山里永

吉氏談

私はこの問題が起つた最初から編入論
旨で対等な合併をすべきではないと考
えていた、ニヶ崎市と那覇市では問題
が自から違つ、那覇市は沖繩の首都で
あり、政治、経済、文化の中すつであ
り、首都の面目にかけても当然隣接市

村は編入すべきであると考え。真和
志市側では市長選挙がねらいであるら
しいが、現在の処当間重剛氏を置いて
他に大那覇市々長の適任者はいない、
合へいにもつていつてまた市長選挙な
どというみえすいた策謀を民主政治と
考えている者があるとすれば、それら
は大那覇市建設のガンにこそなれ、何
等大那覇市復興に益する者でないこと
をここではつきりいつておきたい。

合併が善策／真和志の態度は遺憾

／竹内和三郎氏談

合併問題は那覇、真和志、首里、小禄
と三市一村それぞれ自らの行き方があ
つたと思つが一般市民我々として考え
させるのは形式にとらわれることなく
実を結べば良いと思つ、吸収にする編
入にする感情を抜きにして早急に合へ
いすることが善策である、方法ろんに
とやかく云々することは愚人のなすさ
たである。この意味から真和志の否決
は残念至極だ、真和志としては真和志
だけで健全な行政が出来ると思つてい
るかも知れないが実際に那覇市なくし
て何の行政をなすことが出来よう、こ
ういつた重大な問題は市民投票にした
方がよいと思つ（食糧会社々長）

大局的視野で世論に聴け／上原義

弘氏

三市一村合併については人みなそれぞ
れの考え方があり、那覇市のいう編入
合併にも、真和志市のいう合体合へい
にも一理はあるのでこれについては何
ともいえない。たゞ私の考えとしては
市民の福祉という大乗的な立場でゆず
りあわねばいつまでも首都建設は実を
結ばないと思つ。基地沖繩の国際性か
らも外来者にみせて恥をかゝない都市
はつくるべきだが、そうかといつて二
市一村合併ではすつきりしないものに
なり、国家百年の大計ともいつべき首
都建設をするなら、はじめからすつき
りしたものにしていつた方がよいと思
つ。政治向きのことはよく知らないが
私としては国際的地位の高まつた今日
の沖繩で、折角これから実を結ぼうと
する首都建設が”乃公の言いつが通ら
ねば市民の福祉やせろんはどうでもよ
い”という態どはよくないと思つ。

〔日琉畜産、ホテル琉球社長〕

一社 説一

飽くまで歩み寄れ

〔沖夕・朝 1954・7・5〕

三市一村合併による首都建設の期待が
またまた一頓挫をみせるに至つた。那
覇市の編入合併（首里市、小禄村同調）
の方針に対し、真和志市では三日市会

全体協議会を開き種々討議の結果、合体合併十六、編入合併五で那覇市の提唱する編入には応じない態度を決定した。この事態に対し宮里真和志市長は「まことに残念である」とし「当分市政の強化に尽瘁していく」と語り、当間那覇市長は「今後、真和志との合併問題からは手を引く」と述べている。

これで、地域的にもまた市民生活の上からも、もつとも早期合併が望まれている那覇・真和志が一つになるということは完全に棚上げされた恰好である。がしかし、真和志の今回の編入否決は、合併そのものを否定したものでなく、宮里市長も、合併によつて繁栄は期待されるとして今後問題を残しており、那覇の当間市長の「手を引く」というのも、人民党などの策動（事実かどうかわからないが）に乗せられて編入反対をするようでは、こちらからお断りだということからきているように、われわれは問題がここまで来てもなお、真和志を含めた都市合併への期待がなくなつたとは思いたくない。那覇市側には、真和志が応じないからとして首里と小祿のみを編入する意向もあるようだ、真和志を飛び越えて首里を吸収するといつても実際に同一地域の形態をなしている真和志を抜い

ての都計、首都建設は甚だ不自然である。そこでわれわれは飽くまで両市の歩み寄りを望みたいのである。

編入合併と合体合併のそれぞれの主張をせじつめると、結局「市長の問題」に帰するようだ。真和志側の編入反対の主なる理由は、那覇六万市民に選ばれた市長が、合併後の十六万市民の上にもそのままでのつかつていこうとするのは民主政治の基本理念をゆがめるものだというにある。もともと都市合併はその地域の経済的發展と行政上の便宜のために行われるべきもので、市長の椅子の奪い合いで、その本義が忘れられては困るのである。三市一村ともに昔からの伝統や政党の地盤関係もあり、とかく政治的取引きが出てくることもやむを得ないが、那覇・真和志の合併方法に於ける対立は、もつぱらそうした政治的かけ引きや権力争奪にあると言える。

だが一面、この事は合併の本旨、所謂根本的な問題ではないところに、合併への期待がなお持続されるというもので、それだけに政府あたりが超党派的に、純粋な行政上の助言という立場から両者の和解に一役を買つて出れば、硬直した問題も案外一気に解決をみる可能性があるともしえるわけだ。

真和志側の主張のように、三市一村が一つになつたら、市長も議員も、合併後の全市民によつて新たに選挙されるべきであるということは民主社会では、常識的である。これは行政合併の市では何よりも合併市村民の融和が大切であり、新しい市固めの精神統一のためにも肝要なことである。したがつて真和志側も強いて対等意識で押さずに一歩退いて那覇市を主体とする編入合併に同意し、また那覇市側も合併の事務的処理が一応終つた頃には市長、議員自らその地位を新市民の意志に問う条件で大乗的立場から歩み寄るべきであろう。

一市一村は那覇市の編入に賛成している。問題は真和志だけである。ここまで来て、永年その合併を企図し、努力を傾けた那覇市が、戦前も戦後も専門家をわざわざ招聘して得た都計の結論「適正規模」を放棄していい筈のものではない。相手を進んで説きふせ、懸案を成就させる一層の努力こそ望ましいのである。われわれはたとえ首里・小祿は次ぎにしても、那覇・真和志は速かに一つになるべきだとさえ思つ。現在沖繩の首都といえ、それはこの両市を一つにしていえることである。その両市がに

らみ合つては利害関係が相通する一般両市民が迷惑である。

当間那覇市長の「真和志が編入に反対した背後には人民党の工作があつた」という談話に対し、真和志側は事実無根だといひ、何かの魂胆の下に政治的圧力を加えさせようというものだと憤怒しているという。軍から赤ときめつけられては人民党が肩を入れているといえば正論もそれなりには通らなくなる、そういう最近の傾向を、この合併問題にも利用されるとあつては大変なはなしである。が同時に自治体が斯る政党政派によつて左右されるとあれば、それこそ大ごとである。双方とも権謀術数を捨て、頭をひやして如何にすれば歩み寄り、合併を実現させるか、慎重な態度で再考して貰いたいものだ。

痛烈な市政批判演説会／合

併は全住民の関心／昨夜

那覇高で飛入りで盛況／

三市一村実現せよ

〔沖タ・夕 1954・7・5〕

那覇市会野党側の主催する議会報告演説会は四日夜八時より那覇高校々庭で開かれ聴衆約七百名が集つた。弁士には市会議員喜久山朝重、儀間真喜、宜

保為楳、糸数昌秀四氏が登壇、那覇市の市政批判議会の報告があり、引続き一般市民の自由登壇となつたが前市会議員島袋嘉順、市政研究委員宮城無々、三島英明三氏の飛入りがあつて痛烈に市政を批判するところがあり十一時半散会した。

喜久山議員の司会で演説会は進められ那覇市政と合併問題をめぐり当間那覇市長及びその与党に論難の矢が向けられた。喜久山議員は「当間市長は今後合併問題から手を引くと新聞談話を発表しているがこれは市民への公約を放棄するものでありその信念の程をつたがうものである」と当間市長の合併に対する不熱心をせめ「真和志の編入合併拒否を人民、社大両党に責任を転嫁しているがこれは悪らつたる言ひであり、ゆるせないことだ」と激しく訴えた。

続いて儀問議員は「那覇の提案した編入合併は十八日会メンバー十八名が市長宅に集つて決めたことである、市長宅でこのような重大問題を密議することとはゆるされるか」―拍手―聴衆からは弥次一つ飛ばない静けさである。宜保、糸数両氏に次いで司会の喜久山氏から一般市民の飛入り登壇を歓迎の呼掛けがあつて島袋嘉順、宮城無々氏ら

が壇上に立ち痛烈に市政と合併を批判、演説会は主催側よりも飛入り側によつて生彩を加えた感があつた。その演説要旨は次の通り。

宮城 合併問題について奮激のあまりに一市民として立つた。都市合併は三市一村だけの私益ではない、全住民の関心事である。真和志は面子をもまげあえて那覇の主張する三市一村の線までもつて来たのである。当間君は法律家だから彼が編入というともつとも聞える。真栄田君は当間君の一の子分だから同じ調子だ。

これは七万那覇市民を馬鹿にし七十万住民を愚弄するものである、今後合併問題からは手を切ると云つてているが市長のイスとも手を切るという言葉があちている。(拍手)

又吉君の遺志をつぐと公約したが、これは投票サギと云うものだ。九月までには三市一村合併を実現して貰いたい。小祿、首里に編入でよいというならむしろ那覇にとつては有難い事。併し真和志が対等合併を主張しているのだから真和志とは対等合併でやつたらよい。当間君の猛省を促し、市民の熱意を結集すればこの九月合併を実現することが出来る。

島袋氏 編入拒否は人民党の工作だ

という当間市長の談話は良識ある真和志市民の反撃にあい全住民からそのフアツシヨ的陰謀は見抜かれるであろう。

メモノのべつ幕なしの折衝/離合
集散生みの悩み

長年にわたる懸案であり三市一村はじめ全住民の期待と注目をあつめた都市合併は真和志側の大きな譲歩によつて三市一村の足並も見事に揃いこの調子では九月頃には新生都市が住民の祝福のうちに誕生するかにみえたがその後那覇市が編入合併を主張した事から再び流産いま那覇市は編入合併の主張により首里、小祿を編入するといった立場に立つて再び工作は進められたが、この程真和志は編入反対を市会で決議、これにからんで両市長(宮里真和志、当間那覇市)の間にやりとりが行われ、今や、合併問題は思わぬデッドロツクに押しあげられてしまつた又吉市長以来すゝめられて来た都市合併への歩みを反省する意味で、これまでの動きを次のようにメモしてみた。これが合併への仕切直しのきつかけともなれば幸いというのもの。

五二年 八月十一日、真和志議会那覇市へ合併問題懇談申入れの件全会一

致で賛成。

八月十二日 真和志、首里両市より那覇市へ合併問題懇談申入れ

八月十三日 那覇市役所で合併懇談会を開く。那覇側から又吉市長、真栄田議長、首里市側から兼島市長、久高議長、真和志村から宮里村長、新垣議長が出席。「二市一村合併研究委員会」の設置を決定。

九月中旬石川博士来島。

十一月十五日 真和志議会戦後那覇市管内に入つている真和志村の行政区域を五三年一月一日をもつて真和志に返還せよと決議。

十一月十五日 「第四回二市二村合併研究会」ひらく「首里、真和志、小祿の五三年七月一日合併意見」と「那覇の五二年七月―五四年六月までの間に合併するとの意見」が対立する。表決により休会決定。

十二月十八日 那覇市政研究会の面々が真和志を訪れる。

十二月二十二日 那覇市政研究会合併促進に対する請願書を関係市村及び那覇市長及市会へ提出。

五三年八月二十日花城那覇市都計課長渡日東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各都市を視察、石川博士と打合せ。石川博士二市二村を再度強調。

十月一日 真和志村市へ昇格。
十一月十四日 当間市長記者会見で合併は三市一村により五四年九月であると語った。

五四年一月三日—当間市長御用始式の席上「三市一村合併を任期中に実現したい」旨新春第一声を放つ。
一月二十一日 那覇市会三市一村を可決。

五月十七日 真和志市会三市一村を決議、声明書を発表。
五月二十七日 正副議長会談を行い九月合併実現を申合す。

五月三十一日 真和志都市合併促進折衝委関係市村を訪問、正副議長会々談話合つ。

六月六日夜 与党議員クラブ三市一村合併意見交換で吸収合併の線と申合す。
六月八日 真和志議会代表主席、立法院を訪問「三市一村合併に関する意見書」を提出。

六月十五日夜 当間市長宮里市長新垣議員を自宅に招き編入合併を呼びかける。
六月十八日 立法院行法委が行政主席に合併への勧告要請を決定。

六月二十日 当間市長宅で四首長会談那覇吸収の線を打出す。

六月二十一日夜 真和志協友会議員当間、マエタ城間と話し合い編入合併について説明をきく。

六月一日 那覇市役所で第二回首長会談。真和志側態度決らずもの別れとなる。

六月三十日 首里市長大山市副議長当間市長を訪問「九月一日に編入合併」したいと申入れる。

六月三十日 小禄村議会編入合併を決議直ちに折衝に入ることになった。

七月三日 真和志市会十六対五で編入合併を否決。

早くも編入への動き／首里 ・小禄那覇へ促進申し入れ

れ

〔沖タ・タ 1954・7・5〕
真和志の編入反対で合併問題は新しい展開を見せることになった。

那覇市では五日いよいよ首里、小禄のみを編入して新首都の建設に邁進するとの方針を決め、その時期は九月一日とし本月中はまでに編入の告示が行えるよう必要な諸手続きを早急に進めることになった。

これらは四日、小禄村の赤嶺議員ら議会代表三氏及び同村出身の長嶺秋夫立法院議員が那覇側を訪問、「真

和志が抜けても予定通り九月までに編入を実現されたい」と要請。

一方、首里の兼島市長も五日朝当間市長を訪問して真和志の態度確明以後の情勢判断、今後の見通しなどについて協議。

「首里としては六日の全員協議会で はつきりさせるがすでに編入の線にきまつている」

ことをうながしたなど、活発になつてきた小禄、首里側の動きに答えるものによつた。

那覇、首里、小禄村の二市一村合併が実現すれば、人口十万七千、面積二十二平方キロ、職員は現在の六十八名から三十名に圧縮される。

当間市長の話 今月中ばに編入の告示を出して貰い、九月一日に実施、九月の第二日曜（十二日）に新議員の選挙が行えるようすみやかに諸手続きを進めたい。

三市一村合併の失敗（上）

真和志市会議員 町田宗永

〔琉新・タ 1954・7・7〕

われわれは十六対五という、極めて少数で敗れた。しかし、決して悲観も樂觀もしていない。というのは結果において、私のおく測どおりの始末に終つ

たからである。七月三日を期して三市一村編入合併の線は一応ご破算におわつた。何故そうならなければならなかつたか？そのいきさつをのべて関係市村民の疑惑を解くこともあえて徒爾ではあるまい。去る五月十七日、突然高良正文議員ほか五名からなる市議の発議によつて召集通知に接したのが今度の三市一村合併だつたのである。如何にもこれは不思議だ。最初は自分の耳を疑ぐつたくらいである。何故ならば今まで一市一村合併を強引に主張してきて関係市村を散々手古摺らせた当の議員諸公が、どうした風の吹きまわしか、心境の著しいひょう変ぶりか、実に意外と云えば不思議な出来ごとであつた。ところが矢張り割り切れない気持がなお残つたのは、議場出席まではお味方議員以外、内容は飽くまで秘密に付されていたことであつた。吾々同志議員一同は不審に堪えず何故こんな重要な合併問題を議するのに秘密にする必要があるのか、先ず議会で説明を聞くまでは未だ未だ安心出来ない気持で議場に臨んだ。ところが説明を聞いてみて成る程立派な声明書で（この声明文は既に新聞やラジオで放送された）一人の人民党を除いては何時に見られない和気あいあいの雰囲気のうち

に満場一致可決された。早速交渉委員は選こうされ関係方面への交渉開始となつた。今日までのイキサツを熟知し、散々に手を焼いた筈の那覇市議会および那覇市民にしてみればこの真和志議会の百八十度の急転回ぶりは本心かそれともケレンが策動か眉につばをつけ、眼をみはつたに違いない。案の定、那覇市側では裏にカラクリでも仕掛けてはいはずまいか、流石に用心深く構えて交渉は遅々として進捗せず、遂に第二回には立法院や琉球政府にも運動すべく、第二回目の交渉委員は別に選考することとなり、今度は民主党系の議員四名に議長を加えて、比嘉主席、立法院、那覇市長を訪問した。殊に当間市長に対しては真和志市側は裏に政治的かけ引きは何もないことを誓言した。那覇市側では十八名の議員が非公式に集合して吸収合併を申し合せたというのを聞き、早くも船を暗礁に乗り上げるのではないかと、一まつの危ぐの念を感じぬでもなかつた。結果はかくして前述の通りである。

二市一村合併の失敗(下)
真和志市議員 町田宗永
〔琉新・夕 1954・7・8〕
只遺憾ながら現在の真和志市議会の置かれた立場から述べるとすればウロ覚えの空論に過ぎなくなる。議員としての私の表情を卒直に訴えることを許されるならば、折角九じんの功を一きに欠きたくないということである。もつと卒直に具体的に云えば、首里、小禄の落伍者になりたくないという一点である。恐らく今日の状態をそのまま持つていくとすれば、こゝ二、三年を出でずして旧首里、小禄市の急激な首都としての発展と飛躍が現実となつて確答してくれるであろう。わが市民諸賢は二、三年後に取り残された真和志市の貧弱と見違える位進歩発展した首里、小禄と対照される日まで忍従する事に堪えられるかどうかである。只吾々は現在の真和志全住民の眞の福祉増進を希念して名も実も地位も全然念頭におかず、実に就くことを念願したい。一言申し添えておきたいのは那覇市側が提唱する吸収合併は、現当間那覇市長を任期間後三年をそのまま大那覇市長として、早速九月に行われる市議選挙には全部から選出す機会が出来るまでの暫定処置として那覇市の条

令を残すと云う点以外は皆対等であり内容に何も変つた事はないのでありまして以上が合併に対する私の感想であります。

首里編入合併に歩寄る／当

問氏を交え全員協議会

〔沖夕・朝 1954・7・9〕

真和志市議会の編入反対決議以来これまで合併問題については三市一村の歩み寄りを強調して来た首里市がどういう態度に出るか注目されていたが八日午後四時、首里市議会の最後の態度を決めるため全員協議会を開き、特に那覇市側から当間市長、東江財政課長らを招いて編入に伴なつて起るいろいろの問題についても相当突込んだ質問を行った。全体の空気としては真和志側の歩み寄りを希望しながらも、一足先きに二市一村の方向へ動き出しているようだ。

(当間市長挨拶要旨)

地理的に隣接しない市町村の合併が可能かどうかはしばしば言われているが、隣接地であることは合併の要件ではなく、特別の禁止規定がない限りできると確信している。しかし、実際問題として新那覇市の市街図を描いてみると真和志が入りこんでいるので恰好は悪

いが市政の運営上何等支障はない。現行の各市町村条例は多少の差異はあるが、編入と同時に首里、小禄の条例は当然失効するが、そのまま適用できないところは話し合ひで調整できる。区長制は廃止して行きたい。

(当間市長との質疑応答要旨)

問—編入の時期は九月一日になるが、七月下旬には市町村議会議員の選挙告示が出るので、各市町村ではこれに基いて告示をすることになるが、この告示を延期することができるか？

答—那覇市側では二十日ごろまでには小禄、首里の編入を申請し、主席の認可を得て、早速立法院で決議してもらうよう進めている。選挙の告示前に編入の告示が出れば首里、小禄の市の機構は法律上なくなるわけだ。

問—小禄、首里の編入後も三市一村の実現に努力するか？

答—真和志側では自分が賛成しなければ、首里はついて来ないと言っているようだが之は単なるセスチャーに過ぎない。然し那覇市側では真和志を是非入れたいところだ、人民党の諸君が権力でもつて編入を強行していると批難しているが、各市町村の自主性を尊重してやつてから批難は当たらない。問—編入後の小禄や首里の出張所長の

権限はどうなるか？

答—地域が狭いので出張所を設ける必要があるかどうか疑問だが、いずれにしても市長の決裁を要すべき事項は出張所ではできないし、戸籍原簿だけはどうしても一カ所に備える必要がある。

問—那覇市側の起債の償還計画は？

答—浄水道、市有地使用料、市場使用料などの収入で償還する。

問—編入後の政策は？

答—小禄は基地経済という点を考慮する必要がある、首里については観光、文化的な面からみた市の構成を考えるべきだと思うが、その点はむしろみんなの意見を聞きたいところだ。編入後は当然吏員の減少は覚悟すべきであるがこゝ一年位は現状のまゝで行きたい。

真和志も一緒に編入へ／首里市で合併公聴会開く

〔琉新・朝 1954・7・10〕

編入が対等合併かについて首里市民の意見を聞くことと首里市では九日午後五時から城西小学校で約二時間にわたり公聴会を開き十日午後四時から開かれる首里市会全体協議会の資料に供したが当日の主な発言はつぎの通り

仲里朝章氏「民主主義の建前から当然新都市の市長選挙は行うべきでその点対等に合併すべきである

仲宗根源和氏「合併でも編入でも実質的にはなんら変りはない、当間市長の退陣を求める必要があるならば新議員が当間市長を不信任することによって果せるだろうし、また当間氏はあと三年の任期一ぱいはつとめないで一年なり半年なりで改選することも可能と思う、このさい首里市としては面子にこだわらず編入に直進すべきだ

その外多数の意見がのべられたが大体の空気は真和志も一緒に編入の態勢をもつて進むべきだとする意見が圧倒的多く首里市会ではきよの全体協議会でこれを参考に討議するか結論には至らないもよう。

編入合併に落付く／首里市会全員協議会で

〔琉新・朝 1954・7・11〕

首里市会では九日の公聴会に引続き十日午後五時から約二時間にわたり合併問題についての全体協議会を開いた、開会と同時に渡嘉敷議員から「昨日の公聴会の結果は合併反対であった」と発言したことから一時波乱を予想させたが儀保、知花、石川、大山議員から

今度の機会を失つては二度と合併の時機はめぐつてこないし公聴会における市民の意見も編入に対して絶対反対というほどのものはなく、主に面子にこだわつた感情論で参考とすべきではない、と編入に賛成の意見をのべ大多数がこれに賛成したので首里市会では久高、大山正副議長、佐久川、嘉数ソルの四議員が十二日午前中に真和志と合併問題で同調できなかったことを報告する意味で真和志市をおとすれ同日午後四時から開かれる協議会で正式に首里市的那覇市への編入を決議することになった。

真和志の了解を求め／首里市会編入の腹を固む

〔琉新・朝 1954・7・13〕

首里市会では十二日午後五時から全体協議会を開き十日の協議会で決定し、久高議長以下三議員の真和志市訪問について久高議長から報告があり更に編入問題については万全を期するためまだ編入に対して腹の決まっていない議員は十四日まで区民の声を聞き十五日の本会議で編入か合併かを正式に決議することになった。久高議長の報告要旨、十二日午前十一時ごろ久高、大山正副議長と佐久川、嘉数両議員の四

氏は宮里真和志市長を訪問。我々としては十日の協議会で決定した通り三市一村合併の線で交渉を進めたが情勢の変化で真和志市を越え編入の止むなきに至つたことに真和志側の了解を求めた、真和志市側も首里市が真和志をのけものにしたのではないことをよく了解してくれた、後で新垣真和志市会議長も顔をみせたが、新垣議長は同市が単独で市政を運営することは今までより困難になるのは確かで市民税の引上げや起債も考えなくてはならず相当財政的に苦しくなることとのべたが、これから考えて真和志市は合併に対し依然として望みを捨てていないことが想像される、また九月の改選を二、三カ月延ばして合併の交渉することも可能との意向ももらしており総合して同市はどんな事があつても単独の道はいくとは考えられず三市一村の合併にまだかすかに希望もてる、また首里の編入もじせすの空気は三市一村統合の促進にこそなれ決してじやまにはならない

16対2で編入議決／首里市会、懸案に終止符

〔琉新・朝 1954・7・16〕

首里市では十五日午後四時から定例議

会を開き那覇市に編入合併についての議案を審議したが市長不在のため開会と同時に休憩に入り午後五時半兼島市長の出席をまつて再開した、まず上地助役から十三、十四両日各区で開かれた公聴会の結果をつぎのとおり報告した

賛成の区 寒川、山川、当ノ蔵、鳥堀、崎山、儀保、赤田、末吉、汀良、反対の区 真和志、池端、桃原、やむなく賛成の区 金城、石嶺、大名公聴会なし 大中、赤平、久場川、平良で集計すると賛成九区、反対三区、

三市一村が理想だが止むなく賛成が二区の結果となつた、公聴会の報告に引き続き佐久川議員から「なるべく全会一致で賛成したいから討議の時間を与えてくれるよう」要求があり、反対派の城間雄蔵議員、渡嘉敷議員を説得したが両議員が応ぜなため票決に入り午後六時半十六対二の圧倒的多数で編入合併を議決した。一瞬満員の傍聴席から軽いどよめきが生じたが傍聴者は「首里市がなくなることは淋しいが、今後の発展のために万やむを得ないことだ」と語るものがありこれはそのまま首里市民多数の気持を表現しているかのように受け取れた。兼島首里市長は総会終了後記者団につきのよう

つた。

やつと重荷をおろしたような気持だ、二名の反対があつたが絶対多数で可決したのは首里を思う人々には当然なことである市民の声の反映だと思つ、早速那覇市当局と編入についての具体的な話しをまとめたい。

久高議長談 我々としては真和志も大乗的な立場から同調してくれるのを希望する。二、三日中に全体協議会を開き編入についてのこまごました問題の対策を打合せたい。

大詰めにきた「都市合併」

／政府、まとめ役に本腰／きのう那覇・真和志と

懇談

〔沖タ・朝 1954・7・16〕

合併問題はいよいよ大詰めに近づいた。十五日、政府では合併勧告に先立ち儀副主席が那覇真和志の意向を打診するし、首里市議会は編入を決定した。これより先き那覇側は首里、小禄と共に編入に伴なう具体的な事務打合せを行うなど、このところ合併をめぐる動きは極めてあわただしい。何れにしろ、数日中に打出される政府の勧告案を真和志がどうつけるか、最後の結着をつける

ことになるのである。

与儀副主席および宮里内政局長は十五日日間那覇、宮里真和志の両市長を訪ね、都市合併問題について意見を交換すると共に両市のこの問題に対する意向を打診した。副主席は両市長訪問から帰庁後「両市はそれぞれこれまでの態度をかえるという空気は今日の会談では感じられず、意見の一致点は見出せなかつたが、四市村合併の可能性は出てくると思つて、私としてもこの問題は実現までに非常な困難を覚悟しなければならぬと思つが、これから当事者と話合つつもりで、都市合併の円満な解決をはかりたい」と語つている。一方当日午後民政府を訪れた宮里真和志市長は「真和志市としてはこれまでの方針を変更する事はない筈だが、合併問題に対しては非常に苦しい立場におかれている。与儀副主席には、最近好評のあるあなたの政治的能力で合併問題が円満に運ぶよう方法を考へてもらいたい」と希望した」と語つていた。

前日の宮里内政局長、野波行政課長らの関係市村訪問や十五日の与儀副主席の動きから政府は都市合併実現に急に非常な関心をもち、勧告に必要な諸調査や関係当事者の意向聴取、その他の準備を急いでいるようで、さきの行政課による調査も早急にまとめるよう指示されており、地方首長や議員の選挙告示の前後には政府としての態度表明がなされる。

折衷案なら／新垣真和志議長の話

「議会の意向は変わらないが政府が勧告する場合においては真和志として市民の輿論に反しないような折衷案ならば検討してみたい」

小禄村青年会の主催で開かれた「編入合併の可否」に就ての議会側と青年会との討論会は十四日夜十時から村役所会議室で行われた。

当局及び議会側からは長嶺村議長その他の議員二、三が出席し深更一時過ぎ迄熱心に討論が行われたが青年会側が議事録を読みあげ「全体協議会で早く編入合併」を採決しているがこれは無効である」とキメつけ、このような重大問題を「全村民輿論を聴くことなく決議した」ということは議会の横暴というものだ」として村民大会または公聴会の開催を村当局および議会側に要求した。

公聴／小禄議会に望む

〔沖タ・朝 1954・7・16〕
新聞の報ずるところに依れば多年懸案

首里市”編入合併決議”の

の都市合併は真和志を除き一市一村の編入合併が実現するものらしく今はただ行政的手続研究の段階に至っているようであるが、われわれ村民はこの千載一遇の重要事項について新聞報道でその大略を知るだけで何等知る機会を持ち得ないのを残念に思う。一九五二年以来舞台は幾度転那覇市の編入合併が持ち出されると編入合併OK・「好機逸すべからず」と長嶺前村長初め我等の選良諸賢が、那覇市役所やはては市長宅まで足をのばし、早期合併を推進しているのは我々村民のことを考えての御活躍のことと推察し敬意を表したい。然しここで一寸足踏みをしなから村民を振りかえる必要はないでしょうか。去つた六月三十日の議会では「公聴会は、議決後でも結構」と一寸首をか上げたくなるようなことをおとしやつたそつだが未だに公聴会はおるか村民に知らしめる会合をもち得ないのはどうしたことでしょうか。議会当局は報告演説会を開いて下さるようお願いしたい。

小禄村大嶺
上原次郎

経緯 / 各区でひろく公聴会 / だがその結果測定に 両論

〔沖タ・夕 1954・7・16〕

…首里市議会は昨十五日、十六対二で那覇市への編入合併を決議したが、それは全市民が大きな関心をよせていた問題だけに、市会でも本会議開会前に各区単位に公聴会を開いた一応市民の声をきくなど、慎重を期したものだつた。

…つぎは本会議の席上、上地助役（兼島市長は欠席）から説明された各区公聴会の結果報告である。

一市一村編入を可とするところ―
寒川、山川、当蔵、汀良、鳥堀、赤田、崎山、儀保、末吉の九区。

二市一村合併を主張するところ―
真和志、池端、桃原の三区のほか石嶺、大名両区は三市一村を主張しながらも大勢に應ずる

金城、赤平、久場川、平良、大中の五区は意思表示或は結果について連絡なし。

…この公聴会や有志会の結果をどうみるか、という点で各議員の間でそれぞれ見解が二つに分れた。

…二市一村編入合併提案については

結論において賛成反対の両論に分れたが、いずれも真和志を飛び越えて首里市が一足先に編入合併することに遺憾の意を表明し、特に石川議員は「二市一村合併は真和志を除く結果となつて

いるが、これはあくまでも石川構想にもあるような三市一村合併による合理的な首都建設の一段階と考えるべきである」ことを強調していた反対側に立つた城間（雄）渡嘉敷の両議員はいずれも「真和志側を飛び越えた合併は変

態的なものである」ことを最後まで主張し、対外的な考慮から全会一致による決議を希望する大山議員ほかの意見は結局容れられなかつた。

兼島市長談―二市一村合併が多数をもつて決議されたことは喜ばしい。

今後那覇、真和志が歩みよるよう努力し、二市一村合併の実現を期したい。

城間（雄）議員の話（反対意見）―住民の多くが二市一村編入について反対しているの、あくまでも反対の立場に立つた。

”祝着至極” / 当間那覇市長談

まず祝着至極だ。然し今までの経過からこうなることは判つていた。いわば既定の事実だ。こちらとしては既に継ぎの下準備を進めていて首里、小禄の編入申請を今月下旬までには行つ

考えた。勿論、それまでに真和志がこちらの提案通りで編入を聞くというのなら入れるのにヤブサカではない。

小禄きのう臨時議会 / 編入 に慎重論強く持越す

〔沖タ・朝 1954・7・18〕

合併問題の最後の態度を決する小禄村の臨時議会は十七日ひる三時開会。一おう急施議案「小禄村を廃し那覇市編入を申請する議決を求めるについて」を上程して一たん休けい、特に出席した当間市長と合併問題に関する質疑応答を行つた後、公聴会に移り村民の声を聞いた上、午後六時四十五分 本会議を再開、編入をめぐる賛否の意見を斗わしたが結局、重要問題なので当夜（十七日）の村民大会を聞いた上、

処理すべしとの慎重論が強く、十八日に本会議を継続することにして午後七時十五分散会した。

那覇市長も出席

当間那覇市長は小禄村臨時議会で合併問題の経過を説明の後、従来の四市村を解体して新首都を建設するとの考えから編入を主張するに至つた理由について次のように述べた。

十五年前は大乗的立場から関係市町村を解体して新市をつくるとの考えであ

る

つた。かゝる解体論は私が初めて提唱したもので日本も殆どが編入である。然も編入なら事務的にスムーズに行くと。また七万市民の市長が十六万になつてもそのまゝ居座るのはいかんと云われているが「おうもつともだ。然し口はゞつたいが那覇市としては今のところ私がいけないとやつて行けないと云われている。私もまた私でないと解決できないとの自信をもつたので編入を打出したのである。自己保身のためとかの非難も甘んじて受ける。編入が凡ゆる面から好都合なのである。(なお市長は那覇の一億八千万円の市債について言及、これは市民に一文の負担もかけない償還計画があるとも述べた)

合併問題 / 那覇側政府勧告 敬遠か / 副主席ら那覇議 会代表と会談

〔琉新・朝 1954・7・18〕

”三市一村”の円満合体を目標に政府は局長会談でも一だんと実現に努力し勧告する方しんを決め十七日午後四時与儀副主席、宮里内政局長が那覇市真栄田 城間(午後欠)両正副議長、同合併委員仲井真元権氏らと副主席室で一時間半にわたり、那覇市側の意見を聴取した。那覇市側はこれまでのイキ

サツを述べたのち、市町村自治法第五条一項に「行政主席は、市町村がその規模の適正化をはかるのを援助するため市町村の廃置分合または市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる」と規定されているが、今回の合併勧告には市町村の自主性を重んじ、規定にいう”勧告”を消極的に解して欲しいと申し入れた。これにより那覇市側は当面の首里、小祿の編入合併の現状維持を原則とし、真和志市は無条件編入でなければ勧告には応じられないという態度を表明したものと注目される。この申入れは一兩日中に行う予定だった政府の勧告方しんに釘うつたものとして政府でもしん重に考慮しているようだ。この日午前中まで”あくまで那覇市のみ問題でない。大乗的な見地から勧告を行う”ことを強調した与儀副主席は会談後「勧告するかどうか何ともいえない。世論の動きをみる」と語つたゞけで会談の内容は発表しなかつた。

眞栄田議長談

「要は自治法にいう”勧告”を消極的に解して貰い度いと申し入れた真和志市が無条件に来ればどうかしらないが、現在の方しんで行きたいと

いう那覇市の意向を伝えた。」

(市町村の廃置、分合、境界変更の勧告) 市町村自治法

第九条の二行政主席は市町村がその規模の適正化を図るのを援助するため市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定めこれを関係市町村に勧告することができる。

2、前項の計画を定め又はこれを変更しようとするとき行政主席は関係市町村、立法院、市町村の議会または長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

3、前項の関係市町村の意見については当該市町村の議会の議決を得なければならぬ。

4、行政主席は、第一項の規定により勧告したときは、直ちにその旨を公表しなければならない。

(行政政府ではこの条項を沖縄地域全般的な廃置分合の計画を指すものと解している。)

声 / 真和志市会の再考を望む

〔琉新・朝 1954・7・18〕

市会は神聖なる議決機関である以上極めて大きな責任をもたなければならぬ

い。首里、小祿の議会が編入合併を決議した。真和志は編入反対の決議をした。この決議により三市一村のたどる方向は決つたこの方向の何れが判断を誤っているか俄かには決めがたい。しかしながら三市一村ともさきに三市一村合併決議をしており、方法論において満足しない真和志市のみ反対の道をとつた。残念である。住民が迷惑である。実のところ首長選挙などは、住民にとつてあまり重大問題ではない。首長選挙がない故に三市一村合併による首都建設から抜けることはあまりにひきようである真和志と那覇は実質的にいつでも一つになり得る状態にある。

合併選挙によつて宮里栄輝さんが新市長になろうが当閥重剛さんがなろうが、そんなにひどい違いが、私達市民の生活に起り得るとは考えられない。選挙の派閥斗争のしこりが数年もわたかまるのだが、かえつて住民には大きな損失だ。市会の編入反対の決議は絶対である。しかしながらあらためることにやぶさかであつてはならぬ、何故なら合併のチャンスが逸することが三市一村合併決議を反古にするものであり、さらにチャンスが逸することの住民生活に及ぼす影響が重大で永久的なものであつ

てみれば、真和志市会よ今一度再考せよと叫びたい。

〔真和志市安里二区七組 大城賢勇 社員〕

政府の円満調停に期待／合併へ真和志市の態度

〔琉新・朝 1954・7・19〕

市町村長選挙告示もあと四日、都市合併をめぐる政府の円満調停工作もいよいよ大詰めに来た。連日与儀副主席、宮里内政局長が関係市村を駆け巡つて基本ほうしんである「三市一村の円満合併」を目標に実情調査や意見聴取にほん走しているが十七日午後四時から約二時間にわたる那覇市議会代表との会談で「自治体の自主性を重んじ政府も余り斡旋に深入りしてもらいたくない」という那覇市側の現状維持（首里小祿のみの編入）の態度が打出されて注目された。この席上政府側は真和志をのぞく都市合併というのが無意味で十六万市民の福祉という百年の大計からこのチャンスに「三市一村の合併」を那覇市もあくまで再考すべきであることを強調したようだ。また、那覇市側のこの態度表明に対し、政府も苦境に追いこまれ、真和志側の態度をいよいよ硬化させるものとみら

れるが、十八日宮里真和志市長は、

政府は三市一村というしん路をきめた。那覇市は真和志を今期の合併に入れたくないという態度を表明したのだから政府は困るだろうが、この那覇市の申し入れによつて直ちに政府が那覇市の主張する無条件編入論をもつて調停に出るとは考えられない

と語り、あくまで双ほうの「歩みより合併」を与儀副主席らの政治力に期待しており、三市一村の円満合併にまだ希望をすてていない。何れにしろここ二、三日中における政府の斡旋調停が実を結ぶかどうか成り行きは注目される。

那覇市真栄田議長らの態度表明について新垣真和志市議会議長は次のように語つた。

新垣議長談

政府の斡旋調停も筋の通つたのでなければいけない。那覇市側の態度表明で編入をもつて調停に出るとは考えられない。よしんば編入を政府が持出すとしても何故編入が当然であるかを五万市民の納得のゆくよう法的に、状況分析からきた理論がなければ議会もおさまらないだろう。政府の働きに期待する

小祿も編入合併可決／昨夜十三対四の多数で

〔琉新・朝 1954・7・19〕

編入か対等かをめぐつて注目されていた合併問題の最終態度を決定する小祿村議会は十八日夕六時から開かれたが本会議に移る前に全体協議会を開きその席上議長から十七日夜の村民大会について赤峯三郎議員の説明を求めた、その後議長の「世論を喚起せず編入合併の決議をしたことが青年会のほうでも不満に思ひ村民大会を持つたものとみられるが村民大会で去る六月三十日の決議は黒星であつたと云う極め付けに対して各議員の意見を聞きたい」と発言があつた。全体会議上、「十七日夜の村民大会は村民の真意ではない」（上原光男、赤峯亀助）、「尚一層の慎重を期すため各部落ごとに常会を開き民意を反映したい」（大峯善吉、新垣善太郎議員）、「故又吉市長時代に対等合併の話し合いで編入合併については何もなかつた、その意味において青年側も編入合併に慎重を期したと思われある意味から青年に感謝すべきだ」（上原義広議員）、「当間市長をにおいて適任者はなく一日も早く編入合併で行きたい」（赤峯保三郎議員）と議論が続出、赤峯三郎議員の発言によつて十七日夜

の村民大会の決議文朗読があり六時五十分協議会を閉じた。

ついで午後七時三十五分注目の本会議に入り十四対三の多数をもつて小祿村の那覇市編入合併が可決された、宮城清三郎議員―全体協議会における各議員は村民大会を一部の意味か、感情に訴えていると述べているが私は青年の純な批判こそ村の発展への礎であり慎重を期して民意を代表する合併問題に持つて行くためにこの決議文を採択、小祿村民の望む対等合併に持つて行きたい、

赤峯三郎議員―対等合併が出来ない現実であるので村の誇をまげてまで主張しているわけでこの機会をのがしてはまたとない。

平良亀助議員―この合併問題について二年以上も討議を重ねて来た、早急に編入合併を実現したい

宮城清三郎―現在こそ合併の時期であると各議員の意見だが地元民の編入合併に対する賛否の実態を握つていない、村民の意志がまとまつたときに合併してもおそくない

―たん休戀―

高良議員―地元民を代表し腹は決つている三市一村が通らない現状において二市一村の編入合併をぜひ実現したい

宮城清三郎―決議文は民意に基いたものとみて議会あてとして採択して貰いたい
議長―審議に反映させると云う意志の下にやっている

こゝで「二、三日編入合併について研究にはいるか、即時採決するか決めて貰いたい」(赤峯保三郎議員)「村民の意志を尊重して即時採決絶対反対」(上原政春議員)「即時採決」(上原光男議員)と意見が三つに分れたが赤峯議長は休会を宣した、午後八時三十分採決に入り小祿村を廃し那覇市編入を申請する急施議案第一号を十二対四の絶対多数で可決した

那覇市起債ノ軍から認可

〔琉新・朝 1954・7・19〕
那覇市ではさきに都市計画事業区画整理費(前島、かた原、辻、若狭四地区)にあてるため千六百四十七万四千円の復金借入れを軍へ申請中だったが十三日付で軍から認可された。

泊の埋立地ノ重民町と命名

〔琉新・朝 1954・7・20〕
十八日の那覇市有志議員協議会で近く工事を完了する泊埋立地(約六万坪)の新区域の名称について種々協議した

結果、前々市長故当間重民氏の都市計画に対する功績を記念するため重民町(シゲタミチヨウ)と命名することに決つた

当間市長の心境”煩惱具足”

ノ小祿青年代表副主席と 会談

〔沖タ・朝 1954・7・21〕
”編入反対”を決議した小祿青年会は、真境名会長ほか二名の折衝委員を行政府に送り、夕五時過ぎ与儀副主席に”決議文”を手交するとともに、決議までに至つた経過さらに純粋な立場からの行動であつたことを説明、四市村合併に対する政府の態度を聴取した。

これに対し副主席は「真和志を含めての合併促進に努めているが、勧告はしない。あくまでも自治体の自主的、有機的に結合するような雰囲気政府が作りあげて達成させる」と答えた。
なお副主席並びに宮里内政局長と折衝委員との間に交された応答はつぎのとおり。
委員 沖繩の首都建設には異論はないが、その場合の合併は当然”対等”でなければならぬと思うが。

副主席―まず対等、編入かの問題は抜きにして考えねばならない。しかし対等といった場合は四市村全部が解消され、合併協議会といったものが組織され、いわゆる特例法が制定されなければならないが、時間的にその余裕はない。結局、関係市村の良識にまつほかない。

委員―合併後の税負担はどうなるか。内政局長 那覇は現在負債も大きい。税金が重くなるか安くなるかは、新発足の市会が決めるものであり、短期間の事業完成であれば高くなる。し、又現在の行き方であれば安くなる。

副主席 合併すれば負担が重くなるということは素人考えで、当然民力の軽重によつて負担の均衡は図られる。即ち現小祿の資力、可動性によつて課税はなされるもので、仮りに那覇が三百円であるから小祿も三百円を課されるという事はあり得ない。
委員 当間市長の「私でなければ勤まらぬ」という言葉は民衆を愛するものとは思えないが。
副主席 ”我立たずんば…”の真宗の大目標を語るもので、むしろ民衆を愛するからこそ努力するということだ。

親らん和尚のいう”われ煩惱具足の身”の心境からくる言葉で正しいと思ふ。

委員 四市村合併は何時までに達成されるか。
副主席 時日が解決するもので、できるかできないかも、やつてみると判らない。とにかく当間市長が語るのを一歩退ぞいて、かみくだいてみる事だ。

小祿村の二十八軒立退きノ 軍が再び政府へ通達

〔沖タ・朝 1954・7・21〕
小祿村内那覇航空隊入口にある二十八軒の建物の立退きについて軍で七月十六日次のように「早急な立退きを行つてほしい」と再度通達してきた。

「この土地の接収については、昨年四月に土地料並に建物の補償の手続をと、五月には村および地主達と立退きについての協定を行つた。協定によればこれらの建物は今年六月末日までに立退きを完了すべきだが、いまだに実行していない。この要立退建物中には政府の管理下にある郵便局もあるがこれも以前のまゝ存置されてある。貴政府(琉球政府)は早急にこの地域の立退きが実現するよう処置してほしい」

編入合併飽くまで反対／真

和志市区長会の意見

〔琉新・朝 1954・7・21〕

真和志では二十日の定例区長会で合併問題について意見を交換したが、結局なんらの進展もみせられなかつた。

区長側の要望で宮里市長から政府調停などを含む合併への経過報告のほか、自治体構成の三要素である、人口、土地、財政の各面から対等合併であるべきだとの説明があり、つづいて各区区長の意見も出たがほとんどの区長が、へん入絶対反対、「何とかして歩みよれぬか」との声もなく、真和志市を除く二市一村合併や那覇市側への批判に終始していた。

”編入申請”を可決／きの

つ首里市臨時議会

〔沖夕・朝 1954・7・24〕

首里市臨時議会は二十三日午後四時半開会、議案第十八号「首里市を廃し那覇市へ編入を申請する件」を読会省略で十六名の多数をもつて可決した。採決にあたり城間（勇）、渡嘉敷両議は編入反対の態度を表明し退場した。

この決議は市町村自治法第二条に基づき、立法院の決議を求めるために必要とされ、このほか財産処分については

議会の決議を要するとの意見もあつたが、市当局では編入決議は当然関係市村の債権、債務の引継ぎを承認しているとの見解をもち、改めて決議はしないことになつた。

この決議は二十六日に開かれる那覇市臨時議会に關係書類を添えて提出されるものである。編入に際し那覇市へ引継がれる財産はつぎの通り。
土地—五、一四一、九六〇円
建物—一、四八二、〇〇〇円
有価証券—三、二九〇、〇〇〇円
総額—九、九一三、九六〇円

となり、このほか首里市淡水プール並びに付屬施設（一、五〇〇、〇〇〇円）もある。

解説／”調停”愈々本格的

段階へ／四市村合併へ政

府の動き

〔沖夕・朝 1954・7・24〕

…難産の四市村合併問題については、政府も土タン場までこれといった積極策を持ち出し得なかつたが、去る十四日から与儀副主席をはじめ、主管局の並里内政局長、野波行政課長らが關係市村を飛回るといふあわただしさをみせ、今にも「勧告」が出されるものとみられていたが、結局自治法によ

る正式な勧告は時間的にも不可能な状態におかれ、調停の労が続けられることになつた。

…それでは何故「勧告」が行われないか」というと、いわゆる市町村自治法の第五条が示す「勧告」は、「勿論市町村の規模の適正化を図るために境界変更の計画を定めてのもので—その事前に關係市町村、立法院、市町村の議会又は長の連合組織その他の關係ある機関及び学識経験者の意見を聞かなければならない」とつたわれ、従つて法的にその余裕がない訳で、またこの勧告自体が「行政主席は關係市町村に勧告することが「できる」というだけで、その勧告が日本のように「尊重されなければならぬ」といふ明文もなく、さらに日本のように合併町村に対する国有林払下げといつた「エサ」もなく、結局は勧告の効力にも疑問の余地があつて「調定」ということになつてゐる。

この調定案については、与儀副主席、宮里内政局長の両者間に大体の成案がなつたようであるが、副主席から比嘉主席に話合いが行われており、主席の最後の断によつていよいよ關係市村の調停にのり出すことになる。

…このような状況から、政府としては、真和志を説得することに重点が置

かれるものとみられてゐるが、「対等合併」を主張する真和志が、従来の面子からもオイソレと軟化するものとは考えられず—どのような調定案でのぞむかは別問題としても—窮極は、たとえ編入にしても、「首長問題」につき当るものと予想され、当間市長が、あと三力年の任期をもつてゐる關係から、この任期を一年或いは一年半に縮め、この後に首長選挙を行うということに那覇、真和志を受結させるのではないかと観測する向きもある。

…一方さきに当間市長が政府に疑義照会した編入後議員選挙についてはまだ正式な回答を与えていないが、宮里局長は「編入される側も又編入する方も一応現在の行政区域選挙の告示を行い、その間に編入合併が実現した場合、編入される市村は告示の効力が自然消滅し、編入した市の告示に基づいて合併全域の選挙が行われる」と解釈してゐる。ここで問題を残すのは、議員の定数で現在の那覇市議会の定員は、市町村自治法第三十三条によつて二十八名となつてゐるが、この条項の規定によつて最高定員が三十名におさえられており、合併によつて現在の那覇市人口の三倍に膨脹しても、定員は僅かに二名を追加されるだけで、人口対議員

定数の比率が高くなり、現市村議の政治地盤が再編成を余儀なくされる事も難航する合併問題の伏線になつてゐる。

首里・小禄の編入合併 / 15

対4で遂に可決 / 那覇市

〔沖タ・夕 1954・7・28〕

那覇市の臨時議会は二十八日午後一時十分「首里市及び小禄村を那覇市の区域に編入する決議案」を十五対四の絶対多数で可決した。この日は開会と同時に協議会に移り意見の調整を行つたが、協議会では一、合併問題は二力年に亘るものであり当初とは情勢が変化していること、更に問題は極めて重要であるから今一応公聴会を開き、市民の声を聞いてから態度を決めたい（儀間、宜保）。

一、合併はあくまでも首都建設のためであつて那覇の区域拡張の爲ではない、したがつて真和志を抜いては無意味である、そこで直ちに決議は尚早だから代表を送り今一度真和志と折衝しては（金城、系数）等の意見もあつたがこれに対しては、

当間市長—公聴会説はもつともだが、公聴会はその公正のいかんによつて方

向が決まる。もし市民の意志を是非きくとなれば市民投票による外はない。

城間、泉—合併は目前の利害から打算しては成就しない。市村の繁栄と幸福から考慮しなければならぬ、したがつて事実において一体化している真和志をさしおいて首里、小禄との合併は甚だ不満足である、しかし既に首里、小禄が決議した以上那覇市としては曲りなりに合併への道をつける。つまり三市一村への前提として決議したい。真和志に対しては今後とも誠意を尽して合併を後援したいと述べた。

ついで昼食のため一旦休憩、午後零時四十分本会議を再開。

菊山—市民も奇型的編入は不満である、政府の調停もあることだ、二、三日保留を。

城間—編入を決議することによつて真和志の決意を促すことになるから全会一致を持つて可決を。

一年後に選挙を行う等を当間市長が一考して歩み寄りをつかつて貰いたい等の討論を行つた後ひる一時十分採決を行つた結果（その時宜保議員退場）十五対四の多数で首里、小禄編入を可決した。

一社説一

真和志市側の熟慮促す

〔琉新・朝 1954・7・29〕

都市合併も一年余の経過を有しながら何らだ結を見ず二市一村合併という変形となり最後に政府の調停という段階にたち至つたことは残念なことである。政府ではきよう那覇、真和志の両市長に勸奨文を手交するようであるが、この調停案が最後のものとなるのであるから、両市とも慎重に対処してもらいたいものである。調停案についてはすでに二十七日与儀副主席、宮里内政局長が、当間那覇市長、宮里真和志市長に提示しているが、正式勸奨となるのであるから、改めて両市の態度が表明され、決裂かだ結かが最終的に決定されるわけだ。調停案については当間那覇市長は大体諒承したようであるが宮里真和志市長は市民に納得せしめる自信がないと不満をもらしたようである。調停案の内容として伝えられるものは（1）編入合併を基本線とする（2）真和志市の首脳をも含めた役所全員の身分を保証（3）当間市長の任期を一力年半に留める（4）都計事業の普遍化（5）九月一日合併等である。

真和志市の首脳をも新市に吸収する

ことは真和志市側の発言権を實質的に拡大強化するもので、市民の利益のためにも歓迎すべき条件だと考える。それに当間市長の任期を一力年半に留めることは、かねて真和志側の要求したものであり、今日までの確執もここにあつたのであるから譲るべきは譲つて問題を円満に結ぶことが望ましい。市長の任期が一力年半といつても新議会の状況ではもつと短くなることも考えられる。しかし与党が多数であればこれより長くもなるが、これは新議会の意志として尊重されねばならぬであろう。真和志市が対等合併を固執する理由は市長選挙をやりたいとの一事にかかつている感が深い。首里市および小禄村ではすでにこれを望んでいないのに、真和志市側が是が非でも選挙をというのは市長を真和志側から出したいという考え方が一部に強いからであろう。こうした強気が市だからという対等論となり、民主々議理屈となるもので、これに対応するために那覇市が首都は那覇市であり編入が当然だという理屈をいい出すのである。朝鮮休戦は協定成立までに一年を要したが、那覇真和志市の合併交渉は一年を費しても何ら効果がなく、島国根性をさらけ出したよつなものである。

土地税の二重課税問題は本紙声欄で三、四回にわたつて両市市民の苦衷を訴えたものであつた。両市の税務課長まで弁明を出しているが、これも対立した見解をのべているだけで、市民の悩みを解決するものではなかつた。また真和志市安里一区さい温橋通り会では、湯水期を迎えて水道問題の早期解決を要請し、真和志市を訪問して「合併問題で両市が対立している折だし当局よりも通り会自体で折衝するから」と那覇市への直接交渉について了解を求めたと報じられている。見ようによつては市民の市に対する不信の表明ともいえよう。二重課税といい、水道問題といい、さらに道路問題、戸籍、通学区問題など両市が入組み接続一体化しているところから発生している。これに対して市当事者や議会人が耳をおおい、目を閉ざしてよいであらうか。これら市民の迷惑を解消するためには、両市が合併する以外にないのである。事態がここまで来れば対等とか編入とか、の名分にこだわることは許されるものではない。

地位も那覇とともに重要部を占めるもので最後の段階において合併を拒むようになれば、周囲を取かこまれた新那覇市との協調を欠き、市政運営についても大きな不便を感じざるを得なくなるのではなからうか。二十八日の那覇市議会は首里、小祿の両市村の編入を決議しているので、情勢は一週前に比して大きく変化して来ているので、真和志市側はますます窮地におい込まれる形勢となつてゐる。真和志市の指導者たちが熟慮すべき最後の問題に來ているといえよう。

円満妥結に政府苦慮／真和志側の洩りで絶望か

〔琉新・夕 1954・7・29〕

きよう（二十九日）朝十時半、比嘉主席は円満合併への最終勧奨のため当間那覇、宮里真和志両市長を招請した。まず午前十時二〇分、当間那覇市長がワイシャツ姿の軽装でニコニコと主席控室に入った。待期していた比嘉官房長にも「今日市長二人を呼んでも話がつかんヨ。僕の方はいいが、あそこ（真和志の意）は議会にかけねばならぬいだらう」とすでに態度をきめたハラをみせた。定刻より五分遅れて宮里真和志市長の

ハイヤーが到着した。控室に待期するカメラマン、報道陣に「今日は物々しいネ」とちよつと照れた顔で主席室に入った。早速政府側は比嘉主席、与儀副主席、比嘉官房長、宮里内政局長らが立会いで問題の勧奨文を両市長に手交。首都建設という軍民政府の構想から、いま一段と両市が手をとり合つて円満合併に協力して貰い度い”ことを強く要望した。勧奨文を受けた宮里真和志市長は深刻な表情でこれを開封、当間那覇市長はユツタリと一べつするや「第二項（市長任期の項）については僕に関する限り新議会はもち論合併中でも現在の三市一村の議員の総意で当間を信頼しなければいつでも辞める」と注目すべき決意を表明し、会談の第一歩で大きく譲つた形だつた。これに対し宮里市長は暫く口をつぐんでいたが「政府の御労苦に感謝するが従来の真和志の主張が続けていたのとこの勧奨とは大部開きがある五十年一月の港村を含めた那覇真和志市合併の政府諮問でも真和志は編入法式で反対した。この考えは現在でも議会や住民の一貫したものと考えており、私にはそれを説得する自信がない。当間市長は議会の総意ではいつでも辞めるとい

つているが十六万全住民の総意によつて市長につくべきである。また真和志は十六万住民の執行機関をそのまま那覇市が担当することには反対である。すでにこれらのことは議会や住民の意志をよくはかつてのうた。この点で調停案とは相当ヒラキがある臨時審議会という調停項目があるが、これだけで編入地域の住民の意志を調整できるとは考えられない。これはあくまで諮詢機関で住民の期待を大きくもたらすものとは考えられない。しかし一応この勧奨案をいま一度しん重に検討して、議会とも善処したい」と絶望的な発言を行つた。これに対し政府は「軍でも首都建設には大きな関心を寄せておりこの歴史的チャンスを失わないよういま一段と合併へ協力して貰い度い。大きく両市長に期待する」と激励午前十一時半ごろ会談は終つた。当間市長談「私はタンタンとしてゐる。現在でももし各市村議員の総意があればやめる。要は真和志の出方一つだよ」宮里市長談「議会ともいま一応はかつてみる。期待していた調停案に新味がなく、これでは真和志は承服しないと思う反対の

理由はさきについてたとおり合体の線
なければならぬ。しかし今一度、議
会や住民の意向にもはかりたい」

那覇真和志両市に対する政府の勸奨
書試案は次の通り

一、真和志は合併の方法に拘泥するこ
となく合併を行うこと

一、那覇市長は合併後、合併事務を処
理し首都としての都市計画を完了し、
これが実現の見通がついたときは市会
に諮つて任期中といえども市長公選を
行うよう努力すること

一、合併の日を一九五四年九月一日と
する。

一、那覇市長は合併された市村の応急
の問題（水道、道路等）処理に努力す
ること

合併後市会の承認を得て那覇市長
は、市長の諮問機関として臨時合併審
議委員会を設け委員に真和志市長、首
里市長、小禄村長若くはその推薦する
者を以て充て合併に伴う重要事項を諮
るものとする

那覇市長は合併された二市一村の有
給吏員の身分を引継ぎ保障するものと
す
琉球政府も首都建設のため能う限り
の援助を行うものとす

一市村の編入申請／きのつ 那覇市が提出

〔沖タ・朝 1954・7・30〕

那覇市役所幸喜総務部長は二十九日午
後四時過ぎ市町村自治法の規定に基い
て首里市、小禄村の二市村を編入によ
り合併したい旨の申請書を行政府に提
出した。同自治法によると市町村の境
界変更、廢置分合は関係市町村の申請
に基き、行政主席が立法院の承認を得
てこれを定めるとされており、勿論市
町村の希望は尊重せねばならないが、
これまで四市村の合併実現を方針にと
つてきた行政府が三市村の合併申請を
今後どう取扱うか関心がもたれる。

都市合併、最後の調停暗礁

／真和志の住民投票が鍵

〔沖タ・朝 1954・7・30〕

（一部夕刊既報）—首都建設の最終的
難関となつた那覇、真和志の合併を円
満裡に調停しようとする政府は、二十
九日あさ当間那覇、宮里真和志両市長
を招致、比嘉主席自ら両市長に「勸奨
文」を手交「論議はすでに尽された、
時期も熟している」と大乗的解決を要
望。とくに宮里真和志市長に対し、異
論もいろいろあるが、政府の意のあ

るところ市議会や市民に十分伝え「歴
史的」首都建設の第一歩をふみ出すこ
とを強く要請した。

これに対し宮里真和志市長は「編入」
を基調とする案には依然難色をみせ結
局、政府の最終的調停も何らの進展を
しないまゝに終り、真和志市長がいう
「住民投票か、公聴会」が今後のキー
ポイントとして、注目を浴びるようにな
つた。

当間那覇市長の云い分

合併後暫定的に市長としてとどまる当
間を現在の三市一村の議会が信頼する
か、しないかはつきり決定すれば、
政府勸奨の二項に拘らず、強いて任期
一ぱい待つ必要はない。つまり合併反
対の最大の原因と思われる十六万市民
の投票による市長というのを、現在の
三市一村の議会が誇りと責任の上に立
つて、当間市長の適任、不適任を決定
すればそれに従うのみで、これ以外何
も問題はない。二十七日の那覇市議会
における首里、小禄の編入決議に反対
した五名の議員も「真和志を入れない
合併は意味をなさない」という観点か
ら、もう一度真和志と話合えというも
ので、決して四市村合併に反対してい
るものではない

真和志の線でいけば、永久に合併の

時期は来ない。これは那覇市議会で
出た問題であるが、政府草案の二条
は「琉球政府の首都は沖縄島の那覇
市とし、有権者総数の七〇％による
住民投票によらなければ変更できな
い」と明示されており、この住民投
票を敢えてしなければならぬとい
うことは判らない。

また合併は、まず那覇、真和志の二市
からということも、まず」というこ
とは前提であり、入りたがつている隣
近市村を参加させることは当然と思
う。とにかく、もう議論する時期では
ない。すでに機は熟している。

然し真和志吏員の引受けは全面的に行
うが、仮りにいるとすれば人民党员も
しくは同調者を引受けるわけにはいか
ない。

宮里真和志市長の云い分

政府が調停に乗り出したことを感謝す
る。しかしこの調停内容は、二十七日
宮里内政局長が内示したものと何ら変
るところがない。宮里内政局長にも率
直に語つたように、従来真和志が主張
し続けた主旨とは大分距離がある。五
〇年八月の初めごろ、政府から那覇、
真和志の合併諮問をうけたが、原案は
編入であつたので賛成できなかつた。
それ以来市当局も議会の考え方も一貫

している。この調停に熟慮はするが、これを以つて市民、議会を納得させる自信はない。私としてはこの際、当間市長が合体合併の形式で新市民の総意によつて新市長を選ぶということを先導して貰いたいと願つている。首里、小禄がすでに編入手続をしているといふことは、時期に失しているかも知れないが、住民輿論の首都建設は強く認識している。

ところが、住民福祉の面から考えた場合、これでは自信がもてない。つまり民主的に選ばれた市政施行者が「臨時合併審議会」を作つても―それも単なる新市執行機関の諮詢機関である―市長に参考資料を提供するだけのもので、住民からの信頼は期待されない。しかし一応正式に調停が出された以上、議会筋或いは市の有力者とも早急に話し合い善処するつもりだ。政府章典の示す「首都」も単に県庁所在地いわゆる政府所在地と解する。私は丁度今月が任期で、是非解決したかつたが残念である。真和志の従来の方針は那覇、真和志を先に合併したかつた。それを今回真和志が抜けるということとは首都建設から逆な状態だ。

告示は出たが動かさず／真和志の選挙合併騒ぎで混乱

〔沖タ・夕 1954・7・31〕

二十二日の市町村長選挙告示に引続き二十九日市町村議会議員の選挙告示が行われた。今度は小禄、首里を吸収する那覇市と、吸収反対を主張して残つた真和志の選挙がもつとも興味あるものになりそう。例年なら表面にはあらわれなくても潜在的な運動が活発に展開される頃であるが、今年には都市合併という大荷物をしよつていたので、その潜在運動もまだまだといふところ。

…この二ブイ動きを指して「合併問題をよそに選挙運動をハデにやらかす」と合併反対にとられるおそれがあり、人気が落ちるからだ」と云うむきもある。市長候補は宮里現市長と翁長助静氏の二人が市民の噂にのぼつており人党からは立候補は無いようだ。

…真和志の議員定員は人口の増加で一名増え二十六名になつた。現市会議員からは三分の二ぐらいは立候補するようだ。新人も十名ほど出るものと予想されている。

立候補断念組には「都市合併という市民への公約も果せなかつたのは残念、何のカンバセあつて又出馬できるか」

というものもあり、再出馬組の「合併実現の公約を果すまでは何度でも立つて働く」というのとはよい対象をなしている。

…とにかく今度の選挙は中盤戦ぬきで一挙に終盤戦に飛び込むんじゃないかといつた見方が行われてきたが、合併問題も一度ケリがついた感があるので、選挙気分湧くのも近いと思われる。

合併調停／新しい条件なければ／真和志「態度はかわらさず」

〔沖タ・朝 1954・8・1〕

那覇、真和志両市に対して行われた合併問題に関する政府調停は「真和志の意向をくんだ新しい内容は何等見られない」と真和志側が、納得しないため行詰り状態になつてゐるが、政府では真和志側の大乗的な譲歩を期待して三十日夜与儀副主席は宮里内政局長とともに宮里真和志市長を栄町淡水亭に招いてその説得を試みたところ、宮里市長は今度の政府調停案による条件は真和志の意志とは相反するものであるとして結局何らの新しい発展はみられなかつたようである。三十一日同市長は副主席との話し合ひについて「副主席から新しい調停条件は何も示されなかつ

た。たゞ政府が提示した今度の調停を何とか承諾してくれといつたことだつた。真和志としては考慮出来るような新しい条件が示されるのでなければこれまでの態度は変わらないだろう」と語つた。

記者のメモ／都市合併と議員立候補

〔沖タ・朝 1954・8・1〕

…合併問題は依然として難航しているようだ。その裏にはどんなことが秘められているかは分らぬが真和志が応じないとなれば、いよいよ真和志海峡が出現し、真和志市民は、それでは「サカナ？」かということにもなりそう。それは別として市町村長議員選挙の告示はすでに行われ、八月下旬からは選挙運動が開始されるというのに、合併が九月一日、選挙が十二日であるから合併と編入は、本土にも前例がなく、選挙時の合併はさくべきであるということになつてゐるらしいが、行政課で研究の結果は、一応、各市村の告示に従い、八月下旬から各市村で立候補し運動する。そして九月一日の合併までは、各市村の区域で運動する。合併と同時に

首里、小禄は消滅し、それと共に告示も消えるから、首里、小禄の候補者は、あらためて那覇市選管委に届出て運動を全地域にわたつて開始する。ということになつてゐるようだ。

合併問題の裏街道を往く(1)

／本社記者座談会／那覇意識がシコリ／いさゝか選挙も心配

〔沖タ・夕 1954・8・3〕

：都市合併も、やれ対等合併だ、民主的だ、編入だ、とそれぞれ有利な理論を組立ててゐるうちに、いよいよ大詰にきた感じだ。とに角、この問題ほど理くつが並べられ曲折を極めたものはない。合併の中心たるべき那覇と真和志の仲がうまくいかず、首里、小禄が参加することによつて、表面上は正にヘンチクリンな印象さえ与えてゐる。ではその裏は？…というほどのことでもないが「合併問題の裏街道を往く」といつた狙いで本社記者座談会を開いてみた。

司会 都市合併問題は長い間の懸案で、首都建設の声は絶えず叫ばれてきたが、合併しなければならぬという必然的なものが実際にあつたのか？

ただ世論といつたものに押されてきたのか、その辺から具体的に：

A—これが叫ばれたのは一昨年ごろからだつたと思う。

最近再びとりあげられたのは、那覇市が膨脹し、那覇、真和志の境界が分らなくなつたのが一つの原因ともなつてゐる。

B—戦前の都市合併というのは、現在よりも広い地域、即ち那覇、首里、真和志、小禄だけでなく豊見城村を含めてのものであつたようだ。

D—那覇、真和志における二重課税問題も一つのキツカケとなつてゐる。

C—実際に二重課税問題は、どの位あるだろうか。

E—現在の那覇市行政地域の約半分が、元真和志であり、件数にして五割程度はあるだろうといわれている。

C—合併問題に対する真和志の当初の考えはどうだつただろうか。

F—又吉那覇市長の時代は、真和志として一市一村、いわゆる那覇、真和志の合併を主張していた。

B—現在の四市村合併へ変つたイキサツはどんなものか。

E—従来二市或いは三市を唱えていた真和志が、去る五日に四市村合併を決議して声明したことに始まる訳だ。

G—真和志が急速に働きかけた三市一村の合併の裏には水道、学校の切実な問題からで、その上神里原、松尾などの二重課税の解決から、二市合併の主張を譲歩して三市一村にまで変つてきた。

D—現在進められてゐる那覇の都計は「石川構想」を離れた形で行われてゐるのか。

E—率直にいうと、当分は那覇だけで都計を進め、旧市内まで復興しようとしており、首都建設も那覇オンリーで行こうとするのが真相のようだ。今真和志が対等とか何とかで編入合併に反対してゐるが、本当の肚は入れたくないというもので、首里、小禄を入れたことも行掛り上己むを得ないといつてゐる。いわゆる編入にしろ何にしろ、真和志がきたら迷惑だという気分が濃厚だ。

B—しかし那覇市としては、政府に三市村の編入合併を申請しており、真和志を入れない無意味な都市建設は考えられないもので、こんどの編入申請は四市村合併への一つの段階ともいえるだろう。

F—真和志を入れたくないという現れを具体的にいうと、那覇市当局に有力な影響力をもつ一部のものの考えらしいが、全沖縄の市町村で、日本復帰を決議しなかつた唯一の市であり、進歩の勢力の強い真和志を入れると、進歩勢力の分子が何をしてくすかわからない。いわゆるそのことによつて軍の覚えも悪くなり、銀行からの起債も難かしくなるといふ声に左右されてゐるようだ。

C—それが、当間市長のいう人民党の扇動云々ということになつたのだらう。

H—いざ対等合併となつた場合、首長選挙が果して勝てるか、ということの問題になつたのではないのか。

G—現在の那覇だけなら当選するが、三市一村では自信がないといふ考えが、当間市長や与党にあるのではなかつたかね。

H—これは那覇の一有志の話だが、旧市街が繁華になれば、地価も上り、地主体或いはその利権をあさる面々に益するといふ考えから「真和志を入れるな」と当間氏に建言しているというではないか。

G—そういった連中が、市長のバックボーンとなつてゐるといわれる。

E—しかし旧市街の復興は那覇市の財政でなされてゐない。すべて地主の負担によつて復興されてゐる。受益者分

担金というのも、その所有地の三割が市に提供され、三割のうち二割五分が区画整理の財源に当てられている。

C—首里、小禄は編入を呑んでいるが、真和志が首を縦にふらない政治的な理由は…。

F—もう政治的理由と云うより感情に走り過ぎている。

E—真和志側としては、春の立法院議員選挙の結果、真和志の与党勢力が拡大されたことを相当自負している。いわゆる小禄一、真和志三—那覇は人民党を選出しているが—の立法院議員の選出に力を得ており、その勢いに乗じて「対等合併」をふりかざしているというのが政治的？な見方だろう。

O—それを那覇が編入という態度で押さえつけようとするところにも憤マンがある訳だろう。

H—又戦前から「那覇意識」に加えて戦後の「首都那覇」の意識が強くなり、他の市町村は首都に入ってくるべきもので、いわゆる首都区域を広げるのが合併だということにもイガミ合いがある。

A—政府章典にうたう「首都」も論議されはじめていたようだね。

C—章典が公布された時代、独立国でもない琉球に首都とは何事だという論

もあつたネ。

B—那覇はこの章典の「首都」を人格と解しているが、一方真和志は単なる政府所在地を示すものだと言論を挟んでいる。

E—しかし真和志に中心がないことは弱みだね。

一時農指所近郊を中心にしよう。スポーツ・センターも作ろうと躍起になつていたが、どうにもならない。

F—その空気が最近計画されている「開放性病院」敷地を農指所に指定しようとするに大歓迎している訳か。とにかく真和志としては、那覇があつての発展であり、この際宮城原を中心に「何でももつて来い」というものだろう。—笑声— (つづく)

”編入”に六つの条件/真和志が一步譲つて検討

〔沖タ・タ 1954・8・3〕

二日夜真和志側では宮里市長、新垣議長他当局派議員らが、市内の嘉数昇氏宅に集り合併問題に関する政府調停案について検討を行つたが、二日に行われた政府側との対談では、「新しい提案」は見られず、ただ真和志側が提出する条件があればこれを那覇市側に伝えて調停するといったていどのもので

あつたようだ。

真和志当局としては、合併問題が最後の重要段階にあるので三日の全員協議会でこれを一挙に結論づけることを避け、二、三日の期間を設け各自再検討の上再び全員協議会を開いて最後の方向を決定するといった態度に決まつた。

当局派としては政府調停が、那覇市の考えを一方的に真和志に押しつけているものであり、これに真和志側の意向を十分に汲んだ内容にするため条件を提出することを考えており、結局「名を捨てて実をとる」といつた方向へ進めるためさきに真和志当局が考えていた「新提案」の線と、那覇市側の主張していた予算の一カ年据置措置等を勘案したもの条件として提出するものとみられる。

現在、真和志当局側の考えている条件の構想は次のようなモノである。

一、執行機関代表者は当間市長とし、他の三市村長は、合議機関として専任させる（地方自治法には市長の諮問機能的性格のものとして審議委員を置くことができるという条項又は合議機関設置に関する条項もないので、これを設置できる根拠として政府の立法措置が必要である）

二、合併後の執行者代表の任期は一カ年とする。
三、一九五五年度予算は、現在の行政区域に適用せしめる。
四、現行条令、規則も、特別のものを除く外は一カ年間そのまま適用せしめる。
五、職員は全員引きつぎ、その身分を保障する。
六、その他の機関に対しても相互に協定してその機能發揮に遺憾のないようにすること—等。

”政府へ再調停要請”/合併へ真和志側慎重期す

〔琉新・朝 1954・8・4〕

合併審議の真和志議会全体協議会は三日午後二時五分、本会議に引続いて開会。政府調停案をめぐつて約一時間半にわたり、賛否双方とも活発な意見を交換したが、合併問題が最後の重要段階にあるということから一挙に結論づけるのを避け、結局那覇市側に今一度の譲歩をうながすよう政府勸奨の練りなおしを要求することになり午後三時半閉会した。なお政府再調停に対する真和志市案（合併への調整条件）については五日再開の全体協議会で決定することになっているが、従来”対等合

併”を固執し続けて来た真和志側が編入を基調とする所の政府勸奨を再調整することから都市合併も一歩飛躍したものと注目される。この日、真和志側の最終態度決定とみて傍聴席は定刻前から押かけた市民でぎつしり埋まり、政府から饒波行政課長らの顔もみえた。へき頭、宮里市長から政府調停までの折衝経過報告（約三十分）があり直ちに各議員の討議に移ったが当局派も協友クラブ議員も今までにないしん重ぶり。政府勸奨の”練り直し”に落着くまでには住民投票問題をめぐって久場議員と高良（正文）議員間に激しい渡り合いもみられたが、町田議員の機転をきかした冷静な取なしでケリ。混乱の議場もこのユーモア混りの調停者の弁にとつと爆笑する一コマもあつた

和志市長へ押つけた感が深い。先きに編入反対を表明した当市としては当然、この案に反対すべきであろう。高良（正文）議員は政府このたびの骨折には感謝するが、つぎの理由で政府案には反対、しかし何とかして合併を実現しようと思う。即ち勸奨内容は、真和志市は合併の方法に拘泥することなくとあるが、これは多数議員の意見を無視するもので何の調停にもならない

一、当間市長任期の問題にしても那覇の都計に見通しがつくはずがなく、任期一ぱい当間市長がイスにつくことは明らかである。

一、応急問題（水道、道路等）の項は、合併すれば自治体の首長として緩急の度によつて問題を処理するのは当然だ。それに水道問題と合併を結びつけることは人道上よろしくない

一、何らの力もない審議会の如き機構をもつことは住民の負担過重になるばかりでその必要もない

奥浜議員は「いかにすれば良い調停案が出来るかを目標にすべきで、政府勸奨をどう解しやくするかは二の次だ。ぜひ公聴会もひらいて市民の声をききたい。（傍聴席から拍手）

久場議員は「要は合併するか、孤立する

かの問題であり、この際方法論は別としてどうにか実現したいものだ。問題も難かしくなつており住民投票にもつていつては――

又吉議員は「政府の一方的勸奨は残念だ。公聴会とか住民投票よりも那覇市がもう一歩譲つてくれるよう政府に再調停をのぞみたい。

（こゝで久場氏が住民投票は伝家の宝刀であると発言。議場は一時騒然となる）

町田議員は「冷静になつて貰いたい。出来るだけ市民の意志を反映すればよいのであつて、若し調停案が一方的であればその練り直しを要求。ギロンのやり取りはさげたい

又吉議員は「（当局に向つて）もう一辺、真和志の条件を持出すことが問題を前進させるかどうか

市長は「再交渉の余地はあると思う

：この答弁があつて、この新しい問題を再検討することになり”調停内容の練直し”ということでの閉会した。

合併問題の裏街道を往く(2)
 / 本社記者座談会 / 甘く
 みすぎた調停案 / 裏のか
 けひき虚々実々？
 「沖タ・夕 1954・8・4」
 司会―真和志の動きには新首都の主導権を握ろうといった事はひそんでいなかつたらうか―

G はつきりしたものではないが、確かにあると思う。

E 真和志のこれまでの動きをみると、当間氏に対する感情的な面もあるようだネ。

G スツキリしないことは両市に云えることだ。

A そう。悪くいえばひよう変した真和志も、又イの一番に三市一村を提唱した那覇も又ラリクラリしている。

H 首里の心境？も複雑だろうネ。

F この問題は首里としても、ここ数年来の懸案で、今回のように時期が熟したことはない。合併論者の声を聞くと、この期を逸しては永久―とはあんまり大げさだが―に合併できない。合併決議にしても現議会しかできないことで、議会が変れば、申合せ事項にかならない。とにかく首里として忍ぶべきを忍んで合併すべきだといつてい。一方反対論者の空気は近代的な都

市形態にもつて行くには、真和志市を
入れなければ、初期の目的を達成でき
ないということにあるようだ。

E チヤンスというのは表面的な問題
じやないか。市財政が底をついたとい
うところに真の合併の必然さがあると思
う。

D そのことは、市吏員の俸給不渡り
が一カ月も続いているということから
肯かれる。結局は財政貧困からの身売
りだろう―笑聲―

B 首里を発展に導くには資本力の豊
かな都市形態にもつて行くことというも
のだろう。

G いわば「他力本願」的にネ。―笑
声―しかし他の市町村より先に悲鳴を
あげるといふのは、行政能力がないと
いうことにもなるネ。

F 結局、個人的にいえば「家庭の事
情から」ということになる訳か。

H 公聴会、議会の議決ということも
あつたが首里の一般市民はあまりにも
無関心だネ。巷の声を拾つてみても
「判らない」といふのが多く、その判
らない中から輿論が生れる筈はない。

B―とかく市当局の宣伝、啓発とい
う点は薄いネ。ある席上での話しだそ
うだが、「スイトリ（吸収）合併とは
何か」ということもあつたそうだから

ネ。

A―小祿の動きも面白いじやないか。
首里と同じように公聴会では編入反対
が、村議会では賛成するということにな
つてているが、この辺を詳しく説明す
るところだ。まず最初に村議会が編入
合併を決議したことに対し、青年会が

村民の意向も聞かずに決議するとは以
つての外と食いだがつたため、その議
会の席上、公聴会が開かれたが、結果
は編入賛成が多かつた。然し又その晩
行われた公聴会には編入反対が多いと
いうことになつた。結局はこの「公聴
会」というものも出席者の構成に問題
がある訳だ。

E―何れにしても、議会と村民の間
一つの距離があつたことは否めない。
D―公聴会が曲折を辿つていふとい
うのに、村民自身が慎重に考えようとし
ないし、一方議会は村民の代表という
権威の下に決議するという結果になつ
た訳で、議会が「真の住民代表」又村
民が「われらの代表」という認識がな
かつたということにもなり、前後の経
緯からみて、もつと慎重な態度が必要
だつたと思つ。

G―肝心な那覇、真和志が公聴会をま
だ一度もやらないということもオカシ
イ。

A―その点、真和志の場合は全然民意
は汲まれていない。単に区長の意見を
聞くという程度で、任命区長から正し
い声が生れるとは考えられない。

H―財産処分の場合、住民投票によら
なければならぬという条項がある
が、この合併の場合、そのすべてを吸
取？られるというのに自治法に住民投
票の条項がないというのもオカシイ。

C―日本のように「市町村合併促進法」
というのもないし、全く法の不備とい
うところかな…。

B―市当局に投書はないだろうか。
F―真和志には、よくあるようだネ。
ほとんどが「編入反対」というものら
しいが―。

C―当間市長に来るようだが、那覇、
真和志の合併反対だそうだが、もつとも
たつた一つ「対等合併しろ」というの
があつたようだが、匿名で「どうせ真
和志辺りからのものだろう」と語つて
いた。

A―政府がのり出したイキサツは。
F―当初政府では、地方自治体自身で
の話し合いによる解決を期待していた
が、去つた六月以来の四首長会談の雲
行きから那覇、首里、小祿の三市村合
併への動向がはつきりしてきたため、
従来からの政府方針たる都市区域から

真和志を除くということは、無意味と
して四市村合併による首都建設の裏づ
けとなる基礎資料を整え始め、勧告か
調停かを真剣にとりあげるようになつ
た訳で、そこへ真和志議長らが三市一
村の合併決議を以つて主席を訪問した
ことに本腰を入れるようになった。

G―そこで与儀副主席や宮里内政局長
が中心となつて調停委員を引受け、四
市村をめくり或いは名護に飛ぶなど
あわたたしい空気をみるようになって
た。

F―ところで、こじれた那覇、真和志
が、とくに宮里真和志市長は政府調停
に多くの期待をかけていたが、その結
果はあまり芳しいものとはみえないが
―。

B―そう。政府自体でも、調停の手段
方法に必らずしも一致しているとはい
えないものがあり、もつと余裕をもつ
た、いわゆる政府全体の衆知を集めた
調停がなされなかつたかに反省の色も
ある。

C―とかくあの調停では、副主席の
いう「唯我独尊」に当間市長をまつり
あげ、一方的に真和志のみを押さえつ
けようとする考えがはつきりうかがえ
るネ。
A―全くだ。調停案をみせられて真和

志市長もガツカリしていた。或る人は那覇市の意向を政府が代弁したようなものだともいつていた。

D—いくら何でも、あんな重大な問題を局長会議にもかけず、一部首脳者だけで調停案を作るとい法はない。

F—そこには、政府自体政治的かけひきがあつたと思つ。主席の調停と同時に民主党が声明することともチヨツト臭いものがあり、あわよくば与党地盤の強化といつた点が考慮されていたのではないか？。

F—とにかく、あのような抽象的な内容で調停に成功すると考える政府は、甘過ぎるネ。

E—主席調停の時、当間市長が切り出した言葉も、表現の飛躍というものだネ。今になつて「現在の三市一村の議会が不信任を決定すれば辞める」ということは、すでに首里、小禄はOKしているので絶対不信任にはならないと自負しているもので、実質的には「市長は辞めない」ということにしかならないのではないか。

(つゞく)

政府の合併調停／真和志の条件緩和に主力／きのう副市長、嘉数昇氏らと会談

〔沖タ・朝 1954・8・5〕

頂点に達した那覇、真和志の合併問題も、真和志側の編入への動きで、好転が予想されながら、なお予断を許さぬものがあるようで、政府は三日に行われた真和志議会のその後の情報キヤツチに苦慮、四日は市有志の嘉数昇氏—生命保険社長—を政府に招じ、不在中の主席室に、与儀副主席、宮里内政局長の三人会談が行われた。会談内容については極力言明を避けているが、既報の真和志市議会と党議員が申合せた「編入に対する六条件」について検討を加えたようである。

その結果政府では、(1) 合併審議会を合議制にすることは、自治法の改正を必要とすることからほとんど不可能だ、(2) 当間市長の任期を切ることと法規に反する、(3) 予算の地域執行もとくに真和志の場合、一千百万円の起債を必要とする予算であり、事業上困難という見解—他はさして問題はない—に立ち真和志側要望の条件緩和にのり出すことになつた。

これに対し嘉数氏は、「六条件も編入への一つの段階だ」と語っており、できるだけ那覇市側が受容れる程度の条件にとどまり、一挙に編入合併へ押すことも予想されている。

なお政府としては、真和志議会の条件つき編入を議決する前に那覇、真和志間の再調整に主力を注ぐものとみられ、従つて真和志議会も一応延長されるものとも観測されている。

合併問題の裏街道を往く(3)

／本社記者座談会／「養子市長」の悩み／市会の力にはどうも…

〔沖タ・夕 1954・8・5〕

司会—そこで当間市長の心境だが…。G—例の小禄に於る「市長は私でなければ勤まらない」ということは各方面の話題となつているが、市長候補当時、合併を公約し、さらに合併が実現すれば身を引くといはば語り、その上市民運動会には「私の最初であり、最後である運動会」と合併実現と同時に引退を公けにしているが、最近になつて「私でなければ勤まらない」といふことは至極複雑なものと思う。

H—選挙が恐いのだという声もあるネ。いわゆる選挙の結果は「当間株式

会社が崩れ去る」というのだ、勿論反対派の言分だが…。

B—小禄の青年代表を煙にまいた副主席のいう「唯我独尊」も一面の見方ではあるネ。とにかく当間氏自身はあけつぱなしではある。「合併をさえ成就させれば、いくら何といわれてもよい」ともいつていた。

A—「合併が実現すれば辞める」ということは、「まだ勝つ自信がある」というところから出た言葉ではなからうか？。ところが春の立法院議員選挙の結果は、いうところの「当間構想」がもろくも崩れ、これでは市長の椅子に居座るほか途はないと考えたのではないかネ。

C—成るべく選挙を避けたいということとは、暗示的にはあるが、「進歩勢力がはびこつては、軍の覚えが悪くなる」ともらしていた。

F—自ら公約を破つたということになるネ。

G—少くとも法律家である—それも沖繩では大先生格の—彼が、非民主的に六万の市長から選挙なしで十六万人の市長となるつというのには腐れイワシを臭いだような感じだ。

E—しかし当間さん自身は、編入が非民主的だということは認めているよう

だが、市会がこれを許さないんだ。
H—そうもいえるネ。市会に押されて市長になつたのは間違いないからネ。
A—いわゆる「ヒモつき市長」というところか。

F—それは真和志の場合にもいえる。宮里市長は、翁長助静氏の任期中、選挙訴訟で勝ち、その椅子をせしめたもので、訴訟に加担した議員の発言力が強く、自分一個の意思ではどうにもならない。「養子市長」の悩みサ。

G—首里城を明け渡すという兼島市長の心境も又難しいだろうネ。

H—首里市最後の市長か、一向ありそつなものじゃないか！

B—彼は個人的には当間を信頼している。しかし当間側には相当批判的な意見をもっているようで大局からみて三市一村は対等合併でなければならぬといつていた。濃厚な「那覇意識」にも嫌悪はしているが、どうにもならないんだネ。

E—最初三市一村の議長会談を開こうと随分飛び回っていたが、実にすることができず、果ては那覇市長にお株をとられ、相手にされなかつた。それからだヨ。兼島市長が自信を失つたのは。A—七月十五日の市会に、二番議員が突ツ飛な質問を投げた。それは市営八

スについて那覇市と密約があつたか？というもので、市長は「アツ」と息をのみ「それは事実無根です」とうやむやに答弁して、その場をつくらつていた。とにかく首里は、那覇のリードのままステップを踏むだけで、編入される身とあつては、全然自主性はない訳だ。

H—十六対五で編入合併を否決した真和志の最近の情勢は十一対十或いは十対十一という具合に編入に傾いているといじやないか、政府もあらゆる機能を發揮して反対議員切崩しに熱中しているといわれる。

B—那覇側もやつていた訳だが現在やつているかどうかは疑問だ。

G—その切崩しには、何と郷友会の組織も動いているそつだ。

A—政府調停案が一方的に真和志の譲歩だけを迫つたことは、批判の声が高まつている。

宮里市長も正式に調停をうけるまでには副主席の政治的手腕に多くの期待をかけていたが、実際にそれを見せつけられてがっかりしていた。とにかく政府調停は公平な内容でなかつたことは事実だ。

H—こうなつてくると、陸の「真和志海峡」ができることになるが日本でも

その例は少くないよつだ。しかし「飛地」が不合理であるということに全国的にその整理が世論化している。

C—日本では、その弊害を除去しようとしているのに、こちらでは反対に今からその弊害を作りあげようとしている。これにはジョンソン首席民政官も「真和志が抜ける首都はドーナツみたいになる」と笑つていたそつだ。

F—これはオグデン副長官の話らしいが、或席上で兼島市長、護得久朝章（前立法院議長）原田貞吉（博物館長）氏らを前にして「首里は由緒ある歴史をもつていながら、頭をペコペコ下げ編入される必要はない」と述べ、首里王朝のころを「くさりやつたそつだ。」（つゞく）

合併後の行政運営は/市長

改選まで四委員で/真和志議会・最後の妥協案決定

〔琉新・朝 1954・8・6〕

編入条件を決定する五日の真和志市全体協議会は、朝十一時半から市民注視のうちに開会。新垣議長から提示された「議長調停案」をめくり各議員も活発な討論を展開……この骨抜き案には反対」とする強硬な対等組と「公聴

会をひらいて市民の声もきけ」という慎重組もあつて一時は相当混乱するのではないかとみられたが結局、賛否両派が一体となつてこそこの歴史的事業も可能ということになり採決の結果、二十一対一の大多数をもつて議長案を決定した。時に二時二十五分、即日政府側の再調停を要望することになつたが、この日人民党の屋慶名議員だけが最後まで反対を続けたのみで、野党の協友クラブ議員は終始協力的だつた。

政府へ持込む真和志の編入条件（議長案）つぎの通り

政府勸奨の第五項（臨時合併審議会）をつぎの機構、権限をもつ那覇市行政運営委員会とする。

- (1) 本委員会の委員は那覇市長の他に真和志、首里、小祿の現議会から推薦される者、各一名ずつをもつて構成し、那覇市長を委員長とする、
 - (2) 委員の任期は市長改選までとし、市長改選と共に本委員会は解消するものとする、(3) 委員は常勤とする、(4) 市行政の執行に当つてはすべて本委員全員の承認を得べきこと
- 他の六項目については、いずれも貴意了承となつているが特に「各市村の現行条例、規則を本年度中存置

する」という一項を加えている。

各議員の意見大要つぎのとおり

屋慶名議員 〓 那覇市長の手先となつた政府側の調停案を一項でも實意で承することは出来ない。吾々はフン然として一蹴すべきであり、市民を編入によつて那覇へ売り込む位なら当初から頑張る必要もなかつた

久場議員 〓 公聴会や住民投票を行うべきだが、ほとんどがこの案に賛意のあることを喜ぶ

島福議員 〓 この骨抜き案ではいささか賛意を表しかねる。

高良（正文）議員 〓 政府の覚書には私も反対だが、宮里市長や新垣議長の苦衷も考えて賛成すべきだ。編入派も対等派も一体になつて政府に当ることが真和志を救う道だ。

町田議員 〓 目標を真和志の将来におくべきで、白黒斗争までつくつて合併したのでは市民に何の益も与えない。この際、この絶好の時期を逸してはダメだ。

又吉議員 〓 サンセイ。破壊は容易だが建設は難しい。真和志を除いての首都建設はあり得ないので、合併の実をあげたい。

（ここで公聴会をひらけとか骨抜きだ、の意見が乱れ飛び高良議員の要求で一

心休会：約一時間）

又吉議員 〓 きよう直ちに政府へ提出するため、採決をのぞむ

島福 〓 議長の行政運営委員案は法的に約束できるかどうか。立法できれば敢えて反対するものではない

新垣議長 〓 政府の勧奨では単なる諮問機関となつているので、これにもつと権限を持たし首里、小禄、真和志が那覇と同等の力で行政執行に当ることにした。また現行条例や規則を存置するのも職員的身分などを保償するため政府や立法院でぜひ合併を実現させなければその法的措置も可能と思う。真和志としてはこれが最大の譲歩であり、最少限の条件である。

奥浜議員 〓 今までこういう条件が出せなかつたのは合併をセンエンさせていたものだが、ここまで持つて来た市長、議長の気持は市民も喜んで受けるものと思う。

大工廻議員 〓 これまで譲歩に譲歩を重ねてきた。若しこれを那覇が蹴るといふ場合は真和志も全員一致ではね返すといふことで全員サンセイしたい。（議長採決に入り、屋慶名議員を除く大多数をもつて拍手のうち可決となつた）

宮里氏（真和志市長）の助役就任

／政府が真和志に提案

真和志市は四日の全体協議会で合併に関する政府勧奨案を検討

（1）臨時合併審議会の円滑なる運営を期して、行政執行に強力な発言権をもつ運営委員会を設ける

（2）一市一村の現行条例規則は本年度中存置することを条件に編入に賛成するといふ回答案をまとめ午後四時半ごろ、宮里真和志市長、新垣議会議長が与儀副主席宮里内政局長を政府に訪問、正式の回答文としてこれを手交、引続き約一時間半にわたり政府側と会談した。真和志市側は「最大の譲歩で最少限の条件である。これ以上譲れない」といふ最後の案といふわけである。

政府の再折衝でこの二点だけを通させるようにして貰い度い」と要望したが与儀副主席らは「この回答が最後のなものなら決裂の外はない。那覇市がケルことは確かだ。第一運営委員長と市長という執行面に二つの頭があることはむじゅんしている。市長と委員長を兼ねる当間市長でも行政上の「人格」は違ふ。意志決定者が市に二人もあることになり調節は難かしい。このことは自治法の基本にふれることで、自治法の改正は全市町村に二人の長の性格

者をおくことになり考えられない話だ。市会は特別立法で何とかできるといふ考えかも知れないがこれには首都建設促進法という根本法の制定が必要で到底間に合わない。間に合せの立法は危険だ。また立法するにも二つの長の性格を自治体におくといふ立法説明に苦しむへん入であるからには厳然として那覇市長は市長である。

たとえ那覇市がOKしても、立法でこの条件を満たすことは不可能である。現行条例を生かすといふ条件は予算をとまなう問題で一千万円の起債をし、水道料金でこれを償還するにしても一年間は財産区を区別しなければならぬいし、真和志は総体的にみて損をすることになる。一年間は一つの市に二つの予算がおかれることになつておかしい」ことを法的立場からるゝ説明、真和志側は「議会の動きはこうであり、この線に沿うよう再調停を御願いしたい」と強調した。

この条件主旨をめぐる会談ののち与儀副主席は「それよりわれわれとしてはむしろ宮里市長が那覇市の助役を引受けられることをすゝめたい。那覇市も喜んで迎えるといふことである。

こうして執行機関にとびこむことによつて逐次廃止になる真和志の条例を那

覇市の条例にくみ変えることができず総ては一挙に解決すると思つ。或いは諮問機関を強化するか二つの中一つだこゝまで御苦労をかけてお互に頑張つたのだからあと一ふん張りだ議長の方で議會を承諾させて貰い度い」と新しい進路を示して真和志の再考を促した。この真和志の回答に対し政府はきよつ法的に不可能である見解を添えて真和志に再考を促すことになつて午後六時半ごろ会談は終つた。

與儀副主席談

「八分通り合併可能の見通しがついた。あと一息だ真和志議會をも了解すると思つ。早速那覇市長と調整はする」

新垣議長談

「議會の動きはこれ以上は譲れないという動きだ。政府の再調整を望むか政府のおすすめは慎重に検討し、議會を開いて再審するかもしれない」。

合併勧奨改訂案／政府が真和志へ再考懇請

〔琉新・朝 1954・8・7〕

真和志市側の最後の回答文に対し政府では三市一村円満合併上遺憾として六日回答二項目について法的に検討を加え別記のような改訂案を作成して午後六時宮里内政局長が栄町の淡水亭で宮

里市長に手交、一応再考して貰つよう強く懇請した。この改訂案は一まず中間那覇市長にも内示、その了解を得ているが、これは政府の最初の勧奨案の線を行つており、真和志側の態度は相当困難な情勢にある（新垣議長談）よつて政府勧奨が結実するかどうか、政府の動きと共にこゝ一両日中の真和志議會の出方が注目される。政府の改訂要望案要旨

運営委員会の委員は真和志市、首里市、小祿村の現議員が推薦する者各一名を以て構成し委員長は委員の互選によることにし条例で規定する

合併後に派生する合併関係の諸問題を円かつに処理するため新市会の承認を経て適当な諮問機関（仮称那覇市行政運営委員会）を設置するその職務、権限、任期、報酬等については市町村自治法に抵触しない限りにおいて条例で規定する

真和志の特殊条例規則については新那覇市条例で存置できるよう市会で決定する

合併問題の裏街道を往く(4)

／本社記者座談会／市会定員30名が限度／首里小祿丸呑みされる危険

〔沖タ・夕 1954・8・7〕

司会—こゝで真和志が抜けた場合、十七万円を投じた「石川構想」が台なしになりはしないか。

H—この事には、実際に担当する都計技術者が頭を悩ましている。行政区域と都市計画区域は別でもよいとのことだが、何れにしてもこれが一本でなければ、その苦痛は免れないだろう。

A—那覇、首里、小祿の二市一村だけが合併した場合、この問題はしじゅう繰返されることになるが。

G—那覇市では首里、小祿の編入を決議した時、四市村合併への段階として、一応二市一村からするのだ。真和志を見捨てるものではないといつていた。

B—その点からいふと、真和志が主張した段階的—四市村が一度にでなく、まず那覇、真和志から先にする合併論も正しいといえる訳だ。

F—那覇、真和志が完全に決裂した場合、行政府は現在那覇市が申請している二市一村合併を立法院に提案することになるが、立法院でも相当議論されるだろうな。

C—でも「真和志不参加の都市合併は無意味だ」としている行政府がこつう観点を脱して三市村の合併を立法院に承認を求めるといふことになると思つ。すつきりしないものがあると思つ。そうなると思つた理由がどう現れるか見ものだ。

E—三市村合併が議會に出されるとすると、まず民主党は賛成するだろうが、四市村合併の急先ばつたる西銘議員は、特に問題処理の行法委員長でもあり、委員会の動きから複雑となり、採決の結果はどつちにしても—二票の差となる。

H—勿論、人民党は反対するだろうしな。

A—立法院は行政主席の申請を可決するか、否決するか、で修正はできない。採決を引のばして、三市一村でそれぞれ選挙をさせるといふことも考えられる。一応選挙告示は各々やつている訳だからな。

G—選挙施行前に合併すれば問題は無いが、選挙後に合併した場合はオカシナ議會構成になる。即ち首里、小祿の方は、たとえ当選しても、議員定数は三十名に押さえられており、那覇は現在の告示も三十名であるから議會に参画できずに自然その効力を失い、結局

は那覇選出議員だけで首里、小禄に膨張した新市の議会を占領することにもなる。

E—それは大変じゃないか。首里、小禄は一ぱい食わされたということになるネ。

C—そう。それで首里、小禄の編入合併実現でも、遅くとも立候補届出締切りの九月九日以前になされなければならぬ。そうすれば首里、小禄の告示は自然消滅し、那覇の告示だけが効力を有することになり、従つて首里、小禄の候補者は新那覇市の選管委に届出をやり直して立候補するということになる訳だ。

A—那覇市側としては、合併による選挙は非常に不利だとみている。どうせ首里、小禄は地域代表として挙市、挙村一致で臨むことが予想され、議会勢力分野も通常の場合、二〇、六、四の比率となるべきものが、下手すると十七、九、四の構成となり、それに議会斗争では編入される側は「合同戦線」を張ることも予想されるので、那覇は相当に食込まれると心配している。

H—編入される方はまとも易いからネ。小禄は村民との離反もあつて、少々は割れるかも知れないが。

B—那覇は確かに新市議会の与党勢力

の弱体化という点について相当頭を悩まし、首里、小禄への「割込み戦術」も相当研究され、その対策に腐心しているのではないか？

G—しかし当間氏自身は「自信がある」といつていた。

C—くずれない「当間構想」があればネ。

G—一面、反当局派は、これを機会に「かき回してみせる」といつており、相当出すことが予想され人民党も四五名は出せると豪語していたようだ。

E—議員一人当りの才費も立法院議員並みの一万円といわれるが。

F—マサカそんなにはならんだろうが、現在の議長三千五百円、議員三千円では安過ぎるネ。しかし議会としては、立法院議会よりはみものになるかも知れない。数も多くなるし、ハランバンジョウで…。

E—真和志市長の選挙も関心事だネ。従来の勢力からみて五分五分であるし、現当局の側近政治も相当バク口され、市民も相当批判的になつてきている。

H—寄合世帯のモロサという面もあり、こんどの選挙は当局が不利な立場に追込まれるだろう。蔡温橋筋の実業人の動きは、選挙に大きく響くと思つ。

B—南部の西銘地盤と宮里市長地盤は動かぬところだが、北部は危ない。とくに安里、栄町付近はネ。結局は北部の争奪戦ということになるう。

A—翁長助静氏は又「選挙男」になるネ。

C—当局に近いものの観測だが、翁長は出ないといつてはいるが、当間重剛氏の腹臣であり、かつぎ出されることは間違いないだろう。

E—選挙の度毎に問題を起す真和志が又問題をはらんでいるという訳か。

司会—どつちにしてもスツキリしない。たとえ合併が実現しても、何かシコリが残るだろうと思つが…。

H—一旦は合併しても分町いや分市問題が起るかも知れないからナ。

C—古くして、もつとも新しい問題だけに関心も高い。表面的には首都建設とか、大乗的立場からとか、いろいろ立派な言葉が並べられているが、どつちも「市利市慾」に明け暮れている。これでは「合併をもて遊んでいる」といわれても、已むを得まい。

F—とにかく編入であろうと何であろうと早く合併して、事務的問題はその後に解決してよい。真和志がいう「当間」は、那覇市長の椅子にレンレンとしている「もいではないか。法が定め

た任期もまだあるし、オール沖縄ではまず「A級市長」といつところだし、させてもよいと思つ。若し悪るかつたら、新議会が退陣要求を迫ることもできるし。

E—市利市慾もそうだが、関係政治家のチツボケな私利私慾も大いに災いしている。「市民の幸福保証」とか何とかの美名の袖にかくれて、不明朗なかけひきはもうやめてもらいたいものだ。那覇市としても、もつと大乗的な気持になれば、市長選挙をやつて、はつきり全市民の判定をまつべきだ。そうすれば一段と「男」もあがるというものだ。

G—政府も、もつと適切な時期—副主席は最良の時期、最良の調停案とはいつてはいるが、—調停していたら、案外簡単にまとまつた筈だが、現在の沖縄では調停役のできる人はいないということになる。政府が顔売るといつこともオカシイネ。

A—真栄田那覇、新垣真和志の両議長も、カケヒキの総大将といつところで、合併チヤンピオンだ。

司会—何の、かんのといつてはいるうちに、この問題も大詰にきている。三市一村の合併か、真和志が抜けてドーナツ合併になるか、とに角予想

は困難だし、一心このへんで座談会を終り、今後の動き見守ることにしよう。（おわり）

編入合併は時間の問題／全会一致の線に努力

〔琉新・夕 1954・8・10〕

宮里市長、新垣議長の政府改訂停案の受諾で円満合併に傾きつつある真和志市では、九日夕七時から同市繁多川区の某氏宅で議会当局派の緊急協議会をひらき、議会招集や今後の方しんについて深更まで協議を続けた。

この日、宮里市長、善永助役を混えて当局派議員十五名（金城貞秀議員欠）が真和志側の行くべき方向について検討、編入を基調とする政府案をめぐって活発な意見を交換したが…一部議員の強硬な「編入反対」と「住民投票で決すべき」との意見もあつてまとまらず結局、結論を得ぬままに一両日中に議会招集を行うことにして深夜十二時すぎ散会した。この間、実に五時間余にわたる協議会となつたが各議員とも今までにない慎重態度をみせたようである。賛否両論の分野は（1）編入合併にOKとするもの十名―うち二、三議員は住民投票に訴えようとの意見もあるが、その多くは時期が遅くヨロシ

はつきりしている。議会の名において処理すべきだとの態度をとっているもよう（2）態度不明のもの三名―いずれは大勢の傾くところに加担するものとみられる（3）編入反対のもの二名―但し、この強硬者も住民投票の結果によつては編入でもよいとしており、大勢は円満合併に大きくかたむいて来たことは殆んど確定的といわれる

この当局議会内部の多少の意見相違について宮里市長、新垣議長は出来るだけ全員一致で合併問題を処理しようとの八ららしく、最後まで同志議員の説得に協議を続けるといわれるが、市の将来を決定する同問題も大詰めにきており真和志当局派の動きが注目される。

真和志／11名辞意は全くの誤り／報道否定に議長談話を発表

〔琉新・朝 1954・8・12〕

円満合併への意見を調整中の真和志議会当局派では、十日晩も七時から前回に引き続き市内某所で協議会をひらいたが…この日、開会当初から問題の「十一名議員総辞職云々」をめぐるつて会場はフンガイする議員達で混乱状態に陥入り、協議はついに何らの進展もみら

れぬまゝ深更に至るまで大もめにモメぬいた。

当局派議員の一部に「辞表提出」議長不信任の声があつたのは確かであつたが、大勢はあくまで合併実現を指向しつつあり、当局派すなわち同志議員にとつては全くの寝耳に水となつたわけ当日問題の中心人物（新聞提供者）と目される高良正文、大工廻盛山、大城三郎の三議員が欠席のため、激怒する各議員の攻撃は専ら新垣議長だけに集中。辞表云々は市民への責任逃避だ。同志議員の足並みを乱すものだ。として裏切られた七議員（山田英盛、島福盛市、城間吉次郎、潮平寛智、宮城久光、金城武市、高良盛幸）から事の真相を激しく追及するところがあり、議長の責任をもつて辞表提出説の否定を市民に声明することになつてやつと落着いたといわれる。

なお「問題の真相」について確実な筋の語るところによれば、十日強硬な合併反対議員らの合併切崩し工作が行われたようである。「朝十時からヒル三時まで」の間、大工廻議員が各同志議員の宅を訪問、円満合併に傾きつつある同志たちの辞職勧誘を行つていたといわれ、比嘉憲昌議員もこの持回り辞職勧誘に参つてしまつたのではないかと見られ

ている。このことは辞表議員四名の連署の中に同議員の名があることから明らかだと激憤組はバクロしている。

新垣議長談

「合併問題があまりにも複雑なために、市民との板バサミになつて態度表明を困難に思つている二、三議員の間に」辞表云々の空気があつたのは事実だが、私の手許には一人の辞表も提出されたことはない。少くとも自治体の議員である以上、その職責から逃れるという軽卒な行動を取るはずはないことだ。また、こういう重大なこと（自治権放棄説）が世間に誤り伝えられたのは全くイヤンである。政府の調停案についても早急に回答しなければならぬので、遅くとも十八、九日ごろまでにはハツキリした市会の意志を決定したい。

新垣議長ら／政府を訪問

十一日午後四時ごろ新垣真和志市議会議長、金城貞秀議員が行政府に与儀副主席、宮里内政局長を訪問、約二時間にわたり会談した。この内容は双方とも発表をしなかつたが、前日から多数議員辞任の噂さもあつた折だけにこれまでの議会の動きなどを報告したものとみられる。

新垣議長は辞任組が出てもこれを保留する決意のようで次のように語った。

新垣議長談

「議員の辞任届は何も出ていない。まだ私の手許にも届けられていない。十八、九日ごろ議會を招集、欠席議員がおつて定数に足らなかつたら、再招集状を発しそれでも出席しなかつたら残る議員だけで処理したい」

與儀副主席談

「事態はむずかしい。目標は見出したがフン切りがつかないというのが真和志の現状だ。政府の調停はこれで終るが、何れにしろ議員の辞職の動きに市民の反論があつたのは見上げたものだ。あとについては何もいえない。目標を見出しながら世論も冷く、何らの動きもないのは惜しい。」

自治権放棄するな／主席が

真和志議員に要望

〔琉新・朝 1954・8・12〕
編入による首都建設に反対して真和志市會議員の一部が辞職するという新聞報道に關し比嘉主席は十一日つぎのように談話を発表し議員の自重を促した。

真和志市の一部議員が辞職するという新聞報道がなされているがこれは

自治権を放棄する行動であり、かかる行動のないよう希望する。編入に対する賛否について自治体としての意志決定をやりとげ得なければもはや自治能力なしと断定されても致し方ない次第で沖繩の自治権拡大を期しつつあるときこれに逆行するが如き辞職などという考え方で議員としての使命が達成されるものでないことを深く認識してもらつよう協調しておきたい

れ、混乱はやつと收拾された。しかし一時的にしろ自治体の議員が、議會の機能を失わしめ自治権を放棄するかの感を与えたことは甚だ遺憾とせざるを得ない。

の関心を呼び、わけても真和志議會は三市一村合併実現の力ぎを握るものとしてその動きが注視されているわけである。従つて報道陣もこれに應えるべく、合併問題の中心を真和志におき、議會や議員個々の動きに至るまで全神経を集中、問題が大きいだけでなく、やゝとすると真和志、那覇の当事者が感情に走りがちなところから取材記者も慎重に慎重を期し、より正確な動きを伝えることに努めており、如何に新聞社間のニューズ競争が激しいとはいえ、根拠がないままにそのような誤報をすることはあり得ないことをまず指摘したいのである。この場合考えられることは、新垣議長のいう二、三の議員、あるいはその中の一人が十一名辞任を新聞記者に吹き込んだのではないかという事である。もち論それをつのみにした記者も記者であるが、それが新聞紙上で公表されることを知りつゝ、というよりは記者の競争意欲につけこんで故意に曲つた報道をさせ、それによつて生じる混乱に乗じて議會の機能停止をはかり、合併がむづかしくべきだと思つのである。

一社説

真和志議會の辞任騒ぎ

〔琉新・朝 1954・8・13〕
政府の改訂調停案により一挙に円満合併へ突入するかにみえた都市合併問題は、真和志議員十一名の辞職云々で一時混乱した觀を呈していたが、十一日、辞意をもらしていた議員はごく一部の議員で、あくまで問題解決に努力し議會の責任を果すという議員の在り方が再確認され、新垣議長談を以て、辞任説の否定と十八、九日頃までに議會の意志を決定することが明らかにさ

「合併問題が余りにも複雑なために市民との板バサミになつて態度表明を困難とする二、三の議員の間に辞任の空気があつた事は事実だが、私の手許には一人の辞表も提出されたことはない。少くとも自治体の議員である以上、その職責から逃がれるという軽卒な行動を取るといふことはない筈だ。またこつという重大なことが世間に誤り伝えられたのは全く遺憾である。政府の調停案についても早急に回答しなければならぬので遅くとも十八、九日頃まではハツキリした市議會の意志を決定したい」：これは十一日発表された新垣真和志議長談である。これによると辞任の空気があつたのはほんの二、三の議員間であり、十一名辞任云々は全くの誤報であつたということになる。しかしながらこのことは単なる誤報で片づけられぬものがある。

今次都市合併の動きは、那覇、首里小禄が編入合併を決議している今日、十数年来の懸案を実現させる絶好の機会として首都建設の立場から全琉住民

を続けてきた、那覇真和志両市合併案
 那覇、真和志、首里、小禄の三市一村
 対等合併案、しかして那覇への二市一
 村編入合併案となり、首里小禄既にこ
 れに応じ、一人真和志のみ今日に至る
 も態度を決せず、その間政府が調停役
 に立ち、改訂調停案まで提示して真和
 志側説得に努め、いわば論議に論議を
 重ね真和志にとつては合併が孤立か最
 終のギリギリまでできているわけであ
 る。もち論真和志の主張を是とし、こ
 れに同情すべき点もあるが、も早や事
 態はそれを超えて究極の目的である
 首都建設の立場に立たざるを得なく
 なつており、大所高所から判断して、
 真和志議会も円満合併の線に傾いてき
 たと思つのである。このような中に自
 己の主張が容れられぬからとて、首都
 建設という最高目標を忘れ、自治権放
 棄を出したと思われる人々の行動はあ
 まりにも軽はずみだといふべきであり
 その猛省促すと共に今一度議員として
 の立場を認識しその責任全つに全力を
 尽すことを望んでやまない。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1954・8・13〕

那覇市への編入合併に賛成か否か―ほ
 とほと合併問題に疲れ切つた真和志市

当局は、ついに一般市民の投票に訴え
 てこれを決定することになつたといふ
 編入反対の市議（十一名ともいい、
 六名だともいわれる）が辞表提出の意
 志をひつこめたことは自らの責務を放
 棄する軽拳を慎んだ意味に於て結構だ
 が、市民投票まで持ち込んだという事
 実は、同市会が一般市民と密接な繋り
 をもたず、代議制の下で真の市民代表
 者としての職責を完うし得なかつた事
 を物語るといえる。ともあれ、市会で
 決定が困難な状態であつてみれば、最
 後に残された方法は市民の直接裁決の
 外はないのだから、一面、よくそこま
 での腹を決めたものだど歓迎してよい
 だろう。投票日十五日で「賛成」「不
 賛成」に印をつける投票方式で行わ
 れるらしいが、この市政に対する市民
 直接の意志を表示することはまさに稀
 有なことであつて、これは同市々民の
 政治意識の問題も含め多くの意義と興
 味をそそる。果して都市合併問題に市
 民がどれだけの関心を払つてきたか、
 それは投票率が答えてくれるであろう
 し、また首都建設という大事業に対す
 る理解やいままでの合併問題が辿つて
 きた経路、それがどういふところまで
 きて市民投票に訴えられたか、といつ
 たことの理解は投票の結果によつて判

断としよう。ところが、多くの有権市
 民は賛否何れにしたものかと迷うので
 はないか、市会あたりで演説会を開い
 て正しい判断資料を提供してやるに
 も、市会そのものが賛否で対立してい
 るのだし、やるにしても時間がなく、
 紛争もまめかれぬとあつて厄介である
 なんでも、旧真和志人には反対が多
 く、寄留などによる所謂新市民は賛成
 の方にまわるだろうという観測もある
 が、何れにせよ、市民は個々にじつ々
 り考えて、この榮譽ある投票に臨まね
 ばならぬわけだ。

真和志/遂に市民投票へ/ 15日合併の賛否問う

〔琉新・朝 1954・8・13〕

合併意見を調整中の真和志市では十二
 日午後一時半から新垣議長が記者団と
 会見。合併問題に対する全市民の声を
 きくため、来る十五日、那覇市への編
 入合併の賛否を問う市民投票を行う
 ことを発表した。市当局では即刻午後
 二時から臨時区長会を招集するともし
 に、投票用紙（世論調査票）二万五千
 枚を準備、きょうから繰出される周知
 宣伝車やポスターの手に取りかゝつ
 た。なお、投票は各区事務所を投票場
 に、賛成は○で反対は×印で記入する

ことになつている。
 開票は十六日朝九時、若しくは十五日
 の投票に引続き市会議室で行われる
 が、その住民判定の結果によつて政府
 調停案の「受諾か」「拒否か」に真和
 志側最後の断が決定するわけ。市当局
 では早くも十三、十四日を周知徹底期
 間。十五日（朝七時―夕六時）決戦投
 票日。十六日開票。十七日議会。十八
 日那覇市議会。十九日政府提出。二十
 日立法院提出など一応の予定プランを
 立てている。この際市民有権者二万五
 千百十三名（男一一、八六九と女二二、
 二四四）への周知徹底運動には各市区
 長と市役所吏員が総動員で当ることにな
 つており、投票は五四年七月十五日
 現在―八月末日確定の新しい選挙人名
 簿によつて行われる。

宮里市長談「都市合併に対すること」
 一月間の真和志議会は真剣そのもの
 であつた。この間、新垣議長と私は
 政府調停案を中心に議会の意志決定
 を調整すべく骨身をけずる努力を続
 けてきたが、今日に至るまで最後の
 決定をみていないことはイカンに堪
 えない。しかし議会においての問題
 を住民投票の結果によつて意志を決
 定することに話がまとまつたことは
 無理からぬことと思う。私としては

議会から世論調査を依頼されているので、区長と市職員を総動員して公正適切な方法によつて住民の判定をまつことにした。

”市民の判定に俟つ” / 新垣議長
談話を発表

十二日住民投票の施行を声明した新垣議長は席上”市民の判定に俟つ”と題する次の談話を発表した。

合併問題に対する本市議会の考え方は問題があまりにも重大であるため、できるだけ全会一致に近い線で解決すべく努力して来たのであるが、それが困難で今日に至つたことを甚だイカンに思つている。自治法は問題の性質によつては住民投票による世論の判定によつて問題を決することを規定している。本市にとつてこれ以上の重大な問題は無いので私はこれを市民に問うべく議員の同意を得て、市長に対し適当な方法をもつて世論調査をなすよう要

求し、これを実行することにした。これは琉球における今後の自治体運営のテストケースにもなることだ。市民各位におかれては問題の重大性にかんがみ冷静に本市の現状ならびに将来に思いを致され何物にも束縛されることなく、真に公正にして自由な態度をもつて棄権することなく本投票にのぞんで

貰いたい。なお本問題については今日まで各政党とも批判的な冷静な態度をもつて終始し、その成行きを見守つて来られたことを衷心より感謝するものであるが、今回の世論調査投票に當つてもかゝる考え方で進んで貰うよう希望してやまない。

政府調停打切

政府は首都建設を目標に、三市一村の円満合併に約一カ月間種々那覇、真和志両市に勸奨を続けてきたが、かぎをにぎる真和志が合併の必然性をつかみながら住民の意志の反映がないため、難渋して遂に異例の市民投票という事態まで来たことに対しこれ以上の調停は強制的感を与えるおそれありとして政府は勸奨を打切る方しんを決定、自治体の自由意志によつて決定させることになつた。

これにより那覇市からの首里、小禄編入申請は十六日まで提案準備を完了、十七日真和志市の最後決定を見計つて立法院に提案するよう比嘉主席は十二日の局長会議で特に指示した。

一社説一

編入是非かの住民投票

〔沖タ・朝 1954・8・15〕

真和志市会は遂に編入合併の断をくだ

すことができなかつた。しかし政府は来週早々立法院に対し都市合併の承認をもとめることになつており、この機会を逸したら真和志市だけがとりのこされることになる。進退に窮した真和志市会が、住民投票を執行するに至つた苦衷は当然とされよう。

投票はきよう行われる。暴風が都合よく止めばよいが、そうでないと悪天候にわざわざいされて投票率に影響するだろう。天候次第で順延することも考へべきである。住民投票の試みは自治運営のテストケースであり、注目に値すると同時に何となく興味が抱かれてならない。ありていに言つと、那覇市が強引に誘導した編入合併へのこれ迄の動きに対しては、われわれを納得させぬものがあつて、この問題に顔をそむけたい気がむらむらと起きたことも再三にとどまらなかつた。

合併問題の歴史は実に古い。だが、現在の機運をせつかく迎えながら、その都度沙汰止みとなつたことが幾度かあつた。政治家がそうさせたのである。政治勢力を保つ立場から、この問題に対応することになれば、いかに理想的な大都市の構想があつても、これを破壊する役目を果すことにならなかつた。こつした経緯の歴史を積み重ねて、

戦前は遂に実を結ばず、戦後もまた同様な曲折を辿つて大詰を思わせる最後の場に、漸くにして到達した訳である。だが遺憾に耐えないことは、数年来首都建設問題がさかんに論ぜられ、これに対処する政府の措置が頻りに望まれたに關らず、今日に至る迄、首都法の立法が為されなかつたことである。同時に沖繩自治体の不振が、地域の過小という点にあることが識者に痛感され、遅かれ早かれ市町村合併を促進する抜本的な英断が期待されていたのに、この立法も未だ着手されていない。そうした法律が出来ておれば、恐らく三市一村の合併にしても、法的にすらすらと運んで容易に実現されたことであらう。

法律に拠らない合併が難渋をきわめるのは当然である。弱肉強食、といつたらいささか強すぎるが、自治体としての平等感が那覇市に薄く、従つならつて来い、との態度が露骨であつた。首里市がまずこれに無条件に降伏した。ついで小禄が、多少のいざこざはあつたが結局歩み寄つた。ところで真和志市は、流石に新興都市の誇りがあつただけに対等を主張してゆずらなかつた。すると那覇市は、勝手にしろ、と罵り、おとなしい首里市と小禄村を従

えて、真和志市を捨てるといいたした。民主的な政治的折衝が殆ど行われないうで、那覇市の強引な力で編入合併が推進されるこのような現象は、近代の政治感覚をもつては到底理解できないものがあるだろう。

加うるに調停役の政府から出された宮里市長の助役就任という編入促進の条件は、政治的なかげひきを思わせた。これを要するに立役者は那覇市であり、次の立役者は真和志市で、その陰に、首里市と小禄村の弱小自治体がおとなしく控えた形、と言えるだろう。これを見せつけられる住民の心中は決しておだやかではあるまい。ながい歴史をもつ都市合併の大詰めが、しかも民主化を指向しつつある戦後において、このように不明朗であつてよいものかどうか。

真和志市の住民投票は、遅きに失した憾みはあるが、不明朗に終始した合併問題の最後を飾るに足る明朗な民主的措置と評され、概して好評である。これぞ真和志市住民は、歴史的な意義をもつふるさとの境界変動に、自らの意志を訴える貴い参政の機会をえたのである。だが住民の多数が、真和志市の命運を決する一票を、自らの判断によつて正しく行使できるか否かが懸念さ

れないでもない。従来合併問題が政治家の独占とされて、住民に周知させる民主的な情報活動や啓蒙運動が嘗つて試みられたことがない。三市一村にいつて合併問題は歴史的な有事であり、したがつてこれを政治家のみで運ぶことは越権であろう。事前に、住民に周知させる方がいろいろ考えられた筈だ。何故合併が必要か。編入と合併はどう違うか。対等合併は理想ではあるが、厳しい現実からして至難な理由、そんなことを住民に充分理解させたい、住民投票を行い、編入の是非を決定すべきであつた。もちろん首里市、小禄村に対しても同様なことが言える。しかるに果して真和志市住民が、こつした理解に立つて住民投票を迎えるに至つたかどうか。われわれは那覇市の独善に決して同意するものではない。しかし合併の方法に不満があるとは言え、合併の機運はまさにこの秋をおいて、他日にあるとは思われぬ。合併したが最後、三市一村はいつかは一体と化し、平等の立場におかれ、相携えて国際級の首都を築く努力が払われることになるだろう。首都の地域をもつとグッと広げる石川構想の夢も決して笑いごとではない。さしあたり三市一村が一つとなり、この広域に首都の

経済圏、生活圏をつつんで、従来の三市一村の占めるそれぞれの地の利を、適所適材に生かし、ここで相互に繁栄する望みが、合併後にかけられているのである。

賛成 か、反対×か/きよ

住民の審判/真和志市、合併問題の世論調査

〔琉新・朝 1954・8・15〕

きよう十五日真和志市では合併の賛否を問う投票日、各投票場（区事務所）では朝七時から午後六時まで一斉に夕明け、全琉住民注視のうちに市民有権者三万五千百十三名（男一一、八六九と女二一、二四四）の世論調査を行う。開票は十六日朝九時、若しくはきようの投票に引続いて市会議室で開始されるが、その住民判定の投票結果によつて真和志市の将来を決する「合併か」「孤立か」に最後の断が下されるわけ。一方、懸案の首都建設を異例の市民投票だけに各方面からの関心も深く「市民の意志がどう反映するか」：「投票率をめぐる種々の観測も手伝つて関係者の興味をそそつているが、どうやら台風グレイスの余韻が禍して「きようのお天気は曇りときどき俄雨、ひる過ぎから快復に向いますが十米程度

の強風が残りませう」と気象台では思案顔。新垣真和志議長は問題の重大性から「冷静に本市の現状ならびに将来に思いを致し、何ものにも束縛されることなく真に公平自由な態度で」と三市一村円満合併への棄権防止を呼びかけている。

なお、投票は賛成を \times で記入することになつている。

暴風雨をついて/宣伝カーも繰り出す

難行を続けた真和志の合併問題は、ついに異例の市民投票に突入、きよう市民最後の判定を俟つ。審判の日を迎えた。

：真和志市役所では各区々長をはじめ市職員を総動員、投票用紙（世論調査票）二万五千枚や投票箱の準備に汗ダク。旧盆の連日休を返上して周知宣伝車やポスターはり出しに大奮闘した。

：一方、街ではお盆風景をよそに合併促進青年同志会が結成され、トラツクをかり立てての「合併運動」を展開した。これに対し、編入反対同志会（人民党とみられる）も出現、各戸をめぐつて「合併反対ピラ」を配布するあわただしき、青年同志会では昨十四日の暴風雨にもめげず「合併なくして

繁栄なし」のノボリを押立て、総員ズブ濡れでマイクから市民への協力を呼びかけていた。

…「合併か」孤立か」を決するこの投票は市民の投票率によつて結論も左右されると投票通は語っているが両同志会の宣伝ピラも 賛成派は水道、道路、学校の重大問題解決のためと呼び 反対派は合併すると税金が高くなる…と当間市長比嘉主席を攻撃している。

一社説

合併問題は解決されたので

はない

〔琉新・朝 1954・8・18〕

合併を勧告する政府再調停案を受け容れ、編入合併に心ずるか、それともあくまで対等合併を固執して独自の立場に立つべきか、最後の断を下さざるを得ないギリギリの段階に追い込まれた真和志市議会は、その歴史的決定に慎重を期すため市民に賛否を問うことになり、十五、十六の二日間にはたたり異例の市民投票を行った。さし迫つている政府の立法院に対する都市合併承認提案をひかえ、進退に窮しての決行とみられ、真和志議会の苦衷が察せられる。ところがその苦衷をよそに、台

風という自然の暴威は十五日の投票日に襲いかかり翌十六日まで荒れ狂つたため、投票を一日延期した効もなく、有権者二五、六三〇人のうち僅か六、七九三人がこれに参加、投票率二六・五％という極めて低い率を示し、有権者の七十五％近くが、折角の議会の意に込め得なかつたことは、事がさし迫つていられるだけにかえすがえすも残念であつた。

二十六・五％の投票の結果は、編入反対三、九七四票、編入賛成二、六五一票の数字が現れ、編入反対が多数を占め、開票後宮里真和志市長は「午前中に暴風警報が発せられ一日中風雨におかされながら投票率が二割五分もあつたのは市民の合併問題への関心の深さを表したもので、市当局でも感謝している。投票の結果は市民の意志として、市議会に反映され市民の多数の望む道に市は進むことになる」との談話を発表している。これから察するに、真和志は有権者の僅か二六・五％による投票結果を市民の意志として編入合併をケルものと予想され、首都建設の立場から、また真和志市自体のためにもまことに遺憾とせざるを得ない。真和志議会が異例の市民投票を決定するに至つたのは、首都建設からくる

合併の必然性と合併方法の板バサミになり断を下し得ぬところから来たはずであり、合併必至は何人もこれを認め、真和志市民も極く少数を除く外は合併そのものには反対していないのである。予想通り真和志議会が編入合併を否決したとしても、合併が早晚実現することは明らかであり、しかも現在那覇、真和志、首里、小禄三市一村合併の絶好の機会に遭遇しておりながら、真和志のみこの歴史的大事業から抜けることを思うとき、まことに遺憾とせざるを得ないのである。那覇、首里、小禄の合併準備は着々進められてい

る。この二市一村を一体とした大那覇市に、将来真和志が吸収される運命にたち至ることは火を見るよりも明らかであり、また真和志が孤立した場合、水道、道路、学校問題等で財政的に苦しむであろうことも想像に難くない。一方首都建設も都市形体からして真和志を除いての計画は、それこそジョンソン民政官評するところのドーナツ都市を出現させる結果となり、双方の市民にとつて不幸この上ないということになろう。

ことである、というのは、地方自治法による市町村議員数の限度は三十名となつており、那覇首里小禄の合併で新那覇市の議員三十名はこれら三地区に占められることになるからである。このように合併必至の観点に立つた場合、真和志が今次合併を見送ることによつてもたらされるもの、久しくもみにもみ抜いた合併問題も一応ケリがついた形であるが、併しながら問題は決して永久に立消えになつた訳ではない。此の問題が発生した客観事態や要素は以然として未解決のまま残されているのである。他の市町村と同様真和志も直ちに首長、議員の選挙に突入するのであるが、吾々は此の時に当り、残された此の大きな問題を来るべき任期中に解決し真に真和志市民の繁栄を図り得る識見高き市政運営者の出現を待望して止まない。

那覇首里小禄／二市一村の

合併／政府きょう立法院

へ提案

〔琉新・朝 1954・8・18〕

連日紛争を続けて来た真和志の編入合併問題は、その後政府の再調停で一時は明るい見通しがつけられたものの、去る十六日の市民投票の結果は遂に反

対派に凱歌があがつた、最後まで仲介の労を取つた政府に対しては、真和志市から未だ正式な何んらの意志表示もないが、政府はきのう那覇、首里、小禄の二市一村合併の書類を整え主席の署名を得てきよう立法院に承認を求めべく送付することになった。

政府としては今後いかなる事があつても自ら進んで双方の仲介の労を取る事なく今後の双方の意志を尊重するとしており、独自の道を行く真和志の堅実なる歩みに期待をかけている。これについて最後迄仲介の労を惜しまなかつた与儀副主席は「三市一村合併が実現しなかつたのは実に遺憾である」と大要次のように語つた。

「三市一村が消えた事は実に残念である。政府としては真和志市民の意志通り実行させ、堅実なる道を歩む事を望む、政府としては今後自治体の意志がないかぎり、絶対に干渉しない。合併の実現はその市町村の意志があつて始めて出来るものであつて、その時機はあらゆる条件から見て四年後の改選期になるだろう。それまでは真和志市民は自ら選んだ道を堅実に歩んで行かれない。首都隣接市としての面目にかけても都市計画、水道、道路工事も遅れをとらな

い様努力してもらいたい未だ真和志からは正式なる回答が来てないが宮里市長の談話も公表されているので政府としては既定方しんどおりきよう書類をまとめて立法院に二市一村合併の同意を求めるよう手続きを取る。政府としてかえすがえすも残念に思うことは合併という同じ目的に到達し得なかつた事で、宮里市長も投票後、何時か市民が納得の行くように合併したいと希望している。方法論で合併出来なかつたのは遺憾の至りである」

与党承認の方針決定／野党側は反対の空気

注目された真和志市民の合併に対する世論調査投票は一千三百二十二票の差で編入合併反対に決着を見たので、政府ではさきに申請された那覇、首里、小禄の二市一村合併に対する承認方をきよう立法院に提案する、立法院では十八日の本会議に上程する予定であるが、民主党では十七日午後四時から議員総会を開き、市町村自治を尊重する建前から同合併を承認する方しんを決めた、これに対し社大、人民両党は真和志市を除いては首都建設は不可能という見解から二市一村の合併には反対する態度でいる、これは真和志市民の

世論調査投票の結果から強硬に反対主張をなすものと見られているが、一方その処置に対して直ちに委員会に付託してこの問題を日本復帰問題同様長ひかす策も考えられているよう、これに対する民主党の出方が注目されている。

議会招集せず／真和志／編入賛成 二、六八〇／反対 四、〇一三

〔沖夕・朝 1954・8・18〕

十五、十六両日にわたつて行われた真和志市の市民投票の結果は十七日編入合併賛成二千六百八十票、反対四千十三票、無効投票九十四票、白紙八票計六千七百九十五票である旨許田真和志市選挙管理委員長から発表された。

真和志市当局では投票前の議員の申し合せによりこれを有効なる世論調査の結果として編入合併受諾か否かについての市の方針を決定、臨時議会は招集しないことに正式決定した。

万已むを得ぬ措置／二市一村合併昨日立法院へ提案

〔琉新・朝 1954・8・19〕

去る十六日の真和志市民投票で遂に真

和志の編入合併反対がはつきり表示され、長い間もみ抜いた合併問題もようやく終局に近づいたので、主席はきのう午後三時三十分民政官を訪問、二市一村合併促進を報告、立法院に対し二市一村合併申請書を送付して議決要請を行なつた。調査内容次の通り。

那覇市長、首里市長、小禄村長から提出された申請書をせん議した所、二市一村の合併にかんしては、市町村自治法第三条一項の提出により琉球の首都建設面からだ当の処置と思量される。

一、石川構想を主体として首都建設の都市計画を考察すると琉球の首都大那覇市を建設するには、現在の那覇市区域では余りにきよう少であり、これに首里、那覇、真和志、小禄の三市一村を包含することにより、都市計画の諸立案がスムーズに施行されるので、那覇市としては隣接市町村を合併することが早急の問題と思量される。しかしながら今回の都市合併に際し、真和志の包含をみないのは誠に遺憾とするところであるが琉球の現状は首都建設のための、規模の合理化は早急に決しなければならぬ問題であり其の区域の決定は最早一日もしゅん巡を許さず真和志市のその決ていをいたすに待つ

て時期を遅らす事はできない。よつて真和志市の首都区域編入を一時保留し、まず首里市、小禄村を編入合併することは首都建設面より万やむを得ないものであると考える。多くの利便がある事は論をまたず、那覇市への首里市、小禄村の編入合併は両市村として又大きな福祉とならう。

二、今回の琉球の首都建設を目途とする三市一村の合併については、あらゆる角度より論議され検討され、今日に至つては、行政府としては琉球の首都建設の重大に鑑み、この合併の促進に対し努力を払つたのであるが、とくに真和志市に対しては再三、再四三市一村の同時合併を勧奨するとともに那覇市、真和志間の合併問題に関連する幾多の隘路の打策を講じたるも真和志市の容るるところとならず、やむを得ず首都建設の重大性に鑑み真和志市の再考を期待しつゝ一応首里市、小禄村の那覇市への編入を議決要請した次第である。

膨れる大那覇市

真和志市の編入反対で、曲りなりに大那覇市を設立する事になつた首里、那覇、小禄の今後の人口、人口増加率、業態、土地等を調べてみると、現在人口は那覇六万九千八百二十四人、首里二

万二千七百三十三人、小禄一万四千四百五十三人計十万七千十人で、戸数は那覇一万四千七七六戸、首里五千二百五十一戸、小禄二千八三九計二万二千八六六戸となつてゐる。しかし一九五四年二月末日現在の公示人口は那覇七万十人、首里二万三千六五九人、小禄一万四千六七五人計一〇万八千三四四人となつてゐる。人口の平均増加率については那覇一〇・四四％、首里二・九一％、小禄三・二七％を占めており、その人口密度については、那覇一平方キロにつき一万三七五人、首里三千九百五十三人、小禄一千四一〇人計四千七〇七人となる。又合併後の面積については、那覇六、七三平方キロ、首里五、七五平方キロ、小禄一〇、二五平方キロであるので合併後の面積は二一、七三平方キロになる、その内宅地は那覇一三七万四千五六二坪、首里三八万七千七九五、小禄二六万一千三〇九坪計二〇二万三千六六五坪となる。二市一村合併後の田畑、山林、原野等の面積については、田畑二九二万六千六三九坪、山林一六万五千九七五坪、原野三八万一千二百八八、その他八一万二千八一九坪となり、宅地とも併せて六三二万三千九六坪となる。

二市一村の資力は一体どの様な数字となつて表われてくるか、これを各税額からのぞいて見ると、政府税那覇は六千四百九万六千五百七十三円、首里二四一萬四千六八〇円、小禄二六一万二千六一二円計三千六三四万六千一百八十五円、市村税那覇三千六三万四千九百七十八円、首里三〇九万八千五百九十五円、小禄村二二五万一千一〇〇円計六千五百一十六万二千三百三十三円、市村費那覇一億八〇二万八千九百一十円、首里五二五万七千九百四十四円、小禄五四二万五千九百九十四円計一億一千八百七十五万二千五百五十五円。現金那覇二千八六万一千二百八十四円三五銭、首里四七万二千一百八十八円〇銭、小禄三三万七千三百八十七円九銭計二千一六十七万六千八百七十四銭となる。その他二市一村合せての債券額は総計七十四万三千五百〇〇円、土地一億四千四百五十八万八千九百六十六円、建物二千六百九十一万五千〇〇〇円である。

真和志／合併問題で張合つ

／市長選に宮里翁長両氏

出馬必至

〔琉新・朝 1954・8・19〕
合併問題とからんで鳴りをひそめていた真和志の市長選挙も「編入反対」の態度決定によりいよいよ表面化への動

きを避けられなくなつた。今のところ巷間で「噂の人」にあげられている新垣正栄氏（現議長）などの線はごく薄いもので、再び現市長宮里栄輝氏と前村長翁長助静氏（移民金庫事務局長）の宿命の一騎打になるとの公算大である。選挙通の語るところによれば、両陣営？とも一両日中には態度表明（立候補届出）を行うようで、支持者達の間では早くも選挙対策に没頭中だといわれるが——いずれにしろ今選挙の弁るん戦は「合併問題」を中心に行われることは必至であり、宮里派の主張する対等合併と翁長派の標榜する合併第一主義が如何なる反響を呼ぶか。単に真和志野に相對峙する両雄？の決戦となるばかりではなく、永い間モタついて来た合併問題に対する五万市民の最終判定ともなるわけで、成行きは極めて注目される。

宮里、翁長陣営の支持者側（参謀格）の一大政策とみるべき合併態度をのぞくと

宮里派は今まで堅持して来た「合体（対等）合併」の線で真和志側の首都合流を実現させる。この場合、問題の経過からみて当間那覇市長の任期切れをネラえば六つかしい条件を達成しなくても合併可能としており、当間市長

（任期は向う三カ年）と新真和志市長（任期四カ年）の一カ年間のズレは（1）真和志市長ならびに議会、那覇市議会の任期一年短縮による両市一体の同時改選が若くは（2）当間市長の任期を一カ年延長その期間を合議制の合併協議会による準備期とするなど時期さえ到来すれば…合併できるとして強調している。つぎに水道計画第二期工事（一千四百万円）としての中部、北部一帯の配管工事完遂、旧真和志区域の失地かい復問題が取上げられるもよう

翁長派の合併への方法論は第二義的なものであり、市民福祉の立場から「合併第一主義」を掲げて首都合併問題を解決する。このことは二市一村による新那覇市が出来た場合、十一万市民を擁する那覇と真和志の対等合併は今より更に困難視されるのは当然であり、政治的によければ大きな変動がない限り殆ど不可能と目される「対等の線」に拘泥することなく市民生活の向上（すい道、道ろ、学校問題解決）から首都合併に参加しようというものであるが、単に那覇市長の任期延長などを目当てにすることは実現性に乏しく「対等の線

を進められない場合はどうするか、ということが政治の要諦だ」としている。

以上のことから、宮里陣営では先きのグレイス台風中に敢行された市民投票結果と各区分長の手カラ、現当局としての強みもあつて翁長地盤への強行な浸透作戦に出るものとみられるが、一方翁長陣営では孤立となつた真和志の窮状を救うものは政府並に新那覇市に協力態勢を敷ける翁長氏でなければと、ホゾを固めており、当局の合併問題処理に対する不説明？な態度への猛攻撃が予想される。片や現当局の宮里、片や前村長の翁長とあつて永年の好敵手、最早やしのぎを削る激戦は免かるべくもないが、先きの市民投票で意志表示ができなかつた七割四分の多数市民が今市長選挙にどう動くか。合併問題と微妙なからくりを持つ決戦だけに、大勢の決定を左右するものとみられ、その動向が勝敗のカギとも云われている。

真和志市の不参加遺憾／比嘉主席談

〔琉新・朝 1954・8・19〕
本日那覇市首里市および小祿村の二市一村の合併処分のための道程である立

法院の議決要請を行つた。琉球の首都建設は、最も緊急な問題であり、首都としての規模の決定は、都市計画法とも関連し重要なことである。この規模決定に伴う市町村合併は、那覇、真和志、首里三市に小祿村を含めたのが最も適切と考えたが、真和志市の参加を見ないのは遺憾である。但し首里市、小祿村を一応那覇市に編入し、首都建設の促進になれば幸いである。後は真和志の参加を期待し、琉球の名実共に供わる都市の建設される事を希うている。

琉大の敷地問題／最後の首里市会に飛出る／大学側

…”大乗的な見地からせひ譲つて”

〔沖夕・朝 1954・8・20〕
琉大翁長事務局長、真栄城財務課長の両氏は十九日首里市議会を訪問、現在琉大が使用している首里市有地（一万二千六百坪）を琉大に譲渡するよう陳情した。

これについて首里市議会は合併を控えての最後の議会になるものと予想されていた折、又議員達も淡水プールの市の移管など一、三の簡単な議題を片付け、あとは晴衣で最後の記念撮影で

もとユツクリ構えていたところ、思わぬ難問を持ち込まれ困惑の態だつた。文字通り合併直前の財産処分として市町村自治法第三条二項の規定に基き関係市町村の協議が必要とされ、従つて会期の延長は必至となつている。結局、首里市としては琉大側の陳情については従来の行きがかりから何とか合併前に結着をつけなければ面目ないといつたところだ。従つて合併前の財産処分に就て法律上の手続の必要から那覇市議会側と協議することが必要となり二十日久高、大山正副議長が那覇市議会を訪問し打合せをすることになつた。

このほか問題の敷地は旧首里城跡であるためその処分については議会だけでなく文化財保護の立場から関係者の意見も聴いた上、慎重な決定をすべきだという声が多い。

翁長琉大事務局長の話 一九四八年マ司令部琉球局長、ウエツカリング准将が来島の際、首里城跡に琉大を建てることになり、同地は琉大に提供されたと思つていた程で、その後数回に亘り首里市から土地使用料の支払を請求されてほんとの所ビツクリした。首里に琉大があるというだけで市としてもいろいろ益するところ

ろが多いし又学校用地は当然自治体の方で進んで提供すべきものだと思う。首里の苦しい財政状態は良くわかるが、全琉的な問題として大乗的な立場から合併前の首里市として同地を正式に琉大側に提供して欲しい。

真和志含まめのは遺憾／大那覇市建設にジ民政官見解

解

〔琉新・朝 1954・8・21〕

ジヨソノン首席民政官は政府が十七日提出した那覇、首里、小禄一市一村合併申請を立法院に送付するに就ての書類にたいし十八日づけで「このことは主席の行政処置として他にとるべき方法はないと思う、だが真和志を含め大那覇市の誕生は遺憾である」との回答を送つてきた、首里市および小禄村の那覇市合併についてと題する同回答は次のとおり

八月十七日付同主題の貴書簡参照 琉球政府の地方自治法に主席は市町村から提出された合併申請を立法院に送付するという条項があるので、これら申請書に関する主席の行政処置としては他にとるべき方途はないと思う、しかしながら大那覇市

の誕生に真和志市を含め得なかつたことは現実に沿わないと思われる、これは現在の那覇市と首里市とは地域的に分離している点において特にそうだと思う、真和志市の管轄区域を通らなくては首里にいけないので将来那覇市がこれらの分離した首里地区を管理する場合、最も不便を感じることと思う。

財政面にみる／二市一村の合併

〔琉新・朝 1954・8・23〕

首都建設問題は、真和志市の不参加で止むなく二市一村合併という線に落着きドーナツ型の奇妙な首都を構成することになつたが、政府は最初都市計画面から那覇市、首里市、小禄村の関連性を検討して 現在の那覇市を都心区の行政中心（政庁、諸官庁）、産業中心（商業中心、工業中心）、交通中心（港湾、バスセンター等）の施設をなし 真和志市を慰養中心（スポーツセンター、公園）医療中心（そうご病院）墓地住居中心として又首里市を文教中心（大学 史料博物館）社会中心（文化会館）住居中心とし小禄村を交通中心（飛行場）慰養中心（ボート場ゆう戯場）観光中心（観光ホテル）住居中

心等となすべく計画を樹立していたが、今回の真和志の編入反対でこの政府の画期的な計画も一応棚上げの形となつた訳である。

政府としては止むなく真和志の首都区域編入を一時保留し 首都建設という面から二市一村合併を推し進める事になつたが これは両市村の那覇市合併によつて両市村の市町村財政面における住民の負担軽減及び住民の福利増進等に多くの利便をはからうとするものである

これを裏づける政府行政課の作成した二市一村の一九五四年度税収

入及び純税外収入一覽表に因ると那覇市の税収入は三千二百七十一万四千三八

二元、純税外収入五千二百四万三千四

七八円六四銭計八千三百九十五万七千八

六〇円六四銭となり 首里市の税収入

は三百九万八千四九五円、純税外収入

一百八二万二千三百二十銭計四百九二

万四千九百八十八円二十銭 小禄村の税収入

二百六十九万七千三百五十六円、純税外

収入百五十四万七千四百八十八円三十九銭

計四百二十四万四千四百四十九銭

で那覇市の総計八千余万円にくらべ

ると両市村の財政がいかに貧弱であるか

が判る、また両市村の税収入及び純税

外収入を合せても那覇市の税収入にも

遙かに及ばない事が一目瞭然と判別さ

れる、次に二市一村の資力表から見ても、首里 小禄両市村は那覇の足下に

及ばず、今年度那覇の資力は現金 債券額

土地建物その他政府税、市村税

等を含めて三億八千四万二千七百六

円三五銭で、首里は二千一百一十五万七

千一五〇円八〇銭、小禄一千八百七七

万九千二百九十一円で両市村の資力を合

せても三億四千余の差がある。

特に今後両市村が合併後大いにプラス

する点について政府では次のように見

ている。「両市村ともその地元の持味

を十分活かしていくという点であり、

首里はその古い伝統と教育社会として

の立場から市自体を文教中心 社会中心

住居中心として琉大、史料博物館、

文化会館を網羅して琉球の文化の交流

を計り、文化の向上に務めていく事にな

り、一方小禄村はその地の利を十分

いかして飛行場を主体とする交通中心、

慰養中心、観光中心、住居中心として

国際都市としての発展に大いに貢献する

という点にある

税負担額

二市一村合併資料の市町村民税くらべ

によると 五四年度における一人平均

の負担額は那覇市が、三百四円、首里

市が二百二十三円、小禄村が四百五円

となり、小禄村の場合は那覇市よりも

百一円高い税金を納めて来たことになる。これを平均すると、一人当りの負担額は二百九十三円となり、小禄 那

覇の場合は従来より負担が軽くなるが、首里市の場合には多少の重み加わる、徴収率を見ると那覇市が五一・二%、首里市が三八・八%、小禄村が三九・一%を占め、比較的高い那覇市

民税はその徴収成績がよく、一番安い筈の首里市民税の徴収成績は甚だ悪い、これは両市民の懐具合の現れとも

見られるが、一方都市を中心の経済の大きな流れがありこれに付たいする金融の循環性がかなり那覇市民の懐具合を潤しているものとみられる。何れに

せよ合併後の首里、小ろくは首都建設

の立場からあらゆる面で向上が期待され、勢い経済の流れも平等に敷きよう

されるので、市民の生活もより以上の

ものが見らるるものと期待されている。次は二市一村の市町村民税くらべ

である。(単位円)

市町村民税 一人平均額

那覇 五五二、九五四 三〇四

首里 五二二、四八七 二二三

小禄 九六一、四一九 四〇五

計 八〇二七、八七〇 二九三

二市一村合併への一段階 / 與儀副主席関係首長ら立法院で答弁

〔琉新・朝 1954・8・25〕

二市一村合併案を審議する立法院全体協議会は二十四日午前十一時十分議事堂で開会、この日は行政府側から与儀

副主席、比嘉官房長、宮里内政局長、関係村からは、当間那覇市長、真栄田

市議長、宮里真和志市長、新垣市議長、上地首里助役、久高市議長、長みね小

禄村長、赤峯村議長等が参考人として

出席、二市一村合併承認方の決議案提出に至るまでのいきさつを与儀副主席

が説明、二市一村合併はあくまでも三

市一村合併への一段階であると述べた。ついで小禄、那覇市、首里市の順

に当局者の合併説明があり、これに対する各委員の質疑があつて午後二時に

閉会したが行政委ではこの日の資料を近く検討することになつた。次は主な

質疑応答である。

与儀副主席 〓 首都の適正規模を三市

一村に区域して理想的首都をつくるこ

とが理想である。三市一村が実現せず

二市一村になつた事は残念であるが、

三市一村合併の目標を早目に実現する

段階としての見地に立つて提案した。

機関を設置せぬと住民の幸福は得られないとして反対した。首都の理想的規模実現が真和志市の拒否で出来ない

が、二市一村を合併して暫定的におし

進めることにした

瀨長議員 〓 段階的にいえば、那覇、真和志を合併して、周辺の首里、小

ろくを合併するのが段階的ではないか
与儀副主席 〓 首都の適正規模を目標としこれを達成するための段階で平面的な理想なしの段階ではない、又編入

とか対等とかの概念だが、対等合併すれば、九月一日で那覇も廃止され無くなる、市長選挙までの空白を埋めるに

しても那覇市を残しておかんと困難

だ。また執行機関としての合議制をつ

くることは特例法では出来ない

瀨長議員 〓 小ろく村議会では三市

一村編入を議決しながら、申請書に

は二市一村合併となつている、その

理由如何?

長峯小ろく村長 〓 政府の方しんが首

都建設は三市一村となつており、小ろ

く村としても最初からの構想である、

しかし真和志市が反対しているので遺憾である

赤峯小ろく村議長 〓 編入合併は世論

である、小ろくを廃し那覇に編入する

方しんは変りない、真和志が反対してもここに至つては止むを得ない

瀨長議員 〓 理由はどうか

赤峯議長 〓 村会の空気は二市一村でもよいという、三市一村が前提の決議である、決議と申請書と反するという

が、二市一村合併の決議をやり直してもよいという空気である
何故の編入合併か
瀨長委員 〓 対等合併であれば無難

にできるが、なぜ編入合併の形をとつたか、当間氏の考えは対等合併の場合には市長選挙があるからという理由からか、また真和志市を飛び超えて首里を合併するがどういう方法で

総合的首都建設を計画しているか

当間那覇市長 〓 日本でも戦後の合併

はほとんど編入合併だ、那覇市は独自の問題を多くもつている、戦前の那覇

市とは違つ。近代都市の構想の下に広

場、道路の面積を全面積の三十%乃至

三五% (戦前七%乃至八%) にせねば

ならない。区画整理事業もある、なお

市民としても市長選挙は好んでいない

と思う。こういう特殊の事情があるので編入合併でなくてはならない

首里には利益

瀨長委員 〓 編入合併によつて首里

市民はどんな利益を来すか

上地首里市助役 戦前首里は沖繩の七割の酒造業者があり 尚家という財閥があつたが、戦後はこれらが抜けて財政的にひつ迫している沖繩全地域で地価も最も安く坪二十円から三百円程度である、首都に包含されることにより、税負担の軽減や経済的恩恵をうけることが出来る

対等合併法的に無理

与儀副主席 三市一村に表現される首都の適正規模を目標としての段階である、おつしやるような平面的な理想なしの段階にはわれわれはあくまで反対である。真和志市が都市計画に参加すれば計画区域として指定されるし、三市一村が早晚実現する信念をもつものでありもしそうでなければ、真和志市の不幸である編入対策というが対等合併を実現しようとするならば現在の法規以外に市町村合併促進法などのような特別法を作らない限り出来ない。現在では合併の形式はあくまで編入合併である真和志市の参加がないからといつて、もし「二市一村」の合併を放置するならば首都合併はあと一年あるいは四年待たねばならない

大山委員 三市一村を合併した場合に琉球経済の規模、或は地方経済の關係性はどつなるか

与儀副主席 二その問題は極めて根本的なものであり、数字的には後で委員会に提示したい人口は十六万になるが日本の都市にくらべてはまだ少なく、大体三十万位の人口をもつてよいと考えている

平良幸市議員 首都建設の実現はやがては、全島町村の規模合理化、再編成の端緒ともなると考えるか、二市一村合併はそんなに急がなければならぬいさし迫つた理由があるのか、真和志市は必ず参加して来るというメドをもつているか、真和志市を除くのと「二市一村」の合併を急ぐのとどちらが大切か、また市町村の再編成について考慮したか

与儀副主席 市町村の再編成については考慮したが日本におけるようなものはやらないという結論になつた、合併、統合しなくても市町村行政は施行できる、一部はなるがこれは合意による合併でできる

平良幸市議員 学校敷地問題でも選挙季節にはやらない、今度の合併も選挙をひかえてさけるべきではないか

与儀副主席 選挙間際に合併するのは改選期でないと不可能と思うからである。合併の絶好のチャンスで摩さつはあこらんと考えている、また二市一

村を合併しておいて真和志がさん加を希望すれば特例法でも出来る

平良(幸) 議員 特例法で出来るなら改選期をはずしても三市一村の合併は出来ると思う

与儀副主席 二そうなれば特例法ではない。二市一村合併を進めてその後の特例法は生れる

平良(幸) 議員 真和志の合併について時期的に見通しはないか

与儀副主席 二ない

那覇市の財源は十分/他市村に負担かけぬ

瀨長委員 那覇市が編入合併をするのは財力関係か、地域的關係か、

当間那覇市長 財力的には關係はない、さきの真和志市の世論投票には那覇市が十一億の負債があると刷物を住民にわたしていることを私は聞いている、これは非常に無知な行為である、那覇市には十分に税外収入があり、又将来増えていく見通しである、首都建設についての費用は直接住民の負担にはならない。那覇市民はむしろ自分の利益を他にも分け与えるということになる。

知念委員 真和志市が行つた世論調査投票をどう思うか、二市一村の合併後 真和志市は合併について積極的に

促進する意向はあるか、今度の合併で真和志がぬけたら不利益はないか。

宮里真和志市長 御承知の通り投票日は台風が来た投票の結果全有権者の二割七分の投票を見たが、二十七人の議員の意向よりも七千余人の考えが最も効果的であると思う、その日棄権した人はどうでも良いという気持であると察する。今後の問題については新議会が自ら方しんをきめていくと思う、那覇市は真和志市を編入しても財政力の強化にならないというが、それは大いに疑問である、又首都の建設は都市を中心に進めていく模様であり、今日合併しても明日から那覇市に見るような諸施設が施工されるとは考えられないので、当分の間真和志市には損益はないと思う。

大浜委員 対等合併にしろ、編入合併にしろ、さきの世論調査は全市民の総意とは見られない、少くとも市民の半数以上の意志が表明されなければならぬと思うが、二割七分を市民の意志と認めたいのは何法に基いたか

宮里市長 自治法にはないが、真和志市をなくするか、どうかという重大な問題は少くとも住民の意見一致が必要である。

琉大が陳情ノ那覇市議会に

〔琉新・朝 1954・8・26〕

二十五日、琉大から那覇市会議員あて琉球の学術文化を發表せしめる大乘の見地から首里城跡敷地寄贈に關し賛同してもらいたい、と次のような陳情書をおくつてきた要旨は首里城跡（現琉大敷地）は首里市及び同議会の承認を得て寄贈してもらうことになりましたが那覇市及び那覇市議会には琉球における唯一の大学を育成しひいては琉球の学術文化を發展せしめるという大乗の見地から琉大敷地寄贈に關し賛同下さるようお願いいたします

真和志側の説得工作にノ選

挙延長持出すノきのつ、

議会代表が折衝

〔沖夕・朝 1954・8・27〕

二十六日正午立法院議會を代表して平良議長、大田（社）星（民）両議員とともに真和志市役所を訪れ宮里市長と約十五分間にわたつて都市合併の問題について非公式の要談を行った。その会談では大要次のような条件が持ち出されたものようである。

今立法院会期中には首里、小禄を那覇市に編入する二市一村合併決議案は上程しない。

真和志の編入合併参加のための時間を稼ぐため軍布令公布によつて現在の真和志、首里、小禄三市村の首長並びに那覇市を含む四市村の議員の任期を三カ月延長しその間に真和志との調停を進める。そのため立法院では早急に軍布令公布方を民政府当局に対し要請する。

真和志側との調停成立後立法院では直ちに臨時議會を招集して真和志を含めた三市一村合併決議をする。決議案上程を保留

なお二十六日の立法院本會議の日程に組まれていた二市一村合併決議案は合併実現への立法院のこういつたつごきもあつて遂に保留された。又宮里真和志市長は同日午後新垣議長とこの問題について打合せを行った結果きょう二十七日秘密議員總會を開き都市合併実現に対する立法院側の動きに対処すべく協議をすることになつてゐる。

真和志アトの祭りノ合併逃

げてドーナツ残る

〔琉新・朝 1954・8・28〕

二市一村合併も一応保留、最後の調停？に出た立法院の動きに対し真和志市では二十七日午前十一時から栄町公民館で合併問題に關する緊急議會議員

懇談会を開催したが、あまりにも時期が遅すぎたため那覇市への編入合併は「すべてがあとの祭り」に終つた

この日宮里市長から「昨二十六日の協議会招集後、平良立法院議長から那覇市では時期が遅すぎるとして立法院の調停を断つてゐるとの話があつた」と説明があり「スワ合併だ」とばかり負い込んだ議員連を冒頭からガツカリさせた。合併促進派議員から「編入は賛成か反対か。本會議に切替えて直ちに採決せよ」との激しい要望もなされたが、結局立法院や那覇市側の意見を再確認のうえ態度を決定することになり、奥浜、町田、又吉、高良（正）の四議員を代表者として派遣。平良立法院議長、与儀副主席、当間那覇市長の意向を打診したが、いずれも「時期が遅すぎた。那覇市ではすでに議員立候補届も続々出ており、おそらく議會が承知しないだろう。それに議員の任期延長云々についても正式に軍と折衝したことでもなく自信の持てぬことだ」という絶望的回答しか得られず、午後三時に至り折角の合併秘密懇談会も「全く無意味」との結論に達し、長い間モタつき続けた真和志の合併問題も今更どうすることも出来ず手遅れのままドーナツ合併を見送ることになつた

一社説

那覇市に蹴られた立法院

〔沖夕・朝 1954・8・29〕

戦前、戦後を通じてわれわれの悲願とされた首都建設問題が筋のとおりぬドーナツ合併として終止符がうたれるとは情ない。そうなるだろう、との推測が当初からあるにはあつたが、しかし衆目の監視もあることだし、総仕上げに臨んで何とか妥結の道が拓かれてわれわれを納得させるだろう期待が抱かれもしたのである。

民主政治は世論を承服させる政治であるとわれわれは心得ている。こんどの都市合併問題は、言うまでもなく単なる地域の合併に非ずして、首都建設が最大の眼目であり、これをさしおいての地域合併はわれわれの待望に反するものと言へる。那覇、真和志、首里、小禄の三市一村住民はもちろん、この問題に關心を寄せた有識者の殆んどがこれを望み、政府並びに立法院、それから諸政党にしても首都建設を目指す三市一村の合併を支持して今日にいたつたのである。ところで常識をもつても簡単に割り切れるこの問題が、不可思議にも、常識どおり運ばないで脱線もはなはだしいドーナツ合併と相成るとしたら、ことは合併問題から離

れた全く別の角度から、一応二心も検討の要があるかに思われるがどうか。さきにも本欄で指摘したとおり、合併をこじらした責任は、三市一村が連帯しておうべきである。周知のとおり那覇市は終始一貫して強引な主導権を握り、他の市村を圧してはばからぬものがあつた。那覇市に対する世論の反感は相当につよい。だが黙して語らぬだけである。那覇市につぐ真和志市の態度も決して賞めたものではなかつた。どちらも自主性の過剰が鼻についた。もちろん民主主義の建前からしても、自主性を欠くことがあつてはならぬ。

だが、この自主性というものは、那覇、真和志の両者が、真に首都建設を希つ立場からして、いくらでも妥結を可能とする互譲的なものとされなければならぬ。謙譲のない自主性は、独善或は我意と解すべきであらう。

那覇、真和志の両者はこの独善と我意をつらぬきとおして当初から都市合併の前途をぐらつかせ、われわれを危惧させたものである。では、何故互に我意にこだわりの、妥結を望まないかに見える硬化となつて、両者相対峙したのだからか。端的に言つて両者の本心に、首都合併を是非実現させたい意欲が薄かつたか、或は全くなかつたかと疑わ

れる節がないでもない。殊に那覇市はまるで喧嘩腰とも思われる奇態を示し、真和志を歩み寄せぬ肚がほのみえて、三市一村の首都を建設する夢も、努力もないかにもつけられ、むしろ破壊的な言辞がおおく弄されたとの、世評がたかいのである。

首里、小禄の両市村にしても、首都建設の夢と努力があつたかどうか。那覇、真和志両市の自主性の過剰にくらべて、両市村の自主性の不足が、何となく齒がゆく思われもした。

ともあれ「首都建設」の理想を棚上げした那覇、真和志、首里、小禄三市一村の、それも一握り程の政治家達の無自覚が、われわれの待望する首都建設を遂に遅延させドウナツ合併という逸脱を敢えておかしたと言えるのである。それにも増して遺憾とされるのは政府並びに立法院が、協力を惜しんだことであらう。米軍当局が三市一村の首都建設を望んでいることは、当初からわれわれの感知するところであつた。もちろん、政府も立法院も意見は一つであつた筈である。すなわち三市一村合併は衆目一致の理想であつたと言へる。しかるに政府並に立法院は、何故か協力の手を藉さなかつた。自治団体の自主性を重し、これに介入する

ことを不当と認めて無関心を装つた、との弁明は当らぬだらう。協力を怠けて通して、政府並に立法院の職責として解決を迫まれる段になつてから、やおらみこしをあげて、調停に乗り出した泥縄式のブザマは、何とも評の下しよ

うがないのである。政府と立法院がもつと優れた政治感覚をもつておれば、先手を打つて三市一村を巧みに歩み寄せ「首都建設」への歩みを快調なものとしたことであらう。眉に火がついてから大騒ぎする政治の後手をわれわれの眼前に直証して、今からではもう遅い、と当間那覇市長から軽くあしらわれる醜態を臆面もなく演じている。即ち立法院の調停案に対し那覇市長はこれを不当な介入と一蹴した。それから立法院の行政法

務委員の照会に対して「貴委員会御存知の筈である」との鼻であしらう回答が為された。そして真和志市長は「もつ終つた。何もいう事なし」とふさぎ込んでいた。立法院の権威がこのように失墜したのも、政治の後手がさせたとも言えるだらう。誰がみて、今からではもう遅いのである。立法院の承認を既定の事実と予測して、既に着々と三市一村のドウナツ合併は発足したも同様な事態をかもし出して

いる。来月十二日の市議、村議選挙を控え、三市一村では合併を既定としての立候補者が続々と現われ活発な選挙運動が開始されているではないか。そうした現象に対し、立法院が手もなく傍観を装っている。

これを政治のルールのみだれと断じてはいけないだらうか。ドウナツ合併もさること乍ら、このみだれも決して見逃してはならぬのである。合併問題は恐らく立法院の採決で、かんたんに与党が勝ち、そして真和志市をのぞいた三市一村合併の承認ということになるであらう。だが、何としても明朗な解決とは言えぬ。琉球政治史に汚点を印すことにならなければ、さいわいである。

立法院本会議ノ三市一村の合併決議ノ十六対十で遂に可決

〔琉新・朝 1954・8・29〕
二十八日の立法院本会議は三市一村合併承認の件について最終論戦を展開したが採決の結果十六（民主党無所属）対十で可決した、この日は傍聴席も満員の盛況で午後二時開会陳情請願十四件を各関係委に付託陳情処理報告二十一件、首里市小禄村を廃し、その区

域を那覇市に編入する処分のための承認議決は星、瀨長、大浜、新里、当山、西銘、平良（良）議員間で賛否の討論があつたが、採決 結が十六対十で可決、市町村税法案、銀行法案を一読会継続、職業安定法案並びに一般職の給与改正案を読会省略可決、煙草消費税の一部改正案を行政府参考案通り可決、軍関係雇用者の賃金引上請願決議案（大山、桃原、仲宗根議員共同発議）を文社委に付託して午後六時二十分閉会、なおこの日上程予定の検察官、立法院議員、特別職、公務員、旅費改正案はじゆん備の都合で次会に延期された。次は二市一村合併問題をめぐる質疑応答並びに討論要旨。

賛否両論で渡り合つ
質疑応答

瀨長議員 小禄村の二市一村合併決議書はあるか、
何故二市一村の合併を急ぐか
星議員 〓（一）小禄村の議決書はまだ来ない。（二）必ずや近い将来真和志市は合併されると見ている。

瀨長議員 小禄村の三市一村合併決議に行法委はどういう法的見解をもつか又近き将来とは想像であつて現実ではない。早急に合併しなければならぬ理由を説明されたい。

星議員 添付書類を見ると小禄村を廃止して那覇市に編入するというのが主文であるが、しかし理由書は三市一村とあるが、それは議決文を無効にするとは思えない。さらにさきの委員会で小禄村長並びに議長は二市一村でも良いという空気にあると責任ある証言をした。また立法院は市町村に対して立法院の主観を強いることはできない。自治法は自由と責任を認めて保護するのがその精神と思う。日本の場合でも国会といえども市町村にたいしいかなる拘束もできない。主席は自治法に基き認可するのが当然と思う。

瀨長議員 小禄村からの書類は三市一村をあくまで議決内容としている。何故真和志市を除いて早急に合併しなければならぬか。

星議員 小禄村長、ならびに議長は責任ある証言をなしている。合併問題については関係市町村以外の如何なるものも口ばしを入れるべきではないと思つ。徒らに外部からの干渉は避けてもらいたい。

瀨長議員 小禄村議長の証言はそういう気持であると言つたのみだ議決したと想像してはいけない。
星議員 議長の見解が勝手に述べられたら再び調査することもやぶさか

でない。

瀨長議員 二市一村合併ということ
は村議会も知らない。従つて二市一村合併は実際からも法的にも不可能だ。

平良（良）議員 〓もう一度再検討出来ないか、那覇市は早くも立法院の意志をふみにじつて、議決するものとしてこつ慢な態度でいるが、その面の反省も含めてである。

星議員 〓個人の見解はさげたい。
当山議員 〓今まで、政府も立法院も折衝して来たが、どうにも出来なかつたものであり、二市一村合併の承認方を早く進行してもらいたい。

西銘議員 〓首都合併問題は全住民の福祉に関連するので立法院の承認が求められている問題は首都建設を何処に重点を置くかである。水道、学校など色々問題があると思つが真和志市を除いた首都建設は不当であり不可能である。このような見解から二市一村合併には反対する。

新里議員 〓市町村の自治精神を尊重して賛成

瀨長議員 〓小禄村は二市一村合併を議決していない、このような不備を強硬に承認させようとすることは不当である

星議員 〓議決がなされていないとい

うことは重大だ、瀨長議員は小禄村が三市一村合併を決議したか、それとも二市一村合併なのか、小禄村議長の証言は独断かどうかについて説明すべきだ

瀨長議員 〓小禄村からは「別紙」の通り議会の議決を得たのであり別紙には三市一村合併を内容としている

平良（良）議員 〓近き将来真和志市は首都合併に参加する見通しだ、今少しの期間で円満に解決されるものを一部の人間の圧力によつてこれを承認するということには絶対反対だ

賛否討論

瀨長議員 〓真向から反対だ、理由は那覇を中心に周辺を吸収するという翼賛政治の現れだ、次に行政府の事務怠慢があるにもかかわらず、その不備を数で押し切ろうとしている、二市一村を早急に合併する理由が不明だ。都市建設の費用、市民の負担にならないというが、泊港の収入しか当にならない、かかる微々たる収入ではできない、軍施設を目標とする那覇市の建設とに十一万の圧力で真和志を編入せしめようとす意向は粉碎せねばならない。
大浜議員 〓自治法の趣旨にわれわれが反対することはおかしい、個々人の幸福をもたらすが至当であるこれは

決して翼賛的ではない、吾々は琉球住民として国際都市としての首都建設の気運を認めねばならない、ドーナツ的な市でも構わない、真和志は必ずや近き将来編入されるであろう

新里議員「翼賛政治云々の言葉は穏当でないからその取消しを要求する、自治体のもえ上る力を認めよ」とするもので決して翼賛でない民主政治による多数政治を云々する少数がかえって横暴である、那覇市の税外収入は二十万円以上あるので、瀬長議員の心配はき憂だ。

瀬長議員「立法院が翼賛政治とはいってない、那覇市が立法院を無視して圧力を加えているかの感を与えているからだ

小禄、首里に強圧的に押しつけた事実や与儀副主席が合併のメッセンジャボーイになったことなどの一連の那覇市の圧力は翼賛政治だ

新里議員「希望を認めてやろう」ということで決して翼賛政治でない

平良良松議員「去年の競輪法を思い出されたい、その当ても那覇市の圧力があつた、その後どうなっているか、その法は最早死文となつた。この問題ももつとしん重をきす意味において反対だ

大湾議員「那覇市は一千三百万円を工面するのにも他の事業を削つている位だから、果して首都計画、実現できるかどうかは疑問だ、反対

知念議員「賛成だ、人民が自らの力をもつて自らの希望を申請するのにたいし反対することはだ当でない、もえ上る自治はのばすべきだ

当山議員「平等合併は好もしいが然し実際の合併事情は自らその地によつて異なるものである千円の資産と一円の資産を持つものが合併する場合は個人の場合も難しいものだ。一市一村の合併賛成。

西銘議員「賛成論者は地方自治というが、吾々もこれを認める、しかしこれは関係市町村の問題でなく、全琉球の利害得失に関係するものである、真和志市がぬけて首都建設はあり得ない、消費経済が中心である現在は琉球に根を下したものでない、また規模においてもだ当でない、財政の裏付もなく具体的な編入の現実の理由もないので、首都建設はあり得ないと思う、反対

かくて採決に入り十六対十で可決

告示百四十号ノ二市一村合

併きのう告示

〔沖夕・朝 1954・8・31〕

（首里市、小禄村を廃しその区域を那覇市に編入する処分―告示第百四十号）市町村自治法第三条第一項の規定により一九五四年九月一日から首里市、小禄村を廃し、その区域を那覇市に編入する。

一九五四年八月三十日 行政主席比嘉秀平

比嘉主席は三十日午後市町村自治法に基いて九月一日から首里市、小禄村を廃してこれを那覇市に編入することを告示（告示第百四十号）、これによつていよいよ明日からは従来地方自治体としての首里市、小禄村は永久にその名を消し、代つて沖縄のキヤピタルとしての新しい那覇市が生れることになり、真和志不参加の奇型的あるいはドーナツ的都市とはいふものの過去十五年來の都市合併もここに一応実を結ぶことになった。比嘉主席はこの日ケースとしては最大の市町村廃置分合―いわゆる二市一村の合併―の行政処分を行った直後別項のような談話を発表した。

あす看板下すノ首里市役所

〔沖夕・朝 1954・8・31〕

那覇市では三十日の部課長会議で九月一日の合併実施に伴なう首里、小禄の受入態勢について協議、とりあえず臨時措置として、

一日を期し従來の首里、小禄両市村役所にはそれぞれ「那覇市臨時事務所」の新らしい看板を掲げる。一日午前八時、合併式典に先立ち嘉手納助役は市長代理として両市村を訪問、挨拶する。事務引継ぎのため一日から三日間は両市村役所における現金の出納事務を一時中止する。編入地域の呼び名―例えば首里市は「那覇市首里区××町」にするのか―などは新議会で決定することになるのでまだハッキリしない。

大那覇市建設第一歩ノきよ

う歴史的祝典の盛観

〔琉新・夕 1954・9・1〕

首里市、小禄村を編入し、人口十一万に歴史的飛躍をとげた大那覇市建設記念祝賀式典は一日午前九時三十分から沖映本館ではなばなく行われた。

この日、オグデン副長官、ジョンソン首席民政官、比嘉行政主席、仲井閣上訴裁首席判事、政府各局長、全島市町村長ほか旧那覇、首里、小禄二市一村

民ら千名近くが集り沖映ステージ正面には那覇市旗をかかげ、左右各会社、団体から贈られた花輪が飾られ、先ず幸喜那覇市総務部長の開式にはじまり、当間那覇市長から「今日より新しく首都市民になられた首里、小祿の諸兄弟に対し、私は皆さんが今回よく琉球の現実を認識され進んでこの首都建設の大業に協力されたことについて深甚なる敬意と謝意を表明すると同時に今後わが那覇市が総力をあげて取りくまねばならない都市計画推進に対して一層の協力を望む」とのあいさつがのべられたのち、オグデン副長官、ジョンソン首席民政官、比嘉主席、仲井間上訴裁首席判事、富原商工会議所会頭、比嘉全地区市町村長会長、真栄田那覇市議会議長から祝辞がのべられた、ついで当間那覇市長から市政功労者二十九名に対し表彰状が贈呈され、盛大な祝賀式典の幕をとじた。ひきつづき祝宴にうつり、琉球芸能界の大モノ真境名由康、島袋光裕両氏らを中心に古典劇が催され、大那覇市の発展を祝した。表彰された市政功労者はつぎのとおり。

- 納課勤務 高良芳子（那覇市戸籍課勤務） 真栄田世勲（市議会議長） 城間康昌（市議会副議長） 大城鎌吉、阿波根直英、新垣松助（那覇市議） 高原久光（前那覇市助役） 山田有幹（那覇市福祉協議会長） 兼島由明（前首里市長） 富川盛吉（首里市厚生課長） 勝連朝光（首里市復興課長） 今帰仁朝興（首里市税務課長） 久高友敏（首里市会議長） 金城幸祥、山城範英、上間長和（首里市議） 稲峯成珍（首里市前助役） 長峯良松（前小祿村長） 長峯秋夫（元小祿村長） 上原光男、上原政春、赤峯保三郎、照屋正徳（小祿村議） 長峯健太郎（収入役） 具志嘉助（小祿村勸業主任）

一社説一

大那覇市の進発を祝す

〔沖タ・朝 1954・9・2〕

首里・小祿の那覇市編入が実現し昨九月一日十一万の新市民の喜びのうちに大那覇市が新しい一步を踏出した。ここに至るまでには幾星霜の時と幾多の迂余曲折があつたし、もつとも枢要な真和志市の合併が出来なかつたことは残念至極であるが、何れにしても慶びに堪えないことである。

那覇は沖縄の首都として政治経済文化各方面の中心地であり、近年激増の一途を辿る人口の増加や都市計画の基礎条件たる適正規模といった点などから、隣接市村を合併することが望まれていた。また首里・小祿は自治体運営の上から財政的に将来の発展への期待がのぞみ難く、那覇市と合体することが有利と見られていたものである。しかしそれらのことより、この二十年來の懸案を実現させたのは、現在この二市一村が、それぞれの行政区域としての境界をもちながら実際には既に一つのものとなりおわっていた既定事実、即ち市村民の経済活動をはじめ生活全般にわたる利害の一致が、古い伝統をかなぐり捨てさせたのである。したがって、この合併は最も自然なものであつたといえるわけで、それだけに新しい市として、市政運営の上に、あるいは市民感情の点に困難な問題が発生するが如きことも少からうと期待される。

それはいえ、新しい市の当局者はもとより、一般市民も旧地域にとらわれることなく、たえず市民感情の調節に意を用い、新しい希望をもつて新市の建設に努力することなくてはなるまい。實質的に一体をなしていた間柄であり、古い伝統を捨てたとはいえ、それぞれ長い間の地域的な感情はそう易々と消え去る筈のものではないからである。新しい那覇市の出発を祝うに当つて、かえすがえすも残念なことは、やはり真和志市を合併し得なかつたことだ。今更ら那覇・真和志両市当局者が「首都建設」という大事業とその意義をそつちのけに行われた単なる政治取引きの終始を攻めたとしてどうなるものでもないが、那覇市が名実兼備した「首都」の面目と発展を望む限り、首里・小祿以上に合併しなければならぬ条件にある真和志との合併を実現させねばならぬであらう。新しい市として今後の積極的な努力を望んでやまぬ。

真和志の一騎打ち双方「合併」を公約

〔沖タ・朝 1954・9・3〕

真和志市長選挙は現市長宮里栄輝と前村長翁長助静両氏の一騎打ち。翁長候補側は八月三十一日の夜栄町、松川両区を皮切りに演説会を開いており、一日の夜は与儀副主席も個人の資格で三原区の演説会場に登壇、するなど、今度の選挙戦が都市合併問題に関連しているだけに深刻な激戦の様相を呈している。宮里候補は二日夜から栄町、松

川西區を皮切りに演説会を開始しており、いずれが当選するにしてもその差は五百票程度だろつとの一般の観測が強い一方真和志青年会では今回の市長選挙は特に合併問題との関連性も考へて両氏の都市合併に対する考えを公平に披れさせ市民の判断に寄与する意味から一両日中に同会主催による宮里、翁長両氏の立会演説を計画している。

なお宮里、翁長両候補とも合併問題を公約の最初にかゝっているがそれぞれの公約は次の通りである。

宮里候補 市民多数の支持する方法による都市合併の速かなる実現。上水道施設の急速なる完備。道路網の全面的整備。各種生産業の保護育成。社会福祉事業の拡充強化。衛生諸施設の積極的改善。

翁長候補 市民福祉の増進のため首都那覇市への合併を早期に実現するため邁進する。合併実現迄の暫定期間は常に那覇市と協調提携する。水に困っている各市民のため速急に水道問題を解決する。幹線道路の整備に努力すると共に各区内の主要道路の修理保全を早急に図る。各種産業の発展充実の施策を積極的に推進する。 明朗役所を

構成し市民へのサービス行政事務の健全な処理の適確敏速を期す。

真和志市長選／表面化した 職場放棄／きょう久場議員 員らが当局に抗議

〔琉新・朝 1954・9・4〕

真和志の市長選もいよいよ高潮。翁長、宮里の宿命の一騎打をめぐつてシ烈なセンキヨ騒ぎを繰展げつゝあるが、三日当局（宮里市長）の職員による職場放棄と選挙運動が表面化。地方公務員法が未だ設定されていないとは云え、公明選挙の上から重大視されるに至っている。このことは運動開始の日から一部市民に注目されていたが、昨日午後一時から二時までの間に「抜打ち調査」を行つた久場、幸地両市会議員によつて問題化したもの。出勤簿、出張命令簿を引合せて職員の調べを行つた結果は、全市職員（内勤）八十二名中、（1）欠席＝二十三名（2）行方不明（出張名簿にないもの）＝二十三名で、役場在席数は僅かに三十六名。ほとんどの職員が机を並べて職場放棄と判明された。反当局派議員側では直ちに協議を行つた結果、きょう宮里市長あて嚴重抗議を申込むことを決定している。

義永助役談「市町村吏員には未だ地方公務員法の立法をみてないが中央の公務員法がある以上、それに準ずべきと思う。しかしこの中には三、四名退職願出中の者もあり、市内出張は課長権限でもあるので税務課員などはその面の調査に出ているのではないかと思ふ。」

久場議員談「いやしくも市民の税金でまかなわれている役場職員が執務期間中自らの職場を放棄して一候補者（宮里）のためにセンキヨ運動に飛出すのはイカンである。宣伝カーや名刺くばりの職員が注意を受けた者もある筈だし、宮里市長に嚴重抗議をすることにした。」

軍用指定の解除を／真和志 古島の地主が訴え

〔沖夕・朝 1954・9・4〕

真和志市古島区の具志堅政真区長以下六名の地主代表は同市玉城土地課長、富山社会課長に伴われ、三日政府で比嘉官房長と会い、軍から立退指示を受けている同部落二万三千坪の土地を軍用地指定から除外してもらいたいと請願した。地主代表の話 今から二年前の七月に軍から口頭で土地明け渡しのお知らせを受

けたが現在まで軍は土地使用の気配もなかつたので我々としては農耕も健全に営み、生活もやつと落着きをとれどしたと思つた矢先、突然最近になつて土地使用の通告を受けた二万三千坪は土地も非常に肥ヨクな農耕地で我々はサラリーマンとは違つて家はとられなくても土にたよつて生きている者でありこの様な土地収用は非常な打撃となり、連日協議を開いている、この辺の土地は地理的にみて軍用地にはふさわしくないと思つし、又賃貸契約もしない前に直ちにクイを打込んで使用しようとしているし、何とか助けてもらいたい。

比嘉官房長談 一応軍用地と指定通知をうけたとき直ちに善処を運動すべきだつたと思つし、正式に解除通知がなければ安心できないわけだし、時期としてはおそかつたとも思つが、陳情の内容や地主達の困窮はよく了解できるので直ちに軍に善処を申請する。

一社 説一

真和志市民の意志表示

〔琉新・朝 1954・9・7〕

宮里か、翁長か、全琉注視の中に行われた真和志市長選挙の開票結果は、八八五八票対七四七三票、その差一一三

八五票の大差を以て翁長助静氏が圧倒的勝利をおさめた。全琉三十力市町村（内十九力市町村は無投票）で行われた今次首長選挙において、特に真和志市のそれに全琉の関心が寄せられ、注目を集めた所以は、首都建設という琉球の歴史的大事業から真和志市が脱落した直後であり、しかも、対等合併を固執して合併を不成功に終らせた宮里市長の再出馬に対し、合併第一を叫んで斗いを挑んだ翁長氏の決戦、すなわち対等合併か編入合併かを市民に問う選挙ということにあつた。那覇、首里、小禄の二市一村合併前に、真和志市は編入合併是非の市民投票を行った。だが投票当日は台風に禍いされ、有権者の僅か二割七分しか参加しなかつたにかゝらず、その結果に基き、編入合併反対を市民の意志と断定した真和志市当局の措置が明らかに誤りであつたことを今次選挙はもの見事に立証したわけであり、真和志市民が方法にこだわることなく、早期合併による首都建設への参加を望んでいることを改めて意志表示したものと見えよう。

われわれは今次選挙の結果によつて、真和志市当局や真和志議会の合併に関する過去の措置を責めたる意志は毛頭ない、だがしかし、真和志市の

行政担当責任者や市民の代表を以て任ずる議員諸公が、肝心な市民から全く遊離していたという事実は指摘せねばならないと思うのである。那覇市と真和志市の境界は判然しない程事実上は既に合併している。市民生活においてもまた然りである、このような実情下にありながら、行政区画が異なるといふことのみで、真和志市民は、水道、道路などの問題を筆頭に、処理を急がねばならぬ諸問題が解決されぬまゝに不遇の中におしこまれてきたのであつた、その間那覇市は、国際的首都建設の使命達成に、着々都市計画を押し進め、隣接二市一村の編入を画し、首里、小禄はこれを了として編入合併を決議、大那覇市実現への態勢は日一日整えられてきたのであり、この世紀の歩みに真和志市民がソツポを向くわけはなく、首里、小禄と歩調を揃えて首都建設への参加を望む声は、同市の有識者間におこり、また当時連日本紙への投書にも見られるところであつた。結局真和志市当局や議会が市民の意向を解しなかつたところに、合併問題を成功に導けなかつた真因がひそんでいたことは否めない。

いずれにしても、真和志市民は今次選挙を通して、真和志市の進むべき方

向を決定した。それは方法をぬきにして早急に那覇市への合併を実現し、水道、道路その他の問題を解決するとともに首都建設への大きな役割を果たしたといふことである。このことは当選した翁長氏の公約をみれば明らかであり、真和志市民のみならず、那覇市民はもち論のこと全琉住民の望むところもまたそこにあつたのである。だがしかし那覇市は既に首里、小禄を編入し新那覇市として発足、来る十二日は合併後初の市議会議員選挙を行う事になつている。地方自治法の規定により、議員数が三十名に限定されていることを考えると、今後の合併には相当な隘路が生じてくることが予想される。しかしながら、合併必然の原理にたてば、自ずから新たな方途も講ぜられようし、翁長新市長のもとに万難を排して真和志市の首都建設への参加が早期に実現することを要望し期待するものである。

両市長につこり笑つて握手
／住民の審判どおり／さあ合併へ共に進もう

〔琉新・朝 1954・9・7〕

首都合併への×か かをかけた真和志市長選挙は、ついに合併第一主義を標

榜する翁長候補の圧倒的勝利に終つた。その差、実に一千三百八十五票：宿命の好敵手「ヲナカ」「エイキ」の三度目の一き打ちと、合併決裂後の新市長を決する「歴史的選挙戦」に全有権者市民の最終審判が下されたわけ、このことは長い間、もみ抜いてきた合併問題解決のための、ほうはいたる「ヨロン」の現われであり、合併の孤児となつた真和志市民が大那覇市と手を取つて前進する唯一の方法でもあつた。この日、喜びに湧き立つ翁長陣営では与儀副主席をはじめ、お隣りの当間那覇市長、真栄田議長も顔を並べてバンザイの祝盃を交換、那覇、真和志の両市長がニツコリ笑つて握手共々に両市の繁栄を誓い合う等「協調」の名にふさわしく、和やかに力強い翁長新市長ぶりもみられた。

得票数（六日午後三時四十分確定）
翁長候補 八千八百五十八票
宮里候補 七千四百七十三票
那覇市と協調して／一日も早く合併実現図る

編入か、対等か、五万真和志市民の福祉を決定する真和志市長選挙は宮里、翁長両候補の宿命的な一騎打で激戦が展開されたが、六日午後三時遂に住民の審判は下り、千三百八十五票の圧倒

的な差で翁長候補に軍配は上つた。これまで那覇市への編入拒み対等合併を主張しつづけた宮里市長に変わり、翁長新市長によつて那覇市とともに首都建設へのたくましい第一歩を踏みだすわけである

…六日午後一時ごろ、約五百票を引きはなした翁長候補宅には那覇市から当間那覇市長、真栄田那覇市議会議長、嘉手納那覇市助役、幸喜総務部長、政府から高峯労働局長、山川社会局長、大宜味琉球検疫所長、長峯立法院議員、竹内沖縄食糧会社社長、真和志久場議員、ほか側近連がうめつくし、「オメデトウ」「オメデトウ」を連発。

…宿敵宮里候補を遂に降した翁長候補の顔は過去一週間の猛烈な追込戦の疲労の色はみられず終始ニコニコ……那覇市とともに……の気概が満ちあふれており、当間那覇市長、真栄田那覇市議会議長らは「ヨカッタ」「ホントニコカッタ」と翁長候補に首都建設への固い握手を交わした、運動員、翁長派議員らは酔える者のように喜びにひたり、感涙にむせぶ者さえみられ、この日の翁長候補宅は万才！万才！で深夜までわきかえつていた

…この喜びを包みきれず翁長新市長は今後の方針について次のとおり語つ

た。

新市長の抱負

私の主張は終始合併第一主義だった、今後合併の線に沿つて那覇市長と協力していきたい。合併の時期、新議会が成立しないと出来ない。一日も早く実現したい。しかし合併する時期まで常に那覇市と協調し援助を仰ぎながらやるつもりだ。同時に合併を促進するために真和志市役所機構の刷新を行わなければならない、市内の行政機構も整えなければならない、これは真和志自体の問題でなく、那覇市とともに邁進することだ

当間市長喜び語る／今後も水道道

路学校に尽す

当間那覇市長もさすが翁長候補当選の喜びを次のように語つた。

翁長君が当選することは希望でもあった、苦戦はするにしても当選するとは思つていた、翁長君は戦後真和志の村長も務め、那覇市の職員としても建設面を担当していたので戦後の自治体経営についてはエキスパートとして十分その手腕に信頼がもたれていた。

特に那覇市との関係においては今度の合併問題についてのしこりをとり去る役目を十分果たした真和志としても行政

区域は別々でも緊密な連携をとらなければ、市の経営は楽にできないと思つ。翁長君が当選したことは真和志市民に福祉をもたらすばかりではなく、那覇市にも大きな利益をもたらした、今後真和志の水道、道路、学校問題などに微力ながらつくつていきたい。

都市合併大那覇市機構制定

／旧首里、小禄に暫定的

支所設置

〔琉新・夕 1954・9・7〕

今期最後の第三十回那覇市定例議会は午前十時四十五分開会、首里、小禄編入に伴う暫定措置として

首里 小禄が那覇市に合併に伴う区設置の暫定処置に関する条例制定について。

那覇市役所支所設置条例制定について 那覇市職制および定員条例の一部を改正する条例についての三議案を原案どおり可決した。これによつて旧首里市役所、旧小禄村役所が法的に那覇市役所の機構の中に事務が開始されるわけであるが、那覇市役所の根本的な機構整備は新議会成立後に行われる。可決になつた那覇市役所支所の機構は次のようなものである。

名称Ⅱ那覇市役所首里支所、位置Ⅱ

那覇市中中町一丁目一番地、区域Ⅱ金城区、寒川区、山川区、池端区、真和志区、大中区、桃源区、当蔵区、赤田区、崎山区、鳥堀区、汀良区、赤平区、儀保区、久場川区、平良区、石嶺区、大名区、末吉区。

名称Ⅲ那覇市役所小禄支所 位置Ⅲ

那覇市高良二十四番地、区域Ⅲ小禄区、田原区、金城区、赤嶺区、安次嶺区、鏡水区、大嶺区、当間区、宮城区、高良区、具志区、宇米原区

支所の取扱う事務

- 1、諸税の調査および調査にかんする事項。
- 2、使用料および手数料の徴収にかんする事項。
- 3、戸籍並びに寄留に関する事項。
- 4、埋火葬認可、畜犬登録、印鑑および身分証明その他の証明に関する事項。
- 5、土地台帳、家屋台帳、名寄帖に関する事項。
- 6、保健衛生に関する事項。
- 7、生活保護援護、事務及び職業斡旋に関する事項。
- 8、各種調査及び統計に関する事項。
- 9、市民に対する通達に関する事項。
- 10、建築に関する事項

支所長は一号職

(主事)

那覇市職制および定員条例の一部改正による首里、小禄の定員 首里、小禄ともに支所長、主事一名

【書記長】首里二六名 小禄二五名

【技手】首里二三名 小禄二一名

【書記】首里二三四名 小禄十二名

なお当間那覇市長は閉会にあたり次のよつなあいさつをのべた。

首里市の名称については米人も相当関心をもつており、また新聞にも報ぜられてはいるが、これは新議会成立後、全市にわたつて名称の問題は歴史的な意義をもつものであり、しん重に考えねばならない。それ故今回の措置はあくまで臨時的なものでありますのでご了承をお願いします。

一社説

今後の合併問題

〔琉新・朝 1954・9・8〕

去る五日一せに行われた各地の首長選挙のうちで最も注目を浴びた真和志市がついに二四〇〇票の差で翁長氏に軍配が上つたことから、首都合併問題の早期実現の可能性に対して再び明るい希望が萌し初めた模様である。市議選挙の蓋をあけてみないうちはまだまだ海のものとも山のものとも定め兼ねることではあるが何れにしても合併第一主義を標ぼうする翁長氏の勝利は市民の世論を強く反映したものと見て、合併問題に新しい展開が期待されるのは当然である。併しながら、早期合併と云つても、それが今日明日にでも直ぐ実現すると考えるのは早計であらう。

首長並びに議員の改選期を絶好のチャンスとして合併実現のためあらゆる手が打たれたにもかゝらず、遂に不調に終り、その結果真和志の市長並びに議員選挙と首里、小禄を含めた新那覇市の議員選挙に突入した訳であり、来る十二日の選挙によつて、那覇市は三〇名、真和志市は二六名の新議員が夫々生れ出るのである。そして彼等の任期が四力年であることを先ず考慮に入れなければならない。

由來市町村の合併問題と首長や議員の任期とが深い因縁を持つていることは、既に常識となつておりこれまで例に徴しても明らかである。選挙を経て首長や議員になるということは決してなまやさしいことではない。莫大な金もかゝるし、多数の人々の犠牲的な奉仕や援助も仰がねばならない。競争相手側からの種々の批判も甘受しなければならぬし、時としてはバリザンボウの的となることも覚悟しなければならぬ。而も一敗血にまみれて落選の憂目を見る不安もかけなければならぬのである。とに角選挙は苦しいも

のである。その苦しい選挙を経てやつと勝ち得た地位であることを考えれば、彼等の任期に対する執着も一応同情に値するものがある。この気持を無視して簡単に事を押し切ろうとすれば必ず大きな困難に逢着する危険を免れることは出来ない。

ところで、今後の真和志の合併問題について懸念される難点がもう一つある。仮に真和志の新議員たちが全会一致で、あるいは多数決で編入合併を決議して、那覇市がそれを受け入れた場合、議員の問題はどうなるかという点である。現行の市町村制には地方自治体の議員定数は三〇名を限度としている。ところが今度行われる選挙でその三〇名の議員は首里、小禄を含めた新那覇市出身者によつて既に占められていくことになる。真和志から一名も議員を送り出すことなくして編入合併に同意することは先ず考えられないことである。それかと云つて、全地域の議員選挙を今一度やり直すということも選出されたばかりの那覇市の議員たちが今更聞き入れるとは思えない。新しくムし返されるものと予想される合併問題をめぐつて此等の難関が当事者たちの手でどのように処理され解決されるかということは誠に興味ある問題である。

市町村制の改正によつて首都の議員の定員数を適当に増やし那覇市の議員はそのまゝにして真和志だけで補充選挙を行い議員を送り出すという特別措置を考えられぬことはないが、一時的な特殊な事態を処理する便法として、そう簡単に法律を改正していいものかどうかという点が更にまた論議の的となる可能性がある。

すでに時期を失してしまつた真和志の合併は、任期満了の四年後が最も実現容易の時期と見られるが、しかしそんな気長なことはいつておれないだろう。もし那覇、真和志両方の市民が真剣に早期合併を望むならば、約二力年後に市議改選を断行するという手もある。那覇の議員にとつては二力年の残任期間を棒に振ることは相当の犠牲ではあるが、しかし首都建設という大局から、また市民の要望に應えるという立場からそれ位の雅量を持つべきである。近く選出される両市の議員たちがそれだけの覚悟を持つて望むならば待望の首都合併の実現は期して待つべきものがある。

他に打つべき手はまだあるかも知れない。当間那覇市長と翁長新真和志市長がこの宿命の大問題を解決する為に

必死の努力をつとけて行くことを信じ、理想実現の日が一日も近からんことを期待するものである。

ダンマリ劇で決戦へ／那覇

市議選は紙だけベタベタ／だが裏面の工作活発?

〔沖タ・朝 1954・9・10〕

市町村議員選挙はいよいよ明後日今夜各派各候補とも最後の追込み必死の巻という処だが、どういふものか今度の選挙は余り活気がない。合併後、初の総選挙とあつて注目の那覇市ですらベタベタとポスターを貼るだけで、これといった表面的な動きは見られず、僅かに一部が首里、小禄あたりで演説会をぶつ程度。もつぱらカラメ手戦術がお盛らしく、この分ではどうやらダンマリのみ、投票口をむかえそうな気配が濃い。以下那覇市議選の予想と運動風景あれこれ。

…定員三十名に対し候補者四十四名(うち現議二十八、新人十六)有権者は那覇三五、三一、首里一一、八六、小禄六、六〇六で計五三、七二二(男二四、〇九九、女二九、六二四)まず人口比率から議員数を割出してみると那覇一九、首里七、小禄四といふことになる。ところがその注文通りに行かないのが選挙、まして候補者は那覇二八、首里一〇、小禄六と定員の一倍半だから地域などにかまつておれぬ。そこで今や首里の攻防戦がたけなわだそう。予想とは逆に那覇勢が首里を侵蝕しているというのだが、一方、小禄は協定?とでも云うか割と固まっていると伝えられる。結局、選挙通によると那覇一九、首里六、小禄五といふところが当選予想らしく、そのうち新人は七ないし八名と見ているが、果してどんなものか?また当局派を中心に与野党へ色別けすると、与党二十ないし二十五という観測が強い。もつともこれは当局筋の話だが、何れにしても新議会は与党の絶対優勢が予想される。四氏を出した人民党はようやく一、二名の当選説から全く悲観説もあつてさまざま。サイの目はどう転がり出るか。

…選挙運動の方はいまのところ人民党が「×××政治を葬り市政を市民の手へ」と例の激しい演説をブツたのと二、三の候補がそれぞれ選挙民に訴えただけで後は全くのダンマリ。詰らぬことをしやべつて公約不履行などやられるより、いつそ無言の行で票集めをという所らしい。事実、数名の候補は「演説会場の拍手等何になる。そんな時間があればもつと有効に使うよ。何しろ地盤の切崩しが激しくて油断もスキもならん」といつていた。御尤もといいたい所だが、それでは民主政治はどうなる?有権者は顔と名前だけで選べというのだろうか。これではまるで何かの取引ではないか。ともあれ決戦の日までは後二晩、今夜あたりからはポツポツ賑かにお願ひしたいもの。

〔後略〕

月光の下繰り展げた言論戦 ／首里の立合演説会／公明選挙へ活躍の首里青年会

〔沖タ・夕 1954・9・10〕

市町村議会議員選挙もいよいよ明後十日全琉一斉に行われる。豊見城、西原、東風平の各村では立候補者が定員に足りないという低調ぶりでも再告示も予想されてきた。一方、合併後の新那覇市では定員三十名に対し四十四名、新旧入り乱れての斗いである。都市地区では人民党候補が組織力をバツクに「軍事都市反対」の活発な言論戦を展開しているほか、殆んどが表面ポスター戦に終始しているため、新市政に

何をもつて臨むのか判断のしようもない。こいつた顔と金に物を言わすダンマリ選挙の中で首里青年会が公明選挙を標榜して立ち上つてゐることは注目される。

…首里青年会主催の地元出身立候補者合同演説会は昨日よる八時から仲秋十三夜の明るい首里中校々庭で開かれ、約三千の市民が十一時半まで「おらが代表」十候補の抱負の一言一句に熱心に耳を傾けていた。

…各候補とも合併後の首里をどう建て直し、文化、教育の中心としてその真価を発揮させることを強調していたのが特徴、中にはまだ首里市議員のもりでゐるのか「本員は都市合併について：私は」とやらかしたり「どうか市民のみなさまの一票をこの」と泣き落しの手をみせるもの、最後の追込みたけなわといった処。

首里の名称残そう

演説会終了後、首里青年会提案で「選挙浄化運動を徹底的に行つ」との決議を満場一致で採択したのち、引きつゞき市民大会に移り、首里の名称を残すことについて左記の通り決議、当間市長に要望することになった。

〔決議要旨〕

首里の名称は歴史的にみても古く、沖縄の古文化は首里を中心に展開された。

由緒深き首里という呼称は沖縄の歴史を語るにも又私たちの魂のよりどころとしても不可欠のものであると信ずる。

一社説一

新那覇市の区制に望む

〔沖タ・朝 1954・9・11〕

「首里」の名を残してくれと旧首里市民が那覇市当局へ要望している。恐らく「小禄」の方も同じ希望をもっていることであろう。

首里・小禄合併後、初的那覇市会が七日に開かれ、区設置や支所設置その他合併に伴う必要条例の制定あるいは改正が行われた。而して区設置は従来の町名、部落名をそのまま区とし、旧市役所、村役場は首里支所、小禄支所と決定されたが、これについて当那覇市長は「首里・小禄の呼び名に関しては、その歴史や伝統も考慮に入れ慎重を期したい、何れ全市に亘つての名称を考えるべきだと思ふ」と語り、飽くまで暫定措置であることを言明すると共に、首里・小禄の呼称を何んらかの形で残していきたい意向をほのめかし

ているので、これら地元市民の要望は何れ実現するものと期待してよいようだ。

旧首里市民大会の決議文の中でも謳っているように、このことは単なる地元民の古い物に対する郷愁のみでなく、また、沖縄が日本の行政権外におかれ、十年前に「沖縄県」が消えてしまつたのに、敢えて民衆の郷愁、一種のレジスタンスをアジるため立法院議会で「沖縄県」とか「県民」と呼んでいる

一部議員のそれや、人民党の演説会などで聞くそれとは同質のものでなく、当間市長が認識している如く、歴史や伝統の尊重という意味から自然であり、妥当なことであり、これについてはだれも異論を持たぬと信ずる。

そこで、市当局の「全市に亘つて考慮していく」に対し望みたいことは、那覇市も二市一村が一つになつて広地域となつたし、それに真和志市を編入することも既に日時の問題だけが残され、遅くも今年一杯にはその実現が期待されている状況であるので、この際、現在の区制を廃し、新たな区制を設定、町名の復元あるいは新設を考えて貰つたらと思ふ。即ち従来の那覇の区域を中央区といつたように一区にし、二区に分割してもよい。旧首里市を首里区、

旧小禄村を小禄区に纏め、現在の那覇市の一区、二区を改め旧町名を復元させ、首里・小禄の何々区を町とする所謂「那覇市何区何町何番地」ということにしたらどんなものであろう。

戦後、東京都が区制を変更した、しかし今日多くの都民が改悪だとして内心これを歓迎していないといわれるが、やはり長い間なじんで来た土地の名は、簡単に改称せぬことが賢明のようである。

真和志投票六割二分/大勢

判明は午後二時あと

〔琉新・朝 1954・9・13〕

合併実現とからんで議会分野を争う注目の真和志市議会議員選挙。十二日の投票は折からの台風ジューンとかち合つたため、各投票区とも激しい風雨をうけてのスブ濡れ投票に終止。市長選を上回ると予想されていた投票成績も投票総数一万五千九百四十六票（有権者二万五千七百六十七）、投票率六割二分の低調選挙に終つた。

投票成績の良いのは、相変らず第一分会場の繁多川、真地、識名、上間…の南部一帯で総体的に七十七パーセント。ついで第五分会場の安謝、天久を中心とする北部地区が七十五パーセン

ト、最も悪い第三、第四の栄町、安里、大道付近では五十三パーセント不調を示した。各会場の投票成績をのぞくと

有権者	投票数	投票率
本会場	六三三三	三七九四 六〇
第一 "	三一五四	二四三八 七七
第二 "	三七七五	二一八六 五八
第三 "	三五三三	一八七七 五三
第四 "	六三六三	三六八〇 五二
第五 "	二五九九	一九七一 六五
合計	二五七六七	一五九四六 六一

なお、開票はきょう朝九時から市会議室で行われるが、大勢判明は三十四名の立候補者からみて午後二時あとになる見込み。

地方議員当選者

〔沖タ・朝 1954・9・14〕

那覇市	定員	三十名
立候補四十四名		
比嘉 祐直…	一、四七六	
備瀬 知良…	一、四三八	
渡口 麗秀…	一、三三〇	
玉那覇有義…	一、三二八	
比嘉朝四郎…	一、三二六	
高良 一…	一、三二二	
照屋 正徳…	一、二四五	
石川清三郎…	一、一七五	
長嶺 将真…	一、一七三	

上原 永盛…一、一六八
 平良 龜助…一、一三三
 久高 友敏…一、〇八四
 辺野喜英興…一、〇八二
 赤嶺 三郎…一、二〇一
 浦崎 唯治… 九七四
 高良 清一… 九五六
 新垣 松助… 九四六
 大山 盛幸… 九三六
 喜久山朝重… 八三七
 糸数 昌秀… 八三〇
 崎山 喜達… 七九五
 上原 仁慶… 七九〇
 儀部 息睦… 七二三
 宮里 敏慶… 七〇二
 上間 長和… 六八二
 具志 嘉助… 六六五
 真栄田義晃… 六三一
 宜保 為楢… 六三〇
 泉 正重… 六一六

午後七時現在右の二十九名が当選確定、疑問票五百の取扱いをめぐつて選挙管理委員の態度が決まらず、最下点当選者の確定は十三日に持越される。

当選者二十六名
 真和志市 立候補二十四名
 新垣義雄(四九)社長、金城賢勇(五一)社長、森田孟松(四三)公務員、大嶺良英(五二)公吏、山城盛善(四四)飲食

店、垣花惠剛(五四)会社員、国吉真政(四〇)会社員、嘉数仁和(六七)農業、大工廻盛山(三四)農協専務、古堅宗秀(三四)会社員、渡嘉敷こう三(四二)漁協専務、久場景善(四二)旅館業、新田宗正(五五)農業、高良正文(三三)公吏、新垣正達(三六)区長、比嘉憲昌(三七)農業、奥浜清吉(四一)造船業、山内武夫(四〇)農業、知念清吉(三五)無職、野村朝賢(三四)商業、屋慶名政永(三三)党委員、又吉久正(四〇)商業、伊佐真福(四三)司法書士、町田宗永(五九)商業、金城貞秀(四二)農業、許田世輝(三五)公吏、次点— 義永栄善(現助役)

〔後略〕

きのう開票／那覇市与党勢が圧倒的／…問題のこす
 同姓記名

〔沖夕・朝 1954・9・14〕

合併後、初の総選挙とあつて注目された那覇市議選は大体予想通りの結果が出た、たゞし選挙は終つていない、同姓の記名から宮城清三郎氏(人民党)の票は判定をきよつに持越したからである。この宮城氏の問題を今は別にして開票結果を分析すると当確は現議十九、新人十一となつて苦戦を免れずと

伝えられた新人が予想以上に進出した。地域別には、那覇十九、首里六、小禄五となつて大体、予想通りだが人口比例からすると首里は一名少なく小禄は一名多いことになる。これは各地域における投票数と候補者の得票数から割出すと首里が差引千百余票も食込まれているのに反し小禄の票は殆ど動いていない事実から、首里は那覇勢に侵され、小禄はいわゆる協定?で防衛に成功したものと見ることが出来る。

いわゆる当局派を中心にして新議会の勢力分布を見ると与党二十三、野党四、中立三で与党勢は圧倒的である。人民党はいまのところ四名の候補から真栄田義晃氏が一人、議席を獲得したが前記宮城氏の記名問題の処理如何では二名となる可能性も大きい。どうなる"ミヤキ" / 決定をきよつに持越し

今次選挙の異色は同姓同名の候補が多かつたことである。高良、嘉数、宮城、石川、上原、比嘉、清三郎などである。かねてこのことを予想してか宮城清三郎氏は石川清三郎及び宮城英喜の両氏と協定を結び選管委の承認を求めた。「宮城」は宮城英喜、「ミヤキ」は宮城

清三郎、「セ三口」又は「セイ三口」は石川清三郎、「清三郎」は宮城清三郎と協定したからというもの。これに対し選管委は捺印して承認を与えたよつだ(宮城氏談)かくて選挙—開票となつたがその結果は「宮城清三郎」三三八票の外、単に「ミヤキ」としたのが三百五十票あつた。これを加えると六百八十余票となつて宮城氏は一躍、当選圏内に入り、最下位の国吉有慶氏が落選となる。

ところがこの時に至つて選管委は「始めての事例なので協定が妥当か、否かは問題である。中央選挙委の意見を聞く必要がある態度決定を明日に持越し」と決定した。宮城氏側では既に承認もしているし第一、尊い三百余票を無効にすることが出来るかとの意見だったが選管委としてはやはり態度を保留、十四日午後一時、選挙会を再開することにまつた。

投票記名の協定といふことは問題が多い。第一、有権者の意志を無視して候補者間で票の行方を決めるオソレがある。現に戦後の選挙訴訟でもこういう同姓記名は無効とした判例も二、三あるよつだ。然し宮城氏側ではポスターや宣伝から「ミヤキ」として来ているから有権者の意志をないがしろにする

ことはないとも協調している。何れにしても今度の問題はどつちに転んでも訴訟まで尾を引く可能性が大きい。

同志相打つ一票騒ぎ／真和

志も新人の得票めだつ

〔琉新・朝 1954・9・14〕

首都脱落后の新議会として注目の真和志市議会議員選挙は、十三日午前九時十分から市会議室で開票。「ヲナカ」「エイキ」の議席数を競う激しいセリ合を展開したが、議会の分野は結局：翁長派十二、宮里派十、中立一、人民党二と決つた。この結果から推して、与党的けい向をもつ中立派が当局へ回することは確実視されており、議会の勢力分野も翁長陣営の勝利をもつて逐鹿戦に終止符を打つた

…この日、開票場の市会議室は投票点検前からワンサ押しかけた市民の顔で一ぱい。つきつきと開かれる玉手箱に深刻な表情だったが、一等当選の新里義雄候補などは一回目の本会場だけでも入選圏内と判明、どつこい勝負の各陣営の皮算用に大きな波紋を投げた。

…午前十一時、早くも新里、森田、金城、大峯、山城、垣花、国吉、嘉敷、大工廻、古堅、渡嘉敷、久場の各候補

の当選は確定的と推定され、気の早い陣営では「当選御礼」の準備を手配していた。一方、得票数の少ない各候補の顔ぶれも、このごろまでには動かせないものとなり、場内は「喜び」と「悲しみ」に交々の表情

…中でも中間報告（午後一時半現在）

で三百票をもつて、二十六番に食い込んだ浦崎直徹候補は午後からの再点検で票数勘定の間違いと分かつてガツカリ。当選圏外の二十八位に退いたが、次点に迫つた許田世輝氏と義永栄善氏が一票を争う激しいセリ合いを演じたため、夜九時に至るまで疑問票の「セイキ」「ヨシナカ」で一喜一憂。当選御礼回りを止められて、コウフンした許田候補の支持者達がものしく窓外に待期するなど…同志相うつ深刻な一票騒ぎもみられた

…最後の審判は許田氏三百二票、義永氏三百一票と決定。許田氏の僅か二票のリードで当選確定となつたが、当選を危ぶまれていた旧議員の町田、高良、金城（貞）、奥浜の各候補が、予想をくつがえして当選圏にユウユウとのし上つてきたのも見もの。新人の新里、金城（賢）、大峯、山城の顔ぶれが断然、他を圧してトップを飾つたのも市民の注目をひくのに十分だつた。

一社説

中央・地方の議会に警告

〔沖夕・朝 1954・9・15〕

那覇市の市議会議員選挙は競争が激しかっただけに、開票後当選の予想がつくと早手まわしに当選御礼のピラを貼つて有権者に感謝の意をあらわした。有権者への挨拶ならそれだけで充分足りる筈であるが、それから夜遅くまでの当選放送は余計なカラ騒ぎであろう。トラツクやハイヤーをぜいたくに繰り出し、中には酒気を帯びたのもいたし、太鼓をたたき、口笛を吹き鳴らすといった町回りを執拗に繰りかえしていた。それだけで新議員の知性や良識を疑つことはもちろん慎しみたいが、それにしても当選のよるこびはもつと厭厭なものであつて欲しい。

おかしなことがもう一つある。開票の日には当選那覇市長が語つたと新聞に報ぜられた市長派、反市長派（或は中立派）という新議員の派別が、われわれには何としても腑に落ちない。立法院の場合だと民主・社大といった政党が、公認候補を立て、まがりなりにも自党の政策を掲げて有権者大衆にまみえる建前が採られているが、地方議員の場合は、はつきり党籍を名乗つた人民党の候補者は別として、その他は街

頭のピラにも、文書にも、それから演説会においても、党籍を披露した者は殆どなかつたし、もちろん市長派、反市長派の派別を自ら呼称したためしも寡聞にして聞かぬ。当選那覇市長の言つとおり、当選後の新議員が両派に分れることになれば、大事なことを有権者大衆に秘めて、大衆の公正な批判を故意に防げたことになるのである。

当局派、反当局派というのは、地方自治体によくある慣例であり、それを今更の如くうんぬんすることは揚げ足とりにひとしいと言つても知れぬ。だが考えてみよ、政党政治の理念からしても政治における対立は、政策対政策の關係でなければならぬ。しかるに周知の如く、地方自治体の当局派、反当局派の対立というものは政策關係から生じたものでは無く、寧ろ政策を棚上げした権勢欲や、選挙地盤にかかわる私心私欲から発したものと断定して差支えなからう。いわゆる世に謂つ白・黒の政争がそれである。沖縄の地方政治は戦前の昔から、この白・黒政争によつて営まれ、住民をどんなに苦しめたことか。われわれは当時流行つた「白・黒地獄」の言葉を決して忘れてはならぬのである。

那覇市の新議員が、当選した途端に、

市長派、反市長派に分れることは白・黒政争のきつかけをつくるようなものである。議会が開かれ、そして相当期間市政に直接参与して後、当間市長の政策に、同調する者、或は絶対に同調できぬ者が現われた時は両派の対立が考えられぬでもない。それを当初から当間市長に無条件降伏する絶対多数が、市長派に属することになれば、すなわち市長個人に従う翼賛政治ということになるだろう。或は亦当初から反当局派の拳に出る議員は、いわゆる食わず嫌いと言えるのである。ともあれ、不可思議なことは、何故市長の政治意志に議員が支配されなければならぬか、である。民主議会への充分な認識があれば、市長中心の議会を排して、議員の自主性が最大に重視されなければならぬ。

こうした当局派、反当局派の苦々しい現象は、改選後の地方議会に例外なく存するかも知れぬ。処によつては中央の政党と結び地方議会の動きが目立つのである。それが教育界にも悪影響を及ぼしている。中央の政党と地方議会が政策的に結ばれるならともかく、政策をぬきにした党勢拡張のものであれば、地方政治の白・黒政争を政党が扇動したことになるだろう。この点、政

党の自戒が肝要とされよう。ところが中央の政党自体からして、白・黒政争に墮す恐れなしとしない。たとえば今議会における民主、社大両党の対議会活動は、政策の争いとは言えず党勢の消長を第一義とする政争めいたものが感知されてならない。この喧嘩もどちらかという民主側から仕向ける向があるだろう。米軍当局から厳しく批判された社大党は、その後すつかりおとなしくなり、自ら与・野党の協調を唱えて政局の安定を希うかにみえた。ところが議席に異変があつて民主側側の勢力がいささか強まつた事によつて、逆に野党をみくびり、それからというものは、議会の頭数で押し切る態度に終始するか印象をわれわれに与えている。正副議長不信任問題にして、も、そうした与党の黒星の一つと言えよう。

正副議長問題が上程された時の議会記事に「正副議長の辞任の挨拶が行われると議席からも傍聴席からも割れるような拍手が送られたが、つづいて選ばれた新議長と新副議長の就任挨拶には何故か傍聴席はしんとして殆ど拍手が聞えなかつた」と報じている。正副議長を辞めさせるには、ちゃんとした筋道を立てねばならぬ。しかるに民主党

は万人を承服させる筋を立てなかつた。だから民主党が正副議長問題で勝つて利しても拍手が起きなかつたのだから。政争に基づく政治は、もうこりこりである。われわれが欲しいものは、われわれの生活をもつと明るくする政策であり、その実践である。政策と政策の競いもそれが白・黒政争の具に供されれば堪らない。従つて政策の協調が望ましい。今の何よりの急務はこの政策の協調であり、それを支持する世論の醸成にあると言えるのである。

当選決定に三十六時間ノ遂に宮城氏(人民党)に軍配ノ長嶺氏の「ソシン」も生返える

〔沖タ・朝 1954・9・15〕

同姓記載の問題でもめた那覇市議選も十四日午後六時半遂に「ミヤキ」その他の有効を認めることになり、宮城清三郎氏(人民党)は一躍当選、代りに国吉有慶氏の落選ということに到着した。十三日開票事務に入つてからまる一日と十二時間を要したわけである。候補者に同姓同名が多数あつたことは今度の開票事務を困難にした大きな原因であつたが中でも宮城清三郎氏の場

合は対石川清三郎、対宮城英喜両候補との記名協定をめくり、一たんこれを承認した選管委が態度保留を声明するなどの曲折もあつて成行きを注目されていたもの。関係当局筋の「協定は法的に無効」とする見解、或いは従来の判例などから一般には無効となる公算が大きいと伝えられていたが、島袋選管委員長は立会人もも協議の上、これに有効の断を下したわけである。然しながら同委員長が「協定を承認したという既成事実があつたのでやむを得なかつた。慎重な検討が足りなかつたのだ」とふくみのあることを述べている点からも記名協定の是非は問題を今後に残すものである。何れにしても那覇市会における人民党は一議席となつた。

この日も開票事務は遅々として捗らなかつたが、午後六時すぎ二千余票に上る疑問票を「おつ判別し(この時までミヤキ、ソシンも無効票に分類されていた)やがて選管委と立会人との合議があつて、アツという間に前記の票が有効と決定され、しばらくしてこれが参観人席に伝わると昨夜以来、殆ど眠つていならしい宮城(清)候補、瀬長書記長を困んだ人民党員や支持者の間からはドツと歓声があつた。勝利の

感激である。然しその陰には当選の祝酒から転落の悲哀をかこつ国吉候補が生れるわけだ。

なお一おう無効票に分類されたソシンも有効となつたので、長嶺将真氏も一、二二〇票で再び第八位にのし上つた。

「うっかりしていた」

島袋選管委員長の話 私が責任をとつた。何しろ私一人の問題ではないので…。ただ遺憾なのは宮城氏の協定承認願いが選挙の当日持つて来られたことだ。もつと前に持つて来てほしかった。ハッキリいうと検討の余裕もなかつたので、深くは考えずウツカリしたのだ。それをタテに取られた感じもある。国吉候補の異議申立も予想される。従つてこういうのが落着するまでは辞める訳には行かないだろう。

「感無量だ」

宮城清三郎氏の話 感無量だ。嬉しいことも嬉しいが、選管委がこうして曲りなりにも責任を果せたのは私の支持者の力が影響したものと思う。今後選管委の民主的な運営を期待したい。新しい那覇市政には充分、旧小禄村民の世論を訴えてたとえ編入合併であつても対等の線に持つて行きたい。

国吉氏が異議申立ノ「選挙

人の意志尊重せよ」

〔沖タ・タ 1954・9・16〕

那覇市議選挙に次点で落選となつた国吉有慶氏は十六日ひる十一時、選挙管理委員会に対し那覇市議の当選無効に関する異議申立を行つた。

今度の投票の効力確認に関し「ミヤキ」[宮城]の投票を有効とした事は不当であり、無効投票とすべきであるといふもの。

(理由) 一、今度の選挙で「ミヤキ」[宮城]の投票を宮城清三郎、宮城栄喜の両候補は同姓の故をもつて「ミヤキ」を清三郎に「宮城」を栄喜のものとする協定し、選管委員長がこれを承認している。投票の有効を確認するにはあくまで選挙人の意志を尊重して決定すべきである。しかるに「宮城」

「ミヤキ」の投票は二人のうちなにびとたるかを確認する事は不可能である。この確認不可能の投票を二人の何人にぞくするか候補者が協定するとは選挙人の意志をじゆうりんしたものである。

一、候補者および選管委員長は選挙人の意志を左右することは出来ず「ミヤキ」[宮城]の投票を両宮城の何れかに決定することは客観的にとつてい

可能である。

同選挙法によると選管委は異議申立の日から十四日以内にこれに対する決定を行わなければならない。この決定が前回と同様でこれに不服の場合は当選告示の日から二十日以内に巡裁に訴え出来る。なお選管委の決定又は裁判の結審が議員就任前(来る二十五日まで)に行われ、当選無効となつた場合は次点(この場合は国吉氏)がくりあげ当選となる。

那覇選管委としてはこの異議申立についていろいろ検討した上末週初めこの委員会を開催する方針である。

政府当局の話では裁判による判決が議員の就任後であつても当選決定当時にさかのぼるものであるから当然次点がりあがるのではないかとの解釈である。

「人民党じゃない」 / 宮城栄喜氏が弁明

さきの那覇市議選に立候補した宮城栄喜氏は十六日ひる十時那覇市選管委を訪問、宮城清三郎氏との記名協定の問題で人民党と誤解されては困る、いきさつはこうだと次の様に事情を明らかにした。

あの協定書は十一日の日付けとなつているが実は十二日(選挙の当日)

の午前二時ごろ清三郎候補外二名でもつて来たものである。この時私は人民党と誤解されては困るからと一応話したのだが向うは政党とは関係がないからと云つので時間もさしせまつているし、なつ印したのだ。問題がこう云つふうにこじれて私の支持者もめいわくしている。この際誤解をときたい。

那覇市議長を狙うノ自薦他

薦の裏面工作活発

〔沖タ・朝 1954・9・17〕

立法院での議長奪還戦?もどうやら片づいたが、三十名を擁する新那覇市会の議長問題が表面に浮かびあがつている。すでにこの問題については、自薦他薦で裏面工作が行われている。今、明日中には二、三カ所での新議員の会合ももたれるといわれる。今のところ議長線上に姿をみせているのは前議員の泉正重、元議員の高良一、元立法院議員の上原永盛の三氏といわれ、各々の伝手を頼つて議員獲得に奔走しているようだ。当間市長もこの議長問題については慎重を期し、政府との間にも話し合いがなされているといわれ、政府の某首脳も某氏に相当な力を入れていよう。民主党系の市議員

にその旨を伝え、同志獲得を図つているといわれる。なお十六日晚金融協会の定例会でも、実業人からの議長選出の声が高まり、強力なバックとなることが伝えられている。

小禄が前夜に開票 / 那覇市

議選にまた難問

〔沖夕・朝 1954・9・18〕

疑問投票でもみぬいていた那覇市会議員選挙も一段落ついたかにみえたが、今度は従来の小禄村に設けられた第十五投票分会場（小禄小学校）第十六分会場（役所）第十七分会場（青年館）で、選挙の当日開票した事実がわかり、選挙管理委員会はまたまた難問題を背負い込んでしまった。

問題になつている点は、次の通りである。

那覇市選挙管理委員会では、九月六日告示四十五号を以つて十三日午前九時から選挙会（開票）を開くと通知し、更に九月十二日告示四十六号で開票場所は那覇市役所会議室で行うことになつていたにもかゝらず、十五分会場（分会場上原実氏）十六分会場（分会場金城松栄氏）十七分会場（分会場赤嶺文吉氏）など旧小禄村の有権者数千六百九十五人、投票数五千九百七十九

票分が、投票締切後六時過ぎに、小禄地域からの立候補者の立会人高良一候補、宮里敏慶候補、それに事務担当者などが立会つて開票し検票したもの。これに対し島袋那覇市選管委員長は十七日実情調査を行つているが、小禄村では従来即日開票していたので、その慣習に従い、当事者達が違法な行為と気づかず票数点検を行つたもの、よう

で、選管委員会としては、違法ではあつたが、八名の候補者の立会人も立会しており、その間に不正行為をしたとは考えられないので、異議申立さえなかつたら、再選挙で市民をさわがしたくないという意向である。

「前例がない」

島袋委員長談 全く前例のないことでどう処置していいのか困つている。これについていまのところどうとも云えない、もつと調査してみたい。

那覇市議選無効 / 慎重

に検討する / 異議申立

に島袋委員長語る

〔沖夕・朝 1954・9・20〕

那覇市議選に対する人民党大嶺、石原、宮城、真栄田四氏の「選挙無効」の異議申立について那覇市島袋選管委員長は十九日自宅で次の通り語り、「慎重

に検討した上処置する」と述べた。不当開票は違法ではあるが今まで調査した結果から見て決して悪意故意のものでなかつたと云うことがはつきりしている、小禄は従来から選挙の度毎にやつており、向うとしては当然だと云つて位だ。不在投票なども開封してあつたがその手続きなども適法にやつており何ら怪しむことはない、従来通りやつたまでだと云つてはいるが何れにしても異議申立が出ていたので改めて正式に調査、慎重に検討する。

「首里」の名を残せ / 青年

団が當間市長へ要望

〔沖夕・朝 1954・9・20〕

首里青年会の代表尚詮氏ら外二名は十八日正午、那覇市役所に當間市長を訪問、さきの市民大会で決議した、合併後も「首里」の名を残してもらいたいとの要望書を手交した。

尚氏の話によればこれについて當間市長は「自分としても残したい気持である。然し新しい区制の問題は新市会で具体的に検討することになるだろう」と述べたようである。

國吉氏、市議當選 / 異議申立

立てが成立

〔琉新・夕 1954・9・21〕

那覇市選挙管理委員会では去る十二日市議員選挙において次点で落選した國吉有慶氏からの異議申立について二十日審議した結果、「ミヤギ」宮城清三郎、「宮城」宮城英喜氏とした両候補間の協定は選挙は選挙人の意思を尊重すべきものでこれを候補者が左右することはできないことの理由で「ミヤギ」「宮城」と単に姓だけを記入した票を全部無効とし、その結果宮城清三郎氏が二百五十票、宮城英喜氏が百十三票となつたので次点の國吉有慶氏五百八十七票を當選者とした。

那覇市議選無効と / 人民党

異議申立

〔琉新・夕 1954・9・21〕

去る十二日行われた那覇市議選挙で開票は十三日午前九時行われるべきものが第十五分会場（旧小禄村役所）第十六分会場（同青年会館）第十七分会場（小禄中校）では十二日に開票したと選挙法第三十三条違反になるものとして十九日ひるごろ人民党公認候補大峯経達、石原昌進、宮城清三郎、真栄田義晃の四氏から那覇市選管委あて今

回の市議選挙無効に関する異議申立があつた。

一社説

那覇市会の議長問題

〔沖夕・朝 1954・9・25〕

那覇市会の議長問題は自薦他薦三ツ巴になつて渦をまいてゐるらしい。市会

議員選挙に当つて党の公認候補を出して斗つたのではない政党が、議長候補を押し出したり、街の金融業者たちが、同業の議員当選者を是非議長にいつて動きを見せたり、かと思えば、議長になりたい人たちが「三者会談」を持つて「取引き」をしようという話を持ち上つたり（もつともこれはその中の一人が拒否したためにうまく運べないと言われる）、ラジオのアチャコではないが、まことに「むちやくちやでござりまする」といわざるを得ぬ体たらくのようである。

議長は市会の秩序を保持し、市会を代表する者である。その市会は市民の直接選挙によつて選んだ議員が構成し、議員は市会構成上の要件として議員の中から正副議長を選んでは就任させる。いわゆる議長問題は市会の自主の問題であり、市会の民主的運営と権威の高揚という面から市会構成員（議員）の

間で論究され、解決すべき問題である。だから他の介入はいらざるおせつかいというより、市会の自主性を否定してかかつたものであるといえるし、同時に「三者会談」などこそ行われるような類のものは、市民代表たる議員の人格を無視した反民主的なものと言えよう。

若し市会が議長選出に慎重を欠くことがあつたり、特に他からの圧力に支配されて選出することになると、そこから生れた議長は不偏不党を名とし議會に奉仕する本来の使命をないがしろにするであらう、したがつて市会そのものも市民の意思の代表機関から転落し、誰かの或いは一部団体の御用を勤めるものとなつてしまつてあらう。議会の権威を高め、そして市会の自主性を保持し、民主的に運営しようというならば、市会議員は一般市民との直接のつながりを深く認識し、自治体の決議機関の本旨に副つて、一党一派に偏することなく白紙の立場で議長問題を処理してもらわねばならぬわけだ。

最近、琉球の政界に決議機関と執行機関をこつちやにする考え方が一つの傾向として存在するよつに見つけられる。勿論形式的にはそれぞれの分権対立が劃然としてゐるが、實質的にそつ

いつた運営が地方自治体にまで広がらつたのである。この両機関が相協調し行政を円滑に運行していくことは望ましいことであり、それへの努力は不断に行われてよいが、ともすると首長の権限を過大に考え、たとえば市会を市長の従属機関視する風が議員たち自身の中にもあるよつに思われる。市

会は決議機関であり、市長は執行機関である、こんなことは分りきつたことであるが、このことは市民が等しく直接選挙するといつても、一方はあくまで議決機関としてよりよき議員でありたい、一方は執行機関としてよりよい市長でありたいとの立場と念願から選挙されたのであることが忘れがちなためか乃至は政党政派による政争のわざわいに起因する傾向であつてみればたえず戒心が必要なのである。そのような最近の傾向からも、那覇市会の議長問題は党派を超越した純理論に立つて解決すべきであらう。市長の指示におどる議長、一党一派の利害で左右される自治体ではなく、即ち地方自治を政争から守るため明朗な議長選挙を新市会に要請したいものである。

実際問題として那覇市会の議長選任は言つところの当局派、反当局派と色分けされる勢力の対立があり且つ市会に

政党的分野が守られてゐるとされてゐるから当然各党派間の勢力圏内で決定されるであらう、而して当局派が多数を得てゐると言われるから議長もその向きに選任されるであらう。那覇市は琉球の首都として建設を急ぎ、都計も進行中で、それだけに市政の安定と円滑な運営が期待されてゐる。そついう事情を弁えず議長問題をこねまわして、そのため市会に感情的な空気を招致するが如きは愚かといふ外ない。噂さのぼつてゐる議長候補も軽率な動きは慎むことだ。でないといふ、他に漁夫の利を占められる結果を招くであらう。市会としても速かに全体協議会でも開いて「よく話し合ひ」立派な正副議長を選出することだ。もたもた時間を見送つてゐるとへまなことがかりが起る。

那覇市議/選挙無効にならぬ/異議申立に選管委談

〔沖夕・朝 1954・9・26〕

那覇市選管委では来る二十七日昼一時から新誕生の議員三十氏に対し当選証書を交付する。なお異議申立の行われている小禄村における即日開票問題について選管委では二十五日頃現地で実状調査を行つた上結論を出す模様だ

が、二十二日島袋選管委員長は「現在まで判明したところでは、日本の範例などからみてもその結果が選挙の効力如何に影響を及ぼすことはないと思つ」と樂觀視している。また疑問票の無効判定で落選ときまつた宮城清三郎氏からの異議申立はまた行われていない。

東江氏の助役就任否決／真和志議事、野党が牛耳る

〔沖夕・朝 1954・10・1〕
真和志市第四十六回臨時議会は三十日午後二時から開かれたが勢力伯仲を伝えられていた改選後初の市会を見んものと多数の傍聴人が詰めかけ緊張した空気のうちに議案審議に入った。正副議長選挙は野党側の提案により直ちに無記名投票を行ったが当局派の推す新里義雄氏は十二票で敗れ野党の推す森田孟松氏（現当局派）が十四票で当選、即時議長に就任した。引き続き行われた副議長選挙では金城貞秀（野党）奥浜清吉（当局派）両氏とも十三対十三で同点となり抽せんの結果奥浜氏が副議長に就任した。続いて常任委員の選任を行ったのち助役選任の審議に入った。先ず翁長市長から東江誠忠氏の人物、力量、手腕等について紹介があり、審議に入つて野党側は

真和志の財政、行政について詳しく真和志をよく理解している人でなければいくら有能な士でも適任者とはいえない。

市長は合併問題を解決するという目的のために東江氏を起用しようとしているようだがこれは他の市町村を中心に合併を考えているものであり自分の市を中心の問題解決に努力すべきだ、との理由をのべて反対、「助役選任は市として重要な問題であるので一応保留して研究しては」との意見が当局派から出された。これに対し野党側は自治法に議案の保留というのではないと食い下りついに採決に持込んだが結果は十三対十二票で東江誠忠氏の助役就任を否決した。

この日の初議会の結果注目されていた真和志市会の勢力分野は中立系も二つに割つて十三対十三であることが明らかになつたが当局派は議長を出しているため採決では常に十三対十二の苦汁をなめることは明らかであり当局派が如何に現在の野党を切りくずし議会安定工作をはかるかが今後のみものとなる。

大那覇市合併、初の議会／満場拍手裡に議長選任／議長に泉氏、副議長に長嶺氏

〔琉新・夕 1954・10・1〕
小禄、首里編入の後新那覇市臨時議会は一昨日午前十時三十分から市会議室で出席議員二十九名欠席一名で開かれた。

先ず当間市長のあいさつについて議事進行するため、仮議長に最年長者儀武息睦議員（赤峯三郎欠席のため）が選出されたのち、議長選挙にうつつた、市議選挙後いずみ正重議員とともに議長候補として一騎打のうわさのぼつていた高良一議員からいずみ正重氏を議長推薦する動議が提出されたが、全議員はこの高良議員のフライングプレイに動かされてか満場一致拍手をもつて泉正重氏を議長に選んだ、ひきつづき副議長も具志嘉助議員から長峯将真議員を副議長に推薦する動議が提出されたが、これまた満場われるような拍手をもつて長峯議員を副議長に推薦した。

泉新議長あいさつ
要旨「満場一致不肖いずみを議長に推せんして下さつたことに深く感謝致します。議会は「話し合いの和」という

ことが最もかんじんであります。衆員諸公がよく議事規則を十分のみこんでいただいて議会運営に支障のないようやつていきたいと思つます。議会においては少数議員の意見が正しいことがありますのでこれにお互いが耳をかたむける態度がなければ真の市民の福祉増進をはかることはできません。

常任委の構成決る／那覇市会、会期は八日間

〔沖夕・朝 1954・10・2〕
一日の那覇市新議会は午前中の正副議長選挙に引続いて午後は会期の件や各常任委の決定を行い、予算案や条例改正案などは何れも当局の説明を聞くに止めて最後に大山盛幸議員の緊急動議で北海道の風禍について道庁や運輸省などへ見舞電を送ることを採択。午後二時十分、散会した。今会期は来週土曜までの八日間である。

（泉議長挨拶）すべて議場は「話し合いの場」でなければならぬ。話し合いの場たらしめる為には各議員が議事規則を充分にのみ込んで質問応答は簡潔に、討論はまた建設的であると同時に正しい少数意見には傾聴する態度が望ましい。かくすることによつて議員としての責任を果し、市民の福利増進を図る

ことが出来ると思つ。

（那覇市議会常任委の構成）

印は委員長、 印刷委員長

総務財政— 高良一、 上原永盛、

玉那覇有義、上間長和、赤嶺二郎、国

吉有慶、宜保為楨、喜久山朝重、備瀬

知良、上原仁慶。

建設— 新垣松助、 久高友敏、石

川清三郎、照屋正徳、浦崎唯治、辺野

喜英興、比嘉朝四郎、高良清一、比嘉

佑直、平良龜助。

文厚劣— 儀武息睦、 崎山喜達、

糸数昌秀、真采田義晃、宮里敏慶、渡

口麗秀。

懲罰— 比嘉佑直、 平良龜助、上

原永盛、高良一、具志嘉助、宮里敏慶。

異議申立に回答／那覇市議

選挙は有効

〔琉新・朝 1954・10・2〕

（昨報）人民党真采田義晃、大峯経達、宮城清三郎、石原昌進の四氏から去る十二日の市議選挙無効に関する異議申立てがあつたのに対し那覇市選挙管理委員会では一日午後二時から同会で選挙会を開き、つぎのような決定理由書を付して去る十二日の那覇市議選挙は有効であると回答した。

【決定理由書要旨】去る九月二十五日、

小ろく第十五、第十六、第十七の三分

会場の全選挙事務従事者を集め当時の

模様を聴取した。旧小ろく村では一九

四七年三月の初回村長選挙より村議

群島知事、群島議員、立法院議員、前

後九回にわたる選挙の際、投票終了後

投票箱を選挙会場に送致前に投票分会

長、投票立会人、選挙事務従事者立会

の上投票箱を開き、到着番号と投票数

との計算をなし投票箱を閉鎖し封印の

上選挙会場に送致したことは永年の慣

例でこれまで一回の異議もなく事を処

理、今回も同ようである。選挙法第三

十三条および第三十条の規定では明ら

かに違法であるが、然し小祿の場合は

判例集によると「投票立会人および投

票管理者が規定に違背したる行為をな

したときといえども選挙自体の自由公

正を阻害する程度に達せざる限り選挙

は無効にあらず」としてある選挙はど

こまでも選挙民の意志を尊重すべきも

のでかゝることがあつたからといつて

あく意をもつて投票用紙を開いたもの

とは考えられない。要は異動をおよぼ

す結果にならなければこれを有効選挙

と認める。不在投票の場合も票数計算

のときに外側のふう筒をきつて内側の

投票の入つてゐるふう筒をそのまゝ投

票箱にいれたもので別に異状は認めな

い。

スピード可決／那覇市会八

議案

〔琉新・朝 1954・10・5〕

那覇市臨時議会第二日目の四日は午前

十時四十分再開、午前中は今議会の提

出議案に対する一般質疑が行われ、午

後は首里、小ろく合併による旧那覇市

条例の一部を改正する条例 那覇市公

告式条例の一部を改正する条例制定に

ついて 那覇市職員退職金支給条例の

一部を改正する条例制定について 那

覇市税賦課徴収条例の一部を改正する

条例制定について 那覇市手数料徴収

条例の一部を改正する条例制定につい

て 那覇市割当土地賃貸料評定委員会

設置条例の一部を改正する条例制定に

ついて 那覇市屠場使用料徴収条例制

定について 那覇市营造物使用料徴収

条例を廃止する条例制定についてのほ

か 監査委員の選任同意を求めらるにつ

いての八議案をスピード可決した。

今議会で可決になつた条例改正から主

なものを持つてみると監査委員は新し

い市議会議員から浦崎唯治氏、学識経

験者から中山興忠氏が再任された。

従来の市町村税で旧那覇市の地区

屠畜税が加わり、旧小祿村は畜犬税廃

止旧首里市はラジオ税、接客人税が新
たに賦課、畜犬税が廃止された

那覇市会／各委員会活発に

審議／議員に調査研究費

〔沖夕・朝 1954・10・6〕

五日午後二時半、那覇市議会は総務財

政、建設、文厚劣の各委員会を開いて

追加更正予算案の關係部門についてそ

れぞれ当局の説明を聴取、簡単な検討

を加えた。

総務財政—産業経済費を中心に公設

市場の整理や首里、小祿の合併に伴な

い勸業政策に農学面も織込むべきこと

などの意見があつた。議会費では合併

に伴ない議員の活動も広汎かつ重要度

を増すので調査研究費（月千円）を新

設すべきであると要求、当局では財源

難を理由に難色を示したが結局、検討

することになつた。

建設—水道特別会計予算案と一般予

算案の都計事業費について説明をきい

た。バスセンター設置に伴なう牧志通

りの停留所設置費は百万円、松尾交番

前と元青バス駐車場跡の二カ所に設置

するが着工は来る十日頃の予定。これ

は今のところ市外線だけで市内線は次

期予算で施工。

文厚劣—社会及び労働施設費や保健

衛生費を中心に検討。扶助費では旧首里の例にならない、救済者の外貧困者に対する救済援助費を計上しては等の意見があつた。

瀬長人民党書記長逮捕／大

湾立法院議員ほか二十二

名も／逮捕理由は隠匿幫

助と布令一号

〔琉新・夕 1954・10・7〕

全沖労務事務局長、島追放事件にからみ逮捕がウワサされていた立法院議員人民党書記長瀬長亀次郎氏（四六）は那覇市楚べ一區は軍判事ピーク少佐の発した逮捕状により六日午後六時半自宅で犯人いん匿ほう助の疑いで那覇署に捕えられた。二台のバトロールカーに分乗した警官が自宅に乗り込んだときは丁度夕食後のイコイの一時、差しだされた逮捕状にかかるくべつ、反抗もせず早速服を着替えて連行されたという。旧ぼんの二、三日前島をかまくまつてくれと瀬長氏の口ぞえがあつたとの親子のきよう述が逮捕の理由、瀬長氏を留置した当日の那覇署は人民党員のテロ行為に備え、報道陣や部外者の出入を固くため、武装警官百余名を動員してただならぬ徹夜の警戒ぶりだつた。

一方一家の大黒柱をひき抜かれた人民党では瀬長氏の逮捕に対するレジスタンスとして、全県民に訴う七日午前九時那覇署前に結集し瀬長氏の即時しゃく放を要求しようとのピラ、ポスターを作成して瀬長氏救出の手をうつたが仕事の最中警官に踏み込まれて立法院議員大湾喜三郎氏（四五）は那覇市つば川区外七名が一網打尽、布令一号二、二、一五違反で捕えられた。

七日未めいまでに二十三名を留置した那覇署は七日早朝からテンテコ舞いの大騒ぎ、前原、胡差警察学校、本部などの応援を求めてあわただしいうちに事件処りに大童となつてゐる。瀬長氏とともに犯人隠匿ほう助で逮捕状が発せられたものは、と見城村長又吉一郎氏、と見城村 運天〇〇、同上原〇〇、同上原、同村〇〇〇上原〇〇の五名で又吉氏だけが未検挙。なお大湾氏外十七名が捕つた布令一号二、二、一五とは公の騒乱を惹起するか又は暴行行為に導くと思われる行いをするものは断罪のうえ一万円以下の罰金一年以下の懲役又はその両刑に処する。人民党検挙の嵐／眞栄田（現）島袋（前）市議も

眞栄田義晃（二八）首里汀良区〇ノ〇〇無職石原〇〇〇（二八）眞和志市二中前区三班市会議員屋慶名政永（三三）那覇市松尾区〇ノ〇〇〇無職瀨名波〇（三三）那覇市前市議島袋嘉順の五氏で同事件で人民党の有力スタッフは総ざらいされたよつた。

記者のメモ／云うなれば要

望決議か

〔沖夕・朝 1954・10・9〕

合計二億余に上る三つの予算案をウ呑みにして那覇市議会終る。たゞし「予算を追加して早急に実施してもらいたい」「塵芥処理車一台購入方取計られたい」「うんぬんのシミツたれた要望事項を羅列してである。いつそ議会の権威にかけて削減や増額、修正のデータを振つてもよかりそうだがそれだけの器量がないのが要望でお茶を濁した恰好。大体、予算審議における那覇市会の要望というのはもはや伝統的となつた。新議員も「右へならえ」というわけか、この日も盛に「本員も重ねて要望を」とやつていた。

議員の調査研究費は財源の都合がず一おう見送りとなつたが高良一委員長、てんで気にしない。それどころか閉会後も再開を要求して「五六年度

予算編成に対する意見」という長口舌をブツて大気焔。曰く「政府は那覇から四億余の税金を吸上げておきながら都計費補助はタツタ三百万円しかやらぬ。これが首都の育成に当るべき政府のやり方か。都計が進捗しないのも当然である」とこれには当間市長もクスグつたい顔つきだつた。

四議案可決／那覇市会最終

日

〔琉新・朝 1954・10・9〕

那覇市臨時議会最終日の八日は午前十時三十分再かい、まず高良総務財政委員長から各委員会の審議経過報告があつて一九五五年度那覇市一ばん会計才入才出予算追加に 既に一九五五年度那覇市一ばん会計年度才入才出予算追加について一九五五年度一九六〇年度那覇市土地区画整理事業費支出が追加についての四議案を原案通り可決した。さらに三ばん、四ばん、八ばん、十三ばん、二十五ばん、二十八ばん各議院から提出された「首里」の名称存置方に関する意見書については全会一致で決議した。また旧小ろく村では全地域の七十五

パーセントも軍用地にとられているのでその使用料適正額の決定、使用料支払方法、契約方法、漬地に対する補しよう、その他が未解決のまゝとなつており、小ろく編入後の那覇市では本問題の早期解決をはかるため、一番、五番、二十九番、三十番から軍用地問題の処理に関する特別委員会設置について決議案が提案されたが、全会一致で可決、委員十四名も選考した。都市計画法にもとづく都市計画審議委員の選挙が行われたが、都市計画審議会規則により五名の審議委員が選ばれついで七日、美栄橋町内会（会長三島英稔氏）から陳情があつた美栄橋地区一帯（主として元那覇稅務署前埋立地付近一たい）に対する水道工事について長みね副議長から早急着こう方の要望があつた。

最後に高良一議員から一九五六年度予算編成に対する意見があり八日間にかゝる臨時議会は閉会した。軍用地問題の処理に関する特別委員会を構成する委員はつぎの通りだが、委員長、副委員長は十一日午後二時から市会議室で互選する。

渡口麗秀、玉那覇有義、照屋正とく、あかみね三郎、上原永盛、平良龜助、浦崎唯治、新垣松助、糸数昌秀、崎山

喜達、上原仁慶、宮里敏慶、具志嘉助、国吉有慶（以上十四名）

都市計画審議委員は平良龜助、長みね将真、比嘉朝四郎、大山盛幸、国吉有慶の五議員。

那覇市の軍用地／特別委員

員長に／上原永盛氏

〔沖夕・朝 1954・10・12〕

那覇市議会の軍用地問題処理特別委員会は十一日午後三時、初の委員会を開き、委員長に上原永盛、副委員長に上原仁慶の両氏を互選、ついで市町村軍用地委連合会から照会の「軍用地問題及び布令一三九号—非琉球人の土地取得権—に対する貴議会の意見を承りたい」を検討の結果、慎重を期するため那覇軍用地委員会（地主団体）と合同協議会をもち更に市町村軍用地委連合会から従来の経過も聞いた上で、委員会としての態度を決めることになつた。

全面的に那覇が援助／真和

志市の水道工事一歩進む

〔琉新・朝 1954・10・12〕

那覇市が小禄、首里編入以前から真和志市の水道、道路、学校問題は予算面から最も難事業とみられていたが、翁

長真和志市長は市長就にん後、那覇市側との提携によつて同事業達成に努力をつづけてきた、特に水道問題は真和志市民が直接生活につながる問題であり、栄町、真和志地域の蔡温橋通り会

から給水方の陳情もあつて那覇市では去つた臨時議会で十八万円を計上、蔡温橋と安里の幹せんと直結する事に決つて近く施工され、蔡おん橋通りの卸商店街に対する給水工事も今年一ぱいには完成する見込みで更に翁長真和志市長は十一日午前十一時那覇市役所に当間市長を訪問、約三十分にかたり真和志の水道問題について種々協議をつづけた、席上翁長真和志市長は当間市長に真和志の水道施設は全面的に那覇市でやつてもらふ様要望したところ

当間市長はこれを了承したといわれ、真和志全域の水道総工費は約二千四百万ぐらゐとみられているが、さしあたりつぎの工事として那覇市側で千三百万円を起債して安里、栄町、大道、まつ川一たいの水道工事を行う計画のようだが、この問題について十三日行われる真和志市議員全員協議会でとりあげられるようである。なお、東江財政課長を真和志助役にんについてはさきの真和志議会で否決になつたため当間市長、東江財政課長は断つたようである。

水道工事は那覇で／真和志

市会が要望意見

〔沖夕・朝 1954・10・14〕

十三日午前十時半から開かれた真和志市会の全体協議会は当局提案の水道問題、消防支署設置問題について協議を行い引き続き議員側から市当局に対する区長人事、役所内人事、及び助役人事等についての要望などがあり、午後三時前に散会した。

真和志市第一期水道工事問題については市長から説明があり、この施設を那覇市側に適当な価額で譲渡するか又は市自体で今後も管理運営して行くかについてはおかつたところ、第一期水道配管工事は前那覇市長当間重民氏と宮里市長が軍から呼ばれ給水するといふことが約束され特に真和志は軍用地指定のために立退きを命ぜられた平野区住民に報いる意味から三百八十万円の軍補助金が支出されたものである。この軍補助によつて敷設された水道を他市に譲渡することは軍の厚意に対しても申訳ないし又真和志市は近い将来那覇市と合併する運命にあるのでその際重要財産である水道施設を持つていた方が立場も良いだろう。—といった意見

が殆んどで第一期工事の分を市自体で管理運営することに、また第二期水道工事の一部である蔡温橋―又吉道路間は那覇市に依頼することにまとめた。席上今後の工事についてはどうするかという議員の質問に対して翁長市長は次のように答えた。

第二期水道工事からは那覇市の水道工事の一部として施工してもらうよう折衝し真和志はこれに協力して行く方針で水道工事予算に予定していた起債は当市の能力の限度で起債してこれを道路計画その他の面に使いたい。

「裁判」めぐり二つの解釈 ／与野党同数の真和志市会

〔沖タ・朝 1954・10・14〕
屋慶名議員逮捕により真和志市会の勢力は十二対十二（議長を除く）で伯仲、当局派では可否同数で議長（当局派）の決裁権により常にリードすると解釈していたが、この解釈に対し野党側では議長裁決は「現状維持の原則により否につく」とし、又可十二票否十一票白票一の場合には従来の判例により過半数に達しないため議案は成立せずとして今後も野党側がリードするという

見方をしている。近く開かれる予定の真和志市の予算更正議会では野党側が白票一つ行使又は議長裁決の問題をたてに攻勢に出るものとみられ法の解釈をめぐり、双方対立するものと予想される。

真和志立退の善処／翁長市長ら主席へ要請

〔琉新・朝 1954・10・19〕
十八日あさ翁長真和志市長と玉城同市土地課長らは行政府に比嘉主席を訪ずれ同市古島区と銘苅区の立退きについて次のように地主側の要望を伝えこれが善処を要請した。

〔古島区の場合〕農耕地約二万五千坪の明渡しを要求されているが、該同地奥島原にある二十一戸のうち十七戸までが約二万坪の同農耕地に生活を依存しているが、軍は家屋の立退きは要求せず家周辺の農耕地だけの明渡しを通じてきたので、地主達は例え家屋は現在のまゝでも畑を取られて生活は成りたないとい立退き期限の九月九日がすぎても軍の立退きに依っていないもの。

〔銘苅の場合〕住家五十四軒の立退きと農耕地約三万坪明渡しの要求に対し地主達は軍工事に対し全面的な協力は

惜しまないが次にかかげる地主達の要求がいれられない限り立退きには応じられないとしている、なお同区民は賃貸料三八〇万円は受取りのこり一五〇万円の受領を拒んでいる。地主側の要求とは（1）移動後の生活の補償（2）家屋に対する賠償額の値上げ（3）農作物と井戸などに対するばい償額の支払いなど

「那覇」を一教育区に／教育法改正布令で明文化

〔沖タ・夕 1954・11・1〕
民政府は十月二十九日付で「琉球教育法」に関する布令六十六号を次の様に改正（改正六号）、同日から効力を発した。

五章十一条を次の様に改める。
市町村長の管轄する地理的境界はこれが法律に従つて変更されない限り又は変更されるまでは教育区の境界とする。

六章二条に次の一項を加える。
二つ以上の市町村の合併により教育区が合併される場合には各関係教育委員会の選任による現職委員は本条第三章に規定するその任期が満了するまでは引き続きその職にあるものとする。但し欠員補充のための委員の選挙又は任命は

有職委員を除く四名の委員による委員会を構成する為に必要とされない限りこれを行わないものとする。合併教育委員会は合併された教育区に対し財産、資金その他すべての権限を行うものとする。

この布令改正によつて合併した那覇市における教育委員会は有職委員を除いたもと首里、那覇、小禄の各委員がそのまま合併して一教育区として運営されることになる。

那覇市議組勝つ／和気あいあい珍プレーも出す

〔琉新・朝 1954・11・4〕
那覇―真和志市議員対抗親善野球大会は三日午後三時から当間那覇市長、翁長真和志市長ほか両市のお偉方多数列席のもと上山中校グラウンドで行われた。この日、折からパメラ台風の影響をうけてグラウンド・コンディション悪く時折り突風に砂ぼこりが飛んだが選手達はきわめて活発なプレーを展開、さすがに昔は選手だったという議員選手が多かつたため珍プレーも出ず和気あいあいのうちに三時四十分終了した。
上山中校球場（ひる三時）
真和志 10100 2

那覇 0041A 5A

〔真〕 国吉真政—許田世輝

〔那〕 辺野喜英興、糸数昌秀—比嘉ゆう直

那覇の軍用地主も/布告改

正を陳情

〔沖夕・朝 1954・11・12〕

小祿側を加えた初的那覇市軍用地特別委員会は十一日、総会を開催、会費徴収に関する会則の一部改正案や布告二十六号の一部改正陳情案などを決議、ついで次の通り新役員を選出した。

布告の改正陳情はかねてからの問題点で、講和発効時を基準とした賃貸料の設定を妥当を欠く。

二、契約期間は二十年の長期にわたらず那覇は三年、郡部は五年毎に更新されたいといったもの。

新役員：会長—仲本為美、副会長—赤嶺一男、牧志真喜、浦崎康華、監事—新垣善太郎、糸嶺徳温、赤嶺慎英。

”刑務所を移転せよ”/那覇議会が決議の予定

〔琉新・朝 1954・11・13〕

今度の沖繩刑務所暴動事件に際し、付近一般住民を恐怖のどん底に叩きこんだことは、刑務所の位置が那覇市の中心地にあつて受刑者、一般住民にとつて現在の敷地は好ましくないといわれ、従がつて刑務所を早急に移転させなければならぬとの世論化してきているが、十二日那覇市議会議長泉正重氏は「今度の暴動事件は一般那覇市民に非常に迷惑をかけているしまた那覇市の中心地に刑務所があるのは受刑者にとつても甘美なメロデーや都市の花やかなふんいきが感じられるのでついでつ走したいという気分にもなるし受刑者、市民双方のために早急に移転を考えなければならぬ、よつてつぎの定例議会で沖繩刑務所の移転について議会にはかり、琉球政府と民政府に陳情するつもりである」と語つた。

那覇市に譲渡軍埋立地三千

余坪

〔琉新・朝 1954・11・18〕

旧西新町二丁目、那覇商港地域にある軍埋立地三千五百二十坪は十七日付で那覇市に譲渡された

那覇市民に朗報/松下・東

町の一部近く開放

〔琉新・朝 1954・11・20〕

那覇市から去る十月二十五日、市内の各軍用地について開放申請の陳情をし

ていたが民政府から十六日付でちかく松下町二丁目一帯（元県病院、大典寺東側）と東町一丁目と二丁目の一部（琉銀裏東側一帯）を開放すると次のように政府あて通知があつた。
開放申請地については一部の地いきを除いて全て開放済か開放六十日前に行う予告を發してある。

未開放のうち第一号地域（元県病院、大典寺東側一帯）は近々開放されよう。また残りは臨時用地だと思つが、これは今後使用の必要がなくなれば遅滞なく開放する。

第二号地域（琉銀裏の東町一丁目、二丁目の一ぶ）は請負業者（註—菅原建設）のキャンブ用地として現に使用中である。この請負業者は重要な那覇港改良工事にたずさわつてゐる。恐らく来年頭初になると思つが同工事が終り次第同地域の建物を撤回して開放する所存である

この通知によつて那覇市が申請した市内の軍使用地で解放済み又は開放予定地もしくは未開放地は次のとおりとなつてゐる

【開放済み又は開放予定の地域】

松下町一丁目 商工会議所付近—
九月十三日
久米町一丁目、那覇市役所向軍診

療所敷地—九月十三日

久米町二丁目、工交局南—十月十二日

高橋町二丁目、泊港北がんに—十月二十五日

若狭町一丁目、雪崎若狭病院跡向—十一月二十二日

崇元じ町二丁目、泊小学校東—十一月二十四日

下泉町二丁目、前食糧会社敷地—十一月二十八日

高橋町一丁目—十二月三十一日

松下町二丁目および前島町二丁目、集積所跡の半分以上—十二月三十一日

松下町二丁目、元県病院東—ちかく開放

東町、琉銀裏—来年頭初

【那覇市内で未開放の軍用地】
那覇港南岸一帯（住吉、垣花、山下町）

上泉町（ハーバービュー一帯）
前島町北東部の半分

崇元寺町一丁目および二丁目の一ぶ

西本町四丁目（車輛管理所付きん）
西新町二丁目（三重城冷凍工場付きん）

泊港地区の都計成る／年内に旧垣花を受入／建設のかけにも財政のなやみ

〔琉新・朝 1954・11・27〕

過去一カ月にわたり、軍浚渫船で埋立実施中の泊B地区二万九千四百坪がこのほど完成した。これで泊港北岸地区、ふ頭地区、泊港南岸A地区、同B地区総計約六万六千坪が完成、那覇市の都市計画事業がただちに推進される。那覇市では起債によつて泊地区の区画整理を行い、来年中には全面的に受入れを完了する予定で那覇市泊港の都市計画も完成した。

那覇市の泊港南岸埋立地計画によると、一号せんの沿せんの商業用地は一万坪だが、そのうち約六千六百坪の個人有地とも塩田であつた市有地千八百坪からなり、すでに牧志街道の立退き約百五十戸の受入れを完了した、事務所用地五千坪、業務用地三千坪、工業用地二千三百坪、倉庫用地千坪、公園二千二百坪、卸業者六百坪、ふ頭用地一万二千四百坪、道路一万八千四百坪、水路二千四百五十坪、住宅用地約一万坪、港湾面積七千三百坪、陸地総面積六万六千坪で、今年中に

旧垣花住民百二十五戸（六百人）を受入れすることになつてゐる。

泊B地区受入れは道路排水溝の建設後といふことになるが、この泊埋立地一帯がミナト町として繁華街となつた時は泊港湾使用料約六百万円、市有地賃貸料約五百万円が那覇市の税外収入になる。地区は殆どが無償譲り渡して問題はなほとしてB地区は三千五百八十九万三千二百七十四円（軍浚渫船、護岸工事その他）の起債によつて工事を完了したもので十年の年賦償還（一年約四百五十万円）しなければならぬが、市有地の賃貸料だけでは支払いは困難で市有地の売却や港湾使用料、水道使用料、市場使用料などで補わなければならず大那覇市建設のかけには財政のなみなみならぬ苦勞があるようだ。

泊港正式に譲渡／民政府が那覇市へ

〔沖タ・朝 1954・12・2〕

民政府ではこのほど那覇市へ「軍（D E）により施行された泊港諸施設の所有権および利権は、すべて無条件で譲渡する」と通知した。これにより泊港は一日から正式に那覇市の手で管理されることになつた。

生れ変つた牧志街道／総工費三千万円以上かかる

〔琉新・朝 1954・12・4〕

那覇市が多年の懸案たつた牧志街道の拡巾、舗装工事は四日完成、五日午前五時三十分、当間那覇市長、神村工交局長の愛用者で開通される。

牧志街道（那覇署―蔡温橋間）は五十二年二月六千七百万の起債に対する一部事業として行われたもので長さ約七百間、巾十間（歩道四間、車道六間）総工費二千七百十五万六千円で政府補助費三百万円（アスファルト工事、停留所設定費等）を加えると街道完成に要した額はナント三千万円以上要したことになる、同街道に面した借家人、八十三世帯、建物移転百十二戸の立退き、家屋せん除三十六戸、関係地主七十五人計二百人以上の一般住民の陰の協力もあり、五十二年二月着工してから満二カ年で見事に完成したわけだ、今後国際都市那覇市の繁栄に大きな力となる。

那覇市会／楚辺出張所廃止

〔琉新・朝 1954・12・15〕

那覇市定例議会は十四日午前十時三十分開会、会期を五日間と決定したのち五議案を可決、七議案を委員会付託と

し五陳情書を承認午後五時休会した。可決になつた主なものはこれまで那覇市消防隊副隊長（隊長事務取扱）の登川正太郎氏は隊長に承認された。一九五〇年八月みなど村が那覇市に併入された当時設置された那覇市役所楚辺出張所は廃止される。安里川下流沿岸の一部埋立て、また沖繩文化協会から芸能会館創設のために申請があつた那覇市儀保区九班の市有地三百坪の無償貸与を承認した。一九五九年度那覇市一般会計を才人出予算追加更正について（追加額二百五十七万三千二百一円）

一九五五年度那覇市水道事業特別会計才人出予算追加更正について一九五五年度那覇市土地区画整理事業特別会計才人出予算追加更正についての三予算案は委員会付託と決定、これは吏員、議員の年末手当支給のための追加更正が主である。このほか市営公設店舗設置に関する十番、十二番、二十番、二十二番、二十四番、二十七番五議員提出の意見書は多数決で採択、早期設置方を要望することになつた。

議員のボーナスを／救済者のお年玉へ／那覇市議会

〔沖タ・朝 1954・12・17〕

那覇市議会は十六日ひる二時すぎか

ら三常任委員会をひらいてそれぞれ付託された案件の審議を続行、同四時五分からは全員協議会に移つて市吏員の年末手当支給に関する件を協議の結果、不況で市民生活もきびしい折柄、高率に過ぎるとの一部の強い反対もあつたが結局、総務財政委員の案通り、平均八割の支給を承認、たゞし出来るだけ”下に厚く上に薄い”方針をとるようにとの意見を付することに決定した。

総務財政委―

一、前回削除した議員の年末手当費計九万二千円は救済者の年末慰問費七万円に加え、これをもつて旧市内は勿論、首里、小祿の救済者、他市町村で救済をつける那覇出身及び愛楽園の那覇人ら計二千二百余名に一人当り七十円のお年玉を贈ることに決めた。

一、吏員の年末手当八割は不況で市民が苦しい時、昨年より上回るボーナスの支給は納税成績に悪い影響を及ぼすことが、一率に八割支給ではなく、最高十二割から最低五割と上に厚い傾向にあるのは妥当を欠くなどの不満もあつたが結局、懸案の増俸も難しく、薄給に甘んずる職員のためせめて年末はといった意見で八割支給を認めた。

建設委―牧志通りの横断歩道設置に

関する政府への陳情案を検討、要旨、次のように決めた。

牧志通りは拡幅工事の完成及びバスのターミナルの設置に伴ない、車両の交通量は以前に倍加し、特に同通り周辺は壺屋、久茂地等の小学校ならびに幼稚園があつて学童の登退校時は危険の上もなく、このまゝ放置すれば如何なる悲惨時を惹起するやも計りしれないので事故防止の見地から適当な数カ所に横断歩道と自動標識燈を設置されたい。
文厚労委―区教育委員ならびに職員員の俸給支給についてを審議、結局、原案通り、委員四千円、職員七千円以内を承認する。

記者のメモノ「ボーナス返上」怪拳が快拳へ

上

〔沖タ・朝 1954・12・17〕

「那覇市の”ボーナス予算議会”十六日は突如！。全員協議会を開いて『吏員のボーナス八割は妥当なりや？』と検討することになった。これは決して自分たちが貰わんから職員の奴も削つてやれなど、いうケチな了簡からではない。デフレで青息ト息のこの頃、昨年より上回る高率支給は『税金をしぼり取つた』等と市民に怨まればせん

か、また上に厚い支給方法が気に食わんといった尤もな理由からだ。

「然しワイワイ論議してみると勤務年限や成績で当然、落差がついて一率支給は困難なことが判るし、ボーナスの支給方法まで云々するのは越権的だということになつて原案承認でケリ。ついでに総務財政委の高良委員長から『我々が辞退するボーナスは救済者のお年玉に当てることにしました』と報告を行つたがこれには『サンセイ』と一人、二人、元気の無いことおびたゞしい。それでもこれで”ボーナス返上”はホントの快拳になつたというもの

都市合併問題再燃／真和志市議会早期実現を決議

市議会早期実現を決議

〔琉新・朝 1954・12・18〕

真和志市議会第二日目の十七日は午前十時再開、助役に護得久朝俊氏の就任を全会一致で承認、那覇市との第一期工事上水道需給契約案を可決、ひきつづき上水道第二期工事（安里一区、二区、栄町、大道、船増原、与儀区八班、松川、安謝）の配水管敷設工事ならびに給水工事を那覇市へ施工させることを可決した。つづいてしばらく途絶えていた那覇市との合併問題について高

良正文議員外十二名の議員から緊急動議として”都市合併に関する決議案”を提出されたが満場一致で採決したので引き続き都市合併特別委員会を設置つぎの十名の委員をあげ那覇市との合併促進のため活動を開始することになった。都市合併に関する決議文と特別委員会のメンバーはつぎのとおり。

【決議文】都市合併に関する市民の世論は早期合併を要望する声が圧倒的である。去る九月の市長選挙において編入合併の実現を当面の緊急施策として主張した翁長候補が多数の帰すうを明確にしているのであつてこの事實はわが真和志市の都市合併に対する不動の方針を明示したものととしてこれが実現に直進しなければいけない。真和志議会は早期合併を市民に公約しかつその実現に構想と努力をつづけている翁長市長に同調するばかりでなく進んで市長をべん達激励し一日も早く都市合併の実現を期して五万五千市民の要望に応えんとす。

【特別委員会】高良正文、金城貞秀、大工廻盛山、又吉久正、許田世輝、古堅宗秀、新里義雄、久場景善、町田宗永、知念清吉、翁長市長談、助役に行政面に明るい護得久朝俊氏を満場一致で可決したこと

はうれしい。また高良正文議員ほか十二名から出された那覇市との合併決議は私も市長選挙でも公約したとおり合併の早期実現を期していたので今回設置された特別委員会とも一体となつて合併を促進したい。

戦災復興の国庫助成/本土 政府へ要請/那覇市会終 る

〔沖タ・朝 1954・12・18〕

十七日の那覇市議会は午後一時、本会議を再開、午前引続き審議を続行して、一、本年度一般追加更正予算案。一、本年度水道事業特別会計追加更正予算案。一、本年度土地地区画整理事業特別会計追加更正予算案。一、自五五年度至六〇年度区画整理継続事業費支出額追加の件。一、泊埋立地売却処分件。一、牧志通り横断標識灯設置に関する陳情案をそれぞれ原案通り又は一部修正の上、可決。上程の全案件を処理した後、引続き自由討議に移つて、議会運営や当局に対する要望などを検討の結果。

高良一議員の提案にもとづき『立法院と提携、戦災都市那覇の復興を国庫負担で行うよう日本政府へ要請する』ことになり、起草委員を挙げて具体案を

練ることに決定した。午後二時二十分閉会。

那覇の戦災復興を日本政府へ要請する問題は援護法などが琉球にも適用されるようになった現在、国土防衛の矢面に立つて戦災を蒙つた那覇市の復興は広島、長崎の場合と同様、戦災都市復興計画にもとづいて日本政府負担でやつてもらおう。特に那覇市は中央税の七、八割を負担しているながら政府（琉球）の援助をうけること薄く、然も巨費を要する都市復興を自力で賄わねばならぬ四苦八苦の実情にあるからというもの。

これに対し外交権などからんで実現不可能だから無意味であるとの反対もあつたが結局、一おう意志表示のため取上げることになった。

なお本年度一般予算案は議員の年末手当費を救済者の慰問費に組替えるなどの修正を行い、更に要望事項を付して可決したものだ。が要望事項は夕刊既報の外一、職員の手当は下に厚く上にウスクするよう配慮されたい、というのが追加されている。

編入の線で正式交渉/真和 志合併へ積極的動き

〔沖タ・朝 1954・12・19〕

十七日真和志市会が採決した『都市合併促進に関する決議』は那覇市当局及び市会側では大いに歓迎するという態度を示しているが、真和志市民の間でも世論に従い超党派的に合併促進決議を行ったことに対し非常に好感をよせている。

同決議案によると合併の形式は『編入合併』であり、その具体的な諸問題については十七日設置された『都市合併特別研究委員会』が検討したうえ政府、立法院、那覇市と本格的な折衝に入ることになっている。

この野党提案になる決議案に対して一部では与党や市当局に対する単なるケン制策ではないかという見方をしているむきもあるようだが、提案者の高良正文議員は『市民の世論に沿うよう超党派的に協力態勢をとつたものであつてケン制とか政争手段などというものでは絶対に無い』と語っている。

翁長市長も合併問題については就任後数度にわたり合併の時期について市長私案を漏らしているが、那覇市側に異議がなければ、来年六月以降一カ年以内で合併が実現するものとみて差

支えないだろう。真和志市としては五年度追加更正予算案の中に『都市合併研究費』として来年三月迄の分として一千万円計上してあるが、これは合併決議も行われたので都市合併特別研究委として十分な活動を期すため相当額更に増額されるもようである。

“世論実現”に努力/真和 志市助役就任の護得久朝 俊氏談

〔沖タ・朝 1954・12・19〕

（既報）真和志市議会は十七日同市助役として護得久朝俊氏（現琉球政府行政課主事）を全会一致で承認、十七日まで離島出張中だった同氏は二十一日ごろ赴任する予定であるが、助役就任の抱負を十八日次のように語っている。

正式に辞令は出ていないが、これまでの経験を活かし裸になつて仕事にぶつかりたい。真和志は居住市でもあり議員や職員の大半が知己であり、その点私の仕事もやり易いと思うが、那覇市との合併問題なども起つており世論による良い政治の実現に十分努力したい。前課長稲嶺氏、野波行政課長や政府上司各位のこれまでの御指導を謝すと共に果してど

の程度の仕事ができるか私として新しい職の責任の重さを痛感している。

記者のメモ／合併決議と失地問題

地問題

〔沖夕・朝 1954・12・19〕

…十七日の真和志市議会では、当局側では一波乱覚悟していた助役問題がスラスラと承認され、おまけに翁長市長第一の公約である編入合併決議まで飛び出し何だかウズ気味悪いといった恰好だった。この合併決議は満場一致で採決されたものの当局派は藪から棒でビツクリ、意見調整のため是非休ケイをとという余程オドロキ的一幕もあつたが散会后当局派の某議員は『前には反対だったクセに今頃こんな問題を出すなんて』とこぼしていた。合併したらセツ角つかまえた議席がフイにもなるという意味か？

…この合併決議の前に行われた追加更正予算審議では真和志の失地問題が持上げられた。すなわち『神里原、松尾など旧真和志の失地に対しては五四年度には課税しているのに五五年度には課税しないのか』というのが問題になったわけだが土地台帳は当市が持つているんだが若し課税しないというな

ら市長は土地台帳を那覇市へ渡しますかなど痛いところをつかれ当局は大分窮地に追つめられていた。しかし新任の新垣税務課長流石は税務書痴で育つただけあつて『課税しないのではありません保留してあるだけです』と法律上の問題を一クサリ。見事に逃げおうせたが翁長市長の部下では光つた存在である。

真和志市議会／市町村合併

に関する立法要請

〔琉新・朝 1954・12・24〕

真和志議会第三日目の二十日は午後二時から再開、一九五五年度真和志市一般会計才入算追加更正について、市債をおこすことについて二議案についての意見調整を行つたのち、古堅宗秀議員ほか十一名から緊急動議を提出された。市町村合併に関する立法要請についての意見書”を採決、近く立法院議長、行政主席あて提出することになった。意見書内容はつぎのとおり

琉球の地方自治の組織は戦前のこれと戦後の特殊事情を考慮して廢置分合されて現在におりますが戦後の混沌たる情勢から政治と経済が一応軌道に乗るにつれて着実な数年の歩みにも拘ら

ず、現在の組織と運営は不合理かつ非能率的な面を露呈するに至つております。殊に那覇、首里、小祿の二市一村の合併によつて真和志を除いた不合理な都市計画が実施されるようになっており、また真和志市の都市合併に関する世論も早期合併を要望する声が圧倒的であり、真和志市議会は一九五四年十二月十七日「都市合併に関する決議案」を全会一致で可決したる次第であります。

琉球の市町村が市町村合併により、その組織及び運営を合理的且つ能率的にし住民の福祉を増進する様に規模の適正化をはかることを積極的に促進して市町村における地方自治の本旨を十分実現させるとともに那覇市と真和志市が一日も早く合併の出来るよう市町村合併促進に関する立法として戴くよう自治法第三十九条第二項にもとづき意見書を提出する。

一社 説一

合併促進に関する立法要請

に就いて

〔琉新・朝 1954・12・29〕

那覇市への編入合併を蹴つた真和志市は去る九月に行われた都市合併に取り残され、絶好の機会をみすみす逃し

た形であつた。引き続き行われた市長選挙では編入合併を主張する翁長助静氏に軍配が上つたが、議員選挙の結果は両派五分五分の形勢となり、合併問題について真和志市議会が今後どのような線を打ち出して来るかという点が注目されている。

ところが去る十七日に開かれた市議会において十二名の議員から緊急動議として都市合併に関する決議案が提出され満場一致で可決、二十四日には立法院議長宛に市町村合併促進に関する立法要請の意見書を提出している。

ところで市議会において緊急動議を出した議員は現在野党系とみられている人達であり、選挙前にはお方編入合併に対して反対の立場を取つていた一派であるところから、今回の意表を突いた提案には何か政略的な含みがあるのではないかと警戒的な見方をする向きもある。しかしながら、政略的な掛け引きには真和志市々民も既に飽き飽きしていることであらうし、若しも合併問題という重大な問題がこれ以上政略の具に供されるようなことがあるとすればそれは断じて許さるべきことではない、われわれは真和志市議員の良識を一応信じて彼等が首都建設という大きな目標に向つて一歩前進して来

た事実を先ず喜びたいのである。

真和志市議会から提出された合併促進に関する立法要請に対して立法院がどういふ措置を取るかはかなり興味ある問題である。立法という事になれば単に那覇と真和志の合併のみを目標にするのではなく全琉の各市町村に適用される法案をつくるのが当然予想される。日本本土では一九五三年に町村合併促進法が公布されて以来、町村の合併が活発に行われている。日本における大多数の人口が従来二千から五千に過ぎなかつたのを人口七、八千に引き上げ、町村の規模合理化を図ろうというのがこの促進法の狙いとなつてゐる。

日本と琉球の場合では事情がかなり相違する面もあるが、地方自治体の財政が窮迫している点では共通の悩みを内蔵しているわけであり、これを打開するために地方自治体の規模合理化が当然問題となることはここ琉球においても何等変りはない。

立法院がこれを機会に那覇、真和志の都市合併問題と並行して、琉球における一般市町村の適正規模と合併問題に対して急速な検討を加え、その実現促進の道を開くことを期待したい。

「日の丸」掲揚許可/但し

役所や学校は駄目

〔琉新・朝 1954・12・31〕

元旦の「日の丸」掲揚が米民政府から許可されたが、役所や学校の建物は掲げることができない。

政府は元旦の日本国旗掲揚について二十八日民政官に照会していたところ三十日次のように回答があつた。

「一九五五年元旦は琉球列島における日本国旗の掲揚を許可する。但し公的或は政治的性質を帯びる集会、行進において又は、いかなる政治的意味を与える方法でも国旗を掲げてはならない。日本国旗は琉球政府庁舎又は地方政庁々舎には学校の建物を含めて、これを掲揚してはならない」

この通知を受けた主席は学校における元旦の国旗掲揚は一九五四年には許可されたから今度も認めてもらいたいと民政府に対し折衝したが、当初の通知どおり学校での日の丸掲揚は認められないことになつた。

一九五五年

都市合併を協議／十日から

真和志市特別委

〔沖タ・夕 1955・1・9〕

真和志市都市合併特別委員会では昨年十二月十七日の定例議会において満場一致で都市合併促進を決議し、さつそく委員会を組織したが全委員会では来る十日から十六日までの六日間に互つて委員会を開催、具体的な問題を相上に検討を行う。

なお委員の顔ぶれはつぎの通り。

久場景善、又吉久正、高良正文、大工廻盛山、知念清吉、古堅宗秀、町田宗永、許田世輝、金城貞秀、新里義雄、森田孟松、以上の諸氏。

合併は年内実現か／動き出

した特別委／問題は真和

志市選出の議員数

〔琉新・朝 1955・1・10〕

昨年二十一日の真和志市議会が「都市合併に関する決議」と都市合併特別委員会（委員十名）を設置、さらに市町村合併促進に関する立法要請などによつて那覇、真和志両市の合併問題は八

カ月ぶりにまたまた動き出した。

この都市合併の決議文が前真和志市長宮里栄輝氏の時代に「編入合併絶対反対」をさげ、議員の辞職さわぎまでひきおこした。三、四の議員が中心となつて上程されているので、那覇市議会では真和志との合併に一応賛意を表してはいるものの、まだ疑惑の色が消せないようで一応今後の特別委員会の動きを見守るといつたかつこうだ。何故野党議員から上程されたかその理由をあげてみると九月の市長選挙で早期那覇市との編入合併を主張した翁長助静氏の当選で真和志市民が合併を望んでいること。真和志市自体の財政では水道、道路、学校問題が解決できないことなどがあげられているが、問題は合併後真和志側から議員数を何名出すかにかかつており、現行の自治法では五万三千の真和志市民から一人の議員も出せないわけで、これについてはさきと同議会から市町村合併促進に関する立法措置を講じてもらいたいとの陳情もあつたが同法はあくまで全琉的な普へん性をもつたもので真和志自体に対する特例措置も講じなければならぬにしろ早期合併は今後の都市合併特別委員会の働きにあるので同委員会は

愈々十日から近く本格的な活動を開始し年内に合併を実現させ様と意気込んでいる一方那覇市当局ではさきに小禄、首里を合併し、財政的に負担もしており、いま財政の苦しい真和志市自体が編入した際、ますます負担が重くなり、また那覇市の復興事業に相当支障をきたすとみて、時期尚早といささか避けるような傾向にあるが、議会側は小禄、首里を編入した場合の決議とあり、真和志の編入を承認はしているが、議員定数に難色を示している。何れにしろ那覇市側の態度は当間市長の帰任をまつて態度を表明するよつた。

特別委員高良正文氏談「編入合併は理論的に間違つていても合併問題は理窟だけではどうにもならない。翁長市長の当選で真和志市民が那覇市との編入を望んでいることがはつきりしたまた水道、道路問題でも那覇市に編入しなければ解決できない。われわれは住民のための代表者であり、市民ともに行かなければならないと思つた。幸に翁長市長も早期合併を望んでいるし、この問題だけは与野党を超越して実現に邁進したい。特別委員会はまた委員長も決まらないし、近く第一回の委員会を開き立法院、那覇市へ働きかける積りだ。

泉那覇市議会議長談「真和志との合併は早速やらなければならないが、現在合併した場合、真和志から議員が一人もでないことになるがこれの早急な立法措置が必要だ。議員は大体十名の程度ならいいと思う。だが合併後の議員数四十名となり立法院より多くなるが、軍が許可するかどうか、疑問だ。真和志を含めた那覇市の総選挙となればおそらく現在の那覇市議が承知すまい、かといつて真和志側から一人の議員もでないことになつても困るだろう。今後に残された大きな問題だ何にしろ当間市長帰任後協議したい。

委員長に新里氏／真和志市

議会第一回合併促進委

〔沖タ・朝 1955・1・19〕

真和志市会の第一回都市合併促進特別委員会は十八日ひる二時から開かれ正副委員長選任、合併促進の基本的方向などについて検討した。先ず正副委員長選任に当つては「合併をスムーズに運ぶため那覇市、政府、軍側とも種々折衝しなければならぬので委員長は当局側から出すのが適切である」という反当局側の意見により新里義雄氏が委員長に、副委員長には当局側の推薦により反当局派議員古堅宗秀氏がそれ

それ選任された。

第一回協議は約二時間にわたり行われ全員が超党派的に合併実現に尽力することを申し合せ、合併に当つて議席をどうするかが協議の中心となり「全議員をそのまま据置か、これが不可能ならば一年間だけ全員据置とするか」又は「十二乃至は十名程度の議席を特別立法により認めさせるか」又は「全く無条件で吸収合併されるか」の三つについて意見が述べられ検討されたが結局議席の問題、合併の時期、合併後の真和志区域の行政などについて基本的方向を計画案によつて決定しようということになつた。

那覇市ノ税金は”少しでも安く”ノ二倍に増えた異議申立

〔琉新・夕 1955・1・28〕

那覇市税務課では一九五五年度の市民税、家屋税、土地税、事業税、教育税、不動産取得税、接客人税、自転車税の賦課を終え、電話税、電柱税、ミシン税、ラジオ税、船舶税なども来月一ぱいには賦課するものとみられているが同課では賦課した各種税の昨年七月から一月までの異議申立受理件数をこのほどまとめた。これによると全般的に

五四年度の三倍になつているといわれ、全部で百八十五件で土地税の四十九件が最高で、つぎに家屋税の四十七件となつている。

城田税務課長の話「異議申立は五四年度の約三倍に上つている。この件数は異議申立を受理した分で、異議申立にきて受理しなかつたものをふくめると千七、八百件になるわけだ。大体十人異議申立になると一人しか受理できないことになる。殆ど市民は少しでも安くしてもらつとやつてくるが説明すれば納得してかえるという始末だ。各税別の異議申立受理件数はつぎのとおり。

土地税四十九件 家屋税四十七件
市民税四十件 事業税三十一件 不動産取得税十四件 教育税二件 接客人税二件。

都市運営ノ参考になつた

ノ高良那覇市議帰任談

〔沖夕・朝 1955・1・30〕

高良一氏(那覇市会財政委員長)は、十日間に亙り大蔵省をはじめ、東京都、神奈川県、栃木県における財政視察を終え、二十八日午後六時、市長及び市議員団一行より先に帰任、次のように語つた。

本土における地方財政は、金融引締めや労働攻勢などで、赤字財政に悩まされていゝ。そのため各府県とも予算節減の研究に努めていゝ。とくに京都府がそういった行政整理は優秀な成績をあげ、各県から実情視察するほどで、東京都の財政部長も一週間研究に赴いていゝ。京都府では六十才の停年制さらに退命制(一力年或は半力年と勤務年限、年令などによつて退命期間中の月俸全額を支給)が合理的に行われていゝ。大蔵省でも人件費の四百億円節減、印刷出版費の三%節減を計画するとともに各省大臣による事務合理化研究会が組織され、行政整理や事務簡素化が企図されていゝ、一方区画整理も一般予算に計上され、那覇市牧志通りのように道路に面したものの分担金制度は採用されていゝ。即ち分担金は常識的にとれないので、納得づくめによる寄付が募られ、荒川でも五力年分割払い、それも坪一円当りという安いものであるが回収に困難を来たしていゝ。以上のことから牧志通りの場合でも、政府予算でやるとかの方法が研究されなければならぬだろう。なお日本の場合復興費は八割を国庫補助、二割が地元負担となつており、真和志の合併も予定される首都那覇の建設事業

もこついつた検討が必要だ。また債券(宝くじ)発行も盛んで、東京都などは十円、五十円券を十日に一回発行、年間六億の収益をあげていゝ。東京都では復興十力年計画が作られ、運輸省、自治庁、都庁及び財界、学識経験者によつて委員会が組織されていゝ。那覇市もこついつた年次計画による復興計画が必要で、市長並び市議一行の間には東京で協議されてあり、帰任によつてこの計画が具体化するものと思つ。

社大党那覇支部結成ノ真和志合併促進など宣言

〔琉新・朝 1955・1・31〕

社大党那覇支部結成大会は三十日午後二時から遊園地劇場内で平良委員長外数百名が参集して行われた。知念忠太郎氏がこの日の司会者となり平良良松氏(立法院議員)が大会議長となつて議事を進行、経過報告、支部規約の審議、役員選挙、役員あいさつ、宣言、今年度の運動方針に次いで、平良委員長、平良幸市、仲里猛両立法院議員等から祝辞が述べられ五時ごろ終了した。

役員

支部長 平良良松氏(立法院議員)、支部書記長 山城善光氏、会計 古堅

宗秀氏、顧問ニ安里積千代氏

支部執行委員ニ三十一名

会計監査ニ三名

各部長ニ七名

一九五五年度運動方針

一、真和志市の合併を実現する

一、借地借家法を制定して適正なる賃

賃料を設定する

一、区画整理を促進する

一、公営庶民住宅の実現を期する

一、市内の治安維持の確保を期す

一、市営託児所を設置する

一、公会堂の設置を促進する

宣言

終戦以来のあの長い無為と混乱の後
に、那覇市は漸く復興の緒についた
とはいえ、幾多の重要問題が依然と
して未解決のまゝ放置されているこ
とは否定出来ない。

那覇市は全琉球の首都でありながら
当事者の個人的な権勢欲のためにそ
の区域にまだ真和志を合併せず、従
つて合併はドーナツ合併であり、又
吉道路は残念ながらキセル道路とな
り終つてしまつた。市内においては、
一、二、三の繁華街にビルが軒を並べる
反面、市民多数はいまだに終戦後の
仮小屋に起居して暴風雨のたびに命
をちぎめ、又多額の費用を要する都

市計画は地主と勤労者の犠牲におい
て一方的に進められて、全く忘れら
れた地域があることは周知の事実で
ある。更に市に暴力が横行して善良
なる市民が不安の夜を過しているの
は全琉の首都たる名にふさわしくな
い。

われらは那覇市が全琉球の政治、経
済、文化の中すつである事実を鑑み
那覇市のこれらの問題はつねに全琉
球につながるの自覚に立つて那覇
市民が文化的にして人間らしい生活
を確保するために、市政の刷新と民
主化を目指して闘う決意である。こ
の目的を達成するわれわれの方法は
沖縄社会大衆党の綱領と政策を市政
に反映し且実践することである。

われらは本日沖縄社会大衆党那覇支
部を結成するにあたり、われらの決
意を披瀝して向後は那覇市の市政に
積極的に参加し、以つて全琉球の民
主化に貢献せんとするものである。
右宣言する。

卒先、市民と直結するノ真
和志市産業課社会課の各

区歴訪

〔琉新・夕 1955・2・2〕

真和志市では市民と市役所、吏員と一

般住民のつながりを強化し、市行政の
運営の円滑化をはかるため産業課と社
会課が卒先して市民のよき公僕とし
て、またよき相談相手として事務の余
暇を利用して各区事務所を課長以下全
課員が訪問するようにしたところ、市
民から予想以上の好評を拍している。
産業課では森下保栄課長が陣頭に立
ち、仕事の余暇や夜の時間を利用して
各区事務所を訪れ、各区に即応する生
産増強について、実情を調査し実地指
導をする一方、農家が入手出来なかつ
たり、入手方法に困つている場合は産
業課の職員が苗木や種物の斡旋をした
り、病虫害防除については農指所とも
連絡をとつて指導をしたりするように
なつてからは、産業課に対する認識は
単なる事務連絡をする所ではないとい
う認識を高めている。

社会課では仲村幸永課長が、生活、軍
人援護などの援護事務について実情を
調査したり、軍人援護や遺家族年金の
手続きなど、を社会課職員が実地に指
導したり、援護手続きをしてやるなど
直接市民生活に入るようになったた
め、市行政運営面では市民の協力が積
極的になり、大きなプラスになつてい
ると翁長市長は語つている。

どうぞ『市民室』へノ議員

さんが相談相手にノ那覇

〔沖夕・朝 1955・2・3〕

那覇市では当間市長並びに泉議会議
長、外議員団が仲よく東京都をはじめ
日本の各戦災都市を見学したが、当局
ならびに議会側の意向として、市民へ
のサービスとして市庁舎内に市民室を
つくりたい旨、泉議長立会の上、二日
安次嶺総務課長から発表があつた。
これは東京都の都民室にヒントを得た
ようであるが、現在、発行している

「市民の友」による広報活動を強化す
る一方、市庁舎内に一室をあけて市会
議員が輪番で毎日出勤、市役所への用
事でくる市民のとりなし、或は相談に
のつたり或は市当局にはいゝにくい苦
情をきいたりするなど、市の行政と市
民との間に立つて選良達が大きいサー
ビスをしようというもので、すぐ予算
に計上して次年度から実施にうつすよ
うである。

都市復興委の設置をノ競輪

は研究を要すノ泉議長帰

来談

〔琉新・朝 1955・2・3〕

さきに本土の都市計画、競輪事業、共
同墓地経営状況視察のため、渡日した

当間那覇市長ならびに那覇市議団一行は予定の視察を終え、帰朝しつゝあるが、一行より一足先きに帰つてきた泉那覇市議会議長に視察した結果について卒直な意見をきいてみた。

【競輪事業】 神奈川県川崎市にある競輪場をみたが、本土においては経済界のデフレの影響をうけて二、三年前の競輪事業の状態とは大分違つてきた。那覇市では真和志市と合併しても十六万ぐらいの人口にしかならないので五十万以上の都市でないといかないのではないか、と思うので相当研究を要する問題だ、何れ議会でも研究委員会をもつてあらゆる角度から検討したい。

【都市計画】 旧那覇市の復興を如何にすれば進捗させるかを考えた場合やはり技術の問題だ。岡山、広島あたりでも戦後都市計画の一部として区画整理事業というものが生れたわけで本土にも区画整理事業の技術者が少い、広島、岡山でもひつぱりダコで簡単に那覇市に招へいすることはむづかしい。石川博士も近くおみえになると思つが、できるだけ尽力するといつておられた。

都計に積極的援助／主席、 那覇市議会で演説か

〔琉新・朝 1955・2・15〕

都市計画に関する政府の援助方について那覇市議会総務財政委員長高良一氏は去る十一日午前比嘉主席を訪れ、種々懇談した。その会談で比嘉主席は政府としても那覇市の都市計画に対して積極的な援助を行う方針であり補正予算にも道路橋梁費九百万円を計上してあるし来年度予算でも財政援助を行うつもりであることを明らかにし、来月の市定例議会に主席自ら出席して政府の都計援助方針について演説する旨を約束した。

この会見席上における主席の説明は次のとおり、

都市計画についての政府の援助は既に今度の補正予算でも打出している、即ち壺川―農運―神里原に至る道路舗装に五百万円、蔡温橋―安里三叉路までに三百万円、姫百合橋と与儀試験場前橋に百万円計九百万円をそれぞれ全額政府負担として計上し那覇市に補助することになつている。又旧那覇税務署前から開南交番所―与儀試験場に至る線は次年度予算で計上する計画でいるので那覇市はそれまでに該道路の拡張を完成し

てもらいたい。那覇市の都市計画は政府の援助なしではその実現は不可能と思つが、市としても税外収入増加については最善の努力をつくされ、とくに泊港などから来る収入増をはかり市の財政に安定策を講じてもらいたい、政府はその他都市計画に関して積極的な援助をおしまない積りで、この事はジョンソン首席民政官とも十分に話合つている、この都市計画に対する政府の援助方針については、来月開会予定の那覇市議会に臨みその概要を説明したい。

高良那覇市議長「これで都計に対する財政的裏付は政府の援助によつて促進されていくという明るい見通しがついたわけだが市当局及び市議会並びに関係団体を一丸とし都市計画振興期成会などを作り、これが実現のため強力な推進機関としなければならぬ。だるう、当間市長も帰任している、当間市長、安次峯総務部長、私達議員一行の日本視察報告は近く開会される議会で行われるが、更に市民大会を催して一般市民に報告する計画を進めている。

首都の不法建築を一掃

〔沖夕・朝 1955・2・15〕

那覇市は建築基準法により 新築 または、三坪以上の増改築には建築前に市役所の確認を得なければならぬが、違反者が多く、ついに市当局では昨年九月から建築課に専任の職員をおいて不法建築物の取締りに万全を期しているが、昨年九月以降の違反件数は九月一六三 十月九〇 十一月五八 十二月二一 一月二六合計差三百五十八件の多くにのぼり、市当局ではその処理を急いでいるが、建築基準法による違反者は一万五千円以下の罰金を受けることになつている。

上泉の屋台店／自主的に立退き
那覇市上泉町ハービル前に立ち並んだ三十七軒の屋台店は、不法建築物として市当局をてこずらしていたが、このほど業者の自主的な協力で昨十四日から五日間に立退くことになつた。これは一昨年はじめから同地に地主の了解も市役所の建築許可もなしに屋台店が、つぎからつぎに建てられ、市当局としては再三にわたり立退きを通告、いよいよ法に従つて強制的に代執行する段になつていたところ、同地の下地恵盛さん（三〇）等が中心になつて各屋台店によびかけ自主的立退きと

なつたもので、すでに昨十四日からと
りこわしにかかった。

両市が合併懇談会／議員問 題に意見

〔琉新・朝 1955・2・22〕

真和志市の主催で那覇、真和志両市の
合併について十九日午後六時から国際
ホテルで真和志市側から翁長市長、護
得久助役、森田、奥浜正副議長、新里、
古堅都市合併特別委員長、那覇市側か
ら当間市長、泉議長らが集り懇談会を
行つた。両市の合併問題は真和志市の
都市合併特別委員会で無条件に編入に
賛成、若干の議員を出すべきだといふ
両意見が対立、意見の調整ができてな
い為何ら具体的な話し合ひはできな
かつたようだが真和志市から議員を選出
する特別立法措置を講じなければなら
ないが、その立法化されるのが全島市
町村にあてはまる普通性をもつたもの
でなければならぬので早期合併に難点
がある様だが、当間那覇市長の意見と
して”早期合併の方法として無条件に
編入し議員の三年の残任期間中、真和
志市区域の遂行してもらいたい事業を
那覇市側に要望する意見をだしたよう
だがそれに対して無条件編入を真和志
特別委員会で意見の調整ができるかと

うか、早期合併の鍵は同委員会の出方
如何にかかつているようである。

水道問題／栄町代表、那覇 市へ陳情

〔沖タ・夕 1955・2・25〕

二十四日午後、翁長真和志市長、栄町
区長、比屋定理栄、栄町簡易水道組合
代表中山一、久場景善、我那覇生享氏
等は那覇市役所に当間市長を訪れ、栄
町、大道、安里一、二区、与儀に那覇
市の事業として七八月の湯水期まで
に給水してくれるよう陳情した。那覇
市では善処を約した。

きのう盛大に祝賀／又吉、 牧志道路の開通式

〔琉新・朝 1955・3・1〕

那覇市、真和志市、国場組共催の”又
吉道路”ならびに”牧志大通り”の開
通祝賀式は二十八日午後四時から那覇
市牧志角力場で花々しく開催された春
色濃き牧志角力場中央部に設けられた
舞台上にオグデン副長官、ジョンソン首
席民政官、DE隊長サムナー大佐、比
嘉主席、主催者側の当間那覇市長、翁
長真和志市長、国場組社長国場幸太郎
氏のほか、前市長故又吉康和氏道子夫
人前々市長故当間重民氏静子夫人のほ

か軍官民知名士約三百名が列席、先ず
嘉手納那覇市助役の開式の辞にはじま
り、当間那覇市長のあいさつにつづい
て同市長からオグデン副長官ならびに
施工者のDE隊長サムナー大佐に感謝
状と記念品の贈呈が行われ、ひきつゞ
きオグデン副長官、ジョンソン首席民
政官、比嘉主席の祝辞で式を閉じたが、
式終了後オグデン副長官、ジョンソン
民政官両夫妻を先頭に比嘉主席、神村
工交局長、当間那覇、翁長真和志両市
長、国場組社長ら首里儀保三叉路往復、
通り初めを行つて約一時間半にわたり
余興があり、意義ある祝賀式の幕を閉
じた。オグデン副長官、当間市長のあ
いさつはつぎのとおり

店、新しいビルがぞくぞく建てられ、
那覇市がますます復興することを望ん
でやまない。
当間市長あいさつ要旨〓牧志街道、又
吉道路に対するオグデン副長官はじめ
軍官民の絶大なご援助は沖繩が存する
限り永久に記念として存し、私たちは
その恩情を子々孫々にまで伝え、愛護
していきたいと思つております。

都計事業の国庫補助／那覇 市日本政府へ陳情か

〔沖タ・朝 1955・3・1〕

那覇市議会の総務財政委員会は二十八
日、那覇都計事業に対する日本政府の
援助を要請する件など次の事項を協議
した。
那覇都計事業に対する財政援助方を
日本政府へ要請する件を委員会として
は決定、一おう関係の建設委員会へは
かる。これは本土の各都市と同様に戦
災都市復興計画や都市計画法にもとづ
く国庫補助を那覇にも適用してもらい
たいというもの。
国際通り会からの鈴らん灯設置補助
陳情は神里原通りの前例もあるので補
助することとし、額は同通りをめぐる
受益者分担金の問題が解決してから決
めることにした。

首里バスの路線を小禄まで延長する件—小禄側の陳情と、バス収入の増加による市財政への寄与といった面から委員会として取上げることになった。

その外、この日は区画整理事業施行に伴う現在の三割減歩率（経費捻出のため地主が所有土地の三割を負担する方法）も問題となり、区画整理がはかどらぬのは地主の負担過重も一因だから一割に引下げては？などの意見も出たが結局これは研究課題となつた。

合併促進法立案／真和志市特別委

〔沖夕・朝 1955・3・2〕

真和志市議会都市合併促進特別委員会では二十八日ひる二時から市長室で委員会を開催、翁長市長、森田議長から去る十九日行われた当那那覇市長、泉同市議長との会談内容についての報告後、合併問題について協議した。

さきに立法院にたいし合併促進法の立法要請を行つたが、同委員会自体で合併促進法案を作り、提案してもらい、合併はこの促進法に基いて行つべきだとの意見に一致したよう、都市合併についての資料収集を急いでおり、懸案の合併問題も近く開かれる市定例議会を機に活発に動くものと見られてい

る。

那覇市議選挙は無効／きのこ中央巡裁で判決

〔琉新・夕 1955・3・12〕

那覇市々々議員総選挙にからみ落選した市内奥武山区三号儀間真喜、同ペリー区金城兼一の両氏が異議を申し立てて提訴した選挙裁判の判決言い渡しは十一日ひる一時から中央巡裁で開かれ、九月十二日行われた那覇市々々議員選挙は無効の判決が下された。投票の翌日那覇市役所会議室で開票すると告示されながら一五、一六、一七の小禄各分会場では選挙長、立会人も立会いせず即日開票したのが異議申し立ての理由でこれは選挙の公正を欠くから無効にすべきだというのが両氏の言い分、これに対し選挙管理委員会では「小禄の慣例に従つたまでだ、違反であっても選挙の自由公正を害することはなく選挙の結果に異動をきたすおそれもないから無効ではない」と反ばくしていたもの、選挙の自由と公正の確保が選挙法の眼目であり公正をかけば選挙を害する結果となる。現に最高得票者一四八七、次点者五八一の得票より小禄の五九七七票がはるかに上回つて

いることでも選挙の結果に異動を来すと認定できるといふのが判決の理由となつている。

金口木舌

〔琉新・朝 1955・3・24〕

二十二日から開催される那覇市定例議会に職員停年制条例制定についての議案が提出されるが、膨大な人件費に悩む那覇市としては止むを得ない措置だと思われ、ところが此の措置だけで直ちに所期の目的が達成出来ると思ふのは早計であり、今度引きつづき行われる人員整理の前触れとしてみるときに大きな意味を持つのである。昨年九月首里、小禄を合併した那覇市はこれらの旧役所員を殆どそっくり鵜呑みにしたため職員数は現在五百八名に達している。都市合併が強く主張された理由の一つは行政費の節減といふことであつた。したがつて人員整理はおそらく早かれ当然断行されるものとみられていた。真先に槍玉に上るのが老年組といふことになつたわけで該当者に対しては実に同情の念に堪えない昔とちがつて今時の六十才の人たちはそつヨボヨボしているわけでもなく、事務の上では壮者をしのぐ人たちも実際にかなりいるし、一概に老人だからと云つてつかいものにならぬといふ

ことではあるまい。市の財政という大きな立場から、また後進に道を開くという意味から「涙をふるつて馬シヨクを斬る」といふところであろう。勇退する人たちに対してはそれ相当の退職金が出ることは当然だが、早速その後の暮しに事欠くような人たちについては退職後の身の振り方まで考えてやるだけの親切さがあつて欲しいものだからところで停年制だけで人員整理を完遂しようとしたのでは百年河清を待つよふなものだ。どうせそのうちもつと大巾な整理がくることだろうが、今度はどんな人たちを俎上にのせるべきかが問題になる。このような問題を処理するに当つては当事者の周到な準備と確固たる信念が要求される。肝心の大手を揮う人の腰がふらついていたり、手もとが狂つたりしたのはとんでもない人たちに大怪我をさせるようなことになり兼ねないからである。

那覇市議、公衛調査へ

〔沖夕・夕 1955・3・27〕

那覇市議、備瀬知良氏は那覇市と同じくらいの街（長崎、福岡など）を回り、公衆衛生の細部調査をするため、同船で渡日、滞在一カ月。

那霸市会/借地法の立法を

陳情/高い地代坪七千円 の権利金

〔沖タ・朝 1955・3・29〕

二十八日の那霸市会は高良一、上原永盛両議員の提案で“借地法”の立法方を立法院議長、行政主席宛陳情することを議決した。

これは、去る二十三日那霸借地人會々長又吉嘉寛氏外三百六十七名の陳情によつて市会が採り上げたもので、この陳情書は借地状況を要旨次のように訴えている。

一、那霸市内における地代は市の土地賃料評定委員会等級をきめ、一級坪当り月百円、二十五級坪当り月二円五十銭、となり、その通り守られていたが最近、地主は二倍、三倍に値上げる傾向にあり、更に地代の外に権利金と称して三年乃至五年の契約で坪当り千円から七千円までとつている。これに応じなければ六カ月以内に土地を明渡して貰いたいと要求している。

二、或る地主は地代を損料と称して、地代権利金を要求している。

三、或る地主は故意に地代取立をせず借地人が地代を持参しても受入れず、六カ月も地代をとつていなかったと理由をつけて有利な立退きを意図し、借

地人を困惑させている。

四、市内の平和通り、栄橋通り、中央市場通り、市場中通り及びその裏地帯は坪当り月百円から最低七円であつた。最近二倍、から三倍に引上げたばかりでなく、更に権利金を最高七千円、最低千円の範囲で契約をすゝめ、不服の者は六カ月後に土地を明渡すよう要求している。明渡命令を通達されたもの。すでに百五十件以上の状態。不当な要求だと思ひながらも、弱い立場にある借地人は他に道がなく契約に調印している。

以上のような状況で、那霸市では、土地の明渡し、賃料の値上げ、権利金の要求等、すでに土地使用者対所有者の間に様々紛争がおこつてゐるが、戦後、政府の臨時措置としてとられた割当土地の賃借期間も本年六月三十日で満了するので紛争はますます多く、大きく起り由々しい社会問題をおこすことは必定だとし、これを未然に防止するために市会が立法院、政府へ立法を陳情するようになつたもの。

職員停年制60才設ける/那

霸市会終る/栄町の水道 工事費など起債

〔沖タ・朝 1955・3・29〕

那霸市会は二十八日あさ十時半から本会議を開き、二十六日まで各委員会で検討された各議案を審議、一週間に互る第三回定例議事を終えた。可決された議案は次の通り 那霸市職員停年制条例 議会の議決又は住民の投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例 那霸市民税賦課徴収条例 固定資産評価員の選任同意を求めること（原案通り徴税課長島袋宗栄を承認） 那霸市公告式条例の一部を改正する条例 市債を起すこと 五五年度那霸市才入才出予算追加更正 五五年度那霸市水道事業特別会計才入才出予算追加更正等。議決、制定された条例の主なるもの及び予算の内容は次の通り。

那霸市職員停年制条例

市職員の停年を満六十年とし、直ちに施行することになつた、すでに停年に達したものは五五年六月三十日をもつて退職する。退職金は市職員退職金条例を準用して、退職時の月給に勤務年数をかけた額が支給される。議員の一部には市民税その他、六十五才まで納

税義務者とし、その可働能力を認めているから年令をのばしたらという意見もあつたが、次代を担う青少年の社会進出に門戸をあける意味から老人は席を譲るべきで、日本ではすでに官庁、会社が五十五年の停年制を採用、実績をあげている、という意見が圧倒的で、社会政策の上からも那霸市が真つ先に実施すべきだと可決された。市当局の案によると、現在の該當者は二十六名、これらの人件費で年間約百万円つくといつている。

真和志の栄町一帯、及び旧市内の上泉、下泉、前島町等に対する水道事業拡張のための工事費として、那霸市は復金に一千三百五十万円起債することになつた。借入金利率は年五分、借入の日から十年以内に半年々賦で償還する。財源は水道事業の利益。

五五年度那霸市追加更正予算
予算総額は一億二千五百四十三万七千三十一円。八十五万五千二十九円の追加。当初予算に見積られた収入、支出を実績によつて追加更正したもので泊の外人墓地の整地助成費としての政府補助六十万円の追加の外は大きな変動がない

浮浪児問題調査

二十八日の那霸市会は石川清三郎議員

の発議で市内の浮浪児問題をとりあげ、市会として、学校当局PTAへ勧告するため、六月の定例議会まで文教厚生委員会で研究調査をすることになった。これは地方公共団体は保護者と共に児童を心身ともに健全に育成する責任を負う、という児童福祉法の趣旨に従って市会が関心をよせたもの。石川議員の指摘した浮浪児の状態は次の通り。

五三年一月から五四年一月まで一カ年間、コザであげられた浮浪児に首里六名、那覇十二名がふくまれていた。中部においてさえ那覇の浮浪児が問題をおこしている。

五四年十月十一日、市内の八映画館について調査したら、一日の小、中学校生単独による映画観客者数は六三三名、その五百名以上は英雄主義をおおる剣げき映画をみている。映画館の話では、これら一人でくる児童はたいてい百円札をもつてくるという、アルバイト児童は三九六名。常欠児童は五〇三名、そのうち住所不明一三〇名といった状況。

公営住宅ノ若狭町にか
那覇市では五六年度予算で公営住宅を建てようと、政府の立法措置をまち、市として準備を進めているが、二十八

日の市会で安次富建設部長は「問題になつてゐるのは敷地である。市有地が適当とみとめ、若狭町の埋立地に建てたら」という案が出ている」と語つた。

都市計画の援助要請ノ当問

市長ら主席訪問

〔琉新・夕 1955・4・7〕

那覇市長当問重剛、同市議会正副議長泉正重、長峯將真、同財政委員長高良一氏は七日あさ十一時政府に比嘉主席を訪問、さき同市議会で決議した那覇市都計に対する政府の援助要請の陳情書提出に先立つて市議会の意志を口頭で伝え、都計内容について説明を行い援助を要請した。

那覇・真和志合併協議ノ稲嶺氏交え立法面研究

〔沖タ・夕 1955・4・9〕

最近那覇、真和志両市の合併問題が再燃しつつあるが、八日午後五時よりホテル琉球で、那覇市より当問市長、嘉手納助役、泉議長、長嶺副議長、真和志市より翁長市長、護得久助役、森田議長政府より稲嶺官房次長らが出席合併の方法について意見の交換を行ったこの会合において、稲嶺次長は個人的立場で、

一、市町村合併促進法を立法するという意見もあるが、かかる一般的な立法よりも、むしろ首都建設の観点から那覇、真和志両方の合併に関する臨時措置法を立法した方がよいのではないかと思う。

一、法案の骨子としては、議員の定数、予算、財政の扱い方、人事、役所の機構などをどうするか、といった合併の条件を織り込むようにする。

一、例えば合併の場合は、日本においては両方の議員がそのまま定数となるが、那覇、真和志の場合は、両方合すれば五十六名にもなつて多過ぎる感がある。それで、真和志市としては、人口割に議員を何名か新たに選出し、これを現在の那覇市の三十名に加えて、任期中、これをもつて定数とするようにする。また税金の問題にしても当分は不均一賦課をやるといつたことも考えられる。

一、結局、この臨時措置法にすべての条件をうたい、基本法である自治法には触れないようにする。
といつた意見を述べたが、双方、大体この案を了承、今後、両市で検討を加えることになつた。
翁長真和志市長談 この臨時措置法

の立法については、当市としても研究するが、稲嶺官房次長が個人的に案を作成してもらい、これによつて那覇市と共に検討を加え、政府に提出して、今期立法院議会で立法して貰うようにしたい

長嶺那覇市議会副議長談 この問題は、両市だけでなく政府とタイアップしなければならぬと思つている。稲嶺官房次長の個人的意見としての臨時措置法の立法については大体賛成であるが、具体的に今後、議会として研究していくつもりである。

銘苅一帯に立退要求ノあと

四日間移動厳命

〔琉新・夕 1955・4・14〕

真和志市銘苅一帯の約十八万六千坪、家屋百数軒が軍の牧港住宅地建設敷地として五四年八月三日付で民政府から立退要求を受けていたが、このほど民政府から真和志市あてに来る四月十八日を以つて移動開始するよう口頭内示があつた。

真和志市では、この立退者の移動先敷地として 真和志市寄宮宮城原三十四番地二千九百八十坪 同与儀後原百九六番地三千坪 合計五千九百八十坪を選定しているが、この移動先にたいす

る道路、暗渠、排水溝等の施設に就てD・Eや民政府に工事施行を要請したが予算がないといつて断られたため、十四日政府に総工費百二十一万五千六百四十八円二十六銭の工事を政府でやつてもらいたいと陳情した。

都市合併早期実現困難か／

政府の斡旋に期待／那覇

真和志両市長の構想にくい違い

〔琉新・朝 1955・4・18〕

那覇、真和志の合併問題が巷間で言い伝えられてからも数年にもなるが、この問題はなかなか困難とみえてまだ解決されない昨年八月、那覇、真和志、首里、小禄の三市一村合併による首都建設の機運が熟したときに、真和志側は「編入合併反対」で脱落、首里、小禄、那覇のいわゆる「ドーナツ合併」ができあがつたわけだ。その後、翁長真和志市長は就任当初から即時那覇への合併を呼びつけているが、一進一退ではかどる気配もなく現在に至っている。那覇、真和志の合併への歩みよりを舞台裏からのぞいてみよう。

真和志市ではつづいて合併特別委員会を設置、那覇市との本格的な折衝の段階までやつてきた。すなわち森田真和志議長は再三にわたり泉那覇市議会議長を訪問、合併促進方について打合せを行った真和志側で積極的に合併を進める意味で三月に入つて当間那覇市長、泉那覇市議長を国際ホテルに招待し、翁長真和志市長、護得久助役、森田、奥浜正副議長、新里、古堅正副特別委員長らと合併後の議員数、早期合併促進について懇談会を行った。

ところが当間市長は「合併を一日も早く行うが無条件で合併し今期の議員の任期中だけは真和志のやるべき事業を那覇市に依頼する」というような意見に対し翁長市長は特別立法によつて五万五千の人口をもつ真和志から議員を選出しなければならぬとの見解をもつていたようで、実際には両市長とも意見のくい違いがあるようだ。

戦後十年、旧那覇市内の復興が遅々として進まない那覇市当局では合併時期尚早……との声が高くなつてきた。一方那覇市議会側でも三分の二を有する旧那覇市出身議員の大多数が早期合併を反対しているものによつて、また小禄、首里出身の議員には小禄、首里

地域の復興が遅れるとの懸念から早期の合併には賛意を表しているのは少いものとみられている。

このような現状にあつて那覇市議選挙無効の判決が微妙にからんで合併への空気は稀薄となつてきており、このところ泉議長がどの程度まとめ得るか興味ある問題とみられている。翁長真和志市長は市長選挙でも公約したてまえ、また来年三月施行される立法院議員総選挙に立候補の話もあり、是が非でも来年三月には合併させたいとあせり気味となつているといわれ、またまた四月上旬当間市長、嘉手納助役らを国際ホテルに招き、稲峯官房次長も困んで合併に関する臨時措置法について相談を行うなど、あわただしい空気をみせている。

真和志議会、ならびに特別委員会側はこれまでの那覇市の働きかけに対し、ちつとも手応えのないのに業を煮やし、那覇市長選の任期満了の時期ではないかとの見方が多くなつてきたようだ。これまでの真和志の合併に対する積極的な行動に対し、那覇市が思つたほど合併に冷淡な態度をとつたことは小禄、首里合併後那覇市が行政上相当な変化がきたこと、旧那覇市の復興が予

想以上におくれており、いままた真和志と合併してはますます負担加重して市政運営上相当な障害が起るものとみられている点で市当局に非難の声もあがりつつある現在では真和志は置き去りにしたかつこうである、また現に市当局の責任者も新年度から都計事業特に区画整理事業を強力に推進し、旧市内への受入態勢を整えろと声明もしており、合併問題解決の困難さはこの辺りうかがわれるようだが、今後の政府の調停が注目される。

銘苅／「百姓が土を離れて」 ／不安に包まれる立退部

〔琉新・朝 1955・4・18〕

真和志市銘苅一帯の約十六万六千坪、家屋百数十軒が軍用地として立退きを要求され、うち東側の二戸が十八日もつて移動開始するよう口頭内示されている。

このため市当局では、すでに移動先も決定、道路排水溝などの施設工事を政府へ折衝中だが、純農家だけの立退者だけに今後の生活に大きな不安を抱いている様だ。つまり殆んど「の区民が」立退かねばならぬ」とのハラを決めたものの、農民が土地を

失つて生活していけるかどうか、また転職するといつても、それまでの補償が十分行われるかが問題となつており、表面おだやかさを保つている銘苅部落も虚脱したような静けさといつたところ。

作物の手入れも忘れた農家の人々は「軍に協力するため立退かねばならぬ」とのハラは決めている。ただ、これまでの補償額ではどうしてもやつていけません。これから先、どう食いつなぐか。子供たちの教育はどうなるかと思つと……」と語つている。

希望容れねば退かぬ／銘苅部落二十四世帯が

〔沖タ・朝 1955・4・20〕

真和志市銘苅部落の軍用地接収に伴つて立退き二十四世帯は十九日、連署で比嘉主席、大浜立法院議長宛別項のような陳情書を提出、これら条件が認められなければ立退くことはできないと云う態度を表明している。

立退き世帯数—二四、家屋数四十一、人口—一九九人、豚舎—十五、所有総坪数、七一、七〇〇坪。

第一希望—原則として移動したくない。一方的な赤線区域の開放を希望する。

第二希望— 代替地を真和志市内同程度の土地を与えて貰いたい。
賃貸料の再評価、値上げ。
家屋移転費、補償費の再評価、値上げ。

井戸新設費支給
農作物の賠償
立木の補償
生活補償費の支給（八カ月分）
家畜飼料費の支給（八カ月分）

前島町の七万余坪／軍が正式に解放

〔沖タ・朝 1955・5・3〕

ライカム情報部によると民政府工務所は四月三十日付で那覇市内の旧軍用地七万三、四〇〇坪（六十一エーカー）を正式に開放したと発表した。この地域は以前にエンジニア部隊が集積所として使用していた前島町とその周辺の土地で現在とくに軍および民政府の了解を得て公民館（二七万円）建設—旧町民の団体—のためスクラップ発掘作業を続けているが、この作業がおりり土地所有者の使用が始まれば泊小学校周辺およびさきに開放された隣接地を合わせ十七万六、二五六坪（百四十エーカー以上）の土地が市民の手に還ることになる。

六日に上訴／無効判決の那覇市議選

〔沖タ・朝 1955・5・10〕

昨年九月施行の那覇市議会議員選挙は、さきに中央巡裁から「選挙無効」の判決があつたが、那覇市選挙管理委員会ではこれを不服として、六日、上訴裁へ上訴した。訴訟代理人は知念朝功氏。

公聴／翁長市長に望む

〔沖タ・朝 1955・5・11〕

元来真和志市は、那覇市と一体になるべき立地条件を有し、遠からず合併すべきものと思つた。
この時に翁長市長の日本視察はその時宜を得たもので私は私なりに翁長市長の視察事項について、次のことを望みたい。

つまり今次の視察は都市の真中でなく、都会の周辺に及ぼしている幅、影響といつたようなものを特に観察して貰い度い、例えば既合併都市或は都への吸収条件の例及其の結果は別として、

(1) 都計文化が都市の周辺に波及する現況。

A、松戸の東京都営墓地（其の収益けだし莫大なものと聞く）。B、各

都市の放水路。C、各都市周辺に於ける施設状況。D、各都市の周辺地帯の生産と消費市場との繋り関係。E、都市周辺に於ける乗車物の運営状態と道路網の均てん関係。

(2) 都市教育施設が都心と都心に差異ある場合の実態。

(3) 都市民の都心と都辺との生活差（課税率も含む）区としての行政機構の正交。

(4) その他都市計画が都市周辺におよぼさんとする計画と現状。

以上は翁長市長の短時日の視察に要求は多大であるが、その成果もまた多大であつて欲しいと期待する。

安里二区七班 前原実（商業）

前進する都市合併／きのう

那覇・真和志が協議／那覇市にも委員会／今期立法議会へ提案か

〔沖タ・朝 1955・5・14〕

最近那覇、真和志両市の合併問題が再燃しつゝあり、さきに両市長議長間の意見交換があり、また立法院行法委において「市町村合併促進法」を立案、今期議会中に立法する運びとなつているが、十三日ひる四時から真和志市議会室で、那覇市より当間市長、泉議長

真和志市より翁長市長、護得久助役、森田議長、奥浜副議長、新里都市合併特別委員長外八委員らが出席、那覇、真和志両市の合併問題について意見を交換した。

これはこれまでの会合が両市首脳者間の話し合いに限られていたが、こんどは両市議会で正式に取り上げようということになった点合併問題が一步前進したものと注目される。

この会合は非公開のまま行われたが、

一、真和志市側から今後合併問題を処理して行くには那覇市議会にも合併委員会を設けて欲しいとの意見にたいして那覇市側もこれを了承し、二十一日開会する那覇市臨時議会中に委員会を設けるようにする。
 一、両市の合併委員会で合併の方法、時期等について検討して今立法議会に提案される「市町村合併促進法」におりこむ。
 一、那覇市議選挙の無効裁判とは別個に合併問題は進めること。

一、今後の都市計画は真和志市の合併を前提として進めていくこと。

一、那覇市側からの希望として合併によつて真和志市が那覇市に財政的に頼ろうとする気持ちさえなければ何時で

も合併に応ずる。

などについて話し合い、早期合併について意見の一致をみ、五時半協議会を終了した。

泉那覇市議会議長談「これまで首脳者間の話し合いは行われて来たが、きょうの合併委員会との話し合いで真和志市の合併に対する真意がわかつたので那覇市としても委員会を設け早期合併に持つて行きたい。

那覇「都計案」の全ぼう／

二十一日から臨時市会／
 人口二十万の「首都」に
 ／真和志豊見城もふくめ
 仕上げ急ぐ

〔沖タ・タ 1955.5.17〕

待たれていた首都那覇の都市計画案は二年がかりで昨十六日、その全貌がまとまつた。この原案は二十一日から召集される市会の審議にかけ、さらに政府の都市計画審議委員会の検討を経て主席の認可という手順を踏んでいくが、市でまとまつた新しい街づくりの案の概要は次の通り。

【基本計画】

那覇は琉球の首都であり、政治、経済の中心地である。従つて単なる那覇市としてではなく、全琉球の立場から立案す

る。

都市計画区域 那覇、真和志の行政区域全部、豊見城の一部。面積は合計一千二百二十二万八千三百坪。内訳、那覇市七百六十二万九千三百坪、真和志市三百九十九万九千九百坪。豊見城村百四十九万九千九百坪。

人口計画 五力年後に二十万に達する予想。

【都市計画】

基本計画 区域内に出来る限りの定地、緑地を確保する。人口の密集化を防ぎ適切な配分をなす。その一方法として、旧那覇市街の区画整理及び各種センターを分散配置する。都市の自然美を保護育成すると共に観光客のサービス施設、特にレクリエーション慰楽関係の設置を考える。市街地の墓地を整理する。住居地域は小学校を中心に近隣住区方式を採用し、環境の整備を図る。道路河川の新設、拡張をなし都市機能都市衛生に備える。首都として都心区計画をなす。
 陸橋も設ける

地域制

又吉道路旧県鉄路線、重四十四号線に囲まれた地域つまり安里交番前から姫百合橋与儀農試所を結ぶ線から西側を純市街区とみなし、その他の地域は地域制を計画した。その他の地域は

これから立案する 純防火地区 耐火建築帯を垣風に直角に一キロ毎におくのを防火地区というが、那覇市ではそれに準じて、商業地域の一部を路線式（道路に沿つて垣風に、不燃焼材料を使った建物を建てさせる）に区画し、準防火地帯を設ける。

現在ある川と主要道路によつて区画。臨港地区 物資の集散を便利にする為には、港湾管理運営に必要なもの以外の業務の雑居は具合悪いので、港湾関係以外の建物は建てさせない。公館地区 官公庁は琉球政府庁舎付近に集める。市庁舎もその付近に設ける様にす。政府の前庭及び那覇署を含む武徳殿の前庭は公園に。

街路 街路網を確立しこれを都市構築の根幹とする。主要幹線は、軍の一号、三号、四十号、四十四号線。旧県鉄道線路、牧志街道、開南通り。と約五十米おきにくもの巣状に主要幹線に結び、全体としては放射循環線とする。軍一号線と牧志街道の交差点、つまり、現在市役所近くにあつた鉄橋跡付近は立体橋（陸橋）とし、ノーストツプで行けるようにする。

更に学校四つ増やす／墓地はまとめて郊外へ

学校 主要幹線を横ぎらない事を原則

とする。純市街地に於ける一九五四年現在の小学校児童在籍は七千八十一名、学校敷地面積は一万四千八百七十坪（一人当たり二・一坪）。中学は在籍三千五百四十五人に敷地七千三百七十二坪（一人当たり二・〇八坪）でいずれも、敷地は狭小。通学に危険、それで現在の壺屋、城岳、開南、久茂地、那覇中、上の山中、天妃（市庁舎建設後）の他に、次の四方所に学校を新設する。

与儀試験場内、神里原、大洋劇場、琉金裏一帯五千五百坪に中学 前島町に五千坪、小中学校 泊埋立地、夫婦岩（ミートジー）南側に三千坪、中学 政府庁舎南側、ハーバービユーの裏手、美田原に三千五百坪、中学

公園 波之上、夫婦岩、児童博物館、牧志御岳、スポーツセンター（与儀試験場）遊園地、奥武山、竜たん、弁方岳等々、緑化して市民の憩いの場にする。

霊苑 現在市内にある墓地は全部整理する。郊外に墓地を一括して霊苑にする。
広場 交通の要衝地に設け交通安全をはかる。
バスセンター 交通の安全確保可能

なる場所 地方との連絡並に官庁街商店街との便利な場所 用地獲得容易なる場所等を条件として、現在のバスセンターより少し南へ約六千坪（現在は三千四百坪）の一角所とする。分散は認めない。

停留所 琉銀松尾支店前 むつみ橋付近、並里商會向い辺 大宝館付近に増設する。

河川及び排水路 安里川、久茂地川を改修し一方、農事試験場から漫湖へ、旧県鉄道線路に沿い排水路を開き、ガープ、久茂地川の氾濫を防ぐ。

軍用地要望決議案成る／きよう可決か／立法院の派米準備急ピツチ

〔琉新・朝 1955・5・18〕

立法院はきよう午前十時から本会議を開き、「軍用地問題に関する要望決議案を可決する意向のようである。これに先立ち立法院軍用地特別委は、前日に引つづききのう午前、午後にわたつて委員会を開き同決議案を審議検討し、別項のような委員会案を決定した。きよこの本会議は同決議案を上程した後一旦休けいし、休けい中に各派は院内で議員総会を開き自党所屬の土地特別委員から同決議案の内容などについて

説明を受け、各員、各派の間に十分意見の調整をはかつた上、会議を再開し、一挙にこれを可決したい意向であるが委員会案に対し全員がそのまま賛意を表するかについては、けさまではつきりした打診は行われていない。

十七日の軍用地特別委員会は午前十時半開會。市町村土地委連合會から上原永盛氏が参考人として出席。

この日、委員会は前日からの懸案である都市地区の土地賃借料評価については、法律専門家の出席を求めて意見を聞くべきだとする仲本委員提案を多数でしりぞけるとともに、仲本氏の反対を押し切つて都市地区の土地賃借料評価方法は補正事項として原案のまま、また滅失地の補償から道路による潰地を除くことを多数決で決定した。

なお同決議は米国大統領、上下両院議長、上下予算委員長、上下外交委員長、国防、國務兩省、琉球民政長官、副長官あておくられる。

旨

軍用地問題は琉球における最も重要な問題となつている。この問題の早期解決は全住民の最も切望するところであり、且つ琉球の政治、経済、社会など

万般の問題がその解決如何にかかつているといつても過言ではない。

沖繩における軍用地は総面積の十二パーセントに当る四万エーカー余という広大な面積にわたり、これによつて土地を失つた住民は五万戸の多きに及んでゐる。しかも軍用地の四十四パーセントは農地であり、これは総農地の二十パーセントに相当する。

沖繩においては土地狭隘にして人口ちゆう密であるため代替地が得難く、その後進経済なるが故に転業は至難である。従つて米国政府は、土地の収用に當つては適正且つ十分な補償をなすべきであり、また軍用地の拡大及び新収用はさけるべきである、

なお賃借料の一括払も沖繩の現状からしてだ当でなく、住民の意志とも相反する。

また米軍及び同要員の行為によりこつむつた損害の賠償が、適切に行われていないことも住民の不满とするところであるが、未だこれらの要望が実現されていないのはまことに遺憾である。

琉球政府、立法院は全琉球住民の意思を代表し、ここに米合衆國の善意と理解に訴えて次の通り要望する。

一、適正補償

現在米合衆国の行つてゐる補償は、その範囲においても、その額においても極めて不適正である。

適正なる補償をなすためには先ず補償の範囲、評価の時期および方法などの原則が明確にされなければならない、琉球においてこつむつてゐる損失の実情から、それは別添の「補償要綱」によるのが適正だ当である。この補償要綱によつて算定した年間土地賃借料九億九千五百八十一千三百六十二円及び損失補償額金一（注、計数整理中）一円の支払を適正補償として要望するものである。

1、補償の範囲

A、土地賃借料

B、損失補償

土地以外の物件、権利また立木、立木は期待利益及び竹林、果樹、桑樹などの永年生作物、建物、工作物及び設備など仮住居使用料、移転料、通路、水路などの移転費、祭し費、漁業補償権利に対する補償、休業補償、離作料または職業補償、残産財産または隣接財産の補償、測量調査などの補償、滅失地の補償、返還にともなう補償、現状回復費、復帰移転費、管理費

2、評価の時期

既使用地の土地賃借料評価の時期は一九五四年とし、その後各年毎に再評価すべきである。

3、評価の方法

A、農地が米軍に使用されることにより、所有者が失うものはその農地がもたらすべき農業所得であつて、その農地の単なる財産的価値ではない、その為賃借料として補償すべきものは、失なつたところの農業所得であり小作料や経済学的地代ではない。

B、その他の土地については、農地のよつな特殊理由がないから、通常の算定方法によるも、実際価格と関係のない公簿上の価格を基礎とすべきではない。

C、右の基準によつて算定した土地賃借料は、この土地の特殊事情を考慮して適正に補正する。

二、支払方法

土地賃借料の支払は、一年毎の先払い方法によるべきで、一括払の方式によるべきではない。地主は賃借料の一括払によつて土地が買上げられるのと同様な状態になるので反対している。また一括払による賃借料の受領後は土地に関し一切の發言権を

失い、利益の擁護ができない。

三、土地の収用など

軍使用地は既使用地の範囲に止め拡大または新規使用は絶対にさけて頂きたい。

軍用地の拡大または新収用は、関係住民の生活に大きな打撃を与えるが、殊に立退かされる住民は生活環境の変化により、収用前程度の生活の安定を取り戻すことが困難となる。これは財産権の補償が完全になされたとしても、それだけで解決できる問題ではない。また現在米軍の使用、占領している土地のなかには実際に使用せず放置してあるのもあるので、これらの土地は早急に土地所有者に返還し、その本来の利用方法に従つて活用せしめるべきである。

四、損害賠償

米軍並びに同要員の行為によりこつむつた損害の賠償については、定められた法規に従つて、びん速且つ適切に処理する事を要望する。右決議する。

補償要綱（全文）

一、土地賃借料

A 農地については、当該土地の農業経営から得られる一切の推定農業収入から支出すべき推定農業経営費（自家労

務費を含まず）を控除した推定農業所得額

B 農地以外の土地については、近傍類の土地賃借料に準じて算定した額、または実際売買価格に基く推定価格の六パーセント。

C 右の基準によつて算定した土地賃借料は、この土地の特殊事情を考慮して適性に補正する。例えば都市或いはその形態をなす地域においては地目の如何にかかわらず賃借料は宅地としての期待利益をも考慮して算定する。

二、損失補償

A 土地以外の物件または権利若しくは期待利益に対する補償額の算定基準は、左のとおりとする。

1 立木、当該立木の粗収入見込額から使用開始以後に通常投下さるべき経営費（自家労務費を含まず）を差引いた額。

2 立木、竹林、伐期以上の立木、竹林はその価格、伐期未満の立木、竹林は、伐期における収入見込額を評価時に還元した額に年々の薪炭用枝木などの収入を評価時に還元した額を加算したもの。

3 果樹、桑樹、茶樹などの永年生作物これらの特用樹については、年々の粗収入見込額から年々通常投下さるべき

経営費を差引いた額、または移植に要する費用と収入減損予想額を評価時に還元した額との合計額。

4 建物墓工作物、及び設備などこれらの物件の除去、移築に要する一切の費用及びこれらの物件と同質同量の推定再建設、または再取得に要する費用。

5 仮住居使用料、当該仮住居使用期間中の賃借料に相当する額。

6 移転料、動産の荷造費、運送費、人夫賃及び人員の車賃、船賃、日当、宿泊料、食費など目的地までの所要経費一切。

7 通路、水路などの移転費、土地の使用により通路、水路などが使用不可能または困難となる場合通路、水路などの路線の変更または新設に要する費用。

8 祭し料、拜所、神社、仏閣、教会、墓地など宗教上の施設の移転、移築、除却、選定に伴う供養、祭礼などの諸儀式に要する所要経費一切。

9 漁業補償、漁業権、入漁権などに基づくものに限らず自由漁業に対しても損失を補償し、その補償額は、当該水域に対する立入禁止または制限期間中の漁獲減収量。

10 権利に対する補償、地上権、永小作、賃借権、抵当権、質権、鉱業権、採

石権、入会権または灌漑排水権、飲料用水権、工業用水権などの水利権その他慣習上認められた権利、営業権などについては個々の実情に依りて適正に算定した額。

11 休業補償、企業の場合を喪失し、企業が不可能または休止の状態に置かれる休業期間中の損失に対しては、休業期間中の当該営業兼業及び副業の予想純益、並びに従業員に対し支払うべき休業手当若しくは退職手当等の相当額。

12 離作料または職業補償、農地については、離作料として当該農地を利用して得られる推定年間農業所得額の五分、農地以外の土地または権利については、転業資金として当該土地または権利を利用して得られる推定年間所得額に対して、それらの種別に依り前段による補償額に相応する額。

13 残存財産または隣接財産の補償、軍使用地に残存または隣接する工作物、設備その他の物件などが損害を受けまたは利用価値が減少したときの損失補償額は、これらのものを復旧しまたは新築、改築に要する工事費若しくはその損失相当額。

14 測量、調査などの補償、測量調査などによる損失の補償額は当該行為に

より生じた直接の損失を適正に算定した額。

B 滅失地の補償、滅失した土地の損失については、当該土地の近傍類似の土地を取得するに要する費用を補償額とする。

C 返還に伴う補償、土地返還に伴う損失補償額は、当該土地を原状に回復するに要する費用、または同地積の近傍類似の土地を返還時に取得するに要する費用、及び物件を当該土地に復帰移転に要する物件の除去、移転費用、動産、人員の移転料などの所要経費並びに原状回復までに要する期間の管理費。

三、右に掲げる基準に該当しないものまたは特殊異例にわたるものについては、個々の事実により右基準の類似項目を準用し、或は慣習を斟酌しやくして適正に評価するものとする。

立法院ノ”軍用地要望決議”

可決ノきよつ代表渡米を

決議

〔琉新・朝 1955・5・20〕

十九日夕刻からよるにかけての立法院本会議は、派米代表の折衝基本線となる決議案いわゆる一、適正補償による

年毎の再評価。一、一括反対と一年

毎の支払。一、新規収用反対と不使用地の開放要請を骨子とした「軍用地問題に関する要望決議案」大山土地特別委員長発議、満場一致で可決した後、兼次氏（社）が去る十一、十二、十三日にわたつて派米代表内定の六氏がモーア副長官らと会談した際のノー・コメントに付された会談内容について大山、長峯、新里氏を追及、同氏は始めてこれを明らかにした。なお平良（幸）氏（社）、兼次氏らが代表を派米するむねの決議案の上程を求めたが、論議の結果これをきよつの本会議に持ち越した。

十九日午後の本会議に先立ち、軍用地問題要望決議案に対する各党意見調整打合せ会は、同日午後三時、土地委を中心として各代表が集まり午後二時開会意見調整の結果決議案中の”一括払”を”いわゆる無期限使用一括払”に”地主”を”住民”に”賃借料”を”使用料”に改め、文章表現を具体的に強めたほか、軍道路による漬地の補償については滅失地として補償すべきだとする仲本氏（無）にたいし、民主、社大側が一括反対の線を弱めるとして反対して結論を得ず本会議に持ちこんだ。

十九日の立法院本会議は午後四時五十

五分開会、直ちに軍用地問題に関する決議案を上程、休けいして大山軍用地特別委員長が同日午後の各党調整の結果について報告と説明を行なった後、仲本氏が米軍により潰れた道路の補償は琉球政府に相当額を補助するむねの一項を決議案の別添書、補償要綱に追加するという修正案を提出したが、種々論議の結果、米軍によりつぶれた道路を現在軍用地以外における道路にすることだ結をみ、これを委員会原案と認めて可決した。

次いで兼次氏が派米代表決議を日程にあげることを緊急動議として提出、これに大山土地委員長は人選が未決定であると答えた後、大湾氏が琉球政府は外交権がない、代表内定者は事前に副長官らと調整している。日本政府代表とともに渡米すべきことを理由に代表の派米には反対であると述べた後、秘密会談の内容発表ノ一括払反対と適正補償を訴えた

兼次氏（社） 派米代表は三名（大山、長峯、新里氏）は正式決定していないが、予備的折衝をなしている。折衝内容についてもノー・コメントしているのは住民をして疑惑をいだかしめる、そのためこれが発表を求める。長峯氏（無）自分らは代表として折衝

したのではない、呼ばれて向う（モア副長官ら）の質問に答えただけで、その内容は一、賃借料は九億九千余円が適正とみられるのでこの額を要望する。

但し折衝中において再考慮しないでもない。一、一括払は反対である、まして額が二、三十億円程度のもは全く話しにならない。

新里氏（民） 第一日目はアメリカ力における予算編成の手続すなわち予算は十八力月前から資料を集めて編成されるということ。

沖繩の土地賃借料については米国でも陸軍、国防省がD・Eの査定に基いて既に計算してあり、そのため渡米に際しては、それを打消すだけの科学資料を持つて行けということであつた。その翌日は一括払絶対反対と彼らが適正と思つている現賃借料を否定する話し合いをし、三日目は、適正補償として年額七百九十三万八千ドルを要求し、一括払は反対であることを書面で提出した。

大山（社） モア副長官との会談内容は一、年額七百九十三万八千ドルを適正補償と認め要求するが、折衝の期間中に考慮の余地がある、一、二、三十億円という一括払は考慮の余地がな

いことを提出した。副長官はこれを米国に送り、その回答によつて措置するといつていた。

兼次氏 それ以外に秘密にされていることはないか。

大山氏 会談初日に副長官がこのことは公表しないようにという前提で、三日間話を進めただけだ。

兼次氏 年額七百九十三万八千ドルを再考慮すると言つたというが、どういうことか。また一括払反対の書簡を提出したことはいかなる権限に基いたか。

長峯氏 一行の代表は行政主席にするということと話つたが、きよの二点は代表としてではなく質問に個人として補償要綱に基いて答えたのだ、権限は何もない。

兼次氏 再考慮の余地があるといつたことはどういふ意味か。要望決議の力を落すことになる。また原則的には一括払反対と言ひ、二、三十億円では考慮の余地がないと言つているが、額の如何では考慮するといふことか。

長峯氏 折衝途中でアメリカ力が収益説に基き科学的賃借料を算出し、それが当であれば、両者の差がでる。また日本の場合は農業所得の八十%が補償額となつているが、沖繩は100%を要求

している。そのため日本に準じて補償すると言ひ出した場合はそれが九十または八十%なら考慮してもいいということ、一、二十億円の金額のことは、金額如何によつても一括払は反対だといふことすなわち一括払を強く打消すつもりで使つた。

**都計案を審議ノ合併特別委
設置を提案ノ那覇市会**

〔沖タ・夕 1955・5・23〕

第四回那覇市臨時議会は二十三日午前十時四十分開かれた。今回の議会の召集された主な目的は、この程完成した都市計画案の審議をするためである。まず市当局提案の「都市計画区域の拡張及び都市計画施設の決定」の提案理由の説明がなされた。二年がかりに完成されたばつ大な都計案の説明をきくには相当な時間がかゝるとして、これを午後には持越し午前中は陳情その他の議案を処理した。こゝ数年懸案になつている合併問題が再燃、喜久山朝重、比嘉朝四郎、辺野喜英興の三議員から都市合併特別委員会の設置に関する決議案が提出された。比嘉議員から次のような提案理由の説明があつた。

全琉住民の関心事である那覇、真和志両市の合併については首都建設、

都市計画、都市経営その他あらゆる面からその必然性を痛感するものであり、その早期実現が望ましい。那覇、真和志はすでに一つの経済的基盤の上にあり、あらゆる面でつながっている。昨年九月一日、那覇、首里、小禄合併の際真和志が洩れたことは不幸であつた。これを促進するために本議会に都市合併特別委員会を設置したい。

なお今回の臨時市会の会期は四日以内としまつた。

派米代表団勇躍出発／昨夕

軍用機で／意志卒直に訴えん／決意新にステートメント発表

〔琉新・朝 1955・5・24〕

軍用地問題折衝代表団行政政府主席、比嘉秀平、経済企画室長瀬長浩、市町村軍用土地連合会長桑江朝幸、立法院議員長峯秋夫、大山朝常、新里銀三の六氏は、きのう午後六時十分小雨降る中を軍官民約二百名の見送を受けて空路東京経由ワシントンに向つた。嘉手納空港ロビーは定刻前から既に約百数十人の見送人であつた。返り、ジョンソン首席民政官始め民政府の各職員、与儀副主席、大浜立法院議長、政府各局

長、朝野の知名士更に代表団の家族が顔を見せていた。この日モーア副長官は公務のため顔を見せず、代つて原田副官から「一同元気でがんばつてくるよ」との言葉が伝えられ、各代表ともそれぞれ使命達成の固い決意をひれき、次のようなステートメントを発表して、小雨の中を機上の人となつた。

住民並びに地主各位、軍用地問題解決のため渡米の途につくに当り一言申上げたい。

御承知のとおり私どもの前途には大きな困難が予想される状態にある。この際私どもとしては全住民の力強い支持をたのみとし、六名力を合わせて全住民と地主の正しい意志と軍用地問題の実情を卒直且十分に開陳し、四原則にのつとつて使命達成に最善をつくすつもりである。

町から村から／都計区域を

視察／那覇の議員さん

〔沖夕・夕 1955・5・25〕

：那覇市会では二十四日ひる一時十五分から七時まで約六時間にわたり、都市計画区域の实地視察をした。視察場所は日頃めつたにいかない郊外の公園計画地や、都計区域の境界線など辺ぴなところに限られ行程はつぎの

通りであつた。

市役所—鴻原（商業地帯）—泊（臨港地区）—安謝（境界線）—安里（安里川改修）—西森（公園）—弁ヶ岳（公園）—竜たん（公園）—識名（霊苑）—真玉橋（漫湖）—豊見城役所—三号線—高良（公園）—小禄—旭町—那覇港—辻原墓地—波の上。

合併委決る／那覇市会

〔沖夕・夕 1955・5・25〕

二十五日あさ十時開会した那覇市会では、真和志との合併問題を促進するため「都市合併研究特別委員会」の委員数及び委員を次のように決定した。

委員数十五名。泉正重、長嶺将真、宜保為楳、石川清三郎、儀武息睦、照屋正徳、喜久山朝重、糸数昌秀、赤嶺三郎、久高友敏、比嘉朝四郎、比嘉佑直、高良清二、辺野喜英興、渡口麗秀。委員会は都市合併問題に関する諸調査研究をなし、閉会中も継続審議をすることになつている。

那覇選管委に辞職勧告

〔沖夕・朝 1955・5・27〕

二十三日那覇市会で泉議長は那覇市選挙管理委員会の島袋委員長他四名の全委員に対して六月三十日付で辞職する

よう進めると語つた。これは那覇市選管委がこれまで選挙毎にミスして来た責任を問おうというもので、委員更迭は全議員の要望となつていた。更に泉議長は選管委を強化するため次の案を発表した。

新しく選ばれる委員は北部那覇一名、中部那覇三名、南部那覇一名、計五名（二名常勤、一名非常勤委）とする。委員長は高給で選挙事務にあたり、優秀な人を選ぶ。

書記一名増員—平素から関係書類を整理して選挙の際、失態を防ぐ

” 刑務所の移転 ” / 都計案

に那覇市会が要望

〔琉新・朝 1955・5・27〕

那覇市臨時議会最終日の二十六日は午後一時再開、二十五日にひきつゞき「都市計画区域の拡張及び都市計画施設の決定について」の慎重な審議がつけられたが、同都市計画書案に対しつぎのような修正、要望に付して市長あて答申することに決定、午後三時三十分、四日間にわたる臨時議会の幕を閉じた。

【修正】一、都市計画街路原案につきの道路を追加する。

イ、観音堂から琉大までの道路

口、松川から寒川、金城の南側を通る道路

二、都市計画中学校中

イ、9若狭町地先埋立、新設中学校の「三千坪」とあるを「四千坪」に修正する。

ロ、第七号、第九号、第十号、第十一号、各号備考欄の「新設中学校」「新設小、中校」とあるをそれぞれ「新設校」に修正する。

三、都市計画公園中、イ、9号牧志御嶽六百四十坪」とあるを「千三百六十九坪」に修正する。ロ、原案に左記六カ地域に追加する。

末吉宮周辺（首里） 平良馬場（首里） 高良御嶽（小禄） 津真田森（小禄） 豊見城城跡（豊見城） 長峯城（豊見城）

【要望意見】 本諮問那覇都市計画と関連して考察するに、琉球の首都大那覇市の都心部にある沖縄刑務所はその周辺に教育施設、遊園地施設部などがあり、子弟の教育環境上、よろしくない。又都市計画諸施設の適正配置上、都市美を害することおびたしい。よつてこれが移転方につき特に配慮願いたい。また緊急動議として十七番長峯議員から土地問題で現在渡米中の比嘉主席一行に対する激励電報をうつこと二

提案されたが、全会一致で可決、那覇市議会の名で渡米団に電報をおくることになった。

”真和志の方針を打診” / 初的那覇市都市合併委

〔琉新・朝 1955・5・31〕

さきに設置された那覇市議会都市合併研究特別委員会では三十日午後三時から那覇市議会議室で合併問題に対する大綱方針について第一回協議会を開いた。

先ず当間市長から合併に対する市長としてのあいさつがあり、ひきつづき、委員側に活発な意見が展開されたが、真和志側の都市合併特別委員会が設置されてすでに半年近くもなるのに、いまだに合併に対する基本方針も設立されておらず、真和志委員間の意見の調整もなされていない実情にかんがみ、那覇市側では一応真和志側の合併に対する基本方針を打診してから決定することになった。

当日の当間市長のあいさつは「那覇、真和志の合併は戦前、私の市長時代からの懸案であり、首都那覇市の行政区域に編入することに異存はない。だが、戦後十年旧那覇市内の復興が遅々として進まないで、那覇

市議会ならびに那覇市民の多数が早急な旧市内の復興を望んでいると思う。那覇市は旧那覇は無論、首里、小禄もこれからやるべき事業をあまりに多くもちすぎているので真和志は合併されてもすぐ那覇市から利益になるようなことはみじんも考えてはいけない、ここ数年、少くも私の任期中は真和志の事業面までは手がとどかない。財政的、事業的にみした場合、合併することによつて那覇人口パーからの余力をあてにさせない。要するに真和志との合併は那覇と合併したからといってプラスにもマイナスにもならないことを十分承知せしめて合併の線へもつていきたいと思う。

那覇・真和志の合併すむ

／まずは腹うちわつて／きのう両委員会のお見合

〔沖タ・朝 1955・5・31〕

那覇、真和志両市の合併問題は去る二十四日の那覇市臨時議会に都市合併研究特別委員会が生れて大きな前進を見せたが、那覇市側からの申し入れにより三十日ひる五時から国際ホテルで那覇、真和志両市議会合併特別委員会の初顔合わせが行われ、那覇市から辺野

喜委員長外十四委員、真和志市から新里委員長外九委員に森田、奥浜正副議長らが出席した。まず辺野喜委員長から、

「那覇市議会にも合併委員会ができ真和志市議会の委員の皆さんとはじめて懇談する機会を得たことは嬉しい。今後両委員会で腹藏なく話し合い、合併問題をスムーズに進めて行きたい」

と挨拶、これにたいして新里委員長は、「早期合併は世論の一致したところであるが、主導権は那覇市にあり、いわば真和志は嫁に行くようなもので、婿の那覇市の意中をよく知る必要がある。那覇市に合併特別委員会が発足したことを喜ぶ」と答え、合併の具体的な問題にはふれず、両者席を交互に着席、夕食をともしながら和気あいのうちに懇談が行われた。

軍用地開放ノ二万二千坪

〔琉新・朝 1955・6・12〕

民政府土地課では十日、二万二千四百九十六・三三坪（十八・三八エーカー）の軍用地を地主へ開放すると発表した。新開放地は、久米島具志川村、宜野湾村、那覇市に在る九十三地域である

宜野湾村字真志喜小字蔵桃原在の牧港H地域（元病院）の八千六百二十一坪（七・五エーカー）におよぶ十三地域

那覇市松下町一丁目那覇C—三地域（QM廃品集積所）の七千四百七十六・五一坪（六・一一エーカー）の面積より成る三十九地域

那覇市松下町二丁目那覇C—六地域の四千九百二十三・八二坪（四・二エーカー）の面積よりなる四十地域

久米島具志川村字西銘小字山蔵原の米空軍使用地だつた一千四百七十五坪（一・二二エーカー）の面積よりなる地域の一部。

名実共に都市建設へ／当間

市長施政方針演説で言明

〔琉新・夕 1955・6・14〕

第五回那覇市定例議会は十四日午前十時から市会議室で開かれた。

先ず会期を来る二十八日までの十五日間と決めたのち、当間市長から一九五六年施政方針演説があつた。

施政方針要旨 新年度における那覇市の市政その基本的な原則としてつきにかゝる諸項目に重点をおいて運営していくべく格別の努力を傾注し、琉球の首都としてかつまた国際都市として

恥じない内容形態を整えていく所存である。

(1) 都市計画ならびに事業の推進、都市区画整理継続実施

わが那覇市の都市計画は歴代市長の基本方針にもとづきすでに五力年の歩みをつづけた。その間、通算して八千万円の巨額にのぼる事業費を投じ復興の成果を収めた。この立案にあつては早大教授石川博士の指導を仰いだ、都市計画のマスタープランは現在政府に提出中の都市計画案が主席の認可になれば早急に計画区域内における未決定の各種施設をつくり、その完遂を期す都市計画はある意味においては国造（クニツクリ）であり、ごく基本的事業および施設のみを対象としましても概算二十数億の巨費を要する。民政府、琉球政府、市民の皆様を協力を得て一つ、一つ施行していくつもりである。区画整理事業は複雑な要素をもつ事業であり、那覇市は五十二年度に区画整理を開始して今日に至つて五、五十六年度はこれを継続実施致し、換地計画は今年度末までに終了致すべく努力中である。さらに地区内の整理、道路などの工事はこれを向う二力年以内に換地精算、および換地処分などの事業、終結業務は一九六〇年にそれぞれ

五力年の継続事業の一環として完了すべく一段と努力したい、その他新年度においては辻町、若狭町の墓地整理と関連する霊苑計画を実施致し、全市内の墓地整理のサキガケとなし、その促進をはかりたいと存じている。さらに市民の関心事であるバス、タクシーについては今年度末までには恒久的なバス・ターミナルを設置、市民の便に供したい。以上のべたように那覇市の都市計画は新年度がその基礎樹立のときともいふべきで、この際都市計画課を事業面と計画面を分けるため、あらたに区民整理課を設ける。

(2) 基本産業の振興

従来那覇市は商業小規模な工業と水産業があつたが、隣接市村の合併により新たに農業が加えられ新年度は商業面の内容充実につとめると共に工業、農業、水産業など生産面においてはそれぞれ、その基本施設の強化をなし産業全般な面では経済審議会の設置などにより、産業施策に万全を期し、消費都市から生産都市へ方向にむける。

(3) 社会福祉の拡充

都市の復興発展と相まつて、社会福祉事業、社会教育、職業補導、衛生事業などの市民生活に關係の深いものを政府の民生安定諸策と相呼応し万全を期

したい救済家屋の増築、完備、貧困者の救済、児童健康相談所及び子供遊び場、市営住宅の建設に意を注ぐ。

(4) 内政面の刷新及び合理化

大幅な人事配置の変換、諸制度の強化、改正など思い切つた刷新策をとることにより、人心の一新をはかり、給与の改善、綱紀のしゆく正、また役所機構の合理化、窓口事務の改善に傾注する。

(5) 健全財産の堅持

不要、不急の経費の圧縮、内政面の整理統合による経費の節減をはかり積極的に財源の開発にのりだす。

公有水面埋立／那覇市へ手続指示

〔琉新・朝 1955・6・15〕

先に那覇市では安里川下流の公有水面を埋立てるべく政府を通じて民政府に埋立認可を要請していたが、このほど次の手続きを完了したら可能であろうとの書簡が送られてきた。

一、公有水面埋立許可申請書は五部提出を要するが一部しかでない。

二、申請人が市町村である場合は埋立に関する当該市町村議会の議決書の証本に予算書を添付しなければならない。

三、埋立予定地域には地下埋没された施設（水道関係）のあることが知られているが、申請書に添付されている計画書には埋立の影響を受ける同施設の部分が示されていない。

一社説

都市合併と旧市内の復興

〔琉新・朝 1955・6・16〕

那覇真和志の合併問題は依然として足踏みの状態を続けており、早急の実現はこのところ望み薄の形である。都市合併の問題は得てして政治的な諸要素がからみ合つて問題の解決がおくれがちであるが、合併の是非については既にこれまで論じ尽くされて来たことであるし、両市の当局及び議会が出来るだけ早く環境の整備を急ぎ合併実現の機会をつくるよう努力することを望みたい。

首都の合併問題はもともと那覇と真和志の合併問題が主体であつたし、首里、小禄はその延長として考えられていた。ところが真和志自体内の複雑な政治的諸事情が災いして、遂に昨春秋に訪れた絶好のチャンスを利用して合併を見送り、他の二市一村のみの合併に終つたわけである。ところが真和志では引きつづき行われた市長選挙で、即

時編入合併論者の翁長氏が勝利を得たのを機として、真和志議会内部でわかに早期編入合併の空気が強くなり、この線に向つての積極的な動きがみられた。

都市合併を一挙に可決したり、都市合併特別委員会を設置して合併促進法の立法をその筋に要請したり、近くは那覇市側の首脳部と会見してその意向を打診する一方、翁長市長が都市合併問題研究のため渡日するなど、かなりの熱意を見せている。

ところがこの動きに対して那覇市側は、このところ極めて冷静な態度で臨んでいる。対等合併を強く主張して譲らなかつた真和志の野党議員たち（前の与党）が、今度は打つて變つて編入合併論にくら替えしてこの問題の主導権を握つてしまつたことに對し那覇市側ではまだ割り切れないものを感じている向きもあるようだ。いずれにしても、真和志側の呼びかけに對しては何等かの手を打たぬわけにはいかず、去る五月の臨時議会で、都市合併研究委員会の設置をみるに至つた。先般開かれた第一回委員会では時期尚早論の空気が強かつたと伝えられ、真和志の合併に對する真意を確めてから態度を決めようということになつたらし

い。

那覇市では合併問題よりもまず市内の復興に力を入れるべきだとする声が最近市民の間に強いといわれている。戦後米軍によつて使用されていた旧市内が数年前から次々と開放され、現在では極く一部を残すほかはほとんど地主に返されている。ところがこの地域への民家の移動はまだ遅々として捗つていない。市当局ではこの地域を区画整理地区に指定して強力に都市計画を進めている。

区画整理は都市計画の根幹をなすものであり、それだけに莫大な費用と煩さな換地事務を伴うために、どこの都市でもこれの実施に當つては大きな困難を経験しているようだ。那覇市もその例にもれず、区画整理事務は決してはかばかしい状態にあるとはいえない。したがつて旧市内の復興はまだまだ何等みるべき成果をあげていないというのが実情である。那覇市の立地条件からみても沖繩本島の玄関である那覇港の良港を控えている事だし、これを重要な足場として都市形態が整えらるべきであることは言うまでもない。したがつて港と都市の間に空白地帯がひろがつている現状は極めて不自然な姿であり、その間げきを出来るだけ早

く充める努力が都市を本来の姿に建て直す所以である。

旧市内に所有地を持つ多数の市民や戦前旧市内に住んでいた人々などが旧市内の復興を待ち望むことは至極当然である。隣接市村との合併で騒ぎまわるより、なぜ旧市内の復興を急がないかという声も出て来るわけである。真和志との合併はむしろこの旧市内の復興を阻害する恐れがあるという考え方さえ生れて来ているようだ。

このような考え方が那覇市側の都市合併に對する熱意を冷却させているとするならば、この際大いに再検討してみる必要があるはしないだろうか。既に首里、小禄を抱きこんだ那覇市が更に真和志を併合した場合、地域的な利害関係から我田引水的な議会かけひきを招き、予算の分取り合戦などで従来那覇市が不利な立場に追いこまれるといつたような事態が起ることも一応は考えられる。しかしながら旧市内の都市計画がこれによつて妨げられると考えるのは早計であらう。旧市内の区画整理事業は各地主の協力により三割減歩率の形での負担で遂行されるものであり、都市合併とは一応関係のないものである。他の予算面で多少地域的な対立は出てくるにせよ、それほど憂

うべき程のものとは思えない。

都市合併の合理性についてはこれまで既に論じ尽くされたことであるし、その是非について今更議論をむし返すほどのこともあるまい。

おそらく要は時期の問題だと思われる。首長や議員の任期などもからんで実にデリケートな問題であるが、この時期の決定については、首長、議員たちが自己の選挙地盤に対する配慮などにとらわれることなく大局的な立場から最も適切な時機を選ぶよう努力して欲しい。これまで合併の実現を阻んで来たものが何んであつたかを顧みて、互いに疑心暗鬼の心をなぐり捨てぬ限り、折角訪れて来る好機をも再び逸してしまふ恐れなしとしない。

予算、委員会へ付託ノきの つ那覇市会本会議

〔沖タ・朝 1955・6・21〕
二十日の那覇市会本会議は午前十時十五分開会「五六年度才人出予算案」を始めとする予算及び決算関係の議案を、それぞれ委員会に付託した。議決された案件の主なるものはつぎの通り。

泊港の埋立地に、琉石が現在六百九十八坪の市有地を借りているが、油脂

燃料タンク及び事務用地として狭過ぎるといので、更に九百八十九坪、賃貸させることを認可した。

那覇市部課設置条例の一部を改正、新年度から建設部の中に区画整理課を新設することになった。

那覇市選挙管理委員会書記定数条例の一部を改正、書記一名とあつたのを二名にした。

五六年度当初の支出に備えるため、琉銀その他から五百万円以内の一時借入れをすることを認めた。

”受け身でいく” / 那覇市会の合併委員会

那覇市会では真和志市との合併を促進するため、五月の臨時議会で都市合併研究特別委員会を設置、二十日の本会議で、辺野喜委員長から、同委員会の調査研究の報告があつたが、同委員会は真和志市会の委員会に対して受身の立場に立つ、という結論に達したようである。報告の要旨次の通り。
調査の結果、真和志市議会の合併特別委員会は、

無条件即時合併を希望するもの。
或る程度の議席を獲得すべきであるというもの。

那覇市の起債事業の負債を転嫁されることを懸念するもの。等々に別れ意

見がまとまつていない。真和志側の意見のまとまるのをまち、その発案によつて、本委員会は受身の立場で相談に應ずるべきだという結論に到達した。

一号線の高圧線を取除け / 那覇市会が陳情決議

〔沖タ・朝 1955・6・21〕
那覇旧市内を一号線に沿つて南北に縦断する六万八千ボルトの高圧線は、旧市内への進出に当つてとくに厄介視されていたが、二十日の那覇市会本会議は上原永盛議員の緊急動議で、これを地下に埋めるか、郊外にもつていくか、を電力公社理事長宛陳情することを議決した。この高圧線は裸線で、保安上からも危険視され、旧市内への移動を阻み、都市発展を害しているばかりでなく地主の利用を制限している、というのが提案の理由、陳情文案は議長に一任された。

都市計画区域認可

〔琉新・朝 1955・6・22〕
那覇都市計画事業戦災復興土地区画整理那覇第一区設計書および同施行規程を都市計画法第十五条により二十一日付つぎのとおり認可された。地区名Ⅱ那覇都市計画事業戦災復興土地

画整理那覇第一地区 面積Ⅱ六十四万一千二百六十七坪三合二しやく。

補償費第一号支払う / 銘苅の立退、二十七日から

〔沖タ・朝 1955・6・23〕
真和志市銘苅区は昨年軍用住宅地に指定され、約百戸の移動についている折衝が続けられてきたが、軍では来る二十七日より移動を開始しよう口頭で命令を發してきた。移動先は現在の与儀農研指所用地の一部に決まり、すでに米軍工兵隊の手で道路、暗渠等も完成、水道も工事中で受入れ準備は着々整えられつゝある。一方移動補償の面では、軍に「移動補償特別委員会」(委員長ブラウンフィールド中佐)が設けられ初のケースとして銘苅区を取り上げた。銘苅区では先月すでに八十六世帯が総計六百万円に上る移動補償申請書を委員会に提出した。この補償申請は移動に要するすべての補償(D Eよりの土地代を除く)すなわち、
1、不動産の移動費、2、家屋の再建費、3、家屋敷に付随する諸設備費、4、家畜(牛、馬、山羊、鶏、魚)などの農業副収入による費用の補償、5、生活費(農家・一人千二百円)、6、墓地移動費、7、就職するまでの補償

等を要求したもので、ブ中佐はこの申請書にもとづいて一軒一軒実地調査をすませ、すでに裁定を下したが、裁定額は、明らかにされていない。

申請額の二割強

補償金は移動と同時に軍裁判所を通じて支払われるが、その第一号として銘苅区一班仲田 さん（四一）―家族六人―は約七万円の補償申請にたいして二十一日軍から裁定額一万八千九百十九円を支払われた。

一部は立退反対

銘苅区三班二十四世帯はこれまで原則として立退き反対の態度をとつて来たが、二十二日全員協議の結果、

- 一、立退きを中止してもらいたい。
- 一、どうしても立ち退かなければならないなら代替地を世話してもらおうこと。

一、完全な生活補償。

の三原則を決定、軍に陳情すると共に代表として仲本為美、真栄城守行の両氏は二十四日のひる三時からジヨンソン首席民政官と会見することになつてゐる。

在日資産の受取りノ那覇市

会が政府へ意見書

〔沖夕・朝 1955・6・29〕

二十八日の那覇市会は、石川清三郎、儀武息睦、上原仁慶、比嘉佑直、高良清二、上原永盛各議員の提出で、「在日資産に関する意見書」を立法院議長、琉球政府行政主席宛提出することを議決した。

要旨次の通り。

四六年二月日本々土と行政が分離されて十年を迎えた。日本政府に預託したは保証された生命保険戦時災害保障金、各種銀行預金、郵便貯金、簡易保険、沖縄財団への預金、戦没軍人葬祭料等、在日凍結資産の処理は、まだ未解決のまゝになつてゐる。誠に遺憾に堪えない。昔から物と金に乏しい沖縄は今次の戦災で、余りにも大きな衝撃を受けたため、自立復興は遅々として進捗しない現状にある。全市民否全住民は右在日凍結資産の早期支払方を鶴首している。琉球政府は右実情御しん酌の上関係筋へ折衝して貰いたい。市議会の議決によりここに意見書を提出します。

予算・条例等を可決ノ那覇市会終る

那覇市会は二十八日あさ十時から本会

議を開き、予算その他の議案を次のように可決した。

五六年度那覇市才人出予算は総務財政委員会の修正案を可決した。

予算総額は一億八百九十五万三千九百七十三円。

市営住宅設置については原案通り可決。これで那覇市は新年度の事業として泊夫婦岩付近の市有地に、アパート式、単独住宅式の両種のブロック建市民住宅を建設することに決定した。この事業のため千九百万円の市債をおこすことも可決された。

「五六年度水道事業予算」。

「五六年度区画整理事業予算」は原案通り可決。

「五四年度那覇市才人出決算の認定」、「五四年度那覇市水道事業費決算の認定」、「五四年度那覇市電気事業費決算の認定」、「五四年度首里市才人出決算の認定」、「五四年度小禄村才人出決算の認定」、「五五年度首里市才人出決算の認定」、「五五年度小禄村才人出決算の認定」を原案通り承認した。

「那覇市職員の服務規律に関する条例」、「那覇市職員分限及び懲戒に関する条例」、「那覇市消防隊に関する条例」、「那覇市報酬及び費用弁償条例」、

「那覇市職員の給与に関する条例」、「那覇市職員の旅費支給条例」等は一部署句を修正して可決した。

選管委決る

二十八日の市会で那覇市選挙管理委員は次の各氏に決定した。

（委員）赤嶺正一、大湾政行、与那覇良哲、崎山起興、仲本朝昌。

（補充員）喜久山朝臣、上原栄一、崎山里記、桑江良芳、松本完可。

会長に與那原良昭氏ノ二市

一村合併那覇市青連結成

〔琉新・朝 1955・7・4〕

二市一村合併による新那覇市青年連合会結成総会は二日午後一時から那覇市遊園地劇場で開催された。まず旧那覇、首里、小禄三青連会長からあいさつがあり、経過報告につづいて議長団に高良、尚、真境名三氏を選出。会則案の審議、新役員の承認があり、青年会からこれまで青年会活動に功労があつた赤峯貞義、宮平保政、高良徳栄、尚詮、真境名俊幸氏らに感謝状の贈呈があつて、那覇市長代理、上地社会部長、泉那覇市議会議長、阿波根那覇地区教育長、瑞慶覧沖青連会長から祝辞がのべられ午後四時閉会した。新役員はつぎのとおり

会長 与那原良昭 副会長 金城重正、赤峯トヨ子 総務部長 新垣淑文 教養部長 中村清治 社会部長 石野朝忠 女子部長 高良節子。

港や市場から四千万円ノ税

外収入でほくほくノ那覇

市：総予算の三八%

〔沖タ・夕 1955・7・4〕

総額一億八百九十五万円ノ那覇市五六年
年度予算は去る二十八日の市会で成立
した。その歳入を大まかにわけると、
税収入三千三百万円、税外収入四千百
万円、政府支出金五百万円、市債二千
九百万円で、税外収入は税収よりも遙
かに大きく、総予算の約三八%も占め
ている。僅かに税収と政府の補助金で
四苦八苦する他の市町村にとつて、那
覇市のめぐまれた税外収入はまさにす
いえんの的である。そのあらしをみ
てみよう。

公共企業及び財産収入が千六百二十
五万四千円。その主なるものは(1)
市の経営する砕石工場の砕石売払代金
三百十三万五千円。(2)市は琉銀、
琉海、琉石、沖食、沖配電、首里バス
等堅実な会社に対し、約六百八十六万
円の出資をしているが、その株式配当
金が五十万円入る見込みである。(3)

市有の土地、建物の賃貸料として五百
十万円。(4)市有地売払代金七百五
十一万五千円。等である。

使用料および手数料が千三百九十八
万四千円。

(1) 泊港は日琉間の貿易港として、
または本島と離島間の物資の集散地と
して日増しに活気を呈していく。繫船
料、通過料、通行料、荷揚場使用料、
野積場使用料、ふ頭用地使用料等々の
名目で約六百六十万円も稼ぐことにな
っている。(2) 那覇のマチ小も相当な
稼場所である。市公設市場の利用者か
らの使用料は年間約四百六十万円(3)
建築確認、戸籍証明等の手数料が百二
十四万円、(4)他に道路占用料、小
祿、首里の屠場使用料などがある。

繰入金百二十二万円
繰越金二百万円
雑収入六百十六万円
市町村財政調整交付金一千五百八十
万円

バス・ターミナル那覇駅跡 にノ建設事業 那覇市が 担当

〔沖タ・朝 1955・7・5〕

那覇市内の恒久的ターミナル建設促進
について四日ひる二時から工交局で市

当局、警察局、政府陸運課、運輸審議
会の各代表が集つて協議したが、市当
局から恒久的なターミナル建設のため
の区画整理及び建設事業は市当局で行
う方針である。但し建設後の運営につ
いては各界の意見をきいて決定したい
と明かにされた。これについてバス業
者側では「建設事業は業者が実施する
方針だったが市がやる以上喜んで一任
する」と答え、一同市の意向を了承し
た。

なおターミナルの建設予定地は元那覇
駅跡の県有地とされているが、それだ
けではせまいので拡張のための地主側
との交渉も順調にいつているようだ。
また事業費は復金からの起債によるこ
とになっている。

鳩笛

〔琉新・朝 1955・7・9〕

六日、沖繩一(?)といわれる那
覇市議会議員諸公のバツジ四十個を高
良一議員がもつてきた。

これは那覇市議が全琉の首都の議
員であるから特に日本の国会議員や五
大都市の議員と同様な意匠をこらした
もので一個の値段ナント五百円という
高価なもの。
：泉議長、これでは立法院議員も頗

負けじゃ……と至極ご満悦の様子……
だが名実ともに首都議員として恥づか
しくないよう勉強しなくては……と痛い
ところをチヨツピリ。

那覇市議会で承認ノ割当土 地賃貸料評定委員決る

〔琉新・朝 1955・7・15〕

那覇市臨時議会は十四日午前十時市会
議室で開かれ、那覇市割当土地賃貸
料評定委員会設置条例制定について
一九五六年度那覇市歳入歳出予算追加
について 那覇市割当土地賃貸料評定
委員会及び同補充委員の任命の承認を
求めることについての三議案を原案ど
おり可決した。

那覇市割当土地賃貸料評定委員会設置
条例第一条 沖繩群島割当土地に關す
る臨時処理条例の廃止に伴う措置に關
する立法(一九五五年六月三十日立法
第十六号) 第八条により那覇市割当土
地賃貸料評定委員会を設置する。

2、評定委員会の定員は十五名とし、
土地所有者、賃借人および学識経験者
の中から選任されたそれぞれ五名の委
員をもつて構成する。
3、補充委員の選任も前項と同様の方
法による。
第一条 評定委員の報酬は委員会出席

日数一日につき二百円とする。

付 則

- 1、この条例は公布の日から施行する。
- 2、一九五一年十月三十日条例第十八号那覇市割当土地賃貸料評定委員会設置条例はこの条例施行の日から廃止する。
- 3、この条例賃貸料の額の設定完了の日から効力を失つ。

那覇市割当土地賃貸料評定委員および同補充委員はつぎのとおり

- (一) 土地所有者の中から選任する委員 Ⅱ 城間康雄（会社重役） 伊佐良昇（無職） 新嘉喜倫篤（無職） 赤峯賢信（無職） 高宮城弘陽（無職）
- (二) 借地人の中から選任する委員 Ⅱ 又吉嘉寛（商業） 国吉大昌（商業） 屋嘉比康仁（商業） 上原義弘（農協専務） 兼本盛仁（無職）
- (三) 学識経験者の中から選任する委員 Ⅱ 仲村英賢（無職） 川上喜成（公務員） 山田親徳（会社社長） 具志長栄（農業） 渡名喜守明（商業）
- (イ) 土地所有者の中から選任する補充委員 Ⅱ 高良嘉永（会社員） 松本思明（旅館業） 高良二郎（無職） 赤峯栄一（商業） 金城珍正（無職）
- (ロ) 借地人の中から選任する補充委員 Ⅱ 金城清栄（会社員） 我那覇生喜

- (無職) 大城善松（商業） 大峯真栄（商業） 大田守益（製帽業）
- (八) 学識経験者の中から選任する補充委員 Ⅱ 石川逢篤（会社重役） 賀数世隆（無職） 浦崎康華（会社社長） 国吉俊一（農業組合長） 野原繁雄（公務員）

那覇／新規事業に赤信号／

復金借入れ・償還年限延長を陳情／借金返済に年

一千万円も

〔沖タ・朝 1955・7・22〕

復金の市町村に対する貸付条件は、去る四月大巾に緩和され、従来の貸付期間十年、年利五分は、五六会計年度の借入より、期間三十年、年利四分となつたが、二十一日那覇市では、従来の借入額にもこの緩和された条件を適用し、償還年限を延長して貰いたいと、陳情書を提出した。

市財政課の説明によると、那覇市の復金借入額は、現在、借入れつゝある五五会計年度の起債額をも含め、総額二億二百万円に達しているが、償還された額はわずかに四百五十万円だけ。従来の期間十年、年利五分の条件によれば、毎年約二千万円も償還せねばならないが、那覇市の一般財源は五三年度以降横這

い状態をつゞけて伸び悩んでおり、年収は約七千万円の線。そのうちから毎年二千万円を償還するとすれば、新規の事業は全く出来ないように、折角の融資条件緩和も、那覇市の場合には絵にかいた餅同然といふことになった。

しかし、都市計画案が完成したばかりの那覇市にとつて、なすべき事業は、むしろ、これから、今後巨額の費用を必要としている。陳情書によると、もし、条件が期間三十年、年利四分に緩和されると、年次償還額は現在の二千万円の三分の一に減少するので、その浮いた額で、約二億円の新規起債事業が可能となり、これによつて公営住宅事業、バスターミナル事業、道路事業、水道事業の拡張、使用料金の値下げ、公園計画、墓苑、塵芥焼却場等の事業を行うようである。とくに水道料金は、このように長期債に切りかえられると、現行の専用栓一カ月二百四十円を約一〇%から四〇%も値下げすることができるといつている。

銘苅区／復金融資、政府も賛同／立退き計画、きのう提出

〔沖タ・朝 1955・7・28〕

真和志市銘苅部落二十四戸の立退きについて、翁長真和志市長、富山土地課長、真栄城守行氏らは二十七日あさ十一時ムーレー首席民政官と会見の予定であつたがムーレー大佐が所用のため土地係官シャープ少佐と会見、陳情書と移動計画書を提出した。シャープ少佐は「書類をほん訳の上ムーレー首席民政官に提出、二十八日回答を行う」と語つている。

立退家屋二十四戸のうち七戸は軍の指定した試験場用地内に立退きを承諾、残り十七戸は農業で生活出来るだけの土地購入費を復金から融資すれば立退くと申入れているが、この案には与儀副主席も全面的に賛同したと言われ、その成行は今後の地主たちの立退問題のテスト・ケースとして注目されている。陳情書と移動計画書の大要はつぎのとおり。

- 1、私達は農耕以外で生活する方法を知らない。またそれ以外の知識と技術も持ち合わせていない。
- 2、私達が農地を失うことは魚が水を離れるのと同様、生活能力を失うこと

になる。

3、宅地四十五坪だけ割当てられた与儀試験場内に引越す勇氣が出ないのも将来の生活設計を確立する自信がないからで決して理由なく反対するものではない。

4、協議の結果、米軍の援助あることを信頼し次の方法で移動することに決した。

5、私達の最少限にして最後の陳情に対し信頼と同情ある措置により移動後の生活に祝福あるようお願いする。

移動計画

農地の購入 1、軍用地で失う二万九千坪の代替地として、償還能力と可動力を考慮、家族の生活を維持するに最少限度の約一万二千坪を購入する。

2、土地代は坪当り百円までは地主が負担するがそれ以上は補助する(約四十三万円)。

3、購入資金は復金からの融資として、年利三分、二十五力年賦償還、軍用地使用料で償還する。

移転先 1、銘苅区多和田原赤線外の千三百坪を宅地として十戸予定。

2、安謝区兼久原旧ブタノール工場跡に九戸を予定。

土地改良

暗渠排水、埋立、安謝川の護岸工事

を行う。

道路 1、学童の通学用の道路と農道をつくる。

2、安謝川に橋をかける(農耕用)。

飲料水

兼久原に簡易水道、多和田原に井戸を新設する。

赤線内に入つても金網外となつている地域の農耕を許可してもらう。

評価漏れ家屋の補償をしてもらう。

なお市長、土地課長、真栄城氏らは農地購入に奔走、二十六日までに地主との売買が成立したものの約八千坪、交渉中ののが約四千坪で土地購入については明るい見とおしがついている。

真和志議事承認/割当土地賃借料評定委員決る

〔琉新・朝 1955・7・29〕

真和志市臨時議会は二十八日午前十時開会、真和志市割当土地賃借料評定委員会設置条例制定について、真和志市割当土地賃借料評定委員の任命を承認することに二議案を原案どおり可決した。選ばれた評定委員はつぎのとおり。

【土地所有者から選任された委員】

国場区玉城全助 寄宮区名幸方保 与儀区城間清勇 安謝区普久原朝敏 真

嘉比区新垣栄一郎

【借地人から選任された委員】

松尾区山川則元 安里一区富山秀裕 住吉区儀間真祥 岡野区前田朝信 楚辺区太田直温

【学識経験者の中から選任された委員】

寄宮区嘉数昇 大道区長峯但貴 安里一区安谷屋正量 繁多川区金城幸き 安里二区与儀清輝

【補充委員】土地所有者 国場区嘉数正助 寄宮区仲尾次盛夏 安謝区普久原朝輝 寄宮区伊江大城次郎 借地人 壺川区原国政裕 住吉区川上喜章 二中前区兼城賢栄 ひ川区松山朝清 天久区金城光順

学識経験者 銘かる区真栄城守光 天久区金城光典 与儀区波平朝基 識名区玉城徳成 上間区大城三郎

円満解決した銘苅の立退き/地主・当局者の協力/粘りぬいた折衝成功

〔沖夕・夕 1955・7・31〕

軍用地に指定された真和志市銘苅部落の移動問題は三十日円満な解決を見るにいたつた。銘苅部落の立退家屋百十戸のうち八十六戸は軍が移動先地の受入準備を行い、更に中間補償もすると条件で指定された与儀試験場用地内

へ本月中旬移動を完了したが残りの二十四戸は代替地の件で立退をしづつたため、軍は二十七日までに移動計画書の提出を命じ、計画書を提出しなければ強制立退を執行することをほのめかした。ちよつど伊佐浜が強制接収された直後のことであり地主たちも緊張、何度か協議会をひらいたのち「農民が農耕地を失つては生活出来ない。だから宅地だけ割当てられた試験場用地内には移動しない。その代り土地を自分で購入する」との基本方針を決め、翁長市長、富山土地課長、真栄城守行氏らが中心となつて

1、土地購入費は、復金融資とする。
2、軍用地使用料で復金の償還費にあてる。
3、土地購入費の一部(約四十三万円)を補助してもらう。

4、移動先地の暗渠排水、埋立、護岸工事を行う。
5、農道、通学用道の新設。
6、井戸の新設。

7、軍用地域内でも金網外の地域の農耕を許可する。
などの移動計画を立案して軍へ提出するとともに、市長、土地課長、真栄城氏らは早速土地購入に奔走、銘苅区の軍用地外の多和田原と安謝区兼久原

（旧ブタノール工場跡）に約一万二千坪を見つけ、地主との交渉も殆ど成功したころ、三十日軍から前記移動計画のうち3項を除いては承認するという事になつて真和志市における軍用地問題はここに円満な解決を見、これまでねばりにねばつて軍と折衝を重ねて来た翁長市長はじめ関係者はホツと安どの胸をなでおろした。

軍では八月二日に早速移動先地に重機を派遣して軍自ら道路その他の受入れ工事を行うことになつて、市役所でも建設課と土地課の職員が土曜の半日と日曜を返上して移動先地の測量と杭打を行つてゐる。

立退者が資金融資により自ら土地を購入して移動、接収された軍用地代で復金の支払いにあてるといふことは沖繩に軍用地問題が起つて以来はじめてのことであり、政府も全面的に協力を約しているが、移動する二十四戸の人たちの結束も固く、復金融資を受ける際、軍用地代だけで返済する能力のない地主には余裕ある地主たちが連帯責任を負つて融資を受けられるようにするなど、互に助け合い美しい協力振りを見せている外、真栄城守行氏が土地問題には関係ないが、銘苅の出身者という事だけで、移動計画の立案や大雨の

中をかけずり回つて土地購入の交渉を行う外、たえず市長をたすけて民政府と折衝を行い、今回の移動問題を成功に導いて地主たちから感謝されるなどの美しい話がひめられてゐる。

銘苅立退問題解決にホツとした翁長市長はつぎのように語つた。

「伊江島、伊佐浜のこともあり一時はどうなることかと思つたが先輩の真栄城氏や地主の皆さんの協力で円満に解決したことは嬉しい。今後、軍の理解ある協力で移動者の生活の安定に力を注ぎたい」

借金背負つた簡易水道／真和志栄町：来週水道着工か

〔沖タ・タ 1955・8・3〕

真和志市栄町の上水道工事は那覇市の手で六月から着工する予定であつたが「既設の簡易水道がじやまになる」との理由で夏のかつ水期を迎えてもまだ着工されず期待していた区民をがっかりさせているが、更に「五十万円近くの借金をせおい込んだ簡易水道をどう処分し解決をつけるか」という問題も着工をおくらせている原因のようである。

栄町に簡易水道工事が着工されたの

が五一年七月で五二年一月から給水が始つた。最初の計画では村（当時）で水道工事をしてもらうよう議案にも陳情したが、財政上の理由で実現出来ず、区営といふことになつたが、

区には法人格が認められないので銀行としては金を貸すことは出来ないと言われ、中山一、山田政功、仲宗根秀俊、又吉世沢、久場景善、我那覇清亨氏ら七名が任意組合をつくり、水道の利潤は区民の福祉の為に使用するという方針で、各自の家屋財産を担保に銀行、その他から約百七十万円を借入れて首里山川から簡易水道を引きその運営に当たるともに経費八十万円で公民館（二階建延五十四坪）を建築した。

その後五三年九月区長の交替があつて新区長は区民大会を開き、一、水道資材（パイプ）は村役所を通して区の仕事として実費で払下げられた。一、加入金を出したなどの理由で、簡易水道は区民のものであると主張、水道部といふのを設けて組合側と全く対立して双方で料金を取り立てるようになり、昨年二月組合側が区長らを告訴するといふことまで発展、料金は一応組合側が徴収するといふことになつたが、

使用料の未納、それにたいする給水中止

などがあり、現在まで解決に至つていない。ために事業が順調に行かず約五十万円の負債をかついでいるといふのが組合側の言分。

これが栄町簡易水道の内情だが、組合側も那覇市が上水道を施設することに反対でなく、たゞこれまで給水を続け区民のためにつくして来たのだから四十余万円の借金は何とか補助してほしいといふことだつたが、これを那覇市が断つたため、組合としては簡易水道施設と栄町公民館を売つて借金の返済にあてることに態度を決定、この処分方を翁長真和志市長に一任しているが、市にこれを買取る財力がなく、更に公民館の売却に区民がどんな態度に出るか、この解決はまだ先といふところ。ところで那覇市水道課では真和志市長から何らかの回答のあるのを待つてゐるが、たとえ簡易水道の負債問題が解決つかなかつても、これ以上区民に迷惑をかけることは出来ないの、既設の水道はそのまゝにして工事を進めたいと語つており、来週までには着工するといふ明るい見とおしが立てられてゐる。

那覇市の競輪再燃:

〔沖タ・朝 1955・8・4〕

三十四年前、那覇市がやるやらんで沙汰やみになつていた競輪問題が、七月二十日来島した自由党政調会大野富太氏、秘書堀江耕治氏によつて再びとり上げられている。那覇市では三日午後、堀江氏を招き、市会の全体協議会を開いたが、市会としても大体賛成のよう、市長と堀江氏との契約書案ができてから改めて検討することになつた。堀江氏のはなしによると、場所は奥武山公園、建設資金が一億二千万日本円かゝるの見込みであるが、出資者は早稲田、慶応、法政、日大、中大の五大学自治連盟。もし不足したら福岡の炭坑主上田清次郎氏が補うことになつていゝることである。那覇市との契約が調印されたら直ちに着工、年内にはコケラ落しをするよつである。

都計の石川博士再度来島ノ

今後のあり方を再検討

〔琉新・夕 1955・8・5〕

早大教授、都計の石川栄よう博士が夫人同伴で五日午前三時二十五分着の日航機で来島、那覇飛行場ロビーで小憩ののち、安次富那覇市建設部長、花城都市計画課長、金城区画整理課長らの

案内で宿舎琉球ホテルに旅装をといいた石川博士今回の来島は五十三年以来三年ぶり、那覇市の都市計画進捗状況視察と今後の指導のため十日間滞在することになつてゐるが、空港ロビーで「都計を再検討したい」とつぎのとおり語つた。

石川博士談「三年前に都市計画の指導したときにはまだ創始期であつたが、現在は相当進行してゐるし、再検討をしたい。特に商港地域が予想したよりも発展ぶりを示してゐる。今度の来島は都市の総合調査が眼目だ。那覇市の今後のあり方は全島との関連をもつ面からよく調べたい。ターミナルの建設設計について那覇市から依頼されたが学生二人が実地調査にあたることになつた。那覇市の商店街の今後のあり方も研究しなければならぬのでスライドをもつてきたので商人によくみてもらい理解して具体的に研究していきたいと思つた。結論をいふと小さい面は商店街のあり方を再検討すること、大きい面は今後の那覇市のあり方と全島とのつながりを滞在の十日間でよく研究調査していきたい。石川博士滞在日程

なお石川博士の滞在中のスケジュールはつぎのとおり。

八月五日午前三時五十分那覇着、午後あいさつ回り、八月六日都市計画概要説明及び市内視察ののち、午後は北部視察の予定。八月七日帰那覇、八月八日都計の概要説明、事業計画の説明、八月九日―八月十二日都計の指導、八月十三日市議との懇談会、講演会、八月十四日帰日準備、八月十五日午後四時半の那覇空港発。

浮かび出た市町村合併問題

ノ人口一万五千標準にノ「促進法」立法準備す

む

〔沖タ・夕 1955・8・9〕

政府は市町村合併促進法（目下参考案準備中）の制定によつて市町村の規模を合理化し、財政の建て直しを積極的に推しすすめようと思つてゐるが、これは自治法や交付金法などによつて制度的には次第に改善されながら、毎年のように「sos」を訴える地方財政の実情から当然考えねばならない大きな課題の一つで、この動きを転機に地方自治は又新しい段階に直面してゐるといえる。町村合併促進を含めて

地方自治の今後にはどういふ問題が横たわつてゐるか当の立案者である稲嶺官房次長にその見解を聴いてみよう。

政府と市町村との関係、市町村自治法の制定に當つては、政府の権力的ないしは後見的自治干渉の制度が殆どなくなり、ただわずかに政府の機関委任事務の遂行を確保するという立場から主席の指揮監督および職務執行命令の制度が採用されてゐるに過ぎない。しかし将来「市町村合併促進法」等ができると合併促進のための協議、情報収集或は監督に基く助言、勧告、自治紛争の調停など地方行政に政府が干渉する場合もあるし、又財政的にも地方財政の再建、整備にあつて一定の事項について協議を受け、認可の必要もやむを得ない場合が予想されるので、地方自治の本旨をそこなわない限度で政府の干渉事項が多くなるのではなからうか。

市町村財政の健全化、戦後民主主義の基盤に立つて各種の制度ができたが、それを実施するために要する負担の増加に市町村は苦惱してゐる。監査委員、選挙管理委員など機構の拡張、消防、衛生等新しい制度が民生の発展に役立つことは認められるが、区域住民の経済力を越える場合も多く

地方財政を大きく圧迫していることも見逃せない。地方財政の窮乏は数年来訴えられてきている。市町村に与えられた財源は妥当であろうか（？）、市町村税法が今年度から実施されたが、それに基いて算出される財源の内容は十分把握されていないし、従つて市町村の財政規模も不明である。又市町村財政調整交付金も基準収入不足額に対する交付割合が毎年一定せず、時々的情勢で変化し、地方財政政策をたて得べくもない。市町村税は本年度の賦課徴収の実績でいずれその財源額が判明するからこれに基いて財政規模を決め、更に政府と市町村の財源を調整して交付金も一定の率を設ける等市町村財政の健全化をはかるべきである。

市町村の合併 常に困窮を伝えられている弱小町村を救済するには市町村規模の合理化はたしかに必要である。財力の強化を考へる場合、政府の補助財源の強化を求めると町村の自主的財源の強化を図る方法があるが、前者は市町村の自主性確立の上で障害になるので結局後者が考えられるべきで、その場合の方法は租税収入の増が根本となる。しかしこれは住民の負担を増大させ又限度もあるので、人口の増加によつて租税収入の増加をはかる

という方法が残される。ここに市町村合併がその解決の必至の方策として求められるが、合併の形式、新市町村名、議員定数、税の賦課率など重要な問題が相当あるので、その推進には市町村と政府に適切な組織をもつべきである。市町村規模の再編成事業は合併の完了で終るものではなく合併後の育成ということにむしる大きな努力を要する。

合意によつて市町村が合併しても根本的には脆弱性が残り、過剰な職員を抱えて整理もできず、又別々の団体の人が面識もなく集まるので運営に円滑を欠くことも多い。従つて合併後の町村の経営を円滑にするためには町村自体は勿論、政府もその育成に努力すべきで、ただ政府が市町村の適正規模を一途に確立しようとして住民の自治意識を無視して一方的にこれを推進してはならない。市町村の統合は住民の自治意識のたかまるのをまつて本来の目的を達成し得るのである。

〔注〕政府の計画では現在の人口一万一千程度から一萬五千人を標準として町村の合併を促進しようというもので、日本の場合人口五千人未満の町村が約一萬もあつたのを「合併促進」によつて八千に減らした

公営企業に関する法律制度 市町村の公営企業には現在電気、水道、バス事業等があるが、これらの企業には、市町村の本来の性格にかんがみて公共の福祉増進をはかることと、常に企業として経済性を發揮するように運営しなければならぬ二様の面をもつている。そこで企業の能率的な経営を期すためには企業の管理者は十分才能を發揮せねばならないしそのためには市町村長の外に相当の権限をもつ管理者を設けるのが適當である。また合理的な運営をするため複式簿記を採用して一般会計と別個の基準に従わせなければならぬが、市町村関係の現在の法制では事業経営を不利にしている点が多い。そこに市町村公営企業法の制定が要望されるわけで一般行政の事務とは別の法規を設けることは今後の市町村行政の中の一課題である。

石川博士那覇の都計を語る

(1) / 都市美委員会を作れ / 鉄筋コンクリート人口 / 割では東京以上

〔沖タ・朝 1955・8・14〕

十三日午後三時十五分から、那覇市美栄橋の教育会館ホールで、早大教授工学博士石川栄よう氏の講演会が那覇市の

主催で開かれた。市会議員、一般希望者等約百八十名が出席、真和志市からも翁長市長、森田市会議長等が顔をみせるなど盛会であつた。「那覇都市計画進捗に就ての感想と今後に対する所見」というのが演題であつた。博士はすでに知られている通り斯界の権威者である。しかも、一昨年春、そして今度と二回も来島、那覇市の都計を最初から指導しただけに、その講演は出席者を感銘せしめた。

話の大部分は、那覇市の将来の在り方、方向を示すものである。講演要旨は次の通りである。

都市計画とは、道をつくつたり、橋をかけたたりすることだと考えている人が多い。これは大変な誤解であります。都市計画は土木事業ではなく、都市の経営をより効率的にしよつという計画で、こちらで云えば、どつすれば那覇の街をよくするか、ということになります。二年前、こちらに参りました時、私は「那覇は美しい街である。世界の名都となるだろう」といゝました。小高い陵線に囲まれた街全体の形状に併わせ、赤い屋根瓦、白い漆喰、青と赤の板塀の点散……。鮮やかな色彩の配合は陸離として忘れ得ぬものがありました。今度参りまして、一躍、まつとう

な都市美に入っているのに驚きま
した。飛躍的な景観は、鉄筋コンク
リの建物の数が、素晴らしく増えたこと
でした。内地ではわれわれが全国を歩
いて「鉄筋コンクリートを建てろ」と
すゝめても、いつこうきゝいれてくれ
ません。

北海道が人口一万について一軒の割、
那覇市は一万について四十五軒であ
ります。東京は一万につき四十三軒の割
でありますから、那覇市の方は東京を
さえオーバーしています。北海道の札幌
で一人につき、二十五軒。新潟市も
二十五軒、いずれも日本の文化都市で
あります。那覇には遥かに及びませ
ん。実は私も計算してみても、更めてび
つくりしているところです。皆さんの
建築に対する旺盛な意欲には感心しま
した。こういうふうな鉄筋コンクリ
トがふえたせいか、色彩の鮮やかさは
前ほどには感じられませんでした。子
供博物館は彩色がすぎるといふ人も
いるが、しかし、あの一軒であの付近が
うきたつていっていると思います。単に鉄筋
であるからいいわけではありません。色
彩を考えねばなりません。勿論ベタベ
タの色一色では、これまた困りもので
す。信州の或る街に、色調委員会とい
うのがあります。これは建築される家

の屋根や壁の色彩を委員会が助言し、
勝手な街の風格をこわすような色を使
わざないようにしています。那覇市は
首都としての品格を保つ上からも商業
の経営、その他が国際性をもっている
点からも、都市美というのは十分に考
えられねばなりません。色調委員会と
いうもよし、都市美委員会というもよ
し、そういうふうなのをつくつて、こ
れから建てられる一軒々々の建物の色
彩をよく街に調和させるようにしたら
いいと思います。市民も各自が家を建
てるときは、単に自分の家を建てるの
でなく、この家が都市美に加わるのだ、
という観点から都市美に一つの景観を
添えているという意義をもつて貰いた
い。例えば、国場さんが建てていらつ
しやる国映館は、あれは那覇市に一つ
の偉観を添えるでしょう。だがあの白
い色では、まるでおおきな墓みたいで
す。これは国場さんにとやかくいおう
というのではありませんから誤解しな
いで聞いて下さい。もつと鮮かな色を
考えると、牧志通りはあれ一つでうき
たつかも知れませんが。

”都計”那覇と同步調でノ

石川博士、真和志と懇談

〔沖タ・朝 1955・8・15〕

那覇市の都計指導に来島した早大教授
工博石川栄よつ氏は十四日ひる四時よ
り、真和志市当局首脳及び市会議員と
の懇談会に臨み、つぎのように述べた。
今後都市は交通機関で結んだ都市で広
域計画で胡差、糸満をも那覇の行政区
域に入れるべきだと思ふ。真和志市も
当然都計に含まれるが、合併がまだ出
来ていない。しかし合併は無理しては
ならないと思ふ。時間が常に解決する。
このことに気づけば合併もあるべき方
向にスムーズに進むと考えられるが私
はこれにふれたくはない。たゞ言いた
いのは行政は別でも都市計画が別にあ
ると考えてもらつては困る。那覇、真
和志の二つの都計といふことはありえ
ない。戦前の都計は港を中心としたも
のであつたが、戦災で総てを失つたた
め都心部から街の建設が始められたこ
とはよいことである。今後の都計は泊
港と那覇港を結ぶ建設であるが、もう
一つ文化地域がまだ出来ていない。山
手住宅地域と都心部との間に建設する
のが文化地域であり、これは真和志市
に設けられるべきで、農研指所が邪魔
になつてゐる。ここはスポーツセン

ター又は植物園、図書館など学生のた
めのセンターとすべきである。更に住
宅地域にするために環状線を通して真
和志市に骨を入れる。都市を美しくす
るか破壊するかは墓地にある。現在の
墓地はよくない。設計によつて墓地は
つくるべきだ。那覇と真和志何れ合併
すると思ふが、都計だけは今から歩調
を合わせてほしい。また石川博士はパ
スセンターは現在の一カ所よりよいかと
の質問に、「サブ・センターというの
は二、三必要と思ふ。現代は道路計画
よりバス計画の方が重要で、バスが走
つてはじめて道路となる。バスの路線
は業者より市が決めるべきで、バスは
市営がのぞましい」と説明して、五時
懇談会を終了した。

真和志市割当土地評定委ノ

会長に嘉数氏

〔沖タ・朝 1955・8・15〕

真和志市割当土地賃借料評定委員会で
は十二日ひる二時から市会議室で委員
および補充員の初顔合わせを行い、会
長に嘉数昇氏を選出した。

なお初回委員会は来る十九日に開催の
予定。

石川博士那覇の都計を語る

(2) / 躍進と苦勞の抱合い ／商店街の不潔を整備せよ

〔沖タ・朝 1955・8・15〕

この前参りましたとき、私は牧志大通りを指して、「ここに沖繩の銀座が出来るかも知れない」といつておきましたが、私の予想通り立派な道路が出来、すばらしい街になりました。一号线からお成り橋を通り、政府庁舎に向う。お成り道路も見事なものです。道路の真ん中はソテツ、両側はシユ口の街路樹も南国的で素晴らしい。中央に丈の低いもの、両側に高いものという、しつらえ方もなかなか気がきいている。おしむらくはもう少し金を奮発して、もっと大きいものを植えることが出来なかつたものか…。

かつてせいぜい十屯、二十屯の船が入り込んでいたところが、いまでは三千屯の船も横づけにしている。泊の場合、港はすばらしく出来上りましたが、次は埋立地の使用に関する企画をぬかりなくすべきでしょう。港はいくが、それにつく土地の使い方が悪いいため、港全体が失敗した例を私は知っています。最も警戒すべきは単一の会社がフロントを殆ど占めてしまうということです。例えば、四日市は一万屯級が三—四艘も入りますが、そのフロントはガラス会社が占め、その社宅がバラバラに立つて、港の利用価値を悪くしています。いろいろな統計を合わすと、泊は今日では那覇港以上に重要になっていますので、この港をうまく生かすため埋立地の利用を十分に検討すべきであります。この三ツのもの、つまり、牧志街道、お成り橋通り、泊港以上が大きな進歩でありました。

先日、当間市長の案内で北部までつれていつて貰いました。先きたときはデコボコの道路で弱つたのですが、今回は遙か名護まで坦々としたアスファルト道路がついていて、その進歩ぶりにはびつくりしました。国頭の辺戸ダムをみましたが、あの近代化した施設も驚くばかりです。辺戸岬の絶壁、

本部の白砂青松、中城の城跡、これは恐らく日本的、東洋的な美しさでしょう。中城の構えは、ゆうゆうとしており、そのくずれ方もゆうゆう…。日本中の城という城をみたが、あれだけの景観はありません。全沖繩が美しく、風景は異色に富んでいます。以上が、私がこちらにきて感じたことであります。皆さんはいくところに住み、いく仕事をしてくれました。このように那覇、ひいては全沖繩がすばらしく進歩したのでをみたわけでありますが、今度は那覇の問題点を上げましょう。私は、那覇は存外に苦勞を背負つた街だと思ひます。その問題点を一、三とりあげてみましょう。

第一は、中心商店街がきわめて不整備である、ということであります。牧志大通が沖繩の銀座であれば、平和通りは沖繩の浅草とも申しましようか。那覇の中心商店街は浅草と銀座を同時にもつシヨツピングセンターであります。平和通りの雑とつは市民に何んともいえない楽しさを与えます。いわばユカタを着ながら夕食後の一時を散歩するところでもあつて、すてがたい街であります。恐らく今後もさかえるでしょう。平和通りは市場と一体をなして強味であります。しかし、ガー

ブ川とそれに沿う小さな商店は整理されなければなりません。私が問題点と申しますのはこのことであります。ガーブ川はあの奇妙な名前のせいか、絶対に忘れることができませんでした。ドブみたいに不潔であります。あの川とそれに沿う小さな店を整理して清潔にしないと、シヨツピングセンター全体がよこれ、那覇の品格にかかわります。那覇の品格は全琉の品格でありますから、このことを軽々しくみずに、早く処置して貰いたいと思ひます。私が、このつき参りますときに、もし、それが整理されていなければ、私はもう那覇の街にさよならをしようと思つ。盛り場を歩いてみると、どうも臭くてやりきれない。もし皆さんが「盛り場は臭いのが当り前」と思ひこむほど、病コウモウに達しているのであれば、また、何をか言わんやであります。もう語るに足らないのであります。これは盛り場の改造というより、不衛生都市改造というのがぴつたりします。

さて、平和通りのすぐ上の「希望が丘」に地主が家を建てる計画があるのとこのことですが、絶対に許してはならないと思ひます。あそこに家がぎつしり建ち、オシメやいろいろな干物が干

されたら天高く恥をさらすことになりましょう。地主は「自分の土地だからどう使おうと自分の勝手だ」と思つたら大きな間違いであります。誰がこの土地に価値を与えたか、社会であります。地主も全琉的立場から社会全体のために協力せねばなりません。あの付近は地主の恣意には任せられないもので、全琉的立場から考慮すべきであります。

石川博士那覇の都計を語る

(3) 溢れる車・副道つけよ／那覇・真和志は早く合併を

合併を

〔沖タ・朝 1955・8・16〕

那覇市における第二の問題点は、牧志道路、一号線の二つの幹線道路の交通量を緩和するため、副道をつける、ということでありませぬ。沖繩における自動車が増え方はめざましい、統計によりますと、車一台に三十一人の割合であります。東京では一台につき五十人です。人口割では沖繩の方が遙かに多いということになります。しかも、これは沖繩の方々のもつた車の台数から割出した数字であります。実際にはアメリカのシビリアンや軍隊の車も盛んに通つていますので、実質は

恐らく一台に二十人、または十人となるんではないかと思われませぬ。とにかく、その夥しさには驚くばかりであります。主要幹線道路を通る車両の一日の総台数を調べてみますと牧志街道が一日七千台、一号線が一萬一千台であります。牧志道路における飽和点は一萬四千台、一号線では二万台であります。もし、一日に牧志道路を一萬四千台、一号線を二万台も車が通るようになるときは、これらの道路は始終一ぱいになつて、もう、動くことができない。もし、事故でもあれば交通はマヒ状態に陥るでしょう。現在はこの飽和点の半分までできておりますので、警戒しなければなりません。御承知のように港ナハはいわば休火山、また、活動しておりませぬ。あれが、十分活用されるようになるときは、国道第一号の、一日の車両台数が二万台になるのも、そう遠くはありますまい。そんなつた場合、これらの溢れるような車両を、皆さんはどういうふうにしてシヨツピングセンターに結ぶか問題であります。集中性の交通量はなんとか避けねばなりません。このように交通ラッシュは限界にきています。早くフク道を考えなければなりません。フク道といつても簡単に入られるものではない。

フク道の入れ方によつて市民のこころがだいたいわかるものです。与儀から安里を通り牧港へ、つまり、旧鉄道路線跡に大きな道路を通す計画だ、ときているが、なかなか着想がよい。これができる、と、那覇（真和志も含めて）の街は、山の手とダウンタウンの二つにはつきりわかれていく。同時に一号線と牧志道路の溢れるような交通量が救さいされることになる。行政区域の問題、その他いろいろな事情もあると思ひますので、いま、すぐやれ、といつても無理でありませぬ。この道路が、いまのような性格にあることは真和志にも損であります。この道路がいまのままでは真和志は那覇の場末の波を波状的に受けるだけでありませぬ。那覇の交通量を緩和し、真和志を山の手街らしく繁栄せしめるためにも、この道路の建設は急ぐべきであります。

第三の問題点は、真和志と那覇の合併を急げということでありませぬ。これは、この前きたときも強調しましたが……凡そ、都市計画を勉強するものからみれば、この二つが別々の行政区域にあることが、どうしても理解できないのであります。どうもおかしいのであります。郊外部門が閉塞しているため那覇の都心はいじけて発達しています。私は沖繩からの新聞で、都市合併の記事を楽しみに読んでいたましたが、真和志が合併しなかつたことは残念に思ひました。全琉のため、よりよい首都をつくるため早く合併すべきだと思ひます。真和志は住宅地域としては好適でありまして、これからの新しい住宅は全部、真和志に選ばるべきだと思ひます。また、真和志に霊苑をつくる計画があります。この際、那覇の墓地を全部整理するよう、大きな力と計画ですすめて貰ひたい。

那覇の方にも真和志の方にも合併したい意志があるそうですから、今度はうまくいくと思ひます。工業地域や、住宅地域設定のため、真和志は那覇になくはならないものであります。また、真和志にとつても、那覇と離れて発展することはできない。二つは一心同体であります。

注目される判決／那覇市議

選挙無効裁判

〔琉新・夕 1955・8・16〕

那覇市選挙無効裁判結審は十六日午前十時半から上訴裁で富山裁判長、松島、玉城両ばい席判事、安里、知念両弁護人立会いで開かれ、両弁護人からそれ

それ次のような弁論があり午前十一時閉廷した。判決言い渡しはくる三十日午前十時から上訴裁で行われるが判決の結果が注目されている。

「弁論要旨」

知念朝功「選挙が不正なく正当に行われている旨の關係者の証言を信ずるに足らないと判示している点は理由不備である。その理由を示さずに経験則に反する証拠の取りすてをなしたことは理由不備の違法法である。」

本件で最も重要な証言を採用せず切り捨ててご免式に排している。何故証言を信ずることが出来ないかの理由は一言もふれていない。

選挙の管理執行の手續きの一部について違法があつたことは争えないが争点は「かかる成規に違反した手續の結果、選挙の結果に異動を及ぼす恐れがあるかどうか」である。

以上の点で原判決を破棄してもらいたい。

安里積千代「選挙が不正ではなく正当に行われた旨の証人の証言を原審で採用しなかつたことは当然である。証拠の採否は事実裁判官の権限であつて理由を説明する必要はない。」

厳正な選挙において選挙關係者が法規を無視すること自体が不正である。関

係者は不正はなかつたと証言しているがそれをそのまま信用することは出来ず何人たりとも疑わざるを得ない。上訴人の証人の証言を採用しないことが不法であるといつてゐるがそれは理由にならない。

石川博士那覇の都計を語る

(4)ノ首里は大学タウンにノスポーツセンターの建設急げ

〔沖タ・朝 1955・8・17〕

以上のように、私は那覇の街の問題点として、不潔な都心部を清潔にするのと、牧志大通り、一号線の交通量緩和のため、副道として旧鉄道線路を活用すること、那覇、真和志が合併すること、の三点をあげ、その対策を急ぐよう申上げましたが、それと同時に、皆さんは、那覇の街を、楽しい生活の営める場たらしめるよう考えるべきであります。

当地には優雅な古典舞踊があります。そのみをもつて、那覇は楽しい街と考えたら大きな間違いであります。いま、沖繩はむつかしい立場にあります。一方においては大変いゝ環境にあるとも云えます。皆さんが百年かゝつて出来ないことも、アメリカの

力では時をかさずして出来るのであります。年寄りはアメリカ化されることを好まないが、青年は素直にアメリカ文化を受入れるであります。私は存外に沖繩は東洋におけるうまい位置を占めるのではないか、と思つてあります。アメリカの富と文化を受入れて沖繩を発展せしめるのは青年達であります。青年がこの大任を果すには、よく学び、よく遊び、健全な精神と身体をつくらなければなりません。那覇の街にはそのような場所がありませんか。たゞ、映画をみて楽しむだけであれば、それは一つのマスターベーションでしかありません。

私は沖繩にとつてスポーツセンターの建設は急務であると思ひます。スポーツセンターをつくることは何かの事業をやるついでのアクセサリーではありません。また、青年達がたゞ喜ぶだけのことと思わないで欲しいのであります。御存知のように英国の政治は中道

政治として世界の範になつていますが、これは政治家達が大きいオックスフォードか、或はケンブリッジに学び、青年時代をスポーツで鍛え、フェアプレイの精神をつちかつてゐるからであります。それで、私は、この前きたとき、唯一のよい場所として与儀の試験

場をあげましたが、今度参つてきゝますと、いろいろな事情でむつかしいようなことあります。

必ずしも与儀でなければいけないということではありません。奥武山に競輪場が出来るとだが、市の財政のためとあればそれも結構。しかし、同時に、スポーツセンターの建設も忘れてはなりません。「青年に希望を」云々であります。

スポーツセンターの他に、文化公園をつくることも必要であります。今日、日本では、どんな小さな街でも美術館をもとうとし、それが一つの運動になつてゐます。

当地でも、考え深い青年、思さくする青年のために文化公園をつくり、読書と美術心を陶冶する場を与えるよう、おすすめ致します。今日、沖繩の学生達は東京の大学にいかなければ勉強できない、というような「学生ノイローゼ」にかかつてゐるようで、毎年多くの学生が上京するようであります。これらの学生をして、沖繩でこと済む、

というようにしてやるため、首里の大学を強化すべきであります。琉大は校舎など体裁をととのえつつありますので、それに伴い内容を充実すれば立派な大学になるでしょう。

日本の東大、早稲田、慶応等は大都市
大学で、大学タウンは北海道の札幌ぐ
らいなものであります。どうしたこと
か、日本は大都市大学ばかりですが、
外国では大学を中心にして街をかたち
づくる、所謂大学タウンが多いのであ
ります。学生が静かに思さくし、勉強
するには勿論、大学タウンがいいに越
したことはありません。首里は大学タ
ウンとしていい位置を占めておりま
す。あそこに、工場が一つできたそ
うですが、おしいことだと思います。
首里という街をかりそめの街と思つて
はいけません。大学タウンをつくるこ
ういう意味からバラバラに使つてはい
けません。私の考えでは、主席官邸も首
里につくればよかつた。と惜しまれて
なりません。首里を大学タウンとして
伸ばすことは、首里がよくなるだけ
なく、那覇の街をよくすることに
なります。市長さんをお願いしたいことは、
早く首里を文教地区として指定し、街
の育ちゆく方向と性格をはつきりさせ
て貰いたい、という事でありませう。私
は那覇の街を楽しい街にするために、
スポーツセンターを建設する事、文化
公園を建設する事、首里を大学タウン
として育てることなど、を希望しまし
たが、以上三つは青年へ希望を与える

ものとして忘れていただきたくない、
強い注文であります。子供の遊び場も
必要であります。あの丘の上の遊園地
をみましたが、あの面積では狭ますぎ
ると思ひました。子供の遊び場は単に
子供だけの遊ぶところではありませ
ん。

石川博士那覇の都計を語る

(完) 壺川に四万坪の動物

園ノ波之上は水族館・噴

水塔

〔沖タ・朝 1955・8・18〕

将来の那覇について、私の意見を申上
げてみましょう。一応、原理のみを申
上げて、個々の具体的な問題は皆さん
に考えて貰つてもいいのであります
が、私は、那覇そのものを例にとつて
申し上げましょう。或は、そういう
いゝ方は外道かも知れませんが、その
方がはつきりしていゝと思ひます。
たゞ注意して貰いたいことは、私の申
上げることは、将来の那覇の在り方は
こうであると、宣言するものでなく、
皆さんの御参考に供しよう、というも
のであります。

さて、夢なくして子供を育てることは
できません。この前きた時の馬小屋校
舎に較べ、学校という学校が素晴しく

復興し、新しい校舎が建ち並んでいる
のを見てうれしく思ひました。しかし、
学校は校舎がよくつたというだけの
ことで、遊び場がありません。私は児
童の遊び場所として、どこがいいか考
えてみました。

まず、奥武山公園を考えてみました。が、
現在の高いところが狭まて適当でな
いように思われました。漫湖に臨んだ
壺川一帯を三万坪から四万坪、埋立て
るときいていますが、あそこなら理想
的な場所だと思ひます。そこを婦人子
供のセンターとし、土曜、日曜、そし
て閑な週日を、一家があげて楽しく遊
べる場所にするため、いろんな施設を
すべきであります。まず、動物園から
さきにつくるべきでしょう。動物園な
ら大ぶ金がかかるだろうと、そう、最
初からむつかしく考えてはいけません
ん。どこの国でも動物園のはじめは、
まず、猿から、といわれていきますので、
こちらの場合も最初は猿の一匹でも飼
つておけばいいでしょう。その金もな
いと、おつしやるなら人間を猿みたい
にオリに入れておいてもいいでしょう
……。

この婦人子供センターに、花城都計課
長は「もう一カ所、適当なところがあ
る」といい、案内された場所は波之上
でありました。陸の上にあつて波之上
とは少し名前がおかしいが、しかし、
あの神社につづく海岸の美しさは、ま
た、格別なものであります。ただ、岩
がゴツゴツして足にさざりますので、
その付近を砂で埋め、小学生は、浜辺
で、中学生はなぎさで、大学生は沖で
……と階段式に、その利用を考えたら
いいでしょう。ついでであります。が、
那覇は都市美的な軸がありません。お
なり通りを真ツすぐ波之上に通したら
立派な軸ができ上るでありますよ。
しかし、その道路がそのまま波之上の
海岸におちこんでしまつては、これま
た、まことに味気ないものとなります
ので、この道路が波之上のテラスピー
チに交わるところに大きな叉廊をつく
り、その中に大きな噴水の塔を建てた
らどんなものでしょうか。希望の塔と
してもよい、ウツブン塔といつてもよい。
力強く噴き出る水しぶきは沖繩の人々
の希望の象徴となり、明日への発展を
はげましてくれるでありますよ。壺
川の動物園に対し、ここには水族館を
つくるべきであります。いずれも金の
かかることで、夢物語みたいに片づけ

てしまふ恐れもありますが、しかし威勢のいい鉄筋コンクリートの建て方からすれば、那覇は存外に金持が多く、これらを建てるような金がないとは申させません。皆さんが、自分たちの住んでいる那覇の街を、よりよい街にしようと、皆さんがその気になれば必ずできると思います。

之に、那覇はあくまで美しくあらねばなりませんので、都市美審議会をつくるようおすすすめ致します。この審議会は建築物が都市美に一つの景観を添えるように指導するものであります。例えば、漫湖に臨む真玉橋に屠殺場があります。あれはいささかどうにかしています。屠殺場を以つて美しい湖を飾つたのは那覇をもつて始めとするでしょう。あの水辺の美しさは一等格別であります。審議会はあのような美しさを、ますますよくするように考えるべきであります。最後に欲を申しますと、那覇は首都であります。街の勢力は半径十五キロの範囲に及ぶものと思定して、都市の経営を考えなければいじけた街になつてしまいません。人口の動態をみると、糸満、普天間は那覇に潮が引いている最中であり、これに対し胡差は潮が満ちつつあります。人口の増え方をみると、那覇、真和志につ

ぐものは胡差であります。胡差は胡差なりに街をつくるでありましよう。しかし接客業の特殊婦人の増えることは好ましいことではありません。日本の町村合併でさえ、大体半径十五キロの線ですゝめられています。ましてや、那覇は首都でありますから、糸満、普

天間をも含むべきであります。もつとも、行政区域の合併という問題は、大変むつかしいことでありまして、云うべくしてなかなかできないものであります。今日、明日にも合併するということはまず望めないであります。それなら私はいゝましよう。首都建設総合計画のため委員会をつくり、那覇を中心に半径十五キロ、これらの街々をも含めて都市計画をすべきであります。糸満、普天間は那覇を中心に育成していくべきであります。とにかく、黙つて放つておけば那覇市はどこまで伸びるか知れませんが、しっかりと計画のもとに、悔いなき発展を祈つてやみません。本当に皆さんは日本にとつてホープであります。事によると、沖縄は琉球の歴史あつて以来の関頭に來ているのではないかと思ひます。戦争による苦しみも大きかつたでしょうが、その苦しみの代価として得つゝあるものは素晴らしいもので、皆さんの

沖繩の前途は洋々としています。「二枚舌を使わない」という学者の名譽にかけ、お世辞抜きに、那覇の街の發展を祝福いたします。

一社説一

那覇市と公会堂の建設

〔琉新・朝 1955・8・23〕

建設途上にある首都那覇市に対する注文はいろいろある。バスセンターの目鼻を早くつけてくれ、総合グラウンドはどうしてくれるか、共同墓地も早く設計してくれ、公営住宅や塵芥処理所の設営も急いで欲しいと市民は希望の

数々を並べたてゝいる。これらの施設は何れも市民生活に欠くことの出来ぬ切実なものばかりであり、首都市としての那覇市にとつては市民に尻をたゝかれるまでもなく自発的に解決せねばならぬ問題であるだけに、当間市政の上では相当な力をけい注し、幸い市会

の支援も厚いので我々は大きな期待を寄せているような次第である。ところでこのような施設と同様寧ろそれ以上の比重を持つものの中に公会堂の建設が急を告げていることを見逃してはならない。公会堂の建設は市庁舎の建設と不即不離の關係に置かれて

されて今日まで話題にも上らなかつたようであるが、しかし公会堂は現下の情勢では市庁舎よりも先に解決して欲しいものである。このような希望を述べると本末を顛倒したものだと言をなす人があつても知れないが、ともあれ近代都市における公会堂の地位と機能は市民生活の高度を高め市政の水準を上げるに役立つものであるから、「市民の座」として或いは「市民の教養センター」として一日も早く解決を急がねばならない。

公会堂といえば戦前の那覇市公会堂が思い出されるが、今から考えると随分お粗末な建物だつた。予算の關係もあつて下手な設計からなり、表玄関を背にするステージや音響に対する無分別な設計に市議会や各種の会合がいつも悩まされたものである。天井の中央に釣られたシャンデリアは一応豪華にみえたが、イスがそろわず汚れた筵が敷いてあつた。二階は白蟻にやられて使用が禁止され、混乱した市政を象徴するかにみえた。従つてこのような設備では文化的な催し物には利用価値が少なく、市政争奪の演説会場と化して、言わば一種のタマニールホールになり終つていた。

東京の日比谷公会堂や大阪の中の島

の公会堂が東京、大阪の文化センターとなつてゐることは周知の通りである。この二つの大公会堂が日本文化に与えた影響は顕著であり、市民にとつては大きな学びの場所となつて彼等の生活の向上に寄与してゐる。戦前の那覇市公会堂は市議会議場として出発した関係から、この公会堂にはいつも政治性がつきまつて文化性を見失ひ勝ちであつたのは甚だ遺憾であつた。

そこでわれわれが新らしく求める公会堂は市の議事堂とは別個の建物たらしめ、産業、教育、絵画、音楽、舞踊、演劇、映画など何れの催し物にも使用出来る設計を基本とし、更に市民の家庭とつなぎ冠婚葬祭にも使用できるものであり度い。今日このような催し物は持つていく場所がなく、その多くが那覇高校や市内の劇場に持ち込まれ、主催者は勿論、参加する者にとつても甚だしい不便を満喫してゐるのは否めない事実である。那覇市がいやしくも文化都市を以て任ずるならば、公会堂の建設は緩急の点から見ても急速に解決すべき問題であり、市民生活の実態や要望に添つことにもなる。そこで市当局は勿論、市会においても本問題の急速なる解決を目指し、モデルとなるべき本土の公会堂を調査して国際都

市那覇の進運に備つべきである。

また琉球政府においても側面的援助を与え、全琉的な催し物がいつも首都那覇市を中心として挙行されている事に徹し、那覇市公会堂の建設を助成すべきであらう。

この選挙やり直し！／那覇

市議に無効の判決

〔琉新・夕 1955・8・30〕

那覇市議選挙の有効、無効をめぐる選挙訴訟よりの上訴審判決言い渡しはきよう(三十日)午前十時十分から上訴裁で富山裁判長、松島、玉城両ばい席判事、原告代理人安里弁護士、被告人知念弁護士立会いで開廷、富山裁判長から「本件上訴を棄却する。上訴費用は上诉人の負担とする」の判決が言い渡され午前十時三十分閉廷した。判決理由要旨次の通り。

証言は不可分ではない。それゆえ原審が所論掲示の証人等の証言の一部を措信せずとして排せきするも違法ではなく又此の場合裁判所は何故措信しないかの理由を説示する職責はない。民事訴訟よ法第一九一条一項によれば判決に理由を記載する事が要求されてここに謂う理由とは判決によつて来る所以を意味する

のであるからこれを学義通り解するならば証拠の信びよ力に関する判断の理由をも包含するものと言ひ得るかも知れないしかし民事訴訟よ法はこんな理由の確定から裁判所を解放してゐる。一体証拠の信びよ力はその証拠の内容そのものだけで出来るものではない。殊に証言の信びよ力その供述の内容のみならず証人その人の人物、その立場その利害関係、その供述態度、その他諸般の事情により決定されるものである。訴しよう法が自由心証主義の原則を採つたのもある証拠の信びよ力につき判断をなすに当つては裁判所はこれを措信すべきか否かの結論を決すれば足り、その何故に措信すべきか否かの理由を詳決する必要はない(日本最高裁判所裁判官沢田弁次郎、同井上登、同岩松三郎意見)

従つて判決に証拠を措信しない所以を説示することは訴しよう法上要請せられていないといふべきである。故に原判決にこの説示がないのを違法と主張する所論は許せない。証拠の証拠力はその信びよ力を前提とするのであるから或る証拠が形式上如何に有力な内容を有するよにみえてもそれを裁判所が措信しないなら

らばその証拠力は皆無といふべきである。

原告の主張は改正市町村議会議員及市町村長選挙法の開票手続によることなく投票箱を開披して投票を点検したが「その投票について差換え、書き変え、引抜き、その他不正投票の混入等がなかつた。すなわち選挙は不正なく公正に行われた」との趣旨の証言を措信しなければならぬとするが如き経験則が存在するものよな主張であるが、かよな経験則は断じて存在しない。

【日本最高裁判所判決参照】違法事実は現実に不正行為が行われたと否にかかわらず、選挙の結果に異動をおよぼす恐れある場合に限り、その選挙を無効ならしめると解したのである。この見解は正当である。以上で原判決には理由不備、経験則違反や法の解釈を誤つた違法はない。

仍て民事訴訟よ法第三九六条第三八四条、第九五条、第八九条に則り判事全員一致を以て主文の通り判決する。

訴訟事件の概要

この訴しよう事件の発端は、五四年九月十二日に行われた合併後初の那覇市

議選挙に十五、十六、十七投票分会場旧小祿村の投票数五千九百七十九票が十二日の投票締切の午後六時すぎ小祿地区からの立候補者数名と投票事務員が立会の上開票したことが判明、このため、立候補者の儀間真喜氏から「選挙無効の異議申立」が提訴され、那覇中央巡裁で審理の結果選挙無効の判決が下されたが選挙管理委員会ではこれに不服、知念朝功氏を代理人として上訴していたもの。結局この最終判決によつて選挙管理委員会では市町村議員選挙法第四十九条により総選挙の期日を告示することになるが十月中旬に行われるものと予想される。

勝訴側、得意／勝利は信じていた儀間真喜、金城兼市両氏の話ははじめから勝利は信じていた。語るもおこがましい話だ、今度立候補して市民のためにつくしたい。

軍へ再審する／大湾選管委員長談
那覇市選挙管理委員長大湾政行氏の話は残念の一語につきる。だが泉議長ほか十八名の議員とも話しあつたが、民裁判所制第五条第三項により民政副長官あて再審するつもりだ。理由は現行の市町村会議員、ならびに市町村長選挙法は布令十七号に規定されたもので、その解釈に疑義が生じたからだ。

選挙管理委員会と裁判所が全然意見を異にしている。これが最もたゞしい解釈は立法者である軍でなければいけない。

一社説一

市議選挙無効と選管委

〔沖夕・朝 1955・8・31〕

那覇市議会議員の選挙訴訟は予想通り上訴裁で上訴棄却の判決がくだり、選挙やり直しとなつた。

この訴訟は昨年九月十二日投票が終了した直後、小祿区で投票函を開（あ）けて点検した事実を違法行為としてとり上げられたものであるが、当時開函した係員達は旧小祿村では従来即日開票していたので慣習に従つたまでであり、これによつて候補者の当落には何ら影響を及ぼすものではないから問題にはならない、といつたような弁解をしていたし、又那覇市の選管委は「違法ではあつたが、八名の候補者の立会人も立会つており、その間に不正行為があつたとは考えられない」という態度で選挙の効力に関する異議申立を却下したのである。

これが中央巡裁に提訴されて、無効の判決があり、今回上訴裁の最終判決で御破算となつた訳である。

那覇市選管委は選挙を告示するに当つて開票を投票の翌日に行つてことを明示し、しかも開票に当つては特定の開票立会人を立会せしめることになつてい

る。小祿区が村時代は即日開票を慣例としていたからという理由で開函したのは明らかに市選管委の告示を無視してかかつたものであり、法秩序を軽視して憚らないものと言われても致し方はないであらう。又これを明らかに違法であると認めながら選挙を有効とした当時の選管委のダラシなさは、法の執行者として完全に無能であつたことを語るものである。

法は遵守されなければならぬ。時の情勢判断から或は対人関係から、これが遵守されず、その運用がいい加減に行われるならば法としての存在を稀薄にするのみでなく、ひいては住民の遵法精神を低下せしめる結果となる。

昨年ひんぴんとおこつた選挙の効力をめぐる訴訟事件を通じて痛切に感ずることは中央、地方の選管委が今少し毅然たる態度をもつて法の運用に当つて貰いたいことである。

市議選挙は十月下旬ごろになると思つが、市議会の勢力分野は現状を維持するか、或は変動を来たすか興味ある問題であり、この選挙を通じて市民の意

志が表明されるのであるから、市当局にとつても安閑たり得ないものがあるう。

大絃小絃

〔沖夕・朝 1955・8・31〕

法律とはむつかしいものです。別に実害があるわけなし、形式的に手違ひがあつたからつて選挙をやり直さねばならぬなんて、法の精神の上からも、どうですかねえーこれはきのう上訴裁で判決になつた那覇市議選挙無効に対する或る一市民の声である。判決を云々するわけではないが、選挙事務をとる幾たりかの人々の選挙法に関する無知で、ついこの間、大騒ぎをしたばかりの選挙をまたやり直さねばならぬとあれば、これでプラスになる人は極く僅か、絶対多数の市民は大迷惑、だからそのような嘆息も口から出るといふものだ。権限のない投票管理人たちが開票事務までとつた、確かに違法である。ことに投票分会、つまり小地域の投票結果がどのようになつていようと、選挙の秘密があばかれたようなもので、誰は誰に投票したというのとまでわかるようにならぬとも限らない。しかし、今度の場合、選挙民の意志がそれによつて無視されたとか、不

正な事があつたとかいうより、単なる事務的間違いが大きい原因のようであり、一般市民としては「へエ、そんなものか」と思つのも無理はない。選挙公営費用だけでも二十数万円を徒費するだろう。候補者の選挙費用、投票人の時間的消費、計算すると馬鹿にできぬものだ。そして、このような選挙事務関係方面の不届がもたらす損失は独り今度の那覇市の場合だけに止まらぬ

戦後選挙やり直しは珍らしいものではなくなつている。この事実について政府も市町村も大いに反省し、勉強してもらわねばならぬだろう。

きよつ那覇合併一周年ノ「財政」で旧首里は恩恵

〔沖夕・朝 1955・9・1〕

那覇市はきよつ九月一日、首里小禄合併一周年を迎えた。近接市町村を併して大都市を建設するという、こゝで十数年来の夢は、まずドーナツ合併に始まり、人口は七万から十一万に飛躍した。懸案の真和志市との合併はまだ先に延びているが、それでも、那覇市は発展した。次は合併一年の那覇市のアウトラインである。

合併前の那覇市人口は七万八百十六人。首里の二万三千二百四十二人小禄

の一万四千四百十八人を併せて一躍十萬八千六百五十人となりあれから一年更にふえて六月末現在で十一万一千七百八人、となつている。

合併当時と現在の職員数を比較すると、首里は五十二人から四十七人へ。小禄は四十人から三十五人へ。それぞれ減つたが本庁は少し増えて四百人から四百三十七人になつている。これは特別会計の水道事業の拡張によるもの。これをしめると、四百九十二人から五百十九人へ、二十七人増えている。合併は年度半ばに行われたため、予算は統一せず、首里市の予算は那覇市首里支所に、小禄村の予算は小禄支所に、それぞれ引つぎ、今年七月の新年度から予算を統一した。過年度予算と新年度予算から合併是非をみると次の通りで、首里の場合は合併による恩恵が大きい。

首里 (単位円)	
55年度才入才出	五、八四一、一三七
経営費	四、〇三三、六〇二(六八・七二%)
事業費	一、八二七、五三五(三二・二九%)
56年度才入	四、六七二、七七七
才出	五、五七二、六〇六
差引払出	八九九、八二九
経営費	三、〇九五、〇五四(五五・五%)
事業費	二、四七七、五五一(四四・五%)

小禄
55年度才入才出 五、四一五、六九〇
経営費 二、六四九、六九一(四八・九三%)
事業費 二、七六五、九九九(五二・〇七%)
56年度才入 五、二〇二、三一一
才出 五、〇〇二、一九八

同 才出 五、〇〇二、一九八
経営費 二、二七三、〇三〇(四五・四四%)
事業費 二、七二九、〇九八(五四・五六%)
旧那覇市
55年度才入才出 一、一四一、八〇、五〇〇
経営費 二、八〇〇、四六九(二五%)
事業費 八六、二二七、〇四二(七・五%)
56年度才入才出 九八、八八三、九七五
経営費 一、八、七〇七、四三三(二九%)
事業費 七〇、一七六、五六二(七・二%)

以上の通りで、首里の場合は過年度より約百万円も負担が軽くなり、事業費では六十万円も多くなつている。目立つているのは、首里、小禄とも、市長助役、収入役等の三役がいなくなり、議会費がなくなつたので、経営費が著しく減つたことである。反対に事業費は増えて、消防、土木、社会、労働保険、衛生、産業費等に回された。合併一周年に当り、当間市長は次のように語つている。
人口が増え、地域が広くなつただけで、いまのところこれといつてみるべきものはない。合併によつて不要の経費を

減らし、人員整理が出来た位なものだ。議会でも議論は活発であつたが地域的な感情がなくなつた小禄と首里への水道敷設を今月の議会にはかゝるつもりでいたが、議会が欠けたので暫く待たねばならない。

都計は一緒にノ真和志、那覇から説明さく

〔沖夕・朝 1955・9・1〕

真和志市では二十九日ひる二時から那覇市から安次富建設部長、花城都計課長らを招いて「都計懇談会」を開催した。これは真和志市が那覇の都計案の中に含まれながらこれまで都計についての説明がなく、例え行政区域は別でも都計だけは一しよにやつて行こう、それには意志のそ通が第一だという真和志側の希望で開かれたもので、翁長市長、森田議長はじめ市職員、議員、区長等が多数出席した。

安次富建設部長もこの考えに賛意を表し、九月から毎月一回那覇、真和志間で都計懇談会を持つことに決定した。
花城都計課長から那覇市が政府へ提出した都計案について人口、範囲、住宅、商工地域、公園、道路等について説明があり、ついで質疑応答が行われた。

主なる質問はつぎのとおり。

一 一号線にそつて那覇市を通つてい
る高圧線を除去、真和志市を迂回さ
せるというが、

安次富部長 高圧線を除かなければ区
域整理がうまく行かないので是非都市
から除去しなければならぬ、その方
法として、その地点で地下に埋める、
他所へ迂回させる、の二つの方法が
あるが、はより五百万円高くつくと
の電力公社の回答なので上之屋から真
和志を通したいと思う。

一 真和志市是那覇市の都計に指定さ
れていないが、どう思うか。また真
和志市にたいしてさしあたりどんな
計画を持つているか。

安次富部長 真和志市も指定するよう
申請はしてある。いずれ主席から諮問
があるだろう。真和志市まで都計を
実施したいが財政が許さない。さしあ
たり三百万円の予算で真和志市に霊園を
設置、ついで泊の外人墓地もそこへ移
したい。そのためには立派な霊園にし
て外人に示す必要がある。

ガープ、安里川／那覇市が

浚渫陳情

〔琉新・朝 1955・9・4〕

那覇市は三日、主席あてにガープ川と

安里川の浚渫と改修工事をやつてもら
いたいと陳情書を出した。毎年ガープ
川と安里川下流は豪雨のたびにはら
んし付近は通行不能や歩行困難となり
避難さわざまであり衛生的にみても憂
慮にたえない有様であるので市民の生
命財産の保護、国土保全の上から政府
で工事をやつてもらいたいというも
の。

また那覇市では、この排水を幾分でも
緩和するため与儀試験場前から旧鉄道
路線沿いに奥武山の漫湖に流す計画を
都計に織り込んであるが費用が多くか
かり市の財政では今のところ何時着手
できるか見当もつかないと述べてい
る。

一社説

那覇市議選挙に望む

〔沖夕・朝 1955・9・9〕

那覇市議會議員選挙を無効とする訴訟
は、判決の結果、上訴棄却とされて原
判決通り選挙無効となつたが、なか
に、上訴にいたる迄論争の焦点とされ
た「たとえ違法行為があつたとしても
それが選挙に及ぼすような重大な問題
であるかどうか」という法律の解釈の
相違から、選挙無効の判決に不満を抱
く向もあり、当間那覇市長も、この説

を主張してなかなか強硬である。問題
は軍当局に持ち込まれることになるか
も知れないが、いまさら上訴裁の判決
をくつがえす、とは考えられない。

それはそれとして、既に告示された通
り十月十六日に全議員の選挙が行われ
るものとみられ、市内は立候補者の噂
さでもちぎり、選挙運動を始めたのも
いるらしく、早くも前しよう戦に入つ
ているという。すぎ去つたことを責め
たてもどうにもならないが、顧みて
那覇市選挙管理委員会の監督不行届き
が惜しまれてならない。合併当初の選
挙であるからには、投票分会場におけ
る投票分会長、同立合人及び選挙事務
員が、選挙の管理及び執行に行過ぎの
違法行為をなさぬよう、あらかじめ事
前の措置が、あつて然るべきである。
しかるにそうした対策を怠つたことが
禍いの因となり、せつかく当選した全
議員を、今頃になつてから、選挙無効
で失格させ、延いては選挙人に迷惑を
及ぼすことにも相成つた。この際、選
挙管理委員会の深省を望んでやまない
のである。

ところでかくなつたからには、過去の
経緯を一切水に流して全市民が心機を
一転し、禍を福に転ずる心構えを抱い
て、那覇市政を飛躍させる契機としな

くてはならない。そうでもせぬと全く
やり切れないのである。立候補者はた
とえやり直しの選挙であつても、万難
を排して当選したい意気を燃やす事は
必定であり、前回の落選組は、捲土重
来の勢いから元一倍する努力を
惜しまぬだろう。だから候補者側には、
やりなおしの選挙であつても、低調に
おちいる気遣いは、まずなかつと思
われる。心配なのは、選挙人側である。
やり直し選挙に気を腐らして、選挙へ
の気乗り薄を著しくする危惧がないと
も言えない。もしそんなことになれば、
結局するところ那覇市政の衰退をまね
くことになる。そこで、青年会、婦人
会の選挙高揚運動を望んでおきたい。
選挙の度毎に、候補者の立合い演説会
を主催している旧首里市青年会では、
既に新たなプランがなるらしいが、欲
を言えば、狭い単位地域の町、或は区
における有権者の個々に政治意識を高
める啓蒙運動の展開を望みたいのであ
る。

同時に、過去の腐敗選挙に鋭いメスを
加えて、利益誘導、戸別訪問、供応、
買収を平気でやるボス達に、だんこと
して反発する態勢をつくつて貰いた
い。周知のとおり、選挙の秘密と自由
及び公正は選挙法によつて厳しく保証

されているが、そうした民主政治の自覚が十分でない後進性に禍いされて、町内や区内の顔役、それから親戚関係等からの不当な支配が、まだ完全に払われぬ憾みがあるだろう。選挙界のそうした封建的慣習を打破することが、市政刷新の近道だと言える。かかる選挙粛正運動は容易なわざでないが、それでボスの不当な圧力に抗するための勇気を絶対に必要とするが、その覚悟

のうえで、進歩的な青年会、婦人会が、市内各地域で自主的に選挙粛正にのぞむ事は、決して意義なしとしない。ところで、こんどの総選挙に、われわれは何を期待すべきであろうか。言う迄もなく、那覇市歴代市長の重大政策といわれる首都建設に協力を惜しまぬ有能な新議員の当選をまず待望したい。既に首里、小禄は合併したが、それだけではドウナツ合併の誹りがあり、真和志市の合併に積極的な努力を惜しまぬ新市会の出現を望みたいのである。現那覇市政は、特に懸案の都市計画は、旧那覇市に最大の力が注がれ、首里、小禄の影がいたつてうすい。それは合併に際して一つの条件であつたらうが、それにしても首里、小禄、そして何れは合併されるであろう真和志市を含めた広域の都市計画が必要であり、

そうした総合計画の線に沿つて、旧那覇市以外にも実現可能なものから、公平に着手すべきであろう。縄張り主義をとなえる訳ではないが、市会が、自主性をもつと發揮して、都市計画の拡充を促すそうした努力が、旧那覇市以外の市民から現に望まれている。ともかく、首都建設への前進を合理的、建設的にする候補者が現われたらいいと思う。がしかし都計であれ、その他の市政抱負であれ、政見発表会での大言壮語はもう聞きあきた。ともかく政見を聴くことも是非奨めたいが、同時に候補者の顔触れに、いまから注意して、果して市政に携わる識見と実力のある人物かどうか、徒らに市長派、反市長派に分れ、或は各政党の私利と結んで、首都建設はもちろん、その他の市政百般を阻む恐れのある人物でないかどうか、その吟味が何よりの先決であり、特に市会の自主性を護り抜ける民主的人物を登場させて、全住民待望の首都建設と那覇市民の福祉増進に役立てたいものである。

政党では、人民党、社大党が候補者を賑やかに推し、党勢拡張の契機たらしめるらしいが、せつかくの選挙をかきまわすような行過ぎの政党活動は慎んで貰いたい。政党と地方自治団体が、

沖繩政治の現段階において、いま直に密着していいかどうかは疑いの余地がないでもない。那覇市の選挙は、政党か、人物かと問われたら、われわれは一応も、二応も「人物」と答えるだろう。

法文の解釈に誤りあり／那覇市選挙管委軍へ再審願ひ

〔琉新・朝 1955・9・12〕

さる三十日、上訴裁で那覇市議選挙無効訴訟裁判は上訴棄却の判決をつけ、十月十六日那覇市議再選挙が行なわれることになつたが、那覇市選挙管理委員会では、上訴裁の判決を不服として再審の申請を準備、すでに九日ひる那覇市選挙管理委員会訴訟代理人弁護士当間重剛氏はデピス法務部長、フライマス連絡官に一応再審の説明をおえ、十二日あさ正式に琉球政府を通じ、民政副長官あて再審の申請を行なうことになつた。

申請人は那覇市選挙管理委員会代表者大湾政行、右訴訟代理人弁護士当間重剛となつており、申請の趣旨は(一)五十四年九月十二日施行の那覇市議会議員選挙無効訴訟事件について中央巡回裁判所に差し戻しするとの判決を求め、(二)再審が完了するまで那覇

市選挙管理委員会が一九五五年九月一日告示した那覇市議選挙の執行を停止することの二件となつて再審の理由(一)要旨(一)選挙法第五十一条には「選挙の規定に違反した場合、それが選挙の結果に實際に異動を与える場合に限り：選挙の全部または一部無効の決定をし、または判決しなければならぬ」と規定しているが、中央巡裁では法文の字句を読みかえて「實際に異動を与える場合」とあるのを「異動を与えるおそれある場合」と読みかえたこと。上訴裁では實際に異動を与える場合とは選挙の結果に確實に異動をおよぼす場合は勿論、選挙の規定違反が選挙の結果に異動をおよぼすおそれある場合を包含する趣旨と解すべきであるとされた。この二つの判決は法文の解釈に共通した誤りがあつたからである。上訴裁の判決はすでに仲里村の選挙訴訟事件で同様な誤りをおかしている。

すなわち、右の判例は法律と同様な拘束力を持つことになり、選挙法いわゆる「選挙の結果に異動を及ぼすおそれある場合に限り」と法律が改正されたことになり裁判所は立法権を握ることになるので民裁判所制第五条の三項の規定によつて再審の申請をしたのであ

る。

那覇市会選挙無効の再審訴願と自治

池宮城 秀意

〔琉新・朝 1955・9・16〕

那覇市会選挙について開票手続きに規定違反があり、これが上訴裁判決によつて無効とされた。このこと自体は現議員ならびに市選挙管理委員会および市当局にとつては困つたことであり、また、そのまま再選挙となすれば気の毒なことに相違ない。したがつて、当事者がその難をまぬかれるために八方手をつくすことは一応当然なことである。しかしながら、琉球人の司法に自主性を与える建て前から最終裁判所の体裁をそなえている上訴裁判所の判決に対し、米軍に再審権が留保されていることを理由に、那覇市選管委—この場合実際には当間市長だが—が再審を訴え出るといふことは、沖繩の現情勢からその簡単には是認できないものがある。われわれは、現在の沖繩の複雑な客観情勢から、公正な態度でこの問題を論議せねばならぬ。

たコンモンセンス（常識）から逸脱したもではなく世論によつて生れた政治に従属するし、また、しなければならぬ、との考えから議論をすゝめているのである。その意味で、那覇市の再審訴願は、単なる法文解釈の異同、あるいは那覇市当局の行政上の都合如何をはなれて、琉球の政治、更にくわしく言えば、立法、司法、行政の自主を獲得しようとする努力しつづけている琉球の政治の立場から考慮されなければならぬ。

当間市長は再審訴願についていろいろと悩んだが、立法権のよう護のため、涙をふるつて決行されたところから出が、筆者は市長の悩んだところから出発したい。

再審決意の問題点については法律専門家が議論をつくすだろうから、われわれ非専門家も遠慮するが、「選挙の結果に異動を實際に与える場合」云々と「……異動を与えるおそれある場合」の二つの異つた文句の与える二つの概念の間にはきわめて微妙なものがあり、事実の解釈認定如何でどちらにもなり得る。それであればこそ、法律専門家の当間市長と上訴、巡裁の判事たちとの判断が二つに分裂したのである。

このような判断の分裂は最近、三鷹事件をめぐる日本の最高裁判所の大法廷においてさえ見られたことで、必ずしも不思議とすべきことではない。その他、いずれの国の裁判においても、このような事例はある。

法律は決して不易のものでもなければ、無きずの珠の如きものでもない。一国の法律を他国の法学者が見れば、間違つていふと考えることも多いであろうし、同一国民間でも現行法令に反対する場合もしばしばあるのは周知の通りである。したがつて、今回の上訴裁判の判決が一つの判例として法令と同等の力を持つことに対し、反対解釈をしている当間市長が遺憾とされることは十分に理解できるが、だからと言つて、擬態的にしても最終裁判所の機能を保持し上訴裁を否定し、米軍法務部の留保する権限を發動させるといふことは、次第に昇華して実質的な最終裁判所になるに相違ない上訴裁の擬態までたたくつておすことになりやしないか。

更に憂慮されることは、琉球人の司法に対し琉球人自身が不信を表明することは、表明する人が当間市長のような重要ポストにあり世間的信用のあつた場合、現在の琉球の統治者であるアメリカ力要路の人々におよぼす影響は重

大なものがある。この点を当間市長はつかつに忘れたのではないか。

以上、思いつくままに述べたが、現在の琉球には余りにも法律以前の問題が多すぎる。そのような琉球であるにもかかわらず、琉球には世論がないと日本の一学者はなげいていた（東京工大、河田龍夫教授）。われわれは私情をはなれた議論をもつと活発にしなければならぬ。片隅での非難私語は社会を分裂させるだけであるが、公明な世論は統一への唯一の道である。今度の那覇市の再審問題も十分に検討を加えらるべきものと考え、識者の御教示を待つ次第である。

小禄／もう別れ話しも出る ／固定資産税評価等めぐり

〔琉新・朝 1955・9・21〕

那覇に合併して一年しかたつないというのに、固定資産税問題で小禄では「分村問題」にまで発展しつゝある険悪な空気にあるようだ。那覇市で新税法により、固定資産税を賦課、徴税令書を発送したが、小禄では旧税法のころ、家屋税、土地税約八十万円だったのが、新税法で約二百四十万円につりあがり、三倍ぐらい増えたことになるが、

個々の賦課も増加をみせ、固定資産評価が適正でないとの理由で某部落を中心に那覇市当局の評価をめぐり反対の声があり、これと相呼応してさきに合併反対をとなえた連中もまじり政治問題化しようとする空気にあるもようだ。前議員平良龜助、具志嘉助、赤峯三郎、照屋正徳、上原永盛氏らはこの問題鎮圧に躍起となつていようだが一部部落民の態度はあくまで再評価による課税でなければ…と強硬であり、全小祿住民大会までもつていく空気があつたので、前記の五氏は十九日あき、嘉手納助役、城田税務課長に会い、部落民の意志である再評価について種々協議したが、結論に至らなかつたもようである。同氏はさらにきよう午後五時各部代表らと協議のうえ、明朝部落民代表らと共に那覇市当局と折衝することになつてゐる。

城田那覇市税務課長の話。旧税法の場合には賃貸価格の百分の十で利潤から払えるような一種の取得税であつた。しかし新税法は収益をあげなくても財産としての課税であるので那覇市内のいたるところで不満の声はきかれる。今度の小祿の場合も新税法のまずさではなかつただろうか。

一社説

首都建設は政府の責任

〔沖タ・朝 1955・9・23〕

首都建設法案が真栄田議員を中心とする無所属議員らによつて立法院に提出されるらしいが、その実現をわれわれも期待するものである。しかし欲を言はずか幾たりかの無所属議員の発議としないで、それを超党派にしたらもつとよかつたと思う。

那覇市を沖繩の首都にすることは殆んどどの住民が望むところであり、従つて首都建設の責任を政府が負うことも理の当然とされよう。ところで全住民の待望する首都建設であつてみれば、それに政争臭をいささかもおわしてはならぬと思う。真栄田議員を中心とする無所属議員らが果して政党的に無色無臭であるかどうかは知らぬが、世評は、必ずしも純無所属議員とはみないだろう。そこに、この発議が、政争の具に供せられる懸念なしとしない。そこで真栄田議員らが、首都建設の超党派性を自らもよく自覚するとともに各政党所属の議員に対しても、それを謙虚につつたえ、首都建設法案を審議する議会の超党派態勢を築く努力がなくてはならないのである。

旧那覇市の都市計画がくわだてられた

当初から、そして首里、小祿両市村の合併問題が起きた頃から、ありていに言つと、われわれは政府の責任においてなすべき首都建設法の実施をこの欄で切に望んでやまなかつた。市当局まかせでは、余りにも弱く、たよりないのである。当間(重民)、又吉、当間(重剛)の三代市長が、首都建設を目標とする那覇市都市計画に、大きな抱負をもち、それを着々と推進したことは誰しもが認めるところであるが、しかし歴代の市長が、那覇市都計は、膨大な予算を必要とし、その実現も全く予測できないもので、恐らく長年月を要するだろうといひ、しかも財政的な目度なども定かたなく、旧那覇市の都計を細々とおし進める程度にしかすぎなかつた。とは言え、それだけでも功績は大きい。那覇市都計の指導助言者たる石川博士も、旧那覇市の復興と都市美をたたえ、建築も、道路も、立派になつたと評した。そのすべてが都計の賜であるかどうかは知らぬが、とにかく歴代市長と市議会の努力がむくわけて、懸案の区画整理はほぼ目鼻がつき、主な道路も装いを改めて、首都の匂いをそこはかとなくにおわしつつあることは否めまい。

だが、石川博士にしても、手放しにほめた訳ではない。博士も、われわれと同様、旧那覇市に限られた都計の進捗だけに満足することなく、それにとらわれない首都建設の立場から、しんらつに批評することも忘れなかつた。たとえば、旧首里市を大学タウンにせよ、といひ、教育、住宅、工業、商業、風致区指定の問題にふれた。或は公園、墳墓地、緑地、広場、スポーツセンターの計画を望んだ、それからちよつぱり河川問題にもふれ、ガープ橋一帯の臭気を皮肉つたりして都計未だし、の警告があたえられた。これを要するに、旧那覇市の都計もよいが、同時に首都建設を目指しての総合計画が、当初からなくてはならぬ、という訳なのだろう。そうした首都建設といふはつきりした目的から出発して、那覇市を琉球の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を發揮し得るよう計画し、かつ建設することが望まれたのである。

那覇市歴代市長並に市議会にしても、恐らく首都建設に無関心ではないだろう。だが、予算の關係等もあつてその確たる目処がないところから、時期尚早と諦めて地道に旧那覇市の都計にこだわつたのであろう。がしかしそれでは、首都建設を阻む危ぶがないでもな

い。首都建設法という法的裏付があれば、旧那覇市の都計を含む予定される全首都地域の総合計画に基いて、年度計画をたて、政府並に民政府の協力をえて、可能なものから、的確に着手していけるだろう。なおこの法律の裏付を欠いたら、那覇市政における市長派、反市長派の政争があつた場合、那覇市都計の実現を危くすることも考えられる。そんなことになれば首都建設もいよいよ迂遠なる道であろう。

首都建設が、全住民の望むものであるならば、特定の地方自治体である那覇市のみに、その計画と実施を委かせ切れるのもどうかと思われる。だが首都建設法が制定されたら、政府に首都建設委員会が設置され、委員にそれぞれの関係当局代表と議会（立法院、市会）代表と学識経験者などが行政主席から任命され、首都建設計画の作成と、その実施の推進に当ることになる。そして政府は、民政府に対し大幅な援助をもとめるだろう。さらに政府は、那覇市が琉球の首都であることにかんがみ、政府と市町村が分担して施行する事業施設を決定する。那覇市側にしても、その所管の施設及び事業の施行に際しては、すべて政府の首都建設計画を尊重する建前がとられる。ともかく

政府はもちろん、首都計画区域内の市町村又は関係者が、計画の作成及び実施に出来るかぎり協力し、援助し合つて待望の首都建設を速かにすることが期待されるのである。

首都建設法が出来ても、棚からボタ餅に理想の首都がにわか実現する筈もないが、しかしこの法的裏付がないでは、首都建設の計画も、そして実施も、とうてい不可能であろう。超党派して立法されることを望んでやまない。

那覇市議選挙／再審願ついに取下げ

〔沖タ・タ 1955・9・26〕

那覇市議選無効の上訴裁判決に対し、那覇市選挙管理委員会では、那覇市長当間重剛氏を代理人として去る十二日「無効判決は法的に誤りをおかしている」と副長官あて再審願いを提出していたが、二十六日あさ当間氏は同再審願いを取下げの旨政府を通じて副長官あて提出した。これで二十七日から立候補の届出受付がはじまり、向う二十日間にはわたつて那覇市議の選挙運動が展開されることになつた。

回答遅延で不安／明朗なる選挙運動を阻害／選管委

「選挙無効」判決に対する軍への再

審願い取下げについて、二十六日那覇市選挙管理委員会ではつぎのように発表した。

さきに当委員会が弁護士当間重剛氏を訴願代理人としてなした一九五四年九月十二日施行の那覇市議選挙無効訴訟事件についての再審の申請を左の理由をもつて取下げること決定した。

再申の申請書を琉球政府行政主席を通して提出してから既に二週間を経過したが、その回答がなくこのまま推移するとしたら、当委員会において告示した今回選挙の選挙運動開始日も明日に迫つており、選挙民ならびに立候補者に不安のままに明朗なるべき法定選挙運動を阻害するおそれがあるので再審取下げることがここにおよんでの当委員会の賢明なる措置と思考し本日ここに取下げの手續を完了した。

混乱をさけるために／当間市長法
律的良心では不服

再審取下げとなつて、訴訟代理人、弁護士当間重剛氏（那覇市長）は悲痛的な面持ちで記者団に対し、次のような取下げに至るまでのいきさつ及び現在の心境を語つた。

：取下げはけさ（二十六日）決定した。僕自身は取下げる意志は全然なかつた。むしろ選管委が民裁判に再審手

続きをする意志があるなら僕はあくまでやつてもいいと思つてゐるくらいだ。しかしこれはいろいろの問題を惹起する。民裁判では選挙の執行を停止することができない。そうなるら選挙の事務は進んでいく訴訟も進んでいく二つがこんがらがつて拾収がつかなくなる。僕は今市長という立場と弁護士という二つの立場にある。弁護士の立場としては法律的な進み方ばかり考へる。つまり今度の判決は正しくない。決定的に斗いたい、と思つし市長としてはやらなくてもいい選挙で市民にいたずらな無駄と不安を与えたくない。市長としても弁護士の立場からあくまでもこの再審はやるべきであつたが、微力でもどうにもならなかつた。この取下げについて軍から取下げをすすめられたということは全然ない。あつちこつちで情報を集めてみると大体この再審について軍がノー・タッチするだろうという判断が下された。法律的な良心から取下げたくない。取下げたのは選挙管理委員会である。取下げの決定について情報は私がいりる蒐集して管理委員会に伝えた。管理委員会としては選挙無効の判決にもとづく選挙の受付が切迫してきたので混乱をさける意味から再審取下げと決定し

たようである。ただ今度の件については僕がいうことは市民に対して申しわけないということである。

当然の措置だ

儀間真喜氏の話「当然だと思つ。自主権の拡大に向つて全住民が進みつつある際だから、この問題には軍としてもタツチしないだろうことを確信していた。これで選挙が公正に行われるということを認識させたことは大きな喜びである（選挙無効異議申立訴訟人）」

軍の内意？は知らない

那覇選挙委大湾委員長の話「きのうひる三時委員会を開いて態度を決めた。とり下げの理由は委員会発表でものべた通りやはり選挙を不安なく施行するためだ。軍の内意？さーそれは市長にあつたという話もあるが、よく知らない、こちらには何にもなかつた。

一社説

軍は民裁判に干渉しない

〔沖夕・朝 1955・9・27〕

再選挙か、選挙執行停止かその成行を注目された那覇市会議員選挙は、訴訟代理人当間重剛氏の再審取り下げによつて、再選挙に決定、いよいよきよつから立候補の届出が始まり、同時に選挙運動が開始され、十月十六日に投票

が行われることになつた。そこそこくでは嘘であろう。

那覇市選挙管理委員会では、再審取り下げの理由について「候補者の届出が始まるので、軍の回答をいつ迄も待つていては、せつかくの選挙を不明りようにするおそれがある」としている。賢明な措置であり、それ以外の打つ手は恐らくなかつたと思われる。問題のいきさつは周知の通り、上訴裁の無効判決に対して、那覇市選挙委が不服をとえ、当間市長を訴訟代理人として、同裁判の再審願いを軍当局に提出したことにある。当間市長の代理訴訟が伝えられるや、一体那覇市議の選挙はどうなるか、との関心が各方面から注がれ、忽ち話題的（ま）とされたものであるが、しかし当初は、概して言つと楽観の傾向が強かつたのではないが、と言つのは、法律の解釈というものは、素人（しろうと）には至難なものではあるが、常識的に考へて、何となく上訴裁の無効判決があつていふように思われたものである。司法自治の建前から、軍への再審願いが自治権の放棄を疑わせ、それへの反撥もあつて、ともかくわれわれの上訴裁を信頼したい、その無効判決を正しいと肯定したい、との希望的、感情的なも

のがあつたのかも知れない。いずれにせよ、結局は、恐らく軍からの干渉がないだろう、再選挙は予定通り必定、と楽観する向が圧倒的に多数だつたのではなからうか。

ところが、当間市長の例の論文が発表され、それへの反駁も続々と現われ、問題は法律専門家同士のややつこしい論争と相成り、われわれ素人筋には、何が何やらさつぱりわかりかねる混乱におちいつたことである。勝負は、果してどちらが勝つか、との興味が抱かれたことも確かであるが、再選挙を好まぬ連中は、恐らく当間氏の必勝を信じたに違いない。再審の途は、民裁判と副長官の二つがあるとは言へ、副長官への訴えは、言う迄もない自治権放棄につながる。世評も専らその点を憂慮し、当間市長の訴訟を遺憾とするか、にみつけられもした。そうした非難を覚悟のうえ、軍に再審を願出るからには、必勝の確信が必ずあるに違いない。問題が問題だけに多分に政治的臭いがある、との評もないではなかつた。しかし当間市長は「法の解釈としては間違ひなく自信がある」といい、市長論文への反駁の弾はいずれも「外れていふ」と言い切り、世の集中攻撃を浴びても、いささかも動じなかつた。そう

した当間市長の強気をたのんで、再選挙を好まぬ連中は、軍当局からの色よい返答をひたすら待ちかねていたのである。那覇市選挙管理委員会にしても亦然りである。

逆に、再選挙を望む連中と、大乗的な立場から、軍当局への再審願いを自治権放棄としてにがにがしく思う側は、万が一当間市長が勝つならば、司法自治の後退は必至であり、那覇市の選挙問題にとどまらぬ重大化の危惧を、抱いたのであることが考えられる。しかも必勝確信の市長談話が頻りに伝えられもしたし、何となく憂色に包まれたかの如くであつた。しかし裁判所側としても、まさか司法自治を脅やかす軍当局でもあるまい、との確信があつて、世の注目を浴びた。すなわち「再審で上訴の判決が破棄される筈はない、破棄となれば軍は自ら選挙法を改正しなければならぬし、法規を今のままにしていふと結局不正行為を許すことにならぬ。そうなれば選挙の度に暴動が起るかも知れない」といい、さらに「これ迄の個々のケースを通じ軍裁と民裁の間、互に干渉しないという線がでていふ」と語つて、司法自治は揺がず、との感をわれわれに与えたものである。

ともあれ、どちらに与（くみ）するにせよ、軍当局の回答如何が一せいに注目されたが、そのために立往生の状態におかれた那覇市議選挙は、ありていに言つとみにくもあれば、おかしくもあつた。もし、そのままの状態で届出が始まり、同時に選挙運動が開始されたら、それこそ言語に絶する不明朗な選挙となつたろう。だが、さいわいにして間一髪のところ、選挙管理委員会が良識をはたらかし、再審を取り下げて明朗選挙に切替えたことは、那覇市政のためにも、それから司法自治のためにも、よかつたと思う。新聞の伝えるところによると、再審取下げは自発的なものではなく軍からの内意があつたとも言われているが、民裁判への軍の不介入は、かねてから予知されたことでもあり、自治権の放棄を疑わしめる軍当局への訴えが、住民の期待を裏切るものであることを、この際よく反省したらいいだろう。だが、そつした詮索はここでは一応棚上げするとして遅きに失した憾みはあるにせよ、とにもかくにも、再審を取下げ、那覇市議選挙への不安を一応払いのけたことは、選管委の良心の健在を示すものであり、これを了するにやぶさかであつてはならぬだろう。

さあ、そこで、これ迄のいざこざを忘れて、那覇全市民を挙げての明るい選挙を迎えようではないか。黒星つづきの選管委にしても、こんどこそは、手抜きなくやつて貰いたいものである。

金口木舌

〔琉新・朝 1955・9・27〕

再選挙か、再審かと世論を沸かせた那覇市議の再選挙は、再審取下げでいよいよきょうから届出を開始して選挙戦の火蓋が切られたワケである。二市一村を合併して一年になつたばかりの那覇市議会の再建であり、いわば新しい那覇市の「政治づくり」がこの日から始まる。三十の議席をめくつて四十四、五名の立候補が噂され四、五人の前議員を除いて殆どの前議員が立候補するので、その顔ぶれは大した異動はないという向きもある。首都那覇市に課された任務は相当重大なものであり、これを推進する市議会の役目も同様であつてみれば、前市議会が一年間でみせた足並みと同様に、目下推進しつつある都市計画を強力に進める人材を新市議会に送るように市民は選挙権を行使しなければならぬ。次に市議会構成に際しては兎よりも人に重点を

置き、識見の高い人、市政に情熱を燃やし得る人、政治的立場がハツキリして協調力のある人を選び出さねばならない。市議選は選挙区がせまいため得票が読み易く、これがため感情的な行動に出て選挙後にそのシコリを持ちこすキライがあり、あくまでも公明選挙の線で押し進めるべきであろう。市議選の暗い面としていつも問題になるのは買収、供応は勿論、金銭、物品、因縁情実などは絶対に排し論戦一本槍で戦い抜こうとする者を推しその言行一致や誠実さを確かめた上で投票することが望ましい。このことは選挙の肅正を意味し、公明選挙を推進する大きな原動力にもなるし、このような気風が出来上れば市民側から、進んで言論戦でその優劣を決めるという風になるであろう。そうなれば街の美観を甚だしく損ねる下品なポスター戦や、朝から晩までハイヤーにスピーカーを取付けて無意味に近いほどガナリ立てる必要もなく、不愉快な街頭風景もみられなくなり、自然に選挙も金がかからなくなるであろう。しかし、一番大切なことは、「首都建設」という大事業をもつ那覇市のためにも、清き一票を行使し、買収などによつて選挙民の尊い良心を売らないことである。

那覇市議選きょうから受付

〔沖夕・朝 1955・9・27〕

再審願の取下げで那覇市議選挙はいよいよ十月十六日に行われることに決定。きょう二十七日あさ八時から立候補届出の受付と、選挙運動が始まることになつた。去る十二日の再審願の提出以来、選挙は行われるか、どうか、こんとんとしていたが、二十六日那覇市選管委が再審を取下げたため、事態は急転直下、きょう二十七日から選挙運動へ突入となつた。立候補を伝えられているものは約五十名に上つているが、選管委ではきょう中に約二十名ばかりの届出があると予想するほど、出足は好調とみられている。新しい選挙を迎えて大湾選管委員長は「今度こそ間違なく適法に選挙が行われるようにする」と語っている。なお、今回の有権者数は八月三十一日現在で五万七千八百四十一人、男女別内訳は男二万五千九百三十一人、女三万一千九百十人で女子有権者は男子有権者より五千九百七十九人も多いことになつている。

話の卵／那覇市二十四町

〔琉新・夕 1955・10・2〕

那覇市議選もたけなわのこのころ、

那覇ツ児ばかりが集つて懐旧談になり、返らぬ夢を追つような話で昔の那覇のよかつたこと。ノンビリした街ではあつたとか何かしらよりどころのある街であつたテナ具合に話が進展し、アルコールが回つてくると那覇ツ児の意気地なさを嘆、どうにもならんと嘆いてはおれないから、お前市議に出てどうかとか乃公出でずんばとかで、もう市長か何かに当選したツモリでさかんにウダをあげていた「それでは聞くが旧那覇市の町名を暗(そら)んじているや否や」「ちよい待ち、さてと、旧那覇市には何町あつたつけ」な調子で、これを完全に覚えてるのは一人もいなかった。

この話は那覇の住人以外にはあまり興味はないだろうが、話のついでに那覇二十四町を「ご紹介申しあげて、博覧強記?ガクのあるところを……まず都心の昔の那覇四町に位するところから申すと、(因みに那覇四町は東、西、泉崎、若狭である。)(1)東町(2)西本町(3)西新町(4)若狭町(5)上泉町(6)下泉町(7)通堂町(8)垣花町(9)住吉町(10)山下町(11)旭町(12)辻町(13)上ノ蔵町(14)天妃町(15)久米町(16)松山町(17)松下町(18)久茂地町(19)美栄橋町

(20)牧志町(21)前島町(22)高橋町(23)崇元寺町(24)壺屋町と以上の二十四町である。

それにつけても考えられることは首都那覇市の区画整理が早く片つき、また昔のように古い町名を使えるようになればよいのだが、それにも首里、小祿の合併後はいろいろの町名にも支障があることが予想され、新市内でも開南町まではよいが神里原町の原ということばが気になつてしようがない。首里と小祿に金城区というのがあり、これなども町名呼称が実現されるときには物議を醸しそうな同町名である。

いずれにしろ、那覇二十四町は過去のものとなつて現在の現在、この町名をどうしようというのではないが、しかし差支えない限り旧町名は区画は別として復活させたいものである。

那覇市は市議選でそれぞれころではないだろうが、今のうちにそろそろ町名審議会みたいなものを作り、区画整理完了後、時を移さず現在の番号区番制を町名制にしたらわかないと、これで悲鳴あげるのには郵便屋さんだけでなく、市民全体であることも考え早く実現してほしいものである(蚊)

一社説一

那覇市議選挙に望む

〔琉新・朝 1955・10・4〕

那覇市議の再選挙は届出が開始されてから一週間を經過し三十の議席をめぐつてすでに四十五名が名乗りをあげ決戦まで余すところ旬余、早くも中盤戦に突入、モグラ戦法、音なしの構えで各候補者とも秘策を練つていようである。都市美を損つことおびただしいと市民からも苦情が出るぐらいベタ貼りの紙弾戦もし烈を極めていよう。

潜行戦がいつまで続けられることか、今までの例から推しても立法院議員選挙に見るような言論戦は期待出来そうもない。せいせい投票日が間近になつてから例のお願ひしますの狂声を競う騒音を街中にまきちらすにちがいない。

これまでいくたびか経験してきた選挙ではあるが、何んの変つてもなければ一步の前進すらない。選挙戦術が小利巧になつてきただけである。一体市民に何を訴え共感を得ようというのであろうか。一片のピラにゴテゴテと公約なるものを列挙して配布したところ候補者の氏名すら片仮名でなければ読みも書けませぬという選挙民に何をわからせようというのか、それこそホ

ゴ紙同然で勿体ない浪費である。

選挙民に候補者の抱負なり政見の一端を理解させる機会を与えないままに清き一票を頂戴しようという票取り競争ならそれこそ選挙民を愚弄するものも甚だしい。情実因縁にモノを言わせるような選挙は地方自治を後退させるばかりである。

二市一村合併以来、日なお浅い那覇市は国際都市としての形態を整えるのに今後打つべき施策も幾多山積している、にも拘らず僅か一年足らずで市議選やり直しの再選挙を余儀なくされたことはこれほど不経済極まる努力はないのであるが、他面政治意識の高揚覚醒の面から考察すれば選挙こそ政治教育絶好のチャンスともいえる。選挙をわずらわしいものとして無下に嫌悪するようないものがあつてはならないのである。

選挙といえは兎角立法院選挙の如き中央選挙には相当関心を呼ぶが市町村議員選挙の如き地方選挙となると小バ力にして中央政治にのみノボセ上る悪い風習があるが、地方自治こそは民主政治の最良の学校であるともいわれ、それだけに地方自治の良し悪しも、もとをただせば市町村民の政治的水準如何にかかつていようである。地方自

治ではその市町村住民自体が政治の主人公でありその意思によつて首長は勿論、議員も決定することが出来るのでありその力を發揮する機会は選挙以外にないのである。この唯一絶対の好機を自分のものとせず外部からろう断されるなど愚ろかしいことである。斯る愚かしい票が結合してやがて地方自治を毒し腐敗させる結果をまねく。

地方行政といつてもその首長や一部議員などによつて勝手に行われることは許されない。常に住民の意思が反映し、住民のための政治が行われるように運営されるのであつて、そのために住民が直接市政なり村政なりに参加する唯一の機会が選挙であることを強く肝に銘記すべきである。

選挙民の望むことは常に明るい政治であり公僕として識見、力量のある人物に出て貰いたいという願望は昔も今も変りがない。出て貰いたい人には余暇もなければ金もないといった人々も多数あるが、こついつた悩みから金のかゝらぬ選挙が要望される。その端的の欲求もつらをかえせば選挙を暗くするものの第一が金であり更に情実因縁であるということを示唆している。中盤戦に入ろうとする那覇市議選もこれから愈よ微妙な戦線をくりひろげるに

ちがない。おそきに失するようだが市議選への正しい理解と受入体制をつくるためにも明朗選挙を呼びかける啓蒙運動はあつてもよい。

いずれにしても、まず市民の意思が自由に表明され、真に明るい自治を創造していくという建設的意欲と情熱とが選挙民といわず候補者といわず市議選戦線にあふれ出るようになれば選挙も自ずと活気を帯び明朗化されよう。

記者のメモ／那覇市議選のとぼつちり

〔沖タ・朝 1955・10・5〕

：四日の真和志市定例議会が閉会したのち那覇市議選の話が出たが、那覇市議候補者の中には「那覇、真和志両村の合併を拒んだのは真和志議會である」と公言するのがいて議員の所へも真相を聞きに来る人が多くなり、トングぬれぎぬを着せられているということが、問題となり森田議長から「両市の市長、議会正副議長等が出席して合併問題を話し合つた際、真和志側は那覇市議選無効判決が下される前に両市会とも合併決議を行い、選挙無効の判決あり次第主席に合併の日を告示させ、一挙に合併し総選挙に持ち込もうと提案したが、那覇市側は選挙無効に

は絶対ならぬからと全然話に乗らなかつた。合併が実現しなかつた責任はむしろ那覇市側にある」と説明すれば、「声明書を出せ」「議長談話を発表せよ」といきまゝ議員もいたが、結局もつと事の真相を確かめてから適当な対策を講ずるということにケリとなつた。

一社説

裏街道をゆく那覇市議選挙

〔沖タ・朝 1955・10・7〕

那覇市議選挙はいよいよ自曉に迫りつつあると言つのに、本紙（五日三面）の伝えるところによれば、顔がのし歩く中盤戦、あるいは音無しの構え、沈黙の選挙などと報ぜられ、しかもどこでどう運動が行われるのか、多くの市民が知らぬ間に選挙はもう相当すゝんでいる、大勢は既に判明したとの觀察もなされている。そうした選挙の後進性にわれわれは心底から湧きあがる腹立ちを禁じえないのである。戦前の昔から、沖縄の選挙界は、日本屈指の政争県という汚名を着せられ、およそ自由選挙の逆をゆく白・黒斗争の選挙が、ボスどもの操るままに、いとも簡単に Rowe されて来たものである。戦後の民主主義時代を迎えてから、政治における主権在民が強調され、選挙を迎え

るたびに選挙の民主化を訴える啓蒙運動がひと頃は活発に行われたが、戦後十一年を経た今日に至つても、旧態依然として改まらぬとは、一体ぜんたい何ごとであるう。しかも首都呼わりされる那覇市の選挙が、この態たらくとあつては、失望の度が余計につよく、候補者をふくんでの那覇全市民の猛省を促さないではおられないのである。まず啓蒙運動がいささかも展開されぬのはどうしたことか。ボスどもに操られる選挙とは、つまるところ市民の民主主義思想の欠如を意味し、或はわれわれの生活を決定的に左右する政治への自覚の乏しさから生ずる政治無関心が原因であろう。それは言う迄もなく民主社会の建設を阻む致命的な欠陥であり、これを払わぬことには那覇市政の向上もなければ、市民の福祉増進もとうていありえないのである。だから民主主義思想を培い、かつ政治関心をたかめるために市当局は勿論、あらゆる社会教育機関が相互に提携して、不断に市民に働きかけ、殊に選挙を迎えたら、これを啓蒙運動の好機会としなくてはならない。しかるに終戦後暫くは、そうした努力も確かにありはしたが、速効的な利目（ききめ）がなかつたのにシビレを切らしたのか、そうし

た啓蒙運動がすつかり棚上げされている。啓蒙運動なるものはいわゆる社会教育であり、教育は、時間を浪費してこそ、効果が徐々にあがるものである。このことは那覇市に限らず沖縄全体に該当する問題点であり、民主主義の後進性に対処する社会教育施設が、あらゆる角度から活発にされなくては、いつ迄たつても民主的な公明選挙は望めぬだろう。政府にしても、このことをじっくり考えてみたらどうか。

市民が知らぬ間に選挙が中盤戦に入り、「もう大勢は判明した」ということは、まさに由々しい事態であり、それは昔の選挙と比べてみて、一步の前進すらないことを証左する。自由選挙の理想からいえば、人々の秘められた自由意志を臆測して、候補者の当落を観測することは、どちらかというとならぬ無用のおせっかいである。われわれがいつも指摘することであるが、戦前迄は、専ら地盤関係から推してほぼ確かな予想が為され、開票の結果は事実当ることも珍らしくなかつた。戦前にも選挙の自由意志は認められていた。だが、沖縄の社会及び政界に濃く残存する封建性にわざわざいされて政治ボスのばつこが甚しく、大小のボスどもが政党を私党化し、あたかも支配者である

かの如き権勢を張つて、従つ者には利権をあたえ、従わぬ者には威圧を加えるなどして、人びとの自由意志を奪いつり、人びとを白・黒の派閥に両分して、これを地盤となし、選挙ともなればこの地盤を動かして票を稼ぐ、といった、式の選挙が、嘗つては公然と繰りかえされたものである。

戦前の各警察には高等刑事なる者がいて、この地盤関係から候補者の得票を、たんに念にかぞえあげて予想し、かつ的中させた。政治ボスに操られる選挙といふものは、概してそのようなもので、秘中の秘とされる選挙の自由意志が、政治ボスどもの私有物と化して、このように容易に透視されたのである。

那覇市の選挙運動は、運動員を先頭に立てて、門中、友人、その友人のまたの友人、とあらゆる情実を辿つて票数をふやす式の戦術がとられ、それが職域、親戚関係に及ぶことはもちろんである。或は部落や区民の顔役を動員して特定の地域市民を地盤にでつちあげ、それが音無しの構えでなされ、この裏街道をゆく戸別訪問がまさに常習化されて公然とまかり通つている。候補者のすべてが、そうだとはいわぬが「沈黙の選挙」なるものから連想されるものは、それ以外にはないのである。

戦前から伝承された傾向として、総括的には確かにそうしたことが考えられる。だが、有権者が、戦後民主政治への自覚を漸進的に辿りつつあることも否めぬであろう。目に見えない本能的な鋭い動がさせるワザなのか、そこはかとなく政治批評眼を備えつつあり、遅々たる歩みではあろうが、政治ボスの支配から逃れて自らの政治意志による選挙を、心秘かに望んでいよう。しかるにそれが表面的に現われぬ理由がどこかにあつて沈潜しているのではなからうか。音無しの選挙を替え、裏街道を行く選挙を肯定する市民は恐らく一人もいないであろうが、ただそれに反発するだけの逞しい意欲がないだけである。だから市民は苦(にが)い顔して、選挙を軽蔑し、徒らに黙して無関心を装つていっているのではなからうか。とまれ、そうした市民の選挙無関心を払う努力が、候補者側にもあつて然るべきである。政見を發表しない候補者は、自由選挙を望む市民を裏切る者であり、候補者の心構え如何によつては、市民の選挙関心をうんと高めることが可能な筈である。候補者の深省を望んでやまない。

市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意(一)

〔琉新・夕 1955・10・7〕

那覇市議再選挙まであと一旬足らず、中盤戦を迎え、四十七名の立候補者はしのぎを削る激戦を展開しているが、本社では明朗、公正な選挙を期し、また候補者と有権者との公正なる密着に資するため原稿字数も同一制限下におき、全候補者の紙上政見発表を求めた。以下、原稿到着順に候補者の再選挙に臨む抱負と決意を明らかにさせ、市政の向上発展に備えることとした。

- 一、立候補を決定した理由
 - 二、当選したら市政をどう改革するか
 - 三、都計に対する抱負如何
- 真和志との早期合併を

儀武 息睦

一、私は昨年の総選挙で御同情御支援下された市民の皆様の御期待に副ふべく立候補するのが自分として当然の義務と思ひましてここに再び立候補決意した次第であります。

二、バスを公営にし乗車賃を低減して市民の福利増進を期す。

真和志市と合併促進を期す。

旧市街地の区画整理促進を期す。

三、大学タウンとして施設充実を期す。

市民室設置の実現を期す

泉 正重

一、那覇の都市計画事業がやつと軌道に乗り之から本格的に進捗しようとする矢先、選挙無効となつたので、こゝで引込んだのは自分自身の仕事の中途半端で放棄されたような物で、折角油の乗りかかつた仕事だから、もう一ふんばりやつて見たくて立候補を決意致しましたが、本市の事業もあと一三年には大体の目鼻がつくとの見透しを持つています。

二、従来当局が仕事を進めるに当つて、市民との連繫が充分でなかつた感がある。当局では一般市民が充分了承している積りなのが、案外周知されてない事が余りに多い、従つて市民との連絡、相談に応ずべく市民室の設置は何をおいても為すべきであり、議会閉止後、大きな問題として浮上つている固定資産税についても税制の上から慎重に検討を加え改善を図る余地があると信ずる。

その他色々改革すべき点もあると考えますが、要は議会と当局がもつと頻りに話合う機会をもつべきで、お互につつまみ方が足りないという感を深くします。

三、都計の大綱については当局案に対し不満はない、が仕事をする上の緩急

若くは軽重の度合いを、相互に深く研究して行く必要がある——例えば旧市街地への復帰を促進するには、現在やつている他にどんなことを為すべきか等、その隘路は何か、これが打開策は？こう考えて見ると、私自身まだまだ勉強が足りないことを痛感します。

教育施設の完備を図る

新垣 松助

一、先輩友人と市民多数の御推薦により不肖マツスケは立候補を決意致しました。

二、私も今回の選挙で四回目でありますれば当選の栄を賜れたら市民の尤も注目されて居る市町村税法（固定資産税）の条例の改正を実施し市民税賦課負担を軽くし税外収入の見出し専念し財源を求めに務め、教育施設の完備を図る。

三、道路拡張工事の早期完成及び上下水道工事を実施完成し、旧市内の区画整理を早急に実施させ旧市民を元の土地に復帰させ割当土地の緩和策を講ず。

旧市内への早期移動を

糸数 昌剛

一、浅学非才の者ではあるが、先輩知友に薦められ、若人の情熱をもつて山積された那覇市の凡ゆる問題と取づく

んで研究し広く会議を興し、万機公論に決す気持で立候補を決意致しました。

二、先ず最初にドーナツ合併の解消、さらに市税並に固定資産税に対する再検討、旧市内開放による地主三割負担の再検討。

三、旧市内の都計並びに区画整理の早期解決による移動促進。

石川構想を参考として二市の合併を主張し、大那覇市としての百年の大計を樹て一日も早くその実現に邁進したい。

認定課税の公正はかる

上間 長和

一、戦前より宿願であつた、都市の合併は、言ひ易くして実行は困難だつた、之は当事者間の対立感情が起因してゐた事と思ふ。幸か不幸か去る大戦に於て戦禍に見舞はれ、すべてが破壊され、本格的建設は、これからと言ふ段階に於て、百年の大計を樹立し首里、那覇、真和志、小禄が一体となり、総合首都計画を推進すべく強行に合併を主張し、昨年九月一日を期して合併を実現した。強力に推進して来た、我々旧首里市会議員として立候補しない事は、無責任過ぎるし、合併後の目鼻をつけ

んでは市民各位に対して申訳なく、良

心的にも許されんし立候補を決意した。

二、(イ) 政府の都市計画区域にありながら真和志市が未だ合併してゐない。過去に於て、色々那覇市との複雑な問題もあるが世論も熟してゐるし合併を促進し二重課税、水道問題、道路問題等解決したい。(ロ) 市長の施政方針に示された、消費都市より、生産都市を作り度いとの方針に賛同し中小企業を保護育成すると共に、農に於ては、首里、小禄に重点を置、直接生産地より、那覇消費地区への有機的つながり、つまり自給体制の確立を図り反面農産物の輸入を押えたい。(ハ) 市税の改正立法に伴ひ税法と合併とは別個の問題だが、合併したから、高くなつたという声が多く税法の改正について周知徹底されない向があり、更に小禄に於て高いとの世論もあるので、法の基本的修正は不可能だから評価額の基準並に認定課税の公正及び控除額の引上等考慮し市民負担の軽減を図り度い。

三、旧市内一辺倒を排し、機会均等を図り、現実に重点を置き将来に備へる。

市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意(二)

〔琉新・夕 1955・10・8〕

- 一、立候補を決意した理由
 - 二、当選したら市政をどう改革するか
 - 三、都計に対する抱負如何
- 総合的都市計画を推進

比嘉 朝四郎

一、昨年九月市民の皆様の絶大なる援助により再度那覇市政へ参画し、当初明朗なる市政、即ち市民の福利増進を図る、よりよき市民の為の政治を行ふべく決意をした処、不幸にして僅か一年目的半ばで再選を余儀なくされた為。

- 二、(イ) 市民の納得する税の賦課
- (ロ) 市役所機構の肅正、適材適所への配置により最少限度の人員による最大度の能率向上
- (ハ) 一般庶民に対する大衆アパートの建設
- (ニ) 中小企業者、特に生産業者へ金融面の裏付による保護育成
- (ホ) 市民の友の強化拡充並に特別講座により市民の国際人としての教養を培い度
- (ヘ) 市民の福利増進を図り以つて市民生活の水準を世界的レベルに引上げるのが究極の目的であるので議会を通

じて産業文化教育経済その他あらゆる面をこれに立脚して市政へ反映させた

- 三、真和志市を含めた国際都市としての総合的都市計画を推進致したい。
- 就中旧市内の区画整理を早急に完了させて同地への進出を一日も早く促進したい。

市内各地に於ける上下水道の早急なる完備と住宅へ直結する岐線道路の整備

現在の区を廃し戦前の町による行政区呼称を用いたい

市政運営に献身的努力

國吉 有慶

一、明るく健康な住みよい那覇市を如何に建設するかを考へぬいて来たのですが短期間の議員在任だったので御同僚下さつた市民の方々の御意にそうところが出来ず誠に申訳なく又残念に思つて居ります。今度も先輩知友並に御同情の皆様のおすゝめもあり在任中に実現出来なかつた事を具体化すべく立候補致しました。

二、那覇市には幾多の問題が山積されてをり単に夢のような構想でなく堅実に一歩一歩足を地につけて現実に則した解決をしなければいけない。財政にしろ勸業にしろ社会事業にしろもつと

市民と接触を密にした市政運営が必要

です。一例を税制問題にとつても新税法施行に当り市民に徹底させたかどう

か税金が適正かどうかもつと探究しなければいけない。市議会も市当局となれつこになつてはいけません。監視を厳にし督励を懇にし確固たる信念をもつて市政運営に献身的努力をしたいと思

います。

三、都計区域が豊見城村の一部を包含した広大な地域になつて居るが隣接地の合併と港湾に連続した旧市内の区画整理の早期実現を期してこそ都計事業の真面目が具現されます。教育、住宅としての首里地区、首里小祿地区の田園都市的計画或は末吉、首里城識名奥武山漫湖と連結した観光ルートの設定

等々都計に要望するもの多々あるが事業費二十六億と算定される故市民の総財力とも総合的対照をして緩急の度を考えねばならない。

常に世論を基調として

上津 保

一、厳正なる議決機関の一員として提案されたる諸案件を厳密に検討し、市民の要望事項と、時宜に適した諸問題を発議し、善良なる市民の代表として恥ぢざる議員となりたい

二、市政運営の指針たるの自確を常に

世論を基礎として裏付けとなし「市民の生活安定を期する」の窮極目的に邁進致します

方 法

常に各層の方々と接触し、お互に研究審議する機会を設け、又は市民の声を聞く為の投書箱等を自宅に置き、切実なる市政運営を画す

三、一、二、項の信念を堅持し、特に自己の職域の測量技術と体験により、対象となる市民の財産の適確なる把握と、都計の予算面の検討を為すことにより、これが促進の資となさんとす

以上

真和志との合併を促進

渡口 麗秀

一、戦後、旧みなと村助役時代から那覇、みなと村、真和志の合併は懸案だったが、みなと村が那覇市に合併されただけで那覇、真和志の合併はまだ実現されていませんので、合併を促進するために立候補致しました。

二、当選したらつぎの政策の早期実現を期したいと思ひます。

- (1) 那覇市、真和志市の合併促進
- (2) 旧市内の区画整理事業の促進
- (3) 道路、上、下水道の完備
- (4) 固定資産税の適正なる課税
- (5) 勤労者に対する市民税の軽減

(6) 小企業者に対する事業税の軽減
三、石川構想を実現したい
現実に即した都計推進

高良 清一

一、絶えず社会的奉仕の精神をもつて
事にのぞみ、特に「先憂後楽」を第一
義とし、議会活動を通じ市民生活の向
上をはかりたい。

二、絶えず市民の世論を尊重し、議会
に「反映せしめる」。

三、現実を加味した都計の促進をはか
りたい。

市民負担の軽減をはかりつゝ都計の促
進。

真和志市との合併を推進し本格的都計
をはかりたい。

区画整理事業の早期実現と受入体制の
確立。

ゆれはじめた那覇市議選戦

／戸別訪問など厳戒を／

候補者側が取締り要望

〔琉新・朝 1955・10・9〕

那覇市議選は決戦日が迫るにつれて
これまでのモグリ戦から言論戦へと活
発な動きをみせてきた。各選挙事務所
では一、二名の参謀格をのぞき、全員
が運動にでかけ票読みが大童となつて
いるようだが、いまのところ大勢は立

候補者の三分の二以上が当選圏上下す
るといふ混戦ぶり。那覇、首里、小禄
の候補者は相互に他地盤あらしに躍起
となり、モグリだけでは票力セギはだ
めだと、各候補者ともそろそろみこし
を上げて政見発表や議会報告演説会を
準備、中盤戦もようやく激烈になつて
きた。

取締り陣では終盤戦の乱戦を予想して
取締りを強化すると共に情報収集に奔
走しているがこのほど戸別訪問や法定

選挙費用の超過の疑いある候補者を探
知内偵を進めているこれは某候補の話
で推断されているようだが戸別訪問で

告訴準備しているのが一名、選挙費用
超過が二、三名いると語っている。そ
れによると、某候補の如きは二日間の

広告代で選挙費用（九千六百元）を上
回りとえ支持者の寄付が集つても選
挙費用額に計上しなければならぬの

で候補者の失格問題は必ず起り取締り
当局や選管委は監視、取締りを厳重に
してくれと苦言を呈している候補者も

いる。

市政に対する私の抱負／那

覇市議選に臨む決意(三)

〔琉新・夕 1955・10・9〕

一、立候補を決意した理由

二、当選したら市政をどう改革するか
三、都計に対する抱負如何
生産都市への発展を期す

上原 光男

(一) 私は合併当時の小禄村議会議員
でありしかも合併議盛なりし頃の即
時合併論者の一人でもありました。今
や既に合併一周年を経て、大那覇市建
設も着々と進みつつあるとは言いが
ら、新市民の全部が必ずしも市民とし

ての幸福をひしひしと感じているとは
言い難い処があります。合併論を叫ん
だ者として、合併に対する兎角の風評

を聞くという事は仮令それが小さな事
柄であつたとしても、合併論をまくし
たてた者として、責任を感じるが故に、

又自ら蒔いた種子は自ら刈り取らねば
ならぬ—という気持もあり、市民の福
祉増進のために老骨捧げたい一心から

立候補しました。

(二) 一、従来市の産業政策は、只単
に商工関係のみで事足りたかも知れな
いが合併後は大分趣を異にしている。

今後は農業生産に対する施策も最重要
事であると思うが、予算の裏付けが極め
て少ないと思う。今後は生産都市とし

ての発展を期するために予算の強化を
図りたい。

口、固定資産税は頗る不人気である。

政府で決めた税法とは言い乍ら、現状
に於いては、そのまま受取る訳には行
かないだろう。那覇市は那覇市に即し
た賦課の方法を検討すべきである。

(三) 一、都計は那覇市一円にわたつ
て施行すべきである、単に中心部だけ
の都計では恩恵に浴する市民が中心部
に限られる事になり民主政治からかけ
離れる事になる。

口、市の面目にかけても、糸満線（ペ
リー高良間）を舗装し市民としての誇
りを持たせ、一日も早く「天下の悪道」
の汚名を無くしたい（勿論政府と打合
せの上で）

市民負担の公正はかる

新垣 善太郎

一、建設途上誠心誠意取組んで市民の
福利増進に努力したい

二、旧村当時を顧て負担過重を再検討
是非改革したい。本庁支所の職務権限
現行市行政区画の検討

三、強力で推進し一日も早く市民安定
の都市を築きたい

真和志との合併を促進

喜久山 朝重

一、昨年九月有権者の御支援に依つて
当選したが任期僅か十一月で先に立候
補した趣旨の半分も実行できなかつた
ので再び立候補することが前の選挙に

御援助いただいた市民各位に対する責任であると考えた。

二、当選した後市政で改革を要することは色々あるが

(イ) 固定資産税賦課の公平

一九五五年度の固定資産税の評価委員の時価の評定は所によつては公平でない固定資産税は今後市税の中心をなすものであるからこの税金の賦課が公平に行はれるよう努力したい。

(ロ) 水道料金の値下、那覇市の水道は復金からの五年間の短期融資で出来ているのでその返済のため現在の水道料金となつているが、これを三十年位の長期融資に借替えれば相当の値下が出来るのでその方向に進みたい。

(ハ) 那覇市真和志市合併の促進 前議会の議員在任中も両市の合併の早期実現に努力した積りである。那覇、真和志両市事実上合体していることは衆知の事実であるから両市の合併を是非早急に実現したい。

三、都市計画に対する抱負 那覇市は沖縄の門戸であり又総ての点で沖縄の中心をなす都会であるから都市計画事業は本来琉球政府の為す可き仕事である、それで都市計画の費用は是非とも政府の補助に依つて市民の負担を最大軽減するよう努力したい。

旧市街地の早急整備を

喜瀬 康一

一、今までの議会を省りみるに余りにも自己中心主義であり感情的な対立はいなめない事実である。こついつた封建的な弊風を打破し明朗な市政、現情にそくした政治による実質的な復興を促進すべきである。

二、まず議会の与野党の徒らな対立をなくし、現実に促した建設的な議会の雰囲気を作り話し合いによる政治にもつていきたい。

(イ) 積極主義に依る都計の推進を計る。

(ロ) 旧市街を早急に整備し首都としての面目を一新する。

(ハ) 託児所、子供遊場の増設総合グラウンドの開設による環境教育の強化を図る。

起債による市営住宅を

長嶺 將眞

一、私はこれまで市議に二回立候補し皆様の絶大なご支援によつて連続当選の栄を得て、お約束したことの實現に努力しているところに思わざる再選挙となつた。

多くの方々が「ぜひ出る」とすすめて下さるし、私としても今までの経験を生かして「住みよい那覇市」をつくる

ため一段と力をつくしたいので立候補を決意した。

二、1、市政に対する基本態度 いたずらな島国根性、対敵意識をなくし強い政治力を集め、市民の協力をはかる。

2、市民生活の安定

3、住宅難の解決

衣、食、住のうち復興のおくれた住宅問題を解決するため市営住宅を多く建てる。その費用は税金によらず起債であてる。

4、税外収入の活用

市民の税金をもつ力は、まだ弱いので市の事業をやる経費は税外収入をふやすようにする。幸に泊港と埋立地が完成したから、これをもつと活用して収入をふやすようにしたい。

三、都計には相当大きな金があるが、そのために一般市民の税金をふやすことは反対である。

琉銀からの借入れで区域整理や道路、下水工事など都計を重点的に実施し、その地域の企業の繁栄をはかり、それによつてもうかつた大企業から多くはいる税金で都計費にあてる。特にス

ポーツ振興のため、また税外収入をふやすためにもスポーツセンターの設置を急ぎたい。

旧小禄/合併で高過ぎると

不満/固定資産税続々異

議申立て

〔沖タ・タ 1955・10・9〕

那覇市に合併された旧小禄村では市当局が賦課した固定資産税が旧村時代の土地家屋税の三倍に近い高額であると、区民の中に不満の声が高くなつてくる。これは先月賦課された那覇市の固定資産税が小禄の場合、これに該当する従来の土地、家屋税に比して余りに高いということだが、これは昨年十二月改正になつた市町村税法による税額算出の相違からきたもので、即ち旧群島市町村税法例では賃賃料の十分の一ということと査定されていたものが、改正税法では売買評価額の百分の一ということになつたのでこのような変動が来たものと当局では説明している。しかし、実際には全体的に従来の課税額より八ね上つたのは事実だから、表面にはつきりした納税反対の動きや、合併反対派が中心になつた分村運動などとは見られないにしろ区民各個人の意見として「反那覇市」、「分村」

の声はきかれる。同区に課された固定資産税の総額は約二百三十万だが、これは旧村時代の土地税、六三万五千余円、家屋税三六万五千余円、計約百万余円の二・五倍になつてゐる。それに従来村民税は八万三千余円、教育税は百五十三万二千余円で、従来の全税額が今度の固定資産税にほぼ匹敵するわけになる。個々の例に違いはあるが、旧村時代、全租税で一万五千円を賦課されていた人が、今度は固定資産税だけで二万三千円となつてゐる例もあるという。

合併の場合、大多数の村議たちは賛成にまわつたものだったが、それら旧村議たちの間に幾分、後悔や時期が早かつた等の声もきかれる、区代表らは当間市長や税務当局者と話し合つた結果、結局、異議のある者は異議申し立てをして再検討してもらふことになり、現在のところ、続々異議申し立てをしてゐるところ。

これについて市当局側は合併の問題とは全く別で、純粹に税法の改正による変動なのだから、現在の根本的な態度は変えることはせず、今後も押しすめてゆく意向で、結局、小祿区側の住民としても現在なされつつある異議申し立てに対する市当局の処理、その結

果をみてから、具体的な動きをみせるものと思われる。

合併とは関係なし
那覇市城田税務課長の話 税法が全く変わつたのだから、別に高くなつてゐるわけではなく、合併と関係あることでもない。

合併によるものだと考える者があるとすれば、改正税法の理解の浅さがさせるものだ。小祿では旧税法が市民税も土地、家屋税によつて勘案されたから余計に心配してゐるかも知れないが、改正法ではそのようなことはない。それにも、この税法の改正を問題にせず、従来の税額に引下げるといふならそれ自体が法に抵触することになる。

自分らとして根本的な線で変るものではないが、現在異議申し立てをさせてゐるので、それについては再検討はしない。異議申し立ての結果、小祿側が、どのように出るかは事務屋としての自分らの知る所ではないし、自分らとしては法の執行を事務的にすゝめてゆくだけにすぎない。

急激な引上げに困惑

高良区責任者上原正氏の話 前といまと急激な変動だつたので約九割の区民は合併を後悔し個人的には分村につい

ても考へてゐるようだ。

去月二十三日ごろ、市長にも会つて善処方を要望しておいたが、いまの所別に何んともいえない。

従来の税額に準じた賦課をして欲しいと異議申し立てしてゐるが、その結果によつては、全区民の大会などを催して対策を講ずることになる。

小祿支所大城総務係の話 合併を後悔してゐるといふことではなく現在の評価の場合、その等級をもつと大幅にしたらば査定にも大きなひらきが出て来るので、よいのではないかと本庁にも要望してある。賦課に不満な人は異議申し立てをさせて調整をするよう努めてゐるから約一カ月もすれば一応の解決はみるだらう。

那覇市議選挙昨夜小祿で合同演説会／首里でも計画

／依然言論戦は低調
〔沖タ・夕 1955・10・9〕

：沈黙の那覇市議選も中盤戦に入る
と漸く激烈な様相をおび、旧小祿、旧那覇では人民党を皮切りに、二―三の候補者が言論戦に入つてゐるが、小祿では高良校区、小祿校区青年会主催により、八日ばん小祿支所（旧役場）前広場で小祿からの立候補者八名の合同

演説会を開いた。

：折からの寒風にもかゝらず聴衆は約五百人も集つた。演説時間は一候補者につき、候補者十分、推薦人十分、計二十分。演説会は運営委員会の統制のとれた司会のうちにすすめられていた。野次もとばず、肅として演説にきき入つていたが、政見の内容は、いま小祿で問題になつてゐる固定資産税にふれるものが多かつた。

：首里でも近く合同演説会の開催が青年会の手で計画されてゐるようであるが、旧那覇市ではごく少数の候補者を除いては政見を発表する様子もなく、言論戦は至つて低調である。

那覇市／昨年度予算／予算の執行、僅か50%／あてが外れた借金借入れ

〔沖タ・朝 1955・10・10〕

那覇市では「那覇市財政状況の作成および公表に関する条例」にもとづいて、このほど、五五年度下半期、つまり、本年一月一日より六月末日までの財政状況を公表した。
主として決算見込を中心に実績の面から述べたものであるが、それによると、那覇市の事業執行状況は当初もくろまれた予算の僅か五〇%というひどいア

ンバランスをみせている。経理面では一応、健全財政を維持しているようであるが、あらまは次の通り。

那覇市の予算は一般会計、水道事業特別会計、区画整理事業特別会計の三つに分れ、総額二億七千五百万円になっている。

【一般会計】都市合併の実現、その他で五回も予算の追加更正を行い、その最終の総額は一億二千五百四十三万七千三百一十円であつた。その使途は、都市復興事業費、基本産業の育成及び社会福祉事業費等、市の繁栄のための投資的経費に五六・〇二%、人件費、物件費、その他の消費的経費に三五・八五%、借入金償還等の公債費に五・七一%、繰出金に二・四二%、計上された。その財源、つまり収入は次のように得ることになつた。単位千円。括弧内は総額に対する百分比。

- 一、自己財源八三、一九五(六六・三二)
- 二、市税収入三六、六三八(二九・二二)
- 三、公営企業及び財産収入二二、五五八(一八・七一)
- 四、使用料手数料一四、〇七〇(一一・二二)
- 五、その他収入八、九二六(七・二二)
- 六、依存財源四二、二四一(三三・六八)
- 七、政府支出金六、四八四(五・

- 一七) 二、市債一九、五〇〇(一五・五五)
- 三、繰越金(市債)一六、二五六(一二・九六)

つまり、歳入は六割六分は市自体の力で生み出し得るもので、残り三割三分強は政府の補助や市の復金その他からの借入となつてゐる。税金による収入は全体の収入の中で僅か二割九分程度の比率しか占めてない。ところで、この予算の決算見込額は約九千三百万円、予算の一億二千五百四十三万円からすると、執行比率は七三%となつてゐる。これは、市債約八百万円の貸付認可が遅延して年度内にその収入が得られなかつたのと、財産収入八百万円が予定通り得られなかつたこと等に原因してゐる。才出決算見込額及び才入見込額を表でみると次の通りである。金額単位千円。括弧内は決算見込額に対する百分比。

- 才出決算見込額九一、九二一(一〇〇%)
- 一、投資的経費五一、二五八(五五・七七)
- 二、都市復興事業費三九、七四五(四三・二四)
- 三、基本産業の育成及び社会福祉事業費一一、五二三(一二・五三)
- 四、消費的経費三三、九六九(三六・九五)
- 五、一、人件費二三、七二三(二

- 五・八〇)
- 二、その他一〇、二五五(一一・一七)
- 三、公債費六、六八五(七・二八)

才入決算見込額九三、八五五(一〇〇%)

- 一、自己財源六四、一七三(六八・三二)
- 二、市税収入三〇、六六一(三二・六七)
- 三、公営企業及び財産収入一一、六九八(一二・四七)
- 四、使用料及び手数料一五、〇六六(一六・〇五)
- 五、その他六、七四五(七・一九)
- 六、依存財源二九、六八一(三一・六二)
- 七、政府支出金六、〇五九(六・四六)
- 八、市債七、三六五(七・八五)
- 九、繰越金(市債)一六、二五六(一七・三一)

【区画整理事業特別会計】最終予算額は総額一億一千二百七十九万九千四百二十六円で、区画整理の際地主が提供する所有面積の三割の替費地を処分することによつて得る自己財源が二六・三〇%。市債による依存財源が七三・七〇%であつたが事業がはかばかしく進まず、決算見込額は才入が僅か、二千四百七十七万九千五百五十三円。才出が僅か一千八百三万三千九百四十二円となつてゐる。

【水道事業特別会計】最終予算額三千七百四十七万三千二百一十一円に対し、決算見込額は才入才出とも二千二百一十四万四千五百五十円となつてゐる。以上のように、総額二億七千五百万円に上る最終予算額と約一億三千二百万円の見込額とを比較すると、那覇市の五年度予算は実質的には五〇%執行されただけで、計画していた事業の半分は完成しえなかつたというひどいアンバランスである。一般会計は最終予算一億二千五百万円に対し、決算見込額九千三百万円、執行率は七三%、比較的好成績を収めてゐるが、問題は両特別会計、特に区画整理事業特別会計の予算執行率たつた一六%という低調さにかゝつてゐるようだ。区画整理事業は市債、つまり、復金その他からの借入を主たる財源としてゐるが、その貸付の認可が遅延したため、五年度で事業が執行できず、次年度に繰越すようになつたものだ。と市当局は説明してゐる。

五年度予算で何が建設されたかその主なるものを拾つと次の通り。

牧志街道拡幅工事 バスセンター仮設置 泊南岸の埋立工事 安里川下流河口工事 五万一千坪の整地工事 一万七千呎の道路工事 その他市内道路の改修工事 水道事業として牧志大通り外十三カ所の配管工事(延長四万二

千余呎）その他琉大構内の五万ガロン入貯水タンク 楚辺高台の三万ガロン入貯水タンク 松川ポンプ場の設置工事等々である。

市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意(四)

〔琉新・夕 1955・10・10〕

- 一、立候補を決意した理由
 - 二、当選したら市政をどう改革するか
 - 三、都計に対する抱負如何
- 明るい市政建設に努力

赤嶺 慎英

小禄村最後の議長として昨年市民になつた当時、議長が新議会に出馬しないのは総ゆる面に無責任な事だとの批判も甘受した。其れは私の政治的立地条件と政治を離れようとする努力の爲だつた。以来一年総ての条件を自力で解決しなければならなくなつた。つまり合併以来市政に対する批判は次第に高まり、最近の固定資産税問題においては分村の話題にまでも到達した。此の世論の中に入りながらその是非と真否を確める事も出来なかつた。所が人民は総てを誰か解決して呉れる事を願つてゐる。このことを何時までも放任した場合、自ら識者を任ずる市民として人民に対し申訳ないと信じ市政批判の

真相とその可否を市民に訴え明るい市政建設の爲立候補を決意した次第である。そこで私は市政の刷新は内部からという方針を堅持し次に目抜通りの華やかさと裏面に於ける市民生活を考へる市政をやり次に消費都市から生産都市への方針の市政をやり度い決心であります。

以上の大綱方針で市政を論ずる決心ですが最後に現在施行中の都心部の都計に対し、更に日本田園都市の実際も織込んで那覇市百年の都計を進め度い所存で居ります。

市民の声を卒直に訴ふ

森田 孟眞

- 一、当局と市民との連絡をより一層密にして市民の声を率直に訴え納得のゆく明るい市政の在り方に尽力するため微力ながら立候補を決意した
 - 二、(1) 窓口の事務的サービス
 - (2) 公僕に精神に立脚した公利優先に努力したい
 - (3) 真和志市との合併早期実現
 - 三、首里真和志小禄那覇との関連性を持たせて促進し現実主義を採り急を要する施設はどしどし整備する。
- 市会の自主性守りぬく
- 一、昨年九月当選後の一年間は合併に

赤嶺 三郎

伴う行政面の暫定的調整に終り、市政についての私の構想は実現を見るに至らなかつたので、再出馬して抱負の實現に努力したい。

二、(1) 何を措いても市会の自主性を守り抜きたい。市当局の独善を排し市民のために明朗な市政を図りたい。

(2) 問題本位の是非々々主義で市政に臨みたい。建設途上の那覇市のために大乘的立場から超党派的存在でありたい。(3) 財政改革—市当局の予算へん成は慎重を期し、濫りに更正予算を提出させない。例えば市当局が勝手に増額徴税して支出を更正予算に回すことなどは市民の負担を増加し支出を放まんとしている。従来行われた斯る予算技術を是正したい。適正課税のため市民の担税力を勘案し、課税物件について慎重且つ公平な調査を実施させたい。

- 三、(1) 首都建設法の実現により市民負担の軽減を図る。(2) 真和志合併を実現し都計を円滑に進捗させる。
- (3) スポーツ教養娯楽方面施設を重点的に取扱う。(4) 現在の都計は旧那覇市に重点が置かれ、首里小禄のごときはほとんど顧みられない状態にある。首里を教育文化センター、小禄を住宅軽工業蔬菜園芸地帯とせば夫々実

施すべき都市計画がある筈である。今後は現那覇市、将来は真和志を含めた総合計画の下に実現可能なものから公平に着手させるように努力したい。

全婦人の地位の向上を

嘉数 ツル

一、私は今授産事業を始めて居りますのでこれをもつと具体的に進めて行くために又全婦人の地位の向上のために立候補を決意いたしました。

二、言行一致公約を果すことにつとめたいと思ひます。

三、公衆衛生施設の完備と児童福祉の向上をはかりたいと思ひます。

市民のための都計推進

照屋 正徳

一、選挙無効ならなければこの任期でやめて仕事に専念したかつた。永い間の議員生活は貧乏になる。然し中途半端で放棄するのは無責任であり、まだまだ真の小禄の姿を議会に訴へてお互いが誠心から理解融合し、那覇市の福祉が田舎の一隅迄も平等に其の光明が与へられる迄はと、合併の責任を痛感しているので再び立候補を決意したのである。

二、市町村自治制に政党性を織り込んではいけない往々にしてさつ覚を起し与党野党の区別をし斗争に専念する議

会もある。これでは立上りつゝある那覇を救うことは困難である、建設せんが為めの斗争は元より結構であるが反対せんがための斗争はあつてはならぬ、市民と市当局との壁をつくるガンは理屈論から来るのでこれに負けて涙流して帰つて来る市民は数多くある。公平なる諸税の負担を図る。固定資産税の評価格基準を、首里、那覇、小禄、更に検討し改善を図る余地がある。評価委員は其の土地に明るい方々を選定するを要す。

三、都計の根本大綱に異存はないが市民あつての都計であり計画あつての市民でない市民の経済力をよくならみ合せて之に平行して進まなくてはならぬ、功を急いで市民を苦しめないように、万里の長城にするな。日本内地においては都市の建設は五〇%は政府負担である那覇市長も市民のためには政府に御百度を踏み実情を訴え市民の負担を軽減せしむるよう努めなければいけない。

来年六月迄には完了／五十

一二万坪が未整理

〔沖タ・朝 1955・10・11〕

那覇市が発表した同市の五五年度財政状況をみると、区画整理事業特別会計

は、最終予算額一億一千二百七十九万九千四百二十円に対し、その才出決算見込額は僅か千八百三万三千九百四十二円で、事業執行は当初計画のたつた一六%という状態である。市当局の説明をきくと、那覇市の区画整理を要すべき土地は前島町、若狭町、湯原、上泉町、下泉町、久茂地町、松下町、久米町、天妃町、松川町、東町、崇元寺町、高橋町、西本町、西新町、通堂町等にわたり、総坪数六十四万坪のぼつ大な面積であるが、事業は五三年から始め、現在までに完成したのは辻町、松山町、若狭町、久茂地町、前島町の一部など十一万九千坪で、約五十二万一千坪が未整理になつている。つまり、整理地の八一%に及ぶぼつ大な面積が未整理のまゝ残つている訳である。市当局では旧市内への市民誘致という点から区画整理事業を促進する為この七月から区画整理課を新設、同課で事業計画の樹立と推進に當つているが、それによると、事業完成は来年六月の予定で、来年二月から三月までに集中的に工事が実施され、遅くとも十月までには全旧市内への移動が可能になるようである。

なお、昨十日朝刊三面所載の、那覇市五五年度財政状況に関する記事

中、区画整理事業特別会計による事業がはかばかしくない、とあつたが、これについて那覇市では「これは復金の貸付事務が遅れたために事業執行がおくれたのでなく、旧市内の開放その他やむを得ざる事情で、市当局の借入申請事務が遅れたためである」と述べている。

有名無実の那覇青連／市議

選も傍観、見おくり?

〔琉新・朝 1955・10・11〕

那覇市議選挙戦は終盤戦を迎えたといふものの、殆どの候補者がモグリとポスター戦に熱中し、まだまだ低調で巷間ではしきりに演説会開催の声がかかるが、これまで合同演説会は小禄、高良両校区の青年会主催で部分的に開かれた程度であつて、那覇市青年連合会は個々の会員が選挙に深入り、青年会本来の使命を忘れていたのではないかとの疑惑も一部にもたれており那覇市青年連合会の実態をさぐつてみた。旧那覇、旧首里、旧小禄の青年会が合併したのが去る七月で会長に与那原良昭氏(土建協会事務局長)が推された。那覇市青連の下部組織は那覇に開南、壺屋、久茂地、垣花、城岳の五校区の青年会、首里地区には城北、城南、城

西の三校区青年会、小禄地区に高良、小禄の二校区の青年会計十校区の青年会が中心となつて那覇市青年連合会を運営するようになっていたが、高良、小禄両校区青年会以外は未だに結成されておらず、事務局も会則に那覇市役所内に置くようになつてはいるがこれもまだ設置されておらず、那覇市青年会は全然運営されてないのが実情のようだ。

これについて会長と那原良昭氏はつぎのように語つている。首都である那覇市の青年会が有名無実の様な状態にあるのは実に情けない話だ。会員約二千名位はあつてと思うが那覇市議選で啓蒙運動に活発な動きをみせているのも小禄校区の青年会ばかりで首里の校区青年会は十一月月上旬結成させたいと思つ旧那覇市の青年の熱が足りないのはまことに残念である。今次市議選挙でも理想選挙を行うため、活発に動かなければならないのに申しわけない。青年会存在の意義をしつかり認識し早急に都市の青年会としりつぱな運営をしていきたい。

市政に対する私の抱負／那

覇市議選に臨む決意(六)

〔琉新・夕 1955・10・12〕

- 一、立候補を決意した理由
- 二、当選したら市政をどう改革するか
- 三、都計に対する抱負如何

宮里 敏慶

1、昨年九月の選挙で先輩知友市民多数の御同情と御支援によつて当選させて戴きましたが在任十一月に於いて再選挙となり、当初私が意図した考えの半分も実行できず、なお現在進捗しつつある都計を更に推進し、明るく住みよい市政をつちたて市民の福利を増進せしめることが御援助を賜つた市民各位に対する私の責務と信じ再び立候補を決意しました。

2、市民との連繫を緊密にしその世論を市政に反映せしめることは申すまでもないことですが市政に対する私見は次の通りであります。

イ 現実に即した都計の促進

ロ 諸税の適正な賦課

ハ 真和志市の早期合併の促進

ニ 教育施設の整備充実

ホ 軍用地問題の早期解決

ヘ 市内バスの市営による車賃の軽減

3、真和志市との合併による首都建設を促進すると共に道路水道などの早期完成をはかり、また旧市内の区画整理を早期実現させて市民の移動を促進したい。

旧市内の区画整理促進

上原 正顕

一、旧小祿村編入合併前又はその後新市民として多くの悩みと、課税に対する不満を解消すべく、新人出でずんばの声に励まされて皆様の公僕たるべく立候補を決意した。

二、慣れ合いの政治でなく是々非々主義をモットーとし、与野党の線を余り強く打出さず市民の福利の為に一致協力してやつて行き度い。

三、1、旧市内中心主義都計の幅を拡げる。

2、旧市内の区画整理促進

3、大那覇市幹線道路の敷設

4、スポーツセンターの設置

5、中小企業の保護育成

上原 仁慶

一、不図選挙無効となり市民各位の御期待に添ひ得なかつた事を残念に思ふ

再たび先輩知己諸賢の御勸告と御声援も辞し難く浅学非才を省みず敢然立候補を決意した

二、税収入に頼らず市営事業の拡大強化或は新規事業の新設等に依り歳入増加の方法を講じて税金の軽減を図りたい。殊に市営に依る市内巡還バスの如きは多年提唱せる事柄で之の実現に依り市財政を潤すと共に市民の福祉に大いに役立てたい

三、都計事業に対しては全琉の首都であり国際都市の名に於て協力を惜まない、処でこれを実現するには相当莫大な経費を要しますので従つて市民に負担を与えない建前から新財源の捻出の外、殊に立法院並びに琉球政府に対し特別立法に依るか又は特例を設ける等の御配慮を請願して其の費用の総額の三割ないし五割の補助金制度の確立化である、これは政府財政の大部分を那覇市民が負担しているからである。

失業者救済対策に努力

渡口 政行

一、市民の協力一致によつて世論を統一し政治力を結集して市民の福利増進を図り吾々ひとしく手を相携えて重要問題を解決する政治を実現させるのが立候補せしめた理由であります。

二、(イ) 生産企業の振興と、荒地の開拓移民問題の解決に依る失業者の救済に努力。

(ロ) 総合グラウンドの設置を期す。

(ハ) 市税賦課徴収条例改正に依る市民の適正の減税。

(ニ) 衛生設備並に上下水道の完備。

三、真和志市合併に依る都市計画の促進。

市民負担軽減都計推進

当間 英哲

不肖私立候補に当り市政に関する見解を明らかにし且その決意を表明するものであります。

複雑なる軍政下に那覇市も戦後十九年着々建設の途をたどつて居ることは皆様と共に同慶の至りであり尚一層の健闘を誓うものであります。さて復興途上にある市政をわれわれは、ぼつ然としてみておつて良いのでありましようか、早期実現をみなければならぬ市内区画整理、適正なる固定財産税の設定、高度累進課税の設定、那覇真和志合併問題の実現、市民負担軽減による都市計画その他市民の期待に添うごとき市政の運営に議会を通じこれが実現と明朗なる市政に相まつて大那覇市建設に貢献せんとするものであることを深く痛感するものであります。

実情に即した都計推進

備瀬 知良

私の一生を市民の公僕として捧げた。これが立候補を決意した理由であ

ります。幸い市民各位の御支援に依り
 当選の暁は、口先だけのものではなく、
 実際に庶民の中に融合し、市民の意志
 を市政に反映させ、明るい都市を打建
 てるべく市政に参与、粉骨砕身、進行
 途上にある首都建設に邁進して行く決
 意であります。次に都計は、机上プラ
 ンでなく、実情に即した市民の納得づ
 くの都計を実行に移し、その完成を期
 し、次のスローガンを掲げて、市民各
 位と共に、これが実現に努力する考え
 であります。

一、首都建設の早期完成

一、都市合併の促進

一、税の適正賦課

一、失業対策の確立

一、社会事業の充実と救済範囲の拡大

一、公営グラウンドの設置実現

一、都市環境衛生施設の完備

訂正Ⅱ宜保為楷氏の原稿中税外収入
 (首里の市移管)とあるは首里パスの
 市移管に付き、パスの二字挿入

終盤戦の形勢探る / 那覇市
 議選挙 / 物いつ出身部落
 小禄 / 旧那覇首里からの
 得票狙う

〔沖タ・朝 1955・10・13〕

那覇市会議員選挙は投票まであと四
 日、いよいよ終盤戦に突入した。全般
 に形勢はまだまだ沈黙のまゝに進み、
 一部候補者によつて演説会も開かれた
 が、聴衆は至つて少く、低調な言論戦
 となり、大勢はやはり、潜行のまゝ最
 後の追込にかゝるようである。昨年の
 市議選挙では最高得票が千四百四十
 六、千四百台二人、千三百台四人と高
 点者が多く、千票以上をとつたものは
 全部で十四人、三十人の当選者のうち
 の約半数を占め、九百票台四人、八百
 台二人、七百台三人、六百台六人、最
 下位は六百票足らずとなつているが、
 今回は当選者の得票が昨年ほどむら
 がないだろうとみられていること、有
 権者数が約四千五百人も増えているこ
 となどから、どの候補もまず七百票あ
 れば当選圏とみて、作戦をたてゝいる
 ようである。次は各地の模様。

首里は地元から八名立候補してい
 る。儀武息睦、大山盛幸、久高友敏、
 玉那覇有義、上間長和氏等の前議員に、
 嘉数ツル、城間雄蔵、石川逢禄氏等

あるが、形勢はいまのところ前議員が
 有利のようである。首里の特徴は旧那
 覇からどつと候補者がなだれこむこと
 だ。まず、前議長長の泉正重氏で、こ
 こでは三日も演説会をつゞけるといふ熱
 の入れ方、同氏はもともと首里の出身
 で、相当の得票を期待しているよう
 である。前議員の面々で、長嶺将真氏は
 門中を、比嘉佑直氏は空手関係者を、
 辺野喜英興、渡口麗秀氏等が会社関係
 者をそれぞれ手がかりに運動している
 ようである。その他森田孟真氏が門中、
 渡口政行氏が会社関係。高良一、仲井
 真元楷氏等も首里に期待しているよう
 である。

那覇では依然混線。ここで所謂、情
 報屋も多く、運動員も多種多様。候補
 者の手もとに集められる情報は水増し
 が多いようだ。那覇は一般に演説会も
 低調、すでに宣伝カーを繰り出してマ
 イク合戦も始まつているが、ここでは
 やはり、潜行運動が専らだとの評であ
 る。これまでの例からも得票にかけて
 は、演説会組よりは沈黙組が強いとい
 われている。

小禄ではやはり出身部落がものをい
 うようだ。全体としてみても昨年の市
 議選挙の場合は、旧小禄村の投票者は
 五千九百票であるのに旧小禄村からの

六人の立候補者の得票総数は六千六百
 だつたそうで、票は地元からは殆ど逃
 げず、むしろ那覇あたりから相当とり
 入れるようだ。旧小禄村での噂をまと
 めると、大きい部落をバツクにした前
 議員照屋正徳氏と新人の上原光雄氏、
 赤嶺慎英氏、新垣善太郎氏等はまずま
 ず当確という声が高く、小禄南部側の
 具志嘉助、赤嶺三郎、上原正顕氏等及
 び人民党の宮城清三郎氏は楽な選挙で
 ないよう、旧小禄全体としてもこの
 四名がどの順序で当選圏に入つていく
 かに注目しているようだ。

市政に対する私の抱負 / 那
 覇市議選に臨む決意(七)

〔琉新・夕 1955・10・13〕

- 一、立候補を決意した理由
 - 二、当選したら市政をどう改革するか
 - 三、都計に対する抱負如何
- 総合グラウンドの実現へ

玉那覇 有義

一、先に二市一村合併後、初の選挙に
 おける有権者各位の御支援にこたへ、
 前回の公約遂行の責任を痛感し再出馬
 を決意した。
 二、余りにも重大なれば当選の暁は慎
 重に研究し市予算面とも照し合せて市
 民生活にプラスなるやう市政の改革を

図りたい。

即ち新都市の発展の要素として新市内幹線道路の整備拡充を期して生産業の興隆を図り例へば小中、工業の振興発展を促進させ、泡盛の増生産、漆器の製造、紅型織物、製帽の高度生産によつて海外輸出を旺盛ならしめ外貨の獲得によつてわれわれの経済をゆたかにし、子弟の教育をたのしみつつより文化的な生活を営むやう努力する。

與那 誠正

一、諸先輩殊に中堅青年層の薦により正しくより良い市政の改革に努力せんとする為。

二、私利、私慾を排し浅学の身に努力の二字を加へ正しく明るい市を建設のために左の実現を期し度い。

(イ) 子供を交通事故から守るため小公園の早期実現。

(ロ) 中心部の道路改修は勿論乍ら住宅街の幹道改修の早期実現。

(ハ) 国際都市としての構成を備へる点からしてもぜひ真和志市との

早期合併の促進。

(二) 小企業者の事業税の軽減
三、市当局案を基礎とし研究して行き度い。

真和志との早期合併を

辺野喜 英興

一、前回選挙で市民多数の御支援により当選したが、都市計画や市営住宅の事業完遂なかに再選挙になつたので初志を貫徹することが御支援の皆様へ報つる所以であると考えたので立候補を決意した。

二、市政に対する基本態度として市民の一致協力、即ちいたづらにする対敵意識を解いて強い政治力を結集する見解に立ち、

商工各企業を繁栄せしむる市政の確立を期して、全市民の仕事に多くの突破口を開いて就職をたやすくする方向に推進したい

市街の復興は一般市民の税金によることなく企業の繁栄による受益者の負担にしたい

戦後十年衣、食は辛うじて向上を見だが、住宅問題未解決の現実に立脚して市営住宅を早急に建設する、しかもこれが費用は税外収入と起債に依存せしむる

道路衛生問題などの解決も市の歳入

増加によらなければならぬが、市政の赴かんとする処、商工各企業の繁栄に重点を置き、速かに処理したい。

三、都市計画は百年の大計を理想とするのではあるが、飽くまで那覇市の立地条件を考慮に入れて商工業の繁栄を基本とする方針を採用したい、行政区

域の合併も財政問題の健全化に留意を怠ることなく速かに真和志市との合併を促進したい

責任持つて公約を遂行

大山 盛幸

”時のちやらさらみ大都市も造てなす事やあま多手取り進ま”

不肖大山のこの心境は再選挙になつても変りはありません。

責任をもつて公約を遂行せんとする私の熱情と、先輩知友皆様の薦めによつて立候補しました。

二、前期初議会に於ける常任委員選任の際、文教厚生労務委員に希望した者は大山一人だつたさうですが、今回も当選したら初志を貫徹し、四ヶ年を通して文教厚生労務委任会の一メンバーとなり、教育文芸、社会福祉、労務、保健衛生等の足りない面に全力を注ぎ市民の福利を増進したい。

三、1、琉球の首都那覇市が国際都市として恥かしくない様にするため、全

市民と協力して”清潔で美しく、明るい”町にしたい。

2、全琉の首都を合理的に造るといふ大乗的見地から、真和志市との合併を促進したい。

3、首里に於ける各種の問題を、大学タウン計画に集中して考究したい。

軍用地問題の解決促進

平良 眞次郎

一、先輩友人並びに神里原通会のお推しを戴き浅学ひ才を顧みず世論を基調に市政の諸問題の解決に努力したい為立候補を決意しました。

二、軍用地問題の解決促進

本課題の解決こそ沖縄の政治経済の根本的問題の解決策といつても過言でない。軍用地連合会と提携し今迄の経験をもととして解決促進に努力したい。

三、諸税の適正賦課

固定資産税の課税評価が適正を欠く為之が賦課を公平ならしめ市民の担税力に応じ課税するやう努力する。

四、開放地の移動を促進すると共に市民の受益を均衡ならしめる都市計画を推進する。

真和志市との提携並びに合併の促進を計る。

モグリ戦でサヤ当てノ那覇

市議選必死の追込みへ

〔琉新・朝 1955・10・14〕

那覇市議再選挙はいよいよ明後十六日に迫つた。市議立候補届出は十三日午後十二時で締切られ結局三十議席を狙つて四十七名が必死の追込戦に入つた。

有権者数五万八千三百三名のうち那覇三万八千六百七十名、首里一万二千六百三十二名、小禄七千一人となつてゐるが、これを立候補者を地区別にわけると那覇三十一人、首里八人、小禄八人となつており、有権者と立候補者の割合をみると那覇は立候補一人に有権者千二百四十七人、首里は千五百七十九人、小禄は八百七十八人で、那覇市全体の選挙区をみた場合、当選圏は六百五十から七百程度とみられてゐる。

旧那覇、小禄地区の候補者は首里地区に対する進出は目ざましいものがあり、首里側では有権者の五割が那覇、小禄側の候補にもつていかれるとみており、首里側候補をタジタジにさせているようだ。また旧那覇は強力な地盤をもつ候補以外は散票なので全くの乱戦をきわめ、依然として言論戦は低調でモグリ戦に主力をおいてゐるのが多

いようだ。

小禄側は固定資産税問題で特に地域意識がつよいようだが小禄地区内の票数を組んでゐるようだが、有権者が立候補者数にくらべて少いので八名のうち、千票以上が多数であれば当選者は昨年より少なくなるのではないかとの見方もある。全般的にみて言論戦は依然低調であるかわりにモグリ戦が選挙当日まで激烈を加えるものとみられ、このモグリ戦が市議選の特色であるようだ。

市政に対する私の抱負ノ那覇市議選に臨む決意(八)

〔琉新・夕 1955・10・14〕

石川構想に基く都計を

久高 友敏

一、私は合併当時の首里市議員として即時合併論者の第一人者でもありました今や既に合併一周年を迎えた今日合併に対する兎角の風評を聞くという事は合併論を推進致した者として誠に責任を感じ明るい那覇市建設に蒔いた種子の健全なる発展に努力する事は市民に対する義務と思ひ立候補を決意しました。

二、那覇市真和志市の合併促進に最善の努力を尽し故石川博士の構想に基く

都市計画に邁進したい。

2、首都としての那覇市の政治、商工業地域の発展に努力すると共に文化教育住宅地域としての首里農産業地域としての首里小禄各々の持つ特異性を充分に發揮せしめるためには産業政策を強力に市政に反映せしめ予算の強化を図りたい。

3、固定資産税の適正な課税に極力努力する。

4、問題本位に絶えず市民の世論を尊重し議会に反映せしめる。

三、(一) 石川構想の実現に努力する。なれあいの議会を排撃

中村 栄

一、法規を無視し、住民の正しい権利の行使を軽視した市当局のこれまで官僚独善的な市政はもはや許さるべきでない。とくに公正な民裁判の結果選挙やりなおしと決まるや市長を始め当間私党的なれあひ議会は軍に再審願いを出して居座りをかくさくして軍のお情を請うことは明らかに自ら自主性をほうきし、民主政治をふみにじる行為当問なれあひ政治の腐敗の姿である。これ以上当間市政を無条件で認めるならば市民のための明るい市政は望めない。私はかゝる市長となれあひ議会を排し、執行機関と議決機関それぞれの

権限を明確し、市民の生の声が議会に直結し明るい民主的市政のため闘う決意で社大党の推薦により立候補致しました。

二、1、那覇、真和志、の対等合併
2、市役所の民主化、特に官僚的封建性の打破

3、選挙による区長制度の実施
4、固定資産税の適正軽減、条例の改正と評価の引下げ

5、失業対策、労働対策の強化
6、道路、上下水道の整備

三、旧市内偏重主義を排して現実に即した都計を推進する現在の財政規模不相応な事業は行詰つてゐるこれを打開するためには再検討し、事業を縮小して、道路、上下水道衛生施設に重点をおき度い。

市民の立場を強く主張

眞栄田 義晃

一、沖縄人民党那覇市委員会の決定によつて立候補しました。
従来那覇市会は独善的な当間市長の取巻きになり下り、税金、失業、割当土地の問題などで苦しみ抜いてゐる市民生活に無関心である。
市会の第一の任務は市民生活を占領統治の重圧から守るため、市会の権限内で処理できる問題は勿論、市会だけで

は処理できないことでも市民の生活を守る立場から、市民の先頭に立つて政府や軍にもぶつつかつてゆくことだと考える。新しい市会では市民の立場を強く主張することによって、市会を民主化し、天下りの当間市政をあらためさせねばならない。

二、一と関れんするが市政を民主化する原動力は何と言つても市民自身の結束である。

市会へどしどし市民が要求をもち込み、それを正しくとりあげることによつて市会全体の協力を得て、現在の都計を根本的にあらため、失業対策を強化し、税金その他の市民負担の軽減をもちかり割当土地をはじめ借地問題を解決するに努力したい。

三、都計そのものは市を健康的な住みよいものにするため必要であるが、それはあくまで市民生活を脅かさないとを前提とする。

元来那覇市の堅実な発展の基礎は全島的な生産の向上にあることは勿論である。占領統治によつて全島の生産が枯れ、あやふやな基地経済に頼らざるを得ない現在、八年、二十四億の金をかけ、それも復金から金を借り、事業収入を返債に向けるという借金都計には反対である。

先ず市民生活の向上を

島袋 嘉順

一、沖縄人民党那覇市委員会の決定によつて、立候補しました。

過去一ケ年のあいだ、那覇市会は、アメリカの占領統治に心から協力している当間市長の市政を、ほとんど無条件でみとめて、翼賛議会をつくつてしまいました。

しだいに悪くなる市民生活の現実を目をとして、その上おもい税金をかける那覇市政に、市民は強く反対しております。新しい市会には、ぜひ人民党からも議員を出して、市民の立場を主張しなければならぬと考えています。

二、十年にわたる占領統治のため、那覇市民は勿論、沖縄中のひとびとの全生活が非常に悪くなり大きな困難にぶつかつている。

市長が、この困難に身をなげこんで はじめて、市会の協力と、十一万市民の支持で、市民の生活と権利が守れると信じます。

市民生活をよくするには、大きな努力がいりますが、市政の改革は、まず第一にそこに目をむけてゆくことが大切だと思います。

三、都市計画には、都市の生産と市民

の経済力をたかめ、市民生活をより健康的で住みよいものにするため必要であり、日本でみられるように事業そのものは、当然国の負担で行われるべきと考えます。

市の都計事業は、八年、二十四億円もかかるそうですが、現在のようにならぬから借金し、市財産をつり、事業収入を返債に向けるような借金都計には反対します。

これでは、市民や、市の経済はつぶれて、那覇に市民の住めない街が出来るとなつたものです。

もちろん、琉球政府が事業費を負担するすじあいでもなく、都計と事業資金について、市会も市も充分考えるべきだ。

宮城 清三郎

一、二、小祿村民の世論を無視して収合併を強行した当間構想やその取まき連中は、違法選挙でありながら、那覇市会を一力年も運営してきている。

小祿区域は軍事基地の中で、軍作業や土地問題など、市民の苦痛は広範なもので、さらに固定資産税の問題もくわわつて、市民の生活に眼をむけない当間市政に対する不信は深まつている。

こういふ市政の方向をあらためさせ、市民の生活と、権利と、福利を主張し、市民の生活を基盤とする政治の立場で議会にのぞみ、明るい健康的な、衛生的な、都市建設を押しすすめるため、人民党小祿委員会のすいせんにより、立候補しました。

三、1、軍事基地と深いつながりをもつ都計ではなくあくまでも市民の福利を最大目標にした都計でなければならぬ。

2、消費都市としてではなく、生産都市としての性格をもたねばならぬ。

3、小祿区域では、軍事基地の中にかこまれている状態であり、終戦後からの割当土地に住んでいる人々の問題、農道、車道の完備、土地取上げの問題、未使用地（軍用地内）の解放の問題等々があり、こつこつ重大な関係を無視した都計であつてはならぬと考えます。

一社 説一

市民の自覚に期待する

〔沖タ・朝 1955・10・15〕

那覇市議選挙はいよいよ明日行われる。四十七名の候補者はきょう一日を、最後の秘術をつくして有権者を自分に

ひきつける作戦に血眼になることである。

今回のやり直し選挙は総体に低調であるといわれているが、演説会なども少ないし、開いても聴衆はあまり寄つて来ないというし、候補者の中には演説会など全然やらないのもいるというから氣勢があらがない感を与えているのである。街頭にベタベタ貼り出されているポスターの非美術的なことは別にしても、書かれている候補者の名前の奇怪さはどうだ。

カタカナでなければ効目(ききめ)がないという有権者軽侮(一軽侮されても致方ないのがあるからではある)も考えてみると笑つてはすまされないものがあるが、一投票の場合、有権者が書きやすいからというて、各候補者は思い思いに珍妙な名前(正常には使わないはずである)を並べている。恰かも”名前の動物園”とでもいい程変チクリンである。これが真面目であるべき選挙において、いかにも日常茶飯事の如くに行われていることに誰れも不思議としない。

これを眺める時、目的さえよければどんな手段をとつてもかまわないといった風が、この選挙にも脈うつて流れているように思われてならない。

選挙のあるたび毎に選挙の肅正といったような言葉を聞くのであるが、これに対し有権者から、俺達を馬鹿にするものだという反発が出て来なければならぬ。選挙とは誰れのものであるか、結局、選挙とは誰れのものであるか、はつきりわからないまゝに”投票させる”ことにしかならない。

これで民主主義がどうの、こつのはとても言えないのではないか、一といふのが、過去における選挙を通じて知らされたことであるが、那覇市は琉球の首都をもつて任じている位であるから、市民が自分達に代つて市政の運営に當つてくれる議員を選ぶのに、無関心であるはずはない。おそらく市民の誰れも、かれもが、この選挙に深甚なる関心をもち、独自の判断をもつて適当と思つ人物を選ぶに違いない。

演説会が盛でないから、選挙は低調であるとは一概にいえない。市民は吹く笛に躍るかわりに、正しくものごとを考へて行動しようとしているものと観たい。それが選挙に現われてくるものと期待したいのである。

泊埋立地の那覇市編入/行

法委：議決を決定

〔沖夕・朝 1955・10・15〕

行法委(委員長・知念議員)は十四日、あさ十一時開会、「所属未定地を那覇市の区域に編入することについての議決要請」について審議、那覇市幸喜総務部長等を参考人として招き意見を聴取した。この所属未定地は泊港南、北岸の埋立地六万六千五百坪だが特に真和志市寄りの北岸の埋立地の編入について同委では真和志市側との紛争はないか、どうかを念をおしたが幸喜総務部長は「真和志市側との争いは全然ない」と答え、正午から真和志市護衛久助役等も立会いの下に境界線に関する実地検証を行い、行政主席の要請通り議決することに決定した。

経工委(委員長・兼次委員)は十四日あさ十時開会、「移住地開発法案」について検討、経済局宮城開拓課長の意見を求め、一応の逐条的な審議を終つた。

内政委(委員長・平良幸市議員)は十四日あさ十時開会「市町村税法の一部改正案」について再検討した。

市政に対する私の抱負/那覇市議選に臨む決意(九)

〔琉新・夕 1955・10・15〕

- 一、立候補を決意した理由
 - 二、当選したら市政をどう改革するか
 - 三、都計に対する抱負如何
- 教育振興に努力したい

石川 逢祿

一、われわれは生活が一步一步向上することを望みその努力をしているはずであるが、現実のありのままの姿はあらゆる面において猛省の必要がある。あるべき姿の要求から「明るい政治は明るい選挙から」をモットーに市民の良識と御理解を期待し今一度愚見を世に問つてみたい。都市合併の責任者の一人であつた都合からも合併に意義あらしめるための市政への参与である。

二、(イ) 現行の法規上教育と市政が不離の關係にある以上教育上の諸問題をとり上げやもすれば閑却される教育の振興に尽力したい。

(ロ) 諸税の賦課の適正、例市民税において数字そのままを押し入れがちな俸給生活者及び他の勤労所得者の控除、問題の固定資産税の実態に即する査定。

(ハ) 施政方針にある生産地区の育成地域の特性を生かし小祿、首里地区の

大都市としての任を果す三大都市建設の大きな構想を想起し一部に偏する都計実施にならぬよう留意し、大きすぎる程の夢を持つてのぞみたい。真和志との合併は、吸収か対等か、そんなことははざらりとすて、両方が、言い分を切りつめてアユミヨル以外にないと考える。

市民の納得いく課税を

高良 一

一、私は健全財政の確立、明るい市政の刷新強化のため、微力を捧げて参りましたが、事半ばにして選挙無効となり、今回の再選挙を迎えました。在任一年足らずの政治活動ではそれこそ中途半ばの仕事にしかならず、これではご支持を戴いた有権者の皆様へお応えする道にあらずと思ひ、再び市政に参画のうえ、十分の仕事をやりとげたいとの決意で立候補しました。

二、首都建設法の早急実現をはかりたい。真和志市との早期合併と市民の納得のいく課税（特に現在問題となつてゐる固定資産税の適正賦課）市政の建直し、衣食住充足による市民生活の安定化、商工業の振興と生産都市としての飛躍的發展、国際都市への面目一新、教育の機会均等による市民文化の向上など市政改革の問題は山積して

るが、政策の全看板を並べても財政的裏付けがなければ空手形に終るので、これを達成させるためには米国、琉球政府や日本政府（戦災復興地として広島、長崎同様）へ大幅な財政的援助を得ることが那覇市の復興をはやめる方法であります。

三、都計は旧那覇市中心主義でなしに首里、小禄、真和志を含めた総合的な観点にたつて画定しなければなりません。住宅地域、田園地域、教育地域などの近代都市形態を整えるのは勿論、スポーツセンター、公園、遊園地など文化、観光的施設も充実しなければなりません。また現市街地の整備にも意を用いつつ、明日の大那覇市建設の実現に努力いたす考えでございます。

世論基調に公共福利を

村田 憲英

（一）私が立候補を決意したのは従来市政に何かしらあきたらぬものがあり、不安にかられる場合が往々であった。それが今回の再選に当り先輩各位並びに知友のお薦めもあつて出馬したのですが、当選の暁は先ずもつて市民の声を市会に十分反映せしめ、市民のための現実に則した諸問題から解決して速やかに市民の生活安定を図り大那覇市の建設に尽力したい。

（二）市政の改革は第一に市民の生活の実体を把握し一部の者の利益に動されることなく公共の福利をモットーとし、世論を基調として、政策の実現を期すことにあります。

（イ）市民負担金の軽減

（税外収入のねん出、行政費の節減、都計費の政府補助負担）

（ロ）住宅難の調査

（旧那覇市への進出、市営住宅の施設）

（ハ）中小企業者の育成保護

（ニ）真和志市の合併促進

（ホ）固定資産税の適正なる賦課

（三）都市計画是那覇市の末端にも明るい希望をもてるような総合的計画に

立脚し特に教育文化の施設を強化するなど石川構想を適切に実現したい。

現実に即し世論反映を

崎山 喜達

一、前回の選挙に際し、有権者各位の絶大なる御支援により当選を致し、明朗なる都市建設に一意専心市民の皆様

の御期待に副ふべく努力致してきましたが、議会活動僅か十一月にして再

選挙になりました事は、市民の皆様に対し誠に申し訳ないと存じます。

前議会においては、重要な幾多の諸問題が山積されている現況であります。

是等の問題を解決する為、不肖を顧みず再び立候補を決意致しました次第であります。幸いにして市民の皆様御支持に依り当選の暁は、左記政策の実現を期し市民の皆様御利益増進を図りたいと念願しております。

二、1、税外収入による市営事業の振興を図り市民負担の軽減に努力する。

2、固定資産税の公平なる調整

3、都市衛生設備の完璧を図る

4、中小商工業者の保護育成

5、入学前児童の教育施設の拡充

6、真和志市との合併問題を促進し

総合的都市計画を推進したい。

三、現実に即応した都市計画の促進に

努力したい、旧市内の区画整理を早急に実現するよう全力を尽す。

私はこんな人を選ぶ／あす

那覇市議選挙

〔沖タ・タ 1955・10・15〕

那覇市会議員選挙はいよいよあす十六日行われる。沈黙、モグラの運動も最後の追込みとあつて、急に賑やかになった。街頭に繰り出された宣伝カーは、大通りといわず、横町といわず、街の裏々までふみわけて「おねがアーいまアース」の連呼合戦。なかには、バス大の宣伝車を繰り出して人目をひく

など、あの手、この手の秘策をつくし、最後のあがきをみせている。約二十日間にわたるモグラ運動もきよようで終り、五万八千三百三人の有権者が審判を下す日がやつてきた。選出されるのは三十名、候補者は四十七名。有権者はどんな候補者に一票を投ずるだろうか。次は各層にきいた「私はこんな人を選ぶ」の意見。

裏通りの繁栄も／見極めたい空念

仏の政策

保坂好太郎氏（沖繩港湾荷役労働組合委員長）「公約を実行し得る人。例えば、従来、立候補の際にはいろいろ意見や政策をあげておきながら、当選してしまつたらケロリと忘れてしまふ、というのが多かつた。政策も公約も単なる選挙目あての看板という印象を与えるのが多かつた。今度の場合も、市議の権能を超えた大きなことを又ケ又ケ公約に掲げたのがないでもない。そんなのは机上の空論に等しい。多くの市民はカラ念仏に等しい公約をすぐ見わけることが出来ると思う。やはり、実行可能な意見をかゝげ、それを実践する人を選びたい。ボス的な所謂、顔役は選びたくないものだ。

竹野光子さん（婦連会長）「私利私欲がなく高潔な人柄で民主主義を実践

し得る人。時代感覚が鋭く大衆を愛し、大衆の味方になり得る人、婦人少年問題に深い関心をもち、婦人少年の福祉増進を打出す情熱をもつてゐる人を選び、子供の遊び場、託児所、幼稚園問題、授産面の強化など婦人に切実な問題を解決して貰うようにする。

安里源秀氏（琉大大学長）「勿論教育に関心のある人を選びたい。良心的に市を愛し、とくに、心身ともに清潔な人が出てもらいたい。政策的には「私も首里の住人だし、大那覇市の面目に反したタンボ道とアスファルトのごつちやになつたような道路を早く改善して整備し、又衛生施設の完備によつて住みよい那覇市建設への実行の人を選びたい。

比嘉正幸君（琉大文理学部三年）「当選しても議会に顔を出さない人もいるときくし、そんな人は絶対に出てもらいたくない。市会議員は名誉職と顔でという傾向も感じられるが、市の事情によく通じ、従つて自らの政策を必ず実行できる自信のある人、変な裏面工作をしない人を選びたい。

浜松哲雄氏（医師）「自画自賛で出たがる人は出したくない。腹に一物あるように見えるから。普段から市当局

と親しい人も出したくない。情実にかられて市政がゆがめられるオソレもあるから。私は誠実な人で中立的な立場か、健全野党の立場をとる人を選びたい。

平川一郎氏（二六）会社員「一、これまでの市議選挙について感じたことだが、政策を忘れて名前だけ売りつけている。知り合いや親戚筋を通して「お願いします」と頼んできたところで、そんな人に投票する気にはなれない。

二、小祿、首里、那覇が合併していつしよになつてゐるが、市議は単なる出身地の地域代表におちいらぬで首都那覇の発展に努力する人であつて欲しい。

具志芳子（公務員、二十二才）「那覇市を外観的に見て行くと表通りと裏通りの差が段々、激しくなるような感じだ。それで何時も表通りの発展ばかりを考えるような人やあわよくば地位を利用して一もつけしようとか、選挙の時だけペコペコする人などはよく注意して見別けたい。結局、平素の行動や実績をよくみて社会事業に関心のある実行力をもつ人を選びたいと思います。

きよよう投票／審判待つ四十
七土／ホコをおさめて当
選の夢？

〔琉新・朝 1955・10・16〕

二十日間にわたつてモグリでしのぎを削る運動が展開された那覇市議選挙戦もきのうでひとまずホコをおさめきよ一斉に行われた市民の投票で四十七名に審判が下される。各候補選挙事務所では十五日は深夜までモグリ戦をつづける一方、街頭にはマイク宣伝カークをくりだし、最後の追込み戦に火花を散らした。事務所内では票読みが行われ、くいこんだ候補、くいこまれた候補悲喜交々の表情できよようの投票にぞむ。有権者は五万八千二百名（男二万五千九百九十二名、女三万二千名）で投票は午前七時から午後六時まで行われるが今年是不在投票も昨年よりグツトふえているので投票率はよくなるのではないかとみられている。

選挙委が注意／他事は書かぬこと
／「有効」「無効」問題のタネ
大湾選挙管理委員長の話「前のつをふまないように今度の選挙事務は石橋をたたくような慎重さで準備をすすめてきた。巷間では投票率が悪いだろうといわれているが、きよようの投票には選挙権のある方は一人ももれなく投票

してもらいたい。せつかく尊い一票を投じてもらつても 正規の用紙を用いていないもの 候補者の氏名以外のことをかいたもの 候補者でないものの名前を書いたもの 二人以上の候補者の名前を書いたもの 被選挙権のない候補者の名前を書いたもの 候補者の氏名を自書しないもの、などは無効になりますから注意して下さい。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1955・10・17〕

なかず飛ばず、音なしの構えだつた那覇市議選挙も、終盤まぎわで急にバタバタしたが、それもきのうであつて気なく幕。…というのは一般の感想で、候補者にすれば、昨夜は不安の一夜だつたに違いない 「泣くも笑うも」蓋を明けてみればわかるが、当落のはつきりするまでは、それこそソワソワ物だらう。さて、投票は万事旨くいつたか、きのうは曇つてはいたが朝から秋らしい好日に恵まれ、出直し選挙とはいへ、尊い一票を行使しようという人達で、各投票場は賑わつた 例によつて、投票場への道の両側には、投票の人を迎える運動員がズラリと垣をつくつていた。これ又例によつて奇怪な片仮名の名前を刷り込んだ紙片を手に持ち、会

釈まじりに、いちいちいねいに差出す。まじめに受けたら、忽ちバスの車掌の持つている切符の束くらいの厚さになつてしまふ 一体、こんな式たりはいつごろから始まつたのか、ずいぶんムダな労働もあつたものだと思つ。どうせ文書戦の残りモノを最後のダンになつて有効に役立てたワケだらうが、それが果して票稼ぎになるかどうか、本当は疑問だ それに、投票場に入れば、この紙片は邪魔ツ気だ。丸めてポイと捨てるには場所柄悪い。そうかといつてチリ箱行きは可哀想である

おおよそ、投票をする人は、投票場に向かう前には、ちやんと意中の人は決つていらずである。それを大した効果もないのに、選挙のたび毎に繰り返すのはどうしたことだらう お義理や、機械的なことなら、いつそ一思いに廃止したらどんなものか。それよりも、気になるなら、候補者や運動員が手分けして投票場に並び「御苦労様」と挨拶でもしたらどんなものか。ある投票場では肝心の立会人が遅刻したそ

うだが、こんなコトでゴタゴタでも起したら大変である こんどは二番煎じの感は免かれず、或いは張合いのない選挙だつたかもしれないが、それだけに選管委はよほどしつかりしてくれなく

ては困る。出足は重かつたといわれるし、投票成績も上々ではないといわれるが、開票の時は一つしつかり頼みたいもんだ。

記者のメモノ”九千六百円”の選挙

〔沖タ・朝 1955・10・17〕

法定選挙費用、九千六百円的那覇市議選挙は花やか？に終つた。一候補で数万枚を要したというビラ、その労力費、追い込み用宣伝カー、挨拶状等々。しめて九千六百円也だつたら、さしずめ紙屋も、タクシー屋もひどい欠損をしたに違いない。

…「たつた九千円で選挙ができるものか」といぶかるのが普通だが、実際は可能だそうだ。ある候補者の話によると、支持者や後援会の名義でなら法定選挙費に計上しないのでいゝのだとか。市町村議員選挙法の盲点と言おうか、これでは、使いたいほどに使えばいゝ、ということになりかねない。金権候補万才である。

…那覇市議選挙の投票もまだ済まないうちに開票立会人の抽せん問題でゴタゴタ、選管委員長の大湾氏「今更こんな異議申立を受付けませんか」とはいつたものの、内心やはり不安らしい。

開票立会人の面々が、当間派(?)に近いというのが異議組の本音。例の”エビ””イビ”論争があつただけに、開票立会人を出した候補者は、何かにつけて損はしないというわけだ。こんどこそはミス一つも許さない、と意気込んでいるところへ名簿洩れやらの苦情が出ては、公正明朗な選挙も遠い先のことらしい。

…照りもせず降りもせず、吹く風も肌を涼しい絶好の秋の行楽日和とあつてきのうの日曜は各地で運動会や野球、婦連のバザーなどで賑つたが、那覇市では市議の再選挙とあつて、陽が落ちる頃まで各候補とも最後の迫込みに必死の宣伝戦を展開したが、ポスターで二ギニギしく飾つた宣伝カーも蔡温橋を渡つて真和志市に入つたトタンに鳴りをひそめまつしぐらに首里へ向う。その真和志市では市内の四小校が運動会。ドーナツ合併のおかげで再選挙をまぬかれた(?) 真和志市議諸公、来賓席に収つて、童心に帰つてユウウと運動会を見物していた。

皮算用で自信満々……ノ
きょう開票、市民の審判
は？

〔琉新・朝 1955・10・17〕
那覇市議総選挙の投票は終わった。四十
七名の候補の運命は十八の投票函のな
かに固く秘められ、全市民注目のうち
にきようあさ九時の開票を迎えた。二
十日間にわたる戦果は玉手箱をあけて
みないと判らないが、四十七名の候補
者いづれも得票の皮算用で自信満々と
いつたところか次に全候補者から変り
種を拾いあげてみよう。

：【比嘉ゆう直候補】昨年の選挙で
千四百八十七票で最高点を獲得した
が、今回はどうか、選挙事務所に比嘉
候補を訪ねると「昨年より上回るね…
：【泉正重候補】昨年最下位から二
番目で当選した泉前議長今回は「ポス
ターも全廃モツパラ言論戦でいくよ」
と元気なところをみせていたが選挙事
務所に訪ねると泉候補、選挙公言論を
一クサリ。

昨年の選挙の時、感じたので今年もボ

スターを全廃し、立候補のあいさつ状
でよびかけ、そのほかは演説会で斗か
う決意をした。昨年は六百台だが、今
回は有識層の支持が大きいし、八百か
ら九百票は確実とみている…と自信
満々。つぎの選挙から選挙公言という
ものをよく考えねばいかん。ポスター
の見苦しいこと、政権発表の機会を与
えるなど、もつと選挙民の納得のいく
選挙を考えねば…と語っていた。

：【大城正顕候補】小禄出身の唯一
のインテリで明大出の学士さま、小
禄側のピカ一である人民党候補に対抗
して立候補したと伝えられているが、
新人でも具志部落という小部落を
バックに立候補をしているだけに当落
は注目されているが、大城候補は「は
じめてで緊張しているが、先ず八百か
ら八百五十は大丈夫でしょう」…と自
信のあるところをみせている。

：【嘉数ツル候補】四十七名候補中
の紅一点。昨年当選確実とみられて失
敗しただけに今回は余程慎重にかまえ
たらしいが、予想はどうだろうか嘉数
ツル女史にきいてみた。

今年も婦人側の認識がよくなつて是
非「婦人候補を」との気持がみなぎり、
婦人も活躍してもらつたので千票は
とれるでしょう…と自信のあるところ

を語つた。
本社速報板

本社前
安里琉映本館前
壺屋民衆百貨店前
首里支所前
棄権二割八分

きのこの投票は市民の出足好天に恵ま
れて好調投票率は昨年の六割八分にく
らべて七割二分を示し地区別に見ると
小禄が九割二分が最高、最低は第五会
場の五割四分で全般的にみてやゝ良好
とみられる。

会場別	有権者	投票	棄権率
本会場 (二区、四区)	六、四八五	三、九五六	三割九分
第一分会場 (一区、二区)	四、〇三〇	二、六三三	三割四分
第二分会場 (五区)	三、六六五	二、三八〇	三割五分
第三会場 (七区、十一区)	二、九〇八	二、〇九四	二割八分
第四分会場 (六区、八区、九区)	五、〇七八	三、六八八	二割七分四
第五分会場 (松尾区)	二、三五一	一、二九六	四割五分
第六分会場 (十区、美栄橋)	四、六二七	三、一七二	三割二分
第七分会場 (ソベ一區、二區)			

五、〇四〇 三、三三九 三割四分
第八分会場 (美田、壺川)
二、一三三 一、三三二 四割二分

第九分会場 (奥武山ベリ)
二、一九九 一、六一八 二割六分四
第十分会場 (大中、当蔵、赤立)
二、三四〇 一、六七七 二割八分

第十一分会場 (金城、赤田、崎山)
二、四八六 一、九五八 二割二分
第十二分会場 (汀良、鳥堀)
二、五二四 一、九四三 二割二分
第十三分会場 (儀保、久場川、石嶺、平良、大名、末吉、厚生園)
二、九六七 二、三六六 二割一分

第十四分会場 (寒川、山川、真和志、池端、桃源)
二、二二四 一、七二四 二割一分
第十五分会場 (小禄、田原、金城)
一、九一四 一、六〇八 一割五分九
第十六分会場 (赤嶺、安次嶺、鏡水、大嶺)
二、五四一 二、三四七 七分六厘
第十七分会場 (当間、宮城、宇栄原、高良、具志、美屋里)
二、五三三 二、二九一 九分五厘
計 五八、〇〇二 四一、二八二 二割八分

一社説

当選した新議員に望む

〔沖夕・朝 1955・10・18〕

那覇市会議員選挙は、とにもかくにも滞りなくおえ、那覇市政を新たにしよう新議員の顔を揃えた。民主主義のルールがみごとに守られた公明選挙であれば、われわれは当選者に対し、無条件にその当選を祝つたろう。だが、果して民主主義のルールを忠実に守つた選挙であつたかどうか。新議員は、まずそつした反省を、市政参加の発足点としなくてはならぬと思つ。

終盤戦に入つてから、かたちだけの政見発表演説会が、わずか幾たりかの候補者によつて為されたとは言え、概して言つと、こんどの市議選挙は終始首無しの構えとされ、われわれの待望した自由選挙とはおよそ縁遠いものであつた。沖縄の首都を自負する那覇市にふさわしからぬ後進性が、いちじるしく目立つたのである。その後進性の特徴として考えられるものは、選挙に有権者が絶えず受け身の立場にあること、このような有権者に対して候補者が支配的な攻撃力をもつことが指摘される。有権者の消極性は、別の言葉で言つと選挙の自由を自らつよく求めぬことで

あり、候補者の攻撃力とは、それをいふことにして、戸別訪問、供心、買収、情実などによつて選挙の自由を無視し有権者獲得を一方的、支配的にすることである。極言すれば民主主義のルールを選挙の当初から無視してかゝり、意識的に選挙の自由を否定して、有権者の自由を奪い、候補者並にその運動員の強制に従わすことなのである。周知の通り、自由の保障は、基本的人権の基底であり、思想および良心の自由、

信教の自由、集会、結社、言論出版その他表現の自由、居住、移転、職業選択の自由、移住、国籍離脱の自由、学問の自由、人身の自由などが、基本人権を尊ぶ先進国では夙に認められ、わが沖縄でも、この線にそつ人権擁護運動が、ちか頃とみに活発である。そしてすべての自由の基本となるものは、基本人権の在り方を左右する「政治そのものであり、そしてこの政治につながる選挙の自由が守られないと、すべての自由が根本から揺ぐことになるのである。

選挙の自由とは要するに「すべて選挙における投票の秘密はこれを侵してはならない。選挙人はその選択に関し公的にも私的にも責任を問われぬ」ということであるが、こんどの市議選挙

で、かかる選挙の自由を、意識して否定し、それとは逆の戦術をもちいて当選した新議員がもし多数いたとしたら、市政の民主化が疑われ、延いては那覇市住民のあらゆる基本的人権を脅かす恐れなしとしない。市政の民主化を切に望むわれわれは、新議員発足の起点を、そつした反省において貰いたい、と訴えるものである。

ところで、過去の市政を省み、専ら世評となつて欠陥を新議員一同が認め、これを改めることも忘れてはならぬだろつ。端的に言つと、那覇市政の目立つ欠陥は、当間市長の政治力が余りにも強く打ち出され、従つて議会の影がうすく、その自主性が疑われていることである。当間市長の政治力の強さを、那覇市政の長所とみる向きではないが、それにしても、議会の自主性をもつと高くしないと、市政の民主的發展を阻む恐れがないでもない。当間市長の政治力と言へば、例の当間構想なるものが連想される。同市長の政治力は、勢い余つて市政の枠内からはみ出し、沖縄の政界に何かと影響を与えているが、政党再編成問題における当間構想もその一例である。それと市政の関係がどんなものであるかはくわしく知らぬが、察するにプラ

スよりかマイナスが多いのではなからうか。ともあれ、当間構想がうまくいつて那覇市政にも好影響を与える公算が定かであればともかく、その公算もなく、逆に政党筋からの恨みが、当間市長を通じて市政に及ぶとしたら、那覇市政を衰退させる何等かの異変を招くことにもなりかねないのである。

つぎに、那覇市政の欠陥として旧那覇市の偏重が指摘される。首里、小禄両市村の合併いきさつからして、旧那覇市が圧倒的な優位を占めたことは否めぬ事実であるが、新議会の成立を契機として、この旧那覇市偏重を徹底的に清算したらどうか。都計実施にしても、旧那覇市優先の合併条件があつたと記憶するが、それが今後数年間も釘付にされ、首里、小禄を継子扱いにする感を首里、小禄居住の市民に与えることがあつては、全市一体の市政に疑念がはさまれるに違いない。既にその声が起きつつあるだろつ。この際全市一体の市政確立を望んでやまない。殊に旧那覇市出身の新議員が、縄張り主義を捨て、首里、小禄に対しても、市政の恩恵を旧那覇市と均等にあたえる努力を払うべきであり、旧那覇市議員の市政独占を蔽に自戒すべきである。さらに、新議員の重大課題として、真和志

に、新議員の重大課題として、真和志

市の合併問題があるだろう。ドーナツ合併と非難された那覇市の現状維持は、とうてい首肯しがたい。速かに真和志市を加えた首都建設の実現を期して貰いたいのである。

那覇市政のむつかしさは、市民の福祉増進を目的とするばかりでなく、加うるに首都的、国際的、都計実施、という二重の使命を負わされたところにあるだろう。新議員は、この重大な責任を感じて惜しみなく、奮闘して貰いたいのである。

金口木舌

〔琉新・朝 1955・10・18〕

那覇の市議選は一向に見所がなく、その姿は十年も二十年も後退している。候補者の愚劣な戦術と有権者の傍観的態度がサクソウして断層に落ち込んだような格好であつた。棄権率二割八分という低調さでは義理にも首都の選挙として誇る訳にはゆくまい、投票場によつては松尾区一帯が四割五分、美田、壺川区が四割二分の高率棄権があり三割九分から二割八分の地区がザラにあるのはどうしたことか。棄権率の高いところは、おおむね都心に近い繁華街であり知性の高い人達がいると考えられるが、それでいてこの始末とは呆れ

た話である、その他場末でも相当の棄権があつた様であるが、首里、小禄は総体的に好調を呈し小禄の第十六分会場は僅に七分六厘という模範的な成績を示している。全有権者五万八千人中から一万七千人の棄権者が出たのは市政への関心が浅い証拠であり、これは戦後他から那覇の都心に転住してきた人がまだ那覇市政に溶け込んでいないことが近因をなしているものと察せられる。こんな訳で代議政治の本質をつかみとることができず市政がどのような段階に置かれていかも解せず漫然とこの選挙を見送つてゐるのは甚だ遺憾である。選挙権を行使した人の中でもだ性で投票し候補者の見立てを誤つている向きもなしとしないからこうした人々を対象とする政治教育の水準引揚げには指導的地位にある者が率先して起ちあがらねば那覇市政の強化は望めない。候補者が当選第一主義の戦術に出るのはやむを得ないとしても今回の再選挙における醜態は許さるべきものでなく、良識ある市民から厳しく批判されていることを知るべきである。泉正重氏がポスター戦の無駄を見抜きスツキリした形で斗い見事金的を射とめた事実を余人は何と見るか。選挙法の不備もあり選挙後に、又しても

いざこざがあつては困りものでありこの辺で、街のポスターも洗い落して静かに反省したいものである。

首都の議員さん誕生 / 那覇市議選挙終る / 夜を明かす / 当選決定 / 前議員18・目立つ新人群

〔沖夕・朝 1955・10・18〕

那覇市議選挙の開票は十七日午前九時から始まつた。午前中は殆んど票の計算と点検に終り、午後一時ごろから候補者別のえりわけが始まつた。三時、四時ごろからやや情勢がわかり出し五時ごろには大勢判明、気の早いところは街頭に当選御礼の車を繰り出した。午後八時ごろには殆んど当落が判明し、あとは疑問票の整理。最終発表は午前二時に実現したが、きわどい一票の差でまけた与那候補側から大湾選挙長宛異議が出されるなど、もたついで、今朝五時を過ぎてようやく当選が決定した。

氏名	得票数	新	前
嘉数 ツル	一六九一	(新)	
照屋 正徳	一〇七八	(前)	
辺野喜英興	一〇五四	(前)	
大山 盛幸	一〇五二	(前)	
糸数 昌剛	一〇五二	(新)	
備瀬 知良	一〇二九	(前)	
高良 一	一〇三六	(前)	
宮里 敏慶	一〇〇九	(前)	
長嶺 将真	一〇一一	(前)	
新垣善太郎	一〇〇七	(新)	
上原 光男	一〇二〇	(新)	
喜瀬 康一	九八四	(新)	
喜久山朝重	九六九	(前)	
上間 長和	九六三	(前)	
赤嶺 慎英	九六五	(新)	
渡口 政行	九二八	(元)	
森田 孟真	九二五	(新)	
比嘉朝四郎	九一二	(前)	
崎山 喜達	九一六	(前)	
仲井真元楮	八五五	(元)	
真栄田義晃	八二五	(元)	
宮城清三郎	八三三	(新)	
高良 清二	八二六	(前)	
久高 友敏	九〇六	(前)	
儀武 息睦	七九〇	(前)	
与那 誠正	七八七	(前)	
平良新次郎	七七〇	(前)	
宜保 為楨	七五六	(前)	
赤嶺 三郎	七二三	(前)	

新垣 松助	七〇三
上原 仁慶	六九五
具志 嘉助	六七六
国吉 有慶	六五四
上津 保	六六二
城間 雄蔵	六五一
石川 逢祿	六二九
上原 正顕	六一八
儀間 真喜	五七二
渡嘉敷唯厚	四三二
村田 憲英	三〇五
中村 栄	二五八
当間 英哲	一四八

ではないかと考えられる。

首里は投票数九千六百八十九、首里地元の八名の候補者の得票数六千七百十、さしひき二千九百七十九。首里の候補は那覇からもとつてゐる。してみると、三千を上回る票が那覇へいつたとみられる。前回とくらべると小禄も首里も旧那覇にとられ、旧行政区域による一種の見えざる垣はとりのぞかれつつある。

”社会福祉面で働く”ノ喜びの婦人議員嘉数さん

市議候補の紅一点として注目されていた嘉数ツルさんは十七日午後五時の中間発表で”当確”に決まると那覇市儀保区の選挙事務所には那覇婦人会の宇良清子さん、儀間（ヨシ）前首里婦人会長らを始め首里、那覇、真和志の婦人有志が三十名近くもかけつけ、せまい事務所に一ぱい。ツルさんは祝客の”おめでとう””おめでとう”のガヤガヤ声に押されて口もきけない有様だったが「夜もロクロク寝られませんでした」とさすがにうれしそうで次のように語つた。

昨年の恥をくり返しては、と夜も寝られない程でしたが、婦人や有権者の皆さんの団結と御支持で無事にパスできて涙が出る位光栄に思つてい

ます。息子も真剣になつて選挙運動に立ちまわり大へん力になりましたが、とくに今度は名刺くばりは止めて棄権防止の啓蒙に運動の重点をおき、効果があつたと思ひます。議会に出ましたら実行できないような大きなことはいわず、社会福祉事業、婦人の授産、公衆衛生の改善を図り必ず婦人の地位が向上するよう努力します。これを土台にもつと多くの婦人が議会に立ち、将来は立法院にも出てもらいたいと願つて止みません。

最高点に涙ノ人民党三議員進出

鳥袋嘉順氏の話”人民党の候補者が三人揃つて当選、その中一人は最高点という成績をあげた事は三力年に互る当間市長の市民生活を裏切り民主主義の原則を踏みはずした市政に対する批判が明らかに示されたと信ずる。予想以上の得点でつい涙を出した。市民は今後、市会における人民党選出議員の献身的な活動に期待しているので、私達は他の議員と協力して市政を市民の立場に立つて行かせ、現実を無視した都計を再考慮してもらい市民の生活と民主的権利を守るため闘うことをお誓いする。

問題の儀間候補敗戦の弁

那覇市議再選挙のキツカケをつくつた選挙無効訴訟の原告、問題の儀間真喜候補は敗戦の弁を次のように語つた。全力を尽したが負けた。敗戦の将でもいいたくはない、ただ支持者各位におわびしたい。私のおこした選挙訴訟が正しかつたか、否かは選挙の結果で判ることだ。その意味で私は敗れたが正しいことはどこまでも生きるんだとの信念をもつてゐる。

新那覇市議会に望む

〔沖夕・夕 1955・10・18〕

やり直し選挙は終つた。首都の新しい市議会が誕生した。古顔のカムバツクや新人の進出がめざましく殆ど半分近くの人れ替りである。僅か一年でこんな変りようは市民が新味ある市政を待望しているあらわれとも見られそうだ。それだけに新議員への期待もまた大きいといえるだろう。以下新市会へ望む市民、各界、各層の声。

公約実践に熱意もてノ住民負担に
応じた都計を

琉大経済学科助教久場政彦氏（三五）市の財政関係で固定資産税をめぐつていろいろ批判の声がかかれるが、都市計画というものはもともとどう大なるものであり、それ自体は大層結

構なものである。しかし、そのために住民負担が過重になるおそれがあれば、住民の負担能力に応じて徐々に推進してゆく方法が望ましいのではないか。要するに都計も足が地につくことが大切で、花々しいだけでは実現に際していろんなゴタゴタがおこつて来て、かえつて完成が遅れるだけになる。今度の新市会は新しい住民の声を心をつくしてき、適正なる財政及び経済政策を樹ててもらいたい。

琉大国文科三年 喜舎場朝順君(二)「= なんといつても革新勢力の進出は喜ばしいことだ。このことは従来の市政に対する市民の正しい要望を反映しているものと思われるし、当局への批判のあらわれでもあろう。」

これからは市民と議員との固い結びつきがそのまま市政に反映するようになつて欲しいものであり、とくに都計は市のあらゆる点にマツチするように押しすすめてゆくように望みたい。今年から選挙権を持つようになり、自らの信ずる人を市会に押し出すことが出来たことも大きな喜びだが、ボクたち市民の正しい要求を市民ひとり、びとりの立場に立つて積極的に具現してゆく議員たちであつてもらいたいものだ。

真和志との合併促進を

並里商会高良盛一氏 今度こそは市会を刷新すべきである。それは公平な政治が第一で、従来議員は自己の地盤を維持する為我田引水的に次回の選挙運動につないで政治を運営していた。大那覇市の市会と都市計画は一貫性を持ち、真和志市との合併を促進すべきである。

都計の変更は多くの市民が迷惑する。青連山城葉子さん 今度は婦人の議員も進出したことだし市政に新しいエポックをつくつたものであると思ひます。婦人の政治に対する大きなめざめだと云えまじよつ。

都計など多くの問題が山積されていることだし選出された議員は超党派的に精魂を傾け市民のために働いて戴きたい。今度の選挙は時間的にも大きな損失を市民に与えたことは事実で、それだけに一層住民の期待は大きい。

これまで那覇市は青年会活動が振わなかつた。これは指導者の理解が足らなかつたためだと思ひます。青年の一人として議員の皆さんに青年会活動へ深い関心を持つていただきたい。そうすることによつて青年も政治に対する協力が出来るものと思ひます。

首里、尚詮氏 選挙期間中の公約又は口約が当選後は用が済んだ膏藥同様、チリ箱行きにならぬよう実践を希望する。そしてよく市民の声に耳を傾け特に青年、婦人の意志を尊重して市政刷新を期待する市民にこたえてもらいたい。私は首里出身なので特に合併後の市政が公正に運営され、旧首里、小禄が少しでもママ子扱いされることのないようにと要望したい。最後に当選後も議員の皆さんは選挙運動中のけん虚さと熱意を忘れずに活躍をお願いします。主婦、新垣ナベさん 私は主人のおしつけるのを反対して自分の思ふ候補者に投じた。有権者は皆自分の信頼する人に尊い一票をささげたことでしよう。当選者は選挙民を裏切らずに、選挙運動中だけの公約でなく、私達主婦にも納得のいく政治をやつていただきたい。

市議選挙ノ当選決定は今暁五時ノ

大事をとつた那覇選挙委

：那覇市議選挙の開票は以前のやりなおしがこたえて選挙委でも慎重にかまえたせいか意外に手間取り、遂に夜を徹しての運びになつた。大湾選挙長が決定発表を讀上げたのが丁度今朝五時。

：開票当日、選挙委側では一時間毎

に中間発表を行つたが、丁度午後七時に不在投票、疑問票を除く投票数がややまとまつて昼間のくくりをつけた。この頃、既に大勢は判明、八百以上の得票者は、当確の線が出たが、これが二十七名。その下に七百台が三名、六百台が九名で、七時の発表で早速御礼回りに出る気の早い候補者もいたが、八百台スレスレに低迷中？のところはさすがに気がかりとみえて、最後まで開票場につめかけていた。「御礼して落ちると恥さらしたが」と落ちつかぬ表情。

：立会人による不在票をぶつ込めた票ヨミがつゞけられるが、たつた五名に四万余の票だからなかなかだ。会場にはそろそろ一杯気嫌の人の姿もみえ出した。

十時前、それまで頑張り通しの市役所の女子職員一同が許されてやつと帰宅。

：「不在投票」を終えて疑問票に取りかゝつたのが午後十一時。外のそば降る雨に、まだ八十人位の観衆が窓に鈴なり、入口でも押合つている。

ローソクが持出された。明るい電燈の下で銀髪のN氏がいかめしい顔で一本々々配つている。万一いま停電ときたら、テンヤワンヤで再びやり直しの

おそれがないともいえぬ。何事も用心第一という次第だ。票が減つていくとヨミ手の手さばきも軽くみえる。時折不良票が出る。アイゼンハワーとかスザンナなどと例の落書だが「バカナ」と目もくれず、票ヨミは進捗。二時過ぎから手のすいた職員がコツクリ舟をこぎ始める。片隅の台で二、三の観衆がごろがつている。婦人の顔もチラホラみえた。二時、疑問票を終了。ここで票三枚が横に破けていることが一寸問題になつたが、開票人が取扱中の過失による場合は有効という解釈で無事パス。何しろ当選圏スレスレの人達にとつて一、一票たりとも気が気ではない。

最後までせり合う儀式、与那両候補

補

…三時、最後の中間発表。これで当落がきまつたが、最後の儀式候補と与那候補が僅か三票のきわどい差。間もなく再度の検票でその差二票にちぢまつたがここで与那候補側から選挙長へ物言いがついた。他の候補者と同程度のまぎらわしい票をなぜこちらの分は認めないとの異議申立てだ。大湾選挙長は自分の判断に狂いはないとこれを受けず、立会人を呼んで一時間余も話したが、結局選挙長の裁定のままにケ

りがついた形になつた。しかし与那候補側では新里壮吉氏が「我々は納得がいかぬ限り訴訟を提起しても解決を目指す。当落は問題ではなく要はこういうしこりをスツキリしたものにしたいからだ」と語り、一方、選挙長は「自分の判断に間違いはない。一たん決定したものを変えるわけにはいかぬ」とキツパリした態度をみせた。この辺りから観衆も少し興奮。五時まで伸ばすとは何事か、早くヤレヤレで一寸きつと何事もみせたが、発表でケリがつき、悲喜こもこも顔でうつすらと夜明けの大門の道を帰つていつた。

一社説一

市民と直結する市政

〔沖タ・朝 1955・10・19〕

那覇市議選挙の結果をみて感ずることは一地盤をもつているもの、金のあるもの、顔の売れているもの、組織をもつているものは当選し、そうでないものは落選しているということである。選挙に勝つには、今のところでは、学識、経歴、見識、手腕よりも、選挙運動がうまくやれるものでなければならぬ。これは非民主的な、あり方ではあるが、それが事実であるから致方はない。有権者がもつと自覚し、選挙は

”自分のもの”であるという認識を正しくもつようになれば、候補者の公約する政見、政策の吟味はもちろん、その人格に対する批判も自主的に為し得るのである。そうなれば、英国や米國などで公然と行われている候補者および運動員の戸別訪問に類似したことが、万一許されたとしても、直接政見を聞いて判断する契機にこそなれ、投票を強要されたり、或は誘惑されたりするような結果にはならないはずである。

このような境地にまで、市民の政治意識が高められるのは何時のことであるか、考えると甚だ寂しい思をせずにはおれないのである。

しかし、今回の市議選挙にはかなりに意識票があつたことは否定出来ない。好む好まないは別として、人民党の議員が三名も当選したことは、従来の市会の温順なる行き方に、かなりの変化を与えることであろう。

やり直し選挙で候補者も市民もひと騒ぎを演じたことではあるが、この選挙によつて、新しい市会が市政に対する批判を強めてくるものと予想される情勢をつくつたことは決して悪いものではない。

全会一致の議決も必要であるが、理事

者のやり方を批判することも又必要である。それは批判のないところには進歩はないからである。

とにかく選挙の結果は、一前議員は八名再選され、あとは新顔が進出した訳であり、それだけ、いくらかでも清新の気が出てくるに違いない。市政には幾多の問題が解決をまつている。殊に都市計画の如きは漸くその緒についたといつてもよい位だ。

表通りには大か高樓が建ち並び、一歩裏に入つたらカパー屋や茅葺屋が貧しい姿をならべているのが那覇市の現実であることを忘れずに、一市政を庶民の生活と直結せしめることである。

新那覇市会の分野／三分の

一占める”当局派”

〔沖タ・朝 1955・10・19〕

那覇市会議員選挙はとどこおりなくすんで、昨十八日あさ五時、三十名の選良が決定した。これらの議員は市民の信任を受けて、向う四力年間市政の一翼を担うわけであるが、さて、新市会の勢力分野はどうなるだろうか。

まず、一般の関心は、所謂当局派がどれだけ当選したか、といふことであるが、この当局派を当間氏直々の息のかゝつた家の子郎党だけでなく、市の

政策に全面的に協力していく人々を含めて解する場合は、かなり幅の広いものとなつてゐる。消息通によると、当局派二十、中立五、野党五となつてゐる。さきの議会では、多少、当間市政に批判的立場をとる議員がいたが、多勢に無勢、殆ど一つの力をつくるほどにいかず、所謂当局派の流れにまきこまれていたようであるが、新市会はそのはいかないようだ。まつこうから市政を批判しようとしている人民党が三名も当選してきたからだ。従つて中立派も、問題によつては反当局の立場に立つことも考えられてゐる。しかし、

当局は三十の議席のうち三分の二をよつしているの、多少の批判は受けても市政の運営に支障を来すことはまずないとみられてゐる。

「ご当選おめでとう」 / 真和志の合併委員が新議員訪問 / まず固い握手で合併へ

…那覇市のやり直し選挙は終り新しい議会が誕生した。新議員たちは公約の実践に努力するだろうが、まず都計の一環としての真和志市との合併という大きな問題がひかえてゐる。

…真和志市議会にはすでに「都市合併促進特別委員会」なるものが設けられ、前那覇市議会にも働きかけて、合

併実現につとめて来たが、再選挙でまた振り出しに戻つたといつところ。

…そこで今度こそ市民の世論に応えて合併の実現に邁進しようとする真和志市議会森田、奥浜正副議長と新里合併促進特別委員長外六委員が十八日降りしきる雨の中を那覇市の新議員三十名の家を首里、小禄那覇の順に一軒一軒訪ねて「当選おめでとう。今後とも相協力して行きましよう」と挨拶すれば当選祝いの気分がまだ覚めない新議員たちは「こちらこそよろしく」とこの雨の中の訪問に感激固い握手を交した。

那覇市 / 情実を廃し実力本位 / 職員の試験採用を規定

〔沖タ・朝 1955・10・21〕

那覇市では去る十五日、「職員採用、昇任試験及び昇級等に関する規則」を公布した。これは、ともすれば情実にとらわれやすい職員の採用、昇任を公平にし、人事を刷新していこうというのが狙いで、今後は、特殊な技術者などを除いては、一切が試験制度によつて採用されることになつた。政府の人事委員会の制度と精神を小規模ながら地方自治体に生かそうとしてゐるもので、採用昇任には試験の結果、候補者

名簿も作成することになつてゐる。勸業課水産係採用の為昨日この制度施行後、第一回目の試験が行われ、受験者十六名が集まつた。なお、那覇市では、近く約一カ月間、雇員六十名に対し、研修を行い、試験の結果、書記候補者名簿をつくり、試験による初の昇任の道を開くようである。

公聴 / 都市合併のチャンス

を

〔沖タ・朝 1955・10・21〕

十九日朝刊のタイムス紙は真和志市会の合併委員六氏が、那覇市の新議員の自宅を一軒々々訪問して歩いたと報じた。近頃愉快なニュースです。市民の一人として拍手かつ采を送ります。

来年三月までには合併の目鼻をつけるとか、合併促進法を作るとかいろいろ取沙汰されていたのが、ぱつたり沙汰止みになつてゐた頃とて、たしかに快ニュースだ。

那覇にしろ、真和志にしろ早かれおそかれ、合併せねばならんといふことは、議員ならずとも、みんなが知つてゐる。議員に負わされたことは、早目に何時実現するかといふことである。「相手がどうだから」と逃げを打つて来たのがいままでの当事者の言訳だが、そんな

なき弁は真つ平だ。

真和志が先に対等合併論といふ、こだわりすぎるメンツのために合併の機を逸し、住民福祉に少からぬ悪影響を与えたことは、はつきりしていると思つ。真和志の六委員が今回積極的な動きを見せて下さつたことに対し感謝します。チャンスは貴方がたの力で作るべし。チャンスのおとずれを待つようなことをせず、堂々と合併を呼びかけ押しつけて押しまくつて下さい。真和志市安里一区七班・高里朝勇・会社員

合併問題再び活発化 / 真和志側積極的に動き出す

〔琉新・朝 1955・10・23〕

真和志市の那覇との合併問題はしばらく鳴りをひそめていたが、那覇市議選と共に再び胎動しはじめた。十八日真和志市都市合併促進委員連が新那覇市議の自宅を回り合併を相提携して促進して行こうと呼び掛け、その結果那覇市議側は全員それに同意、十一月に開かれる議会に提案するとの約束を得たようだ。

又翁長真和志市長は、那覇市側の真和志市早期受入れ方を数度にわたつて、当間那覇市長を訪れ要請している。合併問題は那覇市議選を境にして一段

と活気づいている。
翁長真和志市長談「こちらとしては那覇市側が早期受入をしてくれるのを要望し続けている。
那覇市の都市計画にも、早ければ早い程都合は良いのではないかと考えている。それで十一月に開会になる那覇市議会に期待しているわけだ。

那覇競輪社ノきのう発足ノ

役員人事は保留

〔沖タ・夕 1955・10・23〕

日琉合資によつて設立準備が進められていた那覇競輪株式会社設立総会が二十二日ひる一時から幸楽で開催された。宮良永昌、富原守保、平敷慶久、泉正重、嘉手納並水、堀江耕治、長瀬健太郎、桑原慶治、宗村幸彦氏ら日琉双方の発起人とオプザーバーとして当間那覇市長が出席、定款を審議承認した。

資本金は全額発起人引受けて既に見通しがついていると、外資導入が認可になり次第、設立登記を行いたいと宮良発起人代表は語っている。
会社役員は発起人がそのまゝ就任する計画であつたが日琉間の均衡を保つこと、現在の仕事の関係から一部の変更を要することになり、確定するにいた

らなかつたが社長には宮良永昌氏が有力視されている。
なお競輪場の工事が完成するまでに約三カ月間を要する見込みであるが、それまでに地元から競輪選手を養成して当てる計画であり、月に二万円以上の収入になるだろうと発起人側では語っている。

米調査団昨夕来島ノ28日まで滞在か

で滞在か

〔琉新・朝 1955・10・24〕

全沖縄住民が鶴首して待つていた米下院軍事委員用地問題調査団一行七名は昨夜九時十五分空路来島した。嘉手納の軍飛行場には軍首脳部や琉球政府比嘉主席はじめ各局長その他軍用地解決委員など関係者約百名が集りターミナルには常ならぬ緊迫感がたゞよつていた。調査団一行は米空軍機で予定より一時間半ほどおくれて到着、モーア副長官、バージャー民政官、比嘉主席らと握手を交したのち軍差し向けの車に乗つてV・I・P（軍貴賓）宿舎へ向つた。メルヴィン・プライス団長は記者団にたいし次のように語つた。「われわれは沖縄の米軍が軍用地にたいし適正な処置を取つているかどうかを調査研究するため来島したので出来るだ

けの時間を費して沖縄の重大問題である土地問題を調査するつもりであり、日程は僅か三日間となつてはいるが、確固たる調査が終るまで沖縄に滞在し、出発は二十八日から二十九日になる予定である。」一行の顔ぶれはプライス団長（民）スターリン・コウル（共）ウオルター・ノーブラッド（共）O・C・フィシャー（民）ウイリアム・H・ベイツ（共）ジョージ・P・ミラー（民）ジエイムス・T・パターソン（共）

日米報道陣も来島

米下院調査団の沖縄における調査状況を報道する日米報道陣一行は二十三日午後二時半、到着した。一行はAP、UP、朝日、毎日を含む日本及び米國新聞社の十名で、二十四日から調査団と行動を共にして、その調査状況の報道にあたる。

那覇市議選挙の異議申立ノ

判読に困る千余ノあいまい票の奪い合い

〔沖タ・夕 1955・10・27〕

那覇市議選挙の結果について、五件の異議申立が出ている。異議申立期間の三十一日までには、更にあと一二件出るみこみで、選挙後の後味の悪さをみせているが、このような争はどこから出てきたらどうか、異議申立の問題点をみてみよう。
：選挙開票の日、判読にくい票が約千四百もあつて、その処理に数時間も要し、五百票は有効、九百票は疑問票と無効と決定された。問題は殆ど、この五百票と、九百票に關しておこつているよつた。
：異議申立書をみると、与那誠正候補は、「コナ」「ヨハ」「ヲナ」「ヨト」は「ヨナ」「ヨハ」「ヨナ」「ヨト」津保候補は「上ス」「上又」「上ソ」「上ハ」は「上ツ」であるといつてはいるが、今度は上間当選人が「上フ」「上ス」「上又」は「上マ」である。「上コ」もそつた、と主張。宜保為候補は「ニカイ」「ニカニ」「リカイ」「リカリ」「トカト」「人カ人」「イケイ」は「イカイ」であるといふ、儀武息睦当選人が「ギマ（注：濁点がつく）」「フキ」は「ギブ」だ、といつている。
：疑問票九百票のうち七百七十二票は、どの候補者の氏名を記載したのか確認できないものとなつてはいるが、有効になつた五百票のなかにも「ルヤ」「テルヤ」「キロ（キセ）」「ククカ」「クダカ）、「ワリタ」（モリタ）といつた類のものが多く、選挙長は「選挙人

をみせているが、このような争はどこから出てきたらどうか、異議申立の問題点をみてみよう。
：選挙開票の日、判読にくい票が約千四百もあつて、その処理に数時間も要し、五百票は有効、九百票は疑問票と無効と決定された。問題は殆ど、この五百票と、九百票に關しておこつているよつた。
：異議申立書をみると、与那誠正候補は、「コナ」「ヨハ」「ヲナ」「ヨト」は「ヨナ」「ヨハ」「ヨナ」「ヨト」津保候補は「上ス」「上又」「上ソ」「上ハ」は「上ツ」であるといつてはいるが、今度は上間当選人が「上フ」「上ス」「上又」は「上マ」である。「上コ」もそつた、と主張。宜保為候補は「ニカイ」「ニカニ」「リカイ」「リカリ」「トカト」「人カ人」「イケイ」は「イカイ」であるといふ、儀武息睦当選人が「ギマ（注：濁点がつく）」「フキ」は「ギブ」だ、といつている。
：疑問票九百票のうち七百七十二票は、どの候補者の氏名を記載したのか確認できないものとなつてはいるが、有効になつた五百票のなかにも「ルヤ」「テルヤ」「キロ（キセ）」「ククカ」「クダカ）、「ワリタ」（モリタ）といつた類のものが多く、選挙長は「選挙人

の意思を尊重しようという余り、判断に寛大であり過ぎたのでなかつたかとも思う」と語っているほどである。

…このことは裏をかえすと、首都那覇市といえども、如何に無筆者が多いか、ということを物語っている。約千票は仮名でさえも候補者の氏名を正確に書けてないものというから、立会人や選挙長の苦勞が知られようというもの。選挙管理委員会では、判例をみると日本では沖繩みたいに、片仮名のしかもはつきり字体さえなさないもので争っていることはめつたにない。ほとんど漢字によるもので、例えば「浜口幸雄」は浜口雄幸、「若槻次郎」は若槻礼次郎への投票と判定する、といった類のものようだ。

…選管委では、選挙事務にたずさわっている当事者としての経験から、選挙を公正に運営するために選挙法を改正して、ポスターは漢字にする。投票用紙へ記入する候補者名も漢字で書くということにしたら、との意見をのべている。

三十名の選良／那覇市議／ 当選証書交付式

〔沖タ・朝 1955・10・28〕

二十七日ひる一時半から那覇市会議室

で、那覇市会議員当選証書の交付式が行われた。三十名の選良は始めて一堂に顔を合わし、一人一人大湾選挙管理委員長から当選証書と、那覇市会議員の記章を受け、晴れて議員に就任した。新議員三十名を迎え、当間市長は次のように祝辞をのべた。

私人の気持を率直に申上げるなら実は前議員が揃って全部当選するよう祈っていた。何故なら、新しく選ばれてきた人にはまことに失礼であるが、首里、那覇、小禄の合併後、最初に当選してきた人々であり、もし、選挙管理委員会の落度がなければあと三年間、大那覇市の基礎をつくる権利と義務をもつていたからである。しかし、幸にしてこれらの人々に代つて当選してきた十二名の方は大部分が、那覇、小禄、首里の議会に議席をもつていた方々であり、前議員に勝るとも劣らない経歴と識見をもつていたのでありますから、喜びにたえません。那覇市は旧那覇の復興さえ前途が遠く、更に首里、小禄があり、更に懸案の真和志との合併も残っている。祖先と子孫に誇れる都市の基礎をともにつくりたい。皆さんの御協力をお願いする。
これに対して儀武息睦氏が当選者を代表して、

「われわれは市民の絶大なる援助で当選した。市の発展と市民の福祉のため全身をうちこんでいきたい」と答辞をのべた。

一戸五万円の補償を／競輪 で立退く奥武山区民陳情

〔琉新・朝 1955・11・2〕

那覇市の競輪事業計画に伴う奥武山区住民六十六世帯、(五十三戸)の立退補償費については、今議会で予算案に計上、一戸あたり一万円強の費用にあたるが、一日ひる奥武山区立退住民(代表儀間真喜氏)五十一人は那覇市議長あて、五万円補償するよう努力してもらいたいとつぎのような陳情を行った。

陳情要旨 〓奥武山の公園化(競輪場を含む)の問題にたいしては住民も心から賛成しているが、奥武山区住民は四十六年十二月、那覇港南棧橋作業隊が結成された際、今日まで住みつけている者が殆どで五十年九月就業義務解除までの五力年間月二十八日の義務就業を強制され、これに違反する者は即時家屋の明け渡しを要求され、甚大な犠牲を払われた、現在では船舶の入港漸減し、収入がへり、全く苦しい状態にたゞされている。このような実

情のため、今回の家屋移転についてはその費用のねん出方法が全くなく、途方にくれている、資材の運搬ならびに補足資材の購入費及び休業中の家族の生活費などをあわせて一世帯あたり五万円補償してもらいたい。

三氏の異議申立／那覇選管 委却下

〔琉新・夕 1955・11・2〕

那覇市選挙管理委員会では、さきに異議申立を行った上間長和、儀武息睦、宜保為楳の三氏に対し、三十一日、申立ては容認できないと、つぎのような回答をおくつた。選挙長が立会人の意見をきき、徹頭徹尾慎重を期し、適法公正に行われたもので投票の効力決定に対しては妥当なものと思われるので申立理由は容認できない。

那覇市会議長に泉氏／副議 長に長嶺氏／選挙すんで 握手／泉16・高良10・島 袋3・白票1

〔沖タ・夕 1955・11・2〕

注目をひいた新那覇市議会の正副議長選挙は二日あさ議会開会の冒頭から始められ、議長は投票の結果、泉正重氏に、副議長は推薦で長嶺将真氏にそれ

ぞれ決定、正副議長とも再び元のサヤに納つた。
新議員による那覇市の初議会はけさ十時三十五分開会、当間市長の挨拶について議長選挙に移つた。まず年長者の儀武息睦議員を臨時議長にあげ、一たん休けい、選挙の方法について議会をもつた。

「従来、議長選挙で投票をすることは派閥的なシコリができて後々の議会運営に支障を来すおそれがあるので殆ど推薦の形をとっている。各派を代表する委員を出し、その協議によつて、決めたらと臨時議長から意見が出されたが赤嶺慎英議員、人民党の鳥袋嘉順議員らから議長選挙に関するいろいろな工事が講じられている事はすでに市民多数が知つている。市民の疑惑を払拭するため投票により議長を選出したい」との意見があり、ついで大山盛幸議員からも「公明なスツキリした選挙にするため投票がいい。ただし誰が議長に選ばれようとこれまでの感情や行がかりを抜きにして協力一致、明朗な議会を建設しよう」との意見が出され、かくて十時五十分、再開投票によつて議長を選出することに決定、直に投票に移つた。

比嘉朝四郎、比嘉佑直の両議員が立

会人にあげられて開票したが出席議員三十名、うち泉正重氏十六票、高良一氏十票、鳥袋嘉順氏三票。白票一で泉氏が再び議長席についた。

泉新議長の挨拶 多数の御支援を得て議長に当選したことを感謝します。過去十一月の間、自分のやつて来た議長ぶりが何らの欠点もなかつたとは考えていない。特に私は短気ツぽい、齢すでに六十になんなんとしてなおこのような欠点を持つてゐることが情ない。つとめてこれを直すように努力します。議長選出までいろいろ対立もあつたが感情は水に流して和かな話合いの議会を建設しようお互いで努力したい。もし私の議会の運営振りに抜かりがあつたり、行過ぎある時は御注意願いたい。

ついで泉氏は議長席を下りて高良一氏及び鳥袋嘉順氏と握手、各議員から割れるような拍手を送られた。競輪を実現したいノ市長挨拶
当間市長は初の議会に当り、次のように挨拶した。

この議会は形式的に云えば合併後の第一回目の議会と同じである。那覇復興の前途はまだりよつ遠であるので執行機関と議決機関とが互いに力を合せて解決して行かねばならぬ問題が沢山あ

る。議会不成立の二カ月間において市町村自治法により市長が専決処分した事柄があるのでそれを報告する。同時に市の懸案の競輪が承認していただければ直に実施に移すつもりです。よろしく御審議願つた。

記者のメモ／午前四時の訪

問答？

〔沖夕・朝 1955・11・3〕

：那覇市議長選挙はこころ、三日息づまる運動を展開していた。双方に投票を約束して誓約書に署名したのももいたといわれ、一日まで泉、高良両候補はいずれも優勢を呼号、当事者である議員自体がこんとんとして適確な状況をつかみきらないといつた調子だつた

：それだけに各派とも競争がはげしく夜もおちおち眠れなかつたらしい。票を開けてあとの話だが、「私は昨夜、午前四時におこされてね」とか、「x時にきた」「明方きた」等々：の話が四、五名の人から出た。午前四時の訪問客。さぞや、つらかつたらうに：。政治は夜つくられるとはよくいつたものだ。

：分野がはつきり色わけされたのは二日の未明であつたらしい。落ちた高

良氏やその運動員の照屋議員は「午前十時ごろ、状勢の変つてゐることに気づいた。票は読めていたヨ」といふし、当選した泉氏は「昨夜までヒヤヒヤだつた」とのべていた。再び議長の席を射とめた泉氏はさすがにうれしそうで、終始ニコニコだつた。我が最良の日だつたかも知れない。

：高良派は日程終了後、直ちに車をつらねて某所へ。仲井真元楷氏を含めて、市政革新同志会を組織しようとの話が出たが、きのう二日の日をボクして「二日会」と改めた。これまで穏びんであつた那覇市会も今後一波乱おこるような空気である。

：議長選挙の際、白票が一つあつた。「白票は誰？」全議員の関心があつた。「誰たらう」「いやアレだ」噂はつきなかつた。投票は秘密主義とあつて詮じつめることは許されない。結局、わからないままに付された。白票は誰だつたらう？

常任委員を選任ノ那覇市臨時議会ふた開け

時議会ふた開け

〔琉新・朝 1955・11・3〕

那覇市臨時議会は二日あさ十時四十分から開かれ、午前中に正副議長に泉正重、長嶺将真氏をそれぞれ選任したの

ち、午後は各常任委員会の委員数と委員を選任、ひきつゞき今議会の会期を二日から八日までの七日間と決定、那覇市営自転車競技事業を施行することについて、ほか関係五議案を一括上程、当局の提案理由説明があつて午後二時すぎ閉会した。

三日は議案研究のため、一旦休会に入り、四日あさ十時から本会議を再開する。

当日選任された常任委員はつぎのとおり（印は委員長 印は副委員長）

総務財政委員会（九名） 島袋嘉順、玉那覇有義、渡口麗秀、上原光男、高良一、喜久山朝重、赤嶺慎英、久高友敏、仲井真元権。

建設委員会（十一名） 照屋正徳、比嘉ゆう直、備瀬知良、新垣善太郎、上間長和、渡口政行、崎山喜達、比嘉朝四郎、宮城清三郎、高良清一、儀武息睦。

文教厚生労務委員会（八名） 嘉数ツル、辺野喜英興、大山盛幸、糸数昌剛、宮里敏慶、喜瀬康一、森田孟真、真栄田義晃。

懲罰委員会（六名） 玉那覇有義、比嘉ゆう直、嘉数ツル、照屋正徳、高良一、宮里敏慶。

【八日までの議事日程】

三日＝議案研究のため休会 四日＝本会議 五日＝委員会付託事件の審査 六日＝休日 七日＝委員会付託事件の審査 八日＝本会議。

一社説

競輪事業に反対する

〔沖タ・朝 1955・11・5〕

那覇市議会は議長選挙をきつかけに、二日会という野党的な団体が出来て、これからの市会運営に多難を思わせている。選挙前の市会は与党勢力が強く、市当局の意志は不自由なく通つてきたのであるが、選挙後は形勢一変し、市当局の施政に対し、多分に批判的な空気が生れてくることは二日会の結成によつても想像できるのである。これがよいことであるか或いは好ましくないことであるかは見る人によつて違つてくるであろうが、批判があつて進歩もあるのであるから、那覇の市政も批判の中から協力を盛（も）りあげていくことが出来るならば改選後の新しい情勢は必ずしも悪くはないであろう。初市会は、選挙無効の判決で、市会が解消し、空白を生じた際、市長が専決処分した競輪事業関係の契約と水道資材の購入などの事後承認を求めることになつてはいるが、競輪に関する専決処

分には議場が沸騰するのではないかとみられているが、我々は又吉市長時代に競輪事業が計画された時、断固反対を表明したことがあり、今日においてもこれに賛意を表する訳にはいかな

い。本土各府県における競輪事業がすべて好成绩をあげて地方財政を潤おしているものではなく、地方都市のうちでは競輪事業が赤字を出して対策に苦しんでいるという事実も聞いているし、沖縄のような賭博趣味の低調なところで果して計画書に盛（も）られてはいるような収入を挙げることが出来るかどうか甚だ疑問である。もし市当局が自信をもつてこの疑問を掃拭してくれる勇氣があるなら、市当局は先ず第一に競技場となる奥武山から立退きを求めている六十三戸の市民に対し十分なる補償を与えるべきである。立退きが市の公益に関する施設を行うためであるなら、財政窮乏を理由とする僅少の金額でも、時と場合には犠牲を忍んで貰わなければならないであろうが、この競輪事業で市は年に二千万円に近かい利益配当をつけると謳つてはいるのではないか。それだけの収入を予想するならば、その一、二割を補償金として支出する位の社会政策的配慮は当然あつて然か

るべきだと思つが如何。

我々は戦争によつて文字通り裸にされた上に、精神的にも頹廢した空気の中で十年近くも生活してきたのである。このどん底から脱け出すために、全住民がどんなに苦しんできたことが。

現在市内のどこかで見受ける街頭トバクや、殺人、傷害、強盗、カツパライの類（たぐい）はいうまでもなく戦争の落し子である。これをどうすればなくして、我々の社会を立派なものにするかで、みんなが苦勞しているのはないか。

そこへもつてきて儲かるからというトバク類の事業をやることは世道人心にとつて百害あつて一利なしと考えるから我々は反対するのである。

本土でもやつているから、いいじやないかという人達に対し、我々は目的のために手段を選ぶことが沖縄の明日を明るく、健康なものにするものであると、いいたいのである。

泊港埋立地／那覇市編入告

示

〔琉新・朝 1955・11・5〕 主席は四日、那覇市泊港の南側と北岸の埋立地を市町村自治法第三条の規定によつて那覇市の区域に編入し、五日

から施行すると告示した。所属未定だったのが五日から那覇市に編入される場所は、泊港北岸が高橋町二丁目と隣接の公有水面埋立地五千五百四坪。泊港南岸が前島町二丁目、松山町二丁目、若狭町二丁目と隣接の公有水面埋立地六万一千五百六十坪。

記者のメモ／歴史が語る競

輪問答：

〔沖タ・朝 1955・11・5〕

：四日の那覇市会は競輪問題の質疑で大揺れだった。とくに厳正中立を標ぼうする十二名の二日会と完全野党の人民党三名をかかえているだけに、当局にしてみればうるさいほど質問が出る。一々答えるのに汗だくの態だった。

：頃合いをみて、与党の大山議員から「委員会付託」の動議が出て、採決にうつつたら、拳手は十二名、あえなく否決されてしまった。これまでの殆ど与党一色であった那覇市会ではみられない風景だ。気をよくした野党の某氏「これから面白くなるぞ」と悦に入っていた。

：「もし、奥武山の住民が立退かない、と言つたらどうするか」の質問に、市長やや、ムツとして「那覇市の場合はずべて法規によつてやる」と、法

律専門家らしいところをチヨツピリみせた。ところがくいついてくるのがいた。宮里議員の「どんな法規ですか」の質問に、市長は「法規はたくさんあるがいまは考えていない」と逃げた。そこまですべてしまえば、ことは面倒になるばかりと思つたのだらう。

：人民党は根本的に反対だった。

「日本の出資者が、沖縄で競輪をやるのは、東南アジアへのステップとしてである、との話だった。アメリカやヨーロッパ等の先進国で競輪をやつているとはきいたことがない。日本はアメリカの半植民地だ、沖縄はもとより植民地である。虐げられた植民地や後進国にばかり、いまわしい競輪が強いられていく。われわれとて市の財政は何んとか増やしたい、しかしかしこし」と、その一流の説法で競輪反対をとなえていた。競輪は先進国とは縁がないらしい。

：これには当間市長もまけていなかつた。「先進国に競輪がなかつたのは、それは日本が先べんをつけたものだからだ。これからだんだんのびるだらう」として、競輪がヨーロッパやアメリカでのびるかどうか。何年か後の歴史をみないと、この議論の勝負はわからない。

競輪問題で当局追及／ゆれる那覇市会／当局財政的にプラス／議会が認めねば止める

〔沖タ・朝 1955・11・5〕

四日午後の那覇市会本会議は午前引きつゞき、競輪事業開始に関する六つの議案について審議したが、議場は市当局との質疑応答で依然大揺れ、戦後の那覇市会にかつてみないほど騒然となつたが、四時十五分、質疑続行のまゝ総務財政委員会に付託した。質疑応答の主なるものは次の通り。

仲井真議員 競輪の結果もたらす市の利益と社会的な意義についてどちらが重要か。

助役 日本で盛んなのは利益が大きいからだ。政府でも富クジをやつていながら、それによつて受けた利益が大きいからである。普通のバクチとは大分趣が違う。売上げの五％が社会に貢献するのだから。

仲井真議員 五年の初めから計画されてきたようであるが、当時と今日では社会的にも経済的にも変動がはげしい。事業経過のあらましをうかがいたい。

市長 日本の亜細亜興産の海老沢という人が当初計画して市との間に話がす

められていたが、亜細亜興産の資金のバツクであった例の保全経済会が潰れたので、その後、話は立消えになつていたが、今年八月に突然、日本側から現在の計画者である人達から話がもちこまれて、全資本を日本側が出すということの話がすすんだ。

仲井真議員 八月三日の市会の全員協議会で市長は次のように明言している。神奈川、東京周辺は相変らず赤字であるが、全国的にはグツと下火になつていいる。出資者に迷惑をかけない心配だ。二一三年は大丈夫と思うが、あとがどうなるか、以上のことを市長は明言しているが、まことに心細く弱気である。ところが九月八日になると市町村自治法百十四条という、まことに都合のいい法律で、専決で契約をしている。市長にかく心境の大転換を与えたのは何のためであつたか。

市長 出資者への迷惑云々は沖縄側の出資者に対してである。そういえば、沖縄の人々に損をかけねば、他府県の人々には損をかけてもよいと考えられないでもないが、しかし、計画者達は自信をもつていようです。

仲井真議員 議案説明書には八月三日全員協議会に諮り賛同を得たといつて

市長 賛同したということは当たらないかも知れない、賛同したという形式はとられていない。しかし質疑応答の前後の空気からして私は賛同したものと受けとつた。

嘉数議員 競輪は客の主体が外人相手か、日本人土建業者か、沖繩人か、市はどちらから余計客を集める予想か
市民の経済はまだ充実していないので、競輪が始まつたら家庭悲劇がおこると、婦人側や男の一部でも危惧している。一人一日の車券買上げを二百円としているが、どうして割り出したか。

助役 主体はやはり日本土建業者、外人、そして事業が発展すれば沖繩人も入るようになると思う 家庭悲劇が全然ないとは申上げられない、しかし一部の人の家庭悲劇よりも社会的な利益の方が大きい 車券の売上二百円は那覇とほぼ規模の似ている日本の小田原の競輪場では一日七百円（日本円）の売上げであるので、その三分の一で二百円とみた。

高良議員 専決処分せねばならぬほど急ぐことだつたか。
市長 受託者側が旧正月頃までに始めたいというので急いだ。市の問題よりも受託者側の希望によつて急いだ。

上間議員 八月三日の全員協議会の議事録を読んで貰いたい。

ここで休会して全員協議会にうつり、新垣事務局長が八月三日の全員協議会の記録をよみ上げた。記録は殆ど、市当局の経過報告と、それに対する議員の質疑に終つてゐる。十二時十五分全記録を読み上げて、中食に入り午後一時本会議を再開、質疑を続行した。

「委員会付託」の動議否決
宮里議員 市に契約申入れをした堀江、桑原氏等について興信所を利用するなり、信用調査はしたか。資金を出すという五大学自治連盟には問合わしたことがあるか。

助役 直接、信用調査をしたことは無い。
鳥袋議員 競輪に或る程度社会的不安を伴つても、財政上プラスになるから、目をつぶつてやろつというのであるか。市民一般は競輪は悪の温床とみている。それでも市はあくまで競輪をやるつもりか。

市長 日本で一番さきに競輪を実施した川崎市の場合でも当初猛烈な反対があつた。それが日本では、いまは六十数カ所に競輪場が出来ている。それだけ自治体にプラスするからだ。多少と

りさらねばならない欠点があつても大きな立場から実施したい。

鳥袋議員 那覇市にはすでにパチンコ、ビンゴ、バー、カフェーが出来、青少年を毒している。さらに競輪が設置されることは好ましくない。われわれは那覇市を国際博覧場モノコにしたくない。これについて市首脳者の見解をききたい。

市長 各地でやつてゐる。多少の不安はあるが、各地区の経験に従つてやつていく。
助役 私市長と同じ意見です。
長嶺財政部長 私市長と同じ意見であります。

鳥袋議員 市長、助役、財政部長は、競輪問題に引きつづいておこる社会問題について責任を負うか。
当局 責任を負う。

ここで、大山議員から「大体、根本的問題はわかつた。質疑継続のまゝ委員会に付託したら……」と動議が出たが、十二対十七で否決され、与党がたじろぐ場面も見られた。
鳥袋議員 競輪を始めたらどういつた階層が余計入るだろうか。二百円券に命をかけてくる貧しい人々が多いか、それとも、きれいな洋服をつけた金もあり暇もある人々が多いだろう

か。市長はどう考えるか。アメリカに対し全住民は軍用地の適正補償を叫んでいる。那覇市の競輪実施に伴なう立退きへの補償は適正に行われるかどうか。

市長 日本における各府県、各都市の競輪場の例を私はよく知らない。適正なる補償で移動させる。
ここで、全議案、相互に関連があるので、一括上程しよう。

との動議があつて、採択。質疑続行した。
仲井真議員 市長は専決処分が議会の承認を得られない場合どうするか。
市長 そのときはやらない。

高良一議員 日本側の出資という点で外資導入委員会との問題もあるが。
助役 委員会にも申請してある。
高良一議員 この競輪に対しては市当局が大ぶ無理しているような印象を受ける。各議員の質問に対する答弁的はずれの感がする。

今議会に提案／那覇市会の
二二日会／真和志側と合併
協議
〔沖タ・タ 1955・11・5〕

四日、那覇市議会の二日会（会長高良一議員）側から「合併問題について懇

談したい」との申入れがあり、真和志側では早速正副議長、合併委員が集まつて協議の結果、申込みを受諾、同日午後八時から那覇市内の某所で会合が行われた。二日会側から高良一議員はじめ九議員（小禄出身議員三氏は都合で欠席）と真和志側から森田、奥浜正副議長、新里、古堅正副委員長外五委員が出席、まず高良一議員から、

「真和志側の都市合併への熱意には感激している。本日は非公式であるが、我々は合併促進をとなえて当選した以上、ぜひ合併を実現させたいと思つており、真和志側の意見をきいて、合併問題だけでなく、その他のことでも今後相提携して行きたい」

との挨拶があつて懇談に移つた。真和志側から、合併は住民の世論であり、真和志は真底から合併の実現を願ひ、前議会にも働きかけ、那覇市議再選挙の前に合併決議をして、真和志議事も任期を捨てても共に選挙に臨んでよいとまで申入れたが実現されなかつたのは残念である。これまでの経験から自治体だけの折衝ではうまく行かないから近く立法される「合併促進法案」に則つて合併を進めて行きたい。合併が一番問題となるのは議席であるが、

合併促進法案に従つて、
一、合併される議会の議席をそのままにして任期を一年間に限る。
一、又は両議会いずれかの残任期間だけにする。
ということを基本線にして合併を進めてほしいとの希望が述べられたが、那覇市側もこれを了承、当日の会合は和氣あいあいたるものがあり、那覇、真和志の早期合併に明るい希望がもたれた。

なお二日会では真和志市との合併問題を今会議中に提案する模様である。

「競争」に集中攻撃／那覇市委員会が否定的
〔沖タ・朝 1955・11・6〕
那覇市会総務財政委員会（委員長高良一氏）は五日あさ十時半開会。競争問題に関する六つの議案の審議を始めたが、まず、競争場になる現場を視察しよう、市当局の案内で現場に赴き、立退箇所をみた。午後一時から再び審議につつり、議案を一括して経営面から 社会的影響 市民の立退 市長の専決処分について。の四つの面から審議することになつた。委員会の意見は主として次の通りであつた。

一、経営面
日本は八千五百万の人口で六十三万の競争場があるという。一カ所当り約百三十万平均になる。沖縄の人口八十万で競争場が維持できるか 一日三千人入るとするのが市の事業計画の基礎となつてはいるが、当局は社会問題という面から、どういつ人々が入るかときけば「外人日本土建業者そして沖縄人もだんだん入るだろう」と主体を外人におき、三千人はどう割り出したかといえは「人口八万の小田原の競争場に例をとつて」といつている。論理の不統一だ。市長は「三年はもつたらう」とまことに心細い言明をしてゐる。確信もなく「一応やつてみよう」という安直な気持ちで事業計画にかゝつてゐるのでないだろうか 市長がいうように三年もつとみると、市の計画書は年間二百万円の税外収入だから、六百万稼ぐことになる。これで市営住宅なら四十世帯分はつくれる。

二、社会的影響
手段は目的に奉仕するから、目的さえよければ手段は選ばない、とするのは間違つてゐる。
市の財源を増やすため、子供達にも市民にもわるい環境を与える。この悪い環境をとり除くためわれわれは責任

と負担を負わねばならない 競争の客層は大方が失業者で、その弊害はすでに日本で指摘されている。
これに対し、渡口麗秀議員から反対意見が出された。同議員は「日本で六十カ所で行われ、今日まで存続している。立法院で競争法が可決されたことは、大多数の人が競争をやつてもよいという意見である」とみてい」と述べ、上原光男議員は「事業にはいいことも悪いこともつきものだ、一応やつてみることにだ」と述べた。

三、市民の立退
競争をみとめるみとめないにかゝらず、将来の公園、グラウンド計画という見地から立退いて貰うことにし、当局、立退者、第三者で委員会を組織、適正補償をしようといふことになつた。

四、市長の専決処分
これは妥当ではなかつた。議会の成立は時間の問題で、しかも予期できることであつた。議会無視も甚だしい。責任を追及すべきだ たとえ、議会がこの専決処分を承認しなくても、効力はすでに発している。市長は強行する事ができる。しかし「議会が承認しなければやめる」といつた。市長は法律専門家だ。専決処分のもつ意義を一番

よく知つている、近く議会が成立する
のも待たないで、専決にするにはそれ
だけ決心があつた筈だ、それなのに
「承認がなければやらなくていい」とい
う「本気で、この議案を出したのだろ
うか 市長が「もし議会が承認しなけ
ればやめてもいい」というのはもつと
善意に解すべきだ、むしろ議案を尊重
する善意のあらわれだ。

審議は午後四時十五分に打ちきられ、
七日あさ十時から再開することになつ
たが、競輪問題には手きびしい批判が
くわえられており、委員会の空気は否
定的である。

広告／御挨拶

〔琉新・朝 1955・11・6〕
那覇市新議会は十一月二日招集され、
いよいよ市会活動を開始いたしました
が、われら十二名は同志的結束を固め、
市会活動に当つては一党一派に偏せざ
る厳正中立の政治的立場を堅持し市民
の皆様が誓つた公約を履行すると共
に、真に全市民の福祉増進を図るべく
茲に「二日会」を結成して御期待に副
う覚悟を新たにいたしました
那覇市が琉球の首都として且つは商
工、生産都市として今後の発展を期す
ためには幾多の困難が前途に横たわつ

ているのでありまして、われら十二名
の同志は政治力を結集して暗黒不明朗
な市政の刷新強化に一段の努力を傾注
せんとするのであります
何卒今後ともなお一層の御支援御鞭撻
を賜わるとお願ひ申上げます
一九五五年十一月三日

那覇市議員二日会々員

- 那覇区 高良一 仲井真元かい 宮里
 - 敏慶 比嘉佑直 喜久山朝重
 - 糸数昌剛 森田孟眞
 - 首里区 久高友敏 上間長和
 - 小禄区 照屋正徳 新垣善太郎 赤嶺
 - 慎英（年齢順）
- 那覇市民各位

話の卵／納得できぬ競輪

〔琉新・夕 1955・11・6〕
那覇市が市の事業として競輪を行う
か否かについて市議会では大分もめて
いるようだ。競輪が社会的に与える悪
影響が議論の中心になつており、事業
そのものを実行する前に、競輪の本質
論でゴタゴタしているようである。競
輪が社会的に悪影響を及ぼすことはわ
かり切つたことであり、それを競輪の
よい面もみなければいけないという
が、よい面とはどんなことを差すのか
こつちで訊きたいくらいである。

市の方では悪い反面もあるが市の復
興面に大きく財政的プラスになる事業
であり、一部の人たちは犠牲になつて
も、大局的には那覇市の復興を促進す
る。という意味の答弁をしているが、
大局からみても小局からみても競輪た
けは願下げたい。というのが大方市民
の声ではないだろうか。

戦後の沖縄では賭博行為に類する娯
楽が少いというのが自慢の一つだつた
が、ビンゴ、パチンコもあり、それに
競輪までやるようになれば何をかいわ
んやである。競輪が非常に那覇市の財
政をうるおし、那覇市の復興を促進す
るかも知れないが、那覇市は競輪で復
興しなければならぬ理由はないだろ
う。競馬なら馬券をかけることに或る
程度のぐう然で、アナを当てる興味が
わかないこともないが競輪となればぐ
う然とワザの競技になる。

それよりも利欲に走る作為、つまり
八百長、もつとはつきり言えば馴れ合
いの試合にならないと誰が断言出来よ
う。日本では八百長試合では血の惨劇
をみた例もあると聞くし、新しく競輪
ボスなども出現して悪の温床にならな
いという保証を出来るものは一人も居
ないだろう。

婦連、青連、子供を守る会などが躍

起になつて競輪事業の反対をする気持
もよくわかるような気がするし、ある
婦連の役員は、那覇市の政治向きのこ
とはよく知らないし、競輪事業の内容
も詳しく知らないが、若しもこの事業
が失敗した時の補償は誰がするのであ
うか。バクチのテラ銭をかせぎ損ねた
上、穴埋めを私たちの税金でやるのだ
らうか、と納得の出来ない表情で語つ
ていた。

競輪に興ずるのが米人、日本人、沖
縄人だろつとその弊害が伴つ場合、そ
の被害者はムコ的那覇市民であり沖縄
の住民である。那覇市当局はこれほど
市民の反対する声をきいても競輪事業
を強行せねばならないのだろうか（蚊）

競輪是非の公聴会も／那覇市総務財政委審議に慎重

〔琉新・朝 1955・11・8〕
那覇市議会総務財政委員会は五日にひ
きつづき七日は午前十時開会、競輪事
業で立退く奥武山住民代表久高普正氏
ほか五名を招き、立退側の実情を聴取
し、さらに五万円の立退補償費の算定
基礎について聴取したのち、午後は競
輪事業施行についての議案を再び審議
したが、世論も競輪事業反対の空気に
あるようである問題が極めて重要であるの

で委員会では会期を五日間延長し、その間に商工会議所、教職員会、子供を守る会、青連、婦連などの各団体代表を招いて公聴会を開きつつ、総務財政委員会審議を進めることになり、きよの本案で報告されるが、議会がどのように決定するか、成行は注目されている。奥武山住民立退補償費の算定基礎はつぎのとおり。

人夫賃一人二食付一日二百円、五人で二日間二千元。

立退後片付二千元 運搬トラック賃一日一台千五百円 資材費二万五千円 立退生活補償費二万五千円 大工賃一人一日二百円、五人の十五日間一万五千元。

競輪発起人と質疑応答

那覇市議会では、七日午後四時から市会議室で競輪事業について発起人側の堀江耕治、宮良永昌氏から説明を聴取した。

質疑応答の要旨つぎのとおり。

問 競輪事業を沖繩に計画した動機について。

答 東京における沖繩の留学生は寮も満足になく、不自由で一応寮建設資金にもあてよう。六大学自治連盟のムネムラ氏が資金を出すということになり、また那覇市のためにもや

ろうということになっている。

問 競輪事業の対象は？

答 沖繩における外国人を対象とする、というのは国映館の観客層の統計をとつてみると七十パーセントが外人であるので、競輪も三千人位大丈夫との確信を持つている。

問 選手は現地で養成するのか。

答 現地出身を養成したい。先ずさしあたり百名を目標としているが、最初は男子六十名、女子二十名募集し、二カ月間、日本の自転車学校で訓練し、帰つてきて義務として三カ年間は勤務させる。勿論渡航費一切は会社が負担する。

問 日本の競輪場の観客層はどんなものか。

答 静岡あたりは金持、後樂園は労働者が多い。

問 日本において競輪場で失敗している所はないか。

答 六十三カ所のうち、失敗しているのは長野県の松本市だけである。

問 沖繩での競輪事業のみとおしについて。

答 沖繩の人口密度、そのほか内情が小田原市に似ているし、また沖繩は軍事基地という特殊な情勢下にあるから経営に自信がある。

問 奥武山一カ所だけで経営は大丈夫か。

答 胡屋あたりに進出するかも分らない。

問 競輪事業はもうかるのはいいとしてこれからでる社会悪が生じ天秤にかけた場合、マイナスにはならないか。

答 自治体の財源獲得に大きく寄与していると思う。現に川崎市長は市民から評判がいいということをきいている。

那覇市会/都市合併委を設立/競輪で会期四日延ばす

〔沖タ・夕 1955・11・8〕

那覇市会は八日あさ十時から本会議を開いた。各委員会で審議された議案を上程、討論採決してきよようで議会を閉じる予定になっていたが、総務財政委員会から競輪関係の議案について、審議が不十分であるので会期五日延長の提案があり、協議の結果、四日延長としまり、十二時本会議を閉じた。

十二日あさ十時から本会議を開いて、本会期を閉じるが、その間、総務財政委員会は、教職員会、青連、婦連、子供を守る会、商工会議所、その他各種団体をよんで公聴会を催

し、広く市民の意見をきいて委員会の態度を決定、本会議に報告することになった。

この日、さきに真和志市議員と、合併問題その他について懇談したが二日会（十一名）が都市合併特別委員会の設置を提案、採択された。委員の氏名は次の通り。

- 高良一、渡口麗秀、玉那覇有義、久高友敏、宮里敏慶、辺野喜英興、真栄田義晃、糸数昌剛、儀武息睦、比嘉朝四郎、比嘉佑直、高良清二、渡口政行、泉正重、長嶺将真。

税制審議会も設置/固定資産税を

検討

那覇市会は、上間長和、新垣善太郎、玉那覇有義、久高友敏、照屋正徳の各議員の提案により、税制審議特別委員会を設置することになった。これは改正市町村税法による固定資産税の賦課に関して、地域的に均衡を失し、不満の声が多いので、これを検討是正しようというもの。委員の氏名は次の通り。

- 仲井真元楷、赤嶺慎英、島袋嘉順、喜久山朝重、上原光男、上間長和、新垣善太郎、照屋正徳、備瀬知良、崎山喜達、宮城清三郎、喜瀬康一、森田孟眞、嘉数ツル、大山盛幸。

競輪／那覇市が割り出した

「ご利益／市のふところ太
らす／年間収益ざつと二
百万円

〔琉新・朝 1955・11・10〕

那覇市議会でもみぬいた競輪事業の是非は十日午後一時から市会議室で各種団体を招き、意見を聴取して那覇市議会総務財政委員会としての結論を出すことになったが、那覇市当局では、公聴会に先だち、競輪事業とはどんなものか、あるいは競輪事業が那覇市財政に及ぼす意義などについての資料を各種団体に配付した。

これによると、競輪事業を行う趣旨は復興途上の那覇市の財政需要は巨額であり那覇市の税収およびその他の税外収入でこれを充すことは不可能で、新規財源の開拓という見地から幾多の事業の財源にあてるためとなつてゐる。

事業の実益は社会福祉施設する競輪事業の副効果として

1、競輪事業のコースの内部は陸上競技場として利用することもできる。
2、競輪場を中心とする職業の増加、観客輸送のバス、飲食店、競輪場内の従業員（二百名）など失業救済の面でも寄与することができる。

3、沖縄出身の競輪選手が日本内地の競輪に出場することができる。

4、外人の車券購入によるドル獲得。

社会的影響について日本では当初競輪事業運営の不馴れ、フアンの熱狂賭事本来の性質など世論のきびしい反撃をうけた。競輪にたいする批判としては競輪そのものの即ち、競輪場内部の問題にたいする批判と競輪に付随して発生する社会問題にたいする批判とにわけられる。競輪施行当初には一部不良の八百長事業、これを背後であやつる競輪ボスなどの不正行為と社会的な悪影響、家庭をかえりみない破産の危機、タバコ心の育成、青少年の不良化などあげ数えるにいとまもない程であるといわれ、競輪が時の注目を浴び問題の焦点となつていたのは事実である。

だが、社会悪の発生については全力をあげて除去につとめつつ結果的にみて社会全体の福祉向上を期すべきで映画などを例にとつても幼年に社会教育上、好ましくないものも相当あつたと思われるが、これはこれとして存在価値もありかつ存在しており、社会の良識は適当に処理する。

事業と市財政について那覇市の財政が急激に膨張し、これと同時に戦災

復興事業を行うことが最も大きな問題で一九五五年度の一般会計の内訳をみると自主財源八千万円、依存財源八百万円、起債三千六百万円計一億二千四百万円となり総事業費二十億円のほう大な戦災復興事業を行うについての財政的裏付けをどうするかということ

が大きな悩みの種のように、戦災後十年、舗装道路普及率二十八パーセント、上水道普及率十六パーセント、さらに社会福祉施設は扶助家屋五棟、児童健康相談所一という甚だ低調な復興ぶり、競輪事業を行うことが、今後の那覇市の各種事業、市営住宅、公益質屋、授産所、図書館、保育所、消防施設、市立病院、スポーツセンター、公園および緑地計画、養護施設、産業奨励館、工芸指導所、園芸指導所、公会堂、市庁舎などつぎつぎ新計画されており、新規財源の開拓に待たなければならぬといわれている。競輪事業の収益は年間最低収入二百万円が予想されている。

裁判に持ちこむ／那覇市議選

挙

〔沖夕・朝 1955・11・10〕

去る十月十六日行われた那覇市議選挙に落選した宜保為楢、上津保、与那誠

正の三氏はこのほど中央巡裁へ当選の効力に関する訴えを出した。訴えの趣旨は次のとおり。

那覇市十区九組宜保為楢（松島代理人）疑問票として処理された九百余票のうち原告の有効票五九票があることを確認する。

那覇市六区十八組七号上津保（宮良代理人）委員会は訴外上間長和を当選者と決定したことを取消し、原告を当選者として決定せよ。

那覇市楚辺一区Cの九八号与那誠正（岸本代理人）儀武息睦の当選決定を取消す。

どうなる競輪きのう公聴会

／那覇市会総務財政委・

傍聴人ぎつしり／賛成五

反対一〇／反対論にわれ

る拍手

〔沖夕・朝 1955・11・11〕

競輪是非に関する那覇市会総務財政委員会の公聴会は十日午後二時三十分から市会議室で行われた。招きを受けた二十二団体のうち十五団体が出席。まず、高良一委員長より公述人、傍聴人にそれぞれ注意があり、ついで、当間市長から「競輪実施について」の説明があつて、各団体の意見公述に移つ

た。この日、傍聴人はぎつしりつまつて約二百人、公述人の意見にじつときき入っていたが、競輪反対の意見が出ると、われるような拍手を送り、委員長から場内の秩序を保つため拍手はせぬように、と止められても、その都度、拍手はなりやまず、賛成論が出る、場内はシユンと静まりわずかに関係者らしい人が小さな声で賛意を送る、といった空気の中で賛成一、条件付賛成三、反対十の結果が打ち出され午後五時閉会した。公聴会の場内の雰囲気も意見も競輪反対が圧倒的だった。公述人の意見の要旨は次の通り。

中産階級が苦しくなる

通り会連合会（新崎康彦氏）反対する。理由は、十六名の人員が集まつてこの問題を協議したら賛成一、わからない、反対十四であった。競輪をやる人は金持でなく、中産階級や労働者、サラリーマンが殆どを占めるだろう。近郊の人々の生活が苦しくなれば、われわれの商売に影響する。外貨を獲得するというのが結局、別の面で外貨が減るだろう。われわれの経済をかくらんとて都市計画の確立はない。

沖縄新聞（玉城勝信氏） 〓 反対する。日本をやっているからやるといふよう

な安易な考え方はやめて欲しい。

沖縄キリスト協会（池宮克賢氏） 〓 反対する。大那覇市の名誉にかけて設置しないで欲しい。明るい社会の建設には市民の身体が健康であり、精神が健康である。ということは、欠くことの出来ぬ要件である。悔を千載に残さぬようにして貰いたい。

精神の損失金で補えぬ

教職員会（屋良朝苗氏） 〓 反対する。競輪は純粋なスポーツでない、賭博性を帯びた非生産的な遊戯である。競輪ボスがおこり競輪場に入り、悪質犯が横行するようになる。日本の例が示している。青少年、常欠児の巣窟になる。青少年不良化防止運動にブレーキをかけ反対の方向におしやることになる。社会福祉面につくすというが、競輪が社会に悪を生むことを考えると、自分でこわして、自分で修理するという愚にもつかぬことだ。精神の損失は物や金では補えぬものが多

い。競輪に一攫千金を夢見るのは貧困な一般大衆だ。サンデー毎日の報ずるところによると、競輪は大衆から勤労心を奪い、射倖心をそそるばかりだ。日本の場合には自転車工業の振興という目的もあるが、沖縄では自転車工業がないばかりか、経営自体も外資

導入で、外資によつて搾取される。

沖縄PTA連合会（徳元八一氏） 〓 反対する。理由は屋良教職員会長の述べた通りだ。

収入の道も講すべきだ

商工会議所（富原守保氏） 〓 賛成する。これは商工会議所の意見でなく、私の意見である。五三年立法院で競輪法が通過したことは全住民がこれに賛成だった。ということになる。那覇市は都計費を生み出すため収入の道を講ずべきだ。

那覇地区PTA連合会（与那覇政牛氏） 〓 反対する。情民をつくる競輪には反対だ。

琉球新報社（座喜味盛良氏） 〓 競輪には社会悪がつきがちだと、いわれているが、その点を市や経営者が注意していくならやつてもよい。

沖青連（瑞慶覧長仁氏） 〓 大反対である。私は愛知県の一の宮で競輪をみたが、八百長はあり得ると思つた。発起人の中で私は出資しない、会社ができて関係しない、といつていたが、事業に成算がみられない。失敗したら社会は混らんする。都計は明朗社会の建設の観点からしなければならぬ。儲かるならやることだ

那覇地区体協（伊良波長正氏） 〓 賛成する。われわれスポーツ人の夢であるスポーツセンターができないのは市や政府の財政が豊でないからだ。社会悪といえ、パチンコも映画もあるではないか。那覇市がタツチするような競輪に社会悪が伴つとは考えられない。市当局、業者は道義の面を十分気をつけてもらいたい。儲かるならやること、儲からないなら初めからやめること。二つの条件をつけて賛成する。

沖婦連（竹野光子さん） 〓 絶対反対する。六日の代議員会、理事会で、競輪事業をおこそうという力は、資本家と、いろいろな野心でかためられて強大な圧力をもっている。婦連の全組織をあげて反対しようということになった。住民に射こつ心を与え、勤労心を奪い去つて、二百万円の収入を得たとてどうなる。競輪はスポーツではない。議会で議決された法律があるからやつてもよい、ということにはならない。議会は全能でない。実にき弁だ。あの、いまわしい、私達を不幸のどん底につきおとした戦争は、議会がきめて行つたものではないか。私達はどこまでいつても反対する。精神のだ落は金では救えない。

那覇地区教育委員会（上江洲安健氏）＝委員会できめたわけでなく、一委員として、一市民として条件をつけ賛成する。場所が郊外にあるので、経営者の注意で社会悪はかなり圧えられるだろう。利益は教育面にまわして貰いたい。

那覇地区教育長（阿波根朝松氏）＝私個人の意見であるが、条件をつけて賛成する。委員会は財政面で苦しんでいる。競輪による利益は教育復興、社会福祉面に使わして貰いたい。

社会福祉協議会（平安盛市氏）＝反対する。社会福祉協議会の本質に反するからだ。犯罪や社会悪は陥入つてから救うより、予防が大切である。犯罪を生む原因になるようなものは最初からしりぞけた方がいい。

子供を守る会（仲松庸全氏）＝大反対である。理由は屋良教職員会長と同じだ。私はここに昭和二十五年四月九日のサンデー毎日をもっているが、その写真を見ると、しばられている勤労大衆のみじめな姿がこんなに写されている（写真を示しペラペラ頁をめくつてみせる）

声／那覇市会に望む

〔琉新・朝 1955・11・12〕

先哲は「賭博多き国は滅ぶ」と言った。賭博は腐廃とだ落だけを生むからである。競輪が教育的にも社会的にも経済的にも害のみ多い賭博以外の何もでもないことはすでに日本で証明されている。もしその収益金が目的ならば、人民をしばりあげて益する金があるとの収益になるかどうか考えてもらいたい。競輪が実現すれば経済組織は必ず破壊される。競輪自体外資導入で市は搾取される側にあり、大衆はその二重搾取の下積みにならなければならない。収益金でどうこれを償うかというのであるか。ごまかしもひどすぎると思う。賛成論の中にはパチンコも悪い映画もあるじゃないかというのがある。また社会悪対策をすればよいというのがある。すでに悪をみとめている賛成論の中に植民地ボケの感覚がある。現に警察をはじめ政府や社会は超記録的社会悪をもてあましていないか。競輪から出る社会悪は専らその賭博性からくるからいくらか対策してもその賭博性を除去しなければ対策空論である。私のいうことは理屈ではなく現実である。何も混らんした日本の社会状態のシンボルともいふべき競輪を輸

入する必要は全然ない。

大衆への信頼と自己の良心によつて働いてもらいたいと望むものである。

（那覇市寒川区二班仲松庸全）

” 財政面も検討しよう ” /

那覇市会競輪問題で会期再延長

〔沖夕・夕 1955・11・12〕

那覇市会は十二日午前十時四十分から全員協議会を開いた。まず総務財政委員会から「競輪事業に関する議案について、意見がまとまらず慎重協議するためこの議案を保留し、来月の本会議またはそれ以前の臨時議会まで総務財政委員会に継続審議させて貰いたい」との意見が出され、これをどうするかで論議がたたかわされた。これについて、

一 委員会案通り来議会まで保留継続審議にしよう。

二 会期を再延長しよう。

三 いまさら会期を延長しても各職員胸のうちには決まっている。きょうで委員会の態度を決めさせ直ちに本会議を開いて本議案を処理しよう。

との三つの意見に分れ、十二時ぎりぎりまで議論ぶつとうしたが、採決の結果、賛成二十三、反対五で「会期を二

十二日まで再延長することになった。会期延長と反対のそれぞれの意見の要点は次の通り。

会期延長説＝これまで競輪事業の社会に及ぼす影響を中心に論議しただけで、競輪による収入と市の財政との関係等についてはまだ検討されていない。世論も賛否二つに分れているので慎重審議の必要がある。

会期延長反対説＝この議案に対する各議員の意中はどう決っている。会期延長の真意が那辺にあるかはつきりして行われている。この議案に関して市当局は各議員の家庭を訪問することをやめて堂々と明白に審議させて貰いたい。

記者のメモ／競輪問題で家庭訪問？

庭訪問？

〔沖夕・朝 1955・11・13〕

…那覇市会は十日間、更に会期を延長することになった。問題になつていないのは競輪事業を許可するか、しないかである。「議会不成立中でしたが、緊急を要しましたので…」という市長の専決処分もさんざんの体である。八日にめでたく終る？と予想された議案が二十一日まで延び、さぞ、「緊急」

の文字が議案文中で居心地を悪くしているに違いない。

…人民党は会期延長に反対していた。デマ、謀略、この十日間にどんなことがおこるかかわからない、というのである。

鳥袋議員は「市当局は議員の家庭訪問をするより、もつと資料を整備して、質問に十分答えられるようにして貰いたい」と、と相当きついことをいつていた。

…市長にきくと、「知らん」というし、助役も、財政部長も、「知らない、わからない」の一点張り。さて、誰が議員の家庭訪問をしたかが、総務財政委員会では話題になつた。鳥袋議員は「それは幸喜総務部長だ。市当局なのか、事業主なのか、まつたく区別のつかん事をいつている」とブチまけると、与党の渡口（麗）議員は「それは誤解だ。総務部長は一市民として会つてゐるんだらう」と弁明していた。

…「何故、市は競輪をせねばならぬか」。「財政が貧困だからだ」。総務財政の議員間で意見のやりとりがなされた。

「ただ、競輪をやるのでは市会のコネンにかかわるといふものだ」。では、では、というので首里バスは全バス会

社の中で一番利益を上げている。健全な公益企業としてこれを市営化することも考えられる、ということになり、首里出身の総務財政委員、久高友敏、玉那覇有義の両議員が資料収集、調査をするということになった。

儲けた首里バス／半年で二

百万円の純益／那覇市会で“市営移管”検討

〔沖タ・夕 1955・11・13〕

首里バスでは十三日ひる二時から首里劇場で株主総会を開催、第九期（五五年四月―同九月末）の決算報告を行つたが、今期の純益金は百九十七万円で同社創立以来の最高を記録している。

これまでの実績は大体百二、三十万円であつたが特に採算がよくなつた原因としては、夏季に台風が少なくて天候が順調であつた。那覇市内の道路が整備されて車両維持費を節減することができた。旧那覇市では競争相手がいるが首里線は半独占的に運行しており、これらの条件が積つて収益増をきたしたと会社側では説明している。最近では泊―西武門線を復活しているが一日に四百円から六百円の売上げしがなく赤字運行だと言われるが会社全体の収益と公共性を考えて復活したとのことで

サーブに力をいれるようになったもの。決算をみると六カ月間の車券売上げが千四百二十八万円で月平均二百三十八万円、保有車二十八台から一日、一台約三千八百二十円を稼いでいることになる。

主なる経費は人件費が四百四十一万円、燃料費百二十九万二千円、部分品費百二十九万七千円、タイヤ七十二万円、油脂五十二万円、修繕費四十九万円、車両償却費として百九十六万円を計上している。会社の収益状況とは別に那覇市営への移管問題がくすぶっている。

同社は資本金五百万円―五万株のうち三万株、六〇％を市が持つており当間市長も市営に移したい意向で経営陣との話し合いも再々行われたと言われる。現重役陣は首里バスの特殊性をあげて時期尚早を主張していき悩みの状態にあるが、競輪とも関連して市会でもとり上げて検討することになつてゐる。首里バスは競争にうちかつて経営も軌道にのつてきたが、これまでの経営陣のなめた苦勞は並大抵ではなかつたといふのが反対意見となつてゐるようである。財源を増やすための市営移管に対する動きと会社側の出方が注目されている。

一足先に不用地開放／真和志の宇久増原／軍が地代も支払う

〔沖タ・夕 1955・11・14〕

軍の住宅用地として真和志市銘苅区が収用された際、隣接地の古島の一部宇久増原も軍用地として指定されていたが、軍では八月二十二日付で宇久増原一万余坪を正式に開放する旨、このほどDEから真和志市長宛文書で通知して来た。古島区宇久増原が開放になるまでの経過はつぎの通り。

軍用地となつた銘苅区は五三年になつて速かに立退くよう軍から正式の通知を受けた。五四年九月、古島区では区長以下関係地主たちが連署で宇久増原を開放してくれるよう軍へ陳情したが、同年十月、軍は軍事上の必要から予定通り工事を行うと、この陳情は民政府から却下された。

そこで今度はこの問題を真和志市として取りあげ、銘苅区の移動計画案とともに宇久増原の開放をつぎの理由を付して同年十一月、再陳情を行つた。

宇久増原を軍用地として収用すれば、地主の家屋は軍用地外にあるので、農地だけ取り上げられるという結果になる。

農地を取られては農民は生活して行

けない。農地を取るなら軍用地外にある家屋の移動も必要となつて来る。

周囲の軍用地を見ると千二百坪に住宅が十二棟といったように不用に土地を広く使用、又は不用な空地が沢山ある。

宇久増原はくぼ地で農耕地としては最適の土地であるが住宅を建てるには不向きである。

隣接地にある二つの岡を米軍の機械力でならせば農耕地を潰さなくても立派に家が建てられる。特に 項と 項を強調したところ、十二月には係官が来て実施に調査が行われた。

軍の調査結果とその正式回答が待たれていたが、一九五五年八月二十二日付で開放し、同日まで土地賃貸料を支払う旨のほど正式に通知書が送付されて来た。

今度開放になる古島区宇久増原は一万五千八百五十八坪（一一・九五エーカー）、筆数にして三十四筆、農家は十七戸、八十二人となつており、これまで農耕を許され軍用地料も支払われている。

“競輪事業”を衝く／舞台 回つて那覇市会へ

〔沖タ・タ 1955・11・15〕

口角泡を飛ばして論議され、何とか主席の署名を得て、立法となつて施行されたものの、住民とは何らの関係もなく、全く死んだも同然の立法が二つあった。選挙期日を布令で削除されて骨抜きになつた主席選挙法、いま一つは、最近那覇市会で診断を受けている競輪法（自転車競技法）だ。この二つとも立法院（当時は大島議員が八名もいた）で立法されたものだが、前者は別として、後者は那覇市会の診断如何では、息を吹きかえしそうな容態となつている。“よみがえるか競輪法！”：これまでの経過をふりかえてみた。

立法の当初から賛否／成立のカゲに大島議員？

：那覇市が競輪事業を計画したのは前々市長当間重民氏のとときだ。当時、那覇市は見渡す限りバラック建てで旧市内は草ぼうぼう、市庁舎は粗末なコンセット、校舎という校舎はそれこそ馬小屋、灰じんの中から立上る市民に大きな負担能力があるう筈がない。税外収入とてめぼしいものはなかった。当間重民市長が嘆息をもらしたであろうことは容易に想像できる。当時日本

の地方自治体は競輪で戦後のアブク銭をかきあつめ、校舎その他の施設をつくつていた。そして競輪設置運動は各地方都市に拡がっていくばかりであった。このような背景を理解するならば、当間重民市長が「競輪をやる」と考へ出したのは異とするに足らないのである。或は当然だつたかもしれない。重民市長は五一年九月二十九日、日本の業者海老沢某氏と事業契約書を取り交わした。

：同市長が計画半ばに急逝したため、業者はあわて出して五二年二月二十日、時の助役高原久光氏と覚書を交わす、という念の入れ方。計画は又吉前市長に受けつがれ、海老沢氏も来島した。やはり場所は奥武山ということになつて設計その他諸準備がすすめられたが、そのとき問題になつたのは「競輪法」がまだ立法されてないことだつた。

競輪による地方財政の確立？といつても、行政府の政策でもなければ、政党の政策にもない。行政府から立法要請させるわけにもいかない、といつて立法案の提案権は議員に限られている。となると、これにクミしそうな議員のグループをつかまえないければならぬ。那覇市が先ず目をつけたのは、当

時立法院で絶対多数を擁していた民生クラブ（後の民主党）、特にその中で主導権を握つていた大島出身の議員だつたようだ。何とかこれらに対する工作が効いて、提案者が大島議員の勝美代治氏に決り、那覇市が立案した法案が立法院に送付されたのが五二年八月七日、その後立法院は休会に入つたが、これを付託された行法委では慎重を期して各面の意見を聴取している。これについて当時の新聞は次のように報じている。

一 かく千金を夢見る戦後派的心理に迎えられ、日本では忽ち全国に流行し、地方財政の建直しに一役買った半面、倒産者続出したという悲喜交々の曰くつきである。

あたかも日本では、宝クジで儲けた二百五十万円をそっくり競輪につきこんで、自殺したという笑えぬ悲劇もあり云々……

工作ならず流産の憂目も
：競輪法案が登場するや、ときの野党はトバク法案だと一せいにこれに攻撃する態勢をとつた。

行法委では、さらに同年十一月六日に政府関係局長、新聞代表らを招き意見をきいたが、「地方財政をつるおす」、「人心の頹廢を招く」で賛否対立し、

委員会では結局採決にもちこんだが、委員会では否決となつてゐる。

この法案、性格が性格だけに絶対多数の民主党でも押し通すことは出来ず、十一月の十六日について流産となつてしまつたが、那覇市では何でも「だいたい与党のみに頼るからそうなるのだ、社大党にも工作するんだつた」といつたことが話されたそうだ。

こえて五三年の定例議会で七月十三日に可決されているが、これが可決されるまでには「これが通過したら、那覇市の収入はバク大なものになり、他の市町村にも分けてあげることが出来る」「それでは那覇市は財政交付金を貰わんでもよいのか」といつた珍問答も堂々と本会議で交された。あれから何年か過ぎた。提案者の勝氏も同調した大島議員も今は沖繩にはいない。

消え去つた保全経済会

…さて、こうして立法院でもみつづけてやつと陽の目をみたとき肝心の業者が事業着手できないような事態がおこつていた。というのは海老沢某氏に資金を出す筈であつた日本の保全経済会が、一世を騒がして潰れ去つていつたからである。こんなわけで昨年あたりから沙汰やみになり、今年はじめ頃日本を視察した泉市会議長は、「競輪

は沖繩にはむかない、企業として採算がとれない」と談話を発表、一応この問題にはピリオドが打たれ、自然立消えとなつていた。

…ところが、この夏、降つて湧くが如くにこの問題がまた取上げられた。今度の事業申込者は新車の口であつた。現在関係者数氏はすでに来島して市会の成行を見守つてゐるが、申込の条件は、殆ど日本側で出資し、事業は一切、競輪会社に任し、那覇市はただ土地を貸すだけで、しかも車券売上げから五%を貰う。会社側の計画書ではこの五%は年間約千八百万、市は石橋を叩いて二百万円と踏んでゐるが、いずれも、一銭の出資もなく「ぬれ手に粟」といつわけ、市当局の魅力をそるに十分である。選挙やりなおし寸前の市会の全員協議会にこの話がもちこまれ、ついで、市会不成立中の九月八日、市長は「緊急を要する」というので、専決処分による契約をした。

たつた専決処分

…いま、市会でもみつづけている理由の一つには、選挙により追つつけ議事が成立することを知りながら、議会を無視して専決処分にした、という感情のシコリがないでもない。しかし、これはごく小さなことで、論争の焦点

は、競輪事業の本質そのものにあるようだ。二日に議会を招集し、八日に終るつもりであつたのが、再度延長になつて二十二日まで引延ばされたということは、それだけ議会における対立の激しいことを物語つてゐる。「賭博だ」といわれ「市民から勤労心を奪い、射倖心をそゝるもの」ときめつけられてゐるだけに、与党議員もたゞ数だけで押切るといつわけにはいかないようだ。「慎重に」、「慎重に」の相言葉でのびのびになつてゐるが、言う議員それぞれによつてニューアンスも違つようだ。当局派の一部では「反対派が、きのうまで反対を唱えて、きょう急に賛成するわけにいかないから、われわれの顔も立てゝくれ、市民の感情が鎮まるまで暫らく待つてくれ、という意味だろつ」とみており、反対派の或る人は「いま表決となると憂慮すべき結果が生まれる」といゝ、或る人は研究不足といふなどさまざまである。

市当局は通過を楽観

…公聴会の結果は反対が圧倒的だつた。市民の意志を反映させる議会だから競輪は否決になるだろう、と思つたら早計だ。議会は法的には公聴会の結果から何等の拘束も受けないのである。最後に決するものは、三十名の議

員である。三十名の過半数の頭数を揃えたところが勝つわけだ。競輪をめぐる最近の那覇市会はそういうかけ引きに走つてゐる感じがしないでもない。市民の声が正しく総務財政委員会に反映され、そして本会議に反映されるか、どうか、二十二日の本会議の結果をみなければどうとも云えない。当時立法院議員だつた人達は、この那覇市会の動きをどう感じ、見守つてゐることか。

一社説

那覇市会は世論を尊重せよ

〔琉新・朝 1955・11・16〕

競輪問題はすでに論議はつくされて最後の断を下すべきところにきてゐるようである。パチンコの連発が問題になり、警察当局でも業者の都合を考慮して明春二月までの期限で禁止する方針を決定した。パチンコと同様、あるいは金額の上ではそれ以上のものとなる競輪が社会的な関心をよぶことはやむを得ないことにちがいない。これは政治的な見地からでなく、社会悪の面から反対が叫ばれてゐると見る方が正しいようだ。婦人団体や教育界からの反対は当然のことである。

競輪が明らかにトバクであり、トバ

ク心理を利用しての収益事業であつてみれば、倫理的にまた教育的には全く考慮の余地はないわけで、これの埋め合せにはよほどのことがなければならぬ。

市当局としては、古くから勤業債券その他のいろいろのトミクジ的公共事業が行われてきているのだから、市の財政的貧困を切り抜ける方法として、競輪の悪は目をつむつて競輪による収益で市の公共事業を推進すればいいではないか、と言つてのである。世相がただやかで、一般市民の生活にゆとりのある時代ならば、このくらいのことには、あるいは見逃されたかも知れないが、現在の沖繩の世相の暗さが、反対の声を大ならしめたとみられる。

市会における賛否両派の数は政治的な動きによつて左右されることがないとは言えないが、少くとも世論は政治とは別個の市民の生の声とみななければならぬ。

全日刊新聞が筆をそろえてその論説において反対を唱えているところから見れば、世論はそれによつてリードされたと考えられるかも知れないが、公聴会における賛否の数からみれば、それぞれ確固とした自らの論拠を持つているとすべきであろう。われわれは市

会議員の名譽を重んじ、賛成せよとか反対せよ、とか指図がましいことを言うことはやめる。たゞ、各議員が世論を尊重し自らの動向を決すべきであることを強調したい。それは各議員たちが市民に約束したことでもある。自重すべきところであろう。

競輪／財政面から検討／那覇市会総務財委

〔沖夕・朝 1955・11・17〕

那覇市会総務財政委員会は十六日ひる三時から委員会を開き、継続審議中の競輪問題について、財政面から検討することになり、長嶺財政部長、比嘉財政課長等を招いて説明をきいた。市当局は、市の五六年度一般予算が、一億九百万円で、才入の中すうを占める税収が約三千万円、税外収入も約三千万円、ともに横ばい状態で、この三年間のびていない。起債は一般予算関係ですでに八千万円、今年度中に予定されているのが二千万円で計一億円になる。年間償還額は一千三百余万円で、現在の財政状態ではもう起債能力はない。一方、これからやるべき都計事業費は二十億円にもものぼるので、是非、競輪事業により収入を増やしたい、と説明した。

委員会は競輪による年間二百万円の収入でどれだけのことが解決されるか、どうか。それにかわる他の収入はないか、どうか等の検討を行ったが、結局まとまつた結論は出なかつた。次の委員会は十八日ひる二時から開かれる。

声／競輪に就いて

〔琉新・朝 1955・11・17〕

公認トバクと云われる、問題の競輪も、どうやら、議論も出つくされた感じである。しかし、那覇市当局のやり方は、思い切りが悪く、後味の悪いことがおびたしい。新聞を見ると、会期の延長とか、某部長は市会議員を個別訪問でまわつて歩いているとか、是が非でもと云う当局の決意の程が伺われて、未練タラタラのやり方に、住民は何かその裏に変なモノがあるのではないかと、思い廻しがちになるのである。もし那覇市当局が公明正大ならば痛くもない腹をさぐられると、くすぐつたいどころか、片腹痛い以上のものであるだろう。公聴会を持つたことは良かったけれどこれでは何のための公聴会かと云いたくなるのは私一人ではないと思う。市会の数でおし切るのではないだろうかという。最初の住民の不安が現実化しそうで、かつての大

政翼賛政治を思わしめ、そこから民主政治に対する不信の念がもし出されることは当然である。また競輪が事業として成り立つモノであつてもそこには大多数の犠牲を払う人々がいることは誰も否定することは出来ないだろう。沖繩の社会悪に拍車をかけるようなトバク事業をやらなければ、市政の運営が出来ないならこれは自らの無能を暴露する以外のモノではない。これは那覇市だけの問題では勿論ない。那覇市が世論をおし切つてまで強行するならば、沖繩を更に悪くするトバク事業から社会を守るため、宗教団体は勿論、全ゆる団体は立ち起るべきである。これは民族としての義務でなからうか。

石川市三区五班（国吉真吉）

広告／声明書

〔琉新・朝 1955・11・19〕

われわれは、いま那覇市が実現しようとしている競輪について、これが非生産的、非教育的もうけ主義のものであるというだけでなく大衆の生活と、経済と、人情を破壊する賭博以外の何もでもないとの見地から、次の諸点を強調して、これに絶対反対の意を表明し市当局ならびに市議会の猛省を促し

て、一般大衆と共に多大の関心を集中する。

一、競輪の性格

那覇市は、日本々土から競輪を輸入しようとしているが、日本の競輪はどさくさに混乱した戦後日本の社会状態の産物で、それ自体まったく不健康であり、U・C・I（国際自転車競技連合）の統轄する純スポーツとしての、あるいは純娯楽としての世界の自転車競技、そして各国のそれとは完全に異質の非生産的、非教育的もつけ主義にもとずいた政府公認の賭博である。

二、切りはなせない賭博と八百長とボス

競輪が賭博である以上、しくみによるレース（競技）が行われる可能性が充分にある。これがいわゆる大衆の目をあざむく、しくみとしての競輪八百長の大きな可能性である。また競輪八百長の裏には必ず競輪ボスが巢を張り、競輪場には暴力団や、スリ等の悪質犯が横行するものと予断しなくてはならない。賭博と八百長とボスは切りはなすことのできない間柄にあるからである。

これらのことは、全部先例である日本の競輪が、競輪八百長事件やその他の競輪騒擾など、かずかずの事実をもつ

て証明している。たとえば、川崎では、競輪ボスや、選手ボスのたえない検挙が続き、後楽園では連続的に警官隊出動の混乱事件があつたのはその片りんである。

三、社会悪の温床

那覇市の計画する競輪が、右のような性格と素質をもつのであることははつきりしており、市当局や市議会もこれを認めている。少くとも悪の温床として、青少年や、常欠児童、浮浪児等のたまり場となつて大きな社会問題をひきおこし、現状でさえ、超記録的な犯罪になやむ暗い世相に油をそそぐものでないか誰が断言し、保証することができるだろうか。

四、社会悪防止対策論は無意味

予測される社会悪の防止対策につとめるといふならば、それはどういふことであろうか、犯罪者強硬取締りというならば、これは全く不当である。何故ならばはじめから犯罪を挑撥しておいてこれを取締るといふことは人権じつりんだからである。八百長をふせぐといふならば、それは競輪の賭博性を完全にのぞき、競輪を純スポーツとしてのレースにする他に方法はない。

五、てんびん論は根本的なあやまり

競輪の収益金を社会福祉などの公益事

業に充当することが目的となつてい

が、まったく矛盾した目的論といわなければならぬ。それは自分でぶち壊して自分で修繕するといふ、およそ愚にもつかないことになるからである。更に拍車をかけられる深刻な社会悪と、収益金をてんびんにかけるといふならば、これこそんでもないことであり、根本的なあやまりである。たとえば、仮に、社会悪が「殺人事件」といふ具体的問題をひき起したと仮定するとき、収益金で、これをどう償つていくのであろうか。このような事件を仮定することは極端かもしれないが、しかも、誰が、おこり得ないことだと予言し、保証することができるだろうか。またこのてんびん論は那覇市財政だけを主張せんがために、全島経済に及ぼす大きな打撃を無視している。

六、大衆と浜辺のダイヤモンド

昭和二十五年四月九日の「サンデー毎日」は次のように書いている。「一昨年の小倉から昨年未まで競輪の開催回数九十八で、車券の売上合計が七億九、八〇〇万円、一日平均一五、〇〇〇人がつめかけるといふのだから、穴をあてるのはまあ浜辺に落ちたダイヤモンドを探すみたいなものである」

と。

七、主催者は笑い、大衆は泣く

このようなダイヤモンドを探すために、血まなこになるのは、ひとり那覇市民に限らず、各地方から来る大衆である。そして財布の底をはたくのも、ノドから手の出る程生活費を欲している一般大衆であることは、日本の場合と同じである。いまの沖繩では生活にゆとりのある人よりもゆとりのない人が多く、苦しんでいる人も少くないが、しばられる対象が彼等であることを考えると、この結果は非常に深刻で、主催者や、競輪を食いものにする一部のものには笑つてあろうし、大衆は泣き面に蜂という恰好になるであろう。しかもなお、病みつきのような射こつ心のために、大衆の理性と勤労精神は奪われ、家庭も、生活も破壊されないと誰が保証できるだろうか。

八、経済組織も破壊される

大衆搾取による生活の破壊は、すなわち購買力の低減をきたすが、この打撃はあらゆる中小企業、商店、輸入商、その他の供給面にひびくことは当然であり、このことは経済組織の破壊を意味する。

九、市も搾取される側にある

日本の競輪事業は、全く近視眼的とは

いえ、「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足と地方財政の増収」というスローガンをかかげているのに、沖縄では、地方財政の増収以外は改良増産ではなく、完全に輸入依存だから逆であり、日本の場合より条件は更にそれだけ悪い。競輪自体が外資導入であり、経済的には、市はむしろ搾取される側にあり、大衆はその二重搾取の下積みにはかならない。

十、もはや競輪を認める何の理由もない

日本でもやっているではないかというのはもはや愚論である。パチンコも、悪い映画もあるではないかというのは植民地的感覚のためで正常な主張にはなり得ない。やらせてみなければ判らないというのは無責任きわまる放言である。もしも沸とつする世論を押し切つて、無理にも競輪を強行するとき、ここに世論政治は完全に消え失せるであろう。しかもその時、当局は民族的大事業の一つである、官民あげての青少年不良化防止運動を真つ向から否定するだけでなく、逆に犯罪製造に馬力をかけて、社会大衆の生活をかく乱する結果となるであろう。

以上、われわれは、主張し、警告して競輪に絶対反対する。更にわれわれ

は、常に犯罪をなくし、世の中を明るくするためには何よりも大衆の生活を建て直すことが先決だと考えている。この意味で那覇市の財政増収対策も健康で有意義なところにみつけるようあらたな研究と努力を要望する。

一九五五年十一月十八日

- 沖縄子どもを守る会
- 沖縄教職員会
- 沖縄PTA連合会
- 沖縄婦人連合会
- 沖縄青年連合会
- 沖縄社会福祉協議会

記者のメモ／競輪、報告は可否同数で…

〔沖タ・朝 1955・11・22〕

…那覇市会野党の領袖？とみなされていた高良一氏は、二十一日の総務委員会で苦境に追いこまれ、ついに当局に歩みよつた。彼をいじめた議案は、例の競輪事業契約に関する市長の専決処分と、それに連なる諸議案であつた。

…議案は本会議で議論を沸とさせ、総務財政委員会でもみ、とうとう八日に終る筈であつた議会は再度延長、二十二日までとなつた。委員会で、もつと慎重に審議させよう、というのが延長の主旨であつたが、当の委員会

の審議はダレ気味であつた。審議日程を競輪事業の本質、社会に及ぼす影響、市財政との関係、事業としての採算等々とわけてみたものの、再度延長された頃から各委員の胸には「イエス」か「ノー」かの答がしまいこまれていたので、委員会が低調になつたのも無理はない。

…きのうは委員会にとつて最後の日であつた。午後五時を回つていよいよ表決。座席の順に従つてまず、赤嶺議員が「賛成」といい、喜久山、久高議員は「支持者市民各位の意向に従い反対する」とのべた。ついで玉那覇議員賛成、仲井真議員反対、島袋議員反対、上原議員、渡口議員賛成。しめて賛成四、反対四。

…困つたのは委員長の高良氏である。「可否同数のときは、委員長の決するところによる」と議事規則に謳われているからだ。委員長は各委員の顔色をよくみながらニヤニヤ笑い出した。数刻…そしていつた「このまま本会議に報告しよう。可否同じだとね」。おさまらぬのは委員達だ。事務局長は慌てて議事規則を開いてみせた。進退きわまり全くつらいという表情でついに「賛成」と託宣ここに委員会の結論が生み出された。議案が提出されての

当初、反対派の旗頭らしい印象を与えていただけに「賛成」の二言をいう彼のつらさは思いやられるのがあつた。

問題の競輪：委員会パス／きょう本会議通過か／委員長裁決で賛成に傾く

〔沖タ・朝 1955・11・22〕

那覇市会はきょう二十一日あさ十時から本会議を開き、今月始めから市会で問題となつてきた競輪事業について最終的に態度を決定することになつているが、これに先立ち、二十一日ひる二時十五分から開かれた総務財政委員会は、五対四で賛成の意を表したので、もみつづけた競輪事業もきょうゆづゆ本会議を通過する見通しとなつた。

昨二十一日の委員会は、まず、市長が専決処分にした契約の内容について審議、原案を一部修正し、初年度は事業着手前に二百万円前納入させる。次年度以降に、もし、二百万円以上の収入を上げることが出来なかつた場合は契約を破棄し、事業を廃止させる。そのとき、施設は市が没収する。とし、表決に移つたが、可否四対四で同数となり、高良委員長が賛成と決し、もみつづけた競輪問題に委員会の結論が生

み出された。

賛成の議員＝高良一、赤嶺慎英、玉那覇有義、渡口麗秀、上原光男の各氏

反対の議員＝喜久山朝重、久高友敏、

仲井真元楳、島袋嘉順。総務財政委員

会の委員数は九名。これ迄、高良一氏

等の厳正中立を標ぼうする所謂二日会

と人民党が合わせて六名、与党派は三

名とみられていた委員会では当初、こ

の議案について鼻息があらかつた。

市当局は、例え、本会議では多数を擁

していたとせよ、委員会でも承認を得ら

れなかつた場合、どのように本会議で

筋を立てるか、気にもんでいたよう

であるが、かんじんの委員会が賛成とな

つたのでその瞬間、参考人席に座つて

いた長嶺財政部長や市の当事者にさつ

と喜びの色が流れた。

当間市長の話 いきつくところにつ

た、という感じだね、人民党を除いて、

反対の立場にある人々は何故、反対し

たのだらう。私には判らない。高良君

の場合は、最初から事業として採算が

とれるか、どうかを問題にしていたよ

うに思う。

那覇市会競輪本会議を滑走

／奥武山一万二千坪の市

有地

〔沖タ・朝 1955・11・23〕

競輪は是非か、最後の断を下す那覇市

会本会議は、二十二日あさ十時半開会。

競輪関係者や各団体など、傍聴人は議

場の廊下に溢れ、各方面から注目のう

ちに議事が進められた。まず、競輪に

関する六つの議案が一括上程され、市

長が専決処分に付した議案第三十八号

「那覇市営自転車競技事業を施行する

ことについて」市長が九月八日付で、

受託会社と競輪事業施行について契約

したものの承認を求める議案一をめぐ

つて激しい討論があつて、ひる一時半、

表決の結果、賛成十九、反対十でつい

に競輪事業は那覇市会通過した。引続

き午後は本会議を二時半から開き、一

連の関係議案を採決、世論の沸とつす

る中で、再度延長して、もみつゞけた

議会も三時十分閉会。これで競輪事業

はいよいよ来春早々から奥武山公園で

始められることになつた。

来春早々に事業開始／売上金の五

%が市収入

可決された議案の要旨は次の通り

那覇市営自転車競技事業を施行す

ることについて「これは那覇市会が

選挙やり直して欠けたので、九月八

日、市長は市町村自治法第百十四条

による専決処分で、競輪事業施行に

ついて受託会社と契約、その承認を

議会に求めようというもの。この契

約書の内容は総務財政委員会で契

約保証金として初年度に二百万円を

前納すること 十年たてば、建設そ

の他を償却しなくても、施設一切を

無償譲渡する 年間二百万円以上の

収益がない場合は契約を解除する、

と修正。この修正案が本会議で可決

された。

契約書によると、競輪の建設、運営

管理一切が受託会社に委任され、車

券売上金の七五％は勝者投票券的的

中者に払戻し、三％は政府税、一

二％は運営費、五％は市役所収入、

残り五％は受託会社収入となつてい

る。

自転車競技場設置について「競輪

場を奥武山一万二千坪の市有地に設

置することについて議決を求めると

の。原案通り可決。

市有地を賃貸することについて「

競輪場用地として市有地一万二千坪

を競輪会社に賃貸することの議決を

求めるもの。原案通り可決、一万二

千坪を競輪会社に賃貸することにな

つた。

那覇市営自転車競技特別会計設置に

ついて「一般会計と区別して競輪関

係の収支を明確にするため特別会計

にしよつというもの。原案通り可決

された。

市債をおこすことについて「競輪

場用地、奥武山に居住している六三

戸の移転補償のため競輪会社から起

債しようというもの。原案は百万一

円となつていたが、委員会でも百四

五万に修正。修正案通り可決さ

れた。

競輪事業を承認するか、しないかには、

議長を除く二十九名の全議員が表決に

加わつたが、賛否両派の議員は次の通

り。

賛成＝新垣善太郎、森田孟真、渡口

麗秀、喜瀬幸一、上原光男、崎山喜達、

玉那覇有義、比嘉朝四郎、辺野喜英興、

儀武息睦、長嶺将真、比嘉佑直、高良

一、高良清二、照屋正徳、渡口政行、

大山盛幸、備瀬知良、赤嶺慎英の十九

氏。

反対＝上間長和、仲井真元楳、宮里

敏慶、喜久山朝重、島袋嘉順、真栄田

義晃、宮城清三郎、嘉数ツル、糸数昌

剛、久高友敏の十氏。

競輪はトバクではない／当間市長

挨拶

閉会に当り、当間市長は要旨次のように挨拶した。

慎重審議の結果、承認を頂き心から喜んでいきます。ただ全会一致の承認を得られなかつたのは市の理事者の不注意から出たもので深くお詫び致します。競輪が市財政に及ぼす特点を離れ、議論の焦点が社会に及ぼす影響だけに集まつたのは私には多少不満でありました。御承知のように競輪は人間の射倅心をそその面をもつていますが、賭博ではありません。私にはそれほどの社会悪がおこるとは予想されない、皆さんの心配が杞憂に終るだろうと思う。収益の方も年間二百万円となつていますが、経営のよろしきを得ればもつと大きな利益が期待できる。

うんと儲かるノ業者堀江氏談

はるばる東京から来島してこの議案の審議状況をみていた業者の堀江耕治、桑原恵治の両氏は競輪可決の瞬間、ホツと肩の荷をおろしたような表情になり、次のように記者に語つた。

事業には絶対自信がある。市は石橋をたたいて年間二百万円をあげているが、それは最低の月収程度のものだ。第一年間二百万円そこの収入では事業として成立たないので、始

めから手をつけたい市会の修正した二百万円の前納、その他の条件は全部受け入れる。早速現地側の選手の養成と、運営に当つて事務面に回る人の採用など準備をすすめたい。外資導入委員会へもすぐ申請する。工事はすぐにでも着工できるように準備万端とこのつてい。

記者のメモノ二日会は八百

長だ:

〔沖タ・朝 1955・11・23〕

十一月初め、那覇の新議会の誕生の頃、花々しく登場した「二日会」もどうやら競輪がたたつて雲行はあやしくなつてきた。会員仲井真元楳議員は「二二日本会議の始まる前から」「二日会は八百長だ」といい、上間長和議員は「今後、二日会云々ということはやめにしよう」と、自らあざける。そういうえば、当局派の議員が当初から「二日会なんて、あんなの烏合の衆さ、今に散り散りになるヨ」といつていたが、凶星だつたようだ。

十二名の会員のうち、反対に回つたのは仲井真元楳、久高友敏、上間長和、喜久山朝重、宮里敏慶、糸数昌剛氏等。賛成には高良一、赤嶺慎英、比嘉佑直、新垣善太郎、照屋正徳、森田

孟眞の各氏、六対六で真ツ二つに割れた。市民の意志を正しく議会に反映させるんだと、最後まで反対にとどまつた久高友敏氏「これだけが厳正中立、本ものの二日会だ」と悲そうな面持だつた。二セ物の二日会もできたらしい。

今晚の話題ノ競輪の出發

〔沖タ・夕 1955・11・23〕

とうとう競輪が那覇市会を通過した。通つてしまつたものに、今さら難クセをつけようとは思わない。矢は弦を離れ、反対しようが、すまいがそれは問題ではなくなつたのである。

議会でも、その他の議決でも、衆知を集めて大いによしあしを論じ合い、決まつてしまえばとどのつまりそれは実行に移すというのが民主主義の方法であり、これからは、どんな格好で生れるのか、それを見守るだけである。

だが、この競輪だけは正直のところ、那覇市会では議員の数が魔術を行うように十九対十で、賛成派が勝つてい。委員会では、五分五分で、後は一人の人間の頭数で賛成に重みがかかり本会議へとそのままの比重で持ち越されてしまつた。だから、これは数の魔術といつてもよいのではないか。競輪、是か非かは、こないだの公聴会で圧倒

的に反対を唱える者が多かつたし、世論は大きく、否定の線を打ち出している。

だから見方によつては、この競輪世論を無視して迂り出したワケである。それではどうすればよいか。今後にかゝつていのは方法である。犯罪を生むほどのことになるか、或いは少しでもそれを防ぐように当事者の気の配りようで、いくらかでも健全な運営はできる。と同時に、競輪場におんぶされてもよいから、スポーツ・センターを申訳的にしる造ることである。競輪場をつくるのが先か、スポーツ・センターをつくるのが先かはもう討議の余地はないのだから、少しでも罪ほろぼしの気持ちがあつたら将来陸上競技場へ、或いは野球場へ切り替えられるよう、又は、随時にそれができるように工夫はできないものか。(机)

一社 説一 世論は無視された

〔沖タ・朝 1955・11・24〕

立法院により競輪法が出来、那覇市長は、競輪事業を、やり直し市議選の間隙を利し「緊急事項」として専決処分、成立した市会はまだこれを承認した。立法院に競輪法が上程されるや世論

は、競輪の不健康性、非生産的、非教育的な点をついて反対の大勢をみせたが、立法院は多数決をもつてこれを無視して通過させ、那覇市の事業施行契約に対しても競輪が賭博性や八百長などの要素をもつ社会悪の温床だとして世論の大勢は激しい反対を示したが、これまた市会は多数決をもつて世論を無視した。その間、為政者たちは一応アンケートや公聴会など開いて世論尊重の民主的為政者ぶりをみせた、しかしそれは偽善者どもの欺まん手段でしかなかった。そして、競輪問題は政治への不信を招き、心ある人々の憤りを買つて、いち早くも社会に悪影響を及ぼすに至つたようだ。

那覇市の市営競輪事業に対しては独り同市民の注目だけでなく、全住民の注目の的となつている。新聞の論説、投書欄をみてもその広がりや深さがわかる。識者だけでなく一般世人の激しい反対が市理事者や市会で感取できなかつた筈もない。しかも、沖繩の子供を守る会、教職員会、PTA連合会、婦人連合会、青年連合会、社会福祉協議会といった大きな団体は具体的に反対理由を掲げて声明した。だが、自分を知るを知つて社会在るを忘れてる市の為政者多数は、まだまだ敗戦後の虚脱

時代の、そして戦時中の翼賛政治家の力から脱去し得ず、当局者への妥協第一主義、便宜第一主義をもつて世論を無視したのである。当間市長は、市会で全会一致の承認を得ることができなかつたのは遺憾である、といつてゐるが、全会一致不承認が得られなかつたこそ遺憾千万と多くの市民多数住民は憤つてゐるのではないか。十九対十のその反対十がせめてものなくさめというところであろう。

競輪によつて、市財政に及ぼす特点だけを算えあげてゐる市当局は、麻薬密売業者の悪徳行為のそれと同類である。利益さえあれば、手段を選ばない方針であることは、当間市長の「議論の焦点が社会に及ぼす影響だけに集まつたのは不満だ」と語つてゐる不遜の態度に十分汲みとられるであろう。敢えて緊急専決処分に出た市長の、世論抑えの先手といい、少くとも競輪問題に対する市政運営に関する限り、市民をないがしろにした独裁且つ不純な市政と断じて過言にはなるまい。

不純といへば、市会で野党的立場をとる「二日会」なるものの今度の動きは見逃せぬことである。このメンバーの中で、当初もつとも強く反対の氣勢をあげてゐた一部の者が、いつの間にか

ケロリと賛成側に回つていたというのである。そこに情実や利権による誘惑の舞台裏取りがあつたのではないかと一般に疑問を抱かしている。このことは今後なんらかの形で姿を現わしてくる予想のもとに市民の注目をあつめていくであろう。

これで市営競輪は、来春早々元興武山公園で事業開始を予定して受託会社により準備が進められるわけであるが、その受託者はいわゆる外商で、これから外資導入についての手続きが残されている。したがつて反対の世論が恐らく外資導入審議会に響いていくであろう。つまり最後の関所でどうしよううちに、競輪に対する世論が扱われるか、これからの関心の的というわけだ。若しこれも無事通過となれば、沖繩の社会では世論はたえず一部の為政者や指導者によつて足げにされ、何んらの力もないということになる。

競輪問題で世論は無視された。最後まで無視され通しになるかも知れない。さて、そこから何が生れてくるであろう。或いは民意高揚と世論喚起とかクソ食らえと諦めて、人々は不平不満を抱いて黙りこくんだり、地に伏していくか、或いは新たな気運即ち反発を得て、正当な権利、主張であらゆる面に

世論を高め、昔流の為政者に斗いをいどんでいくか、その二つのうちの一つである。それは民主社会の建設を捨てるか進めるかの重大な問題である。勿論われわれは後者をとらねばならぬ。そしてフランスあたりの社会のように、問題をつかまえては、民論を沸騰させ、ときに示威運動や演説会はもとより紙上や討論会や、もつと具体的、効果的に世論を表現する努力を払いたいものである。フランスでは居酒屋やコーヒー店で何かといへば人々は卓を叩いて激論し施政を批判するという。フランスの真似をすることはないが、学ぶところはあろう。住民の政治的、社会的関心の広がりが強くなると、たとえ一石のえがく波紋でも、ぐんぐん広がつて浸透し、大きな力となる。そののみが世論無視の為政者や指導者を後退させ得るものである。考え方は人々によつて異なるのは当たり前である、それだけに政治、社会の問題に対する関心や発言は大いに活発化させねばならぬのである。住民が沈黙すると、するほど右や左のファシズムという狼にわがまま勝手にふるまうチャンスを与えることを知るべきである。われわれは競輪に対する世論が無視されたの

を一つの試練とつげとらねばなるま

い。

”若松通り”と命名／湯原

卸商街の通り名

〔琉新・朝 1955・11・26〕

新しく区画整理された旧若狭町、松山町にまたがる俗称「湯原」に誕生する卸商店街では先に広く名を募集していたが、この程遠くは新潟、栃木、宮崎をはじめ、全島各地から約六百通の応募があり、きのう午後六時半から真和志市栄町公民館で、関係商店主、警察、新聞社立会の下に、若狭、松山、松下町の頭文字をとった「若松通り」と命名することになった。なおこの通り名は応募者から。

「常磐なる松の変る事ねさみ

いつも春来れば色どまさる」

琉歌が寄せられる。

”若松通り”と書いた人が四十三名もあり回転式抽せん器により抽せんの結果藤岡房子さん（真和志市三原区九班二号）五千元の金的を射止めた。

二等、三等はつぎの通り。

二等＝賞金二千元（本町通り）板橋叶さん（那覇市平和通り楠見薬局）

三等＝賞金五百円（曙通り・日の出通り）大城繁子さん（那覇市当之蔵一ノ

二九）、山内芳子さん（伊是名村字仲

田八班）

なお賞金は通り会から書留で入選者に送る

真和志との合併／折衝委挙

げ調整

〔琉新・朝 1955・11・27〕

那覇市会都市合併委員会（委員長辺野喜英興議員）は二十五日午後二時すぎから市会議室で開かれたが、真和志市との合併については次期立法院に提出されることになっている市町村合併促進法を各議員で研究の上次回の委員会で方法その他を審議することになった。

最初に辺野喜委員長から合併委員会の経過報告があり、次いで泉議長から真和志市合併委員会との懇談の結果について報告、合併問題の審議に移ったが、合併後の議席のわりふりについては意見がまちまちで、結局那覇市、真和志市両方から折衝委員を出して双方の意見を調整することになった。なお次回の委員会では折衝委員が指名される。

市営住宅、愈よ実現／一千

九百万円の起債認可

〔琉新・夕 1955・12・1〕

那覇の市営住宅が近く着工されることになった。那覇市では市営住宅の建設費について政府に起債の認可申請をしていたが一日次のように認可された。

【起債金額】 一千九百三十六万五千九百二十円

【起債目的】 市営住宅建築工費充当のため

【借入先】 復金

【借入利率】 年四分以内

【借入時期】 一九五六年度

【据置期間】 借入れの日から半年

【償還期限】 借入れの日から据置期間を含め三十年以内に半年々賦元利均等額の償還

【償還財源】 住宅使用料であて不足を生じたら一般財源その他の会計からも補填する。

なお市営住宅は泊埋立地内に建築の予定でその種類と使用料は次のとおりとなつている。

【単独住宅】 七十四棟

1、単独家屋（十二坪）五十棟—家賃一千二百九十円

2、単独家屋（十坪）二十四棟—家賃一千百円

【共同住宅】 三階建二十四世帯ずつの二棟（四十八世帯）—使用料七百五十円

”競輪法を撤廃せよ”／五

団体が政府に強硬要請

〔琉新・朝 1955・12・3〕

沖繩子どもを守る会、教職員会、PTA連合会、沖青連、婦連、福祉協議会の五団体では、先に那覇市が可決した「競輪」は完全なる賭博であり、沸とつする世論を無視して可決したことは民主政治の原則にもとるもので那覇市がこれを可決したからといって、これを放置できないとして昨日、つぎのような理由を付して行政主席、立法院議長、同議員、外資導入委員長あてさきに立法された「競輪法」の撤廃を強く要請した。

理由＝競輪事業の弊害は、各新聞が筆を揃えて指摘したとおりである。那覇市が沸とつする世論を押し切つてこれを可決したことは、民主政治の根本理念である世論を踏みにじつたものである。しかし那覇市がこれを可決したからといって、その害毒をよく知つている私たちはこれをそのまま放置することとは出来ない。私たちは明るい明日の沖繩をつくる子供を守るために、この

競輪賭博を根本的に排除することを決意して競輪法の撤廃を決議しました。人々を無気力から起ち上らせ、苦しい生活の中にも勇氣と希望を抱かせ將來の生活に明るい設計を樹てさせようとするならば、この逆コースを断固はねかえさなければならぬ。故に有害無益な競輪の根本法である競輪法の撤廃と、これに対する外資導入を却下して欲しい。

那覇市の工業実態調べ／月 に一億五百万円生産／五 倍に増えた食糧品工業

〔沖タ・夕 1955・12・3〕

那覇市勸業課がさる八月実施した産業実態調査のうち、工業の部面がまとまった。これによると、那覇市の工場総数は四百九十三軒、一カ月の生産高は一億五百三十三万三千九百円となつてゐる。概況次の通り。

工場数 工場数は逐年増加している。すなわち昨年の三百十九軒にくらべ四百九十三軒となり、総数において五四％も増加、中でも食料品工業（製菓、パン、冷凍業、ジュース、みそ醬油、製麵等）が最も多く、修理業（自転車、各種機械器具類）製材、木製品工業も多くなつた。順位をあげると、食料品

工業百二十軒、修理業百十六軒、製材木製品工業六十六軒、鉄工金属製品三十四軒、建設工業三十二軒、印刷工業三十一軒、特産品工業十七軒、その他七十七軒となつてゐる。

従業員 総数五千九百七十九人でそのうち五六％三千三百七十人は建設工業に従事している。食料品工業の従業員は昨年の約二倍にふえたがその他は一般に減少してゐる。

工場面積 総面積一万三千百餘坪で一事業場当り二十六・六坪となり、昨年の二十五坪にくらべ、わずかに向上している。

資本金 総額二億三千八百六十九万二千五百十円。業種別にみると建設工事の九千一百六十三万六千円が最も多く、食糧品工業の五千五百八十万五千円、印刷工業の二千二百九十三万四千円、修理業の二千二百四十万七千円などがこれについてゐる。

資本金総額は増えたが、一事業場当りは昨年より減つてゐる。生産高 一カ月の生産高は一億五百三十三万三千九百円で建設工業の六千六百六十二万七千円が最高で総額の六三％を占めてゐる。食料品工業は一千七百万で昨年の約五倍に飛躍した。他の業種はほぼ昨年同

様の生産をあげ、進歩の跡をみせていない。

一社説

那覇市の住宅政策を推進せよ

よ

〔琉新・朝 1955・12・7〕

戦後の住宅復興が復金貸付けによつて大きく推進されたことは周知のことである。復金の住宅建築貸付けが償還もきわめて成績がよく、貸付利潤によつて運転資金が増大していることは、復金自体のためによるこぼしいだけでなく、今後貸付けを受けようとする人たちのためにも好ましいことではなればならぬ。

復金貸付けによる住宅貸付けも依然として相当の額に達し、その恩恵は拡大されつつあるとはいふものの、貸付けの頭金としての自己資金、宅地の入手難などから、償還能力をそなえてゐる者でも、皆が皆、貸付けを受けるわけにはいかないとところが玉にキズ、多くの勤労者には高額の花という声も聞えるわけである。

そこから、償還能力を見て、しかも建物自体は担保に取られるのだから、貸付条件をもつと拡大してもよさそうなものだとも言われているが、なか

が大衆のとこまではおきて来ない。

このような事情から小額給与者には当分復金の恩典にあずかることは見込めない。したがつて、これの解決方法としては公営アパート以外にはないし、戦後、東京や六大都市その他小都市でも公営アパートは政策的に強力におしすすめられてきてゐるところである。那覇市が今度アパートを建設することになつたことは、やつと沖縄でもそれに追いついたという形である。

那覇市の住宅問題は那覇市自体に解決させればいいわけのものかも知れないが、およそ沖縄現下の住宅問題はひとり那覇市の問題にとどまらぬ。純然たる農村地域は別として、名護、糸満、本部、胡差などの地区ではアパートが事業として十分に採算がとれるはずである。

那覇市の計画による七坪半のアパート一戸分が七百五十円、十二坪の単独住宅が千二百九十円という市価の半額に近い家賃で、もしも、これが市の公営事業としてなり立たないということになれば不思議なことであつて、これは確実に好成绩をおさめるにちがいない。那覇市のこの住宅政策は琉球銀行としてもパツクして金融もしているところであろうが、今後、さらに拍車を

かけて、那覇市その他からスラム街を追放してほしいものである。

那覇市が住宅問題に手をつけるまで、いまだに何百と残っている戦災小舎、一沖繩のシンボルとして海外に紹介されている一について琉球政府も立法院も何一つ処置を講じてくれなかつたということも不思議なことではある。それは、このような小舎が政府首脳や立法院議員たちの目のとどかない場所にあつたためであるが、それにしても知らないとは言えないはずである。

那覇市がアパート二棟、四八戸、単独住宅で七四棟、合せて百二十二戸を第一次計画で収容するということになるようだが、これを二次、三次とつけていくことによつて、那覇市の住宅難も次第に緩和されようが、できれば、狭い那覇市の地域を考へて、面積を余計とる単独住宅よりもアパートにしてほしいものである。

アパートよりも単独住宅が需要者の好みに投ずるといふことは考えられるが、観点をちがえれば、アパートの環境によつて集団生活をならすということも社会的な意義を持つのではなからうか。アパートにすれば、子供たちの遊び場もまとまつて広くとれるという

利便もあるし、必ずしも需要者の狭い好みにとらわれる必要もなからう。おそまきながら、那覇市の住宅政策が政府の施策の一端として強力に推進されることを期待するものである。

三通り会合併きまる／平和、栄橋、壺屋通り

〔琉新・夕 1955・12・9〕かねて合併を計画していた那覇市平和通り会（会長具志幸得氏）栄橋通り会（会長屋嘉比康仁氏）壺屋通り会（会長新村長佳氏）の三通り会では八日よる八時から那覇市四区久松食堂で三通り会の合併総会を開催した。当日は那覇市から久手堅勸業課長、仲井真通り会連合会長、森田孟真那覇市議、具志幸得氏らほか約七十名が集り、合併について協議した。

平和通りを中心に栄橋、壺屋通りを一つの商業ブロックとして平和商店街とし、従来の栄橋通りを平和街南通り、壺屋通りを平和街東通りに名称を変更した。平和商店街の最大の目的は同商店街の振興発展と会員相互の和によつて商工業の発展を築こうというものであるため従来の三通り会を一応発展的解消の上平和商店街結成となつたもので、役員選出は詮衡委員により次の諸

氏が決定した。

会長 具志幸得 副会長 新村長佳（東通り代表） 屋嘉比康仁（南通り代表） 安仁屋雅一（平和通り代表） 監事 嘉手納並裕、照屋太郎、比嘉朝順、評議員は東南両通りから三名宛、本通り五名をそれぞれ選出した。

平和商店街結成の大きな目的は商業地帯を一つのブロックとして発展させるためだと具志新会長は次のように語つた。

平和通りをはじめ、従来の三通りに名称を知らせる施設（アーチや立看板など）を早急につくりたい。通り会連合の記念大売出しなどを催して、通りが合併していることを皆さんに知つてもらい、商店街全体のサービスにつとめることなどが目下の急務だと思つので、近日中に評議員会を開き、歳末売出しをかねた記念大売出しをやりたいと考えています。

「競輪中止」を決議／南部市町村議長会／世論無視は非民主議会／那覇市会に強硬申入れか

〔沖夕・夕 1955・12・12〕南部地区市町村議会議長会（会長安次

富信雄氏―玉城村）では、十日ひる二時から協議会を開催、さきに那覇市議会が議決した競輪を中止するか、或いは保留するよう那覇市に申入れを行うことを決議した。

当日は、副議長をまじえた一行三十名があさ九時から中部の軍用地に接収された地区を視察したのち協議会に移り、まず那覇市議会で議決した競輪問題をとりあげ。

一、那覇市が競輪を行えば、隣接町村まで種々の悪影響を及ぼすこと。

一、世論は反対であつたのに、世論を無視して議決したことは議員として民主議会のあり方にもと、同じ議事人として容認出来ない。

などを理由に、那覇市にたいして競輪事業の中止か、または保留を申し入れることを決議し、さらに近く開催される全島市町村議会議長会にこのことを南部地区として提案することになつた。ついで、豊見城村側から、那覇市の都市計画に豊見城村も指定したいとの主席諮問があるが、豊見城村議会としては賛成出来ないで、議長協議会としても豊見城の立場を支持してほしいとの発言があつて、これを了承。さらに先ごろ廃案になつた「家畜災害補償法」は、地方農村としては、是非必

要視されるもので、早期に復活制定してもらうことを政府に要望することを申合わせた。

都計編入反対／豊見城が回答

答

〔琉新・朝 1955・12・13〕

豊見城村（村長大城英男氏）は、さきに政府から諮問のあつた「那覇都市計画区域の拡張による豊見城村一部区域の都計区域指定」について十二日「反対である」と回答した。

那覇都計区域の拡張については真和志市では賛成回答をなしているが豊見城村は十一月二十九日の村議会で審議、次のような理由で全員一致反対に決したものである。

都計区域に編入されると法によつて自分の土地も思うように施設できず行政権をとられたのと同様である。

豊見城は純農村で一般村民は都市的施設を好まない。

都市的形態をおびることにより青少年が不良化する。

人口が飽和状態の所へ都市的施設をすると耕地を失つ。

村内に遊園地や公園などつくることで村民で怠だの気風に流れるおそれがある。

一社説

那覇市の競輪事業に警告

〔沖夕・朝 1955・12・18〕

申請に基づき慎重検討をしていた外資導入審議会では競輪まかりならぬ、との結論を出した。さいこの決定権は民政副長官にあるが、同審議会の決議に、恐らく比嘉主席も、そして副長官も異議はなかるうと思われ、結局するところ審議会の決議によつて、那覇市の競輪事業は終止符をつつたかのごとくである。

だが、当間那覇市長は、依然として諦めがつかず、市会の面目にかけても再審を訴え、外資導入が許されぬなら地元の資本をかき集めてでも、ぜひ決行したい肚だといふ。だから決定的な終止符はまだ打たれぬ、という訳か。周知のとおり外資導入は、沖縄の経済に対し、生産的にプラスするものを許可する建前がとられている。競輪事業が果してこの建前に該当するか否かは自明であろう。同審議会が、不許可の態度を鮮明したゆえんもそこにあるといえる。さらに注目されることは、競輪事業が、市民並に全住民に悪影響をおよぼすものであり、たとえ市会がこれを認めても世論の動向は明かに反対だつたことからして、同審議会が世論

を重視し、競輪の如き消費性の事業がもたらす弊害は、単に経済面にとどまるものでなく、社会文化面、すなわち精神的にもマイナスであることを認め、寧ろ警告的な意図さえ含めて比嘉主席に競輪反対の答申をしたことである。われわれもまたこの欄でこのことを幾度か訴えたし、なお公聴会においても識者や社会教育諸団体代表者らが競輪の非文化性を鋭く難じたものである。しかるに那覇市会は、このような世論を完全に無視し、社会の憤まんをかた。だが、われわれは、主席並に外資導入審議会に期待するところがあつた。そしてわれわれの期待は裏切られなかつたのである。

しかるに性懲りもなく、那覇市当局は地元の投資による競輪事業の決行を望んでいるといふ。一体世論にそむいて迄、投資を敢えてする実業家が果しているかどうか。そうした疑念もあつて、地元実業家の投資はとうてい望まれない。だがかりに投資者がいて、実現の見通しがあるにせよ、世論はさらに再燃して、何かと実現を阻むことが予想される。そうした懸念があつても、なおかつ競輪事業を決行することになれば、那覇市当局並に市議会の非文化性と非民主性の政治感覚が、あらため

て問題にされねばならぬと思つ。

市当局並に市議会が、世論にそむいても、競輪を決行すべく意図する真意は、恐らく財政の欠陥を競輪の儲けで充当するにあるのだから。都市計画その他の諸支出が近時膨大の一途を辿り、市財政は既に飽和点に達していると言ふ。競輪から年間約二百万円収めぬと、市財政の破綻が危惧されるらしい。なるほど理屈はその通りである。だが、手段を選ばぬ点に問題があるだろう。競輪にもとめる収入を、果して他にもとめることができぬかどうか。そこに政治の良識が存する訳である。市当局と議員が、じつくり対策したら、競輪にかわる有望な事業がないでもなからう。たとえば現に首里バスを市営にする企てもあるといふが、市営バスなら競輪にも優つて寧ろ有望であろう。その他にも財源確保の用途は幾らでもある筈である。競輪が駄目だと、万事休すとあつては、政治の弾力性がないことになり、従つて市当局や市議会の存在も無いにひとしいものとなる。

それから、市議会の世論無視がもつと問題にされなくてはならぬと思つ。戦後、消費経済の異常な発達で、住民の勤労愛好心を奪い、沖縄の命運を決

する基本産業の振興を阻んでいることは衆目の一致することである。競輪の如き生産を伴わず、かつ非文化性の事業は、幾ら市財源の足しになるとしても、社会文化に百害を及ぼすものとして排斥されていだろう。外資導入審議会が、そうした観点から「社会に及ぼす悪影響がある」といつ世論を支持し、却下する」態度に出たことは、前述の通りであり、それは世論無視の那覇市議会に対する厳しい警告と考えられ、競輪問題とは別に考えて、民主政治の根本に触れた重大問題だと言えよう。

従つて世論に従つ市政が切に望まれるだろう。この際市議会がそれを反省し、競輪問題の解決に当つても、実際に、世論に従つことにならぬと、市政に対する信用度が落ち、悔を将来に残す恐れなしとしない。現に、市議の中にも競輪反対者がいて「政治が財政の面から時に社会事象に目をつぶることもあるが、賭博性の強い競輪を近代的合理性で片づけようとしたところに政治感覚の低さがある」と主張している。だがそうした主張は、恐らく少数である。だが、民主政治とは、数の暴力を意味するものではない。議会で討論をつくり、かつ世論に耳を傾け、たと

え少数の議員にせよ、その主張が正しければ、それが衆議を主導する点に「民主政治」の妙味があるだろう。競輪問題における那覇市議会は、まさにその逆であり、少数議員の正論と、世論の無視を敢えてして、飽くまでも競輪にこだわり、民主政治を棚上げしたかの如くである。

子供を守る会、青連、その他の社会教育諸団体は、強硬な態度で競輪に反対している。今の沖縄で何より恐ろしいものは、「社会への悪影響」であり、諸犯罪の激増も、結局それに原因する。市議会の深省を望んでやまない。

外資競輪ヒジ鉄食う／申請却下振出しへ逆戻り

〔琉新・朝 1955・12・18〕

競輪事業の外資導入申請を審議中だった外資導入審議委員会では、この種事業は布令九十号（外資導入）にあてはまる条項がないとて民政官に却下を勧告中だったが十七日付で民政官から却下された、これによつて競輪事業については今後とも外資導入は出来ないことになった、従つてこれをやるとすれば地元資本のみに頼らざるを得ないわけである。

外資審議会の却下理由は次の通り

A、審議会は該事業が琉球経済の自立と健全な発展および国際収支の改善に寄与するかどうかの観点にたつて審議した結果次の通りの結論に達した。該事業が物を生産し資源を開発し、経済に不可欠なサービスを提供する事業とは考えられない。

B、該事業によるドル獲得の源泉は米軍要員（ドル紙幣を使用出来る）のみだが外人投資者及びその雇用する外人雇用人が送金するドル額と同等の外貨をこれらの顧客から稼げるかどうか疑問だ

C、元来琉球の源泉から得た収益から税収入を産み出すことを理由に外人事業を許可することは困るのである。かくすることは外資導入の目的にそわない

D、十年後那覇市に受づくことになつている資産は現在評価出来ないが今の計画からは相当かけ離れた僅少なものとなるだろう、申請人が毎年最低一百万円の収入を保証することが出来ない場合、いつでも全事業財産を取得することに同意しているが、事業が早期に失敗することを期待して許可することは外資導入目的に対するおかしな考え方である。

與儀外審委員長談

審議会としては純粹な経済問題として、一切の政治的、社会的問題をはなれ慎重に検討した、そして布令九十号にある外資導入の原則となつている。

一、琉球内の資源を開発する事業。

二、輸入品に代る島内生産業。

三、琉球経済を進展させる。農産加工事業。

四、駐留軍の必要とするサービス業。

等に主眼を置いて審議した。これ以外には琉球経済にヒエキし国際収支を向上させる経済活動だけが認められるものであり今回の如き外資による競輪事業は以上の目的にあてはめることが極めて困るのである。駐留軍の必要とするものなら許されるが必要ないと結論づけられたので全会一致で却下勧告を決定した。本日民政府から正式に却下されたので外資による競輪は不可能になつた。外資審議会としては今後とも外資導入の目的にそわないものは却下を勧告する方針である。

進む那覇の都市計画／新旧市内結ぶ12間道路／首里・小祿にも水道敷設

〔沖夕・朝 1955・12・22〕

那覇市会は二十一日あさ十時五十分から開会、各委員会の審議を経た九ツの

議案やその他の議案、陳情書などを上程、原案通り可決して九日間にわたる議會を閉じた。今議會の議決により、市当局は、真和志市職名における市営靈園、現市街地と旧市内とを結ぶための幹線道路、首里、小祿への水道敷設等の事業を直ちに着手し、那覇市の都計は著しく前進することになった。可決された事業の概要は次の通り。

靈園 戦後の那覇市は従来の郊外地から発展したため、現在では墓地が市街地の中央に散在し、都市発展の障害となつておけなくなり、都市の美観上も捨ておけなくなつたので、これを整理し、真和志市職名の上門後原に公園をかねた市営墓地をつくらうというもの。敷地は約十万四千八百坪が予定され、そこに市の規格にもとづく墓が整然と建てられるが、今年度は用地の買収と整地、納骨堂の建設がなされる。

消えるか/料亭那覇別館

新旧市内を結ぶ幹線道路 市会の議決により、復金から五百六十万円を借入れて、むつみ橋から沖映前を通り、料亭那覇別館の上を経て、前島町一丁目に至る、幅員十二間、全長二百五十五間の道路を来年六月までに竣工することになった。牧志大通りの完成で、

現市街地は年々近代的都市としての偉容を整えつつあるが、終戦直後無計画に発達したため、人口の増加、家屋の密集などでき形的な都市となり、必然的に旧市内への分散を余儀なくされている。旧市内は区画整理の施行などで受入態勢を整えてはいるが、その誘致策として現市街地と旧市内を直結する主要幹線道路を設け、泊港とのつながりを便利にして経済活動を助長し、交通量の緩和をも図らう、というのが、この道路の狙い。総予算は一千四百万円で、政府が七百万円補助、起債五百六十万円、残り百四十万円は、この道路の建設で利益を受ける人々から受益者分担金として徴収することになつている。市当局の話では政府の施行認可や復金からの借入認可を得たりするの

で、着工は来年二月ごろとなり、六月までに竣工するが、この工事に料亭那覇など三十一軒がかかり、うち十五軒は完全立退となるようである。この道路の終点前島一丁目から一号線までの道路は区画整理事業によつて行われる。

施工し、区画整理の都合で取残されてきた若狭町の一部、高橋町、崇元寺町などに配管工事を実施し、市民の受入準備するため、三千一百五十万円の復金からの借入が議決された。償還は水道事業からあがる収益でなされるが、これで首里、小祿への水道敷設が実現し、他市町村である近距離の真和志市よりは二割も安い料金で、合併前の市内区域と同様の給水がなされるわけである。

那覇競輪が再申請/外資委

へ今度は技術導入で

〔沖タ・朝 1955・12・29〕

那覇市の幸喜総務部長は、二十八日宮良永昌氏と共に、行政府を訪ずれ、与儀副主席並びに宮里内政局長と会い、技術導入だけで競輪事業を認可してもらいたいと要請、即日外資導入合同審議會に技術導入申請書を提出した。申請やり直しの競輪事業計画は、当初の資本金四千万円のうち三千万円の外資導入を止め、地元資本の二千万円だけで出発、事業を続けながら資本を増やそうというもの、この資本金の二千万円については、パチンコ業の転業者、映画関係者及び料理屋関係などの出資が予定されているようだ。

なお再申請をうけた外資導入合同審議會では、近く小委員会（リーフ・スナイダー 財經部係官、宮里内政局長）が検討することになつている。某審議委員の話によると、技術導入の場合、前回のようにならぬ外資が琉球経済にプラスするかどうかの検討はなされず、結局 申請の技術は琉球人では得られないか 技術者の送金という二点にポイントが置かれ、この面からのみ制約が加えられようといつてい

一九五六年

立退は政府の責任／楚辺送

信所に軍が回答

〔沖タ・朝 1956・1・5〕

政府では、先に那覇楚辺にある送信所を拡張する為、その一帯の日本政府有の土地に居住している住民を立退かして貰いたいと民政府に要望していたが、民政府は四日「立退かすのは琉球政府の責任である」と次の様な回答があつた。「民政府としてはこれらの人々を移動させるとか、土地を利用するとかの何らの処置をとらずに一九五四年十二月にこれらの人々と借地契約をした。貴政府の代表者によつて、提出された新しい図面で一九五五年二月七日に同地域の割当を縮小して発表したが、当方の行なつた借地契約では三十日前の予告でもつて、この契約を廃止することができるとなつてゐる。この土地は割当てられたものではないが、この土地に居住している住民を移動させるとか、または移動を完了させるとかは貴政府の責任である」

高圧線架設の変更／真和志

市が陳情

〔沖タ・朝 1956・1・6〕

真和志市では、現在一号線内に架設されている高圧線を壺川―与儀―寄宮―大原―首里―牧港を通るよう移動架設するとの電力公社理事会の計画に対し、次のような理由をあげて、同計画を変更するよう電力公社宛陳情書を提出した。

真和志市全地域内にある既設給水タシクの設置その他の高層物に支障をきたす。

住宅地域の拡張計画に対する障害となる。

都市計画の支障となる。

住宅街の真和志市／一日一棟の建築が進む

棟の建築が進む

〔沖タ・夕 1956・1・6〕

戦後真和志市は急激な人口の膨張とともに、住家も増加の一途をたどりつゝあり、住宅都市として発展しつつある。事実、主席をはじめ政府首脳や商社の重役連の殆んどが真和志に住んでおり、那覇市による都計でも真和志市を住宅地区としてはずきり打ち出している。したがつて住宅の建築許可申請者はあとをたたず、多い日には数通の申

請書が建設課に提出される。

建築が許可制となつた一九四九年二月から一九五五年十二月までの真和志市における「確認建築状況」は次の表の通りとなつてゐる。

年	住宅	住宅兼店舗	店舗その他	計
一九四九	九五二	二三〇	二九〇	一、四七二
一九五〇	六二八	一〇八	一六六	九〇二
一九五一	三〇〇	七六	八〇	一、四五六
一九五二	八五〇	六七	一〇一	一、〇一八
一九五三	四七六	三〇	一三三	六三九
一九五四	二六四	三三	六〇	三五七
一九五五	二六〇	二二	六八	三五五
計	四、七三〇	五六七	八九八	六、一九五

五一年には日に四棟の家が建ち、五二年には一日平均三棟の家が完成したこゝとなり、現在でも毎日一棟の家屋が完成しつつある。しかもこの家屋のうち八五パーセント強が住宅で占められていることは、真和志市が住宅地域になりつつあることを物語つてゐる。隣りの那覇市では鉄筋コンクリートの高層建物が増えて行き、花やかであるが、真和志市の場合、地味な住宅建築が多い。

無許可建築が／全市の半分近くこれら建築許可申請の手数料や建築が完了して賦課される不動産取得税などが真和志市の財源をつるおしてゐる。

なお現在真和志市内には約一万二千棟の家屋があるが、四九年二月の建築許可制以前に建てられた家屋も含めて、五千七百八十余棟の無届家屋があり、市当局では何らかの対策を取る必要があると語つてゐる。

「才の神」の坂も消える／

松下町の区画整理始まる

〔琉新・朝 1956・1・7〕

那覇市旧市内松下町一帯の整地が五日から始まり、商工会議所付近の旧那覇市長官舎付近、むかし才の神（セーナカ）といわれて那覇市民に親まれた坂から松下町にかけてブルトーザーで削り取られることになり、旧大典寺境内にある裁判所、軍用地委員会、登記所なども移転することになつてゐる。

旧市街に土地を持つ人達にとつて区画整理の促進は何よりも待たれるものである。那覇市では新年早々こういう市民の要望に心えて、前島、松下、天妃の区画整理工事に取りかかつてゐるが、四日当間那覇市長も区画整理には特に力を入れるようにと関係部課長に指示してゐるので、工事は更に拍車を加え、今年六月までに全工事を完了しようとして区画整理は着々と進められてい

る。

産業都市への飛躍にノ那覇

市が生産対策委を設置

〔琉新・朝 1956・1・10〕

消費都市から生産都市へを目標に那覇市では近く生産振興対策委員会を設け、この機関を通じて市内の工業、水産業、農業など生産部門の振興をはかることになった。那覇市の商業はすでに飽和点に達するまでに発展している反面、生産面の工業、農業、水産業は極めて不振であり、その対策が早急に必要とされていた。

生産振興対策委員会はこういう消費中心の那覇市から生産都市としての那覇市へ大きく転換させていこうという目的で設置されるもので、工業、水産業、農業の各産業の育成に当り、政府の経済振興五力年計画とも呼応、業種を指定して助成金を与え積極的な育成に当るつとというものである。

工業関係で育成対象となるのは陶器、漆器、その他の特産品でこれは主にドル獲得のため輸出向けにつくられる。農業、水産業は、自給を目標に土地改良、経営合理化など積極的に振興させていくが、水産品の加工も大いに奨励し、製品を世界の市場に進出させてド

ルを稼ごうという案である。

この生産業の育成で大きな問題となるのは助成金の問題だが、日本の各都市では信用保証協会制度を設け、市指定の金融機関から相当額の融資を業者が受けることが出来るようになっていて、那覇市でもこういう制度を適用する研究が進められている。

一石三鳥をねらうノ安里川の川幅改修堤防工事

〔琉新・夕 1956・1・10〕

真和志市と那覇市を流れる安里川下流の那覇市崇元寺橋から泊高橋に至る間の安里川下流の大きかりな川幅の改修堤防工事は約七十%進捗し、工程は順調に進み、五月竣工予定がこの分で見れば三、四月ごろまでには完成する見通しがついた。

同川下流の改修工事は那覇市が総工費八百十万円を投じて川底を浚渫し、川端の堤防を築いて、毎年雨期に頻発する川水のはん濫を防止すると共に、野放しのまま土地を浸蝕している川幅の堤防を構築して一万一千余坪の埋立地を高橋町と美栄橋に得られるという一石三鳥の計画から昨年八月以来着工されたもので、泊高橋から崇元寺橋までの間二千五百二十フィート、これを二

工区に分け第一工区は泊高橋から中の橋まで川幅十二間を小禄土建会社（代表新崎武雄氏）が、第二工区は中ノ橋から崇元寺橋まで川幅八間を沖繩木工会社土建部（代表宮里盛助氏）が工事請負をしている。

民政府が真和志銘苅区へ融資ノ軍用地立退者のノ代替地購入に新たな措置

〔琉新・朝 1956・1・11〕

真和志市め苅区の軍用地立退者二十五戸に対する代替地購入資金として十日、民政府から真晝屋法務局長に地主の要望どおり三百四十二万七千二百五十六円の小切手が手渡された。この土地購入資金は琉球政府の管理で軍用地賃貸料を償還財源として地主に融資されるもので、将来、米国政府予算にある移住資金五千七百万ドル（六億八千四百万円）が交付されたら、これに切かえられるもので、今度は民政府の資金から立替えられたものである。

銘苅区で軍用地接收により昨年十月、真和志市内安謝区に移動した地主らが代替地の購入資金を琉銀から融資を希望、政府でも折衝していたが、実現せず、その後、五六年度米政府予算に計上されている移住資金五千七百万ドル

から融資することになった。

ところが、すでに軍用地立退地主らはこの融資をアテにして代替地主と売買契約をすませたものの移住資金の政府への交付がまだのため、関係者が困っていたもので、民政府で、この間の事情を察し、移住資金がとどいたら、これに肩がわりすることにして民政府資金から立かえたものである。

この土地購入資金の融資条件は次のとおりとなつてゐる。

融資金額 所有軍用地の賃貸料から訴願のため受領を控えた二五%の供託金を除く額（七五%）の十六九年六カ月分全額

融資金利率 無利子

償還期限 融資の月から十六年六カ月

支払方法 軍用地賃貸料として支払われる金（二五%を供託してある場合は、期間中は賃貸料全額）であてる

軍用地開放の場合 万一、償還の途中で軍用地が開放され民政府から賃貸料が継続しないばあいは、自己資金から払戻すかまたは所有財産を抵当として貸付金の返済にあてる。

なお、民政府では、この軍用地立退者に対する代替地購入資金の融資は他の

地域にも適用されると言っており、すでに伊江島の立退地主数名も、その融資を申し込んでおり、法務局が民政府に申請中である。

真喜屋法務局長の話 今まで土地を
買う約束で家も建てたが、金がなく
て代替地主にも迷惑をかけ立退者
も真和志市も困っていたが、民政府
の好意で解決できてうれしい。民政
府では伊江島にも適用されると言明
しており、数名が手続中だ。

これで軍用地の代替地購入について
は一応解決の途がついたわけだ。

「ス」「マ」の票争い／訴 え取り下げでケリ

〔琉新・朝 1956・1・14〕
那覇市六区十八組の上津保氏は昨年十
月の那覇市議選挙で、選管委の当選決
定に不服、上間長和氏の当選を取消し
原告を当選者と決定しよう訴えてい
たが、十三日あさ開かれた中央巡裁で
は能山判事、原告代理人宮良、河野両
弁護士、被告那覇選管委（委員長大湾
氏）、被告代り人牧野弁護士立会い
で上間氏の得票数の中から誤認され易い
と思われる票数を取出したが二十票た
らずしか出なかつたので訴を取下げ
た、上津氏の裁判請求原因は同人の旧

姓は上江洲であり、旧知人の中には
「上ス」と書いたものもいるのでこれ
は当然得票数の中に加えらるべきも
のだが、「上ス」と「上マ」の混同で
二百数十票上間氏の得票数の中に誤認
されて入っているから、これを原告の
得票数に加えるべきであると主張して
いたもの。

「評価の六％は名のみ」／ 那覇市軍用地料の実態

〔琉新・夕 1956・1・16〕
今年の軍用地訴願審理は九日から始つ
た恩納村を皮切りに、十六日から那覇
市引続き越來村、伊江村など九カ市町
村の軍用地審理、再審理が土地収用委
員会で行われるが、那覇市の軍用地評
価及び賃貸料はどうなっているだろ
うか、その実態をこゝに探つてみる。
DEの査定では那覇市を一級から六級
の地域にわけてあり、各地域の軍土地
評価価格は一級地域最高三千円、二級
二千五百円、三級二千円、四級千八百
円、五級千五百円、六級千円となつて
いる。
軍の年間土地賃貸料はいわゆる世界的
基準といわれる土地価格に六パーセン
トを乗じたものを適正賃貸料とみなし
ているが、現在の那覇市には軍評価の

土地価格に六パーセントを乗じた賃貸
料が支払われているところは一つもな
い状態である。

さらに宅地は他町村が二等地までし
かないに拘らず那覇市では二十七等
まであり、そのため那覇の宅地が隣
接する真和志市や小禄村の宅地より
過少に評価されている場合がある。

例を山下町一丁目にとると宅地は十一
等から二十等までに区分されているが
最高賃貸料が十一等の年間三十円でこ
れは軍の査定方法によると六十円支払
われるべきであるがそれがなされてお
らず、また同じ宅地でも隣村の小禄鏡
水では最低三十三円で山下町の一等地
より高く評価されている。山下町では
土地使用料に対し最高六百元から最低
四百円を適正として要望している。

また崇元寺町は十九等から二十四等
まであり賃貸料は最高年間二十七円
最低二十四円（坪当）であるが、こ
れは真和志市のめぢ、天久、上之屋、
真嘉比などの一、二等級四十二円な
いし二十七円より遙かに低い。

貧困者住宅に補助を…／那 覇市が陳情

〔沖夕・夕 1956・1・16〕
十四日政府に那覇市から宿所提供施設

補助金として三十六万二千二百五十八
円を支給してもらいたいと次のような
陳情があつた。「住宅に困窮している
被保護者及び生活困窮者に対し、無料
で家屋を提供してあるが、近時増加の
一途を辿る被保護者数と都市地区にお
ける住宅事情の不安定によつて増設が
要求され、市でも五五棟設置してある
が、その需要が多額にのぼり、運営面
に支障をきたしているので、三十六万
二千二百五十八円を補助してもらいた
い」

悪路を早く直せ／真和志市 民の声きく懇談会

〔沖夕・朝 1956・1・22〕
真和志市では去る十六日から行政懇談
会をひらき、翁長市長以下全課長及び
議員が各区を回つて、市民と膝を交え
て市政について話し合いを行つてい
るが、この懇談会は市民の間に好評のよ
うで、各区とも三十名程度の人たちが
出席、夜遅くまで質疑応答が行われて
いる。市民の市当局にたいする意見や
要望はおおよそ次の通りである。

税金 納税成績が悪いと言つこと
であるが、納期までに納めた税金に
は一連番号を付して、後で抽せん
で賞金を贈るようしたら、真和志は

サラリーマンが多く殆ど三―四百円程度の税金であるのでよく納まると思ふ。二十万円も滞納があるということとはうなずかれない。賦課とともに徴収も公平にして、どしどし滞納処理をすべきである。

道路 道路を改修又は新設してほしいということは各区での要望であった。それだけ真和志の道路が不備であることを物語っているが、市民の中には、まず当局が道を一本ずつ立派にしていつて仕事をしているという実績を示せば税金もよく納るようになるだろうとの意見もあつた。

合併問題 市長は早期合併を公約したが、今もその気持に変わりはないかとその真意をただす質問もあつた。

また一方、合併は必要なことだが合併ということに頼りすぎて、真和志市としてやるべきことを忘れてはいけない。真和志は真和志としての態勢を確立して何時でも合併に応ずるといふことではなければならぬ。そのためには那覇が起債で工事を進めているように真和志も起債してでもどしどし仕事を進めてもらいたい。

真和志ノ財政建直しに苦慮ノ移動多く悪い納税成績

〔沖タ・タ 1956・1・23〕

真和志市の五六年度の予算は前年度の約半分の千五百七十六万三千九十八円であるが、税外収入の殆どない真和志としては財源を税収に頼る外はなく、予算額の七五パーセントに当る約千六百十万円（調定額）を市税による収入に求めている。一方人件費を見ると八百六十万円で、これは全予算の五五パーセントに当り、税収の七三パーセントが人件費に当てられるということになる。従つて納税の成績如何はすぐ職員毎月の給料の支払いにまでひびいて来て、市の事業を遂行する余裕もなくなる。ところで真和志市の納税成績はあまりかんばしいものではなく、五四年度と五五年度だけで総予算額に匹敵する千二百五十九万円の滞納額があるが、市民の移動が多く、無籍者も多いので滞納税の取り立に当局も頭を悩ませている。

そこで財政の建て直しということになり、真和志市では各区で市政懇談会を去る十六日から開始し、市民と親しく市政について話し合つているが、特に納税に就て市民の納得と協力を期待している。その一つの方法として、納税

と徴収に便利な「納税貯蓄組合」の結成を奨励、その組織方法としては、納税員を三十人以上として職業別又は区域別に結成させ当局としては設置条例を制定して適当な交付金を組合に補助する方針である。

競輪法の撤廃、輸入規制などノ市町村議会議長会が政府へ要請

〔琉新・朝 1956・1・26〕

沖繩市町村議会議長会（会長伊礼正幸氏）は二十五日、政府に競輪法撤廃、輸入規制、パイン増殖、たい肥舎増設、豚疫予防強化などについて次のように陳情書を出した。去る十一日の同会総会で決議したものである。

競輪法の撤廃

競輪事業は非生産的、非教育的なもので大衆の生活と経済と人情を破壊するト博であり、人権擁護全沖繩住民大会でも十項目の弊害をあげ反対しており世論も反対しているので競輪法を撤廃し競輪事業を停止してもらいたい。

鳥産保護のための輸入調節

五四年中に生鮮野菜二十三万五千四百九十七ドル、乾燥野菜五十四万三千四百十七ドル、肉類十六万六千四百九十八

ドルが輸入されている。こういつた輸入は産業意欲の低下と産業不振を来たす憂いがある。政府では鳥産品の数量、生産時期などを考え鳥産品と輸入品との輸入調節をはかつてもらいたい。

パインの増殖

パインは沖繩の風土に最も適した有望な作物なので、次のことによつて一段と増殖をはかつてほしい。

- 1、栽培面積の増加―現在政府が補助している沖繩本島の栽培面積二十五町歩を二百五十町歩から三百町歩まで増やしてほしい。
- 2、栽培の補助金増額―現在の栽培補助一坪当り六円を十円に増額
- 3、開拓の補助機関設置及び機械の貸与

たい肥水肥舎の増設奨励

多くの農家がたい肥をせっかくだい積しても露天にさらし十分な腐熟をさせる事ができないありさまでその施設が痛感されているが、現在の農家の状態では建設資金がなく困つている。次のような措置でその増設をはかつてもらいたい。

- 1、建設補助額を六〇%に上げる。
- 2、年次計画で各市町村農家の八〇%まで建設させる。

豚疫予防の強化と殺豚手当総額

豚の飼育数十万七千八百三十九頭で農家経済に寄与する所が大きいが五四年中にも発生豚三千七百九十四頭のうち一千九百七十頭(罹病豚の五〇%)が死んでいるように豚疫の被害が大き

い。その絶滅をはかるため政府が毎年一回やつている予防注射を年三回行い、殺豚手当を實際値の五割に増額してもらいたい。

代替地の斡旋を / 立退きの

楚辺区民に政府が軍に

要請

〔沖タ・朝 1956・1・31〕

楚辺電信所拡張工事に伴う民家三十七戸の移転については、先に民政府から琉球政府の責任であるとの回答があつたが、三十日政府では代替地一千五百坪の斡旋のため再度民政府に次のよう

要請することになつた。工事に支障する三十七戸の移転については、当政府において早速その居住者と直接協議するが、円滑なる移転を完了せしめるため、移転地の斡旋が先決で住民福祉を損することなく一千五百坪の敷地を他に斡旋してもらいたい。なお移転補償費は当政府で負担す

る。

那覇市に特別補助金 / 8700

万円の支出決定 / 都計大

幅に促進 / 『首都建設法』

に主席署名

〔琉新・朝 1956・2・10〕

民政府は九日、那覇市の都市計画に対し八千七百万円の特別補助金を出すことを決め、政府でもこれとタイアップして比嘉主席が「首都建設法」に署名を行つた。この立法と特別補助金によつて那覇市の都計は大幅に促進されることになり、主要幹線のほとんどが整備できることになつた。また、今までガリオアの見返資金が復金長期融資と政府行政費補助金に使われていたほか、この那覇市への補助を初のケースとして新たに市町村の緊急重要施設に対しても特別措置として復金を通じ償還の必要のない補助金として支出されることが明らかになつた。那覇市では都市計画事業費として現行予算に一億三千万円を計上しているが、こんどの都計特別補助金の交付を機会に三月六日の定例会市会に予算補正を提案することになつた。補正の内容は、この特別補助金八千七百万円のほかに 水道敷設費(起債)

四千七百六十万円 道路拡張工事費(起債) 一千四百万円を加え、総額一億四千八百六十万円を追加する予定となつており、那覇の都計費は現行予算の一億三千万円から一躍二倍を超える二億七千八百六十万円となることになつた。

なお政府の那覇市に対する都計事業補助は現年度七百万円で近くこれも交付の予定となつている。八千七百万円の特別補助で那覇市は次の都計事業を計画している。

【道路、橋】
久茂地川沿岸 お成橋、中之橋間の道路舗装工事で久茂地川の西側にアスファルト道路を完成する。

道路工費六百十五万円、橋二カ所で三百二十万円計九百三十五万円
ハーバービュー ハーバービュー、那覇高校間のアスファルト道路工事、工費六百四十万、
旧税務署一号線 旧税務署から一号線に新道路を通し牧志通りの交通量の減少をはかる。道路工費六百五十万円、橋一カ所で二百四十万円の計八百九十万円。

前島 久茂地川から一号線に至る道路舗装、工費三百五十万円、
牧志道路延長 那覇署から旧那覇駅に

設置するバスセンターに至る道路の舗装工費百六十万円。

美栄橋 牧志通り(沖銀前)から一号線に至る新設道路工事百二十万円、橋一カ所二百四十万円、計四百五十万円、
港道路 那覇港泊港を結ぶアスファルト道路で那覇港と泊港をこの道路を通じて直結させる。工費九百五十万円。
那覇港 一号線から琉銀に至る道路の舗装、工費二百七十万円。

【河川改修】
久茂地 崇元寺橋から月見橋に至る河川の改修工事で工費二千三百九十五万円を投じて都市美に景観をそえる。
安里上流 崇元寺橋から姫百合橋に至る河川の改修で工費一千万円。

【市営住宅】
現在建設を決定されている市営住宅の外に二百五十棟分を補助する。工費六百六十万。
感無量

比嘉主席の話 過去数年待望していた首都建設法に署名できたのは感無量である。
那覇市は琉球の首都として政府も能う限りの援助をする責任を感じており、できるだけのことをしてきたが要望に応えるだけの予算措置ができず遺憾に思つていた。そこで当間市長とともに

民政府に特別援助を要望し続けて来たが、この度八千七百万円という巨額の援助を決めたのである。

民政府に感謝するとともに那覇市は今後も一層政府との連繫を緊密にして首都建設に最善の努力をしてもらいたい。

なお他の市町村の緊急重要施設に対しても特別措置が講ぜられるよう目下極力折衝中である。

前途に光明

当間市長の話 首都建設法の署名は那覇市の前途に光明を与えるもので政府に感謝する。この立法の裏付ともいふべき財政的援助が民政府により八千七百万円の特別補助となつたことは喜びにたえない。

これは主席にたいし市議会とともに懇望していたもので民政府の御好意で実現でき衷心感謝にたえぬ。年度中に巨額の補助をもらい消化するに大きな努力を要するので全能力を傾けて早急に工事を完成し両政府の御好意にお応えしたいと思つている。

地番呼称近く改正／那覇市が熊本県人会へ回答

〔琉新・夕 1956・2・11〕

那覇市ではさきに熊本市沖縄県人会で

決議された那覇市地番の呼称改正についての要望について「現行の地番の呼称は暫定的なものであり、旧町の呼称が当然なので近く改正する準備を進めている」と回答することになつた。なお同決議は那覇市 区を 班という現在の呼称は植民地的なひびきを伝え好ましくない、特に「松尾区B二十九」などという呼称は言語道断として那覇市長宛改正を要望したものである。

”首都建設法”公布さる／委員会七月発足の予定

〔琉新・朝 1956・2・12〕

立法第二号”首都建設法”が十一日公布され同日から施行された。

首都建設法は那覇市を琉球の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を發揮し得るよう計画し、建設することを目的とするもので、その目的を達成するため政府の機関として”首都建設委員会”を設け首都建設計画を作成し、その実施の推進にあたらせることになつている。

首都建設委員会の組織

「委員長」行政副主席「委員」内政局長 工交局長 那覇市長 学識経験

者五名（立法院の同意を経て主席が任命）事務局 委員会に関する事務を処理させるため委員会に事務局をおく。

政府の援助、助成
1、政府と那覇都計区域内の市町村および関係事業者は首都建設計画の作成と実施にできる限り協力し援助を与えなければならないことを定めてある。

2、政府は都計区域内市町村の同意を得て政府と市町村が分担して執行する事業種別を決定しなければならない。
3、政府は首都建設事業の用に供するため必要があると認める場合は、政府所有の普通財産を譲与することができ

る。
主席の報告 主席は毎年一回、立法院に対し首都建設事業の状況を報告しなければならぬ。

首都建設委員会の設置は、これに要する経費の支出が予算上可能となつたときにこれを行うことが付則に定められているが、政府では来る七月の新年度から発足させるつもりでその経費を五七年度予算に計上しよう

と検討をすすめている。

市税二年分の贈物／那覇市軍補助の八千七百万円

〔沖夕・朝 1956・2・13〕

八千七百万円の特別補助で那覇市は色めき立つている。春とともに土建ブームがやってくる、早くも期待されているが、さて、この八千七百万円は那覇市にとつてどれほどの恩恵であつたか、那覇市の五六年度予算から推してみよう。

那覇市五六年度予算は総額一億二千八百二十七万三千九百五十八円で、その才入の内訳を大別すると税収入が約三千三百万円、税外収入約三千八百万円。その他は市が復金から借入れて才入に繰入れるのと、政府補助である。那覇市の純然たる収入、つまり、市民が負担するいろいろな種類の税金と、市場や、泊港、その他から市の稼ぐ税外収入の合計、約七千一百万円からすると、今度の軍補助はその一二％に当つている。直接負担の税金による収入からするとまさに二カ年分である。才出予算を大別すると、土木費四千万円、都計費五百万円、社会費二千四百万円、衛生費四百万円、経済振興費四百万円。以上が事業費で締めて七千八百万円、他は人件費などの経営費と、公債費（復金借入の償還する額）であ

る。今度の補助は那覇市の全事業費の一一％に当る額で、とくに、土木費、都計費の合計四千六百万円と比べると約二倍に当る額だ。ところが、この土木、都計費の合計四千六百万円の内容をみると、復金借入が二千五百万円、政府補助が七百万円で、市の自力は僅かに千四百万円である。従つて、軍補助額は市の土木、都計事業の自力負担額の六年分を越すわけである。

市立図書館の設置／郷土史

研究会が那覇市に要請

〔琉新・夕 1956・2・13〕

郷土歴史研究会会長山田有幹氏、会員山里永吉氏、城間朝教氏、与那国善三氏は十三日当那覇市長に市立図書館の設置を陳情した。これは市立図書館の設置により、各地に分散している郷土関係の資料を集めようというもので那覇市ではこの陳情に対し市当局としても市立図書館の設置は都市計画の中に含まれており、なるべく早急に着手する予定であると回答した。

山田会長の話 郷土史の研究は地元が主体となつてやるべきだが、資料の不足のため逆に地元側がリードされているというのが現状である。郷土資料を集めることにより、地元側の郷土史

研究熱を高め、権威あるものにした。

与儀に四万坪の公園／真和

志含め都計区域を拡張

〔琉新・夕 1956・2・19〕

十七日の都市計画審議会で那覇都市計画区域に真和志市を含める拡張案が承認され、こゝに那覇市（旧首里小祿を含む七百二十九万坪）真和志市（三百九十一万坪）計千二百二十万坪にわたる都市計画区域が決定した。以下都市計画審議会で本決まりとなつた那覇都市計画決定書から今後この地域につくりあげられる首都の概要をのぞいてみよう。

この都市計画は一、区域内にできる限りの空地緑地を設ける二、人口の密集化を防止し人口の適切なる配分をなす三、都市の自然美を保護育成すると共に観光客に対するサービス施設特にレクリエーション慰楽設備をする四、市街内の墓地を整理する五、人口密集を防止するために旧市街の区画整理および各種センターを分散配置する六、住居地域は小校を中心に近隣住区方式を採用し、環境の整備を図る七、道路河川の施設拡張をなし都市機能、都市衛生を向上させる八、首都としての都心区を計画するという基本方針のもとに

計画されたもので、特に公園は数多く設置されており、与儀の試験場敷地に四万六千坪の大公園ができるなど都市の美化が十分に考慮されている、今度決定した都市計画書から主なものをあげてみよう。

公館地区 お成橋通り沿線と那覇署ハーパービュー通り沿線の三万五千坪を公館地区に決定、現在各所に点在している官庁その他の公館をこの一帯に集め、沖縄の政治の要衝とする。

学校 現那覇中校を小学校に、現上山中校を小学校に転用、若狭埋立地に三千坪の中校を新設する。前島町に五千坪の小中校を新設、美田原に四千坪、神里原に五千五百坪の中校をそれぞれ新設する。

公園 都市美化の立場から公園地を多くとつてある。現遊園地の九千二百坪。奥武山八万一千八百坪、波之上六千七百八十坪、夫婦岩九千二百坪、子供博物館二万二千六百八十坪（周辺の旧墓地を公園化する）旧ミス日本裏千九百二十坪、那覇消防署裏二千八百八十坪、希望ガ丘二千六百八十坪、牧志御嶽六百四十坪、竜たん八千八百六十坪、与儀試験場四万六千坪、崇元寺二千八百八十坪、弁ガ岳七千八百七十坪、高良御嶽六百四十坪、小祿津真田千二

百八十坪の丘陵地、墓地、水辺、名勝地を公園とし、市民の健康と都市の美観に役立たせる。

広場 旭橋、久茂地、高橋、安里十字路に交通広場を設け古波蔵、与儀に美観広場を設置する。

市町村長も選挙運動できる

／中央選挙委選挙法解釈を統一

〔沖夕・夕 1956・2・23〕

中央選挙委員会では二十二日さき各市町村選挙委に対して行つた立法議員選挙法の公聴会で出された同法の疑義について法務局と合議の上、その解釈を決め市町村選挙管理委に通知した。

選挙権の要件たる琉球住民

一、出入国管理令に基いて副長官から永住許可があつて現に琉球内に居住している琉球住民には含まれず従つて選挙権も有しない。

二、外国人が琉球政府章典の規定（第三条）に基いて琉球住民としての資格を取得した場合には取得してから三カ月経過しなければ選挙権を有しない。

選挙事務従事者の不在者投票 その投票区のある市町村の投票区内において選挙事務に従事するものも不在投票の適用がないので投票管理者は出来

るだけその投票区内に選挙権を有するものをもつて投票管理者に専任して棄権防止に万全を期した方がよい。

不在投票後に選挙権を喪失したものの取扱 選挙法に基いてなした不在投票を投票日まで保管中にその不在投票をなしたものの中に死亡した者、住居を移転した者又は失格者があつた場合は投票当日の選挙権を有していない方としてその不在投票は投票管理者において当然投函出来ない。

供託 供託は選挙告示の期日前でも可能である。

徴税吏員 選挙運動を禁止される徴税吏員はこの中に市町村長は含まれず市町村長から徴税委任を受けた区長は含まれると解する。

外人の選挙運動については別段の規定はないのでやつてよいと考えられる
布令選挙法による処刑者 布令第五七号（立法院議員選挙法）によつて刑に処せられ、その執行を終つたものは民法による新選挙法に規定（第二百十条）された選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止期間との関係はないものと解する。

選挙事務所の設置場所 選挙の当日において投票場を設けた場所の入口から一町以外の区域に限り選挙事務所を

設置出来る（第百十三条）ので平常の場合には投票場を設けた場所の入口から一町以内の区域に選挙事務所を設置することも差しつかえないと解する。

ポスターの掲示個所 アメリカ合衆国軍隊およびその代行機関もしくはそれらの職員は政府又は市町村が所有しもしくは管理するものには選挙運動のために使用するポスターを掲示する事が出来ないとして規定されて同ポスター以外の演説会の広告のために使用するポスターの掲示については何ら禁止規定がないのでこれらの場所に掲示してもさしつかえないと解する。

教育四法案葬らる／民政府の承認拒否で／主席署名行わず廃案に

〔琉新・朝 1956・2・25〕

去る立法院臨時会で可決された教育基本法、教育委員会法、学校教育法、社会教育法の教育四法案は二十四日、民政府から承認を拒否された。このため比嘉主席は同日が署名期限となつてゐる「教育基本法案」に署名を行わず廃案とし、残る三法案も同様に署名期限の三月六日までに署名を行わずポケット・ビーター（廃棄）とすることを明らかにした。なお、教育四法案の拒否

によつて第七回臨時議会可決法案は全部処理された。教育四法案を拒否した

民政府書簡の内容は次のとおり
一、さきに立法院を通過した教育基本法案の英語訳は受領した。同時に議決された、学校教育法、教育委員会法、社会教育法の三法案も検討したが、この四法案が相互に連関することは、はつきりしている。

この四法案を別々に考慮しようとすれば、提案された教育計画の全構造をバラバラにすることになり、その結果、違つた法律の寄せ集めとなり、それでは琉球教育の健全なる発展を促進しづらすすることはできないであらう。

この四法案は何れも一つとして孤立しては意味のないものであるので、相互関連性という見地から検討することが必要である。
二、このように検討した結果、この四法案の中には、琉球教育の任務を強化、増進する立派な規定が多いことがわかる。教育計画を考慮するに当つて琉球政府はこのような規定を守り育てなければならぬ。

三、しかしながら、この四法案には琉球政府設立の基礎たる権威の分裂をさせるような規定もあるように見える、それは主として教育委員会法案であ

る。
それはこの法律を起草した立法院の委員会が本政府に説明したところによれば、教育を行政部門から分離して政府の現在の三部門と並行の段階に事実上置くものである。琉球政府法務局長が本政府の職員と討議してこの法律を法的に検討した結果、委員会の説明した上記の意図を確認した。

なおアイマイな点があるのを考慮したところ、本法案の意図を明らかにしようと本政府においては努力したが、本法案で実際に規定されていることについて皆が皆十分に意見の一致を見る事ができないということが明らかになつた。このような状況だから、この法律の解釈は必然的に最初からこれに関係した立法院議員の説明した意図に従わねばならないということになる。

更にまた立法院を通過したこの法案は政府の各部門に与えられているのと全く同等の権限を中央教育委員会に確保するものであるという解釈になる。それで、この法律は中央教育委員会に対して布告十三号「琉球政府の設立」により行政主席に与えられた行政権と分離、無関係に教育に係する行政権を与えるものである。

教育行政という行政の一大分野の行政

の最終責任の遂行を切離すということ
は全般的行政の健全なる計画を破壊す
ることになるであろう。

四、なお注意すべきもう一つのごとは、
高等教育計画の行政に大事な規定を設
けるための他の立法を予定している
という事実を考慮する時には学校教育法
案に不完全性があるということであ
る。

立法によりこのような必要な法律を將
来考慮する保証も確実性も今の所な
い。もし万一これが長い期間にわたつ
て整備できないならば（事実そういう
状態にあるのだが新立法院は前立法院
の行為を続行すべき義務を負つもので
ないから）可決された立法に対して一
致した見解がないのだからこの諸法を
執行しようとすれば甚だしく議論が対
立することになるだろう。

五、かりに個別的に考慮するときには、
この諸法案のある部分は受入れられる
ものと考えられるけれども、この法案
を個別的に分離したものと認めるなら
ば琉球教育の健全なる全琉球教育計画
をもたらずものでもなく終局において
われわれが常に最も関心を抱く琉球の
児童生徒の教育の均等な基礎を打ち樹
てることにもならないであろう。

布告、布令に反するノ署名出来ぬ

のは残念

比嘉主席の談話 今回、立法院で議決
になった教育四法案は布令布告を民立
法に切替えるという点で重要な意義が
あると同時に法案の内容を検討しても
現行布令「琉球教育法」に優る点があ
る。しかしながら次の重大な難点があ
るので本日署名期日になつてゐる「教
育基本法案」に署名することができな
いのは非常に残念である。

「民政政府布告第十三号」「琉球政府の設立」
及び「民政政府布告第六十八号」「琉球政府
章典」によると琉球政府は立法機関、
司法機関および行政機関で構成され、
行政主席は行政権の行使について立法
および司法機関から独立した権限を有
すると同時に、その責任を有するので
ある。即ち右の布告布令によると、琉
球政府の機構として三権分立の制度を
採用するとの原則が樹立されているの
である。しかるに「教育委員会法案」
によると中央教育委員会の性格が現行
布令とは異つたものになつてゐる。

即ち現在、主席の所轄下にある文教局
がなくなつて、その代りに新たに独立
した中央教育委員会が設立されること
になつてゐる。

このように完全な行政事務である教育
の事務を司る政府機関たる中央教育委

員会が行政権の主宰者である行政主席
の所屬から完全に独立することは右の
布令布告の趣旨とする三権分立の機構
とは別個の第四の政治部門を形成する
ことになつて琉球政府機構の原則と相
反する。

以上の理由で教育委員会法案は根本
的に布告布令に違反している点があ
る。この教育基本法案は教育委員会
法案と不離不即の関係にあるので残
念ながら署名をさし控えることにす
る。

但し、そのことは行政主席が教育の
中立を否定する意味ではない。学問
の自由や教育が不当の支配に服しな
いという原則は、あくまでも守るべ
きである。よつて来る四月からの定
例議会において再度教育四法案の審
議をお願いすることをここに約束す
るものである。

署名拒否は納得できぬ

新里教職員会事務局の話 主席が全住
民の選良によつてしかも満場一致で可
決した教育四法案の署名を拒否するこ
とは考えられなかつた、主席がこれに
署名して民政府がこれに拒否権を發動
するのなら一応話はわかるが、全住民
の総意を主席は署名によつて率直に民
政府に通じるべきだつたと思つた。

お寒い那覇市の道路ノ舗装 したのは僅か10%

〔沖タ・夕 1956・2・28〕
二十七日、那覇市の道路統計がまと
つた。それによると、政府管理道路を
除き、那覇市が管理している道路は実
延長二十四万七千三百九十一呎（約四
万一千二百三十三間）で、うち自動車
の交通可能道路は二十二万九千七十
一呎（約三万八千七百七十八間）。実延長
の約八三%に当る二十万六千五百二十
八呎（約三万四千四百二十一間）は砂
利道路、舗装道路は僅か二万三千九百
十六呎（約三千九百八十六間）で那覇
市の管理する道路の一〇%弱。首都那
覇市のお粗末さを如実に語つてゐる。
その他砂利でもない、舗装でもない道
路が一万七千呎あるようだ。同じ那覇
市でも、市の管理道路で小祿は舗装道
路が全くなく、首里はただの六十呎で
ある。

記者のメモノ金を奪い合う那 覇市会?

〔沖タ・朝 1956・3・2〕
：一日の那覇市会は金の奪い合いの
議会という感じだつた。開会。トタン
に休憩。そして、市長室で意見調整に
もみ合い。二時再開。一時四十分散会。

議場で正々堂々と審議するのでなく、始どの時間が裏口取引に潰された。というところだった。

：首里、小禄選出議員の不満を代弁して、小禄の赤嶺議員は「八千七百万円のニュースは全市民を喜ばし、皆なが受ける恩典と思つた。提案された議案をみると、軍から指示されたものである。われわれとしては都心中心の案には承諾を与えることができない。千四百万円を予定している市有地売却代を更に四百万円増やして、千八百万円にし、増えた四百万円で、首里、小禄にも道をつくれ」といい、結局、その案に市当局も他の議員も歩みよつて、ケリがついた。

：八千七百万円の特別援助に乗つて、四百万円をせしめた、首里、小禄選出議員は大へんな喜び方だった。人民党の島袋議員は、「まるで、金の奪い合いではないか。しかも、市有地を売つて。市民こそいいつらの皮ではないか」と憤慨。また或る議員は、今度はその四百万円の分配で、首里、小禄がまた喧嘩しないだろうか」と早くも気を回していたが、首里の儀武議員、小禄の上原議員は「そんなことはない」と、いとニコニコだった。

：ところで、首里、小禄のために市

有地を更に四百万円分売ることになつたが、肝心の市有地があるか、どうか一部で話題になつた。「首里の方の市有地を売るとすれば、虎頭山か西森。小禄には目星しいものがない」と市の係はこぼしていたが、結局、旧那覇市の土地の売却となるらしい。

：土地を売る、となつて当間市長は浮かぬ顔だった。「この分では、手を切り、足を切り、そしてダルマになるだろう」と苦が笑い。議会がひけて、市長室を訪ねた或る議員が「もつと、補助を買つて下さいヨ」といつたのに対し「そして、また市有地を売らすのか。ハツハツハ」と皮肉つていた。

那覇市会／将来は首里にも造る／市営住宅に論議集まる

〔沖タ・タ 1956・3・2〕
開会中の那覇市臨時議会は二日午前十一時再開、八千七百万円の軍特別援助によつて緊急施工する工事、及びそれにもとなつ起債、一般会計の追加更正案などに関する議案を一括上程、討論に入つたが、午前中はほとんど市営住宅の問題に集中した。質疑応答の状況の通り。

渡口（麗）議員 市営住宅の家賃は

現在の市内における家賃の状況を勘案して定めてあると思つ。即ち単独住宅十二坪が千二百九十円、十坪千五百円、アパート（七坪半）が七百五十円となつているが、もし将来経済の変動によつて市内の家賃が安くなつた場合、それにもない市営住宅も安くするか。

嘉手納助役 現在の市内の家賃よりも安くしてある。もし市内の家賃が安くなる場合、どうするかは考えていない。そのときはそのときで対策をこつじたい。

高良（清）議員 市営住宅の入居者が三十年を経過した場合、市は所有権を譲渡するか。

嘉手納助役 三十年経過したら有償になるか、無償になるか知らないが、仮に有償にしても譲渡する場合は安い価格になる。

渡口（麗）議員 この問題に関連するが、仮に五年継続して入居したものが経済的にゆとりがでて復金債務をかたがわりすることによつて、所有権の移転を申しでた場合、市はそれを受付けるか。

嘉手納助役 場合によつては認めなければならぬ。

島袋議員 市営住宅管理条例が必要になると思つが、市はその案を用意し

ているか。

嘉手納助役 用意している。

市内に借家人が八千世帯

島袋議員 入居者の資格について新聞で見たが、収入に制限をつけているが、どういふ範囲になつてゐるか。

嘉手納助役 家族全体の収入が五千円乃至九千円ということにしてある。九千円以上の高給者は自分で自分の住居を考えることができる。

島袋議員 市内に借家人がどれ位いるか、どんな家に住んでいるか、市は科学的な統計資料を持つてゐるか。

嘉手納助役 市の現在までの調査では約八千二世帯、さらに細かいところを調査中である。

高良（清）議員 ある婦人層がアパートに入つたら兵隊などが出入りして風紀上も隣近所がめいわくすると思つが、考慮しているか。

比嘉財政課長 ちかく管理条例が制定をされるので、その中に入居の資格があり、選考に考慮されるでしよう。

渡口（麗）議員 カバ屋、トタンぶきに住んでいる人々が優先入居すると思つが、現在の家賃案は高くないだろうか、助役は火災保険の料率を引下げることによつて幾分家賃を下げることもできるかも知れないと思つたが、工

事費が入札で浮いた場合、その分も繰入れて家賃を安くすることができないか。

嘉手納助役 まだそこまで考えていない。

上間議員 入居者は勤務先がそれぞれ違う。バス賃その他の通勤の便利からして将来、市営住宅を分散的に建設するよう考慮してもらいたい。

嘉手納助役 管理人、借家人の連絡上一個所に集つた方がいいと思う。しかし場所は必ずしも若狭町ばかりでない。将来首里にも造る。

渡口(麗)議員 軍、琉球政府、市当局の政策上、立退きを余儀なくされる人々に対して優先入居を認めるべきであると思うが、当局はどう考えているか。

嘉手納助役 十分考慮する。

一社説

那覇市会の予算争奪

〔沖タ・朝 1956・3・3〕

那覇市会は八千七百万円の民政府の特別援助金による更正予算案を審議するに当り首里、小禄両地選出の議員から異論が出て、新に四百万円を追加計上して両地区の道路工事にあてることになつたという。八千七百万円の特別援

助も結構であるが、それが旧那覇市内に工事個所を指定しているヒモ付きのものであるため、何の恩恵にも浴しない首里、小禄の両地区が心おだやかでないのは自然であろう。現在、首里、小禄両地区の市民の中には無条件で合併したのを後悔するものが多いといわれるが、それは折角合併はしたが、市側から施設らしい施設もしてくれず、何のために合併したか意味がわからな

い、一と不満をもらしている。合併を主張した当時の市幹部や議員達は、合併して大那覇市を建設すれば、市民は多大の利益をうける、現状を維持するよりも合併した方がよいと、市民を説得したものであるが、いざ合併してみると、特にこれといった利益もないので、両地区選出の議員達が今更のようにあわてるのも無理はない。今

のままでは次の選挙の時、崇つてくるであろう。合併後、両地区から不満が出てくることは、合併前から予想されていたことである。それは那覇市側は首里、小禄を合併するよりも旧那覇市地域の復興を急務とし、これに政治力を集中してきたのである。旧那覇の復興が出来たら、その次は首里、小禄のことを考えようというのが市当局や旧那覇人の偽

りのないところではないか。真和志市の合併問題が一進一退の状態にあるのを見ても思ひなかにすぎるものがあるろう。合併を促進した功労者である首里、小禄両地選出の議員達が今になつて不満をならすのは笑止という外はない。

那覇市の都市計画は那覇、首里、小禄、真和志を包摂する計画ではなく主として旧那覇市を対象としてつくられており、現在それによつて工事が進められ、手一杯といつたところで、他を顧みる余裕がないのではないか。

新に追加計上される四百万円が、従来

記者のメモ／ミスは忘れた

がよい

〔沖タ・朝 1956・3・3〕

…二日の那覇市臨時議会は議案を一括上程したが、議員の質疑、討論は殆ど市営住宅に集中、他の議案はすでに内容を知りつくしていた故もあつて魅

力を失つていた。或る議員の話であるが、もう、すでに議員の前には「市営住宅ができた際には是非…」という幹旋依頼がもちこまれていたとかで、弱つているそうだ。各議員が鋭く質問したり熱のあるところをみせたりしているのも故なしではない。これからいよいよ近代的アパートや単独住宅ができるまで、市営住宅は人気者になりそうである。

…ただ一人の婦人議員嘉数ツル氏は、救済者と紙一重のストレスのところ

で苦しんでいる戦争未亡人、その他の未亡人を優先入居せしめるべきだと、不幸なる同性のために訴えた。しかし、女史の意気は壮なるも、市営住宅建設の財政計画からは、チト無理らしい。復金借入れで建設し、家賃をとつて返済する。つまり、建設費の償還は家賃収入が唯一の財源であつてみれば、所定の家賃を支払い得る者のみが入居すると、いうことは自明の理であるからだ。「市の財政が豊かで、市営住宅に補助でも出せたらいいんですがね…」と市の係はあとで、もらしていた。

つてきたら風紀上、問題だ、兵隊が出入りして、隣近所が迷惑する。これについて当局は考えているかと或る議員が発言した。満場ドツと笑つた。なるほど、そんなこともおこり得る、というわけだろう。だが、これについては、次の議会辺りで、市当局が市営住宅管理条例を提出するので、そのときに審議しよう、というので笑は幕となつた。

那覇市会終る／来るぞ”土建ブーム”／六月から一億余の工事

〔沖タ・朝 1956・3・3〕

那覇市臨時議会は二日午前十一時、再開、八千七百万円の軍特別援助に伴つ一般会計の追加更正案、及び市営住宅建設や、水道拡張のための起債、水道事業特別会計の追加更正予算案、沖縄財団保管中の那覇市財産を沖縄講和前損失補償獲得期成会に貸付ること、などの議案を一括上程されたが、問題になつていた首里、小祿への四百万円の道路工事を追加し、当局が原案を訂正、再提出したので、全議案原案通り可決、第九回臨時議会を閉じた。

議会の可決により、これから市営住宅、水道の配水管敷設、道路、河川など約一億四千万円に上る工事がすすめられ

ることになつた。

当間市長によると、六月までには相ついで工事の入札があり、十二月末までには全部完了するようである。

子供の遊び場提供を／生徒会の陳情に那覇市が協力依頼

依頼

〔琉新・夕 1956・3・3〕

交通禍に悩まされる那覇市内の各小中学校生徒会から「私たちの遊び場を作つて下さい」という陳情が昨年の暮那覇市当局に寄せられた。市当局では早速一月十二日の市議会の文教厚生労務委員会にこれをはかつて協議、本格的な都市計画による遊び場が出来るまで、小さな施設でも数多く設けて交通事故や不良化防止に努めるべく各学校やPTA、婦人会、青年会、通りに対して適当な場所があつたら設置申請をするよう協力を依頼してあるので皆さんからも積極的な協力をお願いします。という回答をこの程した。

現在都市計画による公園は遊園地、奥武山、波ノ上、夫婦岩、子供博物館、旧ミス日本裏、那覇消防署裏、希望ヶ丘、牧志御嶽、龍たん、与儀試験場、那覇署、崇元寺、弁ヶ岳、高良御嶽、小祿津真田の十六カ所、さらに本年度

六月末までには旧市内に三カ所と首里、小祿に各一カ所設置する予定。

私の意見／要は実態の適正把握／那覇市の固定資産評価について

仲井真元楳

〔琉新・夕 1956・3・5〕

群島政府時代に、所得税が問題になり悪税呼ばわりされたが、こんどは固定資産税が、那覇市議会で取り上げられ、小祿の分村問題にまで発展するのではないかと思われるほどの、悪税の名を付けられた。

「喜んで払う税金」なんてあるはずはない。ところが当局者は、法によつて、適正に課税すれば、市民は「喜んで払う」とひとり合点するところに、問題の点がひそんでいる。しかも、権力という強いものの背景のいかめしさ、おそろしさ、でんとして座つているのである。

那覇市議会で固定資産税が高すぎるというのは、評価の仕方が、適当でなく、従つて、適正でないわけである。実施の面では、このような困難な障害にぶつかつたが、地方税法が改正されて、家屋税が土地税に代つて、固定資産税と改つて出てきたけれども、改正

と実施が同時に行われたところに、実は不適當な問題が内在していたと見られるのである。

日本においても、長期のゆうよのあの時日の後に、実施され、その間種々の研究がなされた。しかるにこちらでは、すぐに施行課税されたので、税法から当然なされるべき、条件も不問に付されているために、課税が現実には、立派なよりどころといわれないで、評価が行われたので、令書を手にした市民は、不服の色を浮かべたのであつた。実際に土地や家屋について、市内を見て回つたところ、評価の基準に照らしてみても、不均衡なところが、歴然としているし、税法実施までに、相当研究すべきであつたと思われるのであり、単に評価にあつた人にその責を負わせるべきでなく、那覇市の財政問題、税制の根本問題、市民の所得問題等々、幾多の調査研究の後に実施すべきであつたと思つた。

多くの非難すべき点があつたがとにかく、一九五六年度はもつすでに課税されているのであり、これからでも、おそくはないとして。

一、全面的に異議申立を受け付け、市民へのサービスにつとめること。

二、基礎調査を慎重に検討して可及的

速かに是正してもらうこと。

三、評価基準の変更による更正課税額については、追徴還付の措置を講じてもらうこと。

の三点を市当局に示し、評価が不適正であることは、十分承知しているので、進んで是正していく意向をはずきりつかんだのである。

で次年度の五七年度の分に対しては、

一、評価補助員の組織強化

二、評価の再検討

三、地域差乗率の再検討

四、償却資産評価の再検討

の大綱方針で検討することになったが、いくら立派な方針を樹立しても、課税客体の実態把握が、粗漏であれば、勢い賦課の不均衡をきたすことは必然的なものであり、要は、実態把握が一番大切なことであるが、何と言つても、市民生活を基礎にして、市民の立場を考慮に入れて納税して行くべくつとめなければならない。

【筆者是那覇市議会税制審議委員長】

那覇港埋立地の干坪売却を

承認

〔琉新・朝 1956・3・3・9〕

那覇市では那覇港埋立地約千坪の売却

許可を民政府に申請してあつたが六日民政府から承認の文書が届いた。同埋立地の売却金は市営霊園の用地買収にあてることになつている。

霊園事業など／那覇市へ許

可

〔琉新・朝 1956・3・18〕

政府は十七日、さきに都市計画審議会で決定した那覇市の都市計画街路と霊園事業の施行を認可した。

都計道路新設改良工事―むつみ橋、前島間の幅員二十一呎、延長二千六十六呎

霊園事業―真和志市字識名上門後原に三万五千二百八十二坪の霊園を買入れ四十坪の納骨堂をつくる。

新首都の名称／当間市長の

反省を促す

島袋盛敏

〔琉新・朝 1956・3・19〕

那覇、小禄、首里はすでに合併し、近く真和志も参加して、沖縄の新首都が建設されるわけであるが、その時最も大切なことは、人の和をはかることである。

人の和がなかつたら、大都市になればなるほど、統一を欠ぎ、将来の発展

も繁栄も望むことはできない。人の和があつて始めて理想的な首都が生れるのである。

この大事な人の和を得るには、那覇、真和志、小禄、首里四地域の住民が、合併を心の底から喜び満足するようにはからねばならぬ。

一方の人間は得意になり、他方の人間は失意に陥り、一方の人間は喜び、他方の人間は悲しむということがあつてはならぬ。

現在各方面で活躍している人々を見れば、この四地域の人々は、何れも優り劣りがあるとは思われない。従つて新首都の建設に当つても、真に無差別であり、平等であるべきである。

当間市長が、もしも那覇の優越をほこり、合併にあらず無条件吸収だ、お前達それでよかつたら来い、いやなら来るなという態度でのぞむなら、人の和はとうてい得られないであろう。優位にあればあるほど、謙虚な態度で相手を迎え、ほこりの色を示すことなく、新首都の建設に心から協力するよう、相手の言分を十分に聞くべきである。

一番切実な問題は、新首都の名称をいかにすべきかということである。新首

都是那覇の都合のいいように、那覇市でいいのだと、ワンマン的に一方的におしつけて他地域の住民の意志をふみにじるようなことがあつたら、人心はナーハイバイになるばかりで、市政の運営は、幾多の困難に直面するであろう。

真和志方面では、新都市の名称を、沖縄市としたらどうかという話があつたそうであるが、それはたしかに人の和をはかる一つの方法だといふことができる。沖縄市としたら、何れにもかたよらず、公平であるからである。

しかし沖縄市とした方がよいか、他に、もつと適当ない名はないかどうか、雄大な名を考えて見る必要があるに思われるが、とにもかくにも、新しい名称の首都の下に、那覇区、真和志区、小禄区、首里区という四つの区を設けるといふ方法は、四地域の住民の郷土愛の精神を生かし、各自のほこりを傷つけることもなく、平等の思想感情も満足させることができる。

そうしてその区の下に、更に昔なつかしい町名の町々を作るとすれば、何れの方面からも文句の出るはずはなく、従つて人心がナーハイバイになることもなく、立派に一つにまとまつて行く

であろう。当間市長は、那覇は金持だ、お前達貧乏人ついて来いというふうな意味のことをいって、泉議長から、それでは円満な解決は望まれぬと、たしなめられたこともあつたようであるが、その点を十分に反省して、四地域の人心が立派に結び付くよう努力を払つたら、単に市長としての任務を果すばかりでなく、全市民からその恩を感謝されて、長くその徳をたたえられるであろう。

私が二高女にいた時、当間氏は二高女によく遊びに来たことがあり、われわれもまた当間氏の家に行つて、よくビールを飲んで遊んだ仲間であつて、昔の交りを思えば、反省を促すとか何とか、肩ひじ張つたことは言いたくないのだ。それ故に、一度は私信を發して、新首都の建設に當つて、わが衷情を訴えたこともあるのである。建設のための忠言には、喜んで耳を傾けてくれるであらうと信じたからだ。しかるに当間氏は、その後ウンともスンともいつて来ないのは多忙のためばかりではなく、わが言に耳をかす意志がないものと見るほかはない。責任ある地位の人に訴えて聞かざれ

ば、今は全く万策つきて、ひろく世論に訴えるほかはないのである。わがはいア二弁を好まんや、止むに止まれず、黙して黙す能わず、素志の一端を述べ、世論の盛に湧き起らんことを祈るものである。【筆者は元成城高校教諭、横浜市西区元久保町五七在住】

那覇港区埋立地／琉球政府 へ譲渡

〔沖夕・朝 1956・3・21〕

政府では那覇商港地区公有水面埋立地二万八千二百五十七坪の譲渡方について民政府へ申請中であつたが二十日同埋立地を正式に琉球政府へ譲渡すると民政府より連絡があつた。同埋立地はDEにより埋立工事が行われたもの。

副議長に金城氏／真和志市 定例議会開く

〔琉新・朝 1956・3・30〕

真和志市定例議会は二十九日午前十時から市会議室で全員出席して開かれたが、監査委員の監査結果報告などの諸般報告があり、続いて空席であつた副議長の選挙に移つたが満場一致で金城秀貞氏を決定、午後一時過ぎ閉会した。

泊二丁目を開放／使用料35 万円支払う

〔琉新・朝 1956・4・1〕

二十九日DEから法務局あて泊二丁目の使用料として三十四万九千七百五十八円を支払うむね通知があつた。同地は去る二十日開放になつたもので坪数は三万二千三百三坪、五五年七月一日以降三月二十日までの使用料である。

那覇の「都市計画」決る／ 全地域を五つに区分／住 居・商業・工業・港・風 致別に

〔沖夕・朝 1956・4・5〕

琉球の首都那覇市の都市計画の全容が主席の決裁を経てこのほど最終的に決定した。同計画によると全地域は住居、商業、工業、港、風致地区の五つの区域に分けられ、それぞれ地理的な特色を生かして新しい都市を形成しようとしてゐる。

将来、十年、二十年先の那覇市は真和志との合併も実現するだろうし、この都市計画の青写真の一つ一つが緑の公園となり、舗装道路になつて今とは見違えるような美しくそして近代的な都市として形づくられて行くことである。

∴那覇市は商業都市であるから最も重点的に配置計画されているのは商業地域である。

戦後自然発生した牧志通りの商店街、壺屋、姫百合橋通り、安里、は勿論、これに指定されている。旧市内はまだ辻町など一部の地域だけが商業的な活動しているにすぎないが将来は一号線の両側、泊町、前島町、若狭町の卸商店街、通堂町、辻町、下泉町の一帯が予定されているが、特に前島町はむつみ橋と泊との間を結ぶ十一間道路が出来るため港と現在の商業中心地とを結ぶ地域として将来の繁栄が約束されている。

新旧両市内のほかには小祿、高良、寄宮など住居地域の真中に市民の便宜のため商店街が設けられることになつてゐる。

∴工業地域は現琉球水産社北側の三重城、西新町埋立地一帯、泊北岸埋立予定地より安謝に至る間と安里川の下流両側一帯、旭町一帯を指定し、この那覇市内の工業は一応全部収めようという計画のようだ。

∴都市計画の中で学校、公園、広場なども道路、住居地域とにらみ合せて配置しなければならぬが、これは次のように指定されている。

学校Ⅱ現那覇中学校（若狭町四、四九八坪）と現上山中学校（上之倉町五、〇〇〇坪）は将来小学校に使われ、現久茂地小学校（久茂地町二、八三〇坪）、開南小学校（上泉町三、八三三坪）、壺屋小学校（牧志町三、八〇〇坪）、城岳小学校（楚辺五、〇〇〇坪）は現在通り小学校としてそのまま継続使用される。このほかに新しく新設されるのは現市役所（天妃町三、〇〇〇坪）のほか若狭町の埋立地三、〇〇〇坪に中校、前島町の五、〇〇〇坪に小学校、美田原の四、〇〇〇坪に中校、神里原の五、五〇〇坪に中校がそれぞれ新しく生まれる。

公園Ⅱ全部で十五カ所、その総面積は十七万七千五百六十八坪という広さでこれに種々の施設をほどこせば立派な市民のいこいの場所となろうというもの。指定された場所は城岳遊園地（九、二〇〇坪）、奥武山（八一、八一〇坪）、波之上（六、七八〇）、夫婦岩（一、九二〇坪）、子供博物館（二、二六八坪）、旧ミス日本裏（一、九二〇坪）、希望が丘（二、六二〇坪）、牧志御岳（六四〇坪）、竜潭（八、八六〇坪）、与儀試験場（二、八八〇坪）、崇元寺（二、八八〇坪）、弁方岳（七、八七〇坪）、高良御岳（六四〇坪）、小祿津真

田（一、二八〇坪）である。このほか霊園として真和志市識名園跡に十萬坪余、風致地区として漫湖一帯を、緑地帯として三重城波之上から泊港までの海岸線がそれぞれ指定された。

那覇市会ノ一日延長

〔沖夕・朝 1956・4・5〕

那覇市会本会議は四日あさ十時半から開会、委員会に付託した議案の審査経過をきいたが、バスターミナル設置問題について大山盛幸議員から、バス業者の意見をきくことなしにこの議案を可決するなどの意見が出て、議場は一あれ、結局、会期を二日延長、六日あさ市当局、市会、業者代表が集まつて意見を調整し、六日午後本会議で議決することになった。

市の案と業者が対立しているとみられる点は、市がターミナルビルを一手に建設して各バス会社に貸しつける。運営に当つては市が六、業者四の持株による運営会社をつくつてもいい、という案をもっているのに対し、業者は二月二十八日の役員会でターミナルビルの建設から経営に至るまで一切を引受ける新会社を設立、その持株は市と業者が五対五、という意見になった。市会の委員会はビルの建設と復金借入を

急ぐところから一応市当局の原案通り承認、竣工まで業者との意見が調整できるとする「運営については更めて市会の議決を経ること」という案件を付した。

四日の本会議は委員会案通り議決しようとしたが、大山議員から「議決に先立ち、まず、業者とも話合うべきだ」ということになり会期は二日延長となった。

バス協会では五日役員会を開いてこの問題を協議するようである。

なお、四日の本会議で 那覇市清掃条例案 那覇市教育税賦課徴収条例案 上水道資材購入契約などが原案通り可決された。 那覇市営住宅管理条例案 は六月の定例議会まで総務財政委員会に継続審議させることを議決した。

バス・ターミナル案めぐり

ノ市と業者が意見対立ノ

きょう二者会談で妥結カ

〔琉新・朝 1956・4・6〕

当間那覇市長が「業者自分で作つてもよい」と洩らしたことから業者側を刺激、那覇市と業者でその設置をめぐり奪い合いを演じているバスターミナル問題は去る三日の那覇市会を取りあげられたが、「業者との話し合いなくし

てターミナル設置を強行するのは将来両者の間に紛争を起す」という強硬な反対意見があり、このため業者との会談を行つた後の六日午後の本会議で最終決定を行うことになったが、一方業者側では五日午後四時すぎから協議会を開き、市と業者が対等の立場でバスターミナルの建設運営に当るといふ、

去る二十八日の役員会の決議を再確認し、六日の市当局との会談でもあくまでその線をおし進めることになり、バスターミナル設置についての業者、那覇市の対立が注目されるに至つた。

この問題が起つたのは当間那覇市長がバス業者とターミナル設置についての市当局案の説明会を行つた時「業者が希望するならば業者自分でターミナルを建設しても差支えない」と言つたことに始まる。

バス業者としてはこの市長の言葉で業者自体によるターミナル建設を検討したところ、業者自分でターミナルを設置することが高い家賃を払つて市当局から借りるより有利だという結論を得た。

この立場から第一案として「業者だけで建設する」第二案「業者六市四の割合で建設資金を受持つ」の両案を市当局に出したが那覇市ではこの業者案を

無視して二十八日の市会に「市だけでのターミナル建設」を議案として提出した。

一方業者ではこの市の態度を不満と同じく二十八日役員会を開き、「業者五、那覇市五」の案を決議した。この業者案から市会としてはターミナル設置を決議する前に摩さつをさけるために業者との話し合いを行った上で六日の本会議でターミナル設置を決議しようということになった。

これに対しバス協会ではターミナル設置問題について五日午後四時半から役員会、バスターミナル運営協議会の合同協議会を開き、同問題についての業者の態度を協議した結果、去る三月二十八日の役員会で決議した「那覇市五、業者五の割合で建設運営を行う」という案を再確認し、この基本線をあくまで堅持する立場できよう午前十時からの那覇市当局、那覇市会、バス業者の三者会談にのぞむことになった。

上原バス協会長の話 当間那覇市長が業者自体の手でターミナルを作つても良いという話があつたので我々業者もターミナル建設を検討し、その上で去る二十八日業者五、市五の割合で建設に当ることを決議したわけだ。六日の三者会談ではあくまでこの基本線をつ

らぬくつもりだ。

一社説 那覇の都計に就いて

〔沖タ・朝 1956・4・7〕

琉球の首都那覇市の都市計画の全容が主席の決裁を経てこのほど最終的に決定したというが、前議会における首都法の制定といい、民政府からの特別補助といい、とにかくわれわれが望んでやまない首都建設の歩みは、このところ頗る快調に、みうけられる。

ありていに言うと、今頃になつて主席の最終的決裁はピンとこない。都計の全容はなるほど最近にいたつて纏つたのだから、その全容を構成する一部は、周知のとおり先年来槌音もたからかに実施され、着々と進捗の一端を辿つている。それは都計ではなく、別々の名目なのか、その辺のところはくわしく知らぬ。だが、そうした法的な詮さくはともかくとして、都計の全容が遂に決定されたことは、単に那覇市のみでなく琉球全体のよろこびでもある。この計画に直接たずさわつた那覇市当局並に市議会の並々な努力を多謝したのである。戦後における那覇市が、年を追うて琉球の首都的地位を占めつつあることは否めまい。独立

国でもない琉球の「首都」呼ばわりは怪しからぬ、との論もありはするが、われわれの解釈は、決してそんなものではない。いうなれば、本土政府の統治から切離された戦後の沖縄において、司法、行政、立法府が那覇市におかれ、通念的に評して政治、経済、文化の中心地帯の観があり、したがつて琉球の代表的首都の様相を暫定的に示している現状からして、首都の命名を、独立国か否かの問題にかかわりなく、素朴な態度をもつて肯定したのである。それから、国際都市的な様相をおびつつあることも否めぬと思う。

そうした首都構想から、首都の名にあたいする那覇市の都市計画を全住民が期待した訳であるが、那覇市当局並に市議会は、本土における都市計画の権威者、故石川博士を二度にわたつて招き、例の理想的な石川構想がもたれて、この構想に基く都計の一部が先年来着手され、さらにその全容をととのえて主席の最終決裁となつたのだから。同計画によると全地域は住居、商業、工業、港、風致地区の五つの区域に分けられ、それぞれ地域的な特色を生かして、新しい都市を形成しようとしていくらしい。形どり、色さまざまの近代建築美が、首都の偉容をい

よいよ加え、緑の公園が転在し、みことな舗装道路が従横にひらけて、将来のわが那覇市は、今は較べものにならぬ飛躍的な変貌を遂げ、見違えるように美しく、かつ著しく発達した「琉球の首都」を形づくることである。明るい夢を抱くことはたのしい。そしてこの夢が、琉球全体の復興を象徴するものであつて欲しいのである。

ところで、首都づくりに那覇市住民はもちろん、延いては全琉住民の希望を反映させる着眼が当然である。市当局並に市議会が計画に当り、比嘉主席が最終的決裁をくだす建前は、法的手続きなのである。だが、市民や住民の世論も十分汲みとるべきである。一般住民を対象とする世論聴取の方法は、考えたらいろいろあるだろう。それに、都計に関する住民への啓蒙運動も看過してはならぬと思う。それから各分野の専門家並に知識層の知恵を借りる謙虚な態度が是非欲しいのである。いいかえると、都計の諮問機関の設置が必定であろう。那覇市並に琉球政府に果してそうした諮問機関があるだろうか。恐らくないでもなかつた。だが、活発に運営されぬためか、有名無実の感がする。審議機関の活動にしても、余り社会に知られていない。主

席の最終決定にいたる迄のいきさつが、ひろく周知されていないことは確かである。当事者だけの「独善的都計」という非難は差し控えるが、ともかくもつと衆知を集める多角的な諮問機関をつくり、都計のいきさつを周知させて、住民の都計関心を盛り上げる工夫があつて然るべきである。そこに都計への住民参加があるだろう。

たとえば、道路計画に対しては、当然消防行政との関連が考えられる。商業地域の計画は、業者との懇談を必要とする。工業地帯も然りである。風致地区であれば美術家の活用は当然であり、建築にしても、技術者委せでは、色と形の美観を欠く恐れがある。公園の指定に、文化財指定の蕪潭その他があるが、これは文化財保護行政との関連を無視してはならぬのである。何一つとりあげてみても、それぞれの専門家並びに知識人との提携が必要であり、従つて幾つもの諮問機関を多角的に組織して、首都計画の夢を豊かなもの、完璧なものとするところであろう。主席決裁の都計全容に果して、衆の夢が盛られたかどうか。それぞれの専門家並に知識人にとつては、恐らくあの全容に幾多の不満があるだろう。

ことに学校関係の決裁に対しては、

疑問があり、極言すれば越権の憾みなしとしない。主席決裁の都計によると、都市計画の中で学校は、道路、住居地域とにらみ合せて配置する必要を認め、現中校を小校に使いかえるとか、幾つかの小、中校の新設を決め、かつ具体的に校名を挙げ、新設校設置の場所を指定している。明かに違法である。言つ迄もなく学校行政は、教委の権限に属し、市町村行政並に政府一般行政から完全に分離されている。教委の決定に基いて、主席が決裁したのであれば問題はないが、恐らくそうではあるまい。そこで都計と教育行政の関連を無視した当事者の失態が指摘される。

揚げ足とりの積りはさらさらないが、当事者の独善を厳に戒めたいのである。前述の諮問機関を是非設けて欲しい。

バス・ターミナルノ建設は 那覇市がノ業者の意思を 尊重運営ノ三者会談円満 妥結

〔琉新・朝 1956・4・7〕

バス・ターミナル設置をめぐる対立するバス業者と那覇市の意見の相違を調整するため六日午前十時半から那覇

市、那覇市会、バス業者の三者会談が那覇市会議室で開かれたが、業者の妥協でターミナルの建設は全面的に市が行い、その運営について業者の意見を十分に尊重するという案が採択され、結局午後からの本会議では市の原案通りバス・ターミナルを市が建設することが決議された。

午前十時半からの三者会談には那覇市側から助役、各部課長、市議全員が出席、業者も上原バス協会以下各社の代表者が出席して行われた。まず上原会長からバス・ターミナルの建設に業者も参加しようということに決まるまでのいきさつの説明があり、これについて各議員から質問があつたが、業者側としては五対五の割合でターミナルの建設運営に当るといふ案だけしか用意しておらず、このため双方の意見をまとめるためいつたん休会、業者、市会別々に会合を持った。その結果業者としても、これ以上市当局案に反対しても将来トラブルを起すばかりということになり、市当局が建設に当るがその運営に当つては十分に業者の意見を尊重するという妥協案をのむに至つた。このため午後二時から市会では本会議を開き、市当局の原案通りバス・ターミナル設置案を可決、十日間にわ

たる定例会議の幕を閉じた。

沖繩に誘導弾ナイキノ八百 万弗の砲座工事入札

〔琉新・朝 1956・4・11〕

米国防軍は沖繩に誘導弾「ナイキ」をそえつけるためその砲座建築工事として八百万ドル（九億六千万円）の入札を行うと琉球軍司令官兼第九軍司令官モーア中将は十日発表した。ナイキが沖繩に姿を見せるのはこれが初めてであるが、DEではこの砲座八基を建設するため今週中に工事明細書を請負業者宛発送する。砲座は一基を完成するのに約百万ドル（一千二百万円）要するといわれている。

工事開始は今秋の初めごろ（八月ごろと推定される）になるようであるが、八基を完成するのに約一年はかゝるものと見られている。ナイキの名前はギリシア神話の勝利の女神からとつたもので、これまでは米本土の防空用に本土に備えつけられていたもの。

米陸軍が発明した最初の超音速対空誘導弾で、砲弾の長さ二十呎、それ自体リーダーを装備し、これによつて目標に達するようになっている。

米本土では試射の結果、ナイキは爆撃機、戦闘機、輸送機にも使用出来るこ

とが判明している。（民政府新聞課）

制限つける財産権 / 『那覇都計施設』決まる

〔沖タ・朝 1956・4・17〕

都計法にもとづき、去る三月二十三日行政主席は「那覇都市計画施設の決定」を告示した。この告示で真和志市も那覇の都計区域内に含まれ、更にこれらの地域は、住居地域、商業地域、準工業地域、防火地域、風致地区等に分けられ、これからの都市の発展に大きな方向を与えたが、これに伴って、これらの地域は財産権の制限も受けるようになった。各地域毎にみると、次の通りである。

住居地域 住宅地の安寧秩序を守るため、この地域には、常時煤煙を吐くような工場は勿論、待合、キャバレー、舞踏場、映画館等は建築することが許されない。

更に、住宅建築の際は従来、建築基準法で建坪は敷地の七割まで認められていたが、今回の住居地域指定により、敷地から十坪を引いた面積の六割が建造物の最大建坪となつた。つまり、百坪の敷地なら、従来七十坪建築できたのが、去る二十三日以降は、百坪から十坪引いて九十坪、その六割の五十四

坪までしか建てられないことになつた。住居地域は最も広く、多くの人々にも関係するので、建築課では今後建築申請の際、よく注意して欲しいといつている。

商業地域 市場周辺、牧志街道、沖映から十貫寺を通り、泊埋立地の夫婦岩に新設される道路の周辺、泊港、那覇港、辻町、鴻原商店街などが指定されている。商店、会社は勿論、待合、キャバレー、映画館もこの地域でなければ新築できない。建築面積は従来通り敷地の七割まで認められる。

準工業地域 郊外に指定されている。常時煤煙を吐くような工場はここ以外にはつくつていけないことになる。敷地から十坪を引いてその六割までは建築が認められる。

防火地域 都心部を主要道路により、いくつかにわけて帯状に囲んで、火災の際も、その帯の地帯で火の拡がるのを防ぐというもので、建築の際には一定の基準に従つて、堅固、不燃性の材料を使わねばならないようになっている。敷地の七割まで建てられる。

風致地域 奥武山を含めた漫湖一帯である。大半は消える／運命の桜坂 この地域制の指定で、さし当り最も影

響をこつむると予想されているのが、夜の那覇”桜坂一帯だ。バー、カフェ、キャバレー等がずらりとならんでいるが、これらの店は商業地域でなければ新築を許されない。商業地域外におけるこれらの既設の店は従来通り営業はできるものの今後は営業者が代つた場合は、風俗営業取締法にもひつかかつて、営業はとりやめとなり、住居にならなければならなくなる。しかも、桜坂一帯の営業主の変更はひんぱんというから、案外、環境の整理されるのも早い時期ではないかとみるむきもある。この一帯で商業地域に指定されているのは牧志大通りの井筒屋から東に入る道路の左側は住居地域である。つまり、現在の桜坂バー街の半分は、将来、営業者が代ることがあれば営業は強制的にストツプとなるし、新築、改築、増築等も勿論認められない

もう制限第一号？が地域制指定による制限一号が出そつである。波の上の旭力丘付近に或る人がキャバレーを新築した。建築申請を出すときは三月二十三日の地域制指定以前であつたので建築基準法で制限するという手もなく、建築は認可となり、さて、営業開始の段になつて、那覇署に届出をしたら、二十三日の告示以後、

風俗営業取締法の施行規則により、緑地帯（旭力丘）から百米は風俗営業が禁じられており、おまけにこの地域は住居地域であるので、警察では認可を控え、那覇市から都計の図面が届くのを待つているが、営業は不許可となるようである。三月二十三日の告示以前の申請であれば問題はなかつたようである。

軍用地開放 / 山下町など一万坪

〔琉新・朝 1956・5・2〕

一日沖繩デイストリクト・エンジニヤから民政府に米陸軍は六月三十日付で一万三千五百七十五坪（十一エーカー余）の軍使用土地を開放すると通知があつた。

開放予定地の内訳は、那覇市山下町シーメンズ・サービス・クラブ一帯七千坪（五・五八エーカー） 具志川村元第二POLTANK地域に残り五千坪（三・九エーカー） 浦添村牧港発電所付近二千九百七十坪（一・六一エーカー）である。

これらの土地所有者は六月三十日から土地の使用ができ、当日までの土地使用料は開放正式発表後できるだけ早く支払われる（民政府新聞課）

潮渡橋を軍で／那覇が架設

陳情

〔琉新・朝 1956・5・2〕

那覇市は一日、都市計画のひとつである久茂地川から前島町で分れて泊南岸埋立地区に注ぐ河川が一号線道路と交差する地点に米軍によつて橋をかけてもらいたいとの民政府あて陳情書を政府に出した。那覇市では都市計画の一部として都市衛生に重要な役割を持つ河川を決定、排水の万全を期しているが、軍道路一号線に橋をかけなければ豪雨の時にはらんらんする。もここには潮渡橋があつて排水を順調にしていたが米軍が一号線道路工事のとき、これに代るべき橋をけなかつたため現在の排水に支障があるとともに都計の排水計画に障害をきたすことになつてゐる。すでに橋の架設地点から西側の排水路は完成しており東側は目下工事施行中で九月には完成の予定なので、これに応じて民政府で橋をかけてもらいたいと要請している。

真和志市議会／本土へ議員

派遣

〔琉新・朝 1956・5・6〕

真和志市議会では、このほど垣花恵綱、許田世輝、高良正文の三議員を本土へ

派遣、市町村行政と議会運営のほか当面の合併問題を調査研究させることになつていたが、五日泊出港の沖繩丸で高良氏が一足さきに出発した。期間は約一カ月で、真和志と同様に合併問題が未解決のままとなつているケースも調べることになつてゐる。なお真和志市の議員派遣は今回がはじめて、新年度にもさらに六名の議員を送り込む予定。

問題になる水上店舗／那覇

市会が当局へ善処求む

〔沖タ・朝 1956・5・11〕

十日の那覇市臨時議会で長嶺将真、仲井真元楳、崎山喜達議員等が、最近、カーブ川上流、及びカーブ川の上に建設された水上店舗について、建築許可はあるか、どうか。何故、それが建設されるに至つたか、などについて、市当局を追及した。これは、質問した三議員に限らず、大方の議員が、市民の衛生保健上、または都計上、都市美の点からいつても、この様な建物が川の上に出たことを了解に苦しんでゐるよつで、市当局に行政的処置を希んでいた。

これに対し、市当局は研究の上、善処したいと答えていた。

嘉手納助役、安次富建設部長の話によると、カーブ川水上に建設された店舗は、牧志道路拡幅工事の際、立退者をカーブ川水上に店舗をつくつて収容する、と約束してあつたので、立退者十八名の人々が、昨年暮、地主の上岡作太郎氏と、借地契約をなし、建築した。二間に三十五間、七十坪の面積で、十八名の人々が、花屋や雑貨商、食堂を営んでいる。

市当局はカーブ川を公有水面とみなしたため、「河川法」に基く建築申請（政府工交局が許可）がなされたが、工交局が私有水面（この場合は警察署長が許可）とみなしたため、建物は昨年暮、竣工、すでに営業しているにかかわらず、まだ建築確認証が得られず、無届不法建築になつてゐる。市当局では政府と打合せて、建築許可を得たい、といつてゐる。

カーブ川上流にできた建物は、新栄橋近くの流の上に、二、三日前出来たもので、二間四方はあるといふ。市当局はこの方については建築確認をしない方針だといつてゐる。

那覇都計補助／七百万円交付指令

付指令

〔琉新・朝 1956・5・14〕

政府は十二日、那覇市の都市計画事業に対し補助金七百万円の交付指令を出した。

これは那覇市が総工費一千四百万円で市予算に計上し既に着工中の「むつみ橋、前島間道路新設」と橋や路側護岸などの付帯工事に対する補助金である。

バスセンター最終案なる／

いよいよ今月末に着工

〔沖タ・夕 1956・5・14〕

十二日ひる二時から那覇市役所で那覇市長、建設部長、建設課長、都計課長、バス協会、各バス会社代表が集まつて、バス・ターミナルの建設について協議を行い、最終案が決定した。総工費約四千万円に上る、近代的なバス・センターがいよいよ今月下旬、着工の運びとなつた。

建設場所は、那覇市下泉町一丁目（旧県鉄跡）、四千九百九十三坪の敷地がこれに充てられる。建物は本館と二つの別館、いずれも二階建て、鉄筋コンクリートブロック造、総面積約千八百七十四坪。一階は延五百八十坪で、待

合室、荷物預り所、切符売場、案内所、管理人室、貸店舗（理髪館、美粧院等を含む）、公衆浴場、バス会社事務所、便所等が設けられ、二階は本館から別館へ通ずる陸橋プラットフォームを含め延千二百七十坪、運転司令室、貸事務所、貸店舗、バス会社事務所、レストラン、食堂、便所等が設けられる。竣工は来年三月の予定。

「早く首都建設委を」／那覇市が政府に陳情

〔琉新・朝 1956・5・25〕

那覇市（市長当間重剛氏）は二十四日、政府に対し首都建設委員会の早急な発足と事務局の設置を要請する陳情書を出した。

去る二月十一日「首都建設法」が公布されたが付則で「委員会の設置はこれに要する経費の支出が予算上可能となつた時にこれを行う」と規定して実際の運営は停止され今まで委員会が設けられていないしかも政府は同法の公布に当つて新年度予算に経費を計上し来る七月から委員会を発足させる方針を示したものの、立法勸告した予算案には全く計上されておらず、首都建設委員会の発足は見とおしがつかなくなつたので那覇市では次の理由をあげて、

その早急な発足を要請したものである。

- 1、那覇の都市建設はコザ、平良、石垣などの各都市のごとき単なる地方都市としての建設計画とは自らその趣を異にしていて首都としてのあらゆる分野にわたる建設計画を含むもので、その機能を十分に發揮できるように計画されねばならぬと首都建設法に規定されたが琉球の政治、経済、文化面の復興を促進するには、その首都機能を早急に整備する必要がある。
- 2、首都建設計画は那覇市計画区域内の那覇市及び真和志市の行政区域にわたるのでその事業の総合計画及び実施は首都建設法の完全なる運営によつて可能である。
- 3、この立法の早期運営によつて那覇市と真和志市との合併も促進され名実ともに首都が実現する。
- 4、この立法の運営によつて都市計画区域外の隣接村との関連ある計画も可能である。

泊埋立地B地区を商業地域に／旭町復興成会が陳情

〔沖夕・朝 1956・5・26〕

那覇市旭町復興成会ではこのほど同町民に割当てられた泊埋立地のB区域は那覇市都計で住宅地域に指定されているが同町民は戦前旧鉄道那覇駅を中心に商業を営み、また戦後も商業を営んでいる者が多く、期成会でも商業者を移転させるよう決つているので同地域を商業地域に指定してもらいたいと政府に陳情した。

那覇市生産振興委に十氏を委嘱

〔琉新・朝 1956・5・30〕

那覇市では二十九日森根武信（琉球肥料常務）安谷讓（農運専務）儀部喜俊（沖園連専務）波平仁吉（大衆金庫専務）嘉手苧林（中央金庫専務）赤嶺慎英（沖漁連専務）辺野喜英興（琉水常務）松川久男（商工会議所調査部長）具志幸得（沖縄綿花社長）久場長文（山久商会主）の十氏を生産振興対策委員に委嘱することになった。これは消費偏重の那覇市経済の現状を是正し、生産都市として産業面の開発に当らうと設けられたもので六月二日

午前九時から那覇市会議室で第一回委員会を開き、生産振興についての基本方針を打合わせることになつている。

桜坂を商業地域に／擁護期成会が陳情

〔琉新・夕 1956・6・2〕

三月二十三日付那覇市都市計画告示により桜坂の約三分の二が住居区域に指定されたことに対し桜坂一帯の業者は桜坂商業地域擁護期成会（会長久場長文氏）を組織、政府、那覇市へ桜坂全域を商業地域に編入するよう陳情を続けている。同期成会からの陳情はつぎの通り。

- 一、桜坂一帯の総世帯数は三百二十二世帯だが、その中には劇場三軒、貿易業者二十七軒、バー、キャバレーなど百十数軒など三十七種目の事業が営まれている。
- 二、住居区域となると現在の建物は建築基準法にふれることになる。
- 三、学校の近くに風俗営業が営まれることを当局は心配しているが、この点業者は自粛しており、また法規によつて学校近くでは営業ができないようになつている。

那覇市議会開幕／新首都の 献立て練る／当間市長施 政方針で五点を強調

〔琉新・夕 1956・6・5〕

那覇市定例議会は五日午前十時半開
会。会期を二十五日までの三週間と決
定したあと当間那覇市長から新年度に
當つての施政方針の発表があつた。

当間市長は施政方針の中で一、首都建
設事業の継続的推進二、産業の振興三、
社会福祉面の向上四、内政面の刷新お
よび合理的運営五、健全財政の堅持の
五点を強調、五七年度的那覇市政の在
り方を示した。

施政方針の概要

軍の八千七百万円の特別補助により那
覇市の都市計画が大きく進展したこと
を市民とともに喜びたい施政方針も就
任以来の基本方針と根本においてはず
がないが、項目別にあげるとつぎの
通りとなる。

首都建設事業

今年の都市計画告示により都市計画の
大綱が決まり、那覇市が真に首都にふ
さわしい住み良い町になることを確信
する。ただ戦後無計画に建てられた部
分はスラム街化して保健、市民生活そ
の他に支障を来しているので、新年度
においては既成市街の綿密な調査によ

り改造計画を盛り込んでいきたい。

那覇市は琉球の首都であり、この意味
から那覇の都市計画は全住民の責任に
おいてなすべきだと痛感していたが、
首都建設法が立法されたことにより、
那覇市の都市計画も一段と進展を見せ
るものと思われる。

区画整理事業

五二年美栄橋区を皮切りに区画整理事
業を遂行してきたが、整地工事の殆ど
が完了、新年度一杯には区画整理事業
全般が大きく進捗することが予想され
る。

土木事業

道路、橋梁の補修、新設など着々と進
められているが、五七年度も引続き
工事を行い、市内道路の面目を一新し
たい。

水道事業

水源地の開発に重点を置き新年度にお
いては暫定的水源として宜野湾村チユ
ンナ水源、恒久的にはイゼナー上流を
水源にするのを計画している。また区
画整理事業と並行して旧市街への配管
も計画している。

建築

今後不法建設の増加が予想されるので
建設法規の周知をはかり、防火その他
安全を期したい。

泊港管理運営

ポーターミナル、保税倉庫を設置す
ることにより泊港を内外航路の発着港
としてなお便利な港としていきたい。

産業振興

那覇市経済の実態は農村、加工その他
の生産業は二十％にすぎず、貿易、
サービス業の消費面が大部分である、
これは那覇市の生産業の低調を示すも
ので、生産振興委の設置により消費偏
重を是正していきたい。

社会福祉

清掃法の施行と相まつて那覇市を清潔
な街にするため貯留そう、処理そうを
設置したい。

戸籍

恩給事務にも関連することなので戸籍
の早急なる整備を行いたい。

財政の健全

財政合理化をはかるとともに財源の開
発によりできるだけ市民の負担を軽く
するようになりたい。

むし返す合併、競輪／那覇

市議会、質疑も漸く活発
化

〔琉新・朝 1956・6・12〕

十一日午前十時すぎ開かれた那覇市本
会議で当間市長の施政方針に対する質

疑が行われたが、仲井真議員が真和志
との合併問題、競輪問題について鋭く
市長に迫り、また島袋議員が八千七百
万円補助金問題をつくなどいつにな
い緊迫した雰囲気だつた。

主な質疑はつぎの通りで、十二日は引
続き午前十時から施政方針をめぐつて
の質疑が行われる。

仲井真 施政方針の中に八千七百万
余の軍補助は財源開拓に行き悩んでい
る那覇市にとつては大きな光明だつた
と言つているが、これは任期余すとい
る十数カ月市長が財政困難のための
悲鳴ともとれる。那覇市の財政はそん
なに困難な状態か、軍からの補助金の
見直しは。

市長 前途を決して樂觀しているの
ではないが、戦前以上の那覇をつくつ
ていくという理想のために困難を乗り
越えていきたい。

仲井真 ドーナツ合併は過渡期的な
ものと思うが、施政方針の中には真和
志との合併が言及されてない。これは
市長任期中においては合併が不可能だ
という意味か。

市長 真和志との合併は就任以来の
懸案であるので特にうたわなかつたわ
けだが現在立法院で市町村合併促進法
を準備中なのでこれによつて合併が促

進されると思う。

仲井真 既成市街地の改造計画を言っているが、都市計画は現在の市民の利便を考えてやるべきであり、これを第二義的なものにするには許されない。この意味から直接市民の利便とながる既成地域の改造計画が今ごろ行われるというのはおそきに失している。改造計画を早急に現実にいつて貰いたい。

市長 既成市街の改造がおくれたこととおわびしたい。旧市街への移動を一日も早くという市民の要望により、財政的に両方行つわけにはいかなかった。旧市街をさきにしたわけである、新年度では既成市街の十分なる実情を調査して対策をこうじたい。

仲井真 市営霊園については土地買収でござたを起しているが、実現可能な案で早急に着手して貰いたい。

市長 計画が発表されると地価があがることを予想しなかつたので失敗した。今年度でちゃんとしたものを作りたい。

仲井真 生産振興に力を入れるということは必要だが、那覇市としては商業の育成も考えるべきではないか。

市長 特におくれている生産業の振興をつたつたわけだが、商業の育成も

併行して行つ。

仲井真 総合運動場の地図の中に競輪場を含めてあるが、これは競輪を健全娯楽とみなしているためか。今や競輪の廃止は日本でも世論となつているが奥武山から競輪を閉め出すわけにはいかないか、その後の競輪事業の動きはどうなつているか。

市長 競輪場と総合運動場は関係がなく便利のため位置を明示したままで。競輪事業は株式会社スポーツセンターという名称でローラースケートなどもやる計画なので混同をさけるために総合運動場とした。

大山 年次有給休暇は実施されているか。

社会部長 努めて年次休暇を与えるようにしている。

鳥袋 都市計画の実施により失業者が相当吸収されると思うが、どの程度か。

助役 相当吸収されていると思うがはつきりした数は調べてない。

鳥袋 八千七百万円の軍補助は見返り資金から出ていると思うが、市長はこれの出所を知らないか。

市長 知らない。

鳥袋 那覇市が直接軍と交渉して補助金を貰つたことについて、一部では

琉球政府を否定することだという考えがあるが、そのいきさつを説明して貰いたい。

市長 いきさつは色々さしさわりがあるので秘密会でないといえない。(こゝで秘密会を開くかどうか議決を求めることになつたが、仲井真議員からもう少し市長と話し合つた上で決めたいという意見が出て、秘密会議の可否は翌日に持越された。)

那覇との合併問題など／翁

長真和志市長施政方針演説

〔琉新・夕 1956・6・13〕

真和志市長は、十三日午前十時半から目下開会中の同市第五七回定例議会で、次のような施政方針演説を行つた。

合併問題 市当局では、都市合併促進法の早期立法を要請し、また那覇市当局にも継続的に進言しているが、巷間聞くところによると、那覇市当局では積極的な意図はくみとれない。

主体をなす那覇市が積極的に、真和志に呼びかけてくれることを願う。来年六月までに合併問題の処理をしなければ事態が悪くなるのではないかと思っている。

来月中にも専門技術員を採用してこの問題の法規問題を研究して立案を急がせる。

土木事業 現在二カ所の路線修理を終え六カ所の修理を続行中である。二週間内にこれが完了するので、更に七、八カ所の道路、排水口の改修をしたい。

都市計画 都市計画指定区域になつているので、都市計画審議委員会の取組みにより仕事を進めているが、市としても独自の計画案を立てて、市の地域性を考えていきたい。

真和志市長は住宅地域であるという一般の通念であるが、これに商工業の性格を併せ持たせなければならぬと考えている。

現在那覇市の計画している安里から浦添に通ずる第二の一号線ともいふべき道路を今後は実現に努力したい。

社会事業 救済、戦没者遺族年金を推進して市民の生活を安定させていきたい。

また保健衛生の面では、最近公布された「清掃法」に基づいて実施に当たりたい。産業振興 単なる住民地域ではなく、生産地域として、農業、水産地域を開発して、それによつて荒廢地の解消を促進する。

また清涼飲料、泡盛などの生産工業が興りつつあり、近くは肉豚カンツメ工業の設立の運びとなつてゐる。市の地域性を利用して、中小工業を活発に推進させたい。

水道事業 今年は与儀、三原区方面の事業を開発するとして議会が終り次第、水道料金の値下げについて努力したい。

歳入 真和志の歳入の七七%は税収によつて賄つてゐるので、徴税思想の啓蒙、宣伝を行い、理解を深めてゐるが、それだけでは成績が上らないので、各区に納税貯蓄組合を結成して事業の発展を期したい。

また公益質屋や市営住宅について準備してゐるが、まだ発表の段階には至つていない。

その他に起債を行い、国場川沿岸と泊北岸の埋立をして、その収入によつて運営面に持つていきたい。

一社説

競輪問題と政府の反省

〔沖タ・朝 1956・6・14〕

政府は那覇市の競輪事業を公認し、十五日に、那覇市を競輪施行地域に指定する告示を行うことになつたといふ。この主席の告示で、那覇市の競輪もい

よいよ実現の度合が濃くなつた。あと、この事業を直接に行う人々が資本を集め得るかどうかにかかつてゐる。新聞の伝えるところでは、これを引請ける「沖縄スポーツセンター株式会社」の設立運動があるそうで、並べられた設立発起人達の顔ぶれから、これは案外、早期に実現するかも知れないと思われる。

しかし、この事業の実現は、手放しで歓迎できぬとする一般的空気にある。いうまでもなく、政府の「競輪施行地域」としての指定がなければ、この事業を行うことは出来ない。少くともこの事業を歓迎せぬ人々は政府の善意を信じていたであらう。昨年十一月に那覇市から申請を受け、今日までその決定を保留してゐるのからして、そのままそれを斥けるか、或は、進んで競輪法廃止のための措置をとるのではないかと、密かに期待もしてゐたに違ひない。事実、政府が半年余りも決定を保留してゐたのは、当時の厳しい世論のためであつた筈だ。だが今にして思えば、冷却期を待つためのこつこつな政治的配慮によるものだつたとしか解釈出来ぬ。

そもそも、この競輪を実現させようとする社会的な力は、終始、善良なる

市民（那覇市民だけでない）の良識を踏みつけるかのようである。競輪法案が立法院で審議されたとき、良識ある議員や市民の殆どが、反対の声をあげた。だが、那覇や沖縄の市民生活には余り関係のない奄美選出の議員達の数がものをいつて、ついに法律となつた。

彼等の大鳥は恐らく、この法律から大きな被害を受けなかつたであらうことは、容易に想像できた。つぎに、昨年夏、那覇市が、いよいよ、日本の業者と手を組んで、この事業を始めようとしたとき、当間市長は、市議再選挙で議会が欠けているのをうまく利用するかのようになり、敢えて、専決処分という拳に出て、業者と契約した。市民のごうごうたる非難や、「競輪は絶対いけない」という、市会の公聴会における圧倒的多数の意見を無視して、市会は競輪を是認したのであつた。

一体、競輪から何か社会的利益でも生れるというのだろうか。戦争後、いち早く、これを実施した日本の状態を、新聞やその他の出版物からうかがうと、確に、地方自治体に幾何かの税外収入を与えてはゐるようである。市町村によつて規模は違つが、その収益で学校やその他の公共施設が建てられたのも、事実のようだ。だが、その裏に

は、競輪によつて踏みにじられた市民生活の、多くの哀話があるのである。新聞の論調は「競輪は賭博である。家庭生活に暗影を投げ、犯罪の温床になつてゐる」と、なかなか、手厳しい。

われわれが、政府なり、市町村なりの公共団体の存在を必要とするのは、生命、財産の安全や、近代市民としての人間の権利を保障され、平和な社会生活を送りたい、と希求するからに他ならない。そして、「これらの政府、公共団体には、原則として、自然人に優る人格を与えるべきでない」とさえ考えられてゐる。つまり、古い時代の政府や公共団体のもつてゐた、強い権力を出来るだけ弱くしようといふのである。そのように理解されてゐる政府や地方公共団体が、地方自治体の財源を得るためとは言へ、住民の社会生活に暗い影を及ぼす賭博の競輪を実施し、または認可しよう、という態度は理解に苦しむのである。法律上の手續さえ踏めば、世論がどうあつと、それを無視していいというものであるか。

那覇市の態度に対する批評は暫らくおくとして、われわれはこの際、この問題について、政府がもう一度考え直

すよう勧めたい。那覇という一地方自治体の財源を潤すために、全住民、とくに若い人々に賭博をやる機会を与え、憂慮されるいろいろな社会問題もおこさせていいのだろうか。そこに社会的意義でもあるのだろうか。この度の、那覇市を競輪施行地域にする、という政府の措置は、競輪反対を叫ぶ、住民の世論を踏みにじろうとするものである。例え、任命政府であつても、独りよがりのことをしていいということはない。むしろ、できるだけ住民の信に應えるよう謙虚になつて努力すべきであらう。いかに好ましくない制度であつても、一たん存在すれば、それによつて利益を受ける団体なり個人なりが生れてくる。そのときになつて、その弊害の大きいのを知つて、廃止しようとしても、社会的な摩擦がおこつて、なかなか出来るものでない。本土ですでに試験済みの、この憂慮すべき制度は、断じて、沖繩へ入れていけない。幸い政府の告示まで、まだ一兩日ある。われわれは政府の善処を希んでやまない。

”競輪は止めてくれ” / 六
団体が立法院へ訴う

〔沖タ・朝 1956・6・14〕

政府は那覇市の競輪事業を認め、”那覇市を競輪施行地域に指定する告示”を十五日に行つたと伝えられるが、これまで競輪廃止運動を続けて来た子どもを守る会、青連、婦連、社会福祉協議会、教職員会、PTA連合会の各代表は十三日午前立法院に各党代表を訪れ、競輪廃止と競輪法撤廃について要請したが、さらに次の要請文（要旨）を社会関係六団体の連署で立法院に送付することになつた。

那覇市の企図した競輪事業は明らかに教育的にも社会的にも経済的にも大衆を毒するものとして世論の強い反対を受けた。それにもかかわらず那覇市議会は遂に多数で競輪を通過させた。こうした中でわれわれは反対を続け世論に沿つた行動は外資導入委員会が競輪外資の導入を拒否させることに成功した。

競輪反対は多くの那覇市民だけでなく各種団体、地方市町村、議会によつても叫ばれている。

また五月十二日の第一回全琉社会福祉事業大会でも競輪法撤廃を決議した。然るに行政は那覇市の競輪を公認す

ると伝えられるが、これは世論を踏みにじるものであり、また自ら主催した全琉社会福祉事業大会は芝居にすぎなかつたのか。そして自ら運営する防犯対策協議会の政策を否定するのであるうか。われわれは今までの主張の正しさと必要さを再確認し、競輪絶対反対の意を重ねて表明し、次の通り要請する。

- 一、競輪法の存在は競輪賭博の政府公認制を許している。これは民主政治をあやますものであり、競輪法を速かに撤廃して政治の建設的あり方を確立せよ。
- 二、その他あらゆる政治的手段を採用して競輪の実現の阻止。
- 三、競輪の他に大衆娯楽の域を脱した類廃的、敗北的、賭博的すべての企業、施設並に制度に反対する。

競輪の告示無期延期 / 反対
の狼火にあわてた政府

〔琉新・夕 1956・6・14〕

政府は那覇市に対する”競輪施行地域の指定”を十五日に告示することにしていたが十三日付本紙報道で子供を守る会、青連、社会福祉協議会、教職員会、PTA連合会、婦連による”競輪法撤廃と競輪廃止”のノロシがあがつ

た上、民主党からも反対が出たのにあわてて、十三、十四日にわたつて神村副主席、宮里内政局長らが緊急に協議を行い、”競輪施行地域の指定”を再び保留することになつた模様で、十五日の告示は無期延期とした。

”自転車競技法”は、主席が施行地域の指定を行わなければ動き出さないので、この指定が中止されることになれば那覇市の競輪は、実質的に、実現不可能になる。

なお、与党の民主党幹事長新里善福立法院議員は十四日あさ九時、神村副主席、比嘉官房長と会い、那覇市に限らず、現在、実質的な効力を發揮していない”自転車競技法”を活動させるような”施行地域指定”には反対だと申し入れをした。

新里善福氏の話 競輪法を生かして競輪を実現させるなんて、とんでもない話だ。

金口木舌

〔琉新・朝 1956・6・15〕

那覇市が財政の補いのために企図した競輪はさんざんな不評。そこで政府も世論を尊重して競輪施行地域の指定告示を引込ませることになつた模様 施行地域の指定がなければ自転車競技法

は骨を抜かれたのも同様、いくら那覇市が汗を流し懸命にペダルを踏んでも競輪は当分動き出す筈はなく万事休すであろう。にくまれる競輪はもともと敗戦の置土産であり、混乱期のドサクサに乗じて生れたもので本土の主催都市では相当に稼ぎためたが民心が安定するにつれて、良識ある市民から嫌われ出してきた。競輪にたかる者は勤労精神に乏しいアンチヤン連中が多く競技が持つ賭博性にかりたてられて身を亡しているのは見逃せない事実である。

主催者がペラ棒に儲かると言うことは裏返えして言えば券を買った大衆の懐中がまきあげられることになる、張つても張つても芽が出ず裸になると思案に余り妻子をほつて盗みに出る手合もいて競輪所在地の警察は事件に追われる。競輪が社会悪の温床となつて青年を蝕んでいる事実を確認した大阪府では赤間知事が率先、競輪を廃止して莫大な競輪収入を惜しげなく放棄したことは那覇市長も那覇市議会も共に学ぶべきであろう。最近本土に於ける競輪熱は冷えかかり六大競輪は別として地方競輪は何れも細り赤字で、あがきがとれず中止した県市も多く今や競輪は財政的にも魅力を喪失しつつある。那覇市はこの際、為すべきものを以

つてせず、為すべからざるものを以つてする言わば「手でする事を足でする」競輪に男らしく見切りをつけて健全なる世論にゆえ、スツキリした首都建設に邁進すべきである。

記者席

〔琉新・朝 1956・6・16〕

十五日の那覇市会はブライズ勸告にたいする決意表明書を全員一致で可決したが、表明書の内容についてちよつと異論がでた。原案には「四原則をあくまで死守する」とあつたのを仲井真議員が「死守するというのが四原則が通らないと討死するのか」と聞いたのにたいし赤嶺議員が「議会において死守するという意味で本当に死ぬわけではない」と説明、泉議長が「辞典には死守は死に至るまで守る。死力をつくすということでも必ずしも死ぬことは意味しない」という講釈もあつたが、結局那覇市会はこの問題については四者の後押しをするのだからと死守という言葉をさけ、堅持という言葉に落着いた。

真和志議会も／四者決意問

題取上ぐ

〔琉新・夕 1956・6・16〕

十六日の真和志市議会は朝十時から開

会の予定であつたが議員の出席がおくれ十一時五十分から開かれた。そのためこの日議事日程であつた市長の施政方針演説にたいする一般質問、陳情書審議、五五年度決算承認は保留となり、森田議長から去る十三日同議会が決議した「軍用地問題決意書」の関係当局への手交状況、翁長市長から十五日に知らされた全島緊急市町村協議会の模様などの報告があつた後「関係当局指導者の総辞職後の後始末はどうするか、その問題はよく考えるべきだ、そして我々議員も今後の成行によつて総辞職のハラも決めるべきである」との発言もあつた。

四者の決定支持／那覇市議会も決意示す

会も決意示す

〔琉新・朝 1956・6・17〕

那覇市会では十五日午後三時から緊急本会議を開き、ブライズ勸告に対する那覇市会の態度を協議した結果、つぎのような決意表明書を発表し、行政府立法院、市町村長会、軍用土地連合会に表明書を送付した。

決意表明書

那覇市議会は軍用地問題解決の鉄則である四原則を堅持し、今回のブライズ勸告による一括払い並びに新規接收に

たいしては絶対承服できない。これが阻止については、行政府、立法院、市町村長会、軍用土地連合会の四者協議会の決定を全面的に支持し、これに協力することをここに表明する。

ブライズ勸告の要旨

〔沖夕・朝 1956・6・21〕

【東京二十日共同】二十日外務省に入電したブライズ勸告の要旨次の通り。

米三軍の土地収用

一九四五年米軍は沖縄において約四万五千エーカーの土地を収用したが、その後約五千エーカーを住民に返還したので現在の収用地面積は約四万エーカーである。

これらの土地はもともと戦争による措置として地主に対する補償なしに収用されたものである。

五六会計年度における沖縄向けの予算要求額は四千三百九十八万三千ドルで、うち三千五十万ドルは五万二千エーカーの土地収用のために割当てられることになつてゐる。この土地のうち五万一千六百三十七エーカーは軍用地で、三軍別の内訳は次の通り（五五年六月現在）

（必要土地面積、費用「単位千ドル」

兵力の順

陸軍一〇、一三八 七、五四七
 一四、六〇〇
 海軍（含海兵）二二、八三七 六、
 八〇〇 一九、二五九
 空軍一九、六六一 一〇、三一四
 一〇、八八七

接収された土地の年間地代は登記価格の六%と定められ、この評価は五二年四月二十八日米陸軍工兵隊によつて下されたものである。

米国の土地保有期間 米国の土地保有期間の長さについてはダレス國務長官が奄美群島の日本返還に關連して述べた言明によつて十分に説明されている。すなわちダレス長官は「極東において脅威と緊張の状態が継続する限り残りの琉球諸島において現在の権力と権利を行使し続ける意向である」と述べている。従つて不幸にして米軍はきわめて長期間にわたり沖繩に駐留することになる。

一時的な問題ではない 以上の事実を念頭におけば土地問題は現在限り又は近い将来だけの問題ではなく相当長期性をもつた問題である。また同様に米国は沖繩島民に対し若干の責任を持つことも明らかである。なぜなら米国憲法によれば土地取得に対し正当な補償が支払われなければならないからである。このほか責任問題は沖繩がもつとも簡潔な意味で「民主主義のシヨウウインドー」となつたということに關連しても生ずる。世界の眼とくに共産世界のいんけんな眼は沖繩におけるわれわれの行動に向けられており共産側は反米宣伝に利用できる材料を発見しようとする懸念になつてゐる。以上の二つの問題―第一に道德問題、第二には現実問題―を優先的に考慮に入れた。

沖繩案の意味 まずここで沖繩側が要求する補償案の正しい性格と効果を検討することが必要であらう。明らかに沖繩案は土地からの推定総収入の八〇%を地代に充てることを規定した日本特別法に基いてつくられてゐる。この法律は日本における過渡的な状態に対応して実施されたものである。土地所得者が永久的に他の土地に移住するための必要に基いてつくられたものでなく、むしろ米軍がその土地を必要としなくなつたときその土地へ帰還し、返還を受けるためのものである。

前記の通り、米国の土地保有は長期にわたるものであるから、沖繩にはこの状態は存在しない。金額にすれば、沖繩案は年額使用料八百二十六万三千百七十八ドル、それに「その他補償金」として千四百三十六万八千四百ドルの一括払いを要求してゐる。簡単にいえば、沖繩案は米国に対し耕作土地から引き出し得る期待する総収入を沖繩地主に支払えと要求してゐる。一般には家族労働である労働さえも総収入から控除されておらず、控除される唯一のものは種子代金その他の小額のものに過ぎない。これは琉球政府の正式な提案である。分科委員会にとつてこれがたとえ交渉上のかけ引きとしても、いかにしてこんな極端な要求が出されたか了解に苦しむものである。この提案は分科委員会の委員が知つてゐるいかなる社会主義的な補償理論の範囲をも越えている。

この計画の採用により急激にインフレが起り、沖繩島民とくに毎年巨大な借地料を受取らない人々に重大な影響をおよぼすであらう。基本的な問題は毎年の借地料では解決されないだらう。というのは定期的な土地の再評価の時期が毎年近づくとともに、もつと多くの借地料を獲得しようとする動きが起ることは避けられないからである。

不十分な現在までの米計画 沖繩島民は公正な範囲をはるかに越えた補償を要求し、他方米政府は島民の受けた損失を十分に補償することができなかつた。

米国は接収した土地については年間地代を公正な土地価格の六%にきめ、一エーカーあたり平均地代を年三百三十ドルと査定した。沖繩島民の家族は平均僅か〇・八エーカーの土地を所有すれば生活できたが、〇・八エーカーに対する地代二十ドル未滿では生活できない。

米軍占領にともなう諸利益 米国の借地料支払いに關する上記の記述は米軍駐留にともなう沖繩島民への副次的利益を反映してゐない。たとえば米軍防衛建設および他の面で米国は島民を雇用しており、沖繩労働者の四分の一はなんらかのかたちで米軍のため働き、沖繩史上最高の賃金を受けてゐる。沖繩の狭くきかない道路が舗装され恒久的建築物が建てられてゐる。二年前に学校建設計画が着手されたあと一年たてば近代的なコンクリート建の学校校舎が十分な数に達するだらう。現在小学校が百四十一、高校が十六、実業高校が十、それに大学が一つある。

その他の考察 前記のような考慮からして本分科委員会の見解は一方では琉球政府の補償要求は不合理であり、他方現在まで米政府のつてゐる立場

米軍占領にともなう諸利益 米国の借地料支払いに關する上記の記述は米軍駐留にともなう沖繩島民への副次的利益を反映してゐない。たとえば米軍防衛建設および他の面で米国は島民を雇用しており、沖繩労働者の四分の一はなんらかのかたちで米軍のため働き、沖繩史上最高の賃金を受けてゐる。沖繩の狭くきかない道路が舗装され恒久的建築物が建てられてゐる。二年前に学校建設計画が着手されたあと一年たてば近代的なコンクリート建の学校校舎が十分な数に達するだらう。現在小学校が百四十一、高校が十六、実業高校が十、それに大学が一つある。

その他の考察 前記のような考慮からして本分科委員会の見解は一方では琉球政府の補償要求は不合理であり、他方現在まで米政府のつてゐる立場

も非現実的であるということにある。沖繩側の要求と本来困難な性質をもつ土地問題とはうるさい少数派にかつこの政治問題を提供した。これらの少数派が共産党によつてせん動されたものであると否とを問わず、かれらは米國が補償問題でどれほど公正かつ寛容な態度をとつても満足しないだろう。

本分科委員会は次のように考える。すなわち沖繩における土地の接収については米國の場合とちがひ非常に特殊な政治的かつ経済的要素があることは明らかである。最初に述べたような気安い便宜的な立場をとるならば土地の問題を公正に解決することができず、沖繩の土地接収問題責任者を一層迷わせその結果は現在の不公平な状態を今後も続けるということになるだろう。

一括払について ワシントンおよび沖繩でそれぞれ行われた公聴会にたいし沖繩島民の証人たちから普通の島民は金銭の取扱いになれておらず、適当な使い方ができないため一括支払いでもらつた金を使い果してしまい苦しい経済状態に陥るだろうとの懸念が表明された。本分科委員会としてはこのような可能性が合理的に存在しうるものかどうか、何とも判定できない。

沖繩での公聴会 委員会は沖繩の新

聞が沖繩島民証人の証言の内容、態度に不満を示しているのを見ていささか驚いている。証人たちが米國議会の調査方法を余り知らなかつたことは十分了解できる。公聴会における委員たちの鋭い質問で土地問題をめぐる情勢、事実のすべてを知ろうとする委員たちあくなき探求心は沖繩島民に委員会とは同情的でないとの感じを与えたようだ。

一般考察 沖繩における米國の主な目的は戦略的なものであるがこの目的およびこれから派生する軍事的必要は優先的にとり扱われねばならない。地代の年払いに代つて分科委員会が勧告する長期地役権は沖繩における米軍駐留の期間を示唆するものではない。沖繩島民およびその一部の人々と同様に米國も同島の占領が不必要であること并希望している。しかしそれが必要であることを否定することは出来ない。そしてこの報告に含まれるあらゆる勧告はすべてその真実に基づくものである。

沖繩の原子力発電 沖繩の土地問題とは直接関係ないが委員会は究極において沖繩住民、米國の国防およびおそらく世界に影響を与えらると思われれる勸告を行いたい。一九五七會計年度の軍

による公共事業計画のなかには約四万四千キロワットの電力を生産するのに必要な施設の建設が含まれている。この発電施設の建設はまだ手始めにすぎないが、その建設費は約一千五百万ドルかかるだろう。究極的に見ると沖繩では十五万キロワット前後の電力が必要になるものと推定される。米國では陸軍が遠方の基地に熱と電力を提供するため携帯用の発電原子炉を作る計画を立てている。本分科委員会の見解によると輸送費が高い沖繩のような地域でこそ原子力発電所は普通の発電所と最もよく競争できることは明らかである。経済上の理由や技術の発展、本質的に戦争色の強い印象を与える沖繩で原子力が平和的に利用されることによつて起る劇的效果などから考へて本分科委員会は国防総省に対し以上の点を検討の上適当な意見を發表するよう勧告する。

分科委員会勧告 不動産の評価にあたり、行政の権限にまで立入るのは本分科委員会の本意ではない。然し以上述べたように沖繩の農地に関する限り比較対照できる物件の価格から算定して評価するというやり方は全く非現実的である。農村に最適の土地の補償額を決定するにあたり米國はその農

地現在の生産性と現在沖繩にあつて耕作されているこの農地に似た土地の収入に関する資料とに最大の考慮を払うべきである。もし沖繩の地主に適正補償を行つて米國の沖繩における義務を全面的に果たすようにするならば、沖繩では財産が将来あげ得る利益も考慮すべき要素であることは確実である。将来無期限に必要とするだろうことについて取得すべき権益は長期地上権または現行法、現行法修正で許される最大の権益とすべきであると本分科委員会は勧告する。長期地上権を獲得する場合は本勧告の他の部で明記したような評価手続きにのつとつて公正価格を支払うべきである。本分科委員会はこれこそ地主が満足のいく金額を得て他地域に移住し得る唯一の途であるとみなす。もしそうでなくて借地料を毎年払いにすると土地の評価変えをやる毎に借地料について十分な同意が得られずいたずらに不安、不満を続けるばかりである。以上述べたことは農地にだけ限るものであるが、沖繩には商業地その他の土地では沖繩での米軍活動によつて新しく生じた環境のために高い地価を生んでいる。こつという土地について比較対照できる物件の価格から算出する方法で価格を決定するのが適

当である。本分科委員会は次の追加勧告を行う。これは希望的な考え方で何もかも織込んだものとして勧告する。
(続く)

この叫び世界に届け／全島
一斉に住民大会／「四原則貫徹」夜空にこだま／
十五万余が参加／歴史的な民族の大集会

〔沖タ・朝 1956・6・21〕

沖縄八十万住民の悲願をこめたブライズ勧告拒否と軍用地対策四原則貫徹の住民大会は、きのう二十日ばん、全島各市町村で一斉に行われた。約四万を数える市民が参加した那覇市大会をはじめ、全島十五万五千余名を動員した歴史的民族の大集会の叫びは夜空に高くこだましこの声、海の彼方までどどけ、と固い団結による全住民の無抵抗の抵抗はここに力強い第一歩を踏み出した。

那覇市の住民大会はばん七時半に始まり、十時すぎ終った。参加者は約四万。稀にみる歴史的な大集会であった。会場には四原則死守、ノー・ステイル・オキナワ（沖縄を盗むな）、ブライズ勧告絶対反対、領土権の死守、領土を商品にするな等のプラカードが立ち

れ、まず当間市長の挨拶があり続いて那覇市土地委員仲本為美氏、与那原那覇市青年会長、知念立法院議員、阿波根那覇地区教職員会長、赤嶺那覇市会議員及びさきに米軍が出動して強制接収が行われた具志部落の農民上原さんらが登壇したあと、瀬長龜次郎氏も市民の下として登壇、大会の雰囲気は最高潮に達した瀬長氏はセンチメンタリズムやロマンチックな考え方は土地問題の闘争は戦えぬ、と叫び、政党政派を超越した全住民の結集を呼びかけ、一人の裏切者も一人の脱落者も出さないよう固い団結を結ぶべきだと訴えた。

そのあと那覇住民大会の宣言決議を満場一致、拍手のうちに採決、最後に泉那覇市会議長の音頭取りで「軍用地問題四原則貫徹万歳」を海の彼方までどどけとばかり高らかに三唱して散会した。

なお、同大会では沖縄商科学院、同文化服装学院の学生たちがプラカードを掲げ「しあわせの歌」を合唱して氣勢をあげたが、那覇高校二年生石原浩君も登壇を申し入れ民族の重大危機にあたって学生の身とは云え安閑と腕をこまねいてはおれぬと、住民の力強い抵抗運動の推進を訴えていた。

真和志 市民大会は午後八時、大道小学校で開かれ、宮里栄輝、平良良松の両立法院議員、土地連合会顧問真栄城守行、屋良教職員会長、全市会議員、並びに老若男女の約一万五千人が集つて行われた。翁長市長からブライズ勧告の一括払の経過報告、宮里、平良の両立法院議員屋良教職員会長、真栄城土地連合会顧問の各氏が登壇、それぞれ四原則貫徹を強調市民挙げての宣言決議を行い、同十一時半散会した。

従つてはつきりとまた具体的に使用が考慮されている土地があることは認められる。しかしながら分科委員会はこれらの土地に加えて単に将来必要となるかも知れないという可能性に基いて保留されているかも知れない土地の存在を懸念する。これらの土地はその存在する限りにおいて遅滞なく返還すべきである。

二．現在軍の管理下にある可耕地約一万七千エーカーのうち約六千エーカーは許可に基いて沖縄人により耕作されている。またこの六千エーカーのうち三千エーカーは主として予備のための滑走路、アンテナ棒付用地、POLタンク用地、軍需品貯蔵用地からなっているためほとんど無制限に耕作できると信ずべき十分な理由があると了解している。沖縄人が現在耕作しているこれらの土地は引続きできるだけ耕作を許さるべきでありまた余分な土地が生じた場合もできるだけ耕作を許すようにすべきである。

ブライズ勧告の要旨

〔沖タ・夕 1956・6・21〕

〔二十一日期刊二面より続く〕

本分科委員会は次の追加勧告を行う。これは希望的な考え方で、何もかも織り込んだものとして勧告するものではなく、それぞれの場合関係軍政部が綿密に検討し特定の勧告の要因が熟するにつれて軍事委員会に報告するものと期待する事項として勧告するのである。

一．現地経済に戻すことのできる土地は可耕地、非可耕地をふくめてすべて急速に返還すべきである。現在は使用されていないが、現存の全般的計画に

三．次に記される勧告は沖縄人代表としてとくに琉球政府に向けられるものである。沖縄島はかつて可耕地でありながら現在休閑地になつている土地は少くとも一万二千エーカーあると見積られてきた（一部の見積りはこれは二

万七千エーカーの広さにも及んでい
る)ここに言及された土地はいずれも
全般的な計画にもとづく土地ではな
い、この土地の大部分は他に生計の道
をもつ個人、他にもつと肥よくな農地
をもつ個人或いは軍または民間産業で
雇用されている個人によつて所有され
ている。なぜこれらの土地が耕作され
ていないかについては沖繩人は理由を
あげているけれどもその理由はどれも
いぜんとしてこれらの土地を非耕地と
して放棄しておくに十分な妥当性をも
つものとは思えない。分科委員会の調
査によれば琉球諸島政府の行政部が米
国当局の要請があつたあと、これらの

土地や他の数千エーカーの潜在的可耕
地を政府機関により接収する法案を起
草したことが明らかになつている。こ
の法案はまた水利清掃のために接収さ
れた土地の改善をはかることを規定し
ている。耕作可能なすべての土地をこ
のようにして打開する目的で直ちに積
極的な措置がとられるよう要請する。
四・これらの諸計画は表面上はまだ十
分でないようにみえるが、分科委員会
の了解するところでは空軍当局は沖繩
の西南方二百八十キロにある宮古島に
飛行場を建設する計画を慎重に検討し
ている。分科委の調査によると宮古島

の島民達の間には耕地の不足から近く
の石垣島やその他島に移住しようとする
動きがみられる。この宮古島での飛
行場建設は規模は小さいが沖繩におけ
るよりもつと重大な事態を起す可能
性があるから計画そのものはきわめて
慎重に検討されなければならない。

五・現在、住民たちは米軍の演習をは
じめその他の軍事行為によつて非民有
林に立入できなくなるので薪の獲得に
非常な不便を感じているようである。
分科委員会は米軍関係当局が現住民の
薪の確保のため非民有林を利用するの
をさまたげないようにできるだけの措
置をとるよう要望する。

六・土地を接収された沖繩地主に対し
ては可耕地を回復するなり、その他の
方法によつて農地を確保することによ
り、これら地主達をめぐる問題の解決
にかなり役立つと考えられる。よつて
軍事分科委員会としては米軍当局がこ
の線で問題解決のために積極的に動く
よう提案する。このような措置をとる
ことは”沖繩住民の福祉増進のために
米政府はできるだけのことをする用意
がある”という旨のダレス國務長官の
声明と合致するわけである。軍事分科
委の調査団は現地視察の結果、次の二
つの問題については解答が得られない

ままに本国に帰還した。即ち(一)米海
兵隊一個師団(ただし一戦闘部隊II連
隊程度IIを欠く)を沖繩に駐留させる
べきかどうか(二)米空軍が普天間飛
行場を使用すべきかどうか、またこれ
に関連して米海軍当局が与那原飛行場
拡充計画を推進すべきかどうか。

調査団は帰国後この二つの問題につい
て広範囲にわたる公聴会を開いて各方
面の意見をきいた結果、海兵隊一個師
団の三分の二に相当する兵力を沖繩に
駐留させるという軍事当局の決定は現
下の軍事的要求に合致するものとして
これを正当な措置であると認めるとい
う結論に到達した。前記公聴会におけ
る証言および分科委の結論と基礎とな
つた資料の詳細な内容については軍事
機密にふれる点が多いのでこれを公表
することはできない。普天間飛行場の
面積は千八百エーカーで現在米空軍は
これを全面的に使用していないが、將
来はこれを特殊の目的に使用する計画
をたてている。与那原飛行場は海軍用
のもので、現在は使用されていない。
面積は六百三十エーカーでこれを海軍
が再び使用するにはかなりの土地を接
収して拡張工事を行わなければならない
い。軍事分科委員会としてはこれら二
つの飛行場を使用することについての

暫定計画にも異議はないが、使用に当
る空軍と海軍がよく利害関係を調整す
るよう強く要請する。いずれにしても
これら二つの飛行場の使用および拡張
は現在のところまだ”計画段階”を出
ていない。であるからこれら諸問題の
最終決定に当つてはこれまで提起され
ない諸々の考え方を考慮に入れる必要
がある。

四者協議会に合流/市町村

議会議長会が声明発表

〔琉新・朝 1956・6・22〕

沖繩市町村議会議長会(会長伊礼正幸
氏)では二十一日午後三時から沖繩會
館で總會を開き、プライズ勧告に対す
る声明文を発表、四原則貫徹のため立
法院、行政府、土地連合委、市町村長
会の四者と合流、五者が同問題解決の
推進力として当ることを決めた。

なお席上に四者代表として真喜屋法務
局長が出席、二十一日午後二時半の
モーア副長官との会見結果について報
告、副長官のステートメントを読み上
げたが議長会としては一丸となつて”
四原則貫徹”に当るといふ決意に変わ
りはなかつた。

声明文

軍用地問題解決四原則こそは、民族生

存の悲願であり、最低の要求であるにも拘らずこれを破砕せんとするプライス勧告は我が断じて承服出来ないものである。これが達成には沖縄市町村議会議長会は如何なる圧力や困難にも屈することなくあくまでも四者協議会と行動を共にして総退陣し以て米国の猛省を求め世界の正義人道に訴えこれが貫徹を期するものである。

一社 説一

本土政府の対米折衝／沖縄の声に応えよ

〔琉新・朝 1956・6・23〕

沖縄の土地問題は日本々土でも大きな関心を寄せ各紙とも大々的に報道しており、一般世論は沖縄の訴えに同調、四原則貫徹せよの叫びは全国津々浦々にふつとうしているが、肝心かなめの政府の対米折衝が至つて弱腰であるのには全く齒がゆいぐらいである。

重光外相がアリソン駐日米大使を通じて日本政府の関心と沖縄住民の見解を説明して善処方を依頼したというが、こんなお座なりなまぬるい要請は一国の外交折衝とはどこをおしても出てこない。

市町村長会では本土政府の沖縄問題

に対する積極的熱意のないのを遺憾として、沖縄の苦悶を共同の責任において解決に対処するよう祖国同胞にも訴えると同時に政府に対しても強硬な対米折衝を要請することになったが、なぜ祖国の首脳者たちはこうも弱腰なのか、岩立共同特派員発のワシントン電によると重光外相の善処方要望も日本が単に潜在主権をもつているだけなので一方的な要請にすぎないし、日本外務省の出先機関も日本に沖縄問題介入の法的根拠がないとの考え方をしていると伝えている。

日本政府の生ぬるさは米国の沖縄基地拡大は在日米軍とくに地上兵力が日本から引揚げていくための代替地であつて、米軍当局が沖縄で新たに接收しようとしている一万二千エーカーも現在九州にいる第一海兵師団の移駐用であり、米極東軍が沖縄の土地収用を断念するとなると、それだけ日本からの米軍撤退もおくれるという懸念からきているようである。だが沖縄問題に限らず重光外交はこれまで幾度びかその多面外交のせつ劣さをさらけ出してきているが、これも端的にいえば、まだ一人歩きの出来ぬ日本の弱さが大きな原因をなしているといえよう。

向米一辺倒から多面外交へとふみき

つてはみたものゝ鳩山内閣の無定見な外交が常に野党側の集中攻撃を浴びていることは周知の通りである。対ソ交渉を敢行したり中共貿易使節を迎えるなど何らかの期待も持たれ国際情勢の新転機を待ち望んだものの一向に新転機がおとずれてこないというのが日本の政情である。

こういつ政情の下にかゝる弱腰の日本外交に何を期待するというのか、期待する方が間違つているかもしれないが、それでもなお強力な対米折衝を要請しようということは沖縄の直面する苦悩がひとり沖縄だけの問題でなく、その責任は本土も共同に負わねばならぬ筋合いのものであるからである。

戦争で十数方の犠牲を出し、そのうえ祖国からも切り離されるという宿命は当然本土政府の責任においてその悩みを解きほぐされねばならない。

日米両国は民主主義陣営のワクの中で協同しつゝありながらも日本は小笠原、沖縄を米国におさえられて思うようにならず、一部日本領土にまで侵入してきたソ連に対しては理論上はその不当をなじることは出来ても現実的にはそれらの領土が今なお占領されているのである。日本の自主独立の外交などまだまだ望めそうもないがそれにし

ても沖縄の土地問題はいわば一国の領土にもつながらる重大な問題だけに祖国の奮起と強力な対米折衝を要請せずにはおれないのである。

琉球が太平洋の孤児としての異例な地位に終止符を打つ時期は米国の握るところとはいえ、その時期を早や目に招来させるのも国際情勢にかゝることは勿論だが先ずもつて日本の強い意思を明確に打ち出してくれることをこの際強く祖国に訴えたい。

沖縄の世論は各市町村住民大会でもすでに帰一され、祖国同胞の世論も沖縄の土地問題をめぐつて沸き立っている。今こそ本土政府はその責任において沖縄住民の意思を国際外交場裏に強く打ち出して世界の正義人道にも問うべきである。派日する住民代表もすでに決定した。弱腰な日本政府の尻を沖縄全住民、祖国同胞の燃えさかる雄叫びで強くおし上げてもらいたい、沖縄の土地問題は日本の土地問題であることとをこの際はつきり理解させねばなるまい。

既に一千二百万円使うノ移 住資金ノ銘効などの代替 地購入に

〔沖タ・朝 1956・6・23〕

ブライズ勧告の全文発表により政府が特別会計化をすすめていた六億八千四百万円の移住資金は一万二千エーカーの新規接収を前提としたものであることが判明、これまで「新規接収とはならん関係ない」とたかをくくっていた行政府はこの重大さにあわて予算組替え案をやりだすという事態に追い込まれている。これまでに該移住資金の到着を見込んで民政府立替資金として出された金額は一千二百四万五千八百六十六円に上つてることが明らかとなった。これは去る一月六日付民政副長官書簡「代替地購入資金立替えについて」に基き真和志市銘効、読谷渡具知、宜野湾村伊佐浜の軍用地立退き者に対して十六力年半の期間で長期貸付されたもので返済は毎年の軍用地料をもつて充てることになつてゐる。

〔注〕 書簡要旨

一、米国民政府は琉球政府に資金を立替える。この立替え金は土地使用料として受領した支払金及び米国民政府より移動及び開発費に当てられている資金をもつて償還するものとす。

一、立替え金の管理及び会計は琉球政府が行う。

四原則貫徹実践本部も設置 ノ五者協議会に拡大ノ市 町村議長会を加えて運動 推進

〔琉新・夕 1956・6・23〕

軍用地四原則を貫徹するために二十二日の四者協議会で市町村議長会議長会を加えて「五者協議会」に拡大することを決め、運動を強力に推進するための組織を明確にして次の決議を行つた。

一、市町村議長会議長会を加えて「五者協議会」に拡大、改称する。

一、「五者協議会」は意思決定機関とし神村副主席を司会者とする。

一、五者協議会の意思決定を執行する機関として「四原則貫徹実践本部」を設ける。その具体的実践については各団体と協議して行う。

実践本部に「実践本部長」をおき与儀議長を実践本部長とする。

二十三日あさ十時から副主席室で神村副主席、真喜屋法務局長、瀬長経済局長（行政府）、与儀議長、安里、大湾、松井、大山、新里（善）、知念、宮城の各議員（立法院）吉元、兼島、比嘉秀盛、渡慶次（市町村長会）桑江、真

栄城（軍用地委連合会）の各氏が出席して四者協議会が開かれた。

軍用地四原則貫徹の運動を強力に展開するため住民の意思決定機関や実践組織の確立が必要だとして具体案の審議を行つた。

まず、安里議員、大湾議員から四原則貫徹運動の意思決定機関は今までの立法院、行政府、市町村長会、軍用地委連合会の四者だけとせず、十七団体連絡協議会の構成団体も参加させるべきだとの意見が述べられたが、兼島市町村長会副会長、与儀議長、知念議員から四者協議会の構成は軍用地主の連合会と琉球で最も住民を代表する公けの機関から成つてゐるから現状でいいとの主張があり、真栄城守行氏からも軍用地問題は経済問題解決のために政治力を結集しようとしてゐるので他の政治運動にそれではならない。十七団体は文化団体が主であり四者協議会と合

体して同等の発言権を持たせることは、四者の政治責任をアイマイにするとの強硬な反対意見が出た。

協議の結果、住民運動の意思決定機関としては四者協議会が当ることに決つた。

さらに実践機関としては、「四原則貫徹実践本部」をおき与儀立法院議長を

実践本部長とすることになつたが桑江軍用地連合会長から実践運動に備え、

「全住民がすぐ動員できるよう」各市町村に二名の連絡員（大部分が市町村長と議長）と運営委員一名を設置の手配ができてゐることが報告された。さらに市町村議長会議長会（会長伊礼正幸氏）から要請のあつた同会を四者協議会に参加させることについては、地方自治体の議決機関として住民の意思を反映させる代表的な機関であり、参加させるのは当然だとして全員一致で承認、従つて四者協議会の名称も「五者協議会」に改称することにした。正午散会。

夜空にこだます” 国土を守れ”ノ第二回住民大会ノ誓いも新たに十万余ノ最

高潮の”無抵抗の抵抗”

〔沖タ・朝 1956・6・26〕

二十五日の第二回住民大会はよる八時から那覇高校、コザ諸見小学校の二会場で約十万余の参加者を集めて催された。ジグザグ行進、”幸せの歌”合唱

で幕をあげ、各代表の演説、自由討論が深夜零時を過ぎる迄つづき、悲痛な”無抵抗の抵抗”の叫びは世界にとどけと星空にこだましていた。

那覇会場

四原則貫徹の那覇地区住民大会は軍用地問題対策連絡協議会主催で二十五日ばん八時半から、那覇高校で開かれた。「ノー・ステール・オキナハ」(沖縄を盗むな)「プライズ勧告を葬れ」、「祖国よ！沖縄の血の叫びに応えよ」などのプラカードも夜空に高く、場内は約五万余の参加者でぎっしり埋まり神村副主席、真栄城守行、安里積千代、屋良朝苗、瀬長亀次郎氏等の各知名士や琉大生等の演説で場内は湧きたち、「土地を守るつ」の誓も新に、深夜一時ごろ散会した。その日の模様、あらましは次の通り。

：開会に先だち、琉大生、商科学院の生徒が会場でジグザグコースによるデモ行進をやり、大いに士気をあふつた。開会となると、琉大生が登壇、スクラムを組んで「しあわせの歌」を合唱、場内から割れるような拍手がおこつた。

：議長団には、屋良朝苗、竹野光子、瑞慶覧長仁氏等を選出、大会は秩序よく進められた。

五者協議会を代表して神村副主席が壇上に立ち、「四原則の線であくまで進もう。闘争方針を土地問題にしばつて、八十万住民の自治能力を示そう」と語

り、つづいて土地連合会代表真栄城守行氏が「一括払いになつたら土地が騰貴し、失業者が増え、経済的混乱、社会不安が来る」と力説、「アメリカの富、自由、繁栄のために基地が作られるであろうが、沖縄の犠牲の上に築かれてはならない」と結んで、満場拍手の中に降壇した。

：屋良教職員会長の意見開陳に移る、前演壇近く参加者の一人が「本土派遣代表を全参加者で激励したい」と緊急動議を申し出、直に採択されて安里積千代、知念朝功、新里善福、翁長助静の四氏が登壇した。あらしのような拍子。本土特派員のアイモがジーンと回り強烈な電光が明滅する。四氏の頬がみるみる紅潮、感激に目をうるませながら「全住民の意志を本土政府へぶつつけてくる」と固い決意を披瀝した。全く劇的なシーン。

那覇市会／首里の名称復活

八月から／固定資産税は減る

〔沖タ・朝 1956・6・26〕
去る十五日開会した那覇市会は昨二十五日閉会した。可決された議案の主なものは次の通り。

五七年度予算 総務財政委員会で、

才入才出とも、市の原案一億一千八百九十八万八千三百九十四円を七十四万三千百三十八円減じて、一億一千八百二十四万五千二百五十六円と修正、委員会の修正案通り可決された。削られたのは才入面では、昨年からの市民の不評を買っている固定資産税で、市の案より一〇%減つて一千七百二十八万七千九百八十八円となつた。土地売払代金は市の案より三十万八千円も増えた。

才出面では、役所費が五十一万五千五百三十八円が削られた。これは市長の乗用車四十六万円と、それに伴う運転手給料、手当、燃料費などで、市会は市長に高級のポテイヤックを買つてやるつという予算を全然認めなかつた。株式購入費も三十万円の計上から七万二千元に削減された。これは沖縄銀行へ市が六〇%払込みで五百株投資してあるのを百二十株に減じたもの。

首里の町名変更 五四年九月一日に編入された旧首里市の区域内の凡ての町名に、「首里」の二字を冠し、来る八月一日から実施する、という市長提出の議案が議決された。由緒ある「首里」の名称を永久に保存しよう、という意図から出たもの。

那覇都計21%が完成／来年度から五カ年計画で施工

〔琉新・夕 1956・7・6〕

去る三月二十三日那覇都市計画告示により那覇都市計画事業の全容が決定したが、最近那覇市でまとめられた都市計画事業出来高表によると三十一億余の総事業費のうち五十六年度内に六億円余が執行され、六月十五日現在で事業の二一・一二パーセントが完成している。

那覇都市計画の全部が完了するには三十一億八千四百四十二万四千六百十三円という巨額の金が必要でその内訳は
道路事業費十八億四千七百二十二百円。
橋梁事業費一億四千五百四十九万五千円。
河川排水事業費一億九百九十九万八千円。

造園並木事業費二千八百三十万円。
埋立事業費二億八千九百八十四万五千円。
墓地整理事業費二千八百八十万円。
区画整理事業費二億六千三百七万四千四百十三円。

下水道事業費四億円、となつている。六月十五日現在の事業完成率は河川排水事業が一番高く四一・四九%が完成

しており、つぎは道路事業の二五・五
一％である、続いて区画整理事業の二
四・二％、埋立事業二〇・七％、橋梁
事業一・六一％、ぐつと低くなつて
造園並木事業が二・四一％墓地整理事
業一・一八％となつている。五十二年
に都市計画事業に着手してから五九年
間でこの成果をあげているわけだが、
今までの速度で事業が進捗するとすれ
ば完成するまであと二十年はかかる
ことになる。そこで那覇市としては来
年度から財政面をにらみ合わせて第一
次五カ年計画を樹立、これにより重点
的に都市計画を実施し五カ年計画終了
時には都市計画に一応のメドをつけよ
うとしている。すなわち三十一億円余
の事業費総額には現在使用している道
路の拡張、舗装など比較的不急な工事
も含まれているので現在ぜひ必要であ
る造園並木工事などを第一次五カ年計
画におり込み、都市計画事業の一応の
形をこれで整えようといつものである。

花城都計課長の話 三十一億円余に上
る巨額の都市計画を那覇市の自己財源
だけでやるのではあと二十年以上もか
かる。幸い首都建設法も立法されてい
るのでその面からも補助があると思つ
ので来年度から第一次五カ年計画を立

案、この計画終了により那覇の都市計
画に一応のメドをつけることにした
い。

問題化する当間発言ノ

一括払い賛成”の波紋ノ正
に悪商人の代弁ノ「糾弾
へ」と一般の批判高まる

〔沖タ・タ 1956・7・19〕

先に来島した米国コロンビア放送テレ
ビ記者ピーターポイント氏と会見した
那覇市長当間重剛氏はピーターポイン
ト記者の質問に「所有権を獲得しない
という前提で、適正補償を認め、経済
変動を起さないなら一括払いも反対で
はない」と答えたと云われる（本紙十
六日朝刊既報）この当間発言は四原則
貫徹、プライズ勧告拒否の全住民総抵
抗運動の中で、反響を呼び本社にも団
結の共調を乱すものとして糾弾せよ、
との投書も寄せられ、悪商人の代弁を
するものであると一般の批判も高まつ
ている。軍用地連合会でも来る二十一
日開かれる同会総会で討議が予想され
ており、連協の新里教職員会事務局長、
高原社大党総務部長らは、十八日午後
五時から行われた「土地を守る会」結
成のあと、同会として慎重に検討する
と現在のところ一切「ノー・コメント」

当間市長、発言を再確認

問題の那覇当間市長を市長室に訪ねる
と「私の知つている範囲でも経済的な
面で生活の困窮から一括払いを希んで
いる人は多い。この人たちを法的に抑
えることは出来ない」と前置きして次
の如く所信を述べている。

当間市長の話 フイ・タイトルの解釈
についてアメリカ側は、処分権を有し
ない所有権の移転だといつていたし、
それならばよい。しかし、日本経済新
聞の報じたように処分権を含むという
解釈に立てば、土地の完全買上げにな
るから自分としても真向から反対だ。
現在一括払いを待つている人が多いの
も事実で、利口な人たちは借金してす
でに代替地を買求めている。その借金
は一括払いの金で払うという考えた。
一括払い拒否が全住民の意志であると
いふのは当らない。自分の発言に対し
て非難の多いことは十分承知している
し、直接注意する人もいるが、自分と
してはこの問題の衝にある五者協の人
たちが冷静な打開策を考えて欲しいと
いう意味でいつたものだ。自分の考え
では四原則貫徹ということもよいが、
現在の行き方はまずい。
ただ進むことだけ知つて退くことを知
らないからだ。これでは壁にぶつつか

るほか道はないし、解決の道はない。
一応の妥協—この言葉が誤解を招くよ
うであれば打開の道を教えてほしいの
だ。

その妥協—打開をどの点に見つける
か、というのが五者の仕事になるので
はないか。地料も年々歩み寄りをみせ
ているし、来年、再来年と好転するだ
ろう。総辞職などと壁にぶつつかるだ
けではどうにもならん。とかく総辞職
で政治的効果を狙うとかいわれたが、
示威運動ではいけない。打開の道を探
すべきで、そのために冷静になつてほ
しいという考えでいるだけである。

とかく基地撤廃を目標にしているわけ
ではなく、保有を認める前提に立つて
いるだけにこんな矛盾が出てくるわけ
である。

私が渡日代表を断つたこととこの問題
とは自ずと別である。

住民の戦列を乱す

沖青連副会長尚詮氏の話 全住民が四
原則を貫徹するという点で団結し、そ
れが全住民の総抵抗という形で打ち出
されている際に首都である那覇市の市
政担当者の当間市長が斯かる発言をし
たということとは憤慨にたえないし、ど
ういう意味でいわれたのか疑問であ
る。これは力強く結束した八十万住民

の戦列を乱すものであり、今後ともかかる言動を内部よりおこせしめることを警戒しなければならぬ。本土でも現地の足並みが揃わない等と報道されておる折から遺憾というほかない。ただ、現地における色々な形の内輪モメをわれわれは出来るだけ内輪で解決し、対外的に悪い影響、印象を与えることは避けるようにしたい。

しかし乍ら当間市長の言葉は先の渡日代表団派遣拒否の件とも関連して近く十分に検討しなければいけないだろう。

ひとりよがりの言ノ断じて許せぬ
桑江土地連合会長の話 新聞報道のあった翌日すぐ当間氏に電話でたしかめると経済的な問題からみてそういった迄で、フイ・タイトルの問題が明瞭にされなければ反対するとの言分だった。これは沖繩の実体をしつかりつかんでいない一人よがりの言であつて沖繩の将来を捨ててかえりみない二、三の悪商人達の代弁的な役割を果たしており断じて許しておけない。当間氏はもつと慎重に考えて物を言うべきである。話した相手が米国々民に大きくむすびつくコロンビア放送の記者であつただけに当間氏の言動は問題が余りにも大きい。

誠に遺憾な発言

与儀立法院議長の話 既にプライス反論によつてすべての方針が決定されている時に当間市長の談話は問題をアイマイモコたらしめ、相手に乗ずるスキを与えることになりまことに遺憾である。四原則貫徹は既に全住民の意志になつてゐる。

一括払いに無理解

社大党平良幸市議員の話 あらゆる角度から審議検討の結果、全住民の最低要求として決定した四原則の貫徹に対し、任命主席も、立法院も各種団体も立上り、各地に土地を守る会が組織されつつある今日、指導的立場にある人から一括払い賛成の声を聞くことは誠に遺憾である。それは一括払の意義について無理解のためであろう。しかし真に生活からじみ出た考え方を持つ住民はこういう言葉にいささかも迷うものではないと信じ、ただこういう個人のために悲しむものである。

辞職を要求

人民党島袋嘉順氏の話 当間市長の談話について那覇市民は勿論、国頭の山の奥でも「デタラメだ」との言葉が聞かれてゐる。私たちは十一万市民ならびに八十万沖繩県民更に八千万の祖国同胞に対しても那覇市議として責任を

とり、当間市長の辞職を要求する。当間市長は六月十一日の那覇市定例会において議員の質問に対し「四原則貫徹は沖繩の国論だから私も賛成だ。これについては市町村長会と行動をとともに」と答弁しているが、その裏をかえすようにこの談話である。この人は民族の裏切り者であり、もはやいかなる公職にも留ることができない事を自ら証明してみせた。

あす市会で責任追及

十九日あさ十時半から那覇市会の総務財政委員会が開かれたが、ただちに休憩に入つて問題の当間談話について話合った。

どうも当間市長の態度がはつきりしないのは困る。一体市長はどういう考えなのか。前の議会で四原則を承認したのはどうなるのか。といった意見や、また十九日に那覇市でも土地を守る協会の下部組織が作られる予定だが、これは当間市長の名で招集されてゐる。かように一括払い賛成だという市長が土地を守る会を招集しているのは可笑しい、と疑問も出された。結局、委員会としては四原則貫徹が議会の方針であるので二十日からの臨時議会へき頭全議員にはかり、動議として市長の責任を追及することになつた。

会長に当間市長／那覇市土地を守る会結成

〔琉新・朝 1956・7・20〕

十九日午後二時から那覇市美栄橋の教育会館で那覇市土地を守る会の結成大会が行われた。当日は各種団体代表約百名が参集、全那覇市民が一丸となつてプライス勧告粉碎に当る決意を固めた。

土地を守る会は那覇市役所に事務所をおき、全市民で組織、各区に支部および班をおく。軍用土地無期限使用料の、一括払いの企図、新規接収に反対し、かつその実施の事態が発生した場合は各方面と連絡折衝を行い、解決促進、阻止対策に当る。その他軍用地問題解決に当ることになつてゐる。結成大会で選挙の結果、会長当間重剛氏、副会長仲本為美氏、同泉議長、同嘉手納助役が決まり、早急に新規接収に対しゆるがぬ決意をとることになつた。

当間会長の話 この問題は長期間にわたるきわめて困難なもので、新しき決意をもつて目的を達成したい。

那覇市議会ノ「一括払い賛成」吊し上げノ当間市長の言質追及さる

〔琉新・朝 1956・7・21〕

コロンビア放送記者に「一括払いは必ずしも反対ではない」と言つたことから種々な論議を巻き起した当間那覇市長の放言問題は、二十日の那覇市議会でも議員側から激しく追及された。この日傍聴席は満員という状況の中でまず赤嶺慎英議員、続いて島袋議員と当間市長の言辞を追及、市長も再三答弁に窮しシドロモドロという場面を見せたが主な質疑はつぎの通り。

赤嶺 四原則貫徹は全住民の世論であり市会もこの貫徹を決議している。だが当間市長は一括払いに賛成といつているが、これに対して市長の真意をききたい。

市長 農村では広い土地が必要だが、那覇のような都市では一括払いを希望するものもある。アメリカが使用している土地が自分の手元に返すには時間がかかるので、他から金を借りることになるが、その時は一括払いが良いわけだ。直面している問題はカベにぶつかる恐れがあるので、一歩退つてその打開する道も考えたいという意味でそういうのであり、四原則貫徹に対す

る私の考えは全然かわつていない。

赤嶺 重大な今の時期において政治的に一歩退るといふことは住民の結束をみだすようなものだが。

市長 妥協ではなく打開策を考えたい。私人当間の言くらいで住民運動にヒビが入ると思わない。

島袋 市長がコロンビア放送の記者に会つたのは私人としてか公人としてか。

市長 そのへんは確でない。

島袋 たとえ私人としての資格のもりでも聞く方では指導者の意見として受取るが。

市長 そうだ。

島袋 市長はさきの議会で「市町村長会と行動を共にする」と言つていたが、こんど一括払い賛成云々に対して世界の影響がどんなものか結果を考えていたか。

市長 意識していたかも知れない、カベにぶつかるのが恐いので、事前の打開方法として一括払い云々の言葉が出たがこれは一寸まずかつたかも知れない。反米運動になる危険もあるので適当な時期に打開策をこつづる必要があると思つ。

鳥袋 一括払いについてどう考えるか。

市長 フイタイトルは買上げではなく借地だと思つ、ところが米国ではアメリカが所有権を持つと日本経済新聞は報じている。私は所有権があつても処分権はないと思つ。

赤嶺 一括払いに賛成するものがないときそれを説得して四原則貫徹に参加させるだけの熱があるか。

市長 地主だけでなく全住民に四原則の趣旨を徹底しなければならぬと主張したのは私だ。ところが現在土地をアメリカに取られてセツパ詰つた人をどう救済するか考えなくてはいけないと思つ。

島袋 この場合、一括払いをしなくても地主が生きていけるよう政府の責任でちゃんと行うべきである五者協議会では政党その他の独走をいましていてるが当間市長の今度の言動は完全な独走である。

宮城 四原則は正しいと思つるか、また渡日代表および本土の動きをどう思つるか。

市長 四原則貫徹に変わりはないが、長期の行詰り解決策も考えなければいけないのだ。日本の同胞の動きには感謝しているが、反米的な運動も相当あると思つ。

宮城 日本の同胞が反米的というの

か。
市長 私の情報ではそうなつていない。

宮城 市長は土地を守る会長となつているが、一括払賛成と矛盾を感じないか。

市長 土地を守る会は一会長の方針で決まることはない、みんなで運営するのだから心配ない。

宮城 住民の正しい意見を聞くというのか。

市長 そうだ。
なお島袋議員から「市長は責任を取るべきだ」と迫る場面も出たが、結局市長の態度がはつきりしないうちに質疑を打切つた。

なお当間市長がコロンビア放送のテレビ記者ピーター・ポイント氏の質問について答えたという言辭は次のとおり。

”米国が所有権を獲得しないという前提で、沖縄側が主張する適正補償を認め経済変動を起さないのなら、一括払いもさして反対でないとと思つ。”

当間放言追及ノけさの那覇市議会

〔琉新・夕 1956・7・23〕

米人記者に”条件付なら一括払いは必

ずしも反対ではない”と語つたことから尾を引いた当間那霸市長の放言問題は、“四原則貫徹”という線の一つにまとまつた全住民の結束をみだすものとして各方面から当間市長追及の声があがつているが、二十三日の那霸市本会議で当間放言が再びとりあげられ市長の責任が追及された。が午前中では結論に至らず午後一時から再開、さらに市長放言を追及する。

赤嶺 当間市長の放言については首里青年会、小祿の住民大会で問題となり退陣要求の決議までしているが、これに対し市長はどう考えているか。

市長 二十日の議会でもいつた通り、四原則貫徹の努力に変わりはなく、これにヒビを入れようとは考えてない。従つて退陣は考えてない。

鳥袋 一括払い賛成云々の真相は。市長 “さして「反対せず」といつたのでありサン成ではない。

宮城 四原則は住民の最小限の要求ということを知つていてそれに含まれている一括払いをサン成したのか。日本の国民運動は反米というのが具体的な理由は、

市長 カベにぶつかるときが必ずくる。そのとき私の言つた線で折衝する。赤嶺 放言に対してこれはしまつた

という感じはないか。

市長 時期的に私の発言がまずいというなら取消してもよいが、崩れない見通しがある。

鳥袋 市長の一括払いはプライス勧告の一括払いとはちがうのか。ちがうなら相違点を説明して貰いたい。

市長 また誤解を招くからいわない。この方策で解決しようと私がいつても今更誰も私のいうのは聞いてくれないだろう。

なお当間市長の退陣についての市会での正式な意思表示は午後には持越された。

“貴方はやめなさい” / 首里青年会 / 当間市長へ決議文渡す

議文渡す

〔沖タ・タ 1956・7・23〕

首里各区青年連絡会代表城間健君他五名は、二十三日午前十時半那霸市役所を訪れ二十一日夜の同青年連絡会で決議した

一、当間重剛氏を那覇市長として不適任と認め、即時退陣を要求する。

二、当間重剛氏を那覇市土地を守る会々長としての資格なしと認め、即時退陣を要求する。

この決議文を当間市長に読み上げ手交した。更に泉議会議長にも同様の決議

文を手交し善処を要求した。

首里青年連絡協議会長仲松庸全氏の話 四原則貫徹をスローガンにして全

市民を先頭に祖国八千万同胞も闘つて

いる時、いやしくも那覇十一万市民の市長である当間氏が一括払い賛成といつたことはこの闘いの戦列をみだすものである、なぜなら一括払い賛成は四原則に反対したのと同じだからだ。

このことが内外に及ぼした影響は取返しつかないものであり、われわれは当間市長に対して、

市民として退陣要求の権利を行使して市民の団結を固めようとするものである。

那覇市議会 / “当間言質”

陳謝でケリ / “人さわがせな発言だつた”

〔琉新・朝 1956・7・24〕

「夕刊一部既報」二十三日の那覇市会

は“一括払い賛成”の当間言質を野党系の議員から鋭く追及、当間市長の引責退陣の話まで出たが、午後再開された本会議で当間市長が“人騒がせな発言をしたことをわびたい”と陳謝、人

民党を除く全議員が市長の陳謝を認め

たのでこの問題に対する質疑を打切つた。

赤嶺 市長放言は重要な影響を与えているがその責任を市長はどうとるか。

市長 四原則を貫徹しようという私の決意に変わりはない。ただ運動が壁にぶつからん方法として“一括払い云々”の発言をしたのだが、これで住民の四原則貫徹の決意にヒビが入るとは思わ

ず、那覇土地を守る会長、那覇市長とも辞める考えはない。しかし本当にヒビが入るようなことがあれば退陣を考

える。

赤嶺 四原則貫徹の気持を持つているにも拘らず“一括払い云々”を放言してしまつたとは思わないか。

市長 時期的に私の発言が早く、住民の団結がこのため崩れるというなら取消してもよい。だが崩れない見通しがある。今後の私の行動を見てくれたら

異心のないことが分る。

鳥袋 国頭の例でも分るように住民はどんなことがあつても土地を守ろうと

いう決意にもえている。当間市長は“垣花に一括払い賛成がある”といつて

いるが、これは二、三年前一括払いの正体を知らないために起つた考え方で、今ではこういう考えはないのに市長はこれを利用している。

市長 生活権を守るといふのが基本問

題で、適正補償は強く要望すべきである。四原則の範囲を脱しないが、生活権を守ることは望ましいが、ある程度妥協することも必要だ。

鳥袋 市長の妥協策というのは将来に對するものではなく、現在の妥協策か。市長 土地を使われているのはあきらめ、進んで使わしてはならない。しかし適正地代ということは貸すことを認めることになる。(言葉をにこして意味が判然しない)

鳥袋 市長の考えている一括払いはブライヌ勧告の一括払いとはちがうか。市長 ちがう。だが誤解を招くおそれがあるからはずりしたことは言えない。五者が聞いたら進言してもよい。鳥袋 市会が聞きたいといつても言えないのか、市長が必要というなら秘密会を開いてもよいが。

市長 時期が早い。
鳥袋 米人記者には話しても市会には話せないというのか。
市長 そうではない。さらに誤解を招くおそれがあるから言わないのだ。
鳥袋 いわなければますます誤解を招くことになるが。

市長 私の考えを公開し、今さら住民とともに前進するといつても誰も聞いてくれないと思う(投げだすようにい

う)

鳥袋 住民の口がうるさいからいえないというのか。

市長 そう思われても仕方がない。ここで真栄田議員から議員全員が当間放言にたいしての見解をはつきりさせるべきだという発言があつたが採決の結果、午後に決定を持ち越された。午後一時三十五分再開、仲井真議員が質問する。

仲井真 市長は四原則支持の決意は変わらないといつていますが、当間放言の悪影響を認めるなら陳謝して住民の先頭に立つて闘うことを表明せよ。

市長 四原則貫徹の決意は変わらないが、方法論が非難を浴びた。土地を守る会長を引き受けたのも身をもつてやつていこうという気持で引き受けたのである。私の言が人騒せをした点おわびしたい。今後とも誤解を招くようなことはしない。

長嶺 市長が陳謝して今後を誓つた私共もこれを了して市長の今後を見守り、質疑もこれで打切ろう。

人民党が発言を求めたが、泉議長が決を取り、そのまま質疑を打切つたが、人民党からさらに発言を求め、市長の陳謝は誰に対し行われたものか、放言は取消すのか」と市長の答弁を求めた

が少数で否決された。

競輪から手を引く／那覇市、議会の要望で契約破棄

〔琉新・朝 1956・7・24〕

二十三日の那覇市会本会議で久高友敏議員から「競輪会社との契約を破棄するよう市当局に要望したい」という動議が提出され、満場一致でこれを可決、競輪から手を引くよう要望することになった。これに対し市当局でも競輪問題が世論の反撃を食い、政府でも指定を保留している実情から競輪の廃止を考慮しているのでこの要望を入れ、競輪会社と契約の破棄について話し合つことになった。これで世論をわかつた競輪も事実上実施が不可能となつたわけである。

当間言質の責任追及／土地

守る協議会が声明

〔琉新・朝 1956・7・25〕

沖繩土地を守る協議会では二十四日理事会を開き、つぎのような当間那覇市長の放言にたいする声明書を發表した。声明書はきよあさ十時土地協代会から当間市長に直接に手交することになつてゐる。なおきよあさの定例理事会は午前十時から沖繩会館で開かれる

が土地を守る協議会の代表を本土に派遣することを話し合い代表の人選を行う。

【声明】 沖繩における軍用地問題の正しい解決は四原則の実現にありとする全県民の意志は既に立法院並びに度々の住民大会において決議され、広く中外に宣明されたところである。従つて昨年五月米国に派遣された六代表及び今次の渡日代表団もその意思を体して終始これが実現につくし本問題解決に對する県内における全県民の行動も四原則を基盤として行われているのである。祖国八千万同胞もまた四原則が沖繩県民の生存権を守る最低の要求であるとして確認し、現地沖繩に呼応して活発な運動を展開しつゝある。このようにして祖国八千万同胞と八十万県民がその意志を統一し不屈の団結を以て正しい解決に邁進しつゝあるとき現地沖繩の主都である那覇市の市長が四原則を自ら放棄し一括払いに賛成する談話を米国の報道関係者に發表したことは対外的に県民の統一に對し不信と疑惑をいだかしめ四原則貫徹に多大な支障を与えるものとしてわれわれの遺憾とするところである。われわれはこの際当間那覇市長が対外的に与えた悪影響を解消させ全県民の団結を強固

にするため自らの言に責任を負いその職を辞すべきであることを強調するものである。右声明する。

四原則貫徹新たに誓う／昨夜、首里で住民大会

〔沖夕・朝 1956・7・28〕

首里青年会、同教職員会、同婦人会琉大学生会共催の四原則貫徹首里住民大会は二十七日よる八時すぎから大広場で開催された。会場には開会前すでに五十余の市民が集まり、なお続々つめかける盛会だった。

まず主催者側を代表して仲松康全（青年会）嘉数ツル（婦人会）石川盛良（教職員会）上江洲清光（琉大）の四氏が登壇、四原則貫徹の決意を述べれば夜空に嵐のような拍手がこだまする。従つて招かれた青連副会長尚詮、立法院議員知念朝功、土地連合会長桑江朝幸、伊江島代表阿波根昌鴻氏らが立つて「祖父伝来の土地を一坪も売渡すな」と叫ぶ頃は大会気分はいやが上にも燃え上つた。
かくて大会の名において宣言決議を行った後、緊急動議として那覇市長、同土地を守る会会長、当間重剛氏に対する退陣要求決議が出され、これを満場一致で採択した。

（宣言要旨）今アメリカは自由世界防衛の美名の下に沖縄を原水爆の基地化するためにブライズ勧告によつて新規土地取上げと一括永久買上げを強行しつつある。これは領土権の侵害である。八十万県民は国土防衛と生存権擁護のために立上つた。世界はこの正しい民族の総抵抗を支持している。我々は四原則を死守する。そして国土を一坪も米国に売渡さない。

（決議）一、国土を一坪も米国へ売渡さない。一、軍用地代一括払い絶対反対。一、新規土地接收絶対反対。一、適正地代毎年払いの要求。一、損害賠償の要求。一、四原則を切崩す一切のデマゴギーを曝露し圧力を粉碎する。一、住民組織を構成しその団結を固める。一、独立と平和と民主主義を高くかけ祖国と民族を守るために闘い抜く。

真和志／四原則貫徹へ鉄の団結誓う／真和志と首里土地を守る結束強化

〔琉新・朝 1956・7・28〕

真和志市土地を守る会結成大会は、昨夜八時すぎから約三百名が集り沖縄劇場で開催、さきに軍用地問題で渡日した翁長真和志市長のあいさつ、会則審

議などがあつて、会長に翁長市長、副会長に護得久助役、森田市会議長、吉永同市特別土地委員長、それに支部長（各区长）などを選出、来ひんあいさつの後、次の決議文と当間那覇市長の退陣要求を決議した。

沖繩八十万住民の生活基盤である土地を、アメリカは終戦十一年間にわたり自由世界防衛の美名のもとに一方的に広大なる土地を接收し、人類を滅亡に導く原水爆の基地を設置した。この間我々は幾多苛酷な犠牲の下に血と涙の悲劇を積み重ねてきた。加うるに惨極りなきブライズ勧告は我々の生きる為の最低要求である四原則を踏みしよつと、八十万同胞の生存を否定しようとしている。このときに当り、我々六万真和志市民はここに鉄の団結を以つて一糸乱れず行動し、祖国八千万同胞の期待に呼応し、組織を強化し土地を守る態勢は確立した。今こそ我々は如何なる困難も克服し、「正義は必ず勝つ」という固い信念のもとに右宣言し、次のとおり決議する。

我々真和志市六万余の市民は、強固なる意志と鉄の如き団結を以つて八十万住民の福祉と繁栄のため四原則貫徹を誓う。
一、如何なる権力並びに武力にも屈せず領土権、所有権を確保する。
一、如何なる富を積んで買上げを強行せんとするも、われわれの生活並びに沖縄経済を混乱に導く一括払いに絶対反対。
一、人類を滅亡へと導く原子兵器基地拡張のための新規接收に絶対反対。
一、生活権擁護のため、無策の低廉なる賃貸料の適正補償を要求する。
一、人権を無視し我等にぼう大なる損害を与えた米国政府に対し、適正なる損害賠償を要求する。
一、沖縄の現状に添わない民族性を無視した布告、布令の改廃を要求する。
一、われわれは一糸乱れず歩調を合わせ、一人の落こ者もないよう相互に連けいを保ち、互恵の精神に立脚し行動する。
一、われわれはブライズ勧告に反対するものであつて、在留米人に対して憎しみをもつものではない。

一坪たりと売り渡せぬ／参加十五万・昨夜の県民大会／夜空どよもす団結の誓い
〔琉新・朝 1956・7・29〕
プ勧告粉碎をめざす八十万住民の固い

決意は二十八日の四原則貫徹県民大会で最高潮に達した。大会は定刻午後八時キツカリ那覇高校庭で開かれ、開会前午後五時校庭に到着した日の丸鉢巻きの琉大、帰省学生生のデモ行進に続いて全島各地から四原則貫徹の決意も新たに集った諸団体五千もデモ行進に参加「ワツシヨイ」「ワツシヨイ」と氣勢をあげ、大会気分は最高潮に達し、琉大、帰省学生歌声センターの音頭で「若者よ」「平和を守れ」「しあわせのうた」を全員合唱快晴の夜空にこだまし老幼男女約十五万による「団結の力で国土を守ろう」との集会は前回の住民大会をしのぐ歴史的な大集会となった。

大会は土地を守る協議会副会長長瑞ヶ覽長仁氏から「一人のガンジーより八十万の団結が強い」と力強い開会あいさつがあつて議長団に沖繩教職員会中央委員島袋良安、沖青会長瑞ヶ覽長仁、公民館連絡協議会長山田栄一の三氏が選出された。続いて渡日代表の報告があり安里、知念、新里、翁長の四氏から「いかなる軍事問題よりも人道問題が優先すべきで、軍事優先をとえぬのは最早、野ばん人のいうことだ。八十万住民の抵抗には祖国八千万の同胞があり、そしてアジア、アメリカ力を含

めた世界の良心がわれわれの味方である。四原則貫徹に住民は丸となつて団結を崩すことなく邁進すべきである」「問題解決は長期かつ困難な道を皆さんと共に歩まねばならないことが予想されるが、本土同胞を動かした大きな原因は四者が政党政派を越えて総辞職を断行する……という現地の悲そうな決意にあつたことにあり、最後までその線を崩してはならない」と日本政府や全国民の強いバックがあることを強調して初志貫徹を叫び、満場の拍手を浴びた。

烈々訴う土地を守る叫び

四代表の報告に次いで次のとおり会員の演説に移りいずれも烈々たる意見を發表、四原則貫徹を訴えた。

古我地勇君（琉大学生会長）ブライヌ勧告は八十万住民にいままで押し殺して来た人間としての感情——生きるための権利を叫ばず動機となつた。アメリカの偉い方たちは口を開くと沖繩を重要な戦略拠点と言ひ、領土的野心はないという。これは馬鹿の一つ覚えであり、彼等の領土的野心云々……の言はブライヌ勧告によつて完全にくつがえされ、これを立派な報告文として賛辞を送つた政府首脳部の言は領土的野心があることを裏付けるものである。

われわれは人間としてのあるべき自由をかちとるためにぜひともこの闘いに勝たねばならない。この長期を予想される闘いの中でわれわれが注意しなければならぬのは裏切者である。

帰省学生代表宮城君 われわれは本土の新聞等で一応住民の盛り上りを聞いていたがきょうこの大会で大校庭を埋めつくす二十万住民に今更のように驚き、住民の闘い抜こうという熱意を読みとることが出来た。ブライヌ勧告はアメリカの腹の中をさらけ出してみせた。十年間も沖繩住民を苦しめ続けて来たアメリカはまた新規接収をやると言ひ出した（正に獣だの声あり）彼等は、沖繩の人達がブライヌ勧告反対に立ち上つている闘いの最中に空からガソリンをふりかけて伊江島の農作物を焼き払つた。極悪非道——人間としてなし得ないことだ。彼等は土地は世界平和のために必要だと言つているが今世界は平和だ。彼等アメリカこそ沖繩の土地をとりあげて基地をつくり戦争を起そう——世界平和をぶちこわそうと

しているのだ。彼等のコンタンは異民族の犠牲の上に平和を打ち樹てようと言つのだ、われわれは学生だ、父兄が金を送るから勉強も出来るのだ。その金のなる土地を取られたらわれわれは

勉強も中絶しなければならぬ。だからこそ学生の身でも闘い戦列に加わらねばならないのである。

平良幸市氏（社大党書記長） アメリカが生んだリンカーン、ジエファソンら三偉人の魂は、アメリカのこの十年間にわたる沖繩統治の姿を何とみるであろうか、共産主義を防ぐといつて平和の民——八十万沖繩住民を虐待している現在のアメリカの姿を何とみるであろうか。住民の四原則貫徹は沖繩住民の生きるための最低の願いである。われわれはいかなるかん難にぶつかつてもあくまでも手を握り合つて闘い抜かねばなりません。

瀬長亀次郎氏（人民党書記長） 意見を述べる前に四代表と、悪法である布令九号を尻目に那覇高校グラウンドでこの大会を持つことを許可した勇敢な那覇高校区連合教育委に心から感謝したい。このことはこんこの学校使用に良い前例を残したものである。アメリカは二年間も闘い続けて来た伊江島の真謝区の農作物に空からガソリンをぶつけて放火した。東村でもアメリカは砂泥棒を続けている。一リツトルの水も、一粒の砂も、一坪の土地もアメリカのものではない。空気はわれわれがたゞで吸わしている。水は飲むだ

けでなくコーラやジュースを作つてつんと儲かっている。やがて不買同盟も起るであろう。われわれは対米非服従運動を起さねばならない。

斯くて決議に入り別項の通り一、布令改正六号撤回 二、県民代表祖国派遣三、当間市長辞職要求 四、比嘉主席辞職要求の四つの動議が提出され満場拍手のうちに可決された。

なお比嘉主席の退陣要求決議後一人の青年が起ち「主席にこの会場で辞職要求を決議することは絶対反対」と叫んだため満場騒然となり、一部の人が発言した青年を小づき回すという場面も見られたが、議長団の処理でことなきを得た。続いて県民代表に決定した社

大党兼次佐一氏、人民党瀬長龜次郎氏を代表して兼次氏が壇上に起ち「日本同胞に沖縄の実情を訴えてくる」と決意を披瀝した。

最後に再び全員による「土地を守る歌」の合唱があり午後十二時すぎ瑞々覽青年会長のリードで万歳三唱をとえ閉会した。

くり出した琉大デモ隊ノ沿道に沸き上る拍手と声援浴びて
：那覇高校の県民大会場までデモ行進を行い「四原則貫徹」の琉大学生会では、きのう午後四時過ぎから約四百

余名の男女学生が手に手に「アメ公帰れ」「土地強盗はやめよ」「伊佐浜を忘れるな」「裏切者を葬れ」「死んでも土地は売らない」などと大書したプラカードを持つて、同学女子寮入口のあや門通りから那覇高校までデモ行進を行つたが、

：三組に編成されたデモ隊は「若人の歌」「幸せの歌」「原爆許すまじ」「平和を守れ」を力強く合唱しながら、首里署前から山川入口を経て安里三差路へ、同三差路では待機していた帰省学生約五十名も合流、牧志大通りへと進んだ。

：国際通りに入ったデモ隊は、市内目抜き通りで、「ヤンキーゴホーム」「平和を守れ」その他「比嘉主席、当間那覇市長退陣せよ」などとプラカードを両手にかかげながら大声で三唱、その都度、両脇の歩道や屋内或は運行中のバスの窓から拍手や、「頑張れ」などの声援を浴びた。

デモ隊は六時半ごろ那覇高会場に到着したが、その間、デモ隊を撮ろうとした二、三人の米人が一学生の「ヤンキーゴホーム」に苦笑しながら立去つたのと、那覇消防署前で浴衣かけで立っていた真栄田文教局長がデモ隊の姿を見るや何を思つたか路地へ姿を消し

たのが印象的だつた。
宣言
われら八十万県民は、今アメリカの自由世界防衛の美名のもとに築き上げた原水爆基地拡張のための新規土地接収と永久土地買上げを強制するプライス勧告によつて、その生存を否定されようとしている。

終戦十一年、幾多苛酷な犠牲と強制の下に血と涙の悲劇を積み重ねてきたわれわれは、八千万祖国同胞とともに領土の防衛と生存権擁護のため決然として起ち上つた。世界はこの正しいわれわれの抵抗を支持し、あたたかい友情のままざしを向けて支援と激励の手をさしのべている。

かかる世界の正しい動きに逆い、アメリカ政府とその軍隊は惨酷な一方的計画を強行しつつある。今こそ、われわれは断固として屈辱の鎖を断ち切らなくてはならない。われわれは独立と平和と民主主義の旗じるしのもとに、祖国と民族を守り全県民の土地と生活を守るために四原則を死守する。そして一切のデマゴギーを粉碎し、欺まんを暴露してたたかい、長期化と困難を克服し常にたたかうきようだいな達の先頭に立つて「国土を一坪もアメリカに売り渡さない」決意を固め不敗の統一と

団結を組んで、鋼鉄のように抵抗する。この決意はわれわれに對するいかなる形の攻撃の前にも絶対不変である。歴史の鉄則の上に立ち「正義は必ず勝つ」ことを確信しつつ右宣言する。
比嘉主席退陣要求決議

プライス勧告発表以来施政権者たる米國側とわれわれ県民は完全に意見の対立をみるこゝになつた。そして今やわれわれ県民は打つて一丸となり、われわれの正しい要求である四原則の貫徹のためにあらゆる努力をおしまはず闘いつつある。このように八十万県民と米國側が激しく対立する闘いのなかで、比嘉主席が米國側の代行機関である任命主席の地位にあつて、県民の側につき然もその先頭に立つということは理論的にも矛盾するものであることはいつまでもなく、實質的に県民の団結を弱めるものであると指摘する。われわれはこの際比嘉任命主席がその職を退き住民の一人としてその戦列に加わることが県民の結束を強固にし、対外的にこの闘いに対する県民の決意を強く表示することになり、四原則の実現に寄与する所以のものであることを確信し、比嘉主席の即時退陣を要求するものである。

右決議する。

右決議する。

当間市長退陣要求決議

さきに、当間市長は一括払いの賛否について、不鮮明のまま陳謝を表明しているが、これが対外的に与えた悪影響を解消させ、全県民の団結を強固にするため自らの言に責を負い。本大会の名に於いて当間市長の退陣を要求する。

学校地使用制限の布令撤回要求決議

一九五六年七月十七日付で琉球民政府布令六十六号改正九号によつて琉球教育法の第十五章第六条に新に「学校所有地内におけるいかなる目的の集合も当該教育委員会、当該理事会、またはこれらの代表者の許可書がなければ催すことは出来ない。本条の規程に故意に違反し、あるいは許可なくして違反する者で有罪と認められた者は五千元以下の罰金または三月以内の懲役若しくは併科に処する。本改正は七月十七日から施行する」という条項が挿入された。

琉球政府章典や世界人権宣言にも反し、民主主義の原則にも反するものである。よつて四原則貫徹県民大会の名において同布令の施行に反対する事を決議し、速かにこれを撤回するよう要求する。

県民代表祖国派遣に関する決議

そのために過去十一年の軍事占領の下で身をもつて苦しんだわれわれ県民の代表を祖国に送り全国津々浦々で同じ立場で苦しんでいる労働者、農民に強く訴えて、今後なお一層の組織的連携を強めなければならない。そして植民地主義に反対し、平和のために闘つている世界人民の支持のもとに、四原則貫徹の闘いは勝利に輝くことを確信する。よつて県民代表を祖国に派遣する。

住民所得31億円/那覇市、全琉の23%占める

〔沖タ・朝 1956・7・30〕

那覇市では市政の基本方針を決定する基礎資料として五年度市民所得の推計を行つていたがこのほど結果がまとまつた。これは所得を分配面から捉えたものであるが初めての試みであり、また資料の不備も手伝つて、今後なお研究調査をつづけて正確を期したいと語つている。

所得の総額は三十一億八千六百三十八万円であるが同年度の琉球全体の所得百四十億円に対して二三%を占めている。市民一人当りの所得額は二万八千七百円で全琉一人平均の一萬七千五百に比べて七〇%も高率になつており、

都市地区における経済力の強みを示している。地方税総額は三千六百六十三万円所得の一・一五%に当るが、これは全琉平均〇・八四%よりは負担過重になつている。

所得の内訳は勤労所得が十六億三千九百万円で五二%を占め、次で個人業主所得八億四千二百万円に二七%、賃貸料三億千八百万円(一〇%)、法人所得二億八千万円(九%)、利子所得一億円(三%)、その他の構成比率になつているが賃貸料、利子所得が法人所得を上回つているが目立つている。

業態別所得内訳は次の通り

… 勤労所得 筆頭は軍作業の三億五千四百万円に二二%、サービス自由業二億二千百万円、運輸通信業一億五千万円、卸小売業一億三千四百万円が大きい方で、次で建設業、製造業、金融保険業、公務、水産、農林の順になつている。一人当りの年間平均所得は金融保険の五万八千八百円が最高で、五万円以上は建設、製造、卸小売、運輸通信、公務団体、軍作業となつており、低額所得者四千八百五十九人の調査では年間二万七千円の低収入である。

… 個人賃貸料所得 賃貸料では屋賃収入が大部分で七六%、二億四千三百

万円に上つている。店舗など営業用が五千六百万円、住宅が一億八千六百万円で市民の大きな収入源、次いで地代が七千四百万円、軍用地代一千三百万円、営業地代二百三十三万円。

… 個人業主所得 卸、小売の商業が四億六百万円で四八%を占め商業都市の性格を物語つている。サービス自由業二億六千四百万円、製造、建設、運輸通信、農水産業はそれぞれ一〇以下を占めているに過ぎない。

政治責任を追及/軍用地連合会/当間市長に抗議文

〔沖タ・朝 1956・8・5〕

軍用地連合会では四日役員会を開催、評議員総会で一任されていた当間那覇市長に対する抗議文の承認を求め、早速桑江、池原正副会長が当間市長を訪れて連合会の決議として手交した。抗議文の要旨は次の通りである。

八十万住民の生活権をまもる最低要求として打出された四原則貫徹の一致した世論をつしるだてに強力な対米折衝を開始せんとする現段階において、一括払い云々の談話をコロンビア放送記者に取材させたことは米国をして軍用地問題の解決に誤つた認識を与え、かつ沖繩八十万住民並に本土八千万同胞

のサイ疑と不信を招き、四原則貫徹に暗影を投ずるものと誠に憂慮に堪えない

既に各種団体並に首里、小祿青年会、各地住民大会において退職要求決議がくりかえし行われている。この点については軍用地連合会は重大局面にたつ現段階を十分認識した良識ある那覇市民の判断に委せるとして、貴殿に対し責任ある那覇市長としての政治責任を

那覇市役所職員労組を結成

〔琉新・朝 1956・8・12〕

那覇市役所職員労働組合結成大会が十一日午後二時から那覇市役所構内で行われた。これはかねてから職員の福祉向上のため労働組合を結成しようとする準備を進めていたもので約四百名の那覇市職員が労組加入を申し込んでいるが、大会で執行委員長に水間平、副委員長石川源三の両氏が選ばれた。なお地方公共団体の労組が結成されたのは今度の那覇市労組がはじめてである。

三日間各区で住民大会／真和志市、土地を守る会の組織強化

〔琉新・朝 1956・8・25〕

真和志市土地を守る会（会長翁長助静氏）では、来る二十八日から三十日までの三日間に、次の日程で市内三十区の土地を守る会各区支部の結成を兼ね、每晚八時から住民大会を開催することになった。これまで、同会では区長会で下部組織強化について再三協議、各区に有志会で準備会を設置して腹案を練っていたもので下部組織を強化するとともに上部との連携を密にするため、各区支部とも（一）総務部（二）情報部（三）実践行動部を置き、（一）の下に庶務、会計、企画組織、（二）の下に情報宣伝、調査、（三）の下に実践行動、連絡、補給、輸送の各組織をそれぞれつくり、長期の運動に備えることになった。

【各区支部結成住民大会日程】 二十八日 繁多川、真地、仲井真、寄宮、与儀、松尾、二中前、三原、真嘉比、天久、二十九日 識名、国場、大原、古波蔵、楚辺、平野、宮城、大道、安里一区、同二区、松川、安謝、岡野、三十日 日間、樋川、壺川、古島、銘苅（なお住吉区は二十三日行つた）。

富山同会理事（市土地課長）の話 四原則貫徹は地主がしつかりしてなければつづれる。そこで上部と下部の組織を強化して連携を密にし、強固なものとしなければならず、実践体の組織づくりをして長期の運動に備えることになった。

不満の真和志が変更申請／那覇都計用途地域の指定

〔琉新・夕 1956・8・26〕

【既報】さる三月二十三日政府が都市計画地域指定を告示したが、そのなかの那覇都計用途地域（那覇、真和志の両市）の指定に対し、真和志市ではこれを不満として、さきの議会で同指定の一部変更と追加変更申請を決議、その書類作成を急いでいたがこのほどまとまった。この不満というのは同市の「栄町」、「安里一、二区」「与儀区六、七、八班」という「商業地域」を「住居地域」と指定告示したためで、直ちに主席宛変更、追加申請するが、那覇都計審議委員会（会長安里工交局長でも近く審議会を開いて同問題を審議することになった。次は主席宛同市の那

覇都計用途地域指定の一部変更と追加申請文。

【一九五六年三月二十三日告示第七十七号那覇都市計画用途地域指定中、真和志市の行政区区域内にある住居、工業地域指定の区域を未指定地域に変更し、別紙図面に示す地域を商業地域に追加指定する。】

真和志市の行政区区域内における那覇都市計画の用途地域指定の一部変更方について申請の理由

当市の全域を那覇都市計画区域に包含し、那覇真和志両市併せつ一貫した計画のもとに都市づくりした方が合理的首都建設事業にして将来の発展に寄与すると思考されたので、十一月二十三日貴職から諮問のあつた都市計画区域の編入については、真和志市の全区域を那覇都市計画区域に編入方答申したばかりである。

然るに三月二十三日真和志市の全区域を那覇都市計画区域に編入する告示同日同時に用途地域への指定告示は、余り急にして調査の実施、計画の立案を得ず、また如何に復興を一日も早く実施したい両市の悲願であるとはいえず、その運営は難しくかえつて運営上色々な障害を生じ、真和志の復興を遅らせこそすれ決して促進するものとは

いい難い。当市としては都市計画の調査研究資料収集をようやく始めたばかりであり、(一九五七年度予算において都市計画調査費を三十数万円計上してある)那覇市でさえ真和志に対する調査資料を持たない状況である。

真和志市の一部に早急に住宅地域に指定しなければ都市計画の将来に悔いを残すが如き事態は起つていない。

故に準備も調査計画もできていない真和志市の区域に、地域制を施行しても当市としては運営ができない。

該地域は各土地所有者による各自の境界も判然とせぬまま、軍使用部落の立退移動者の受入地並びに各市町村からの移住者の収容地として急激に各種の建築がなされた地域で、狭隘な土地に多数の者が短期間に集したため、市としてこれ等の者に土地を小区画に区切つて割当充当するの止むない状況で、多数受入れを実施して来た。そしてこれ等の受入者が総じて仮建築であつたため、殆どの家屋が今改築期に至つており、之を計画的に換地移動等の処置を講じなければならぬ状況にあつて、該地域を無計画に用途地域として指定された場合は、是等住民と土地主の混乱を来すおそれがあるので、当市としては地域制に対する調査計画も

できていないのでその実施は時期尚早の意見である。よつて貴職におかれて、当市にたいする住宅地域の指定を今暫く施行猶予の処置をとつてもらい、一九五六年三月二十三日告示第七十二号による真和志市の区域内にある商業地域以外の地域を未指定地域に変更方取計つてもらいたい。

商業地域指定の追加について

当市としては都市計画に関する調査ができていないので、市全域に亘つて地域制の施行を今暫く待つて貰いたいのであるが、これでは那覇市の事業執行に一部支障を来すことがあるので、追加申請の地域は、市として商業地域としてその育成に努力したところである。別紙統計の示すとおり既に業態が商業地域の形態にあり、地域的にも将来多種形態の発展が確信され、那覇市としても都市計画に支障ない意向であるので、次のように地域を商業地域に追加して貰いたい右強く要求いたします。

与儀十字路より那覇市楚辺に通ずる三差路間、与儀十字路より神里原入口十字路間(それぞれ道路境界線の両側奥行二十キ口)

船増原地内真和志十三号線(起点より左側十五間より終点二十四キ口を結

ぶ線内、同右側五間)

農連市場(同市場を中心として路線は開南通り沿い真和志市区域の分面積五千坪) 栄町区ロータリーを中心として十一号線(南北に通ずる真和志二十一号線東より七間のところより、公道四号線と真和志二十号線および公道四十六号線に包まれた面積一万坪)

同区真和志二十号線沿い(芳乃亭入口を起点として、公道四十六号線に至る間左側奥行二十キ口)

同区公道四十六号線(真和志二十号線と公道四十六号線との交叉点〓十字路より安里橋間奥行両側二十キ口)、安里一、二区公道四十号線崇元寺から安里三差路間(山の手側と崇元寺より安里三差路間奥行五間、安里川と公道四十号線に包まれる部分)

市町村長・議会議長合同会議

議/瀬長兼次両氏、代表ではない/採決で声明/退場者も出る

〔沖夕・朝 1956・8・29〕

去る七月二十八日那覇高校々庭で開かれた沖繩土地を守る協議会主催の中央県民大会で本土派遣県民代表として選出された人々のうち人民党書記長瀬長兼次郎、社大党員兼次佐一両氏は沖繩

市町村長会、同議長会が選出したものではないとする両会共同声明について、これを行うかどうかをめぐり、去る二十二日の合同総会でも相当論議され、一応各市町村に帰つて検討したうえ、次回総会でこれを決めることになつていたが、二十八日の合同総会では記名投票による採決の結果、同声明を行うことに賛成する者が過半数を占め両会役員会の提案通り声明が行われた。

合同総会は二十八日午後二時半から沖繩会館二階ホールで開かれ、八十一名が出席して開かれ吉元市町村長会長から問題の声明採決が提案された。これに対し、再び反対意見が述べられ、「この声明を行うことによつて、今後いろいろなトラブルの発生することも予想され、またこのような声明を發表することはわれわれの権限外の問題であり、役員会の提案はこれを撤回していただきたい」——真和志市森田議長、極めて重大な問題であり、なぜ会長はこれを強引に押し切るうとしていいのか、会長は軍と住民の板ばさみとなつて苦しんでいると思うがそうであれば即刻会長をお辞めなさい——浦添村又吉村長

四代表として東京の国民大会に出席し

た立場から素直に申し上げたい。東京のある文化人からの通信では困つた人を派遣して来たものだと言つて来ているが、左翼陣営の人々であつても国家的な世論を動かす力はあるとみななければならぬ、吾々県民が代表を送つたのであり、あくまで不問に付すべきだ

—真和志市翁長市長

副長官の正式許可で渡航したものであり、四原則貫徹の団結をくずさないためという二点から声明はやめた方がよい—大宜味村宮里村長

などの反対意見が出された。これに対し吉元会長は既にこの声明をしなければならぬ時期に至つていと述べ、玉城屋我地村長の動議により採決、実行についての賛否を挙手によつて定め、次いで記名投票によつて最後の決をとるとの役員会側の宣言が行われた。

この時、会場は騒然となり、「このよつな声明には名前を連ねるわけには行かない」と反対宣言を行い八十一名のうち十七名が退場するという緊迫した空気のうちに投票用紙が配ばられた。開票の結果は投票六十四のうち声明賛成五十三、反対五、白紙六で多数をもつて声明を行うことに決つた。

市町村長会、同議長会声明 兼次佐一、瀬長亀次郎両氏は沖繩市町村長会、沖繩市町村議会議長会の選出した派遣代表でなし。右声明する。

法による合併を／真和志市

立法院へ回答

〔沖夕・朝 1956・9・6〕

真和志市会では五日特別委員会を開き、都市合併に対する立法院からの質問に対し次のような結論を得、全体協議会の承認を得た。

立法院質問 去つた都市合併問題の際、那覇市側と折合いがつかなくつたのは如何い点か。

答 合併それぞれ自体に対する考え方が違う。つまり、那覇市側は単に吸入合併を主張しているが、こちらとしては真和志の人口、面積、産業、経済の各面から勘案して対等合併でなければならぬと思ふ。その方が民主的であり、又、自治体としてのあり方だと思ふ。立法院質問 都市合併促進法がなくても合併できるのではないか。

答 法に基いて合併をしたい。政府は法を制定するだけでなく、行政的、財政的立法から両方の間に立つて促進する方向に向けて欲しい。日本本土の例

を見て、政府は地方自治体を育成する意味で総ゆる援助を与えている。なお、行法委では質問に答弁するのは、森田、金城（真）正副議長、新里、古堅、正副都市合併特別委員長の四氏。

合併促進の早期立法／真和志市議、立法院に要望

志市議、立法院に要望

〔沖夕・朝 1956・9・7〕

立法院行法委（委員長・星克議員）は六日、あさ十時開会、那覇市議会、久高友敏、赤嶺慎英、辺野喜英興氏、真和志市議会、森田猛松（議長）金城貞秀（副議長）古堅宗秀氏ら各代表を参

考人として招致、「市町村合併促進法案」に関する意見を聴取した。先ず星委員長から法案の骨子について説明があり、各委員の質問に対して両市議会

代表はそれぞれつぎの通り答え、何れも同法の早期立法を要望、特に真和志市側は「この立法案が制定されないと那覇市は合併に応じないという態度を見せているから何とか早急に制定して貰いたい」旨、強く要望した。意見聴取後、委員会は同法案の今後のとり扱いについて協議したが、今後更に慎重な検討を重ねることになり正午すぎ散会した。

安里積千代委員（社）合併の際に各村

市有財産はどうしたか。赤嶺慎英氏（那覇市議）合併される母体の財産になつた。

安里委員 法的に何か協定、とり決めをしたか。

赤嶺氏 しなかつた。あさはかというか、賢かつたというか、そういうとり決めはしなかつた。

安里氏 職員はどうなつたか。

長嶺氏 旧小祿村は増えた。区長を廃止したためである。

久高友敏氏（那覇市議）旧首里は十二名減つた。

安里委員 合併の利害、得失を伺いた

い。長嶺氏 抽象的ではあるが、かつての村時代と異り市民が圧迫感を抱かず、心境の変化を来しつつあるといえる。

久高氏 首里の場合は合併したら直ちによくとなるとは考えていなかった。利点といえば当時、首里は財政的に困つていたので吏員俸給も不渡りがあつたがそれが解決され、待遇もよくなつた。それに伴つて地価も上つて来ている。不利の点といえば支所しかないのも市民が不便を感じている点である。

赤嶺氏 負担も全般的には軽減されているが、部分的には村時代より重く差が大きく出ているのもあつて、悪影響

を及ぼしている現状もある。

安里委員 都計事業はどうか。

長嶺氏 区域は前に指定された、しかし都計事業はまだ及ぼされていない。さき問題になつた七千八百万円も旧那覇市以外には動かせないといつていたのでひよつとしたらだまされたのではないかと憤慨している。

安里委員 自治法に基いて合併を政府は勧告したことがあるが、合併促進法がなくても勧告はできるが。

野波行政課長 自治法に基いて勧告したことはない。促進法ではいろいろの特例を設けて所謂、条件をよくして規模の合理化を図ろうというものである。

安里委員 真和志市は現在も合併を希望しているか。これが実現できなかつた理由は何か。

森田孟松氏（真和志市議長） 早期合併を望んでいる。実現しなかつた根本的原因は対等合併と吸収合併の基本線に相違があつたからである。現市長も早期合併の公約で市民多数の支持を得ており、市議もこれを支持している。最近はまだ那覇市と話し合つたことはないが那覇市としては促進法をまつていくようであり、これができたら喜んで迎えてくれるものと信じている。那覇

市の意向もあるので促進法を早くつくつてそれによつて合併を実現しようと考えている。

儀間文彰委員（民） 市町村の適正規模を一万五千人としているが政策的にもあらゆる面から検討したのちにこの規模が出たのか。

野波行政課長 統計的にも検討して決めた。

金城貞秀氏（真和志市議会副議長） 那覇市が「那覇人」という気持をすてて首都建設という大きな立場から将来に悔を残さないという気持でやれば必ず合併は実現できると思う。

安里委員、星委員長から「合併促進法による合併は審議会とか協議会とかいろいろな機関を新設する必要があり、また、合併後の具体的な建設計画も決めなければならぬようになつているので促進法が立法されたら両市の利害が正面衝突してますます合併が遅れることも危惧される」と述べる。

新里義雄氏（真和志市議会合併促進特別委員長） 促進法はわれわれの目標、方向を示してくれると思う。その一つの基準として早く立法していただきたい。真和志としては今でも合併してその後話し合うことによつてすべての

計画がなされていくことも可能だと信じている。しかし那覇市の意向もあるので早目に立法していただくことを要望する。

森田氏 われわれが如何に積極的に動いても那覇市が積極的に親切的態度を示してくれなければ一人相撲になる。

限界に達した上水道／那覇

市が新水源地さがし

〔琉新・朝 1956・9・7〕

那覇市上水道は最近使用水量が現水源地による給水量を上回つたため五日午後十一時から五時間の断水を実施することになつたが、最近五カ月間で千五百栓近くも利用者が増えたのに水源地は限界に達しているというわけで那覇市の水不足はようやく深刻化し、市当局としてはその対策として新たな水源地獲得に大奮となつている。

現在那覇市上水道は青小堀、後原川など数カ所の水源地を利用しているが、これらの水源地の流量は豊水期でも二百二十万ガロン程度である。那覇市では来年六月までは二百二十万ガロン程度の水量があれば何とか市民の需要をみたせるといふ見通しを持つていたのだが、今年になつてから急激に水道利用者が増え、五日には使用水量が二百

四十万ガロンをこえ、水源地の流量を二十万ガロンも上回る事になつた。このため市水道課では軍に剰余水を回してもらつよう交渉しているが、手続きの関係でそれが難しく五日から夜間断水を行うことになつたものである。水道課ではこの対策として新たな水源地を獲得しようとして調査を進めているが、今のところ候補に上つていないのは摩文仁村米須海岸の湧水、具志頭村ギーザバタの湧水、牧港発電所付近の湧水などだが、現在の施設をすぐ使用できること、流量が百万ガロンを下らないことなどから牧港発電所付近の湧水を利用しようということになり、早急に付近一帯のボーリングを始め水脈を突き止めることになつた。

那覇市東江水道課長の話 現在の水源地の能力ギリギリまで使用水量が増加している断水は止む得ないものがある。水源地開発を早急に行いたいと思うが、百万ガロンの流量がある水脈さえ発見できたら浄水能力は三百万ガロンもあるので市民の皆さんにご迷惑をかけることはなくなると思う。

中央住民組織成る／四原則

貫徹を實踐／土地を守る

会総連合結成

〔琉新・朝 1956・9・21〕

二十日午後二時から沖縄会館で沖縄土地を守る会総連合結成総会が開かれ、長い間の懸案であつた四原則貫徹のための全住民を一丸とした組織が発足した。会場には各市町村土地を守る会長、副会長、土地協傘下の各種団体代表約百名が出席、吉元市町村長会長司会の下に会則案が審議された。

会則の主なものつぎの通り。

この会は市町村土地を守る会および本会の趣旨に賛同する各種団体で組織する。

この会は全琉八十万住民の団結を強固にして軍用地問題解決の最低要求たる四原則貫徹の實踐に伴つ諸般の事項を審議決定しその行動を有効適切たらしめ、四原則貫徹を期することを目的とする。

この会は目的達成のための事業を行う。

- 一、組織の強化
- 二、情報の収集と宣伝
- 三、本土と緊密なる連携
- 四、住民大会の開催と示威行進の指導
- 五、新規接収、強制測量を阻止する一切の實踐活動
- 六、既接収地住民の生活補

償。

本会に総会、理事会を置く。

総会は本会の最高議決機関で各構成団体の代表をもつて組織し四原則貫徹の實踐について審議する。

定期総会は三ヶ月毎に一回開催し、会長は構成員の五分の一以上の要求があつた場合は直ちに臨時総会を開かねばならない。

本会に会長一名、副会長三名、理事三十三名、監事若干名を置く。理事会は市町村土地を守る会代表二十五名、各種団体代表八名で組織する。

会則審議で問題となつたのは理事の割りふりだつたが、休会して関係者が協議した結果、市町村土地を守る会代表二十五名、三政党代表一名宛、教職員代表一名、青連代表一名、婦連代表一名、土地連代表一名、各種団体代表一名の計八名が決定した。

会則審議に続いて役員を選出がとりあげられたが、これは理事会で候補者をあげることになり、決定を持ち越された。最後に決議文の採決に移り、全会一致でつぎの決議文を採決、午後四時半散会した。

決議

軍用地問題は極めて重要な段階に到達した。ここにわれわれは全琉住民一

丸の沖縄土地を守る会総連合を結成し、軍用地問題解決に処するため、本会を組織し、その目的達成に全琉八十万住民の団結を強固にする。

その組織を通じて、軍用地問題解決の最低要求たる四原則貫徹を實踐するため、七つの基本方針に則り、その四原則貫徹の實踐行動を有効適切ならしめ、初期の目的貫徹に邁進することを期する。

右決議する。

バス・ターミナルでまた悶

着／荒れ模様の那覇市／

議会無視と議員側怒る

〔琉新・朝 1956・9・25〕

那覇市におけるバス・ターミナル建設について、那覇市議会で既に「那覇市が建設する」ことを議決しているに拘らず市当局が市議会になんの連絡もなくバス業者にターミナル建設を依頼したというので議会筋では市当局の議会無視の態度にふんがしいし、場合によっては市長不信任も辞さないとの強硬な意向を示しているが、この問題はこれまでにも同工事の入札やその他のことでは問題にされて来ただけに今回このことで一部議員などは臨時議会を開

いてでも当局を追及するといきまいており成行きが注目されている。

那覇市のバス・ターミナル建設は都計との関連もあつて那覇市がこれを直接行つべく準備をすゝめていたが、当間市長が「民間業者がやりたければやらしてもいい」といつたとかいわないと一悶着がおこり市議会で「これは当然市がやるべきだ」との方針をたて市当局もそれにそつて敷地やターミナルビルの設計も終り、工費二千万円の起債も立案して議会に提出したが、こ

んどは市当局が工事の公入札という議会の意向を無視して一部業者と随意契約の話をすすめているというので又一騒ぎを演じたが、結局ターミナルビル建設は市でこれを行うということになり、工事は公入札にする。工費二千万円は復金から借入れるということを去る七月二十三日の議会で議決し、ターミナル建設問題は落着いたかに見える。ところが九月七日市からバス業者に對しターミナル建設を依頼、九月三十日までには可否の回答を要求した。これによつてバス業協会では九月二十日バス・ターミナル会社設立発起人会を開いて資本金二千万円の会社設立を決定、同日那覇市にターミナル建設受諾の回答を行つた。これを聞いた市議会

では全く寝耳に水でびつくりし、一部

議員など、この度重なる当局の議会無視の態度を非難しているが、たまたま当間市長は日航の招待で渡日して留守中であり、帰つて来たら責任を追及するといきり立っている。なおこのことについては泉議長自身全く知らなかつたとびつくりしており、二十日は早速長嶺副議長を伴つて市に乗り込み関係各部長を集めて事情を聴取している。

これについて当局の方では「市でつくつたターミナルの設計について民政府係官との調整が出来ないので、業者が民政府の要望する設計通り出来るならやらそうとの考えから業者に依頼したものであり、その回答を得てから議会にもはかるつもりだつた」といつている。それにしても議会で議決した問題であり、おまけに色々論議されたものだけに一言ぐらい何とかあつてしかるべきだつたと泉議長もいささか不満の意を表している。

一方バス業者の方でも市に回答をする必要からさし当りターミナル建設の方針だけをきめているもので、具体的計画については当間市長が日本から帰つたら相談したいといつており、議会の方でも市長の帰りをまつている状態で市長の帰任によつてこの問題は火がつか

きそうな形勢にある。

災害復旧にノ那覇市議会が

政府補助陳情

〔琉新・朝 1956・9・25〕

那覇市議会議長泉正重、同副議長長嶺将真氏は二十二日政府を訪ね比嘉官房長と会つて那覇市の台風被害復旧に補助をしてもらいたいと要旨次のように陳情した。

九月七日、八日の台風エマによる被害は那覇市では殊に排水施設の不完備なのに加えて台風に伴う豪雨のためガーブ川沿い一帯、蔡温橋上下一帯、壺川区一帯、ペリー区一帯の低地帯に浸水が甚だしく、ために家財の流失などがあつた。また首里、小祿地域では突風による家屋の全半壊がおびただしく農作物の被害も大きい。

市でも緊急対策に腐心しているが市財政不如意の現状では一般被害者に対する復旧費は軍民両政府の援助に仰がなければならぬ実情にあるので政府財政の許す最大限の補助をしてもらいたい。

なお市調による那覇市内の被害額は四千五百万円以上に上つている。公用及び公共施設 百六万二千三百五十五円

住宅 一千九十九万五千五百五十円
農作物 二千九百八十五万八千三百七十五円
畜産 三百四十万八千円
合計 四千五百三十二万四千二百八十円。

都計を八バむものノ那覇市

が一号線沿い高圧線移転

要請

〔琉新・朝 1956・9・28〕

那覇市では市内一号線ぞいの六万五千ボルトの高圧線の移転意見書を電力公社に提出した。意見書によれば電気工作物規程で高圧線の五米以内には建造物が建てられず電線の下には道路も作れない。このため同高圧線付近の土地所有者は土地があつても家を建てられない。また外国では公共福祉、災害防止という意味で六万五千ボルトの特別高圧線の市街通過を法律で禁止している。以上のことから同高圧線を移転して市外に迂回させるか、地下ケーブルにして貰いたいというものである。

花城都計課長の話 高圧線のため都計面でも種々の障害を受けているが、公社では近くこれを移転する計画を進めているので、市街地を迂回するか、地下ケーブルにするかして災害を未然

に防止するよう依頼した。

政府の都計政策を批判ノ当

間那覇市長が意見書

〔琉新・夕 1956・10・1〕

当間那覇市長は二十八日、比嘉主席に対し那覇の都市計画に関する意見書を提出、都計法を立法しただけで具体的な財政等の関連計画を持ち合わさない政府の都計に対する政策の在り方に批判を加え、さし当つて必要な「道路新設による受益者負担規程」を早急に制定するよう参考案をそえて要請した。都市事業の道路新設、拡張等による受益者負担については、同じ都計事業でありながら一方では土地地区画整理に当つては区域内の地主が土地の三割を提供しているのに道路を新設したり拡張したことで利益を受ける者が負担しないことは不合理だといつので、政府が一日も早く規程を制定して那覇市が負担金を徴収できる根拠をつくつてもらいたいというものである。

【那覇市長の意見書】 都市計画法によれば「都市計画および都市計画事業は行政庁が行う」(第五条第一項)とあることからすれば都計の立案決定および都計事業の執行は国の事業として規定されているのである。

その建前からすれば現在の那覇都計事業は公共団体の長としての那覇市の大きな責任において起債し、また一般税収入によつて賄われ、政府は予算の許す範囲内でしか補助しないという政策の在り方は都計事業の財政的基盤計画を持ち合わせないことを意味し遺憾ながら法の趣旨にそわないようである。政府の負担において事業の遂行がなされておつたならば一言葉を変えていえば、国の機関として行政主席（又は那覇市長）が事業をしたのであれば、その復興は一段と促進されていたであろうことは容易にうなづける。

以上の見地から都計法施行規則第七条に基き主席は都計事業による受益者に対し「負担規程」を制定して、その財源の確保に具体策を講じない限り事業の遂行は容易ではないと考える次第である。

那覇市都計土地区画整理事業の執行に当つては土地の三割を私人に提供させ相当の負担によつてなされていながら、都計道路事業によつて受ける受益者に対しての負担規程がないことは公益の原則にも反するので那覇市は、その具体案を検討中であつたが成案を得たので資料として検討の上、早急に本規程の制定を取りはかつていただきた

い。

受益者負担規程案

目的—那覇市長は都計事業として執行する道路の新設又は拡張（都計事業として施行される土地区画整理の施行地域内で執行する道路の新設又は拡張を除く）に必要な費用をこの規程で定めるところにより受益者に負担させなければならぬ。

受益者

1、都計事業として道路、広場、公園の新設、拡張もしくは路面の改良又はバス発着場停留所の建設もしくは河川、運河、防潮に関する施設の新設改修をした場合に、これらの施設の付近で主席の定める区画内にある有租地の所有者。但し質権の目的である土地については質権者。

10年より長い期間の定めがある地上権、永小作権および賃借権の目的である土地については地上権者、永小作権者及び賃借人。

2、前号の区画内にある無租地で公用又は公共の用に供せられていないものについては地上権者、永小作権者および賃借人。

負担区画

1、道路の境界線から道路幅員の三倍の地域。

2、土地の状況により負担地域を拡張する要があるときは道路幅員の十倍以内で主席が定める。

負担金の総額

1、道路新設の場合—事業費総額の五分の一

2、道路拡張の場合—事業費の六分の一

3、負担区域が幅員の三倍を超えるときは道路新設の場合—事業費総額の十分の六以内で主席が定める。

4、同じく道路拡張の場合—事業費総額の十分の四以内で主席が定める。

各受益者の負担金額—主席がこれを定める。

港この頃(11) / 泊に「重民町」誕生?

〔沖タ・タ 1956・10・3〕

新開地 泊港どなりに約五万坪の新開地ができた。名付けて泊埋立地といひ、軍が港口をさらえて海底の土砂を流しこみ作つてくれた那覇市の新しい土地である。その一角に百数十棟の瓦葺きが並らんでいる。ぜんぶ島瓦を使つており、上からみると漆喰の白さと瓦の赤さが目をうばい、統制がとれていて美しい。

旧垣花の集い、垣花復興期成会が市の

優先割当をうけて作つた住宅街である。住人はほとんど漁夫。台風には大事な船を守つて泊りこむので、留守は妻子だけ。主人がいなくても大丈夫な家を作るといふのが共通の願いで、ほとんど復金をかり本建築にした一号線

寄りの割当地は坪八円—十二円、その奥（海岸寄り）は坪六円—八円で、月賃貸料を市に納めている。前島町の同

一番地に百余棟があるわけだが、戦前の顔が集つているので、誰は何軒目：と一カ所で聞けば大体分り、「戦後、那覇市内は各区とも寄りあいだが、昔なじみが一カ所に集まつたのはここだけ」と住人らは自慢している。一号線

から前島町側に学校は那覇中校、新設の若狭小校があつて、子供たちの心配はないが、市場が遠いのと、バスの不便なのは欠点という。

旧垣花人が、ミートジー（夫婦岩）の新しい住人となるため、故当間重民氏がさうとう尽力した。この功績をたたえて新開住宅街を「重民町」にしようという動きがある。当間氏の遺徳をしるのぶとともに、名を訳して「民を重んじる」となり、町名にうつつけだといふ。このほか埋立地の海岸ベリには市営住宅街があり、アパート三階建（延二百四十坪）四棟、十坪と十二坪

の住宅百三十棟が建ち、近近、新しい住人を迎える。

合併促進法は成立したが

〔沖タ・夕 1956・10・6〕

市町村合併促進法も去る議会で通過し、那覇市と真和志市は琉球の首都建設という大局的な立場から、合併して琉球の政治、経済、文化の中心地として発展すべきであるとの声は高い。

然し、当事者である両市の間にはまだまだモタモタしてすつきりしない空気があるのではないかと見られている。そこで、両市の行政の責任者である当間那覇市長、翁長真和志市長に過去のいきさつ、当面の問題、更に将来の見通しを聞いて見た。

あくまで吸収合併那覇／真和志形式に拘泥せず実現へ

―市町村合併促進法も立法でき、懸案の那覇、真和志の合併が促進されると思うが…

当間市長 立法院を通過した市町村合併促進法を詳しく見てないので、如何いう所がポイントかはつきり掴んでないが、私としては原則として合併したい。然し、問題点は議員の数を如何するかということ、両市の改選期が違うということだと思う、日本の例を見

ると、合併の場合は一年の期間を置いてあるね。

私の任期が来年の十一月で切れるので、それまでには議会にも働きかけて実現したいと思う。まあ、今は合併の時期と方法を検討している段階だ。

翁長市長 今迄は政府は単に合併を斡旋するというだけで、那覇と真和志だけが頭をつつこんでいた状態だった。それで、うまく行く場合もあつただろうが、今度、ちゃんとした法ができ、

よりどころを得たので合併に対しては力強さを与えたと思う。私は去つた六月の市議会の施政方針演説で来年六月を目標として合併を公約したから是非実現すべく努力したい。然し、合併の主体是那覇だが、那覇側の現在の態度が明らかにされていない。こちらの線に沿つて交渉したい。明らかに言つと那覇側が理想的な首都建設のため、もつともつと積極的に働きかけてもらいたいということだ。今になつて真和志が那覇に呼びかけているのは一寸逆だね

―今まで何回となく繰返えされてきた合併が崩れたわけは…

当間市長 こちらが吸収合併を条件としたからだと思う。吸収することにより真和志の市長がなくなり、従つて議

員の連中の地位がぐらつくからだ。私があの時、辞めないといつたのは進行中の都計にくるいが生じ、将来の首都建設に支障をきたしたらいけないと思つたからだ。

翁長市長 一つには真和志市民の中に間切から村、村から市という風に発展してきた真和志が合併によりなくなる。つまり、歴史的な伝統が崩れると言つ懸念があつた。これは別に悪いことではないが今では認識がせまいと思

うね。又、人口六万もいるわけだから別に吸収合併という形で那覇に従属する必要はないではないか。という市民としての誇りを保ちたいという声もあつた。歴史を振返ると牧志、壺屋のように那覇市の発展史の裏には何時も真和志が犠牲になつていっているという郷土愛からでた反発もあつた。

―昨年の場合など両方の市当局、議会が意志の疎通を欠いたためにピツタリ行かなかつたというの言えると思

議会解散も嫌だからね

―合併促進法ができてもその隘路は残されるか。

当間市長 残らないと思う。然し那覇市はあくまでも吸収合併を主張する。

翁長市長 先ず両議会の議決を経なければ

ばいれない。こちらはいいいとして、那覇市は市長始め都市合併を公約しているにかかわらず、最近の巷間の噂によると、那覇側はシブツているのではないかと見られている。それに対し、

真和志の合併を希望する心ある人々は憤慨し、心を痛めている。

那覇市は合併により現在、進行中の旧市街の復興が遅れるという話も聞えるが、真和志は合併によりそれを停滞させる意向は絶対でない。物には順序があるから、こちらのことを先にして有利に導こうとは思わない。こういうことは一昨年の愚策を繰返さないためにも双方の話合いにより円満にもつて行きたい。

―何故、那覇市は吸収合併でなければならぬか。

当間市長 那覇市も真和志も両方市には違いないが人口、予算、経済の規模などが違うから吸収合併が常道と思う。それに対等合併となると議会を解散しなければいけないからね。

―何故、真和志市は対等合併でなければならぬか。

翁長市長 現在の段階ではそれに拘泥していない。今度の立法に従つて編入の形をとつて行きたい。そうすることにより真和志市民の意志を反映するよ

うにしたい。

—現在、両市民の合併に対する声は

当間市長 それは二つに分けられると

思う。つまり利害を考えない人達（イ

ンテリに多いけど）は大局的に早く合

併した方がよいといっている。一方、

市政に通じている人、利害関係のある

人々はそうあわてなくてもいいではな

いかという意見だ、つまり旧那覇市の

復興を先ず終えてからでも遅くはない

じやないかという意味ですね。

翁長市長 合併を望んでいるのは市民

の大部分の声だと思ふ。真和志市民は

この際と思つているのに、先もいつた

ように那覇市側がシブツている云々の

噂さに市民の間には悲観的な空気があ

る。然し、合併は私の公約でもあるか

ら那覇市側との話合いにより是非、実

現して市民の意志に沿いたい。

真和志市議会／区長制廃止

を可決／来年一月一日か

ら施行

〔琉新・夕 1956・10・11〕

きのこの真和志市第五七回定例議会で
同市の「区長制」を廃し、これにかわ
つて役所常勤の「区担当員」を置くこ
とを満場一致で可決、来年一月一日か

ら施行することになった。

これは以前から議会でも問題になつて

いたもので、現在の三十区長より十三

名減じた十七名の区担当員を約八百戸

単位ずつに分担させることになり、こ

れから施行期日までの五十余日間余裕

があるので、その間に各区長をはじめ

全区民を納得せしめ、誤解のないよう

にスムーズに実施することを申合わ

せ、今後議会と市当局は互に緊密な連

係をとることにし、慎重を期すること

になった。市当局案の「担当員配置」

は次の通り。（戸数は概数）（1）繁多

川（一班一五班）真地、識名、四七〇

戸。

（2）仲井真、国場、樋川、上間の一

部五二〇戸。

（3）寄宮、二中前の一部、上間の一

部六四四戸。

（4）大原、繁多川（六班一十一班）

（5）古波蔵、与儀の一部（船増原、

市場）七七〇戸。

（6）与儀、銘苅の一部一、〇三七戸。

（7）松尾、壺川、宮城六二〇戸。

（8）楚辺、二中前、銘苅の一部、平

野六四九戸。

（9）三原一、二八二戸。

（10）大道（一部）七三三戸。

（11）栄町八三三戸。

（12）安里一区九四四戸。

（13）安里二区八〇〇戸。

（14）松川七二五戸。

（15）真嘉比、古島、大道の一部三七

八戸。

（16）天久、住吉、安謝（下）七八四

戸。

（17）安謝（上）、岡野、銘苅の一部六

一八戸。

（計）一一、四五四戸一六二、四〇〇

人。

なおこれの施行に当つて議会として次

のような点を考慮して貰うよう市当局

に要望している。

区長並びに全区民に十分これの趣旨

を納得させる。各区の実情を十分に

検討して適切な区担当の人選を行つて

貰いたい。区長制がなくなつてすぐ

当該区民が困らないように対処して貰

いたい。区担当員と区徴税担当員と

のくみ合せを検討して貰いたい。施

行に当つては、議会と密接な連係をと

つてぬかりのないようにして貰いた

い。現在の吏員のなかから補助担当

員を決めて担当員を補佐させるように

して貰いたい。

円滑なる運営がネライだ。またそれと

同時に区長制の妙味も生かして行きた

い。区長制は早晩、那覇市との合併で

必然的になくなる運命である。来年一

月一日から施行するが、それまでの間

に各区とも密接な連係をとり、入念に

事を運びたい。十七名の区担当員の任

用はつとめて現区長内から採用する考

えである。議会が満場一致で可決して

くれたことに感謝している。

市が建設する／全員協議会

で当局言明／那覇市バス

ターミナル

〔沖夕・朝 1956・10・16〕

那覇市議会では、十五日ひる二時から

全員協議会を開き、市当局の依頼でな

されたと伝えられるバス業者のバス・

ターミナル会社設立の動きに対して、

その事情と市当局の意向を聴取した。

これは去る七月二十三日の議会でバ

ス・ターミナルは那覇市で建設する

と議決していたのにも拘らず、市当

局が「市ではこれをやらす、業者自

体で作るよう」と申入れたため、バ

ス業者が会社設立に動き、すでに株

式の割当や定款の審議をすすめてい

ると伝えられて議会で「寝耳に水」

と市当局の議会無視に憤慨、その成

行きが注目されていたもの。

当間市長の報告によると、既に工費二千万円の復金借入れの決裁も得ていたが、その条件の中に民政府と話合つてから施行するとあつた為に民政府係官と話合つたところ、市当局が議会の議決を経て設計してあつたターミナルビル計画が受け付けられず、別案を持出されたため「市としては計画通りでなければやらぬ」と答えたのを、バス業者が、設計の如何を問わず市当局は着手せざるにさせる、と受取つたものだろうとされている。

市の設計では本館一棟、別館二棟で四力所の発着ホームを持ち、ビル内には市財源としての貸事務所、貸売店が計画されていたが、民政府側の意向としては本館のみ一棟としている。これでは現在のバス台数から相当フクソウし、時間的にも支障を来し事故の危険もあり財源として考える諸施設の設置も出来ない、として当局は認めなかつたところ、建設を急ぐ業者は民政府案でもよい、との意向を示したので去る九月七日当間市長は業者に「市では手をつけたい。業者自体でやるなら月末までに回答して欲しい」と申入れ、業者は同二十日会社設定発起人会を開き、資本金二千万円の会社設立を決定、

那覇市にターミナル建設受諾を回答した。

結局、当間市長としてもバス業者にターミナル建設を依頼した覚えはなく、飽迄市議会の議決を経た市の計画通り（市が建設する）にすすめる意向を明らかにしたので、バス業者との円満妥結を図つて予定通り明年三月頃までに建設することを申合せて閉会となつた。

那覇近郊に六候補地／農研所移転先鳥堀区は決つていない

〔沖タ・夕 1956・10・17〕

那覇市議会では十六日ひる二時半から総務財政委員会を開き、先に首里鳥堀区民から提出された「与儀農研所移転反対陳情」を審議した。

この日の総務財政委員会は政府から瀨長経済局長、金城次長、下地農研所長、地元側から屋嘉比区民代表、古差地主代表等の出席を求めて開かれ、まず屋嘉比区民代表から土地収用反対理由の説明があつた。

同代表は候補地にあがつている首里鳥堀区の弁力岳を中心とする所は耕地八万坪、原野五万坪で地主および小作人は百四十五世帯にのぼっている。区民

たちは農耕で生計を立てており、農民の生命である土地を収用されることは生死にかかわる問題であるとして土地収用には「絶対反対」であることを明らかにした。またこの問題がおきてから農民は落付いて農耕も出来ないのが当局の早急なる解決を望むとの説明があつた。

これに対し下地農研所長は現在の試験場農耕地は狭くどうしても移転しなければならぬ。そのため候補地として鳥堀区を始め那覇近郊の六力所を調査中であり、収用決定したわけではない。同地と決まれば勿論、代替地と、区民の生活保障等の問題も出て来るが現在はまだその段階ではないと説明、ついで政府当局の見解が求められ、瀨長経済局長は、鳥堀と決定したわけではないのでなんともいえないが若し収用と決まれば政府は代替地の選定や生活保障などの問題も予算に計上して話合いによる円満なる解決をして行きたいとの説明があつた。

総務財政委としては後日、委員会を再開この問題を審議することになった。結局、農研所移転問題は今後に残されることになつたが鳥堀区の外、他の候補地からも反対陳情が来るものと予想されるので今後の成行きが注目される。

市町村合併法きのう公布／規模の適正化を図る／来月二十日より施行

〔沖タ・朝 1956・10・21〕

比嘉主席は二十日、「市町村合併促進法」を公布した。同法は公布後一月の十一月二十日に施行に移されるもので、市町村合併促進審議会を設置、合併によつて市町村の組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図るため、積極的に促進することになつていく。これで実現をみない那覇、真和志の合併も法的に進められるものと期待される。なおこの立法は施行の日から五力年間の時限制度で、六一年十一月には効力を失う。

立法の趣旨及び法内容は大体次のようになつていく。

…趣旨 沖繩における市町村の規模は、市町村の自治能力を確保するには、あまりにも狭小で市町村自治行政の運営に幾多の支障を来している。市町村自治の確立は市町村財政の強化によつて達成されるもので、その達成は弱少市町村を合併し、地域的、人的構成にその規模を拡大することによつて市町

村財政の確立と健全性を図ることができ

…市町村の規模 第三条で適正規模を人口一万五千人以上と規定しているが、これを標準とした理由は次の通り。

自主財源は大市町村ほど大である―市町村の財政分析面よりこれを検討した場合、一千人未満の最少人口を有する村の自主財源は、総予算に対して二七・二%、依存財源七二・八%となり、人口一万四千人から一万六千人の市町村は自主財源が七一%、依存財源が二九%となつてゐる。消費的経費も大市町村ほど割安―市町村の普遍的経費である役所費、議会議案について検討した場合、最低人口一千人の役所費、議会費の総経費の指数を一〇〇とする

と、人口一万四千から一万六千人の市町村役所費、議会費の経費は一八・一の指数を示している。
投資的経費は大市町村ほど大―消費的経費が割安となると、当然これに伴つて生ずる財政余力は投資的経費に充当され建設的事業の促進を図ることが出来る。職員の数は大市町村ほど少数で足り―役所費が大市町村になればなるほど割安になれば、これに付随して職員数は弱少市町村に比較して少数で足りる。人口一千人未満の市町村は、

人口百二十五人に對し職員一人の割合となり、一万四千から一万六千人までの市町村は人口五百五十五人に對し一人の割合となる。

…市町村合併促進審議会 市町村長會推せん市の町村長、市町村議會議員連合會推せん市の町村議會議長、政府職員及び学識経験者で構成、行政主席の諮問機関とする。この審議會は通常の諮問機関と異なり、主席の要請に基き、合併促進について啓発、宣伝、勸奨及びあつせん委の職務権限も与えられる。

…議員の任期、定数の特例 合併前に關係市町村の協議により新市町村合併後一カ年をこえない範圍において、その協議で定める期日、又編入合併においては、編入する市町村（母村）の議員の残任期間、選挙によらず在任することが出来る。従つてその在任期間中は市町村自治法の規定にかかわらず新市町村の議員の現在数を以つて定数とする。

合併前の協議による新設合併にあつては、議員の一任期、編入合併にあつては、編入する市町村の議員の残任期間に相當する期間に限つて自治法の規定による定数の一・五倍に相當する数をこえない範圍で増員することができ

る。従つてこの特例で新設合併にあつては議員の一般選挙を、編入合併にあつては編入される区域より補欠選挙を行うことになる。

市町村と政府が協力して促進

比嘉主席談 市町村合併促進法が公布され、来る十一月二十日を期して施行される。市町村の規模を拡大し、その適正化を図ることは、地方自治を強化する為にも現在の複雑な事務の処理を簡素合理化するためにも極めて緊要なことである。この諸同法施行で市町村合併が進められるならば、単に小市町村が解消されるのみでなく、行政制度全般の合理化の基礎が固められ、行政効率の向上に寄与するところが、すぐぶる大きいものと信ずる。今後政府及び市町村が一体となり、相共に協力して市町村合併を推進したい。とくに市町村当局及び住民各位においては市町村合併の必要のよつて来るところに深く思いをいたされ、真に住民の負担の軽減と福祉の向上を図り、明日の力強い市町村の実現へ尽力を希望する。

那覇市の産業実態調べ / 月

三億円の仕入れ商店街 / よつやく整理安定期へ

〔沖タ・朝 1956・10・22〕

那覇市では五十六年度市産業実態調査をすすめて来たが、この程まとまつた。それによると全商業企業は五、〇三九軒で、昨年に比べて八八軒の減少をみせており、これは主として一区（公設市場）、六区などの商業中心地、松尾、美栄橋などが減つてゐるためで、一方、辻町一帯は著しく増加、旧市内の区画整理事業の進捗と相まつて次第に旧市内への移動が予想されている。

工業では、工場数は昨年とほぼ同数で、昨年は一昨年より五四%の増加を示したが、今年は昨年より三軒増えただけ。工場面積は昨年の二倍に拡張をみており資本金など事業内容は充実して来ているが、総生産額は僅かの向上をみせただけである。

ところで商業企業の五、〇三九軒は、総戸数の二一%を占めてゐる。この中にはサービス業、飲食店、金融業、スクラップ、倉庫、医院などのような販売業以外のものも含まれ、純然たる商業は三、七二四軒で全商業の七四%である。那覇市のこれら商業企業は一九五二年三、〇三三軒、一九五三年二、

九七五軒、一九五四年四、一六六軒、一九五五年五、一二七軒と年々飛躍的な増加振りをみせていたが、今年度になつて昨年より八八軒の減少を示し、ようやく安定したところをみせた。

資本金の総額は五億四千八百二十万
余円の増加をみせているが、卸業では五十万から百万円の資本金の店舗が多く、小売業では一百万程度の零細経営者が大多数を占めている。従業員総数は一万三千九百十九人で昨年より一千九百九十三人の増、那覇市全可働者の三三%。

業種別では専門品小売店が全体の四五%を占めトップ、それにサービス業、卸小売業、小売業、その他の順になつている。

こうして業者間の競争がはげしくなるにつれて、店舗の増設、改装が行われ売場面積も拡張をみており、商品配列や店内配置なども改善され、店の規模と価格はととのつて来ている。しかし、大部分の小売店では依然として一坪の店頭に雑然と商品を積んでいる状態である。

一カ月のこれら仕入総額は三億一千八百八十万五千余円で卸業二億三千三百三十三万余円で七三%、卸小売八千五百四十七万四千余円となつて、売上額

は昨年に比べて約二割の上昇をみせている。

手持額は三億九千五十八万九千余円で昨年より一千四百四十七万三千余円の増加。

さかんな消費生活/目立つバー、
飲食店の増

ところで業種別にみれば卸、卸小売、専門小売など何れも衣料、食料店が最も多く、市民の旺盛な消費生活を如実にあらわしている。

卸業では食糧品店が五四軒で三七%、衣料二六軒、嗜好品十四軒、金物陶器九軒、菓子七軒、書籍文具五軒、各種商品二九軒、計一四四軒で、特異なものである卸と小売りの兼業「卸小売業」では食料品店五一、衣料五五、嗜好品二九、菓子二一、薬品二三、建築資材二三、履物帽子二〇、金物陶器一六、書籍文具一八、日用雑貨一三、電気器具九、時計六、各種商品四八、計三二二軒。

専門品小売店は衣料五三二、洋服仕立二二八、米五一、肉一五三、魚四七、果類野菜一一三、菓子七三、かつお節三三、その他食品二二八、飲料水五八、化粧品六三、金物八一、帽子履物九二、薬品四二、古物二〇、書籍文具四七、時計めがね一七、嗜好品一四、自転車

一一、家具一三、建築材一一、その他二〇九、計二、〇四四軒。

サービス業は、昨年来増加の一途を辿り、ことに今年に入つてからは辻町を中心にしたバーの増加が目立った。

バー小料理店一六五、料亭一七、旅館九五、湯屋三五、洗濯八九、写真三二、理髪一一九、美粧六七、遊技場一一、映画一九、幹旋業五、放送宣伝一一、通関五、その他九、計七〇〇軒。専門商品小売店以外の小売店(雑貨店)は一、二〇四軒で昨年より三八軒増加している。

これら一店舗の平均資本金は四万九千四百八円で、一万円以下の零細経営は七九六軒もあり、七〇%を占めている。飲食店は昨年より五五軒増加している。

減る露天営業

また軒下露天営業者が一七六軒もあるが立売りと共に次第に減少している。これら各商業企業の経営者の出身地は、那覇二、九四六名に続いて宮古二一〇、真和志、本部の一四三、日本一六〇、糸満一一三、八重山、国頭の九八、今帰仁九〇名などの多いところから北中城、渡嘉敷のともに三名という少ない所まで全琉各地に亘っている。工業では家具製造が多い

工業調査によると、工業数は昨年とほぼ同数で、業種別では家具製造業、製パン業、製靴及び修理業が目立って多い。また自転車、自動車ら修理業、印刷業、板金加工業、鉄工業、土建設計業、土建請負業が相当進出をみせた。従業員は総数で三四八人の増加で土建関係が最も多く、総数の四五%を占めている。

工場面積は昨年の一事業場当たり平均二・六坪から五五・七坪と倍の拡張をみせ、資本金も毎年増加して一応の安定を見せているが、総生産額は昨年より僅かに向上しただけである。印刷二六、製パン四五、製粉一四、醸造一八、飲料水五、陶器一三、漆器一三、家具四八、たたみ一六、土建請負二二、電気水道一一、製材一八、電具修理一四、自動車修理一三、自転車修理一八、時計修理一四、バッテリー四、タイヤ一五、機械六、製靴四〇、板金二七、鉄工二三、製氷六、印刷一九、看板一三、郷土楽器六、その他二七、計四九六軒が工業の業種別内訳で、事業主は那覇二六八、国頭一七、真和志一〇六、大宜味一三、今帰仁一一、本部一一、糸満九、宮古二三、八重山一四、羽地五、東風平六、具志頭五、佐敷四、中城四、西原四、玉城四、与那原四、美里三、

名護三、豊見城三、与那城三、日本一九、その他三二、不明二六、計四九六名となっている。

農研所移転、きのう懇談会 ／地主も協調的になる 12万坪買上げ、結論は次回へ

〔沖タ・朝 1956・10・25〕

中央農研所の移転問題は琉球経済に寄与するという全住民の利益のため移転地の首里崎山、真和志市、南風原三市村の関係地主の犠牲的な協力と、土地の売収にあたっては土地収用法の発動は最後まで控え、すべてを納得ずくの話合によって解決して行くことという政府側の誠意ある態度によって進められており、解決の見通しは極めて明るく当局側も樂觀している。二十四日は午後二時から首里崎山区公民館で下地中央農研所長、多和田林業試験場長、並びに三市村勸業産業課長と関係地主百余名との用地売収懇談会が開かれた。同懇談は極めてザックバランな空気のうちに進められ、崎山区の用地地主委員会の宇座委員長が懇談を司会し午後六時相互間の話合が十分なされ散会した。

個人の用地売収に対する態度を明らかにするため協議を行ったが、午後七時現在までには結論は出されていない。懇談会は始め宇座委員長から「協力すべき点は協力し、こちらの言分は八ツキリ当局に訴えてよりよき条件でこの難局を乗り切るといふ建設的な立場で話し合いたい」と挨拶があり、続いて下地所長が崎山原一帯の耕地が農研指所に適している理由、売収及び補償の問題などについて詳しく説明を行ったあと、地主側と当局側の質疑応答に入った。

質疑のあと多和田林業試験場長から移転用地の範囲、地番と所有主名などの説明が黒板に板書された略図によって行われた。

懇談会のはじめごろは相当いきり立っていた一部地主も当局の説明で疑問が氷解、これまで飛んでいた種々のデマもときほぐされ、散会時には非常に協調的なフレイクに変っていた。なお会場で説明された同用地地主の内訳は首里八十三名、八万二千坪、南風原村二十一一名、二万五千坪（うち村有地五千坪）、真和志市二十八名、一万八千坪、玉城村一名、八百坪、名護町一名、百二坪、計百三十四名、十二万五千九百二坪となっている。

土地審理、地主の意向反映 ／一部は要望額上回る 市中景気の活況も予想

〔沖タ・朝 1956・10・29〕

五四年十月から始められた軍用地使用料の訴願審理は三回も委員会の構成が変わったが、なお審理が続行されている。土地連合会の調査では審理回数は四十二回に及んでおり、あと十二回の予定であるが、今年一ぱいで全部終了する見通しだと語っている。これは一九五二年四月から五五年六月末で三力年分の使用料値上げの訴願であり、現在支払中の五六年度分も平均二・七倍に引上げられているが、殆どの地主が不服を唱えて訴願書を提出しているので年明けとともにこの分に対する審理が始まるものと見られている。

土地収用委員会では当初、細分されたりストことに審理を行っていたが、途中から各市町村の一括審理に切変えてスピードを加えるようになり、また再々要望されていた地料の裁定も次々に下されている。土地連合会ではまだ要望額には遠いが、しかし土地収益説に基いてDE当局の査定を改めさせるなど一応の成功をかちえたものと確信を深めている。

（宅地一等）が最高であったが、裁定賃貸料は最高七百二十円（通堂町宅地）に値上げされ、那覇、石川、西原あたりの宅地使用料は一部ではあるが要望額を上回っているところもあり地主側の主張が審理を通して漸次反映されつつあるものと受取られている。今後の訴願もDEの評価した矛盾を指摘するとともに民間使用料の実勢や実地検証、証人喚問などによって強力に審理にのぞむ方針を決めており一歩一歩地主の要望に接近した裁定を推進する意向である。

裁定が下された三力年分の地料はこれが最終的なもので再訴願の道は開かれていない。今後の問題は裁定地料の早急な支払を受けることで、連合会仲本副会長は裁決が下れば直ぐにでも請求の権利があるわけで、連合会としても何れ支払請求の要望をすることにしようとして語っている。同事務局の計算では値上げになって受領するのが約六億円（三力年分）になつており、さらに訴願のため保留されている二五%も支払う準備が進められているようである。

五二年四月から去る六月末までの地料として琉球政府に供託済みの金額は総額は九月三十日現在で、五億九千七百

四十二万円で、うち支払ずみは三億二千四百七十四万円、未払二億七千二百六十六万円となっている。これに値上げ額を合算したのが四力年間の総使用料になり、支払いが順調に進めば市中景気にも非常な活気を添えるだろうと期待されている。

平均二・六六倍の値上げ

政府法務局では土地収用委の裁定地料とDEの旧使用料及び地主の要望する地料を総まとめにした資料を発表している。裁定額は読谷村ほか二十一カ町村、二十六件のリストから集めたものであるが、これによると平均二・六六倍の値上率になっている。

…宅地の一等では那覇市の六百円が最高か、次で真和志百十二円、嘉手納四十八円、浦添二十八円、石川二十四円、北谷二十二円四十銭、宜野湾二十一円六十銭、具志川二十円八十銭、玉城二十円八十銭、コザ、勝連、北中城、伊江各十六円、最低は読谷の十円四十銭となっている。倍率は那覇市の四倍、真和志二・一六倍のほかは二・六六倍の引上げである。宅地二等も那覇の三・二六倍のほかは全部が一・六六倍で、地域的な評価はDEの査定を基準にしていると見られている。

…畑の一等では真和志市十三円七十銭が最高、次で北谷十一円十一銭、浦添十円八十五銭、美里九円三十九銭、宜野湾、具志川各八円五十五銭、北中城八円三十五銭、コザ七円九十七銭、嘉手納七円九十三銭、玉城七円五十一銭、読谷七円五十銭、勝連七円三十銭、上本部六円八十八銭、恩納六円四十八銭、最低は伊江村の五円六十九銭である。倍率は北谷の三・三六倍のほかは二倍から二・五倍の間で、各村まちまちとなっている。等級が下るにつれて倍率はよくなっており、四倍、三倍が目立っている。

…水田一等では豊見城十三円四十九銭、浦添十三円九銭、真和志十二円十六銭、宜野湾十二円四十三銭、石川十一円二十銭、北谷十一円十一銭、読谷九円八十九銭、北中城九円八十四銭、嘉手納八円七十八銭、恩納九円五十銭で、二・六倍から三・六倍の間で値上げされ、畑よりは有利にされている。

土地連合会でも次の審理資料として地域、地目別の詳しい値上げ状況をまとめており、総合的に検討して発表したと語っている。

歩のよい都市地区

那覇市及び旧小禄村に対する裁定書類

がこのほど政府に届いたが、訴願代理人である仲本為美氏は一覽したところではほぼ妥当な線がだされていると語っている。

銭(旧二円七十銭) 四等三十二円九十七銭(旧二円十銭) 原野が一等十八円(旧五円四十銭) 二等六円(旧一円八十銭) 山林一等二十四円五十銭(旧十円五十銭) 二等十円五十銭(旧二円七十銭)と原野、山林など他町村に比べて十五倍以上の評価のよつである。

後任「主席」に当間氏ノきよ

つ正午東京で辞令交付

〔沖タ・夕 1956・11・1〕
レムニツター民政長官は一日ひる零時、極東軍司令部において当間重剛氏(那覇市長)に後任主席の辞令を交付した。

バージャー首席民政官は一日ひる三時二十分、国際電話でこの情報をつけ、ただちに神村行政主席代理、與儀立法院議長及び仲松上訴裁首席判事の三権代表を民政官室に招き「いづれラジオや新聞報道で判ることではあるうが」と後任主席に当間氏が発令されたことを伝えた。

神村主席代理談 当間さんは、私たちの大先輩でもあり、行政力においても豊富な経験をおもちであるので適任だと思つている。もっとも私たちも当間氏になるものと予想していた。局長人

宅地の一等三十円六十銭から百三十円六円に上り、これは要望額の五十六円をはるかに上回つたものである。同二等が十九円八十銭から八十八円、畑は一等五十五円四十四銭(旧四円八十銭) 二等四十八円二十四銭(旧三円六十銭) 三等四十円六十四

事のスタッフについては私からは何んとも言えないが、当間さんであればそう異動することもないだろうと思う。実は三十一日の民政官との定例会見でも人事を円滑にするため私としては、何時でもやめる用意があることを表明しておいた。

早くも後任市長の噂／当間市長主席転出に那覇市会 は動揺

〔琉新・朝 1956・11・2〕

市長の主席任命の報道に那覇市当局はただガク然とした表情。助役室に部課長が集まつて後任市長選や同告示問題について鳩首会議、巷間では早くも後任市長の椅子をめぐつて出馬する人の噂で持ち切つている。

今のところ当間市長のバトンを継ぐ当局派からの候補として沖繩相互銀行社長長志頭得助氏、それに対抗する人民党公認候補瀬長亀次郎氏の一騎打ち。さらに昔から「トウマ」「イビ」の呼び名で現当間市長の政敵とされている仲本為美氏の出馬による三ツ巴戦も予想される。このほか市議会議長泉正重氏の担ぎ出しを始め、弁護士会長仲井間宗一氏、瀬長亀次郎氏に代つて立つ鳥袋嘉順氏の噂も浮び上つており、那

覇市長候補問題がどう落ち着くか全く予断を許さない。

このことは当間氏の主席就任の報に、すつかり動揺している市議会各派の動きからもうかがわれるが、合併後の那覇市議会は「当間派」「反当間派」のほか問題によつては元首里、小禄といった地域的な感情もあつて、今後市長選の大勢を決するという議会側の態度もかなり微妙な動きを見せるものとみられる。

つぎは各派議員の語る「当間氏主席就任に伴う 新市政の在り方」

赤嶺英慎氏（小禄）那覇の都計はややもすると一般庶民の生活から浮いている所があつた。新市長をめざす人は役所人事の刷新をできる人であることはもちろん、戦争で痛めつけられた多くの市民を早く立ち直らせて、りつぱな都計にもそえるようにしなければならぬ。そのためには社会福祉事業、産業面にもつと力を注ぐべきだ。

真栄田義晃氏（人民党）競輪問題やバスターミナル問題にみられたように、これまでの市当局は議会軽視の傾向が強かつた。また議会側も当局には常に消極的で、どの問題も単に要望するといふ程度にとどまつていた感がある。都市計画も政府補助が少く、市債によ

る市民の負担が多くて再検討を要すると思う。それに市債だけに頼り過ぎることは復金などからの物言いが多く、議会の予算審議権、すなわち地方自治の自主性をかなりおびやかされる嫌があつた。

久高友敏氏（首里）当間市長が主席に任命されたことは、われわれ市民としても誇りに思つている。次にくるのは後任市長問題だが、新市長は当間氏の政策を遂行して行けるような人でありたい。そしてもちろん市長の代表機関である議会の決議も大いに尊重するよ

うな人でなければならぬ。今のところ首里から候補者が出るということはまだ考えられていない。大山盛幸氏（首里）当間市長が主席になつたことは那覇の都計推進にも絶好の時で、後任者も当間主席とコンビでやつていける人を選出したい。この際、真和志を取残したドーナツ合併も早急にかたずけるべきで、後任市長が公約として「合併促進」を打出してくれば幸だ。議会の文教厚生委員長として学校関係や公衆衛生、社会福祉面にもつと力を入れたいことなど色々と考えている。が、新市長には大那覇市建設という大きな立場から都心部だけにたよらず首里、小禄も並行して都計を

推し進めていくよう要望したい。

那覇真和志早期合併を／当間氏の主席転出に真和志が緊急措置要請

〔琉新・夕 1956・11・2〕

「那覇市長当間重剛氏後任主席に任命さる」の報に真和志市（市長翁長助静氏）では少なからず衝撃を受けている。というのは当間氏が市長在任中に真和志との合併を実現すると公約していながら、成就半ばにして主席に転出して新市長が選挙されるとなれば、必然的に合併が遅延されることになるからだ。そこで翁長市長はこの緊急事態に一気に那覇に編入しようとして東京滞在中の当間氏あてけさ「合併への緊急措置にご高配を懇請す」との至急電報を打ち早急編入に乗出した。はじめは飛行機で上京するハラであつたといふ翁長市長はこれについて次のように語つている。

「いわばどさくさまぎれにやるのであるから少々無理があるかもしれないが、緊急事態には緊急措置をとらねば那覇市長選挙がはじまつたのでは遅すぎる。今まで準備期間は十分取つてあつたわけなのだから那覇、真和志双方の覚悟は出来ている。」

戦前戦後を通じて最も理解ある先輩である当間氏は今まで熱意を持つて合併を促進して来たのであるから、この事態を分つて貰えると確信する。けさ内政局長とも打合せ行政面について連絡をとつてゐる。

来週早速議會を招集して那覇への編入を議決し、那覇市議會の承認を得て行政府に申請、立法院にかけるといふ段取りであるが、二日間位でさばけるものと考えている。そこで那覇市長選挙に真和志側も対等に打つて出ることが出来る。問題の議員の議席については那覇の三十名その後には双方の話し合いで行政措置を図るといふ構想である。合併促進法も公布された現在それにとつて緊急措置を講じるワケである。

市長選挙前の合併は困難か

〔琉新・朝 1956・11・3〕

那覇の市長選挙にからみ真和志では合併熱が再びもり上つてゐるが二日、真和志議會の新里義雄、久場景善の両氏は那覇市會議長室を訪れ、泉議長に早期合併の申入れを行つた。これに対し那覇市側も「早急に研究会をもち一日も早く合併を実現したい」と協力を約していたが、新市長の選挙までに合併

を実現するといふことは、選挙告示の日も迫つてゐることからとつてい難しいとの見方が強い。すなわち市町村の合併には議會の議決を経て行政府に申請、さらに立法院の議決を得ねばならず、これだけの手続きが選挙告示前に片づくはずがないといふもの。「投票日にさえ間に合えば真和志も市長選に参加できる」といふ見解に対しても、選挙の手続きには選挙区域や投票場設置などの法に定められた管理事務をへねばならず、選挙半ばからの真和志の参加は市長選挙をこ破算にする……つまり告示の日をのばさぬ限り同市の投票参加はできないが「現行法ではどうにもならない」と那覇市の某議員は語つてゐる。

三つ巴戦？みだれとぶ下馬

評／焦点は那覇市長選へ
／早くも統一候補擁立の動き

〔琉新・朝 1956・11・3〕

当間重剛氏の主席転出でにわかに動き出した那覇市長選は、選挙告示の問題をめぐつて(1)任命の日をおさえて直ちに告示すべきか(2)自治法によつて、市長の辞職届が議會の同意を得たのちにすべきか……と二つの解釈が

あり、選管委でも「当間氏の正式の任命通知がない限り態度は決定できぬ」と語つてゐる。ところでこの選挙事務上の問題をよそに替では早くも候補者の噂が乱れ飛び、具志頭、仲本、瀬長の三つ巴戦がかなり濃厚だと観測されているが、こんどは新たに那覇市全議員(人民党を除く)が納得のいく候補者を擁立しようとの動きがあり、注目されている。

三者しのぎを削る激戦となつた場合(1)人民党側の候補に漁夫の利を占められる。(2)首都建設という大きな立場からもこの際、新市長は当間主席と協力して都計事業をスムーズに運べる人でなければいけない。(3)同時に、議會側ともしつくりした信頼のおける人物であること……等からこの案が出たもので、那覇市議會ではきよ六時、市内「新風荘」で殆どの議員が出席して懇談会をもち、全議員の市長選にのぞむ態度を打合せることになつてゐる。この場合、直ちに各支持候補者の氏名を出し合つては到底全員一致の線は見出せず問題を紛糾させるばかりであるので、ひと先ず新市長の資格条件について調整。全員の意見のまとまつたころ浮び上つた候補者を検討しようといふ。そこで従来の「トウマ」

イビ」の宿敵同士が、市会だけのこの動きで果しておさまるかどうかが懸念されているが中立の某議員は「三つ巴戦で他にお株をさらわれるほど両者ともまだ腐つていない」とも語つており、本人が出馬を受諾すれば平良辰雄氏が最も適任者だといわれている。

ところで、この市会の動きとは別に具志頭、仲本の各支持者間では着々と選挙態勢を整えつつあるともいわれ、当間派では「まだ具志頭氏に決まつたわけではない。おやじ(当間氏)が帰つてからでなければこちらの駒は決定できんヨ」と慎重に構えているが、今ところ各派の関心は社大党である安里積千代氏の支持票と首里、小禄がどう動くかにもあるよう、大勢の変化如何によつては「出馬断念」の駒も出るものとみられ、立候補者の顔ぶれも浮きつ沈みつ、暫くは落ち着きをみせないとの見方が強い。

崎山区の地主代表が反対陳

情／農研所移転

〔沖夕・朝 1956・11・3〕

中央農研指所移転候補地の一つ首里崎山区(区長高里良正氏)の地主代表約十名は二日ひる那覇市役所を訪れ、市当局並びに市議會あて「同地耕地を候

補地から除外して貰うよう関係当局へ要請して欲しい」旨地主七十一名、小作人十四名の連署による陳情書を提出、善処を要望した。
なお、近く崎山区青年会でも会として反対陳情することになっている。

微妙に動く都市合併／真和志から申入れ／けさ那覇市会訪れ打診

〔沖タ・夕 1956・11・3〕

当間那覇市長の主席就任、それに続く那覇市長選挙への動きのなかにあつてび上つて来た。翁長真和志市長は二日あさ滞京中の当間氏宛に「合併への緊急措置にご高配を懇請す」と打電、合併促進特別委員長の新里義雄氏も同文意の打電を行い、まず真和志市側から合併の実現へ動き出した。

真和志市側が那覇市長選挙の前に合併に動き出した理由は、翁長市長が那覇市との早期合併を公約し、このことは当間氏も十分了解していること。また市長選挙を機会に合併すれば、後で市長任期の問題でゴタゴタがおこらず、好都合であること、それに市町村合併促進法が来る二十日から効力を発することなどがあげられるが真和志市では

政府行政課とも話し合いの上、市町村合併促進法でもいまだちに合併できるとの確信を得て、翁長市長が積極的に動き出したもので、真和志市議会はすでに那覇市との合併を決議しており、那覇市議会が決議さえすれば、両市の合体は案外簡単に行くものとみられている。

これまでの両市の合併で問題となつたのは、合併される真和志市議会の議員を何名那覇市が受け入れるかという事であり、合併促進法によれば1、全員受け入れる。

2、合併後の議員数を合併する議会の定員の1・五倍までとする。3、一力年間に限り全員受け入れるという三つの方法があり真和志市議会は編入合併でもよいという肚を固めているので問題はむしろ受け入れる側の那覇市議会にあるといわれている。

真和志市議会では五日に合併促進委員会を開いて対策を協議するので当間市長帰任予定の日である五日から那覇市議会への働きかけが活発化するものと見られる。

翁長市長の話 真和志市としては十一月一日から企画室を設けて合併への支障がないように準備を整えていたこと

るだが、突然那覇市政に変更が起つて、懸案の合併問題を少々無理はするが合法的に進めたいと思つて居る。当間氏は両市合併の指導的役割を果してこられたので今度はぜひ実現されるものと考えて居る。なにも那覇市長の交替のどさくさで合併を解決しようということではなくて、政治的に見てせつかくのよい機会を見逃したくないだけで、早期合併はすでに行政府、経済的基盤を同じくして来ている両市民の世論でやることと思つた。

結局当間氏の帰任待つ

那覇市では真和志合併について表面の動きはみられない。

市当局者として嘉手納助役は「時期的にも遅すぎるし、後任市長の選任までは問題の新しい発展は期待出来ないだろつ。新市長が就任すれば、その政策として再び問題がもち上ることは当然考えられるが、選挙前に合併とは今のところ考えられない」とのことだつた。

また、二日午後真和志市会議員久場景善、新里義雄両氏は那覇市会議長室に泉議長に後任市長選挙前の真和志合併について善処を申入れ、これに対し泉議長は「法的にも研究の余地がある」として、三日よる料亭新風荘で那覇市

会議員有志の集りがあり、その席上で

もよく話合つ事を約したが、議会としてはいまのところ全くこの問題に対する動きは見られず事務局側でも事務的な面で市長選挙以前の合併は不可能だろつとの見解を示している。

どちらかというところ合併問題はこれまで那覇市側の煮えきらぬ態度でたびたび流産しているきらいがあり、こんどの場合も真和志が編入でもと積極的に出ているのに対し、那覇は市長後任問題に目を奪われて合併問題には余り関心を示していない。結局、この問題も当間主席の帰任待ちということになる。

新里真和志市議らは三日ひる十時半ごろも那覇市議会の意向を打診するために訪れたが、泉議長不在のため新垣事務局長と会つたのみだつた。

那覇・真和志の合併問題／当間氏の主席転出で再燃／積極的に動く、真和志／問題は当間市長の決断に

〔琉新・夕 1956・11・4〕

那覇市長当間重剛氏の行政主席転出に伴つ政界の混迷をよそに那覇市と真和志市の合併機運が急速に高められつつ

あり、当間那覇市長が行政主席に就任する以前に合併して真和志市民も那覇市民として新市長選に参加すべく、翁長真和志市長らが中心となつて動いている。

翁長市長は非公式に大多数の真和志市議をも代表しているようで目下那覇市当局と政府関係局にわたりをつけているが、真和志市側では以前の対等合併から無条件編入へ基本的態度の変更を表明している。これに対し那覇市側は表面では賛意をみせているものの当間市長不在のため積極的な協力を避けており、一方行政政府の宮里内政局長は三日午前の翁長氏から「合併を促進して貰いたい」という申入れを受けているが具体的な話し合いは五日に行うことになつていたので政府の態度もまだはつきりしていない。因に市町村合併促進法は去る九月二十日に公布され来る二十日からその実施に移るが、当間新主席の就任が十一日となつていたので、同法の実施を待たずに緊急な自主的合併を真和志側は望んでいるわけである。しかしこの問題はあくまでも双方の話し合いが一致しなければならず、わけでも当間那覇市長の決断力に待つところが大きいといわれ、市長選挙ともからんで今後の成行きが注目さ

れる。

行政府は慎重な態度

…翁長真和志市長の今回の動きは去る市長選挙で市民に対し在任中に那覇市と真和志市との合併実現を公約しており一方当間那覇市長も同様に公約しているところから翁長市長はかなりの自信を持つて動いている。また合併の際における諸問題については真和志市議の大多数が大幅な譲歩をみせているようである。その点も関係者との話し合いでは大きな力となつていられるといわれている。即ち問題点とされる市会議員の合併後の措置、市役所職員の身分保障などについては市町村合併促進法ならびに市町村自治法にそつて処理し、都市計画については那覇市の都市計画と同時に実現してもらつよう要望することになつていられる。

…市町村の合併はあくまで相方の意見一致によつてしか決められない。従つて政府でも双方の意見さえ早急に一致すれば市町村合併促進法の実施をまたず合併は実現出来るという見込みを立てている。しかし政府は来る五日に真和志市側から具体的な合併方法を聞いた後にその方法を検討して政府の態度を決め、その後相方の意見を聞き、よければ調停に乗り出すという態

度で努力したものの実を結ばなかつたことにてらして政府としては慎重を期しているわけである。

…市町村合併促進法によると合併の際には、議員の任期、定数に関する特例（第九条）市町村の境界変更に関する特例（第十条、十一条）市町村財政法の特例（十三条）、市町村財政調整交付金法の特例（十五条）不当な財産処分又は事業の実施の禁止（十九条）職員的身分取扱い（第二十条）市町村合併及び新市町村建設計画実施の促進、合併促進のための補助金、新市町村建設計画実施のための政府の行う措置など種々の問題点があるが、議員の任期、定数と職員身分取扱いに関する特例は次の通りとなつていられる。

議員の任期、定数

市町村議会議員の身分に対しては次の二つの型がある。

（一）市町村合併の際、合併市町村の議会の地域にあるもので当該合併後も引続き合併市町村の議員の被選挙権を有するものについては合併前に関係市町村の協議により、新市町村合併後一力年をこえない範囲においてその協議で定める期日（新設合併の場合）また編入（吸収合併）において編入する市町村（母市町村）

の議会の議員の残任期間に相当する期間は選挙によらず引続き新市町村の議会の議員として在任することができる。従つてその在任期間中は市町村自治法第三十三条第一項（定数規定）の規定にかかわらず新市町村の議会の議員の現在数をもつて定数とし（那覇市と真和志市の場合は五十五名）当該期間中に議員の欠員が生じ、または議員がすべてなくなつたときは、これに応じて自治法の定数に至るまで減少する。

（二）（一）の特例によらない場合は合併前の合併関係市町村の協議により新設合併にあつては議員の一任期、編入合併にあつては編入する議会の議員の残任期間に相当する期間に限つて市町村自治法第三十三条の規定による市町村議員の定数の一・五倍（那覇市の場合は四十五名）に相当する数を超えない範囲で増加することができる。従つてこの特例の場合は新設合併にあつては議員の一般選挙を、編入合併にあつては編入される区域により補欠選挙を行わなければならない。欠員が生じた場合も同じ。

職員的身分取扱
第二十条では現職々員は合併市町村職

員としての身を保存し、職員の内免給与、その他の身分扱いについては職員の手続きを通じて公正に処理、合併後一カ年以内で退職を申出たものに対しては退職手当を支給し特に優遇すべきであると規定されている。

なお真和志市側では前記の二項目のどの扱いでもよいとしているようだ。

強気の真和志、那覇は静観

〔琉新・夕 1956・11・4〕

翁長真和志市長はきのう神村副主席と宮里内政局長を訪れ、那覇市への編入について面談「少々無理があるかもしれないが真和志側の意向にそつて協力する」との確約を得たといわれ、一方同市合併促進委員会新里義雄委員長と金城貞秀市議会副議長が那覇市議会側にこの件の受入体制方について要請すると共に、五日午後二時から合併促進委員会、さらに七日午後一時から議員全体協議会をそれぞれ招集して体制を整えることになった。

那覇市議会としては今のところ真和志側の編入申入れがあまりにも急であつたため面食らつて格好で、新市長選挙の動きにまぎれて無関心を装つていふところ。申入れを受けた泉議長は「我々の気づかないことであつ

た。よいことをいつてくれた」と賛意を表明したといわれるが、結局当間氏の帰島を待つて急速に動き出す公算が大で、今のところこの問題には静観のかたちをとつていふ。

翁長真和志市長の構想は、当間氏が那覇市長在任中に実現すると公約したもののので、主席就任を延ばし、その間の行政運営は副主席に当らせ、何らの支障もないようにしておき、この間に両市議会が議決して行政府に申請、緊急臨時立法院議集を招集して一気に承認、公布：という段取りである。首都建設という大きな問題なので当間氏に期待しているわけで、この問題への同氏の決断が注目される。

真和志側”編入に条件つけぬ” / 歩みよる那覇市との合併

〔沖夕・朝 1956・11・6〕

真和志市議会の合併促進特別委員会は五日ひる二時から市会議室で委員会を開き、当間那覇市長の行政主席転出によつて急速に盛り上つて来た那覇市との合併をどのように進めたらよいかについて協議した。

委員会は、新里委員長の外九議員（五議員は出張中）に翁長市長、護得久助

役、新垣企画課長等が出席、まず新里委員長から「去る二日滞京中の当間氏に”主席御快諾を祝するとともに合併への緊急配慮を乞つ”の電報を打つたこと、三日は那覇市役所に泉議長を訪れて、合併の実現に協力してほしいと要望したところ、泉議長は”よい考えだ、われわれもそこまでは考えなかつた”と賛意を表した。委員会としてこれからの進み方を協議し、はつきりした線を打ち出したい」とのあいさつのち、翁長市長は「両市の合併については十分に態勢をととのえて推進するという方針で臨んで来たのであるが、今回の合併の機会をのがしたら、いつ合併が実現できるかわからない情勢にあるので、万一の場合は当間主席に要請して特別措置によつても合併を実現したい」との決意をのべ、委員会として、

- 一、那覇市長選挙前に合併が実現するよう那覇市議会との話し合いを進めること。
- 一、編入合併でもよく、その際議席については合併促進法にのつとり、真和志側は別に条件はつけない。
- 一、合併の話し合いがつかまでは那覇市長選挙に真和志側は全然タッチしない。

一、当間氏の帰任前までに自信のある合併態勢をととのえておくこと。などの合併推進の基本方針を決定した。

あす両市合同委員会

委員会の途中で、那覇市議会合併研究委員会の辺野喜委員長との電話連絡がつき、那覇市議会も七日ひる二時から合併委員会を開く予定であることがわかり、辺野喜、新里両委員長の話し合いの結果、

六日正午両委員長が真和志市役所で会見する。

七日に両市合併委員会の合同会議を持つことなどを決定した。

当日の委員会は終始合併促進にたいする活発な意見が各議員からのべられ、那覇市議会と腹を割つて話し合い、合併への意見の一致をみるよう努力すべきだといふことが強調され、これまで編入合併に反対の立場をとつて来た大工廻議員も「この際編入合併でもよい、議席にもコウデイしない」と発言。また那覇の合併委員会も動き出したとの朗報が入るなど、合併問題の前途に明るさを感じさせる会合であつた。

合併に明るい希望 / 両市委員和やかに懇談

〔沖夕・朝 1956・11・8〕

那覇市議会合併研究特別委員会と真和志市合併促進特別委員会が七日ひる五時から真和志市の料亭玉家で会合、昨年十月の那覇市会議員の再選挙後の初の顔合せを行った。

各議員も自己紹介を行き、両市合併の必要性と早期合併を説き、なごやかな懇談が行われ、合併の前途に明るい希望を抱かせた。

那覇、真和志両合併委員長のあいさつ（要旨）は次の通り。

新里義雄氏（真和志） 両市議会が話し合いによって円満な合併に持つて行きたいと両市合併委員会が会合を開いた。今度は合併の最適の時期と思われるので、那覇側の理解の下に納得の行く合併を実現したい。真和志の態度としてはおこがましい条件もつけないで、理解による合併を実現したい。願わくば市長選挙にも参加させてほしい。市長選挙後の合併では市民が納得しないとと思う。たとえ市長選挙に参加しても、誰がよい、彼がよいということとは真和志側はつつしんで、那覇側と歩調をそろえて行きたい。真和志が参加したからといって市長選に迷惑にな

らないようにしたい。那覇の合併委員会でも合併に異存がなかったと聞いて喜んでおり、大きな希望を持つている。

辺野喜英興氏（那覇市） 当間市長の主席就任が決り、懸案の合併問題が急に持ち上った。那覇にとっては市長選も合併も大きな問題である。委員会は合併については大賛成である。真和志側の合併への熱意と誠意はよくわかっている。真和志が合併によっていっしょに市長を選びたいという真和志の希望もみとめている。当間氏が帰任して市長選挙の告示となるが、告示後の措置には多くの問題となる点があるので、急には結論は出せないが、合併促進法を立案した政府代表も両市の合同委員会に招いて話し合い、早目に合併に持つて行きたい。そのためには早急に合同委員会を持つ必要がある。

なお八日は午前中に、新里委員長が、内政局行政課を訪ねて合同委員会への出席を求め、承諾を得れば、午後から直ちに両市合併委員会の合同会議を開くことになっている。

まず両市合同会議で、那覇市合併研究委

那覇市都市合併研究特別委員会（会長 辺野喜英興氏）では七日ひる二時三十分すぎから市会議室で委員会を開

き、さきに真和志市から申入れのあった市長選挙前の合併について検討したが、近く両市合併促進委員会合同会議を持ち、これに行政関係係部課長の出席を求めて質疑検討、法的にも事務処理の面でも支障がなければ合併することに態度を決めた。

真和志市側の申入れは合併促進法に則つて無条件編入合併という柔軟なものであるが、那覇市会の大勢と事務局は事務処理の面で難色をみせており、結局両市合併委員会合同会議で結論を見出そうと決つたもので、

委員会では今回の真和志市側の熱意に心えるため早急に合併し、新市長選挙民に両市対等に選挙権を行使さすべきだとの意見もあつたが結論は今後の両市合同会議に持ち越して真和志市合併促進特別委員との懇親会に臨んだ。また、同問題は市長選挙とも深く絡む以上、市選管委でも選挙告示（十一月十日）並びに投票期日（十二月二十五日）の態度は変りないが、選挙人名簿縦覧などの法定期日や、合併による真和志市民の選挙権の問題など確たる法的根拠を研究して慎重を期している。

“この好機を逸するな” / 真和志青連も合併促進を決議

〔琉新・夕 1956・11・8〕

真和志市の那覇市への編入合併問題は、きのこの両市合併促進委員会の合同懇談会で真和志市の無条件編入の線で見解が一致、問題は事務面の処理だけといつところまでこぎつけたが、真和志市青年連合会（会長島袋雅夫氏）ではきのう夕六時すぎから市役所で緊急理事会を開き、那覇市との合併促進決議を全会一致で採択、けさ島袋会長のほかに喜舎場盛一、知念清勇、新垣盛信、許田恵美子、渡久地健、内間安彦の各理事代表が副主席、那覇市助役、同市会議長を訪れてそれを手交した。合併促進を決議したのは同青連のこの問題に対する態度を明確に表明し、市当局、議会と一致協力して強力に合併を推進させるため、さらに那覇、小禄、首里の各青年会と相提携して、よく検討し、那覇市側に積極的に働きかけることを申合わせた。また那覇市への編入後において、目下農村地域の政策が徹底せずに分村問題が起つたりしているといつので、編入後はこのようなことがないように那覇市当局に強く要望することになった。

〔決議文〕”英断を以て合併の実現を期せ”那覇、真和志の合併は戦前から叫ばれ、数知れぬウ余曲折を経て今日に至り、那覇市長の主席就任と共に再び合併論がほうほうとして起つた。二年前合併の急務を説きつつもその方法論に決定的妥協点を得ることが出来ず、物別れの運命にあつたことは人々の記憶に新しく、誠に遺憾にたえない。

わが真和志市青年連合会は一九五四年五月の総会で早期合併促進を決議しつつもその機の熟するのを一日千秋の思いで待つていたのであるが、ここにはしなくも好機の到来したことを喜ぶとともに、千載一遇のこの機会を逸することなく懸案の合併問題に終止符が打たれんことを祈念するものである。もはや合併の功罪を論ずる時期は過ぎた。今や為政者諸先輩の断に待つのみである。

願わくば百年の大計に生きる為政者諸先輩が、真和志六万市民の福利増進と首都建設の大偉業達成のため大英断を下されんことを熱望する。

那覇市長選挙 / 投票は来月

二十五日 / きょう告示、六日から届出

〔琉新・朝 1956・11・10〕

那覇市長選挙はきょう朝十時、臨時議会をひらいて当間重剛氏の市長辞任の承認を行い、即日選挙告示の運びである。これにより那覇市選管委では十二月六日立候補者届出の受理を開始、選挙は師走の街に二十日間にわたる火ぶたを切つて落す。やがて暮も押迫つたクリスマススの十二月二十五日、選挙民は各候補の運命を決する投票日を迎えるが、明けて二十六日は全市民の注視のうちに票読み。泣くも笑つても「われらが首長」を決定する。

選挙はきょうの告示を待たず、早くも出馬する人の噂で街の話題をさらつてゐるが、議会の統一候補擁立の動きも次第に候補者の範囲がしばられてきて、現議長泉正重氏と弁護士仲井間宗一氏の線が残されたかたち。十六日に帰島延期となつた「当間主席まち」で議会両派とも無気味なほどの沈黙が続けている。それに出馬の機の熟するのを待つて鳴りをひそめているという仲本為美氏の支持者達のほかに、人民党では昨晚「那覇支部連合会」をひらいて凡その駒を決定、十一日の党中央委

員会で党公認候補を発表の段取りである。なおきょうの告示ではじまる選挙事務の日程つぎのとおり。

十日選挙告示 二十三日から十二月二日までの十日間、補充選挙人名簿の縦覧期間、有権者の名簿もれに対する異議申立ての期間でもある。十二月十四日選挙会場（投票分会场）その所轄区域、選挙期日の告示最終日。十二月六日立候補届出の受理開始。同時に街には選挙運動が展開される。届出は投票日の三日前、二十二日夜十二時をもつて締切る。十二月二十四日不在投票の最終日。病気や負傷、妊娠、出産などのため選挙会場に行くことのできない人は医師や産婆の証明を得て、選挙長から投票用紙と封筒を請求することができる。十二月二十五日投票日。十二月二十六日開票日、当選人を決定する。なお不在投票用紙は

(1) 軍施設で業務に従事することになつてゐるもの (2) 船舶に勤務、または海上で漁業に従事することになつてゐるもの (3) 自己の住所から離れて選挙事務に従事することになつてゐるものについて発行される。

市長退職を承認 / 那覇市会 合併問題など協議

〔沖夕・夕 1956・11・10〕

那覇市臨時議会は十日あさ十時半から開かれ、当間重剛氏の主席転出に伴なう市長退職を承認した。まず嘉手納助役から比嘉主席の急逝に伴ない任期をまたずに市長が主席に任命されたが辞任を承認していただきたい、とのべて開会。

泉議長から当間市長より送られた「十一月十日辞職したし手続たのむ、当間」の電文を朗読、全員賛成で市長辞任を承認した。

その後、島袋嘉順議員（人）から「市民の選挙で主席に任命されたのではなく軍任命により主席を受諾、後はお願ひしますといつてゐるが、滞り期間を延期してゐるその間の滞在費はどこから出されるのか」の質問が出され泉議長とわたりあつて一幕もあつたが、そのまま十一時五分前に閉会した。市選管委では辞職承認決議にもとづいて同日ひるすぎ後任市長選挙の期日（十一月二十五日）と選挙運動開始日（十二月六日）などを告示した。なお臨時議会閉会后、全員協議会がもたれ真和志市との合併問題首里パスの増資問題について協議した。

一社説

市長選挙と合併問題

〔沖夕・朝 1956・11・11〕

当間氏の主席就任、それに伴う那覇市長の選挙をキツカケとして、久しく懸案となっていた那覇・真和志の合併問題が、急速に動き出してきている。十日開かれた那覇臨時市会は、当間氏の市長辞職を承認、選管委は、これに基づいて、選挙を告示、来月二十五日に投票が行われることになっているが、この選挙を機会に、真和志側が、合併を一挙に実現しようとして、これまでの主張をすて、無条件合併を申入れたのが、今回の動きの発端となっている。

真和志側は、周知のように、これまで対等の合併を主張、市への昇格後は、ますますその意向が強くなった感じを与えていたが、これが那覇市側のいれるところとならず、結局はものわかれになるのを例としていた。それが急に無条件編入の線をうちだしたところに注目される点があるが、その理由としては、来月の市長選挙までに、合併を実現し、この市長選挙に参画し、それを通じて今後の市政に真和志としての意思を反映させていく一つまり形の上では、編入だが、実質的には、対等の

合併ということになり、真和志市としても面目が立つ、という点を狙ったものだ、と伝えられている。だから真和志側の申入れの無条件合併とはいっても、そこには市長選挙の際、現在の真和志の有権者が投票するという最低の条件は付されていることになるわけだが、この条件を那覇市側が受け入れるかどうか、というところに、今回の合併問題の焦点は、しばられてくるものと予想される。

今度の市長選挙は、首里、小禄が那覇市に合併されてから最初のものであり、その規模の拡大に伴って、選挙戦もこれまでとは、多少おもむきを異にし、複雑さを増すものとみられる。当間氏の主席任命以来、市長候補の顔ぶれが、いくつかあげられて浮き沈みし、その範囲も漸次せめられてきているが、現在進行中の都市計画事業を円滑にすすめる意図も含め、保守系統一候補の工作が、市会を中心につづけられている。人民党が候補者をたてるのは、ハッキリしているし、仮に保守系が分裂した場合、右に述べた首里、小禄が加わっている現在、選挙戦の前途は、全く予断を許さぬものとなり、おそらく、真和志との合併問題も、この保守統一工作という問題とからんで、大き

な焦点にぶつつかるのではないかとみられる。

合併問題については、両市委員会の合同懇談会がもたれ、早期合併への意見が交わされ、前途に明るい希望が見出された、と報道されているが、具体的な推進策はみられず、さきに公布された合併促進法を研究してみようということだ。懇談は終わったようである。その前に那覇市でも、合併研究特別委員会を開いて、検討を加えているが、一応真和志の申入れには賛意を表しているものの、事務処理の面で難色をみせているともいわれている。事務面の問題は、ともかくとしても、真和志側が希望するように、選挙までに合併を実現し、その投票を認めることになった場合、選挙は一層複雑なものとなり、いま工作されている統一候補が、勢力分野の変化によって、思うようにうまく運ぶかどうか、市会側としての大きな悩みがあるのではないか、と思われる。

選挙はすでに告示されており、それ故に、市会の一部には、出来るだけ早目に合併の決議を行い、合併の時期は、選挙が終って、来年にもっていく、といった考え方もあるようであるが、それでは、選挙を通じその意思を反映す

るといふ、実質的な対等合併を狙う真和志側の一部に反対意見が出てくることとが予想されないでもない。真和志としては、この機会をのがしたら、おそらく当分は、合併の機会はこない、とみているようで、これがまた、無条件合併をうちだした一つの理由にもなっているといわれ、真偽のほどは分らぬが、もし、今回の合併工作が、那覇側のききいれるところとならず、実現されないといわれ、反転して、旧真和志の失地回復に動く、ともらしているものもあるという。もし、こういった動きが仮にあらわれるとすれば、それはこれまで両市の合併を阻んでいた溝を余計大きくする結果にもなりかねない。

よく言われていることではあるが、那覇と真和志は、その主要部においてすでに一体化している。それが、今まで合併されなかったことは、不思議だ、と言えないこともないが、この際、盛り上がっている気運をそのまま見送らずに、何とか、理解と納得のいく合併が、実現出来ないものだろうか、と思う。むろん、政府の積極的助言も要望されるが、特に両市当局の公正な判断に期待を寄せたいのである。

那覇市議会／首里バス増資

に両論／市六割に民四割 で妥結

〔琉新・朝 1956・11・11〕

那覇市議会では十日全体協議会をひらき首里バスの増資問題、合併問題、水道問題について協議したが、首里バスの件については「市営」と「民営」をめぐって論議がふつとつ。結局、現在の市当局六割と市民（首里）側四割の率のままで株の増資を行うよう、強い要望がなされ、殆どの議員がこれに賛意を示した。

首里バスの増資 先の運輸審議会で同社は九台の車両購入が認可されたがこれは今年一ぱいで輸入せよとの条件つきで早急に三百万円の増資が必要となった。ところが同社は市六割、民四割の持ち株となっており、こんどの増資を機会に三百万円の全株を民側に譲つて貰いたい……と市当局へ要望がなされていたもの。首里バス専務大山盛幸議員が民を代表して「首里バスは首里の人々によつて創設したものであり、将来これが市営になることはしのび難い。事業らしい事業もない首里の立場を考慮して、せめて同社だけでも市民（首里）に確保させて貰いたい」と将来予想される市営移管への防止にそな

えて、民側株の率引上げを強く訴えた。これに対し同社の重役（三議員）を除く、首里選出三議員も含めた殆どの議員が真つ向うから反対、市民の足の便をはかり小禄まで線をのばすためにも、むしろ市の株を多くして市営に持つていくべきだ。こんどの場合も全額市が保有したいが、商法に従い一対一の割で妥結。最小限六対四の比率は維持していききたい」とする当局の方針を支持。一時は「市が大きな株を持つことによつて会社の役員人事まで市長に左右されるオソレがある」「一体市当局が何時、役員をおびやかしたというのだ。同じ市民でありながら小禄はその恩恵にも浴していないではないか」と激しく渡り合う場面もあつたが、大多数の意見で「現在の六対四の比率で筋の通つた増資をする」ことに落着いた。

合併問題 合併研究委員長辺野喜英興氏から、真和志から申出のあつた「市長選挙前の合併」について経過報告があり、各議員の質疑応答が行われたが「新聞でも合併の成否はも早、那覇市会にかかつているといわれている。真和志市民が選んでいない市長によつて治められるという、不合理を除くためにも選挙前に合併すべきだ」とか「簡

単に合併を急いでは事を誤まる。十分法を研究してあくまでも市民の立場から解決してほしい」との要望がなされた。

記者のメモ／真和志は積極的だが：

〔沖夕・朝 1956・11・12〕

：那覇、真和志の選挙前合併について那覇市側は表面何ともないが、真和志市側は翁長市長が当間さんと同問題を打合せするため近く本土へ飛ぶ予定をたてるなど積極的な動きである。十日の那覇市会全員協議会でも初めの程は至極のんびり促進法の研究不十分で十二日の合同委員会で「行政課長に疑義を質して検討しよう」と落着きかけたが鳥袋嘉順議員「合併は今や那覇市側の態度にかかつている。研究委員会は十二日の両市合同協議会に合併の期日に就て一応のメドはつけて話合つかうのか、ただ検討するだけなのか」と質問、選挙前合併推進を力説した。

…これに対し辺野喜委員長「促進法、事務処理の研究を十分しない限り期日を想定することは考えないし、合同協議会で見通しがつけば小委員会を作つて促進していききたい」と答弁。鳥袋議員再び当局並びに大部分の市会という

「事務処理は派生的な問題であつて、これだけを理由に合併を延ばすことは不合理である」と食い下つたが結局「慎重論」をもつて気乗り薄の大勢に押されて幕となった。

…こうして当局の強く主張する事務処理不可能という説を理由に選挙前合併の実現回避は市会の支配的空気となつて、たつてというなら合併の期日の決議（何月何日合併しよう）の決議だけして、実質的合併は明年に持越すという意見が強い。

那覇側にとつてその理由とする事務処理面の困難だけではなく合併により真和志市民が選挙に参加すると統一候補がまとまつたとしても再び基盤が混乱することを大きく懸念しているよう、複雑微妙な立場に立たされている。…一方真和志側もこの点は百も承知、市長選挙に際しては最悪の場合でも当局派一候補に対して有権者の七〇％獲得は可能であるとの見通しを那覇側へ個別的に匂わすなど真剣そのものの出方。しかし那覇側のこうした点から選挙前合併は望み薄のまま難航するものとみられ、若しこれが実現しなければ真和志側の態度は再び硬化、合併の見通しは一段と暗くなるものとして憂慮されている。

那覇と真和志の縁組談合／

日取りでゆきなやむ両市
合併委／小委員会設けて
研究／事務的処理に那覇
側難色

〔琉新・朝 1956・11・13〕

那覇市長選挙前の合併問題を検討する
那覇、真和志の第二回合併研究合同委
員会は十二日ひる二時半から那覇市議
会室で開催。政府から野波行政課長の
出席を求めて、事務的手続きについて
説明をきいたのち「選挙前の合併か」
選挙後の合併か」についてもお互のハ
ラをさぐり合う意見も交わされたが、
法的にもまだ疑問点があるとして那覇
側が難色を示して結論に至らず、結局
両市の小委員会（十四名）を設けて研
究し合うことになった。

那覇、真和志の両市は一応小委員会の
歩み寄りに合併問題の処理を一任。法
的、事務的にも選挙前の合併が可能で
あるかどうかを深く検討して、合併の
時期にたいする結論を得たのち、両市
議会で合併問題の解決に乗り出すこと
になった。なお小委員会は両市とも合
併研究正副委員長も含めた議員五名、
市当局二名、計七名ずつを上げること
になっており、きょう両市の委員長で
決定する。きのう合同委は那覇の辺野

真合併委員長を議長に話し合いが進めら
れたが、双方の主なる意見つぎのとお
り。

真和志側（高良正文） 合併の持込
みがありにも急であつたため、那覇
では事務的な問題に難色を示している
と聞いているが、選挙前の合併ができ
るかどうかが、那覇の意見をききたい。

那覇側（辺野喜英興） 早速、助役
にもはかつてみたが「事務的には無理
だ」とのこと、可能かどうかについ
てはハッキリいえず早く検討するよう
にしている。

那覇側（真栄田義晃） 促進法は制
限より促進の規定であるとすれば、両
市のハラが決まれば後はスムーズだと
思う。真和志が選挙人名簿などを整理
して、選挙に間に合せ得るかどうかを
ききたい。

真和志側（新里義雄） 合併の事務
処理については、すでに日程も作成。
選挙前の合併実現に万遺憾のないよう
努力している。

政府側（野波行政課長） 補充名簿
は縦覧期間と異議申立期間を置いて作
成することになっているが、那覇市で
は十日すでに告示しており、その中途
で合併が実現した場合、真和志側の異
議申立期間を置かない名簿が果して有

効かどうか。まだ多くの疑問があり、
それには布令改正なども必要かも知れ
ない。また促進法には制限の項もある
ことを念のため。

那覇側（真栄田義晃） 促進法によ
るのがややつこしければ市町村自治法
だけでも合併できるか。

政府側（野波行政課長） できない
こともないが、編入によつて片方の議
会が消滅、議席を一つも持てなくなる。

那覇側（比嘉朝四郎） 選挙前の合
併には法的にも疑問があり直ちに結論
は見出せないが、もし今度の那覇に政
変がなかつた場合は真和志は何時ごろ
合併の予定だつたか。また選挙前の合
併が不成功に終つた場合は。

真和志側（新垣義雄、高良正文）
当間氏の主席転出までは来年六月まで
に合併するハラだつた。合併は両市長
の公約であり、ぜひ選挙前の合併を実
現したい。万一、できなかつたにして
も現在の歩みよりの精神を崩さずでき
るだけ速やかに解決して貰いたい。選
挙前の合併について政府の見通しを一
つ――

政府側（野波行政課長） 両市議会
の議決による申請があつてのち、主席
がこの合併が適当であると認めたと
き、立法院議会在が招集される。申請が

何時出されるかにもよるネ（これも当
間まちかで爆笑）

那覇市側（辺野喜英興、高良清二）
両市民とも合併を早くやることには異
論はない、といつてもメドもつけずに
結論を生むのも出来ないの、両市に
小委員会を設置。継続的に研究して早
く一致点を見出したい。市長選挙前の
合併が万一、出来ない場合でも、期日
を決めて合併の促進決議を行うことも
考えられる（全員「賛成、賛成」の声）
日程くんで待機／早や手回しの真
和志側

真和志市都市合併促進委員会（委員
長新里義雄氏）では、十二日あさ十時
すぎから会合、那覇市との合併に対す
る方針を次のように決定した。

- (一) 那覇市長選挙前には是非とも合併を実現する。
 - (二) 合併するまでは那覇市長選挙候
補などには介入しない。
 - (三) 合併後の議席数は都市合併促進
法に則つて那覇側と話し合う。
 - (四) 事務面の問題は両市側から選出
した合併促進協議会で検討する。なお
合併事務処理については次のような予
定表を作成し、その線に沿つて合併の
実現に努力することになった。
- 二十二日 合併について意見調整見

通し決定、那覇市合併書類作成開始。

三十日 両市会招集。

十二月一日 申請書行政府提出。

六日 那覇市長選挙立候補届出受理開始、選挙運動開始。

七日 立法院招集告示、書類送付。

十日 立法院議会。

十二日 立法院より行政府へ送付。

十五日 合併告示（合併）、市長選挙会場、日時の告示最終日。

二十二日 市長選挙立候補届出受理最終日。

二十五日 投票日。

市長選挙に情勢分析／統一候補擁

立の動き慎重

那覇市長選挙をめぐる議会の統一候補問題について、十二日朝那覇市役所で泉正重、辺野喜英興、仲井真元楳、糸数昌剛四市議と新崎興彦氏らが密談。当間主席の帰りを待つ議会の態度について協議したといわれる。この日の会合は、各派の出馬に対する思惑についても検討されたようだが、これを総合すると（1）仲本派の場合、なるべく仲本為美氏を出したいようで泉正重氏を助役にして人事などを任し、土地問題には個人的に余り意見をいわず都計をそのまま推進していく方針のようである。また平良辰雄氏が出た場合は大

先輩であるので引込むが、仲井間宗一氏を出すならある種の条件をつけて賛成するものと見られる。（今のところ、その条件は分らない）（2）当間派はなるべく平良辰雄氏を出したい。もし、これが駄目でも仲井間宗一氏の線をとらないものと見られる。（3）人民党

は仲本為美氏に対して申入れを行ったよう、仲本氏が出るなら党員国場幸太郎氏を出す。もし仲本氏が出ないなら瀬長龜次郎氏が出馬するという二段の構えのようである。と、この日の会合で情勢分析の結果、議会側はあくまで統一候補の擁立に努力し、会合を重ねて結束を固め当間主席の帰りを待つことを申合せたといわれる。

このことと関連してか、きのうは二日会が市内神里原の飲食店「一平」で会合を持ったもようであり、今夕は早速第二回目の議会合同懇談会（人民党を除く）が市内某所でひらかれることになつている

当間主席の助言に期待／翁長真和

志市長けさ福岡へ飛ぶ

真和志市長翁長助静氏は、きょうあさ九時四十分発の日航機で福岡向け出発する。これは十三日大阪から福岡に向う当間主席と落ち合い、那覇市長選挙前の合併について話し合ったため、十

二日開かれた同市都市合併促進委員会（委員長新里義雄氏）で全会一致で渡福を決定したもので、翁長市長は出発を前にして次のように語った。

当間氏と会う目的は合併のよき助言者である氏に助言して貰うため、主席という立場から主管局を督励してでもこの際は是非合併を実現して貰いたいからである。十六日の帰島を待つていは話し合う機会もないと思われるので、むこうでゆつくり真和志市の諸般の問題を説明して選挙前の合併を促進してくる。氏は法律家でもあるので、細密な資料を示し誠意を持つて当るつもりだ。帰島は多分当間主席と一緒になる。

なお、同市議会では市長選挙前合併実現について当間主席宛て懇請書を作成、連署して翁長市長に託した。

記者のメモ／当つて砕ける

の福岡行き...

〔沖夕・朝 1956・11・14〕

翁長真和志市長は十三日、日航機で福岡に飛んだ。大阪から下りて来る当間新主席をとらえて、那覇、真和志両市合併について当間氏の協力を懇請するといのであるが、翁長氏が福岡行きを決意するまでには紆余曲折があつた。

はじめ福岡行きを決意したのは翁長市長自身であり、その理由は、当間氏が帰任してからは、新主席として多忙を極めるのは当然で、とうてい、ゆつくり合併について話し合う時間的余裕はないとの判断からであつた。この翁長氏の福岡行きについて合併委員の委員間に賛否両論があつて、翁長氏も少しとまどつた様子だつた。

ところが十二日、那覇市との合同協議会が開かれた結果、那覇側が真和志の熱望する市長選挙前の合併に難色を示し、小委員会でも設けて検討しようとうまくにげられてしまつた。その時、真和志側は市長選挙前の合併を那覇が望まないことを知つて、非常に失望、しつうしつうと引きあげた。

この合同委員会の模様を聞いた翁長市長も落胆しはつきりと福岡行き断念を議員連に言明し、日航の予約を取りつけた。しばらく重苦しい空気が漂つたが、議員連から、最後まで努力し、合併への誠意のあることを市民に納得してもらつても翁長市長に福岡に行つてもらおうと今度は議員連が翁長氏を激励、翁長氏はそうとう苦慮したようだが、再び福岡行きを決意した。ここまでは合併問題を押し進めて来

た翁長市長が、退くに退かれず、たとえ当間氏から色よい返事をもらえなくても、当って砕けようという気持は、何か悲壮なものがあり、その夜栄町某所でもたれた壮行会もしんみりしたものであったという。

那覇市長選挙／全議員（人

民党を除く）が署名／統一候補擁立に結束固む

〔琉新・朝 1956・11・14〕

統一候補擁立をめざす那覇市議会では、昨夜八時から、市内新風荘で第二回目の懇談会を開いた。この会には人民党を除く二十四名（渡日議員一名欠二名）が出席、統一候補問題について話し合ったが、候補人選については直接ふれず先に決定した統一候補擁立の線を再確認し、「今市長選挙は全議員があくまで統一行動をとる」ことを誓って全員署名、当間主席の帰島を待つことになった。

社大党も乗り出す？／人民党が共

闘を申入れ

那覇市長選挙は議会の統一候補擁立をめぐり複雑な動きをみせているが、これに對抗して党公認候補の発表をひかえていた人民党では、きのう朝十一時ごろ瀬長亀次郎、大湾喜三郎、又吉一

郎、島袋嘉順の四氏が社大党本部で安里積千代、嵩原久男、山城善光の党幹部と会見、市長選挙にたいする“共同闘争”の申入れを行った。これにたいし社大党では近く執行委員会を持ち、党の態度を決定することになっているが、人民党では「議会の保守統一の動きは日本復帰と四原則を妥協させようとする当間氏の後継者を担ごうとするものである。この際、復帰を掲げて闘つてきた社大党と結び復帰や四原則、

の擁立と人民党の投げた共同戦線の二つの動きがどう落着くか、市長選挙はいよいよ前哨戦の口火を切ったかの感を深めている。

合併小委員会／両市メン

バー

〔沖夕・朝 1956・11・15〕

那覇、真和志の選挙前合併問題は十二日の両市合併委員会合同協議会の決定に従って双方の小委員会（各七名）により研究されることになったが、十四日それぞれ次の通り委員が決った。

那覇市側 総務部長 幸地克彰、同課長 亀島入徳、合併委員長 辺野喜英、同副委員長 久高友敏、同委員 長嶺将真、比嘉朝四郎、比嘉佑直、真和志市側 市長 翁長助静、助役 護得久朝俊、合併委員長 新里義雄、同副委員長 古堅宗秀、市会議長、森田孟松、同副議長、金城貞秀、委員 久場景善。

態度和とつており、もし社大党公認候補が立つとすれば同党総務高原久男、組織部長山城善光両氏の出馬説が流布されているが、党本部では「宮古の選挙で追いまわされ、考えてもみなかった」とハレものにもさわるような回答、人民党の申入れを受入れるかどうかについても疑問視されている。

なお十四日ひる過ぎ真和志側護得久、新里、金城の三氏は那覇市に幸地、辺野喜、久高の三氏を訪ね、合同協議会について打合せたが、十五日昼二時から那覇市会議室で両市小委員会合同協議会を開き、選挙前合併についての事務処理と、すでに告示済の選挙期間が

法的に無理はないかを検討、合同協議会運営の方法について取りきめる。

一社説一

那覇市長選挙を翼賛選挙にするな

〔琉新・朝 1956・11・16〕

那覇市政面における重要人物であった当間重剛氏の後任をめぐって那覇市会は何度も鳩首合議、一向に話はまとまらないらしい。それぞれ思惑を腹に秘めての渡り合いだけにうまくロレツの場合はずはない。よほどみんなが、この人なら、という人物が出てこない限りまだモミつづけられるものとみられる。

うまい具合にみんなが安心して手を打つてみたところが、その人物がふ抜けたロボットであつたということにでもなつては、迷惑するのは十二万市民である。二日会と当局派の旧当間派とは従来そりの合つた方ではないし、この両派が合つようになるためには、手ざわりのよいクツシヨンの性質をもつた人物が要求される。これはうつつかりすると中性的で何の取りえもない人物に行き当る。

市長になる人物も重要な問題ではあるが、市長の公選という民主的な手続

きを無視するようないことがあつてはならぬ。敢えてそう言つのは、現在の那覇市会の動きは、うかうかすると戦争中の翼賛選挙の轍（てつ）をふまないとはいえない。混乱の中から市会の大勢に好ましくない市長が飛び出すというこゝとも有り得ないことではないが、それだからといつて民主的な市民の選挙権を無視するようないことがゆるされていゝといふことにはならぬ。混乱をさげようといふ市会の動きにも自ら限界はなければならぬし、これを忘れたら必ず市民から非難されることになる。

市会としてなすべきことは、議員各自が私心を去ることはよいとして、議員としての政見を付和電同の中に放棄するようない雰囲気を作り出さないことである。統一候補を立てるにしても筋を通すことは政治的要件であつて、その場限りのゴマかしは直ぐ馬脚を出す。

超党派的に推せる中立的な人がいないときには、党派があれば党派として、正々堂々と名乗りをあげて選挙によつて争う外はない。市会として順調に統一候補を出すことに決まつたら、そのいきさつについては市民の納得のいくように十分に説明すべきである。少く

とも戦争中の翼賛選挙をおもわせるような、市民に背を向けた行動をとらぬよう戒心すべきである。

選挙前合併へ／事務処理の日程を検討／那覇・真和志きのう合同協議会

〔沖タ・朝 1956・11・16〕

那覇、真和志選挙前合併問題を研究促進する両市合併小委員会合同協議会は十五日ひる一時から那覇市会議室で行われたが、真和志側から出された事務処理日程のプランを中心に両市当局が研究をすすめ、併せて両小委員会の代表（正副委員長に当局者）に行政府へ連絡折衝させることになった。

協議会は議長を那覇側辺野喜委員長、副議長真和志側新里委員長を選任、真和志側から提出された市長選挙（十二月二十五日）までに合併が実現するよう組まれた事務処理日程のプランを認めて検討した。

日程プランによると

十八日―二十二日 事務処理面の研究。二十二日 合併についての意見調整と見直し決定。二十三日―二十九日 両市書類作成開始。三十日 市会招集。十一月一日 申請書政府提出。立法院招集告示。十五日立法

院開会。

（会期一日）

十七日立法院より政府へ送付。

十二月二十日 合併告示。

となつており、まず両市当局では二十三日―二十九日の短期日で事務処理と建設計画書の作成が可能かどうか十八日から二十二日まで十分に研究すると共に、政府行政課と頻りに話し合い事務処理促進の指示を仰ぐことになった。この折衝代表には両市正副委員長と当局者が当り、早速十六日ひる一時から行政課を訪ねることになつてゐる。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1956・11・17〕

「無条件」という最後の切札まで出して、真和志が合併を迫ってきているのに、話はなかなか軌道にのつてくれない。数度ひらいた両市会の合併合同委員も、問題を小委員会へあずけたような格好である。根本方針をはじめにちゃんと決めてから、あとの法的手続上の問題を小委員会で研究しようというなら話はわかるが、小委員会の結論を待つて、態度を決めようとするのは、根と葉をとつちがえているように思えてならない。「合併」もちろん賛成である。だが、ちよつと待てよ……と法的

な手続ばかりをしきりに気にしているのは真和志にくらべて那覇の方がそれだけ「気」がないとしか、傍の目にはみえないのである。実際問題として、選挙の告示後合併が可能であるか、どうかこの法律上の問題がいまの場合、合併への前提条件となるわけであるが、初めに選挙前合併の方針を一応決議、これを枕にしてかかるなら、押し方が違はずである。「合併」より、むしろ「市長選挙」に目を奪われている様子であるから、熱の入れ方が足りないのも道理。そして市長選では、数名の者を除き、ほとんど全議員が「同歩調」でいこうと署名決議までしている。まだ誰を候補に推そうとも決めない先から、架空の人物に意見の一致をみたわけだ。つまり、ハンコを押した「白紙推薦状」をまとめて、これから担ぎ出す人物を物色しようというのである。「トビ」に油揚げをさらわれぬ用心からだとすれば、これもまた攻められるものの窮余の一策か。しかしこうした動きが選挙後まで尾をひくことになると、いささか今から気になることがある。絶対多数の現役市議がひとかたまりになつて統一候補を押し出すのは結構であるにしても、これが間接選挙のような効果をあげ、市の理事者と

議決機関の間に一種の馴れ合いが生れるようなことがあつては、市政発展のためによることばかりはおれまい自治体のなかのこの二つの機関は、相協力しながら、一方では牽制し合うところに運営の妙味がある。二つが馴れ合いにでもなつてしまつたら、市民から浮きあがつて、やろつと思えばどんな振舞もできることになる。さき頃、東京都で騒がれた議員のお手盛退職金問題も、都民反対の声のなかで、いとも平然と行われたものだった。取り越し苦労でなければ幸である。

内政局 / 決意があればやれる” / 選挙前の合併可能を示唆

〔沖タ・朝 1956・11・17〕

那覇、真和志の合併問題を検討している両市合併小委員会では、真和志の希望している那覇市長選挙前の合併がはたして事務的に可能かどうか、について行政府の見解を聞くため、十六日ひる二時両市合併小委員会の代表が内政局を訪れ、約一時間にわたつて話し合った。

那覇側 辺野喜、久高正副委員長、幸喜総務部長、亀島総務課長、真和志側 新里、古堅正副委員長、護得久助

役に、宮里内政局長、野波行政課長等が出席した。

野波行政課長から私案としての那覇、真和志合併に関する日程参考案(別項)が非公式に示され「両市議会が真に合併を望み、議決する意志さえ決れば、政府としてもあらゆる努力を惜しまない」と選挙前合併が事務的に不可能ではないことを示唆した。

だが補充名簿が、十二月二十五日の選挙に間に合うかどうか問題となるが、行政課としては市町村の廃止分合の際の特例として補充名簿についての布令改正を軍に要請する準備をしていることを明らかにした。

那覇側は、補充名簿の問題はきわめて重大なことであり、もし選挙後異議申立が出て、選挙無効にでもなつては困るから、布令改正についてはつきりした軍の意向と行政課の回答を得るまでは議会で合併決議にまで持つて行くことはできないと主張、結局来る十九日までに行行政課で布令改正について軍の意向をたしかめてもらうことを小委員会代表から要望して話し合いをおえた。

【主なる発言内容】

野波行政課長 市町村の廃止分合の際の補充名簿の特例を布令改正によつて

行い、十二月二十五日の選挙に間に合わせたいと思つている。

辺野喜委員 布令改正は軍の承認を得る見込みがあるのか。

野波課長 軍とはまだ正式に話し合つていないが、両市議会が円満に行けばうまく行くと思う。

護得久助役 本名簿だけで選挙を行うことはできないか。

野波課長 それも考えられるが、研究の余地がある。

宮里内政局長 一日も早い合併を希望する、両市議会の意志さえ決まれば、布令改正まで持つて行つてよいと考えている。

辺野喜委員 補充名簿などの疑義が解決しなければ議会で議決はできない。

野波課長 軍にうかがつて早急に解決したい。

宮里局長 事務的な問題より、合併をやるかやらないかの決意の問題ではないか。

辺野喜委員 合併を決議するには臆立がなくてはならない。那覇としては合併の誠意はある。

【両市合併の日程参考案】

十一月二十一日―両市議合併決議
二十二日―立法院招集告示 十二月一日―合併申請最終日 六日―立法院開

会 七―八日―立法院議会の議決
九―十日―立法院より行政府へ議決書類の送付 十一―十二日―軍との調整 十三日―編入告示 十四日―補充名簿調整期日 十五日―選挙会場、日時の告示最終日 十五―十七日―補充名簿縦覧期間 十八―十九日―同異議申立に対する決定期間 二十―二十三日―出訴期間 二十二日―立候補最終日 二十五日―補充名簿決定 二十五日―投票日。

軍から毎日50万ガロン/水不足の那覇市へ補給

〔沖タ・朝 1956・11・17〕

那覇市では水源の湧水量が急減して二十四時間給水が困難になつたため、十三日から夜間の給水を停止していたが、十六日米政府新聞課の発表によると、米陸軍ではこれまで断続的に一日二十万ガロンの軍水源からの給水を毎日五十万ガロンに増やして補給することになった。

新水源地も具体化

なお、那覇市では一九四五年以来人口の増加に伴つ給水絶対必要量の確保のため新水源地の調査をすすめて、候補地の一つとして軍接收予定地である具志頭村ギーザパンタの使用計画を民政

府へ照会中だったが、十四日民政府として同水源池の使用計画に異存のない旨回答があった。これによつて那覇市では同所の測量をすすめると共に、日本水道協会川口理事長ら本土技術者の招聘を急いで具体化をはかることになつてゐる。

合併問題／成否は布令改正に／真和志側は可能だと

楽観

〔沖夕・朝 1956・11・18〕

去る一日、当間前那覇市長の主席就任受諾を機に那覇、真和志両市合併の気運が高まり、二回にわたつて開かれた両市合併委員会合同協議会で、両市とも早期合併に異論はないことが明らかとなつたが、ただ真和志の主張する那覇市長選挙前の合併については、那覇が難色を示し、小委員会を持つて選挙前合併が事務処理面からも可能であるかどうかを検討することになり、十五日の第一回両市合同小委員会で、真和志の作製した合併日程参考案について研究したが、行政府の見解を聞く必要があるといふことで、十六日、両市小委員会代表が内政局行政課を訪れて、選挙前合併の問題点について話合つた。

行政課から市長選挙前の両市合併についての日程参考案が非公式に提示され、補充選挙人名簿の調製縦覧、異議の決定および確定の期間を市町村の廃置分合の際の特例として短縮できるよう布令改正ができれば、選挙前の両市の合併は事務的にも可能であることが明らかにされた。

行政課の私案としては市町村議会議員及市町村長選挙法（布令十七号）第十七条四項の補充選挙人名簿は十日間の縦覧と異議申立五日以内の異議決定七日以内に巡裁への上訴、とあるのを三日間、を二日、を五日に短縮するよう布令改正を軍に要請しようといふもので、それには両市議会が合併決議をしてみられば都合がよいといふのにたいして、那覇は布令改正の確信が持てなくては議決はできないと主張、いちおう行政課が軍の意向をたしかめることになつた。では布令改正が行われる見込みがあるかどうか、軍の意向をたしかめなくてはわからないことだが、真和志側では可能だと見ている。その理由として、立法院議員選挙法では「補充選挙人名簿の調製縦覧、異議の決定及び確立に関する期日及び期間は中央選挙管理委員会が定める」（三十一条三項）となつていて、

去る十一日に行われた第二十五区の立法院議員特別選挙では、補充名簿について縦覧及び異議申立五日間、異議の決定二日間、決定通知一日間、巡裁への異議申立三日間となつていたことをあげている。立法院議員選挙法では補充選挙人名簿の縦覧、異議申立の期間を適当に中央選挙委員会が決めることができるようになってゐるから、市町村の廃置分合の場合は特例として補充名簿の縦覧、異議申立などの期間を短縮することを軍も行政課参考案通り認めるだろうと真和志は期待しているわけだが、二十日までには軍の意向がわかるのではないかと見られてゐる。

選挙前の合併は無理／那覇の目標は来年三月に

〔琉新・夕 1956・11・18〕

那覇市議会では十七日朝十一時から都市合併研究特別委員会をひらき、市長選挙前の合併問題について検討した結果「政府から布令による特別措置の確約が得られない現在、選挙前の合併は殆ど見込み薄。またたとえ布令が出たにしても両市が合併までに必要な書類を整えるまでに少くとも三カ月は要する」との結論に達した。

そのため那覇市議会では一応、来年三月一日の合併目標を立てて真和志側と折衝。両市とも委員会を継続して、選挙後といえども出来るだけ早く合併を実現していくという態度を決定した。合併委員会の主なる意見つぎのとおり。

辺野喜英興 選挙前の合併が実際上でできるか、どうか、法的疑義について折衝委をあげて政府のハラをきいた。その結果、内政局では単に努力してみようといふのであつて特別措置については自信は持てぬといふことであつた。宮里敏慶 この問題は当間主席が合併は「選挙後に」というハラであれば軍に対しては布令改正の申出はしないものとみられるが、主席の意向は。

辺野喜英興 五分位、主席と会見したが、主席としても「布令改正までして選挙前に合併しなければならぬ」といふ理由がどこにあるか」と語つておられたし、それ以上突込んでいくこともないと思われた。

泉正重 五力年の財政計画や建設計画など、合併に必要な書類がこの短時日に作成可能か。

幸喜克彰、高良清二 向つが掲げている「編入合併」が無条件なら書類の内容も相当ちぢめていくことも考えられ

るが、表向き編入をかがけているもの、なるべく促進法にのつとつていうことである。また合併には新市町村建設の基本方針である書類作成はぜひ必要であり、少くとも三月はかかる。比嘉朝四郎、高良清一、那覇としては仮令布令の見通しが得られたとしても選挙前の合併が不可能という態度をかけることはないと思う。この際、那覇市当局が「市民の納得の得られる建設計画がいつまでにできるか」をハッキリさせ、その目標で真和志側と折衝したい。

幸喜克彰 関係部課長が検討した結果、書類作成には最小限三月は要するとのことであつた。真和志の強い要望もあるので、十二月から早速作成にかかり二月末までには完成させたい。長嶺将真、久高友敏 真和志は選挙前の合併一本で押してきており、これが不成功に終われば、こんごう動くかも知れない。一応、那覇は三月一日合併の線を持つて両市の意見調整を行い、委員会をこのまま継続して、早急に合併が実現するよう努力していきたい。

真和志側が「つかりノ」合併のチャンス逸す」と

〔琉新・夕 1956・11・19〕

那覇市議会都市合併研究委員会（委員長 長辺野喜英興氏）では、十八日の委員会で真和志市との合併は「行政府の民政府に対する布令改正要請の確約も得てないうえに、たとえそれが実現しても合併書類の作成は少くとも三月はかかる」として、一応来年三月一日を合併の目標にすることを決定、那覇市長選挙前の合併は出来ないことを打出したため、真和志側のシヨツクは大きい。

真和志側としては当初から終始譲歩した立場をとりながら、熱心に市長選挙前の合併実現を促進して来ただけにその落胆ぶりは深刻である。

今まで市役所には毎日四、五人以上の議員連が早朝から詰めかけていたのに、今朝は誰も顔をみせないのが目につく。

市長選挙前の合併実現に当間主席のもとに飛行機でとんで行つた翁長市長もひっそり閑の市長室にしよんぼりした顔でひとり、ぼつねんと座つていた。「六、四分ぐらいで希望を持つていた。新聞を見て実のところがつかりしている。那覇側からこれの正式の通知はな

いが」と前置して次のように語つた。無理なことは承知の上だつたが、この絶好の機会に合併という重要な問題に対し、行政府も協力を誓つてくれていただけにまつたく残念だ。私個人の考えでは那覇側のいう来年三月でも六月でも結構だが、この絶好のチャンスを逸することは惜しい。

あす二十日から「都市合併促進法」が発効するが、来年三月の際でもやはり編入の線をやつて行く。こちらの議会としても対策を立てねばならないが、誰も顔を出さんので今のところどうしようもない。今までは誠心誠意に那覇側や行政府に働きかけていた議員としても、まつたくがつかりしていることだろ。私も議員連に是非行つてこいとしかかれて当間主席に会いに行つたりしたが、現在市民の世論が完全に支持してくれていることは心強い。

料金値上げへ対抗策／真和志松川にも区営理髪店

〔沖夕・夕 1956・11・19〕

理髪器具の値上げを理由に那覇、真和志の理髪業組合では、去る一日から料金の値上げ（那覇五十円、真和志四十円）を行つたが、市民の間では納得出

来ずとして不満の声が大きい、真和志市では先の区長会で区営の理髪所を設け幾分なりとも市民の負担を軽くしようではないかと申し合わせたが。

松川区では早速、区事務所を拡げて理髪所をつくり、区民の要望に応えることになった。

これについて金城松川区長は、区民の中には本当に困つておられる人々が多く、度重なる料金値上げには相当痛い思いをされているし又区の有志から「も是非やれ、と再三言われるので、すぐ区事務所を拡げ、工事が終り次第始めるつもりだ。何も現業者の妨害をする積りではなく困つておられる人々を助けるのが目的だと語つておられる。」

又この問題について、五年前からひたすら区民のためにと、区事務所内に理髪所を設け安い料金で奉仕してきた大道区長武村朝良氏は今度の値上げは理由が通らん、去年の十月ごろは二十円の料金だつたのが、二十五円、三十円となりまたまた今度、理髪器具の値上げを理由に四十円にまで上げているが、私の方は当初から業者の半額料金で今までやってきたが別に困るといふことはない。組合の方から幾度か歩調を揃えて是非値上げしてくれと持ちかけて来たが、ずっと断り通してきた。

こういうことは婦連の方でも積極的にとりあげ少々でも生活の安定を考えるべきでしょう。とに角、元通り三十円位にしてもらいたい、と組合の反省を促している。

一方、三原の普久原区長も区内には料金値上げについて相当非難の声もあるが、幹部会でも開いて区民の要望に沿うよう努力したいと語っている。

今後は促進法で／真和志側

合併推進を確認

〔琉新・朝 1956・11・21〕

真和志市議会でべきのうひる一時すぎから全体協議会を開催。まず新里都市合併促進委員長から那覇市との合併についての経過報告があつたが、同委員長は「那覇市長選挙前に合併を進めて来た理由は、那覇市長在任中の当間氏と翁長市長が早期合併を政策としていたので、那覇市長選挙が最も適当な時機と考えたから促進してきた。那覇側は当初賛意を表していたのが、さる十二日の小委員会からせん延策をとり出したので翁長市長を当間主席のもとに飛ばしたと述べたあと、今後の合併に対する態度について話合つた結果、今後は二十日から発効した」都市合併促進法」に則つて今までと変らぬ態度で

これを促進させて行くことを再確認した。

なお那覇市議会都市合併研究委員会の辺野喜、久高正副委員長はきのう午後真和志市役所を訪れ、同市議会都市合併促進委員長新里義雄氏らと面談、さる十八日に決定した「選挙前合併実現不可能」の正式通知を行つた。席上、辺野喜委員長は「十二月の議会で三月合併を議決させたい」と語つた。

三月合併を目標に／那覇真

和志合併促進委を協議会に切り替え

〔琉新・朝 1956・11・24〕

那覇、真和志の合併問題について、きのう真和志市都市合併促進委員会の新里、古堅正副委員長は那覇市会を訪れ、辺野喜那覇都市合併研究委員長と泉議長等に会い、市長選挙前合併問題の正式なケリをつけると共に、今後の問題について話し合つた。

席上新里氏（真和志）は、「今後も合併の基本方針には変りはない。それにさる二十日から都市合併促進法も発効している、これにそつて両市議会が早急に現在の「合併促進委員会」から「合併促進協議会」に組織がえし、継続して首都建設のための合併に努力

しよう」と申入れ、それに対し泉議長は「那覇市長選挙前の合併が困難という理由は、今後五力年間の財政計画を立てなければならぬのに、十日そこらではズサンになるからだ。促進協議会は市長選挙後に組織し、十二月の議会で来年の三月合併を議決したい」と語つたが、双方とも固い握手を交し、今後の早期合併に対する努力を誓ひ合つた。

統一担ぎ出しテンワンの楽

屋うら／棚あげされた選挙権／三転した那覇市会

の動きに不まんの声

〔琉新・朝 1956・11・27〕

那覇市長選挙は「当間待ち」から「仲井間かつぎ出し」…三転して、こんどは「平良待ち」となり、誰が立候補するのか市民には皆目見当がつかないというのが昨今の情勢である。市会議員連（人民党を除く）は、後任市長には「大物」という見地から当初は一致した動きを見せていたが、最近はこの線がくずれて、各派バラバラで思惑を秘めた動きを見せている。この動きに対し市民の間には強い不満があり、その行過ぎをいましめる声もある。以下街に拾つた市民の声と、投書から…

”当初の線を外れた対立”

那覇市役所職員M子 市会が市長を決めてしまつ印象を与えているが、当間さんが主席になつた那覇の現状から「都市建設」のためには統一候補もよいと思う。ただ議会が両派に分れて対立しているのは、市民を忘れて当初の署名の精神から離れているような感じがする。各議員が市民のために立派な人物を選び出す”統一行動”であつてほしい。

”誰の利益のための動きか”

Y（軍作業員）仲井間さんの説き伏せに失敗したカツギ屋連中が最後の切札に平良辰雄さんの帰りを待つてゐる。まるで取らぬためきの皮算用といったカラ騒ぎのような感じがしないでもない。市民は何時までも猿回しの猿ではないことを知るべきである。選挙するの自由なら立候補するのも自由である筈だ。翼賛選挙でもないのに候補者を限定するようなどはさけてもらいたい。市会にしても政党にしても彼らが今やつていることは市民の利益よりも自分たちの利害関係が中心になつているとしか受け取れない。選挙は公明正大であるべきだ。

”公正な選挙を冒とくする”

琉大生K君 市長選挙に当つて那覇市

会議員の態度は実に奇々怪々としかれない。これら議員の態度は公正な選挙を冒とくするものであつて断じて許しがたい。これが一般選挙民の意思を反映しての行動であるのか、また市長選挙に当つて一般有権者は市会議員のいふなりについていくとも思つていいのか：独走も甚だしい。常識では考えられぬ。一体那覇市長は市会議員だけで選ぶのか、このような利害得失だけで動いているとしか思えない議員を早くなんとかしたいものだ。そうすることによつて有能な人々が自由に立候補出来、ほんとに明るい政治が生れると思つ。

” 民主政治を無視したやり方 ”

医師 T 氏 市長選挙で市会の連中が暗躍しているようだが、民主政治を無視したやり方で苦々しく思つてゐる。われわれの望んでいる市長は常に市民の利益のために働く人で誠実の人である。これに対し市会の連中はどういふ人が当選した方が自分の利益になるかということだけで動いている気がする。人徳経歴ともに立派な人を市長に出したいと思つ。

” 納得できぬ統一候補擁立 ”

投書より 仲井間氏は健康上で固辞して居られるにもかかわらず三つの条件

付で再三要請して居る事ははなはだ市民を無視して居る。市長に出馬する方は自分で市長になつて市民の福祉の事を考える方ではなければだめです。市会議員の統一候補擁立をめぐる対立は絶対頂けません。(那覇市一区域間)

” 推せんまで一任した覚えなし ”

教員某氏 那覇市の市会議員は市民の代表としては選出したが、市長候補の推薦まで一任したおぼえはない。那覇市会の一部議員が統一候補とか何とかいつて勝手にすいせんするのはかまわないが、それを選挙民に押しつけようとするこのごろの動きは奇怪千万といふべきだ。彼らは市政運営に関する議決権は市民から得ているはずだが市長選挙に勝手に統一候補かつぎ出しは明らかに市議員の越権行為である。統一候補かつぎだしによる選挙民をまどわす行動は速やかにやめて公明市長選挙への態勢をとるべきである。まだ大正時代の封建的な選挙と感ちがいをしてゐる。けしからぬ話である。

” 市民無視の印象与える ”

那覇市美栄橋町 M 氏 (三六) 商業 首都の市長であるから主席級の人物を、といふのは市会議員だけでなくわたし達市民の希望しているところだ。しかし最近の市長問題は市会議員だけで市

長を決めれば差支えないといつた動きで、てんでわれわれ市民を問題にしない印象を与えている。民心を遊離した議員は、さらに自分達だけで市長を選んで雲の上に置きたい意向なのだろうか。

本人の意思を無視して半強制的に押出そうとするなど奇々怪々である。選良といわれる議員諸君はもつと反省すべきだ。

那覇市長選挙 / 二日会同一

行動を破棄 / 当局派事態 收拾に苦慮

〔沖夕・朝 1956・11・28〕

那覇市長選挙の動きは仲井間宗一氏の出馬拒絶によつて当局派、二日会の分裂が確定的となつて混乱を続けていたが、二日会では、二十七日ひる五時から琉球ホテルで会合、さきに連署して誓約した統一候補擁立のための同一行動の破棄を決定、即日泉正重市議長あて次の申入れを行った。

仲井間氏の拒絶後もまだこれに望みを捨てず、平良氏の帰島後当間、平良、仲井間の話合いで統一候補擁立の実現を信じる当局と、すでに両者ともにその脈は断つたものとし、独自の候補者擁立の態度を決めた二日会は仲井間氏

出馬拒絶の去る二十四日から事実上分裂していたが、この二日会の同一行動破棄の申入れによつて二十七議員申し合せの決裂は確定、当局はこの最悪事態の收拾に苦慮するものとみられる。ところで、市会二十七議員同一行動申し合せによる候補者推挙は、それが足並みの揃わぬままに混乱を続けたため、市民の批判もようやく高まり、「選挙民の意志を無視した市会議員の独善を排除せよ」との声は随所にきかれるようになっていた。

「那覇市政を安心して任せておける人物」として平良、仲井間両氏の線を捨てず、結束を強める当局派と、「市民の世論に応える最適の人物を」として独自の行動を宣言した二日会と、今後市会の動きがどう推移するか注目される。二日会では、当初から泉議長の線を持つており、仲井間氏出馬拒絶した二十四日よるの会合でもこの態度を再確認している。

しかし、その後仲本為美氏側からの動きかけもあつて擁立候補の決定はここ二、三日中になされるものとみられるが、これまでの動きから推測されるのは泉議長担ぎ出しの公算が大きいものとみられる。

ところでこうした市会内両派の表面

化した対立関係の勢力は現在のところ優劣がなく、小禄出身議員（上原光男、照屋正徳、新垣善太郎、赤嶺慎栄）の四氏の動きが両派の関心を集めている。これら四氏はほとんど二日会メンバーではあるが、一応両派と独立した形をとって事態の結着をまつて静観の態度をとっている。市民無視の統一／泉議長に強硬申入れ

二日会申入れ 今回の市長選挙で強力な建設的推進力のある候補者を立てる世論に添うべく、統一候補の線を出したが、今日まで統一候補に関する動勢では市民の世論に伝えることが出来ないものと思惟されるので統一候補の破棄を申し出て、我々は独自の行動をとります。――那覇市会二日会。

市議長泉正重殿
止むを得ない

市議長泉正重氏の話 私としては平良辰雄氏の口からはつきり返事をきくまでは、同一行動の足並みを乱したくなかった。しかし、現今のように議員が暗中策謀している印象を与えて、市民の批判も高まっているのに際して、あの人たち（二日会）が統一戦線から退き世論に添って向うべき方向をはつきりさせるといふのなら止むを得ないだ

ろつ。ただ私として今のところこの申入れに対して何とも言うべき時ではないと考えている。

慎重に対処

長嶺将真氏（当局派）の話 何んとも言えない。早急に集って皆（当局派）で慎重に協議してからこれに対処してゆく他ないだろう。

一社説一

有権者の眼を遮切るな

〔沖タ・朝 1956・11・29〕

那覇市長選挙をめぐる、二日会がさきに人民党系をのぞく全市議の名で申し合せた「統一候補」の破棄を公表した。

泉議長宛に出したその協約破棄の理由によると「強力な建設的推進力のある候補者をたてる世論に添うべく、統一候補の線を打ち出してきたが、今日までの動勢では市民の世論に伝えることが出来ないものと考えられるので、われわれは独自の行動をとります」となっている。

もつともない分に聞えるが、しかしもととはといえば利害のいく分対立している当局、二日会両派が一緒になるうとしたところに、出発点から多少無理があったのではないか。市にとって

は懸案の大事業として、「都計」がようやく緒についたところで、当間氏に去られたのであるから、後任には、ぜひこの事業を受けつぎ推進していけるような人物でなければならぬとする考え方は、むろん全市民が異論ないはずである。ところが、まだ候補者も誰と決まらぬうちから、推薦の「白紙委任状」に判をおさせ、これで逃げ道をふさいでおこうというやり方は、もの順序をはきちがえ、度をすぎした行動といふべきだろう。

伝えられるところでは、二日会は泉議長を押し出す底意がみえるし、一方当局派は、仲井間氏が平良氏の二者択一をねらって、かつぎ出し工作に、なおもねばりつづけているらしい。こうなると、いかに世論をバツクにした根拠あり気にもみえて、実はたんなる派閥のナワ張り争いにすぎないのではな

いかにという印象を与える。

もともと、市長選挙は、法により、市民の全有権者が直接投票する性質のものであって、戦前行われた市議による間接選挙とは、あきらかに法の趣旨が異なっている。だから市民は、「市長推薦」まで市議たちに自分の意志をあずけているわけではない。市長は市長として、市議は市議として、別々に選

ぶ権利があるし、またそれぞれの適任者を選択する“眼”をそなえていると言いたい。

一部の人たちが、候補者推薦をするのは、言うまでもなく自由である。だが、自分らのみで間接選挙でもやるような気持ちで動きまわってくれたら、はなはだ有難迷惑であるし、思いあがりというものだろう。

周囲の情勢から、個人の自由意志によつて、もし候補者が一人しか出ないというなら、それもあながち悪いとはいわぬ。ただ、いかなる場合でも有権者の前に立ちただかつて、その眼をさえぎるようなまねはよしてもらいたくないのである。

土地を守る組織一本化／土地協きのう解散／運動土地を守る総連合に持込む

〔琉新・朝 1956・12・1〕

沖縄土地を守る協議会では三十日午後二時から総会を開き、住民組織を土地を守る会総連合に一本化するため発展的に解散することを満場一致で可決、七月十八日結成以来四力月間にわたる同会の四原則貫徹運動はこれを土地を守る総連合に持ち込むことになった。土地協は七月十八日四原則貫徹を主張

する教職員会、青連、婦連、各政党、PTA連など各種民間団体で組織され、県民大会の開催、県民代表の本土派遣、土地問題懇談会、演説会などで活躍してきたが、九月二十日に吉元栄真氏を会長に各市町村土地を守る会が中心となつた沖縄土地を守る会総連合が結成されるに至り、全住民をうつつ一丸とするために一つの組織にまとまるべきだという意向が土地協内に出たが、総連合が発足間もないため時期を見たと上で一本にまとまろうということになつていた。

その後土地を守る会総連合も活発に動き始めたので去つた二十二日土地協理事会で再びこの問題がとりあげられ、各種団体が所属団体の意向を聞いた上で三十日の総会にはかかることになつていたので、三十日の総会では各団体とも総連合を強力に推進するためには土地協を発展的に解散せしめた方がよいとの意見で、こゝに満場一致で土地協の解散が可決された。

なお土地協では解散に当りつぎの声明書を発表した。

沖縄の土地問題に関し本年六月九日に発表されたブライス勧告は八十万県

民の意思を無視し米国側の一方的見解に基いて行われたもので四原則の実現を願うわれわれにとつては青天のヘキレキともいふべきものであつた。

従つて軍用土地問題の前途には多くの困難が予想されるに至り、その正しい解決については更に民族の強固な決意と団結が必要とされたのである。この機運の中において全県民をうつつ一丸とする強靱な住民組織の結成が急務であるとの声が民論として台頭し、四者協議会においてもその必要性が強調されたのである。軍用地問題解決促進連絡協議会（本会の前身）においても総会において、軍用地問題解決のために、まず強固なる住民組織の結成が最重要事であると確認し、その実現に努力することが決議された。爾来、四者協議会と相提携してそのことに努力して来たのであるが、当時の複雑な諸情勢は我々の懸命な努力にもかかわらず、その早急な実現を困難にし県民の運動に支障を来す状態にあつたので連絡協議会としてはその面の努力を続けながら、会自体の強化を図ることになり去る七月十八日、沖縄土地を守る協議会と改称、屋良朝苗氏を会長に迎え、事務局を設置し強固な組織体として活動することになつた。それ以来、

目的達成のため演説会、懇談会、県民大会の開催、本土への代表派遣、本土各方面との連絡、軍用地問題に関する調査など、幾多の活動をなして来たのであるが、幸にして関係各方面の協力の下に多くの成果を収めることが出来たことを喜びとし感謝しているところである。

他方、我々がその実現のために、たゆまざる努力を続けて来た県民組織（沖縄土地を守る総連合）が幾多のウ余曲折を経て去る九月二十日結成され、十一月十日強力なる事務局の設置をみ、真に全県民を一丸とする組織として活動が開始された。このことはブライス勧告発表以来、全県民の熱望して止まなかつたことであり、軍用地問題の正しい解決のために齊しく喜びとするものである。

本会においては十一月三十日の総会において、かねてから我々がその実現を期待し、また、そのために努力し来たつた県民組織が結成された今日、四原則貫徹のために組織を一元化することが、最も正しいことであるとして本会を発展的に解散し土地総連合の強化を図ることが協議決定された。

願るに本会は沖縄の死命を制す土地問題について多くの苦難と闘いながら、

今日まで歩んで来たのであるが、その間、八十万県民、九千万同胞、心ある世界各国の支援により予期以上の成果を収めさせていただいたことを厚く感謝するものである。

本会は土地を守る総連合の強力なる活動と民族の悲願である四原則の早期貫徹を祈念しつゝこゝに発展的解散を声明する。

一九五六年十一月三十日
沖縄土地を守る協議会

婦人会が署名運動／真和志市区長制廃止に反対

〔沖夕・朝 1956・12・3〕

真和志市では去る十月の市会で、明年一月一日から区長制を廃止することを決定したが、最近市内各区に廃止反対の気運があるようで、すでに松川区では廃止反対署名運動を内密に行つており成行きが注目されている。

真和志市の区長廃止問題は現翁長市長の就任後、今年のはじめごろから具体的に検討されたが六月ごろ市民の中から反対の気勢があがつて論議され、結局、十月の市会で当局案通り廃止と決定、準備期間として二力月の余裕をおき今年一杯は実施しないということに現在に至つてゐる。

市当局は区長制廃止の理由として財政支出の節約、那覇市との合併態勢を整える（那覇市は区長制度がない）こと、の二点をあげ市内三十一区の区長をなくする代りに一人で三区程度を担当する担当員を十七名おく計画であるが、

これに対して市会の一部や各区民の中から、区長制を廃止しても財政の節減は多くは望めない、むしろ区長制の廃止によつて市政運営の円滑さが失われる、などその他の理由をあげて反対の声がでた。その後十月の市会では結局満場一致で廃止が決議されたが反対の声はそのままくすぶり続け、廃止を一月後にひかえて火の手が再燃したものの。

反対署名運動をはじめているのは松川区で婦人会が中心になり、区内有権者（約二千人）の大半の署名を得ているようだが他の部落は今のところ具体的な動きはない。しかし北部地域の他の二部落および南部農村地域の一部落にも署名運動の気配があると伝えられており、近く開かれる市婦人会や部落青年会などもこの問題を検討するようである。

今のところ署名運動を行っている婦人会は婦人独自の立場で反対を唱えているが、もともとの問題は今年春の立法院議員選挙で白黒争いの具に供されたいきさつもあり、今後の成行きが注目されている。

農研指所移転問題の反対陳情を採択／四日の那覇市会

会

〔沖タ・朝 1956・12・5〕

那覇市議会では四日あさ十時半から第十六回定例議会（会期一日）を開き、一、那覇市職員に対する一九五七年度期末手当支給に関する条例（一年以上職務者に八割支給）

二、一九五七年度那覇市追加予算（選挙費用として二十一万八千五百一円の追加）

三、泊ターミナル新築工事に関する契約の専決処分報告および承認について（落札者の善太郎組九百六十万円）の三議案を審議、それぞれ原案通り可決した。

続いて真和志市との合併問題について合併委員会辺野喜委員長から経過報告があり休憩、午後から同問題について協議の結果、これまでの都市合併研究特別委を存続させ、真和志側との連絡を保ちつつ新市長の就任後、その新方針も勘案し合併促進法に則つた両市の

合併促進協議会を設けて早期合併を期することになった。

その後、鳥袋嘉順議員の動議より「中央農研指所の崎山区移転に対する地主の反対陳情に関する日程の追加」を採択総務財政委が実情調査することになった。

一社説

市長選挙に望む

〔沖タ・朝 1956・12・8〕

那覇市の市長選挙は六日の立候補届出初日に三名の候補者が届出て、二十五日の投票日を目指し早くも活発な運動を展開している。外に立候補予定者も聞かぬので、いわゆる三ツ巴戦の形で闘われるであろうが、いつの選挙の場合にも望まれる公明選挙運動を、沖縄の首都の面目にかけて実現させたいものである。

ところで、今回の市長選挙は、市政界の事前工作（候補者擁立）がもたつたために、一般市民の選挙気分を相当地もり上げているようである。統一候補問題に対し一部に批判的な声も出たが、その点、ケガの功名とみられぬでもない。しかし、その事前工作から、保守・革新抗争といった飛んでもないものを持込んだことは何んとしても残

念であり、このことについては市民の良識で大いに関心を払わねばならぬであらう。

地方選挙の特色は、それが政党派より超越しているということである。地方自治体の首長や議員を選ぶということは、もともと政党とは関係がないはずである。政党か人か、というようなことでなく、問題なく人物本位に選ぶべきなのである。勿論、現実には政党色がだんだん地方選挙にもは入り込んできている。極端には、市町村の首長や議員が立法院議員選挙の細胞組織のような形になつてきているところさえあるようだ。地方財政の中央依存度が高まるにつれ、このような地方政治の政党化がひどくなつたのであろう。また一面、政党の発達とともに、ある程度はこのような傾向は避けられないのであるが、余りいきすぎると地方自治体の根本をゆるがす問題となつてくる。

那覇市だからといって、他の市町村自治体と異なるものではないであらう。凡そ保守とか革新とかは社会機構にまで及ぶ問題であり、たとえば那覇市に革新思想といわれる社会思想をもつて市政を律しようとしても国家的な社会組織乃至はその諸法律を無視するわけ

にはいかないのである。

市長戦を保守・革新の旗をたてて闘うのは、何れにしても地方自治体にとって好ましい結果はもたらすまい、且つまた市民を惑わすものとして賛成しかねる。同時に政党内の出すぎに対しても警戒したい。そこで、これを防ぐ方法はいろいろあるが、最も直接的な方法として、有権者が政党政派にとらわれず、人物本位に投票するということであろう。

那覇市長選ノ三候補が出揃

つまでノ空砲に終つた”統

一”ノ花道をこばまれた

二日会

〔沖タ・夕 1956・12・10〕

立候補届出初日の六日、くつわを並べ、届け出た仲井間宗一、仲本為美、瀬長亀次郎の三氏（届出順）は、ポスター、文書戦で闘いを始め保守、革新入り乱れ、これまでにない激戦が予想されているが、まだ緒戦とあつて目立った動きはなく、嵐の前の静けさといった表情。九日よるからまず人民党が本格的な舌戦を展開、二十五日の投票日までの十数日、那覇全市は市長選挙のポスターに塗りつぶされ、宣伝マイクの叫び声に明け暮れて市民の審

判を待つことになるが、次に三候補が出揃うまでのいきさつを那覇市会の動きを中心にふりかえってみよう。

…去る十一月十日の告示以来、人民党議員を除いた市会二十七名の議員は、革新勢力の結集を叫ぶ人民党に対抗するため「保守統一」のスローガンを打ち樹て、平良辰雄、仲井間宗一両氏のうちいずれかを擁立しようとする誓約をして選挙への同一行動を固めたこのような市会議員だけの申し合せによる動きは「選挙民の意志を無視した市会の行き過ぎ」として市民多数の批判をかったものだったが、保守統一候補としてまず市会代表は仲井間氏に折衝、仲井間氏はこれを健康、訴訟待遇など三条件を理由に固辞し続けた。また、これとは別に滞日中の平良氏のもとには経済界から竹内和三郎氏、社大党から平良（幸）氏が飛んで出馬の説得がなされたが、見通しは暗く、「平良待ち」となった。しかし硫黄会社の総会に間に合せて帰島した平良氏は空港並びに当間、仲井間両氏との「三者会談」であつさり出馬を拒絶、保守派を狼狽させた。これに先立つて平良辰雄氏の政界引退のいきさつや、健康問題から出馬受諾不可能を見越した市会「二日会」ではさきに申合せた

「同一行動」の破棄を声明、泉正重氏擁立の肚を決めて市会内当局派と袖を分つた。こうして市会内が真ツ二つに割れ溝が深まると人民党勢力の台頭を極度に恐れる保守陣営は事態の收拾に苦慮、当局派は財界、経済人をかり集める一方、拒絶した平良氏と共に仲井間氏説得を行い、その担ぎ出しに成功する所まで漕ぎつけた。ところが一旦、辞退した仲井間氏の受諾は反当局の色を鮮明にした「二日会」を強く刺激、当局派並びに仲井間氏担ぎ出しに一役買った財界、経済人を声明書の連発で批判、泉氏擁立を正式に表明するに至つた。

保守統一へノ財界も動く

…このため財界、経済人代表は二日会メンバーを料亭「那覇」に招いて懇談する等のあせりをみせていたが、仲井間氏を擁立する当局派は着々準備をすすめる、地盤固めを急ぎ、また仲本為美氏側は支持者が当初から強気で「絶対に出馬させる」といきまき仲本氏自身は「時期をみてから」と表明をさけていたが、三日ひる開かれた当間主席を交えた保守三派の「四者会談」ではその態度をはつきりさせた。ここで三派の乱立による敗北を防ごうと持たれた調整のための「四者会談」では仲

井間、仲本、泉の各派いずれも自己の優勢を主張して譲らず、かえつて分派争いに油をそそぐ結果になつて、翌四日各支持者の懇談会に結論を持ち越したが、これはそのまま流れてしまった。この間「二日会」側は仲本派の抱き込み工作にのり出し、当局派もこの動きに神経をとがらせていた。

一方、人民党では十一月四日の第八回党大会で公認候補擁立を決め、祖国復帰、主席公選、四原則貫徹をかざして保守勢力よう撃の態勢を固めて党書記長瀬長亀次郎氏を推した。その後、同党ではこの選挙を革新勢力対保守勢力の対決であるとして内定、瀬長候補を白紙に返して社大党に共闘を申し入れたが、社大党では当時また出馬可否いずれとも判らなかつた平良辰雄氏推挙の態度を決めて人民党の申入れを拒む方法としたが、平良氏が拒絶したため、今回の選挙を静観しなければならなくなつた。しかしながら同党では、個人的には三派にそれぞれ応援する動きもあり、微妙な動きをみせている。

あくまで白紙の立場堅持か

…泉氏擁立を決めた二日会では最終泉氏の線で仲本派との調整を試みたが、四日よる調整が決裂、また翌五日同会有力メンバーの高良一氏が仲井間

氏へ走る態度をみせたことから動揺選挙資金の関係もあつて「特定の候補者を支持しない」として白紙の立場をとらざるを得なくなつた。これで保守三派の乱立で苦悩した保守陣営はその分派争いを仲井間、仲本両派の争いに食い止めたことになつてゐる。

「二日会」ではその後もいくらか動揺をみせ、当局派並びに仲本派でもその去就を注目しているが、十日よる予定されている会合でどのような態度をとるか待たれている。しかし同会某氏は「政治的責任に於いて白紙の立場を表明したものである以上、今更動揺すれば市民から徹底的に批判されよう」と二日会の動揺説を強く否定している。

こうして仲井間、仲本、瀬長の三氏が、那覇市長の席を狙つて中原に駒をすすめたわけだが、当間主席、市会当局派、財界経済人をバックにした仲井間氏、合併実現を叫んで庶民階級の上に立つと呼号する仲本氏の保守両派に、祖国復帰、主席公選、四原則貫徹を叫んで革新勢力の結集を掲げる瀬長氏という当初予想されていた保守革新第一の三ツ巴戦は二十五日の投票日で市民がどのように審判を下すかが注目される。

高良一氏を除名ノ那覇市議

二日会

〔琉新・朝 1956・12・11〕

那覇市議会の二日会は四日午後四時から那覇市小祿在の上原光男氏宅で、全会員が出席して会合を開き協議を行つた結果、今回の那覇市長選挙にからむ保守統一擁立問題をめぐり、高良一氏のとつた行動は二日会と相容れぬものがあつたことを理由に、高良氏を二日会から除名することを決議した

那覇市政への抱負ノ争点は

”都計”の進め方ノ三候補、合併実現を公約

〔沖タ・夕 1956・12・12〕

投票日（二十五日）が余すところ十三日の那覇市長選挙は、くつわを並べて名乗り出た仲井間宗一、仲本為美、瀬長亀次郎の三候補がそれぞれ陣固め“必勝”の態勢で選挙工作に精魂を傾けている。主席に任命された前市長当間重剛氏が推進して来た膨大な都計事業や、数年来の懸案である真和志市との合併問題が三候補が一致して掲げる大きな政策で、またこれが大きな争点ともなることが予想される。ところでスポーツ・センター「総合グラウンド」の建設、文化施設の拡充などをはじめ、

人民党でとくに力を入れている市政の民主化と税制の問題、それに加えて対外的には軍用地問題、祖国復帰問題など、保守、革新が真つ向うからぶつつけ合う市政担当候補としての市政綱領は、これまでにない活気をみせている。

仲井間、仲本の両候補では、箇条的にその政策を示して、その具体的発表は演説会ですると今のところ表明を避けているが、これは敵方に手の内を見せない作戦だといふ。一方、人民党瀬長候補側は数ページに互る細かな市政綱領をまとめ、市政担当に際しての自信を表明している。仲井間候補側の演説は十五日から十日間、仲本候補側はまだ未定だが大体仲井間候補と同じ時期とみられ、九日よる第一声をあげた人民党は十二日から首里をはじめ再び言論戦に乗り出すことになつてゐる。首都那覇市の市長の座を狙つて争われるこの選挙に、市民は各自の尊い一票をどのように行使するか、その指針として次に三候補の政策の大綱をまとめてみた。

福祉施設の強化とノ秩序ある公明な行政に

（仲井間宗一候補）

一、官民一体の実を強化して首都建設法に基き真和志市合併による大那覇市

を計画して政治、経済及び文化の機能を發揮せしめるような建設に努める。

一、秩序ある公明親和の行政を行い、各職責に能率を高揚せしめる。

一、民心の一新を期して朗らかな楽しい社会に仕向ける。

以上の三点を基本点としてあげている仲井間候補はとくに「市議会の建築を尊重してゆきたい」と語り、この市会を重視する点は前市長とは幾分異なつた態度であるといふことだつた。

当面の政策としてあげられているのは、

一、総合グラウンドを早期に完遂する。

二、一号線の副線として浦添から姫百合橋を経て小祿に至る与儀農指所通りを早期に実現する。

三、社会福祉施設として市営住宅、公会堂、公園、霊園、児童遊園地などを早期に完成する。

四、その他観光施設の拡充などということになつており、これら政策を実現するためには是非市会の承認を得た予算の獲得が必要であり、この点については現市議員多くの支援があつて心強い所であるといふ。

適正課税とノ徴税民主化

（瀬長亀次郎候補）

人民党ではその市政綱領を対内問題、

対外問題に二分して具体的な市政政策を作成、市政担当に自信をみせている。この中には市政の運営を改めるだけで実現出来るもの、また、他市町村にも政府に要求して得られるもの、更に本土同胞の力と結んで成就する問題などに分けられている。

対内的諸問題

一、市政の民主化 各区に公民館、市に公会堂を設置、市民の意見を市政に反映させる 区民の公選による区長制の実施 市職員労組の育成による市政運営の民主化。

二、中、小商工業の保護育成と中小商工業従業員の生活上 二このため、市に専門(部門商工課)を新設する。

三、農漁業の振興と農漁民の生活安定 二このために専門部門(農林水産課)を新設する。

四、適正な課税と徴税の民主化 資産所得を再評価、担税能力に応じて課税する。 固定資産税の評価の適正を期すため評価委員会の設置。

五、社会保障制度の改善充実 失業保険法制定の政府への要求と共に市でも失業対策事業を行う。 市営託児所、公益質屋の設置、市営住宅の増設、生活困窮者保護について政府へ積極的要求。

六、都市復興計画は軍事優先主義をやめて、市民の利益を第一とし、那覇全域に亘る総合的都市復興事業とする。

七、税制の民主化と健全財政確立及び地方自治体の自主税の強化 勤労者の税負担を軽くするため間接税中心の大衆課税制度を直接税中心の民主的累進課税制度に改める様に政府に要求する。

地方自治体強化のため、他市町村と共に政府税制と財政政策の改革を要求する。

八、那覇、真和志両市の対等合併の実現。

対外的諸問題 一、祖国復帰実現の促進。 二、土地を守る四原則の貫徹。

三、主席公選と民主的権利の擁護。 四、まず市民生活を豊かにノ土地問題

解決にも努力 (仲本為美候補)

仲本氏は立候補の弁を次のように表明している。

創業途上にある那覇市の首都事業が極めて順調に進捗し、一日も早く完成させたい。

また、沖繩の首都たる大那覇市の発展を計る上から真和志市を早期に合併する。

一方、表玄関である海、空港の施設

は次第に完備されて来たが、陸上交通機関の中心であるバスターミナル始め、道路河川の改良と相俟って教育施設の整備拡充、市民生活を豊富にする上から福祉施設の強化充実を計る。

以上の諸点を立候補の基本態度、理由として次の通り政見を掲げているが、その具体的な発表は演説会でなす、としている。

仲井間候補と並んで、共に人民党革新勢力に対抗する保守陣営に属し乍ら、その政見の一つに「軍用地問題の解決促進」をにかけている点が異つていよう。

プ勧告で土地値上り傾向ノ那覇旧市街は高騰ノ坪三千円から二万円に上つた

土地も

〔沖タ・タ 1956・12・20〕

プライス勧告による地料一括払いの方針が明らかにされてから、土地の値段が全島的に値上りの傾向を見せているといわれる。勧告書の内容が発表された当時は売買の話合いが進んでいる土地も御破算になった例が多く、またその後のも思惑による買い急ぎや売り惜しみが極端になって次々に地代をつりあげ、この調子でいくと土地をもっているのはますます肥り、接収地主や勤労者などは僅かの宅地を手に入れることも困難になるだろうと、土地連合会あたりでは心配している。この傾向は沖縄だけでなく宮古、八重山にも波及しているようである。某金融機関が支店敷地を購入するのに難渋を予想し、隠密裏に即決で買いとるため職員を派遣した例もあげられている。とくに那覇、中部など商業地区付近の値上りがひどいといわれるが、那覇旧市街の最近の動きを調べてみた。旧市街の区画整理は八分通り完了し、商業、工業、住宅地域の指定もすんでいいるが、今年一年で大幅な上昇を示している。

値上りの原因については区画整理がすめば当然上ること、好景気により買手が相当地に動いている。一括払いの気運を察してつりあげているなどいろいろあげられており、一括払いの方針がすべての要因だとは言えないが、しかし大きく響いていることは間違いないと当局者は語っている。

部分的に大体の相場(坪当り)を聞いてみると、千五百円から二千円でいだった旧若狭町付近が五千円から六千円、辻町など昨年二千五百円でいどで買えた土地が、安いところで七千円、

良い場所になれば一万二千円まで上っている。商港地域の西新、西本町あたりは四千円から六千円、久茂地が六、七千円から一万円、前島町の学校付近で九千円ないし一万円、久米町大通り一万円、中に入ると四、五千円から八千円とここ一年で大幅な暴騰をきたしている。もつとも有利になつた地域は松下町の卸商店街付近で、商業地域としてなお非常な強気だといわれている。昨年商店街が市から買取つた値段は坪三千円であるが、現在では周辺の土地が一万五千円から二万円に八ネ上り、旧市街随一の高値をはり、この付近に地所を買い、或は所有していた地主はぬれ手に粟式の儲けかたのようである。区画工事中の泊方面は相当におちるようで、又吉道路に面したところで六千—七千円、内側が五千円でいど崇元寺の後方一帯が三千五百円から五千円というのが凡その相場となつている。最近開放になつたハーバービュー地域などはいつ開放になるか、はつきりした見通しがつかなかったため二千円—二千五百円の見方であつたが、開放と同時に一躍六千円、七千円に八ネ上り、取引がされているという。都市地区の土地相場ほど極端なものはないといわれ、道路が開通したために

五、六倍に値上りした例はザラにあるよつで、また一、二間離れたところでも位置により値段に大きな差を生じている。旧市街の地価はうなぎ上りに値上つてはいるが、これには戦後十年間も利用をたたれ、収入のみちを塞がれた地主達の心理的な作用も大きいよつである。放つておいても下る心配はなく、場合によつては二倍、三倍の幸運をつかむことができるという考えかたのよつで、特別の事情がないかぎり手離すよつとしないよつである。

どこまで値上りするかについては、やはり軍用地料の一括払いがどうなるかに左右されるといわれ、はつきりした見通しはついていないが、客観情勢に变化がないとすれば三、四月ごろをヤマに来年中で一応の線におちついてくるだろつとの見方が強い。

市役所でも久茂地十字路内側に役所、公会堂敷地を予定していたが、坪一万円に上つては市有地を売つても手がでないよつとになり、現在の仮バスセンターに予定敷地を変更、公会堂はお預けというかたちになつてはいる。全く土一升、金一升の相場になりつたあつというのが旧市街の土地に対する評価である。

軍用地を買占め？

一方一括払いを見こんで軍用地を安く買いとる傾向も強まり、土地連合会で調査にのりだしたこともあるが、登記所で調べても所有権移転の内容がはつきりせずサジを投じている。巷間の噂さでは誰某が何万坪買いとつたとか、多くの町村で話題になつてはいるが、実際には軍用地はそれほど投機的な買占めが行われている形跡はないよつの見方である。すでに売買が行われたものよつで、今度は使用料の受取をめぐり方々で問題が発生している。

これまでの使用料のうちで保留された二五%、及び三倍に値上げされた残額の地料が来年早々支払われる予定であるが、買いとつた所有者が受取るべきだとして承諾書を要求されている例もあり、双方の間でイザコザが起るのではないかと懸念されている。使用料はその支払い期間の所有者に支払われるのが常識であると土地連合会では語つており、売買のときに特別な契約がないかぎり疑問の余地はない期間内に所有権が移転している場合はD E から個別に地料を支払つか或はその年月に応じて配分する建前になつてはいる。

大絃小絃

〔沖夕・朝 1956・12・21〕

旧市街の地主達によつやく春が訪れてきたよつである。区画整理も大体八割は完了して、いつでも家が建てられるし、それに高い値段で売ることのできる 牧志通りを中心とした新市街の繁昌ぶりを指をくわえて眺めてきた地主達にとつては十年という年月は長い忍従の明けくれであつたかと思つ。自分の土地をもつていながら高い地料を払つて借地する。売ろつとすれば二束三文にたたかれるよつのがこれ迄の事情であつたよつだ 戦争という全く不可抗力な天災だからあきらめもつくだろつが、それにしても商業都市の土地ほど財産価の高いものはない。二、三千円でしか買れなかつた土地が二倍、三倍に八ネ上るのはザラにあるよつである。道ができて水道、電気がひかれろつと途端に五百円から千円は値上りするよつという もつとも整理事業のため地主は三割相当の負担をしているよつで、その分まで土地の相場にプチこんで単価をツリ上げるよつにもなるよつが、ただ放つておいても財産が肥るのであるからこんな有難いにはなはなかるよつ。都市地区ほど貧富の差が甚しくなるのよつも自から分るよつな気がする 旧松山

町の卸街周辺は坪一万五千円から二万円まで相場をばり、僅か一カ年間に四、五倍に上つていっているという。小金をもち思惑で買った人達も相当にいろいろで、大当りしている幸運児？の手柄話もあちこちで聞かれる。ブローカーでなくとも土地への投資だけは間違いないと随分食指が動いているのは事実のようである。現在旧市街では最低坪二千円を見こまなければ土地は買えないとの定評である。崇元寺の後方及び壺川付近が安い部類に属するがこの付近も区画整理が行われる計画であるので、消息通の人達はやはり値上りを予想している。都市の人口は増える一方で土地は狭いのであるから無理もない

一体都市の地価はどこまであがるのだろうか？見方はまちまちであり、とくに軍用地料の一括払いでも実現すると天井知らずだとの意見もある。また景気の好悪でも大いに影響するようであるが、しかし客観情勢からすれば当分下落材料は少いといわれる。全島的に土地代は上る傾向のようで、宅地から農地、山林原野に波及する恐れもなしとしない。そうなるに当然借地料、小作料などにも響いてくるわけで、農業、商工業の発展や住宅政策の面から

重要な問題を提供するものと思う。軍用地と関連して手放しの自由相場では経済秩序を乱す懸案もあり、政府でもとりあげて研究に値する問題である。

一社説 那覇市長選挙に想う

〔琉新・朝 1956・12・27〕

那覇市長選挙は約二千票も引きはなして瀨長の勝利に帰した。仲井間、瀨長のせり合いとなることは一般の予想ではあつたが、これほど引きはなすとは大方の人々が考えていなかったようである。今度の選挙における反瀨長派の敗北は統一戦線の失敗にはじまつている。人民党を除く那覇市会の統一候補推せんは仲井間の辞退で混乱し、結局、仲本の立候補ということになつたが、いわゆる春秋の筆法をもつていえば、仲本が瀨長を勝たせた、ということもいえる。また、仲井間が当初に決然として市会の統一候補を引き受けたならば、仲本は立候補のキツカケを失い、保守統一が実現したとみる向きもあるが、仲井間支持派がいたずらに時日を引き延ばし、仲本を誘い出すことになつたのは戦術的に拙劣であつた。ものことは出端が肝要であるということとを今度の選挙は余りにも痛烈に証明

しているということも言えよう。

さらに考えなければならぬことは、大衆心理をつかむという点で、仲井間は瀨長におくれをとつたということである。大衆が選挙に野次馬気分を發揮することは沖繩に限つたことではない。それがどの程度政治意識と直接むすびついているかは正確に測定することは困難である。どの候補者にもそのような投票はあるが、瀨長の場合、とくに今度の選挙では他の候補者にくらべてそついつた投票が割合に多かつたと一般にみられている。そして、その理由については、いろいろの点があげられているが、最も大きいのは、仲井間支持者の選挙運動の中に、ひいきの引き倒しみたいなことが終盤戦になつてみられたということである。大衆のアマノジャク的な反骨をゆり起したことは大いに反省されてよい。これは大衆を愚ろつするものとして逆に大衆の反感を買い、瀨長の方へ押しやつたのみられても致し方のないふしがある。

いづれにしても仲井間、仲本の敗北は明らかで、今更どうしようもない。かくて問題は今後尾を引くことになり。瀨長の得票は有効投票四万余りの中約一万六千で、半数には足りないが、それでも選挙法によつて市長になれる

のだから、事態は前途予想をゆるさぬものがある。瀨長市長によつて那覇市政がどうなるかということ、市議会関係その他のことから樂觀する者はほとんどいないし、瀨長自身もうまくやつていけるとは決して考えていないにちがいない。

瀨長の考え方が反米で割り切つていことは周知のことである。思想の自由、言論の自由という上からは、瀨長が反米だろつと何だろつと、彼の勝手で、アメリカ政府といえどもどうしようもない。しかし、自治体の首長となると、そうはいかぬ。議会を無視しては仕事はできないし、市吏員の動向如何によつては、市長の職責は果せなくなる。立法院議員の場合と市長の場合とは状況が全く異つてくる。その点から、市長選挙には瀨長は立候補しないだろつと、とみる人も少なくなつたのである。

今後、瀨長市長実現についてどのような事態が生ずるか、わからないが、民主的な手続きによつて選挙された以上、那覇市民はそれから来る事態について自ら責任をとる覚悟が必要である。米国政府が好もしくないとはいへる人を市長にした以上、米国政府の援助を受けようと思ふことはやめなけ

ればならぬ。それは理の当然で、これについてはハラをきめてかかるべきである。もしも、一方で瀬長を当選させておいて、アメリカ政府の援助も従来通りお願ひします、というのでは、もの笑いとなる。琉球政府の自主的に処理できる限りにおいては、那覇市も他市町村なみの援助も不可能ではないが、アメリカ政府の援助は絶たれることをはつきりと自覚し、市政の自立をせねばならぬことになる。果してこれがうまくいくかどうかは将来の問題である。那覇市民も大きい関頭に立たされたといふべきである。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1956・12・27〕

保守統一だとか、同一行動だとか、或いは保守と革新の対決だとかいわれ、候補者問題で複雑な動きをしてきた那覇市長選挙は、ついに市民の審判が下され、開票の結果は、一万六千余の得票で、人民党の瀬長氏が当選してしまつた。投票の日に雨が降つたから人民党が勝つてしまつた、保守が二つに分裂したからだ、いや、立候補に至るまでの動きが、有権者の批判を買つたのだらう、いろいろと結果論はあるよ

うだが、今更、表われた票数はどうにもなるまい。地方農村の首長なら、その問題ではなかつたにしても、お膝下の那覇市に革新系の首長が出現したことは、その理由は別として、大方の人達、多少アツケにとられたカッコウではなかつたろうか。三つ巴戦で、何れの候補も過半数に達しておらず、最初の選挙法みたいに決戦投票の規定でもあれば、どうなつたか、分らなかつたかもしれないが、それにしても一万六千という票が人民党に流れた、ということは一応検討してみることも必要かと思う。問題は、今後の市政を含めて、その影響するところであるが、すでに助役は、市議長宛、辞表を提出したといわれるし、部課長級も辞任のハラだとも伝えられている。もしそれが実行されたら、市政は混乱を招くことは十分に予想されることだ。人民党市長に協力は出来ない、という気持は、分らぬでもないし、役所の幹部達の心境は微妙なものがある、と推測されるが、それにしても、やはり市民によつて選出された市会の動きが、注目の的となる。保守統一の署名とか、その後の分裂や思惑的な動きは、市民からだ、いふ批判の声があつたようでもあるが、極端にいつて、今回の選挙結果は、これら保守系といわれる議員達

の動きにも原因の一つくらいはなかつたかどうかである。とにかく、今後の市政をどうするか、という責任は議決機関である市会にある、といつても過言ではなさそうである。瀬長氏が就任すれば、そう遠くは待たず臨時の市会が招集されることだろう。困つた、といふ前に、思惑なしの筋の通つた対決をするのが理に合つような気がする。

人民党市長出現の波紋／焦点は市会の動きに／財界人、昨夜慌しく動く

〔沖タ・朝 1956・12・27〕

那覇市長選挙の開票結果は、人民党候補瀬長亀次郎氏の当選が決定、全琉球市町村始めての人民党首長誕生で、異様な関心が集り、複雑な表情をかもしている。とくに政府章典で明示された「琉球の首都」というだけに米民政府がどう対処するかも注目され、また市議会による瀬長市長不信任議決も予想され、新那覇市政は大きな波乱を含んでいるといわれる。

当選確定がほぼつけられた二十六日の正午ごろにはバージャー首席民政官室にモーア副長官を始め、ステイーブス総領事が要談、一方、仲井間宗一氏を擁立した財界人も第一相銀会議室に

集つて協議するといふあわただしさを見せた。

ともかく合法的な選挙による当選であるため、当落をどうするということはできず、専ら人民党市政による市民の不利益ひいては全琉に及ぼす悪影響について話し合い、明日中に商工会議所会議をもち、何らかの声明を行うことを予定している。財界人の集りは、当間主席を囲んで国場幸太郎、富原守保、稲嶺一郎、宮城仁四郎、長嶺彦昌氏らで、午後七時過ぎには人民党所属を除く市会議員が長嶺副議長宅に会合、市会としての態度をどうするかが協議された。

市町村長の任期は市町村自治法第八十条によつて四年とされ、選挙の日から起算されることになっており、結局瀬長氏の市長効力は十二月二十五日から発効していることになる。こういった実情から、市会の態度決定が重視されるわけで、瀬長市長をどう不信するかが注目される。

自治法第百十三条に示されたのによると「市町村議会が市町村長を不信任議決したときは、直ちに議長から市町村長に通知され、その場合市町村長はその通知を受けた日から十日以内に議会を解散する」ことができ

るようになっていた。

つまり不信任をつけた市長は、市長権限によって議會を解散し、市民に信を問うことになる。そして解散後初めて誕生した市議會が再び不信任の議決をした場合に始めて市長の職を失うことになる。

従つて市会の態度が市長不信任に決定した場合は、議會定数の四分の一以上の議員が臨時会の招集を市長に請求し、不信任決議をすることになる。

足並み乱れが敗因

ところで、保守統一をめぐした人民党を除く二十七人の那覇市会が平良辰雄氏の担ぎ出しに失敗し、果ては「二日会」の統一行動破棄となり、市会当局派が辛じて仲井問宗一氏の出馬を承諾させた。それにしても、二日会擁立の泉正重氏、そして仲本為美氏も立候補を譲らず、いわゆる「保守三派」の鼎立にまで至り、保守の足並みは完全に乱れた。一応泉氏は「白紙の立場で臨む」という二日会の声明で出馬を断念したが、仲本氏側は支持者の強力な後押しもあって、保守の二候補が決定、強力な政党组织をもつ瀬長氏に三つ巴をいどんだ。こういった保守の乱れが人民党市長を誕生させた大きな敗因と

いわれる。

これと共に仲井問宗一氏を市長候補にあげた財界人の動きも、一般市民からは、あまり好感はもたれていなかった。よつで、政治介入への財界、経済人の行過ぎが指摘されている。また首里、小祿での瀬長氏圧勝は、今までの都計の在り方が旧那覇市地域に偏重した、首里、小祿市民の不満の現われだともみる向きもある。ともかく党組織の全機動を動員しての人民党勢力に民主、社大の両党が無責任な行動をとつたといふことも批判の対象となつたといわれ、幾つかの保守派敗因の要素は、那覇市政に大きく波乱をもたらすことが予想される。

社大支部に不満／問題化のおそれ
社大党那覇支部の兼次佐一氏（前立法院議員、元書記長、現中執委員）ら支部委員の瀬長亀次郎氏支持については選挙中から党外でいろいろと沙汰され、特に当問主席の「歩み寄り政治」ともからんで同党の動きが注目されていたが今後、この問題が支部の方から表面的に問題化されるのではないかと、この観測もなされている。支部黨員の中には今後の那覇市長選挙と結んで現在の支部幹部に対して強い不満を持つ者もあり、成り行きが注目される。現

支部長の平良良松氏、及び書記長の古堅宗秀氏は今度の選挙にあつて党本部の方針通り全く「ノータッチ」の態度をとり、黨員個々の瀬長氏支持については「個人の行動は拘束しない」と述べて来たがもし、支部黨員が人民党との共闘問題などをむし返して来た場合、相当な苦境に立たされることも予想される。その場合、党の中執委がどういう手を打つか注目される。

瀬長市長に表情とりどり

〔沖夕・朝 1956・12・27〕

那覇市選挙管理委員会は二十六日よる七時五十分、瀬長氏の当選を決定した。なお、当選の告示は遅くなつたため二十七日に行われる。

各候補の得票数

瀬長亀次郎氏 一六、五九二

仲井問宗一氏 一四、六四八

仲本 為美氏 九、八〇二

無効票 四〇九

人民党書記長瀬長亀次郎氏が那覇市長に当選した。瀬長新市長の出現は各階層でそれぞれうけとり方も違つたというのだが、何と云つてもこれまで民政府から「好ましからざる人物」と敬遠されてきた瀬長氏のこと、すでに市幹部の間に辞表提出の波紋を描いてい

るように、これから首都那覇の市政をどう切り盛りして行くか、その点に不安と期待、好奇の目が注がれているというのが実情のようである。以下、開かれた玉手箱に対する各界の表情とりどり

市役所／不安の中に鳩首協議／嘉手納助役は辞表提出

瀬長氏の当選は市役所幹部に大きな打撃を与えた。二十六日午後、市役所幹部たちは助役室に集まつたが、どの顔も暗く、軍が「好ましからざる人物」とみている瀬長氏が市長となつた場合、当面する那覇市のいろいろな事業の執行がどうなるか、早くも心配し、那覇市の復興と都計事業は軍の全面的な協力が得られない限り推進できないとして、個人的に辞意を明らかにした人が数人もあり、市長代理嘉手納並水氏（助役）は同日午後三時、那覇市議會議長あて辞表を提出した。日時は二十七日になつてはいるが、同氏は助役室で次のように語つた。

嘉手納助役 どうせイデオロギー的にも人民党とは一しよに仕事ができないのでやめることにした。まさか人民党が勝つとは思わなかつた。敗因は小祿首里の土地問題と、市民が投票について深く考えていないためであつた。

那覇市会泉正重議長 三月に定例議会があるが、その時人民党から出される議案によつてその政策を十分知つた上で信任するか不信任するか決められる。

那覇市の建設はどうしても軍の信頼をバックにしてしか推進出来ないの、この時人民党の具体的政策がそれにマッチするかが問題だ。とくに希みたいのは市職員が感情に走つて直ちに辞表を提出するという風な軽率妄動は慎んで貰いたいという事だ。いたづらな混乱は避け、現当局の人たちと議会が一体になつてコトに処してゆかなければいけないと思つ。

那覇市職員労組安里一郎書記長 我々は組合として今回の選挙に対し中立の立場を守ることを申し合せて来たし、誰が当選してもこうした態度で進むことに決めているので、瀬長氏が新市長の椅子に着いても何等我々の態度に変わることはない。これまで通り職務に励み市民へのサービスを続けてゆくだけのことである。

市会二十七議員ノきょう態度協議
那覇市会の人民党議員を除いた全議員は、二十六日による美栄橋町某所で会合、新市長に当選した瀬長亀次郎氏に対する対策を協議、その態度を決めること

になつていたが集りが悪く十八議員しか集らなかつたためきょう二十七日よる再び会合、意見を調整して態度を発表することになった。これら市会二十七議員の動きとしては、従来の当局派二日会のいきがかりを無くし、一致した態度で瀬長新市長に対処することになるが、今のところ市長不信任をめぐつて急進論、慎重論に分れた意見がまとまらず結論をきょうに持越した形である。

一月五日ノ当選証書の交付

那覇市選挙管理委員会では二十七日瀬長亀次郎氏の市長当選を告示するが、当選証書の交付式は一月五日に行つていつている。

緊張する軍民政府ノ与儀議長”や

らせてみる”ことだ”

：瀬長亀次郎氏の当選確定の報が伝わるや、行政府は緊張し、主席室には入れ替り立ち替り訪問客が姿を見せ、四時前には、与儀立法院議長、長嶺副議長、仲宗根源和氏、それに神村副主席等が顔を見せた。どの顔も深刻な表情でキツと締め、固く閉ざした扉の中で選挙の模様をあれこれ語っていた。四時五分過ぎ仲井間候補が登庁し期待にそうことができなかつたと当間主席にあやまると、皆んな口を揃えて御苦

労様でした。と健闘をたたえる光景がみられたが、いつにないしんみりしたものだつた。

続いて仲井間候補は民政官室で待機しているモーア副長官やバージャー民政官へ挨拶をすまし、午後五時には自宅に向つたが、記者団に対しては一言も語らなかつた。当間主席も五時過ぎには、第一相銀での財界人との懇談に出かけたが、記者団に対しては、只一言「何もいうことはないヨ」と見解を述べたことを控えた。

ただ与儀立法院議長だけが、「敗れた最大の原因は保守合同を実現させきれなかつたところにある。これ以上残念なことはないが、一応やらせてみる以外にないだろう。やらせて市民にはつきりと人民党の政策を見せて反省させる外にすべはない」と憤懣やり方ない表情だつた。

副長官・民政官がノ緊急会談

：一方民政府では朝十時からモーア副長官、バージャー民政官及びブステイブス総領事等が民政官室に集まり、民政官室と開票所に設けられた特別電話で、開票の模様を約二十分おきに聞いていた。午後二時過ぎ瀬長候補当選の色が濃くなると、民政府も俄かに慌しくなり、モーア副長官とバージャー民

政官との間では、善後策を講ずる緊急会談が開かれ午後五時まで続けられた。この会談でいかなることが話し合われたか知らないが、モーア副長官は五時過ぎ帰宅。バージャー民政官は六時半頃まで残り、サンキ大尉を通じて当間主席と絶えず連絡をとつていた。

また民政府行政法務部長デビス氏の見解を求めたところ、デビス氏は「今は何もいうことはない。民政府の意向や見解が知りたいなら新聞課を通じて聞いたらいだろ」とその見解を明らかにしなかつた。デビス氏が、このことについて発表できないのは、検討すべき資料も何もないからだという意味の発表もない。またこのようなことは発表するには、まだ早すぎるだろう」と一切をノーコメント。瀬長候補当選によつて受けた民政府および行政府の打撃は大きく、今後の動きが可成り注目される。

政党も反省

民主党星政調会長談 瀬長さんが平常、いろいろと英雄めいた事を言つていけるが、それが果して実際市政の上に見られるか、どうかを市民に知らせる絶好のチャンスだと思つ。それと今度の選挙は一方は強力な政党の組織を

持つているし、一方は組織を持たないで、親分子分のつながりで選挙をやっているところに大きな誤りがあり、政党も市民も反省しなければならぬと思ふ。

”市民への公約果す” / 喜びに湧く 瀬長氏当選の弁

：瀬長候補の選挙本部並びに人民党本部には大勢決つたひる過ぎ、多数の支持者連が詰めかけ喜びに湧いていた。当の瀬長氏は自宅で大湾喜三郎、兼次佐一氏らに囲まれて、次のように当選の弁を語った。

この闘いの勝利は我々が市長選挙の意義を明確にしたことによる。即ち四原則貫徹、祖国復帰の実現を希つ勢とこれを崩し沖繩住民を異民族の支配下に置こうとする勢力との闘いである事をはつきりさせたため、結果は我々民主革新勢力の勝利に終つた。票で言えば私の票と仲本候補の票に合算された票数は四原則貫徹、祖国復帰を支持した票数だと思ふ。仲本氏もこれを政策に打ち出したからである。勿論仲井間氏に投ぜられた票も四原則貫徹、日本復帰を希望しないのが全部ではなく、那覇市民の大多数が、日本の領土主権を守ることを希つている証拠であつ

た。また、日本の革新民主勢力も沖繩の同勢力を支持したことは日沖の民主勢力が結束して祖国復帰の日が近いことを示している。私は直ちに十一万市民の先頭に立つて、四原則貫徹、祖国復帰運動を展開したい。その他市政の面で公約した市民の利益と民族の平和独立のために闘つて行く考えである。

悲憤慷慨の仲本派

仲本氏の選挙事務所では、支持者運動員が仲本氏を囲んでしきりに”落選”を残念がっている。酔いの回つた運動員らしい人が「沖繩人、とくに那覇市民は三等国民だ。瀬長など出してこの那覇はどうなるのだ」と悲憤慷慨、それをなだめる人、また仲本氏の肩を叩いて「何も気を落すことはない。今後もしつかりやって下さい」と励ます人など打ち沈んだ情景。

仲本候補も「落選の苦杯」に頬を赤く染めながらも、終始微笑みを浮かべつつ次のように語っていた。本当に尊い一票一票の積み重なるの票を買って支持者に深く感謝している。ただ不徳の至すところ、落選の憂目をみたことは支持者の諸氏に対しては真に申訳けない。だがしかしこれだけ金力と権力を相手に闘つ

て一万票近くの票が取れた事は悔いのない戦いだった。意外に票が減つたのは仲宗根源和氏の出版物に災いされたからだ。あれに対する反発で、こつちの票がゲンと瀬長氏へ流れた。残念なことである。

”保守分裂が敗因” / 憂いに沈む 仲井間候補

：仲井間氏の自宅に詰めかけた国場幸太郎氏はじめ支持者、運動員は二十六日正午すぎから刻々伝えられる「瀬長優勢」の情報に次第に憂色に包まれ、三時すぎ瀬長候補の当選確実となると一座はシーンとして悲痛な空気の下に沈んでしまった。長嶺参謀らは戦い敗れてうつむいたまま腕ぐみして語らず、やがて仲井間氏は記者団と会見「敗戦の弁」を語つてのち民政府へ出向いていった。

仲井間宗一氏の話 反人民党勢力の分裂が敗因だった。

人民党ではかねてから組織を強化して選挙の対策をしているのに、反人民党勢力は分散しているから敗れたのだ。沖繩の政治の方向について大いに反省すべきときだ。分裂した勢力が勝つたためしは世界にないということも沖繩の政治家は知っていない。こんな状態では何時までたつても沖繩の政治的団

結は出来ない。今度の選挙を通じて感じたことは、政治をしているのか、個人の勢力争いをしているのか、あるいは政治をもてあそんでいるのか、私の政治観から理解し難いことが多かった。

私及び私を支持してくれた人達の顔ぶれから見て、敗けたということは沖繩人に政治的な反省を促したことになる。この敗因は大いに検討して今後に対処する資料とすべきであろう。

一社説

選挙後の不安動揺

〔沖夕・朝 1956・12・28〕

那覇市長選挙の結果については、多くの市民が”開けてびつくり玉手箱”といった表情のようだ。米軍政下の沖繩、そしてその米軍政当局から「人民党は共産党なり」「瀬長亀次郎は日共の地方幹部なり」と断じられていて、果して人民党市長によって市政が円滑に運営できるものかとの不安と危懼が先きにたち、市民を当惑させている格好である。

普通の場合、選挙で激しい対立抗争をみせても、すんでしまえば、少くとも表面上は、政治的な安定感をみせるものであるが、今度の那覇市長選挙は、

選挙中よりもその結果に対して動乱している。

まず市役所の幹部職員が人民党市長のもとでは働けないとの態度を表明しているといわれ、市会の九割が、早くも新市長不信任を画策するといった調子だ。さらに人民党市長出現の及ぼす内外への影響の重大さから米行政当局、琉球政府或いは政界、広く一般住民まで動揺を示している異例の情景である。

それは、瀬長市長を登場させた那覇市の投票総数の約三分の一の中には、いわゆる野次票もあつたであろう。また瀬長当選を歓迎する野次気分の市民や一般住民もいるであろう。しかし、自治体の行政が、文字通り市民生活に直結していることから考えて、反米的な乃至は偏狭したイデオロギーの持主である人民党市長の出現には、何か、とりかえしのつかない、大きなしじりをおかしたという反省と今後に予想される多くの困難などが織りまざつて一般的な動揺をもたらしているものと思われる。

過ぎぬる事はもの申さずというけれども、何故、このように、すなわに歓迎出来ぬ市長を出現させたか。一応、人民党がその組織力を完全に動員でき

たところに彼らの勝因が求められるであろうが、もつとも力をなさしめたのは、所謂保守勢力の不統一、そして下部に滲透させ得ぬその選挙運動の拙劣さであり、立地的な要素としては、多くの支持者を出した首里・小禄地区が「都計」の受益に不満をもっていること、軍政下における現在の政治行政に対して市民の中に相当の不平があつて、それが「声なき声」として選挙に現われてきたなどが考えられ、且つまた、選挙毎に出てくる出所不明の「怪文書」や浮わつた批判文書が一部の人心に反発を感じしめそれが逆効果を招いたことや権力をバツクにすればどんなことでもなせるとするが如き軽率な最近の一部経済人の動きなどに対する反動も指摘されるであろう。市長を選んで、それに狼狽し、不安動揺する今回の事態を深く分析して自らの責任をただし、厳しく反省すると同時に、事態收拾にも責任を感じべきところであろう。

ところで、一般的に歓迎せざる市長でも、民主的に、合法的な選挙によつて出てきたのであるから、「やらせてみる以外にはない」という見解と、市会が不信任案を出して、それを市民に問うべきだとの見解がある。前者は、

やらせてみれば、実際にはやれないだろう、市政は動揺混乱し、人民党市長では建設どころか破滅を招く以外にならぬということも市民にわからすことによつて人民党勢力の伸長を阻止することにもなるうーという観点に立っているようであり、後者は四九年の市政を無為に送ることは当面の都計の推進や市民の生活を無視するものとなり、その間、人民党の手に市をまかせておけば、大なり小なり教育の面に、社会面に彼らのもつイデオロギーが染まつていく危険があるとの観点から発しているようである。

結局、市会筋では明けて三月の定例議会に、瀬長市長不信任案を提出する肚だといわれる。この場合、恐らく瀬長市長はこれを拒否するであろう。そして市会は解散、市議選挙となり、再び新しい市会によつて不信任を議決、市長追放という段取にもつていくというもの。もつとも、その選挙で人民党議員が多数選出されると、それこそ目も当てられない事態を現出するというわけである。

選挙後のこの不安動揺のすみやかなる收拾は、政治に対する市民の野次気分を揚棄して自治体の真意を究わめ、現実を冷静に判断することにあり、

同時に、市民に野次的な気持を起させるが如き、或いは指導的地位にある人々の浮薄軽ちような言動を慎しむことにある。

瀬長市長、果して短命市長かどうかが、選挙後のこれからがなお興味ある今回の那覇市長選挙といつところだ。

「絶対に協力できず」／那覇市会、反共態度を声明

〔沖夕・朝 1956・12・28〕

那覇市議会の人民党議員を除いた二十五議員（久高、上間両氏は欠）は二十七日ひるすぎから市内某所で会合、瀬長亀次郎氏の市長当選に伴う新事態を協議検討したが、今後反共の態度を鮮明して瀬長新市長に対して全く非協力の態度を決定、声明文を発表した。

話し合いの内容については公表されなかつたが、敗因の反省と共に、今後の対策、とくに反共連盟組織、並びに現市当局首脳との提携による対人民党対策が重点となつたものとみられる。

泉正重議長の話 今回の選挙で当選した瀬長氏に対して我々は当初から相容れないものと考えていた。改めてその政策が発表されるまでもなく、これまでの政策をみて、今後の那覇市政を

混乱に導く事は予想するに難くない。二議員は所用で来れなかったが、二十五名集り話し合った結果、瀨長氏には協力しようにも出来ないとの結論に達した。

我々は彼が市長に就任しても絶対非協力の線でゆく。また今回だけでなく、今後も一致団結して反共の旗を八十万県民の前に立て、強い団結を誓い合った。

市民生活を混乱させる

(声明文) 那覇市長選挙で瀨長候補が最高点を得たが、人民党は明らかに共産主義活動を為す党であり反米感情をあおつて市民を攪乱する政党の書記長が市長では那覇市民生活の混乱と破壊が次々と現実にあらわれて来るのは必定である。我々二十七名の議員は那覇市の興隆と繁栄のために欺まんとして扇動を政治の策とする瀨長亀次郎氏には絶対に協力出来ないことを宣明し、沖繩の復興を後退せしめ、貧困と不安に追い込む人民党の破壊活動に対決すべく反共の態度を鮮明し、強じんな団結をなすことを表明する。

協力拒否にノ実業人も署名運動

富原琉銀総裁、國場幸太郎氏ら実業人有志は二十六日晚に引つづき二十七日あさ再度懇談会を開いて意見の交換を

行ったが、瀨長新市長に那覇市の復興と繁栄を期待することは不可能であり、将来の発展と市民生活の安定幸福を希望する実業人としては絶対に協力できないとの結論に達した。

これにより実業界の人達をはじめ、農林水産協会、建設協会など各種経済団体に対して署名運動を行つており、全部の署名が完了してから声明書を発表する予定になつてゐる。

土建業に打撃ノ建設協会、きょう緊急対策

建設協会では都計工事の停止措置により業界に重大な影響を与えるものと憂慮しており、二十八日ひる二時から建設協会事務所において緊急対策協議会を開催することになつてゐる。

「城は明け渡さない」ノ市部課長、進退は慎重に

瀨長氏の市長当選に伴つて、嘉手納並水助役は泉正重市議長に二十七日付で辞表を提出したが泉議長はこれを受理しなかつた。

市議会としても今後は現市当局幹部と一体となつて人民党に対処するべきであり、直ちに辞任するのは早計であるという理由で泉議長は次の通り語つてゐる。

助役辞表も撤回

何も直ちに辞めることはない。それに任期も来春三月までだし、瀨長氏が就任したからとて直ちに辞めるのは逃避にしかない。我々はまずまず一致して慎重な対策を考えなければならぬからである。

なお、市当局首脳は二十八日午前市議会代表と懇談、二十七日の市会二十五議員の会合の模様をきくと共にそれによつて直ちに緊急部課長会議を招集して今後の対策、身の振り方について協議する。

市当局の各部課長はすでに個人的に辞職の態度を決めてゐるが「直ちに辞めると相手に城を明け渡すことになり、それでは向うの思つ壺だ。慎重に市議会と協議して対策を樹てたい」(幸喜総務部長談)としてゐる。

那覇の動きを静観ノ合併問題

題きのう真和志市会で協議

議

〔沖夕・朝 1956・12・28〕

真和志市では二十七日午前十時半から定例議会を開き合併問題について検討したが結局「さきに作られた都市合併特別委員会は、那覇市長選挙前の合併が見送りになり、一応ひと区切りの

仕事を終えた形だが、今後那覇市との合併は合併促進法によつて進められるものとしても同法にもとづいて作られる新しい合併促進協議会が生れるまでは、そのまま特別委を存置し、不断に研究をつづけて早急に合併の実現に努力する」ことを決定した。しかし特に瀨長氏が那覇市長に当選した事態に対するこの問題についての具体的な方針は打出されなかつた。

一方翁長市長は以前から「誰が那覇市長に当選しても早期合併の申入れをする」と語つてゐるので、瀨長氏が市長に就任すれば直ちに申入れを行うものとみられるがその場合、真和志は先に無条件合併でもよいとの態度を決めたが瀨長氏は対等合併を公約してゐるので「当然対等合併を申入れる」と翁長市長はいつてゐる。しかし同市長としては合併を承諾するかしないかは那覇市議会の意向にかかつてゐるので先に対等合併に反対した同市議会が、こんどこれを承諾する可能性はまずないとみており、一応申入れをしてその後の動きを観測しようとの態度である。なお二十七日の議会終了後ひらかれた議員協議会でも、議会として瀨長市長に合併促進を申入れようとの話が出たが、積極的な意見ではなかつた。とに

角真和志としては、那覇市側の今後の動きを静観しようとの態度である。

なお二十七日の議会では、合併問題の他に次のことが提議された―新設する松川小学校の建設に要する真和志区教委の琉銀一時借入れに対し市が連帯債務者になることをみとめる。更に借入金五十万円は少いのでこのさい百万円以内の借入れを認めることにする。

区長制を存置することについての真嘉比区からの陳情は、すでに区長制を廃止してそれに代り担当員制を置くことで予算処置もとられており、また議会としても先に区長制廃止を決議しており取消す訳に行かないのでこの陳情は採択しない。

真和志市を都計未指定地域に

〔沖タ・朝 1956・12・28〕
政府では二十六日工交局で都市計画審議委員会を開き、真和志市を「未指定地域」とすることに決定した。
同審議委では先に那覇市の建議にもとづいて真和志市大部分を住宅地域と商業地域に指定してあったが、それには真和志側の重要な計画が組まれていなかったため今度真和志市の希望によつ

て未指定地域として計画案を白紙に還したも。これで真和志市は独自の都計を組むことができることになったが、同市ではいずれ合併も実現するので、その面も考えて那覇市と緊密な連絡をとりつつ都計案を作るといつている。

正月迄に道路改修

真和志市では先ごろから市内各所の道路改修にのりだしている。約四十万円の予算で天久区の採石場から、年内にトラック千台分の石粉を各区に運ぶことになっており、各区では、雨が降っても例年のような「泥んこ正月」はまぬかれると共同作業で道路改修に張切っている。

遂に総退陣を決定／那覇市

部課長会議

〔琉新・夕 1956・12・28〕
瀬長市長の誕生で注目されていた那覇市役所幹部の進退問題について二十八日午前、全課長会議の要望で緊急部課長会議を持った那覇市ではひる十二時に至つて幸喜総務部長をはじめ全部、課長兼秘書長、港務部長、消防隊長の「総退陣」を全員一致で決定。
直ちに嘉手納助役あて辞表をとりまとめて提出することを申し合わせると共

に、次の声明文を発表した。

声明 人民党書記長瀬長重次郎氏が那覇市長に当選するや、途端に市役所の全機能が完全に停止することは必定である。今日現にこのきざしが顕著であり、したがつて当那覇市の、部課長はこのために禄を無為に食むことは善良な市民各位に対し申し訳ないことと信ずるので、ここに退職することを声明する。

”他の市町村へ融資”／好

転する迄復金ストップ

〔沖タ・夕 1956・12・28〕
富原琉銀総裁は那覇市に対する民政府特別補助金及び起債済みの復金貸出し支払いを二十七日以降全面的に保留したが、二十八日午前民政府との話し合いの結果民政府もそのままストップする見解を表明した。これについて富原総裁は「那覇市に対する支払い停止の措置は永久的或いは反永久的というものではない。那覇市の現状が好転するまでの期間である」と語り結局、瀬長氏が那覇市長の職務をとる間は復金に預託されている民政府補助金はもとより起債決済すみの復金貸出をも全面的に止めることになっている。
富原総裁の話 ストップ期間がいつ

までかについては那覇市がいつ好転するかにかかっている。ところで那覇市の都計に対する相当額の支払いを予定していたわけだがストップしたためにその余裕金があり、当分那覇市には使えないので他の市町村の公共事業に融資することになっているので他の市町村が大いに利用することを期待している。

対等合併／真和志が近く申

入れ

〔沖タ・朝 1956・12・29〕
真和志市長翁長助静氏は二十八日ひる三時、行政府に当間主席を訪ね、那覇、真和志の合併について二十七日の真和志定例議会の模様を報告すると共に、「真和志市は那覇市に対し、対等合併を申入れることになった」と明らかにした。これまで真和志市としては、誰が市長になろうとも早期合併を実現させるために、編入合併を申し入れるとの線を強く維持していたが、今回那覇市長に瀬長氏が当選し、更に瀬長氏は対等合併を公約しているため、真和志市側としても当然対等合併を申入れることになったものである。
実際の申入れは瀬長氏の市長就任後になるものとみられるが、しかし翁長

市長としては、合併問題のカギは實際上那覇市議会が握っているので、先に対等合併に反対した那覇市議会が改めてこれを承諾することはないとみているようであり、今度行う申入れは単に那覇市側の今後の出方を観測するためのものとみられる。

翁長市長談 「これまで真和志市としては、誰が市長になろうとも編入合併をすすめる気ではなかったが、瀬長氏が市長になった以上、編入合併をする訳にはいかなかった。編入合併ということはこの際、真和志市民側の方から大反対するであろうし、また瀬長氏も対等合併を公約しているの、真和志市としてはあくまで対等合併の線でいく積りである。

那覇市、一億五千万の資金

断たれ/吏員給与も懸念
さる/都計、土木事業マ

ヒ状態

〔琉新・朝 1956・12・29〕

民政府ではきのう「那覇市の情勢が好転するまで」の期間として同市への軍補助金や新規起債、これまでに起債が認可されているものでまだ未払いの分も含めて、全面的にその支出を停止することを決定。富原琉銀総裁も同意を

表明したが、これによる那覇市の都計事業や土木事業が受ける打撃は相当深刻なものがあり、資金面を断たれた現在施行中の全工事が早くもマヒ状態の一步寸前に陥っている。市当局でも直ちに緊急部課長会議をもつて新規の工事入札を一切ひかえることになったが、額面にして一億五千万円にのぼる特別補助や起債だけに、それにかわる財源もなく完全にお手あげの格好である。

軍特別補助金と復金起債がすべて支出停止されることによつて、直接影響を受ける事業は八千七百万円の特別補助による道路、橋梁、河川改修工事の請負業者に対する未払額二千八百五十二万九千八百三十円と未着手の道路アスファルト工事二千七百二十八万三千三百九十一円。それに復金からの起債による事業として現在施行中の水道事業費九百五万三千円、区画整理事業費三千万円、ポーターミナル五百二十六万円、むつみ橋―前島町間道路工事五百六十万円と未借入れのバス・ターミナル三千七百万円、ざつと合計一億四千二百二十二万六千余円で、これに新水源獲得のため起債計画中の八千万円を加えると二億二千万円を突破している。このため正月をひかえて各関係請

負業者は工事契約金を受けとることもできず、労務者の賃金支払い問題に悩んでいるが、問題を更に深刻にしていることは琉銀が債権の担保として琉銀預金の市一般歳入一千九百万円をも封鎖したことで、財政課では「起債、特別補助のストップで那覇市の復興事業も完全に停止。一般歳入の預金まで押さえられては早速、来月からの市役所吏員の給与支給もどうなるか分かりません」と語っている。特別補助、起債の支出を断たれて直ちに工事停止を食う工事と額面つぎのとおり。

軍特別補助八千七百万円によるもの
道路工事Ⅱ久茂地川沿線道路、ハービーユー道路、久茂地校横線道路、前島線道路、牧志街道延長線道路、港湾線道路、琉銀前道路の路盤工事に対する未払額一千六百九千五百円と未契約の二千七百二十八万三千三百九十一円。橋梁工事Ⅱ久茂地大東糖業社前第一号橋、久茂地校前第一号橋、前島町第三号橋、中之橋第四号橋の未払額六百十万三千三百五十八円。安里川改修工事Ⅱ未払額一千八十一万六千九百七十二円。合計Ⅱ工事施工中で未払いの分二千八百五十二万九千八百三十円、年度内に工事着手の分二千七百二十八万三千三百九十一円、計五千

五百八十一万三千二百一十一円（四千二百三万九千五百円はすでに認可を得て今までに支払い済み）

起債と政府補助等によるもの

ポーターミナル建設工事Ⅱ未借入れの五百二十六万円（五百万円は政府補助）むつみ橋前島町間道路工事Ⅱ未借入五百六十万円。バスターミナルⅡ未借入三千七百万円。水道事業Ⅱ未借入九百五万三千円。区画整理事業Ⅱ未借入三千万円。計八千六百九十一万三千円。合計Ⅱ一億四千二百七十二万六千二百一十一円。

長嶺財政部長の話 これらの都計、土木事業は総工費三億にのぼる大がかりなもので半数の約一億五千万円は工事費も支払い済みだが、いま特別補助や融資を断たれると残る一億五千万円の工事がストップ。現在、進行中工事の契約金支払いもできず困っている。けさ安次富建設部長と共に、関係方面に折衝を続けてみたが琉銀預金中の市一般歳入からやつと八百万円の労務費支出を認めて貰っただけで途方に暮れている。情勢が好転するまで停止するといつており、この措置による市財政面の混乱は全く手がつけられない。

瀬長新市長への干渉/日共 が即時中止要求

〔琉新・夕 1956・12・29〕

【東京二十八日発AP】日本共産党は二十八日政府に対し新那覇市長に対する米国の“不当な干渉”を即時中止するよう要求した。沖縄の極左党であり、共産系であるといわれている人民党の党首瀬長亀次郎氏が去る二十五日沖縄の首都の市長に当選したことに關してのものであるが、日本共産党の要求書には米国がどういふ風に干渉したか明示されていないが、野坂参三氏から田中栄一官房次官に提出されたもの。当地の消息筋は日本共産党が沖縄の反米感情をおおつていると非難している。（モーニングスター）

工事金支出して解約/建設 業協会、那覇市へ要求/ 二十九日で全工事停止

〔沖タ・夕 1956・12・29〕

琉球建設業協会では二十九日あさ十時すぎ国場幸太郎会長、古波津選良副会長、与那原良昭事務局長の三代表が市役所を訪れ、瀬長亀次郎氏の市長当選によつて琉銀が決定した軍補助金ならびに起債の支出停止に伴う工事契約の解約と工事金の即時支払いを要求した

結果、市当局と協議の上、一応工事完成したもののみなし合意解約の形で那覇市の全建設工事について二十九日現在の出来高で工事金を支払うことに話がまとまった。

この話合いに先立つて那覇市では財政、建築関係部課長会議を開いてこの問題について協議した結果、

- 一、建設関係の事業はすべて十二月二十九日より一時中止する。
- 二、臨時雇人は当分の間出勤の必要を認めない。
- 三、業務は原則として事務事業のみにとどめる。
- 四、特別会計にかかる業務はすべて中止する。
- 五、当面する債務のうち、八百万円は支払うが人件費に限る。

の五項目を決定、直ちに全建設工事の中止を行っているが土建業界側から出された、

- 一、十二月二十九日現在の債務は一応確認し、その処理については後日協議する。
- 二、保証金は即日還付する。
- 三、一応現助役の在任中に解約することに話がまとまったもの。現在工事契約をしている業者は約三十名にのぼり、そのうち工事完了して請求済みの工事

金は約一千二百万円、現在続行中で未請求の出来高は約八百万円で総計約二千万円の金額である。

このため長嶺財政、安次富建設両部長は直ちに琉銀に富原総裁を訪れ、これらの債務二千万円の支払い方について折衝した。

また土建協会は泉議長ならびに嘉手納助役に対し全部課長の総退職の動きはこれを撤回して議会と一致協力、新市長と対決してほしい旨強く要望した。

これについて泉議長は「一月四日午後五時に態度を表明する」と回答を与えている。

また新市長に当選した瀬長氏は同日あさ十時三十分市議長室に泉正重議長を訪ねたが泉議長不在のためそのまま帰宅した。

人民党ではきょう午後六時ごろ瀬長新市長に対する各界の一連の「非協力」の動きについて態度を表明することになつている。

国場建設協会長の話 人民党の掲げた公約はなるほど理想かも知れないが現在の情勢から判断してとつてい実現できるものではない。われわれは今日のような情勢を予想して今回の選挙に対処したわけだ。都計事業工事精算を

けさ市当局と話合つたが出来るだけ早目に支払ってもらつて労働者に安心して年がこせるようにさせたい。

幸喜那覇市総務部長の話 市当局としては建設工事の二十九日現在の出来高は前市長の責任においてなしたものであるから当然債務を履行しなければならぬので、業者側の希望するように琉銀側と折衝して早急に支払いをすませたい。業者側は新市長になつても軍からの債務に対して債務の能力がないということと今のうちに全契約を解約してほしいといつてゐるわけである。これで二十九日限り那覇市の全建設工事は全く停止したことになる。

当局幹部、民政官へ支出懇請
那覇市の泉市会議長、長嶺財政部長、安次富建設部長らは二十九日あさ十一時半、行政府に当間主席を訪ね、主席の政治力によつてこれ迄執行された都計事業費（二十八日支出を予定された八百万円を除く一切の資材費、労賃、工事費）を支出して貰うよう訴えた。

これは市当局が再三にわたつて民政府と折衝を重ねて来たものだが民政府側は「融資した場合、どうして償還するか、君達で償還の責任がおえるか」という理由で難色を示しているもので、当間主席は一行を伴いパーシャール首席

民政官にその実情を訴え、支出方を懇請した。なお市建設部では一切の都計事業工事を二十九日付で全面的にストップ。二十八日現在で執行した事業額について集計しているが、工事請負人に対する未払額は約二千万円に上るものとみられている。

権力者は反省すべき/安里

委員長福岡で語る

〔沖タ・夕 1956・12・30〕

〔福岡支局〕社大党委員長、安里積千代氏は、私用で上京の途中、二十九日の日航機で福岡に立ち寄ったが、空港ロビーで、こんどの那覇市長選挙につきぎの通り語った。

社大党はノー・タッチの線で臨んだ、その前は社大党は委員会候補を推薦して出すつもりだったが、財界と一部政治家の押す線と社大党の線とはつきり分れたからだ。人民党は従来の実践行動から果して責任をもって市政を遂行出来るかが問題だ。財界人が政治にタッチするのはもっともいかぬ。人民党の当選は財界人や特権階級に対する大衆のレジスタンスであり、瀬長氏も当選はあてにしていなかったと思つ、人民党の支持者が多いと言つてもみんなが人民党というわけではな

い、一部権力に対する不満が今度の選挙に出たまでだ。時の権力によって大きな利益を受けている人達、それらに對して言い表すことの出来ない不満から票が流れたにすぎない。大衆の気持ちを無視することは、為政者の心すべきことだ。土地問題はこのたびの選挙には関係はない、前にも述べた通り、一部財界人が政党を左右しているのに対する反発だ。アメリカは首都建設に對する補助を打ち切ると思う。瀬長氏の経歴問題にしても琉球政府の地方自治法には何ら触れないので資格がないと言つことは当らない。アメリカも単に施政権を持つているからと民意を封ずるといふことは反省せねばならぬ、オフ・リミッツ、琉大問題とたくさん問題が残つていて、一部権力者からは聞けないだろうが、大衆の中からそういう声があるとつことを知らねばならぬ、那覇市の部課長が辞表を出したがこれはいけない、この市長のもとで市政の運営が出来ないことを大衆に見せるのが民主的でありかたである。真和志の合併もむづかしい、結局公約が実現せぬことになる。

自治への不干涉を要請/日本社会党

〔沖タ・夕 1956・12・30〕

〔東京支局〕二十九日ひる社会党浅沼書記長は沖繩問題に關し石田官房長官に要旨次の通り要請した。社会党はこれまで沖繩において完全自治権が確立されるよう要請してきた。今回の選挙で那覇市長に当選した瀬長氏に對し米極東軍は市政の執行を不可能にするためあらゆる干涉を加えている。民意により選ばれた首長によって市政の行われるのが民主政治の原理であり、沖繩における政治干涉をみすごすことは出来ない。政府は直ちに米政府および極東軍が自治権確立の見地から民意を無視した干涉が排除されるよう折衝されたい。

発言ひかえる/市役所職員

労組

〔沖タ・夕 1956・12・30〕

那覇市役所職員労組では、二十九日ひるすぎ中央執行委員会を開き、瀬長龜次郎氏の市長当選に伴つて市部課長全員が退職届を嘉手納助役あて提出したこと、並びに二十九日あさの部課長会議で琉銀の支出停止で「臨時雇人は自分の間出勤の必要を認めない」との決

定について協議した結果、部課長の留任を要望する態度を決めると共に、臨時雇人の出勤停止の理由を幸喜総務部長に質した。

これに對して幸喜部長は、退職決意はさきの決定通り動かせないもので、職員労組の好意は感謝する旨答え、臨時雇人の出勤停止は琉銀の支出停止に伴つて市財源からの給与支払いの見通しが不明のための一時的措置で、解雇を意味したものではないと回答した。また市職員労組として瀬長新市長については従来通り全く中立の立場を守りこの問題について組合側は一切の発言は控える態度を再確認した。

瀬長市長反対期成会/波之

上バー組合

〔沖タ・夕 1956・12・30〕

二十九日ひる三時半から波之上地区のバー組合(組合長与那原春一氏)料亭、旅館営業主らを中心に約五十名が辻町料亭花咲で集まり、瀬長新市長反対期成会を結成した。

米軍に協力できないという瀬長氏が市長になることによつて米軍がオフリミッツをやるとバー、料亭、旅館業者の生活が直接おびやかされる。旧市の都計が完成すれば、桜坂のように

波之上にも一般人の顧客が増えるので旧市街の復興は新市街である波之上街の繁栄と関係が深い。那覇市の建設をスムーズに進めることのできない瀬長新市長に対し、今後計画を樹て反対運動を行うことなどを協議し、反対声明を発表することを決めた。

瀬長市政と対決／民主党那覇連合支部が声明

〔琉新・朝 1956・12・31〕

民主党は三十日夕刻党本部で党務執行委（親里、大浜、星氏）と那覇連合支部役員の間合会議を開き、瀬長人民党書記長の那覇市長当選をめぐる政局への対処策について協議を行った結果、瀬長市政の徹底的批判により都市地区における民主党勢力の伸張を行う方針を決定、那覇連合支部の名で次の声明書を発表した。なお同連合支部はこの方針に基づき、年明けを待つて各地で人民党批判演説会を開く予定である。

声明

琉球民主党那覇連合支部は、市長選挙後の今日の情勢の中で民主党の政策が真に那覇市民に現実に繁栄と復興をもたらすものであることを確信し、ますます団結を強くしてウソと妄想の欺まん政策で、市民を不安と困窮におちい

らしめる人民党の瀬長氏の市政運営と徹底的に対決していく。民主党連合支部は市民多数の支持のもとに、市民の福祉のためにわが党の建設的政策を押し進めていくことを声明する。

一千余名が職を失う／お先真つ暗、那覇の都計

〔琉新・朝 1956・12・31〕

人民党市長の出現で軍特別補助金起債など琉銀から一億五千万円にのぼる資金の支出を断られた那覇市では、すべての建設関係事業が二十九日をもつて一斉に工事中止。市当局や議会側の折衝で、これまでの工事出来高に対する資材労務費（一千二百万円）だけはやつと支出して貰うことになったが、問題はこれら都市復興事業に従事していた労働者の今後がどうなるかにあるわけ。資金の支出停止、建設事業の停止で多くの労働者が失業の危機にさらされたまま新しい年を迎えようとしている。市当局では早速、来月からの職員給与にも響くとあつて「建設事業関係の臨時雇人は当分の間出勤を中止させる」ことを財政、建設部課長会議で決定。都市計画課の道路計画、公園計画の測量業務に従事している臨時技術職

員二十二名をはじめ建築課の現場監督、設計係六名、区画整理課の測量、工事監督十九名、それに土木課の技術員や労務者など七十八名……合計百二十五名の臨時雇員がきのうから職を失つた形となつた。このほか市の復興事業を請負っている建設業者の労務者が失業の憂目にあつたことになるが、その数はザツと二百名（概算）にのぼつており、市の臨時職員を加えると二千二百名を突破している。関係請負業者のもとで働いている労務者は、一つの工事の場合でも毎日の出勤人員に多少の変動がありハッキリした実数はつかめないが、都計課の工事ではハーバービュー、久茂地校前道路工事（総工費四百七十六万円）で毎日の平均労務人員は百十六名。これを現在まで進行中だつた特別補助工事五千七百万円、起債工事千五百万円、水道事業二百七十八万八千七百円に比べると、ザツと都計課のもつ工事の十八倍の規模になるので二千百名位の労働者が市の復興事業に従事している計算になる。

広告／小祿地区反人民党同志会宣言

〔琉新・朝 1956・12・31〕

反米的であり反政府的であり破壊的である瀬長龜次郎氏の市長就任に反対し、今後も全力を挙げて人民党協力の打倒に邁進することを誓つ。

〔後略〕

広告／声明書

〔琉新・朝 1956・12・31〕

金融協会としては全会員一致を以つて人民党及びその同調者に対しては一切の融資を断ると共に黨員並びに同調者の雇傭を拒否する事を決議す
右声明する

一九五六年十二月三十一日

金融協会

- 琉球銀行
- 沖繩相互銀行
- 琉球生命保険株式会社
- 第一相互銀行
- 琉球火災海上保険株式会社
- 南洋相互銀行
- 協同組合中央金庫
- 沖繩火災海上保険株式会社
- 南西火災海上保険株式会社
- 三和相互銀行
- 那覇市商工信用協同組合
- 沖繩銀行

一九五七年

瀬長氏の市長就任にノ人民

党が声明を発表

〔琉新・朝 1957・1・1〕

沖縄人民党は二十日常任委員会を開き瀬長氏の市長就任について要旨つぎのよ様な声明文を発表した。

声明文要旨

合法的な選挙により瀬長氏が那覇市長に当選したのにも拘らず、これにケチをつけようと暗躍する財界人と特権官僚は現在の那覇市を混乱におとしいた張本人である。

瀬長氏は彼を支持した十一万市民とともに今後も沖縄の祖国復帰、平和擁護の先頭に立つて進み、あらゆるボウ害にもかかわらず市長に就任するものである。

なお瀬長氏は二十八日選管委の当選通知を受けていたが、きのう朝十時同承諾書を正式に提出。五日市会議室で当選証書交付式にのぞむことになった。

千二百万円ノ労賃支払う

〔琉新・朝 1957・1・1〕

那覇市ではきのう朝十一時、泉議長、長嶺財政部長、安次富部長らが民政府にバージャー首席民政官を訪問。建設請負業者に支払う資材、労務賃一千二百万円の支払について正式に了解を得たので、午後三時には工事出来高によつて関係業者への支払いを終えた。

一社説

沖縄の情勢をめぐつて

〔琉新・朝 1957・1・4〕

人民党瀬長書記長の那覇市長当選はワシントンの米国政府は無論のこと、ロンドン・タイムス紙のよ様な世界一流の大新聞でもこれを取りあげて論評することになった。これらの批評の中でも、現地の事情を知らぬために、事象に対する過大評価、あるいは過小評価があつたりする。しかし、全般を通して共通するものは、沖縄の住民の政治的自由が不十分なところから、これに対する反発が瀬長書記長の当選といふことになつて現われた、という点である。これについては米國務省筋でも再検討の必要を認めているとワシントン発APやINS通信もつたえている。

土地問題に関する四原則は無論のこと、数年来の叫ばれている知事公選なども、これらが沖縄の世論でなかつたと言ふ人は少い。四原則の中にもその実施に関しては、多少の互譲も不可能ではなく、折り合いもつけられるところもあるはずだが、原則としては「世論」と呼ぶことにおいて不当とはいえない。

当間主席の見解の具体的内容はまだ明らかではないが、そのような互譲を意図しているのではないかと考えられた。しかし、昨年末の久志村の土地契約は新しい土地問題のケースをつくつたため当間主席や立法院の今後の出方が注目されている。

那覇市長問題は土地問題をめぐる沖縄の情勢に、更に、新しい一つの問題を加えることになつたが、われわれは今後の事態の打開に、どこまでも自主的な動きを心がけなければならぬ。瀬長書記長は一万六千余票で最高点だが、選挙法によつて当選した。これは民主主義の習慣で、別に現行法の定むるところによつて当選が無効とならない限り市長となることは、彼を支持しなかつた者も民主主義を否定しない限り認めざるを得ない。泉市会議長などもそのような見解を表明した。しかし

このことは那覇市民の過半数が瀬長支持であつたということには無論ならない。仲井間、仲本の両者の得票が過半数を制したことは周知のことで、また、全有権者六万余の中瀬長支持票は二割六分で約四分の一にすぎない。

このように数字の上での四分の一が四分の三の市民の市政を支配するといふことになるが、これはいわゆる自由な民主主義の喜劇といわれるところであり、民主主義としてはどうしようもない。これは現在の市町村長公選が過半数によらないで、候補者が何名出ようが、最高点者という法規を改めない以上、やむを得ない法の矛盾といえよう。

そこで、問題は、この民主的手続きを認める以上、民主的に且つ自主的に現在の事態を解決するということである。人民党とがつちり組んで、あくまでも正面切つてアメリカと闘つていくという態度を堅持する有権者は必ずしも、選挙における票数には一致しないといふことは一般に認められている。

一万六千票というものを十分に分析することによつてしか、今後の沖縄の政治的情勢は打開できない。もし、人民党がこの一万六千票がどこからついても敵として動かない人民党の支持

者の数だと考えるならば、彼ら自身今後の政略をあやまることになるだろうし、場合によっては、人民党の不人気の出発点ともなりかねないことを考えるべきである。一方、一万六千票の瀬長支持をゆるした保守派も、これでもつて、六万の有権者のことを忘れて、那覇市政を明け渡しするならば、後世もの笑いの種となろう。

民主主義をあくまで貫くことを考えるならば、あくまでも自主性を失つてはならぬ。自主性を保守派が堅持し得るならば、人民党は那覇市政を投げ出さざるを得なくなるし、その反対の場合は、逆に、人民党をいよいよ強力にするであろう。過去十年にさかのほれば、沖縄の保守派が自主性を失つたために、人民党の勢力が伸びたともいえる。沖縄が世界の注視の下にある際、識者の十分な反省と、政治にたずさわる人々の猛省を促したい。

”選挙の結果を認めよ” / 那覇市長問題で社大党声明

旧年末三十日よる社大党は党本部で中執委を開き、久志村辺野古一帯の新規接收問題、瀬長人民党書記長の当選に

〔琉新・朝 1957・1・4〕

伴つ那覇市長問題などについて協議を行つたが、その結果に基き三日、那覇市長問題について「一部財界、市会議員らがつて行はるは法治国民として自殺行為であり、沖縄を無法化しようとする考えである。社大党は人権の擁護と民主主義の確立のため、その人々の猛省を求め」旨次の声明書を發表した。

声明 今回の那覇市長選挙後における一部実業財界、市会議員、市民のつた行動が独り那覇市のみの問題でなく、琉球における民主主義の存廃にかわる重大問題であるという事態の重要性にかんがみ、わが社会大衆党は中央執行委員会の議を経て民主主義擁護の立場から声明し、これらの人々の猛省を求めるとともに、法治国民として自主性の高揚と八十万県民の正しい判断を促す次第である。

人はすべてその信条、人種、性別、言語、風俗、地位、門ばつの如何を問わず、平等であり、同一法域にある住民が人間個々に差別されてはならないこともまた当然である。選挙権は法の規定するところにより、何人にも干渉されてはならない選挙民の絶対の権利である。その絶対の権利に基いて正しく投せられた票は、如何なる権力もこれ

を否定する権能を有しない。最高得票者が選挙における当選者と決定されることに何人も異論はあるまい。法により与えられた権利を行使し、その権利の行使により一つの新事実が発生する。この新事実もまた絶対認められなければならない。

この自然の成行きに対し一部の人がこれを否定せんとする動きがあり、世界にその例を見ない自己否定の行動が、沖縄の首都那覇市にみられることは誠に遺憾である。われわれは常に自治権の拡大と人権の確立を叫びつゞけている最中である。この秋に自らこれを放棄し、否定するような行動をとることは、当選者が市長に就任するか、しないかの問題のみでなく、全県民の熱願たる祖国復帰と完全自治を否定し、沖縄の植民地化を画する反逆行爲であると極言され、その責任が追及されねばならないであろう。その行為たるや法治国民としての自殺行為であり、沖縄をして無法化せんとするおそるべき考案である。財界、実業人は那覇市の都計と市民の福祉のためだと大言し、敢えて民主主義に反する行動をとつてい

るが市民である以上、市の発展と幸福を願わぬ者はあるまい。市民の幸福を口にするなら市民の権利も尊重して然るべきである。

今回の一部の人の動きにより、合法的に行使された市民の権利が葬られるようなことがあれば、それこそ法の否定であり、権力独裁、暗黒政治の出現であり、市の発展どころか市民を混迷させ、ひいては琉球における民主主義の存廃にかかわる重大問題となる。いずれの社会にも万人を満足させるようなことはあり得ないであろう。選挙の結果は認むべきであり、法は厳守さるべきである。社会大衆党は人権の擁護と民主主義の確立のため、ここに一部財界、実業界、市会議員、市民の方々の猛省を求めると共に、法治国民としての八十万県民の正しき判断を促す次第である。

広告 / 声明

〔琉新・朝 1957・1・4〕

今回那覇市長選挙に際し 人民党公認瀬長亀次郎氏が当選された事は遺憾に堪えませんが同人は実に反米的であるので斯かる破壊的なせん動者である 彼に我が大那覇市の復興と繁栄を期待する事は不可能であり 更に我々住民の生活に一大脅威が来るべき事を自覚し生活の安定と大那覇市の発展を希望する 那覇市辻町在住の我々は同氏に対

し絶対に協力しない 事と今後に於ける彼の破壊的思想の防止に万全を期すべく声明します

〔後略〕

”時機を見て不信任” / 瀬長氏の市長就任に議会態度決定

〔琉新・夕 1957・1・4〕

瀬長氏の市長就任をあすにひかえた那覇市議会（人民党三議員を除く）はけさ十時から市内神里原の某所で二十七議員の合同懇談会をひらき（1）人民党市長が実現したことによつて直ちに不信任案に持つていかず、事態の推進を十分に見極めたのち時機をみて不信任を叩きつける（2）市現執行部の部長の総辞職問題についても現実をとらえてでなければ退職の理由にならず、最後のギリギリの線まで職責を守るべきである……との結論に達した。

この日、瀬長氏の市長就任に対処する議会の不信任案議決については一議員から「臨時議会をひらいて直ちに不信任案を叩きつけるべきだ。これを延ばすことは、われわれも幾らかは彼に協力するという結果になるのではないか」とする強硬論も出たが、殆どの議員が「人民党市長が出現したから直ち

に不信任ということは、かえつて人民党側の望むところである。すでに都計工事の全面停止、それによる労働者の困窮、市職員の俸給支払いの問題があり、実際に市民の生活にひびくという事態がこう次々と起つては議会としてもこれを座視するわけにはいかない。そこで議会としては彼が市長になつてからの実績をみてから不信任にもつていつても遅くはなく、われわれはまず政策面で人民党と闘争。最後に不信任を出すという線でのぞむべきだ」との意見。瀬長市長が果して市政を円滑に運営できるか、どうかをこの際市民に見極めて貰おうとする空気が濃厚だつた。

瀬長氏の市長当選問題で会談 / ”住民で反共態勢を” / レ長官が民首脳に示唆

〔琉新・朝 1957・1・5〕

来島中のレムニツアー民政長官はモア副長官、バージャー首席民政官とともに四日午後三時半から首席民政官室に当間主席、与儀立法院議長、長嶺同副議長、大浜民主党総務会長、星同政調会長、泉那覇市議会議長、長嶺同副議長および富原琉銀総裁、伊礼肇氏（弁護士）らを呼んで約二時間にわ

たり人民党書記長瀬長亀次郎氏の那覇市長当選問題について会談、”沖繩全住民自らによる共産主義に対抗する態度の樹立”を示唆、出席者の意見を求めた。

この会談によつて米民政府首脳は一部に伝えられているような瀬長氏の就任を認めない措置を執ることは考慮してないものと推察されたといわれるが、レ大将の示唆に対しても、さきに当間主席が表明した「人民党の非合法化意見」などの具体的な結論は出ておらず、今後の成行きが注目されている。レムニツアー長官は瀬長亀次郎氏の那覇市長当選について要旨つぎのように語つた。

「アメリカ国民の税金をつぎ込んで

築いた自由主義陣営の防衛基地である沖繩の首都那覇市で共産主義を奉ずる人民党書記長瀬長亀次郎が市長選挙に当選したことは世界に大きな反響を呼んでいる。那覇市民だけでなく沖繩全住民は自らの手で共産主義と対抗し、その勢力を沖繩から駆逐する態勢を整えてもらいたい」

引続きレ大将は各出席者に対し瀬長人民党市長への対抗策について意見を求め、那覇市議会正副議長に向つては「那覇の議会自体でしつかり闘つてく

れ」と要望した。

レ大将の示唆した「共産主義対策」に対する各出席者の具体的意見については関係者が固く口をつぐんでいるが「人民党の非合法化」の意見も出たものと見られている。一方、民側出席者から「米民政府としての対策」を質問したのに対しては「ノーコメント」だつたといわれる。

さらに出席者は、この日の会談の模様から、米国では那覇市長選挙の結果に対する世界の反響に非常に気を使い、その取扱いに極めて慎重を期していること、一部に伝えられているような瀬長氏の失格による就任拒否の措置は考慮していない様子であることがうかがわれたと語つている。

政界に二つの問題提起

レムニツアー長官による四日の「人民党市長問題」の会談は政界に二つの問題を提起した。一つはレ長官から示唆された「住民の手による共産主義対策」をどう具体化するかという問題であり、一つはこの問題を契機に当間主席の二頭馬車構想が難局に直面した点である。

当日の民側出席者は政党からは与儀、長嶺立法院正副議長と大浜総務会長、星政調会長の民主党一色で占められ、

当人らの口からも「各党代表が呼ばれていると思つた」と意外の感が洩らされた。

こんど那覇市長選挙では候補者を出す時から当間主席の二頭馬車構想に基く保守陣営統一候補の擁立が計画され、それが失敗して仲井間宗一、仲本為美の保守系二候補が出馬したのも、民主、社大両党とも両候補の支持に党内が二分（社大党は瀬長候補も出て三分）された。

その頃から当間主席の二頭馬車構想の前途多難を思わせるものがあつたが、四日のレムニツツアー会談に社大党代表が呼ばれなかつたことによつて、当間主席の言つていた「社大も民主もない」との考え方が、米民政府は依然として民主党を与党系として遇している事実によつて否定された形となつた。またレムニツツアー大将から示された「住民の手による共産主義対策」の具体化についても、会談出席者がどんな方策を講ずるか注目されている。民主党では五四年の定例議会で新里銀三議員から「破防法」立法化を提案、五四年八月に共産主義政党調査特別委員会が立法院に設置され審議を続けたが立法化の必要性が明確ではなく、不評を買つて立消えとなつたいきさつがある

ことと、比嘉前主席の急死による当間主席の就任で与党の座からすべり落ち、その後中途半ばな位地にあることから積極的な動きは見せないのではないかとみられている。

しかし当間主席は既に十二月二十七日の記者会見で「人民党の非合法化も考えられる」と語つており、これから当間主席が難関にさしかかつた二頭馬車によつて、この問題をどう処理するか注目される。

全員留任のハラ固む／瀬長

市長迎える那覇市役所部 課長／市議会の要望容れ 態度決定

〔琉新・朝 1957・1・5〕

瀬長氏の当選証書交付式をきよようにかえた那覇市現執行部首脳では、きのう議会側（人民党三議員をのぞく）の留任要望を受けてひる一時から、緊急部課長会議を開催。先に表明した総辞職の問題について夕刻まで協議したが結論を得ず、引続き夕七時から市内料亭花咲で開かれた二十七議員と部課長との合同会議で協議を重ねた結果、議会側の強い要求で「最後のぎりぎりの線まで個人的な感情を捨てて留任する」ということに決定した。

市議会と部課長との合同協議会では幸喜部長から「われわれは自分の意に反して、そのまま留任することは公務員としていつわりの勤務を続けることであり、相容れることのできぬ瀬長氏の当選によつて総退陣することが妥当である」ということで辞職の声明をした。

いま市役所を彼らの手に簡単に明け渡すな…との声が高まつているが、瀬長氏の就任で相手は市長だけでなく人民党員の出入りも激しくなり、実際上その職場を守ることは非常に困難なことと思う。また辞職声明も出した以上、

全市民の納得のいく理由がないと居すゐることはできない」と部課長の決意の変わらないことを強調したが、議会側は「辞職はどうしても事務の執行が不可能だ」という問題が起らない限り、一般市民は納得しないだろう。二十七議員は部課長の辞意をひるがえしてくれ、というのではなく、その適当な時期がくるまで暫く待つてほしいというのだ」と留任を要望。建設関係部課長の「建設事業は全面的に停止しているから居残る必要もない」とする強硬意見にも「人民党は都計を中止するとは公約していない。これを彼の就任前に部課長だけで都計関係は残らなくてもよいとの憶そくを理由に直ちに辞めるこ

とは早計である」と反論があるなど、一時は論議のふつとつで結論を持越すのではないかと見られたが、結局、どうしても辞めねばならない事態がくるまで踏み止まる」との態度に決まつた。

【留任声明】我々那覇市の部課長はさきに総辞職することを発表しましたが、その後市職員労働組合の諸君並びに二十七名の議員各位より市長が交代する事によつて総ての責任者が退く事は悪い前例を残す事になり、公務員は特定な個人の使用人ではなくあくまで全体の奉仕者として行動すべきであるとの熱意ある申入れを受け、これを熟慮した結果この際我々が辞職する事により市の事務が停滞し、住民へのサービスが低下するのは遺憾なことなので個人的な感情を殺し敢えて留任する様にしました。

議会27議員声明

さきに瀬長亀次郎氏が市長に当選したことによつて部長ならびに課長が辞意を表明したが、那覇市議会の二十七議員が部課長に対しあくまでも市民全体の奉仕者として公正に市民の福祉のため如何なる政党にも偏せず行動し、職場を放棄すべきでなく、また二十七議員は公正なる部課長の各位に対しては

全面的に強力に支持するとの誠意をすなわに受取り、辞任をしないとの善意の承諾を得たので、このことを市民各位に公表することのできることを適切なる措置であると信じます。

瀬長氏にきょう当選証書交付

瀬長亀次郎氏の当選証書交付式はきょう朝十時から、市会議室で行われる。

”人事には公正を期せ” / 瀬長氏の市長就任に市職労組が五項目要求

〔琉新・朝 1957・1・5〕

那覇市職員労働組合ではきのうのつひる一時から、水道課会議室で中央委員と執行委員の合同会議を開き、組合員の生活権擁護という立場から種々検討した結果、瀬長氏の市長就任に対し次の五項目の要求事項を決議。きょう行われる瀬長氏の市長当選証書交付式の終了後、直ちに同組合書記長安里一郎氏から市長に手交することになった。

職員組合の要求事項

- 一、人事交流は組合の意思を尊重し公平な立場で行うこと。
- 二、給料の遅払い並びに不払いは絶対に行わないこと。
- 三、職員の解雇は絶対に行わないこと。
- 四、臨時傭人の雇用を継続すること。

五、市民福祉の面から現部課長の留任を認めること。

真和志ノ自主的に区運営ノ区長制に代り担当員設ク

〔琉新・夕 1957・1・5〕

真和志市(市長翁長助静氏)では、元旦から三十区の区長制を廃し、これに代つて市役所詰十七名の担当員を次のように任命したが各区とも自主的に町内会長制をもうけ、担当員とタイアップして区運営を行う体制を整えつつあり、担当員の殆どは前区長。担当員は市長の指揮を受け、担当区域内の行、財政事務の執行と指導、市政および諸団体に必要な連絡事務、人口、世帯の移動増減などの資料の整備、市政および諸公文書の配布、徴税及び令書の配布といった仕事を受持ち、毎日の勤務状況を日誌に記入している。担当区域と担当員次の通り

- 仲井真、国場、樋川、上間の四区(二一四五人、四二二戸) 〓嘉数盛興 寄宮(三一八八人、五一四戸) 〓米須朝貞 大原、三原の一部(三三九〇人、六〇六戸) 〓新垣よし 古波蔵 与儀船増原(三六三九人、六九五戸) 〓与儀仁清 与儀、銘苅の一部(五四八五人、一一五八戸) 〓城間勇

進 松尾、壺川、宮城(三三〇五人、六八二戸) 〓原国政裕 楚辺、平野、二中前、銘苅の一部(四三七一人、七五三戸) 〓宮城清芳 三原(五五六四人、一〇八〇戸) 〓普久原朝光 大道(四八一六人、八二八戸) 〓新垣正徳 安里一区(四一三五人、八〇五戸) 〓高良正四郎 松川(三七〇二人、五四八戸) 〓吉田盛義 真嘉比、古島、松川の一部(二二五四人、四七五戸) 〓伊佐真昌 天久、住吉、安謝 〓下(四二一六人、七一戸) 〓宮里義太郎 岡野、銘苅の一部、安謝 〓上(三四四七人、六一二戸) 〓崎山喜文 繁多川、真地、識名(二一八二人、四六五戸) は未決定。

瀬長氏、市長のイスへノけ

さ当選証書交付

〔沖夕・夕 1957・1・5〕

那覇市長に当選した瀬長亀次郎氏への当選証書交付式は、五日朝十時過ぎから市会議室で那覇市選管委(委員長大湾政功氏)により行われた。那覇市部課長全員始め人民党三市会議員(二十七議員は欠席)阿波根那覇地区教育長らの来賓の出席、立すいの余地もない程つめかけた参観人の見守る中で、十時十分当選証書が大湾委員長より手交さ

れた。証書交付に続き大湾委員長、瀬長新市長の挨拶があり、引続き懇談会にうつつてその後、市長室で記者会見を行なった。

私一人では何もできぬ

瀬長新市長挨拶 此の度行われた市長選挙で那覇市民多数の支持を受けて当選させてもらった。これから十一万市民と八十万県民に示した市政綱領を実行するが、この中にはすぐできるもの、十一万市民と八十万県民の団結によらなければならぬもの、また祖国同胞と力を合さなければ実現できないものがある。ところで私はさかんに報道されているように怪物でもバケものでもなく普通にありふれた人間であり、単なるマチャグワー(小店)のオヤジに過ぎない。今後は皆さんと手を取って市民の公僕としてやっていきたいと思う。また私が当選確定してから幾多のデマ中傷や悪意に満ちた行為がなされている。これに対して私は一言も話していないが、私は那覇市民の団結力がいかに強いかを信じており、また八十万県民の力により奇蹟も起り得るものと信じている。それから祖国同胞との団結はかならず近く祖国の民族的解放をもたらすものと信じている。結局私一人では何もできないことを私もよく

知っているので皆様の協力と全市民、全県民の団結の力でやっていきたい。皆様に約束した公約を静かにだが毅然として実行します。

那覇市助役辞任

〔沖タ・夕 1957・1・5〕

那覇市助役嘉手納並水氏は瀬長亀次郎氏の市長就任に先立ち、四日付で泉市会議長あて辞表を提出、泉議長はこれを受理した。なお市役所部課長は五日ひる一時から市内神里原久米クラブで嘉手納助役の送別会を催す。

強制収用は避ける／新市長出現で動き出す農研所問題

〔沖タ・朝 1957・1・6〕

中央農業研究指導所の移転問題は那覇市長選挙に利用されるのをさけるため、当局側も一時積極的な動きを控えて来たが、市長選挙も終って一段落ついたので、中央農研所では、再び用地買収について地主との話しを行うことになっている。農研所当局は強制収用は最後まで控え、話し合いによってこの問題の解決を見出したいと考えており、近く下地農研所長が瀬長新市長を訪ねて用地買収に対する協力を要請

する。これについて下地中央農研所長は、

強制収用はあくまでさけない。話し合いによってやって行きたいと考えているが、全琉的な問題でもあり、首都の新市長と懇談したうえ協力を願うようにしたい。

と述べている。また中央農研所当局のこつした協力要請の態度に対し、瀬長那覇市長は次の通り語った。

地主の意志を尊重

瀬長那覇市長談 農研所用地問題については地主の立場、地主の意志というものが尊重されなければならない。立退かされる地主は経済的にも生活の基礎を失うことになるので、その点よく考えて解決すべきである。農研所とは十分話し合いたい。

どうなる職員の給与支払い／那覇市手持ちは差引せ

〔琉新・夕 1957・1・6〕

那覇市では先に請負業者の資材費と労賃一千二百万円の支出認可を得て、去る三十一日やつと労務者への賃金支払いを済ませたが、きのうは更に財政課の折衝で、一千一百万円の新たな支出認可に成功して年を越した債務の整理

に当つた。これで昨五日はザツと五百万円を請負業者と物品購入費などに支払い、市の手持ち現金は約七百万円を残したが、大湾収入役は「いま債務整理を進行中でシメてみなければ残高は八ツキリしないが、市の負債の大口はこれで大体整理済み。あと手持ちの七百万円も支出予定で帳簿尻は差引ゼロになるだろう」と語っている。そこで気になるのは市職員の俸給支払いだが、組合側から新市長にも「遅払いをせぬよう」強い要求があり、総額にして三百万円に近い金だけに「市の手持ちもなく、銀行預金がこのまま凍結されると早速今月分の給与にも影響する」と係職員を心配させている。

“困難な市政打開せん”／瀬長那覇市長けさ就任挨拶

〔琉新・夕 1957・1・7〕

瀬長新那覇市長はけさ十時、市長専用車で初登庁。市長室で幸喜総務部長とあいさつまわり、事務引継ぎについて打合せたのち同十分から、市役所構内広場で全職員を集めて就任のあいさつを行った。あいさつまわりはモーア副長官、バージャー首席民政官、ステイーブス総領事をはじめ行政主席、立

法院議長、首席判事、各新聞社、商工会議所、琉大、教育委員会、南運、琉銀：となつており市長第一日目の日程はあいさつまわりで終える予定であるが、事務引継ぎについては四日付けで記述書を作成、あすから各課毎に手をつけることになっている。

瀬長市長あいさつ 私が当選すると同時にいろいろの噂が飛び、手もつけぬうちから高射砲弾が乱れとんでいる。私の市民への公約は決して実行不能なものではない。しかし十一万市民と八十万県民、祖国九千万の同胞と団結しなければ出来ないもある。何も一足とびに天に昇るような市政綱領は掲げていないし、過去十一カ年の叫びもアメリカの統治政策に反対であつたために叫んだもので、反対のための反対ではない。ワシントン国防省から「監獄にぶち込まれた男は公職につけない」といつたのを始め補助金の凍結、さらに市議会の非協力声明。瀬長は共產主義者であり、破壊主義者であるとして当選しても就任させないような動きをみせているが私は住民の団結と祖国の世論の力を信じている。市部課長の声明も圧力でなされたとの疑もあり、二十七議員も異民族ではないので常識をもつて市民の利益に合致するも

のであれば反対はしないと。軍の政策は批判はしたが、金は借りなくていいとはいわなかつたし、私の責任でも皆さんの責任でもない。あくまでも民主主義を信じ、日本国民としての誇をもつて六百人職員と共に困難な那覇市政を開いていこうと思う。

主席や議長と懇談

瀬長市長は幸喜総務部長の案内で主席室を訪れ、十一時四十五分から当間主席と会見。就任あいさつの後、懇談を行った。

主席室に入った瀬長市長「ヤーちよつとだけ、あいさつに来ました」と笑って話しかけると、主席も「ヤーどつとも」と苦笑……記者団を閉出して話合つたが途中、約十分後には幸喜総務部長も座をはずし、当間主席と瀬長市長と差し向いの懇談も行われた。引き続き瀬長市長は立法院に与儀議長を訪れた。瀬長市長談 ちよつとあいさつをしただけだ。琉銀の凍結の問題や具体的な政策面については何も触れなかつた。

”那覇市政研究クラブ”ノ 一 二日会も解散二十七議員 で結成

〔琉新・朝 1957・1・9〕
那覇市議会（人民党三議員を除く）で

はきのう朝十一時から、市内神里原の久米クラブで市政問題を検討した結果二十七議員の”那覇市政研究クラブ”を結成、即日発足させた。同クラブは今後”野党の座”に立つ二十七議員として那覇市政を如何に運営し、時々刻々と変化していく事態にどう対処するか……を研究。生活を守る会（会長伊礼肇氏）をはじめ婦人、青年団体との連携をつくるのを目的としたもので、クラブをより強力なものとするために議会内の二日会も発展的に解消するといっている。

泉議長の話 いまのところ銀行はテコでも動かせない態勢にあるので、われわれとしても対策は立てられない。そこで臨時議会を招集するまでもなく、事態に即応させるためには（一）市民から訴えのあるもの（二）議員が調査したもの……をその都度、市長に質すことが当を得ており、クラブは一つには市民の”苦情取次ぎ”の役も果たすので近く事務所を設置。将来は議員以外の有志も加入させたい。また生活を守る会は自由主義諸国民の一部として、生活をおびやかすアカの運動を防ごうというもので、こういつた組織を固めていく意味も持つものである。

農研指所の移転促進ノ那覇 市政研究クラブが乗り出す

〔琉新・朝 1957・1・12〕

那覇市議会二十七議員の”那覇市政研究クラブ”ではきのう市内神里原久米クラブで第一回目の研究会をひらき、農研指所移転問題について協議したが

（一）現在の場所が都市計画、移転の必要性があること（二）農指所が産業発展のための指導機関として都市近郊に設置すべきこと……等から移転候補地の関係地主のリストを早急に提出するよう政府へ要望。クラブとして地主側の納得のいく適正地価や補償方法を具体的に検討、問題解決の促進をはかることになった。このため同移転問題に絶対反対の態度をとつてきた人民党、瀬長新市長がこの問題について如何に対処するか、第一回目の試練となるものとして注目される。研究会は瀬長経済局長、下地農研所長も出席。下地所長から現在までの経過報告をきいたのち協議に入つたが、席上政府側から「最初、関係地主の殆どが政府に協力して賛意を示していたが、人民党の演説会や同党議員の干渉で十一月から急に硬直。移転が進められなくなつた」と説明があつた。研究会の主なる質疑

応答つぎのとおり

泉議長 農指所移転問題は選挙のため見送つてきたが、総務財政委で人民党議員は「移転の必要性は認めるが那覇の周辺にもつていくのは反対。慶良間にもつていけ」と暴言をはいているが、われわれはスクラムを組んで問題の解決を促進したい。

瀬長局長 市会としてハツキリ意思表示をして、関係地主補償の具体的な条件を出して貰いたい。それであれば政府も地主を困らせないで十分補償、解決の線も見出せる。

二日会は解消 那覇市政研究クラブではきのうの研究会で、今後のクラブ活動として毎週木曜日（午前十一時）に定例会をもつことを決定。同時に、全員の承認を得て二日会も発展的に解消したと発表した。

瀬長市長の方針を質すノ那 覇市議四氏が会見懇談

〔琉新・朝 1957・1・12〕

那覇市議会の仲井真元楨、比嘉ゆづ直、喜久山朝重、玉那覇有義の四議員は昨夕七時半から市内”富滋味屋”で瀬長市長と懇談。記者団を閉めだして新市長の市政に対する基本的な考えについて質した。これは瀬長市長の申入れて、

市政研究クラブ二十七議員の了解を得て希望者が参加したもので、当局派議員（人民党）からは島袋、真栄田、宮城の三議員のほか伊波市長秘書も出席。話合いの席上、瀬長市長は来週二十七全議員との懇談会を持つことを申込んだといわれる。懇談を一応終了したのち仲井真議員は真栄田議員（人）の立会いで質問に対する市長の答えをつぎの通り発表した。

問 合併問題について

市長 真和志との対等合併問題も民主的に解決する考えで、市長としての政策面では対等合併の政策をもつたに過ぎない。ところがこれは議会を通じて解決される問題である。

問 一般では減税されると期待されているが。

市長 税金も無条件にやすくすると誤り伝えられている。民主的な徴税をやるのだ。

同 資金凍結による都計のストップをどう打開するか。

市長 資金凍結の問題はそれがとけるまで、全力をあげて解決をはかる。区画整理も都計の根本から破壊せず、市民の利益ということが大きな政策となる。

問 日本に資金援助の要請をしに大湾

議員が行つたというが。

市長 日本からの援助については考えていない。

なお、基地問題に対しても瀬長市長は「基地には反対でない。原水爆基地に対して反対したのだ」と語つた。

一 おう買上げストップノ農
研所移転話合い解決に曙

光

〔沖タ・夕 1957・1・14〕

約十二万坪におよぶ儀農研所移転問題で真和志、首里崎山、南風原村新川の百二十三名の関係地主代表我如古盛仁氏ほか十二名は十四日午前十時半、行政府を訪ね神村副主席、瀬長経済局長と話合つた。話合いは当初絶対承服できないという険悪な空気もみられたが瀬長局長によつて「一応計画予定の十二万坪の地域買上げをストップ、その周辺に見合えるだけの土地を買い、その後現計画地の地主と個々に折衝して最終的に決定する。その場合、地主の大多数が移転に賛成すれば現計画通りに一たん買上げた土地（予定地周辺）と交換する。また地主の反対が多ければ試験場のあり方および移転問題を政府が再検討する」との説明で地主代表もこれに納得、約半時間余の話合

いも終り問題解決に明るい曙光を得た。

地主の話では「これ迄の試験場職員の様子やり方は警官を伴つて脅迫的な態度にあつたよつで、そのような脅迫を今後も続けるものであればあくまでも鐘を鳴らして部落民総出で反対する」との強硬意見もみられた。

これに対し瀬長経済局長の「決して脅迫行為はさせない。村八分の問題が起きては困るので個人折衝に当る場合は代表立会いで円満な話合いで行う。絶対多数の地主が賛成であるのに一部の反対者があるという最悪事態にはその部分の強制収用はやむを得ないが、あくまでも強制的行き方はひかえる」という確約とまた、神村副主席の「農研所は農家の利益のためにおかれるもので、不利益を押し通してまでやる必要はない。地主の意向は十分に主席にも伝え地主に心配のないよつ対処したい。それで経済局を信頼して相談してくで円満に解決する」の話に地主代表は納得した。

なお地主の主張は理想的な農家経営は自家の周辺にまとまった大きな耕地を持つことが先決であり、予定地周辺の土地が農家経営にマイナスにならないよつ政府の施策を要請していた。

一社説一

農研所移転に関連して

〔沖タ・朝 1957・1・19〕

中央農研所の移転は、首里・南風原・真和志にまたがる予定用地の買上げ困難にぶつかつて依然見通しがたつたない。当初スムーズに運べそうなことだつたが、一部の地主がきかず、軍用地問題でノイローゼ気味になつた土地への一般的執着心も作用し、その間、補償費のことや政治的介入などもみられ、十二万坪余の用地確保が至難視されるに至つたといつところである。

言つまでもなく農業研究指導所は、農家のための機関である。したがつて、特定の一部農家の犠牲を無視するが如きは慎しまねばならぬが、原則的には必要な用地を進んで提供するという農家の態度が建前であるべきだ。であるにかかわらず、当局の相談にも応じよつとせず、単に「売らない」一点張りで拒否する態度を示し、公共の福利に一顧も与えない土地所有者がいたことは残念である。幸い、それらの人々も最近幾らか軟化し、代替地があれば敢えて固執しないという態度だと伝えられるが、瀬長経済局長のいう通り、出来るだけ強制収用などと軍用地にみられる如き強権発動の真似はせず、且つ

地主農民の犠牲を避け、何はともあれ、当事者間でよく話し合い妥当適切な取り引きで早急な解決を期待したいものである。

ところで、農研所の在り方について、この際一応再検討してみることも無駄ではないだろう。というのは、中央農研所といえども、強いて都市周辺でなければならぬという理由はないのではないが、また狭い沖縄、特に軍用地に広い面積の耕地が収用されている島で十二万余坪もの広面積を占めねばならぬのであるが、どうしても必要だというなら試験地を分散して持つことは考えられないかどうか、それらのことは運営上多くの不便をもたらすかも知れないが、反面では農家の指導、普及の点では有利であろう。長短折半である。

現在の中央農研所（与儀）は、かつて広い用地をもてあまし「雑草試験場」の汚名を奉られたものである。戦後といえども、刑務所の自給園にその一部を提供している。絶対に必要な面積であるなら、よそへ貸地することもないだろう。研究試験は、それこそ集約的に行われるものであり、小さい島で南北両端、さして気候風土の変化差もあるう筈がないし、現在の本島三力所の農研所の在り方に関して、維持・運

営面、さらに政府予算の支出効率化などから再検討が必要だと思つがどうだろう。

早期合併申入れる／注目される那覇市会の動き／真和志市会態度決る

〔沖夕・朝 1957・1・22〕

真和志市会は二十一日ひる二時半から定例全体協議会を開き合併問題について検討した結果、合併を促進することについて全議員の意見が一致、月末に開催予定の那覇市臨時議会に間に合わせて「合併促進法による両市合同の合併促進協議会を組織すること」を早急に那覇市会へ申入れることを決定した。このため遅くとも二十四日ころまでに合併問題特別委員会（既設）を開いて検討した上、更に議員全体協議会を開いて那覇市会へ申入れる要望書の文案を決めることになる。

合併問題について真和志市会は那覇市長選挙前の合併がお流れになつて以来これまで静観の立場をとつてきたが、市民に対して早朝合併を約束してある手前もあり、また瀬長那覇市長の就任による那覇市側の混乱で再び合併問題がウヤムヤに流れそうな気配があるので、このさい積極的に那覇市側へ

働きかけるため現在両市会内にある合併問題委員会を発展的に解消して新しく合併促進法に基く合併促進協議会の組織を那覇市会に要望しようというものである。

しかし那覇市会側は瀬長市長の就任以来混乱をつづけて市政直しに懸命の状態である合併問題については今のところノータツチの態度をとつており真和志側の申入れに対してどう回答するか注目される。

なおこの日の全体協議会では真和志市の水道料金値下げ問題についても那覇市へ要望することが決定された。瀬長市長は一週間ほど前に真和志市会の九議員を招いて就任挨拶かたがた懇談したといわれるが、そのさい水道料金については真和志から要望書が出されれば早急に解決したいと語つたといわれる。

資金凍結と補助の停止／那覇市が琉銀に理由質す

〔琉新・夕 1957・1・22〕

瀬長市長はけさ十一時幸喜総務部長、安次富建設部長、長嶺財政部長らとともに琉銀総裁富原守保氏を訪問、民政府の特別補助金ならびに起債の打ち切りについて文書をもつて照会、琉銀側

の回答を求めた。これについて琉銀では近く正式に回答を行うもよう。照会書面の内容は次の通り。

市預金凍結、民政府特別補助ならびに起債打ち切りについて、一九五六年十二月二十七日実施された標題のことについて市建設行政運営上甚だ困惑しておりますのでこれを早急に解除、または再開琉球の首都としての都市たい場の整備促進を図りたいと存じますので左記のことについて若干の疑義をお問合せ致します。

一、市預金のうち三千一百五十九万二千八百十円二十銭也が一九五七年一月四日より凍結になつていますがその理由。

二、民政府特別補助金が全面的に停止された理由。

三、琉球復興金融基金部よりの借入れが打ち切りになつた理由。

きのつから節水／那覇市の水道新水源地の測量開始

〔沖夕・朝 1957・1・23〕

那覇市では上水道需要量が増えるのに反して新恒久水源の確保がすまないため、湯水期には水不足で悩み、軍からの給水補助（現在七十万ガロン）で凌いでいるが、計画中だつた新水源地

具志頭村ギーザバンタ水源の測量を十二日あさから水道課安里一郎技手らにより始めた。現在は牧港水源地から採水しているが、この頃の旱魃で浄水量が一日約八十万ガロンに減つたのと好天候続きで需要量が増えたため、二十二日から再び当分の間区域別時間給水制をしいて節水することになった。

時間は午前四時から明日正午まで首里、真和志、楚辺高台一帯の区域、正午から午後八時までその他の那覇市の区域別に給水、その他の時間中は断水節水することになる。なお、水道課で二十二日より始められたギーザバンタはすでに軍並びに具志頭村の了解は得ており、この測量によつて同水源の具体的資料をまとめ、三月上旬の定例市議会に恒久水源地として提出、その承認をうけ、その開拓と確保に乗り出すことになっている。

窮乏の那覇市財政／急場凌

ぎの予算編成

〔琉新・朝 1957・1・24〕

民政府から“共産主義者”のレッテルをはられた瀬長市長の出現で軍特別補助や起債などが一斉に支払い停止、加えて市税の徴収低下も伝えられ、那覇

市はこれまでにない資金難に見舞われた。お陰で一時は「月給さえもらえなくなる」との不安が市役所労組をつつみ、窮乏にあえぐ市財政課ではすでに新年度予算編成準備の時期というのに三・四半期実行予算の配賦計画でヤリクリ算段。このほどやつと一千八百九十万円（支出）の急場しのぎの実行予算をまとめたが、この貧弱財政では中途で放置された都計工事や水道起債事業など、総額三億にのぼる復興面には全く手のほどこしようもなく、那覇市政は“火の車”の台所を抱えて八方塞がりの様相……。氣遣われていた給与支給の人件費（七百七十万円）が無事捻出できたことだけが、市職員をホツとさせている。

資金凍結と補助金の打切りに直面して、ひつぱくした市の財政状況を三・四半期（一月―三月）の実行予算にのぞくと歳入面 市税四五〇万円 市町村財政調整交付金一〇〇万円 公企業および財産収入（採石収入、市有地賃貸料）一三五万円 使用料および手数料（港湾収入、市場収入、戸籍関係手数料）四八五万円 雑収入（スクラップ売上げ等）六八万円 政府支出金（スポーツセンター建設補助、戸籍、援護などの政府委託事務費）一九〇万

円 手持現金（泊港ターミナル・ビル政府補助支給済みの残額）一六七万円 合計一、七〇〇万円。歳出面 人件費七七〇万円 物件費（備品、消耗品など）一八六万円 事業費（道路維持修繕、清掃衛生費など）八九〇万円 その他四四万円 合計一、八九〇万円以上端数切捨て。

…これによると歳入一千七百万円に對して歳出は一千八百九十万円で、百九十万円（収入不足額）の赤字を出すという異例のケース。財政課では「道路維持費や衛生費はどうしても組まねばならず、とつとつ赤字の支出を決定した。この不足額は徴税週間を設けてどうにかおぎなう積りだ」と説明している。それに五七年度当初予算（一般会計）二億六千八百六十七万円から推して、四半期分（三カ月間）は六千七百万円程度？を計上しなければならず建設部門では「僅か一千八百万円（事業費八百九十万円）の予算では道路維持や清掃衛生、社会福祉事業等の積極事業を行うのに手一ぱいで建設面の積

極事業は何一つ手がつけられぬ」と嘆いている。更にここで目立つのは市税（三カ月間）が僅か四百五十万円しか計上できなかったことで、例年の三・四半期市税（約一千二百万円）に比べ

半額にも達しない減少ぶりである。

…市財政課が今期の予算計上不能で見送ることを余儀なくされた事業を拾つてみると道路修繕四百万円、霊園事業三百五十六万円、公衆便所設置六十万円、産業振興三百二十万円、学校用地買収費百万円、社会事業関係費三百万円…で総額一千五百三十六万円。それに八千七百万円の特別補助による都計の未執行額三千三百二十万円、三億二千六百万円にのぼる起債事業の未執行額八千八百万円で、これら資金凍結で全面停止の憂目をみた建設工事はザツと一億二千二百万円…夏の渇水期にそなえて水源確保のため近く起債予定だつた一億四千万円を加えると、その額は更に二億七千万円の巨額に達する。

…このため真つ先に悲鳴をあげたのが都計工事に従事していた請負業者と労務者の群れで、最も活気にあふれていた市建設部各課も連日“開店休業”のまま閑古鳥の鳴く寂しさ。月刊雑誌や週刊読物が職員の時間かせぎに八八をきかせている。花城都計課長らは「もつこつなつては工事が再開しても小屋がけなど工事下準備の繰返して、全部で一千万円位余計に金がかかる。やがて雨期にでも入ると相当な被害を

こうむることになる」と気をもんでいるが、一部建設業者では契約不履行による工事停止を理由に市長を相手どつての「損害賠償」の訴訟を起す声もあり、瀬長市長が危機はらむ那覇の市政問題をいかに解決するか注目される。

積極事業では行詰り／財政運営、今後の見通し

那覇市財政課では民政府特別補助や市債打切り、市預金凍結と関連し「市政運営の現状と今後の見通し」として要旨つぎのように発表している。

経過 都計事業は米国民政府、琉球政府、復興金融基金部の強力な支持で施行されてきた。即ち市の年間純計予算は約八千万円を上下するのみで、総額三十五億と見積られる都計事業を推進するには余りに微力であり起債事業として三億二千万円、民政府の特別補助八千七百万円、合計四億七百万円の巨費がすべて依存財源によつて処理されてきた。しかし那覇市長選の結果、起債と特別補助が打切られ、執行率はそれぞれ六一・九三パーセントおよび七二・九五パーセントをもつて、総計一億三千万円が未執行のまま全工事現場が閉鎖されることになつた。

今後の見通し 前述のように市財政は

年間約八千万円の純計財源を根幹として組立てられており、歳出面では経常的な役所経営費を如何に緊縮しても約四千万円は見積らねばならないので、残額の四千万円が投資的な積極的業務の対象となるわけである。しかし、すでに復金借入れの復興事業債二億三千万円の約定償還額が各年度約一千万円を必要とするので、結局差引三千万円が積極事業に投入可能となる。これを一九五七会計年度当初予算を例にとつた場合、歳入では自己財源四一・二六パーセント、依存財源五八・七四パーセント、歳出では投資的経費七五・〇九パーセント、消費的経費一七・四七パーセント。以上のような財政状態から巨額の都計復興事業をかかえている市行政はいずれにしても民政府、琉球政府および琉銀からの補助または融資を得ずしては円滑に運営されないものと考ええる。

どうなる徴税成績

那覇の市税徴収状況（一月分）は十五日現在、六十三万五千円でこれを十日間の実際出勤日数で割ると「一日平均六万三千元」の徴収成績。これまでにない不調を示しているが、財政課では「年間の市税予算額四千万円からみて、四半期分（三カ月）で少くとも九百万

円は徴収しなければならず、そのためには月二十五日を徴税員が出勤する計算で一日に十二万円の成績をあげねばならない。それに例年なら三・四半期は千二百万円も徴収しており、一日十六万円程度は徴収できるのが普通だ」と徴税率の低下を心配している。しかし実際には新市長就任からまだ日が浅く、僅かな日数では徴税率の上下について結論を出すまでには至っていないようである。主管下の徴税課では「今期は市民税や固定資産税の賦課（令書発送）が一月余も遅れたのも大きく響いていると思う。実行予算にも四百五十万円しか計上してないが、これも幾分増加するとみている」「減税になつてから払うと納付をしる人もあるにはあるが、僅かな期間で徴税率も見通すのは早計だ」と語っている。

合併促進協議会作る／両市

会代表が意見一致

〔沖タ・夕 1957・1・26〕

那覇市会泉議長、森田真和志市会議長ら那覇、真和志両市会代表は二十五日より七時から真和志市栄町の料亭「淡水」で、両市の合併問題について会談した。これは真和志市側の申入れで開かれたもので、泉、森田両議長ほか那

覇市側から長嶺副議長、辺野喜合併研究委員会正副委員長、真和志側から金城副議長、新里、古堅合併促進委員会正副委員長らが出席した。真和志市側はこの会談で先の同市合併促進委員会の決定に基き、両市会の全議員協議会を開く事を申入れる予定だったが、会談後、泉、森田両議長の語つた処によると、那覇市側が全議員協議会を持つことに賛成せず、結局合併促進法にのつとつた両市合同の合併促進協議会を作ることに意見の一致をみた。

真和志市側が先に那覇市会との全議員協議会を開く事を決めた意図は、那覇市側とさつくばらんに話合つこととで「一体那覇市には合併する意志があるのか、どうか」をはつきり確かめたいというところにあつた様だが、那覇市側は瀬長市長就任後の市政に多くの困難な問題を抱えて今のところ合併問題にはふれたくないようである。そのため那覇市側は一先ず法にのつとつた合併促進協議会を作るというところで真和志市側との打合いをつけたものとみられる。

しかし微妙な現状から協議会を作る時期など具体的な面の話しはなされず原則的な意見の一致をみたというに止まつたようである。

森田真和志市会議長の話 法による両市合同の合併促進協議会を作ることになればこちらが予定していた議員全員協議会は開く必要ないじゃないか、という那覇市側のいい分だった。今後は促進協議会の組織へ真和志市も積極的に動くことになるだろうが、組織する時期は全然話合わなかった。

那覇市会衆議長の話 合併促進による合法的な両市合併促進協議会を条件の許す限り早急に組織することに話はまとまった。両市の全議員全員協議会を持つことは、我々が二十七名による市政研究クラブで結束している以上、その意味は認められないので断つたが、那覇市側として早期促進の基本態度に変わることはない。だが、来る臨時議会がどのように進展するか、今のところ予測出来ないし、たとえ真和志市側で合併促進協議会の組織を議決して那覇市へ申入れをしたところで、この臨時議会で那覇側は同問題についての案件も準備してないので動議を出さなく、現在の見通しでは動議提出、議決の機会があるか、どうか判らない。だから結局、促進協議会組織は臨時議会の動向如何にかかっているといえる。

那覇市への水源地貸与/具

志頭村議会が拒否声明

〔琉新・朝 1957・1・28〕

具志頭村議会では、かねてから話のあった”同村安里区域慶座原にある水源地を那覇市へ貸与する件”について二十七日十三議員出席（一名欠席）のもとに協議の結果、満場一致で同案を否決することになり、同日付で上条英喜村長、崎浜盛司議長連名のもとにつきの声明書を発表した。

声明書 われわれは瀬長亀次郎氏が那覇市長である限り具志頭村から那覇市へ水源地を貸与する事を拒否することを声明する。

なお同水源地はかつて当間市長時代契約期限は契約日より三十年間 仲座、与座、安里、大屯、は名城、具志頭小学校、同中学校を無償給水区域とする 分水タンク四万ガロン入りの鉄筋コンクリート工事を同村内に施設して提供する事 借地賃貸料は那覇市の負担とするなどの条件で前当間市長とは”貸与する”に口約があつたもの。

予算審議に質問活発/瀬長

市長、初の那覇市会

〔沖タ・夕 1957・1・28〕

瀬長市長就任後、初の那覇市臨時議会

は、二十八日午前十時三十分市会議室で全議員出席、傍聴者多数注目のもとで開会された。

まず、会期を二週間以内と決定、案件の説明までは平穩にすぎたが、十一時ごろ、五七年度追加改正予算案の審議に入ると質疑が活発化した。結局予算案は総務財政委員会付託と決定、十一時半、休憩となった。

この間反当局派議員は、予算案の一項一項を通して市長の根本方針に切り込む気構えをみせ、傍聴席からのヤジに議長が注意をあたえる一幕もあつて今後のほらんを思わせる雲行きだつた。次は追加予算案に対する主なる質疑応答。

比嘉（朝） 過去において人民党は、泊の開港設備は必要ないといつていたが、現在それに頼っている。市長はそのことをどう思うか。やはり当時反対しなかつたらよいと思うか。

瀬長市長 これは予算案とは別の問題であるから一般施政方針で答える。

宮里 市長は泊港の収入増確信があるが、財界では市長不協力の声明をしたし、もし泊港に船をまわさないといつたら、どうなるか。

瀬長市長 収入に確信をもっている。部下が過去の経験と実績によつて

計上したものだから承認した。部下を信じている。また財界が泊に船をまわさないだろうという予想に対しては市会の方々と共に沢山船が入るよう努力したい。（このとき傍聴席より拍手あり議長注意をあたえる）

辺野喜 予算案は慎重に審議するため委員会に付託したい。（賛成声多数）
赤嶺 予算にある前島町の人道橋はどのていどたもつか。

上原土木課長 木造で三年ていどと思つた。

新垣 本工事ができればいらなくなる橋か。

上原課長 そつです。

赤嶺 このようにならずか三年というかりの橋に市民の血税をぶち込んでおけという気持なのか市長にききたい。

市長 資金凍結に関連してこのような質問があることをみこして施政方針にうたつてある。（この傍聴席より逃げるな、ひきようだぞとの声あり、傍聴席ざわめく）

比嘉 都計工事が順調に進むよう市長がとりはからつてもらえないか。

市長 皆さまと一緒に協力したい。ここで委員会付託決定、この間当局派の島袋議員、発言を求めたが封じられた。

市民の利益第一にノ市長の施政方針

（施政の基本態度）私が守らなければならぬのはおかされつつあるブルジョア民主主義であり、市政における基本態度はブルジョア民主主義を擁護し、育成することである。市民の利益を守り抜くために一切の不正不義をハネかえし、不当な圧迫と干渉に対して徹底的に抵抗するヒューマニズムの精神が指導的根柢である。

（人事問題）市役所の重要ポストを人民党幹部がおさえる人民党独裁の市政が生れるとのデマがあつたが人事問題は市民の利益を裏切り、公僕として不適當なものが市民の反撃を受けるまでである。

部課長も連袂辞職を表明していたがその後公僕として立ちかえり、着実にポストを守っていることは喜ひである。

（市政の大綱）対内問題一、市政の民主化、二、中小商工業保護育成、三、農漁業の振興、四、適正な課税と徴税の民主化、五、社会保障制度の改善充実、六、戦災都市復興計画の充実、七、民政府及び日本政府からの補助金獲得、八、税制の民主化と健全財政の確立及び地方自治体の自主性の強化、九、那覇、真和志両市の民主的方法に

よる対等合併。

（対外問題）一、祖国復帰実現の促進、二、土地を守る四原則貫徹、三、主席公選と民主的権利の擁護。

（結び）市政大綱の具体化は市財政と関連するものであり来る六月の予算市会には自信をもってその実現のための予算案を提出できる確信をもっており、また約束する。私の基本態度は権力に屈せず利権に迷されず市民の利益を念願において仕事をやる。もし政策に誤まりがあれば勇気をもって引下し是正し話し合いによる市政を推進する。市民の団結の力を信じ市会の良識を確信し冷静に勇気をもって市政を遂行することを那覇市会に誓つ。

予算案を修正可決ノ那覇市会”資金凍結”で論議

〔沖タ・夕 1957・1・30〕

那覇市臨時議会は三十日あさ十時三十分再開され追加更正予算案の総務財政委修正案を審議、与党三議員、野党二十六議員（一名欠）が資金凍結をめぐる責任について盛んな討論の後、委員会修正案通りの可決をみた。結局、二期対策として当局が織込んだ前島の橋の仮架橋など約二十五万円は削られた。

まず高良委員長より「歳入面で港湾使用料の収入増の見通しは確信がなく収入見積りギリギリの予算計上は危ない。歳出の仮架橋、河川浚渫も姑息な手段であつて資金凍結の解除に努力すべきでありその他の理由で修正した」との報告があつて質疑討論に入り十一時二十五分修正案を可決した。

なお、三十一日、二月一日は休会で、二月二日日本会議を再開して市長の施政方針に対する一般質問がある。次は討論要旨

長嶺議員 市長は春が来ると凍結はとけると信じていると言つし、姑息な手段はやらす修正案に賛成する。

島袋議員（人）市会並に当局の尽力で凍結がとければこの予算は施行しなくてもよい、市民の利益の不測の事態を考へて原案通り可決してもらいたい。

宮城議員（人）瀬長市長が嫌だからその案を通すと手柄になると感情的にならずに理性的に原案の可決を望む。大雨で万一の事があつたら瀬長個人の責任になるのか、或は三十名の市会の責任となるのか、市民の生命財産を守るべきだ。

真栄田議員（人）瀬長は合法的、民主的ルールで当選したし就任前にこん

な事態が起つたのだからその責任の所在を市会はハッキリさせるべきだ、瀬長への協力非協力は別として市民の民主的権利を守りたい。凍結について琉銀総裁は政治的意図はないといつているので償還能力がないとの理由と思われが市会が誇りと権威を持つて償還の責任を保証すれば凍結はとけよう。

辺野喜議員 瀬長個人に何らの感情はないが、政策的に吾々と食い違つて反対するのは十一万市民の利益のためである。

比嘉（朝）議員 那覇十一万市民の利益を守るため仮工事などにムダ金を使わず、根本の凍結解除に努力すべきだ。

那覇ノ水を求めて各地調査

〔沖タ・夕 1957・1・30〕

那覇市水道課ではこれまで水源地拡張のため那覇、真和志をはじめ浦添、宜野湾、嘉手納、読谷、三和、大里、兼城、具志頭など各市村の湧水並びに地下水検査をやつて来たが、二十九日これらのうちから有望水源地として次の各所が選ばれ、近く具体的調査を始めることになつた。

第一次工事計画ニ読谷村長田川（一日水量百三十五万ガロン）同比謝川

（三百五十万ガロン）兼城村報得川（十萬ガロン）三和村米須海岸（五十萬ガロン）

第二次工事計画Ⅱ具志頭村ギーザバント（五十七万ガロン）同（十四万ガロン）

臨時採水計画水源Ⅱ首里（元製紙工場裏）儀保樋川（八万ガロン）壺川古波蔵井戸（七万ガロン）

なお、具志頭村会では水源地貸与拒否の議決をしたが、那覇市水道課の話では同水源地は測量の結果、当初予想していた三百—四百万ガロンの水量はななく、湧水期のためもあって五十一—六十万ガロンしかないため、市の水源地として適当でない、とのことである。

瀬長那覇市長問題 / 現状、

基地に危険はない / 軍当局
局当分静観の態度

〔沖タ・タ 1957・1・31〕

【那覇二十八日UP】沖繩の瀬長那覇市長は二十八日、市議会の初会議で新市長としてはじめての施政方針演説を行い、同時に予算案を提出したが、瀬長市長の属する人民党を共産党だと非難してきた米軍政府当局は「この演説で瀬長市長は共産党を合法化しようとする意図をもちた」として新

な攻撃を加えている。

瀬長市長が発表した市政計画は同市長が選挙のさい公約した線にびったり沿ったものであることは軍当局もみとめているが、そのなかには市役所職員労働組合の設立、那覇市における小区画行政制度の採用、市行政の民主化、沖繩の日本復帰要求などが含まれている。これに対し米軍の沖繩民政府首席民政官バージャー准将は同日記者会見を行い「瀬長市長は労働組合の承認と小区画行政制度の採用によって共産党の細胞組織を合法化しようとしている」とのべ、さらにつきのようについて。

一、那覇市の現状に対し米軍はなんの措置もとろうとは思っていない。われわれはこのような情勢は那覇の民衆自身によって矯正されるものと希望している。那覇の民衆がこのような情勢を生み出したのであり、これを改めるのも民衆次第である。米軍は那覇市民が自分たちでできる手段をとることを期待している。
一、このような手段としては重要犯罪を犯した人物を公職につけないようにする市条例の通過（瀬長市長は二年前共産黨員をかくまっただかで投獄されているが、これを重要犯罪とするには

どうしたら良いかが問題とされている）市長を罷免し、再選挙する市条例を改正し、現行の「市長が一年在任のち」という規定を六カ月あるいはそれ以内に短縮し、早期にリコールできるようにすること、市議会が市長不信任提案を可決すること（この場合は市長は議会を解散できるので新議会で改めて三分の二多数決で市長を不信任しなければ市長を辞任させることができない。問題は反瀬長派が新議会で三分の二とれるかどうかにある）がある。

一、現在までの那覇市の情勢は沖繩における米軍基地施設を危くするまでに至っていない。もしそのような危険が起れば、より民主的でない手段がとられるであろう。

（二十九日付産経紙より）

債務の償還力に懸念 / 資

金凍結”に琉銀回答

〔沖タ・タ 1957・1・31〕

さきに瀬長那覇市長は琉銀富原総裁あて資金凍結ならびに軍補助、起債の打ち切りなどについて、その理由を問い合わせていたが、三十日次のような回答があった。

（回答）

一、琉球復興金融基金は那覇市に対し、

約二億八百万円の債権（貸付金）を有しているが、復金の受託者たる琉球銀行はこの債権の完全なる回収をなす責任を負っている。

しかるに那覇市においては今回の市長選挙の結果諸般の情勢が変化し市の財政状態も今後どうなっていくか見通しがたてられず右債権の回収に不安が生じたのでこれを保全するために最善と思考される今回の措置が講ぜられたわけであるこのことは受託者としての当然の責務である。

一、金融機関が融資するに当ってはコマーシャル・ペイシスに立つて貸付金回収の安全確実性が強く要求され、十分なる考慮が払われねばならない。復金といえどもそのラチ外にあるものではない。従って将来の償還の見通しが不十分である対象に対する貸付は極力回避されねばならない。この意味で那覇市に対してはその財政状態の見通しが完全に立てられ、債務の償還に懸念がないと十分に判断されるまで現在とられている措置は継続される。これはまた受託者としての当然の責任であり、金融機関を管理するものの常識である。

瀬長市長の話 回答の理由によると償還の見通しが不十分である対象に対

する貸付けは極力回避されねばならぬのである。すなわち軍命ではなく琉銀独自の立場からやったといつのであるから、ウラをかえせば償還能力が十分あるという条件がわかれば起債事業の融資は継続するし、市預金の凍結も解かれるといつことである。市当局としては二、三日中にその条件を銀行に明示して融資の継続をしてもらい、都計事業を従来通り押し進めてゆきたいと考えている。軍補助八千七百万円のうち未交付額の四千五百万円の打切りの理由は示されていない。

一〇〇万円／補助残額の交付拒否／工交局が那覇市へ

〔沖タ・夕 1957・2・2〕

さる一月二十日瀬長那覇市長から政府に泊港ターミナルビルの補助金残額百万円を早急に交付してもらいたいとの陳情があつたが二日安里工交局長は、次の理由で交付を拒否した。

「貴市長は現在の都市計画は無謀な軍事優先の都市計画であり再検討をするといつ方針のようであるが日本の権威者石川博士指導のもとでの大那覇市都市計画であり軍事優先といつことは誰がみても当たらない。都市計画を再検討

するのであればターミナルビルもその存在価値が變つてくるので泊港が商港として価値ある都市計画であるかどうか、検討を必要とするので補助金支出も検討を加える必要がある。住民も泊港の商港としての価値を高めるために近代的なターミナルビルを建設することに賛成して立法院も補助することを可決したはずであるから現在の都市計画が無茶であるかどうか、住民の意向も聞く必要がある。よつて補助金残額百万円は交付条件の通り全事業完成後でなければ検討できない。同ビル工事は政府はあくまで補助であり同ビル工事中止による損害を補助のみで局限するという考えは当を得ていない。あくまで市の財源をもつて損害防止の万全の策をとらねばならない」

なお政府では都市計画補助費残額五百五十万円も同様の理由で再検討しなければならぬだろうとの方針を明らかにしている。

都計に一億二千万／瀬長那覇市長が補助金陳情

〔沖タ・朝 1957・2・3〕

三十一日那覇市長瀬長龜次郎氏から工交局に五八年度都市計画事業費一億二千七百二十万一千円を新年度政府予算

に計上してもらいたいとの陳情があつた。

同計画書によると那覇市は道路工事費として五千六百六十九万八千円、橋梁工事費として一千万円を計上してあり内訳は次の通りである。

道路工事費 松尾―城岳一千四百二万五千円、 那高―与儀一千三百八十七万五千円

崇元寺―姪百合橋一千八百八万九千円、 寄宮―南風原一千七十万円。

街路樹 一百三十三万二千円。

霊園 識名一千五百万円（用地買収並びに納骨堂施設費）

公園及び緑地 波の上子供博物館一千万円（植樹並びに用地買収費）

橋梁 久茂地川六百七十万円

安里川三百三十万円。

河川及び排水 与儀農指所―旧鉄道路一千万円。

埋立 旭町八百万円 泊北岸二百万円。

死んでも脱党せぬ／資金凍結めぐり論争／那覇市会

〔琉新・夕 1957・2・4〕

四日の那覇市臨時議会本会議は午前十時半開会。日程に先立ち嘉数ツル氏から「若狭幼稚園、同小校敷地拡張陳情

の審議について同日午後文教厚生労務委をひらくことを理由に本会議を午前中で打切るよう提案、次いで島袋嘉順氏から同提案の取扱いについて直ちに全員協議会をひらくよう動議を提出。よつて本会議は直ちに休けいに移り、同陳情を早急に検討すべきであるといふ文教厚生労務委員とこれを洪る人民党側の間に暫く論議が行われた後、同日の本会議を午前中で打切り五、六日の両日本会議を休会することに決定。島袋氏から議事運営の改善について発言があつた後、市長一般施政方針に対する質問に入り。

儀武息睦氏 資金は凍結され、都計はストップした。これが解決について市長は「誠心もち市会と協力して打かいする」と抽象的に答えているが、具体的な解決策を聞きたい。市長が人民党を脱党してこそ諸問題は解決すると思うが脱党の意思があるか。傍聴席笑う。

瀬長市長 資金凍結だが一市長が当選したことでこの処置がとられた事は正当かどうかを究めるべきだ。私は暴力で市長のイスを奪つたのでなく布令の選挙法で合法的に選ばれたのである。民政府バロン氏、富原琉銀総裁は「補助金も融資も必要としないものに

は貸す必要がない」と述べているが私は「軍補助金は要らないといったことはなく、もつと補助金の必要を感じている。銀行は償還能力があれば貸すべきだ」と答えた。その凍結理由に対する琉銀の文書回答は「償還能力があれば貸す」となっており、軍と富原総裁

の先の言とは違っている。当間主席も「償還能力があるということは現在の区画整理を推進していくかどうかにかかっている。市長は償還財源にあてられている地主負担の三割面積を二割に減らすといっているそうじゃないか」といつていたが、私はそういつたことはない。私はただ花城課長に三割の理由を聞いたにすぎない。私はいま起債の償還可能の検討を終つたので四日から折衝する。凍結理由に対する民政府、琉銀の回答は日々猫の目のように変つている。凍結は不当なものだ。四千名の労働者の失職を瀬長の責任にしようとするが、労働者はその責任の所在をはつきり知つている。資本家のストライキは沖繩にのみある特殊な現象だ。

それが証拠には一人の労働者も私に文句をいつてこない。対米協力についても、アメリカの政策が常識的に正しいものであればこれを推進するものであるが、不当なものであれば断固闘つ。

私は死んでも人民党は脱党しない。傍聴席拍手。

比嘉朝四郎氏（語気鋭く）死なないと解決しないじゃないか。一体市長はどこから財源を求めめるのかつ（議場一時騒然となる）

市長 努力して解けなければ、この措置は不当であるので徹底的に闘い抜く、屈服することは日本国民の魂が許さない。アメリカ民政府の補助金と同様、日本政府からも戦災特別都市復興資金を要求すべきであると考えており、その具体化の見通しがあるとみている。

辺野喜英興氏 人民党は市政綱領で現在の都計は軍事優先と非難しているが、市長は施政方針でいままでの都計を強力におし進めていくと逆なことをいつている。いかにして百八十度の転換をしたか。

市長 別に百八十度の転換ではなく同じ線を行つている。軍事優先とはいまのとられた措置、すなわち市民の金が簡単に打切られるということが軍事優先というのである。都計は小禄、首里にも全般的に行き渡さねばならないと考える。現予算を突然変更することはできるものではなく、現在の事業予算をそのまま踏襲していくことが常識

である。施政方針が具体化するのには六月の予算議会をまたねばならぬ。

宮里敏慶氏 日本復帰した時、中小商工業者の保護策を考えているか。本土からの流人により労働者も圧迫をうけるのではないか。

市長 むしろその逆と考える。復帰した時は国土復興が大きな視野から行われることになる。政治、経済的にもむしろ豊かになると確信する。

赤嶺慎英氏 市長は真の民主主義はブルジョア民主主義であり、これを守る決心というが、琉球の現状では民主主義は法が先行し市民はそれを追つかけている現状である。市長がいつていつている民主主義の具体例は何か。

市長 ロンドンタイムス東京支局長は「補助金が打切られ、市預金が凍結されるといふことはわれらでは考えられないことだ」と三回にわたつて私に質していた。この凍結は市民の自由を守り抜くといふアメリカ、イギリスの人々には考えられないものである。新聞も私のことを時には歪曲して書く。圧力があるからである。

合併促進協議会の組織／臨時議会中に那覇も乗出す

〔沖夕・朝 1957・2・7〕

既報一那覇・真和志の合併について真和志側では四日、那覇市の臨時議会々期中に法にのつた合併促進協議会を組織するよう文書で申入れられることを決め、申入れの時期について那覇市側に照会していたが、六日あさ十時那覇市内某所で開かれた那覇市政研究クラブ協議会（二十七議員）に真和志側森田議長と新里合併促進委員長が招かれ懇談した結果、那覇市側から「今会期中に自主的に合併促進協議会を持つように取計らいたい」と申出があつたので真和志側もこれを了承した。

これで真和志側としては文書による申入れを見合わせる事になつたが、今回那覇の申出はこれまで合併問題について消極的だつた那覇市側がやつと積極的に動き出すものとして歓迎しており、久しく停滞気味だつた合併問題も今後活発に進展するものと期待されている。

なお促進協議会組織への具体的な方法としては、現在両市会に設置されている合併問題委員会をそれぞれ発展的に解消して協議会組織の準備委員会を作ることになるよう、那覇市側は今

会期中にこの準備委員会について検討するものとみられる。また真和志側も八日に合併促進委員会を開きこの問題を検討することになっている。

真和志市会新里合併委員長の話 これれで那覇側もようやく合併問題について積極的に動きだして貰ったので私共として満足にたえない。

このままでいいのか／那覇の河川工事停止／雨季控ええ氾濫の不安／市長と市会責任のなすりあい

〔沖タ・夕 1957・2・7〕

ここ二、三日雨模様の天気がつづいた。那覇市では軍特別補助で施工していた安里、久茂地両川改修工事がストップされ、流れの真中に土砂を積み重ねたまま放置されたため、雨が續くと氾濫が氣遣われて、川沿いの市民たちは不安がっている。それと共に中之橋などの架橋工事も停止になっているので川を渡って通学する児童たちも雨季となれば危険この上ないという有様……。

市当局では資金凍結が解けるまでの臨時措置として約二十五万円の予算を計上、架橋、浚渫の仮工事を計画して臨

時議会上程したが、反当局派二十七名の「仮工事など姑息な方法をせず、凍結解除に市長は努めよ」という理由で否決され、陽の目をみなかった。

しかし、そんなことにお構いなく雨は降るし、現に降って市中の川の水量も増しているのだからどうにかして貰わんと困るのは市民達である。

これについて瀬長市長は、「若しものことがあれば、当局上程の追加予算を否決した二十七議員の責任だ」と語り、これら二十七議員側は「昨日、今日の雨では大したことではない。若し万一のことがあつても我々の責任だというのは当たらない。それは正しく瀬長市長の政治責任となるだろう」との見方でどうやら今から責任のなすり合いが始つた感じである。

ところで瀬長市長の話では、川沿いの市民や父兄の中から自分たちで架橋、浚渫の仮工事をしたいがどうか……と申出も来ているという。

また三・四半期実行予算中の河川道路修理費からの市長専決処分による流用も法的な面で研究中で、今明日中に結論を出す。何れにせよ、近く市民に不安を与えない程度の仮工事は着手するといっている。

気象台の話では、今日、明日は相変ら

ず天気はぐずつき、その後次第に上るといふが、三月末頃になると春先の雨が、五月から六月にかけては本格的な雨季となる。仮工事も必要だが、その頃までに都計再開を願うのは川べりの市民だけではないようである。

瀬長市長の話 万一のことがあれば否決した市会二十七名の責任である。しかし当局として放置するわけにもいかず、市長専決による予算流用を検討中である。

市民の中からも自力でやりたいと申し出があるし、早急にやる。

泉議長の話 この雨では大したことはない。

長嶺副議長の話 もし万一のことがあつても、これは市長の政治責任となるものである。彼とわれわれの見解の相違という他はない。

一日も早く工事再開を
安里川沿いのYさんの話 雨季がやってくる度に浸水騒ぎとなるので護岸工事は隣近所の人達と共に喜んでいたので、那覇市への資金凍結で工事が中途からストップしたことは誠に残念に思っております。一日も早く工事が再開されることを望んでいるがこのままの状態が続くと非常に心配だ。安里川は工事のため川の半分はせき止

められているので排水も悪く、前よりも浸水の被害はひどくなるのではない。他に移ろうと思つても自分達にはそれだけの金も、土地もないのでどうすることも出来ません。

同Aさんの話 工事の停止で我々付近の人達はたいへん迷惑している。昨年の台風の時など床上まで浸水したので雨の降るたび毎にびくびくです。工事が途中で止められているので土砂が川の真中に積み上げられかえつて前より悪くなつています。四月の雨季を控えているので一日も早く工事を再開してもらいたい。そのためにはやはり琉銀が早く那覇市への融資を再開することだと思ひます。これは我々川沿いの住民の問題だけでなく全那覇市民の問題だからです。

凍結論争で那覇市会幕切れ 最高潮／責任は市長に 要望決議／市長”市民への責任転嫁だ”

〔琉新・朝 1957・2・8〕

那覇市議会はきのう朝十時四十分本会議を再開、若狭小学校敷地拡張と同幼稚園敷地について文教厚生委（委員長 大山盛幸氏）の決定どおり採択決議したのち、資金凍結問題を中心に活発な

質疑が続行され論争も最高潮に達したが、辺野喜議員の動議で「資金凍結による建設事業の早期再開」について市長への要望決議がなされ、午後五時臨時議会の幕を閉じた。

決議 この度の資金凍結は、瀬長市長の反米行動によつて発生した政治的現象である。従つてこの現象は瀬長市長の反米行動がなかつたら発生しなかつたと思われる。結論として資金凍結をさせて、那覇市十一万市民待望の都市計画事業その他の建設事業をストップさせ、市民に不利益を与えて市民を苦しめている真の責任者は瀬長市長である。よつて市長は来る三月の定例議会の開催予定日までに、資金凍結を解除して都市計画事業、水道事業、区画整理事業を速かに再開して貰いたいことを要望する。

主なる発言つぎのとおり。
渡口（麗）議員 市長は資金凍結を解く確信があるとハッキリいつているが。
瀬長市長 凍結は軍や財界人が計画したもので、この措置に対する抵抗はすでに盛り上りつつある。私が凍結をよく確信があるというのもこの上に立つてのことだ。

森田議員 十一万市民はもちろん軍民

両政府の援助がなければ市政運営はできぬ。凍結問題も、市長の責任を他に転嫁してはいけない。

瀬長市長 具志頭村の水源地貸与拒否も軍の威圧でなされたもので、こうした仕打ちに対しては徹底的に闘い、絶対に市長の席を退かない。

赤嶺議員 市長は十一万市民、八十万県民、九千万祖国同胞の力で必ずとけるといふが、その見通しがあるのか。また功を奏するまで待つのか。

瀬長市長 琉銀回答は政治的意図はないといつてるので、あす償還能力があることを示す書類を出すことになつている。私は融資の継続を確信しており、六月までには具体的に打出せると思ふ。

長嶺副議長 市長は反米でも親米でもなく基地反対でもないといふが、人民党綱領はアメリカの沖縄占領統治に対して闘つと明示。明らかに基地にも反対であり、沖縄の立法・司法・行政をも認めないものだ。これを押切つて市長に出たことは米に頼らず独自で市政を推進していけるといつことになるが。

瀬長市長 その通り闘つてきたし今後も占領統治には真ツ向から闘つことを宣言する。民政がしかれないのはブル

ジヨア民主主義の否定であり、セナガが退陣して凍結が解決する……と言つても知れぬが、恐ろしい占領統治は続くし、私は選挙があればまた立候補するハラだ。

渡口（麗）議員 八十万県民の力で凍結をとくといふが、これでは瀬長は外交、政治能力もないことになる。施政権者に十力年も反対してきた張本人でもあり、セナガのいる間は不可能だと思ふ。

瀬長市長 金を貸さないといふ銀行の政策がおかしい。アメリカの民主主義を信じており、やがて正常にかえらると思ふ。

渡口（麗）議員 都計の停止など迷惑するのは市民であり、市長に解決の意思があれば三月の定例議会までにぜひ解いてもらいたい。

瀬長市長 一日も早くとくようにするが、解除するしないは向う（銀行）であり、もし不当なことが続けば辞めるどころかますます頑張る。

渡口（麗）議員 凍結はセナガの反米行為により発生したものであり、都計事業をストップさせ十一万市民に不利益を与えているのは瀬長市長である。一日も早く退陣を要求する。

瀬長市長 セナガに責任を転嫁させる

ことは十一万市民への責任転嫁である。あくまで抵抗する。

大山議員 市長は選挙時、一括払い問題をとり上げ一年より半年、もつと短かくして一カ月……と一時間払いになると「そこにおれなくなるので彼らは引揚げる」といつているが、これは明らかに基地反対だと思ふが。

瀬長市長 基地反対ではない、原水爆基地に反対なのだ。沖縄は原爆基地であり、これからも反対する。

嘉数ツル議員 施政方針は婦人の授産事業等一つも謳われていない。

瀬長市長 未亡人や不具廢疾者問題は六月の予算議会に打出す。

辺野喜議員 いままでの質疑で明らかに政治的な見解の相違であることがハッキリした。凍結解除には市長も十分確信をもっているようであり、市長の責任で早急に解決。都計、水道、区画事業を促進するよう要望決議をした。

（二）で辺野喜議員、議案の都計、水道、区画整理、資金凍結解除を一括決議するよう動議。人民党島袋議員らとの間に、議案処理についてもめたが……起草委をあげて決議案を上程。同決議案をめぐつて、与野党の間に激しく質疑・討論が闘わされた

が、結局人民党三議員の反対を除く
全員の賛成で要望決議は決議され
た。

なお農研所移転問題は総務財政委で継
続審議のため再付託された。

合併促進協議会を結成／那

那覇市会

〔沖夕・朝 1957・2・8〕

那覇市では七日ひる四時三十分、臨時
議会閉会后、直ちに全体協議会を開い
て真和志市との合併問題について協議
の結果、合併促進法に則った両市合併
促進協議会を組織することに意見一
致、その規約起草その他諸準備をす
めるため準備委員会（五名）を従来の
合併研究委を発展的に解消して結成、
次の各議員を選任した。

辺野喜英興、久高友敏、渡口麗秀、
比嘉佑直、真栄田義晃。

足並み揃わぬ「不信任」／

那覇市会提出時期に異論

〔沖夕・夕 1957・2・8〕

七日閉会した那覇市臨時議会は「三月
定例議会までに資金凍結を解除するよ
う」との瀬長市長への要望決議を行っ
た。一般ではこれをもし瀬長市長が三
月までにこの凍結を解くことができな

ければ直ちに不信任する動きの表われ
だともみられているようだが、野党二
十七議員側の大勢は要望決議は単なる
督励の意味のものでこの決議が直接不
信任の裏づけとなるものではないとす
る態度にある。ところで二十七議員側
の動きでは早期不信任論者もいる事な
がらこれはごく少数で大勢は市長不信
任に一致してもその提出の時期につい
て意見の相違がある。たとえば三月の
定例議会で提出をもくろむ者もおれ
ば、六月頃をヤマとみる議員もあり、
一方、現在の段階に立っての見通しで
は不信任提出それ自体に反対の意向を
みせ、瀬長市長が実際に市政運営不可
能な状態におち入りながらなおその席
を去らないとともに最終手段として不
信任案を出すべきだとする議員もい
る。こうした足なみの不一致は二十七
議員の市研クラブで不信任問題につい
ての具体的打合せをしてないためと各
人の立場が微妙に作用しているため、
また今後情勢がどのように変わっていく
か、その見通しが困難なためである。

長嶺副議長の話 要望決議は市長が
六月までに解いてみせるといったのに
対し六月では遅過ぎるから早くせよと
いう督励のイミでしかない。実際に不
信任する場合は彼我の客観情勢の分析

も十分にしなければならず、各人の立
場も考慮して慎重にすべきだろう。だ
から基本線では一致しても時期的な点
で一致はむづかしいのである。

”市債償還に確信あり”／

那覇市融資再開を申請

〔琉新・朝 1957・2・9〕

那覇市ではきのう安次富建設、長嶺財
政部長の両氏が琉銀に富原総裁を訪
れ、市債償還計画をそえた融資の継続
申請書を提出した。これに対し富原総
裁は「よく検討して回答する」旨答え
たようで、那覇市がまとめた市債償還
の能力（計画）つぎのとおり。

融資再開について 市一般会計および
水道、区画整理の各会計における資金
計画の現状および将来の見通し、また
は総合的な財政運営の見通しを説明
し、従来市に対して講じられた融資を
再開していただくよう懇願致します。

一般会計の市債償還 市の毎年度確
保できる財源（経済的財源）は七千九
百八十万円、運営費の土木、社会福
祉、産業振興などを差引いた残額一千
八百五十万円が年間起債償還金に振向け
られる。これに対し五六年十二月末現
在の起債額は都計事業、泊埋立事業、
安里川改修、市営住宅で一億一千三百

六十六万五千円で、年間償還額が一千
五百五十五万円。それに安里川改修費
三千四百四十万円は埋立地処分償還
する計画であるので、年間実際償還額
は一千二百一十万円となり、これを償
還可能額の一千八百五十万円から差引
いても六百三十九万円の余裕がある。
以上は市税収入、土地賃貸料等の徴収
成績にもとづいて計画したもので、市
債償還は円滑に行いけると確信する。

区画整理事業 五七年度十二月現在
の収入合計（替費地、起債収入）一億
五千万円、支出合計（工事費、人件費、
市債償還金）九千二百二十万円で差引一
千三百三十万円の残。今後の区画整理事
業完了までの収入（起債、替費地）一
億三千九百五十万円、支出（工事費、
人件費、償還費）一億三千七百十万円。
その残額二百四十万円で十分償還でき
る。

水道事業 使用料、工事収益、起債
等の収入合計五千八百四十五万円で、
これから水道維持費、拡張費、償還金
の支出合計五千四百万円を差引いても
四百万円の残。
新水源地拡張四百十万円の起債をおこ
しても償還可能というもの。
瀬長市長の話 琉銀が政治的意図がな
くコンマシヤールベースに立っている

なら償還能力を示したのだから、融資を継続するだろう。従来の各部課の実績により科学的な分せきを基礎に見通しをつけたものであり、軍補助は別として起債の融資継続は近く可能であるとみている。近く琉銀総裁とも話し合うつもりだ。

市町村合併促進審議会規則

公布

〔琉新・夕 1957・2・10〕

政府では「市町村合併促進審議会規則」を昨八日公布したので、同審議会の発足に伴う今後の活躍が期待されている。次は主な規則内容。

…審議会の所掌事項は—

(1) 行政主席の諮問に応じて市町村合併に関する計画の策定についての調査審議をすること。

(2) 行政主席の求めに応じて市町村合併の促進についての啓発、宣伝、勸奨および斡旋をすることである。

…審議会は委員十二人以内で組織し

(1) 市町村議会の連合組織が推薦する市町村議会の議長三人(2) 市町村長五人(3) 政府職員二人(4) 学識経験者二人を行政主席が任命し又は委嘱することになっている。

渡口拒否に／瀬長市長再申請

請

〔沖夕・朝 1957・2・13〕

出入管理部から渡口を拒否された瀬長那覇市長は十二日午後、行政府を通じてパージャー首席民政官に再審理による渡航許可を与えるよう再申請した。なお再申請には、那覇市は広島、長崎と同様な戦災都市であるので、同地の実情を視察することは、当然の急務であるとしている。

那覇市／16億円の特別補助

を／日本政府へ戦災復興

援助要請

〔沖夕・朝 1957・2・14〕

那覇市では、この程、日本政府はじめ各関係者あて、「那覇戦災復興都市計画への援助に就て」の国庫補助の申請並びに協力方の依頼をした。發送先は岸首相代理、衆参両院議長、自民党淵上・高岡氏ら関係議員、社会党鈴木委員長、浅沼書記長、総評、県人会、全学連など約二十通で、関係資料として都市計画事業の全貌を数字的にまとめ、瀬長市長の当選によってなされた軍補助、起債打切り、預金凍結による現況、今後の計画書が添付されている。

これは那覇市都計見積り額約三十五億円のうちの未執行額約二十七億円の中で継続事業である約十六億円(B円)を特別戦災都市として特別立法によるか、或いはすでに廃止になった特別都市計画法の準用によって国庫から補助して貰いたいという内容のもので、とくに開会中の国会に間に合わせて送られた。

復興計画書によると国庫補助を申請した額(B円)は道路橋梁費約九億九千四百万円、河川排水工事約六千万円、造園事業約三千七百万円、埋立約一億四千八百万円、区画整理約四千万円、市営住宅建設約一千三百万円、ポーター・ターミナル約七百万円、総合グラウンド約二百万円、バス・ターミナル約二千四百万円、水道事業約七百万円、下水道約二億六千四百万円、小型船避難所三千三百万円、霊園事業約二千三百万円の計十六億五千八百万円、残る十億八千七百万円の財源は市債によるとされている。

(国庫補助申請要旨) 当市は五三年都計法の施行と共に、近代的都計を樹て第一次五カ年計画、(五二年七月—五六年六月)は歩一步将来の大計を固めつつあるが、今回市長選挙の結果、瀬長亀次郎が当選したという事実だけで、軍特別補助、起債の打切り、市預

金の凍結をされている状態であり、市民待望の都市の復興は中断されている。この問題解決のため関係者と話し合いを進めているが、その見通し困難なため、戦災復興事業に大きな障害を来たし、市民に独力で遂行の余力はなく、琉球政府の援助も微力である。よって今回の事情を明察され、計画書を検討の上、広島、長崎と同じく特別立法又は特別都市計画法(昭和二十九年廃止)及び戦災地復興計画基本方針(昭和二十年十二月三十日閣議決定)の趣旨に沿い、那覇市の復興事業に特別の御援助を賜るよう切望します。

瀬長市長の話 こちらの軍民両政府からの補助は勿論、日本政府からも戦災特別都市として補助を貰うべきだ。というのは施政方針にも謳ってあったし、いわばその施政方針の具体化だ。

瀬長市長渡航拒否問題／日本社会党が取上げる

〔沖夕・夕 1957・2・15〕

【東京十四日共同】瀬長那覇市長の日本渡航について現地米民政官が渡航を拒否したとの電文が瀬長市長から十三日社会党の浅沼書記長、佐竹(晴)沖繩対策特別委員長あて届いた。社会党は十四日緊急に沖繩対策委員会を開き

協議した。

瀬長市長からの電文は

「パージャー民政官により理由なく日本渡航拒否さる。さらに再申請中であるが、レムニツパー民政長官に折衝乞つ」というものである。同市長は市長当選当初からの市政妨害（民政府による助成金打ち切り、琉球銀行の融資拒否、市預金の凍結など）を切抜けるため

日本からの戦災復興助成金の交付。

日本の国民運動によって基金を集め建設資材を購入、目下ストップしている事業を継続する。

琉銀の融資拒否に対し日本の銀行から融資を受ける。

などの目的で訪日を申請していたものである。

社会党はこの渡航拒否問題を重視し、レムニツパー民政長官（米極東軍司令官）への申入れ、国会の外交、法務、内閣各委員会での究明など次の態度を決め、自民党の沖縄対策委員会（委員長野村吉三郎氏）にも合同協議会を開くよう申入れることになった。

一、十五日午前、浅沼書記長（国民運動連絡会議議長）田中稔男連絡会議副議長、佐竹（晴）沖縄対策委員長、佐多国際局長らがレムニツパー民政長

官に面会、申入れを行う。

一、渡航拒否問題を国会で取上げ外務（渡航問題）法務（人権問題）内閣委で究明する。

一、土地補償、見舞金、災害復旧費の交付を日本政府に要求する。

野党議員の大半が署名／那

霸市会防共法の立法請願

〔沖タ・朝 1957・2・17〕

既報—那霸市会反当局派二十七議員による“市研クラブ”では瀬長市長に対する対抗策として共産主義運動非合法化への立法請願を行政主席に求める動きをみせ、すでに泉議長、仲井真、喜久山両議員ら三氏によって成案（既報）もなり、現在二十七議員各自の捺印署名をして、およそ九分通り捺印をすませている。

その提出時期については今のところ確定しておらず、全員捺印終了後直ちに主席あて提出する、としている議員と、来る二十五日頃、結成される都市地区「生活を守る会」の結成をまつて、一般の「生活を守る会」を通じてもり上る“反共”の声をバツクに提出するとしている議員もいる。

“市研クラブ”側ではこの立法請願によって“防共法案”が具体化すると、

かつての星案同様に一般からの批判が相当あることは予想しているが、各自研究もすすめており、また当間主席、宮良法務局長らとも事前の話し合いも重ねて慎重な態度で臨んでいる。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・2・18〕

“赤い市長”退治にチエが尽きてしまったのか。那霸市会議員（市研クラブ）が、こともあろうに、防共法をもちだして、ことを決しようとの動きがある。瀬長市長の実現は、市民の目から見ても、皮肉なことには、復興途上の首都にとつて、いろいろ迷惑なこともあるのは事実である。だが、正しい道を踏まずに、防共法を頼みのツナとするあたり、敵側の瀬長市長にとって、ますます思つ壺にハマるようなことである。ねざめの悪い話だが、昔、当局の思想取締りが強く、民衆の懐にまでその手がのび、それこそ不自由に苦しんだ体験はたいいていの人がもっている。今では誰でも手にすることのできる雑誌の類いでさえ、大つぴらには読めなかつた軍閥時代だ。人間は自由に読み、見、考えてこそ幸福であるのに、その権利をいっさい無くしては元も子もない。でも、それは長つづきはしな

かつた。今ならいぶんバカバカしいことだが、それが一たん法律で定められたら従つのが法治国民の式タリである。従わない者は国賊か非国民扱いをされる。市研クラブは、こんな手取り早い前例があるのに、利用しない手はないとでも考えた上でのことか。あんまり拙いやり口というほかないことに、住民の気持を素通りして、それをもち出す目的が、たとえ瀬長市長打倒にあるとしても、どうも能がなさすぎる話ではないか。防共といえ、かつて幾人かの議員（立法院）たちが、これをもちだして、世論に邪魔され、跡かたもなく消え去つたことがある。こんどの防共法も、そのタンでいけば、住民の良識の壁につき当るものといわなければならぬ。アメリカ中に吹き捲つたマツカーシー旋風は、善良な国民たちを悩ましたが、それと同工異曲の旋風をまさか、沖縄に吹かせようという、つもりのもではないだろう。瀬長氏の市長就任は、これから問題と呼ぶとは思つが、市会として防共とはあくまで切り離して考えて貰いたい。それよりも、罪もない人間が、容共のレッテルをはられて困る事態が怖いのである。沖縄の地位は、現に琉米協調を希んでいる。それはエチケツト

だ。問題のフシが、それと、これとは大いにちがう。

社大党／那覇への圧迫排除 など／政治社会問題で三 つの決議

〔琉新・朝 1957・2・18〕

社大党は去る十六日の定期党大会で、代議員の緊急動議提出に基き「那覇市政をめぐる非民主的行動の排除決議案（那覇支部提出）」「那覇、真和志両市合併促進決議案（那覇支部提出）」「W・Wテイラー社における労働争議に対する支援決議案（浦添、那覇両支部共同提出）」を全会一致可決、当面の政治、社会問題にたいし明確な態度を表明した。決議内容次のとおり。

排除決議

去る那覇市長選挙で人民党公認の瀬長亀次郎君が当選するや財界、実業人、那覇市議一部と彼らに扇動された市民一部は、民主政治のルールに則つた合法的な選挙の結果を否定して、市長への非協力を声明しつつに市長追放の暴挙に出たが、依然として一部のものはこの行動を改めないのみか、都計事業資金の貸出しと那覇市預金を凍結して市政の混乱を策している。しかし国策

的首都計画に基く那覇市の都市計画事業のために、偏見と感情によつてなされた資金凍結を解除すること、市民の生命と財産の危険を排除するための緊急的仮工事の施行は、今や十一万那覇市民はもろろん八十万県民の世論となつてゐる。

社大党はこのような非市民的挙動をなすものに対し、同じ血の通う日本民族としての認識の上にたち、権力者への忠誠をつくすあまり市民の福祉をじゆりゆりするような誤つた考え方を是正するよう一大反省を促す。更にこの問題が単に瀬長那覇市長に対する政治的圧迫に止まらず、沖縄八十万県民を奴隷化するための植民地政策を意図する権力者と、これに追従する売国者どもによる一大挑戦とみなし、その真相の究明と危険にさらされた人権擁護のために全県民とともに、闘い抜くことを声明する（要旨）

那覇、真和志両市の合併に関する決議

那覇、真和志両市を合併して首都を建設することは県民多年の要望とするところであるが、またその実現をみないことは最も遺憾とするところである。すでに市町村合併促進法も施行され、これが実現は両市民はもろろん全県民

の世論となつてゐる。わが党はあくまでも県民世論の上にたち、これが民主的かつ早期実現にまい進せんことを期す。

公聴／防共立法請願の那覇市議を批判す

〔沖夕・朝 1957・2・19〕

那覇二十七市議が立法を請願せる防共法なるものが立法になるや否やは別としてそれを請願するの態度を取つた二十七議員の良識を疑わざるを得ない。前臨時市会においての瀬長市長に対する質疑応答から推察して瀬長市長個人に対する反対せんがための反対に始終し、何等政策的に相手を屈伏せしめるような発言理論もなく瀬長市長を追放せんがためには多数市民の福祉や利益を無視してまで自説を数の力によつて押し通したるが如きは、全く任命議員ではなかるうかと疑わざるを得ない。真に市民の公僕であり選良と自から任ずるならば例え現市長が過去に如何なる経歴の持主であろうとも折角多数市民の投票によつて合法的に選出された市長だからその市長が市民のためになる政策を遂行するに当つては議員もまた協力して市民の福祉を計るのが当然である。然るに二十七議員は瀬長市長

に協力する事は敗北であり人民党勢力を益々増大するばかりであると手段を選ばず瀬長市長追放の目的で考えたのが今回の防共立法請願である。敗戦によりアメリカの民主主義政策によつて折角獲得した自由を今二十七市会議員の地位を護らんが為に自からの手に依つて失なわんとしている。その卑劣を許すべきだろつか。喜こぶ者は代行機関為政者とその周囲に集る一部経済人のみである。政治は与党あり野党あつて、相互に批判し合つてはじめて健全なる運営が出来るもので、反対党は赤とか或は赤の同調者なりと断じ頭から排撃して数の力によつて横車を押さんとする事は、かつての日本軍閥独裁政治に等しく共産党よりも恐ろしい。

那覇市六区十組・軍作業・照屋清三郎

“小作人にも補償”／農研所移転問題で当局説明

〔沖夕・朝 1957・2・23〕

那覇市総務財政委員会（委員長高良一氏）では二十二日ひる三時から農研所移転問題について瀬長経済局長、下地農研所長を招いて、これまでの政府当局の折衝経過報告を聴取した。まず瀬長局長は「政府は原則として話

し合いによる解決を望んでおり、補償も納得のゆくようやりたい。地主、小作人の心配は代替地のないことにあるようだが、当局では四力部落に互る代替地買収の検討をすすめている。また一つの方法として政府が直接代替地を買収するより十分の補償をして個別に代替地を求めるのも条件はよいのではないかと考えているし、地主だけでなく、小作人に対する補償も考えている」と報告があり質疑があったが、現在地主、小作人中に何名程反対者があり、賛成者は何名いるのか、との問いに下地所長は「収集した情報によると約六〇％は買得るし、すでに売買契約済みは二万坪、十八世帯が署名捺印をしている。全体に村八分をおそれているようだ」と述べられた。

これについて島袋議員から「売約済みの大多数は酒造業、商業その他の企業家であり、耕地に頼る農業経営者ではない」として反駁質問が出されたが、結局、現在は政府対地元民の対立が感情的になつて解決の見通しがつかないため、来る二十五日ひる二時から現地視察をして、実地に調査の上、双方の意向の折衷による解決案を見出すよう努めることになった。

合併の促進へ／真和志市議

会動く

〔琉新・朝 1957・2・23〕

真和志市臨時議会は二十二日あさ十時から全議員が出席して開かれ、先ず議事日程を二十五日（二十三、二十四日休会）までとし議案審議に移つた。最初に来る三月の定例議会から発足する各委員会の編成替えを行い総務委員八名、産業財政委員九名、建設委員八名を割当て、次いで十五名からなるこれまでの合併促進特別委員会（委員長新里義雄氏）を発展的に解消、新たに都市合併促進法にもとづく合併促進協議会を生み出すための準備委員会をつくる事になり、議会側から議長の森田孟松、前合併特別委員長の新里義雄の両氏を選出、市当局から選出される三名と計五名でこれに当ることになった。

なお先に区長制度から担当吏員制度にかわつた際、退職になつた十五名の一部前区長に対する退職金支給の件について討議されたが「支給することについてはほとんどの議員が賛成しているが支給方法などについて検討する必要がある」として総務財政委員会付託となった。最後に当局から二百二十万三千二百余円の追加更正予算についての説明があり午後五時過ぎ散会した。な

お、次会は二十五日午前十時から。

論叢／議員という名の職業 ／那覇市議員を批判する (上)

(上)

金城次郎

〔沖夕・夕 1957・2・24〕

人間は一度誤ちを犯すと、それを解決する勇氣をもたないために、間違いを間違いと知りつつそれを重ねていく。これが慢性になると、もはや間違いを間違いと思わなくなり、かえつてそれを合理化し正当化せんとして底なしの泥沼に沈んでいくように考え方は腐り始める。しかし我々は自分の力の限りでは解決し得ない不純なものや間違いをそのままあきらめから黙認するのでなく、自己批判しつつ又、他からの批判に対しても容易に耳を傾ける素直さがなければならぬことは、誰でも知っている。しかし、知っていると

いうことは実践するということではなく、単なる静的消極的なものでしかない。何が正しいものであるかを知っているが、それを実践し得ないということ、それがたとえ社会の利益になつても、自己には何ら利益を与えてくれないから、英雄的に自ら進んで実行する必要もないという怠惰心から発

した態度である。このような態度は、一般民衆においては条件が許す限り、ある程度は黙認せられるのであるが、公の地位にある者がなした場合は絶対に許さるべきではない。

議員たるものは市民によって選挙された代表者である。自己の利益のためには住民など念頭にないといったような態度が見過ごされて然るべきであるか。彼等議員諸氏が言うとおり、市民の利益と幸福の実現のために彼等は自ら進んで立候補し当選したはずである。とはいえ、現在の那覇市議会議員の中に、真に正しい理論に立つて市民の利益と幸福のために実践している人が何人いるであろうか。

一般に政治家は二枚舌であるといわれている。だから我々も真似てみようではないかといった、ずるけた態度は自己の理性的判断の薄弱さを示す以外の何物でもない。

矛盾の塊みたいなこの沖縄においては、民主主義の実践においても大きな拘束があり、人権を無視した法的行為は至るところに転がっている。このような特殊条件下にあるから少々の不正は認めていいという見方は絶対には得ないし、又二枚舌であることも止むを得ないとするような条件はどこにも

見い出せない。しいて見い出さんとすれば、彼はもはや正義を愛することを第一条件とする公の立場に立つ人ではなく、低級な傍観者にしかすぎないことになる。苦しい立場にあればこそ、指導者たるものは正義が何であるかを見抜き、利欲に走らず行動すべきであるはずだ。しかし、那覇市議会の二十七議員の態度は、今までの言動や行動から判断してみると、そこには正義を見失った醜い歪められた人間の姿が浮彫りにされる。

議員というものは市民の代表者であるところの単なる技術屋ではない。即ち人民の声を総合し、系統立てて一つの理論を構成し、それを政策として執行する役目を負わされているにすぎない。にも拘わらず彼等はペテン師のよくなあざやかさで、その言葉とは全く反対の行動をしている。一例をあげるならば、雨季を目前にひかえて心配されている前島の橋の仮架橋工事にしても、市民は、三年間しかもたない仮架橋であっても良いから急救策として、早く作ってほしいと要望しているのであるが、その成案は一月三十日の臨時議会において、二十七議員の反対によって無惨にも否決されてしまったのである。市民の福祉と安全を守るた

めならば、このような惨酷なことは出さないはずである。彼等は市民の中に立って市民の声を自分の声として市民と共に活動しているのではなく、市民の上に立ち議員各自の勝手な意志によって、市民に対し命令的活動をしているのである。彼等の吐く「市民の利益のために」という言葉は、いまや有名無実化しつつある。

この度の瀬長市長当選後における彼等の言動は常識では判断できないことばかりである。イデオロギーの相違から絶対に協力できないというが、彼等はどの様な立派なイデオロギーをもっているのだろうか。要するに彼等のイデオロギーとは、民主主義に基づいたものではなく、自己の小さな名譽心と金錢のためには市民を売ることもあえて辞さないような立場に立った恐ろしいイデオロギーである。市政研究クラブ等と名目は立派な会を組織して、如何にすれば瀬長市長を倒すことができるか又、如何にすれば市民の利益を看板にした自己の利益を守ることができるかを、一生懸命に研究しているらしい。それでもあまり効果がないと見てか、今度は生活を守る会というのを組織せんとしている。生活を守る会などと、看板は見事なものであるが、果し

て誰の生活を守るのだろうか。勿論、彼等はこの会が市民の生活を守るための会であることを声を大にして言うであろう。がしかし、冷静に今一度考えみると、これは顔面どおり受け取ることはできない。市民の生活を守るための会ならば、市民自らが立上って始めて成り立つものであるはずなのに、お偉方連中が立上って組織したものであるから、それは明らかに市民の生活を守るための会でないことは、始めから見え透いている。

（学生・那覇市二区四組）

論叢 / 議員という名の職業
／ 那覇市議員を批判する
(下)

金城次郎

〔沖タ・タ 1957・2・25〕

彼等は啓蒙的立場からことを運んでくるかのような印象を与えているが、実際は彼等自身の地位を守らんがための一手段に他ならないことを見抜くべきである。言い換えるならば、彼等は市民の要求があつて始めて活動するのはなく、市民の要求はなくても自己の要求があれば、それを市民の要望という高尚な言葉で塗り変えて、堂々と無責任な発言をし活動しているのでは

るから市民にとっては迷惑千万である。

既に成案になったと新聞で報じられている防共法にしても、全く子供のよくな無邪気な欲望から世論を無視し、市民を戦前の軍閥時代の戦慄すべき暗黒の世に落し入れんとしているのである。全市民否全沖縄の人民は知っている。日本の軍閥独裁政治体制下に於る人民のあの悲惨な、そして絶望的あがきを。言論、出版、思想の自由が完全に拘束され、社会は牢獄と化し、人民は明日を忘れたロボットと化して、飢えのため勇を起して叫ぶ者は監獄にぶち込まれ、勇氣もなく平凡なる住民は飢えと弾圧に身もちぎれる思いでその日その日を沈黙の連鎖の中で生き続けたのであった。あのような時代を思い浮べる時、思想や言論の自由が如何に重要なものであるか、又我々人民は如何なることがあつてもこれを死守せねばならないということをよく知っている。にも拘わらず二十七名の議員は共産主義の防止ということに名を借りて、あの暗黒時代を今や再現せんとしているのである。これが人民の要求であり市民の声なのであるか。これは市民の声でもなければ人民の要求でもなく彼等二十七名の議員の名譽心や利

欲に駆られた声なのである。ここに
いて彼等は市民からかけ離れた立場に
あり、完全に孤立しているであつて、
もはや実質的には我々市民の代表では
ない。

あの有名なアメリカの大統領リンカー
ンは言った。眞の民主主義政治とは
「人民の人民による人民の爲の政治」
であると、彼のこの有名な文句は二十
世紀の今日においてもなお生きてい
る。民主主義の存在する国ならば、例
外なくこの文句が守られなければなら
ない。しかし、那覇市においては正に
これが死につつある。人民のための政
治とは名ばかりの一部政治家による独
裁政治が白昼公然と行われつつあり、
民主主義はその芽において摘み去られ
んとしている。口では民主主義を唱え、
左手には金力を、右には権力を持つて
地位と名譽にしがみつき、現在必死に
あがきつつあるのであり、人民の声な
どは念頭から消え失せている。瀬長市
長を倒すことを最大の目標とし、那覇
市政を牛耳らんとする彼等は、あらゆる
手段を尽して市民を欺まんせんとし
ているのである。そしていまや市政研
究クラブなるものを後盾に種々の悪法
を準備工作し、市民の首を徐々にしめ
つつある。

諺に歴史は繰り返すという文句があ
る。人間が欲望と理性の両面を有して
いる限り、この文句は今後も生きつづ
けるであろう。欲望を抑える力が弱く
なつた時、人間はこれを悪と呼んでい
る。人間が動物と異なる所以は欲望を抑
制することができるということにある。
即ち、人間は理性を有しているが
動物にはこれがない。人間が動物と同
じように欲求のまま行動すると相互に
衝突せざるを得ないから、傷つけ合う
結果となり、強食弱肉の関係におかれ
てしまい、動物との違いは見い出せな
いということになる。それ故に、現在
の那覇市議会の二十七議員の今までの
行動にしても、彼等が自らの欲望を抑
える力が弱く、そのうえに迎合的な古
い頭の持ち主であるため少々動物に近
い行動をしたいというだけのことであ
るが、公の地位に立つ者が人間的良心
を悪魔に売つて動物に近い行動を平然
と行つてゐるといふことは断じて許す
ことはできず、その責任は市民が負わ
なければならぬとは誠に残念でたま
らない。選挙というものが如何に重大
であるかを今更ながら痛感せざるを得
ない。それにしても彼等が作りつつあ
る圧制の枠を叩き潰すのは誰であるう
か。それは瀬長市長でもなければ人民

党でもない。それは正に全市民の力で
ある。

歴史は一部の権力者によつて作られ
るのではなく、全人民が作るものであ
ることを念頭に置きつつ那覇市民は、
今こそ、自信と勇氣をもつて立ち上ら
なければならぬ。(学生・那覇市二
区四組) 五七年二月二十日

合衆国の土地収用計画(要

旨) / 地価相当額支払つ
/ 原形に復する責任はな
い / 長期使用

〔沖タ・朝 1957・2・26〕

合衆国は琉球列島において土地の使用
と所有を必要とし、合衆国による土地
収用に伴つ当事者に対し正当な処置と
保護を行うため最終的計画を定め、こ
れが明らかに理解されるためにここに
次の通り(布令を)制定する。

一、琉球列島に於る合衆国の土地収用
計画は今後次の通り施行される。

二、琉球の法律に包含される土地にあ
る財産は他のいかなる法律や慣習にも
かわらず合衆国が適当な土地登記所
に登録することができぬ。

A 終続財産

収用時における価格—土地の価格の金
額に相当する一括(総額)補償(二)

(SUM COMPENSATION)によつてもその財
産が放棄される場合において土地を復
元調節し又は特定の状態にするといふ
いかなる義務も合衆国には付託される
ことはない。

五カ年以内の使用地は原形に復す

B 借地保有権 (LEASEHOLD) 五カ
年に達しない期間収用される財産に対
しては定期的に賃借料が支払われる。
賃借地(地上)にある財産に関して合
衆国はこれを移動し、譲与することが
できる。合衆国は(収用)土地をいつ
でも解除する権利を有するが、この場
合解除が発効する日の九十日以前にそ
の旨を予告する。解除の日の六十日以
前に賃貸人(注II土地所有者)から要
求があれば合衆国は収用時の原形に復
元するか、又は損害に対する支払を行
つ。

C 地役権 (EASEMENT) 一括払いな
された土地に対して合衆国は特定の又
は制限された目的のためにこれを使用
することができる。かかる財産は合衆
国がこれを不必要と決定し、解除を予
告するまでは持続される。一括払いの
一部として支払われた(土地)に対し
ては合衆国はその復元に関するいかな
る義務からも解除される。

三、普通の状態において琉球列島にお

ける土地財産は、交渉手続によって合衆国の権能代行者がこれを収用する。土地所有者との交渉によっても合衆国が希望する土地を収用することが不成功に終わった場合でないかぎり収用の宣言はされない。しかし合衆国に早急に（土地財産）の取得の必要を生じ事前交渉の時間的余裕のない緊急事態においては土地収用に關するこの方針の施行は次の手続による。

A、DE（ディストリクト・エンジンア）はかかる土地財産の収用に関する権限について副長官に申請する。この申請書には次の事項が記入される。

収用予定の土地財産と補償支払の方法。

収用地の面積と地図

地上物件の数および種類

B、前記の手続に従つてDEは關係登記所および市町村に保管される収用告知書を作成する。同告知書には収用予定地を明確に示し、地図を添付する。又告知書には合衆国は収用について交渉に努力していること或は交渉が成立した旨も明記する。告知書は關係市町村において公示される。

C、収用告知書を提出後三十日から九十日を経過し、交渉による収用ができないときは、DEは収用宣告書を当該

管轄登記所に提出し、該権利に対する正当補償金を琉球銀行に供託する。収用宣言書の提出によつてかかる財産は合衆国に属することになる。しかしこの場合財産の譲渡までは適当な期間が与えられる。

D、収用宣言書が提出された場合、財産の評価や借用契約に不満足をもつ所有者は宣言書の提出から六十日以内に公正な補償の決定を求めため訴訟を行つことができる。かかる訴訟は八項において設けられる民政府土地裁判所に提出される。もし前記の期間内に訴訟書が提出されない場合には収用宣言書と共に供託された金額は公正な補償とみなされる。訴訟がなされ最終的決定が行われるまでは訴訟者は宣言書による供託金の一部又は全部を引出す権利を与えられる。但し供託金の額の中その七五%を超えて引出す場合には訴訟の権利は自動的に消滅する。収用した不動産の補償金として最終決定をみた額又は評価額は琉球銀行に預金する。上記の基金は最終的に確定登記を行つた、裁判を通して権利を取得する者の利益を考慮して特殊の信用預金としておかねばならない。最終権利人は琉球諸島DEの発行する適当な証明書を提示して基金補償費の支払い

を受ける。

E、前記規定に基く不動産の評価の資金は供託の日から二カ年の期限付きて米國が回収する。但しこの二カ年の期限において不動産の確認のため四（※）に基く登記が現になされた場合その中における評価は結果的に確認され、前述の事項によつて影響されない。

六、此の布令の目的の為、全財産権の登記の発効日は登記を承認する公式の記入が土地登記台帳になされた時となし、上記の目的のため「全財産権の登記の発効日は適当な土地登記事務所により申請書が受理された日を以てなす」の場合を除く。適当な土地登記事務所により発表される上記期日の公示を申し立てることは凡ゆる場合に申請をする人の責任である。

七、上記三条の下に収用の申し渡し或は交渉により正式要求の対象になつていない、財産或は土地に關し、或はそれらの全財産権に対する実質的侵害或は損害の申立てをする人は「下記八条の設置される民政府土地裁判所に申請書を提出することにより補償の為の手続きを起し得る。」

”土地は売りません” / 那覇市地主と懇談 / 農研所移転難航
〔沖夕・朝 1957・2・26〕

那覇市議会総務財政委員会は二十五日午後三時から那覇市首里、真和志、南風原の三市村にまたがる中央農研所移転用地十二万四千坪の現場を崎山区の高里、我如古両地主小作人代表の案内で視察したあと三時半から約四十分間崎山区公民館で地主小作人五十一名と懇談、地主側の直接の声を聞いた高良委員長は政府、地主小作人双方の中に立つて最も公平且つ円満に問題を解決するよう話し合をすすめるべきであると挨拶したが、地主側では絶対に土地を売らないと次の三つの理由をあげて反対の意志を表明した。その理由は 買収用地に対しては十分な補償をしないとっているがこれは一時的なもので永久的なものではない 代替地を与えるかというが買収地と同等のものであるかどうか問題であり、悪い土地の場合には農業採算はとれない。代替地がかりに十萬坪必要としても、この代替地を求めることによつて更に第二の犠牲者が出るので納得がいかない。以上のほか各地主からも意見があり、「二十万坪では坪百五十坪で買収するとすれ

ば十二万坪で千八百万円になるが残り二百万円では家屋移動その他完全な補償が出来るとは思われない」、「我々は父祖伝来の土地にかわる土地があるとは思われない」、—など買収反対が主張された。崎山現地の視察が終つたあと午後五時半から総務財政委員会を開いて崎山区からの陳情にどう対処するかを協議したが、事が重要であるので結論を保留、現在本土出張中の赤嶺議員ら三委員の帰任後に地主など参考人を喚問したうえで再協議することになつた。こうした地主小作人側の強い反対の空気に對して下地中央農研所長は問題解決の自信は十分ある。あくまで話合で解決して行きたいが全員が全員反對しているわけではないと語っている。

那覇市の資金凍結 / 米政

府は知らない” / 極東軍、社会党に回答

〔沖タ・朝 1957・2・26〕

【東京二十五日共同】社会党は沖繩瀨長那覇市長の日本渡航拒否問題について協議するため、二十五日午前十一時、佐竹（晴）沖繩対策委員長、佐多国際局長、田中（稔）国民連絡会議副議長が東京市カ谷米極東軍司令部でレム

ニツター司令官の代理としてフライクグ氏と会見した。席上米側から次の回答があつた。

一、琉球銀行の那覇市予算凍結は那覇市と琉銀間との問題であるが、米政府としてはそのようなことはありえないと考える。

一、那覇市長の渡航問題は現地民政府の決定で、東京の司令部でどうこうできないが、再申請については慎重考慮中である。

一社説一

新布令の公布

〔沖タ・朝 1957・2・27〕

二十三日付で、土地問題に関する新布令第六十四号「合衆国土地収用計画」が公布、同日施行された。この布令は、民政府土地裁判所を新に設けることを規定している。と同時に、土地を軍が収用する時に當つての手続きを詳細に定めてあるが、問題はなんといつても、現在に於つて沖繩側が土地問題解決に際し焦点となつていゝる土地代の支払い方式がハッキリ打ち出されている点にあることである。

つまり、布令百六十四号によると「五カ年以内の短期使用土地に對しては、毎年分割払いを行うが、五カ年以

上の長期使用に當つては、地価相当額を一括払いする」ということである。今のところ、同布令の内容については、行政府の訳が完成しないので、ほんの要旨の範囲内しかわからないが、合衆国の、沖繩の土地収用に関して、基本的な計画の線が先ず打ち出されたといふてよいと考えられる。

その中で、収用される側の立場から特に注目してよいものに「地役権」の項がある。「合衆国は、早急に（土地財産）の取得の必要を生じ、事前交渉の時間的余裕のない緊急事態においては、土地収用に関するこの方針の施行をD・Eの手によつて、副長官に申請させる形で行う」ものと思われる点である。もう一つは、「五カ年以上の使用には一括払いを行う」ということだ。

なるほど、アメリカ側が、軍用土地を設定する背後には、両陣営に分れて對峙する無気味な世界の客觀情勢というものがあり、世界の主な国には大い米軍がソ連軍が駐留している。自由諸国には北大西洋条約（NATO）や、東南アジア集団防衛条約（SEATO）などがある。アメリカにとつて、沖繩は、ソ連に對する大きな防衛帯の一環であることにはまちがいないだろう。従つて、世界の情勢如何によつては、

沖繩の基地が、現在以上に強化されるということも考えられるのである。その意味ではアメリカが沖繩の基地に注目し、力瘤を入れることは、自由諸国防衛という面から大義名分の立つものである。沖繩人にとつて、これには異議をさしはさむ余地も、考え方もないと思う。

だが、基地問題を離れて、アメリカ側が政策を行うに當つて、言い換えれば、自由諸国の繁栄を図るといふ考え方の面から見ると、果してこんどの土地収用計画に伴う布令の行使は満足といふべき事であるかどうか。ことに基地のゴタゴタが世界の各地に起きている現在、アメリカのやり口は今や世界の注目を浴びているといつても決して過言ではないと思う。

そこで、先に述べた二つの問題点だが、土地問題解決に當つて、土地を守る総連合がまとめた妥協線をどうしても沖繩側の考え方として推進せざるを得ないワケにはいかないのである。つまり「新たな土地を接收するばあいは、宅地・畑畑は避け、不毛地など部分的な収用は認める。軍用地は必要な限りの使用を認めるが、地料の引上げと、五カ年毎の土地評価更新をする」といふ、すくなくとも住民側の願う最低の

妥協案であるのだが、これに対して政
党側（社大・人民両党）は、こうした
最低の線に対して強い不満を示してい
る。

一たん公布された布令というものは、
容易に改変できないものであること
とは、万般承知の上であるが、しかし
政府としては、これからもつと民政部
と折衝の余地は残されていると思う。
又当然布令の施行に当って細部につ
いてこちらから意見を述べることは、
たとえ沖縄のような土地柄では、難事
なことであるがそこは民主主義の国で
あるアメリカだ、民意を容れて調整す
る必要はあると考えられるのである。

かつてアメリカの要路の人がいった
ように「アメリカは、沖縄を、民主主
義のショーウィンドウたらしめる」の
言にそむくようなことがあつてはなら
ないと思う。この際、当事者である軍
用土地の地主たちが望んでいる最大公
約数である、土地総連の行った案さえ、
この分では危しとする危惧の生じやす
い、こんどの新布令の内容個々に互つ
て、沖縄側の最終の責任を負つ政府と
して、これにどう対したらよいか、そ
れはもうここでくどくどしく繰り返す
言う必要はないほど、この欄で再三再
四述べてきたことである。

おつつけ、布令百六十四号の全貌が
政府の手で明らかにされると思うが、
その時は、布令全内容について細い分
析をやると同時に、政党側や、土地総
連合の意見をまとめて、施行に当って
少しでも両者（軍・民）の歩み寄りを
見せる努力をすべきである。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・2・27〕

二十五日の共同電（昨報）によると、
琉球銀行の那覇市への資金凍結は那覇
市と琉銀間の問題であつて米政府とし
ては、「そんなことはあり得ないと考
える」と極東軍司令部レムニツター
司令官の代理としてフライクグ氏が
語つていふという。この問題は、当初
のころたしか富原琉銀総裁は米政府当
局との協議によると言つていたようだ
し、その後、これを否定するような口
ぶりをしたり、最近では償還能力がな
いためとかわつていふ。昨今、悪い風
邪がはやつていふ。天気が暖くなつた
り、寒くなつたり、ジメジメと降つた
り、変調が続くからであらう。恰もこ
の天候のように那覇市への資金凍結の
理由もめまぐるしく変わるものだから市
民に悪感をもたらしめているようだ。那
覇の瀬長市長が共産主義者で反米政策

をとる人だから、琉銀としてアメリカ
の五一%の株金をあずかつていふ手
前、瀬長市長を金でいじめる——といふ
「忠臣」振りを發揮するなら、そう
はつきり言うべきであつて、ああだこ
うだのしどろもどろは、何れは馬上か
ら落ちる雑魚的忠臣といふところか
先程来島したレムニツター民政長官
は、那覇市長問題は市民の自治によつ
て解決すべきだといつた意味のことを
述べたし、ここの民政首脳もそのよ
うな基本的態度だと伝えられている。つ
まり瀬長追放は市民の手に期待してい
るといふわけだし、方法として市会
の不信任決議に望みをかけていると思
われる。勿論「市民の手」を出させるた
めの手が資金凍結であらうが、瀬長個
人を痛みつけるために、全市民に害を
与え、大切な建設の時間を空費させて
いる。これは責任ある米当局の望むこ
とではないに違いない。フライクグ
氏によつてもそれは明らかだ。或い
は、心なきあさはかなその筋の下ツ端
の教唆に富原総裁は踊らされたのかも
知れない。どこにもよくあることでは
あるが、このようなことで事志の一致
を破壊する者は、能無き忠臣族にき
まつていふ。

一階スラブで中止／泊港 ターミナル工事解約

〔沖タ・朝 1957・2・27〕

泊ポート・ターミナル・ビル新築工事
は二月でいちおう打切る。

琉銀の資金凍結で昨年末から工事をス
トップ、一月の末政府補助の百六十七
万円がでて、再び工事をはじめたが、
この分の工事（一階スラブまで）を二
十八日までにおわり、那覇市と施工者
善太郎組がひとまず工事契約をとくこ
とになった。

同ビルは鉄筋コンクリートブロック造
二階建、延五百二十二坪で総工費一千
万円。去年十一月に起工、この五月に
完成、二階には税関、出入管理部、那
覇、植防、家畜の各検疫所、港事務所
などが入り、一、二階で港の政府出先
機関や船会社事務所がぜんぶそろつ予
定だった。

十一月から二月までで三カ月予定の工
期からみるとちよつと半分だが、工事
は三分の一も終つていない。

工事の解約で善太郎組は、いま使つて
いる足場など、ぜんぶはずし現場をか
たづけて別の工事にもつていくが、工
事資金ができた場合入札やりなおしに
なり、善太郎組が再入札しても仕事の
段取りをするのに、さうとう手間がか

かる。同ビル工事の現場監督は「工事予定表も書く気になれません。労務者がかわいそうです。よく働いてくれるのですが、工事がなくては解雇するほのかしかたありません。できるだけほかの仕事のみつけてやるようにしています。こんど工事をするときは入札やりなおしですがほかの業者は手をつけないうでしよう。何とか資金を出してもらいたいものです」と語った。

市民の手で再開／安里川の

浚渫工事けさから

〔沖タ・夕 1957・2・27〕

琉銀の資金凍結で那覇市の都計工事はストップ、いつ解けるともなく、市当局と、琉銀間でやっさもっさしているが、安里、久茂地川の河川工事は二十七日から市民の手で再開された。

これは浦崎康華（会長）新村長佳、宜保為楷、平良真次郎、三島英稔、泉正重氏ら約五十名で結成した「久茂地、安里川浚渫、前島、中の橋仮架橋期成会」が着工したもので二十七日は朝からクレーン一台で安里川の浚渫にとりかかった。この期成会は、市民の人命と財産を守るという趣旨で発足、約十三万円の予算を見積って、安里、久茂地両川の浚渫、前島、中の橋の仮架橋

を予定している。

工事は三月中旬までに完了、同会は決算報告をして解散する仕組みになっている。

浦崎期成会長の話 なにしる予算は一般からの浄財にも抑ぐので護岸工事は見合す。ただ水の流通をよくするため川のまん中に積まれた土砂の浚渫と、この四月前島小校が開校するので、こどもたちを水難から救うため前島と中の橋の仮架橋をする。この会は政治的な企図は毛頭ないので一般の協力を願いたい。

安里川ベリHさんの話 全くホットしました。日ごろでもちよつと長雨が続きと床の上まで浸水するのに、このまま工事を放置されてはと、不安でなりませんでした。

会長大いに語る／グループ

めぐり(3)／那覇市政研究

クラブ／集まりもダレ気

味／足並揃わぬ二十七日

〔沖タ・夕 1957・2・28〕

…去る那覇市長選挙で保守派が大敗してから、急転直下野党の座に下ろされた那覇市会二十七議員は、今年の初め（一月八日）「那覇市政研究クラブ」を結成した。

等しく野党にある者同士が大団結して、瀬長市長に反撃しようという狙いで、最初の程は大層意気さかんだったものだ。それが臨時議会が済み、三月定例議会が近づくとこの頃になって士気が上らないこと甚しい有様。三月定例議会といえこれら野党の面々、その面目にかけて「不信任案」を叩きつけるといつて目標を置いていたのであるが、一向に「二十七人のサムライ」たちの足並が揃わないのである。

…そこでリーダー格の泉議長にきいてみると「それには各議員の複雑な立場があつて調整が難しいからだ」といつて多くは語らない。たとえば出せば直ちに解散。その後の総選挙の選挙費用の問題や、一寸当選がおぼつかない、といった思惑が各人の間に微妙に働いているようだ。だから「三月定例議会に不信任案を出すにはつきり賛成をしているのは二十七名のうち五、六名という淋しさ」というのを泉氏も認めて、「何んとしても第一回目に

は四分の三以上、即ち二十三名以上の用意がなければいけない。万一出して通らない事態にでもなれば恥を天下にさらすようなものだ」と溜息まじりに言うわけだ。

クラブの士気の鈍った証拠には、この

クラブの定例会は毎週木曜日にもつことになつてはいるが、このころではその集りの悪いことも相当なもの。せいぜい十名内外、大抵決まった顔ぶれが集つて来るだけである。

「こつしたダレ気味のクラブを建て直す何かよい方法は？」と問えば「別がない。今後一つの具体的な事柄（不信任）を打出さない限り無駄だろう」としんみり。

…ところでさき頃「防共法」なるものの立法要請のための署名をはじめて世の関心を集めた。いち早く一部では反撃の色をみせ、新聞の投書にも強い批判の声があらわれた。

「我々は共産主義或いは共産主義思想そのものを取締れ、というのではなく、共産主義運動、その活動を取締るべきだ」というのだ。大方の批判の動きは、それを混同しているように見受けられる。だが、これも「生活を守る会」が結成され、そこで立法要請するから我々としては必要ないだろう。また二十七議員批判の新聞投書は、クラブ内にこれに反駁すべきというのと、黙殺すべき、という意見がある。自分としても今は議論などしている時ではなく黙殺して不信任などの具体的な形で我々の態度を示せばよいと考える」と

いうことだった。

…それからおもむるに言うことには「現在のクラブは御覧のように全く活動停止状態だ。それも会としての規約や申し合せ事項を持たないままの出発のせいだろう。このクラブを一人前のグループのように出すのはどうかかなア……」と登場御免の弁と相成っていた。

バスターミナル／使用料徴収でもむ／業者、那覇市と対立

〔沖タ・夕 1957・3・8〕

那覇の恒久バス・ターミナル建設問題は市当局とバス業者が対立のまま未解決になっているが、今度は現在の仮バス・ターミナル敷地Ⅱ市有地Ⅱの使用料をめぐる再び市当局とバス協会との意見が対立している。発端は市有地である現在の仮バス・ターミナル敷地約二千三百坪の使用料（坪十五円）を昨五六年四月一日に遡って徴収すべくバス協会側に賃貸契約を結ぶため働きかけたことによる。

同敷地は五六年二月以前は市有地並びに個人有地からなっていたが、那覇市では市庁舎の建設用地として区画整理の換地により、五六年二月以来市有地として確保されていた。

そこで琉銀の資金凍結によつて恒久バス・ターミナルの建設も見通しがつかない現在、市当局としては財源捻出のため、その使用料を取り立てることにしたもの。

バス協会側では、五四年、それまで牧志通りに十カ所近くもあつた各社営業所を取り払わせ、恒久ターミナル建設までの暫定措置として現在の仮ターミナルに集結させたのだし、牧志の各営業所を引払つた時も各社では自己負担で相当の犠牲を払っている。それに当時の政府、市当局、警察側、業者の四者における話し合いでも一カ年以内に恒久ターミナルを建設する。暫定措置として当時の地主たちにも地代を徴しない様取り決めて働きかけてあつたのだから、現在でも使用料の取り立ては筋が通らないという。

このため五日ひるすぎ、上原バス協会会長はじめ各バス社長、高良工交局陸運課長らが那覇市財政部を訪ねて、この使用料徴収が不当であることを申し立てたが、市当局としてはすでに部長会で協議の上決定をみたものでもあり、あらためて協議会を持つてのち回答することになった。

祖国復帰の促進へ／昨夜那覇市民大会で決議

〔琉新・朝 1957・3・13〕

社大、人民党那覇支部主催の祖国復帰那覇市民大会は十二日午後七時半から久茂地広場で約一万（九時現在推定）の市民が集まつて開かれた。

国旗掲揚の自由 那覇市政不当圧迫の排除 防共法絶対反対 沖縄の原水爆基地反対 プ勧告、レ声明反対 講和条約第三条撤廃 祖国渡航の自由などをスローガンの下に大会は開かれ、議長団に松田富也、大嶺経達、真栄田義晃の三氏を選出、島袋嘉じゆん、新垣善太郎、平良良松、兼次佐一氏らが登壇、祖国復帰の熱弁をふるい、集まつた市民の拍手をあびた。なお、大会場は当夜七時ごろから異様な臭気につつまれたが、主催側の調べて会場周辺に無数のアンブル（注射液状）がばらまかれていたもよう、直ちに那覇保健所に検出を依頼したという。

当夜の決議次の通り
一、講和条約第三条撤廃即時日本復帰
一、沖縄の原水爆基地化反対
一、プラインス勧告、レムニツツアー声明反対、四原則貫徹
一、米国土地収用令（布令一六四号）の撤廃

- 一、祖国への渡航送金の自由
- 一、防共法絶対反対
- 一、那覇市政不当圧迫の廃除
- 一、戦災復興助成金の交付
- 一、軍労働法の廃止、民労働法への一本化
- 一、国旗掲揚の自由

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・3・16〕

資金凍結のさわざで、「都計」がマヒした。やりかけた安里川の工事も途中で止まり、橋もいつかけてくれるかまつたく見通しがつかない。もとはと言えば、一たん予定されていた金の支出が、瀬長氏の市長就任とともに、琉銀の窓口で抑えられたためであるが、双方の間にいまもつてどうとも話がつかない。しかし付近に住む人々の身になれば、その理非曲直は別として、とにかく一日も早く橋がほしい。事実毎日の生活に大きな不便を感じているのである。市でもその窮情を察して、とりあえず間に合せの仮橋工事を予算化しようとしたら、多数野党のために市会で見ごと蹴られた。こんどは地元の人々が自力で工事をすすめるようと計画したら、着工前これも「待った」を食っている。これでは泣きたくなるの

が地元民だ 工交局が、仮工事を禁止している第一の理由は「そのていどの橋では交通の安全がたもてない」という点にあるらしい。つまり「危険」というわけだ。なるほど受けとりようによつては「親心」をみせたことにもなる。おもに学童が利用する「通学橋」であればこそだ ところが仮工事を止めておいて、あとはこつちの知つたことではないと、投げやりの態度に出ているのは、一体どう解釈すべきだろう。

「架橋工事は当然市当局がやるべきものである」だけでは、親切な答えとは言えない。市の方は今手足を縛られた格好で動けないのである それを百も承知のうえで、「それみたことか」と言わんばかりのやり口は、あまりにも無慈悲ではないか。もし瀬長氏を市長に選んだことが「自業自得」というのなら「足」を奪われて手も足も出ない地元の人々が浮かばれない。目の前に困つているのは結局は市民であるもつと親切な相談相手になつてほしいものだ 地元では工事費の出道がなければ自分たちの懐から出し合うときえ言つている。もちろん本格的工事に越したことはないが、それまで待てないので、仕方なく考えついた仮橋である 土木技術の上から危いというなら、暴風雨

の際は「通行止め」にするとか「危険予防」の方法はいくらもある。今は最善の「橋」を選ぶより、次善の策に待たなければならぬのである。窮鳥ふところに入れば救けてやるべしだ。

一社説

昏迷的那覇市会と市政の正常化

常化

〔琉新・朝 1957・3・19〕

瀬長那覇市長の出現以来の那覇市会は漫画の題材になる以外、全く何もしていない。まず、三人の議員に市会高地を占領されて、二十七人が麓の方で右往左往している、という図である。はなはだ、もつて、だらしのない図である。これは瀬長派、反瀬長派を問わず、市民一般のひとしくみとめることである。

資金凍結をされた那覇市では仕事のできないことは眼前の事実である。このことについての批判は勝手であるが現状の打開が簡単にできないことは大多数の市民がみとめているようだ。したがつて、これを打開することは百の議論ではなく、一つ一つの行動の積み重ねである。

合法的な選挙で当選した市長を無視することはけしからん、という瀬長派

の一方通行的な理屈もその限りにおいては誤りではないし、現実に市政を推進できない事態に追い込まれている市長はその地位にあるべきでない、とする反瀬長派の現実論も市民にはうなずける理屈である。といつて、この二つの理屈は決して交差点を見出せない並行線であることは両者ともわかりすぎるぐらいよく知つている。だから、過去三月月で両者とも市政に一步の前進ももたらさなかつたし、何のために市民は市税を払つたか、わけのわからぬことにもなりかねない。

市民は両者の責任なすり合いの議論を聞いても、理屈と言葉はどこにでもつく、といわれてるように、どちらの言つことを信用してよいか、判断に迷う人が多いであろう。現在の市政の困難を救つことを考えるのが市会であればならぬにもかかわらず、市会は政府によりかかつて打開の道を講じようとしていて、三十名のうち二十七名の反当局派が市会で行動をとれないで、政府によりかかるといふことは自治の放棄以外の何物でもない。何のたに彼らは市会議員になつたのか、まことに不可解といふべきである。

現在のままで市会が市政を放置することはゆるせない怠慢であり、市長を

不信任するというならば法によつてその手続きをすべきであり、不信任可決で逆に解散を投げ返されることも、覚悟すべきである。また、不信任案提出以外に合法的に不信任と同一効果をねらうといふなら、それも政治的戦術として不当ではない。むしろ、現在の市会としてはこの方向が賢明な策かも知れない。

真和志市との対等合併がウワサにのぼつているようであるが、これは議員の延命策と非難されはしないか、と気がさしている向きが多いという。しかし、最近の市会内部の動きでは不信任案もあやしくなつてきているという。不信任案を投げつけることは瀬長市長に手袋を投げることであるし、市長も売られた喧嘩は買おうということになるのは自然の成行きである。

ところが、議員の中には解散が何よりもこわい人が少からずいる。一と突きつかれたら次の当選が危ぶまれる者が半分近くもいるといわれている。彼らの瀬長市長反対からすれば、不信任案は理の当然であるが、それができないといふことが、政治屋の滑稽さであり、市民にはかくされた裏面である。

那覇市政が現在のままでいいとは市長派も反市長派もおそらく考えていな

いはずである。そこであれば主導権をとらねばならぬのは三人の与党議員を持つ市長ではなく、当然二十七名の反市長派でなければならぬ。それも、共產主義国や全体主義国でやつたように政治的粛清に類する非民主的な手段をとるべきではなく、あくまでも民主主義のルールによつてやるべきである。

人民党は第三党の少数派であり、これを不当におそれるということは自らの無能を表明するだけである。解散された後のこと、あるいは次の市長の選挙の結果をあれこれと予想して一歩もふみ出せないとも伝えられているが、これは笑止の沙汰である。瀬長市長の再選を心配している反市長派の議員が少くないともいわれ、それが不信任案提出をしづらせているといわれているが、不信任案を出すにしても、真和志市との対等合併でいくにしても、いずれは市長選挙は避けられない。不信任で正面から喧嘩を売るか、対等合併でえん曲に裏から攻めるか、この場合は市長は受身の立場におかれ、市会が攻めをかける順序となつてゐる。考えべきは市会である。市民は市会の出方を注目している。

野党にも二つの動き／市長不信任、真和志との合併、自治法の改正促進／注目さる那覇市定例議会

野党にも二つの動き／市長不信任、真和志との合併、自治法の改正促進／注目さる那覇市定例議会

〔琉新・朝 1957・3・19〕

瀬長那覇市長が就任して早くも二カ月半が経過した。この間瀬長市長は三名の与党議員と共に初の臨時議会を乗り切り、来る二十六日から開かれる定例議会を迎える準備を進めている。この定例市議会で野党議員は、瀬長市長不信任案を上程すべく、一部有力議員が、開会を前に署名運動を起すなどその動きが注目されるに至つた。

このような動きに対し、人民党では中央委員たちが鳩首対策を練り、市議会が不信任案を可決すれば法に従つて解散すると、瀬長市長は既にその決意の程を「市民の友」に披瀝している。

瀬長市長に非協力声明を出した野党二十七議員（市研クラブ員）が早晚市長不信任案を出すことは予想されたことだが、定例市議会が近づくに從つて不信任案上程に野党側は必ずしも意見が一致しているとは言えない現状だ。即ち真和志市と対等合併することによつて市長再選に持ちこもつとする動きと、目下政府行政課が立案中の「市町村自治法の一部改正」を促進する。即ち

改正案に「破廉恥罪」の項目を設けることによつて、実質的に瀬長氏の議員や市長への立候補資格を剥奪しようとする動きが現われて来たことである。解散も厭わず「市長不信任案」を上程すべしと強調、署名運動を起している議員は主に会社の重役や次期選挙に財界から選挙資金を期待できるメンバー、対等合併を担ぎ出した議員は仲本為美派といわれ対等合併することによつて、即ち大義名分をたてて瀬長市長の辞任を求め、次回の市長選挙の際にも立候補を断念させようとするグループで、このメンバーは次期市長選挙では仲本氏を立候補させ瀬長氏と結託して「反当間」の旗印をかかげる算段だという。一方財政からあまり援助を期待できないメンバーは、市町村自治法の改正を促進しているといわれる。

補すれば誰が瀬長氏と太刀打するか。果して保守が大同団結して瀬長氏を倒せるか。若し瀬長氏を再び当選させるようなら問題はムシ返すだけだという危ぐと解散は恐いという議員心理。真和志市との対等合併に対しては、那覇市民は対等合併を希望していないし、市議会も「編入合併」の決議をしているばかりか、対等合併は瀬長氏が市長立候補の際打出した大政策であり、それを市長に非協力を声明した市議二十七名が、手段を選ばずとはいえ支持するのは大義名分がたないし市民から延命工作と悪評されるといふ悩み。又市町村自治法の改正を鶴首することに対して、果して六月の予算議会までに同法が立法院を通過するかどうかというそれぞれ異つた悩みを持っている。

しかしながらこの二、三日の大勢は解散止むを得ずとして「市長不信任案」を提出する動きが濃くなつてゐる六月の予算議会では、既に瀬長市長がその市民への公約を予算に織りこんだ後であり若し選挙が行われる場合に選挙が瀬長氏に有利に展開される可能性があるとみてこの動きが出たといわれる。

農研所移転問題結論出す／ 那覇市総務財政委

〔沖夕・朝 1957・3・20〕

那覇市会総務財政委員会では十九日ひる二時から農研所の移転問題について委員会を開いて協議したが、結論が得られず、審議未了のまま継続審議することに決まった。

声／那覇市会解散を望む

〔琉新・朝 1957・3・24〕

人民党瀬長市長では何日まで待つても那覇が国際都市になる所か旧市内に住民が帰ることさえ当分望めない様だ、この苦境を取除くことは二十七名の多数野党議員が三月定例会で市長不信任案提出によって市会解散をも辞せない堅い決意で対決することである。この対決を市議B、M、T、H、W、Tの六人は強引に要望しているが議長、副議長を含めて残り二十一人の議員は不信任に反対して三月市会を無風状態で送りその反面役所の部課長に辞表を出させて貰って市の事務混乱によって瀬長市長追い出しの劣等手段を取らんとしてあべこべに部課長側からケラレて反感をもたれている。アサマシイ市議かなだ。又此等の議員は自らの議会権限を放棄して当間主席や某氏等と

時々会談市会を語る無能振りもハラのない議員振りを発揮しているようだ。二十一議員の説をかりると今市会を解散されたら人民党議員がふえる又真和志市と合併したら人民党には益々有利となるからいけないぞうだ、と解いているが我々はそうは思わない。人民

党議員が一人や二人ふえたからといってどうにもなるものではない。と思うが如何。それよりも彼等二十一人は解散による選挙が一番恐ろしいというのが不信任反対の大きな理由ではないかな。即ち自己を守る議員で市民の幸福を考える議員でないことを表明していると考えられる。だが我々市民は一日も早く国際都市が築かれ旧市内が繁栄するためには三月の定例会が解散され明朗なる選挙が行われて新しい那覇市の再出発を望みたいのである。これが市民のセツなる要求である。(四区九組会社員嘉数世方)

那覇市との早期合併／真和志 志全市議翁長市長に申入れ要請

〔琉新・朝 1957・3・26〕

二十五日あさ十時から十二時半にわたって行われた真和志市議員懇談会で、那覇市との合併問題が討議された

が、二十五名の全員一致で翁長真和志市長に対し「正式に那覇市長に早期合併の申入れをする」よう要請した。

翁長真和志市長の話 私は市政研究クラブの面々と話しあい合併問題を解決してゆくというハラであったが、一向ラチがあかないというところからこの際正式に合併の申入れをしようというのが議会の意向と思う。申入れによって那覇市が早期合併をやるのかやらないのか、やるとするとその期日とか形などをはっきりさせてくれるものと思ふ。

那覇市会やつさもつさ／つ

〔琉新・朝 1957・3・27〕

注目をあびていた那覇市定例議会は、二十六日午前十時半開会、初日は会期を四日とぎめた後、当局から市長提出議案の説明を聞いただけで、あっさり休会に入った。この日は、市長不信任案が出されるとの噂さもあって、傍聴席は開会前から大入満員、開会する頃にはろう下からハミ出す有様だった

が、あつけない幕にいささか期待外れの態。一方議員の方は、与野党とも一触即発といった緊張ぶりもみられず冷静そのもの……だが、議場を出る議員

の足並みは自然に、即時不信任案上程賛成組？、慎重グループ、不信任反対の与党メンバーに分れて帰途につくあたり、那覇市会やつさもつさの一端をのぞかせているようだった。

情勢はどう転ぶ？／市長不信任に
三様の見解

那覇市会野党の一部議員(当間系とみられる)が、瀬長市長不信任案の署名運動を行ったことから、今次定例議会では、先に瀬長市長に非協力声明を出した二十七野党議員が揃って市長不信任案を出すのではないかとみられていたが、その後情勢の変化から旧二日会の一部メンバーは、今次議会で市長不信任案を出すべきかどうかは慎重に検討すべきであるとの態度をとるようになり、その他の一部議員にも、即時不信任案上程には、議員個人のかくされた利害関係もからんでいると見る向きもあるようで野党議員の足並みは必ずしも一致していない。

そこで、本社では当間系とみられる渡口麗秀議員、旧二日会メンバーの仲井真元楷議員、与党である人民党の島袋嘉順議員に、市政の行詰りを認めるか不信任案についてどう思うか、瀬長市長の在職中に情勢の好転が考えられるかの三点について意見を聞いてみ

た。

”まだ行き詰りの段階に至らず”

仲井真元階議員 瀬長市政はまだ決して行詰ったという段階ではないと思う。なぜなら現在は当間市政の継続にすぎず、瀬長新市長自体の市政は六月の新予算案に盛り込まれた内容を見なくては分らないからだ。

従って現在は不信任案を提出する時期ではなく、市政研究クラブでも不信任案を提出するしないということを課題としてとりあげたことはなく、決論も出してないのでクラブ員から不信任案に同調するものは個人としての資格で同調することになろう。

瀬長市長の在職中に情勢が好転するということは先ず考えられない。私としては六月には瀬長市政は完全な行詰り状態になると思うので、このときこそ不信任案提出の時期であると信じている。

”今こそ不信任案提出の時期”

渡口麗秀議員 琉銀の資金凍結で都計が完全にストップした以上、市政の行詰りは認めぬわけにはいかない。そしてその行詰りを認めた以上は当然瀬長市長に対する不信任案の提出が市会としてのとるべき道だと思つ。

真和志との対等合併による瀬長市長追

い出し策を考えているのもあるようだが真和志と那覇を対等の条件で合併することは那覇の市民感情が許さないだろうし、筋も通らないと思つ。

とにかく我々としては瀬長市長の在職中は、どうしても情勢が好転するとは見えないので、現在が最も不信任案提出の条件を備えていると信じ、上程の準備を進めている。

”情勢はきつと好転する”

島袋議員 軍補助や琉銀融資がストップされ、工事がとまつていことは認めないわけにはいかない。しかし瀬長市長がやめたら凍結がとけるといのは市町村自治法の精神にもとるので、市当局は市当局として、市会は市会として独自の立場からまず市民の利益ということを考え、これが解除促進に努力すべきである。市会議員としては市町村自治法の自主性を守るとの立場から今静かに反省すべき時だと思つ。

私は市長の不信任を出すということは間違つていと思つ。即時不信任案を出すよう動いているメンバーは財界人の雇用者である。この人たちはこのよな財界人の利益を守るために動いているのであつて市民の利益は考えていない。

私はこのような動きは市民をまどわす

不純な行動だと思つ。市会がまず市民のことを先に考えると情勢は必ず好転すると思つ。

”さあ早く合併しよう”

真和志市側、那覇市に正式申し入れ

〔琉新・朝 1957・3・28〕

瀬長真和志市長、森田同市議長の両氏は二十七日ひる一時から那覇市役所に瀬長市長を訪れ、両市の懸案である那覇・真和志合併問題の早期解決を正式に申し入れた。

これは先の真和志市議会全員協議会の席上、二十五名の全員一致で翁市長に対し「正式に那覇市長に早期合併の申し入れをするよう」要請があり、両市民は一日も早く統一した行政形態になるのを望んでいるにもかかわらず、いつまでも問題解決をためらうべきではないという強い要望で、申し入れを行ったもの。会見は約四十分間、記者団を締め出して行われたが、会見終了後この真和志側からの申し入れに対する記者の質問については瀬長市長は一切をノーコメント。翁市長、森田議長の話によると瀬長市長は「真和志のこれまでの合併に対する熱意には敬意を表したい。自分としても民主的な対等合

併を公約として打出している以上議会さえ賛成であればいつでも結構だ。しかし自分を追出すためのものなら断固として反対する。」と答えた……といわれる。

翁長真和志市長の話 両市の早期合併は、就任以来の大きな政策であり、六万市民の支持を得て、その実現にはあらゆる協力をしたつもりだ。こんど全議員の強い要請もあるので、これが実現には政治的な複雑さや感情的なものを越えて問題解決に当たっていきたい。

森田真和志市議長の話 真和志市議会は純粋な立場で合併促進をとなえており那覇市もこの際はつきりした態度を表明して貰いたい。昨年十一月、那覇市長選挙前の合併申し入れに対し、那覇市は選挙事務執行上、無理であるので今年三月に合併することであった。ところがまだ何の連絡もないので、那覇に対し極力「合併促進」に努力して貰うよう申し入れた。

泉那覇市議長の話 人民党市長では那覇市の都計事業は推進できず、従つて市民の福祉増進も考えられない。そこで人民党市長の退陣をどうするかが議員の責任であるが、これには先ず不信任案の提出があり、今期議会に必ず提

案する。しかし万一、これが四分の三法定数に達しない場合は第二の次善策として、対等合併の線を打出すべきである。

一社説 市長不信任案どうなる

〔沖タ・朝 1957・3・29〕

公式論からはともかく、現実に民政府の補助打ちりとか、琉銀からの資金凍結、その他瀬長市長への非協力が一つの情勢となつて那覇市政は麻痺状態にあり、殊に同市当面の重要な都計事業がストップしているのであるから、これを何とか常軌に戻さなければならぬ。而して、この事態は、もともと共産主義者或いは反米思想の持主とされる瀬長重次郎氏的那覇市長就任によつて招いたものであるため、瀬長市長自身が市民の利益を思い、進んで退陣すれば問題はないわけであるが、当の瀬長市長は、合法的に選挙されて就任した以上、後に退けぬという態度を堅持している。したがつて、瀬長市長への「非協力」が解けそうもない限り、市民のつける損害は続くのであるから、市会が、やはり合法的に瀬長市長退陣の道を開くしかないであろう。

休会あけの那覇市定例議会は、きょう再開される。そして反市長派の議員たちによつて、市長不信任案が提出されるものとみられている。

昨年未の市長選挙で、いつところの保守勢力の不統一が、瀬長市長を出現させた。その結果にびっくりした定員三十名のうち二十七名の議員は、酒肴を供えられての一部財界人や保守勢力指導者の激励もあつて、当時、堂々と瀬長市長への非協力を声明したり、今にも不信任案を出して、といった態度を示したものであつた。ところが逆説また真なりか、「時は医なり」も瀬長市長へ有利となる情勢を招きつゝあつたものだ。即ち、時がたつにつれ議員の軟化がみられ、まず去る臨時市会では八名の時期尚早論者が出て、今回の共同提案はなかなか苦勞して態勢を整えたものだといわれる。

市会議員は市民によつて選ばれたものであり、市民の代弁者、市民の意思を市政に反映させる責任を負うものである。市政が円滑に運営されず、市民の利益を増進させ得ぬ状態にあるとき、現実と地道に取組むべき議員が何をなすべきかはおのずから事明である。理屈は膏藥の如くどこへでもつけ

られる。しかし、特定のイデオロギーや公式政治論の好きな一部の市民は別として、恐らく多くの市民は、何一つ出来ない市政の現状を速かに打開して貰わねばならぬといつことを望んでいるであろう。

もとより、情勢転換の道は市長不信任案のほかにも方法はあるに違いない。現実に懸案の真和志市との合併促進によつて市長選挙の機会を持つことを賢明の策として唱える議員もいる。

一方、新年度予算を通過させた上、いよいよ瀬長市長の市政運営が行詰つたときこそ、その退陣を要求する好機とする説も出ている。さらに防共法といったのを政府に制定させて、それでひつかけようとの意図を持つ議員もいる。だが、それらは、何れも安易な、どちらかといえば、議員自身の自己保身から出発したものとみられている。一步退いて、これを見解の相違とみても、去る市長選挙当時の不統一の失敗に責任を感じるなら、それらの見解を持つ議員は、広く市民にその是非を問う（公聴会など）努力をなすべきであり、それによつて自信ある行動をとるべきである。

いずれにせよ、市長不信任の決議をすれば、瀬長市長は必ず市会解散の

しつぱ返しに出てくる、そうならら市議選で五万や十萬円の費用が要る、それに当落も定（サダ）かではない、といった自己本位な立場だけは捨てて貰わねばならぬことである。

市長不信任案の決議には三十名の定員数の三分の二以上の出席があつて、その出席者の四分の三以上の賛成を要する。つまり全員出席として二十三名の賛同がなければ成立しない。「今会期における不信任案提出は時期尚早、今後の瀬長市政を見究めて、時至れば断固として決断、果敢の行動をなす」と誓ひ合つた幾たりかの議員もいる。うだから、きょう反市長派の共同提案が行われても、樂觀は許されぬわけだ。

何一つよくならない中で、市税の納入成績だけが良くなつてきている。瀬長市長は、これについて、各方面からの弾圧に対し市民が抵抗を示してくれたものであり、自分に対する同情と協力だとしているようだが、今まで反市長陣営にあつた議員の中にも、そのような解釈を下しているのでもないとは限らない。「瀬長市政を見究め…」という真意は、案外そこからきているのではなからうか、それとも「時至れば…」今日の情勢はひとりで打

開されるものと信じているのであろうか。

とにかくきょうの休会あけ定例市会
は那覇市の市民だけでなく広く全住民
注視の的となつていよう。

不信任案お流れ／旧二日会 の態度変わらず／那覇市会

〔琉新・夕 1957・3・29〕

瀬長市長の不信任案を出すかどうか注
目されていた那覇市定例議会は、けさ
十時四十分から二十九議員が出席して
再開された。注目を浴びていた不信任
案は午後の本会議で提出の予定だった
が当間主席の意向もあつて会期を四月
二日ごろまで延期し、その間において
更に旧二日会との意見調整を行うこと
になり本日の不信任案上程は見合せ
ることになった。

議会は傍聴席をつめつくす市民注視の
中で開かれ、市長提出議案の専決処分
（安里川埋立地三・一三七坪を二千百
四十万円で売却した件）をめぐり、当
局と議員の間に活発な質疑応答が行わ
れたが、瀬長市長は同問題は自分の就
任前のことではあるが、調査の結果不
正なことがあるので問題が明確になり
しだい摘発すると断言、また島袋議員
（人民党）は、この土地売買は瀬長市

長就任直前のことで、当時の市当局は
業者と結託、公僕にあるまじき行為が
あり、市の行政を監視すべき一部市会
議員も両者の中に入って営利をむさ
ぼっている具体的事実を握っているの
で、近くその政治責任を追及すると発
言し注目された。

今次定例議会で瀬長市長の不信任案
が上程されるかどうかは全市民の注
目をあつめており、既に当間系の十
八議員が不信任案に賛成署名をなし
ていたが、旧二日会の八議員が依然
として時期尚早との態度を堅持して
いるため、たとえ不信任案が出され
ても成立の見込みないことから、こ
れが上程を見合せたもので、旧二日
会の八議員は完全に今次定例議会の
キャスティングボードを握つたと
いえよう。

きょうの本会議開会前も泉議長や長嶺
副議長は不信任に同調しない旧二日会
の一部メンバーの説得をつづけていた
が同意を得ることができなかったもの

記者席／那覇市議会かくて 会期延長

〔琉新・朝 1957・3・30〕

…きょうの那覇市定例会、前日同様
不信任案が出されるとの噂があつて傍

聴席は大入満員。ところでこの不信任
案、十八名の賛成署名を得て絶対過半
数とは言え、法定の二十三名に達せず
泉議長、渡口麗秀、長嶺副議長、比嘉
朝四郎氏らは気をもむことしきり…開
会時刻が来ても議場に入るところか事
務局やろう下をうろつろして旧二日会
の抱き込み工作に一苦勞。結局一人も
獲得することが出来ず旧二日会のメン
バーから”出すなら出さないヨ、喧
嘩してみようじゃないか…”とカラ
カワレそれでも怒るに怒れず平身低
頭。

…議場の片隅に陣取つて賛成議員の
狼ばいぶりをほくそえみながら眺めて
いる旧二日会の面々は余裕しゃくしゃ
く…正に議場の八人の侍といった態。
あせつて事を仕損じるより仲直り…
…とばかり、高良一議員が「今議会で
は市長の辞職勧告」という妥協案を
持つて来たが旧二日会は「その手は桑
名の焼きはまぐり」と用心して近寄る
ようで近寄らず。とつとつ賛成組は真
昼の料亭花咲に乗り込んでチエをし
ぼつたが名案浮かばず、筋を通すつも
りで緊急動議で出すことにきめた。

…そこへ御大当間主席から書簡が舞
い込んだ…飛脚は安次領秘書。
内容は”成立の見込みのない不信任案

の上程はちよいと待て”というもの。
勢いこんでいた当間系の賛成議員、鉛
筆書きとはいえ御大の直筆だけに駄々
もこねられず遂に会期延長動議という
新手を考え出したというワケ。

会期四日間延長、情勢どう 変わる那覇市会／出直す市 長不信任案／旧二日会 ”時期尚早”を堅持

〔琉新・朝 1957・3・30〕

二十九日の那覇市定例議会の本会議
は、市長提出の議案十件を一しや千里
で可決、渡口麗秀議員の緊急動議で会
期を四日間延長し、三月三十日、三十
一日、四月一日は休会。四月二日午前
十時から本会議を再開して「瀬長市長
不信任案」を提出することにきめた。

瀬長市長の不信任については当間系と
みられる十八議員が既に賛成署名をし
ているが、旧二日会の八議員は依然と
して時期尚早の態度を堅持していたも
の。きょうの本会議で瀬長市長が、具
体的な資料をあげて問題となつてい
る資金凍結（軍補助金打ち切り、起債停止
預金封鎖）が実質的には解除された旨
を公表したことから、旧二日会メン
バーはこれで瀬長市長不信任の理由は
消滅したとみており、別項の如き声明

をも発表していることから四月二日の本会議における市長不信任動議にも同調しないものとみられ、結局、瀬長市長不信任案は情勢の変化がない限り否決される可能性が強い。

本会議は、午前中は専決処分問題で活発な質疑応答が行われ、瀬長市長、島袋嘉順議員は、瀬長市長就任前に行われたこの専決処分の土地売買の裏では、市の部課長、議会議員に対し業者から相当の饗応や賄ろがおくられた事実があり、問題の核心をつかみ次第、摘発すると共に市会で氏名を公表して政治責任を追及するとの爆弾声明を発表して注目をあびた。また午後の本会議では、五七年度の追加予算に計上された中之橋、前島の人道橋仮架設予算と関連して、仲井真議員が「瀬長市長は去る臨時議会で三月の定例議会までに資金凍結を解除する確信があると答えたと見通し如何」と質したのにたいし、瀬長市長は別項のような具体的資料をあげて「資金凍結は実質的には解除されつつある」と答弁し注目をあびた。これで全議案は終了したが全体協議会の後開かれた本会議で、渡口麗秀議員が緊急動議として「瀬長市長の不信任案を上程したいから四日間の会期延長を決めたい」と発言したため、議

場は騒然となり、傍聴席からも盛んに野次が飛ばされたが十五議員の賛同で会期延長が決定された。

信念曲げず／旧二日会声明

二十九日午後二時半、旧二日会メンバーの儀武息睦、上原光男、崎山喜達、仲井真元楨、比嘉ゆう直、久高友敏、喜久川朝重、上間長和の八議員はつぎの声明を発表した。

【声明】

われわれは市民の福祉のために純粹卒直に議員としての行動の不退転の態勢を持続してきている。

議員としてのわれわれの信念は如何なる策謀にも曲げられない。那覇市の復興と市民の繁栄を阻害するものには固い決意で対処し、不信任問題に対しても従来と少しも変らない強い意向をもちつづけていることを再確認する

右声明する

” 実質的には既に氷解 ” / 瀬長市長

長 資金凍結の段階答弁

瀬長那覇市長は、二十九日午後の本会議で、仲井真元楨議員の質問に対し、注目をあびていた資金凍結は、実質的には解除されているとつぎのように答弁した。

仲井真議員 市長は一月の臨時議会で、三月までには資金凍結解除の見通

しがあると答弁したが見通しはどうなっているか。

瀬長市長 三月になれば資金凍結は解除できると答えたが現在既に雪解けのようにとけつつある。

軍補助金の八、七〇〇万円を分析すると当然政府のすべき工事が五千万円分もあり、このうち執行したのが三、一五六万円未執行が一、八五八万円となつていて、この未執行分は政府がなすべき工事であるので政府に話したら一札入れたらやるとの話で既に決済を得ており、近く部課長で具体的な話し合いをもつことになつていて、結局八、七〇〇万円のうち市がやるべき工事は三、六八四万円、うち未執行額は一、四五三万円であり、これは自己資金で出来る。琉銀の起債が打切られたが、民族資本の銀行が貸すと申し出ているのでこの問題も解決したことになる。

市預金が三、一〇〇万円封鎖されたが、これは琉銀との話し合いで五九年十一月二十日までの市債の年賦償還にふりかえられることになつた。

結局、これで資金凍結問題は八割まで解決されたことになるがこれは市会の協力の賜であり、市民にかわつて礼をいいたい。

那覇市会に要請 / 明大文学部学生会から

〔沖夕・朝 1957・3・30〕

二十八日、那覇市議会あて明治大学文学部学生会（委員長小原静夫君）から「沖繩の永原水爆基地化反対祖国復帰の運動をすすめていく。聞くところによると市議会で瀬長市長のリコールが計画されているようだが、そのような策動は断固除け、瀬長市長のもと全市議員が協力し市政の運営に当られるよう」との要請が届いた。

那覇の態度が問題 / 翁長市長

長真和志市会で答弁

〔沖夕・朝 1957・3・31〕

翁長真和志市長は三十日の同市会で議員の質問に答え、合併問題について次のように述べた。

合併問題 瀬長那覇市長も合併には賛意を表した。だが肝心の那覇市会が御承知のような状態で当分の間は合併問題をとり上げて貰うことは到底無理だ。瀬長市長も那覇市会の今会期中にはダメだと語っていた。こちらとしては今後は法にのっとつた合併促進協議会を作るよう進めたい。

しかし当方の誠意に対して那覇側が言を左右にしたり、また真和志は那覇に

オンブされる積りで合併を進めていると那覇側が解釈しているならば我々としても相当の覚悟で問題を処理したい。

与儀農指所の移転について 那覇、南風原当局のこの問題に対する処置の経過をみて、こちらとしては急がない方がいいと思っている。根本方針としては早く移転させたいが移転先が同市内なのでジレンマに陥っている。

泊港北岸埋立地を真和志に編入すること 前宮里市長時代に民政府から同区域を「真和志が埋立てなければ那覇市に埋立てさせる」と文書でいつてきたが回答しなかったために那覇が埋立てた。その後民政府は「那覇市の財産とみとめるならば行政区は真和志に入れてもよい」との意向を示したが我々は財産としても真和志に登録したい、今後折衝をつづけるつもりだ（助役答弁）

花火でピラも飛ぶ／那覇市

主催の市政報告会

〔琉新・夕 1957・3・31〕

那覇市主催の「市政報告、市民集会」は昨夕七時四十分から市内久茂地広場に約六万（主催者側発表）の市民が集まって開かれた。

まず島袋嘉順議員から、議会報告として、安里川埋立地の売却問題にからみ、

市議や吏員の中に市民の利益に反する行為があつたと指摘、瀬長市長不信任案提出の裏話などが述べられた。ついで立つた瀬長市長は、私を辞めさせる方法は 不信任案を成立させること

市町村選挙法を改正して投獄された者の立候補資格を奪つこと 防共法をつくって人民党員を公職から追放すること—の三つがあるが、私は十一万市民をバックに断固として不正と闘う。資金凍結も実質的には解けたも同然であり、ガラス張りの中で政治を行つて

来る六月までには前当間市政の腐敗ぶりをバクロするが、こんご毎月市民集会を開く予定であると結んだ。続いて、市民として兼次佐一氏が登壇、十八議員が瀬長市長の不信任案を出すことに躍起となつているが、これは財

閥に牛耳られる少数議員の暗躍の結果で、市会議員は雇用主や自分の利益を追求することなく、公僕として市民の利益を守ってもらいたいと要望し午後十一時半散会した。

なお当夜八時ごろ一号線路側で二回にわたり仕掛花火のようなものが打上げられ、その中から瀬長市長の似顔入マンガ数種が飛び出したが、風

のため殆ど集会場外に飛び去つた。

大絃小絃

〔沖夕・朝 1957・4・1〕

市の繁栄を願わない市民なんて一人もいないだろう。市長を選ぶにもこの考え方の上に立つていたこととおもつ。そして一たん選んだ以上、どこまでも責任の一端を負わされるのが、これまた市民の立場といえるのではないか

小むつかしくいふ必要はないが、われわれはこれを民主主義のルールと思つている。ところが、さいきんの那覇市議会の瀬長市長不信任案をめぐつての動きをみると、どうもルールに適つて

いない感じを受ける。瀬長市長を俗にいう「赤い市長」ということで退けようということでは、なっとくがいかない気がする。選んだのは一部市民で「オレたちの知つたことか」では選良として筋道もたつまい。なるほど市長

が変わつて、都計などの資金は凍結した。都計の恩恵を蒙る人たちはデコボコで、地域によっては多く受けたり少なく受けたりもあるだろう。だからといって、凍結が決して市民にマイナスにならないとは誰の目にもいへぬことではないか。そこをつきとめると、市民はどうしても市長の善営をお願いします

るほかない ところが、その善営も、悪営もまだハッキリわからない中に、

市会が真ツ二つに分れて争うのは、市民にとつて却つていい面（ツラ）の皮で、迷惑至極なところである。そこへもつてきて当の瀬長市長は「決して市政はマヒしてはいない」という そのいい分では、市税の徴収成績もグツとよくなつたし、資金の凍結だつて、実質的には解けつつある。といつている。

ほんとうにこれといつて証拠はまだ示されていないが、これはおそらく時間の問題で、いつか近い将来市当局によって、或いは客観的にも示されるだろう 焦点となつている市長不信任案

は、あすまでおあずけだが、一方市長も黙つてはいず、市政報告会をひらいて「市議や吏員の、これまでの不正」をあげている。市を愛する市民なら、当然、この不正摘発には関心をほらつてよいだろう

ただ、この不正の指摘といふことが、果して瀬長氏本来の思いつた市政刷新であるのか、また不信任案といふ火の子のふりかかつてきたことをうまくそらす戦術の手なのか、そこを市民は冷やかに見守ることは必要だろう。

は必要だろう。

那覇市会／閉会宣言に混乱 状態／議長に番号札投げ つける

〔沖タ・夕 1957・4・2〕

那覇市会は、二日あさ十時再開する予定だったが賛成派十八議員側で不信任案にかわつて提案手続をすませていた瀬長市長辞職勧告案をめぐり、賛否両派の意見調整のため開会を延ばし、泉議長が両派の意見調整に努めた。

慎重派側では、既定通り、不信任、辞職勧告両案に同調しない態度をみせ、両案を提案せずに閉会するよう議長に伝え、泉議長はこれを別室で話し合い中の賛成派議員にはかつたが、こちらも既定方針通り直ちに辞職勧告を出すべきだとの強硬な態度にあり、そのまま十一時十分議場入り、開会された。

開会延期で十時定刻前から廊下から戸外まであふれる程つめかけた傍聴人は、しびれを切らしてしばしばヤジや怒声で騒ぎたてていた。

こうして十一時十三分開会が宣されると、泉議長は直ちに発言、「去る二十九日に会期延長を可決し、今日の本会議に案件（辞職勧告）も準備されているが、会期延長について二つの解釈があり疑義がある。一つは会期延長は

具体的案件の伴わない会期延長は違法であるという解釈と、今一つは提案の予告があればよい、という解釈である。

これまでまだその点についてはつきりした議長としての解釈はできないし、このままで提案を審議し、表決するのはできないので、消極的な解釈にたつて案件の提案を拒否し、閉会します」と閉会を宣言した。

閉会宣言と同時に賛成派十八議員側は激昂、番号札でテーブルを叩いて反対の意を示し、渡口麗秀議員は、いきなり立ち上つて自分の番号札を驚つかみ、議長に投げつけるといふ乱闘寸前の劇的場面をみせた。議長は危くこれをおかして、番号札は議長の頬をかすめて後方に落ちたが、傍聴人側は、長く待たされた場句の閉会宣言だっただけに、これも激昂：「早くやめろ」「何故解散しない」と口々に叫び、怒号で議場はゆれ動く程。

その後、瀬長市長から「議事取扱いに法的疑義があるため、案件審議をすることは出来ない」と直ちに閉会した議長のつた態度は正しい。しかしこれが法的に正しいかどうかは時間と空間と人間の集団による法律によつてしか決しられないだろう。瀬長は今、単にソ

への店小の親爺でなく十一万市民の市長である。如何なる弾圧があるかと市民の利益のために闘うことを誓う」と閉会の挨拶、これに傍聴人は口笛、拍手でカン声をあげて応えるなど興奮につつまれていた。

閉会後も傍聴人は容易に散らず議場をとり囲んで「議長を帰すな」などと緊張した空気がつたが、上原光男、鳥袋嘉順議員に伴われて議場を出て帰宅した。また慎重派並びに人民党議員側では番号札を議長に投げつけた渡口（麗）議員を懲罰委員会に付すため検討することになっている。

泉議長の話 二十九日の緊急動議による会期延長は二通りの解釈が出来るので、アイマイなまま審議することは出来なかつた。はつきりした解釈が出来なかつたのは議長としての勉強不足で、直ちに日本の権威者に照会してみよう。自分としてはこれで賛否両派に話合いの空気が生まれるよう努力したものだ。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・4・4〕

那覇の定例会市会はどうもヘンなカツコウになつて終つてしまつた。議長席に番号札が投げつけられる、泉議長が二、

三の市議に護られるように議場外に脱出？する、記事を読んだだけであるが、その混乱ぶりがありありと想像された。戦後、沖縄で地方自治が施かれて以来、首長に対する不信任案というのは、そう例がなかつたことだし、しかもそれが那覇市であり、人民党員である瀬長市長に対するものであつただけに余計人々の関心を集めたのだらう。しかし、最後まで不信任案は提出されなかつた。泉議長がアツサリ閉会を宣したため、いわゆる強硬派にその機会がなかつたらしい。傍聴席は騒然とする、番号札は飛ぶ、懲罰委に付せと怒声が入り乱れる、冷静さを失つた那覇市会の幕の下り方だつたのである。会期を四日間も延長しながら不信任案が議題として上らなかつたのは、延長そのものに疑問があつたからだ、ということになつている。審議すべき案件も出されていなのに、単に会期だけ延長したのは適法でないといふことらしいだが、不信任の是非は別として、こうも延長市会がアツケなく終つてしまつたのでは、拍子抜けの感じがしないでもない。市民の殆どは、大ゲサに言つて、不信任案がどう処理されていくか手に汗をにぎつて見守つていたことだらう。とにかく那覇市長問題は、就任以前

よりいろいろと複雑な動きがあったことだし、この問題をめぐって、市民の政治意識が向上してきたことは間違いなかつたように思う。市会開会中は、どこへ行つてもその話が出たし、そこで述べられることは決して低いものではなかつた。不信任案をめぐる市会の動きは、強硬派、慎重派、当局派と三つ模様を描いていたようだが、それだけに市民としては、不信任決議の成立とは別に、この三派の徹底した論議をききたかつたのではないだろうか。その意味では前述のようにアツけない閉会であつたといえそうでもある。

この問題は、おそらく今後大きく尾を引いていくことだろう。角度をかえて見るならば、与えられた地方自治というものが、市民の良識で立派に保ちしていけるかどうかの試金石であるともいえる。那覇の問題は、そういった要素をも含んでいるのだ。

” ちよつと待つた真和志への移転” / 嫌われる高圧線架設 / 都計妨ぐと市議会が反対表明

〔琉新・朝 1957・4・5〕

都心に架設されている高圧線の取除きは以前から問題視されていたが電力公

社ではこれを真和志市上之屋から安里、大道、松川、古島、首里の一部を経て繁多川、識名、国場、古波蔵の民家と離れた山野などに移転する計画を進め、近く測量する段階に達していたが、四日真和志市議会では全体協議会を開き、同問題を検討した結果「高圧線の真和志市への移転は都計やその他の面から支障をきたす」との理由で反対を表明、今後の成行きが注目される。

真和志市では四日午後三時から議員全体協議会を開き、同問題を検討すると共に、政府工交局下地電力課長、電力公社長嶺秘書などを招き、詳細にわたつて事情を聞いた後、更に検討を行ったところ、移転架設に対しては全体協議会の名において反対表明した。

” 都計その他の面で賛成できぬ”

森田議長の話 行政区域内への高圧線移転は全体協議会であらゆる角度から検討したが、都計やその他の面に支障をきたすので賛成出来ない。したがって全議員とも反対の態度を表明している。近く私と翁長市長が代表者となつて反対の趣旨を電力公社理事長に説明することになっている。

” 話し合いで解決したい”

翁長市長の話 将来の学校敷地やまた住宅地域として発展性のある地域へ移

転されると、将来色々困難が予想される。高圧線は永久施設であるからそのときになつて取除くことも不可能だと思ふ。現に凶面には松川の一部と古波蔵の一部の民家に接近している。いづれ電力公社理事長のギリースさんにお会いし、話し合いによつて解決していきたい。

” 危険性のない所への移転は当然”

下地電力課長の話 現在都心に架設されている高圧線を危険性のない場所へ移転するのは大局的にみて当然だと思つている。真和志市が反対していることだが、あえて土地収用令などを持ち出して強行するかどうかは、私としてはなんとも言えない。

旧市街中心だつた / 那覇市が政府へ回答 / 都計

〔沖夕・朝 1957・4・13〕

さきに那覇市では総合グラウンド建設のため、公有水面（奥武山漫湖）の埋立を政府へ申請中だったが、三月末当間主席から「従来の那覇都計事業については、貴職は検討するとの意向のよつである。現在施行中の都計の変更を申請する意があれば将来の都計事業遂行上必要だから回答が欲しい。それによつて埋立て免許申請について処理

したい」との照会があつた。これに対して瀬長市長は、十二日次の回答文を当間主席あて送り、従来の那覇都計の基本について異議をほさむものではないが、「計画が実施に移される時、住民の権利に大きな影響を与えるものであるだけに十分検討され、公正、妥当に運営されなければならぬ」と要旨次のように回答した。

一、これまでの都計事業の大部分は旧那覇市にだけ施行され、他の地域の市民はその恩恵を受けなかつた。更に過去の都計事業約九億の大部分が、軍道路であることは、五七年三月の那覇市財政公表に現れている通りで、この道路は米軍と琉球全住民に利用される道路で、那覇市民だけの利益をもたらす道路ではない。また軍特別補助金八千七百万円の如き理事者が変つたら打切るような紐つき補助は好しくない。

二、本土都計法では、重要な都計事業はその二分の一を国から支出し積極的に援助している。しかるに沖縄では市町村の固定事業のように考え、財政面でも大部分を市町村に負担させ、政府が積極的に援助しないのは遺憾にたえない。都計は政府負担、政府補助、市負担に分けて年次計画をたて、毎年の事業を実施しなければいけない。今

般の補助金切りで市は計画通りの事業執行が不能となっているのでさきの上申した通り政府が施行した個所は政府負担で施行して貰いたい。残りの未執行分は軍補助がなければ市の財政の都合上年次的に施行する。

三、総合運動建設については昨年六月市議会によって議決されており、小職もその必要性を認め、早急に建設したい。当市としても許可次第いつでも着工できる状態である。

那覇の都計工事一部再開

〔沖タ・朝 1957・4・13〕

那覇市の都計工事の一部が十三日から始められる。軍補助並びに起債による工事は依然見通しがたないが、自己資金による施行中止の工事や施行予定のものを着工する。

再開第一号は去る八日、上原組が十萬九千余円で落札した六区の排水溝工事。これは、昨年末、工事契約をしながら資金凍結騒ぎで施行されないままに解約されていたもの。

更に同日は首里の金城―寒川路線の改修道路工事の入札があり、これが都計再開第二号となる。

金城―寒川路線工事は十五万二千円で沖縄工務所が施行していたが、その七

二%を済ませている時、資金凍結で工事中止、解約していたこの工事は七二%は執行済みとはいふものの、補強を十分にしないうちに放置していたため、若干の損失があつて工事出来高は六〇%か六五%に逆もどりしたものとみられる。

なお、これら再工事に引続いて牧志中通り、(七十五万円のうち約四一%執行済)、九区内の道路、首里劇場前や、小祿新部落内の排水溝などが着工の予定。

苦情の多い区画整理 / 実態を明らかに / 那覇市議が陳情

議が陳情

〔沖タ・夕 1957・4・20〕

那覇市の区画整理事業は耕地整理法にもとずいて行われているが、瀬長市長就任後は代替地問題や、三割削減の問題などについて地主からの苦情が連日あつてを断たない有様である。

二十日あさ市会の儀武、上間、仲井眞、比嘉(佑)、崎山、上原、久高の八議員は泉議長あて同事業の実態を一般に知らせて紛争状態にある件を早急に解決するよう陳情書を提出した。

那覇市会建設委員会は二十二日開かれるが、これら八議員側は区画整理

事業についてその実態を追及する態度を見せている。

(陳情要旨) 那覇市の区画整理事業は根本的には耕地整理法によつて合理的になされていると思われるが、地主との問題、代替地の問題、三割削減の問題または計画変更の問題に關し、市民との間に紛争を生じていることがあるように聞いている。これらの件に關して区画整理事業の実態を現実の段階で知ることによつて都計事業を推進することができると思つので、この点を市民に周知徹底させ紛争状態にある件を早急に解決してもらいたい。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・4・21〕

那覇の都計事業にとまなう「区画整理」について、市民の苦情が多いというので、八名の市議が市会へ「実情をあきらかにするよう」申し入れている。八名の議員というのは前市長のとき反当局派であつたグループ。区画整理をやつたのもそのころであつたから、おくればせながら、前市長時代の市政に批判のホコ先を向けようとしているかもしれない。当時の市長派議員たちが、ふれようとしないのもそのためではないか。ところで、苦情の内容がど

んなものであるかいまのところくわしいことは知らされていない。近代都市としてゴバン目型の道路をつけるため、区画整理の際に、多少所有地の異動をやるのは避けがたいことで、地主の全部を満足させようというのは、理想ではあつてもなかなかの業である。だが、問題は利益があまり一部へ片よりにすぎたことはなかつたかである。何かのツテでものを強く言える者は得をして、それができなかった者は損をするでは、まず公正とは言えない。とくに地所のコトになると小さな損害でも当事者にとつては大きくみえるものである。当局として、よくよく気を配ばらねばならない点である。この区画整理の問題では、さきの市会で、一市議が「不正な事件がある」と、聞き流しできない重大な発言をしたことがあつた。ところが、それは頭をのぞかせただけで、深く突き止められないままに今に至つている。池に投げられた石が、シユンと沈んでしまつたよつで、一体あとはどうなつたと問いかけたところだつた。八市議の陳情は「実態」を納得のいくよう市民へ知らせしてほしいというものである。苦情をそのままに放つておいたら、いつかは発酵してどうにも手のつけられないガスが発生す

るので、今のうち早目に処理するのが、賢明な策であるに違いない。政治的なやりとりから、この際にと、必要以上に騒ぎたてるのは、どつかとも思つが、不正なコトがあるというのなら、それには手心を加えるわけにはいかないだろう。「都計」をめぐって一部の人人に甘い汁を吸わせては「都計」が泣く。どちらにせよ「疑い」のくもりを早く拭きとってほしい。

瀬長市長、渡航申請/出管

部で再び手続き

〔沖タ・朝 1957・4・24〕

那覇市長瀬長亀次郎氏は二十三日、出入管理部で本土渡航の申請をした。渡航目的は佐賀産業観光博覧会および東京での国際見本市をみるため、二十九日出発の予定で本土に一カ月滞在。同氏はさきに本土行政視察の目的で渡航申請をしたが、民政府から不許可になった。

水源地開拓に五千万円/那覇市が政府へ補助申請

〔沖タ・夕 1957・4・28〕

水不足に悩む那覇市では三カ年計画で比謝川下流域と長田川を水源に完全給水の計画をたて政府、立法院へ工費五

千八百五十五万七千円の補助を申請することにになった。

…那覇市の水道は宜野湾村と浦添村にある青小堀、後原川、あらなき川、一つ川、牧港川の五つの水源地から給水しているが、貯蔵能力が乏しいため、雨期で三百万ガロン、旱魃期に百万ガロンの給水しかできず、夏は一日平均給水量の二百二十三万ガロンに達しないこともあり断水、時間給水をする有様である。応急措置として那覇市では湧水期になると米軍から千ガロン二十六円四十銭で補給をうけており、更に現在臨時水源として首里儀保の樋川、壺川の旧鉄道使用の井戸を水源にして一日十万ガロンの採水を計画、首里はすでに工事にとりかかっている。それでも給水人口は年々増加するので更に基本計画として比謝川下流と長田川に水源を求めて一日五百四十万ガロンの給水をしようというもの。

…それによると、第一次水源拡張計画は七月までに測量調査を終える予定、工費は第一次五千八百五十五万七千円、第二次六千六百六十八万九千円、第三次二千五百三十二万六千円、計一億五千五十七万二千円で一九六〇年までに完成の計画。ところが琉銀起債が打ち切られ、年間

四千万円の自己収入では諸設備の整備拡張をはかることはできないとして第一年度の施設費総額五千八百五十五万七千円の政府補助を申請したもの。

どつなるガープ川工事/折

合いつかぬ政府と那覇市

〔沖タ・朝 1957・5・1〕

既報—那覇市のガープ川改修工事放たらかしに市場中通り会が「雨季には氾濫の危険がある。市も政府もやらなければ自費でやりたい」と市当局や工交局へ機材借用を陳情した。ところが市では工交局の責任であるとし、工交局は市の工事であるとして責任を押しつけあい、川べりの市民は不安にかられている。これについて工交局では「この工事は市当局がやるべきである」と次のように根拠を説明している。

去る四月三日、瀬長市長から当間主席へ「久茂地川、安里川上流河川改修工事の認可を取消してほしい」と次の文書が送られている。

五七年一月三日付指令一号により認可になった久茂地、安里川両上流河川の改修工事は、当初の資金計画に支障をきたし、事業を進めていくことができないので事業認可を取消しの上、政府予算で工事を施行してほしい。

これは現在保留されており、近く都計審議会を開いて検討されるわけだが、その決定をみるまでは工事施行の責任は市当局にある。

市長が「申請の決定がないのに工交局に責任があるというのは不当である」としている。結局今度のガープ川問題も、ガープ川が久茂地川の上流であるので、当然市がやるべきである、との見解であり、市土木課長にも説明している。

那覇市の言い分 久茂地川、安里川の浚渫は政府でやるべきものを八千七百万円の特別補助金を出し河川の改修を指定してきたので市がやったままで補助金が打ち切られた現在では当然管理者である政府の責任である。

都計の一部として市に工事の認可をしたのは補助金の財政的な裏付けがあつてやったものだと思うが、それを打ち切ったことは実質的には認可の取り消しになる。

そこで那覇市では五八年の政府予算に改修費を計上しよう工交局に申請した。

通り会が再陳情

市場中通り会は三十日再び瀬長市長を訪れ善処を要望し、同市長と共に政府を訪問、神村副主席にも早く結論を出

して欲しいと申し入れた。神村副主席は一日回答することになっている。

ガブ川(ガブ川)の土砂片づけノ

政府の機材借り市が着工

〔沖タ・朝 1957・5・4〕

既報—那覇市の都計事業がストップしたため、そのとばつちりをくつて市内ガブ川の数カ所に土砂がつもつたまま放置されているが、このままでは近づく雨季に川は氾濫、周辺の家屋は水浸しになるだけでなく、犠牲者を出すおそれがある、として市場通り会員が市当局へ善処方を要望した。市では「政府責任である」として取りあわず、工交局では「都計を認可した以上市がやるべきで、市民が負担してやるべきではない」と責任のなすり合いで尾を引いていたが、二日市当局から「着工するのでクレーン一台を一カ月間貸してほしい」と条件をつけて工交局へ申請、貸与することになった。

那覇25万余坪に権利取得通

告ノ軍用地一括払い第一

号ノ地料は四億一千万円

〔琉新・朝 1957・5・5〕

四日ひるDEから布令百六十四号(土地収用令)にもとつき「限定付土地保

有権」を取得する「財産取得告知書」が送付された。これは去る二月二十三日米合衆国土地収用令として布令百六十四号が公布されて以来、土地に関する初の権利取得通告で、那覇市の垣花、住吉、山下、鏡水地域の宅地、農地など約二十五万六千坪、補償額は約四億円となっており実質上の一括払い第一号である。

合衆国陸軍工兵地区、地区隊長室は、布令百六十四号による財産取得告知書第一号、確認証および使用料供託第四号に記載されている財産の所有者と、その財産に対し権利を主張する人々に、次の通り通告する。

琉球列島副長官は、五七年二月二十三日付、民政府布令百六十四号(米国土地収用令)に規定された手続きに基き、五七年五月二日をもって、この文書に記述された土地に対し、布令百六十四号に規定された「限定付土地保有権」を、米合衆国に代り取得する権限を合衆国陸軍工兵地区の地区工兵隊長に与える。

従つて、五七年四月十九日付の権限委任で琉球列島副長官から本官に与えられた権能と権限、並びに五七年二月二十日付民政府布令百六十四号、第三条(収用手続)の規定に基

き、米合衆国はこの文書の添書“B”(那覇軍港、住吉町一、二、三丁目、垣花町一、二、三丁目、山下町一、二丁目、通堂町三丁目並びに旧小禄箕隅原、下田原、土砂原の地図)に示された境界線に従い、添書“A”(坪数明細書)に明記された土地すなわち那覇市(旧小禄村を含む)に所在し、現在確認証及び使用料供託第四号に含まれている全土地に対し、布令百六十四号の第一節a項で規定されている「限定付土地保有権」を、取得する意思があることを、ここに通告する。

この土地保有権は、米合衆国が同土地を不必要と認め、かつ放棄する旨文書で那覇登記所に通告するまで存続する。この土地保有権はすべての特権を保有し、かつ布令百六十四号の第一節a項に規定されたすべての制約と義務を負つものとする。

米合衆国は取得する「限定付土地保有権」に対する適正補償として添書“A”に示された金額を同添書に記載されている全地筆、または部分の土地に対し支払う意思がある。この金額は、同土地の全価格について米合衆国が評価した見積額を示している。同土地に現在存在する一切の財産と地上物件はす

に合衆国が所有している。このためその「限定付土地保有権」を取得するさい、米合衆国はいかなる地上物件をも取得する必要がなくなっている。

この添書“A”に示す価格で、限定付土地保有権を自由意志に基き譲渡することを望む土地所有者はすべて琉球列島米合衆国陸軍工兵地区の地区工兵隊長と、本人または本人の指名した代理人を通じて、譲渡証書の締結をなすことができる。ただし、その本人の所有権または権利が、布令百六十四号の第四条に規定された手続きに基き「確認された」ものであること。更にその賃貸権、譲渡抵当と担保権(留置権)に限らず、所有権以外のいかなる権利と、合衆国以外の法律で確認され権利を主張するすべての関係者は、この譲渡に加わるものとする。然も一切の租税並びに租税債権額がすでに支払われたものか、或はそれらが消滅する。

自由意志に基く譲渡は、土地保有権を譲渡する意思を五七年五月十八日まで那覇市役所に通告した人々とのみ、締結されるものとする規定を設けることを条件とする。

米合衆国陸軍工兵地区代表者は、五七年五月十八日に、自由意思に基き譲渡する地主の名前を、那覇市役所で得る

ことにする。

五七年五月四日、工兵軍団、建設企画、副工兵隊長フィツシエ大佐米合衆国が「限定付土地保有権」の取得を意図する確認証および使用料供託百四号に含まれた土地面積と支払金額は次の通り。

総筆数 一千五百五十一筆

総坪数 二十五万六千二百五十三坪

一合九勺

総エーカー数 一百九・三六エーカー

「限定付土地保有権」に対し合衆国が支払いを予定している総額は三百四十八万二千六百六十一ドル七セント（四億一千七百九十一万九千三百三十一円八十銭）

「限定付土地保有権」/地主の所有権は認める

限定付土地保有権は土地収用令の他の二権利すなわち定期賃借権や地役権に対し、土地の所有権はそのまゝ元の地主のものとして認めるが、米国が地主に返すまでは収用した土地の上空、地下、地上の完全な使用、占有、収益をなす権利で、収用された土地または物件の全価格に等しい補償額を収用のときに支払うことになっている。この権利取得には合衆国陸軍工兵地区工兵隊は収用しようとする土地または地上物

件の管轄登記所および市町村に、取得すべき権利を明示し、さらに取得のために協議する努力を払うこと、または協議が成立したことを記載した財産収用告書を提出するが、これの提出後三十日以上九十日以内に協議によって取得できなかつたものに対し収用宣告書を出し土地または地上物件を登記することができ。

こんどの場合「地価に等しい価格」が支払われることになっているが、これは宅地の場合現行賃貸料（増額後のもの）の十倍、畑、原野は十六・六六倍が地価に等しい額とされており、自由意志にもとづいてこの権利譲渡する意図のある関係地主は五月十八日までにな覇市役所にその旨通告することになっている。

那覇市ノ一括払いを検討ノ

会議室で地主たちが

〔琉新・夕 1957・5・6〕

去る四日、布令第六十四号にもとづき、那覇市垣花、住吉、山下、鏡水地域の宅地、農地など約二十五万六千坪の「限定付土地保有権」を取得する「財産取得報告書」が行政府を通じ那覇市に送付された。

補償金額は約四億円となっているが、

これは実質的な一括払い第一号だけに内外の注目をあびているが、那覇市土地委員会では、けさ十一時から土地連をはじめ垣花、小禄該当地域の地主約二十名を那覇市会議室に招いて、この一括払いの補償金をつけるかどうかを検討した。

一括払いに対しては、去年のプライス勧告以来、地主としては反対の立場をとっており、去る地主大会でもこれを再確認しているだけに、今更一括払いを受けるかどうかを検討する必要はないとの意向が強かつたが、慎重にこの問題に対処するため、各地区毎に地主会を開いて再度個々の地主の意向を聞いて十八日まで市当局、土地連に結果を報告、最後の決定をすることになった。

なお、けさの話し合いで、地主の中にはまだ布令第六十四号を十分理解していない向きもあるので、この各区の地主会ではこの布令についても話し合いが行われることになっている。先に告示された約四億円の補償金は、宅地は十九年、田畑が十六年半分の土地使用料で土地連が提出した資料では坪当り一、六三〇円平均で、これを等級別に分けると垣花付近が最高四千万円、小禄方面では宅地の最高が一三六円となつ

ており、最低では十二円二十銭（何れも一年分）となっている。

一社説一

土地収用令と政府

〔沖夕・朝 1957・5・8〕

四原則の一つである一括払いが、軍の告知書によって崩れそうとしている心配がうかがわれる。那覇港地域二十五万坪におよぶ「限定付土地保有権」の取得告知で、行政府ではこれに対処するため当間主席以下関係首脳が集まり告知書の内容を検討したけれども、内容に疑問があるので、民政府に照会するということだけで、根本的な政府の態度についてはすこしも考えをまとめていない様子である。

立法院（土地特別委）でもおなじ日の六日から、一括払いを中心とした今後の態度をどうきめるかについて討議している。結果はまとまらなかつたといえないが、寝耳に水の感じのするこの「土地収用令」適用第一号に対して一括払い反対を再確認したかつこうである。しかし、これは基本的な線ということでは反対の意向をまとめたものの、各派の見方はまちまちで、その受取り方は一様ではない。社大党は「収用令」というのは、合意にいたらなかつ

たばあいに適用されるもので、既に使っている土地にこれを適用するのは合点がいかない」と、あくまでも四原則を堅持している。民主党は、これに対し「四原則は原則であつて幅がある。軍が公共上絶対必要な土地を収用するのはやむを得ない」と暗にそれを認めている。問題は当間主席だが、主席は「自由意思（地主の）は尊重すべきであつて、それに政治的な圧力をかけるようなことは反対する」と相変わらず一括払いに対してはこれまでの考え方をすこしも改めていない。こうなると、土地問題は、民側の意見をまとめない中に、新たに手を打ってきたアメリカの具体的な土地収用令適用第一号となつて、またも振り出しへ戻りそんな感じさえ受けるし、極端にいえば、従来それほどもでは進展しなかつた土地問題が、予期しない暗礁に乗り上げてしまつたかっこうになつた。

土地収用は、先に公布された布令百六十四号に拠るもので、こんどの収用告知が仮りに実行されるとしたら、那覇港地域一帯の土地に対して、一切の権利は半永久的にアメリカの手に移ることになり、それらの土地に支払われる金額は約四億一千七百万円という多額になる。限定付所有権とはいへ、日

本の沖繩に対する考え方（アメリカが権利を放棄するまでは保有権は存続するが、実際上は、日本の沖繩に対する潜在主権的な権利しか地主にはない）ともつながつてくるので、当間主席のいう「地主の自由意思」で果して割り切れるのか、大変疑問である。そして、政治的圧力には反対」という見方も、このばあい、何を指して地主に対する圧力なのかリクツ上も、釈然とはしないのである。

それよりも、心配なのは補償総額四億円の金が地主を経てバラ撒かれた時の経済波及である。悪性インフレとまではないかなくても、ただでさえダブつきがちの通貨に、それがなんの作用も起さないと保証できない。これによつて刺激を受けた業界や、商界の影響も予断できないし、現に土地ブローカーの暗躍、それをめぐる他の面に及ぼす迷惑など、経済変動は早晩免かれまいとすると、「資金の政府運用」や「地主個々の意思」も、一つとして具體性のない、言い変えると、これといつてハッキリした根底のないとん辞としか受取られないのである。

それに、前途を悲觀的に眺めると、一事が万事で、布令百六十四号の上を立てば、やろつとおもえば、土地収用

令適用は、那覇港一帯の土地に限らず、これら第二、第三号の保有権取得を生まないとはこれまた保証は誰にもできないからである。

そのようなことは、常識としてはありえないこととおもつが、軍事基地の性格から推して、つまり、世界の客觀情勢に機敏に反応する軍事上の要求に照らせば、現に自由諸国の守りという点から、沖繩に基地を持つアメリカとして、いつこれの改変に迫られること

かもしれず、その名目では第二、第三号の土地取得といふことは一応考えられることである。

そうなると、今のような行政政府の態度では、資金の政府運用といふことも、觀念の域を出ていないし、またこれを体系づける工夫も容易にでき上りそうもないのである。

アメリカが沖繩の基地を使うことに反対する地主はいないはずだし、一般の世論も、このことに関しては了解済みであるのに、基地設定につながる土地問題として、つまり技術上はいつも壁にばかりつき当るのを、どうすれば解決できるのか、これは内外ひとしく注目するところだし、民意を結集して、それを反映させるところの機関である立法院に対する期待も、その辺にある

わけだが、当間主席は、ややとまずれば、これを政治的な圧力とでも解釈するかの口吻であるのは、単に二頭立政治のむつかしさからくる悩みを、態よくすり代えたものが、こつした現実に直面して、はなはだ頼りない考え方といわなければならぬ。

不審な区画整理を究明／那覇市会建設委

〔沖夕・朝 1957・5・8〕

那覇市会の建設委員会は七日ひる二時から市場中通り会から出されたガープ川の浚渫工事の陳情について協議した。

河川工事について金城区画整理課長は浚渫は政府の責任だが、工事停止のためにせきとめられている土のとりだけは市の責任だと説明したのに対し、瀬長市長は河川は河川法によつて政府が責任をもつて工事をすすめるべきだとの見解をとつたため結論を得ず、継続審議として次回に回すことになつた。

その後宮城清三郎委員（人民党）から区画整理による換地は地主からかなり不満の声が聞かれるが、適正になされたかどつが質問があつた。

これに対して金城区画整理課長は、規定によつて換地を行ったもので、地

主には規定を説明、皆納得している。不満の者がいても僅かなものだと言弁したが、

傍聴していた美栄橋商業地区擁護期成会代表の三島英稔氏は休憩時間に「換地に満足しているのは換地がいい場所にいった人たちが殆どは不満だ。補償の問題でも市と地主の間には相当のひらきがある」と証言した。そこで同委員会では、市当局に換地台帳の提出を求め、次の委員会で適正であったかどうかを検討することになった。

なお瀬長市長が就任する二日前の一月三日、専決処分で売却された安里川の埋立地についても不審な点があり、去る本会議でも島袋嘉順議員からも質問されているので同委員会では、十四日委員会を開き、島袋議員を呼び事情をきき、区画整理の不審な点を糾明することになった。

どうする七千七百万円／那覇市への一括払い土地補償

〔琉新・朝 1957・5・10〕
那覇市垣花・小禄鏡水一帯の軍用地二十五万坪に対する四億一千万円のかつ払い通知は土地収用令適用第一号と

して大きな反響を呼んだ。地主の中にも「まとまった金を貰って事業資金にしたい」などの声があり、とくに垣花

地主の間では一かつ払いに対し賛否両論があると伝えられている。ところでこの地域の地主の一人那覇市には七千七百万円の補償がなされることになっているが、資金凍結にあり、融資を拒否されて都計工事中止のやむなきに至った市当局はこれまでの軍補助額に等しい補償額を得て再びブルドーザーをつならせるかどうか一こゝに得た回答は「いくら積んでも国土は売らぬ」であった。

受け取る訳にはいかぬ／＼しばらくく辛抱」と市当局

DEから送られた「財産取得告知書リストによると那覇市の市有地は住吉、垣花、山下、通堂町で四千八百坪、これに非細分土地二万五千八百坪（旧那覇市）、二万九千五百坪（旧小禄村）を合せると合計六万百坪で、これに対する補償額は七千七百六十万八千四百三十二円となっている。

しかも土地収用令によると地主が自由意志による権利譲渡契約をしなかった場合次は「強制収用宣告」に訴えられ、それでも地料を取らない場合は銀行に供託されて二カ年後には米国政府に返

還されることになる。つまり権利の放棄とみなされる。

補償額七千七百六十万円といえば那覇市にとって軍補助金とほとんど同額である。これだけの金が入れば資金面で八方塞りの那覇市は小康を得て、中止されていた都計工事を推進することができるのは明らかである。再びブルドーザーをつならせて都計工事を始めるか、あるいは水道施設を強化して「水攻め」から逃れるか。瀬長市長と泉議長は一かつ払い受理問題についてそれぞれ次のように語っている。

瀬長市長談 あくまで四原則貫徹で行く。たとえ五十億、百億積んでも国土を売るわけにはいかない。財政的に困つてはいるが辛抱しなければいけない。

泉市会議長談 議会で一かつ払反対の意思を全会一致で表明（昨年六月）してあるし受取るわけにはいかない。それには二つの理由があつて一つは市当局がまず真向うから反対しているし、また個人と市政というのは全然性質が違ふからだ。市としては不動産を保持するようにならなければならぬ。また毎年とれるのを一回でとろうというのはノーマルじゃないと思う。

な無茶はできない。全議員が一致した考えをもっているから別にこのことについて議会が打合せることはない。強制収用のばあいの措置はまたそのときになつてからしかいえない。

毎年払を決議／一括払は生活に不安／きのう那覇地主大会

〔沖夕・朝 1957・5・13〕
土地収用令告知をうけた垣花、住吉、山下三丁目の旧垣花地主会では、十二日ひる一時から那覇劇場で総会を開催、土地連側から当面する布令百六十四号並びに収用告知書の説明、質疑応答があつた。会長挨拶、経過報告にひきつづき小波津土地連事務局長から、限定付保有権の性格、DEの地代評価の算定基礎、所得税などこの問題点に就て説明があり、更にこの件について土地連側と活発な質疑応答があつたが、協議に移る前、場内からいまの総会を地主大会に切換えるよう動議が出て採択、一時休けいして地主大会に移つた。

牧志真喜氏外四名を議長団に選出、牧志氏から「この収用令第一号は沖縄の首都しかも表玄関である那覇港に面した土地だけに、お互いが慎重に検討し、

将来を誤らないよう正しい判断を下してもらいたい」と挨拶、地主の意見表明、自由登壇があつて後、「一括払い絶対反対」の次のような決議、並びに要望決議を行い、政府、立法院に提出することになった。自由登壇で瀬長那覇市長は当該市有地を代表して登壇「収用告知の中に含まれている七千坪市有地（地代七千四百万円）は絶対譲渡しない事をこの席で宣言する」と述べた。

（決議）私たち軍用地主は祖先より受けついで土地の一括払いをうけることはこん後の生活に不安と危惧を感じるもので従来通り賃貸料を毎年払いしてもらうことを決議します。

（要望決議）一、軍用地適正賃貸料の訴願審理を早急に実施してもらうこと。二、那覇港湾の海になつた土地の賃貸料及補償をやってもらいたい。

大絃小絃

〔沖タ・朝 1957・5・15〕

那覇市役所に、もやもやとしたものが、たちこめている。土木工事をめぐって、どうも臭い事件があるらしいような空気だ。援護課の汚職事件が、司直の手によって目下追及をうけている際なの

で、またここにもかーと顔をしかめたくなる。役人というものは、どうしてこうなんだろう。たたけば、いくらでもホコリがでるとあつては、第一税金を納めようという気持がつき崩される

那覇市役所の場合、ずっと以前から、都市計画工事などをめぐって、いろいろの疑惑がうわさされた。市会の席上で「われわれは、不正事件について、ちゃんと資料をもっている」と公言する議員もいたほどである。だがその後、コトのいきさつがどうなっているか、市民はさっぱりわからない。疑惑につつまれたままで、真相を知らされないじれつたさは、どうにもやりきれない気持である。そこへ、ある課長が出勤停止を命ぜられたり、部長の辞表がない分の沙汰あるまで保留となつたりすると、ますます早く黒白をあきらかにしてほしいといいたくなる。他人の悪事があばかれるのを手を叩いて喜ぶわけではないが、不正はどこまでも恨まねばならない。都計工事をめぐってもし不正があるとすれば、それが前市長時代のできごとであることは、およそ察しがつく。新市長の就任以後は、ほとんどの主要工事が、いわゆる資金の凍結で停つているはずなので、まず汚職をはたらくスキはなかつたと思える

のである。そこで新市長は「掃除役」をひきつけたことになるのか。とにかく瀬長市長は、用心ぶかくコトの真相究明へ手をつけているかのように見える。援護課の事件が、外部から手を加えられたのに対して、役所の内側から汚職を摘発しようとかかっているのは、メスの入れ方に大きな違いがあるというものだが、あまりにもたまたしているような印象をうける。遠回しかこんで逃がしがちな吞舟の魚をとり押える算段でもしているのだろうか。いずれにしても早く真相が知りたい。疑惑はさらに疑惑を生んで、ついには司直の手がのびないのにも疑惑の目をむけられるようになる。いつまでももやのなかにとじこめてはならない。

「一括払い絶対反対」/昨夜那覇市民大会で決議

〔沖タ・朝 1957・5・19〕

那覇市土地を守る会は、十八日よる八時半から久茂地広場に約三千名の聴衆を集め、「一括払い反対市民大会」を開いた。

大会は開会前の雨にもかかわらず「軍用地代の一括払い絶対反対」布令百六十四号を廃止せよ、等六項目のスピーチをかがけて決行された。

那覇土地を守る会事務局長浦崎康華氏の開会挨拶で幕をあげ、議長団に松根稔、牧志真喜、平良真次郎の三氏を選出したのち、平良真次郎氏の大会経過報告があり、各団体代表の意見発表に移った。

意見発表では土地連合会長、桑江朝幸氏、社大党代表、安里積千代氏、人民党代表、大湾喜三郎氏、那覇市土地を守る会長、瀬長龜次郎氏の団体代表が登壇したのち、自由登壇となり、兼次佐一氏が意見を発表した。何れも「限定付保有権は、土地権の譲渡であり、一括払いを受けることは祖先から受けついで土地を売ることに断固反対する」とのべた。

その後本土各種団体、個人から寄せられた激電朗読があつて宣言決議に入り、十一時すぎ閉会した。

【宣言要旨】去る五月四日、アメリカ軍は先に公布した布令百六十四号の適用第一号として沖繩の表玄関であり、喉元にもあたる那覇港一帯の土地二十五万余坪に対し、限定付土地保有権を設定すると通告した。この収用の通告に際し、アメリカ軍と当間主席は所有権は地主に残ると弁明しているが、実際は土地使用料の一括払いによって、土地を永久に買いあげようとするもの

競輪法廃止 / 行政の方針決定

〔琉新・夕 1957・5・19〕

である。これは地主の意思を無視した所有権、私有財産権の否定であり、日本の領土権の侵害である。われわれはこのような国際法を無視した暴挙を断じて容認することはできない。われわれ那覇十一万市民はこの軍用土地所有者の決意とたたかいを心から支持する。われわれ那覇十一万市民は、祖国の領土主権を守り抜くために、四原則の貫徹をめざして軍用土地所有者と腕を組んで共に闘うことを固く誓うものである。

【決議】軍用地代の一括払いが、強制実施されんとするに当り、われわれは四原則貫徹を確認し、一層強固な団結をもって沖縄全住民永遠の福祉を確保するため、一括払いを絶対反対し、左記により国土を守り抜くことを改めて決意する。軍民両政府はこの世論に鑑み善処されんことを要請する。

- 一、軍用地代の一括払い絶対反対。
- 一、軍用地使用料を毎年払いにせよ。
- 一、布令第百六十四号を廃止せよ。

公認賭博だとの反対を押し切つて一九五三年に立法化した「自転車競技法」は昨年六月に那覇市からの申請によつて政府が同市を競輪を行うことのできる市町村に指定しようとしたが、世論の反対にあつて告示準備を完了しているのを取止め結局、立法公布後一回も適用しないまゝになつていたので、政府では十九日、同法を廃止する立法を今期議会に立法勧告することになった。

「自転車競技法を廃止する立法」は民政府の同意を得しだい立法勧告するが沖縄社会福祉協議会（会長山城篤男氏）から昨年、競輪法廃止の陳情が出ていたので政府は十九日次のように廃止措置をとることになつたと回答を送つた。

自転車競技法（一九五三年立法第四十一号）によつて自転車競走を行うことのできる市町村の指定がないので現在同法を実施している市町村はない。この立法の措置については今期立法院議会で提案し廃止の手続きをとりたいたいと思つている。

一年前から水増し / 那覇砕石場汚職の処分発表

〔沖夕・朝 1957・5・22〕

那覇市営の首里砕石場を中心とする汚職事件について二十一日瀬長市長は懲戒委員会の結論に基いて、懲戒免職二名、一年の停職二名、戒告一名、即時解雇四名、訓戒五名の処分を発表した。調べでは土木課長上原直次郎、現場主任前原昭二は技手古波鮫唯芳、工夫上江洲重雄、その他雇員四名と共に謀して労賃を水増しして着服した外、上原、前原の両人は、労務者延百五名を家屋修理、庭作りなどの私用に使い、さらに、資材を横流ししている。

前現場主任古波鮫の証言によると労賃の水増しは二年前から行つていたといわれ、直接労賃の水増しに當つていた雇員の証言では、二重帳簿を作つていたといつが、証拠いんめつのために帳簿は焼かれていたので横領した総額は不明。

経理も管理も乱脈をきわめており、収益からのピンはねもある模様。なお、同砕石場は上原課長の親戚人事で固められ金貸し人も出入りしている。こつした管理の乱脈さは建設部長には責任があると懲戒委員会では二十一日安次富部長の任意出頭を求めたが、同

部長は顔をみせず、瀬長市長は「出頭しない場合には懲戒委とはかり、単独で処分する」といつている。処分になつた職員は次の通り。

懲戒免職 上原直次郎（土木課長） 前原昭二（現場主任）

一年の停職 古波鮫唯芳（技手） 上江洲重雄（工夫）

戒告 運転手一名、適当な時期に総務課で辞職を勧告する。

即時解雇 雇員四名 民マージャン、花札をしていたかどで訓戒、五名。

瀬長市長の話 市民の税金である市財産を私有化し、あるいは市の財産でまかなわれている労務者の賃金をピンはね、不当、不正に支出消費するだけではなく、職場内に高利貸を出入りさせることは市民の名において許すべきことではない。この事件は当然司法の手に渡るであらう。

首里バス役員人事決る

〔沖夕・朝 1957・5・26〕

首里バス株式会社は二十五日ひる四時から首里劇場で株主総会を開き、取締役七名、監査役二名の役員改選を行つた。

これは去る十九日首里中校で開かれ

た総会で、三万株をもつ那覇市代表の瀬長市長が“三万株”を代表して役員に取締役、監査役各一名を市代表から出したいが、腹案をもたないので二十五日に総会を延期するよう提案、延期されたもの。

二十五日には株主百十二名（株数四万三千）が出席、上江洲安健社長の司会で総会は進められたが、役員選考委員の選出方法をめぐり冒頭からもめたが、“首里三校区から各三名の選考委員を現役員が選出、それに市長を加えた十名の委員で推薦したい”という瀬長市長の提案が採択され、議事は迫行した。

選考委員会によつて推薦された七名の取締役、二名の監査役はそのまま承認されたが、瀬長市長推薦の崎山喜達氏は取締役に、國場幸太郎氏（首里支所長）が監査役に新しく那覇市を代表して役員に加わることになった。

この外、監査員に儀武息睦氏が入り、元監査員の新垣栄昌氏が取締役に回り、元取締役の花城清用氏と当真嗣松氏が抜けた外は全員留任となった。

なお、選考委員から相談役に瀬長龜次郎氏と花城清用氏が推されたが、これは同社定款三十条により相談役は取締役会で推薦することになっているの

で、要望事項とすることになり、五時閉会した。

新役員は次の通り。

取締役 新垣栄昌、上間長和、大山盛幸、久高友敏、崎山喜達、島袋賀真、上江洲安健。

監査役 儀武息睦、國場幸太郎

那覇港一帯を強制収用/限定付土地保有権米に移る

ノ一括払い総額四億円一十二万坪

〔沖タ・朝 1957・6・5〕

沖繩地区工兵隊（DE）は四日、法務局および那覇登記所あて「土地収用令第百号」を送付、布令百六十四号（米国土地収用令）に基き、去る五月四日限定付保有権の取得を告知した那覇市住吉、垣花、山下、通堂、鏡水を含む那覇港湾地域二十二万五千余坪に対する土地収用を宣告してきた。これは布令百六十四号による強制収用の第一号であり、これによつて問題の“一括払い”はいよいよ具体的な実施へ移されることとなった。

収用宣告書/きのう届く

布令百六十四号第三項Cには「収用告知書の提出後三十日以上九十日以内の期間内に合衆国陸軍工兵地区工兵隊は

その時まで協議によつて取得することのできなかつた土地又は地上物権の管轄登記所に収用宣告書を登記することができる」と規定されており、今回の那覇港湾地区に対する収用宣告は協議によつて土地を取得できなかったために、この規定に示された“宣告期間”の第一日目に當つて宣告してきたものである。宣告書はまず「地区工兵隊長は副長官から与えられた権限により五年六月四日付で限定付保有権を与えられている」と宣言するとともに具体的収用手続面についてこの収用令提出と同時に収用される土地に対する一括払い資金を琉銀に供託したこと。

補償費について不満のある地主は八月三日までに民政府土地裁判所に訴願をすること。従来取得していた定期賃借権（毎年払い）はこれによつて直ちに終結することなどを明らかにしている。なお収用される場所は住吉町一、二、三丁目。垣花町一、三丁目。山下町一、二丁目。通堂町三丁目。鏡水町田原、崎原、名座原、土砂原、ミノ陶原など千五百三十筆、面積二十二万五千七十一坪でこれに対し総額四億一千四百五十六万二千三十二円の補償費が支払われる。

那覇港一帯の土地収用令要旨

旨

〔沖タ・夕 1957・6・5〕

布令百六十四号にもとづく強制収用の第一号となつた那覇港湾地域二十二万五千余坪に対する「土地収用令第百号」の要旨、次の通り。

米国会衆国は布令第百六十四号にもとづき五月四日付で那覇登記所に財産取得告知書第一号を提出した。よつて本書に記載された財産の所有権者並びにその如何なる権利を有する人々に対し、布令百六十四号二節A項に定義づけられた“限定付土地保有権”を取得する意図で告知書を与えた。

琉球列島民政副長官は布令百六十四号三節C項の規定により、財産告知書第一号に含まれた地域内の財産について合衆国陸軍工兵隊地区、地区工兵隊長にこの収用令の許可を与えた。従つて副長官が四月十九日付、DEに委任した権限並びに権力により、工兵隊は“土地取得計画”に従い、本収用令に示された日付で那覇登記所に土地宣告書を提出する。

本収用令に示された不動産権は地上空地および地上における完全なる独占的使用、所有及び享有する範囲である。また米国会衆国が該地の必

要がないと判断し且つ那覇登記所に文書をもって放棄を通告するまで本不動産権は継続する。本不動産権は布令百六十四号二節C項に規定された一切の制限並びに責任を負つ。

従つて補償金は供託されない。合衆国が不動産権の所有権および利権を断念しない限り米国の財産であり且つ財産として存続する。

米合衆国は本収用令を提出すると同時に本書に添付されたA（補償費支払いリスト）およびB（図面）に表示し且つ記載された土地の全価格の見積り価格に相当する四億一千四百五十六万二千三十二円（三百四十五万四千六百八十三ドル）を布令百六十四号五節の規定にもとつき終局的に支払いを受ける人々に対して信任されるよう琉球銀行に特別会計として供託する。前記金額を供託することにより収用地を原形に回復する。或はその代りに損害に対する支払いをなす。或は限定付土地保有権の終局の際は米国合衆国はその財産の状態を変更し、または改良する責任はない。

信託会社の管理は布令百六十八号の規定により琉球政府が行うが、地区工兵隊長は琉球政府並びに琉球銀行その他関連せる団体の記録書を調査し検査する権利を常に有する。また、布令百六十四号五節C項の各項に該当する時は供託された資金につき米国合衆国に対して取消及び回復を要請することができる。

収用地に不動産権、賃借権または権利を主張する人々で添書に示された補償額に不満のあるものは不動産権、賃借権、又はその他の権利に関する限り、適正補償に就ての検討並びに決定のため、布令百六十四号八節に規定された土地裁判所に訴願することが出来る。

訴願は文書をもってなし五七年八月三日までに土地裁判所の書記に対して提出されねばならない。

該日までに訴願のないものは布令百六十四号三節D項の規定にもとつき価格考慮より永久に除外される。訴願資格を有する人は土地裁判所に訴願中でも補償額の七五パーセントを受け取る事が出来るが、七五パーセント以上受け取る場合は彼の訴願権利は如何なるものであつても価格考慮より自動的に除外される。

信託会計の供託上の資金支払は琉球政府或は同政府が指定した団体により行われるが、工兵隊長に支払証明書および訴願書を転送しなければならぬ。また支払管財人は支払期日および場所を要請者に対して通知を出さなければならぬ。

布令百六十四号三節C項の規定により本書に記載された土地の確認証および使用料、即ち布令百六十四号のもとに取得された”定期賃借権”は再度の告知がなくなつた場合に有効をもち終結される。該地に対する終結使用料は確認証および使用料供託のもとに五七年六月三日に終結する。

”市長に許可の資格はない”
／航空隊内の黙認耕作で
那覇市に回答

〔沖タ・タ 1957・6・5〕

米国空軍第五十一戦闘機隊は、四日瀨長市長に対し”那覇空軍基地内での黙認農耕者の許可申請をする権限はないと考えるので、航空隊内での農耕希望者は、直接琉球政府にパス発行の申請をするよう通達してほしい”と通告してきた。小禄は耕地の三分の二が軍用地に接收されているが、空軍では同軍

用地内で使用されていない部分にはパスを発行して農耕を黙認、六カ月毎にパスの更新をやつていたもので、この通告は去る五月十四日、瀨長市長が、同地域へのパス更新を申請したものに對する回答としてされたものである。同文書では”瀨長市長は共產主義と關係があり、その言動は合衆国の安全と利益に反するので、重要な那覇航空隊に入る農耕者を保証する適格者ではない”といつてゐる。

なお、現在有効である五百九十五名の農耕許可証は当間市長時代に保証されたものであり、六月三十日までに各自で政府に許可更新を申請すれば許可するといつてゐる。

松根小禄支所長の話 また正式の文書を見ていないが、耕作中の土地は作物もできており、突然不許可になつては困る。

地主と協議して政府に善処するよう申し入れたい。

一社 説一

那覇市会は混迷を脱せよ

〔琉新・朝 1957・6・11〕

注目の那覇市会はいよいよ開会された。瀨長市長就任以来、那覇市会は内外の注目を浴びてゐるが、一月の臨時、

三月の定例、両議会とも瀬長市長にリードされて簡単に乗り切られた。当局派、反当局派との間にはいろいろの戦術が展開されているが、一般市民には、市政の実態がいまだ十分に理解されていないというらみがある。

市役所内の不正事件摘発は市理事者によってなされ、これが前任者以来のクサレであったということになり、市当局に有利な材料となったことは争われない。市政の浄化も無論肝心なことであるが、建設途上にある那覇市においては、積極的な都市計画を着々と推進することが第一の眼目とされねばならぬ。したがって、問題は市民多数の福祉を中心として市政は争われねばならぬ。

反当局派が瀬長市長を排撃せねばならぬと確信するならば、瀬長市長の地位をそのままにしておいては、那覇市十一万市民の福祉がはかれぬ、ということを一一般市民に理解させる外に途はない。

これをなし得ないとすれば好むと好まざるにかかわらず、瀬長市政をいただかなければならぬことになる。しかし、三名の与党議員を抱えている瀬長市長を二十七名の中には態度不明も数名いるといわれているが、野党が

どうにも歯が立たないということは、決して正常ではない。

かくて、那覇市会の多数派は自らの責任を感じて職をなげうつか、市長不信任を成立させるかのどちらかに踏み切らねば、市会議員としての職責をけがしているということになる。市会がいつまでも現在のようにならざるに状態にあるということは市民としてゆるせない事態である。

一方、市民としても市会を十分に監視すべきであり、私利私欲で市会が動くべきではないし、もし、このような重要な時機に私利で行動を左右する者は政治的に抹殺すべきである。市会は市民大多数の利益をはかる広場であつて、取引所でもないし、政壇演説の場であつてもならぬ。現下の那覇市会は沖繩人に自治能力があるかないかの試金石ともなっていることを市議員も市民も忘れてはならぬ。

那覇市会／一切の融資お断り／金融協会が声明書配布

〔琉新・朝 1957・6・12〕

十一日開会した那覇市定例市会は、午前中は瀬長市長の施政方針、午後は市長提出議案の説明を聞いて初日の日程

を終り、十五日午前十時に本会議を再開して施政方針に対する一般質問に入ることになった。

なお、きょう午後の本会議で議案説明に先立ち、人民党および人民党同調者には一切の融資を断るとともに、瀬長氏が那覇市長である限り那覇市に対する直接問接を問わず融資しないことはもちろん、今後更に預金取引をも拒否するという金融協会の声明書が配布された。瀬長市長は、十一日発表した施政方針の中に、琉銀の融資拒否は不当であり、軍からの貸付指令が取り消されない限り、起債残額も当然収入として予算に計上しなければならぬと述べているが、野党側の中には、この声明書自体がその貸付指令の取消しに匹敵するものであると見る向きもある。

また、同声明の中には今後更に那覇市との預金取引をも拒否すると述べているので、瀬長市長が去る市民大会で述べた「琉銀が金を貸さなくても民族資本である民間銀行から金を借りて都計を遂行する——その見通しもついている」という言辭は現在では実現の可能性はないものとみられている。那覇市当局としては、来る十五日の本会議に先立ち十四日午後七時から久茂地広場で市民大会を開き、瀬長市長の施政方

針や不正事件の全貌を報告するといふ。

【声明書】金融協会は一九五六年十二月三十一日全会一致をもって人民党および人民党同調者に対し、一切の融資を断るとともに、党員およびその同調者の雇用を拒否することを決議し、日刊新聞を通じて全琉に声明した上、人民党員たる瀬長亀次郎氏が、那覇市長就任以来那覇市に対しても右声明を實行して来た。

今回右声明を再確認し、瀬長氏が那覇市長である限り那覇市に対して直接問接を問わず融資しないことは勿論、今後更に預金取引をも拒否することを声明する。

一九五七年六月十日

金融協会

金融協会の声明に対し瀬長市長、長嶺副議長、富原琉銀総裁はそれぞれつぎのように語っている。

「情勢は悪化するばかりだ」

長嶺副議長 施政方針には貸付指令の取消しがない限り、市債残額は収入として予算に計上するのは当然だと述べているが、この金融協会の声明は実質的な指令取消しである。那覇市は約五百万円を沖銀に預けているが、こんごは預金もできなくなるわけで、情勢は

好転どころかますます悪化している。先に瀬長市長が市民集会で述べた民族資本を借りて都計を遂行する自信がある云々の言辞も全く根拠のないものであることがわかった。

” 貸付指令の取消しとは見られぬ ”

瀬長市長の話 これは単なる金融協会
の申し合せで、軍からの貸付指令の取消しとみることは出来ない。金融協会は人民党及びその同調者に一切の融資を拒否すると述べているが、小禄周辺では、八ガキで党員や同調者に軍用地代として貰った金を預金するよう勧誘している。小禄周辺の党員や同調者が貰った地代（一括払いでない）は約一億円である。

” 融資の拒否は文書で回答した ”

瀬長市長は、琉銀の市債残額を新年度予算に計上したのは、融資拒否の正式文書が来ないからだと述べているが、これに対し琉銀側ではつぎのように語っている。

富原琉銀総裁談 去る二月那覇市から凍結解除の文書による要請があったのに対し、琉銀としては文書でもって正式に融資できない旨回答した。従って今更瀬長市長が正式文書による融資拒否がないというのはおかしい。

瀬長那覇市長新年度施政方針

針

〔琉新・夕 1957・6・12〕

軍補助金打ち切り、琉銀の融資拒否などという悪条件のなかで、臨時議会、三月の定例会市会を乗り切った瀬長那覇市長は、六月市会に自分の政策を織りこんだ新年度予算案を提出した。

この議会では、瀬長市長の政策が審議され批判されるが、巷間では野党が再び「瀬長市長不信任案」の上程や、真和志市との対等合併による瀬長市長追出し等を考慮しているとのうわさもあり注目されている。十一日の開会冒頭、瀬長市長は約五十分にもわたり施政方針を述べたが要旨つぎのとおり。

都市計画

現在の那覇市都市計画のマスタープランは一九五六年三月二十三日の都計法によって認可されたもので、その基礎的な構想や計画を根本的に変更しようとは思わない。従来のマスタープランを認めた上、市民と公約した通り、旧市街地域にのみかたよることなく首里、小禄、新市街地域の都計を行うが、現在までの都計ではその基礎である測量がなされていないので、今年度で前記三地区の測量費を組み、全面的都市計画の実践に当りたい。

特補工事の分析

軍の特別補助金八千七百万円のうち工事の執行済み額が五千三百八十七万円で、差引き三千三百十二万。そのうち千二百九十九万は一般財源で立替支出してあるので、実際上の打切額は四千五百三十一万円。これだけの金額が元通り支出されるとすれば議会の一部からの不信任案も根拠がいくらかぐらいついたろうが、これがわざわざいしていまだに市政に暗雲がたなびいている。

私の考えでは軍補助金による工事を分類して政府が当然やるべき河川と道路の分は都計からはずし政府自体にまかせ、市がやるべき工事だけ予算化するのが那覇市財政の健全運営の道理である。

起債事業について

起債事業は全部繰り越してあるが一体起債拒否は今も続いているのにと問題になるだろう。ところが私は十分当てにしている。琉銀は軍から貸付指令という法的な裏づけがあり、この指令がある以上貸付を拒否することは不当である。起債事業の主なもの、バスターミナルの三千七百万円、ポーターミナルの九百二十四万円で、いずれも早急な守成が待たれている。つぎは水道事業だが、100%の自己給水能力

を解決するため水源地の確保がぜひ必要で、政府に五千七百万円の補助を申請してある。

市民の担税力と自己財源の分析

五六年度における全県民の所得総額は百五十二億で、それに対する政府税はその10%強の十五億五千三百万円となつていて、これに対し那覇市民の所得総額三十三億七千三百万円から政府税は十四%に当る四億六千四百二十七万円で市民の負担する政府税は重い。このため過重な政府税を負わされたしわ寄せが市税にかかっている。地方財政の貧困と窮迫をよそに現琉球政府が四億の使えない税金を吸いあげていることは許しがたい行為で、不当にまき上げた政府税を正当な割合で各市町村に交付することである。

起債政策の限界

那覇市の場合約六千一百万円の起債能力があり、今年度予算における起債額四千七百万円は十分に負担能力がある。したがって返済能力がないという理由だけで起債の拒否を継続するとすれば十一万那覇市民に対する挑戦である。

新規事業について

新規事業として希望力丘公園、牧志児童公園、首里、新市街地、小禄を含む

都市計画の測量、水源開発を実現したい。

適正課税と徴税の民主化

課税の適正をはかるため、税務課を中心として課税の標準案を立て、各界の特に庶民階級の意見が反映するように課税委員会を組織し、担税能力に応じた適正に課税されるよう努力する。

社会保障について

市としては社会保障についてはおのずから限界があり、例えば一般失業者の生活を市財政でまかなうということは不可能であり、このため日本では十年前から失業保険法を制定している。

現在失業対策事業として政府からの補助により僅か日に三十名程度の失業者が百円足らずの日給で甘んじて労働を続けている状態であるが、失業して一定期間は政府と雇用者がその生活を保障する失業保険法を制定実施すべきである。市としても財政の許す範囲で生活困窮者の救済に努力する。その一例として牧志児童公園内施設としてこれら困窮者のための無料診療所を設置する計画で、その財源の一部は日本労働組合総評議会を始め日本の各民主団体の集めた百万円をあてる。

教育文化について

新教育布令は沖繩の実情にそぐわず、

その廃止と教育に関する民立法の制定に市も全力をあげて努力しなければならぬ。教育については日本民族の独立と平和という高い理想を掲げて努力する積りである。

市からの補助金について

市の補助金総額五十万円で建物を建て市有地を使っている琉球特産品協会の二、三首脳部は協会を利益追及の商社化し、補助金の私有化をたくらんだが幸いにしてこの陰謀は粉碎され、この陰謀の首魁をそのまゝ会長として置くことは沖繩の特産品の保護育成に支障をきたすことを知った業者は直ちに理事会を開き役員の変更を行い長嶺但貴氏を会長とし良心的協会運営に当る決意をかためている。私はこの生れ変わった協会を補助育成する。

区長制度の復活

市民の声を市政に反映させるためには区長制度を実施し、これによって現在各部課で行っている諸調査の費用を削減することができる。

行政機構の改革と人事の刷新

部長制度は現在的那覇市のような比較的小さな行政組織では屋上屋のへい害を伴うのでこれを廃止、課を中心として市政を遂行したい。今まで各部課で思い思いに行われていた諸調査、統計

資料をまとめ統一の企画が行われるよう企画室を設置する。

不正事件の摘発

市政の担当者が常に留意しなければならぬのは不正の母胎である市政の停滞と腐敗である。この原則に立って市政を点検した中から土木課の不正事実、石嶺の農道改修にからまる不正事件、消防隊の消火器四百本の不当財産処分が摘発された。

那覇市会きょう再開/市長

不信任強硬派ふえる

〔沖夕・朝 1957・6・15〕

注目の那覇市会は、三日間の議案研究のための休会を終え、きょう十五日あさ十時から再開される。きょうの議会で、去る十一日発表された瀨長市長の施政方針に対する一般質問がなされるが、とくに質問は瀨長市長が、継続事業の収入源として予算に計上した軍特別補助並びに琉銀からの起債に対する当局側の見解に集中され、与野党、当局の活発な応酬がなされるものとみられている。

ところで去る三月定例議会で流れた市長不信任問題は、不信任に同調しなかった旧二日会系議員八名のうち上原光男議員はその立場上(食肉会

社々長をしており、精肉を軍向けに出している)で、今回ははつきり市長不信任強硬派の当間系議員側についていた。この点については、旧二日会系七議員も個人的な立場を考えてこれを了承しているが、このため市長不信任派は、前議会では不信任賛成の署名にも加らず反対派にも属さず、表面上中立を保った大山議員がはつきり態度を示したのとあわせて二十名となった。

旧二日会系の七議員側は依然「筋が通らない不信任案には同調しない。今後更に市長の予算案はじめ諸案件を検討の結果でなければ不信任案に同調するかしないかは決められない」と語ってその態度を明確にしていなかったため、前議会に引続いて不信任成否の力ぎを握っているといえる。

両派とも十四日もひる過からそれぞれ合して議案研究、議会対策を検討しているが、とくに当間系不信任派では、前回派手に動いて旧二日会系を強く刺激して野党二十七議員の分裂を決定的にしたことから今回は慎重に会議を重ねていわゆる不信任問題について積極的に旧二日会の議員に働きかけることをしている。こうしたことからは不信任問題が表面化するの十七日の本会

議で予算案をはじめ諸条例の改廃案などの上程条件をめぐる質疑を終えてこれが委員会付託となり、委員会で、個々の案件について詳細に審議したなかで浮びあがるものとみられ、いまのところ当間系、旧二日会両派とも静かな構えを守っている。

那覇市会／瀨長市長の不信 任案／二十四対六で可決

〔琉新・夕 1957・6・17〕

注目の瀨長那覇市長の不信任案は、十七日午後一時から再開された本会議の席上、仲井真元樞議員発議の緊急動議として上程採択され、儀武息睦議員が反対、渡口麗秀議員が賛成演説ののち、直ちに採決に入った結果二十四対六の圧倒的多数で可決された。不信任理由は別項の通りで、三月の定例議会以来、もみつづけて来た瀨長那覇市長の不信任問題は一段落ついたわけ。

瀨長市長は十九日に議会の解散通告を行い、選挙管理委員会では二十一日選挙の告示を行い、八月四日に市会議員選挙を行う予定。

（不信任案）

今日沖縄の産業経済文化等の各面の復興は、那覇市を中心として動いているが瀨長亀次郎氏が市長に就任してから

六月月間所謂、資金は凍結されて都市計画事業は中止されている。

今期議会の予算に民政府補助金と起債が歳入として組まれているが、このみとおしは断られた。これは財政計画として大きな見込み違いである。市政は予算によつて裏付けられ現実に市民の福祉を招来するものでなければならぬ。民主主義の根幹もこれである。市民生活の根本問題として都市復興事業に支障を来すことは市政担当の最高責任者として不適当だと謂える。よつて瀨長市長を不信任し連署して不信任案を上程致します。

一九五七年六月十七日

仲井真元樞、比嘉ゆう直、上間長和、喜久山朝重、辺野喜英興、森田孟真、高良清二、喜瀬康一、嘉数ツル、糸数昌剛、玉那覇有義、長嶺将真、大山盛幸、新垣善太郎、照屋正徳、宮里敏慶、渡口麗秀、比嘉朝四郎、渡口政行、上原光男、泉正重、高良一、備瀬知良、赤嶺慎英。

議会終了後、瀨長市長は傍聴人を前にして次のように演説した。

【演説要旨】

何一つ悪いことをしなかったにもかかわらず財界や軍の威力をかさに着た二十四名の議員によつて私は不信任され

た。私は断固市会の解散を命ずる。近く市会議員選挙が行われるが、一人でも彼等を当選させると那覇市は暗黒になる。私は次の市長選挙にも立候補する。

傍聴席はスズなり／＼ヤジや口笛で議場騒然

注目の那覇市会第三回目の本会議は、十七日あさ十時三十七分から再開され、市長提出議案をそれぞれの委員会に付託した。この日は旧二日会系の一部議員が、瀨長市長の不信任にふみ切つたため、午前中に瀨長市長の不信任案が出されるのではと噂されていただけに、議場の周辺には定刻前から多数の市民が押しかけ、開会が約半時間おくれたことから傍聴席から盛んに野次が飛ばされるなど議場は開会前から嘗つてない緊張した空気に包まれていた。

私服警官の警戒のもとに議会は開かれたが、傍聴席の野次や手笛、口笛のため、議場が騒然となり、議事を中断するという場面もあった。午前中には注目の不信任案は出されなかった。

瀨長市長の不信任については、三月の定例議会では、旧二日会は依然として当間派と同調することを嫌い、動議として上程されそうになった不信任案を

未然に上程不可能としたが、その後情勢の変化で一、二の議員が当間派に同調、今議会に提出された新年度予算、瀨長市長の施政方針で打切りになった軍補助金やストップされた琉銀融資が見通しがいいにもかかわらず依然として予算に計上されていること―即ち都計が再開される見込みがないことを唯一の瀨長市長不信任の理由として旧二日会の中心メンバーである仲井真元樞、比嘉ゆう直、上間長和、喜久山朝重議員などが十六日晚不信任案上程に賛成するとの態度を決め、当間派に連絡すると共に、十七日午前一時仲井真、比嘉、上間の三議員は瀨長市長宅を訪れ、旧二日会の四議員が不信任に踏み切らなければならなかった経緯を述べ瀨長市長の了承を求めた。（瀨長市長談）といわれる。

議会解散と選挙

〔沖夕・夕 1957・6・17〕

：瀨長那覇市長は、ついに不信任された。では市長および市議員は、一体どうなるのか、議会解散、選挙、そして選ばれた議員が野党過半数以上となれば市長再不信任、市長退陣、選挙といったあわただしい政界が予想されるが、つぎは今後の法的措置。

…市町村自治法第百十三条では、市長は不信任可決の通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができるので、直ちに市長の退陣とはならない。市長のリコールは、選挙後初めて招集された議会で再び不信任案が提出され、三分の二以上の議員が出席し、その過半数で可決されなければならない。ところで、議会の解散で議員選挙が行われることになるが、不信任投票の結果議会が解散された場合には市町村議会議員及び市町村長選挙法第四十二条によつて選挙管理委員会は解散後三日以内に議員の欠員を宣言し、四十五日後に特別選挙を行うことを告示しなければならない。

瀬長市長は、議会解散の意を表明している。右の手続き規定などからして、この解散に伴う那覇市会議員の選挙は八月上旬に行われる公算が大きい。

緊急部課長会議開く

”不信任案可決は決定的”

〔琉新・夕 1957・6・17〕

午前一時、仲井真、比嘉、上間三議員の深夜訪問をつけて、旧二日会の四議員が、市長不信任に同調する旨の報告をつけた瀬長市長は、登庁後直ちに

(午前九時)緊急部課長会議を開き、旧二日会の四議員の市長不信任同調で、不信任案の可決は決定的となった旨を報告”政治的な問題は私が全責任を持つから、部課長はじめ、職員は議員の質疑や対市民との事務面や実務的面は親切丁寧に応待してほしい”と要望した。

金は貸さない/琉銀から文書

席上、瀬長市長は旧二日会の四議員が不信任に賛成する条件として、軍に認可取消し指令を出すことを要望、旧二日会ではその確約を得ているようだと語った。

なお琉銀から、復金融資打切りについて、正午泉議長あて”瀬長氏が市長である限り那覇市には金を貸さない”という通告書と、これに同意する旨のバージャー首席民政官の書簡の写が届けられた。

法的裏打ちはない/市への

融資、琉銀が回答

〔沖タ・夕 1957・6・17〕

琉球銀行では十七日、市会開会前に復金に対する疑義についての回答を議長と市長あて大要次の文書を送ってきた。

瀬長市長は、市会で復金から那覇市に

対する貸付には税金のように法的裏打ちがあるとか、琉銀は軍からの指令によつて貸付を行わなければならない云々と説明されているが、これは市長が復金の貸付制度を知らないための独断的解釈にすぎない。琉銀では、あらゆる借入申込者に対し、慎重に調査検討して貸付けてよいと決定すれば民政府に進言する。これに基いて民政府は異議がなければ承認する。この承認は貸付に対する同意で命令ではない。このように民政府の指令は、市長のいうように融資を命ずる性質の指令では決してない。従つて琉銀は絶対的に貸付を行う義務を法的に負うものではない。

記者のメモ/”婦人議員に

何をするか”

〔沖タ・朝 1957・6・18〕

…十七日の那覇市会は終始緊張していたが不信任案表決の際、挙手しようとした唯一の婦人議員嘉数ツル女史は、傍聴席のすぐ前の議席だから、うるの傍聴人からひどくこづかれて憤然。これをみた近くの席の長嶺将真氏グツとにらみつけて「婦人に何をするか」と大喝すれば、件の男は「済みません」とベコリ。何しろ長嶺氏は空手

師範をしている人。休会后「あの様なヤジと暴力的な行為は新聞でウンと叩くべきだ」と怒っていた。

…散会后も殺気だつたまま帰ろうとしない傍聴人に怒声をはりあげて「アメリカと沖縄財界人たちの圧力に負けたこの屈辱の議会に私は解散を命ずる。不信任賛成二十四議員を市会から追放しよう市長は市民に要請する」と例のアジ口調で叫んで聴衆の熱狂的なカン声に包まれて市長室に引上げた瀬長市長…。

…市長室では不信任に反対した旧二日会系三議員や兼次佐一氏などと深刻な表情で話し合っていたが、折からNBCテレビのカメラマンが来てポーズを頼むと、市長の椅子に戻つて注文通りニコニコポーズを作るなど先刻の怒りもケロリと忘れたような表情でカメラに収っていた。

…不信任に踏み切った比嘉佑直議員は、市会事務局につくねんと座っていたが、「とうとう踏切りましたね」の質問に「いや本心ではないのだ。誰か思いきり殴ってくればとこうしておそくまで残っているが、誰も殴ろうとしない」とのこと。

「佑直さんを殴れるような豪傑はおらんでしょ」と言えば「いや、今日は

どんなことでも黙ってうけるよ」とし
んみりしていた。

…島袋議員が発言を求めるとを押さ
えて表決した泉議長は、殺気だった傍
聴人から若しものことでもあればと家
まで護衛がついてゆく程だった。家に
帰って一杯やった処を訪ねるとすで
にすこぶる上気嫌 キング・コーラの
コップで「サア乾杯だ」と御満悦。
「今日のことが見通せたから去る三月
定例議会ではああいう風に強引に閉会
宣言をしたんだ」ということだった。

…不信任案を成立させた那覇市会野
党代表の長嶺将真、渡口麗秀、辺野喜
英興氏らは、十七日ひる三時半ごろ行
政府に当間主席を訪ね、その成立を報
告した。主席就任以来、那覇市長問題
には悩まされてきたわけで、市議代表
を迎えての表情はさすがに嬉しそうだ
が、これですべてが片づいたわけでは
なく、「これからが大仕事だ、三分の二
以上を当選させなければならぬので
…」と早くも選挙対策への心構え…。
一行は主席共々直ちにバージャー首席
民政官にも挨拶、民政府から労をねぎ
らわれたが、当間主席も、不信任成立
祝賀宴に二ダースのビールを贈った。

一社説

瀬長市長の不信任

〔沖タ・朝 1957・6・18〕

十七日の那覇市会は、ついに瀬長市
長へ不信任決議をたたきつけた。その
理由は、瀬長市長の就任によって市財
政への資金融資の途が閉ざされ、市民福
祉を招来する都市計画事業は中止とな
り、しかもその打開の見通しもないま
まに新年度予算の執行も不可能視され
るので、瀬長市長に市政をまかしてい
るわけにはいけないといったものであ
る。

瀬長追放については、昨秋施行の市
長選挙のときから、市会三十名の議員
のうち二十七名が瀬長氏への非協力態
度を鮮明していたし、その就任と同時
に、市会多数派十七名によって一挙に
不信任案提出も画策されていたもので
ある。今回の措置は、市民の選挙によ
る市長を、単に共産主義者だとか反米
政治家だといった見解でおっぼり出す
のは筋の通ったものではないと多数派
の抗議に批判的態度をみせていた「二
日会」が瀬長市政半カ年の実績を慎重
に検討した結果推進したものといわ
れ、結局、市会としてとるべき措置を
筋を通して断行したものとみてよかる
う。

瀬長市長就任以来の那覇市政は、幾
ら瀬長市長が強がりと言っているても、
現実には身動きもできぬ状況である。
例えばその施政演説で、「市債につい
て法的裏付けがある」といつても、ま
た「金融機関の責任者が日本人として
の自覚にたつき融資の途は開かれよ
う」といつても、現実には理屈通りには
いかぬもの、瀬長氏が市長である限り
協力せぬというのであるからどうしよ
うもあるまい。那覇市への資金凍結を
はじめ非協力の情勢が、瀬長個人に
よつてもたらされ、それが全市民に不
利益を結果させている事実は掩うべく
もないのである。

瀬長市長にしてみれば、選挙時にお
ける市民への公約やその後の施政方針
発表を、自分としては忠実に実行しつ
つあると言いかも知れない。しかし、
この半年なし得たことは市役所の汚職
追及、吏員の給与引上げなどが目星し
いものであつて、一般市民の福利増進
のための積極的な施策は何一つ着手し
得ずにいる。勿論、都計事業の施行を
はじめ全般的に市政がマヒしている原
因は米民政府の権力による圧迫といえ
るかも知れない。だが、一般市民は権
力や圧力に抵抗してカスミを食って生
きるなどは、さきの大東亜戦争に動員

されて最悪の不幸を招いた体験から、
もう沢山だと思つて居るのではないだ
ろうか。そのことが敗北主義であり、
瀬長市長に言わせれば売国奴ということ
になるかも知れないけれども、とにかく
この際瀬長氏としても、アメリカ
側との協調なくしては自治体の運営が
至難であり、瀬長個人のために全市民
に難儀をかけていることを大いに反省
して貰わねばならぬと思う。

瀬長市長は、市会の不信任決議に対
し「議会解散」をもつて応えたと声明
している。これは間接に市民の意見を
問わんとすることであるが、たとえ市
会議員の選挙結果に勝算をもち、或い
は今後の市長選挙に再び出馬して当選
を勝ち得るものと過信しているにして
も、市民のための明るい市政が期待で
きるとは瀬長氏自身確信が持てる筈の
ものではなからうし、それは、行政権
が二つに分れて不幸をかこつドイツの
ベルリン市民の運命を那覇市民に与え
るものでしかないと思わねばならぬ筈
である。

市会二十四名の議員が連署して市長
不信任案を提出し、これを決議したこ
とは、政治乃至行政が飽くまで現実の
ものでなければならぬという観点から
市民は十分納得のいくことと思つし

たがって市会はその代表機関としての責任も一応果たしたといつてよいであろう。いずれにせよ、那覇市に明るい市政がかえり、市民の福祉を招く諸施策が円滑にとられていくよう祈りたい。そして市民のその向きへの関心と努力を望むものである。

記者席／野次、怒声、口笛 の那覇市会

〔琉新・朝 1957・6・18〕

… 泉議長早く開会しろ” 選良がオキナワントタイムを認めるのか”と、きのうの那覇市会は、瀬長市長の不信任案が上程されるというので開会前から傍聴席は殺気立っていた。そこにアメリカの新聞記者が入って来たからたまらない。”アヌアメリカヤヌウヤイビーガヤ…”から、果ては”ツマミ出せ”ヤンキー・ゴーホーム”の野次まで飛び出す始末…、そこに瀬長市長が顔を見せたら”頑張れ瀬長!””頑張れ!頑張れ”と、傍聴席は応援団に早がわり。

… 正午後一時…千数百の目が見守る中を、二十名の市会議員が議場に入る。泉議長が議長席につくと同時に仲井真元権議員が、緊急動議として、市長不信任案を提出したい旨を述べる。トタ

ンに猛然と野次、怒声が入り乱れ、不信任理由も耳に入らない。

”元権ヤメロ!””誰が…”二度と市会議員になれないゾ”手笛、口笛も乱れ飛ぶ。

鳥袋議員が”条例違反!”と条例集をふりかざすが議長は聞かない。

場内は依然として騒然…一時二十三分、この騒動は計画的なものだ!議長職権で傍聴者の退場を命じる”泉議長が真つ赤になつて怒鳴つたが傍聴席

は一人も動かず相変わらず野次の続発。議長命を執行する衝視がない、読会省略で採決したい…泉議長の声に二十

十三本の腕があがった。万事終り…難産の不信任案は可決された。

議場は再び騒然”仲井真を出すナ”元権を議長から出すナ”の声を尻目に、

二十余議員は意気ようようと退場。その後で瀬長市長が傍聴者に向つて”二十四議員を一人たりともこんどの選挙

で市会に送るな”と訴えていた。全く大荒れの市会だった。

基地が脅かされない限り追放はせぬ／瀬長市長問題
で八民政官声明

〔沖タ・朝 1957・6・18〕

【十七日共同】バージャー琉球首席

民政官は十七日声明を発表し、アメリカは昨年十二月の那覇市長選挙に当選した瀬長人民党書記長が治安を脅かすことにならない限り市長の職から追放する考えはない”と次のように述べた。

アメリカが瀬長市長を追放することは民主的な行為とはいえない。この問題の処理は沖縄住民が決定すべきことである。アメリカは米軍基地の安全がおよびやかされない限り瀬長氏に対して直接処置をとらないだろう。

那覇市会解散を告示／けさ の市会当局側出席せず流 会

〔沖タ・夕 1957・6・18〕

十七日、瀬長市長不信任案を議決した那覇市会は 十八日あさ十時から、本会議を再開、市長提出議案を審議することになっていたが、参与として呼ばれていた市長以下部課長が出席しないため、開会前に議事運営をめぐり紛糾、十一時ついに流れとなった。

参与の出席しないことに対し、幸喜総務部長から、市長不信任された以上は議会に出席しても意味ないので、自治法六十一条にもとづき、市会から説明を求められた時にだけ出席する。と

報告された泉議長は、開会に先立ち議会にはかつたが、渡口麗秀議員が、参与が出席しないことは、議会に対する義務違反だ、とのべ、鳥袋嘉順議員が、それは条例違反だ、議長はきのう、きょうの開会を宣言しているので開会すべきだ、と議場は一時騒然となったが、泉議長が議場をでると続いて反当局派議員が退場、本会議はお流れになった。なお、十七日議決された市長の不信任は、十八日ひるまえ瀬長市長に正式に通知された。これに対し瀬長市長は自治法第百十三条にもとづき、直ちに市会の解散を命じ発表と同時に告示した。

議会なき那覇市政／市長の専決処分
分で予算執行

那覇市長が不信任され、これに対抗して同市長が議会を解散すれば、議会なき那覇の市政は新議会の成立まで市長によるかなりの専決処分がなされることとが予想されている。年度末という重要なときに予算案の審議が解散によって不成立に終ることになるわけだが、政府関係当局の見解によると、瀬長市長は「長の専決処分」に関する市町村自治法百十四条の規定によつて市当局案通り新年度予算を執行できることになり、必要条例もこれを制定し、次期

議会においてその承認を受けなければならないことになっている。百十四条の規定は「議会において議決または決定すべき事件に關して必要な議決や決定が得られない場合に」補助的手段」として当該普通地方公共団体の長に専決処分を認められたものであるが、この専決処分権は、議事が成立しないとき（在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合も含む）、議事を招集しても

催告しても、なお議員が半数以上に達しないとき、当該事件が急を要し議事を招集しても議決を経て執行する時期を失して、公共団体の長が招集の暇がないと認めるとき、議事が法令上、事実上議決すべき事件を議決しないときに行使され、那覇市長のケースの場合は前記の に該当するようだ。

なお市町村長の不信任が実現したのは沖繩本島では那覇市が最初のケースで、宮古群島では一九四八年に当時の下地平良市長が不信任されたことがある。

市長不信任までの楽屋裏／ 踏切りに苦慮／二日会に 主導権とらせる

〔沖タ・夕 1957・6・18〕

開会中の那覇市会は、十七日の本会議

でついに瀨長市長の不信任案を可決した。昨年末瀨長市長当選ののち直ちに「市長への非協力」を声明した反当局派は、これで初期の目的を達することが出来たわけである。

去る三月定例議会前の反当局派二十七議員の分裂以来、不信任問題について力ギを握っていた旧二日会系八議員のうち、五議員が不信任に踏み切つて、この不信任案成立に導いたものだが、旧二日会系議員の動きはひとしく、市民の注目を集めていた。ところでこれら議員はどのようにして不信任を踏みきり、今回の成立を導いたのだろうか。各人の動きは次のようになる。

…今回の不信任問題で、立役者となつたのは十七日の緊急動議を出した仲井真元階議員。すでに去る二日定例議会直後から着々と準備をすすめていたといわれ、そこには政、財界とも話し合いが持たれている。仲井氏は今議会開会以前から、いわゆる当間系不信任派の渡口麗秀、辺野喜英興、比嘉朝四郎らとも連絡、今回はさきに反対の立場を守つた旧二日会系が主導権を握つて不信任案を出す線で話し合ひはすすめられた。一方、旧二日会系議員内では、上原光男氏がその仕事の関係もあつて不信任案同調の色を早く表明

して、他の七名と袖を分つていたが、七議員のうち仲井真議員を除く六議員はまだ不信任に踏み切れなかった。しかしやがて喜久山朝重、比嘉佑直両議員は「軍から那覇市に瀨長市長がいる限り融資しない」との指令が来れば、同調すると動き、十七日その指令が那覇市会に来るとの見通しで踏み切つた。

…不信任可決される前晚、これら七議員は仲井真議員宅で会合してその態度を協議、喜久山、比嘉両議員の同調者を得ている仲井真議員は、全員獲得の線に残る議員の説得と調整を図つたが、難航した。つまり儀武、久高、崎山、上間の四議員は依然強硬な態度を変えなかつたためである。

しかしすでに仲井真、喜久山、比嘉三議員が不信任に踏み切つて不信任案成立の法定数二十三名に達しているところからこれら議員は苦慮の表情が深かつた。儀武議員は「あくまでも筋が通らない。一部財界の指金で動くことはない」とのんびりしていたが、崎山議員はその前日出た某週間新聞に人民党同調者としてたたかれているのにフンガイ「不信任問題は我々をアカとして陥し入れる策略だ」とますます不

同調の肚を固め、とくに久高議員は首

里バ入社長としての立場もあり「民衆の世論にかつか、功利的な道をゆくか。今こそ政治生活何十年の私の苦しい試練だ」とその立場を洩らしていたが、結局「政治をするものとしてとるべき道はやはり一つだ。私がいることによつて会社の運営に支障があるとすれば何時でも辞表を出そう」とその態度は変えなかつた。そして同じく首里バ入専務の上間長和議員も同様苦慮、すでに二十三名が同調しているところから土壇場になつてこれを不信任に踏み切つてその日は幕となつた。

…さて明けて十七日の本会議、午前中に仲井真議員から提出されるものとみられていた不信任案は仲井真氏の草案が遅れたため、午後には回された。その休憩に入る直前、琉銀から貸付け拒否の回答書が市長に來たが、休憩中は早速仲井真議員が持ち回りで署名集めにかかつており、比嘉佑直、喜久山議員はさつさと署名を済ませた。そのあと市長あてに來たのは軍の指令ではなく、琉銀総裁の回答書であるといつので、比嘉佑直議員は市長らと打合せから、短い時間のうちであわただしく動き、上間長和議員も比嘉、喜久山議員らと話し合つて再度態度を検討する有様、休憩時せつぱ詰つた頃、仲井真

議員が上問議員に署名を求めるとし、はしためらったが、「今日の回答書は軍の直接の指令でなくとも、市民政官ははつきり明言しているのだ」と説明され、更に前に比嘉佑直、喜久山朝重両議員のサインもあるところから深刻な顔で署名、これでは前々からの賛成派二、三名の署名で二十四名となり二十四対六の可決となった。

那覇市／暫定予算組む／新議会まで専決処分で運営

〔沖タ・朝 1957・6・19〕

瀬長那覇市長は、十八日議会議長から不信任の通知を受けると同時に、議会の解散を命じ、議長、選挙管理委員会あてに通告し、告示した。このため、市長から提案された五八年度予算案をはじめ、三十五件の議案は、審議未了のまま廃案になり、七月一日からはじまる新年度の市政は、選挙後の議会成立まで市長の専決処分で運営されることになる。

市町村長の専決処分は自治法百二十四条に規定されているが、それによると「議会が成立せず議会で議決または決定すべき事件に關して必要な議決や決定が得られない場合には、補助的な手段として市長の専決が認め

られ、次の議会で承認を求め」ことが規定されているだけで、範囲や禁止規定がないので、瀬長市長は今議会に提出した殆んど全議案を専決処分する方針のようだ。

財政課では、すでに七月から三カ月間の暫定的な予算編成を進めているが、自治法の判例集には、条例の制定、改廃も次の議会で修正または廃止しない限り、ずっと効力を有することになっているので、今議会に出された区設置条例案、課等設置条例案も専決処分されるものとみられる。

なお、瀬長市長は、一週間以内には、暫定予算はできあがるだろうといっている。

瀬長市長の話 義務経費だけの予算を組んで、俸給をやっているだけでは仕様がな。法に触れない限り、専決処分をしたい。

内通すれば免職／瀬長市長、職員に訓示

〔沖タ・朝 1957・6・20〕

瀬長那覇市長は十九日ひる四時半から市役所中庭に全職員を集め、市会解散のいきさつを説明するとともに、今後の市長の方針を発表、「安心して公僕としての任務を果たして

貰いたい」と約二十分にわたり、要旨次のように訓示した。

専決処分は市長に与えられた権限であり、自治法の範囲内で全部やり、九月の議会で承認を受ける。七月からの市政がマヒしたり、職員の給与が不払いになるようなことはない、安心して市民の公僕として働いてもらいたい。

選挙管理委員会では八月四日に選挙をやることになっているが、全職員は政治的には自由な立場で投票してほしい。次の議会でリコールされれば退陣するが、次の市長選挙には再出馬する。私の方針に対する批判はあつていいが、職員で公務員の本分を忘れ市政の機密を相手方に内通するようなものがあれば、断固処分する積りである。

那覇市議員選挙きよう告示 ／選挙は八月四日に／過半数をめざす両陣営

〔琉新・夕 1957・6・20〕

那覇市選挙管理委員会ではきよう二十日午後一時、那覇市会議員選挙を八月四日に行つと告示した。この告示により立候補届出の開始が七月十六日となり、同日以後保守対革新の今までにない激しい選挙戦がくり広

げられると見られているが、その前哨戦ともいふべき立候補をめぐる動きはすでに活発化しているようだ。

瀬長市長不信任案が二十四対六という圧倒的な数で可決されたときから、すべての議員が解散による次期選挙をめざして活発な動きを見せているが、不信任案に同調した二十四議員は反瀬長という旗をふりかざして、瀬長市長では那覇市の運営はやつていけないことを強調、瀬長派との対決を決意している。反瀬長派としては現議員を中心に三十名から二十五名の候補者を立て、最低限二十名の当選を目標にしているが、このためには仲井真元楳氏ら不信任案には踏み切つたけれど、瀬長市長とのつながりも幾らか残っている旧二日会のメンバーが、反瀬長の線で、今までのいがみ合っていた当問系と大同団結することが必要だとされ、その工作が進められているようだ。反瀬長派で出馬を確実視されているのはつぎの各氏である。

泉正重、長嶺将真、渡口麗秀、仲井真元楳、比嘉佑直、辺野喜英興、比嘉朝四郎、以上各氏のほか前議員の三分の二が出馬をするのではないかと見られている。

一方瀬長市長を中心とする革新系は人

民党と社大党那覇支部、仲本為美氏の系統、それに不信任案に反対した久高友敏、儀武息睦、崎山喜達氏らを加えて幅広い統一戦線をしき、今度の選挙で一挙に那覇市会から保守色をふつ拭しようとして、前議員以外に相当数の新人を含めて約二十名を立候補させ、過半数獲得を目標としている。革新派から出馬を予想されている顔ぶれはつぎのとおり。

革新派 島袋嘉順、真栄田義晃、宮城清三郎、石原昌進、浦崎康華、仲松備全、兼次佐一、山城善光、松田富也、仲本正興、仲村栄、赤嶺一男。

区役所47力所に設置／瀬長

市長専決処分で告示

〔沖夕・朝 1957・6・21〕

瀬長那覇市長は、二十日、市町村自治法第百十四条にもとづいて、議会に提出した議案のうち、市宿所提供施設条例外九件の条例案を専決処分によって制定したが、二十一日、さらに区設置条例を公布する。

これは、区長制を復活し市行政事務の便宜をはかるとともに市政と市民を直結させるねらいといわれ、那覇市を四十七区（旧那覇市十六、首里十九、小祿十二）に分け、それぞれ

区事務所を設置する。

この条例は、七月一日から施行されるが、区長は区民が選出して市長が任命する。

区事務所には、区長を補佐する職員若干名を置くが、区事務所を取り扱う事務は、徴税に関する事項、広報紙の配布、その他市民に対する伝達に関する事項、諸調査に関する事項、市役所との連絡に関する事項などとなっている。

行政区の区分は次の通り。

- 神里原区（二、三区） 壺屋区（一、四区） 牧志区（五区、前島）
 - 開南区（六、七区） 樋川区（八、九、十一区） 楚辺区（楚辺一、二区） 楚辺原 松尾区（松尾） 美栄橋区（美栄橋、十区） 泊区（高橋、崇元寺） 壺川区（壺川区、美田区）
 - 泉崎区（上泉、下泉、旭町） 垣花区（奥武山、ペリー区） 久米区（久茂地、松下、久米） 若狭区（若狭、泊埋立地、松山） 天妃区（天妃、上ノ蔵、辻） 港区（東、西本町、西新町、通堂）
- なお、首里、小祿は現在の区にそのまま区事務所が置かれる。

大絃小絃

〔沖夕・朝 1957・6・22〕

来る七月一日から那覇市に「区長制」が布かれるという。前にも区長は設けられていたもので、間もなく廃止となり、こんどは旧制度の復活をするわけだ。市政のために区長はあった方がよいが、なくても結構か—という是非論はとやかくいわないとして、こんどは区長制復活が市長の専決処分で行われたことはあまり感心しない。解散された市会の留守の間に、たとい市長の年来の抱負ではあっても、それを強引におし切つてよいものか、どうか。決議機関が何かの都合で休止した場合、法が市長に専決処分権を許しているのは、行政の執行を麻痺させてはならないからで、それはエンジン・ストップしないでいどに軽くアクセルを踏みながら主人を待つといった範囲の事だろう。空車をさいわい、ハンドルを思うがままに回わして好きな方向へ独走させてもよい—はずはない。なるほど区長制の復活は、瀬長市長が立候補当時に市民へ誓った公約のひとつである。だが、それにしても、市会の賛成を待たずに移そうというのは、行きすぎだろう。すくなくとも行政機構の改革は、市政にとって一種の改革である。しか

もそれは数年前市会によって廃止になったものだ。年度はじめにあたって、急場間にあわせるための止むない処置とはいえ解散のどさくさに専決処分でいこうとするのは、ていよいよ「市会無視」に近い。専決を通りこして専制にもなりかねないのである。あと二カ月を待たずに新市会が生れるのを目の前にしてのことだ。さきに、区画整理をめぐる市有地処分の市長代理専決が問題になった矢先であるから、なおさら市長の専決処分は注目をひく。市政にとって理事者の都合はあるていど犠牲にしても、市会の意思を尊重することが、より重要なことならあるに違いない。もし、万一、つぎの市会でこの制度が否定されたとしたらどうなるだろう。就任したばかりの区長も困るだろうし、それより以上に市民がはなはだ迷惑する。市会の留守の間は、なるべく「独走」をしてもらいたくないものだ。民主主義のために…。

那覇市の区長制復活／専決

処分と自治法ノ”市長の

行きすぎ”一部で疑問視

〔沖夕・朝 1957・6・26〕

那覇市議会の解散に伴って審議未了となった同市新年度予算や必要条例など

の制定に関して瀬長市長、できるだけ
の専決処分を行うことを言明、三カ月の
暫定予算などこの処分権の行使に着手
しているが、同市長が企図している

専決処分事項の中には関係面からその
行為を疑問視している向きが現われ始
めている。新年度予算の執行のほかに
専決処分行為の中で最も注目されてい
るのは条例の制定による区長制の復活
問題であるが、市長不信任派だった前
市会議員の中には「市議会の解散後の
議決機関の空白時においてあわてて区
長制を設けよう」ということは市議選挙
前でもあり、疑問だ」と批判する声も
あるようだ。

市町村自治法では「市町村は事務処理
の便宜のため条例で区を画し区長を置
くことができる」という任意的な百八
条の規定はあるにしても長の専決処分
に関する百十四条には「議会が成立し
ないとき、五十三条の場合においてな
お会議を開くことができないとき、」
緊急な事件”で議会招集の暇のないと
き又は議会において議決又は決定すべ
き事件を議決又は決定しないとき”は
市町村長はその議決すべき事件又は決
定すべき事件を処分することができる
、とうたわれており、前記の関係者
の間では、「区長制の設置は百十四条

にいう緊急な事件であるとは思われな
い」という考え方のようで、市長の行
き過ぎではないかという疑問をもつて
いる。

一方行政当局では今度の立法院議
会に勧告した市町村自治法の一部改正
中で、市町村の経費の節減をはかり地
方財政の強化のため区長制の廃止規定
を盛りこんでいるところから政府とし
てもこの問題について何らかの見解を
示すのではないかと予想される。

消防隊の不正/那覇市総務課が内容発表

課が内容発表

〔沖タ・朝 1957・6・27〕

去る十一日那覇市定例議会で、瀬長
市長は市消防隊長に不正経理があり
同隊長を懲戒免にすると発表したこ
とに対し、消防隊の各分団正副団長
が、二十三日声明書を出し、隊内に
不正の事実はないと釈明したが、市
総務課では、二十六日、事件の内容
を次の通り発表した。

…消防隊では、五五年五月、消防機
能の充実をはかり、警察局から消火器
四百七十二本、ラバホース十三本、二
吋ホース一本、冷凍器エンジン四台な
どを払い下げ収入役の決裁を受けず隊
長の独断で消火器も売却処分、その収

納、支出に収入役の決裁をうけてない
のは、自治法に規定された収入役の権
限を無視し、条例も犯している。

消火器、薬品の売上総額三十三万四
百十五円、寄付金と謝礼金五千九百円、
その他の収入三万三千七百十円、総計
三十七万二千五百円の収入のうち三十五
万二千三百十八円が支出されている
が、支出金には領収書があつて記帳さ
れてないもの、記帳されていながら領
収書のないものなど経理は乱脈であ
る。なお、差引き残金一万七千七百七
円のうち、四千三百七十三円は預金さ
れ、二千七百六十円は現金で残つてお
り、一万五千七百七十三円の用途が不明だ
が、これは殆んど遊興費と個人が負担
すべきものに使われている。

また、五五年十月以来、ガソリン
千六百二十ガロン、オイル五十五ガ
ロンが国場に預けられており、消
防隊では、危険物取扱法によって隊
には保管できないので預けたといつ
ているが、隊にはドラム罐七、八罐
が常備され、いつでも給油できる体
制になっている。これは、消費しな
いものを消費した形で市に予算を要
求したもので、予算の不正執行にな
る。
寄付金（募金）行為については前議

会でも注意され、収入役からも注意し
たにもかかわらず続けており、その支
出も法的な手続きを経ずにやっている。
寄付による収入総額は、三万一千
九百円でその支出は三万四千八十五円
となつているが、差引き千四百十五円
の残金がなく、私的に使われているこ
とは、当局で押収した帳簿から明らか
である。

泊ターミナル建設等/那覇

暫定予算二千六百万円

〔沖タ・朝 1957・6・30〕

去る十八日議会を解散した那覇市で
は、明日七月一日から新年度を迎え、
市長の専決処分によつて市政の運営を
することになつている。瀬長市長は先
に、区設置条例をはじめ、十二件の条
例を専決処分によつて制定したが、前
議会で新年度予算案が未処理のまま流
れたため、次の議会招集までの三カ月
間（七、八、九月）は専決処分暫定に
よる予算で運営されることになり、財
政課でその編成をいそいでいたが、二
十九日公布された。

七、八、九月の四分の一半期の暫定
予算歳入歳出総額は二千六百八十六
万九千二百五十二円で那覇市の自己
財源による歳入総額八千五百万円の

三分の一を占めている。

なお、専決処分による暫定予算には、道路新設改良費（二百六十四万八千八百十円）や排水工事費（二十八万一千二百六十円）特別補助打ち切りで放置されていた泊ターミナルビル建設費（二百七十二万四千六百三十二円）区長制の復活による区事務所費（三十九万九千十円）霊園建設事業費（百二十三万二千八百十円）などの新規事業などが組み込まれている。

項目別歳入歳出暫定予算額は次の通り。

【歳入の部】二千六百八十六万九千二百五十円。市税百五十八万六千六百六十二円、公営企業及び財産収入百三十二万九千四百八十円。使用料及び手数料四百五十八千五百円。政府支出金二十万、繰越金一千九百万円、雑収入七十万一千六十円。

【歳出の部】二千六百八十六万九千二百五十二円。議会費六十九万七千九百五十五円。役所費八百八十八万二千五百五十二円。消防費百三万一千四百五十五円。土木費五百四十七万九千九百六十二円。都市計画事業費二百一十二万一千九百七十円。港湾費二百二十万八千九百八十七円、社会及労働施設費百二十七万四千六百八十三円。

保健衛生費百六十四万八千三百四十四円。

産業経済費七十四万七千八百八十九円。

選挙費四十四万四千五百四十円。

公債費四十二万五千七百一十二円。

諸支出金二十三万七千七百七十円。戸籍整備費四十万四千七十二円。予備費二十万。

一社説

瀬長支持対反瀬長の戦い

〔琉新・朝 1957・7・1〕

八月四日に投票が行われる今次那覇市議会議員の総選挙は、七月十六日から立候補届出の受付を開始することになってはいるが、街では早や候補の下馬評がでて、保守系からだれだれが出馬するの、革新系はどうのと噂とりどりのようである。

ところで、こんどの那覇市議総選挙は、市議会の瀬長市長不信任により、瀬長市長がとつた対抗措置としての議会解散によって行われるものであることは周知の通りである。こんど選出される議員の半数以上が再び瀬長市長を不信任すれば瀬長市長はその職を去らねばならないし、逆に瀬長支持の議員が過半数を占めれば瀬長市長は安泰ということになる。とすると、どちらの派も過半数の議席獲得をめざさなければならぬわけであるが、地方自治法の規定からみると単に過半数では勝負は決せられない。というのは、法規によつて議会は議員定数の三分の二以上が出席せぬと成立しないからである。これをこんどの場合にあてはめると、瀬長支持派が、議会定数三十のうち三分の一以上すなわち最低十一議席を占めれば戦術によつて再度の不信任提案を妨害することができ、反瀬長派はなんとしても議席二十以上を占めねば不信任案をスムーズに通過させることは困難となる。こうみてくるとこんどの那覇市議選は二十対十一の獲得戦ということになる。

攻める方の反瀬長派は最低二十の議席獲得による瀬長打倒に全力をあげるであろうし、守る方の瀬長支持派も過半数をめざし、最悪の場合でも十一議席の獲得に死力をつくすことである。さて、このような選挙に臨むに当つて市民有権者が考えねばならぬことは、これがいつも市の議員選挙と趣を異にしているということ、すなわち瀬長市長を辞めさせるか、それとも瀬長氏をそのまま市長の椅子にすわらせておくかを決める選挙であるという点である。こんどの選挙は保守対革新の決戦だ”といっている向きがある

が、こんどの場合そうハッキリ割り切れないものがある。あくまでも瀬長支持対反瀬長の戦いであり、市民有権者はその点深く認識してかからねばならない。

金口木舌

〔琉新・朝 1957・7・4〕

那覇市会の選挙も近づいてきた。また、市民は選挙ノイローゼにとりつかれることになる。しかし選挙が終れば、あとはさつぱりと選挙騒ぎを忘れてしまえるのは、都市地区の有難いところこの選挙は瀬長市長の率いる人民党にとつては負けられない闘いであるし、「瀬長打倒即都計促進」を叫んでいる市会多数派も現勢を切り崩されてはすべてがおじゃん、になるといっわけ、これまた、天王山の闘いをいどむつもりできわめて慎重 この市会内部での闘争とは別に那覇市政再建同盟が結成され、瀬長市政批判に乗り出しているが、今度の市会選挙はむしろ、この再建同盟と人民党との対陣が政争の主流となりそうである。この再建同盟は大系や民主系その他の共同戦線らしいが、どの程度人民党と瀬長市政に斬り込めるかが見ものである。それにつけても市民の望むところは、泥試合にな

らぬことである。泥試合となつては沖繩人が世の笑いものになることを忘れずに、あくまでも冷静な知的政争にしてほしいのである。市長派も反市長派も、冷静な市民の前で逆上すればマイナスになることを常に念頭におくべきである。再建同盟はげしい攻撃をかけるものとみられるが、その主体は青年が占めているようだから、戦術的に人民党を追い込めるかどうか、勝敗の決するところはその辺であらう。互に相手の弱点を狙うのが闘争の戦術でもあり、常識でもあるが、熱するの余り、感情過多になると、攻撃の効果は弱くなり、場合によっては返り矢となつて自分の方にはねかえる。選挙となれば当事者たちはのぼせて熱狂するが、市民は逆に冷静にかえるものである。これを忘れては勝つことはむずかしい。勝つために、また、物笑いの種にならぬよう、あくまでも冷静で論理的な批判を市民の前に展開するようすべての関係者に望みたい。

選挙戦は既に表面化ノ「那覇市政再建同盟」生る

〔琉新・朝 1957・7・4〕

那覇市議選挙は、届出までまだ十余日もあるというのに、街は早くも選

挙気分がみなぎり、物好きな政界雀たちの話題のまよになつてゐる。これに拍車をかけるように、きのう午後三時半から那覇劇場で開かれた反瀨長派の「那覇市政再建同盟」結成大会は、開会前にマイクを繰出して市民に「瀨長市長不信任達成」を呼びかけていたが、一方瀨長派は、明日から十五日まで、連日各地で市民集会を開き市政の現状を訴える予定で、選挙運動は実質的には既に始つたかっこうだ。

瀨長市長の不信任を完遂して、首都にふさわしい市長を選出し明るい那覇市を建設しよう—と有志たちの呼びかけで、三日午後三時半から那覇劇場で「那覇市政再建同盟」結成大会が開かれた。会場には約千余名の市民が詰めかけ、まず議長団に知念忠太郎、泉正重、仲井真元楳の三氏を選出、瀨長市長不信任の完遂、那覇市政における私党的派閥の解消、人民党との対決、都市計画事業の早期実施、首都にふさわしい市長の選出など、五つの目的をかける「那覇市政再建同盟」の規約ならびに政策を承認、四十四名の中央委員と十一名の執行委員を選出、別項のような宣言を採択して午後四時を閉じ、直ちに瀨長市政批判演説会に移つ

た。弁士として仲井真元楳、宮城和市、崎間敏勝、高良徳栄、泉正重、西銘順治、一般市民として前那覇市区画整理課長金城弘円、嘉味田朝盛氏らが登壇、それぞれの立場から瀨長市政を批判した。この間人民黨員や同調者とみられる一部市民から盛んな野次もあつたが、各弁士は「瀨長市政は十一万市民の福利を増進させるものではない。瀨長市長は自分が市長の椅子にある限り、都計工事は再開されず、市民が大いに迷惑を知つていながらき弁を弄して、市民をあざむき、人民党勢力の拡張を狙つてゐる。速かに市長不信任を完遂するに足る圧倒的市議を新市会に送り、市民の福利増進と市の発展をはからねばならない」と結論づけ、午後六時散会した。

なお役員は次の通り。中央委員長兼執行委員長泉正重、事務局長知念忠太郎、事務局次長新垣良正、遊説部長西銘順治、遊説副部長高良徳栄、情報啓蒙部長崎間敏勝、情報啓蒙副部長宮城和市、選挙対策部長新崎康彦、選挙対策副部長鹽浜芝春、会計部長安座間磨志、会計副部長嘉味田朝盛。

広告ノ宣言

〔琉新・朝 1957・7・6〕

瀨長市長就任後の那覇市政を省みるに、政府特別補助金の打切り、琉銀融資の拒否によつて、市政当面の最高課題である都市計画事業は完全に停止し、比道事業は難関に逢着してゐる。それは瀨長道路といわれるデコボコ道路及び中途で放置された橋梁工事によく現れてゐる。瀨長市長は、その予算案において、歳出の四分の一を都市計画に注ぎ込み、この事業の最高重要性を自ら認識してゐるに拘らず、かかる事態を惹起したことは極めて遺憾であると断ぜざるを得ない。

また、われらは過去半年間の瀨長市長の産業政策になんら積極的な産業育成の施策を認めることが出来ないばかりか、却つて、那覇市の商工業は、都計事業の停滞、瀨長市長自身の手による那覇市補助金の削減によつて、その発展を大きく障げられてゐることを看過することは出来ない。

瀨長市政の混乱は、都計事業の停止、商工業発展の阻害のみには止まらない。これらの事業の推進によつて当然期待せられる雇用の拡大による勤労者層の生活改善も、今日はその途を絶たれて、失業の脅威は増大して来た。

これらの三大失政は、今や那覇市民の生活の基礎をおびやかし、破壊しようとしている。それにもかかわらず、瀨長市長はこれになんらの責任を感じずる色もなく却つて虚勢と政治的陽動作戦によつて、巧みに自己の無能を隠べいしようとし、あまつさえ、非民主的な専決処分によつて、市民のためになるべき区長制度を自己勢力の扶植に利用しようとしている。一言にして言えば、瀨長市長は市政を忘れ、人民党勢力の拡張に市民の税金を使つていとわれわれは断言してはばからない。

この恐るべき事態の責任は、前人民党書記長としての瀨長市長にある。由来人民党は、その考え方において、否定的であり破壊的である。立法院において那覇市への産業補助に反対し、那覇市の都市計画に反対したのが、人民党の立場であった。この否定的態度は、今日において變つていない。瀨長市長が、都計事業の停止にも平然としてなんらの責任を感じず、自ら編成した予算案において商工業補助を削減し、また失業の脅威を増大させているのは、まさに、この否定的態度の現われである。人民党の精神は「絶対反対」であり、永遠の否定であり、憎しみであり、破壊である。その主張には、生産的若

しくは建設的意欲は、なんら見ることが出来ない。瀨長市長は、この破壊的精神で市民を分裂に導いている。共産主義は大衆の窮乏化を前提として栄えるが、瀨長市政はまさに、那覇市民大衆の生活をこのような窮乏化の道に追いやつて共産主義の温床を準備しているとわれわれは断言する。

われらは、この際那覇市の問題を他の琉球的規模の諸問題と截然と區別する。われらは、たとえば、軍用地問題は今日の琉球政治を最も深刻な危機に立たせていることを認め、軍用地主の要望を支持するものであるが、那覇市政は、軍用地問題解決の場ではない。那覇市政の問題は、都計の推進であり、市民の福利の増進である。全琉的規模の問題を那覇市政に持ち込み、問題を混同させ、混乱させ、すりかえることによつて、市政の尊い一票が詐取されることがあつてはならない。投票の詐取による市政は却つて市政と軍用地問題双方の解決を益々困難ならしめるばかりであらう。われらは、一般有権者各位が、問題を充分に整理し、市政再建のための尊い一票を詐取されることのないように、万全の考慮を払われんことを強く要望する。

われらは、上述の見地により、去る六月十七日の那覇市議会による瀨長市長不信任を全面的に支持し、市政の正常化と明朗化、都市計画の早期実施のために本同盟の総力を挙げて瀨長市長の退陣を実現することをここに宣言する。

一九五七年七月

政策

一、都市計画事業の推進

現在停止している都市計画事業を全面的に再開する。但し旧小祿、首里地域にも本事業を推進する。

その主要なるものは次の通りとする。

- イ、泊ターミナルの完成
- ロ、バス・ターミナルの完成
- ハ、総合グラウンドの早期建設
- ニ、教育・住宅地域としての旧首里の整備
- ホ、市民公園、子供の遊び場の設置
- 一、商工業発展のための補助の強化
- 三、市農業地域の農道開発（小祿、首里地域）
- 四、市官屠場の衛生施設の整備強化
- 五、幼稚園敷地の確保と施設の整備
- 六、働く婦人のための託児所の設置

- 七、精神病監置施設の強化
- 八、水源地の確保による常時給水の實現
- 九、市内バス路線の小祿、ペリーへの延長の實現
- 十、市役所の綱紀肅正と職員的身分の確立
- 十一、那覇市財政の確立
- 十二、市税の賦課徴収の合理化

那覇市政再建同盟
那覇市十区十一組

那覇市議選挙ノ社大党はノー
タツチ

〔沖タ・タ 1957・7・7〕

社大党では六日ひる四時から中央執行委員会を開いて、来る那覇市議選挙に對する党の態度を協議したが、党としては地方自治体の政治に介入しないと基本態度から那覇市議選挙にも党としてはタツチせず、那覇支部に白紙委任することを決めた。

同党那覇支部では、これまで民主主義を守るといふ立場から、去る市会での市長不信任は非民主的なものであるとの態度を表明して市長不信任に反対する勢力の統一戦線を目標としている。党中執委ではこのような那覇支部の態度をめぐつて激論したが採決の

上、ノータッチを決め、更に同党員で反瀬長市長を標榜する「那覇市政再建同盟」の中心となつてゐる知念忠太郎、崎間敏勝両氏に対して党に留るか、党外の他の政治団体に身を置くかの回答を七日正午までに求めた。

知念、崎間両氏は、七日あさその態度を話し合い、脱党の意志を決めて同日ひるすぎ安里委員長あてその旨通知、のち脱党の弁を声明することになつてゐる。

首脳の半数が入替り／揺れ動いた那覇市役所人事

〔沖タ・夕 1957・7・7〕

那覇市は瀬長市長が市長就任以来部課長クラスに大幅な人事の異動があり、注目されている。

人事の大幅な異動は一日、総務財政両部長の辞職発令になつてから大きく動いたものだが、瀬長市長就任してから六カ月の間に行われたこれら人事異動を辿つてみると、次の通りである。

助役嘉手納並水氏は瀬長氏が市長に当選すると、就任前に辞表を提出して辞め、そのあと安次富長昌（建設）、上地安昭（社会）の両部長が五月末日やめた。瀬長市長は「冗費の節約、事務

処理の能率をあげる」という理由から、人口十一万内外の都市では部長制は必要ないと、現在まで後任を任命せず、先の議会に部長制を廃止した課長設置条例を上程したが、市長不信任可決に伴う議会解散でお流れになつてしまひ、依然として建設、社会の両部は存在しながら部長は空席のまま。更に去る一日、幸喜克彰（総務）、長嶺良松（財政）の両部長が辞職したため、翌

二日、総務課長、神山孝標氏（四月辞職した亀島入徳氏の後任として五月初旬市役所入り）が、総務部長に、区画整理課長、中原英通氏（去る六月辞職した金城弘円氏の後任で市役所入り）が財政部長にそれぞれ任命されている。

このため、空席になつた総務課長には三日勸業課長、阿波連本平氏（六月末辞職した久手堅憲栄氏の後任）が移り、勸業課長に渡口精雄氏が任命された。

この外、首里支所長に国場幸太郎氏、小禄支所長に松根稔氏が任命された外、現在までに土木建築、都計の各課長らが辞職、後任にはそれぞれ次の各氏が任命されている。
土地課長 安里一郎氏、 建築課長 友寄隆樹氏、 都計課長 知念英

五郎氏。
なお、消防隊長登川正太郎氏を四日、消防隊をめぐる不正経理の責任を問つて懲戒免にしており、近く後任が発令になるといふ。

結局、瀬長市長就任以来市役所を去つた人は嘉手納並水（助役）、幸喜克彰（総務）、長嶺良松（財政）、安次富長昌（建設）、上地安昭（社会）の四部長、亀島入徳（総務）、久手堅憲栄（勸業）、宮平桑男（建築）、花城直成（都計）、金城弘円（区画整理）、赤嶺一男（小禄支所）の各課長並びに支所長の外、懲戒免で上原直次郎（土木）、登川正太郎（消防隊）の両氏がそれぞれの職を去つており、市議会事務局局長新垣良正氏も六月中旬辞職している。

つまり二支所、四部、十四課、一隊、一所長、計二十二名のうち十三名（うち二名は懲戒免）という半数以上の人事異動が行われたことになる。

消防団が全員辞職／那覇ハッピー返上・デモ行進

〔沖タ・夕 1957・7・8〕

那覇市消防団（非常勤六カ分団七十名）は、登川隊長の懲戒免職を不当として、八日午前十一時から市内をデモ、市役所に至り、ハッピーを返納、全員総辞職

した。同分団では、さきに発表された市消防隊の不正事件は、人民党的な考え方で、不正はない、と声明書を出していたが、も早瀬長市長のもとでは消防団員として働く意志がなくなつたと総辞職したものの、デモは約四十名の団員が参加、午前十一時スピーカーをつけたジープの先導で、「瀬長市長のもとで働くのはいやだ」「治安破壊の責任は瀬長である」などのプラカードをかかげ、旧税務署前を出発、国際通り、平和通り、神里原通り、与儀、開南を経て市役所につきハッピーを返上した。

那覇消防隊長に具志氏発令
六日瀬長市長は、登川那覇市消防隊長の後任に具志清一氏（三七）を発令した。

新垣元栄第三分団長の話 分団は市民の支持でできたものであり辞めるべきでないかも知れない。しかし、瀬長市長のやり方は一方的に強行されたものであり、市民には申し訳ないが、かかる市長のもとで働くことはできないので、辞めることにした。

那覇市議選挙既に火ブタ切る／両派が首里と小禄に分れ氣勢あげる／首里はヤジ乱れ飛ぶ／小禄の会場は至つて平穩

〔琉新・朝 1957・7・9〕

那覇市議選挙は、届出をあと一週間後に控え、早くも乱戦…舌戦の色あいをこゆくしている。昨晩は午後八時から首里、小禄の二方所で、期せずして反市長派と市長派の演説会が開かれた。届出がまだとあつて一方は市政批判演説会、他方は市民集会という名目。だが名目はどうであろうと、来る市議選で相手側を苦境に追い込み、わが派を有利に導こうとする意図のあることはその演説内容から否定できない。”

候補に……清き一票を”と言わないだけで実質的には選挙運動そのもの…

以下、思わぬところで総選挙を迎え、テンテコ舞する那覇市選挙管理委員会と、昨晩の両派演説会場をのぞいてみた。

て宮城和市民から「市民の良識に訴える」泉正重氏から「瀬長市政の盲点を衝く」崎間敏勝氏の「瀬長市政維感」神田正重氏の「那覇市政を正常に取り戻そう」その他高良徳栄氏の「瀬長市政は零以下である」西路順治氏の「人民党政策の誤びゆうを衝く」との順でそれぞれ瀬長市政のこれまでの政策などを五分から十分間に亘つて痛烈に批判した。なお首里は「農研指所移転問題」もあつた関係で人民党同調者が多いとみられているだけに、当初から相当地なヤジ暴言が投げられるものと予想されていたが当初はヤジらしいヤジもなくスムーズに進んだ。ところが神田氏の演説の途中から「引込め」「何をいうか」「馬鹿野郎」などのヤジが飛び一時騒然とする一コマもみられ、主催者側から「ヤジで妨害せず意見があるならば前に出て堂々と対決しよう」との要望がなされるなど首里の演説会としては近來にない緊張した雰囲気をかもしていた。

小禄（市民集会）

六日を皮切りに十五日まで那覇市の各所で開かれる那覇市主催市民集会第三日目の八日は小禄クラブで開かれたが、午後七時半から始められる予定だったのが、集りが悪く一時間も開会

がおくれて午後八時半開会した。開会時刻に集まつた聴衆は約三百名、殆どが小禄区の人ばかりで、他区からの参加は少なかったが、集まつた聴衆は演説に対しては盛んに拍手をおくり活気にみちていた。

松根小禄支所長、宮城清三郎市議、瀬長市長などが次々とたつて 那覇市長不信案の真相 那覇消防隊問題 区画整理課などの汚職問題 小禄の黙認耕作地問題などをとりあげ、一部政治家、財界のデマにまどわされるなど力説拍手をあびた。

最後に瀬長市長が演壇に立つたところは続々人が詰めかけ聴衆は約千名に達し会場のふん囲気も最高潮で口笛や拍手でにぎやかなうちに午後十時半会を終つた。

名簿作製に大重アルバイト使つて那覇市会議員選挙の届出開始も間近に迫り、各候補とも選挙人名簿ポスターの作製など早くも準備に大重わるところを見せている。

選挙となると各候補者とも必死になつての票読みを展開するが、この時に必要となるのが選挙人名簿、投票間近になるとこの名簿のここかしこに赤丸をつけ、「この家は大丈夫、これはあぶない」とか、自分の得票の基準にして

いる。八日はあさから市政再建同盟が雇つたアルバイト学生二、三十名が選挙人名簿の作製に一生懸命という風景を見せていた。

市が認可却下を申請ノバス

協会のターミナル

〔沖タ・朝 1957・7・10〕

沖縄バス協会（会長上原敬和氏）では、都計によるバス・ターミナル予定地（上泉町一丁目）に仮建築の確認申請を出しているが、那覇市は、九日、同敷地が先に告示になつた都市計画によるバス・ターミナル用地であり、認可することはできないので却下してほしいという意見書を工交局政府建築主事宛に送つた。その理由として、次の諸点をあげている。

バス・ターミナルは、都市計画法第三条の規定による告示第七十二号（五六年三月）で都市計画那覇バス・ターミナルとして認可されたものである。都計法第五条には、都計及び都計事業は、行政庁が行つことになつており、行政庁として指定され、さらに市会でも議決しているもので、当然指定行政庁である那覇市が執行者である。都計法施行規則第二条で決められた行政

庁以外の者が、都計の一部執行者となることができても、告示で決定された那覇市バス・ターミナルは他の人が着手することはできない。

確認申請書には、同地域に仮設工場の設置を許可するという政府建築主事からの指令がついているが、那覇市での建築要請は、市の副申によって主席が許可するという従来の運用が合法的である。同指令は従来の運用を破つて許可しており、これを認めることは、那覇都市計画に支障をきたすものであり、却下して欲しい。

”市民集会は「ご免」/オフ
・リミッツで商売あがつ
たり/小祿の関係業者が
申入れ

〔沖タ・朝 1957・7・10〕

那覇市が、六日から市内各地で市民集会を開き、瀬長市長らが市政報告をやっているため、旧小祿一帯は米軍の立入禁止となり、米人相手の商売があがつたりになったと、新辻町、宇栄原部落の風俗営業、タクシー業代表上江田惟広氏外三名が、八日市役所を訪れ、小祿での集会はやめて欲しいと申し入れた。

小祿新辻町、宇栄原一帯は、その七

割が風俗営業、タクシー、おみやげ品店などで、軍では、市民集会のある日とその前後は兵隊の外出を禁止している

那覇市の市民集会は、十五日まで日程が組まれ、三日置きに小祿で行われているため、十六日までは解禁にならず、その間、商売はあがつたりだということも

市役所では市長が不在のため神山総務部長が代表者と会い、話し合った結果、日程を変更して、小祿を早く済ますという事で折り合いがつき、十四日に予定していた具志部落、新部落での集会を十一日にくりあげ、十三日の土曜日から解禁にするようはかることになった。

その後、代表者は記者団と会い、要旨次のような声明書を発表した。

市民集会は、市政報告の美名で人民党が党勢拡張をしようというものであり、小祿の市民は迷惑している。軍は人民党の演説会が開られる間は、オフ・リミッツにするといっており、軍と密接なつながりをもつ小祿では、市民の生活がおびやかされることになる。今後は、明治橋以南では、一切集会をもたないでほしい。

広告/瀬長市長への公開質問(その二)

〔琉新・夕 1957・7・11〕

我々は六月七日の琉球新報紙上で貴殿への公開質問をやつたが、予想の通り貴殿は回答をさけた。瀬長市長は新聞紙上で回答することは、広告料がかゝるのでやらないと言つたり、又あの質問は黙殺するとも言つている。然しあの質問は黙殺出来る種類のものではない。貴殿が黙殺しても、市民の心には大きな疑問が起つて瀬長亀次郎の神話

はそこから崩れてしまうことを警告したい。また金のかからない回答の方法もあるから老婆心ながらお知らせしよう。それは各新聞と記者会見をして貴殿の回答を無料で新聞記事にしてもらうことである。公開質問は市民が大きな関心を持つており、貴殿がどの位逃げ切るか皆注目しているから、各新聞社が協力してくれるものと思う。それで前回と今回の質問を併せて回答して頂きたい。

一、ヤジ隊について

人民党が相手方の演説会の妨害をするために組織的ヤジを送っていることは市民周知の通りである我々の調べたところではヤジ隊は豊見城村やコザ、西原方面から来ており、一人

当り泡盛二合、そば代三十円を支給されている。このヤジ隊は瀬長市長の言論封殺の手段であるが、市長は今でも言論の自由を信ずるかどう

二、都計工事は始まつているか

瀬長市長は一月の議会では三月の雪解けを説き三月の議会では六月の施政方針を待てといふ、六月の議会ではとうとうウソがばれて、不信任されてしまった。那覇市は八千万円の自己財源収入の内四、〇〇〇万円は人件費 二、五〇〇万円は事務費で残りの一、五〇〇万円が土木修繕費であるが、瀬長市長は九日の農連市場で「都計事業は再開され、ブルトーザーはつなりをあげている。ウソと思うものは、泊の市営住宅前を見よ」と言つた。われわれが行つて調べたところによると、あれは某土建会社が建築工事の余った土をブルトーザーで凹地にすてゝいるに過ぎない。貴殿の都計事業は市営住宅前

三、むつみ橋際のピアホールについて

最近むつみ橋の側ガープールの上に、新しいピアホールが出来た。瀬長市長は河川は公有水面にして政府が管理せよと公文で要求したこと

があるが、このピアホールが瀬長市長になってからただ一軒出来たのは利権の臭みがある。市長は果して、この建築に許可証を発行したかどうが。許可証を出したならばその日付と番号と許可を受けた者の氏名を發表してもらいたい。また無許可であれば建築物の撤去を命ずる考へか否か。

四、市役所前道路修理について

都市計画工事の停止で市民は大きな迷惑を蒙っているが、その一例はバス会社である。道路がデコボコであるためにバス協会は止むを得ず市役所前通りと那覇警察署横通りを自分の費用で修理をした。その費用は市役所前通りが二回で約九万円、バス・センター入口が約三万円を要した。この修理に市長はダンブカーさえ貸すのを拒んだ。市長はバス協会の美挙に対し感謝する意志はないか。

五、一括払反対について

軍用地代の一括払について、瀬長市長は、絶対反対の先頭に立っている。演説会では宣伝している（尤もわれわれはこの原則は地主が造ったもので、地主は瀬長市長の指導を受けていないと考えている）。ところが

布令第一六四号による一括払いの通知が今年の二月二十三日に那覇市に来たのに瀬長市長は何らの反応を示さないで、わずかに六月の施政方針に地代の受取拒絶を言っているだけである。これは一括払い反対の闘士、那覇市土地を守る会々長にはふさわしくない。瀬長市長は何故二月二十三日に辞表を出して総辞職の先頭に立たなかったか。

一九五七年七月十一日

那覇市政再建同盟

那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(1)／瀬長市長実現の因？／一部市民の感情的反撥が大きく働く

〔琉新・夕 1957・7・12〕

那覇の市議選は、届出を問近に控え急に活発化して来た。本社では市民がこの選挙で正しい一票を行使してもらいたい。"那覇市政のゆくえ"と題し、瀬長市長の就任当時からこの六カ月間の市政、議会の動き、市会解散後の動き——即ち市議選に対する各政党、各派の動きなどについて各記者に語って貰った。

司会 ではまず瀬長市長当選に対する各方面の観方について……瀬長市長

の当選は英米をはじめ国際的に新聞雑誌でとりあげられたが……

F まず当時の島内の客観情勢からみると、瀬長市長は、比嘉前主席急逝の後釜に座った、当間前市長の後釜に座った形になっている。当間が主席になる時の特色は経済人が団結して彼を推したことである。その後に来た市長選挙でも、これらの経済人は団結して瀬長陣営切崩しにかかったが、結果は逆に吹飛ばされた。瀬長当選の原因は、十余年のモヤモヤとした空気と、貧富の差に対する反感とも言えよう。あの当でも、市民は決して瀬長自体を目標にはしていなかったと思う。

E 軍や財界に対する反撥の表現として瀬長を利用したというわけだネ。それに土地問題なんかもからんでいたと思う。即ち、瀬長は土地問題に便乗し、市民は反撥の表現に瀬長を利用したという形だ。

F 市長選挙で都市地域の投票率はどうかだったか。

A 首里、小禄よりは投票率は悪かった。

E 首里、小禄の非都市地域は瀬長支持が多かったというが、その原因は……

G それは土地問題を人民党が指導

し、人気を得たことにある。例えば小禄の具志における彼等の活動だ。

F 人民党員は、各部落でも決してアンカンとしてはいいない。例えばある部落で何か奉仕作業があると卒先するそうすると彼等は暑さ寒さを厭わず出て来て実によく働く……その働きぶりが部落の人々に好感をもって迎えられ用するため意識的にやっているかも知れないが、イデオロギーの何ものかを知らない純朴な村びと達はそのやり方を高く評価、信用するワケだ。そこで彼らから何か"お願いします"と頭を下げられるともう断り切れなくなってしまうのだ。

民族運動とは関係は少ない

G 瀬長の当選は中央紙も大々的に報じていたが、一地方自治体の首長当選が段扱いで報じられたのはこれが始めではないか。

D 赤ハタはトップ扱いだった。

E 本土の新聞は瀬長の当選を一種の民族運動の結果としてうけとっているからだ。

B 確かにそうだと思う。しかし果して那覇市民が民族運動にめざめて瀬長に票を投じたかどうかは疑問だ。

C 問題はそこだと思う。日本や海

外では、瀬長の当選を民族運動のあらわれとみたが、沖縄現地では必ずしもそうと言えない。少なくとも意識的ではなかった。

D さきの話のように単なるウツプンばらしと思われる点が多かった。

A ある七十余りの爺さんがこんども瀬長陣営に投票するというので理由をきいてみたら、彼の主義はわからんがこんど彼を落とすとアメリカ人から馬鹿にされる―即ち沖縄人はいじめさえすればいつでも節操をまげるとみられるのが嫌だというんだ。そこでこの次には「我」を折って人を選ぶというから、更に事情を尋ねたら二回位”沖縄人は強いんだ”という印象をアメリカに植えつけたら、あとは彼らも考え直すだろうし、市民も大変だから三回目にはお金の貰える別の人を立てるというのだ…(笑声)

貧富の差からの分裂／無視できぬ

人民党の活動

D 一つも理論的ではないが、この気持は案外中年の人にも多い。

E アメリカも沖縄の指導者もこの点を見逃してはいかんと思う。これは別に民族感情なんという意識的なものではないが、先ほどの話のように戦後の貧富の差がアメリカに対する反感に

置きかえられているようにも見える。自動車族とテクシー族の分裂だ。

B 外国でも本土と同様民族意識で瀬長を押し出したとみているようだ、そして外国は世界で米国の基地のある所は必ず問題を起したと結論づけようとしているかのようにはさえみえる。

G どの雑誌(外国)だったか沖縄をキプロスの引き合いに出していた。

C しかし瀬長は人気を表示するのは立法院時代から何時も最高点という事実を無視できぬ、一体彼の人気はどこから来たのだろうか。

F それは民主、社大党が無定見、無能力であつたということも大きな一因だ。両党は、沖縄の政治を人民党の一人舞台にさせるために結党されたようなものだ。民主、社大の演説会なんか若い者には全然人気がない、それに反し人民党はアジ宣伝が上手の上に機を見るに敏だ。

E 瀬長の当選は、単に保守が統一できなかつたからとみるのは誤りだと思つ。

D その点は反市長派は十分考えるべきだろう。仲本為美が立たなかつたらその票は、そのまま仲井間宗一に行つたとみるのは甘い。

G 当間主席も選挙後モーア副長官

(現高等弁務官)を訪れ”瀬長を当選させたのは私の現状分析の誤り―甘さであつた”とわびたそうだ。

D 瀬長が当選した翌日から財界やその他が非協力声明を出したが、市民は一体これをどう受けとつただろうか

G 私の聞いた範囲内では市民を瀬長の方に押しやつたに過ぎない。

瀬長は当選を確信

E 話は違つが瀬長は当選すると思つていたのであるか。

C 当選を当にしていたとみるのが正しい、しかし当選してからどうするかは考えていなかつたと思つ。

B 党勢拡張のリトマス試験紙とみてたどる向もあるが果してどうだろう。

D 当選できないと知つたらたつた一つしかない持駒―瀬長は出さなかつた。彼らの票読みは確実だし、必ず当選するとみて立つたとみるのが正しいだろう。(つづく)

那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(2)／巧妙な首のスゲ替え／部課長連は自然居つらくなる

〔琉新・夕 1957・7・13〕

司会 話を市長当選後のことにかえ

そう。瀬長市長は当初市職員”首切り”はしないと語つていたが現状はどうか。

A 瀬長市長は、当初、職員首を切る意志も、人民党員で市役所を占領する意志もない―と語つていたが、その後だんだん首のスゲ替えをやつてゐる。その手も実に巧妙で依願退職という形だ。例えば金城前区画整理課長のように……

D 最近急に異動がめだつたようだが、何か理由があるのか。

H これは前に紙面にも現れたように、部課長としては居つらくなつたからだ。瀬長市長や人民党議員は、市役所幹部が如何にも利権をむさぼつていたような―不正を働いていたかのような印象を市民に植えつけようと躍起になつてゐる。例の市民集会における演説もその一例だ、しかし、二の課長は不正があるとして告発されたが残りの部課長は、どつちかというところの白だ、にもかかわらず不正！不正！とワメキ立てられたら誰だつて居つらくもなるうというものだ。

B 市長はそれを待つていたのでないか。

A そんなに見えないこともない。何故かといえれば彼は何時でも辞表を出

したと思つたらすぐ後任を任命している。見方によっては後任を見つけておいて、現任課長の辞任を迫つた？ともみられる。

G それに今のうち人民党や同調者で市役所の重要ポストを固めておけば、つぎに新市長が現われても”首切り反対”で座り込んで市政をマヒさせ、それに乘じて党勢拡張を企図しているともみられるのではないか。

E 最初市役所の部課長は総辞職の動きを見せていたが、それが居座つた理由は何か？

A 瀬長の当選で誰よりも慌てたのはやはり市の部課長だ。それで彼らはいち早く総辞職を表明？したが市会議員や、政府首脳部から”今君たちが総辞職したら、みすみす彼等に城を明け渡すようなものではないか”と説得され、市議とタイアップ、内外から瀬長の追放をはかるため踏みとどまつたというのが真相だ。

B 彼等は当初、市会が絶対多数を占めているからすぐ瀬長を追い出そうとしたが、いざとなるとそれはなかなかむずかしく結局彼等が居づらくなつてひいたというわけだ。

選任できない助役

F 瀬長は六カ月にもなつてまだ助

役を選任していないがそれはどうなるのか？

H 市長は三月の定例議会に中立系から助役を選任、議会の承認を求めると考えたのだが、協力を求められると思つていた社大から色よい返事が聞かれず六月に持越したが、そろそろ瀬長市政の行詰りがハッキリして来ただけに誰も手がない。彼の構想は部長制を廃して二人の助役を置く考えだつた。外部から助役の選任はむずかしいとみた彼は総務部長の幸喜克彰と財政部長の長嶺良松に助役就任方を懇願した。二人なら市議会とも顔馴染だし市会の承認も求められると思つたのだろつが、問屋はそうおろさなかつた。幸喜、長嶺両部長とも”今までアナタと一緒にやつて来ましたがもうゴリゴリです”というわけでサツサと辞表を叩きつけて市役所を出たというイキサツがある。今のところ助役の顔ぶれはうわさにさえのぼつていない。

B 仲本為美派の浦崎康華の助役のうわさもあつたが？

C それは市長が首をタテにふらなかつたという話だ。

D 市役所内のこの頃の空気はどうだろつ。

警戒し合う市の職員

A 瀬長の就任当時は、さすがに職員の間揺は見逃せなかつた。職員が一番心配したのは棒給がまともにも貰えるかどうかだつた。しかしこの不安は増俸につぐ増俸で単なるき憂に終つた。俸給がまともにも貰えるかわかつて市職員は落ちつきを取戻していたが、最近では職員同志でも互に警戒して職務外のことには絶対にしゃべらない。というふん困気が生れつつあるようだ。原因は瀬長が選挙は自由だが敵に内通するものは徹底的に処分する、と訓示したからだ。

何処にも例があるが、市役所職員の中にも、すぐ市長に内通して一人い子になるつとする者がいるわけだ。それで誰がそいつかわからないからウツカリ話も出来ないというありさまだ。

失敗した三月攻勢

司会 話を三月議会にかえそう。まず絶対多数をにぎっている野党の三月攻勢は何故失敗したかという点から：

H 三月攻勢が失敗したのはやはり、当間系が旧二日会の八人を陣営に引入れられなかつたからだ。それに、市長と人民党議員が、市会議員が前市長と結たくして不正を働いていた事実があり、断固追及すると例の調子でハツパをかけたものだから、野党側も

いささかひるんだともいえる。

B その間野党側の動きはなかつたか。

G 人民党のねらいは反当間勢力の結果にあつた。旧二日会としては感情的に当間系と合わない所があつたのでそこを見事に人民党に利用されたという形ではないか。

C 日時はハッキリ覚えませんが二十七日議員が民主党本部に押しかけ”瀬長を防共法で追い出してくれ……”と懇願したことがあつた。その時民主党の某幹部がそんなダラシないことではどうするかとしかり”組織には組織をもつて對抗せんといかん”と説得され、なるほどごもつとも引退つたが泉前議長はよほど感激したとみえ、即日民主党に入党した。

F 二十七名もいてまさに笑話だ。

E 瀬長の亡霊におびえてしまつて自分たちの力ではどうにもならないと思つたのではないか。

C 少なくとも彼らは政治家ではないネ。

A あの頃の市会は今八名の二日会に牛耳られていた。

D ところでその二日会というものの本質？は何かネ。

C 二日会を作つたのは高良一だ、

高良が泉と議長を争った時、いわゆる八名の面々が高良に投票したわけだ。負けたとは言え高良にとっては八名の好意は有難かつたわけで、その晩例の八人を料亭に招んでタラフク飲みましたら翌日はみんなが二日酔いで起上れなかつた(笑声)という所から二日会の名が生れたというがほんとかねえ。

B 冗談にしてはよくできてるね(笑声)

G 市会の各派は議長の椅子をめぐる自然発生的に出るのが普通だ、結局、高良一が競輪法に賛成して除名された後は仲井真元楷が主導権を握り、それを操ったのは無口な比嘉ゆう直という話だ。(つづく)

那覇ノバスターミナルノ社長に上原敬和氏が

〔琉新・夕 1957・7・13〕

那覇市のバスターミナル問題は、計画が市営からバス協会との合弁、更に市営と三転、成行きが注目されていたが、十一日各バス会社社長(首里バスを除く)上原バス協会長、高良前陸運課長らが発起人となって料亭那覇で「那覇バスターミナル株式会社」の創立総会を開いた。

同社は資本金二千万円で、那覇市との

ターミナル敷地の話し合いがつけば早速に建築工事にかかる予定である。

創立総会では、取締役社長に上原敬和、専務高良憲松、監査役小波津次郎、同玉村真広の諸氏を選出、当分の間常務は空席にすると決定した。

同社設立発起人代表者上原敬和氏から、さる五月二十日に主席に出した「那覇バスターミナル特許申請書」の回答として主管局の工交局から「早急に会社を設立するように」という助言があつて創立総会を早急に催す運びとなつたもので、同社としては税務署前の広場四、一九三坪をターミナル敷地に予定、すでに主席の認可も得ている。

また瀬長市長も「バスターミナルをバス協会に経営させてもよい」との意向を市民集会などで表明しているので市有地一、二〇〇坪の譲渡折衝はスムーズに行くものとみられている。

上原社長の話 今のターミナルは五年間に、一年間利用するつもりで建てた仮営業所で現在は雨降りなんかには傘をさして執務するという状態である。従つて住民に対するサービスも思うように出来ず迷惑をかけているので、早急にバスターミナルを建設しなければ関係者が協議、去る五月二十日に発起人代表から主席

に特許申請を出したところ、まず会社を設立せよとの回答があつて設立組合の運びとなつたものである。バスターミナル予定地の中には那覇市の市有地も千坪余りあるが、瀬長市長もバスターミナル問題は非常に気を配つており、市民集会などバス協会に経営させてもよいと述べているので土地の件は早く話し合いがつくものと思う。那覇市との話し合いがつけば直ちに着手したい。

一社説一

市民の自覚を促す

〔沖夕・朝 1957・7・14〕

那覇市議選挙は、十六日に立候補届出が始まるというのに、もうすでに各地で、市民集会、市政批判といった名目で両派の激烈な運動が展開されている。こんどの市議選は、瀬長市長の不信を問う選挙であり、この選挙の結果、瀬長氏が市長としてとどまるか、辞任するかが決められる。その意味では、従来の市議選とは大いにおもむきを異にするものといわなければならぬ。

那覇市政は、瀬長市長の就任前後より雲行きが荒れ模様になり、不信任案が提出されるに及んで、その対立感情

は抜きがたいものとなつていたのである。こうした市政の波乱が、いずこに原因があつたかについては、いまここで断定することは出来ないが、とにかく、前述の対立感情が尾を引き、一方は瀬長市長を中心とする市民集会のたちで、他は市政再建同盟という名でこれに対決するようになったと思われる。これまで、どちらかといえば、各個バラバラであつた市議選が、その是非は別として、大きく分けて両派の対決のかたちで行われようとしているのも、こんどの選挙の一つの特色と言えるだろう。

立候補届出を前に、すでに両派の小競合いは、各演説会場で演じられている。市長選、不信任、そして市会解散を通じての対立感情は、選挙戦に入ることによつて、ますます烈しさを加えていくだろうと想像される。これまでの演説会場から受ける印象では、そこにはすでに泥試合的な要素が多分に内包されていることは否定出来ない。

泥試合的な様相が濃くなればなるほど、勝たんがためには、いろいろの戦術や工作がなされることだろう。その選挙戦の中にあつて、もっとも大事なことは、市民有権者の冷静な態度と判断でなければならぬ。いかなる選挙

でもそうではあるが、とくにこんどの選挙においては、選挙戦の興奮にまぎこまれない気構えが必要である。

有権者一人一人の正しい判断が、市政を向上せしめるものであることをこの際、強く自覚しなければならぬと思う。

那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(3)／親分子分

結ぶ市会／三月不信任の失敗は感情から

〔琉新・夕 1957・7・14〕

司会 三月議会以後の動きはどうだったか、旧二日会と瀨長派の動きなんか……

A 三月議会後、旧二日会は急速に瀨長派と親密化するかに見えた。仲井真元楯、比嘉ゆう直、上原光男なんか毎日のように市長室に出入し、市長や鳥袋嘉順なんかと、まるで同志のように仲良く話し合っていた。市長室に入る時は一応秘書に断わるのが普通だが彼等はフリーパスだった。そのうち仲井真元楯や比嘉ゆう直の足が遠のき、六月議会前まで連日のように顔を見せていたのは上原光男だけだった。

H 瀨長は仲井真たちの足が遠のいた頃、既に彼等が当間主席や民主党に

呼ばれて軟化？しつつかあることを知っていた。

A 仲井真が七名の旧二日会をリードして瀨長市長不信任に反対した時、市の幹部たちも「真意が知れん」と語っていた。ある幹部はこのことについて「仲井真は人民党にどこから資金が来ているかを探るため、瀨長に接近したというが、それを探るところか逆に利用されるだけ利用された形だ……役者は瀨長の方が上だ」と語っていた。

G こんなこともあった。議会在終ったあとで民主党の星、大浜、親里という面々が仲井真を党本部に呼んで、君は民主党の那覇支部長じゃないか、何故市長不信任に賛成しなかったんだ——と叱りつけた。これに対し仲井真は、瀨長を不信任しようという回状が野党議員に回されたが僕の所には来なかった。彼等当間系は僕を不信任反対とみたらしい。というよりか彼ら十八名だけで名をとり、良い子になろうとしているのでシャクにさわったと語っていた。これだけでも感情で動いていたということが言えると思う。この後で民主党の幹部は軍に呼ばれたが、那覇市会は当間をめぐる親分、子分の関係がこんな結果にした」と卒直に述べたという。

F 当間が自ら進んで親分、子分のキズナを断たんといかん！と民政官に話したというわけか。

G そうだ。そこをズバリ言っていたそう。

主席室が対策本部？に

司会 三月議会から六月議会までの両派の動きについて……

A 五月の中旬ごろまではめだった動きはなかった。反市長派は新垣市議会事務局長の辞表提出問題で顔を揃えたが議会対策には一言もふれず、六月の議会が始まるまで二日会に対する工作なんかはしなかった。というよりか感情的になることを恐れて、三月議会で主導権を握っていた当間系の渡口麗秀、辺野喜英興、比嘉朝四郎なんかは自ら表面に出ることをさけた。

H 当間系の議員は動かなかったが、当間主席やその取り巻き連中（外部）はよく動いた。彼等の狙いはまず旧二日会の主導権を握っている仲井真の抱き込みで、市長室から足の遠のいた仲井真の足はそのまま主席室に向けられた。六月議会が迫るにつれて、当間系議員の主席室出入りは目立ち、一時口の悪い記者達から主席室は「那覇市会对策本部」の異名を奉られた程だ。

C 瀨長派の動きはどうだった……

A 瀨長派はこの期間を実に有効適切に使ったと言えよう。まず彼等はこの期間中に三月議会で公言した市役所内の不正事件摘発に乗り出した。例の土木課職員の不祥問題がその第一矢だった。続いて公表されたのが、首里石嶺の農道問題などである。だがこの期間に見落せないものがある。例の旧二日会の抱き込み工作だ、瀨長は首里バスの役員改選で四名を役員に送りこんだ。そして現在三名は完全に瀨長派に回っている。更に、あちこちで市民集会を催し、市役所をバクロし、市役所幹部と市議に対する不信の念を市民に植えつけることも忘れなかった。

E 瀨長は汚職問題を不信任を押しやる方途に利用したとは見られないか。

H そう見られないこともない。しかし市会議員の中にも当局と結託して不正を働いた奴がいると彼らは公言したが、クサミがあるといった程度らしく、未だに市議の名はあがっていない——市議とのかかり合いは確証を握っておらず。バクゼンとそうぢやないかという疑いの域を出ていない。

F 結局、小ネズミだけを退治して大物はつかまえきれなかったというワケか。

A そうだ、彼等が市会や市民集会

で述べたのは単なる宣伝だった。という
ことになりそうだ。

資金凍結の責任問題／不正追放な
どはプラス

司会 瀬長市政について

C 瀬長は資金凍結は、自分の責任
でないというが、ほんとにそうだろう
か。

E 瀬長は資金貸付をとめた責任は
俺ではないと言っているが、瀬長が市
長になったから資金貸付がとめられ
たのは事実だ。琉銀や民間銀行は、瀬
長が市長だから金は貸さないといい
るから彼の責任である。瀬長はこの
点を認めるべきだ。

D 瀬長は三月議会で、資金凍結は
実質的にはとけつゝあり、民族資本
を借りて都計を遂行する自信がある
と述べていたが果して凍結は解けた
か。

A 全然解けていない、琉銀に押
えられた市預金約三千万円は返済の
分には繰入れられただけだし、都計に
政府がやるべき工事が入っており、
当然政府が施行すべきだという点も、
政府はOKしていない。瀬長のいう
民族資本も結束して彼が市長である
限り那覇市への融資は認めないと
声明しており、少なくとも資金面
では那覇市は八方塞り

だ。もっとも瀬長は本土から借り
るとか小祿の地主が百五十万円貸
すとかいっているが果して実現する
かどうかはわからない。

B アメリカに保護育成されている
市中銀行から金が借りられると
みたら瀬長のもの考え方の甘さだ。

G 瀬長市政のマイナスの面ばかり
あがっているがプラスの面はない
か。

E 良い面といえば民族意識の高
揚がプラスの筆頭にあげられる。こ
れは金銭ではあがない得ないもの
だと市長派はいう。

瀬長は、自分が市長になったのは
アメリカのお陰だと就任当時語って
いたが、彼の当選で沖繩が世界の注
目をあび、沖繩におけるアメリカの
施政がくまなく世界に知られたとい
うことだ。

このことでアメリカは従来の沖繩
施政に対し反省すると共に、こん
ごの為政には慎重を期すと思う、更
に小さい面をみるなら、前市長以
来のたるんだ那覇市政を活気づけ、
不正を摘発したことも、こんごの
那覇市政や職員の内構えに必ずや
プラスするものと思う。

D 瀬長市長は、この六カ月間の
市政がほんとに良かった。十一万
市民のためになったと思っ
ているのだから

か。

A 本人や人民党は良かったと思
っているだろう、彼等は実に意義
づけも素晴らしい、それがよく
市民にアピールする。果して良
かったかどうか問題があるとして
も……。

E 瀬長は民族運動を起すため、
沖繩の統一戦線を叫んで来たが
彼が市長になったとたん、実質
的には沖繩の統一戦線はくずさ
れた。これはどうなるのか——
彼は何と答えるだろうか。

A 民族統一戦線がくずれたのは
事実だ、裏にどんな策謀があつた
にしろ……しかし瀬長がこの問
にどう答えるかは知らない。私
がびっくりしたのは、不信任案
通過後、彼が市職員を集めて選
挙は自由な立場でやっていたとい
いが敵に内通するものは容赦し
ない」と述べたことだ。

彼は常に敵を念頭に置いてい
るようだ。いいかえれば住民を
自ら分裂させていることになる。

G 民主党は四原則の貫徹を主張
する人民党の親玉が、一括払い
が強行された現在も、その市長
の職にとどまるのはおかしいと
笑っている。

D 専決処分の問題もおかしい。
彼は今不信任され、謹慎すべき
時だが、法規の専決処分の項は
瀬長のためにつ

くられたようなものだ」と大言
壮語、まるで専決処分を乱用し
ているという印象を与えている。
彼が主張する民主主義との関係
はどうなるかといいたい。

E 法意を無視し、議会政治の
否定であり、独裁政治以外の何
ものでもない。

H こんごに悪例を残すことにな
る。

D 市民集会の費用なんか何処
から出るかと疑問視する向きも
あるが……

A もちろん市の予算だ。

G 市政報告市民集会というの
になぜ人民党議員だけがシャベ
るのか。

A 第一回目の時は、反市長派
の議員、旧二日会の面々にも招
請状を出したが来なかったのだ。

一社 説一

誰が初めに泥をなげるか
市民は監視している

〔琉新・朝 1957・7・15〕

那覇市議選挙は届出日もせまり、
候補者は準備作戦の展開にそれ
こそ汗みどろである。解散と同
時に潜行運動はクモの巣のよう
に那覇市内にはられ、いまや、
それを手ぐりにかゝるところに
きているようだ。

選挙は結局は個々の議員同志のた

かいになるが、今度の選挙の特色は、瀬長市長を支持するか、しないかの決定にある。それだけ市民の関心は深く、大局的には個々の議員の当落よりは、瀬長派と反瀬長派の勝星の多寡にかかっている。

個々の議員の当落とは別に、瀬長市政打倒の旗の下に「那覇市政再建同盟」が結成されたが、選挙運動はこの同盟と人民党とその同調者との間の政争が中心となって展開される形勢にある。早くも両者の演説会ははげしい言葉の投げ合いをし、暴力化しそうな気配さえみせている。

両者は勝ちたいがために互いのぼせているのであるが、勝つためには理性的になることが第一要件であることを忘れないでほしい。単なる悪罵のための悪罵は市民が受けつけないであろうし、市民は彼ら当事者たちよりも冷静に事態の動きを観察していることを夢にも忘れないことである。演壇でひとり激して手足を振り回すことは滑稽であって、決して、市民はついてはいかない。理性的に筋道を立てていくことが市民を納得させるものであって、冷静な対話式やりとりが相手を説伏する最良の方法であるゆえんである。宣伝活動ということのむずかしさは、宣

伝者はひとりでに熱をあげるが、逆に相手は冷静になるといつところにある。

もし、今度の選挙が泥試合となつたら、市民は誰が初めに泥を投げつけたかを追及するであろうし、それこそ理屈抜きに泥を初めに投げた方へ黒星をつけるであろう。まだあと二十日間もあるが、昨今のやりとりは善良な市民のくみしないところである。言論戦といつてもおのずから限度がある。そして言論には言論をもつて答えるのでなければ民主主義は成立しない。われわれは独裁政治と暴力政治を絶対に排したい。これを犯したものをわれわれ市民は拒否するのである。

瀬長市長は公開質問に答えよ

那覇市政再建同盟は、新聞を通じ瀬長市長に対し、市政に関する公開質問を行い、その回答を求めている。ところで当の瀬長市長はこのことについて、十三日の記者会見で「再建同盟の性格がわからないので、その性格を十分検討した上で質問に答えたい」と述べている。このようなあいまいな態度では逃げをつつしていると解されぬこともないがどうか。

いままの場合、市政再建同盟の性格にこだわる必要は毛頭ない。再建同盟が

市民の集りであることは周知の通りであり、その質問は市民の質問といえる。市民の質問に市長が回答をしぶる法はあるまい。瀬長市長は議会に解散を命じて以来市内諸々方々で市民集会を開いている。しかも「市民集会に名を借りた人民党演説会だ」などの批判を尻目に「市政を市民に報告するのは市長の義務である」として強引に続けてきた。ナルホド市政を市民に報告するのは市長の義務に違いない。然しながら一方的な市政報告だけでなく市民の疑惑についてもこれを積極的に解かねばならぬ責任もある。それを守つてこそ真の民主的市長といえるのである。

瀬長市長の議会解散は、市長としての自己の信、不信を市民に問うためのものである。こんどの市議選挙でその審判が下るわけであるが、このように瀬長市長はもちろんのこと市民にとつても重大な選挙をひかえて、市民から投げられた疑惑、しかもそれが公開質問となつて現われた以上市長としての責任上進んで回答すべきである。いい加減な責任逃れが許されないことは「民主主義の確立」を絶叫する瀬長市長が最もよく知っているはずである。

那覇市政のゆくえ／本社記

者座談会(完) / 市民第一か 党勢拡張か / 過半数をとれぬ時市長はどう出る？

〔琉新・夕 1957・7・15〕

司会 こんどの選挙その他について話してもらおう。

E 選挙の見通しはどうだろう。瀬長は市長派が十一名をとることが出来なかつたら辞めんといかんが逆に、瀬長派が十一名以上を取つたとしたらどうなる？

B 瀬長派が十一名以上とると那覇の市政は今の混乱状態が続くということになる。

C 仮に瀬長派が過半数をとることができず、ヤット不信任案の成立を防ぐ十一名しかとることができなかったとすれば、議会では常に議案が否決されるという結果になるネ。

D 瀬長は過半数をとることが出来なくても市長の椅子にとどまるだろうか。

A 市民の犠牲を考えるなら今までに辞めているであろう、ただその犠牲というものの見方、考え方が違っている。その場合はわからない。

C こんどの選挙で市長派の立候補者は十三名、それに十三日の記者会見

で更に立候補者を四名ふやすと語っているが、瀬長は積極的にこの選挙戦を勝ち抜こうという気はくはないように思えるが、過半数をとることが出来ない場合、議会で予算案なんかの重要案件が否決されたら一体どうして市政を運営する気なんだらう。結局、困るのは市民だが……

E 逆にいつと那覇市民の大多数が人民党員にならない限り、那覇の市政はスムーズに運営できないということになる。

C 市長を信任するか、不信任するかを市民に問うには市長派も反市長派も十六名以上は候補者を出すべきだ。

A 市政を担当する市長は十六名以上の議員をとることが出来なければ辞めるのが常識だという声が市民の中にもある。

G 瀬長や人民党の目標は、今のところ不信任案を阻止するに足る員数獲得に目標をおいているのではないか。人民党の考えは市民の福祉よりも党勢拡張にあるし、社大、民主党は問題のとらえ方が政治的にきわめて拙い。

H 瀬長が仕事を十分できないので市長の椅子にしがみついているのは、政権をとったことのない者の弱みだという声もあるようだ。

E 逆説のようだが瀬長が市長になったことは、沖縄の日本復帰をおくらせる結果にはならないか。

G 民主党はハッキリその点をついている——即ち人民党市長の出現によって日本復帰がおくれたと。

C 主席公選だつて同じことが言えるのではないか、人民党勢力の強くなるのはアメリカをいよいよ不安にし、政治的に沖縄をしめることになりやしないか。

D そうも考えられないこともない。

選挙戦へ各党の動き
司会 各党のこんどの那覇市議選に対する動きは……まず立法院で多数を占める民主党から……

G 民主党は、党の本質が親米だからか、こんどの選挙では強く反瀬長を打出している——これは自然のことだ。党として公認候補を六名程度出すとかいつているが、まだ動かないところからみて、単に反瀬長派を応援するだけにとどめるのではないか。

B 民主党は前議員で瀬長派にまわつたと見られていた者はこんどは調整できているか。

G 民主党はこんどは反瀬長で足並みは揃っている。前に仲井真元楷、高

良一、上間長などが党の考えから外れてもつどうにも出来なかつたし、この点からみると民主党は言行不一致といえる。

E 社大党はどうか。

A 社大党本部は、こんどの市議選は那覇支部に委して猫ババをきめこむつもりだ。これが果して正しいといえるかについてかなりの批判がある。

G 社大党は地方自治に介入しない方針を堅持している。

B その原則は守られているか。与那国、平良市と与那原町などにおける地方自治選にタッチしたのはどういうワケか。

G これについて平良書記長は与那原は民主党が大量に応援にくり出したので、対抗しやむを得なかつた。平良市の場合も石原が民主党にクラ替えしたので、党の面子にかけても対抗馬を立てねばならなかつた。即ちそれぞれ事情があつたと語っていた。

A それは弁解にもならないか。

E 都合の良い得手勝手な話だ。政党として全く無定見ともいえる。

B 平良の話からすれば、那覇の場合も民主党が立候補者を立てているから社大にとっては特例になるのではな

いか。今までは特例の場合だけ介入したなら那覇の場合も当然介入すべきではないか。

E 社大党の理論からすると政党は下部組織を持たなくても良いということになる。

G 前の市長選挙で社大党は三つに割れ、若い党員たちは執行部不信任の動きまで見せていた。

H こんどの場合、党幹部は兼次の立候補をpushしようとした。これは人民党との提携を防ぐためである。

D 党幹部は立法院議員であつて、選挙のことだけを考へて若い党員の指導は全然やっていないんだネ。

E そうだ。こんどの場合も”さわらぬ神にたたりなし”で逃げているとしかみえない。

H 人民党は瀬長が市長になつてから政策が大分右に傾いて来ている。これがため社大党としては、彼等と一線を画すといひながら実質的には画し得ずにいるのではないか。

G 社大党は人民党と一線を画すということ自体に悩みを持っている。僕の聞いた範囲での推察だが、社大党が一線を画すというのは人民党ではなくて共産主義——即ち共産党ではないかと思う。その点から考えると人民党は軍

やその他から何といわれても”人民党は人民党である”というだけだった。彼らは”共産党ではない”といわずに「人民党」で逃げているので社大党としても困っているのではないかと思

F 社大党はこんどの市議選は支部に委すといったが支部はどう動くか。

G 那覇支部の幹部は、沖縄問題の本質をつけば社大党の道はハッキリして来ると語っていた。その本質というのは、沖縄はまだ米軍に反省を求めるとの立場にあるので、当然瀬長と同一歩調をとるべきとなのである。

H 那覇支部が人民党に近づきつつあるという証拠は、兼次が不信任後よく市長室に出入りしていたことや、市民集会で必ず登壇したことなどでもうかがえる。もちろん市民の中には、既に次の市長選をねらっているナ：と見通している人もいた。

F 兼次は社大党那覇支部長という肩書があるそうだが、党本部との結びつきはどうか。

H 形が社大党で、行動その他は全く人民党と同じだ。

F 社大党の中央執行委員会は党内をまとめることが出来ないのか。分派活動？を公然と見て来たワケだナ。

G そうだ。社大党の中央執行委員会は党内、とくに兼次を押える力はない。

F それでは党ではない（笑声）

E 社大党は、こんどの市長選の政治責任をとるだけの覚悟はできているか。

A できていない。知念忠太郎が、この前の中央執行委員会で”今瀬長を支持して、その後の市政の責任は持てるか”と、党幹部や兼次に詰めよつたが、誰も答えなかつた。だから党としても、那覇支部としても一か八かで選挙を勝ちさえすれば後はオイらは知らんというワケだ。党として考えていないということ、平良書記長の”瀬長を不信任して、早く市長選挙を迎えて党独自の候補を立てた方がより党として自主性を保つことになる”という言辞からうかがえるのではないか。もちろん、書記長のこの言辞は若い支部員からさんざん批判されたが……

G 社大党は、知念、崎間が那覇市再建同盟に走り、兼次が人民党に近づいたため結党以来初の危機に見舞われている。宮古支部からは党の思想を統一するため兼次を除名せよという手紙が来たとか来なかつたとか、党本部内では知念、崎間を除名せよと執行部に申

し込むなど二つの動きがあつたようだ。この問題は崎間、知念の脱党で一応終止符が打たれたかっこうになっている。

A 社大党は那覇市議選を迎えて支離滅裂な党内事情を十二分にバクロしたとみる向きもある。

H 社大党は平良辰雄が委員長時代は結束していたが、それ以後はガタガタ：結局平良（辰）という要（かなめ）が扱けたことによつてバラバラになつたワケだ。

市政再建同盟の結成／アメリカの反省を促すことにもなる

司会 那覇市政再建同盟について。

C 同盟のネライは何か。

D それは瀬長打倒という線だ。これは実にハッキリしており彼らはこの初期の目的が達せられたら解散するぞうだ。

E 完全なる政治結社だ。戦術を誤れば逆効果になるという声もある。

F そうだ、同盟は旧社大党の新進会グループだった西銘、崎間、知念忠太郎、安座間磨志という面々が中心になつてつくりあげたものだ。だが一、二回の演説で市民の中にはかなり批判の声も聞えるというのはあまり感情的にセナガを攻撃し過ぎるといふのだ。

彼らは若く、しかも理論的に瀬長を向うに回して十分闘えるし、特に市政の具体的な面をとりあげて市民に訴えれば十二分に初期の目的を達成することが出来るのに、下手すると逆に市民の心は離れる—というのがその批判の主なものだ。

H その声はあちこちで聞かれる。それは特にインテリ層に多い。同盟の面々は瀬長派が感情的に市民に訴えるから、自分らもその手でいくという愚はさけて、やはり理論的に、具体的な個々の事実をもつて市民に訴えるべきだといふのである。

G 再建同盟の結成をとかく云々する人もあるが、私は同盟の結成はそれなりに意義はあると思う。例えばアメリカのものの方、考え方の変化が考えられるからだ。みんなが知っているように同盟の中核メンバーは、かつて社大党の左派的存在の新進会だ。彼らは一時アメリカから反米的だとみられた事もある。彼らが日本復帰論者だったからだ。もちろん彼らは今もこの考えは捨ててはいないが—しかし同じ日本復帰を叫ぶ瀬長を彼らが批判するということは、アメリカにとつては不思議に思えるかもしれないが、現状では瀬長の行き方が正しくないと見て反瀬

長に回ったことは見逃せない事実である。アメリカはえてして民主主義者？に赤のレッテルをはる傾向にあるとみられていたが、こんどの再建同盟の結成、その中核分子の動きはアメリカに反省をうながし、こんご民族問題に対する彼らの処置をより慎重にさせるであろう。この意義は大きいと思う。

市長変れば都計工事は再開／大きい
訓練に立つ市民

司会 ところで市長が変わったら琉銀は金を貸すだろうか。

A それはすぐ貸すと思う。琉銀の融資拒否の理由には「瀬長が市長である限り」と明記されているから……それに軍補助金も直ちに支払われると思う。

C そうすると那覇市は、まだ目下行詰っている都計工事も、その他の事業がどしどし再開され、活気をおびるというワケか。

A そういつことになるだろう。

E 兎に角那覇市民は大きい訓練にぶつかっていることをはっきり知らねばならない。

B しかし、有権者の何分の一がそれをはっきり意識しているかなア？

F それは誰にもわからん。

司会 ではこの辺で。

広告／瀬長市長への公開質問(その三)

〔琉新・朝 1957・7・17〕

貴殿は公開質問には回答しないと云っているようだが、それは真理を愛する瀬長市長にふさわしくない逃げ方である。然しこの公開質問は、貴殿が無責任なデマゴグであり、自分の言葉を印刷に残されるのを最も恐れる男であることを那覇市民に知らせるのが目的であるから、実は貴殿の回答は期待していない。然し、当方ではこの公開質問は遠慮なく続けて貴殿の本質を市民各位が充分知ってもらつつもりである。

一、布令違反について

登川消防隊長の懲戒免は、明らかに布令二十八号違反であつて、法律上無効であり、これはいづれ問題にするが、他面貴殿は一括払いの布令一六四号には実に従順で、一括払い契約希望があれば市役所に届けるように地主にハガキを出している。そうして、この布令に従うことは市長の義務であると言っている。貴殿は登川隊長をやめさせる場合には公然と布令二十八号を無視し、一括払いの場合は、自分の立場も忘れて、布令一六四号に屈服している。貴殿は、いかなる場合に布令を犯

し、いかなる場合に布令に屈服するか。

二、新財源について

貴殿が那覇市民の心をつなぐために、都計事業等に金がほしいことはよく諒解できる。そのために一旦売った土地も取戻そうとしているのはあわれである。国場組の場合は貴殿は土地代の一部百万円を受けとり、沖繩スポーツ・センター会社の場合は、貴殿が契約した土地である事実を故意に無視して、不当に安価な売買であつたかのようにわめき散らすのは、狂気の沙汰である。若し時価による契約が不当であるというなら、国場組や沖繩スポーツ・センター会社以外にも多数の買主がいる筈だが、貴殿はこれらの契約もすべて解除するつもりか。又替費地収入は特別会計であつて、たとえ余剰が生じても一般財源に繰り入れることは出来ないが、貴殿は演説のたびに、それが出来るようなことを言つて、市民をたぶらかしている。貴殿はこのウソを今後も続ける考えか否か。貴殿のいう「新財源」は実はユウレイ財源であることを認めるか。

三、再び都計事業について

都計事業は貴殿では出来ないことは、天下周知であるが、これも貴殿は恰も始まつているような錯覚を市民に与えようとしている。ところが、貴殿の作つた七、八、九月分の暫定予算では、都計事業費は僅かに二、二二一、九七〇円である。その主要なものは納骨堂と霊園の建設費であり、これが終ればもう何も無い。市民に貴殿の都計事業の実態を知らせる必要はないか。さもなければ、市民は欺されたことが分ると大きな反撃を貴殿に加えるであろう。

一九五七年七月十七日

那覇市政再建同盟

選挙対策本部も設置／挙党一致／反瀬長陣営支援の

民主党

〔琉新・朝 1957・7・18〕

民主党は、積極的に那覇市議総選挙対策に取掛つた。民主党は十七日午後二時から那覇市内料亭「沖繩」で同党所属の立法院議員全員、市町村長の合同協議会を開き、約一時間余にわたり「那覇市議総選挙問題」に対処する方針について協議を行った。その結果対米協調の立憲精神に則り挙党一致、党組織を通じて「反瀬長陣営」を支援するという去る総務会の決定を再確認、選挙対策本部を設けた。

選挙対策本部を設け、選対委員

長に新里銀三、副委員長に儀間文彰
両氏をそれぞれ選出、全立法院議員
と東恩納党務部長を委員に加えた。

従つて同党は、今後の選挙対策を、同
党員で立候補した仲井真元楷、上間長
和、宮里敏慶、新村長佳、高良一、辺
野喜英興六氏の当選に重点をしぼる一
方”再建同盟派”の支援に力注ぐ方針
を決めた。

なお同党は来る二十日総務会を招集
し、同党員で”瀬長信任”派に参加
したK候補の除名問題などについて
態度を決める予定である。

新里選対委員長談 わが党の党員で、
今回立候補した六氏の当選に全力をつ
くす一方、再建同盟と協力して”反瀬
長派”陣営を全面的に支援する。この
ため党組織票を結集する一方選対本部
を中心に党支部の各総務を通じ票を集
める。遊説も再建同盟と連係して行う
方針である。

これだけは公約する / 那
覇市議へ立候補の弁

〔琉新・朝 1957・7・18〕

那覇の市会議員選挙は、十六日の届出
で、向つ二十日間にわたる選挙運動の”
火ぶた”を切った。こんどの選挙は、
市長の不信任問題にからんで重大な意

義を持つており、早くも四十四名の立
候補者が名乗りをあげている。その色
分けも瀬長派、反瀬長派、中立派とさ
まざままで、市民にとつては立候補者が
どんな人物であり、那覇の市政にどん
な所信と、情熱を持つていられるかも十分
にはわかつていない。

そこで本社は、有権者がその一票を行
使する時の参考に供するため、すでに
立候補届を出した人々に 立候補の動
機 市民に対する公約 市長不信任の
賛否の三点について所信を披瀝して
貰つて、これを掲載することにした。

（掲載は到着順）

宮里敏慶（50）同盟・前

今の市長は市民の福利増進という点か
ら見て適格者でないと思われわれは
前議会で市長を不信任した。これが完
遂は前議員の責任であると考え再度立
候補した。と同時に今まで議員として
勉強して来たことを市民の福利増進の
ために生かしたいからである。

公約は都計の早期実現 真和志市と
の早期合併 総合グラウンドの早期実
現である。

瀬長市長不信任賛成、

垣花出身、司法書士、垣花復興期成
会会長。

上間長和（38）同盟・前

瀬長には何らの政治力もなく都計は
停止し商工業は瀬長不景気におびえ、
失業者は増加している瀬長はこれに対
し何ら責任を感じずる所もなく彼は市民
の犠牲において共産主義の温床を那覇
市に準備しつつあるから次の議会で不
信任を可決達成したい。

政策としては都計事業を全面的に再
開、旧小祿、首里地域にも本事業を推
進する。産業を振興し市民生活を全般
的に改善し那覇市を名実共に琉球の首
都にしたい。 不信任賛成

首里出身、首里バス重役
仲本政勝（48）社大・新

前議員のやり方は全く非民主的だ。
市長不信任の如きは反対のための反対
運動で不当である。社大党公認で立候
補したが、この市政に対する不当な圧
迫を根こそぎに排除するつもりであ
る。

現市長の案を全面的に支持し協力す
る。もし一年間やらしてみても案が現
実実施されなければ私としても市長改
選の線に出るかもしれないが現在があ
くまでも民主的市政確立に尽力する。

瀬長市長不信任反対

那覇東町出身公設市場監視課長。
新垣松助（55）同盟・元

先ず政策として都計の促進、市政の

刷新、小祿、那覇、首里の平等道路工
事などを上げるが、その中でも市政の
刷新に重点をおき、なんといつても市
長改選を行わねば那覇市の発展はない
と思ひ立候補した。

軍の補助をおおぎそれに基く那覇市
の復興。それと軍用地地主が生活に窮
しているようだが、これも軍との折衝
により早期安定生活を取戻したい。こ
れらを市民に公約する。

瀬長市長不信任賛成。

垣花出身、会社重役。
宜保為楷（48）中立系・元

市政は党派の対立でこつたがえして
いる。考えるに保守派とか革新派など
というものは単なる政治上の形式にす
ぎない。一日も早くこの党派争いから
抜け混んとした市政を改善しなければ
ならないと思ひ出馬した。

第一に都計の促進を上げる。それに
那覇・真和志の合併の実現である。こ
れをなさねば中心都市としての真の那
覇市復興はないと思つていいる。
瀬長市長不信任については、市民の
要望に心える。

久米町出身、理髪業。

仲宗根梶雄（39）同盟・新

瀬長市長になつてから人民党の勢力
がはびこつていいる。これを阻止するに

は瀬長市長を倒さなければならぬ。その意味から立候補した。

まず環境の整備を目的に都計事業を強力推進し、泊のバスターミナル、子供の遊び場、スポーツセンターなどを設置して住みよい那覇にしたい。

不信任賛成である。

本部町出身、琉石庶務課長。

渡口麗秀(45) 同盟・前

瀬長市長就任以来六カ月、都計はストップし、商工業は不景気で失業者が続出している。この難局あるのみと信じ出馬した。

総合グラウンドの建設、これは将来の沖縄を背負ってたつ若人の身心のたん錬場としてぜひ実現したい。那覇市は自己財源だけでは都計などの大きな事業はやっていけないので、交付金制度の改革を図り、ヒモツキでない補助金の獲得に力を入れる。

不信任案はぜひ通す、

上泉町出身、沖配電総務部長

長嶺将真(51) 同盟・前

瀬長市長のある限り那覇市の発展はのぞめないことは、過去六カ月の那覇市の動きを見れば分ることで、瀬長打倒が信条である。

デマに満ちた瀬長市政を葬り現在停止している都計事業の推進をはかるこ

とが、那覇市の当面の急務である。このほか水源の確保、那覇市財政の確立、市役所の綱紀粛正、働く婦人のための託児所の設置など真に市民の幸福をもたらす、利益となる政策を実現したい。

不信任案には勿論賛成である。

那覇市崇元寺町出身、商業。

仲松庸全(31) 瀬長派・新

不信任通過の報ではらの底からはげしい怒りを感じた。この際労働者、農民、中小企業者、一般市民の生活と民主的権利を守り、祖国復帰一括払い阻止に立ち上らなくてはならないと思つた。と同時に労働者や青年有志の推めもあつて出馬の決意を固めた。

市政の民主化、税制の民主化と地方自治体の自主性強化、中小企業の育成と市民生活の向上、首里小祿を含めた都計の促進、那覇真和志対等合併区長制実現。

不信任反対

首里寒川出身、前沖縄子供を守る会事務局長。

那覇市議選挙本格的舌戦へ
／西派候補それぞれ合同
演説／ヤジ散発平静なす
べり出し

〔沖タ・夕 1957・7・18〕

那覇市議選挙は、十六日の立候補届出、運動開始とともに本格的選挙戦に入り、瀬長、反瀬長西派とも引続き演説会を市内各地で催し、再建同盟側は立候補者の推薦演説と挨拶をさせ、瀬長市長側は市長と国場首里支所長の二人だけに報告者をしぼっているが従前と変つてゐる。すでに合法的運動期間内とあつて”舌の攻勢”もはげしさを加えている。

(不信任派)

：再建同盟は、これまで瀬長市政批判演説会を各地で開き、瀬長市長の市民集会对抗してきたが十七日から、遊説隊を二班に編成、市政批判とともに、候補者の推薦演説をはじめた。

十七日は、よる九時から泉正重、仲井真元権、崎間敏勝、宮城和市、新崎与彦氏らを中心とするA班と西銘順治、金城五郎、嘉味田朝盛、高良徳栄氏らを中心とするB班がそれぞれ首里赤平水揚げと、平良クラブに数百名の聴衆を集めて、演説会を開き、首里出身の同盟推薦候補、上間長和、宇良宗

徳、佐久川寛貞、大山盛幸、嘉数ツル、玉那覇有義氏ら六候補者の推薦と立候補挨拶があり、本格的な選挙演説に入った。

同夜の同盟側赤平水揚げ会場では、開会の挨拶ののちまもなく聴衆の一部が「こんな演説会はきく必要はない」と、どつと引揚げる場面もあり、散発的なヤジもきかれた。が、双方とも平静なうちに散会した。演説会の弁論要旨は次の通り、

瀬長市長は、一月の臨時議会でブルジョア民主主義を擁護するとのべたが、これは米国に対する抵抗を意味する。那覇市政は軍用地、日本復帰などの全琉的な問題とははなれ、都市計画事業というものに重点を置くべきであるにもかかわらず、瀬長市長は、市政を抵抗の手段につかつてゐる。

那覇市の都計の完成には約三十億円の金がかかる。そのうちすでに十億円に相当する事業は完成しているが、あと二十億円の工事が残されている、これを完遂するには、銀行起債と軍補助が必要である。しかし、瀬長市長では、これらの起債や補助はのぞめない。そこに再建同盟の瀬長市長不信任の狙いがある。

(市長派)

：那覇市主催「市民集会」は、十七日よる九時から首里末吉区クラブで開かれ、国場首里支所長、瀬長市長がそれぞれ市政の報告と選挙演説をした。

瀬長市長はこの席上、これまで沈黙していた再建同盟の公開質問に対して一括して応答することを明らかにして注目された。

また、人民、社大、革新系無所属ら瀬長市長信任派立候補者による「民主主義擁護連絡会議」では、二十一日ごろから那覇を皮切りに各地で信任派の合同演説会を予定しており、再建同盟の反瀬長攻勢に対して積極的に打って出ようとしている。

市民集会の演説要旨は次の通り
従来の都計は首里、小祿の農道計画、戦前の新市街の建設計画をおろそかにし、一号線、四十四号線を中心とする区画整理事業だけだったが、今後はこれらを優先させたい。このため、近くこれら地域の根本的測量調査を始めることになっている。

銀行が金をかさんでも都計事業はできる。バス・ターミナルは市有地一千二百坪による合弁か、貸与によってつくられるし、泊ポートターミナルは、一階だけ四、五日うちに着工、五十日間完成する。識名霊苑も百万円で工

事をはじめており、都計はすでに始められているに拘わらず、再建同盟はあれは都計ではないといっているのので全く話にならない。

一社説一 瀬長を倒すだけが能ではない

〔琉新・朝 1957・7・19〕

那覇市議選挙がはじまった。瀬長市長の就任で都計がストップ、半歳にわたる市議間の闘争が、市長不信任という形で現われ、ついに議会解散にまで発展、ここに民主主義ルールによる那覇市議選挙が、再びくりひろげられることになった。今度の市議選の特徴はなんといつても、瀬長派対反瀬長派の戦いであり、次に来る市長不信任の過半数獲得と、これを阻止する三分の一議席獲得をねらう瀬長派の激しい反撃が、いかなる結果を生み出すかという点、これは単に那覇市民だけの問題ではなしに、全島、いや本土はじめ全世界が注視しているところである。

十六日から届出が開始され、既に議席をはるかに突破、五十名近い立候補者が三十の議席をねらって虚々実々の作戦が展開されている。瀬長派は人民党を中心に、社大那覇支部その他のシ

ンパを動員して、果敢な反撃をあげせらるであろうし、一方反瀬長派は、那覇市政再建同盟を中心に、各自その地盤を橋頭堡に、激げしい攻撃の火ブタを切るであろう。いずれにせよ負けられぬこの一戦に、文字通り龍虎相うつ死闘が演ぜられることは必至である。十七日午前中には瀬長派十三名、反瀬長派二十七名となっており、それに中立の仲本系四名を加えると、乱戦はまぬかれず、二旬に亘る選挙戦は早くも血まみれの様相を呈して来たようだ。

打倒瀬長！これが再建同盟の唯一の旗じるしであり、二十七名の立候補がこの一点に集結して、今度の選挙戦に乗り出したことは言つまでもないが、これはあくまで都計ストップの解除を狙う第一階段として、当然とるべき過程に違いないことはよくわかる。しかし、今度の場合打倒瀬長を強く打ち出しすぎたために、大事な公僕であるべき議員が、そのとるべき政権を瀬長打倒のミノにかくれては困る。那覇市政再建というものを、単に瀬長追い出しによる都計再開。では、余りにも軽薄といわざるを得ない。束になって瀬長打倒も結構だろつが、今後の那覇市政を従来以上に改革し、市民の福利と

沖繩経済の発展を期す大きな眼目がな

ければ、有権者の納得を買うことは出来ない。勿論、各立候補者の政権発表演説会もこれからであり、その所信も聞かずに、軽薄呼ばはりでもあるまいが、これまでの行き方から、今度の選挙がどうも瀬長追い出しに全力を挙げたような印象が強い。

瀬長追い出しの後に来るもの、大那覇市の建設という大乗的な見地から、今度の市議選を真向うから挑みかかることがよりのぞましいことである。市民がほんとに望むのは都計の再開と同時に、那覇市をよりよくする公僕が欲しいのである。その点立候補者の自重を望みたい。瀬長支持も瀬長打倒もその点から追及批判されねばならぬ。

一社説一 冷静に対決していこう

〔沖夕・朝 1957・7・19〕

那覇市今回の市議選は、先回にも増して保守対革新の闘いとなっている。それは、いうところの「首都」における政治抗争であるだけに、沖繩の政界あげての左右対決の様相を呈しているとも言える。事実、瀬長市長乃至人民党勢力の追放に、すべての保守系が起ち上っており、これに対して、今まで市町村自治体の選挙には介入しなかつ

た社大党も、党本部の方針は別として那覇支部が積極的に人民党側に協調を示している有様だ。

集団のあるところ論争のあるのは、つまり民主主義のしからしむるところであるから、このような左右対決、派閥抗争自体は決して悪いこととは言えない。しかし、これによってもたらされる政治的不安動揺は、それが市町村自治体を抗争の場とするとき、たまたま自治を破壊し、その地域住民に大きな損害を与えるもので、われわれは、那覇市の現状を心から遺憾とせざるを得ない。

選挙戦は緒戦に入っただばかりで即断はできないが、この左右対決の闘いは、次第に複雑な色彩をおびて悪化し泥沼のようになっていくに違いない。そしてそれは選挙民及び一般住民を惑わし、判断力を失わずである。そこで、市民としてお互いにくれぐれも注意したいことは冷静に判断していくということである。

政治は如何にして政策を実現させるかの具体的な事柄である。だからこの裏付けのない限り、幾ら高邁な理想や勇ましい言葉を並べての公約も単に耳ざわりのよいかけ声に過ぎない。と言え、かつて戦争遂行に国民を動員す

るため大本営が行なっていた虚報、扇動が、この頃進歩的といわれる連中がとつて代つて、しゃべりまくっている。戦時中の軍国主義的メーキャップ、戦後は平和主義的メーキャップ、芝居でもあるまいし、政治面でのメーキャップは平に御免こうむりたいところ。お互いにこれによって踊る木偶漢にならぬよう、とくに要心が肝要だろう。

これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁

〔琉新・朝 1957・7・19〕

比嘉佑直(48) 同盟・前
現在の那覇市にただよっている暗雲を一掃して、明朗なる那覇市政を確立するため立候補する。

都市計画は那覇市の百年の大計という立場から、その実現を急がなくてはならない。都計面でも特に青少年の心身の健全な発達のため総合グラウンドの早期建設、交通事故などから子供を守るため、子供の遊び場を設置することなどに重点を入れていきたい。夏の水キンを防ぐための水源開発も実現したい。

不信任案賛成。

那覇市若狭町出身、会社重役

福山和夫(44) 反瀬長・新

カトリック教徒として共産主義を排斥するのは当然だが、共産主義のてくる原因である資本家の利益独占にも反対する。これが私の立候補した理由である。

階級闘争を排し、労使両方の歩みよりに努力する。市営の簡易宿泊所を作り、ニコヨンに希望と宿と職を与える。婦人および子供の労働を保護する。

瀬長市長が共産主義者であることは、はつきりしたことで、不信任案には賛成する。

宮古島、多良間出身、教会勤務

石原昌進(31) 瀬長派・新

那覇市政に対する反動勢力の不当な圧迫を排除し、市民の生活と権利を守るために、更に沖縄の永久占領と原水爆基地化に反対し、一日も早く日本に復帰し、平和と独立と民主主義を守るためである。

首里を含めての都市計画の実現、農道の開設と農業の振興、農研所用地買収反対、畜産業の保護育成、首里における中小商業の発展、失業者対策、区長制実施、子供遊び場、幼稚園の設置。

不信任反対

首里汀良区出身、政党書記

上原文吉(37) 人民・新

十一万市民が、この前の選挙で瀬長

氏を市長に推し出した。ところが当選確定と決まった時から財界や市役所、市会議員たちが非協力声明を出したが、これは明らかに市民の意思を無視したものである。こんどの選挙は瀬長市長の信不信を問う結果となつていて、瀬長市長擁護の立場から断固出馬した。

公約は第一に瀬長市政の擁護、一括払反対、四原則貫徹、祖国復帰推進である。

瀬長市長不信任絶対反対

具志部落出身、農業

照屋正徳(42) 同盟・前

私は、去る六月の議会に、現瀬長市長は、那覇の市長にはふさわしくないと考え不信任に同意した。こんど立候補したのは、この不信任を完遂するためである。これが完遂は最初に不信任案を叩きつけた議員としての責務である。

全体的にみてもは小祿地区を含めての都計遂行、地域問題としては中道、縦道、御嶽に上る道の改修、農村地域の農道を改修して車が通れるようにする。屠場の衛生設備改善、幼稚園の確保。

不信任は大賛成、商業

糸数昌剛(35) 同盟・前

都市復興をなし得る市長でなければいけないと考えるのでぜひ市長不信任を実現し、都市計画を速かに推し進めようと今度も立候補を決意した。

都市計画の早期実現をはかり、特に旧那覇市の復興に力を入れ、もとの土地へ市民を早く移動させる。

不信任賛成

那覇市若狭町出身、食糧売店経営

辺野喜英興（35）同盟・前

瀬長市長の施政はみるにしのびない。都計は全くストップしており、瀬長市長であるかぎり都計の再開は望めない。そのため不信任を出したが、我々だけが解散させられた。所期の目的を完遂するために立候補した。

まず都計の推進で旧小祿、首里地域にも事業を進め、市民公園、子供の遊び場の設置、教育住宅地域としての旧首里の整備。商工業発展のための補助を強化する。瀬長市長を倒して真和志と合併し、不安のないようにする。

勿論賛成である。

那覇市壺屋出身

兼次佐一 社大党・新

今度出された不信任の理由が理解出来ない。地方自治体では半力年間前任者の整理期間でそのあとに自分の方針を打出すものだ。市長就任を阻止す

る陰謀がその儘不信任まで続けられた。これは民主主義に反する。ボスと権力のかたまりである保守と対決して民主主義を擁護するためだ。

保守市長を出すことは一括払いに賛成することを意味する。それを阻止して六万坪の私有地を守る市吏員の賜承必罰を明らかにして明朗な市政にする。真和志との合併を両市民大会を開いて世論によって進める。

反対

本部町出身、書籍房主

平良眞次郎（44）為美派・新

市政は市民の正しい世論の上に立ち政治は公約を守る責任政治でなければならぬ。現在の状態では市民より全く遊離した感じがする。この対立を市民の力により一日も早く解消し市政を改善し都市建設に努力する。

軍用地問題解決に努力する 那覇真和志合併の促進 都計の早期実現。どちらの方にも私は責任を持ってないので何れの方にも加担しない。

那覇市垣花出身、商業

上原義廣（41）反瀬長・新

小祿は人民党勢力が強く、前市長選挙には現瀬長市長に多数の投票があった。清浄蔬菜、軍作業員など、軍とのつながりによって生活を維持している

小祿の現状を考える時、これでは小祿住民の繁栄は考えられないので断固反人民党を打出して、立候補することにしたい。ねらいは小祿地区住民の福利増進である。

立候補の動機で私のねらいはわかると思う。

瀬長市長不信任賛成

大嶺区出身、農協専務

これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁

〔琉新・朝 1957・7・20〕

立候補した動機は！

”ぜひこれだけは実現してみせる”と、公約できる貴方の政策は！

貴方は瀬長市長の不信任に賛成ですか反対ですか。

備瀬知良（51）同盟・前

那覇市の復興は先ず瀬長市長の退陣にある。市政再建同盟の趣旨を全面的に支持し、瀬長市長を那覇市政から追放、明朗な市政を作りたいという所信で立候補を決意した。

現在停止している都市計画事業を全面的に開始し、またその実現の促進に拍車をかける。

瀬長市長不信任賛成。

那覇出身、会社重役。

宮城 実（43）同盟・新
那覇市政の危機打開、市民の生活を守り都計事業を復活させたい。なお北部三村出身の有志特に青年層から声援があり意を決して出馬した。

人民党のせん動と欺まんに満ちた政策から市政を解放する。那覇市政における私党的派閥の解消をはかる。真和志市の那覇市合併の早期実現に力を入れる。

不信任賛成

国頭村辺土名出身、会社員。

久高友敏（48）瀬長派・前

あくまで十一万市民の世論にこたえようというのが再出馬の決意だが住民の世論に従って行動する。

政策としては都市計画を推進するのは勿論だが民政府からの補助金を得て首里小祿にも恩恵を施させたい。今まで合併しても首里小祿はないがしるにされていた。

瀬長市長に対しては基本的には信任しているが、行動の如何によっては不信任もしよう。

首里出身 会社重役

新村長佳（41）同盟・新

現在の瀬長市政では那覇市の発展はとつてい望むべくもない。瀬長市政打倒が私の信条である。

都市計画事業の推進、商工業発展のため補助の強化、水源の確保那覇市政の確立などであるが、特に那覇の発展のためには商業の発達が何よりも大きな役割を果すものであり、この点からも商店街に対する補助を強化して貰い、美しい、近代的で衛生的な那覇の商店街を築きあげたい。

不信任には賛成だ。

那覇市崇元寺町出身。

宮城清三郎(37) 人民・前

沖縄の民主主義をふみにじり、さらに自らの手で地方自治の精神を破壊した売国議会に対する闘いを目標として立候補した。

沖縄の土地問題、祖国復帰、人権問題は那覇市政とも密接に結びついており、一日も早くこれら諸問題の解決を図ること、また県民の先頭に立って、民主主義のために闘っている瀬長市長を擁護し、首里、小禄を含めた全般的な都計の促進に当りたい。

市長不信任には断乎として反対、

小禄大嶺区出身、無職。

玉那覇有義(42) 同盟・前

私は今まで市会議員として、市民の福利増進に努力して来たが、瀬長市長の場合は、市民の福利を増進するどころか、十一万市民を窮地に追いこむの

で市長の器にあらざるとして断固不信任案を賛成した。しかしこれはまだ完遂されていないので、不信任案に賛成した議員としての責任を果すため再度立候補した。

旧那覇市だけでなく、首里、小禄を含む大々の都計工事の推進、市税の適正賦課と徴収の民主化、教育、住宅地域としての首里の整備、不信任賛成、首里鳥堀出身、酒造業、泡盛産業KK取締役。

城間豊太郎(48) 中立・新

自分の政治的経験と信念に基いて、徒らに感情に流れず是非々々主義による議会の運営の確立と市民の福利増進と繁栄を第一義とし、周囲からの励めもあつて立候補を決意した。

眼前の利害に走らず建設的構想に基いて那覇市と真和志の即時合併に全力をつくし実現する。

瀬長市長不信任については、あくまでも冷静なる第三勢力でありたい。

知念村出身・那覇市在留知念村人会長、会社員。

瀬名波栄(39) 人民・新

民主主義の輝かした精神を守るため、瀬長市政をヒ劣な策謀から守り抜くため。

民主主義を守る、四原則の貫徹原水

爆基地、市民、県民の生活を守る、以上の四点を守り、正当な法律上の手続きを経て選ばれた市長に対し、権力とそれに従属して利益を占めている人達のなした不信任というヒ劣な行為を粉砕し、真に明るい、希望にみちた市政を樹立したい。

勿論市長信任だ。

久茂地町出身、政党書記

眞栄田義晃(31) 人民・新

市長当選以来の那覇市政に対する金融攻勢を始めとする、圧迫は、明らかに民主主義を否定し、選挙権の自由な行使に対する弾圧で、こういう風潮を排するため立候補を決意した。

あらゆる弾圧があつたにもかかわらず、那覇市政は都計も含めて着々前進しつつある。今後瀬長市長と共に十一万市民と一体となつて本当に自由な、明るい那覇市の建設に当りたい。

不信任絶対反対。

那覇市高橋町出身、政党書記

渡口政行(50) 同盟・前

瀬長市長ある限り市民の上に幸福はない。この立場から立候補し瀬長市政に批判を加えたい。

公約は再建同盟と歩調を揃えるが、私は特に市営住宅に住むものとして

バス問題の解決 市営住宅に公衆電話

設置 水道使用料金基本の引下げ 橋梁の設置と事故防止 街灯の設置 海岸線の美化と緑化など、市営住宅利用者が共通の悩みとしていたところのものを解決したい。

不信任案賛成、会社員。

再建同盟/静かな演説会/

昨夜小禄で瀬長市政批判

[琉新・夕 1957・7・20]

那覇市政再建同盟では、十八日午後八時半から小禄新部落で約五百の聴衆があつめて「瀬長市政批判演説会」を開いた。

小禄は、人民党勢力が強い所といわれ再建同盟としては同所における初の演説会だけに、西銘順治、崎間敏勝、宮城和氏ら同盟Aグループの遊説隊が乗りこみ、瀬長市長の下では那覇市の繁栄は考えられず、瀬長市長は資金凍結の責任の一端は負うべきであると訴えた。

なお、同地区出身の同盟推せん候補赤嶺一男、照屋正徳、上原義広の三氏も登壇、立候補のあいさつを述べるとともに「清き一票を」と望んだ。

パトカーや私服警官も乗りこんで待機していたが、演説会は野次一つ飛ばす午後十一時過ぎ散会した。

これだけは公約する / 那

覇市議へ立候補の弁

〔琉新・朝 1957.7.21〕

立候補した動機は！

” ぜひこれだけは実現してみせる ”

と、公約できる貴方の政策は！

貴方は瀬長市長の不信任に賛成ですか
反対ですか。

上原永盛（53）中立・新

那覇市政があたかも特定人のもの
ようなサツカクを与える言動が多い。
この際市民の良識を背景に十一万市民
のための市民に因る市政にし民主主義
政治のルートを守る必要を痛感して立
候補したわけです。

那覇市政から「ウン」と「オヘッカ」
「ヘツライ」の三悪追放。自由をシバ
リ上げる政治を廃し自治権の拡大強化
に努める。

今はいえなが議席を得て瀬長君の
政治方針を見聞、熟考して意思を表示
する純粹中立派だ。

那覇市大嶺出身、会社重役。

仲井眞元楷（50）同盟・前

瀬長不信任の動議を提出した者とし
て当然立候補すべきである。不信をし
た以上そのまま放っておくわけにはい
かない。どこまでも瀬長市長不信任を
遂行していきたい。

何といつても都計工事の再開であ
る。今では那覇の発展は望めないの
全面的な都計事業の促進をするため
に年次計画を樹立したい。

不信任賛成

那覇市久米町出身、民政府中央労働
委員。

赤嶺一男（46）同盟・新

瀬長市長の存在は那覇市政のすべて
の面に行詰りを見せている。この打開
が急務だと信じ立候補した。

現在ストップの状態にある那覇都計
の促進で、市民の生活環境を早急に整
備したい。そのほかに農家地域におけ
る農道開発、市内バスの小禄への乗入
れもぜひ実現したい。

瀬長市長では那覇市民の生活は決し
て向上しないことがはっきりしている
ので不信任案で対決する。

小禄田原出身、会社社長

儀武息睦（67）瀬長派・前

議会が解散された以上再び立候補す
ることが私を選んでくれた市民に対す
る義務だと考え、立候補することにし
た。

都市中心部にかたよった都市計画を
排し、首里、小禄を含めた、全般的な
都市計画の促進をはかり那覇市政を明
るいガラス張りの政治にしたい。真和

志市との合併も早急に実現し、文字通
りの大那覇市として市民の繁栄をきず
きあげたい。

不信任案には反対だ。

首里赤田区出身、会社重役。

佐久川寛貞（45）同盟・新

瀬長市長では到底那覇市の復興はで
きないという市民の声にこたえて出馬を
決意した。

市政再建同盟の政策を推進するがと
くに復興工事をすゝめて市民にうるお
いを与え、景気をよくし失業者を救済
したいというのが私の念願である。地
域代表であるから、那覇全体のこと
も考えるがとくに首里地区のことを考
えたい。それには民政府補助金をぜひ獲
得しなければならぬ。

不信任案賛成

首里出身 建設審議委員

喜久山朝重（42）同盟・前

市長不信任は前議員の責任であり、
またそうした方が那覇市のためによい
市長を改選し都計など残された問題を
早急に解決し市民の福利増進のため
力しなければならぬことを十分知っ
ているので出馬を決意した。

都市計画の促進をそれに伴って那
覇、真和志の合併を実現し充実した那
覇市をつくり上げることを公約する。

瀬長市長不信任賛成

真和志出身、商業

高良清二（40）同盟・前

瀬長が市長になってからすべての事
業がストップし那覇市のあらゆる発展
が阻止されている。これは彼が市長と
して適任でないことを如実に物語つて
いる。議席を得、再度彼を不信任し新
しい段階を生まねばならぬと思ひ立候
補した 都市計画の促進、真和志合併
問題などが特に水道の強化で水源を開
発し、市民の生活を安定した幸福なも
のにする。

瀬長市長不信任賛成

牧志出身 会社員

安仁屋正昌（60）同盟・新

人民党市長になってから軍の援助は
もとより金融関係一切の協力が得られ
ず事実上那覇市を破潰に追いやってい
る。この一部市民をうまくだまし実質
的には口ほどのことすら出来ない市長
を廃して市政を再建するために立候補
した。

質屋、湯屋、託児所を公設して低利
でもって貧民を救助し、安心して働け
るよう市民生活を安定させる。

瀬長市長不信任賛成

久茂地出身、一般貿易茶商。

大山盛幸（46）同盟・前

市民および市政再建同盟の支持を得、また抑えようとしても抑えきれない苦痛や燃える焔を消すことが出来ず再出馬を決意した。

市政再建同盟の政策を全面的に支持すると同時に首里の地域代表としても大いに頑張りた。

瀬長氏は市長の椅子から退くべきである。市長就任以来職場は首の切換えが行われ暗黒の姿を呈している。彼がいる限りこの切換えは続くだろうがこれは市にとって大きなマイナスである。

不信任案賛成

首里出身 会社重役

嘉数ツル(59)同盟・前

「婦人の味方」を標榜した瀬長氏が市長就任以来半年の間婦人に対する何らの政策もとらなかつた。婦人に参政権が与えられているならそれを見逃すというわけにはいかない。

婦人のために産業、就職、育児面で政策を推し進め、施設ができるよう努力したい。また早急に都計を推進して大那覇市の復興をやらなければ産業は弱体化され、婦人をも含む労働者は巷にあふれ困るのは市民である。

不信任案賛成

首里婦人会長

那覇市政再建同盟に答える

／那覇市役所(上)

〔琉新・夕 1957・7・21〕

一、那覇市職員採用について

市長就任以来(本年一月五日以降七月六日迄)市職員として採用された者の総数は四十五名である。採用にあたってはすべて「那覇市職員採用、昇任試験及び初任給昇給等に関する規則」第四条に基き競争試験もしくは選考による採用試験を実施してきた。前記四十五名の内訳は 競争試験によって採用された職員数十六名 選考の方法によって採用された職員数二十九名となっている。

採用試験の実施については競争、選考の方法を問わず試験委員によって行われる。試験委員は市職員の中から任命権者が任命する。問題作成及び採点は試験委員が独自でなすものである。競争試験は一般公募或は庁内募集による受験者について行い、欠員数を上回る人数を合格決定し採用候補者名簿に成績順に登載する。しかる後欠員数だけ上位者からその職種に応じて採用決定される。選考による採用試験の場合

は、第四条職員の退職が相継ぎ、その補充を早急にする必要がある場合、候補者名簿に登載されている者がなく、

或は競争試験によることが困難であるか、不適當である場合において実施する。

なお、採用された四十五名に対し、市長就任以来六月三十日まで退職した者は四十九名(内停年退職五名懲戒免二名依願退職四十二名)でなお四名の未補充となっている状態である。

以上あたかも市長就任で職員が手ずるによつて採用された如く質問には書かれてはいるが、規定の適用によつて正規の手續を経て採用されていることを明記したい。

二、市民集会の費用について

市政報告市民集会を開いて、市民に市政の眞実を知らせることは市長の義務であり、市民は知る権利がある、市政報告である以上執行機関にとどまらず議決機関も含まれるのであり、その意味において前議員の任期中の報告がなされるわけである。

市政報告市民集会の費用については総予算二万八千九百七十一円で五回にわたる経費は二万八千八百八十円となつて一回当り四千二百三十三円である。

超勤手当は市民集會費とは別に役所費から支出されており一回当り約二千元(十名分)を正規の手續を経て超勤手当として支給している。

三、立法院議員招待について

本件は立法院議員を招待した趣旨から説明する必要がある。招待した正確な日は六月十三日で、その前後を通じ立法院においては新年度予算の審議中であり、那覇市からの都市計画事業その他の補助要請した予算の検討中であつた。かかる時に審議に当る立法院議員諸氏に那覇市の実情を知つていただくためにもつた懇談会である。

交際費は市がその利益をはかるために外部と交渉する際に必要な経費であり、この場合、補助金を獲得し那覇市の諸事業を促進するためのもので、これこそ交際費の正当な使途であることは論をまたない。

また懇談会を開くに当つて、先方の都合を聞くといったことは常識で、この場合も前日に了解を得ており又特に六月十三日と決めたのも立法院の日程を見計らつての議員諸氏からの申し越しであつた。招待した議員全員の出席を戴けなかつたのは、当日早目に終る予定が延びて、午後九時半の終了となつて連日のお疲れのため出席できなかつたことは出席された議員のあいさつで明らかである。なお当日の開会立法院の審議終了後となつて午後十時である。

経費の支出については申込みは三十四名であるが支出は出席した分だけを支出したその額は一三、六五一円である。出席者は補助申請した事項に係る部課長である。

記者のメモ／殺気立つ市議選

〔沖夕・朝 1957・7・22〕

…八月四日に行われる那覇市議選は、二十一日現在四十六名が名乗りをあげ、直ちに選挙戦に入り、各地で演説会が開かれている。特に今回の選挙は、前議会で市長不信任案が可決され、これに因って市会を解散したもので、瀬長市長に対する信任投票ということになり、信任派と不信任派の両派に分かれ激しい舌戦が展開されている。

…瀬長市長不信任完遂をめざす市政再建同盟では、西銘順治氏を隊長に、崎間敏勝、新崎興彦、仲井真元楳、泉正重、金城五郎、嘉味田朝盛氏らが遊説隊を編成し二班に分かれて各地で瀬長市政批判演説会と、同盟推薦候補者の推薦演説を行って氣勢をあげている。一方、瀬長市長を中心とする当局派でも、五日から十九日までの間に、市内十四カ所で市政報告のための市民集会を開きこれに対抗しているが、い

ずれも明るい那覇市建設のために清き一票は、我々の推薦候補へと叫んでいる。

…ところが、明るい市政再建を叫んでいる会場で、泥試合が演ぜられている場面も多い。九日、農連市場で開かれた再建同盟の演説会が、一部聴衆のヤジで、混乱したことから、同盟では十日ペリーで開かれた瀬長市長の市政報告を組織的なヤジ隊で会場をのつとるという泥試合があったり、ヤジをとばした酔払いを場外に連れ出して、殴るということも時おり起っている。

これだけは公約する完／那覇市議へ立候補の弁

〔琉新・朝 1957・7・22〕

立候補した動機は！
”ぜひこれだけは実現してみせる”

と、公約できる貴方の政策は！

貴方は瀬長市長の不信任に賛成ですか反対ですか。

高良 一（48）同盟・前

瀬長市長になってから、那覇市の都市計画事業がストップし、市民に迷惑を及ぼしているのは事実である。私は去る六月議会で、現瀬長市長は、現在の那覇市長には不適任であると思つて不信任に賛成した。その責任を果すべ

く再度立候補を決意したのである。

国際的な琉球の首都—那覇市建設のため、大々的な都計工事の推進、市税の適正賦課と徴収の民主化、商工業発展のための補助の強化。
不信任賛成、会社重役
宇良宗得（40）同盟・新

瀬長市政の退陣により現実に即した市政運営を円滑ならしめヒモ付きでない軍民政府よりの補助金獲得に力を注ぎ現在停止の那覇市政を明朗化にした

都計推進を従来の行き方を排して合併二年余の今日首里小祿一様に進めたい、生産都市の首里小祿への産業育成と農道開発、福祉事業面に力を入れて行き度い。全琉八十万住民渴望している総合グラウンドを早く建設してスポーツ精神より生ずる明朗化を市政は勿論あらゆる面に活用したい。教育、住宅地域として旧首里の整備特に余地のある北部方面の開発に力を入れる。
不信任賛成である。

元那覇市役所首里支所公吏。

比嘉朝四郎（44）同盟・前

瀬長市長ある限り那覇市の発展と繁栄は望めないことは明らかである。こ

現在停止している都市計画事業の全面的再開を促進し、総合グラウンドの早期建設、市民公園、子供の遊び場の設置、市農業地域の農道開発、水源地の確保による自己給水体制の確立、市政の強化などを重点的にとりあげ、那覇市政の再建に努力したい。

不信任案には全面的に賛成。

那覇市出身、会社重役

屋良朝睦（36）同盟・新

瀬長市長の出現により暗い気分にとざされた那覇市を再建するため、支持者のすすめもあり、立候補を決意した。ウソに満ちた瀬長市政に徹底的な批判を加え、明かると信じている。その外には総合グラウンドの建設を早急に行い、那覇市の将来を背負つて立つ若人の、精神、身体両面の均衡のとれた発達をはかりたいと思う。

不信任案賛成。

那覇市前島出身、商業

崎山喜達 瀬長派・前

筋の通らない前議会の在り方に批判を加え支持者の薦めもあり出馬を決意した。
全般的な都市計画を促進し、子供の遊び場、市民の憩いの場所となる諸公園の設置に力を入れ、那覇市を真に住

みよい、衛生的な、環境のよい理想的な都市にするよう全力をつくしたい。市財政の健全化にも努力したい。

前議会での不信任案提出は議員が権力に屈した姿であり、筋の通らない不信任案には反対する。

那覇市出身、会社重役

浦崎康華(60) 社大・新

ゆがめられた民主主義でなく、真の民主主義を守り、権力や金力に屈せず、自主的批判に立つて市政を明朗化すべく出馬の決意を固めた。

権力と金力の圧制から民主主義を守る。那覇、真和志の合併を促進する。都計の実現、軍用地代一括払いの危機から市民の土地を守る。児童公園を設置する。

党議に従って市長を信任する。適法によって選ばれた市長を就任前に追放しようとしたのは明らかに自治体に対する干渉である。

現那覇市土地を守る会書記

島袋嘉順(33) 人民・前

前議会での不信任案提出という民主主義政治の一大汚点に対し、こんどこそこつということのないようにと市民が選んだ市長を守り抜くため党の決定に従って立候補した。

権力に屈することなく、瀬長市長

の今までの公約である、都市中心部にかたよらない首里、小禄を含めた全般的な都市計画事業の推進、それに市財政の健全化などの諸政策を、あくまで守り抜き市長不信任案を徹底的に粉砕することにより明かるい那覇市を築く。

那覇市西新町出身、政党史記

音なしの民・社両党／那覇市議選にどう臨む

〔沖タ・朝 1957・7・22〕

那覇市議選挙に対する民主、社大両党の動きは複雑な様相を呈している。民主党はさきに選挙対策本部をつくり、委員長まで決めたが今回は党公認を出さない方針をとっており、社大は「本部としては支部一任の方法をとる」と、積極的な動きはみせていない。この事は、今回の選挙が瀬長市政に対する批判を通り越して信、不信を市民に問うといった特異なものであることにもよるが、立候補者が民、社、無、人民、当間派、為美派といったとりどりであることから、両党本部としてそこまで乗り切つて公認候補を出すまでに意見のまとまりがつけにくいということにあるようだ。その意味から、民社両党が市議選によって住民から離されてし

まったという、うがった見方もでていようだが、では両党首脳はどう考えられているだろうか。民主党の長嶺議員総会長、社大党の平良書記長にきいてみた。

長嶺秋夫氏 民主党としての公認は出さないが、反瀬長市長派を推薦する。

いま立候補のうち六名は黨員であり、その当選を期するのは勿論だが、今回の特殊な選挙から再建同盟が生れており、民主党は同調の線で行く。那覇支部もあるが、支部公認ということはないから、対策本部を決めたわけで党出身の全議員が加わっている。黨員でなくとも反市長派なら推薦する。再建同盟に就てはおもてだつての批判はない。一部では同盟は社大党の色が強いともいわれるが、党のゆき方とは別であり、それが原因して民主党との関係を云々されることはない。ただ社大が中間政党としての悩みがあることは考えられよう。ただし社大のイデオロギーと実際のズレがあれば……だ。

平良幸市氏 党本部としては支部まかせで、三名は支部公認として立候補している。政党であるから党公認があつてもよいが、政党は中央の政治が主であり、地方は行政が主体だとみている。組織が強化されるならともかく、

党公認を出すことが戦前の黒白闘争になつては困る。再建同盟は花やかにやっているが、果して市長選挙のことまで考えているかどうか。同盟のメンバーからすると、むしろ反民主党的な者が多いともいわれているが……。

那覇市政再建同盟に答える

／那覇市役所(中)

〔琉新・夕 1957・7・22〕

四、那覇市有地にある屋台店について 該市有地(西新町三ノ四四番)一、一六二坪は都市計画上駐車場敷地として予定され、昨年五六年七月から市有地として換地されている。市長就任前の五六年二月換地計画に基いて区画整理課より撤去通知を發したのであるが撤去せず、現在のままになっていた。五六年七月換地前は私有地であつたのであるが、その当時から該屋台等は不法建築で正式に土地賃貸借契約に及んでいないのはほとんどなく該屋台の一部の人は口頭で地主の承諾を得たといつているが確証はない。また、賃貸借料を支払つていないのは一、二軒である。以上述べた通り大部分が不法建築と不法借地である。その後財政課として市有地の効率的運用を図るため駐車場設置工事着手する

まで賃貸借契約をもって合法的に措置しようとしたのであるが該屋台は市の契約書案に対し訂正、要望事項を申し入れてきた。

これについては目下財政課で検討中である。なお、市長が屋台店代表との面会を拒否したことは事実と反すること
で真和志市議久場景善氏らの代表と六月十四日午後三時会い屋台店代表の要望事項を検討することを約している。
五、登川消防隊長罷免について及び質問（その三）の消防隊長罷免にかかる布令違反について

今回の処分については「消防隊に関する法」の規定の適用は勿論「那覇市職員分限及び懲戒に関する条例」に基いた。

処分については「那覇市職員懲戒分限審査委員会規則」に基く委員会において決定された。委員会における審査の結果は職務上の義務に違反し公職上の信用を失い全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったことよって懲戒免職となったのである。処分実施については「消防隊に関する法」に基く議会の同意を得ることになっているが、この場合議会在が成立せずその実施をいたすに遷延させることは益々事態を混乱に導くもので、特に消防隊と

いう特殊性からして早急なる刷新が必要である。以上からして布令違反とはいえず、議会成立後、後任消防隊長の選任同意を求める際に当然本件も提出されるものである。

なお「那覇市職員分限及び懲戒に関する条例」の規定の運用については分限事項と懲戒事項を区別する必要がある。本件は条例第四条によるものでなく第七条に基く懲戒処分である。本件の処分に当つた懲戒分限審査委員会は二回の構成で行われ、第二回目の委員会では第一回目の委員会の処分を再確認しただけにすぎない。

一、ヤジ隊について 農運市場のこと
と思うがこれは市長及び市役所とは何の關係もないので回答の要なし。

二、都計工事は始つてゐるか。
この項の中に都計事業とあるが都市計画事業と区画整理事業とを混同している。この質問は都計事業に基く区画整理事業のことを指していると思われるのでそのつもりで回答する。

(一) 区画整理事業は現に開始されている。(二) 工事名は若狭工事区第一第二工区敷地造成並びに道路工事とい泊の市官住宅前及び若狭町の今までの未済工事の分である。(三) 工事請負契約は一九五七年七月十日付で丸善

建設島袋善政と締結し工事を進めてい
る。(4) 工事期間は一九五七年七月十一日より同年十月三十一日までの約四カ月となつてゐる。(5) 次々工事
施工する準備は出来てゐる。

三、むつみ橋際のピアホールについて
質問撤回により回答の要なし。
四、市役所前道路修理について
質問の概要はバス協会が市役所前道路とバスセンター入口の道路を修理したことに対して協会へ感謝するかの質問であるが先ず結論から述べる。道路法によれば同法第二十条の非管理者の任意的工事或いは第二十四条受益者の工事負担について規定されているがいずれにせよ道路管理者でない第三者が公共のために修理することは、たとえそれが那覇市以外の道路の場合でもその美拳に対しては大いに感謝してよいと思つ。

質問に答えるついでにこの二つの道路について少し説明を加えたい。バスセンター入口の道路は現在政府道路である牧志街道の延長でバスセンターに通ずる交通上主要な道路であり、市役所前の道路は旧国道久米大通りにかわるべきものでいづれも主要路線であつて且つ政府道路として認定されるべき道路である。それ故にこの道路を含めて

七本の主要道路の政府道認定について
五七年三月十二日付行政主席宛申請がなされた。ところが申請の日から六カ月間何等の回答もなされていない、つまり申請が妥当でなければ理由が付され、書類が返戻されるはずであるがそれも無い。

また認定の順序として立法院の承認を必要とするが立法院に提出されているようでもない。このことは明らかに政府自体の怠慢を示すものでこの点について政府にただすべきものである。市政再建同盟は質問の相手の選択を間違えているものと解する。なお質問中市はダンブカーの貸与を拒否したとあるが市としては道路管理者の云々をはなれ、住民福祉のためトラック一台労務十名の四日間および栗石三十五台分を提供した。

民主党 / 久高氏を除名処分

／ 瀬長市長へ同調理理由に

〔琉新・朝 1957・7・23〕

民主党は二十二日午後三時から那覇市内料亭「沖繩」で総務会を開き、那覇市議総選挙など当面の党活動方針について協議を行った。その結果今回の市議選に立候補した同党議員中、瀬長那覇市長に加担している久高友敏氏（首

里)を、党風をみだし党の体面を汚したことを理由に党則四十二条に基き、全会一致除名することに決定、直ちに同除名処分を発表した。

親民主党幹事長談 市議選に立候補している党員久高友敏氏の言動については、泉正重、仲井真元樞、東恩納党務部長から詳しく証言が行われた。よつて久高氏の言動は瀬長市長同調であり、民主党の立党精神に反することが明らかとなったので、協議の結果党風をみだし党の体面を汚したという理由で、除名処分すべきであるという全会一致の結論に達した。そこで久高氏を除名処分した。

那覇市政再建同盟に答える

／那覇市役所(下)

〔琉新・夕 1957・7・23〕

五、一括払反対について

布令第一六四号による一括払の通知は五月四日付であつて公開質問第五による二月二十三日に来たとあるのはその事実と相違する。

布令は五七年二月二十三日付になつても布令に基く手続は五七年五月二日付で、当市が受付したのが五月四日付で布令が出たからといつて辞職の必要はない。

一、布令違反について

那覇市が民政布令第一六四号第一号の書類を五月四日付で受付地主の自由意思で軍用地である限定付不動産権を譲渡する意図を有する者は一九五七年五月十八日迄に那覇市役所宛通告しこれらの人々と契約を結びしたがつてこれについてはその権利を取得する委任を受けた合衆国陸運工兵地区の代表者から一九五七年五月十八日に当市役所よりそれらの譲渡者の名前を取る旨記載されているので関係地主に一応はその旨の通告を發し事情を明らかにする必要な措置を取つたまでであるしかるにその結果においては本庁及び小禄支所には一人の譲渡賛成者もない。

二、新財源について

この質問も区画整理事業に対する質問と思われる。

土地を買受けて金を約束の期限までに支払わない者には、売買契約を解除するのは誰が考えても理の当然である。

国場組は残代金二百万円を一九五六年十二月三十一日までに納入すべきものを一九五七年六月二十八日に至るも支払われず、その間いくら請求しても支払われなかつた。つまり支払う意思が相手に認められなかつたので契約を

解除したというのが事実である。

沖繩スポーツ・センター会社名義で契約したのは、一九五六年十二月二十二日前助役の決裁を得て市長職務代理者前嘉手納助役名で契約したものである。その後一九五七年五月十七日に沖繩スポーツ・センター会社名義より

氏の個人名義への名義変更願

出で変更している。その際に契約書も書換えをする必要があるが、同人より名義変更願を前区画整理課長金城弘円氏が現市長の決裁を得ず、部長代決の決裁で、現市長名を持つて契約したものである(當日市長は出勤している)。この売買契約も一九五七年五月末までに全額支払うべきものであるが、二月末までに二百二十五万七千五百円、三月末までに三百三十万、四月末までに三百三十万、五月末までに三百四十万、計千二百二十五万七千五百円を支払うべきものであるのを、一九五七年六月二十七日までに僅かに五十万しか支払われていない。

決して時価による契約が不当だといふのではない。まして契約を履行した善良な人々との契約を解除しようとは思わない。

新たに公入札をすれば差額が出るのが予想されるが、新財源として区画整

理事業に繰入れることができる立派な新財源である。一般会計の財源ではなくどこまでも区画整理事業の財源である。

三、再び都計事業について

(都市計画測量) 那覇都市計画は過去において事業は計画に先行したため、多くの難点を生じ、また都市計画は一九五六年三月に決定したものの、細部及び首里、小禄などは未だ調査は十分行われていなかった。測量調査はあらゆる事業の根幹をなすものであり、旧市内の測量は去る三月から六月にかけて行われて一応完了し、現在首里、小禄西区域にわたり、三角測量を実施している。

(霊園事業) (公園事業) 都市計画公園として決定された大部分が墓地であるため「子供の遊び場」や「公園」の建設は墓地整理を行わない限り不可能である。更に公園建設は市民の保健上又保安上から急を要する都市計画事業の一つである。よつて重点的に霊園事業の急速な実現が必要となるわけだが、霊園及び納骨堂の建設工事は着々と進行している。納骨堂は九月下旬完成し、遺骨四、〇〇〇柱を祭ることになる。「子供の遊び場」「公園」の建設については霊園事業の進捗と相対的に行われ

る。

（都市計画街路）都市計画街路については第十九系二類一号（寒川—金城線）道路が六月までに完成し、第二十二系二類一号（小祿）道路は現在工事施工中である。
以上により都市計画事業は今後共総合的計画の下に重点的、可急的に間断なく実施される。

乱立した推薦候補那覇市議 選挙／調整になやむ再建 同盟

〔琉新・朝 1957・7・27〕

瀨長派、反瀨長派の対決として注目をあびている那覇市会議員選挙は投票日を一週間後に控え、三十の議席をめざす四十六名の候補者は最後の追込みに必死となっているが、二十八名の推薦候補を抱えた再建同盟では、乱立による票の共食いで苦悩、推せん候補者側でも早く調整しなければ共倒れになる恐れがあるという声が多くなっている。

ところが各候補者とも再建同盟の調整に心せず、届出開始三日後の十八日までは反瀨長を主張する自せん他せん組が二十九名も届出を行ってしまつた。このため再建同盟では、当初の予定を変更せざるを得ない立場に追い込まれ、結局二十八名を同盟推薦候補として認めることになつた。

ところが選挙が中盤戦に移り、各候補とも票読みに入つて見ると”どうも票が足りない”という候補者が多く、今までの選挙ではゆうゆうと当選圏内に入つていた有力候補者の中にも”こんどは誰それが出たから票が足りなくなつた”と騒ぎ出す始末、しかもその票が反対側の瀨長陣営に切り崩されたのではなく、同じ再建同盟の推薦候補同志で票を奪い合つている実情なので悩みはなお深刻となつている。

特に問題となつているのは首里地区で、ここは瀨長派が四名、反瀨長派が六名立候補している。去つた市長選挙で人民党勢力が同地区で圧倒的な強味を示したことから、反瀨長派はいずれも苦戦を伝えられており、このままの乱立状態でいくと瀨長派が圧倒的に勝つ公算が多いのではないかと再建同盟側でも憂慮している。

再建同盟側候補者の集りでは、各候補とも”これでは共倒れになる。ぜひ調整して貰わなければ…”と異口同音に語つているが、さて誰が引込むかとなるといずれも強気といった状態で、悩みはつきないというのが実情のようだ。

火ブタ切つた立会演説ノヤ ジとアゲ足とりノ十万の 聴衆で会場つまる

〔琉新・朝 1957・7・28〕

那覇市議選挙の舌戦は、二十七日午後八時からハーバービュー広場で催された民連協、再建同盟両派の立会演説会で最高潮に達した。演説会は、昨年七月二十日那高で催された「プライス動告反対住民大会」のそれをオーバーすると思われ約十万人の大聴衆が集り、那覇市議選挙が那覇市民のみならず全琉住民の大きな関心となつていることをつかがわせた。

立会演説は、再建同盟の仲井真氏を皮切りに、民連協の島袋氏に続いて崎間兼次、西銘、瀨長氏の順で始められたが両派とも政見を発表して市民の批判を仰ぐという立場を離れて、互にアゲ足取りに終始し、野次、手笛が乱れ飛んで弁士が壇上で立往生するという場

面が再三みられた。各弁士の演説要旨及び質疑応答は次の通り。

仲井真元樞氏 瀨長市長の出現で那覇の都市計画は完全にストップした。これに対し瀨長市長は銀行融資は近く再開の見通しがあると市会での質問に対して答えている。ところが現実には金融協会の再三にわたる融資停止声明になつた。ここに至つてわれわれは瀨長市長では市民の不利益が著しいとはつきり分つたので不信任案を提出した。

島袋嘉順氏 銀行の融資停止に対し、真に那覇市のことを考える議員はこれの解決に努力するのが当然であるにも拘らず、これを持つてきたのは仲井真議員であつた。しかも金融協会の融資停止も不信任案の口実に使つてい

る。
こつという事実をみると那覇市の都計ストツプは市民の代表であるべき議員の手によつて行われたと断ざるを得ない。
崎間敏勝氏 今度の選挙は瀨長市長が適格か不適格かを市民が決める重大な機会である。瀨長市長は都市計画が進められているといつてはいるが、小祿、首里の道路工事は前市長がやつたものを継続したものである。瀨長市長は共産主義者であり、米が共産主義に援助

することは到底考えられない。瀬長市長のウソにみちた演説にまどわされないうよう、市民の良識に期待したい。

兼次佐一氏 民主主義擁護連絡協議会は、権力と圧力に屈せず、民主主義を守り抜く十三名の革新立候補の連絡機関である。那覇市長の不信任について市民集会を開いてこの市長ではだめだと市民に訴えるべきだが、これはなされてない。銀行は金を貸さないといつているが、真に那覇市を愛するなら当問主席が先頭に立つてその解決に乗り出すべきで、いつまでもこのままではすまされなことは明らかである。

西銘順治氏 瀬長市長はこんどの選挙で日本復帰と一括払い反対を唱えているが、われわれもこれに反対するものではない。市長は那覇都計は自己財源で十分といっているが、三十億以上のぼる都市計画は銀行からの融資なくしては絶対できないことは明らかである。自分の言動に責任を持たない瀬長市政に市民の批判が向けられることを確信する。

瀬長亀次郎氏 八十万県民の熱望している日本復帰をおくらせようとしているのは、自己の野望達成のために動いている買弁事業家で、その手先は那覇市政再建同盟である。都計は、自己財

源でできる分は着手しており泊のポーターミナルは一階を完成する。霊園も工事中である。自己財源では都計は二、三十年かかるというが、当問主席はこれを促進する首都建設法の予算の裏付けはやるうとしていない。断固一括払いに反対し、四原則貫徹、土地防衛に努力する。こんどの選挙はその力試しである。

活発な質問を展開
問 同盟は、軍用地問題と那覇市政とは別といっているが、土地問題に対する考えははっきりしていない。

西銘 別に訴える時機があり、市政と関連させる必要はない。不信任の理由は瀬長市長では金が借りられないからである。一括払いは反対だから出ないというのではない。

問 日本復帰と那覇市政は一本だといふが、市長の率いる人民党は最近日本復帰を唱えているが貴方が頭目で日本復帰ができると思うか。

瀬長 日本復帰の首頭をとるのは瀬長でなく八十万住民である。個人がいつても十一万市民や八十万住民が動くものではない、九千万同胞の熱望だけではないに、A・A諸国もこれを支持している原水爆反対に立上っている世界幾十億の人々の願望であり、瀬長個人の

言動で那覇市民、八十万住民は動かさない。

問 瀬長市長が日本復帰を実質的に妨害していることはアメリカの動きでわかる。市長は誠心から日本復帰を望んでいるか。

瀬長 アメリカは共産主義の脅威がある限り、沖縄を返さんといっている。私は断固としてこれを拒否する。共産主義であるうがなろうが瀬長は八十万住民の一員である。

問 前崎山議員との関係を否定できるか。

仲井真 今みんなの前にその話がどんな嘘かを説明する。琉石の社員にしている交換条件を出したことはない。作られた大うそだ。

問 市長は都計を推進すべきだと思うか。

瀬長 推進すべきだと思つ。

問 市長は軍の補助金や琉銀の融資なしで都計をやるうと思つか。

瀬長 軍の補助金や融資を拒む理由はない。補助金を打切つたのは瀬長ではない。
問 都計をすすめるために日本復帰するといふが、都計は目前のことであり、日本復帰は将来のことだかどう思つ。

瀬長 都計推進のためにのみ日本復帰するのではない。名瀬の例をみてわかる。

問 同盟は当問派の前議員が名を連ねている。当問前市長は一年たつても首里、小禄都計をやらなかった。都計が傾いていたのを認める真和志との合併は賛成か。

西銘 瀬長市長がやっているのは都計工事ではなく、前市長が貰った予算を使つたに過ぎない。

那覇、真和志の早期合併は那覇中心の編入であるべきだ。

問 米の統治下においてどうして市長は市民の福祉を守るか。

瀬長 現実は無視しない。那覇市政は変つていく。私が当選したらアメリカが騒ぎ出した。

問 崎間氏は民主党はガラシなく迎合的だといつたが、仲間である民主党の仲井真氏も迎合的か。

崎間 民主党はもの足りない。そのもの足りなさを瀬長氏に利用されては困る。

那覇署は非常態勢

一方那覇署では、ばん八時ごろから非常態勢に移り万一に備え幸地那覇署長以下多数の職員が待機、司法係員は係長以下全員が写真班を待つて会場に張

り込むというものしき演説会が済んでからも態勢を崩さず帰路を急ぐ群集を見送りながら街の治安に当たっていた

ヤジ、怒声、投石騒ぎ／混乱の立会演説、途中で散会

〔沖タ・朝 1957・7・29〕

那覇市政再建同盟、民主々義擁護連絡会議共催の第二回、市政問題立会演説会は、二十八日夕八時から、首里淡水プール前広場に、約三万名の聴衆を集めて開かれたが、終了間近に再建同盟側運動員の溜りに投石があつて怪我人が出たため、騒然となり、警官隊約百二十名が出動して、演説会も途中で閉会した。

…演説会は、開会前から緊張した空気に包まれ、運営委（両派三百）でも弁士の順序についても結局、弁論順は、前日になつて民連側が、先に弁士を出すことになつて開会され、儀武息睦氏が演壇に立つたが、会場前部に陣取つたヤジ団から「やめろ」の声が掛かり、しばし立往生する場面があつた。

次いで大山盛幸氏（同盟）兼次佐一氏（民連）崎間敏勝氏（同盟）瀬長亀次

郎氏（民連）の順で登壇、瀬長氏の演説中演壇右前方に陣取つていた再建同盟運動員の溜りに背後から石が投げられて、運動員の一人、〇〇〇〇〇さん（三）が後頭部に負傷、血を流すことになつて同盟側運動員は「人民党員のやつたことであり、瀬長市長は謝罪せよ」と叫んで演壇に押し寄せ、聴衆も総立ちになつた

十時三十分、「運営委で責任をもつて事件の真相を調査して徹底的に究明する」と弁明して閉会を宣した。ところが同盟側は「瀬長市長に謝罪させる」と譲らず、警本から四十名の警ら隊が出動、警戒に當つていた首里署の私服署員と共に演壇周囲の騒ぎを静め、瀬長市長から「同盟、民連双方の運営委で会の責任をもつており、この事態についても調査することだから静かにお帰りになるよう市長としてお願いする」と挨拶があつてようやく散会した。

なお、きょう二十九日の立会演説は、小祿埋立地で開くことになつていたが、再建同盟側は首里でのいきさつからその必要がないものとして立会演説を拒否する態度にあり、二十九日あさ執行委員会を開いて態度決定とともに両派の運営委で提案する模

様。

再建同盟知念事務局長の話
我々は投石した者は比嘉某という首里に住む人民党員であることを確認した。早急に警察とも連絡をとつて断固処置したい。

立会演説を拒否／けさ市政再建同盟執行委で

〔琉新・夕 1957・7・29〕

遂に流血事件までひき起した、二十八日よるの那覇市政問題立会演説会について市政再建同盟では二十九日あさ十時半から執行委員会を開き、今夜小祿で予定されている立会演説会を拒否し、首里の流血事件については運営委員の又吉一郎氏の責任を追及することになった。立会演説拒否の理由はつぎの通り。

- 一、質問に対する瀬長市長の答弁は全くデータラメで無責任極まるものであり、答弁の時間を宣伝演説に利用している。
- これは運営規約を自ら破っている。
- 二、瀬長派は明らかに数百におよぶ組織的ヤジ隊を豊見城、小祿、西原、コザ方面からくり出し、同盟側弁士の演説を妨害している。
- 三、ことに二十八日よるは同盟側に

たいして投石の拳に出て、一人の負傷者を出すに至つた。

これは許しがたい行為で共産主義の本質をバク露している。従つてかかる徒輩との立会演説を拒否する。

四、昨夜の演説会で、首里署恩河繁太郎巡查部長が、選挙法に基く、演説妨害に対する警告文を会衆に提示しようとの申し入れに対し人民党書記長又吉一郎氏は、運営委にはかることなく独断でこれを拒絶した。

これは瀬長派の組織的なヤジ隊の活動を容易ならしめるためであると考える。又吉氏のこの行為は明らかに計画的越権行為である。

同盟知念太郎氏の話 投石をしたのは明らかに人民党員であり、我々としては傷害事件として告発するつもりだ。会場に弁士の演説を妨害するものは選挙法違反だからという警告書を掲示しようとしたら、又吉一郎氏が全責任を持つからといって掲示を断つた事実があるので、この混乱を招いたことに対して又吉氏は責任を負うべきだ。なお同盟側では瀬長派に対して「朝日式討論会」を申込むことに決定した。これは両派から五名の討論者を出し、特定の問題を討論するもの。

血を見た演説会／傷害事件で追及

れを排撃する態度を大衆に植えつけることに一段と努力が払われねばならぬ。ウソと野卑と疑心暗鬼を選挙から排し得ないならば、民主主義が沖繩に育つ日は遠い彼方（あなた）へ押しやられるであろう。常に相手の言い分に耳を借すという態度が常識として通用する時に、はじめて、自治も民主政治も可能となることを大衆に知らしめるよう、特に指導者を自任する人々に望みたい。

広告／声明書

〔琉新・朝 1957・8・1〕

那覇市々会議員選挙に当り桜坂商工会は左の通り声明する

一、私共桜坂商工会員は、純然たる商工業者として那覇市の発展を心から希求するものであるが、現那覇市長瀬長氏に依つては決して発展を期することは不可能であると確信する。

一、那覇市の市政は市民の為にであると信するが、現在の瀬長市政は凡ゆる面で困難に逢着し其の解決策も見出せない。金融の閉鎖、都計の中断は決して市民の生活に安定を与えない。一日も早く市政の刷新を望む。

一、瀬長市長は「金融が閉鎖され、都計が中断されているのは外部が悪いのだ」と云っているが、外部からの経済的協力が得られないのが瀬長市長の一大欠陥である。その欠陥を棚に上げ、自らの責任を回避し、いろいろな理屈をならべて市民の目をそらせようとしている。理屈はどうあろうと、市政を麻痺させるような市長は十一万市民の良き市長ではないと確信する。

一、現市長は現在私共の生活に安定感を与へていないどころか、近き将来与えられる、見通しもつかない。よつて私共は那覇市政再建同盟、並に志を同じくする、他の諸団体とも相携えて、現瀬長市長の退陣を期する。

一九五七年七月三十一日
那覇市桜坂商工会

前助役ら三氏を告発／那覇

市市有地売買にからみ

〔沖タ・夕 1957・8・1〕

那覇市総務部（部長神山孝標氏）では、さきに解約した沖繩スポーツセンター社長 氏との土地売買契約をめぐつて、公文書偽造の疑いがあるも

のとして調査をすすめていたが、三十一日、元助役嘉手納並水、元区画整理課長金城弘円、スポーツセンター社長の三氏を公文書偽造、背任罪で検察庁へ告発した。

総務部発表の調査によると、
五六年十二月二十日 氏は嘉手納氏（当時市長代理）あて区画整理予定地（久米工区）の一千九百六十四坪、一千二百二十五万七千五百円の売却方を願ひ出て同月二十二日処理されている。その後再び 氏から「土地分割払い」の願書が出されて、五七年一月四日、嘉手納、金城氏以下関係部課長決裁で土地売買契約書がとり交されている。この契約書には日付の記載がないが、保証金二十五万七千五百円の払込みは一月十日になっている。同日が契約成立の日とみられる。

とるで十二月二十二日は市長選挙の最中で、一月四日は瀬長市長当選後であるが、まだ就任していない。これよりみて被告発人は、瀬長市長就任前に目的を果す積りで決裁承認その他の手続を一月四日付で処理しているが、保証納入による契約発効からみれば、契約成立は一月十日となるし、この時市長はすでに就任、出勤している。当然市長の決裁を受けるべきである

が、勝手に市長代理者の職印を用いて契約書を作製しているし、嘉手納氏は一月五日退職願いを出し、同二十四日退職するまで事実上職務の執行をしていない。これは共謀の上、文書を偽造行使したものであり、嘉手納、金城両氏は背任の疑いが濃い。

具志頭氏は、五七年五月十六日、スポーツ・センター社長 氏より、個人 に名義変更願ひを出したのに対して、金城弘円は建設部長代理、区画整理課長として同十七日、市長代理嘉手納並水を市長瀬長亀次郎にスポーツ・センター社長を個人名 にそれぞれ名義変更した。これも当然つけるべき市長決裁をうけず市長の公印を使用捺印している。これは文書偽造と背任の疑が濃い。

氏は以上の事実を関知しない筈はなく、これは以上三氏の共謀の疑が濃厚である。
はつきり契約した

具志頭得助氏の話 この問題は前当間市長時代から話し合いがなされ、土地評価委員会決定をみて、瀬長市長就任後、はつきり瀬長市長との契約になつていたので公文書偽造云々にはあたらない、私のところにも契約書など資料はあるし、瀬長市長との契約は

はつきりしている。

広告／那覇市議会の選挙に あたり／沖縄のみなさま に訴える

〔沖夕・朝 1957・8・2〕

那覇市民のみなさま、沖縄八十万
県民のみなさま。

私たちは、このたびの那覇市議会の
選挙が、沖縄八十万同胞の将来にとつ
ても、世界平和と祖国の完全独立のた
めにも非常に重大な影響をもつものと
信じます。

私たちは那覇市民と沖縄県民のみな
さまが民主的諸権利を守り、祖国復帰、
四原則貫徹と原水爆基地化に反対して
たたかう左記候補者の方々に一致して
支持を与えられるよう切にお願い申し
上げます。

沖縄を日本に返還せよ

四原則の貫徹

沖縄の永久原水爆基地化反対

那覇市政に対する圧迫反対

民主的諸権利と生活を守れ

七月二五日 日本平和委員会

東京都千代田区

神田司町一ノ七

支持候補

石原昌進、島袋嘉順、眞栄田義晃、

瀨名波栄、宮城清三郎、上原文吉
(以上人民党)

兼次佐一、浦崎康華、仲本政勝(以
上社会大衆党)

仲松庸全、儀武息睦、久高友敏、崎
山喜達(無所属)

署名者

教育評論家協会理事

衆議院議員

作家

栃木県議会議員

参議院議員

歴史家

評論家

東京工大助教授

弁士

理学博士、北海道大学

教授

衆議院議員

日本アジア連帯委員会

顧問

彫刻家

日本平和委員

世界平和評議員

北海道大学教授理学博

士

大塚内科病院院長

福岡県議会議員

世界経済研究所常務理
事

日中友好協会常任理事

東京都立大学教授
日本母親大会実行委員
長

日中友好協会理事

衆議院議員

弁護士

弁護士

医士

弁護士

東京都平和会議副議長

日本平和委員

基地問題文化人懇談会

歴史家

衆議院議員

日本アジア連帯委員会
事務局長

新日本文学会

教育ペンクラブ幹事長

郡山市議会議員

平和医院長

画家

哲学者

立命館大学法学部教授

評論家

多喜・百合子研究会運
営委員会議長

岡倉古志郎

小沢 正元

戒能 通孝

河崎 なつ

片山 政男

風見 章

風早八十二

蓬田 武

平良 真豊

谷村 直雄

高橋 甫

高橋 太一

高根 正昭

田中惣五郎

田中 稔男

淡 徳三郎

壺井 繁治

上田庄三郎

植村 鶴吉

倉田 本

矢部 友衛

柳田謙十郎

前芝 確三

丸岡 秀子

松本 正雄

原水爆禁止岩手県協議
会常任理事

日本社会党千葉県連合
会統制委員長

詩人

愛知大学々長

山梨県会議員

日本平和委員日ソ協会
理事

法政大学教授

弁護士

東京都目黒区議会議員

医士

三重県平和委員会

原水爆禁止日野協議会
理事長

日本高等学校教職員総
合中央執行副委員長

日本アジア連帯委員会
理事

東京都立大学教授

美術評論家

兵庫県会議員

日本共産党中央委員

日本平和委員

専修大学教授

作家

松館 精一

松井 史享

深尾須磨子

小岩井 浄

小林信太郎

小林 輝次

近藤 忠義

新井喜一郎

秋田 彰一

斉藤 常八

サトウ 正

佐藤 茂

佐々木光藏

木田 正六

菊池 定則

菊池 ミツ

三井 為友

水沢 澄夫

三浦 清一

宮本 顕治

宮村 四郎

三島 一

広池 秋子

ラジオ・テレビ演技者
原水爆禁止神奈川県協
議会事務局長
弘中 菊乃
広田 重道

関西主婦連合会々々長
日本平和委員会理事長
七宝ネクタイ
比嘉 正子
平野義太郎
平井 英雄

全国自動車運輸労働組
合連合会
引間 博愛

学習院大学教授
清水幾太郎
清水 慶子

評論家
名古屋大学経済学部
日本国際貿易促進協会
常任委員
四方 博
志村 寛

元ドイツ国立ヨアヒム
スタール・ギムナジウ
ム教授
篠原正えい

日中友好協会理事
島田 政雄
松原医院長
森 洋

舞鶴平和懇談会々々長
立命館大学々々長
雑誌「キリスト者」主
幹牧師
瀬野 尚憲
末川 博

書記。牧師
澄田健一郎
泉 琉江

新日本文学会幹事会議
長
中島 健蔵
松尾 正義
堀 真琴
堀 善衛
評論家
作家
福家 俊明

全国瓦斯労働組合連合会
在日本朝鮮人総連合会
全国金属労働組合
日本ウエトナム友好協会
日本炭鉱労働組合

県民の意思による選挙を / 沖縄連が要請書

〔沖タ・朝 1957・8・2〕

【東京】沖縄問題解決国民運動連絡会議は、三十一日午前十一時すぎ総理大臣官邸記者クラブで、那覇市会議員の選挙が、沖縄の今後の運命をかけたものとしてつぎのような要請を發表した。

那覇市の市会議員の選挙は、いよいよ終盤戦に入りましたが、この選挙の結果が、沖縄県民の意思をしめすバロメーターとして日本国内は勿論のこと、アメリカもきわめて大きな関心をしめしておりますので是非とも県民のいつわらざる意思をはつきりと那覇市議の選挙に反映していただきたい。どうか日本国民が、みなさんの背後にあることを信じて来る八月四日投票の結果が、真に県民の意思がはつきりしめされるようにかくべつの努力をしていただきたい。われわれは、那覇市を守ることは沖縄を守ることであり、沖

縄を守ることは日本を守ることであると信じています。この要請書は三十一日よるの航空郵便で教職員会、各政党、青年、婦人団体など十七団体に送られる。

一社説一 投票前に今一度考えよ

〔琉新・朝 1957・8・4〕

那覇市議会議員選挙の投票はいよいよきょう行われる。有権者一人一人の投ずる票によって明日からの市政の運命が決するわけで、那覇市民にとつてきょう八月四日はきわめて重大な意義を有する日である。こんどの選挙が沖縄全島はいうに及ばず、本土などからも注目され関心を寄せられているのは、普通の市議選挙とちがいで、瀬長市長を信任するか、それとも辞めてもらうかを決する重大選挙だからである。

選挙戦が開始されて以来この二十日間、瀬長派、反瀬長派、中間派の三派はそれぞれ市民の支持を得んものと熾烈な運動を続けてきた。ほとんどの有権者はすでに、どの派を支持し誰に投票するかを決めていることと思つが、きょう、投票をする前に、こんどの選挙の意義、こんどの那覇市政はどうあらねばならぬかを今一度しっかり考

え、そして投票に臨むという慎重さが欲しい。それほどこの選挙は重大なものである。

こんどの市議選挙は、瀬長市長が前市議会から不信任されて議会を解散したため、こんどは市民が直接瀬長市長への信、不信を意思表示すべく行われるものである。そこで、市民有権者がまず考えなければならぬことは、なぜ瀬長市長は前議会で二十四名という圧倒的多数（議席は三十）から不信任されたかということである。瀬長氏が那覇市長に当選するや、民政府は那覇市への軍補助金を打ち切り、琉銀は資金凍結、融資拒否の挙に出、ために瀬長市長就任以来都市計画事業はストップ、今日なおほとんどの工事が再開をみてないのは周知の通りである。ところが瀬長市長は就任間もなく、資金凍結は実質的に解けつゝある”と公言、市政担当に自信の程をみせて三月市議会は乗り切つたものの、六月の新年度予算議会には、打ち切り軍補助金、琉銀の拒否資金をも計上した予算案を提案するに至つて、市議会は瀬長市長を不信任したのであつた。瀬長市長が新年度予算提案に当つて示した施政方針の中で”那覇市の財源は市の経常費を償う程度のものでしかない”といつて

いることと照し合わせて考えた場合、市議会が、瀨長氏が市長である間は那覇市は軍補助、銀行融資は受けられない、とすると他に財源を求められない現状下では都市計画事業の再開はできない”として瀨長氏に市長不適任のらく印を押ししたのも無理からぬことであつたといえよう。

さて、那覇市前議会は瀨長市長を不信任して解散させられた。そしてこんどは市議選挙という形で市民有権者が直接瀨長市長を裁く番が来たのである。市民は選挙戦を通じ瀨長派、反瀨長派それぞれの主張を十分見たり聞いたりしたであろう。いずれを支持するのもそれこそ有権者の自由であり、何もものにも左右されず自己の尊い権利を行使すべきであるが、ただこの際有権者が忘れてならぬことは、こんどの選挙の持つ前記のよつな重大意義である。那覇市の復興繁栄、それからくる市民の幸福を確保するにはいずれを選ぶべきか、こんどこそ縁故や情実にかられることなく、感情に走らず、或は野次馬気分の無責任な投票などないよう有権者の一人一人が市政への参与を真剣に考え、しっかりした自覚のもとに厳正なる審判を下してもらいたい。さもないといつまでも那覇市政は安定

せず、従つて復興繁栄も望めずそれが市民個々の生活に響いてくるのみでなく、対外的には那覇市民の自治能力を疑われる結果ともなりかねない。

ともあれ、こんこの那覇市政の運命は市民有権者によつてきよう決められる。那覇市に繁栄をもたらすかどうかは一にかゝつて有権者の自覚にある。投票の前に今一度、こんどの選挙の意義、こんこの那覇市政はどうあらねばならないかを静かに考え、冷静に投票に臨むことを強く提唱したい。

「広告／投票の心得

〔沖タ・朝 1957・8・4〕

一、投票しないことは那覇市を共産党に売り渡すことです。何をにおいても投票しましょう。

二、那覇市の復興は瀨長市長を打倒することから始まります。那覇市を共産主義の赤い手から解放しましょう。

三、再建同盟の勝利は、都市計画事業の再開、市民生活の改善を約束します。こぞつて再建同盟の候補者を支持しましょう。

一九五七年八月四日

那覇市政再建同盟

「広告／吾々は今度こそ判断をあやまらない

〔沖タ・朝 1957・8・4〕

一、吾々は危険にさらされている。理論と実際が全然かけはなれた瀨長市政は善良なる那覇市民の生活の危険を増大するばかりである。現実を否定する政治は生活とつながっていない。単なる英雄主義は市民を犠牲にしてうちたてられる。

一、瀨長市政は都市計画の実施をストップさせた。そして失業者は続出した。「吾々タクシー業に従事する者は道路が良くなる事をのぞんでいるが、反対にどんどん悪くなつていくので愛車は維持費が高くなり寿命がちゞまる稼ぎは落ちるし家族を不安に追い込み行く先には貧乏が待っている。一つとしていいことはない」

一、瀨長市政は「タクシー業」の吾々が貧乏になることをのぞんでいる。そしてそれ等の者をだまし自分の支持者にすることを計算に入れている。

一、瀨長市政は那覇市民たる吾々のための市政でなく自己の地盤をひろげるためであることを知ることだ。吾々同志は彼の市長就任が那覇のため沖縄のためでないことを確認し絶対容認出来ない。

一、吾々は那覇市政再建同盟に協調し明るい那覇市の建設に努力しよう。
一九五七年八月四日
タクシー業同志会

一社 説一

那覇市の選挙結果に思う

〔沖タ・朝 1957・8・6〕

那覇市の議員選挙がすんだ。そして結果もわかった。

六月十六日那覇市会は瀨長市長の不信任案を可決、これに対して同市長は信を市民に問うため市会を解散、かくて選挙は内外の異常な注目を集めて四日投票、五日開票、結果は定員三十名のうち瀨長支持十二名、不信任十七名、中立一名と出たのである。つまり市民の審判は一応過半数が瀨長市長を不信任しているわけだが、市会定員の三分の一以上を獲得した瀨長市長は辞職することなく、そのまま市政に携つていけるという筈である。

今回の選挙をかえりみると、まず那覇市における選挙として、今回以上に市民の関心を高めた選挙は過去においてなかつたかと思う。従来の投票率は大体七〇%以内であつたのが、こんどは雨に見舞われながらも七二%の高率を示した事実によつてもその関心の深

さが知れるというもの。しかも、選挙運動においても、社大党の脱党組中心に那覇市政再建同盟が結成され政界の保守派と組んで瀬長追放の組織的布陣がみられたし、一方、人民党、社大党が協力して瀬長支持の民主主義擁護連絡会議が設けられ、これまた組織的な活動がみられた。そして前者は共産主義者に那覇市を売るな、都計事業の再開、市民生活向上、後者は権力と金力の排除、祖国復帰、軍用地問題の四原則貫徹を、それぞれスローガンに掲げて市民に訴え、ここに保守、革新の対決の様相を呈して激しく戦われたのであった。

このように、選挙としては比較的はつきりした課題が市民の前に提起され、且つ二者択一を迫られたのであるから、四万五千余の一票一票も従来のそれとは違い所謂判決のためのものであったとみてよいであろう。同時に今回の選挙結果は、単に那覇市政に対する市民の政治関心に止まらず、広く琉球政治の在り方に関連した市民の批判ともみられる筈である。

選挙結果をみて、感想もいろいろあるのだが、まず不信任派が二十九名もの大量候補者を出して票を食い合ったことは何時ものことながら不得策だった

と指摘されよう。この点、十三名にしばった信任派は選挙上手というか、瀬長市政を守るギリギリの線を確保するに集中作戦の態勢がとれたといえる。去る市長選挙の二の舞いを保守派は敗れて繰り返したわけである。さらに、この結果は、革新勢力が相当進出してきたことも否定できない。その得票数の増加、また二十四に対して六の議席が一躍倍の十二になった事実、保守の根強さも、これでぐらいついてきたという感じである。反面、市民の多数が主張のはつきりしない中間派を厳しく批判しているのも注目される点であるう。

ところで市民にとって最も重要なことは、この選挙結果によって、今後の市政がどのようになっていくかということである。市会は依然、瀬長市長を不信任する議員が過半数を占めているのであるが、瀬長市政の与党勢力が今までより強くなったことは、いよいよ市政を混線と混乱に導く要素となりがねない。というのは数的な双方の接近は市政に政治的対立を激化させ、困難な政情をかもすものとして、一層複雑な形だからである。したがって、那覇市政は、混乱か、停滞か、そのどちらかにおち入る危険に達したとみるべ

きであろう。

市会における分野とそれによる市政の運営という問題よりなお重要なことは、軍・民両政府当局或いは金融機関などから見放されている瀬長市長の居すわりで、市民はどう市政に活路を見出すかということであろう。瀬長市政に対する周囲の非協力が、市民の審判を尊重してくれるなら、ストップしている都計事業も再開し、市政の不安定も幾らか軽くなるうけれども、選挙前よりも強くなった瀬長勢力にいよいよ非協力の蓋を閉じるとなれば那覇の建設は前途暗タンたるものと言わねばならない。自ら招いた結果と諦めることでよいかどうか。建設期の一年は普通の四、五年に匹敵することを思えば、この面からは、那覇市にとって決して今回の選挙結果を手放して歓迎されるものではないだろう。瀬長市政にしても、いつまでも保守派に対する批評家であつたり、権力や金力への抵抗戦士然としてはおれまいし、それは許されるべきことでもない。そのところをどう收拾するか、全市民は自らの責任において難局に直面したことを認識せねばならぬと思う。

沖繩の現実、それを好む好まざるにかかわらず、アメリカの積極的また

は消極的援助が必要である。しかし従来に照し、今回の那覇市の選挙結果は、それを受け得る可能性を益々薄くしたといえる。世界や日本や沖繩の運命、自分の階級の利害といった大きなことだけでなく、市や産業や企業や個人の利害や感情が、「健全な市政」を望む限りにおいて、那覇市の今後が大いに關心されるといふものである。

解説／制約のない”市会招集権”／行政府自治法の一部改正勧告

〔沖タ・朝 1957・8・6〕

開票の結果、瀬長市長の不信任が危ぶまれるに至り、内政局行政課では、法的関係に就ての研究を始めている。問題の議員数三分の二以上についても、金丸三郎著の「地方自治精義」などをとにして検討を加えているが、どういった積算基礎から三分の二が割出されたかについては、明らかになっていないようだ。

この「三分の二」は本土の自治法の規定をそのまま採り入れたもので、不信任議決は、特別議決としての最重要案件であり、過半数では全体の意思を十分に反映できないので、多数の意思を反映するという主旨から「三分の二

と規定されたといわれ、法的な計算基礎はばく然としている。

なお議会の招集権は市町村長のみにその権限があり、こんどの場合も瀬長市長が招集しなければ開会できない。勿論議会側からの要求（定数の四分の一以上）があれば、市長は招集しなければならぬことになる。しかし、この場合現行法では、「招集しなければならぬ」というだけで、その日限が明示されていないので、市長権限で招集を何時までも延期することができ、不確定なものになっている。それで本土では、不信任される議会勢力から、その市議会招集を、市長任期まで引延ばしたという事例もあるといわれる。

そういつた実情から、行政局では「このような市町村長権限は市町村議会の職務権限を侵害する。その結果は市町村自治を混乱させる」という理由で、自治法を「招集の請求があつた時から十日以内に招集しなければならぬ」と日限を定めることに改正、すでに立法院に立法勧告している。

つぎは金丸三郎著の「自治法精義」からの抜粋

不信任議決が、一般の議事及び議決の定足数以上の特別多数を必要とされて

いるのは、不信任議決の重要性に鑑み、その手続きを慎重ならしめ、その濫用を防止せんとする趣旨によるものである。議員数三分の二とは、議長を含む現在議員の三分の二で、その四分の三とは議長を含む出席議員の四分の三と解し、議長にも表決権を認むべきものと考え。議長に表決権が与えられないものは可否同数の場合、議長に裁決を行わしめるためであり、不信任議決のような特別多数を要求される場合には、裁決権を与える余地がないので、当初から表決権を認めるべきである。

那覇市議選の結果に／本土

沖繩関係者の声

〔琉新・夕 1957・8・6〕

【東京総局発】那覇市会選挙の結果についての、東京における沖繩関係者の声は次の通りであるが、この声は、午後五時三十分、AP電と、NHK国際電話による「瀬長派十二議席、中立一議席、反瀬長派十議席」の中間情報によつて集められたものである。

伊江朝助氏「別に、那覇市会選挙に関心はもたないが、瀬長派から十二名も出たことは、瀬長派にとつて大成功であろう。また不信任派をはじめとする主流派や現地米軍当局にとつては、大

きな脅威である。当間主席も心配だ。反瀬長派があれだけの援護を得ながらこんなことになったのは、重大問題と思う。わたしの予想としては十名内だと思つていた。現地米軍の妙な干渉も影響したのではあるまいか。」

吉田嗣延氏（南方向同胞援護会事務局長）「那覇市民の選挙の結果だから、尊重しなければならぬが、那覇市政の重要性を認識して単なる対立や闘争のための政治ではなく、市政の再建ということに、市民の良識をはたらかせてもらいたい。」

神山政良氏（東京沖繩県人会長）「この前の市長選挙で、瀬長市長が当選した時と同じような感想だ。その時と同様に、米軍の土地政策や、那覇市都計に対する資金凍結に対する市民の不満の表われて住民の無言の抵抗だと思ふ。沖繩の人は、元来、左右とも両極端を嫌うおとなしい性格の持主だ。米軍は、瀬長を共産かぶれしているといふが、かりに個人的にそうであつたとしても、その思想に共鳴したというよりは、これまで住民の、いいたくしていいなかつたことを、アメリカにいつていたという点で、瀬長への共感が生みだした結果だと思ふ。都計工事の中止も、彼個人の責任ではなく外部の圧迫

にあるんだと判断し、また汚職の摘発がますます瀬長市長への共感を深めたのだから。希望したいのは、アメリカ軍当局も、那覇市の現実に対し、これまでの政策を卒直に反省してもらいたい。また瀬長市長は、市民全体の立場から、言動にもっと慎重な態度がのぞましい。

総評小山政治部長「今度の市議選挙は、単なる沖繩だけの問題ではなく、日本国民、本土にも直接関係のある問題であるとして注目し援助もしてきた。それは、沖繩がナイキ基地化、原水爆基地化されるなら、日本をふくめてアジアの人民にとつて重大な関係をもつてゐるからです。われわれは今後とも、原水爆基地化の動きをとめるための戦いを強化していくつもりであるが、瀬長市長信任の結果が出されたことは、那覇市民が原爆基地化反対の橋頭堡を築いたことを意味するものであると思ふ。今後瀬長市長に対する圧迫は、ますます強化される状態が考えられるので、それを阻止し、瀬長市政を守つて行くための戦いを継続していきたい。全宇連香山委員長「この選挙戦の勝利は、県民の意思を尊重して戦つた人民、社大両党の努力の結果であり両党に対し心から敬意を表するものである。こ

の勝利は、沖繩県民が原爆基地化反対、祖国復帰の実現を要望する意思の表われだと思ふ。」

瀬長派の勝利に／総評から激励文

【東京総局発】総評では、去る三月から、杉並区公会堂で定期大会を開催中であるが、第三日目の五日、午後五時那覇市議選挙の結果について、緊急動議を提出、社大、人民両党に次のような激励文をおくることを満場一致で可決した。

「選挙の結果、瀬長さんを守る勢力が大勝したことに、心から敬意を表します。われわれはこの大会でみなさんの戦いを自からの戦いとして守っていくことを決議します。どうか最後まで統一と団結の力で原水爆に反対する戦いを続けていただくようお願いします」なおこの日、全学連で社大、人民両党に激励電報を送り、原水協派遣行会、日本共産党中央委員会でも瀬長市長あて激励電報を送った。

新那覇市会に注文

〔沖タ・夕 1957・8・6〕

内外注目の中に那覇の新市会は生れた。信任派十二名、不信任派十七名、中間派一名、という顔ぶれ。いわゆる当局派は三名から十二名に大きく伸び

たとは言え、反当局の不信任派が依然過半数を制している。だが不信任派としても目的を達するには足りない勢力、そこで早くも新議会の不安定性が心配されているが、さてこの新選良に市民は何を望んでいるか。

ウソのない政治を／都計を一日も早く

婦連 大きな意味で自重してもらいたい。とにかく同盟のかたがたとも政策面であゆみより、話せば解る市長であつてもらいたい。これからの大きな問題は都市計画だが、政府ともよく話しあい政策をおし進めてもらいたい。今後のなごやかな市建設を大いに期待している。

商工会議所松川事務局長の話

民政府や琉球政府から瀬長氏は、思わしくいわれてないので、市長信任派が三分の一以上をかく得たということ、今後の那覇市会をますます混乱させるものと思われる。いうまでもなく那覇市の復興（都市計画）は、政府の補助なくしては、スムーズに運ばないと思われる。したがって、新議員に望むことは、現在ほつたらかされているターミナル、公園などの都計を一日も早く始めてもらいたい。

学生A君（二二）最低十一名の瀬長

派当選を予想していたがその通りに行きました。もう事なかれ主義の時代は去り、沖繩も革新の時代にめざめるようになりました。十二の議席獲得で弾圧が加わるとしたら、かえって住民は反撥するでしょう。嘘のない正直な政治をやってもらいたいと思います。

労組役員C氏 過半数を制したので

はないから、公約の完全な履行はむづかしいだろうが十二議員と瀬長市長は市民の福祉に大きな責任を負っている。瀬長市長が市政を担当しているから、労働者や中小企業団体はかえって、苦しい立場に追いこまれてることもよく聞かれるが、労働者の為に十分な対策を取ってもらいたい。我々労働者は、瀬長市政が、市民を裏切るようなことがあればいつでも建設的な批判をたたきつけるだろう。

公務員Kさん（三五）同盟支持の私

から考えれば信任派の進出は最も残念な事だが、仕方がなかったと言う外はない、同盟も、もっと力を合わせて動くべきだった。

開票事務けさ四時までかかる／疑問票に一喜一憂／喜久山氏30位に滑りこむ

〔沖タ・夕 1957・8・6〕

那覇市議選挙の開票は、五日あさ九時から始められ、夜半十二時前後には当落の判定はほぼ決定したが、最後の三十位をめぐる喜久山朝重氏と長嶺将真氏とが、はげしくセリ合いつめかけた四、五十名の関係者を一喜一憂させた。

ところが十二時半ごろから疑問票の点検に入ると、これまで当選圏外にあつた上原義広、上原永盛の両氏が浮き上り、四氏の間で激しいセリ合いとなった。

このため選挙立会人でも慎重を期し午前四時二十分までかかってやっと点検を終えたが、喜久山朝重氏が七百九十票となり、次点の上原義広氏（七百八十七票）を三票の差で押え当選となった。

喜久山氏と最後までやり合っていた長嶺氏は、立会人の点検で「ソシン」とのみ記入された十三票が発見され、石原昌進氏と両方に通ずるものとして無効にされたため、七百八十二票に減り三十二位に落ちた。有権者数 六一、九三九

投票総数	四五、四七六
有効票	四四、二五六
無効票	一、二二四
投票率	七二・二%
無効票の千二百二十四票は 候補者名が確認しえないもの九百七十票 候補者でないものの名前を書いたもの九十一票 候補者名のほかに他のことを書いたもの五十一票 正規の用紙を使わないもの十五票 雑字記入四十四票 白票五十三票となつてゐる。候補者以外の名前には瀬長亀次郎氏の名前がほとんどをしめていたが、候補者名のほかに自分の名前を書いたり「頑張れ」と書いてせつかくの一票を無効にしたのもあつた。	
当選者	(確定票数)
兼次 佐一	(民) 二、九九二
真栄田義晃	(無) 二、〇二四
仲宗根梶雄	(同) 一、六三〇
平良真次郎	(無) 一、四〇七
島袋 嘉順	(民) 一、三七〇
比嘉朝四郎	(同) 一、三五七
赤嶺 一男	(無) 一、三四六
石原 昌進	(民) 一、三三三
瀬名波 栄	(無) 一、二八四
久高 友敏	(無) 一、二五七
仲松 庸全	(無) 一、二四九

儀武 息睦	(無)	一、二三八
宮城 実	(同)	一、二二四
渡口 麗秀	(無)	一、二〇九
宮城清三郎	(民)	一、一一〇
高良 一	(同)	一、〇〇一
上原 文吉	(民)	九九一
大山 盛幸	(同)	九五八
浦崎 康華	(民)	九五六
高良 清一	(同)	九五一
渡口 政行	(無)	九一四
新垣 松助	(無)	八九三
崎山 喜達	(民)	八九〇
備瀬 知良	(同)	八六六
辺野喜英興	(無)	八五七
糸数 昌剛	(無)	八四八
宮里 敏慶	(無)	八四三
玉那覇有義	(無)	八一〇
比嘉 佑直	(無)	八〇一
喜久山朝重	(無)	七九〇
次点	—以上当選—	
上原 義広	(同)	七八七

断してしまふのは危険だろ。内外の注目をあつめた那覇市議選は、結果として瀬長市長を信任する民連側がよく押して十二名の議席を確保したのに対し、再建同盟は希望どおりの二十名を獲得できず、その狙いとする市長不信任は、実際上法的には不可能ということになつてしまつた。

つまり、言いかえると、現状を冷静に眺めると、市民の大多数は、瀬長市長をボイコットするという態度を示しているのだが、同時に多くの票は反対の市長信任派に握られるという一見矛盾した様相を呈することになつたのである。

こんどの選挙は、大衆市民の意識のめざめが大いに物をいつたのだという見方や、アメリカの、これまでにとつた施政への回答が、市民の意志によつて、こんどの投票にはつきり示されたという、考え方があつた。あるいは、瀬長市長追い出しに躍起となつたあげく、再建同盟が、ムリな運動をやつた為の、一種の逆効果を生んでしまつたのだ、という観測もしきりに行われてゐる。そのどつちが果して当を得たものか、わからないが、確かに、革新派の旧に倍する進出ぶりは、今後大きな問題を沖繩の政治に投げかけたことは

まちがいないだろ。

こんどの選挙のばあいは、民連といつても、そのバックに、人民党という政党があつて活動力を発揮したことは、一方、再建同盟という団体が、一部財界筋の強力なバックアップの下、働きかけたことと同様、かくしおおえない公然の秘密であつたし、また、この両派は、たがいに日本本土と巧みな連携を保ちながら、選挙を援護し力パ―してきたことも衆知の事実であつた。

こうなると、那覇市は、当然那覇の市民有権者の考え方だけにゆだねられずに、他からの示唆や、働き掛けをせんとせん意識しないで、自分の信ずるとおりの投票ができなかつたと、客観的にはいえるかもしれない。

と同時に、意識票とか、無意識票とかいふのも、分析してみないことには、一概にそれと片付けられるほど、ことは簡単ではなさそうである。こんどの選挙の結果は、一面では革新派の勝利だといえるが、半面では選挙民自体の政治的訓練の未熟さぶりも発揮したといえそうである。

当間主席をはじめ、一応沖繩の行政権を担う人たちは、那覇市議選の結果については真に反省すべきだろつし、

よつてもつて、大衆の心理を掴みそこねたという政治上の技術や施策という点でも、一つの教訓を引き出せそうである。なにが彼らをそうさせたか。保守派にとつては大きな宿題である。

今度こそ市民に信を問う

このような波乱を招いて成立した那覇市会に、今後健全な運営を希むのはムリかもしれないが、民主主義のルールに立つて選ばれた市会が、たとえ前途に難航を予期しても、自治法の範囲にあつて、これを言むことは当然である。

当面の問題としては、瀬長市長に対する“不信任”を再度下すに当つて、どうなるかということである。行政府では、これについて、法的研究（自治法）を始めている。それは現行法規が、市長の市会招集権に関して、制約がないという点や、市町村議会の権限を侵害する市長の権限等ということになつているが、自治法を改正することは、不安定な那覇市議会のちかいつ将来の運営に光明をもたらす一つの方法といえるかもしれないが、泥縄式の見解は免れない。

それよりも、市民や一般住民は、今後反市長派と市長派の勢力均勢ということから生じる確執や、保守派の狙い

とする“不信任”の行方をめぐつて、展開されるであろう市会の乱脈を予想して、これにどう善処するかということである。

瀬長市長は、記者会見の席上、「正理正論はあくまでも正しいし、少数が多数に負けることはあり得ない」といつているが、少数が多数に向つ時に許される議会闘争手段として、欠席闘争がある以上、不信任を再び投げられないとすれば、市会の将来はまことに暗たんたるものがある。

闘争に明け暮れる市会をもつ市民にとつて、これほど具合の悪い話はないのである。

一人選挙は終つたし、市民は選良の良識にゆだねるほかないとすれば、不安定ながら市政の健全な歩みを期待したいのだが、定例会開催の九月を間ちかに控えて、那覇市会は、再び天下の関心を集めることだろうし、自治精神を聊かでもこわすようなことがあつてはいけなひだろう。瀬長市長に對する、市民大衆の、ほんとうの意味での信、不信を問つことも今次の市会をめぐつて判断のおおよそのメドがつくものと考えたい。

那覇市選挙に社党声明

〔琉新・朝 1957・8・7〕

【東京六日発共同】社党は六日、那覇市議会選挙の結果について次のような党声明を発表した。

那覇市議会選挙革新派の勝利に帰したことは米民政府、沖縄金融界、財界の圧迫にかかわらず、那覇市民の多数が基地拡張反対、日本復帰を強力に支持することを実証したものである。わが党是那覇市民の愛國的勇気を称賛し、深い決意を表する。

わが党は沖縄の土地強制収用、原水爆基地、島民の生活の破壊に反対し、沖縄の民主化、自由生活のため、日本復帰のために全力をあげてともに闘つ。

広告/声明書

〔沖タ・朝 1957・8・7〕

此の度の、市会議員特別選挙に当りましては市民の皆様の御支援を戴き厚く御礼申し上げます。結成後、日が浅かつた為に、私共同盟の意図が十分に浸透せず、選挙の結果は、必ずしも初期の目標を達する迄には、至りませんでした。瀬長市長の退陣を要求する市民の意志は、はっきりと絶対多数でもつて、示されたわけでありませぬ。私共は、此の多数市民の意志を体して、

益々結束を強固にし、吾が那覇市の早期復興と、市民の生活安定の為、瀬長市長の打倒を目指して、議会の内外を問わず闘かう覚悟であります。

つきましては、今後共、市民の皆様のお支えの程を御願ひ致します。

一九五七年八月七日

那覇市政再建同盟

中央委員会

米政府は失望/那覇市会議員選挙

議員選挙

〔琉新・夕 1957・8・7〕

【ワシントン六日発共同】那覇市議会議員選挙の結果について、米政府当局者は失望の色をかくしながら六日次のようにのべている。瀬長氏が市長の地位を得たとは沖縄住民が好きな人に投票する自由を完全にもつていないことを示している。こんどの選挙の結果を共産主義の影きようとみなすことはできない。市長選挙でもないのだから、瀬長氏個人の権利を意味するものでもない。また沖縄に對する米国の態度は変更する計画はない。

那覇市議選の結果／南日本紙が社説で論評

〔琉新・朝 1957・8・8〕

【鹿児島支局発】各方面の注目のうちに開かれた那覇市会議員選挙の結果が報じられるや、本土の各新聞は筆をそろえてこれを報じた。南日本はまず社説に「試験を重ねる沖縄島民」と題してこれを取上げ今度の選挙の結果は米軍の圧力が依然として続けられ昏迷を続けることはまちがいないところ今後那覇市民、ひいては沖縄八十万島民は苦難の道を重ねるのである。ただ無暗な混乱をくり返すことは決して沖縄島民に幸福をもたらすものでないと警告している。

〔後略〕

原水爆禁止大会へ六代表ノ瀬長市長らは出域不許可

〔沖タ・夕 1957・8・9〕

十二日から十六日まで東京で行われる全世界原水爆禁止大会に参加する沖縄代表仲村栄（社）、新垣善春（中部地区労働者連絡協議会）、新崎和子、玉川八枝子の四代表と非公式に参加するほか二名が九日あさ十一時半那覇出港の沖縄丸で出発した。

同大会から電請で沖縄から約四十名

の代表を送るようになっていたが、瀬長那覇市長、又吉一郎人民党書記長のパスポト発給が軍公安部から許されず、結局非公式参加者を合せて六名の代表派遣となったもの。

なお、瀬長市長らのパスポト発給不許可に対して人民党では、八日午前、午後二回に亘って折衝したが、軍公安部では補助申請をせよということでもパスポトは発給されなかった。同補助申請書はいわば誓約書であり、布令百十四号により公安部の質問に答えた内容が、いつわりである場合は、いかなる処罰を受けても異議ないことを認めなければならぬというもの。

新垣善春氏の話 原水爆禁止は全人類の願いである。沖縄のナイキ基地建設阻止を平和愛好者である全世界の代表に訴える。世論の国であるアメリカにもこの声は伝わるだろう。四十名近くの代表派遣要請のあったものに対し、パスポト発給をしづつたことはいかんである。われわれ代表者は、このような沖縄の実情を同大会に発表する。

一社説

瀬長市政に対する措置に思

つ

〔沖タ・朝 1957・8・10〕

下手なことをするものだ、そんな姑息のないやがせをするから逆効果を招くのだ。——那覇市の首里及び小祿の道路工事に対する六日の民政府「台風災害援助資金」支出停止に、いうところの親米家たちも、いささか、斯くの如き公憤を漏らしたに違いない。つまり総額一千万円の、既に予算令達もなされていた援助金を、民政当局は今度の那覇市会議員選挙の結果に関連して支出拒否をしたのであろうと解釈し、実は斯る「宝刀」の濫用が「好ましからざる勢力」を増大させてきたと観測しているので、またかと思つたのである。

幸い、バージャー首席民政官によつて、今度の措置は、事務的な手違いからのもので（資金支出項目の変更）で、別に他意はないことが七日明らかになつた。一般の「誤解」も「心配」も解消したと思つが、瀬長市政に対する政治的な措置については、今後とも、余程慎重になされなければならぬであらう。

こんどの市議選の結果は、一面から

みると瀬長市長出現と共にとられた一連の「圧力」が市民によつて批判され、そして一応敗退を喫したともいえると思つ。事実、瀬長信任派は「民主主義擁護」をスローガンに市民にアツピールした。彼らが強調したポイントのつは、自由選挙によつて選ばれた瀬長市政に対し、民政府当局や琉球政府或いは財界人グループが「権力と金力」をもつて「圧迫」を加えているのは即ち「民主主義を否定」するものであると訴えていたのである。それが瀬長一派の常套的アジェンションであつても、これを真実と受取る市民が多く存在していることは否定できないだろうし、特に、統治者に対する「無言の抵抗」ともいふべき本質的な市民感情があることもいふべきでない。瀬長一派の好んでとる「逆手」は余程の警戒が必要ということになる。換言すれば相手に逆襲の武器を与えるが如きは甚だ拙策だということである。

釈迦に説法となるかも知れないが、敵に勝つためには相手の機先を制することだといふ。機先を制するにはもとより相手をよく知らねばならぬ。だがこの戦法も、それが死命をとどめる最大強力な手段であればともかく、ちよつつかい程度のものである場合は、

かえって防衛を固めさせることにしか役立たない。即ち瀬長対策を必要とするなら相手以上の魅力ある施策をとって市民を引きつける積極策が賢明ということになるだろう。

単に共産主義を排撃せよと叫んでも共産主義の脅威をジカに感じたことのない人々にはピンとこないものであり、その恐ろしさを理解させるには時間もかかるというものである。政治的にチヨ「チヨ」ととられてきた瀬長市政に対する「非協力」は、どうみても消極的な措置であつて、積極性のある賢策とはいえない。たとえば、瀬長一党には市民の利益をもたらず施政を望むことは出来ないという事実を一般に知らすために、那覇市と混然一体をなしている真和志市に対して大いに協力し、同市の市民をして満足させるなど、他をもつて振り向かすといったことが、同じ姑息的且つ消極的なやり方でも有効な筈である。民主社会を望む人々にとつて政治的な措置は常にそれが正道であることが必要であり、外道は強く反発を招くものであることを確認したい。

要するに瀬長対策は、相手の本質に深く考慮を払い、漸進的に、多数住民の意思にそう施策を講ずるのが賢明の

策であらうかと思つ。民主主義の本質が自由選挙を尊重するものである以上、市民は現行市町村選挙法に従つて一応今度の選挙結果を認めるわけだし、敢えてこれを否定するが如き短兵急な措置などは、時期的にも十分警戒すべきである。性急はことを仕損ずるという。

不信任成立要件など／市町村自治、選挙法検討／行政府

〔琉新・朝 1957・8・10〕

行政府では「琉球列島の管理に関する行政命令」にもとづく市町村選挙法の民立法化を中心にして市町村自治関係立法の整備に着手したが、那覇市議選の結果とも関連して市議会解散後のはつ議会における市長不信任特別議決の成立要件（議員定数の三分の二以上が出席することが必要）など現行市町村自治法の条項や立法院議員には被選挙権の欠格条件として「贈収賄、偽証その他の破廉恥罪を犯した者」が規定されているのに拘らず市町村長及び市町村議会議員には適用されていないことなども検討している模様である。

九日あさ十時すぎから主席室で当間主席、神村副主席、赤嶺法務局長、野波

内務局行政課長らが約一時間にわたつて市町村自治関係法令につき協議を行い、早急にその総合的な民立法の整備をはかることを決めた。

市町村自治の法令では市町村議会議員および市町村長選挙法（五四年七月七日付軍政府布令第十七号）が未だに民立法化されず布令であり大統領行政命令でも、その民立法化を次のように明示してあるので内政局が主体になり法務局と協議の上で立法参考案をまとめ次期定例議会に立法勧告することにした。

（行政命令第七節）地方公共団体の議会は琉球政府の立法府が制定する手続にしたがつて当該地方公共団体の住民によつて選挙された議員で構成し、それぞれの地方公共団体の立法権を与えられ、かつこれを行使する。

なお市町村選挙法の民立法については、さきに話の出た主席選挙法立法院議員選挙法も一しよにした公職選挙法をこの際立法化したらとの意見もあつたが、性格の異なる数種の公職に対し一本立ての選挙法で律することは適切でないし、既に主席選挙法、立法院議員選挙法は民立法化されているので市町村選挙法を単独立法しようということ

になったものである。この「市町村の長および議会議員選挙法」については既に内務局行政課で一応の成案を得ているが、市町村自治法など他の市町村自治法令や立法院議員選挙法などとの関連も検討、法務局とともに協議の上で参考案をまとめることになっている。

市町村議会が市町村長の不信任議決したことによる解散後はつ議会で再び不信任の議決を行うには議員数の三分の二以上の者が出席しその過半数の同意がなければならぬ（市町村自治法第一百三十三条）ことになっているが、九日の協議ではこの点についても検討が行われ、市町村長が議会の不信任に解散で答え信を市町村民に問うた結果、議会分野の過半数が依然として不信任派であるなら、それで十分であり定数の三分の二以上の出席を再度の不信任議決の条件とする必要はないのではないかとの意見もあつたが結論には至らなかつた模様である。

「市町村の長及び市町村議会議員選挙法」の民立法促進に当つては市町村自治法はじめ他の関係法令との関連も検討しながら参考案作成に当るが、その際には市町村議会の特別議決における出席議員数の規定や立法院議員の被選

挙権の欠格条件「贈収賄、偽証その他の破廉恥罪を犯した者」を市町村長及び市町村議会議員にも適用すべきかどうかといったこと等、那霸市問題と関連する条項についても検討されることになる。

まだ続く不信任攻勢／注目 の新那覇市会

〔沖タ・夕 1957・8・12〕

那覇市会議員選挙は終わったが瀬長市長不信任派は十七名、信任派は十二名、中間派一名という勢力分野で、九月三日予定される定例議会は相当荒れるものと予想されている。同盟側有力議員間では、「不信任派の過半数獲得で事実上、市長は市民から不信任されたわけだから、新議会では当局提案の案件は審議の必要を認めないし、直ちに不信任とするのみ」という基本方針をすておらず、これに対して、民連側十二議員がどのような態度をとるか注目される。両派とも今後は機構の改革をするやら、組織の強化に努めるやら、波乱含みの新議会を前に準備はおさおさ怠りないというところだが…。

同盟、市長の退陣せまる／持越された議案処理、民連

同盟 再建同盟側では、今後これま

での機構を改革して、人民党に対抗する組織の強化に努める。機構改革では、選挙目当てに作られていた遊説部を解消して新しく労働対策部等、職域を通じた一般勤労者の組織化に力を入れることになるようだ。また来る新議会に對する対策としては渡口麗秀、比嘉朝四郎両氏が中心になって不信任派議員の意見をまとめ、のち本部に持ち込んでその具体化を図る計画である。瀬長市長就任以来、絶えず市長不信任問題の中心となつて動いて来た渡口麗秀氏の意見は次のようなものだった。

渡口麗秀氏の話 我々は民主主義のルールに従つて不信任をし、瀬長市長はこれを認めて信を市民に問うべく議會を解散した。そして去る選挙で同盟十七名、民連十二名の議席分野になつたわけだが両方の総得票数を比べた場合、同盟は五四%を占め、民連は三八%を取つたにすぎない。同盟側の得票総数が投票数の過半数を占めたという事は、主権者である市民の過半数が市長不信任を支持したという証左であり、民主的な政治のルールからすればこれだけで市長はすでにその職を退くべきである。民主主義を弁えている瀬長市長は新議会前に当然市長をやめることだろうし、若しこの民主的政治

ルールを無視したら、それはこちらの思う壺だ。その時は、これを理由に不信任するだけで、相手方も「民主主義を守る」というスローガンをかかげているだけに欠席、退場など非民主的な行動はとるまい。

民連 民連側では、まだ議会対策についての協議会は持つておらず、十三日よるハーバービュー広場で予定している「民連市議当選祝賀会」のち、これらの点について話し合うことになつてゐる。民連としては、当初から「不信任は非民主的である」との前提に立つて来たし、今後もこの基本方針には変りはなく新議会における不信任案提出の際のとるべき態度、退場か或いはその他の方法で対処するのか、その戦術的な検討は、人民、社大那覇支部、無所属など各派の態度の決定をみてからなされる。今のところ各派ともその具体的態度の決定はみてないが、民連の所属議員団の結束を固めつつ、市政の困難を乗切ろうという方向に動いている。

鳥袋嘉順氏の話 我々は市長就任以来策動されて来た不信任問題は、あくまで非民主的なものであるとして闘つて来たし、今後もこの基本線に変わりはない。新議会での対策について民連側

としての話し合いはまだもつてないが、不信任問題以前に前議会で残された議案など処理すべき問題が残つており、こうした重要な案件は是非早く片づけたい。この選挙で同盟側の総得票数が民連のより上回ったことにより、法的にも市長は退陣すべきだとの意見も同盟側では持つてゐるが、これは当然でない。何故ならば、彼らは会社、職域を通して強制、買収などによつて票の力キ集めをやつた事実があり、単に総得票数の多さだけではどうといえない。もしこれが民主的な強制や買収のない得票なら話は別だ。それに個人についての得票からすれば民連側が遙かに多いのである。いずれにせよこれらの事実を市民に訴え、その非民主的やり方に対して闘う以外にない。

中間派 市長不信任問題については、中立を守るといふ、いわゆる中間派からは、四名の候補者のうちから平良真次郎氏一人が当選しているが、市長不信任の問題で議員が感情的に對立することは市民の生活を不幸にすることであり、市会はもつと重要な市政問題について討議すべきであると、あくまでも中立を守る態度を示している。

再建同盟が基本方針を発表

〔琉新・朝 1957・8・14〕

那覇市政再建同盟では十三日午後二時から執行委員会を開き、今後の運動方針について協議した結果、同盟に新に組織部を設置し、労働、中小企業、青年、婦人問題に当ることになり、また選挙の結果についてつぎのような声明書を発表、今後の運動方針を明らかにした。

（声明書）今度の選挙の結果、三分の二以上の議席は獲得できなかったが、過半数以上の議席を反瀨長派が占めるに至ったということは、市民の大部分が瀨長市長の退陣を要求していると共に、同盟を支持していることを如実に物語っている。

本同盟としてはあくまでも瀨長退陣を実現し那覇市を混乱から救い、市民の福祉向上を図るために努力する。真に沖縄の将来を憂い、現在の苦境を脱して民族自主の精神確立のためには、破壊的共産主義思想の浸透を阻止することによってのみ可能であるが故に、真実を明らかにし人民党との対決をより一層おし進めていく。以上の基本方針の下に本同盟は今後の運動を推進していく。

東江水道課長ら三氏退職

〔沖夕・朝 1957・8・14〕

那覇市水道課長東江誠忠、同税務課長城田清才、泊港務所長山里永達の三氏は、九日瀨長市長に辞表を提出、それぞれ発令になった。

これで瀨長市長就任以来、二支所四部、十四課、一所長の二十二名のうち助役をはじめ二支所長、部長四、課長八、隊長、所長各一名の計十六名（うち懲戒免二名）が市役所を去ったことになる。

一社説 不信任めぐる市会の動きと

市政

〔沖夕・朝 1957・8・15〕

那覇市議当選証書はきょう交付される予定であるが、再建同盟側はその後に直ちに活動に入り、瀨長市長に退陣を要求することになるようである。一方、民連側は十三日夜、ハーバービューでの当選祝賀会で、市長擁護を誓い合ったというから、両派の衝突は、今後もおお続けられる予想である。

同盟側の言い分は、こんどの選挙の結果は、同盟が過半数の議席を占めており、それは市民の大部分が同盟を支持した証左であり、瀨長市長は、当然

自らその職を引くべきである、ということであるが、不信任決議した当時よりは、市長派の勢力が急激に増大したとはいえず、依然として、反市長側に市民有権者の大半の票がいったことからすれば、同盟側の言うことも、全然筋が通らぬものとしてかたづけられるべきものでもない。

ただ、ここで問題になるのは、市町村自治法の規定であるが、周知のように同法第一百三十三条の三項には「議員の三分の二以上の者が出席し…その過半数の同意がなければ…」不信任は出来ない、と定められているのである。

普通の場合、議会は議員の定数の半数以上が出席すれば開くことが出来るようになってきている。それが不信任問題の場合、三分の二以上の出席を要求しているのは、一般の議案と異なり、重要な意義をもつもので、出来るだけ多数の意見を開陳させる主旨から出たものである、と解釈される。だから、民連側が「欠席戦術」を使うとすれば違法ではないにしても、正攻法のいき方とはいえないかもしれない。

問題はそのへんの民主的な議会運営の技術といった点に不信任をめぐる那覇市会の微妙でむづかしさがあるのだらう。

しかし、半面からこんどの選挙の結果を見た場合、民連側十三名の候補のうち十二名が相当の得票数で当選していることは、これまでの選挙で例がなかったことであり、最初から過半数に達しない候補を立てた民連側としては、十一名以上獲得という第一の目標に市民の予想以上の支持で達したことになるのである。この市民の動向も一応は検討し研究してみるのも決して無駄なことではない。

今後、市長不信任問題をめぐり、那覇市会がどう動いていくか予想は出来ないが、何れにしても、両派が意地と感情で対立抗争したのでは、ますます市政を混乱せしめることは明らかである。民主主義のルールとは何か、自治法の主旨は奈辺にあるか—このさいじっくりと考えてみる必要があるのではないか。

那覇市職員労組認可

〔沖夕・朝 1957・8・15〕

中労委では去る六月五日付で那覇市職員労組の役員認可申請を民政府に提出してあったが十四日一カ月ぶりで承認された。これで同労組は法内組合として中労委から認可されることになるが、組合員は五百五十八名で役員は次

のとおり 執行委員長 渡口精雄、書記長 名渡山清。

市長不信任案を出す／那覇市会反瀨長派、対策ねる

〔沖夕・朝 1957・8・17〕選挙後初の那覇市議会は、九月三日から開会されることになったが反瀨長派十七名の議員は、十六日ひる三時から市内某所で初の会合を開き、議会対策について約一時間半にわたり協議した。

その結果、新議会で市長不信任案を早期に提出することを全員再確認したが、その具体的な方法については結論が得られず、数日中に、民連側が、欠席戦術をとった場合の議会運営や、その後の十七議員のとるべき方法など資料をもちよつて検討することになった。

また、今選挙で市長不信任派が五十三パーセントの票を得たことは市民の過半数が市長不信任に賛成しているという理由から、議会が招集される前に、市長に対して辞職勧告をするという渡口麗秀、比嘉朝四郎議員らの案については、さらに慎重に検討する必要があり、次の会合までのばすことにした。

閉会后、高良一議員を代表にたて次のよつな談話を発表した。

高良一議員の話 十七名の反瀨長派全議員が出席、不信任に対する態度を再確認した。その実現のために来る議会招集までさらに会合を重ね、研究して是非可決することを誓った。なお、議長の問題については、全然ふれなかつた。

那覇市と業者対立続くバス・センター問題／仮事務所設置でもむ／「建築確認」を市当局ける

〔沖夕・朝 1957・8・24〕バス・センター問題は、まだ目鼻がつかない。那覇市役所は、市会の決議で市営にする、といっているが、具体的には動いていない。一方バス業者は、市当局は放棄した格好だから我々の手でものにするとバス・ターミナル会社を設立し事業申請を政府へ出すなど対立の状態にあるが、今度は、バス・ターミナル予定地に仮事務所を造るうとしていがみ合っている。問題が持ちあがつてから五カ月もさ迷い、とうとう建築審査会の審議で一応裁定されたが、一体どう処置されるか今後余波を残している。

バス協会が、ターミナルの予定地である旧県有地を民政府財産管理部から借りたのは去る三月下旬、賃貸借契約を結び、四月一日から月約三万円の借地料を支払つて来た。その借地に十二坪二合五勺の仮事務所を建てようという計画、四月下旬市当局へ建築確認の申請をした。ところが市では、バス・ターミナル用地だからと理由で却下、その後バス協会側は都計地域内の仮設物設置許可願を主席に出して認可をもらった。

つまり土地は土地料を支払つて使用権を認められているし、さらに都計法による使用権も得たという法的根拠で、再び市へ「協会事務所設置」の建築確認申請をしたが今度は主席許可指令の「仮設物設置」と協会側が出した「協会事務所設置」の字句が一致しない、とつけた。協会側ではすぐ確認されるものと思ひ、木材も切り込んだ家が造れるようにしてあるし、問題がもつたので早目に解決しなければ、と再び政府へ訴えた。

仮設物設置の中に協会事務所設置も入れてほしいというわけ。しかし政府は、仮設物の中に建築物も含まれているので字句が一致しなくても支障はないと回答、それでも市は駄目だとなつて

る。宙に浮いた格好で、七月十七日とうとう建築審査会に異議申立てをした同会で審査の結果、市の再考を促すということになった。ところが瀨長市長の回答が従来の却下理由とは異り、財産管理部とバス協会が県有地の賃貸借契約を結んだ時に市当局の証明を受けなかつた。従来の措置を無視しているのでその土地に家を建てる確認は出来ない、という。

業をにやした協会では七月二十六日に再び異議申立てをした。そして建築審査会は八月十三日公聴会を開いていきさつを聞き、「建築確認申請は支障がないから那覇市は当然確認申請を受理し確認すべきである」と決定した。これで一応ケリがついたようだが、果して那覇市が確認するかどうか、もし確認しなければ建築審査会の決定が権限を持つかどうか疑問視されているわけ。

一社 説一 那覇市の区長制復活

〔琉新・朝 1957・8・31〕那覇市では去る六月二十日瀨長市長の専決処分て制定された区設置条例に基いて那覇市を四十七の行政区に分け、区長を任命して市行政の末端事務

処理に当らせようと七月一日付で区長制を実施したが、九月一日付で区長を発売するという。

区長任命の方法としては区民が連署で推薦し、推薦者の多いものから、推薦者が同数の場合は市長が決定任命することにしているが、すでに候補者推薦済みの区もあるとのことである。さてどういふ人々が候補者として挙げられているのか、どんな人々が名前を連ねて推薦したのか、推薦済みだといふ区の大方の区民も、いつの間に区長候補者が推薦されたのか、おそらく知らされてないことであろう、推薦連署には人員の多い少いは関係ないのだから候補者が二名以上推薦されていない限り数名の連署だけでも区長は選べるワケである。区長候補を選ぶのに区民への周知徹底など不要ということになる。だから区民が知ろうが知るまいが一部の人がさつさと候補者を決めて連署推せんすればよいということにもなるのだから、余りにも非民主的な推薦方式といわねばならぬ。区民の意思を尊重するといつても、これでは一部有志の間取引にもなりかねない、奇妙な推薦方法である。

那覇市の区長制は終戦直後に採られた便宜的な措置であつたのであるが、

当時はすべての物資が配給制であつたため末端配給の役目もつとめていたのが区長であり、その職権というものは区民の日常生活にもつながる威力を示していたもので、区長の座がそのまま権力の座に化すといふ諸種の弊害も伴いがちであつたのを当間（重民）市長時代に廃止され今日に至つたことは周知の通りである。

六月に市長専決処分で制定された区設置条例の施行を八月まで控えていたことは市議選ともからんで当局派の地盤拡張と見られるのを避けるためであつたとすれば妥当な措置だつたといえるが、市議選の終つた今日でも区長推薦の方式から地盤拡張という観方はくつがえせないであろう。瀬長市長にとつては痛くもないハラをさぐられる想いがするかもしれないが、区長制そのものが選挙の度毎にどんな役割を果たすか過去の体験から区長のボス化が憂慮されるのも当然なことであるといわねばならぬ。それが次の選挙に備える術策であろうとなかろうと兎や角いわれる筋合いではないという理くつも一応は成り立つにしても市の行政が一党派の勢力伸長の具に供される恐れがあるといふことは何んとしても好ましくないことである。

那覇市政はまだ安定しない、次に来るべきものは市長選挙という妖しい雲行きは依然として停滞し続けているのであるが、それだけに選挙対策にもまぎらわしい区長制の臭みは八ナにつくものがある。

瀬長市長のいうように行政区内の事務処理を円滑にするとともに、区民の要求を市政に反映させるという面からいえば区事務所はなるほど必要であるうし、市民もまたその利便という点から市役所との連絡機関というふうなもの設置を痛感しているのであるが、区事務所の設置と区長とは切り離しても考察できる。区事務所の事務処理にわざわざ区民の中から区長を選任せねばならぬといふことはなからう。区事務所には市職員を直接派遣して専任事務を掌らせてもよいのではないが、事務分掌のやりくりでは多少の融通もきくであろうし、それでも手が足りなければ四十七名の区長俸給を浮かして何名かを増員すればよい。

区長俸給に最低千七百円から最高四千円では救済事業ならいざ知らず、区長に選任されても区の事務は片手間にやるといふ副業程度のものになる。それでも結構だといふことになれば区の事務に専念できるかどうかも疑わしく

なつてくる。

区長制の利害を挙げるといろいろあるが、要はボス化の温床となることをおそれるのである。それがキ憂に終れば幸いだが、いずれにしても区長選任と区事務所の運営については区民も絶えず監視の眼と細心の注意を払わねばなるまい。

那覇市、予算案まとまるノ
総額一億九百七十万ノ補助削減自己財源だけで

〔沖タ・朝 1957・9・3〕

選挙後初の那覇市議会は、十日召集されることになっており、市当局では、議案作成に大童わになっている。今回は、先の議会で市長不信任の理由となつた五八年度予算案をはじめ、三十九件の議案が上程されるが、財政課で二日発表した五八年度予算案の歳入歳出総額は、一億九百七十三万六千三百五円で、前年度当初予算に比べると八百五十万九千二百二十一円の減となっている。

この予算案は、事業費及び事業に伴なう経費以外は、六月議会に提出した当初見積りを基準にしているが、問題となつた民政府からの特別補助、銀行起債は一切削減し、もっぱら自己財源

だけで編成されており、これが大きく減となっている。

歳入の部で目立って減っているのは、税法改正に伴い市税から二百一十五千二百六円の減、去る七月以降、沖縄丸、那覇丸の出入港が、泊港から那覇港に変更されたために、使用料と手数料の収入から百十八万六千六百六十八円の減、市債（銀行起債）五百二十五万九千九百九十九円、民政府特別補助二千六百六十二万円の削減などである。

なお、歳入の面で軍用地代の値上げで繰越金に二千五百五十万円の増加がとくに目立っている。

歳出の部で、土木費の四百四十二万三千六百五円の増は、首里大中区、小禄田原、宇栄原、那覇中央部楚辺二区、久茂地などへの道路新設費で、七、八、九月の暫定予算ですでに着工している。

その他新規事業に目立ったものはみられないが、暫定予算で工事再開中の泊ターミナルビルは、八百六十万五千四百十二円で当初の予定通り二階まで完成することになっている。

また、総評からの寄付金百万円で市民集会所の建設が今予算に組まれている。

ところで、反当局派の十七議員は、

あくまでも瀬長市長不信任の態度を固めており、開会冒頭に不信任案を出し、当局派が欠席すれば当局派の出した議案は審議されないのではないかともみられている。もし、この予算案が否決になれば、今会期中に再上程することはできず、改めて臨時議会を召集して提出することになるので、その間事業は全くできないことになる。

瀬長市長は、議会が不信任案をめぐり、故意に議案の審議を引きのばすようなことがあれば、予算を専決で処分するといっているので成り行きは注目される。

【歳入の部】一億九百七十三万六千三百五十五円（八百五十万九千九百二十一円減）。

市税 三千六百九十一万八千八百七十二円（二百一十五万二千二百六十六円減）。

市町村交付税 二百三万四千七百九十円（二十一万八千五百円増）。

公営企業及び財産収入 一千六百三十五万六千三百五十五円（一千五百四十九万一千二百二十三円減）。

分担金及び負担金 二二二円。
夫役及び現品 二二二円。
使用料及び手数料 一千八百三十五万二千二百円（六十五万九千五百三十六

円減）。

政府支出金 三百七十四万六千八百五十八円（九百七十六万七千九百四十七円減）。

寄付金 二百万円。

繰入金 二二二円。

繰越金 二千五百五十万五千五百五十万五千五百円増）。

雑収入 五百八十二万七千二百五十四円（二十万三千一百円増）。

市債 二二二円（五百二十五万九千九百九十九円減）。

【歳出の部】一億九百七十三万六千三百五十五円（八百五十万九千九百二十一円減）。

議会費 三百七十九万三千六百五十一円（六十万六千二百六十九円減）。

役所費 三千四百八十三万二千七百三十二円（五百二十万七千三百六十七円増）。

消防費 四百二十万三千七百七十四円（五十四万八千七百七十一円増）。

土木費 一千九百五十五万一千四百九十二円（四百四十二万三千六百五十五円増）。

都市計画事業費 五百四十九万六千八百五十二円（百六十万九百五十四円減）。

港湾費 一千二百三十七万五千五百

（百四十二万七千七百七十七円減）。

社会及び労働施設費 五百七十七万六千九百五十円（四百六十七万五千一百円減）。

保健衛生費 四百六十九万八千八百二十七円（五十四万八千二百三十三円減）。

産業経済費 四百四十四万三千九百九十三円（三十三万三千三百一十円減）。

財産費 一円（七十七万二千二百二十七円減）。

選挙費 七十六万七千二百六十六円（三十万六千二百四十五円増）。

公債費 一千六十四万五千八百七十七円（八百八十七万七千八百九十二円減）。

諸支出金 二百四十四万九千二百三十二円（二十二万二千七百二十八円減）。

戸籍整備費 百七十八万六千八百十三円（十五万九千九百九十三円増）。

予備費 七十万円。

小禄のオフ・リミッツノ解

禁の望みなしノ空軍ノ人民党同調者とのトラブ

ル防止が狙い

〔沖タ・朝 1957・9・8〕
【中部支局】再度にわたる陳情と解禁折衝が続けられていた那覇市の小禄新辻町オフ・リミッツ問題に対し、「過去一回の選挙で人民党同調者の多いこ

とが実証された」と六日昼嘉手納航空隊から、沖縄風俗連合会に次のような正式回答があり、同地のバー、キャバレー業者を絶望させている。回答の内容は次のとおり。

共産主義者である瀬長の支配下に動く小禄へ兵隊を外出させては、地元住民とのトラブルがあつた場合、彼等に利用されて、悪宣伝される恐れがある。今度のオフ・リミッツもこのトラブルを未然に防止するための処置であり、業者や関係者に対しては気の毒だが、共産主義者が多くトラブルの心配が消えないかぎり兵隊の同地域への外出は毛頭考えられない、との趣旨で兵隊相手の業者を落胆させた。

この問題は去つた那覇市議選挙にからみ、八月六日からオフ・リミッツになつた同新辻町のバー、キャバレー業者が沖風連と共に主席を通じて軍関係者や憲兵隊司令部へ再三にわたり、解禁の陳情を行い折衝を続けて来たものだが、一カ月間もみぬいたあげく、この回答で解禁の望みが消え業者をあわてさせている。

同地の外人相手専門の青Aサイン業者は、二十四、五軒あるが、この一カ月間ですでに女給たちが姿を消

し、四、五軒の業者がコザ市八重島区へ移動、今後、更に中部や波の上あたりに移動が続出するものと見られている。それも少資本の業者は殆ど倒産、営業をあきらめて転業している業者もあるといわれ、深刻を極めていく模様。

沖風連会長大城盛治氏の話 沖縄で現実を無視した政治は許されない。瀬長市長の問題では多くの業者が生活をおびやかされている。小禄の業者には大変気の毒だ。各地の業者にも、小禄の前轍を踏まないよう注意している。なお生活を踏みにじられた小禄の業者たちは数日内に中部やその他へ移動するが家屋の斡旋と早急に営業の出来る便宜は沖風連で一切計つてやりたい。一日も早く営業をたてながら解禁運動を続ける。しばらくの間、小禄の解禁見通しは困難であり、転業する業者には適職の斡旋もやりたいと考えている。

一括払反対が97% / 垣花地域 の軍用地訴願

〔琉新・朝 1957・9・9〕

那覇市垣花及び鏡水一帯の軍港地域に対する限定付土地保有権の強制収用宣告にかかる訴願は去る二日で締切られたが、法務局がまとめたところによる

と宣告を受けた一千五百三十一筆の九パーセント弱にあたるほとんど大部分の筆数が訴願を行っている。

また訴願した筆数の九七パーセントが垣花復興期成会を通じて手続しておりその訴願様式が規定外の 限定付土地保有権に基く一括払いは容認できない 訴願賃貸料金は一カ年払いを前提とするとの条件をつけたものとなつてい

る。

一、収用宣告を受けた筆数—一千五百三十一筆
二、訴願書の受付状況—一千三百九十筆

1、個人で法務局に提出—三十六筆
(十四人)

2、土地裁判所に直接提出—五筆(四人)

3、垣花復興期成会を通じて提出—一千三百四十九筆

三、訴願をしなかつた筆数—百四十一筆。

一社説

那覇市議会に望む

〔琉新・朝 1957・9・10〕

瀬長市長信任、不信任をめぐりその勢力分野を一変して再び相見える選挙後初の那覇市議会は愈よきよう開会さ

れるが、不信任の成否如何は那覇市民ばかりでなく広く内外の注目しているところである。十七名の反当局派は不信任案の提出時機について具体策を練っているようだが、まだ結論を見出すまでに至っていないと伝えられており一方当局派は欠席戦術で不信任案通過を阻止する態度を固めているとみられている。両者の秘術がどういう結果をつげるか予断を許さぬものがあるが、時を稼ぐか、稼がせぬかのちがいがあつただけで、遅かれ早かれ行きつくところは市長選挙といふことになるし、議員諸公は各自選挙民に公約した筋書通りに直進する以外にならう。

前議会で瀬長市長不信任案が通過したのは三名の人民党と三名の同調者が反対したのみで二十四対六の大差を以つてしたのであるが、選挙後の現議会は人民党とその同調者を合せて当局派十二名と二倍にふくれ、数の上では少数派でありながら欠席戦術に出れば市長不信任案も阻止できるといふ態勢ができたのであるから市長不信任をめぐる議会両派の動きは諸議案審議にも微妙な暗影を投げかけ、市長不信任が最終の結末をつけぬ限り市政の不安定は依然として解けぬままに時日を過ごすことになる。従つてこの情勢が続く

限り市政の円滑な運営など望むべくもないということになる。

市議会の分野が現状のままこう着し市長不信任案に対し当局派がその都度欠席戦術をとるとすれば瀬長市長を追い出すということは当面困難ということになる。従つて反当局派に残された手段は市長リコール運動ということにもなるが、じんぜん時を過ぎすということにでもなれば、それだけ市政の明朗な運営も阻まれることになり迷惑を被るのは那覇市民である。

市議会の現分野は反当局派が当局派から引抜きに成功するということも考えられないし、当局派が反当局派へ寝返るといふことも予想できない。このよつな両派對しが解けないものとすれば反市長派が多数を占めていながら市長不信任をどうにも実現できないといふことになるが、欠席戦術の如き不合理を現行の法律が認めているのだから如何ともしたいということになる。

反当局派にとつて更に深刻な悩みは当局派が欠席戦術をとらず、不信任案が通過したとしても次に来るべき市長選挙に擁立すべき駒をどう物色するかにあるよつであるが、不信任案を持ち出す以上、市長選挙にもすでに不敗の態勢が整えられていなければならぬ

筈である。当局派にしても数の上では対決できない悩みがあり、欠席戦術が唯一の防衛策となつていようだが、このよつな消極的手段で不安定な現状を守り通そうとする態度は、たとえ法規上は違法でないにしても政治的な良識からすれば嫌悪すべき態度といわねばならぬ。

いづれにしても不安定な現状の那覇市政を両派のこそくな手段、対策でこれ以上不明朗なうちに遷延させるといふことは許されないのである。議員諸公が今度の市議選で市民に公約として打ち出し政見とか抱負といふのも一言にしていけば瀬長市長を信任するか、しないかといふことに尽きる。

反当局派は瀬長市政打倒を誓つたし、当局派はその擁護を絶叫した。選挙民の前に両派ともそれぞれ堂々と対決することを公約したのである。そして両派對決の場が今度の議会である。この対決を逃避するが如き欠席戦術云々は当局派議員も公約として打ち出した者はいなかつた筈である。

暗雲晴れやらぬ那覇市会、明朗な市政運行はいつ？ 低迷する妖雲をはらいのける道は唯一つ、両派とも政治的良識に徹して堂々対決することである。

建築確認那覇市長へ命令／ 政府がバス協会の仮事務 所を

〔琉新・朝 1957・9・10〕

政府工交局ではこのほど先の建築審査会で裁定になつた沖繩乗合自動車協会長上原敬和氏からの建築確認申請を早急に確認するよつ、瀬長那覇市長へ命令することになつた。

これは去る四月、バス協会から那覇市ヘターミナル敷地内に仮事務所（約十二坪）を建築したいと建築確認の申請をしたが、市当局は再度にわたつて却下、協会からの異議申立てで、建築審査

会が審査の結果「市当局は建築確認申請書を受理し、建築確認すべきである」との裁定がなされ、建築基準法第十六条の規定によつて行政主席の命令となつたもの。

那覇市議会／注目の「不信

任案」は出されたが／サ
ツと窓から逃出す／突如
渡口議員が「緊急動議」

〔琉新・夕 1957・9・10〕

那覇市会はきょう十日午前十時二十分開会、議長に高良一氏、副議長に渡口麗秀氏を選出した。注目の瀬長市長不

信任案は副議長の渡口麗秀議員が就任あいさつに引続き、動議の形で提出したが与党側十二議員が窓から飛びだしたため、採択可決されるに至らなかつた。

…この日あさ十時二十分全議員三十名が出揃つて開会宣言。規則に従つて最年長者の儀武息陸議員が仮議長に選ばれ、正副議長の選出を行つた。議長には高良一議員が満場一致で選ばれたが、副議長は投票の結果、同盟の渡口麗秀議員が民連の儀武息陸議員を十七対十三で破り当選した。

高良議長はあいさつで「那覇市会は今今の難局に立つており、責任の重大さを痛感する。皆さんの協力の下に明朗議會を運営していきたい」とのべた。続いて副議長に選ばれた渡口議員が「誠意をもつて議長を補佐していきたい」と就任のあいさつをのべ始めた。

…注目の瀬長市長不信任案は、突然この渡口麗秀議員から副議長就任あいさつ直後動議の形で提案された。副議長就任あいさつに一応の区切りをつけた渡口副議長はポケットから何かとり出すが早いか緊急動議と叫んで早口でこれを読み始めた。「緊急動議！」渡口議員が口を切るが早いか、十二名の与党議員はパット立上り、窓に近い席

にいる議員は容から、傍聴席に近い議員は傍聴席に飛び込んだ。時刻は丁度十一時十分……野党議員は総立ちとなつてこれら与党議員の退席を阻止しようとしたが、与党側は体当りでこれをはじき返すというラクビーさながら

のもみ合いのうちに十秒後には十二名の与党議員は全員議場から姿を消していた。満場騒然となつて野党議員が何か叫んでいるが聞えない。傍聴席に逃げ込んだ与党議員が「こんなばかなことがあるか」とどなっているのが聞えてくる。約一分のち高良議長が休会を

宣言したため騒ぎはやつと静まり、議場から飛び出した与党議員も議場に帰つて「今の動議はどう処理されたか」と高良議長に詰めよる場面もあつたが、高良議長は「二時から再開したときにすべてはわかる」と興奮する議員を軽くとりなしていた。

紳士的に行きたい／兼次氏談
兼次佐一議員の話
民連側としては議会が紳士的にスムーズに運営されるだろうと思つて高良一議員を議長に、渡口議員を副議長に、正しい選挙を行つて選んだが、渡口議員はあいさつの中から突然緊急動議として市長不信任を出した。これは副議長選出後各議員の委員決定などがあつ

たにもかゝらず、こうした行動に出るといふことは常識を逸している。民連側が即時退場をしたのもやむを得ずとつた措置である。このことについては後で総会を開き、全市民に知らすため声明書を発表する。

逃げるのに一苦勞／抜打ち動議に
あわてた与党議員
：民連側の議員は、休会后直ちに市長室に集まつたが、どの顔も紅潮して悲憤コウガイ……といった面持。セセラ笑っているのは兼次、島袋両議員だけ。

そこへ真栄田議員が、「僕は跳び出そうとしたら某議員から足をひつ張られた」と入つて来た。続いて瀨名波議員が「何者かに脇腹に「括」を入れられた」と言えば、最年長の儀武忠睦議員「俺は手を引張られたが体は場外に出ていた」等と大笑い。

そこへ傍聴席にいた社大党那覇支部の松田組織部長が左目を充血させて入つて来た。暴力団？に一拳あてられたという。原因は兼次、真栄田両議員の退場を妨げている青年をドヤしつたことかららしい。この騒ぎで、那覇署から私服警官がかけつけたが後の祭りだった。
：けさの那覇市会は、どちらの側も

見事……とは傍聴者の声だった。動議を提案するチャンスも副議長就任あいさつ直後にしたのと、高跳の選手でもないので、アットという間に人垣の中に飛び込んだと与党議員のチームワークのこららしい。

民連側は予期していたといい、同盟側はこれでいい……と語っていたが、市役所を引きあげた同盟議員は市内某所に集まり、政府の野波行政課長等を交えてこんごの措置を話し合つて再び午後の議会にのぞんだ。民連側は、午後の動きを見て声明を出すそうナ。

この日の速記録は「瀨長市長不信任案緊急動議を提出します。われわれは……」で終つており、不信任理由は明らかでない。
時限爆弾と化す？／可決も否決もされぬ／高良議長談
緊急動議として提出された不信任案の処理はどうなるか……という点について法的にも色々な疑義があるようだ。高良議長はこれについて「余り例のないでき事だけに研究した上でないとはつきりしたことは言えないが、緊急動議と渡口議員が発言すると同時に議場が騒然となり、審議不可能と思つたので休会を宣したわけだ。午後二時再開してからはつきりすると思う。い

ずれにしる不信任案は可決もされなかつたが、否決もされてない」という見解を表明している。
この高良議長の見解から考えると、不信任案はずつと提出されたままとなり、与党議員が出席して定足数に達すると同時に一気に可決にもつていくということになるようだ。この場合不信任案という時限爆弾が待ち構えているので、与党議員は欠席戦術を放棄しない限り、議場に入場できないことになり、これがどう処理されるか注目を集めている。

議場放棄民主主義でない／渡口氏談
渡口麗秀氏の話 不信任案提出の場合、議員の定員数が三分の二となつているのは、議員が病氣その他止むを得ざる事情で出席できないとき、こつこつ重要案件を審議してはならないという意味で定められたものである。数の上で十七対十二と大きく引離された以上、民主主義を重んずる人なら当然不信任案を受けて立つべきだ。十二名の与党が開会中議場外にとび出すといふ、議員としての権利義務を自ら放棄するようなことは民主主義の発展の上にも大きな悪へいを残すことになり、瀨長市長のためにもかかる暴挙をおし

ずれにしる不信任案は可決もされなかつたが、否決もされてない」という見解を表明している。
この高良議長の見解から考えると、不信任案はずつと提出されたままとなり、与党議員が出席して定足数に達すると同時に一気に可決にもつていくということになるようだ。この場合不信任案という時限爆弾が待ち構えているので、与党議員は欠席戦術を放棄しない限り、議場に入場できないことになり、これがどう処理されるか注目を集めている。

みたいと思つ

一社説

那覇市政の混乱は市長選挙

で救え

〔琉新・朝 1957・9・11〕

十日開会の那覇市会は大方の予想通りとなつた。三分の二の定数を確保しようとした反市長派は、欠席戦術に出た市長派議員をとり押えようと、引っぱられて服をやぶられるもの、窓から逃げ出そうとして靴をとられるもの、散々の珍風景を演出した。まるで鶏舎で鶏をとりおさえようととして大立回りにしている、といった図である。どちらが合法か不法か、ということよりも、その風景が正常でないことは何人も認めないわけにはいかないであろう。

欠席戦術もたしかに合法的ではある。市町村首長の不信任が自治体として重要なことであるところから、議員定数の三分の二が出席しなければ審議すべきでない、ということを法で規定したわけである。しかし、この法の精神はこの重要議題の審議には少なくとも三分の二以上、最も望ましいのは全員の出席のもとにこれを審議すべし、というところにあつて、できるだけ多数の議員によって審議の上、多数決に

よるべし、という民主主義の常道は忘れられてはいない、と解さるべきである。したがつて、三分の一を一つや二つ超える少数派が欠席戦術によって審議を不能にするということは民主主義の正しい行き方ではない。いわば法網をくぐることであつて、革新を志すものとするべき態度ではない。

たとえ、これが合法的であるとしても、これではいつまでたつても那覇市政は救われぬ。両派がたがいに責任のなすり合いをしても、それで那覇市政が打開されるといつものではない。ただの喧嘩騒ぎなら、両成敗ということもあるが、政治となれば両成敗ということもできない。放つておいてよいものならそれでもよいが、那覇市会が市政を放つたらかすことはゆるせない。

那覇市政の現状については、三分の二以上議席をかく得しえなかつたという点では反市長派も責任があるし、十二名の少数派として市会の機能をマヒさせる点では、合法的であるにしても、市長派も責任を問われねばならぬ。

両派ともこの現状の打開については責任を感ずべきであり、職場からの逃避とその捕りおさえのイタチゴッコに明け暮れていては市民こそいい面（つ

ら）の皮である。こんなことをつづけたいなら、その中に市民も自覚するだるう、と呑気なことを言っておれるものではない。

市会を猿芝居の醜態から救い出すことは、今や、市長選挙以外にはないようだ。

三十名の定員の中、十七名は市長不信任に投じているとすれば、民主主義の多数決制によると、当然、それだけでも不信任は成立しなければならぬ、という理屈になるが、その理屈を一方では民主的法律が否定している。市長派にも反市長派にも、どちらにも一応の理屈は立つている。とすれば、も早や、法律論を通り越して、道義的な問題となつてくる。

両派が何回市民を狩り集めて演説会をしてみたところで、事態は救われぬいし、むしろ、空気は険悪化し、民主主義のルールからは逸脱して、市政が暴力化していかないと限らない。その傾向はすでにぎざしをみせている。

この際、那覇市政を明朗にするには、市長不信任を可決するならさせて、市長を市長派があくまでも市民に信を問うと考えるならば、再選挙においてこれを決すべきである。議会における小手先の戦術は下手すると世人の悪評を

買うことは「乱闘国会」で社会党や自民党がそれぞれ垂範したことである。ゲームをフェアにするためには、市長選挙で対決する以外に道はない。

競輪法廃止に署名

〔沖夕・朝 1957・9・11〕

当間主席は十日、立法院で決議された鉱業法の一部改正、牧野法の一部改正、小運送業法の一部改正および自転車競技法の廃止立法の四立法案に署名したが、何れも十三日に公布される。

那覇市議会ノ与党早速欠席 戦術にノ兼次氏だけ議場に にすえて

〔琉新・朝 1957・9・11〕

野党側の不信任案に対して与党側が議場外に飛びだすという、開会直後早くも波乱を見せた那覇市会は、市民注目のうちに午後二時から再開された与党議員は不信任案の上程を恐れ、議員の定足数を満たさないよう兼次議員一人を代表として議会に送り、他の与党十一名の議員は最後まで議場に姿を見せなかつた。

再開三十分前、野党議員十七名は打合わせを終え、議会事務局、議長室の二手にわかれて午前中の不信任案提出の

もようを話しあっている、某議員の逃げ方がおかしかった。

某議員は殆ど身長と同じ位の窓を一気に飛び越えたと話題はつきない。一方与党側は全員が市長室に集り、記者団も閉め出して何事か協議している。議場をみると傍聴人は朝から詰めかけた人々が、昼食も抜きにしてじつと立っている。シーンとした傍聴人のふん囲気が逆に嵐の前の静けさといったものを感じさせる。

定刻の午後二時、野党議員と中立派の全議員十八名が議場に入る。民連側から最初は浦崎議員が議場に姿を現わしたが、続いてくる筈の与党議員は五分、十分と時がたつても姿を現わさない。ようやく異常な気配を感じた野党議員から「与党はどうしたのか」「不信任案は出さないから出る」という野次が飛び始める。

出席していた与党からただ一人の浦崎議員もたまりかねたように議場から姿を消す。二時十三分開会のベルが鳴る。その二分後兼次議員が議場に入りさつさと議席につく。「他の議員はどうしたか」の問に兼次議員が「あなた方が信用できないから皆出席しないのだ」とやり返す。やがて兼次議員を除いて与党側議員の全員が欠席するという変

則議会の開会が宣せられ、常任委の選任、会期をつぎのように決定したのち、午後四時閉会した。

会期は二十八日まで／不成立の場合
合は延長も

会期 今市会の会期は二十八日までの十九日間となり、この間不信任案が上程される条件を備えている本会議は市長市政報告が行われる十一日、それに十六日、十七日、二十七日、二十八日の五日間で、この五日間で不信任案が成立しない場合、会期が延長されることとが予想されている。

常任委員

常任委員はつぎのとおり。

- 総務財政委 大山盛幸（委員長）高良清一（副委員長）渡口政行、兼次
- 佐一、儀武息睦、宮城清三郎、渡口麗秀、仲宗根梶雄、玉那覇有義、真栄田義晃。
- 建設委 新垣松助（委員長）赤嶺一男（副委員長）比嘉ゆう直、石原昌進、上原文吉、崎山喜達、喜久山朝重、宮城実、宮里敏慶、久高友敏。
- 文厚労委 平良真次郎（委員長）浦崎康華（副委員長）比嘉朝四郎、辺野喜英興、備瀬知良、仲松庸全、瀨名波栄、糸数昌剛、島袋嘉順。
- 懲罰委 比嘉ゆう直（委員長）宮里

敏慶（副委員長）玉那覇有義、宮城清三郎、久高友敏、崎山喜達。

広告／声明

〔琉新・朝 1957・9・11〕

一 われわれ那覇市民ばかりでなく、全琉球乃至は祖国日本の人たちが深い関心を以て注目しております那覇市議会は、御承知の通り、昨日午前十時すぎに開会致しました。われわれは、今期の市議会は瀨長市長の不信任を完成するための議会であると考えており、またこの目的は確実に達成出来るものと確信しております。

自治法の規定によりますと、不信任議会の定足数は二十名となっており、ますので、瀨長派が「欠席戦術」をとつても、それは不信任議会が不成立となるだけで、不信任動議は可決されるまで、毎日でも提出出来るのであります。従つて瀨長市長の不信任は成立するようになっておるのであります。

二 然るに、瀨長派はこの事実には十分の理解を持っておらないと見えて、昨日午前わが同盟側議員が瀨長市長不信任の緊急動議を上程するや、まるで猫に追われたネズミのように、あわてふためいて議場外に逃亡したの

であります。ある議員は議場の窓からとび出して傍聴人の顔をけり、ある者は傍聴席にとび上り、あるものは入口の傍聴人から押しかえされる始末でした。この逃亡によって、人民党六名を含む瀨長派議員は、市民から委託された神聖な審議権を自から放棄したわけで、市民の代表としての権威ある職務にふさわしくない醜態を天下にさらしたのであります。

緊急動議におびえて、瀨長派は午後三時の会議にはついに姿を見せず、僅かに兼次議員一名を斥候として出席させたのみであります。残りの十一名の「闘士」たちは、議員としての職務を放棄して市長室に集まり、そこから兼次斥候を指揮するという卑怯なやり方を始めたのであります。

三 瀨長派は、去つた戦争に「勝つた」と豪語しましたが、その議会での行動は実に昨日のごとき醜態でありました。彼等は、議場からあわてふためいて逃げる自分の姿を、内心あさましく、また情なく思ったに違いありません。然し、彼等が「欠席戦術」をとる限り、この情ない姿を毎日のようにくり返さなければなりません。これでは、人民党の「闘士」が

りは發揮できないだろうと、われわれは彼等のために惜しむものであります。

「勝った」なら勝つたらしく、堂々と議会でふるまってもらいたいものです。

四この際、われわれは、瀨長派には次の警告を發します。

(イ)「欠席戦術」は理論的に成立しないし、またこれを超える限り、瀨長派は常にもみぢめな姿で逃げまわらねばならない。

(ロ)われわれは、瀨長市長の不信任が成立するまで、くりかえし動議を提出する。このためには会期延長もいとわない。

(ハ)従つて、瀨長派は、選挙民に対して無責任で、且つあさましい逃亡の姿をとる「欠席戦術」を再考慮し、議場で堂々と不信任の可否を論ずべきことを警告する。

一九五七年九月十一日
那霸市政再建同盟緊急執行委員会
那霸市民各位殿

民連側／退場戦術は不本意
／同盟が規則を無視した
からだ

〔琉新・朝 1957・9・11〕

民連側十二名の那霸市議は十日午後市長まで今後の対策について打合せたが、民連を代表して兼次議員は記者会見を行いつぎのようになつた。

同盟側の不信任提出は規則違反であり、議員の議場内での行動の自由をさまたげるような行為のあつたのはいかんである。退場戦術はこちらとしても不本意で、同盟が会議規則を無視したため、期せずして全員が退場したのであり事前に打合せたことではない。十日午後のように一部を残して全員が始めから退席するということは今後も続けるかどうか今は言えない。

我々は不信任案が規則通りに上程された場合、討論を行った上でその不信任案が不当であれば退席によつて阻止するといふ手段を考えており、討論をさけようとは思わぬ、場合によつては不信任案を受けて立つことも考えられる。

てまどる国場川埋立／真和
志市議会きのう協議会

〔沖夕・夕 1957・9・11〕

真和志市議会では、九日ひる三時から協議会を開き、国場川埋立費の起債、水道水源地踏査、市政施行四周年記念行事等について協議した。

国場川埋立(五万五千坪)の総工費二百七万円の起債については、既に銀行の了解を得ているが都計審議委員会は、那霸の方が現在欠員になつていするため、開会でできず審議会通過に手間取るようだ。

水道水源地踏査の件については現在真和志は六万五千の人口を擁しているため、那覇からのもらい水だけでは足りず、市自体の水道をつくるため水源地を調査しようというものだが、市内繁多川の石田井だけで二・半インチパイプを満たすだけの水量はあると当局土木課は報告した。

なお、十月一日で真和志市市政施行四周年になるので、記念行事として、適当な人を招いて市政に関する座談会を催す、校区別に市政批判大会をもつ、その他角力大会や市民運動会を催すことなどが話合われた。

那霸市議会／与党に出席催
告／欠席議員に懲罰動議
か

〔琉新・夕 1957・9・11〕

那霸市定例会議二日目はけさ十時半開会したが、兼次議員を除いた十一名の与党議員全員がまたも欠席戦術をとつたため十一時十分休会、その間欠席議員に文書による出席催告を行った上で午後二時から再開されることになつた。

定刻前の九時半ごろ宮城清三郎、瀨名波栄、浦崎康華、石原昌進、仲松庸全議員ら与党議員の殆どが議場に姿を見せたが、開会定刻の十時ごろ野党議員十七名がどやどやと議場に現われるのと殆ど入れ違いの格好で与党議員が議場から姿を消し、市長室に集まる。

早朝から詰めかけた傍聴人の間から「きょうも欠席戦術らしいぞ」というささやきが洩れてくる。十時二十分開会のベルを鳴らし、与党議員の出席を待ったが、兼次議員がきのうと同じように一人で姿を見せた以外誰も出席しない。十時三十分与党議員の殆どが欠席という状態のまま開会が宣告された。

開会后一、二の案件について議長から報告があり、続いて議事日程の市長

の施政方針発表に移ろつとしたとき、仲宗根、宮城（実）、新垣の三議員から「議員は議会に出席する義務があり、議長から催告されても理由なく出席しない場合は自治法七十七条によって懲罰に付されることになっている。議長から出席を催告して貰いたい」という動議が提出され、このため一時休会した上で欠席議員に出席を催告、この反響いかんによって午後二時から会議を再開することになった。

このため午後の市会に欠席議員の懲罰動議が提出される公算が大となったが、自治法の規定によれば懲罰には出席停止、議場における謝罪、除名処分（三分の一以上の出席を要す）があるが、野党側では議場において「今後欠席しない」と謝罪する懲罰を要求するよつである。

一方与党側では十一時半出席催告の公文書を受けとつたが、懲罰に付されるよつなことがあつてもこれは数の暴力であり、謝罪要求には応じられないという態度を表明しているの、この点について午後の議会で再び紛糾するものと見られている。

那覇市会／強気に出る野党 ／与党はなお欠席戦術で

〔沖タ・朝 1957・9・12〕

改選後初の那覇市会二日目の十一日は、あさ十時半から本会議が開られた。民連側ではこの日もひき続き不信任成立の定足数三分二（二十名）を割る十一名が欠席したため議長から催告状が出されたが、これに応じなかつたため、ひる二時二十分散会、十五日まで休会に入つた。

このため、十一日予定されていた市長の施政方針、提出議案に対する当局側の説明聴取は、十六日に延ばされた。

…午後は午前ひき続き、民連側十一名欠席のまま、ひる二時十分から再開された。比嘉朝四郎議員から「催告状を出しても出席しないことは、議員の義務を放棄したものである。欠席議員に十二分に反省の機会をあたえるため、散会し、さらに十五日までの四日間休会にし、十一の日程を十六日繰り下げるように」という提案があつた。これに対し平良直次郎議員は、「自治法に基いて出された催告状には同感であり、一回だけでなく何回も出すべきである。しかし、現在の市会には、緊急を要する軍用土地問題、真和志との合併問題、那覇丸、沖縄丸の那覇港へ

の出入港変更の問題など山積みされている。日程をのばさず、予定通り進めるべきだ」との反対があつたが、採決の結果、比嘉議員の提案は可決され、同二時二十分散会、四日間の休会に入つた。

…民連側は、十二議員があさから市長室に集り、協議したが、十一日議場になかつたのは、議長からの通知がないためであり、欠席にはならないといつた見解をとつている。すなわち、市議会規則第四条二項には、会期が定まつたときには、直ちに議員および市長に通告しなければならない、と規定されているが、十日の本会議には午後から欠席しているため、会期の決定も十一日の開会も知らなかつたといつたのである。

これに対し、同盟側では議員の義務を放棄して欠席しながら、通告がなかつたので出なかつたといつのは、欠席を正当化しようといふことにすぎない。十一日は、開会前に議場に来ている事実から知らないといふこともいえないといつている。

高良議長も、「議場で通告したから知つて居る筈だ。これまで文書で通告したことはないし、議会招集中は出席するのが当然だ」といつており、

これは水掛け論のかつこつ。また、同盟側としては、十六日の本会議に出席しない時は、懲罰委員会にかけて、懲罰を科すことになっている。暴力を防ぐために／不本意ながら退場する

…民連側としては、ひき続き不信任案の提出には、欠席戦術をとり、これを阻止する態度を固めているが、十二日次のような欠席届を出すことになっている。

われわれの意志は、不信任案という日程外議題に限り退場することである。十日二十二番議員（注 渡口麗秀氏）から市長不信任案が提出され、議員が退場した際に組織的とみられる傍聴人の一部が、暴力でわれわれの退場を阻止しようとした。このため、負傷者まで出す結果となつたが、今後議場に出席してのち、退場する場合には、議場が乱闘の場となるおそれがある。これを未然に防ぐため、不本意ながら出席しない。議事日程外の不信任案の提出に当つて退場する理由は、不信任案が権力と金力の圧迫をかりた不当なものだからである。これを阻止する合法的で非暴力的な方法は、退場以外にはない。

…民連側としては、瀬長市長初の予

算案をはじめ、重要議案が出されているため、本会議に出席できないことは痛手となっているがいつ不信任案が出されるかわからないので、苦しい立場に追いこまれている。

：同盟側としては、今会期を逸すると再び振り出しに戻り、三分の二以上の出席があり、その四分の三（二十二名）の同意がなければ市長不信任を成立させることはできず、任期一杯瀬長市政を続けさせねばならないので、二十名に達すると何時でも出す態勢を整えている。したがって、十日に決めた会期、二十八日までに成功しない場合には、会期を延長するといっており、場合によっては、期限なしの議会になる可能性もある。

なお、瀬長市長は、故意に審議を延ばしていると思われる場合は、予算専決処分にするといっているが、同盟側では、執行不能に組みかえて可決、専決処分の機会をあたえないといっており、今後どう進展するか、注目されている。

公聴／民主的ルールで対決

せよ

〔沖タ・朝 1957・9・13〕

あきれ果てたる那覇市会よ！反市長派

は少なくとも筋の通った民主主義の

ルールに沿う不信任案提出で堂々と対決する事を我々は期待していた。その為の努力をして尚且市政の混乱とマヒ状態を招く欠席戦術の為、破れるのであれば仕方なかる。此の時こそ、その非を徹底的に究明し、瀬長打倒の旗印に市民の総力を結集し、リコールする事ができると信じ、よもやかかる愚策をろうすまいと思つて居た。期待は、見事に裏切られた!! 短慮此の上も無い見苦しい態度だ。しかし又、市長派もこれに劣らぬ市民への背信行為だ! 市長を守りさえすれば、議会は、そして市民はどうなつてもよいのか。少なくとも多くの市民は、ゆがめられた変則的軍政下で、すつきりした政治を望んで居り、その為にこそ、前議会に於けるが如き一貫した民主的態度に、市民の多くが支持を与えたのであつて、瀬長氏個人にはではない!!

勿論人民党にでもない!!
しかるに今自らの手で、これを破り、市政をぬきさしならぬ破目におとし入れる欠席戦術で、市会をきりぬけ、市政を担当しようとしている。全くもつて法規の悪用ではないか、自治法にうたう三分の二の定足数は、重要議題ゆえの慎重審議の為であり、決して封じ

込みの為ではない。

筋の通らぬ抜打ち提出でいどまれたら、その非を真正面からつっぱね、尚屈するのであれば、いさぎよく市長選挙で対決し、市民の判断を待つべきである。市長擁護にあくせくし、議員の態度を忘れ、窓をこえ、人をけちらし議場放棄の醜態は想像するだけでも吐き気を感ずる。

ともあれ、市長派、反市長派何れを問わず期待を裏切つた。英雄気取りでネチャネチャしたり、キベンを弄して弁明するより、今後の市会で真の民主的議会闘争をして貰い度い。我々市民は見守つている。那覇市十区（公務員・前田義弘）

那覇市会きよう再開／野党

専決処分で市長追及か

〔琉新・朝 1957・9・16〕

那覇市会本会議が十、十一の両日に引き続ききよう十六日あさ十時から那覇市会議室で開かれるが、瀬長市長不信任案問題をめぐり、与野党の対立は一段と激しくなり、市会の混乱は当分続くものと見られ、今後の与野党の動きが注目されている。

【野党の動き】

野党側では四日間の休会を利用して全員が某所に集り、市長提出議案の研究を始めたが、提出議案のうち瀬長市長の専決処分に焦点をしばり専決処分による区設置条例同じく消防隊長の解職に対して、これは瀬長市長の越権行為であると激しく市長の政治責任を追及することになった。また予算案については「民主主義のルールに従えば当然瀬長市長の不信任は成立する筈であり、従つてつぎの市長が選ばれるまでは予算不成立の場合の市長専決処分可能な範囲内に止めるべきである」という立場から義務費以外は殆ど削除するものとみられている。

一方今後の議会対策としては一、市民との公約もあり、瀬長市長不信任案はどんなことがあつても今会期中に成立させる。二、現在予定されている二十八日までの会期で成立が不可能ならどこまでも会期を延長する。三、十六日の本会議に与党議員が欠席した場合は再び出席催告状を出し、それでもなお出席しないときは議員の義務を放棄したというので懲罰に付し、議会での陳謝を要求する。などを決めてはいるが、十六日も与党議員が出席しないときは議員数名で遊説隊を組織、広く大衆に欠席戦術の非を訴えようという動きも

ある。

【与党の動き】

与党側では十五日あさから市内某所に集り、今後の議会对策について打合せた。この日の議論の焦点となったのは、与党は今後も欠席戦術をとり続けるかどうかということにあり、一部の間では不信任案の動議が出されるまでは出席し、動議提出とともに退場するという作戦をとったという意見がでた。しかし大多数はもし出席した場合、十日に提出された不信任案を保留した形で置いておき、いきなり可決されるおそれがあるという意見で、このため高良議長に対し十六日渡口副議長から提出された不信任案はどう処理されたか報告を求めた上で出席の可決を決することになった。これで十六日は与党側議員が一応欠席することが確定した。

暗中模索(6) / 混乱市会

高良 一氏

〔沖タ・タ 1957・9・16〕

「混乱市会を何とか收拾してもらわねばならない」「このままではおわれ市民が迷惑を蒙るだけだ…」とは、市民ひとしくが心の底から願っている事だ。ところが事態は、そう簡単にはかたつきそうもない。去る那覇市議選

は、不信任された瀬長市長の市長職権で解散され、それで市長の信・不信を決定するものだったが、市長不信任派の同盟側が十七名の議員しか獲得できず、いわゆる不信任議会成立の三分の二の二十名に達しなかつたことから、こんどの市会混乱。ともかく脱兎の如く退散して「欠席戦術」に出る市長派と、追い討ちをかけようとする反市長派にも、一応それぞれのいい分があるが、果して、これでよいものだろうか…。

全会一致—といえば市長派にもまた反市長派にも公平さを買われたという点にもなりそう—で、議長に選出された高良一氏に、今後の混乱市会、そして世界の耳目を集めているという那覇市会を、どう運営して行こうとするかを聞くのも、いわゆる「暗中模索」の一つといえよう。

両派のカケ橋になろう / 兄弟相争

うのは愚の骨頂 / 現実の枠内で

住民福祉を / 冷静に話し合えば

自ら道は開ける

始めに「議長の議長たるユエンのもの……」とたたみ込んでみたが「サアそれは難しいネ…」と頭をひねる。

それではと「ブラリブラリ議事を進

めるとの真意は…」にホコ先をゆるめ、話を進めて貰う。

「ともかく僕がやると、何事も全く戦火の中にあるようなものだ」と、かつての本部町政改革、そして戦後の自衛隊募集、中城公園問題などでの一騒ぎを思い出す。

しかし那覇市会をあくまで議長としての職責は、そういった個人問題ではない。

那覇市民はもとより、八十万住民にもつながら問題だ。そう安閑としているわけにはいかない。

—それで話を続けて貰うとこういうことだ。

沖繩には革命はあり得ない。あくまでも民主政治が残されているだけだ。市民生活、住民生活を向上させるための主義主張の闘いは当然あるべきだが、それには今の琉球の置かれた現実をヨークみつけて行かなければならぬ。琉球の統治体形がどうであるということは、平和条約三条で基本線がはっきりしている。

僕もかつては、日本復帰を論じたこともある。そのために獄にもつながらた—ともかく国民感情から当然復帰することには賛成だ。しかし現状を観察する場合、どうにもならない実情である。

われわれの政治目標は、この現実下で如何にして住民幸福を最大限にもって行くかが大きな目標であり、われわれに負わされた使命だと思っている。それで保守、革新とかで、同一民族が相争うということは、全く愚の骨頂というほかない。それで混乱市会を議長自ら、興奮しては、ますます混乱を招くので、冷静にブラリブラリと議事を進めて行こうと考えている。

そして「僕としては、市民にも約束したように瀬長市長を辞めさせなければならぬ。ともかく理事者としての瀬長は不適當で、ストップのままでの都計では、国際都市の面目がまなつづれだ。市長を辞めて政治家になつてもらった方が本人のためにも幾らよいか知れない」「それで議長としての僕は、みんなが仲良く手を取り合つて、楽しくくらしを行けるように、何とか明るくものを見出したい」という。それには議場だけの闘いでなく、いわゆる両派のジツクリと腰をおちつけての話し合いがあれば、必らず解決するとのいい分だ。それに「果して話し合いでの解決余地があるだろうか…」の質問にも「ある。話し合いに余地がないという事はない。それには両派が話しあうとす

る努力さえあれば可能だ」「どっちにとつても敗けられない戦さであるが、両方に分れて石の投げ合い、ののしり合いでは何時までも解決つくものではない」と、話し合いでの解決”を何十回かくりかえす。

日本復帰についても僕らだけが幾ら騒いでもどうにもなるものではない。いま暫くはアメリカの統治にあつて、経済復興を完全にし、その時には日本の国力も世界水準に達し、アメリカと対等な立場になるので、その時には日米会談での話し合いで簡単に復帰できる。だから那覇市会の場合でも、ただ立騒ぐだけでなく、両派が那覇市民の幸福という点に焦点をシボつてジツクリと考え、その上での話し合いでなければ解決つくものではない、このままではマヒ状態に入り市民に及ぼす影響は大きな損失こそあれ、何もものない。だから対立をさけ、円満に解決することが議長に負わされた大きな責務だと痛感している。

しかし、そうはいつても、反市長派の態度は、依然として徹頭徹尾、議会闘争で不信任をたたきつけると意気込んでおり、また一方はその不成立に退場を続けるであろうし、そこに議長の悩みも大きく「出来得れ

ば各議員の意見を尊重して、話し合いでの円満解決に努力したい」というほかないようだ。

そして「今ごろ、不信任議決に必要な二十名の議員がいたといっているが、全くのデッチあげだ。市長派は一人も残っていない。私は十分この目でみてから休会を宣した」「しかし逃げ足の早いには全く感心した。神技に近い、新聞社のカメラマンがシャッターを切る余裕さえなかった……。ともかく議場に入る全議員は目つきや人相も変わるほどの興奮状態に入るので僕は議長として冷静に、沈着にブラリブラリとやつて行くつもりだといつていた。(那覇市会議長・同盟派)

那覇市会／再び民連側へ催状ノ「軍用地」「都市合併」特別委を設置

〔沖タ・タ 1957・9・16〕

休会後の那覇市会本会議は、予想通り民連側十一名欠席(儀式武睦議員、だけ出席)のまま十六日あさ十時から開会されたが、午前中は軍用地特別委員会、都市合併特別委員会の設置、同委員の選出、と平穩なうちに進められ、十一時四十分休憩に入り、ひる二時から市長の施政方針をきくことになつ

た。

議会は、はじめに、バス・ターミナル株式会社(社長上原敬和氏)から出されたバス・ターミナル予定地にある市有地譲渡の陳情書を議案として採択したのち、平良真次郎議員から日程変更の動議が出され、予定されていた市長の施政方針聴取の前に、那覇市選挙管理委員並びに、同補充員の選挙について、軍用地特別委員会設置、都市合併特別委員会設置の問題を第一議案として審議する事になった。

その後大山議員から発言があり、那覇市政の重要問題である市長不信任案の審議に与党議員が出席しないとすることは、法の盲点を潜る卑劣な行為であり、反省を求めするために、ひる二時までに出席するようにという催告を再び出してほしいという動議が出され、これを採択、高良議長は欠席議員に対し催告状を出した。

那覇市選挙管理委員五名並びに同補充員四名の選挙については、二十六日までに各議員が候補者の履歴書を提出、二十七日の本会議で決めることになつた。

軍用地特別委員会については、開会初日の十一日に平良真次郎、宮里敏慶、新垣松助、赤嶺一男、浦崎康華の五議

員から緊急を要する問題として発議されたものであり、全会一致で議案に採択されたものである。この問題について、発議者の平良議員は、

「六月四日、垣花、小祿鏡水一帯に對する土地収用令第一号が出され、地主だけでなく、全県民が関心を寄せていたものが、那覇市会は、この問題について何らの相談にもならなかつたという声が聞かれる。垣花、鏡水一帯の軍用地は、二百五十余万坪にのぼり、その中には六千五百坪の市有地も含まれている。今後色々な問題が起り得ると考えられる。しかもこれが経済的に及ぼす影響が大きいことから、その対策をたてるために、是非とも委員会の設置が必要である」と説明、委員数の決定、委員の選出に移つたが、委員を八名とすることを決め、次の八議員が選出された。

新垣松助、赤嶺一男、宮里敏慶、浦崎康華、平良真次郎、上原文吉、高良清二、比嘉朝四郎。

合併促進委

都市合併促進委員会については、全琉の首都那覇市の構想は真和志市との合併によつて基本的総合計画の現実性が期待されるので、合併を促進することは、諸般の情勢から住民の等しく要望

する懸案である。と、平良、辺野喜、比嘉（佑）、喜久山、仲宗根、玉那覇の六議員から決議案として出されたものだが、この問題は論議の域を脱して、任期中には是非とも実現すべきものだと、全会一致これを可決、委員を十名選出して合併を促進することになった。

委員は次の通り。

- 儀武息睦、玉那覇有義、比嘉佑直、
- 辺野喜英興、仲宗根梶雄、宮城実、
- 喜久山朝重、大山盛幸、渡口政行、
- 高良清二。

一社説一

マヒ市政の打開と都市合併

〔沖タ・朝 1957・9・17〕

那覇市の瀨長市政はどうひいき目でもウダツのあがらないことおびただしい現状である。しかも今後、ますます行詰り、混乱し、マヒしていく公算が大きい。瀨長市政に対する民政府及び琉球政府当局者あるいは財界の非協力については多くの批判があるにせよ、瀨長市長がいる限り都市計画事業の本格的再開は望めないし、財政運営の困難は一般市民の福祉に違背して時間がたつにつれ市民生活にマイナスを強いることになる。とすれば、瀨長市政

をめぐる諸情勢の分析やそれに対する批判、抵抗のみを事としてはおれないのが一般市民の立場であろうし、決して野次馬的な態度で市政のなりゆきに興味をそそられてばかりもおれないところである。

瀨長市長を不信任した市会が解散され、それにとまって新しい議会が成立した。そしてこの新市会は、市長不信任十七名、信任十二名、中立一名の分野であるが、いずれも選挙において公約した最大なものは、瀨長市長を不信任する、信任するということであった。したがって、それぞれの公約を果たすため十七名の議員は飽くまで不信任決議を、十二名はこれが阻止を、あらゆる秘策と努力を傾注して完うしなければならぬし、そのことにのみ熱中しているのが新市会の昨今である。

しかし、この市会の対立抗争は信・不信を決議するために三十名の定足数の三分の二が出席した議会でなければならぬので、いつまでも平行線にあるということになる。そうなると瀨長市長の信・不信問題に専念する市会は「市民への公約実行」の理由で、ただでさえマヒ状態の市政をいよいよ動脈硬化も最悪症状に迫込み、その結果は、さきにも本欄で指摘した通り公共福祉

に反する「捨ておけぬ自治体の非常事態」というわけで、政府や民政府に強権発動の理由を提供することにならぬとも限らない。自治の振興どころか、かくては市民の自治が大きく後退することになる。

しからば、現状をどう打開すべきか、責任を負って瀨長市長自らその任を退くこと、瀨長市政に対する非協力態勢を解いて、市政を軌道に戻し、一応「させてみる」こと、この二つのことが考えられようが、もとよりこれらの好転が期待される情勢にあるとは言えない。そこで、残された打開策は、恐らく、懸案の真和志市との対等合併によつて、新たに市長、市会議員の選挙を行い、新しい市政を求めること以外に合理的且つ一般にも納得される方途はないのではなからうか。

再開の定例市会は、幸いきのう両市合併を促進する委員会を設置した。現実に渾然一体をなしている両市の合併については、既に論議の時期を越え、どちらかといえば事務的な手続きが残されているに過ぎないまでに、時期的には熟している。それなのに何故、合併が足踏みしているかといえば、那覇市側に対等合併を好まず、那覇へ併合の形でもっていききたいという政治的か

けひきが強かつたためであった。一般市民からいえば、対等、併合いずれでも、一つになりさえすればよいわけだけれども、政治家、とくに市長や議員たちは、対等合併となると選挙をしなければならぬ。その上、今まで那覇市の市長や議員の多くは、いわゆる保守系で、真和志市が社大党の地盤として強い実情から、選挙となれば勝ち味がないというのが原因だったのである。

今回、合併促進委員会を設けた那覇市会の方針が、対等合併か吸収か、まだその点、明らかにしていないが、委員会設置を可決したきのこの議会は、十七名議員側が中心であったことからおして、瀨長市長不信任実現への突破口をそこへ求めようとするものではないかとも思われる。すなわち、対等合併により市政を総選挙に訴えることが最良の打開策と観たのではなからうか。

もし、市政再建の途をそこに求める着想と決意ができたとすれば、従来、保守系が懸念していた新市の市長選挙及び議員選挙で、勝算ある一たとえば那覇・真和志地域の政治情勢に即応した人物を市長候補にもつてゆける一といった一対策に自信を得てのことかも

知れないが、それはそれとして、不信任派が都市合併を真剣に推進し、それによつて現在の那覇市政を打開しようと考えたとせば、最も能あるやり方だといつてよからう。

瀬長市長も、その信任派の議員も、対等合併を市民へ公約していることである。たとえ不信任派が瀬長追出しをこの合併問題にからませるからといって、“すじ”だとか“理論”だとかを売物にしている瀬長一派とあれば、この問題だけは、あとへ引くわけにはいかぬであらう。

最も合法的であり、“すじ”も通ることであり、両市の市民にとっては、那覇市政のゴタゴタを転じて懸案の合併が実現するとなれば、不幸中の幸い。真和志側もこの機会を逸せず、協力して一挙に合併実現へといきたいものである。

欠席戦術に手をやく同盟側 ／自治法の改正陳情／那覇市会日程変更で緊急動議

〔沖タ・朝 1957・9・17〕
那覇市の定例議会は、四日間にわたる休会のもの、十六日あさ十時から再開されたが、民連側は、儀武息睦議員た

けが出席（十一名欠席）午前中、軍用土地特別委員会、都市合併特別委員会の設置を議決しただけで休憩に入った。

午後二時から再開、市長の施政方針を聞くことになつていたが、渡口（麗）議員から日程変更の動議が出され、民連の欠席戦術に対する報復手段として、自治法の一部を改正する決議案を立法院、行政府に出すべきだという緊急動議が出され、これを採決、議長がこれを立法院、行政府に提出することになり、同二時四十五分散会した。あすは、あさ十時から本会議が開かれる。

…午後二時に入前に議長は欠席した民連側十一議員から出された十日の議会における緊急動議の処理に対する質問の回答についてはかつたが、新垣松助議員から“議会に出席すべき議員が、議場に出ず、文書で事務処理に對する質問することはもつてのほかである。質問があれば出席すべきであるという理由から、回答の要なし”という発言があり、儀武議員がこれに反対、“回答すべきである”と主張したが、採決の結果十七対二で新垣議員の提案が可決され、回答しないことになつた。

…ひきつづき渡口麗秀議員が発言を

求め”去る市議選挙で、すでに市民の意志は、瀬長市長不信任に決定されており、議会が開かれる前に、市長は辞職するのが本筋だつた。私は、主権者である市民の意志に従つて不信任案を出したのであるが、十二名はその審議を拒んで退場、その後二回にわたつて出席の催告をしても出席せず、こうして議事がのびることによつて市民の福祉が阻害されるおそれがある。この難局を切り抜けるため、市町村自治法の一部を改正することを、那覇市会の議決を経て立法院、行政府に陳情しようという同盟側十七議員の共同提案の動議が出された。

それによると、自治法第七十七条には、議員が、正当な理由なしに招集に応じないため、または、正当な理由なしに欠席、議長から招状を發しても、なお故なく出席しないものは、議会の議決を経て懲罰を科すことができる。懲罰には、公開の議場における戒告、陳謝、一定期間の出席停止、除名の四つがあるが、一定期間の出席停止を受けたものは、その期間中全く議員の資格を失わしめ、不信任案採決の場合、百二十二条に規定されている議員数から除外しようというものである。

この動議に対して、民連側の儀武議

員は“自治法の改正は、全琉の自治体に及ぼす影響が大きいため委員会に付託して住民福祉の上から冷静に検討すべきである”と発言。

つづいて無所属の平良議員も“提案通りに改正になり、懲戒を受けた議員が資格を失つた場合、これを乱用し、議長と提案者だけで重要議案が可決されるというおそれがあるので自治法の改正は、客観状況からみて適切であり、正しいかをもつと検討する必要がある”と主張したが、直ちに採決に入り十七対二の多数で動議は可決された。さつそく立法院・行政府へ

その後、さらに赤嶺議員から日程変更の動議が出され、“この問題は緊急を要するものであり、本会議を散会して議長、副議長は、直ちに立法院、行政府に陳情に行くべき”という動議が出され、これを可決、二時四十五分散会、高良議長、渡口副議長二名が、立法院、行政府を訪れ自治法の一部改正を陳情した。懲罰議員の審議権停止自治法の一部改正を要請した陳情書の要旨は次の通り。

市町村自治法第七十七条の規定で議長から一定期間の出席停止の懲罰を科せられた議員は、百二十三条の議員、特

に包含せしめないよう改正立法してもらいたい。

議員の本来の職責は、議会に出席して、議事に参与することで、正当な理由がない限り、会議に出席するよう自治法によって要求されている。議員が正当な理由なしに招集に応じなかったり、あるいは欠席した場合は、議会の自律作用としての自治法により懲罰を受けることは当然である。この場合、重罰である除名処分の場合は、議員としての資格を失い自治法の適用に論議の要はないが、一定期間の出席停止処分の場合については自治法の適用に疑義を生じるおそれがある。

那覇市の例をあげると、市長不信任の動議に対し、信任派の十二議員が退場、不信任成立の要件である議員数の三分の二の定数に充たず、議長から再度の出席催告を出しても、不信任審議を拒否する目的で欠席戦術をとっている。こうした議員の職責を行使する不信任案の審議権を放棄して議事に参与を怠り、あるいは会議規則に違反した議員に一定期間の出席停止の懲罰を科した場合、その期間中に出された不信任案に対しては、自治法第百十三条第三項の議員数（注・不信任の議決については、議員数の三分の一以上のもの

が出席し、第一項の場合はその四分の三、前項の場合においてはその過半数の者が同意しなければならぬ）に含まないようにするのが適切妥当な解釈であると思つが、自治法に明文がなく、市長と議会の間紛争をおこすおそれがあるので、自治法の一部を改正して議会の円滑な運営をはかり、市町村住民の福祉増進に寄与したい。

那覇問題、立法院へ

〔琉新・朝 1957・9・18〕

瀬長那覇市長不信任案問題をめぐり、那覇市会における瀬長派の欠席戦術に対抗するため、当間主席は十七日午後五時立法院に対し「市町村自治法一部改正」の追加立法勧告を行った。よつて那覇市会問題は立法院の「政治の場」に持ち込まれることになるが、これに対する院内各派の動きが極めて注目されよう。

主席が自治法改正勧告／特別議決の定数特例

この立法勧告は、去る十六日那覇市議会議が瀬長派の欠席戦術を封ずるため「議長が出席停止の懲罰を加えた議員は、不信任案が上程される議会の議員定数から除く趣旨に自治法の一部改正を行う」ことを行政府、立法院に要請

決議したことに応えてとられた措置である。この改正案は、現在那覇市会で欠席戦術を続けている瀬長派議員（総数十二人）を「出席停止の懲罰」に付し、その結果残る反瀬長派議員（十七人）で市長不信任案を成立させることを意図したものである。立法勧告案次のとおり。

（改正勧告案）市町村自治法の一部を次のとおり改める。
第百十三条第二項に次の但し書きを加える。

『ただし前項の場合において第七十七条（欠席議員の懲罰）の規定に基き、第七十五条第一項第三号（一定期間の出席停止の懲罰）の処分がなされた場合は、その処分を受けた議員は、議員数に算入しない。』

（理由）市町村議會議員が正当な理由なくして招集に応じなかったり、または会議に出席しなかったりするとき、議長は議会の議決を経て懲罰にふすことができる。

この場合一定期間の出席停止の懲罰処分を受けた議員は、その間議事参与の権利を喪失するのであるから、百十三条第三項の議員数に包含せしめないよう改正し、議会の円滑なる運営と市町村住民の福祉増進を図る。

（注）市町村自治法

第五十三条 議会は議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことはできない。但し（中略）同一の事件につき再度招集してもなお過半数に達しないとき、または招集に応じても出席議員が定数を欠き、議長が出席を催告してもなお半数に達しないとき、または半数に達してもその後半数に達しなくなったときは、この限りでない。

第百十三条三項 不信任の議決については、議員数の三分の二以上のもので出席し、第一項（初回の不信任）の場合はその四分の三以上のもので、第二項（解散後）の場合はその過半数の同意がなければならぬ。各派の見解鋭く対立／からむ法理

解釈と政治的配慮

一方立法院各派は、この立法勧告案と那覇市会決議を重視しているが、問題は法理的解釈と政治的配慮がからんでいるだけに厄介なものとなっているようである。いまのところ民主、無所属両派は「特に自治法を改正するまでもなく、現行法の規定で十分措置できるものであり、欠席戦術は条理上からも非合法的手段である」との見解であるが「社大、人民両派は欠席戦術は合法

的であり、この自治法改正は改悪である」との態度を持って、二つの見解に割れており、同勧告案が行法委付託となつて本格的審議に入れば、各派の論議はかなり激しくなるとみられている。なお初回到勧告された「市町村自治法一部改正案」はすでに行法委で審議済みである。星行法委員は「那覇市会にからむ問題はあとにして、一まず第一読会に上程する」と語っており、会期が余すところ十日であるので、同改正案が可決成立するかについては、見通しはかなり困難なものがある。

欠席は非合法／現行法で十分

星克氏（民主党政調会長）談 市町村自治法を調べてみた場合、確かに成文としては「議員欠席禁止」の規定はない。これは代表機関である議員が、議会に出席するということが、条理上からも明白であり、当然なことであるので、欠席禁止の罰則を設ける必要はないということによる。かかる問題は、本来ならば市町村議員の常識にゆだねるべきものであるが、既に発生している事実があるので委員会で慎重に検討してみる。

疑問点は、出席勧告にも応じないで欠席を続けた場合、議員数の三分の二が出席しなくて不信任決議が出来るかど

うかだが、私は決議してもいいと思つ。そうでないともスムーズな議事運営はできない。この点をめぐっては学者間にも両説があるが、決議できるという解釈をとつても良く、あとは裁判所が判断する問題である。議員の出席は法以前の問題であり、出席催告をうけてもなお出席しないということは、議員の権利を放棄したことになる。

下里恵良氏（無）談 市長不信任議決に関する規定（百十三条）の政治的効果を狙うための、欠席戦術は違法だと思ふ。第五十三条（定足数）には「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、出席を催告してもなお半数に達しないときは、この限り（議員定数の過半数出席による開会）でない」とある。そこで不信任議決の定員数は議員数の三分の二と決められておるが、催告による呼び出しにも応じない場合は、この三分の二にとられる必要はないということは明瞭である。このため特に一部改正する必要はなく現行法の規定で処理できると思ふ。

欠席は合法的／改正の要なし

中里猛氏（社大党政審会長）談 自治法の改正は不可能であると思ふ、党としては未だ具体的に打合はしてない

が、個人的見解としては、欠席戦術が不法行為であるということはいえない。これは自治法に認められている行為であり、合法行為とみななければいれない。かといつて、いつまでもあいつ欠席戦術の方法では良くないと思ふ。合法、非合法の問題とは別にして、任期中議員が欠席を繰り返すことはいけないと思つている。結局「体当たり」して、次の市長選挙に臨んでもいいという雅量があつていいのであり、従つて自治法の改正までもつていかなくてもいいと思ふ。

大湾喜三郎氏（人）談 地方自治体の自治問題は、自治体自身で解決すべきであり、解決し得ないからといつて法をつくつてくれといふのは、余りにも虫が良すぎるといふものである。市長の施政を何ら検討せずして、自治法の一部改正を要望することは、市会がとるべき態度ではない。那覇市という自治体一部のために、法を改悪しようとすること自体おかし。市会の一部連中が、自分達のためになるように法を改めようとすることは、大きい視野にたてば大きな誤りであることが明らかである。市会の猛省を促す。

瀬長市長施政方針／プリン トにして送付

〔沖タ・夕 1957・9・18〕

那覇市会は十七日の本会議で市民から不信任された市長の施政方針は聞く必要がない、文書にして送付して欲しいという動議を採択可決した。このため瀬長市長の施政方針演説は省略されたが、市当局では施政方針をプリントし、十八日各議員に送付した。

瀬長市長の施政方針要旨

基本的態度 現在の市政に反対する人も賛成する人も市民の生活をより豊かにし不当な外部の圧迫や干渉から自治体を守り、民主主義を育成し市民の基本的人権を擁護し国民的願望である祖国復帰を実現するために恐ろしい原水爆基地化に反対して平和を守り日本の領土主権を死守するために四原則を貫徹しなければならぬということについて異論をさしはさむ余地はないと考える。そういう基本的態度に立つて五八年度施政方針の補足をしたい。

さきの議会で成立した不信任の骨子は琉銀から融資を拒否され、軍補助金は打ち切りは継続されるという民政府の政策も何ら変更されていないにかかわらず予算案に、琉銀起債と軍補助金が歳入面に組み込まれていたことに原因があつ

た。

そこで今度の予算は、琉銀起債と軍補助金を削除し、歳出面でバスターミナルの建設費を除いて提案したので、今回の予算は一億九百万余円になっている。この予算は九〇%以上が自己財源であることに特徴がある。そのことは自己財源でも市民の要求する最小限の事業は完成できるということを証明している。

各事業の説明 都計については、沖繩の戦災都市復興は日本政府に責任があること、従って日本の国庫補助金交付の陳情をおこすべきこと、また都計は琉球政府にも援助の義務があることをのべ自己財源でやれる事業、区画整理事業、水道事業の状況について説明。

区画整理と不正事件 前区画整理課長と前助役が結託して市民の財産を不当に処分し、三名はすでに告発され司直の手で調べられている、この事件は底知れないまでに広がる様相を示しているとのべている。

四原則貫徹と日本の領土主権防衛 一括払い反対を叫ぶだけが能ではない、一括払い反対は毎年払いの要求である。軍用地にとられた土地に対する適正補償額を毎年払ってもらいたいと

いう要求を那覇市は、全県民の先頭に立って貫徹する義務があるとのべ、どうしても土地問題解決のため明らかにしなければならぬことは、アメリカは一通の布告布令指令で市民の承諾なしに土地を没収できるかということである。としている。

むすび 都計事業を完遂する立場からも、一括払い反対、適正価格毎年払い要求を具体化する意味からも、更に平和と民主主義と市民生活を守る面から考えても沖繩の祖国復帰実現がどんなに那覇市政の運営と不離一体の政策となっているか、むしろ市政を貫く基本政策が沖繩の祖国復帰実現にあることが立証されると結んでいる。

微妙に動く那覇市議会／真和志市合併に飛びつく／野党：まず不信任問題が先

〔沖タ・朝 1957・9・19〕
与党議員の欠席戦術で暗しように乗り上げた形の瀬長市長不信任案も、自治法の一部改正という野党側の戦術で新たな展開をみせてきたが、与野党の対立でもみ合つ那覇市会でただ一人中立を標ぼうする平良真次郎議員が真和志市との合併問題という形で投げだした

現状打開策に真和志市会が合併への好機と飛びつき、ここに瀬長市長退陣問題は新たな展開をみせてきた。

真和志市会は十八日あさ十時から臨時議会を開き、都市合併促進法に基き那覇市との合併を促進するよう主席、那覇市議長に申し入れることを決議十八日中に森田真和志市会議長が那覇市高良議長に対し「対等合併の方法を問わず合併の早期解決を真和志市としては望んでおり、この問題について那覇市会と話し合いたい」と伝え、これに対し高良議長は「与党議員の意向は知らないが、野党側としても合併は公約にもあげており、全員が協議した上で話し合いに応じたい」という意向をのべた。

なお引続き森田真和志市会議長は十九日あさ十一時政府を訪問、主席が伊是名出張のため、神村副主席と合見、十八日の臨時議会で決めた那覇市との合併促進を政府であつせんして貰うよう要請した。同議長は真和志としては早期に合併が実現するならばその方法にこだわるものではないから政府が市町村合併法に基いて那覇との合併を勧告し、これを促進して貰いたいと申し出た。

神村副主席の話 一両日中に文書で

提出することだったのでそれが出来しだい内政局で検討を加える。勿論政府としては合併促進法の趣旨からいつても那覇、真和志の合併は望むところである。必要によっては両市の意見を聞いてあつせんに乗り出し勧告を行うことも考えている。願わくは両市が合併の方法などで意見の相違を来すようなことはなく政府が乗り出すまでもなく両市間でこの問題を処理して貰えるならこれに越したことはない。

こうして合併問題は新しい局面に突入したが、野党側ではこの真和志市会からの申し入れに対し、那覇市会としては合併問題も重要ではあるが、これはさらに重要な問題である瀬長市長不信任案が解決してから考えるべきだ。二、真和志市会との話し合いには一応礼儀として応ずるが、市民の世論は併合合併を望んでいる。との考え方から瀬長市長退陣問題と合併問題は切り離すべきだという意向が強く、今のところ瀬長市長不信任案が完全な行詰りをみせない限り合併問題により瀬長市長を退陣にもつていこうということは考えてないようだ。

一方那覇市会と野党側では真和志市会からの申し入れに対し、最大限の好意を

もつて受入れており、兼次、浦崎議員が十九日あさ高良議長を訪問、”与党側も合併問題についての真和志市との話し合いに応ずる意思がある”との意向を伝えており、合併問題をめぐつての与野党、真和志市側の動きが、瀬長市長退陣問題ともからんで今後微妙な動きを見せるものと思われる。

高良那覇市議長の話 我々としては市長不信任問題を先に解決しなければならぬ義務があり、合併問題はその後解決の話となろう。対等か併合かは今確言はできないが、市民としては併合合併を望んでおり、この線に落着くのではないかと思う。

兼次議員の話 我々民連側全員の意向は真和志市との早期合併実現にある。このさい方法は問わず、市民の要望に従つて早期解決をはかるよう議長にも申し入れた。真和志市会との話し合いには我々も参加して市民の福祉をはかりたい。

合併問題夕ナ上げ/会期延 長野党は不信任一本やり /那覇市会

〔沖タ・朝 1957・9・20〕

那覇市会に対する真和志市会の早期合併申入れは那覇市会同盟派が合併より

不信任問題が先決という態度を変えないため、再び暗礁に乗上げた形となっている。高良議長は、十八日、中間派平良議員を通して、懇談会を延期する旨森田真和志市会議長に回答するとともに、市長に会期延長するから暫定予算を組むように要請した。

…同盟派は、十九日ひる一時から二十一日の上程議案を中心に、不信任問題、真和志市会の合併申し入れなどについて協議したが、那覇市会の当面するもつとも重要なものは市長不信任問題であるという考え方が強く、議案処理も延期しなければならないので、今会期終了まで懇談会をのばす旨、中間派の平良真次郎議員を通じて森田真和志市議長に回答した。

不信任問題について同盟側一部議員の中には、現行の自治法を改正しなくても、不信任成立の定足数には、懲戒を受けた議員は含まれないとして、不信任案可決は可能とみるものがあり、不信任可決を強行しようという動きもある。このため、同盟側は、二十日あらためて会合、二十一日の本会議に懲戒動議を出すかどうかを決めることになっている。

…なお、高良議長は、同日ひる四時、市長室で瀬長市長と会い、会期中(二

十八日まで)に、議案処理は不可能であり、会期を延長しなければならないので、十月分の暫定予算を組んでもらいたいと申し入れたが、瀬長市長は”会期延長を予想しずでに十月分暫定予算(義務費だけで、約四百九十万円)を編成中であり、二十一日の本会議に上程することになっている”と回答した。会談は、記者団をしめ出して行われたが、高良議長は、市長に対し、辞職勧告をしたのではないかもみられている。

真和志が主席へ意見書出す

〔沖タ・朝 1957・9・20〕

真和志市会は、臨時議会の議決により那覇、真和志両市の早期合併についての意見書を二十日朝十時正式に主席へ提出する。

(意見書要旨)

両市合併の懸案は那覇市の政治的諸因によって棚上げされている。同一の经济圈、生活圈に十八万市民が包含されているのに合併が人為的に阻まれてくる。合併が遷延すれば、二区域に対する二重課税の問題も悪化する。合併の好機は当に到来していると信ずる。よつて主席が市町村合併促進法に則つて速やかに両市に対し、早期合併実現

の勧告措置を講ずるよう強く要請する。

自治法改正/那覇市会の陳 情却下/立法院”法の主 旨に反する”

〔沖タ・夕 1957・9・21〕

立法院行法委は、二十一日午前九時から市町村自治法の一部改正案を検討したが、さきに那覇市会から陳情のあった不信任議会の定数改正は「重要な案件は多数出席を必要とする」との理由で却下した。委員会では反対意見もななく、あっさり決つたが、このことについて、星委員長は次のように語っている。

市長不信任のような重要案件は多数で決めることが、法の主旨である。もし那覇市会の陳情通りに懲罰議員を定数から除くとすれば少数でもつて可決されることになり、立法の意に反するといえよう。規定の中に、そのようなことを加えるのは、いけないと考える。渡口議員の話 廃案になつた理由が正式に回答されるまでは何ともいえない。通知がきてからあらためて、議会にはかり検討したい。

兼次議員の話 立法院としては当然廃案にするだろうと信じていた。われ

われとしては、前会から続いている不信任案を阻止するというのが公約である。真に那覇市の福祉を考えた場合、いつまでもこのままの状態が続くとは思わない。世論も熟して可能性の強くなった真和志との合併によって解決の道は開かれるものと思っており、その点について話し合うべきだ。

開会したがまた休会ノ議事

はかどらぬ那覇市会

〔沖タ・夕 1957・9・21〕

那覇市会は、二十一日あさ十時半から再開されたが、大山議員から出された、”日程を変更して本会議を全体協議会にし議案審議をしよう”という動議が採決され、全体協議会に切りかえられた。ところが、当局側部課長が、協議会なら参与として出席する必要ないと退場したため、十一時三十分散会した。…二十一日本会議の日程は、上程議案に対する質疑を行うことになっていったが、開会と同時に平良議員から動議が出された。

平良議員 日程には、上程議案に対する質疑だけで、施政方針に対する質疑はあげられてない。施政方針は、都合によって市長から直接きけなかったが、プリントの送付をうけており、市

長の施政方針についての一般質問をしたいので是非日程に追加してもらいたい。

大山議員 他の動議を提出する。与党の十一議員から出された欠席届をみたが納得がいかない。与党議員が会議に参与しないということは、どこにもないことで、これでは、議員としての職責を果していることにならない。那覇市会を正常に戻すためには、議長はあらためて出席の催告をしてもらいたい。提出議案の中には、二十四件の専決処分についてその承認が含まれており、その審議は、慎重を要するので、全体協議会にかえ、そこで十分に議案審議をしたい。なお、参与として関係部課長はそのまま出席してもらいたい。

兼次議員 議会が、その市町村の理事者である長に、提出した議案、施政方針に質疑をすることは、議会に与えられた権限であり、長はその要求に応ずべきである。議案を慎重に審議するためには、市長の方針がどこにあるかを知らなければならぬ。提出された議案は施政方針の中から生まれてくるものであり、プリントになった施政方針だけでは、十分理解出来ないで、議案審議の前に市長の方針について質問

するのが妥当である。

新垣議員 与党が出席するまでは本会議を全体協議会にきりかえてやるべきである。

こうした二つの動議が出されたが採決の結果、大山議員の動議が可決され本会議は協議会に切りかえられた。

なお、協議会に参与として出席を要求された市の部課長は、答弁は記録に残らないので全員が出席する必要はない。必要に応じて関係課長だけが出席することをきめ、その旨高良議長に通告した。

このため、議会は十一時三十分散会、二十四日あさ十時から本会議を再開することになった。

一社説

都市合併を促進せよ

〔琉新・朝 1957・9・22〕

与党議員の欠席戦術で行き悩みの那覇市議会野党側では先きに行政府に立法要請した市町村自治法一部改正案の可決成立に望みを託していたが、これも遂に廃案棚上げとなり、問題は再びふり出しに戻って対策を練り直さねばならない羽目におい込まれた。頼みとされていた綱が切れたとすれば、与党側の欠席戦術に対し野党側としては現

行法の解釈に合理性を求めて出席議員だけで、瀬長市長不信任案を強引に通過させ、あとは行政裁判の裁決に待つという態度に出るのではないかと予想されている。

この場合、行政裁判の裁断が下るまで市長は現職にとどまるのかどうか法的疑問も残るわけだが、いずれにしても裁決までには相当時日を要するものと思われる。

硬直した那覇市政の現況を打開する八ヶ口として真和志市との早期合併論も巷間に伝わっている折も折、真和志市側では臨時議会の議決により那覇市との早期合併を打ち出し主席にも意見を提出しているが、両市の合併は多年の懸案であり、現那覇市議諸公も瀬長市長も選挙の際いずれも公約としてとりあげているので時期の問題はさておき、合併自体については誰れしも異存のあるう筈はない。市町村自治法一部改正の望みも消え失せた以上、与野党の対立が解けぬとすれば、数において多数を擁する野党側として打つ手は不信任案強行か、真和志との合併実現か、この二点のうちどちらを採るかということになる。

ところで野党側では市長不信任議決が先決だとして合併問題には今のところ

る差して熱意をみせていないようだが、都市合併については方式や時期については異論もあるのが合併を促進するという点では与・野党ともその見解に変わりはないと思われる。だとすれば合併問題に関する限り与野党の意見調整も案外スムーズにいくのではなからうか。

首都合併はもともと那覇と真和志の両市合併問題が主体であったし、首里、小禄はその延長として考えられていたものである。ところが両市の複雑な政治的諸事情が災いして遂に首里、小禄を併合するのみに終ったワケである。

その後真和志では翁長市長を迎えたのを機に早期編入合併の空気が強くなり、ひところ積極的な動きもみられたのであるが、今度は逆に那覇市側が極めて冷静な態度で臨み、合併問題より、まず旧市内の復興に力を入れるべきだという消極的態度に変わり都市合併への熱意を冷却させ今日に至ったものであることは周知の通りである。

両市合併の必然性は誰しも認めるところであり、その合理性は既に論じ尽くされてきたことで今更論議をむし返すほどのこともない。選挙の時期になると、その度毎に合併問題が持ち出されてくるのであるがいざともなると編入

か対等かで意見が対立し、それに時期の問題もからんでその都度未解決のまま投げ出されっぱなしになっていたものである。

合併の形式といい、時期の問題といつても、それは首長や議員たちが自己の選挙地盤に対する政治的な思惑からくるものであつて一般市民にとつては差して問題にするほどのことでもなかったし、合併を阻んできたのは結局こうした一連の政治的かけ引きであつたとも言える。

瀬長市長は嘗つて合併には賛成だが自分を追い出すための合併ならいやだといつていたが、両市の合併は瀬長氏一個人の問題ではないのであつて、行き詰りの那覇市政に真和志側の今回の合併要望が打開のいと口ともなり両市の合併そして新首長選挙へと一挙に促進されるとしたら幸いである。

会期延長必至の那覇市会／

あくまで不信任：野党／

与党：合併へ持ちこむ

〔沖タ・朝 1957・9・22〕

那覇市定例議会は、開会后十二日になつても議案の審議は行われず、会期延長は必至となつた。

…野党側は、瀬長市長を不信任する

ことは、市民への公約であり、今会期中にそれを成立させたいという態度を変えず、当局派の欠席戦術をとればこれに一定期間の出席停止の懲戒処分を科し、不信任議決に必要な定足数から除外して、十七名でこれを可決しようという強硬論もある。それに立法院行法委では、自治法の一部改正は、法的主旨に反するという立場からこれを却下しているが、一部には現行法でも不信任可決はできるという強行派があつて、二十一日の本会議で、懲罰動議を出して欠席議員を懲罰に付した上で不信任案を上程し、これを可決しようというものもあつたが、この場合の議決の効力について、内部に意見の食い違ひがあり見合せた。

現行法のままで、懲罰を受けた議員を不信任定足数から除外して、これを可決した場合、市長は当然これに対し訴訟を起すものとみられるが、この場合、不信任議決は有効であり、市長はその日から職を失うというものと、議決に対する異議申し立てであることから議決の効力は保留され、市長はそのままになる、という二様の解釈がでてまだ結論はでてない。

…与党側は、二十一日の本会議にも姿をみせず、欠席戦術をとっているが、

同日ひる五時から会合、今後の議会運営について協議した。民連側としては、現行の自治法のまま、十七名の議員が不信任案を可決すれば、当然これに対して行政訴訟を起さねばならず、ますます紛糾するので、真和志との合併を促進して、これによって現状を打開しようという動きをみせており、今後合併の線を推し出していくのではないかとみられる。

なお二十一日よる七時半からハーバービュー広場で、市会の真相報告演説会を開き、市民に訴えることになつている。

市会自らで対策を／自治法

改正却下に主席語る

〔沖タ・朝 1957・9・22〕

那覇市会の要請に基いて行政府から市町村自治法の改正勧告を受けた立法院は、二十一日あさの行法委（星克氏）で、改正の必要を認めないと決めたが、当間主席は二十一日午後「立法院が改正しなければ止むを得ない。那覇市会自体が何らかの措置をとらなければならぬだろう」と、大要次のように語つた。

当間主席談 行政府内でも現行法で可能（懲罰による出席停止議員の定足

数除外での不信任議決」という意見もあるが、現行法のままでは明確を欠くので、一応改正勧告した。それで立法院が改正しないと、結局現行法で可能との解釈で市会不信任派が押し通すか、どうかであるが、この場合は当然行政訴訟ということになる。その場合（出席停止議員を定数数に加え

ないでの不信任議決）通常における議決（自治法百十三条に基く三分の二以上）那覇市の場合二十人以上での議決）同様に市町村長が議長からの通知でその職を失うかが問題といわれているが、当然出席停止の議員を除いての議決が出来るものであれば、これになら

って市町村長は職を失うものと思ふ。従つてその議決が法的な効力をもちつか、どうかは行政裁判の判決にまつわけで、その間は市町村長の職を失つと解している。：勿論これにも失わな

いと異なる論もある。またある人によると、一応提案された全部の議案を議決して、不信任議決のみを最後に残し、この場合自治法五十三條但し書の「再度招集しても、それ

に依らず、さらに催告してもなお半数に達しないときは会議を開くことができる」との条項を適用して議決できるという解釈もある。ともかく解釈はい

ろいろあるわけだが、市会の態度がどうなるかによつてしか決められないことだ。

今晚のわだひ／息苦しい那覇市政

〔沖タ・夕 1957・9・22〕

那覇市会の陳情による「市町村自治法の一部改正案」は「法の主旨に反する」と、二十一日立法院が却下した。「懲罰議員を議員の定数に入れない」という改正案は、法理論を離れ、常識で考えても大体おかしい話であった。

もし、それが通るのであつたら市町村長の不信任、議会議員の除名などを、特別多数議決とした自治法の精神は形骸ばかり残り議会の過半数をにぎつたあるグループは、市町村長をやめさす

ことも議員をやめさすこともどちらもへつちやらということになつただろう。当面する那覇市の問題は解決でき

ても、別の市町村に弊害を与えないとは、誰も断言できない。ことによつたら、うるさい少数党などは、同僚である議員によつて、議會を追われる、と

いう光景が方々におこり、「無理が通れば道理引つこむ」と、改正法を怖れるようになつたかもしれない。

さすがは住民に選挙された立法院だ

けあると、その良識をほめたい。これにひきくらべ、行政府は多少、面目を潰したようなものだ。行政課や法務局あたりで案をねり、自信を以つて立法

勧告をしただろうに、結果はそんな具合であった。「那覇市政再建同盟とく

るになり、無理矢理に法律を改正しようとした」、という印象を、多くの人に与えたものと思う。遺憾である。

那覇市政の現状は、早く打開されなければならぬ。が、その方法はあくまで正々堂々となされるべきだ。姑息

な手段、或は無理づくで、市長不信任を成立させたら、瀬長氏をかえつて市民の同情を受け、市長選挙でカムフラツクしてやるかもしれない。春秋の憲法

を以つてすれば再建同盟は瀬長氏を英雄にしたてるのに一役買うことになるわけである。鹿を逐つ者は山を見ず、

の愚を犯すべきでない。あの手、この手、市長追出しに躍氣になつて

いる同盟派議員に酷ないい方かもしれないが、この際、思い切つて、真和志市との合併で、対決するのが、市民の納得と協力を得る最上の方法で

はないだろうか。市長不信任の一点ばかりみつめ、議事はいつこつ進まず、「開会したがまた休会」という、この

ごろの那覇市会を見ていると実に息苦

しい。〔球〕

那覇市議会／不信任案現行法で成立出来るか／本土

でも注目ひく／自由法曹団でも近く緊急会議

〔琉新・夕 1957・9・23〕

【東京総局発】瀬長那覇市長不信任案問題をめぐり、自治法の法的解釈などですどく対立している那覇市会の動きは本土でも各界から注目されている。二十一日、立法院が市町村自治法の改正案を却下したことは朝日新聞などで報道されたが、しかし「那覇問題」

は、現行法の解釈をめぐつて、今後ますます困難な事態に直面するものとみられている。市長支持派の欠席のまま現行法では不信任案を成立させることができるかどうかなど、この問題について、自治労は二十一日、自治庁側の

見解をただしたが、自由法曹団でもちかく緊急会議を開いて同問題に対する見解を発表する模様である。これまで出された自治庁及び自由法曹団側の見解は大体次のようである。

法解釈の大前提として該当者を不利に処分する場合は、関係条文をもつとも厳格に解釈せねばならぬ

い。自治法一一三条の場合は市町村

の職をつばう場合だから、同条項は、もつとも厳格に解釈すべく拡張解釈や類推解釈は許されない。同条三項の議数とは「現に市町村会議員の職にあるものの数」をいうのであり、病気で長欠席の議員や懲罰により一定期間の出席を停止されている議員でも、現在議員の席にあるものであるかぎり、同項の議員数にふくまれる。実際の運営上からも、若し右の解釈をとらなければ脱法的にいくらでも不法な処分が七五条と一一三条により出来、はなはだ不都合を生じるからである。

一社説一

瀬長派は市民の判定に信を問え

〔琉新・朝 1957・9・24〕

那覇市会は依然として泥沼から足を抜けない。市会は自治法の修正を立法院にけられ、すっかり予定が狂ったようだ。那覇市政問題はひとり那覇市だけの問題でなしに、全沖縄的な問題だといひながら、一方では、市政は自治体で解決をつけろ、と立法院は逃げてしまった。市町村自治法自体にも疑義があるが、それには一つの解釈を与えて、独自の立法をするということに立

法院としては自信もないし、この外に、来春の三月の立法院総選挙で因縁をつけられることがオソロシイという底意もあつたにちがいない。しかし、このことはすでに過ぎ去つたこととし、とやかくいつても無駄である。

このようにして、法律論をめぐってイタチごっこをしている間に生きている那覇市政はいよいよ荒廃する。もし、この市政の荒廃を故意に長びかせ、これを対外的宣伝の材料にしようということを考えるとするならば、これはゆるせない破壊主義といわれよう。

反米宣伝のためになら那覇市政を犠牲に供してもよい、という考え方がゆるされるなら別だが、そうでないとすれば、現在の事態の打開は瀬長派も反瀬長派も共同の責任でなければならぬ。両派が責任のなすり合いをするならば、両派とも市民の非難を買つてあらう。

欠席戦術についてもすでに多くの批判がされた。これについては専門の法学者の間でも議論は二つに分れていていふから素人たちの議論でケリのつくはずはない。そうなれば、それはすでに法律以前の問題であり、良心と良識の問題に引き戻されねばならぬ。欠席して不信任決議を阻止することはた

しかに不法ではない。しかし、不法でないというだけで、政治的に正しいという結論は引き出せない。「不法」ではないが、言葉をかえていえば、「法の盲点をついて」政治家が私腹を肥すことがしばしばあるが、これを世間は公正とは決して認めない。いわば、これは「承認されない法的行為」であるといえる。この逆説は法と現実との食いちがいが生ずる。

欠席戦術については日本の自治庁でも不明とし疑義を残しているという。この問題は法律問題として興味ある事項であるにしても、これを裁判問題として解決を長びかすことは市民としては、その間の損害を我慢できない。法律問題とは別に、市民はもつと解決の近道を発見したいのである。

今度の那覇市議会選挙は市長不信任決議に端を発したのだから、民主主義の原則から言えば、反市長派が多数を制すれば辞任せねばならぬこととなる。ところが、その同じ民主主義の法律が、定員の三分の二の出席議員がなければ不信任決議ができないということとを規定している。この二つの民主的論文のかみ合い、言いかえれば、二つの「合法的」な理由が事態を動きの取れないものにしてしまつてゐる。

こうなれば、異つた両派の立場を一つの焦点に合せるのは市長選挙をする以外にはない。議員による市長の不信任決議は、形をかえた間接選挙であるから、それを忌避することは一応ゆるされることである。しかし、それではどうしても市政が正常な位置に戻らないとすれば、直接選挙になつて市長選挙によつて市民に対し信任を問う外にはない。

瀬長派が少数派で市政をテイトンさせることを好まぬならば、不信任案を通させて、市長選挙で市民に信を問ふことである。もしそれに自信が持てないといふのであつたら、市長は辞任すべきである。瀬長市長は市民の信任を堂々と問ふこととし、欠席戦術に一日も早く終止符を打つよう勧告してほしいものである。なお、行きがけの駄賃に真和志市との合併を実現すれば一層結構なこととなる。

波紋えがく那覇市政／自治

法の解釈をめぐって

〔沖タ・朝 1957・9・24〕

那覇市長不信任問題から端を発し民連側議員の欠席戦術を不満として同盟側議員で議決して立法要請された市町村自治法七十条を「議会から一定期間の

出席停止の懲罰を科せられた議員は百十三条（不信任議決）の議員数に包含せしめない」ように改めるという行政府からの勧告案は二十一日の立法院行政法務委員会で「不信任議決のような重要案件は多数出席を必要とする」との委員全員の意見一致で簡単に却下された。同盟側が現行法でも不信任議決は可能という独自の法解釈によって十七名の所属議員で議決をおし通し、瀬長市長の退陣を要求するという事態が起れば、民連側は「立法院での市町村自治法改正の廃案は当然だ。不信任は阻止する」といつているので、この問題はいよいよ行政、立法の権限をはなれて司法府での裁き、つまり行政裁判へと発展していく可能性が濃くなる予想である。瀬長氏が那覇市の長のポストに在るといつ一つの事実に対派議員の動きがからんで問題は意外なところに波紋をひろげつつあるが、現在の事情は更に「リコール」によるはつきりした法的手続きで市長の退陣をはかれという意見も生じており、又現在の那覇市政の混乱を救う最後のかつ唯一で受当な方法は那覇・真和志の両市合併の実現以外にはないとの世論がかなり有力に台頭しつつある。市町村自治法の解釈から切り出して那覇市政を中

心にした今後の動き方を関係者の意見をもとに診断してみた。
”不信任可能”にも両論／窮余の策は都市合併か

：現行自治法の規定の範囲でも同盟側は民連派議員が欠席戦術を続けられば”理由なき欠席”としてこれを懲罰して一定期間議会への出席を停止し、十七名の議員でも不信任議決は可能で有効であるとの主張を変えていない。つまり前述した同自治法七十七条（欠席議員の懲罰）をもっと拡大、具体化した規定に改めない場合でも五十三条（定足数）の後段（議会は議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことはできない）が「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において催告をしてもなお半数に達しないとき、若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない」との規定を基準にして”不信任可能説”を打ち出しているが、立法院では「五十三条は比較的に一般的案件の場合であり、不信任という重要案件については特に別の規定があり、多数議員の出席が必要ということは地方公共団体がその職を辞めるか辞めないかを定める

大きな問題である」として現行法では那覇市の場合不信任が無理だとの見解の議員が多い。もつとも星議員の意見としては「自治法百十三条の不信任議決の規定には”議員数”の三分の二以上が出席、第一回はその四分の三以上、二回目は過半数の同意を必要とする」とあるが、この”議員数”が議員定数であるのか、或は那覇市のケースのように出席停止の懲罰をするのであればこれを除いて残りの議員数であるのか、論議しようと思えば問題にならないこともない。この辺は法の弾力性ともいえる」と語っており、また「日本憲法（五十六条＝定足数）でも両議員は

各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ議事を開き議決する事ができない」といつた規定があり、他の面では議員の定数という用語を使つてあるのもあるので、日本の識者間でもこの”総議員”と”議員定数”については常に論議されている」とも話している。つまり問題の重要性とも関連して不信任議決に要する議員数の算定は二つの解釈が生じているともいえる。これは法律問題ではないが、立法院議員の中には「那覇市長は最初の不信任を受け議会解散後の議員選挙では与党の勢力が増えたとはいっても与党より野

党が多いという立場からは政策の遂行に支障を来すので当然引下がるべきだ」といつ見解もあるが、現在の沖繩の選挙制度が比例代表制でもなくまた法的な根拠もないのでこのような意見は一つの道議論でしかないといわれている。結局那覇市会の同盟派議員が今議会でも市長不信任議決をしてもその効力については賛否両論があり、これもそれぞれの立場、利害関係に立つての法律”解釈”であるので白黒は行政裁判の結論に待つほかはないようである。

：瀬長市長は例え那覇市の市政が混乱するとしてもその責任が同盟側のいふように民連側議員にあるとは必ずしもいえない、として”不信任”という”不名誉”な形式では身を引くわけにはいかなないという態度をとつているといわれるので、同盟側が十七名の議員だけで議決してもその独自の解釈で不信任を受けつけないこともほぼ予想されることであり、行政裁判が開かれるとしてもこの問題は後に大きな影響を及ぼすケースをつくることにもなるので判決が長期を要することも明らかである、といふのは裁判所内部でも非公式にはまとまつた意見はないといわれるからでもある。行政裁判の見通しにつ

いて民主党某議員は「現那覇市長問題のような判例が日本々土でもないといわれても訴訟が起つた場合、同市長の退陣が実現しないとは必ずしもいえない。裁判官は判決に当つては先ず判例を基準にするが、それがなければ慣習を判断の基礎にし、慣習でも決められなければ最後には条理に従つて結論を出さねばならないからだ。賢明な裁判官が現在の那覇市政の混乱を放置してもいいという非条理なことはいはないと思つとも語つてゐる。

…行政裁判の確定が長びくとすれば、那覇市の混乱もそのまま尾を引くことになる。こういつた懸念が数年来懸案となつてゐる那覇、真和志の二市合併の動きのさそい水ともなつてゐるが有識者間でもまた世論の動向も「現在的那覇市政の不安定を安定化させ事態の收拾をはかるには両市の対等合併以外に妥当な方法はない」という方向に進められてゐるようだ。合併—新市長の選挙—都計の推進というのが大きな念願だが、真和志側は既に那覇市に合併実現を要請、政府もその申入れによつて市町村合併促進法の研究に着手してあり、機が熟すれば何らかの勧告をしたいという態度もみられてきた。都市合併は瀬長市長の公約でもある

が、同盟側は現在合併よりも不信任が先決という考えであるので、両市合併もまた同盟側議員の態度がかなりの影響力を持つわけであり、那覇市政の混乱を收拾しようという様々の動きが、最後にどういふ線までまとめられるか、今のところこれといった見通しはたてられず、又注目される点でもある。

行詰り打開に対策委／那覇 市会欠席議員多く、休会

〔沖タ・夕 1957・9・24〕

二十四日の那覇市会は、十八名が出席（与党側兼次議員を除き十一名、野党側辺野喜議員欠席）してあさ十時半から開かれたが、開会と同時に高良議長は「欠席議員が相当いる」という理由で休会を宣した。これに対し、兼次議員は、「過半数が出席し、議会は成立しているので、議案審議すべきだ」と高良、渡口、正副議長に抗議を申し込んだが容れられず、二十五日あさ十時から再開することになった。散会後高良議長は、市長室で瀬長市長、兼次議員と会い、議会運営について話し合ったが、議長は「市長の信、不信でもたつている議会の打開策として、与野党双方からそれぞれ三名の委員と議長を加えた、議会運営のための対策

委員会を設け、円満解決の話し合いの場にした」と申し入れた。

これについて、市長と与党側は全面的に賛成する旨回答したので高良議長は、さらに野党側十七議員とはかり、発足させることになつてゐる。

同委員会では、不信任の問題、提出された重要案件の審議などが話し合われることになつており、行き詰つた那覇市会の打開に果す役割が注目される。

一社説

議員としての自主的な立場

〔沖タ・朝 1957・9・25〕

那覇市会は、きのうも議案審議を見送つてしまつた。それでも、にっちもさつちもいなくなつた市会をどうにか打開したいといふことで、当局派、反当局派からそれぞれ三名ずつの委員を挙げて、議会運営を研究しようといふ合意の上で決めたことは、市長不信任をめぐつて、双方の議会闘争がイヤといふほど壁に突き当たつたかつこうである時だけに、これ以上市政をマヒさせたくないといふ、選良としての当然とすべき善意ある態度のあらわれとして、なにがなしほつとさせるものがある。

とはいつても、反当局派は、依然として「あくまで不信任強行」の立場を崩してはいないし、一方当局派にしても、対抗手段としての欠席戦術を捨てそうにもないので、カベは双方の間に今までどおりガツチリと立ちはだかつていゝか受取れない。

いままで、このカベを突き破る方法手段としては、いくつかがのことながら取上げられている。それは那覇・真和志の合併であり、市長退陣であり、あるいは、これを裁判問題として持ち込む「行政裁判」といつたことである。そうでなければ両派が歩みよるか、でもしなれば打開の途はいつまでも見できないといふことになつてしまふ。

ところで、新聞の報道によると、反当局派側では、月曜会という会を結成しており、これによつて、再建同盟の支援を受けながら、一方では議員としての自主的な議会活動をしようとの考え方だといふ。それは、従来の野党側のバックである同盟とは別に市民の選んだ議員としての立場から、独自の議会活動をするという風にもとれる。そういうえば、これまでのように、同盟のような団体や結社が、自治体の運営に強く介入するといふことは、出すぎる

と考えものだと一つ一つの反省のチャンスになるのではないか。

というのは、市会は市民の世論の上に立つて市政を営むのが常道であるし、他からみだりに指図がましい口を受けて行動するということは、半面では自主性のない、つまり圧力団体によつて動くということ、本来の自治体の姿としては常識に反するという疑いも出てくる。

民連にしても、政党のバックや支持がないとはいえないし、この点おなじだといえよう。ただ政党が、自治体の末端まで組織の力を延ばすということは、政党政治のあり方としてなんのふしぎもないが、かといって、いまのように、そこまで一般とむすびつきの弱い沖繩の政党が、自治体にはいり込んでくるということは、一般と遊離した、言い変えると、市民のための市会でなくなるおそれがある。

いまのところ、反市長派は同盟に、市長派は民連に拠つて市会の駆引きに当っているが市民を対象にする市議会としては、市会の運営に当る直接の当事者としての選良という立場から、もっと自主的にモノを考えていくという努力や注意が必要になつてくるのではないか。

まえにも述べたとおり、地方自治体の運営に、政党や、政治団体が働きかけたり、介入したりすること事態は悪くないが、それがあまり口コソになつたり、常識を逸すると、一般市民は、かえつて別の団体や政党というヒモによつて動かされる市政の争いの中にまきこまれかねない結果になるし、ことにこんどの那覇市政問題が、対外的にも微妙な作用を及ぼすことをおもつと、いよいよもつて問題を解決よりも複雑な迷路へ押しこむような不安が生れてくるのである。

二十三日高良議長は混乱した市会の一つの收拾策として、市当局と話合った時、合併問題を持ち出している。つまり解決の糸口をつかむ方法として「合併して、市長退陣」ということではどうかと申入れたことに對し「私個人は辞めるのはたやすいが、民連側議員が承知すまい」ということでこれもものわかれとなつた。

これは見方によれば、個人の立場と、団体行動の立場はちがう、ということである。反当局派側はといえば、合併には目もくれず、あいかわらず不信任に凝り固まっている。そのバックである同盟という団体の支援でそうなっているのか、そうであるとすれば、市民は

いつ、同盟に、そんなことを託したのか、話がおかしくなつてくる。とにかく、双方がすなおに、問題解決のために、もっと話し合う必要がある。

いつの選挙のばあいでも政党か、人か、は問題になる。古くて新しい宿題である。同盟と、野党のつながりは、始めからその点でクサレエンかもしれないが、こつ問題がこじれてくれば、こつらで議員の自主的な態度というものをもそろそろ決めてかかつてもよさそうに思う。市会運営に焦点をしばつて、まず現状打破への方途として、研究会が生れたことは、その意味では問題を一歩すすめたことになる。

本会議／那覇問題握り潰し

／自治法一部改正を可決

〔琉新・朝 1957・9・25〕

立法院の定例会延長会期は余すところあと三日間となつた。そこで連休明けの二十四日から会期切れの二十七日まで連日本会議を開いて案件処理を急ぐ態勢をとり、俄かにあわただしくなつた。

二十四日の立法院本会議は午後二時十五分開会。直ちに日程に入り「市町村自治法一部改正案」を上程、星行法委員長が提案趣旨の説明を行ったあと質疑

疑に入り

宮里栄輝氏（社） 同改正案は「行政主席は、市町村の組織運営の合理化に資するため、市町村に對し適切と認める技術的な助言または勧告をすることができる」と規定しているが、行政主席が任命である現状を考えた場合、この規定は任命主席に市町村自治への干渉を許すということになりはしないか。

星行法委員長（民） あくまで自治の本旨に基いて、本法を解釈するということが法の目的である。市町村が法令の規定に反し、不当に経費を支出し、著しく事務執行を阻害して公益に反するとき、主席は助言、勧告を行うというのであるが、それはあくまで助言、勧告の範囲を逸脱してはいけないのである。

新里銀三氏（民） 那覇市会問題に關してだが、現行法の規定を拡大解釈することで、瀬長市長不信任案は瀬長派議員の欠席戦術にかかわらず、議決できると思うがどうか。

星委員長 那覇市会からの改正陳情は、那覇市の場合を考慮して拒否したのではない。立法は普遍的、一般的立場から行うべきであり、個々の市町村における政治的紛争の中から出てくる

ケースには、慎重な態度でのぞまねばならないというのである。自治法は「その運用が運用者の良識にゆだねられている」という点に特色がある。確かにこの問題は法の穴といえれば穴だが、それを埋めるのは法の改正によるよりも、当事者の良識で埋めるべきものであり、終極的には選挙民の裁断にゆだねるといつのが、自治法の問題である。この問題は委員会では審議しなかつたが、私の個人的見解としては、議員数は病氣、死亡、除名者は除かれた現在の数を意味しており、議会に出席する権利をもっている現実の議員数ということである。問題は良識によって決め、紛争があれば裁判所の判決にゆだねるべきであると解してその点改正しなかつた。

下里恵良氏（無） 穴があることを承知して、その穴を埋めないというのは立法者のとるべき態度ではない。その盲点が住民福祉の障害になれば、完全な法につくり直すことである。

星委員長 自治法は、欠席戦術を予想してつくつたのではないということはいえる。議員は出席する権利があり義務であるとして立法されており、両派議員の良識ある話し合いを期待している。穴を埋めるため立法機関が市町村

自治に干渉することは拙いことである。仮にその穴を埋めることを考えた場合、那覇市会は六人の賛成者で市長を不信任することができることになり、重大事件に対しては多数出席による多数議決の原則を損うことになる。

次いで討論に入り
大湾喜三郎氏（人） 反対 〓 この法案は任命行政主席をして、地方自治体への消極的干渉を許すものである。

宮良寛才（社） 〓 反対 〓 市町村事務は例示すべきであるが、これを規定していないのは妥当でない。

社大党側は同法案を二読会に持込むことを意図していたが、読会省略採決に持込まれたため幾分まごつき、挙手採決の結果賛成 〓 二十（民主十六） 社大 一（仲宗根氏） 無所属二（知念、下里、宮城氏） 反対 〓 六（社大五、人民一）で委員長報告通り可決。

「証券取引法案」を質疑応答のあと
第一読会を修正内政委再付託。

私の意見 / 悪法もまた法であるか / 瀬長市長の不信 任案

下地敏之

「琉新・夕 1957・9・25」

不信任決議のことについて「法律上議会出席は強制されないのでその権利行使によつて三分の二を割るか割らないかを決めることは議員に与えられた権利であり、合法である。合法であることによつて非難はされない」ということを言う人もいるし、また政治的にのみ論じて「議会に多数をとることのできない市長では市政は混乱以外の何物でもなく、那覇市政の通常のあり方を進めるためには（反米的のみであつてはならないので）市長を退任せしめるべきである」と言う人もいる。法律だけにたよることがはたして那覇市政のためになるかどうかは法律解釈学だけの問題ではない。殊に法律が市政とからみ合つているときには何れを重しとして判断を下さるべきかも考えられるし（法解釈学のみ独走は裁判所でも許されない）またその法解釈学もまたその解釈の結果、政治的に社会的にその他いろいろと影響が及ぶを考えれば概念的な法のみ問題ではあるまい。実定法を重んずる人々は「悪法も

また法である」という。しかし何が悪法であるかということは法律以前の条理その他のものであつてその以前のものによつて法の解釈はなされ、形式上悪法と称せられる法を良法たらしむべく努力するのが実生活においてわれわれのつとめである。（悪法の解釈による修正）裁判所は文言にかゝらず拡張や類推によつて判例法を作り、行政府そのようにして慣例を作る。どうして議会が政治状態とにらみ合せて憲法を良法につめる行動が出来ないであろうか。私たち市民の幸福を追求するためにありふれた概念的な法解釈は捨て去らるべきものである。ここに議会の法手段による行動が適法なり（悪法と対照して良法なる）とせられることが是認さるべき根拠がある。「勧告市会における不信任議決」がこれである。しかしこれは今の市会の状態では実現出来るかどうか気がつかれるが、しかし市政の遂行の出来ないために一日と迷惑を蒙るのは市民であること考えれば緊急にこれを解決する方法あるのみである。今の行政府は市町村に対して「助言または勧告」以上の監督権を持っていない。自治体としてまた市民の自治能力一般として考えれば望ましいことではないが、これを救

い得るものはただ弁務官の行政命令による解職あるのみである。事はそれほど緊急を要するものと考えられる（戦前の緊急勅令を出してもらったことだ）
〔弁護士Ⅱ投稿〕

那覇市議会／合同委で審議 開始／専決処分で当局を 追及

〔琉新・夕 1957・9・25〕

与野党対立の激化で議案の審議ソツチノケといった形だった那覇市会は二十五日あさ十時四十分から開会、直に合同委員会に切り替えて、開会後七日目によつやく審議に入ったが、野党側は瀬長市長の専決処分に焦点をおき、当局を追及正午質疑継続のまま休憩午後二時再開されることになった。主な質疑はつぎの通り。

渡口（麗） 市長提出議案は二十四件の専決処分が含まれているが、専決処分はどういう場合になすべきか当局の見解を聞きたい。

総務部長 専決処分を行うことのできる場合はいろいろあるが、今度の場合は議会の成立がないときを適用して行った。

渡口（麗） 議会不成立の場合はすべて専決処分でき処理できるか。

総務部長 できると思う。

比嘉（朝） 緊急を要しぜひ必要な場合に限るのではないか。

総務部長 専決処分はさきの議案に提出したものであり、自信を持って提案したものに對しては専決処分できると思う。

兼次 専決処分問題は、その処分が専決処分によらなければならない何らかの緊急な理由があつたかということだ。この意味から市長に区長制、消防隊長についての専決処分は議会が開かれるまで待てなかつたかどうか。

総務部長 消防隊は市民の財産の保護に当るといふ性質上、早急に整備する必要があつたので専決処分を行ったのだ。

兼次 なつとくできない。専決処分をあえてしなればならなかつた具体的な理由がききたいのだ。この件について専決処分を行った瀬長市長の答弁を求めたい。

（このとき日程外との発言あり、区設置条例、消防隊長の議題にきたとき、市長の答弁を求めることになった。）

その後専決処分議案の一つ一つについて、専決処分を行う必要があつたかどうかについて野党側が激しく当局を追及正午休憩した。

なお野党側では会期延長について話し合った結果、午後の議会で会期を三カ月間延長する方針である。

那覇市議会／合同委員会／ 野党、さみだれ質疑で会 期引延し策／審議もたつ た四件／傍聴席もすつか り拍子抜け

〔琉新・朝 1957・9・26〕

二十五日午後の那覇市会は合同委員会の形で午後二時五分再開されたが、野党側が引延し戦術の一環として長々としたさみだれ質疑を行ったため、審議がはかどらず、午後二時半休会するまでに四件しか審議できなかった。

…普通議案は一応委員会に付託し、委員会でも細部にわたる検討をした上で本会議で可決を決することになるが、野党側では本会議で欠席している与党が、委員会にできて演説をブタしたらシャクの程というわけで、いつでも本会議にぎりかえることのできる合同委員会でも議案を審議するという与党のケン制作戦をとつたもの。

議案四十一号那覇市消防隊の条例の一部を改正する条例の専決処分から午後四時の審議に入ったが、一つの議案に野党側が入り替り立ち替りダラダラとした

質問を続けるといった調子で、始めは四、五十名いた傍聴人もひようし抜けたときには半分近くに減つていた。主な質疑はつぎの通り。

赤嶺 労基法には退職するとき三十日以内に年次休暇分も加算して退職金を支払うことになっているが、それを実行したか。

総務部長 事務多忙で手が回らずまだ調査していないが、年次有給休暇は予算の関係もあるので、全般的なメドを得てからにしたい。

渡口（麗） 予算云々をいつているが、問題が法律にふれることであり、これこそ専決処分をして支給すべきである。

高良（清） 市職員の定員を増員した理由は。

総務部長 増員ではなく、数年来臨時雇員であつたのを身分保証の意味から職員に昇格させたのである。

なおきょうはあさ十時から合同委員会が再開されるが、野党側ではきょうもさみだれ質問を続ける一方さらに専決処分によつて処理された条例を廃止する条例を議員から発議するなど、議事引延ばしのアノ手コノ手が予想され、会期の延長については

三カ月という見方が有力で、きょう中に会期の変更についての動議が出る見込み。

那覇市長不信任問題解説／

自治法の解釈で対立／ しつくりいかない同盟側

〔沖タ・夕 1957・9・26〕

行詰った格好の那覇市会の收拾策として、議員間にも真和志市との合併問題に対する動きはみられて来ているが、いわゆる当間系議員間では依然として合併による現状打開をしぶり、不信任強行を考える態度があつて野党側十七議員間でも一致した見解を見出すのに苦慮している。とくに現行自治法のもとで与党議員が欠席戦術をとる限り不信任成立は可能か、不可能か、という問題については、高良議長と、渡口麗秀副議長の間に根本的な見解の相違があり注目されている。高良議長は「現行法では与党が欠席する限り不信任議決はできない。自分も議長として、このままの状態では不信任を成立させる考えは全くない。もしこれを強行すれば、議決の責任は議長個人にあるし、こうした責任が議長としてもないからだとの見解にたっている。

一方、渡口麗秀副議長の見解では「欠

席戦術によつて不信任成立の定足数を割ることは、あくまで法の盲点を衝いたもので、このままで不信任を強行しても出来ないことはない、もし強行すれば、市長によつて再議に付されたのち当然行政裁判に持込まれるだろう。その場合、市長の職権は停止し、失職のうえ新市長選挙が行われなければならぬ」との見解をもつて依然として強硬派のリーダーとなつてゐる。

…こうした動きに対して瀬長市長は、「当然現行法では不信任議決は出来ない」との見解にたち、もし強行すれば再議に付したのち再び議決されれば行政裁判に持込む。この場合、不信任議決は仮執行のまま市長としての職権には支障を来たさない、との立場を表明している。

また、野党側の一つの対策として不信任完遂まで会期の延長をつづけていくということに対して、那覇市議事規則に十二月に定例議会招集の規定があり、十二月までの延長は不可能だとの見方が当局派にはある。瀬長市長も案件のないままの会期延長はできないし、十二月には新たに新議会を招集する態度をみせていることから野党側も会期が延びれば、より不利になるものとみられる。

案件を残して会期延長することも考えられてゐるが、これに対しては「故意に案件の審議をのばした時は、市長専決処分の対象となるから、野党側も考へざるを得ないだろう」との見方もあり、近く両派三名からなる「議会運営についての対策委員会」でこの点について相当議論が交わされるものとみられてゐる。

四週間の会期延長／ケられ

た区長制／市長が再議求 める／那覇市会

〔沖タ・朝 1957・9・28〕

那覇市会二十七日の本会議は、十九名が出席（与党側兼次議員を除き十一名欠席）、午前中、市長の専決処分で制定した区設置条例を廃止する条例を可決、午後に入つて予算案の審議を行つたが、途中会期延長の緊急動議が出され、これを採択可決した。その結果、十月二十六日までの四週間会期は延長された。

…午前中の本会議は、開会と同時に合同委に切りかえて議案を審議、その後再び本会議に切り替え質疑討論なしに議案の採択に入った。その結果、選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭人及び公聴会参加者など

の費用弁償条例の一部を改正する条例、など七つの専決処分の案件を原案通り承認、市ラジオ管理条例の専決処分を一部改正して承認した。ついで市の臨時備員を職員に昇格させるための市職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分は、承認せず、新たに十六議員が共同で改正以前の条例にすることを提案可決、区設置条例はこれを廃止する条例を提出可決したこの条例については、原案通り承認しようという兼次議員と、重要問題であり、廃止する前にもつと検討しようという中間派平良議員と、廃止条例を出した同盟側十六議員の間で激しい論戦が交わされたが、結局採決の結果、十六対二で廃止されることになった。

（質疑応答要旨）

区設置条例をめぐる質疑、討論の要旨は次の通り。

宮里議員 区長制の復活は重要な問題であり、去る六月の議会でも反対してきたにもかかわらず専決処分したことは、議会を無視したものである。区長はボス化するおそれがあることから当間重民市長の時に廃止し、真和志でも去る一月廃止している。それを専決処分した理由はなにか。

神山総務部長 政治的なものと関り

があるので、市長から聞いてもらいたい。

兼次議員 区長制度の復活は重要であり、本日の日程には、これを廃止する条例が出されている。従って次に来る条例廃止の案件とも関連するので、市長が議会の成立を持たずに制定したことについて、その緊急性、客観性について市長から答弁させてもらいたい。

（“その必要なし”の声）

平良議員 四十一区のうち二十六名がすでに任命されているといわれ、その選出方法についても区民の集会でやっているというが、私の調べたところでは、さらに六区から推薦者が出ているという。廃止案についても、十分納得いくように検討し市民にもきく必要があるので、市長の答弁を要求してもらいたい。

この時、大山議員から、”議事の進行上、合同委を本会議に切りかえ採決してもらいたい”という緊急動議が出される。

…午後の本会議は、ひる二時から開会され、会期が迫っているという理由から日程三十三号議案、五八年度予算の審議を十一号議案にするよう日程変更、予算審議に入った。

野党は、歳入面で総評からの寄付金百万円は、日本からの送金は難かしいが、為替管理令など考えた上で歳入に組んだのか総合グラウンドの計画がないなどで当局を追及したが、途中、大山議員から緊急動議として会期延長の動議が出され審議はあす十時から継続することになった。

大山議員は、不信任動議に対し”与党が欠席戦術をとつたために市会は混乱し、議案審議は二十八日の会期までに完了することができなかった。議案を慎重に審議するためには、四週間延長したい”と提案した。これに対し兼次議員は、”二週間の会期に対し四週間の延長は、よほどのことがない限り許されない。残された議案の審議は三日で十分である”と反対したが、採択の結果、大山議員の動議が可決された。市長が再び提案

…議会が区設置条例を廃止したことを不服とする瀬長市長は、自治法百一条の規定によって、十日以内に理由を示して再議に付すことになっている。一方二十八日には、あさ九時からすでに任命された二十六名の区長を市役所に集め今後の方針について協議することになっている。

那覇市会 / 再議問題で新局面に / 与党側は出席しない？

〔琉新・夕 1957・9・29〕

野党側の瀬長市長不信任案に対し、与党側の欠席戦術という形で展開された那覇市会問題は二十七日野党側が瀬長市長の専決処分を覆えず区長制度の廃止、職員定数の据置決議により、新たな局面に入った。

瀬長市長は野党側のこの挙に対し市町村自治法第百一条に基いて再議に付すと表明しているが、再議のさい与党側が出席して議員制定の区長制度廃止の条例、市職員定員措置の条例に反対すれば、その案件は自治法百一条”再議のさいは出席議員の三分の二以上の賛成がなければならぬ”に基き、二十七日の市会の議決は効力を失うことになり、この場合、すでに効力を発していた市長専決処分による区設置条例、職員定数増員の条例がそのまま存続されることになる。

従って瀬長市長は専決処分で行った前記二つの条例に対する政治責任を果し、これを有効にするためには再議のさい与党議員を出席させなくてはならないが、その場合野党議員から待つていましたとばかり、市長不信任案をた

たきつけられることを覚悟しなければならなくなる。

結局与党側では市長不信任案か区長制、職員増員のいずれかを選ばなければならぬ羽目におち入ったわけだが、兼次議員らは、瀬長市長の進退は全世界の注視を浴びており、野党とのかけ引の具にするようなものではない、と再議のさい暗に与党議員が出席しないことをほめかしているが、瀬長市長としては現在までにすでに任命された二十六名の区長の意見も聞いてからこの問題に対する結論を出したいと思っている。場合によっては区長制度、職員増員を実現させるため不信任案を受けて立つことも考えられ、再議に付すことのできるこの十日以内の与党の動きが特に注目されている。

那覇市会 / “欠席戦術は権利放棄” / 野党議員が判例研究

〔琉新・朝 1957・9・30〕

那覇市会問題は野党議員が瀬長市長専決処分による区設置条例、職員定数条例を否定する条例を議決したことによつて新たな局面を展開したが、野党側では最近瀬長市長追い出し策の極め手を見付けたよつである。

野党側では三十日午後五時から市内某所に集り市長不信任問題の局面打開について協議したが、与党側が欠席戦術をとり続けた場合は、議員定数の三分の二以上の出席がなければ不信任案は決議できないという現行法に拘束されず、市長不信任案を可決できるとの結論を得たようだ。

野党側ではかねて本土各地の判例を研究中であったが、最近に至り福岡高裁で再三の出席催告にも拘らず議員が議事会に出席しない場合、議員の権利を自ら放棄したものとして議会成立定数に含めないという趣旨の判決があることを確かめたものだが、この判例により与党側が今後も欠席戦術をとり続けた場合は、野党は与党欠席のまま不信任案を可決する公算が極めて強くなった。

再建同盟某氏の話 福岡高裁の判決は、議員は議場に出席し、議案を審議する義務があるということとを前提にし、理由なき欠席は自治法違反であるという見解に立っている。我々としてはこういう判例がある以上、与党が依然として議案をボイコットするという違反行為を続けるなら与党議員欠席のまま不信任案を決議することに確信をもっている。

暫定予算など可決／那覇市

会／催告状に反応なく十七名で不信任へ？／区長さん大挙議会へ承認陳情

〔沖タ・朝 1957・10・1〕

三十日午後那覇市会は、午前にひきつづき、ひる一時から一般会計、水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の十月分暫定予算を審議、それぞれ原案通り可決したのち、ひる二時散会、三日間の休会に入った。

：一般会計については、台風フェイの災害対策費（六十九万六千円）が少いことを鋭く追求、当局側に被害の詳細を調査して提出するように要求、その結果によって考慮することになり、原案を可決した。

また水道事業特別会計（歳入歳出総額四百五十七万五千七百二十八円）では、渇水期に軍から補給を受ける場合の購入費は、十月の暫定予算に百二十一万円を組み、十一月以降はたった十六万しかないが、これで市民に迷惑をかけないでやっていけるかどうかを質したが、牧港の水源地在十一月中に完成するので軍からの補充は受けなくて済むという当局側の答弁で、これも原案可決、区画整理事業についてはほとんど質疑討論

なしで原案可決した。

：二十六日の本会議で、野党側は専決処分によって制定された区設置条例を廃止する条例を可決したが、すでに任命された二十六名の区長は、ひる二時議事会終了と同時に高良議長と会い、連署で再議に付された場合には善処してほしいという陳情書を手渡し、約二十分にわたり区長制の必要性を説いた。

なお市長不信任問題については三十日も欠席議員に対し、出席の催告状を出したが、これを繰り返しても出席しない場合には、一定期間の出席停止処分を科し、十七名で不信任を可決するハラを決めているようである。

出席停止処分の議員／定数

にふくまれる／自由法曹

団から回答

〔琉新・夕 1957・10・1〕

那覇市では自由法曹団に対し「懲罰に付され出席停止処分を受けた議員は議員定数に含まれないか」との疑義について問合わせ中だったが、三十日午後「当然定数に含まれる」と回答してきた。回答文はつぎの通り。

法解釈の大原則として、他人の権利を奪う場合、当該処分法規の解釈は

最も厳格にこれをなすべく、拡張解釈や類推解釈は許されないことはいうまでもない。ところで、地方自治法第百十三条、長の不信任案議決は特別議決であり、この規定の「議員数」は「現に議員の職にある者の総数」と解し、除名されない限り懲罰により出席停止中の議員もこれに含まれることは勿論である。

それはもし出席停止議員を特別議決の定数に含まないとすれば、普通議決で議員の出席を停止することにより、特別議決の定めが無意味になるからである。

瀬長市長の不信任達成／現

行法では駄目／那覇市議

会

〔琉新・朝 1957・10・3〕

那覇市会野党側では瀬長市長不信任案の達成をはかるため、欠席戦術を封じようと、自治法の抜穴探しに躍起となっていたが、最近に至り、現行法では瀬長市長が与党を出席させることのない限り、不信任は達成できないという結論を得たようである。このため那覇市会は会期の引延し、真和志市との合併問題の再燃など長期戦化の様相を呈することになるようである。

野党側では議員は議会に出席する義務があるということに理由に、何とかして与党側の欠席戦術を封じ込め、議会に出席させることにより、長の不信任の場合の要件である議員数の三分の二以上を得、瀬長市長不信任案を成立させようと作戦を練っていた。

その第一歩として議長による出席催告という手を打ったわけだが、与党側が瀬長市長擁護を理由にこれを無視し、欠席を続けたのでこれは無駄弾に終わった。つぎに考えたのが欠席議員の懲罰という手だが、懲罰の段階にはいくつもあり、定足数に関係のない出席停止処分は過半数の賛成でできるが、定足数に関係のある除名処分は議員数の三分の二が出席その四分の三以上の賛成があるので、この面からの不信任問題解決は不可能となった。このため本土各地に問合わせて欠席議員を出席停止にしたまま不信任案の可決はできないかという研究を続けたが、もしこういう疑義のある方法で不信任案を強行した場合、瀬長市長は自治法第百十一条の規程に基いて議会を被告として裁判所に訴えることができ、この場合に勝目を少ない上に、市長は現職を保証されたまま出訴できると解されるので、もし市長が負けるようなことが

あつても裁判が確定する二、三年間は市長の地位は安泰ということになり、これでは所期の目的である瀬長市長追出しはとてもできないとこの方法を断念したようである。

そこで今野党側に残された手は、会期を瀬長市長の任期中ずっと延長し、与党の醜意をまつという方法と、真和志市との合併を条件に瀬長市長に引退を決意させることの二つがあるが、特に真和志市との合併による瀬長市長退陣の方法には野党側でも相当乗気であり、一方瀬長市長を中心とする与党でも、情勢によっては真和志市との合併による退陣の話し合いに応じてよいという態度を高良議長に示したといわれ、近いうちにこの問題を通して大きな動きがあるのではないかと予想されている。

市政全般を監査？／那覇市 会まず人事問題追及

〔沖タ・夕 1957・10・6〕

五日の那覇市会は、当局が議会から要求された参考資料を出さなかつたため、野党側は鋭く当局を追及、冒頭から紛糾してついに行政監査特別委員会を設置、議会の議決によって当局に提出要求を行うことになった。

監査委員会では、ひる一時から直ちに委員会を開いて協議した結果、全職員の新旧俸給対照表、(勤務年限、職階級、一月以降の採用方法)、一月以降十月五日までの退職者(年次休暇の時数及び支給額) 一月以降の臨時雇人氏名(職員に昇格したもの、昇格しないもの) 解雇されたものなどを、七日の本会議までに提出するよう要求することになった。

野党側は、当局が予算案その他の議案審議に必要な資料の提供を拒否したものととしてこれを重視追及する態度を決め、場合によっては市政全般についても監査の手をのばすのではないかとみられ、同委員会の動きは注目されている。

なお、市当局では、資料の提供を拒否したというのではなく、要求されたもののうち、人事に係り、市長の任免権に関連のあるものの提供を控えたものであり、正式に自治法によつて監査特別委から要求があれば出すといっている。

那覇市役所／職員労組わ る？／執行部は中立派が 優勢

〔琉新・朝 1957・10・7〕

那覇市会では与野党の対立で紛糾が続けているがこの空気を反映してか、那覇市職員労組にも「職員定数条例」の制定をめぐる市長派と中立派の意見が分れ、場合によつては職員労組が二つに割れる可能性もでてきた。

瀬長市長は市会解散中、専決処分で「職員定数条例」を制定、職員定数を三十六名増やし、今までの臨時雇員を三十四名職員として昇格させた。これに対し市会では去る二十八日この専決処分を承認せず、議員発議で新たな職員定数条例を制定、瀬長市長が増員したのを元の数に戻してしまつた。

この議会の処置によつて瀬長市長の専決処分によつて身分昇格した三十四名の職員は再び臨時雇員に格下げされることになったが、これに不満を抱いた職員労組では「臨時雇員の昇格は組合の決議に基いて行ったものである」と市会に対して善処を申し入れた。

ところが市長派の一部強硬分子はこういふ議会への申し入れでは生ぬるいと、四日議会開会中に職員労組大会を開き、職員大会の決議として職員定数

の増加をとりあげ、議会に強力に働きかけようと策した。

このため三日職員労組の執行委が開かれ、この問題を討議したが、市長派が職員定数の据置の責任は議会にあるとしているのに対し、中立派は専決処分を行った市長に根本の責任があり市長が再議に付して与党議員を出席させれば議員発議の「職員定数条例」は議決が確定せず、従って職員定数の問題は市長の出方によるとの見方をとり、遂に採決に入った結果八対五で中立派が勝を占め、四日開催予定の職員労組大会はとり止めとなった。ところがこの執行委の決定に対し一部強硬分子は強い不満を持ち、中立派の執行委員を訪問して説得にかかっているが、中立派が説得に応じないため、きたる七日執行委員と組合員の懇談会を開き、これを職員労組大会に切り替えて、市会非難の決議を強行しようとしている。中立派ではこの強硬派の動きに対し、場合によっては組合脱退も辞せずとの態度を表明しているの、職員定数問題をめぐる労組内の市長派中立派の動きが注目されている。

那覇市会／二条例を再議に付す／与党議員相変ず欠席

〔琉新・夕 1957・10・7〕

那覇市会はけさ十一時再開された。この日市長不信任案をめぐるとの大きな山と目されていた再議問題は区設置条例廃止の条例、職員定数条例について市長から再議に付されたが、与党は依然として欠席戦術をとり続けた。市長から述べられた再議の理由はつぎの通り。

那覇市職員定数条例中の一部を改正する条例はつきにかける理由のもとにこれを再議に付する。

一、軍補助、琉銀融資による事業がストップしたことによつて職員の減少の理由にはならない。即ち工事はすべて請負であり、職員の分担事務量が多くなるというだけである。

二、従来条例定員との都合上、恒久的事務であつても雇員として条例定員外の職員をもつてあててあり、条例定員を免れる不当な行為といわざるを得ない。かかる状態を正常の適法な人事行政に改め、職員の身分を確立し市政事務処理の職員定数を明確化する必要がある。

那覇市区設置条例を廃止する条例は

現状を正しく判断した結果得られたものではない。この条例提案理由にあげられた理由は那覇市区設置条例を廃止する理由にはならないものである。また区長連署で提出された陳情書は各市民の意見を表明するものであり、多くの市民が区長制を設けることを望んでいる。

て審議することになり、合同委員会にきりかえ、三件の審議に入った。

那覇市会初の都市合併委員会 く／殆どが早期合併説／ 真和志との話し合いで進める

〔琉新・夕 1957・10・8〕

那覇市会初の都市合併委員会は八日あさ十一時から那覇市会議室で開かれたが、真和志市との合併が必要であるということに対しては全員の意見が一致し、早期合併をはかるという基本線にもとづいて真和志市との話し合いを進めることになった。

辺野喜委員長 腹案はもつてないが、選挙後初の委員会でもあり合併をスムーズに運ぶにはどうしたらよいか、考えていきたい。

仲宗根委員 合併は今にはじまつたことではないから今までの経過を中心に話し合つていきたい。

高良（清）委員 委員長から過去の経過について説明してもらいたい。

辺野喜 選挙前の合併が問題となつたが、選挙前に無理してまでやる必要はないというので見送つた。

高良（清） 選挙前にすでに合併の意思を決議、合併をさけるような態度

をとつたことはなかった。

喜久山委員 色々決議したが実行できなかつた。今度こそ市民の声に従い、全会一致で早期合併決議せよ。議論の余地はないと思う。

宮城委員 同感。那覇市会がソツポを向いてるような印象を与えてはならない。早期合併に持ち込むべきだ。

喜久山 那覇と真和志は形態ではすでに一体となっており、気持の上でも問題はないと思う。

高良（清） 合併には誰も反対しないが、事務的なものが残されているにすぎないのではないかと思う。真和志側と話し合った上で具体的なとり決めをした方がよいのではないか。一方的に決めてもしょうがない。

喜久山 真和志は那覇の出方を待っていると思う。那覇が動き出すことだ。

辺野喜 真和志としては一応慎重に構えていると思う。委員会の意向がまとまれば私が真和志の意向を打診してもよい。

喜久山 那覇が動くのを待っている。委員会で決議しこれに基いて交渉した方がよい。

玉那覇 選挙前と今では事情もちがうし、委員長が真和志側と会つてみたら。

高良（清） 両市がまとまってもすぐ合併ができるというのではなく、複雑な事務的手続が残されると思う。

喜久山 事務的処理はどの位の期間がかかるのか。

辺野喜 三カ月はかかるようだ。

宮城 やるといふ意思をはっきりさせれば、事務的処理は自然にできていく。意思を決定するのが先決だ。

玉那覇 方法は対等合併か。

喜久山 方法はあともよい、合併という意思をはっきりさせればよい。

高良（清） 真和志に対しこちらから呼びかける必要はないか。

喜久山 委員会の意思をはっきりさせた方がやりやすい。真和志は那覇の出方待ちである。こちらが受身だ。

高良（清） そうではない、今まで真和志が逃げていたのだ。

辺野喜 真和志側と話し合つてからその結果に基いてつぎの委員会を待たらどうだろうか。

喜久山 那覇の意向をはっきり決議してからがよいと思う。

大山委員 合併は市民の世論であり議論の余地がないことは明らかである。真和志は積極的には那覇に働きかけないといっているので、那覇から積極的にやらねばならない。

辺野喜 相手があることだし、正副委員長が真和志の市会の意見を聞いてやつた方がやりやすい。

高良（清） 合併をするという基本線にそつて真和志市との交渉を進めた方がよい。

都市合併委員会辺野喜委員長、比嘉ゆう直副委員長が九日あさ十時真和志市会正副議長を訪問、委員会の早期合併の意思を伝え、真和志側の意向を打診した上で今会期中に真和志市との合併実現を決議することになった。

社大党、民主を痛烈に批判

「都市合併を訴える」/ 不当な市長不信任を断固阻止

〔琉新・夕 1957・10・8〕

那覇、真和志両市の合併促進に対する世論の盛上げを狙う社大党主催の「那覇、真和志合併促進演説会」は、七日夜七時半から那覇市内農運市場前広場で開かれた。この日聴衆約千数百人余、山城善光氏の司会で平良良松（立法院議員真和志市）宮里栄輝（同）浦崎康華（那覇市議）兼次佐一（同）氏と同党委員長安里積千代氏が演壇にたち「那覇、真和志市の早期合併の実現」を訴えた。

平良氏は、失業保険法案の可決、原水爆基地反対決議などにふれて立法院定例会の議会報告を行ったあと「民主党は社大、人民両党の批判に乗り出しているが社大党は八日中執委を開き、反撃態勢を整える」とその態度を明らかにした。

次いで宮里、安里氏も民主党批判を行ったが、琉球政治の現況を「ブルドーザー式無限軌道の政治」と評した安里氏は、土地問題に言及して「立法院にはアメリカに協力し隷属するといわれる民主党が絶対多数を占めている。民主主義のルールからいえば、その数は住民意思であるというが、その数の中に、住民意思が本当に現われているとは思われない。金でつられぬがめられたものが民主党に現われており、民主党が住民の意思を代表すると思つことは間違っている。土地問題も、民主党がもう一寸しっかりしていたならば一括払いには阻止できたであろう。民主党が骨抜きになり、ああでもない、こつてもないといつて島ぐるみの態勢を崩したのである。」と痛烈に民主党を批判した。各弁士の演説要旨次の通り。

平良良松氏 民連側も再建同盟側も都市合併を打出していながら瀬長市長

をやめさせる、やめさせないにこだわっている。那覇市政が混乱、腐敗している要素の中には、住民の意に反して、自分達の利益のために考えるという不純なものがある。那覇、真和志の合併問題は、検討される時期にきている。兄弟がけんかすることを止めて、もつと建設的な方面に努力すべきである。

浦崎康華氏 那覇、真和志はどうしても合併すべきである。それは経済的利益や理論では割切れない市民感情でもある。現在の那覇市の地域一部は、いまでも真和志の地番になっており、このため市当局は諸種の事務処理に困惑している。那覇市会は市長不信任問題に深く足をつつ込むことを避けて、転換を図らねばならぬ。われらは再建同盟側に「市長不信任を思いとどまって、市民の福利増進に努力するよう」申入れたが、相手がこれを蹴っているのだから、われらとしては欠席戦術をとらざるを得ない立場にある。那覇、真和志の合併は、対等、編入いずれでも結構であり、市民が納得のいく方法で合併を実現させたいと思う。市民は那覇市会の合併特別委に「時期尚早」という結論を出させないよう監視して貰いたい。

宮里栄輝氏 戦後、軍用地に土地を

接收された人々が都市に集まる一方、基地経済による産業構造の変貌が、人口の都市集中の一因になっている。都市政策は政治上の大問題であり、単なる一自治体の問題ではない。合併問題は市民の福祉の点から真剣に考慮されるべき問題であるが、先の真和志を除く合併は、一部野心家の野望を満たし、その勢力扶植のために行われたのではないかと思っている。ドーナツ合併は珍無類であり、常識では考えられない。このため社大党はこれには筋が通らないということと反対したのである。那覇市政は行詰っている感である。那覇市だけで那覇の復興ができるかどうか疑問であり、その復興は琉球政府と施政権者であるアメリカの力で当然なすべきものである。那覇、真和志は一日も早く合併すべきであり、那覇が真和志側の申入れを虚心坦懐に取上げることを念願する。

兼次佐一氏 瀬長市長は、自己財源によって、遅くはなるが十分に那覇市の復興ができるかと断言している。それは市町村の在り方からすれば、本当の姿である。依存財源で事業を行うことは、結局は市民が負債を負わされることになる。那覇、真和志の合併を望む世論は、熟しており、時期は遅きに失

する。合併した場合、自らの勢力が殺されるという理由で、合併をいやだということとは許されない。両都市は無条件に合併すべきである。那覇市会は市長不信任派と信任派に分れて争い、合併を忘れていると評する向きもいるが、われらは市長信任を公約にして選ばれたのである。従って不当な市長不信任を阻止するため、法律で許された範囲内で闘うことは、忠実な公僕として当然である。市長不信任の問題と両市の合併とは、自ら別個の問題であり、大乗的見地にたつて、雅量をもって住民福祉のために両市の合併実現に精魂を傾けて努力したい。

安里委員長 地域性、市民感情などの点からも、真和志と那覇は合併しなければならぬ第一の地域である。いまのドーナツ合併は一部の人の地位保存などから行われたのであり、那覇と真和志の合併ができないという中に、沖縄の政治の縮図がある。那覇市会が混乱しているのは、無理しているからである。軌道に乗る民主政治のルールに従い、為政者が虚心坦懐に政治すれば、かかる「つつかり」はなくなる。沖縄の政治は無軌道をもつブルドーザー式政治であり、那覇、真和志の合併ができないのもこの証拠

である。ところで瀬長那覇市長が一度び市民から選ばれた以上、瀬長市長にやらせないというのは、民主主義のルールを破壊するものである。那覇、真和志の合併についても為政者は都合主義の自己中心の考えを捨て、解決すべきであり、那覇、真和志の合併は誰の干渉もつけずわれらの自主的精神と能力でできることである。

きよつ真和志を打診／那覇

市会合併委員会が

〔琉新・朝 1957・10・9〕

八日開かれた那覇市会都市合併委員会は行詰り状態にある市会問題の解決策になるかも知れないきよつを見せ、那覇市会都市合併委員会が早期合併の線を出し、きよつあさ十時辺野喜委員長、比嘉（ゆづ）副委員長が真和志市会正副議長を訪問、真和志側の合併問題に対する意向を打診することになっているが、瀬長那覇市長不信任案をめぐる、那覇市会がこつ着状態におち入っているときだけに、この合併への動きは大きな関心を持たれている。合併問題については、野党側では当初、瀬長市長不信任案を成立させてからこの問題は考慮すべきであると主張する不信任強行派に引きずられ、自治法の

改正など一連の瀬長追い出し戦術をとってきた。ところがこれらの戦術のすべてが行詰った格好となった現在、真和志市との合併という新しい手を打つべきだとの意見が野党内でも多数を占めるようになり、今度の合併委の開催となったものだが、対等合併が吸収合併かについては野党側の意見がまだまとまらず、この点きょうの真和志市側との話し合いで相当突込んだ質疑が交わされ、はっきりした合併の方法が打出されるのではないかと期待されている。

一方与党側でも 瀬長市長擁護の立場から止むを得ず欠席戦術をとっているが、これはあくまで消極的な戦術であり、できるなら議会に出席して堂々と野党と対峙したい…という意向をもっており、この与野党の対立の唯一の解決策として合併問題を相当重要視し、これがフェアな合併のしかたであれば全面的に賛成するという意向を見せている。

また真和志市としてもこんどが合併へのチャンスだと政府に働きかけるなど積極的な動きを見せており、きょうの話し合いの結果いかんによつては長年の懸案だった合併問題も一気に片付く場合も予想されている。

都市合併／両市の話し合い纏

まる／問題は方法と時期
／真和志側、合併に異議なし

〔琉新・夕 1957・10・9〕

那覇市、真和志市の合併問題について那覇市会都市合併委員会辺野喜委員長、比嘉（ゆう）副議長と真和志市会森田議長、金城副議長の四者会談がけさ十一時すぎ真和志市長室で開かれたが、友好的な空気のうちに会談は進められ、早期合併の線で四者の意見が一致、懸案の合併問題に明かるい見通しを得た。この会談で明らかにされたことは 真和志市側としては合併に異議を唱えるものはなく、那覇市の態度決定を待つばかりであること 那覇市としても合併を早期に行わなければならないという点で全員の意見がまとまっており、残された問題は合併の方法と時期についての細かい打合わせであるの二つで、那覇市側ではあす十日議会議終了後野党全員の意向をまとめた上で更に真和志市側と話し合うことになった。会談での主な発言つぎのとおり。

辺野喜 我々としては瀬長市長不信任案と合併問題を切り離して考えていきたいと思う。不信任ができないから合併するというのでは筋も通らない

し、実現も難しいと思う。

森田 真和志市としても現在の那覇市の混乱状態に引き込まれるのは迷惑で、なるべくすっきりした形での合併に持っていきたい。とにかく真和志側は合併の実現という点では全部の意見がまとまっており、那覇市側が合併を今会期中にやるのか、不信任案を通してからやるのか、それとも議員の任期中にやればよいと思っているのか、その辺が知りたいと思う。

辺野喜 合併委としては早期に合併を実現しなければならぬという方向にまとまっている。この上は時期、方法について議会全体の意向を確め、合併の具体的な面まで真和志市側と話し合いたい。

森田 那覇市会の意向をはっきりしてもらい、このチャンスに一気に合併実現へ持っていきたい。

辺野喜 早期合併にはこちらも賛成だ。殆どが合併を公約していることだし、今度は必ず合併が実現すると思う。会談後、四者合同で記者会見を受けつぎのような一問一答を交わした。

―合併の方法―例えば吸収合併と対等合併―についてはどう思うか。

森田 現在の那覇市政の混乱にまき込まれたくないので、現状のままでは対

等合併以外はあり得ないと思う。混乱が納まったら別だが。

辺野喜 那覇市側としては両市のあらゆる点を総合して考えた場合、対等合併というのは一寸無理ではないかと思う。

―合併の時期については。

森田 真和志市としては議会二名市当局三名による合併準備委員会をすでに結成しており、いつでも合併に応ずる体勢をととのえている。

辺野喜 合併の方法がはっきりせんことにはどうともいえないが、とにかく早期に合併が行われるのは信じてよいと思う。

毛弁務官命令13号公布／土地裁判所を設立／訴訟の

範囲大幅に拡大

〔沖夕・朝 1957・10・10〕

モーア高等弁務官は四日付で一般命令第十三号を発し、琉球列島米国民政府土地裁判所の設立を次の通り命令した。これで、これまで軍用地関係の訴訟を審理していた米国土地収用委員会は廃止されることになり、いよいよ同裁が布令百六十四号（米国土地収用令）に基き軍用地主の訴願を実質的に審理する運びとなったわけである。一般命

令の要旨次の通り。

米国民政府は米政府布令第六十四号に基きここに琉球列島米政府土地裁判所を設立する。

一、米政府土地裁判所の使命は米国土
地収用委員会に係属して同委員会
が廃止前においてまだ処理されないす
べての事件（B）米政府布令第六十
四号および米国土収用に関係ある法
令の解釈および施行についておこるす
べての紛争事件、これは米国によつて
収用された財産権の意味および範圍に
基く争点も含まれる。（C）布令百六
十四号の規定による補償の支払いを目
的とする物権又は賃借権の確認に関す
る疑問点、（D）収用手続の適否に関
する疑問点、（E）収用宣告によるま
たは土地収用法の正当な手続において
一般に認められた原則如何にかかわら
ず補償の程度に関する実際上の且つ法
律上の争点をなすすべての争点につい
て、（F）上記の事項の法定に関する
または裁判所による処置を完遂し、も
しくは裁判所の判決および命令を執行
するために必要なすべての事項および
争点、などについて審理するわけであ
る。しかし前記（E）の事項で米軍請
求手続による解決がより妥当である場
合は同手続の下で決定される。なおこ

の命令の規定は裁判所に接收地の政府
使用の理非について審理する権限を与
えるものと解してはならない。

一、同裁判所の機能は、適当な証言及
び証拠をとり、証人帳簿記録及び書類
を徴し、その他司法機関や記録裁判所
としての職権を行う。また同裁判所は
秩序ある公正な運営を行うために必要
と思われる手続及び運営上の規則を採
用し、この規則をすべての利害関係者
に周知徹底する。また公表を必要とす
る保存書類及び記録、永久保存の審理
記録を保存、その職務執行上必要な便
宜が与えられる。

不明墓地と拜所は市町村管 理にノ土地所有権布令を 改正

〔琉新・朝 1957・10・10〕
布告十六号「土地所有権」を改正する
高等弁務官布告第三号を公布、所有者
不明墓地の管理を各市町村に行わせる
ことにした。

十月七日付でモア高等弁務官はこれ
は布告第十六号で所有者不明の土地は
琉球政府がその管理を引受けまたは琉
球政府に移管することができると規定
されているが所有者不明の墓地、拜所
用地などは布告公布前すでに米政府書

簡で市町村が管理することになってお
り、また法手続上も政府よりか市町村
役所の方が便利であるので布告の改正
を政府が要望してあったもの。

那覇市会ノ瀨長市政の徹底 的監査ノ資料提出拒否に 野党怒る

〔琉新・夕 1957・10・10〕
那覇市会は十日あさ十一時から再開さ
れた。この日の欠席議員は久高、瀨名
波議員を除く党十議員、野党渡口政
行議員の計十二名。

行政監査委から要求のあった資料が市
当局から送付されたことを報告、五八
年度歳入歳出予算を議案として追加し
たあと、都市合併委辺野喜委員長から
委員会の審査報告があった。

辺野喜 八日に委員会を開催、合併
問題を協議したところ、地理的、教育
的その他の見地から真和志市との合併
は論議の余地のないほど急務であると
の意見にまとまった。結論として早期
合併の基本線の下で一応真和志市側と
交渉、事務的手続きその他を調査する
必要があるが、議会としてもこの問題
をとり上げ議決して貰いたい。（この
問題については議会休会中合併委で継
続審議することになった。）

合同委員会に切り替え、五八年度予
算案の質疑に入る。

宮里議員 台風フイで奥武山の飯
納骨堂が相当損害を受けているが、本
格的な納骨堂はいつ完成するか。

建設部長 飯納骨堂の被害は応急措
置としてテントを屋根にのせて雨もり
を防いでいる。納骨堂は今月中に完成
する。

仲宗根議員 資料を市当局に要求し
たが資料が不備で臨時用員の住所がな
い。その他にも記載洩れがある。話に
よると議会の要求に対して提出を拒否
するような空気がある。我々は資料に
基いて慎重に審議しようとしている。
完全な資料は出せないのか。出せない
理由は、

総務部長 住所をとつてあるのは市
長が予算の審議には住所はいらないと
いつたからである。

大山議員 瀨長市長になつてから百
九名の新規採用があつた中、競争試験
を受けたのは十四名しかない。これ
では人事に対して不正があつたと疑わ
ざるを得ない。資料の提出を拒否した
以上は行政監査委員会で資料その他一
般行政の監査をしていきたい。
大山議員の動議が成立、三日間休会し
てきょう午後一時から行政監査委が市

政全般の監査に当ることになった。

大山行監委員の話 議会の議決に基いて要求したことを拒否することは自治法違反で、資料を提出できないのは何か不正があるからだと思つ。市政全般に監査の手をのばして徹底的に追及していくつもりだ。

瀬長市長労基法違反？／市会行監委が調査に乗り出す

〔琉新・朝 1957・10・12〕

那覇市会行政監査委員会（委員長大山盛幸氏）では十一日朝から市当局から提出された資料に基いて行政監査を行ったが、退職者の積立年次休暇の買上げを行つてないことが判明、労基法違反の疑いが濃くなった。

労働基準法第四十条に「労働者が退職する場合において、使用者は退職後三十日以内にその労働者の積立年次休暇に対し支払をしなければならぬ」とあるが、行監委の調査によると瀬長市長就任後六十一名の退職者が出、その積立年次休暇は二十万八千七百八十四円に達しているが、現在まで一人も支払われていないとのこと。行監委ではこの事実を議会に報告、労基法違反として市当局を追及することになってい

るが、労基法には積立年次休暇を退職後三十日以内に支払わない場合、六カ月以下の懲役または二十円以下の罰金に処することになっており、成行きが目ざされている。

大山委員長の話 瀬長市長は労基法の生みの親だといつていろいろだが、自らこれを踏みこむような行為をしている。なぜ支払わないかといつたら予算がないからと市当局はいつているが、当然支払うべきものだから五八年度予算に計上すべきだが計上してない。議会に報告して当局の誠意のなさを追及していくつもりだ。

自治法改正を再要請／再建同盟、全琉組織へノきの

〔沖夕・朝 1957・10・13〕

市長不信任案をめぐる那覇市会は与党側が欠席戦術をとつて居るため、こう着状態に落ちこんでいるが、再建同盟本部では、十二日ひる二時から岸本ビル三階ホールに各種団体、市民代表など約二百名を集め、市政再建懇談会を開き、当面の打開策について意見をきいた。

その結果、与党が不信任案に対して欠席戦術をとる限り、十七名の同盟派議

員では、市長を辞めさせることはできないので、再び立法院に自治法の改正を要請、不信任を完遂すべきであるという結論に達した。ところが、立法院では、先にこの改正案を却下したことから、再建同盟の組織を全琉的なものにして、立法院に働きかけることになり、直ちにその準備委員会を結成した。

懇談会は、高良市会議長の挨拶、渡口副議長、大山議員の議会経過報告、泉同盟委員長の挨拶があつて、意見交換と懇談に入つたが、上原バス協会長、稲嶺海外協会展長、小波津組社長、仲宗根源和氏、他数名の市民代表がそれぞれ発言、要旨次のような見解がのべられた。

瀬長市長が就任してから、那覇市の建設は遅れてきた。その上、議会がマヒ状態に落ちこんで居るため、市民の受ける不利益は大きい。混乱市会の責任は、先の市議選挙の結果、市民の不信任がはつきりしているにもかかわらず瀬長市長がその座を離れないからである。さらに、不信任案の提出に対し、与党が欠席戦術をとつて出席しないことは、自治法の欠陥をついたものであるが、これを規定するものは現行の自治法にはない。法に不備な点があれば

これを補つていくべきであり、立法院に善処を要望すべきである。さらに、人民党は、共産党としての下部組織をもつており、これに対抗するためにはこれと同じ組織をもつて当らなければならぬので、全琉的な組織に拡大する必要がある。

このため、同盟本部では、直ちに全琉的な組織にするための準備委員会を結成することになり、泉委員長の選考によつて、二十一名があげられた。

これで、瀬長市長の不信任は、十二月に開られる立法院臨時議会に再び自治法の改正を要請、議会から一定期間の出席停止処分の懲罰をつけた議員を不信任採決の定足数から除外し、十七名の野党議員だけでこれを可決するという公算が大きくなっており、会期は、今年一杯延長されるものとみられるに至つた。

準備委員は次の通り。
瑞慶覧長仁、真喜屋実男、竹野光子、仲本興徳、仲泊良夫、赤嶺慎英、平政男、喜舎場盛一、新垣淑徳、松川国春、与那原良昭、松川久仁男、長嶺良松、幸喜克彰、東江誠忠、泉正重、西銘順治、崎間敏勝、知念忠太郎、上間長和、宇良宗徳。

総評の援助資材届く／那覇市に市民集会所

〔沖タ・朝 1957・10・13〕

総評が那覇市へ贈った援助物資セメント、材木等が十二日ひる四時那覇入港の東光丸で運ばれてきた。セメント八百四十四袋、レンガ六十箱、材木百七十九本、ベニア板十二箱、並板五束、ガラス七箱、タイル三十一束、鉄筋十二束、金物六箱、パイプ二本、となっている。

これは、総評その他本土の民主団体から送られることになっていた那覇市政援助資金（日本円二百六十八万円）で市民集会所を建てることになり、組立て資材を送ったもの、市民集会所は、平屋ブロック建、五十坪で椅子席百五十を含めて収容人員は二百名。那覇市では、敷地が決り次第着工する。

那覇市会／真和志合併は足ぶみ／野党まず市長不信任から

〔琉新・朝 1957・10・14〕

那覇市会と真和志市会との話し合いにより、実現へ大きく第一歩を踏みだしたとみられた那覇市—真和志市の合併問題は、那覇市会野党側の強硬派が「合併問題は瀬長市長不信任を達成し

てから考えるべきだ」との主張を変えないため、一気に実現の可能性も考えられた合併問題は、ここ当分足ぶみ状態をくり返すもようだ。

那覇市会野党側では去る九月十日の那覇市会開会后、瀬長市長不信任の達成に必死となり、自治法改正など与党の欠席戦術封じ込めにあの手この手の術策をとってきたが、与党が瀬長市長擁護のため徹底した欠席戦術をとり、しかも自治法の改正も立法院でソッポを向かれたため、野党側の瀬長市長追い出し策は完全に行詰ってしまった。この行詰り状態のとき真和志市側から「この際合併を考えて見たら」との働きかけがあり、これを機に野党側でもこの問題を真剣にとりあげるようになったが、野党強硬派は「合併をするなら吸収合併であり、瀬長市長不信任問題とは切り離して考えるべきだ」という主張を変えず、このため野党の今後の戦法としては、自治法の一部改正を再度立法院に要請する、行監委の監査の結果判明した瀬長市長の労基法違反（積立休暇の未払い）によって瀬長市長の失格を待つ—などの方法により、瀬長市長問題を片付けてから合併問題は正式に論じ合おうという意見が強く懸案の真和志との合併はこれで当

分保留されることになるもようである。

那覇市会／下に厚くはない／行政監査委が突込み

〔琉新・朝 1957・10・14〕

那覇市会行政監査委員会では、十二日もあさから行政監査を行ったが、監査の結果についてつぎのように発表した。

五八年六月三十日現在と九月二十五日現在の給与額を比較すると市当局のいう下に厚く上にうすくということとは逆である。部長三名の増俸平均（千五百五十円）課長級三名（二百八十七円）主事十四名（二百九十二円）主事補四十四名（二百二十四円）書記百六名（百五十七円）技手二十名（百四十五円五十銭）

幹部級の俸給は、勤務年数の古参者より新規採用（瀬長派と思われる）が高額支給されている。

臨時用員が百七名もあり、中には五年に採用された者もいるが、競争試験の原則を無視し、外部から選考採用している。この事実に対して任命権者である市長以外の部課長は何も知らぬと総務部長が答えているが、これは市

長の独裁政治である。

瀬長市長を告発／労基法違反で市会が

〔沖タ・夕 1957・10・14〕

十四日の那覇市会は、十八名が出席（与党宮城議員を除き十一名、野党側渡口政行議員欠席）してあさ十一時から開会され、行政監査委員会の人事問題に関する審査報告が行われたが、野党側は、採用に不正があると、鋭く当局を追及、冒頭から荒れ、ついに大山議員から瀬長市長を労基法違反の疑いで告発するということ緊急動議が出され、これを可決した。

大山委員長報告 再三にわたって要求した資料は、再議に付されている職員定数条例とも関係するものだが、これを出ししることは人事の公正を欠くつらみがあり委員会調査の結果、退職者（六十一名）に対する有給年次休暇の積立て金支給が全然ない。これに対し、総務部長は退職した部課長は、これまでの勤務時間勤務状態から労基法に規定される被使用者とみることができるとかどうかはつきりしないので、予算計上を控えて検討中であると答弁している。本委員会では、これを被使用者とみて、早急に支給するよう要求

した。なお、一般職員採用昇進には、市条例による競争試験がなく選考や、抜てきによって行われている。これは、人事に民主的、公正を欠くものが十分うかがわれるものである。

宮城（清） 委員長報告に労基法違反ということがあつたが、これは何に基いているのか。

大山 委員会で提出された当局側の資料を審査した結果からでている。

渡口（麗） この条件無視は議会無視になるが、市長の補佐役である総務部長はこれに対して、どのような助言をしたか。

神山部長 委員会での質問は、刑事被告の様な扱いをつけた。例えば、年次休暇を支払っていないのは労基法違反ではないか即答せよと詰問した。これは私には返答できないので、市長にきいてもらいたいと答えたが、市長にきいていない。

渡口（麗） 部長は労基法違反についての答弁はできないといっているが、法律上の点については総務部長の見解のべられるべきである。これができなければ、市長の補佐役としてつとまらない。補佐役としての部長自身の見解をききたい。

神山部長 労基法の問題がでている

が、市会の要求は瀨長市長の就任以後のものである。われわれは支払わないというものではない（質問は、労基法違反かどうかをきいているのだ。とヤジがとび騒然）違反にはならないと思う。

仲宗根 部長は委員会の調査は刑事の調査のようだったといっているが、委員の一人として一言いいたい。われわれは、市の行政がどうなっているか、市民のために調査する必要がある。人事は組織をいかすかどうかについて大きな問題である。人事行政を誤らせないために委員会が質問することは不当ではない。

宮城（清） いろいろな質問が当局に出されているが、人事の問題は最高の責任者である市長を出席させてもらいたい。

大山 緊急動議として、瀨長市長の労基法違反に対する告発決議をしたい。（この動議を野党多数によって可決した）

（告発理由）

告発動議理由要旨は次の通り。
那覇市長瀨長亀次郎氏は、労基法は立法院議員時代に自分で制定したといっているが、自からこれを犯している。すなわち、労基法第四十条第四項には、

退職者に対しては三十日以内に積立年次休暇を支払わなければならないと規定されている。ところが、市長は、就任以来六十一名の退職者があるにもかかわらず、一人も支払わなければかりでなく、予算にも計上していない。

こちらにも前市長を告発する

瀨長市長の話 積立年次休暇の支払いは、前市長時代から行われていず、就任当時からこれを整理して支払う準備を進めている。前市長時代の分でも十一万円余りあり、われわれもこれを告発しようと思えばできたが、法の精神としては、請求があつても支払わない場合、労基監督官が告発するものである。官庁の場合は、予算の関係などから早期支払いはできないが、当局としては、調査して支払い準備を整えている。議会が告発すれば、こちらにも前市長時代のもの調査して告発する。

市長不信任問題、遂に告発

沙汰労基法違反/混迷深

まる那覇市会/既に予算

措置・当局側強気

〔沖夕・朝 1957・10・15〕

十四日の那覇市会は、あさ十時から開かれたが、野党は瀨長市長就任後の人事問題について鋭く当局を追及、つい

に議会は労基法違反の疑いで、瀨長市長を告発することを決議、ひるすぎ、高良議長、渡口副議長らが検察庁を訪れ、正式に手続きを済ました。告発の理由は、労基法第四十条四項に規定されている退職者の積立年次休暇の未払いとなっているが、これに違反した場合、六カ月以内の懲役、もしくは二千元以下の罰金が課されることになっており、検察庁がこれを起訴し、市長に対し、懲役刑の判決が下されれば、市長は失格することになるので注目されている。

善意に解せない行為

：瀨長市長の不信任をめざす野党側は、与党議員が欠席戦術をとる限り現行の自治法では不信任の達成はのぞめなくなつたこと立法院が自治法改正を却下したことなどから市長の失格を狙つてこの措置に出たものだが、告発の理由は次のようになっている。

瀨長市長就任後の退職者八十名のうち積立年次休暇の受給者は六十一名（総額二十万八千七百八十四円）もあり、労基法四十条四項の規定では、退職後三十日以内に支払うことになつてはいるにもかかわらず支払いがなく予算にも計上していない。六十一名のうち十月十二日現在で元部長

二名、元課長五名、元支所長一名、その他職員十六名の二十四名が請求しているが、支払いの努力がなされてないし、退職者の殆んどが反瀬長派であることから善意の解釈ができない。

…これに対し、瀬長市長は当局側の意向を次のように説明している。

辞めた労務者への積立年次休暇の支払いは既定の方針であり、去る六月から支払い準備を進め、出勤簿の整理に当たっている。台風フェイが来襲しなければすでに資料はまとまり、予算化されたが、台風被害の対策のために遅れたもので決して委員会が動いたから始めたというのではない。なお、前市長時代には全然支払われてないので五年十月から五六年十二月までの四十七名分（総額十一万五千二百六円）も含め三十一万九千三百十円の十月分暫定追加予算案を議会に出すことになっている。基準法の罰則規定の主旨は、告発するためでなく、あくまでも労務者を保護するというものであり、議会は告発決議をする前に、市長に対し支払い要請の決議をするものと期待していた。これを行わずに直ちに告発決議をしたということは、労働者を保護するというものではなく、他の目的のためである。なお、議会には市長を呼ばず部課長に説明を求めているが、労基法に違反すると思うかどうかをきいただけで、当局に十分説明する機会をあたえていない。また年次休暇の買上げは前市長時代から行っていないのだから、その分についても調査を進めるべきである。部長については一応予算には組んであったが、これまでは午前中は殆んど出勤しておらず、出勤簿もないので、特別職として使用者の側になるのか検討を加えたためにおくれている。議会では事務ひきつぎをしたのだから前市長の未払い分も現市長の責任であるといっているそうだが、行政上のものではなく刑事上の責任までひきつぐものとは常識的に考えられない。当局としては、支払いの意思は十分にあり、追加予算案もまとまっているから、議会がこれを一日も早く可決して労務者に支払ってほしいということだ。

政治的陰謀だ” / 兼次議員

…一方民連側十二議員はこの問題について協議した結果、議会が支払いを要請決議せずに、直ちに告発したことは、政治的な企図があつたことだということから、前市長当間重剛氏も同じ理由で告発することになっている。

兼次議員の話 われわれは、行監委が労働者を保護する立場から当局に対して、支払い要請をするものと思つていたが、野党が直ちに市長を告発したことは、政治的な陰謀である。前市長が支払つてないことも現市長の責任だといっているが、刑事訴訟法第二百五十条では、その職を去つても、在職中に果すべき義務を果してない場合には、当然責任を問われることになっているので、こちらとしては、同じ結果がでてくるものという了解に立つて前市長当間重剛氏を告発する。

早速取調べ / 検察庁

検察庁は十四日、那覇市会から告発のあつた瀬長市長の労基法違反事件を受け、早速土地検察官係りで取調べることになった。同検察官は「告発状をみただけで、いまのところなんともいえないが、きょう中に具体的な取調べ方針を決定、本格的な取調べをはじめたい」と語っている。

行動の自由、身体の安全に

関する決議案 / 退場妨害に備え与党側が提出

〔沖タ・朝 1957・10・15〕
那覇市会は、開会初日の九月十日、野党側が抜き打ち的に不信任案を提

出したため、与党側は欠席戦術をとつていたが、十四日、与党十二議員は連署で「議会における議員の行動の自由と身体の安全に関する決議案」を提出した。

これは、市長不信任阻止を公約した与党議員が、不信任案が出された場合、退場を妨害しないならば全員本会議に出席して、不信任以外の議案審議に参加しようという意図から出されたものだが、野党が、これをどう処理するか注目される。なお、労基法違反の疑いで市長を告発した市会は、二十日までの六日間休会し、二十一日あさ十時から再開することになっている。

決議案要旨次の通り、第二十回那覇市定例議会は、議会構成も終らないうちに、自治法百十三条を無視して不信任案が出されたため初日から大混乱におちいった。しかも不信任案を強引に可決しようと、議場内外に於て暴力行為があつたため、以来議会は不信任派の多数による独占の場となり、拾収もつかない状態になっている。市民は、議会が正常な議会運営にたち返り、一日も早く市長提案の予算案その他の重要案件を審議することを要望している。このような市民の要望にこたえるため、議会は成立不可能な

市長不信任協議を強行するためにいたずらに感情的な対立と報復手段に時日を費すことなく、暴力によつて議員の身体の安全を脅かし、行動の自由を拘束するような非民主的行為を一掃するとともに、自治法や会議規則を厳格に守り、議員の身分と人権を相互に尊重し、議員の議会その他における活動の自由と意思表示に対する諸種の権利が保障されることがのぞましい。那覇市会は以上の見地から民主的積極的な議事を建設するために、議会における議員の正当な行動の自由と、身体の安全が保障されるべきことを確認する。

瀬長市長記者会見／僕が罰せられたら／琉球の企業体は軒なみ

〔琉新・朝 1957・10・15〕

瀬長那覇市長は十四日午後二時から市長室で記者会見を行い、市議会の告発について「積立年次休暇の支払いは準備中であり、市会のとつた措置は労働者のためを考えるとより私の追い出し策としてとられたものである」とつぎのように語った。

瀬長市長の話 市会が私が積立年次休暇の支払いをしないとの理由で告発するといっているが、私は就任直後か

らこの問題に関心を持ち、年次有給休暇の実施について係員の注意をうながしてきた。これがおくれたのは当間前市長時代のものから整理しなければならなかったからである。前市長が年次休暇を支払ってないことは知っていたが形式的な間違いだろうと思ひ別に告発もしなかつた。何にしろ前市長時代にはこれには全然手をつけていないので二カ月前からの出勤簿を一つ一つ調べなければならず、このため準備に時間がかかつたが、台風フェイの頃にはすぐにも予算化できるだけの準備ができていたが、台風があつたので一時あつたまわしにしたのだ。労働基準法の趣旨は積立休暇を支払わすのが目的であり、使用者を罪におとすためのものではない。もしこれを強行すれば全

沖縄に大きな波紋を投じ、大変なことになるだろう。市会の決議は労働者のためを思うというより市長追い出し策のためにして口実をみつけたような気がする。これら退職者の積立休暇三十一万九千三百十円（前市長時代の四十七名、十一万五百二十六円を含む）を追加予算に組み、今日中に議会に出すようにしてあるので、市会が早くこれを承認し、支払いができるようにしてほしい。とにかくこの問題で私が罰さ

れるようになれば、当間前市長でも当然罰せられるし、琉球の企業体も軒並みに罰せられることになるう。

当間前市長をきょう告発／与党

〔琉新・夕 1957・10・15〕

那覇市会民連側議員十二名は十五日検察庁、労基署に対し、十二名の連署で前那覇市長当間重剛氏（現行政主席）を労基法違反として告発した。告発理由はつぎの通り。

被告発人当間重剛は五三年十一月から五六年十二月まで那覇市長として在任中、労基法第四十条年次有給休暇の規定第四項「使用者は退職者に対しその年次積立休暇の支払いを三十日以内にしなければならぬ」とあるにも拘らず、五五年十月一日から五六年十二月三十一日まで、那覇市役所従業員たる労働者城間勇蔵外四十六名の退職者に対し、その積立年次休暇計五千四百七十六時間に対する支払額十一万五千二百二十六円を支払う義務があるのにこの支払をせず右規定に違反したものである。

金口木舌

〔琉新・朝 1957・10・16〕

市長不信任問題から遂に告発合戦にまで尾を引くに至つた那覇市会は愈よ混乱その極に達したかのようである。春も夏も過ぎ秋も半ばを過ぎたというのに瀬長市長のいう雪解けはついに見ずしまいに終つた。市政を今日のマヒ状態に追いこんだ責任は当局側にあるのか、野党側にあるのかモノは見様見方、で黒にもなれば白にもなるものだが、第三者の厳正な観方からすれば黒白は自ずと判然とするものである。市長不信任をめぐつて停とんした市政のこう着状態がいつまで続くのか、暗中も素の中に徒らに時日を空費している泥試合ばかり見せつけられたのでは与党も野党もない、市当局はもとより、市会を含めて市民の市政不信はやがて地方自治への関心さえ喪失させるようになる。俺れの故ではないと口癖のようにいつているが、理くつはどうかあれ、現状を打開しきれなければ市長としての責任はとらねばならぬ。出直して市民に信、不信を問うべきである。労基法違反の件にしても政治の場で報復手段という言葉も大つぴらに使われるようになってきたが、齒には齒でとかみ合うと、野党の対立抗争は那覇市政を完

全に闘争の場と化し去つてしまつたところ、今度問題となつた告発の適用法条労基法四十条第四項について、法の趣旨は積立休暇を支払わすのが目的であり使用者を罪におとすためのものではないと……その通りである。では欠席戦術の楯に使われている市町村自治法百十三条第三項の趣旨はどう解すべきであるか。議員の欠席が戦術として固執されているところに法意を無視した不合理性があることも自ずと判然としよう。抗争に明け暮れる那覇市政、お陰で市民の福祉は置き去りにされてしまつたが、現状のまま推移することは政治良識からいっても許せないことである。降り積る那覇市政の氷雪除雪車でも駆つて早急にはけ口をあけねばなるまい。

三ツ巴の告発合戦／國場氏 大山議員を告発／タイヤ

一のリベート衝く

〔琉新・朝 1957・10・16〕

瀬長市長不信任で始つた那覇市問題は、野党側の瀬長市長労基法違反の告発、これの報復手段としての与党側の当間前市長告発といったように告発合戦となつたが、十五日首里バス監査役國場幸太郎氏（首里支所長）は同バス

大山前専務（現那覇市会行政監査委員長）を背任容疑で検察庁に告発、ここに那覇市問題は完全に泥沼の様相を呈することに成つた。

告発につぐ告発事件のきつかけとなつた瀬長市長の労基法違反問題について、野党側は当初告発までしようとは夢にも考えていなかったようだ。ところが行監委における市当局の答弁がまずく、当局は年次休暇を支払う意思がないという印象を与えたことと、それにちよつと真和志市との早期合併論が野党内でも相当の比重を占めつつあつたという内外の情勢を不信任強硬派がうまく利用、合併以外にも市長追い出し策はあるとしてこの問題に飛びついてきたため、急に大きくとり上げられたもので、十四日の告発決議当日までこれがとり上げられることを知らなかつた野党議員がいることが、この辺の事情を裏書している。

一方与党側では労働者の権利を守ると常に主張し続けた瀬長市長が、こともあろうに労基法違反に問われるとはと一時呆然のありさまだつたが、瀬長市長を中心に協議した結果、ようやく反撃に転じ、同じく労基法違反で当間前市長を告発するという手に出た。野党側では労基法違反は、今までの例

では事件が送検されたことがなく、大ていは労基署の指導によつて違反事項を是正していくという経過を見せていることから、労基法違反だけでは極め手にならないとして、当局側の違法行為をさらに調査した上で、第二、第三と告発の手を打つ準備を進めているのが、野党側が今調査を進めているのは首里の採石場における当局側の不当労働行為、その他の交際費の使途などのもようだが、一両日中には結論がでるもようである。この野党の動きを察知した与党側でも早速野党議員の不正事実を洗い出しているが、その第一弾として瀬長市長告発の主体となつた行政監査委員会の委員長である大山盛幸氏の首里バス専務時代の背任行為で、この外にも土木工事、区画整理とからんだ議員の不正がまだあるようである。告発合戦をめぐる与野党の動きは予断を許さないものがあり、市民の注目を集めている。

十五日午後二時半首里バス監査役國場幸太郎氏（首里支所長）は同バス前専務大山盛幸氏（現市会行政監査委員長）を背任容疑で検察庁に告発した。告発状によれば大山氏は首里バス専務在任中、沖繩トヨタ自動車からタイヤを購入するに当つてタイヤ一本

につき三百円のリベートを受けとり、五五年八月二十日から五七年三月三十一までの間、二十四回にわたり、二百六十五本分、金額にして七万九千五百円を費消し、首里バスに損害を与えたというもの。これに対し大山氏は「会社に損害を与えたことはない」とつぎのように語つた。

大山氏の話 手数料は前市長の許可を受け、交際費として貰つたもので、私一人で使つてもよいが、それではないと皆に分けてやつたものだ。國場氏の告発は私が市会で行監委員長として瀬長市長の不正を洗つていることに対しての政治的陰謀だ。國場氏を誣告罪で訴えたいと思う。

労基法違反問題／市会には ねかえる？

〔沖タ・朝 1957・10・18〕

那覇市役所の労基法違反の事実調査を行つた労基署では、十八日午前中に請書（労基法違反について使用者が違反事実を認め、違反を是正するとの誓約書）の提出を求め、それによつて一応ケリをつけることになつたが。

問題はさらに発展、今度は市当局を告発した議会側が労基法違反の責任をも

つことになるようで、成り行きが注目されている。

市当局の支払い意志はほとんど確認されており、総務課で計上した予算もすでに議会事務局が受理しているもので、二十一日の本会議で予算承認ができれば、一週間内には支払可能だと労基署ではいつている。ところが議会が早速これを承認しない場合は、当局としても予算執行ができず、支払いは延ばされることになるので、今度は議会に支払意志があるかどうかが問題となり、労基法違反の責任は議会の方が問われなければならないというわけである。

市債二億三千万円／那覇市 57年度（下半期）財政状 況

〔沖タ・夕 1957・10・20〕

那覇市は十七日、五七年度下半期の財政状況を発表した。それによると、一九五七年度那覇市の当初予算は二億五十九万余円（内訳一般会計一億一千八百二十四万円、水道事業特別会計五千六百八十五万円、区画整理事業特別会計二千五百五十万円）となっているが、最終予算額は三億六千七百二十一万余円の莫大な額に達している。

…一般会計については、当初予算一億一千八百二十四万円（五八年度予算案の当初予算は一億九百万円）、追加予算一億六千三百六十三万円、最終予算二億八千八百七十七万円となっており、予算の追加は六月と九月の二回で五六年度より引き続き施工する都市復興事業の繰越、財産造成費及び高良小校用地買収費の新規計上によるもの。繰越経費の内訳は、道路工事費五千七百七十万円、橋梁新設工事費一千二百万円、河川改修工事費二千五百七十万円、バス・ターミナル建設工事費三千七百四十万円、市営住宅建設費二千六百九十万円、その他百二十万円、合計一億六千九百九十九万円となっている。

なお、歳入財源の内訳は市債六千九百九十万円、民政府特別補助金六千九百八十万円、政府補助金四百六十万円、自己財源一千六百六十万円となっている。

…市債 現在の市債総額は二億三千七百四十万円、その内訳は一般会計一億一千三百六十万円、水道事業特別会計七千余万円、土地区画整理事業の特別会計五千三百七十余万円となっている。そのうち、すでに償還した額は一般会計二千二百十万余円、水道事業特別会計五百五十万余円、区画整理

事業特別会計三千三百十万余円で合計六千九百十万余円となっている。未償還は合計一億七千六百四十余万円となっている。これらの償還財源は、水道事業の分は水道料からの収入、区画整理事業は地主から提供された三割の替費地処分によって行なう計画が樹てられている。なお、一般会計の九千一百四十余万円のうち、泊埋立事業債、市営住宅建設債（五千一百余万円）はそれぞれその収入（埋立地賃貸料、住宅使用料）などにより独立して採算償還計画をたてているが、残りの都市計画事業債四千四十余万円は一般財源から償還することになっている。

那覇市会／予算を全面否決 ／党勢拡張予算ときめつ け

〔沖タ・夕 1957・10・21〕

那覇市会本会議は、二十一日あさ十一時から十八議員（与党上原議員を除き十一名、野党渡口政行議員欠席）が出席して開かれ、五八年度予算案を審議したが、同予算案は人民党の党勢拡張のための予算であるという理由でこれを全面否決、十二時散会した、

（討論要旨）

辺野喜 長い間予算案の審議をしてき

たが、大体質疑もすんだと思うので討論に入ってもらいたい。

渡口（麗） 五八年度一般会計予算は六月に出された一億七千余円となつていますが、今回の分は一億九百九十九万六千余円の減となっている。市民は一月以来資金凍結はとけるといった言動がウソであったことを証明する。これで市民は六千余万円の財源を失ったことになる。市民税の十倍に当る損害をうけた。瀬長市長がいることは、莫大な損害を市民に与えている。都計工事は依存財源によって行つことはできず、自己財源にたよることになるが、それでは負担が大きすぎる。このまま瀬長市政が続けば赤字を出すことになり那覇市の事業は一切停つてしまいますます貧困になる。

なお、区長制度を復活して、人民党、共産党の党勢拡張をはかっている。本予算は人民党の党勢拡張のための予算である。その他人事についても人民党員に対する不正な増俸があつたりして市民の血税を党勢拡張に使っている。市民福祉を守るため、この予算を徹底的に修正すべきである。本予算案を全面否決すべきであると思う。

上原 全議員が一致して軍や琉銀に当れば、資金凍結もとけると思うが、議

会はそれをしなかつた。この責任は野党議員にある。区長制については首里、小祿では以前からずっと続いており、その復活は市民の要望である。

仲宗根 春には凍結はとけるといつた。また議会が一致すれば凍結がとけるともいつているが、今はその段階ではない。区長制度を人民党の下部組織のためではないといっているが、人民党に入らないと区長にしないという噂もある。またこれを専決処分したことは、自治法を無視し、議会を無視したものである。(この時傍聴席からそんな議会は無い。恥を知れのヤジがとぶ)これは討論の要はない。採決してもらいたい。

(採決の結果十四対二で予算は否決された。その後赤嶺議員から自治法百十二条によつて、義務経費を計上して本会議に出すよう要求するといつ動議が出され、これを可決十二時散会、二十二日あさ十時から再開されることになった。

矛盾した措置

瀬長市長の話 全面否決したことは、十七議員がいくところを失つた証拠である。自治法の改正要請が却下され、労基法違反の告発が暗中模索して不信任の道がたれた形になつたため、予

算の否決になつたものと思う。五八年度予算案は、起債も軍補助も組まず、すべて自己財源で組んであり手を加えることができないので全面否決して市民の台所を干からびたものによつてしているが、私としてはいづれ今後の法的措置をとる。全面否決しながらさらに義務費の計上を要求していることは、矛盾であり、市民はかかる不当な否決に対し自らの生活と民主主義を守るために立ちあがるであらう。

商港使用料免除を却下／総評から瀬長市長宛の建設

資料

〔琉新・朝 1957・10・22〕

去る十二日東光丸で瀬長那覇市長宛総評から届けられた市民会館建設資材の那覇商港施設使用料免除について瀬長那覇市長から工交局に申請があつたが、これについて安里工交局長は二十一日、次の理由でこれを却下した。

この種資材についてはさきにも瀬長市長あてに沖繩の市場を荒らすことになつたという見地から事前に無為替輸入は出来ない旨、通達してあつたもので、それを無視して無為替輸入したものであるからかかる特別の配慮を払うことはできない。

従来那覇商港においては商取引きよらない一般救済物資は商港管理法施行規則第二十三条二項に基いて使用料を免除してはあるが、これらは主に政府社会局を通じてのものばかりで市町村に対しては今までその前例がない。

那覇市予算全面否決の行方

／再議 否決 解散？／
当局は原案のまま再議に

〔沖夕・朝 1957・10・22〕

那覇市会は瀬長市長初の予算案を二十一日、全面否決した。

今会期中に市長不信任を成立させようとする野党は、これまで緊急動議、自治法改正要請、労基法違反で市長告発などの手をつくしてきたが、何れも不成功に終わったことから、一切の事業を停止させ、それによつて市長が自ら失脚することを狙つての措置だとみられており、あらためて義務経費だけを計上して提出するよう要求しているが、当局は自治法によつて否決された予算案をそのまま再議に付すことになつてゐる。

しかし、与党は、市長不信任案が、議決されることを警戒し、ひきつづき欠席戦術をとつたため、本会議は野党議員だけで開かれており、野党

がこれをどう処理するか注目されている。

自治法百十二条第二項に、法令により負担する経費、立法規定で主席の職権により命ずる経費その他市町村の義務に属する経費、あるいは災害による応急もしくは復旧の施設に必要な経費、伝染病予防費などいわゆる義務経費を削除、減額する議決をした場合には、その経費およびそれに伴う収入について再議に付すことができるという規定に基き当局は十日以内に再議に付すことになつてゐる。この場合、当局としては、単に義務費だけに限らず、原案をそのまま出すことになつてゐる。これは、昭和三十年高知県議会で起つた同様の事件について、自治庁が、「当初予算が否決されこれを再議に付す場合、百十二条第二項に規定するいわゆる義務費以外の経費も含めることができる。」(注)行政実判例による)という見解をとつてゐることから、他の事業費その他の経費を復旧費として、原案をそのまま再議に付すようである。

なお、自治法百十二条第四項には、「議会がなお再議に付された義務経費を削除し、または削減したときは、市町村長は、その議決を不信任の議

決とみなすことができる」と規定されているので、これを否決すれば市長は再び解散権を発動することもできるという見方もあり、したがって野党は、大幅に手を加えて義務費だけを残さなければならぬことになるが、当局は、原案の歳入はすべて自己財源からの収入であり、これを削除することはできないことから、今回も全面否決したとみており、再議に付された場合にも、原案を承認するか再び全面否決するほかないとみている。

一社説一

那覇市会の責務

〔琉新・朝 1957・10・23〕

那覇市会はいよいよ泥沼に足をとられた形である。十二名を抱えた市長は頑として退却しないというし、十七名はどうしても市長を引きずりおろそうと躍起になっている。ところが、自治法という石が車の輪止めになって、いくら十七名が引っぱっても動かない。その車に乗っている市民こそいゝ迷惑である。このような事態になった責任を市長と反市長派がなすりあいをして、意味をなさない。両方とも自分の立場を出張するだけで、何の解決にも

ならぬ。そこで、最後の「断」を下すことのできるのには「市民」でしかない。市民の声は神の声であるが、その声を自明のものとするのにはなかなか面倒な手続きとヒマがかかる。

そこで現実の問題としては、動かぬ市長をそのまま放っておいては誰がみても事態の解決にはならぬ。十二名が十七名に降服を勧告するということはたしかに理にあらぬ話であり、十二対十七をそのままにしておくことは市政の上からゆるされぬことである。市長は退陣しないとすれば、市会で過半数を早急にとる政治的責任を負わねばならぬ。そうでなしに、頑張れるから頑張るといふのでは、も早や政治ではなくなる。

これを正常に戻すにはどうしても、野党側の働きかけに待つ外はない。具体的に言えば、現状を脱出するために市長が退陣する方法をみつめるか、市長に降服するかである。降服することには絶対反対であるというなら、堂々と戦いの陣をすすめること以外にはない。それは市民に訴えることを最上とする。市長はひんぱんに市民集会を開いて宣伝活動をしているが、野党側はこれを全くしていない。これは事態を混乱させている一つの要因ともなっている。

いる。裏面での政治工作も必要かもしれないが、一般市民に事態を訴え、市民の判断によって現状を動かす、という正常な方法がもつと積極的にとらるべきである。もし、野党側が自分が正しいという信念があるならば、毎日でもよいから街頭にでも立つて選挙のときにおとらず、市民に訴えるべきである。瀬長市長に対決するにはそれが最上の方法である。

『市長の反省求める』 / 渡

口議員予算否決に声明

〔琉新・朝 1957・10・23〕

二十一日午後那覇市会副議長渡口麗秀氏は五八年度予算を全面否決したことについてつぎのような声明書を発表した。

（声明書）五八年度一般会計予算は六月の定例議会に提案された当初予算一億七千六百四十九万二千三百円に対し、本議会に提案された予算は一億九百七十三万六千三百三十五円となり、六千六百七十五万四千六十八円の減額となっている。これは瀬長市長が去つた一月

以来資金凍結は必ず解除して都計事業を再開すると豪語したことが、単なる大言壮語で、実質的には六千六百七十五万余の財源を失つたことを示している。

換言すると瀬長市長は六千六百七十五万余円の損害を市民に与えたことになり、この損害額は市税総額の約一・八倍に相当し、市民税の約十倍、固定資産税の約五倍に相当する。瀬長氏が市長の職にあることはなんら那覇市民に利益をもたらさなければかりでなく、市民の損害は増加する一方である。

歳入について市税につぐ大きい財源として前年度繰越金二千五百五十万円が計上されている。これで軍補助金打ち切りその他による歳入欠陥を補おうとしているが、これが本年度で費消されたら、来年度からは赤字財政のおそれがあり、現在の一億円の予算が更に減額して七千五百万程度となり、一般行政費しか賄えなくなる。

さらに歳出については区長制度の美名にかくれて人民党、共産党の党勢拡張の陰謀を実現し、那覇市民を共産化しようとしている。また広報費を増額し人民党の機関誌といわれている「市民の友」を増加させ市民をせん動しようとしている。

瀬長市長が就任していなければすでに完成していただであらう道路、橋も放置され、財源の欠乏により工事費も一割に減っている。その他人事の不正が

あるなど、瀬長市長は党勢拡張のため十一万市民の血税を費消している。

ここで瀬長市長の独裁政治に反省を求め意味で五八年度予算を全面的に否決した。

那覇市会／水源求めて視察 ／豊富な牧港の水脈に自信得る

〔琉新・朝 1957・10・23〕

那覇市会合同委員会では二十二日午後から那覇市水道事業の視察を行った。この視察はきょうあさ十時から開かれる市会で審議を予想されている水道事業特別会計予算を野党側が承認する含みと見られているが、一行はバスを利用、首里西森下の水源地、牧港の水源地を訪れたが、牧港の水源地では消防自動車を使用して湧水量の調査を行った結果、豊富な水脈があることが確認され、この水源地が活動を始めたら那覇市の需要は完全に自給できるとの結論に達した。

渡口副議長の話 我々は常に市民の福祉を中心に物を考えており、従って水の不足がちな那覇市の現状から水源地開発はぜひ必要で、市長から提案されている五八年度水道事業特別会計予算は承認しなくてはならな

いだろ。

那覇市会けさ流会／与野党 20名が大量欠席

〔沖タ・夕 1957・10・23〕

二十三日の那覇市会は、出席十名で、自治法による議会成立のための定数十六名(議会の過半数)に足りないため、十一時二十分ついに流会、二十四日あさ十時から再開することになった。

今会期中に、市長不信任を成立させようとする野党側は、与党議員が去る九月十日開会以来欠席戦術をとっていることに不満を抱き一部議員の中には与党が欠席する限り出席しないというのもあり、きょうの大量欠席になったものと思われる。

これらの野党側欠席議員はひきつづき欠席するのではないかとみられ議会は多くの未処理議案を残こしたまま流会が続くおそれも出てきている。このため、高良、渡口(麗) 正副議長、比嘉(佑) 議員らは、流会后その対策について協議、欠席議員に出席するよう説得することになった。

出席は比嘉(佑) 高良(清) 平良、備瀬、石原、渡口(麗) 糸数、玉那覇、宮城(実) 高良(一) の十議員。

都市合併／対等、編入でも める／高良那覇市会議長

／真和志側と要談

〔沖タ・朝 1957・10・24〕

那覇市会を正常に戻そうと苦慮している高良那覇市議長は、二十二日よる八時から真和志市清風荘で真和志側議長市長、森田議長と会い合併問題について要談した。その結果、両方とも早期合併をはかるということでは意見一致したが、那覇市が編入合併を主張しているのに対し、真和志側は混乱している那覇市に編入することはできないと主張、方法について意見の食い違いがあり、はつきりした結論に達することができなかった。

高良那覇市議長は、両市の早期合併は世論となっており、機運も熟している。市会もこれに賛成しているので、十二月に予定されている立法院の臨時議会までに双方合併の態勢を整えたいが、その方法は、真和志は人口的にも、財政経済面でも那覇に比べて規模が小さいので編入の形でまとめたいと申し入れた。

これに対し、真和志側議長市長、森田議長は、真和志の合併に対する態勢はすでに整っており、あとは那覇市会の出方を待つばかりである。しかし、

現在の混乱した段階では編入ということとは考えられないと説明、意見の一致をみず、近く瀬長市長をまじえ、四者会談を開いて話し合うことになった。

これについて瀬長市長と党側民議員は、合併は市民への公約であり、その早期実現をのぞんでいると語り、賛意を表しており、方法も対等合併でいいといっている。ところが、野党の一部には、合併より市長の不信任が先決だという議員があつて難航している。しかし、野党はこれまで市長不信任のためにあらゆる手をつくしてきたが、何れも不成功に終わっている。この際合併によつて円満に解決したいというものも出ており、高良議長がこれらの合併派をバックに、野党十七議員をどうまとめるかということである。

混乱市会を収拾

高良那覇市議長の話 那覇市会は混乱に落ち込んでいるが、この辺でその収拾策を考えなければならぬ。そのためには、真和志と早期合併するほかに、野党も合併には全員賛成し、合併促進特別委員会を検討しており、近く実現するものと思つ。

那覇市の出方待つ

森田真和志市議長の話 那覇市会の野党は編入合併といっているが、現在の

那覇市の状況ではこちらが吸収されるということとは考えられない。対等合併できない理由として、人口、財政規模が真和志は小さいといっているが、真和志がさきに那覇に編入した旧港村などの失地を回復すれば同規模になるから行政訴訟を起こそうというのもある。こちらはすでに合併の態勢は十分整っており、あとは那覇市会の出方を待つばかりだ。

ちよつと待った、その贈物
／雨ざらしの総評資材／
経済局、無為替輸入申請
をける” 瀬長市長に協力
せぬ”

〔沖タ・朝 1957・10・24〕
本土の総評（議長原口幸隆氏）から那覇市民会館建設用として那覇市あてに贈った建築用資材セメント八百八十四袋、材木百七十九本ほか、二百六十万三千三百七十二日円相当の援助物資は十二日那覇港入港の東光丸で陸揚げされたがこの資材の無為替輸入申請を出していた那覇市長瀬長市長に対し二十三日経済局は同申請を「瀬長市長には如何なる形の協力もしないという琉球政府の基本方針に従って」と許可しないことに決定、瀬長市長に申請書類を

返送した。

瀬長市長から経済局に同資材の無為替輸入申請のあったのは去る十五日でこれについて経済局貿易課で慎重に検討、布令二十六号第六条九項の規定に基いて不許可の方針を打ち出したものであるが、瀬長市長以外の福祉協議会などが受取人になれば、無為替で輸入許可出来るという意味も言い含めていた。

二十三日ひる一時すぎ人民党又吉書記長、大湾立法院議員の両氏は経済局に瀬長局長を訪問して無為替輸入認可方を申し入れたが瀬長経済局長は同様主旨で許可出来ぬ旨を明らかにしたもよう。

経済局の無為替輸入申請不許可理由は次の通り

- 一、無為替輸入は外国為替並びに貿易上問題があるので次のような場合に厳密な審議の上許可不許可を決定している。
- 海外の親戚、知人などから無償で送られる贈与品の輸入、その他商品見本の輸入、修理加工のための輸入、クレーム解決のための輸入、外資導入に伴う現物出資のための輸入等。
- 二、輸入は事前にとりつけた上船積みするものが原則である、殊にこのよう

に多額にわたる無為替輸入については尚更である。許可なしに船積みして事後承認を求めても責任はもてない。

三、これが前例となつて次々に乱用されるおそれがある。

四、以上のような問題点のほかにこのケースは瀬長市長には如何なる形の協力もしないという琉球政府の基本方針にそつて許可を与えないことにした。

五、総評の好意に対しては感謝するが折角の好意が目下紛争中の内政問題に影響する結果となるのは好ましいことではない。

六、贈り先が福祉団体その他この好意が政治的に色づけられる結果にならないよう変更されることが望ましい。

福祉団体なら認める

瀬長経済局長は、この無為替輸入許可を拒否した理由について次の通り記者団と一問一答した。

問 今度の措置は民政府の指示によるものか。

答 違う、重要な問題については事前、事後に主席とよく相談するのが普通だが、今度の場合も想像におまかせしたい。

問 単に局長権限で拒否といったことになる、今後も瀬長市長に対しては

同じケースが予想されるが、

答 勿論、瀬長市長個人には協力しないといった政府の方針から次のケースも予想されよう。

問 結局、貿易管理上の問題ではなく、政策的な意図が中心となつての措置とみていいワケか。

答 瀬長市長の勢力拡張に前例となつては困るのでとつた措置である、もし送付先が瀬長市長でなく他の福祉団体なら、或いは当間主席が市長なら無為替輸入許可は認められるだろう。

問 瀬長市長個人が貿易業務に従事して無為替輸入を申請した場合も拒否するのか？

答 個人の場合はいかなる場合でも別問題である。瀬長市長がつくる市民会館用資材の無為替輸入だからだったのであって、強いていうならば、総評といった外部団体が内政問題にタッチしている格好になつてゐるためおもしろくない。

問 恐らく総評は純粋な気持で、那覇市民を代表する市長に送つたものであり、瀬長市長個人を援助するために送つたものではないと解釈できないものかどうか？

答 そつであるならば受入れの方法はある。くだいようだが那覇市長では

なく、瀬長氏が市長であるから許可しないというワケだ。

問 瀬長市長同様の（革新勢力の意）人が他の市町村の長となった場合も同じ措置をとるといふ意味か？

答 そうではない、瀬長市長個人に協力しないということだ。

問 那覇市の産業行政や一般予算の事業執行で例えば経済局の協力を求めた場合も拒否するのか？

答 そうではない、那覇市民を対象にする農道や土木事業ならケースバイケースで協力もする。今度の場合は特に外部の力が入ってきているので許可しないだけだ。

理由にならぬ

瀬長市長の話 布令によつて寄贈物資は無為替で輸入できることになっている。これまでその例はいくらでもあり、日本政府もそのために許可したものとと思う。日本政府で許可したものを、瀬長に協力したくないという理由で許可しないというが、それは理由にならない。日本政府が正式に許可して出した以上は、総評対瀬長の問題ではなく、日本政府と、これを不許可にした米国民政府の問題となる。正式に通知を受けた上でさらに理由を追及するとともに、日本政府や総連に連絡、政治的国

際問題にする。戦争でたたかれた沖縄に対し、こつという特別措置がとられなるとなれば大変なことになる。

那覇市会またお流れ／解決案に合併問題持上る

〔沖タ・夕 1957・10・24〕

二十四日の那覇市会は、あさ十一時再開したが、出席十三名で定足数に足りず、前日にひきつづき再び流会した。野党側の不信任強行派は、与党の欠席戦術が合法ならこちらも欠席していいと、欠席を続けているもの。

こつして議会が流会続きとなると、議案審議の見通しはつかなくなり、さらに混乱するおそれができた。

その為解決策として真和志市との合併問題が漸く野党側にも大きくクロウズ・アップされてきている。

すなわち、合併賛成派の数名は流会后、話し合ったがこつという事態に落ちこんだ以上は、合併以外に解決の道はないという結論に達し、二十五日の本会議でさきに真和志市会から出された合併問題について両市全議員の懇談会を開きたいと申し入れを検討、懇談会開催の決議をすることになった。

これが実現すれば、合併の方法で対立している両市の見解に幾分の歩み

寄りの機会が与えられるのではないかとみられている。二十四日の出席は高良一、辺野喜、高良（清）、平良、兼次、宮里、赤嶺、玉那覇、比嘉（佑）、宮城（実）、喜久山、新垣、糸数、の十三議員。

一社説

那覇市民の良識に訴える

〔沖タ・朝 1957・10・25〕

那覇市会はまだお流れになった。与党の欠席戦術に対する、野党のシッペ返しともとれる同様の欠席戦術に出たため、定足数に足りなかつたからである。こつして流会が続くとこつとなるか、これはいわずもがなのことで、もつくとこつという必要はない。

そこを見通しての、打開策として、那覇、真和志の合併ということが叫ばれたが、その点については、ようやく結論を見出しているかこつでもイザとなると、それぞれの立場から、おいそれとことは運びそうもない。現に、那覇市（野党）でも両市会の議員が集まって検討しようと働きかけはしたものの、「対等」か「編入」かでは完全な歩み寄りにはむつかしいありさまである。では、世間はこのありさまをどう解釈すればよいか。両市の市民の立場

に立つてこれを考えたばあいは、市民個々の考え方のちがいはあつても、良識を働かせば、おのずと合併がよいことであることはわかることである。つまり、こつ途がふさがつてみれば、都市合併は残された一つの突破口であることがよくわかる。

そうであるのに、なぜ肝心の政治はうまく動いてくれないのか。なるほど合併は難しい仕事である。真和志の言い分にもあるとおり、いまのゴタゴタしている那覇市と一緒にするのは不安なことだろう。それもよくわかることだが、そればかりでもなさそうな気がする。「こちらは、いつでも用意はととのつている。あとは那覇市の出方をまつばかりだ」という口ぶりにもちおう力ケヒキがありそうではない。

那覇市にしても、もちろん野党だが一合併が、行詰つた市政を打開するには、一番よい方法だという、世論をよそに、どうしていままでこれにソツポを向いてきたのか、市民にはわからないフシが多い。瀬長市長や、その与党にしても、「合併は市民と約束したこどだし、早くその実現をのぞんでいる」といいたがら、むしろそれをしづつているかのような印象を与えている。これだけは、正直なところ、市民にはよ

くわからぬ。皆つまいことを言っているといった感じが先に立つ。これには、いろいろ理由もあるだろう。たとえば、野党側してみれば、合併よりも市長不信任がまつ先だといったことで、意見が揃わなかった、ということである。瀬長市長は、野党のアノ手コノ手の攻撃を外すために精一杯で、肝心な合併を進んでやるユトリはなかつたということである。しかし、これは理由にはなるかもしれないが、それまでの話で、決して人を十分なつとくさせることはできない。いままで信じていたことでもしまいに信じられなくなってしまうおそれもある。

いま、そこまで言い切つてよいかどうかわからないが、もし那覇市の市会議員たちが、当選間もない、言いかえると、市会議員になつて日も浅いというのに、合併のために市会議員を棒にふるのには不都合であるといった考え方なら合併の進め理由は別にあったことになる。これは、程度の差こそあれ、真和志の議員にも通じるだろう。そして、瀬長市長にもせんぜん通じないことでもないとおもわれるのである。

大義名分ということがある。或いは民主主義のルールと言いかえてもよ

い。市民のために、貧しい人たちのためにと言え、いかに大義名分は通る。いや立派すぎるので、誰も異存はなさそうである。ことに、那覇市のばあいは、市会で争つ時も、この大義名分をどっちも持ち出している。野党も、与党も、正義の使徒のような顔をしてい。それに抵抗するものが、まちがつているといった一種の強迫観念さえ与える。

こんな不思議な風潮はどんな風にして生れてきたのか。いま表面では、瀬長市長を辞めさせるということが、良いか悪いかは別として、ここまで事態を追いかんできた原因については、アメリカも、一部財界人も考える必要があるだろう。しかし、こう問題がこじれてくると、これを階級闘争だとか、保守革新のいがみ合いだなどと、割り切つて考えることは危険である。まず問題を複雑にすることは役立ちません。解決の途を見つける手段にはならない。

ともすれば、那覇市の問題を、政党とからませたり、階級対立と見せかけたり、世界の冷たい対立ということに關係づけたりする見方もあるが、これは今の沖繩の地位を、そうして眺めたい、他人の勝手な物尺であつて、多く

は沖繩人や、那覇の市民の立場に立つてのこととおもえない。

那覇の市会に限らず、交通事故を例にとつてみると、子供の轢死が起れば、遊び場をつくれということ、いかにも立派な解決策になるが、混乱市会に子供の生命を考へるときめつたつて、ゆつくり予算を組んでくれるものではないし、それをのぞむ方が始めからどうかしているということになる。もつと別の立場から那覇市政をみつめることだ。そうしない限り、市民の福祉など口にするほどバカ気なことになる。

大絃小絃

〔沖夕・朝 1957・10・25〕

またかといいたくなるが那覇市会はおとついても、きのうも流会した。多分きょうも、あすも、とつづいていくことだろう。会議を開こうにも出席議員が、議員定数の半数（十五名）に足りないのである。与党が欠席戦術に出ているので、野党側も合法の名を以つて、欠席戦術に出ているものらしい。与党の欠席戦術に対し、野党は当初、当局の出す議案や予算案の否決戦術に出ていたが、市長の専決処分で十分功を奏さず、ついで告発で泥を塗り合つたが、

これもつまい手でなかつた。与党がそんなつもりなら、こちらも欠席してやれ、と戦術の転換を図つたのだろうが、どうもはた目には、感心できたものでない。野球でいふなら野党側は、瀬長投手におされて凡打拙攻の出来の悪い試合ばかりしているようなものだ。このまま流会がつづくなら、議会はあつてなきが如し、市長は市町村自治法で与えられた権限を発動、専決処分であることを運ぶだろう。気の小さい市長ならともかく、相手は百万人といえどもわれ行かん、というような瀬長氏だ。内心は専決処分の独壇場を喜んでいても、欠席による流会を勿論野党側だけの責任ではない。当初から合法の名にかくれている与党側も責められなければならない。しかし、考えてみると、この責任は議員ばかりに負わすのは酷というもので、病巣はもつともつと他の深いところにあるような気がする。如何に両派が秘策をねつてもいがみ合い、蹴り合いをつづけている間は、そのウミがさらりと洗いおとされることはあるまい。例え、無理押しに、市長不信任を成立させてみて、その那覇市政は満身傷だらけとなり、その後がうまいくとは考えられない。醜い争がつづいて、市民の間にもへんな

しこりが残ることだろう。混乱した那覇市政にとつて、いまの最大の最良の薬は、多年の市民の願である真和志との合併かと思われる。野党の中にはその線にそつての打開を考えているグループがあるようだから、そういう勢力が大きくなれば、或いはヒットを放つ日が、案外、早目にやつてこよう。合併のリードは多数である野党にしか期待できない。

宙に迷う総評の贈物／市民

や関係者はこうみる／市

民へ同胞の好意だ／瀬長
市長名義変えてもよい

〔沖タ・朝 1957・10・25〕

本土の総評から那覇市民集会所建築用として那覇市に贈られてきた資材は、去る十二日那覇港入港の東光丸で陸揚げされたが、政府経済局は二十三日、この資材の無為替輸入を許可しないことに決定した。さてこの贈物の結着はどつつけられるか次はこの問題に対する市民や関係者の見方。

沖青連中根章氏 総評からの贈物は、瀬長氏や、人民党の勢力拡張のためのものでなく、那覇市民ひいては沖縄八十万県民に対するものである。同胞からの好意は喜んで受けるのが自然

である。われわれは一市民として黙っているわけにはいかない。青連は、政府に対し、善処方を強く要請する。

琉大上江洲朝康君 政府のつた態度は瀬長個人のマイナスにはならない。市民のマイナスになるだけだ。この問題は、政治的ならくりを超越した純粋な立場で考えるべきである。

商店員Aさん 余りにもいき過ぎた政府のやり方に義憤を感じ得ない。私は民主党を支持しているが、今度の問題についてあえて意見を述べたい。瀬長氏に対し政府が非協力的であることは当然なことであり、容易に納得出来る。しかし総評からの贈物は、瀬長個人に対するものでなく、市民集会所に恵まれない全市民へのプレゼントである。政府はもっと冷静な態度で公私の区別をはつきりすべきである。

引渡し要請の決議をする

兼次議員（民連）の話 政府が瀬長市長に協力できないといつて折角贈られてきたものを渡さないというのは政治を歪める標本である。感情にとらわれた政治ではなく、もっと理性的になるべきだ。公益に及ぼす影響は大きいので、政府の翻意を促すために、二十五日の議会で引き渡し要請の決議をする。さらに、主席は民政府の代行機関

だといっているが、これも米国の統治権者の意志がどうかもつきとめていくつもりだ。なお、選挙によって選ばれ、公職にある市長を政府が否認することは許されるものではない。社大党那覇支部でもこれをとりあげ、党議にかけた上で立法院でも追及したいと思っている。

渡口麗秀議員（同盟派）の話 新聞に報ぜられて知っただけで当局から議会に何らの連絡もないので調査の上でないと何ともいえない。

市民の大半は歓迎しない

安里工交局長の話 総評からの資材がついてから無為替輸入許可の申請をしたということは、政治的混乱を考えたの策動と思われるも致し方ない。果して総評が贈つたものを市民が歓迎するかどうかだ。瀬長市長と与党議員の数からすると三〇％が喜んでいて、大多数の市民は歓迎していないはずだ。港の使用料をとると決めたのは、無為替輸入だからで、泊港に入る政府貨物の港湾使用料を那覇市がとるとなれば支払うのにやぶさかでない。

瀬長市長の話 布令には事前に輸入許可申請をする必要はないと規定されており、総評から送り状がきたとき（十月五日）に申請にいったら、貿易

課長がその必要はないといつて返したのだ。

結局瀬長が市長だからやらないということになるが、私有ではなく市民に贈られたものだから、さらに主席に引き渡しを要請する積りだ。それでも駄目なら総評に連絡して高良議長が誰かに名義変更させてもよいと思つている。

主席は住民の福祉を考えずに感情で政治をやつており、常道を逸したものだ。これが前例となつて、今後こういうことが続出しては困るといつているが、こういうことは多ければ多い程沖縄の復興のためにはいいのだ。

瀬長市長／”名義変えても

いい”／民連が政府へ要

請決議

〔琉新・朝 1957・10・25〕

総評から那覇市民への贈物が輸入不可になったことにたいし、二十四日瀬長市長は「受取ればよいのであり、名義変更をしてもよい」とつぎのように語つた。

瀬長市長の話 政府は瀬長市長には協力できないと不許可の理由をのべているが、これは地方自治体を育成すべき政府の態度としては常識では受けとれない。政府にたいして日本同胞の贈物

を受けとることができるよつさらに交渉するが、どうしても瀬長市長名義ではだめというなら市民のためにこれを使うという約束で名義は高良議長にしてもよいと思う。

なお那覇市会民連側ではこの事態を重視、二十六日の本会議につきのよつな「総評からの贈物引渡し要請」決議を提案することになった。

決議文要旨

総評から那覇市民に贈られた市民会館建設資材に対し、政府は布令第二十六号六条二項に基き、また瀬長市長に協力できないとの理由で引渡しを拒否しているが、この資材は同胞の真心からの贈物である。これが引渡しを拒否された時、祖国同胞に及ぼす精神的影響は大きく、全沖縄県民にも将来不利益を来すことになり、またさきに学校資材が多量におくられた例もあるので、引渡しの措置を講ずるよう政府に要請する。

総評政府に抗議／救援物資の輸入禁止に

〔琉新・朝 1957・10・25〕

【東京二十四日発共同】総評は琉球政府の救援物資輸入禁止措置に対して二十四日抗議文を発表した。これは先に

総評が瀬長那覇市長あて市民病院建設資材として組合員にカンパで木材、セメント、鉄筋など二百六十万円分を送ったが、このほど琉球政府が「瀬長市長が在任する限りその勢力の拡張に利用される」として輸入契約のなかつたとの報告をつけたためである。

抗議文要旨「日本政府の合法的な許可を得て送った救援物資を琉球政府が政治的理由で拒否したことに對してわれわれは驚きと怒りを禁じえない。

われわれは琉球政府の不当な措置に強く抗議するとともに輸入禁止を解除するよう要求する。

輸入前に許可をとるべきだった

瀬長経済局長の話 無為替輸入を認めないという経済局の決定に対し総評では解禁を要請しているようだが、経済局では当初からこのような事態も予想し、またあらゆる面から慎重に検討した結論であるので、例え総評が抗議し解禁を要求しても、われわれとしてはこれを変えるという理由がない。総評ではこれらの建築資材を沖縄に送る際に日本政府の合法的な許可を得たといっているが、受取人の方は輸入する事前に許可をとっておく必要があったと思う。

また総評からの正式の抗議文を受けて

ないが、これを考慮するかどうかは抗議文が届いてからにするつもりだ。

合併へ踏切る「二日会」／

近く三者会談ひらく

〔沖夕・夕 1957・10・25〕

那覇市会は、与党側が市長不信任阻止をはかり、欠席戦術をとっていることに対抗して、野党の一部不信任強行派が欠席したため流会を続けているが、混乱市会の收拾策は真和志との早期合併以外にないとする野党側合併派は、二十四日よる八時から真和志市新風狂で会合、合併を強力に推し進めることを申し合わせた。

多数の議席を占め、議会の主導権を握っている野党は、これまで数名の不信任強行派にひきずられて、合併問題も一度特別委員会を開いただけで立ち消えになっていたものだが、不信任工事が失敗に終わったことから合併によって円満に解決しようという気運が漸くもりあがってきている。

野党で早期合併をはかろうとする合併派は、高良議長、比嘉（佐）、喜久山、宮城（美）、高良（清）、備瀬議員らいわゆる旧二日会だが、二十四日は、これに中間派の平良議員が加わり、要談した。

その結果、那覇・真和志の早期合併は世論となつて機が熟しており不信任強行派を説得、合併に持ちこむ事になつているが、最悪の場合には、世論に逆行しようとする「月曜会」から脱退してでも合併の実現をはかるといつている。

なお高良議長は、二十五日ひる一時議会開会前に瀬長市長とあい、これまで行ってきた真和志側との折衝の経過を報告するとともに、真和志市長との三者会談について打ち合わせることになつているが、三者会談については瀬長市長も賛成しており、一両日中には開られるものとみられている。

三者会談が終れば那覇市では直ちに合併委員会で具体的な調査を行うことになつている。辺野喜合併委員長も、合併に賛成して調査を進めているといわれ、合併への道は、大きく進展するものとみられている。

高良議長の話 合併は両市民の世論であり、これに逆行することはできない。時機も熟しているの、十二月に予定されている立法院の定例議会までには是非とも実現したい。この機を逸すれば来年四月の立法院議会まで待たねばならないし、そうなればまたお流れ

になる。

動議合戦で一もめ／那覇市 会、民連側総評資材引渡 し要請決議案提出

〔沖夕・朝 1957・10・26〕

二十五日の那覇市会は、ひる二時から十九名（与党兼次、島袋議員を除き十名、野党側渡口政行議員欠席）が出席して、ひる二時五十分開会、与党側兼次議員から出された「総評資材」の那覇市への引渡方要請決議案を議案としてとりあげたのち、会期が二十六日まで終ることから再び十一月三十日まで延長することを決議、同三時十分散会した。なお、本会議は、四日間休会し、三十日あさ十時から再開されることになっている。

…この日与党側は総評資材の引渡し方要請決議案を緊急動議で出すことになっていったが、野党側不信強行派は、「与党は出席しないで、市長の政治的責任まで野党に負わそうとするのは、虫がよすぎる」と緊急動議で出した場合これを否決するという態度をとつたため、この提案をめくり、開会前から野党側渡口（麗）議員と、与党の島袋議員の間でひとめした。

結局、高良議長が仲に入り、一応議

案として取りあげ三十日の日程として審議するということだけにつき、予定より一時間近くも遅れて開会したが、冒頭会期延長と休会の緊急動議を出そうとする野党側辺野喜議員と、総評物資の引渡し要請決議案を出そうとする兼次議員との間で動議合戦が展開されたが、辺野喜議員が先に発言を許され、会期延長の動議が、多数で可決された。

…この会期延長の動議では兼次議員が直ちに発言を求め、日程変更の動議を出す提案したことから、「動議は成立しているから散会を宣せよ」と野党側から怒号がとび、仲宗根、渡口（麗）、比嘉（朝）議員らが席をけつて退場するなど一時騒然となった。しかしこれも、議長の散会宣言でけりがついた。その後、兼次、島袋両議員が動議の成立無効を唱えて正副議長とやり合う場面もあった。

…なおこの日市当局は、先の本会議で全面否決された五八年度予算案を自治法第百十二条第二項によつて前案通り再議に付した。これは、義務費以外の事業費も「非常の災害による応急若しくは、復旧の施設のために必要な経費」とみて前案通り出されたものだが、殆んど野党議員だけで開かれている本

会議でこれをどう処理するか注目されている。

港湾使用料とる／那覇市が 政府に通告

〔琉新・夕 1957・10・26〕

那覇市では総評資材の那覇商港施設使用料免除申請を工交局から却下された報復手段として逆に政府所有貨物の泊港施設使用料をとることになったが、二十六日瀬長那覇市長は工交局長あてに十一月からその使用料を徴収実施する旨つぎのように通告してきた。従来泊港を出入する政府所有の貨物に対しては港湾施設使用料の免除措置を講じてきたが、来る十一月一日以降他の一般荷主同様に那覇市条例に定める料率で泊港湾使用料を徴収するからご承知ありたい。

総評の物資引渡し要請／再 び却下なら名義変更／那 覇市

〔沖夕・朝 1957・10・28〕

経済局は二十四日、総評から那覇市に贈られてきた市民会館用建築資材の無為替輸入を不許可にしたが、那覇市では、二十八日関係部長が当間主席に対し、引き渡しを要請することになった。

なお、市会与党側でも同様な決議をして政府に申し入れることになり、二十四日の本会議に決議案を出したが、野党側が会期を延長して休会に入つたため、三十日の日程に持ちこまれることになった。なお、瀬長市長は、これでも政府が許可しないならば、総評に連絡して、名義を高良議長宛に変更してもよいといっているが、野党側では、今のところ当局の折衝を静観するといった態度をとっている。

【要請文要旨】

一、布令二十六号六条二項には、在外非営利団体から無償で送られてくる物資は、輸入許可を要しないと規定されており、経済局貿易課でも同様の回答があつた。したがつて引き渡し拒否には何ら法的な根拠はない。

二、「これが前例になつて次々と輸入されるおそれがある」というが、戦災を受けた沖縄にとつて祖国同胞から救援物資が寄せられることはよいことである。

三、内政干渉になるといつが、これは集る場所もない貧しい市民に集会所を贈ろうという温かい愛情によるものである。これを不許可にすることは、総評のもとに結集する三百五十万の労働者の好意を踏みにじり、輸出許可した

誰ひとり異存はないという。そして編入か対等かのゴタゴタもいまにはじまったことではなく、三年越しの宿題である。やろうと思えばとうに話し合いがついていたはずではないか 双方の市会で何度が委員会をつくって、意見をまとめようとしながら、いまだに同じところに、ひっかかって、一步も前へすすまないのは、どうも真面目に話し合っているとは思えないのである

こんど、合併の話が再び持ち出されたとき、瀬長市長を合法的にその椅子からおろす手段のひとつとして選ばれたといったような風評がとんだ。ところが那覇市会の野党のなかに「対等反対」をとなえている者が多いところをみると話はあべこべだ。編入したのでは、瀬長市長はそのまま居据われるその言い分は、合併もよいが、それより先に、まず市長を追放してみせる肚づもりらしい。つまり都市合併と市長問題は別だ、といっていることだろう。なるほど都市合併が、市長追放の手段につかわれてはならないし、それが目的であってはおかしい。しかし、どうだろう、両市の合併は、十数年来の課題であるばかりでなく、現在多くの市民の強い世論ともなっているのです、その意味から話にでたこの好機をのがさ

ず実現へ向ってひた押しに押し進めていこう。機が熟すといつても、いまを待たないだろう。業をにやした真和志側は失地回復をさげんでいるようだが、それではますます話がこじれる。こちらで合併とともに、「市長」問題も出直すような方法でいった方がもっとも筋が通り、納得がいくというものだろう。

那覇市会 / 野党全面否決さける / 市長の解散権回避に

〔琉新・夕 1957・10・30〕
那覇市会は三十日あさ十一時十分開会されたが、野党側が予算の大幅修正の前提に十一月分の暫定予算を提出するよう要求、このため野党の態度が予算を全面否決しないという態度が明らかとなったので瀬長市長による解散権の行使という事態は回避されるに至った。

再議に付した予算を野党が再び全面否決した場合、瀬長市長は自治法第百十二条に基き市会を解散すると表明している。野党がこれに対してどうするか注目されていた。ところが野党は開会と同時に比嘉朝四郎議員から緊急動議として「市長提出の五八年度一般

会計予算を大幅に修正しようと思うが、時日がないので、市当局は十一月分の暫定予算を組んで議会に提出して貰いたい」と要望決議を出し、これを多数で承認した。これにより野党は予算を全面否決せず大幅修正を行うという態度をはっきりさせたので、予算の全面否決に伴う議会の解散はできなくなった。

なお市会には引き続き水道事業特別会計予算の審議に入り、市当局の原案を満場一致可決して休会、午後二時再開する。

那覇市会 / 総評の資料引渡要請 / 正、副議長が折衝に当る

〔琉新・朝 1957・10・31〕
那覇市会は三十日午前に引続き午後二時から開会されたが、この日の主な議案である消防隊長の選任同意の専決処分については否決、行政府に対する総評からの資料引渡要請決議は一応決をとることを保留し、継続審議のまま議長副議長が三十一日主席を訪問、この問題について那覇市会の意向を伝え、引渡し要請を交渉することになった。

午前中で市長提出の五八年度水道事業特別会計予算を原案承認、さらに水道事業に対する政府への補助要請を決議

したあと、午後二時から再開された。午後にはまず那覇市職員に対する五八年度夏期手当支給に関する条例の専決処分を原案通り承認、消防隊長の選任同意の専決処分の審議に入った。

新垣議員 市長専決処分で任命された新隊長は未経験者である。十二万市民の財産と安全の保護に当る以上隊長は少なくとも五力年以上の経験者でないといけない。それに市長の専決処分は布令、条例違反であるか、市当局はどう考えるか。

総務部長 消防隊に不祥事件が起つたとき、議会は丁度解散していたので、市民の保安を考え専決処分で前隊長を懲戒免にし、新隊長を任命した。

新垣 消防隊には副隊長も班長もいるし、布令に違反してまで後任を急ぐ必要はなかったと思う。市民の保安を口にしたがら分団もまだ結成されてないではないか。

総務部長 首里ではすでに分団を結成しており、小祿、中央部でも準備を進めている。

仲宗根議員 布令、条例には任免ともに市会の同意を得なければならぬとしているが、議案は任命だけの同意となつてゐるが。

総務課長 任命を認めれば任免を認

めたことになると思う。専決処分は市長としてとるべき当然の措置である。

採決の結果、反対が多く、否決と決定した。続いて兼次議員から日程を変更して同議員提出の「総評資料の引渡し要請決議案」を先議するよう動議が出され、これを承認、日程を変更して「総評資料引渡し要請決議」を議題とする。

辺野喜議員 はるばる那覇市民のために資料を贈った日本同胞の好意に感謝するとともに、この資料をぜひ市会として受取りたい。このため政府を刺激することのないよう要請決議は継続審議のまま決を保留し、議長、副議長が行政府と交渉し、それでも引渡しができないとき決議をすべきだと思う。

兼次議員 議長、副議長が交渉にいくというが、議決に基いての交渉がなおつきりする。議決を先にすべきだ。

この問題について島袋、平良両議員が決議して交渉、辺野喜、比嘉（朝）両議員が一応交渉して結果を見るという意見ではばらくもみあったが、結局高良、渡口正副議長が三十一日中に主席と交渉することになり、一応話を保留し、午後四時すぎ休会きよう午前十時再開することに決まった。

なお野党が十一月分の暫定予算を組むよう市当局に要望したことについて、瀬長市長は暫定予算を出すか、あるいは専決処分を行うか三十一日のあさ回答すると語っている。

総評資料 / 議会の決議で

許可も / 當間主席、瀬

長市長に回答

〔琉新・朝 1957・10・31〕

瀬長那覇市長は三十日ひる三時四十分から約十分間、主席室に當間主席を訪ね、総評から贈られた市民会館建設資料を政府が輸入不許可したことにつき会談、受取人の名義は市長でなくてもいいから許可してもらいたいと要請、主席は市議会の決議があれば、それによつて考慮したいと答えた。

名義変えてもいい

瀬長市長の話 政府の不許可の理由

に反ばく、再考慮の上、許可してもらいたいと話したところ市会の議決によつて考慮しようとのことだった。私としては瀬長が受取ることが障害になるなら誰の名で受取つてもよいと思つている、市民会館が建ち、その一室が労働者室に使えるなら総評の贈つた意思にもそつことだ。市会の出方で考慮

當間主席の話 市会が歳入面で受入れを否決している現状では輸入を認めるわけにはいかないと答えた。市会がその取扱いについて議決して来るという話だからその意思は或る程度尊重して考慮しよう。

58年度予算を専決処分 / 野

党は徒らに議事遷延 / 瀬

長市長

〔琉新・夕 1957・10・31〕

三十一日あさ十時半瀬長市長は記者会見を行い、五八年度一般会計予算を専決処分にしたとつぎのような談話を発表した。

瀬長市長の談話 けさ九時、五八年度予算の専決処分を告示したこれは市長の政治責任において市民の利益を守るという立場からなされたものである。

今日までの議会の審議状況を見ると地方自治行政の運営は予算の裏付があつて、始めて十分機能を發揮できるものであり、従つて予算の早期成立は議会の責務である。この意味から当初予算は六月三十日までに成立させ翌日の七月一日付執行すべきだったが、不信任決議による解散のため、行政運営上最小限度に必要な

義務経費を計上した暫定予算を執行してきた。

こうした状態が七、八、九、十と四カ月も続き、この間建設事業、社会福祉事業、産業育成など中は停止状態となった。

これに対し、議会は早急に予算を成立させるべきにも拘らず、開会後きようまで五十日間法的に不可能な不信任に終止し故意に議事のセン延を図つている。このことは開会以来五十日間で会議が開かれたのは二十五日で、その他は議案研究の美名で休会し、しかも予算の審議は七日間、時間にして約十時間、その審議内容も貧弱である。こういう状態の下で議会は十月二十五日人民党の党勢拡張であるという理由で予算を全面否決したが、これは市の行政機能を停止させ、市の存立目的を否定するもので法理に反するところから、これを再議に付し、議会の反省を求めた。またこの状態を憂えた平良議員が中心となつて全面否決の理由となつた問題点の修正案を用意、野党議員の見調整をはかつたが、誠意が認められず、予算実現が困難となつた。三十日の議会で再議を審議しなければならぬにも拘らず、議会の修正権に基き大幅修正を行うから暫定予算を編

成せよといっているが、これは議会が誠意をもって予算を成立させる意思のないことの裏付であることは十月の暫定予算編成のときと同様なので明らかである。

自治法第四百十条「議会において議決又は決定すべき事件を、議決又は決定しないときは市町村長は専決処分ができる」に基き、会期をいたずらに空費し、不信任に終止する議会の態度は市民の福祉に反するものとして専決処分を告示したものである。この専決処分によつて泉崎橋、中の橋の架橋、その他道路工事もすぐ着工することになるので市民の利益は一段と促進されることとなる。

注目される野党の出方

この専決処分告示に対し、きょう十時から開会される予定の市会のため議場に集つていた野党議員は議場を引きあげ、某所に全員が集まつて対策を協議したが、場合によつては市長の専決処分を違法として行政裁判に持ち込むことも予想され、野党の出方が注目されている。なお市会は午後から開かれるもよう。

総評資材 / 正式の手續とる

／高良議長、主席と懇談

〔琉新・夕 1957・10・31〕

総評から贈られた八十万円的那覇市民会館建築用資材の受取り方について懇談するため那覇市会議長高良一氏は三十一日あさ主席室に当間主席を訪問、約三十分をわたつて懇談したが、その結果きょう中にも市会にかけ市会として正式な手續きをふむことになった。

総評資材は政府の「瀬長市長にはいかなる形でも協力しない」という方針のため去る十二日陸揚げされたものだが、そのまま受取られずじまいになつていたもの。

その後政府としては瀬長氏にたいする根本的な非協力方針には変りはないが、その他の名義だつたらよいという態度を見せていた。

高良一那覇市議長の話 主席の話で

は政府としては根本的に瀬長市長に協力できないので市会に計つて正式の手續きをふむようにとのことだつた。市会としても何らかの形で受容れなければ、と思つていのできょう中にも市会にかけたい。何らかの形で受とるといふことについては主席も同じ考えと思われた。

那覇市会 / 野党、行政訴訟

を相談 / 市長の予算専決

に声明

〔沖夕・朝 1957・11・1〕

瀬長那覇市長は三十一日「議会は誠意をもつて予算を成立させよとする意志がない」として五八年度予算案を専決処分に付し、さつそく一日からこれを執行、諸事業を開始すると告示した。このため三十一日あさ十時から開会されることになつていた市会は、野党側が専決処分を不満として今後の対策を協議するため全議員出席せず流会となつた。

野党側は同日あさ十時から全員琉石クラブに集まり行政訴訟に持ちこむが、十七名（野党全議員）で不信任可決できないかどうかを協議したがひる五時までに結論を得ず、ひと先ず月曜会の名で専決処分に対する反対声明を發表した。

（声明要旨）

瀬長市長が五八年度歳入歳出その他の予算案を専決処分したことは那覇市十万人市民の意志を踏みにじつた行動であり、明らかに自治法の精神を無視し、法の運営を悪用、那覇市政の共産党、人民党独裁を実現するための行動である。吾々は予算決議については党利党

略に偏することなく那覇市民の福祉増進を目標として予算編成をなすべく瀬長市長の独裁政治に反省を促してきた。去る二十一日の市会で予算案を全面否決したのもその趣旨からであつた。市長も仲原財政部長、松根建設部長、比嘉財政課長らを代理として月曜会議員を各戸に訪問、議会の責任において修正可決して貰つよう要請があつたので吾々も市長に反省の意志があることを認め修正することに決定、至急予算案の提出を要請して三十一日の会議に臨んだのである。しかるに瀬長市長は共産党勢力拡張のための予算を修正されることを恐れ敢えて市町村自治法に違反して専決処分の暴挙に出た。このまま放置すれば那覇市は勿論全球住民の平和と繁栄に重大なる支障を来すことは明らかである。我々月曜会議員はあくまでも人民党、共産党の陰謀を撃破して那覇の平和と繁栄を獲得するために益々団体を強固にして瀬長市長打倒に邁進する。

なお野党側は引続き三十一日晚、琉石クラブで行政訴訟について法的根拠を研究、今後の具体的行動を協議した。

那覇市会／専決処分無効を

提訴／総評資材引渡要請 決議

〔沖タ・夕 1957・11・1〕

一日の那覇市会は、定刻より一時間も遅れ、あさ十一時十分から十九名が出席（欠席は与党側兼次、仲松議員を除き十名、野党側渡口政行議員）して開かれ、二十五日兼次議員から出された総評資材の引渡方要請決議案を可決、議会の名で同資材を受取ることを決議した。その後、仲宗根議員から、五八年度予算の専決処分は、自治法違反であり、これを確認するために、提訴するという決議案が緊急動議として出され与党の反対を押し切りこれを可決した。

辺野喜 去る三十日の本会議で総評物資の引渡方要請決議案が出され、これを円満に早く受けとるために今一度行政府と折衝することになり、継続審議することにして決議保留してあったが、議長の折衝経過の報告を求める。高良議長 無為替輸入を不許可にし、瀬長市長にも「協力できない」という政府の方針を説明しており、議会の決議があれば引渡しもできるというふくみの回答があった。

辺野喜 議長の報告では、議会代表

の議長になら渡すということであり、なお市長も名義変更してもいいということであり、議長の名で受けとることを決議してもらいたい。（万場一致でこれを可決議長名でこれをとることにした）

仲宗根 五八年度予算及びその他の市長専決処分の無効確認のための提訴決議案を提出します。

十月三十一日、市長は、五八年度予算を専決したが、議会の審議中にこれを専決したことは、明らかに自治法の精神に反するものであり、議会の審議権を犯したものである。従って市長の専決処分の処置は明らかに、自治法のみとめる長の権限をこえるものである。よって議会は、この処分を無効とみとめ、その確認のため、裁判所に提訴する。

この決議案は質疑討論を省略し直ちに採決に入ったが、賛成多数でこれを可決した。なお、本会議はその後直ちに散会し、二日間の休会に入り四日あさ十時から再開される。

事業をスピードアップ／瀬長市長 瀬長那覇市長は、三十一日、五八年度予算の専決処分を告示、きょう一日から執行することになったが、一日はあ

さ九時から庁内職業補導所に部課長を集め、専決処分の理由を説明するとともに、予算の成立がおくれたために、会計年度は余すところ八カ月となっている。各部課ともスピード・アップして事業を推進、年度内に完成するよう努めて貰いたいと訓示した。

一社説一 専決処分をさける努力がほしい

〔沖タ・朝 1957・11・2〕

議会に、「誠意をもって予算を成立させよ」とする意思が認められないというのを理由にあげて、瀬長那覇市長は三十一日予算の専決処分を宣言している。

誠意がないというのは、もちろん去る二十一日の本会議で、市当局提案の予算を全面否決したことをさしているはずで、市会が不用意のうち、「市長専決」のスキを与えたことは、どう考えてもまずかった。市長不信任を急ぐあまり、議会の運営を軽くみすぎたきらいはなかったらどうか。

予算の審議、決定は議決機関の当然の義務であり、責任であって、それを全面否決したからとて、それだけのことで「市長不信任」が通るものでもあ

るまい。党利党略をこととする瀬長市長の独裁に反省を促すためだといっているが、そんならそれで当局案を根底から組みかえ、予算の大修正をするのが、常識として考えられることだろう。その場合、たんに市長にたいする嫌がらせのための修正ではなく、市民の福祉のうえから、当局案の欠点を批判検討し、市民の納得のいくような修正案であってほしいのである。そうした努力を殊更にいい、やつつけてしまえの気持から、全面否決と出たのは、労せず功を急ぐようなもので、結果は市長の反省をうながすどころか、しつぺがえしを食らい、逆にその「独裁」をゆるすことになっている。

予算の全面否決がそのような結果を招くとは、当初思いおぼなかったこととて、そこに野党側の誤算があったかもしれない。ところで、市長の「専決処分」は地方自治のあり方として、決して常道ではないし、それが強行される限り、地方自治そのものを破壊するおそれさえあるといえよう。たとえ「法」によって市長にそのような非常権が与えられているにしても、この伝家の宝刀は抜いてはならないものだろう。市政のなかの局部に属する問題ならともかく、市の全予算を「専決」で

なぎ倒されたものでは、選挙制による自治もあつたものではない。

野党側の声明によれば、全面否決の態度をかえ、予算案を再議にかけたら、修正審議に応ずる気構えであるという。つまり、予算を成立させようという意思は認められたことになる。これをもし、蹴つて専決処分を押し切るのは、あまりに公式的に流れすぎる。

対決するといつても、問答有用でないといひ、第一、地方自治に不幸な前例をつくりたくない。

予算専決処分は違法／政府が見解を発表／那覇市会

”審議の意思あり”

〔沖タ・朝 1957・11・2〕

政府は那覇市の本予算の専決処分が妥当かどうかを法的に検討していたが、一日「違法である」との結論を得、野波行政課長の談話形式で次のような見解を発表した。

今回の那覇市長の予算専決処分は明らかに違法の処分とみる。市町村における長の専決処分は議会が議決すべき案件を議決しないとき、決定すべき事項を決定しないときになされるものである。那覇市における状況は一応議会が否決（議決）した予算案を市長が不服

として再議に付してあるが、再議を求めたのはつい二三日前のことであり、議会としては再議に付された本予算案を慎重に審議するという建前から長期にわたる審議を予定して暫定予算案の提出を求めているので議会は明らかに予算を審議する意思があることは明白である。従つてこのような議会の意思に反して市長が本予算しかも一カ年の予算の執行を専決処分にするといふことは市町村自治法百四十四条の趣旨に反するものである。あくまで議会は予算を審議する意思があることは認めなければならぬ。よつて今回の那覇市長の専決処分は違法と断定されその処分は無効になると解する。

この場合議会としては行政事件訴訟特例法（五三年九月立法四十八号）の二条により市長の専決処分取消しの訴訟を提起することになりまた同法十条の規定により裁判所に仮処分の請求をなしこの予算の執行を停止させるのが妥当と思う。なお今回の様な市長の独断的な行政処分は市議会を無視し市政を混乱に陥入れ市町村自治を阻害するおそれがあると思料される。

瀬長市長反ばく談話

瀬長那覇市長の予算専決処分に対して行政府では「違法」であるとの正

式見解を発表したが、これに対して瀬長市長は「専決処分は客観的な正当性を欠くものではない」と次のような談話を発表した。

専決処分は議会が自らの審議権を放棄し審議すべきをしなかつたからしたもので自治法の精神に基いたものだ。何故なら五十日間も議事を延ばしたことは那覇市にとつて異例であり、去る五年の当初予算一億一千八百万円を二週間で審議可決したが、今回は一億一千四百万円の予算案を九月の定例議会に審議することが出来ずにいた。そして更に十月の暫定予算を請求したが、この時も「議決すべきを議決しないものに相当すると考えたが、一応議会の審議権を尊重する立場から譲歩して暫定予算で執行した。しかし十月も二十六日まで会期を延長してしかも全面否決をした。これに対して直ちに再議に付したが、一日たりと審議せず、十月三十日平良議員が修正案をもち出しても顧す数の力で押切つて再び十一月分暫定予算を請求した。三十一日に修正することが出来なかつたのである。その意思がなかつたことであり、過去五十日間の野党議員の議事のすすめ方からみて審議の意思がないことは十分客観性を与えられている。また、議

会は正副議長を選出、常任委を設置して、機関として成立しているにも拘らず、一回たりと総務、財政、建設の委員会を開いたこともなく、五十日間合同委の形で全体協議会をもちつねに不信任案の到来の機をまつていたことは、これまでの審議のすすめ方をみて明らかだ。議会の要求する暫定予算のくり返しをやつておれば、長の政治責任はまぬがれようが、市民が求めている事業の執行は不可能である。

以上の理由で議会が審議権を放棄したもとして市民の利益のために専決処分にした。

市町村自治法一部改正公布

〔琉新・夕 1957・11・2〕

「市町村自治法の一部を改正する立法」が一日公布された。

大きな改正は政府の市町村に対する助言の勧告および監督権を強化したことで、また学識経験者から主席が三名の委員を任命し自治紛争調停委員会を設け市町村相互の間又は市町村の機関相互の間に紛争があるとき主席は当事者の申請又は職権によつて紛争解決のため同委員の調停に付すことができるよつになつてゐるのが注目される。那覇市における議会や予算をめぐる市長と

議員との対立などについても、主席は、こんどの改正により指導、助言や勧告ができることになるし自治紛争調停委員に調停させることもできるが、同改正の施行は公布の日から三カ月を経過した日——来年二月一日からとなつてゐるため、それまでは法に基づき積極的な措置は執れない。

政府の助言、勧告及び監督 主席が市町村に対し技術的な助言又は勧告をすることができるのは次の場合となつてゐる。

- 1、市町村の組織および運営の合理化に資するため。
 - 2、「市町村はその事務を処理するに当り住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という規定（第一条二項）の趣旨を達成するため必要があると認めるとき。
 - 3、「市町村は常にその組織および運営の合理化に努めるとともに他の市町村に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない」との規定（第一条五項）の趣旨を達成するため必要があると認めるとき。
- 自治紛争調停委員 自治紛争調停委員は事件の度ごとに学識経験者の中から主席が二名を任命する。委員は調停案

を作つて、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に理由をつけて公表できる。当事者が調停案を受諾して受諾文書を書き出したとき調停が成立するが、調停による解決の見込がないと認めるときは調停委員は調停を打ち切り事件の要点と調停経過を公表できる。

執行停止命令を申立／那覇市会専決処分取消し訴え

る

〔沖タ・タ 1957・11・2〕
那覇市会（議長高良一氏）では瀬長那覇市長の本予算専決処分は違法であるとして、二日あさ九時すぎ、議長高良一氏を代表、下里恵良、宮良長辰、牧野博嗣の三氏を代理弁護士として中央巡裁に「専決処分取消しの訴訟」を提起するとともに「市長が独断的に処分した本予算の執行は市町村自治法を阻害するばかりでなく市政を混乱に陥れるものであるからただちに予算の執行を停止してもらいたい」と「執行停止命令」を申請した。
中央巡回裁判所ではこれを受理。奥島憲雄裁判長、仲宗根信秀、松本完正陪席判事係りで審理することになった。執行停止命令の処分については十

一時すぎから三判事に仲松上訴裁判首席判事を交えて話し合われたが、決定せず、あらためて四日（月曜日）に瀬長市長及び市会代表者を招いて決定することになった。

専決処分の取消訴状の要旨次の通り。

那覇市議会では瀬長那覇市長の独断政治に反省を求めため本予算を否決した。被告（瀬長市長）はこれは議会の責任において修正すべきであるとして議会に再提出してきたが那覇市議会では十月中に膨大な五八年度予算案の修正を審議することはできないので、十一月分の暫定予算を提出するよう可決した。

ところが被告は自治法第百十四条第一項の規定に該当しないにもかかわらず、議会開会前の三十一日違法な専決処分をなした。

自治法第百十四条第一項の規定は議会の議決を不可能とする場合の規定であつてしかも議会が開会中であり、議事を無視して議会の審議中に専決処分をすることは明らかに違法であつて市民の代表である議会の予算審議権を犯すものである。

よつて市長の専決処分は当然無効でありその処分の取消しを求めらる。

（執行停止命令申請の要旨）
訴訟の理由にあげたよつに市長に違法な専決処分を執行させることは、大きな損害をこうむることは明らかであり、すでに市長は「工事入札について」と新聞広告すら出しているため執行の停止は非常に緊急を要するものである。損害をさけるため処分の執行停止命令の決定を求めらる。

さつそく工事入札へ／専決処分那覇市の対立する当局・市会

同・市会

〔沖タ・タ 1957・11・3〕
市長不信任問題で紛糾を続けている那覇市会は、三十一日瀬長市長が五八年度予算案を専決処分したことから、議会がこれを違法として提訴、執行、議決両機関の争いに発展、ますます混乱する形となつた。

市会側は二日、専決処分を違法だとして中央巡裁に「専決処分取消し」を提訴するとともに、同予算の「執行停止命令」を申請したが、市当局では、議会が議決すべき事件を議決しなかつたとして専決処分した市長の認定は客観性のある正当なものとして、直ちに事業着工の準備を進めている。
専決された五八年度予算のうち建設

関係事業費は道路橋梁費、公園建設費、ポート・ターミナル、市民集会所建設費、泊港浚渫費、都計測量調査費など総額三千八百六十九万九千九百九十五円となっているが、そのうちの橋新設（土木）、高橋工事敷地造成及び道路新設（土木）、久茂地校横道路（一号線から国際通り第一相互横）の新設（都計）、小祿水道水揚ポンプ場新設工事（建築）など四工事を六日公入札に付し直ちに着工することになっており、成行きが注目されている。

” 提訴はお門違い ” / 専決処分問題で瀬長市長が声明

〔沖タ・朝 1957・11・4〕

瀬長那覇市長の予算専決処分に対し野党十七議員側では一日の本会議で専決処分を無効とする提訴を決議、二日あさ中央巡裁に出訴したが、瀬長市長はこれに対し三日ひる五時次のような声明を発表四日あさ十時、松島弁護人と共に中央裁に出頭すると語った。

（声明文）本件は、議会对市長の問題であり、いわゆる議員の争訴であるから法律によって特に定められた場合に限り裁判所に訴訟出来るが市長の専決処分を違法として裁判所に訴えたり、

執行停止を申請もする規定は市町村自治法にはない。議会は行政事件訴訟特

例法第十条第二号により市長専決処分の執行停止の申請をしているが、この規定は行政庁（市長）の処分により市民が損害をこうむる場合に、具体的にいえば予算の歳入歳出を執行した場合、市民がそれによって損害をこうむる場合に個人の救済を目的として定められた規定で、そういった市民から行政庁（市長）を訴えるためのものである。これは学説や判例の一致して確認するところである。日本最高裁判例は普通地方公共団体の機関相互間の争いについては法律に特に規定のない限り法律争訟として裁判所に訴訟の提起を許されないものと解するを相当とする。そして本件のような事項については地方自治法その他の法律に訴えの提起をゆるした規定がないから、不適法な訴えであるとなっている。以上でわかるようにこのような機関対機関の争いは法律に規定する場合の外は市長に対する不信任決議、リコール、選挙など政治的手段に訴えて解決すべきであるというのが自治法の根本精神である。

正否は裁判所で

野党某議員の話 見解の相違だ。正否の判断は、すべて裁判所に一任した

い。

非公開で審理 / 那覇市の行政訴訟

〔沖タ・夕 1957・11・4〕

瀬長那覇市長の予算専決処分に対し、市会側はこれを違法として行政裁判に持ちこんだが、中央巡裁では四日あさ十時三十分から市長と議会側双方の代表を呼び、事情を聴取、審理に入った。注目の行政裁判とあってこの日は大勢の傍聴人がつめかけたが調査は非公開で行われた。

まず、十時四十分当局側瀬長市長と松島弁護人が奥島裁判長、松本、仲宗根判事に呼ばれ約二十分にわたり調べを受け、続いて、市会側渡口副議長と、代理弁護人の下地（寛）、宮里、下里、牧野弁護士が呼ばれて調べを受けたが、決定は午後になる予定。

取り調べを終えて廊下に出てきた瀬長市長と原告側宮良弁護人は記者団に対して、要旨次のように取調べの結果を説明した。

瀬長市長の話 取り調べは奥島裁判長、仲宗根、松本両判事が行ったが、五十日間の議会の状況についてきいた。議会は五十日の間に一度も委員会に付託して真剣に審議したことはな

い。特に九月は二十一日の会期中一度も予算に手をつけずに十月分の暫定予算を請求した。この時は議会の審議権を認めて暫定予算を出したが、十月になつてこれを全面否定し再議に付したものを三十日にも審議せずさらに暫定予算を要求してきた。三十一日になつて議会開会の十時になつても集つたのはたった七名であり、開会しそじなかつたので十時四十分専決処分の告示をした。私は自治庁あたりの見解も聞いた上でやつたもので違法ではない予算の執行が停止されるといふことは、市の機能を完全に停止させることで大変なことになると説明した。

宮良弁護士（市会側）の話 訴訟の事実にあげているように専決処分は違法であり、これは自治法百十四条にあきらかに抵触するものである。裁判権の問題についても、今回の行政訴訟は那覇市という機関を相手にした事であり、正当な手続きをふんでいると思つ。専決処分付された予算を執行されることはわれわれは市民に大きな損害を及ぼすものと思う。那覇市当局では議会が審議を遅くらせているから専決処分に付したといっているが、われわれは那覇市民の立場を考えて慎重に審議を進めようと思つていたわけだ。

焦点は”執行停止” / 市長

側停止は市民に不利益 / 市会側暫定予算組めばよい

〔沖夕・朝 1957・11・5〕

瀬長那覇市長は、四日ひる一時半から記者会見を行い、専決処分をめぐる訴訟問題について説明するとともに「執行停止処分になった場合市民は不利益をつける」と次のように語った。

行政事件特別法第十条の執行停止命令は、「処分の執行により生ずべき償うことのできない損害をさけるため、早急の必要があるとき」に限られているが、本件はこれに該当しない。また執行停止の可否を判断する場合には、行政処分が違法かどうかまで審理すべきではないという判例（広島地裁）があり、本件は停止処分すべきではない。かりに本件を執行停止させた場合は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすものである。すなわち、歳出予算の執行停止により、職員の人件費が全面的に停止されることになり、市政の全機能が完全停止する、窓口業務の中止のため、印鑑証明書、戸籍謄本、抄本、諸証明の発行が不能となり、さらに死亡、出生、婚姻届もできなくなる。消防隊の全機能が停止する。都市計

画事業の停止、泊港の浚渫、同港務行政が停止するために船舶の出入りが混乱する。

その他福祉事業、市営住宅の管理、失業対策、保健衛生の管理に支障をきたすことになる。さらに歳入の執行停止によって、十種類におよぶ市税の賦課、調査が行われず、次年度の歳入に欠陥を生ずる。徴税ができない、市有財産、営造物の管理が行われず財産収入がなくなる。よって執行停止の仮処分申請は市民の福祉のために却下すべきである。

これに対し市会側の代理弁護士宮良長辰弁護士は次のように語っている。

議会開会中に専決処分するということは、市民の代表である議会の審議権を侵害したものであり、市民の税金を市長個人の見解で使うことになり、市民に大きな損害をあたえるものである。市当局は日本の判例に従って提訴は不適法だといっているが、琉球は基本的には米国の法制をとっており、自治法についても上級機関がなく、主席の監督権が与えられていない。これは米国の司法国家的なものにならったものであり、執行、議決機関間の紛争も裁判所にまかすことになっているので、日

本の大陸法的な判例をもち出すことは当らない。しかし、日本の場合でも、機関訴訟を裁判で解決した判例が岡山と水戸の両市の地裁にある。

なお、今度の場合は市会の権限を侵した市長の処分に対する不服の訴えであり、純粹な機関訴訟ではない。

執行停止処分になっても義務費を暫定予算で組めば機能が停止するというような重大な事態におちいることはない。それよりも市民の意志を無視した専決処分による執行の損害が大きいのだ。

私の意見 / 市当局は予算案を公表せよ / 市民はこれによって市政を判断する

照喜名和子

〔琉新・夕 1957・11・5〕

瀬長那覇市長は十月三十一日に予算案を専決処分にすると発表した。これに対し野党側は行政訴訟をするという声明文を発表している。両方ともお互いの立場からのいゝ分は筋がたつていようみえる。

大体今度の那覇市会を通じて、市会議員の連中が市民に与えた印象は、「理屈とこうやくはどこにでもはりつく」という諺を立派に証明しただけに

過ぎない。市民のためにえらばれた市議員達は、与党は欠席を続け、野党は大切な予算案審議をそっちのけで市長追出しに狂ほんしているだけである。

瀬長市長を民主的な選挙でえらんだのは私達那覇市民である。先の議会で市長が不信任され、そのため市長は自治法に従って市会を解散、八月には市議員選挙が行われた。はなばなしの選挙戦で、市長信任派は「民主主義擁護連盟」を組織し、不信任派は「那覇市政再建同盟」を組織して闘った。その時分までは、地方自治法にある「解散後の議会は三分の二以上の議員が出席し、半数以上の賛成者がいなければ、市長を辞めさせることはできない」ということが条文通り受入れられて、与党側は三分一確保を叫び、野党側は必ず三分二以上をとってみせるといきまいていたことは、まだ四月月前のことであるだけに、市民は忘れていない。

選挙の結果は与党の民連は三分一を上回る十二名が当選し、野党の再建同盟は三分二に足りない、十七名しか当選させることはできなかった。自治法によると、市長を辞めさせることはできないことになった。与党としては三分の一以上をとった以上、議会におい

て三分の二出席させないように欠席戦術をとることはその時から予想されたことであった。そして再建同盟も当時は敗けたことを認めていたものだ。

ところが市会が始まると再建同盟は十七名という半数以上をとったのだから市民の大半が市長を不信任している。われわれはあくまで市長追出しをやるという、与党側を出席させることにやっきになったが、与党も相手の術中におちいるようなことをやらないのは当然である。同盟側はあの手、この手で追い出し策を考えてきたが、いずれも失敗した。あげくの果ては立法院に地方自治法の改正を要望した。小さい子供が、自分で何かやって出来ない、「お母さん、これやって」と泣きついてくると全く似ている。民主主義を口にし、いわゆる良識のある、そして市会議員という肩書をもつ大人の達が、自ら、自主性を放棄した格好である。さすがに立法院はこの要望を却下した。なぜ選挙前には自治法を認めながら、選挙後はその改正を要望するのか、あまりにも得手勝手な考え方は理解に苦しむものである。

辞めてもらいたいといつのはおかしい。瀬長市長をえらんだのは市民であり、与党側を三分一以上当選させたのも市民である。これはみんな民主的な手続きを経た上でのことである。そういう市長には仕事をさせるのが民主的である。今度の市予算には琉銀よりの補助をとめられた市当局がどういう仕事をするかということに裏づける予算である。この予算を執行してはじめて市民は瀬長氏が果して市長として適任であるかどうかを判断することが出来る。ところが市議会は予算審議をそつちのけで市長追出し策ばかり審議し、

会期延長々々で、現在までに五十余日の会期中、会議を開いたのが、二十五日、そして肝心の予算審議をやったのはわずか七日間である。このために市長は予算の専決処分を行っているが市長にこういうことをさせたのは市会の責任である。野党側はこれに対して行政訴訟に持ち込むといふ、声明を發表している。その中で、今度の予算は共産党勢力を拡張させるための予算だからわれわれは否決し、修正するといっている。

いう言葉と、野党側の「共産党勢力拡張の予算だ」という相反した言明だけでしかない。一般大衆は抽象的な言葉のやりとりだけではこの是非を判断しない。実際に自分の目で確かめてから判断を行うものである。

そこで私は市当局が、予算案を新聞紙上に全部発表することを要望する。新聞社もそれだけの紙面はさいてもらいたい。どっちのいい分が正しいか、それは市民が判断する。そして私達は市会が現在のような混乱に早くピリオドを打つことを強く望む。
(那覇市六区九組・主婦)

専決処分に自治労の見解

〔沖夕・朝 1957・11・6〕
瀬長那覇市長は、五八年度予算の専決処分を違法として議会が訴訟を起していることについて、自治労を通じて日本政府自治庁の見解を質していたが、五日自治労から回答の電報があった。

問 議会は行政事件訴訟特例法によつて予算の専決処分取消しの本訴訟と、執行停止仮処分の申請をしているが適法か。
答 本訴は提訴すること自体は適法。ただし、理由ありやなきやは別問題。

題。行政事件訴訟特例法では仮処分できない。執行停止の申請はできるが、行政訴訟特例法第十条二項、七項によつて停止を仮処分の方法で申請しているとすれば申請自体不適法である。

—自治労—

那覇市会への引渡／高良議長が正式要請

〔沖夕・朝 1957・11・6〕
那覇市議会議長高良一氏は、五日当間主席あて、先の同市会本会議で議決された「総評資料の那覇市会への引渡方」についての要請文を正式に提出した。

那覇市の予算専決／執行停止／申立て却下／行政機関間の争いで裁判権なし／市会側弁務官へ再審申請か

〔沖夕・夕 1957・11・6〕
那覇市会は、瀬長市長の五八年度予算専決処分は違法であるとして、専決処分の取消し訴訟を提起するとともに執行停止命令を申立てていたが、中央巡裁の奥島裁判長、仲宗根、松本陪席判事は、六日あさ九時すぎ「執行停止の申立を却下する」と決定した。
却下の理由としては 行政機関間の争

訟であること 司法権本来の対象である法律上の性質を有しないこと だからその解決については特別の法律の定めのない限り裁判権はないとあげている。

これに対し市会側主任弁護士宮良長辰氏は「裁判所の決定には不服であるが、本件については上訴できないので、本訴訟で争う他ない。日本では行政機関の争訟は上級官庁で解決するのが原則であるが、沖縄の上級官庁にはそういう権限が与えられていない。だからわれわれは沖縄においては行政争訟であつても裁判所に裁判権が有するものと思う」と語っている。

これで予算専決処分執行停止をめぐる争いは一応ピリオドをうつたわけだが、これによって本訴訟においても同じような結果になるものという見方が法曹界では強い。

なお行政命令の規定に基き、執行停止仮処分申請の再審査を高等弁務官にできることから、議会側渡口副議長は直ちに宮良弁護士と会い、打合せを行つており、近く再審査を申請するものとみられている。
行政監督的措置か/政治的解決の
他ない

申立却下の理由 要旨

瀬長市長が五八年度本予算を専決処分付しその旨告示したことは争いがない。那覇市会側ではこれを違法として取消しの訴訟を提起すると共に執行停止命令を申請しているが、本件申立に対し裁判権を有するかどうか次の通り判断する。

一、琉球民裁判所の裁判権は布令第六十八号の第二十九条および琉球民裁判所制度によりその裁判権が決められているが、行政上の裁判権については行政事件訴訟特例法で決められている。同法は行政訴訟が民事訴訟と制度上区別されているものであり、実体系上公法と私法の分化を前提としたものであるから、琉球の法制は純粹の意味では米英流の司法国家体制を採用していないことは明らかである。

一、だから一般に司法国家でないかぎり、たとえ法律をもつても司法権が行政権に介入することは許れないとされている。立法をもつて行政権の領域に介入すると定めた場合はこの限りではない。

一、政府または市町村の機関における主管権限の範囲または権限行使に関する争いは住民の市民的な権利義務に関する紛争でないから法律の定めのないかぎり裁判所の権限には属しない。

従つて機関争訟の解決は、当該機関に共通の上級機関によつて行政監督的な措置によりすべきもので、これだけでできない場合は議会による行政的政治的統制またはリコール等世論の役割などで政治的に解決する他ない。

本件の場合は、瀬長那覇市長たる市町村の機関と那覇市議会たる市町村の機関相互の権限行使に関する争議であるから直接市民的権利に関する法律上の訴訟にはあたらないから法律に特別の定めのない限り「行政上の訴訟」として琉球民裁判所の裁判権に属するものではない。

よつて地方自治法第百十一条第五項の特別の定めによつて本件の出訴権が認められないから、不適法な申立として却下する。

当然の措置だ

瀬長市長の話 当然の措置だと思つ。

任命制ではあつても琉球の司法官が予想される圧迫をはね返して正しい決定を下し、自らの権限と法を守り抜いたことは、市民の福祉と安寧を守るものであり、日本国民としての誇りを感じ、敬意を表する。この断固たる決定は申請人である那覇市会を自己撞着から救済し、市民の福祉のために感情的な対立をやめなければいけないという端的

な教訓を与えたものである。

裁判所の決定を契機に議会と市長が政策的には違つても市民の利益という点に集中するときは一致点を見出し得ないことはないという確信に立ち、妥協ではなく話し合いによつて一切の案件を解決していく覚悟である。

承認できない決定

渡口副議長の話 瀬長市長の専決処分は、自治法の法意にかんがみて明らかに違法である。十二万市民の意志を代表する議会として、瀬長市長の独裁政治を是正し市民の福祉の増進に寄与するためになされた出訴が裁判権なしとの理由で却下されたことは遺憾である。裁判権なしの判決は明らかに、瀬長市長の独裁政治を現行法で阻止することはできないので十二万市民の自主的判断にまつ政治行動以外はないとの結論が生れてくる。この裁判官の安易な考え方には絶対反対である。地方自治が独裁政治に転換せんとする危機にさいして法律を守り、琉球の法秩序を守る立場にある司法官がこの安易な考え方に立つた今回の措置は承認できない。立法、行政、司法の三権分立の原則をふりかざすことはどうかと思つ。

私は、各々の法律の立法精神に則つて法の解釈を下すべきであり、枝葉末節

の形式に拘泥して解釈し法を運用することは承認できない。

もし、この専決処分が出訴できないとすれば、自治法の意図する民主主義政治は完全に無視され、執行機関と議決機関の権限は不均衡となり、十二万市民の主権者としての権力と地位は瀬長市長の膝下に転落することにもなりかねないので、中央巡裁の誤った考え方を是正、自治法の精神を守り、市民福祉の大乗的立場に立ち、行政命令に基き、再審の措置を講じたい。

なお、専決処分が違法であることは行政専門家がみとめているところであつて、今回の裁判権なしの問題とは別であるから誤解のないようにしてもらいたい。

市会に出訴権なし／自治労の見解
市長の専決処分に対する市会の出訴権について、那覇市では自治労を通じ、自治庁の見解を求めていたが、五日ひる、自治労から瀬長市長宛、つぎのように返事があつた。
市会には出訴権ないはず。個人の場合も権利侵害の事実無ければ同様、該当法令なし「詳細は関係法規送れ」——自治労。

金口木舌

〔琉新・朝 1957・11・7〕

那覇市会が瀬長市長を相手どつて提起した「専決処分執行停止令申請」は、きのう中央巡裁で却下された。巷では早くも予想通りだとか、予想できなかった等と話題を賑わしているが、何処でも野党の黒星が半ば笑の種にされている。野党は自治法の改正陳情、いやそれ以前から黒星続きである。笑の種にする人達の評は「野党議員は不勉強だ」というのである。渡口副議長は中央巡裁の決定を不服として高等弁務官に再審申請をすると談話を発表しているが、自分らの力の足りなさをカバーするため、軍の威力を借りるのはどんなものだろうか、恥の上塗りにならないければ良いかと憂慮するものである。ここで考えなければならぬことは、軍の鶴の一声を望む前に琉球住民の自治能力を示すための、打つべき手はないかということである。手はない筈はない。市民の選んだ市長と議員が、市民の福利を増進するために、話が合わないといふことは考えられない。過去をふり返つてみると、市会と市長は、懇談もしない前から、互に話が合わない……といふよりかむしる話し合いを避けた感がする。どうだろう、こちら

で互に市民の選良という大刀を大上段にふりかぶらずに、もう一度市民の声に耳を傾けてみては……。両者が当選したところと今では市民の考えも大分違つていふと思う。市民が今一番望んでいるのは、真和志との合併により、市政の混乱を救ふことではないだろうか、議員は議案審議をしなくてもちゃんと報酬を貰えるが、報いられないのは税金を出している市民だ。嘗つて那覇が真和志を除外して首里、小禄と合併した際、時の民政官は、これを評して「ドーナツ合併」と皮肉つたが、大乗的見地から合併すべきだったとの暗示でもある。世論は両市の合併を望んでいる。対等とか吸収とかはさして問題ではないと思つた。

那覇市会の行政訴訟／執行停止申請を上訴／布告第四号に基いて

〔琉新・朝 1957・11・8〕

さきに中央巡裁で却下された「瀬長那覇市長の専決処分執行停止令申請」について、七日午後三時半那覇市会代理人宮良弁護士は中央巡裁の決定を不満とし上訴裁判所に上訴した。この上訴は七日午後公布された布告第四号に基いて抗告されたもので、布告

第四号公布前は上級裁判所に対する上訴はできなかった。宮良弁護士の上訴理由によると「議会に出訴権がある」と中央巡裁の決定に対して不服を申立てたもので、さきの中央巡裁の却下決定により一段落ついたものと見られていた「執行停止令申請」の訴えは再び上訴裁判所でとりあげられ、市会側が正しいか、市当局が正しいかの黒白を争ふことになった。

巡裁判決に上訴権／「民裁判所制」を改正

モーア高等弁務官は七日、「布告第四号（十一月六日付）を公布して民裁判所制（布告十二号）を改正、巡回裁判所の審理事件は如何なる布告、布令、指令又は法令でも上訴裁への上訴権を制限するものではない」との規定を追加したが、これにより中央巡裁で却下された那覇市議会による「瀬長市長の五八年度予算専決処分に対する執行停止令申請」が上訴され、上訴裁では上訴棄却か、または中央巡裁に審議するよう差し戻すかの何れかになる。布令第四号の要旨
一、民政府布告第二十一号、第二十五号、第三十六号、第三十七号及び第三十八号で改正された布告第十二号を次のとおり改正する。

第四条第三項の末尾に次のとおり追加する。

「如何なる布告、指令、布令または法令も巡回裁判所において審理された事件の当事者が、その裁定について上訴裁判所に上訴する権利を制限するものと解してはならない」

二、この布告は、あらゆる事件について効力を有するものとする。

三、この布告は一九五七年十一月六日から効力を発する。

当然の措置

渡口那覇市副議長の話 市民の利益に関する大きな問題が上告もできないというのは不合理であり、この意味から今度の布告の改正は制度の欠陥を是正したもので当然の措置で、むしろおそきに失した感さえする。

自治体に不当な圧迫と干渉

瀬長那覇市長の話 行政事件訴訟特別法では上告できないので、軍が上告の道を開いたのだらうが、このことは弁務官が直接自治体に不当な圧迫と干渉を加えることを宣言したものだ。議会では上告するといっているようだが、市民の利益のためになされた処分執行を拒否することは議会の機能を自ら放棄するものであり、裁判でためなら軍によってでも私を追放しようという

陰謀のあらわれである。こついつ議会のやり方は県民の方でやがて粉碎されるだらうし、こちらとしても法的な一切の準備は整えている。

この際議会に裁判から離れて議会の審議権を市民の利益のために行使するよう、提出されている議案の審議を期待したい。

一社説

市民の福利を無視した市政

〔沖タ・朝 1957・11・9〕

那覇市政は完全に市民の利益に違背した状態を招いている。市長も市会も市民の利益を守る責任を忘れ相対立して抗争、それがいつ果てるかもわからぬ有様だ。

瀬長市長は、市民に選ばれて就任したが、彼の市長就任を歓迎せぬ情勢は、那覇市に対する政府の政策的助成の中止あるいは金融機関の非協力をもたらした。これによる都計事業の大幅なストップは、市の産業振興を遅滞させ、一般庶民にとっては就業の機会が少くなり、労働条件の向上をはばむものとなっている。政府の補助助成が得られぬということは、那覇市民が納める政府税の還元がないということであり、市民が当然受けるべきものを他市

町村民に横取りされているともみられよう。政府の瀬長市政に対する措置の当・不当には議論もあるが、現実的に市政運営の不円滑化とともに、この面からも瀬長市長は市民に不利益を与えているといえる。

一方、市会もまた、瀬長市長の不信についてのみその任務のすべてであるとしているのか、年度なかばにきてまだ本年度予算さえ成立させていない。そのため瀬長市長に専決処分をとらし、それが行政訴訟事件となって注目されている。市長独裁の市政が市民の利益を害するものと非難する市会が、それに片棒をかついでやったようなものである。

ことに市会は今月になってから五回も流会している。きのうは、欠席戦術を続行していた瀬長与党の議員が出席し野党が欠席、いままでとはあべこべに与党側から出席催告をうけた。なんのことはない、市会自体、お互いに空巢狙いゴツコをして市政をいよいよ混濁たるものにしていくわけである。

率直にいつて、現実には市民の福利をもたらさぬ瀬長市長、そして予算審議にも出ずに敢えて市長の専決処分をなさしめた与党議員、さらに「市政再建」に姑息な手段ばかりしかとれぬ野党議

員、これら全部が一心その職を退いて、あらためて総選挙を執行して再出発することであれば、那覇市政は市民のためのモノにならぬのではないか。現在の市長や議員に、そんなことを要請したつてどうなるものでもないだろうが、今日の市政の状態をいつまでも一般市民はそのまま見送つてばかりもいのではないか。

那覇市が支払う／退職者の

年次有給休暇

〔琉新・朝 1957・11・9〕

那覇市ではさきに議会で問題となった退職者の年次有給休暇の支払いを開始することになった。

これはこんどの市長専決処分でなされたもので、総額は三十一万九千三百十円、内訳は五年十月一日から五六年十二月三十一日までの退職者が四十七名、十一万五千二百六十六円、瀬長市長になつてからの退職者が六十一名、二十万八千七百八十四円となつている。

那覇市会／現状打開に三派

懇談／議会不信の声を恐れる

〔琉新・夕 1957・11・9〕

九日の那覇市会開会前、与野党、中立

派の議員が議長室に集り、今後の議会対策について協議した結果、現在の行詰り状態を打開するために近く与野党、中立派三派の代表懇談会を開き、今までの行きがかりを一切水に流して現状打開を話し合おうということになった。

議長室には野党側高良議長、備瀬、辺野喜議員、与党側浦崎、宮城清三郎、瀬名波議員、中立派平良議員らが集まったが、まず浦崎議員から 市会の現状は完全な行詰り状態にあること市会对市当局の争いは泥試合の様相を帯び、両派とも市民から批判されていることなど現状を説明、この打開のために両派とも今までの行がかりを捨てて話し合ってみたらという提案があった。

これに対し高良議長はじめ野党側も両派がこれ以上平行線を歩んで争いを続けると市民に政治不信の念を抱かせられるおそれがある 市長の信任、不信任問題を離れ、真和志市との合併を促進させよという世論もあり、この面から両派の話し合いの余地がある…と与党側の提案を一応認め、野党側と相談した上で懇談会を持つことの可否を決めることになった。

一方中立派の平良議員もこの話には非

常な乗気を見せ、両派のアッセン役を買って出ているので瀬長市長不信任問題をめぐり、与野党とも泥まみれの争いを展開している那覇市会も、この三派代表懇談会が開かれさえすれば新しい解決への局面を見出せるのではないかと期待されている。

七日間も続けて流会 / 那覇市会と野党の抗争続く

〔琉新・朝 1957・11・11〕

九月十日開会された那覇市会はきのう十日で丁度二カ月を迎え、その間本会議が開かれること三十日に及んでいるが、十日午後二時からの市会も出席者四名（高良議長、平良、瀬名波、儀武議員）で流会したため、三十日間の本会議が開かれたのは十九日間だけ、残りの十一日間は流会という本会議の三分の一が流れる例のない変則議会となった。

こう流会が続いたのは三十名の議席のうち十七名を占める野党側が欠席したためだが、野党側の欠席の理由は九月十日の開会以来与党は欠席戦術をとっており、審議権を自ら放棄している。このことは瀬長市長自らが議会における審議の必要を認めてないことを意味すると、市長はあべこべに野党

側が審議の意思がないとして五八年度予算、その他の予算を専決処分し付した。議会開会中専決処分を行った市長の暴挙に対して行政訴訟を提起した

が中央巡裁は裁判権なしと市会の申立を却下した この中央巡裁の決定は市長がどんな違法なことをしても裁判でこれを救済することはできないことを意味し、これでは議会の存在価値はなく出席の必要もない！ということになり、結局議会開会中専決処分がなされるようでは市会を開く必要はないのではないかというのが野党側のいい分である。

これに対し瀬長市長は「議案がまだ三十八件も残っている。市民の利益という面から与、野党両派が一致点を見出せる余地は十分にある」と野党の歩みよりを示唆しているが、中立の平良議員も議会の行詰り打開策として真和志市との合併の線を持ち出しており、この動きがどう実を結ぶか注目されている。

高良議長の話 こうお互に対立しているらどうにもならない。あすは皆を集め休会し、一応冷却期間を置いた上で両派で話し合ってみれば解決策もみつかるのではないかと思う。

「改正前の抗告は許されない」 / 那覇市、上訴裁へ意見書

〔沖夕・朝 1957・11・12〕

瀬長那覇市長の五八年度予算専決処分に対する市会側の執行停止仮処分の申立ては上訴裁判所に持ちこまれ、目下許田、比嘉、富山の三判事合議で審理されているが、市当局の代理弁護士松島朝永氏は九日上訴裁判所に対し「抗告は却下すべきである」と要旨次のような意見書を提出した。

本件第一審の却下決定は六日双方に送達されたが、抗告人（議会側）は七日ひる一時すぎに、民政府布告四号によつて上訴裁判所に抗告した。しかし、布告四号は七日午前中に琉球政府官房長に示され、ひる四時半に公布されたものであり、六日には存在しなかつた法令は、布告であつても公布されてはじめて住民に対する拘束力を持つものであり、公布前の法律や事件にさかのぼつて適用することは許されない。

司法権が行政に対する権限は、あらゆる紛争を解決するというものではなく、原則として当事者間の私法上の権利義務に関する紛争のある場合に、法の適用を保証すること、すなわち「法律上の争訟」について裁判する権限を

有するに止まる。
ところが、本件はいわゆる“機関争訟”であり、市民法上の権利義務に関する紛争ではないから、特別に法の規定がない限り裁判することはできない。

那覇市会九日ぶりにやっと成立

〔琉新・朝 1957・11・13〕

十二日午前の議会が流会となった那覇市会が議長が出席催告を行ったため、午後二時には十八名（与党は欠席）が出席して議会が成立、去る四日以来流会を続けた那覇市会は九回で流会の記録にピリオドを打った。なおこの日は先に再議に付された「区設置条例を廃止する条例」を再議で再び可決、区長制は九月一日実施以来二カ月余で消滅した。

区設置条例を廃止／与党議員はま

たも欠席

午前が流会となったため、高良議長は全議員に午後二時からの議会に出席するよう催告状を出したので、午後の各議員の出席はよく、定刻前には野党は病欠の渡口政行議員を除く全員十六名が集まった。このため与党側では又もや欠席戦術を行使し、与党から出席し

たのは儀武議員だけ、野党十六名に与党中立各一名を加えた十八名で開会された。議事日程に入ろうとしたところ、高良（清）議員から日程変更の動議が出され、那覇市都市計画用途地域の一部変更”区設置条例を廃止する条例の再議”の二件を先議することになった。

都市計画用途地域の一部変更

これは都市計画用途地域告示で住宅地域として決定された桜坂一帯、美栄橋一帯、泊一帯を商業地域に変更するもので、全会一致でこれを可決した。

区設置条例を廃止する条例の再議

さきの議会で区長制は人民党の下部組織強化のためであると市長専決処分による区設置条例を否決、区設置条例を廃止する条例を議員発議で制定したことに對し、瀬長市長が再議に付したものの、討論のしようつぎの通り。

渡口（麗）議員（野） さきの議会で

区設置条例を否決したのは区長制が人民党の下部組織化の傾向にあるという市民の声に議会が従ったもので、ペリー区で九百名の区民から推薦された区長候補を区長に任命せず、二百名の推薦しかない人民党の区長候補を任命している事実は、区長制を人民党の下部組織化する陰謀のあらわれであり、

区長制は廃止すべきである。

平良議員（中立） ペリー区長の推薦に不公正があったというのは事実に対する。さしさわりのあるからこのことについて詳しくはいえないが、不公正な事実があったかどうか議会として調査してみればはつきりする。

儀武議員（与） 区長制の設置は市民

の世論である。議会で世論に従って区長制の設置を認めるべきだ。

辺野喜議員（野） 市民のためを思う

から区長制に反対するのだ。区長制が正しいと与党が思うなら全員出席したら阻止できる。十二名の与党のうち一人しか出席しないということは、与党は区長制に賛成しているのは口先だけだといわれても仕方がない。

採決の結果、与党一、中立一の反対だけで出席議員の三分の二が「区設置条例を廃止する条例」に賛成、瀬長市長の専決処分で生れた区長制は去った九月一日発足後、一カ月余りで消滅した。

なお市会はきょう午前十時再開される。

那覇市会またも流会／野党九議員は議場に出ず

〔琉新・夕 1957・11・13〕

那覇市会は十三日あさ十時四十分開会

したが、定足数に達せず流会。欠席議員に催告状を出した上で午後二時再開することになった。

この野党側は十時ごろから続々議場に集まり十時十分ごろには病欠の渡口政行議員を除く十六名全員が集まった。ところが、与党側は欠席戦術を行使して、出席したのは浦崎議員一人だけ、これを見た仲宗根議員らが「与党も出席しないのに我々だけ出る必要はない」と怒り出し、これに野党の各議員が和して出席を拒否、このため十時四十分開会したが出席したのは高良議長ほか比嘉（朝）、備瀬、新垣、糸数、玉那覇、宮城（実）（以上野党）浦崎（与党）の八議員だけで定足数に達せず流会となった。

欠席議員に催告状を發した上で午後二時再開することになったが、与党が出席しなければまた流会になるのではないかと危ぶまれている。

那覇市会／与党出なければ
休会／野党側がきのう決
議

〔琉新・朝 1957・11・14〕

那覇市会は十三日午後二時再開されたが、午前中に出席催告状を出したにも拘らず、与党側は欠席戦術を行使した

ため、野党側は「審議がおくれた原因は欠席戦術をとる」と党のせい、今後与党が出席しないかぎり、議会を開いても審議しないで休会する」と決議した。

午後二時十分野党十六名、与党一名、計十七名の議員が出席して開会した。辺野喜議員 与党の欠席で審議がのびている上にきょう催告状を発したにも拘らず与党側は欠席戦術を行使しているのは残念だ。市長は議会が審議権を放棄したので専決処分を行ったというが、与党を出席させない市長こそ審議権放棄の張本人である。

仲宗根議員 議事の進行を欠席戦術でおくらせた市長、与党の責任を議会として追及すべきだ。議員として選ばれた以上、議会に出席して議案に賛否を表するのが市民に対する義務であるのに、与党の中には二十六回も欠席しているのがある。これは市民を馬鹿にしているもので、与党が欠席戦術を続ける限り毎日開会しても議案の審議をする必要がない。

野党一人を除く全員がこれに賛成。きょう午前十時市会を再開するが与党が出席しなければ、催告状を出した上で、午後二時から再開することになった。

合併：しびれきらず真和志 ／行政訴訟の動きも／松 尾・壺川等の失地回復図 る

〔沖タ・夕 1957・11・14〕

那覇、真和志の合併問題は、那覇市会の流会続きで、一向に進展を見せず、今のところほとんど見通しもついてないようだ。

ところで、現在那覇、真和志の行政区画は、終戦のどさくさで境界線が不明確になっているという。そのため固定資産税の賦課徴収などで、両市間に大きな利害問題があるようだ。これについて真和志市会では、旧真和志行政区域実態調査特別委員会（委員長町田宗松氏）を設け、両市の行政区域を実地調査した後、民政府の意向をきいて、那覇市または琉球政府を相手取って行政訴訟に持込む様子である。

同市の話によると、旧真和志市行政区域で、現在那覇行政区域に編入されているのは壺川、楚辺、松尾、一中前、樋川の五カ部落と与儀、古波蔵の一部地域で、総坪数三十九万三千四百三十九坪（現真和志市の一〇・四％）に上り、居住人口約五万人と推計している。真和志市の現在の人口六万人にこれを加えると、那覇市の人口より多くなり、

現在の合併問題などもあべこべになってくるという。

これらの地域は、四九年ごろ那覇が軍用地に接収されているため当時の民政府志喜屋知事の告示によつて那覇へ編入した形になっているようだ。真和志市としては、今日那覇が全面的に軍用地開放になっているにも拘らず、依然そのままになっているので、一おう行政区域を明確にするとともに、固定資産税の賦課などについても両市の権限を明らかにしようというものである。

市町村税法第六十八条の規定によると、固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する事になっているが、これらの五カ部落地域は、現在でも土地台帳のうえでは、真和志として登録されているので、当然真和志市が税の賦課徴収にあたるべきであり、那覇市が賦課徴収しているのは違法だとの見解である。この問題をさらに検討するために、真和志市会行政区域実態調査委員会は、十六日に委員会を開き、当時の行政担当者や市の有識者を集めて意見を聞くことになっている。

催告と流会の連続／那覇市 会十日間休会

〔琉新・朝 1957・11・15〕

那覇市会は十四日午後三時開会されたが、欠席議員に反省を促す意味で二十四日まで十日間休会、二十五日午前十時再開することになった。

この日は午前中に欠席議員に対する出席催告を行った上で午後三時再開されたが、与党は催告にこたえず議場に出席したのは崎山議員だけで残り十一名は欠席戦術を行使した。

開会と同時に比嘉朝四郎議員から「催告通知を出したが与党はきてない。流会、催告、流会をくり返しており、これは与党側の責任であり、議長副議長も議会運営の責任上責任がある。与党に反省を求める意味で二十四日まで休会したい」という動議が提出され、多数でこれを可決した。

上訴裁も抗告棄却／仮処分 申立て那覇市の訴訟／内 部解決が妥当／市会側

”本訴訟も取下げたい”

〔沖タ・朝 1957・11・16〕

那覇市会が抗告した予算専決の、執行停止命令申請を審理中の上訴裁判所では十五日午後「本抗告を棄却する」と

決定した。これで瀬長那覇市長が行った五八年度本予算専決処分は効力を持続することになった。

棄却の理由としては「市会と市当局間の機関訴訟であるから政治的に解決する他ない」としており、さきに中央巡裁が却下した理由とほぼ同じである。

（棄却理由の要旨）

那覇市会から抗告された執行停止命令申請は地方自治法の本旨に基いて内部的に解決すべきである。

法律が内部的解決によらないで特に訴訟をもって適当とする場合に訴訟となるものである。地方自治法第百四十四条においては専決処分に対して訴訟を提起し得るという規定はなく同条第二項の規定を設けてこれが調和し得るようになっているだけである。以上のように

解するものであるから地方自治法第百十一条における長の出訴権に対してもその文面解釈として市議会にも出訴権があるとの主張は首肯することはできない。市長は住民に対する行政に直接当るのであるからこれに広い権限を与えて自治行政の円滑なる運営を計るための処置として、結局は出訴権をもたした方が適当と認めためたと解する。訴権のない場合は前述のように内部で解決ないし政治的解決あるいは両者の

相互の自省配慮の必要もまた生じ、最後の調整は住民の判断にまつ他ない（自治法第十条）前述のとおり裁判所は訴訟事件を回避する意図は毛頭ない。ただ法の精神をくんでこれに従わんとするのみである。

法を守った裁判官

瀬長市長の話 上訴裁の決定は沖縄の裁判官が市長やまたは、市会の何れの味方もせず、あくまで法を守り、一切の外圧をはねのけ沖縄県民の偉大さを示すものである。

議会側はこれを機会に、自らを反省し、市民福祉のために流会を続け、審議権を自ら放棄するようなことはせず正常な議会に戻すべきである。

市長としても話し合いの機会を持ちたいと思っている。

宮良議会側代理弁護人の話 結論からいうと、裁判所は、権利主体間の争いでなければ裁判できないという考え方をしている。そうなると、解散処分、議員の除名処分に対する訴訟も一つの機関争議であり、これにも訴権があるという日本の従来の立場からすると、一貫性がない。

専決処分は形式上は機関争議だが実質的には、予算が住民の税金の使途であることから、これを市長の独自の見解

で使うということになるので直接住民の権利に関係するものとなる。したがってその適法、不適法は裁判所で決めるべきであると考えており、機関争議として簡単に片づけられていることには納得できないが、これに服する以外はないだろう。

なお、巡裁に提訴した本訴については、議会側と話合った上でとり上げたいと思う。

” 早急引渡しを ” / 総評資

要請

〔琉新・朝 1957・11・17〕

政府が輸入不許可にした総評から瀬長那覇市長あて建築資材について十六日、本土の各団体が構成する沖縄問題解決国民運動連絡会議から当間主席あて早急引渡しを求める「総評資材輸入拒否問題に関する要請」を送ってきた。沖縄問題解決国民運動連絡会議の幹事団体は次の十三団体である

- 日本労働組合総評議会 全国産業別労働組合連合 日本農民組合全国連合 全国農民組合 日本青年団協 日本健青会 全日本青年婦人会議 主婦連合会 全日本学生自治会総連合 全国私学学生自治会連盟

全日本仏教会 沖縄県人会 日本社会党。

高良議長 / 瀬長市長へ公開状 / ” 引責辞職をしよう ” / 紛糾続けば行政命令必至

〔琉新・朝 1957・11・18〕

那覇市会議長高良一氏は十七日午後五時半から琉球ホテルの一室で市政記者団との会見を行い混乱する那覇市政を救うため議長、市長が責任をとって辞めるべきだという瀬長市長に対する公開状をつぎのように発表した。

瀬長市長への公開状

那覇市会の現状を見ると市長不信任派十七名、信任派十二名の対立となっている。信任派十二名は欠席戦術をとることによって市長信任を果しているが、議場に出席できないため、議案の審議は野党の思うままにおし切られ、市長はこれに専決処分を心じるといった状態である。

こういつた対立をいつまでも続けることは十二万市民並びに那覇市が首都としての性格上全琉八十万住民の大きな不利益である。勿論十七名の野党が不信任を主張するのは単なる感情問題ではない。那覇市が国際都市である以上、

市長には軍、政府からの補助金を貰えるよう外交的手腕のある人が必要で、この意味から補助金をたたれ、銀行融資をストップされた瀬長市長は不適任だというのが不信任の理由である。政府に全住民が納める税金の七十%を負担している那覇市が一銭の補助金も貰えないというのがこの辺の事情をよく物語っている。

瀬長市長は人民党勢力からは信任されているだろうが、大多数の市民からは不信任されていることは議会分野が不信任派十七名信任派十二名という数を占めていることによっても明らかである。

那覇市の混乱を救おうとする企てが今まで再三試みられたが、いずれも失敗に帰したが、十二万市民の利益を考えたととき、この解決はこれ以上セン延してはならない。ここで私は議会と市当局の対立から起った混乱から那覇市を救うため議会を代表する議長と市当局を代表する市長の両者が責任をとって辞職することを提案する。そして市長がこの提案に従い辞職し、つぎの選挙で堂々と不信任勢力と対決して勝利を得た場合、我々は民主主義の原則に従い市長に全面的な協力をおしまないことを誓う。

とにかく情勢は時日のセン延を許さない程緊迫している。市長がこの提案をいれない場合は合法、非合法を別として議会は欠席議員を除名し、不信任案の通過をはかるだろうし、また軍においても行政命令を発動するという事態に立ち至るであろう。

行政命令が出ることは自治体の終末を意味する。市長対議長ということではなく個人高良の最後の友情としてこの提案を市長は受け入れてもらいたい。再びいおう。瀬長市長は十分私の意のあるところを察し、よく考えた上で、新聞紙上ではつきりと諾否を表明して貰いたい。そして今会期の最後の日、十一月三十日には市長、議長がそろって辞表を提出することを希望したい。

発表後高良議長は記者団とつぎの一問一答を交わした。
— 議長が辞めるといふことについて野党議員と相談したことがあるか。
高良議長 正式に相談したことはないが、野党の諸君も僕の気持は分つてくれるものと思う。

— 真和志市との合併による問題解決は考えられないのか。
高良議長 真和志側でも補助金の貰えないような市長はご免だといつており、それに与野党が現在のように感情的に

的に対立すれば話の進めようもない。結局議長と市長が責任をとって辞める以外はない。

どこへ行く那覇市会 / 自治法改正か合併か / 市長不信任へ野党の悩み

〔沖タ・夕 1957・11・18〕

那覇市会は、欠席戦術対流会作戦と与野党の果てしない応酬で延長に延長を重ねている。すでに六十余日、那覇市始つて以来の長期記録をつくつていながら、まだ收拾の見込みはつかない。一方、専決処分執行命令申立は上訴裁でも却下された。「機関訴訟の裁判はできない、内部的解決が筋みち」だというわけ。では、内部的解決とはどんな方法が考えられるか、どこへ行くと「那覇市会」これまでの経過と共に今後の見通しを調べてみた。

∴市民は自分の利益を守り権利を主張するために毎月四千円の俸給と、調査通信費二千元、しめて六千元、三十名分として毎月十八万円を議員に支給している計算になるが、去る十四日までの六十六日の間に本会議が開かれたのは三十五日で、そのうち十一日は流会しており、実際に議案を審議したのは僅かに二十四日にすぎない。そ

のうち全議員が顔を揃えたのは初日だけで、あとは市長不信任案の採決をおそれ、与党は一人あるいは二人を議会に送るだけで欠席を続けており、中には六十六日間を通じて二回だけしか出席しないという議員もいる。

∴今議会に上程されている議案は六十六件（市長提出五十八、決議案八）だが、そのうち処理されたのは三十一件で、なお三十五件の議案が残されている。議会が市長不信任問題でもたつき、議案の審議をおくらせている事は、議会が自ら審議権を放棄したものであるとして、市長は去る三十一日ついに議会開会中にも拘らず、五八年度予算を専決処分したこれを違法だとする議会側はその取り消しの訴訟を起こすとともに、執行停止の仮処分を申請したが、中央巡裁、上訴裁では機関争議に対する裁判権はないと、これを却下、機関内部で解決すべきであるという決定を下した。

∴結局、政治的な解決方法として残されている手段はリコールによって市長を退職させるか、永年の懸案となつている真和志市との合併によって新たに市長選挙を行うか、市長不信任を水に流して一応二十回定例議会を閉じて与党も出席できるようにする

か、あるいは多数の野党が与党の少数に押されることがないよう自治法の一部を改正するかの法しかない。ところが、リコールするとすると、その手続きは複雑なものがあり、かなり日数を要するといわれ、関係者は不可能だといっている。すなわち長のリコールは自治法第二十四条によつて有権者総数の三分の一の連署があれば選挙管理委員会に対して市長の解職を要求することができるが、選挙管理委員会では、署名人の住所氏名を戸籍原簿と照合したり、捺印を届出のある印鑑と照合したあとでなければ選挙の告示をすることができない。那覇市の場合は、有権者が六万四千五百名もあるので、その三分の一（二万九百三十二名以上）の署名を集めるにも数カ月を要するが、その署名人を戸籍と照合するにはさらに時間がかかり、しかも自治法第二十七条には市長就任の日から一年以内は行うことができないという規定があるので、リコールの手續を完了して投票するまでには市長の任期は終るのではないかと選挙委でもいっている。

…次に会期を閉じるということについては、市長不信任を公約に出てきた野党としては、今となってこれをひっこめる訳にもいかず、その完遂ま

では会期をいつまでも延長するという基本態度を変えず、今のところ実現しそつくない結局残されるのは真和志市との合併を早期に実現して、円満のうちで解決するか、自治会の一部を改正して欠席を続けている与党議員に対して、出席停止の懲罰を科しこれを不信任採決の議員定数から除外して十七名の野党で不信任案を可決するということが以外にないということになる。野党は立法院に自治法の改正を要請するという動きが強いが、これに並行して真和志市との合併によつて解決しようという動きもある。

”現状打開は話し合いで” 瀬長市長高良公開状に答える

〔琉新・朝 1957・11・19〕

高良那覇市議会議長の公開状に対し、瀬長那覇市長は十八日午後二時から市長室で記者会見を行い”無理心中より話し合いを……”と別項の如く発表、引続き真和志市との合併問題その他について記者団と一問一答を行った。その席上瀬長市長は”真和志市との合併（対等）は私の公約であり、その早期実現を希望するが、その前提条件は、現在の議会を早く閉じることである”

と語った。なお瀬長市長は、真和志市との合併後再び市長選挙に出るか——との問に対し”もちろん立候補する。私の立候補を断念させるような話し合いには応じたくない”と語った。
【高良議長の公開状に対する瀬長市長の回答要旨】

高良議長は公開状などを発表して、今にも那覇市という自治体がつぶれるような印象を市民に与えている。市会では市長が五八年度予算を専決処分したことに対し、布告を出させることには成功したが法の大原則を守り抜いた上訴裁で棄却され、なす術がなくなつて公開状以上の政治的キメ手を見つけないことが出来なかつた結果である。補助金が貰えない云々と述べているが、那覇市の五八年度予算には交付金の二百余万円をはじめ、法令で定められた補助金はちゃんと計上され、すでに執行されている。

高良議長は、無理心中を提案しているが、十カ月余の間自治体にたいする不当な干渉と外圧に抵抗して来た瀬長市長の答は高良議長がよく知っているはずだ。

高良議長は、市長が無理心中しなければ、欠席議員を除名して市長不信任するとか、高等弁務官の行政命令が

出されると脅迫しているが、除名による不信任が非合法であることは立法院で自治法改正が一蹴されたことでも明らかである。行政命令の件は、弁務官の許可を得て発表したのだから、瀬長はそんな脅迫には少しも驚かないことを友情として申し添える。

公開状は情勢がいかに緊迫しているように述べているが、それは自治法の改正、労基法違反告訴、布告改正による専決処分停止の抗告などがことごとく失敗したからである。私としては情勢は緊迫していないからゆつくり話し合う機会をつくるよう提案したい。

”市民の福利増進が第一” 瀬長市長の態度に高良議長談

〔琉新・夕 1957・11・19〕

市政の混乱を救うために”市長と瀬長は引責辞職しよう”という高良議長の公開状に対し、瀬長市長は”現段階で辞める意志はない”ことを明らかにし、来る二十五日から再開される那覇市会には再び注目をあびるようになった。

瀬長市長の公開状に対する回答に対し、高良議長は”政治は市民の福利増進が第一であり、政治家たるものは論

争する時は論争も必要だが、市民福利のためにはあつさり引退することも大事である」と今朝つぎのように語った。

高良議長の話 市民の福利増進ということを考えて、友情として瀬長市長に引責辞職を公開状で提案した。これに対し、瀬長市長は項目をあげ、補助金はちゃんと貰っている等と述べている。瀬長市長は交付金や法令に定められたものだけを補助金とみているようだが、私が公開状で言った補助金は法令で定められていないにかかわらず軍・民政府から首都としての那覇市復興のために、市長がその外交手腕を發揮して貰つ補助金のことである。当間前市長時代には一億近い特別補助金をもらっている。瀬長市長は法令外の補助金をもらつどころか、当間前市長がもらつてあつた補助金まで打切られてしまった（残額二千六百余万円）これが市民の福利増進を阻んだことは市長といえども否定できないと思う。那覇市の五八年度予算は約一億一千万円でこのうちには、前年度の繰越金が二、五五〇万円も計上されているが、この繰越金も来年度からはなくなる。そうなる瀬長市長は来年

度からはせいぜい千五百万か二千万円の事業しか出来ないことになる瀬長市長は、那覇市は政府に七〇%の税を払っているから、これを還えさせて市民の福利増進をはかると、再三市民集会で叫んでいたが、これが還元も瀬長市長では覚束ないのではないか。政治は喧嘩ではない、政治家は市民福利のため、浄化することはしても、また一面「ひきどき」も考えるべきだ。そのためには瀬長市長が十二万市民の福利を主眼として辞職することを望む。

金口木舌

〔琉新・朝 1957・11・20〕

瀬長那覇市長不信任案の手、この手の市議会反当局派の攻略は訴訟沙汰でも水泡に帰し、当局派の欠席戦術に守られて市長の予算専決処分はお構いなしに執行される。議会はあつても、その意思が予算にも反映せぬとあつては、これはまるで魂のぬけた、なきがら同然有名無実の存在でしかなくなつてしまった このままの状態で推移していくと那覇市政の前途には光明どころか、自治崩壊が待つばかりである。救いがたい泥ぬまに足をつつこんだみただ 市政をこつまで危態においこん

だ責任は市長にあるのか、議会にあるのか、当事者達が、どう開き直つて争おうが所詮は水かけ論に終始するばかりである 高良議長がお互に政治責任の名の下に辞めようという市長への公開状に、瀬長市長は、これを脅迫状にもなぞらえ、そんなおどしには乗らぬとソツポを向け同じく公開状を発表して応酬、現情勢を観るにも議長は緊迫しているというし、市長は然らずと観ている。だが理くつはどうあれ、現状はどつひいきめに見ても正常なものとはいへぬ 責任の所在もはつきりしている。市長はもとより、議員も、当局派、反当局派を問わず、もう一度出直して市民の判定に問うべきである。その合理的なはけ口は真和志市との合併、そして市長、議員の選挙へと持ちこむ以外はない 合併を実現するといふ点ではどちらも異存のあるう筈はない。両市合併の必然性は既に論じ尽くされてきたことだし、形式とか時期にこだわつていたのでは、またしても見送つてしまふ 抗争に明け暮れる那覇市政を真に市民福祉のために打開するといふ熱意さえあれば共通の公約たる真和志との合併も案外円滑に促進されよう、現状のまま時を稼ぎ、こそくな術策で不明朗な市政をこれ以上引き

ずつていくことは、も早や合法とか非合法とかの問題ではなく、政治良識からいつて許せないことである。

合併協議申入れノ”これが最後”と真和志側

〔沖夕・朝 1957・11・21〕

真和志市会では、二十日ひる二時から那覇市との合併問題を議題に全体協議会を開いた。

当日は、いつもより活発な討議がなされ、合併問題について今まで那覇市会がとってきたにえきらない態度を批判するとともに、真和志市自体の政策についても強く反省された。結論として合併の期は十分熟しており、真和志市としてはこれ以上合併問題を長びかせる訳には行かないという意見に全員が一致、二十一日午前中に那覇市側に合併問題についての懇談会を申し入れ、二十三日ひる三時から両市当局、議会全員で話し合い、合併問題の結末をつけることになった。

なお、同市会旧真和志市行政区域実態調査委員会（委員長町田宗松氏）ではすでに調査に乗り出しており、二十三日の懇談会に那覇市側が応じない場合は、直ちに裁判所へ失地回復の件を提訴すると語っている。

沖繩からも自衛官／防衛庁が募集にのり出す

〔琉新・夕 1957・11・21〕

【東京総局発】防衛庁では今年度の第三次自衛官募集に当って、沖繩からも募集するため、この程総理府南連に募集実施のあつせん方を申入れた。こんどの募集人員は二等陸士約一万名、二等海士約三千名二等空士約七百名で、試験は来年一月全国一斉に行われるが、その際、沖繩では現地で試験を行うことになる。沖繩からの隊員募集は、去る三十年に行われただけで中断されていたが、防衛庁としては、これから引き続き実施したい意向であると語っている。

動くか合併こんどこそ

〔沖夕・朝 1957・11・22〕

真和志市は二十一日あさ森田議長、町田行政区実態調査委員長が那覇市の高良議長を訪れ、合併問題について両市の全議員、両市長の懇談を申し入れたが、引続きひる一時、翁長真和志市長も森田議長、町田議員を伴い、那覇市役所で瀬長市長と会い、同様の申し入れを行った。これに対して、瀬長市長は「真和志市との対等合併は選挙の際の公約であり、早く実現したいと思

うので、いつでも話し合いに応ずる」そして野党の同意が得られれば今会期中に協議案を出すという回答、これまでの会期を閉じてからという態度を変え、野党の出方によっては今会期中に決議案を出すことを明らかにした。

野党さえその気なら／今会期中に提案する／瀬長市長

奔走する真和志市 会談には、与党の兼次議員も加わったが、与党としても「両市民の福祉のために一日も早く合併したい」との意向がのべられ、結局実現の鍵はこれまで」市長の不信任が先決問題だとする那覇市会野党側が、この際合併に踏みこみ、両市の懇談会まで持っていくかどうかにかかってくる。会談の様子は次の通り。

森田 真和志では懇談の日時をいおう那覇市会の開会前、二十三日ひる二時から真和志中校でやりたいと思っているが、那覇市会の都合で変更されるとしても今月中には開きたい。

瀬長 私の方はいつでも可なり。

町田 できたら今月中に市長から合併決議案を議会に出してもらいたい。

。 瀬長 こちらとしては、総務、財政など関係各課で調査も行っており、この機会をのがしてはいけないと思つて

いるので野党の同意が得られたら今会期中に出したい。しかし、今回失敗しても失地回復などの行政訴訟を起こしたりせずには再び懇談の機会を作るようにねばってほしいと思つた。

森田 真和志では五月に合併促進委員会を解消して、合併協議会の準備をしているから是非この機会に実現したい。

瀬長 双方の懇談会でそういった委員会の設置までもっていったらいいと思つた。

翁長 仲本市長時代からの話であり、真和志では与党も野党も合併は一致で決議されている。懇談会は合併に対する大まかな意見の交換から出発して、具体的な方法、時期などに及ぶと思うが、ぜひとも事務的な処理をする委員会の設置までもっていききたい。

野党側も乗気

これに対して野党側「月曜会」では、ひる五時から会合、この問題について検討したが、高良議長は「市長が今会期中にやるというハラならことは簡単に進められる。合併するには立法院の議決を要するので、主席とも相談して、一日も早く臨時議会を招集させ、年内にでも実現させたいと思つている」と語っており、野党も真和志側の申し入

れには応ずるものとみられる。

主席に援助要請／翁長真和志市長 翁長真和志市長は二十一日あさ行政府で当間主席と会い、那覇、真和志の合併について政府の援助を要望した。

翁長市長は二十日の同市議会で決めた那覇市に対する合併促進懇談会の開催申し入れを中心に最近の合併問題の動きを主席に報告、援助方を申入れたが、これに対して当間主席は「合併促進は政府の既定方針であり、今後も引き続きこの方針を進めるが、問題は地方自治団体間のことなので両市で促進して貰いたい。促進懇談会を持つことは結構なことだ」と語つたといわれる。

那覇・真和志の合併問題／こんどこそ実現か／今月中に両市が話合う

〔琉新・夕 1957・11・22〕

那覇—真和志合併問題をめぐり、真和志市側では二十一日那覇市、同市会に對し「両市関係者の懇談会」開催を申し入れたが、那覇市会野党側では二十一日協議した結果、懇談会を開くことに意見の一致を見た。これで十一月中旬に両市関係者の懇談会が開かれることが確実となり、再三立消えとなつた合併問題も今度こそ実現するのではないか

と期待されるに至った。

真和志市側の申し入れを受けた那覇市では、瀬長市長の公約に真和志市との合併実現がおり込まれているだけに、この申し入れを歓迎、二十六日に開かれる同市の行政審議企画委員会（委員長仲原財政部長）にこの問題をかけ、両市の財産調査、その他合併に必要な事務的諸手続の準備を始めるに至っている。また瀬長市長も合併はぜひ実現させたい、両市の合同委員会で合併を決議すれば会期を閉じなくても合併の話に乗ってよいという態度を示しており、いわば双手をあげて賛成という形である。

こつこつ合併への動きに対し、今まで不信任一本槍で進んでいた那覇市会野党側がどういつ反応を見せるか注目されていたが、二十一、二日の協議会で野党の半数近くを占める合併派が相当強硬に意見を主張、また客観情勢を合併の方向へ進んでいるとの現状分析から不信任強行派も両市関係者の懇談会開催に賛成するに至り合併の実現へ明るい見通しがでてきた。

一社説

両市合併懇談会に望む

〔琉新・朝 1957・11・23〕

硬直した那覇市政のハケ口を真和志市との合併に求めようとする論旨は、これまで関係各方面からしばしば強調されてきたことであるが、真和志市側の申し入れに対し瀬長市長不信任に躍起となつて、合併論に消極的態度をみせていた那覇市会野党側も漸く方向を転じて合併促進両市関係者の懇談会開催に賛意を表するようになり、幾度びか立消えになつてきた合併問題も今度こそ実現するのではないかと明るい兆しがほのみえてきたという。その成り行きは両市民にとつて多大の関心と期待が注がれているが、那覇市と真和志市との合併問題は戦前から提唱されてきたことだし、戦後市長や市議選挙のある度び毎に公約として打ち出されてきたのに拘わらず政治的なかげひきなどもからみ合つて今日まで未解決のまま見送られてきたのは周知の通りである。

どこまでも奇形であつて、市民を代表して政治に参画する人々の力牛角上の争いをそのまま形の上で現わしているようなものである。

方式や時期については多少異論もあるが、合併を実現させるという一点では当局派も反当局派も見解に変わりはないと思われる。たとすれば、市長不信任をめぐることに対立抗争する那覇市議会も合併問題に関する限り円滑な意見調整ができないということはない。

両市合併の必然性と合理性とはすでに論じ尽されてきたことであるが、それが何故、今日まで見送られたのか、実現を阻んできたのが何んであつたか、今さらぐちを並べたてたところで詮ないことだが、合併談議に参与していた人々もこの際素直に反省するところがないばなるまい。

瀬長市長や当局派側としては瀬長追出し策にもまぎらわしい合併強行なら、真つ向つから反対もしようが、もとも合併問題は市長を信任することか、しないとかとは別個のものでなければならぬ。この意味で硬直した那覇市政のハケ口を合併に求めるといふ表現も好ましいことではないが、その当否は別として、合併を今度こそ実現させようというためには関係当事者たちがすべてのわだかまりを一掃して虚心たんかいに話し合いを進めるのである。またもお流れとならう。

現在の那覇市の変則的な形態は誰れが見ても好ましいものではなく、那覇市の一端が真和志市によつて両断されているなど行政区画としては必ずしも異例なものではないにしても、奇形は

現在の那覇市の変則的な形態は誰れが見ても好ましいものではなく、那覇市の一端が真和志市によつて両断されているなど行政区画としては必ずしも異例なものではないにしても、奇形は

問題をこじらせるのは形式とか時期の点であるが、これとて市長や議員たちの政治的な思惑からくるものであつて一般市民にとつては差して問題にするほどのことでもない。現在両市の市民生活は実質的には既に一体化しているのであるから、この際名実ともに充実した首都をつくりあげるためにも、

それぞれの地盤などにとらわれず、すつきりした気持で今度の懇談会を結実させてほしいものである。暗雲に閉ざされた那覇市政が合併により新首長選挙、そして議員選挙と明朗市政への脱皮を促進させてくれるとしたら幸いである。

自治法、選挙法を改正／布

令で那覇市の現状打開／議会過半数で不信任成立可能に

〔琉新・朝 1957・11・25〕

モータ高等弁務官は二十四日、布令の琉球政府章典及び市町村選挙法と民法の市町村自治法をそれぞれ改正する布令を公布、那覇市議会が現状で瀨長市長二回の不信任議決を行うことを可能ならしめるとともに瀨長氏の後任市長選挙における立候補を禁止する破廉恥罪の欠格条件追加などを行った。このため、那覇市では直ちに二回目の不信任による瀨長市長の失職と後任市長選挙が新しく展開することになった。モータ高等弁務官は二十四日午後四時、ライカムに与儀立法院議長、仲松上訴裁首席判事、星民主党幹事長、安里社大党委員長、平良（幸）同書記長、下里立法院議員、高良那覇市会議長、

渡口同副議長、富原琉銀総裁、兼島市町村長副会長、高嶺沖縄タイムス社長、比嘉沖縄新聞専務、親泊琉球新報社長らを招き、バージャー首席民政官、ギリース副民政官らを伴って出席。「市町村自治法と市町村選挙法を改正する布令」をそれぞれ発表、この措置は「那覇市議会が過半数の野党で占めながら現行自治法の範囲で市長の再度不信任ができないといった民主主義の理念に反した法の技術的欠陥により行詰った那覇市問題を打開するため執られた措置である」という趣旨の声明を出した。

瀨長市長締め出さる／三つの改正布令で

那覇市問題に関する琉球政府章典（五二年布令六十八号）市町村議会議員及び市町村長選挙法（五四年布令十七号）市町村自治法（五三年立法一号）の各改正布令における主な改正点は次のとおりである。

- 1、二回目の不信任議会は議員総数の過半数（現行は三分の二以上）が出席し、出席議員の過半数で不信任議決をすることができる。（市町村自治法第百十三条の改正）
- 2、第一項の不信任議決で市町村長が職を失い、その市町村に助役も欠

けているばあい、議会は議員又は他の被選挙権を有する者の中から市町村長代理を選任できる。

- 3、市町村長と議会との間の争いについて正当な調停訴訟手続により解決されないときは、行政主席が、これを決定できる。
- 4、市町村長、市町村議会議員も立法院議員同様に破廉恥罪を犯した者は立候補できないように、その欠格条件の中につけ加える。

これら一連の改正によって那覇市の場合、市会が瀨長市長を不信任議決と同時に市長代理を選任、後任市長選挙が行われるが、その際、瀨長亀次郎氏は一九五四年十月犯人隠匿ほう助罪で有罪判決を受けているので破廉恥罪として立候補を認められないことになると予想される。

高等弁務官布令第二号／市町村自治法

- 一、一九五七年六月五日付行政命令第一〇七二三号第二節により高等弁務官に留保されたる権限にもとづいて市町村自治法一九五三年立法第一号（改正一九五三年立法第四九号及び一九五七年立法第九四号）はここにさらに改正された。
- 二、第百十三条第三項は削除され次の

二項がこれに代る。
3、第一項に既定された不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、出席者の四分の三以上の同意がなければならぬ。
第2項に既定されたる不信任の議決については議員の過半数が出席して同意しなければならぬ。
4、第九十一条ならびに第百八十一条の規定にもかかわらず、本条のもとで不信任の議決の結果市町村長が職を失った場合、そして関係市町村が助役がいけない場合、議会は、市町村長がその職を失つてから二十四時間以内に、議員もしくは市町村長としての資格を有し、関係市町村に居住する者の中から、市町村長選挙が行われ新市町村長がその職につくまで、市町村長の職務を代行する市長代理を多数決投票によって選ばなければならない。かかる場合第三十四条2項及び第八十一条2項の規定は適用されない。
新たに選ばれた市町村長がその職についたら、市町村長代理は、もし彼が議会議員の場合、議員としての職務につく。
三、第百十一条の第五項は現在の規定を削除し次の規定に代る。

5、もし市町村長と市町村議会議員の間に争点があり、この争点が第百八十一条―四の規定で解決されない場合は、問題は行政主席に提出され、主席はこの争点を決定、発表しなればならぬ。この決定発表があつて十四日以内に市町村長または議会はこの決定を巡回裁判所に提訴することができぬ。

四、本布令の有効日は一九五七年十一月二十二日とする。

高等弁務官に代り

民政官陸軍准将ヴォンナ・F・バージャー

軍政府布令第十七号改正七号ノ市

町村議会議員及市町村長選挙法

一、一九五〇年七月七日付軍政府布令第十七号は、ここに第一章、第三条に次の条項を加えて次のように改正された。

六、いかなる人といえども重罪犯又は道徳的な破廉恥罪を犯しまだ赦免されていない者は市町村長又は市町村議会議員に選ばれることはできない。

二、本改正の有効日は一九五七年十一月二十二日とす。

高等弁務官に代つて

民政官陸軍准将ヴォンナ・F・

バージャー

民政官布令第六十八号改正八号ノ琉球政府章典

一、一九五二年二月二十九日付民政府布令第六十八号改正はここにさらに第二十二条の最後の項を削除、次の条文に代えて改正された。いかなる人といえども重大な罪を犯し又は道徳的な破廉恥罪を犯しまだ赦免されていない者は立法院議員になることはできない。

二、本改正は一九五七年十一月二十二日から効力を有する。

高等弁務官に代り

民政官米陸軍准将ヴォンナ・F・バージャー

米国の責務を果すノ民主政

治の永続的力に寄与ノモ

弁務官声明

〔琉新・朝 1957・11・25〕

此等の改正について高等弁務官室は次の声明を発表した。

過去十二力年半にわたり沖繩人と米国人はお互に願望とする民主主義理念と人道の原則を基調とする有効的にして責任ある政府を設立せんと努力してきた。終戦直後以来米国政府は琉球において真に運用できる選挙制度、即ち時勢に応じて民衆の意志を自由に表現で

きる制度―を確立する責任を切実に感じ、この目的で種々の布告、布令が公布され立法院は法を採択しそれらの法律の全体の力が沖繩住民にとって民主制度を樹立する健全な骨組となつたのである。

琉球の自由選挙制度を支持している法的組織には二つの特徴がある。第一にそれは共同事業であると言つことである。すなわち立法院は米当局と密接に協議し且つ沖繩の直面している問題についてますますそれ自体の理解を深める面において多くの貢献をしてきた。第二にそれは変動していく時勢の要求に敏感に即応する制度である、すべての法律は人間によつてつくられるものであり、決して完全なものではない。故に法の精神と意図が適用する際十分示されるのを保証することは政府の重要な役目である。

六十四の市町村の中多数政治なるものが失敗したのは僅か一つであることは沖繩人の政治的成長にとつて讃辞に値するものである。琉球の首都であり最も人口の多い那覇市において民主政治なるものが行詰りに到達したということとは実に不幸である。現市長は昨年十二月市民の僅か少数の支持でもつてその職についた。

市長の政策態度及び行為はかかる性質のため選挙後間もなく政府の首脳、民間の指導者並びに皆様の代表である立法院議員は市長解任の緊急嘆願を表明した。しかしながらこの問題は沖繩の皆様方が処理するものだと考え何らの処置も講じなかつたのである。

市長就任後六カ月にして反瀨長側は市議会をして市長を解職するのに十分な勢力を獲得し二十四対六という圧倒的な数で不信任を可決したのであつた。市長による議会解散後行われた選挙において瀨長はそのまま職に残るべきかどうか問題にされ那覇市の有権者は十七名の反瀨長候補者、即ち明らかな大多数を選出した。

当時の法律の下では、この大多数は第二回目の不信任議決をなすのに十分であつたが、それは議員の三分の二の出席を求めるといふ点で条項の制限を受けた。しかしながら本日発表になつた改正の下では第二回目の不信任議決は議員総数の過半数を必要としている。この改正で選出された議会の三分の一を一人でも超える数でもつて市長を解職することができるというこれまでの誤った解釈の可能性を取り除くという点において選出された、市長は大いに保護されるものである。

九月十日に新しい議会が開かれて以来那覇市民は民主的過程におけるひどいこじつけを目撃してきた。従来の法律は少数による支配を是認し、したがって三十名の那覇市議員のうち十二名が欠席戦術をとり、そして、市会の大多数の活動を妨げてきたのであった。このことは、法律としてもまた住民としても如何なる少数派にも与えることを意図しなかつた点である。九月十七日に那覇市会からの陳情により行政主席は行詰りを解決したかも知れない議案を立法院に送付した。しかしながら立法院は、この議案に対して処置を講じなかつた。市長が政党の利益のために市の資金を利用すべきでないとの理由に基き最近、市議会が市長提出の予算を拒否したとき、市長は市会の開会中にもかゝらず那覇市民の代表者の意志を考慮することなく、その予算を専決処分付した。市議会はこの独裁的な行為に対する救助の途を裁判所に求め予算執行停止命令を要請し市長の専決処分取消しの訴訟を提起したが巡回裁判所並びに上訴裁判所はこの停止命令の要請を却下した。しかしこの却下は市長専決処分を支持したからではなくこの事件が行政問題であり裁判所の権限外だと考えたからである。この

結果はあまりにも明白である即ちそれは存続する無益な行詰りであり、拡大された沖繩の自治権に対する障害であり、また那覇の市民および納税者に対する不正行為である。米国当局はこの状態がおのずから是正されることを希望して首都那覇市の動向に注目してきた。意外にも多数の沖繩の方々が個人的に又は書簡でもって若しくは新聞紙上を通して高等弁務官が効果的な処置をとる様を請うてきた。

最近、市町村長会の会長並びに副会長、那覇市議会その他、多数の民間団体の代表者から高等弁務官の仲裁を要請した署名入りの陳情書が提出された。法律上の専門的な理屈が住民とその大多数が表明している要望との間に存在していることを放任するのは高等弁務官にとつておかしなことであると多数の沖繩の方々が指摘してきた。現那覇市長が大多数の意志を代表することを期待さえもしなかつたといふことは去つた市会議員選挙において僅か十三名の候補者を送り出したことやその後の議会対策に専念したことでもはつきりしている。

那覇市長は従来の市町村自治法の欠陥を度々利用してきた。そして市長の支持者が行使してきた欠席戦術はこの法

律の精神と意図に反するものであることは明らかである。市長の偽の政治力は屢々自任している神聖な民主主義理念によるものではなく人間が作った法律にある数々の重大な技術的欠陥によるものである。この法律は住民の自由に表示された意志がこの法律によつて支配されるすべての人々の目標であるとの前提に基いてかかれたもので少数派による分裂活動を予期しなかつたことは非現実的である。

これらの事柄を念頭におきかつ沖繩の指導者や代表者の方々と綿密なる相談の後に高等弁務官はもし、米国政府が沖繩の皆様に対してその責務を適切に果たすためには早急にきよう正処置をとらざるを得ないものと決定したのである。高等弁務官は遺憾ながらこの処置をとつたが然し同時にこの事は、琉球に於ける民主政治の永続的力に寄与するとの深い信念をもつてとつた処置である。沖繩の皆様がこの問題を当地に於ける民主制度の長期的発展の見地から観察され自治の特典と多数政治の原理を熱心に擁護されることを切望するものである。

瀬長市長不信任議決へ／きよう開会と同時に／代理市長には東江氏が

〔琉新・朝 1957・11・25〕

那覇市会は、きよう午前十時から再開されるが、野党側では、今日中に瀬長市長の不信任案を出し、与党の反対を押し切って可決する方針である。これは、二十三日付の布令で市町村自治法などの関係法令が一部改正され、瀬長市長の不信任が可能となつたことからなされるもので、きようの本会議には従来欠席戦術をとつていた与党十二議員も全員出席するものとみられる。市長不信任にひきつづき、市会は市長代理を選任するが野党の推せん者に対し、与党側も対抗馬を立てることが予想され、活発な論戦が展開されるのではないかとみられる。

那覇市会野党側では「布令改正」に伴う対策打合わせのため、二十四日午後五時から安里琉石クラブに全員が集合、当間主席も交えて一、不信任案提出の時期。二、市長代理の選任について打合わせの結果、不信任案はきよう十時市会開会へき頭直ちに提出する。三、市長選挙が行われるまでの市長代理に那覇市の総務課長、水道課長を勤め、市の事情に詳しい現政府情報課

長東江誠忠氏をおすことを全員一致で決め、東江氏については二十五日主席が責任をもって説得することになった。

なお警察から主席に報告された情報によると、二十五日の市会には人民党の精鋭が議場を早朝から包囲、不信任議決の場合、野党に危害を加えるおそれもあるとのこと、このため野党側では警察に対し私服五十名を派遣、議場の秩序維持に当って貰うよう要請した。

予想された行政命令／瀬長人事は

新市長が処理

布令公布で、那覇市会野党議員は、きのう夕刻から真和志市安里の琉石クラブで会合、きょうの不信任案上程、代理市長選任方法などについて協議した。

席上、高良議長は、記者団に対し、きょう中に不信任案を可決し代理市長を選任するところのように語った。

高良議長談 きょう中に瀬長市長の不信任案を上程、可決するとともに市長代理を任命する。市長代理の選任方法は、皆んなにはかっからきめたい。

瀬長市長の退陣で真和志との合併は促進され、新市長の手で来年四月までに解決されるであろう。瀬長人事の問題

は市長代理や新市長の考えで決定されるであろう。

瀬長市長は十三名の少数与党をかかえ、欠席戦術で辛じて市長のいすを守り、その間、独裁で市政を運営してきた。私は行政命令が出されるであろうことを予想し、議長と市長が引責辞職するよう申し入れたが聞き入れてくれなかったのは残念だ。瀬長市長はよく人工衛星時代というが、彼の考えは古いコンピュータ時代のものである。一部の手先となり、一部の人間をついていると大政治家にはなれない。沖縄もこれから月の世界に移住する計画をたてるような大政治家が必要だ。瀬長氏がこんご八十万住民のために働くことを希望する。

追放後の立候補阻止が狙い

瀬長市長の話 布令改正では基本的なことであるが、民主主義の骨幹をなすのは批判である。これの自由は基本的人権のなかでも根幹をなすものであり、アメリカ政府の政策に批判を加え、住民の立場から軍事優先でなく、民の利益を第一であるという世論に対し鉄槌を下したものである。

この改正を那覇市長を追放するだけではなしに、将来起るであろう市長選挙において立候補できないようにするの

がねらいである。

私はこう思う／ほとんどが
合併促進説／第三回課題
／那覇市を混乱から救つ
途

〔琉新・夕 1957・11・25〕

第三回”私はこう思う”の課題『那覇市を混乱から救つ途』は応募数二十五通で、その殆どが解決は真和志市との合併、それも全議員、市長が共にやめる対等合併の線を強調していました。(係)

対等合併望む／一切の感情を流せ
現在の那覇市会の混乱状態をみてこれがそのまま続くことは十二万市民にとつて不利益であることを認めないものはおるまい。

この際、われわれ市民もまた政治家も大いに反省する必要があると思いません。そもそも那覇市政混乱の遠因は、先の市長選挙に保守分裂の結果、人民党に漁夫の利をしめられたことによるものであることを想起すべきである。那覇市民の大多数が瀬長市長の在職を希んでいないことは、先の市長選挙の保守派の票数とこんどの解散議会の再選挙による野党側の票数からみても答は明白である。

沖縄当地の現状からみて人民党の野党

的存在価値がある程度必要ではあつても、行政担当者として住民のために不利益である事は、選挙の都度、票数に依つて答えられていると見てさしつかえないであろう。然しながら那覇市長は、民主主義のルールに従つて、その椅子を勝ち得たのであり、その地位と権利に対して一応認めるのが当然である。

さきに、市長不信任決議に成功して解散になつた那覇市会が、再び不信任を旨指して再選挙の結果、議席の三分の二以上を勝ち得ずして与党が勢力を増大せしめた事は瀬長市長出現をめぐる政界財界の大人げない首脳セスチュアに対する、市民の鞭打的教訓と見なければならぬ。

従つて、現在の那覇市議会野党が不信任強行に八方手をつくして手こずつている有様は、あまりに無反省な近視眼的な政治家の軽率盲動であり、市民にとつて冷笑ものである。真に民主主義政治の理念に徹し、十二万那覇市民の利益と幸福を想う政治家があるとすれば一日も早く、従来の行がかりと感情を棄て、与野党の共通政策である真和志市との対等合併を実現させ、瀬長市長の政治的面目を保たせ、市民に新しい希望をもつて新市長選挙に依り琉球

政治の進むべき途を明示させるのが、現在の那覇市政混乱を打開する最良の途と考える。

那覇市若狭町一の二六六番地

川満泰恵（四三歳）

（職業・第一旅行社社長）

合併が先決／新首都で再出発

那覇市政の混乱はその極に達し民主政治の稚拙を内外にばく露し、沖縄の自治権獲得に大きなマイナスを招く事を恐れる問題の出現は瀬長市長の出現であるが瀬長が市長になったのは選挙の結果であり妥当である。現在与党は欠席戦術により市長を現在及び将来に健全ならしめている。野党も市長を辞めさせる為打った凡ゆる方策が失敗した今日与党議員の出席を持って市長を不信任するという態度を放棄し全員出席の議会をつくり那覇市発展の方策を樹てたらどんなものか？、市の発展の根底は境域の確定である。どこからどこまでが那覇市であるという地域が確定しなければ総合的な都計は成り立たない。それには真和志市合併による大首都の建設が基礎になる。その意味でも真和志市の合併は先決条件であるし、又野党の主張する瀬長の退陣も同時に決行されて一挙両得である。即ち合併によって両市長は辞め両市会

は解散し新しい那覇市を誕生させるのが考えられるからである。先に合併が失敗したのは政界上層部の感情の対立とか利益の相反とかがあったからであり、両市の市民や沖縄の住民は心から合併による大首都の誕生を願っていたのである。瀬長氏でも人間であり誇りを持つ、余りいじめ通してやめさせようとしても辞める筈はない。彼の顔も立て全議員の良識を集めて協議すれば「瀬長が市長である限り」云々は解決出来る強い意地を張り通して機会を失つと悔を千歳に残すことになる。

（玉城村志堅原区比嘉健清41歳会社員）

対等合併せよ／責任は与野党に

市民の利益のため解決を急げ、現在の那覇市の混乱の責任はだれが負うべきか考えてみよう。まず最初に問題となるのは与党側の欠席戦術である。議員として選ばれた以上、議会に出席し、自分の公約の範囲内で堂々と所信を発表してこそ始めて市民への申しわけもたとうというものである。この意味から与党側の欠席戦術は決して正しいことではない。

つぎに野党側だが、瀬長市長を倒すことは市民の利益のためと叫んでいる以上、常に市民福祉を念頭におくべき

にも拘らず、予算を全面否決し、デコボコ道路改修の望みを断とうとしている。

以上考えてみると、混乱の責任、与

野党両方にあり、決して片方だけに責を負わずわけにはいかないというのが現状である。こうなると決論は一つである。即ち、那覇市会との与野党、市長は全員が責任をとって辞めるべきだということだ。ただ辞めてもつまらないだろうから真和志市と対等合併を行ったら、公約も果せることだし一石二鳥である。

（那覇市松尾B一〇二〇九歳長嶺米）

みんな辞めよ／犬猫の争はご免

那覇市を混乱から救う途があるだろうか、反瀬長派から言えば、それは瀬長が市長を辞めることであり、瀬長派では、横須賀の市会のように、不信任が事実上阻止されて居るからには、不信任の再決議をあきらめる事だと言うにちがいない。大仰と言え、この沖縄はすでに内戦が始って居ると言いたい。血を呼ぶ戦いはないかも知れぬが、その前奏曲であり進軍ラッパである事は間違いない。

そして、どちらもどこの傭兵の身分であるのだ。高良一君は、瀬長君と刺違えて死なふと悲痛そうに名乗りを

あげて居るが瀬長は無理心中は嫌だと述べている。無理もないことである。相手が野郎一人では花も実もない由来政治闘争は、冷酷でありこうかつである。どんなモラルな言葉で美装しても非情であることには間違いない。これでは那覇市を混乱から救う途は見つかりそうもない。だがタッタ一つだけはある。それは瀬長君も、全市議も総辞職して改めて市民の批判を受けることである。

これ以上、犬猫の争いを続けられては、市民が迷惑である。みんな辞めなさい。これが那覇市を救う最良な途であるのだ。

那覇市美栄橋区一、三五島袋紀成

合併を早急に

琉球新報社の今週の課題「那覇市を混乱から救う途」についていろいろ考えてみた。なかなか重要な問題で、こうすれば救えると断言することは一寸出来ないうような気がする。強いて断言するとすれば市長と議員が一緒に辞めることである。しかしそれが出来ないところに現在の混乱が派生しているのだから、問題はむずかしい。両者が一緒に辞めれば問題は無い——それが出来ないからといってきょう手傍観も

出来ない。何となれば市政は台所に直結するからである。

そこで問題の解決策として考えられることは、野党は瀬長市長の不信任に捉われすぎず、又与党は欠席戦術に出ずに、市民の福利増進ということを念頭において、話し合いの場を持ち、何とか解決策を見出すことである、野党が市長不信任の旗を高くかかげれば、かかげる程、瀬長市長をはじめ与党議員は反パツを感じるに違いない。

結局、野党側のまづい手は瀬長市長がテコでも動かないよう助長しているに過ぎない。両者とも意地の張り合いが市民生活を暗くしていることを知って、真和志との合併問題等を早急に進めてほしい。そうすれば退くにしても市長は大義名分がたつし、議会としても「しこり」を残さずに良いと思う。

(那覇市十区会社員仲間友吉)
新首都を築け／徒らに争やめよ

この頃、那覇市政の動きは、瀬長市長不信任の矢を真和志市との合併問題に向けられ、市民の注視をあびていることはまことに喜ばしいことである。真和志市との合併問題は長年論議されながら、未解決のまま今日に至つたものであるが、瀬長市長も公約の一端としてぜひ実現させたい意向のようで、今

度こそ実現するのではないかと。明るい兆がほのみえていようである。

市長、市会議員の選挙の度、那覇市、真和志市との合併問題を叫びながら、いざ当選となると、ソッポを向いて何等好転をみせたことのない問題だけに、那覇市議会は大事をとつていようにみえる。

真和志市議会側が那覇市に対して懇談会の申込みはそれだけに市民の関心のとなつているのであるが、今日までの那覇市政は、野党与党とも自己の存在にだけ気をとられ、合併問題には消極的態度をみせ、そして那覇市の予算の否決とか、市長の専決処分といひ、また専決処分執行停止の裁判持込み等、何等市民にはさほどのことでないものに、やつさもつさの市会のやり方には、誰がための市政か少なからず市長や議員諸氏に不満を抱くものである。

現在両市の市民生活は実質的にはすでに一体化しているのであるがそれを法律的に両断されているに外ならない。幸いそれを真和志市側の積極的態度で、合併問題も頭をもたげてきたのであるから、那覇市議会もこの際、充実した、そして海外にも恥じない那覇首都を築くためにも野党、与党のなすり

合いをやめ、合併問題の懇談会をいたずらに、水かけ論に終らず結実させ、その上でわだかまりのない、よりよき首都の政治が執行されることを要望するものである。

那覇市楚辺一区四班又吉宗一

瀬長市長の退陣決まる／十六対十で不信任案を可決 ／10カ月と20日目に市長の椅子去る

〔琉新・夕 1957・11・25〕

注目の那覇市議会はけさ十時半開会されたが、開会と同時に渡口(麗)議員から野党十七名連署による「瀬長市長不信任案」が緊急動議として提出され、十六対十でこれを可決、瀬長市長は去る一月五日市長就任以来十カ月と二十日間で市長のイスを去ることになった。なお市会は午後一時再開、代理市長に東江誠忠氏を選任した。

…この日、那覇市会議場は九時ごろから続々傍聴人が詰めかけ、開会の十時半には五百名以上の傍聴人が議場を取り巻き早くも只ならぬ雲行、この状態をみた高良議長、開会前に傍聴人に対し「傍聴席での拍手、ヤジは法により禁じられていますから静粛に願います」と要望した。

…この日の出席は野党十六名、与党十名、中立一名の二十七名である。開会と同時に渡口議員が立ち、緊急動議としての不信任決議案を読み上げる、いささか震えをおびた声が議場に流れる。その間与党側は悲痛な表情でこれに聞き入っている。

…渡口議員が不信任案を読み上げるまでは議場も静かだったが、同じく渡口議員が「質疑、討論を打切つて採決に入りたい」という動議を出したことから与党側が発言を求め総立ちとなつたため、傍聴席もそれに呼応して怒号、バスの火の手が上り、議長の「採決致します」という声も殆ど聞えなくなる。

…採決に入ったところ野党全員が不信任案の拳手をする、十六対十でもみ抜いた瀬長市長不信任案が遂に成立した。時計の針はちょうど午前十時四十分を指していた。このとき中立の平良議員席を立つて記者席に近づき「私は退場する、布告による解決は望ましくない、真和志市との合併で解決をはかるべきだ」と退場の弁を語った。

…不信任案通過後、午後二時再開することに散会したが、野党側議員がタクシーに乗るうとして興奮した群集に包囲され、口々にののしられたため、タクシーの運転手がおびえて野党

議員を車に乗せたまま逃げ出す、運転手を失った野党議員が仕方なく車からでて歩くと、その後から「覚えていろ」という言葉がなげつけられる。高良議長は五七年型のクライスラーも運転手が群集におどされて車に近づけず、議長もタクシーを呼びとめてやっと市会から脱出するという騒ぎだった。

再び第二の瀬長が

瀬長市長の話 基地権力者による私の追放は一応成功したようだが、五十日後の市長選挙の結果、再び第二の瀬長が那覇市長として登場、基地権力に対する市民の無言の抵抗を示すであろう。不当な圧迫、干渉に対しては、四原則貫徹、祖国復帰をかかげた闘争を断固継続していくことを宣言する。

瀬長市長不信任決議案

八月四日那覇市議会議員選挙において、那覇市民は、瀬長市長を全琉球の首都那覇市の市長としては著しく不適任であることを確認して、瀬長市長不信任の判決を既に下したのであります。

然るに瀬長市長は、この那覇市民の厳肅なる判決を無視して、市町村自治法の盲点や不備を衝き、欠席戦術及び

専決処分等の行政行為によって、独裁政治の毒牙を伸しつつかある現況であつて、このまま放置するにおいては、那覇市民の福祉増進に重大なる支障を来すことは言をまたないのであります。ここにおいて那覇市議会としては、那覇市民の意志を尊重して、民主主義を守り、共産党及び人民党の隠謀を撃破して、那覇市永遠の平和と繁栄に寄与するために瀬長市長を不信任する。

”那覇市政の解決策を” / 市町村長、財界などが陳情

〔琉新・夕 1957・11・25〕

沖繩市町村長会および那覇市野党議員らがモーア高等弁務官に「那覇市政を混乱から救出する方策を確立するよう」に陳情したことが二十四日の民政府報道局発表で明らかにされた。

市町村長会長吉元栄真以下二十六名の陳情文 那覇市政の混乱は法の不備を悪用する危険な政治的陰謀である。これをそのままにしておくことはやがて同様な事態が全琉各市町村にも波及し、従つて全琉の政治経済を混乱せしめ、全住民の福祉を阻害し、不幸な事態を招来せしめる原因となることは明らかである。しかもこれを改善しよう

とする全琉住民の願望は現行法の不備によつて阻止されている。琉球政治の最高責任者たる高等弁務官の責任において今日の那覇市政を混乱より救い、全琉球住民の暗い不安を一掃し、一日も早く明るい民主政治を展開せしむる方策を確立してもらいたい。

吉元市町村会長、兼島信助市町村会副会長、渡ヶ次賀善同副会長、伊敷善英南部地区副会長、比嘉秀盛中部地区会長、玉城利清北部地区副会長、平田忠雄市町村議会副会長、岸本永幸同副会長、富原商議所会頭、竹内副会長、稲嶺一郎海外協会会長、平田忠義同副会長、伊礼肇、仲宗根源和、泉正重、宮城仁四郎、国場幸太郎、山城栄徳農林協会長、山川宗道、上原敬和、宮良薫、宮城善兵、翁長助静、仲井間宗一 那覇市議長高良一以下野党議員十七名の陳情文 那覇市政の混乱は既に市民の意志により市民自らの手によつては解決し得ざる段階に到達しており、ますので琉球における政治の最高責任者たる高等弁務官の責任において解決策を講じて頂きたい。

一社説

自主的に収拾できなかったのは遺憾

〔沖夕・朝 1957・11・26〕

十一月二十三日付で民政府布令第六十八号（琉球政府章典）並に同布令第十七号（市町村議会議員及び市町村長選挙法）の一部が改正され、同日公布施行された。同時に高等弁務官が留保する権限によつて民立法第一号の市町村自治法の一部も改正となり、これまた即日施行となつた。

これらの布令公布によつて、重罪あるいは破廉恥罪の宣告をつけ、特赦に浴しない者は、公職選挙における被選挙権を有しないことになり、市町村における首長不信任議決が二度目の場合（議決、解散、再議決）には議員定数の過半数の出席で議決できるようになつたほか不信任議決成立によつて市町村長がその職を失い、さらに当該市町村に助役が欠けているとき市町村議会は市町村長代理を選任することができ、また市町村長と議会の間の争いについて調停訴訟手続きによつて解決できない場合は、行政主席がこれを決定することができるようになったわけである。

以上の改正要点、すなわち被選挙権

の欠格条項（従来は立法院議員選挙法のみ）に破廉恥罪が掲げられていた）を全公職選挙に適用して公平を期し、「特赦」によつて復権する途が開かれた点、かねて民側に公職選挙法の一本化準備が進められているし、他の改正点にも、政界筋に「法の不備」としてこれらの諸点を指摘する声も聞かれたもので、したがつて内容からすれば、民法法の市町村自治法の改正点も敢えて「強権発動」としてこれを非難するほどの深刻性もなく、一般に納得のいく改正とつけとられたようである。

しかし今回の布令公布は専ら那覇の瀬長市政に対処したものであり、直面的な事態の收拾のため発動された米当局の権限行使であつたのは事実として覆うべくもなからう。これで瀬長市長は追放され「特赦」がない限り再び公職選挙にも出ることが許されなくなつた。もとより、法令の改正は全般的なものであつて、ひとり那覇市のみには作用をもたらすものではないが、それが現実に那覇市政收拾策としてとられたとあれば、直接・間接を問わず自治体への干渉であり、反面、民側の自治を後退させるものとして遺憾といわざるを得ない。

しかも、最も残念なことは、常に自

治拡大を要請しなければならぬ民側として、為政者や経済団体代表者が個別にあるいは連署して高等弁務官に「断」を要請、自らの自治能力を否定した事実である。

米当局は、これまで民主的ルールに従つて選出された瀬長市長の問題は、住民自体で解決すべきであり、沖縄の治安を乱すことがない以上、傍観するとの態度をとつてきた。自来十カ月余、那覇市政は混乱し、市行政はマヒ、客観的にも最近の事態はなんとか收拾しなければならぬ最後段階を思わせた。米当局としては、これ以上傍観しているわけにもいかなかったのである。が、なんとしても民側自体で現状を打開し得ず、米当局によつてそれがなされたのは、決して好ましいこととはいえないのである。

市会も連帯責任をとるべき

那覇市会はきのう「待つていました」とばかり早速瀬長市長不信任決議案を十六対十で可決した。これでもみ抜いた市長不信任問題は終止符を打つたわけだが、去る八月四日瀬長市長の信・不信を問つて市民に選ばれた現市会もその役目を果たしたということになる。

信任派の与党議員は市会少数派とし

て結局、欠席戦術をとつて一般市民の直接利害に関係する予算審議さえ放任、不信任派議員も、その言う「市町村自治法の盲点や不備」はともかく、市会に過半数を占めながら、市政を瀬長市長の「独裁」にまかしていたことからみても、現市会がいかに瀬長市長の信・不信任のみを使命としていたかは自明である。まずはその責務も終つたというわけだ。

この市長不信任問題はだれがなんといつても那覇市民の福祉増進に重大な支障をもたらした。そしてこれが起因は瀬長市長の出現にあつたが、市民の不利益に対する一半の責任は、市民に選ばれて市会にも出ない議員は勿論、市民の福祉を積極的に努力しなかつた議員にもあろう。その点、厳しい自己批判を市会に要請したい。

もし現那覇市会にして、不信任問題を解決し得たのは「虎の威」をかりたためであるところを素直に認め、それが住民自治の上から望ましいことではなかつたと思ひ全住民にすまないという自責の念を持ち合わせるなら、あとをしばらく「市長代理」にあずけて、文字通り市政の出直し、市再建のため総辞職を敢行するであらう。混乱し続けた市政の新しい出発、そして市民の

気分一新に望ましいことである。

不信任案の可決によつて瀬長市長は議長からの通知を受けた日にその職を失う。市選管委は二十六日選挙告示を行い、来年一月十二日投票日とする手筈を決めている。今回の場合、市政に対する連帯責任を当然市会もとるべきであり、市長選挙に次いで進んで市会もその信を市民に問うものでありたい。

解説／三つの改正布令の意義／那覇対象の特例づくめ

〔琉新・朝 1957・11・26〕
モア高等弁務官は二十三日付で三つの布令を公布し「市町村自治法」「市町村議会議員および市町村長選挙法」「琉球政府章典」の三つの法を改正、これによつて二十五日、瀬長亀次郎氏の再不信任が実現して失職、行詰つていた那覇問題に新展開をみせた。
これら一連の布令改正をみた場合、瀬長氏が今年一月に市長に就任して以来、那覇市において起つた市町村自治法など関係法規の問題点をめんに密に研究した上に、現在の那覇市において瀬長氏を再不信任で市長から失職させたのちに起こり得ると考えられることを

予想、これらすべての対策を考慮して立案されたことがうかがわれる。具体的に主な改正点についてみるとつぎのとおりのがいえよう。

少数の欠席戦術を阻止／過半数で再不信任可能

二回目の市町村長の不信任議決は今まで「議員数の三分の二以上が出席し、その過半数の同意がなければならぬ」となっていたのを「議員総数の過半数が出席し、議員総数の過半数が同意しなければならぬ」ということに改められた。

これは那覇市を例にとると議員総数三十名に対し、改正前は、その三分の二以上が出席することが条件となり少なくとも二十一名以上が出席しなければ不信任の議決ができなかったのが、改正により議員総数の過半数、すなわち十六名以上おれば不信任議決が開けることに改められた。この改正によって二十五日の瀬長市長二度目の不信任議決は可決されたものである。

選挙管理市長の性格／例のない市長代理者

再度の不信任議決で市町村長が職を失いその時、助役が欠けていたばあいは、市町村長の失職後二十四時間以内にその市町村議会が議員または市町村内の

被選挙権を有する者の中から「市町村長代理者」を選任することができる規定が新設されたが、この「市町村長代理者」は全く新しい特例である。

アメリカでは、これに似たものがあるといわれるが、それもその選任範囲が市町村議会議員の中から選ぶよう限定されているという。

戦前には「管掌市長」と呼ばれる。いわゆる「職務管掌」の制度があつたが、これは市町村に市町村長とその法定代理者の助役がともに欠けたとき県庁職員を官吏のままの身分で知事が任命して市町村長の事務を行わせたもので、あくまでも知事の命令下にある官吏市町村長であつた。この点で布令による「市長代理者」は政府や主席と直接関係がなく、市議会によつて選任されるのが大きな相違である。

現行の市町村自治法によると市町村長が欠けたときは法定代理人としては助役のほか「市町村長が指定した吏員」が次の市町村長の決まるまで、その職務を代理することになっており、万一、市町村長と助役が同時に欠け、しかも指定された吏員もいない時でも行政主席が吏員の中から臨時市町村長代理を任命できることになっている。

しかし那覇市のように、再度の不信任議決で市長が失職し助役もいないばあいは、市長が辞める前に指定した吏員や主席の任命する吏員による臨時市長の制度は適用されずに、特例として定められた布令による議員または市内の被選挙権を有する者の中から議会の選任する「市長代理者」が次の長が就任するまで市長の職務を行うこととなる。

この間接選挙によつて選任された「市長代理者」は市長の職務を行うという点では完全に直接選挙による市長の権限の上で差は存しない。ただ、任期の点で「次の市長が選挙され就任するまで」と限定されているのが特長である。この任期の制限は、「市長代理者」の設置が、直接選挙による市長就任までの「ツナギ」であり、いわば「選挙管理市長」であるという性格を与えており、その点で「市長代理者」は存職中は積極的に政策遂行を行わず市町村行政を事務的に処理することが妥当だといわれているが、これは、あくまで「望ましい」ということであつて「市長代理者が新政策を遂行しても違法ではない」とみられている。

行政訴訟に裁判権／主席経由のルート

市町村どうしや市町村の機関間（市町村長と議会）に紛争があるときは、去る十一月一日付の市町村自治法の改正によつて主席が当事者の申請にもとづき又は職権によつて自治紛争調停委員の調停に付すことができる道を設け、来年二月一日から施行することになっている。しかし、一方、裁判への出訴の道もあるとして那覇市では瀬長市長の予算専決処分は無効を訴えたが行政庁の機関訴訟には裁判権がないと却下されていた。これについて改正布令では、裁判所が行政訴訟を取扱つていいことを明文化、その経路を次のようにはつきりさせた。

行政主席に紛争の解決を求めて申請する。

主席は申請のあつたとき、又は自ら積極的に市町村の紛争をとり上げ自治紛争調停委員の調停に付す。

調停委の調停案に両方の当事者が同意したら調停が成立する。

それでも解決されなるときは主席が、その争いを裁定し、告示する。

この決定に不服の時は市町村長又は議会は決定後十四日以内に巡裁に出訴できる。

このように市町村の紛争解決の道として主席を経て裁判所に至るルートが明

らかにされたのは那覇市の専決処分訴訟の裁判所における取扱いを検討してとられた措置とみてよからう。

破廉恥の範囲不明だが瀬長氏確

定的

”琉球政府章典”と”市町村議会議員及び市町村長選挙法”をそれぞれ改正する布令によって、今まで立法院議員だけに適用されていた「重罪又は破廉恥罪に処せられ特赦を受けていない者は、立候補できない」という被選挙権の欠格条件が新たに市町村長と市町村議会議員にも適用されることになった。

ところで問題になるのは刑法上の罪名でない”破廉恥罪”というものの内容だが、米民政府では中央選挙委員会の照会に対して破廉恥罪定義を次のように答えている。

破廉恥罪の語句は英米両法の法律学において、しばしば慣用されており、概して法廷において、それが特定の適用される場合の場所及び時における公衆道徳に照らし合わせて裁判長が解釈を下し得るように本来意図されているものである。

すなわち、それはまた重罪、破廉恥罪及び、それ自身罪悪であった類廃心を暴露するような犯罪等の如き最

も重大な罪科に限定されているといえる（一九五二年二月二十八日付民政府書簡）

破廉恥罪とは、ブラックの法律

辞典による「正義、信実、中備もしくは善意に反して行われたこと」又は「人間対人間の権利及び義務に関する限定の慣例的な規則に反して仲間の間または一般社会につくすべき個人的又は社会的義務に背いて行つた卑劣邪悪または背徳的な行為である」と定義している（一九五六年三月、民政府書簡）

このように破廉恥罪の範囲については極めて莫然としており、どの罪名が破廉恥罪に該当するかも明らかにされていないが、これまでの立法院議員選挙で中央選挙委員会が米民政府へ問い合わせ、はつきり「これは破廉恥罪だ」との回答を得ているのは次の二つの例がある。

犯人隠匿教唆助罪 一九五六年三月の立法院議員総選挙に立候補した又吉一郎氏（現人民党書記長）の被選挙権について民政府では一九五四年十月の民政府裁判所で犯人隠匿教唆助罪による有罪判決を受けているのは破廉恥罪だと回答している。横領罪 一九五三年四月一日の中部

における特別選挙で立候補した天願朝行氏の被選挙権につき民政府は一九四六年七月の軍裁判で天願氏は横領罪の有罪判決を受けており破廉恥罪による被選挙権の欠格に該当すると答えている

瀬長亀次郎氏のばあいは一九五四年十月に、民政府裁判所において犯人隠匿ほう助罪と偽証罪で有罪判決を受けており、これを同時に犯人隠匿ほう助罪に処せられた又吉一郎氏が、立法院議員選挙で破廉恥罪にあたるとして被選挙権を認められなかったのと全く同じケースにあたるため、後任市長選挙に際し瀬長氏の被選挙権はないものとみられる。

市長代理は東江氏に決まる

／／”明朗な那覇建設へ”
／那覇市会二十八日に再開

〔琉新・朝 1957・11・26〕
きのう那覇市会は午前引続き午後二時半開会、市長代理の選任について決戦投票を行った結果、東江誠忠氏が十六票の過半数を獲得、白票十、無効一票で、つぎの市長選挙まで東江誠忠氏が市長代理として就任することになった。

再開と同時に渡口（麗）議員から代理市長選任の動議が出され、投票によつて東江誠忠氏を代理市長に選任したあと、二十六日二十七日の両日を休会、二十八日午前十時再開することになった。

東江市長代理の話 突然任命されたので、心の準備もしていないが代理市長というのはつぎの市長がくるまで行政管理をスムーズにやっつけていく仕事だと思つている。那覇市の職員とともに明朗な那覇市の建設に努力したい。
なお瀬長市長は二十五日午後零時半「不信任案成立」の通知書を受領したので、正式に市長の職を失った。

同盟、民連が声明書

〔琉新・朝 1957・11・26〕
瀬長那覇市長の不信任案成立後、那覇市会月曜会、民連議員はそれぞれつぎのような声明書を発表した。

月曜会、再建同盟声明要旨
瀬長市長の不信任が可決され、ストップしていた都計工事と明朗な市政が再開されることは、市民と共に喜びにたえない。瀬長市長は人民党という琉球の合法政党にかくれた共産党員として、日本共産党の指令によるカイライの役割を果して来た。

その指令を守るために彼は必死になつて市長のイスにしがみつくな必要があり常軌を逸した政治行動をとつて来たのである。

瀬長市長は、議会を無視して予算を専決、独裁主義の本質をバクロしたのであります。瀬長市長の行動は自治法の精神を完全に無視した違法行為である。

那覇市役所の人事行政においても従来職員の採用規則を無視して採用抜擢し、自己の反対者は退職、格下げしている。

私共は自治法の盲点や不備を悪用し、欠席戦術や専決処分など市長の独裁政治を掃するため努力をしてきた。しかし自治法の不備により、それを規正することはできなかった。

このとき高等弁務官が行つた処置は適当な処置で、正常な議会運営を行えないようにした瀬長市長一派の責任である。

那覇市政は本日をもって再建の第一歩を踏み出したが、つぎに立派な市長を選ぶことよつて再建は完成する。市民各位が来るべき選挙に真に市民福祉のために働く市長を選ばれんことを希望する。

民連議員声明

今回の高等弁務官の出した布令は明らかに瀬長那覇市長を解任するためのものである。

それは瀬長市長就任以来再建同盟側の市議並びに当間主席を中心とする売国的な隠謀を企む者たちによつてなされてきた告発、訴訟、自治法改正の立法要請などがごとく失敗に終つたため、遂に持ち出された最後の手段である。即ち沖繩人の手によつて瀬長市長を追放せよとした、統治者の政策の失敗を暴露したものである。

再建同盟側の十七市議はこの悪布令に依つて恥知らずにも市長不信任の決議を強行し、市長代理者まで選任した。これは再建同盟側の市議十七名を含む買弁資本家と当間主席を中心とする一握りの勢力によつて事前に計画されていたものであつて何等驚くに足らない問題である。彼等は自己の売国行為を隠ぺいするために常に「市政の混乱を宣伝しているが、那覇市政は些かも混乱していない。自己財源による土木、水道事業等を初め市政の運営は明朗活達に行われている」という事実がこれを証明するものである。むしろ混乱をきたしているのは正義と人道の前に恐れをなした彼等十七名議員であり、その背後に在る売国勢力と米軍当局であつ

た。それは朝令暮改式に出される布令が何よりも証明している。

今回の布令は地方自治体を破壊し、人民の生活を権利と民主主義を踏みにじり、しかして一括払と沖繩の永久原水爆基地を押しつける根拠となることを恐れるものである。

ここにわれわれ民連側十二名の市議は、彼等の一貫した売国的隠謀を粉砕するために、更らに決意を新たに、益々団結を固め、市民並びに県民は勿論祖国同胞の期待に添うべく、一切の圧力を排し最後の勝利を目指して断固闘い抜くことを誓つ。

市民福祉のために現職に止まるノ部課長の動き

〔沖タ・朝 1957・11・26〕

瀬長市長退陣が決つた二十五日ひる三時、市当局では緊急部課長会議が開かれ、今後の態度について協議した。そして「こちらから進んで辞表を出す必要はない。市民福祉の立場から現職に停つて働くべきだ」ということを申し合わせた。

本土各紙連日トップで報道ノ瀬長市長の不信任可決

〔琉新・夕 1957・11・26〕

【東京総局発】瀬長市長を追放するための関係法改正のモーア高等弁務官の発表ニュースはプライズ勧告発表以来久しぶりに本土ジャーナリズムの焦点を集め、二十五日の朝日、毎日、読売、サンケイの中央紙をはじめジャパントップに取扱つた場合の、これまでの本土各紙の従来扱ひからみて、今度の瀬長問題報道で注目されるのはサンケイ紙を除く多くの新聞が、解説をつけていないということである。それは、これまで「世界」や「芸芸春秋」をはじめ各雑誌に瀬長市長自ら書いた原稿もふくめてたびたび那覇市政問題のいきさつは報道されてきたため明々白々の事実として広く国民に周知され、本土ジャーナリズムでは来たるべきものが来たという計算済みの表情である。各社の見方を聞いてみる。

一、沖繩は民主主義デモクラシーのショーウィンドーというあまりに高級なレッテルをはりすぎたため、今度関係法改正の米現地当局の出方は拍子抜けさせられたという皮肉的表現が

ら。

二、米国は今度の瀬長追出しの法改正の発表で、ジャーナリズムの面だけでもどの程度不利な反響を呼ぶものか計算は出来ているだろうと思つが、後にくるものはモーア高等弁務官にその責の詰腹を切らせるという意味で、モーア解任ということになるのではないが、なごわりと辛らつな意見が多い。あくる二十六日の各紙の論説がみものでこれまで沖繩問題が瀬長那覇市長解任を契機に、日本のジャーナリズムのニューズ・キャンペーンの最大なものになることはまちがいないだろうとみられている。

一社説

政党は党利党略に走るな

〔沖タ・朝 1957・11・27〕

那覇市政問題は、瀬長市長退陣というところで、いちおう終止符を打たれた。だが、問題はこれからだといったかつことである。次の那覇市長選挙をめぐって、またも保守、革新の争いが、現実に自治体介入ということになつて、問題を複雑にする見とおしが立つからである。

これは一般住民にとつても、当の那覇市民にとつても重大なことであると

いわなければならぬ。那覇市民にすれば、瀬長市長の追放という一事で、ことが落ちつけばよいというだけではないに、次の市長を選ぶという市民としての責任を果さなければならぬし、さらに、これからの事態をどう收拾していくか、という当面の課題もなしとげなければならぬという点で、難関を控えているのである。そこで、この難しい問題を解決するには、もちろん市民の良識をそれこそ發揮しなければならぬし、そこあつてほしいのだが、いまのところ市民有権者だけにそれを望むことはムリである。

なぜかといえば、次の市長選挙（来一月十二日）を控えて、各政党の働きかけということがまっ先に考えられることである。ことに政党としては、キビスを接して行われる立法院の総選挙ということを考慮に入れて、互いに党勢拡張に血道を上げるといふことは、わかりきつたことで、政党のやり方一つで、またも那覇市長選挙を混乱に追いやらないとも限らないという危険性を大いに孕んでいるからである。

これは自分で革新勢力という人民党にしても、社大党にしても、民主党にしても、おなじく言えることとおもつ。つまり、政党が事大主義に走り、或い

は党利党略に偏向しすぎるために、大事な住民福祉といふことを等閑視する。これは当間系といわれる新党結成へ働きかけている無所属にしても、保守結集を叫ぶ民主党にしてもまったくおなじことであつて、保守結集を焦るあまり、革新勢力と対決するかのよくなことの運び方は、ますますほんとの政治とは似て非である党利へ政治を追いやるばかりか、住民の福祉とは聊か無エんないわゆる地に足のつかない政党間の争いへ那覇市の選挙を追い込む心配も出てくる。

瀬長氏の退いた後の那覇市の後任市長として、いったい誰がよいかといふことは触れないとして、現に候補者のうわさも出ているし、各政党では、早くも候補者担ぎ出しを考えている。いまのところうわさの程度だが、前群島政府知事だった平良辰雄氏が、統一候補の目的で浮び上つているほかに、民連側からは兼次佐一氏の名が上つている。そして一方では保守の線を打ち出し、残る一方では革新ということになつている。

そこで考えたいのは、政党の態度である。今度の那覇市政に望むといふ本紙の質問に答えた政党人たちの口ぶりが、いかにも逃げを打っているといふ

印象を与えているのは、自治体には干渉したり、介入したりはしないという超然とした態度であるのか。ところが実際はといえば、介入どころか、それこそ自治体の選挙に介入以上のことをしているのがこれまでの政党人だった。

民連にしても、イデオロギーを説くのはよいが、口をひらけば売国奴の、隠謀のといった公式一点張りの態度である。これは、ひいてはムリに階級对立へことを運び、保守、革新という二つの流れを激突させることによつて事態を混乱に陥らせる態度は、誠に反省してよいこととおもつ。言いかえると、政党の観念的な色彩が強ければ強いほど、その影響は穏当さを欠くことになり、事態はさらに新事態を生んで、どのつまりは、自治体の行政が政党の争いの道具と化しかねない結果を招くからである。

次の那覇市長選挙は、その意味では、人物本位を優先とすべきことが、政党の争いがこれを歪めるといふ危険の度合いが決して高いとはいわぬが、住民にとつて、ほんとうになが幸福をもたらすかといふ市民の判断を狂わすことになつては、大変である。同時に、住民の自治という点でも、こんどの布

令改正という收拾策は、たとえ窮余の一策としてであつても、自治能力の低さを自ら示したことで残念といわなければならぬ。

那覇市会は、市長選挙に次いで進んで信を市民に問えということも、自主的にものごとを解決できなかった一種の連帯責任だといえる。政党が、自治体に割り込んでくることそれ自体も、民主主義のルールに反することであるし、現実の那覇市を、市長選挙ということによって立派に收拾できるか、どうかも一にかかつて市民の自治能力如何ということになる。

ましてや、政党や政党内にしても、自治性を高めるといふことで、来春の那覇市長選挙は試金石といえるだろう。

凍結資金近く解除那覇市へ

ノバ民政官、主席要請に

答つ

〔琉新・朝 1957・11・27〕

当間主席は二十六日ひる二時からバージャー首席民政官との定例連絡会議で那覇市に対し拒否していた琉銀融資再開と棚上げされた民政府特別補助金の交付を要請した。これに対し首席民政官は要旨次のように答え、両方とも再

開される意向を示した。

「琉銀の融資拒否は琉銀と那覇市との間の問題である。市長代理や市議会が銀行と交渉することで話がつくと思ふ。」

「民政府の特別補助金については東江市長代理が就任したら、どこから工事に着工したらよいか調査して報告させてもらいたい。工事の竣工しだい次々と予定していた特別補助金の支給を考慮する」

一方那覇市へ融資拒否について、富原琉銀総裁は既報のとおり「金融協会とはかつて一両日中にも撤回したい」と融資再開の意思を明らかにしている。

琉銀が融資拒否を声明して貸出停止を行った当時の那覇市への都計資金ストップ額は次のとおりである。

融資認可決定で交付中に停止された金額は四千六十万七千円、融資決定のまま未交付で封鎖されたものが四千七百四十六万六千円で合計八千八百七十三千円の資金が融資停止を受けていたことになる。なおこれに民政府からの特別補助金八千七百万円の中、(四千二百三万一千円交付済)未交付額を総計すると約一億三千二百万と実に莫大な資金が無用のまま

寝かされていた勘定になる。

これを使用途別にその内訳をみると、まず 区画整理事業資金として復金が融資決定(五五年五月認可)したのが六千七百万円で、その中手形貸付として交付されたのが三千七百二十六万三千円で残額の二千九百七十三万六千円が未交付のまま融資拒否された。然し市当局は融資拒否と同時に交付額の三千七百万円の返済として二回に亘り、本年三月に一千六百六十七万六千円、去る九月に三百万円を払戻し合計一千九百六十七万六千円を返済している。

水道工事資金としてA工事の場合、五六年二月に三千五百五十万円の認可を受けて、交付済二千二百四十四万七千円の融資途中、残額の九百五十二千円が未交付のまま停止された。

同じく水道工事資金としてBの場合も一千百十九万九千円(五六年四月貸付認可)も九百三十七万円の交付途中残額百八十一万九千円がストップとなつて合計一千八十七万九千円が融資の拒否をうけている。

次に融資決定のまま、融資ストップをかけたものは、都市計画資金五百六十万(五六年二月認可)、バスターミナル建設資金三千六百六十六万六千(五六年六月認可)、泊ポートターミナ

ル建設資金五百二十六万(五六年十一月認可)とそれぞれとなつており合計四千七百四十六万六千円。

特別補助金八千七百万円の中、復金より四千四百三十四万八千円を請求して、この中四千二百三十一万六千円を交付して、残額の二百三十一万六千円を琉銀が特別預金してこれを封鎖した。そのため未請求残額四千二百六十五万二千円と二百三十一万六千円を合せて四千四百九十六万八千円が融資ストップされた特別補助金となつている。

米大統領へ抗議電ノ那覇市

長問題に社会党が

〔沖夕・朝 1957・11・27〕

【東京二十六日共同】社会党は二十七日午後院内で鈴木委員長以下出席して七役七局長会議を開き、瀬長那覇市長追放にからむ沖繩対策を協議した結果、鈴木委員長の名でアイゼンハワー米大統領ならびにマツケルロイ米国防長官あてに抗議の電報を発すると共に、国際連合、アジア社会党会議、社会主義インター、アメリカ社会主義連盟、アメリカ人権擁護連盟などの諸団体に書面を送り、実情を訴えることを決めた。

抗議電報の内容次の通り。

沖縄自治に対する今回の法令改正は民主的に選出された市長を強権によって追放するものであり、これは民主主義政治と地方自治に対する重大な挑戦である。従って日本社会党はこれに強く抗議し、その即時廃止を要求する。

”自治への不当干渉” / 聴衆10万、抗議大会開く

〔沖タ・朝 1957・11・27〕

民連、人民、社大両党那覇支部、那覇市区長会共催による「自治体への不当弾圧抗議市民大会」は、二十六日よる七時から那覇市内ハーバービュー広場で約十万人（主催者発表）を集めて開かれた。

大会はまず議長団に大湾立法院議員、浦崎那覇市会議員を選出、仲松庸全氏の司会ではじめられた。

区長代表、学生、労組、商店、政党各代表が次々と壇上に上り、「今回の布令改正は自治体への不当干渉であり、民主主義をふみにじるものである」と訴えた。続いて東京沖縄人会をはじめ、日本社会党、総評、自治労など五十団体から寄せられた激励電報が披露され、民連を代表して兼次佐一氏が改正布令公布の経過報告があった。その後那覇市長を追放された瀬長亀次郎氏

が、聴衆の拍手をうけて登壇「布令改正を出して瀬長を追いだしたことは米国の黒星で、市民の勝利を意味するものだ」と訴えた。その後、主催側から大会宣言、抗議および日本同胞への決議文が提出され満場一致でこれを決議した。その時聴衆の中から「今回の市長選挙に統一候補を出し売国勢力と対決しよう」という緊急動議が出されこれを採択した。

市長不信任騒ぎ / 布令要請の責任を追及こんどは真和志市

〔沖タ・朝 1957・11・27〕

瀬長那覇市長は布令改正によって退陣したが、今度はそのおおりで真和志市会が混乱、合併問題や布令の改正要請に翁長市長が加わった件などで野党の攻勢が強くなり、市長責任問題までもちあがっている。

真和志市会では瀬長市長の退陣で合併問題を再検討する必要があるというので、二十六日ひる二時から全体協議会を開いた。まず旧真和志行政区実態調査委員会（委員長町田宗松氏）の調査経過報告があつてさつそく合併問題の検討に移ったが、今まで対等合併という語句にとらわれすぎた点が批判さ

れ、対等、編入何れの名目にせよ、那覇市長選挙前に合併して、真和志市民を市長選挙に参加させることにより、実質的な対等合併を実現するとの方針が決定され、二十七日午前中に両市当局議会全員の合併懇談会を申し入れることになった。

これに対し、野党側は、翁長市長の独走を強く批判し、従来の自治法の下で合併し、市政の安定を期すことが正しい行き方であつて自ら四十一氏の中に加わり、自治体の後退をもちたらず布令改正の要請をしたことは誤っている」と責任を追及、選挙前合併が不可能の場合は、次期議会でも市長不信任案を提出すると迫った。

翁長市長の話 布令改正を自治権の後退とみるかどうかは立場の相違だ。破廉恥罪、選挙法改正などを要請したのではない。しかし布令が今後全琉市町村に適用されて行くのだから再検討の必要がある。不信任云々については別に深く考えてない。那覇市長選挙前にどうしても合併を実現するつもりだ。

瀬長市長の追放 / 米政府も承認のうえ

〔沖タ・夕 1957・11・27〕

【ワシントン二十六日共同】米国務、国防両省は二十六日、沖縄民政府のモア高等弁務官が左翼系の瀬長那覇市長を追放するためにとった措置を支持して「この措置は沖縄の多数の意志を生かすために必要なものだ。モア高等弁務官には六月一日の米大統領令で法令改正の権限まで与えられており、米政府当局も承認を与えていたものである」と述べた。

那覇市長問題 / 自治権を踏みしめるな” / 東京の県人会が声明

〔沖タ・夕 1957・11・27〕

【東京】東京沖縄県人会では二十六日午後五時より日本クラブで瀬長市長追放措置に関する緊急幹部会議を開き、要旨別項のような声明を発表、また二十七日午前十時、沖縄連幹事団体代表とともに、会長、副会長が米国大使館、日本政府へ抗議、陳情を行うこと。間もなく開かれる通常国会に出し、政府に対米交渉を行うよう働きかけること。十二月上旬沖縄問題、解決国民運動連絡会議と共催で、国民大会を開く

ことを決定した。

（声明）モア高等弁務官が那覇市民が自由選挙で選んだ市長に対し、都市計画補助金のストップ、琉銀融資凍結等凡ゆる手段を以って圧迫を加え、市政を混乱に陥入れしめたにかかわらず、全責任を市長に転嫁してその追放を敢行したことは、米民政府が支配者の権力を乱用し、不当に沖縄県民の意志を無視、地方自治権を踏みじつたものである。われわれは常に民主主義を標榜し、沖縄住民の福利増進を目的とするアメリカ民政府当局の反省をうながすとともに、かかる専制的軍政から、一日も早く沖縄同胞を解放するために、施政権返還の国民運動を強力に推進せんことを期す。

東江市長代理初登庁

〔沖タ・タ 1957・11・27〕

瀬長亀次郎氏的那覇市長退職により市長代理に任命された東江誠忠氏は、二十七日あさ九時すぎ市役所に登庁、直ちに全職員を構内広場に集めて就任のあいさつを行い全職員の協力を求めた。

二カ月間の行政管理がスムーズにゆくよう努めてゆきたいが、全職員の意見も十分尊重してあたりたい」といったかんたんな内容。

ひる一時からは各部課での事務引継があり、その後首里、小禄などの支所視察を行う。また、琉銀に対する資金凍結解除を要請する正式文書は財政課で起草中で、でき次第、二十七日中にも琉銀へ提出して善処を要請することになっている。

なお、瀬長前市長の秘書伊波広定氏に代って市長代理の秘書には新垣淑哲氏（前財政課勤務）が発令された。伊波氏は総務課勤となつている。

市長代理に決議文ノ人事異動反対・一括払い拒否か

かげノ抗議大会代表市長室へなだれこむ

〔沖タ・タ 1957・11・27〕

二十六日よるひらかれた瀬長氏の那覇市長追放に抗議する市民大会は、市長代理に就任した東江誠忠氏に対する「市職員の人事異動反対」と「一括払い拒否要請」の両決議を行ったが、二十七日ひる一時すぎ大会議長団の大湾立法院議員、浦崎、仲松両那覇市議と人民、社大両党那覇支部員ら約二百名

が市役所に東江市長代理を訪ねて両決議案を手交、確約を迫った。

大会議長団が市長室で東江氏と会見中、一緒にきた約二百名の社大、人民両党員はいく分殺気だつて市長室に雪崩れ込み、新聞社力メラマンに罵声を浴びせるなど緊張した空気をみせていたが、東江氏は「人事異動」については「市職員としてあるまじき行為のある場合を除いて人事異動は考えない」「一括払いは拒否する考えだ」との答えを与えた。

これに対し大湾氏らの議長団は更に構内広場に出て集まつた多数市民の前で確約して欲しい、と要求、東江氏は再び屋外にマイクを据えつけて同様回答を二百余名の前で行つた。

その後、大湾、浦崎氏らはマイクに立つて自治体不当干渉に抗議する旨の弁論をぶつて氣勢をあげ散会した。

（人事異動反対決議要旨）瀬長市長は市政と市民生活を結ぶために基地権力者と財界の圧力をはねかえし当間市長の腐敗を清めたが、基地権力者は民主主義を踏みじつて市長を追放した。任命された市長代理の貴殿はあくまで選挙管理市長であつて、瀬長前市長が断行した人事に異動を加えることは容認できない。

以上を抗議市民大会の名で抗議する。

（一括払い拒否要請決議）アメリカは那覇市の土地七万坪に対して八千二百万円の一括払いをおしつけている。瀬長市長は市民の決意に従つてこれを拒否したが、今回弁務官の強権発動による布令に従つて市長代理に任命された貴殿に対し、瀬長前市長の立場を守り一括払いを拒否するよう要請する。

一社説一

社大党のテスト・ケースとなる那覇市長選挙

〔琉新・朝 1957・11・28〕

瀬長市長の退任によつて那覇市政の問題が解決されたことにならないのは無論であるが、今後の那覇市政の救済策は全く社大党の出方にかかつている。これまでの社大党那覇支部は完全に人民党と歩調を一つにしていたと一般に受けとられていたが、果して、平良辰雄氏の立候補となつてもその線をたどるのか、市民の関心はもつぱらその一点にかかつているようである。

人民党の「妥協の無い対米闘争」に共闘するとなると、現在の社大党には大きいヒビが入りかねないものがある。平良委員長時代は人民党からの共闘の働きかけに対し、一線をかくして

いたが、最近の社大那覇支部は瀬長市長の実現以来がっちりと人民党とスクラムを組んできた。とくに兼次市議は党主流から離れて独走しているような感じを一般に与えている。

瀬長市長の退任に至った布令公布についても社大党は公式に意向の表明を避けた。それは瀬長市長の退陣は必要とみたが、布令による強行手段は「好もしくない」とする全般的な空気がからそういうことになったものとみられる。

安里委員長を中心とする社大党主流派には従来から瀬長市長に対し「無責任な政治的煽動」という可成りきびしい批判的態度が支配的であつたが、民主的手続きによる選挙事実の尊重という原則論から人民党に引きずられてきた形である。兼次市議が全面的に人民党と手を組むかどうかについては多少の疑問も残されているが、これまでの行きがかりから、舟はすでに岸をはなれた、ということになりかねないものがある。

そうなる社大党には大きい苦悶が生じよう。平良氏は党籍をはなれたとはいつても前委員長であり、兼次氏は平良委員長時代の書記長である、その両者が齒をむき合つて政争に立ち上る

ということ、もしこれが現実となつたら、皮肉というだけではすまされないきびしいものがある。

両者の個人的立場は別として、こういう事態に追い込まれないように社大党は努力をすべきであり、もしこの努力が失敗すれば、分裂さわぎにまで立ち至らないとも限らない。

中道派としての社大党の勢力はまだ強いものがあり、最近の混迷を抜け出すために平良氏支持が大きい転機となる可能性を予想するということは必ずしもあやまつていないであろう。しかしながら、那覇市長選挙を党略に利用することは、事態を紛糾させる危険性を十分にはらんでいゝ。民主党は当間主席に対してはミソを掘っているし、当間主席も求めてこれを埋めようとはしない。そこへ持つてきて、前社大党の委員長平良氏を那覇市長に推すということは、民主党には何となく、釈然としぬものがあるにちがいない。那覇市長選挙において人民党勢力に立ち向う対抗馬は平良氏の外にないということは十目で見るところであり、戦術をあやまるならば、平良氏といえども苦戦に追い込まれるとみられている。したがつて、社大党が平良氏を独りで抱えようとしたら、情勢は複雑化する

可能性があると思わねばならぬ。社大党が平良と兼次の両氏をどうさばくか、兼次氏の説得に成功したとしても、平良氏をどういう風に抱えていくかは非常にデリケートな問題である。今度の那覇市長選挙において党内がばらばらになるならば、社大党の命数はつきると思わねばなるまい。中間政党としての社大党の使命は現在の沖縄では重要であるが、その路線をあやまると自滅することになる。民主党と人民党の二つに画然と二分するのは沖縄の現情でも好もしくないことである。社大党幹部の十分な反省を促したい。

一社説

都市合併は選挙前にしては

しい

〔沖タ・朝 1957・11・28〕

市長選挙をするまえに「都市合併」を実現しようという声が、真和志市会からおこつていゝ。

対等か編入か、いずれの名目によらず、市長選挙の行われる前に合併して、真和志市の市民を市長選挙に参加させることができたら、実質的には対等合併が実現する——という考えかたらしいが、もつともな話で、ながいことひきずつてきたこの問題を解決するのに、

いまほど絶好のチャンスはふたたび訪れてこないだろうと思う。

こんどの布令の改正で、瀬長氏が市長の椅子を追われる直前、合併の話は急速に実現するよつな気配をみせていた。とくに真和志側が追いつちをかけた、もし那覇市側が応じてくれなかつたら、終戦後のどさくさで那覇の区域にされてしまつた失地をとり返すのだと相当強硬に出てきたため、受けてたたざるを得なくなり、とにかくその機はすでに熟したかつこつたのであつた。そして一般の世論もそれをのぞんでいたとみて間違いないだろう。

ところが、那覇市会の野党の空気は「市長不信任」の一点に急なるあまり、合併問題を二の次と考える態度だつた。合併もよいが、それより市長追放が先決だといふので、そのためにのみチ工をしぼり、ついに高等弁務官の手をかりて一応目的を果したわけであるが、それでも真和志との都市合併は依然として市政にのこされた課題であるといえよう。

もちろん、市長の追放と都市の合併はまったく別の問題であるかもしれない。主義主張を異にする市長の追放を政治目標にしたからとて、それはひとつの議会闘争であるから、議会人の

とつた態度として、なにも不思議がることはない。しかしこんどの場合、「合併」は従来の理想としていたものを実現するとともに、一方では多数の野党を向うにまわして混乱におち入っていた当局と市会の対決をなんとか収拾する効果もあつたに違いないのである。といつてすでに過ぎたことであるし、今更論議のくり返しをしてもはじまらないが、とにかく「合併」は議会の解決を待っている重要な宿題なのである。

いままで、その実現をおくらしていたのは一体なんであつたか。一般の市民はよく納得いかなかつた。近代的な都市の営みからいって、当然両市は合併するのが自然の姿であるし、これまでに数度もあつた市長や議員の選挙に際し、どの候補者も、「合併」を第一の政策にかかげ、そして当選してきたのであつた。しかも、さいきん自治体合併を促進するための法律までできている。にもかかわらず、いざ手をつけるとなると、得体の知れないひっかかりができて、あと一歩というところでお流れにされたのが実情だつた。

機が熟するといつても、これ以上待つ必要はないだろう。

市長の選挙はすぐ目の前にひかえている。選挙前に合併を一気に実現しておかなければ、またまた「対等だ」「編入だ」という問答が両市の間にもしかえされて、とどのつまり、チャンスを失つてしまふあぶなさがある。いま、両市の間には合併をむつかしくしている障害は、なにひとつないはずである。予算の執行なればだといつても、これは決定的な支障とはならないのではないか。そのために予算の更新期をえらぶとしたら、ふたたび以前のような対等か合併かの問題ができて、ますますコトを面倒なものにするのは、わかりきつた話である。

真和志側が積極的についでいてきているので、いま那覇市当局と市会にほんとのその気があるなら、間違いなく実現できるところまでできている。つぎの市長選挙にたいする票読みの思惑から、合併をしぶることがあつてはならないし、むろん議員が任期半ばで、ご破算にされることを気にかけてもなるまい。過去十カ月余にわたる市政の泥試合をきれいさっぱり清算する意味からも、理事者も議会もまったく新らしい角度から出直してくれとのぞみた

い。
留守をあずけられた選挙管理市長は、まずそれから手をつけるべきだろう。

きょう合併決議 / 那覇市会 月曜会が声明発表

〔沖タ・朝 1957・11・28〕

那覇市会反瀨長派で組織されていた「月曜会」十七議員は二十七日ひる五時から約二時間、琉石クラブに集り、市長選挙前の真和志市との合併をきょう二十八日再開される本会議で決議することを申し合せ、両市民の協力を求める次の声明を発表した。

合併の方法は真和志市側の那覇市への編入合併の線が決定されたが、これによつて合併と同時に選挙告示をなし、真和志市のみ合併促進法に基いて最高十五名の市議の補充選挙を行うことになる。

（真和志市との合併に関する声明書要旨）一、両市合併は長年の懸案にも拘わらず、前市長不信任の重要問題のためその推進は控えていた。

二、一月十二日の市長選挙前にこの問題を解決し、真和志市民も新市長選挙に参加し、大那覇市の発展の基礎を築くことが出来る処置をとることにす

る。
三、真和志市側には戦後の特殊事情から行政区画問題などの問題があつたが、真和志市民と当事者の理解により円満解決をのぞんでいる。

大那覇市は首都として全琉政治、経済、文化活動の中心であり、その発展は全琉発展の原動力である。願わくば両市民が立派な新市長を選挙されて大那覇市の永遠の発展を祈る。

急進展の都市合併 / 立法院 臨時議会は十二月十三日 に / 目標は来月十七日

〔琉新・朝 1957・11・28〕

当間主席、平良辰雄氏、翁長真和志市長の三者会談による那覇市長選挙前における那覇・真和志合併の促進申し合わせにより、合併問題は急進展をみせ、政府では十二月十七日までの合併実現を目標に合併のための立法院臨時議会の十二月十三日召集をきょう中に決定の段取りとなつた。一方これに呼応して那覇市議会では、きょう、真和志市議会では十二月二日に合併決議の準備をすすめており、十二月十七日の合併実現で来年一月十二日の那覇市長選挙には真和志市民も参加できる公算が大となつた。

平良辰雄氏、真和志市長翁長助静氏と二十六日あさ公舎で三者会談を行い、平良氏の那覇市長立候補と選挙前の那覇・真和志合併を決めた当間主席は、午前十時半バージャー首席民政官と会見、合併のための立法院定例会召集について同意を得たのち、赤嶺法務局長、宮里内政局長、野波行政課長らに選挙前合併の可能性と事務的な計画案および臨時議会召集の時期について検討を命じた。

検討の結果は次の理由で

合併の実現は遅くとも十二月十七日まで このための立法院臨時議会は十二月十三日開会、召集告示を十一月二十九日としなければならぬとの結論を得た。

- 1、十一月二十八日に選挙告示を行いつつ、十一月十二日に市長選挙の期日は変更できない。
- 2、那覇、真和志両市議会が合併議決ののち主席に申請し立法院の議決を経て主席が合併告示する段取りとなつてはいるが、立法院閉会中のため主席は十四日前に臨時議会召集の告示を行わなければならない。
- 3、選挙前合併のため選挙事務に支障をきたさないようにしなければならない。

宮里内政局長らは、午後四時これを当間主席に報告、「十二月十七日での合併」を目標に十二月十三日に臨時議会を召集することにしたが、那覇、真和志両市の合併議決による申請が出ないことにはこの合併問題を議案にすることができないので二十八日の局長会議において適当な議案を決めることになつた。

合併するなら／選挙に参加を

当間主席の話 せっかく合併するなら真和志市民の意向も市長選挙に反映させたいという真和志側の強い要望があるので選挙前合併を考えることになつた。

合併のため選挙をのぼすことは法を改正すればできるが、現行法令の範囲でもできないことはない。そのためには一両日中にも立法院を召集しなければならぬ。両市の合併議決がまだなされていないため合併問題を議案にはできないが、その点は考えてみたい。

召集において／緊急案件で追加
宮里内政局長の話 十二月十七日までには合併ということ十二月十三日に立法院臨時議会召集を第一目標としている。

臨時議会への提出案件は補正予算でもいいが、必ずしも急ぐ必要はないので

二十八日に協議の上、決めることになる。一、この案件で臨時議会を召集してにおいて両市から十二月十三日までには合併申請があれば緊急案件として追加することになる。

那覇・真和志合併協議会開

く／編入合併にきまる

〔琉新・夕 1957・11・28〕

二十八日あさ十時半から主席室で主席、行政課長を交え真和志市側から翁長市長、護得久助役、森田議長、那覇市側から辺野喜合併委員長、渡口副議長が出席して合併協議会を開き、那覇・真和志合併の日取りとそれに伴う事務的処理について打合わせた結果、十二月十七日を期して両市の合併を行うことになつた。

合併協議会でとり上げられたのは一、合併の日時二、合併の方法三、合併に伴う事務的諸処理をどうするかこの三点だが、合併の日時については両市会が十二月十三日に開かれる立法院臨時議会までに合併要請決議を行う。主席はこの決議に基いて立法院に両市の合併を議案として送付、十三日に立法院でこれを議決する段取りとし、十二月十七日は予定通り合併告示を行うことになつた。

両市きよう合併決議／市長選には真和志も参加

第二の合併の方法については那覇市が真和志市を編入する形をとり合併促進法により真和志地区から十五名の議員を選挙で選び、現在の三十名の那覇市議員と合せて四十五名の議員定数とする。そのかわり、一月十二日の市長選挙には従来の真和志市民も新那覇市民として選挙権を行使できるようにし実質的には対等合併の形をとる。第三の事務的諸手続きについては合併促進協議会は設置せず、新市会において協議の上処理する。

以上三点について、那覇、真和志の両市の意見が完全に一致し、主席もこれに伴って二十九日立法院臨時議会の召集告示を行うことになつた。

なお那覇市会ではきよう午後二時、真和志市会でもきよう午後一時合併決議を同時に行ふことになつたが、合併決議は次の三つの決議からなる。(カッコ内は真和志の場合)

真和志市を那覇に編入することについて(真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入することについて)
議員の定数について

市町村合併促進法第九条第二項第二号の規定によつて両市の議員(現在

は那覇三十名、真和志二十六名）を四十五名とすることを協議する。

新市建設計画の策定について

新市建設計画を合併後の市議会で定めることを協議する。

辺野喜那覇市会合併委員長の話 両市の意見が完全に一致し、十二月十七日に合併を実現させることになった。長年の懸案であった合併問題が両市民の福祉増進のためここに実現の運びとなり、こんな嬉しいことはない。きょう午後二時の本会議では全員異議なく合併決議がなされると思う。

森田真和志市議長の話 閉会中なので全議員をかり集め、全体協議会を開き、直に本会議に切り替えてきょう中に合併決議にもっていききたい。那覇市側とも完全に了解点に達しており、宿願の合併が実現できてこんな嬉しいことはない

当間主席の話 那覇、真和志両市から合併申請が出たら、日程に従って処理し、十二月十七日には両市の合併が実現するようにもっていききたい。きょう午後の局長会議で、立法院の臨時議会召集をあす二十九日に告示し、十二月十三日に召集開会することを決めることになる。

真和志の編入合併／那覇市
会満場一致で可決
〔琉新・朝 1957・11・29〕
那覇市会は二十八日午後三時五分、真和志市の編入合併を満場一致で可決した。

市会は午後二時四十五分開会され、東江代理市長の紹介がすんでから議事に入り、日程第一「真和志市を那覇市に編入することについて」日程第二「議員の定数について」日程第三「都市建設計画の策定について」の三件を一括して上程することになり、辺野喜議員からつぎのように提案理由の説明があった。

真和志市を編入するについての提案理由
那覇市、真和志市の合併に関しては、両市の多年の懸案であるとともに住民の世論であり、また琉球全住民の一大関心事である琉球の首都建設面から両市の関連性は産業、経済、交通、教育等あらゆる面に一都市的な形態を呈し、真和志市との一本化なくしては首都建設の実効を挙げることはできない。

このような現状にあり、しかも両市の合併は時期的にみて今回が最適期であると考えられるので、真和志市

を本市に編入合併して、首都建設及び地方自治の真の発展に力をつくしたい。

議員の定数についての提案理由
合併促進法には編入合併の場合、議員定数の一・五倍を越えない範囲で議員定数を増加することができることになつており、法で示される最大の十五名を真和志側に割当てた。

新市町村建設の策定についての提案理由
新市町村の建設策定は合併前に行つたのが原則であるが、那覇市の場合には全体的な都市計画という点から合併後の新市会で行つことにしたい。

この三件について兼次議員から賛成と質疑、討論打ち切りの動議が出され、全会一致でこれを可決して休会、三十日午前十時再開することになった。

高良議長の話 多年の懸案であった合併が実現でき、喜びにたえない。大那覇市の建設のため両市民が一丸となつて進むことを希望したい。

平良議員（中立）の話 合併は私としても初めから提唱したことであり、三、四年前からの念願でもあり、これが実現されたことを心から嬉しく思っている。

瀬名波議員（民連）の話 できること

なら対等合併であつてほしかったが、まがりなりにも実現したことに對して喜んでゐる。ただ同盟側だけでこのことを決め、中立の平良議員を始め、我々にも事前に何らの相談もなかつたことに對して「マツのさびしさを感じている。

軍布令誘導の責任とれと辞職を要求／民連議員が17議員に

那覇市会民連議員では二十八日の本会議に「軍布令誘導による自治体破壊の責任をとつて十七名の議員の辞職を要求する決議」「一括払いに反対する決議」の両決議案を議員發議で提案した。

一社 説一
地方政治に対する政党的支配の警戒

〔沖夕・朝 1957・11・30〕
一月十二日の那覇市長選挙に對して政界は激しい動きをみせている。そしてこの動きは従来以上に保守對革新の抗争を激化させる要素をもつており、それだけに早くも那覇市政の今後が思いやられるというものである。

地方政治は、国の政治よりもつとそ地域住民の日常生活と切つても切れない關係を持つてゐる。税金や道路、上水・下水、住宅、衛生といった生活

問題から小・中学校の教育問題など一切が地方政治に直接つながっている。したがって一般市民にとつては、保守だの革新だのということよりも、現実には福祉社会を建設していくことが重要な問題であり、元来、地方選挙にあつて、候補者が政党より人物に主眼をおかれるのが特色になつてきているのも、自治体がそのような本質にあるからである。

去る二十七日、市町村長会は政党政派の党利党略で自治体がかまわされつつある現状を遺憾として「政党的反省」を促がす声明を出した。同時に最近の政界の動向によつて政治的偏向におちいらぬため市町村自体の厳戒も留意すべく申合わしている。那覇市政に対する介入だけでなく、たしかにこのごろの政界は自治体に干渉しすぎる。人民党及び社大党那覇支部による「民連」に言わすと、那覇市政をここまで追い込んだのは自治体に干渉した当間主席に責任があるのだそうだが、それと同時に、政党の介入も非難されるべきであろう。一政党が介入すれば、他の政党も黙っていない。那覇市政の混乱は、いずれにせよ政党政派がよつてたかつて党利党略の道具に利用しようとしたことに起因する。しかも保守と

革新の対立の形でそれが行われたのだから深刻である。これが全市町村にわたる住民生活を混乱にすることだけでなく、それこそ琉球の自治体を崩壊に追いやるものとなる。

凡そ政治は民生の安定をはかつてくれるものでなくてはならない。とくに市町村自治体では大所高所からの主義主張をいつていなければならないことではいかなのである。政治を現実に進めていくためには、実際のところ保守だとか革新だとかいつても、お互に紙一重の隣同士でしかなかる。そこに大きな差異があるとすれば、それは政策の実現はどうでもよく、理論だけの政治においてでしかないと思われる。殊に市町村自治体は急激な変化を望まない、那覇市政が混乱したのはそのことを実証するものといえようし、政党的支配を避けるべきだとされるのもそこからくる。封建の昔のように孤立分散して生活していた城下町ならいざ知らず、今日、その市町村だけ現実から遊離しては生存しようもないからである。そこで市町村自治体では、保守とか革新といつても、それぞれその政策を実現するためには必然的に、より接近したものとなるべきであろう。現在琉球において、保守、革新とい

われるのは、思想的にはともかく、決して実際政策を中心とした色分けだとはいえない。いふなれば親米か反米かである。地方政治が民生の安定の上になつて一歩一歩前進を望むものであるなら極端な向米一辺倒も困りものだが、極端な反米はさらに迷惑なことである。琉球はアメリカの管理下にある限り、米軍基地がある限り、さらにはゆる自由経済または資本主義経済である限りはアメリカの積極的あるいは消極的援助が必要であり、それを受けるには米琉協調が必要である。この現実が無視されては実際政治はあり得ないし、とくに市町村自治体の運営は不可能である。

来る那覇市長選挙は保守対革新つまりは親米対反米の決闘場になる公算が大いものともみられているが、この際、介入するいずれの政党政派も自治体の本質をわきまえ、できるだけ介入による弊害を最小限にとどめるよう自制してもらわねばなるまい。これを受けてたつ一般市民も大いに心をひきしめていきたいもの。

金口木舌

〔琉新・朝 1957・11・30〕
瀬長亀次郎氏追放に伴う後任那覇市長

選挙に、民連側は「第二の瀬長」として社大党那覇支部長兼次佐一氏を担ぎ出すことを決め民連の那覇市議会議員十二名の名でこれを声明した。一方反対陣営では平良辰雄氏（前社大党委員長）が出馬を決意、工作を進めているようであるが、双方とも社大党に限りがあるだけに問題は複雑化している。つだ 第一、社大党そのものが、地方自治体には介入しないという従来の方針をかなぐり捨て、那覇市長選挙には積極的にタッチするとの態度を打ち出しながら、党を離れた前委員長を推すべきか、それとも党員である那覇支部長に加担すべきかでなやみ果てないという格好。 ” 党員を推すのがスジが通っている ” という声があるかと思うと ” 民連と社大党は何ら関係ない。にもかゝらずその推せんで、党議にもかげず立候補するなど明らかに独走だ ” との声も聞こえる。あるいはまた、 ” 前党首を推すにしても復党させてからにすべきだ ” との意見もあるようだ。いわゆる党公認候補という形にもつていこうというわけであろう。一方民主党あたりでは、保守系の統一候補として平良氏を推すことを決めながらも、社大党が強い平良氏を同党公認にするというのであれば協調できないとの

意見もあるようで、このところ反人民党側の足なみは乱れをみせているところ、そのいずれをみても、党利党略つまり自己の党中心の考え方で、那覇市政を收拾し市民に福祉をもたらすということには全くおかまいなしといった格好だ。この分では前市長が宣言した通り”第二の瀬長”が出現するのではないか。

合併後の都計でもむ／真和志決議きように持ち越し

〔沖タ・朝 1957・11・30〕

真和志市では、二十九日ひる四時三十分から臨時議会を開いて、同日ひる二時の両市（那覇、真和志）会議員、市長協議会に基いて、合併の議決をすることになってきたが、合併後の新市建設策定をめぐって野党側が、”合併促進法に従って、合併議決の前に新市の建設策定書を作るべきだ”、と主張したため議会は紛糾し、ついに会期を三十日まで延長、三十日中に、両市から選出された促進協議委員で策定書を作製、その後合併の議決をすることになった。

…那覇市との協議会では、問題を新市建設計画の策定にしばって話し合いが進められた。那覇市では二十八日に”

合併後の那覇市会で行う”という議決をしたがこれでは真和志側の意向が十分に容れられないおそれがあるので”是非合併前に策定書を作ってほしい”という真和志側の意見が容れられ一応一、編入合併すること、二、議員の定数についての二項を二十九日中に協議し、策定の件については、双方からそれぞれ議員五名、当局から二名の委員をあげ、十二月十二日までに策定書を作る、ということに話し合はままとった。ところが、真和志市会の野党側では、ひる四時三十分から開かれた臨時議会では”合併によって真和志市は解消する事になるが、合併後の都市計画は現議員が責任をもって保証しなければならぬ。そのためには”合併議決の前に、新市建設策定書を作ることが先決だ”、と主張したために議会は紛糾した。

このため、議会は一時休憩して、十二月十二日に策定書が出来上るまで合併の議決を延ばし、立法院は他の議案をもって招集し、合併問題は緊急動議という形で上程できないかを当間主席に問い合わせることになった。そこで、翁長市長、森田議長、他三議員が主席公舎に当間主席を訪れ、この点についてただしたが、当間主席は”告示を三十

日に延ばすから、あす（三十日）中に策定書を作って議決してほしい”と回答した。

これに従って議会は夕七時から再開し、合併促進法第五条による促進協議会の七委員を選出、三十日あさ十一時から那覇の委員と一緒にたつて、促進協議会を開き、策定書を作ってから合併の議決をすることに成り、その旨那覇市に到達した。

なお、その後本会議を全体協議会に切りかえ、よる七時半から真和志側の計画書の審議に入った。

促進協議委員会に選ばれた議員は次の通り。

議会側Ⅱ町田、高良、比嘉、許田、森田の五議員、当局側Ⅱ護得久助役、新里企画室長の二氏。

合併促進委を選出／那覇市、長記録会期とす

〔沖タ・夕 1957・11・30〕

三十日の那覇市会では、二十八名が出席（欠席は渡口（政）崎山の二議員）して、あさ十一時から開会され、真和志との合併を促進するため、合併法第五条、第六条による合併促進協議会委員を選出、さらに残された四十二件の議案を超スピードで処理し、第二十回定

例議会を閉会した。

これで、去る九月十日に招集されて以来、市長の不信任問題で紛糾し、八十一日間にわたる長記録をつくった第二十回定例議会は漸く幕を閉じることになった。

鳥袋 日程に入る前に去る二十七日に提出され、議決された真和志との合併決議についての三議案は真和志との話し合いが済んでいるという提案者の説明があつた。ところが、昨二十九日の真和志との合同協議会での話では、主席が真和志の言い分をきき入れないで非民主的な方法で強行しようとしているという声がかかれた。特に新市の建設策定については、真和志の意向がいれられていない。これでは真和志市民の信頼を失い、こじれるおそれもある。さらに真和志では合併促進法に従って合併するために、那覇の議決をのばしてもらいたいと申し入れたということがこれをきき入れずに強行したことは、合併を政治的に利用しようとするものである。合併促進法に従うならば、新市建設の策定がなければいけないが、市長代理の計画をききたい。

辺野喜 虚偽の証言で議決を強いたということだが、二十七日に、翁長真和志市長、森田議長らと主席室で会い、

話し合いはまとめられたものである。
(ここで議長が日程に入ろうとしたために民連側が発言を求めて騒然となった)

東江市長代理 新市建設は、従来の都市計画を根幹に、真和志側の建設計画をおりこんで準備を進めている。具体的に真和志の計画をあげると、安謝の港を改修すること、埋立の問題、旧鉄道線路に沿って一号線に通ずる道路を新設するなどであるが、殆んど本市の都計に合致する。次に支所の設置の件であるが、これには資金先渡制度を設置してもらいたいといっているが、これは首里、小祿の合併の際にも同様な制度を置いてあったので、合併後一年は置くべきだと思つているので問題はない。

市民病院の設置、公営住宅の問題、泊港の改修、国場川下流の埋立、教育委員会に対する補助金の問題など、殆んど障害となるものはないとみていい。財政計画についても、きょう中に出来るのでその後審議していただきます。

那覇市・真和志市合併促進協議会の委員の選任について

辺野喜 委員の選出は指名推薦であり、議長に一任する。

議長 それでは議長で指名いたしました

す。
辺野喜、比嘉(佑)、喜久山、仲宗根、高良議長。当局から東江市長代理、仲原財政課長。

選挙管理委員並びに同補充員の選挙について
高良(清) 選挙は連記無記名投票でやつてもらいたい。

選挙の結果、大湾政行、赤嶺正一、崎山里記、金城良欣、喜久山朝臣の五名が委員に選任され、補充員に砂辺呈復、知花仁助、東恩納寛好、糸数昌運、上原清任の五名が選出された。

専決処分訴訟取下げ

〔沖タ・夕 1957・11・30〕
那覇市会では、前市長瀬長亀次郎氏の五八年度本予算専決処分を違法だとして中央巡裁に訴訟を提起していたが、三十日訴訟を取り下げのを決定したので、三十日行われる予定だった判決公判は取止めとなった。

一社説

複雑怪奇な那覇市政めぐる

政情

〔沖タ・朝 1957・12・1〕

社大党は、二十九日の中央執行委員会、一転して、那覇市長候補に委員

長の安里積千代氏を推すことに決定した。民連派をおさえるという意味で、同党那覇支部の一部には安里委員長擁立の声はあるにはあったが、これまでの観測とは、大きく方向を変えてきたという印象を受けるし、政界の動きは一層複雑な様相を呈してくるのではないかと予想される。

那覇市政がここ一年、再建同盟と民連派の対立抗争で停滞していたことは事実である。結局、この話合いの余地を失った平行線としての対立抗争が布令公布という最悪の事態を招いたことになるが、社大党が今回、その方針を変えて、地方自治体に積極的に介入する態度をとつたのは、前述の両派が那覇市政が失敗したということ、その責任の所在を究明し、社大党独自の立場で市政を收拾する、という点にあったと伝えられている。

社大党が那覇市政に積極的に介入するという態度をとるまでに至つたイキサツ、その内情というものは、ハッキリしたことはわからないが、いわゆる中間政党としての独自の立場を、今回那覇市長選挙をケイキに見出しているところという意向が働いていたのではないかと思う。中間層という定義は別として、普通にいわれている意味での中

間層というのは、相当に幅広いものであると一応考えてよいだろう。幅広い層を抱きかかえているがゆえに、そこには、いろいろの意見が出てくるし、中間政党としての基本綱領はあるとしても、それが具体的な問題になると、対立する面が出てくるのは当然である。

といつて、社大党が独自のものを何も持たずに、単なる保守的なものと革新的なものとの混合体であるといつてはない。われわれは社大党が保守とか革新とかいう以上に、一つの民族意識という支柱によって独自の政治活動を展開してきたのは認めはする。しかし、一面では、社大党が、保守的なものと革新的なものとの二つによって構成されていることも否定は出来ない。革新系のものが理論的であるということに對し、保守的なものは、どちらかといえば人間的な関係に傾きやすい性格をもっている。本土で、ある保守政治家を批評してよく「浪花節」的人情政治という表現が使われていたが、その程度の差はあつても、保守的な人達に、そういった一面の性格があるのは争えないように思われる。

二十九日の社大党中央執行委員会は、あるいは妥当性を欠く言い方にな

るかもしれないが、右のような対立論議が行きつくところまで行って、何とか一致点に達したように受取れるのである。前委員長の平良辰雄氏を擁立しようという派と、民連の兼次佐一氏を統一候補にもつていこうとする派をしりぞけ、党独自の立場という一点にしばって、安里委員長に落着いたことは、理論的には正しかったといえるだろう。

だが、この決定は、当日の中央執行委員会の空気がすれば、必ずしも釈然としたものではなかったように感じられる。党独自の立場といいながら、民連に協力を求めるということでもなしに、調整するといつのも奇妙な話であるし、三十日の民連との話合いということ、急転して安里委員長に決つたという節もあつて、そこに、すでに党独自の自主的立場が外部の政治団体によつて拘束されたかっこうになつてはいなかつたか、と推測されるからでもある。そこには、何か裏の裏があつたのではという気がしてならない。

中央執行委員会後、安里委員長が引受けたのは、兼次氏をおさえるための方便だつたというのもいたし、民連との調整も、はじめから拒否されることを予期していたともいわれていたので

ある。一方、民連では、その予期通り、三十日の協議会では、執行委員会であら委員長の賛成した兼次氏が民連の推せんを受けて立つてゐる。そうなれば、政界の動きは、いよいよもつて複雑怪奇というほかない。理論の発展するところ、安里委員長に落着き、民連との統一がくずれてしまつた社大党が、今後どのような態度をとるか、再び執行委員会にもちこまれる公算が大きい

が、那覇市政をめぐるこつとした政治的な矛盾があらわになつてきたということは、軍政下という特殊事情からくる複雑さを物語つてゐるともいえるだろう。
今後の政界の動きは、社大党と民連の統一、決裂を機に理論の裏にはカケヒキあり、カケヒキの裏には人的つながりありで、一層複雑な様相を増していくかもしれない。この矛盾にみちた複雑怪奇の中から今後の市政をどう方

向つけていくか。それは言つまでもなく、市民一人一人の判断ということになる。

大那覇建設へ合併本決り / 真和志けさ再決議議員数 四十五名で / 政府、立法院招集を告示

〔沖タ・夕 1957・12・1〕

那覇、真和志の合併問題は、三十日真和志側が合併後の議員定数で那覇市の議決と食い違つた議決をしたために、市長選挙前合併は危ぶまれていたが、真和志側が一日あさ十一時からあらためて議会を開き、那覇市と同様（議員定数四十五名）の協議をしたために、大団円となつた。なお、当間主席は、真和志側の議決の通告をうけると同時にあさ十一時三十分、真和志を那覇に編入することについて、来る十五日立法院の臨時議会招集の告示を行った。これで、永年両市懸案の合併は、実を結ぶことになつた。

：市長選挙に真和志市民を参加させるためには、十二月十七日までに立法院で両市の合併を議決し、告示しなければならず主席は立法院議会の招集告示を昨三十日を限度として両市に合併議決を要請したのであるが、那覇が二十八日議員定数を合併法第九九条第二項二号によつて四十五名とする、と議決したのに対し、三十日の真和志市会は、真和志の全議員を参加

させようと定数を五十四名に修正可決した。このために、双方の議決が食い違い、主席は合併の申請手続きができず臨時議会招集の告示は一日に真和志の真意を質した上でやるといふことで保留されてゐた。

このために、翁長真和志市長は一日あさ十一時から臨時議会を緊急招集し、議員定数を那覇の議決と同様四十五名にするといふ議案を再提案したが、議会ではこれを満場一致可決、選挙前合併は確定した。

なお、政府行政課では「真和志市民を選挙に参加させるためには、合併告示を十七日にしなければならぬので、立法院や民政府との調整して、方針通り進める」といつてゐる。

討論要旨

町田 この案件は、すでに、二、三日前から研究され論議もされつくされてゐるので質疑討論を打ち切り採決してもらいたい。

大工廻 昨夜本議会では修正可決したが、行政府の手續上の都合で再び直すことになつた。原案に賛成するものであるが、昨日の両市代表の合併促進協議会で結んだ都市建設策定がそのまま履行されるものとして可決したい。

一括払い拒否を決議／那覇市会職員の年末手当10割

〔沖タ・夕 1957・12・1〕

三十日の那覇市会は那覇市、真和志合併促進協議会の委員、那覇市選挙管理、那覇市有地一括払い拒否に関する決議案” 那覇市職員に対する五八年度年末手当支給条例に関する条例” など十三件を可決。残る三十二件の議案を廃案にして閉会となった。

〔討論要旨〕

赤嶺 軍用地問題特別委員会は設置されたが、これまで他の議案の審議に時間が費やされ、活動していない。これを打ち切っては設置の主旨に反するので、閉会中も継続して審査を行うことを動議として提出する。(賛成多数で可決)

大山 さきに島袋、瀬名波議員が出された那覇市有地一括払い拒否に関する決議案の日程を先にもってきて審議したい。

新垣 垣花、小禄一帯の軍用地主は一括払い反対の意を表明しているので、市が一括払いをうけることは悪い前例となるので、原案を可決したい。

赤嶺 巷間には、小禄では一括払いを賛成しているという声があるが、私を知る範囲ではそのようなものはな

い。市会としてもここではつきりと一括払い反対の議決をしてもらいたい。

鳥袋 伊佐浜では移住資金という名目で一括払いがなされたことがあるので、那覇市当局としては補助金に対しては、軍用地代と関係がないかを確かめてからうけてもらいたいということを追加する(この決議案は拍手のうち全会一致で可決された)

その後、比嘉(朝)議員から本会期を閉じて残された議案は廃案に、間近かに迫っている十一月の定例議会に出してもらいたい、との動議が出されたが、ひきつづき瀬名波議員から動議として”会期を閉じる前に職員労組からの要望で出されている五八年度年末手当支給に関する条例”を可決してほしいという発言があり、これを採択、職員に対する十割一率の年末支給手当の条例は可決された。

融資、特別補助の再開／東江那覇市長代理が申請

〔琉新・夕 1957・12・2〕

那覇市の復興事業に対する琉銀の融資打切りと民政府特別補助金の棚上げを再開してもらおうと当間主席が要請したのに対し民政府では東江市長代理者による事業計画の提出で考慮すること

を約束したが、東江市長代理は二十九日、政府に主席および民政府あて次のような琉銀融資および特別補助金再開の申請書を提出した。

都市復興資金の打切りとなった額は起債八千八百万円、民政府補助金四千五百万円(未交付額)で合計一億三千三百万円であるが、この融資と補助を再開することによって従来都市復興事業が急速に促進される。

那覇の都市復興事業は経費見積総額三十数億円を要すると推定され、このような巨額の事業財源を自力で捻出することは全く不可能に近いので、ぜひ軍民政府の大幅な財政援助と併せ琉銀復興基金部の復興資金の融資再開を得なければならぬ。

那覇市復興資金の融資を再開し、同時に未交付の民政府特別補助金を早急に交付してもらおうと申請する。なお復金から起債借入れの許可すみで未交付の分と民政府特別補助金の未交付額による工事の内訳は次のとおりである。

起債借入
むつみ橋前島間工事債―五百六十万円
バス・ターミナル建設事業債―三千六百六十万六千円

ポート・ターミナル建設事業債―五百二十六万円
第四次・第五次水道事業費―一千八十七万一千百六十円

第二次土地区画整理事業債―二千九百七十三万六千四百九十六円
民政府特別補助金

久茂地川沿線道路―四百五十万五千六百十七円
ハーバービュー道路―六百三十一万五千四百四十一円

久茂地校横道路―四百四十一万九千五百三十二円
前島線道路―二百二十四万四千円
牧志延長線道路―百五十八万五千四百三十九円。

美栄橋道路―九十八万四千二百二十五円。
港湾道路―六百二十七万六千三百三十円。
琉銀横道路―二百三万八千円。

トラバー測量―四万一千五百二十五円。
久茂地一号橋―二百二十一万円
久茂地二号橋―八十七万六千五百五十八円

久茂地三号橋―七十三万四千二百円
中の橋―二百十萬円
久茂地川改修工事―五百八十七万五

百七十五円

安里川上流改修工事—四百六十九万九千三百円

都計事業練り直し/凍結資金を解除、予算更正/那

那覇市会、十日から開く

〔沖タ・夕 1957・12・3〕

那覇市第二十一回定例議会は市条例によつて十二月第二火曜日（十日）から開会されることになっており、市当局では議案の作製にかかつている。

議案の主なもの、瀬長前市長の就任で凍結された軍補助金、琉銀起債の解除をはかるために事業計画を織りこんだ五八年度追加更正予算案と、真和志合併後の新市建設計画策定書などとなっている。

瀬長市長の就任で凍結された資金は民政府特別補助金の未執行の分四千四百九十万と琉銀からの起債の分八千八百万円、合計一億三千二百余万円となつており、当間市長時代に議会の議決をえて借り入れ計画がたてられたもので、去る六月の議会には瀬長市長もそのまま予算案に組んであつたが、これが不信任の理由となつたために九月の定例議会からは全部削除してあつた。

軍はこれらの凍結資金是那覇市当局が事業計画書を出せば、いつでも解除する、といつてゐることから、当局では財政課を中心に計画書の作製を急いでゐる。

これについて東江市長代理は、「瀬長市長の計画したもので住民の要求にマッチしたものはそのまま継続していきたい。ただ、市債や補助金でやるべきものを資金凍結で自己財源でやつてゐるものはできるだけ起債に回すようにしたい」と語つてゐる。

真和志合併後の新市建設策定は双方から出された合併促進委員会で双方の案を調整し、十四日までには議会で議決した上で主席に提出しなければならぬので、総務課を中心に策定書の検討を進めてゐるが、二、三日中には再び協議会が開られ、最終案の検討が加えられる予定になつてゐる。

泊港の浚渫始まる/一カ月で完成

〔沖タ・夕 1957・12・3〕

安里川の土砂が流れ込み水深が浅くなつて船舶の出入に危険だとされてゐた泊港は、那覇市が浚渫工事を行うことになり、二日から着工した。市土木課では、特殊工事のため、浚渫機材の

揃つてゐる旭サルベージと契約、工事費は二百万円、昼夜突貫工事で約二カ月の工事期間を予定してゐる。工事範囲は大型船舶の発着に係のある重要部分一万二千坪、現在の平均水深二十七尺を四尺深くして三十一尺の水深に持つていくために、さらえる土砂量は五千立方坪とみている。

安里川川口（泊高橋付近）は小型船舶だけで、いまのところ急ぐ必要もないとし、また岸壁から三十五尺の地域は去年工事してあるため、十九尺の深さがあり、船の発着に支障はないとされ、予算の関係もあつてこんどは工事しないことにしている。

泊港務所では、歳末でもあり、出来るだけ業者の便宜を図るため、工事中でも船舶の発着を優先して工事を進めるように旭サルベージとも話し合いをつけてあり、船舶の出入に支障を来たすことは少ないといつてゐる。

工事に当る旭サルベージ（洲鎌清吉社長）では、一日すでにパーシー船を泊港に回し、三日には、ドレージャー、泥受船を回航して早速工事にとりかかるとにしている。

ボーナス10割二十日に支給 /... 那覇市労組が団交

〔沖タ・夕 1957・12・3〕

那覇市職員労組は、二日ひる一時半から東江市長代理と会い、約一時間ばかり団体交渉をなし、

年末手当（十割）を二十日までに支給すること。

不当な解雇を行わないことと、人事の異動は本人の意志を尊重すること。

定期昇給の完全実施、でこぼこ給与の調整など要求した。

これに対し東江市長代理は次のように回答した。

職員に対する五八年度年末手当は、二十日までに支給（十割）する。

不当解雇はしない。

人事異動は原則として本人の意志を尊重する。

定期昇給は条例と規則に従い予算の裏付を得て来年一月一日付で実施する。ただし次の昇給期（三月）においては五七年九月の定期昇給として取扱うよう次の市長に引継ぐ。

これは市条例によつて六カ月未満は昇級出来ないことになっており、去る九月瀬長市長は昇給してないので一月昇給すると三月には出来ないことからさ

かのぼって九月の定期昇給として取扱うというもの。

民連とは共闘しない／社大 那覇市長選への態度決定 ／兼次氏らは脱党／党独 自の候補七日決める

〔琉新・朝 1957・12・4〕

那覇市長選挙をめぐって、激動を続けていた社大党は、遂に連袂脱党者も出すという事態をみた。民連の統一候補決定後、独自の線で進むか、民連と共闘していくかで注目されていた同党は三日ひる三時から中執委員を開いて、那覇市長選挙に臨む態度を検討した結果、民連との共闘をさげ、党独自の線で臨むことを決めた。この日の中執委で同党は、これまで人民党と一線を画し切れないと批判されていた態度を一とき、人民党と一線を画して党独自で進む態度を明らかにした事になったわけだが、同党の候補者決定は、来る七日に持ちこした。七日は、ひる一時から中央執行委員会を召集して、一応の線を出し、引き続き午後三時から中央執行委員会を開いて最後決定する。那覇市長選挙に臨む態度を協議する社大党中央執行委員会はひる三時、二十八名の中執委中二十二名が出席、成り

行きを見守る二十数名の傍聴黨員注視の中に、党本部で開かれた。この日の中執委は、先に党で公認に決定、統一候補としての共闘を呼びかけた安里積千代氏の線を、民連側がけり、同党那覇支部長兼次佐一氏を民連統一候補に決定したため、問題を振り出しに戻して検討を加えた。その結果那覇市長選挙には、積極的にタッチすべきであるという点については全員異議なく、ついで統一候補の線で、民連と共闘すべきか、党独自の線で臨むべきかをめぐって検討したが、大勢は独自の線を主張、民連と共闘を主張する兼次氏や、一部那覇支部黨員の間に激論が交わされ、調整をみぬまま採決に持ちこまれた。

採決を前に、兼次氏らは一時退場、再開後、挙手採決の結果、十六対四で党独自で臨むことに決まり、兼次氏は信念の相違を取り上げて脱党を宣言。かねて用意してあった脱党届を平良書記長に手渡し、那覇支部黨員七名、中部支部黨員一名とともに同党に袂を分かった。なお兼次氏は、脱党に当り、次のように所信を述べるとともに、今後も民族解放のため共に闘うよう希望したい。

兼次氏 党の原則として如何なる場

合に於いても党議は多数意見が原則である。これに対しては、黨員として行動をとるべきことは申すまでもない。しかしながら今日の問題に対しては、われわれが市長選挙の持つ意義と世論の分析の上に立つて意識することと、中執委の間とに、

見解の相違を来たしていることは遺憾である。われわれは、今度の市長選挙に当って、この選挙が行われる根元が何処にあつたかを考えた場合、問題は単に那覇市政だけの問題でなく、全県民の問題であるとの見解から、統一候補を主張してきたが、不幸にして入れられなかった。これは党独自という見解よりも、両者間に信念が相入れないということに認めざるを得ない。政党は信念を同じうする者によつてのみ、その存在も可能であつて、相反する分子が交わることは不純である。従つて党に一人の異分子もなく、スッキリさせるためには信念の相反する者のいることは許されない。

自己の信念は勿論、自己の行動が党に束縛されることもなるので、この機会に脱党することを決意した。脱党するにしても、この問題をきつかけとして脱党するのではなく、將

来の沖縄の諸問題について脱党することがプラスになると思つからである。

われわれが、これまで盛り育てた党に、涙をのんで別れるに当り、願うことは、今後如何なる事態が来ても、今日より以上に右にかたよらず、再び民族解放、日本復帰の態勢を整えてもらいたいということと、正しい分析の上に党を誤らしめないようにしてもらいたいということである。

党独自の線を確立した以上は、大義名分を立て、公党としての立場から所信を貫き、安里候補を立てて最後まで闘い、市民の公正なる審判を受け、自党の真価を確認すべきである。安里委員長談 党としては結党以来、或は書記長として或は那覇支部長として、前委員長の平良辰雄氏とともに、党を背負つて今日まで導いた兼次氏が信念が相反するとして脱党することに對し、情に於いてしのび難く、残念に思つものである。勿論民族のために闘う目的に於いては、何ら異なるところはなく基本線においては何ら変らねば敢えて脱党することもないと考えるが、信念の相違とあればいたし方ない。勿論党はこのため動揺はしうが志を共にした方々と

もに、例えばは出ていって日本復帰まで、とくに闘うよう希望する。

例えば去るにしても、民主的立場で出るといふことは、革新的政党であればこそ考える。自己の利害のために、感情のために脱党するのではなく、信念のためであり、これを受理する外はない。兼次氏始め、志を同じうする方々の健闘を祈る。

八氏が脱党届

脱党届 今日的那覇市長選挙の意義と、それに対する世論の分析の上に於いて、我々と他の執行委員との間に、大きな見解の相違を来たしていることは遺憾である。

我々はあくまで統一候補のもとに広く民主勢力を結集して、選挙に勝ち抜き、悪布令に対する県民の怒りを答へに出して、祖国の同胞の激励と世論に問うべきであると信じ、ここに脱党する。
兼次佐一(那覇支部長) 宮良寛才(立法院議員) 黒潮武秀(那覇支部) 中村栄(〃) 松本吉郎(〃) 松田富也(〃) 具志堅寿秀(〃) 新垣善春(中部支部)

微妙に動く政界 / 那覇市長

選めぐり / 依然として表情複雑 / 三月総選挙への
思惑もからみ

〔琉新・朝 1957・12・5〕

那覇市長選をめぐり、「党独自」か「民連との共闘」かを注目されていた社大党は、三日の中央執行委員会で、「党独自の候補で臨む」ことに態度を決め人民党を含む民主主義擁護連絡会議と一線を画す態度を打ち出した。那覇市長選挙をめぐって錯綜する政局は、社大党の「独自の線」への踏み切りで、一応の方向を見出されたともみられるが、政界各派の動きは、来春三月の総選挙への思惑とも絡んで、依然として複雑な表情をみせている。今のところ各派は、事態の推移を待つといった態度で社大党の出方を注視している。そこで社大党の「独自の線」確立後の政界各派の表情をとらえてみた。

社大の出方待ち

民主党 去る二十九日、「沖繩」料亭で支部長会議を開いて、当面の問題である「那覇市長選挙」と「保守結集」に対する態度を協議した以後民主党は一切の態度表明を控えている。この日の支部長会議では「那覇市長選挙を、

保守結集の足掛りとする方向にもっていくため、「保守統一候補」をしぼること」に意見が一致したが、社大党の「独自の線」決定で複雑な表情をみせている。同党は先に「平良辰雄氏なら全面的に支援してもよい」との態度を表明したが、その考えは今でも変わっていないようだが同党の一部では「これまで政策的に相容れなかった社大党によって平良氏が公認された場合は、民主党が支持することには問題がある」との批判的な意見もある。

同党の首脳部間には「事態を静観している段階ではない」との色が十分うかがえてきたが、社大党の候補者決定までは、うかつに動けないといったなやみの状態にあるとみられ、問題は社大党が、「公認」で擁立するか、「推せん」で擁立するかを見守っているというのが現状のようだ。

平良氏を擁立か

社大党 兼次氏らの脱党で「党独自の線」を確立したとはいうものの、地方支部の動揺が伝えられているので、来春三月の総選挙への思惑ともからんで党内事情は複雑とみられる。

宮古支部の離脱に次ぐ八重山支部幹部の連袂脱党、そして今度の兼次氏らの連袂脱党をみ、態勢立て直しは同党の

頭痛の種である。今度の那覇市長選挙を足掛りにして、頹勢挽回をはかるうとする含みも、うかがわれぬこともないが脱党した兼次氏らは「新党結成」に動いており、人民党に踏み切れぬ層の離脱という点では樂觀を許さぬ情勢にあるといえよう。

何れにしても、同党は、三日の中執委で「那覇市長選挙介入方針」「候補者選定」を一応白紙にかえしてあるので、平良辰雄氏を復党せしめて公認とするか、安里種千代氏を擁立するかは何れかであろう。一般には平良辰雄氏を公認か推せんかの形で擁立するのではないかと観測が強い。

八日に党大会

人民党 民連統一候補として兼次氏を擁立する同党は来る八日党大会を開くことになっている。社大党の共闘拒否については言明を控えているが、八日の党大会では、この問題が取り上げられるものとみられ、これまでの立法院選挙で、一部地区で社大党と共闘してきた線に再検討が加えられよう。

新党結成に動く

社大脱党派 社大党脱党派は兼次を統一候補とし、民連の一員として今度の選挙に臨むが、一方社大党那覇支部、中部支部の若手を中心にして新党結成

を推し進める段取りをしている。同派は、日本社会党と連絡して、新党の性格を研究、近く新党を結成するとしている。その時期については、まだ見通しはないようだが、那覇市長選挙後になるものと観測をしている。

近日中に「新党結成準備委員会」を組織することになっているが、兼次氏と行動を共にした宮良寛才、中村栄、黒潮武秀、松田富也氏ら七氏は勿論、脱党の動きがあるという社大党中部支部の若手党員の合流が考えられる。社大中部支部の若手党員や党友として活動してきた青年層は、四日午後七時、北中城村石平区民集会所で態度を協議したといわれるが、今日日中声明することになっているようである。

鳴りをひそめる
新党工作派 この間にあつて、もっとも複雑な思惑含みは、新党工作派である。当間主席は民主党与儀総裁と会談した際、「絶対新党はつくらない」と断言したといわれるがその中心となつて動いて来た下里恵良氏は本土旅行中であるので一時鳴りをひそめた状態になっている。

兼次氏らの脱党で、社大党とつながりのあつた一部に、社大復党の動きもあると取沙汰されている状態で、那覇市長選挙は、同派に雑多な思惑を投げて

長選挙は、同派に雑多な思惑を投げて

浦崎康華氏も / 社大党を脱党
社大党那覇支部長兼次佐一氏らの脱党で、その去就を注目されていた那覇市議会民連派の浦崎康華氏は四日、兼次氏らの同志と行動をともにすることを声明、社大党を脱党した。

声明 那覇市政に対する一連の不当弾圧並びに軍用地拡張を排するため、今度の那覇市長選挙は、社大、人民西党及び民主団体を中核とする愛国民主勢力の統一候補で闘うことを主張してきたが、三日の社大党中執委は、私達の主張と全く違う決議をしたことは遺憾であり、私は社大党を去つて兼次氏らの同志と行動を共にすることを声明する。

合併協議会 / 新しい都市づくり / 建設計画を満場一致で承認

〔琉新・朝 1957・12・5〕

那覇、真和志両市の理事者、議員で組織する合併協議会が四日午後五時半から那覇市会議室で開かれ、那覇市建設計画を満場一致で承認両市会の議決を経た上で新しい都市づくりの要が決まることになった。建設計画はつぎの

とあり。 新市建設の基本方針 一、従前の那覇都市計画のマスタープランを基礎とし、真和志市の特色を加味して建設計画を樹立する二、安謝港を修築し、近海航路の港湾とし、避難港、遠洋漁業の根拠地としての漁港の完成をはかる三、真和志区域の道路網の整備を期す四、開南―農試場―工業高校

―松川―又吉道路を結ぶ路線の拡張で循環線の実現をはかる。五、国場川下流を住宅地域として埋立てる六、全域に上水道を拡張する、七、真和志の商工業地域の都計用途地域指定を行う八、土地改良事業、農道耕地整理、用排水路の整備を行う九、安里十字路から元鉄道を経て浦添に結ぶ十、又吉道路以北に小学校を設置する十一、蔡温橋上流の河川護岸の早期実施。

役所、支所について 一、市政運営を能率的に執行するため、上泉町に五年計画により新庁舎、議会議事堂の建設を行う二、現真和志市役所を支所とし、安謝出張所を廃する。

文化施設の統合整備について 一、市民体育向上のため奥武山にスポーツセンターを設置する二、市民会館を建設し、区民の集いの場とする三、真和志地区に公営住宅を建設し、住宅

難の緩和をはかり、児童遊園地を各所に建設する四、消防隊を現状のまま統合する五、東町に消防隊新庁舎を設置する。

病院、診療所などについて 一、市民病院を真和志地域に設置する二、現児童健康相談所を移転拡充する三、塵埃処理車十台購入により清掃の完璧を期す。

その他 一、各区青年会、婦人会その他諸団体は原則として現状のままとする二、共同組合も現状のままとする。

那覇市政再建同盟解散 / 全琉反共組織へ切替える

〔琉新・朝 1957・12・6〕

那覇市政再建同盟では五日午後一時から同盟本部で中央執行委員会を開き、同盟の今後のあり方について協議した結果、今後全琉的な反共組織として自由連盟(仮称)を結成することになり、再建同盟を解散する声明書を発表した。これで再建同盟は去る七月三日結成以来、約五カ月で解散した。

なお、こんど発足する自由連盟は市町村長会、同議長会、農業組合連合会、社大党、民主党を含めた全琉的な反共組織で二十日前後に結成大会を持つことになっている。
再建同盟委員長泉正重氏の話

瀬長市長の退陣も実現したので全琉的な反共団体を組織するため発展的解消をとげることになった。今までいろいろと御協力をいただいた市民各位に対し感謝の意を表すると共に、今度組織される反共団体のために全住民が協力して貰うことをお願いしたい。

（声明書）瀬長前市長は、市民を代表する那覇市議会の手によって解職され、共産主義の橋頭堡は市民の手でとりこわされた。「民主主義擁護連絡会議」という美名で共産主義の走狗をつとめた社大党那覇支部の一部党員は、党内で徹底的な批判を受けて脱党の余儀なきに至った。

市政再建同盟は瀬長市長不信任の実現のため、去る七月三日結成され、共産主義勢力と対決してきた同盟は事実上解体し、真和志市との合併により大那覇市が誕生しようとしている。大那覇市建設のための新市長は市民自らの手で選挙されるべきである。よって市政再建同盟は新情勢の発生を喜び、市長選挙を市民一般の積極的な運動にうつすため、ここに解散し、共産主義勢力との全琉的な規模において対決するものである。

那覇市政干渉抗議大会／東京神田の教育会館で

〔沖タ・朝 1957・12・7〕

【東京六日共同】 沖縄問題解決国民連絡会議の主催で、六日午後一時から「那覇市政不当干渉抗議大会」が東京の神田教育会館で開かれた。大会には沖縄県人会長神山政良氏はじめ、加盟団体代表六百人が集り、米政府ならびにムーア高等弁務官に抗議する。沖縄の返還を国連や各国に要請する。民主主義の擁護を当間主席に訴えるなどの五つの決議と、大会宣言を可決した。一方、清水谷公園でも約千五百人の学生が集って全学連主催の学生総決起大会が行われ、同じ主旨の決議を採決したあと、デモ行進を行った。

都市合併／条件協定書を可決／職員の整理はやらぬ

〔琉新・朝 1957・12・7〕

那覇・真和志合併促進協議会（十四名）は、六日午後四時四十分から真和志市議会室で開かれ、さきに両市から出された新市建設計画などの条件協定書を審議、原案通り満場一致で可決した。これで、合併後の新市計画策定は完成したことになる、あとはこの協定書を来る十日に開かれる両市の議会で議決

すれば、来る十五日から開会される立法院の決議を待つばかりとなる。両市の合併条件協定書は主要次のとおり。助役の定数 二人を設置する。それに副収入役を設置する。

職員数の処置 真和志市職員（事務局・消防隊・選管を含む以下同じ）を継続する。

支所長及び部長各々一名を真和志市職員の中から任命する。

合併後一年以内において停年に達する職員については合併後一年を経過するまではその実施を保留する。真和志市選挙管理委員長（常任）は那覇市職員として身分を保有する。関係市間の給与の不均衡については合併後速やかに（三カ月以内）適当の方法により調整する。真和志市職員の勤続年数は、一九四六年四月から起算する。退職金については那覇市職員退職金支給条例を適用し合併後一年以内に退職する職員には次の率によって支給する。

合併後三カ月以内の職員は退職当時の給料月額（百分の百八十）に勤続年数を乗じた額。合併後六カ月以内の職員は退職当時の給料月額（百分の百六十）に勤続年数を乗じた額。一年以内の職員に対しては退職当時の給料月額（百分の百三十）に勤続年

数を乗じた額。市税の賦課 均一課税とする。合併促進法第十四条を適用し五八年は真和志区域には真和志の市税賦課徴収条例を適用する。

字名について 合併関係市の字名は現在の字のとおりとする。

予算の執行 真和志市の五八年度予算の執行を真和志支所長に大幅にその権限を委任する。

条例の存置について 真和志条例で那覇市の条例と合致するものを除き、それ以外の条例はその条例に変わるべき条例が制定されるまでは市条例として存置する。

部課の設置 合併後の那覇市に農業水産課を設置する。以上であるが十七日を期して両市は合併され、人口十八万余の大都市として出発する。

那覇市長選挙／平良氏を公認に決定／党独自の立場明確に／社大党、きのう中執委

〔沖タ・朝 1957・12・9〕

党公認か統一候補かで注目をあつめていた社大党中央執行委員会は、八日定刻より一時間おくれひる四時から党本部で開かれたその結果「平良辰雄氏

を党公認として推す」ことを決定、選挙対策については数日以内に又中執委を開いて具体的にとり決め、近日中に声明書を発表する。当日の出席中執委は十六名、平良氏を推すことには反対意見もなかったようだ、党公認とすることに對しては、民主党との関係も微妙なものがあり、論議が交された。しかし那覇連合支部の意見は強硬で結局「党公認として独自の立場で推す」ことを決めたもの。これに對して中執委に出席した平良辰雄氏もこれを了承した。

立党の精神で市政収拾

平良辰雄氏談 きょう、党が公認候補として推す事に決定されたが、私としてはすべて党に一任してあるのでこれとこれといった感懐はなく、これまで度々表明したように那覇市政の収拾のためには社大党の立党精神以外にはないという信念で今度の選挙にのぞむつもりである。近く具体的に政見を発表する筈であるが、私としては外部の支援もとくに望んでいる。

民主党、きょう議員総会

民主党は九日ひる二時から党本部で議員総会を開き、那覇市長選挙に対する党の態度を協議する。

これまで同党は「社大党と協調して平

良辰雄氏を推す」ということになってきたが、八日の社大党中執委で「平良氏を党公認にする」との立場を明らかにしたため、民主党としても「党公認となれば民主党としても考えなおさねばならない」という考えに立つたもので十日には総務会をもって検討し、党の選挙に臨む態度を決定する。同党議員間でも「民主党も候補者を出して闘え」という強硬意見もあり、とくに那覇支部では「社大党の出方は不純なものが含まれている」として相当に強硬で、なりゆきは注目される。

総務会で態度はつきりさせる

星民主党幹事長談 すでにこれまでもはつきりしたように、一応の党方針はあつたわけだが、何れにしても社大党公認が決つた以上、九日の議員総会さらに十日の総務会でわが党の態度をはつきりさせなければならぬ。

兼次佐一氏の話

脱党した時にもいったように、社大党は「党独自の立場」で候補者を出して市長選挙にのぞむという事を決めた以上は、筋を立ててあく迄も安里委員長を出して闘い、市民の公正な審判を受けるべきだった。

大那覇市への足音高く/合併へのマスタープラン可決/けさ那覇市会満場一致で

〔沖タ・夕 1957・12・10〕

第二十一回那覇市定例議会は、二十九名が出席（欠席は高良議長一人）して十日朝十一時から開会され、会期を二十日までの十一日間と決定したのち午前中真和志市を編入するに伴い、「両市合併条件の協定」、新那覇市建設計画を審議したのち休憩ひる一時から再開し、満場一致で合併促進委員会でつくつた原案通り議決した。これで永年の懸案となつていた那覇市、真和志の合併は、十五日から招集される立法院臨時議会の議決を経て十七日主席の告示を待つて実現することになっており、人口十八万を擁する大那覇市建設の第一歩をふみ出したことになる。

（審議要旨）
両市合併条件の協定について
東江市長代理 十一月二十七日の合併議決に伴つて合併促進委員会で検討したのがこの案であり、真和志の案を那覇の方で修正、調整したものである。

助役を二名にすることになった。これで現条例と食い違つたところがあるので、

十七日の合併告示をまつて条例を改正したい。副収入役を一名置くことになつてはいるが、副収入役には現真和志市の収入役をもつてきてほしいとの強い要望が出されている。

比嘉（朝） 日程ではきょうは説明聴取だけとなつてはいるが、これは直ちに質疑討論に入りきょう中に議決したので、協議会に移して詳しい説明をききたい。

鳥袋 日程では全提出議案の説明聴取となつてはいるので、まず日程を変更して、新那覇市建設計画の説明もきいた上で、きょう中に処理するように決めるべきだ。

この動議は可決されて再び本会議にきりかえ、説明をきいた。
東江市長代理 合併関係資料は七日に提出し十日主席の決裁を得て立法院に提出することになつてはいる。

吉道路以北への小学校建設などが加えられている。

渡口（麗）議員 日程第三、第四を一括して審議に入ります。

兼次 数字的な問題と政策的な問題について質問したい。職員の処置について、全面的に採用することになっているが、真和志の職員定数を給与条例による待遇の相違点について。次に真和志の債権債務の現況について。

なお、合併後の建設計画について国場川下流の埋立事業の規模、計画、事務的な経過、予算措置などはどうなっているか。

また城岳の真和志市有地を処分して市営住宅をつくるというが、これまでの都計では城岳はどうなっているか。真和志地区に市営住宅をつくるというが、その予定地はどうなっているか。

東江市長代理 真和志の職員は定数条例で百四十三名とこれにはまらないものが四十余名、平均給与は四千七百七十九円で那覇より少しおちる。負債は二百八十六万七千六百九十八円、債権（土地）五万坪、有価証券百六万四千円。城岳自体は賃貸契約はなく、那覇市の都計では公園に指定されている。国場川埋立は真和志で計画してい

るが財源を起債に求め、約二千七百余万円の見積り、坪数約十八万四千平方メートルとなっている。

〔後略〕

真和志市会／合併協定書など可決／きのこの臨時議会

〔琉新・朝 1957・12・11〕

真和志市臨時議会は、十日午前十一時半すぎから開会され、那覇市への編入合併に伴う 合併条件の協定書、那覇市建設計画についての二つの議案を一括上程、質議討論を打切つて満場一致で原案通り可決した。これは、両市（那覇・真和志）から選ばれた合併促進委員会が去る六日、審議されつくされたものを再び両市会で議決することになっていたもの。さらに同臨時議会は一日からきのこの十日まで会期となっていたが、五八年度歳入歳出追加更正予算、同市職員の年末支給などの重要議案が残っているため会期を来る十六日まで延長することを決めた。なお同日議決された二つの議案は直ちに政府へ送られ、立法院の承認を受けることになっている。

新市建設計画を追及／那覇市会選挙前合併期し可決

〔沖夕・朝 1957・12・11〕

十日午後の那覇市会は、ひる一時から再開されたが、真和志と合併後の新市建設計画をめぐって民連側が、「計画が杜撰であり、実施に支障をきたす点が多い」と指摘、当局側を追及したためにひとめめしたが、選挙前合併を期すためにこれを原案通り可決した。質疑要旨は次の通り。

島袋議員 新市建設計画のうち次の諸点を説明してもらいたい。

一、合併後の建設計画は主として自己財源と起債によって行うことになっているが、その他政府補助などの依存財源などは考えてないか。瀬長前市長の時に日本政府に対して戦災都市復興としての補助申請をしているが、そのようなものは考えてないか。

二、この計画案は選挙前合併という限定された時間の中で作成されているためにかなり杜撰な点があるが、合併後の新市会で変更することができるかどうか。

三、合併後の変更は主席の拘束を受けるのではないか。そうなると補助金の交付にも政治的な策動があるものと思われるがどうか。

四、条例の改正案はいつ議会に上程するのか。

五、計画書の中に市民会館の建設というのがあるが、これは各区につくるのか。また総評から送られてきた資料はこの計画の中に含まれているのか。同時に総評資料の処理について市長代理の見解をききたい。

六、真和志に市民病院をつくるというが、現在工事がいき詰まっていると儀の開放性病院を那覇市が譲り受ける考えはないか。

東江市長代理 一、大きな事業は政府補助を受けてやるべきだと考えており、日本政府に対しても前市長同様申請する積りである。

二、合併後の計画変更には、主席の意見をきくことになっているが拘束は受けないものと考えている。

三、条例の改正は十七日の告示を待つて十八日頃に追加議案として提出する積りである。

四、市民会館を各区に作ることは予算や敷地の都合でできないと思うが、一定の区域ごとに設けたい。総評からの資料は当然受けとるべきものと考えており、経済局長とも了解はついていますが、倉庫会社への倉敷料がきまらないので予算化されていないが、倉敷料が

決まり次第予算化する。
五、開放性病院は譲渡できればこれを受けける積りである。

結局、民連側も建設計画は、政府の日程にはめこまれて十分検討することはできなかつたが、選挙前合併を実現させるためにこれを可決することになった。

なお、議会はその後市長代理提案の議案の説明をきいたのち二時四十分散会、十一、十二の両日は議案研究のため休会し、十三日あさ十時から再開することになった。

大那覇市の五カ年事業計画 まとまる／総額十一億八 千万円／道路工事に約二 億円計上

〔琉新・朝 1957・12・12〕

那覇市では真和志市を編入合併することに伴う大那覇市の誕生にそなえて、両市を含めた五カ年事業計画をこのほどまとめた。五八年度を始めとし、六二年度を終りとするこの五カ年計画は総額十一億八千万円に達するという大規模のものだが、年度別にみたその内容はつぎの通りとなっている。
(五八年度)事業費の総額は一億三千二百六十五万二千円で主な事業は 道

路工事六千三百十萬九千円 橋梁工事九百四十九萬一千円 河川改修工事八百五十二萬三千円 排水工事二百三十七萬円 埋立工事二千七百萬円 ポート・ターミナル建設工事八百六十五萬五千円 霊園建設工事四百五十四萬四千円 スポーツ・センター六百萬円 港湾改修工事三百五十萬円となっており、この中、埋立工事は古波蔵・壺川間の国場川沿岸の埋立で、道路工事には真和志地区の栄町―役所線(二百四十萬円) 繁多川―役所線(三百萬円)が含まれている。

(五九年度)総額は二億九千五百二十四萬二千円で内訳は 道路工事二千八百六十一萬二千円 橋梁工事四百萬円 河川改修工事八百六萬円 排水工事八十萬七千円 埋立工事千三百九十二萬円 バス・ターミナル建設工事三千七百八十九萬円 霊園建設工事四百萬円 スポーツ・センター六百萬円 市営住宅二千萬円 塵芥焼却炉工事八百萬円 区画整理事業九千八百八千円 上水道五千八百九十八萬五千円で道路工事のうち真和志地区は松川・寄宮線、古波蔵・国場線、安謝橋・泊港線の三本で橋梁は国場川にかかる国場橋、国豊橋の二橋である。
(六〇年度)総額三億百六十七萬六千

円で内訳は 道路三千三十三萬七千円 橋梁五百五十萬円 河川改修百九十九萬円 排水四百三十二萬二千円 埋立三千八百萬円 霊園建設一千万円 スポーツ・センター千二百萬円 市営住宅千五百萬円 市庁舎建設六千六百五十萬円 区画整理四千万円 上水道六千六百六十八萬九千円となっている。道路は真和志地区七本、橋梁は五本となっている。

(六一年度)総額は二億二千六百九十九萬六千円、内訳は 道路二千六百七十八萬五千円 橋梁四百六十五萬円 河川改修千九百九十九萬七千円 排水工事百七十萬円 埋立工事千五百萬円 霊園建設工事五百萬円 スポーツ・センター千二百萬円 公設市場一千万円 産業奨励館七百萬円 公会堂千五十萬円 港湾改修七百八十三萬八千円 区画整理四千万円 上水道二千五百三十二萬六千円 下水道四千三百九十九萬円で、真和志地区の道路が六本、橋梁が七本となっている。

(六二年度)総額は二億二千九百二十一万三千円で内訳は 道路五千十萬四千円 橋梁五百八十五萬円 河川改修二百萬円 排水百十六萬六千円 埋立千九百二十四萬円 霊園四百萬円 スポーツ・センター七百萬円 健康相談

所五百萬円 保育所三百萬円 公設質屋五百萬円 港湾改修九百六十萬円 区画整理四千万円 下水道七千七百二十五萬三千円で、道路のうち真和志地区は一本、橋梁は三本となっている。

選挙後に合併／那覇、真和志の教育委

〔沖夕・朝 1957・12・13〕

那覇教育委員会は十二日ひる四時から委員会を開いて、教育委員の選挙や那覇、真和志両市合併にともなう両教育委員会の合併などについて協議した結果、来る二十二日教育委員の選挙後に那覇、真和志両教育区の合併を行うことを決定した。

那覇の教育委員選挙の告示が出たあとで那覇、真和志両市の合併問題が急速に具体化して、十二月十七日に合併が実現する見通しがついたわけだが、那覇教育委員会としては、一たん告示された選挙日はその通り実施しなければならぬということ、両市合併の日に両教育区も合併すべきものか、選挙後にすべきかで慎重に検討を重ねてきた。法務局や文教局に見解をただし、たところ、もし両教育区が十七日に合併すると、二十二日の教育委員の選挙には真和志も参加させなければならぬ

いということがわかった。実際問題として、十七日に合併して五日後の二十二日に真和志が選挙に参加することなどは、事務的にも困難であることなどから、那覇区だけ二十一日に委員（五名）の選挙をした後に両教育区の合併することに決定した。

なお教育法によると、市町村の合併が行われた場合、自動的に教育区合併が行われるのではなく、関係教育委員会が合併を決議して始めて両教育区の合併が実現する。したがって、選挙後両教育区が合併すれば、那覇教育区七名、真和志教育区五名で、合わせて十二名の委員で新しい那覇教育委員会が運営されることになる。

那覇市会／資金凍結問題を 追及／追加予算を委員会 付託

〔沖タ・朝 1957・12・14〕
那覇市会の本会議は十三日ひる一時から開かれ、提出議案に対する質疑を行ったのち、それぞれ委員会に付託したが、民連側は五八年度追加更正予算をめぐり鋭く当局を追及した。
本会議は、去る九日、任期満了で退職した収入役大湾政順氏の挨拶があったのち、上程議案に対する質疑に入っ

た。

議案のうち瀬長前市長が専決処分した予算関係十件を殆んど質疑なしで委員会付託したが、東江市長代理から出された五八年度追加更正予算（凍結された軍補助金、銀行融資の解除をみこんで組んだもので約五千万円の増額となつてゐる）をめぐり民連側は、東江市長代理に盛んに質問した。

鳥袋 追加更正予算は専決処分になつた前市長の予算を基にして組んだものであるのか、追加更正は民政府補助が大きく占めてゐるが正式に凍結解除の通知があつたものかそれとも解除をみこして組んだのか。

歳出の面では、当間市長時代の事業計画をひきついでゐるが、これは民政府の指示か。政府管理の河川、道路工事は政府でやるべきだが市予算に組んであるのはどういふ訳か。スポーツ・センターの計画は合併しても支障はないか。また予定地はどこになつてゐるか。
市長代理 追加更正は前市長の予算を基にして更正したものである。凍結資金の解除に就ては正式の通知はつけてないが、取り消したのではなく、停止されたものであるから当然再開されるものとして予算化した。当間市長の事業をひきついだのは市民の福祉をは

かる上から、要望をとり入れたものである。政府道や河川事業は政府がやるならば政府に引きつゞ積りだが、市民の便宜をはかる上から市予算に組んだ。総合運動場は奥武山に建設することになつてゐる。

鳥袋 那覇市への融資の停止は償還能力がないということになつてゐた。前市長の予算を基礎に編成された追加更正予算だが、銀行起債に対する償還能力はあるのか。

市長代理 前市長の予算をせばめることなしに、さらに補助金や起債で追加された事業をやつても赤字を出すことはないと思う。

なお、これらの議案はそれぞれ委員会に審査したのち、二十日の本会議に上程され、討論を経て表決されることになつてゐる。

漫湖五万余坪を埋立／きの つ都計審で可決

〔琉新・夕 1957・12・14〕
昨年からの計画されてゐた真和志市古波蔵区から那覇市壺川赤畑原に至る漫湖中の埋立が十三日あさ九時から琉球商工会議所議事室で開かれた那覇・真和志都市計画審議会会で決定可決された。この埋立地は、総工費二千七百万余円

で総坪数五万五千坪の広大なもの。これは、真和志市のかねてからの念願だけに、都計審議会会で可決後直ちに行政主席へ申請したところ、全面的に許可され、軍の許可を待つばかりとなつてゐる。神谷真和志市都計課長は軍も同件については賛成してゐるので四、五日後に正式な許可が下るだろうと語つており、許可が下れば直ちに着工するという。埋立の方法としては、工事は一カ年間の計画で最初護岸を堅固に築造し、その後埋立工事に取らかかると。高さは平均五尺、路盤高が壺川付近四十四号線の高さと同じ様に埋立られる。これが実現すれば、壺川区域は川面に接した住宅地域公営住宅の建設が計画されてゐる。

翁長真和志市長の話 この計画は那覇市計画の一環として十分検討されている。市民の中には多数住宅地を持たない世帯があるのでこれ等のものに早急に敷地を与える必要と福祉の向上の面から昨年からのいろいろと計画してゐた。都計審議会の可決もみだし、軍からの許可を待つばかりで年内にでも着工でき得るものだが、真和志市としては十七日を期して那覇へ合併するのでおそらく着工は那覇市にして実施されることになる。

那覇市長選挙への胎動／平

良氏支援を決定／目標は
容共勢力の粉碎／民主党
総務会

〔琉新・朝 1957・12・15〕

民主党は十四日ひる三時から、料亭沖縄で緊急総務会を開き、来る一月十二日実施される那覇市長選挙に際して、社大党公認候補平良辰雄氏を全面的に応援することを決めるとともに、社大党とは別個に、那覇、真和志等の各所に選挙事務所を設置、党独自の選挙戦を進め、平良氏の当選を期すことを決めた。

またこれと関連して、出馬の動きが伝えられている仲本為美氏に対しては、礼を尽くして一本にまとめるよう協力を要請することとした。

この日の緊急総務会は、四十余名の総務が出席「那覇市長選挙に対する党の態度」を中心議題として約二時間にわたり検討が加えられた。星幹事長から、これまで党執行部がとってきた態度について説明、翁長（真和志市長）仲井真（那覇連合支部長）高良（那覇市議長）三氏から、那覇、真和志における党員の動向や、両市議会議員の意向などの報告があつて、中心議題に入った。来春三月の立法院議員総選挙への思惑

もからみ、仲本為美氏の問題や、地方に及ぼす影響なども一応取上げられたが、十三日の議員総会で決定した”那覇市政問題は単に那覇市だけの問題でなく、琉球政治の方向を決定する重要選挙である。党利党略にとらわれることなく、大乗的な立場から、反人民党勢力の政治力を結集して、総力を上げて、民連候補の進出を阻止すべきである”との線に意見が一致平良辰雄氏を全面的に支援することを決めた。

与儀総裁の話 容共勢力を粉碎することが琉球政局の安定を図る道である。我々は琉球政局安定のために容共勢力を粉碎する大きな河の中に立っている。この大きな流れの中に、社大党も含めて断固として容共勢力と闘い抜いていく。

平良辰雄氏の話 民主党が大乗的立場から考えて、党意識にとらわれることなく、党本位の道を踏まず、他党公認である私を、全面的に応援する態度をとったことは立派な態度だと思つ。私は民主党のこのような態度に感激し、また感謝しており、その期待にむくいたい。

次はこの日の主な意見。
星幹事長 平良辰雄氏を応援することに對しては、地方支部から公党とし

ての面目を失わないようにやつてもらいたいとの要望もあつていろいろ検討した。党としては当初、共闘で人民党と対決しようと、社大党に申し入れたが、結果は期待に反し、平良氏の復党、公認という事態になり、議員総会、支部長会議を開いていろいろ検討を加え、また元再建同盟の十七議員とも会談した結果、平良氏推せんに意見が一致したので一応態度を表明した。我々としては、那覇市政収拾は政策以前の

ものであるので、二十万市民を救つたため、自己の党を忘れようと議員総会の結論を出した。面子にとらわれることなく、平良氏を全面的に応援すべきであると思つ。

翁長助静氏 真和志市議を除く各方面の方々と十数回にわたつて懇談した結果、真和志市民は、合併に対しても賛成し、また平良候補に対しても応援することを賛成している。社大党所属の議員とも会談（十三日晚）したが、大那覇市建設のために異議はないとして我々と意見が一致、地域分担まで決めて、選挙に臨む態勢を整えている。

社大党員からは、公認にしたことは止むを得ない事情からであり、すまなかつたが、極力応援してもらつよう要請があり、我々は小我を捨て、大我に

つくべきであると信ずる。

与儀総裁 社大党の”公認”が決定された頃、平良氏から会員申入れがあつたがのばしていた。

社大党の院内事情も分かつたので十三日同氏と会い、心境を聞いたが、氏は全面的協力を要請している。平良氏の信念は、政局安定の道は人民党の勢力を阻止することであり、このため反人民党勢力は、大同団結して市政の収拾に当るべきであるといつことで、わが党の信念……党はこの目標に進むことを政策以前としているが……と相通するので、議員総会では、平良応援の態度を決めた。党の主体性からすれば、他党公認の候補を推薦することは妥当ではない。しかし今度の場合は、全琉”政治の方向”を左右する重大性があり、反人民党勢力を結集し、沖縄の建設のため、民連候補の進出を阻止するため、小我を捨て、大我につくべきではないかと思つ。

宮里敏慶氏 月曜会所属の議員は、民主党が平良氏を支持するということに対して感謝し、来春三月の選挙には、民主党を応援するといつことまで話合つている。

泉正重氏 共闘申入れがあつたにかかわらず、社大党が”公認”に決定し

た時にはプライドを傷つけられ憤慨した。しかし資本主義を否定する容共勢力を抹殺することが我々の重大使命である。この観点から、共産主義に反対している社大党として、平良氏を当選せしめる努力を払い、その後社大党とは政策面で闘っていてもよいと思う。

佐藤富雄氏 宮古支部では党の行き方に対して批評もあるが公党としての理念を失わず、理論的に行動することであれば、反対しないとしている。

あす限りの真和志市ノ新年

早々三つの選挙

〔琉新・朝 1957・12・15〕

真和志市会は十四日午前十時五十分から再開、五七年度水道事業特別会計歳入歳出決算承認、同年歳入歳出決算承認、市長、助役、収入役の退職金支給の三つの議案を審議これを原案通り可決した。

これで同市会は、第六十八回の臨時議会をもって議員の任期は一応完了、後は十五日の立法院の合併議決待ちとなっている。

市長、助役、収入役の退職金支給については、十五日召集される立法院の臨時議会で同市を那覇市へ編入合併する

ことを可決し、十七日に主席が告示すれば同市は解消、全議員と共に退職するため審議されたもの。それによれば、翁長市長は二十万円、護得久助役八万五千元、屋富祖収入役は十六万円の支給がそれぞれ議決された。

これで真和志市会議員は、あらゆる審議されるべき計画事項を完了したことになるので、十七日未明をもって永久に解消することになる。ところがこの長年懸案であった那覇・真和志の合併は、市町村合併促進法の第九条第二項第二号に基く那覇市への編入合併で現那覇市議会の議会の定数三十名を一・

五倍にする四十五名に増員されるので、この十五名の増員市議は編入される真和志地域から選出される。その任期は現那覇市議の残任期間となっているので、約三力年となる。したがって真和志地域からの十五名の市議補充選挙は二月二日予定されているが、一月十二日の市長選挙、三月の立法院議員選挙まで三回の選挙続きということになる。

なお真和志市では、合併の実現の後は「那覇市真和志支所」と新しい看板で出発するので、合併祝賀記念式典を十五万円の予算を計上して来る二十二日、大道小学校で催すことを予定してい

る。

執行委員が総辞職ノ大ゆれの那覇市職員労組

の那覇市職員労組

〔琉新・朝 1957・12・16〕

那覇市職員労組（組合員六一七名）第二回定期大会は十五日午前十時から南映劇場で開かれたが、大会の席上人民党系の組合員が現執行部の解任動議を提出したことから紛糾、ついに渡口精雄委員長以下十七名の執行委員は総辞職を行い労組から脱退、第二組合を結成することになった。

大会はへき頭の議長団選出から早くも異議続出、委員長あいさつの途中でヤジが飛ぶなど荒れもようだったが、人民党系の国吉氏から現執行部の解任要求の動議が提出され、会場は混乱した。結局全組合員の投票によって執行部の信任、不信任を決定することになったが、このとき渡口委員長ら現執行委員は壇上に上り、「これ以上大会を混乱させたくないから現執行部十七人は総辞職する」と宣し大会を終った。

大会後渡口委員長ら中立派は市内食堂万人屋に集り今後の労組運営について話し合った結果、前瀬長市長が採用した人民党員並びにその同調者はことごとくに組合活動を破壊し、ひいては組

合を政治的に利用しようとしているのでこれ以上は協調できないと組合を脱退、人民党系組合員を排して新労組、大那覇市職員労組を結成することになり、結成準備委員会ではつぎのような声明書を発表した。なお結成準備委では、過半数の組合員が新組合に加入するであろうとしている。

（声明書要旨）

昨年八月に組合が結成され、職場の民主化、市民の福利の増進、サービスの強化等に努力し、組合員の生活の向上に努めてきた。ところが本年一月瀬長氏が市長就任以来、多数の組合員が不当に圧迫され、組合の決定は一部の人次により瀬長市長に通じ、さらにこれまで市職員の採用、昇任、昇給等は厳正なる試験によって実施されていたにもかかわらず、採用や昇任は上級職員のみにより行われてきた。組合の自主性を失わしめるような言動をもてあそび組合を政治的に利用しようとしたことは断じて許されない。

大会に多数の政党员や同調者を送り込んで組合員の正当な発言を封じ、議場を混乱させ、そのドサクサに規約を無視して執行委員を不信任しようとして強行した。このようなある政党

は、育成途上にある私たちの組合に
対して不当な干渉をなし、自己の勢
力拡張に狂奔していることは、組合
の発展を拒むものであり、これらの
動きはわれわれ経済闘争を主眼とし
た「労働組合主義」の精神に反する
ものであり、さらに社会全般に不利
益をきたすものである。労組を育成
するためには、これらの動きを断固
として排撃し、真に組合員のための
組合を結成することを声明する。

一社説一

那覇、真和志の合併で新し い出発を

〔琉新・朝 1957・12・17〕

那覇市と真和志市との合併がいよいよきょう実現することになった。これ
で新しい那覇市が生れ、新しい構想の
下に新しい沖縄の首都が生れること
になる。二十余年来の懸案が実現したこ
とは、あるべきものことの本来の姿が
見られるという意味でよろこぶべきこ
とである。

真和志市がすでに那覇市の郊外と化
し、真和志市本来のあり方ということ
がゆるされず、道路計画といい、学校
区域といい、多くの日常生活面で
那覇市との不離一体な関係を余儀なく

されていた。外形的にはも早や、どう
にも分離できない状態に発展してし
まっていた。これをばばんだものは、
もっぱら両市の政治的策謀からであ
つた。それは那覇市と真和志市と、両者
にひとしく帰せられる。いまさら、こ
れを詮さくする必要はないから、過去
のことはそれくらいにとどめるが、し
かし、過去において、合併に関して論
議されたことは今後也十分に反省せね
ばならないことである。

那覇と真和志とは道路幹線や支線の
設定について、従来ほとんど連絡がと
れていない。合併するしないにかかわ
らず、道路線は行政区とは関係なしに、
つなぎを持たなければ、両地域の住民
が迷惑をするのである。その点から、
那覇、真和志の旧市域をつなぐ道路に
ついては、合併実現と同時に、その無
思慮さが具体的にバク口されること
であらう。

那覇市の都計は真和志区域を含めた
計画になつてはいるが、那覇市と真和
志市との従来の行政上のソゴから、そ
の都計案は逸脱して、混乱状態にある
ことは世人の知る通りである。これの
修正、手直しは合併後の大きい課題と
なつてゐる。戦後数年間も合併が延引
したことが、合併後の新那覇市の都計

事業にいかにもマイナスになつたかは、
関係者たちの深く反省せねばならぬこ
とであらう。

ところで、那覇市はいわゆる大那覇
市として新しい出発をすることになつ
たが、それには、新年早々大きい、し
かも、重大な試練に直面することとな
る。今度の合併も、正月の市長選挙に
深い関連を持つて実現することになつ
たものであるが、一般市民はこの点に
ついて慎重な考慮を払わねばならない
ことになつた。

市町村行政が政争の場にされること
がいかにも自治体を荒廃させるものであ
るかは、古くは戦前の白黒闘争に明け
暮れた町村行政の多くの例があつた
し、最近では那覇市の例がある。市町
村自治行政はあくまでも話し合いに
よつて進められなければならないもの
で、多数の意志を無視することはゆる
されない。単に法律の条文を盾にトコ
トンまで争うという政治的態度では、
白黒闘争化する外に途はなくなる。そ
れが最近までの那覇市政であつた。そ
れは、良識は法の上に立つということ
を理解しないと、ところからくるものであ
る。法の抜け穴を利用することの是非
は道義にかかわることで、政治以前の
問題となる。

新しい那覇市の当面最大の問題は、
新市長の選挙である。民連側の兼次氏
と反民連勢力の支持する平良氏との対
決になることはすでに明らかとなつ
た。この両者から誰をえらぶかは、無
論、市民の自由に委されている。

そこで、新市域および旧市域の市民
に課せられていることは、新しい那覇
市の市政をおだやかな話し合いの中に
すすめるか、アメリカ民政府との背中
合せでやつていくか、二つに一つであ
る。アメリカ民政府と正面から対立す
る市長が選ばれたら、再び、那覇市政
は瀬長市長時代の政治情勢を繰返すこ
とは明白である。新しい那覇市の市民
に課せられた判定の責任は重大とい
べきであらう。合併後の那覇市に新し
い出発を心から祈るものである。

那覇、真和志合併成る／主

席きょう告示／立法院全

会一致の可決で／真和志

市消え大那覇誕生

〔琉新・朝 1957・12・17〕

那覇・真和志の合併が、きょう当間主
席の告示によつて実現する。真和志市
を廃止し、その区域を那覇市に編入す
ることが十六日の立法院本会議におい
て全員一致で可決され十七日あさ民政

府からの承認通知ありしだい主席は両市の合併告示を行い、これによって真和志市が解消して「大那覇市」が実現する。この合併で一九五四年九月一日の首里市、小禄村を那覇市に編入したとき真和志市が取残されたドーナツ合併の穴も解消され琉球における市が一つ減つて五市となり沖縄群島の市町村数が五十三、全琉球市町村数六十三となる。

立法院では、十六日午前の本会議で、那覇・真和志合併を議決（夕刊既報）したが、各派代表の賛成意見（要項）は次のとおり

長嶺秋夫氏（民） 那覇・真和志両市の合併は、両市のみでなく全住民の願望である。今更その必要性を説くまでもない。

今日の合併によつて、首都建設が一層早められるであつことは明らかであり、住民の福祉も一層合理的に、円滑に推進されることも明らかであつて両市の議決を多とするものであり、われわれ住民代表の当然なすべき責務でもある。

宮里栄輝氏（社） 那覇、真和志両市を行政上区画することは不自然であり、両市民はすでに一体化している。今日では、両市が区画されているとい

うことは、障害にこそなれ、琉球の福祉にはならない。那覇・真和志の関係は深く、これまで度々真和志行政区域が那覇行政区に編入されてきている。那覇発展の歴史は、真和志縮小の歴史であつたのである。

今回の合併によつて首都那覇は、人口十八万を擁し、人口数においては日本の都会とも比肩し得たが施設面では首都としての形態は何ら整つていない。

政府は勿論、立法院も、両市復興建設のために全力を上げて、行政財政面の指導助言を与えるようにすべきである。

下里恵良氏（無） 琉球の産業構造は自給自足出来ない。那覇港の水は世界につながつており、那覇市の拡大は、八十万住民の福祉につながっている。合併によつて、世界都市と比肩し得る国際都市たらしめるよう願する。

大湾喜三郎氏（人） その必然性が叫ばれながら、今日まで実現出来なかつたことは残念なことであつた。

那覇市の発展は、他の地方自治体の強化確立によつて一層約束されるものであり、政府は那覇市を始めとする各地方自治体に対して、援助を強化し、那覇市をして首都としての面目を実現せ

しめるよう、積極的援助を希望するものである。

大那覇市建設への一大エポック 画す

当間主席の話 那覇市、真和志市の市民はもとより全住民の多年の懸念であり、念願であつた那覇市と真和志市の合併については立法院の議決を経ていよいよ本年十二月十七日から実現をみることになつた。

周知のとおり、両市は、地理的観点からも、また教育、文化をはじめ、産業、経済、交通などすべての面で既に不離一体化しており今回の合併によつて、行政区と社会、経済圏が文字どおり一致することになり、琉球の首都としての那覇市の組織及び運営が合理的かつ能率的に行われることは勿論、目下進行中の首都建設事業も一層円滑に推進され、住民の福祉も一段と増進されるものと確信するものである。

真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入するといつても、それは単なる編入合併ではなくして、いわゆる真和志市の発展的解消を意味するものであつて、大那覇市建設への一大エポックを画したものとつべく、ここにはじめて理想的な都市計画の樹立が可能となり、首都建設も促進されるものと

思つのである。

特にこのたびの合併によつて、旧真和志市の市民が、明年一月十二日に施行される那覇市長選挙に参加する機会が与えられたことはその意義も極めて深く、大那覇市建設の前途に大きな希望を抱くものである。

今回の合併問題については、那覇市は勿論真和志市の理事当局、議会並びに住民各位がよく琉球の首都建設への熱意を示され、小異を捨てて、大同をとり昼夜を分ず努力を重ねられたことに対し、衷心から感謝の意を表するものである。

合併に當つての両市の関係事務もまた複雑のことと思つが、これらの関係事務が円滑に行われ、一日も早く着着すると共に名実共に充実した近代都市としての大那覇市の建設が早急に達成されることを切望するものである。

今後の問題は、都計の推進だ

東江那覇臨時市長の話 両市民多年の願望であつた合併が実現できて喜びにたえない。首里、小禄を合併した際、真和志が取残されたのでドーナツ合併といわれたがあつたが、合併によりこれも解消するし、何よりも大きな収穫は首里、真和志、小禄の各プロック別に商業センターが設置できること

で、これで都市部への集中が妨げることになる。

今後残されたのは今までの基本方針と従って都市計画をどう進めていくかということになるが、これはつぎの市長の責任で、この意味からも今度の市長選挙は那覇市が繁栄するための試金石である。

最後に今まで両市の合併につくしてきた歴代市長、特に故人となつた当間重民、又吉康和の両市長が地下でどんなに喜んでゐるだろうと感激で一杯だ。

首都の発展／心から祈る

翁長真和志市長の話 多年の懸案であつた那覇・真和志合併がきょうの(十七日)日を期して実現され、こんなうれしいことはない。全住民各位の全面的支持で立法院議会が合併を議決したことを感謝する。

多年独立市として発展して来た真和志市役所の名前が消えることは、人一倍名残り惜しい気がする。しかし今後は新都市建設に向つて力強く働きたい。新しい首都の発展を心から祈ると同時によろこんで私は市長の座を去る。

つぶし声あげた大那覇／けさ

真和志の編入告示

〔沖タ・夕 1957・12・17〕

当間主席は、十六日立法院の議決をえた真和志市を那覇市に編入する合併手続きについて民政府の承認を求めていたが、十七日あさ八時半承認をえたので市町村自治法により直ちにこれを告示した。

告示第二百四十二号 (市の廃置分

合) 市町村自治法第三条第一項の規定により、真和志市を廃止その区域を那覇市に編入する。一九五七年十二月十七日(十六日付) 行政主席当間重剛。

この告示によつて十七日を期し那覇・真和志の合併が実現したことになるわけで、真和志市民も来る那覇市長選挙に参加できることになる。市長選挙までのスケジュールはつぎの通りである。

十八日―旧真和志市の縦覧開始

二十日―那覇市議会議員特別選挙告示

示 二十四日―選挙運動開始、立候補届出開始

二十七日―縦覧終了

一月一日異議申立て決定 八日―上

訴期間終了 十二日(日曜)―市長

選挙 一月三日那覇市議特別選挙

(真和志市の補充選挙)。

”嫁入り仕度”に大童／こつた返

す真和志市役所の表情

那覇、真和志は十七日の合併告示で正式に大那覇市として発足することになったが、次は合併に伴つて忙がしく立ちまわる真和志市役所の表情、市長室は朝早くから那覇市役所の役員をはじめ、報道関係者にとりかこまれ、いそがしく応答している。

総務課は役所事務のとりまとめに右往左往で席につくひまもない。戸籍係では印鑑証明や戸籍の手続きで窓口には市民が十四、五人列をなして並んでいる。事務引継ぎに支障のないように二人、三人のアルバイトを雇っているありさま。税務課は、これまでに殆んど区切りをつけてあと事業税、特別所得税をのこすのみとなり、あと一月ほどでスムーズに事務ができるようになった。

議会事務局では相次いで開かれた合併の議会で四人の事務局員が議事録の整理に専念している。ひる一時から全職員が参加して廃庁式が行なわれたが、すべての事務が完了するまでにはあと一カ月はかかるようだ。

翁長市長の話 みんなの希望であつた合併がスムーズに行なわれて真和志市が琉球の首都一大那覇市となつて発展的解消をする事は深い感激に耐えない。これですべての事務手続きが完了

したが、最後の嫁入り仕度に全役員が懸命になつています。今日のこの日を全市民と共に喜びたい。

一社 説一

首都那覇市の出発を祝つ

〔沖タ・朝 1957・12・18〕

きのう那覇・真和志が一つになつて、ここに新しい那覇市が生れた。都市の形態からいつても、いままでドーナツなどと悪口をいわれてきたように、空白をかこつていたものが埋まつたために有機的になつていけるが、人口十八万六千二百三十四人、面積三〇・三平方坪という旧に倍する都市に膨れた。これで日本でも三十四番目に大きい街ということになり、都市として、形や格好の上で一人前の顔をする事ができるわけである。

都市合併は、数年来どころか遠く逆のばれば戦前からの宿望であり、歴代那覇市長の下に、たえずこの問題を手がけて来たのであるが、容易に実現しなかつたのは、いろいろ原因もあるし、それを阻む困りの事情があつたからとおもつが、今日これの実現をみたのは、なんといつても機が熟したということであり、客観的にも、それが実現しなければ片輪の都市として将来の発展を

約束できなかったという、抜き差しならないことからであったとおもわれる。

そこで、多年の懸案であった合併が、実現するまでには、腹案として、たとえ机上プランであっても、沖繩の首都にふさわしい計画がちゃんと樹つていたと考えるのが常識ではあるが、実際はどうかというと、都計の権威であった故石川栄よつ氏の大まかな構想のほかは、関係市や政府行政面を通じて法的手続きがなされただけであった。

街の性格にはいくとおりもあるし、学術都市や、商業都市といった発展の道をそれぞれ辿ることもあるが、首都ともなれば、形態からおのずと広範囲となり、人口の集中化と同時に、教育、文化、産業、経済、交通、衛生、の各面がそこに根城を据えることは、世界の各国首都にも見られる要素であり、傾向であるといえるだろう。那覇・真和志が合体して、ひとまず大きな都市にはなったものの、いつてみれば単に形だけ整えたもので、その意味では遠大な理想へ一歩踏み出しただけということになる。卑近な例として、一個の彫塑をあげれば、いまの首都は、土をこねて、ほんのあらましの像をつくっただけであって、獣か人かさえ

はつきりみわけのつかない制作途中の未完成像だといっている。なるほど、街というものは、人が集って、市場を開き、物や人の交流が始まれば、自然に太るものであるが、それでは自然発生的な集落の寄せ集めとしかならない。近代都市として育てるためには、消費生活の一方、生産生活もなければならず、市民の福祉や娯楽の点でもゆるがせにはできない。

いままでの那覇市の在り方にして、いやしくも文化都市として自他ともに許せる施設があつたとはお義理にもいえないだろう。都市の資格が完全に備つていないままに、いちおう合併した新都市の姿は、いつまでもなくこのまま自然発展に任せるわけにはいかないのである。人為的に、都市の整備をしなければ、たとえ、大きな街にはなつても、それは形骸だけの話で、機能を失つた、平板な集落としての価値しかない。そこで一番に問題となってくるのは真に首都にふさわしい都市計画の樹立と、その推進ということになる。幸い首都法はできし、かつて那覇市長時代、首都の建設を手がけた経験をもつ当間主席は、行政的にも都計の円滑な運営という点では理解をもっていることだし、市当局や、市民

の協力で早晚これに着手してもらいたいというのが全住民の希望であるとおもう。

いままでややとまずれば都計は、その性質からいって、時間がかかることなので、当面の問題に追われたら、それを二の次のこととして後回しにする気風があつた。また、それが文化という面に強くながつているため、現象としては弱くなりがちで、思わぬ邪魔が入ったりすると、その優位性さえ自分で疑うといった考え方に左右され気味だつた。ところが百年の大計を樹てるには今という時間を失つてはどうにもならないことだし、都市づくりにも政治的なことがらに耳目を奪われることは、賢明な策でないことは、いままさらこの欄でことわるまでもないことである。

現在の市長は、代理市長であるし、これから本格的に那覇市をあずかる者は、来春公選される新市長ということになる。新しい首都の首長は、当然首都の運営に全力をつくしてもらわなにかぎり、市民の希望を容れることはできないし、首都誕生も形だけに終わってしまうだろう。なにはともあれ、那覇市の再出発を祝福したい。

スピード処理 / スポーツセンター建設費を予算に / 那覇市会

〔沖夕・朝 1957・12・18〕

十七日の那覇市会本会議はひる一時三十分から開かれ、三十八件の議案をスピード処理、去る十日に招集された第二十一回定例議事を閉じた。

：瀬長市長によつて専決処分された五八年度予算の承認、東江臨時市長によつて編成された五八年度追加更正予算、真和志市を編入するに伴う諸条例の暫定措置に関する条例など三十八件の議案審議に入り、殆んど委員会の審査報告に基いて原案通り可決された。が、瀬長市長が専決処分した五八年度予算と五八年度土地区画整理事業特別会計の予算は否決された。しかし、専決された予算は議会の承認が得られなくても市長がその組みかえを行わない限り効力を発することになつていて、実質的には専決予算がそのまま執行されることになる。

なお、追加更正予算では、ポート・ターミナルの建設費として組み立てた予算五百二十六万円がスポーツ・センターの工事費に回わされていること、さきの五八年度予算専決処分をめぐる訴訟費四万五百円を議会費に組ん

であるのを不服とした民連側が鋭く追及したが、結局多数決で原案通り可決された。

兼次氏の議員辞職を承認

十七日の那覇市本会議は、次期市長候補として出馬することになっている兼次佐一議員の辞職許可の件を審議、全員一致でこれを承認した。

副収入役に屋富祖氏

東江臨時那覇市長は、合併に伴ない、真和志側との協定に基いて、副収入役を設置することになり、十七日の本会議に那覇市副収入役設置条例案を提出したが、原案可決になったので、直ちに副収入役に前真和志市収入役屋富祖太郎氏（五六）の選任同意を求めた。

議会で満場一致でこれを承認、屋富祖氏の副収入役は確定した。

”どうぞよろしく” / 前市長ら市

会で挨拶

前真和志市長翁長助静、同議長森田孟松の両氏は十七日の合併に伴って辞任したが、同ひる一時、真和志市役所の廃庁式を終えたのち那覇市会に臨み挨拶した。

真和志市よさよなら / 看板も生れ変わる / …きのう市役所廃庁式

〔沖タ・朝 1957・12・18〕

十七日、政府告示で那覇市に合併した真和志市の廃庁式は同日ひる二時から同役所議会議室に全職員が集って行われた。

この日、役所前の広場に翁長市長外全職員が整列して記念撮影をすました後、議会議室に入り静かなふん困気のうちに翁長市長が永年にわたる合併の経過を説明「いくたびか苦難な道に遭遇してこれをきりぬけ今日待望の合併が実現できたことは琉球全住民と共に喜ぶべきことだ」と挨拶。

森田真和志市会議長は「全真和志市民の世論をなべて議会在全会一致で合併に踏み切ったことを喜ぶと共に真和志市民がこれまでつくりあげてきた長い伝統を那覇市にとけこんで生かしてもらいたい」と結ば、臨席の東江那覇市長代理は、「新たに那覇市役所真和志支所として発展的解消をした真和志市民を心から歓迎し、一大那覇市民としての任務を共に分かち合いたい」と祝辞をのべた。

このあと門にかかげられた古めかしい「真和志市役所」の表札が翁長市長

の手ではずされ、代って那覇市役所から運ばれて来た「那覇市役所真和志支所」とかかれた真新しい表札が森田議長の手でかけられた。

那覇市の人事異動

〔沖タ・朝 1957・12・19〕

東江臨時那覇市長は、真和志との合併に伴い、十八日部長、支所長人事の一部異動を行ったが、助役、収入役人事は次期市長の公選まで待つことになった。この異動について東江臨時市長は「真和志との合併協約に従って真和志の要求を容れ、内部機構の整備の必要から行ったもの」といつており、総務部長に護得久朝俊氏（前真和志市助役）を任命、現総務部長を首里支所長に任じた。これに伴って、現在の首里支所長国場幸太郎氏は社会部長に発令された。

なお、新しく誕生した真和志支所長には、義永栄善氏（前真和志総務課長）が任命されたが、今後は条例の改正によつて各支所には支所次長を置くことになり、真和志支所次長に新垣栄昌氏（前真和志市企画室長）首里支所次長には平識善徳氏（元那覇市社会課長）がそれぞれ十八日付で発令となった。この発令に先立ち十八日ひる、さきの

民連主催の市民集会の議長団大湾喜三郎、宮良寛才、浦崎康華、黒潮武秀の四氏は、市長室に東江臨時市長を訪れ、”先の市民集会の決議によつて要請したときには政治的な意図で人事異動はさせない。もし異動させる場合には、本人の意志を尊重する”といつていたが、今回の異動は本人の意志に反したものである。次の市長公選までは人事の異動は保留すべきである”と申し入れた。

これに対して、東江臨時市長は、”本人と話し合った上で考えたい”と回答、神山総務部長、国場首里支所長と話し合った結果、ひる五時両氏の承諾で異動は決定した。

東江臨時市長の話 異動に当つて両氏の希望を聞いたところ、首里支所長は、これまで首里の行政をあくまでついで、まだ仕事がこのまゝであるのとどまりたいとのことだったが、現在の社会部が弱体であり、市営住宅や総合運動場の件など重要な問題の処理を控え、強化する必要がある。庁内からみて国場氏が最適任だと思ひ、私の在任期間中でも協力してほしいと事情を話して受けてもらった。なお、政治的な意図による異動は行わないという態度は現在も変りはない。今度の異動

は合併によって真和志市の要求も容れなければならないこと、さらに内部機構の整備の必要から他動的に行つたものであり、今後はこれ以上のことはない。この点市民も了解して協力してほしい。

新 旧

護得久朝俊	総務部長	真和志市 助役
国場幸太郎	社会部長	首里支所 長
義永 栄善	真和志 支所長	真和志市 総務部長
神山 孝標	首里 支所長	総務部長
新垣 栄昌	真和志 支所次長	真和志市 企画室長
平識 善徳	首里支所 次長	元那覇市 社会課長

運動場の敷地問題解決／瀬長市長追放で一年ぶりに／琉大

〔琉新・夕 1957・12・19〕
今年の一月に瀬長重次郎氏が那覇市長に就任した直後、琉大が那覇市に首里当蔵の蓮池、移民訓練所（元首里病院）敷地、元首里市役所敷地、上ノ毛などの市有地の譲渡方を申請していたが、十七日の同市議会で二千四百七十五坪の無償譲渡を決議、難航していた琉大

運動場、体育館の建設が一年ぶりに解決、来年早々琉大ではまず運動場設置のため蓮池の埋立てと整地工事を行うことになった。
瀬長氏は当初琉大当局にたいし、「無償譲渡では野党側の反対が予想されるので安い値で売る」という確約を与えていたものの、その後これをくつがえしたため一時は八方ふさがりとなつていたが、瀬長氏の市長追放でやっとこの問題が市会に上程され議員三十名のうち賛成十七名（与党のみ）で無償譲渡が可決されたもの。

譲渡された土地は、蓮池の一部の三百七十四坪、元首里市役所の一部敷地三百五十八坪、元首里病院内道路百六十坪、上ノ毛一千五百八十三坪、計二千四百七十五坪。
そこで琉大では手持ち敷地をあわせて三百坪トラックのとれる運動場をつくるため、来年早々れん池の埋立てと整地、それに住宅二軒の立退きを急ぐことになった。
なお四百坪の体育館と体育教室二棟の着工は、五九年度の予算でつくられるため遅れる。このため現在使用している分教場二棟四教室はとりこわされることになつてゐる。

特別選挙2月2日に／真和志区域の市議

志区域の市議

〔沖夕・朝 1957・12・20〕

那覇市への編入で旧真和志市の議員は総辞職となつたが、那覇選挙管理委員会は十九日、合併促進法第九条第二項第二号の規定によって真和志区域の市議員特別選挙の告示を行つた。
新しく選出される真和志区域の議員は十五名で投票は来年二月二日（日）に行われるが運動開始は立候補届出開始の一月十四日からとなつてゐる。

なお、真和志区域の有権者数は八月三十一日現在三万五千名となつてゐる。選挙日程は次の通り、
十九日＝選挙告示、二十日＝不在投票用紙、封筒の請求開始、一月三日＝補充選挙人名簿の縦覧開始、選挙人名簿に対する異議申立開始。一月十二日＝補充選挙人名簿の縦覧、同異議申立最終日。一月十四日＝立候補届出、推薦届出受付開始、立合人、支出責任者、選挙事務所届出受付開始。
一月十七日＝補充選挙人名簿に対する異議申立決定最終日、一月三十日＝立候補届出受付最終日。二月一日＝不在投票最終日。二月二日＝投票、二月三日＝開票。当選人の決定。

選挙人名簿の縦覧始まる／那覇市那覇市長選挙の候補者届出は、二十四日から開始されるが、十七日の合併で真和志も市長選挙に参加することになった。
そのため、市選挙管理委員会では、十八日から二十七日までの十日間、毎日あさ八時半からひる五時まで、真和志支所で真和志区域の補充選挙人名簿の縦覧を行っている。なお、選挙委では、同時に総選挙人名簿も縦覧させているが、登載もれ、誤謬がないか確かめるよう呼びかけている。

声／那覇・真和志の合併について

ついて

〔琉新・朝 1957・12・20〕
待ちに待つた那覇・真和志の合併も遂に実現して、ここに人口十八万六千を有する沖縄第一の都市となり、日本でも三十四番目の大きな街ということになった。
これでドーナツの真中が埋められたわけ、まず外来者からも奇異の目を向けられないようになつた。

那覇・真和志の合併問題は戦前にもさかのぼるが、戦後は志喜屋知事時代に正式に合併が勧告され、その後う余曲折を経て遂に三年前には首里・小禄が

さきに那覇市に合併になった。当時真和志は対等が編入かでけんけんこうこうたる有様で遂に嵐の中の住民投票となったが、対等合併が多数を占め実現を見るに至らなかった。

瀬長前市長の退陣により急速に両市の歩み寄りとなり、年来の懸案たる合併を見るのが出来たのは何よりも嬉しいことである。こゝに三十万平方*の膨大なる面積となりまず都市の形態が整ったわけであるが、これから建設に邁進しなければならぬ重大なる責任がある。これには人の和が第一である。由来住民は郷土愛に満ちて結構ではあるが、やゝもすれば他郷を排斥するろく習におちいり易く尚、他よりも僻目を以て見られがちである。故に為政者は一局部に偏することなく、大那覇市たる大局より見て施策を考慮し、協力一致以て都市の発展に邁進せられんことを望むものである。

〔那覇市字松川二五八番地 森田孟義〕

那覇市職員労組 / 第二組合を結成

〔琉新・朝 1957・12・24〕
那覇市職員労組結成大会が二十三日午後六時から教育会館三階ホールで開かれた。これはさきに臨時雇員の問題で

現組合を脱退した職員三百五十名と真和志支所職員全員を含めた職員で結成したもので、一党派にへんしない経済闘争をスローガンとしている。なお役員選挙はこの日真和志支所職員が合併祝賀式典で参加できなかったため、後日に持ち越された。

那覇市長選挙はじまる / けさ兼次、平良両氏が届出 / 仲本氏が断念して一騎打ちとなる

〔琉新・夕 1957・12・24〕
瀬長亀次郎氏の失格にともない来る一月十二日実施される那覇市長選挙はけさ八時三十分、立候補者の届出受付を開始、かねて出馬を表明していた民連推せん兼次佐一、社大党公認平良辰雄の両氏は、受付開始と同時に相前後して、那覇選挙管理委員会に届出を行った。那覇市選挙委員会では、提出書類の点検を終え、兼次佐一氏の立候補届を九時に、平良辰雄氏の届出を九時二十分、それぞれ正式に受理した。

出馬をうわさされていた仲本為美氏は、届出開始をあずに控えた二十三日夜、立候補を断念する旨声明、出馬を見合わせたので、出馬を予定されていた候補者全部が届出したことになり、平

良辰雄氏と兼次佐一氏の一騎打となった。

届出を終った両候補は、それぞれ次のように立候補のあいさつを表明した。

米国を反省に導き / 住民の福祉をはかる

平良氏談 沖縄は、独立国日本の一部であり、住民は、日本国民でありながら、政治的に日本から切り離され、アメリカの支配下に置かれている。

このことは、自由主義陣営を護るためアメリカの世界政策から出たものであり、やむを得ない処置であると、説明されているが、沖縄住民は割り切れない気持でいる。

琉球政府創立当初、時の民政長官によつて約束された、主席公選は実現されず、自治権は後退し、更に住民の税金によつて賄はれる予算にまで、一々干渉され、住民代表による議決立法案件は屢々拒否にあう等々の、幾多の事例によつて、住民の気持は不平不満とまでなつた、この住民の感情は、やがて民主主義的抵抗を生み、日本復帰、土地を守る四原則等島ぐるみの抵抗にまで発展した。アメリカはこの抵抗を共産主義者又はその同調者の煽動と認めつけたが、住民としては、そんな事は問題外とし、住民の悲願日本復帰は

あくまでも住民個々の自主的の考え方から出たものとして、アメリカのこの考え方を取り合はない態度をとつて来た、このように、軍民の考え方や感情が相対立している際に去つた那覇市長選挙が行われ、米当局が共産主義者のレットルをはっている瀬長亀次郎氏が当選した。その結果、米当局はすかさず那覇市に対する補助金の支出を中止し金融機関をして、市への融資の途を閉ざさせてしまった。そのみに止らず、更に布令によつて法律を改正し、瀬長氏を追放する強硬手段までとつた、その結果は、かえつて住民の抵抗意識をあふりたててしまった。

今度の市長選挙は、このように軍民対立の尖鋭化した時に行われるが、私はここまで来た以上、途は二つしかないと思う。その一つは住民の福祉は犠牲にしてもあくまで、抵抗のための抵抗を続けていくか、もう一つは住民の現実生活を重視してその福祉も考えつつ米琉または米日琉間の理解特に米国を反省に導くことによつて我らの主張を貫徹する方策を取るか、この二つに一つである、前者をえらぶ事は、共産主義陣営の望むところだろつが、これでは、住民自ら共産主義陣営に合流する結果となる。われわれは、自由主義陣

営の枠内で問題を解決する方法を探るか、また共産主義陣営の力を借りてでも問題を解決する方法を探るか、その岐路に立たされている、勿論自由主義陣営共産主義陣営の何れにも属せず中間の道を歩むという方法も理論的には考えられるが、それは独立国としての立場の場合であつて、祖国日本から切り離された沖繩の立場としては考えられないことである。

我々の復帰せんとする、祖国日本は、現在自由主義陣営の一国として世界平和に貢献する体制下にある。沖繩も、祖国と同様の体制を整えることが、日本復帰を促進する上からも望ましいこととは論をまたないであらう。そこで、結論として、我々は住民福祉のための民族的抵抗を堅持しつつ、自由主義陣営の枠内で、問題を解決する途に進まざるを得ないと信ずるものである。即ち、この際は那覇市民を闘争の楯としてこれに犠牲を強いることなく住民の福祉を重視し先ず市政の收拾を図りつつ平和的に民族本来の主張を貫徹する手段を探る事が、残された唯一の方策だと確信するものである。

私情を捨てて闘う／愛国民主勢力を基盤に

兼次氏談 今度の那覇市長選挙の持つ

意義は、非常に重大なものである。といふのは去る二十四日に出されたモーア高等弁務官の瀬長市長追放布令が非民主的なものであり、自治体の破壊であつて、折角民主主義のルートに乗りかかつている沖繩の政治を、十三年前の占領政治に逆戻りさせたものであるからである。

今度の選挙の結果社大党公認の平良辰雄氏に、勝を制しめた場合は先に出された悪布令を那覇市民が肯定したということになる。従つて、これらの勢力と対決する民連の推薦するものを当選させて、世界の、民主主義を愛し、人權を尊ぶ人々に、米国が取つた暴挙に對して、那覇市民が怒りを爆発させた証拠を突きつけるべきだと考える。

そうすることによつて、米国をして再びこのような暴挙をなさしめないように反省を促すことが出来るのである。この見地からして如何に今度の那覇市長選挙が重大であるかということがいえるのであり、私は民連の推薦を受けて立候補を決意、今朝正式に届出をすませたが、相手の候補の平良辰雄氏は社大党立党当初から今日にいたるまで、政党人としても、また個人としても深い関係をもつていたので、何だか闘志がにぶりがちな点もあるが、平良

氏は当間主席並びにその一派と、立候補を決意する以前からすでに一脈を通ずるものがあり、その後の挙動が完全に当間勢力と結びついている事実が確認された以上、一切の私情、感情を超えて真向から闘う決意を新たにするのである。

社大党を含めたいわゆる保守勢力の最後の持駒である平良辰雄氏に如何に勝ち抜くかということが問題になるが、私は愛国民主勢力の基盤の上に立つ那覇十八万市民は勿論、全県民ならびに祖国九一万同胞の支援を確信し、特ににこりなき民族的良心と日本人としての誇りに満ち満ちている若き青年層の絶大な支援を期待して、全勢力を傾注して勝利の栄冠を勝ちとる考えである。

当選の暁は、公平な市政の運営によつて全市民の納得のいく市政の運営をしたいと思う。抱負や政策などについては、あいさつや演説会において徹底させる考えである。

那覇市長選へ突入の政界／両派の運動積極化／民主党は微妙な立場に

〔琉新・朝 1957・12・25〕

那覇市長選挙は、二十四日の受付開始

と同時に、社大党公認平良辰雄氏、民連推せん兼次佐一氏が届出で、いよいよ闘いの火ぶたが切られ、街は早くもポスターなども掲示され、選挙気分がみなぎってきた。

今度の那覇市長選挙は、対人民党対策を多分に主眼とした自治法改正布令の公布にとまなう、瀬長亀次郎氏の退陣による改選という意義があり、従つて選挙戦も、布令への抵抗が、市政收拾の両派の対決という様相が濃く、激烈な戦いが予想されている。今度の選挙によつて、琉球の政界は、好むと好まざるとにかかわらず、抵抗が、協力の二大陣営に色分けされることは必然とみられ、各政党とも従来の地方選挙傍観態度を一てきして、積極的にタツチする構えをとつてゐる。平良辰雄氏を公認候補に担ぎ出して、積極的に選挙戦に臨んだ社大党は勿論、人民党でも、民連の組織体として積極的に乗り出している。

社大党では、従来の地方選挙不介入方針を是正して、党執行部が直接採いはを振うという積極的態度を取つてゐるが、同党公認の平良辰雄氏を支持する態度を決め、仲本派との調整にも当たってきた民主党が、どう出るかということも注目されよう。

ところで届出初日の民主党の表情は、社大、人民両党にくらべていたって閑散、この日は、党本部にも、星幹事長、中里総務会長、仲井真那覇連合支部長らが顔をみせた程度で、党員が僅か出入りしただけ。

同党としては、仲本為美派と、平良辰雄派の調整に一肌抜いだというものの、出馬を断念した仲本派が、厳正中立を標ぼうしているため幾分背負投げを食わされたという格好。それとともに、同党がこれまで反対して来た副主席人事が突然実現したことも、戦意を大きく阻害していることは否めない。

しかし、同党としては、あくまで党議による基本線に則つとり、容共勢力の撲滅に、党色を払拭して全力を傾注するという方針である。同党は今度の選挙を勝ちぬくために、党総務から成る選挙対策委員会を近く設置する方針で、党独自の選挙対策を推進するとともに平良辰雄氏に対しては、社大党や、那覇市議等を網羅する各派合同委員会をつくることも提案している。しかし今のところ言論戦を展開する準備はしてなく、各派とはかってから言論戦には乗り出す態度をとっている。

星幹事長の話 民主党としては独自で……独走しない範囲で選挙戦を進

めていく。例えば言論戦をするよう

な場合は、党独自の見解を披瀝していくだろう。具体的にいうと、民主党の第一のスローガンは、容共勢力の粉碎という一語につきる。市政の混乱を来たし、琉球の不幸を招くものは容共勢力である。これをまっ殺して軍と協力することによって行政権返還も期待できると思う。米国が共産党もしくはその同調者としてい

中央委が声明

社大党では二十四日ひる三時中央委員

会を開いて、那覇市長選挙に臨む党の態度を次のように声明した。

な政治行動を斥け、特に真和志市合併の newState にも対処して、合併の趣旨をも達成するため、収拾並びに新建設への責に進んで当る。以上の立場から我々は前委員長平良辰雄氏を公認候補として市民の審判に訴えることにした。平良候補は、われわれの基本的信念「抵抗と収拾」の最適任者であると信ずる。

は、重大な関心をもつと同時に抵抗せざるを得ない。

米国に抵抗する者をすべて反米、アカとすることが非であるように、己れに組みする者が愛国者であり、他は売国奴であるとする独善的な考えをわれわれは否定する。このような考えは民族を分裂せしめ、あるいは独裁を生み、民主政治を後退せしめるものである。

政治的自由の獲得、民主的自治政治の向上を重要政策とする党の基本的立場からも、今回の那覇市長選挙は全琉政治に關連するもので従来の地方自治体選挙不介入方針を排して積極的に臨むことに決した。

我々は、思いを同じくする人々と党派や感情を乗りこえ、自治を守り、住民福祉を図つて事態を打開し、琉球政治の上に存する権力行使を抜本的に排除する一段階たらしめたいと念願するものであることを声明する。

党は、直面する事態に対し、日本復帰の促進、四原則貫徹、政治的自由の獲得、自治の向上発展のために、その根源である権力排除の抵抗を示すとともに、現実の問題として、市政が、抵抗のための抵抗によって闘争の戦場と化し、市民に犠牲を強いるような無責任

両候補が政策を発表
届出開始と同時に、社大、民連両陣営は、直ちに選挙戦に乗り出し必勝の布陣を固めつつある。
社大党では、二十四日ひる三時から中央委員会を開き、候補者の平良辰雄氏も交えて選挙対策を練るとともに、今

次選挙に臨む党の態度や、政策などを発表、また民連でも二十四日ひるから、部長会議を開くとも、晩は安里公民館で民連総会を開いて対策を協議、スローガン並びに政策等を発表した。

- 一、非民主的権力の排除と自治の確立。
- 一、軍用地代一括払の阻止。
- 一、都市計画の再検討に基く事業の完遂。

道路網並びに上、下水道の整備。
港湾の修築と河川の改修。

- 一、市財政の強化。
- 一、社会福祉事業の拡充強化。

市営病院 市営住宅 母子寮 授産所等。

- 一、中小商工業、農業、漁業の保護育成。
- 一、綱紀の肅正と人事の刷新。
- 一、文化施設の整備。

公園 総合運動場 公会堂。
兼次氏の政策

- 一、権力と財ばつの圧迫から民主主義を守る。
- 一、地代の一括払を拒否し、市民の財産を守る。

- 一、那覇、真和志合併条件の実施。

一、区長制度を復活し、区事務所を設置する。

- 一、公課、その他負担の公平。
- 一、道路、護岸、河川の修理、新設、衛生施設完備。
- 一、農業、漁業、中小企業の保護育成。
- 一、都市計画の早期完成。
- 一、社会文化施設の拡充強化。
- 一、市吏員の信賞必罰を明らかにして市政の明朗化をはかる。

一社説

”一騎打ち”の那覇市長選挙

〔沖タ・朝 1957・12・26〕

一月十二日の那覇市長選挙は、平良辰雄、兼次佐一両氏の対決となる。立候補届出の締切期日は一月九日となつてはいるが、現在の情勢からみて恐らく他に立候補があるとは予想されない。民主政治の「多数決制」という原則からいって、投票の過半数を獲得した者が首長となるべきだとする見地にたつと”一騎打ち”がよく、とくに瀨長失政のあとだけに那覇市民にとつて候補者乱立をみないのは好ましいことといえよう。

この態勢が整つたのは政党政派が統一候補の擁立に努力したからである

が、それよりも支持者の推挙によつて立候補を決意していた仲本為美氏が「複雑な諸情勢の推移は候補者の乱立を許さない、その上、真和志市を合併した大那覇市の歴史的第一歩を飾る意義ある市長選挙において市民の不安混迷を避け民意把握を公明ならしめるため」として出陣を見合せたことによる。

前回の市長選挙において那覇市は、保守対革新の対決といひながら保守勢力が二つに割れ、漁夫の利を占めて瀨長市長が出現した。つまり保守・革新の審判は少数の意思が勝利を得たわけだが、結果的にいって、それは市政を混乱させてしまった。仲本氏の言う「複雑な情勢」は、今回もまた前回の轍を踏む様相にあるとの判断にたつて

いるのは言うまでもなく、したがって保守・革新の対決という課題が提出される限り、市民の意思がいずれをとるか、それを公明に示させる機会を与えらるものとして注目されよう。

仲本氏の出馬辞退までには巷間いろいろの噂がとんだ。保守勢力側が社大党公認の平良氏を援助していく方針のもとに、仲本氏を五十万あるいは二百万円で買収する交渉を進めているなど、その最たるもので、この悪質な謀略的流言は、市政の健全化を願う立場

で情勢分析を行い、保守一本化への結論を出していた仲本氏およびその支持者側を、「引くにも引けぬ」と硬化させていたものであった。選挙戦にデマはつきものとはいひながら、大乗的な態度をもって行動した仲本氏辞退の挿話としては余りにも酷にすぎるものであつたという外ないであろう。ともあれ、仲本氏が今回の市長選挙に対し批判的な立場で情勢をただし、市民の去就に混乱を与えぬとして身を引いたことは、現在の那覇市の政情において大いに賞賛されてよいのではないか。

ところで平良・兼次の一騎打ちは、結局、保守・革新対決ということになるだろうが、しかし厳密にいって、すなわち政策的にみて、この両者を保守だの革新だのといえるであろうかどうかは疑問なしとしまし。立候補届出の二十四日発表されている両派のスローガンからうけるのは、保守勢力の援助があるとされる平良側は、依然、革新勢力といわれる社大党の公認候補としての線を堅持しており、基本的に両者の相違点といえば、兼次側が徹底して”抵抗”を指向、市政をそのための”基地”だという印象を与えるに比し、平良側は”抵抗”の線は捨てぬが現実の市政収拾、市民の福祉増進には協調政

策をとるといふ態度とつけとれる。したがって従来の保守対革新の決戦とは相当性質の違ったものといふべきであろう。

今回の市長選挙は、以上の「とき」「一騎打ち」となるが、市長選挙にのぞむ市民は、いつの場合でも候補者の公約する政策が市民のために立派なものであるかどうか、公約が単なる選挙の謳い文句でなく実現性のあるものかどうか、その候補者が公約を実行する能力を有するかなど、まず政策と人物本位に重点をおいて選択するというのが自治体の選挙でなければならぬ。保守・革新対決を審判するとか、反共・反米のいずれにするとかより市民にとつてはもっと優先的に考えねばならぬものがあるのである。今回の「一騎打ち」が右・左の色彩をはっきりさせぬ、させるは別として、一般市民は、市民としての本来の立場を忘れぬことが一番大事だと思う。

一社説 選挙は政策中心で戦つて欲しい

〔沖タ・朝 1957・12・28〕
那覇市長選挙は、すでに文書戦、舌戦の展開をみせ、いよいよこれから本

格的な激戦へ突入していく段階にあるが、市民にとつては今回の選挙は、真和志市を合併した大那覇市の初代市長を選ぶ歴史的な意義を持つものであると同時に、市政が反米・反共の「基地」になつて動乱し、本来の自治体の姿を見失いつつあつた、いわゆる泥沼の中にあつた市政を一新し、市政の健全な安定を期す機会として重大な意義をもつ選挙であるといえる。しかも市長は自治体としての那覇市の責任者であり、直接その行政実施の衝に当る者である以上、この選挙は市民の生活に大変な影響をもたらすものであることは言つまでもなく、影響どころか、選挙で選んだ人物のやる「政治」というものによつて市の運命や市民の生活は左右されるのであるから、展開される文書戦や言論戦にまどわされたり、だまされることのないよう、選挙の意義をたえず頭において、冷静に対処していかなばならぬわけだ。

選挙戦が中盤戦以降になると、候補者や運動員も当初の品格を失つて醜い泥試合を演じがちである。すると選挙民もこれに巻きこまれて選挙そのものの意義を忘れ感情的になるものだ。だます政治家も憎いが、だまされる大衆にも一種のやりきれなさを感ずるのが

従来の多くの選挙であつた。今回も市民がしつかりしないと白昼の妖怪が色あげをしないで出てくるといった選挙戦をみないものでもなからう、それではいつまでも市民のための市政の確立は望めない。われわれは選挙ごとに民主主義の実際教育を受けている、ここらで行き先のはっきりしないバスには乗つてならぬとか、何に拍手すべきかということも十分わきまえていいころだ。政治とか選挙に対してわれわれは出来るだけ感情的になることを抑え、できるだけ頭を冷し、知的に考えていきたい。

一方、候補者はもとより政党やその他選挙戦に携わる人々に要請したいことは「公正な競争」つまり政策の戦いで選挙戦を終始してもらいたいということだ。政策を訴えるよりも政敵をケナすことを考える政治家や政治結社は、凡そ政策のまちあわせがないからであるが、選挙で勝ちさえすればよい、選挙民にアピールすることであれば嘘も方便とされては甚だ迷惑な話である。大体、政治家を志さず者、選挙にうって出る者は、住民の福祉、繁栄のために奉仕せんという人たちがあつて、これが実現にどうするといふ政策が第一義でなくてはなるまい。

今回の市長選挙に出馬している候補者及びこれを擁立している政党や政治家は、自らの存在理由が奈辺にあるかをよく考え、豊富な資料をもとにして縦横の研究、検討を加えてはじめてでべきあがるべき確定的な政策をもつて選挙民に訴え、堂々たる戦いを進めてほしい。市長にでもなろうという人であり、またこれを推薦する人々が単に選挙あての放言、空想的構想で選挙に臨んでいゝとは思われないが、相手を制する唯一最大の武器が、やはり市民生活の安定をはかる経済政策であることを再確認し、その政策遂行に財源をどうするかについても触れた具体的計画をもつて戦いに挑むといふことである。

放言政治は一時は市民の視聴を集めるかも知れない。しかしごまかしは直ぐさま露見するものだ。また何かと相手をケナシ、あるいは反対のみを唱える政治は、しからば一体何をなそうと云うのであるか、これについて市民の詰問に逢つてあるう。そして両候補者、両陣営が「必要」と「可能」を見出した實際政治をかかげて戦つことは市民に対する義務ともいふべきである。ともあれ、今回市長選挙戦は、政策対政策で公正明朗に戦われ、市民はこ

れを冷静に判断して投票をするということであるように念ずる。とくに政治家たちは、平和だの、自立だの、自由を看板にしなから、現実的には闘争や隷属や不自由を用意（それほど意識的ではないにしろ）している場合がある。自らの言語魔術にかからぬよう御注意をお願いしたい。

索

引

本巻収録記事を「政治」「経済」「米軍・基地」「まちづくり」「市民生活」「教育・文化」の六分野に、各項目で分類した。頁は算用数字で表記した。

政 治

【議会】

- 首里市議会紛糾・流会騒動…………… 43,44,211,214,
215,220
- 真和志村議会流会・辞任騒動…………… 61,336,337
- 那覇市議会紛糾・延長・流会・休会…………… 454,457,
487,600,603,699,717,719,
737,738,739
- 瀬長市長不信任決議…………… 618,751
- 那覇市議会解散…………… 621
- 正副議長選挙…………… 31,33,48,89,362,
364,365,447,448,486
- 専門委員会設置…………… 89
- 常任委員会委員選任…………… 209,210,365,448
- 監査委員選任…………… 39,60,89,366
- 選挙管理委員選任…………… 111,131,137,391,396
- 議長裁決問題…………… 369
- 最後の真和志市議会…………… 780
- 市町村議長会…………… 302,469,501,503
- 那覇市議会事務局設置…………… 193
- 議会の全会一致を提唱…………… 103,104

【議員選挙】

- 1945年十二地区議員選挙…………… 2
- 1948年市町村議員選挙…………… 23
- 1950年市町村議員選挙…………… 70,73,82,83,84,85,
86,87,89,90,92,109
- 1953年市町村議員補充選挙…………… 180,
183,198,199,200,201,202,
203,204,205
- 1954年那覇市議員選挙…………… 357,358,
359,360,361,362,363,364,
366,381,385,405,409,410,
413,414,416,417
- 1954年真和志市議員選挙…………… 358,360
- 1955年那覇市議員選挙…………… 412,418,419,
420,421,423,424,426,428,
429,430,431,433,434,435,
436,437,438,439,440,441,
442,444,446,447,455,475
- 1957年那覇市議員選挙…………… 623,626,
628,630,635,637,641,642,
643,644,645,646,648,650,

- 651,652,654,656,657,658,
659,660,661,663,664,665,
666,667

- 1957年那覇市議員特別選挙…………… 786
(旧真和志地区の選挙)

【議員】

- 議員定数…………… 83,84,110,141,180,183
- 二日会会派…………… 453,465,550,571
- 那覇市政研究クラブ会派…………… 571,593
- 群島議員の市町村議員兼務不可…………… 85
- 議員行政視察…………… 189,286,288,289,
290,293,294,377,378,381,
391,491
- 議員調査研究費…………… 366,367
- 議員ボーナス返上…………… 371,372
- 議員が市民相談室設置計画…………… 378
- 議員バッジ…………… 397
- 首里市会の勉強会…………… 65
- 市町村議員連盟…………… 39
- 島袋議員辞職…………… 255
- 兼次議員辞職…………… 784
- 議員親善野球大会…………… 369

【市町村長選挙】

- 1945年十二地区市長選挙…………… 3
- 1946年市町村長任命…………… 8
- 1948年市町村長選挙…………… 22
- 1949年那覇市長選挙…………… 48,49,50
- 1950年真和志村長選挙…………… 85,88,91,102,105
- 1952年那覇市長選挙…………… 120,121,
122,124,125,126,127
- 1953年那覇市長選挙…………… 253,255,
256,258,259,260,261
- 1954年小禄村長選挙…………… 289
- 1954年真和志村長選挙…………… 343,352,353,354
- 1956年那覇市長選挙…………… 529,534,
535,539,544,545,546,548,
549,550,553,555
- 1957年那覇市長選挙…………… 757,760,
764,765,767,771,772,774,
779,787,788,790,791

【市政】

施政方針

又吉那覇市長 …… 132, 133, 224, 225, 226, 227

当間那覇市長 …… 304, 393, 493, 494

首里市政批判 …… 230

那覇市政研究会 …… 92, 168, 173, 178

那覇市真和志村民大会 …… 113, 114

那覇市政批判演説会 …… 312

真和志市行政懇談会 …… 475

【瀬長市政問題】

市長当選問題 …… 554, 555, 557, 558, 563,
564, 565, 566, 567, 569, 570

施政方針 …… 578, 616, 687

市政と市長問題 …… 571, 586, 595, 602, 614,
621, 667, 673, 707, 716, 736

市長不信任 …… 567, 583, 596, 597, 599,
600, 601, 603, 617, 618, 619,
620, 621, 622, 668, 669, 670,
671, 674, 675, 677, 681, 682,
689, 691, 692, 693, 699, 701,
704, 709, 710, 711, 741, 743,
748, 751, 752, 753, 756, 759

議会解散 …… 618, 621

与野党欠席戦術 …… 677, 679, 680, 683,
685, 690, 695, 700, 717, 719,
720, 737, 738, 739

資金凍結 …… 560, 561, 564, 570, 573,
574, 578, 579, 581, 583, 591,
592, 615, 619, 758, 770, 778

予算 …… 574, 576, 577, 623, 672,
701, 714, 715, 716, 726, 778

市長専決処分問題

予算 …… 623, 625, 703, 724, 725, 726,
727, 728, 729, 730, 731, 732,
733, 735, 737, 739, 767

区長制 …… 624, 671, 681, 698, 699,
700, 738,

消防隊長解雇 …… 625, 629, 681, 698

職員定数条例 …… 699, 700, 702

市政報告会・演説会・市民集会 …… 602, 631,
647, 654, 656, 657

那覇市政再建同盟 …… 626, 627, 631,
641, 647, 649, 651, 653, 661,
666, 670, 678, 755, 773

市政打開策と合併 …… 684, 688, 690,
704, 705, 706, 717, 719, 722,
724, 735, 745, 750

議員選挙結果と市政 …… 661, 663,
664, 665, 667

瀬長市長渡航問題 …… 584, 606, 667
総評資材引渡問題 …… 709, 715, 718,
721, 722, 723, 725, 726, 727,
728, 733, 740

市長・議長引責辞職 …… 740, 742

助役辞任問題 …… 555, 563, 570

部課長辞職問題 …… 560, 568, 670, 756

職員人事・労組 …… 563, 569, 623, 629, 702

都市計画・工事停止 …… 561, 562,
564, 581, 592, 593, 594, 605,
606, 607, 679, 770

融資・補助金要請 …… 565, 579, 584, 606, 769

水源地貸与拒否声明 …… 576

基地内黙認耕作許可 …… 614

那覇市行政監査特別委員会 …… 702

市長の労働基準法違反 …… 707, 708,
709, 710, 712, 713, 736

防共法立法請願 …… 585, 586

市町村自治法一部改正 …… 662, 668,
685, 686, 689, 691, 692, 693,
696, 708, 729, 746

モータ高等弁務官声明 …… 746, 747, 752, 759
米国への自治不当干渉抗議・市民大会 …… 562,
563, 758, 759, 760, 774

市民の意見・公聴 …… 587, 588, 597,
681, 697, 732, 750

瀬長市政問題記者座談会 …… 632, 633, 636, 638

【予算】

市町村予算 …… 42, 45

学校建築費予算 …… 140

那覇市予算 …… 45, 46, 63, 68, 100,
229, 367, 373, 396, 397, 426,
504, 574, 672, 714, 784

真和志村予算 …… 45, 53

【行政区誕生・市昇格】

みなと村誕生 …… 15

真和志市昇格 …… 177, 179, 181, 197, 215,
229, 248, 250, 251, 252, 264

【機構改革】

地方行政機構改革 …… 4

那覇市役所 …… 41, 68, 109, 131, 270, 355

みなと村役場 …… 78

首里市役所 …… 92, 351

真和志村（市）役所 …… 24, 116, 378, 780, 783, 785

楚辺出張所廃止 …… 371

区長制 …… 62, 522, 547, 569, 738

真和志村振興会 …… 24

【三役人事】

兼島臨時那覇市長自決 6
 東恩納那覇市長任命 10
 小湾首里市長就任 10
 富山那覇市長罷免 10,11
 国場みなと村々長任命 15
 仲本市長・助役・収入役罷免 47
 賀数市長代理就任 48
 当間那覇市長就任 50
 翁長真和志村長辞意表明 102
 又吉那覇市長逝去 246
 当間那覇市長主席に任命 527,528,534
 瀬長那覇市長就任 569
 東江市長代理就任 755,760,766
 助役・収入役就・退任 10,24,51,89,91,
 136,137,198,269,365,
 372,373,570,784

【市長行政視察】

当間重民那覇市長 114
 宮里栄輝真和志市長 258

【汚職】

那覇市
 仲本市長軍財産管理権侵害 47,48
 収入役 46
 区画整理 605,609,658
 援護課 611
 碎石場 612
 消防団 625,629
 首里市
 市長・助役選挙違反 124,129,130,241
 首里バス問題で市長を告発 235,236,237,241

【役所移転】

那覇市役所 39,219,220
 首里市役所 51

【市旗】

那覇市旗 264

【職員】

職員採用試験 445
 職員停年制 381,382
 職員労働組合 514,670,702,780,787
 職員人事 10,271,560,629,670,785

【市勢調査】

首里 145

【知事選挙】

公選知事 71,87

【政党】

政党の政治活動制限 17
 米軍政府の政党調査 51
 政党再編成 72
 共産主義勢力の排除 147
 社会大衆党 80,377,566,586,629,704,758
 琉球民主党 150,564,652
 人民党 367,567,755

【政府機関】

軍政府、海軍より陸軍へ移管 9
 沖縄民政府 8,36,42
 琉球諮問委員会 60
 琉球臨時中央政府 96,102
 琉球政府 128

【日本復帰】

日本復帰署名運動 111
 日本復帰決議 238,242,243,
 246,252,264,276
 日の丸掲揚 131,375
 奄美大島返還 272
 祖国復帰市民大会 594
 米紙からみた日本復帰 139

【土地所有権認定】

土地所有権 6,17,707
 土地調査・測量 13,16,18

【法令】

婦人参政権 1,69
 日本の改正選挙法 5
 大島群島は選挙地域外 6
 市町村選挙法・選挙(市町村長並に議員) 15,
 16,19,18,20,71,80,129
 市町村制 26,27,29,30,31,
 32,33,34,35,52
 集成刑法 41
 市町村自治法 161,245,729
 市町村長の選挙運動 479
 紙幣・両替・外国貿易及金銭取引 6
 通貨切換え 25
 市町村税法 66
 土地収用法 17,155
 土地収用令 206,217
 合衆国土地収用計画 591
 都市計画法 232

土地埋立に関する布令	203
市町村合併促進法	381, 401, 516, 521, 523
首都建設法	477, 478
競輪法	237, 612, 677
港湾法	294
建設制限令	40
渡航制限	44
琉球教育法	282, 369
教育四法案	480

【裁判】	
裁判権の民移管	54

【終戦】	
牛島軍司令官、長参謀長の自決	4
ポツダム宣言受理	1
マッカーサーは単なる管理者	3
対日講和条約	113, 134

経 済

【通貨・経済】	
貨幣経済復活	6
通貨切換え	25, 26
琉球貿易庁設置	11
自由経済	35
軍放出物資の自由販売	81
在日凍結資産	396
住民所得	513

【財政】	
市町村財政	42, 53, 411, 476
財政審議委員会設置	151
税制審議会	454
首里市がL C M貸下げ申請	40
固定資産税問題	414, 425, 484
那覇市賦課徴収税（市町村税・付加税・ 固定資産税）	16, 67, 68, 72, 78, 83, 100, 103, 366, 377
市町村税法	66

【市有財産】	
株券購入	155
市有地売却	155
泊埋立地売却	219, 220, 267
那覇港埋立地売却	485
市有地賃貸料	137
泊港使用料	172, 178
売店の売却	151
琉大敷地料	216, 310, 344, 348, 786

【管理権移管】	
民需品管理を民政委任	14
泊港管理権譲渡	137, 140, 371
那覇商港管理権	282, 294, 302
泊外人墓地管理移管	243
不明墓地と拝所管理	707

【財産譲渡】	
官有地の払下げ申請	96
泊港埋立地譲渡	204, 219, 226, 371
軍埋立地西新町・那覇商港譲渡	370

【公営事業】	
那覇市電気事業	50, 55, 92, 100, 139 143, 248, 249, 269
首里バス	101, 105, 106, 107, 108, 109, 212, 213, 214, 215, 218, 220, 229, 231, 235, 236, 237, 241, 253, 256, 257, 458, 536, 612
競輪	118, 142, 146, 148, 155, 237, 269, 270, 285, 378, 401, 446, 447, 449, 450, 452, 453, 455, 457, 459, 460, 461, 463, 464, 465, 467, 469, 470, 471, 472, 476, 495, 496, 509, 612, 677

【割当土地賃貸料・地価】	
割当土地条例	115
割当土地賃貸料	290
割当土地賃貸料評定委員	397, 399, 403
那覇市借地法立法陳情	382
地価高騰	551, 552

【産業】	
企業調査	70
那覇市工業実態調査	468
那覇市産業実態調査	524
那覇市産業奨励制度	281
那覇市生産振興対策委員会	474, 492

【援助】	
疎開先から援護陳情	8, 9
復興資材80万石入荷	13
復興金融金庫発足	64

真和志村台風被害復旧委員会	33
台風被害復旧補助金	519

ガリオア資金	103, 140, 142
戦災復興援助	373, 395

米 軍 ・ 基 地

【軍用地】

軍用地契約. 軍用地料	159, 209, 243, 244, 250, 254, 288, 370, 387, 389, 475, 502, 526
土地収用と一括払い	607, 608, 610, 674, 769
一括払いと当間市長発言問題	505, 507, 508, 509, 513
軍用地派米代表团	391
米軍用地調査団来島	446
プライス勧告	497, 500
プライス勧告に対する議会の決意表明	497, 501
土地収用令	206, 207, 213, 217, 222, 608, 613
合衆国土地収用計画	589, 591
那覇港一帯強制収用	613
日本政府の対米折衝	502
琉球列島米政府土地裁判所	706
軍用地問題特別委員会	241, 243, 254, 367, 368
軍用地特別委員会	683
土地収用令対策特別委員会(立法院)	210
沖縄土地委員会(民政府)	223
市町村土地特別委員会連合会	227
那覇市土地特別委員会	248, 370
那覇市土地を守る会	506, 509
真和志市土地を守る会	510, 514
沖縄土地を守る協議会	509, 515, 518, 546
四原則貫徹. 一括払い反対市民大会	500, 503, 510, 514, 611
真和志村軍用地開放陳情	139
軍用地開放	
旭町	108
安謝	108
上之蔵	266
上之屋	288
宇久増原	458
小禄	266
具志. 宮城	281
久米	109, 370
久茂地	112, 281
下泉. 高橋. 崇元寺	370
辻町	101, 266, 288
壺川	136, 266, 281
泊	486
泊港北岸	282
泊高橋	266

通堂町	282
那覇航空基地	266
那覇港北側	266
那覇商港	266
西新町	240
東町	90, 111, 370
前島	385
松下	370, 392, 490
松山	109, 136, 144, 266
美栄橋	95, 112
明治橋付近	288
若狭	101, 236, 266, 281, 288, 370

【立退】

安里	68
安里初校	109
安謝	153
天久	68, 69, 70
上之屋	68, 69, 70, 96
岡野	153
軍棧橋入口	240
楚辺通信所	473, 476
那覇航空隊入口	321
平野	68, 69, 70, 153
古島	353, 369
松原	68, 129
銘苅	153, 156, 163, 169, 369, 383, 384, 385, 395, 398, 399, 474, 503
真和志の強制立退	205, 206, 207, 208, 209, 210, 212, 213, 216
小禄具志強制立退	265, 268
小禄村軍用地立退指令に関する意見書	231

【港湾作業】

みなと村開放	68
港湾作業隊員の家屋譲渡	59
港湾作業. 軍労務供出	27, 29, 42
みなと村水産組合立退	47

【基地】

ナイキ配置	489
自衛官募集	744
基地内黙認耕作許可	614

まちづくり

【新町名・名称存置】

首都名称変更	485
栄町誕生	55
重民町誕生	321, 520
首里名称存置	358, 363, 504

【住民移動・人口】

住民移動計画案	3
市域と人口	4, 45, 92, 279
糸満市建設	4
壺屋復興先発隊	6
住民の帰還運動	6
小禄・真和志移動許可	10
安謝居住許可	15
牧志居住許可	34
真和志村の移動受入	41, 45
那覇市の移動受入	59
石川の那覇人移動	40, 42, 45, 51, 97
国頭的那覇人移動	222, 244

【合併】

那覇・みなと村合併	65, 67, 68, 69, 71, 76, 77, 78, 79, 80
那覇・真和志・みなと村合併	74, 75, 76
みなと村帰趨問題	59, 61, 62, 65, 73
那覇・真和志・首里・小禄合併	56, 61, 135, 144, 145, 149, 151, 152, 154, 158, 160, 162, 164, 165, 170, 173, 174, 177, 187, 188, 189, 192, 194, 195, 197, 200, 203, 221, 230, 232, 244, 262, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 283, 285, 291, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 311, 314, 315, 316, 318, 319, 321, 322, 323, 348
那覇・首里・小禄合併	314, 320, 325, 341, 344, 345, 346, 348, 349, 351, 352
那覇・真和志合併	45, 96, 97, 98, 101, 111, 119, 138, 372, 373, 374, 376, 380, 381, 383, 384, 385, 394, 395, 420, 445, 451, 467, 516, 528, 529, 530, 532, 533, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 559, 560, 573, 587, 597, 598, 601,

688, 689, 690, 703, 705, 706, 709, 717, 719, 722, 724, 739, 743, 744, 745, 759, 761, 762, 763, 764, 766, 768, 781, 783	
合併告示	76, 351, 781, 783
大那覇市誕生	783
新那覇市建設計画・合併協定書	773, 775, 776
合併問題と選挙	101, 196, 197, 198, 199, 203, 253, 283, 303, 307, 326, 343, 356, 420, 528, 529, 530, 532, 535, 537, 539, 540, 541, 542, 543, 761, 762, 763
合併問題と都市計画	60, 135, 144, 145, 308, 345, 390, 394
真和志市議会辞任騒動	336, 337
行政区域問題	41, 43, 47, 78, 158, 161, 162, 163, 165, 166, 167, 174, 177, 374
二重課税問題	214, 218, 220, 289
合併市民投票	230, 274, 325, 338, 339, 340, 341, 342
政府合併調停	317, 319, 320, 322, 324, 325, 326, 328, 331, 332, 334, 336, 341, 342
二市二村合併研究委員会	146, 149, 150, 151, 152, 153, 170, 190, 234
那覇市都市合併研究特別委員会	390, 391, 392,
那覇市都市合併特別委員会	454, 467, 533
那覇市都市合併促進委員会	683, 703, 705
真和志市都市合併推進委員会	376, 381, 533, 544
合併促進協議会	544, 575, 580, 583, 766
市町村合併促進審議会	585
公聴会	149, 316, 318
演説会	178, 312, 704
記者座談会	327, 329, 331, 334
市民の意見・投書・論壇	190, 191, 314, 315, 317, 319, 385, 445, 786

【都市計画】

軍政府の都市計画	12, 51
首都建設	37, 56, 144, 193, 415
那覇市都市計画	40, 55, 57, 58, 60, 64, 65, 66, 68, 69, 90, 98, 115, 116, 119, 136, 137, 155, 169, 182, 289, 292, 296, 386, 395, 411, 470, 479, 481, 483, 484, 486, 488, 490, 492, 504, 514, 519,

	604, 773, 775, 776
真和志村(市)都市計画	44, 116, 411, 560
都市計画事業費・補助金	95, 154, 155, 157, 161, 184, 309, 379, 380, 383, 398, 477, 478, 491, 504
大那覇市建設五ヵ年計画事業	777
石川栄耀博士と都市計画	181, 184, 185, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407
都市計画委員会設置	67
首都建設委員会設置	492
都市計画法	32
首都建設法	477, 478
那覇市民大会	52
【区画整理】	
区画整理事業	293, 605
区画整理事業費	284, 292, 321, 429
上之屋・大道区併合	240, 246, 247
町名改称・地番整理	418, 478
泊埋立地の市域編入	435, 449
泊埋立地区地域制定	265, 267, 270, 272, 281, 288, 371, 492
松下町の区画整理	473
墓地整理(辻原・若狭)	96
【工事・建設】	
牧志街道拡張工事	71, 73, 118, 123, 140, 195, 228, 229, 286, 287, 371, 380
ガープ川改修工事	92, 412, 606, 607
安里川浚渫工事	286, 412, 474, 593, 594, 793
泊港修築工事	254
安謝港浚渫工事	281
パスターミナル建設	397, 487, 489, 491, 518,

	522, 594, 630, 635, 671, 675
泊港ターミナル建設	548, 592, 625, 770
潮渡橋架設工事	491
幹線道路工事	117, 471, 481, 485
霊園	471, 485
遊び場・公園	479, 484
龍潭池畔の公園化	90
新明治橋開通	233
又吉道路開通	380
泊港開港	178, 179

【移転】

刑務所移転	370, 391
高圧線移動	395, 473, 519, 604
農研所移転	523, 526, 529, 548, 570, 571, 572, 586, 590, 597,
水上店舗立退	92, 491
泊屋台立退	235, 237, 238, 239, 244, 247, 251
上泉屋台立退	379

【埋立】

兼久浜一帯	57
雪ヶ崎一帯	59
首里蓮池	94, 211
泊港公有水面	97, 98, 99, 101, 103, 119, 137, 154, 203, 217, 228, 283, 286, 435
奥武山	151
安里川下流	393
那覇港公有水面	486
国場川公有水面	679
漫湖	778
土地埋立に関する布令	203

市民生活

【水道】

水道敷設工事	115, 142, 170, 219, 227, 286, 368, 380, 400, 471
給水・水源地	108, 154, 256, 517, 541, 573, 576, 577, 606, 717
泊浄水場譲渡	271
水道使用料	193, 280

【住宅問題】

建築許可	27, 41, 42
建築禁止区域	25, 41, 55
建築制限	40, 41

規格家屋建築に補助金	40
一哩制限令撤廃	54
住宅難	67
住宅建築	473, 482
市営住宅建設	467, 468, 482, 483
貧困者住宅補助	475

【生活】

薪の伐出し	18
公設市場	37, 39, 46, 91
配給食糧問題	37, 38, 39, 44, 72
電燈点灯問題	47, 50

区管理髪店	543
【託児所】	
那覇市託児所開設	13
【環境】	
宇栄原地区防犯対策	58
衛生	114
【福祉】	
那覇市社会事業援護会設立	57
那覇市社会福祉協議会設立	137
真和志村社会福祉協議会設立	137

【市民団体】	
首里市復興期成会	38,94
泊復興期成会	58
垣花復興期成会	59,217
旭町復興期成会	492
桜坂商業地域擁護期成会	492
真和志村. 区婦人会	70,547
真和志青年会	78,79,198,199,533
小祿青年会	321
首里青年会	363
那覇市青年連合会	396,429
若松通り会	467
平和. 栄橋. 壺屋通り会	469

教 育 ・ 文 化

【教育】	
学校教育費	47
学校建築費	140
学校増設申請	95,108
教室不足	126,236,290
旧学校々舎返還	118,131,221,296
那覇. 真和志教育区合併	777
琉球教育法	282,369
教育四法案	480
【文化施設】	
首里図書館建設	62
那覇市立図書館設置要請	479
公会堂建設要請	408

【沿革】	
みなと村の沿革	80
真和志村の沿革	251
【文化財】	
首里城正殿復原	42
崇元寺石門修復	93,112
【工芸】	
壺屋陶器	234,281
【記念祭】	
首里市復興祭	70
首里市移動7周年記念	171

那覇市議会史

第四卷 資料編3
新聞にみる議会
アメリカ統治期(合併前)

那覇市議会史

第四巻 資料編3 新聞にみる議会（アメリカ統治期（合併前））

目次

口絵

発刊にあたって

凡例

解説

記事目次

那覇市議会議長 我那覇 生隆

由井 晶子

一九四五年（昭和二十年）	ウルマ新報	（一）
一九四六年（昭和二十一年）	ウルマ新報・うるま新報・沖縄新民報・自由沖縄	（二）
一九四七年（昭和二十二年）	うるま新報・沖縄新民報	（三）
一九四八年（昭和二十三年）	うるま新報・沖縄タイムス	（四）
一九四九年（昭和二十四年）	うるま新報・沖縄新民報・沖縄タイムス・沖縄ヘラルド	（五）
一九五〇年（昭和二十五年）	うるま新報・沖縄タイムス・沖縄ヘラルド	（六）
一九五一年（昭和二十六年）	うるま新報・沖縄新民報・沖縄タイムス・琉球新報	（七）
一九五二年（昭和二十七年）	沖縄新民報・沖縄タイムス・琉球新報	（八）
一九五三年（昭和二十八年）	沖縄タイムス・琉球新報	（九）
一九五四年（昭和二十九年）	沖縄タイムス・琉球新報	（一〇）
一九五五年（昭和三十年）	沖縄タイムス・琉球新報	（一一）
一九五六年（昭和三十一年）	沖縄タイムス・琉球新報	（一二）
一九五七年（昭和三十二年）	沖縄タイムス・琉球新報	（一三）
あとがき		（一四）
那覇市議会史編さん委員会委員名簿		（一五）
那覇市議会史編集委員会委員名簿		（一六）
索引		（一七）
収録・未収録記事見出一覧		（一八）



発刊にあたって

那覇市議会議長 我那覇 生隆

このたび、『那覇市議会史 第四巻 資料編3「新聞にみる議会」アメリカ統治期（合併前）』を発刊する運びとなりました。本巻は、昭和二十年（一九四五年）七月から、みなと村、首里市、小禄村、真和志市合併に至る昭和三十二年（一九五七年）十二月までの間、県内及び疎開先の熊本等で沖縄県関係者のために発行された新聞、七紙から那覇市議会に關係する記事を収録いたしました。新聞は市民に身近な存在であり、市民の意見・要望、それに取り組む議会や行政の活動、また、議会資料からは見えてこない住民運動の背景など、如実に知ることが出来る貴重な資料であります。

この時期は、戦後の廃墟の中からの出発であり、「琉球の首都」と位置付けられた那覇市が、四市村合併を経て、大那覇市建設の実現へと踏み出していく気概に満ちた時期でありました。しかしながら、軍用地の強制接収に象徴されるように、米軍の布令・布告が社会のあらゆる面において優先される米軍統治下の時代でもありました。

二十一世紀の今日、那覇市の繁栄は、先人の復興に対する並々ならぬ情熱と労苦の上に築かれたものであることを忘れてはなりません。この過去の貴重な体験を風化させることなく後世に伝えていくとともに、礎とし、平和で住みよい魅力あるまちづくりを自らの責任で創りあげていかなければなりません。

その意味において、本巻が先人の足跡を振り返る一助となれば幸甚に思います。

終わりにあたり、本巻の発刊にご協力をいただきました関係機関、関係各位に対し、衷心より感謝申し上げます。また、今後とも議会史編さん事業に対し、市民の皆様方を始め関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。発刊のご挨拶といたします。

平成十六年（二〇〇四年）三月

凡例

- 一 本巻は、『那覇市議会史 第四巻 資料編3 新聞にみる議会 アメリカ統治期（合併前）』とする。
- 二 本巻の収録期間は、一九四五年（昭和二十年）七月～一九五七年（昭和三十二年）十二月までとする。
- 三 本巻に収録した新聞名とその時期、（ ）内は新聞名の略称である。
 - ウルマ新報 （ウ新）一九四五年、一九四六年
 - うるま新報 （うるま新）一九四六年～一九五一年
 - 自由沖縄 （自沖）一九四六年
 - 沖縄新民報 （新民報）一九四六年、一九四七年、一九四九年、一九五一年、一九五二年
 - 沖縄ヘラルド （沖ヘ）一九四九年、一九五〇年
 - 沖縄タイムス （沖タ）一九四八年～一九五七年
 - 琉球新報 （琉新）一九五一年～一九五七年
- 四 本巻に収録した新聞は、沖縄県公文書館所蔵のマイクロフィルム、沖縄県立図書館所蔵のマイクロフィルム及びその複製本、沖縄県議会図書室所蔵の原紙、琉球大学附属図書館所蔵のマイクロフィルムによった。
- 五 新聞抽出記事六、〇五九件から一、六一八件に絞込み、収録した。記事の絞り込みにあたっては、次の点に留意した。
 - 議会に対して市民からの要望、意見が見える記事を採用する。
 - 議会の活動が見える記事を採用する。
 - 那覇市、真和志村（市）、首里市、小禄村、みなと村について最も重要と思われる記事を採用する。
 - 重複する内容の記事については、どちらか一つを採用する。
- 六 編集にあたっては、次のような配慮をした。
 - 1 記事は年月日、朝・夕刊順に掲載し、同日の記事については、紙面のページ順とした。
 - 2 巻末に「索引」「収録・未収録記事見出一覧」を掲載した。

- 3 記事目次、本文の題名は新聞記事中の見出しをそのまま採用した。行替えは原則として斜線で区切った。
 - 4 記事目次、収録・未収録記事見出一覧において「金口木舌」、「大絃小絃」、「広告」等のようにそれだけでは内容を把握しにくい題名については「」の中に副題を付し、その内容を分かり易くした。
 - 5 記事の内容によってはプライバシーに配慮し、住所や氏名の一部を字数分で表した。但し、公的立場にある人及びその業務との関わりで登場する人名は原文のままとした。
 - 6 本文中に今日では適切でない表現もあるが、原文のままとした。
 - 7 記事中で省略した部分については、「前略」、「中略」、「後略」とした。
 - 8 仮名遣い、送り仮名、句読点、用語、文体等は原則として原文のままとしたが、次のような点に考慮した。
 - ・旧漢字は新漢字に改めた。但し、会社名、人名は原文のままとした。
 - ・ルビ、傍点、写真は省略した。
 - ・明らかな誤字、誤植、脱字と推知できる字句は補正した。但し、当時頻出する用字用語で、慣用的に用いられていると思われる字句は、誤字であっても、容易にその意味が理解できるものは原文のままとした。
 - ・変体仮名、複合文字等ではできるかぎり平仮名、漢字になおした。
 - ・数字については、例示のとおり漢数字に改めた。
- 〔例〕壹 ↓ 一 弍 ↓ 二 参 ↓ 三 拾 ↓ 十 廿 ↓ 二十 卅 ↓ 三十
- ・不鮮明な活字については、その部分を字数分で表した。但し、文の前後関係から推定できる文字については、の中にその推定できる文字を付した。

本巻収録新聞記事の投書等の執筆者名があるものについては、可能な限り執筆者ご本人など家族の了解を得て掲載したが、所在確認ができなかった方についても、記事の重要性を考慮して収録したものがありません。関係各位のご協力を、心から感謝申し上げます。

本巻編集にあたって、沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、沖縄県議会図書室、琉球大学附属図書館のご協力をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

解説

はじめに

由井 晶子

本巻は、戦後アメリカ統治下、那覇市、首里市、真和志村（市）、小禄村、みなと村が合併して大那覇市になるまで一二年間の主として市村議会をめぐる新聞記事を収録する。

記事は一九四五年八月一日、心身傷ついた敗残の身を元敵軍に保護され、茫然自失の難民収容所の人々に、日本敗戦を知らせる『ウルマ新報』に始まる。そして、一九五七年二月二十八日、瀬長亀次郎那覇市長が米軍当局に追放された後の市長選に向けた『沖縄タイムス』社説で終わる。

どの分野でも戦後初期の資料はきわめて少ない。那覇、首里、真和志、小禄の議会は、一九四八年二月八日の選挙で選ばれた議員が一月後の三月一日に一斉に就任して出発した。議会議事録は首里、真和志は第一回議会から保存されているが、小禄は一九四九年五月の第八回から、那覇は一九五二年以後しかない。みなと村議会議事録はまったく残らない。真和志、首里も、かなり欠落がある。

新聞記事はそんな欠落を補い、また記録された議会活動の背景を知る貴重な資料である。新聞もゼロからの出発。十分な報道ができたわけではないが、社会とともに成長変遷する軌跡もみることができきる。

この時代の那覇市、首里市、真和志村（市）、小禄村、みなと村の

(四)

動向や背景をなす政治・経済、軍用地問題の発生から変遷、合併問題などについては那覇市議会史第5巻 資料編4 議会の記録―アメリカ統治期（合併前）の解説に来間泰男氏（同巻小委員長）が詳述している。那覇市史資料第3巻3 『戦後沖縄新聞資料集成1』、同4 『戦後新聞集成2』と併せて参照いただきたい。時代区分は基本的に来間氏の地方行政制度の変遷に基づいた区分に則った。

収録したのは『ウルマ新報』↓『うるま新報』↓『琉球新報』、『沖縄タイムス』、『沖縄ヘラルド新聞』、『沖縄新民報』、『自由沖縄』である。

戦後沖縄の新聞

最初の新聞

一九四五年七月四日、米軍は沖縄戦の終結を宣言した。敗残の日本兵掃討戦は続いており、難民は日米両軍の間に挟まって失意と不安のどん底にいた。収容地では情報がまるでなく、デマが飛び交った。

七月二六日、米軍政府は難民に戦況や国際情勢を知らせ、軍命を徹底させるため、沖縄住民に命じて情報宣伝機関紙『ウルマ新報』を編集発行させる。島清社長の下、週刊で二万部を発行、各収容所に無料配布した。難民たちは、最初ピラのようなガリ版（謄写版）刷りの粗末な新聞を信用しなかった。ほどなく難民は、閉塞状況下自分のおかれた立場と外部の様子を知ることのできる、唯一の情報源として奪い合って読むようになる。同時期、田井等地区でも地区隊長命で『新沖縄』が二〇〇部ほど発行されたが、三か月後には軍政府の手で廃刊に追い込まれている。

以後『ウルマ新報』は、新聞発行が相次ぐ四八年七月までの三年間、沖縄本島の住民一般が読むことのできるただ一つの新聞で、混

沌とした時代を知るきわめて貴重な記録である。

「沖縄民政府」の設立で『ウルマ新報』は米軍情報部から沖縄民政府総務部の管轄下に入り、一九四六年五月二二日付で沖縄民政府および米軍政府の機関紙に指定され二九日には『うるま新報』と改題した。

このころ、本土でも沖縄系新聞が、手探りで沖縄の情勢を伝えている。

終戦直後、沖縄出身者が九州を中心に約八万人いると推定されていた。一九四四年（昭和一九）沖縄を出た学童を含む疎開者と、軍需工場に徴用された若者、復員軍人、旧南洋諸島や旧植民地などからの引揚者だったが、貧苦にあえぐこれらの人々の援護や沖縄帰還促進のため団体ができ、新聞が発行された。

『沖縄新報』は、沖縄情報のない四六年一月二五日、福岡で創刊された。内務省が設置した沖縄県事務所（残存県庁）や援護団体「沖縄協会」の援助を受け、編集発行者は沖縄戦直前本土に出張して足止めを食った旧『沖縄新報』（四五年沖縄戦中消滅）の親泊政博業務局長。沖縄地元と連絡がつくと、沖縄民政府職員名簿を取り寄せ生存者を掲載、疎開者によく読まれた。

『自由沖縄』は、東京で四五年一月一日伊波普猷、大浜信泉らの呼びかけで結成した「沖縄人連盟」の機関紙として創刊（当初編集発行比嘉春潮、四六年春から山城善光）、四六年六月一五日、熊本で同連盟九州総本部機関紙として創刊したのと四七年発刊の関西版の三種ある。九州版は編集発行人宮里栄輝・同本部長で、独自編集だった。沖縄地元では消息不明扱いの富山徳潤那覇市長が、福岡では四六年七月現在で市長在職、残存県庁の内務部長に罷免された記事（本巻収録）もある。『自由沖縄』は旧残存県庁や『新報』とは対立していた。

商業新聞の発刊

『うるま新報』が一九四七年四月一日民間企業として軍の認可をうけ、五月一日から有料になった。七月二日には石川から那覇に移転。社長は瀬長亀次郎。五一年八月又吉康和・元沖縄民政府副主席が社長となり、九月一〇日『琉球新報』と改題した。

四八年七月一日『沖縄タイムス』創刊、その三日前六月二九日にB円一本化の第三次通貨切り替えを号外で出した。七月二日には『沖縄毎日新聞』創刊。四九年一月二二日『沖縄ヘラルド新聞』創刊。米軍政府情報部の認可を受け、用紙も米軍からの配給、古参の『うるま新報』と印刷事情がよくなった後発の『沖縄ヘラルド』が活版印刷のほか、ガリ版刷りタブloid版（『沖縄タイムス』、あるいは米軍印刷所を借りたオフセット版（『沖縄毎日』）の二ページ、週三回刊、それも用紙補給事情で二回刊になったりで、不自由な出発ではあったが、生き生きとした報道競争が始まった。

『沖縄タイムス』は創刊メンバーが高嶺朝光ら新聞人で、当初から社説を掲げ、沖縄民政府に野党的な立場で紙面展開。官報としての歴史を持ち、事実の報道に徹してきた『うるま新報』も四九年一月二八日から社説をのせた。『沖縄ヘラルド』は果敢な社説で売る新聞の評価を受けた。西銘順治ら二〇三〇歳代の本土帰りを中心とするエリートが集まって編集、復興期に向かう沖縄社会に革新の風を吹き込んだ。西銘社長が群馬政府入りしたのに伴い、五〇年二月一日『沖縄新聞』と改題。さらに、群馬政府解体後西銘が社長に復帰して五一年九月一七日から『沖縄朝日新聞』に改題。ここを足場に西銘は政界に進出し、立法院議員（社会大衆党）を兼ねながら民主化の論陣を張った。

敗戦から市政・村政委員会時代まで

(一九四五年八月～四八年月)

戦後行政、議会の始まり

最初の行政機構

一九四五年四月一日米軍の沖縄上陸、戦闘が始まって以来、那覇市民、首里市民、真和志村民、小禄村民は、本島南部で砲火の下を彷徨し、あるいは避難した中北部の山中で、傷つき飢餓に苦しんで、米軍の捕虜（住民が自ら言った名で、米軍は保護すべき民間人＝civiliansと呼び、捕虜＝prisoners of warとは峻別した）になった。

沖縄戦と同時に米軍は南西諸島占領を宣言、海軍軍政府総長の名で布告1号（ニミッツ布告）を発し、日本の行政権を停止した。戦前の制度、組織はすべて廃された。沖縄本島上陸三日目には臨時軍政府を中城湾近くに設営、各地にテントを張って民間人を収容、管理下においた。五日には軍政府発足、やがて美里村石川に移る。

捕らわれた人々は、緒戦で本島を南北に分断した読谷から中城湾を結ぶ線以北の収容所（キャンプ）に運ばれて住むことになった。南部では唯一知念村に収容地があった。

米軍は本島を地区に分け、地区隊長（司令官、軍政隊長）が難民たちの中から班長、メイヤー（村長）とC.P.（警官）を任命した。米軍の監督下に、秩序維持、配給品の管理や配布、衛生、農務、労務にたずさわった。学校の運営も重要な仕事だった。自治とはいえないが、最初の行政機構であった。

「沖縄諮詢会」設置と市議會議員・市長の選出

米軍政府は、一九四五年八月十五日全島の収容所（三九もあつた）から主だった人を石川に集め、米軍統治の諮問機関「沖縄諮詢会（仮）」の設立を指令した。次の二二日まで互選で一五人の諮詢委員が選ばれ、正式発足。委員長・志喜屋孝信、幹事・松岡政保。総務（又吉康和）以下、財政、法務、教育（後文教）、文化、公衆衛生、社会事業など一四部の部長として住民の福利、生活の復興のため各面の業務をこなす中央行政機構となった。

九月二〇日、女性も参政権を行使した戦後初めての市會議員選挙実施。二五日市長選挙。これは諮詢会が審議して米軍政府が公布した「地方行政緊急措置要綱」に基づくもの。沖縄本島一二地区に前原、胡差、石川、漢那、宜野座、古知屋、辺土名、瀬嵩、大浦崎、田井等、平安座、知念、周辺諸島四地区に久米島、慶良間、粟国、伊平屋、計一六の広い範囲をそれぞれ「市」とした。議員は人口割で、田井等市、石川市の三〇人が最多、計二一六人の当選者全員を『ウルマ新報』が伝えている。市長は、市會議員が候補者二人を選び、全有権者の投票による当選者が、軍政府の承認を得て最終決定された。

本島一二地区の人口三二万五千、全市町村（戦前）の人々が各地区の収容所にいた。四五年一〇月の辺土名市（国頭村）には四〇市町村の人々があり、外来者五、七〇六人、うち那覇市一、三七四人、真和志村八〇六人、小禄村一五一人、首里市六〇人であった。

旧居住区への帰還と行政組織

一九四五年一〇月二三日、米軍政府から移動計画が示され、旧居住地帰還が許された。米軍政府が帰還先の住民を統括するための新地区が定められた。真和志、那覇、首里、小禄は豊見城、高嶺、真壁、摩文仁、喜屋武の各村とともに糸満市（地区）に入れられ、人口七万七三〇人とされたことが『ウルマ新報』に見える。

那覇市は十一月一日壺屋の一角に復興先遣隊一〇三人、同一五日設営隊一三六六人、首里市は二月一四日首里建設先遣隊四四人（四七人説もある）が入り、順次沖縄中の収容所から市民が帰還した。真和志村民は翌四六年一月一八日、糸満地区内の旧摩文仁村米須、糸洲に真和志村をつくって住んだ。故郷に帰るまで糸満地区を転々、四回も移動させられた。小禄村は四六年二月宇栄原の一部に帰還、超過密の津真田集落を形成した。

移動が始まって住民地区人口が流動するのに対応して、米軍政府は一九四五年一二月「行政機構改革要綱」を発表した。臨時措置として帰還先では戦前の市町村制に似せて要綱を修正、前首長、助役が、臨時市町村長、助役に任命された。旧市町村議会議員を中心に首長の推薦による市町村政委員会ができた。

那覇は、糸満市（軍政の区域）直轄の壺屋区（四六年一月三日辺野喜英長・区長）から範囲が広がり、四月四日那覇市となった。富山徳潤前市長は本土に渡ったままで、沖縄戦中島田叡知事が特例措置として市長に任命した兼島景義元助役は自決したため、当間重剛（戦前七代目市長）が市長に任命された。七月一日には東恩納寛仁に代わった。首里は一月二一日仲吉良光前市長が任命されたが、五月一日小湾喜長に任命替え。真和志は一月二一日金城和信村長任命。小禄は二月八日上原三郎が村長に任命されたが、四月一〇日上原義

弘に代わっている。

最初の議会議員である市町村政委員も任命された。那覇市は二〇人。収容地区の直接選挙制が任命制に変わった旧居住地での臨時市町村制は、暫定的とはいえ自治の後退といわれた。

「沖縄民政府」の設立

一九四六年四月二二日「沖縄民政府」が設立された。沖縄諮詢委員長志喜屋孝信が知事、総務部長の又吉康和が副知事。各部も諮詢委員会の部長が就任した。一五日の新任知事公式紹介式で、志喜屋知事は「米軍政府の沖縄再建に寄せられた努力に感謝し、私は米軍政府の政策を基準とし全住民の協力を得て、沖縄再建の難事業を達成したい」と述べた。

沖縄民政府の諮問機関、「沖縄議会」が発足した。議員は仲宗根源和ら戦前の県議会議員に、欠員を諮詢委員の推薦により補充して五人が任命された。沖縄諮詢会が、執行機関と議会、裁判所に分化して、自治機構ができた形になったものの、知事あいさつにもあるとおり、「米軍政府の基準」が絶対であった。

沖縄民政府が発足、各部が機能し始めた四六年五月一日から、すべて無償だったのが有償制に変わった。食糧の配給がただの代わり、労働の対価も米軍の物資という被救済社会が賃金を受け、配給も有料の「貨幣経済」社会となった。貨幣はB軍票、日本新円、日本旧円と定められた。四か月後の八月には新円一本となり、その後新円・B円との二本立て、最後にB円に統一（一九四八年七月）とめまぐるしく変わる。米軍政府は統制経済制をとり、物価と賃金を公定にし、市町村では、米軍補給の食糧と住民供出の農産品を売る売店の売り上げを財政収入とした。

四六年七月一日沖繩軍政が海軍から陸軍に代わる。陸軍軍政府は前記知念市（玉城村親慶原）に本拠を構え、沖繩民政府も移転した。政治センターは石川からここに移った。

四六年八月一七日、日本本土からの引揚船が初めて入り、台湾や海外からも帰還して人口が急増する。

「みなと村」の誕生

四七年五月一日、奥武山公園周辺に特別行政区「みなと村」が誕生、国場幸太郎が市長に任命された。四六年一月、那覇軍港の荷役作業をしていた日本軍捕虜の復員により、沖繩の労務者が作業隊を組織して代わるようになった折り、総支配人に国場が任命され、一帯に港湾作業員の大集落ができていた。地域は真和志村と那覇市にまたがり、『ウルマ新報』が同年五月九日紙面に詳細報道、後に両市村間で繰り返し境界争いがおこり、合併問題にも影を落とすことになる。

公選市町村長・議会時代

（一九四八年二月～五二年三月）

この時期の沖繩は、民主化、自治制度確立、言論への意欲が高揚し、地方行政組織が整備されていく。政党が結成され、新聞発刊が相次いだ。

東西冷戦は朝鮮戦争で熱い火を吹き（五〇年）、沖繩の恒久基地化が始まった（四九年）。米軍の軍事占領は、サンフランシスコ平和条約で当事国日本政府が認め、国際的にも認められた（五二年）米軍

統治となった。希望を抱いた自治への歩みも、第一歩でストップした。

民主化 地方自治確立へ

初の選挙法による選挙と「市町村制」

一九四八年二月一日に市町村長選挙、八日に市町村議会議員選挙が行われた。米軍政府特別布告第25号「選挙（市町村長並びに議員）」（四七年二月一日）と、四九年一月九日選挙期日を、一月一二日議員の定数を定めた知事あて軍政府指令に基づき、沖繩群島だけでなく、宮古群島、八重山群島にも及ぼし、「琉球列島における市町村長および市町村議会議員は、民主的な選挙に基づいて選任されなければならない」と宣言している。定員は人口割で、那覇市、首里市、真和志村、小禄村が二六人、みなと村が二二人であった。

市町村長選では、那覇市長に仲本為美、小禄村長に長嶺秋夫、真和志村長に翁長助静が当選、みなと村は無投票で国場幸太郎。首里市は最高点の高嶺朝光と次点の兼島由明との決選投票で兼島が当選した。全有効投票数の八分の三以上の得票がない場合の決選投票はこの選挙だけであった。

議会議員選挙では女性の初進出がめざましかった。首里市武富セツが群を抜く得票数で全選挙区トップ当選。ほか後れて選挙が行われた市町村を含め計一四人の女性議員が誕生した。投票率男子八八%、女子八一%。女性ばかりでなく、議会議員選、首長選とも若手の進出、有識者の立候補があり、郷土再建の熱気がみなぎった選挙でもあった。

市町村長・議会議員選挙を受けて、四八年七月二一日公布、八月一五日施行された米軍政府指令第26号「市町村制」が、初めて民主

的な市町村行政の大綱を規定した。市町村を法人とし、市町村住民の権利義務、条例の制定・改廃、予算の議決と決算の認定、税の徴収等々議会の権限、執行機関の構成、議会の不信任決議に対する市町村長の解散権など。骨格は日本の自治法とほぼ同じ。市町村長不信任の要件「議員数の三分の二以上の出席、四分の三以上の同意」も入っている。

港湾労務者問題（配給停止騒動）と配給食糧値上げ問題

四八年八月十八日、米軍政府が、港湾労務者の供給を怠ったという理由で沖縄民政府に市町村の「売店」閉鎖を指令、沖縄中大騒ぎになった。売店閉鎖即食糧配給停止で、住民の死活に関わる大問題だった。

米軍の輸送物資量は多かった。民需の建築資材も多く、米軍政府は、労務提供は市町村側の義務だとして、供出人数を割り当てて労務者を要求した（『つるま新報』八月六日）。

公選市町村長が就任まもなく直面した難事で、市町村長会は志喜屋知事の強い要請で労務提供促進を決議。人民党第二回大会も配給継続陳情を決議。那覇市と首里市では労務提供を誓う市民大会を開いた。初の女性議員武富セツは、首里婦人会員を引き連れ軍政長官に「私たちが荷役作業をしましょう」と迫った。新聞も沖縄側の反省を促す論調だった。陳情に次ぐ陳情で二五日以降とされていた売店閉鎖は一日だけで食い止められた。

一九四九年一月一日、米軍政府は沖縄民政府に食糧補給率の引き下げ（五〇%→三五%）と料金の引き上げ（市価の六〇%まで）を指令してきた。また大騒ぎになった。

四六年来の本土引揚者の持ち込み、闇ルートからの流入日本円、

米軍の支出超過で通貨が過剰流通し、一方米軍の補給物資は不足、食糧供出不振、闇取引が横行した。軍労務者（軍作業員）が持ち出した米軍物資（戦果）を、往来が禁じられている奄美、宮古、八重山各諸島伝いに本土や台湾からの物資と交換する。密貿易も盛んだった。物価騰貴が激しく、インフレが深刻化した。統制経済は破綻した。

米軍政府は四八年五月一日に琉球銀行を設立、七月一六日から通貨をB円に統一、一月一日には統制経済を廃し、自由経済移行（特別布告第33号）と手を打ってきた。その上でインフレ抑制のため、課税、輸入物資価格引き上げで通貨を吸収しようとしたが、配給食糧価格の引き上げは、食糧の八割を補給物資に頼る庶民にとって大打撃だった。市価の六〇%を目安にして、米はこれまでの六倍、小麦粉は九・一倍の値上げとなった（『沖縄大観』）。さらに配給食糧値上げはヤミ値を五倍、一〇倍につり上げた。

那覇市議会、真和志村議会での対策、市議会・婦人・青年による配給食糧値上げ中止請願市民大会を四九年二月二八〜三月一四日の『つるま新報』『沖縄タイムス』が記録している。社会不安を起こしたので、軍政府は一か月後、五〇%引き下げの措置をとった。

食糧をめぐる二つの問題は、住民の自治制度確立への動きを加速化した。これを機に「市町村議員連盟」結成へと進んだ。民意を問わず、米軍政府に頭を下げるだけの沖縄民政府に攻撃の矢が向けられ、四九年三月沖縄議会が総辞職表明騒ぎを起こした。議会を主宰する沖縄民政府副知事への抗議だったが、米軍政府に抑えられた。議長・副議長の議員による互選、議会の毎月定期開催と各委員会の設置、議決権を沖縄民政府知事と米軍政府長官に要請し、すべて拒否された。

シート 善政 と「太平洋の要石」 市町村行政活発化

一九四八～四九年初め、民主的な地方選挙や自由経済の実施など制度は前進をみた。一方、生活はまだ苦しいところへ、米軍政府の朝令暮改の施策、恣意的で威圧するやり方に翻るうされた。新任の市町村長や議員は住民の生活にかかわる食糧問題で米軍への陳情に忙殺された。

四九年後半から五〇年初めにかけて、市町村行政が復興に取り組む態勢に新聞は注目している。那覇、首里、真和志、小禄をめぐっては、後々大問題に発展する課題がほぼ出揃う。那覇を首都とする都市計画、市村合併問題、真和志と那覇の境界問題、土地の開放と新たな接収、埋立て、首里バス問題、政党员の市・村政への参画などである。また議会の運営をめぐるごたごた、選挙後の当落のボーダーライン票をめぐる紛争、汚職の摘発。まだ混乱期を脱していないとはいえ、秩序が戻り、政治の公正や浄化が求められてきたのを物語る。

那覇市収入役が汚職で逮捕され、仲本為美市長と助役も、米軍管理財産（土地）無断使用の疑いで逮捕された。仲本市長罷免に伴う四九年一月二二日の選挙で当間重民当選。

軍政の転換

一九四九年一〇月一日、米軍政長官にジョセフ・R・シート少将が就任。米軍政を大きく転換させ、シート善政として、人々の

胸にその名を刻印した。住民の歓迎ぶりを『沖縄タイムズ』（四九年一月二四日）が伝える。那覇市議会が音頭を取って「シート声明」に心えて軍政協力と軍布告指令への恭順を誓う市民の会」を開き、「声明は那覇市民に永い間の熱烈なる願望であり前途に光明と希望と勇気を与えました」という感謝決議文をシート少将に手渡した。この種の住民大会が各地で開かれた。

シート長官は沖縄の経済復興策に取り組むことを宣言、那覇市を商業都市として港湾・道路を改修、沖縄の首都にする、那覇港の一部を残して那覇は全面開放されるだろうなど次々発表して、実行に移した。五〇B円対一ドルの交換レートを二〇B円対一ドルに改定、琉球復興金融基金設置、基幹的な企業の育成、琉大の創設、米留学制度の本格化。政治面でも、任命制の沖縄民政府に代わって初の公選知事をおく「群島政府」（沖縄、奄美、宮古、八重山）、「群島議会」創設。また、四つの群島の米軍政府を沖縄本島で統括して琉球軍政本部（ライカム）をおいた。綱紀を肅正して、無能、怠惰な将兵を追い出した。

米国の沖縄基本政策決定

「沖縄民政府」「群島政府」「米（国）民政府」

住民が悩まされた場当たりの軍政は、米本国で沖縄の地位が決まらず「忘れられた島」になっていたからである。シート施策は、米国の対沖縄基本政策の決定に基づいていた。

四九年五月六日、一九五〇年度米国予算に五千万ドルの沖縄軍事施設費が計上された。国際情勢の変化に応じた戦略として沖縄の重要性が再認識され、長期保有、恒久基地建設のため、計画的な沖縄統治、経済復興、自治、民主化が推進されたのだった。五〇年は基

地建設ブーム。資材、工事を日本に発注し、沖縄の雇用が拡大した。

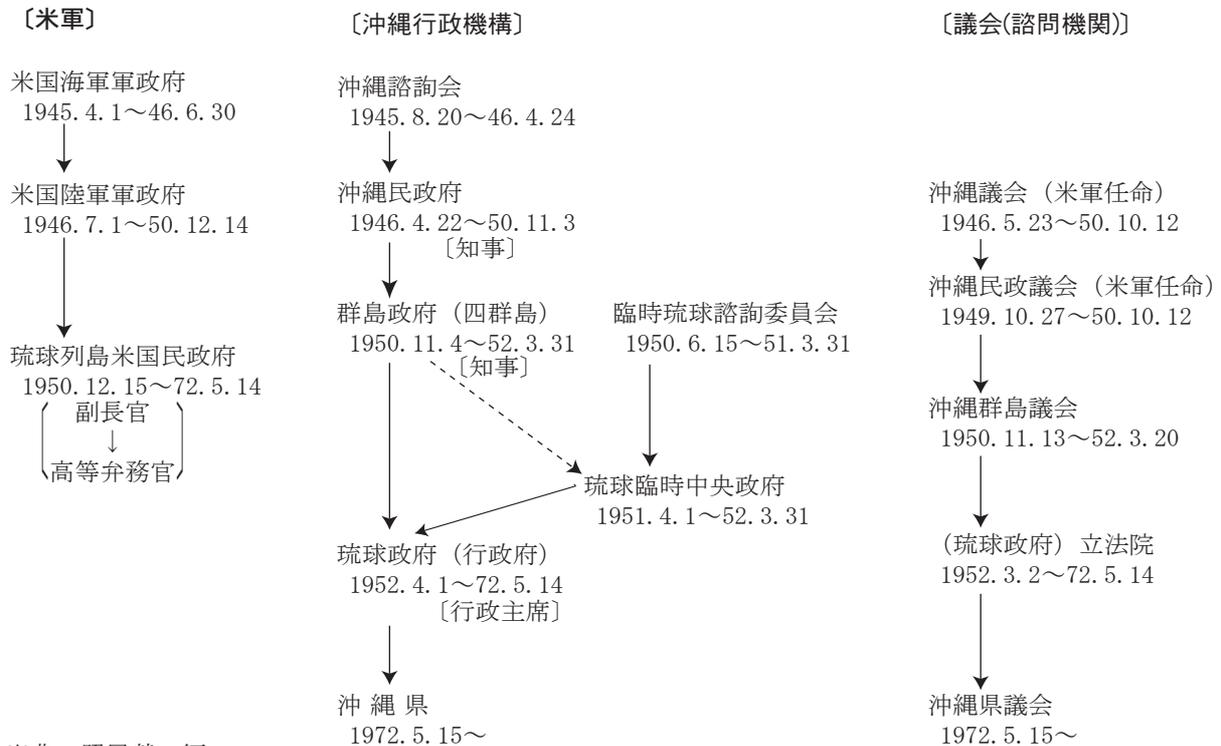
一九五〇年一月三日、米軍政府は布令第1号「琉球諮詢委員会」を發し、三月二五日六人の専門家、有識者を任命、群島選挙法、群島組織法、さらに中央行政組織・機構を諮問した。五〇年九月一七日、沖縄群島知事選挙、平良辰雄当选。九月二四日、同議会議員選挙。一月四日、群島政府発足、沖縄民政府は消滅。

一二月五日、米極東軍司令部（GHQ）は「琉球列島米国民政府に関する指令」（FEC指令）を出して、琉球軍政本部を「琉球列島米国民政府」（USCAR）と改称した。長官はマッカーサー極東軍司令長官。シーツ少将の後任、ビートラー少将は琉球軍政長官から初代琉球列島米国民政府副長官になった。ビートラー副長官は、強硬な反共政策で名を残した。これを境に、沖縄側行政機関の略称「民政府」は米軍側統治機関の略称に代わる。

新聞でしばしば同じ略称が使われ、五〇年には錯綜する。以下のような関係である。

- 「民政府」 沖縄民政府 一九四五年四月二二日～五〇年一月四日
- 琉球列島米国民政府 一九五〇年二月一五日～七二年五月一日
- 「知事」 沖縄民政府知事 同上（任命）
- 沖縄群島（他三群島）知事 一九五〇年一月四日～五二年四月一日（公選）

米軍統治機構・沖縄行政機構・議会変遷 略図



二度目の市町村長・議員選挙

一九五〇年九月三日、市町村長選挙が行われた。那覇市は当間重民市長任期中で選挙はなく、首里市長に兼島由明、真和志村長に翁長助静、小禄村長に長嶺秋夫が当選。真和志は宮里栄輝と一票差をめぐって紛糾、選挙管理委員会の決定で翁長当選を確定したが、中央巡回裁判所に持ち込まれ、五一年四月最終的に宮里が逆転当選した。

選挙戦最中の八月三十一日、米軍政府は指令を改正して、投票日を九月一〇日にひかえた市町村議会議員定数の縮減を通告してきた。それぞれ三〇人になっていたのが那覇一二人、首里・真和志・小禄は一〇人と三分の一に減少、大激戦となった。

九月は群島知事・群島議員選挙と重なり、四週間にわたり毎週一回の投票であった。新聞も初の自治政府、立法権を持つ議会の選挙と、定数縮減問題で活発に議論を展開した。『沖縄ヘラルド』は「地方財政を節約するには寧ろ議員数より町村役場吏員を減じて課税負担を軽減すべき」と論じた。地方では旧態に戻って、区割り当て、話し合いなどによる無投票村が出た。女性は一全滅した。

みなと村の那覇市合併と境界問題

一九五〇年八月一日、選挙直前にみなと村が那覇市に合併した。みなと村は、那覇市と真和志村にまたがっていた。真和志が元真和志村域の返還を主張してトラブル続きだったが、合併に当たって問題が再燃した。ほかに米軍に占拠されている面積が広大なため、松尾など那覇市民に暫定的に提供した地域、安里などが入り込み、境界が不明なところが那覇市に繰り入れられた地域もあった。真和

志村行政と議会にとって、これらは終わりのなき課題のようになって蒸し返された。

平和条約調印と日本復帰運動

一九五一年三月米民政府特別布告第3号「琉球臨時中央政府」設立が公布され、四月一日発足した。米民政府副長官の任命で、琉球諮詢委員長の比嘉秀平が行政主席になった。臨時中央政府と群島政府が併存した。主席と知事も同様。

一九五一年九月八日、対日平和条約締結。沖縄に関し第二条で、米国が国連に信託統治を提案するまでの間、行政、立法、司法の三権を行使する旨決定した。

沖縄では米軍の長期統治体制整備が進む中、五一年一月に「日本復帰促進青年同志会」による日本復帰運動が起った。『沖縄ヘラルド新聞』が、西銘社長の群島政府入りに伴う『沖縄新聞』改題1号で、二月一日タブーだった日本復帰論を沖縄の新聞として初めて社説に掲げた。二月三日には『沖縄タイムス』社説が「琉球の帰属」の題で、血のつながりと政治的自主心の両面から復帰希望を論じた。

三月一九日沖縄群島議会が日本復帰決議、四月二十九日「日本復帰促進期成会」が結成されて「青年同志会」とともに有権者の七十二%の署名を集めた。群島政府・議会も八月二八日講和会議出席の吉田茂全権に、復帰要請電報を打った。

市町村自治法の時代

(一九五二年四月～五四年八月)

この時期は、日本の主権が「潜在」して、米軍が統治するという

独特の体制の下、沖縄再建に取り組み、新しい試練に直面した時代である。

那覇市では首都・大那覇市目指して都市計画が緒についた。真和志は市に昇格、沖縄第二の都市になった。那覇、首里、小禄の「二市一村」合併が実現した。真和志市が取り残され、後半は合併をめぐって各自自治体大揺れに揺れた。

国際情勢の厳しさは容赦なく沖縄を襲い、基地強化に伴う軍用地接収、米軍政の強硬な反共政策と大きな嵐が吹きすさんだ。

中央自治の後退と市町村自治の拡大 講和発効

一九五二年四月二八日平和条約とともに日米安全保障条約発効。日本は占領下から脱した。沖縄では、琉球列島米国民政府特別布告13号「琉球政府の設立」、布令68号「琉球政府章典」公布により、四月一日、米民政府の下に、独立国家のような三権分立の体制を備えた「琉球政府」が発足した。行政府の長・行政主席と、司法府「琉球上訴裁判所」の首席判事は米民政府副長官の任命。立法院の「立法院」は公選。公選の四群島（奄美、沖縄、宮古、八重山）政府・議会と臨時中央政府は消滅した。

行政主席に比嘉秀平・臨時中央政府主席が任命された。三月二日、第一回立法院議員選挙が行われ、八選挙区で二一人が選出された。

四月一日琉球政府創立式典で、米民政府首席民政官ルイス准将は、将来主席は公選されると言明した。これが、主席公選運動の論拠になったが、一九六八年まで実行されることはなかった。立法院那覇区で最高得票当選した人民党瀬長亀次郎書記長は、米占領下の慣行となっていた宣誓を拒否して波紋を呼んだ。立法院は開院早々、行

政府の副主席が議会の議長を務める制度を改め、議員の互選による議長、副議長選出とした。

五二年二月七日、那覇市では当間重民市長が死去。三月二七日の後任市長を決める選挙で又吉康和が仲本為美を大差で破って当選した。又吉市長は四月一日就任、五三年九月二二日急逝するまでの一年五か月間、琉球新報社社長と那覇市長を兼ねた。

市町村自治権の拡大

立法院は一九五三年一月二二日、初の民立法「市町村自治法」を制定した。先の「市町村制」に比べ、琉球政府に対する市町村の自治権拡大、住民の権利拡大、議会の権限拡大があげられた。

「市町村制」で極端に減らされた議員定数が是正され、那覇市二八、真和志村二六、小禄村二一、首里市二〇人となった。五三年三月二九日補充選挙が行われた。この選挙で首里市議会に女性当選。戦争未亡人への授産活動の実績がある社会福祉司嘉数ツル。民主主義の象徴としての女性進出から地域密着の代表の出現となった。市町村の規模についても規定があり「市」は三万人以上の人口を要件としているところから、人口増加一途、五三年八月現在で五万人の真和志村が一〇月一日市に昇格。

合併問題

どの自治体も合併は必要と認めながら、一九五三～五四年、錯綜して真和志を軸に三転四転した。軍用地が開放されて、かなりの土地を那覇市にいわば割譲された真和志村の怒りが、みなと村の那覇市への合併（一九五〇年八月一日）でこじれた。五三年には、

那覇市と真和志村を先にする「一市一村」案が那覇から出てきたり、那覇市・首里市・真和志村・小禄村の「二市一村」、一〇月真和志が市に昇格後は「三市一村」、五四年になると真和志から首里、小禄を除いた「一市一市」が問題にされ、さらに「三市一村」が多く、努力でまとまる段になってとんでん返し。真和志が積極的になると那覇市がしゅん巡し、合併したほうがメリットのある首里、小禄も議会内部で意見の違いが生じて動揺する。吸収合併しようとする那覇市と編入合併反対・対等合併を主張する真和志市のかげひきは「まるでキツネとタヌキの化かし合い」（『琉球新報』五四年六月八日「金口木舌」）だった。

五四年九月一日、那覇市が首里市、小禄村を吸収編入して「二市一村」合併が実現した。那覇市は人口一〇万八千六五〇人の都市となった。またしても真和志抜き、ドーナツ合併であった。九月五日行われた真和志市長選で、合併第一主義の翁長助静が対等合併派の現職宮里栄輝を破って当選した。だが虚々実々のかけひきはなお続く。

このあたり、真和志市議会が最終段階で反対決議した七月三日の全体協議会の記録がなく、首里市議会も七月一五日の編入合併賛成決議をした議事録が欠落しているのを、新聞が経過を詳細に伝えて補完している。新聞は都市計画の推進をめぐる利害の対立と、各市・村議員の自分の選挙にかかわる利害へのこだわりをつく。基調は「大所高所から首都の将来を考えよ」である。だが、真和志に対してやや厳しい『琉球新報』と、那覇の独善的な姿勢や調停役を果たさない琉球政府、立法院の無為無策も指摘する『沖縄タイムス』と、論調には違いがある。興味深く読めるであろう。

都市計画

那覇の外れ壺屋に、四五年一二月四〇〇人が住み着いて、周囲にできた闇市と、戦後最初の映画館国際劇場が建った牧志に人口が集中、どろんこ道ができ、人があふれた。四九年までに沖縄民政府、米軍政府が知念から移ってきて、那覇は沖縄の中心になった。沖縄民政府が提示したこともあったが、都市計画の具体的な大綱ができたのは、シーツ軍政長官、当間重民市長時代の五〇年三月。

次々開放されていく土地の区画整理事業から始めた五一年には、那覇市の人口は五万二千人を超えていた。道路を狭くして密集する住家、零細商店などの立退き問題、露天商人の問題が繰り返して記事になっている。最初は都計に関する法律がなく、経験、人材、資料すべて不足、専門家として早稲田大学の石川栄耀博士を招き、指導を受けた。

一九五三年九月二二日、故当間重民の後を継ぎ、都市計画を推進していた又吉康和那覇市長が急逝した。又吉市長は琉球復興基金（復金）から都計資金八千万円の融資を受ける米民政府の認可を取り付けていた。五二年八月、米民政府民政官ルイス准将が復金の貸付規定を改正して、那覇市に便宜を図った。

道半ばで倒れた当間重民と又吉康和両市長の那覇都計に尽くした功績を記念して「重民町」「又吉道路」の名が残る。又吉道路はオグデン米民政副長官の命名である。五三年一月八日市長選挙が行われ当間重剛当選。人民党公認・島袋嘉順候補と七千四百余の票差だった。

反共政策の強化と抵抗

一九五三年九月八日那覇市議会で、市町村議会の日本復帰決議は

違法かどうか論議され、人民党提案の日本復帰決議案を七対一七で否決、また五四年一月二一日にも「沖縄諸島祖国復帰期成会」から要請された復帰決議を採択しないと決めて、大きな反響を呼んでいる。那覇市議会は、奄美大島の復帰を前に、沖縄全市町村議会が復帰決議をした中で唯一否決議会となった（ともに『沖縄タイムス』）。一方、革新色の強い真和志は五三年一〇月二日、市昇格最初の臨時議会で「平和条約第三条の廃棄または権利放棄による即時完全祖国復帰を請願する」決議を九人退場一四人全員一致で可決している。

背景に、五三年後半米民政府の反共強硬策が人民党を標的にし、やがて復帰運動弾圧に及んでいった事情がある。米軍政と沖縄側のせめぎ合いの始まりでもあった。

一九五二年八月二一日の『沖縄タイムス』社説「共産勢力の排除」は、米民政府副長官ビートル少将の立法院へのメッセージについて論じている。「琉球に共産主義勢力の存在を許さないこと、人民党は共産党であること、したがってその存在は許すべきでないことを明らかにしている」有名なスピーチである。赤狩りの幕開けだった。

五紙あった新聞のほとんどは米民政府の強硬な反共声明に逆らえなかった。自ら人民党を共産党と断定はしないが、国際共産主義勢力の浸透を防ぐという米民政府の論理を、沖縄の置かれた状況からやむなしという論調だった。『琉球日報』のような全面支持もあった。

戦前の日本の言論弾圧を知る戦前世代と違って、戦後派の『沖縄ヘラルド新聞』の後身『沖縄朝日新聞』は敢然と正論を掲げた。「我々は、人民党は共産党の定義に当てはまらないと思う」またその行動も「基本的人権としての『言論の自由の行使』だと思ふ」。

米民政府は一九五三年四月には「天願事件」を引き起こした。中部（四区）の立法院議員補欠選挙で当選した天願朝行（社大・人民

統一候補）について、ルイス民政官は戦後の混乱期によく起こった罪状あいまいな事件での米軍即決裁判の禁固刑を破廉恥罪の前科と決めつけ、選挙管理委員会に当選保留の「書簡」を送った。社大・人民党は「植民地化反対闘争委員会」を組織した。

選挙が法的に問題なしとして当選認定すると、米民政官は選挙に当選無効、選挙やり直しを命じた。植民地化反対闘争委にも解散を命じた。やり直し選挙は立候補者がなく二度も流れた後、立法院与党の民主党系無所属候補が無投票当選した。

復帰運動の弾圧

天願事件は戦後初めて米軍政に向けられた組織的な大衆運動だった。新聞は社大党と人民党の植民地化反対闘争委員会や天願朝行の声明を全文掲載（『沖縄タイムス』『琉球新報』『沖縄朝日』）、『沖縄朝日』は社大党寄りで徹底して闘争委員会を支持した。『沖縄タイムス』は初めての米軍政批判として知られる社説「植民地風景の一駒を見る」（五三年四月一〇日）を掲げた。中で「民主党も再選挙を黙殺した。その事実、社大党や人民党とは考え方の違いはあるにしても、米民政府へのレジスタンスであることに間違いはない。中部補選のやり直しに心から賛成するものはほとんどいないだろう」と踏み込んだ。米民政府ではこの後、「共産主義を利用する」として、各面の運動を抑圧する。

講和発効後復帰運動の再生を図って、五三年一月一三日沖縄教職員会を中心に二三団体による前記復帰期成会が結成され、一八日には第一回祖国復帰県民総決起大会開催。期成会会長の屋良朝苗沖縄教職員会長らは五三年一〇六月、全国行脚して小学生に一円カンパを呼びかけて戦災校舎復旧募金運動を展開、復帰運動への協力を求

め、反響を呼んだ。

ビートル後任のオグデン民政副長官、天願事件後ルイス准将に代わって民政官に就任したブラムリー大佐、デーイーフェンダーファー情報教育部長はこれを危険視して、教職員会に圧力をかけた。ルイス書簡、ブラムリー書簡等々、法的な力を持つ布令、布告、指令の外で恣意的な「民政官書簡」が頻発された。「書簡政治」と評された。

五三年八月米国はクリスマスに奄美諸島を返還すると通告、一月二〇日にはニクソン副大統領が来沖して「共産主義の脅威がある限り沖縄を保有」と言明した。二月二四日奄美返還協定調印に際しダレス米國務長官も「極東に脅威と緊張が続く限り沖縄・小笠原諸島を保持」と宣言した。さらに一九五四年一月七日アイゼンハワー大統領が年頭一般教書で「沖縄の無期限保有」言明と相次ぐ。同年一月一日オグデン民政長官は「日本復帰運動は共産主義者以外にだれにも慰安を与えない」と声明、教職員会の復帰運動を弾圧する。

奄美の復帰に伴う立法院議員選挙で、米政府と対米協調の政界再編成を図る民主党とが結託して、議会から人民党追い出しのため与党に有利な小選挙区制を実施した。ところが三月一四日行われた選挙の結果、定員二九人に民主二、社大一二と勢力伯仲、人民党は一人から二人に増え、無所属三。社大党は人民党の協力を得、三人の無所属のうち議長が一票入れて正副議長を獲得した。米政府の復帰運動弾圧は露骨になる。屋良教職員会長らが全国から集めた校舎復旧資金六千万円(二千万B円)は送金ストップの目に遭った。五四年五月、屋良は教職員会長と復帰期成会会長を辞任した。復帰期成会は活動停止する。社大党も共産主義の同調者扱いされて、人民党との同盟は決裂した。さらに社大党の分裂が画策され、立法

院の正副議長が辞任に追い込まれた。

一九五四年八月三〇日、デーイーフェンダーファー米政府情報教育部長は「日本共産党の対琉要綱」という秘密文書を発表した。米軍情報部が入手した「人民党は共産党である」証拠を示すとされた。翌三一日立法院は民主党から提案された「共産主義政党禁止に関する決議案」「正副議長辞任決議案」を採択した。これに基づき立法院内に「共産主義政党調査特別委員会」を設置した。行政府にも「防共対策委員会」が設けられた。委員に人民党の瀬長亀次郎議員が指名される奇妙な面もあったが、マスコミも防共対策の必要を認め、反対できなかった。やがて人民党幹部が一網打尽にされる「人民党事件」が起こり、一方星克特別委員長試案「共産主義運動防止に関する立法」に琉球大学法経研究会が猛反対の論文を発表、社大党も新聞も反対に回って立ち消えになった。

土地闘争から瀬長市政へ

(一九五四年九月～五七年一二月)

この時期の後半、那覇市を舞台に大きなドラマが繰り広げられた。日本から切り離された沖縄は、復興期に入って多くを米政府の援助に頼らなければならなかった。米国は、沖縄を「太平洋の要石」として長期自由使用の基地を確保するため、施政権を握った沖縄を「民主主義のショーウィンドウ」と誇示した。一九五三～五四年、米政府は、各面の整備をして復興を本格化させた。他方、権利を主張し、反抗さえ始めた住民を力づくで抑えつけた。矛盾が軍用地問題に集中してあらわれ、戦後一二年目、住民の不満が爆発した。

首里、那覇の合併後九月一三日、新那覇市議会議員三〇人を選ぶ選

挙が行われた。カタカナ表記が多く同姓、同名の候補者の得票をめぐり多くの問題が生じた。さらに旧小祿村で慣行となっていた投票所での事前開票が選挙法違反と訴えられて紛糾した。その騒ぎの中「人民党事件」が起こる。

激動の始まり

人民党事件

一九五四年一〇月六日瀬長亀次郎人民党書記長（立法院議員）と、翌日未明瀬長釈放要求と抗議集会呼びかけのピラ、ポスターを作った大湾喜三郎立法院議員や島袋嘉順前那覇市議、真栄田義晃市議を含む党員が二三人も逮捕された。九月一六日に逮捕された又吉一郎・豊見城村長など逮捕者は四四人（五五人ともいわれる）に達した。

七月一五日に退去命令が出ていた奄美出身の党幹部の逮捕に伴うもの。五三年の奄美復帰で奄美出身者は日本人として外国人扱い、許可なく滞在すると「不法入域」で罰された。人民党の畠義基・林義巳両党員は「日本の領土に日本人の滞在を認めないのは不当」として潜行した。五人が起訴され、一〇月二一日弁護人なしの軍事法廷で、瀬長が犯人隠匿ほう助、偽証、偽証教唆で懲役二年、又吉が犯人隠匿で懲役一年の判決。大湾、島袋らは布令一号「集成刑法」の出版物の項違反。瀬長、又吉以外は有罪宣告された後米民政官の再審などで刑を軽減され、救済措置もあった。米民政府が弾圧の的を絞った瀬長書記長が二年後、台風の「返し風」を吹き送ることになる。

やり直し那覇市議選

一九五五年一〇月一六日、五四年九月の市議選無効の上訴裁判決を受けたやり直し市議選が行われた。これまでになく民主主義の浸透を感じさせる。従来の選挙報道は候補者の政策が見えなかったが、『琉球新報』が全候補者の政策を連載、『沖縄タイムス』は若者、女性を含む有権者の「こんな人を選ぶ」「新議会に望む」を特集。那覇市にどんな問題があり、市民が政治に何を求めていたか、政治家がそれを受け止め得たかを知ることができる。

選挙結果は当局派二〇、中立五、野党五とある。人民党事件で逮捕された島袋嘉順元議員がトップ得票、人民党は三人全員が当選した。前回落ちた嘉数ツルも五位。投票率七十二%、意識票の伸びが指摘されている。「那覇市政の目立つ欠陥は、当間市長の政治力があまりにも強く打ち出され、従って議会の影がうすく、その自主性が疑われていること」（『沖縄タイムス』社説一〇月一八日）「人民党の議員が三人も当選したことは、従来の市会の温順なる那覇市の行き方に、かなりの変化を与えることであろう」（同一〇月一九日）。

競輪場問題

一九五五年一二月二日、選挙後の臨時議会冒頭、当間重剛市長が「那覇市営自転車競技事業」を提案して、大きな社会問題になった。当間市長はやり直し選挙中の九月八日専決処分で受託会社と契約を結び、日琉合資による那覇競輪株式会社も発足していた。那覇市議会は反対論の勢いが強く混乱、マスコミも直ちに反対ののろしを上げ、教育界、市町村長・同議長会あがての反対運動が起こった。

公聴会も開かれ、世論の反対は明らかだったが、売り上げから年間二〇〇万円が市財政に入るとあって、議会は一月二二日、本会議で一九対一〇で可決した。

競輪問題は五一年九月、当間重民市長時代にやはり本土の業者と契約、当時も激しい反対論をおして五三年又吉康和市長が立法院による「自転車競技法」制定、公布にこぎつけたが、受託会社が倒産して挫折した。こんどは、外資導入審議会が競輪は生産振興につながる見えないとして却下、米民政副長官も同意したため一件落着いたかとして技術導入を申請、五六年に入つて琉球政府は那覇市を「競輪施行行政地域」に指定する方向に動いた。またしても反対運動が起こり、告示は無期延期された。五六年七月二三日市議会本会議が競輪会社との契約破棄要望決議を満場一致で可決、終局を迎えた。

都市計画

一九五四年一月五日「牧志街道」が開通した。五五年二月二八日には「又吉道路」と「牧志通り」の開通祝賀式が行われている。このとき「国際通り会」ができているから現在に至る国際通りは通称になつていたと思われる。一方、五四年八月一日、米軍が整備して那覇市に無償譲渡した泊港の入港式が行われた。五五年一月一日にはこれも米軍が工事をして譲渡した泊南岸埋立地に那覇港整備のために削られた垣花地区の住宅割り当てが行われた。その那覇港は、埋立後軍港と民間用に分けられ、商港部分が五六年三月琉球政府に譲渡された。

港湾といい、道路といい、すべてを米軍におんぶするか、大部分を援助に頼らなくてはならなかった。那覇市長選のたびに、市議会

は「米軍に信頼のある人物」を必須の条件として議員一致の候補者推薦を言い出し、ジャーナリズムや市民から批判された。米軍当局から援助を引き出す能力がよき政治家の条件というのが米統治下の現実だった。

一九五六年一月立法院で制定された「首都建設法」が二月一日公布された。併せて米民政府が八千七〇〇万円の特別補助金を那覇市に交付することを決定した。那覇市議会は三月二日、軍特別援助に伴う一般関係会計の追加更正案を可決した。

その後、当間那覇市長は、行政府の都計政策を批判して、「受益者負担」規定の制定を提起。法律は都市計画と都市計画事業をいわば国の機関である行政府が行うとしているのに、実際上行政府は補助を行わず、復興が進捗しない。受益者負担で補うべきだと主張した。土地区画整理事業で区域内の地主は三割の土地を提供して負担しているのに、道路の建設、拡張によって利益を得る人々が何も負担しないのは不公平だ。というわけで、すでに五五年度の旧市内と新市街地を結ぶ主要幹線道路建設総予算一千四〇〇万円で、琉球政府補助と起債計一千二六〇万円の残り一四〇万円は受益者負担となつていた。

基地拡大、強制接収

合併問題、都市計画、選挙、米軍地域からの土地開放が大半を占める記事の中に、軍用地接収問題が比重を増しだすのは一九五三年からである。

難民収容所を出ても米軍の都合で転々と移動を繰り返した真和志村では、五〇年六月段階では、米軍政府から翁長助静村長に天久、上之屋、平野住民の立退きを通告され、臨時議会で村長・議員とも

ども嘆息しあつて、立退き地住民の激励と、移動地の確保や生活保障を軍政府や沖縄民政府に陳情することを決めるにとどまった。

銘苅の住民が五二年一〇月立退きの懸念を訴え、村当局は陳情続きたつた。平野、岡野、安謝、銘苅の一部の住民に、米軍から一か月の猶予で立退き指令が出た。

五三年四月三日布令109号「土地収用令」公布、一日銘苅、安謝の畑地に請負の土建会社のブルドーザーが入り、農作物を蹴散らした。

「土地収用令」は、米軍が土地収用告知をしてDE（陸軍沖縄地区工工作隊）の評価による価格で契約を求め、地主から三〇日以内に回答がなければ収用宣告をして強制的に接收できるとしている。銘苅、安謝は適用一号だった。反発は強く、立法院は布令廃止を決議した。

真和志村議会は、今回は四月二三日の臨時議会で意見書を満場一致可決、米民政府副長官、琉球政府主席、立法院議長あて提出した。世界人権宣言を援用して「土地収用令」改廃 立退き部落民の生活保障 民主的財産権の保護法制定を求めると明確な主張。

反響の大きさに、米民政府は沖縄側の意見も聞くとして、六月六日行政府主席の推薦で六人を任命、「沖縄土地委員会」を設けた。六月一六日には土地連合会（市町村土地特別委員連合会、略称土地連）が結成される。初めて軍用地主たちが結束し、大衆的な土地闘争を担うことになる。

一九五四年三月一七日米民政府は軍用地料を一六・六年分の「一括払い」にするという米陸軍省の方針を発表。新たに波紋が起こつた。立法院は 一括払い反対 適正補償 新規接收反対 損害補償（「土地を守る四原則」）を内容とする「軍用地処理に関する請願」を決議した。当事者の土地連合会を中心に行政、議会、市町村が超党

派で「四者協議会」にまとまり、軍用地問題は全住民の関心事になつた。その後も伊江島真謝、小禄村具志、宜野湾村伊佐浜と「銃剣とブルドーザー」による強制接收が行われた。四者協の渡米要請団派遣、米下院軍事委員会のブライス調査団来沖を経て五六年六月九日、「一括払い」のブライス勧告で陸軍省方針推進がわかつた。立法院は「四原則貫徹」を決議し、四者協を先頭に、沖縄住民の歴史的な総決起へと動いていく。

真和志市議会は、五四年六月一三日、いち早く「一括払い」反対と訪米派遣団激励の決議をして、四者協メンバーを感激させた。他方、五三年一二月五日小禄村具志区に武装米兵が出勤して重機の前に座り込む農民を排除して土地を強制接收した。小禄村議会では、立退き阻止や「土地収用令」改廃の決議を深刻に苦悩しながら通過させている。村有地の七二%を米軍が占拠していた小禄村では、一方に土地の開放による新居住区建設を米軍の援助で進めなくてはならない地域あり、一方に新規接收で追われる地区あり、ジレンマは深かつた。

瀬長市長の誕生から追放まで

民衆の決起「島ぐるみ闘争」へ

まだ米民政府が従来の強気一本やりで反共政策をからめて強制接收を進めていた一九五五年一月一三日、『朝日新聞』が軍事優先の米統治を大きく報道して、人権無視を日本政府や本土の人々に知らせた。沖縄の言論界にも勇氣と自信を与えた。

五六年六七月には「ブライス勧告反対」「四原則貫徹」闘争が大きく発展、二〇日那覇でかつてない大規模の住民大会が開催されたほか、真和志市民大会など五六市町村で大会が開かれた。大学生、

高校生がデモ行進、初めての光景が展開した。市町村議会の決議が相次いだ。那覇市議会も真和志に次いで「一括払いと新規接収にたいしては絶対承服できない」と四者協を支持する決意書を採択。「土地を守る会」が各地にでき「沖縄土地を守る協議会」が結成された。市町村議長会が加わって「四者協議会」は「五者協議会」に。

「島ぐるみ」となった土地闘争は本土に広がった。住民大会で選ばれた翁長助静・真和志市長と立法院の三人が軍用地問題折衝団として本土各地を巡った。東京をはじめ各地で沖縄に呼応する国民大会、地域の大会が開かれた。沖縄内でも土地闘争に止どまらず基本的人権確立、民主化・祖国復帰を求める大衆運動に拡大する様相を見せた。七月二十八日の沖縄土地を守る会主催の集会は「県民大会」の名になった。

新聞は『琉球新報』『沖縄タイムス』ともに、土地闘争をバツクアップして大胆に米軍の土地政策を批判した。世論をリードするというより、我慢に我慢を続けて怒りを噴出させた民衆の一步後を行く形だったが、この時期を境に、マスコミはよりはつきりともを言い、革新色を強めていく。しかし、『沖縄タイムス』など新社屋建設資金の琉球金融基金からの融資を止められる、からめ手からの圧力を経験した。その後論調の後退もあった。

当間市長の行政主席転出

ほとんどすべての組織や団体が結集した「島ぐるみ」には限界があり、現実的で経済的側面を重視する層からほころびを見せ始めた。当間重剛那覇市長は、運動が高揚しているさなかの七月十三日、「一括払い」にかならずしも反対ではないと米記者に語って問題になる。那覇市議会では、吊し上げを食った（『琉球新報』）。住民大会で糾弾

され、青年団体に辞職を要求され、市議会では陳謝したが、「一括払い」は所有権が移るのではなく、「限定付き保有権」の取得なら賛成という考えは否定しなかった。このころ、那覇市内では「一括払い」を期待して地価高騰が起こっている。毎年払いの地代を受け、土地を決して手放さないという農民と、まとまった資金で事業を起こしたい人々と分断されていた。当間市長発言は後者を代弁した。

一〇月二五日比嘉秀平主席が急逝、十一月一日当間市長はレムニツアー米民政府長官から琉球政府主席に任命された。

一九五六年一月二二日市長選が行われた。那覇市議会は「都計を推進できる大物を」と、人民党を除く全員一致で動いたが、保守合同は失敗、三つ巴戦の結果、瀬長亀次郎一万六五九一、仲井閻宗一万四六四八、仲本為美九八〇二、次点と二千票差で瀬長候補当選、人民党市長が誕生した。人民党は以前に又吉一郎豊見城村長を出したが、沖縄の首都、那覇だけに米民政府、財界、民主党、社大党中央の衝撃は大きかった。

反瀬長ヒステリーの果てに

瀬長新市長が選管の当選通知を受けた一九五六年二月二十八日は、那覇市議会が、人民党三人を除く二五人（二人欠席）で「絶対非協力」の反共声明、那覇市部課長が総退陣表明、国場幸太郎ら実業人が、農林水産協会、建設業界など経済団体の協力拒否署名を集め、富原守保琉球銀行総裁は米民政府の特別補助金、起債済みの復興金融基金貸出し支払いを全面ストップと表明、異常な事態になった。金融協会の「人民党の同調者には融資しない、雇用しない」の声明はじめ各界の非協力声明が年末の新聞広告欄を埋めた。

一九五七年一月四日、米民政府は基地の無期限使用、地代一括払

い、新規接収など軍用地問題の最終方針を発表した。五日の瀬長市長就任を前に、琉球米民政府長官である米極東軍司令官、レムニツアー中将が来沖、じきじきに政財界、市町村トップを集めて「那覇市民だけでなく沖縄住民が自らの手で共産主義と対抗し、その勢力を抑えてもらいたい」と訓示した（『琉球新報』）。ことは米極東軍の面子にかかっているのはあきらかだった。

一月四日琉銀だけでなく全金融機関が那覇市への金融を凍結。新年早々辻町歓楽街のバー、小料理屋の女性経営者たちまで「反米的、破壊的な扇動者」に協力しないと新聞紙上に声明を発表する反瀬長ヒステリーを、新聞も止め得なかった。一億五千万円の融資を止められて、市政は停滞した。兵糧攻めそのものが不当ではないかという論議にならず、混乱はすべて瀬長市長にあるという論調さえ少ない。

しかし、記事では社大党大会の「那覇市への圧迫排除決議」（『琉球新報』）を大きく取り上げ、コラムでも琉銀総裁や瀬長つぶしに狂奔する人々を皮肉る（『沖縄タイムス』）、市議会野党議員大半が人民党合法化を画策して、立法院に防共法を働きかけようとするとする動きには真正面から反対する（同）など、民主主義の危機を読者に伝えた。

民衆と良識の支持

那覇市で異常な事態が続く中、六月五日、アイゼンハワー米大統領は「琉球列島の管理に関する大統領行政命令」を発し、従来の民政副長官制を「高等弁務官」制にした。オグデンに代わって副長官になっていたモーア中将は高等弁務官になった。

那覇市議会は人民党三人を除くほとんどが結束して、六月一七日

には不信任案を可決した。しかし野党全員一致でなく、二四対六だった。瀬長市長はただちに市議会を解散、八月四日の市議会議員特別選挙では反瀬長市長の「那覇市政再建同盟」と人民党・社大党那覇支部が結成した「民主主義擁護連絡協議会」（民連）の戦いになった。結果は再建同盟など野党派が一七人、民連一二人、中立一人となった。必要な三分の二の議席を取れなかった野党派は市長不信任を提起することができなくなった。

モーア高等弁務官は一月二四日、「琉球政府章典」「市町村議員及び市町村長選挙法」「市町村自治法」改正の布令を公布、破廉恥罪に処せられた者の被選挙権を否定、議員総数の過半数で不信任ができるの二点を規定した。二五日の市議会は一六対一〇で瀬長市長不信任案を可決、また瀬長は受刑歴があるため被選挙権を失い、政界から追放された。

米民政府は瀬長市長弾圧のさなか、五七年二月二三日布令165号「米合衆国土地収用令」を公布、これまでの「貸借権」を変え、「限定付き土地保有権」「定期借地権」「地役権」を設けた。那覇市では一括払い反対住民集会が再々開かれたが、六月四日、収用が宣告され、当間主席は地代を受け取った。北部の久志村辺野古では一月新規接収を受け入れた。

合併問題はついに解決し、一九五七年二月一七日真和市が那覇市に編入され、一八万六千二二四人の「大那覇市」が実現した。

新那覇市では、民連ブームが巻き起こり、一九五八年一月一三日の那覇市長選挙で、兼次佐一民連統一候補が保守・中道合同統一候補の平良辰雄・元社大党委員長を破って当選する。また一括払いも見直された。

（那覇市議会史第4巻小委員会委員）

記事目次

一九四五年(昭和二十年)

渴望の平和愈々到来!! / 日本条件を受理す……………一

日本も婦人参政権の実現 / 婦人大臣も出現せむ……………一

各地区市会議員当選者……………二

マツカーサーは単なる管理者 / 政策決定の権限なし / アチソン氏の声明……………三

市長当選者……………三

移動計画案 / 指示要綱……………三

市域と人口……………四

牛島軍司令官 / 長参謀長の最後……………四

行政機構改革……………四

糸満市建設 / 着々進捗……………四

日本革新 / 選挙法案可決……………五

一九四六年(昭和二十一年)

大島群島は / 選挙地域外……………六

期待さる壺屋の復興……………六

兼島前那覇市長は自決……………六

土地を元の所有者へ……………六

あちらでも帰還運動 / 首里は一部解除……………六

待望の貨幣経済 / 五月より愈々復活 / 軍票、新円、旧紙幣共に有効……………六

市町村長任命……………八

祝沖繩民政府発足 / 再建めざして沖繩人民政府誕生 / 初代知事に志宮屋孝信氏……………八

血涙もて叫ぶ / 援護の徹底と充実を計れ / 富山徳潤……………八

東奔西走(富山徳潤氏)……………九

海軍より陸軍へ / 軍政府移管さる / 七月一日荘厳裡に挙式……………九

市長村長更迭……………一〇

移動 / 小禄、恩納、真和志……………一〇

那覇首里 / 両市長の異動 / 市勢拡張はこれから……………一〇

黒潮(富山徳潤那覇市長の反目)……………一〇

市長に罷り出たシテウ崎山さん / 北・富山両氏のもつれ……………一一

主張 / 市長罷免問題発展……………一一

琉球貿易庁 / 軍政府直轄下に設置……………一一

東洋一の海港都 / 那覇の新構想 / 軍政府が設計図を提示……………一二

真和志村の土地調査……………一二

”ことものくに” / 那覇市が託児所開設……………一三

復興資材八十万石 / 五万戸分統々入荷 / マ司令部の指令愈々実現……………一三

芽生える那覇 / 民需品管理を民政委任……………一四

一九四七年(昭和二十二年)

居住地許可……………一五

安謝居住許可……………一五

奥武山公園にベルリ村の出現 / 作業隊はりきる……………一五

みなと村……………一五

各種選挙への適用期し / 先ず市町村選挙法を制定 / マ司令部から係官来島民政府成案急ぐ……………一五

幕舎以下全建物に / 愈々家屋税を賦課 / 税金は無賃居住者が負担す……………一六

那覇市が土地調査……………一六

選挙名簿確定す……………一六

復興の促進を期し / 土地収用法を発動 / 公共事業と私企業にも適用……………一七

琉球に於ける政治活動の限界明確化 / 言論の自由と政党……………一七

那覇市の土地測量……………一八

那覇市が薪の伐出し……………一八

市町村長並議員選挙は副長官に一任……………一八

一九四八年(昭和二十三年)

市町村選挙法要項……………一九

旬日に迫る / 選挙戦漸く高潮……………二〇

選挙は如何にして / 軍政府でも選挙人へ示唆……………二二

市町村長選挙終る / 俄然新人に有利 / 新三〇旧現一三無投票一九……………二二

婦人議員も登場 / 自治の確立に期待 / 軍から知事宛文書で批評……………二三

新任助役収入役……………二四

村振興会／真和志に生る	二四
膨れ過ぎた那覇／禁止区の建築を撤去／	二四
軍政府から知事へ警告発す	二五
待望の通貨切換え愈々実現／七月十六日	二五
から五日間交換、比率は一対一	二五
さあ、切換えは斯うして／金は世帯別に	二五
区、字事務所へ提出／市町村長に軍か	二六
ら明示	二六
市町村制十五日実施／市町村長に議会解	二六
散権／民間人登用、自治委員会も組織	二六
市町村長会で軍政府が説明／港湾労務は	二六
絶対必要	二七
那覇の建築／旧鉄路以西嚴禁	二七
新市町村制摘要（一）	二七
新市町村制摘要（二）	二九
軍労務問題／労務完全供出を誓つ／那覇	二九
・首里両市の市民大会	二九
新市町村制摘要（三）	三〇
市町村長の兼任不可	三〇
市町村議会議長選挙	三一
新市町村制摘要（四）	三一
新市町村制摘要（五）	三一
新市町村制摘要（六）	三一
真和志村／台風被害復旧委員会	三三
市町村会の正副議長	三三
新市町村制摘要（七）	三三
新市町村制摘要（八）	三四
那覇その他解禁地域	三四
新市町村制摘要（九）	三五

自由企業十一月一日より実施さる／島内	三五
生産品の公定価格撤廃／琉球列島間の	三五
民間貿易許可さる	三五
民政府に"法制審議会"設置さる／立法	三六
機関発足への前提措置	三六
配給問題めぐる"住民不平の声"索る	三七
那覇に公営市場	三七
二市三村に跨がる／沖縄首都案を採択／	三七
真和志大道を行政の中心に	三七
一九四九年（昭和二十四年）	
首里市復興期成会／旧都の本格的再建へ	三八
五人家族ならば／配給文に一三二五円／	三八
非農家は一人当二六五円	三八
買い得ぬ者には／掛売で当座凌ぎ／那覇	三八
市会議員達が対策協議	三八
配給取れぬ者は／すべて救済する／那覇	三八
市民代表が軍政府と折衝	三八
市町村議員連盟近く結成	三九
今後生産資材の輸入に努力／来る七月よ	三九
り補給食糧を半減	三九
市町村議員連盟／沖縄復興へ民意結集	三九
那覇市に監査委員	三九
那覇市役所移転	三九
首里市がLCM／貸下げ申請	四〇
那覇市が商都計画	四〇
規格家屋建築に／約二万円を補助／軍政	四〇
府復興予算第一期分を承認	四〇

"十八人は十八に"／石川の旧市民訴え	四〇
る	四〇
建築制限を強化／軍指令内容	四〇
那覇市当局	四一
受入れを村議会／真和志村	四一
港村も禁止区域	四一
改築修理／軍が許可	四一
一寸待て／那覇が申入	四一
集成刑法布告さる	四一
那覇の建築制限／少しく緩和さる／旧鉄	四一
路線以東の日本人所有土地は可	四一
首里城正殿復原／首里市がのり出す／文	四一
化地帯の造成へ	四一
市町村予算／税制が出来るまで／歳入源	四一
を負担金で	四一
民政府那覇へ	四一
石川的那覇人復帰陳情	四一
みなと村移動／条件付で当分保留	四一
港・那覇・真和志の建築は／今後凡て軍	四一
許可	四一
那覇、真和志境界決る	四二
首里市議会／流言騒ぎ再現	四二
首里市会への対立／近く催告市会か	四二
那覇市会でも検討	四二
伸びゆく商都の建設／真和志村が実行に	四二
着手	四二
首里市会／行政課が流言紛争に断／多数	四二
派の議決は適法	四二
日本への旅行は／公用に限り許可／一般	四二

の引揚帰還は当分停止	四四	那覇署で留置目下取調べ中	四八	シーツ長官第二次・重大政策発表／復興	
紛争の首里市議会／正、副議長を除名／		市長代理に庶務課長	四八	にいよいよ拍車／那覇を中心に港湾道	
市政の明朗化を期し断こ決議	四四	市会解散／議員間に賛否両論	四八	路改修	五一
予算153万円／膨れる真和志／受入れ条例		市長選挙／無投票を狙い／那覇市議会が		市町村制改正の要望骨子	五一
も撤廃	四五	適任者物色	四八	那覇市民大会／シ長官の心に応え／首都	
石川の那覇人／移動陳情	四五	首里市議会／新正副議長	四八	の復興にまい進	五一
那覇・真和志合併／近く民政府が諮問	四五	声／無投票説を駁す	四八	社説一地方財政をかく立せよ	五三
膨れる人口／現在両地域で四万	四五	那覇市長選挙懇談会／無投票百八十度の		真和志村予算村会	五三
市町村予算にみる／一戸当り負担／渡嘉		転換／又吉、當間、石原三氏に先ず白			
敷村は四六七円	四五	羽の矢	四九		
公金23万円横領／那覇市収入役の汚職	四六	那覇市の有権者	四九		
那覇市予算／一人当負担金たつた二十円	四六	社説一投票の行使	四九		
／歳入の六割は市場から	四六	那覇市長選挙／はやくも二氏立候補／當			
雲行き危し那覇市議会／収入役汚職に市		間氏・推薦受諾／仲里氏・九日届出	四九		
長あつさり陳謝	四六	七、三六四票／那覇市長選挙／圧倒的得			
”清潔な市場に”／公営市場改善を促進	四六	票で／當間重民氏当選／仲里氏一三八			
どこへ行く50戸／みなと村水産組合立退	四七	六、小嶺氏七〇九	五〇		
き	四七	昨晩から”明るいな覇”／点燈許可、近			
電燈異変／再びランプ生活／那覇市が点		く各地にもひろげる	五〇		
燈を陳情	四七	當間新市長／就任は来月五日／当日市政			
教育費の一部を／市町村予算に計上	四七	演説会も開く	五〇		
那覇市の電燈問題／市民の配給油一括受		社説一電気事業の公認	五〇		
取り／合法的配電を陳情	四七	元那覇人の移動促進／那覇市会乗出す	五一		
那覇真和志境界線決定／楚辺原他数カ所		政党調査	五一		
を那覇市に編入	四七	首里市役所尚家跡へ	五一		
地方自治委員会を召集／仲本那覇市長罷		助役に高原氏／収入役に大灣氏	五一		
免さる／軍財産管理権侵害その他不正		那覇市の都市計画／戦前以上の繁華街に			
判明	四七	する／土地は出来るだけ旧地主へ／今			
借地権を無視して／工場立退きを強要／		年中に軍民協議会	五一		
				一九五〇年（昭和二十五年）	
				軍政機関の移管逐次実現／裁判権すべて	五四
				民へ／司法権確立の第一歩	五四
				社説一土地開放と住民の責任	五四
				那覇旧市内その他開放／一哩制限令撤廃	五四
				さる／シーツ長官談話発表	五四
				禁止地域	五五
				待たるゝ旧那覇市内への移動／三カ月後	
				に開始か／土地所有者を優先／遠大な	
				計画よりも拙速主義で	五五
				伸びゆく真和志野	五五
				いよ／乗り出す『首都建設』／那覇市	
				を中心に一市三村／民政府に主管課を	
				設置／きのう大綱方針決る	五六
				社説一那覇市の都市計画	五七
				兼久浜一帯を埋立／元垣花住民に開放／	
				先ず護岸工事から着手／那覇市の構想	五七
				窮民救済機関の設立／那覇市が委員会開	
				催	五七

悩む宇栄原区／他区民の汚名も背負つ	五八
開放に備え泊復興期成会	五八
那覇都計構想発表／ビル街は四階建／商店街と住宅地を区劃し／緑化で全市を美化	五八
代りの土地を／旧垣花住民が陳情	五九
雪ヶ崎一帯を埋立／墓地は郊外へ／那覇市都計委員会	五九
港村の『住家』／軍が民へ移譲	五九
何処へ行く解消する港村／元へ帰るべきだ／代表が民政府に交渉／真和志	五九
全地域那覇市へ／都計の都合もある／那覇市	五九
港村の帰趨／那覇と真和志が協力	五九
港村問題／元の姿に返せ／真和志村議会の見解	五九
那覇の受入れ／当分は制限する	五九
社説一諮しゅん委員の使命	六〇
那覇市監査委員選任	六〇
都計／現実的に第三案／きのう臨時議会で大綱決定	六〇
商店街はいずこ／周辺に配す住宅地	六〇
大都市建設の構想／港村の解消問題機に／都市農村合併の気運動く	六一
真和志議会流会／きょう更に再開協議	六一
社説二市三村の合併	六一
那覇市／区長は市吏員／午前中は役所勤務／区費も均衡はかる	六一

首里図書館／尚家跡に着工	六一
港村の帰属／物の順序として／一応元の姿へ／真和志議会が意見書提出	六一
声／村議会に望む	六一
解消から建設へ／みなと村議員宇久眞成	六一
那覇新計画／神里原に橋と道路／美化される新市街／防火用池十一カ所も建設	六三
那覇市暫定予算／四四八万円可決	六三
『那覇都計』大綱案／きのう軍当局が認可／復興の線を作戦と一致／三カ月以内に具体案を決定	六四
社説一復興金融庫発足	六四
社説一那覇都計画と地域問題	六五
首里市会の勉強振り／民政府に好感与う	六五
港村問題と大都市建設の動き／那覇へ即時合併／昨日港村議会議決	六五
条件次第で那覇に合併／真和志村議会議	六五
大都市計画論／嘉數昇	六六
“地方税法”に軍は関知せず／市町村の責任で制定せよ	六六
那覇都計委員決る	六七
まさに住宅難／那覇真和志の現状	六七
當門市長答弁／港村合併は促進／真和志村含む都計考慮せず	六七
ソバ一杯で24円！／那覇市が十日から付加税／入場、建築、サービスの三つ	六七
港村開放	六八
港村の合併／那覇市が陳情	六八

那覇市／附加税は既定通り徴収	六八
那覇市／首都建設に備え／三部十課に改む	六八
天久、上之屋一帯／軍用地で立退き	六八
那覇の都計案／三日の委員会で検討	六八
立退対策／真和志村議会	六九
那覇都計案／委員会原案を支持	六九
那覇都計案が実現したら／電話線は地下に／縦横に走る十間道路	六九
天久、上之屋、平野／立退期限八月十日	六九
社説一婦人と参政権	六九
首里市復興祭／文化都の偉容を備え／昨日多彩なプロで賑わう	七〇
企業調査／筆頭は雑貨商	七〇
村議に婦人を／真和志村婦人会／代議員会で協議	七〇
上之屋など419戸／与儀農指所に敷地決定	七〇
みなと村／那覇市への併合／八月上旬までに実現か	七一
社説一全琉政府を望む	七一
同時に公布／改正市町村長議員選挙法	七一
那覇市の都計／十間道路近く着工／潰れる家の移転対策	七一
社説一政党再編成の機熟す	七二
那覇市／“独立税案”議会上程／指令七号改訂に備つ	七二
配給九月から切符制へ／八月分は米とメリケン粉	七二
壺川、古波蔵、楚辺／稼ぎ先いずこ／那	七二

那覇市／議員選挙告示／定員・会場・選挙長等……………	七三	社説一真和志問題と青年……………	七八	真和志村村選に終止符／翁長氏、当選確定／これで一応手打ち／宮里氏側は異議申立て声明……………	八五
牧志街道計画案／幅十間で車道は軍負担／剪除移動移転は二百軒……………	七三	社説一真和志村住民の希望……………	七九	群島議員市町村議兼務不可……………	八五
首都建設へ／真和志みなと両村の那覇合併／知事が三当局へ諮問……………	七四	何故真和志を除外したか／三青年会代表真相を追究……………	七九	真和志村／”不正投票あり”と／村長選挙に二つの異議申立……………	八五
合併問題緊急会議／人口経済面からも是非必要／那覇市……………	七四	旧法で選ばれた／市長村長の退職／改正法の意図する所に非ず……………	八〇	市町村議員当選者／新人の躍進めざまし……………	八六
合併問題はどうか落着く？……………	七四	港村／三年の歴史に終止符／那覇へ嫁入る新市民八千余人……………	八〇	那覇市議当選確定／徹夜で開票事務続行……………	八六
社説一那覇の隣村合併問題……………	七五	百万大衆の生活権確保を期し／新政党の結成準備成る／若き力を結集……………	八〇	広告／当選御礼……………	八七
市長選挙でもむ”首都問題”／真和志きよう再答申……………	七五	”貿易庁旋風”市場に吹きまくる／相場忽ち切崩れ／那覇市場小売業者悲鳴／きのう50名総裁室に押しかく……………	八一	選挙めぐる二つの異議申立／問題の用紙は／”当局の落度無効は不当だ”……………	八七
大那覇市の建設へ／議員定数も増加か／合併賛成きのう知事へ答申……………	七六	社説一那覇真和志議員立候補者に望む……………	八二	社説一民主化への前進……………	八七
社説一那覇市合併問題の結末……………	七六	婦人の議員進出／意外に振わず／何が彼女らをそうさせる……………	八二	真和志の異議申立／成立しない／選挙管理委が決定……………	八八
港村・那覇に合併／きのう知事が告示す……………	七六	マ長官が敵達／選挙にノウタッチ！／全軍政関係員に指示……………	八二	中央巡裁に上訴／管理委の決定に不服……………	八八
首都建設に渦まく波紋／真和志村合併除外に憤激／”陰謀”なりとばく論／村民代表が民政府に大拳陳情……………	七七	独立税12種目可決／最後を飾る那覇市議会……………	八三	那覇市議選／問題の投票用紙／巡裁へ持ち出す……………	八九
選挙法の改正が難点／軍も同意見である／知事、行法部長が経緯を説明……………	七七	米国の議員構成法により／市町村議定員大巾に削減／人口五千以下は6名那覇12名……………	八三	首里臨時市会……………	八九
村民代表知事室へ／民主的首都の建設を要望……………	七七	各市町村／新議員定数……………	八三	公正にして無私／市の発展に尽力／那覇市議初顔合せ議会で誓う……………	八九
みなと村／旧役場に那覇市の出張所……………	七八	那覇市臨時議会／新議員定数を可決……………	八四	真和志村議会／新議員顔合せ……………	八九
港村の旧真和志区／返還してくれ／村民代表が強硬談判……………	七八	”四百票もとらねば”／激戦に輪をかける／那覇市……………	八四	龍潭池畔の公園化／ブラウン部長の申入を断わる……………	八九
附加税は認めず／市町村新に独立税を設定か……………	七八	婦人の進出嫌う／議員割当制に怒り爆発……………	八四	那覇市議会／市政運営を勉強／三つの専門委員会設置……………	八九
		社説一議員縮減と其の後……………	八四	むかしなつかし繁華街！／市内復帰の一番乗りは東町／建築許可の朗報舞いこむ……………	九〇

旧那覇市内への進出／先ず恒久建築から ／都計に沿つて秩序整然と……………	九〇	が復興予算編入具申……………	九五	奪い合いやめよ／泊港埋立は政府事業／ 口大佐・連絡会議で明示……………	九九
龍潭池畔をお化粧／首里市の計画成る……………	九〇	真和志村上之屋移動……………	九六	那覇市議会／職制、定員改正／新年度予 算案審議……………	一〇〇
本会場の選挙だけ無効／那覇市議選／紛 争にきのう判決……………	九〇	中央政府首里が最適地／市議会が要望……………	九六	望四件……………	一〇〇
真和志村長選挙訴訟／翁長氏の当選無効 を判決……………	九一	つじ原、若狭一帯の墓地二万坪／削り取 つて住宅地に／因習打破・共同墓地実 現か……………	九六	真和志村議会決議／市長議員改選を条件 に／那覇市へ合併促進／恩讐越えて村 民の福祉図る……………	一〇一
米人向けの店／那覇が市営で／元東町に……………	九一	旧那覇市内の官有地／市民への換地不可 か……………	九六	泊埋立て／トビに油あげ奪られたか／遂 に市民大会へ発展／那覇市が政府直営 に反対気勢……………	一〇一
那覇市議／選挙無効／選挙委員長が上訴……………	九一	那覇市への合併／栄町区民大会で促進決 議……………	九六	バス公営許さぬ／軍が政府へ回答……………	一〇一
市議落選組が奮起／立派な都市へ／那覇 市政研究会を結成……………	九二	那覇市への合併／真和志村栄町区民が連 署陳情……………	九七	若狭、辻町五万坪開放……………	一〇一
学務課設置／首里市議会可決……………	九二	疎開生活よさらば／六年ぶりに那覇へ／ 石川宜野座から百余名移動……………	九七	こそつて祝う世紀の式典／臨時中央政府 輝く進発／きよう國劇で晴れの創立式 村政安定を念願／翁長真和志村長辞意を 表明……………	一〇二
那覇へ那覇へ／転入のトップ真和志村民……………	九二	那覇との合併”時期尚早”／栄町の陳情 に反対陳情……………	九七	那覇市の燃料消費税／全廃方を陳情……………	一〇三
那覇市に水上店舗／ガープ川をしゅん せつ架橋……………	九二	泊港の埋立て／政府が計画書提出……………	九七	泊港埋立／浚せつ作業と併行して／ガ資 金で工事する／きのう・ルイス大佐言 明……………	一〇三
安くて明るい電燈を／経営を合理化し設 備も改善／那覇市が電力局を設置か……………	九二	真和志村／那覇市への合併／人口の七割 占める外来者が／積極的に運動推進……………	九八	”全会一致”を提唱上／首里市議 大山 盛幸……………	一〇三
社説一崇元寺石門の修復……………	九三	泊南岸の埋立て／政府が直営を申請……………	九八	”全会一致”を提唱下／首里市議 大山 盛幸……………	一〇四
埋立て可か否か／首里の蓮池／きよう市 議会で討議……………	九四	那覇都計／辻原に特殊商業地帯／市内に 公園五つ／港町を安里川下流に……………	九八	一路那覇との合併態勢へ！／もみぬいた 紛争解決／真和志村長に宮里氏当選決 定……………	一〇五
首里市復興期成會設置……………	九四	進準備委の動き活発……………	九八		
一九五二年（昭和二十六年）					
那覇市／児童があふれる／学校の増設を 申請……………	九五	泊南岸の水面埋立て／政府、那覇市が奪 合い……………	九九		
美栄橋一部開放……………	九五	宙に浮いた泊埋立て／政府直営に反対／ 那覇市議団が陳情……………	九九		
都計費18億／市の財政では困難／那覇市		社説一埋立奪合について……………	九九		

首里市営バス/民営準備進む/八日臨時市会開く……………	一〇五	旧東町全地域開放……………	一一一	海岸に伸る那覇市/懸案の泊港埋立工事、軍が着手/三万八千坪が市有地に……………	一一九
首里バスの問題/市民に訴う!/稲嶺成珍……………	一〇六	72・1%獲得/日本復帰署名運動終る/悲願は海こえオペラハウスへ……………	一一一	社説一那覇市復興と市民の態度……………	一一九
首里バス会社組織/世論聴いて採択/市議会意見まとまらず……………	一〇六	朗報はつづく/久茂地、美栄橋開放……………	一一二	社説一那覇真和志の合併急げ……………	一一九
株は公募せよ/公聴会で市民の声湧く/市当局”試案を撤回”/首里バス……………	一〇六	社説一崇元寺復旧工事の意義……………	一一二	後任那覇市長の選考/人格高潔で軍に信用ある人を/注目される議会側の動き……………	一一〇
声/正しき世論を起せ……………	一〇七	社説一講和条約調印さる……………	一一三	社説一那覇市会への要望……………	一一〇
くずつく首里バス/対立感情くすぶる……………	一〇七	那覇真和志村民大会で決議……………	一一四	社説一市長選挙と市会の動き……………	一一一
首里バス/原案通り可決/中山バスの申請却下/株募集は公約通り……………	一〇八	”困苦も平ちやら”/市民は立上った/當間市長福岡で語る……………	一一四	大絃小絃(那覇市長選挙)……………	一一二
軍使用土地の開放地決る/旧那覇市内旭町以外は住民へ……………	一〇八	大絃小絃(那覇市の衛生テスト落第について)……………	一一四	那覇市長選/又吉康和氏/きよう届出る……………	一一二
発起人11氏決る/首里バス近く株主総会……………	一〇八	割当土地条例一日から施行……………	一一五	社説一再び市長選挙に就て……………	一一三
首里/那覇への給水を承認……………	一〇八	社説一那覇の浸水予防対策を……………	一一五	社説一首里の場合……………	一一四
那覇・真和志に悲鳴/『学校増やして』/転入月二百名、二部制でギユウノ……………	一〇八	区民の手で水道/水のない栄町に/真和志……………	一一五	公聴/投票と公休日……………	一一四
公共施設課を新設/那覇市……………	一〇九	真和志村も都計課新設/市昇格への気運/棚上げの合併問題よそに……………	一一六	那覇市長選/投票日変更出来ぬ……………	一一五
松山、久米の一部開放/住民移動は都計に沿つて……………	一〇九	社説一那覇真和志の住宅街と区画整理……………	一一六	今旬の主張/那覇市長選挙の意義……………	一一五
安里初校安謝へ移転……………	一〇九	立退きによる/生活保護/那覇市通団が陳情……………	一一七	那覇市/いつ還る旧天妃校舎/雨もり教室で勉強/同居授業で声も混同……………	一一六
首里バス会社認可……………	一〇九	一九五二年(昭和二十七年)		社説一良識亡びず……………	一一六
那覇市議選/訴訟に終止符!/原判覆り原告敗る……………	一〇九	那覇市が競輪事業を申請/月四百万円の収入見込み……………	一一八	二千四百余票の差で/又吉康和氏が当選/そば降る雨中に混雑の開票場……………	一一七
社説一議員定数の増加を望む……………	一一〇	社説一牧志通改修の政争化を封ぜよ……………	一一八	社説一琉球政府の発足を祝す……………	一一八
真和志村/村民の声聴いて/那覇市との合併促進……………	一一一	校舎欲しい那覇市/解消する群府庁舎の返納陳情/毎年千五百名が転入……………	一一八	市町村選挙法/一部を改正……………	一一八
選管委改選……………	一一一			「わが村」立退いた松原区民/五度目の移動に/敢然/再出発のツチ揮つ……………	一一九
				兼島市長の選挙違反事件/判決、罰金一千元……………	一一九
				社説一兼島市長の謹慎を望む……………	一二〇
				那覇市/新市長迎え機構刷新/企画部新……………	一二〇

設部長に翁長氏内定……………	一一三	回復問題／ニューヨークタイムズ社説 ／沖繩のぞみ薄か／解決には広範な諸 要素……………	一三九	首里市の賛助委員決る……………	一四九
日の丸掲揚差支なし／政治的意図持ため 集会などに／軍布令一号一部改正さ る……………	一一一	真和志村が土地開放陳情……………	一三九	合併研究委員／那覇、真和志、小祿決ま る……………	一四九
旧群府跡の階下／那覇中校に明渡し……………	一一二	配電会社に一石／那覇は独自でやる……………	一三九	大那覇市建設／専門諮詢委置く／行政、 経済、文化、工務交通、厚生……………	一五〇
首都の整備建設へ／又吉那覇市長・施政 方針上／當間前市長樹立の都計を／時 局の変遷に順心推進……………	一一一	社説一ガリオア資金の使途と校舎問題……………	一四〇	社説一民主党の発足……………	一五〇
首都の整備建設へ／又吉那覇市長・施政 方針下／新市内の道路網を整備／区劃 整理は旧市内より……………	一一三	正式移譲／又吉市長らと懇談……………	一四〇	首都建設へ第一歩／那覇市きのう諮詢委 員会……………	一五一
社説一講和発効と琉球の統治……………	一一四	社説一議員定数増と補欠選挙……………	一四一	那覇市議会／七議案原案通り可決／公園 埋立とグラウンド／都市完璧に石川博 士招聘等……………	一五一
新首都の胎動を打診……………	一一五	那覇市に一千万円の財源／競輪事業を協 議／奥武山に大グラウンド……………	一四二	首里市／無条件で合併／市民に意図を明 示す……………	一五一
大宜味助役／正式に辞任……………	一一六	那覇の上水道に／二千余万円の資材援助……………	一四二	金口木舌〔那覇市議会〕……………	一五一
壺川区一部開放／「那覇農園」の附近……………	一一六	立退く230戸／競輪場になる『港村』／泊 埋立地へ移動？……………	一四二	首都建設研究委員会／委員長に山田有幹 氏／二市二村含む都市／石川博士の指 導要望……………	一五一
松山町一部開放……………	一一六	電燈の悩解消へ／那覇電気会社発起人会 ／二市二力村へ配電計画……………	一四三	二市二村合併／研究委会規則決まる／経 費は人口割で負担……………	一五三
那覇市／六万坪水びたし／浸水家屋一千 六百戸……………	一一六	松山町の一部開放／市の陳情で大典寺一 帯を……………	一四四	真和志村の一部立退きに／部落民が陳情……………	一五三
那覇市社福協議会生る……………	一一七	社説一全住民待望の首都建設……………	一四四	真和志村／平野、岡野等二百戸立退き指 令出る……………	一五三
真和志村の社福協会設立……………	一一七	旧都首里の市勢調べ……………	一四五	泊港に明るい将来……………	一五四
首里市助役に上地氏……………	一一七	胎動する大都市建設！／那覇市を中心に ／二市二村合併へ初の打合せ……………	一四五	首都建設／「合併時期を明確に」／二市 二村議会に図り更に促進……………	一五四
那覇市／泊の護岸工事／二十日から着手……………	一一七	社説一都市合併と当局の熱意……………	一四五	首都建設へ第一歩／活発な質問戦展開／ きのう・那覇市会賑う……………	一五四
泊港の管理は那覇市に『譲渡』……………	一一七	合併、先ず市自体で研究／奥武山五十戸 早急に立退き／きのう、那覇市全体協 議会……………	一四六	那覇市議員団／立法院へ競輪法その他陳 情……………	一五五
市有地の賃貸価格／那覇市会可決……………	一一七	社説一競争力の排除……………	一四七		
着手急ぐ都計案指示し／軍へ協力を要望 ／長期融資や水道工事など……………	一一七	社説一競輪は許すべきか……………	一四八		
合併問題進展す／那覇真和志両議会がち かく懇談会……………	一一八	首都建設を促進／首里市合併に積極的……………	一四九		
どうなる琉球の日本復帰／日本の旧領土……………	一一八				

社説一那覇市の都計と土地収用法……………	一五五	立退き問題/四六年に軍用地に指定/要請認可出来ぬ/銘苅区民の陳情に軍回答……………	一六三	合併問題にふれず/きのう那覇市会終る/真和志市作るう/村会"失地回復"を再決議……………	一七四
除いて下さい……………	一五六	社説一好機を逸す……………	一六四	市村合併の理解と協力/眞栄田世勳……………	一七四
七千万円起債承認/都市計画・実践段階へ/那覇市会原案可決……………	一五七	那覇に地域返還を要求……………	一六五	一九五三年(昭和二十八年)	
都計実現が急務/合併時期尚早/那覇市会、意見一致……………	一五八	大絃小絃(真和志と小禄が戦前の「行政地域返還」を迫る)……………	一六五	両方から課税?/真和志の失地回復要求で……………	一七七
那覇と真和志の区切どうする?/両者の意見食違つ……………	一五八	地争いに住民の声……………	一六六	合併は/那覇・真和志を先に/"時期"は慎重に検討/那覇市委員会意見……………	一七七
"合併の時期"に異見/首都建設への道は嶮し/注目さる委員会の調整……………	一五八	きのう那覇へ要求書/"失地回復"叫ぶ真和志村……………	一六六	地方自治法が布かれて/那覇・真和志に訊く/"合併"気になり/補充選挙の動きは未だし……………	一七七
軍用地立退問題/安謝区民陳情……………	一五九	社説一首都建設の前途は多難……………	一六七	きのう泊の港開き/那覇市へ年三百万円入る……………	一七八
軍用地/地主との契約締結権/正式に主席に附与……………	一五九	合併問題をめぐり/那覇市政研究会が両市村当局の意向たゞす……………	一六八	那覇・真和志合併は/三月一日期し/市民大会で決議文……………	一七八
"来年度中にはぜひ"/合併問題に那覇市の意向……………	一六〇	たゞは立退けぬ/銘苅区代表強硬に要請"都計の目鼻つく迄"とはいかに?……………	一六九	社説一泊港を祝福する……………	一七九
二市二村合併検討/きのう首里市会……………	一六〇	上水道工事の全貌/近郊十六万人に給水……………	一七〇	生れるか『真和志市』/きのう村会で市昇格議決……………	一七九
首都建設/真和志村は強腰に出る/注目さる十五日の研究委……………	一六〇	社説一首都建設の考え方……………	一七〇	選挙要項成る/地方議員の補充選挙/来る三月二十九日全琉一斉に……………	一八〇
真和志市への胎動/"市町村の区域"/議員代表陳情……………	一六一	古都の賑い/栄ある歌声、旗の波/首里市移動七周年祝賀……………	一七一	真和志/市昇格を再申請/行政課の見解に従つ……………	一八一
都市計画前進/復金融資起債認可……………	一六一	漁船に便益を/水産課那覇市に回答/泊漁港管理……………	一七二	那覇都市計画/縦横に検討/石川博士一行空路来島……………	一八一
市町村自治法案可決/首長罷免は地方自治の意志に委す……………	一六一	軍が却下……………	一七二	大那覇市の都計にみる道路網/交通地獄の解消へ/一号線は巾員24間に……………	一八二
金口木舌("二市二村合併")……………	一六一	泊に港務所を新設/管理条例など審議/那覇市会……………	一七二		
"借りた土地を返せ"/真和志、那覇につきつける……………	一六一	那覇市議会議度表明/納得のいく合併/無方針な合併は禍根を胎す……………	一七三		
小禄も返還要求/那覇ペリー区の一部を……………	一六三				

市町村議特別選挙／行政課見解発表／議員増減は不可……………	一八三
動き出した那覇真和志議員補充選挙／“合併”ひかえて？任期は気になる／当選しそつな者から／三政党が抱きこみ合戦……………	一八三
さあ動くぞ那覇都計／六千七百万円／借金入れ認可さる……………	一八四
石川栄あき博士の講演要旨（上）／国際都市への構想／ひろびろとした街を……………	一八四
石川栄あき博士の講演要旨（下）／名都としての条件／那覇市は備えている……………	一八五
十月一日期して合併／那覇市積極的に意志表示……………	一八七
社説一二市二村の合併……………	一八八
合併へ・合併へ／近く研究委員会再開／那覇の十月一日説に応じ／二市二村が歩みよるか……………	一八八
合併を推進したい／復帰問題や都市復興について／眞栄田議長の土産談……………	一八九
首里もはつきり／十月一日合併へ……………	一八九
二市二村合体への道（上）／悠久の一点に立つて／翁長助静……………	一九〇
都市合併持ち越し／首里、小禄、那覇に同調……………	一九〇
二市二村合体への道（中）／悠久の一点に立つて／翁長助静……………	一九一
二市二村合体への道（下）／悠久の一点に立つて／翁長助静……………	一九一

社説一真和志村の異議？……………	一九二
水道料金値下げ／那覇市議会事務局を設置……………	一九三
社説一首都建設への協力……………	一九三
“都市合併”で会議は踊る／補選までたな上げ／暗礁手前に建設的な意見……………	一九四
牧志大通の拡張急ぐ／立退家屋は市が保証……………	一九五
社説一合併の世論に聴け……………	一九五
社説一二市二村の議員候補者に望む……………	一九六
真和志村の市昇格／都市合併の世論に反す／政府発表……………	一九七
社説一合併と市村民の態度……………	一九七
那覇市臨時議会／全会一致嘉手納助役承認……………	一九八
婦人候補も初名乗り／首里の市議選に嘉数さん……………	一九八
声／真和志の演説会……………	一九八
社説一合併問題について／真和志村民に問う……………	一九九
社説一真和志村の反省を促がす……………	二〇〇
寒波出足にぶらす／市町村議補選きよう投票／早朝からメガホン／さいごまで躍起の運動……………	二〇〇
社説一二つの選挙戦……………	二〇一
地方議員当選者きまる／真和志村またまた疑問票で当落決す？……………	二〇二
『都計』進捗に拍車／泊港、土地埋立の布令公布……………	二〇三

真和志でも告訴沙汰……………	二〇三
新議員の登場で、さて合併は／舞台が那覇へうつる／一市一村説も強まる……………	二〇三
またも異議申立／“シマ”めぐり必死の三つ巴……………	二〇四
泊港埋立地の贈与／那覇市が民政府へ要請……………	二〇四
真和志村／異議申立て成立し／金城氏議席を獲得……………	二〇五
立退け立退けブルトーザー乗り込む／今早朝銘苅・安謝部落にひと騒ぎ／部落民は右往左往あつという間に畑荒れる……………	二〇五
土地明渡しを指令／銘苅地区安謝一部に土地収用法を適用……………	二〇六
問題の布令第一〇九号／土地収用令全文／適用第一号は銘苅安謝地区……………	二〇六
社説一土地収用と民主政治……………	二〇七
土地事務所立退部落と契約締結を懇談／天久部落は承諾／銘苅・安謝は蹴る／いきなりブルトーザーはひどい／安い地代で二十年は困る……………	二〇八
和やかな雰囲気／新旧議員初顔合せ那覇市議会……………	二〇九
真和志の軍用地収用範囲／七五五筆15万8千坪……………	二〇九
質問討議活潑／休会明け那覇市議会……………	二〇九
真和志村議会／常任委員会等制定／地料引上げ問題は特別委で……………	二一〇
土地収用対策特別委／土地取上やめてほ……………	二一〇

しい／是非必要なら生活の保証を／立	二二〇	泊埋立地那覇市に移譲	二二九	市町村土地特別委連合会力強く発足／軍	二二七
退地区関係者から実情聴取	二二〇	埋立地売却に反論／議場久し振りに荒れ	二二九	用地問題の解決を／超党派的に促進	二二七
酔いどれ議員初市会を乱す	二二一	那覇市会	二二九	市会で決定／牧志通りの借家人にも泊	二二七
揉め抜く真和志村会／立退問題で意見書	二二二	那覇市会／泊の市有地売る／二重課税問	二二九	埋立地を割当	二二八
再燃する首里パスの公営／市会が研究会	二二三	題は互に研究	二二〇	一瀉千里に可決／那覇市会、無事閉幕	二二九
つくつて検討	二二三	強引な決議案／首里市会疑義質す	二二〇	市昇格を促進／真和志村会	二二九
又もむ？首里市会／バス市営を決議	二二三	移動促進の主動／那覇市役所旧天妃校へ	二二〇	バス会計の疑点衝き／首里市会・決算審	二二九
土地収用令の撤廃／真和志村が陳情	二二三	移転	二二〇	議でもむ	二二九
首里バス総会／穏やかに役員を選出	二二三	立消えの“都市合併”／十月説も遂にお	二二〇	“住民投票でゞも”／真和志村会一市一	二二九
首里市会大荒れ	二二四	流れか	二二一	村合併を強調	二三〇
問題の“旧真和志”に／挟みうちの土地	二二四	うれしい四つ引越し／腰を据える那覇	二二一	社説「首里市政と批判の必要」	二三〇
税／那覇、真和志両方から令書	二二四	市の役所や学校／八年ぶりに“上之山	二二二	遂に異例の決算否決／首里市会バス会計	二三一
社説「真和志市となるか」	二二五	校”／壺屋校三部授業やつと解消	二二二	で波乱	二三一
こんな筈では：／流産した首里市会	二二五	土地収用令、廃止の意図なし	二二二	軍用地問題／小禄村議会在が決議／立法院	二三一
目をつけた借地料／財源難の首里・琉大	二二五	帰れぬ国頭那覇人／市が近く十世帯受	二二二	通じ善処要請	二三一
へ請求	二二六	入れる	二二二	10日／再び合併委開く／那覇は“ぜび二	二三一
“いつそ寄贈してくれ”／首里の敷地料	二二六	軍民相互の連絡機関／土地委員顔ぶれ決	二二三	市二村で”	二三一
請求に琉大が回答	二二六	定	二二三	立法院本会議／都市計画法案可決／審議	二三一
“六日まで引渡せ”／安謝、銘苅の軍	二二六	明日の都市建設へ(一)／悔を百年に残すま	二二四	活潑／主席の責任追及は後廻し	二三一
用地に軍が正式命令	二二六	じ／又吉那覇市長施政演説大要	二二四	経済文化への貢献担い／新明治橋オーブ	二三一
泊埋立地に移して／旧垣花住民が陳情	二二七	明日の都市建設へ(二)／悔を百年に残すま	二二五	ン	二三一
社説「土地収用令の対策」	二二七	じ／又吉那覇市長施政演説大要	二二五	結論は出ずに足ぶみ／二市二村合併研究	二三四
土地税の奪い合い／那覇真和志・両手引	二二七	明日の都市建設へ(三)／悔を百年に残すま	二二六	委員会／解散手前で踏止どまる	二三四
張られる旧真和志／“こちらが取るの	二二八	じ／又吉那覇市長施政演説大要	二二六	壺屋陶器に活／舟木氏囲みきのう座談会	二三四
じゃ”／会谈決裂・裁判へ持出すか	二二八	増える那覇の財産／泊埋立地晴れて譲渡	二二六	泊の屋台に市が親心／三カ月間の立退余	二三五
市助役のバス会社監査役就任／“法に抵	二二八	真和志でも水道工事／軍の補助で那覇市	二二七	裕	二三五
触しない”行政課が回答	二二八	が協力	二二七	首里市長告発さる／特別会計決算めぐり	二三五
那覇、真和志／水道パイプで連結／いが	二二九	明日の都市建設へ完／悔を百年に残すま	二二七	膨れる真和志に校舎の悩み／八十教室も	二三六
み合いも水に流し	二二九	じ／又吉那覇市長施政演説大要	二二七	不足／二部授業でも追つかぬ	二三六

首里市長告発事件取調べを始め	二二二	初の真和志市臨時議会が／祖国復帰を決	二二二
条件付して土地開放／若狭町、四千七百坪余	二二二	議	二二二
競輪法きのう公布	二二二	首里市会／特別委員会設け、バスの市営移管を研究	二二二
”退陣なんかしない”／バス問題にからむ与野党の対立／首里市	二二二	社説一市長選挙と合併問題	二二三
都計の促進に拍車／泊港周辺の見苦しい屋台店に／軍が工事支障で撤去命令	二二二	機構を整備し職員常置／きのう那覇市軍用地特別委	二二四
市長強硬意見／七万那覇市民の福祉を目ざし／屋台店の代表に回答	二二二	”収容能力が落ちる”／泊港の修築に那覇市が陳情	二二四
”復帰決議は違法？”／那覇市議会で論争	二二二	那覇市長選／島袋氏の出馬決る／きのう議員の辞表提出	二二五
ヤツサモツサ泊の屋台店／カナエの軽重問われる那覇市	二三九	那覇市長選／当間氏はつ名乗り／都市合併の抱負語る	二二五
真和志上之屋区／大道へ併合陳情	二四〇	島袋氏、きのう届け出る／”植民地化からの脱離”ねらう	二二五
西新町、軍用地／二日付・一部開放される	二四〇	どつと！水の饗宴／これからジャブジャブ使えるぞ／きのう軍が那覇市へ通水	二二六
軍機橋入口に立退き令／15日迄二千坪明渡し	二四〇	首里バス問題／市営バスへ／結局、落付く	二二六
訴えられた首里市長／事実無根の声明書を発表	二四一	統一五大綱領いま何処？／那覇市長選挙	二二六
那覇市会スムーズに進む	二四一	”繞り／人民党が社大党へ質問状”	二二六
”日本復帰決議案”否決／那覇市議会議き	二四一	移管で賛否対立／首里バス問題、難コトス	二二七
のう6対17で	二四二	水道・道路起債で実現／宮里真和志市長	二二八
泊、外人墓地／那覇市に移管	二四三	本土視察より帰る	二二八
軍用地料一八三〇万円委託／筆頭は那覇市の一五〇〇万円	二四三	社説一那覇市長選挙を前に	二二八
軍用地特別委／那覇市初会議開く	二四三	社説一新都市建設と市長選挙	二二九
公聴／那覇市会に訴う／祖国復帰決議案	二四三	社説一当間氏の那覇市長当選に寄す	二三〇
		那覇市長選挙当間氏圧倒的に勝つ／得票	二三〇
否決について	二四三		
泊屋台立退に断	二四四		
賃借の適正化／那覇市きのう軍用地特別委	二四四		
踏みしめる那覇の土／疎開暮し八年やつと故里へ”ヒヤ、すつかり変つて”	二四四		
社説一”新しい村”誕生の促進	二四五		
”復帰決議案の否決は遺憾”／期成会が那覇市会に意見書送る	二四六		
真和志村会／上之屋は大道へ／『復帰』に特別委	二四六		
都計の父忽然ゆく／又吉那覇市長逝去／生前のこした偉大な業績をたたえ／あす市役所で市葬行う	二四六		
居直り屋台一掃さる／明るくなった那覇の玄関口	二四七		
上之屋区大道へ合流	二四七		
二十八日限り停電か／那覇地区電気業組合が声明書発表／買収価格問題の波及	二四八		
土地特別委発足／会長に仲本為美氏	二四八		
真和志市、十月から実現か	二四八		
社説一理由なき消燈は慎め	二四九		
那覇市／相互の立場尊重で／軍用地特別委で地主側の要望	二五〇		
社説一真和志の市昇格と首都建設	二五〇		
屋台店円満解決／ハンスト団引きあげ	二五一		
あすこゝの声をあげる真和志市／農業は僅かに七％／三十三年の村政にさよなら	二五一		
喜びに満ち真和志市	二五二		

数一三、四〇三／島袋氏との開き七、
四二四……………二六一

社説一都市合併の促進を計れ……………二六一

当間声明の反響を訊く……………二六一

那霸市会の日本復帰否決は遺憾／今少し
運動に努力すべき／衆院議員団北部で
語る……………二六四

那覇に市旗……………二六四

喜び溢る真和志市……………二六四

漁港か、商港か／泊港地域問題でもむ／
那覇市会全員協議会……………二六五

軍隊が出動して解散／小禄の立退部落民
騒ぐ／重機の前に居座り……………二六五

那覇、小禄の軍用地／十二万余坪近く開
放……………二六六

泊埋立地に借地人ワンサ／割当に頭痛の
市当局／五万坪の土地に四十万坪の申
込み……………二六七

”円満裡に解決したい”／主席が具志部
落民に約束……………二六八

具志部落、政府立法院へ訴る／きょう実
情調査／立法院が乗り出す……………二六八

当間市長、就任初の那覇市会／都市合併
を推進／競輪、早期実現など可決……………二六九

競輪実施はいつ？／立退き迫られた区民
が照会……………二七〇

機構改革等原案可決／論戦活発・那覇市
会閉ず……………二七〇

機構改革に伴う／那覇市部課長級異動……………二七一

才准将”思う存分使える”／満々と水を
たたえた二億円の施設／泊浄水場きの
う那覇市に譲渡……………二七一

泊埋立地の住宅街拡げる／那覇市特別委
で決まる……………二七二

社説一奄美大島よ”おめでとつ”……………二七二

一九五四年（昭和二十九年）

合併に市民投票の動き／二市か、三市一
村か／真和志市近く議会へ提案……………二七四

都市合併、本格化へ……………二七四

今晚の話題／議員の良識……………二七五

”大勢に従つ”首里市……………二七五

小禄村／三市一村の首都建設へ／全会一
致でスピード可決……………二七五

三市一村合併、多数で可決／確平邁進説
と尚早説対峙／退場騒ぎを演じたきの
うの那覇議会……………二七五

復帰決議案再び否決／那覇市議会・態度
表明……………二七六

三市までは譲歩か／主席の「諮問」に答
申／真和志……………二七六

記者のメモ／後味の悪い合併決議……………二七七

社説一市村の合併に直進か漸進か……………二七七

完全なる意見一致／首里市会三市一村決
議……………二七八

どうなる？「三市一村」／那覇の決議に
真和志硬化……………二七八

社説一首都と合併と開放……………二七九

大絃小絃「三市一村合併」……………二八〇

依然もたつく三市一村合併問題……………二八〇

権限は那覇市に／水道使用料政府も徴収……………二八〇

両市の歩寄りに期待／首里市会、希望決
議文……………二八〇

小禄村具志／軍用地開放……………二八一

軍用地二万四千坪を開放／那覇の地主に
直接返還……………二八一

那覇市／産業奨励制度を実施／まず壺屋
陶器へ四万三千元……………二八一

泊港を活用せよ／安謝港浚渫、却下さる……………二八一

泊埋立地受人決る／港湾業務地区……………二八一

通堂町一筆の土地開放……………二八一

当分軍が管理／那覇港の運営……………二八一

布令改正／教育法に織り込む／教育委の
特別選挙法……………二八一

泊の北岸八千余坪開放……………二八一

社説一四市村の自重と都市合併の促進……………二八三

泊埋立費の市債可決／他の二件は委員会
へ／那覇市会……………二八三

区画整理費六千八百万円／那覇市が政府
負担を申請……………二八四

記者のメモ／差押え覚悟の上の起債案……………二八四

再び動く三市合併／今度は真和志が乗り
気／”まあ出方を見るよ”那覇……………二八五

公聴／那覇市に御願い……………二八五

那覇市／議員本土へ派遣……………二八六

立退き補償を陳情／拡張工事にかゝる牧

志通り……………	二八六	那霸市都計原案を可決／都市計画審議委員会……………	二九二	”早く三市一村合併を”／真和志が強腰の意見書……………	三〇一
近代都市への粧い／那霸市の復金起債き	二八六	行政全域を都計区域に／那霸都計審議会	二九三	都市合併の推進を／真和志市長、主席訪問……………	三〇一
よう政府認可……………	二八七	鹿兒島で／沖繩の教育振興はこうして／	二九三	布令133号8日付／那覇商港、民直轄に／	三〇一
牧志通り工事に分担金／那霸市地主側は	二八七	泉市議ら囲み座談会……………	二九三	他の軍港除いては市町村が運営……………	三〇一
徴収に反対……………	二八七	合併への舞台裏／那霸市の巻／行くべき	二九三	長期金融資金部の設置／市町村議長会／	三〇一
辻町など開放……………	二八八	ところは当然／ゆつたりと宿願を見守る……………	二九三	那覇市議長が提案……………	三〇一
軍使用・住民地の半分／那霸市の調査ま	二八八	”羨ましい復興振り”／都計は参考にな	二九三	那覇商港の区域……………	三〇一
とまる……………	二八八	つた”／那覇市議員お土産談……………	二九四	編入合併を堅持／きのう那覇市与党議員	三〇一
泉氏らの出域拒否／那覇市会が軍へ善処	二八八	合併への舞台裏／小禄村の巻／”いまさ	二九四	が協議／反対なら小禄だけでも……………	三〇一
方陳情……………	二八八	ら”と着着く／お互に懐の探り合い……………	二九四	社説一都市合併への態度……………	三〇三
泉氏、出域許可さる……………	二八八	『港湾法』局長会で審議／那覇商港は政	二九四	旧市街の復興に重点／当間那覇市長施政	三〇三
泊理立地／垣花町民を優先受け入れ／倉庫	二八八	府の管理に……………	二九四	方針演説／生産都市への転換／市民を	三〇三
や商社もギツシリ……………	二八八	3市1村の議長団／”新首都”への胎動	二九五	一号線内側に誘致……………	三〇四
那覇市会の本土視察に嘉数氏補充……………	二八九	／きのう和やかな初懇談……………	二九五	都市合併／こゝ一週間が”成否”のヤマ	三〇四
小禄は長嶺氏／圧倒的に勝利……………	二八九	社説一都市合併の促進を望む……………	二九五	／当間氏市長改選は嫌／編入には応ぜ	三〇四
どうなる二重課税／那覇市が再び政府へ	二八九	旧泊小学校六月一日に開放……………	二九六	られぬ真和志側……………	三〇四
要請……………	二八九	”三市一村合併急げ”／首里市議会も促	二九六	解説／対立する編入と対等合併／合併の	三〇四
住みよい那覇市建設へ／都市計画区域決	二八九	進決議……………	二九六	理想は『対等』／編入少数が多数支配	三〇四
定内申……………	二八九	都市計画法罷り通る／大那覇市建設かく	二九六	の疑問……………	三〇四
百二十三教室も不足／真和志市が復旧を	二九〇	て完し……………	二九六	合併問題に論議集中／眞栄田・泉両議員	三〇五
陳情……………	二九〇	都市合併／年内に”実現”するか／三市	二九七	渡り合う／那覇市会……………	三〇五
大掛りな都計を勉強／大阪視察の那覇市	二九〇	一村の肚をのぞく……………	二九七	真和志／”合併”足並乱れる？／議員が	三〇六
議一行……………	二九〇	社説一都市合併をもて遊ぶな……………	二九八	當間市長らと会談……………	三〇六
那覇市で法外な借地料完封に／百数十名	二九〇	もつれる都市合併案／那覇市は吸収固持	二九九	合併と三市一村の”力”くらべ／財産で	三〇六
の借地人が決議……………	二九〇	／昨夜の協議会で最終案を決定……………	二九九	は那覇が断然／だが負債も筆頭を占め	三〇六
都市合併八月に実現か／問題の真和志	二九一	社説一都市合併を阻むな……………	三〇〇	る……………	三〇六
「三市一村」を決議……………	二九一	金口木舌（都市合併問題）……………	三〇〇	都市合併／市長並び議員の延命が真意／	三〇六
社説一真和志市議会の都市合併決議に	二九一				
讚す……………	二九一				

真和志の新提案に那覇は硬化	三〇七	編入合併に落付く/首里市会全員協議会	三二六	の意見	三三二
合併問題各首長に聴く/二次会談にどう臨む	三〇七	で	三二六	"編入申請"を可決/きのう首里市臨時議会	三三二
社説一步みよる都市合併	三〇八	真和志の了解を求め/首里市会編入の腹を固む	三二六	解説/"調停"愈々本格的段階へ/四市村合併へ政府の動き	三三二
都市合併、首里が折れる	三〇九	16対2の編入議決/首里市会、懸案に終止符	三二六	首里・小禄の編入合併/15対4で遂に可決/那覇市会	三三三
依然結論に至らず/注目される真和志側の態度	三〇九	大詰めに来た"都市合併"/政府、まとめ役に本腰/きのう那覇・真和志と懇談	三二七	社説一真和志市側の熟慮促す	三三三
首都建設へ援助を/那覇市会、政府へ要請	三〇九	公聴/小禄議会に望む	三二七	円満妥結に政府苦慮/真和志側の渋りで絶望か	三三四
真和志市会/16対5で"編入"をける/都市合併、ついに"破算"?	三〇九	首里市"編入合併決議"の経緯/各区でひらく公聴会/だがその結果測定に両論	三二八	二市村の編入申請/きのう那覇市が提出	三三五
微れぬ琉大の敷地料/首里市、当て外れて困惑	三二〇	小禄きのう臨時議会/編入に慎重論強く持越す	三二八	都市合併、最後の調停暗礁へ/あくまで合体を主張/真和志の住民投票が鍵	三三五
都市合併よ何処へ?/編入と対等で折合いつかず	三二一	合併問題/那覇側政府勧告敬遠か/副主席ら那覇議会代表と会談	三二九	告示は出たが動かさず/真和志の選挙合併騒ぎで混乱	三三六
社説一飽くまでも歩み寄れ	三二一	声/真和志市会の再考を望む	三二九	"態度はかわらず"	三三六
痛烈な市政批判演説会/合併は全住民の関心/昨夜那覇高で飛入りで盛況/三市一村実現せよ	三二二	政府の円満調停に期待/合併へ真和志市の態度	三三〇	記者のメモ/都市合併と議員立候補	三三六
早くも編入への動き/首里・小禄那覇へ促進申し入れ	三二四	小禄も編入合併可決/昨夜十三対四の多数で	三三〇	合併問題の裏街道を往く(1/本社記者座談会/那覇意識がシコリ/いさゝか選挙も心配	三三七
三市一村合併の失敗(上)/真和志市会議員 町田宗永	三二四	那覇市起債/軍から認可	三三一	"編入"に六つの条件/真和志が一步譲って検討	三三八
三市一村合併の失敗(下)/真和志市会議員 町田宗永	三二五	泊の埋立地/重民町と命名	三三一	"政府へ再調停要請"/合併へ真和志側慎重期す	三三八
首里編入合併に歩寄る/当間氏を交え全員協議会	三二五	当間市長の心境"煩惱具足"/小禄青年代表副主席と会談	三三二	合併問題の裏街道を往く(2/本社記者座談会/甘くみすぎた調停案/裏のかけひき虚々実々?	三三九
真和志も一緒に編入へ/首里市で合併公聴会開く	三二六	小禄村の二十八軒立退き/軍が再び政府へ通達	三三二	政府の合併調停/真和志の条件緩和に主	三三九

力/きのつ副主席、嘉数昇氏らと会談……………	三三二
合併問題の裏街道を往く3/本社記者座談会/「養子市長」の悩み/市会の力にはどうも……………	三三一
合併後の行政運営は/市長改選まで四委員で/真和志議会・最後の妥協案決定……………	三三二
合併勧奨改訂案/政府が真和志へ再考懇請……………	三三四
合併問題の裏街道を往く4/本社記者座談会/市会定員30名が限度/首里小祿丸呑みされる危険……………	三三四
編入合併は時間の問題/全会一致の線に努力……………	三三六
真和志/11名辞意は全くの誤り/報道否定に議長談話を発表……………	三三六
自治権放棄するな/主席が真和志議員に要望……………	三三七
社説一真和志議会の辞任騒ぎ……………	三三七
大絃小絃「真和志の市民投票について」……………	三三八
真和志/遂に市民投票へ/15日合併の賛否問う……………	三三八
社説一編入是非かの住民投票……………	三三九
賛成か、反対×か/きよう住民の審判/真和志市、合併問題の世論調査……………	三四〇
社説一合併問題は解決されたのではない……………	三四一
い……………	三四一
那覇首里小祿/二市一村の合併/政府きよう立法院へ提案……………	三四二
議会招集せず/真和志/編入賛成……………	三四二

六八〇/「反対1四、〇1三……………	三四二
万已むを得ぬ措置/二市一村合併昨日立法院へ提案……………	三四二
真和志/合併問題で張合う/市長選に宮里翁長両氏出馬必至……………	三四三
真和志市の不参加遺憾/比嘉主席談……………	三四四
琉大の敷地問題/最後の首里市会に飛出る/大学側……………	三四四
譲つて……………	三四四
真和志含まぬのは遺憾/大那覇市建設にシ民政官見解……………	三四五
財政面にみる二市一村の合併……………	三四五
三市一村合併への一段階/與儀副主席関係首長ら立法院で答弁……………	三四六
琉大が陳情/那覇市議会に……………	三四八
真和志側の説得工作に/選挙延長持出す/きのう、議会代表が折衝……………	三四八
真和志アトの祭り/合併逃げてドーナツ残る……………	三四八
社説一那覇市に蹴られた立法院……………	三四八
立法院本会議/二市一村の合併決議/十六対十で遂に可決……………	三四九
告示百四十号/二市一村合併きのう告示あす看板下す/首里市役所……………	三五一
大那覇市建設第一歩/きよう歴史的祝典の盛観……………	三五一
社説一大那覇市の進発を祝す……………	三五一
真和志の一騎打ち双方「合併」を公約……………	三五一
真和志市長選/表面化した職場放棄/き……………	三五一

よう久場議員らが当局に抗議……………	三五三
軍用指定の解除を/真和志古島の地主が訴え……………	三五三
社説一真和志市民の意志表示……………	三五三
両市長につこり笑つて握手/住民の審判どおり/さあ合併へ共に進もう……………	三五四
都市合併大那覇市機構制定/旧首里、小祿に暫定的支所設置……………	三五五
社説一今後の合併問題……………	三五六
ダンマリ劇で決戦へ/那覇市議選はり紙だけベタベタ/だが裏面の工作活発……………	三五七
月光の下繰り展げた言論戦/首里の立合演説会/公明選挙へ活躍の首里青年会……………	三五七
社説一新那覇市の区制に望む……………	三五八
真和志投票六割二分/大勢判明は午後一時あと……………	三五八
地方議員当選者……………	三五八
きのう開票/那覇市与党勢が圧倒的……………	三五八
問題のこす同姓記名……………	三五九
同志相打つ一票騒ぎ/真和志も新人の得票めだつ……………	三六〇
社説一中央・地方の議会に警告……………	三六〇
当選決定に三十六時間/遂に宮城氏(人国民党)に軍配/長嶺氏の「ソシン」も生返える……………	三六一
國吉氏が異議申立/「選挙人の意志尊重せよ」……………	三六一
那覇市議長を狙う/自薦他薦の裏面工作……………	三六一

活発……………二六二

小祿が前夜に開票／那覇市議選にまた難問……………二六三

那覇市議選挙無効／"慎重に検討する"／異議申立に島袋委員長語る……………二六三

"首里"の名を残せ／青年団が當間市長へ要望……………二六三

國吉氏、市議当選／異議申立てが成立……………二六三

那覇市議選無効と／人民党異議申立……………二六三

社説一那覇市会の議長問題……………二六四

那覇市議／選挙無効にならぬ／異議申立に選管委談……………二六四

東江氏の助役就任否決／真和志議会、野党が牛耳る……………二六五

大那覇市合併、初の議会／満場拍手裡に議長選任／議長に泉氏、副議長に長嶺氏……………二六五

常任委の構成決る／那覇市会、会期は八日間……………二六五

異議申立に回答／那覇市議選挙は有効……………二六六

スピード可決／那覇市会八議案……………二六六

那覇市会／各委員会活発に審議／議員に調査研究費……………二六六

瀬長人民党書記長逮捕／大湾立法院議員ほか二十三名も／逮捕理由は隠匿幫助と布令一号……………二六七

記者のメモ／云つなれば要望決議か……………二六七

四議案可決／那覇市会最終日……………二六七

那覇市の軍用地／特別委々員長に／上原

永盛氏……………二六八

全面的に那覇が援助／真和志市の水道工事一歩進む……………二六八

水道工事は那覇で／真和志市会が要望意見……………二六八

"裁判"めぐり二つの解釈／与野党同数の真和志市会……………二六九

真和志立退の善処／翁市長ら主席へ要請……………二六九

「那覇」を一教育区に／教育法改正布令で明文化……………二六九

那覇市議組勝つ／和気あいあい珍プレーも出す……………二六九

那覇の軍用地主も／布告改正を陳情……………二七〇

"刑務所を移転せよ"／那覇議会が決議の予定……………二七〇

那覇市に譲渡軍埋立地三千余坪……………二七〇

那覇市民に朗報／松下・東町の一部近く開放……………二七〇

泊港地区の都計成る／年内に旧垣花を受入／建設のかけにも財政のなやみ……………二七一

泊港正式に譲渡／民政府が那覇市へ……………二七一

生れ変つた牧志街道／総工費三千万円以上かかる……………二七一

那覇市会／楚辺出張所廃止……………二七一

議員のボーナスを／救済者のお年玉へ／那覇市議会……………二七一

記者のメモ／『ボーナス返上』怪挙が快挙へ……………二七二

都市合併問題再燃／真和志市議会早期実現を決議……………二七二

戦災復興の国庫助成／本土政府へ要請／那覇市会終る……………二七三

編入の線で正式交渉／真和志合併へ積極的動き……………二七三

"世論実現"に努力／真和志市助役就任の獲得久朝俊氏談……………二七三

記者のメモ／合併決議と失地問題……………二七四

真和志市議会／市町村合併に関する立法要請……………二七四

社説一合併促進に関する立法要請に就いて……………二七四

「日の丸」掲揚許可／但し役所や学校は駄目……………二七五

一九五五年(昭和三十年)

都市合併を協議／十日から真和志市特別委……………二七六

合併は年内実現か／動き出した特別委／問題は真和志市選出の議員数……………二七六

委員長に新里氏／真和志市議会第一回合併促進委……………二七六

那覇市／税金は"少しでも安く"三倍に増えた異議申立……………二七七

都市運営／参考になつた／高良那覇市議帰任談……………二七七

社大党那覇支部結成／真和志合併促進な

ど宣言……………	二七七	銘苅一帯に立退要求／あと四日間で移動	二八三	合併委決る／那覇市会……………	三九一
卒先、市民と直結する／真和志市産業課		敵命……………	二八三	那覇選管委に辞職勧告……………	三九一
社会課の各区歴訪……………	二七八	都市合併早期実現困難か／政府の斡旋に		”刑務所の移転”／都計案に那覇市会が	
どうぞ『市民室』へ／議員さんが相談相		期待／那覇真和志両市長の構想にくい		要望……………	三九一
手に／那覇……………	二七八	違い……………	二八四	”真和志の方針を打診”／初の那覇市都	
都市復興委の設置を／競輪は研究を要す		銘苅／”百姓が土を離れて”／不安に包		市合併委……………	三九二
／泉議長帰来談……………	二七八	まれる立退部落……………	二八四	那覇・真和志の合併すむ／まずは腹う	
都計に積極的援助／主席、那覇市議会で		希望容れねば退かぬ／銘苅部落二十四世		ちわつて／きのう両委員会のお見合……………	三九二
演説か……………	二七九	帯が……………	二八五	軍用地開放／二万二千坪……………	三九二
首都の不法建築を一掃……………	二七九	前島町の七万余坪／軍が正式に解放……………	二八五	名実共に都市建設へ／当間市長施政方針	
両市が合併懇談会／議員問題に意見……………	二八〇	六日に上訴／無効判決の那覇市議選……………	二八五	演説で言明……………	三九三
水道問題／栄町代表、那覇市へ陳情……………	二八〇	公聴／翁長市長に望む……………	二八五	公有水面埋立／那覇市へ手続指示……………	三九三
きのう盛大に祝賀／又吉、牧志道路の開		前進する都市合併／きのう那覇・真和志		社説一都市合併と旧市内の復興……………	三九四
通式……………	二八〇	が協議／那覇市にも委員会／今期立法		予算、委員会へ付託／きのう那覇市会本	
都計事業の国庫補助／那覇市日本政府へ		議会へ提案か……………	二八五	会議……………	三九五
陳情か……………	二八〇	那覇「都計案」の全ぼう／二十一日から		一号線の高圧線を取除け／那覇市会が陳	
合併促進法立案／真和志市特別委……………	二八一	臨時市会／人口二十万の”首都”に／		情決議……………	三九五
那覇市議選挙は無効／きのう中央巡裁で		真和志豊見城もふくめ仕上げ急ぐ……………	二八六	都市計画区域認可……………	三九五
判決……………	二八一	軍用地要望決議案成る／きょう可決か／		補償費第一号支払う／銘苅の立退、二十	
金口木舌〔那覇市職員停年制〕……………	二八一	立法院の派米準備急ピツチ……………	二八七	七日から……………	三九五
那覇市議、公衛調査へ……………	二八一	立法院の派米準備急ピツチ……………	二八七	在日資産の受取り／那覇市会が政府へ意	
那覇市会／借地法の立法を陳情／高い地		う代表渡米を決議……………	二八九	見書……………	三九六
代坪七千円の権利金……………	二八二	都計案を審議／合併特別委設置を提案／		会長に與那原良昭氏／二市一村合併那覇	
職員停年制60才設ける／那覇市会終る／		那覇市会……………	二九〇	市青連結成……………	三九六
栄町の水道工事費など起債……………	二八二	派米代表団勇躍出発／昨夕軍用機で／		港や市場から四千万円／税外収入でほく	
都市計画の援助要請／当間市長ら主席訪		”意志卒直に訴えん”／決意新にステ		ほく／那覇市……………	三九七
問……………	二八三	ートメント発表……………	二九一	バス・ターミナル那覇駅跡に／建設事業、	
那覇・真和志合併協議／稲嶺氏交え立法		町から村から／都計区域を視察／那覇の		那覇市が担当……………	三九七
面研究……………	二八三	議員さん……………	二九一	鳩笛〔那覇市の議員バツジ〕……………	三九七

那霸市議会で承認/割当土地賃貸料評定委員決る……………	三九七	注目される判決/那霸市議選挙無効裁判……………	四〇五	話の卵/那霸市二十四町……………	四一八
那覇/新規事業に赤信号/復金借入れ・償還年限延長を陳情/借金返済に年二千万円も……………	三九八	石川博士那覇の都計を語る(4)/首里は大学タウンに/スポーツセンターの建設急げ……………	四〇六	社説一那霸市議選挙に望む……………	四一九
銘苅区/復金融資、政府も賛同/立退き計画、きのう提出……………	三九八	石川博士那覇の都計を語る(完)/壺川に四万坪の動物園/波之上は水族館・噴水塔……………	四〇七	記者のメモ/那霸市議選のとはつちり……………	四二〇
真和志議会承認/割当土地賃借料評定委員決る……………	三九九	社説一那霸市と公会堂の建設……………	四〇八	社説一裏街道をゆく那霸市議選挙……………	四二〇
円満解決した銘苅の立退き/地主・当局者の協力/粘りぬいた折衝成功……………	三九九	さあ選挙やり直し!/那霸市議に無効の判決……………	四〇九	市政に対する私の抱負/那霸市議選に臨む決意一……………	四二一
借金背負った簡易水道/真和志栄町:来週水道着工か……………	四〇〇	社説一市議選挙無効と選管委……………	四一〇	ゆれはじめた那霸市議選戦/戸別訪問など厳戒を/候補者側が取締り要望……………	四二四
那覇市の競輪再燃……………	四〇一	大絃小絃(「那霸市議選挙無効判決」)……………	四一〇	市政に対する私の抱負/那霸市議選に臨む決意二……………	四二三
都計の石川博士再度来島/今後のあり方を再検討……………	四〇一	きよう那覇合併一周年/「財政」で旧首里は恩恵……………	四一一	市政に対する私の抱負/那霸市議選に臨む決意三……………	四二四
浮かび出た市町村合併問題/人口一五五千標準に/「促進法」立法準備すむ……………	四〇一	都計は一緒に/真和志、那覇から説明きく……………	四一一	旧小禄/合併で高過ぎると不満/固定資産税続々異議申立て……………	四二五
石川博士那覇の都計を語る(1)/都市美委員会を作れ/鉄筋コンクリート人口割では東京以上……………	四〇二	ガープ、安里川/那覇市が浚渫陳情……………	四一二	那霸市議選挙昨夜小禄で合同演説会/首里でも計画/依然言論戦は低調……………	四二六
”都計”那覇と同步調で/石川博士、真和志と懇談……………	四〇三	社説一那霸市議選挙に望む……………	四一二	那霸市/昨年度予算/予算の執行、僅か50%/あてが外れた復金借入れ……………	四二六
真和志市割当土地評定委/会長に嘉数氏……………	四〇三	法文の解釈に誤りあり/那覇市選管委軍へ再審願ひ……………	四一三	市政に対する私の抱負/那霸市議選に臨む決意四……………	四二八
石川博士那覇の都計を語る(2)/躍進と苦勞の抱合い/商店街の不潔を整備せよ……………	四〇四	那覇市会選挙無効の再審願と自治/池宮城秀意……………	四一四	来年六月迄には完了/五十二万坪が未整理……………	四二九
石川博士那覇の都計を語る(3)/溢れる車・副道つけよ/那覇・真和志は早く合併を……………	四〇五	小禄/もう別れ話しも出る/固定資産税評価等めぐり……………	四一四	有名無実の那覇青連/市議選も傍観、見おくり?……………	四二九
		社説一首都建設は政府の責任……………	四一五	市政に対する私の抱負/那霸市議選に臨む決意(六)……………	四三〇
		那覇市議選挙/再審願ついに取下げ……………	四一六	終盤戦の形勢探る/那霸市議選挙/物いっし出身部落小禄/旧那覇首里からの得票狙う……………	四三一
		社説一軍は民裁判に干渉しない……………	四一七		
		金口木舌(「那覇市議の再選挙」)……………	四一八		
		那覇市議選挙きようから受付……………	四一八		

市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意七)	四三一	公聴／都市合併のチャンスを	四四五	広告／御挨拶(那覇市会議員二日会々員)	四五三
モグリ戦でサヤ当て／那覇市議選必死の追込みへ	四三三	合併問題再び活発化／真和志側積極的に動き出す	四四五	話の卵／納得できぬ競輪	四五三
市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意八)	四三三	那覇競輪社／きのう発足／役員人事は保留	四四六	競輪是非の公聴会も／那覇市総務財政委審議に慎重	四五三
社説一市民の自覚に期待する	四三四	米調査団昨夕来島／28日まで滞在か	四四六	那覇市会／都市合併委を設立／競輪で会期四日延ばす	四五四
泊埋立地の那覇市編入／行法委・議決を決定	四三五	那覇市議選の異議申立／判読に困る千余／あいまい票の奪い合い	四四六	競輪／那覇市が割り出したご利益／市のふところ太らず／年間収益ざつと二百万円	四五五
市政に対する私の抱負／那覇市議選に臨む決意九)	四三五	三十名の選良／那覇市議／当選証書交付式	四四七	裁判に持ちこむ／那覇市議選拳	四五五
私はこんな人を選ぶ／あす那覇市議選拳	四三六	一戸五万円の補償を／競輪で立退く奥武山区民陳情	四四七	どうなる競輪きのう公聴会／那覇市会総務財政委・傍聴人ぎつしり／賛成五	四五五
きょう投票／審判待つ四十七士／ホコをおさめて当選の夢?	四三七	三氏の異議申立／那覇選管委却下	四四七	反対一〇／反対論にわれる拍手	四五五
大絃小絃(那覇市議選拳風景)	四三八	那覇市会議長に泉氏／副議長に長嶺氏／選挙すんで握手／泉16・高良10・島袋	四四七	声／那覇市会に望む	四五七
記者のメモ／“九千六百元”の選挙	四三八	3・白票1	四四七	“財政面も検討しよう”／那覇市会競輪問題で会期再延長	四五七
皮算用で自信満々	四三八	記者のメモ／午前四時の訪問客?	四四八	問題で会期再延長	四五七
民の審判は?	四三九	常任委員を選任／那覇市臨時議会ふた開け	四四八	記者のメモ／競輪問題で家庭訪問?	四五七
社説一当選した新議員に望む	四四〇	社説一競輪事業に反対する	四四八	儲けた首里バス／半年で二百万円の純益	四五八
金口木舌(那覇市議選)	四四一	泊埋立地／那覇市編入告示	四四九	／那覇市会で“市営移管”検討	四五八
首都の議員さん誕生／那覇市議選拳終る／夜を明かす当選決定／前議員18・目立つ新人群	四四一	記者のメモ／歴史が語る競輪問答	四四九	一足先に不用地開放／真和志の宇久増原／軍が地代も支払う	四五八
新那覇市議選に望む	四四二	競輪問題で当局追及／ゆれる那覇市会／当局財政的にプラス／議会が認めねば止める	四五〇	“競輪事業”を衝く／舞台回って那覇市会へ	四五九
社説一市民と直結する市政	四四四	今議会に提案／那覇市会の二日会／真和志側と合併協議	四五〇	社説一那覇市会は世論を尊重せよ	四六〇
新那覇市会の分野／三分の二占める”当局派”	四四四	“競輪”に集中攻撃／那覇市会委員会は否定的	四五二	競輪／財政面から検討／那覇市会総財委	四六一
那覇市／情実を廃し実力本位／職員の試験採用を規定	四四五			声／競輪に就いて	四六一
				広告／声明書(競輪)	四六一
				記者のメモ／競輪、報告は可否同数で	四六三
				問題の競輪：委員会パス／きょう本会議	四六三

通過か/委員長裁決で賛成に傾く…………… 四六三

那霸市会競輪本会議を滑走/奥武山一万
二千坪の市有地…………… 四六四

記者のメモ/二日会は八百長だ…………… 四六五

今晚の話題/競輪の出発…………… 四六五

社説一世論は無視された…………… 四六五

「若松通り」と命名/湯原卸商街の通り
名…………… 四六七

真和志との合併/折衝委挙げ調整…………… 四六七

市営住宅、愈よ実現/一千九百万円の起
債認可…………… 四六七

「競輪法を撤廃せよ」/五団体が政府に
強硬要請…………… 四六七

那霸市の工業実態調べ/月に一億五百万
円生産/五倍に増えた食糧品工業…………… 四六八

社説一那霸市の住宅政策を推進せよ…………… 四六八

三通り会合併きまる/平和、栄橋、壺屋
通り…………… 四六九

「競輪中止」を決議/南部市町村議長会
/世論無視は非民主議会/那霸市会に
強硬申入れか…………… 四六九

都計編入反対/豊見城が回答…………… 四七〇

社説一那霸市の競輪事業に警告…………… 四七〇

外資競輪ヒジ鉄食つ/申請却下振出しへ
逆戻り…………… 四七一

進む那霸の都市計画/新旧市内結ぶ12間
道路/首里・小祿にも水道敷設…………… 四七一

那霸競輪が再申請/外資委へ今度は技術
導入で…………… 四七二

一九五六年(昭和三十一年)

立退は政府の責任/楚辺送信所に軍が回
答…………… 四七三

高圧線架設の変更/真和志市が陳情…………… 四七三

住宅街の真和志市/一日一棟の建築が進
む…………… 四七三

「才の神」の坂も消える/松下町の区画
整理始まる…………… 四七三

産業都市への飛躍に/那霸市が生産対策
委を設置…………… 四七四

一石三鳥をねらう/安里川の川幅改修堤
防工事…………… 四七四

民政府が真和志銘苅区へ融資/軍用地立
退者の/代替地購入に新たな措置…………… 四七四

「ス」「マ」の票争い/訴え取り下げでケ
リ…………… 四七五

「評価の六%は名のみ」/那霸市軍用地
料の実態…………… 四七五

貧困者住宅に補助を/那霸市が陳情…………… 四七五

悪路を早く直せ/真和志市民の声きく懇
談会…………… 四七五

真和志/財政建直しに苦慮/移動多く悪
い納税成績…………… 四七六

競輪法の撤廃、輸入規制など/市町村議
会議長会が政府へ要請…………… 四七六

代替地の斡旋を/立退きの楚辺区民に政
府が…軍に要請…………… 四七六

那霸市に特別補助金/8、700万円の
支出決定/都計大幅に促進/『首都建
設法』に主席署名…………… 四七七

地番呼称近く改正/那霸市が熊本県人会
へ回答…………… 四七八

「首都建設法」公布さる/委員会七月発
足の予定…………… 四七八

市税二年分の贈物/那霸市軍補助の八千
七百万円…………… 四七八

市立図書館の設置/郷土史研究会が那霸
市に要請…………… 四七九

与儀に四万坪の公園/真和志含め都計区
域を拡張…………… 四七九

市町村長も選挙運動できる/中央選挙委
選挙法解釈を統一…………… 四七九

教育四法案葬らる/民政府の承認拒否で
/主席署名行わず廃案に…………… 四八〇

お寒い那霸市の道路/舗装したのは僅か
10%…………… 四八一

記者のメモ/金を奪い合う那霸市会?…………… 四八一

那霸市会/将来は首里にも造る/市営住
宅に論議集まる…………… 四八二

社説一那霸市会の予算争奪…………… 四八三

記者のメモ/ミスは忘れたがよい…………… 四八三

那霸市会終る/来るぞ”土建ブーム”/
六月から一億余の工事…………… 四八四

子供の遊び場提供を/生徒会の陳情に那
霸市が協力依頼…………… 四八四

私の意見/要は実態の適正把握/那霸市…………… 四八四

の固定資産評価について／仲井真元権	四八四
那覇港埋立地の千坪売却を承認	四八五
霊園事業など／那覇市へ許可	四八五
新首都の名称／当間市長の反省を促す／ 島袋盛敏	四八五
那覇港区埋立地／琉球政府へ譲渡	四八六
副議長に金城氏／真和志市定例議会開く	四八六
泊二丁目を開放／使用料35万円支払う	四八六
那覇の「都市計画」決る／全地域を五つ に区分／住居・商業・工業・港・風致 別に	四八六
那覇市会／二日延長	四八七
バス・ターミナル案めぐり／市と業者が 意見対立／きょう三者会談で妥結か	四八七
社説「那覇の都計に就いて	四八八
バス・ターミナル／建設は那覇市が／業 者の意思を尊重運営／三者会談円満妥 結	四八九
沖繩に誘導弾ナイキ／八百万弗の砲座工 事入札	四八九
制限つける財産権／『那覇都計施設』決 まる	四九〇
軍用地開放／山下町など一百万坪	四九〇
潮渡橋を軍で／那覇が架設陳情	四九一
真和志市議会／本土へ議員派遣	四九一
問題になる水上店舗／那覇市会が当局へ 善処求む	四九一
那覇都計補助／七百万円交付指令	四九一
バスセンター最終案なる／いよいよ今月	四九一

末に着工	四九一
”早く首都建設委を”／那覇市が政府に 陳情	四九二
泊埋立地B地区を商業地域に／旭町復興 期成会が陳情	四九二
那覇市生産振興委に十氏を委嘱	四九二
桜坂を商業地域に／擁護期成会が陳情	四九二
那覇市議会開幕／新首都の献立て練る／ 当間市長施政方針で五点を強調	四九三
むし返す合併、競輪／那覇市議会、質疑 も漸く活発化	四九三
那覇との合併問題など／翁長真和志市長 施政方針演説	四九四
社説「競輪問題と政府の反省	四九五
”競輪は止めてくれ”／六団体が立法院 へ訴う	四九六
競輪の告示無期延期／反対の狼火にあわ てた政府	四九六
金口木舌（那覇市の競輪）	四九六
記者席「プライス勧告に対する決意表明 書」	四九七
真和志議会も四者決意問題取上ぐ	四九七
四者の決定支持／那覇市議会も決意示す	四九七
プライス勧告の要旨	四九七
この叫び世界に届け／全島一斉に住民大 会／「四原則貫徹」夜空にこだま／十 五万余が参加／歴史的な民族の大集会	五〇〇
プライス勧告の要旨	五〇〇
四者協議会に合流／市町村議会議長会が	五〇〇

声明発表	五〇一
社説「本土政府の対米折衝／沖繩の声 に応えよ」	五〇二
既に一千二百万円使う／移住資金／銘効 などの代替地購入に	五〇三
四原則貫徹実践本部も設置／五者協議会 に拡大／市町村議長会を加えて運動推 進	五〇三
夜空にこだます”国土を守れ”／第二回 住民大会／誓いも新たに十万余／最高 潮の”無抵抗の抵抗”	五〇三
那覇市会／首里の名称復活八月から／固 定資産税は減る	五〇四
那覇都計21%が完成／来年度から五カ年 計画で施工	五〇四
問題化する当間発言／”一括払い賛成の 波紋”／正に悪商人の代弁／「糾弾へ」 と一般の批判高まる	五〇五
会長に当間市長／那覇市土地守る会結成 那覇市議会／”一括払い賛成”吊し上げ ／当間市長の言質追及さる	五〇七
当間放言追及／けさの那覇市議会	五〇七
”貴方はやめなさい”／首里青年会／当 間市長へ決議文渡す	五〇八
那覇市議会／”当間言質”陳情でケリ／ ”人さわがせな発言だった”	五〇八
競輪から手を引く／那覇市、議会の要望 で契約破棄	五〇九
当間言質の責任追及／土地守る協議会が	五〇九

声明	五〇九	災害復旧に/那覇市議会が政府補助陳情	五二九	三つ巴戦?みだれとぶ下馬評/焦点是那覇市長選へ/早くも統一候補擁立の動き	五二九
四原則貫徹新たに誓う/昨夜、首里で住民大会	五一〇	都計を八バむもの/那覇市が一号線沿い高圧線移転要請	五二九	崎山区の地主代表が反対陳情/農研所移転	五二九
真和志/四原則貫徹へ鉄の団結誓う/真和志と首里土地を守る結束強化	五一〇	意見書	五二九	微妙に動く都市合併/真和志から申入れ/けさ那覇市会訪れ打診	五三〇
一坪たりと売り渡せぬ/参加十五万・昨夜の県民大会/プ勧告粉碎へ総決起/夜空どよもす団結の誓い	五一〇	港この頃(11/泊に)重民町誕生?	五二〇	那覇・真和志の合併問題/当間氏の主席転出で再燃/積極的に動く、真和志/問題は当間市長の決断に	五三〇
住民所得31億円/那覇市、全流の23%占める	五二三	合併促進法は成立したが	五二一	強気の真和志、那覇は静観	五三一
政治責任を追及/軍用地連合会/当間市長に抗議文	五二三	真和志市議会/区長制廃止を可決/来月一月一日から施行	五二二	真和志側"編入に条件つけぬ"/歩みよる那覇市との合併	五三一
那覇市役所職員労組を結成	五二四	市が建設する/全員協議会で当局言明/那覇市バスターミナル	五二二	合併に明るい希望/両市委員和やかに懇談	五三三
三日間各区で住民大会/真和志市、土地を守る会の組織強化	五二四	那覇近郊に六候補地/農研所移転先鳥堀区は決っていない	五二三	"この好機を逸するな"/真和志青連も合併促進を決議	五三三
不満の真和志が変更申請/那覇都計用途地域の指定	五二四	市町村合併法きのう公布/規模の適正化を図る/来月二十日より施行	五二三	那覇市長選挙/投票は来月二十五日/きょう告示、六日から届出	五三四
市町村長・議会議長合同会議/瀬長兼次両氏、代表ではない/採決で声明/退場者も出る	五二五	農研所移転、きのう懇談会/地主も協調的になる/12万坪買上げ、結論は次回へ	五二四	市長退職を承認/那覇市会合併問題など協議	五三四
法による合併を/真和志市立法院へ回答	五二六	土地審理、地主の意向反映/一部は要望額上回る/市中景気の活況も予想	五二六	社説一市長選挙と合併問題	五三五
合併促進の早期立法/真和志市議、立法院に要望	五二六	後任「主席」に当間氏/きょう正午東京で辞令交付	五二七	那覇市議会/首里バス増資に両論/市六割に民四割で妥結	五三六
限界に達した上水道/那覇市が新水源地さがし	五二七	早くも後任市長の噂/当間市長主席転出に那覇市会は動揺	五二八	記者のメモ/真和志は積極的だが	五三六
中央住民組織成る/四原則貫徹を实践/土地を守る会総連合結成	五二八	那覇真和志早期合併を/当間氏の主席転出に真和志が緊急措置要請	五二八	那覇と真和志の縁組談合/日取りでゆきなむ両市合併委/小委員会設けて研究/事務的処理に那覇側難色	五三七
バス・ターミナルでまた悶着/荒れ模様の那覇市/議会無視と議員側怒る	五二八	市長選挙前の合併は困難か	五二九	記者のメモ/当つて砕けるの福岡行き?	五三八

那覇市長選挙／全議員（人民党を除く） が署名／統一候補擁立に結束固む……………	五三九	当局派事態收拾に苦慮……………	五四五	志市会で協議……………	五五九
合併小委員会／両市メンバー……………	五三九	社説一有権者の眼を遮切るな……………	五四六	真和志市を都計未指定地域に……………	五六〇
社説一那覇市長選挙を翼賛選挙にする な……………	五三九	土地を守る組織一本化／土地協きのう解散 ／運動土地を守る総連合に持込む……………	五四六	”他の市町村へ融資”／好転する迄復金 ストップ……………	五六〇
選挙前合併へ／事務処理の日程を検討／ 那覇・真和志きのう合同協議会……………	五四〇	に反対……………	五四七	対等合併／真和志が近く申入れ……………	五六〇
大絃小絃「真和志との「合併」より「市 長選挙」……………	五四〇	農研指所移転問題の反対陳情を採択／四 日の那覇市会……………	五四八	那覇市、一億五千万の資金断たれ／吏員 給与も懸念さる／都計、土木事業マヒ 状態……………	五六一
内政局／「決意があればやれる」／選挙 前の合併可能を示唆……………	五四一	社説一市長選挙に望む……………	五四八	瀨長新市長への干渉／日共が即時中止要 求……………	五六二
軍から毎日50万ガロン／水不足の那覇市 へ補給……………	五四一	那覇市長選／三候補が出揃うまで／空砲 に終った”統一”／花道をこぼまれた 二日会……………	五四九	工資金支出して解約／建設業協会 那覇 市へ要求／二十九日で全工事停止……………	五六二
合併問題／成否は布令改正に／真和志側 は可能だと樂觀……………	五四二	高良一氏を除名／那覇市議二日会……………	五五〇	権力者は反省すべき／安里委員長福岡で 語る……………	五六三
選挙前の合併は無理／那覇の目標は来年 三月に……………	五四二	那覇市政への抱負／争点は”都計”の進 め方／三候補、合併実現を公約……………	五五〇	自治への不干渉を要請／日本社会党……………	五六三
真和志側がつかり／合併のチャンス逸 す……………	五四三	プ勧告で土地値上り傾向／那覇旧市街は 高騰／坪三千円から二万円に上った土 地も……………	五五一	発言ひかえる／市役所職員労組……………	五六三
料金値上げへ対抗策／真和志松川にも区 営理髪店……………	五四三	大絃小絃「区画整理後の土地が二、三倍 に八ネ上る」……………	五五二	瀨長市長反対期成会／波之上パー組合……………	五六三
今後は促進法で／真和志側合併推進を確 認……………	五四四	社説一那覇市長選挙に想つ……………	五五三	瀨長市政と対決／民主党那覇連合支部が 声明……………	五六四
三月合併を目標に／那覇真和志合併促進 委を協議会に切り替え……………	五四四	大絃小絃「人民党市長に協力はできない」……………	五五四	二千余名が職を失う／お先真つ暗、那覇 の都計……………	五六四
統一担ぎ出しテンワンの楽屋つら／棚あ げされた選挙権／三転した那覇市会の 動きに不まんの声……………	五四四	人民党市長出現の波紋／焦点は市会の動 きに／財界人、昨夜慌しく動く……………	五五四	広告／小祿地区反人民党同志会宣言……………	五六四
那覇市長選挙／二日会同一行動を破棄／	五四四	社説一選挙後の不安動揺……………	五五五	広告／声明書「金融協会融資拒否」……………	五六四
		「絶対に協力できず」／那覇市会、反共 態度を声明……………	五五七	一九五七年（昭和三十二年）	
		那覇の動きを静観／合併問題きのう真和	五五八	瀨長氏の市長就任に／人民党が声明を發 表……………	五六五

千一百万円/労賃支払つ……………	五六五	浦が乗り出す……………	五七一	金陳情……………	五七九
社説一沖繩の情勢をめぐって……………	五六五	瀬長市長の方針を質す/那覇市議四氏が 会見懇談……………	五七一	死んでも脱党せぬ/資金凍結めぐり論争 /那覇市会……………	五七九
”選挙の結果を認めよ”/那覇市長問題 で社大党声明……………	五六六	一おう買上げストップ/農研所移転話合 い解決に曙光……………	五七二	合併促進協議会の組織/臨時議会中に那 覇も乗出す……………	五八〇
広告/声明〔瀬長亀次郎氏当選に対し遺 憾〕……………	五六六	社説一農研所移転に関連して……………	五七二	このままでいいのか/那覇の河川工事停 止/雨季控え氾濫の不安/市長と市会 は責任のなすりあい……………	五八一
”時機を見て不信任”/瀬長氏の市長就 任に議会態度決定……………	五六七	早期合併申入れる/注目される那覇市会 の動き/真和志市会態度決る……………	五七三	凍結論争で那覇市会幕切れ最高潮/”責 任は市長に”要望決議/市長”市民へ の責任転嫁だ”……………	五八一
瀬長氏の市長当選問題で会談/”住民で 反共態勢を”/レ長官が民首脳に示唆……………	五六七	資金凍結と補助の停止/那覇市が琉銀に 理由質す……………	五七三	合併促進協議会を結成/那覇市会……………	五八三
全員留任のハラ固む/瀬長市長迎える那 覇市役所部課長/市議会の要望容れ態 度決定……………	五六八	きのうから節水/那覇市の水道新水源 地の測量開始……………	五七三	足並み揃わぬ「不信任」/那覇市会提出 時期に異論……………	五八三
”人事には公正を期せ”/瀬長氏の市長 就任に市職労組が五項目要求……………	五六九	那覇市への水源地貸与/具志頭村議会在 拒否声明……………	五七六	”市債償還に確信あり”/那覇市融資再 開を申請……………	五八三
真和志/自主的に区運営/区長制に代り 担当員設く……………	五六九	予算審議に質問活発/瀬長市長、初の那 覇市会……………	五七六	市町村合併促進審議会規則公布……………	五八四
瀬長氏、市長のイスへ/けさ当選証書交 付……………	五六九	予算案を修正可決/那覇市会”資金凍結” で論議……………	五七七	渡日拒否に/瀬長市長再申請……………	五八四
那覇市助役辞任……………	五七〇	那覇/水を求めて各地調査……………	五七七	那覇市/16億円の特別補助を/日本政府 へ戦災復興援助要請……………	五八四
強制収用は避ける/新市長出現で動き出 す農研所問題……………	五七〇	瀬長那覇市長問題/現状、基地に危険は ない/軍当局当分静観の態度……………	五七八	瀬長市長渡航拒否問題/日本社会党が取 上げる……………	五八四
どうなる職員の給与支払い/那覇市手持 ちは差引ゼロ?……………	五七〇	債務の償還力に懸念/”資金凍結”に琉 銀回答……………	五七八	野党議員の大半が署名/那覇市会防共法 の立法請願……………	五八五
”困難な市政打開せん”/瀬長那覇市長 けさ就任挨拶……………	五七〇	一〇〇万円/補助残額の交付拒否/工交 局が那覇市へ……………	五七九	大絃小絃〔赤い市長退治にチ工尽き防共 法の動き〕……………	五八五
”那覇市政研究クラブ”/二日会も解散 二十七議員で結成……………	五七一	都計に一億二千万/瀬長那覇市長が補助	五七九	社大党/那覇への圧迫排除など/政治社 会問題で三つの決議……………	五八六
農研指所の移転促進/那覇市政研究クラ	五七一			公聴/防共法立法請願の那覇市議を批判	五八六

す	五八六	大絃小絃「那覇定例市会の混乱ぶり」	六〇三
「小作人にも補償」…農研所移転問題で		「ちよつと待った真和志への移転」/嫌	
当局説明	五八六	われる高圧線架設/都計防ぐと市議会	六〇四
合併の促進へ/真和志議会動く	五八七	が反対声明	六〇四
論議/議員という名の職業/那覇市議員	五八七	旧市街中心だった/那覇市が政府へ回答	六〇四
を批判する(上)/金城次郎	五八七	/都計	六〇四
論議/議員という名の職業/那覇市議員	五八八	那覇の都計工事一部再開	六〇五
を批判する(下)/金城次郎	五八八	苦情の多い区画整理/"実態を明らかに"	六〇五
合衆国の土地収用計画(要旨)/地価相	五八八	那覇市議が陳情	六〇五
当額支払う/原形に復する責任はない	五八九	大絃小絃「那覇市の区画整理に市議が実	六〇五
/長期使用	五八九	情説明を申入れる」	六〇五
「土地は売りません」/那覇市会地主と	五九〇	瀬長市長、渡航申請/出管部で再び手続	六〇六
懇談/農研所移転難航	五九〇	き	六〇六
那覇市の資金凍結/"米政府は知らない"	五九一	水源地開拓に五千万円/那覇市が政府へ	六〇六
/極東軍、社会党に回答	五九一	補助申請	六〇六
社説一新布令の公布	五九一	どうなるガープ川工事/折合いつかぬ政	六〇六
大絃小絃「那覇市の資金凍結」	五九二	府と那覇市	六〇六
一階スラブで中止/泊港ターミナル工事	五九二	ガープ川の土砂片づけ/政府の機材借	六〇七
解約	五九二	り市が着工	六〇七
市民の手で再開/安里川の浚渫工事けさ	五九三	那覇25万余坪に権利取得通告/軍用地一	六〇七
から	五九三	括払い第一号/地料は四億一千万円	六〇七
会長大いに語る/グループめぐり(3)	五九三	那覇市/一括払いを検討/会議室で地主	六〇八
/那覇市政研究クラブ/集まりもダレ	五九三	たちが	六〇八
気味/足並揃わぬ二十七士	五九三	社説一土地収用令と政府	六〇八
バスターミナル/使用料徴収でもむ/業	五九四	不審な区画整理を究明/那覇市会建設委	六〇九
者、那覇市と対立	五九四	どうする七千七百万円/那覇市への一括	六〇九
祖国復帰の促進へ/昨夜那覇市民大会で	五九四	払い土地補償	六一〇
決議	五九四	毎年払を決議/一括払は生活に不安/き	六一〇
大絃小絃「資金凍結で」都計がマヒ	五九四	のう那覇地主大会	六一〇
社説一混乱の那覇市会と市政の正常化	五九五		
野党にも三つの動き/市長不信任、真和	五九五		
志との合併、自治法の改正促進/注目	五九六		
さる那覇市定例議会	五九六		
農研所移転問題結論出ず/那覇市総務財	五九七		
政委	五九七		
声/那覇市会解散を望む	五九七		
那覇市との早期合併/真和志全市議翁長	五九七		
市長に申入れ要請	五九七		
那覇市会やつさもつさ/うずまく底流も	五九七		
表面波静か	五九七		
「さあ早く合併しよう」/真和志市側、	五九八		
那覇市に正式申し入れ	五九八		
社説一市長不信任案どうなる	五九九		
不信任案お流れ/旧二日会の態度変らず	六〇〇		
/那覇市会	六〇〇		
記者席/那覇市議会かくて会期延長	六〇〇		
会期四日間延長、情勢どう変わる那覇市会	六〇〇		
/出直す市長不信任案/旧二日会"時	六〇〇		
期尚早"を堅持	六〇〇		
那覇市会に要請/明大文学部学生会から	六〇一		
那覇の態度が問題/翁長市長真和志市会	六〇一		
で答弁	六〇一		
花火でピラも飛ぶ/那覇市主催の市政報	六〇二		
告会	六〇二		
大絃小絃「最近の那覇市議会の瀬長市長	六〇二		
不信任をめぐって」	六〇二		
那覇市会/閉会宣言に混乱状態/議長に	六〇三		
番号札投げつける	六〇三		

大絃小絃〔土木工事をめぐる、汚職事件〕……………	六一一	基地が脅かされない限り追放はせぬ／瀨	長市長問題で八民政官声明……………	六一一	那霸市議選挙既に火ブタ切る／両派が首	里と小祿に分れ氣勢あげる／首里はヤ	ジ乱れ飛ぶ／小祿の会場は至って平穩……………	六一三〇			
”一括払い絶対反対”／昨夜那霸市民大	六二一	那霸市会解散を告示／けさの市会当局側	出席せず流会……………	六一二	市が認可却下を申請／バス協会のターミ	ナル……………	六三〇	那霸市議選挙既に火ブタ切る／両派が首			
会で決議……………	六一一	市長不信任までの楽屋裏／踏切りに苦慮	／二日会に主導権とらせる……………	六一二	”市民集会はご免”／オフ・リミッツで	商売あがりたり／小祿の関係業者が申	入れ……………	六三一			
競輪法廃止／行政府方針決定……………	六一二	那霸市／暫定予算組む／新議会まで専決	処分で運営……………	六三三	内通すれば免職／瀨長市長、職員に訓示……………	六三三	那霸市政のゆくえ／本社記者座談会(その二)……………	六三一			
二年前から水増し／那覇砕石場汚職の処	六二二	分発表……………	六二二	那覇市議員選挙きよう告示／選挙は八月	四日に／過半数をめざす両陣営……………	六三三	瀨長市長実現の因？／一部市民の感情	的反撥が大きく働く……………	六三二		
首里バス役員人事決る……………	六一二	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	大絃小絃〔市長の専決処分で区長制復活〕……………	六一四	那霸市政のゆくえ／本社記者座談会(2)／	巧妙な首のスゲ替え／部課長連は自然	居づらくなる……………	六三三	
那覇港一帯を強制収用／限定付土地保有	六二二	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	／”市長の行きすぎ”一部で疑問視……………	六一四	那覇／バスターミナル／社長に上原敬和	氏が……………	六三五		
権米に移る／一括払い総額四億円二十	六二二	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	消防隊の不正／那覇市総務課が内容発表……………	六一五	社説一市民の自覚を促す……………	六三五			
二万坪……………	六二二	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	泊ターミナル建設等／那覇暫定予算二千	六百万円……………	那霸市政のゆくえ／本社記者座談会(3)／	親分子分で結ぶ市会／三月不信任の失	敗は感情から……………	六三六	
”市長に許可の資格はない”／航空隊内	六一三	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	社説一瀨長支持対反瀨長の戦い……………	六一六	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
の黙認耕作で那覇市に回答……………	六一四	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	金口木舌〔那覇市議選挙〕……………	六一六	廣告／瀨長市長への公開質問(その三)……………	六四一	選挙対策本部も設置／挙党一致／反瀨長	陣営支援の民主党……………	六四一
社説一那覇市会は混迷を脱せよ……………	六一四	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	選挙戦は既に表面化／”那覇市政再建同	盟”生る……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八
那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	六一四	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	廣告／宣言〔那覇市政再建同盟〕……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
が声明書配布……………	六一五	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	那覇市議選挙／社大党はノータッチ……………	六二八	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
瀨長那覇市長新年度施政方針……………	六一六	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	首脳の数が入替り／揺れ動いた那覇市	役所人事……………	六二九	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八
那覇市会きよう再開／市長不信任強硬派	六一七	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	消防団が全員辞職／那覇ハッピー返上・テ	モ行進……………	六二九	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八
ふえる……………	六一七	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	那覇市議選挙／社大党はノータッチ……………	六二八	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
那覇市会／瀨長市長の不信任案／二十四	六一八	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	盟”生る……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
対六で可決……………	六一八	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	廣告／宣言〔那覇市政再建同盟〕……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
議会議決と選挙……………	六一八	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	那覇市議選挙／社大党はノータッチ……………	六二八	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
緊急部課長会議開く／”不信任案可決は	六一九	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	首脳の数が入替り／揺れ動いた那覇市	役所人事……………	六二九	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八
決定的”……………	六一九	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	消防団が全員辞職／那覇ハッピー返上・テ	モ行進……………	六二九	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八
法的裏打ちはない／市への融資、琉銀が	六一九	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	那覇市議選挙／社大党はノータッチ……………	六二八	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
回答……………	六一九	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	盟”生る……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
記者のメモ／”婦人議員に何をするか”……………	六一九	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	廣告／宣言〔那覇市政再建同盟〕……………	六二七	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
社説一瀨長市長の不信任……………	六二〇	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	那覇市議選挙／社大党はノータッチ……………	六二八	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八	
記者席／野次、怒声、口笛の那覇市会……………	六二一	那覇市会／一切の融資お断り／金融協会	が声明書配布……………	六一五	首脳の数が入替り／揺れ動いた那覇市	役所人事……………	六二九	那覇市政のゆくえ／本社記者座談会(完)／	市民第一か党勢拡張か／過半数をとれ	ぬ時市長はどう出る？……………	六三八

これだけは公約する / 那覇市議へ立候	六四二	なやむ再建同盟	六五四	広告 / 声明書〔那覇市政再建同盟〕	六六六
補の弁	六四二	火ブタ切った立会演説 / ヤジとアゲ足と	六五四	米国政府は失望 / 那覇市会議員選挙	六六六
那覇市議選挙本格的舌戦へ / 両派候補そ	六四二	り / 十万の聴衆で会場うる	六五四	那覇市議選の結果 / 南日本紙が社説で論	六六七
れぞれ合同演説 / ヤジ散発平静なすべ	六四三	ヤジ、怒声、投石騒ぎ / 混乱の立会演説、	六五六	評	六六七
り出し	六四三	途中で散会	六五六	原水爆禁止大会へ六代表 / 瀬長市長らは	六六七
社説一瀬長を倒すだけが能ではない	六四四	立会演説を拒否 / けさ市政再建同盟執行	六五六	出域不許可	六六七
社説一冷静に対決していこう	六四四	委で	六五六	社説一瀬長市政に対する措置に思う	六六七
これだけは公約する / 那覇市議へ立候	六四五	社説一演説妨害と民主主義	六五七	不信任成立要件など / 市町村自治、選挙	六六八
補の弁	六四五	広告 / 声明書〔那覇市櫻坂商工会〕	六五八	法検討 / 行政府	六六八
これだけは公約する / 那覇市議へ立候	六四六	前助役ら三氏を告発 / 那覇市市有地売買	六五八	まだ続く不信任攻勢 / 注目の新那覇市会	六六九
補の弁	六四六	にからみ	六五八	再建同盟が基本方針を発表	六七〇
再建同盟 / 静かな演説会 / 昨夜小祿で瀬	六四七	広告 / 那覇市議会の選挙にあたり / 沖縄	六五九	東江水道課長ら三氏退職	六七〇
長市政批判	六四七	のみなさまに訴える	六五九	社説一不信任めぐる市会の動きと市政	六七〇
これだけは公約する / 那覇市議へ立候	六四八	県民の意思による選挙を / 沖縄連が要請	六六〇	那覇市職員労組認可	六七〇
補の弁	六四八	書	六六〇	市長不信任案を出す / 那覇市会反瀬長派、	六七一
那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所	六四九	社説一投票前に今一度考えよ	六六〇	対策ねる	六七一
(上)	六四九	広告 / 投票の心得	六六一	那覇市と業者対立続くバス・センター問	六七一
記者のメモ / 殺気立つ市議選	六五〇	広告 / 吾々は今度こそ判断をあやまらな	六六一	題 / 仮事務所設置でもむ / 「建築確認」	六七一
これだけは公約する / 那覇市議へ立候	六五〇	い	六六一	を市当局ける	六七一
補の弁	六五〇	社説一那覇市の選挙結果に思う	六六一	社説一那覇市の区長制復活	六七一
音なしの民・社両党 / 那覇市議選にどう	六五一	解説 / 制約のない”市会招集権” / 行政	六六一	那覇市、予算案まとまる / 総額一億九百	六七二
臨む	六五一	府自治法の一部改正勧告	六六一	七十万 / 補助削減自己財源だけで	六七二
那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所	六五一	那覇市議選の結果に / 本土沖縄関係者の	六六二	小祿のオフ・リミッツ / ”解禁の望みな	六七二
(中)	六五一	声	六六二	し” / 空軍 / 人民党同調者とのトラブ	六七三
民主党 / 久高氏を除名処分 / 瀬長市長へ	六五二	新那覇市会に注文	六六四	ル防止が狙い	六七三
同調理由に	六五二	開票事務けさ四時までかかる / 疑問票に	六六四	一括払反対が97% / 垣花地域の軍用地訴	六七四
那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所	六五三	一喜一憂 / 喜久山氏30位に滑りこむ	六六四	願	六七四
(下)	六五三	社説一那覇市議選は何を齎らしたか	六六五	社説一那覇市議会に望む	六七四
乱立した推薦候補那覇市議選挙 / 調整に	六五三	那覇市選挙に社党声明	六六六	建築確認那覇市長へ命令 / 政府がバス協	六七四

会の仮事務所を……………六七五

那覇市議会／注目の「不信任案」は出されたが／サツと窓から逃出す／突如渡口議員が「緊急動議」……………六七五

社説「那覇市政の混乱は市長選挙で救え」……………六七七

競輪法廃止に署名……………六七七

那覇市議会／与党早速欠席戦術に／兼次氏だけ議場にすえて……………六七七

広告／声明「那覇市政再建同盟緊急執行委員会」……………六七八

民連側／退場戦術は不本意／同盟が規則を無視したからだ……………六七九

てまどる国場川埋立／真和志市議会きのう協議会……………六七九

那覇市議会／与党に出席催告／欠席議員に懲罰動議か……………六七九

那覇市会／強気に出る野党／与党はなお欠席戦術で……………六八〇

公聴／民主的ルールで対決せよ……………六八一

那覇市会きよう再開／野党専決処分で市長追放か……………六八一

暗模索(6)／混乱市会／高良一氏……………六八二

那覇市会／再び民連側へ催告状／「軍用地」「都市合併」特別委を設置……………六八三

社説「マヒ市政の打開と都市合併」……………六八四

欠席戦術に手をやく同盟側／自治法の改正陳情／那覇市会日程変更で緊急動議……………六八五

那覇問題、立法院へ……………六八六

瀬長市長施政方針／プリントにして送付……………六八七

微妙に動く那覇市議会／真和志市合併に飛びつく／野党：まず不信任問題が先……………六八八

合併問題タナ上げ／会期延長野党は不信任一本ヤリ／那覇市会……………六八九

真和志が主席へ意見書出す……………六八九

自治法改正／那覇市会の陳情却下／立法院「法の主旨に反する」……………六八九

開会したがまた休会／議事はかどらぬ那覇市会……………六九〇

社説「都市合併を促進せよ」……………六九〇

会期延長必至の那覇市会／あくまで不信任：野党／与党：合併へ持ちこむ……………六九一

市会自らで対策を／自治法改正却下に主席語る……………六九一

今晚のわだい／息苦しい那覇市政……………六九二

那覇市議会／不信任案現行法で成立出来るか／本土でも注目ひく／自由法曹団でも近く緊急会議……………六九二

社説「瀬長派は市民の判定に信を問え」……………六九三

波紋えがく那覇市政／自治法の解釈をめぐって……………六九三

行詰り打開に対策委／那覇市会欠席議員多く、休会……………六九五

社説「一議員としての自主的な立場」……………六九五

本会議／那覇問題握り潰し／自治法一部改正を可決……………六九六

私の意見／悪法もまた法であるか／瀬長市長の不信任案／下地敏之……………六九七

那覇市議会／合同委で審議開始／専決処分で当局を追及……………六九八

那覇市議会／合同委員会／野党、さみだれ質疑で会期引延し策／審議もたつた四件／傍聴席もすつかり拍子抜け……………六九八

那覇市長不信任問題解説／自治法の解釈で対立／しつくりいかなない同盟側……………六九九

四週間の会期延長／ケられた区長制／市長が再議求める／那覇市会……………六九九

那覇市会／再議問題で新局面に／与党側は出席しない？……………七〇〇

那覇市会／「欠席戦術は権利放棄」／野党議員が判例研究……………七〇〇

暫定予算など可決／那覇市会／催告状に反応なく十七名で不信任へ？／区長さん大挙議会へ承認陳情……………七〇一

出席停止処分の議員／定数にふくまれる／自由法曹団から回答……………七〇一

瀬長市長の不信任達成／現行法では駄目／那覇市議会……………七〇一

市政全般を監査？／那覇市会まず人事問題追及……………七〇二

那覇市役所／職員労組われる？／執行部は中立派が優勢……………七〇二

那覇市会／二条例を再議に付す／与党議員相変らず欠席……………七〇三

那覇市会初の都市合併委開く／殆どが早期合併説／真和志との話し合いで進める……………七〇三

社大党、民主を痛烈に批判／都市合併を訴える／”不当な市長不信任を断固阻止”……………	七〇四
きょう真和志を打診／那霸市会合併委員が……………	七〇五
都市合併／両市の話し合い纏まる／問題は方法と時期／真和志側、合併に異議なし……………	七〇六
毛弁務官命令13号公布／土地裁判所を設立／訴願の範囲大幅に拡大……………	七〇六
不明墓地と拝所は市町村管理に／土地所有権布令を改正……………	七〇七
那霸市会／瀬長市政の徹底的監査／資料提出拒否に野党怒る……………	七〇七
瀬長市長労基法違反？／市会行監委が調査に乗り出す……………	七〇八
自治法改正を再要請／再建同盟、全琉組織へ／きのう各団体と市政懇談会……………	七〇八
総評の援助資材届く／那霸市に市民集会所……………	七〇九
那霸市会／真和志合併は足ぶみ／野党まぜず市長不信任から……………	七〇九
那霸市会／”下に厚くはない”／行政監査委が突込む……………	七〇九
瀬長市長を告発／労基法違反で市会が……………	七〇九
市長不信任問題、遂に告発沙汰労基法違反／混迷深まる那霸市会／既に予算措置・当局側強気……………	七一〇
行動の自由、身体に関する決議案……………	七一〇

／退場妨害に備え与党側が提出……………	七一
瀬長市長記者会見／僕が罰せられたら／琉球の企業体は軒なみ……………	七二
当間前市長を／きょう告発／与党……………	七二
金口木舌〔那霸市会の告発合戦〕……………	七二
三ツ巴の告発合戦／國場氏大山議員を告発／タイヤーのリベート衝く……………	七三
労基法違反問題／市会にはねかえる？……………	七三
市債二億三千万円／那霸市57年度（下半期）財政状況……………	七四
那霸市会／予算を全面否決／党勢拡張予算とぎめつけ……………	七四
商港使用料免除を却下／総評から瀬長市長宛の建設資材……………	七五
那霸市予算全面否決の行方／再議 否決 解散？／当局は原案のまま再議に……………	七五
社説一那霸市会の責務……………	七六
『市長の反省求める』／渡口議員予算否決に声明……………	七六
那霸市会／水源求めて視察／豊富な牧港の水脈に自信得る……………	七七
那霸市会けさ流会／与野党20名が大量欠席……………	七七
都市合併／対等、編入でもめる／高良那霸市会議長／真和志側と要談……………	七七
ちよつと待った、その贈物／雨ざらしの総評資材／経済局、無為替輸入申請をける”瀬長市長に協力せぬ”……………	七八
那霸市会またお流れ／解決案に合併問題……………	七八

持上る……………	七一九
社説一那霸市民の良識に訴える……………	七一九
大絃小絃〔つづく那霸市会の流会〕……………	七二〇
宙に迷う総評の贈物／市民や関係者はこつみる／市民へ同胞の好意だ／瀬長市長名義変えてもよい……………	七二一
瀬長市長／”名義変えてもいい”／民連が政府へ要請決議……………	七二一
総評政府に抗議／救援物資の輸入禁止に合併へ踏切る”二日会”／近く三者会談ひらく……………	七二二
動議合戦で一もめ／那霸市会、民連側総評資材引渡し要請決議案提出……………	七二三
港湾使用料とる／那霸市が政府に通告……………	七二三
総評の物資引渡し要請／再び却下なら名義変更／那霸市……………	七二三
合併がダメなら／失地回復持出す／真和志市会……………	七二四
瀬長市長の見解と一致／那霸市の照会に自治庁が回答……………	七二四
大絃小絃〔那覇と真和志合併、対等か編入か〕……………	七二四
那霸市会／野党全面否決さける／市長の解散権回避に……………	七二五
那霸市会／総評の資材引渡要請／正、副議長が折衝に当る……………	七二五
総評資材／”議会の決議で許可も”／當問主席、瀬長市長に回答……………	七二六
58年度予算を専決処分／野党は徒らに議……………	七二六

事遷延/瀬長市長	七二六	命令申請	七三五	現状打開は話合いで/瀬長市長高良	七四二
総評資料/正式の手続とる/高良議長、		那覇市会の行政訴訟/執行停止申請を上	七三五	公開状に答える	七四二
主席と懇談	七二七	訴/布告第四号に基いて	七三六	市民の福利増進が第一/瀬長市長の	七四二
那覇市会/野党、行政訴訟を相談/市長	七二七	社説一市民の福利を無視した市政	七三六	態度に高良議長談	七四二
の予算専決に声明	七二七	那覇市が支払う/退職者の年次有給休暇	七三六	金口木舌「那覇市政を市民福祉のために	七四二
那覇市会/専決処分無効を提訴/総評資	七二七	那覇市会/現状打開に三派懇談/議会不	七三六	打開する」	七四二
材引渡要請決議	七二八	信の声を恐れる	七三六	合併協議申入れ/これが最後」と真和	七四二
社説一専決処分をさける努力がほしい	七二八	七日間も続けて流会/那覇市会と野党の	七三七	志側	七四二
予算専決処分は違法/政府が見解を発表	七二八	抗争続く	七三七	沖繩からも自衛官/防衛庁が募集にのり	七四四
/那覇市会”審議の意思あり”	七二九	”改正前の抗告は許されない”/那覇市、	七三七	出す	七四四
市町村自治法一部改正公布	七二九	上訴裁へ意見書	七三七	動くか合併こんどこそ	七四四
執行停止命令を申立/那覇市会専決処分	七三〇	那覇市会九日ぶりにやつと成立	七三八	那覇・真和志の合併問題/こんどこそ実	七四四
取消し訴える	七三〇	那覇市会またも流会/野党九議員は議場	七三八	現か/今月中に両市が話合つ	七四四
さつそく工事入札へ/専決処分那覇市の	七三〇	に出ず	七三八	社説一両市合併懇談会に望む	七四五
対立する当局・市会	七三〇	那覇市会/与党出なければ休会/野党側	七三八	自治法、選挙法を改正/布令で那覇市の	七四五
”提訴はお門違い”/専決処分問題で瀬	七三一	がきのう決議	七三八	現状打開/議会過半数で不信任成立可	七四六
長市長が声明	七三一	合併:しびれきらず真和志/行政訴訟の	七三八	能に	七四六
非公開で審理/那覇市の行政訴訟	七三一	動きも/松尾・壺川等の失地回復図る	七三九	米国の責務を果す/民主政治の永続的力	七四七
焦点は”執行停止”/市長側停止は市民	七三一	催告と流会の連続/那覇市会十日間休会	七三九	に寄与/モ弁務官声明	七四七
に不利益/市会側暫定予算組めばよい	七三二	上訴裁も抗告棄却/仮処分申立て那覇市	七三九	瀬長市長不信任議決へ/きょう開会と同	七四八
私の意見/市当局は予算案を公表せよ/	七三二	の訴訟/内部解決が妥当/市会側”本	七三九	時に/代理市長には東江氏が	七四八
市民はこれによって市政を判断する/	七三二	訴訟も取下げたい”	七三九	私はこう思う/ほとんどこが合併促進説/	七四九
照喜名和子	七三二	”早急引渡しを”/総評資料問題で本土	七四〇	第三回課題/那覇市を混乱から救つ途	七四九
専決処分に自治労の見解	七三三	から主席へ要請	七四〇	瀬長市長の退陣決まる/十六対十で不信	七五〇
那覇市会への引渡/高良議長が正式要請	七三三	高良議長/瀬長市長へ公開状/”引責辞	七四〇	任案を可決/10九月と20日目に市長の	七五一
那覇市の予算専決『執行停止』申立て却	七三三	職をしよう”/紛糾続けば行政命令必	七四〇	椅子去る	七五一
下/行政機関間の争いで裁判権なし/	七三三	至	七四〇	”那覇市政の解決策を”/市町村長、財	七五一
市会側弁務官へ再審申請か	七三三	どこへ行く那覇市会/自治法改正か合併	七四一	界などが陳情	七五一
金口木舌「那覇市会の専決処分執行停止	七三三	か/市長不信任へ野党の悩み	七四一	社説一自主的に收拾できなかったのは	七五一

遺憾	七五二	きょう合併決議／那覇市会月曜会が声明 発表	七六二	民連とは共闘しない／社大那覇市長選への 態度決定／兼次氏らは脱党／党独自の 候補七日決める	七七一
解説／三つの改正布令の意義／那覇対象 の特例づくめ	七五三	急進展の都市合併／立法院臨時議会は十 二月十三日に／目標は来月十七日	七六一	微妙に動く政界／那覇市長選めぐり／依 然として表情複雑／三月総選挙への思 惑もからみ	七七一
市長代理は東江氏に決まる／「明朗な那 覇建設へ」／那覇市会二十八日に再開	七五五	那覇・真和志合併協議会開く／編入合併 にきまる	七六三	合併協議会／新しい都市づくり／建設計 画を満場一致で承認	七七三
同盟、民連が声明書	七五五	真和志の編入合併／那覇市会満場一致で 可決	七六四	那覇市政再建同盟解散／全琉反共組織へ 切替える	七七三
市民福祉のために現職に止まる／部課長 の動き	七五六	社説一地方政治に対する政党的支配の 警戒	七六四	那覇市政干渉抗議大会／東京神田の教育 会館で	七七四
本土各紙連日トップで報道／瀬長市長の 不信任可決	七五六	金口木舌（「那覇市長選挙」）	七六五	都市合併／条件協定書を可決／職員の整 理はやらぬ	七七四
社説一政党は党利党略に走るな	七五七	合併後の都計でもむ／真和志決議きょう に持ち越し	七六六	那覇市長選挙／平良氏を公認に決定／党 独自の立場明確に／社大党、きのうち 執委	七七四
凍結資金近く解除那覇市へ／八民政官、 主席要請に答う	七五八	合併促進委を選出／那覇市、長記録会期 とず	七六六	大那覇市への足音高く／合併へのマスタ ープラン可決／けさ那覇市会満場一致 で	七七五
米大統領へ抗議電／那覇市長問題に社会 党が	七五八	専決処分訴訟取下げ	七六七	真和志市会／合併協定書など可決／きの う臨時議会で	七七六
”自治への不当干渉”／聴衆10万、抗議 大会開く	七五九	社説一複雑怪奇な那覇市政めぐる政情	七六七	新市建設計画を追及／那覇市会選挙前合 併期し可決	七七六
市長不信任騒ぎ／布令要請の責任を追及	七五九	大那覇建設へ合併本決り／真和志けさ再 決議議員数四十五名で／政府、立法院 招集を告示	七六八	大那覇市の五カ年事業計画まとまる／総 額十一億八千万円／道路工事に約二億 円計上	七七七
こんどは真和志市	七五九	一括払い拒否を決議／那覇市会職員の間 未手当10割	七六九	選挙後に合併／那覇、真和志の教育委	七七七
瀬長市長の追放／米政府も承認のうえ	七五九	融資、特別補助の再開／東江那覇市長代 理が申請	七六九	那覇市会／資金凍結問題を追及／追加予	七七七
那覇市長問題／”自治権を踏みにじるな” ／東京の県人会が声明	七五九	都計事業練り直し／凍結資金を解除、予 算更正／那覇市会、十日から開く	七七〇		
東江市長代理初登庁	七六〇	泊港の浚渫始まる／二カ月で完成	七七〇		
市長代理に決議文／人事異動反対・一括 払い拒否かかげ／抗議大会代表市長室 へなだれこむ	七六〇	ボーナス10割二十日に支給／…那覇市労 組が団交	七七〇		
社説一社大党のテスト・ケースとなる	七六〇				
那覇市長選挙	七六〇				
社説一都市合併は選挙前にしてほしい	七六一				

算を委員会付託	七七八
漫湖五万余坪を埋立/きのう都計審で可決	七七八
那霸市長選挙への胎動/平良氏支援を決定/目標は容共勢力の粉碎/民主党総務会	七七九
あす限りの真和志市/新年早々三つの選挙	七八〇
執行委員が総辞職/大ゆれの那霸市職員労組	七八〇
社説一那霸、真和志の合併で新しい出発を	七八一
那霸、真和志合併成る/主席きよう告示/立法院全会一致の可決で/真和志市消え大那霸誕生	七八一
つぶ声あげた大那霸/けさ真和志の編入告示	七八三
社説一首都那霸市の出発を祝う	七八三
スピード処理/スポーツセンター建設費を予算に/那霸市会	七八四
真和志市よさよなら/看板も生れ変わる/…きのう市役所廃庁式	七八五
那霸市の人事異動	七八五
運動場の敷地問題解決/瀬長市長追放で一年ぶりに/琉大	七八六
特別選挙2月2日に/真和志区域の市議	七八六
声/那霸・真和志の合併について	七八六
那霸市職員労組/第二組合を結成	七八七
那霸市長選挙はじまる/けさ兼次、平良	七八七

両氏が届出/仲本氏が断念して一騎打ちとなる	七八七
那霸市長選挙へ突入の政界/両派の運動積極化/民主党は微妙な立場に	七八八
社説一”一騎打ち”の那霸市長選挙	七九〇
社説一選挙は政策中心で戦って欲しい	七九一

あとがき

このたび、「第四巻 資料編3 新聞編にみる議会 戦前期」に続く巻として、『那覇市議会史 第四巻 資料編3 「新聞にみる議会」 アメリカ統治期（合併前）』を発行することになりました。

本巻は、昭和二十年（一九四五年）七月から昭和三十二年（一九五七年）十二月真和志合併までの間、県内及び疎開先の熊本、福岡で沖縄県関係者のために発刊された新聞の中から那覇市・首里市・真和志村（市）・小禄村・みなと村の議会及び行政関係の記事を中心に六、〇五九件を選び出し、さらにその中から一、六一八件に絞込みを行い、収録いたしました。

収録記事は、都市計画問題、埋立問題、軍用地問題、今日的な課題でもある合併問題等この時期の市民、行政、議会が戦後の復興に取り組んできた様子を生き生きと映し出しております。

また、この時期は米軍の統治下であり、その政策は社会のあらゆる面に様々な影響を及ぼしており、多難な時代であったことも窺えます。それらのことが、本巻を通じて市民の皆様の目に触れることができることは意義深いことと思えます。

本巻を発行するにあたり、膨大な新聞資料から関係資料を選び出す作業、さらに収録する記事を絞り込む作業は予想外に厳しいものでした。また、マイクロフィルムからのコピー原稿は、写りの不鮮明な部分が多々あり、校正作業ではかなり苦労いたしました。また、頁数の関係上収録することが出来ない記事も多数ありとても残念に思います。

本巻は「第四巻 新聞にみる議会」小委員会と議会史編集委員会で編集内容等について十分審議し、編さん委員会の承認を得て発刊にこぎつけたものです。

ここに、ご協力を賜りました沖縄タイムス社、琉球新報社、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、沖縄県議会図書室、琉球大学附属図書館、記事の重要性を考慮し掲載致しました投書などの執筆者の方々等、関係機関並びに関係各位に対し、改めて、衷心より感謝申し上げます。

平成十六年（二〇〇四年）三月

那覇市議会事務局

那覇市議会史編さん委員会

任期 平成十三年八月四日～平成十五年八月三日

委員長 我那覇生隆（議長）

副委員長 高里 鈴代（副議長）

委員 玉城 彰（市民・社社ネット）

委員 渡久地 修（日本共産党）

委員 喜舎場盛三（公明党）

委員 亀島 賢優（市民の会）

委員 洲鎌 忠（自民クラブ）（～平成十四年五月）

委員 座覇 政為（自民クラブ）（平成十四年五月～）

任期 平成十五年八月四日～平成十七年八月三日

委員長 我那覇生隆（議長）

副委員長 高里 鈴代（副議長）

委員 玉城 彰（市民・社社ネット）

委員 渡久地 修（日本共産党）

委員 喜舎場盛三（公明党）

委員 金城 徹（清政クラブ）

委員 亀島 賢優（市民の会）

委員 座覇 政為（自民クラブ）

那覇市議会史編集委員会

任期 平成十四年四月一日～平成十六年三月三十一日

委員長 金城 功（元沖縄大学教授）

副委員長 来間 泰男（沖縄国際大学教授）

委員 大城 将保（沖縄国際大学非常勤講師）

委員 久部良和子（沖縄県文化振興会公文書専門員）

委員 田里 修（沖縄大学教授）

委員 田名 真之（那覇市歴史資料室長）

委員 徳田 博人（琉球大学法文学部助教授）

委員 外間 米子（前沖縄婦人有権者同盟会長）

委員 前津 榮健（沖縄国際大学教授）

委員 宮城 剛助（沖縄国際大学非常勤講師）

委員 宮里 武邦（元琉球新報社取締役製作担当・製作局長）

委員 本村 繁（那覇市文化協会文芸部副会長）

委員 由井 晶子（元沖縄タイムス社編集局長）

第四卷「新聞にみる議会」小委員会

委員長 大城 将保

副委員長 宮里 武邦

委員 久部良和子

委員 田里 修

委員 徳田 博人

委員 外間 米子

委員 宮城 剛助

委員 本村 繁

委員 由井 晶子

那覇市議会史編さん室

室長 上地美智代（調査課主幹）

室員 上里 栄作

室員 山城 洋子

収録・未収録記事見出一覧

1945年（昭和20年）・1946年（昭和21年）・1947年（昭和22年）

【 印は本巻収録記事】

1945年（昭和20年）

8・15	渴望の平和 / 愈々到来!! / 日本条件を 受理す〔ウ新〕…………… 1				人民政府誕生 / 初代知事に志喜屋孝 信氏〔ウ新〕…………… 8
9・5	米の人的損害 / 107万余名〔ウ新〕		5・5	血涙もて叫ぶ / 援護の徹底と充実を計 れ / 富山徳潤〔自沖〕…………… 8	
9・19	日本も婦人参政権の実現 / 婦人大臣も 出現せむ〔ウ新〕…………… 1		5・5	東奔西走〔富山徳潤氏〕〔自沖〕…………… 9	
9・26	各地区市会議員当選者〔ウ新〕…………… 2		7・4	海軍より陸軍へ / 軍政府移管さる / 7 月1日荘厳裡に挙式〔ウ新〕…………… 9	
9・26	マツカーサーは単なる管理者 / 政策決 定の権限なし / アチソン氏の声明 〔ウ新〕…………… 3		7・19	市長村長更迭〔ウ新〕…………… 10	
9・26	市長当選者〔ウ新〕…………… 3		7・26	移動 / 小禄、恩納、真和志〔ウ新〕…………… 10	
10・17	日本政府と議会 / 革新へ前進開始〔ウ 新〕		8・5	那覇首里 / 両市長の異動 / 市勢拡張は これから〔新民報〕…………… 10	
10・31	野坂共産党綱領〔ウ新〕		8・25	黒潮〔富山徳潤那覇市長の反目〕〔自 沖〕…………… 10	
11・7	移動計画案 / 指示要綱〔ウ新〕…………… 3		8・25	市長に罷り出たシテウ崎山さん / 北・ 富山両氏のもつれ〔自沖〕…………… 11	
11・7	市域と人口〔ウ新〕…………… 4		9・5	當眞嗣合氏逝去〔新民報〕	
11・7	宮城女史等 / 新婦人会設立〔ウ新〕		9・15	主張 / 市長罷免問題発展〔自沖〕…………… 11	
11・14	三井三菱安田住友 / 4大財閥完全解体 〔ウ新〕		10・4	琉球貿易庁 / 軍政府直轄下に設置〔う 新〕…………… 11	
11・21	続出する日本の政党〔ウ新〕		11・5	東洋一の海港都 / 那覇の新構想! / 軍 政府が設計図を提示〔ウ新〕…………… 12	
12・12	牛島軍司令官 / 長参謀長の最後〔ウ新〕… 4		11・22	真和志村の土地調査〔ウ新〕…………… 13	
12・19	行政機構改革〔ウ新〕…………… 4		11・22	”こどものくに” / 那覇市が託児所開 設〔ウ新〕…………… 13	
12・19	糸満市建設 / 着々進捗〔ウ新〕…………… 4		11・29	復興資材80万石 / 5万戸分続々入荷 / マ司令部の指令愈々実現〔ウ新〕…………… 13	
12・26	日本革新 / 選挙法案可決〔ウ新〕…………… 5		11・29	芽生える那覇 / 民需品管理を民政委任 〔ウ新〕…………… 14	

1946年（昭和21年）

1・16	大島群島は / 選挙地域外〔ウ新〕…………… 6				
1・16	期待さる壺屋の復興〔ウ新〕…………… 6				
2・15	兼島前那覇市長は自決〔新民報〕…………… 6				
2・15	仲吉前首里市長の建白書斥けられる 〔新民報〕				
3・13	土地を元の所有者へ〔ウ新〕…………… 6				
3・25	あちらでも帰還運動 / 首里は一部解除 〔新民報〕…………… 6				
4・5	その後の沖縄 / 仲吉前首里市長からの 便り / 首里の復興捗る / 早くも病院 と学校開設〔新民報〕				
4・10	待望の貨幣経済 / 5月より愈々復活 / 軍票、新円、旧紙幣共に有効〔ウ新〕… 6				
4・10	市町村長任命〔ウ新〕…………… 8				
4・24	祝沖縄民政府発足 / 再建めざして沖縄				

1947年（昭和22年）

1・17	居住地許可〔ウ新〕…………… 15
1・31	安謝居住許可〔ウ新〕…………… 15
2・21	規格を守れ / 住宅建築に軍が警告〔う 新〕
3・25	奥武山公園にペルリ村の出現 / 作業隊 はりきる〔新民報〕…………… 15
3・28	託児所 / 首里と真和志にも〔ウ新〕

4・18	これは便利になつた / "電話呼出" 私用にも / 那覇、小禄、豊見城開通〔う新〕	3・5	琉球と小笠原の処置 / 専ら管理方式を考究中 / 問題は対日講和会議と微妙に関連す〔う新〕
4・18	新生那覇に〔う新〕	3・5	マ司令部表明 / 政権の移動に就て〔う新〕
5・9	みなと村〔う新〕…………… 15	3・5	北緯30度以南 / 正に極楽別天地 / 日本から覗かれた沖縄の姿〔う新〕
5・16	各種選挙への適用期し / 先ず市町村選挙法を制定 / マ司令部から係官来島民政府成案急ぐ〔う新〕…………… 15	4・30	新任助役収入役〔う新〕…………… 24
6・6	幕舎以下全建物に / 愈々家屋税を賦課 / 税金は無賃居住者が負担す〔う新〕…………… 16	5・14	村振興会真和志に生る〔う新〕…………… 24
6・27	土地返還要求は違法 / 耕地分配の適正へ / 民政府再び市町村へ通牒〔う新〕	5・14	膨れ過ぎた那覇 / 禁止区の建築を撤去 / 軍政府から知事へ警告発す〔う新〕…………… 25
8・1	米国保護の下に / 将来"独立"希望か / 来訪の米記者団知事に問う〔う新〕	6・11	沖縄議会今年中に選挙 / 陳情に対し軍政府から明確に意志表示〔う新〕
8・8	那覇市が土地調査〔う新〕…………… 16	6・11	琉球列島の政府〔う新〕
8・8	特に沖縄島に関心 / 戦略的信託を希望 / アメリカの構想する対日条約〔う新〕	7・2	待望の通貨切換え愈々実現 / 7月16日から5日間交換、比率は1対1〔う新〕…………… 25
9・12	選挙名簿確定す〔う新〕…………… 16	7・6	臨時所得税は徴収せず / 軍が知事に明示〔う新・号外〕
9・26	愈々自活沖縄へ / 民政府予算を半減 / 軍は税の負担過重を警告〔う新〕	7・16	さあ、切換えは斯うして / 金は世帯別に区、字事務所へ提出 / 市町村長に軍から明示〔う新〕…………… 26
10・17	復興の促進を期し / 土地収用法を発動 / 公共事業と私企業にも適用〔う新〕…………… 17	7・23	建設資材並に食糧近く大量入荷 / 荷役労務者千名徴用の緊急命令発せらる〔う新〕
10・24	琉球に於ける政治活動の限界明確化 / 言論の自由と政党〔う新〕…………… 17	7・28	託児所閉鎖〔沖夕〕
10・24	那覇市の土地測量〔う新〕…………… 18	7・28	夜間通行は10時まで / 取締りの寛大に甘えるな〔沖夕〕
10・31	那覇市が薪の伐出し〔う新〕…………… 18	7・30	切換総額3億9,000万円 / 世帯平均最高南風原4,081円、最低首里939円〔う新〕
11・14	労働基準を設定 / 組合結成は許可制 / 軍、民政府関係はストを禁止〔う新〕	7・31	市町村制15日実施 / 市町村長に議会解散権 / 民間人登用、自治委員会も組織〔沖夕〕…………… 26
11・14	早く出せ土地申告〔う新〕	7・31	市場にくり出す那覇婦人会 / 街の物価安定運動 / "も少し安くしませう"と売手、買手の歩みより〔沖夕〕
11・14	那覇市民に告ぐ〔う新〕	8・3	ナハ・マワシに建築ストップ令 / 但し旧鉄道線以東は許可〔沖夕〕
12・5	講和会議まで沖縄議会は現状維持 / 軍政府知事に言明〔う新〕	8・6	市町村長会で軍政府が説明 / 港湾労務は絶対必要〔う新〕…………… 27
12・12	市町村長並議員選挙は副長官に一任〔う新〕…………… 18	8・6	那覇の建築 / 旧鉄路以西厳禁〔う新〕…………… 27
	1948年（昭和23年）	8・10	中央グラウンド計画〔沖夕〕
1・16	愈々待望の市町村選挙を実施 / 2月1日に首長を / 同8日には議員を〔う新〕	8・13	知事、議会の公選問題進展す / 軍政府からマ司令部に指示要請中〔う新〕
1・16	市町村選挙法要項〔う新〕…………… 19	8・20	新市町村制が生む / "地方自治委員会"〔沖夕〕
1・23	旬日に迫る / 選挙戦漸く高潮〔う新〕…………… 20	8・20	新制の出来るまで / 市町村制8月15日より施行〔沖夕〕
1・30	選挙は如何にして / 軍政府でも選挙人へ示唆〔う新〕…………… 22		
1・30	各市町村長候補の顔触〔う新〕		
2・6	市町村長選挙終る / 俄然新人に有利 / 新30旧現13無投票19〔う新〕…………… 22		
2・24	婦人議員も登場 / 自治の確立に期待 / 軍から知事宛文書で批評〔う新〕…………… 23		

8・20	新市町村制摘要(1)[う新]……………	27		1949年(昭和24年)
8・27	新市町村制摘要(2)[う新]……………	29		
9・3	軍労務問題/労務完全供出を誓う/那覇・首里両市の市民大会〔沖夕〕……	29	1・5	希望に明ける1949年/いよいよ実現へ”琉球再建の設計”〔沖夕〕
9・3	立法機関の誕生日目近か/議会議法の起草準備に着手/中選挙区制、議員数55名/民政府が議会に草案を諮問〔沖夕〕		1・12	首里市復興期成会/旧都の本格的再建へ〔沖夕〕……………
9・10	新市町村制摘要(3)[う新]……………	30	1・17	選挙法/審議進む〔う新〕
9・17	市町村長の兼任不可〔う新〕……………	30	1・25	宮里良榮氏〔新民報〕
9・17	市町村議会議長選挙〔う新〕……………	31	2・2	土建予算4億万円要求〔沖夕〕
9・17	新市町村制摘要(4)[う新]……………	31	2・7	5人家族ならば/配給丈に1,325円/非農家は1人当265円〔う新〕……………
9・24	マ司令部に琉球軍政局設置/琉球列島の復興にいよいよ本腰/応急措置より本格的恒久対策へ/ウェ准将ら調査団一行大挙来訪〔沖夕〕		2・14	買い得ぬ者には/掛売で当座凌ぎ/那覇市会議員達が対策協議〔う新〕……
9・24	新市町村制摘要(5)[う新]……………	31	2・14	家計を勘案して/配給方式を研究/那覇市商務課当局語る〔う新〕
10・1	新市町村制摘要(6)[う新]……………	32	2・14	知事選挙について(1)[う新]
10・8	風速49米、本島をもみ潰す/家屋全壊6,000戸半壊9,000戸、甘藷5割米6割減収〔う新〕		2・16	1枚の証明手数料2万円也/真和志村の財政補填策に業者が悲鳴〔沖夕〕
10・15	真和志村/台風被害復旧委員会〔う新〕……	33	2・21	配給取れぬ者は/すべて救済する/那覇市民代表が軍政府と折衝〔う新〕……
10・15	市町村会の正副議長〔う新〕……………	33	2・21	要救済者には/証明で無料配給/実情は市町村厚生委員が調査〔う新〕
10・15	新市町村制摘要(7)[う新]……………	33	2・21	知事選挙について(2)[う新]
10・22	社説 復興への努力〔沖夕〕		2・28	市町村議員連盟近く結成〔う新〕……………
10・22	新市町村制摘要(8)[沖夕]……………	34	2・28	知事選挙について(完)[う新]
10・22	那覇その他解禁地域〔う新〕……………	34	3・2	今後生産資材の輸入に努力/来る7月より補給食糧を半減〔沖夕〕……………
10・29	沖縄を戦前水準に復興/1950年以降4カ年計画、民政府に企画局〔う新〕		3・2	那覇、首里、石川3市々議〔沖夕〕
10・29	新市町村制摘要(9)[う新]……………	35	3・7	民政議員の総退職/軍当局は認めず/グリーン副長官が言明〔う新〕
11・2	自由企業11月1日より実施さる/島内生産品の公定価格撤廃/琉球列島間の民間貿易許可さる〔沖夕・号外〕……	35	3・14	民政議員総辞職に軍の態度は強硬/全議員の欠席は心外だ/非常処置も考慮せん〔う新〕
11・10	民政府に”法制審議会”設置さる/立法機関発足への前提措置〔沖夕〕……	36	3・14	潮流/議員の辞職〔う新〕
11・24	配給問題めぐる”住民不平の声”索る〔沖夕〕……………	37	3・14	市町村議員連盟/沖縄復興へ民意結集〔う新〕……………
12・1	市町村財政の確立へ/分与税制を考慮〔沖夕〕		3・16	全島市町村議員連盟/10日那覇で結成式〔沖夕〕
12・15	那覇に公営市場〔沖夕〕……………	37	3・16	首里市会”流会”〔沖夕〕
12・15	首里市復興3周年記念〔沖夕〕		3・21	那覇市に監査委員〔う新〕……………
12・27	二市三村に跨がる/沖縄首都案を採択/真和志大道を行政の中心に〔う新〕……	37	4・11	那覇市役所移転〔う新〕……………
12・29	「復興委」が練る首都の構想/首里・那覇・真和志を都心に二市二村包含/民政府庁舎は坂下附近か!〔沖夕〕		4・11	南部市町村議員/知事、民政議員公選提唱〔う新〕
			4・11	首里市がLCM/貸下げ申請〔う新〕……
			4・24	那覇市が商都計画〔沖夕〕……………
			5・8	社説 畜産発展の障壁〔沖夕〕
			5・8	那覇市の人口〔沖夕〕
			5・9	軍民両政府近く那覇へ〔う新〕
			5・9	那覇市議4名選挙〔う新〕

5・15	都市化する"真和志村" / 商店街、劇場等計画〔沖夕〕	8・30	那覇附近の建物禁止について〔う新〕
5・23	伸びる那覇市に / 悩みの要救済者 / 割当員数外の該当者は泣寝入り〔う新〕	9・1	民政府・引越し / 今度は天妃校跡〔沖夕〕
5・30	規格家屋建築に / 約2万円を補助 / 軍政府復興予算第1期分を承認〔う新〕	9・2	市町村税法民政議会に諮問 / 附加税の外独立税7種、目的税2種〔う新〕
6・5	"ナ八人はナ八に" / 石川の旧市民訴える〔沖夕〕	9・2	那覇、真和志境界決る〔う新〕
6・26	建築制限を強化 / 軍指令内容〔沖夕〕	9・6	流会騒ぎで両派対立 / 首里の予算し会もむ〔沖夕〕
6・27	復興資材続々入荷 / 問題は住民の協力 / ウエカリング准将記者団に語る〔う新〕	9・6	首里市議会 / 流会騒ぎ再現〔う新〕
6・27	那覇市当局〔う新〕	9・8	首里市会の対立 / 近く催告市会か〔沖夕〕
6・27	軍宿舎周辺一哩内 / 移動は固く禁止! 軍政府が新しく指令を発す〔う新〕	9・10	那覇市会でも検討〔沖夕〕
6・27	受入れを村議会 / 真和志村〔う新〕	9・13	那覇、真和志 / 港の建築は〔う新〕
7・3	建築制限 / 今度の指令は絶対的〔沖夕〕	9・13	伸びゆく商都の建設 / 真和志村が実行に着手〔う新〕
7・3	港村も禁止区域〔沖夕〕	9・15	首里市会 / 行政課が流会紛争に断 / 多数派の議決は適法〔沖夕〕
7・11	改築修理 / 軍が許可〔う新〕	9・15	敷地に迷う"那覇中校"〔沖夕〕
7・11	一寸待て / 那覇が申入〔う新〕	9・15	那覇真和志の建築〔沖夕〕
7・11	集成刑法布告さる〔う新〕	9・16	首里市議会 / 流会は違法 / 行政課見解を発表〔う新〕
7・11	那覇の建築制限 / 少しく緩和さる / 旧鉄路線以東の日本人所有土地は可〔う新〕	9・17	首里市会 / 正副議長に辞職勧告〔沖夕〕
7・17	増改築が出来る / 市町村長証明で〔沖夕〕	9・17	市町村税法案 / 附加税4と独立税7〔沖夕〕
7・17	女の区長さん / 真和志大原区〔沖夕〕	9・20	日本への旅行は / 公用に限り許可 / 一般の引揚帰還は当分停止〔う新〕
7・17	首里城正殿復原 / 首里市がのり出す / 文化地帯の造成へ〔沖夕〕	9・20	紛争の首里市議会 / 正、副議長を除名 / 市政の明朗化を期し断り決議〔う新〕
7・24	市町村予算 / 税制が出来るまで / 歳入源を負担金で〔沖夕〕	9・25	首里市会もむ / 正副議長を除名〔新民報〕
7・25	集成刑法要領(1)〔う新〕	9・27	予算153万円 / 膨れる真和志 / 受入れ条例も撤廃〔う新〕
8・1	家屋全壊1万6,000余棟 / 風速66米 / グロリア台風沖縄中南部を猛襲〔う新〕	10・1	石川的那覇人 / 移動陳情〔沖夕〕
8・1	民政府那覇へ〔う新〕	10・6	那覇・真和志合併 / 近く民政府が諮問〔沖夕〕
8・1	職員的那覇移転陳情〔う新〕	10・6	市町村予算にみる / 市場でかせぐ那覇市 / 半年に使用料70万円〔沖夕〕
8・1	集成刑法要領(2)〔う新〕	10・6	那覇市収入役公金横領で召喚〔沖夕〕
8・5	集成刑法(3) / 公安の罪は〔う新〕	10・6	膨れる人口 / 現在両地域で4万〔沖夕〕
8・9	集成刑法(4) / 公安の罪(続き)〔う新〕	10・6	市町村予算にみる / 1戸当り負担 / 渡嘉敷村は467円〔沖夕〕
8・9	救済費 / 1割削減〔う新〕	10・7	公金23万円横領 / 那覇市収入役の汚職〔う新〕
8・12	集成刑法完 / 安全に反する罪〔う新〕	10・13	広々となる那覇の道路 / 全長1万余呎近く完成〔沖夕〕
8・19	石川的那覇人復帰陳情〔う新〕	10・13	那覇市予算 / 1人当り負担金たつた20円 / 歳入の6割は市場から〔沖夕〕
8・23	凡て軍認可で / 那覇真和志の建築〔う新〕	10・14	声 / 利権の取引〔う新〕
8・26	みなと村移動 / 条件付で当分保留〔う新〕		
8・28	港・那覇・真和志の建築は / 今後凡て軍許可〔沖夕〕		

10・14	雲行き危し那覇市議会／収入役汚職に市長あつさり陳謝〔う新〕…………… 46	11・4	那覇市長選挙は20日／きのう告示で発表さる〔う新〕
10・18	部落有財産も管理／戦前の公共財産管理に関し／シヤ副長官、知事に回答〔う新〕	11・5	那覇市長選挙無投票か〔沖夕〕
10・20	港村の漁業者／陳情却下され立退き〔沖夕〕	11・5	市長選挙／無投票を狙い／那覇市議会が適任者物色〔う新〕…………… 48
10・20	暗くなった那覇／合法的点燈を陳情〔沖夕〕	11・6	首里市議会／新正副議長〔う新〕…………… 48
10・20	”清潔な市場に”／公営市場改善を促進〔沖夕〕…………… 46	11・6	声／無投票説を駁す〔う新〕…………… 48
10・21	どこへ行く50戸／みなと村水産組合立退き〔う新〕…………… 47	11・6	首里に火葬場を建設〔う新〕
10・21	行政面の強化に／軍政官府を拡大／軍政府は7部に縮小〔う新〕	11・8	那覇市長候補／市会が3氏を推薦〔沖夕〕
10・21	電燈異変／再びランプ生活／那覇市が点燈を陳情〔う新〕…………… 47	11・8	那覇市長選挙懇談会／無投票180度の転換／又吉、當間、石原3氏に先ず白羽の矢〔う新〕…………… 49
10・25	教育費の一部を／市町村予算に計上〔う新〕…………… 47	11・8	那覇市の有権者〔う新〕…………… 49
10・25	那覇市の電燈問題／市民の配給油一括受取り／合法的配電を陳情〔沖夕〕… 47	11・10	社説 投票の行使〔う新〕…………… 49
10・25	沖縄議事に解散指令！／新議員13名任命さる〔う新〕	11・10	那覇市長選挙／はやくも2氏立候補／當間氏・推薦受諾／仲里氏・九日届出〔沖夕〕…………… 49
10・27	社説 燈火親しむ秋？〔沖夕〕	11・10	那覇市の点燈問題／業者が陳情続行／具体的計画を協議〔沖夕〕
10・29	那覇真和志境界線決定／楚辺原他数カ所を那覇市に編入〔沖夕〕…………… 47	11・10	広告／市政を市民の手へ〔う新〕
11・1	那覇市長と助役／軍財産管理権侵害の容疑で拘留〔沖夕〕	11・10	市長選挙立候補〔う新〕
11・2	地方自治委員会を召集／仲本那覇市長罷免さる／軍財産管理権侵害その他不正判明〔う新〕…………… 47	11・11	広告／市政を市民の手へ〔沖夕〕
11・2	借地権を無視して／工場立退きを強要／那覇署で留置目下取調べ中〔う新〕… 48	11・11	沖縄住民の協力を得て／復興計画を極力推進／シーツ長官初めて記者団と長時間会談〔う新〕
11・2	市場使用料／高良収入役の弁〔う新〕	11・11	市長選挙／投稿の声に聴く市政浄化の嵐！／澎はいとして起る那覇市民の叫び〔う新〕
11・2	市長代理に庶務課長〔う新〕…………… 48	11・11	当間、仲里両氏出陣の弁／那覇市長選挙戦たけなは〔う新〕
11・3	那覇市長以下三役罷免〔沖夕〕	11・12	広告／沖縄人民党公認／那覇市長候補者仲里誠吉〔沖夕〕
11・3	全住民反省の機会／志喜屋知事語る〔沖夕〕	11・12	広告／立候補の御挨拶〔沖夕〕
11・3	される人々／後任市長の問題〔沖夕〕	11・12	那覇市長選挙／小嶺氏・立候補／言論ポスター戦展開〔沖夕〕
11・3	市会解散／議員間に賛否両論〔沖夕〕… 48	11・12	嵐の前の静けさ／秘策練る當間・仲里両陣営〔う新〕
11・3	那覇市／予算編成替か／不当所持・寄附募集についても取調べ〔沖夕〕	11・12	広告／立候補の御挨拶〔う新〕
11・3	那覇市長罷免の理由〔う新〕	11・12	広告／沖縄人民党公認／那覇市長候補者仲里誠吉〔う新〕
11・3	公金17万円横領／那覇農組長の汚職〔う新〕	11・13	社説 選挙と自治〔沖夕〕
11・3	市長候補／下馬評に挙る面々〔う新〕	11・13	前那覇市長の減刑運動／市町村長会が申合〔沖夕〕
11・4	社説 利権屋驅除〔う新〕	11・13	小嶺幸慶氏きのう届出〔沖夕〕
11・4	軍政官府近く那覇へ／民政府は天妃へ移転か〔う新〕	11・13	選挙人名簿確定〔沖夕〕
		11・13	政党以外の団体は／選挙運動が出来ない／民政府きのう見解を表明〔う新〕
		11・13	那覇市長選挙／三つ巴の激戦／もつと

	出るか立候補〔う新〕		〔沖夕〕……………	51
11・13	11,711名／那覇の有権者〔う新〕	11・29	社説 講和と沖繩〔う新〕	
11・13	声／民政議員に希む〔う新〕	11・29	政党調査〔う新〕……………	51
11・13	広告／立候補に際して〔う新〕	11・29	那覇市／助役、収入役／新市長流説を	
11・15	広告／那覇市民各位に訴う〔沖夕〕		一蹴か〔う新〕	
11・15	那覇の電燈問題／軍民協議・曙光見ゆ	11・30	土地認定実情を調査／真和志、小祿の	
	〔沖夕〕		両村から〔う新〕	
11・15	那覇なら自治可能／移動待つ貧困の元	12・1	民主化へ／教育委員会いよいよ発足／	
	那覇人〔う新〕		委員、教育長は知事が任命〔う新〕	
11・16	公聴／那覇市民に望む〔沖夕〕	12・1	点燈は1日5時間／近く各地にも許可	
11・17	広告／沖繩民主同盟時局演説会〔う新〕		〔う新〕	
11・18	敷地に悩む那覇診療所／市民の協力を	12・2	”旧那覇市街を復活”／シ長官首里・	
	要望〔う新〕		民政府巡視〔沖夕〕	
11・18	棄権するな貴重な一票／選挙管理委員	12・2	シ長官民政府を初巡視／那覇をビジネ	
	会が注意〔う新〕		スセンターに／都市計画で軍も委員	
11・19	那覇市の点燈／きのう口頭で許可〔沖		任命／旧市街を望みつゝ明るい将来	
	夕〕		を語る〔う新〕	
11・20	社説 那覇市長選挙〔沖夕〕	12・2	新市長を迎え那覇市議会／助役承認の	
11・20	那覇市／今日市長選挙／3候補10日間		件を提出か〔う新〕	
	の善闘〔沖夕〕	12・2	首里市役所尚家跡へ〔う新〕……………	51
11・20	棄権するな！／選挙管理委かいが要	12・3	タイム誌記者の見た／占領下4年後の	
	望〔沖夕〕		沖繩〔う新〕	
11・22	那覇市／パッと明るくなる／電燈問題	12・3	土地所有権／調査委員会設置／知事が	
	・きのう正式許可／逐次全地区にも		委員6名任命〔う新〕	
	及ぶ〔沖夕〕	12・4	那覇市長選挙に異議申立〔沖夕〕	
11・22	那覇市長選挙開票／當間重民氏当選／	12・4	琉球の軍事施設に／5,800万ドル支出／	
	7,364票で圧倒的〔沖夕〕		労務はすべて沖繩人を使用〔う新〕	
11・22	公約履行誓う／當間新那覇市長談〔沖	12・4	市長選挙違法か／ごたつく那覇と石川	
	夕〕		〔う新〕	
11・22	當間家／3人目の市長／故父重慎は初	12・6	時事解説／両市長選挙問題（1）／仲	
	代〔沖夕〕		宗根源和〔沖夕〕	
11・22	社説 新市長に望む〔う新〕	12・6	両市長の選挙は／民政府の見解／法50	
11・22	7,364票／那覇市長選挙／圧倒的得票		条を適用〔沖夕〕	
	で／當間重民氏当選／仲里氏1,386、	12・6	市長選挙違法に非ず／民総務課が見解	
	小嶺氏709〔う新〕……………		表明〔う新〕	50
11・22	明朗な市政を／抱負を語る當間重民氏	12・6	那覇市定例議会〔う新〕	
	〔う新〕	12・7	実地調査を開始／土地所有権問題／軍	
11・22	昨晚から”明るい那覇”／点燈許可、		と連絡会議〔沖夕〕	
	近く各地にもひろげる〔う新〕……………	12・7	時事解説／両市長選挙問題（2）／仲	50
11・23	社説 責任観念〔沖夕〕		宗根源和〔沖夕〕	
11・23	當間市長の施政方針／近く演説会で発	12・7	那覇市助役にたけ原久光氏／収入役は	
	表〔沖夕〕		大灣氏推薦〔沖夕〕	
11・23	當間新市長／就任は来月5日／当日市	12・7	社説 行政と監督〔う新〕	
	政演説会も開く〔う新〕……………	12・7	明るい那覇市を建設／當間重民きのう	
	……………		就任〔う新〕	
11・24	社説 電気事業の公認〔沖夕〕……………	12・7	助役に髙原氏／収入役に大灣氏〔う新〕……………	51
11・25	公聴／那覇市の助役〔沖夕〕		違法か適法か／波紋を投じた市長選挙	
11・25	復興途上のエラー／那覇市の市長選	12・7	〔う新〕	
	〔新民報〕	12・8	時事解説／両市長選挙問題（3）／仲	
11・27	元那覇人の移動促進／那覇市会乗出す			

12・9	宗根源和〔沖夕〕 那覇市の都市計画 / 戦前以上の繁華街 にする / 土地は出来るだけ旧地主へ / 今年中に軍民協議会〔沖夕〕…………… 51	12・29	民政府機構きのう発表 / まだ完ぺきで ない / 志喜屋知事談〔う新〕
12・9	両市長選挙問題（4） / 仲宗根源和 〔沖夕〕	12・30	真和志村予算村会〔沖夕〕…………… 53
12・10	社説 選挙の異議〔沖夕〕	12・31	シ長官・政党代表と会見 / 軍民理解の ため有意義だ / 意見ある際は直接私 の許へ / 方向はよき琉球建設〔う新〕
12・10	那覇市の異議申立 / 13日に選管委員会 招集〔沖夕〕	1950年（昭和25年）	
12・10	両市長選挙問題（完） / 仲宗根源和 〔沖夕〕	1・4	判決近し / 仲本氏公判〔う新〕
12・10	選挙無効問題 / 近く裁定〔う新〕	1・10	総合運動場問題動く / 那覇開放とともに / 当分・高校運動場を拡張 / 真和 志敷地は既に切色〔沖夕〕
12・10	ミード氏に感謝会〔う新〕	1・10	琉球諮詢委員会設置 / 全琉の問題を軍 政長官へ答申 / 委員は知事が任命 〔う新〕
12・11	社説 那覇の都市計画〔沖夕〕	1・11	政党との会談内容（1）〔う新〕
12・13	那覇市 / 異議申立却下か / きょう選管 委員会〔沖夕〕	1・12	軍政長官 / 政党との会談内容（2） 〔う新〕
12・15	社説 本格的復興への前進〔沖夕〕	1・13	軍政長官 / 政党との会談内容（3） 〔う新〕
12・15	シーツ長官第2次・重大政策発表 / 復 興にいよいよ拍車 / 那覇を中心に港 湾道路改修〔沖夕〕…………… 51	1・13	那覇市、土地開放に備えて / きょう都 市計画協議〔う新〕
12・15	シーツ軍政長官・那覇市長と懇談 / 一 哩以内の建築制限は近く大巾に緩和 / 復興促進で軍が立案中〔う新〕	1・14	那覇市の都市計画 / 具体案を樹てゝ / 軍の方策実現に協力〔沖夕〕
12・15	泊、前島の開放は1年半か2年後に 〔う新〕	1・14	軍政長官 / 政党との会談内容（4） 〔う新〕
12・15	那覇港の改修 / 既に測量開始〔う新〕	1・14	軍民政府の意見も聴こう / 那覇市の都 市計画〔う新〕
12・15	体裁整う市街 / 首里の中央道路完成 〔う新〕	1・15	軍政長官 / 政党との会談内容（5） 〔う新〕
12・17	政策の一大転換か / なは全面的に開放 されん / シーツ將軍當間市長と懇談 〔沖へ〕	1・15	市長選挙異議申立 / 裁判中は容かいす るな〔う新〕
12・18	那覇 / シーツ政策に応える運動 / まず 建築制限厳守と衛生 / 隣組常会で実 行促進〔沖夕〕	1・17	琉球諮詢委員会 / 顔ぶれは？ / 候補者 20名推薦さる〔う新〕
12・18	22日 / 市民大会で感謝決議〔沖夕〕	1・19	両市長選挙は合法である / 軍筋の個人 的見解〔沖夕〕
12・21	みなぎる復興の意気 / シ声明の反響に 視る〔沖へ〕	1・19	市長選挙は適法 / 軍政官府が見解表明 〔う新〕
12・22	市町村制改正の要望骨子〔う新〕…………… 52	1・21	市長選挙違反問題 / 軍が不干渉を言明 〔沖夕〕
12・23	社説 市町村長協議会の強化〔う新〕	1・21	市長選挙の適否 / 軍政府は何ら見解を 発表したことなし〔う新〕
12・23	わきあがる歓呼 / 那覇市民大会〔沖へ〕	1・25	那覇の総合運動場 / 実現へ各方面が協 力〔沖夕〕
12・24	両市の選挙異議申立 / 正式裁判を弁護 士と打合せ〔沖夕〕	1・26	軍政機関の移管逐次実現 / 裁判権すべ て民へ / 司法権確立の第一歩〔沖夕〕… 54
12・24	那覇市民大会 / シ長官の心にんえ / 首 都の復興にまい進〔沖夕〕…………… 52	1・26	一哩建築制限令緩和さる / ”住”の解 決へ曙光 / 2月1日より実施〔う新〕
12・24	シ長官 / 市民代表激励〔う新〕		
12・24	都市計画委員会設置 / シ政策に副つて / 近代都市の建設へ / 旧那覇市内測 量許可を申請〔う新〕		
12・26	社説 地方財政をかく立せよ〔沖へ〕… 53		

1・26	建つか那覇市公会堂 / " 建坪500 " 某篤志家が寄付〔う新〕	2・10	那覇市 / 『都計』決まるまで受付控える〔沖夕〕
1・27	社説 軍事裁判の廃止〔沖夕〕	2・11	異議申立公判 / きのう開かる〔沖夕〕
1・28	名も佳し" 栄町 " / 活況の真和志商店街〔う新〕	2・11	市長選 / 異議申立の公判開かる〔う新〕
1・28	公聴 / 公金問題について〔沖夕〕	2・12	興る町と村 / 真和志村 / 2倍に膨れた人口 / 都市化へ急ぎ足〔沖夕〕
1・31	那覇の電燈 / 市営か民営か / 市民の声をきく〔沖夕〕	2・12	待たるゝ旧那覇市内への移動 / 3カ月後に開始か / 土地所有者を優先 / 遠大な計画よりも拙速主義で〔う新〕… 55
2・2	市営? 民営? / 那覇市の電燈 / 施設は軍が無償で / 双方が経営を主張〔沖夕〕	2・12	那覇市旧庁舎を社交クラブに〔う新〕
2・2	観光施設予算 / 4,700万円軍に提出〔う新〕	2・12	伸びゆく真和志野〔う新〕…………… 55
2・3	6日から軍裁判全面廃止 / 民の司法権確立 / きのう・判事書記合同〔沖夕〕	2・12	祝 / 真和志村発展 / 栄町市場祭〔う新〕
2・3	那覇の電燈 / 市営案を支持 / 市議会委員会〔沖夕〕	2・12	那覇市会 / 電燈は市営で / 新解放地建築着手 / 早くて4月頃〔う新〕
2・3	那覇市電燈委員会は / 市営を協調〔う新〕	2・13	伸び行く真和志村 / 栄町市場祭にぎわう〔沖へ〕
2・4	首里バス復活 / お膳立ても出来上つた〔う新〕	2・14	いよいよ乗り出す『首都建設』 / 那覇市を中心に / 一市三村 / 民政府に主管課を設置 / きのう大綱方針決る〔沖夕〕…………… 56
2・7	収入役身元 / 那覇市が保証規則を設定〔う新〕	2・14	地主の承諾書が必要 / 旧那覇人の受入〔沖夕〕
2・8	市営で行く / 那覇市電燈〔う新〕	2・14	" 栄町 " / 賑かに発足〔う新〕
2・9	さア建てるぞ / 既に資材をそろえて待つ / 保留の申請書300通 / 那覇市〔沖夕〕	2・14	新都市の構想 / 計画課設け強力に推進〔う新〕
2・9	社説 土地開放と住民の責任〔う新〕・ 54	2・14	建築受付開始 / 那覇市の現市街地内〔う新〕
2・9	那覇旧市内その他開放 / 一哩制限令撤廃さる / シーツ長官談話発表〔う新〕・ 54	2・15	社説 那覇市の都市計画〔沖夕〕………… 57
2・9	建築許可證は必要 / シャーマン副長官指令要旨〔う新〕	2・15	公金横領 / 真和志村復興課長に拘引状〔沖夕〕
2・9	那覇市は都市計画を〔う新〕	2・16	兼久浜一帯を埋立 / 元垣花住民に開放 / 先ず護岸工事から着手 / 那覇市の構想〔う新〕…………… 57
2・9	問題は土地所有権問題〔う新〕	2・16	公金10万円横領 / 真和志村復興課長の汚職〔う新〕
2・9	禁止地域〔う新〕…………… 55	2・17	小祿飛行場周辺開放申請〔う新〕
2・9	出たツ! 土地開放の朗報 / 5年ぶりに踏める / 懐かし我が家の土 / 帰りなん、いざ心はおどる〔う新〕	2・19	復興事業費より16万円 / 真和志村の公金横領〔沖夕〕
2・9	電燈経営問題 / 城間組合長談〔う新〕	2・19	選挙法を改正 / 9月の総選挙迄に〔沖夕〕
2・9	都市計画を慎重考慮 / 當間那覇市長喜びを語る〔う新〕	2・21	市内への倉庫設備 / 都市計画に絡む悩み解消か〔う新〕
2・9	真和志も勇み立つ〔う新〕	2・22	窮民救済機関の設立 / 那覇市が委員会開催〔沖へ〕…………… 57
2・9	首里市役所 / 龍たん池畔に〔う新〕	2・23	那覇の市営電燈 / 1戸当り120ワット / 周辺の部落にも配電〔沖夕〕
2・9	市場祭 / 真和志村が12日挙行〔う新〕	2・23	市町村長会 / 委員会を新設し / 地方財政の確立検討〔う新〕
2・10	社説 制限の撤廃〔沖夕〕		
2・10	懐しの土地へ帰る / 喜びの人々8万 / 建築許可で各地に歓声〔沖夕〕		
2・10	那覇市建築許可要項 / カヤ・テントぶきは不可〔沖夕〕		

- | | | | | |
|------|---|------|--|----|
| 2・23 | 明るく・3万燈／那覇市の電燈市営で〔う新〕 | 3・7 | 代りの土地を／旧垣花住民が陳情〔沖タ〕 | 59 |
| 2・23 | 都市計画に／援助を約束／八副長官が〔う新〕 | 3・7 | 那覇の悪道／市場中通り会が陳情〔う新〕 | |
| 2・23 | 悩む宇栄原区／他区民の汚名も背負う〔う新〕…………… 58 | 3・8 | 都市計画に／那覇議会協力〔沖タ〕 | |
| 2・24 | 社説 地方税の制定〔沖タ〕 | 3・8 | 垣花復興期成会生る〔う新〕 | |
| 2・24 | 港村／軍カンパン除いて受入れ出来る／都計考慮／当局が慎重期す〔沖タ〕 | 3・10 | 市長選挙異議申立／結審18日〔う新〕 | |
| 2・24 | 琉球を信託統治に／ア長官希望演舌〔沖タ〕 | 3・11 | 市町村に落ちた2億5,000万円／復興費予算の支出額〔沖タ〕 | |
| 2・25 | 飛行場周辺の土地も開放か／空軍使用地の境界を明示／能う限り住民に提供／キンケイド少将知事と会談〔う新〕 | 3・11 | 雪ヶ崎一帯を埋立／墓地は郊外へ／那覇市都計委員会〔沖タ〕…………… 59 | |
| 2・26 | 倉庫敷地市が貸与〔う新〕 | 3・11 | 港村の『住家』／軍が民へ移譲〔沖タ〕 | 59 |
| 2・28 | 社説 独立税の必要〔沖タ〕 | 3・14 | 日本の土建業者代表／沖縄基地建設できよう視察に／基礎資材の生産工場も設置〔う新〕 | |
| 2・28 | 負担金審議／今日那覇市会〔沖タ〕 | 3・15 | 都市計画課／設置は不可〔う新〕 | |
| 2・28 | 那覇都計案／近く軍へ提出する〔沖タ〕 | 3・19 | 市長選異議／両市とも却下〔沖タ〕 | |
| 2・28 | 進む那覇都計／熱帯植物で市街美／素晴らしい国際都市建設／松岡部長・當間市長軍と折衝〔う新〕 | 3・19 | 市長選挙異議申立／那覇石川両氏とも棄却〔う新〕 | |
| 2・28 | 真和志公金事件取調進む〔う新〕 | 3・21 | 真和志村の公金横領／全ぼう明るみへ／復興費から12万円〔沖タ〕 | |
| 2・28 | 開放に備え泊復興期成会〔う新〕…………… 58 | 3・21 | 何処へ行く解消する港村／”元に帰えるべきだ”／代表が民政府に交渉／真和志〔沖タ〕…………… 59 | |
| 3・1 | 割当負担金／軽減請願／首里市会却下〔う新〕 | 3・21 | 全地域那覇市へ…／都計の都合もある／那覇市〔沖タ〕…………… 59 | |
| 3・2 | 全議員に呼びかく／地方税問題更に発展か〔沖タ〕 | 3・21 | 沖縄基地（上）／港湾改修、兵舎建築など／歴大な工事内容入札者に提示〔う新〕 | |
| 3・4 | 那覇の都計案／軍が書類提出要望〔沖タ〕 | 3・22 | 港村の帰趨／那覇と真和志が協力〔う新〕…………… 59 | |
| 3・4 | 個人に貸す／真和志村の公金横領事件〔沖タ〕 | 3・23 | 栄町独立／きよう協議会〔う新〕 | |
| 3・4 | 前那覇収入役執行猶予〔沖タ〕 | 3・24 | 那覇都計／市が主体で具体案を軍へ提出〔沖タ〕 | |
| 3・4 | 旧那覇市内の開放をめくり／うごめく”慾”の群像／市長は断乎と拒否〔う新〕 | 3・24 | 那覇市／完納に模範／納税貯金会を結成〔う新〕 | |
| 3・4 | 都計委員決る／きよう初顔合せ〔う新〕 | 3・24 | 軌道に乗る那覇都計／大綱を近く軍に報告／実情に即して都市を建設〔う新〕 | |
| 3・4 | 生れる新首都／シーツ長官も待望〔う新〕 | 3・24 | 港村問題／元の姿に返せ／真和志村議会の見解〔う新〕…………… 59 | |
| 3・4 | 完璧な都市へ／石川東京都建局長招聘を陳情〔う新〕 | 3・24 | 真和志村公金費消／首里巡裁へ送局〔う新〕 | |
| 3・5 | 那覇都計構想発表／ビル街は4階建／商店街と住宅地を区劃し／緑化で全市を美化〔沖タ〕…………… 58 | 3・25 | 那覇都計／土地失う地主には／納得のいくように／民工交部が民間側と意見交換〔う新〕 | |
| 3・5 | 生れかわる那覇市／ビル街、住宅街も区画／明治橋と泊高橋を結び12間の直線道路開く〔う新〕 | 3・25 | 那覇の受入れ／当分は制限する〔う新〕 | 59 |
| 3・5 | 元那覇収入役執行猶予〔う新〕 | 3・26 | 琉球諮じゅん委員会いよいよ発足／千原繁子女子の紅一点／きのう委員発表さる〔沖タ〕 | |
| 3・7 | 専門家招聘／那覇市の都計〔沖タ〕 | | | |

3・26	社説 諮じゅん委員の使命〔沖夕〕…	60	4・8	声 / 村議会に望む〔う新〕……………	62
3・26	すすむ那覇市の都計案 / ロータリー径 60間大門前に / 住宅兼用地広くとる 〔沖夕〕		4・9	解消から建設へ / みなと村議員宇久眞 成〔う新〕……………	62
3・26	神里原一帯に / 那覇の繁華街 / 中央市 場も近く実現〔沖夕〕		4・11	社説 土地所有権の問題〔沖夕〕	
3・26	琉球諮詢委員 / 6氏きのう任命さる / 発足は4月15日〔う新〕		4・11	削られた被救済者 / 那覇市が復活を要 請〔沖夕〕	
3・26	那覇都計案 / 5幹線は決定〔う新〕		4・11	課の廃合 / 那覇市行う〔沖夕〕	
3・28	那覇市議会 / 都計委拡大し / 積極的に 乗り出す〔沖夕〕		4・11	那覇新計画 / 神里原に橋と道路 / 美化 される新市街 / 防火用池11カ所も建 設〔う新〕……………	63
3・28	那覇市監査委員選任〔う新〕……………	60	4・11	那覇市議会 / きのう開会〔う新〕	
3・28	都計 / 現実的に第3案！ / きのう臨時 議会で大綱決定〔う新〕……………	60	4・12	那覇市予算 / 原案可決〔沖夕〕	
3・28	商店街はいずこ / 周辺に配す住宅地 〔う新〕……………	60	4・12	那覇市暫定予算 / 448万円可決〔う新〕…	63
3・28	那覇市都計委増加〔う新〕		4・14	『那覇都計』大綱案 / きのう軍当局が 認可 / 復興の線を作戦と一致 / 3カ 月以内に具体案を決定〔沖夕〕……………	64
3・29	大都市建設の構想 / 港村の解消問題機 に / 都市農村合併の気運動く〔沖夕〕…	61	4・14	”復興金融金庫”遂に設置さる / 資本 金1億円 / 各種産業面や住宅建築へ / 20か年の長期融資を許可〔う新〕	
3・29	みなと村 / ”3年の歴史” / 唯一の特 殊村…育つてきた跡を省る〔沖夕〕		4・14	那覇都計案 / シーツ長官も承認 / これ から愈よ細部計画へ / 早急に委員会 設置〔う新〕	
3・30	合併への動き濃し / 昨日の真和志村議 会〔沖夕〕		4・15	社説 復興金庫の設置〔沖夕〕	
3・30	51年度民政府予算 / 総額1億3,000万 円 / 27日、軍より承認さる〔う新〕		4・15	社説 復興金融金庫発足〔う新〕……	64
3・30	真和志議会流会 / きよう更に再開協議 〔う新〕……………	61	4・16	社説 那覇都計案と地域問題〔う新〕…	65
3・31	予算減額 / 真和志村議会〔沖夕〕		4・20	土地今ぞかえる / ”世紀の歓喜”に鐘 が鳴る！ / 所有権の認定布告きのう 発布 / 劃期的快事に感激一人〔う新〕	
4・1	社説 婦人の解放運動〔沖夕〕		4・20	沖縄群島住民に告ぐ / 土地所有権証明 (上) / 特別布告第36号〔う新〕	
4・1	那覇都計案軍政官府通過 / 産業関係官 衙は台の瀬に / 水道は軍施設を利用 〔沖夕〕		4・20	所有権の主張は / すべてこの証明書で / 登記も義務として要請〔う新〕	
4・1	那覇首里両市会〔沖夕〕		4・21	首里市会 / 予算審議〔沖夕〕	
4・1	那覇市の都計案 / 軍政官府は承認 / 近 くシーツ長官の手許に提出〔う新〕		4・21	土地所有権証明(中) / 特別布告第36 号〔う新〕	
4・2	真和志村議会 / 住民負担金の個々別 / 検討で深更まで審議〔う新〕		4・22	首里市会の勉強振り / 民政府に好感与 う〔沖夕〕……………	65
4・2	区費を適正に / 那覇市議会〔う新〕		4・22	土地所有権証明(下) / 特別布告第36 号〔う新〕	
4・5	社説 一市三村の合併〔沖夕〕……………	61	4・23	勉強する首里市会 / 民政府首脳と懇談 〔う新〕	
4・7	公聴 / 帰れぬ那覇人〔沖夕〕		4・23	首都建設など / 社会党協議〔う新〕	
4・7	那覇市 / 区長は市吏員 / 午前中は役所 勤務 / 区費も均衡はかる〔う新〕……	62	4・26	集成刑法条項追加〔う新〕	
4・7	首里図書館 / 尚家跡に着工〔う新〕……	62	4・28	那覇診療所敷地決定〔う新〕	
4・7	きよう首里市議会〔う新〕		4・29	港村問題と大都市建設の動き / 那覇へ 即時合併 / 昨日港村議会が決議〔沖 夕〕……………	65
4・8	みなと村の真和志区域返還方陳情〔沖 夕〕		4・29	那覇都計 / 官庁街松山久米一帯3万 8,000坪 / 第1の具体案なる〔沖夕〕	
4・8	港村の帰属 / 物の順序として / 一応元 の姿へ / 真和志議会が意見書提出 〔う新〕……………	62			

4・29	辻原一帯を住宅地 / 都計2次計画着手〔う新〕	6・8	琉球諮詢委員会の機構 / 今週中に大綱を決定 / 運営はセ軍政官の監督下で〔う新〕
4・29	早急合併へ / みなと村議会決議〔う新〕	6・9	那覇・泊港改修工事 / 国際入札〔沖タ〕
5・2	条件次第で那覇に合併 / 真和志村議会協議〔沖タ〕…………… 65	6・9	ソバー杯で24円！ / 那覇市が10日から付加税 / 入場、建築、サービスの三つ〔う新〕…………… 67
5・2	みなと村那覇合併 / 万難を排して実現 / 村議会が那覇市に要望〔う新〕	6・10	附加税 / 条例を制定 / 真和志議会〔琉新〕
5・3	優秀吏員に増俸 / 那覇市が昇進の道拓く〔う新〕	6・10	港村開放〔う新〕…………… 68
5・3	社説 都市計画とグラウンド〔う新〕	6・10	港村、知事の管下に / 軍管理より解放さる〔沖タ〕
5・4	声 / 大都市建設に就て〔う新〕	6・11	港村の合併 / 那覇市が陳情〔う新〕………… 68
5・5	所得税改正さる / 大幅に軽くなる〔沖タ〕	6・14	那覇市 / 附加税は既定通り徴収〔沖タ〕・ 68
5・5	タイピストの養成に / 那覇市が職業補導〔う新〕	6・14	那覇市営市場トタンぶきに〔沖タ〕
5・7	社説 減税と新税〔沖タ〕	6・14	附加税賦課 / 独立税補填に最低を / ラ氏、當間市長に見解表明〔う新〕
5・9	選挙法と市町村制一部改正 / きのうち審議会で協議〔沖タ〕	6・14	那覇市 / お先に増俸 / 一般職員が1.75倍〔う新〕
5・10	大都市計画論 / 嘉数昇〔沖タ〕…………… 66	6・15	社説 那覇の悪路と学童交通〔う新〕
5・16	牧志大通り / 新築は不許可〔う新〕	6・15	那覇市場を / 恒久建物に〔う新〕
5・16	真和志の都計委員会〔う新〕	6・15	旧那覇市街図 / 親泊政博氏が寄贈〔う新〕
5・17	声 / 行政区域の問題〔う新〕	6・16	琉球諮じゅん委 / きのうち発足 / 知事議員選挙法や / 民政府の組織等諮問〔沖タ〕
5・19	"地方税法"に軍は関知せず / 市町村の責任で制定せよ〔う新〕…………… 66	6・16	首里市会は15日開会〔沖タ〕
5・19	小禄村 / 描く親善風景 / 村復興に軍民協力〔う新〕	6・16	那覇市吏員の増俸1.75倍に〔沖タ〕
5・20	復興費大巾に削減 / "2億1,000万円"暫定的に認可さる / 原因は軍への売上金未納〔う新〕	6・16	知事・議員の公選に備えて / 四民政府の選挙法 / 細目に亘り意見求む / 琉球諮詢委員会に初の諮問〔う新〕
5・20	社説 軍政と自治〔う新〕	6・16	諮詢委員会の機構 / 発言の自由を保証 / 部外で法的責任を問われない〔う新〕
5・20	基地建設に着手 / 那覇港倉庫鍬入式〔う新〕	6・17	社説 諮詢委員に望む〔沖タ〕
5・25	社説 自治政府を要望〔沖タ〕	6・17	那覇市 / 首都建設に人材集中 / 資格任用試験も行う〔沖タ〕
5・27	那覇市タイピスト講習〔う新〕	6・18	社説 全琉諮詢委員会の任務〔う新〕
5・28	日本から沖縄への / 旅行制限緩和を / 在日沖連全国大会で決議陳情〔う新〕	6・20	絶え間ないツチの音 / 那覇の街に『建築時代』〔沖タ〕
6・1	那覇都計委員決る〔う新〕…………… 67	6・20	市区改正を研究〔沖タ〕
6・1	那覇市 / 都計委員を増強 / 技術者も臨時委員に〔沖タ〕	6・20	那覇市 / 首都建設に備え / 3部10課に改む〔う新〕…………… 68
6・2	バス会社 / 車賃値上陳情〔う新〕	6・23	天久、上之屋一帯 / 軍用地で立退き〔沖タ〕…………… 68
6・2	まさに住宅難 / 那覇真和志の現状〔う新〕…………… 67	6・24	天久、上之屋一帯 / 立ち退き予告〔う新〕
6・3	バス / 運賃の値上げ / 民政府が適否を検討〔う新〕	7・1	那覇の都計案 / 3日の委員会で検討〔沖タ〕…………… 68
6・7	那覇市役所から壺屋へ / 4間道路に〔沖タ〕		
6・7	港村の編入 / 那覇市会陳情〔沖タ〕		
6・7	當間市長答弁 / 港村合併は促進 / 真和志村含む都計考慮せず〔う新〕…………… 67		

7・1	8月1日までに/那覇市内の『駐車場』 /都計のため郊外へ〔沖夕〕		改正選挙法近く公布か〔う新〕
7・1	立退対策/真和志村議会〔沖夕〕…… 69	7・20	民主政治への黎明/知事民政議員選挙 法/きのう公布さる〔う新〕
7・1	那覇都計委初の会合〔う新〕	7・21	同時に公布/改正市町村長議員選挙法 〔沖夕〕…… 71
7・2	縦横に幹線道路網/那覇の都計案成る 〔う新〕	7・21	那覇市の都計/10間道路近く着工/潰 れる家の移転対策〔沖夕〕…… 71
7・3	闇の女をめぐる/あきれた議員〔う新〕	7・21	社説 披選挙権の/居住制限〔う新〕
7・4	那覇都計案/委員会原案を支持〔沖夕〕・ 69	7・21	選挙戦は明朗に/清き一票汚すな/看 破せよ暗躍する徒輩〔う新〕
7・4	代議政体の確立へ飛躍前進/四民政府 別々に行く/沖繩は知事9月17日議 員24日/きのう待望の布告発表〔う 新〕	7・21	那覇都計法規〔う新〕
7・4	奥武山に総合グラウンド/第1回都計 委きのう開催〔う新〕	7・21	告示は選挙日より45日前/知事、民政 議員選挙法の大要〔う新〕
7・5	那覇都計案が実現したら/電話線は地 下に/縦横に走る10間道路〔沖夕〕… 69	7・21	那覇/都市計画委員会〔沖へ〕
7・7	天久、上之屋から/立退く500戸/真 和志村が救援に奔走〔う新〕	7・23	首里市が儲けもの/"なぞ"のバス1 台/割当て保留の内情明るみへ〔う 新〕
7・7	石川栄よう氏の招聘陳情〔う新〕	7・23	社説 政党再編成の機熟す〔沖へ〕… 72
7・8	真和志村立退問題/移動家族に資材/ 8月15日まで延期/半年は非農家扱 いに〔沖夕〕	7・24	那覇市/"独立税案"議会上程/指 令7号改訂に備う〔う新〕…… 72
7・8	天久、上之屋/立退く各地帯に資材、 食料支給か/敷地は与儀農試場3万 坪〔う新〕	7・24	配給9月から切符制へ/8月分は米と メリケン粉〔沖へ〕…… 72
7・8	広大な農試場地/娘1人に婿7人/敷 地分割陳情農林省へ続々〔う新〕	7・25	壺川、古波蔵、楚辺/稼ぎ先いずこ/ 那覇と真和志が談合か〔う新〕…… 73
7・9	農研用地分譲望み薄〔う新〕	7・26	首里市長選/兼島氏再出馬/きのう立 候補届出〔う新〕
7・11	天久、上之屋、平野/立退期限8月10 日〔う新〕…… 69	7・27	那覇市/所得税の最高32万余円/劇場 ・土建・商業が上位〔沖へ〕
7・14	社説 選挙区と民主々義〔沖へ〕	7・28	那覇都計/10間道路水道工事と併行/ つぶれる家屋90軒〔沖夕〕
7・15	古都を彩る夏祭り/きよう歡喜湧く首 里復興式典〔う新〕	7・28	那覇市第1次道路計画/安里三叉路か ら那覇署前へ/直線10間の大通り/ 剪除地域など土地収用法で〔う新〕
7・15	広告/祝首里市の復興〔う新〕	7・28	合併問題/那覇、真和志、港村へ/知 事が意見の答申を要望〔沖へ〕
7・15	社説 婦人と参政権〔沖へ〕…… 69	7・28	那覇市/議員選挙告示/定員・会場・ 選挙長等〔沖へ〕…… 73
7・16	社説 首里市復興の方途は〔う新〕	7・28	牧志街道計画案/幅10間で車道は軍負 担/剪除移動移転は200軒〔沖へ〕… 73
7・16	首里市復興祭/文化都の偉容を備え/ 昨日多彩なプロで賑わう〔沖へ〕… 70	7・29	首都建設へ/真和志・みなと両村の那 覇合併/知事が3当局へ諮問〔沖 夕〕…… 74
7・16	企業調査/筆頭は雑貨商〔沖へ〕…… 70	7・29	首里市/市町村長選挙/兼島氏届出/ 現助役も立つ〔沖夕〕
7・17	婦連の選挙対策/婦人議員の進出目指 し/政治啓蒙に巡回指導〔う新〕	7・29	敷地に行き悩みの/那覇総合病院の建 設/私有地の提供方を切望〔う新〕
7・17	村議に婦人を/真和志村婦人会/代議 員会で協議〔う新〕…… 70	7・29	沖縄の首都建設に/真和志、みなとを 那覇に併合/民政府が市、村議会へ 諮問〔う新〕
7・17	上之屋など419戸/与儀農指所に敷地 決定〔う新〕…… 70		
7・18	みなと村/那覇市への併合/8月上旬 までに実現か〔う新〕…… 71		
7・18	社説 全琉政府を望む〔沖へ〕…… 71		
7・19	定員にも変動多し/市町村長、同議員		

7・29	付加税 / 首里市も徴収 / 職員は増俸〔う新〕	8・3	首都建設に渦まく波紋 / 真和志村合併除外に憤激 / "陰謀" なりとばく論 / 村民代表が民政府に大挙陳情〔う新〕…………… 77
7・29	合併問題緊急会議 / 人口経済面からも是非必要 / 那覇市〔沖へ〕…………… 74	8・3	選挙法の改正が難点 / 軍も同意見である / 知事、行法部長が経緯を説明〔う新〕…………… 77
7・30	那覇市会 / 道路拡張でつぶれる店や土地 / 市長が対策案を説明〔沖夕〕	8・3	村民代表知事室へ / 民主的首都の建設を要望〔沖夕〕…………… 77
7・30	社説 那覇、真和志 / 港の合併〔う新〕	8・3	みなと村 / 旧役場に那覇市の出張所〔沖夕〕…………… 78
7・30	那覇市への合併問題〔う新〕	8・3	サービス税 / 5,000円以上に課税したら / 那覇飲食組合が陳情〔沖夕〕
7・30	税率の再検討 / 那覇市議会が要求〔う新〕	8・4	港村の旧真和志区 / 返還してくれ / 村民代表が強硬談判〔う新〕…………… 78
7・30	合併問題はどうか落ち着く?〔沖へ〕…………… 74	8・3	合併問題 / 知事の措置に絶対反対 / 真和志村が声明書発表〔沖へ〕
7・31	一市二村合併の場合 / 市長選挙どうなる / 注目される今日の協議会〔沖夕〕	8・4	青年会も憤起〔う新〕
7・31	首都建設 / 知事が議員代表と懇談〔う新〕	8・4	附加税は認めず / 市町村新に独立税を設定か〔沖へ〕…………… 78
7・31	社説 那覇の隣村合併問題〔沖へ〕… 75	8・4	真和志村 / 権利を主張する為には / "行政裁判も辞せず"〔沖へ〕
8・1	市長選挙でもむ"首都問題" / 真和志きよう再答申〔沖夕〕…………… 75	8・5	那覇都計 / 牧志10間道路 / 軍も承認、起工日時は未定〔う新〕
8・1	人民党 / 党大会で態度決定 / 那覇市議に仲里氏等4名を〔沖夕〕	8・5	社説 真和志問題と青年〔沖へ〕…………… 78
8・1	民改正案 / 合併後の選挙区 / 那覇を二分・布告通り〔沖夕〕	8・6	社説 真和志村民の希望〔う新〕… 79
8・1	大那覇市の建設へ / 議員定数も増加か / 合併賛成きのう知事へ答申〔う新〕…………… 76	8・6	真和志村合併問題 / 何故除外されたか / 当局に説明を求む / 三青年会が合同で質問書提出〔う新〕
8・1	那覇都計案による / 新道計画に悲喜こもごも〔沖へ〕	8・7	首都建設を再検討 / 一市二村の青年会が〔沖夕〕
8・1	もむ合併問題 / 人口6万5,000の首都成るか / 二村側は飽く迄新市長選挙を要望〔沖へ〕	8・7	一市二村の合併 / 破たんの原因は何処? / 真和志村の暗雲晴れやらす / 當間行政部長に聴く〔う新〕
8・2	社説 那覇市合併問題の結末〔う新〕… 76	8・7	何故真和志を除外したか / 三青年会代表真相を追究〔沖へ〕…………… 79
8・2	真和志村 / "告示は非道だ"と / 激昂する村民 / きよう懇談会で態度決定〔沖夕〕	8・8	真和志村の合併は / 選挙後に考慮す / 知事、翁長村長に言明〔沖夕〕
8・2	合併処置速やかに〔沖夕〕	8・8	昨年度那覇市の市場使用料年150万 / 総予算額の5割以上〔沖夕〕
8・2	港村・那覇に合併 / きょう知事が告示す〔沖夕〕…………… 76	8・8	声 / 一市二村合併に就て〔う新〕
8・2	真和志村おき去り / "みなと" 那覇へ嫁ぐ / きょう知事が合併を告示〔う新〕	8・9	真和志の政情 / 首都問題で複雑化〔沖夕〕
8・2	区制も改廃 / 土地に因んだ町名を / 當間市長合併の喜び語る〔う新〕	8・9	真和志青年会が知事訪問 / 除外された理由質す〔沖夕〕
8・2	児童健康相談所 / 4日から那覇に開設〔う新〕	8・9	真和志村合併問題 / 選挙終了を期して / 市村民の世論喚起 / 青年会代表知事と意見交換〔う新〕
8・2	合併問題 / みなと村は正式に合併 / 真和志村は反対で保留〔沖へ〕	8・9	那覇市議選 / 嵐の前の静けさか / 下馬
8・3	置き去り喰った真和志村 / "断乎闘う"と / きょう声明書を発表〔沖夕〕		

	評尻目に出しふる顔〔う新〕		〔う新〕
8・10	みなと村会計検査〔う新〕	8・24	収用評価委員活動開始／最初に天久の調査へ〔う新〕
8・11	公聴／選挙と無投票〔沖夕〕	8・24	那覇市議選／51名届出〔う新〕
8・11	旧法で選ばれた／市長村長の退職／改正法の意図する所に非ず〔う新〕…… 80	8・25	真和志村／名簿もれは／異議申立させ／66名に選挙権与う〔沖夕〕
8・11	悩める市民に再生の道ひらく／那覇市が相談所開設／誠意を尽し秘密は絶対厳守〔う新〕	8・25	真和志村議員／那覇市議届出／首里市議員〔沖夕〕
8・12	港村／3年の歴史に終止符／那覇へ嫁入る新市民8,000余人〔沖夕〕……… 80	8・25	首里市長選挙／青年会が立合演説催す〔沖夕〕
8・12	都計と立退き家屋／代表者が那覇市と会見／公平な処置を希望〔う新〕	8・25	牧志街道いよいよ補修／那覇市、バス、トラック会社が〔う新〕
8・14	合併問題／真和志村の主張を支持〔沖夕〕	8・25	那覇市議選／まだ30余名予想／まさに激戦／きのうまでに60名届出〔う新〕
8・16	百万大衆の生活権確保を期し／新政党の結成準備成る／若き力を結集〔沖へ〕……… 80	8・27	マ長官が厳達／選挙にノウタツチ！／全軍政関係員に指示〔う新〕……… 82
8・17	真和志村長選／翁長、宮里／両氏届出〔う新〕	8・27	群島政府の組織法公布さる／責任伴う自主政治へ／議会制度の基礎確立／住民の地位権利義務も明示〔う新〕
8・17	那覇市議選／立候補届出／16日現在5名〔う新〕	8・27	群島組織法の概要／議会に不信任決議権付与〔う新〕
8・17	証人調べ／真和志村の公金費消事件〔う新〕	8・27	壇上に鉄拳が飛び／演説会も中止騒ぎ／真和志村長選挙戦汚さる〔う新〕
8・17	首里市議選／西平氏出馬決定〔う新〕	8・27	那覇市議選立候補64名届出〔う新〕
8・17	“貿易庁旋風”市場に吹きまくる／相場忽ち切崩れ／那覇市場小売業者悲鳴／きのう50名総裁室に押しかく〔沖へ〕……… 81	8・28	首里市議選／悠々あせらず／26日までに22名届出〔う新〕
8・18	真和志の復興費横領事件／余剰金は返すべきか／証人台に立つ仲田土木課長〔沖夕〕	8・28	広告／那覇市議会議員立候補御挨拶1〔沖夕〕
8・18	社説 那覇真和志議員立候補者に望む〔う新〕……… 82	8・30	社説 選挙はこんなもの〔沖夕〕
8・20	那覇市議選立候補9名〔う新〕	8・30	広告／那覇市議会議員立候補御挨拶2〔沖夕〕
8・21	那覇／市議選始まる／20日までに14名届出〔沖夕〕	8・30	よかつたこの努力／明朗な合同政見発表／市長選に首里青年会のお手柄〔う新〕
8・22	那覇市議〔沖夕〕	8・30	那覇市議選／68名届出〔う新〕
8・22	那覇市議選／漸くたけなわ／きょうまでに26名立候補〔う新〕	8・31	届出68名／定員の倍突破／「那覇市議」頗る混戦〔沖夕〕
8・23	婦人の議員進出／意外に振わず／何が彼女らをそうさせる〔う新〕……… 82	8・31	真和志村／傷害罪で告訴／選挙演説会の波紋〔沖夕〕
8・23	那覇市議選／新旧入り乱れて／早くも定数突破／きのうまでに42名届出〔う新〕	8・31	首里市議選／大半は新人／きのうまで漸く33名〔う新〕
8・23	真和志村議選／続々立候補届出〔う新〕	9・1	広告／首里市長立候補御挨拶／兼島由明・西平守由〔沖夕〕
8・23	那覇総合病院敷地／真和志村安里に内定〔う新〕	9・1	広告／立候補の御挨拶／大城謙吉〔沖夕〕
8・23	那覇都計法規小委員会開催〔う新〕	9・1	独立税12種目可決／最後を飾る那覇市議会〔う新〕……… 83
8・24	各区に防火水槽／那覇市が設置を急ぐ	9・1	那覇市議選／当選圏内260票／猛烈な

9・2	競り合い〔う新〕	9・6	なぞの4票やアーい／紛糾した真和志村開票の経緯〔う新〕
9・2	市町村議選挙界に旋風／議員定数3分の1に減る／議員6名の村も出る／軍が市町村制一部訂正〔沖夕〕	9・6	真和志村村選に終止符／翁長氏、”当選”確定／これで一応手打ち／宮里氏側は異議申立て声明〔う新〕…………… 85
9・2	米国の議員構成法により／市町村議定員大巾に削減／人口5,000以下は6名那覇12名〔沖へ〕…………… 83	9・6	翁長氏当選正式に告示／”4票の行方”をめぐり／宮里氏側は飽くまで異議〔沖へ〕
9・2	各市町村／新議員定数〔沖へ〕…………… 83	9・7	社説 選挙管理委員会に警告〔う新〕
9・2	那覇市臨時議会／新議員定数を可決〔沖へ〕…………… 84	9・7	新人が苦戦か／那覇市議選ラストヘビ―〔う新〕
9・2	”400票もとらねば”／激戦に輪をかける／那覇市〔沖夕〕…………… 84	9・7	群島議員市町村議兼務不可〔う新〕…………… 85
9・2	那覇臨時市会〔沖夕〕	9・8	公布のびる…／改正市町村制／議員数は新定員で〔沖夕〕
9・2	首里市議／4名倒しの激戦となる〔沖夕〕	9・8	選挙事務円滑な運用／事務協議会を開催〔う新〕
9・2	市町村議の定員を大巾に縮減／選挙戦線に突風！／引くに引かれぬ候補者の面々／愈よ猛烈な競り合い〔う新〕	9・8	通り団も協力／那覇市牧志街道を補修〔う新〕
9・2	婦人の進出嫌う／議員割当制に怒り爆発〔う新〕…………… 84	9・9	真和志村／”不正投票あり”と／村長選挙に二つの異議申立〔沖夕〕…………… 85
9・2	貧しい人々へ市営アパート／先ず30世帯を那覇市が計画〔う新〕	9・9	広告／ご挨拶／那覇市議会議員候補者〔う新〕
9・2	当選圏内500票か／那覇市議選微妙な表情〔う新〕	9・9	真和志村長選挙に異議申立て〔う新〕
9・3	社説 棄権は是か非か／議員定数減〔沖夕〕	9・10	真和志の選挙異議申立／行政課はこうみる／代理投票では無効にならぬ／無効票決定は管理委の問題〔沖夕〕
9・3	婦人候補1名／首里市議〔沖夕〕	9・10	広告／那覇市〔営業税賦課徴収〕〔沖夕〕
9・3	首里市議選も混戦／42名も出揃ったが〔う新〕	9・10	首里バス／2停留所の廃止は／ちよつと痛手〔う新〕
9・4	区長を督励して／市街を美化／那覇市が各区に荷車配置〔う新〕	9・11	那覇／早朝から押寄せる投票人／受付に汗ダク／首里は昼過ぎ迄に7割〔沖夕〕
9・4	社説 議員縮減と其の後〔沖へ〕…………… 84	9・11	那覇港より早くなる泊港改修工事／1万トン級の出入も自由〔沖夕〕
9・5	市町村長選挙／ひらかれた投票箱／多い無効投票／棄権率は割合低い〔沖夕〕	9・12	社説 当局派と反当局派〔沖夕〕
9・5	市町村長得票成績表〔沖夕〕	9・12	市町村議員当選者(1)〔沖夕〕
9・5	広告／那覇市議会議員候補／渡口麗秀氏を推す〔沖夕〕	9・12	那覇市／180票の不正用紙／係員の失態か？／本未明まで続く〔沖夕〕
9・5	真和志村／一喜一憂の交錯で／興奮の”るつぽ”と化す／両候補猛烈なシーソーゲーム〔う新〕	9・12	広告／市町村議会議員当選御礼〔首里市、糸満町〕〔沖夕〕
9・5	当選者の顔ぶれ／新人が圧倒的勝利／棄権率は10・2%で上乘の成績〔う新〕	9・12	市町村議員当選者／新人の躍進めざまし〔う新〕…………… 86
9・5	4票の行方で／真和志村長選の当落／きように持越し〔う新〕	9・12	那覇市〔市議選開票〕〔う新〕
9・5	広告／当選御礼〔う新〕	9・12	広告／当選御礼／那覇市議会議員〔沖へ〕
9・6	もみぬいた真和志の選挙／翁長氏当選確定／調査の結果紛失票なし〔沖夕〕	9・12	市町村議選挙／開票結果／那覇市は大激戦〔沖へ〕
		9・13	広告／市町村議会議員当選御礼〔那覇

	市、真和志〔沖夕〕		持ち出す〔沖夕〕……………	89
9・13	市町村議員当選者（2）〔沖夕〕	9・28	那覇市議選／異議申立却下〔う新〕	
9・13	市町村議員当選者（3）〔沖夕〕	9・28	那覇総合病院敷地決る／真和志村安里に近く着工〔う新〕	
9・13	市町村議当選者（2）〔う新〕	9・29	首里臨時市会〔沖夕〕……………	89
9・13	那覇市議当選確定／徹夜で開票事務続行〔う新〕……………	10・1	公正にして無私／市の発展に尽力／那覇市議初顔合せ議会で誓う〔う新〕…	89
9・13	広告／当選御礼〔う新〕……………	10・3	天久・上之屋部落の／土地建物収用評価案／5坪の規格家は1万余円〔沖夕〕	
9・15	那覇市／問題の用紙無効／開票に2日がかり〔沖夕〕	10・3	真和志村議会／新議員顔合せ〔う新〕…	89
9・15	選挙めぐる二つの異議申立／問題の用紙は／”当局の落度無効は不当だ”〔沖夕〕……………	10・4	首里市が祝宴／明朗市政へ！／和やかな選挙を喜ぶ〔う新〕	
9・15	真和志の不在投票／明かに違法だ／強硬な異議申立〔沖夕〕	10・5	安里給水所譲渡を陳情〔う新〕	
9・15	問題の191票は／当落に影響か／那覇市議選に異議申立て〔う新〕	10・6	龍潭池畔の公園化／ブラウン部長の申入を断わる〔う新〕……………	89
9・15	広告／当選御礼〔う新〕……………	10・8	那覇魚肉市場完成／今月半ば移転〔う新〕	
9・16	都計は既定の政策／デマに迷うな／中止などとは笑止千万〔う新〕	10・8	安里給水所／両市村で経営〔う新〕	
9・16	泊港の浚渫拡張来週から着工／漁港として面目一新／工事請負は比島トアソン会社／資材も既に運搬開始〔う新〕	10・10	那覇市議会／市政運営を勉強／三つの専門委員会設置〔う新〕……………	89
9・16	泊・那覇港の改修工事／1年半で完成／来週中に泊港から着工〔沖夕〕	10・10	落選はしても／市政に関心／那覇市議落選組が研究会開く〔沖夕〕	
9・17	社説 民主化への前進〔沖夕〕……………	10・15	営業実績など考慮／売場を割当て／新設の那覇魚肉市場〔う新〕	
9・17	対日講和に米の意見一致／日本の再武装制限せず／沖縄と琉球列島は管理〔う新〕	10・17	那覇の10間道路／軍予算なく着手は困難／旧市内の軍建物将来住宅公社に〔沖夕〕	
9・19	広告／那覇市〔営業税〕〔う新〕	10・17	むかしなつかし繁華街！／市内復帰の一番乗りは東町／建築許可の朗報舞いこむ〔う新〕……………	90
9・19	新知事の栄冠、平良辰雄氏／圧倒的な得票で悠々当選／泥合戦のりこえて／公正な住民の審判／全島に湧き上がる歓呼のどよめき〔う新〕	10・17	司令部跡の軍建築／恒久施設ではない／シ政策は依然として保持さる〔う新〕	
9・20	社説 新知事への期待〔沖夕〕	10・18	旧那覇市内への進出／先ず恒久建築から／都計に沿つて秩序整然と…〔う新〕……………	90
9・22	当選無効にならず／真和志選挙管理委が裁決〔う新〕	10・19	首里市／区長制復活〔沖夕〕	
9・23	真和志の異議申立／成立しない／選挙管理委が決定〔沖夕〕……………	10・23	那覇市臨時議会開く〔う新〕	
9・23	中央巡裁に上訴／管理委の決定に不服〔沖夕〕……………	10・25	那覇市／区制廃止を研究〔沖夕〕	
9・24	新議員顔合せ那覇議会〔う新〕	10・26	明るい市政へ／勉強する首里青年会／市長や議員らと懇談〔う新〕	
9・26	群島議員顔ぶれ決る／新人の躍進めざまし〔う新〕	10・28	那覇市の／市政研究会／有志参加し拡充〔沖夕〕	
9・27	社説 新民政議員諸公に望む〔う新〕	10・29	社説 各市町村に建築条例を〔う新〕	
9・27	市内の無断建築／那覇市が嚴重調査〔う新〕	10・30	膝を交えて談合／首里市政懇談会／発展へ！力強く誓う〔う新〕	
9・27	首里市議会／新議員顔合せ〔う新〕	11・2	龍潭池畔をお化粧／首里市の計画成る〔う新〕……………	90
9・28	那覇市議選／問題の投票用紙／巡裁へ			

11・4	本会場の選挙だけ無効 / 那覇市議選 / 紛争にきのう判決〔う新〕……………	90	12・6	社説 市町村長のリコール制〔う新〕	
11・8	首里市助役 / 収入役内定〔う新〕		12・7	真和志村会 / 再選挙の場合 / 宮里、翁長両氏の出馬見合せを要望〔沖夕〕	
11・8	翁長助静氏に当選無効の判決 / 真和志村長選挙に波紋投ず〔う新〕		12・7	早急に移動を / 上之屋の新編入地〔沖夕〕	
11・8	真和志村長選挙訴訟 / 翁長氏の当選無効を判決〔沖夕〕……………	91	12・7	”官営バスは困る” / 業者代表が反対陳情〔沖夕〕	
11・10	米人向けの店 / 那覇が市営で / 元東町に〔沖夕〕……………	91	12・7	安くて明るい電燈を / 経営を合理化し設備も改善 / 那覇市が電力局を設置か〔う新〕……………	92
11・11	首里市議会〔う新〕		12・8	官営バス反対 / 既成業者代表らが陳情〔う新〕	
11・14	沖縄群島臨時議会 / 政府首脳、群島議員初の顔合せ / 正副議長に知花、稲嶺両氏〔う新〕		12・9	バス公営 / 住民の福祉が狙い / 民間企業とは競り合わぬ〔沖夕〕	
11・14	中央市場計画案に軍も好感 / 近く資料配給受け水連横に建設〔う新〕		12・10	生命、自由、幸福への追求に / 個人の尊厳は不可侵 / 群島組織法一部改正さる〔う新〕	
11・15	真和志村長選 / 一部無効の訴取下げ〔う新〕		12・11	社説 首都、那覇市の生態〔沖夕〕	
11・15	真和志村長 / 選挙訴訟 / 『選挙無効』取下げ〔沖夕〕		12・11	那覇市 / 安くて明るい電燈 / 電気局の設置を準備〔沖夕〕	
11・16	首里市助役 / 大宜味氏〔う新〕……………	91	12・13	大絃小絃〔那覇市の公営バス計画〕〔沖夕〕	
11・19	那覇市 / 道路拡張修理決る〔沖夕〕		12・14	那覇市議会 / 20日招集〔う新〕	
11・23	那覇市議 / 選挙無効 / 選管委員長が上訴〔沖夕〕……………	92	12・17	社説 崇元寺石門の修復〔沖夕〕……………	93
11・24	市議落選組が奮起 / 立派な都市へ / 那覇市政研究会を結成〔う新〕……………	92	12・17	琉球民政府の基本政策 / 住民の福祉増進への指針に / 重要な四つの目的〔う新〕	
11・26	学務課設置 / 首里市議会へ提出〔う新〕		12・18	小禄村も増俸〔う新〕	
11・27	学務課設置 / 首里市議会可決〔う新〕……………	92	12・18	硫黄島と地図に明記〔う新〕	
11・28	乗るか外るか官営事業 / 電気・バス / 民業の育成はさむ？ / 注目される政府の計画案〔う新〕		12・20	予算の農村還元で / 仲里、久場両氏渡り合う / ”前言取消せ”に激しく争論〔う新〕	
11・29	旧東町への受入 / 来年早々実現か / 市当局で諸準備すさむ〔沖夕〕		12・20	埋立て可か否か / 首里の蓮池 / きょう市議会で討議〔う新〕……………	94
12・1	那覇市が市営バスを計画 / 中南部地区を突ツ走る / ”是非実現を”と住民も渴望〔う新〕		12・20	首里市復興期成會設置〔う新〕……………	94
12・1	那覇へ那覇へ / 転入のトツプ真和志村民〔う新〕……………	92	12・21	市営電気計画進む / 那覇市が予算を追加〔う新〕	
12・2	那覇市内環状バス / 知事も賛成 / ”市営大に結構”〔う新〕		12・21	バス経営 / 政府は差支えないが / 市営は組織法に規定なし / 知事宛文書で軍側の意向表明〔う新〕	
12・3	リコール制明文化など / 市町村制の改正軍と協議〔沖夕〕		12・21	規定のないのは / 禁止とは解されぬ / 當間那覇市長の見解〔う新〕	
12・3	那覇市営バス / 10台を購入申請中 / 四つの路線で運行〔沖夕〕		12・24	バス / 市町村経営は不可 / 沖民官府が業者の陳情に回答〔う新〕	
12・5	那覇市に水上店舗 / ガーブー川をしゅんせつ架橋〔う新〕……………	92	12・30	べ副長官初巡視 / 数年後は戦前以上に / 那覇市復興に協力誓う〔沖夕〕	
12・5	那覇市の増俸 / 三役を除き平均2割〔う新〕		12・30	那覇・真和志の合併 / ”方法と時期の問題” / 知事が記者団会見で表明〔沖夕〕	
12・5	真和志村更正予算案 / 審議お預け / 村長選挙訴訟の解決まで〔う新〕				

12・30	ベ副長官、沖縄政府を初巡視／四つの基本政策遂行へ／勉強して一つ一つ片付けよう／知事との対談で所信披瀝〔う新〕	2・3	社説 自治と秩序〔う新〕
12・30	那覇と真和志合併問題／まず世論 知事の見解〔う新〕	2・4	社説 琉球の帰属（再）〔沖夕〕
12・31	東町開放／那覇都計、当局案成る〔沖夕〕	2・4	税法、率を改正／新たに特別商品税〔沖夕〕
		2・4	市費で遺骨火葬／納骨も無料／墓地整理〔沖夕〕
		2・4	旧那覇市内の官有地／市民への換地不可か〔う新〕…………… 96
		2・4	墓の整理跡地／所有権は移らず／将来は住宅地に使用〔う新〕
		2・4	那覇との合併／栄町区が促進運動〔う新〕
		2・4	屋台店取締る〔う新〕
		2・5	”首都の建設へ大同団結”／早急なる合併実現／きのう栄町区民大会で決議〔沖夕〕
		2・5	社説 那覇市内墓地整理と将来〔う新〕
		2・5	那覇市への合併／栄町区民大会で促進決議〔う新〕…………… 96
		2・6	都市合併／急速展開の気配／栄町の区民大会響く〔沖夕〕
		2・8	消えるつじ原の墓地／程順則や安里大親も整理組に／那覇都計因習打破に一役〔沖夕〕
		2・8	ダレス特使言明／徴兵後の力の真空に対処／日本将来の安全保障／無期限協定をも締結／共産主義の脅威から保護〔う新〕
		2・8	沖縄小笠原諸島等租借に／再武装・当分警察予備隊強化〔う新〕
		2・9	若狭町や辻原一帯／宅地に開放申請〔う新〕
		2・14	那覇市への合併／真和志村栄町区民が連署陳情〔う新〕…………… 97
		2・16	奄美大島に日本復帰協議会結成さる〔う新〕
		2・17	牧志街道／軍が舗装〔う新〕
		2・18	那覇市・真和志村の合併／3月までに実現か／政府が諮問の準備〔沖夕〕
		2・24	合併阻むのは何か？／村長の椅子も宙ぶらりん／真和志野に暗雲低迷／紛争解決の鍵は上訴裁の断〔う新〕
		2・26	疎開生活よさらば／6年ぶりに那覇へ／石川宜野座から100余名移動〔沖夕〕…………… 97
		2・27	那覇との合併”時期尚早”／栄町の陳情に反対陳情〔沖夕〕…………… 97
		2・27	那覇との合併に異論／時機熟するを待
1951年（昭和26年）			
1・6	那覇市／児童があふれる／学校の増設を申請〔う新〕…………… 95		
1・6	美栄橋一部開放〔う新〕…………… 95		
1・8	太平洋上の小庭園に／美しい首都を／那覇市の都計52年度計画〔う新〕		
1・9	官営バスに曙光？／あす政府案を軍側と協議〔う新〕		
1・9	都計費18億／市の財政では困難／那覇市が復興予算編入具申〔う新〕…………… 95		
1・18	真和志村／はやく結末を／村長選挙問題裁判促進を陳情〔沖夕〕		
1・19	真和志村上之屋移動〔う新〕…………… 96		
1・24	中央政府首里が最適地／市議会が要望〔う新〕…………… 96		
1・25	臨時那覇市会／”那覇に商校を”／知事諮問事項は却下〔沖夕〕		
1・29	つじ原、若狭一帯の墓地2万坪／削り取つて住宅地に／因習打破・共同墓地実現か〔沖夕〕…………… 96		
1・30	商業学校新学期から発足／32万円政府が予算に組む〔沖夕〕		
1・30	きのうダレス特使／吉田首相第一回会見／国連による安全保障／早期多数講和を要望／保証付で一部島嶼の信託承認〔う新〕		
1・30	社説 那覇市内の墓地問題〔う新〕		
1・30	墓地整理に火葬を／埋葬禁令も公布か〔う新〕		
1・31	墓地整理／所有者も同意〔う新〕		
2・1	那覇・真和志の合併〔沖夕〕		
2・2	琉球小笠原の帰属／米当局筋は予言を拒む／国連信託に殆ど同意／米、返還要求には注目／外交的解決の余地はある〔う新〕		
2・2	社説 沖縄は国連信託たるべし〔う新〕		
2・2	日本帰属／社大党が態度表明〔う新〕		
2・3	社説 琉球の帰属〔沖夕〕		

	つて／真和志村区長村議らが陳情〔う新〕	3・18	時機尚早論尻目に／那覇市への合併／促進準備委の動き活発〔う新〕…………… 98
2・28	社説 市町村の廃置分合〔沖夕〕	3・18	両市村議員の合同協議／真和志村議会が希望〔う新〕
2・28	合併問題をめぐる二つの陳情／全体の世論を尊重／一方の陳情に左右されず／平良知事談〔沖夕〕	3・18	泊南岸の水面埋立て／政府、那覇市が奪合い〔う新〕…………… 99
2・28	軍民連絡会議／首里バスの増配車／目下軍で検討中〔沖夕〕	3・20	社説 二政党の帰属問題決議〔う新〕
2・28	敷地選定悩ました／がりがり地主／那覇市／公衆便所やつと解決〔う新〕	3・20	宙に浮いた泊埋立て／政府直営に反対／那覇市議団が陳情〔う新〕…………… 99
2・28	合併問題／時機尚早論関知せず／真和志17区長らが抗議〔う新〕	3・21	社説 埋立奪合について〔う新〕…………… 99
2・28	首里バス増配保留／市営になつた経緯調査中〔う新〕	3・21	奪い合いやめよ／泊港埋立は政府事業／口大佐・連絡会議で明示〔沖夕〕… 99
3・1	夏の水飢きんに備え／那覇市が簡易水道／当分不自由な地域に給水〔沖夕〕	3・21	那覇市議会／職制、定員改正／新年度予算案審議〔う新〕…………… 100
3・3	那覇交通会社設立／市営バスに代るもの〔う新〕	3・21	那覇市とも協調して／泊の埋立は政府の手で／軍民連絡会議で口大佐指示〔う新〕
3・3	楚辺の立退住民に美栄橋町を〔う新〕	3・21	ぜひ那覇直営で／市議会も対策練る〔う新〕
3・7	那覇市区事務所を廃止／経費80万円も浮く〔う新〕	3・22	真和志／対立捨て首都建設へ／村議会ようやく意見一致〔沖夕〕
3・11	泊港の埋立て／政府が計画書提出〔う新〕…………… 97	3・22	政府の見解／公有水面埋立／市町村にも許可〔沖夕〕
3・12	真和志村／那覇市への合併／人口の7割占める外来者が／積極的に運動推進〔沖夕〕…………… 98	3・22	泊の埋立／那覇市営が妥当／當間市長意見書提出か〔う新〕
3・13	悩ませた悪路・牧志大通り／あすから舗装工事／アスファルトで化粧〔沖夕〕	3・23	「首都問題」新局面へ／吸収か、合併か／那覇・真和志の主張相違〔沖夕〕
3・13	那覇市都計一部変更／元辻町は特殊地域に〔沖夕〕	3・23	那覇市会／美栄橋の2,000余坪／「早急に開放を」／簡易水道は来年か〔沖夕〕
3・14	牧志大通り／工事中通行止め〔沖夕〕	3・23	泊の埋立政府と那覇が合同協議〔う新〕
3・15	社説 沖縄復興総合計画〔う新〕	3・24	ナハ市議会／予算原案可決／議員から要望4件〔う新〕…………… 100
3・16	泊南岸の埋立て／政府が直営を申請〔う新〕…………… 98	3・27	公営バス／実現可能か／近く軍民協議会〔う新〕
3・17	那覇都計／辻原に特殊商業地帯／市内に公園五つ／港町を安里川下流に〔沖夕〕…………… 98	3・27	泊の埋立て議会で論議／学援本川理事問題も飛び出す〔う新〕
3・17	那覇市の住宅／恒久建物は16％／1/3以上がテント張り〔沖夕〕	3・27	開くか市民大会／那覇市の復興期成会も待機〔う新〕
3・17	辻町を娯楽街に／那覇都計委が諮問に答申〔う新〕	3・27	議会点描〔う新〕
3・18	泊港沿岸埋立／政府、軍に許可申請〔沖夕〕	3・28	第6回議会きのう閉幕／19議案を可決／論戦盛ん会期延長〔沖夕〕
3・18	市町村税条例ができるまで／3年目に実結ぶ／地方財政にやつと曙光〔沖夕〕	3・28	首都問題／真和志村議会／合併と共に新市民で／市長・議員の選出を〔沖夕〕
3・18	合併促進準備委員会／真和志の有志が〔沖夕〕	3・28	布告3号全文〔う新〕
		3・28	社説 臨時政府設立の意義〔う新〕
		3・28	泊埋立／政府直営が妥当／早急実施方

知事に意見書〔う新〕	4・6	泊港公有水面の埋め立て／ガ資金で軍がやる／知事・市長／ル大佐と会見円満解決〔う新〕
3・28 埋立事業に／軍も慎重期す〔う新〕		
3・28 真和志村議会決議／市長議員改選を条件に／那覇市へ合併促進／恩讐越えて村民の福祉図る〔う新〕……………101	4・7	社説 ”話しても解らない”〔沖夕〕
3・30 ”主が使つてよい”／若狭町・辻町の空地〔沖夕〕	4・7	講和条約草案全文／8章20条から成る／国連憲章の義務受諾させ／完全な主権と自由認める／琉球(29度以南)等は信託統治に〔沖夕〕
3・30 泊港埋立問題／市民大会にきく〔沖夕〕		
3・30 泊埋立て／トビに油あげ奪られたか／遂に市民大会へ発展／那覇市が政府直営に反対気勢〔う新〕……………101	4・8	那覇の簡易水道／五つの水源池／10軒に水道栓一つ〔沖夕〕
3・30 バス公営許さぬ／軍が政府へ回答〔沖夕〕……………101	4・10	那覇市会／油脂燃料税など廃し／市民税を増す〔沖夕〕
3・31 シ長官のサイン／埋立てにも発効か／民政本部に裁定を〔う新〕	4・11	真和志村村長問題／辞任せば再選挙！／軍民側の見解一致す〔う新〕
3・31 港湾施設の管理は政府権限／うめ立はこれに附随／知事”抗争”の誤解一掃要望〔う新〕	4・14	首里バス民営に〔沖夕〕
3・31 那覇、真和志の合併／世論の動き調査／那覇市の意向も打診〔う新〕	4・15	村政の明朗化期し／上訴事件取下ぐ／翁長村長辞表提出〔う新〕
3・31 若狭、辻町5万坪開放〔う新〕……………101	4・15	墓地／整理はこうして／那覇市と地主の談合成る〔う新〕
4・1 「首都建設」促進のため…／感情の対立解消へ／翁長村長のう辞意表明〔沖夕〕	4・18	「割当土地」の所有権行使／半年間は保留さる／きのう特別布告4号公布〔沖夕〕
4・1 上訴事件とり下げ／宮里氏当選か〔沖夕〕	4・18	首里市／「株は公募」の声／バスの民営問題〔沖夕〕
4・1 「泊港」南岸の埋立問題について／工務部長渡嘉敷眞睦〔沖夕〕	4・18	社説 真和志村民に望む〔う新〕
4・1 社説 臨時政府の創立を祝す〔う新〕	4・19	割当土地に対する／権利行使は6ヵ月後／特別布告4号公布さる〔う新〕
4・1 那覇市の／油脂課税に反対／業者が撤廃を政府に陳情〔う新〕	4・19	市内主要道路を舗装／那覇市議会追加予算可決〔う新〕
4・1 こぞつて祝う世紀の式典／臨時中央政府輝く進発／きょう國劇で晴れの創立式〔う新〕……………102	4・23	”全会一致”を提唱(上)／首里市議大山盛幸〔う新〕……………103
4・1 村政安定を念願／翁長真和志村長辞意を表明〔う新〕……………102	4・24	”全会一致”を提唱(下)／首里市議大山盛幸〔う新〕……………104
4・1 市営か政府直営か／知事があす公表／泊の埋立て／市民大会は取りやめ〔う新〕	4・26	一路那覇との合併態勢へ！／もみぬいた紛争解決／真和志村長に宮里氏当選決定〔う新〕……………105
4・3 大絃小絃〔泊港旧若狭町側水面埋立〕〔沖夕〕	4・28	各区の連絡担当課決る／那覇市〔沖夕〕
4・3 民政本部が裁断／泊埋立に口大佐回答〔う新〕	4・28	那覇市／各区の担当課決る〔う新〕
4・3 公有水面埋立条例草案成る〔う新〕	5・3	首里バス／市営からお別れ／近く会社組織に切換え〔う新〕
4・4 那覇市の燃料消費税／全廃方を陳情〔沖夕〕……………103	5・4	首里市営バス／民営準備進む／8日臨時市会開く〔沖夕〕……………105
4・6 泊港埋立／浚せつ作業と併行して／ガ資金で工事する／きのう・ルイス大佐言明〔沖夕〕……………103	5・4	牧志通り舗装／お次は六つの主要道路〔う新〕
	5・5	3日火葬始める／那覇市の墓地整理〔沖夕〕
	5・5	首里バス／会社組織騰立ては／市三役と全議員も株保有／残余を従業員と市民から〔う新〕

- 5・5 泊南岸埋立て / 解決困難の場合 / 上訴
裁提訴も可 / 沖民政部から知事に回
答〔う新〕
- 5・7 首里バスの問題 / 市民に訴う！ / 稻嶺
成珍〔沖夕〕……………106
- 5・8 首里バス / 12日公聴会 / ” 決つてから
公表する積りだつた ”〔沖夕〕
- 5・8 声 / 首里市営バス / 経営問題〔う新〕
- 5・8 バス会社組織へ / きよう注目の首里議
会〔う新〕
- 5・9 首里バス議会で研討〔う新〕
- 5・10 首里バス市会足踏み / 青年会が乗出す
〔沖夕〕
- 5・12 公聴 / まず市民の声を〔首里市営バス〕
〔沖夕〕
- 5・12 首里バス問題 / 市民の声きく / きよう
公聴会〔沖夕〕
- 5・12 首里バス会社組織 / 世論聴いて採択 /
市議会意見まとまらず〔う新〕……………106
- 5・12 きよう公聴会 / 市青年会が市民の声調
査〔う新〕
- 5・12 バス / 稼ぎ高では / 首里が筆頭〔う新〕
- 5・14 株は公募せよ / 公聴会で市民の声湧く
 / 市当局 ” 試案を撤回 ” / 首里バス
〔沖夕〕……………106
- 5・14 首里バス公聴会 / 民営論が圧倒的 / 市
政明朗化に青年会お手柄〔う新〕
- 5・14 声 / 正しき世論を起せ〔う新〕……………107
- 5・15 ぐずつく首里バス / 対立感情くすぶる
〔う新〕……………107
- 5・15 儲かるライン / 銀バス割込みか〔う新〕
- 5・15 声 / 公約を守れ〔う新〕
- 5・15 ” 600万円で買いたい ” 焦点の首里バ
ス〔沖夕〕
- 5・18 那覇の都計に新方式を採用 / 全地主が
2 割減歩 / 予算も共同負担 / 先ず東
町に実施〔沖夕〕
- 5・19 首里バス / 原案通り可決 / 中山バスの
申請却下 / 株募集は公約通り〔う新〕……………108
- 5・20 | 社説 | 組織法の改正〔沖夕〕
- 5・20 日本復帰へ / きようから署名運動〔う
新〕
- 5・21 那覇市 / 都計道路公園内に建築制限
〔う新〕
- 5・23 那覇の一部はまもなく / 軍使用地の返
還 / 近く具体的な協議〔沖夕〕
- 5・24 旭町は軍用、他は整理次第 / 那覇の軍
用地早急主に還す / 安謝は群島政府
と住宅公社が〔沖夕〕
- 5・24 軍使用土地の開放地決る / 旧那覇市内
旭町以外は住民へ〔う新〕……………108
- 5・24 首里バス / 株募集は好調 / きよう発起
人決定〔う新〕
- 5・29 発起人11氏決る / 首里バス近く株主総
会〔う新〕……………108
- 5・30 首里 / 那覇への給水を承認〔沖夕〕……………108
- 5・31 那覇・真和志に悲鳴 / 『学校増やして』
 / 転入月200名、2部制でギウウギウ
ウ〔沖夕〕……………108
- 5・31 旧東町区劃整理 / 全地区の承諾得て着
手〔う新〕
- 5・31 市内の塵芥処理 / 那覇市衛生社の手で
〔う新〕
- 6・3 公共施設課を新設 / 那覇市〔沖夕〕……………109
- 6・9 首里議事に黒星 / 飲料水供給議決は権
限外〔う新〕
- 6・10 領土問題の構想検討 / 琉球小笠原は返
還か / 米英会談主要問題で一致〔う
新〕
- 6・10 | 社説 | 署名運動の方法について〔う
新〕
- 6・15 地方予算額7,732万円 / 市町村税が50
%〔沖夕〕
- 6・28 松山、久米の一部開放 / 住民移動は都
計に沿うて〔う新〕……………109
- 7・9 | 社説 | 首里と那覇の都市計画〔沖夕〕
- 7・10 辻・若狭の墓地整理 / きようで完了
〔沖夕〕
- 7・21 | 社説 | 市町村制の全面的改正〔沖夕〕
- 7・23 安里初校安謝へ移転〔う新〕……………109
- 7・29 首里バス会社認可〔う新〕……………109
- 7・30 那覇都計東町から実現 / 8月から建設
始る / 商業街として・10間道路走る
〔沖夕〕
- 7・30 島袋全發 / 沖縄の将来は観光地 / 大乘
的に先ず那覇、真和志の合体へ〔う
新〕
- 7・30 | 社説 | 石門修復と校舎建築〔沖夕〕
- 8・3 那覇市議選 / 訴訟に終止符！ / 原判覆
り原告敗る〔う新〕……………109
- 8・9 | 社説 | 議員定数の増加を望む〔沖夕〕……………110
- 8・10 市町村議定数 / 増加に賛否両論 / 民意
を容れて決定〔う新〕
- 8・10 真和志村 / 村民の声聴いて / 那覇市と
の合併促進〔う新〕……………111
- 8・11 | 社説 | 市町村議員定数の問題〔う新〕
- 8・11 真和志村元助役に求刑〔う新〕
- 8・12 那覇市 / 久茂地校を新設 / あふれる児

8・13	童に移転やりくり〔う新〕 選挙人名簿／あとで騒ぐな那覇市 縦 覧は15日まで〔う新〕	9・15	オフ・リミッツ／きのう那覇解禁 〔沖夕〕
8・15	どう生れ変わるか／特飲街辻町の区劃整 理〔う新〕	9・15	”困苦も平ちやら”／市民は立上つた ／當間市長福岡で語る〔新民報〕…… 114
8・17	那覇市場使用料2倍に〔沖夕〕	9・16	真和志村に／軍用地の拡張／全然計画 はない〔沖夕〕
8・17	選管委改選〔沖夕〕……………111	9・16	大絃小絃〔那覇市の衛生テスト落第に ついて〕〔沖夕〕…………… 114
8・19	市場使用料2倍に／那覇市3条例改正 〔う新〕	9・29	群島議会緊急本会議／工場用地など除 外／割当土地条例一部修正〔琉新〕
8・19	ナハ市選挙管理委改選〔う新〕	9・30	那覇市会／学校増築に補助金／今後は 2階建てに〔沖夕〕
8・23	水連・MG倉庫早く立退け／那覇市会 が折衝〔沖夕〕	10・2	割当土地条例1日から施行〔琉新〕…… 115
8・23	吏員に5割増俸／那覇市臨時議会追加 予算承認／仮校舎も建築〔う新〕	10・4	金口木舌〔那覇市の都計〕〔琉新〕
8・25	旧東町全地域開放〔う新〕…………… 111	10・7	住宅、敷地難の那覇市〔琉新〕
8・27	72.1%獲得／日本復帰署名運動終る／ 悲願は海こえオペラハウスへ〔う新〕・111	10・7	声／首里合同両バス〔琉新〕
8・30	土地を即時返せ／地主側が議会で陳情 〔う新〕	10・8	民主党／琉球小笠原の返還を国連側に 懇請〔琉新〕
8・30	那覇公設市場／雑貨市場の割当に不服 ／まゝ子扱いだと怒る／不平ひつさ げ市勤業課へ〔う新〕	10・9	社説 全琉政治の機構に就て〔琉新〕
9・6	修復される崇元寺石門／きよう起工式 〔う新〕	10・10	民主党が希望意見／琉球統治に期限 〔琉新〕
9・6	朗報はつゞく／久茂地、美栄橋開放 〔う新〕……………112	10・21	「特別市那覇」／當間市長が考慮〔沖 夕〕
9・6	久茂地（一部）美栄橋町／所有主に開 放〔沖夕〕	10・21	當間市長帰来談／復帰運動は軽拳／星 島特使らの見解〔琉新〕
9・7	”首都那覇”／人口5万を突破／今年中 で戦前に／急がれる旧市街への発展 〔沖夕〕	10・21	昨朝牧志の惨事／天から降つた災難／ タンク落下し一家全滅／5名無惨な 焼死1名重傷〔琉新〕
9・7	社説 崇元寺復旧工事の意義〔う新〕・112	10・26	社説 交通量の増大と道路〔沖夕〕
9・8	社説 軍用地使用料問題に就いて 〔う新〕	10・26	社説 那覇の浸水予防対策を〔琉新〕・115
9・8	那覇市概観／年内に発行〔う新〕	10・26	市費で校舎建築／那覇市が一足先に 〔琉新〕
9・9	吉田全権演説〔う新〕	10・29	浸水騒ぎ真ツ平／期待される那覇の排 水工事計画〔琉新〕
9・9	税と土地問題／那覇真和志市村民大会 〔う新〕	10・30	地主と借地人の対立激化／市は評定委 員を選任〔琉新〕
9・9	広告／那覇市真和志村民の皆さんへ 〔う新〕……………113	10・31	那覇市会の地代評定委決る〔沖夕〕
9・10	社説 講和条約調印さる〔沖夕〕…… 113	10・31	早急に都計実現／傍聴人で賑う臨時那 覇市会／土地評定委決る〔琉新〕
9・10	那覇・真和志の市村民大会〔沖夕〕	11・1	那覇市／土地評定委員長／仲村英賢氏 決る〔沖夕〕
9・10	真和志／一部立退うわさ／事実なし 〔沖夕〕	11・1	軍使用土地料／資料作成後支払う〔琉 新〕
9・10	社説 講和成立と日本の将来〔琉新〕	11・4	社説 都市計画と土地収用〔琉新〕
9・10	対日講和／昨暁・歴史的調印式／慶び の新生日本の門出／臉にしみる日の 丸の旗〔琉新〕	11・9	社説 知事公選と任命の場合〔琉新〕
9・11	那覇真和志市村民大会で決議〔琉新〕…… 114	11・9	那覇市の悩み／割当土地の申請／半分 以上が不確認〔琉新〕
		11・11	新政府樹立への段階／群府の中央政府 吸収は不合理／平良知事意見書提出

- 〔琉新〕
- 11・13 那覇・真和志の合併／棚上げ？理屈は
そうだが実際はどうも〔沖夕〕
- 11・13 琉球政府の基本法／新立法院の議決経
て／主席公選後に新政府樹立を／平
良知事の進言内容〔琉新〕
- 11・14 辻町建築はこの条件で許可〔琉新〕
- 11・15 ルイス准将が重大発表／愈よ全琉政府
発足明示／正副主席は公選／選挙期
日は新立法院で定む／参議は8区制
31名〔琉新〕
- 11・16 総合グラウンド／那覇市が奥武山に新
設〔琉新〕
- 11・17 那覇の10間舗道／工事主体解決して来
春着工か〔沖夕〕
- 11・19 公聴／墓地の整理〔沖夕〕
- 11・20 地料設定手間取るか／地主側あせり仮
地料呼かけ〔琉新〕
- 11・21 那覇の市民税／1人あて200円／長者
1位は 良一氏〔沖夕〕
- 11・22 参議選挙法／任期2年半か（初回）／
選挙公営も実施せん〔琉新〕
- 11・23 区民の手で水道／水のない栄町に／真
和志〔沖夕〕……………115
- 11・25 真和志村も都計課新設／市昇格への気
運／棚上げの合併問題よそに〔沖夕〕・116
- 11・27 旧那覇商港の諸管理／「早急に民移管」
準備〔沖夕〕
- 11・27 主席・知事会談／基本法制定後に再選
挙／知事選挙も6月までに／きよう
ルイス准将と懇談〔琉新〕
- 11・29 主席知事会談／第3日／副知事は任命
で／議長は参議互選に〔琉新〕
- 11・30 主席知事会談／第4日／新議員、任期
中解散しない／全琉政府は4月1日
発足〔琉新〕
- 12・1 市場通り盛装／舗装工事順調に進む
〔琉新〕
- 12・1 声／那覇市当局に注文〔琉新〕
- 12・2 道路経費は受益者から／那覇市の条例
来議会へ〔琉新〕
- 12・4 割当土地「評定委」発足からもう1カ
月〔沖夕〕
- 12・5 那覇／宙ぶらりんの令書／数百件に上
る〔沖夕〕
- 12・6 那覇市都計順調な歩み／10間道路1月
から着工〔琉新〕
- 12・7 泊港工事設計／軍が補正を考慮〔沖夕〕
- 12・8 軍用地使用料／軍は支払準備成る〔琉

- 新〕
- 12・9 大絃小絃〔那覇都計案について〕〔沖
夕〕
- 12・14 |社説| 那覇真和志の住宅街と区画整
理〔琉新〕……………116
- 12・16 南部税務署一帯／2月から立退／道路
計画にふれる90件〔沖夕〕
- 12・18 待望の立法院議員選挙法／全文9章、
118条から成る／18日付で公布か！
〔琉新〕
- 12・21 那覇市会／牧志大通り道路改修／立退
き71棟／土地買収坪3,000円・家屋
2,700円〔沖夕〕
- 12・21 10間道路／土地買収3,000円／家屋補
償2,700余円〔琉新〕
- 12・23 |社説| 牧志通改修と市民の協力〔琉
新〕
- 12・25 立退きによる／生活保証／那覇市通団
が陳情〔沖夕〕……………117
- 12・27 市町村制の改正など陳情〔琉新〕
- 12・29 軍用地々主の悩み訴え／議会が使用料
金で陳情〔琉新〕

1952年（昭和27年）

- 1・1 広告／小禄村役場、小禄村議員〔年賀
あいさつ〕〔琉新〕
- 1・5 「医師増やして」／那覇市が署名運動
〔沖夕〕
- 1・6 牧志10間道路工事／市は早急に着工せ
ん〔琉新〕
- 1・8 那覇市への医師誘致／”市民保健は不
安”／関係者が意見一致して陳情
〔沖夕〕
- 1・8 牧志通工事に／那覇市が方針明示〔琉
新〕
- 1・9 こんな立派な道路／牧志大通り工事急
ぐ〔琉新〕
- 1・11 那覇市へ給水／軍が1日200万ガロン
〔琉新〕
- 1・12 牧志通りの移転者／立退先を下泉町に
申請〔琉新〕
- 1・13 復帰第1号の喜びに湧く7島／制限さ
れた29度線の境界／調査団一行再び
来島〔琉新〕
- 1・13 賃貸料の設定／地主側が促進を陳情
〔琉新〕
- 1・13 那覇割当土地評定委港区へ〔琉新〕
- 1・15 牧志通り／立退き店舗に／市が温かい

計い〔琉新〕	き〔沖夕〕
1・16 農村諸問題への要望（2）／全市町村 議会議長会よりの陳情〔琉新〕	2・12 後任那覇市長の選考／人格高潔で軍に 信用ある人を／注目される議会側の 動き〔琉新〕……………120
1・17 モデル衛生地区／那覇市が設置〔琉新〕	2・13 政界ウラ表／よき後継者待つ／那覇市 長の椅子〔琉新〕
1・17 市街を美化／緑化計画進む〔琉新〕	2・15 あれからどうなつた／那覇・真和志の 合併問題／当分は棚上げ静観か〔琉 新〕
1・18 医師廃置／全島で22名増加〔沖夕〕	2・16 社説 那覇市会への要望〔琉新〕……120
1・23 琉球の信託は期限つき／全住民の欲す る統治形態に／米軍部が意向を表 明〔琉新〕	2・18 社説 市長選挙と市会の動き〔沖夕〕・121
1・24 競輪場／那覇市が計画〔沖夕〕	2・18 市議側の推薦候補／又吉氏有力視さる ／那覇市長選挙一騎打ちか〔沖夕〕
1・24 那覇市が競輪事業を申請／月400万円 の収入見込み〔琉新〕……………118	2・19 大絃小絃〔那覇市長選挙〕〔沖夕〕……122
1・25 那覇の10間道路／当局が収用法協議 〔沖夕〕	2・19 那覇市長選挙／きのう仲本氏届出る 〔沖夕〕
1・25 牧志大通の拡張／政府と市が協力遂行 〔琉新〕	2・20 那覇市長選挙／又吉氏出馬を受諾〔沖 夕〕
1・26 社説 牧志通改修の政争化を封ぜよ 〔琉新〕……………118	2・21 那覇市長選／又吉康和氏／きよう届出 る〔沖夕〕……………122
1・26 校舎欲しい那覇市／解消する群府庁舎 の返納陳情／毎年1,500名が転入〔琉 新〕……………118	2・21 群島議会余命いくばく／立法権も3月 末まで／権限廃棄の布令公布〔琉新〕
1・28 牧志大通りの拡張で／地代、市と地主 に大きな開き〔琉新〕	2・21 又吉氏出馬決意／那覇市長選一騎打ち 〔琉新〕
1・30 難問だらけの／牧志通りの拡張〔沖夕〕	2・21 都計の完遂へ／推薦の経緯語る眞栄田 議長〔琉新〕
1・30 新政府14局に71課／憂慮される水ぶく れ／職員は1万4,000を突破か〔琉新〕	2・22 又吉氏きのう届出／那覇市長選挙・一 騎打ち〔沖夕〕
1・30 海岸に伸る那覇市／懸案の泊港埋立工 事、軍が着手／3万8,000坪が市有地 に〔琉新〕……………119	2・22 競輪問題など／那覇市議協議会〔沖夕〕
1・30 特飲街に異議／婦連近く軍へ陳情〔琉 新〕	2・23 社説 再び市長選挙に就て〔沖夕〕…122
1・30 牧志大通り／纏らぬ地代と移転料／改 めて3者が協議〔琉新〕	2・23 注目の牧志大通り／拡張工事は年度持 越し／”土地収用法の強権当分見合 せ”／群府補助費は他へ活用か〔琉 新〕
1・31 那覇市／軍の水道から／200万ガロン 給水〔沖夕〕	2・25 社説 牧志通り改修と自治能力〔琉 新〕……………123
1・31 社説 『辻』は復興すべからず〔琉 新〕	2・26 那覇市長選挙と政党／”社大党は介入 せず”／平良委員長・態度を表明 〔沖夕〕
2・5 那覇市長／当間氏の辞任予想で／気の 早い動き〔沖夕〕	2・26 政界往来／市長選挙と新党〔沖夕〕
2・8 当間市長逝く／あす那覇高校で市葬 〔沖夕〕	2・28 社説 財政調整と税制〔琉新〕
2・8 社説 那覇市復興と市民の態度〔琉 新〕……………119	3・3 事務はかどらず／晩まで待ちぼうけ／ 那覇、真和志で名簿もれ3,000か〔沖 夕〕
2・8 当間那覇市長昨朝永眠／新生那覇に幾 多の業績を残し／あす那覇高校で市 葬を執行〔琉新〕	3・3 選挙妨害で／兼島市長を取調べか〔沖 夕〕
2・9 後任市長選／今日日中に告示か〔琉新〕	3・4 首里市長留置取調べらる〔沖夕〕
2・11 社説 那覇真和志の合併急げ〔琉新〕・119	3・4 那覇市長選挙を控え／完璧期したい／ 名簿もれの一掃に〔沖夕〕
2・12 那覇市長選3月26日／仲本氏出馬の動	

- 3・4 ” 当選者の顔ぶれ決る ” / 新人の台頭
めざまし / 新党系もいちじるしい進
出 / 社大党の勢力退潮〔琉新〕
- 3・5 琉球政府の設立 / 布告全文〔沖夕〕
- 3・5 那覇市 / さあ、次は市長選挙 / 今度こ
そ洩らさぬぞ / つめかける名簿照会
人〔沖夕〕
- 3・5 首里市長 / 本格的取調べ / あすから始
める〔沖夕〕
- 3・5 琉球政府4月から新発足 / 三権分立の
機構確立 / 民政府布告13号公布さる
〔琉新〕
- 3・5 当選者確定 / 大島と八重山〔琉新〕
- 3・6 首里市長の選挙違反被疑 / 早急に処理
する / 金城検事が出張取調べ〔沖夕〕
- 3・6 広告 / 立候補の御挨拶 / 又吉康和〔沖
夕〕
- 3・6 立候補者の御挨拶 / 又吉康和〔琉新〕
- 3・7 助役にも飛火 / 首里の選挙違反被疑
〔沖夕〕
- 3・7 | 社説 | 琉球の政治と新情勢〔琉新〕
- 3・7 琉球政府章典 / 布令全文(1)〔琉新〕
- 3・7 首里の選挙違反飛火 / 大宜味助役に波
及 / これで両首脳が留置さる〔琉新〕
- 3・8 琉球政府章典全文 / 中〔沖夕〕
- 3・8 首里市長 / 戸別訪問で起訴か〔沖夕〕
- 3・8 | 社説 | 首里の場合〔琉新〕……………124
- 3・8 琉球政府章典 / 布令全文(2)〔琉新〕
- 3・8 市長候補出さず / 人民党態度決定〔琉
新〕
- 3・8 兼島首里市長 / 今後の動き注目さる
〔琉新〕
- 3・9 琉球政府章典全文 / 下〔沖夕〕
- 3・9 琉球政府章典 / 布令全文(3)〔琉新〕
- 3・9 兼島市長今週中に起訴 / 助役の証人に
現警視喚問か〔琉新〕
- 3・9 後藤さんへ感謝状 / 真和志村が心こめ
て贈る〔琉新〕
- 3・11 大絃小絃〔那覇市長選挙〕〔沖夕〕
- 3・11 公聴 / 投票と公休日〔沖夕〕……………124
- 3・11 那覇市の土地評定 / 割当土地の等級案
成る / 商店街11等級住宅20等級 / 坪
10円から120円〔琉新〕
- 3・11 兼島市長一問一答 / 今去るは心残り /
進退どうとも云えぬ〔琉新〕
- 3・12 | 社説 | 琉球政府と立法院〔琉新〕
- 3・12 新立法院の性格と権限 / 基本法会議で
はない / 比嘉主席記者団会見で見解
発表〔琉新〕
- 3・12 那覇市長選 / 明朗市政に参与 / 悔を残
すな2万8,000余票〔琉新〕
- 3・12 華々しい舌戦展く / 市長選合同演説会
賑う〔琉新〕
- 3・13 那覇市長選 / 投票日変更出来ぬ〔琉
新〕……………125
- 3・13 兼島市長の起訴猶予歎願〔琉新〕
- 3・14 那覇 / 割当土地賃貸料で難航 / 双方の
主張に開き〔沖夕〕
- 3・14 兼島市長 / 起訴決定〔沖夕〕
- 3・14 那覇市会 / 選挙事務もつと円滑に / 職
員増加も考慮する〔沖夕〕
- 3・14 金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新〕
- 3・14 軍用地 / 使用料いつ支払われる / スキ
ヤップ指令の解釈めぐり / 政府、人
民党意見対立〔琉新〕
- 3・14 市町村制の改正は新立法院で / 群島議
会が要望〔琉新〕
- 3・15 | 社説 | 那覇市民の良識と選挙〔琉新〕
- 3・15 軍用地使用料 / 準備出来次第支払う /
陸軍省と空軍省の予算から / ル准将
議会代表に言明〔琉新〕
- 3・15 市長選挙 / 投票場決る〔琉新〕
- 3・15 民意を基礎に重責を完遂されよ〔新民
報〕
- 3・15 今旬の主張 / 那覇市長選挙の意義〔新
民報〕……………125
- 3・16 首里市長、助役を起訴 / 公判は来月初
めか〔沖夕〕
- 3・16 那覇市長選挙 / 混雑さけて / 投票場2
カ所増やす〔沖夕〕
- 3・17 金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新〕
- 3・17 賑う合同政見発表 / 那覇市民数千の真
剣な顔、顔、顔 / 共通質問に両候補
答弁〔琉新〕
- 3・17 質問にこたえて / 那覇市長両候補合同
演説〔沖夕〕
- 3・18 市長と新聞社長 / 乗るな事例知らぬ悪
宣伝 / 兼務何ら支障なし〔琉新〕
- 3・20 那覇市長選挙 / 最後の追込み戦に / 両
候補の皮算用 / ごつた返す選挙事務
所〔沖夕〕
- 3・20 公聴 / 市長選挙風景〔沖夕〕
- 3・21 那覇 / 難航の土地賃貸料 / 双方譲歩の
色〔沖夕〕
- 3・23 那覇市長選挙 / ” 投票日を休日に ” /
選管委会が陳情〔沖夕〕
- 3・23 「天妃中校」生みの悩み / 那覇市は郡
府庁舎の返還迫る〔琉新〕

- | | | | |
|------|--|------|---|
| 3・24 | 那覇市 / 割当土地賃借料 / 最高130円
内外、最低2円50銭 / 残るはかく等
級の査定〔琉新〕 | 4・1 | 待ぼうけの辻町〔琉新〕 |
| 3・25 | 那覇市長選挙 / 投票日あと2日 / 両候
補ヤツキの言論戦〔沖夕〕 | 4・1 | 陳情をどつさり / 校舎建設問題など軍
と政府へ / 初の全琉市町村長会〔琉
新〕 |
| 3・25 | 那覇市 / いつ還る旧天妃校舎 / 雨もり
教室で勉強 / 同居授業で声も混同
〔沖夕〕……………126 | 4・4 | 社説 ル准将とり大将の挨拶〔沖夕〕 |
| 3・25 | 公聴 / 首里市会に一言〔沖夕〕 | 4・6 | 間借教室で勉強 / 大道初校の急場凌ぎ
〔琉新〕 |
| 3・26 | 那覇市長選挙あす投票 / 最高潮のイビ、
コワ合戦 / 棄権3割上回る？ /
追込み戦にちんどんやも登場〔沖夕〕 | 4・6 | 広告 / 又吉新市長当選祝賀会〔琉新〕 |
| 3・26 | 広告 / 推薦状 / 仲本爲美氏〔沖夕〕 | 4・8 | 又吉市長の輝ける日 / 琉歌を引例し喜
びの心境語る / 余興で賑う当選祝賀
会〔琉新〕 |
| 3・26 | 社説 市民の判断に期待〔琉新〕 | 4・10 | 又吉市長あす就任〔沖夕〕 |
| 3・26 | 那覇市長選挙と / 真和志村の態度 / 翁
長助静〔琉新〕 | 4・12 | 社説 那覇市長就任にのぞみて〔琉
新〕 |
| 3・27 | 社説 那覇市長選挙の泥試合〔沖夕〕 | 4・12 | 市町村制の改正 / 立法院で審議せよ /
群島議会の要望に軍回答〔琉新〕 |
| 3・27 | きよう投票 / 那覇市長選挙 / 洩れなく
投票しましょう / けさ7時から開所
〔沖夕〕 | 4・12 | 又吉新市長”喜の初登庁” / 残された
国際都市の完成を / 就任式で全吏員
を激励〔琉新〕 |
| 3・28 | 那覇市長選挙 / 当落ひるごろ判明 / 投
票率は7割4分 / 混雑もなく投票場
は閑散〔沖夕〕 | 4・13 | 那覇市の土地料評定 / 難航実に35回 /
まだ8割月末迄に決定か〔沖夕〕 |
| 3・28 | 社説 那覇市長選挙への反省〔琉新〕 | 4・13 | 公聴 / 那覇市にお願い〔沖夕〕 |
| 3・29 | 社説 良識亡びず〔琉新〕……………126 | 4・13 | 校舎の恒久建築へ / 那覇市がプロツク
建に〔琉新〕 |
| 3・29 | 2,400余票の差で / 又吉康和氏が当選
/ そば降る雨中に混雑の開票場〔沖
夕〕……………127 | 4・16 | 公聴 / 市営質屋を〔沖夕〕 |
| 3・29 | 金口木舌〔那覇市長選挙開票結果〕
〔琉新〕 | 4・16 | 交通の激しい安謝道路に / 横断トンネ
ル / 真和志村が計画〔沖夕〕 |
| 3・29 | 那覇市民”良識の判定” / 栄冠又吉康
和氏に輝く / 仲本氏14回目初の黒星
〔琉新〕 | 4・17 | 兼島首里市長に / 禁こ3ヵ月の求刑
〔沖夕〕 |
| 3・29 | 那覇市民に誓う / 眞栄田市会議長談
〔琉新〕 | 4・17 | 兼島首里市長に / 禁固3月(執行猶予)
を求刑〔琉新〕 |
| 3・30 | 社説 又吉那覇新市長に望む〔沖夕〕 | 4・19 | 市町村選挙法 / 一部を改正〔沖夕〕…………129 |
| 3・30 | 新市長に何を望むか / 盛り沢山の注文
/ 街頭に拾う市民の声〔沖夕〕 | 4・19 | 禁固5ヵ月を求刑 / 大宜味首里市助役
に〔琉新〕 |
| 3・30 | 当選おめで度う / 都計に軍は積極的に
援助約す… / 両首脳又吉新市長激励
〔琉新〕 | 4・22 | 沖縄本島の教育地区 / 14区に決まる /
きのうの中央教育会で〔沖夕〕 |
| 4・1 | 社説 琉球政府の発足を祝す〔沖夕〕・128 | 4・22 | 安謝港 / 長さ100間の突堤築き / 本格的
な港に / 真和志村が早期実現図る
〔沖夕〕 |
| 4・1 | 社説 新中央政府発足の意義〔琉新〕 | 4・22 | 市町村選挙法一部改訂〔琉新〕 |
| 4・1 | 「琉球政府」晴れの門出 / 百万住民待
望の自治確立へ / きよう歴史的創立
式典〔琉新〕 | 4・22 | 声 / 大宜味首里市助役に問う〔琉新〕 |
| 4・1 | 歴史的琉球政府創立 / 終戦以来7年の
成果 / 三権分立の琉球政府 / きよう
輝かしき発足〔琉新〕 | 4・22 | 第二の玄関安謝港 / 築港と道路開設陳
情〔琉新〕 |
| | | 4・23 | 「わが村」立退いた松原区民 / 5度目
の移動に / 敢然！再出発のツチ揮う
〔沖夕〕……………129 |
| | | 4・24 | 兼島市長の選挙違反事件 / 判決、罰
金2,000円〔沖夕〕……………129 |
| | | 4・24 | 兼島市長に罰金刑 / 辞めたいが周囲が |

- 許さぬ〔琉新〕
- 4・24 消防車の邪魔もの / 市街から取り除く
〔琉新〕
- 4・25 | 社説 | 兼島市長の謹慎を望む〔沖夕〕・130
- 4・25 | 社説 | 現実把握の困難〔琉新〕
- 4・25 那覇市 / 新市長迎え機構刷新 / 企画部
新設部長に翁長氏内定〔琉新〕……………131
- 4・26 | 社説 | 日本復帰の明るい希望〔沖夕〕
- 4・27 罰金刑と市長の資格 / 市長村制に疑義
〔沖夕〕
- 4・28 きょう講和条約発効 / 独立日本国際社
会へ / 近代国家の基礎成り〔琉新〕
- 4・28 | 社説 | 講和発効と琉球〔琉新〕
- 4・29 新生日本・独立の第一歩 / 世界平和に
貢献せん / 日本の防衛当分在日米軍に
〔琉新〕
- 4・29 市町村制に疑義 / 選挙法との関係条項
で / 総務局が改正要望〔琉新〕
- 4・30 対日講和 / 条約発効式終る〔琉新〕
- 4・30 立法院 / 日本復帰の請願決議 / 本会議
で27対2で可決 / 条約3条の撤廃主
張は否決〔琉新〕
- 4・30 日の丸掲揚差支なし / 政治的意図持た
ぬ集会などに / 軍布令1号一部改正
さる〔琉新〕……………131
- 5・1 那覇市会 / 湯水期を控え / 水道9月ま
でに完成か
- 5・1 那覇市 / 土地料の査定 / 八分通り決ま
る〔沖夕〕
- 5・1 軍の余剰水 / 那覇市に供給許可〔沖夕〕
- 5・1 那覇市臨時議会 / 5月分暫定予算可決
〔琉新〕
- 5・1 那覇市 / 水不足これで解消 / 軍が毎日
20万ガロン給水〔琉新〕
- 5・2 国旗掲揚室内だけ / 原文の誤解と判明
〔琉新〕
- 5・2 旧群府跡の階下 / 那覇中校に明渡し
〔琉新〕……………131
- 5・5 大巾の財源拡張(1) / 「中央税」の
一部移譲を / 那覇市長施政方針〔沖
夕〕
- 5・6 首都の整備建設へ / 又吉那覇市長・施
政方針(上) / 當間前市長樹立の都
計を / 時局の変遷に順応推進〔琉新〕・132
- 5・6 那覇市議会 / 経営の重点配置で復興の
テンポ促進 / 又吉市長施政方針発表
〔琉新〕
- 5・7 旧市内開放地の区画整理を(2) / 那
覇市長施政方針〔沖夕〕
- 5・7 首都の整備建設へ / 又吉那覇市長・施
政方針(下) / 新市内の道路網を整
備 / 区劃整理は旧市内より〔琉新〕… 133
- 5・8 | 社説 | 首都建設と市村合併〔沖夕〕
- 5・8 市・政府一体で / 都市計画達成 / 那覇
市長施政方針〔沖夕〕
- 5・8 那覇予算市会 / 市民税引上げ / 総額
7,000余万元〔沖夕〕
- 5・9 | 社説 | 講和発効と琉球の統治〔琉新〕・134
- 5・12 | 社説 | 公職選挙の完全公営へ〔琉新〕
- 5・14 「都市計画」と「建築」 / 宮平久米
男〔沖夕〕
- 5・15 那覇市議会 / 真和志との合併 / 機熟す
るを待ち促進〔琉新〕
- 5・15 「都市計画」と「建築」完 / 宮平久米
男〔沖夕〕
- 5・16 那覇市会 / 市民税引上げず / 予算案を
修正可決〔沖夕〕
- 5・16 那覇市 / 新年度予算成る / 総額7,689
万余円〔琉新〕
- 5・16 税賦課徴収条例改正〔琉新〕
- 5・17 那覇市 / 新年度の事業計画〔琉新〕
- 5・21 新首都は生れつゝある / 両市つなぐ家
並 / 畠消えて「街」に変わる〔沖夕〕
- 5・23 新首都の胎動を打診〔沖夕〕……………135
- 5・27 声 / 首里市長に呈す〔琉新〕
- 5・28 大宜味助役 / 正式に辞任〔琉新〕……………136
- 5・29 又吉那覇市長 / 都市視察へ空路渡日
〔琉新〕
- 5・29 公金横領に / 執行猶予の判決〔琉新〕
- 5・31 泊港の浚渫作業 / 6月1日から実施
〔琉新〕
- 5・31 那覇市の割当土地 / 賃貸料25等に分け
最高100円〔琉新〕
- 5・31 三重城岸壁 / 使用方要望〔琉新〕
- 5・31 球団の日本派遣 / 那覇市大賛成で出費
〔琉新〕
- 6・2 漁協 / 那覇と真和志一足さきに『合
併』〔沖夕〕
- 6・2 簡易水道や道路の新設 / 真和志村議会
〔沖夕〕
- 6・2 軍使用地料の値上げ / 地主側、軍へ陳
情決議〔琉新〕
- 6・3 那覇と泊の築港 / ガ資金から10億円
〔琉新〕
- 6・4 軍用地料 / 軍側説明 / 軍は斯く評定し
た / 評価は使用当初の時価による /
年間純益評価額6%算定〔琉新〕
- 6・5 壺川区一部開放 / 「那覇農園」の附近

〔沖夕〕……………136	6・24 都市合併へ乗気 / 首里市が委員会設置〔沖夕〕
6・6 真和志村 / 道路占用料 / 徴収条例制定〔琉新〕	6・24 公聴 / 又吉市長に要請す〔沖夕〕
6・6 松山町一部開放〔琉新〕……………136	6・27 泊港の管理は那覇市に『譲渡』〔沖夕〕・137
6・7 松山町の開放地〔沖夕〕	6・27 市有地の賃貸価格 / 那覇市会可決〔沖夕〕……………137
6・7 那覇中校 / 恒久校舎近く完成 / 壺屋小校は29室不足〔琉新〕	6・27 お別れ群島議会 / 軍用地使用料問題要望を決議 / 1力年半の活動に幕〔琉新〕
6・7 那覇市概観完成 / 15日ごろ入荷予定〔琉新〕	6・27 沖縄から琉球へ / 戦後版・政界裏面史 / 仲宗根源和 / ドンキホーテ的混乱 / 自己保身に憂身をやつす(79)〔沖夕〕
6・11 那覇市 / 6万坪水びたし / 浸水家屋1,600戸〔沖夕〕……………136	6・27 那覇市議会 / 市有地の賃貸料 / 借地人や坪当り単価決定〔琉新〕
6・13 那覇市割当土地料決る / 最高(市場通り)月100円 / 25種に分け最低2円50銭〔琉新〕	6・27 港湾施設の管理権 / 泊港の埋立地移譲を軍が確約 / 又吉市長都計を語る〔琉新〕
6・14 25級にわけ最高100円最低2円半 / 那覇の割当土地料決まる〔沖夕〕	6・28 那覇市概観 / 出版された那覇市復興史の一部 / 浦崎康華〔琉新〕
6・14 那覇市社福協議会生る〔琉新〕……………137	6・29 沖縄から琉球へ / 戦後版・政界裏面史 / 仲宗根源和 / 首都問題と那覇市長 / 代表達の構想が小さすぎた(81)〔沖夕〕
6・14 泊港の浚渫工事始まる〔琉新〕	7・1 広告 / 那覇市会議員〔沖夕〕
6・16 教育費の市町村負担 / 那覇は350円 / 市民税負担者に頭割すれば〔沖夕〕	7・2 軍使用地料値上げせず / 料金評価は公平 / 軍が市町村長へ回答〔琉新〕
6・17 真和志村の社福協会設立〔琉新〕……………137	7・3 社説 軍用地代と軍労務賃銀と琉球援助〔琉新〕
6・17 泊港南岸の埋立 / 近く5,000坪は完了〔琉新〕	7・3 着手急ぐ都計案指示し / 軍へ協力を要望 / 長期融資や水道工事など〔琉新〕……………137
6・18 那覇市場「小売人」がSOS / 地主が敷地返還迫り / 改築問題暗礁へ乗りあぐ〔沖夕〕	7・4 那覇 / 都計着工急ぐ / 軍へ長期融資を陳情〔沖夕〕
6・18 那覇市 / 8月には1,000戸へ給水 / 簡易水道工事・旧市内にも及ぶ〔沖夕〕	7・5 合併問題進展す / 那覇真和志両議会がちかく懇談会〔沖夕〕……………138
6・18 首里市助役に上地氏〔沖夕〕……………137	7・5 安里に村営卸市場〔沖夕〕
6・19 那覇市 / 泊の護岸工事 / 20日から着手〔沖夕〕……………137	7・5 市場通り割当土地に紛争〔琉新〕
6・19 社説 土地問題調停の法制化と調停機関の設置〔琉新〕	7・6 軍用地料 / 真和志村に契約第1号 / 背に腹かえられぬ〔沖夕〕
6・20 声 / 真和志村に訴う〔琉新〕	7・8 どうなる琉球の日本復帰 / 日本の旧領土回復問題 / ニューヨークタイムス社説 / 沖縄のぞみ薄か / 解決には広範な諸要素〔琉新〕……………139
6・20 又吉那覇市長 / 日本視察終え今夜帰る〔琉新〕	7・11 市町村議の定数増加 / 行法委の方針決る〔琉新〕
6・22 日本復帰は時期尚早! / 暫く米に協力を / 又吉那覇市長吉田首相と会見〔琉新〕	7・11 真和志村が土地開放陳情〔琉新〕……………139
6・23 30万円アクビ / 安い軍用地代にソツボ / 地主の調印一人もなし〔琉新〕	7・15 配電会社に一石 / 那覇は独自でやる〔沖夕〕……………139
6・23 泊港埋立地 / 護岸工事始る〔琉新〕	
6・23 那覇市 / 水飢饉緩和へ / 水道拡張工事を着工〔琉新〕	
6・24 社説 又吉市長の深省を望む〔沖夕〕	
6・24 沖縄から琉球へ / 戦後版・政界裏面史 / 仲宗根源和 / 又吉氏の議論を駁す / 志喜屋氏から平良氏へ返書(76)〔沖夕〕	

- 7・16 現実とどう調整する／市や町の用件難航／市町村制改正行法委で検討進む〔琉新〕
- 7・18 国際色で賑わう／小禄村に特飲街設置〔琉新〕
- 7・18 都計援助を確約／ビ副長官又吉市長に〔琉新〕
- 7・19 | 社説 | ガリオア資金の使途と校舎問題〔琉新〕……………140
- 7・19 ル准将も都計援助／泊港の管理権文書で正式移譲／又吉市長らと懇談〔琉新〕……………140
- 7・20 | 社説 | 見返り資金と校舎復旧〔琉新〕
- 7・21 | 社説 | 議員定数増と補欠選挙〔沖タ〕・141
- 7・21 金口木舌〔泊港の管理権〕〔琉新〕
- 7・24 那覇市の水道／申込はきようから〔沖タ〕
- 7・25 全琉の表玄関／起ち上る沖縄の姿／港那覇の躍進／船舶と貨物戦前を凌ぐ〔琉新〕
- 7・26 立法院本会議／二つの税法案可決／遊興飲食税と通行税〔琉新〕
- 7・26 開洋校敷地／那覇市に幹旋を依頼〔琉新〕
- 7・26 那覇市に1,000万円の財源／競輪事業を協議／奥武山に大グラウンド〔琉新〕……………142
- 7・27 那覇の上水道に／2,000余万円の資材援助〔琉新〕……………142
- 7・28 きのう首里市民大会／兼島市長が各区でおわび〔沖タ〕
- 7・28 市長留任で見解発表を／首里市民決起大会開く〔琉新〕
- 7・29 | 社説 | 首里市民大会の教訓〔沖タ〕
- 8・2 立退く230戸／競輪場になる『港村』／泊埋立地へ移動？〔沖タ・タ〕……142
- 8・3 那覇電気／きのう発起人総会／準備委員長に國場氏〔沖タ・朝〕
- 8・3 電燈の悩解消へ／那覇電気会社発起人会／二市二カ村へ配電計画〔琉新〕…143
- 8・3 牧志大通り拡張／税務署前から着手〔琉新〕
- 8・3 『墓石寄附しよう』／墓地跡に新市街／きのう市と墓地主が懇談〔沖タ・タ〕
- 8・4 さすがは大那覇市／家屋税の賦課はじまる／約400万円他町村の数倍〔沖タ・タ〕
- 8・5 | 社説 | 権限移譲と市町村再編〔沖タ・タ〕
- 8・5 配電会社／白紙の立場で双方歩寄りか〔沖タ・朝〕
- 8・9 土地収用法案成る／工務局より近く立法要請〔琉新〕
- 8・9 土に青年を／首里市懇談会住吉区〔琉新〕
- 8・10 注目の物品税法／未成立は痛手・歳入狂なし／遅るれば税率も繰上げか〔琉新〕
- 8・10 首里市の構想／大都市建設へ／那覇市に合併の動き〔琉新〕
- 8・10 松山町の一部開放／市の陳情で大典寺一帯を〔琉新〕……………144
- 8・11 | 社説 | 全住民待望の首都建設〔沖タ・朝〕……………144
- 8・11 浴衣放談／真和志村長宮里栄輝氏²⁸ 那覇・真和志の合併は／もはや沖縄の輿論の様だね〔沖タ・タ〕
- 8・11 10月行うか市町村議会議員の選挙／『市町村制』改正に伴い〔琉新〕
- 8・12 進む”新都計”／”10間道路”も着手／130軒の家がひつこす／美栄橋一帯の区劃整理始まる〔沖タ・タ〕
- 8・13 大都市建設問題で／きよう又吉那覇市長訪問か〔琉新〕
- 8・13 旧都首里の市勢調べ〔琉新〕……………145
- 8・13 ”首都”建設しよう／けさ那覇、首里、真和志代表が協議／建設研究委員会で推進〔沖タ・タ〕
- 8・14 胎動する大都市建設！／那覇市を中心に／二市二村合併へ初の打合せ〔琉新〕……………145
- 8・14 『首都建設』滑りだす／15万の大都市へ／那覇・首里・真和志・小禄が合併協議／研究委員会作つて促進〔沖タ・朝〕
- 8・16 | 社説 | 都市合併と当局の熱意〔沖タ・朝〕……………145
- 8・17 市町村制改正立法院行法委／新定数は総選挙から実施を／市町村側から活発な意見〔琉新〕
- 8・17 首都建設／『研究委』人選、動く／注目される5人の委員〔沖タ・タ〕
- 8・18 合併、先ず市自体で研究／奥武山50戸早急に立退き／きのう、那覇市全体協議会〔沖タ・タ〕……………146
- 8・19 那覇市民に朗報／水飢キンの心配無用／毎日30万ガロン給水〔琉新〕

8・20	ビ副長官・立法院で訴う／メツセージ全文／共産主義の浸透警戒せよ／”人民党”を痛烈に批判〔沖タ・夕〕	9・1	社説 新党の発足と琉球政治の刷新〔琉新〕
8・21	社説 共産勢力の排除〔沖タ・朝〕… 147	9・1	都市計画着々進む／10間道路近く本格工事〔琉新〕
8・21	ビ民政副長官／痛烈に人民党批判／共産主義の触手から自由を衛れ〔琉新〕	9・1	那覇の”都計”を指導／石川博士市の招きで来島〔沖タ・夕〕
8・24	社説 競輪は許すべきか〔沖タ・朝〕… 148	9・2	社説 民主党の発足〔沖タ・朝〕… 150
8・24	首里市／”条件ぬきでいこう”／ピツチをあげる都市合併〔沖タ・朝〕	9・2	社説 首都建設の計画〔琉新〕
8・24	首都建設を促進／首里市合併に積極的〔琉新〕… 149	9・2	首都建設指導に／石川博士15日ごろ来島〔琉新〕
8・25	琉球民主党／愈よ新党結成／31日国劇で結党大会〔琉新〕	9・2	「盆」おえたら初会議／首都建設研究委／来週一杯に活躍〔沖タ・夕〕
8・26	配電会社に明暗点滅〔沖タ・朝〕	9・3	配電会社が一本になるまで／頼もしき調停役／麻の”みだれ”を解く〔沖タ・夕〕
8・26	社説 常識ある政治〔琉新〕	9・4	社説 電気事業の一本化〔沖タ・朝〕
8・26	首里市の賛助委員決る〔琉新〕… 149	9・6	描く未来の設計図／首都として統一／早急な中央化と緑の市街〔琉新〕
8・26	首里から引いた水道／那覇が真和志に正式譲渡〔沖タ・夕〕	9・7	都計第一義／合併は之と平行／那覇市建設諮詢委初顔合せ〔沖タ・朝〕
8・26	首都建設研究委／首里市、きのう顔ぶれ決る〔沖タ・夕〕	9・7	首都建設へ第一歩／那覇市きのう諮詢委員会〔琉新〕… 151
8・26	”研究委”人選／那覇、真和志は／今明日中に行う〔沖タ・夕〕	9・8	競輪ゼヒ／立法院がアンケート／あなたはいと思いますか〔沖タ・朝〕
8・27	首都建設はすすむ／小禄村の委員決る／他市村近く出揃う〔沖タ・朝〕	9・9	泊港築港の促進／那覇港の改修も開始〔琉新〕
8・27	社説 二市二村と習俗〔琉新〕	9・10	市有財産（土地）を売つて／都計費にあてる／当局の諮問に議会側賛意〔沖タ・朝〕
8・27	狙い、都市離れた住宅街／私設の市場現る／公設に対抗早くも三つ〔沖タ・夕〕	9・10	土地琉銀調査／那覇市内・お値段調べ／最高市場通りの坪3万円／うつれば変わる戦後派模様〔沖タ・朝〕
8・27	市民のリクリエーション／又吉那覇市長の反対で取止め〔沖タ・夕〕	9・10	那覇市議会／7議案原案通り可決／公園埋立とグラウンド／都市完璧に石川博士招聘等〔琉新〕… 151
8・28	首都建設／真和志も滑り出す〔沖タ・朝〕	9・10	那覇市会／漫湖の一部埋立／競輪場新設に備え〔沖タ・朝〕
8・28	合併研究委員／那覇、真和志、小禄決まる〔琉新〕… 149	9・10	財政審議委を設置／比嘉良篤氏ら8名〔沖タ・朝〕
8・28	民主党／結成迫る新党!!／総裁比嘉秀平顧問松岡氏確定的〔琉新〕	9・10	首里市／無条件で合併／市民に意図を明示す〔琉新〕… 152
8・29	立法院／所得税法案可決／過徴金は次後に振向く／会議延長も読会省略で可決〔琉新〕	9・11	ガープ川に”店”／那覇市会が反対答申〔沖タ・朝〕
8・30	社説 政党らしき活動を望む〔琉新〕	9・11	金口木舌〔那覇市議会〕〔琉新〕… 152
8・31	那覇市の合併委員決る〔沖タ・朝〕	9・11	土地／最高坪3万円（市場通り）／わずが離れて数千円の差〔琉新〕
8・31	大那覇市建設／専門諮詢委置く／行政、経済、文化、工務交通、厚生〔琉新〕… 150	9・12	都市計画法／工務局で立案〔琉新〕
9・1	琉球民主党きのう結成／総裁に比嘉主席／顧問に志喜屋・松岡・護得久氏〔沖タ・朝〕	9・14	さあ、首都建設のお膳立だ／二市二村合併研究委／談笑裡に開幕／正副委
9・1	配電会社／”現業者が中心に”／電気協会が訴える〔沖タ・朝〕		

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 9・14 | 員長に山田、西銘両氏〔沖タ・朝〕
首都建設研究委員会／委員長に山田有
幹氏／二市二村含む都市／石川博士
の指導要望〔琉新〕……………152 | 10・8 | 各区めぐり／楚辺区／スポーツ温床地
帯／子供達にとっては楽園〔沖タ・
タ〕 |
| 9・16 | 首里市議会／市民税賦課方法案保留
〔琉新〕 | 10・9 | 所得税法／基礎控除1万1,000円／適
用4月にそ及／布令16号公布さる
〔琉新〕 |
| 9・18 | 社説 婦人解放運動の再検討〔沖タ
・朝〕 | 10・9 | 各区めぐり／那覇市壺川区／那覇にあ
ぶれマンの住宅地／塵で埋めてわが
区は拡がる〔沖タ・タ〕 |
| 9・25 | 不明の点多し／首里市議会、市民税賦
課法再審〔琉新〕 | 10・9 | 各区めぐり／那覇市松尾区／知名士が
ワンサ／官庁と学校に囲まれ明るい
将来〔沖タ・タ〕 |
| 9・25 | 各区めぐり／那覇市1区／戦後初の瓦
家もある／苗代田も今は坪3万円也
〔沖タ・タ〕 | 10・11 | 有難や所得税法／10月から月給取りに
朗報〔琉新〕 |
| 9・26 | 二市二村合併／研究委会規則決まる／
経費は人口割で負担〔沖タ・朝〕……153 | 10・13 | 首都建設の構想（1）／宇久真成〔沖
タ・朝〕 |
| 9・26 | 各区めぐり／那覇市4区／甘い夢の桜
坂通り／スズラン燈で粋な文化街に
〔沖タ・タ〕 | 10・13 | 各区めぐり／首里市赤平区／納税ピリ
から1位へ／虎頭の丘には白アの教
会〔沖タ・タ〕 |
| 9・27 | 各区めぐり／那覇市3区／既に真和志
と合併／危い姫百合橋を花嫁さんお
通り〔沖タ・タ〕 | 10・14 | 首都建設の構想（2）／宇久真成〔沖
タ・朝〕 |
| 9・28 | 各区めぐり／那覇市5区／工業地帯狙
つたが／娯楽と病院街に急ピッチ
〔沖タ・タ〕 | 10・14 | 首都の偉観添る／メインストリート来
月着工〔琉新〕 |
| 9・29 | 各区めぐり／那覇市2区／家庭新聞も
出ず／水飢饉知らぬ壺屋の井戸〔沖
タ・タ〕 | 10・14 | 各区めぐり／首里市末吉区／名物の竹
林を護る／区民の8割が農家です
〔沖タ・タ〕 |
| 9・30 | 電気事業法等四法公布／即日施行〔沖
タ・朝〕 | 10・14 | 真和志村／平野、岡野等200戸立退き
指令出る〔沖タ・タ〕……………153 |
| 9・30 | 各区めぐり／那覇市10区／目立つ写真
屋街／お墓と桃源境が混然〔沖タ・
タ〕 | 10・15 | 首都建設の構想（3）／宇久真成〔沖
タ・朝〕 |
| 10・1 | 各区めぐり／那覇市11区／夢見る山の
手文化／刑務所と教会が隣り合せ
〔沖タ・タ〕 | 10・15 | 泊港に明るい将来〔琉新〕……………154 |
| 10・2 | 各区めぐり／那覇市ペリー区／仲仕部
落に追放の掟／山下・ノーグッド、
ペリー・ナイス〔沖タ・タ〕 | 10・16 | 各区めぐり／首里市平良区／”慶長の
役”の古戦場／戦前の市場跡かたも
なし〔沖タ・タ〕 |
| 10・3 | 各区めぐり／那覇市8・9区／真和志
村と入乱れ／テント部落に舞姫の群
〔沖タ・タ〕 | 10・17 | 首都建設の構想（4）／宇久真成〔沖
タ・朝〕 |
| 10・4 | 各区めぐり／那覇市奥武山区／まだ残
る忠魂碑／時代の波に浮き沈み〔沖
タ・タ〕 | 10・17 | 各区めぐり／首里市崎山区／酒屋発祥
の地／御茶屋御殿跡に教会建つ〔沖
タ・タ〕 |
| 10・5 | 各区めぐり／那覇市6区／”闇市”の
草分け／はらはらさせるガープー川
〔沖タ・タ〕 | 10・18 | 各区めぐり／真和志村住吉区／郷愁の
那覇ッ児たち／全区民が『海』へ挑
む〔沖タ・タ〕 |
| 10・8 | 真和志村の一部立退きに／部落民が陳
情〔沖タ・タ〕……………153 | 10・19 | 各区めぐり／真和志村栄町区／栄ゆる
歓楽の巷／お隣りに”婦連”控え
〔沖タ・タ〕 |
| | | 10・20 | 今ぞ蘇える崇元寺石門／昔日の姿に返
り／喜びあふれる竣工式！〔琉新〕 |
| | | 10・21 | 首都建設／”合併時期を明確に”／二
市二村議会に図り更に促進〔沖タ・ |

朝).....154	11・1	要望容れられぬ場合 / 十分なる生活援護を / 銘苅部落陳情への総務局の見解〔琉新〕
10・21 社説 崇元寺石門竣工を祝して〔琉新〕	11・2	講和後の占領行政 / 国際法上考えられぬ / 法務局長証言〔琉新〕
10・21 那覇市会 / 23日招集〔琉新〕	11・5	那覇と真和志の区切どうする? / 両者の意見食違う〔沖タ・朝〕..... 158
10・21 牧志通りに支線 / 片側通行も緩和か〔琉新〕	11・6	”那覇の都計を援助” / ビ副長官、又吉市長に約す〔沖タ・朝〕
10・21 首都建設促進に / 時期を設けよ / きのう・合併委員会〔琉新〕	11・6	前進する都市建設譜 / ビ副長官・積極的に援助確約 / 那覇市の都計に朗報〔琉新〕
10・21 ゆらく那覇の電燈 / 余命短かく赤信号点滅〔沖タ・夕〕	11・6	”合併の時期”に異見 / 首都建設への道は峻し / 注目さる委員会の調整〔沖タ・夕〕..... 158
10・22 那覇市初の財政審議委員会 / きよう諮問議会第一歩〔琉新〕	11・7	行法委各界の意見きく / 軍配はいずれに? / 『競輪法案』さんび伯仲〔沖タ・朝〕
10・23 水と灯は消えゆく那覇砂漠〔沖タ・夕〕	11・7	金口木舌〔那覇市の都計と泊港浚渫〕〔琉新〕
10・23 水道の問題を審議 / けさの那覇市会で当局が善処を約す〔沖タ・夕〕	11・7	競輪に賛否両論 / 公共施設論支持者多数〔琉新〕
10・23 首都合併の時期は / 注目される今日の那覇市会〔沖タ・夕〕	11・7	軍使用地立退問題 / 安謝区民陳情〔琉新〕..... 159
10・24 那覇市予算案1億円追加 / 牧志道路拡張費など市会開く〔沖タ・朝〕	11・8	又吉市長空路渡日 / 都市計画促進の為〔琉新〕
10・24 首都建設へ第一歩 / 活発な質問戦展開 / きのう・那覇市会賑う〔琉新〕..... 154	11・8	軍用地 / 地主との契約締結権 / 正式に主席に附与〔琉新〕..... 159
10・24 那覇市議員団 / 立法院へ競輪法その他陳情〔琉新〕..... 155	11・8	50年7月以降の使用地にたいし / 補償金支払う / 軍用地『契約権』布令出る〔沖タ・朝〕
10・24 道路の改修に重点 / 那覇市53年度の追加予算〔沖タ・夕〕	11・8	市長の政治力にまつ / 山積する問題 / 又吉氏、帰任後解決へ?〔沖タ・夕〕
10・25 社説 那覇市の都計と土地収用法〔琉新〕..... 155	11・8	移築に突貫作業 / 立退き迫らる工業高校 / 設計、建築お手のもの / 新春まで職員生徒が日曜返上〔沖タ・夕〕
10・26 立退きに悩む銘苅区民 / 居すわりたいと連署陳情 / ”経費償い、生活の不安も除いて下さい”〔沖タ・朝〕..... 156	11・9	日本復帰請願書又も返還 / 長官あてに出すべき / ル准将から前以てのお達し〔琉新〕
10・26 那覇市会 / 1億円で都計推進 / 都市合併は来年度迄おあずけ〔沖タ・朝〕	11・10	”競輪”に長いブレーキ / 事務所も肩身の狭い思い〔沖タ・夕〕
10・26 7,000万円起債承認 / 都市計画・実践段階へ / 那覇市会原案可決〔琉新〕..... 157	11・11	”来年度中にはぜひ” / 合併問題に那覇市の意向〔沖タ・夕〕..... 160
10・26 合併の時期 / 今月中に市会で決定 / 首里市〔琉新〕	11・12	合併は来年7月 / 首里市会の意向きまる〔沖タ・朝〕
10・26 生活保障を陳情 / 銘苅区が立法院に〔琉新〕	11・12	二市二村合併検討 / きのう首里市会〔琉新〕..... 160
10・26 都計実現が急務 / 合併時期尚早 / 那覇市会、意見一致〔琉新〕..... 158	11・13	首都建設 / 真和志村は強腰に出る / 注目さる15日の研究委〔沖タ・朝〕..... 160
10・26 泊港浚渫 / 軍に陳情〔琉新〕		
10・29 銘苅軍使用地立退問題 / てこでも動かぬ...と / 証人喚問で頑張る両代表〔琉新〕		
10・29 那覇市 / 張切る建設部 / 又吉市長の訓示に応じて / きのうから夜業開始〔琉新〕		
10・31 社説 真の協力のためには〔沖タ・朝〕		

11・14	電気事業法は特別委設けて処理 / 土地収用法案原案どおり可決 / 本会議〔沖夕・朝〕	く那覇に地域返還を要求〔沖夕・朝〕…………… 165
11・14	ラード・沢庵の輸入禁止 / 競輪法制定はOK / 定例局長会議〔沖夕・朝〕	11・26 大絃小絃〔真和志と小禄が戦前の「行政地域返還」を迫る〕〔沖夕・朝〕… 165
11・14	行政区域について / 真和志村が申入れ〔沖夕・朝〕	11・26 那覇市上水道資材購入落札〔琉新〕
11・14	土地収用法案可決 / 住宅公社は適用外〔琉新〕	11・26 かけ引すてて合併を / 那覇・真和志の土地争いに住民の声〔沖夕・夕〕… 166
11・14	真和志市への胎動 / 「市町村の区域」 / 議員代表陳情〔琉新〕…………… 161	11・27 新財源の大宗 / 那覇市 / 泊港使用条例案成る〔琉新〕
11・15	都市計画前進 / 復金融資起債認可〔琉新〕…………… 161	11・27 都計のモデル地域 / 美栄橋町の目覚しい建設譜〔琉新〕
11・15	那覇市債を認可 / 7,000万円の復金借入〔沖夕・夕〕	11・27 開放地、従来通り / 那覇の開放 / 軍の回答ではつきり〔沖夕・夕〕
11・15	歩み寄り成るか / きよう注目の都市合併合同委〔沖夕・夕〕	11・28 きのうち那覇へ要求書 / 「失地回復」叫ぶ真和志村〔沖夕・朝〕…………… 166
11・16	市町村自治法案可決 / 首長罷免は地方自体の意志に委す〔沖夕・朝〕…………… 161	11・28 市町村財政調整交付金 / 割当基準決まる / 第1期分860余万円〔琉新〕
11・16	千秋楽の立法院本会議 / 労組、労調法案遂に可決 / 労基法は議長裁決で否決〔琉新〕	11・28 土地返還要求真和志 / 那覇市に正式手交〔琉新〕
11・16	都市合併難コース / きのうち首里市会で解散論も出る〔琉新〕	11・29 社説 首都建設の前途は多難〔沖夕・朝〕…………… 167
11・17	金口木舌〔二市二村合併〕〔琉新〕…………… 162	11・29 都計への復金融資 / 利率引下げ実現か〔琉新〕
11・18	「借りた土地を返せ」 / 真和志、那覇につきつける〔沖夕・夕〕…………… 162	12・1 旧那覇市開放と復金 / 住宅建築が多い〔琉新〕
11・19	土地を返せ / 真和志村が那覇市に要求〔琉新〕	12・2 社説 機構の改革について〔琉新〕
11・20	那覇旧市街 / 軍施設を除いて全部開放〔沖夕・朝〕	12・2 合併問題をめぐり / 那覇市政研究会が両市村当局の意向たゞす〔沖夕・夕〕… 168
11・20	明るくなつた大那覇市 / 旧市内大幅開放 / 都市計画も順路歷程〔琉新〕	12・3 先ず生活保障を / 銘苅の立退きに主席も要望〔沖夕・朝〕
11・21	金口木舌〔旧那覇市内の軍用地〕〔琉新〕	12・3 たゞは立退けぬ / 銘苅区代表強硬に要請〔琉新〕…………… 169
11・21	小禄も返還要求 / 那覇ペリー区の一部を〔沖夕・夕〕…………… 163	12・3 立退きに戦く銘苅区民 / 各係官らが現地視察〔琉新〕
11・22	銘苅部落の陳情に軍が回答 / やつぱり立退かねばならぬ / 移動先は十分考える〔沖夕・朝〕	12・3 再転する都市合併 / 研究委の懇談会開くか〔沖夕・夕〕
11・22	立退き問題 / 46年に軍用地に指定 / 要請認可出来ぬ / 銘苅区民の陳情に軍回答〔琉新〕…………… 163	12・4 社説 首都建設と新商業分野の開拓〔琉新〕
11・22	教育委員の月給800円 / 首里市議会教育税と共に可決〔琉新〕	12・5 立退料相当増額か / 軍好意的に慎重検討 / 局長会議で主席が発表〔琉新〕
11・22	市当局談 / 「喜ぶのは早い」 / 旧市内開放の朗報に疑義〔沖夕・夕〕	12・6 「都計の目鼻つく迄」とはいかに?〔沖夕・夕〕…………… 169
11・23	社説 好機を逸す〔沖夕・朝〕…………… 164	12・8 上水道工事の全貌 / 近郊16万人に給水〔沖夕・夕〕…………… 170
11・25	暗礁に乗上げた首都建設 / 真和志村近	12・9 市町村財政調整交付金 / 交付指令書発送 / 割当総額860万4,000円〔琉新〕
		12・10 社説 首都建設の考え方〔琉新〕…………… 170
		12・11 芋作だけの営農では困る / 「考えない農民」が多い / 真和志村立退き地域

の農業実態調査にみる〔沖タ・朝〕	12・22	泊に港務所を新設／管理条例など審議 ／那覇市会〔沖タ・夕〕…………… 172
12・11 鳴りつゞく復興の鐘／首里移動7周年 祝い多彩な行事〔沖タ・夕〕	12・23	合併促進を請願／市政研究委が那覇、 真和志に提出〔沖タ・朝〕
12・13 那覇都市計画の恩人／ピ副長官に感謝 状〔琉新〕	12・23	那覇市校舎復旧起債／積極的に折衝開 始／比嘉主席も協力約す／又吉市長 らきょうル准将訪問〔琉新〕
12・14 立ち退き後の新平野部落／さあ引こし だ。子供も地均し／もう雑貨屋が店 開き／狭いながらも都市計画〔沖タ ・夕〕	12・23	那覇市議会態度表明／納得のいく合併 ／無方針な合併は禍根を貽す〔琉 新〕…………… 173
12・14 市民挙つて祝う／きょう首里移動7周 年〔沖タ・夕〕	12・23	財源の大宗／泊港の開設近し／きのう の那覇市会〔琉新〕
12・15 首里市移動7周年祝い／夜まで賑う復 興マーチ〔沖タ・朝〕	12・24	学校々舎復旧問題／ブロック建築、応 諾／ル准将又吉市長会見で好転〔琉 新〕
12・15 古都の賑い／栄ある歌声、旗の波／首 里市移動7周年祝賀〔琉新〕…………… 171	12・25	合併問題にふれず／きのう那覇市会終 る〔沖タ・朝〕…………… 174
12・16 港湾地区8,000坪に／土地収用法適用 〔琉新〕	12・25	泊港施設那覇市会／きのう原案可決 〔琉新〕
12・18 都市合併・ぜひ実現／又吉那覇市長お 土産話〔沖タ・朝〕	12・28	那覇市／200万ガロン給水めざし／水 道本格工事スタート〔琉新〕
12・18 那覇真和志の歩みより策に／市政研究 会幹旋の労とる〔沖タ・朝〕	12・29	公聴／那覇市当局に訴う〔大那覇都市 計画のため復興資金7,000万円借り受 けることについて〕〔沖タ・朝〕
12・18 石川博士の来島少しく遅れる／上水道 資材近く着荷／又吉那覇市長おみや げ談〔琉新〕	12・30	「市村合併」に理解と協力を望む／那 覇市議会議長真栄田世勳〔沖タ・朝〕
12・18 漁船に便益を／水産課那覇市に回答／ 泊漁港管理〔琉新〕…………… 172	12・30	真和志市作ろう／村会”失地回復”を 再決議〔沖タ・朝〕…………… 174
12・18 ”合併”は都計の一部／又吉市長／市 政研究委に回答／公約だから早く実 現〔沖タ・夕〕	12・30	7,000万円の市債／都市計画費の返済／ 市民に負担かけぬように〔沖タ・朝〕
12・19 又吉市長の帰任で都市合併に新たな動き ／”合併も都計の一部／意見まとめ 実現したい”〔沖タ・朝〕	12・30	牧志南中街道完成／片側通行幾分緩和 〔琉新〕
12・19 都計と合併は一体／公約の首都建設に 邁進／又吉市長市政研究会に回答 〔琉新〕	12・31	都計等を中心に／那覇市議会報告演説 会〔琉新〕
12・20 那覇教育委／那覇市校舎復旧起債／市 長の折衝で実現期す〔琉新〕	12・31	牧志街道の改修許可さる〔琉新〕
12・20 都市合併／首脳者会議に真和志側慎重 ／”那覇市会の動きみてから”／互 に理解を深めたい／真栄田那覇議長 談〔沖タ・夕〕	12・31	市村合併の理解と協力／真栄田世勳 〔琉新〕…………… 174
12・21 「真和志村の失地回復要求に／はつき りした回答を」／難航の那覇真和志 首脳者会議〔沖タ・朝〕		
12・21 迫港は小船舶専用／那覇市の商港陳 情、軍が却下〔沖タ・夕〕…………… 172		
12・21 那覇都計／埋立地の切売り等で／市債 7,000万円の償還計画〔沖タ・夕〕		
12・22 社説 首都問題の検討〔琉新〕		
		1953年（昭和28年）
	1・1	首都建設は慎重に／那覇市議長・真栄 田世勳氏〔琉新〕
	1・1	琉球の首都大那覇市の都計〔琉新〕
	1・3	両方から課税？／真和志の失地回復要 求で〔沖タ・夕〕…………… 177
	1・4	合併問題は再び暗礁へ／市議会のあい まいな態度に／真和志側むくれ出す 〔沖タ・夕〕
	1・4	主席の合併調整に期待〔沖タ・夕〕

- | | | | |
|------|---|------|---|
| 1・5 | 那覇市がきょう合併問題を討議 / 基本的方針生出すか〔沖タ・夕〕 | 1・15 | 市町村議員補選 / 3月29日に決定 / 選挙運動は3月10日から〔琉新〕 |
| 1・6 | 石川博士の来島に期待 / 合併問題に慎重期す〔琉新〕 | 1・15 | 教育予算審議 / あす・那覇臨時市会〔琉新〕 |
| 1・6 | 合併は / 那覇・真和志を先に / “時期”は慎重に検討 / 那覇市委員会意見〔沖タ・夕〕……………177 | 1・15 | 真和志村 / じわりじわり合併へ / 土地返還問題を伏せ、市昇格急ぐ〔沖タ・夕〕 |
| 1・7 | 市民税を上廻る / 那覇市の教育税 / 総額2921万9,400円〔琉新〕 | 1・16 | 大泊港の整備進む / きょう事務所開き / 今春から大型船もお目見得〔琉新〕 |
| 1・7 | 悩みの牧志道路 / “収用法”を後押しに / 拡張工事は相談づくで〔沖タ・夕〕 | 1・17 | 那覇区の教育予算 / 一瀉千里・全会一致採決〔琉新〕 |
| 1・7 | 牧志御願裏道路工事落札〔沖タ・夕〕 | 1・17 | 泊港の輝しい門出 / 喜びの港務所開所式〔琉新〕 |
| 1・8 | 教育予算に就て / 那覇市が公聴会〔沖タ・朝〕 | 1・17 | 真和志村都計委会〔沖タ・夕〕 |
| 1・8 | 泊港開設第一歩 / 港務所長に大城氏任命〔琉新〕 | 1・17 | 民主党は二市二村主張か〔沖タ・夕〕 |
| 1・8 | 広く立派になるぞ / 那覇の幹線工事急ピツチ〔琉新〕 | 1・18 | 社説 泊港を祝福する〔琉新〕……………179 |
| 1・9 | 市の港湾使用条例案 / 及び琉水社の鮮魚集荷販売 / 漁民の声④ / 那覇地区漁協組合渡嘉敷浩三〔沖タ・朝〕 | 1・18 | 労働者の利益を保証 / 労働暫定措置法公布さる〔琉新〕 |
| 1・10 | 政党代表も勢揃い / きょう合併推進を叫ぶ〔沖タ・夕〕 | 1・19 | 名称は“真和志市”か / 市昇格問題20日の村議会に〔沖タ・朝〕 |
| 1・10 | 地方自治法が布かれて / 那覇・真和志に訊く / “合併”気になり / 補充選挙の動きは未だし〔沖タ・夕〕……………177 | 1・19 | 市町村人口と議員定数 / 民法法に基く初の選挙 / 選挙期日きょう告示さる〔琉新〕 |
| 1・11 | きのう泊の港開き / 那覇市へ年300万円入る〔沖タ・朝〕……………178 | 1・19 | 真和志村の市昇格 / 決定は立法院の決議で〔沖タ・夕〕 |
| 1・11 | 那覇・真和志合併は / 3月1日期し / 市民大会で決議文〔沖タ・朝〕……………178 | 1・20 | 水道代“軍に支払うのは不当だ” / 瀬長氏、那覇市長と一問一答〔沖タ・夕〕 |
| 1・11 | 社説 主席選挙法の運命〔琉新〕 | 1・20 | 名称は『真和志市』に / 昇格期日2月25日村議会で決る〔沖タ・夕〕 |
| 1・11 | 泊港湾施設 / 使用条例認可〔琉新〕 | 1・21 | 生れるか『真和志市』 / きのう村会で市昇格議決〔沖タ・朝〕……………179 |
| 1・11 | 市民大会に切りかえ / 那覇真和志合併促進大会〔琉新〕 | 1・21 | 地方自治法に“穴”か / 市昇格の手續に迷う〔沖タ・朝〕 |
| 1・11 | 教育委にすっかりお株奪われ / 市の教育課存廃に迷う〔沖タ・夕〕 | 1・21 | 真和志村を市に / 村議会で可決〔琉新〕 |
| 1・13 | 主席通達 / 市町村自治財政法きのう公布 / “運営に万全を期せ” / 真和志市、実現か / 近く行政府に市昇格を申請〔沖タ・朝〕 | 1・22 | 牧志新道開通祝賀 / 通団が率先協力〔琉新〕 |
| 1・13 | 合併問題 / 話し合いで決めたい / 又吉市長市政研究会員に回答〔琉新〕 | 1・23 | 選挙要項成る / 地方議員の補充選挙 / 来る3月29日全琉一斉に〔沖タ・朝〕……………180 |
| 1・13 | “3月”とは無理だ / 合併促進決議に両市村の態度〔沖タ・夕〕 | 1・23 | 那覇商港地域の建設 / 運輸局が8,800万円の建設計画案〔琉新〕 |
| 1・14 | 選挙期日3月29日か / 市町村議員補充特別選挙〔琉新〕 | 1・24 | 真和志 / 市昇格を再申請 / 行政課の見解に従う〔沖タ・朝〕……………181 |
| 1・14 | 躍進！泊商港 / 使用料年収600万円〔琉新〕 | 1・24 | 泊港 / 開港に備え諸計画進む / 税関出張所も設ける〔琉新〕 |
| | | 1・27 | 都市計画の権威 / 石川博士・きょう空路来島〔琉新〕 |
| | | 1・27 | 牧志街道 / 第2期工事〔琉新〕 |

1・28	那覇都市計画／縦横に検討／石川博士 一行空路来島〔琉新〕……………181	2・9	市村合併問題について（下）／上原あ きら〔琉新〕
1・28	整地一時中止／地主側条件を持出す 〔琉新〕	2・10	社説 再び首都建設について〔沖夕 ・朝〕
1・28	都計の石川博士着く／”遊園地や公園 が欲しいネ”〔沖夕・夕〕	2・10	社説 首都建設への協力〔琉新〕
1・29	注目の区教育委制／市町村議員が兼職 か〔沖夕・朝〕	2・10	”小禄村の場合”／勤務地手当にるゝ 抗議〔琉新〕
1・29	”心地よい街に”／都計の石川博士来 島〔沖夕・朝〕	2・10	40名が軍用地契約／真和志の地主は強 硬〔琉新〕
1・29	都市計画の石川博士来島／明るい都市 建設／甥は沖縄戦で戦死した〔琉新〕	2・11	さぁ動くぞ那覇都計／6,700万円／復 金借入れ認可さる〔沖夕・朝〕……………184
1・29	都計資金7,000万円の借入／復金の調書 軍へ提出〔琉新〕	2・11	社説 超党派的に首都建設を〔琉新〕
1・30	3月29日市町村議／公明選挙運動を展 開／社会教育課がよびかける〔沖夕 ・朝〕	2・11	6,700万円起債認可／那覇都市建設、一 飛躍〔琉新〕
1・31	大那覇市の都計にみる道路網／交通地 獄の解消へ／1号線は巾員24間に 〔琉新〕……………182	2・11	石川博士空路帰京／全島が都計ライン ／国頭は郊外地域／甥に餞け”君た おれしあたり時雨静か”〔琉新〕
2・2	社説 機構改革と人事〔琉新〕	2・11	バスセンター近く実現か／都計構想の 一環〔琉新〕
2・3	市町村議特別選挙／行政課見解発表／ 議員増減は不可〔琉新〕……………183	2・11	石川栄あき博士の講演要旨（上）／国 際都市への構想／ひろびろとした街 を〔琉新〕……………184
2・7	まず二市二村合併すべきだ／石川博士 那覇都計を語る〔沖夕・朝〕	2・12	石川栄あき博士の講演要旨（下）／名 都としての条件／那覇市は備えてい る〔琉新〕……………185
2・7	公聴／”都市計画”の石川博士へお願 い〔沖夕・朝〕	2・13	那覇都計秀島講師講演要旨／土地の利 用と計画／港湾施設と都市建築〔琉 新〕
2・7	都市は市民が作る／歓迎会で石川博士 が激励〔琉新〕	2・14	”石川構想”の波紋／二市二村合併問 題再燃〔琉新〕
2・7	雄大な構想／石川博士都計の全貌説明 〔琉新〕	2・14	合併は二市二村一気に／又吉市長、積 極的に呼かけ〔沖夕・夕〕
2・8	社説 首都建設と石川構想〔沖夕・ 朝〕	2・15	都市建設活発化／那覇市起債の認可で 〔琉新〕
2・8	社説 首都建設の構想〔琉新〕	2・18	那覇の軍用地料／7、8円から最高 600円〔琉新〕
2・8	軍用地立退料の増額／市町村・協議会 が請願〔琉新〕	2・18	那覇が積極的に乗出す／9月ごろ合併 〔沖夕・夕〕
2・8	使用料支払う／2月9日から2月14日 まで／那覇真和志の軍用地〔琉新〕	2・19	10月1日期して合併／那覇市積極的に 意志表示〔沖夕・朝〕……………187
2・8	市村合併問題について（上）／上原あ きら〔琉新〕	2・19	石川構想の実現近し／二市二村の合併 ／今秋10月1日に意見一致／那覇市 諮詢委会〔琉新〕
2・8	動き出した那覇真和志議員補充選挙／ ”合併”ひかえて？任期は気になる ／当選しそうな者から／3政党が抱 きこみ合戦〔沖夕・夕〕……………183	2・20	社説 二市二村の合併〔琉新〕……………188
2・9	都計に金はかからぬ／「合併」は良い 結果を齎す〔沖夕・朝〕	2・21	合併へ・合併へ／近く研究委員会再開 ／那覇の10月1日説に応じ／二市二 村が歩みよるか〔沖夕・夕〕……………188
2・9	石川博士記者会見談／はだしでモーニ ング姿／真和志の独立市はあり得な い〔琉新〕	2・21	ちよつと尻込み／まごつく補充選挙 〔沖夕・夕〕

2・22	都市合併の”さきがけ” / ひめゆり橋 通り会輝しく誕生〔琉新〕	3・3	社説 首都建設の前途を憂う〔沖タ ・朝〕
2・22	都市合併研究会 / 28日小祿村で開く 〔琉新〕	3・3	那覇の校舎建築 / 起債を軍が認可〔沖 タ・朝〕
2・24	那覇の都心で大火 / 大宝館と琉映賢全 焼 / 映画上映中に阿鼻叫喚の惨状 〔琉新〕	3・3	二市二村合体への道（下） / 悠久の一 点に立つて / 翁長助静〔琉新〕…… 191
2・25	社説 都計と防火設備〔琉新〕	3・3	定例那覇市会開く / 議案起債償還方法 変更など〔沖タ・夕〕
2・25	大火が教えるもの / 消防訓練全くゼロ / 地下水の皆無など！〔琉新〕	3・4	社説 真和志村の異議？〔琉新〕…… 192
2・25	『10月合併説』にどううごく / もつと すつきりせよ / ”合併時期”には異 論なし〔沖タ・夕〕	3・4	水道料金値下げ / 那覇市議会事務局を 設置〔琉新〕…… 193
2・25	那覇の水道代安くなる〔沖タ・夕〕	3・5	社説 首都建設への協力〔琉新〕…… 193
2・26	”ハラを決めました” / 眞栄田那覇議 長石川博士に”合併”の洗礼〔沖タ ・朝〕	3・5	那覇市会原案可決閉会〔琉新〕
2・26	合併を推進したい / 復帰問題や都市復 興について / 眞栄田議長の土産談 〔琉新〕…… 189	3・7	9日の研究委に真和志どう出る / 更に モむか合併論議 / 一市一村説の横ヤ リで〔沖タ・夕〕
2・26	首里もはつきり / 10月1日合併へ〔沖 タ・朝〕…… 189	3・8	補充市村議選挙 / 立候補・ の人々 〔琉新〕
2・26	牧志大通り拡張へ / 地主と円満に話し 合い〔琉新〕	3・8	真和志 / ”合併”は補選後の村会で / 改めて検討する〔沖タ・夕〕
2・26	真和志村 / 立候補に微妙な思惑 / 合併 問題村議補選にひゞく〔沖タ・夕〕	3・9	社説 都市合併を阻むもの〔沖タ・ 朝〕
2・27	公聴 / 那覇市会へ大物を送れ〔沖タ・ 朝〕	3・9	結論は補欠選挙後か / きよう那覇で注 目の合併協議〔沖タ・朝〕
2・28	牧志通りの工事に土地収用法認可 / 更 に道路拡張進む / 3月一杯に63軒税 務署…ガープ橋立退く〔沖タ・朝〕	3・10	選挙後にもち越し / 合併協議角突合せ て物別れ〔沖タ・朝〕
2・28	きよう合併研究委員会〔沖タ・朝〕	3・10	”都市合併”で会議は踊る / 補選まで たな上げ / 暗礁手前に建設的な意見 〔琉新〕…… 194
2・28	二市二村合体への道（上） / 悠久の一 点に立つて / 翁長助静〔琉新〕…… 190	3・10	牧志大通の拡張急ぐ / 立退家屋は市が 保証〔琉新〕…… 195
2・28	都市合併は飛躍か / きよう第4回研究 会開く〔琉新〕	3・10	激戦予想される都市 / けさから一斉に 届出開始〔沖タ・夕〕
2・28	牧志大通拡張に / 土地収用法認定さる 〔琉新〕	3・11	那覇市 / 市議立候補初日に8名〔沖タ ・朝〕
3・1	きのう東京で / 沖縄の日本復帰国民大 会 / ”復帰に心から協力” / 衆・参 両院議長らも出席〔沖タ・朝〕	3・11	社説 合併の世論に聴け〔琉新〕…… 195
3・1	都市合併結論を得ず / まず那覇・真和 志から / 首里・小祿は後まわし / こ んどは真和志が尻ごみ〔沖タ・朝〕	3・12	”市昇格”で政府に迫る / 真和志申請 書はどうか〔沖タ・朝〕
3・1	那覇市議会 / 3日開会〔琉新〕	3・14	幕開く議員補欠選挙 / 中南部市町村の 動きを打診 / 都市地区はぼつぼつ / 農村では”無投票”の動き〔沖タ・ 朝〕
3・1	都市合併持ち越し / 首里、小祿、那覇 に同調〔琉新〕…… 190	3・14	真和志 / ”市昇格”申請遂に撤回〔沖 タ・夕〕
3・2	二市二村合体への道（中） / 悠久の一 点に立つて / 翁長助静〔琉新〕…… 191	3・14	社説 二市二村の議員候補者に望 む〔琉新〕…… 196
		3・14	真和志村の市昇格 / 都市合併の世論に 反す / 政府発表〔琉新〕…… 197
		3・15	声 / 真和志村内の風評〔琉新〕

- 3・16 公聴/真和志の合併委員にきく〔沖夕・朝〕
- 3・17 |社説|合併と市村住民の態度〔琉新〕・197
- 3・18 那覇真和志補充員数突破/市町村議補選・地方は低調〔沖夕・朝〕
- 3・18 那覇臨時市会/きょう招集〔琉新〕
- 3・19 那覇市臨時議会/全会一致嘉手納助役承認〔琉新〕……………198
- 3・20 婦人候補も初名乗り/首里の市議選に嘉数さん〔沖夕・朝〕……………198
- 3・21 |社説|なぜ選挙に無関心か〔沖夕・朝〕
- 3・21 牧志通り拡張工事/通り回側も当局案に協力約す/4月中旬迄に移転完了〔琉新〕
- 3・21 声/真和志の演説会〔琉新〕……………198
- 3・22 殆んど「一市一村」/「合併」に真和志村議候補合同演説〔沖夕・夕〕
- 3・23 殆んどが一市一村合併論/真和志村立候補者/合同政見発表会〔琉新〕
- 3・24 牧志通り拡張工事/地主も協力約す/買上げ価格を更に折衝〔沖夕・朝〕
- 3・24 |社説|合併問題について/真和志村民に問う〔琉新〕……………199
- 3・24 ねらいは”円満買収”/市案、一級地は坪4,000円を評価/牧志通り地主側と協議〔琉新〕
- 3・25 都市地区でも漸く定員すれすれ/終盤戦だというのに/意外に振わぬ市町村議補選〔沖夕・朝〕
- 3・25 一市一村で頑張る/市昇格に真和志村慎重期す〔琉新〕
- 3・26 |社説|真和志村の反省を促がす〔琉新〕……………200
- 3・27 軍用地使用料支払に関する布令〔琉新〕
- 3・28 市町村議補選届出締切る/無投票の27市町村即日当選を決定/わずか12市町村が選挙〔沖夕・朝〕
- 3・28 市町村議補選届出締切る/一面より続く/北部地区の部〔沖夕・朝〕
- 3・28 あすの市町村議補選を見る!/ほとんどが無投票/決戦投票11市町村か〔琉新〕
- 3・29 二市二村は合併を/石川博士都市計画の結論得て/琉球民政官へ報告書提出〔琉新〕
- 3・29 声/真和志村民へ〔琉新〕
- 3・29 寒波出足にぶらす/市町村議補選きょう投票/早朝からメガホン/さいごまで躍起の運動〔沖夕・夕〕……………200
- 3・30 地方議員補選/那覇の松尾区過半数が棄権/小祿は91%の好成績〔沖夕・朝〕
- 3・30 各地の投票成績/棄権率2割1分弱〔琉新〕
- 3・31 |社説|二つの選挙戦〔琉新〕……………201
- 3・31 地方議員当選者きまる/真和志村またまた疑問票で当落決す?〔沖夕・朝〕・202
- 4・1 抽選で島福氏に/真和志村議当選者決る〔琉新〕
- 4・2 『都計』進捗に拍車/泊港、土地埋立の布令公布〔琉新〕……………203
- 4・4 真和志でも告訴沙汰〔沖夕・朝〕……………203
- 4・4 |社説|補欠選挙の結果〔琉新〕
- 4・5 新議員の登場で、さて合併は/舞台が那覇へうつる/一市一村説も強まる〔沖夕・夕〕……………203
- 4・7 またも異議申立/「シマ」めぐり必死の三つ巴〔沖夕・夕〕……………204
- 4・8 譲渡も出来る?/軍の土地収用法布令で公布〔琉新〕
- 4・8 那覇市議員/当選証付与式〔琉新〕
- 4・9 泊港埋立地の贈与/那覇市が民政府へ要請〔琉新〕……………204
- 4・9 和やかなハツ顔合せ/那覇市新議員に證書交付式〔琉新〕
- 4・11 宝刀一閃、早く立退け/銘苅区に土地収用法適用〔沖夕・朝〕
- 4・11 真和志村/異議申立て成立し/金城氏議席を獲得〔沖夕・朝〕……………205
- 4・11 土地収用法に基く/地代支払方法の布令公布〔琉新〕
- 4・11 立退け立退けブルトーカー乗り込む/今早朝銘苅・安謝部落にひと騒ぎ/部落民は右往左往/あつという間に畑荒れる〔沖夕・夕〕……………205
- 4・12 10日に”即日明渡せ”/銘苅・安謝軍が強硬に接收〔沖夕・朝〕
- 4・12 新議員初の/那覇臨時議会〔琉新〕
- 4・12 土地明渡しを指令/銘苅地区安謝一部に土地収用法を適用〔琉新〕……………206
- 4・12 村議当選に番狂わせ/真和志村の異議三つ巴戦〔琉新〕
- 4・13 立退区域明示されず/地主への連絡もなかつた〔沖夕・朝〕
- 4・13 820万円供託/真和志地区借地料立退料として〔琉新〕
- 4・13 問題の布令第109号/土地収用令全文

	／適用第1号は銘苅安謝地区〔琉新〕・206		引上げ問題は特別委で〔琉新〕…………… 210
4・13	安謝部落の立退き問題／比嘉主席と一問一答／通告する暇がなかつた／嚴重抗議して再び繰返したくない〔沖夕・夕〕	4・21	土地収用対策特別委／土地取上やめてほしい／是非必要なら生活の保証を／立退地区関係者から実情聴取／〔琉新〕…………… 210
4・14	社説 土地収用と民主政治〔沖夕・朝〕…………… 207	4・22	社説 ”土地問題”民主的に解決せよ〔沖夕・朝〕
4・14	土地事務所立退部落と契約締結を懇談／天久部落は承諾／銘苅・安謝は蹴る／いきなりブルトーカーはひどい／安い地代で20年は困る〔沖夕・朝〕…………… 208	4・22	酔いどれ議員初市会を乱す〔沖夕・朝〕・211
4・15	立退後の保障／銘苅代表、主席に陳情〔琉新〕	4・22	論議盛ん土地収用法で／立退問題と真和志村会〔琉新〕
4・15	補選後初的那覇市会／あす各委員会の態勢整う〔沖夕・夕〕	4・22	”都計”進行順調／那覇市への貸出然諾〔琉新〕
4・16	土地収用令の法的根拠は？／特別委論議つきず、きよう法務局長に証言求む〔沖夕・朝〕	4・22	清き一票が泣く／首里市会酔払い新議員登場〔琉新〕
4・16	真和志村の立退き問題／生活の保障など〔琉新〕	4・24	まず1,000万円出る／ピッチ上げる那覇都計〔沖夕・朝〕
4・16	新議員を迎えて／那覇市会和やかにスタート〔沖夕・夕〕	4・24	布令撤廃を決議／立退き問題に真和志村会が意見書〔沖夕・朝〕
4・17	和やかな雰囲気／新旧議員初顔合せ那覇市議会〔琉新〕…………… 209	4・24	揉め抜く真和志村会／立退問題で意見書〔琉新〕…………… 212
4・17	欠損生じた／那覇市議会〔琉新〕	4・24	活発発地と動出す／都市計画迂り出し好調〔琉新〕
4・17	軍の太鼓判に起債も順調／那覇市都市計画捗る〔琉新〕	4・25	再燃する首里バスの公営／市会が研究会つくつて検討〔沖夕・朝〕…………… 212
4・17	真和志村／新議員初議会〔琉新〕	4・26	又もむ？首里市会／バス市営を決議〔沖夕・朝〕…………… 213
4・18	真和志の軍用地収用範囲／755筆15万8,000坪〔沖夕・朝〕…………… 209	4・26	首里市会の紛争／市営バス問題で論議沸騰〔琉新〕
4・18	土地収用対策決議案めぐり／慎重期す特別委／20日立退き地区代表を招く〔琉新〕	4・27	土地収用令の撤廃／真和志村が陳情〔沖夕・朝〕…………… 213
4・19	天久部落民が釈明／”吾々はこんなわけで／軍使用地の契約を承諾した”〔沖夕・朝〕	4・27	首里バス市営移管／”いま一応研究”株主総会慎重〔沖夕・朝〕
4・19	質問討議活潑／休会明け那覇市議会〔琉新〕…………… 209	4・27	首里バス総会／穏やかに役員を選出〔琉新〕…………… 213
4・19	新議員顔合せ／真和志村会〔琉新〕	4・28	真和志・市昇格を再申請〔沖夕・朝〕
4・19	那覇市会／委員会の顔ぶれ決る〔沖夕・夕〕	4・28	土地収用令の告知／通知執行の指令出る〔琉新〕
4・20	社説 土地収用令の問題〔琉新〕	4・28	首里市会大荒れ〔琉新〕…………… 214
4・21	立退き部落の人たちが立法院へ訴える／”死の宣告も同然だ”／超党派的に処理して欲しい〔沖夕・朝〕	4・28	問題の”旧真和志”に／挟みうちの土地税／那覇、真和志両方から令書〔沖夕・夕〕…………… 214
4・21	立退問題／真和志村会が検討〔沖夕・朝〕	4・28	発言も喧嘩腰／酔どれ議員やバス問題等でもみぬく首里市会〔沖夕・夕〕
4・21	真和志村議会／常任委会等制定／地料	4・29	社説 真和志市となるか〔琉新〕…………… 215
		4・29	こんな筈では…／流産した首里市会〔琉新〕…………… 215
		4・29	波乱の首里市会／市民の批判高まる〔沖夕・夕〕
		4・29	目をつけた借地料／財源難の首里・琉

大へ請求〔沖タ・夕〕…………… 216	5・15 賃貸料値上げしてほしい／真和志の地主が連署陳情〔沖タ・夕〕
4・30 立退の前後措置／牧志沿道の住民と懇談〔琉新〕	5・15 軍水道パイプから給水して貰いたい〔沖タ・夕〕
5・1 軍用地関係特別委、与野党案を調整／強制立退は死の宣告／”土地収用令廃止せよ”〔沖タ・朝〕	5・15 那覇、真和志／水道パイプで連結／いがみ合いも水に流し〔沖タ・夕〕…… 219
5・1 ”いつそ寄贈してくれ”／首里の敷地料請求に琉大が回答〔沖タ・夕〕…… 216	5・18 市有地売却など協議／那覇市会が開く〔沖タ・夕〕
5・2 都市建設譜快調／起債全額近く完受〔琉新〕	5・18 樋川、開南通り舗装陳情〔沖タ・夕〕
5・2 ”6日までに引渡せ”／安謝、銘苅の軍用地に軍が正式命令〔沖タ・夕〕… 216	5・18 合併問題の朝日式討論紙上録音版／二市二村側、首都の構想をもて／一市一村側、実現に即した都計〔沖タ・夕〕
5・2 泊埋立地に移して／旧垣花住民が陳情〔沖タ・夕〕…………… 217	5・19 泊埋立地那覇市に移譲〔沖タ・朝〕…… 219
5・3 社説 土地収用令の対策〔琉新〕…… 217	5・19 泊港／埋立地の権限？／軍、条件付きで譲渡〔琉新〕
5・3 那覇市役所／旧天妃校へ移転〔琉新〕	5・20 那覇市会活発に討論／役所移転漸く可決〔沖タ・夕〕
5・3 凹凸街道を行く首里バス／初の市会にとび出た「市営移管」の切札／双手あげて賛成だが／もやもやと仲々踏切れぬ〔沖タ・夕〕	5・21 埋立地売却に反論／議場久し振りに荒れる／那覇市会〔沖タ・朝〕…………… 219
5・6 立法院本会議／軍用地に関する決議／全会一致で可決／選挙無効布令取消請願決議も15対10で〔沖タ・朝〕	5・21 市役所移転可決／注視の那覇市会議論沸騰〔琉新〕
5・6 立法院本会議／土地収用反対決議満場一致で可決／容れらざる場合職賭して戦う〔琉新〕	5・21 軍用地の土地委員選考／市町村側主席に意見具申〔琉新〕
5・6 ”もう頑張れません”／安謝の神谷さん立退く〔沖タ・夕〕	5・22 那覇市会大部分原案可決／道路補修は委員付託〔琉新〕
5・7 立退けばどの程度困る？／主席銘苅、安謝区の実状を調査〔沖タ・朝〕	5・22 那覇市会／泊の市有地売る／二重課税問題は互に研究〔沖タ・夕〕…………… 220
5・7 売却方針に横やり／牧志通りの立退先、泊埋立地〔沖タ・夕〕	5・23 強引な決議案／首里市会疑義質す〔琉新〕…………… 220
5・8 土地税の奪い合い／那覇真和志・両手引張られる旧真和志／”こちらがトるのじゃ”／会談決裂・裁判へ持出すか〔沖タ・夕〕…………… 218	5・24 安謝に新港／真和志村が軍へ陳情〔沖タ・夕〕
5・9 立法院本会議／軍労務者待遇改善決議案吉岡議員が発議／土地問題特別委設け円満解決に努力〔琉新〕	5・29 移動促進の主動／那覇市役所旧天妃校へ移転〔琉新〕…………… 220
5・10 住民の発言権を獲得／沖縄土地委員会設置認可〔琉新〕	5・29 土地の二重課税／当然、那覇市の権限〔琉新〕
5・12 市助役のバス会社監査役就任／”法に抵触しない”／行政課が回答〔沖タ・朝〕…………… 218	5・29 立消えの”都市合併”／10月説も遂にお流れか〔沖タ・夕〕…………… 221
5・12 割当土地の保護薄れ／近く那覇で借地人大会〔沖タ・夕〕	5・30 那覇の舗装工事一斉開始〔琉新〕
5・13 てんてこ舞の土地課／立退旋風の真和志村役所〔沖タ・夕〕	5・30 うれしい四つの引越し／腰を据える那覇市の役所や学校／8年ぶりに”上之山校”／壺屋校3部授業やつと解消〔沖タ・夕〕…………… 221
5・15 社説 土地問題の解決〔琉新〕	5・31 軍用地特別委／盛り上げる力で解決せん／土地委連合会の結成促進〔琉新〕
	6・1 那覇市役所天妃へ〔琉新〕
	6・2 市町村の予算編成は現行税種目で／政府が臨時応急措置を通達〔琉新〕
	6・2 泊港・護岸工事快調／きのう晴れの起

6・2	工式〔琉新〕 旧市街へ移動促進／大局から見ての都計／新庁舎で語る又吉市長〔琉新〕	6・12	泊埋立地を正式に移譲〔沖タ・朝〕
6・3	土地収用令、廃止の意図なし〔沖タ・朝〕…………… 222	6・12	首里市会15日招集〔琉新〕
6・3	注目的土地収用問題／収用令を有名無実なものに／軍両首脳との会見により特別委の活動方針決まる〔琉新〕	6・12	明日の都市建設へ（3）／悔を百年に残すまじ／又吉那覇市長施政演説大要〔琉新〕…………… 226
6・3	那覇市定例議会／9日招集〔琉新〕	6・12	増える那覇の財産／泊埋立地晴れて譲渡〔琉新〕…………… 226
6・4	帰れぬ国頭的那覇人／市が近く10世帯受入れる〔沖タ・朝〕…………… 222	6・12	声／開放地の都計につき市へ要望〔琉新〕
6・4	社説 土地収用の問題について〔琉新〕	6・12	真和志でも水道工事／軍の補助で那覇市が協力〔沖タ・夕〕…………… 227
6・4	那覇のオンリミッツ／汗だくで連日踏査／あすの委員会対策に期待〔琉新〕	6・13	明日の都市建設へ（完）／悔を百年に残すまじ／又吉那覇市長施政演説大要〔琉新〕…………… 227
6・7	軍民相互の連絡機関／土地委員顔ぶれ決定〔琉新〕…………… 223	6・13	首里市議会／15日開会予定〔沖タ・夕〕
6・7	ゆく人・きた人「都計に関心」／新旧首席民政官を迎えた那覇市／大都市を築くには／時と金を要すが協力してゆきたい／ブ大佐又吉市長へ援助約す〔琉新〕	6・13	那覇市会／”合併”繞り活発な質問／市長石川構想で二市二村を〔沖タ・夕〕
6・8	社説 土地委員会の発足〔琉新〕	6・14	都計や合併問題など／那覇市会活発な一般質問〔沖タ・朝〕
6・8	那覇市の新予算案／都計事業活発化／今年度本格的に推進〔琉新〕	6・14	矢面に立つ”都計”／休会明け那覇市議会〔琉新〕
6・10	隣接市村包含して都計を再編成／又吉市長54年度の施政方針／旧市内進出の年／競輪などで税外収入確保〔沖タ・朝〕	6・14	那覇のオンリミッツ／きのう午後1時から〔琉新〕
6・10	明日の都市建設へ（1）／悔を百年に残すまじ／又吉那覇市長施政演説大要〔琉新〕…………… 224	6・16	”適正を欠く借地料は是正”／ブ民政官土地問題について声明〔沖タ・朝〕
6・10	那覇市／定例予算市会／初日から質問活発〔琉新〕	6・16	社説 市町村の併合に注意を払え〔琉新〕
6・10	配管工事急ぐ／泊埋立地への移動に備え〔琉新〕	6・16	那覇市議会／質問戦峠を越す／後は委員会諮問〔琉新〕
6・10	那覇の赤線／当局に一任〔琉新〕	6・16	首里市会開く〔沖タ・夕〕
6・11	泊埋立地に借地人殺到／既に67件が申込み／予定坪数より1万坪も突破〔沖タ・朝〕	6・17	市町村土地特別委連合会力強く発足／軍用地問題の解決を／超党派的に促進〔沖タ・朝〕…………… 227
6・11	明日の都市建設へ（2）／悔を百年に残すまじ／又吉那覇市長施政演説大要〔琉新〕…………… 225	6・18	那覇市会／各分科会〔琉新〕
6・11	舟木氏中甸に来島／那覇市の招へい、陶界に期待〔琉新〕	6・19	市会で決定／牧志通りの借家人にも／泊埋立地を割当〔沖タ・朝〕…………… 228
6・11	泊の屋台／海協が収容〔琉新〕	6・19	再びもち上る／首里バスの市営移管／定例市会〔沖タ・朝〕
6・12	なくなる？那覇の浸水騒ぎ／久茂地川を浚渫／本年度中にガーブ川も〔沖タ・朝〕	6・19	予算を一部修正／きのう、那覇市財政委〔琉新〕
		6・20	社説 市町村合併促進の制度〔沖タ・朝〕
		6・20	一瀉千里に可決／那覇市会、無事閉幕〔琉新〕…………… 229
		6・22	この悪道は誰の？／安里、与儀行政区分の盲点飛び火〔琉新〕
		6・24	陳情奏功／哀情は訴えるに限る／真和志軍用地縮小か〔沖タ・朝〕

6・24	きよう首里市会 / バス市営討議か〔沖 夕・朝〕	7・7	部は政府が負担〔沖夕・朝〕 社説 橋名の変更について〔琉新〕
6・24	"54年度中に給水施設" / 真和志村会 予算案を上程〔沖夕・朝〕	7・7	立法院本会議 / 都市計画法案可決 / 審 議活澁 / 主席の責任追究は後廻し 〔琉新〕…………… 232
6・24	合併問題促進を図る〔沖夕・朝〕		
6・24	軍関係の撮影 / 集成刑法を改正公布 〔琉新〕	7・7	とんでもない改名 / 菅原建設のご披露 に抗議の声 / 新装の明治橋を"国場 橋"〔琉新〕
6・25	波乱を呼んだ / 首里バスの会計決算 / 首里市会〔沖夕・朝〕	7・8	街や村に深刻な水不足 / イモの植付け 駄目? / 那覇市は軍へ増水陳情〔沖 夕・朝〕
6・26	市昇格を促進 / 真和志村会〔沖夕・ 朝〕…………… 229	7・8	きのう開通式 / 由緒ある明治橋〔沖夕 ・朝〕
6・27	バス会計の疑点衝き / 首里市会・決算 審議でもむ〔沖夕・朝〕…………… 229	7・8	経済文化への貢献担い / 新明治橋オー プン〔琉新〕…………… 233
6・27	"住民投票でゞも" / 真和志村会一市 一村合併を強調〔沖夕・朝〕…………… 230	7・10	焦点に立つ二市二村合併委会〔沖夕・ 夕〕
6・27	社説 道路の管理を明確にせよ〔琉 新〕	7・11	石川構想出来るまで / 二市二村の合併 は当分保留〔沖夕・朝〕
6・28	社説 首里市政と批判の必要〔沖夕 ・朝〕…………… 230	7・11	二市二村の合併 / 真和志村当初の段階 論曲げず / 研究委依然堂々めぐり 〔琉新〕
6・28	本会議 / 第2次補正予算案可決 / 都計 法案、行法委に付託〔沖夕・朝〕	7・11	結論は出ずに足ぶみ / 二市二村合併研 究委員会 / 解散手前で踏止どまる 〔沖夕・夕〕…………… 234
6・29	金口木舌〔那覇市の都市計画〕〔琉新〕	7・12	社説 市村合併の前途〔琉新〕
6・29	那覇市の新財源 / 競輪事業の収益打診 〔琉新〕	7・14	本会議 / 競輪法15対12で可決 / 主席追 及決議案二読会終了〔沖夕・朝〕
6・29	52年度を愚図つく / 54年度予算審議首 里市会〔琉新〕	7・14	立法院本会議 / 競輪法案遂に可決 / 主 席の責任追求決議案二読会終結〔琉 新〕
6・30	遂に異例の決算否決 / 首里市会バス会 計で波乱〔沖夕・朝〕…………… 231	7・15	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市(1) / "他山の石とせよ" / 石川栄よう 〔沖夕・朝〕
6・30	首里市会意見対立 / 予算市会・遂に否 決〔琉新〕	7・15	借地法と借家法 / 那覇市議会が陳情 〔琉新〕
7・1	競輪場を作れ / 体協が声明、競技場と 併用〔沖夕・朝〕	7・16	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市(2) / 日本の都市標準に照らし / 二市二 村合併は当然〔沖夕・朝〕
7・1	軍用地問題 / 小禄村議会が決議 / 立法 院通じ善処要請〔琉新〕…………… 231	7・16	借地法、借家法など早く制定せよ / 那 覇市議会が要請〔沖夕・朝〕
7・1	那覇都計資金 / 完全融資さる〔琉新〕	7・17	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市(3) / 市街地の1号線路には / 副道か横 断施設を設ける〔沖夕・朝〕
7・2	あげつらわれる競輪法案 / ついに二読 会を終了 / 与野党ヤジの応酬〔沖夕 ・朝〕	7・18	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市(4) / 臨港工業地帯整備し / 産業研究所 設立せよ〔沖夕・朝〕
7・2	総額416万余円 / 首里市54年度予算決 る〔沖夕・朝〕	7・18	明日の大那覇市 / 早大教授・工博石川 栄耀 / 二市二村合併は当然(3) /
7・3	10日 / 再び合併委開く / 那覇は"ぜひ 二市二村で"〔沖夕・朝〕…………… 232		
7・4	社説 市村合併研究会に望む〔琉新〕		
7・4	二市二村、一市一村賛不賛 / 態度闡明 注目さる〔琉新〕		
7・5	社説 都市区域の考察〔琉新〕		
7・7	都計法など3法案可決 / 市町村の昇格 等は / 立法院の議決経て主席が定め る / 那覇都計強力に推進 / 費用の一		

	理論としては外にも及ぶべき〔琉新〕	8・1	社説 衛生都市の施設〔琉新〕	
7・18	那覇商港の区画 / 政府那覇市意見一致 〔琉新〕	8・1	遊園地の市営審議〔琉新〕	
7・18	都計に重大関心 / 軍から那覇市へ3項 の照会〔琉新〕	8・2	泊の屋台に市が親心 / 3カ月間の立退 余裕〔琉新〕……………	235
7・19	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（5） / 設けたい”市民広場” / 都市に社 会性もたす〔沖タ・朝〕	8・4	着工の見透しつく / 39軒が立退き準備 / 牧志大通り〔沖タ・夕〕	
7・20	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（6） / 中心地帯の区分設定 / これが都計 のカナメ〔沖タ・朝〕	8・7	首が廻らぬ遊園地 / 那覇市も引受たい が金はなし〔沖タ・朝〕	
7・21	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（7） / 市場通りの自然放任 / 市のために よくない〔沖タ・朝〕	8・7	町村合併促進案修正成る〔沖タ・夕〕	
7・22	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（8） / 各施設中心設定せよ / 与農研所附 近は恰好のスポーツセンター〔沖タ ・朝〕	8・10	ダ長官の返還声明 / 米国務省当局筋談 / 琉球・小笠原など / 米は信託構想 放棄〔琉新〕	
7・22	真和志の市昇格問題処理は / 自治法の 改正後に〔沖タ・朝〕	8・11	首里市長告発さる / 特別会計決算めぐ り〔沖タ・朝〕……………	235
7・23	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（9） / センターの配置や / 地区計画に心 せよ〔沖タ・朝〕	8・12	膨れる真和志に校舎の悩み / 80教室も 不足 / 2部授業でも追つかぬ〔沖タ ・朝〕……………	236
7・23	壺屋陶器に活 / 舟木氏囲みきのう座談 会〔沖タ・朝〕……………	8・12	市営遊園地 / 13日に全体協議〔琉新〕	
7・24	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（10） / 都市美は間取計画から / 市街地の 墓地は整理〔沖タ・朝〕	8・13	児童増えて校舎難 / 真和志村長らが善 処を陳情〔琉新〕	
7・25	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（11） / 公園は市民のクラブ / 緑地と水辺 は都市美の条件〔沖タ・朝〕	8・13	首里市長を告発 / 市営バスに絡んで 〔琉新〕	
7・25	統計からのぞく那覇市民の生活程度 / 市税1人で500円 / 乗用車は110名に 1台の割〔沖タ・夕〕	8・18	首里市長側 / 近く声明書〔琉新〕	
7・26	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（12） / 中心を外す幹線道路 / 交差点には 十分な広場を〔沖タ・朝〕	8・19	競輪法 / 主席署名〔琉新〕	
7・27	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（13） / 仮小屋撤去は手際よく / 校庭プー ルの防火水兼用〔沖タ・朝〕	8・19	首里市長告発事件取調べを始む〔琉 新〕……………	236
7・28	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（14） / 中北部でも那覇の後背地 / 都計は 全島に関連する〔沖タ・朝〕	8・20	軍側労働法布令公布 / 民労働三法と同 時に実施〔琉新〕	
7・29	石川構想の全貌 / 夢の大那覇市（完） / 再び『都市は人なり』 / 全市民で 美しい街を〔沖タ・朝〕	8・20	条件付して土地開放 / 若狭町、4,700 坪余〔琉新〕……………	236
7・29	首里臨時市会 / 80万円起債承認〔琉新〕	8・20	首里市長を追加告発〔琉新〕	
7・30	期限つきで立退かす / 牧志大通りの第 2次工事〔沖タ・夕〕	8・20	首里市長を追加告発〔沖タ・夕〕	
		8・21	競輪法きのう公布〔沖タ・朝〕……………	237
		8・22	労働三法遂に誕生 / 主席署名施行は10 月1日から〔琉新〕	
		8・22	公布なつた競輪の皮算用を聴く / 実施 は来春ごろか / 月に400万円の収益 予想〔沖タ・夕〕	
		8・22	”退陣なんかしない” / バス問題にか らむ与野党の対立 / 首里市〔沖タ・ 夕〕……………	237
		8・24	真和志の市昇格提案か / 自治法の一部 改正公布で〔沖タ・朝〕	
		8・28	泊の屋台に軍が立退指示〔沖タ・夕〕	
		8・28	都計の促進に拍車 / 泊港周辺の見苦し い屋台店に / 軍が工事支障で撤去命 令〔琉新〕……………	237
		8・29	泊港の屋台店 / 31日までに撤去通告 〔琉新〕	

- | | | | |
|------|--|------|--|
| 8・30 | 金口木舌〔泊港周辺の屋台店〕〔琉新〕 | 9・9 | 那覇市会／区長制復活を否決〔沖タ・朝〕 |
| 8・30 | 那覇市幹線舗装を終える〔琉新〕 | 9・9 | 泊、外人墓地／那覇市に移管〔琉新〕… 243 |
| 8・31 | ガープ橋の護岸工事／片岸は地主のことでもむ〔沖タ・夕〕 | 9・10 | 真和志市近く実現／市町村自治改正法来週公布〔沖タ・朝〕 |
| 9・1 | 市長とりまき騒ぐ／立退き迫らる泊の屋台〔沖タ・朝〕 | 9・10 | 軍用地料1,830万円委託／筆頭是那覇市の1,500万円〔沖タ・朝〕…………… 243 |
| 9・1 | 屋台店の撤去に／店主ら市役所へ押かく〔琉新〕 | 9・10 | 土地税／たゝる二重課税／那覇市徴税に四苦八苦〔沖タ・夕〕 |
| 9・2 | 泊の屋台立退騒動、物別れ〔沖タ・朝〕 | 9・10 | 那覇／軍用地特別委／あす初の委員会〔沖タ・夕〕 |
| 9・2 | 復帰問題でもむか／那覇市議会8日から〔沖タ・朝〕 | 9・11 | 那覇市特別委／きよう開く〔琉新〕 |
| 9・2 | 検事の調べ最終段階へ／首里市長告発事件〔沖タ・朝〕 | 9・12 | 軍用地特別委／那覇市初会議開く〔琉新〕…………… 243 |
| 9・2 | 市長強硬意見／7万那覇市民の福祉を目ざし／屋台店の代表に回答〔琉新〕… 238 | 9・13 | 軍用地関係地主の要望きく／那覇市軍用地特別委があす公聴会〔沖タ・朝〕 |
| 9・2 | 首里病院存続して／首里市が隣村にも呼掛ける〔沖タ・夕〕 | 9・13 | 公聴／那覇市会に訴う〔祖国復帰決議案否決について〕〔沖タ・朝〕…………… 243 |
| 9・3 | ”復帰決議は違法？”／那覇市議会で論争〔沖タ・夕〕…………… 238 | 9・13 | 那覇市軍用地料／あすから地料支払〔琉新〕 |
| 9・3 | 立退き明暗二重奏／牧志街道の拡張にこの苦心！／戸別に座りこみ戦術／立退き交渉に700余回〔沖タ・夕〕 | 9・14 | 広告／泊港周辺屋台店立退き戒告通知〔沖タ・朝〕 |
| 9・3 | ヤツサモツサ泊の屋台店／カナエの軽重問われる那覇市〔沖タ・夕〕…………… 239 | 9・14 | 那覇市の明暗行進曲／望郷8年・疎開者帰る／あす北部へ温い出迎え車〔沖タ・朝〕 |
| 9・3 | 真和志上之屋区／大道へ併合陳情〔沖タ・夕〕…………… 240 | 9・14 | 泊屋台立退に断〔沖タ・朝〕…………… 244 |
| 9・4 | 那覇首里間幹線軍が舗装／陳情奏功・新春までに着工〔琉新〕 | 9・14 | 首里定例市会／15日招集〔琉新〕 |
| 9・4 | 西新町、軍使用地／2日付・一部開放さる〔琉新〕…………… 240 | 9・14 | 屋台店に最後の断／泊港周辺のガンを一掃／都計と軍工事促進〔琉新〕 |
| 9・4 | 都計に協力を勧め／主席も屋台店代表に立退き求む〔琉新〕 | 9・15 | 市町村自治法改正の趣旨／廃置分台に主席の勧告権〔沖タ・朝〕 |
| 9・4 | 軍棧橋入口に立退き令／15日迄2,000坪明渡し〔沖タ・夕〕…………… 240 | 9・15 | 那覇で軍用地問題公聴会／”契約は3年毎に更新／賃貸借は対等の立場で”〔沖タ・朝〕 |
| 9・5 | 首里市長が声明書／野党の告発に逐条反駁〔沖タ・朝〕 | 9・15 | 旧那覇市／軍用地料支払〔沖タ・朝〕 |
| 9・5 | 泊屋台の立退き／真相発表演説会〔沖タ・夕〕 | 9・15 | 病院、市営問題など／きよう首里市定例議会開く〔沖タ・朝〕 |
| 9・6 | 都計条例審議／8日、那覇市会招集〔琉新〕 | 9・15 | 真和志市への昇格／愈よ近く実現か〔琉新〕 |
| 9・6 | 給水を待つばかり／那覇市水道配管工事近く終る〔琉新〕 | 9・16 | 賃借の適正化／那覇市きのう軍用地特別委〔琉新〕…………… 244 |
| 9・6 | 訴えられた首里市長／事実無根の声明書を発表〔琉新〕…………… 241 | 9・16 | 首里病院、存続を／首里市会が折衝続ける〔沖タ・朝〕 |
| 9・7 | 日本復帰を俎上に／あす定例那覇市会で決議〔沖タ・夕〕 | 9・16 | 踏みしめる那覇の土／疎開暮し8年やつと故里へ／”ヒヤー、すつかり変つて…”〔沖タ・朝〕…………… 244 |
| 9・8 | 那覇市会スムーズに進む〔沖タ・夕〕… 241 | 9・16 | 首里病院の存置へ／首里市会と野党お揃いで陳情〔琉新〕 |
| 9・9 | ”日本復帰決議案”否決／那覇市議会きのう6対17で〔沖タ・朝〕…………… 242 | 9・17 | 真和志市／近く昇格実現か〔沖タ・朝〕 |

9・18	社説 「新しい村」誕生の促進〔沖 夕・朝〕…………… 245	〔沖夕・夕〕	
9・18	”復帰決議案の否決は遺憾” / 期成会 が那覇市会に意見書送る〔沖夕・ 朝〕…………… 246	9・24	上之屋区大道へ合流〔沖夕・夕〕…………… 247
9・18	立退かぬと反対のピラ / 強制執行に泊 屋台つよ腰〔沖夕・夕〕	9・25	真和志村の市昇格 / 主席立法院へ議決 要請〔琉新〕
9・19	真和志村会 / 上之屋は大道へ / 『復 帰』に特別委〔琉新〕…………… 246	9・25	又吉市長逝去で / 11月 8 日、市長選挙 〔琉新〕
9・19	きよう限り / 泊の屋台立退き〔琉新〕	9・25	”貫徹までは頑張ります” / まだ続く 泊屋台の断食抗議〔沖夕・夕〕
9・19	今宵限りの泊屋台 / 強制立退に警察も 連絡 / 30数台出動の構え〔沖夕・夕〕	9・26	市長選挙賑かな下馬評 / 本格的動きは 来週から〔沖夕・朝〕
9・20	居坐る泊屋台 / 市は強権執行準備〔琉 新〕	9・26	二市二村合併を / 石川博士が再び説く / 花城都計課長帰任談〔沖夕・朝〕
9・20	公聴 / 泊屋台店の立ち退きについて 〔沖夕・夕〕	9・26	断食悲願続く / 泊屋台、28日迄には整 理〔沖夕・朝〕
9・21	真和志村の市昇格 / 22日頃提案か〔沖 夕・朝〕	9・26	旧垣花住民に換地を / きのう那覇市、 軍用地公聴会〔沖夕・朝〕
9・21	屋台業者のハNST / 注目さる明日の 代執行〔沖夕・夕〕	9・26	適正価格を提示 / 那覇市軍用地特別委 で地主側の要望〔琉新〕
9・22	警官や人夫が出動 / もむ泊屋台、けさ 取壊しか〔沖夕・朝〕	9・26	市民だけの特別委結成〔琉新〕
9・22	泊港の居直り屋台 / きよう限りの店、 断乎撤去へ / 取壊しに大工さん出動 〔琉新〕	9・26	28日限り停電か / 那覇地区電気業組合 が声明書発表 / 買収価格問題の波及 〔琉新〕…………… 248
9・22	首里市会〔首里病院〕〔琉新〕	9・26	土地特別委発足 / 会長に仲本為美氏 〔沖夕・朝〕…………… 248
9・22	首里病院条件附で存置〔琉新〕	9・26	泊の屋台店 / 残品整理を許す〔琉新〕
9・22	100余名が那覇署へデモ / 昨夜騒ぐ屋 台問題の21名検挙〔沖夕・夕〕	9・26	真和志市、10月から実現か〔沖夕・ 夕〕…………… 248
9・22	又吉那覇市長けさ逝去〔沖夕・夕〕	9・27	いよいよ真和志市誕生 / 議決案を可決 〔沖夕・朝〕
9・23	那覇市長特別選挙は / 11月 8 日施行 〔沖夕・朝〕	9・27	泊屋台の紛争解決近し / 両者歩み寄つ て保障対策〔沖夕・朝〕
9・23	警察へ押しかけ検挙騒ぎ / 立退反対叫 ぶ屋台 / ”黙れ” ”嘘だ” 法廷でも む / きのう即決軍裁から治裁へ〔沖 夕・朝〕	9・27	那覇の軍用地 / 強制的な契約や収用に 反対 / 地主の要望まとまる〔沖夕・ 朝〕
9・23	又吉那覇市長昨暁逝去 / あす市葬〔沖 夕・朝〕	9・27	社説 理由なき消燈は慎め〔琉新〕… 249
9・23	社説 又吉市長の逝去を悼む〔琉新〕	9・27	54年度予算案可決さる / 本会議 / 真和 志村の市昇格も承認〔琉新〕
9・23	都計の父忽然ゆく / 又吉那覇市長逝去 / 生前のこした偉大な業績をたたえ / あす市役所で市葬行ふ〔琉新〕…………… 246	9・27	那覇市 / 相互の立場尊重で / 軍用地特 別委で地主側の要望〔琉新〕…………… 250
9・23	居直り屋台一掃さる / 明くなつた那覇 の玄関口〔琉新〕…………… 247	9・27	産声あげた真和志市 / 傍聴席も拍手湧 く / 宮里村長嬉し顔で格上げの弁 〔琉新〕
9・24	盛儀極めた那覇市葬 / 又吉市長永久の 眠りへ〔沖夕・朝〕	9・27	無断消燈に警告 / 電気委員会もあす検 討〔琉新〕
9・24	きよう告示 / 選挙は11月 8 日 / 那覇市 〔沖夕・夕〕	9・27	”消燈声明” は痛手 / 那覇市議会も緊 急対策〔琉新〕
9・24	常任委員会の顔ぶれ決る / 首里市会	9・27	屋台業者に / 市が温かい親心〔琉新〕
		9・28	社説 真和志の市昇格と首都建設 〔琉新〕…………… 250

9・28	那覇市会が両者に要請文〔琉新〕		那覇市が陳情〔沖夕・朝〕…………… 254
9・29	社説 地方自治と自治能力〔沖夕・朝〕	10・16	泊埋立地に新しい街/牧志通りから28軒流込む〔沖夕・夕〕
9・29	泊屋台円満に妥結〔沖夕・朝〕	10・17	大絃小絃〔那覇市長選挙〕〔沖夕・朝〕
9・29	屋台店円満解決/ハンスト団引きあげ〔琉新〕…………… 251	10・17	弱音はくのはまだ早い/市当局が援助を準備/悲鳴挙げる山原から還つた那覇人へ〔沖夕・夕〕
9・30	真和志市/合併に備えての昇格/庶政を一新して晴れの日待つ/宮里現村長が喜びと抱負語る〔沖夕・朝〕	10・19	当間氏市長選挙に立候補を決意〔沖夕・朝〕
9・30	社説 屋台問題の解決と今後〔琉新〕	10・19	那覇/全市の3割が軍用地/受取つた地代1,000万円〔沖夕・朝〕
9・30	あすこゝの声あげる真和志市/農業は僅かに7%/33年の村政にさよなら〔沖夕・夕〕…………… 251	10・21	島袋氏(人民党)も出馬/那覇市長選挙/けさ市議員辞職願を出す〔沖夕・夕〕
10・1	真和志市きよう誕生〔沖夕・朝〕	10・22	酔つて市会に乱入/バス問題に"暴力"登上/首里〔沖夕・朝〕
10・1	全琉第二の都市へ/真和志市きよう晴のスタート/宮里新市長喜びの第一声〔琉新〕	10・22	那覇市長選/島袋氏の出馬決る/きのう議員の辞表提出〔琉新〕…………… 255
10・1	都計是那覇中心で/主席、市民へ協力要望〔琉新〕	10・23	市長選挙/当間氏、立候補を届出/目標は市村合併の促進〔沖夕・朝〕
10・2	選管委選挙やり直し/首里市会〔沖夕・朝〕	10・23	燻る市営バス移管問題/24日に持越す〔琉新〕
10・2	喜びに満つ真和志市〔沖夕・朝〕…………… 252	10・23	那覇市長選/当間氏はつ名乗り/都市合併の抱負語る〔琉新〕…………… 255
10・3	祖国復帰を決議/真和志市初の市会で〔琉新〕	10・23	市議補選行わぬ〔琉新〕
10・3	初の真和志市臨時議会が/祖国復帰を決議〔沖夕・夕〕…………… 252	10・24	社説 合併・都計と市長選挙〔沖夕・朝〕
10・4	都市合併とからみ/那覇市長選挙どう動く?〔琉新〕	10・24	那覇市内の地代くらべ/琉銀調査/最高、平和通りの坪1万円〔沖夕・朝〕
10・9	那覇市長選挙戦に/当間重剛氏出馬か〔沖夕・朝〕	10・24	島袋氏、きのう届け出る/"植民地化からの脱離"ねらう〔沖夕・朝〕…………… 255
10・9	真和志市の水道計画進む〔沖夕・朝〕	10・24	まず市政の明朗化/人民党政策綱領を発表〔沖夕・朝〕
10・9	首里市会〔琉新〕	10・24	那覇市長選/島袋氏きのう届出/抱負は挨拶状でまく〔琉新〕
10・10	那覇市議会/遊園地移管問題/秘密会議で検討〔沖夕・夕〕	10・27	首里臨時市会/きよう招集〔琉新〕
10・10	首里市議会/選管委顔ぶれやっときまる〔沖夕・夕〕	10・28	どつと!水の饗宴/これからジャブジャブ使えるぞ/きのう軍が那覇市へ通水〔琉新〕…………… 256
10・11	首里市会/特別委員会設け、バスの市営移管を研究〔沖夕・朝〕…………… 253	10・28	声/議会での暴力を取締れ〔琉新〕
10・13	軍用地調査/那覇市特別委〔琉新〕	10・28	あと10日に迫つた那覇市長選挙/肅として声もなし/戦機の熟するを待つ両陣営〔沖夕・夕〕
10・15	懐しの那覇には還つたが/暮しに困る疎開者達〔沖夕・夕〕	10・28	投票場は10ヵ所〔沖夕・夕〕
10・16	那覇市長選挙戦に/当間仲本両氏出馬か〔沖夕・朝〕	10・29	市長選挙に介入せず/社大、人民党に断り状〔琉新〕
10・16	"現契約は保留を"/那覇軍用地特別委が協議〔沖夕・朝〕	10・29	首里バス問題/市営バスへ/結局、落付く〔琉新〕…………… 256
10・16	社説 市長選挙と合併問題〔琉新〕…………… 253		
10・16	機構を整備し職員常置/きのう那覇市軍用地特別委〔琉新〕…………… 254		
10・16	"収容能力が落ちる"/泊港の修築に		

11・2	”市営移管”持こす／首里バス株主総会〔沖夕・朝〕	票数13,403／島袋氏との開き7,424〔沖夕・朝〕……………	261
11・2	統一5大綱頷いま何処？／那覇市長選挙繰り／人民党が社大党へ質問状〔琉新〕……………	256	
11・2	移管で賛否対立／首里バス問題、難コース〔琉新〕……………	257	
11・5	市長選挙／皮算用もよろしく／漸く競合い現出〔沖夕・朝〕		
11・5	那覇市長選挙にきのう不在投票／清き一票行使〔沖夕・朝〕		
11・5	水道・道路起債で実現／宮里真和志市長本土視察より帰る〔沖夕・朝〕……	258	
11・5	泊、首里の舗装工事／換地等地主側と協議〔琉新〕		
11・6	那覇市長選挙／選管委が棄権防止呼かけ〔沖夕・朝〕		
11・6	社説 那覇市長選挙を前に〔琉新〕…	258	
11・7	広告／立候補挨拶／那覇市長候補者当間重剛〔沖夕・朝〕		
11・7	あす那覇市長選挙〔沖夕・朝〕		
11・7	「都市合併」新な動き／当間候補支持に協力声明〔琉新〕		
11・7	決戦あすに控えた両陣営／いずれも自信満々／とらぬタヌキの「皮算用」をきく〔沖夕・夕〕		
11・8	社説 新都市建設と市長選挙〔沖夕・朝〕……………	259	
11・8	奄美復帰に伴う法令適用の暫定措置法／衆・参両院で可決さる〔沖夕・朝〕		
11・8	社説 棄てるな清き一票〔琉新〕		
11・8	金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新〕		
11・8	広告／立候補御挨拶／那覇市長候補者当間重剛〔琉新〕		
11・8	那覇市長選挙決戦の火ぶた切る／ノンビリ閑の投票場／3割わる？憂慮される棄権率〔沖夕・夕〕		
11・9	ひる頃には大勢判明／那覇市長選挙なんと半数が棄権組／8対2でゆつくり当間／島袋”闘いはこれからだ”〔沖夕・朝〕		
11・9	選挙会場気合抜け／低調な市長選挙／棄権率なんと4割8分のカタ破り／両陣営とも算用狂い〔琉新〕		
11・9	軍配当間氏にあがる／7,400票の差で悠々当選〔沖夕・夕〕		
11・10	社説 当間氏の那覇市長当選に寄す〔琉新〕……………	260	
11・10	那覇市長選挙当間氏圧倒的に勝つ／得		
11・10	那覇市長選挙の結果／不介入の民主社大両党はどうみる？〔琉新〕		
11・10	親子二代の栄冠／五たび迎える当選の喜び／那覇市長に当間氏／7,000票も引き離し圧倒的な勝利／くい下つた島袋陣営〔琉新〕		
11・11	石川構想改変か／那覇・真和志二市合併が先決〔沖夕・朝〕		
11・11	当間新市長きよう就任〔沖夕・朝〕		
11・11	百年後の礎つくる覚悟／当間氏けさ市長に就任〔沖夕・夕〕		
11・13	社説 都市合併の促進を計れ〔琉新〕…	262	
11・14	進展した都市合併／当間新那覇市長の登場で／三市一村への動き／真和志市も三市説に大きく背のび／関係当局のお脈拝見〔琉新〕		
11・14	”旧正までには実現”／競輪の海老沢氏来島〔沖夕・夕〕		
11・15	”都市合併は来年9月”／当間那覇市長抱負を語る〔沖夕・朝〕		
11・16	戸籍整備法きよう公布／身分公証に完璧期す〔沖夕・朝〕		
11・16	当間声明の反響を聞く〔沖夕・夕〕……	262	
11・17	市昇格に伴う更生予算案512万円／真和志市定例議会開かる〔琉新〕		
11・17	真和志／市あげての誕生祝／振舞酒も出る記念行事〔琉新〕		
11・19	社説 ”外国人”となる悲劇〔沖夕・朝〕		
11・22	那覇市会の日本復帰否決は遺憾／今少し運動に努力すべき／衆院議員団北部で語る〔沖夕・朝〕……………	264	
11・23	権威ある戸籍整備／戸籍整備法公布さる〔琉新〕		
11・26	社説 首都建設と都計委員会の必要〔琉新〕		
11・27	喜びの真和志／あす市昇格祝賀会／今夕大道校で前夜祭／全学童が市中を旗行列〔沖夕・夕〕		
11・28	旗行列や演芸大会／真和志市きよう盛大なお祝い〔沖夕・朝〕		
11・28	「首都建設への哩石」／当間市長、真和志市へ祝辞〔琉新〕		
11・28	那覇に市旗〔琉新〕……………	264	
11・28	市昇格祝賀の言葉／真和志市長宮里栄輝〔琉新〕		
11・28	全市にあふれるおまつり気分／好天気		

	に恵まれ盛況 / 各種の行事で終日賑わう〔沖夕・夕〕		へ陳情〔琉新〕
11・29	喜び溢る真和志市〔琉新〕……………264	12・9	当間市長、就任初的那覇市会 / 都市合併を推進 / 競輪、早期実現など可決〔沖夕・朝〕……………269
12・3	人物地帯 / 当間重剛那覇市長 / 仕事は都市合併 / 泡盛的庶民性もある〔沖夕・朝〕	12・9	都計推進に財政確立 / 盛沢山の審議で賑う / 新市長就任初的那覇市会〔琉新〕
12・3	徴税課、市民室など新設か / 那覇市も行政機構の改革を準備〔沖夕・朝〕	12・10	危い安里川の修理 / 大道PTAが政府へ要望〔沖夕・朝〕
12・3	那覇市議員の協議会〔琉新〕	12・10	競輪実施はいつ？ / 立退き迫られた区民が照会〔沖夕・夕〕……………270
12・3	漁港か、商港か / 泊港港域問題でもむ / 那覇市会全員協議会〔沖夕・夕〕・265	12・11	牧志通り立退者に市有地を譲渡 / 那覇市会委員会で修正可決〔沖夕・夕〕
12・4	都計委内定等 / 那覇市議会協議会〔琉新〕	12・12	墓地への立入許可など / 具志部落から要望〔琉新〕
12・5	那覇市定例議会 / 8日開かる〔琉新〕	12・12	布告26号の施行規則 / きのう公布さる〔琉新〕
12・5	那覇市会 / 活発な論戦展開か / 泊埋地をめぐる地域制定問題など〔沖夕・夕〕	12・13	那覇市会 / ボーナス5割も決る / 泊の両問題は特別委へ〔沖夕・朝〕
12・6	軍隊が出動して解散 / 小禄の立退部落民騒ぐ / 重機の前に居座り〔沖夕・朝〕……………265	12・13	機構改革等原案可決 / 論戦活発・那覇市会閉ず〔琉新〕……………270
12・6	軍用地12万坪開放〔沖夕・朝〕	12・15	土地問題 / 具志部落の要望を / 主席、民政府に取次ぐ〔沖夕・夕〕
12・6	社説 土地問題についての二つの発表〔琉新〕	12・17	泊 = 首里の道路工事 / 三市が了承次第はじめる〔沖夕・朝〕
12・6	軍発表 / 軍は寛大な処置だ / 躍らされた部落の人々〔琉新〕	12・17	那覇市人事〔沖夕・朝〕
12・6	地ならし待ってくれ / 小禄村具志区民1,000名が畑で騒ぐ / 武装米兵も出動包囲〔琉新〕	12・17	機構改革に伴う / 那覇市部課長級異動〔琉新〕……………271
12・6	那覇、小禄の軍用地 / 12万余坪近く開放〔琉新〕……………266	12・21	「合併の人」当間市長 / 三市一村の議員とくつるぐ〔沖夕・朝〕
12・6	人民党の介入否定 / あす主席を訪れ陳情〔琉新〕	12・21	世界連邦へとどけ / ノー・モア・オキナワの切実な呼び！ / 琉球同盟結成大会開く〔琉新〕
12・6	泊埋立地に借地人ワンサ / 割当に頭痛の市当局 / 5万坪の土地に40万坪の申込み〔沖夕・夕〕……………267	12・22	才准将” 思う存分使える” / 満々と水をたたえた2億円の施設 / 泊浄水場きのう那覇市に譲渡〔琉新〕……………271
12・7	” 円満裡に解決したい” / 主席が具志部落民に約束〔沖夕・夕〕……………268	12・22	お正月の贈物に泊を開放〔沖夕・夕〕
12・8	社説 土地収用と地代” 裁定”〔沖夕・朝〕	12・22	那覇市会 / 泊港、商港兼漁港に〔沖夕・夕〕
12・8	具志部落、政府立法院へ訴る / きょう実情調査 / 立法院が乗り出す〔沖夕・朝〕……………268	12・23	泊埋立地の住宅街広げる / 那覇市特別委で決まる〔沖夕・朝〕……………272
12・8	犠牲は共同責任で / 主席” 生活保障の善処約す”〔沖夕・朝〕	12・23	儀保区の火葬場 / 不許可の副申〔沖夕・朝〕
12・8	部落民の訴え / 命の土地を守る / 共産主義には扇動されぬ〔沖夕・朝〕	12・23	社説 浄水池譲渡と合併問題〔琉新〕
12・8	記者席 / 立退反対 / 硬ばる議会表情〔琉新〕	12・24	住宅地域を拡張 / 泊埋立審議特別委で承認〔琉新〕
12・8	生活の保障要求し / 具志部落民、主席	12・24	安謝港浚渫〔琉新〕
		12・24	まず泊校の復活 / 区画整理も成案 / 開放待つ那覇市〔沖夕・夕〕

12・25	社説 奄美大島よ”おめでとう”〔沖 タ・朝〕…………… 272	1・19	今晚の話題 / 議員の良識…〔沖タ・夕〕 275
12・25	新境界28度を指定！ / 奄美返還「布 告」27号出る〔沖タ・朝〕	1・20	”大勢に従う” 首里市〔沖タ・朝〕… 275
12・27	立法院議会突如解散 / 琉球政府章典改 正さる / 選挙法軍で検討中 / 総選挙 期日は不明〔琉新〕	1・20	三市一村合併を決議 / きのうの小禄村 臨時議会〔沖タ・朝〕
12・28	特別委が要望 / 埋立地の割当に / 受入 委員の早急設置を〔沖タ・夕〕	1・20	胎動する合併問題 / 首里板ばさみで暫 く研究〔琉新〕
12・29	合併問題で / 両市長初会談〔沖タ・朝〕	1・20	小禄村 / 三市一村の首都建設へ / 全会 一致でスピード可決〔琉新〕…………… 275
12・30	奄美返還に伴う諸改正布令〔琉新〕	1・20	那覇市議会 / あす合併決議〔琉新〕
	1954年（昭和29年）	1・22	”三市一村”を可決す / 議場騒然7議 員ついに退場 / 那覇市〔沖タ・朝〕
1・1	わが街を往く / 当間さんの初夢 / 市営 のアパート / 安い家賃で文化生活を 〔沖タ・朝〕	1・22	三市一村合併、多数で可決 / 確乎邁進 説と尚早説対峙 / 退場騒ぎを演じた きのうの那覇議会〔琉新〕…………… 275
1・6	合併に市民投票の動き / 二市か、三市 一村か / 真和志市近く議会へ提案 〔沖タ・朝〕…………… 274	1・22	都計区を三市一村に / 真和志市きのう 決議〔琉新〕
1・7	那覇は三市一村を堅持 / 都市合併真和 志声明の反響〔沖タ・朝〕	1・22	復帰決議案再び否決 / 那覇市議会・態 度表明〔琉新〕…………… 276
1・8	真和志市浦崎市議を検挙 / 保険料6万 余円の費消を自供〔沖タ・朝〕	1・22	三市までは譲歩か / 主席の「諮問」に 答申 / 真和志〔沖タ・朝〕…………… 276
1・10	生れ変つた泊港！〔琉新〕	1・22	記者のメモ / 後味の悪い合併決議〔沖 タ・朝〕…………… 277
1・10	今月末には完成 / 牧志道路工事延びる 〔琉新〕	1・23	社説 市村の合併に直進か漸進か 〔沖タ・朝〕…………… 277
1・11	社説 政界再編の動きをみる〔沖タ ・朝〕	1・23	完全なる意見一致 / 首里市会三市一村 決議〔琉新〕…………… 278
1・11	声 / 真和志市当局に伺う〔琉新〕	1・23	三市一村を近く決議 / 首里市〔沖タ・ 夕〕
1・12	論壇 / 都計と市民の協力 / 花城直政 〔沖タ・夕〕	1・23	合併問題に関心 / 真和志産業展示会参 観のブ准将が言及〔沖タ・夕〕
1・13	首都建設へ急ピッチ / 三市一村合併へ / まず那覇市会が態度せん明〔琉新〕	1・25	都市合併の裏街道 / 成算あり三市一村 / 那覇一足先に小禄を編入？
1・13	首里市も同調の動き〔琉新〕	1・25	あと一息で7万 / ふくれる那覇市〔沖 タ・夕〕
1・13	注目の真和志市 / 臨時議会で再検討に 〔琉新〕	1・26	どうなる？「三市一村」 / 那覇の決議 に真和志硬化〔沖タ・夕〕…………… 278
1・13	論壇 / 都計と市民の協力（下） / 花城 直政〔沖タ・夕〕	1・27	社説 首都と合併と開放〔琉新〕… 279
1・13	三市一村を強力に / 那覇21議員が申合 せ〔沖タ・夕〕	1・27	大絃小絃〔三市一村合併〕〔沖タ・朝〕 280
1・15	歩み寄るか真和志市 / 18日に都計諮問 市会〔琉新〕	1・28	依然もたつく三市一村合併問題〔琉 新〕…………… 280
1・18	牧志メイン・ストリート / 今月中に3 分の2完成 / 次は早速ガーブ・祭温 橋間に着手〔沖タ・夕〕	1・28	権限は那覇市に / 水道使用料政府も徴 収〔琉新〕…………… 280
1・19	都市合併、本格化へ〔沖タ・朝〕…………… 274	1・29	両市の歩寄りに期待 / 首里市会、希望 決議文〔琉新〕…………… 280
1・19	真和志市議会 / 合併意見に不揃い / 都 計区域は当分研究〔琉新〕	1・29	小禄村具志 / 軍使用地開放〔琉新〕… 281
		1・29	那覇市 / 旧市街への受入など / 新規事 業の計画案なる〔沖タ・夕〕
		1・30	首里市 / 区域にふれず / 合併促進決議 〔沖タ・朝〕

1・30	”即時買い上げてくれ” / 那覇港地域 地主が政府へ陳情〔琉新〕	2・20	泊埋立地受入決る / 港湾業務地区〔沖 タ・朝〕…………… 281
1・31	首里も三市一村 / ”歩みよりこそ実現 の力ギ”〔沖タ・朝〕	2・20	通堂町を一部開放〔沖タ・朝〕
1・31	軍用地 2万4,000坪を開放 / 那覇の地 主に直接返還〔琉新〕…………… 281	2・20	泊港の受入きまる / まず港湾業務区 の官公社〔琉新〕
2・1	契約 2年延長 / 割当土地 / 那覇市会が 軍へ陳情予定〔沖タ・朝〕	2・20	通堂町一筆の土地開放〔琉新〕…………… 282
2・1	小禄村の一部開放 / 50エーカー〔沖タ ・朝〕	2・27	当分軍が管理 / 那覇港の運営〔沖タ・ 朝〕…………… 282
2・2	改正選挙法公布 / 予想通り小選挙区制 / 定員 29名、選挙期日は 3月14日 〔琉新〕	3・1	那覇競輪 5月から / 出資者側準備整う 〔沖タ・夕〕
2・2	政府章典一部改正〔琉新〕	3・1	上水道や土木工事を整備 / 真和志きよ うの市会へ追加予算〔沖タ・夕〕
2・2	龐大な融資軍が確約 / 都計推進、更に 一飛躍〔琉新〕	3・2	起債問題提案か / 那覇市会 27日に延期 〔沖タ・朝〕
2・3	三市一村遂に実現か / 真和志市協調に 傾く〔琉新〕	3・2	真和志市起債 300万円を議決〔沖タ・ 朝〕
2・3	都計、限りなき前進 / 財源獲得と一石 二鳥〔琉新〕	3・3	布令改正 / 教育法に織り込む / 教育委 の特別選挙法〔琉新・朝〕…………… 282
2・4	総選挙と合併 / 複雑に動く真和志〔沖 タ・朝〕	3・3	泊港務所 / きょう落成式〔琉新・朝〕
2・5	都計推進の源泉 / 那覇市、融資緩和対 策〔琉新〕	3・5	5,000万円の追加起債 / 都計推進に那 覇市が計画〔琉新・朝〕
2・6	近づく牧志通り 3期工事 / パス・セン ターは 3月中に〔沖タ・朝〕	3・5	首里の区長任命〔琉新・朝〕
2・6	民主党入り / 真和志市議ら〔琉新〕	3・5	首里市の区長さん決る〔沖タ・夕〕
2・7	港の発展を重点に / 泊埋立地、受入れ 準備進む〔沖タ・朝〕	3・5	水道近く着工 / 今度の追加予算の使い 途は？ / 鶏舎補助、議員出張費など / 真和志〔沖タ・夕〕
2・7	牧志通り近く並木工事〔沖タ・朝〕	3・6	子供遊び場に初の補助 / 那覇市が 6区 遊戯場に〔沖タ・朝〕
2・7	合併問題に触れず / 真和志市・当分静 観〔琉新〕	3・6	有効期間 3ヵ月延長 / 割当土地に関し 布令公布〔琉新・朝〕
2・8	解説 / 充実と発展の時代 / 那覇商港諸 施設計画〔琉新〕	3・6	みごとな壺屋焼に / 那覇市が補助で後 おし〔琉新・朝〕
2・9	那覇市 / 産業奨励制度を実施 / まず壺 屋陶器へ 4万3,000円〔沖タ・朝〕… 281	3・9	泊の開放はじまる那覇 / まず高橋町で 8,000坪が〔琉新・朝〕
2・9	那覇市総務財政委 / 教育委の陳情等検 討〔琉新〕	3・9	泊の北岸 8,000余坪開放〔沖タ・朝〕… 282
2・10	泊港を活用せよ / 安謝港浚渫、却下さ る〔琉新〕…………… 281	3・10	那覇の都計に / 7,400万円の補助申請 〔沖タ・朝〕
2・11	都計、泊の埋立費 / 那覇市近く 2,000 万起債〔琉新〕	3・13	ガーブ・祭温橋工事入札〔沖タ・夕〕
2・14	那覇市民の資産は 8億 / 一戸当りでは 6万円〔沖タ・朝〕	3・16	立法院議員総選挙の開票結果 / 新議会 の運営困難か / 与野双方とも過半数 に達せず〔琉新・朝〕
2・17	泊埋立地の受入れ / 港湾業務地区から / 1,700坪に申込みは 9,000坪〔沖タ ・夕〕	3・19	首里の収入役市会が検討〔琉新・朝〕
2・17	那覇の道路工事指導に / 井平氏 19日来 島〔沖タ・夕〕	3・20	市長が辞職勧告 / 真和志にも暗いカゲ 〔沖タ・朝〕
		3・20	反対派を推して？ / 市長、吏員に辞職 強硬〔琉新・朝〕
		3・20	那覇市、54年度予算更正 / 新たに起債 5,000余万円〔沖タ・夕〕
		3・20	泊の軍用地開放近づく / 牧港へ移動準

備〔沖夕・夕〕	費起債〔琉新・朝〕
3・22 進学春、校舎不足の対策／那覇市は 仮校舎建築／真和志市2部授業当分 つづく〔琉新・夕〕	4・13 那覇市／議員本土へ派遣〔琉新・朝〕… 286
3・23 新年度から値下／那覇の水道料・市会 で検討〔沖夕・夕〕	4・14 立退き補償を陳情／拡張工事にかゝる 牧志通り〔沖夕・朝〕…………… 286
3・24 記者のメモ／借金はやるだけ徳の巻 〔沖夕・朝〕	4・14 牧志街道立退の代替坪数きまる〔琉新 ・朝〕
3・24 社説 四市村の自重と都市合併の促 進〔琉新・朝〕…………… 283	4・15 那覇市会の本土視察員〔沖夕・朝〕
3・24 泊埋立費の市債可決／他の2件は委員 会へ／那覇市会〔沖夕・朝〕…………… 283	4・15 立退者が市に条件陳情〔牧志街道立退〕 〔琉新・朝〕
3・24 那覇市議会／泊南岸B地区埋立に／ 2,051万円追加可決〔琉新・朝〕	4・15 牧志街道5月に〔移転〕〔琉新・朝〕
3・25 那覇市／水道料／営業用値下げ〔琉新 ・朝〕	4・16 牧志通りの補償を秘密会で協議〔沖夕 ・朝〕
3・26 区画整理費6,800万円／那覇市が政府 負担を申請〔沖夕・朝〕…………… 284	4・16 牧志街道拡張の2案を承認／那覇市建 設委〔琉新・朝〕
3・26 記者のメモ／”水道料に示す市議の貫 禄”〔沖夕・朝〕	4・16 近代都市への粧い／那覇市の復金起債 きょう政府認可〔琉新・夕〕…………… 286
3・27 起債原案を可決／きのう那覇市議会終 る〔沖夕・朝〕	4・18 牧志通り工事に分担金／那覇市地主側 は徴収に反対〔沖夕・朝〕…………… 287
3・27 記者のメモ／差押え覚悟の上の起債案 〔沖夕・朝〕…………… 284	4・18 牧志街道／補償額の折合いに／市当局 地主折衝重ねる〔琉新・朝〕
3・27 那覇市が起債認可の申請〔琉新・朝〕	4・18 辻町など開放〔沖夕・夕〕…………… 288
3・30 那覇市が起債の認可申請〔沖夕・朝〕	4・20 那覇の軍用地代も値上陳情〔沖夕・朝〕
3・30 総額土地、水道は7億円／更正予算に 覗く那覇の財産〔沖夕・朝〕	4・20 きのう国際入札／首里－泊間の道路／ 巾36呎、11月に完成か〔沖夕・朝〕
4・1 与儀に公設市場／24万円の予算で近く 着工／真和志〔沖夕・朝〕	4・20 小禄村長選挙／両氏の一騎打ちか〔沖 夕・朝〕
4・1 再び動く三市合併／今度は真和志が乗 り気／”まあ出方を見るよ”那覇 〔沖夕・朝〕…………… 285	4・20 軍使用・住民地の半分／那覇市の調査 まとまる〔琉新・朝〕…………… 288
4・4 公聴／那覇市に御願い〔沖夕・朝〕… 285	4・20 三市の動脈”又吉道路”／いよいよ入 札、年内に竣工〔琉新・朝〕
4・4 動き出す那覇競輪／実施は5月あとか 〔沖夕・朝〕	4・20 辻町3万8,000坪開放／軍施設も近く 撤去〔琉新・夕〕
4・6 牧志通り立退者の行先決る〔琉新・朝〕	4・21 泉氏らの出域拒否／那覇市会が軍へ善 処方陳情〔沖夕・夕〕…………… 288
4・8 栄町で区民大会／水道問題にからみ 〔沖夕・夕〕	4・22 社説 軍用地問題について〔琉新・ 朝〕
4・8 那覇／新役所敷地久茂地の地主達が反 対気勢〔沖夕・夕〕	4・22 牧志通り工事は進む／3期の立退き第 1号〔沖夕・夕〕
4・10 公聴／競輪場について〔沖夕・朝〕	4・22 軍使用地を開放／那覇、真和志、浦添、 恩納〔琉新・夕〕
4・11 泊・首里道路の改修／工事費1億円で 近く着工〔沖夕・朝〕	4・23 國場組が落札／泊－首里、道路の改修 工事〔沖夕・朝〕
4・11 三市一村の「合併」へ／真和志側科学 的に資料検討〔沖夕・朝〕	4・23 泉氏、出域許可さる〔沖夕・朝〕…………… 288
4・12 泊B地区埋立／2,000余万円で着工〔沖 夕・夕〕	4・23 東京都庁は好意的／那覇市の研修職員 派遣に〔沖夕・夕〕
4・13 復金局正式認可／那覇市の泊埋立工事	4・23 那覇の議員団／26日発つ〔沖夕・夕〕
	4・25 泊埋立地／垣花町民を優先受入れ／倉 庫や商社もギッシリ〔琉新・朝〕… 288
	4・25 泊埋立地の受入れ決る〔沖夕・朝〕

- 4・27 那覇市会の本土視察に嘉数氏補充〔沖
タ・朝〕……………289
- 5・1 立法院本会議/軍用地決議案可決/復
帰決議案は行法委へ〔琉新・朝〕
- 5・3 小禄は長嶺氏/圧倒的に勝利〔沖タ・
朝〕……………289
- 5・3 久し振りのマイク/好調の小禄村長選
挙〔琉新・朝〕
- 5・3 小禄村長/長嶺良松氏が当選〔琉新・
タ〕
- 5・4 どうなる二重課税/那覇市が再び政府
へ要請〔沖タ・朝〕……………289
- 5・4 両市の合併タナ上げ/真和志は”選挙
が先”〔沖タ・タ〕
- 5・6 那覇市都計区域を内申/商港除けた現
行政区域〔沖タ・タ〕
- 5・6 住みよい那覇市建設へ/都市計画区域
決定内申〔琉新・タ〕……………289
- 5・7 宅地・農耕地の開放/軍が小禄豊見城
の8万坪を〔沖タ・朝〕
- 5・9 123教室も不足/真和志市が復旧を陳
情〔琉新・朝〕……………290
- 5・10 旧那覇水道返還/給水量戦前の3倍に
増える〔沖タ・朝〕
- 5・11 旧庁舎を救済家屋に/那覇市・学校に
も分与〔琉新・朝〕
- 5・14 大掛りな都計を勉強/大阪視察の那覇
市議一行〔琉新・タ〕……………290
- 5・15 那覇市で法外な借地料完封に/百数十
名の借地人が決議〔琉新・朝〕……………290
- 5・16 三市一村を”決議”か/再燃する都市
合併真和志市が歩みよる〔沖タ・朝〕
- 5・16 ”借地人がずるいよ”/上岡氏、法外
要求を否認〔琉新・朝〕
- 5・17 |社説|借地法の立法は急務〔琉新・
朝〕
- 5・18 都市合併8月に実現か/問題の真和志
「三市一村」を決議〔沖タ・タ〕……………291
- 5・19 |社説|真和志市議会の都市合併決議
に讚す〔琉新・朝〕……………291
- 5・19 那覇市都計原案を可決/都市計画審議
委員会〔沖タ・朝〕……………292
- 5・19 みじめな首里図書館/暗いコンソートの
床はボロボロ/これでも政府立予
算削る〔沖タ・タ〕
- 5・19 三市をつなぐ重要幹線〔琉新・タ〕
- 5・19 ガープ橋の改称を/政府が那覇市へ
要望〔琉新・タ〕
- 5・20 那覇港域を開放/近く正式通知都計急
速に進展か〔沖タ・朝〕
- 5・22 那覇の人口7万突破〔沖タ・朝〕
- 5・23 都市合併促進に/新しく事務局を設置
〔沖タ・朝〕
- 5・23 記者のメモ/主席いたく心をいため給
う〔沖タ・朝〕
- 5・23 まず議長団が協議/合併の動き急ピッ
チ〔琉新・朝〕
- 5・23 都市合併に促進事務局〔琉新・朝〕
- 5・23 行政全域を都計区域に/那覇都計審議
会〔琉新・タ〕……………293
- 5・24 鹿児島で/沖縄の教育振興はこうして
/泉市議ら囲み座談会〔琉新・朝〕…293
- 5・24 合併への舞台裏/那覇市の巻/行くべ
きところは当然/ゆつたりと宿願を
見守る〔琉新・朝〕……………293
- 5・25 ”羨ましい復興振り…/都計は参考に
なつた”/那覇市議員お土産談〔沖
タ・朝〕……………294
- 5・26 |社説|土地問題と政治の貧困〔沖タ
・朝〕
- 5・26 合併問題/あす正副議長会談〔沖タ・
朝〕
- 5・26 合併への舞台裏/小禄村の巻/”いま
さら”と落着く/お互に懐の探り合
い〔琉新・朝〕……………294
- 5・26 27日正副議長ら協議/久しぶりに合併
談議〔琉新・朝〕
- 5・27 『港湾法』局長会で審議/那覇商港は
政府の管理に〔沖タ・朝〕……………294
- 5・28 3市1村の議長団/”新首都”への胎
動/きのうの和やかな初懇談〔琉新・
朝〕……………295
- 5・29 |社説|都市合併の促進を望む〔琉新
・朝〕……………295
- 5・29 旧泊小学校6月1日に開放〔沖タ・朝〕…296
- 5・30 都市合併/今週中に首長会談〔沖タ・
朝〕
- 5・30 いよいよ来月10日着工/牧志通り3期
工事地主との折衝纏まる〔沖タ・朝〕
- 5・30 内政委/特別所得税を新設/市町村税
法案審議進む〔琉新・朝〕
- 5・30 牧志道路立退き円満解決/来月10日か
ら突貫工事〔琉新・朝〕
- 5・31 合併促進を決議/真和志青年会〔沖タ
・朝〕
- 5・31 那覇市の新年度緊縮予算案/一般予算
1億500万円/ベースアップはとり
止め〔沖タ・朝〕

- 5・31 総額1億500万円／那覇市55年度予算案成る〔琉新・朝〕
- 6・1 泊港域に倉庫を新設／きょう那覇ふ頭倉庫社発足〔沖夕・朝〕
- 6・1 都市合併早期実現を議決／きのう首里市臨時議会〔沖夕・朝〕
- 6・1 泊埋立地の陳情に市会が善処〔琉新・朝〕
- 6・1 ”三市一村合併急げ”／首里市議会も促進決議〔琉新・朝〕…………… 296
- 6・2 高い那覇の水道料金〔沖夕・朝〕
- 6・3 こちらにも給水を／安里区から那覇市に陳情〔琉新・朝〕
- 6・3 市営移管を提案／老衰状態の首里診療所〔沖夕・夕〕
- 6・4 都市計画法罷り通る／大那覇市建設かくて完し〔琉新・夕〕…………… 296
- 6・5 都市合併／年内に「実現」するか／三市一村の肚をのぞく〔沖夕・朝〕… 297
- 6・6 那覇市長にバスターミナル設置要望〔沖夕・朝〕
- 6・6 都市合併一体どうする気だ／関係四市村長がざつくばらんに紙上会談〔沖夕・夕〕
- 6・7 |社説|都市合併をもて遊ぶな〔沖夕・朝〕…………… 298
- 6・7 もたつく都市合併／那覇市長とざつくばらん一問一答〔琉新・朝〕
- 6・7 会議深夜まで続行／那覇市最終的態度決定か〔琉新・朝〕
- 6・7 那覇への吸収合併を／那覇市与党議員がきのう態度を協議／近く全体協議会に図る〔沖夕・夕〕
- 6・7 もつれる都市合併案／那覇市は吸収固持／昨夜の協議会で最終案を決定〔琉新・夕〕…………… 299
- 6・8 政府へ意見書／合併促進に真和志議会が〔沖夕・朝〕
- 6・8 |社説|都市合併を阻むな〔琉新・朝〕… 300
- 6・8 金口木舌〔都市合併問題〕〔琉新・朝〕… 300
- 6・8 ”早く三市一村合併を”／真和志が強腰の意見書〔琉新・朝〕…………… 301
- 6・8 発展する泊港／年間2,000隻が出入り／那覇市の懐へ600万円〔沖夕・夕〕
- 6・8 合併”早く首長会談を”／真和志の要請に主席答う〔沖夕・夕〕
- 6・8 都市合併の推進を／真和志市議長、主席訪問〔琉新・夕〕…………… 301
- 6・9 かけ引のない合併を／真和志市議長ら要請〔琉新・朝〕
- 6・9 都市合併超党的に推進／真和志議会、立法院に要請〔沖夕・朝〕
- 6・9 真和志議員が中北部町村を視察〔沖夕・朝〕
- 6・9 都市合併に市民の声／”市利市欲”を捨てよ／那覇の反対論旧市内の区画整理が先〔沖夕・朝〕
- 6・9 ”促進に努力”／真和志議会の要請に当間市長が約す〔沖夕・朝〕
- 6・10 布令133号8日付／那覇商港、民直轄に／他の軍港除いては市町村が運営〔沖夕・夕〕…………… 302
- 6・10 那覇の水道新起債／935万円認可〔沖夕・夕〕
- 6・11 長期金融資金部の設置／市町村議長の会／那覇市議長が提案〔沖夕・朝〕… 302
- 6・11 那覇市の起債認可／区画整理費1,600万円〔琉新・朝〕
- 6・12 遊園地身売り／那覇市へ再び陳情〔沖夕・朝〕
- 6・12 那覇市の水道料／7月1日から2割値下げ〔沖夕・朝〕
- 6・12 那覇市の水道料金／7月から2割値下げ案〔琉新・朝〕
- 6・12 那覇商港の区域〔沖夕・夕〕…………… 302
- 6・13 ”吸収でもかまわぬ”／首里・合併促進に乗出す〔琉新・朝〕
- 6・14 未申告墓地の賠償／真和志市から要請〔琉新・朝〕
- 6・16 盛沢山の議案／那覇市定例議会〔琉新・朝〕
- 6・16 ”編入合併でいこう”／当間市長、真和志側へ呼びかける／結局未だに腹の探り合い？〔沖夕・夕〕
- 6・16 那覇市に浚渫船貸与〔沖夕・夕〕
- 6・16 首里定例議会〔都市合併〕〔琉新・夕〕
- 6・17 那覇市側編入主張で合併お流れか〔沖夕・朝〕
- 6・17 合併問題折合つかず／那覇＝編入、真和志＝対等〔琉新・朝〕
- 6・17 編入合併を堅持／きのう那覇市与党議員が協議／反対なら小祿だけでも〔沖夕・夕〕…………… 302
- 6・17 編入方針を固持／那覇市あす合併全体協議会〔琉新・夕〕
- 6・18 |社説|合併を阻む編入主張〔沖夕・朝〕
- 6・18 合併問題で論戦展開か／きょう那覇市

の定例議会〔沖夕・朝〕	促進 / "競輪場は必ず実現"〔沖夕・朝〕
6・18 首都合併の請願 / 立法院から政府へ〔沖夕・朝〕	6・22 注目裡に両市会 / 論戦のあとは平静〔琉新・朝〕
6・18 社説 都市合併への態度〔琉新・朝〕・303	6・22 那覇市会スピード審議 / 市有地売却や起債を委員会付託〔沖夕・夕〕
6・18 都計への援助要請 / 当間市長がジ民政官に〔琉新・朝〕	6・23 55年度予算案委員会へ付託 / 那覇市定例議会〔琉新・朝〕
6・18 旧市街の復興に重点 / 当間那覇市長施政方針演説 / 生産都市への転換 / 市民を1号線内側に誘致〔沖夕・夕〕・304	6・25 起債や市民税増で / 真和志市議会活発な質問戦〔琉新・朝〕
6・18 きょう市会で合併への態度決るか〔沖夕・夕〕	6・25 真和志の水道 / 道路など補助陳情〔琉新・朝〕
6・18 那覇市議会開く / 午後は合併全員協議会〔琉新・夕〕	6・25 更に値下げか / 那覇の水道料、市会が要請〔沖夕・夕〕
6・19 大絃小絃〔都市合併は全体の幸福になるのか〕〔沖夕・朝〕	6・25 水道工事に補助金を / 真和志が陳情〔沖夕・夕〕
6・19 都市合併 / こゝ1週間が"成否"のヤマ / 当間氏市長改選は嫌 / 編入には応ぜられぬ真和志側〔沖夕・朝〕…… 304	6・26 予算流用で一矢 / 那覇市の委員会審議活発〔沖夕・朝〕
6・19 態度決せず、持越し / 遷延する都市合併 / 那覇市会〔沖夕・朝〕	6・26 都市合併 / 市長並び議員の延命が真意 / 真和志の新提案に那覇は硬化〔沖夕・朝〕…………… 307
6・19 都市合併俎上に論議 / 実現促進に関係者を招致 / 本会議〔沖夕・朝〕	6・27 合併に真和志側が新提案 / 首長選挙は1年後に / 時期は8月、合併協議会を設置〔沖夕・朝〕
6・19 "新警察法は政府の独善" / 全国市議会議長会が声明〔沖夕・朝〕	6・27 那覇の新年度予算案 / 原案通り委員会通過〔沖夕・朝〕
6・19 那覇市会 / 根本をまとめてから / 合併問題は持ち越し〔琉新・朝〕	6・28 広告 / 那覇市議会報告演説会〔沖夕・朝〕
6・20 解説 / 対立する編入と対等合併 / 合併の理想は『対等』 / 編入少数が多数支配の疑問〔沖夕・朝〕…………… 304	6・28 合併問題各首長に聴く / 2次会談にどう臨む〔琉新・朝〕…………… 307
6・20 まとまるか合併問題 / きょう関係市村の首長会議〔琉新・朝〕	6・29 那覇の新旧市街を結ぶ〔沖夕・朝〕
6・20 道路・水道に重点 / 真和志市新年度予算案〔沖夕・夕〕	6・29 社説 歩みよる都市合併〔琉新・朝〕・308
6・21 きょう那覇市議会 / 市長演説へ質問戦〔沖夕・朝〕	6・29 今晚の話題 / 地下道〔沖夕・夕〕
6・21 4人寄つて合併談義〔琉新・朝〕	6・29 首里は編入に賛意 / 兼島市長9月1日合併提案〔琉新・夕〕
6・21 真和志議会〔合併問題〕〔琉新・朝〕	6・30 都市合併、首里が折れる〔沖夕・朝〕・309
6・21 真和志の予算 / 水道に復金起債〔琉新・朝〕	7・1 きょう4首長会談 / 首里小禄遂に那覇市に同調す〔沖夕・朝〕
6・21 合併問題に論議集中 / 眞栄田・泉両議員渡り合う / 那覇市会〔沖夕・夕〕・305	7・1 合併問題 / きょう2次会談 / 小禄も編入決議〔琉新・朝〕
6・21 編入合併で議論沸騰 / 眞栄田議長へ泉議員が横槍〔琉新・夕〕	7・1 真和志の態度決らず / 合併首長会議・結局もの別れ / 数日中に更に開催〔沖夕・夕〕
6・22 真和志 / "合併"足並乱れる? / 議員が当間市長らと会談〔沖夕・朝〕…… 306	7・1 依然結論に至らず / 注目される真和志側の態度〔琉新・夕〕…………… 309
6・22 合併と三市一村の"力"くらべ / 財産では那覇が断然 / だが負債も筆頭を占める〔沖夕・朝〕…………… 306	7・2 記者のメモ / 時の問題二つ…(都市合併と政界再編)〔沖夕・朝〕
6・22 那覇市会 / 1号線に陸橋旧市内へ移住	7・2 360万円の工事 / 那覇市予算よりみた新事業 / 牧志通りなど次の道を改修

- (1)〔沖夕・夕〕
- 7・2 編入合併の是非論議 / 真和志議会漸次
妥結点へ〔琉新・夕〕
 - 7・3 首里市新年度予算 / 584万円成立〔沖
夕・朝〕
 - 7・3 編入合併への態度 / 真和志市会きよう
決る〔沖夕・朝〕
 - 7・3 首都建設へ援助を / 那覇市会、政府へ
要請〔沖夕・朝〕…………… 309
 - 7・3 真和志 / 編入反対が多数 / きよう最後
の態度決す〔琉新・朝〕
 - 7・3 那覇市予算より見た新事業 / スタンド
や護岸 / 安里川沿岸の浸水防ぐ〔沖
夕・夕〕
 - 7・3 遂に妥協成らず真和志わが道をゆく”
 / 編入合併には絶対反対〔琉新・夕〕
 - 7・3 二市一村も辞せず / 真和志市の態度を
惜しむ〔琉新・夕〕
 - 7・4 真和志市会 / 16対5で「編入」をケる
 / 都市合併、ついにご破算？〔沖夕
・朝〕…………… 309
 - 7・4 軍用地総面積は1万7,300町歩〔沖夕
・朝〕
 - 7・4 徴れぬ琉大の敷地料 / 首里市、当て外
れて困惑〔沖夕・朝〕…………… 310
 - 7・4 『四市村一体』への道（1）展開必至
を信じつゝ / 翁長助静〔琉新・朝〕
 - 7・4 編入反対で押し切る / 真和志市議会議
論戦沸とう〔琉新・朝〕
 - 7・4 背後に人民党の工作 / 当間市長こちら
からお断りだ〔琉新・朝〕
 - 7・4 編入否決 / 背後に人民党… / 当間談話
に真和志が憤怒〔沖夕・夕〕
 - 7・4 都市合併よ何処へ？ / 編入と対等で折
合いつかず〔琉新・夕〕…………… 311
 - 7・5 |社説|飽くまでも歩み寄れ〔沖夕・
朝〕…………… 311
 - 7・5 「四市村一体」への道（2） / 展開必
至を信じつゝ / 翁長助静〔琉新・朝〕
 - 7・5 那覇市 / 都市合併、新たな線 / 9月中
に首里、小禄を編入〔琉新・朝〕
 - 7・5 今晚の話題 / 暗転の合併劇〔沖夕・夕〕
 - 7・5 痛烈な市政批判演説会 / 合併は全住民
の関心 / 昨夜那覇高で飛入りで盛況
 / 三市一村実現せよ〔沖夕・夕〕………… 312
 - 7・5 早くも編入への動き / 首里・小禄那覇
へ促進申し入れ〔沖夕・夕〕………… 314
 - 7・5 いざ進め、編入合併 / 那覇、首里、小
禄の和協活発〔琉新・夕〕
 - 7・6 遊園地の市移管 / 評価問題で更に折衝
〔沖夕・朝〕
 - 7・6 「四市村一体」への道（3） / 展開必
至を信じつゝ / 翁長助静〔琉新・朝〕
 - 7・6 声 / 首都建設に就て〔琉新・朝〕
 - 7・6 合併問題と人民党 / 瀬長氏ら当間談話
に抗議〔沖夕・夕〕
 - 7・6 都市合併に食下り戦術 / 取消す必要は
ない / 当間市長・人民党を軽く一蹴
〔琉新・夕〕
 - 7・7 「四市村一体」への道（4） / 展開必
至を信じつゝ / 翁長助静〔琉新・朝〕
 - 7・7 三市一村合併の失敗（上） / 真和志市
会議員 町田宗永〔琉新・夕〕………… 314
 - 7・8 ”四市村の円満合併へ” / 政府が仲介
勧告準備〔琉新・朝〕
 - 7・8 三市一村合併の失敗（下） / 真和志市
会議員 町田宗永〔琉新・夕〕………… 315
 - 7・9 真和志除外の合併は無意味 / 政府、首
都建設資料を準備〔沖夕・朝〕
 - 7・9 首里編入合併に歩寄る / 当間氏を交え
全員協議会〔沖夕・朝〕…………… 315
 - 7・9 東京都へ研修職員 / 那覇市が3名派遣
〔沖夕・朝〕
 - 7・9 首里市会は大乗り気 / 当間那覇市長、
出張説明〔琉新・朝〕
 - 7・10 首里市の合併問題公聴会 / ”対等”…
の意見が多数 / きよう全体協議会で
最後の決定〔沖夕・朝〕
 - 7・10 真和志も一緒に編入へ / 首里市で合併
公聴会開く〔琉新・朝〕…………… 316
 - 7・10 小禄村、板ばさみ / 村民に編入合併反
対の空気〔沖夕・夕〕
 - 7・11 真和志との調停で / きこのう夜、首里全
体協議会〔沖夕・朝〕
 - 7・11 政府近く態度決定か / 世論の冷静化を
まつ〔沖夕・朝〕
 - 7・11 編入合併に落付く / 首里市会全員協議
会で〔琉新・朝〕…………… 316
 - 7・11 小禄では微妙な動き / 青年層の一部、
編入反対〔琉新・朝〕
 - 7・11 声 / 二重課税について真和志市の回答
〔琉新・朝〕
 - 7・11 今晚の話題 / …「対等」と「編入」〔沖
夕・夕〕
 - 7・12 首都建設の足音高し / 9月1日を期し
二市一村合併へ拍車 / 那覇市本腰を
すえる〔琉新・朝〕
 - 7・13 ふん切りつかぬ首里 / 「編入合併」各

- 区で公聴会〔沖夕・朝〕
- 7・13 公聴／編入か合併か〔沖夕・朝〕
- 7・13 首里市会代表／真和志市を訪問〔琉新・朝〕
- 7・13 真和志の了解を求め／首里市会編入の腹を固む〔琉新・朝〕…………… 316
- 7・14 |社説| 合併問題最後の機会〔琉新・朝〕
- 7・14 編入の見通しで／首里市合併事務を協議〔琉新・朝〕
- 7・14 編入の可否めぐり／村議と青年会が討論会／小禄村〔沖夕・夕〕
- 7・15 編入後の議員選挙／那覇市早手回しに手続準備〔沖夕・朝〕
- 7・15 合併問題の解決に／内政局長ら首里・小禄へ〔沖夕・朝〕
- 7・15 合併に動く当間市長／選挙について政府側と懇談〔琉新・朝〕
- 7・15 先ず真和志側の意向打診／都市合併問題に政府乗出す〔琉新・夕〕
- 7・16 選挙告示までに合併勧告か／副主席ら両市長訪問〔琉新・朝〕
- 7・16 きょう再び折衝／立退指定の小禄地区〔琉新・朝〕
- 7・16 立禁の地域を拡大／小禄、浦添、宜野湾、嘉手納4ヵ村を追加／夏期衛生の不良から？〔琉新・朝〕
- 7・16 16対2の編入議決／首里市会、懸案に終止符〔琉新・朝〕…………… 316
- 7・16 大詰めきた「都市合併」／政府、まとめ役に本腰／きのう那覇・真和志と懇談〔沖夕・朝〕…………… 317
- 7・16 「二市一村」首里もOK／きのう16対2で可決〔沖夕・朝〕
- 7・16 公聴／小禄議会に望む〔沖夕・朝〕………… 317
- 7・16 首里市”編入合併決議”の経緯／各区でひらく公聴会／だがその結果測定に両論〔沖夕・夕〕…………… 318
- 7・16 比嘉主席、当間市長訪問／都市合併の事情聴取〔琉新・夕〕
- 7・17 |社説| 政府の斡旋に期待する〔沖夕・朝〕
- 7・17 きのう局長会議で政府の態度決定／三市一村の合併へ／軍用地審理費は全額政府負担〔沖夕・朝〕
- 7・17 政府方針／局長会議で決定／特免外商への対策樹立／合併は三市一村の線で〔琉新・朝〕
- 7・17 きょう軍から回答／小禄村の立退問題〔琉新・朝〕
- 7・18 合併問題／政府編入の線で臨むか／都計推進の観点から／遅くも今月下旬に調停〔沖夕・朝〕
- 7・18 小禄きのう臨時議会／編入に慎重論強く持越す〔沖夕・朝〕…………… 318
- 7・18 ”私でなければ勤まらぬ”／当間市長、編入の理由説明〔沖夕・朝〕
- 7・18 合併問題／那覇側政府勧告敬遠か／副主席ら那覇議会代表と会談〔琉新・朝〕…………… 319
- 7・18 声／真和志市会の再考を望む〔琉新・朝〕…………… 319
- 7・19 小禄村会が14対3で／編入合併を決議〔沖夕・朝〕
- 7・19 公聴／吏員の身分は保障せよ〔沖夕・朝〕
- 7・19 政府の円満調停に期待／合併へ真和志市の態度〔琉新・朝〕…………… 320
- 7・19 與儀副主席談／両市長の識見を信頼／円満合併実現せん〔琉新・朝〕
- 7・19 小禄も編入合併可決／昨夜13対4の多数で〔琉新・朝〕…………… 320
- 7・19 那覇市起債／軍から認可〔琉新・朝〕… 321
- 7・19 声／重ねて二重課税問題について〔琉新・朝〕
- 7・19 編入に簡単に応じられない／新垣真和志市議長談〔沖夕・夕〕
- 7・19 道路の拡張舗装を／小禄の長嶺議員が陳情〔沖夕・夕〕
- 7・20 泊の埋立地／重民町と命名〔琉新・朝〕…………… 321
- 7・20 どうなる三市一村合併／副主席談／”見通し通りゆくよ”／円満合併に機運好転〔琉新・夕〕
- 7・21 四市村合併／政府、勧告せず／調定案で円満妥結を促進〔沖夕・朝〕
- 7・21 当間市長の心境”煩惱具足”／小禄青年代表副主席と会談〔沖夕・朝〕………… 321
- 7・21 小禄村の28軒立退き／軍が再び政府へ通達〔沖夕・朝〕…………… 321
- 7・21 首里バスも那覇市へ引継ぎ〔琉新・朝〕
- 7・21 編入合併飽くまで反対／真和志市区長会の意見〔琉新・朝〕…………… 322
- 7・21 声／真和志市長へ物申す〔琉新・朝〕
- 7・21 今晚の話題／「煩惱具足」の政治…〔沖夕・夕〕
- 7・22 開南小校敷地に内定／那覇のバス・ターミナル〔琉新・朝〕

- 7・23 都市合併で一もめか／真和志市長選挙に二つの流れ〔沖タ・朝〕
- 7・23 公聴／三市一村の合併について〔沖タ・朝〕
- 7・24 ”編入申請”を可決／きのう首里市臨時議会〔沖タ・朝〕…………… 322
- 7・24 解説／”調停”愈々本格的段階へ／四市村合併へ政府の動き〔沖タ・朝〕… 322
- 7・24 編入へ最終決議／首里市会反対の両議員退場〔琉新・朝〕
- 7・25 北部に残る貧しい那覇人／まだ24世帯もいる／市が救済家屋たてゝ受入準備〔沖タ・朝〕
- 7・25 合併問題こゝ一両日がヤマ／主席が直接両市長招き調停〔琉新・朝〕
- 7・25 那覇市会も受入れ決議〔琉新・朝〕
- 7・25 首都建設／吸収合併への抗議（上）／浦崎純〔沖タ・夕〕
- 7・26 進む三市村の編入合併／那覇市は28日に編入決議〔沖タ・朝〕
- 7・26 吸収合併への抗議（下）／浦崎純〔沖タ・夕〕
- 7・28 政府、両氏へ”調停案”提示〔沖タ・朝〕
- 7・28 三市村の編入合併／那覇市会きよう可決か〔沖タ・朝〕
- 7・28 那覇市100万円の節減／三市村合併後の予算見積り〔沖タ・朝〕
- 7・28 政府／編入合併の基本線で／条件附し両市に勸奨〔琉新・朝〕
- 7・28 首里・小禄の編入合併／15対4で遂に可決／那覇市会〔沖タ・夕〕…………… 323
- 7・28 首里、小禄を那覇市に／9月1日を期し15対5で可決〔琉新・夕〕
- 7・29 合併調停／遂に主席が乗り出す／きょう両市長と同時懇談〔沖タ・朝〕
- 7・29 |社説|真和志市側の熟慮促す〔琉新・朝〕…………… 323
- 7・29 主席がきよう直接調停／だが円満合併望み薄か〔琉新・朝〕
- 7・29 けさ、主席が両市長招致／調停案は編入が基調／真和志依然反対でももの分れ〔沖タ・夕〕
- 7・29 新那覇の人口10万／財産2億に負債8,000万〔沖タ・夕〕
- 7・29 円満妥結に政府苦慮／真和志側の渋りで絶望か〔琉新・夕〕…………… 324
- 7・30 大絃小絃〔那覇・真和志合併、主席の両市長への調停〕〔沖タ・朝〕
- 7・30 二市村の編入申請／きのう那覇市が提出〔沖タ・朝〕…………… 325
- 7・30 都市合併、最後の調停暗礁へ／あくまで合体を主張／真和志の住民投票が鍵〔沖タ・朝〕…………… 325
- 7・30 真和志の編入を促進／民主党、首都拡張の方針〔沖タ・朝〕
- 7・30 記者のメモ／距離のある政府調停〔沖タ・朝〕
- 7・30 ”合併の鍵真和志に”／主席がきのう最終調停〔琉新・朝〕
- 7・30 合併・外商問題への民主党方針発表〔琉新・朝〕
- 7・30 首里小禄の編入／那覇市きのう政府へ申請〔琉新・朝〕
- 7・30 真和志議会／近く全体協議会〔琉新・朝〕
- 7・31 那覇市の合併申請／政府、慎重態度で臨む／立法院への提案真和志の態度決定後に〔沖タ・朝〕
- 7・31 調停に苦慮する政府／昨夜、副主席ら宮里市長と懇談〔沖タ・朝〕
- 7・31 与儀農研指所”移転”／第一候補地は首里市石嶺〔沖タ・朝〕
- 7・31 声／真和志市に望む〔琉新・朝〕
- 7・31 泊あす開港祝い／那覇港を上回る船舶／月60万円が市の収入へ〔沖タ・夕〕
- 7・31 告示は出たが動かず／真和志の選挙合併騒ぎで混迷〔沖タ・夕〕…………… 326
- 8・1 合併調停／新しい条件なければ／真和志「態度はかわらず」〔沖タ・朝〕… 326
- 8・1 記者のメモ／都市合併と議員立候補〔沖タ・朝〕…………… 326
- 8・1 首里小禄の教育委は消滅〔沖タ・朝〕
- 8・1 政府再調停を用意／合併問題望みは真和志側の出方に〔琉新・朝〕
- 8・1 どう処理される？／首里小禄編入の申請〔琉新・朝〕
- 8・1 真和志3日に臨時議会招集〔琉新・朝〕
- 8・1 広告／那覇市議会〔泊港開き〕〔琉新・朝〕
- 8・2 記者のメモ／都市合併と教育委〔沖タ・朝〕
- 8・2 沖縄新風土記／都計で整理の運命／お盆の賑い待つ辻原墓地〔琉新・夕〕
- 8・3 慌しい合併問題／昨夜、政府・真和志首脳会談〔沖タ・朝〕
- 8・3 合併か否か今日決定／真和志全体協議会で〔琉新・朝〕

- 8・3 合併問題の裏街道を往く（1）／本社
記者座談会／那覇意識がシコロ／い
さゝか選挙も心配〔沖タ・夕〕…… 327
- 8・3 ”編入”に六つの条件／真和志が一步
議って検討〔沖タ・夕〕…… 328
- 8・4 編入条件を検討／「合併審議会」は執
行機関に／5日の市会で態度決定
〔沖タ・朝〕
- 8・4 記者のメモ／議長、俺でなくちゃ…
〔沖タ・朝〕
- 8・4 合併審議会の性格／那覇、真和志側と
対立〔沖タ・朝〕
- 8・4 ”政府へ再調停要請”／合併へ真和志
側慎重期す〔琉新・朝〕…… 328
- 8・4 合併問題の裏街道を往く（2）／本社
記者座談会／甘くみすぎた調停案／
裏のかけひき虚々実々？〔沖タ・
夕〕…… 329
- 8・5 政府の合併調停／真和志の条件緩和に
主力／きのう副主席、嘉数昇氏らと
会談〔沖タ・朝〕…… 331
- 8・5 立入禁止更に拡大か／解禁陳情の村長
らに暗示〔琉新・朝〕
- 8・5 首里、小祿の教育委会／合併後も存置
方を陳情〔琉新・朝〕
- 8・5 合併問題の裏街道を往く（3）／本社
記者座談会／「養子市長」の悩み／
市会の力にはどうも…〔沖タ・夕〕… 331
- 8・5 合併の問題に立つ真和志市議会／大勢
は議長案支持？／政府勸奨に若干の
希望入れる〔沖タ・夕〕
- 8・5 大巾譲歩への動き／真和志全体協議会
で疑議〔琉新・夕〕
- 8・6 合併後の行政運営は／市長改選まで4
委員で／真和志議会・最後の妥協案
決定〔琉新・朝〕…… 332
- 8・6 編入調停あと一步で”暗礁”へ／行政
運営委に執行権／那覇真和志の提案
を蹴る〔沖タ・朝〕
- 8・7 宙に浮く建築書類／那覇と真和志が意
見対立〔沖タ・朝〕
- 8・7 合併勸奨改訂案／政府が真和志へ再考
懇願〔琉新・朝〕…… 334
- 8・7 合併問題の裏街道を往く（4）／本社
記者座談会／市会定員30名が限度／
首里小祿丸呑みされる危険〔沖タ・
夕〕…… 334
- 8・8 |社説| 合併と真和志市の立場〔琉新
・朝〕
- 8・8 難航する政府調停／真和志の動き絶望
的〔琉新・朝〕
- 8・8 首里建設が第一だ／真和志は協力すべ
き／那覇市民に訊く〔琉新・朝〕
- 8・8 声／那覇市へ区長制の復活を提唱す
〔琉新・朝〕
- 8・9 合併に賛成か、反対か〔琉新・朝〕
- 8・10 編入いよいよ実現へ／あす態度を決定
／調停案を呑む？／真和志側財産処
分の研究に着手〔沖タ・朝〕
- 8・10 大勢円満合併に傾く／真和志きよう態
度決定か〔琉新・朝〕
- 8・10 編入反対の11議員が辞意表明／危ぶま
れるあすの臨時議会／真和志市〔沖
タ・夕〕
- 8・10 編入合併は時間の問題／全会一致の線
に努力〔琉新・夕〕…… 336
- 8・11 議員辞職で市会はマヒか／真和志の態
度いよいよ混迷〔沖タ・朝〕
- 8・11 本会議／豚疫防除に緊急対策／決議で
主席へ樹立要請〔琉新・朝〕
- 8・11 真和志議会延期／多数議員辞職は否定
〔琉新・朝〕
- 8・12 |社説| うつちやらかすな〔沖タ・朝〕
- 8・12 都計の運営法研修／那覇市が東京都庁
へ職員派遣〔沖タ・朝〕
- 8・12 辞表騒ぎ一応収まる／真和志の態度き
よう記者団に発表〔沖タ・朝〕
- 8・12 バス・センターの移転先／規定通り進
める〔沖タ・朝〕
- 8・12 真和志／11名辞意は全くの誤り／報道
否定に議長談話を発表〔琉新・朝〕… 336
- 8・12 自治権放棄するな／主席が真和志議員
に要望〔琉新・朝〕…… 337
- 8・13 |社説| 真和志議会の辞任騒ぎ〔琉新
・朝〕…… 337
- 8・13 大絃小絃〔真和志の市民投票について〕
〔沖タ・朝〕…… 338
- 8・13 17日立法院に提案／政府二市一村（那
覇・首里・小祿）編入申請〔沖タ・
朝〕
- 8・13 投票騒ぎで連休返上／真和志市会遂に
お手上げ〔沖タ・朝〕
- 8・13 真和志／遂に市民投票へ／15日合併の
賛否問う〔琉新・朝〕…… 338
- 8・13 存置を陳情／牧志のバス停留所〔琉新
・朝〕
- 8・13 編入合併を機会に／新那覇市が盛沢山
の祝賀行事〔琉新・朝〕

8・14	編入是非かあす市民投票／強風下く り出す宣伝車／真和志市〔沖夕・夕〕		さる〔沖夕・朝〕
8・15	社説 編入是非かの住民投票〔沖 夕・朝〕…………… 339	8・19	ジョン民政官残念がる／真和志抜きの 都市合併に〔沖夕・朝〕
8・15	賛成 か、反対×か／きょう住民の審 判／真和志市、合併問題の世論調査 〔琉新・朝〕…………… 340	8・19	動き出した大那覇の市議選挙／予想さ れる大物の出馬／立候補は45名内外 か〔沖夕・朝〕
8・15	真和志の市民投票／あすまで持越す／ 正午現在たつた90票〔沖夕・夕〕	8・19	万已むを得ぬ措置／二市一村合併昨日 立法院へ提案〔琉新・朝〕…………… 342
8・16	台風に祟られた投票／真和志の編入合 併世論調査／きょうも引続き実施／ 即日開票で判明は晩10時〔琉新・夕〕	8・19	真和志／合併問題で張合う／市長選に 宮里翁長両氏出馬必至〔琉新・朝〕・343
8・16	台風で出足不調／真和志の市民投票 〔琉新・夕〕	8・19	真和志市の不参加遺憾／比嘉主席談 〔琉新・朝〕…………… 344
8・17	四市村か三市村合併か／立法院提案き よう決定／政府、二市一村合併の準 備完了〔沖夕・朝〕	8・19	こんばんの話題／首長？選挙…〔沖 夕・夕〕
8・17	真和志の市民投票反対が大多数／だが 投票率は2割6分の低率〔沖夕・朝〕	8・19	首都編入／33年の市制に終止符／波乱 に富む首里市の沿革〔沖夕・夕〕
8・17	首里小禄編入申請／那覇側の書類提出 〔琉新・朝〕	8・19	大那覇市の建設祝賀行事／日程など決 まる〔沖夕・夕〕
8・17	進む都市合併の準備／盆休も返上して 書類の作成〔琉新・朝〕	8・20	大絃小絃〔ぬけた真和志を何時、如何 にして首都に統合させるか〕〔沖夕・ 朝〕
8・17	真和志の市民投票／編入合併反対が多 い／だが投票率は26.5%〔琉新・朝〕	8・20	琉大の敷地問題／最後の首里市会に飛 出る／大学側… ” 大乘的な見地から ぜひ譲つて ”〔沖夕・朝〕…………… 344
8・17	”二市一村”の合併を／政府きょう立 法院へ提案〔沖夕・夕〕	8・20	社説 大那覇市の祭典とその意義 〔琉新・朝〕
8・17	真和志の住民投票／與儀副主席、匙を 投ぐ〔琉新・夕〕	8・20	真和志の編入反対／ジョンソン民政官 も一応了承〔琉新・夕〕
8・18	社説 選挙を迎える住民の心構え 〔沖夕・朝〕	8・21	合併問題行法委へ〔沖夕・朝〕
8・18	各党見解／愈々立法院俎上へ／「合併 問題」新たな論議孕む〔沖夕・朝〕	8・21	都市合併に民政官が書簡／真和志が抜 けては現実にそわぬ／首里地区の管 理にも不便だ〔沖夕・朝〕
8・18	社説 合併問題は解決されたのでは ない〔琉新・朝〕…………… 341	8・21	再議案16対8で否決／都市合併案は行 政委へ付託〔琉新・朝〕
8・18	那覇首里小禄／二市一村の合併／政府 きょう立法院へ提案〔琉新・朝〕…………… 341	8・21	真和志含まぬのは遺憾／大那覇市建設 にジ民政官見解〔琉新・朝〕…………… 345
8・18	議会招集せず／真和志／編入賛成 - 2,680 ／ ” 反対 - 4,013〔沖夕・朝〕… 342	8・21	ドーナツ編入とジ書簡／ ” 布令合併 ” の観測も／今後の事態に波紋投げる 〔沖夕・夕〕
8・18	宮里・翁長の一騎打？／真和志市長選 尾を引くか都市合併論〔沖夕・朝〕	8・22	社説 首都建設と地域合併〔沖夕・ 朝〕
8・18	首里・小禄の編入合併申請／立法院へ の提案準備終る〔沖夕・夕〕	8・22	合併二市一村所得税の比較〔琉新・朝〕
8・18	宮里市長、主席訪問／都市建設に邁進 誓う〔琉新・夕〕	8・23	都市編入と教育区問題／存続か！消滅 か！／教育法の解決もまちまち〔沖 夕・朝〕
8・18	栄えゆく大那覇市／9月1日地上最大 の壮麗絵巻〔琉新・夕〕	8・23	都市合併／疑問はさむ編入決議／…三 市一村が前提条件か…／立法院あす 関係首長喚問〔沖夕・朝〕
8・19	将来真和志の参加を期待〔沖夕・朝〕	8・23	ジ書簡の解釈に二つの見方〔沖夕・朝〕
8・19	二市一村の合併／きのう立法院へ送付		

- 8・23 公聴／ドーナツ合併〔沖タ・朝〕 / 職階制も政府参考案通り実施へ〔琉新・朝〕
- 8・23 合併案に行政委慎重〔琉新・朝〕
- 8・23 複雑な真和志の表情／挙市一致？の線も出る〔琉新・朝〕
- 8・23 財政面にみる／二市一村の合併〔琉新・朝〕…………… 345
- 8・23 那覇市議選／宮里・國吉氏に出馬の／仲井眞・渡口氏らは断念か〔沖タ・夕〕
- 8・24 拒否権は主張せず／ジ民政官都市編入は自主的に〔沖タ・朝〕
- 8・24 三市一村の実現へ／真和志に”編入合併”再勧奨〔沖タ・朝〕
- 8・24 もむバス・センター／那覇市建設委牧志通りに駐車場〔沖タ・朝〕
- 8・24 那覇市祝賀スポーツ／3日から首里・那覇で開幕〔沖タ・朝〕
- 8・24 市民投票のやり直し／真和志協友クが議会招集を要求〔琉新・朝〕
- 8・24 波乱予想の新那覇市／市町村会議員きょう立候補届出〔琉新・朝〕
- 8・24 那覇市議選／名乗り出た7人の侍／届出開始の日に先陣争い〔沖タ・夕〕
- 8・24 早くも7名立候補届出／那覇市議選、活発に展開〔琉新・夕〕
- 8・25 大絃小絃〔牧志大通りのバス駐車場問題〕〔沖タ・朝〕
- 8・25 都市合併行法委／”資料集め慎重期す”／きのう首長招き意見聴取〔沖タ・朝〕
- 8・25 合併孤児真和志に合併問題を訊く／宮里市長と一問一答／むし返す必要なし／市民投票のやり直しも認めぬ〔沖タ・朝〕
- 8・25 市町村議の立候補届出／那覇は12名〔沖タ・朝〕
- 8・25 三市一村合併への一段階／與儀副主席関係首長ら立法院で答弁〔琉新・朝〕…………… 346
- 8・25 真和志議会の招集／協友クラブ正式申入れ〔琉新・朝〕
- 8・26 |社説|市町村の分合を推進せよ〔沖タ・朝〕
- 8・26 「二市一村」議決か／きょう本会議に上程〔沖タ・朝〕
- 8・26 琉大が那覇市に敷地の寄贈方陳情〔沖タ・朝〕
- 8・26 琉大が陳情／那覇市議会に〔琉新・朝〕・348
- 8・26 行法委／二市一村合併案4対1で承認
- 8・27 大絃小絃〔真和志はとうとうウツチャリを食つた〕〔沖タ・朝〕
- 8・27 真和志側の説得工作に／選挙延長持出す／きのう、議会代表が折衝〔沖タ・朝〕…………… 348
- 8・27 13対12で強行可決／正副議長解任規程の立法院法を一部改正〔沖タ・朝〕
- 8・27 きょう秘密懇談会／合併問題で真和志議員が〔琉新・朝〕
- 8・27 那覇市議選、立候補19名〔沖タ・夕〕
- 8・27 当間市長がケる？／立法院の調停案を〔沖タ・夕〕
- 8・27 又吉道路舗装工事始まる／スピーディな突貫作業〔沖タ・夕〕
- 8・28 那覇市の立法院調停一蹴で／都市合併に終止符／真和志…3年後の合併実現を期す〔沖タ・朝〕
- 8・28 真和志市長選／三ツ巴戦展開か／人民党も出馬の動き〔琉新・朝〕
- 8・28 真和志アトの祭り／合併逃げてドーナツ残る〔琉新・朝〕…………… 348
- 8・28 声／市民投票と周知と区長制〔琉新・朝〕
- 8・28 那覇市議選挙は急ピッチ／早くも37名届出で／二市一村を一丸に初の逐鹿戦〔琉新・夕〕
- 8・29 |社説|那覇市に蹴られた立法院〔沖タ・朝〕…………… 348
- 8・29 『二市一村』を議決／きのう本会議16対11／”合併問題”に終止符〔沖タ・朝〕
- 8・29 記者のメモ／云うなれば環礁だな〔沖タ・朝〕
- 8・29 立法院本会議／二市一村の合併議決／16対10で遂に可決〔琉新・朝〕…………… 349
- 8・29 大那覇市の誕生祝賀行事9月1日から3日間／旗行列や演芸会など／湧きたつ11万市民のよろこび〔沖タ・夕〕
- 8・29 宮里現市長が初名乗り／翁長助静氏も立候補準備〔沖タ・夕〕
- 8・30 大絃小絃〔今度の合併は「めでたくもあり」「めでたくもなし」〕〔沖タ・朝〕
- 8・30 宙ぶらりんの道路祭温橋 - 安里／ドーナツ合併の奇型児〔沖タ・朝〕
- 8・30 低調な首長選の動き／ほとんどが無投票の傾向〔琉新・朝〕

8・30	首里・小禄の編入／きょう告示〔沖タ・夕〕		一を勧告〔琉新・朝〕
8・31	近代都市の実現を〔沖タ・朝〕	9・3	那覇、真和志市／各投票場決定〔琉新・夕〕
8・31	告示140号／二市一村合併きのう告示〔沖タ・朝〕…………… 351	9・4	最後の追込に必死／尻上りの真和志市長選〔沖タ・朝〕
8・31	あす看板下す／首里市役所〔沖タ・朝〕…………… 351	9・4	真和志市長選／表面化した職場放棄／きょう久場議員らが当局に抗議〔琉新・朝〕…………… 353
8・31	ベタベタ選挙戦／那覇市議選たけなわの中盤戦〔沖タ・朝〕	9・4	軍用指定の解除を／真和志古島の地主が訴え〔沖タ・朝〕…………… 353
8・31	翁長氏も届出る／宮里氏との一騎打ちか／真和志市長選挙〔沖タ・朝〕	9・5	真和志市長選／あわや混合戦吏員の出勤簿をめぐり〔沖タ・朝〕
8・31	ココの声あげる大那覇市／あす盛大な誕生祝い／歓び迎える11万市民〔沖タ・夕〕	9・5	生れ変わる大那覇市／首里・小禄支所を設置／職員に暫定措置／機構の整備は新議会で〔琉新・朝〕
9・1	きょう新那覇市誕生／盛り沢山の祝賀行事〔沖タ・朝〕	9・5	真和志宿命の一騎打／両氏1,000票差の勝利を確信〔琉新・朝〕
9・1	市政功労者を表彰／嘉手納現助役他28氏〔沖タ・朝〕	9・5	市町村長選挙／きょうの投票／曇天に出足は好調！／12市町村で火花散らす〔沖タ・夕〕
9・1	当間市長挨拶／首里・小禄のみなさんを心から歓迎する〔沖タ・朝〕	9・5	世論の二者択一は誰／遂に来た真和志市長選挙／あす昼頃当落判定下らん〔琉新・夕〕
9・1	社説 大那覇市の前途を祝す〔琉新・朝〕	9・6	審判を待つ／真和志市市長選挙／宿命の好敵手！／これで3度目の対決〔沖タ・朝〕
9・1	きょう大那覇市誕生／全市をいどる祝祭行事〔琉新・朝〕	9・6	「首里」の名を残したい／青年会が旧市民大会開く／9日に合同演説会も開催〔沖タ・夕〕
9・1	29名を表彰／那覇市功労者〔琉新・朝〕	9・6	真和志市長選／翁長助静氏当選／翁長…8,726票／宮里…7,386票（午後2時現在）〔沖タ・夕〕
9・1	那覇市／フタ開けた祝賀行事／華やかに新首都への門出〔沖タ・夕〕	9・6	話の卵／新那覇市民の境地〔琉新・夕〕
9・1	広告／那覇市議会議員立候補者〔琉新・夕〕	9・6	遂に住民の審判下る／翁長氏500の差で当選／きょう真和志市長選挙の一喜一憂戦〔琉新・夕〕
9・1	大那覇市建設第一歩／きょう歴史的祝典の盛観〔琉新・夕〕…………… 351	9・7	社説 首長選挙をおえて感あり〔沖タ・朝〕
9・2	社説 大那覇市の進発を祝す〔沖タ・朝〕…………… 352	9・7	軍用地の開放陳情／銘苅区民窮状を訴える〔沖タ・朝〕
9・2	合併祝賀をよそに／しのぎを削る真和志市長選〔琉新・朝〕	9・7	翁長氏、当間市長とがつちり握手／”首都合併への第一歩”／『共に進もう』と誓い合う〔沖タ・朝〕
9・2	二市一村合併／軍も正式承認〔琉新・朝〕	9・7	社説 真和志市民の意志表示〔琉新・朝〕…………… 353
9・2	全市祝賀で一色／8,000余の旗行列や／多彩な行事で終日賑わう〔琉新・朝〕	9・7	両市長につこり笑つて握手／住民の審判どおり／さあ合併へ共に進もう〔琉新・朝〕…………… 354
9・2	北へ南へ言論戦ひらく／全選挙区に必死の攻防戦／市長、市議選で乱戦／三市一村に選挙色濃厚〔琉新・夕〕	9・7	新しい首都に何を望む？〔沖タ・夕〕
9・3	真和志の一騎打ち双方「合併」を公約〔沖タ・朝〕…………… 352		
9・3	新那覇市議選／出揃つた顔ぶれ／紅一点に現議28、新人は16名〔沖タ・朝〕		
9・3	立退中止を陳情／古島区地主が〔琉新・朝〕		
9・3	市議と教師両立せず／文教局が二者選		

9・7	広告 / 那覇市議会議員立候補者〔琉新・夕〕	9・10	月光の下繰り展げた言論戦 / 首里の立合演説会 / 公明選挙へ活躍の首里青年会〔沖タ・夕〕…………… 357
9・7	都市合併大那覇市機構制定 / 旧首里、小祿に暫定的支所設置〔琉新・夕〕… 355	9・10	広告 / 那覇市議会議員候補者〔琉新・夕〕
9・7	戦終りぬ、次は市議選挙 / 翁長新市長の登場で / 市会の分野著しく影響せん〔琉新・夕〕	9・11	社説 新那覇市の区制に望む〔沖タ・朝〕…………… 358
9・8	市議候補の立会演説会 / 真和志〔沖タ・朝〕	9・11	真和志市議選挙 / 勢力分野を争う終盤戦〔琉新・朝〕
9・8	真和志市役所 / 課長級一応全員辞表！〔沖タ・朝〕	9・11	広告 / 推薦状 / 宮里敏慶君〔沖タ・朝〕
9・8	仲良く『初顔合わせ』 / 那覇市400職員が門出の乾杯！〔沖タ・朝〕	9・11	広告 / 推薦状 / 新里義雄氏〔沖タ・朝〕
9・8	社説 今後の合併問題〔琉新・朝〕… 356	9・11	広告 / 全有権者の皆様 / 比嘉朝四郎君〔沖タ・朝〕
9・8	結局、法の改正が必要 / 市町村長、議員の任期〔琉新・朝〕	9・11	広告 / 推薦状 / 比嘉佑直君〔沖タ・朝〕
9・9	乱戦予想の真和志 / 『市町村議』きょう締切り〔沖タ・朝〕	9・11	広告 / 全市民に訴う / 泉正重君〔沖タ・朝〕
9・9	広告 / 推薦の言葉 / 平良龜助氏〔沖タ・朝〕	9・11	広告 / 推薦状 / 長嶺将眞君〔沖タ・朝〕
9・9	広告 / 市議候補 / 國吉有慶君推薦状〔沖タ・朝〕	9・11	お脈拝見 / 当間重剛 / 大都市建設に冥想？ / 真和志と合併当分考えられぬ〔沖タ・夕〕
9・9	広告 / 推薦状 / 長嶺将眞、浦崎唯治両君〔沖タ・朝〕	9・12	きょう投票 / 市町村議選挙 / 那覇市の開票あす午前9時〔琉新・朝〕
9・9	広告 / 推薦状 / 比嘉佑直君〔沖タ・朝〕	9・12	広告 / 謹告 / 高良一君〔琉新・朝〕
9・9	広告 / 真和志市議会議員候補者 / 金城賢勇氏推薦状〔沖タ・朝〕	9・12	大那覇市の投票風景 / 首里那覇は低調 / 30の金的狙つて44騎 / ジューン台風の余波で出足不調〔琉新・夕〕
9・9	広告 / 推薦状 / 比嘉ゆう直君〔琉新・朝〕	9・13	那覇市議800票が当選圏か / 大勢判明はきょう午後 / 棄権は2割5分 / 投票かり出し戦術に躍起〔琉新・朝〕
9・9	広告 / 真和志市議会議員候補者 / 金城賢勇氏推薦状〔琉新・朝〕	9・13	声 / 市当局へ〔バスセンター問題〕〔琉新・朝〕
9・9	広告 / 推薦状 / 長嶺将眞、浦崎唯治両君〔琉新・朝〕	9・13	真和志投票6割2分 / 大勢判明は午後2時あと〔琉新・朝〕…………… 358
9・9	広告 / 推薦の言葉 / 平良龜助氏〔琉新・朝〕	9・13	那覇市議選 / 大勢ほゞ判明 / 中間発表にカタズのむ〔沖タ・夕〕
9・9	広告 / 推薦状 / 金城賢勇氏〔琉新・朝〕	9・13	首都建設に自信満々 / 大勢は吾れに有利に展開 / 当間御大かくて勝算あり〔琉新・夕〕
9・9	広告 / 檄 / イズミ正重危し！（那覇市議選）〔琉新・夕〕	9・14	地方議員当選者〔沖タ・朝〕…………… 358
9・9	広告 / 推薦状 / 比嘉佑直君〔琉新・夕〕	9・14	きのう開票 / 那覇市与党勢が圧倒的 / ……問題のこす同姓記名〔沖タ・朝〕… 359
9・9	こんばんのわだい / バス・センター…〔沖タ・夕〕	9・14	真和志 / 新市会分野五分五分 / 注目される中立系2名〔沖タ・朝〕
9・10	ダンマリ劇で決戦へ / 那覇市議選 = はり紙だけベタベタ / だが裏面の工作活発？〔沖タ・朝〕…………… 357	9・14	市町村議員当選者〔琉新・朝〕
9・10	真和志市議 / 合同演説会取止め〔琉新・朝〕	9・14	一喜一憂の開票風景 / 新人の進出めだつ那覇市議 / 与党が絶対多数 / 人民党4名中1名が当選〔琉新・朝〕
9・10	広告 / 推薦状 / 長嶺将眞君〔琉新・朝〕	9・14	同志相打つ一票騒ぎ / 真和志も新人の得票めだつ〔琉新・朝〕…………… 360
9・10	広告 / 全市民に訴う / 泉（イズミ）正重君〔琉新・朝〕		

- 9・14 疑問投票めぐり／人民党員が委員長吊
し上げ〔琉新・朝〕
- 9・14 広告／当選御礼／那覇市議会議員〔琉
新・朝〕
- 9・14 広告／当選御礼／真和志市議会議員
〔琉新・朝〕
- 9・15 | 社説 | 中央・地方の議会に警告〔沖
夕・朝〕…………… 360
- 9・15 当選決定に36時間／遂に宮城氏（人
民党）に軍配／長嶺氏の「ソシン」
も生返える〔沖夕・朝〕…………… 361
- 9・15 当選御礼／那覇市市会議員〔沖夕・朝〕
- 9・16 普及員の存続／那覇市が要望〔沖夕・
朝〕
- 9・16 建築の無断用途変更／那覇市が警察へ
取締り要望〔琉新・朝〕
- 9・16 国吉氏異議申立を準備〔琉新・朝〕
- 9・16 国吉氏が異議申立／「選挙人の意志尊
重せよ」〔沖夕・夕〕…………… 362
- 9・16 国吉有慶氏異議申立〔琉新・夕〕
- 9・17 那覇市議長を狙う／自薦他薦の裏面工
作活発〔沖夕・朝〕…………… 362
- 9・18 小禄が前夜に開票／那覇市議選にまた
難問〔沖夕・朝〕…………… 363
- 9・18 小禄分会場で投票点検／違法だが選挙
無効にならぬ？〔琉新・朝〕
- 9・19 “首里”の名称新議会で善処〔琉新・
朝〕
- 9・19 「選挙無効」の異議申立／小禄村の不
当開票事件で〔沖夕・夕〕
- 9・20 那覇市議選挙無効／“慎重に検討す
る”／異議申立に島袋委員長語る
〔沖夕・朝〕…………… 363
- 9・20 水道問題に主力／真和志市初の議会
〔沖夕・朝〕
- 9・20 翁長市長に当選証書を交付〔沖夕・朝〕
- 9・20 “首里”の名を残せ／青年団が當間市
長へ要望〔沖夕・朝〕…………… 363
- 9・21 那覇市議長に高良氏を推薦／きのう民
主党議員総会〔沖夕・朝〕
- 9・21 那覇市議長に高良一氏推薦／民主党総
務会で決定〔琉新・朝〕
- 9・21 国吉氏、市議当選／異議申立てが成立
〔琉新・夕〕…………… 363
- 9・21 那覇市議選無効と／人民党異議申立〔琉
新・夕〕…………… 363
- 9・22 あす議長問題で会談／ の泉・高良・
上原3氏が〔沖夕・朝〕
- 9・22 公聴／牧志大通りの即時開通を〔沖夕
・朝〕
- 9・22 真和志市／初ツ鼻から波乱か／助役や
議長の承認問題で〔沖夕・夕〕
- 9・22 旧那覇の商工業実態調査纏まる／月に
4億円の売上げ／2億3,000万円の
ストック抱える商店街〔沖夕・夕〕
- 9・22 那覇市最終臨時議会／牧志街道舗装工
事など〔琉新・夕〕
- 9・23 真和志市／那覇市と課長人事交流／新
助役に東江誠忠氏か〔沖夕・朝〕
- 9・23 副主席当間市長と要談／新議長選挙に
新たな動き〔沖夕・朝〕
- 9・23 議長問題の3者会談／泉正重氏、出席
をける〔沖夕・朝〕
- 9・23 都市合併はしたれど／真空状態の教育
委／教員の発令も出来ぬと困惑〔沖
夕・朝〕
- 9・23 | 社説 | 那覇市議長に人材を〔琉新・
朝〕
- 9・23 那覇市議長泉氏が有力〔琉新・朝〕
- 9・24 新議長に泉氏有力〔沖夕・夕〕
- 9・24 那覇市議会議員に／泉正重氏を推薦決
定〔琉新・夕〕
- 9・25 | 社説 | 那覇市会の議長問題〔沖夕
・朝〕…………… 364
- 9・25 那覇市会議長／大勢、泉氏に傾く〔沖
夕・朝〕
- 9・25 追加予算で5工事／牧志街道の開通は
11月〔琉新・朝〕
- 9・26 那覇市予算で真和志に水道／合併前提
に両市が強調〔沖夕・朝〕
- 9・26 那覇市議／選挙無効にならぬ／異議申
立に選管委談〔沖夕・朝〕…………… 364
- 9・27 那覇市議長／泉・高良両氏の決戦か／
当間市長はノータッチ〔琉新・朝〕
- 9・28 那覇市議会／議長に泉氏決定的／副議
長には長嶺氏か〔沖夕・朝〕
- 9・28 与党系23名協議／那覇市議当選証書式
後に〔琉新・朝〕
- 9・29 新那覇市議会／10月1日に開く〔琉新
・朝〕
- 10・1 那覇にも屠畜税／きょう審議会開く
〔沖夕・朝〕
- 10・1 東江氏の助役就任否決／真和志議会、
野党が牛耳る〔沖夕・朝〕…………… 365
- 10・1 きょう開く／那覇市臨時議会〔琉新・
朝〕
- 10・1 2日に回答／異議申立に〔琉新・朝〕
- 10・1 議長に森田氏／真和志市初会議〔琉新

・朝]	[沖夕・朝]…………… 367
10・1 大那覇市合併、初の議会 / 満場拍手裡 に議長選任 / 議長に泉氏、副議長に 長嶺氏〔琉新・夕〕…………… 365	10・8 首都建設への希望 / 東京金城和彦〔沖 夕・朝〕
10・1 真和志議会 / 推薦助役否決〔琉新・夕〕	10・9 瀬長氏ら全員留置 / 又吉氏ら3名保釈 取消し〔琉新・朝〕
10・2 常任委の構成決る / 那覇市会、会期は 8日間〔沖夕・朝〕…………… 365	10・9 4議案可決 / 那覇市会最終日〔琉新・ 朝〕…………… 367
10・2 真和志市課長発令〔沖夕・朝〕	10・12 那覇市の軍用地 / 特別委々員長に / 上 原永盛氏〔沖夕・朝〕…………… 368
10・2 小祿の検票 / 違法だが有効 / 異議申立 に選管委が決定〔沖夕・朝〕	10・12 全面的に那覇が援助 / 真和志市の水道 工事一步進む〔琉新・朝〕…………… 368
10・2 異議申立に回答 / 那覇市議選挙は有効 〔琉新・朝〕…………… 366	10・12 那覇都計4年の歩み〔琉新・朝〕
10・2 那覇市議会 / 常任委員会構成〔琉新・ 朝〕	10・13 水道問題を協議 / きよう真和志市議会 〔沖夕・朝〕
10・3 旧「教育区」を認める / 那覇市布令ま でに暫定措置〔沖夕・朝〕	10・13 那覇港工事 / 土地潰されて『海』に / 地主、政府に損害賠償要求〔沖夕・ 朝〕
10・4 今晚のわだい / その後の二市一村〔沖 夕・夕〕	10・13 賛否両論でもむ / パスセンター・政府 業者と懇談〔沖夕・朝〕
10・4 「生産都市への転換」 / 那覇市議会施 政方針を検討〔沖夕・夕〕	10・14 水道工事は那覇で / 真和志市会が要望 意見〔沖夕・朝〕…………… 368
10・4 先決要件は生産都市 / 那覇市臨時議会 質疑活発〔琉新・夕〕	10・14 ”裁決”めぐり二つの解釈 / 与野党同 数の真和志市会〔沖夕・朝〕…………… 369
10・5 区長制を廃止か / 7条例も可決 / 那覇 市議会〔沖夕・朝〕	10・14 第一水道工事は / 真和志自体でやる 〔琉新・朝〕
10・5 スピード可決 / 那覇市会8議案〔琉新 ・朝〕…………… 366	10・17 バス・センター政府案に落着く / 来月 早々発足の運び / 今月中に施設完成 〔沖夕・朝〕
10・6 真和志の野党議員 / 市会対策で会合 〔沖夕・朝〕	10・17 旧市内の開放 / 那覇市、都計推進で申 請〔沖夕・朝〕
10・6 記者のメモ / ”あくまで強気の委員長” 〔沖夕・朝〕	10・18 1日で舗装工事 / 国際通りスピードア ップ / 牧志全線12月には開通〔沖夕 ・夕〕
10・6 那覇市会 / 各委員会活発に審議 / 議員 に調査研究費〔沖夕・朝〕…………… 366	10・19 地料の支払いが無い / 真和志軍用地に 異例のケース〔琉新・朝〕
10・6 都計協議会に / 那覇市から翁長氏渡日 〔琉新・朝〕	10・19 真和志立退の善処 / 翁長市長ら主席へ 要請〔琉新・朝〕…………… 369
10・6 那覇市議選 / 異議申立に回答〔琉新・ 朝〕	10・21 蔡温橋通りの舗装 / 那覇市が政府補助 でやる〔沖夕・夕〕
10・6 那覇市会 / 各常任委開く〔琉新・朝〕	10・23 銘苅部落を”測量”か / 地主ら脅えて 政府へ訴う〔沖夕・朝〕
10・7 瀬長人民党書記長逮捕 / 大湾立法院議 員ほか23名も / 逮捕理由は隠匿幫助 と布令1号〔琉新・夕〕…………… 367	10・23 銘苅地区に更に新接收通告 / 未解決地 区民陳情への回答迫る〔琉新・朝〕
10・8 バスセンター最終案決る / 場所は原案 通りで / 牧志通りでの追越しは法度 〔沖夕・朝〕	10・23 街路樹植替補助 / 那覇市軍へ要請〔琉 新・朝〕
10・8 那覇市会 / 追加更正予算総額1億2,000 万円 / 合併前の予算をその儘踏襲 〔沖夕・朝〕	10・23 市民税の引下げ / 真和志市が検討〔沖 夕・夕〕
10・9 軍用地特別委を設置 / きとう那覇市議 会終る〔沖夕・朝〕	10・26 市民税の引下げ / 真和志財政委で検討 〔沖夕・朝〕
10・9 記者のメモ / 云うなれば要望決議か	

10・26	軍用地を開放 / 那覇・真和志・越來等の一部〔琉新・朝〕	11・25	のう政府が承諾〔沖夕・朝〕 ” 合併の用意あり ” / きのうの間・翁長両氏懇談〔沖夕・朝〕
10・27	助役に新人を起用 / 真和志市〔沖夕・朝〕	11・25	泊埋立地の「地料」値下げ / 那覇市会委員会で検討〔沖夕・夕〕
10・27	完成する泊埋立 / 住宅地 ” 受入れ委 ” で準備中〔琉新・朝〕	11・26	全会一致で承認か / 真和志市助役、護得久氏の就任〔沖夕・朝〕
10・27	那覇市議会首脳 / 首席民政官訪問〔琉新・朝〕	11・27	バス・センター / 来月5日から店開く / 市内の営業所は今月中に撤去〔沖夕・朝〕
10・29	「まず人の和から」 / 那覇・真和志両市議が親睦野球〔沖夕・朝〕	11・27	泊港地区の都計成る / 年内に旧垣花を受入 / 建設のかけにも財政のなやみ〔琉新・朝〕…………… 371
10・31	美しき都市建設へ / 商業美術の権威那覇市が招聘〔琉新・夕〕	11・28	躍進する沖縄の医療界 / 待望の那覇開放性病院 / 総工費3,600万で年明けに着工〔琉新・朝〕
11・1	対立よりも親善野球 / 那覇、真和志の議員さん〔琉新・朝〕	12・2	泊港正式に譲渡 / 民政府が那覇市へ〔沖夕・朝〕…………… 371
11・1	「那覇」を一教育区に / 教育法改正布令で明文化〔沖夕・夕〕…………… 369	12・4	生れ変つた牧志街道 / 総工費3,000万円以上かかる〔琉新・朝〕…………… 371
11・2	民主党当間派強調を再確認 / 那覇市長渡日を否定〔琉新・朝〕	12・5	バス・ターミナルけさ店開き / 停留所が40余カ所ある〔沖夕・朝〕
11・3	那覇・真和志議員の / 親睦野球きょう上山で〔沖夕・朝〕	12・5	バス・ターミナル / 運営運輸協定を認可〔沖夕・夕〕
11・4	首里、区長制を廃止〔沖夕・朝〕	12・5	牧志通り暁の開通式 / 冷気についてテープ切る〔沖夕・夕〕
11・4	那覇市議組勝つ / 和気あいあい珍プレーも出ず〔琉新・朝〕…………… 369	12・5	全島を繋ぐ足の溜り場 / バス・ターミナル今朝発足〔琉新・夕〕
11・5	大那覇市を貫く又吉道路 / 12月上旬全面的に完成 / 6間道路で首里・那覇を縦走〔琉新・夕〕	12・5	今暁牧志大通り開通式〔琉新・夕〕
11・6	都計事業助成 / 那覇へ300万〔琉新・朝〕	12・8	市町村税法きのう公布 / 来月4月より施行 / 都市地域は増収見込める〔沖夕・朝〕
11・6	合併後、委員13名 / 初の那覇教委会開く〔琉新・朝〕	12・8	市町村税法公布 / 施行は来年4月から〔琉新・朝〕
11・12	那覇の軍用地主も / 布告改正を陳情〔沖夕・朝〕…………… 370	12・9	道路新設の陳情を採択 / 那覇市議会〔沖夕・朝〕
11・12	収用法適用か / 那覇商港土地問題〔琉新・朝〕	12・12	8割ボーナス / 那覇市の補正予算案”〔沖夕・朝〕
11・13	刑務所移転を決議か / 那覇市会〔沖夕・朝〕	12・12	ボーナス予算上程 / 那覇市職員8割に上る〔琉新・朝〕
11・13	” 刑務所を移転せよ ” / 那覇議会が決議の予定〔琉新・朝〕…………… 370	12・13	安里川の下流1万坪を埋立てる / 那覇市会に13の上程案〔沖夕・夕〕
11・15	泊埋立地は完成 / 発展の基礎6万坪〔琉新・朝〕	12・14	浸水の悩みを一掃 / 安里川下流埋立て / 浮ぶ1万坪の住宅地〔沖夕・夕〕
11・16	出血覚悟で給水断行 / 真和志水道料金ほぼきまる〔琉新・朝〕	12・15	記者のメモ / 議員ボーナスとは？〔沖夕・朝〕
11・18	那覇市に譲渡軍埋立地3,000余坪〔琉新・朝〕…………… 370	12・15	助役問題は17日に / 真和志市会〔沖夕・朝〕
11・20	那覇市、ソベ / 出張所を廃止か〔沖夕・朝〕	12・15	牧志通りに横断歩道を / 那覇市議会が
11・20	那覇市民に朗報 / 松下・東町の一部近く開放〔琉新・朝〕…………… 370		
11・24	真和志助役に護得久就任？ / 転出、き		

緊急動議〔沖夕・朝〕	・朝〕
12・15 真和志市助役 / 護得久氏に内定〔琉新・朝〕	12・28 立法で町村合併を促進 / 真和志議長が意見書〔琉新・朝〕
12・15 那覇市会 / 楚辺出張所廃止〔琉新・朝〕……………371	12・29 社説 合併促進に関する立法要請に就いて〔琉新・朝〕…………… 374
12・16 年末手当を辞退 / 那覇市の議員さん〔沖夕・朝〕	12・29 当間市長着京後 / 合併問題解決を語る〔琉新・朝〕
12・16 こども博物館補助に / 那覇市議ボーナス返上か〔琉新・朝〕	12・31 「日の丸」掲揚許可 / 但し役所や学校は駄目〔琉新・朝〕…………… 375
12・17 議員のボーナスを / 救済者のお年玉へ / 那覇市議会〔沖夕・朝〕…………… 371	1955年（昭和30年）
12・17 記者のメモ / 『ボーナス返上』怪拳が快拳へ〔沖夕・朝〕…………… 372	1・1 あれから10年どう変わった？ / 最初の市民は300名 / ブクブクふくれた大那覇市〔沖夕・朝〕
12・17 市議ボーナスを返上 / 9万余円貸しい人達に〔琉新・朝〕	1・5 真和志の那覇市への合併 / 年内実現を期す〔沖夕・朝〕
12・17 那覇市会 / 更正予算本会議へ / 区教育委の俸給額を可決〔沖夕・夕〕	1・5 泊港野積場の拡張工事完了〔沖夕・朝〕
12・17 真和志市助役に護得久朝俊氏 / けさ満場一致で決る〔沖夕・夕〕	1・5 那覇市や議員が愛楽園を慰問〔沖夕・朝〕
12・18 都市合併問題再燃 / 真和志市議会早期実現を決議〔琉新・朝〕…………… 372	1・6 市議9名上京 / 市政の視察に〔琉新・夕〕
12・18 西新町などの区画整理許可〔沖夕・朝〕	1・9 都市合併を協議 / 10日から真和志市特別委〔沖夕・夕〕…………… 376
12・18 真和志議会 / 早期合併を決議 / 野党の動議で全員賛成〔沖夕・朝〕	1・10 比嘉那覇市議衣類盗まる〔沖夕・朝〕
12・18 戦災復興の国庫助成 / 本土政府へ要請 / 那覇市会終る〔沖夕・朝〕…………… 373	1・10 合併は年内実現か / 動き出した特別委 / 問題は真和志市選出の議員数〔琉新・朝〕…………… 376
12・19 編入の線で正式交渉 / 真和志合併へ積極的動き〔沖夕・朝〕…………… 373	1・11 真和志の合併編入の線ですすむ〔沖夕・夕〕
12・19 ”世論実現”に努力 / 真和志市助役就任の護得久朝俊氏談〔沖夕・朝〕…………… 373	1・15 首里・小禄にも水道 / 56年度予算で〔沖夕・夕〕
12・19 記者のメモ / 合併決議と失地問題…〔沖夕・朝〕…………… 374	1・18 当間市長25日帰覇〔琉新・夕〕
12・19 小禄新辻町 / 立禁に陳情〔琉新・夕〕	1・19 委員長に新里氏 / 真和志市議会第1回合併促進委〔沖夕・朝〕…………… 376
12・21 市町村合併の立法 / 請願書提出、真和志市会〔沖夕・朝〕	1・19 合併へ活発な意見 / 特別委員長に新里氏〔琉新・朝〕
12・21 バスターミナル / 都心に遠すぎる / 南部の町村長らが訴える〔沖夕・朝〕	1・20 横浜で琉球の民芸展 / 都計の石川博士近く来島〔沖夕・朝〕
12・21 護得久助役きよう就任〔沖夕・朝〕	1・22 声 / 市都計課に問う〔琉新・朝〕
12・21 壺屋に仮センターを / 中南部出身議員や市町村長が陳情〔琉新・朝〕	1・26 新栄通りの浸水対策 / 那覇市会建設委〔沖夕・朝〕
12・22 市民税の賦課 / 真和志市会が全体協議〔沖夕・朝〕	1・27 真和志側の基本案 / 特別委早急に作成を決定〔琉新・朝〕
12・23 首里道路舗装 / 那覇市が陳情〔琉新・朝〕	1・28 川も埋めて伸びゆく都心 / 新栄通り浸水に悲鳴・川巾でひとめも〔沖夕・朝〕
12・24 職員に5割の賞与 / 真和志市会きのう終了〔沖夕・朝〕	1・28 那覇市 / 税金は”少しでも安く”3倍に増えた異議申立〔琉新・夕〕…………… 377
12・24 真和志市議会 / 市町村合併に関する立法要請〔琉新・朝〕…………… 374	
12・24 真和志市議会 / ボーナス5割に〔琉新	

1・29	真和志市に経済委員会〔沖夕・朝〕		
1・30	都市運営・・・／参考になつた／高良那覇市議帰任談〔沖夕・朝〕…………… 377	3・1	きのう盛大に祝賀／又吉、牧志道路の開通式〔琉新・朝〕…………… 380
1・30	舗装やり直し／那覇の平和通り〔沖夕・夕〕	3・1	又吉道路竣工式／才少将へ感謝状〔沖夕・朝〕
1・31	泉那覇市議長ら帰る〔沖夕・朝〕	3・1	都計事業の国庫補助／那覇市日本政府へ陳情か〔沖夕・朝〕…………… 380
1・31	社大党那覇支部結成／真和志合併促進など宣告〔琉新・朝〕…………… 377	3・2	合併促進法立案／真和志市特別委〔沖夕・朝〕…………… 381
2・2	銘苅軍用地／直ちに評価額値上げ／墓地実地検証でD・Eの誤認判明〔琉新・朝〕	3・5	那覇市が検討／真和志への水道工事〔沖夕・夕〕
2・2	卒先、市民と直結する／真和志市産業課社会課の各区歴訪〔琉新・夕〕…… 378	3・6	水道真和志を優先か／首里・小禄はその後に／那覇市〔沖夕・朝〕
2・3	競輪は考えもの／都計事業は慎重に泉議長談〔沖夕・朝〕	3・12	那覇市議選挙は無効／きのう中央巡裁で判決〔琉新・夕〕…………… 381
2・3	どうぞ『市民室』へ／議員さんが相談相手に／那覇〔沖夕・朝〕…………… 378	3・20	満60年で退職／那覇市で職員停年制〔琉新・朝〕
2・3	都市復興委の設置を／競輪は研究を要す／泉議長帰来談〔琉新・朝〕…………… 378	3・21	那覇に公営住宅／試案アパート・独立の2種〔沖夕・朝〕
2・4	那覇市に“市民室”を〔琉新・朝〕	3・24	金口木舌〔那覇市職員停年制〕〔琉新・朝〕…………… 381
2・4	こんばんのわだい／ひかえたい競輪…〔沖夕・夕〕	3・24	停年制は委員会付託／那覇市定例議会開く〔琉新・夕〕
2・8	那覇市議選挙／無効裁判開く〔沖夕・朝〕	3・26	真和志市定例議会〔琉新・朝〕
2・12	“そう反響はないよ”／沖縄問題など当間市長帰来談〔沖夕・夕〕	3・27	本会議に上程／那覇市停年制案〔琉新・朝〕
2・15	政府が全面的に援助／那覇都計に主席が表明〔沖夕・朝〕	3・27	那覇市議、公衛調査へ〔沖夕・夕〕…… 381
2・15	都計に積極的援助／主席、那覇市議会で演説か〔琉新・朝〕…………… 379	3・29	那覇市会／借地法の立法を陳情／高い地代坪7,000円の権利金〔沖夕・朝〕…………… 382
2・15	首都の不法建築を一掃〔沖夕・朝〕…… 379	3・29	給水条例など制定／きょうから真和志市会〔沖夕・朝〕
2・16	社説 那覇市都計の進捗に想う〔琉新・朝〕	3・29	職員停年制60才設ける／那覇市会終る栄町の水道工事費など起債〔沖夕・朝〕…………… 382
2・16	両市長会見協議／早期合併へ新しい動き〔琉新・朝〕	3・29	停年制案を可決／那覇市定例議会で〔琉新・朝〕
2・17	“合併問題”ともからみ／那覇市議“選挙無効訴訟”注目される〔沖夕・朝〕	3・29	小禄への道路舗装／那覇市会陳情決議〔沖夕・夕〕
2・18	声／那覇市当局へ〔琉新・朝〕	4・1	真和志市議会〔琉新・朝〕
2・18	動くか都市合併／あす那覇・真和志首脳会談〔沖夕・夕〕	4・7	都市計画の援助要請／当間市長ら主席訪問〔琉新・夕〕…………… 383
2・19	“助言の用意あり”／那覇・真和志合併の動きに副主席談〔琉新・朝〕	4・9	那覇・真和志合併協議／稲嶺氏交え立法面研究〔沖夕・夕〕…………… 383
2・20	那覇真和志の地主協会総会〔琉新・朝〕	4・9	埋立地の編入／真和志市申請〔琉新・朝〕
2・22	両市が合併懇談会／議員問題に意見〔琉新・朝〕…………… 380	4・11	公聴／那覇市に望む〔沖夕・朝〕
2・25	水道問題／栄町代表、那覇市へ陳情〔沖夕・夕〕…………… 380	4・14	銘苅一帯に立退要求／あと4日間で移動斡命〔琉新・夕〕…………… 383
2・26	声／両市合併問題〔琉新・朝〕	4・17	100数軒あす立退き／真和志市銘苅へ
2・26	那覇市の研修職員／3月に出発〔沖夕		

	指示〔琉新・朝〕	5・11	公聴／翁長市長に望む〔沖夕・朝〕……	385	
4・18	都市合併早期実現困難か／政府の斡旋に期待／那覇真和志両市長の構想に違い〔琉新・朝〕……	384	5・11	那覇との早期合併へ／翁長市長問題の研究で渡日〔琉新・朝〕	
4・18	銘苅／“百姓が土を離れて”／不安に包まれる立退部落〔琉新・朝〕……	384	5・11	那覇水道起債認可〔琉新・朝〕	
4・18	銘苅の立退き問題／政府、村当局首脳協議〔琉新・夕〕		5・12	那覇市の起債政府が認可〔沖夕・朝〕	
4・18	春寒し憂鬱なる話題／生活不安に暗い表情／思案投首の立退き家族〔琉新・夕〕		5・14	前進する都市合併／きのう那覇・真和志が協議／那覇市にも委員会／今期立法議会へ提案か〔沖夕・朝〕……	385
4・19	移動は区画整理後／銘苅立退きに軍も協力〔沖夕・朝〕		5・14	合併促進で懇談／那覇市の真意を打診か〔琉新・朝〕	
4・19	市営住宅を検討／那覇新年度予算で実現か〔沖夕・朝〕		5・15	首里バス“将来は市営に”〔沖夕・朝〕	
4・19	銘苅の立退き対策／軍民両政府真和志市が協議〔琉新・朝〕		5・17	那覇「都計案」の全ぼう／21日から臨時市会／人口20万の“首都”に／真和志豊見城もふくめ仕上げ急ぐ〔沖夕・夕〕……	386
4・20	希望容れねば退かぬ／銘苅部落24世帯が…〔沖夕・朝〕……	385	5・18	銘苅部落／移動先の“道”づくり／工兵隊がさつさと片づける〔沖夕・朝〕	
4・20	銘苅軍用地の地主善処要望〔琉新・朝〕		5・18	軍用地要望決議案成る／きょう可決か／立法院の派米準備旧ピッチ〔琉新・朝〕……	387
4・25	那覇市の庶民住宅／復金の条件緩和に期待〔沖夕・夕〕		5・20	立法院／“軍用地要望決議”可決／きょう代表渡米を決議〔琉新・朝〕……	389
4・26	那覇市の起債認可／区画整理6,700万円〔沖夕・朝〕		5・20	停留所復活に／市と政府意見対立〔琉新・朝〕	
4・27	真和志議会〔臨時会〕〔沖夕・朝〕		5・21	軍用地折衝代表団／23日空路出発予定／ワシントンから招待状〔琉新・朝〕	
4・27	公聴／牧志通の受益分担金〔沖夕・朝〕		5・21	紙のマイク／講師でもある市民代表／那覇市議会議長泉正重〔沖夕・夕〕	
4・29	真和志議会開く／5議案委付託〔琉新・朝〕		5・23	都計案を審議／合併特別委設置を提案／那覇市会〔沖夕・夕〕……	390
4・29	那覇市の市営住宅／総工費750万円で計画〔琉新・夕〕		5・24	記者のメモ／わからんわからん“都計”〔沖夕・朝〕	
5・1	さっそく市営住宅を立案／復金の貸付緩和に色めく那覇市〔沖夕・朝〕		5・24	派米代表団勇躍出発／昨夕軍用機で／“意志卒直に訴えん”／決意新にステートメント発表〔琉新・朝〕……	391
5・3	前島町の7万余坪／軍が正式に解放〔沖夕・朝〕……	385	5・25	町から村から／都計区域を視察／那覇の議員さん〔沖夕・夕〕……	391
5・3	那覇市総務財政委／教育補助金審議〔琉新・朝〕		5・25	合併委決る／那覇市会〔沖夕・夕〕……	391
5・8	真和志市会〔琉新・朝〕		5・25	真和志市合併へ本腰／那覇市合併特別委任命〔琉新・夕〕	
5・9	埋立地に住宅／賑やかになる泊〔沖夕・夕〕		5・26	成るか都市合併／那覇市特別委決る〔琉新・朝〕	
5・9	真和志市、臨時議会終る〔沖夕・夕〕		5・26	都計審議持越す／那覇市会〔沖夕・夕〕	
5・9	今会期中に立法／真和志の合併促進法〔沖夕・夕〕		5・27	渡米使節への激励電を採択／那覇市会〔沖夕・朝〕	
5・9	那覇真和志合併に一役／「市町村合併促進法」近く提案か〔琉新・夕〕		5・27	那覇選管委に辞職勧告〔沖夕・朝〕……	391
5・10	生れでる那覇の都計／…2年がかりの大プラン…／いよいよ審議会の俎上へ〔沖夕・朝〕		5・27	都計審議の那覇市会／原案一部修正で閉会〔沖夕・朝〕	
5・10	6日に上訴／無効判決の那覇市議選〔沖夕・朝〕……	385	5・27	那覇選管委／暫く退職保留〔琉新・朝〕	

5・27	” 刑務所の移転 ” / 都計案に那覇市会 が要望〔琉新・朝〕…………… 391	本会議〔沖夕・朝〕…………… 395
5・29	56年度那覇市予算 1億900万円 / 職員 給平均 1割の増俸〔沖夕・朝〕	6・21 首里・小禄への水道 / 9月までに着手 〔沖夕・朝〕
5・31	” 真和志の方針を打診 ” / 初的那覇市 都市合併委〔琉新・朝〕…………… 392	6・21 真和志市議会開く〔沖夕・朝〕
5・31	那覇・真和志の合併すすむ / まずは腹 うちわつて / きのうち委員会のお見 合〔沖夕・朝〕…………… 392	6・21 1号線の高圧線を取除け / 那覇市会が 陳情決議〔沖夕・朝〕…………… 395
6・1	大幅な人事刷新か / 那覇市水道課部 ” に昇格案〔琉新・朝〕	6・21 真和志市議会開く〔琉新・朝〕
6・3	都市合併に確信 / 翁市長大阪へ〔琉 新・夕〕	6・21 那覇市議会 / 区画整理課新設〔琉新・ 夕〕
6・12	軍用地開放 / 2万2,000坪〔琉新・朝〕・392	6・22 栄町への水道暫く見合す / 既設の簡易 水道が邪魔〔沖夕・朝〕
6・12	那覇市議会14日 / 市営住宅70棟案 / 来 年1月竣工受入3月〔琉新・朝〕	6・22 水道事業の特別会計を設置 / 真和志市 会〔沖夕・朝〕
6・13	” 高すぎる家賃 ” 14日開く市会経て直 ちに着手 / …那覇の市営住宅具体案 〔沖夕・朝〕	6・22 那覇市会委員会 / 市営住宅の原案通過 / 2,000万円の土木責も承認〔沖夕 ・朝〕
6・13	進まない両市の合併 / 時期は那覇市長 の任期か〔琉新・朝〕	6・22 都市合併特別委 / 真和志基本線打出す 〔琉新・朝〕
6・14	” 都計を推進 ” / 当間市長新年度の施 政方針 / 那覇市会〔沖夕・夕〕	6・22 真和志市議会 / 市長が施政方針を〔琉 新・朝〕
6・14	名実共に都市建設へ / 当間市長施政方 針演説で言明〔琉新・夕〕…………… 393	6・22 都市計画区域認可〔琉新・朝〕…………… 395
6・15	那覇市会28日まで / 予算など25の議案 〔沖夕・朝〕	6・23 400万円の都計費承認 / 那覇市会〔沖 夕・朝〕
6・15	立法院本会議 / 割当土地臨時措置法可 決 / 大灣氏（人）の反対斥け多数で 〔琉新・朝〕	6・23 補償費第1号支払う / 銘苅の立退、27 日から〔沖夕・朝〕…………… 395
6・15	公有水面埋立 / 那覇市へ手続指示〔琉 新・朝〕…………… 393	6・24 市直営事業に失業者を吸収 / 那覇市会 〔沖夕・朝〕
6・15	24議案一括上程 / 那覇市議会第1日 〔琉新・朝〕	6・25 1割増俸決める / 那覇市会〔沖夕・朝〕
6・16	社説 都市合併と旧市内の復興〔琉 新・朝〕…………… 394	6・26 在日資産で学生寮を… / 真和志市会 = 一般質問 = 〔沖夕・朝〕
6・17	真和志市起債認可さる〔沖夕・朝〕	6・26 道路工事を慎重に / 那覇市会建設委当 局へ要望〔沖夕・朝〕
6・18	那覇市会 / 在日市有財産の行方 / 終戦 直後の処理が判明〔沖夕・朝〕	6・29 在日資産の受取り / 那覇市会が政府へ 意見書〔沖夕・朝〕…………… 396
6・18	真和志市会20日開会〔沖夕・朝〕	6・29 町村合併促進法案成る / 標準人口1万 5,000人に〔琉新・朝〕
6・18	真和志市議会 / 20日開く〔琉新・朝〕	6・30 社説 町村合併の立法へ期待〔沖夕 ・朝〕
6・18	声 / 公設市場設置に〔琉新・朝〕	6・30 2万4,000坪を開放 / 真和志市古島区 の軍用地〔沖夕・朝〕
6・19	那覇市会 / 首里バス将来は市営 / 市営 住宅の経営には自信〔沖夕・朝〕	6・30 新選挙管理委1日に就任〔琉新・夕〕
6・19	記者のメモ / 市役所のサービス〔沖夕 ・朝〕	7・1 銘苅 / きょう移動開始 / 補償金は申請 の約7割〔沖夕・朝〕
6・19	都計費の半額補助 / 那覇市会が立法院 へ陳情〔沖夕・朝〕	7・1 真和志市会終る〔沖夕・朝〕
6・21	予算、委員会へ付託 / きのうち那覇市会	7・1 市営住宅視察に / 那覇市宮平課長渡日 〔沖夕・朝〕
		7・1 銘苅区の4名移動開始 / 軍から立退補 償費受け〔琉新・朝〕
		7・4 社説 町村合併促進法案と地方財政

	〔琉新・朝〕		結審〔沖タ・夕〕
7・4	会長に與那原良昭氏／二市一村合併那 覇市青連結成〔琉新・朝〕…………… 396	8・5	2ヵ年振りに賃貸料貰う／銘苅、今月 中旬までに移動〔沖タ・朝〕
7・4	港や市場から4,000万円／税外収入で ほくほく／那覇市…総予算の38% 〔沖タ・夕〕…………… 397	8・5	商店街のあり方指導／…都計の石川博 士来島〔沖タ・夕〕
7・5	バス・ターミナル那覇駅跡に／建設事 業、那覇市が担当〔沖タ・朝〕…………… 397	8・5	都計の石川博士再度来島／今後のあり 方を再検討〔琉新・夕〕…………… 401
7・5	5度目の移動は進む／銘苅部落炎天下 に槌音高く〔沖タ・朝〕	8・6	那覇真和志貫くメインストリー／道路 拡張舗装工事完成〔琉新・夕〕
7・5	近く着工／栄町の水道〔沖タ・夕〕	8・9	浮かび出た市町村合併問題／人口1万 5,000標準に／「促進法」立法準備 すすむ〔沖タ・夕〕…………… 401
7・9	鳩笛〔那覇市の議員バッジ〕〔琉新・朝〕 397	8・10	那覇市建設委／舗装陳情採択〔琉新・ 朝〕
7・10	記者のメモ／区長さんの鼻息は荒い 〔沖タ・朝〕	8・11	反当り1,000円を補助／銘苅区民の農 地購入に〔沖タ・朝〕
7・13	14日那覇市会〔沖タ・夕〕	8・11	臭い都心は考えもの／石川博士の”街 の診断”／繁華街指定今のうちに／ 泊埋立地は死んでいる〔沖タ・朝〕
7・15	那覇市議会で承認／割当土地賃料評 定委員決る〔琉新・朝〕…………… 397	8・14	石川博士那覇の都計を語る(1)／都 市美委員会を作れ／鉄筋コンクリー ト人口割では東京以上〔沖タ・朝〕… 402
7・16	きょうから割当／土地の実態調査／那 覇市評定委〔沖タ・朝〕	8・14	石川博士都計にミス／都市合併は早急 に／スポーツ・センター設けよ〔琉 新・朝〕
7・21	牧志通りを本防火地域に／初の全琉建 築審査会開く〔琉新・朝〕	8・15	”都計”那覇と同步調で／石川博士、 真和志と懇談〔沖タ・朝〕…………… 403
7・22	那覇／新規事業に赤信号／復金借入れ ・償還年限延長を陳情／借金返済に 年2,000万円も〔沖タ・朝〕…………… 398	8・15	真和志市割当土地評定委／会長に嘉数 氏〔沖タ・朝〕…………… 403
7・23	銘苅24戸にも接收を予告〔琉新・朝〕	8・15	石川博士那覇の都計を語る(2)／躍 進と苦勞の抱合い／商店街の不潔を 整備せよ〔沖タ・朝〕…………… 404
7・26	真和志議会／28日臨時招集〔琉新・朝〕	8・15	那覇の都計に同調せよ／真和志で語る 石川博士〔琉新・朝〕
7・26	バス・ターミナルは那覇駅跡に／運営 は『会社組織』で…〔沖タ・夕〕	8・16	石川博士那覇の都計を語る(3)／溢 れる車・副道つけよ／那覇・真和志 は早く合併を〔沖タ・朝〕…………… 405
7・28	銘苅区／復金融資、政府も賛同／立退 き計画、きのう提出〔沖タ・朝〕…………… 398	8・16	那覇を去るに当たって市民へ贈る／石川 栄耀〔琉新・朝〕
7・29	割当土地賃借料評定委員決る／真和志 〔沖タ・朝〕	8・16	不安顔でつめかける／那覇市議選挙訴 訟けさ結審・30日判決〔沖タ・夕〕
7・29	真和志議会承認／割当土地賃借料評定 委員決る〔琉新・朝〕…………… 399	8・16	栄町前区長を告訴〔沖タ・夕〕
7・30	銘苅の移動好転せん／関係首脳ら民政 府と折衝〔琉新・夕〕	8・16	注目される判決／那覇市議選挙無効裁 判〔琉新・夕〕…………… 405
7・31	市営住宅衛生的に明るく／那覇市宮平 建築課長帰る〔沖タ・朝〕	8・17	石川博士那覇の都計を語る(4)／首 里は大学タウンに／スポーツセンタ ーの建設急げ〔沖タ・朝〕…………… 406
7・31	円満解決した銘苅の立退き／地主・当 局者の協力／粘りぬいた折衝成功 〔沖タ・夕〕…………… 399		
8・3	合併促進法案審議／…那覇市会〔沖タ ・朝〕		
8・3	合併促進法案／那覇市議会在研究〔琉 新・朝〕		
8・3	借金背負った簡易水道／真和志栄町… 来週水道着工か〔沖タ・夕〕…………… 400		
8・4	那覇市の競輪再燃…〔沖タ・朝〕…………… 401		
8・4	那覇市議当選無効訴訟／19日上訴裁で		

- 8・18 石川博士那覇の都計を語る（完）／壺川に4万坪の動物園／波之上は水族館・噴水塔〔沖夕・朝〕…………… 407
- 8・19 |社説| 都計を法的に対処せよ〔沖夕・朝〕
- 8・20 銘苅／「要求」容れられる／残った17戸も代替地決る〔沖夕・朝〕
- 8・20 那覇都計さて何が実現する／当間市長のプラン／スポーツセンターはぜひ／動物園・水族館はまだ夢〔沖夕・夕〕
- 8・21 遂に告訴合戦／栄町の問題今度は新城氏が〔沖夕・朝〕
- 8・22 判決迫る那覇市議選挙無効訴訟／違法行為は双方認める／”結果に異動及ぼすか”で論争〔沖夕・朝〕
- 8・23 |社説| 那覇市と公会堂の建設〔琉新・朝〕…………… 408
- 8・24 那覇市内の高圧線／1年以内に撤去〔沖夕・朝〕
- 8・24 市営住宅近く着工／設計もスマートに変る／那覇〔沖夕・朝〕
- 8・25 那覇の水道／当てがはずれた復金融資条件／敷設計画再び出直しか〔沖夕・朝〕
- 8・17 26億円の都計／那覇市が軍民関係者へ説明”どうぞご協力を”〔沖夕・朝〕
- 8・27 立派な都市を協力して／軍民政府首脳迎え都計の経過説明〔琉新・朝〕
- 8・27 1号線に副道／旧鉄道線路に10間道路／関係市村が実現に努力〔沖夕・夕〕
- 8・30 真和志の都市計画熱／那覇市から説明をきく〔琉新・朝〕
- 8・30 法定は悲喜交々／運命を決した15分間〔琉新・夕〕
- 8・30 さあ選挙やり直し！／那覇市議に無効の判決〔琉新・夕〕…………… 409
- 8・31 |社説| 市議選挙無効と選管委〔沖夕・朝〕…………… 410
- 8・31 大絃小絃〔那覇市議選挙無効判決〕〔沖夕・朝〕…………… 410
- 8・31 那覇市議へ公認候補／社大党早くも対策〔沖夕・朝〕
- 8・31 那覇市あす合併1周年／飛躍の発展の足跡／人口12万の大都市へ〔琉新・朝〕
- 8・31 合併1年を顧みて〔琉新・朝〕
- 8・31 議員失格の側ツエ／水道工事も支障来す〔琉新・朝〕
- 8・31 合併まで苦勞の連続〔琉新・朝〕
- 8・31 那覇市あす合併1周年／早急に那覇市へ合併〔琉新・夕〕
- 9・1 きょう那覇合併1周年／「財政」で旧首里は恩恵〔沖夕・朝〕…………… 411
- 9・1 都計は一緒に／真和志、那覇から説明きく〔沖夕・朝〕…………… 411
- 9・2 那覇市議の再選挙／秘策をねる3政党／立候補をされる人々〔琉新・夕〕
- 9・2 那覇市議再選挙／10月16日施行告示さる〔琉新・夕〕
- 9・4 記者のメモ／張り切る那覇市選管委〔沖夕・朝〕
- 9・4 ガープ、安里川／那覇市が浚渫陳情〔琉新・朝〕…………… 412
- 9・4 市議選無効について（1）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・5 銘苅／”有利な条件で承諾”／軍の援助で円滑な立退き〔沖夕・夕〕
- 9・5 先週の動き／抄らぬ諸法案審議／那覇市議選に動き出す野党〔琉新・朝〕
- 9・5 那覇市議選／前哨戦に突入／立候補者は45名内外か〔琉新・朝〕
- 9・5 市議選無効について（2）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・5 第1期工事終る／那覇開放性病院〔琉新・夕〕
- 9・6 那覇の市営住宅／明年3月までに竣工か〔沖夕・朝〕
- 9・6 |社説| 那覇市議選への期待〔琉新・朝〕
- 9・6 市議選無効について（3）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・7 市議選無効について（4）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・8 市議選無効について（5）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・9 |社説| 那覇市議選挙に望む〔沖夕・朝〕…………… 412
- 9・9 名簿写し目白押し／那覇市議選挙の前哨戦〔沖夕・朝〕
- 9・9 市議選無効について（6）琉球法曹会員当間重剛〔琉新・夕〕
- 9・9 住所要件算え方等／市議選挙法一部改正要請〔琉新・夕〕
- 9・10 宇栄原区の排水溝補助、那覇市が陳情〔沖夕・朝〕
- 9・12 法文の解釈に誤りあり／那覇市選管委軍へ再審願〔琉新・朝〕…………… 413

9・12	軍へ再審を申請 / 那覇市議の選挙裁判 〔沖タ・夕〕	9・19	那覇割当土地の各等級地域（6）〔沖 タ・夕〕
9・13	上訴棄却再審について / 当間那覇市長 談話発表〔琉新・朝〕	9・19	那覇市議選 / 待機する さの面々 / だ が再審申請で足ぶみ〔琉新・夕〕
9・13	声 / 那覇市選管委の態度と自治〔琉新 ・朝〕	9・21	市議選無効めぐり / 当間氏の論を駁す （上） / 弁護士安里積千代〔沖タ・ 朝〕
9・14	一等地にはね上がる国際通り / 那覇市 割当土地評定案成る〔琉新・朝〕	9・21	小禄 / もう別れ話しも出る / 固定資産 税評価等めぐり〔琉新・朝〕…………… 414
9・14	割当土地賃借料（1）〔琉新・朝〕	9・22	市議選無効めぐり / 当間氏の論を駁す （下） / 弁護士安里積千代〔沖タ・ 朝〕
9・14	壺屋駐車場問題 / 地元代表政府懇談 〔琉新・朝〕	9・22	金口木舌〔那覇市の割当土地賃借料〕 〔琉新・朝〕
9・14	那覇市 / 割当土地賃借料決る〔沖タ・ 朝〕	9・23	社説 首都建設は政府の責任〔沖タ ・朝〕…………… 415
9・14	那覇割当土地の各等級地域（1）〔沖 タ・夕〕	9・24	銘苅、最後の移動 / 炎天下に建設作業 続く〔沖タ・朝〕
9・14	都計の区域決定 / 16日真和志議会〔沖 タ・夕〕	9・26	那覇市議選、あすから届出 / 新旧入乱 れる52の顔〔沖タ・朝〕
9・14	割当土地賃借料（2） / 那覇市評定委 員会案〔琉新・夕〕	9・26	正式に市議選展開へ / 再審申請を取下 げ〔琉新・夕〕
9・15	再審申請の真意はこうだ / 立法権守護 のため / 当間さん法文解釈ひとくさ り〔琉新・朝〕	9・26	那覇市議選挙 / 再審願ついに取下げ 〔沖タ・夕〕…………… 416
9・15	割当土地賃借料（3） / 那覇市土地委 評定案〔琉新・朝〕	9・27	社説 軍は民裁判に干渉しない〔沖 タ・朝〕…………… 417
9・15	那覇割当土地の各等級地域（2）〔沖 タ・夕〕	9・27	金口木舌〔那覇市議の再選挙〕〔琉新 ・朝〕…………… 418
9・15	投票場決まる / 那覇市議選挙〔琉新・ 夕〕	9・27	那覇市議選きょうから受付〔沖タ・朝〕 418
9・15	選挙法の疑義 / 那覇選管委が照会〔琉 新・夕〕	9・27	活気づく那覇市議再選 / きょうから立 候補届出開始〔琉新・朝〕
9・16	東町の土地訴訟 / 都市の特殊性強調 / 富原琉銀総裁も証人に〔沖タ・朝〕	9・27	出足は快速調！ / 那覇市議選挙 / 正午 までに38名 / 立候補届未明から先陣 争い〔沖タ・夕〕
9・16	那覇市会選挙無効の再審訴願と自治 / 池宮城秀意〔琉新・朝〕…………… 414	9・27	市議選挙は急速調 / けさ、届出で早く も38名突破〔琉新・夕〕
9・16	那覇市議選挙 / 選挙会場決まる〔沖タ ・夕〕	9・28	社説 市民は正しく判断する〔沖タ ・朝〕
9・16	那覇割当土地の各等級地域（3）〔沖 タ・夕〕	9・28	初日41名届出る / ビラ…マイク…街は 既に選挙気分 / 那覇市議名のり出た 新人19名〔沖タ・朝〕
9・16	真和志議会 / 選管委決定す〔琉新・夕〕	9・28	泊中之橋の譲渡 / 那覇市が申請〔琉新 ・朝〕
9・17	真和志市議会〔琉新・朝〕	9・28	那覇市議選 / 先陣競う出足も快調 / 初 日、41名が名乗りあぐ〔琉新・朝〕
9・17	那覇都計区域に / 真和志市会で可決 〔沖タ・朝〕	9・29	那覇市議候補 / きのう1名届出る〔沖 タ・朝〕
9・17	那覇割当土地の各等級地域（4）〔沖 タ・夕〕	9・29	ポスターの貼り競べ / 那覇市議選音な しの構え〔琉新・朝〕
9・18	牧志大通り政府管理に / 那覇市が申入 れ〔沖タ・朝〕		
9・18	那覇割当土地の各等級地域（5）〔沖 タ・夕〕		
9・19	どうなる？那覇市議選〔沖タ・朝〕		

9・30	那覇市東町の訴願審理〔沖夕・朝〕	10・9	ゆれはじめた那覇市議選戦／戸別訪問 など厳戒を／候補者側が取締り要望 〔琉新・朝〕…………… 424
9・30	広告／推薦状／平良眞次郎氏〔琉新・朝〕	10・9	広告／推薦状／仲井真元楷君〔琉新・朝〕
10・1	声／宣伝とそう音〔琉新・朝〕	10・9	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（3）〔琉新・夕〕…………… 424
10・1	那覇市議選／ポスターのベタ貼り／罷りならぬと那覇署が注意〔琉新・朝〕	10・9	旧小禄／合併で高過ぎると不満／固定 資産税続々異議申立て〔沖夕・夕〕… 425
10・1	広告／系数昌剛推薦状〔琉新・朝〕	10・9	那覇市議選挙昨夜小禄で合同演説会／ 首里でも計画／依然言論戦は低調 〔沖夕・夕〕…………… 426
10・2	那覇市議候補44名〔沖夕・朝〕	10・9	軍用地調査団に備う／序文には四原則 ／基本対策要綱印刷開始〔琉新・夕〕
10・2	広告／系数昌剛推薦状〔沖夕・朝〕	10・9	合同で舌戦を展開／那覇市議会選挙漸 く白熱化〔琉新・夕〕
10・2	村田憲英氏届出／那覇市議立候補〔琉新・朝〕	10・10	那覇市／昨年度予算／予算の執行、僅 か50％／あてが外れた復金借入れ〔沖 夕・朝〕…………… 426
10・2	話の卵／那覇市24町〔琉新・夕〕…………… 418	10・10	早く活発な言論戦を／低調な市議選に 巷の声〔琉新・朝〕
10・2	滅失の補償を要求／那覇市軍用地委員 会が〔琉新・夕〕	10・10	広告／崎山喜達氏、泉正重君、宜保爲 楷君、具志嘉助氏〔琉新・朝〕
10・2	那覇市議選／30の議席狙って／静かな る冷戦つゞく〔琉新・夕〕	10・10	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（4）〔琉新・夕〕…………… 428
10・3	真和志市誌編纂の最終打合せ〔沖夕・朝〕	10・10	広告／新垣松助、宮里敏慶、上原仁慶、 新垣善太郎、國吉有慶、長嶺將眞 〔琉新・夕〕
10・3	声／反感そそる選挙ポスター〔琉新・朝〕	10・11	来年6月迄には完了／52万坪が未整理 〔沖夕・朝〕…………… 429
10・3	広告／推薦状／村田憲英氏、仲井真元 楷君〔琉新・朝〕	10・11	有名無実の那覇青連／市議選も傍観、 見おくり？〔琉新・朝〕…………… 429
10・4	真和志市議会〔沖夕・朝〕	10・12	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（6）〔琉新・夕〕…………… 430
10・4	社説 那覇市議選挙に望む〔琉新・朝〕…………… 419	10・13	終盤戦の形勢探る／那覇市議選挙／物 いう出身部落小禄／旧那覇首里から の得票狙う〔沖夕・朝〕…………… 431
10・4	壺屋などの停留所不可／那覇市の反対 で陸運課方針確定〔琉新・朝〕	10・13	市議選俄に活発化／余すところ2日、 最後の追込戦へ〔琉新・朝〕
10・4	首里地区割り込み狙う／那覇市議選愈 よ中盤戦へ〔琉新・朝〕	10・13	広告／泉正重君、上原仁慶君、比嘉朝 四郎君〔琉新・朝〕
10・4	広告／推薦状／森田孟眞君〔琉新・朝〕	10・13	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（7）〔琉新・夕〕…………… 431
10・5	記者のメモ／那覇市議選のとばっちり… 〔沖夕・朝〕…………… 420	10・13	広告／赤嶺三郎〔琉新・夕〕
10・5	”顔”がのし歩く中盤戦／那覇市議選 挙音無しの構え〔沖夕・朝〕	10・14	那覇市議選挙立候補の顔ぶれ／きのう 届出締切り〔沖夕・朝〕
10・5	城間氏立候補／那覇市議46名に〔沖夕・朝〕	10・14	モグリ戦でサヤ当て／那覇市議選必死 の追込みへ〔琉新・朝〕…………… 433
10・6	更に届出／那覇市議候補47名〔沖夕・夕〕	10・14	広告／泉正重君〔琉新・朝〕
10・7	社説 裏街道をゆく那覇市議選挙〔沖夕・朝〕…………… 420		
10・7	広告／推薦状／儀間眞喜君〔琉新・朝〕		
10・7	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（1）〔琉新・夕〕…………… 421		
10・8	那覇市議選挙／小禄・首里で合同演説 会〔沖夕・夕〕		
10・8	市政に対する私の抱負／那覇市議選に 臨む決意（2）〔琉新・夕〕…………… 423		
10・9	言論戦始まる／那覇市議選挙合同演説 会も〔沖夕・朝〕		

- 10・14 広告 / 邊野喜英興氏〔琉新・朝〕
 10・14 市政に対する私の抱負 / 那覇市議選に
 臨む決意(8)〔琉新・夕〕…………… 433
 10・15 |社説|市民の自覚に期待する〔沖夕
 ・朝〕…………… 434
 10・15 大絃小絃〔那覇市議選について〕〔沖
 夕・朝〕
 10・15 1人当り355円 / 那覇市民の市税負担
 〔沖夕・朝〕
 10・15 泊埋立地の那覇市編入 / 行法委…議決
 を決定〔沖夕・朝〕…………… 435
 10・15 あす那覇市議選挙〔沖夕・朝〕
 10・15 那覇市議選 / 攻防必死の追い込み戦 /
 宣伝カーもくり出し / 投票あすにモ
 グラ飛び出す〔琉新・朝〕
 10・15 市政に対する私の抱負 / 那覇市議選に
 臨む決意(9)〔琉新・夕〕…………… 435
 10・15 私はこんな人を選ぶ / あす那覇市議選
 挙〔沖夕・夕〕…………… 436
 10・16 水道に安いパイプ / 安次富部長都計視
 察より帰る〔沖夕・朝〕
 10・16 いよいよきょう投票 / 那覇市議選開票
 は明朝9時〔沖夕・朝〕
 10・16 金口木舌〔きょう那覇市会議員選挙〕
 〔琉新・朝〕
 10・16 きょう投票 / 審判待つ47士 / ホコをお
 さめて当選の夢?〔琉新・朝〕…………… 437
 10・16 声 / 那覇市当局に訊く〔琉新・朝〕
 10・16 投票日和で出足好調 / けさ各区の投票
 風景〔琉新・夕〕
 10・16 好天だが出足は重い / 「那覇市議」の
 再選挙〔沖夕・夕〕
 10・17 大絃小絃〔那覇市議選挙風景〕〔沖夕
 ・朝〕…………… 438
 10・17 記者のメモ / 「9,600円」の選挙〔沖
 夕・朝〕…………… 438
 10・17 那覇市議選 / 投票率7割1分 / きょう
 開票大勢は昼ごろ判明〔沖夕・朝〕
 10・17 皮算用で自信満々…… / きょう開票、
 市民の審判は?〔琉新・朝〕…………… 439
 10・17 真和志道路改修〔沖夕・夕〕
 10・17 午後5時現在開票結果 / 400票以上の
 得票者〔琉新・夕〕
 10・17 一喜一憂の開票風景 / 当落を気遣う顔
 顔々 / 雨にビショ濡れ立尽す弥次馬
 〔琉新・夕〕
 10・18 |社説|当選した新議員に望む〔沖夕
 ・朝〕…………… 440
 10・18 大絃小絃〔那覇は「琉球」の首都とい
 う面目にかけて街の環境清掃法でも
 作ったら〕〔沖夕・朝〕
 10・18 金口木舌〔那覇市議選〕〔琉新・朝〕… 441
 10・18 首都の議員さん誕生 / 那覇市議選挙終
 る / 夜を明かす当選決定 / 前議員18
 ・目立つ新人群〔沖夕・朝〕…………… 441
 10・18 |社説|那覇市会選挙をかえりみて
 〔琉新・朝〕
 10・18 那覇市議当確者一覽午前3時現在〔琉
 新・朝〕
 10・18 広告 / 那覇市議会議員当選御礼〔琉新
 ・朝〕
 10・18 候補者得票数〔琉新・朝〕
 10・18 悲喜こもごもの人々〔琉新・朝〕
 10・18 ポスターなしで1,000票 / 当落組みの
 異色顔ぶれ〔琉新・朝〕
 10・18 市民の利益に献身 / 最高点の島袋嘉順
 氏〔琉新・朝〕
 10・18 新那覇市議会に望む〔沖夕・夕〕…………… 442
 10・18 那覇新議員の顔〔沖夕・夕〕
 10・18 どう思う固定資産税 / 空地復金住宅も
 対象 / 徴税令書に惑う那覇市民〔琉
 新・夕〕
 10・18 選ばれた30名の選良 / けさ当選市議に
 当選告示〔琉新・夕〕
 10・19 |社説|市民と直結する市政〔沖夕・
 朝〕…………… 444
 10・19 新那覇市会の分野 / 3分の2占める
 ”当局派”〔沖夕・朝〕…………… 444
 10・19 那覇市議選挙 / 次点が異議申立〔沖夕
 ・朝〕
 10・19 那覇市議会の分野 / ”野党も与党もな
 い…”と当間さん〔琉新・朝〕
 10・19 広告 / 那覇市議会議員当選御礼〔琉新
 ・朝〕
 10・20 広告 / 当選御礼 / 那覇市会議員比嘉佑
 直〔琉新・朝〕
 10・21 那覇市 / 情実を廃し実力本位 / 職員の
 試験採用を規定〔沖夕・朝〕…………… 445
 10・21 公聴 / 都市合併のチャンスを〔沖夕・
 朝〕…………… 445
 10・21 「ス」と「マ」の奪い合い / 那覇市議
 選にまたも異議〔琉新・朝〕
 10・21 職員の採用昇任に / 那覇市、試験制度
 を実施〔琉新・朝〕
 10・21 広告 / 当選御礼那覇市会議員宮城清三
 郎、眞栄田義晃、島袋嘉順〔琉新・
 朝〕
 10・22 今度は上マ氏が意見書 / 那覇市議選

〔沖夕・夕〕		きょう決る〔琉新・朝〕	
10・22 「マ」「ス」の争い / 上間氏も異議申立		11・2 一戸5万円の補償を / 競輪で立退く奥	
〔琉新・夕〕		武山区民陳情〔琉新・朝〕……………	447
10・23 選管委、決定保留 / 那覇市議選の異議		11・2 注目の那覇市議長選 / 片唾のむ議場風	
申立〔沖夕・朝〕		景 / 議長に泉氏、副議長、長嶺氏	
10・23 合併問題再び活発化 / 真和志側積極的		〔琉新・夕〕	
に動き出す〔琉新・朝〕……………	445	11・2 3氏の異議申立 / 那覇選管委却下〔琉	
10・23 那覇競輪社 / きのお発足 / 役員人事は		新・夕〕……………	447
保留〔沖夕・夕〕……………	446	11・2 那覇市会議長に泉氏 / 副議長に長嶺氏	
10・24 米調査団昨夕来島 / 28日まで滞在か		/ 選挙すんで握手 / 泉16・高良10・	
〔琉新・朝〕……………	446	島袋3・白票1〔沖夕・夕〕……………	447
10・24 また異議申立 / …那覇市議員選挙		11・2 那覇新生通りを拡張 / 業者が資金を出	
〔沖夕・夕〕		しあい〔沖夕・夕〕	
10・25 那覇市議選挙 / 入乱れる異議申立〔沖		11・3 記者のメモ / 午前4時の訪問客？…	
夕・朝〕		〔沖夕・朝〕……………	448
10・25 社説 調査団と公聴会〔琉新・朝〕		11・3 那覇市会 / 常任委員日程決る〔沖夕・	
10・25 片カナ判読で那覇市議選モノ言い続く		朝〕	
〔琉新・夕〕		11・3 高良派が「二日会」結成〔沖夕・朝〕	
10・27 那覇市議選挙の異議申立 / 判読に困る		11・3 常任委員を選任 / 那覇市臨時議会ふた	
1,000余 / あいまい票の奪い合い〔沖		開け〔琉新・朝〕……………	448
夕・夕〕……………	446	11・3 那覇市の新議員 / 高良氏らが二日会結	
10・28 30名の選良 / 那覇市議当選証書交付式		成〔琉新・夕〕	
〔沖夕・朝〕……………	447	11・4 競輪の専決を追及 / 荒れるか、那覇市	
10・28 公聴 / 選挙人名簿の整備をのぞむ〔沖		議会〔沖夕・朝〕	
夕・朝〕		11・4 那覇市会初っ鼻競輪でもむ〔沖夕・夕〕	
10・28 当選証書貰って / 那覇市議員連えびず		11・4 真和志市誌発刊準備進む〔琉新・夕〕	
顔〔琉新・朝〕		11・4 競輪問題で質問活発 / 那覇市の臨時議	
10・29 新那覇市会2日に / 議長選挙や競輪な		会〔琉新・夕〕	
ど審議〔沖夕・夕〕		11・5 社説 競輪事業に反対する〔沖夕・	
10・29 11月2日那覇市会〔琉新・夕〕		朝〕……………	449
10・30 議長に高良一氏か / 過半数で意見ほぼ		11・5 那覇市議会 / 競輪問題で波乱 / 婦人議	
纏まる〔沖夕・朝〕		員も当局追及〔琉新・朝〕	
10・30 公聴 / 選挙人名簿について〔沖夕・朝〕		11・5 泊港埋立地 / 那覇市編入告示〔琉新・	
10・30 競輪でひと騒ぎ？ / 転がりこむ200万		朝〕……………	449
円 / 事業案、那覇新議会に初見参		11・5 記者のメモ / 歴史が語る競輪問答…	
〔琉新・朝〕		〔沖夕・朝〕……………	450
10・31 社説 那覇市会議長選挙を明朗に		11・5 競輪問題で当局追求 / ゆれる那覇市会	
〔琉新・朝〕		/ 当局財政的にプラス / 議会が認め	
10・31 三つ巴の那覇議長選 / 泉、高良、仲井		ねば止める〔沖夕・朝〕……………	450
眞各陣営皮算用〔琉新・朝〕		11・5 今議会に提案 / 那覇市会の二日会 / 真	
11・1 那覇市会あす招集 / 議長に泉・高良氏		和志側と合併協議〔沖夕・夕〕……………	451
が有力？〔沖夕・朝〕		11・6 ”競輪”に集中攻撃 / 那覇市会委員会	
11・1 二つの異議申立て / 那覇選管委が却下		は否定的〔沖夕・朝〕……………	452
〔琉新・朝〕		11・6 競輪よしあしで議論 / 結論えず7日持	
11・1 異議申立2件却下 / 那覇市選管委〔沖		越し那覇市財政委〔琉新・朝〕	
夕・夕〕		11・6 競輪事業に集中する眼〔琉新・朝〕	
11・2 きょう那覇市議長選挙 / 泉・高良両氏		11・6 声 / 競輪とパチンコ〔琉新・朝〕	
の一騎うちか〔沖夕・朝〕		11・6 広告 / 御挨拶〔那覇市会議員二日会々	
11・2 うかび出た四つの線 / 那覇市正副議長		員〕〔琉新・朝〕……………	453

11・6	話の卵 / 納得できぬ競輪〔琉新・夕〕… 453	11・13	首里バスの市営 / 財政強任に市会が検討〔沖夕・朝〕
11・7	”競輪”に通せんば… / 婦人議員進出にひと馬力 / 婦連代議員会〔琉新・朝〕	11・13	記者のメモ / 競輪問題で家庭訪問?…〔沖夕・朝〕…………… 457
11・7	適正な補償で移る / 那覇市会総務財政委証人に奥武山住民代表〔沖夕・夕〕	11・13	総務財政委の審議日程〔沖夕・朝〕
11・8	記者のメモ / 競輪は夫婦喧嘩の特効薬?〔沖夕・朝〕	11・13	競輪視察に高良氏上京〔沖夕・朝〕
11・8	競輪に公聴会 / 那覇市会総財委会期5日延長を提案〔沖夕・朝〕	11・13	儲けた首里バス / 半年で200万円の純益 / 那覇市会で”市営移管”検討〔沖夕・夕〕…………… 458
11・8	競輪是非の公聴会も / 那覇市総務財政委審議に慎重〔琉新・朝〕…………… 453	11・13	那覇市議会 / 10日間会期を延長 / ”競輪”是非意見まとまらず〔琉新・朝〕
11・8	那覇市会 / 都市合併委を設立 / 競輪で会期4日延ばす〔沖夕・夕〕…………… 454	11・14	会社だより / 首里バス株主総会〔沖夕・朝〕
11・8	きょうの那覇市会 / 都市合併委など決定〔琉新・夕〕	11・14	一足先に不用地開放 / 真和志の宇久増原 / 軍が地代も支払う〔沖夕・夕〕… 458
11・9	競輪是非の公聴会 / 10日、那覇市会議室で〔沖夕・朝〕	11・14	声 / 競輪について〔琉新・朝〕
11・9	金口木舌〔那覇市の競輪企画〕〔琉新・朝〕	11・15	”競輪事業”を衝く / 舞台回って那覇市会へ〔沖夕・夕〕…………… 459
11・9	10日に競輪公聴会 / 那覇市議会4日間延長〔琉新・朝〕	11・16	競輪反対など / 子供を守る会が緊急常任委〔沖夕・朝〕
11・10	競輪、きょう公聴会 / 当局が趣意書”復興の資金にぜひ”〔沖夕・朝〕	11・16	社説 那覇市会は世論を尊重せよ〔琉新・朝〕…………… 460
11・10	市営住宅借入申請〔沖夕・朝〕	11・17	競輪 / 財政面から検討 / 那覇市会総財委〔沖夕・朝〕…………… 461
11・10	競輪事業を粉碎せよ / 金城唯恭〔琉新・朝〕	11・17	声 / 競輪に就いて〔琉新・朝〕…………… 461
11・10	競輪 / 那覇市が割り出したご利益 / 市のふところ太らす / 年間収益ざっと200万円〔琉新・朝〕…………… 455	11・17	変貌・復活する歓楽街”辻”〔沖夕・夕〕
11・10	声 / 人の禪で角力を取る競輪に賛成〔琉新・朝〕	11・17	競輪 / 財政面から審議 / 那覇市財政総務委員会〔琉新・夕〕
11・10	裁判に持ち込む / 那覇市議選挙〔沖夕・朝〕…………… 455	11・18	固定資産税を検討 / 那覇市税制審議会〔沖夕・朝〕
11・11	記者のメモ / 競輪、反対意見には拍手〔沖夕・朝〕	11・18	『競輪』に反対を声明 / 青連総会戦没学徒問題など決議〔沖夕・朝〕
11・11	どうなる競輪きのう公聴会 / 那覇市会総務財政委・傍聴人ぎっしり / 賛成5・反対10 / 反対論にわれる拍手〔沖夕・朝〕…………… 455	11・18	高良氏競輪視察より帰る / 事業としては?〔沖夕・夕〕
11・11	競輪公聴会 / 反対論が圧倒的多数 / 功罪両論で火花散らす〔琉新・朝〕	11・18	私の意見 / 競輪事業設定の是非 / 島袋信夫〔琉新・夕〕
11・12	競輪、可決の色濃し / 那覇市会きょう全員協議会〔沖夕・朝〕	11・19	競輪や人身売買 / 子供を守る会が緊急常任委〔沖夕・朝〕
11・12	当間市長 / 全議員を招宴 / 就任2周年〔沖夕・朝〕	11・19	広告 / 声明書〔競輪〕〔琉新・朝〕…………… 461
11・12	声 / 那覇市会に望む〔琉新・朝〕…………… 457	11・19	起ちあがる「子供を守る会」 / 公認トバクは真っ平 / 「競輪法」の撤廃を要請声明〔琉新・朝〕
11・12	”財政面も検討しよう” / 那覇市会競輪問題で会期再延長〔沖夕・夕〕…………… 457	11・20	識名に8万坪の霊園 / 那覇都計の一環に計画〔琉新・朝〕
		11・20	納らぬ市有地売却金 / 真和志調査の上強行処分か〔沖夕・夕〕
		11・22	記者のメモ / 競輪、報告は可否同数で…〔沖夕・朝〕…………… 463

11・22	問題の競輪...委員会パス/きょう本会議通過か/委員長裁決で賛成に傾く〔沖夕・朝〕…………… 463	12・13	那覇市会/きょう招集〔沖夕・朝〕	469
11・22	記者席/那覇市200万円で身売?〔琉新・朝〕	12・13	都計編入反対/豊見城が回答〔琉新・朝〕…………… 470	
11・22	”競輪”財政総務委を通過/賛否同数で委員長裁決〔琉新・朝〕	12・14	記者のメモ/競輪、外資委の俎上に…〔沖夕・朝〕	
11・22	競輪...本会議を通過/活発な討論の末19対10で〔沖夕・夕〕	12・14	那覇市都計区域の拡張/豊見城村が反対〔沖夕・朝〕	
11・23	那覇市会競輪本会議を滑走/奥武山1万2,000坪の市有地〔沖夕・朝〕…………… 465	12・15	今年のしめくゝり(15)/市政/都市合併、歩みの1年/選挙やり直し、競輪など〔琉新・朝〕	
11・23	記者のメモ/二日会は八百長だ…〔沖夕・朝〕…………… 465	12・16	政府埋立の譲渡/那覇市が申請〔沖夕・朝〕	
11・23	競輪へ各界の批判〔沖夕・朝〕	12・17	転んだ那覇競輪/政府も近く却下/外資導入委が蹴る/社会への悪影響を考慮〔沖夕・夕〕	
11・23	”競輪”那覇市会をパス〔琉新・朝〕	12・17	市営”霊苑”近く着工/識名後原に10万5,000坪〔沖夕・夕〕	
11・23	今晚の話題/競輪の出発…〔沖夕・夕〕・465	12・18	社説 那覇市の競輪事業に警告〔沖夕・朝〕…………… 470	
11・24	社説 世論は無視された〔沖夕・朝〕・465	12・18	外資競輪ヒジ鉄食う/申請却下振出しへ逆戻り〔琉新・朝〕…………… 471	
11・25	公聴/那覇市当局の反省を促す〔沖夕・朝〕	12・19	週間の動き/競輪却下に浮かぬ顔/関係者は申請やり直しを準備/人権委、課題は活動の限界〔沖夕・朝〕	
11・25	真和志が答申/那覇都計区の拡張〔琉新・朝〕	12・20	話の卵/競輪転びん〔琉新・夕〕	
11・26	都市合併/基本的には賛成/那覇市特別委が検討〔沖夕・朝〕	12・20	真和志市議会/22日から〔沖夕・夕〕	
11・26	記者のメモ/競輪でトバクを撲滅?...〔沖夕・朝〕	12・22	進む那覇の都市計画/新旧市内結ぶ12間道路/首里・小禄にも水道敷設〔沖夕・朝〕…………… 471	
11・26	”若松通り”と命名/湯原卸商街の通り名〔琉新・朝〕…………… 467	12・22	識名に霊園/那覇市会可決設置〔琉新・朝〕	
11・27	真和志との合併/折衝委挙げ調整〔琉新・朝〕…………… 467	12・28	社説 那覇旧市域復興への道〔琉新・朝〕	
12・1	市営住宅、愈よ実現/1,900万円の起債認可〔琉新・夕〕…………… 467	12・28	那覇市割当土地賃貸料/認定委申請案を認可〔琉新・朝〕	
12・3	”競輪法を撤廃せよ”/5団体が政府に強硬要請〔琉新・朝〕…………… 467	12・29	那覇競輪が再申請/外資委へ今度は技術導入で〔沖夕・朝〕…………… 472	
12・3	那覇市の工業実態調べ/月に1億500万円生産/5倍に増えた食糧品工業〔沖夕・夕〕…………… 468	12・29	公聴/「不明朗な都計」に答える〔沖夕・朝〕	
12・7	社説 那覇市の住宅政策を推進せよ〔琉新・朝〕…………… 468	12・30	都市合併促進法〔沖夕・夕〕	
12・7	お待ちかねの市営住宅/来春早々建設に着手/若狭町の埋立地に/アパート式と単独の二様式〔琉新・朝〕	12・31	立法院選挙法/定員1名を増やし都市地区を1区に/那覇市議が4要望を提出〔沖夕・朝〕	
12・7	商店街/通り会の合併〔沖夕・夕〕	12・31	那覇の選挙区問題で公聴会/小禄首里含め定員5名に/那覇市会側の第一案〔琉新・朝〕	
12・8	進まぬ真和志市の建設〔沖夕・夕〕			
12・8	那覇市固定資産税/賦課基準大山議員が修正提案〔琉新・夕〕			
12・9	3通り会合併きまる/平和、栄橋、壺屋通り〔琉新・夕〕…………… 469			
12・12	”競輪中止”を決議/南部市町村議員会/世論無視は非民主議会/那覇市			

1956年（昭和31年）		/ 民政府が回答〔沖タ・夕〕	
1・5	立退は政府の責任 / 楚辺送信所に軍が回答〔沖タ・朝〕…………… 473	1・19	社説 小選挙区制に備えよ〔沖タ・朝〕
1・5	声 / 区画整理を急げ〔琉新・朝〕	1・20	本会議 / 選挙法17対10で可決 / 押し切った小選挙区制〔沖タ・朝〕
1・5	那覇市議選 / 改めて票読み / 宜保氏の「当選訴訟」公判〔沖タ・夕〕	1・21	市営住宅…更に計画 / 次年度は首里虎頭山に / 那覇市〔沖タ・朝〕
1・6	高圧線架設の変更 / 真和志市が陳情〔沖タ・朝〕…………… 473	1・21	那覇市の起債 / 790万円認可〔琉新・朝〕
1・6	那覇市議選 / 訴訟公判開く〔琉新・朝〕	1・21	市営住宅もどしどし / 軍が那覇都計に援助約す〔琉新・朝〕
1・6	住宅街の真和志市 / 一日一棟の建築が進む〔沖タ・夕〕…………… 473	1・21	泊港施設総合計画やり直し / 世論で倉庫敷地を移動〔沖タ・夕〕
1・7	「才の神」の坂も消える / 松下町の区画整理始まる〔琉新・朝〕…………… 473	1・22	悪路を早く直せ / 真和志市民の声きく懇談会〔沖タ・朝〕…………… 475
1・8	声 / 具志堅氏に答える〔琉新・朝〕	1・23	真和志 / 財政建直しに苦慮 / 移動多く悪い納税成績〔沖タ・夕〕…………… 476
1・10	産業都市への飛躍に / 那覇市が生産対策委を設置〔琉新・朝〕…………… 474	1・24	泊浄水場道路落成を祝う〔琉新・夕〕
1・10	一石三鳥をねらう / 安里川の川幅改修堤防工事〔琉新・夕〕…………… 474	1・25	記者のメモ / 「都計」除いた那覇の市政とは？〔沖タ・朝〕
1・11	泊2丁目近く開放〔沖タ・朝〕	1・25	バス・ターミナルを那覇駅跡に / 4月に着工、運営に会社設立〔沖タ・朝〕
1・11	愁眉ひらく / 銘苅部落 / 軍が”無利子で”貸付 / 代替地購入費300余万円〔沖タ・朝〕	1・25	見事なバス・ターミナル構想 / 那覇駅跡に3階建て / 那覇市案に業者飛びつく〔琉新・朝〕
1・11	民政府が真和志銘苅区へ融資 / 軍用地立退者の / 代替地購入に新たな措置〔琉新・朝〕…………… 474	1・26	競輪法の撤廃、輸入規制など / 市町村議会議長会が政府へ要請〔琉新・朝〕…………… 476
1・11	総合グラウンドや / 体育課の新設など / 体育関係連署陳情〔琉新・朝〕	1・31	代替地の斡旋を / 立退きの楚辺区民に政府が…軍に要請〔沖タ・朝〕…………… 476
1・11	1,000万円の補助 / 那覇市が申請〔琉新・朝〕	2・1	臨時議会終る / “首都法”16対11で可決 / 移住地開発法は廃棄〔沖タ・朝〕
1・11	都計道路の起債許可 / 560万円むつみ橋 - 泊港結ぶ主要幹線〔琉新・夕〕	2・1	立法院議員選挙法 / きのお署名公布さる / 布令の選挙法は廃止〔琉新・朝〕
1・12	代替地購入資金に / 銘苅立退地主へ342万円〔琉新・朝〕	2・1	市長の変更案に利用者反対 / 泊の総合ビル敷地〔沖タ・夕〕
1・13	天妃労働局庁舎を / 那覇市が譲受申請〔琉新・朝〕	2・2	削減予算に新たな悩み / 義務づけられた首都建設補助〔沖タ・朝〕
1・14	那覇市議 / 当選訴訟取下げ / 上津保氏〔沖タ・朝〕	2・4	10年の人物（30）仲本為美 / 前例のない市長罷免 / 闇市？育てるのに苦心〔沖タ・夕〕
1・14	「ス」「マ」の票争い / 訴え取り下げでケリ〔琉新・朝〕…………… 475	2・4	総人口79万9,200人国勢調査速報 / 5ヵ年で10万400増 / いちじるしい「都市集中」の傾向〔沖タ・朝〕
1・14	鳩笛〔那覇市長、市会正副議長愛楽園を訪問〕〔琉新・朝〕	2・7	那覇市営住宅条例案成る / 住宅難の者を優先 / 市内居住か勤務者に限る〔沖タ・夕〕
1・15	救済家屋の維持に / 那覇市が補助要請〔琉新・朝〕	2・8	市内居住者を優先 / 那覇市営住宅条例案成る〔琉新・朝〕
1・16	”評価の6%は名のみ” / 那覇市軍用地料の実態〔琉新・夕〕…………… 475	2・10	軍が8,700万円 / 首都建設へ直接援助
1・16	貧困者住宅に補助を… / 那覇市が陳情〔沖タ・夕〕…………… 475		
1・18	真和志 / 新設校敷地に / 開放はできぬ		

	／きのう「法」も同時公布〔沖タ・朝〕		朝〕…………… 480
2・10	那覇市に特別補助金／8,700万円の支出決定／都計大幅に促進／『首都建設法』に主席署名〔琉新・朝〕…………… 477	2・28	お寒い那覇市の道路／舗装したのは僅か10%〔沖タ・夕〕…………… 481
2・10	当間市長らお礼言上／バ民政官に〔沖タ・夕〕	2・28	泥んこ道補修陳情に／ない袖ふれぬと那覇市も困惑〔琉新・夕〕
2・10	那覇市長ら民政官に謝礼〔琉新・夕〕	2・29	那覇臨時市会／市営住宅建設計画を拡大／250世帯を収容〔沖タ・朝〕
2・11	金口木舌〔那覇市都計促進強化に8,700万円〕〔琉新・朝〕	2・29	那覇開放病院に／民政府が建築費補助〔琉新・朝〕
2・11	地番呼称近く改正／那覇市が熊本県人会へ回答〔琉新・夕〕…………… 478	3・1	那覇市会荒れ模様／特別補助金の使途めぐり〔琉新・朝〕
2・12	活気づく那覇都計／春とともに土建ブーム／きのう8,700万円の会議〔沖タ・朝〕	3・1	泊埋立地の住人ふえる〔沖タ・夕〕
2・12	”首都建設法”公布さる／委員会7月発足の予定〔琉新・朝〕…………… 478	3・1	もめる那覇市議会／8,700万円の工事もめぐり〔沖タ・夕〕
2・13	市税2年分の贈物／那覇市軍補助の8,700万円〔沖タ・朝〕…………… 478	3・1	特別補助金めぐり／首里、小祿との調整難航／那覇市会〔琉新・夕〕
2・13	特別補助金で促進する那覇都計／労務者も延50万雇用／早くなる旧市内へ移動〔琉新・朝〕	3・2	記者のメモ／金を奪い合う那覇市会？…〔沖タ・朝〕…………… 481
2・13	市立図書館の設置／郷土史研究会が那覇市に要請〔琉新・夕〕…………… 479	3・2	首里・小祿にも400万円／那覇市会財源は市有地の売却〔沖タ・朝〕
2・14	検察官会議でも両論／問題の市町村長と選挙運動〔沖タ・朝〕	3・2	翁長助静氏らを／都計審臨時委に〔沖タ・朝〕
2・14	那覇市／軍補助でアパート2棟／単独80棟を追加建設〔琉新・夕〕	3・2	那覇市会／将来は首里にも造る／市営住宅に論議集まる〔沖タ・夕〕…………… 482
2・15	増える市営住宅特別補助で計画更新〔沖タ・朝〕	3・2	首里にも建築を考慮／市営住宅で那覇市会活発な論議〔琉新・夕〕
2・19	市町村長『選挙運動』出来る／きのう検察官会議で結論〔沖タ・朝〕	3・3	社説 那覇市会の予算争奪〔沖タ・朝〕…………… 483
2・19	与儀に4万坪の公園／真和志含め都計区域を拡張〔琉新・夕〕…………… 479	3・3	記者のメモ／ミスは忘れたがよい…〔沖タ・朝〕…………… 483
2・21	那覇に公園14カ所／都計委結論”幹線は45本”〔沖タ・朝〕	3・3	那覇市会終る／来るぞ”土建ブーム”／6月から1億余の工事〔沖タ・朝〕…………… 484
2・21	那覇と越来の都計／審議会をパス、主席の認可待つ〔琉新・朝〕	3・3	「那覇都計」への答申案／都計審議会／14カ所に緑地帯も／網の目のような大道路〔沖タ・夕〕
2・22	首里・小祿へ水道／那覇市の起債認可さる〔沖タ・朝〕	3・3	子供の遊び場提供を／生徒会の陳情に那覇市が協力依頼〔琉新・夕〕…………… 484
2・22	水道8月には真和志小祿にも／那覇市の工費起債認可〔琉新・夕〕	3・4	声／那覇市長にお願い〔琉新・朝〕
2・23	市町村長も選挙運動できる／中央選挙委選挙法解釈を統一〔沖タ・夕〕…………… 479	3・4	那覇市営住宅／泊埋立地に4月着工／10月には250世帯入る〔沖タ・夕〕
2・24	那覇市営住宅の家賃／アパートが月750円〔沖タ・夕〕	3・4	固定資産の評価修正／那覇市税制審議委が要望〔琉新・夕〕
2・24	那覇市の投票区域〔沖タ・夕〕	3・5	私の意見／要は実態の適正把握／那覇市の固定資産評価について／仲井真元楷〔琉新・夕〕…………… 484
2・25	教育4法案葬らる／民政府の承認拒否で／主席署名行わず廃案に〔琉新・朝〕…………… 485	3・9	那覇港埋立地の1,000坪売却を承認〔琉新・夕〕…………… 485
		3・13	総選挙／住民の審判下る／民主、過半

数を占む / 伸びなやんだ野党陣営 〔琉新・朝〕	4・5	翁長市長の答弁でケリ〔琉新・朝〕
3・13 那覇市 / 市営住宅4月に着工 / 10月に 居住者を公募決定〔琉新・朝〕	4・5	那覇の「都市計画」決る / 全地域を五 つに区分 / 住居・商業・工業・港・ 風致別に〔沖タ・朝〕…………… 486
3・13 声 / 那覇市長にお願いに対し回答〔琉 新・朝〕	4・5	注目される得票裁定 / 那覇市議当選訴 訟宜保氏161票検出〔沖タ・朝〕
3・17 子供らによき遊び場を提供 / 健やかな 「いこい」設計 / 那覇市15カ所の公 園計画成る〔琉新・夕〕	4・5	那覇市会 / 2日延長〔沖タ・朝〕…………… 487
3・18 那覇市の起債認可〔琉新・朝〕	4・5	記者席 / 議員、業者二つの人格〔琉新 ・朝〕
3・18 霊園事業など那覇市へ許可〔琉新・ 朝〕…………… 485	4・5	本土の議会視察に那覇市議10名〔琉新 ・夕〕
3・19 新首都の名称 / 当間市長の反省を促す / 島袋盛敏〔琉新・朝〕…………… 485	4・5	双方疑問票を検出 / 那覇市議宜保氏の 選挙訴訟〔琉新・夕〕
3・21 那覇港区埋立地 / 琉球政府へ譲渡〔沖 タ・朝〕…………… 486	4・6	バス・ターミナル案めぐり / 市と業者 が意見対立 / きょう3者会談で妥結 か〔琉新・朝〕…………… 487
3・24 待望の那覇市営住宅 / 31日起工式、9 月中に完成〔琉新・朝〕	4・7	社説 那覇の都計に就いて〔沖タ・ 朝〕…………… 488
3・26 28日から那覇市会 / 市営住宅管理条例 を審議〔沖タ・朝〕	4・7	バスターミナル案、那覇市会通過 / 運 営会社をつくる / 業者の譲歩で6月 着工〔沖タ・朝〕
3・26 10月に入居者募る / 那覇市営住宅近く 着工〔沖タ・夕〕	4・7	バス・ターミナル / 建設は那覇市が / 業者の意思を尊重運営 / 3者会談円 満妥結〔琉新・朝〕…………… 489
3・27 真和志市 / 区長に辞職勧告 / 選挙に協 力しなかったで…〔沖タ・朝〕	4・11	沖繩に誘導弾ナイキ / 800万弗の砲座 工事入札〔琉新・朝〕…………… 489
3・27 那覇市教育委選 / 3票の差で仲井間さ ん当選〔琉新・朝〕	4・12	ナイキ基地 / 沖繩に建設〔琉新・夕〕
3・28 那覇市会 / バスセンターの建設 / 市営 住宅管理条例等も〔沖タ・朝〕	4・15	公聴 / 真和志市当局に望む〔沖タ・朝〕
3・28 那覇市議会開く〔沖タ・夕〕	4・16	那覇市に1万坪増える / 安里川埋立改 修〔沖タ・夕〕
3・28 那覇定例議会開く〔琉新・夕〕	4・17	制限うける財産権 / 『那覇都計施設』 決まる〔沖タ・朝〕…………… 490
3・28 これは勿体ない / 競輪転びんの宿舎 / 西武門の一角に無人の4棟〔琉新・ 夕〕	4・18	新刊 / 真和志市誌〔琉新・朝〕
3・29 きょう真和志定例会開く〔琉新・朝〕	4・21	社説 市町村の合併と育成〔琉新・ 朝〕
3・29 日本視察へ / 那覇市議10名〔沖タ・夕〕	4・22	市有財産4億3,000万 / 那覇が上半期 財政公表〔琉新・夕〕
3・30 副議長に金城氏 / 真和志市定例議会開 く〔琉新・朝〕…………… 486	4・23	急ピッチの那覇都計〔沖タ・朝〕
3・31 銘苅立退先の点灯補助陳情〔琉新・朝〕	4・23	もの持ちの那覇市 / 市有財産が4億 3,000万〔沖タ・夕〕
4・1 那覇市営住宅 / きょう起工式〔沖タ・ 夕〕	4・23	那覇都計 / 那覇都計遅れた特別補助工 事 / 5月着工もあやぶまれる〔琉新 ・夕〕
4・1 泊2丁目を開放 / 使用料35万円支払う 〔琉新・朝〕…………… 486	4・25	バスターミナル5月に着工 / 3,800万 円的那覇市起債認可〔琉新・夕〕
4・1 きょうから着工 / 那覇の市営住宅〔琉 新・夕〕	4・26	那覇市営住宅 / 基礎工事終る〔沖タ・ 朝〕
4・3 那覇市議会もお休み返上〔琉新・朝〕	4・26	都市計画課 / 工交局に新設案〔琉新・ 朝〕
4・3 那覇市会常任委会〔沖タ・夕〕		
4・4 バスターミナル案 / 那覇市会建設委を 通過〔沖タ・朝〕		
4・4 真和志市議会 / 辞職強要事実反す /		

4・27	進む那覇市の区画整理工事 / 7月末には8割完了 / 道路、水道、配線も整備〔琉新・夕〕	間市長演説〔沖夕・夕〕	
5・1	3日から交付始める / 保留の財政交付金1,000万円〔沖夕・朝〕	6・5	那覇市議会開幕 / 新首都の献立て練る / 当間市長施政方針で5点を強調〔琉新・夕〕…………… 493
5・2	那覇市山下町など開放 / 1万4,000坪〔沖夕・夕〕	6・6	那覇市議会 / 議案研究で3日間休会〔琉新・朝〕
5・2	軍用地開放 / 山下町など1万坪〔琉新・朝〕…………… 490	6・6	競輪反対を打出す / 沖青連、防犯協議会に提案〔琉新・夕〕
5・2	潮渡橋を軍で / 那覇が架設陳情〔琉新・朝〕…………… 491	6・9	那覇市議の視察〔沖夕・夕〕
5・3	那覇都計に700万円補助〔沖夕・朝〕	6・9	那覇市議全員諸施設を視察〔琉新・夕〕
5・6	真和志市議会 / 本土へ議員派遣〔琉新・朝〕…………… 491	6・10	憂慮されるプライス分科委の勧告 / 行政府立法院もあわたゞしい動き〔琉新・朝〕
5・11	首里・小禄の農道修築 / き的那覇市会で可決〔沖夕・朝〕	6・10	プライス分科委の勧告内容〔琉新・朝〕
5・11	問題になる水上店舗 / 那覇市会が当局へ善処求む〔沖夕・朝〕…………… 491	6・11	社説 憂慮される土地問題の行方〔琉新・朝〕
5・14	那覇都計補助 / 700万円交付指令〔琉新・朝〕…………… 491	6・11	道路がせますぎる? / 那覇市若狭町の卸商店街〔琉新・朝〕
5・14	バスセンター最終案なる / いよいよ今月末に着工〔沖夕・夕〕…………… 491	6・11	現市街地を改造計画 / 家屋、道路等那覇市が調査〔琉新・朝〕
5・22	潟原一帯の総合都計 / 旧市内進出の足がかり / 卸商50軒が移動 / 市営住宅も8月中に完成か〔琉新・夕〕	6・11	モスラー財政部長に那覇市が感謝状〔琉新・夕〕
5・24	ハーバービュー道路 / 近く競争入札〔沖夕・朝〕	6・12	賑かな那覇市会の一般質問 / "どうする都市合併" / 区画整理など鋭く追及〔沖夕・朝〕
5・24	倉庫2棟が完成 / 泊港施設次々に整う〔沖夕・朝〕	6・12	金口木舌〔那覇市が市街地改造〕〔琉新・朝〕
5・25	競輪、財界揃え再び具体化 / すでに株公募を開始 / 政府も余儀なく区域指定か〔沖夕・朝〕	6・12	むし返す合併、競輪 / 那覇市議会、質疑も漸く活発化〔琉新・朝〕…………… 493
5・25	"早く首都建設委を" / 那覇市が政府に陳情〔琉新・朝〕…………… 492	6・13	市内バスの買収考慮 / 那覇市会で当間市長答弁〔沖夕・朝〕
5・25	那覇市の競輪公認 / 施行地域指定の方針決る〔琉新・朝〕	6・13	市民税軽減も考慮 / 当間那覇市長、議会で答弁〔琉新・朝〕
5・26	総額1億2,000万円 / 那覇市の57年度予算案〔沖夕・朝〕	6・13	那覇市の"競輪"を公認 / 施行地域として指定15日告示〔琉新・朝〕
5・26	泊埋立地B地区を商業地域に / 旭町復興期成会が陳情〔沖夕・朝〕…………… 492	6・13	那覇との合併問題など / 翁長真和志市長施政方針演説〔琉新・夕〕…………… 494
5・26	総額1億1,900万円 / 那覇市新年度予算案〔琉新・朝〕	6・13	再び競輪反対の運動 / 関係団体が声明準備〔琉新・夕〕
5・30	那覇市生産振興委に10氏を委嘱〔琉新・朝〕…………… 492	6・14	社説 競輪問題と政府の反省〔沖夕・朝〕…………… 495
6・2	珍しい区長選挙 / あす真和志の大原区で〔沖夕・夕〕	6・14	"競輪は止めてくれ" / 6団体が立法院へ訴う〔沖夕・朝〕…………… 496
6・2	桜坂を商業地域に / 擁護期成会が陳情〔琉新・夕〕…………… 492	6・14	来年度内に合併を / 真和志市会、翁長市長言明〔沖夕・朝〕
6・5	首都建設明るい見通し / 那覇市会で当	6・14	"競輪阻止に邁進せよ" / 6団体が当局に再要請〔琉新・朝〕
		6・14	区長制度を廃止か / 真和志市が検討中〔琉新・夕〕

6・14 競輪の告示無期延期 / 反対の狼火にあ わてた政府〔琉新・夕〕…………… 496	朝〕…………… 503
6・14 那覇市議会案件委員会付託〔琉新・夕〕	6・26 那覇市会 / 首里の名称復活 8月から / 固定資産税は減る〔沖夕・朝〕…………… 504
6・15 社説 軍用地問題の苦悶〔沖夕・朝〕	6・26 那覇市議会 / 市営住宅条例等33議案可 決〔琉新・朝〕
6・15 「プライス勧告」を公表 / 接收地は最 小限に止めよ / 支払はもつと公正な 方法で〔沖夕・朝〕	6・27 市長の給料下る / 真和志の新予算〔沖 夕・朝〕
6・15 金口木舌〔那覇市の競輪〕〔琉新・朝〕・496	6・28 4議案を可決し真和志議会終る〔琉新 ・朝〕
6・15 納税組合作ろう / 真和志市が条例公布 〔琉新・朝〕	7・5 プライス勧告への反論全文〔沖夕・夕〕
6・16 プライス勧告へ対処の4者協議 / 主席 以下総辞職を決意 / 最悪の場合の方 針意見一致〔琉新・朝〕	7・6 プ勧告への反論全文〔沖夕・朝〕
6・16 記者席〔プライス勧告に対する決意表 明書〕〔琉新・朝〕…………… 497	7・6 那覇都計21%が完成 / 来年度から5カ 年計画で施工〔琉新・夕〕…………… 504
6・16 社説 直面する最悪の事態〔琉新・ 朝〕	7・12 深刻な水の悩み / 那覇の水道軍のお裾 わけが頼り〔沖夕・夕〕
6・16 真和志議会も4者決意問題取上ぐ〔琉 新・夕〕…………… 497	7・18 どうなつた那覇都市計画 / 奇麗になる 久茂地川 / 区画整理は年度内に完成 〔沖夕・夕〕
6・17 4者の決定支持 / 那覇市議会も決意示 す〔琉新・朝〕…………… 497	7・19 問題化する当間発言 / ”一括払い賛成 の波紋” / 正に悪商人の代弁 / 「糾 弾へ」と一般の批判高まる〔沖夕・ 夕〕…………… 505
6・19 無断に墓を設定 / 真和志市が対策急ぐ 〔琉新・朝〕	7・20 土地を守る会発足 / 会長に当間市長 / 那覇市〔沖夕・朝〕
6・21 プライス勧告の要旨〔沖夕・朝〕…………… 497	7・20 会長に当間市長 / 那覇市土地を守る会結 成〔琉新・朝〕…………… 506
6・21 この叫び世界に届け / 全島一斉に住民 大会 / 「四原則貫徹」夜空にこだま / 15万余が参加 / 歴史的な民族の大 集会〔沖夕・朝〕…………… 500	7・21 那覇市会・当間発言を追及 / ”一括払 い賛成”めぐり / 大きな黒星だ！ / 市長打開策は考えたい〔沖夕・朝〕
6・21 土地を守る80万の声 / 昨夜全島一斉に 決起した住民大会 / 無抵抗の抵抗も 最高潮 / 四原則貫徹に鉄の団結〔琉 新・朝〕	7・21 強化せよ統一行動 / 当間市長の猛省促 せ〔沖夕・朝〕
6・21 プライス勧告文 / 2頁より〔琉新・朝〕	7・21 社説 独断的言動に対決せよ〔琉新 ・朝〕
6・21 付録 / プライス勧告の全文〔琉新・朝〕	7・21 那覇市議会 / ”一括払い賛成”吊し上 げ / 当間市長の言質追及さる〔琉新 ・朝〕…………… 507
6・21 付録 / プライス勧告の全文〔琉新・朝〕	7・22 ”商”と”住”地域に不満 / 真和志側 指定変更を〔琉新・朝〕
6・21 プライス勧告の要旨〔沖夕・夕〕…………… 500	7・22 新郷土地図 / 真和志市 / 農村から都市 化へ / 戦後の急激な膨脹ぶり〔沖夕 ・夕〕
6・22 プライス勧告の全文〔沖夕・朝〕	7・23 当間市長の退陣要求 / 首里青年会が21 日決議〔沖夕・朝〕
6・22 4者協議会に合流 / 市町村議会議長会 が声明発表〔琉新・朝〕…………… 501	7・23 当間市長の言質追及 / 首里青年会が厳 重抗議〔琉新・朝〕
6・23 社説 本土政府の対米折衝 / 沖縄の 声に応えよ〔琉新・朝〕…………… 502	7・23 新郷土地図 / 真和志市の(2) / 土地 を失つた農民 / 立退き部落のその 後〔沖夕・夕〕
6・23 既に1,200万円使う / 移住資金 / 銘苅 などの代替地購入に〔沖夕・朝〕…………… 503	7・23 市長をまた吊しあげ / 那覇市会広がる
6・23 四原則貫徹実践本部も設置 / 5者協議 会に拡大 / 市町村議長会を加えて運 動推進〔琉新・夕〕…………… 503	
6・26 夜空にこだます”国土を守れ” / 第2 回住民大会 / 誓いも新たに10万余 / 最高潮の”無抵抗の抵抗”〔沖夕・	

7・23	当間談話の反響〔沖タ・夕〕	7・28	30億円の都市計画 / 5分の1でいど進捗〔沖タ・夕〕
7・23	当間放言追及 / けさ的那覇市議会〔琉新・夕〕…………… 507	7・28	当間市長のリコール / 首里住民大会で署名運動を決議〔沖タ・夕〕
7・23	”貴方はやめなさい” / 首里青年会 / 当間市長へ決議文渡す〔沖タ・夕〕… 508	7・28	”落後者出さな” / 真和志市土地を守る会生る〔沖タ・夕〕
7・23	当間氏へ退陣要求 / けさ首里青連代表が〔琉新・夕〕	7・28	当間市長の退陣要求 / コザ青年会も決議〔琉新・夕〕
7・24	多数決で質疑打ち切り / 当間市長、市会で謝まる〔沖タ・朝〕	7・29	市町村長総会 / 来月上旬全島土地を守る大会 / 当間氏の陳謝を求める〔沖タ・朝〕
7・24	那覇市議会 / ”当間言質” 陳情でケリ / ”人さわがせな発言だつた”〔琉新・朝〕…………… 508	7・29	一坪たりと売り渡せぬ / 参加15万・昨夜の県民大会 / プ勧告粉碎へ総決起 / 夜空どよもす団結の誓い〔琉新・朝〕…………… 510
7・24	競輪から手を引く / 那覇市、議会の要望で契約破棄〔琉新・朝〕…………… 509	7・29	総合運動場も実現 / 10月から入れる市営住宅〔沖タ・夕〕
7・24	新郷土地図 / 真和志市の（3） / 予算を見る / お台所は火の車 / 香しくない納税成績〔沖タ・夕〕	7・30	住民所得31億円 / 那覇市、全流の23% 占める〔沖タ・朝〕…………… 513
7・24	本土に飛ぶ当間談話 / ”市長も裏切りか” と産経紙報道〔沖タ・夕〕	7・30	商店街ぐんと向上 / 首都の偉観4、5軒に1軒は”商売” / 1店当りの売上げは減少〔沖タ・夕〕
7・24	那覇市 / 競輪はやめる / 議会の要望で契約破棄〔沖タ・夕〕	7・30	声 / 当間宣言を糾す〔琉新・朝〕
7・25	当間市長へ退陣要求 / 土地協が声明文手渡す〔沖タ・朝〕	7・31	”私は辞めない” / 当間市長土地協代表に回答〔沖タ・朝〕
7・25	当間言質の責任追及 / 土地守る協議会が声明〔琉新・朝〕…………… 509	7・31	当間市長をリコール / 首里4者が青連、婦人会、教職員、琉大学生会が署名運動〔琉新・朝〕
7・26	記者のメモ / 夜歩き注意さる… 当間市長〔沖タ・朝〕	7・31	肩すかし食う県民大会の決議文 / 主席”お互にもつと自重を” / ”辞めるワケにいかぬ” / 当間市長〔琉新・朝〕
7・26	”もし辞めても戦列は離れぬ” / 当間市長土地を守る協議会代表に語る〔沖タ・朝〕	7・31	賑つた国際市場 / 那覇むかしむかし / … 向象賢の区画整理〔沖タ・夕〕
7・26	国頭村が抗議文〔沖タ・朝〕	8・3	那覇市役所労組 / 設立準備すすむ〔沖タ・朝〕
7・26	新郷土地図 / 首里 / 生成発展する琉球大学 / 進む施設4ヵ年計画 / 身についた学生運動〔沖タ・夕〕	8・5	政治責任を追及 / 軍用地連合会 / 当間市長に抗議文〔沖タ・朝〕…………… 513
7・27	当間那覇市長に奇す / 仲吉良光〔沖タ・朝〕	8・12	那覇市役所職員労組を結成〔琉新・朝〕…………… 514
7・27	新郷土地図 / 小祿 / 基地の青年たち / 座談会 / 不安定な軍作業勤め / 土地問題部落、門中ごとに組織〔沖タ・夕〕	8・13	那覇市役所 / 職員労組を結成 / 500名が組合に加入〔沖タ・朝〕
7・28	当間放言 / 市町村長会で検討〔沖タ・朝〕	8・15	市町村長、議長会の住民組織案 / 土地守る会に糾合 / 土地協は発展的に解消〔琉新・朝〕
7・28	四原則貫徹新たに誓う / 昨夜、首里で住民大会〔沖タ・朝〕…………… 510	8・16	被害軽微の見込み / 那覇市の浸水300軒〔沖タ・夕〕
7・28	きょう開く県民大会 / プ勧告粉碎に団結を強化〔琉新・朝〕	8・20	那覇市の霊園 / 来月中旬から着工〔琉新・朝〕
7・28	真和志 / 四原則貫徹へ鉄の団結誓う / 真和志と首里土地守る結束強化〔琉新・朝〕…………… 510		

8・23	市町村長・議会議長合同協議／瀬長、兼次両代表問題で論議／賛否相分れ 声明持越す〔沖夕・朝〕	／土地を守る会総連合結成〔琉新・朝〕…………… 518
8・24	那覇市、新設道路工事申請〔沖夕・夕〕	9・23 公聴／那覇市の工事入札に提言〔沖夕・朝〕
8・25	3日間各区で住民大会／真和志市、土地を守る会の組織強化〔琉新・朝〕… 514	9・25 バス・ターミナルでまた悶着／荒れ模様 の那覇市／議会無視と議員側怒る 〔琉新・朝〕…………… 518
8・26	松川小校9月に着工／真和志市合同委 で決める〔沖夕・夕〕	9・25 災害復旧に／那覇市議会が政府補助陳 情〔琉新・朝〕…………… 519
8・26	不満の真和志が変更申請／那覇都計用 途地域の指定〔琉新・夕〕…………… 514	9・26 公聴／「那覇市の工事入札に提言」に 答う〔沖夕・朝〕
8・29	市町村長・議会議長合同会議／瀬長兼 次両氏、代表ではない／採決で声明 ／退場者も出る〔沖夕・朝〕…………… 515	9・26 護岸工事の施行を那覇市政府へ要請 〔琉新・朝〕
8・29	遂に採決で押切る／市町村長会・市町 村議長会／瀬長、兼次代表否認の声 明〔琉新・朝〕	9・28 都計をハバむもの／那覇市が1号線沿 い高圧線移転要請〔琉新・朝〕…………… 519
9・3	道路新設申請真和志市から〔琉新・朝〕	10・1 政府の都計政策を批判／当間那覇市長 が意見書〔琉新・夕〕…………… 519
9・5	きょうから受付開始／那覇市営住宅全 部で250世帯〔琉新・朝〕	10・2 都計事業／受益者の負担で財源ねん出 ／那覇市が主席に上申〔沖夕・朝〕
9・5	市営住宅に／どっと申込み〔沖夕・夕〕	10・3 港この頃(11)／泊に”重民町”誕生 ?〔沖夕・夕〕…………… 520
9・6	法による合併を／真和志市立法院へ回 答〔沖夕・朝〕…………… 516	10・6 合併促進法は成立したが〔沖夕・夕〕… 521
9・7	合併促進の早期立法／真和志市議、立 法院に要望〔沖夕・朝〕…………… 516	10・7 社説 町村の合併と振興計画〔沖夕・朝〕
9・7	市町村合併促進法案審議の行法委／促 進法の早期成立要望／那覇・真和志 等の意見聞く〔琉新・朝〕	10・7 真和志市会9日から〔沖夕・朝〕
9・7	限界に達した上水道／那覇市が新水源 地さがし〔琉新・朝〕…………… 517	10・10 社説／那覇市の住宅計画のモデル・ケ ース〔琉新・朝〕
9・7	那覇の上水道、軍からおスソわけ〔沖 夕・夕〕	10・10 区長制は廃止か／真和志市定例議会開 く〔琉新・朝〕
9・9	社説 災害対策を急げ〔琉新・朝〕	10・11 区長制を廃止／真和志／来年1月から 担当員おく〔沖夕・朝〕
9・10	住家の全壊1,200棟／…台風エマの被 害〔沖夕・朝〕	10・11 真和志市議会／区長制廃止を可決／来 月1月1日から施行〔琉新・夕〕…………… 522
9・10	台風エマの爪あと／判明した各地の被 害状況／死傷者が48名／建物の倒壊 6,800余〔琉新・朝〕	10・16 市が建設する／全員協議会で当局言明 ／那覇市バスターミナル〔沖夕・朝〕…………… 522
9・10	論叢／市町村長会の矛盾／桃原正賢 〔沖夕・夕〕	10・16 バスターミナル那覇市が建設／当間市 長、市議会で言明〔琉新・朝〕
9・11	那覇市議会開く／条例の改正案など上 程〔沖夕・夕〕	10・16 ”あくまで既定方針で”／バス・ター ミナル問題に業者の決意固し〔琉新・夕〕
9・16	那覇市税も控除額引上げ〔沖夕・朝〕	10・17 8カ市町村を指定／経済振興計画の樹 立に〔沖夕・朝〕
9・18	南方援護会10月1日に発足／自民党特 別委で決まる〔琉新・夕〕	10・17 那覇市など13カ市町村の／振興計画樹 立に／政府本格的にのり出す〔琉新・朝〕
9・19	市町村長会に抗議文／真和志市大原区 の土地を守る会発足〔琉新・朝〕	10・17 市町村合併促進法など署名〔琉新・朝〕
9・19	那覇市会が台風被害を詳細調査〔琉新 ・朝〕	10・17 那覇近郊に6候補地／農研所移転先鳥 堀区は決っていない〔沖夕・夕〕…………… 523
9・21	中央住民組織成る／四原則貫徹を实践	

10・18	大絃小絃〔バスターミナル問題〕〔沖 タ・朝〕	府は適任だと歓迎〔沖タ・朝〕	
10・18	真和志市議らも〔沖タ・夕〕	11・2	当間新主席に望む／住民側に立つ政治 を／清新の気は人事刷新で〔沖タ・ 朝〕
10・19	25日ごろから入る／那覇市営アパート 近く第2次募集〔沖タ・夕〕	11・2	主席に当間重剛氏任命／きのう辞令交 付／東京の米極東軍司令部で〔琉新 ・朝〕
10・20	曲折するバス・ターミナル問題／食い 違った市の発表／「那覇市」と「業 者」が対立〔沖タ・夕〕	11・2	早くも後任市長の / 当間市長主席転 出に那覇市会は動揺〔琉新・朝〕…… 528
10・21	市町村合併法きのう公布／規模の適正 化を図る／来月20日より施行〔沖タ ・朝〕…………… 523	11・2	急だった主席誕生／その日の東京／手 ぶらで空港へ当間さん／在京同胞の 反響筋を通すことに期待〔沖タ・夕〕
10・21	市町村合併促進法公布さる／11月20日 から実施〔琉新・朝〕	11・2	市長選に とりどり〔沖タ・夕〕
10・22	社説 市町村合併を推進せよ〔沖タ ・朝〕	11・2	那覇真和志早期合併を／当間氏の主席 転出に真和志が緊急措置要請〔琉新 ・夕〕…………… 528
10・22	那覇市の産業実態調べ／月3億円の仕 入れ商店街／ようやく整理安定期へ 〔沖タ・朝〕…………… 524	11・2	当間氏の主席転出／那覇市長の席に解 釈まちまち〔琉新・夕〕
10・23	那覇の新水源に／具志頭ギーザバンタ を要請〔琉新・朝〕	11・3	社説 政局と一部財界人〔沖タ・朝〕
10・24	バスターミナル設立、業者が陳情〔沖 タ・夕〕	11・3	大絃小絃〔当間氏の転出で、市長選挙 都市合併と鳩首協議〕〔沖タ・朝〕
10・25	農研所移転、きのう懇談会／地主も協 調的になる／12万坪買上げ、結論は 次回へ〔沖タ・朝〕…………… 526	11・3	当間氏／市長はどうなる／主席就任に 手続上の疑問〔沖タ・朝〕
10・25	市町村の合併はどうして必要か？合併 で健全財政を／予算面の分析にみる 〔琉新・朝〕	11・3	問題は那覇側の出方／緊急合併に動く 真和志〔琉新・朝〕
10・25	比嘉行政主席けさ急逝〔琉新・夕〕	11・3	市長選挙前の合併は困難か〔琉新・ 朝〕…………… 529
10・28	農研所の首里移転を推進／農林協会総 会で決定〔沖タ・朝〕	11・3	三つ巴戦？みだれとぶ下馬評／焦点は 那覇市長選へ／早くも統一候補擁立 の動き〔琉新・朝〕…………… 529
10・28	軍用地／最高720円宅地／都市地区の 賃貸料発表〔沖タ・朝〕	11・3	崎山区の地主代表が反対陳情／農研所 移転〔沖タ・朝〕…………… 529
10・28	社説 主席公選促進の方途〔琉新・ 朝〕	11・3	土地問題その後／軍側は音無しの構え ／当間主席で新段階へ〔沖タ・夕〕
10・29	社説 農研指所の使命と協力〔沖タ ・朝〕	11・3	一括払いでもよい／抱負語る当間新主 席／問題は使いみちだ／ぜひやる地 方自治の強化〔沖タ・夕〕
10・29	土地審理、地主の意向反映／一部は要 望額上回る／市中景気の活況も予想 〔沖タ・朝〕…………… 526	11・3	”とんでもない”／当間談話の反響住 民大会で対策を〔沖タ・夕〕
10・29	市営住宅／工事ミス問題でもむ／工事 金を出し渋る復金〔沖タ・夕〕	11・3	那覇市長選12月30日か〔沖タ・夕〕
11・1	後任「主席」に当間氏／きょう正午東 京で辞令交付〔沖タ・夕〕…………… 527	11・3	微妙に動く都市合併／真和志から申入 れ／けさ那覇市会訪れ打診〔沖タ・ 夕〕…………… 530
11・2	社説 新主席に望む〔沖タ・朝〕	11・3	”地料一括払いでもよい”／当間主席 朝日紙記者にほのめかず〔琉新・夕〕
11・2	大絃小絃〔後任主席の主要人事につい て〕〔沖タ・朝〕	11・3	那覇市長選／”すべて白紙に返して” ／二日会も統一候補の線に〔琉新・ 夕〕
11・2	当間主席と今後の政界／注目される各 党派の動き／強気示す民主党／行政	11・4	社説 当間主席と軍用地問題〔沖タ

・朝]	11・7	那覇市長選／稲嶺一郎氏の線も／慎重期す統一候補担ぎ出し〔琉新・朝〕
11・4 大絃小絃〔主席の入れ替わりで局長連の「身の振り方」の鳩首協議〕〔沖タ・朝〕	11・7	今晚の話題／無条件合併…〔沖タ・夕〕
11・4 那覇市長選挙／保守統一候補の動き／平良辰雄氏担ぎ出し工作〔沖タ・朝〕	11・8	合併に明るい希望／両市委員和やかに懇談〔沖タ・朝〕…………… 533
11・4 社説 那覇市長選挙に望む〔琉新・朝〕	11・8	那覇・真和志合併への動き／問題は事務的処理／きのう合併促進懇談会〔琉新・朝〕
11・4 那覇市長選／11日ごろ選挙告示／統一候補擁立に微妙な動き〔琉新・朝〕	11・8	強まる泉、仲井間の線／合併問題もからむ那覇市長選挙〔琉新・朝〕
11・4 那覇市長選挙／統一候補に決める／那覇市会の保守派一本化〔沖タ・夕〕	11・8	当間新主席に呈す／仲吉良光〔沖タ・夕〕
11・4 合併問題にはふれぬ〔沖タ・夕〕	11・8	当間主席待つ三つの問題〔沖タ・夕〕
11・4 那覇・真和志の合併問題／当間氏の主席転出で再燃／積極的に動く、真和志／問題は当間市長の決断に〔琉新・夕〕…………… 530	11・8	合併問題／市長選挙とからむ／政府は早急な申請を要望〔沖タ・夕〕
11・4 強気の真和志、那覇は静観〔琉新・夕〕…………… 532	11・8	市長選挙／難航の統一候補〔沖タ・夕〕
11・4 ”双方の意見聞く”〔琉新・夕〕	11・8	”この好機を逸するな”／真和志青連も合併促進を決議〔琉新・夕〕…………… 533
11・4 那覇市長選／全員一致で統一候補を／市議員が昨夜申し合せ〔琉新・夕〕	11・8	那覇市長選挙／静かに決定を待つ／統一候補議会両派も鳴りひそめ〔琉新・夕〕
11・5 那覇市長選挙／岐路に立つ統一候補擁立の動き／早くも人選で難航か／うかび出た平良、泉の線〔琉新・朝〕	11・9	真和志側内政局と懇談／見通し明るい合併問題〔沖タ・朝〕
11・5 泊港ターミナルビル／1,000万円で10日着工〔沖タ・夕〕	11・9	動き出した新主席／在京先輩からもり沢山の注文〔沖タ・朝〕
11・5 合併と絡む那覇市長選／内政局促進法の検討を開始〔沖タ・夕〕	11・9	社説 速やかに両市の合併を実現せよ〔琉新・朝〕
11・5 公認候補たてる／きのう人民党大会〔沖タ・夕〕	11・9	那覇市長選挙／現情勢のまゝ緊張続く／当間主席帰任延期、告示に影響なし〔琉新・朝〕
11・5 泉正重氏の線浮ぶ／平良・具志頭氏引込む？〔沖タ・夕〕	11・10	那覇市長選挙／立候補届来月6日から／市長辞職承認のきょう臨時市会〔沖タ・朝〕
11・6 社説 新主席の就任を控えて〔沖タ・朝〕	11・10	結局は三つ巴戦か／保守の統一候補は困難？〔沖タ・朝〕
11・6 真和志側”編入に条件つけぬ”／歩みよる那覇市との合併〔沖タ・朝〕…………… 532	11・10	那覇市長選挙／投票は来月25日／きょう告示、6日から届出〔琉新・朝〕…………… 534
11・6 ”話は帰ってから”／慎重な当間さん〔沖タ・朝〕	11・10	”手ばなせぬ首里バス”／増資株の民保有を要望〔琉新・朝〕
11・6 那覇市長選×マスに〔沖タ・朝〕	11・10	市長退職を承認／那覇市会合併問題など協議〔沖タ・夕〕…………… 534
11・6 7日に双方が話し合い／那覇、真和志合併問題〔琉新・朝〕	11・10	当間市長の離任承認／けさ那覇市臨時議会で〔琉新・夕〕
11・6 那覇市長選挙／さの人々ハラ打診／出馬の線も浮きつ沈みつ〔琉新・朝〕	11・11	社説 市長選挙と合併問題〔沖タ・朝〕…………… 535
11・6 那覇・真和志の合併進展か〔沖タ・夕〕	11・11	大絃小絃〔当間新主席の手で、駐日代表事務所の強化を〕〔沖タ・朝〕
11・6 議会両派音なしの構え／那覇市長選当間主席の帰任待ち〔琉新・夕〕	11・11	合併問題更に検討／あすの両市合同会で／那覇市会〔沖タ・朝〕
11・7 動き出す合併問題／きょう両市合同会議〔沖タ・朝〕		

- 11・11 那覇市議会 / 首里バス増資に両論 / 市
6割に民4割で妥結〔琉新・朝〕…… 536
- 11・11 那覇市長選挙 / 当間氏のよき後継者を
/ 統一候補擁立に慎重期す〔琉新・
朝〕
- 11・11 新しい街 / 那覇市営アパート〔写真特
集〕〔沖タ・夕〕
- 11・12 新段階にきた土地問題 / 当間主席の前
途多難 / ”微妙な立法院の動向”〔沖
タ・朝〕
- 11・12 週間の動き / 強い長峯氏の線 / 民主党
後継総裁問題 / 難航の那覇市長統一
候補〔沖タ・朝〕
- 11・12 合併問題 / きょう注目の合同委〔沖タ
・朝〕
- 11・12 記者のメモ / 真和志は積極的だが…
〔沖タ・朝〕…… 536
- 11・12 当間新主席大いに語る / 任期2年位が
いいね / 新党より歩みよりで〔沖タ
・朝〕
- 11・12 那覇市長選挙 / 担ぎ出しも”当間待ち”
/ 市議会両派に微妙な底流〔琉新・
朝〕
- 11・12 人民党候補 / 常任委で決定〔琉新・朝〕
- 11・12 恒久的な財政政策を / 土地問題軍民話
し合いで / 当間主席との一問一答
〔沖タ・夕〕
- 11・12 真和志選挙前合併を要請〔沖タ・夕〕
- 11・13 農研所移転 / ”公平な立場で推進 / 農
林協折衝委の意向”〔沖タ・朝〕
- 11・13 記者のメモ / 大いに張切ってはみたが
…〔沖タ・朝〕
- 11・13 更に小委員会で検討 / 選挙前合併タナ
上げか〔沖タ・朝〕
- 11・13 一ルの希望抱いて / 翁長真和志市長き
よう福岡へ〔沖タ・朝〕
- 11・13 那覇と真和志の縁組談合 / 日取りでゆ
きなやむ両市合併委 / 小委員会設け
て研究 / 事務的処理に那覇側難色
〔琉新・朝〕…… 537
- 11・13 那覇市長選挙 / 統一候補の擁立に / 議
会側今夜第2回懇談会〔琉新・夕〕
- 11・14 | 社説 | 都市合併に良識を〔沖タ・朝〕
- 11・14 翁長氏福岡に着く / 合併問題で当間氏
と懇談のため〔沖タ・朝〕
- 11・14 統一行動に署名 / 那覇市議32名昨夜会
合〔沖タ・朝〕
- 11・14 記者のメモ / 当つて砕けるの福岡行き
?…〔沖タ・朝〕…… 538
- 11・14 那覇市長選挙 / 全議員(人民党を除く)
が署名 / 統一候補擁立に結束固む
〔琉新・朝〕…… 539
- 11・14 ”合併ぜひ実現したい” / 翁長真和志
市長福岡で語る〔琉新・朝〕
- 11・14 区営理髪店の動き… / 真和志〔沖タ・
夕〕
- 11・14 ”すべてに歩み寄りを” / 当間主席、
福岡で記者会見〔琉新・夕〕
- 11・14 那覇、真和志合併小委顔ぶれ決る〔琉
新・夕〕
- 11・15 合併小委員会 / 両市メンバー〔沖タ
・朝〕…… 539
- 11・15 那覇市長選挙 / 泉か仲井間の線? / 統
一候補の範囲も狭ばむ〔琉新・朝〕
- 11・15 人民党の共斗申入れと社大党〔琉新・
朝〕
- 11・15 那覇、真和志合併小委きょう開く〔琉
新・朝〕
- 11・16 | 社説 | ”当間待ち”の諸問題〔沖タ
・朝〕
- 11・16 記者のメモ / 踊らされる真和志?…
〔沖タ・朝〕
- 11・16 | 社説 | 那覇市長選挙を翼賛選挙にす
るな〔琉新・朝〕…… 539
- 11・16 選挙前合併へ / 事務処理の日程を検討
/ 那覇・真和志きのう合同協議会
〔沖タ・朝〕…… 540
- 11・16 合併問題 / 最後の努力傾ける真和志側
/ 選挙後の”無条件”には難色?
〔沖タ・夕〕
- 11・16 那覇市長選挙 / 当間帰任で沈滞破る /
社大・人民の共闘困難か〔沖タ・夕〕
- 11・17 大絃小絃〔真和志との「合併」より
「市長選挙」〕〔沖タ・朝〕…… 540
- 11・17 激動期迎える政界 / 当間主席昨夜帰る
〔沖タ・朝〕
- 11・17 識名霊園の納骨堂 / 設計、佳作決まる
〔沖タ・朝〕
- 11・17 合併は明るい / 翁長市長談〔沖タ・朝〕
- 11・17 夜の空港に歓迎の人波 / ”バンザイ”
に埋もれ / 当間さん、昨夜郷土入り
〔沖タ・朝〕
- 11・17 内政局 / ”決意があればやれる” / 選
挙前の合併可能を示唆〔沖タ・朝〕… 541
- 11・17 軍から毎日50万ガロン / 水不足の那覇
市へ補給〔沖タ・朝〕…… 541
- 11・17 那覇・真和志合併小委員会 / ”特別措
置”見通し困難 / 市長選挙前の合併

- 期待薄〔琉新・朝〕
- 11・17 当間さん意中の人は？ / 市長選統一候補擁立の動きも終盤へ〔琉新・朝〕
- 11・17 那覇市長選挙 / 平良・仲井間に焦点 / 保守統一議員側けさ当間主席と懇談〔沖夕・夕〕
- 11・17 お別れ午餐会 / 当間さんが那覇市職員と〔沖夕・夕〕
- 11・17 統一候補仲井間氏が最有力 / 那覇市議会代表らも主席と懇談〔琉新・夕〕
- 11・18 合併問題 / 成否は布令改正に / 真和志側は可能だと樂觀〔沖夕・朝〕…………… 542
- 11・18 社大党中執委 / 刑法(布令)改正に質問書 / 那覇市長選、態度は保留〔沖夕・朝〕
- 11・18 大詰めに来た統一候補 / 平良・仲井間両氏の線〔沖夕・朝〕
- 11・18 具志頭得助氏 / 当間主席と要談〔沖夕・朝〕
- 11・18 那覇市長選挙 / 一騎打ちの線強まる / 舞台うらの動きも微妙〔琉新・朝〕
- 11・18 声 / 那覇市当局へ〔琉新・朝〕
- 11・18 選挙前合併は不可能 / 来年3月末に那覇側特別委〔沖夕・夕〕
- 11・18 選挙前の合併は無理 / 那覇の目標は来年3月に〔琉新・夕〕…………… 542
- 11・19 ” 駆引きは済まない ” / 仲井間氏統一候補を固辞〔沖夕・朝〕
- 11・19 ” やっぱり駄目か…？ ” / 合併問題 失望の色濃い真和志〔沖夕・朝〕
- 11・19 選挙後合併を / 真和志と協議 / きょう那覇市合併委が〔沖夕・朝〕
- 11・19 あす合併協議会開く / 那覇は促進決議の線で〔琉新・朝〕
- 11・19 平良擁立が頼みの綱 / 消え去った仲井間出馬説〔琉新・朝〕
- 11・19 真和志側がっかり / ” 合併のチャンス逸す… ” と〔琉新・夕〕…………… 543
- 11・19 泊ターミナル・ビルあす起工〔沖夕・夕〕
- 11・19 料金値上げへ対抗策 / 真和志松川にも区管理髪店〔沖夕・夕〕…………… 543
- 11・20 棚上げされた選挙前合併 / 那覇、初めから気乗薄 / 甘かった真和志の見通し〔沖夕・朝〕
- 11・20 今後は慎重に臨む / 真和志きょう全体協議会 / 合併問題〔沖夕・朝〕
- 11・20 3月合併の実現へ / 那覇側きょう真和志と協議〔沖夕・朝〕
- 11・20 那覇市長選挙 / 平良待ちの擁立陣 / 一部議員第二の駒も検討か〔琉新・朝〕
- 11・20 那覇市長選挙 / 生れぬ統一候補 / 平良・仲井真両氏に一応申入れ？〔沖夕・夕〕
- 11・21 那覇市長選挙 / 統一候補は停滞 / 革新系注目さる共闘申入れ〔沖夕・朝〕
- 11・21 合併委を一応解散 / 今後は継続的に努力 / 真和志市会〔沖夕・朝〕
- 11・21 3月合併申入れ / 那覇、辺野喜委員長〔沖夕・朝〕
- 11・21 市町村合併促進法 / きょう施行規則公布〔琉新・朝〕
- 11・21 那覇市長選挙 / 難産の統一候補擁立 / 仲本氏出馬の気配も濃厚？〔琉新・朝〕
- 11・21 今後は促進法で / 真和志側合併推進を確認〔琉新・朝〕…………… 544
- 11・21 きょうから施行 / 市町村合併促進法〔沖夕・夕〕
- 11・21 那覇市長選挙 / 仲井間氏を打診 / きょう那覇市会6代表が〔沖夕・夕〕
- 11・21 社大平良氏推薦か / 人民党との共闘に難点〔沖夕・夕〕
- 11・21 那覇市長選挙 / 統一候補の人選急ぐ / 平良、仲井間両氏の説得に乗出す〔琉新・夕〕
- 11・22 仲井間さんをつまみ倒し / ” 再考の余地はある ” / 那覇市長選挙懸命の担ぎ出し工作〔沖夕・朝〕
- 11・22 那覇市長選挙 / 動き出した統一候補擁立陣 / 仲井間氏出馬を固辞 / 健康と経済生活など三つの理由あげ〔琉新・朝〕
- 11・22 那覇市長選挙 / 仲井間氏受諾に傾く / 元市議連も説得に乗出す〔琉新・夕〕
- 11・23 交錯する那覇市長選挙 / 迂余曲折の統一候補 / 仲本氏も出馬を準備〔沖夕・朝〕
- 11・23 那覇市長選挙 / かつぎ出しに各派活発な動き ” 顔 ” も浮きつ沈みつ / 仲井間条件に統一陣ゆらく〔琉新・朝〕
- 11・23 旧那覇の区画整理 / 年内に90%を完成 / 1億3,000万を使う〔沖夕・夕〕
- 11・23 足並乱れる保守統一 / 那覇市長選挙仲井間氏再び態度硬化〔沖夕・夕〕
- 11・23 那覇市長選挙 / 統一陣に決裂の兆 / 議員12名が脱退決意か〔琉新・夕〕
- 11・24 踏みきれぬ擁立候補那覇市議会側 / 危

ぶまれる統一行動 / 平良氏の帰島後に持ち越し〔沖タ・朝〕	11・24	記者のメモ / 平良氏説得に自信あり〔沖タ・朝〕	11・24	一応白紙に返す / 新市長就任後再検討 / 合併問題〔沖タ・朝〕	11・24	まだメドつかぬ統一候補擁立 / 仲井間条件に硬直 / 那覇市長選、平良氏の帰島待ち再検討〔琉新・朝〕	11・24	情勢の推移を静観 / 仲井間氏の出馬、諾否の確答お預け〔琉新・朝〕	11・24	受けて立つ構え？ / 仲本氏、統一候補の出方待ち〔琉新・朝〕	11・24	3月合併を目標に / 那覇真和志合併促進委を協議会に切り替え〔琉新・朝〕…………… 544	11・24	ボーナスは一率に / 那覇市役所職員組が8割要求〔琉新・朝〕	11・24	ボーナス当局案に不満 / 那覇市職員労組が大会〔沖タ・夕〕	11・24	那覇市長選挙 / 仲井間氏、出馬を拒絶 / 結局平良氏の帰島待ち〔沖タ・夕〕	11・24	那覇市会の底流愈よ混迷状態 / 出馬絶対ひき受けぬ / 仲井間氏けさ拒否を言明〔琉新・夕〕	11・25	那覇市長選挙 / 再び平良待ちの構え / 俄かに活発化した担ぎ出し工作〔琉新・朝〕	11・25	那覇市長選挙 / 二つに割れた市会 / ”平良待ち”と”泉担ぎ出し”〔琉新・夕〕	11・26	財界人も動く「那覇市長選挙」 / 焦点は平良氏説得に / 仲本氏、情勢分析で静観〔沖タ・朝〕	11・26	平良氏出馬で無投票か / 昨夜、泉正重氏見通し語る〔沖タ・朝〕	11・26	平良待ちで地盤固め / 那覇市長選めぐる市会両派の動き〔琉新・朝〕	11・26	出馬の気配濃厚 / ”有利に展開”と仲本氏側派〔琉新・朝〕	11・26	那覇市長選挙 / 結論は”平良待ち” / 混迷続ける議会両派〔琉新・夕〕	11・27	那覇市長選挙 / 依然、足踏状態続く / 連夜対策練る当局派、二日会〔沖タ・朝〕	11・27	統一担ぎ出しテンワンの楽屋うら / 棚あげされた選挙権 / 三転した那覇市会の動きに不まんの声〔琉新・朝〕… 544	11・27	当局派”同士の地固め” / 二日会は情勢の推移静観〔琉新・朝〕	11・27	”押しつけではない” / 基本線はよき後継者選出〔琉新・朝〕	11・28	那覇市長選挙 / 二日会同一行動を破棄 / 当局派事態収拾に苦慮〔沖タ・朝〕… 545	11・28	那覇市長選担ぎ出し戦線愈よ微妙 / 市会は遂に真っ二つ / 二日会統一候補破棄を声明〔琉新・朝〕	11・28	失業対策事業起す / 来月半ばから那覇・コザ・真和志で〔沖タ・夕〕	11・28	那覇市長選挙 / 市議会両派それぞれ会合〔琉新・夕〕	11・29	社説 有権者の眼を遮切るな〔沖タ・朝〕…………… 546	11・29	三つ巴戦の様相呈す / 那覇市長選挙、新段階へ〔沖タ・朝〕	11・29	那覇市長選挙 / 顔ぶれ決定も大詰め / 平良氏も帰島一騎打ちか三つ巴か〔琉新・朝〕	11・29	人民党候補に瀬長氏を推す〔琉新・朝〕	11・29	”平良氏待ち”の那覇市議会 / 取りつく島なし / 『絶対に出馬できぬ』平良辰雄氏けさ帰る〔琉新・夕〕	11・29	要求通りに支給 / 那覇市職員ボーナス一率に〔琉新・夕〕	11・30	3者会談も結論得ず / 再び浮び上る仲井間氏の線〔琉新・朝〕	11・30	独自の立場で推薦 / 二日会、候補者2日に決定〔琉新・朝〕	11・30	那覇市長選挙 / 再び仲井間氏担ぎ出し / 混迷続ける保守統一候補〔沖タ・夕〕	11・30	国会に沖縄問題提案 / 軍用地決議案など / 社会党沖縄特別委が決定〔琉新・夕〕	11・30	那覇市長選挙 / 推せん候補どう落ちつく？ / 再び仲井間、泉の線浮かぶ〔琉新・夕〕	12・1	社説 財政対策と町村合併〔沖タ・朝〕	12・1	仲井間氏出馬を決意 / 乱戦予想の那覇市長選〔沖タ・朝〕	12・1	土地守る組織一本化 / 土地協きのう解散 / 運動土地守る総連合に持込む〔琉新・朝〕…………… 546	12・1	那覇市長選愈よ三つ巴戦に突入 / 仲井間氏出馬を受諾 / 支持者の熱意に応え決意〔琉新・朝〕	12・1	那覇市長選挙 / 注目される二日会 / 支
-------------------------------	-------	--------------------------	-------	----------------------------------	-------	--	-------	-----------------------------------	-------	--------------------------------	-------	---	-------	--------------------------------	-------	-------------------------------	-------	--	-------	---	-------	---	-------	--	-------	--	-------	---------------------------------	-------	-----------------------------------	-------	-------------------------------	-------	--------------------------------------	-------	--	-------	--	-------	---------------------------------	-------	--------------------------------	-------	---	-------	--	-------	-----------------------------------	-------	----------------------------	-------	------------------------------	-------	-------------------------------	-------	--	-------	--------------------	-------	---	-------	------------------------------	-------	--------------------------------	-------	-------------------------------	-------	---	-------	--	-------	--	------	--------------------	------	------------------------------	------	---	------	--	------	-----------------------

持候補をきょう決定〔琉新・夕〕	12・6	きょう先陣争いの届出/仲井間・仲本・瀬長の3氏〔沖夕・朝〕
12・2 那覇市長選挙微妙な動きの二日会/一騎打ちか三ッ巴か/注目される仲本氏の態度〔沖夕・朝〕	12・6	那覇市長選挙/愈よ三ッ巴戦展開/仲井間、仲本、瀬長の3氏きょう届出〔琉新・朝〕
12・2 記者のメモ/時限爆弾を放つ「二日会」〔沖夕・朝〕	12・6	那覇市長選届出始まる/3候補直ちに選挙戦へ/どちらも自信満々/ごつたがえす事務所〔沖夕・夕〕
12・2 那覇市長選挙/仲井間、仲本両氏の合流成るか!/やんわりとハラ打診/当間主席、仲本氏と懇談〔琉新・朝〕	12・6	那覇市長選挙/躍り出た三つの駒/けさ届出早くも火ぶた切る〔琉新・夕〕
12・2 情勢の推移の対応に/態度表明待機する民主、社大〔琉新・朝〕	12・7	那覇市長選挙/早くも自信たっぶり/皮算用に3候補の表情〔琉新・朝〕
12・2 世論に応える二日会声明〔琉新・朝〕	12・7	農研所問題/政治問題化を懸念/政府、資金令達後に具体交渉〔沖夕・夕〕
12・2 那覇市長選挙/一騎打ちか三ッ巴か/鍵にぎる二日会の動き〔琉新・夕〕	12・8	社説 市長選挙に望む〔沖夕・朝〕… 548
12・2 当間、仲井間、泉、仲本/4者会談で保守統一へ/けさ仲井間、仲本両氏懇談〔琉新・夕〕	12・10	那覇市長選/3候補が出揃うまで/空砲に終わった”統一”/花道をこぼまれた二日会〔沖夕・夕〕…………… 549
12・3 婦人会が署名運動/真和志市区長制廃止に反対〔沖夕・朝〕…………… 547	12・10	ボーナス8割支給/那覇市議会条例を可決〔琉新・朝〕
12・3 記者席/二日会は二日酔いじや〔琉新・朝〕	12・11	高良一氏を除名/那覇市議二日会〔琉新・朝〕…………… 550
12・3 那覇市長選挙/統一候補の線を推進/当間主席、昨夜二日会と意見調整〔琉新・朝〕	12・12	那覇市政への抱負/争点は”都計”の進め方/3候補、合併実現を公約〔沖夕・夕〕…………… 550
12・3 那覇市長選挙/成るか保守統一候補/3派の弁どちらも強気〔沖夕・夕〕	12・13	きのう日ソ批准書交換/11年ぶりに国交回復/日本の国連加盟承認近し〔琉新・朝〕
12・3 選挙戦にからみ?那覇市内に怪文書〔沖夕・夕〕	12・14	区長制廃止の説明など/真和志市が各区で行政懇談会〔琉新・夕〕
12・4 那覇市長選挙/難航の保守統一候補/きょう3派支持者が協議〔沖夕・朝〕	12・14	いこい/市長候補へ望む〔琉新・夕〕
12・4 3派深更迄秘策練る/財界人が「二日会」と懇談〔沖夕・朝〕	12・15	3候補の皮算用/那覇市長選挙〔沖夕・夕〕
12・4 4者会談モノ別れ/互いに強よ気、産み悩む那覇市長選統一候補/きょう再び支持者交え調整〔琉新・朝〕	12・16	那覇市長選挙/本格的舌戦へ入る/昨夜首里で3候補立会い演説会〔沖夕・朝〕
12・4 保守調整は依然難航/那覇市長選挙結局乱戦か〔沖夕・夕〕	12・16	那覇市長選挙/あなたの清き1票を/火ぶたきる3候補の舌戦〔琉新・朝〕
12・5 公聴/那覇市長選挙に寄せる〔沖夕・朝〕	12・16	合同演説に質問活発/那覇市長選挙きのうの3候補演説会〔沖夕・夕〕
12・5 農研指所移転問題の反対陳情を採択/4日の那覇市会〔沖夕・朝〕…………… 548	12・16	私が市長になったら/那覇市政に3候補の抱負/首都建設はこうして/揃って早期合併打出す〔琉新・夕〕
12・5 那覇市長選挙/統一の線ほのみゆ?/歩み寄りの気配高まる〔琉新・朝〕	12・16	有権者は6万台/投票本会場と分会場内訳〔琉新・夕〕
12・5 那覇市長選挙/決断迫られる二日会/きのう、仲本派との調整ならず〔沖夕・夕〕	12・17	記者のメモ/ヤジで賑った立会演説…〔沖夕・朝〕
12・5 那覇市長選挙、届出もあすに迫る/愈よ最後の陣固め/保守統一候補、仲井間氏に傾く〔琉新・夕〕	12・17	聴衆が演壇に押かけ/昨夜小祿の演説会、一時混乱〔沖夕・夕〕

12・18	記者のメモ / 意気旺んの二日会総裁？ 〔沖タ・朝〕	朝〕……………	553	
12・18	有権者は6万余名 / 那覇市長選挙不在 投票進む〔沖タ・夕〕	12・27	大絃小絃〔人民党市長に協力はできな い〕〔沖タ・朝〕……………	554
12・19	日本の国連加盟成る / 総会満場一致で 可決〔琉新・夕〕	12・27	人民党市長出現の波紋 / 焦点は市会の 動きに / 財界人、昨夜慌しく動く 〔沖タ・朝〕……………	554
12・20	プ勧告で土地値上り傾向 / 那覇旧市街 は高騰 / 坪3,000円から2万円に上 った土地も〔沖タ・夕〕……………	551	12・27	記者のメモ / 敗軍の将は語らない… 〔沖タ・朝〕
12・20	那覇市長選挙 / 相変わらず盛んなヤジ / 昨夜、3候補合同演説会〔沖タ・夕〕	12・27	瀬長市長に表情とりどり〔沖タ・朝〕…	555
12・20	野次乱れとび騒然 / 昨夜の那覇市長選 立合演説会〔琉新・夕〕	12・27	市長選瀬長氏に凱歌 / 統一欠いた保守 陣敗れる〔琉新・朝〕	
12・21	大絃小絃〔区画整理後の土地が2、3 倍にハネ上る〕〔沖タ・朝〕……………	552	12・27	不信任決議も予想さる / 那覇市議会対 策を協議〔琉新・朝〕
12・21	那覇市長選挙 / いよいよ終盤戦に突入 / 質問に候補はかく答える / 都計を どう進める？〔沖タ・夕〕	12・27	那覇市長選 / 候補者得票〔琉新・朝〕	
12・22	社説 よりよい市政のために〔沖タ ・朝〕	12・27	各界に異常な反響 / 那覇市政今後の推 進憂慮〔琉新・朝〕	
12・24	あす投票日 / 那覇市長選挙〔沖タ・朝〕	12・27	勢力分裂が敗因 / 反省の契機…と仲 井間氏〔琉新・朝〕	
12・24	市長選にからみ / 仲宗根氏を告発 / … 人民党〔沖タ・朝〕	12・27	”人民党とは同席せず” / 嘉手納助役 辞表を提出〔琉新・朝〕	
12・24	社説 / 那覇市民の良識にまつ〔琉新・ 朝〕	12・27	声 / 新那覇市長にお願い〔琉新・朝〕	
12・25	どう下る6万の審判 / 那覇市長選挙き ょう投票〔沖タ・朝〕	12・27	財界、那覇市議会の動き待ち静観〔琉 新・朝〕	
12・25	気遣われる投票率 / 那覇市長選挙 / 冷 雨に出足にぶる / 午前中で2 - 3割 〔沖タ・夕〕	12・27	”直に不信任議決は？” / 那覇市会正 副議長、バ民政官訪問 / ひるから27 議員が協議〔沖タ・夕〕	
12・26	那覇市長選挙戦いすんで / 投票率6割 7分 / 当選気分で祝い酒 / ひる過ぎ 大勢判明か〔沖タ・朝〕	12・27	公約通り市の建設を / 「瀬長市長」に 各界層の声〔沖タ・夕〕	
12・26	棄権3割2分〔琉新・朝〕	12・27	瀬長那覇市長の誕生 / 東京にも大きな 反響 / 米国をどう協調？ / 今後の推 移見守る在京先輩〔琉新・夕〕	
12・26	那覇の新市長は誰？ / きょうの開票に 三つどもえの表情〔琉新・朝〕	12・27	政策面で対決 / 瀬長市長に那覇市議会 方針固む〔琉新・夕〕	
12・26	”さあ公約通り合併を” / 真和志市再 び動き出す〔琉新・朝〕	12・27	来春は旧市街地へ / 伸びる那覇の都市 計画〔琉新・夕〕	
12・26	瀬長氏が当選 / 那覇市長選挙 / 動揺す る当局幹部〔沖タ・夕〕	12・27	総辞職を決行か / 那覇市役所部課長 〔琉新・夕〕	
12・26	瀬長氏の当選確定 / 注目の那覇市長選 開票結果〔琉新・夕〕	12・28	社説 選挙後の不安動揺〔沖タ・朝〕…	557
12・26	人民党が告発 / 仲宗根源和氏を〔琉新 ・夕〕	12・28	復金・那覇市の起債保留 / 波紋ひろが る市長問題 / 補助金支出も拒否 / き ょう正式な態度表明〔沖タ・朝〕	
12・26	真和志区長制さよならパーティー〔琉 新・夕〕	12・28	記者のメモ / 外人も照会する市長選挙 〔沖タ・朝〕	
12・27	社説 新らしい那覇市政の困難〔沖 タ・朝〕	12・28	人民党を非合法化？ / 勢力増大に主席、 記者団と会見〔沖タ・朝〕	
12・27	社説 那覇市長選挙に想う〔琉新・	12・28	「絶対に協力ができず」 / 那覇市会、反 共態度を声明〔沖タ・朝〕……………	558
		12・28	那覇の動きを静観 / 合併問題きのう真 和志市会で協議〔沖タ・朝〕……………	559

12・28	真和志市を都計未指定地域に〔沖タ・朝〕……………560	12・29	声／今こそ奮起せよ〔琉新・朝〕
12・28	人民党市長への対処／当間主席記者会見で語る／人民党非合法化の声も／瀬長当選は那覇復興を4年遅らせる〔琉新・朝〕	12・29	論叢／人民党市長とその背後／仲宗根源和〔沖タ・夕〕
12・28	記者席／冷遇されたお歴々〔琉新・朝〕	12・29	都計工事殆ど停止／建設協会那覇市へ支払要請〔琉新・夕〕
12・28	那覇市への復金融資と特別補助／”支出しばらく待った”／民府から突如保留指示〔琉新・朝〕	12・29	労賃も支払い延期／瀬長市長出現で苦境の請負業者〔琉新・夕〕
12・28	瀬長当選に本土紙の報道〔琉新・朝〕	12・29	瀬長新市長への干渉／日共が即時中止要求〔琉新・夕〕……………562
12・28	”瀬長反対”を打ち出す／実業人グループが署名運動〔琉新・朝〕	12・29	工事金支出して解約／建設業協会、那覇市へ要求／29日で全工事停止〔沖タ・夕〕……………562
12・28	モ紙が見た瀬長当選〔琉新・朝〕	12・30	辞職はしない／瀬長亀次郎氏談〔沖タ・朝〕
12・28	”人民党市長には協力できぬ”／那覇市議会側（3議員を除く）が声明〔琉新・朝〕	12・30	支出の見通しつく／那覇市の建設工事金〔沖タ・朝〕
12・28	あけ渡すか守るべきか／瀬長市長出現に苦悩する市吏員〔琉新・朝〕	12・30	公聴／瀬長氏に提言す〔沖タ・朝〕
12・28	区長制存置の陳情却下／きのう真和志市の定例議会〔琉新・朝〕	12・30	瀬長市長問題で／民政府へ総評が抗議電報〔琉新・朝〕
12・28	那覇市への金融政策を決定／支出は総て停止／情勢好転するまでの期間〔琉新・夕〕	12・30	労賃、資材費は年内に／1,200万円の支出認む〔琉新・朝〕
12・28	経歴に法的疑義／瀬長氏の当選に米国防省重大関心〔琉新・夕〕	12・30	声明〔市長当選問題〕〔琉新・朝〕
12・28	遂に総退陣を決定／那覇市部課長会議〔琉新・夕〕……………560	12・30	那覇市長問題／慎重な扱いが必要／ロンドン・タイムスも取上げる〔沖タ・夕〕
12・28	瀬長市長誕生に／福岡もショツク〔琉新・夕〕	12・30	権力者は反省すべき／安里委員長福岡で語る〔沖タ・夕〕……………563
12・28	瀬長氏当選に重大関心／米国防当局経歴に法的疑義〔沖タ・夕〕	12・30	自治への不干渉を要請／日本社会党〔沖タ・夕〕……………563
12・28	那覇全部課長が辞表提出〔沖タ・夕〕	12・30	発言ひかえる／市役所職員労組〔沖タ・夕〕……………563
12・28	”他の市町村へ融資”／好転する迄復金ストップ〔沖タ・夕〕……………560	12・30	瀬長市長反対期成会／波之上バー組合〔沖タ・夕〕……………563
12・28	復興と市民の福祉を／瀬長氏当選に本土の反響〔沖タ・夕〕	12・30	瀬長市長の出現／本土新聞も連日報道〔琉新・夕〕
12・29	対等合併／真和志が近く申入れ〔沖タ・朝〕……………560	12・30	”すべては就任後に”／問題の人瀬長氏の意向〔琉新・夕〕
12・29	社説 思想対策に慎重期せ〔琉新・朝〕	12・30	干渉の排除／社会党も申入れ〔琉新・夕〕
12・29	那覇市、1億5,000万の資金断たれ／吏員給与も懸念さる／都計、土木事業マヒ状態〔琉新・朝〕……………561	12・31	瀬長市政と対決／民主党那覇連合支部が声明〔琉新・朝〕……………564
12・29	瀬長氏に辞退勧告か／市長就任前に…と那覇市議会〔琉新・朝〕	12・31	2,000余名が職を失う／お先真っ暗、那覇の都計〔琉新・朝〕……………564
12・29	全部課長が総退陣決定〔琉新・朝〕	12・31	声／那覇市長選挙に思う〔琉新・朝〕
12・29	新春早々合併／真和志側の方針〔琉新・朝〕	12・31	広告／小禄地区反人民党同志会宣言〔琉新・朝〕……………564
		12・31	広告／声明書〔金融協会融資拒否〕〔琉新・朝〕……………564

1957年（昭和32年）	り担当員設く〔琉新・夕〕…………… 569
1・1 瀬長氏の市長就任に／人民党が声明を 発表〔琉新・朝〕…………… 565	1・5 瀬長氏、市長のイスへ／けさ当選証書 交付〔沖夕・夕〕…………… 569
1・1 1,200万円／労賃支払う〔琉新・朝〕… 565	1・5 3月の市会が大詰め／米政府は介入せ ず〔沖夕・夕〕
1・1 広告／那覇市議会〔琉新・朝〕	1・5 那覇市助役辞任〔沖夕・夕〕…………… 570
1・4 瀬長市長当選の波紋／第二キプロス化 の恐れ／米本国対策に慎重期す〔琉 新・朝〕	1・5 新市長へ要求書／職員労組代表が〔沖 夕・夕〕
1・4 社説 沖縄の情勢をめぐって〔琉新 ・朝〕…………… 565	1・5 都計誠意尽して折衝／乗っとり人事せ ぬ／…記者団と一問一答〔沖夕・夕〕
1・4 ”選挙の結果を認めよ”／那覇市長問 題で社大党声明〔琉新・朝〕…………… 566	1・5 人民党書記長は辞任／部課長との会談 で兼任の不可示峻〔琉新・夕〕
1・4 きょう最終態度決定／瀬長氏の市長就 任に那覇市役所職員〔琉新・朝〕	1・5 ”やがて春が…”／瀬長市長、記者 団会見〔琉新・夕〕
1・4 声／民主主義はどこに〔琉新・朝〕	1・6 社説 市長問題と今後の政治〔沖夕 ・朝〕
1・4 広告／声明〔瀬長亀次郎氏当選に対し 遺憾〕〔琉新・朝〕…………… 566	1・6 大絃小絃〔瀬長亀次郎氏、市長当選で、 一躍内外の「話題の人」に〕〔沖夕・ 朝〕
1・4 停った那覇都計〔沖夕・夕〕	1・6 強制収用は避ける／新市長出現で動き 出す農研所問題〔沖夕・朝〕…………… 570
1・4 議会闘争後不信任へ／瀬長市長に27議 員対決部課長留任を要望〔沖夕・夕〕	1・6 後任助役を推薦／那覇市部課長会が協 議〔沖夕・朝〕
1・4 ”時機を見て不信任”／瀬長氏の市長 就任に議会態度決定〔琉新・夕〕… 567	1・6 賑った瀬長市長就任祝賀会〔沖夕・朝〕
1・5 大絃小絃〔新市長に対する周囲の圧力〕 〔沖夕・朝〕	1・6 瀬長市長ラジオ東京と国際電話〔沖夕 ・朝〕
1・5 対那覇市長問題は民自体で／合法的に 対策講ぜよ／レ長官、政財界人と懇 談〔沖夕・朝〕	1・6 ”減税”はデマだ／不信任決議はせぬ だろう／瀬長那覇市長に聞く〔沖夕 ・夕〕
1・5 ”総辞職はしません”／那覇市の部課 長昨夜、態度を決める〔沖夕・朝〕	1・6 社会党が重視／土地問題と瀬長市長問 題〔琉新・夕〕
1・5 給料遅払いはご免／職員労組瀬長市長 へ決議〔沖夕・朝〕	1・6 どうなる職員の給与支払い／那覇市手 持ちは差引ゼロ？〔琉新・夕〕…………… 570
1・5 けさ当選証書交付式〔沖夕・朝〕	1・7 前途多難な瀬長新市長／ヤマ、3月の 定例会／第一の障壁は都計事業？ 〔沖夕・朝〕
1・5 瀬長氏の市長当選問題で会談／”住民 で反共態勢を”／レ長官が民首脳に 示峻〔琉新・朝〕…………… 567	1・7 記者のメモ／市財政も資金カンパで… ？〔沖夕・朝〕
1・5 全員留任のハラ固む／瀬長市長迎える 那覇市役所部課長／市議会の要望容 れ態度決定〔琉新・朝〕…………… 568	1・7 公聴／慎重に考えよ／大人の反省を 〔沖夕・朝〕
1・5 ”人事には公正を期せ”／瀬長氏の市 長就任に市職労組が5項目要求〔琉 新・朝〕…………… 569	1・7 社説 当間主席に望む〔琉新・朝〕
1・5 米国は不介入の態度／瀬長市長遠から ず退任予想／米外交当局の観測〔琉 新・夕〕	1・7 記者団避け会談／瀬長市長主席へ挨拶 回り〔沖夕・夕〕
1・5 けさ市長当選証書交付さる／きょうか ら瀬長市長／全部課長も深刻な表情 で拍手〔琉新・夕〕	1・7 軍首脳、会見断わる／瀬長市長の登庁 第1日〔沖夕・夕〕
1・5 真和志／自主的に区運営／区長制に代	1・7 ”困難な市政打開せん”／瀬長那覇市 長けさ就任挨拶〔琉新・夕〕…………… 570
	1・7 軍首脳面接を拒絶／都計問題障壁にぶ つかる瀬長市長〔琉新・夕〕

- 1・8 記者のメモ〔瀬長市長が当間主席へ市長就任挨拶〕〔沖タ・夕〕
- 1・8 ”軟化ではない” / 瀬長市長、国際電話〔沖タ・朝〕
- 1・8 27議員会合〔沖タ・朝〕
- 1・8 就任挨拶めぐりでちよっぴり打診? / 春はいつ”資金凍結” / 琉銀総裁に聴く瀬長市長との会談〔琉新・朝〕
- 1・8 真和志合併へ積極的 / 20日の議員全体会議で表明〔沖タ・夕〕
- 1・9 大絃小絃〔人民党市長を登場させた一半の責任は紳商の一部財界実業人にある?〕〔沖タ・朝〕
- 1・9 瀬長市政批判へ / 那覇市政研究クラブ生る〔沖タ・朝〕
- 1・9 公聴 / 人民党市長と反共運動〔沖タ・朝〕
- 1・9 ”那覇市政研究クラブ” / 二日会も解散27議員で結成〔琉新・朝〕…………… 571
- 1・9 ”凍結資金解けると確信” 瀬長市長都計工事を視察〔琉新・朝〕
- 1・10 独走を慎しめ合う / 翁長真和志市長泉那覇市議長と懇談〔琉新・朝〕
- 1・11 市政をどう打開する / 今夜二日会、瀬長市長と懇談〔沖タ・朝〕
- 1・11 農研所移転を検討 / 那覇市政研究クラブきょう会合〔沖タ・朝〕
- 1・11 瀬長市長の申入れで / 那覇市議二日会と今夕懇談会〔琉新・夕〕
- 1・12 基地化に反対でない / 瀬長市長、市議と懇談〔沖タ・朝〕
- 1・12 二日会を解消 / 昨夜、声明発表〔沖タ・朝〕
- 1・12 農研所問題検討 / 市政研究クラブ〔沖タ・朝〕
- 1・12 瀬長市長の秘書に伊波広定氏〔沖タ・朝〕
- 1・12 農研指所の移転促進 / 那覇市政研究クラブが乗り出す〔琉新・朝〕…………… 571
- 1・12 瀬長市長の方針を質す / 那覇市議4氏が会見懇談〔琉新・朝〕…………… 571
- 1・12 瀬長那覇市長秘書に伊波広定氏〔琉新・朝〕
- 1・14 二日会解消で / メッセージ発表〔琉新・朝〕
- 1・14 一おう買上げストップ / 農研所移転話し合い解決に曙光〔沖タ・夕〕…………… 572
- 1・14 瀬長談話にがっかり / 合併問題真和志も静観〔沖タ・夕〕
- 1・15 改正市町村税法に主席署名 / 市町村税3,350万円の減税 / 施行は明年度予算期から〔琉新・朝〕
- 1・16 那覇の断水異変 / 悲鳴あげる街の表情 / 休業の風呂屋も出る / 井戸端はバケツの放列〔沖タ・朝〕
- 1・16 軍からの給水再開 / 1日50万ガロンで従来の半分〔沖タ・朝〕
- 1・16 | 社説 | 町村民の負担を軽くせよ〔琉新・朝〕
- 1・16 決議の時機を検討 / 那覇市政研究ク懐中の市長不信任〔琉新・朝〕
- 1・17 | 社説 | ”貰らい水”の悲哀〔沖タ・朝〕
- 1・17 和やかに「最大公約数」問答 / 瀬長市長と市議懇談会〔沖タ・朝〕
- 1・17 琉銀総裁らが懇談 / 那覇市反当局派と〔沖タ・朝〕
- 1・17 延びる那覇の生活保護費支給 / 琉銀資金凍結とは関係なし〔沖タ・朝〕
- 1・18 | 社説 | ツノをためる / 政治屋とコウヤク〔沖タ・朝〕
- 1・18 臨時議会の招集要求 / 那覇市会反当局派定例議会で不信任へ〔沖タ・朝〕
- 1・18 那覇市職員労組18日に執行委〔沖タ・朝〕
- 1・18 論叢 / 那覇市長選挙の波紋 / 仲吉良光〔沖タ・朝〕
- 1・18 臨時議会の招集請求 / 那覇市政研究クラブが〔琉新・朝〕
- 1・19 | 社説 | 農研所移転に関連して〔沖タ・朝〕…………… 572
- 1・19 当局も市会招集準備 / 那覇市会反当局派市長不信任にも二つの動き〔沖タ・朝〕
- 1・19 給水ワク広がる / 那覇の水道なくなる深夜節水〔沖タ・朝〕
- 1・19 反当局派を励ます / 市研クラブと財界人懇談〔沖タ・朝〕
- 1・19 臨時議会31日招集 / 都計工事などを案件に / 那覇〔沖タ・朝〕
- 1・19 ”遅延策はとらない” / 臨時議会請求に瀬長市長〔琉新・朝〕
- 1・19 那覇市の臨時議会31日に招集〔琉新・夕〕
- 1・19 ”那覇市の窮状打開に” / 昨夜27議員と財界が懇談〔琉新・夕〕
- 1・20 社大党大会 / 那覇市長問題で抗議〔沖タ・朝〕

1・21	那覇市会28日に招集〔沖タ・夕〕		
1・21	不信任決議の時機 / 那覇市政研究クに 両見解〔琉新・夕〕	1・28	社記者座談会〔琉新・夕〕
1・21	那覇市の臨時議会 / 28日繰り上げ招集 〔琉新・夕〕	1・28	那覇市への水源地貸与 / 具志頭村議 会が拒否声明〔琉新・朝〕…………… 576
1・22	早期合併申入れる / 注目される那覇市 会の動き / 真和志市会態度決る〔沖 タ・朝〕…………… 573	1・28	那覇市の水道 / 軍が給水量ふやす〔沖 タ・夕〕
1・22	再び合併促進を要請 / 那覇市臨時議会 に待機する真和志〔琉新・朝〕	1・28	予算審議に質問活発 / 瀬長市長、初の 那覇市会〔沖タ・夕〕…………… 576
1・22	資金凍結と補助の停止 / 那覇市が琉銀 に理由質す〔琉新・夕〕…………… 573	1・28	大荒れ的那覇市議会 / 集中攻撃浴びる 瀬長市長〔琉新・夕〕
1・22	合併の呼びかけに / 那覇市会の動きは 微妙〔琉新・夕〕	1・29	記者のメモ / 那覇に18世紀の政治布く ?〔沖タ・朝〕
1・23	民政官の説明求める / 瀬長市長主席に も尽力頼む / 資金凍結〔沖タ・朝〕	1・29	瀬長市長施政方針の反響〔沖タ・朝〕
1・23	きのうから節水 / 那覇市の水道新水源 地の測量開始〔沖タ・朝〕…………… 573	1・29	記者席 / 笑顔一つ見せぬ瀬長市長〔琉 新・朝〕
1・23	社説 真和志と那覇の合併の効用 〔琉新・朝〕	1・29	那覇市議会 / あす本会議再開 / 追加予 算は委員会付託〔琉新・朝〕
1・23	臨時議会対策を協議 / 那覇の市政研究 クラブ〔沖タ・夕〕	1・30	記者のメモ / ウルサイッ不信任案出せ 〔沖タ・朝〕
1・24	大絃小絃〔真和志の合併、最近的那覇 市のゴタゴタからすれば望みうす〕 〔沖タ・朝〕	1・30	仮橋架設で渡り合う / 那覇市会総務財 政委〔沖タ・朝〕
1・24	現状維持で精一杯 / 那覇市の困窮財政 3・四半期の実行予算〔沖タ・朝〕	1・30	記者席 / わたりあう那覇議員〔琉新・ 朝〕
1・24	窮乏的那覇市財政 / 急場凌ぎの予算編 成〔琉新・朝〕…………… 574	1・30	那覇市議会 / 総務財政委〔琉新・朝〕
1・24	”都計にどう対処する” / 那覇市政研 究クラブ臨時議会の案件決定〔琉新 ・朝〕	1・30	予算案を修正可決 / 那覇市会”資金凍 結”で論議〔沖タ・夕〕…………… 577
1・24	具体的に市政追及 / 那覇市の反当局派 臨時議会は10日間〔沖タ・夕〕	1・30	那覇 / 水を求めて各地調査〔沖タ・夕〕・577
1・24	那覇市臨時議会 / 招集正式に請求〔琉 新・夕〕	1・30	那覇市議会 / 先ず本工事から / 追加予 算、委員会修正案可決〔琉新・夕〕
1・25	一体合併するのか / 真和志が協議会申 入れ〔沖タ・朝〕	1・31	バ民政官との会見 / 瀬長市長重ねて 懇請〔琉新・朝〕
1・25	初の専従者おく / 那覇市職員労組が申 入れ〔沖タ・朝〕	1・31	記者席 / 狂歌も飛び出す那覇市会〔琉 新・朝〕
1・25	那覇市臨時議会 / 今期2週間予定〔琉 新・朝〕	1・31	瀬長那覇市長問題 / 現状、基地に危険 はない / 軍当局当分静観の態度〔沖 タ・夕〕…………… 578
1・26	合併促進協議会作る / 両市会代表が意 見一致〔沖タ・夕〕…………… 575	1・31	債務の償還力に懸念 / ”資金凍結”に 琉銀回答〔沖タ・夕〕…………… 578
1・26	那覇真和志合併への動き活発化 / 促進 審議会の設置 / 泉那覇議長が真和志 側に約す〔琉新・夕〕	1・31	”市財政見通しつかず” / 融資凍結、 琉銀から那覇市に回答〔琉新・夕〕
1・27	新年の政局は曇り気味 / もたつく三つ の問題 / 陽差しとざされ足ぶみ / 本	2・1	大絃小絃〔那覇市の時間給水、水談義〕 〔沖タ・朝〕
		2・2	那覇市会活発な一般質問 / 資金凍結な ど鋭く追及〔沖タ・夕〕
		2・2	100万円 / 補助残額の交付拒否 / 工交 局が那覇市へ〔沖タ・夕〕…………… 579
		2・2	泊港ターミナルビル工事陳情に回答 / 補助金交付も再検討 / 那覇市の都計 変更に対処〔琉新・夕〕
		2・3	記者のメモ / 市会にまかり出た平清盛

...〔沖夕・朝〕	2・9	”市債償還に確信あり” / 那覇市融資再開を申請〔琉新・朝〕……………	583
2・3 都計に1億2,000万 / 瀬長那覇市長が補助金陳情〔沖夕・朝〕……………	579	2・9 臨時市会終る〔沖夕・夕〕	
2・4 記者のメモ / 予算削られても事業は減らぬ?〔沖夕・朝〕		2・10 公聴 / 市長批判に答える〔沖夕・朝〕	
2・4 ”断じて脱党はせぬ” / 那覇市会市長へ野党攻勢続く〔沖夕・夕〕		2・10 真和志市追加更正予算可決〔琉新・朝〕	
2・4 死んでも脱党せぬ / 資金凍結めぐり論争 / 那覇市会〔琉新・夕〕……………	579	2・10 市町村合併促進審議会規則公布〔琉新・夕〕……………	584
2・5 那覇市会 / 資金凍結問題を追及 / 「解除要請」を否決〔沖夕・朝〕		2・13 渡日拒否に / 瀬長市長再申請〔沖夕・朝〕……………	584
2・5 若狭小校敷地を現場視察 / 那覇市文厚労委〔沖夕・朝〕		2・14 記者のメモ / 市長”書きますワヨ”の巻〔沖夕・朝〕	
2・5 記者席 / 瀬長退陣を説く高良議員〔琉新・朝〕		2・14 那覇市 / 16億円の特別補助を / 日本政府へ戦災復興援助要請〔沖夕・朝〕…	584
2・5 時評 / セナガ市長と怪物? / 亀川正東〔沖夕・夕〕		2・14 琉銀へ融資再開を要望 / 瀬長那覇市長〔沖夕・朝〕	
2・5 教育税や都計俎上に / 那覇市議会質疑愈よ活発化〔琉新・朝〕		2・14 民主党と協力して局面の打開へ / 那覇市議〔琉新・朝〕	
2・6 促進協議会の早急組織 / 合併問題真和志が那覇へ申入れ〔沖夕・朝〕		2・14 沖縄返還の国民大会 / 那覇市政問題など追加〔琉新・夕〕	
2・6 若狭小校の敷地問題審議 / …那覇市会文教厚生委〔沖夕・朝〕		2・15 社会党へ支援要請 / 渡航拒否問題で瀬長那覇市長が〔琉新・朝〕	
2・6 若狭幼稚園の敷地 / 那覇市会文教厚生委要望意見付し採択〔琉新・朝〕		2・15 瀬長市長渡航拒否問題 / 日本社会党が取上げる〔沖夕・夕〕……………	584
2・7 合併促進協議会の組織 / 臨時議会中に那覇も乗出す〔沖夕・朝〕……………	580	2・17 野党議員の大半が署名 / 那覇市会防共法の立法請願〔沖夕・朝〕……………	585
2・7 両市の合併促進 / 那覇市政研究ク、真和志側と懇談〔琉新・朝〕		2・18 大絃小絃〔赤い市長退治にチエ尽き防共法の動き〕〔沖夕・朝〕……………	585
2・7 このままでいいのか / 那覇の河川工事停止 / 雨季控え氾濫の不安 / 市長と市会は責任のなすりあい〔沖夕・夕〕…	581	2・18 那覇・真和志の合併促進など / 社大党大会の動議採択・声明発表〔沖夕・朝〕	
2・7 若狭小校の敷地で質疑 / 那覇市臨時議会〔沖夕・夕〕		2・18 防共法待って退陣迫る / 上原那覇市議福岡で語る〔沖夕・朝〕	
2・8 都計ストップは市長の責任 / 資金凍結3月迄に解除せよ / 那覇市会が要望決議〔沖夕・朝〕		2・18 瀬長市長渡日問題 / 外務省から返電〔沖夕・夕〕	
2・8 凍結論争で那覇市会幕切れ最高潮 / ”責任は市長に” 要望決議 / 市長”市民への責任転嫁だ”〔琉新・朝〕…	581	2・18 社大党 / 那覇への圧迫排除など / 政治社会問題で三つの決議〔琉新・朝〕…	586
2・8 合併促進協議会を結成 / 那覇市会〔沖夕・朝〕……………	583	2・19 公聴 / 防共法立法請願の那覇市議を批判す〔沖夕・朝〕……………	586
2・8 足並み揃わぬ「不信任」 / 那覇市会提出時期に異論〔沖夕・夕〕……………	583	2・23 ”小作人にも補償” / …農研所移転問題で当局説明〔沖夕・朝〕……………	586
2・9 合併促進協議会の準備委を結成 / 真和志市でも〔沖夕・朝〕		2・23 25日に現地を視察 / 農指移転問題那覇市会総財委が〔琉新・朝〕	
2・9 公聴 / 瀬長市長へ望む〔沖夕・朝〕		2・23 記者席 / 中学生より劣る那覇市議員〔琉新・朝〕	
2・9 償還は大丈夫 / 那覇市融資再開を懇請〔沖夕・朝〕		2・23 合併の促進へ / 真和志市議会動く〔琉新・朝〕……………	587
		2・24 論叢 / 議員という名の職業 / 那覇市議員を批判する(上) / 金城次郎〔沖夕・夕〕……………	587

- 2・25 論叢／議員という名の職業／那覇市議員を批判する（下）／金城次郎〔沖タ・夕〕……………588
- 2・26 合衆国の土地収用計画（要旨）／地価相当額支払う／原形に復する責任はない／長期使用〔沖タ・朝〕……………589
- 2・26 ”土地は売りません”／那覇市会地主と懇談／農研所移転難航〔沖タ・朝〕・590
- 2・26 那覇市の資金凍結／”米政府は知らない”／極東軍、社会党に回答〔沖タ・朝〕……………591
- 2・27 |社説|新布令の公布〔沖タ・朝〕……591
- 2・27 大絃小絃〔那覇市の資金凍結〕〔沖タ・朝〕……………592
- 2・27 合衆国土地収用計画布令164号／（上）〔沖タ・朝〕
- 2・27 1階スラブで中止／泊港ターミナル工事解約〔沖タ・朝〕……………592
- 2・27 |社説|軍用地新布令の公布〔琉新・朝〕
- 2・27 ”区長廃止”に悲鳴／真和志の一部に復活の動き〔沖タ・夕〕
- 2・27 市民の手で再開／安里川の浚渫工事けさから〔沖タ・夕〕……………593
- 2・28 貧しい人のために釀金／真和志の議員さんたちが〔沖タ・朝〕
- 2・28 空港ターミナルの建設資料／運輸省に送付依頼〔沖タ・夕〕
- 2・28 会長大いに語る／グループめぐり(3)／那覇市政研究クラブ／集まりもダレ気味／足並揃わぬ27士〔沖タ・夕〕・593
- 3・3 大絃小絃〔琉銀資金凍結問題、富原総裁大いに激怒〕〔沖タ・朝〕
- 3・3 合併促進協議会の早期結成／真和志が動く〔沖タ・朝〕
- 3・3 那覇市／定例議会26日に延期〔沖タ・夕〕
- 3・4 |社説|新教育法布令とその後に来るもの〔琉新・朝〕
- 3・8 パスターミナル／使用料徴収でもむ／業者、那覇市と対立〔沖タ・夕〕……594
- 3・11 声／市当局に苦言〔琉新・朝〕
- 3・12 記者席／次期那覇市長選の〔琉新・朝〕
- 3・13 祖国復帰の促進へ／昨夜那覇市民大会で決議〔琉新・朝〕……………594
- 3・14 那覇へ200万円／総評のカンパ救援物資贈る〔沖タ・朝〕
- 3・14 声／那覇市の地番〔琉新・朝〕
- 3・14 那覇市への200万円の物資／総評から瀬長市長に私信〔琉新・朝〕
- 3・14 瀬長市長の追出し策／対等合併か不信任案か／反当局派議会前に決る〔琉新・夕〕
- 3・16 大絃小絃〔資金凍結で”都計”がマヒ〕〔沖タ・朝〕……………594
- 3・17 |社説|那覇の定例市会をひかえて〔沖タ・朝〕
- 3・19 |社説|混迷の那覇市会と市政の正常化〔琉新・朝〕……………595
- 3・19 記者席／那覇市を国連に提訴〔琉新・朝〕
- 3・19 野党にも三つの動き／市長不信任、真和志との合併、自治法の改正促進／注目される那覇市定例議会〔琉新・朝〕・596
- 3・20 瀬長市長に辞職勧告／生活を守る会〔沖タ・朝〕
- 3・20 農研所移転問題結論出ず／那覇市総務財政委〔沖タ・朝〕……………597
- 3・22 道路舗装の陳情／旧首里の市民から〔沖タ・夕〕
- 3・24 声／那覇市会解散を望む〔琉新・朝〕・597
- 3・24 那覇市職員労組／きのう定期大会〔沖タ・夕〕
- 3・24 長嶺那覇市副議長ら当間主席と懇談〔沖タ・夕〕
- 3・25 まず100万円送る／総評の那覇市救援カンパ〔沖タ・夕〕
- 3・26 もたつく不信任評定／注目される中間派の動き／次善の策に対等合併も／那覇市会〔沖タ・朝〕
- 3・26 記者のメモ／”不信任”賭でいこうか…？〔沖タ・朝〕
- 3・26 合併申入れ／真和志市会正式交渉へ動く〔沖タ・朝〕
- 3・26 那覇市との早期合併／真和志全市議翁長市長に申入れ要請〔琉新・朝〕……597
- 3・26 注目の那覇市会開く／瀬長市長の言辞が論議の焦点か〔琉新・朝〕
- 3・26 那覇市会けさ開く／再提案の前島架橋問題など〔沖タ・夕〕
- 3・26 那覇市会／期待はずれの傍聴席／引込んだ市長不信任案〔琉新・夕〕
- 3・26 下地町の議員らが那覇市議会を傍聴〔琉新・夕〕
- 3・27 中の橋など着工きょうから／那覇市会全体協議会で決定〔沖タ・朝〕
- 3・27 那覇市会やっさもっさ／うずまく底流

	も表面波静か〔琉新・朝〕…………… 597		会で答弁〔沖夕・朝〕…………… 601
3・27	安里川埋立地売却 / 承認議案提出〔琉新・夕〕	3・31	真和志市議会 / 新たな決意で臨むか / 真和志都市合併〔琉新・夕〕
3・27	瀬長市長不信任の動き活発化 / 18名が既に署名 / 23名獲得に大わらわ〔琉新・夕〕	3・31	花火でピラも飛ぶ / 那覇市主催の市政報告会〔琉新・夕〕…………… 602
3・28	市長不信任あす提案 / 那覇市会18名が同調の署名〔沖夕・朝〕	4・1	大絃小絃〔最近の那覇市議会の瀬長市長不信任をめぐる〕〔沖夕・朝〕… 602
3・28	”さあ早く合併しよう” / 真和志市側、那覇市に正式申し入れ〔琉新・朝〕… 598	4・2	不信任か辞職勧告か / 那覇市会きょう再開〔沖夕・朝〕
3・28	あす不信任案提出 / 理由瀬長市政では安心できぬ〔琉新・夕〕	4・2	那覇市会 / 閉会宣言に混乱状態 / 議長に番号札投げつける〔沖夕・夕〕… 603
3・29	社説 市長不信任案どうなる〔沖夕・朝〕…………… 599	4・2	那覇市会 / 閉会宣言に議場騒然 / 議長めがけて名札飛ぶ〔琉新・夕〕
3・29	主席招いて聴取 / 那覇市政問題で民政官が〔沖夕・朝〕	4・3	不信任、基本線変わらず / 那覇市会 / 慎重派を説得賛成派声明出す〔沖夕・朝〕
3・29	どう転ぶ市長不信任 / きょう那覇市会再開 / カギ握る旧二日会系 / 署名同調は依然18議員〔沖夕・朝〕	4・3	記者のメモ / 泉議長、危く脱出?〔沖夕・朝〕
3・29	那覇市定例議会 / 鍵をにぎる旧二日会 / 注目される市長不信任案〔琉新・朝〕	4・3	不発に終る両決議案 / 市長不信任、辞職勧告 / 那覇18議員が声明発表〔琉新・朝〕
3・29	真和志市会開く〔沖夕・夕〕	4・4	大絃小絃〔那覇定例市会の混乱ぶり〕〔沖夕・朝〕…………… 603
3・29	波乱ふくみけさ開会那覇市会 / 難航する不信任案 / 辞職勧告の動き潰れる〔沖夕・夕〕	4・4	今晚の話題 / 汚点残した那覇市会〔沖夕・夕〕
3・29	総評カンパで公会堂 / 那覇市がセメント購入依頼〔沖夕・夕〕	4・4	瀬長那覇市長へ / 全学連から入電〔沖夕・夕〕
3・29	不信任案お流れ / 旧二日会の態度変わらず / 那覇市会〔琉新・夕〕…………… 600	4・4	瀬長市長に激励電 / 不信任案お流れに〔琉新・夕〕
3・30	大絃小絃〔都計工事にまつわる土地問題をめぐる不正発言の反響〕〔沖夕・朝〕	4・5	”ちょっと待った真和志への移転” / 嫌われる高圧線架設 / 都計防ぐと市議会が反対表明〔琉新・朝〕…………… 604
3・30	会期延長で成立図る / 那覇市会不信任強硬派〔沖夕・朝〕	4・5	高圧線の移動 / 真和志側が反対〔沖夕・夕〕
3・30	記者席 / 那覇市議会かくて会期延長〔琉新・朝〕…………… 600	4・5	那覇市会 / テンヤワンヤ始末記〔琉新・夕〕
3・30	会期4日間延長、情勢どう変わる那覇市会 / 出直す市長不信任案 / 旧二日会”時期尚早”を堅持〔琉新・朝〕… 600	4・6	橋ができて / やっと開校 / 前島小校〔沖夕・朝〕
3・30	那覇市会に要請 / 明大文学部学生会から〔沖夕・朝〕…………… 601	4・6	公聴 / 暴力議会に思う〔沖夕・朝〕
3・30	この月の政治批評 / 投書から〔沖夕・夕〕	4・7	民主党党務執行委 / 那覇市問題を協議〔琉新・朝〕
3・31	焦点に立つ那覇市会 / やっさもっさ3人男〔沖夕・朝〕	4・10	那覇市政報告会 / 1万余の聴衆で埋まる〔琉新・夕〕
3・31	”市議・吏員に不正” / 昨夜の市政報告会島袋嘉順議員が指摘〔沖夕・朝〕	4・12	社説 自治強化と市町村合併〔沖夕・朝〕
3・31	那覇の態度が問題 / 翁長市長真和志市	4・13	旧市街中心だった / 那覇市が政府へ回答 / 都計〔沖夕・朝〕…………… 604
		4・13	那覇の都計工事一部再開〔沖夕・朝〕… 605
		4・14	”瀬長市長の反省が必要だ” / 都計那

	覇市の態度に安里工交局長談		夕・朝)
4・20	苦情の多い区画整理 / " 実態を明らかに " 那覇市議が陳情〔沖夕・夕〕…… 605	5・6	社説 一括払い告知とその対策〔琉新・朝〕
4・21	大絃小絃〔那覇市の区画整理に市議が実情説明を申入れる〕〔沖夕・朝〕…… 605	5・6	一括払いは受けない / 垣花地主らけさ協議会〔沖夕・夕〕
4・21	牧志通りの下水溝清掃 / 那覇市が陳情〔沖夕・夕〕	5・6	那覇市 / 一括払いを検討 / 会議室で地主たちが〔琉新・夕〕…… 608
4・24	瀬長市長、渡航申請 / 出管部で再び手続き〔沖夕・朝〕…… 606	5・7	全地域夜間断水 / 那覇市の水道〔沖夕・朝〕
4・24	那覇市霊園近く着工 / ...市街地の墓を整理〔沖夕・朝〕	5・7	幹線道路に歩道を / 那覇市会文厚労委が要望〔沖夕・夕〕
4・26	商業地域の指定変更 / 那覇市建設委、桜坂の陳情採択〔沖夕・朝〕	5・8	社説 土地収用令と政府〔沖夕・朝〕 608
4・26	美栄橋地区の商地域変更 / 那覇市議会建設委で審議〔琉新・朝〕	5・8	不審な区画整理を究明 / 那覇市会建設委〔沖夕・朝〕…… 609
4・28	水源地開拓に5,000万円 / 那覇市が政府へ補助申請〔沖夕・夕〕…… 606	5・8	最悪の場合地主大会? / 那覇市会建設委区画整理のいきさつ調査〔琉新・朝〕
4・29	安里川の水面埋立地 / 那覇市へ編入法手続きとる〔沖夕・夕〕	5・10	どうする7,700万円 / 那覇市への一括払い土地補償〔琉新・朝〕…… 610
4・29	久茂地川の浚渫 / 政府に陳情〔琉新・夕〕	5・13	毎年払を決議 / 一括払は生活に不安 / きのうち那覇地主大会〔沖夕・朝〕… 610
4・30	記者のメモ / 安里局長、市長と電話で渡り合う〔沖夕・朝〕	5・13	5日以内に明るみへ / 瀬長市長断固処分すると強硬〔琉新・夕〕
4・30	水道への特別助成 / 瀬長那覇市長政府へ要請〔琉新・朝〕	5・15	大絃小絃〔土木工事をめぐり、汚職事件〕〔沖夕・朝〕…… 611
4・30	那覇市会文厚労委輪禍防止協議〔琉新・朝〕	5・15	一括払い阻止を決議 / 本土に協力要請 / 立法院事態収拾にのり出す〔琉新・朝〕
4・30	久茂地川のしゅんせつ / 宙に浮く許可書発行 / 食い違う市と工交局見解〔琉新・朝〕	5・15	農道建設ピンはね? / 首里石嶺区に未だ建ため区民クラブ〔琉新・朝〕
4・30	水源地開拓に補助を陳情〔沖夕・夕〕	5・16	社説 続発する汚職事件と公吏〔琉新・朝〕
5・1	社説 / ガーブ川は人道問題だ〔沖夕・朝〕	5・16	汚職や不当計理を追及 / 56年度決算報告審議の立法院決算委 / 官房長局長に責任あれば問責 / 大湾氏が不正調査究明委新設提案〔琉新・朝〕
5・1	どうなるガーブ川工事 / 折合いつかぬ政府と那覇市〔沖夕・朝〕…… 606	5・17	社説 汚職と派閥人事〔琉新・朝〕
5・1	那覇市が機構改革 / 部の縮小や24区案決る〔沖夕・朝〕	5・17	軍リストと大きな開き / 60%が補償対象外 / 軍用道路潰地坪数 / 真和志市、40万円で単独測量〔沖夕・夕〕
5・1	那覇市、区長制復活か / 機構改革と共に準備進む〔琉新・朝〕	5・18	那覇都計問題〔琉新・朝〕
5・2	通り会が着工する / ガーブ川工事工交局の機材借り〔沖夕・朝〕	5・18	一括払い反対決議 / 垣花軍用地主議長団が提出〔琉新・朝〕
5・3	" 話合いにすぎぬ " / 那覇市への融資拒否 / 沖銀〔琉新・夕〕	5・19	社説 土地問題と地主の意思〔沖夕・朝〕
5・4	ガーブ川の土砂片づけ / 政府の機材借り市が着工〔沖夕・朝〕…… 607	5・19	あす懲戒処分発表 / 那覇市碎石場の横領事件〔沖夕・朝〕
5・5	那覇25万余坪に権利取得通告 / 軍用地一括払い第1号 / 地料は4億1,000万円〔琉新・朝〕…… 607	5・19	那覇市役所の一斉増棒今議会に提案〔沖夕・朝〕
5・6	社説 慎重に対処すべき「通告」〔沖		

- | | | | |
|------|---|------|--|
| 5・19 | ”一括払い絶対反対” / 昨夜那覇市民大会で決議〔沖タ・朝〕…………… 611 | 5・27 | 記者のメモ / まかり通るセナガ大株主〔沖タ・朝〕 |
| 5・19 | 関係者らを喚問調査 / 那覇市懲戒委二つの事件近く全貌発表〔琉新・朝〕 | 5・27 | 根拠のない編成 / 那覇市会反当局派新予算対策練る〔沖タ・朝〕 |
| 5・19 | 競輪法廃止 / 行政府方針決定〔琉新・夕〕…………… 612 | 5・27 | 教育布令一部改正公布〔琉新・夕〕 |
| 5・20 | あっさり認める / 那覇市砕石場汚職の喚問〔沖タ・夕〕 | 5・28 | 社説 瀬長市政の動向〔沖タ・朝〕 |
| 5・20 | 「役員改選」でもむ / 首里バス総会〔沖タ・夕〕 | 5・28 | 株主外の新役員に? / 首里バス〔沖タ・朝〕 |
| 5・21 | 建設部長も喚問 / 那覇市汚職処分発表はきょう〔沖タ・朝〕 | 5・28 | 近く市民集会 / 予算説明に / 那覇〔沖タ・朝〕 |
| 5・21 | 軍用地 / 真和志の天久より安い / 垣花賃貸料の基準質す〔琉新・朝〕 | 5・29 | 社説 試練に立つ那覇市会〔沖タ・朝〕 |
| 5・21 | どこまで進展? 那覇市役所の汚職 / 告発の準備も進む / 事件の全貌きょう明るみへ〔琉新・朝〕 | 5・29 | 那覇市が4名告発 / 砕石場めぐる汚職事件〔琉新・朝〕 |
| 5・22 | 2年前から水増し / 那覇砕石場汚職の処分発表〔沖タ・朝〕…………… 612 | 6・2 | いつできる総合グラウンド / 埋もれた「埋立申請」 / 工交局那覇市でごたごた〔沖タ・夕〕 |
| 5・22 | 西森砕石場の汚職全貌明るみへ / 二重帳簿でごまかす / 上原課長らを懲戒免職〔琉新・朝〕 | 6・5 | 社説 4代表を送るに際して〔沖タ・朝〕 |
| 5・22 | 新垣事務局長が辞表を提出 / 那覇市議会〔琉新・夕〕 | 6・5 | 那覇港一帯を強制収用 / 限定付土地保有権米に移る / 一括払い総額4億円22万坪〔沖タ・朝〕…………… 613 |
| 5・23 | 昨年より5,000万円増 / 那覇市の新年度予算案〔沖タ・朝〕 | 6・5 | 住民の真の声伝える / 対米折衝に役立つよう努力〔沖タ・朝〕 |
| 5・23 | 那覇市新年度予算大綱総額1億7,649万円 / 純自己財源は減る / 民府補助、凍結市債も計上〔琉新・朝〕 | 6・5 | 垣花一帯に収容宣告 / 地料4億1,000万を供託〔琉新・朝〕 |
| 5・23 | 総合運動場建設費補助を陳情〔琉新・朝〕 | 6・5 | 今晚の話題 / 強制収用第一号!〔沖タ・夕〕 |
| 5・24 | 今予算でベット増設 / 那覇市が関係当局と協議悩みの精神病管理〔沖タ・朝〕 | 6・5 | 受けるわけにいかない / 那覇港地主代表語る〔沖タ・夕〕 |
| 5・24 | 牧志と希望ガ丘に公園 / 那覇市が全額補助陳情〔琉新・夕〕 | 6・5 | 那覇港一帯の土地収用令要旨〔沖タ・夕〕…………… 613 |
| 5・24 | 釈明〔新垣事務局長辞表提出〕〔琉新・夕〕 | 6・5 | ”市長に許可の資格はない” / 航空隊内の黙認耕作で那覇市に回答〔沖タ・夕〕…………… 614 |
| 5・25 | 自己財源は収入減 / 予算案めぐる那覇市会〔沖タ・夕〕 | 6・6 | 社説 重ねて米国の良心に訴える〔沖タ・朝〕 |
| 5・25 | 又吉道路歩道設置 / 地主との交渉始める〔沖タ・夕〕 | 6・6 | 47区に区長置く / 那覇市の区設置条例案〔沖タ・朝〕 |
| 5・26 | 那覇市建設委が喚問 / 石嶺区の農道問題〔沖タ・朝〕 | 6・10 | ”市長不信任案”へ動く / 那覇市会あす開会反当局派焦る〔沖タ・朝〕 |
| 5・26 | 砕石場汚職近く告発〔沖タ・朝〕 | 6・10 | あす那覇市会開く / 注目される野党の追及〔琉新・夕〕 |
| 5・26 | 首里バス役員人事決る〔沖タ・朝〕… 612 | 6・11 | ひと荒れするか那覇市会 / 区長制復活など / 盛沢山の議案できょう開く〔沖タ・朝〕 |
| 5・26 | 那覇市役所人事〔沖タ・朝〕 | 6・11 | 『都計』当初方針変更せぬ / 那覇市会市長の施政方針説明〔沖タ・朝〕 |
| 5・26 | 那覇市懲戒処分 / 一部取消し〔琉新・夕〕 | 6・11 | 社説 那覇市会は混迷を脱せよ〔琉 |

新・朝〕…………… 614	が回答〔沖夕・夕〕…………… 619
6・11 きょうから那覇市会／火花散らすか夏の陣／論議の焦点は都計と財源〔琉新・朝〕	6・17 真和志市会／都計に拍車かける／翁長市長の施政方針〔琉新・夕〕
6・11 ”断固市民の生活を守る”／瀬長市長施政方針を発表／那覇市会〔琉新・夕〕	6・17 瀬長市長談／”再出馬の決意あり”／市長選挙は11月頃か〔琉新・夕〕
6・11 那覇市には融資しない／金融協会が声明〔沖夕・夕〕	6・17 再度の不信任で市長は退陣〔琉新・夕〕
6・12 那覇市会／一切の融資お断り／金融協会が声明書配布〔琉新・朝〕…………… 615	6・17 治安脅かさぬ限り追放せぬ／バ民政官那覇市長問題で言明〔琉新・朝〕
6・12 15日に一般質問／市債めぐり鋭く追及か／那覇市会〔沖夕・朝〕	6・18 記者のメモ／”婦人議員に何をするか”〔沖夕・朝〕…………… 619
6・12 大山議員が釈明〔琉新・朝〕	6・18 社説 瀬長市長の不信任〔沖夕・朝〕…………… 620
6・12 瀬長那覇市長新年度施政方針〔琉新・夕〕…………… 616	6・18 さぁ選挙だ！／解散気構えの那覇市会／現議員は大半出馬か／社大党那覇支部早くも候補者決める〔沖夕・朝〕
6・13 国庫補助を要請／瀬長市長、立法院議員招く〔沖夕・朝〕	6・18 ”那覇との合併促進”／…真和志定例市会開く〔沖夕・朝〕
6・13 広告／市政報告市民集会〔琉新・夕〕	6・18 記者席／野次、怒声、口笛の那覇市会〔琉新・朝〕…………… 621
6・14 労賃不払いなど／監査委が報告首里、農道工事の不正〔沖夕・朝〕	6・18 基地が脅かされない限り追放はせぬ／瀬長市長問題でバ民政官声明〔沖夕・朝〕…………… 621
6・15 那覇市会きょう再開／市長不信任強硬派ふえる〔沖夕・朝〕…………… 617	6・18 不信任案通る／那覇市会〔沖夕・朝〕
6・15 ”消防署に不正”／那覇市長が近く市会で発表〔沖夕・朝〕	6・18 市長不信任後に来るもの／早くも顔ぶれが／那覇市議選出馬表明組も出る〔琉新・朝〕
6・15 注目のうちに開かれた／那覇市議会／午前中は一般質問／先陣争いで質問戦を展開〔琉新・夕〕	6・18 20日に一般質問／真和志市議会〔琉新・朝〕
6・15 退職するについて御挨拶申上ます〔琉新・夕〕	6・18 那覇市会解散を告示／けさの市会当局側出席せず流会〔沖夕・夕〕…………… 621
6・16 起債問題に質問集中／那覇市会施政方針の一般質問〔沖夕・朝〕	6・18 市長不信任までの楽屋裏／踏切りに苦慮／二日会に主導権とらせる〔沖夕・夕〕…………… 622
6・16 活気づく那覇市会／軽く外らされたふみ切れぬ質問〔琉新・朝〕	6・18 瀬長市長／不信任さる〔琉新・夕〕
6・17 那覇市会不信任案きょう提出〔沖夕・朝〕	6・18 瀬長市長の不信任案通過／本土各紙一斉に報道／まだ意見をいう時機でない…在京知名士〔琉新・夕〕
6・17 市民集会で市政報告／瀬長市長〔沖夕・朝〕	6・18 那覇市会本会議お流れ／市側が出席をこばみ〔琉新・夕〕
6・17 真和志市／国場川の埋立て2,000万円を起債／きょうの議会へ提案〔琉新・朝〕	6・18 きょう1時に解散〔琉新・夕〕
6・17 那覇市会市長不信任案通過〔沖夕・夕〕	6・19 那覇市／暫定予算組む／新議会まで専決処分で運営〔沖夕・朝〕…………… 623
6・17 瀬長市政の神話（1）／崎間敏勝〔琉新・夕〕	6・19 瀬長市長に激励電〔沖夕・朝〕
6・17 那覇市会／瀬長市長の不信任案／24対6で可決〔琉新・夕〕…………… 618	6・19 那覇市議選挙…8月4日／双方過半数ねらう／動き出した那覇市議選〔沖夕・朝〕
6・17 議会解散と選挙〔沖夕・夕〕…………… 618	6・19 米大統領行政命令の全訳（上）〔沖夕・夕〕
6・17 緊急部課長会議開く／”不信任案可決は決定的”〔琉新・夕〕…………… 619	6・19 瀬長市政の神話（下）／崎間敏勝〔琉新・夕〕
6・17 法的裏打ちはない／市への融資、琉銀	

6・20	代表団きのう帰る / " 最善の努力払った " / 問題解決へ大きく前進〔沖夕・朝〕	7・1	社説 瀬長支持対反瀬長の戦い〔琉新・朝〕…………… 626
6・20	教育委選挙に疑義 / 那覇選管委、政府に照会〔沖夕・朝〕	7・2	総辞職反対を声明か / 那覇市議選対策も協議 / 民主党4日緊急総務会〔琉新・朝〕
6・20	内通すれば免職 / 瀬長市長、職員に訓示〔沖夕・朝〕…………… 623	7・3	広告 / 那覇市政再建同盟結成並に・瀬長市政批判演説大会〔沖夕・朝〕
6・20	区長制を復活 / 8項目を専決処分〔沖夕・朝〕	7・4	瀬長市政批判へ再建同盟生まる〔沖夕・朝〕
6・20	米大統領行政命令の全訳(下)〔沖夕・夕〕	7・4	那覇の市民集会〔沖夕・朝〕
6・20	那覇市議員選挙きょう告示 / 選挙は8月4日に / 過半数をめざす両陣営〔琉新・夕〕…………… 623	7・4	金口木舌〔那覇市議選挙〕〔琉新・朝〕・626
6・20	那覇地区教育委の選挙 / 市会とは別 / 文教局が回答〔琉新・夕〕	7・4	那覇市議選挙 / 負けられぬこの一戦 / 両陣営候補者選出に必死〔琉新・朝〕
6・21	区役所47カ所に設置 / 瀬長市長専決処分で告示〔沖夕・朝〕…………… 624	7・4	選挙戦は既に表面化 / 「那覇市政再建同盟」生る〔琉新・朝〕…………… 627
6・21	那覇市議選 / 教育委選挙は別 / 立候補届出来月16日から〔沖夕・朝〕	7・4	那覇市 / またも不正事件 / 助役と区整理課長を告発〔琉新・朝〕
6・22	大絃小絃〔市長の専決処分で区長制復活〕〔沖夕・朝〕…………… 624	7・5	声明書〔那覇市消防隊長・副隊長〕〔沖夕・朝〕
6・22	那覇市議選 / 始まった選挙工作 / 保守革新とも統一戦線で対抗〔沖夕・朝〕	7・5	社説 選挙浄化の運動も必要〔琉新・朝〕
6・24	那覇市政再建同盟 / 西銘順治氏らが結成提唱〔沖夕・朝〕	7・6	広告 / 宣言〔那覇市政再建同盟〕〔琉新・朝〕…………… 627
6・24	社説 市町村首長選挙法の改正を急げ〔琉新・朝〕	7・7	声 / 民主党に警告する〔琉新・朝〕
6・24	先週の動き / 確認された米方針 / 那覇市会瀬長市長に不適の烙印〔琉新・朝〕	7・7	社大 / 党はタッチせず / 那覇市議選は支部委せ〔琉新・朝〕
6・24	今晚の話題 / 市会議員の選挙〔沖夕・夕〕	7・7	那覇市議選挙 / 社大党はノータッチ〔沖夕・夕〕…………… 628
6・26	那覇市の区長制復活 / 専決処分と自治法 / " 市長の行きすぎ " 一部で疑問視〔沖夕・朝〕…………… 624	7・7	土地売買の解約など / 瀬長市長市民集会で発表〔沖夕・夕〕
6・26	革新系統一戦線の動き / 那覇市議選の顔ぶれ〔沖夕・朝〕	7・7	首脳の半数が入替り / 揺れ動いた那覇市役所人事〔沖夕・夕〕…………… 629
6・27	消防隊の不正 / 那覇市総務課が内容発表〔沖夕・朝〕…………… 625	7・7	党として介入せず / 那覇市選で大論戦〔琉新・夕〕
6・27	消防隊の不正事実 / 那覇市総務課が発表〔琉新・夕〕	7・8	早くも前哨戦 / 那覇市議選挙両派各地で演説会〔沖夕・朝〕
6・28	" 区長がおかれるのは8月末 " / 那覇市〔沖夕・朝〕	7・8	ゆらぐ社大党 / 知念、崎間両氏脱退 / " 指導力失った " と声明〔琉新・朝〕
6・29	那覇市 / 暫定予算纏まる / 総額2,680余万〔琉新・夕〕	7・8	市議選対策報告 / 人民党の臨時党大会〔琉新・朝〕
6・30	泊ターミナル建設等 / 那覇暫定予算2,600万円〔沖夕・朝〕…………… 625	7・8	那覇消防隊分団員が / ハツピ返納デモ / 市長の不当解雇に憤慨〔琉新・朝〕
6・30	都市合併は見送り / 真和志市会国場川の埋立計画〔沖夕・朝〕	7・8	不在投票を粛正 / 那覇市選管委が警告〔沖夕・夕〕
		7・8	消防団が全員辞職 / 那覇ハッピー返上・デモ行進〔沖夕・夕〕…………… 629
		7・8	市役所に押しかける / プラカードにハッピー姿の消防隊〔琉新・夕〕
		7・9	那覇市議選挙既に火ブタ切る / 両派が

首里と小禄に分れ氣勢あげる / 首里はヤジ乱れ飛ぶ / 小禄の会場は至って平穩〔琉新・朝〕……………	630	7・11	広告 / 真相はこうだ!! / 瀬長市長嘯く不法手続に依る / 市有地入手云々に就いて反駁す〔國場組〕〔琉新・夕〕	
7・9 消防 / "あすにでも補充" / 非常勤失った那覇市〔琉新・朝〕		7・12	観音堂 - 崎山線完成〔沖夕・朝〕	
7・9 声 / 納得のいく政治を〔琉新・朝〕		7・12	那覇市 / 三つの名前持つ区名 / 区長制度でいよいよ混乱?〔琉新・朝〕	
7・9 ゆれるバスターミナル / 予定敷地確保に難点 / 業者の計画に市当局対立?〔沖夕・夕〕		7・12	広告 / 真相はこうだ!! / 瀬長市長うそぶく不法手続に依る市有地入手云々に就いて反駁す〔國場組〕〔沖夕・夕〕	
7・9 瀬長市政を批判 / 再建同盟遊説の第一声〔沖夕・夕〕		7・12	那覇市政のゆくえ / 本社記者座談会(1) / 瀬長市長実現の因? / 一部市民の感情的反撥が大きく動く〔琉新・夕〕……………	632
7・9 有権者6万1,000名 / 早くも名簿写し〔沖夕・夕〕		7・13	"契約破棄は一方的" / 市有地売買問題具志頭氏も残金供託〔沖夕・朝〕	
7・9 ナイキ工事を開始 / 総額9億で1年がかり〔琉新・夕〕		7・13	那覇市議選挙 / 届出を待つばかり / 44名の顔ぶれそろそろ〔琉新・朝〕	
7・10 公聴 / 那覇市政再建同盟の結成を喜ぶ〔沖夕・朝〕		7・13	報復のヤジで騒然 / 昨夜市民集会に再建同盟が〔沖夕・夕〕	
7・10 市が認可却下を申請 / バス協会のターミナル〔沖夕・朝〕……………	630	7・13	那覇市政のゆくえ / 本社記者座談会(2) / 巧妙な首のスゲ替え / 部長連は自然居づらくなる〔琉新・夕〕……………	633
7・10 "市民集会はご免" / オフ・リミッツで商売あがったり / 小禄の関係業者が申入れ〔沖夕・朝〕……………	631	7・13	那覇 / バスターミナル / 社長に上原敬和氏が〔琉新・夕〕……………	635
7・10 消防副隊長に宮城氏を任命〔琉新・朝〕		7・13	昨夜市民集会 / 市長質問攻め〔琉新・夕〕	
7・10 広告 / 那覇市消防団解散の理由〔琉新・朝〕		7・13	広告 / 御断り〔那覇市政再建同盟〕〔琉新・夕〕	
7・10 広告 / 那覇市消防団解散の理由〔沖夕・朝〕		7・14	社説 市民の自覚を促す〔沖夕・朝〕……………	635
7・10 広告 / 瀬長市政批判演説大会〔沖夕・朝〕		7・14	過半数獲得目指す / 瀬長市長記者会見〔沖夕・朝〕	
7・10 市有地売買のいきさつ / 國場組瀬長市長へ反ばく〔沖夕・夕〕		7・14	すっかりできたポスター準備 / 那覇市議選〔沖夕・朝〕	
7・11 広告 / 真相はこうだ!! / 瀬長市長うそぶく不法手続に依る市有地入手云々に就いて反駁す〔國場組〕〔沖夕・朝〕		7・14	儀保水源地近く着工 / 那覇市水道の渇水対策〔沖夕・朝〕	
7・11 立候補顔ぶれ出揃う / 那覇市議選41氏出馬表明〔沖夕・朝〕		7・14	"公開質問"には応えず / 瀬長市長が記者会見〔琉新・朝〕	
7・11 市が強制取立て準備 / 牧志通りの受益者分担金〔沖夕・朝〕		7・14	あす推薦候補を決定 / 那覇市政再建同盟きょう初の中執委〔琉新・朝〕	
7・11 選挙人名簿縦覧あすまで / 那覇市〔沖夕・朝〕		7・14	こんばんのわだい / 見物用の演説会〔沖夕・夕〕	
7・11 売買土地問題仮処分決定〔沖夕・朝〕		7・14	那覇市政のゆくえ / 本社記者座談会(3) / 親分子分で結ぶ市会 / 3月不信任の失敗は感情から〔琉新・夕〕……………	636
7・11 警官隊も出動 / 荒れた市政批判演説会場〔沖夕・夕〕		7・15	社説 誰が初めに泥をなげるか / 市民は監視している〔琉新・朝〕……………	637
7・11 広告 / 瀬長市長への公開質問(その2)〔沖夕・夕〕		7・15	那覇市政のゆくえ / 本社記者座談会	
7・11 広告 / 瀬長市長への公開質問(その2)〔琉新・夕〕……………	631			
7・11 昨夜市政再建同盟演説会 / 失言騒ぎ、パトカーも出動〔琉新・夕〕				

(完) / 市民第一か党勢拡張か / 過半数をとれぬ時市長はどう出る? 〔琉新・夕〕……………638	7・19	社のアンケートに答えて(上)〔沖タ・夕〕
7・16 那覇市議選 / きょうから届出開始 / 45名上回る候補者〔沖タ・朝〕	7・19	これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁〔琉新・朝〕……………645
7・16 那覇市議選挙きょうから届出 / 必勝めざす両派 / 仲本氏…両者の橋渡し役果したい〔琉新・朝〕	7・20	私の意見 / 11万市民の批判仰ぐ / 瀬長演説(不法手続の市有地入手) / 國場幸太郎〔琉新・夕〕
7・16 すべり出した那覇市議選挙 / 午前中40名が届出 / 街では早速ポスター戦〔沖タ・夕〕	7・20	那覇市議選立候補者はこう訴える / 三つのアンケートに答えて〔沖タ・夕〕
7・16 戦いの火ブタ切る / 顔ぶれ殆ど出揃う / 午後1時現在40名立候補〔琉新・夕〕	7・20	これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁〔琉新・朝〕……………646
7・16 縁起をかつぐ届出 / 街は早くもポスター戦〔琉新・夕〕	7・20	再建同盟 / 静かな演説会 / 昨夜小祿で瀬長市政批判〔琉新・夕〕……………647
7・17 声 / 那覇市政再建同盟へ質問〔琉新・朝〕	7・21	瀬長市長、公開質問に回答〔沖タ・朝〕
7・17 広告 / 瀬長市長への公開質問(その3)〔琉新・朝〕……………641	7・21	広告 / 推薦状〔新村長佳君)〔琉新・朝〕
7・17 那覇市議選に私はこのぞむ〔沖タ・夕〕	7・21	これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁〔琉新・朝〕……………648
7・17 那覇市議選2氏届出〔沖タ・夕〕	7・21	那覇市議選立候補者はこう訴える / 三つのアンケートに答えて〔沖タ・夕〕
7・17 那覇市議選挙 / 立候補届出44名 / 反瀬長派27瀬長派13名〔琉新・夕〕	7・21	那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所(上)〔琉新・夕〕……………649
7・17 市政再建同盟 / ハ・パビューで演説〔琉新・夕〕	7・22	記者のメモ / 殺気立つ市議選〔沖タ・朝〕……………650
7・17 那覇市政報告 / 首里で演説会〔琉新・夕〕	7・22	これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁〔琉新・朝〕……………650
7・18 社説 選挙に情実をなくするには…〔沖タ・朝〕	7・22	音なしの民・社両党 / 那覇市議選にどう臨む〔沖タ・朝〕……………651
7・18 那覇市議選挙対策 / 民主党〔沖タ・朝〕	7・22	那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所(中)〔琉新・夕〕……………651
7・18 選挙対策本部も設置 / 挙党一致 / 反瀬長陣営支援の民主党〔琉新・朝〕……………641	7・23	社説 選挙戦に惑い、乗せられるな〔沖タ・朝〕
7・18 記者席 / 立会い演説院内で口火〔琉新・朝〕	7・23	民主党 / 久高氏を除名処分 / 瀬長市長へ同調理由に〔琉新・朝〕……………652
7・18 これだけは公約する / 那覇市議へ立候補の弁〔琉新・朝〕……………642	7・23	那覇市議選挙 / 社大党本部も動き出す / 安里委員長も演壇に立つ〔琉新・朝〕
7・18 選挙戦活発化〔琉新・朝〕	7・23	声 / 高良順治君へ〔琉新・朝〕
7・18 那覇市議選挙本格的舌戦へ / 両派候補それぞれ合同演説 / ヤジ散発平静なすべり出し〔沖タ・夕〕……………643	7・23	那覇市政再建同盟に答える / 那覇市役所(下)〔琉新・夕〕……………653
7・19 社説 瀬長を倒すだけが能ではない〔琉新・朝〕……………644	7・23	社大党第一声放つ / 安里委員長陣頭に〔琉新・夕〕
7・19 社説 冷静に対決していこう〔沖タ・朝〕……………644	7・23	立会演説申し込む〔琉新・夕〕
7・19 國場氏、市有地売買問題で / 瀬長市長の演説に反ばく〔沖タ・朝〕	7・24	再建同盟 / 立会演説に賛成 / 瀬長氏が登壇するなら〔琉新・朝〕
7・19 那覇市議選立候補者はこう訴える / 本	7・24	立会演説OK / 那覇市議選挙 / 両派、条件の調整へ〔沖タ・朝〕
	7・24	市議選あれこれ(1) / 熱心な子供たち / 賑やかな演説会見物〔沖タ・夕〕

- 7・25 市議選挙立会演説日程決る〔沖タ・朝〕
- 7・25 那覇市議選挙 / 立会演説決まる / 27日から3ヵ所で〔琉新・朝〕
- 7・25 那覇市議選にどう臨む / 有権者の紙上座談会（1） / 情勢を十分に把握して〔沖タ・夕〕
- 7・25 市議選あれこれ（2） / ヤジ合戦も講和締結 / 目には目を歯には歯を〔沖タ・夕〕
- 7・25 市営住宅前で / 昨夜再建同盟演説会〔琉新・夕〕
- 7・25 広告〔那覇市議会議員立候補者〕〔琉新・夕〕
- 7・26 立会演説の会場決る〔沖タ・朝〕
- 7・26 那覇市議選にどう臨む / 有権者の紙上座談会（2） / 実現性のある政策に主眼を / 再建同盟結成の意義は大きい〔沖タ・夕〕
- 7・26 早く一括払いを / 那覇市当間区の地主が陳情〔沖タ・夕〕
- 7・27 乱立した推薦候補那覇市議選挙 / 調整になやむ再建同盟〔琉新・朝〕…………… 654
- 7・27 那覇市議選にどう臨む / 有権者の紙上座談会（終） / 偏った行き方に反省を / 無自覚な泥試合を排撃〔沖タ・夕〕
- 7・27 市議選あれこれ（3） / 自分で酔う浪花節型 / 哀願調はまだみられぬ〔沖タ・夕〕
- 7・28 | 社説 | 現行選挙法の改正〔沖タ・朝〕
- 7・28 領土問題国民連盟が再建同盟に激励文〔琉新・朝〕
- 7・28 訴願期限の延期認む / 那覇港区軍用地に限り〔琉新・朝〕
- 7・28 火ブタ切った立会演説 / ヤジとアゲ足とり / 10万の聴衆で会場うまる〔琉新・朝〕…………… 654
- 7・28 都計問題など追及 / 立会演説質疑応答要旨〔沖タ・夕〕
- 7・28 市議選あれこれ（4） / 当落線は1,000票？ / 乱れ気味の地盤協定〔沖タ・夕〕
- 7・28 広告〔那覇市議会議員立候補者〕〔琉新・夕〕
- 7・28 那覇市役所も夏季手当要求 / 財源の範囲内で団交〔琉新・夕〕
- 7・28 昨夜、立会演説風景〔琉新・夕〕
- 7・29 ヤジ、怒声、投石騒ぎ / 混乱の立会演説、途中で散会〔沖タ・朝〕…………… 656
- 7・29 先週の動き / 進展みせぬ土地委 / 那覇市議選は急ピッチ〔琉新・朝〕
- 7・29 血をみた（首里）立会演説 / 数万の聴衆の面前で不詳事件 / 警官隊の出勤で漸く中止〔琉新・朝〕
- 7・29 声明!! / 吾々は今度こそ判断をあやまらない〔那覇在住タクシー業同志会〕〔琉新・朝〕
- 7・29 市議選あれこれ（5） / 公明選挙どこ吹く風 / 絶えぬ巧妙なモグリ〔沖タ・夕〕
- 7・29 同盟今夜の立会演説を拒否〔沖タ・夕〕
- 7・29 立会演説を拒否 / けさ市政再建同盟執行委で〔琉新・夕〕…………… 656
- 7・30 | 社説 | 演説妨害と民主主義〔琉新・朝〕…………… 657
- 7・30 那覇市議選挙 / 追込にあの手この手 / 法網すれすれの票稼ぎも〔琉新・夕〕
- 7・30 全私学連が那覇市議選に激励文〔琉新・夕〕
- 7・30 ”同盟の手だ” / 立会演説の投石問題 / 又吉氏〔琉新・夕〕
- 8・1 那覇市 / 元助役ら3氏を告発 / 久米の区画整理地問題で〔琉新・朝〕
- 8・1 広告 / 声明書〔那覇市櫻坂商工会〕〔琉新・朝〕…………… 658
- 8・1 広告 / 推薦状〔宜保為楳君〕〔琉新・朝〕
- 8・1 広告〔大山盛幸君推薦〕〔琉新・朝〕
- 8・1 広告 / 有権者の皆様へ〔那覇市政再建同盟〕〔琉新・夕〕
- 8・1 委員を2名追加 / 那覇連合委員会〔琉新・夕〕
- 8・1 前助役ら3氏を告発 / 那覇市市有地売買にからみ〔沖タ・夕〕…………… 658
- 8・2 広告 / 推薦状〔渡口政行君〕〔琉新・朝〕
- 8・2 広告 / 有権者の皆様へ!!!〔上原永盛〕〔琉新・朝〕
- 8・2 広告 / 皆で立てよう!!!〔福山和夫、在沖宮古郷友同志会〕〔琉新・朝〕
- 8・2 広告 / 那覇市議会の選挙にあたり / 沖縄のみなさまに訴える〔沖タ・朝〕… 659
- 8・2 市議選候補者届出締切る / 不信任29・信任13・中間4で46名〔沖タ・朝〕
- 8・2 尾を引く投石事件〔沖タ・朝〕
- 8・2 県民の意思による選挙を / 沖縄連が要請書〔沖タ・朝〕…………… 660
- 8・2 帰省学生会が声明〔沖タ・朝〕
- 8・2 広告 / 地区別給水時間の設置に就いて

- | | | |
|--|-----|---|
| 〔沖夕・朝〕 | 8・4 | きょう投票日／那覇市議選挙〔琉新・朝〕 |
| 8・2 広告／私達の代表として誠実な男、議会の闘士〔大山盛幸君推薦〕〔沖夕・朝〕 | 8・4 | 広告／投票の心得〔那覇市政再建同盟〕〔琉新・朝〕 |
| 8・2 論叢／断水と那覇ダム／仲宗根源和〔沖夕・夕〕 | 8・4 | 那覇市議選きょう投票／雨の中を出足好調／午後1時現在3割4分〔琉新・夕〕 |
| 8・2 しのぎ削る46候補／市長不信任29、信任13、中間派4／那覇市議選立候補届出きのう締切、〔沖夕・夕〕 | 8・5 | 市民の審判下る／けさ9時から開票／大勢判明はひる2時ごろ〔琉新・朝〕 |
| 8・2 那覇市のボーナス団交まとまる〔沖夕・夕〕 | 8・5 | 那覇市議選けさ開票／情報に一喜一憂／4万余の有権者の選良決る |
| 8・3 社説 有権者は冷静に審判を下そう〔沖夕・朝〕 | 8・5 | 大勢ほぼ判明／那覇市議選挙／民連側11確保か／開票ごとにとどめき〔沖夕・夕〕 |
| 8・3 広告／推薦状〔安仁屋正昌君〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 社説 那覇市の選挙結果に思う〔沖夕・朝〕……………661 |
| 8・3 広告／推薦状〔大山盛幸君〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 那覇市議選注目される政治的波紋／社大苦悶の様相深まる／防共法（軍布令）公布の観測も〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／有権者の皆様へ!!〔上原永盛〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 記者のメモ／市議選開票で審議もお留守〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／推薦状〔渡口政行君〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 解説／制約のない”市会招集権”／行政府自治法の一部改正勧告〔沖夕・朝〕……………662 |
| 8・3 騒然！幕切れの那覇市議選挙／運動もきょう1日／どちらもゆずらぬ皮算用〔琉新・朝〕 | 8・6 | 那覇新議員の顔〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 帰省学生／”一部学生の声明”／翁長君らが更に声明書〔琉新・朝〕 | 8・6 | どうなる不信任の行方／那覇市議選挙審判下る／信任派12名獲得／憂色に包まる再建同盟〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／声明〔國場組〕〔沖夕・夕〕 | 8・6 | 立候補者得票数〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／推薦〔玉那覇有義君〕〔沖夕・夕〕 | 8・6 | ”落着いて市政を担当”／瀬長市長ごきげんで一問一答〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／推薦状〔宮城実君〕〔沖夕・夕〕 | 8・6 | 広告／那覇市議会議員当選御礼〔沖夕・朝〕 |
| 8・3 広告／声明〔國場組〕〔琉新・夕〕 | 8・6 | 社説 那覇市議選挙に思う〔琉新・朝〕 |
| 8・4 大絃小絃(市会議員選挙全国的騒ぎに)〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 民連に12議席占められた那覇市会／”不信任成立せぬ”／瀬長市長本土と国際電話〔琉新・朝〕 |
| 8・4 社説 投票前に今一度考えよ〔琉新・朝〕……………660 | 8・6 | ”米政策の変更を望む”／瀬長市長外人記者とも会見〔琉新・朝〕 |
| 8・4 広告／投票の心得〔沖夕・朝〕……………661 | 8・6 | 記者席／思い切りの悪い選挙結果〔琉新・朝〕 |
| 8・4 広告／声明!!／吾々は今度こそ判断をあやまらない〔合名会社松竹タクシー〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 広告／那覇市議会議員当選御礼〔琉新・朝〕 |
| 8・4 きょう投票／那覇市議選挙／6万有権者の審判／30の議席に46候補〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 瀬長市長の不信任阻止さる／瀬長派12議席を獲得／新議会は9月3日に〔琉新・朝〕 |
| 8・4 広告／皆んなで立てよう／民主主義下の選良〔福山和夫、在沖宮古郷友同志会〕〔沖夕・朝〕 | 8・6 | 30議員の顔ぶれ決る／喜久山氏3票差で当選〔琉新・朝〕 |
| 8・4 広告／推薦状〔安仁屋正昌君〕〔沖夕・朝〕 | | |
| 8・4 広告／吾々は今度こそ判断をあやまらない〔沖夕・朝〕……………661 | | |
| 8・4 広告／吾々は今後こそ判断を／あやまらない〔タクシー業同志会〕〔琉新・朝〕 | | |

- 8・6 那覇市議選の結果に／本土沖縄関係者の声〔琉新・夕〕…………… 663
- 8・6 市長選を上回る／瀬長派の得票数1万7,000〔琉新・夕〕
- 8・6 リコール運動考慮／再建同盟数回にわたり討議〔琉新・夕〕
- 8・6 疑問票判定に疑義／次点上原氏側が告訴か〔琉新・夕〕
- 8・6 各紙大きく報道〔琉新・夕〕
- 8・6 新那覇市会に注文〔沖夕・夕〕…………… 664
- 8・6 開票事務けさ4時までかかる／疑問票に一喜一憂／喜久山氏30位に滑りこむ〔沖夕・夕〕…………… 664
- 8・7 |社説| 那覇市議選挙は何を齎したか〔沖夕・朝〕…………… 665
- 8・7 那覇市政前途多難／野党攻勢で混乱予想／どうなる新年度予算案〔沖夕・朝〕
- 8・7 那覇市議選挙本土の反撃／”結果は尊重すべき”／話し合いで正常なレースに〔沖夕・朝〕
- 8・7 那覇市選挙に社党声明〔琉新・朝〕…………… 666
- 8・7 広告／声明書〔那覇市政再建同盟〕〔沖夕・朝〕…………… 666
- 8・7 台風災害援助資金支出停止／小禄・首里の道路工事民政府が通達〔沖夕・朝〕
- 8・7 金口木舌〔那覇市議選挙〕〔琉新・朝〕
- 8・7 援助資金による首里、小禄の工事／民政府、承認取消す／那覇市議選結果が影響か〔琉新・朝〕
- 8・7 瀬長市長不信任への欠席戦術／社大市議は同調せぬ？／当間主席談〔琉新・朝〕
- 8・7 自発的に辞めねば／不信任案は必ず出ず／再建同盟〔琉新・朝〕
- 8・7 続々と祝賀電報／本土から瀬長市長へ〔琉新・朝〕
- 8・7 富原総裁／”円滑にいくまい”／今後の那覇市議会運営〔琉新・朝〕
- 8・7 声／早朝の連呼〔琉新・朝〕
- 8・7 『瀬長打倒続ける』／再建同盟中央委員会〔琉新・朝〕
- 8・7 今晚のわだい／党派と地域と人…〔沖夕・夕〕
- 8・7 米国の態度変らない／那覇市議選挙米政府当局者談〔沖夕・夕〕
- 8・7 米国政府は失望／那覇市会議員選挙〔琉新・夕〕…………… 666
- 8・7 市議選結果と関係なし／小禄首里の台風工マ工事不承認／バ首席民政官談話〔琉新・夕〕
- 8・7 那覇市議選に本土の反響／革新派の躍進に注目〔琉新・夕〕
- 8・8 首里・小禄の工事変更はない／民政府渉外報道局が発表〔沖夕・朝〕
- 8・8 金口木舌〔那覇市議選挙〕〔琉新・朝〕
- 8・8 記者席／次の市長候補は新人を出す〔琉新・朝〕
- 8・8 那覇市議選の結果／南日本紙が社説で論評〔琉新・朝〕…………… 667
- 8・8 声／識名園の使用に就いて〔琉新・朝〕
- 8・9 那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会／”若い人”を看板に／再建同盟の旗上げ／こりた前の選挙〔沖夕・朝〕
- 8・9 声／反瀬長派の反省〔琉新・朝〕
- 8・9 原水爆禁止大会へ6代表／瀬長市長らは出域不許可〔沖夕・夕〕…………… 667
- 8・9 民政府首脳に異動？／那覇市議選親米派の後退で〔沖夕・夕〕
- 8・9 瀬長市長渡航難渋〔琉新・夕〕
- 8・10 |社説| 瀬長市政に対する措置に思う〔沖夕・朝〕…………… 667
- 8・10 大絃小絃〔沖縄の米軍、民政府首脳に大異動〕〔沖夕・朝〕
- 8・10 那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会（2）／報復ヤジで逆効果？／票に現われた演説会の人気／すっきりせぬ社大党〔沖夕・朝〕
- 8・10 不信任成立要件など／市町村自治、選挙法検討／行政府〔琉新・朝〕…………… 668
- 8・12 那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会（3）／”黒字倒産”の同盟／賑い過ぎる事務所は？／集った『同情票』〔沖夕・朝〕
- 8・12 まだ続く不信任攻勢／注目の新那覇市会〔沖夕・夕〕…………… 669
- 8・13 那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会（4）／大衆心理つかんだ市民集会／しっくりせぬ主席と同盟側〔沖夕・朝〕
- 8・13 声／那覇市議選をかえりみて〔琉新・朝〕
- 8・14 那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会（5）／ままたらぬ理論闘争／言論戦で最高当選〔沖夕・朝〕
- 8・14 まず市長へ辞職要求／再建同盟組織部設けて強化〔沖夕・朝〕

8・14	民連側が当選市議祝賀〔沖タ・朝〕		に打つ手なし〔琉新・夕〕
8・14	15日に辞職勧告／反瀬長派の17議員が〔琉新・朝〕	9・1	垣花の一部地主／訴願書提出〔沖タ・朝〕
8・14	15日に当選証書を交付／那覇市議〔琉新・朝〕	9・1	あすに迫った訴願期日／垣花一帯の25万坪／一括払反対の含みで／殆どの地主が訴願書提出〔琉新・朝〕
8・14	再建同盟が基本方針を発表〔琉新・朝〕……………670	9・1	週間の動き／政治／四面そ歌の立法院／那覇市会、両派冷たい対立〔沖タ・夕〕
8・14	東江水道課長ら3氏退職〔沖タ・朝〕…670	9・2	間近に迫った那覇市会／不信任・議長問題注目さる〔琉新・朝〕
8・15	社説 不信任めぐる市会の動きと市政〔沖タ・朝〕……………670	9・2	都計計画道路指定／那覇市〔琉新・朝〕
8・15	反響大きい那覇市議選／西日本各新聞が解説〔沖タ・朝〕	9・2	那覇市／金城元課長らを告訴／墓地、知らぬ間に売られていた〔琉新・夕〕
8・15	那覇市職員労組認可〔沖タ・朝〕……………670	9・2	区長制度は5日から／那覇市〔琉新・夕〕
8・15	那覇市議選の舞台裏／本社記者座談会（完）／困るゴタゴタ続き／「欠席戦術」には「議案否決」で対抗？〔沖タ・朝〕	9・2	那覇市、予算案まとまる／総額1億970万／補助削減自己財源だけで〔沖タ・朝〕……………672
8・16	当選証書を交付／那覇市会議員〔琉新・朝〕	9・3	那覇市新予算まとまる／総額1億900余万円〔琉新・朝〕
8・16	反瀬長派／辞職勧告見送る／今週中に意見を調整〔琉新・朝〕	9・3	那覇市／区長、5日に第一次発令〔沖タ・夕〕
8・17	市長不信任案を出す／那覇市会反瀬長派、対策ねる〔沖タ・朝〕……………671	9・4	社説 サビついた那覇の市政をどうするか〔沖タ・朝〕
8・24	那覇市と業者対立続くバス・センター問題／仮事務所設置でもむ／「建築確認」を市当局ける〔沖タ・朝〕……………671	9・4	日青協代表／瀬長市長と会見〔沖タ・朝〕
8・24	墓地売買に不正事実／前区画整理課長らを追訴／那覇市〔沖タ・朝〕	9・4	那覇市会／欠席戦術には除名で／両派議会対策に知恵しぼる〔沖タ・朝〕
8・26	9月から区長制〔那覇市〕〔琉新・朝〕	9・5	公聴／市営住宅の建設〔沖タ・朝〕
8・26	第18区立法院議員補選／宮良氏(社大)が当選確定／落選の富村氏は供託金没収〔琉新・夕〕	9・5	議会対策など協議／市政再建同盟中央執行委〔琉新・朝〕
8・27	那覇市会9月10日に延期〔琉新・朝〕	9・6	”民優先の政策を望む”／瀬長市長英紙記者と会見〔沖タ・朝〕
8・27	声／選挙ポスター〔琉新・朝〕	9・7	反瀬長派／欠席戦術封鎖／3議員の抱込みに難渋〔琉新・朝〕
8・27	新那覇市会／欠席戦術はとらぬ？／民連の動き注目さる〔琉新・朝〕	9・7	市政再建同盟／瀬長氏は共産主義者／証拠があると米人記者に言明／市政再建同盟〔琉新・朝〕
8・28	社説 那覇市政の正常化へ〔琉新・朝〕	9・7	瀬長市長に激励電／全学連〔琉新・朝〕
8・29	那覇注目の区長制復活／どうなる議会の承認／当局は1日発令の準備〔沖タ・夕〕	9・7	那覇市6区長を任命〔沖タ・夕〕
8・30	那覇市会／否決には専決処分で／かけひき秘めた予算審議〔沖タ・朝〕	9・7	那覇市議会の議案纏まる〔琉新・夕〕
8・31	社説 那覇市の区長制復活〔琉新・朝〕……………671	9・7	那覇／もたつく開放性病院／見通しつかぬ工事再開〔琉新・夕〕
8・31	注目の市長専決処分／行政府”法の趣旨に反する”〔沖タ・夕〕	9・7	那覇市／区長に辞令交付〔琉新・夕〕
8・31	再び注目浴びる不信任案／那覇市議会／専決処分断行せば／市町村自治法	9・8	開会迫る那覇市会／きのう両派が議会対策〔沖タ・朝〕
		9・8	小祿のオフ・リミッツ／”解禁の望みなし”／空軍／人民党同調者とのト

- ラブル防止が狙い〔琉新・朝〕…… 673
- 9・8 カギにぎる3議員／不信任案上程に複雑な動き〔琉新・夕〕
- 9・9 あす注目の那覇市会／不信任両派秘策練る／同盟、議長問題も結論得ず〔沖夕・朝〕
- 9・9 一括払反対が97％／垣花地域の軍用地訴願〔琉新・朝〕…… 674
- 9・9 那覇市会／与野党の動き活発〔琉新・朝〕
- 9・9 あす開会／注目の那覇市議会／不信任案提出の時期に迷う野党／〔琉新・夕〕
- 9・9 小禄新辻町／解禁を再陳情か／業者が対策協議会〔琉新・夕〕
- 9・10 那覇市会きょう開ききのう両派議員が懇談／『同盟』議長問題で紛糾／不信任案阻止を確認「民連」〔沖夕・朝〕
- 9・10 雨の中で市民集会〔沖夕・朝〕
- 9・10 |社説| 那覇市議会に望む〔琉新・朝〕…… 674
- 9・10 建築確認那覇市長へ命令／政府がバス協会の仮事務所を〔琉新・朝〕…… 675
- 9・10 野党側那覇市会／議長問題でもたつく／不信任案は適当な時機をみて〔琉新・朝〕
- 9・10 那覇市会不信任の不意打動議／与党脱兎の如く場外へ／議長高良氏副議長に渡口氏〔沖夕・夕〕
- 9・10 ”那覇市は建築確認すべき”／バス協会の仮事務所、主席が命令〔沖夕・夕〕
- 9・10 那覇市議会／注目の「不信任案」は出されたが／サッと窓から逃出す／突如渡口議員が”緊急動議”〔琉新・夕〕…… 675
- 9・10 ずぶぬれの演説会／壇上に傘さして市政報告〔琉新・朝〕
- 9・11 |社説| 許されぬ那覇市政の混乱とマヒ〔沖夕・朝〕
- 9・11 区長制は存置／立法院行法院自治法改正案審議〔沖夕・朝〕
- 9・11 記者のメモ／ブラリブラリ不信任といこう…〔沖夕・朝〕
- 9・11 |社説| 那覇市政の混乱は市長選挙で救え〔琉新・朝〕…… 677
- 9・11 競輪法廃止に署名〔沖夕・朝〕…… 677
- 9・11 広告／声明〔那覇市政再建同盟〕〔沖夕・朝〕
- 9・11 那覇市会波乱起した不意打動議／民連側午後の本会議敬遠／施政方針発言はきょう〔沖夕・朝〕
- 9・11 那覇市議会／与党早速欠席戦術に／兼次氏だけ議場にすえて〔琉新・朝〕… 677
- 9・11 広告／声明〔那覇市政再建同盟緊急執行委員会〕〔琉新・朝〕…… 678
- 9・11 民連側／退場戦術は不本意／同盟が規則を無視したからだ〔琉新・朝〕…… 679
- 9・11 再建同盟が声明／堂々と戦え／逃げるとはあさましい〔琉新・朝〕
- 9・11 てまどる国場川埋立／真和志市議会きのう協議会〔沖夕・夕〕…… 679
- 9・11 民連側に催告状／那覇市会同盟議員で開催〔沖夕・夕〕
- 9・11 那覇市議会／与党に出席催告／欠席議員に懲罰動議か〔琉新・夕〕…… 679
- 9・12 那覇市会／強気に出る野党／与党はなお欠席戦術で〔沖夕・朝〕…… 680
- 9・12 |社説| 欠席戦術の理由を明らかにせよ〔琉新・朝〕
- 9・12 那覇市議会／市長の施政報告延期／依然与党は欠席戦術〔琉新・朝〕
- 9・12 声／議場は争いの場ではない〔琉新・朝〕
- 9・12 論叢／どうすればよいか／那覇市会と”不信任”動議／松島朝永〔沖夕・夕〕
- 9・12 泥沼にあえぐ那覇市会／市民のための市政を／”不信任阻止は12の意志”〔沖夕・夕〕
- 9・12 やっさもっさの那覇市議会〔琉新・夕〕
- 9・13 予算、大幅に修正か／那覇市会同盟側が議案研究〔沖夕・朝〕
- 9・13 公聴／民主的ルールで対決せよ〔沖夕・朝〕…… 681
- 9・13 声／こっけいな那覇市議会〔琉新・朝〕
- 9・13 行詰りの那覇市会／真和志との合併の動きも〔琉新・夕〕
- 9・14 公聴／小禄地区の立入禁止〔沖夕・朝〕
- 9・14 広告／声明書!!〔沖縄タクシー協会内生活を守る会〕〔沖夕・朝〕
- 9・14 那覇市予算／原案の約半分削る／同盟側議会対策をねる〔琉新・朝〕
- 9・15 那覇市議会あす再開／”欠席”には”事業費削減”／当局自治庁の知恵借りる〔沖夕・朝〕
- 9・15 論叢／こうすればよいと思う／那覇市会と『不信任』動議／崎間敏勝〔沖夕・夕〕

- 9・15 今晚のわだい / 那覇と真和志の合併〔沖
タ・夕〕 に飛びつく / 野党...まず不信任問題
が先〔琉新・朝〕…………… 688
- 9・16 那覇市会きょう再開 / 民連先の動議の
処理確かめる〔沖タ・朝〕 9・19 合併よりも不信任で / 真和志の呼かけ
に同盟側強腰〔沖タ・夕〕
- 9・16 那覇市会きょう再開 / 野党専決処分
市長追及か〔琉新・朝〕…………… 681 9・20 合併問題タナ上げ / 会期延長野党は不
信任一本ヤリ / 那覇市会〔沖タ・
朝〕…………… 689
- 9・16 暗中模索（6） / 混乱市会 / 高良一氏
〔沖タ・夕〕…………… 682 9・20 真和志が主席へ意見書出す〔沖タ・
朝〕…………… 689
- 9・16 那覇市会 / 再び民連側へ催告状 / 「軍
用地」「都市合併」特別委を設置〔沖
タ・夕〕…………… 683 9・20 ナイキ基地工事始まる〔琉新・朝〕
- 9・16 那覇市議会 / 与党員も欠席戦術 / 今度
は儀武議員だけ残し〔琉新・夕〕 9・20 瀬長、高良氏が会談 / 那覇市再び暫定
予算編成〔琉新・朝〕
- 9・17 | 社説 | マヒ市政の打開と都市合併
〔沖タ・朝〕…………… 684 9・20 那覇市議会 / 会期延長か〔琉新・朝〕
- 9・17 欠席戦術に手をやく同盟側 / 自治法の
改正陳情 / 那覇市会日程変更で緊急
動議〔沖タ・朝〕…………… 685 9・20 真和志市政府勧告を陳情 / 那覇との合
併促進で〔琉新・夕〕
- 9・17 那覇市議会 / 与党狩出しにあの手この
手 / 欠席議員の懲罰制 / 市町村自治
法一部改正の要請を可決〔琉新・朝〕 9・21 那覇市会きょう再開 / 自治法改正野党
は立法院の出方待つ〔沖タ・朝〕
- 9・17 直ちに要請書提出 / 高良議長らが主席
や立法院議長に〔琉新・朝〕 9・21 見合すか懲罰動議 / 那覇市議会きょう
再開〔琉新・朝〕
- 9・17 出るか出席停止処分 / 注目される政府
の出方〔琉新・朝〕 9・21 自治法改正 / 那覇市会の陳情却下 / 立
法院”法の主旨に反する”〔沖タ・
夕〕…………… 689
- 9・17 声 / 民連議員の猛省を促す〔琉新・朝〕 9・21 開会したがまた休会 / 議事はかどらぬ
那覇市会〔沖タ・夕〕…………… 690
- 9・17 私の意見 / 那覇市会議員よ / 職責をわ
きまえよ / 西平三郎〔琉新・夕〕 9・21 那覇市議会 / 午前はゴタゴタの中に閉
会 / 平良氏の動議一蹴さる〔琉新・
夕〕
- 9・17 那覇市議会 / やっと審議に入る / 施政
方針発表は文書で〔琉新・夕〕 9・22 | 社説 | 都市合併を促進せよ〔琉新・
朝〕…………… 690
- 9・17 市町村自治法の一部改正 / 政府きょう
中に結論？〔琉新・夕〕 9・22 会期延長必至の那覇市会 / あくまで不
信任...野党 / 与党...合併へ持ちこむ
〔沖タ・朝〕…………… 691
- 9・18 政府も瀬長追出しへ / 自治法改正を立
法勧告〔沖タ・朝〕 9・22 市会自らで対策を / 自治法改正却下に
主席語る〔沖タ・朝〕…………… 691
- 9・18 那覇問題、立法院へ〔琉新・朝〕…………… 686 9・22 公聴 / 都市合併の機会を逃すな〔沖タ
・朝〕
- 9・18 那覇市議会 / 放たれた自治法の一部改
正要請 / 政府の出方待つ「野党」 /
与党なりをひそめて待機〔琉新・朝〕 9・22 那覇市議会 / 一喜一憂の与野党 / 自治
法改正の廃案めぐり〔琉新・朝〕
- 9・18 どうすればよいか / 那覇市会 / 果てし
ない抗争 / 市民はこう批判する〔沖
タ・夕〕 9・22 論叢 / 瀬長市長の不信任は / 成立させ
るべきか（上） / 島袋信夫〔沖タ・
夕〕
- 9・18 瀬長市長施政方針 / プリントにして送
付〔沖タ・夕〕…………… 687 9・22 今晚のわだい / 息苦しい那覇市政〔沖
タ・夕〕…………… 692
- 9・18 区長10氏発令 / 那覇市〔沖タ・夕〕 9・23 記者のメモ / 那覇市会、事毎に対立
〔沖タ・朝〕
- 9・19 大絃小絃〔那覇市政問題は自治法の一
部改正に発展〕〔沖タ・朝〕 9・23 論叢 / 瀬長市長の不信任は / 成立させ
るべきか（下） / 島袋信夫〔沖タ・
夕〕
- 9・19 合併促進へ動く / 真和志市会主席へ申
入れ〔沖タ・朝〕 9・23 那覇市議会 / 不信任案現行法で成立出
- 9・19 微妙に動く那覇市議会 / 真和志市合併

- 来るか／本土でも注目ひく／自由法曹団でも近く緊急会議〔琉新・夕〕… 692
- 9・24 大絃小絃〔那覇市会陳情の不信任議会の定数に関する自治法改正は立法院行法委で却下〕〔沖夕・朝〕
- 9・24 |社説| 瀬長派は市民の判定に信を問え〔琉新・朝〕… 693
- 9・24 波紋えがく那覇市政／自治法の解釈をめぐって〔沖夕・朝〕… 693
- 9・24 市民会館の資材／総評が近く那覇市へ〔沖夕・朝〕
- 9・24 合併して市長退陣／高良議長の提案を瀬長市長拒否〔沖夕・朝〕
- 9・24 公聴／合併を早急に〔沖夕・朝〕
- 9・24 行詰り打開に対策委／那覇市会欠席議員多く、休会〔沖夕・夕〕… 695
- 9・24 議員揃わずお流れ／マヒ状態の那覇市議会〔琉新・夕〕
- 9・25 |社説| 議員としての自主的な立場〔沖夕・朝〕… 695
- 9・25 自治法一部改正可決／那覇市の改正要望は削除／立法院本会議〔沖夕・朝〕
- 9・25 那覇市会／全体協議会で審議？／議案41件に迫る会期〔沖夕・朝〕
- 9・25 契約破棄の訴訟公判開く／国場組と市役所〔沖夕・朝〕
- 9・25 本会議／那覇問題握り潰し／自治法一部改正を可決〔琉新・朝〕… 696
- 9・25 合同議会对策委持つ／現状打開に与野党が／那覇市議会〔琉新・朝〕
- 9・25 声／那覇、真和志合併に就て同盟にお願い〔琉新・朝〕
- 9・25 暗中模索（14）狙われた市長／瀬長亀次郎氏／”モサク”…はお門違いだ／議会は議会、こちらには専決処分之宝刀？／満身に”自信”のヨロイ〔沖夕・夕〕
- 9・25 漸く議案審議に入る／那覇市会専決処分を追及〔沖夕・夕〕
- 9・25 私の意見／悪法もまた法であるか／瀬長市長の不信任案／下地敏之〔琉新・夕〕… 697
- 9・25 那覇市議会／合同委で審議開始／専決処分で当局を追及〔琉新・夕〕… 698
- 9・26 那覇市会／野党は審議引延ばし／与党の出席待ち長期戦〔沖夕・朝〕
- 9・26 区長発令〔沖夕・朝〕
- 9・26 那覇市議会／合同委員会／野党、さみだれ質疑で会期引延し策／審議もた
- った4件／傍聴席もすっかり拍子抜け〔琉新・朝〕… 698
- 9・26 暗中模索（終）／市政再建／稻嶺一郎氏／解決は市民の手で同盟支持は過去の経験から…／観念論では運命は開けぬ〔沖夕・夕〕
- 9・26 那覇市会27日再開〔沖夕・夕〕
- 9・26 那覇市長不信任問題解説／自治法の解釈で対立／しっくりいかない同盟側〔沖夕・夕〕… 699
- 9・27 区長さん1ヵ月で廃職／那覇市会市長専決の区設置条例ける〔沖夕・夕〕
- 9・27 区長制を廃止／那覇市会／市長専決処分を覆えず〔琉新・夕〕
- 9・28 4週間の会期延長／ケられた区長制／市長が再議求める／那覇市会〔沖夕・朝〕… 699
- 9・28 記者席／原案賛成を忘れた兼次議員〔琉新・朝〕
- 9・28 那覇市会 - 解説 - /二者選一の窮地に／区長廃止市長が再議に付せば〔琉新・朝〕
- 9・28 4週間会期延長／午後から台風被害の視察へ〔琉新・朝〕
- 9・28 今晚のわだい／二つの市長の椅子…〔沖夕・夕〕
- 9・28 ナ八市会／不信任とからむ区廃止／難局に立たされる市当局〔沖夕・夕〕
- 9・28 那覇市議会／予算の審議に入る／与党11名欠席のまま〔琉新・夕〕
- 9・29 人物地帯／那覇市長不信任派の立役者／渡口麗秀氏〔沖夕・朝〕
- 9・29 ”従来と何ら変りない”／瀬長市長の善行証明問題伯国大使館が声明〔沖夕・朝〕
- 9・29 那覇市議会〔監査委員任命〕〔琉新・朝〕
- 9・29 職員の定数データ置に善処を要望／那覇市職員労組が〔琉新・朝〕
- 9・29 論壇／続瀬長市政の神話／世論こそ市政の混乱を救う／崎間敏勝〔琉新・夕〕
- 9・29 那覇市会／再議問題で新局面に／与党側は出席しない？〔琉新・夕〕… 700
- 9・30 格下げに不満／市職員も議会と交渉〔沖夕・朝〕
- 9・30 那覇市会／”欠席戦術は権利放棄”／野党議員が判例研究〔琉新・朝〕… 700
- 9・30 不信任へふみ切るか／懲罰動議提出の動き／那覇市会〔沖夕・夕〕

9・30 「出席停止」議員も / 議員定数に含む / 自由法曹団から回答〔沖タ・夕〕	10・8 議員相変ず欠席〔琉新・夕〕…………… 703
9・30 私の意見 / 続瀬長市政の神話 / 世論こそ市政の混乱を救う / 崎間敏勝〔琉新・夕〕	10・8 真和志との合併へ動く〔沖タ・朝〕
9・30 那覇市会 / 台風被害の復旧急げ / 市民の友発行部数が多過ぎる〔琉新・夕〕	10・8 合併を促進 / 社大党きのう演説会〔沖タ・朝〕
10・1 暫定予算など可決 / 那覇市会 / 催告状に反応なく17名で不信任へ？ / 区長さん大挙議会へ承認陳情〔沖タ・朝〕…………… 701	10・8 職員人事を追及 / 那覇市会 / 次の本会議は10日に〔琉新・朝〕
10・1 暫定予算 / 3件を可決 / 那覇市会4日に再開〔琉新・朝〕	10・8 那覇市労組の分裂説は誤解 / …… 渡口委員長が語る…〔琉新・朝〕
10・1 議会が復旧対策に〔琉新・朝〕	10・8 都市合併委会開く / 野党が行づまり打開に〔琉新・朝〕
10・1 区長制存続して / 開南区長らが陳情〔琉新・朝〕	10・8 ”双方話し合ってから” / 合併の線へ那覇も動く〔沖タ・夕〕
10・1 出席停止処分の議員 / 定数にふくまれる / 自由法曹団から回答〔琉新・夕〕…………… 701	10・8 那覇市会初の都市合併委開く / 殆どが早期合併説 / 真和志との話し合いで進める〔琉新・夕〕…………… 703
10・3 瀬長市長の不信任達成 / 現行法では駄目 / 那覇市議会〔琉新・朝〕…………… 701	10・8 社大党、民主を痛烈に批判 / 都市合併を訴える / ”不当な市長不信任を断固阻止”〔琉新・夕〕…………… 704
10・4 ”不信任”強行策練る同盟 / 那覇市会きょう再開〔沖タ・朝〕	10・9 合併で両市会談 / 真和志側の意向打診那覇市会〔沖タ・朝〕
10・4 那覇市会きょう再開〔琉新・朝〕	10・9 総評の救援資材 / あす那覇へ〔沖タ・朝〕
10・4 当局、資料提出拒む？ / 那覇市議会またもめる〔沖タ・夕〕	10・9 きょう真和志を打診 / 那覇市会合併委員会が〔琉新・朝〕…………… 705
10・4 那覇市議会 / 市長資料提出を拒否 / 野党騒然、理由を追及〔琉新・夕〕	10・9 早期合併に賛成 / 那覇・真和志議会代表が再確認〔沖タ・夕〕
10・4 にぎやかな那覇市会 / 与座一行も特別出演〔琉新・夕〕	10・9 都市合併 / 両市の話し合い纏まる / 問題は方法と時期 / 真和志側、合併に異議なし〔琉新・夕〕…………… 706
10・5 私の1日記者（2） / 那覇市役所探訪 / 血の通う事務を / 瀬長市長神の心ひとくさり〔沖タ・朝〕	10・10 大絃小絃〔那覇・真和志の合併問題はきのう、きょうの問題ではない）〔沖タ・朝〕
10・5 ナ八市会事務監査委設け究明 / 資料拒否で騒然となる〔沖タ・夕〕	10・10 モ弁務官命令13号公布 / 土地裁判所を設立 / 訴願の範囲大幅に拡大〔沖タ・朝〕…………… 706
10・5 那覇市議会 / 行監特別委を設け / 瀬長市政の監査を行う〔琉新・夕〕	10・10 不明墓地と拜所は市町村管理に / 土地所有権布令を改正〔琉新・朝〕…………… 707
10・6 市政全般を監査？ / 那覇市会まず人事問題追及〔沖タ・夕〕…………… 702	10・10 記者席 / 合併に3度目の正直〔琉新・朝〕
10・7 社説 市政打開策を真剣に考えよ〔沖タ・朝〕	10・10 都市合併 / きょう態度を決める / 月曜会が協議会開いて〔琉新・朝〕
10・7 那覇市役所 / 職員労組われる？ / 執行部は中立派が優勢〔琉新・朝〕…………… 702	10・10 那覇市会 / 瀬長市政の徹底的監査 / 資料提出拒否に野党怒る〔琉新・夕〕… 707
10・7 きょう再議に付す / 区廃止、職員定数条例など〔琉新・朝〕	10・11 職員採用に不公正？ / 那覇市会当局を追及〔沖タ・朝〕
10・7 合同委で予算審議 / 区長設置条例等注目される”再議” / 那覇市会〔沖タ・夕〕	10・12 瀬長市長労基法違反？ / 市会行監委が調査に乗り出す〔琉新・朝〕…………… 708
10・7 那覇市会 / 2条例を再議に付す / 与党	10・12 きょう那覇市再建懇談会〔琉新・朝〕
	10・12 未払いの有給休暇手当 / 那覇市…行政

10・13	監査特別委が追及〔沖夕・夕〕 自治法改正を再要請／再建同盟、全琉 組織へ／きのう各団体と市政懇談会 〔沖夕・朝〕…………… 708	10・17	近く本格取調べ／那覇市をめぐる告発 事件〔沖夕・朝〕
10・13	”人事の不公正”つく／那覇市会、行 政監査委が実情調査〔沖夕・朝〕	10・17	新たな違反事実も／那覇市の労基法違 反調べ〔沖夕・夕〕
10・13	総評の援助資材届く／那覇市に市民集 会所〔沖夕・朝〕…………… 709	10・18	大絃小絃〔年次有給休暇に相当する賃 金支払について〕〔沖夕・朝〕
10・13	市政再建懇談会／全琉的反共組織／準 備委あげて結成へ〔琉新・夕〕	10・18	反共連盟結成へ動く／吉元高良氏ら、 民主党幹部と懇談〔沖夕・朝〕
10・14	那覇市会／真和志合併は足ぶみ／野党 まず市長不信任から〔琉新・朝〕…… 709	10・18	止めは自治法改正で／那覇市会全琉組 織急ぐ〔沖夕・朝〕
10・14	那覇市会／”下に厚くはない”／行政 監査委が突込む〔琉新・朝〕…………… 709	10・18	市民集会はご免だ／小禄風俗業が陳情 〔沖夕・朝〕
10・14	瀬長市長を告発／労基法違反で市会が 〔沖夕・夕〕…………… 709	10・18	労基法違反問題／市会にはねかえる？ 〔沖夕・朝〕…………… 713
10・14	労基法違反で告発／那覇市会が瀬長市 長を〔琉新・夕〕	10・18	今晚のわだい／あきれた市会…〔沖夕 ・夕〕
10・15	市長不信任問題、遂に告発沙汰労基法 違反／混迷深まる那覇市会／既に予 算措置・当局側強気〔沖夕・朝〕…… 710	10・19	那覇市会／強硬派を説得？／近日中に 合併申入れ〔琉新・朝〕
10・15	記者のメモ／ままたらぬ市長追い出し 〔沖夕・朝〕	10・20	都市合併／一応タナ上げ…？／不信任 強行焦る那覇市会同盟側〔沖夕・朝〕
10・15	行動の自由、身体の安全に関する決議 案／退場妨害に備え与党側が提出 〔沖夕・朝〕…………… 711	10・20	琉球自由連盟／規約案成る〔沖夕・朝〕
10・15	那覇議会の告発合戦／当間前市長を告 発／民連が同じく労基法違反で〔琉 新・朝〕	10・20	那覇市／真和志の合併問題／瀬長市長 不信任と切離す〔琉新・朝〕
10・15	瀬長市長記者会見／僕が罰せられたら ／琉球の企業体は軒なみ〔琉新・朝〕・712	10・20	論叢／市長問題の明快な解決策／自治 法の盲点改正の責任は立法院に／仲 宗根源和〔沖夕・夕〕
10・15	野党／告発の手續すまず〔琉新・朝〕	10・20	週間の動き／社会／からみ合う告発合 戦／どこまで続くドロ沼の那覇市政 ／大阪の求人殺到する申込み〔沖夕 ・夕〕
10・15	労基署が調査へ／那覇市の労基法違反 〔琉新・夕〕	10・20	市債2億3,000万円／那覇市57年度（下 半年）財政状況〔沖夕・夕〕…………… 714
10・15	当間前市長をきょう告発／与党〔琉新 ・夕〕…………… 712	10・21	合併問題で3者会談／瀬長那覇市長、 翁長真和志市長、高良那覇市議長／ 近日中に開かれる／場合によって同 盟側の分裂も…〔琉新・朝〕
10・16	労基署調査始める／那覇市の労基法告 訴合戦〔沖夕・朝〕	10・21	那覇市会／予算を全面否決／党勢拡張 予算ときめつけ〔沖夕・夕〕…………… 714
10・16	金口木舌〔那覇市会の告発合戦〕〔琉 新・朝〕…………… 712	10・21	那覇市議会／58年度予算を全面否決／ ”瀬長市政は党勢拡張だ”〔琉新・ 夕〕
10・16	三ツ巴の告発合戦／國場氏大山議員を 告発／タイヤーのリベート衝く〔琉 新・朝〕…………… 713	10・22	民主党保守結集話合う／那覇市政、当 間人事にからみ〔琉新・朝〕
10・16	琉石の借地料／那覇市がとる〔沖夕・ 夕〕	10・22	商港使用料免除を却下／総評から瀬長 市長宛の建設資材〔琉新・朝〕…………… 715
10・16	支払い促進が重点／那覇市の労基法違 反〔沖夕・夕〕	10・22	那覇市予算全面否決の行方／再議 - 否 決 - 解散？／当局は原案のまま再議 に〔沖夕・朝〕…………… 715
10・17	形式違反としてケリ／那覇市の労基法 違反〔琉新・朝〕	10・22	与党引出しが狙い／那覇市会予算の全

	面否決〔琉新・朝〕		連が政府へ要請決議〔琉新・朝〕……	721	
10・22	瀬長市長／法的に反撃加える／予算の 全面否決に対し〔琉新・夕〕	10・25	総評政府に抗議／救援物資の輸入禁止 に〔琉新・朝〕……………	722	
10・22	午後から水源地視察へ〔琉新・夕〕	10・25	那覇市民に援助資材を渡せ／全学連か ら主席に抗議電〔琉新・夕〕		
10・23	水道事業など／修正なしで可決か／那 覇市会〔沖夕・朝〕	10・25	合併へ踏切る”二日会”／近く3者会 談ひらく〔沖夕・夕〕……………	722	
10・23	社説 那覇市会の責務〔琉新・朝〕…	716	10・26	動議合戦で一もめ／那覇市会、民連側 総評資材引渡し要請決議案提出〔沖 夕・朝〕……………	723
10・23	『市長の反省求める』／渡口議員予算 否決に声明〔琉新・朝〕……………	716	10・26	真和志市会ひらく〔沖夕・朝〕	
10・23	那覇市会／水源求めて視察／豊富な牧 港の水脈に自信得る〔琉新・朝〕……	717	10・26	会期30日まで延期／議案山積の那覇市 議会〔琉新・朝〕	
10・23	那覇市会けさ流会／与野党20名が大量 欠席〔沖夕・夕〕……………	717	10・26	合併へ胎動頻り／野党の強硬派が連絡 機関設ける〔琉新・朝〕	
10・23	那覇 - 真和志／合併の早期実現へ／高 良一氏真和志側と懇談〔琉新・夕〕		10・26	市が予算案を再議〔琉新・朝〕	
10・23	那覇市会流会／野党も半数が欠席〔琉 新・夕〕		10・26	港湾使用料とる／那覇市が政府に通告 〔琉新・夕〕……………	723
10・24	都市合併／対等、編入でもめる／高良 那覇市会議長／真和志側と要談〔沖 夕・朝〕……………	717	10・27	週間の動き／社会／問題かもす総評の 資材／謎に包まれた中共脱出船〔沖 夕・夕〕	
10・24	記者のメモ／秋晴れや反瀬長ひとし お〔沖夕・朝〕		10・27	政府所有の貨物も／港湾使用料徴収／ 那覇市〔沖夕・夕〕	
10・24	ちょっと待った、その贈物／雨ざらし の総評資材／経済局、無為替輸入申 請をける”瀬長市長に協力せぬ”〔沖 夕・朝〕……………	718	10・28	総評の物資引渡し要請／再び却下なら 名義変更／那覇市〔沖夕・朝〕……	723
10・24	那覇市会またお流れ／解決案に合併問 題持上る〔沖夕・夕〕……………	719	10・29	全面否決なら解散も／那覇市会予算審 議あす再開〔沖夕・朝〕	
10・24	政府から使用料とる／港の貨物、那覇 市が逆手〔沖夕・夕〕		10・29	合併がダメなら／失地回復持出す／真 和志市会〔沖夕・朝〕……………	724
10・24	会場の真中にノボリかかげて陣取る／ 小祿の市民集会〔琉新・夕〕		10・29	”委員長互選を早く”／文化財保護委 が懇談〔沖夕・朝〕	
10・24	那覇市／使用料取る／政府関係の港湾 施設〔琉新・夕〕		10・29	瀬長市長の見解と一致／那覇市の照会 に自治庁が回答〔琉新・夕〕……………	724
10・24	那覇市会またもお流れ〔琉新・夕〕		10・29	主席に受取り要請／瀬長市長が政府訪 問〔琉新・夕〕	
10・24	真和志との合併急げ／野党合併強硬派 が提案?〔琉新・夕〕		10・30	大絃小絃〔那覇と真和志合併、対等か 編入か〕〔沖夕・朝〕……………	724
10・25	社説 那覇市民の良識に訴える〔沖 夕・朝〕……………	719	10・30	どうする事業費／那覇市会野党だけの 予算審議〔沖夕・朝〕	
10・25	大絃小絃〔つづく那覇市会の流会〕〔沖 夕・朝〕……………	720	10・30	沖労連が抗議／総評資材問題で〔沖夕 ・朝〕	
10・25	”再検討の余地はない”／総評資材、 経済局の見解〔沖夕・朝〕		10・30	民政府と調整開始／軍用地具体案／臨 時議会招集は困難／当間主席記者会 見〔琉新・朝〕	
10・25	宙に迷う総評の贈物／市民や関係者は こうみる／市民へ同胞の好意だ／瀬 長市長名義変えてもよい〔沖夕・朝〕…	721	10・30	総評はトラブル起すのがねらい／当間 主席〔琉新・朝〕	
10・25	区長制復活を議題に真和志市会開く 〔沖夕・朝〕		10・30	全沖労も抗議／総評の援助物資〔琉新 ・朝〕	
10・25	瀬長市長／”名義変えてもいい”／民		10・30	記者席／瀬長市長、主席室を占領〔琉	

新・朝]	任に問ふ〔琉新・朝〕
10・30 瀬長市長 / " 否決せば議会解散 " / 注	11・2 市町村自治法一部改正公布〔琉新・夕〕・729
目される那覇市議会〔琉新・朝〕	11・2 専決処分取消しと執行停止 / 市会が
10・30 東京の県人会が抗議〔沖夕・夕〕	けさ提訴 / 裁判所... 4日双方の意見
10・30 私の意見 / 亀次郎君に物申す / 大城徳	聞いて決める〔琉新・夕〕
明〔琉新・夕〕	11・2 執行停止命令を申立 / 那覇市会専決処
10・30 那覇市会 / 野党全面否決さける / 市長	分取消し訴える〔沖夕・夕〕…………… 730
の解散権回避に〔琉新・夕〕…………… 725	11・3 那覇市会の専決処分行政訴訟 / 沖縄で
10・30 瀬長市長ねばる / 援助資材引渡し交渉	初のケース / 注目される中央巡裁の
に〔琉新・夕〕	出方〔琉新・朝〕
10・31 那覇市会専決予算執行?〔沖夕・朝〕	11・3 今晚のわだい / 専決処分〔沖夕・夕〕
10・31 " 市会の出方次第では " / 総評資材問	11・3 さっそく工事入札へ / 専決処分那覇市
題で主席回答〔沖夕・朝〕	の対立する当局・市会〔沖夕・夕〕… 730
10・31 引渡し決議保留 / 那覇市会議長に折衝	11・4 " 提訴はお門違い " / 専決処分問題で
させよ〔沖夕・朝〕	瀬長市長が声明〔沖夕・朝〕…………… 731
10・31 合併問題は那覇の出方待つ / 真和志市	11・4 瀬長市長 / " 行政訴訟は不適法 " / 注
会〔沖夕・朝〕	目されるきょうの審訊〔琉新・朝〕
10・31 那覇市会 / 総評の資材引渡要請 / 正、	11・4 安謝の築港を計画 / 真和志泊につく
副議長が折衝に当る〔琉新・朝〕…… 725	" 第三の港 " に〔沖夕・夕〕
10・31 総評資材 / " 議会の決議で許可も " /	11・4 総評が代表送る / 那覇市への資材問題
當間主席、瀬長市長に回答〔琉新・	で〔沖夕・夕〕
朝〕…………… 726	11・4 非公開で審理 / 那覇市の行政訴訟〔沖
10・31 11月も暫定予算で / 那覇市会延びる本	夕・夕〕…………… 731
予算の成立〔沖夕・夕〕	11・4 非公開で審訊開始 / 那覇市の行政訴訟
10・31 依然冷たく対立 / 総評資材めぐる政府、	問題〔琉新・夕〕
那覇市〔沖夕・夕〕	11・5 焦点は " 執行停止 " / 市長側停止は市
10・31 58年度予算を専決処分 / 野党は徒らに	民に不利益 / 市会側暫定予算組めば
議事遷延 / 瀬長市長〔琉新・夕〕…… 726	よい〔沖夕・朝〕…………… 732
10・31 総評資材 / 正式の手続とる / 高良議長、	11・5 決定、きょうに持越す巡裁〔沖夕・朝〕
主席と懇談〔琉新・夕〕…………… 727	11・5 " 市民こそ迷惑だ " / 瀬長市長審訊の
11・1 那覇市会 / 野党、行政訴訟を相談 / 市	申立てを説明〔琉新・朝〕
長の予算専決に声明〔沖夕・朝〕…… 727	11・5 きょうの那覇市会流れる〔琉新・朝〕
11・1 総評物資市会がとる / 高良議長きょう	11・5 きょう中には決定 / 那覇市会の行政訴
主席と会う〔沖夕・朝〕	訟〔琉新・朝〕
11・1 社説 那覇市政への反省〔琉新・朝〕	11・5 那覇市会流れる / 正副議長も顔みせぬ
11・1 那覇市会 / 専決処分無効を提訴 / 総評	〔琉新・朝〕
資材引渡要請決議〔沖夕・夕〕…………… 728	11・5 決定持ち越す / 那覇の専決処分訴訟
11・1 専決処分の無効確認 / 那覇市会裁判所	〔沖夕・夕〕
提訴を決議〔琉新・夕〕	11・5 私の意見 / 市当局は予算案を公表せよ
11・2 社説 専決処分をさける努力がほし	／市民はこれによって市政を判断す
い〔沖夕・朝〕…………… 728	る / 照喜名和子〔琉新・夕〕…………… 732
11・2 予算専決処分は違法 / 政府が見解を発	11・6 「義務費除く執行停止」 / 市会側一部改
表 / 那覇市会 " 審議の意思あり "〔沖	正申し立て / 那覇市の専決処分…き
夕・朝〕…………… 729	ょう決定〔沖夕・朝〕
11・2 仮処分で事業停止 / 野党側、きょう提	11・6 きょう工事入札の予定〔沖夕・朝〕
訴〔沖夕・朝〕	11・6 専決処分に自治労の見解〔沖夕・朝〕… 733
11・2 那覇市議会 / 専決処分の行政訴訟 / き	11・6 那覇市会また流会〔沖夕・朝〕
ょう中央巡裁に提訴〔琉新・朝〕	11・6 総評から遠藤財政部長が渡航申請 / 資
11・2 声 / 国場首里支所長並に喜久里衛生主	材問題〔沖夕・朝〕

11・6	那覇市会への引渡 / 高良議長が正式要請〔沖夕・朝〕…………… 733	11・10	有給休暇積立金の支払準備 / 那覇市〔沖夕・朝〕
11・6	那覇市会の行政訴訟 / 執行停止か却下か / きょう中央巡裁の裁断下る〔琉新・朝〕	11・11	記者席 / 那覇市またも流会〔琉新・朝〕
11・6	那覇市の予算専決 / 『執行停止』申立て却下 / 行政機関間の争いで裁判権なし / 市会側弁務官へ再審申請か〔沖夕・夕〕…………… 733	11・11	7日間も続けて流会 / 那覇市会与野党の抗争続く〔琉新・朝〕…………… 737
11・6	裁判で却下さる / 那覇市会予算執行停止申請〔琉新・夕〕	11・11	上訴棄却の意見書 / 那覇市が提出〔琉新・朝〕
11・7	再び浮ぶ合併問題 / 流会続きの市会、きょう再開〔沖夕・朝〕	11・12	”改正前の抗告は許されない” / 那覇市、上訴裁へ意見書〔沖夕・朝〕…… 737
11・7	専決で事業開始 / 那覇市で3工事の落札決まる〔沖夕・朝〕	11・12	記者席 / 七転び八転びの那覇市会〔琉新・朝〕
11・7	金口木舌〔那覇市会の専決処分執行停止命令申請〕〔琉新・朝〕…………… 735	11・12	声 / 金城区の肥溜について〔琉新・朝〕
11・7	那覇市会 / 野党の出方注目さる / 弁務官再審にも賛否〔琉新・朝〕	11・12	議長一人が出席 / 那覇市会与野党に催告状〔沖夕・夕〕
11・7	那覇市会の行政訴訟新展開か / 布告の一部を改正 / 民裁に「執行停止権」与える〔琉新・夕〕	11・12	取消し訴訟の弁論延期 / 那覇の専決処分〔沖夕・夕〕
11・8	那覇市会、上訴裁で抗告専決処分の執行停止で〔沖夕・朝〕	11・12	がら空きの議場 / 那覇市会、けさの出席者は議長一人流会の世界記録めざす?〔琉新・夕〕
11・8	改正布告〔沖夕・朝〕	11・12	那覇市行政裁判 / 16日に口頭弁論〔琉新・夕〕
11・8	市民の利益を侵害 / 不当な圧迫はねのける〔沖夕・朝〕	11・13	流会続きの那覇市会やっと再開 / 区設置条例を廃止 / 区長さん3ヵ月でお役ご免〔沖夕・朝〕
11・8	12日に口頭弁論 / 中央巡裁〔沖夕・朝〕	11・13	与党 / 次席戦術に野党怒る / 那覇市会”審議せぬ”とまた流会〔沖夕・朝〕
11・8	お流れ続く那覇市会〔沖夕・朝〕	11・13	那覇市会9日ぶりにやっと成立〔琉新・朝〕…………… 738
11・8	つぎつぎ工事 / 那覇市〔沖夕・朝〕	11・13	那覇市会またも流会 / 野党9議員は議場に出ず〔琉新・夕〕…………… 738
11・8	那覇市会の行政訴訟 / 執行停止申請を上訴 / 布告第4号に基いて〔琉新・朝〕…………… 735	11・14	野党 / 与党が出ねばこっちも / 那覇市会審議すすまず〔沖夕・朝〕
11・8	声 / 消費者の声も〔琉新・朝〕	11・14	記者席 / 原案可決を知らぬ欠席議員〔琉新・朝〕
11・8	那覇市会 / 4日間続けて流会〔琉新・朝〕	11・14	那覇市会 / 与党出なければ休会 / 野党側がきのう決議〔琉新・朝〕…………… 738
11・8	こんどは野党へ催告 / 那覇市会、与党だけ出席〔沖夕・夕〕	11・14	合併…しびれきらす真和志 / 行政訴訟の動きも / 松尾・壺川等の失地回復図る〔沖夕・夕〕…………… 739
11・8	那覇市会またお流れ / 与党11議員は出席〔琉新・夕〕	11・15	社説 那覇市政の建直し〔沖夕・朝〕
11・9	社説 市民の福利を無視した市政〔沖夕・朝〕…………… 736	11・15	那覇市会流会続きの果て休会〔沖夕・朝〕
11・9	那覇市会5回も流会〔沖夕・朝〕	11・15	催告と流会の連続 / 那覇市会10日間休会〔琉新・朝〕…………… 739
11・9	那覇市が支払う / 退職者の年次有給休暇〔琉新・朝〕…………… 736	11・15	上訴裁正式発表延びる / 那覇市会の行政訴訟〔琉新・朝〕
11・9	那覇市会きのうも流会〔琉新・朝〕	11・16	上訴裁も抗告棄却 / 仮処分申立て那覇市の訴訟 / 内部解決が妥当 / 市会側”本訴訟も取下げたい”〔沖夕・朝〕・739
11・9	那覇市会 / 現状打開に3派懇談 / 議会不信の声を恐れる〔琉新・夕〕…………… 736		
11・9	識名の市納骨堂完成〔琉新・夕〕		

11・16	巡裁の口頭弁論延期 / 那覇市の行政訴訟市会の取下げ意向で〔沖タ・夕〕	たいと瀬長市長〔琉新・朝〕	
11・17	再び自治法改正の動き / 那覇市会野党側が対策協議〔沖タ・朝〕	11・22	合併へふみ切る / 野党も申入れ受ける / 那覇市〔沖タ・夕〕
11・17	都市合併最後の追込み / 真和志、切札は失地回復〔沖タ・朝〕	11・22	那覇・真和志の合併問題 / こんどこそ実現か / 今月中に両市が話合う〔琉新・夕〕…………… 744
11・17	”早急引渡しを” / 総評資材問題で本土から主席へ要請〔琉新・朝〕…………… 740	11・23	社説 両市合併の実現 / この機会逃すな〔沖タ・朝〕
11・17	記者席 / 市長、上訴裁そして夫婦喧嘩〔琉新・朝〕	11・23	高良議長社大党と都市合併話し合う〔沖タ・朝〕
11・17	今晚のわだい / 那覇の侍たち〔沖タ・夕〕	11・23	公聴 / 瀬長那覇市長に問う〔沖タ・朝〕
11・18	お互いに辞めよう / 混乱市会収拾のために / 高良議長が瀬長市長へ公開状〔沖タ・朝〕	11・23	取下げなければきょう開廷 / 那覇市の行政訴訟〔沖タ・朝〕
11・18	高良議長 / 瀬長市長へ公開状 / ”引責辞職をしよう” / 紛糾続けば行政命令必至〔琉新・朝〕…………… 740	11・23	社説 両市合併懇談会に望む〔琉新・朝〕…………… 745
11・18	どこへ行く那覇市会 / 自治法改正か合併か / 市長不信任へ野党の悩み〔沖タ・夕〕…………… 741	11・23	社大党も動き出す / 平良書記長ら高良那覇議長と懇談 / 那覇真和志の合併に〔琉新・朝〕
11・18	第3回課題 / 那覇市を混乱から救う途〔琉新・夕〕	11・23	那覇の希望で延期 / 都市合併の両市懇談会〔琉新・朝〕
11・19	無理心中は断わる / 脅かしより話しあいを / 瀬長市長公開状に答える〔沖タ・朝〕	11・23	那覇、真和志の合併 / 24日に懇談日時決める / 那覇市野党側〔琉新・夕〕
11・19	”現状打開は話合いで” / 瀬長市長高良公開状に答える〔琉新・朝〕…………… 742	11・23	那覇、真和志の合併 / 注目される野党の出方〔琉新・夕〕
11・19	”市民の福利増進が第一” / 瀬長市長の態度に高良議長談〔琉新・夕〕…………… 742	11・25	那覇市政収拾に布令公布 / 破廉恥罪を全面適用 / 紛争調停を主席権限に〔沖タ・朝〕
11・20	金口木舌〔那覇市政を市民福祉のために打開する〕〔琉新・朝〕…………… 743	11・25	過半数の出席で不信任関係法改正の内容〔沖タ・朝〕
11・21	合併協議申入れ / ”これが最後”と真和志側〔沖タ・朝〕…………… 743	11・25	布令改正で不信任へ / 那覇市会 / きょうの市会で議決か / 瀬長市長楽しい運動会もフイ〔沖タ・朝〕
11・21	用途地域一部変更を申請 / 那覇都市計画の〔琉新・朝〕	11・25	自治法、選挙法を改正 / 布令で那覇市の現状打開 / 議会過半数で不信任成立可能に〔琉新・朝〕…………… 746
11・21	人民党が時局批判〔琉新・朝〕	11・25	米国の責務を果す / 民主政治の永続的力に寄与 / モ弁務官声明〔琉新・朝〕…………… 747
11・21	どうするか那覇市会 / 両派の言い分 / 相変わらず平行線 / 議長”合併するなら会期中に” / 市長”合併は会期閉じてから”〔沖タ・夕〕	11・25	直ちに公報号外発行 / 主席、異例の措置を指示〔琉新・朝〕
11・21	23日に合併懇談会を / 真和志が那覇へ申入れ〔沖タ・夕〕	11・25	”やむを得ぬ措置だ”〔琉新・朝〕
11・21	”合併問題話合おう” / 真和志が那覇へ呼びかけ〔琉新・夕〕	11・25	記者席 / 那覇市布令で高良株上る?〔琉新・朝〕
11・21	沖縄からも自衛官 / 防衛庁が募集にのり出す〔琉新・夕〕…………… 744	11・25	瀬長市長不信任議決へ / きょう開会と同時に / 代理市長には東江氏か〔琉新・朝〕…………… 748
11・22	動くか合併こんどこそ〔沖タ・朝〕…………… 744	11・25	私はこう思う / ほとんどが合併促進説 / 第3回課題 / 那覇市を混乱から救う途〔琉新・夕〕…………… 749
11・22	都市合併 / 真和志側が申入れ / 懇談し		

- 11・25 瀬長市長の退陣決まる / 16対10で不信任案を可決 / 10カ月と20日目に市長の椅子去る〔琉新・夕〕…………… 751
- 11・25 市長代理に東江氏 / 市政再建同盟の推薦で〔琉新・夕〕
- 11・25 瀬長市長が最後の訓辞〔琉新・夕〕
- 11・25 ”那覇市政の解決策を” / 市町村長、財界などが陳情〔琉新・夕〕…………… 752
- 11・26 |社説| 自主的に收拾できなかったのは遺憾〔沖夕・朝〕…………… 752
- 11・26 今後の那覇市政に望む / 混乱は市会にも責任 / 政党側 ”まだ何ともいえない”〔沖夕・朝〕
- 11・26 東江氏きょう情報課長を退職〔沖夕・朝〕
- 11・26 与野党は声明合戦 / きょうから東江市長代理〔沖夕・朝〕
- 11・26 ”民主主義のじゅうりん” / ”市政再建の第一歩へ”〔沖夕・朝〕
- 11・26 つなぎの行政管理 / 東江市長代理〔沖夕・朝〕
- 11・26 |社説| 布令と自治 - 那覇市政を省みて想う〔琉新・朝〕
- 11・26 那覇市布令で政界新転機に / 表情複雑な各派 / 3月総選挙ともからみ〔琉新・朝〕
- 11・26 解説 / 三つの改正布令の意義 / 那覇対象の特例づくめ〔琉新・朝〕…………… 753
- 11・26 市長代理は東江氏に決まる / ”明朗な那覇建設へ” / 那覇市会28日に再開〔琉新・朝〕…………… 755
- 11・26 同盟、民連が声明書〔琉新・朝〕…………… 755
- 11・26 市民福祉のために現職に止まる / 部課長の動き〔沖夕・朝〕…………… 756
- 11・26 都市合併 / 30日に両市が懇談会〔琉新・朝〕
- 11・26 富原総裁 / ”早急に撤回したい” / 那覇市への融資拒否〔琉新・朝〕
- 11・26 那覇市長選挙統一候補でのぞむ / 保守結集へ当間・與儀会談〔沖夕・夕〕
- 11・26 専決予算の効力 / 契約済の工事は継続 / 資金凍結解除すれば1億余円工事〔沖夕・夕〕
- 11・26 資金凍結解除か〔沖夕・夕〕
- 11・26 ”たとえ平良氏でも闘う” / 社大那覇支部、昨夜声明〔沖夕・夕〕
- 11・26 瀬長氏退陣で電報ふえる〔沖夕・夕〕
- 11・26 ”何ともいえず” / 本土の知念官房長〔沖夕・夕〕
- 11・26 都計事業に約8,000万円 / 那覇市への融資ストップを解除〔琉新・夕〕
- 11・26 本土各紙連日トップで報道 / 瀬長市長の不信任可決〔琉新・夕〕…………… 756
- 11・26 平良辰雄氏を擁立か / 当間、与儀会談で意見一致〔琉新・夕〕
- 11・27 瀬長市長追放に抗議声明 / 超党派で布令撤回を要求 / 総評〔沖夕・朝〕
- 11・27 |社説| 政党は党利党略に走るな〔沖夕・朝〕…………… 757
- 11・27 社大党態度決定急ぐ / 那覇市長問題で議員総会開く / 市長選に本腰入れる / 地方選不介入方針を是正〔沖夕・朝〕
- 11・27 平良氏を統一候補に / 当間主席、きょう意向打診〔沖夕・朝〕
- 11・27 苦もんする社大党 / 那覇市長選にどう臨む? / 幹部会は積極介入を決定〔琉新・朝〕
- 11・27 凍結資金近く解除那覇市へ / バ民政官、主席要請に答う〔琉新・朝〕…………… 758
- 11・27 米大統領へ抗議電 / 那覇市長問題に社会党が〔沖夕・朝〕…………… 758
- 11・27 記者のメモ / 社大党の動静に気をもむ〔沖夕・朝〕
- 11・27 決断迫られた党首脳 / 候補者選考で波乱予想〔沖夕・朝〕
- 11・27 ファッション独裁に反対、人民党声明〔沖夕・朝〕
- 11・27 市政への干渉は非民主的 / 本土各紙、米の措置非難〔沖夕・朝〕
- 11・27 米琉共同で民主的行政を / デミング総領事〔沖夕・朝〕
- 11・27 資金凍結の解除 / 当間主席、民政官に要請〔沖夕・朝〕
- 11・27 ”自治への不当干渉” / 聴衆10万、抗議大会開く〔沖夕・朝〕…………… 759
- 11・27 市長不信任騒ぎ / 布令要請の責任を追及こんどは真和志市〔沖夕・朝〕…………… 759
- 11・27 瀬長追放を本土紙が論評〔琉新・朝〕
- 11・27 人民党が声明〔琉新・朝〕
- 11・27 次の那覇市長を狙う人たち / 平良氏は出馬のハラ / ”だが三つの条件承知なら”〔琉新・朝〕
- 11・27 都市合併 / 選挙前ならやる / 真和志市側の態度決める〔琉新・朝〕
- 11・27 ”社大党の推薦を望む” / 平良氏けさ主席と会談〔沖夕・夕〕
- 11・27 瀬長市長の追放 / 米政府も承認のうえ

- 〔沖タ・夕〕…………… 759
- 11・27 那覇市長問題 / ”自治権を踏みじる
な” / 東京の県人会が声明〔沖タ・
夕〕…………… 759
- 11・27 バトン・タッチが役目 / 東江市長代理
NHKと電話〔沖タ・夕〕
- 11・27 東江市長代理初登庁〔沖タ・夕〕…………… 760
- 11・27 市長代理に決議文 / 人事異動反対・一
括払い拒否かけ / 抗議大会代表市
長室へなだれこむ〔沖タ・夕〕…………… 760
- 11・27 米政府当局承認 / 瀬長那覇市長の追放
〔琉新・夕〕
- 11・27 選挙前に合併実現へ / けさ當間、平良、
翁長3者会談 / 平良氏社大から出馬
 / 真和志を含め反人民党勢力を結
集〔琉新・夕〕
- 11・27 那覇市会 / あす本会議で合併決議？
〔琉新・夕〕
- 11・27 東江市長代理初登庁〔琉新・夕〕
- 11・28 |社説|社大党のテスト・ケースとな
る那覇市長選挙〔琉新・朝〕…………… 760
- 11・28 |社説|都市合併は選挙前にしてほし
い〔沖タ・朝〕…………… 761
- 11・28 複雑な動きを見せる政界 / 党独自の立
場で臨む / 那覇市長問題社大党慎重
な態度〔沖タ・朝〕
- 11・28 記者のメモ / 鼻息荒い社大党那覇支部
〔沖タ・朝〕
- 11・28 偏向政治を排撃 / 市町村長会、きのう
声明〔沖タ・朝〕
- 11・28 解説 / 市会の決議が先〔沖タ・朝〕
- 11・28 瀬長問題はノーコメント / 知念官房長
30日帰島予定〔沖タ・朝〕
- 11・28 東京県人会米大使館へ抗議 / 那覇市長
追放問題で〔沖タ・朝〕
- 11・28 市長選前に都市合併 / 来月17日目標に、
行政府準備急ぐ / あす立法院臨時議
会招集を告示〔沖タ・朝〕
- 11・28 きょう合併決議 / 那覇市会月曜会が声
明発表〔沖タ・朝〕…………… 762
- 11・28 金口木舌〔瀬長市長追放抗議大会決議
文書を手交〕〔琉新・朝〕
- 11・28 食い違う本部と支部 / 那覇市長選へ社
大の表情複雑 / あす態度を決定 / 最
悪の場合は分裂も〔琉新・朝〕
- 11・28 記者席 / ドーナツの穴埋合併に慎重
〔琉新・朝〕
- 11・28 急進展の都市合併 / 立法院臨時議会は
12月13日に / 目標は来月17日〔琉新
・朝〕…………… 762
- 11・28 きょう合併決議 / 那覇市会 / 月曜会が
声明書を発表〔琉新・朝〕
- 11・28 東江市長代理吊し上げらる / 抗議大会
代表が押しかける〔琉新・朝〕
- 11・28 合併と選挙の日程案〔琉新・朝〕
- 11・28 けさ合併協議会開く / 来月17日に編入
で / 真和志から15名の議員〔沖タ・
夕〕
- 11・28 那覇市会編入合併を決議〔沖タ・夕〕
- 11・28 那覇・真和志合併協議会開く / 編入合
併にきまる〔琉新・夕〕…………… 763
- 11・28 年明け三つの選挙 / 合併される真和志
地区〔琉新・夕〕
- 11・28 布令の即時撤回 / 3議員が申入れ〔琉
新・夕〕
- 11・29 |社説|為政者は信念もて〔沖タ・朝〕
- 11・29 社大党平良氏指示に踏み切るか / 最悪
の場合は分裂も / きょう中執委で態
度決定〔沖タ・朝〕
- 11・29 関西、各団体が抗議 / 那覇市長問題
〔沖タ・朝〕
- 11・29 記者のメモ〔那覇中央市場で市長追放
あいさつ〕〔沖タ・朝〕
- 11・29 臨時議会来月13日 / 案件は都市合併、
きょう告示〔沖タ・朝〕
- 11・29 市の建設計画糺す / 真和志…合併問題
に慎重 / きょう更に両市の全議員・
市長会談〔沖タ・朝〕
- 11・29 金口木舌〔那覇・真和志合併12月17日
実現〕〔琉新・朝〕
- 11・29 社大態度決定迫らる / きょう中執委開
く / 民連の兼次氏擁立でいよいよ混
乱〔琉新・朝〕
- 11・29 臨時議会招集準備成る〔琉新・朝〕
- 11・29 真和志の編入合併 / 那覇市会満場一致
で可決〔琉新・朝〕…………… 764
- 11・29 真和志市会 / 合併決議を保留 / きょう
再び全体会議開く〔琉新・朝〕
- 11・29 那覇市長選挙を中心に / 民主党も支部
長会議〔琉新・朝〕
- 11・29 ”那覇市のプランが先決” / 凍結資金
の解除富原琉銀総裁回答〔琉新・朝〕
- 11・29 平良氏社大党へ復党して出馬 / 議員総
会で公認内定 / 兼次氏、強硬に出れ
ば離党勧告か〔沖タ・夕〕
- 11・29 合併に意見一致 / 両市合同懇談会都計
問題も了解つく〔沖タ・夕〕
- 11・29 米政府の自重求める / 瀬長市長問題日

	本外務省、マ大使に〔沖タ・夕〕	12・1	那覇市長選めぐり混迷の様相／複雑な動き見せる政界〔沖タ・朝〕
11・29	中共紙が瀬長氏追放を批判〔沖タ・夕〕	12・1	記者のメモ／社大党の突然変異で騒ぐ？〔沖タ・朝〕
11・29	話の卵／首都建設の第一歩〔琉新・夕〕	12・1	昨夜、合併を決議／真和志だが選挙前は無理？〔沖タ・朝〕
11・29	基本方針を確めて／真和志市会合併に臨む〔琉新・夕〕	12・1	民連統一候補決まる／那覇市長選に兼次氏擁立／社大微妙な立場に／最悪の場合は分裂か除名〔琉新・朝〕
11・29	那覇市長選挙は1月12日に〔琉新・夕〕	12・1	民連三つの観点から兼次支持〔琉新・朝〕
11・30	社説 地方政治に対する政党的支配の警戒〔沖タ・朝〕……………764	12・1	真和志市会遂に合併を決議／議員数を9名ふやして〔琉新・朝〕
11・30	大絃小絃〔那覇市長選をめぐる社大党の内紛〕〔沖タ・朝〕	12・1	大那覇建設へ合併本決り／真和志けさ再決議議員数45名で／政府、立法院招集を告示〔沖タ・夕〕……………768
11・30	社大党分裂の危機乗り切るか／両派對立中執委大荒れ〔沖タ・朝〕	12・1	一括払い拒否を決議／那覇市会職員の年末手当10割〔沖タ・夕〕……………769
11・30	記者のメモ／予定外の結論でビックリ〔社大党〕〔沖タ・朝〕	12・1	議員数は45名／けさ真和志市会が採決／17日合併の線に進む〔琉新・夕〕
11・30	排水路工事費4,700万円／台風工マ復旧資金から〔沖タ・朝〕	12・1	私の意見／転換期の社大党へ(上)那覇市長選挙をめぐって／中今信〔琉新・夕〕
11・30	社説 新しい首都づくりに期待〔琉新・朝〕	12・1	話の卵／区制の廃止と実施〔琉新・夕〕
11・30	金口木舌〔那覇市長選挙〕〔琉新・朝〕…765	12・2	苦悩深まる社大党／絡み合う三つの線／党幹部の決断待ち〔沖タ・朝〕
11・30	那覇市長選への動き混乱の様相／社大、安里氏担ぐ／きょう民連との調整へ〔琉新・朝〕	12・2	記者のメモ／政界戦国時代・冬の陣〔沖タ・朝〕
11・30	臨時議会招集告示はきょう／真和志の合併決議を待って〔琉新・朝〕	12・2	あす合併すれば／新首都の横顔／人工18万の大那覇へ／真和志含め都計つくる〔沖タ・朝〕
11・30	那覇市長選には統一候補を／民主党支部長会議で申合わせ／立党精神失われぬ保守結集〔琉新・朝〕	12・2	社説 社大党四分五裂の危機にのぞむ〔琉新・朝〕
11・30	真和志市会／合併決議又も保留／促進委員挙げて折衝に〔琉新・朝〕	12・2	先週の動き／瀬長追放で政界激動／懸案の那覇・真和志合併へ〔琉新・朝〕
11・30	合併後の都計でもむ／真和志決議きょうに持ち越し〔沖タ・朝〕……………766	12・2	嵐の中に立つ社大党／自主性確立に悩み／那覇市長選めぐりいよいよ混乱／注目されるあすの中執委〔琉新・朝〕
11・30	教育委はどうなる／那覇・真和志の合併〔沖タ・夕〕	12・2	那覇都計の推進を／凍結資金解除要請トラツク協会申す〔琉新・朝〕
11・30	瀬長問題で学生会が声明〔沖タ・夕〕	12・2	市議補選2月2日／都市合併、法的手続進む〔沖タ・夕〕
11・30	早急に融資再開を／東江那覇市長代理行政府へ要望〔沖タ・夕〕	12・2	私の意見／転換期の社大党へ(下)那覇市長選挙をめぐって／中今信〔琉新・夕〕
11・30	合併促進委を選出／那覇市、長記録会期とず〔沖タ・夕〕……………766	12・2	融資、特別補助の再開／東江那覇市長代理が申請〔琉新・夕〕……………769
11・30	社、人民共闘は難渋？／市長選民連議員調整を協議〔沖タ・夕〕	12・2	瀬長市長追放に／在京学生会声明〔琉
11・30	専決処分訴訟取下げ〔沖タ・夕〕……………767		
11・30	合併促進委員決め／那覇市の定例市会閉幕〔琉新・夕〕		
11・30	合併後の基本方針／真和志市会がけさ協議〔琉新・夕〕		
11・30	主席／"勧告の意なし"／合併促進法の一部改正〔琉新・夕〕		
12・1	社説 複雑怪奇な那覇市政めぐる政情〔沖タ・朝〕……………767		

- 新・夕〕
- 12・3 きょう再び中執委社大党／三つの線をどうしぼる／中央委まで持ち込むか〔沖夕・朝〕
- 12・3 総評、那覇市長問題で主席に抗議〔沖夕・朝〕
- 12・3 記者のメモ／社大党、動中静の構え…？〔沖夕・朝〕
- 12・3 真和志よさようなら／翁長市長退陣の弁〔沖夕・朝〕
- 12・3 安里氏が兼次氏か／那覇市長選に悩む社大党／きょう注目の中執委〔琉新・朝〕
- 12・3 真和志補選2月3日／合併と選挙の日程成る〔琉新・朝〕
- 12・3 那覇市／”不当な首切しない”／市長代理労組代表と約束〔琉新・朝〕
- 12・3 那覇市会開会延期〔琉新・朝〕
- 12・3 真和志市／合併までの会期／議運委できめる〔琉新・朝〕
- 12・3 都計事業練り直し／凍結資金を解除、予算更正／那覇市会、10日から開く〔沖夕・夕〕…………… 770
- 12・3 泊港の浚渫始まる2ヵ月で完成〔沖夕・夕〕…………… 770
- 12・3 ボーナス10割20日に支給／…那覇市労組が団交〔沖夕・夕〕…………… 770
- 12・4 もめ抜いた社大党中執委／16対4で統一候補の主張蹴る／”党独自の立場”貫く／兼次氏ら遂に脱党／候補者選考7日に協議〔沖夕・朝〕
- 12・4 新党樹立へ直進／”執行部はセクト主義”兼次氏ら声明〔沖夕・朝〕
- 12・4 記者のメモ／握手して党を去る〔沖夕・朝〕
- 12・4 新市建設プラン練る／那覇・真和志が合同協議会〔沖夕・朝〕
- 12・4 財政5ヵ年計画〔沖夕・朝〕
- 12・4 公聴／那覇市長選挙について〔沖夕・朝〕
- 12・4 私の意見／社大党は自己批判せよ／那覇市長選挙をめぐる動き／島袋紀成〔琉新・朝〕
- 12・4 民連とは共闘しない／社大那覇市長選への態度決定／兼次氏らは脱党／党独自の候補7日決める〔琉新・朝〕… 771
- 12・4 記者席／何が愛国で何が売国か〔琉新・朝〕
- 12・4 民連推せんで立候補／社大脱党組結集して新党作る／兼次氏発表〔琉新・朝〕
- 12・4 師走をうるおす／垣花の軍用地地支払う〔琉新・朝〕
- 12・4 教育区合併せんでよい／文教局が那覇、真和志に助言〔琉新・夕〕
- 12・5 微妙に動く政界／那覇市長選めぐり／依然として表情複雑／3月総選挙への思惑もからみ〔琉新・朝〕…………… 772
- 12・5 那覇・真和志の合併／民政府へ議会提案の承認求む〔琉新・朝〕
- 12・5 合併祝いの親善協議会〔琉新・朝〕
- 12・5 合併協議会／新しい都市づくり／建設計画を満場一致で承認〔琉新・朝〕… 773
- 12・5 二つのスローガン追加／那覇市政不当干渉反対大会〔琉新・朝〕
- 12・5 再建同盟解散〔沖夕・夕〕
- 12・5 私の意見／16対10の意味するもの／不必要の議会闘争だった（上）／崎間敏勝〔琉新・夕〕
- 12・5 真和志は10割支給／職員へのボーナス翁長市長発表〔琉新・夕〕
- 12・6 市長選の態勢ほぼ固まる／届出二旬後にせまる〔沖夕・朝〕
- 12・6 新党結成で対決／青年層中心に兼次市民連と共闘〔沖夕・朝〕
- 12・6 記者のメモ／社大からドナられた主席〔沖夕・朝〕
- 12・6 市政再建同盟解散〔沖夕・朝〕
- 12・6 泊港の浚渫／きのう起工式〔琉新・朝〕
- 12・6 那覇市政再建同盟解散／全琉反共組織へ切替える〔琉新・朝〕…………… 773
- 12・6 私の意見／16対10の意味するもの／不必要の議会闘争だった（下）／崎間敏勝〔琉新・夕〕
- 12・6 追加案件決定／都市合併関連の／臨時議会へ〔琉新・夕〕
- 12・6 職員定数条例を審議／那覇市会財政総務委〔琉新・夕〕
- 12・7 那覇市政干渉抗議大会／東京神田の教育会館で〔沖夕・朝〕…………… 774
- 12・7 大絃小絃〔新しい那覇市の市長選挙〕〔沖夕・朝〕
- 12・7 那覇市長選、各派の動き活発／平良・兼次氏の一騎打？／社大党きょう最終態度決める〔沖夕・朝〕
- 12・7 助役を2名おく／那覇・真和志の合併準備成る〔沖夕・朝〕
- 12・7 記者のメモ／正直な反対者と便宜主義

	者〔沖夕・朝〕		に岸首相語る〔琉新・朝〕
12・7	止っていた政府補助／総額一億余円瀬長市長問題で〔沖夕・朝〕	12・10	声／市役所衛生係へお願〔琉新・朝〕
12・7	民主党那覇支部／平良氏社大公認ならノータッチ〔琉新・朝〕	12・10	大那覇市への足音高く／合併へのマスタープラン可決／けさ那覇市会満場一致で〔沖夕・夕〕…………… 775
12・7	都市合併／条件協定書を可決／職員の整理はやらぬ〔琉新・朝〕…………… 774	12・10	那覇市会会期は21日まで〔琉新・夕〕
12・7	那覇市政不当干渉に抗議／きのう東京都内で〔琉新・朝〕	12・11	那覇市長選挙／当分静観の態度民主党／思惑はずれ深刻な表情〔沖夕・朝〕
12・7	民連の市長追放布令撤廃大会〔琉新・朝〕	12・11	爲美氏推薦を声明／昨夜遅く支持者50名が〔沖夕・朝〕
12・7	振興計画の問題点／那覇市の場合／都計事業の推進が問題／期待される工業都市への発展〔琉新・夕〕	12・11	那覇市の資金解除／政府も軍へ要請〔沖夕・朝〕
12・7	布令改正に抗議／きのう東京で三つの集会〔沖夕・夕〕	12・11	真和志市会／合併協定書など可決／きのう臨時議会で〔琉新・朝〕…………… 776
12・8	平良辰雄を推す？／社大党中央執行委員会／復党を全員承認／候補者の決定はきょう〔琉新・朝〕	12・11	新市建設計画を迫及／那覇市会選挙前合併期し可決〔沖夕・朝〕…………… 776
12・8	那覇・真和志合併提案／弁務官承認〔琉新・朝〕	12・11	真和志側も可決〔沖夕・朝〕
12・8	那覇市／土木費が瀬長時代の3倍に／総額1億7,000万円追加予算〔琉新・朝〕	12・11	平良・与儀会談延期〔琉新・朝〕
12・8	更に適切な措置を／民政府、都市合併で書簡〔沖夕・夕〕	12・11	那覇市の凍結資金／再開主席民府へ進達〔琉新・朝〕
12・8	追加予算5,000万円／都計事業を軌道へ那覇市定例議会〔沖夕・夕〕	12・11	新しい那覇市／人口18万6,000人／九州で9番目の大都市〔琉新・朝〕
12・8	合併前祝い／両市職員の競技大会〔沖夕・夕〕	12・11	合併事務に大童／道路のデコボコも直す〔琉新・朝〕
12・9	那覇市長選挙／平良氏を公認に決定／党独自の立場明確に／社大党、きのう中執委〔沖夕・朝〕…………… 774	12・11	那覇市長選に本土の関心〔沖夕・夕〕
12・9	記者のメモ／首をかしげる民主党〔沖夕・朝〕	12・12	大絃小絃〔人口20万という、かつてない大都市の初の市長選〕〔沖夕・朝〕
12・9	”日本が抗議するのめどうかと思う”／瀬長那覇市長の解任〔琉新・朝〕	12・12	都市合併の議決勧告／きのう立法院へ送付〔沖夕・朝〕
12・9	次の那覇市長は？／英字誌「オキナワ」より〔琉新・夕〕	12・12	那覇市長選、乱戦の兆／仲本氏の出馬表明で情勢複雑／民主党の態度、次第に硬化〔沖夕・朝〕
12・10	資金凍結解除みこみ／5,000万円追加更正／きょうから那覇市会〔沖夕・朝〕	12・12	社説 平良、兼次の対決が望ましい〔琉新・朝〕
12・10	那覇市長選への動き／きょう平良・与儀会談／民主党基本線は動かぬ〔琉新・朝〕	12・12	那覇市長選への動き／乱立のきざし見ゆ／社大の態度と爲美氏出馬表明で／民主の態度硬化／独自候補擁立の動きも〔琉新・朝〕
12・10	立法院選挙法の改正提案／民政府も承認〔琉新・朝〕	12・12	主席が議決勧告／那覇真和志合併事務手続終る〔琉新・朝〕
12・10	きょう那覇市会開会／臨時市長が追加予算提出〔琉新・朝〕	12・12	那覇ダム建設／きのう懇談会〔琉新・朝〕
12・10	日本政府”抗議はしない”／瀬長追放	12・12	大那覇市の5ヵ年事業計画まとまる／総額11億8,000万円／道路工事に約2億円計上〔琉新・朝〕…………… 777
		12・13	那覇市長選／早くも前哨戦へ〔沖夕・朝〕
		12・13	兼次氏出馬を表明／きのう民連総会〔沖夕・朝〕

12・13	選挙後に合併 / 那覇、真和志の教育委 〔沖夕・朝〕…………… 777	12・16	執行委員が総辞職 / 那覇市の職員組合 雇員の加入で対立〔沖夕・朝〕
12・13	微妙に動く政界 / 那覇市長選めぐり / こゝ2・3日がヤマ / 各派の態度ど う落つく?〔琉新・朝〕	12・16	立法院臨時議会開く / 那覇真和志合併 きょう承認議決〔琉新・朝〕
12・14	大絃小絃(那覇市長選挙は乱立の気配) 〔沖夕・朝〕	12・16	先週の動き / 市長選挙の体制整う / 民 政府補助金減額を通知〔琉新・朝〕
12・14	平良氏推薦に傾く / 党中心の考えをす てて / 那覇市長選挙 / 民主党、きよ う総務会で態度決定〔沖夕・朝〕	12・16	記者席 / 醜態さらず合併議案〔琉新・ 朝〕
12・14	都計で国場川埋立て / 桜坂など商業地 域に都計審議委〔沖夕・朝〕	12・16	執行委員が総辞職 / 大ゆれの那覇市職 員労組〔琉新・朝〕…………… 780
12・14	那覇市会 / 資金凍結問題を迫 / 追加 予算を委員会付託〔沖夕・朝〕…………… 778	12・16	早くも運動開始 / 那覇区教育委員選挙 〔琉新・朝〕
12・14	那覇市長選への動き / 平良辰雄氏推す / 反人民党勢力を結集 / 民主党議員 総会で決定〔琉新・朝〕	12・16	都市合併に伴い市町村議会 / 議員選挙 法の改正要望〔沖夕・夕〕
12・14	新那覇有権者10万人 / 開票も数カ所で 行う〔琉新・朝〕	12・16	話の卵 / 真和志市小史〔琉新・夕〕
12・14	民主党の協力に期待〔琉新・朝〕	12・16	けさ合併を承認議決 / 那覇真和志立法 院本会議が全会一致で〔琉新・夕〕
12・14	瀬長市長追放反対 / 長野県議会が決議 〔琉新・夕〕	12・17	社説 注目される動向〔沖夕・朝〕
12・14	漫湖5万余坪を埋立 / きのう都計審で 可決〔琉新・夕〕…………… 778	12・17	那覇・真和志きょう合併 / ひる1時か ら廃庁式旧真和志市役所〔沖夕・朝〕
12・15	民主党きのう態度決定 / 平良氏を全面 的に支持 / 那覇市長選、届出10日後 に迫る / 選挙対策急ぐ、仲本氏とも 調整〔沖夕・朝〕	12・17	全員一致で可決 / 都市合併 / 人口19万 の大都市発足〔沖夕・朝〕
12・15	市長に退職金20万円 / さいごの真和志 市会閉じる〔沖夕・朝〕	12・17	記者のメモ / フリー・タウンの歴史的 誕生〔沖夕・朝〕
12・15	那覇市長選挙への胎動 / 平良氏支援を 決定 / 目標は容共勢力の粉碎 / 民主 党総務会〔琉新・朝〕…………… 779	12・17	新組合結成へ / われる那覇市の職員労 組〔沖夕・朝〕
12・15	開票分会場の設置 / 布令改正民府へ要 請〔琉新・朝〕	12・17	社説 那覇、真和志の合併で新しい 出発を〔琉新・朝〕…………… 781
12・15	記者席 / 大度量みせる與儀総裁〔琉新 ・朝〕	12・17	那覇、真和志合併成る / 主席きょう告 示 / 立法院全会一致の可決で / 真和 志市消え大那覇誕生〔琉新・朝〕…………… 781
12・15	あす限りの真和志市 / 新年早々三つの 選挙〔琉新・朝〕…………… 780	12・17	記者席 / ドーナツの穴埋め成る〔琉新 ・朝〕
12・15	話の卵 / 真和志市小史〔琉新・夕〕	12・17	真和志市 / きょう廃庁式 / 新たに那覇 市真和志市支所〔琉新・朝〕
12・15	真和志市役所 / 3万円入り金庫盗まる 〔琉新・夕〕	12・17	今晚のわだい / 都市合併…〔沖夕・夕〕
12・15	真和志の編入など / 主席、立法院へ議 案送付〔琉新・夕〕	12・17	大那覇市誕生 / 人口19万の都市へ / 本 土全国の都市中34位〔沖夕・夕〕
12・16	勢力結集歩み寄るか / 那覇市長選、届 出24日から / 政策以前の線で民主 / 社大声明発表を当分保留〔沖夕・朝〕	12・17	うぶ声あげた大那覇 / けさ真和志の編 入告示〔沖夕・夕〕…………… 783
12・16	両市(那覇真和志)合併を決定 / 行法 委、きょう現地調査〔沖夕・朝〕	12・17	話の卵 / 真和志市小史〔琉新・夕〕
		12・17	人口18万の大那覇市誕生 / 主席けさ合 併を告示〔琉新・夕〕
		12・18	社説 首都那覇市の出発を祝う〔沖 夕・朝〕…………… 783
		12・18	那覇市長選本格的な段階へ〔沖夕・朝〕
		12・18	記者のメモ / 名残りつきない”議席” 〔沖夕・朝〕
		12・18	首都の体裁整える都市計画 / 真和志に

	市民病院 / 安謝を近海航路根拠地に 〔沖夕・朝〕	12・19	合併後に来る問題那覇市 / 都計を正常 な姿に / 明年3月に市議特別選挙 / 真和志側から15名選ぶ〔沖夕・夕〕
12・18	10年後の夢 / 花城直政 / 3階建の公設 市場 / ガープ川は暗渠に改修 / 識名 園一帯を霊地化〔沖夕・朝〕	12・19	運動場の敷地問題解決 / 瀬長市長追放 で1年ぶりに / 琉大〔琉新・夕〕…… 786
12・18	那覇の歴史 / ”みなと”中心に発展 / 真和志間切に含まれていた那覇 / 合 併…戦前からの懸案〔沖夕・朝〕	12・20	特別選挙2月2日に / 真和志区域の市 議〔沖夕・朝〕…………… 786
12・18	那覇人気質 / 崎浜秀主 / たくましい女 房族 / 万都わかせる綱引・八竜船 〔沖夕・朝〕	12・20	選挙戦へ動き出す / 立法院臨時議会終 えた政界 / 3月総選挙が焦点 / 那覇 市長戦は前哨戦の感〔琉新・朝〕
12・18	”荷造りは人の和で” / 東江那覇市長 代理の挨拶〔沖夕・朝〕	12・20	記者席 / 議会閉幕にセンチ議員〔琉新 ・朝〕
12・18	空からみた那覇 / ほとんど見えぬ緑色 / ずらり軒並み境界も分らず / 美し い漫湖 / 整然とした刑務所〔沖夕・ 朝〕	12・20	真和志の議員選挙 / 2月2日に選管委 が告示〔琉新・朝〕
12・18	スピード処理 / スポーツセンター建設 費を予算に / 那覇市会〔沖夕・朝〕… 784	12・20	声 / 那覇・真和志の合併について〔琉 新・朝〕…………… 786
12・18	真和志市よさよなら / 看板も生れ変わる / …きのう市役所廃庁式〔沖夕・朝〕… 785	12・21	総評資材の引渡し / 東江臨時市長が要 請〔沖夕・朝〕
12・18	改正布令廃止要請の提案も / 臨時議会 2日目の本会議〔琉新・朝〕	12・21	1月5日 / 戦後初の提灯行列も / 盛り 沢山の合併祝賀行事〔琉新・朝〕
12・18	哀歓交々の中に / 真和志市が廃庁式 〔琉新・朝〕	12・22	動き出す那覇市長選 / 候補者統一で一 致 / 民主党と仲本氏支持派〔琉新・ 朝〕
12・18	37件の議案議決 / きのうの那覇市会 〔琉新・朝〕	12・22	那覇市 / 1957年を顧りみる(8) / も める瀬長市長不信任 / 布令改正で本 望とげる〔琉新・夕〕
12・18	注目される助役人事 / 副収入役支所長 真和志側から / 那覇市〔沖夕・夕〕	12・22	社会党が追及 / 沖縄からの自衛隊募集 〔琉新・夕〕
12・18	教育区も近く合併 / 校長の勤務年限が 悩み特例措置の声も出る〔沖夕・夕〕	12・23	あすから届出、那覇市長選〔沖夕・朝〕
12・18	大那覇市誕生 / 消え去った真和志市 / 人口6万5,000、沖縄第二の都市〔琉 新・夕〕	12・23	那覇市長選あす届出開始 / 結局一騎打 ちに? / 仲本派、平良派へ合流必至 〔琉新・朝〕
12・18	合併祝賀会 / 1月5日那高で〔琉新・ 夕〕	12・24	いよいよ前哨戦 / 那覇市長選きょうか ら届出〔沖夕・朝〕
12・19	社説 新那覇市の出発と市民の自覚 〔沖夕・朝〕	12・24	記者のメモ / この大任果たせる哉否や …〔沖夕・朝〕
12・19	大絃小絃〔きょう閉会予定の立法院臨 時議会が今期議員最後の発言の場〕 〔沖夕・朝〕	12・24	盛大な合併祝賀式 / 祝福された新首都 誕生〔琉新・朝〕
12・19	那覇市の人事異動〔沖夕・朝〕…………… 785	12・24	瀬長市長の追放問題を検討〔琉新・朝〕
12・19	公聴 / 那覇、真和志合併に賛意を表す 〔沖夕・朝〕	12・24	那覇市職員労組 / 第二組合を結成〔琉 新・朝〕…………… 787
12・19	廃止要請決議はせぬ / 改正布令次期議 会で民立法へ切替えを / 各派交渉会 で決る〔琉新・朝〕	12・24	すべり出した選挙戦 / 那覇市長選挙 / もうポスター貼り / 兼次・平良両氏 とも届出〔沖夕・夕〕
12・19	那覇市が人事異動 / ”政治的な意図な し” / 東江臨時市長〔琉新・朝〕	12・24	合併祝賀会 / きのう真和志が〔沖夕・ 夕〕
		12・24	那覇真和志合併 / 主席が祝賀パーティ 〔琉新・夕〕
		12・24	開放性病院来年6月完成〔琉新・夕〕

- 12・24 那覇市長選挙はじまる／けさ兼次、平良両氏が届出／仲本氏が断念して一騎打ちとなる〔琉新・夕〕…………… 787
- 12・24 仲本氏、出馬断念／昨夜声明を発表〔琉新・夕〕
- 12・25 両派決戦態勢へ〔沖夕・朝〕
- 12・25 記者のメモ／社大さわがせの日共電報〔沖夕・朝〕
- 12・25 那覇市長選へ突入の政界／両派の運動積極化／民主党は微妙な立場に〔琉新・朝〕…………… 788
- 12・25 火ぶた切る那覇市長選挙／勝利のカギは真和志／両者伯仲の勢力分布〔琉新・朝〕
- 12・25 声／不在者投票のかき集めはやめよう〔琉新・朝〕
- 12・26 | 社説 | “一騎打ち”の那覇市長選挙〔沖夕・朝〕…………… 790
- 12・26 両派選挙戦へ第一歩〔沖夕・朝〕
- 12・26 29日から演説会／平良候補〔沖夕・朝〕
- 12・26 市長追放を抗議／京都府学連が〔沖夕・朝〕
- 12・26 記者のメモ／ポスターでヤキモキ〔沖夕・朝〕
- 12・26 那覇市長選いよいよ本格化／きょうから舌戦を展開〔琉新・朝〕
- 12・26 ビラ貼りにテンテコ舞い／那覇市長選挙市民はまだ無表情〔沖夕・夕〕
- 12・26 那覇の水道またSOS〔沖夕・夕〕
- 12・27 | 社説 | いつまで宿題にされる水道問題〔沖夕・朝〕
- 12・27 両陣営・下部浸透に重点／那覇市長選挙〔沖夕・朝〕
- 12・27 | 社説 | 那覇市の上水道と水源〔琉新・朝〕
- 12・27 那覇市長選挙舌戦へ／トップ切る兼次候補／平良陣営は29日から〔琉新・朝〕
- 12・27 那覇区教委の任期決る〔琉新・朝〕
- 12・28 | 社説 | 選挙は政策中心で戦って欲しい〔沖夕・朝〕…………… 791
- 12・28 那覇市長選の動き〔沖夕・朝〕
- 12・28 | 社説 | 那覇市長選挙に望む〔琉新・朝〕
- 12・29 那覇市長選早くも中盤選へ〔沖夕・朝〕
- 12・29 那覇市長選挙／社大きょう第一声／民主党も実践運動へ〔琉新・朝〕
- 12・30 全琉注視の那覇市長選挙〔琉新・朝〕

那覇市議会史

第四卷 新聞にみる議会
資料編3 アメリカ統治期(合併前)

発行年月 平成十六年(二〇〇四年)三月

編集 那覇市議会事務局議会史編さん室

〒九〇〇―八五八五 沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号

電話 〇九八(八六七)〇二〇六

FAX 〇九八(八六七)一七四二

発行 那覇市議会
印刷 (有) 松本印刷

〒九〇〇―〇〇三六

沖縄県那覇市西一丁目三番二号

電話 〇九八(八六一)〇一〇一

FAX 〇九八(八六一)七三四四